



熊本市町村合併史
(三訂版)



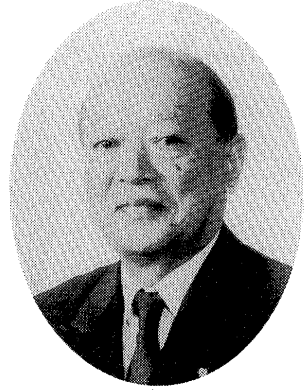


「熊本県市町村合併史（三訂版）」の発行にあたって

初版の「熊本県市町村合併史」は、戦後の日本国憲法に基づく地方自治制度特に基礎自治体としての市町村を中心とした地方行政の実現を目指して取り組まれた昭和の大合併の経緯と成果を記録した大著でした。また、改訂版は、昭和の大合併から四半世紀を経て、住民の日常生活圏が大きく拡大する中で、行政サービスの供給主体としての市町村の区域のあり方が問われ始めた時期に、この間の合併の記録も含めて編纂されました。今回の三訂版は、国内外の大きな環境変化に対応するために、我が国の様々な分野で構造改革を推進する必要性が指摘される中、市町村を地方分権の総合的な実施主体と位置づける地方分権推進一括法の施行を踏まえ、市町村の行政体制を抜本的に強化する目的から、全国的に合併が推進された平成の大合併の経緯を記録するために編纂したものです。平成一二年に策定した熊本県市町村合併推進要綱の中で、県は、市町村合併は、市町村を取り巻く環境変化及び地方分権への対応を図る上で避けては通れない課題という認識を示すと共に、将来の熊本県の姿をどのようにすべきかという課題とも密接に関連しており、県自らの課題であるという認識を示し、市町村の自主的な判断を基本とした上で、積極的な推進を図ってまいりました。その結果、平成七年の市町村合併特例法の改正時点の県下の九四市町村は四五市町村に収斂しました。特に、新法下にあつては、国内はもとより東アジア等との競争の激化が予想される中で、他の圏域からビジネスチャンスを誘引し、県全体の訴求力の向上を図り、将来の道州制の州都を目指す上からも意義有る県庁所在地の熊本市の政令指定都市移行実現は、私自身、この合併成就、政令市移行実現に深く関わりを持ったことから大変喜ばしく思っています。本県の合併史に記載された明治以降の市町村合併の動きには、現代を生きる私たちと同様に自らの地域の発展を希求して止まない、その時々々の住民の思いが凝縮されており、一つ一つの合併が、まさに民主政治の基盤をなす住民の主体的な政治参加の歴史と言えらると思えます。かつて、政治学者のj・ブライスは、その著「近代民主政治」の中で、「地方行政の住民参加は、共同の問題に関する共同の利益及び公共的義務並びに個人的義務の自覚を市民に植え付け、これを的確公正に処理しようとする関心を持たせるのに有効である」とし、「地方自治は民主政治の最良の学校であり、その成功の最良の保証人なりと言う格言の正しいことを示すものである」と説いています。平成の大合併を経て地方自治や地域のあり方に関する議論がさらに深まり本県の市町村が一層発展することを心から祈念申し上げます。

平成二四年三月

熊本県知事 蒲島郁夫



「熊本県市町村合併史（改訂版）」の発行にあたって

昭和四十四年三月の「熊本県市町村合併史」発刊は、市町村合併に取り組まれた方々の御尽力に敬意を表しつつ、本県の地方自治の発展を祈って昭和の大合併という偉業の成果と経緯を記録にとどめたものでありました。

今日、世界の経済や文化や科学技術などあらゆる分野で、いわゆるグローバル化が急速に進む中で、わが国においても高度経済成長を契機とした交通通信手段の著しい発達によって、住民の方々の日常生活圏が飛躍的に広がる等、様々な方面で大きな変化が見られるようになりました。

このようなわが国の社会経済など諸情勢の変化に伴って、市町村の合併は、広域的な行政需要への対応や地方分権推進等の観点などから、地域政策としての重要性を増しており、そのような意味で、平成五年に策定した熊本県総合計画「ゆたかさ多彩 生活創造 くまもと」においても、戦略プロジェクト「広域的生活圈づくり」の大きな柱として、市町村の自主的合併の積極的な推進を掲げているところであります。

「助けあい 励ましあい 志高く」という、新しく提唱している熊本の心は、市町村自治の基本的理念にも通じるものであると思います。市町村や住民の方々が、それぞれの地域のあるべき姿について、直面する自らの課題として積極的に検討されることを期待申し上げます。

「市町村の合併の特例に関する法律」の改正によって、住民発議制度の創設など制度面での充実が図られ、合併に向けた新たな一歩が踏み出されようとしている中、「熊本県市町村合併史」の発刊後、今日まで四半世紀の間に行われた県内市町村合併の経緯や、合併をめぐる最近の動向等についてとりまとめ、ここに「熊本県市町村合併史（改訂版）」を発行致します。

改訂版の発行にあたり、改めて先達の偉業を称え、市町村自治の更なる発展を心から祈念申し上げる次第であります。

平成七年三月

熊本県知事 福島讓二

序



昭和二八年の町村合併促進法の施行により展開された町村合併は、新しい地方自治制度の精神に基づき、市町村自らの意思によって行われた画期的な大事業でありました。

幸いにして、本県下における町村合併は、関係者の絶大な御努力により、幾多の障害をこえ、所期の目的を達成することができ、誠に同慶にたえないところであります。

この間、日夜をわかず合併に尽力された関係者の方々に対し、心から敬意を表します。およそ制度の改革が行われ、時が経過するに従い、関係資料は次第に散逸し、歴史的意義を持つ時の動きも忘れられてしまいます。

そこで、早い機会に、県下の町村合併の経緯を記録にとどめておきたいと思い、熊本県市町村合併史を編さんしたわけでありますが、本書が今後の地方自治運営にいささかでも寄与できれば幸いに存じます。発刊にあたり、御協力いただいた市町村および関係者の方々に、心から感謝致します。

昭和四四年三月一日

熊本県知事 李 承 彦 作

熊本市町村合併史(三訂版) 目次

第一編 地方制度の沿革

第一章 古代の地方制度	一
第一節 古代前期の地方制度	一
第二節 律令政治と肥後	一
第三節 荘園の成立と地方制度の変貌	七
第二章 中世の地方制度	八
第一節 武家政治と土地領有の推移	八
第二節 中世の町と村	一三
第三章 近世の地方制度	一六
第一節 加藤氏時代の肥後	一六
第二節 肥後藩の地方制度	一七
一 細川氏の統治	一七
二 行政機構	一八
三 地方行政	一九
四 手永制度	二三
五 肥後藩の手永制度	二六
六 准町と在町	四四
七 村	四五
第三節 相良藩と天領	五九
一 相良藩	五九
二 天草と五箇庄	六二
第四章 王政復古後の地方行政	六四
第一節 王政復古と地方行政	六四
一 王政復古と官制整備	六四
二 地方政治の進展	六七

三 肥後藩の制度改革	七〇
第二節 版籍奉還と地方行政	七四
一 版籍奉還	七四
二 官制改革	七四
三 地方官制と府県奉職規則	七五
第三節 明治三年の藩政改革と地方制度	七七
一 藩制の公布	七七
二 熊本藩の藩政改革	七八
三 地方制度の改革	七九
第四節 王政復古後の人吉藩と天領	九〇
一 人吉藩	九〇
二 天草	九〇
三 五箇庄	九一
第五章 廃藩置県後の地方制度	九二
第一節 熊本県の成立	九二
一 廃藩置県	九二
二 熊本県と人吉県	九三
三 熊本県と八代県	九四
四 新しい白川県	九六
五 移行と新熊本県	九七
六 県政の推移	九七
第二節 県治機構の変遷	九八
一 府県官制時代	九九
二 県治条例時代	〇一
三 府県職制時代	〇八
第三節 大・小区制と下部組織の変遷	一三
一 戸籍上の大・小区制	一四

二	行政区画への移行	一一六
三	両県合併と大・小区の整備	一一八
四	大・小区制の大改正	一二〇
五	区戸長公選運動	一二一
第四節	地租改正と町村合併	一二六
一	政府の町村合併策	一二六
二	明治七年の町村合併	一二七
三	明治八年の町村合併	一三五
四	明治九年の町村合併	一四五
五	明治一〇年・一一年の町村合併	一四九
六	合併の型と新町村名	一五二
第六章	三新法と地方制度	
第一節	三新法の制定と地方体制	一五七
一	三新法制定の経過と内容	一五七
二	府県官職制の制定と県治機構	一六四
三	地方官官制と県治機構	一七三
第二節	三新法と熊本県政	一七六
一	熊本県会の発足と変遷	一七六
二	郡区町村編成法の実施	一七八
三	郡区境界の変更	一八〇
四	戸長公選から戸長官選へ	一八五
第三節	区町村会法と町村合併	一九二
一	区町村会法と区町村会	一九三
二	明治一二年の町村分合改称	一九九
三	明治一三年の町村分合改称	二〇七
四	明治一四年以降の町村分合改称	二〇八

五	人民総代	二一〇
第七章	帝国憲法発布後の地方制度と町村大合併	
第一節	市制・町村制の制定	二一三
一	市制・町村制制定の経過	二一三
二	市制・町村制の内容と特色	二一四
第二節	本県の市制・町村制実施(町村大合併)	二一九
一	市制・町村制取調	二一九
二	合併村・組合村調査	二二三
三	市制・町村制実施の手続き	二二三
四	市制・町村制の施行	二三五
第三節	府県制・郡制の公布と施行	二四二
一	府県制・郡制の制定	二四三
二	府県制・郡制施行の遅延	二四五
三	府県制・郡制の施行	二四六
四	地方官官制の整備	二五〇
第八章	改正地方制度下の熊本県	
第一節	新府県制・郡制	二五二
一	府県制・郡制の改正と熊本県	二五二
二	地方官官制の改正	二五六
第二節	新市制・町村制	二五七
一	市制・町村制の改正とその特色	二五八
二	改正市制・町村制の実施	二六〇
第三節	明治後期の町村合併	二六三
一	日露戦争前の町村合併	二六三
二	日露戦争後の町村合併	二六五
第九章	大正期地方制度の改良	

第一節	府県制の改正と郡制の変遷	二七〇
一	府県制の改正	二七〇
二	郡制廃止と郡役所の廃止	二七四
三	地方税制の改正	二七八
第二節	市制・町村制の改正と町村合併	二七九
一	市制・町村制の改正	二八〇
二	大正期の町村合併	二八二
第一〇章	昭和期（終戦前）の地方制度	
第一節	昭和初期の地方制度	二八五
一	昭和四年の制度改正	二八五
二	昭和一〇年の制度改正	二八八
第二節	軍国主義下の地方制度	二九〇
一	地方税法の改正	二九〇
二	大戦中の改正地方制度	二九一
三	県庁機構の変遷と知事の更迭	二九三
第三節	昭和期の町村合併	二九五
一	昭和初期の町村合併	二九五
二	戦時下市町村の統制強化と合併	二九六
第十一章	終戦後から町村合併促進法制定前までの町村合併	
第一節	地方自治法施行前までの合併状況	二九八
第二節	地方自治法施行に伴う市町村の地位機能の変更	二九八
第三節	シャヴプ勧告	三〇〇
第四節	地方行政調査委員会議の設置	三〇二
一	行政事務再配分に関する第一次および第二次勧告	三〇二
二	地方行政調査委員会議の勧告に対応する政府の措置	三一〇
三	地方自治法の一部改正	三二三

第五節	熊本県における合併の促進及びその状況	三二四
第十二章	町村合併促進法の制定とこれに伴う町村合併	
第一節	町村合併促進法の制定	三三八
一	法律草案から公布施行までの経緯	三三八
二	町村合併促進法の提案理由	三四〇
第二節	町村合併促進法の概要	三四一
第三節	国における町村合併推進状況	三四六
一	町村合併推進本部の設置	三四六
二	町村合併基本計画および基本方針の決定	三四八
三	町村合併促進法に基づく合併計画	三五〇
第四節	熊本県における町村合併推進状況	三七四
一	町村合併促進審議会の設置	三七四
二	町村合併促進審議会の活動状況	三七七
三	市町村に対する合併の呼びかけ	三七七
四	町村合併の展開	三八〇
第十三章	新市町村建設促進法の制定	
第一節	新市町村建設促進法制定の経緯	四〇五
一	町村合併促進法の失効	四〇五
二	町村合併の進捗	四〇六
三	未合併町村の合併促進と新市町村育成	四一二
第二節	新市町村建設促進法の施行に伴う政府の措置	四一三
第三節	町村合併最終処理方針の決定等	四二二
一	新市町村建設促進法の一部改正	四二二
二	町村合併最終処理方針の決定	四二四
第四節	新市町村建設促進法に基づく県の措置	四二六
一	新市町村建設促進審議会の設置	四二六
二	合併計画の変更	四二九

三	未合併町村に対する合併勧告	四三六
五	新市町村建設促進法施行以後の合併状況	四四八
第一章	市町村の合併の特例に関する法律の制定等	
一	市町村の合併の特例に関する法律等の制定	四五五
一	町村合併の成果	四五五
二	市の合併の特例に関する法律等の制定	四五五
二	市町村の合併の特例に関する法律の制定	四五六
一	法律制定の背景	四五六
二	国会審議の経緯	四五六
三	市町村の合併の特例に関する法律の概要	四五七
三	市町村の合併の特例に関する法律の改正	四六六
一	市町村の合併の特例に関する法律の改正の経緯	四六六
二	全国の市町村合併の状況	四六七
四	本県における市町村の合併の状況	四六八
一	熊本市と飽託郡四町の合併等	
五	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」の提言	四七〇
一	市町村の自主的合併の潮流	四七〇
二	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」の設置	四七二
三	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書」の提言	四七二
六	第二四次地方制度調査会の答申	四七八
七	熊本県における自主的合併への取組み	四七八
八	自主的合併の推進に向けた合併特例法の改正	四七九

第二編	地方分権の胎動と平成の大合併	
一	合併特例法改正の背景	四七九
二	法律案の概要	四七九
第一章	地方分権の胎動と平成七年以降の市町村合併に関する国の動向	
一	平成の合併前夜	四八一
一	地方分権の加速	四八一
二	市町村合併に関する勧告・答申	四八二
三	地方分権推進計画	四八七
四	地方分権一括法	四八八
五	市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一〇年）	四八九
六	市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一二年）	四八九
七	市町村合併研究会	四九五
八	市町村の合併の推進についての指針	四九六
二	市町村合併推進施策の展開	五〇六
一	機運醸成の取組み	五〇六
二	市町村合併に関する答申・意見	五〇七
三	行政改革大綱	五一一
四	市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一二年）	五一一
五	「市町村合併推進要綱」を踏まえた今後の取組	五一二
六	二一世紀の市町村合併を考える国民協議会	五一九
七	関係意見・方針等	五二〇
八	合併協議会運営の手引き	五二三
九	市町村合併支援プラン	五二三

一〇 地方分権改革推進会議による中間論点整理	五二八
一一 市町村の合併の協議の進展を踏まえた今後の取組み	五二九
一二 市町村の合併の特例に関する法律の改正(平成一四年)	五三三
一三 今後の基礎自治体のあり方について(西尾私案)	五四二
資料 ・ 市町村合併に関する経緯	五四四

第二章 合併旧法下の熊本県における市町村合併推進の取組み

第一節 県における自主的合併推進への取組み	五四六
一 県市町村合併推進要綱策定までの取組み	五四六
(一) 市町村の自主的合併に関する調査研究	五四八
(二) 市町村合併検討支援事業	五四八
(三) 市町村合併検討マニュアル	五四九
(四) 市町村課に分権・合併班の設置	五四九
(五) 県独自の合併支援策の検討	五四九
(六) 市町村合併連絡調整会議の設置	五四九
(七) 第二次市町村合併調査研究事業(平成一〇年度)	五五〇
(八) 熊本県市町村合併研究会における調査研究 (平成一一年度)	五五一
二 県市町村合併推進要綱策定後の取組み	五五二
(一) 熊本県市町村合併推進要綱の策定(平成一一年度)	五五二
(二) 市町村課に広域行政推進室の設置等	五六四
(三) 県合併推進本部と地域推進本部の設置	五六四
(四) 県総合計画における市町村合併の位置付け	五六七
(五) 市町村長への知事親書	五六七
(六) 市町村課に市町村合併推進室の設置	五六八
(七) 熊本県市町村合併支援会議の設置	五六八
(八) 合併重点支援地域の指定	五七〇

(九) 市町村合併特別交付金制度の創設	五七一
---------------------	-----

(一〇) 将来ビジョン策定支援	五七二
(一一) 市町村合併総合マニュアルの作成	五七二
(一二) 熊本県市町村合併支援プランの策定	五七二
(一三) 市町村合併推進室における二班の設置	五七五
(一四) 市町村建設計画策定の手引きの作成	五七五
(一五) 市町村長に対する市町村合併に関する意向調査	五七五

第二節 周知啓発事業の状況

一 シンポジウムによる周知啓発	五七六
二 啓発用パンフレット、新聞等各種媒体による広報	五八一
三 「作文・論文コンクール」等の実施	五八一
四 市町村合併「啓発ホームページ」の開設	五八一
第三節 県内各地域における合併検討の状況の総括	五八一
一 各地域の動向	五八一
二 住民投票・住民発議の状況	五八五
三 県議会における合併関連質問の状況	五九四
四 本県における旧法合併の総括	五九四

資料

・ 市町村合併に関する熊本県の主な取組み	五九六
・ 「月刊自治フォーラム」(平成一四年一月号)	五九八
・ 総務省全国担当課長会議(平成一五年五月)事例発表概要	六〇二
・ (財)熊本開発研究センター情報誌(平成一六年一月号)	六〇六
・ 「市町村合併総合マニュアル」(平成一四年三月県作成)	六一一

第三章 市町村合併の特例等に関する法律の制定と国の動向

第一節 合併新法に向けた動き	六一五
一 市町村合併促進プラン(片山プラン)	六一五
二 市町村合併の更なる推進のための今後の取組み	六一六

三	市町村の合併の特例に関する法律の改正(平成一五年)	六二〇	三	荒尾・玉名地域	七二一
四	今後の地方自治制度のあり方に関する答申	六二〇	一	荒尾	七二三
二	合併新法の施行	六二六	二	玉名地域一市八町における合併検討の経緯	七二三
三	合併特例法期限内の合併の実績	六三六	三	荒尾市における合併検討の経緯	七二八
四	平成一七年度以降の新たな合併推進の動き	六三七	山鹿・鹿本地域	七三一	
三	合併新法の施行	六二六	一	山鹿	七三三
二	合併特例法期限内の合併の実績	六三六	二	山鹿・鹿本一市四町における合併検討の経緯	七三三
一	平成一七年度以降の新たな合併推進の動き	六三七	三	植木町における合併旧法下での合併検討の経緯	七三五
四	合併新法下の熊本市における市町村合併推進の取組み	六五二	菊池地域	七三七	
一	第一節 県における自主的合併推進への取組み	六五二	一	菊池	七三九
二	第二節 県における合併新法下の市町村合併推進体制	六五二	二	菊池北部四市町村における合併検討の経緯	七三九
三	第三節 県における合併新法下の市町村合併推進体制	六五二	三	菊池南部四町における合併検討の経緯	七四二
四	第四節 合併新法下における熊本市町村合併推進構想の策定	六五三	阿蘇地域	七四九	
一	(一) 合併新法下における熊本市町村合併推進構想の策定	六五三	一	阿蘇	七五一
二	(二) 合併新法下における県の主な取組み	六五三	二	阿蘇北部六町村における合併検討の経緯	七五一
三	(三) 熊本市の政令指定都市実現を目指す取組み	六五三	三	阿蘇南部六町村における合併検討の経緯	七五二
四	(四) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	上益城地域	七五六	
一	(一) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	一	上益城	七六一
二	(二) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	二	上益城北部四町における合併検討の経緯	七六一
三	(三) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	三	上益城南部二町村及び蘇陽町における合併検討の経緯	七六三
四	(四) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	八代地域	七六六	
一	(一) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	一	八代	七七一
二	(二) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	二	八代地域六市町村における合併検討の経緯	七七一
三	(三) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	三	八代北部二町における合併検討の経緯	七七五
四	(四) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	水俣・豊北地域	七七七	
一	(一) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	一	水俣	七七九
二	(二) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	二	水俣北部二町における合併検討の経緯	七七九
三	(三) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	三	水俣南部二町における合併検討の経緯	七八一
四	(四) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	宇城地域	七八一	
一	(一) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	一	宇城	七八一
二	(二) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	二	宇城西部五町における合併検討の経緯	七八一
三	(三) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	三	宇城東部二町における合併検討の経緯	七八一
四	(四) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	四	宇土市・富合町における合併検討の経緯	七八一
一	(一) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三	五	城南町における合併検討の経緯	七八一
二	(二) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三			
三	(三) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三			
四	(四) 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	六五三			

二 田浦町・芦北町における合併検討の経緯	七八一
三 水俣市・津奈木町における合併検討の経緯	七八二
球磨地域	七八五

一 中球磨五か町村における合併協議の経緯	七八七
二 県市町村合併推進要綱策定後の動向	七八九
三 人吉・下球磨六市町村における合併検討の経緯	七八九
四 奥球磨地域三町村における合併検討の経緯	七九二
天草地域	七九五

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向	七九七
二 天草上島四町における合併検討の経緯	七九八
三 天草下島二市九町における合併検討の経緯	七九九

第三編 市町村の概況

(市町村ごとの項の中に整理する共通の項目)

一 概況
二 市名の由来
三 平成の合併検討経緯
1 合併関係市町村の状況
2 検討の経緯
3 合併協議会における協定事項等
4 合併時の三役及び正副議長
5 合併時の関係市町村の現況表
四 昭和以前の合併検討経緯

※平成の合併が行われなかった市町村においては、三の1から5の記述はない。

※平成の合併の前に存在した市町村【 】の記述については、合併後の市町村の項にまとめて記述する。(現在の市町村から検索する。)

熊本市	八〇五
-----	-----

・ 共通項目

【旧熊本市における合併の歴史】	
【旧下益城郡富合町における合併の歴史】	
【旧下益城郡城南町における合併の歴史】	
【旧鹿本郡植木町における合併の歴史】	

八代市	八六五
-----	-----

・ 共通項目

【旧八代市における合併の歴史】	
【旧八代郡坂本村における合併の歴史】	
【旧八代郡千丁町における合併の歴史】	
【旧八代郡鏡町における合併の歴史】	
【旧八代郡東陽村における合併の歴史】	
【旧八代郡泉村における合併の歴史】	

人吉市	九〇四
-----	-----

・ 共通項目

荒尾市	九〇六
-----	-----

・ 共通項目

水俣市	九一一
-----	-----

・ 共通項目

玉名市……………九一六

・ 共通項目

- 【旧玉名市における合併の歴史】
- 【旧玉名郡岱明町における合併の歴史】
- 【旧玉名郡横島町における合併の歴史】
- 【旧玉名郡天水町における合併の歴史】

天草市……………九三三

・ 共通項目

- 【旧本渡市における合併の歴史】
- 【旧牛深市における合併の歴史】
- 【旧天草郡有明町における合併の歴史】
- 【旧天草郡御所浦町における合併の歴史】
- 【旧天草郡倉岳町における合併の歴史】
- 【旧天草郡栖本町における合併の歴史】
- 【旧天草郡新和町における合併の歴史】
- 【旧天草郡五和町における合併の歴史】
- 【旧天草郡天草町における合併の歴史】
- 【旧天草郡河浦町における合併の歴史】

山鹿市……………九七六

・ 共通項目

- 【旧山鹿市における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡鹿北町における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡菊鹿町における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡鹿本町における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡鹿央町における合併の歴史】

菊池市……………一〇〇一

・ 共通項目

- 【旧菊池市における合併の歴史】
- 【旧菊池郡七城町における合併の歴史】
- 【旧菊池郡旭志村における合併の歴史】
- 【旧菊池郡泗水町における合併の歴史】

宇土市……………一〇二〇

・ 共通項目

- 【旧天草郡大矢野町における合併の歴史】
- 【旧天草郡松島町における合併の歴史】
- 【旧天草郡姫戸町における合併の歴史】
- 【旧天草郡龍ヶ岳町における合併の歴史】

宇城市……………一〇四八

・ 共通項目

- 【旧宇土郡三角町における合併の歴史】
- 【旧宇土郡不知火町における合併の歴史】
- 【旧下益城郡松橋町における合併の歴史】
- 【旧下益城郡小川町における合併の歴史】
- 【旧下益城郡豊野町における合併の歴史】

阿蘇市……………一〇七一

・ 共通項目

- 【旧阿蘇郡一の宮町における合併の歴史】
- 【旧阿蘇郡阿蘇町における合併の歴史】
- 【旧阿蘇郡波野村における合併の歴史】

合志市……………一〇八三

・ 共通項目

【旧菊池郡合志町における合併の歴史】

【旧菊池郡西合志町における合併の歴史】

下益城郡

美里町……………一〇八八

・ 共通項目

【旧下益城郡中央町における合併の歴史】

【旧下益城郡砥用町における合併の歴史】

玉名郡

玉東町……………一〇九九

・ 共通項目

和水町……………一〇四四

・ 共通項目

【旧玉名郡菊水町における合併の歴史】

【旧玉名郡三加和町における合併の歴史】

南関町……………一一一五

・ 共通項目

長洲町……………一一二一

・ 共通項目

菊池郡

大津町……………一一三〇

・ 共通項目

菊陽町……………一一三六

・ 共通項目

阿蘇郡

南小国町……………一一四一

・ 共通項目

小国町……………一一四三

・ 共通項目

産山村……………一一四五

・ 共通項目

高森町……………一一四七

・ 共通項目

南阿蘇村……………一一五七

・ 共通項目

【旧阿蘇郡白水村における合併の歴史】

【旧阿蘇郡久木野村における合併の歴史】

【旧阿蘇郡長陽村における合併の歴史】

西原村……………一一六五

・ 共通項目

上益城郡

御船町……………一一七一

・ 共通項目

嘉島町……………一一七七

・ 共通項目

益城町……………一一八一

・ 共通項目

甲佐町……………一一八七

・ 共通項目

山都町……………一一九三

・ 共通項目	【旧阿蘇郡蘇陽町における合併の歴史】	
	【旧上益城郡矢部町における合併の歴史】	
	【旧上益城郡清和村における合併の歴史】	
八代郡		
氷川町	・ 共通項目	一一〇
	【旧八代郡竜北町における合併の歴史】	
	【旧八代郡宮原町における合併の歴史】	
葦北郡		
葦北町	・ 共通項目	一一八
	【旧葦北郡田浦町における合併の歴史】	
	【旧葦北郡芦北町における合併の歴史】	
津奈木町	・ 共通項目	一二八
球磨郡		
錦町	・ 共通項目	一三一
あさぎり町	・ 共通項目	一三六
	【旧球磨郡上村における合併の歴史】	
	【旧球磨郡免田町における合併の歴史】	
	【旧球磨郡岡原村における合併の歴史】	
	【旧球磨郡須恵村における合併の歴史】	
	【旧球磨郡深田村における合併の歴史】	

多良木町	・ 共通項目	一二五
湯前町	・ 共通項目	一二五〇
水上村	・ 共通項目	一二五二
相良村	・ 共通項目	一二五五
五木村	・ 共通項目	一二五九
山江村	・ 共通項目	一二六一
球磨村	・ 共通項目	一二六三
天草郡		
苓北町	・ 共通項目	一二六八
卷末		
市町村変遷一覧表	・ 熊本市市町村合併史（三訂版）の監修にあたって	一二七七
	あとがき（改訂版の発行にあたって）	一三六五
	あとがき（旧版）	一三七二
	監修雑感（旧版）	一三七三
		一三七四

市町村変遷図

(各地域ごとに掲載する共通の地図)

その1	平成三二年四月一日現在の市町村図
その2	平成六年四月一日現在の市町村図
その3	昭和四〇年四月一日現在の市町村図
その4	明治三二年四月一日現在の市町村図
その5	明治五年当時の自然村図

県北地域	一三七七
県央地域	一三八二
県南地域	一三八七
天草地域	一三九二

第一編
地方制度の沿革

第一編 地方制度の沿革

第一章 古代の地方制度

第一節 古代前期の地方制度

熊本県の地にも西暦紀元前数千年以前から人類が生活していたことは、県内各地に縄文式文化の遺跡や遺物を見ることから明らかであり、紀元前後に水田を中心とした農耕生活がはじまって、前時代よりも強大な集団が形成されたことは、弥生式文化遺物や住居跡また合口かめ棺群の発見などで実証できる。

四世紀頃になって、大和朝廷の全国統一が進んでくると、地方の有力な集団もその勢力下に隷属することになり、その長は朝廷から国造や県主に任ぜられた。

肥後の国はもと「火の国」であった。火の国の起源には二つの伝説がある。肥君の祖建緒祖の打猿・頸猿討伐にからんだ八代郡白髪山の火の伝説と、景行天皇征西にからまる不知火と「火の邑」伝説である。また国造についても伝説によると四人の国造がみられる。

崇神天皇代 建磐龍命の子速瓶玉命を阿蘇国造に任

火君健緒組

景行天皇代 吉備津彦命の子三井根子命を葦分(葦北)国造に任

成務天皇代 神魂命の一三世の孫建島松命を天草国造に任

これらの国造は、現在阿蘇地方、宇土半島頸部、八代地方、天草北部に壮大な前方後円墳を遺している豪族たちであろう。国造は地方行政上の地位は与えられているが、実質的には独立した地方の大豪族であって、その支配下には多くの地縁集団すなわち村が隷属していた。

肥後の屯倉と部民 屯倉は皇帝の直轄地である。安閑天皇二年(五三

五)火の国に春日部の屯倉が設置された。これは安閑天皇の皇妃春日山田皇女のもので、その地は現在の熊本市春日町と推定される。倭名抄には託麻郡にも三宅郷が記されている。これも屯倉に由来するものである。

部民は皇室や皇族の私有民である。肥後には次のものが置かれた。

① 葦北郡 敏達天皇十二年(五八三)に「火葦北国造刑部鞞部阿利欺等」の名がある。刑部であったものが、軍事担当の鞞部となつていく。日奉部は宗教的貢納に従事するものであり、家部は天智天皇のとき設置されたが、葦北ではともに宝龜三年(七七三)に見える。敏達天皇の池田宮に由来する池田部、清寧天皇時代におかれた真髪部(もと白髪部)、軍事担当の大伴部などもおかれていた。

② 益城郡 山林の仕事にあたる山部や、家部、大伴部、白髪部があつた。

③ 飽田郡 前述の安閑天皇々妃による私部、軍事関係者の建部があり、のちには建部公を称した郡司も現れてくる。

④ 合志郡 壬生郡(乳部)は后妃の部民で、合志郡では持統天皇一〇年(六九六)に見られ、雄略天皇妃草幡姫皇女にはじまった日下部は、貞観一八年(八七六)に合志郡に見られる。

——この項『城南町史』によるところが多い

第二節 律令政治と肥後

六四五年中大兄皇子と中臣鎌足を中心としたクーデターが成功して、蘇我氏が滅ぼされ、翌年改新の政治が断行された。改新の詔に示されたその方針は次の四点であつた。

山合皮鞠 本志石智	玉杵名	六国史	九世紀まで
	關宗	古事記 以下古書記	同
益山城 同(万志岐)	山鹿 同(夜万加)	山本 同(夜万毛止)	合志 同(加波志)
菊池 同(久々知)	阿蘇 同(阿曾)	託麻 同(多久万)	飽田 同(安岐多)
玉名 同(多万伊奈)	同	同	同
延喜式	倭名抄(訓)	一〇初	九末
拾芥抄	同	一三	同
吾妻鏡等 古文書	同	一三	同
寔永郷帳	同	一七前	同
元禄国絵図	同	一七後	同
肥後国誌等	同	一八	同
郡区編制	同	一九	同
新郡区編制	同	一九末	同

1、私地私民を廢し、公地公民とする。
2、国造・県主を廢して全国を国・郡・里にわけ、国司・郡司・里長をおく。
3、戸籍・計帳をつくり、班田收授の法を実施する。
4、租・庸・調の税をおこなう。

この大方針は漸次実行に移され、皇子は即位して天智天皇となり、近江令を制定し、戸籍(庚午年籍)がつくられ、壬申の乱を経て、天武天皇によって、飛鳥浄御原律令が制定された。皇后持統天皇は藤原京を造営し、ついで文武天皇にいたって大宝元年(七〇二)に大宝律令が完成し、それが元正天皇の養老二年(七一八)部分修正されて養老律令となり、律令国家の基礎が定まった。

肥後の国郡 筑紫の国・火の国・大の国その他小国に分かれていた九

州が、筑紫国として統一され、その後肥後国その他に分割され、全国が四八か国三島となったのは持統天皇六年(六九二)より一〇年のころであると云われる。国は大上中下の四等に分けられ、肥後は上国であったのが、桓武天皇の延暦一四年(七九五)に大国となった。

令制による地方行政区画は、国・郡・里である。国の役人は国司で、中央から派遣され、その駐在する首都を国府、役所を国衙と称した。郡は管轄する里の数によって五等に分かれ、二〇——一六里を大郡、一五里——一二里を上郡、一一里——八里を中郡、七里——四里を下郡、三里——二里を小郡とした。

肥後国各郡の成立年代は判然としない。はじめ一三郡であったのが、清和天皇の貞観元年(八五九)合志郡の一部を割いて山本郡をたてた。次に請書に記された郡名一覧を掲げる。

郡名	日置郷	所在
郷名	玉名市西部岱明村（立願寺に正石野あり）	
郡名	為太郷	所在
郷名	三加和町？	
郡名	石津郷	所在
郷名	不明	
郡名	下託郷	所在
郷名	玉名市東北部、玉東村附近？	

(注) 寛永郷帳、元禄国絵図、肥後国誌のほかは、読史備要による。
 飽田・託麻は現在の熊本市・上益城郡の一部で、当時の白川を境とし、その西および北を飽田郡、南および東を託麻郡とした。白川の河道は、鎌倉時代までは南流して緑川に注いでいたので、現在白川の南となる地域も飽田郡である。山本郡は現在の鹿本郡の南部であり、合志郡は菊池郡の南部地方である。下益城郡の豊福・小川は八代郡に属し、松橋・当尾は宇土郡に属していた。
 郡の下に里があり、その長を里長といい、有力な村落の長がこれに宛てられた。里は五〇戸ごとに置かれた行政村落で、自然村落ではなかった。運営上支障があり、靈龜元年（七一五）にはこれを郷と改め、その下に二、三の里をおくことになった。郷も設置当初の数は不明であるが、倭名抄によって一〇世紀初めの郷を次に表示する。

	鹿郡	
宗部郷	著人郷	玉名市東南部、旧八嘉村・伊倉町
大町郷	来民郷	玉名市北部、旧石貫村・玉名村？
大水郷	伊智郷	南関町（大津山あり）
江田郷	夜開郷	菊水町西部、玉名市北部、旧江田町
	緒緑郷	菊池群七城村、旧清泉村？
	津村郷	鹿本群旧来民町？
	神世郷	鹿央村の東部、田底村、植木町（旧吉松村に伊知坊あり）
	温泉郷	不明
	小野郷	山鹿市西北部、旧平小城・川辺村
城野郷	不明	鹿本町（旧稲田村に津袋あり）
水島郷	不明	山鹿市（山鹿湯町？）
幸家郷	不明	不明
		鹿本郡菊鹿村（旧城北村に木野あり）
		菊池郡七城村北部（旧磐村に水島あり）
		同 同 西部（旧加茂川村に加恵）

	熊葦	
	北葦	
	分葦	
一四	宇土代	天球葦
	同	草磨北
一四	同	同
	同	同
一四	同	同
	同	同
一四	同	同
	同	同
一四	同	同
	同	同
一四	同	同
	同	同
一四	同	同
	同	同
一四	同	同
	同	同
一五	同	同
	同	同
一五	同	同
	同	同
一二	同	同
	同	同

山 本 郡	合 志 郡	阿 蘇 郡	菊 池 郡
本 佐 殖 山 鳥 高 三 井 野 生 本 口 原 重 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷	鳥 口 鳥 山 小 合 取 益 島 道 川 志 郷 郷 郷 郷 郷 郷	阿 衣 知 波 曾 尻 保 良 郷 郷 郷 郷	柏 日 上 山 子 夜 原 理 甘 門 養 開 郷 郷 郷 郷 郷 郷
鹿本郡鹿央村西部、玉名郡菊水町東部？ 同 泗水町西武（旧田島村に佐野あり） 菊池郡西合志町西部（上生あり） 植木町山本（旧山本村に山本あり） 不明 植木町中部？ 不明	不明 泗水町（久米あり） 西合志村（西合志に鳥栖・野々島あり） 不明 旭志村（旧旭野村に小川あり） 菊池郡合志村竹迫又は西合志町（小合志あり）	一の宮町 高森町・白水町？ 長陽・久木野・山西、上益城郡矢部町東部？ 阿蘇町・小国町？	菊池郡七城村東部、菊池市南部（旧加茂川村に夜間あり） 同 同 中部 不明 菊池市中部（旧加茂川村に蟹穴あり） 同 同（旧隈府町に巨あり） 同 同東部（旧河原？）

益 城 郡	託 麻 郡	飽 田 郡
坂 加 子 当 本 西 按 麻 郷 郷 郷 郷	下 上 三 漆 波 桑 津 酒 井 島 宅 島 良 原 守 井 郷 郷 郷 郷 郷 郷 郷	蚕 市 下 殖 水 川 天 栗 私 小 加 宮 養 田 田 木 門 内 田 北 部 垣 幡 前 郷 郷 郷 郷 郷 郡 郷 郷 郷 郷 郷
下益城郡城南町西北部（旧杉上村に坂本あり） 同 益城町南部・御船町（加勢川あり） 上益城郡御船町（旧木倉村） 下益城郡豊野村（豊務村糸石に田馬あり）	熊本市田迎・木部？ 上益城郡嘉島町（上島あり） 同 十禅寺？ 熊本市本庄・春竹（本荘町に漆島あり） 飽託郡託麻村？ 熊本市大江町？ 熊本市大津森村 同 出水・健軍？ 上益城郡益城町（旧津森村）	同 坪井方面（子飼町あり） 熊本市横手・春日・二本木（一駄橋あり） 飽託郡北部町（旧西里村釜尾に下田あり） 鹿本郡植木町 熊本市高橋町 同 河内芳野村 飽託郡西北部（鹿本郡旧桜井村に鏡田） 同 北部？ 同 南部、川尻・力合？ 同 蓮台寺？ 同 下立田？（木幡町？） 熊本市西部、島崎方面？

葦北郡	天草郡	八代郡	宇土郡	益城郡
巨野半桑葦 野行原北 郷郷郷郷郷	高恵志天波 屋家記草太 郷郷郷郷郷	豊肥小高木 福伊河田行 郷郷郷郷郷	大林桜諫 宅原井染 郷郷郷郷郷	宅富麻益 部神部城 郷郷郷郷郷
葦北町佐敷 同同(佐敷に桑原あり) 不明 田浦? 葦北町東南部(大野あり)	不明 不明 葦北町(旧志岐村あり) 本渡市 宇土郡三角町、天草郡大矢野町(三角町に波多あり)	八代郡鏡町(旧有佐村中野に小犬があつた) 本渡市妙見町(東川田あり) 下益城郡小川町 八代郡葦北村・宮原・鏡町 下益城郡松橋町南部・小川町北部(豊福あり)	下益城郡松橋町 宇土郡宇土町? 不明 不明	下益城郡城南町陣内? 不明 下益城郡甲佐・砥用町 下益城郡矢部町

球磨郡	川田郷
久米郷 球玖郷 人吉郷 東村郷 西村郷 千脱郷	水俣郷
湯前町・多良木町(多良木町に久米あり) 免田町・深田村? 人吉市 多良木西部・須恵村? 錦村西部・相良村(旧西村) 不明	八代市高田町 水俣市

(『熊本県の歴史』資料篇による)

家族の最小単位は「夫婦に子供数人」の一家族で、これを房戸と称した。同一血縁内にあるいくつかの房戸が、一人の戸主に統率された大家族を郷戸と云し、これを機械的に集めて、五〇郷戸を一里とした。今日熊本市本山町・平田町・近見町に合戸・木部町に南郷土、郷土などの地名が残っているのは、曾て郷戸があつたところであろう。一里を一〇保とし、郷戸五つで保を組織させ、一人の保長をおき、相互深索と口分田代耕、租調の代納などの義務を負わせた。

駅馬・伝馬 これは通信交通の制度であるが、その設置場所である駅は、一つの集落をつくっていた。中央と地方を結ぶ通信連絡手段が駅馬であり、国司の赴任、帰任など急を要しないときの交通に伝馬を利用した。駅馬は三〇里(現在の五里に相当)ごとに置き、伝馬は郡ごとに設けられた。伝馬は次第に廃され、平安朝になると、駅馬に併置されたものが多い。次に延喜式所載の駅を記載順に挙げよう。○は伝馬の併置されたものを示す。

- 1 ○大水 玉名郡南閑町
- 2 ○江田 玉名郡菊水町江田
- 3 坂本 阿蘇郡一の宮町坂梨

- 4 二重 阿蘇郡阿蘇町赤水
 - 5 蛟稟みのたけ 菊池郡大津町
 - 6 〇高原 鹿本郡植木町
 - 7 〇蚕養こがい 熊本市子飼町
 - 8 〇球磨 下益城郡城南町隈庄
 - 9 長崎 宇土郡不知大町長崎
 - 10 〇豊向 下益城郡松橋町豊福
 - 11 高屋 八代郡宮原町
 - 12 〇片野かたの 八代市宮地町片野川
 - 13 〇朽網くつあみ 八代市二見町
 - 14 〇佐職 葦北郡葦北町佐敷
 - 15 〇水俣 水俣市
 - 16 〇仁王 水俣市仁王木
- 右の駅は、肥後を南北に縦貫する西海道本路、肥後国府から東行する阿蘇路、球磨駅から分岐する宇土路、佐敷駅から仁王駅を経て日向に至る日向路の各駅と考えられる。

(志方正和氏遺稿集による)

条里制 班田収授の法は六才以上の男子に田二反、女子にその三分の二、奴婢に良民男女の三分の一を授けて、その収益から徴税し、本人が死亡すると収公する土地制度であった。この法の実施のためには戸籍(庚午年籍)をつくり班田農民の居住する村組織の編成が必要であった。かくして生まれた行政村が里保戸の制であり、農村に班給する土地を公平に分配するためにとられた区画が条里制である。したがって条里制の遺構をたどることによって、当時の土地利用の実体と、行政村の構造を知ることができる。

条里制は、その地に残る古い水田地割や、条里、坪の数などによって知ることができる。以下各部についてその遺構を見ることにする。

玉名郡 菊池川と支流木葉川、錦川一帯の平野、玉名市下村の「唐ノ坪」(一〇

坪)、「十五」、安楽寺の「三十六」(三十六坪)がある。

山鹿郡 台地の脚線部に見られる。菊池川岸の平野は、荒地か沼沢地で、条里の遺跡を見ない。干田川の谷頭に「三十六」がある。

菊池郡 条里遺構は明瞭でない。迫間川北岸、菊池川南岸に条里地割があり、坪が残っている。合志川沿岸の田底村正清に「三十六」がある。

阿蘇郡 一の宮町、阿蘇町に残っている。阿蘇文書によると建徳三年(一二三七)に栗生里、坂俣里、河井里、北里、木村里、神田里、四条めぐり里、原里、五条里、五条上田里、南里、落河里、杓田里、宮河里など里名がある。これらの里名は一の宮町の一帯の地に比定できる。

熊本平野 熊本市近見町に「六条」が現存する。詫磨文書には長溝里、依津里、萩原里があり、現存画図町、春竹町方面の地名である。また元徳三年(一二三二)の文書に猪耳里、馬馳里、円嶋里、楠山里、武礼里、田嶋里がある。今の坪井川上流地域である。井芹川流域には池田町に「十六」がある。

益城郡 阿蘇文書によると天福二年(一二三四)に赤井川流域に若塩里、青木里、吉永里、恵那里、富油里、栗生里、川原里、田原里、味木里、横田里その他多くの里名がある。御船川流域には上島に「三十六」、「十六」、「十八」がある。城南町地方では相良文書元応二年(一二三〇)に島田里(城南町島田)、佐恵木里(才木)、生河里(碓)、榊里があり、一坪より三六坪まで記されている。

宇土郡 宇土市岩古曾に「八ノ坪」、古保里に「五ノ坪」、「三十六」があり、不知火町長崎に「ロノ坪」がある。阿蘇文書では応永一年(一四〇三)郡浦庄地検帳によって、この庄の完全な坪名を発見できるし、山間の狭い地域にも条里制の跡が見られる。

八代郡 山麓線の平地部に見られる。豊野村浄水寺天長三年(八二六)の碑によって、三条荒佐里、十一荒佐里、十二荒佐里、江里、十二条苗溝里、十四条三家里などが知られる。現在の小川、有佐、竜峰、宮原一帯の地である。

球磨郡 錦村に三条、木上に「三ノ坪」がある。人吉市の嵯峨里は里名か。葦北郡、天草郡には未だ条里の遺跡を発見できない。

(熊本県史総説篇による)

第三節 荘園の成立と地方制度の変貌

大化改新は公地公民の原則を標榜し、令の田制はこの大原則によつたものであったが、実情は必ずしも原則どおりにはいかず、公地公民の制もどこかに例外を必要としなければならなかつた。殊に口分田の不足は開墾を促すこととなり、墾田の増加は、律令制を根底から揺るがすことになつた。口分田の不足が顕著になると、政府は奥羽に一〇〇万町歩の開墾計画を立てたが、養老七年（七二三）には三世一身の法を定め、さらに天平一五年（七四三）には墾田永代私有令を出して、開墾田の用益権を永久に認めることになつて、律令制の基本となる土地国有の原則が崩壊しはじめた。この法令の発布後、有力者や大社寺は、競つて開墾を行つて、土地の私有を進めていった。

墾田の開発者は中央に居住する者が多かつたので、現地には荘官を派遣し、事務所を設けて経営を行つた。この事務所を「庄」と称したところから、これを含むその土地を「何々庄」と称するようになり、荘園とは私有地をさすことになつた。令制においても位田・職田・神田・寺田は私有を認められていたが、墾田が増加するとこれが私有地の中心となるようになった。墾田は本来輸租田であつたが、その所有者は、用益権確保のために、その政治的地位を利用して免租をはかり、また国司や検田使の立入を拒否し不輸・不入権を獲得して、完全に私領化していった。墾田を中心とした荘園を自墾地系荘園と称したが、一〇世紀になると、地方の荘園領主も自有荘園の確保のために、荘園を中央の有力者に寄進し、自身は荘官として荘園の管理に当たり、荘園所有者の名義変更によつて、国司など権力者の圧迫に対抗していった。これが寄進地系荘園であり、これによつて荘園は急速に全国に増加していった。肥後の寄進地系荘園について一例を見よう。

鹿子木荘は現在熊本市北部地域で、井芹川と坪井川の上流にあたる。この荘園の根本領主（開発者）寿妙から子孫に伝えられたが、孫高方のとき国司の圧迫を

のがれるために応徳三年（一〇八六）大式実政（参議藤原実政）に寄進し、実政を領家とし、高方は預所となつた。領家職は実政の子孫に相伝されたが、曾孫隆通（願西）のとき後鳥羽上皇の皇女高陽門院に寄進してこれを本家とし、国司の圧迫に対抗した。この本家職はその後教王護国寺に寄進された。荘園は弘長式年（一二六二）井芹川流域の西荘と、坪井川流域の東荘に両分され、西荘の一部は元寇のころ井芹氏が領有しており、東荘のうら南山室の地頭職が大友能秀から三男直秀に譲られた。

荘園の造律が進むとともに、地方豪族による墾田や地方農民の私有地である名田が発達し、これらは荘園に施入して公租を免れ、また名田所有である名主は、自衛のために武装して武士化するものも生じた。荘園や名田が増加すると、班田農民はここに流入し、その耕作者となり、荘園領主や名主たちと特殊な関係を結ぶにいたり、公民は減少し令の地方制度は乱れてゆく。

律令制を崩壊させた他の一つに平安朝末期の知行国制がある。国司は受領と称され、一国の公租はその収入として与えられるもので、国司は一国の領主的存在となり、公領は国衛領と呼ばれて、知行主の私領化するに至つた。肥後についてこの例を見よう。

平安末の平民政権の基礎の一つはこの知行国である。平清盛は熊野本宮造営の賞として、保延三年（一一三七）中務大輔兼肥後守となり、以後安芸守に転ずるまで一〇か年間、目代を置いて肥後を治めた。そのころ肥後は知行国に扱われていたので、このときも肥後は清盛の有力な収入源となつたであろう。その後保元三年（一一五八）には大宰大式となり、仁安二年（一一六七）には従一位太政大臣となり、大功田として八代を得、球磨地方にもその所領が広がつた。

令制がかく乱れてくると、従来の行政村としての郷や里は、もはや存在の意義を失い、平安末期にはその姿を消し、これに代わつて地方の豪族を中心に結合した自然村が各地に成立し、これらは豪族の私有地の様子を呈することになる。

第二章 中世の地方制度

第一節 武家政治と土地領有の推移

鎌倉幕府の成立によって武家勢力は著しく増大したが、律令政府は廃止されたわけではなく、律令体制も基本的には存続していた。その一例として寿福寺文書について見よう。

四条天皇の仁治二年（一二四二）六月、寿福寺に仏性料田一町二反を寄進するための留守所下文が発せられている。このときの肥後守は清原康業であるが、任国に赴任しない遥任であったため、留守所から下文が出された訳である。しかもこれには郡司紀某の署判もあり、国司や郡司が十分その機能を果たしていたことを物語っている。

（熊本県史料 第一巻）

しかし頼朝の設置した武家の職制としての守護地頭は、律令体制と荘園制に大きな影響を及ぼすことになった。国の政権担当者である国司は依然として任命されていたが、軍事指揮官兼行政官として守護が設置されると国司に対するその干渉が大きくなってゆく。

鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇の元弘三年（一三三三）天皇が自ら政治を行う天皇親政が施行され、その新政策としての建武新政は国司制度と守護制度を併置させたが、室町幕府成立後は守護の勢力はさらに強化されて、守護大名に発展し、国司制度は漸時消滅してゆく。鎌倉時代以後の肥後の国司は元弘三年（一三三三）までは公家が任ぜられるが、この年菊池武重が武士として初めて国司に任ぜられている。以後菊池・宇都宮・河尻諸氏など武家の任命が多く、文安三年（一四四六）菊池為邦の任命を最後として、国司制度は消滅する。守護は建長五年（一二五三）名越時章の補任にはじまり、建武以後大友・少弐・今川など肥後以外に本拠を持つものの補任もあったが、肥後の豪族である阿蘇や菊池の補任

が行われ、最後に天文一二年（一五四三）大友義鎮の補任をもって終わる。

在地御家人の中から選ばれた地頭は頼朝によって治安維持の名目で、公領・荘園に設置されたが、次第に荘官の権限と得分を継承し、順徳天皇の代、承久三年（一二二二）承久の乱後の新補地頭は特にその権限が大きかった。地頭は荘園内に喰込んだ武家勢力であったが、その有する武力によって、荘園を蚕食し、地頭請によって年貢の徴収権を握り、下地中分によって荘園の土地自体を奪い、漸次領主化していった。

次に中世肥後の豪族について瞥見する。阿蘇氏は阿蘇谷に巨大な古墳を造成した国造の子孫として、阿蘇神社に奉仕する神主であったのが、一二世紀中頃大宮司となり、司祭者とともに所領の領主的支配者に転換し、健軍・甲佐・郡浦の三社を支配下に収める大勢力となった。しかし鎌倉幕府からは地頭職の補任は行われなかった。

菊池氏は太宰府の府官が一世紀ごろ土着したもので、筑前安楽寺領の荘官から勢力を伸ばしたと思われる。鎌倉時代には肥後の一勢力であり、南北朝には九州における南朝方の中心勢力となる。

相良氏は長頼が元久二年（一二〇五）遠江相良より人吉荘に地頭として下向して以来、球磨に拠って室町朝を過ぎ、戦国大名から近世大名へと続いてゆく特殊な勢力である。

三木一草の建武の新政で著名な名和氏は長年の孫興頭が正平一三年（一三五八）伯耆国より移り、八代古麓城を根拠としたもので、永正元年（一五〇四）相良長每の八代進出に追われて宇土に移った。

詫磨氏は豊後の守護大友能直の次男能秀が、父の所領中肥後神蔵荘などを領し、詫磨郡によって詫磨姓をとなえたことに始まる。南北朝には北朝方に属した。

小代氏は宝治元年（一二四七）重俊が武蔵より下向し、玉名郡野原荘

に入った新補地頭である。野原荘は宇佐八幡宮に寄進されたもので、宇佐弥勒寺を領家、石清水八幡宮の善法寺家を本所としていた。重俊の下向後一五年弘長二年（一二二二）に荘園は中分され、東郷を領主方、西郷を地頭方とし、さらに建武三年（一三三六）以後は小代氏は野原西郷の一方地頭となり、万田を本拠として北朝方の一勢力となった。

次に肥後荘園の一覧を掲げる。年代は文献に見える初出の年代であり、出典は荘園についての記録、本家領家地頭は主なものを挙げた。

〔莊園史料〕『熊本県の歴史』『熊本県史料』などによる）

荘名	年代	出典	領家・地頭	所在地
玉名郡				
大町荘	仁治二	吾妻鏡		玉名市玉名・小田・梅林
江田荘	正平一七	広福寺文書		玉名郡菊水町江田
東郷荘	延元元	大友文書		同 菊水町東郷
千田荘	永久二	中右記	弥勒寺	鹿本郡鹿央村千田
野原荘	元亨二	田中家文書	小代氏	荒尾市野原・荒尾
伊倉荘	文治二	伊倉領書	小代氏	玉名市伊倉
高瀬荘	貞和二	吾妻鏡		同 高瀬町
玉名荘	貞和二	広福寺文書		同 石貫・玉名
白間荘	嘉暦二	詫磨文書		玉名郡蘭園
安楽寺荘	建久四	清原寺文書	宮崎領	同 代明町大野
大野別荘	貞和五	醍醐雜事記	無量光院	山鹿市山鹿・吉田
山鹿郡				
山鹿荘	寛治六	阿蘇文書		鹿本郡鹿北町・菊鹿村
宮崎荘				同 菊鹿村
泉本荘				同 同
泉新荘	承久二	田中家文書	弥勒寺領	

尾登利荘				山鹿市八幡・三岳
大路曲荘				同 米田
菊池郡				
木野荘	天文二〇	碑文		鹿本郡菊鹿村木野
菊池荘	文保元	藤野文書		菊池市深川
赤星荘	正平七	西高辻文書		同 赤星
阿蘇郡				
阿蘇荘	元弘三	阿蘇文書		阿蘇郡一宮町・阿蘇町
合志郡				
合志荘	正平二	大友文書		菊池郡西合志町
田島荘	延元二	二階堂文書		同 泗水町田島
富荘	正平七	西高辻文書		同 富
恵良荘	正平七			同 西合志町恵良
片俣領	正平七			同 大津町片俣
山本郡				
三重(屋)荘	久安六	台記		鹿本郡鹿央村米野
三重(屋)新荘	元暦年間	竜造寺系図		
山本西荘	文治二	吾妻鏡		同 植木町鏡田・滴水
山本東荘				同 同 吉松・岩野
佐野荘	正平七	西高辻文書		菊池郡泗水町佐野
吉松荘				鹿本郡植木町吉松
霜野荘				同 鹿央村霜野
滴水荘	天文年間	棟札		同 植木町滴水
岩野荘	康正元	詫磨系図		同 同 岩野

木山莊	守山莊	味(甘)莊	守富莊	豊田莊	(岳牟田莊)	隈牟田莊	隈牟田莊	益城郡	健軍莊	津守保	木部保	八王子莊	(安富莊)	六箇莊	莊	託麻郡	活龜莊	河尻莊	宮内莊	藤崎莊	窪田莊	西鹿子木	東鹿子木	鹿子木莊	飽田郡
応永二二	建久六	興国六		元暦二	建久一〇	正和二			宝徳四	興国五		観応二	建治三	建久二	正治元		建久九	天授二	天文元	正平八	建長二	長寛二	貞応二	応徳三	
阿蘇文書	甲佐文書	"	阿蘇文書	玉海	阿蘇文書	大友文書		藏像銘	熊本市谷尾 崎地蔵堂地	阿蘇文書	又統宝簡集	詫磨文書	日三善康有記	島田文書	詫磨文書		阿蘇文書	藤崎文書	詫磨文書	田中家文書	"	"	東寺文書		
	弥勒寺領		九条家	歎喜光院領	"	"			健軍社領			詫磨氏	長講堂領	最勝光院領		阿蘇社領			九条家						
上益城郡益城町木山	下益城郡小川町小野部田	上益城郡御船町甘木	" 富合村守富	" 豊田	"	下益城郡城南町隈庄			熊本市健軍町	上益城郡益城町津森	" 御幸町木部	" 春竹町八王子	熊本市世安町・近見町	上益城郡嘉島町六嘉	熊本市神水町・江津町	熊本市池田町池亀	熊本市中島町・飽託郡・天明村	" 宮内町	熊本市島崎町・宮内町	" 釜尾	飽託郡北部町	熊本市清水町	飽託郡北部町鹿子木		

高樋莊	弥生莊	未勘莊保	球磨白間	多良木莊	須恵莊	永吉莊	人吉莊	球磨郡	球磨莊	葦北莊	葦北郡	(豊福莊)	豊福保	八代莊	八代郡	宇土莊	古保里莊	宇土郡	田口保	砥用保	矢部保	小野鱒莊	小野莊	牟田莊
正平一一	正平七		寿永三	建久四	貞応三	建久二	元久二		延応二	文保二		観応二	又統宝簡集	建久三		正平九	興国二		正平七	正平六	正平六		正和五	応長二
阿蘇文書	西高辻文書		吾妻鏡	相良系図	"	平川文書	相良文書	願成寺文書	八条院	詫磨文書		大友文書	藤原能保室	吾妻鏡		三宮鐘銘	高良山領		西高辻文書	阿蘇文書	阿蘇文書	東寺文書	舛田文書	"
	平頼盛		相良氏			蓮華王院領	八条院					下益城松橋町豊福					高良山領		阿蘇社領		七条院領		熊本市秋津町中牟田・西牟田	
			" 多良木町多良木		球磨郡山江村	須恵村	人吉市人吉町				葦北郡葦北町佐敷					" 宇土	宇土市古里保		上益城郡御船町田口	下益城郡砥用町	上益城郡矢部町		下益城郡小川町小野	

中世の郷 令制による郷里は約二五年続いただけで、天平一二年（七四〇）ごろ里は廃止されたが、平安中期ごろから自然発生的に荘園や国衙領内に郷が発生し、中世を通じて農民支配と農民結合の単位として存続した。次に『新撰事跡通考』『熊本県史料』などによって、肥後中世の郷を表示する。年代は文献に初出のものである。

郷名	年代	西暦	出典	所在地
玉名郡 玉名庄	貞和元	一三四六	広福寺文書	玉名市石貫・玉名
西郷	正平一七	一三六二	〃	菊水町東郷
野原西郷	建武三	一三三六	小代文書	荒尾市万田
野原郷	長祿四	一四六〇	玉祥寺文書	荒尾市野原
野原庄	寛正六	一四六五	小代文書	東郷…荒尾市府本
東西郷	正平二	一三五七	相良文書	玉東村山北
山北郷				
菊池郡				
菊池西郷	観応三	一三五二	大友文書	菊池郡七城村西郷
南通郷			事蹟通考	菊池市広瀬・河原 旭志村伊萩
中通郷			〃	隈府・西寺・河原・泊間
北通郷			〃	菊池郡七城村、鹿本郡菊鹿村
阿蘇郡				
阿蘇郷			事蹟通考	阿蘇谷一帯
南郷	建久六	一一九五	阿蘇文書	南郷谷一帯
小国郷	延元三	一一三八	申良惟澄	小国地方
北郷	正平三	一三六八	文巖殿書	阿蘇谷一帯？
高森郷	天授三	一三七七	〃	高森町

阿蘇品郷	天授三	一三七七	文巖殿書	一の宮町野中
井出郷	応永一六	一四〇九	〃	井出
合志郡				
合志北郷			事蹟通考	菊池郡泗水町・七城村
中郷			〃	旭志村・泗水町
下郷			〃	大津町・菊陽村
飽田郷				
飽田南郷	弘安五	一二八二	大慈寺文書	熊本市島崎・池上・高橋・松尾町
飽田郷			事蹟通考	熊本市黒髪町立田
立田郷			〃	
託摩郡				
託摩西郷	元徳二	一三三〇	詫磨文書	熊本市出水・春竹・健軍・画津町
金光郷	応永六	一三九九	〃	〃 白藤町金光
託磨東郷	〃 八	一四〇一	〃	菊池郡西合志町黒石
上島郷			事蹟通考	上益城郡嘉島村上島
益城郡				
小北郷	承安三	一一七三	甲佐文書	不明
砥用郷	〃	〃	〃	下益城郡砥用町
守山郷	建久六	一一九五	〃	〃 小川町小野部田
津守郷	天福二	一一三四	健軍神社	上益城郡益城町津森
海頭郷	正応六	一二九三	文岡氏所藏	下益城郡小川町海東
小山郷	正和五	一一一六	詫磨文書	上益城郡嘉島村六嘉附近？
甲佐郷	延元二	一三三七	申良惟澄	〃 甲佐町
布加良郷	康永三	一三四四	島田氏所藏	〃 矢部町旧中島村福良
木山郷	正平二	一三四七	申良惟澄	〃 益城町木山

男成郷	文明 二一四七〇	男成文書	上益城郡矢部町男成
中山郷		事蹟通考	下益城郡中央村の内旧中山村
小熊野郷		〃	〃 旧中山村上郷下郷
石津郷		拾集昔語	上益城郡御船町附近
八代郡			
太田郷	正和 三一三四	舛田文書	八代市太田郷町
道前郷	元中 八 一三九一	今朝洞文書	宮原町・東陽村・泉村
高田郷	文明一五 一四八三	相良文書	八代市高田
小犬郷		事蹟通考	鏡町
道後郷		〃	竜峯村・宮原町
葦北郡			
日奈久郷		〃	八代市日奈久町
津奈木郷		〃	葦北郡津奈木町
湯浦郷		〃	〃 湯浦町
水俣郷		〃	水俣市
球磨郡			
久米郷	正和 二 一三三三	三池文書	多良木町久米

室町幕府は強力な守護の支持によって成立した連合政権的性格をもつていたので、幕府に対する守護の発言権は大きく、守護権力は鎌倉時代よりはるかに大きかった。そのため守護勢力は増大し、地頭を被官化した士地人民の一円知行によって、守護は完全に一国支配の領主となった。これが守護大名である。ついで応仁文明の大乱を契機として戦国争乱の時代に入ると、守護代あるいはそれ以下の勢力も、その実力によって守護を倒し、勢力の交代が行われる。これが戦国大名である。

守護大名の一円支配と、戦国大名の領国支配によって、国衙領はもと

より荘園も消滅してゆくが、これを法的に崩壊させたのは一六世紀後半の秀吉による検地である。太閤検地以後従来の郷や荘は廃止されるわけであるが、近世になっても慣習的に使用されていた。そしてその過渡期の様相を物語る史料が若干遺されている。『肥後国検地諸帳』の中に次のものがある。

四二七 慶長一三、一〇、二五 池亀之内柿原村田島御検地御帳
 五九九 〃 九、九 川尻庄迎五町村
 一五六 〃 〃 〃 下庄原口村
 三三八 〃 〃 〃 山北之浦西安寺村
 三四七 〃 九、二 伊倉之内川嶋村田畑御検地帳
 三五九 〃 〃 〃 大野庄之内浜村田島御検地御帳
 三六二 〃 〃 〃 大野内立願寺村田島御検地御帳
 三九一 〃 〃 〃 小代野原庄宮崎村地撫御帳

注 熊本史学会編『肥後国検帳諸帳目録』による。番号は同書番号である

右のうち「三九一七」は小代野原庄と書き、「三五九四」は大野庄之内と書きながら、「三六二六」は大野内としている。また「五九九」は川尻庄としているが、「四二七」と「三四七九」は「庄」を略している。「一五六六」の「下庄」は合志郡を北・中・下に三分した称呼であり、「山北」は玉名郡内で金峰山系山地の北方一帯の称呼である。

荘郷を略した称呼は早くから行われていたが、一方荘名の使用はなお行われており、これは江戸期にも使用された。『肥後国誌』により次のものを掲げる。

郡名	荘郷名
玉名郡	江田庄 東郷庄 千田庄 野原庄 伊倉庄 玉名庄
山鹿郡	白間庄 大野庄 山北郷
菊池郡	山鹿庄 宮崎庄 尾登利庄
南郷	
中通郷	
北郷	

阿蘇郡	阿蘇郷
合志郡	北郷 中郷 下郷
山本郡	東郷 西郷
鮑田郡	鹿子木庄 河尻庄 池田庄 鮑田郷 立田郷
託麻郡	神倉庄 安富庄 本庄庄
上益城郡	甘木庄 木山郷 津守郷 矢部郷
下益城郡	隈庄 豊田庄 守豊庄 守山庄 砥用郷 甲佐郷
宇土郡	豊福庄 中山郷
八代郡	古保里庄 宮庄 南浦庄 北浦庄
葦北郡	道前郷 道後郷 高田郷 三箇郷 太田郷 小犬郷 日奈久郷 佐敷郷 津奈木郷 湯浦郷 水俣郷

右の称呼には旧郷荘をそのままその地域に使用したものが多く、菊池・合志・山本三郷は単に地域的な呼称にすぎない。

第二節 中世の町と村

城下と港 中世肥後の町としては豪族の根拠地と港があった。隈府は菊池氏の城下である。菊池氏をはじめ深川の「菊之城」に居城し、武政に至って正平二二年（一三六七）隈府城（守山城）に移ったと伝えられている。その城下に建設されたのが隈府の町で、後重朝は文明九年（一四七七）桂庵玄樹を招いて積典を行っており、隈府は当時肥後第一の町であり、政治文化の中心であったと考えられる。小代氏が肥後下向後万田に移るまで館を構えた所は府本であり、名和氏八代の居城は古麓城である。「府本」「麓」ともに城下の集落であり、城下町の原形である。小代氏や名和氏の居住地、相良氏の人吉、甲斐宗運の御船、甲斐鎮昌の隈庄など

城下町として可なりな繁栄を見せていたであろう。

一四七一年、朝鮮の申叔舟が編纂した『海東諸国記』には菊池為邦・重朝・詫磨為房・高瀬武教が朝鮮と貿易したことを記しており、一七世紀初頭の明の『図書編』には、肥後の港として牙子世六（八代）、阿麻国撤（天草）、昏陀（本渡）、一国撤介鳥刺（軍が浦）、開懐世利（川尻）、達加世（高瀬）の六港を挙げている。八代は前記名和氏の居館の地であり、川尻には河尻氏が居り、ここは緑川河口の港で、僧道元もこの港に着船したと云う。高瀬は菊池川河口にあり、伊倉港とともに栄えた。阿麻国撤（天草）は一町田と考えられる。「軍が浦」は現在には漁港にすぎないが、広福寺文書正平二〇年（一三六五）天草種国請文にも記されており、当時は貿易港であったと思われる。これらの諸港が対外貿易港として栄えたことは容易に想像できる。

中世の村 まず文献によって村の出現の時期を考えてみる。これは文献に現れたもので、この時代に村が成立したものとは限らない。肥後の古文書は鎌倉時代が最古であるから、それ以前は見ることができない。『熊本県史料』その他によって中世の村名を表示する。

年代	西暦	郡村名	出展
治承二	一一七八	鮑田郡鹿子木東庄橋村	詫磨文書
建久二	一一九一	球磨郡永吉庄青山村	平川文書
"	"	" 目田村	"
"	"	" 山田村	"
"	"	" 黒田村	"
"	"	" 原田村	"
"	"	" 深水村	"
"	"	" 平野村	"
"	"	" 永池村	"

建久二	求麻郡永吉庄中神村	平川文庫	正平一九	玉名郡石貫村	広福寺文書
〃	〃 内渡村	〃	〃 二〇	天草郡白木河内村	〃
〃	〃 目良生村	〃	〃 三	〃 嶋子村	詫磨文書
〃	〃 深田村	〃	〃	玉名郡野原庄岩原村	小代文書
〃	〃 河辺村	〃	〃	〃 小原村	〃
〃	〃 尾瀬村	〃	〃	天草郡志加木村	詫磨文書
〃	〃 高野瀬村	〃	〃	〃 志那子村	〃
〃	〃 五木村	詫磨文書	至徳四	飽田郡湯毛村	〃
建久一〇	託麻郡漆嶋郷土呂木村	詫磨文書	〃 四	求麻郡築村	平の文書
建永元	〃 長浦村	〃	〃 三	玉名郡大野別符中村	詫磨文書
弘長三	〃 神蔵庄鳥栖村	〃	〃 四	菊池郡加江村	〃
文永九	飽田郡鹿子木東庄南山室村	〃	〃 六	玉名郡大野別符尾崎村	〃
正安四	肥後国多良木村	相良文書	〃 一四	〃 狩塚村	〃
嘉元三	玉名郡大野別符岩崎村	詫磨文書	〃	〃	野原八幡宮文書
正和元	託麻郡六箇庄小山村	〃	文安四	〃 万田村	犬童文書
正和元	八代郡八代庄三ヶ村	舛田文書	〃 五	球磨郡薩摩瀬村	野原八幡宮文書
元亨元	玉名郡大野別符鍋村	詫磨文書	〃 元	玉名郡阿らお村	男成文書
元徳二	天草郡宮路村	志岐文書	〃 二	〃 益なか村	〃
正慶二	以後国人吉庄間村	相良文書	〃	益城郡上かわいの村	〃
建武二	八代庄小熊野村	舛田文書	〃	〃 いわたて村	〃
暦応三	飽田郡河内村	牛島文書	〃	〃 井けしり村	〃
貞和六	玉名郡野原西郷益永名内迫村	小代文書	〃	〃 おほらい村	〃
観応元	山鹿郡山鹿庄志職今村	〃	〃	〃 おのしり村	〃
正平一七	玉名郡久井原村	広福寺文書	〃	〃 いろいろ原村	相良文書
〃	山鹿郡山鹿庄片保田村	〃	文明一一	球磨郡久米郷奥野村	柚留木文書
〃	〃	〃	〃 一六	益城郡豊田之内たうま村	〃

文明一九	一四八七	求麻郡久米郷多良木村	願成寺文書
明応二	一四九三	八代郡道前郷鏡之村	〃
文亀元	一五〇一	玉名郡くらみつ村	野原八幡宮文書
大永四	一五二四	飽田郡荒尾村	熊本市島崎町 荒尾地藏堂板碑
〃五	一五二五	玉名郡一部之村	野原八幡宮文書
享祿三	一五三〇	〃平山村	〃

右表は一応、天文年間以後は省いた。これらの村は自治制をしいた近世的な村ではなく、荘園制下の自然村落であり、単に領主の収納の対象となつた村にすぎない。松本雅明氏は中世村落研究のために次の三つの方法を採られた。(城南町史)①中世の石造遺物 ②村落の祠堂・神社もしくはその遺跡 ③墳墓の位置 これら中世的遺物遺跡によって文献の欠を補えば、たしかにある成果を期待できる。しかしこれらの調査は未だ殆ど手をつけられていない現状では、これに頼ることはできない。将来を期待したい。

郷村制の成立 農業の進歩、経営の多角化集約化に伴ない、有力な名主は武事に専念し、農耕は作人に任せられるようになる、農民は自衛と営農の便宜のために、中小名主を中心に団結してくる。南北朝の争乱は畿内農民の団結を固め、戦国期の戦乱は地方農民の団結を促した。かくして成立した農民の自治組織を「惣」と云い、また「惣村」と呼んだ。農民たちは郷村単位に結合し、領主に対抗し、年貢徴収を請負い(百姓請とよぶ)、入会地や用水を管理し、寄合を開き村掟をつくつて村の自治運営を行った。かかる郷村は畿内においてはすでに鎌倉末に発生し、南北朝に発達してやがて土一揆となつて勢力をふるつた。正長元年(一四二八)や嘉吉元年(一四四一)の土一揆はその雄たるものであり、宗教的色彩を帯びると加賀の一向一揆などとして守護を滅ぼすものも出現した。

村掟は不文律が多いが、畿内など成立の早かつた地域では成文化していた。(寛正二年近江国菅浦、延徳元年近江国今堀など) 肥後の郷村は何時発生したか、これを実証する村掟など直接史料は見出せないが、間接的史料についてこれを見よう。前記小代氏は玉名郡野原荘の地頭職に補せられて下向してきたが、一族結団の中心として野原八幡宮を氏神とした。その祭祀を記録したものが『野原八幡宮祭事簿』で、建長四年(一二五二)より明治三五年(一九〇二)までの記録がある。これを検討すると、祭祀担当者は武士から名主に移つたが、文明八年(一四七六)の記事に次のものがある。

大行事役之事 田原分孫さこ二さされ候といへども、先年よりかの分に仕きたらざるよし、百姓かたく申二よて、阿くる二月十一日ニ被取行候畢

百姓の強力な主張が行われたと見られる。永正一〇年(一五一三)よりは祭礼の回数が多くなり、担当者が万田村の農民となつてゆく。これよりみて玉名北部の惣の発生は一五世紀半と見てよからう。

天文年間には戦国争乱のもつとも熾烈をきわめた時期である。それだけ農民にとつても自衛の必要があり、その団結も鞏固さを加えて行つた。その団結によつて農民の自治体である郷村もまた一段の発展をしたことであろう。石造遺物中文明以降とくに享祿以後の板碑、石塔の多いのはこれを建立した農民の大きな団結の力を見ることができるといえる。

第三章 近世の地方制度

第一節 加藤氏時代の肥後

天正一四年（一五八六）一〇月、肥後全土を配下におさめた島津義久が豊後の大友氏に対して攻撃を開始すると、これに抗しかねた大友宗麟は、豊臣秀吉に救いを求め、これに応じて秀吉は翌天正一五年三月九州討伐を開始した。戦国の争乱期に肥後に割拠していた豪族たち——五十人衆あるいは国衆とよばれていた——は、秀吉が肥後南関に入った四月一三日より、薩摩出水に入った四月二七日までの間にいずれも降伏し、相良氏も八代において降伏して、肥後はすべて秀吉に帰属した。島津氏も反抗の不可を知って、義久は五月八日川内の秀吉の本陣に来て降伏を請い、かくして九州統一を終わった秀吉は、帰途につくとき六月二日南関において天草と球磨を除いた肥後全土を佐々成政に与えることになった。しかしこのとき五十二人衆などの諸豪は、いずれも秀吉の朱印状を与えられて、旧勢力の存在を認められていた。いま一例として相良長毎の配下にあつた水俣城を与えられた深水宗方についてみれば、次の朱印状を与えられている。

肥後国求麻郡の内に於いて、本知武拾四町、今度新知として同国葦北郡の内水俣五拾五町、津那木拾八町、都合九拾七町扶助せしめ畢んぬ。全く領知を致し、向後奉公之忠勤を抽すべきものなり。
天正十五 五月晦日（秀吉朱印）

深水三河入道とのへ
（相良文書六九四号）

このほか隈部親永（八〇〇町）、城久基（八〇〇町）、大津山家稜（三二〇町）、宇土顕孝（五〇〇町）、和仁親実（一五〇町）などいずれも朱印状を受けていた。そのため成政の支配はかかる独立した小領主の上に

立つてのことであつて、肥後の完全な一円支配ではなかつた。そのうえ彼は秀吉によって三年間の検地不施行を指示され、一揆の防止について注意を与えられた。かく極度に制約された肥後支配であつたため、佐々が外山（富山）から家臣を率いて熊本に入城しても、家臣に与える知行はほとんどなく、ために「殿下（○秀吉）の御下知に背き国侍に御朱印の面知行等相渡さず、（中略）佐々検地俄に申付け」て隠田の摘発を行つたため国衆は反抗し、「百姓下々に対し非分等申懸くるにつき、迷惑に及び一揆起」という有様であつた。（相良文書六九五号・六九六号）佐々に對して先ず反いたのが隈部の隈部であり、続いて大津山・和仁・辺春・甲斐など城北の諸豪族が反乱をおこし、いわゆる国衆一揆をひきおこした。成政は柳川の立花宗茂に応援を求め、秀吉も福岡の黒田孝高・小倉の毛利勝信に出兵を命じ、薩摩の島津義弘も来援して一揆を滅ぼし、一揆に関係しなかつたことを弁解した白間野・城・赤星・宇土なども本領を没収して、国衆の大部分を一掃してしまつた。しかも成政に対しては上洛を命じ罪状三か條を挙げて、天正一六年五月一四日尼崎において切腹を命じ、佐々の肥後支配は一一か月にして終つた。

佐々成政没落後の肥後は、二分して加藤清正・小西行長の両名に与えられた。小西は宇土・益城・八代の三郡を領して宇土に居住し、加藤は他の九郡を領して隈本に居住し、その知行高は普通小西二四万石、加藤二五万石と云われている。しかし実際に加藤に与えられた知行高は次のとおりである。

肥後国領知方目録事

- | | |
|----------------|------|
| 一、四万参千八百五拾五石 | 玉名郡内 |
| 一、老万式千七百七拾六石六斗 | 山鹿郡 |
| 一、九千九百九拾六石六斗 | 山本郡 |
| 一、参万式千八百八拾四石六斗 | 飽田郡 |

一、壹万式千六百五拾五石 佐磨郡
 一、壹万五千九百五拾石 菊池郡
 一、貳万五千五百石 合志郡
 一、四万八百四石八斗 阿蘇郡
 一、六千五百六拾石壹斗 葦北郡
 合拾九万四千九百拾六石

此内

千石 小代伊勢守(○親忠)
 參千石 同 下総守(○親泰)

壹万六千石 国侍二被下分
 拾七万五千石 其方身充被下分

以上

天正壹拾六年閏五月十五日(秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ

(前田家所蔵加藤文書)

すなわち清正に与えられた知行高は右九郡一九万四九〇〇余石のうち、小代氏と国侍に渡される二万石を差引いた一七万五千石であり、俗に云われる二五万石とは大きく相違している。また右の郡高も江戸時代を通じて基準とされる寛永十一年(一六三四)の肥後国郷帳とは著しく違っている。郷帳における右九郡高合計は三二万七千余石となり、宇土・益城・八代三郡は合計一九万三千石で、小西領の俗称二四万石ともこれまた異なっている。

文禄・慶長の役においてはげしい対立を示した加藤と小西は、慶長五年(一六〇〇)関原役がはじまると東西に分かれ、敗れた小西が刑死したあと小西領もすべて加藤に与えられ、天草もその支配に加えられて、清正による肥後の一円支配が完了した。しかし天草は清正の請によって、豊後鶴崎・野津原・九住の地二万三千石と交換されて天領となり、ついで寺沢氏領となった。

清正による肥後の一円支配は一二年、前後を通じて二四か年、その間各地の河川改修や新地造成を行ったと云われ、また隈本築城を行った。

隈本は慶長十二年(一六〇七)熊本と改めた。――慶長一六年(一六一一)清正は歿し、後を嗣いだ忠広の治世は二年に及んだが、寛永九年(一六三二)改易されて加藤氏の支配は絶え、小倉より細川忠利が入国して細川氏の支配が始まることになる。

江戸時代における肥後の統治は次のとおりである。

肥後藩(加藤氏――細川氏)

飽田・託摩・宇土・益城・八代・芦北・玉名・山鹿・山本・菊池・合志・

阿蘇一二郡 五一万九、八九一石四一五

豊後直入・大分・海部三郡の内 二万、二四〇石一一〇

相良藩(相良氏) 球磨郡 二万二、一六五石

相良氏預米良 二四六石一一〇

天領

天草郡(はじめ私領) 初 三万七、四〇九石二五二

後 二万一、〇〇〇石

五箇庄(はじめ加藤氏・細川氏支配) 四万四六〇

第二節 肥後藩の地方制度

一、細川氏の統治

寛永九年(一六三二)五月二二日幕府は参府してきた加藤忠広を品川に停めて入府させず、そのまま池上本門寺に軟禁し、六月一日肥後改易の命が下されて、忠広は出羽庄内に配流され、酒井忠勝に預けられて一万石を給され、嫡子光正は飛騨の金森重頼に預けられ、百人扶持を与えられることになって、加藤氏の肥後支配は終り、同年一〇月四日小倉の細川忠利に肥後移封の命が下った。忠利は一二月六日小倉を發し、九日熊本に入城して細川氏の肥後統治が始まり、以後つづいて明治二年(一八六九)の版籍奉還に至るのである。

江戸時代における肥後国の統治は、相良藩の球磨郡と天領天草郡および

び五箇庄を除いた一二郡に、豊後三郡を加えて五万石余であったが、細川氏はその一部を割いて二つの支藩を設けていた。宇土支藩と新田支藩がそれである。

忠利の肥後入国するときその父忠興は中津より八代に入城し、隠居料として九万二千石を領していた。そのうち三万石を割いて四男立孝に与えたが、立孝は正保二年（一六四五）閏五月卒し、忠興も同年一二月八代城に歿したので、忠利の後を嗣いでいた藩主光尚は、家老首席の松井興長を城代として八代城に置き、立孝の子行孝を宇土に移して支藩とした。時に正保三年七月二九日のことで、その所領は次のとおりである。

- 宇土郡のうち 一万二千八石九斗
- 益城郡のうち 一万九千七百九十一石
- 合 三万一千七百九十九石

宇土細川家は一代行真のとき版籍奉還となるが、その間六代立礼と八代立政は宗家を嗣いで、斉茲・斉護となる。

新田支藩は細川利重を始祖とする。利重は光尚の第三子で、綱利の弟にあたる。寛文六年（一六六六）七月藩主綱利は弟利重に三万五千石を与えて支家を創設させたが、知行地を与えず蔵米を以て給し、定府として江戸に居住させた。これを俗に新田支藩と称している。新田支藩は一〇代利永に至って終わるが、その間利重の三男利武は綱利の養子として藩主宣紀となる。大政奉還後明治元年三月利永は家族および家臣を率いて江戸を退去し、四月二三日熊本に帰省して、高瀬町岩崎原に陣屋を構え、高瀬藩と称した。

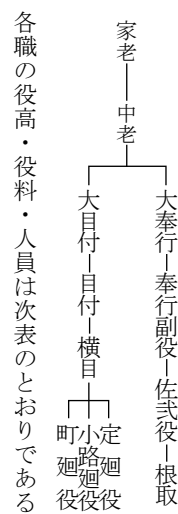
二、行政機構

職制

肥後藩の行政機構は、細川氏の小倉領時代の機構を踏襲拡張したものである。しかしその小倉藩支配は三三年であったので、その機構も完備してはいなかったであろうし、また移封後は肥後の実情に即応す

るよう漸次改廢して、五〇年後の延宝時には大略完成していた。熊本城代には細川氏一門の長岡内膳・長岡図書の家を宛て、八代城代には松井氏を置いた。八代城は加藤氏の代より元和の一国一城令の除外令として、その存置を許されていた。

藩政の最高職は家老で、その下に次の職制が敷かれていた。



職名	役高	役料	人員
家老	三、五〇〇石	二〇〇俵	三家老外二人
中老	三、〇〇〇	二〇〇	二
大奉行	一、五〇〇	一〇〇	一
大目付	一、五〇〇	一〇〇	二
奉行	一、五〇〇	一〇〇	二
奉行副役	八〇〇	五〇	四
目付	五〇〇	四〇	二
横目	三〇〇	二〇	八
五人扶持	三〇〇		一三

家老は松井・米田・有吉の三家は世襲で、これを三家老と称し、他の二人は三淵・沢村その他三家に准ずる格式の家より選ばれた。大奉行は奉行所の責任者であり、大目付の一人は江戸詰で旅家老とよばれた。

藩庁機構 藩庁を奉行所と称し現在の熊本城内御幸坂を登りつめた西

側の位置にあった。その組織は次の一六の部局に分けられていた。(官職制度考)

- ① 当用局 当直詰侍の詰所、雑事や臨時の用件取調
 - ② 機密局 告諭・政令など機密文書の取扱
 - ③ 考績方 考課事務
 - ④ 選挙局 人事および庶民の賞罰
 - ⑤ 勘定局 藩の財政事務全般
 - ⑥ 町 局 熊本府および四か町の支配
 - ⑦ 客屋局 渉外関係事務
 - ⑧ 普請作事掃除道方 藩庁の修理と城下の道路修築
 - ⑨ 城内局 城内の兵器・資料・食糧管理
 - ⑩ 船 方 川尻と鶴崎におかれた船方奉行の役所
 - ⑪ 学校方 文武教育全般
 - ⑫ 刑法局 検察行刑
 - ⑬ 屋敷方 熊本府内侍屋敷の管理
 - ⑭ 類族局 切支丹類族の監督管理
 - ⑮ 郡 局 地方行政、貢租事務
 - ⑯ 寺社方 寺社関係事務
- 右の一六分職は重賢の宝暦の改革に当たって統合されて五年(一七五七)には一三となり、翌六年には一二分職に縮小され、局を方と改めた。これを表示すると下表のとおりとなる。

三、地方行政

郡と石高 郡名は古代よりの呼称のままである。すなわち球磨・天草を除いて肥後藩に属したのは玉名・山鹿・山本・菊池・合志・阿蘇・飽田・託摩・益城・宇土・八代・葦北の一二郡に、豊後直入・大分・海部の三郡を併せた一五郡であった。益城郡は広大であるので、鎌倉初期に

宝暦五年	勝手方	選挙方	学校方	町屋方	客屋方	普請方	作事方	掃除方	船方	刑法方	屋敷方	郡方	寺社方
六年	勘定方	选举方				普請作事方	掃除方						城類方

はずで「益城上郡」と記録して、郡を分けているが、一般には元禄ごろに沼山津・木倉・矢部の三手永を上益城、鯨・甲佐の二手永を中益城、杉島・河江・廻江・中山・砥用の五手永を下益城として三郡に分け、次で上中を合わせて上益城とした。ただし上下二分後も総称の益城郡はなお用いられた。

玉名郡は江戸中期には、六手永のうち南関・中富・内田の三手永を上玉名郡、小田・坂下・荒尾の三手永を下玉名郡と呼んだこともあるが、宣紀代手鑑・肥後国志・普通には玉名は一郡であった。

(注) 手永については後述する。

石高には郷高と現高とがある。郷高は軍役高とも称し、幕府に公式に届け出された石高で、軍役賦課の基準となるもので、肥後藩の五四万一千石、相良藩の二万二、一〇〇石がこれである。現高は実収で郷高よりはるかに多く、肥後藩は七四万石余であり、相良藩は四万三、二〇〇石であった。左にその数例をとって表示する。なお開墾や干拓による新田開発によって増加した新田高の一例として、一九世紀初頭のものを元高とともに表示した。

郡	年代 高	元和 8	寛永 11	慶安 3	元禄 14	元文元	文化年間	
		1 6 2 2	1 5 3 4	1 6 5 0	1 7 0 1	1 7 3 6	1 8 1 0 頃	
		現 高	郷 高	〃	〃	現 高	元 高	新田高
飽 田 託 摩 上 城 下 益 宇 城 八 土 葦 代 山 北 山 本 山 名 山 鹿 菊 池 合 志 阿 蘇 直 入 大 分 海 部		70,429	51,033	〃	〃	70,430	69,055	1,194
		28,483	19,088	〃	〃	28,438	30,707	1,279
		181,051	124,471	123,433	〃	181,051	93,115	5,170
		34,197	25,710	25,709	〃	34,197	24,865	873
		61,778	42,877	〃	42,882	61,778	61,251	1,320
		19,383	17,535	17,534	〃	19,384	19,299	1,635
		25,676	17,387	〃	〃	26,226	26,244	410
		114,201	73,928	73,927	〃	114,202	119,946	5,249
		35,405	33,117	33,116	〃	35,405	35,816	301
		26,584	26,463	〃	〃	26,584	28,037	1,407
		48,505	34,691	〃	〃	48,505	49,806	1,885
		63,047	54,628	〃	〃	63,047	63,114	4,892
		23,107	2,511	〃	〃	5,835(4)	5,507	454
			10,057	〃	〃	13,406	13,458	733
		7,673	〃	〃	7,677	7,748	235	
計		731,841	541,170	519,891(2)		736,210	751,655	29,512
球 磨 天 草			22,165(1) 21,077	22,165 37,409	〃 21,769(3)			

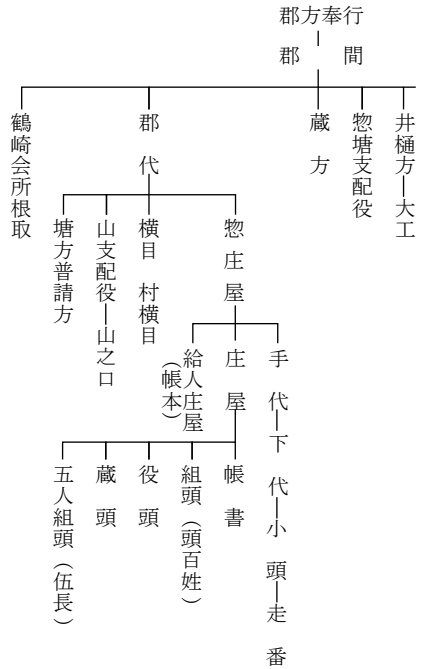
- 注 1、(1)は上段が拝領高、下段が新田高である。
- 2、(2)の計には豊後三郡の高が加えられていない。
- 3、(3)天草代官鈴木重成が天草の石高半減を願って自刃したのは承応二年であり、半減が決定したのは万治二年ことである。
- 4、(4)阿蘇谷の内一〇村か二、九二八石が久住手永に編入されたのは慶安四年である。
- 5、本表作製の資料は次のとおりである。
- 元和 八年……「加藤家侍帳」森下所蔵
寛永 一年……「肥後国郷帳」
慶安 三年……「細川六丸(綱利)代(肥後国中之絵図)」熊本県図書館蔵
元禄 四年……「肥後国絵図」北岡文庫蔵
元文 元年……「肥後国中郡手永村附」本田彰男蔵
文化年間……「肥後藩の経済機構」
- 五か町** 地方行政は次の系統に分かれる。
- 屋敷方支配……城下の侍屋敷
町方奉行——熊本の町屋
└──町奉行……四か町
郡代支配……各郡
- 地方行政区最大のものは郡で、郡代の支配下にあったが、右のとおり熊本・八代・川尻・高橋・高瀬の五か町は町方に属し町方奉行の支配を受けていた。また侍屋敷は町方とは別に屋敷方の支配下にあった。熊本は肥後藩の首都で熊本府と称され、政治・経済・文化の中心であったので、町奉行をおかず町方奉行の直接支配下にあった。町屋は大略一六の区域に分け、これを懸と称し、さらに八〇数丁に細分されていた。懸と丁とは安永元年(一七七二)に一四懸八六丁(肥後国志)、文化八年(一八一)に一五懸八二丁(官職制度考)、文化十一年(一八一四)に一六懸八七丁(諸御郡村附帳)であった。次に元文元年(肥後国中郡手永村附)と文化十一年とを比較してみる。

西古町	古細工町	職人町	蔚山町	新三丁目	新式丁目	新老丁目	懸	元文元(一七三六)
呉服老丁目 同式丁目 同三丁目(馬借町) 古桶屋町 川端町	挽町 新細工町 高麗門町 木 老丁目 式丁目 三丁目 四丁目 五丁目 石塘	三町	老丁目 式丁目 八百屋町	瓶屋町 塩屋町 新鳥町	桶屋町 段山町 檜物屋町	新魚屋町 新馬借町	丁名	
同	細工町 (七)	同(二)	同(二)	同(四)	同(六)	同	懸	文化二(一八一四)
同 同 同	同 同五丁目 同三丁目 同四丁目	下職人町 上職人町 中職人町	上ノ丁 下ノ丁 八百屋町	同 同 同	同 同 新桶屋町 檜物町		丁名	

京町	紺屋町	東古町	中古町	
京老丁目	紺屋今町 紺屋阿弥陀寺町 同三丁目 横町	古川町 宝町 新大工町 新鍛冶屋町 山崎町順正寺門前 慶徳町連光寺門前	米屋町老丁目 同式丁目 同三丁目 東萬町老丁目 西萬町式丁目 板屋町 金屋町 小沢町	東阿弥陀寺町 西阿弥陀寺町 古鍛冶屋町 中唐人町 西唐人町 長者町
京老丁目	同(七)	同(二) ○	同(二) 二	(二) 一
	紺屋新今町 同 同 同 同	同 同 同 古魚屋老丁目 同式丁目	通リ丁 古魚屋町 魚屋三丁目 同式丁目 同 同大工町 同 同 萬老丁目 米屋老丁目 同	同 同 同 同 同 同

年 郡	寛政七		享和三		文化八		天保一三	
	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴	田 摩 城 土 代 北 名 鹿 本 池 志 蘇 郷 国 住 原 崎	飽 託 上 下 宇 八 葦 玉 山 山 菊 合 阿 南 小 久 野 鶴
	2	2	2	2	1	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2
	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	1	1	1	1
	2	2	2	2	1	1	1	1
	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	2	2	2	2	2	2
計	23	23	23	23	19	19	19	28

奉行所の郡局に二人の郡奉行があり、その下に郡代ほか第一段の諸役があった。内検に検見、袖方は製材事務、井樋方・塘支配役は治水、蔵方は熊本・大津・鏡・川尻・八代・高瀬・久住の米倉の支配役である。郡代は郡政の直接責任者である。人数は時によって異なり、一郡二名のこともあり、二郡兼任のこともあった。次に四つの例についてその人数を見る。



本表は左記の史料によって作製した。

- 1、寛政七年……大津手永手鑑（熊本女子大編「肥後藩の農村構造」所収）
- 2、享和三年……北里手永手鑑（同書）
- 3、文化八年……官職制度考（肥後文獻叢書）
- 4、天保一三年……廻江手永略手鑑（成松亭蔵所蔵）

なお一領一疋・地侍・郡代直触・郡医師・社人・寺社などが、直接郡代支配下におかれていたが前表には省略した。

四、手永制度

手永の語義 明治大正時代の郡治においては、村は郡に直結した最小の自治体であったが、藩政時代の村は郡には直結せず、その中間に数か村乃至数十か村を一単位とした行政区画が存在した。これを地方によって種々な名称でよんでいる。すなわち

十村組……金沢藩 筋……大垣藩
 通……盛岡藩 組……柳川藩他

などで、多くは組とよばれていた。この組に一人の大庄屋を置き、大庄屋はその管轄下にある数か村を支配し、数人の村庄屋を配下におさめていた。肥後藩ではこの区域を手永とよび、大庄屋を惣庄屋とよんだ。手永は懸とも呼んだが一般には手永と称され、また惣庄屋も対外的には大庄屋と呼んでいた。

手永も組も村の集合体であるが、村数においては可なりの相異がみられた。四五か村くらいを一単位とした金沢の十村組は別として、他藩の組は大略一〇か村くらいであった。例えば天草は全島八七か村を一〇組に分けていたので、一組平均八か村となる。奥平氏の中津藩では一一組一七五か村であるので、一組平均一六か村となる。これに比して肥後藩

の手永ははるかに大きかった。享和三年（一八〇三）における最大の手永は、上益城郡矢部手永の七七か村で、小は葦北郡久木野手永の二か村、津奈木手永の四か村などである。このときの村数は豊後三郡の肥後領八八か村を除いて一五〇二か村で、手永数四七であるので、一手永平均三二か村となる。特殊事情にあった葦北郡六手永三二か村を差引けば平均三六か村となる。明治初年には村数はさらに増加して一八三一を数えるので、一手永平均三九か村となり、他藩の組よりはるかに大きかったことを知る。

葦北郡は九州山地の末端が海に迫り、平地に乏しく物資にも恵まれず、郡総高も一万九、二九五石で、一郡一手永の山本郡——正院手永二万六、二四三石、六三か村——より高は少なかった。そのため集落の発達は遅れ、村数も少なかった。村高五一八石の久木野村一か村をもって久木野手永を設置したのは、その南が薩摩藩伊佐郡に、東が相良藩一勝地村に接する山間部にあるので、対外関係を考慮してこの措置をとったものであり、二四の小村にも庄屋を置いていた。

「てなが」とは公家武家の給仕人を云い、また神祭の神饌運搬者をよんだ。佐渡地方においては田地の世話人を云った。相良藩においては「拙者手永一勝地村」（宝永七年巡見使応待覚）のように支配地を意味するものとして使用され、肥後藩においても同様な意味に用いられたことがある。すなわち寛永一〇年（一六三三）六月、玉名郡奉行宛波多中庵書状に

玉名郡広福寺山林之事……只今竿を入御改候て、寺内の山林大方何ほどと御書付け、所之庄屋以下先代より御免之証文御取候て、只今如何仰付らるべきやと御意を得られ然るべく候、……其外にも御手永之内は、寺之先代よりの御免之藪林御改候て、右の如く証文以下御取仰上られ然るべく候（広福寺文書一一七号）

とあり、「手永」が支配あるいは支配地の意味に使用されている。

中世用語であるこの「てなが」の語が、大庄屋あるいは惣庄屋の支配

する近世自治体の呼称として使用されるに至った所以を、北九州に自己の手の届く範囲を「てなが」とよぶ方言があることに由来すると云し、官職制度考もまた「懸」に「方言ニ手永ト云、他邦ニ組ト云」と註している。制度としての「手永」の語はこの方言によるものと解するのは妥当である。しかし最初から「手永」と称していたのではない。慶長年間の小倉藩で、「捌」や「手捌」の語が使用され、（小倉藩人畜改帳）杵築藩が「手永捌大庄屋」と称しているのは（杵築藩大庄屋庄屋名簿）、その発展段階を示しているものであろう。

手永制を実施したのは、肥後藩と會ての細川領であった豊前・豊後のうち、小倉・日出・杵築の三藩と、水野氏の岡崎藩とである。細川氏の所領時代手永制を実施していた中津藩も、細川氏に代わって入城した小笠原氏は、手永制を廃して組制とし、次の奥平氏もそのまま組制を実施した。豊肥の手永制はすべて細川氏との関係において発生したが、九州を遠くはなれた岡崎に手永制が施行されたのは何故か。水野氏が唐津在城当時豊肥の手永制を見聞して、岡崎移封後これを実施したのであろうという所説『肥後藩の手永制度』経済史研究三四号所収）が今日行われているが、これは誤りである。水野氏は正保二年（一六四五）吉田より岡崎へ移り、さらに宝暦二年（一七六二）唐津へ転じ、忠邦に至って文化一四年（一八一七）唐津より浜松に移っている。唐津在城中見聞した手永制を、岡崎に移したことはないわけ、岡崎の手永制は独自に実施されたとみるべきである。

手永制度の創始 肥後藩の手永制度は、細川氏小倉領時代の制度をそのまま肥後に実施したと考えてよい。従って肥後を見るには、まず豊前豊後のこの制度を見なければならぬ。慶長五年細川氏の入国当初の藩勢は、後年細川領と云われるものとはかなり趣を異にしていた。すなわち細川氏直轄領のほかに、由布院・横灘の江戸御料所（一万四千石）があつて、松井氏が代官に任ぜられており、木付（杵築）地方（六、三四〇石）は松井氏（佐渡守康之）の知行地速見・国東・宇佐三郡のうちに

において、その一円支配的な性格を有たされていたようである。かかる三つの性格を異にした地域を含む細川領であったので、その地方支配機構の設置についても、かなりの差異が見られる。右のうち由布院・横灘（別府地方）の江戸御料所は元和元年より八年までの間に細川領に組入れられたが、木付の松井氏知行地は元和年間は依然として松井氏の一円支配的性格をもっていた。

細川氏の地方支配機構としてはまず慶長一六年（一六一一）の「捌」「手捌」が見られる。木付地方は六か村が九名の代官によって支配され、次郎左衛門捌、市左衛門手捌などと呼ばれているが、この代官は村庄屋的な性格しか有っていない。

由布院においては庄屋・肝煎の置かれた七か村、一一か村、五か村が各々一つの捌となり、横灘また四か村が一つの捌であり、その捌の支配者は惣庄屋とよばれている。つまりこの地域は二七か村が四捌に分かれ、四人の惣庄屋によって支配され、後の手永の原型を示している。

小倉領において手永が初めて現れるのは慶長一十九年である。同年の「下毛郡伴天連門徒御改帳」に手永が見られる。（熊本大学蔵松井文書）その手永と惣庄屋だけを記せば次のとおりである。

- 福嶋村惣庄屋半右衛門手永
- 深水村惣庄屋惣左衛門手永
- かさせ（蠣瀬）村惣庄屋新五兵衛手永
- 戸原村惣庄屋太郎兵衛手永
- 守実村惣庄屋清左衛門手永
- 槻木村惣庄屋刑部手永
- 落合村惣庄屋喜左衛門手永
- 東谷村惣庄屋孫介手永
- 西谷村惣庄屋次兵衛手永
- 津民村惣庄屋清三郎手永
- そき（曾木）村惣庄屋与左衛門手永

これでは後年手永に加えられている藤木村と山移村とは惣庄屋でありながら手永とされていない。

ついで元和八年（一六二二）由布院・横灘の四手永について、前記慶長一六年の四捌と比較対照して見る。

地域	慶長一六年		元和八年	
	捌名	支配村名	手永名	支配村名
横灘	助允捌	石垣、立石、浜脇、別符	手永、別府助允	同、同、小野小平、同、
由布院	市左衛門手捌	乙丸、荒木、徳野、津々野、山浦、畑、小平	乙丸市左衛門手永	同、同、同、内徳野、同、同、
〃	次郎右衛門捌	幸野、水池、中園、下依、中依、平、山崎、石丸、怒留湯、山ノ口、東畑	石丸次郎右衛門手永	同、同、同、同、同、同、同、同、
〃	甚左衛門尉捌	前徳野、光水、石武、並柳、塚原	石武甚左衛門手永	同、同、同、同、同、同、天間

右二つの史料によって見るに、①手永の創始は慶長一十九年であること。②成立当初の手永は捌を改称したものであることが知られる。もともと慶長一十九年の「伴天連門徒改帳」は日付が二月二十八日となっていて、年初であるので、手永への改称は前年であるかもしれないが、いまここでは一十九年としておく。

この「捌」より「手永」への改編は何を意味するか。単に中世的な勢力範囲の意味から、近世大名の支配機構への転換であると云ってよからう。而して右慶長一九年と元和八年の手永について見ても、「手永」が中世的な意味から完全に脱却しているとは云えない。前者の場合は「深-water村惣庄屋惣左衛門手永」のように「村惣庄屋」を冠しており、「深-water村惣左衛門手永」という完成期の呼称は行っていない。後者の場合は、手永は「石武甚左衛門手永」と呼びながら、惣庄屋は「石武村惣庄屋甚左衛門」と依然として「村」の字が加えられている。

右述のとおり手永の創始は慶長一九年であるが、このときのもは史料不足のため、細川領全域に実施されたか否かは不明である。完成した手永の姿を見せてくれるのは、さきに由布院・横灘四手永の例を引用した元和八年の「人畜改帳」（細川文庫蔵）である。これによると細川領豊前八郡豊後二郡の家数・人口とともに、惣庄屋数合計七三名が記され、各手永は地名を苗字とした惣庄屋名でよばれている。このうち下毛郡だけは、左のとおり郡内を三つの組に分けている。

里三組（深水・蠣瀬・福嶋三手永）高一三、〇二四石

上津野組（落合・東谷・西谷・山移・藤木・手島六手永）高四、九七七石

山国組（守実・加木野・津民・槻木・戸原五手永）八、二八四石

かく手永の上に組を設け、組の高まで記載しているが、組の支配者は見られないので、支配機構とは考えられない。

この七三の手永も翌元和九年には統合されて五五に減じた。なお右人畜帳について見ても、松井氏（興長）の知行地木付には、手永制度も実施されず、惣庄屋も見られない。松井氏の勢力に対しては、細川氏の支配もまだ完全には浸透していなかった。

—この項松本寿三郎氏の論稿による。（熊本史学二三号）

五、肥後藩の手永制度

（一）手永制度の成立

手永創始年代諸説 肥後においては加藤氏が慶長十一、二年（一六〇六、七）ごろ郷組制をしいていたが、（城南町史）細川氏の入国によって手永制が実施されたその実施は何年であるか。文献の上では寛永一一年一〇月一二日付河江五右衛門から種山久右衛門外四名宛書状に「種山久右衛門殿御手永」とあるのが初見である。（淇水文庫蔵）寛永一一年より一五年迄御触状写^①

肥後における手永の創始期については次の四説がある。

- 1 寛永九年
- 2 寛永一〇年
- 3 寛永一五年
- 4 年代を明示せぬもの

1 寛永九年説 井田衍義、玉名郡誌がある。井田衍義には「寛永九年御入国ノ後組ヲ手永、大庄屋ヲ総庄屋ト改ム」と記しているが、細川氏の入国が寛永九年一二月九日であるので、その年内の実施は困難であったであろう。

2 寛永一〇年説には新撰事蹟通考、郡村誌、下益城郡誌、日本歴史辞典などがある。新撰事蹟通考には

寛永十年先君新置郷長、是謂総庄屋、其所宰司村邑称手永

と記し、郡村誌はすべて「寛永十年癸酉在郷ヲ廢シ某某手永ヲ置ク」と記し、各村については「寛永十年癸酉某手永に属し」と記している。下益城郡誌は守富荘の条に「寛永十年二月益城郡を十手永とする」と記している。

3 寛永一五年説 平野家文書目録の解説に、編者は「寛永十五年七月組を懸に、大庄屋を惣庄屋と改めている」と記している。手永制施行完了のときのことであろうか。

4 年代を明示せぬもの

① 官職制度考「当国の事組を手永と云、総庄屋と云事妙解公襲封之後かくは

		住吉組 [頭百姓 (与頭) 甚左衛門尉]										永村組 [永村庄屋 八郎兵衛]																
大	大	上	下	妻	高	高	同	同	同	伊	川	川	住	住	住	住	富	富	村	村	古	富	富	田	福	福	久	久
津	津	大	大	越	永	永	村	村	村	坂	邊	邊	吉	吉	吉	吉	納	納	吉	吉	閑	村	村	吹	本	本	米	米
付	出	津	津	村	村	村	(IV)	(III)	(II)	(I)	分	村	分	分	分	分	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
シ	分	村	村	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
					五	一	一	一	二			一	二	四	四	五	五	九					二					
					七	八	〇	〇	七			〇	〇	〇	一	八	八					一						
					三	三	〇	〇	石			〇	〇	〇	〇	石	石					二						
					石	石	石	石	石			石	石	石	石	石	石					二						

津久礼組 [下津久礼庄屋九郎兵衛]										大津組 [大津頭庄屋 喜兵衛]																			
吉	石	山	弓	大	同	柳	入	上	同	同	上	同	下	立	瀨	大	大	下	上	森	同	森	同	下	上	苦	塔	塔	引
原	原	尻	削	堀	村	水	道	津	村	村	久	村	津	野	田	林	林	吹	村	村	村	村	竹	竹	竹	竹	迫	迫	水
村	村	村	村	村	分	村	村	分	(III)	(II)	(I)	分	村	村	分	村	村	分	分	分	(II)	(I)	(II)	(I)	村	村	分	分	村

平川組 [平川村庄屋 源蔵]												下町組 [下町庄屋 忠右衛門]										津川御						
高柳村	小原村	川原村	杉水村	杉水村	中窪田村	中窪田村	中窪田村	牧村	牧村	古川村	平川村	平川村	下陣内村	下陣内村	上陣内村	上陣内村	灰塚村	灰塚村	中島村	中代村	中代村	上町村	上町村	下町本	下町本	津留村	川窪村	御領村
			六二石			百八十九石	九十九石		四百石		五三〇石	五三〇石	四七六石				一六八石							二〇〇石	四四〇石		三五〇石	八六石
庄屋とせず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	庄屋	庄屋源蔵	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	庄屋	"	"	"

右の史料にも見るとおり寛永一〇年（一六三三）には合志郡は一〇組に分けられていた。もともとこれらのうち下町組だけは表紙に記載され、その左下に異筆で「町村くみ」と記されており、他はすべて左下に異筆で組名が書かれているので、この組名はやや時期が下って、同年後半か翌一年のものであるかもしれない。しかし「下町組」だけは明らかに一〇年二月のものである。仮に他の組名を翌年のものとしても、まだこれらは細川氏入国後一年くらいのものであるので、この組制は細川氏の制度というよりむしろ前の加藤氏時代のものであると云わねばならない。

各村の人畜改帳は庄屋を責任者として提出され、これに組の責任者が証判を加えているが、その加判者も住吉組が「くみ頭」或いは「与頭」甚左衛門尉であり、大津組が「頭庄屋」喜兵衛であるほかは、すべて「広生村庄屋」或いは「永村庄屋」として、村庄屋の身分のままである。すなわち組頭は独立した存在でなく、自身は一か村の村庄屋であり、同時に自身の属する数か村の筆頭庄屋としてその組の代表者を兼任しているのである。例えば大津組であれば、その代表者喜兵衛は、下大津村の庄屋であり、同時に大津組二〇か村の代表者として、頭庄屋の資格において加判しているのである。

寛永一〇年のこの一〇組は一二年になると漸次統合されてくる。手永完成までの系統を表示すると次のようになる。同年の地撫帳（熊本県立図書館蔵）によれば組数が六つに減じ、その代表者は大津喜兵衛・津久礼九郎兵衛・平川徳左衛門・竹迫弥三兵衛・坂井五右衛門など惣庄屋として組名を名乗っている。この惣庄屋中寛永一〇年の与頭から昇進した者は大津・津久礼・坂井の三名である。（下町組の惣庄屋名は判明しない。

高柳村	湯船村	平川村	出分	庄屋
			"	"

寛永一〇(一六三三)	組	村数	庄屋数		
	大津組	一三	二〇		
	津久礼組	一二	一七		
	下町組	七	一三		
	平川組	一〇	一七		
	住吉村組	五	一四		
	竹迫組	八	一一		
	弘生組	二	一四		
	永村組	八	一四		
	上生組	二	一三		
	坂井組	六	九		
寛永一一 (一六三五)	大津組				
	津久礼組				
	下町組				
	平川組				
	坂井組				
	竹迫組				
正保元 (一六四四)	大津				
	手永				
	手永				
	手永				
	手永				
	手永				
宝暦年間 (村数)	大津				
	手永				
	手永				
	手永				
	手永				
	手永				

玉名郡についてみれば、寛永一〇年正月一三日の千田河原村他七村の人畜改帳にはただ「伊倉之内」と記すだけで、組も手永も記入されていないし、責任者も庄屋連名で直接代官に提出しており、組頭の証判もない。一二年になると玉名郡内に次の組が現れる。

(後の内田手永) 内田組・安楽寺組・上村与次兵衛組
(〃) 小田手永) 小田組・伊倉組

一二年中の組名の下限は一〇月の伊倉組であるが、一方では同年四月に手永が出現し、七月までに次の八手永が設置された。

- 小田半右衛門手永
- 中富勝右衛門手永
- 関市郎兵衛手永
- 坂下九左衛門手永
- 山田藤兵衛手永
- 大野市兵衛手永
- 荒尾弥左衛門手永
- 府本源左衛門手永

木葉村	上村与次兵衛組	同	一六	年	
上木葉村	〃				延宝八年
山口村		志柿市郎兵衛手永			
上迫村		小永軍七郎手永			
南青木村		〃			
青木村		〃			
溝上村		内田源兵衛手永			
内田村		〃			
白石村		小田半右衛門手永			
日平村	小田組	〃			
米渡尾村		内田源兵衛手永			
前原村	内田組				

右寛永一二年の玉名郡における組と手永の例によつて、この時期が組より手永への転換期であると云えよう。地名だけでよばれた組の中に、上村与次兵衛組が地名を冠した惣庄屋名でよばれており、一方小田組の惣庄屋小田半右衛門は同時に小田半右衛門手永の惣庄屋であることは、何よりも雄弁にこのことを物語っている。

寛永一二年以後一六年(一六三九)までの間に組が手永に改組されて、玉名郡の手永はさらに次の五つが加えられた。

- 内田源兵衛手永
- 吉地市左衛門手永
- 志柿市良兵衛手永
- 伊倉孫左衛門手永
- 小永軍七郎手永

次に可能な限りにおいて手永制完成以前の玉名郡の組と手永とを復元してみよう。史料はすべて地撫帳による。

下原村	小嶋村	下鍛冶屋村	袋田村	上中富村	中分田村	上分田村	牟田村	江原村	岩原村	久野村	広野村	上千田村	鍋村	蜻蛉浦村	江田村	寄名村	木葉本村	萩原村	久米野村	烧米村	大屋村	西下津原村	上久井原村	長小田村	
					中富勝右衛門手永								大野市兵衛手永	小田組	坂下九左衛門手永	安樂寺組	小田半右衛門手永	小田半右衛門手永							
”	”	”	”	中富勝右衛門手永		”	”	”	”	”	中富勝右衛門手永		小田半右衛門手永					”	”	”	”	”	”	内田源兵衛手永	
			中	富			手			永			内		田			手		永					

宮原村	桜井本村	横田村	向津留村	大園村	東北帳村	横島村	大浜村	小野尻村	田崎村	南坂門田村	宮ノ尾村	高久野村	久重村	石尾村	今尾村	南原村	田原村	福山村	中林村	苧生田村	大黒村	小原村	肥猪東村	平野村	
								伊倉組	小田組		”	関市郎兵衛手永	坂下九左衛門手永												
				小田半右衛門手永					”	小田半右衛門手永	志柿市郎兵衛手永				”	”	”	志柿市郎兵衛手永	”	”	吉地市左衛門手永	志柿市郎兵衛手永	”	吉地市左衛門手永	
小		田			手			永						南		関		手		永					

右の玉名郡の組・手永分合を次に表示する。

大嶋村	宮内目村	蔵満村	長洲村	梅田村	本高浜村	宮崎村	折地村	原賀村	開田村	浜田村	土器屋村	高道村	下道村	中道村	上野口村	岩崎村	竹崎村	千田川原村	片諏訪村	御蔵村	辺田見村	
府本源左衛門手永		荒尾弥左衛門手永						大野市兵衛手永				大野市兵衛手永			山田藤兵衛手永				伊倉組			
							荒尾弥左衛門手永		小永軍七郎手永						坂下九左衛門手永						伊倉孫左衛門手永	
		荒	尾	手	永					坂	下	手	永						小	田	手	永

城北諸郡の手永 寛永一二年に組あるいは手永の存在を確認し得るのは前記合志・玉名の二郡にすぎないが、検地諸帳によって知られる右以外の惣庄屋は次のとおりである。

中富勝右衛門手永	府本源左衛門手永	荒尾弥左衛門手永	大野市兵衛手永	山田藤兵衛手永	坂下九左衛門手永	関市郎兵衛手永	安楽寺組	内田組	上村与次衛兵組	小田半右衛門手永	小田組	伊倉組	寛永一二年
中富勝右衛門手永	荒尾弥左衛門手永	荒尾弥左衛門手永	大野市兵衛手永	山田藤兵衛手永	坂下九左衛門手永	関市郎兵衛手永	内田源兵衛手永	志柿市郎兵衛手永	小永軍七郎手永	吉地市左衛門手永	小田半右衛門手永	伊倉孫左衛門手永	寛永一六年
中富手永	荒尾手永	内田手永	坂下手永	内田手永	南関手永	坂本手永	内田手永				小田手永		延宝八年

津浦村	高平出村	高平村	松崎村	亀井村	室園村	陣内村	万石村	麻生田村	立田本村	上立田村	村名	寛永一二年	寛永一四年
"	"	京町太郎右衛門	"	"	"	"	"	"	坪井源右衛門				京町太郎右衛門手永

この惣庄屋は組制のものか或いは手永制のものか不明であるが、組制のものとして見てよからう。このように飽田郡の一〇組（或いは手永）は翌年の寛永一四年には統合されて五手永に減じている。左に両年の支配関係を表示する。

五町手永

(飽田郡) 坪井源右衛門 京町太郎右衛門 五町甚右衛門 島崎次郎介
 横手又右衛門 横手五右衛門 嶋五郎左衛門 権藤次郎右衛門
 門 権藤源左衛門 錢塘与兵衛
 (詫摩郡) 本庄次郎兵衛 国府勝右衛門 田井島五郎左衛門
 (山本郡) 滴水八郎左衛門 二田太郎右衛門
 (菊池郡) 河原左左衛門 深河七郎左衛門 深河勘兵衛 限府作左衛門
 (山鹿郡) 山鹿仁兵衛 吉田勝右衛門 内田七郎兵衛

六郎丸村	東門寺村	野出村	大尾村	万樂寺村	柚木菌村	田畑村	豆尾村	坂下村	田上村	中尾村	鹿子木町村	糸山村	楠原村	西梶尾村	東梶尾村	長峰村	御馬下村	馬出村	前出村	飛田村	鶴羽田村	大窪村	山室村	打越村	
											坪井源右衛門								五町甚右衛門					京町太郎右衛門	
																				五町甚右衛門手永					京町太郎右衛門手永

井北長富柿西須北南 芹島迫尾原原坂岩立 村村村村村村村立村	村名
京町太郎右衛門	寛永一二年
京町太郎右衛門手永	寛永一四年

池田手永

白面嶽釜徳五竜太庄古桑上 浜木尾王町福郎閑鶴 村村村村村村村村村	嶋崎次郎介 五町甚右衛門
五町甚右衛門手永	五町甚右衛門手永

久春横 末日手 村村村	村名
横手又右衛門	寛永一二年
寛永一四年	

横手手永

方今山島迎孫半飽半薬下大下高谷池宮牧 近新開下五代田今田師代友松橋尾上内崎 村村村村村村村村村村村村村村村	嶋五郎左衛門 横手又右衛門
権藤二郎右衛門手永	

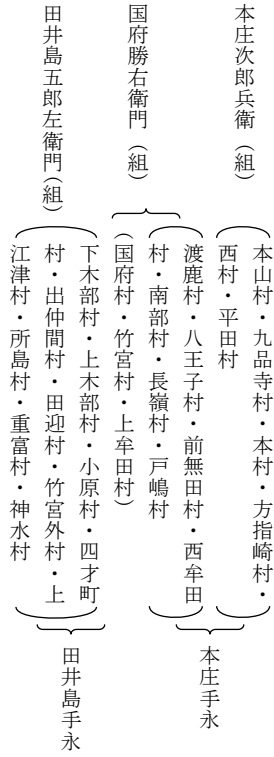
田崎村	横手又右衛門	
阿弥陀寺村	"	
宮寺村	"	
八島村	"	
蓮台寺村	"	横手又右衛門手永
新土川原村		
島村	島五郎左衛門	
荒尾村	"	
苧草村	"	
池畑村	権藤次郎右衛門	
南椎田村	"	
権藤村	"	
五町新開村	"	権藤次郎右衛門手永
土河原村	島五郎左衛門	
十三村	"	
東正保村	権藤次郎右衛門	
西正保村	権藤次郎右衛門	
下大保村	錢塘与兵衛	
上大保村	島五郎左衛門	
妙実村	権藤次郎右衛門	
上白石村	"	
牟田口村		
洪江村	錢塘与兵衛	

右の飽田郡の手永成立の経過を表示すると次表のようになる。

参ヶ村	"		錢塘手永
北走潟村	"		
南走潟村	"		
平木村	"		
方丈村	"		
惟重村	"		
八町村	"		
二町村	"		
二十町村	権藤源左衛門		
鶉森村	"	権藤次郎右衛門手永	
西新開村			
下奥古閑村			
上奥古閑村	"		
道古閑村	"	錢塘与兵衛手永	
錢塘村	"		
海氏村	錢塘与兵衛		
小岩瀬村	"		
野田村	権藤次郎右衛門	権藤一郎右衛門手永	
村名	寛永一二年	寛永一四年	

寛永一二年	五町甚右衛門 嶋崎次郎介 坪井源右衛門 京町太郎右衛門 横手又右衛門 権藤次郎右衛門 権藤源左衛門 嶋五郎左衛門 錢塘与兵衛
寛永一四年	五町甚右衛門手永 京町太郎右衛門手永 横手又右衛門手永 権藤次郎右衛門手永 錢塘与兵衛手永
正保元年	五町手永 京町手永 横手手永 権藤手永 錢塘手永
延宝八年	五町手永 池田手永 横手手永 錢塘手永

詫摩郡は寛永一二年の段階において後の本庄・田迎両手永の地域が三つの組（或いは手永）に分れていたが、一四年の史料を欠くので、その推移の状況を詳かにしない。そこで一二年の組とその所属村を挙げるにとどめておく。



菊池郡については寛永一二年と一四年に次の組が見られる。一四年は手永であるかもしれないが確認できない。

寺尾野村	小楠野村	白水村	阿佐吉村	池田村	木野本分村	下	上竜徳村	木山村	米原村	道場村	玉祥寺村	袈裟尾村	蛭穴村	辺田村	寺町村	長野村	高野瀬村	野間口村	限府西寺村	西寺村	北ノ宮村	深川村	
〃	〃	〃	〃	限府作左衛門	〃	深川七郎左衛門	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	限府作左衛門	〃	深川七郎左衛門	限府作左衛門	深川勘兵衛	〃	深川七郎左衛門（組）	
																							寛永一二年
																							寛永一四年
																							延宝八年

市野瀬村	限府作左衛門		
広瀬村	河原左衛門		
下妙見村			
姫井村			
大塚村	深川七郎左衛門		
広瀬古閑村	"		
夜間村	"		
輪足村	河原左衛門		
平野村		河原左衛門	
虎口村	限府作左衛門		
			河原手永

山鹿郡は前記のとおり山鹿仁兵衛・吉田勝右衛門・内田七郎兵衛の三惣庄屋の支配下にあったが、これは後山鹿・中村の両手永となる。
山本郡は寛永一二年には前記のとおり滴水八郎左衛門・二田太郎右衛門の二惣庄屋がいたが、一五年（一六三八）には滴水五兵衛が給地の支配者として見られる。

城南地方の手永 城南地方については、検地帳などの史料がほとんど失われているので、その手永成立の事情を明らかにすることができないが、その成立は城北地方と大差ないと考えられる。組制についてはただ一つ、寛永一〇年益城郡上島組に村名不詳の田畑撫竿帳がある。（肥後豊後検地諸帳目録原本焼失）また先祖帳（県立図書館蔵）によれば、寛永年間より宝暦年間まで横田・甲佐両手永の惣庄屋をつとめた横田氏（後田上と改姓）の初代次郎右衛門が、寛永一〇年益城郡横田組の惣庄屋に任ぜられた記録があり、城南にも手永制以前に組の存在したことを教えてくれる。また益城郡には「慶安二年赤見与村々奉公人改御帳」によって、侍帳などの史料で確認できない赤見手永の存在を知ることができる。

年代	寛永					正保元	宝暦8
	10	12	14	16	18		
郡							
飽田		10			5	4	
託摩		3			2	2	
山本		2			1	1	
玉名		5組 8手永		13	9	6	
山鹿		3			2	2	
菊池		4	3		2	2	
合志	10組	6組			3	2	
計		41			24	19	

（城南町史）また下益城・八代・葦北三郡について「寛永十一年より十五年迄御触書写」（淇水文庫刊）によって、寛永一一年には次の手永と惣庄屋が確認できる。
下益城郡 河江五右衛門
八代郡 種山久右衛門 興善寺助右衛門
宮地五郎右衛門 高田理右衛門
葦北郡 二見弥五右衛門 田浦助兵衛
佐敷五郎兵衛 湯浦九郎右衛門
津奈木藤左衛門 水俣吉左衛門
久木野大内蔵 大野善右衛門
市瀬又兵衛

右のうち葦北郡においては、寛永一一年五月および六月は大庄屋と記されており、八月に惣庄屋の語が用いられている。一〇月一二日には

「種山久右衛門殿御手永」と記され、下益城郡・八代郡において前記五名の手永惣庄屋名が見られる。一二月には葦北郡内において「手永切」の語が使用されており、翌二年一月一九日には水俣吉左衛門以下前記九名の手永惣庄屋名が確認できる。これらの史料より見て、城南地方も寛永一一年中には手永制度が完成していたであろう。

肥後全藩の手永完成の貌が見られるのは、正保元年（一六四四）頃であり、これが寛文・延宝の藩制整備期に整理統合されてゆく。前頁表に寛永年間手永制成立期の城北地区の組・手永数を表示し、比較のため手永制度固定期の宝暦八年（一七五八）全藩五三手永時代を附記した。この表によって知られるのは、創設期の手永数は、中末期の約二倍で、全藩でおそらく一〇〇以上の数があったであろうし、さらにそれ以前の組数は寛永一〇年と一二年の合志郡の例に見るように、全藩で一五〇くらいの数があったであろう。（前頁表）

（二）手永の推移

手永の変遷 手永は江戸時代初期の寛永末頃完成するが、その後も改廃分合が行われて寛文年間には五九に減じ、延宝年間の政治改革期に統合されて五三となり、途中正徳頃より矢部中島手永が設置と廃止を繰返し、安永頃には五二、文化頃には五一となつて、明治三年廃止まで続き、ここで四七郷となる。次にその推移を表示する。

郡	手永	石高	村数	会所	手永の変遷
田	五町	一七、八一〇 <small>石</small>	六四	山室	慶安頃 池田
田	京町	一七、四二八	三三	岩立	
飽	横手	一六、八九七	三五	田崎	慶安頃
摩	本庄	一四、七六五	三三	本庄	
詫	田井島	一五、九四〇	一〇	田迎	延宝六 田迎
城	鯉	二〇、一七七	二〇	鯉	
城	沼山津	二四、三三六	二八	沼山津	
益	豊田	一五、八四二	三三	下早川	寛文四 甲佐
益	横田				
益	木倉	一三、五二一	二三	辺田見	
益	矢部	一九、二三六	七六	浜村	
上	中島	(九、四二〇)	(三〇)		正徳四 天明頃

阿 蘇						合 志			菊 池		山 鹿		玉 名														
坂 内 野 菅 高 鳥	梨 牧 尻 尾 森 子	大 板 竹	津 井 迫	河 西	原 寺	高 湯	瀨 町	南 志 府 荒 中 坂 小 内 伊	関 柿 本 尾 富 下 永 田 倉	二〇、六五八	二〇、一九五	一九、一六〇	一四、五〇五	二二、八八一	二二、六七二	一七、八七七	一七、九三九	一四、四〇七	一三、六三〇	二六、七六四	二三、〇四一	九、〇七八	九、一〇二	六、二一九	六、二二四	九、〇三三	一、〇六三
一 二	三 二	四 一	六 三	一 五	一 七	四 七	五 〇	三 五	四 四	三 二	三 三	四 八	四 六	三 〇	三 七	五 二	三 九	大 津 町	竹 迫 町	隈 府 町	袈 婆 尾	新 竹 林 寺 町	関 町	長 宮 繁 根 木 須	山 部 田	片 諏 訪	
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
				延宝頃 布田		寛文頃				慶安頃 山鹿	延宝頃 中村	延宝七	寛文頃			寛文頃	寛文頃 大浜、延宝頃 小田			延宝頃 深川	菊池郷	山鹿郷					

海部	大分			直入	
	冬田	高田	中野津原	久住	北里 下城
関	七、七二七			五、五一七	五、七〇八 五、七一三
		五、七六三	三、八〇〇	一四 一五	一三 一三
		二二	二六	久住	北里 下城
関	上徳丸			野津原	

右表中手永名は寛永末年のものを標出し、下にその変遷を示した。石高は各手永の現高を示し、村数と手永会所名とは享和三年の村帳によった。なお上益城郡矢部手永の村数と石高には中島手永分が含まれている。

右表によつてみれば、手永中石高の最大は八代郡高田手永の二六、三三三石で、最小は芦北郡久木野手永の五一八石である。また村数は矢部手永の七六か村が最大で、久木野手永の一か村が最小である。しかし久木野手永は前述のように対外的な特殊事情のもとに一村一手永とされているので、これを除けば、石高の最小は津奈木手永の二、〇三九石、村数の最小は同じく津奈木手永の四か村である。

手永の役所である会所は事情によつて移転している。次にその数例を挙げる。

錢塘手永 南中牟田↓北中牟田
 矢部手永 浜村↓浜町
 沼山津手永 沼山津村↓津留村
 廻江手永 隈庄村↓廻江村
 種山手永 岡中村↓興善寺村

正院手永 岩野村↓味取新町
 坂下手永 坂下村↓繁根木村
 山鹿手永 竹林寺村↓湯町
 河原手永 隈府町↓正観寺村
 竹迫手永 竹迫町↓福本村
 高森手永 吉田村↓吉田村新町

改称分合した手永 次に個々の手永の変遷について考察する。

(1) 京町手永 京町太郎右衛門手永が慶安頃池田太郎右衛門手永と改称する。これは手永会所が京町から岩立村へ移転したためである。

(2) 田井島手永 惣庄屋田井島五郎左衛門が延宝六年(一六七八)より田迎次郎左衛門となる。(熊本県立図書館蔵御惣庄屋知行年々物成帳) 前者が罷免されて後者の居住地田迎が会所となったためである。

(3) 豊内手永 新撰事蹟通考(肥後文献叢書三)には「豊内・横田寛文四年省之」と記し、渡辺玄察日記(文献叢書)によれば寛文四年の惣庄屋は豊内弥左衛門であり、翌五年一二月末には甲佐甚兵衛となっている。

(4) 横田手永 事蹟通考は前項同様寛文四年廃止と記し、また玄察日記に「此年(寛文四年)より横田手永改易にて木倉手永に当所もなる。」とあるが、先祖帳甲佐手永田上氏の項に、三代庄十郎のとき寛文四年閏四月手永割替があり、甲佐郷名に改められ、庄十郎が惣庄屋に任ぜられて、甲佐甚兵衛と改名し、甲佐手永横田村に知行所をもらつたと記しており、肥後国志・郷村帳などその後横田村はすべて甲佐手永に属している。横田手永が廃止後一時木倉手永に属し、後甲佐手永に移されたとも解釈できるが、玄察日記の誤りとすべきであろう。

(5) 中島手永 本手永は江戸中期に設置された唯一の例である。雑古記に「正徳四年中島・矢部手永分かれ、享保一七年合併」と記されている。矢部手永中三〇か村九、四〇〇石余を割いて中島手永を設置したものである。その廃止についてはその年代が区々である。

- 1 享保一七年(一七三二)合併
 - 2 享保一九年手永あり(事蹟通考)
 - 3 宝暦五年(一七五五)手永あり(侍帳)
 - 4 「両手永は矢部次兵衛在勤の第一手永となる。」(肥後藩の農村制度) 次兵衛は正徳四年より宝暦六年まで矢部手永の惣庄屋であった。
 - 5 宝暦八年(一七五八)手永あり(侍帳)
 - 6 全年七月合併(肥後近世史年表)
 - 7 細川宣紀代手鑑 中島手永はあるが惣庄屋名がない。手鑑の内容は享保一六年頃と思われるが、惣庄屋名は宝暦一三年前のものである。従ってこのとき中島手永は廃止されていたことを示している。
 - 8 天明五年(一七八五)五月合併
 - 9 寛政七年(一七九五)手永なし(北里手永手鑑) 以後中島手永の名は出ない。
- 以上のとおりで、幾度か廃止と復活を繰り返しているようである。

(6) 赤見手永 慶安二年頃下益城郡にあつたが、後寛文頃杉島・廻江手永に分割された。

(7) 興善寺手永 興善手永とも云う。寛文四年御給人免附には惣庄

屋名が見られるが、新撰事蹟通考は「寛文中興善を省いて三手永と為す」(原漢文)と記しており、寛文延宝期の藩政改革期に本手永を廃して種山・野津・高田の三手永に分割したものである。

(8) 二見手永 新撰事蹟通考は寛文一一年(一六七二)八月田浦手永へ合併と記しているが、寛文四年御給人免附及び同五年免撫帳には二見・佐敷の惣庄屋名がなく、知行一五〇石の田浦助兵衛、二〇石の田浦勘右衛門と田浦姓を名乗る惣庄屋が二名ある。この勘右衛門が佐敷手永か二見手永の惣庄屋であるが、佐敷は廃止されないで、勘右衛門は佐敷の惣庄屋と考えるなら、二見手永はこのとき廃止されたことになる。

(9) 大野手永 肥後国志によれば寛文四年一月大野手永の内吉尾村を割いて田浦手永に入れ、全一三年八月手永を廃して大尼田・才木・市ノ瀬・告・漆河内の五か村を佐敷手永に、上久野川・大野・桑沢見三か村を湯浦手永に加えたところ。この村のうち漆河内・告・才木の三か村は市の瀬村の小村であり、桑沢見村は大野村の小村である。従って本手永は廃止前は五か村であったことが知られる。

(10) 市瀬手永 「寛永一一年ヨリ同一五年四月迄御触書写」(昭和二年淇水文庫刊)によると市瀬又兵衛手永の存在が知られる。正保や慶安の侍帳には惣庄屋としての同人の名は見られないが寛文年間の手永整理によって、佐敷手永へ統合されたのであろう。

(11) 志柿手永 玉名郡村誌相谷村の項に寛永一〇年志柿手永に属し、延宝七年南関手永に属すと記している。同郡村誌は明治一六年の編纂である。寛永一〇年の手永成立は疑わしいが、延宝七年の志柿手永の廃止は信がおかれよう。

(12) 下城手永 寛永一五年設置(小国郷史)、貞享四年(一六八七)馬場三郎兵衛(松崎氏)を惣庄屋に任じて馬場手永と改称した。廃止の年代は享保一六年とも云い、また元文元年(一七三六)一〇月とも云う。

(13) 久住手永 はじめ直入郡のうち肥後領久住村・白丹村など六か村をもつて手永を設置したが、慶安四年(一六五二)波野地方より産山・山鹿・片俣・田尻・大利・小池野・波野・赤仁田・滝水の九か村(二、九二八石)を割いて久住手永に加えたもので、本手永は肥後と豊後の両地にまたがる。

(14) 谷村手永 廃止については、宝暦一三年八月野津原手永に合併(近世史年表)、享和二年差止(肥後藩の農村制度)、同三年(一八〇三)一〇月差止(雑撰録)の三説がある。

(三) 地方役人

手永役人 惣庄屋・山支配役・手附横目を手永三役と称した。肥後藩における惣庄屋の初見は、細川氏入国直前の寛永九年(一六三二)一月四日の文書である。

質取遣之儀如豊前にて被仰付置候、(中略)永代讓に遣候地方村庄屋裏書印形之上惣庄屋元にも根帳拵置、地主並請人於会所人別吟味之上、年号之所に根帳と証文に惣庄屋印形仕置可申候(御郡方御定式写)

しかしこれは豊前における惣庄屋を職名として使用したまでである。

肥後においては加藤氏が慶長一一・二年頃郷組制を組織し、大庄屋(頭庄屋・組頭)を任命したが、細川氏はこれを解体して、寛永一〇年(一六三三)五月に惣庄屋を任命したという(城南町史)。史料についてみると、前記のとおり寛永一〇年二月の合志郡人畜帳は、「くみ頭」「互頭」「頭庄屋」となっており、村庄屋は「小庄屋」または「庄屋」と記しているが、一二年には地名を冠した惣庄屋となっている。

葦北郡については次のことが知られる。寛永一一年五月に大庄屋屋敷調が提出され、これには吉左衛門以下九名の大庄屋名が記されており、六月九日の触状にも大庄屋と記されている。然し八月の触状には、

他国より走り人参候ば、不移時を所之小庄屋まで申届け、小庄屋より御惣庄屋へ可申届候、御惣庄屋より御郡奉行へ可申上候

とあり、末尾に惣庄屋藤左衛門が証判を加えている(触状写)。従って葦北においては、寛永一一年六月から八月の間に大庄屋より惣庄屋への切換えが行われたと見てよい。

初期の惣庄屋は、戦国末の豪族の子孫、他家や先代の浪人と称する者が多い。いま忠利時代の惣庄屋六一名中四三名につき、『先祖帳』によってその出自をみると次表のとおりとなる(竜峰村史)。この先祖帳は明和

7	9	9	2	1	1	2	2	2	7	1	43
臣屋臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣	臣臣臣臣臣
家庄家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家	家家家家家家家
藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊	藤家蘇友西津良耆菊
加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯	加阿大小島相伯
国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆	国衆

四年(一七六七)ごろ作製提出したものであり、各家の所伝を全部そのまま信ずることはできないが、その一斑は知ることができよう。

惣庄屋は世襲で在任の手永名を苗字とし、藩では二〇石から三〇石の知行を給して家臣団に組入れ、惣庄屋のもつ在地勢力を利用して地方統治を行っていた。

土豪などを中心とした初期惣庄屋は、宝暦改革までに土分として進席するか、御役御免によって、大部分はその職を去り、新たに一領一疋、地侍、百姓などの新勢力が惣庄屋に任ぜられ、苗字も手永名から本姓に復する者が多くなり、また頻繁に所替(転勤)が行われて、地域との結びつきが薄れ、単なる地方官僚としての性格だけしかもたなくなつてくる。その中であつて、家の格式と地域の重要性によって、細川時代を通じて、一か所に固定して惣庄屋職を世襲した家がある。水俣(深水氏)、田浦(檜前氏)、北里(北里氏)、菅尾(山村氏)、郡浦(並河氏)がこれである。矢部の布田氏も惣庄屋を世襲した家であるが、これは鯨・大津・坂下などを歴任している。

惣庄屋には知行と、役料として筆墨料が給され、また代官を兼任して

いたので、代官給も支給されていた。知行は前期には一般に二〇石乃至三〇石であったが、特別なものとして五町（一〇〇石）、銭塘（五〇石）、田浦（一五〇石）、水俣（二五〇石）、北里（五〇石）、豊後高田（一〇〇石）があった。しかし宝暦頃から田浦・水俣の一五〇石、北里の五〇石だけが残されて、他は初二〇石、年功によって一〇石加増されて三〇石が支給されることに定した。筆墨料は初七石、宝暦九年より五石加増されて、一二石となった。

山支配役は郡代の支配下にあつて、山・藪の管理と植林を行う役で、はじめ山奉行がおかれ、次で惣庄屋の兼任となり、延宝八年惣庄屋が代官を兼任することになったので、山奉行は専任となり、宝暦六年（一七五六）より御山支配役と改称した。山支配役の支配下にあつて、山林見廻、根柢、盗伐取締、山火事防止などに当たったものに、山口・山横目・山下見廻・山番などがあつた。

手代	一
下代	一
副手代	一
当用上聞	一
根柢	一
会所詰	三
小頭	八
小頭代	五
外廻小頭	四
見習	五
手習	五
惣人数	三五

手附横目は郡代の指揮下にあつて、郡中の取締に当たるもので、明和四年（一七六七）に新設された。のち唐物抜荷改方横目が新設されて、手附横目はその兼任となった。

三役のほか手永役人には、井樋方助役・塘方助役・会所見廻・手永見廻・蚕桑見廻・紙楮見廻・鳥乱者見廻・勸農倡方・旅人見廻その他各手永共通のものと、手永独自のものとあり、合わせて数十役あつた。

会所役人 手永の役所である会所には、基準としては惣庄屋の下に手代・下代・小頭・走番があり、人員は手代・下代は各一人で、小頭以下は数人あり、走番はまたいくつかに分かれていた。いま廻江手永の例についてみると、上表のようになつていた。（城南町史附載『廻江手

永略手鑑』惣庄屋以下の手永役人には、知行、給米、筆紙墨代、引高などの諸給与があつた。これも手永によって異つていた。

六、准町と在町

前述のように五か町は郡代の支配外にあつたが、郡代支配下にあつた宇土・佐敷・鶴崎の三か所は、准町として五か町に准じた取扱いをうけていた。宇土は支藩三万石の所在地であり、佐敷には番所、鶴崎には番所と御船手が置かれていたためである。

各地に地方経済の中心となつた在町があつた。次に五か町、准町在町の町名と戸数を表示する。（享保頃手鑑）

在	町			准町	五か町
	上益城郡	詫摩郡	飽田郡		
八代郡	下益城郡	岩下（三八） 木山（六五）	宝町	小島（九〇）	熊本（三、〇四八） 八代（六八五）
	原町	岩下（三八） 木山（六五） 馬見原（四八）		鹿子木（三三）	川尻（六九〇） 高瀬（五五〇）
	鏡（五七）	小川（二二〇） 原町		宇土（三四五）	鶴崎（二五九）
	宮原（四二）	限庄（一三五） 堅志田（三九）		佐敷（二二〇）	
	吉本	松橋（一一五）			

飽田 詫摩 上益城 下益城 宇土 八代 葦北	郡		年代
	村	村	
九四 二九	大村	寛永二一 一六三四	寛永二一
二八六 四八 六〇 三〇	大村	一六五一	
九三 三〇	大村	享保一六 一七三二	慶安四
二八九 四八 六二 三五	大村	一七三二	
一六七 五四	大村	安永元 一七七二	享保一六
一八八 一五九 六五 八〇 三五	大村	一七七二	
一一一 三九	大村	文化八 一八一	安永元
三二五 五九 八七 六八	小村	一八一	
一六六 四三	大村	文化一一 一八一四	文化八
一七八 一七五 六一 七八 三〇	小村	一八一	
一六七 四三	大村	明治五 一八七二	文化一一
一八〇 一七五 六一 九〇 三三	小村	一八一四	
一八一 五五			明治五
一八八 一四一 七一 一一〇 二三〇			

在 町					
合志郡	菊池郡	山本郡	山鹿郡	玉名郡	葦北郡
大津(一六三)	隈府(五二)	味取新町	湯町(三三〇)	大島(四二)	陣
新町			新町	関(二二〇)	日奈久(二六〇)
竹迫(二一〇)				肥猪(二七)	水俣(二二八)
				大浜(二八五)	田浦(五二)
				唐人町	浜村
				長洲(二九五)	

在 町	
豊後郡	阿蘇郡
佐賀関(二二〇)	吉田新町(二二六)
	高森(三八)
	内牧(二四〇)
	宮知(三五)
	坂梨(五〇)
	宮原(四八)
	白丹(二七)
	久住(八三)
	野津原(七二)

七、村

(一) 村の変遷
村数の変遷 村には大村と小村がある。大村は明治以降の合併により合併された町村の大字であり、小村は小字である。地方自治体としての最小単位は大村で、庄屋にとって支配されていた。次に村数一覧を載せる。

計	海 大 直 阿 合 菊 山 玉 山 部 分 入 蘇 志 池 鹿 名 本	一、〇一二	(九六四)	一、五五三	一、三七二	三、六六八	(一、五三)	(三、八七六)	一、五九九	四、七七二	一、八〇三
		二二		二二	二五	一四八	一五		二五	一〇三	
		三九		四五	六三	一七九	(二二)	(二二〇)	四八	四二二	
		二		一八	一〇	五七			一五	一八五	
		八七	八五	一九九	一二五	四一二	二〇五	七三二	二〇六	七一九	二二五
		六一	六二	九二	七三	二二八	九七	八八	九七	八九	一一一
		六七	六六	七五	七四	八一	七九	一一四	七九	一一五	八一
		四四	四四	五六	六四	二二九	六五	一五六	六五	二二九	九六
		一一〇	一一五	二四八	一九三	三七五	二四六	六五一	一五二	六八〇	二二八
		三三	三五	六〇	四六	一三五	六三	一三五	六三	一三四	九六

注1 慶安四年の国絵図は豊後の記載を欠くので、村数の合計は豊後三郡分を含まない。

2 文化八年の官職制度考は、直入郡(九住手永)と大分郡(野津原手永)の記載がないので、村数はこの二手永分を除いたものである。また小村数は九住、野津原、関二手永を含まない。

3 明治五年村数は、中富手永が玉名郡より山鹿郡に移管された後なので、そのうち二九か村は玉名郡より山鹿郡に移されている。また豊後三郡は大分県移管後のため村数に含まれない。

右一覧は次の史料によって作製した。

- 1 寛永一一年……「肥後国郷帳」 県立図書館蔵
- 2 慶安四年……「肥後国中之絵図」 同右蔵
- 3 享保一六年……「細川宣紀時代手鑑」 圭室諦成蔵
- 4 安永元年……「肥後国志」
- 5 文化八年……「官職制度考」
- 6 文化一一年……「諸御郡村附帳」 圭室諦成蔵
- 7 明治五年……「大小区廢置分合」

村の分化

村の分化は水田地帯では中世に見られる。詫磨文書水永九年(一二七二)に南山室村があり、田中文書には建治三年(一二七二)に北山室が見られる。丘陵の畑作地帯では中世末に分化が見られるのは後の合志郡でも知られる。山間部の分化が進むのは近世末である。

肥後藩の村は寛永一一年一月八日幕府に提出された「肥後国郷帳」をもって基準とし、郷帳所収の村を本村とよび、本村から分化派生し、庄屋を立てて自治村となったものを枝村とよんだが、枝村は正式な行政単位とは認められていなかった。

しかし村の膨張や出村などで、便宜的に村を分け、庄屋をたてて別個の村をつくることは引続いて行われたので、枝村は増加する傾向にあった。これを統合したのが宝暦の「寄せ村」で、同七年(一七五七)一五八八人の庄屋中六二〇人を減少した。しかしこの村の統合は反って庄屋に大きな負担をかけることになったので、明和七年(一七七〇)より一部の分村を許可し、寛政一〇年(一七九八)には全面的に分村を許可した。以後村数は増加の一途をたどった。次に畑作地帯として、中世末以来分化のはげしかった合志郡について、その実情を見ることにする。

13南田島	13北田島		弘生	13江良	鹿水	平嶋	13二子	上庄	御領	埜付	原口	油古閑	竹迫町	一六〇四	慶長九
佐野	"	"	岡	南弘生	"	"	中林	和田	上古閑	御領出分	御領	野村	"	"	"
(七七)	(八六)	(三二七)	(七四〇)	(二九三)	(四三五)	(二二八)	(三八〇)	(四二〇)	一、一三一	三一九	二三四	二六〇	四三八	七一四	八七
二	三	七	八	二一	四	二一	二一	一	一	一	一	一	一	二五	一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田島			弘生	"			上庄		御領		野村	"	竹迫町		
二、二五五			一、〇四八	三三九			一七二	三八〇	五七〇	一、〇九九	七六九	三一九	五六五	三〇六	六二七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	野村	"	"	竹迫町	一六五一
南田島	田島	猪目	南弘生	弘生	"	"	"	"	二子	上庄	御領出分	御領	群	"	"
"	"	"	猪目	"	"	"	"	"	"	上庄	"	"	"	原口	"
一九八	一、二〇〇	一、〇五七	四三二	(一九七)	七二三	一、〇五七	二一八	四五六	五四一	五〇六	一、一三〇	三一八	二二六	二六一	四三七
"	"	"	猪目	岡	"	"	"	"	"	"	上庄	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

13 林 原	横 田	小 野 崎	内 嶋	打 越	平	北	13 東	13 辻	鳥 栖 本	13 灰 塚	板 井	須 屋	大 池	城 堀 田	積 雪	上 生	高 江	下 高 江	上 高 江										
三 萬 田	林 原	村 出 分	小 野 崎	"	"	"	"	"	"	"	出 須 屋 分 村	須 屋	大 池	堀 田	"	上 生	高 江 出 分	下 高 江	上 高 江										
(二 六 五)	(三 三 六)	(一 九 八)	(一 九 七)	(一 三 九)	(七 六)	(三 九 三)	(七 七)	(三 二 二)	五 一 一	(三 四 一)	三 一 一	(七 七 二)	(一 五 八)	(七 四 三)	(一 五 〇)	(三 二 二)	(一 一 二)	九 四	(一 七 六)	(二 五 六)	(一 九 七)	(二 〇 四)	(二 〇 〇)	(二 四 〇)					
七	四	四	六	四	四	二	四	一	五	一	四	九	一	三	二	六	三	〇	三	一	四	六	五	七	八	六	七	六	六
二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
"	"	"	小 野 崎	内 嶋	打 越	"	鳥 栖	一、 九 六 九	板 井	須 屋	"	上 生	高 江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三 〇 五	四 七 〇	四 一 四	三 三 三	二 七 四	九 六 九	九 三 二	三 八 六	八 一	五 三 七	六 二 一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	鳥 巢	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三 萬 田	"	"	"	内 嶋	"	"	鳥 栖	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三 四 六	三 四 六	五 〇 六	四 六 八	五 〇 〇	(一 〇 四)	(五 五 一)	(三 四 一)	(八 四 六)	八 二 八	八 九 四	五 二 八	一 一 一	三 一 四	六 三 七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三 萬 田	"	"	"	内 嶋	打 越	"	"	"	灰 塚	板 井	"	"	積 雪	堀 田	城 堀 田	上 生	高 江	上 高 江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	鳥 栖 北	鳥 栖 東	鳥 栖 辻	鳥 栖	"	"	"	"	上 生	高 江 出 分	高 江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

川 辺	住 吉	富 納	村 吉	富	田 吹	福 本	久 米	永													
出川 分辺	川 辺	百住 石吉 分村	二百住 石吉 分村	四百住 石吉 分村	百住 石吉 五	住 吉	出富 納分 村	富 納	出村 分吉 村	村 吉	古 閑	出富 分村	富	出福 分本 村	福 本	出久 米分 村	久 米	出永 分村	永		
一 七 九	四 三 〇	一 〇 〇	二 〇 〇	四 〇 〇	四 九 一	六 六 〇	五 八	(一 三 二)	一 〇 〇	三 一 六	(一 二 三)	(一 六 四)	(六 九 八)	一 二 一	一 四 九	五 〇 〇	(二 〇 九)	(七 四 七)	八 一 六		
四	九	五	六	一	一	二	三	七	六	一	五	五	七	一	四	一	三	三	一	四	七
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	—	—	
川 辺	住 吉	平 原	富 納	村 吉	富	福 本	久 米	永													
四 〇 六	一、 六 八 六	六 二	二 四 〇	二 四 〇	七 三 六	四 九 〇	八 八 三	八 一 八													
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鳥 巢												
後 河 辺	〃	富 納	〃	分富 村出	富	〃	布古 閑	久米 出	永分 村												
後 川 部	〃	平 原	富 納	〃	〃	〃	田 吹	〃	久米 分	永分 村	三萬 田										
三 六 二	九 二 五	五 三 〇	五 一 〇	一 〇 一	二 一 九	六 七 〇	一 四 八	(一、 二 四 三)	(二、 三 四)	六 三 三	一、 五 七 七	三 五 二	八 二 四								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	出永 分村	三萬 田								
〃	下住 吉	上住 吉	住 吉	〃	〃	〃	〃	富出 分	〃	〃	〃	〃	鳥 栖 北								

右一覽は合志郡竹迫手永である。この地域は台地上竹迫附近の一〇か村以外は、合志川とその支流矢護川の流域で、水田地帯である。従って一覽の示すとおり、村の分化は早く行われていた。

注1 慶長年度は九年であり、一三年度のものは村名の上に¹³の数字を冠して区別した。この出典は『肥後豊後檢地諸帳目録』(図書館蔵)と『肥後國檢地諸帳目録』(熊大編)による。檢地諸帳は各村分が完備してはいないので、慶長年度記載もれの村も、そのとき存在しないことを示すものではない。田島村は慶長九年には田島一村であり、同一三年には南北両田島村に分かれている。

2 寛永一〇年は合志郡人畜改帳による。他の年度の出典は前に記した。

3 人畜改帳には各村の石高が附箋に記されており、これには出作分が含まれているものもある。附箋説落し石高不明のものは、筆書の集計による石高を()に示す。これには出作分を含まない。

4 中林村、北田島村、打越村、林原村、永村出分、富村出分、古閑村は人畜改帳に虫損部分があるので、判明するだけを集計した。

5 寛永一一年、慶安四年は本村だけで、枝村は記載されていない。

6 肥後國誌(安永元年)中の石高()は、枝村分で本村石高中に含まれているものである。

(二) 分村の形式と名称

近世の事例によって分村の形式と名称を分類してみると次のようなものがある。

新開地 新開地には古閑・開・新地・新田・拵などがある。

(1) 古閑 古閑は新開地を意味する。内陸新開地にも海辺の干拓地にも行われている。寛永一一年の肥後國郷帳には九か村の古閑村が見られるが、文化一一年の村帳には一九か村となり、小村に至っては八六も数えることができる。これは単に「古閑村」と称する場合が多いが、親村の一字や位置を示す文字を冠することがある。楠古閑村(五町手永)は楠原村よりの分村であることを示し、奥古閑村(錢塘手永)

は肥後國志に「里俗上沖村ト称ス」と記しているように、「沖古閑」の意味であろう。古閑原村(中富手永)の末尾に「原」を附けるのは、古閑原(中富手永堂米野村の内)原古閑(正院手永円台寺村の内)などの小村から発展した畑作地帯の開拓村を示している。

(2) 開、新開、新地、新田新開地を意味する語がそのまま村名となったものである。開村は小村(郡浦手永下長崎村の内)にはあるが、大村にはそのままは用いられず、渋江開村(横手手永)のように親村名を冠する。山間部に見られる開田村(坂下手水)は、砥用手永柏川村、種山手永北大野村などに見る小村の開田村が発展したものであり、坂下手永開田村はその内に棚田村の小村を有することを見ても、その開拓の実情が知られる。新田村(河江手永)、新開村(郡浦手永)、新地村(野津手永)は海辺の干拓地に多い。新地は内陸新田の小村にも多いが、そのまま大村に発展したものはほとんどない。なお新開村には親村名を冠した内田新開村(錢塘手永)、分村の方角を示す西新開村(錢塘手永)、新旧を示す今新開村(池田手永)などがある。

(3) 拵 種山手永に拵村があり、小村には湯浦本町(湯浦手永)、津奈木村(津奈木手永)、神菌村(中山手永)に拵村、菅村(矢部手永)の囀村、猿渡村(矢部手永)の「かこひ」村などがあり、山間部の開拓村である。

成立の新旧 本村に対して今、新などの字をつける。本庄手永に本村があり、慶長年間飽田郡の糸山本村とその小村小糸山村は、後の大村としての糸山村と小糸山村となる。これに対し新しい年代の成立を示すのは、今村(池田・本庄・河原各手永)や新村(錢塘、廻江各手永)がある。親村に新を冠するものは新土河原村(横手手永)、新南部村(本庄手永)、などがあり、嶋新村は嶋村(横手手永)を親村とし、これより派生したものである。菊池郡には慶長五年(一六〇〇)すでに新古閑村が出現している。(檢地帳)

出村 この部類には出目、外目、出分などがある。

(1) 出目 下益城郡中山手永に親村名を冠しない単独の出目村がある。玉名郡には宮内村を親村とする宮内出目村(荒尾手永)があり、宮崎出目村は享保頃には大村であったものが、(宣紀代手鑑)、幕末には宮崎村の一小村になってしまっている。小村についても出目は玉名郡に多い。

(2) 外目 南関手永に関町と開村を中心に、関下村、関外目村、関東村が派生している。

(3) 出分 本村を本分と称し、出村を出分と称す。慶長九年(一六〇四)菊池郡に木野本分と木野出分村があるが(検地帳)、その後木野出分村は姿を消した。寛永一二年の地撫帳から見られる米原村がその後身であろう。次に合志郡では前表のとおり寛永一〇年の合志郡人畜帳によれば、後の大津手永に上町村本分と出分かあり、高柳村は本分中人名の肩書に高柳村本分と記されている。もともと出分に対して、親村を本分と称したものの名残である。本郡においては本村八七か村について、出分は三一か村の多数にのぼり、中世末より近世初期にかけての畑作地帯における新田経営の盛況を知ることができる。これらの出分は幕末になると、本村となったものは富出分村、永村出分、御領村出分の三か村で、また小村として名を残すものも五か所にすぎない。ここで注目すべきものに中窪田村と住吉村がある。人畜帳によって次に表示する。

石	高	庄	屋	名
住吉村	六六〇石	住吉村与頭甚左衛門尉		
住吉五百石分	四九一	住吉村出分庄屋仁右衛門尉		
住吉村四百石分	四〇〇	住吉村四百石方庄屋半右衛門尉		
住吉村貳百石分	二〇〇	住吉村貳百石庄屋与右衛門尉		
住吉村百石分	一〇〇	住吉村百石方庄屋六右衛門尉		

中窪田村四百石分	(四〇七)	中窪田村庄屋久右衛門尉
中窪田村百八拾石分	(二八〇)	中窪田村庄屋理左衛門尉
中窪田村九拾石分	(九〇)	中窪田村庄屋太郎兵衛
中窪田村出分		中窪田村出分庄屋孫左衛門

中窪田村の石高は原本に記載を欠くので、()に集計したものを入れた。中窪田村出分は原本の石高記載が虫損のため不備であり、判明する分だけを集計すると二二二石となる。欠損部分を加えると三〇〇石くらいであろう。

右表中住吉村庄屋甚左衛門尉は、住吉村組五か村の組頭を兼任している。他は五百石分以下各々庄屋を立てて、「四百石方庄屋」などと書いて独立した村の形態をとっている。このうち、五百石分が、人畜帳表題には「住吉五百石分」と書きながら、奥書には「住吉村出分庄屋」と書いていることは、出分成立の事情を物語っている。住吉村に対して、中窪田村では、出分は独立した庄屋を立てて分村的性格を示しているが、他は独立した庄屋を立てながら、何れも「中窪田村庄屋」と肩書きをつけて、独立した村とはなっていない。

合志郡は畑作地帯であるが、住吉村は合志川に臨み、中窪田村はその支流矢護川の流域にあるため、右両村は水利に恵まれ、水田耕作の可能な地域である。従って開発も早くすすみ、分村的傾向も早く現れたものである。

大小 単に大村(高田手永)、小村(野尻手永)とよぶ場合には、そのままでは親子関係を知ることができない。大岩野村・小岩野村(中山手永)、糸山村・小糸山村(五町手永)、吉松村・小吉松村などは親村と子村の関係が明白である。

位置 上・中・下によって本村と分村を示す。荒尾手永の井手村(七三五石)は俗に本井手村と称し、これを親村として上井手村(八〇石)、中井手村(六一六石)、下井手村(三七七石)が分派している。五町手永

立田村は慶長年間にはすでに上下の分派が見られる（慶長九年検地帳）。肥後国志による石高は、上立田村六〇七石、下立田村三二六石であるが、郷帳の示す石高は四〇九石と五五五石であり、下立田村を親村としたことが知られる。八代郡高田手永の片野川村については次の分村の経過が見られる。

慶長九年	寛永一一年	慶安四年	享保一六年	安永元年
？	上片野川村 (一一八九石)	〃	上片野川村 北片野川村 下片野川村	〃 〃 〃 (九九二石) (七四〇石)
下片野川村 (一〇四二石)	〃	〃	中片野川村	〃 〃 (七三五石)

〔注〕慶長九年は「肥後豊後検地諸帳目録」（熊本県立図書館蔵）による。
他は前出

方位 東西南北の方位を親村に冠して分村とする。いま上益城郡木倉手永の上野村について見るに、寛永郷帳と慶安国絵図では西上野村と南上野村に分かれているが、以後享保までの間に西上野村より北上野村を分派し、南上野村より東上野村を分村していることが知られる。

合成 上中下と方位を合成して使用する。河江手永小野村について、次のような分村の経過を見ることが出来る。

小野村は南小野村とも称する。寛永郷帳の石高よりみても、小野村を親村として、北小野村を派生したことが知られるが、その分派はすでに中世に行われていた。享保ごろまでは南小野と北小野の二村のみであるが、以後安永ごろまでの間に、両村の中間に南小野村より中小野村を派生し、ついで中小野村が上中小野村と下中小野村とに分離したと考えられる。すなわち南北と上中下が合成されて、分村をつくったものである。

慶長 九一 二	寛永一 一	享保一 六	①	②	安永 元
北小野村 (三三八石)	南小野村 (七五石) 小野村	〃	南小野村 中小野村	下中小野村	小野村(八六石) 上中小野村(四四六石) 下中小野村(四二九石) 〃 (五六二石)

〔注〕①『肥後国郡高村附』熊本女子大所蔵
②『肥後国村名ノ内』申川齋所蔵

(三) 村組合(五か村組)

災害の共同防除、堤防普請・用水路管理・川浚いなどの灌漑治水から、入会地・風俗・農村秩序の維持、信仰祭礼など共通の利害関係をもつ隣の村が、五か村くらしを基準に組合を構成したもので、明治三年の郷組の基礎となるものである。ただ明治三年の組は郷(旧手永)と村との間に設けられた自治体であり、その責任者である里正がおかれたのに対し、この村組は自治体ではなく、単なる村の連合体にすぎず、したがって組の責任者はなくて、村庄屋は同等な立場で寄合協議を行い、あるいは文書に連印したものである。組名は村組中の首村名をとって附けることもあり、また首村の庄屋をもって代表とすることもあった。次にその例をみよう。

山鹿郡中村手永においては、惣庄屋遠山弥二兵衛は、安政三年(一八五六)各村に諸作物の仕法を詳しく調査報告させているが、そのうち久原村など六か村は共同報告書を提出し、その末尾に次のとおり記している。

今度田畑惣産稼穡調被仰付候に付、私共組合村々一致之所柄にて、万端同様之儀に御座候間、私共打寄精々相調申候処、右之通に御座候、為其連名之一書付を以申上候以上、

安政三年八月

名塚村庄屋当分 甚三郎

今田村庄屋当分 新左衛門

久原村庄屋 平左衛門

上吉田村庄屋 太左衛門

雲仙村庄屋 湖上又平

下吉田村庄屋 水足八郎助

遠山弥二兵衛殿

(熊本女子大編「肥後藩の農業構造」所収『久原組六ヶ竹田畑惣産稼
稿しらべ帳』)

右のうち名塚・今田・雲仙の三か村は枝村であり、この六か村をもつて村組をつくり、久原村を首村として、久原組とよばれていたのである。

託摩郡田迎手永のうち田迎・八反田・田井嶋・重富・出仲間の五か村が五か村組をつくり、「五ヶ村組田迎村庄屋」と署名しており(熊本女子大所蔵嘉

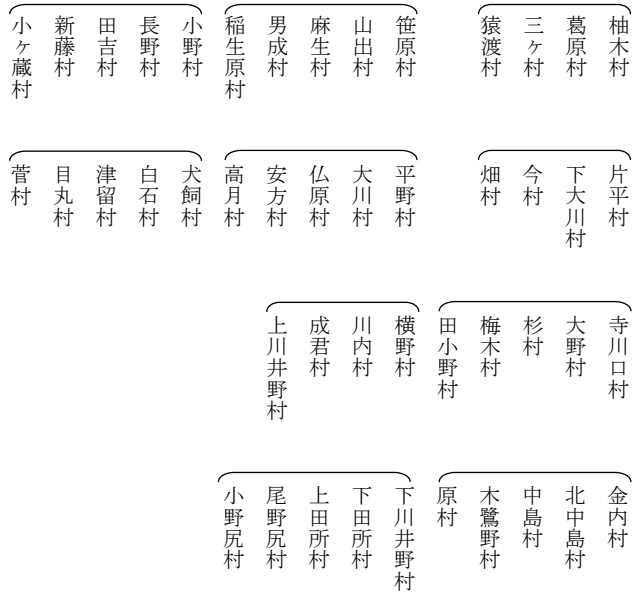
永七年、文久三年『出仲間村当御土免割御帳』)、玉名郡南関手永においては文化一〇年(一八一三)に次のとおり一〇か村くらいの組合がつくられている。

庄屋中諸御用筋等申談候付村組合左之通		
関町	上長田村	肥猪東村
関村	庄寺村	肥猪村
関東村	今村	相谷村
関下村	下長田村	野田村
関外目村	宮尾村	上大田黒村
小原村	田原村	大田黒村
久重村	赤坂村	平野村
右一組	安原村	岩村
	坂上村	上岩村
	東坂上村	上津原村
	肥猪村	芋生田村
右一組		右一組
		東吉地村
		右一組

右之通相究候条別紙口達書並寄合文案帳写取之上可有受印候以上
西 九月十五日 河野太郎助
右村々庄屋中
(熊本女子大所蔵『寄合につき申渡覚』)

南関手永の惣庄屋河野太郎助は、手永の村々を四地区に分けて、右の四組としたが、これは「五ヶ村組」でなく、ただ村組としており、一組の村数も七か村一、一〇か村一、一か村二となっている。この村組も文政年間になると五か村単位となってくる。文政七年(一八二四)五月玉名郡代より婚礼葬礼の奢侈を取締るべき布達を受けた河野太郎助は、庄屋にこれを伝え、「能々心を付被申五ヶ村組限」の請書を提出すべき旨を命じ、庄屋達は「五ヶ村組合限御請書差上」として、和仁村庄屋又左衛門、和仁村村庄屋新五、上和仁村庄屋伝助、中十町村村庄屋宇助、山十町村上十町村村庄屋兼帯坂本龜次の五名で連名して請書を提出している(熊本女子大蔵『御制度筋和仁村庄屋等御請扣』。宝曆一三年『小田手永川島村地引合見図帳』)によれば下分田村、小柳村、川崎村、分田村の四村一組と、大浜町、横島村、寺田村、川島村の四か村一組の村組が見られる。上益城郡矢部手永においては嘉永二年に次の五ヶ村組合が見られる。

下馬尾村	牧野村	市原村	入佐村
千滝村	荒谷村	山田村	黒木尾村
浜村	白小野村	芦屋田村	川又村
浜町	万坂村	長田村	名連石村
下市村	藤木村	南田村	上名連石村
轟村	勢井村	上司尾村	下名連石村
桐原村			



(四) 村役人

村方三役

村政機構は前述の郡政機構中に図示しておいた。このうち庄屋・村横目・組頭を村方三役とよんでいた。

庄屋は先の合志郡一覽にも見るとおり、初期のころには高六〇〇石くらい以上の村には一か村に二名あって、一村一名とは限らなかったが、後には一村一名の基準が立てられ、分村によって生じた枝村にも一名の庄屋がおかれ、合志郡油古閑村のごとき、戸数一戸の村にも一人の庄屋がいるなど極端な例さえ見られた。また分村はしなくとも村高千石以上くらいの大きな村には庄屋を二人置いたところもあり、また村を二つの組に分けて、各々庄屋をおいていた。例えば宝暦元年山鹿郡中村手永三

(熊大所蔵下田家文書『手控』)

二か村のうち、高橋村(二、〇一九石)、下御宇田村(二、〇七〇石)、方保田村(一、一五〇石)にはおのおの庄屋二人が置かれ、下内田村は上下の二組に分け、各一人の庄屋をもっていた(中村手永御蔵納手鑑)。そのため庄屋数は増加するばかりであったので、藩主重賢の緊縮政策による行政整理の一環として行われたのが、先に述べた「寄せ村」である。しかし文化年間ごろより、農民の強い要望があり、また特殊な事情があれば、村の独立が認められて、村数は増加し、庄屋数も増加していった。庄屋ははじめ世襲であったが、宝暦ごろから転任が行われ、最下級の官僚的資格をもつようになり、また数か村兼任の庄屋もおかれた。庄屋に対する給与は給米、筆紙墨代、引高として支給された。給米は村高千石について一石五斗の割で支給し、筆紙墨代の支給高と引高は次表のとおりであった。(拾芥圃記)

村高	筆紙墨代
一〇〇〇石以上	米一石二斗
一〇〇〇石以下	八斗二升五合
四〇〇石以下	五斗七升五合

宝暦の寄村で、筆紙墨代は一か村分だけの支給となり、引高は従来のものの三割増となった。表では()内に示してある。次に引高の実際について、下益城郡河江手永の数か村を例として次表でみることにする。

村高	引高
一〇〇〇石〜一〇〇〇石	六〇石(七二石)
一〇〇〇石〜八〇〇石	五〇(六〇)
八〇〇石〜六〇〇石	四〇(四八)
六〇〇石〜五〇〇石	三〇(三八)
五〇〇石以下	三六石を割合せ

村名	村割	引高	一〇石に付	代	銭	米にして
△東海東	一、〇一一	六〇	五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
△北海東	九三三	五八	五五	三〇八	三〇八	三〇八
△西海東	七六四	四五	五〇	二二五	二二五	二二五
西小川	四九八	三〇	五〇	一五〇	一五〇	一五〇
江頭	五〇〇	四〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
竹崎	一、二〇五	七〇	五〇	三五〇	三五〇	三五〇
△北新田	五〇五	四〇	三七、五	一五〇	一五〇	一五〇
内田	六一三	四〇	五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
大野	一七八	一〇	五〇	五〇	五〇	五〇
南萩尾	五五〇	三〇	六〇	一八〇	一八〇	一八〇
豊福	七一四	七〇	六五	四五五	四五五	四五五
下郷	九五二	五〇	四〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

(注) 1、「文政九年河江手永諸役人給米根帳」(本田知行蔵)による。
2、△は宇土支藩知行所を示す。

3、表中豊福村の村高は、肥後国志によると、一、二二四石で他は何れも国志所収の村高と同じであるので、木表の豊福村石高は疑問がある。

河江手永の引高は前表の引高割の宝暦の二割増によらず、むしろ旧引高割によっているようであり、村高と地味の肥瘠によって、引高と米一〇石についての引高代銭を三七匁五分乃至六五匁と定め、それによって全引高代銭を算出し、これを一匁米一升の割で換算して、庄屋の年貢から差引くことにしていた。

以上の三表を基にした河江手永村庄屋給与の数例を見ると次のとおりである。

村名	小庄屋給	筆紙墨代米	引高掛出米	計
東海東	一五、六八三 ^升	一七六、〇〇〇 ^升	一三四、六二〇 ^升	四六一、三〇三 ^升
西海東	一四、七三七	二二、二〇〇	九九、四二二	三三七、三四九
江頭	七五、〇九九	八三、五〇〇	七七、九五七	二三五、五五六
竹崎	一八、〇八四二	二七、〇〇〇	九五、三四	四〇三、〇六六
大野	二六、七九八	五七、五〇〇	二二、二八	一〇五、五〇六
豊福	一八、二四八	二七、〇〇〇	八四、三〇	三九三、五五六
下郷	一四、九四七	八三、五〇〇	七六、二四	三〇一、五七一

村横目は手永手付横目の指揮をうけて、村の取締にあたった。頭百姓は五〇石に一人の割で本百姓中から選ばれた。その任務は百姓の代表者として年貢出納の監視や村人用割賦に立合うことであった。頭百姓の受持区域が組とよばれていたことは、任命の際の起請文前書中にも「御高札の面…：精々相守、銘々請持の組の御百姓中に御沙汰可申候」とか諸上納御取立方の儀…：請持の組中私共より取立相納め」(役人馬の儀組中かたおちなき様入念可申事)(内村政光『肥後藩の農村制度』)など記されていることでも明らかであり、受持の組は、その人名をつけて呼ぶ場合と、小村などの地名をとって呼ぶ場合とある。南関手永山十町村では、文化三年六八戸の村に頭百姓二人あり、貞助組、次平組とよばれ、その事に一人の伍長がいて、五人組を統率していた。(熊本女子大蔵『山十町村申上覚』)

五人組 百姓は伍長の下に五人組をつくっていた。五人組は初は切支丹取締を目的に設けられたが、後には田畑の耕作、収納・年貢などの相互扶助と連帯責任および犯罪の防除と連座制を定めたものであった。次に五人組規約の一例をあげよう。

天保十二年丑八月詫摩郡田迎手永出仲間村御百姓共五人組合帳

五人組頭助七

五人組頭仁平次

組子仁右衛門

組子儀三

九左衛門

彦左衛門

(以下六人)

(以下六人)

五人組頭庄三郎

五人組頭嘉平次

組子庄次郎

伝四郎

平右衛門

伝次郎

(以下六人)

(以下七人)

五人組頭弥助

五人組頭又右衛門

長助

新次郎

伝助

庄助

(以下六人)

(以下八人)

合六組

右五人組合相守可申簡条之儀

一、御高札之面、其外従公儀被仰出、御自分方御法度之趣、臨時之御触共に堅相守(下略)

一、田畑地拵根付等時日不移さず草浚肥等之手入随分入念、組合之内病人等有之節は、組中より扶け合(下略)

一、御年貢諸上納共、組合申談相励、少も無滞相納可申候、(下略)

一、五人組之義、親類縁者組合不申様、尤人数少き所は、親類縁者組合不申候て、指支申儀も可有御座(下略)

一、村人数多少に寄、五人組宛之組合難成所は、六七人或は三四人も組合可申(下略)

一、右之通組合相極、御根帳御達申上候上は、若内々にて組替等決して堅不被為叶(下略)

一、米錢五人組並に抜仰付候稜々有之節は、何も奉畏違背仕間敷(下略)

右之趣堅相守可申候、為後年五人組名前之下に御請印仕、御根帳差上置申候処如件

天保十二年八月

出仲間村頭百姓

政七 幸助

(熊本県史料集成一〇『肥後藩の農民生活』
同村庄屋 平野文八)

この史料で見る五人組は、一人一人組、一〇一人組、九人四組の六組であり、竈数六〇の小さな村であるが、庄屋一人、頭百姓二人、五人組頭六人、組子五人という封建的な秩序と階級が定められていた。この例のように、五人組は必ずしも五人一組とは限らず、下益城郡杉島手永著町村では、嘉永四年には、六人四組、五人五組、四人五組、三人四組の一八組であった(城南町史)。

最後に阿蘇郡北里手永を例として、地方役人の人員を表示してみる。

宮原町別当一	同町問屋 二	惣庄屋 一	御山支配役 一	郡代手附横目 一
村名	村高	村庄屋	頭百姓	村肝煎
黒 城 一 四二五	石	一	三	一
宮 原 三 三五四		一	三	二
土 田 三 三六六		一	一	一
西 里 七 七二		一	三	一
萩 原 五 四三		一	三	一
北 西 二 二九六		一	一	一
幸 野 二 二二六		一	二	一
江 古 尾		一	一	一
万 城 寺		一	一	一
満 願 寺 四 〇二		一	二	一
波 居 原 三 三四		一	二	一
				山 之 口
				柿迫兼任
				下城兼任
				下城兼任
				西里兼任

計	湯坂中馬赤若関杉下柿蔵上	田下原場馬宮田田城迫園田							
七、七一九	五一〇	一八七	一七一	二六八	五四〇	一五八	五〇五	二七八	三五二
一二	—		—		—		—		—
四〇	—	—	—	—	三	—	—	二	二
一二	—		—		—		—		—
二七	—	—	—	—	二	—	—	—	—
八	—		—		—		—		幸野兼任
	—		—		—		—		黒淵兼任 馬場兼任

注 石高は幕末の村高を記載したものが見出せないもので、肥後国郷帳によって記載した。従ってその後派生した枝村については石高の記載がない。

(五) 村 寄 合

村寄合とは村民の協議決定の機関で、庄屋寄合・頭百姓中寄合・村中惣寄合の三つがある。

庄屋寄合 村々の庄屋が手永会所に集合して行う寄合で、会所寄合ともいう。これは一手永あるいは一組の庄屋たちの会合であるから、厳密には村寄合とは云えないものである。庄屋寄合の主要な目的は、法令の趣旨徹底と、年貢収納に関する上意下達にあった。次に文化一〇年（一八一三）八月南関手永の一例をあげる。

- 1、家業出精
- 2、蒨上収納
- 3、他所日雇禁止

- 4、儉約筋違反取締
- 5、博奕の禁
- 7、年貢皆済までの心得
- 8、乗馬の禁
- 10、富札の禁
- 11、旅人取締
- 12、鳥乱者取締
- 13、喧嘩出入の禁
- 14、徳利酒売の禁
- 15、神拝祈念
- 16、墓所清掃
- 17、草刈り規定
- 18、竹林盗伐取締
- 19、馬売買
- 20、野荒し取締
- 21、盗難占の禁
- 22、盗難占の禁

〔寄合につき申渡覚〕……熊本女子大編『肥後藩の農民生活』一九九頁

右の頭書にみるとおり、遵法の申合せが主であるが、他方庄屋の自主的な申合せもあった。文政六年（一八二二）南関手永庄屋の申合の例をみる。

- 1、年始歳暮之事 年始三日の接待は軽く行う。歳暮の品も軽く送る。
- 2、五節句之事 上巳端午は餅粽を親と師家へ送る。
- 3、婚礼之事 庄屋・頭百姓・五人組・親類に膳前に酒一度出す。嫁を連れてきた者には飯後に吸物と肴三種。
- 4、孫祝之事 親類縁者に一汁二菜の接待
- 5、宮龍之事 秋の彼岸の組別の一日一夜籠は従前のとおり、村中の惣籠も神酒披露して従前どおり。
- 6、月講之事 寺のある村は毎月寺詣りしてきたが、各人自由に参詣する。寺のない村は講坊主を間合い手年に三四度まで参詣。
- 7、馬繕之事 酒五合宛で手軽に賄う。
- 8、改名又は元服祝之事 改名は村寄合で披露し、祝いは五長まで招き神酒披露、元服祝と若者組入杯は飲食を出さない。
- 9、参宮其外旅行致候節餞別土産見送等之事 参宮の餞別と土産は少なくする。他の宮廻り、旅行などは一切餞別土産を行わない。
- 10、湯治行之事 土産、酒迎など前々通り禁止。
- 11、家作又は家財道具等之事 百姓相応の家作道具であるべきこと。
- 12、頼母志講之事 百目以下は飯無し、三百目以下は一汁二菜の賄。
- 13、井手積・堤せんぬき之事 初度だけ二三合宛の神酒上げ。
- 14、多人数打寄、酒を取はやし不申様にとの事 休日などの「ひかり酒」、勝手な飲食など禁。

15、祭礼之事 吸物無し、手作野菜二種、本膳は一汁二菜、祭後の桶すすぎなど振廻禁。

16、神座之事 酒三篇肴三種、本膳は一汁二菜。

17、田植過作揚之事 田植済後三四日休息して、酒など吞まぬよう。

18、踏物之事 雪駄、塗下駄など履かぬよう。

19、御制度品之事 禁制品を使用しないこと。

右頭書一九か条申合せ、庄屋一同より惣庄屋河野太郎助宛伺を出している。(南関郷庄屋中申合覚)……前掲書二〇六頁)

頭百姓中寄合 頭百姓の寄合である。頭百姓は五〇石に一人の割合であるから、石高の小さな村ではその人数も僅少であり、頭百姓に代わって五人組の寄合として行われる場合も多い。杉島手永著町村の場合もこの例で、同村は竈数七六の村であるので、五人組頭寄合をもって頭百姓寄合とよんでいる。左に嘉永四年(一八五二)同村寄合の頭書を示す。

五月一四日 田根付 村番雇人 田植昼飯

日雇賃錢 古猫伏 祈禱日取

五月二三日 当夏出銀 外畑根囲 馬放飼

水神鳥居 井樋取扱 作荒

一〇月八日 御蔵払米拵 日銀 恩米

拔米 新手堀出夫 儉約

夜仕事

二月八日 御飛脚米 用心米取上方 頼賃

弘子造用 津出し日限 当日買物

俵懸り取上 初下り 二番三番下り

俵勘定

一二月二六日 当銀上納 出夫免 粮物拝借糶

造用不足割賦 鳥追給 講会

(松本寿三郎氏「肥後藩における村寄合について」……熊本大学『国史論叢所収』)

右の頭書でも知られるとおり、この寄合は頻繁に行われ、庄屋寄合で伝達された法令や仕法を具体化し、村民に徹底させるためのものである。

村中惣寄合 村政に対して村民の総意を知るために、また重大事件処理については村民の審判を得るために開かれる村民大会で、惣百姓中寄合ともいう。著町村においては例年正月一日の初寄合の決議は、その年の村政の基本となった。次に嘉永四年の頭書を挙げる。

正月十一日惣百姓中寄合頭書

- ① 人別血判之事
- ② 人数増減糺方之事
- ③ 農馬改メ方之事
- ④ 御高札之面并御法度筋御教諭書御受別冊印形之事
- ⑤ 当春難渋ニ付取続方格別心懸ケ粮物拝借等ニ心を寄せ不申出精仕候様
- ⑥ 夜仕事無懈怠相勤候様尤山行公役之無差別
- ⑦ 外畑畝之事此儀前々之通聞取尤三番割是迄之事
- ⑧ 葬式之事但此儀一切費ケ間敷儀差止メ可申事
一、にぎり飯なし
- ⑨ 一、酒一切なし尤墓掘有含合之酒壺升宛
一、戻り夫方え酒代等決て遣し申間敷事
- ⑩ 中塘筋え珍竹植附可申候、尤今十一日より十六日迄二地主より植付不申候得者、脇方より植付、盛長之節ハ其者剪取可申究メニ候事
- ⑪ 井手筋柳株并同挽上剪取者、植付置候竹木をそさし候者、坪石千斤宛過役
- ⑫ 千原村境棒塘え竹植付可申事

(城南町史四六五頁)

また同村天保一四年(一八四三)の「村極め」のうちには、「諸公役之節空口持籠編之事」として公役のときの空口や持籠の大きさを規定し、嘉永五年には、天満宮九五〇年祭や辻堂修葺のことを決議している。しかしこれら「村極め」は全てが村独自のものではなく、前記嘉永四年のものも、行政上の調査や勸農、儉約など在中締方の定法を含み、著町村独

自のものは、⑦と⑩以下である。

重大事件処理についての惣寄合を菊池郡米原村の例についてみる。

享和二年十二月廿八日 村若者中夫銀門懸りの事に付兎や角申分致。

享和三年正月八日 晩勝次身分に申談有之由にて、村中若者共不殘徒党いたし、此家へ打寄、勝次を引出申など、右に付色々申分大事の態、勝次脇差を抜候に付、若者中は打もの等持參致、夜明迄大事、市兵衛見候に付少しは成訥。

十日 市兵衛見居村中惣寄有、徒党之頭取吟味致懸候処、夕方に成、不当之儀を頭百姓を以申達。

廿八日 晩勝次一件八ヶ間敷事に付寄有由。

（熊本史学一七号所収『米原村庄屋日記』）

一〇日の村中惣寄合の議題の一つに、徒党を組んだ若者の首謀者吟味の件が挙げられ、その行動不当の決定がなされたわけである。

—この項松本氏前記論文及び城南町史によるところが多い—

第三節 相良藩と天領

一、相良藩

球磨群一円二万二千石は相良氏の所領である。相良氏の勢力は鎌倉時代以来六七〇年の長きにわたる。その支配は時には葦北に及び、一時八代に進出したこともあったが、多くは球磨郡に限られていたので、相良氏の支配体制には、近世に至ってもなお中世の遺制を残したものがあつた。人吉城を中心とした一三の外城は、薩摩の外城制に似たもので、武士は城下に集中せず、外城その他に分散していた。いま安永三年（一七七四）の三才以上人口構成を表示する。（熊本県史料集成一四による）下表で注目すべきことは、無給である郷土の数がはなはだ多いことで、百姓の半分であり、全人口の二二パーセントに相当する。また天保元年（一八三〇）の藩士分限帳によれば、知行取の人吉城下居住者一五二名、外

徒士以上	八、五六五	郷士	一三、三〇一
組の者	四、二一八	百姓	二七、三二二
三反地士	二、六七九	町人	二、四六四
水主	四六六	その他	六一七
計	一五、九二七	計	四三、六九四
総計	五九、六二一		

城居住者二九名、扶持米取は城下一四七名、外城その他二三八名となっており、武士階級の地方居住者の多いことを物語っている。

行政機構 最高職の家老の下に次の諸職がおかれていた。

奉行 社寺・勘定・町・郡・作事・切支丹の六奉行

用人 大目付 平目付 近習頭 右筆頭 台所役 買物所役 蔵役

蔵役は領内一か所の蔵の取締に当たる。

番所 大坂（一勝地）・間・神瀬・大畑おこは

八代仮屋 球磨川口の植柳を加藤氏時代より借用して、ここに相良藩の船屋敷と番所をおき、水主を居住させた。前表の水主四六六人中球磨に居たのは一三人で、他はすべて八代仮屋に居たものである。

地方行政についてみれば、城下人吉は町奉行の支配下にあり、町を五日町・九日町・七日町・二日町・紺屋町・鍛冶屋町・大工町・新町・田町の九筋に分かれ、各一人の町別当（鍛冶屋町は二人）をおき、その下に乙名があり、また一二の五人組をつくり、その長として組頭がおかれていた。この五人組制度は文化四年（一八〇七）には士屋敷（小路方）にも実施した。

諸郷は領内五八か村を郡奉行に支配させ、各村には庄屋・横目・竹木・上目付・村目付・触頭・惣頭・組頭・非常役を置いた。惣頭は二五人の長で、肥後藩の頭百姓に当たり、その下に五人組があつた。

村の発展 領内開拓の進行に伴って、村数も増加してくる。次にこれを表示する。

須永面深日晴初平田河深築蓑薩山万原林木中大	寛永一	
恵池田田良山神川代辺水瀬毛瀬田江田村上神	(一六三四)	
村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	一	
免	福	
田	神	
村	村	
慶安	四	
(一六五二)		
初	川	
神	辺	
村	村	
享保	二	
(一七二七)		
天保	五	
(一八三四)		
免	四	柳
田	浦	瀬
村	村	村
明治	五	
(一八七二)		

槻皆五神大一毎松大渡西問大田西一上岡宮奥久多湯		
木越木瀬瀬勝床之牟		
谷谷谷谷谷地谷谷谷		
谷谷谷谷谷		
松	間	西
谷	村	村
大牟田谷村		
神瀬谷村		
大瀬谷村		
一勝地谷村		
毎床谷村		
松谷村		
三ヶ浦村		
渡利村		
西浦村		
七間地村		
大畑村		
黒江岩湯		
肥良代野山		
地木村		
村		

計	三 五 谷 村	四 一 村	四 〇 村
九	〃	三 谷	〃

(注) 本表は次の史料による。

寛永一一年 求麻郡郷村高辻帳

慶安四年 肥後国絵図

享保二年 相良近江守領地目録

天保五年 球磨郡一円郷村高帳

右各村のうち「谷」の本田高と新田高を表示すると次のようになる。

本田高	新田高	計	谷名
二、五一六 ^石	一、八四二	四、三五八	多良木村
九一四	二、九七五	二、八九九	一武村
三三三	〇	三三三	晴山村
一一一	六三	七四	大牟田谷
七	四六	五三	松之谷
一八	六一	七九	每床谷
四一	一七〇	二二一	一勝地谷
二四	七〇	九四	大瀬谷
二九	一五四	一八三	神瀬谷
〇	〇	〇	五木谷
〇	〇	〇	皆越谷
〇	〇	〇	槻木谷
本田高合計 二二、一六五	新田高合計 二一、〇七六	惣高 四三、二四一	

比較のために本田高および合計の最高多良木村、新田高最高の一武村、本田高新田高最低の晴山村の石高を挙げておく。(求麻郡郷村帳による)

大牟田谷以下の各谷は、晴山村の高より大きいものもあるが、みな石高低く、開発のおくれたところである。これらの谷が開発され、無高の五木以下二谷を除いた六谷が、村となるのは、前表によって慶安と享保の間であることを知る。

相良氏は球磨郡のほか、日向椎葉と米良の両地を支配していた。もつとも実情は椎葉は現地の支配に任せられ、米良は米良主膳の支配に任せられていた。安永三年椎葉は郷士三、三〇二人、百姓一、一五四人、出家社人二七人、合計四、四八三人の人口があり、米良は士分二二六人の人口であった。いま慶安の国絵図によって、米良各谷の実情を見ると次のとおりである。

- 上板屋谷 (人居ばかり)
- 納瀬谷 (人居ばかり)
- 米良谷 (三石)
- 本米良谷 (人居ばかり)
- 田無瀬谷 (人居ばかり)
- 小河村 (一六石)
- 鳥栖谷 (倉ばかり)
- 別府谷 (人居ばかり)
- 寒川谷 (人居ばかり)
- 岩井谷 (人居ばかり)
- 弓木谷 (人居ばかり)
- 登野内谷 (人居ばかり)
- 浜砂谷 (人居ばかり)
- 坂本谷 (人居ばかり)
- 下板屋谷 (一石)
- 尾八重谷 (人居ばかり)
- 津留谷 (人居ばかり)
- 竹原谷 (倉ばかり)
- 轟瀬谷 (人居ばかり)
- 八重谷 (倉ばかり)
- 朔日谷 (倉ばかり)
- 内之畑谷 (人居ばかり)
- 椎葉谷 (人居ばかり)
- 猪之窪谷 (人居ばかり)
- 中之俣谷 (人居ばかり)
- 銀鏡村 (六石)
- 横平谷 (人居ばかり)

二、天草と五箇庄

天草の変遷 戦国時代天草五人衆（国衆）の勢力下にあったが、天正一五年（一五八七）豊臣秀吉の島津征伐に際し、五人衆は秀吉から所領を安堵されて、肥後を与えられた佐々成政の支配に属した。翌年佐々が失政によって処断され、肥後は加藤清正と小西行長に両分されて、天草は小西の支配に入った。さらに翌天正一七年小西の宇土築城合力を拒絶したことから、天草は加藤、小西連合軍の攻撃をうけ、五人衆のうち志岐麟仙は薩摩に逃亡し、天草種元は戦死し、他の大矢野種基・上津浦種貞・栖本親高の三人は降伏して、小西の家臣に組入れられた。

慶長五年（一六〇〇）の関原役後、加藤が肥後全土を領することになり、天草もその支配に属することになったが、その後二年にして清正は豊後三郡と天草との交換をうけて、天草は天領となった。

慶長八年天草は唐津城主寺沢広高に与えられた。広高は富岡に築城して番代をおき、栖本・河内浦・本戸に郡代をおき、天草を四万二千石として苛酷な徴税を始め、後の大乱の原因をつくっていった。寛永九年（一六三二）加藤忠広が改易され、細川忠利が肥後藩主となったが、間もなく一四年島原乱が勃発し、翌年二月乱が鎮定すると、七月には山崎家治に与えられた。家治は一八年（一六四二）九月に転封されて、天草は天領となり、鈴木重成が代官として着任し、富岡城は細川氏預りとなったので、富岡には細川藩士千人と兵船二〇艘が常駐した。代官鈴木重成・重辰の二代は大乱で疲弊した天草の復興につとめ、重成は天草の石高半減を願って自刃したほどであったので、幕府もその請をきいて、万治二年（一六五九）天草を二万一千石に半減した。寛永四年（一六六四）重辰が畿内に転じ、戸田忠昌が天草領主となったが、同一一年転封するとき、天草は将来天領たるべき旨を献言し、富岡城の本丸、二の丸を破却して、島民の負担軽減をはかった。よって以後は天領として日田代官支配・島原藩預・長崎代官支配・日田郡代支配と転々と変わってゆく。詳

細は次表に示すとおりである。（熊本県史一巻による）

種別	管轄	期	間	警備
私領	寺沢氏領	慶長八	寛永一五、四	寺沢氏
私領	山崎氏領	寛永一五、七	一八、九	山崎氏
天領	天草代官支配	寛永一八、一〇	寛文四、四	肥後藩
私領	戸田氏領	寛文四、五	一一、二	戸田氏
私領	天草代官支配	寛文一一、三	正徳四、六	肥後藩
天領	日田代官預	正徳四、七	享保五、五	肥後藩
私領	島原藩預	享保五、六	明和五、三	島原藩
私領	日田郡代預	明和五、四	天明三、九	島原藩
私領	島原藩預	天明三、一〇	文化一〇、二	島原藩
私領	長崎代官預	文化一〇、三	天保三、二	長崎代官所
私領	日田郡代預	天保三、三	三、六	長崎代官所
私領	長崎代官支配	天保三、七	弘化四、四	なし
私領	日田郡代支配	弘化四、五	文久元、一二	肥後藩
私領	長崎代官支配	文久二、一	二、四	久留米藩
私領	日田郡代支配	文久二、五	明治一、一	島原藩

警備は嘉永六、一二肥後藩より久留米藩へ、安政六、一二島原藩へ移る。

郡治 寛永一八年鈴木重成の定めたものが行われ、富岡陣屋に元締・手代・手附を置き、遠見番として富岡詰四人、大江崎詰二人、魚貫崎詰二人を置いた。郡内は富岡に町年寄をおき、全郡八七か村を一〇組に分け、別表のとおり一〇人の大庄屋に支配させた。大庄屋は肥後藩の惣庄屋と異なり、居住する村の庄屋役であり、同時に組の支配役であった。

なお大庄屋は大体世襲であった。このほか浦方役として富岡に惣弁指、各浦に弁指をおき、延宝元年（一六七三）以後は山林支配のための山方役もおかれた。

組名	大庄屋名 庄屋数	村数	村名
砥岐組	藤田氏 八	九	○樋嶋 高戸 大道 姫浦 浦 二間戸 御所浦 棚底 宮田
大矢野組	吉田氏 八	九	○上 中 登立 合津 今泉 阿 楠甫 教良木 内野河内
栖本組	小崎氏 一三	一四	○大浦 須子 赤崎 上津浦 下津浦 大島子 小島子 志柿 下浦 古江 河内 打田 湯舟原 馬場
本戸組	木山氏 八	九	○本戸馬場 町山口 樋宇土 食場 亀川 楠浦 大宮地 小宮地 大多尾
御領組	長岡氏 七	八	○御領 鬼池 佐伊津 広瀬 本泉 下河内 新休 本
井手組	長島氏 五	六	○井出 城木場 上野原 荒河内 下内野 二江
志岐組	平井氏 三	四	○志岐 内田 上津深江 坂瀬川
	町年寄三 町庄屋一		富岡町

一町田組	野田氏 一二	一三	○一町田 下田 益田 今 久留 津留 市ノ瀬 平床 白木河内 立原 碓石 宮地岳 中田
久玉組	中原氏 六	七	○久玉 牛深 魚貫 深海 早浦 亀浦 宮野河内
大江組	松浦氏 七	八	○大江 今富 崎津 高浜 小田床 下津深江 福連木 都呂々

天草近代年譜による

村名の○は大庄屋居住地を示す

五箇庄 八代郡山中にあり、久連子、樅木、葉木、仁田尾、椎原の五か村を云う。高合四石四斗六升にすぎず、はじめ五人の地頭の統治を認めていたが、貞享二年（一六八五）住民が紛争をおこして、以後は天領となった。

第四章 王政復古後の地方行政

第一節 王政復古と地方行政

一、王政復古と官制整備

王政復古と三職 慶応三年（一八六七）一〇月一三日薩摩藩、一四日に長州藩に対して、討幕の密勅が下ったが、これと日と同じくして將軍慶喜は大政奉還を奏請し、翌一五日に勅許され、一二月九日に王政復古の大号令が発せられた。これとともに朝廷首脳部の一斉更迭が行われ、職制の変更が発表された。すなわち旧職制の内覧・勅問・国事御用掛・議奏・武家伝奏・守護職・所司代など廃し、新職制として総裁・議定・参与の三職が設置された。三職の人名は次のとおりである。

総裁 有栖川宮熾仁親王
議定 仁和寺宮嘉彰親王 山階宮晃親王 中山忠能
正親町三條実愛 中御門経之 徳川慶勝（尾張）
松平慶永（越前） 浅野茂勲（安芸） 山内豊信（土佐）
島津茂久（薩摩）
参与 大原重徳 万里小路博房 長谷信為
岩倉具視 橋本実梁

藩士の参与は一二日に次のとおり任命された。

（尾張） 丹羽淳太郎 田中国之輔 荒川甚作
（越前） 中根雪江 酒井十之丞 毛受鹿之助
（安芸） 辻 将曹 桜井与四郎 久保田平司
（土佐） 後藤象二郎 神山郡廉 福岡孝悌
（薩摩） 岩下方平 西郷隆盛 大久保利通

議定・参与は同年中に次の任命が行われた。

（議定） 長谷・岩倉参与より昇任。三条実美、伊達宗城（宇和島）任命。
（参与） 公卿参与 正親町公董 鳥丸光徳 西園寺公望 東久世通禧
藩士参与 溝口藏人（孤雲）・津田山三郎（信弘）（以上肥後） 田宮
如雲・林左門（以上尾張） 三岡八郎（越前） 十時撰津（柳河）

三職七科 王政復古の大号令を発した一二月九日夜、小御所会議によって慶喜の辞官納地が決定し、これに憤激した幕臣はついに兵を起し、慶応四年（九月八日に改元されて明治元年）一月三日の鳥羽伏見の戦から、翌明治二年五月一八日函館五稜郭陥落までの戊辰戦争となるが、一方官制も漸次整備されていった。

前年一二月九日の三職は仮りにおかれたものであったので、本年一月一七日官制が制定され、三職七科の制が施行された。最高職は総裁で、一切の事務を統轄し、議定中より選ばれた副総裁がそれを輔ける。七科には各々総督があり、その下に事務掛を置いて行政に当たる。議定は政務の議定と立法を掌る。参与は各科の事務掛に任ぜられる。そのうち公卿中より任じた者を「上の参与」、各藩より推挙された徴士をもって任命したものを「下の参与」と称した。三職七科の職制は次のとおりである。

三職分課
総裁 宮
萬機ヲ総裁シ一切ノ事務ヲ決ス
議定 宮 公卿 諸侯
事務各課ヲ分督シ議事ヲ定決ス
神祇事務総督
神祇祭祀祝部神戸ノ事ヲ督ス
内国事務総督
京畿庶務及諸国水陸運輸駅路開市都城港口鎮台市尹ノ事ヲ督ス
外国事務総督

外国交際条約貿易拓地育民ノ事ヲ督ス

海陸軍務總督

海軍陸軍練兵守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス

合計事務總督

戸口賦役金穀用度貢獻宮繕秩祿倉庫ノ事ヲ督ス

刑法事務總督

監察彈劾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス

制度寮總督

官職制度名分儀制撰叙考課諸規則ノ事ヲ督ス

参与

事務ヲ參議シ各課ヲ分務ス

神祇事務掛 内国事務掛

刑法事務掛 制度寮掛

徴士 無定員

外国事務掛

海陸軍務掛

會計事務掛

諸藩士及ヒ都鄙有才ノ者、撰挙拔擢参与ニ任ス。下ノ議事所ニ在リ。則議事官タリ。又分課ニ因テ其課ノ掛トナル者其事ヲ專務ス。撰挙ノ法公議ヲ執リ拔擢セラル。即徴士ト命ス。在職四年ニシテ退ク。広ク賢才ニ讓ルヲ要トス。若其人当器尚退クヘカラサル者ハ、又四年ヲ延ヘ在職八年トス。衆議ニ執ルヘシ。貢士 大藩三員 中藩二員 小藩一員

諸藩士其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出者ヲ貢士トス。則議事ニ与リ、輿論公議ヲ執ルヲ旨トス。貢士定員有テ年限ナシ。其主ノ進退スル所ニ任ス。又其人ノ才能ニ因テ徴士ニ撰挙スヘシ。諸侯議定職徴士參職共ニ改テ、今年正月ヲ以テ受命ノ付トナシ、以後年限ノ見付且月給次第之ヲ以テ定ムヘシ。下参与徴士ノ命ヲ受ケサル者ハ、改テ貢士トナスヘシ。且新ニ大中小藩ノ定員ヲ以テ貢士ヲ置クヘシ。大藩四十万石以上、中藩十万石以上三十九万石ニ至ル。小藩一万石以上九万石ニ至ル。

〔法令全書〕明治元年布告第三六号

三職八局 三職七科の制は二月三日に改訂された。七科のうち海陸軍事務を軍防局と改め、総裁局を新設して三職八局とし、総裁局に副総裁・

輔弼・顧問・弁事・史官を、他の七局に督・正權輔・正權判事をおき、また徴士の職務が変更された。

三職

總裁職 官任之副總裁公卿諸候任之

萬機ヲ総ヘ一切ノ事務ヲ裁決ス

議定職 宮公卿諸侯徴士任之

事務各課ヲ分督シ議事ヲ定決ス

参与職 公卿諸侯徴士任之

事務ヲ參議シ各課ヲ分務ス

八局

總裁局

神祇事務局

神祇祭祀祝部神戸ノ事ヲ督ス

内国事務局

京畿庶務及諸国水陸運輸駅路開市都城港口鎮台市尹ノ事ヲ督ス

外国事務局

外国交際条約貿易拓地育民ノ事ヲ督ス

軍防事務局

海軍陸軍練兵守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス

會計事務局

戸口賦税金穀用度貢獻宮繕秩祿倉庫及商法ノ事ヲ督ス

刑法事務局

監察彈劾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス

制度事務局

官職制度名分儀制撰叙考課規則ノ事ヲ督ス

徴士貢士

徴士 無定員

諸藩士及都鄙有才ノ者公儀ニ執リ拔擢セラル。則徴士ト命ス。参与職各局ノ判事ニ任ス。又其一官ヲ命シテ参与職ニ任セサル者アリ、在職四年ニシテ退ク。広ク賢才ニ讓ルヲ要トス。若其人当器退クヘカラサル者ハ、又四年ヲ延

テ八年トス。衆議ニ執ルヘシ。

貢士（大藩四十万石以上三員、中藩十万石以上三十九万石ニ至ル二員、小藩一
万石以上九万石ニ至ル一員）

諸藩士其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出ス者ヲ貢士トス。則議事官タリ。
輿論公議ヲ執ルヲ旨トス。貢士定員アツテ年限ナシ。其主ノ進退スル所ニ任
ス。又其才能ニ因テ徵士ニ選挙スヘシ。

〔法令全書〕明治元年布告第七三號

五箇条御誓文と政体書

王政復古後の混乱した政局の中にあり、なお幕府追討軍の東下という大軍事行動を進めながら、新生日本の針路を示し、新生の大綱を明らかにするために、明治元年三月一四日五箇条御誓文が發布され、この方針を官制に具体化し、施行規定を定めたのが、閏四月二二日に發布された政体書であり、これと同時に三職八局の制は廃止された。

政体

- 一 大ニ斯国是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス。
- 一 広ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス可シ。
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。
- 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ。
- 一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ。
- 一 右御誓文ノ条件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ。
- 一 天下ノ權力総テコレヲ太政官ニ帰ス。即チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム。太政官ノ権カヲ分ツテ、立法・行政・司法ノ三權トス。則偏重ノ患無カラシムルナリ。
- 一 立法官ハ行法官ヲ兼スルヲ得ズ。但シ臨時都府巡察ト外国応接トノ如キ猶立法官得管之。
- 一 親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ、其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ、親敬大臣ノ所以ナリ。藩士庶民ト雖トモ、徵士ノ法ヲ設ケ猶其二等官ニ至ル者ハ貴賢ノ所以ナリ。

一 各府各藩各県貢士ヲ出シ議員トス。議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ。

一 官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知り、敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ。

一 僕従ノ儀親王公卿諸侯ハ帶刀六人、小者三人、其以下ハ帶刀二人小者一人、蓋シ尊重ノ風ヲ除テ、上下隔絶ノ弊ナカラシムル所以ナリ。

一 在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ、若シ抱議面謁フ者アラバ、之ヲ宮中ニ出シ、公論ヲ經ベシ。

一 諸官四年ヲ以テ交代ス。公選入札ノ法ヲ用フベシ。但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ、二年ヲ延シテ交代ス。断続宜シテ得セシムルナリ。若其人衆望ノ所屬アツテ、難去者ハ猶数年ヲ延サザルヲ得ズ。

一 諸侯以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ、政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ嚴ニシ、民安ヲ保ツ所以ナリ。故ニ位官ノ者亦其秩禄官給三十分ノ一ヲ貢スベシ。

一 各府各藩各県其政令ヲ施ス。亦御誓文ヲ體スベシ。唯其一方ノ制法ヲ以テ、他方ヲ概スル勿レ。私ニ爵位ヲ与フ勿レ。私ニ通宝ヲ鑄ル勿レ。私ニ外国人ヲ雇フ勿レ。隣藩或ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ。是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ、政体ヲ紊ルベカラザル所以ナリ。

一 官職
太政官分ツテ七官ト為ス（原漢文、以下同じ）

○議政官
上局
議定 親王諸王公卿諸侯ヲ之ニ充ツ。内二人輔相ヲ兼ヌ
政体ヲ創立シ、法制ヲ造作シ、機務ヲ決定シ、三等官以上ヲ詮衡シ、賞罰ヲ及明シ、條約ヲ定メ、和戰ヲ宣スルヲ掌ル。

参与 公卿諸侯大夫士庶人ヲ以テ之ニ充ツ。
同ジク議定ヲ掌ル。

史官
筆生
下局
議長二人 弁事ノヲ兼ヌ
議員 貢士

議員 上局ノ命ヲ承ケテ議スル所ノ条件左ノ如シ

租税之章程 駅通之章程 貨幣ヲ造ル 権量ヲ定ム

約ヲ結ブ内外通商章程 拓疆 宣戰講和 水陸補拿 外国ト新

兵賦ヲ定ム 城砦或ハ武庫ヲ藩地ニ築ク 彼藩此藩ト争訟

右一官立法ノ權ヲ執ル

○行政官

輔相二人

天皇ヲ輔佐シ、議事ヲ奏宣シ、国内事務ヲ督シ、宮中ノ庶務ヲ總判スルヲ掌

ル

弁事十人

權弁事

史官

筆生

右一官行法ノ權ヲ執ル

○神祇官

知官事一人 親王諸王公卿諸侯ヲ以テ之ニ充ツ。余ノ知官事之ニ倣フ。

神祇祭祀祝部神戸ヲ總判スルヲ掌ル。

副知官事

判官事

權判官事

書記

筆生

○會計官

知官事

田宅租稅賦役用度金穀貢獻秩祿倉庫營繕運輸駅通工作稅銀ヲ總判スルヲ掌ル

(以下右二同シ)

○軍務官

知官事

海陸軍郷兵招募守護軍備ヲ總判スルヲ掌ス

○外国官

知官事

外国交際ニ總判シ、貿易ヲ督監シ、疆土ヲ開拓スルヲ掌ル。

右四官行法ノ權ヲ分チ執ル。

○刑法官

知官事

法ヲ執リ律ヲ守リ監察軋彈捕亡斷獄ヲ總判スルヲ掌ル。

右一官司法ノ權ヲ執ル。

(地方官別項)

(『法令全書』明治元年布告第三三二一号による)

右政體書の官制は、律令官制の復活を目指したので、神祇官をおき、また太政官の権限は三分されて、立法機關として議政官、司法機關として刑法官、行政機關として行政・神祇・會計・軍務・外国の五官において、一応三権分立の形をとった。しかし立法官と行政官の兼任もあったりして、三権分立も実は不徹底であった。なお二年四月八日に民部官が新設されて、行政五官は六官となった。

二、地方政治の進展

府県の成立 明治元年一月鳥羽伏見の戦の後、政府は幕府征討軍をおこして、征討大総督を任命し、東海・東山・北陸・山陰・九州各地に鎮撫総督を派遣し、また旧幕領を直轄地として、主要地に鎮台を置き、ついで裁判所を設置し、これらを府または県と改称していった。鎮台は民政を掌ったが、兵力を有したので、鎮台と称し、裁判所は後の司法機關ではなく、民政機關であった。明治元年におけるその設置および改称を次に表示する。

鎮台 (総督)	裁判所 (総督)	府 (知事)	県 (知事)
一、三 大和鎮台	二、一 大和鎮撫総督	七、元 奈良府	五、元 奈良県

一三 大阪鎮台	二七 大阪裁判所	五二 大阪府	五三 兵庫県
二三 兵庫鎮台	二二 兵庫裁判所		
	二二 長崎裁判所	五四 長崎府	
	二九 京都裁判所	閏四二西 京都府	
	三七 大津裁判所		閏四二五 大津県
	三九 横浜裁判所	六一七 神奈川府	九三 神奈川県
	四二 箱館裁判所	閏四二西 箱館府	閏四二五 笠松県
	四八 笠松裁判所		
	四九 新潟裁判所	六三 越後府	九三 新潟県
	四九 但州府中裁判所		
	四二 佐渡裁判所		九二 佐渡県
	四二 三河裁判所		六九 三河県
		五二 江戸府	(他の県は省略)
		七六 度合府	
		一〇元 甲斐府	

奈良は鎮台から鎮撫総督となり、五月十九日県となり、七月二十九日府となった。
 (一) は長官の職名(熊本県議会議史第一卷一八頁)

政府が地方政治に統制をはじめたのは、五箇条御誓文發布後である。
 すなわち四月一二日には各藩の政務改革のため布告を出した。

朝政御一新之時ニ膺リ総テ簡易賈略之思食ヲ以、御国体御更張被為在度トノ御事、依テハ於諸藩モ御趣意ヲ奉體認、速ニ政令ヲ大変更致シ、奉安宸襟候様無之テハ不相濟次第勿論之事候。仮令慶元以還受封ノ国法制令タリト雖モ、当今ノ時勢ニ不相合之儀ハ、断然廃棄シ、一新之基本ヲ相立、朝廷諸藩一致之全力ヲ尽シ候テコソ、日新之聖業相顕候。(中略) 抑各藩朝旨ヲ奉體認一新之基本ヲ建ルハ、第一旧習因循ヲ看破シ、賢才ヲ挙ケ、国政ヲ革ムルニ在リ、然ルニ諸藩多クハ任撰ヲ主トセス、専ラ門閥ヲ以テ政柄ヲ為執候ヨリ、随テ旧習難改姦吏難除之患有

之哉、今般於朝廷モ撰錄門流ヲ被廢侯程之事ニ有之候ヘハ、諸藩於テ世祿家格ヲ以テ政事ヲ専ラニシ、方今之事體ニ不相合、或ハ庸劣被任ニ不堪向等速ニ廢黜致シ、非常拔擢ヲ以テ賢才ヲ登庸シ、国政十分ニ改正致シ候テ、皇国一體復古之御趣旨貫徹致候様御沙汰候事、『法令全書』明治元年布告第三一三號)

府藩県三治の制 地方制度をはじめて規定したのは、明治元年閏四月二二日の政体書である。(原漢文)

地方官ヲ分ツテ三官ト為ス

○府
 知事一人

人民ヲ繁育シ、生産ヲ富殖シ、教化ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ知シ、兼ネテ府兵ヲ監スルヲ掌ル

判府事二人

○藩
 諸侯

○懸
 知懸事
 人民ヲ繁育シ、生産ヲ富殖シ、教化ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ知シ、郷兵ヲ制スルヲ掌ル

判懸事

この地方制度では、全国を府・藩・県に分け、藩は大名領のまま存続させ、前記の裁判所を漸次府または県と改め、また多くの府県を新設してこれを直轄地とした。府の長官である知府事には「府兵ヲ監ス」の権すなわち兵馬の権が与えられたが、県の長官である知県事には「郷兵ヲ制ス」の職権が与えられていただけである。

このとき九州においては長崎裁判所が設置され、鎮撫総督沢宣嘉が裁判所総督に任ぜられ、四月一三日に全九州の旧天領の管轄を命ぜられた。なお閏四月二五日には、日田・富高・富岡の三県が設置された。

藩治職制 元年七月京都府の制定した職制を仮りに頒布し、一府藩県一定の御規則不相立候テハ、御政令多岐ニ涉リ、弊害不少候、就テハ差

当り京都府ニ於テ相定候規則書遍ク御示シ相成候、若シ其土地民族ニヨリ難被行条件、且別ニ良法心附等之儀ハ、一々詳論、太政官へ可申出」と各府藩県の意見を求めた。ついで一〇月二八日次の『藩治職制』を發布して、藩治の基準とした。

天下地方府藩県の三治ニ帰シ、三治一致ニシテ御国體可相立、然ルニ藩治之儀ハ従前各其家之立ルニ随ヒ、職制区々異同有之候ニ付、今後一般同軌之御趣意ヲ以テ、藩治職制大凡別紙之通可相立旨被仰出候事

藩治職制

執政 無定員

朝政ヲ體認シ、藩主ヲ輔佐スルヲ掌リ、一藩紀綱政事総ベザルハ無シ。

参政 無定員

参政ノ事ヲ掌リ、一藩ノ庶務ハ与聞セズ。

公議人

朝命ヲ奉承シ、国論ニ代リテ議員ニ備ルヲ掌ル。

一、執政参政ハ藩主ノ所任ト雖モ、従来治襲之門閥ニ不拘人材登庸、務テ公奉ヲ旨トシ、其人員黜陟時々太政官ニ達スヘシ。

一、執政参政ノ外兵刑民事及庶務ノ職制其藩主ノ所定ト雖モ、大凡府県簡易ノ制ニ准シ、一致ノ理ヲ明ニスヘシ。但職制一定ノ上ハ之ヲ冊ニシテ太政官ニ達スヘシ。

一、藩主ノ側ラ従来所置用人等ノ職ヲ廢シ、別ニ家知事ヲ置キ、敢テ藩屏ノ機務ニ混セシメス、専ラ内家ノ事ヲ掌ラシム可シ。

一、公議人ハ執政参政中ヨリ出スヘシ。

一、大ニ議事ノ制ヲ立ラルヘキニ付、藩々ニ於テモ各其制ヲ立ヘシ。

十月二十八日

行政官

『法令全書』明治元年布告第九〇(二)号

右の要点は、(一) 家老に代つて執政・参政の任用 (二) 門閥の打破、人材登用 (三) 藩政と藩主の家政の分離 (四) 藩を代表する公議人の選定の四点にあつた。

府県施政順序

県府に対する統制は、明治二年二月五日『府県施政順

序』として、全文一七か条が布告された。次にその条項を掲げ、説明は適宜省略する。

府県施政順序(抄)

一、知府県事職掌ノ大規則ヲ示ス事

地方ノ官府藩県ノ三治ニ帰ス。三治ノ政一途ナルヘキ様嚴重ニ御布告アリト雖モ、未タ一定規則ノ法トス可キナキ故、府県スラ猶動モスレハ政令一ナラス、下民疑惑ヲ生スルニ至ル亦宜ヘナリ。実ニ大政隆替ノ關係スル所、宜シク早く令ヲ布キ、一途ナラシムヘシ。是ヲ即今ノ大急務トス。

一、平年租税ノ高ヲ量リ、其府県常費ヲ定ムル事

一、議事ノ法ヲ立ル事

一、戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事

一、地凶ヲ精蔽スル事

一、凶荒預防ノ事

一、賞典ヲ掌ル事

一、窮民ヲ救フ事

一、制度ヲ立風俗ヲ正スル事

一、小学校ヲ設ル事

一、地方ヲ興シ富国ノ道ヲ開ク事

一、商法ヲ盛ニシ漸次商税ヲ取建ル事

一、租税ノ制度改正スヘキ事

右施政大綱タリ、其条目ニ至テハ詳細詮議スヘシ。令ヲ布クハ易ク事ヲ舉ルハ難シ、着実手ヲ下スヲ要ス。

一、施政ノ始切ニ戒ム可キハ聚斂ナリ。民心未定ニ租税ヲ議スレハ忽チ疑惑ヲ生ス。故ニ租税ノ事ハ最モ後ニ手ヲ下スヘシ。大綱第二件ニ租税ノ高ヲ量ルト記スハ、旧慣ノ歳入ヲ知テ費用ヲ節スルヲ旨トス。敢テ入費ヲ計テ租税ヲ高低スルニハ非ルナリ。

一、衆庶ト共ニ議事スルハ、衆論中至当ノ議ヲ采択スルヲ要ス。若シ議論ノ多ニ随ヒ、少ヲ捨ントセハ、紛擾ノ害ヲ生シ、施政ノ日ハアル可カラス。

一、賞罰ハ政ノ大柄ニシテ偏廢ス可カラス。大綱ニ賞典ヲ舉ルトアリテ、刑典ノ事ニ及ハサルハ、寛仁ノ叡旨ヲ奉シ、賞ヲ先ニシ罰ヲ後ニシ、務メテ教化

ヲ布キ、刑ス可キノ民ナカラン事ヲ希フナリ。

一、租税ノ制度改正ノ時ニ臨ンテ物論紛起スル事アル可シ。多クハ富民ノ貧民ヲ煽揺スルニ出ツ。(中略)此等ノ情実精細ニ探索シ、勇決果斷セン事ヲ要ス。右ノ件々大綱ニ追加スルハ、施政ノ下令必ス其始ヲ慎ム可キヲ要スルナリ。
(『法令全集』明治二年布告第一一七号)

三、肥後藩の制度改革

明治初年の藩勢 制度改革についてみる前に、藩勢について見ておく必要がある。後の熊本県全部を概観するために、人吉藩および天領を併せて表示する。

熊本藩

支配地総高並現米惣高

石高 五四万石

新田高 二四万六、〇〇〇石六〇七一七

総高 七八万六、〇一五石六〇七一七

免 三ツ八分七朱八厘二毛七弗

現米高 三〇万四、八三八石一六八四四三

人口 戸数

区分	男	女	戸数
藩士	八、〇五〇	八、〇〇〇	四、二八一
兵卒	三七、二一九	三四、五二四	一五、一一八

陪臣	八、二五九	七、六〇八	三、八一五
未家藩士兵卒	一、七〇〇	一、六五四	七一九
農	二七八、八四六	二七八、五八四	一一四、五一〇
商	一八、七二六	一八、一五三	六、九六五
社人	八六五	九二〇	二七七
僧侶	三、一六七	二、二四九	一、二四四
盲人	六八五	五二三	五七三
× ×	三、四九五	三、五七八	一、三五二
物費	一、六三九	一、五四四	三四五
計	三六二、六六三	三五七、三二七	一四九、一九七
人口総計	七一九、九九〇		

(注) 1 明治二年一〇月『諸務変革調』(県立図書館蔵)による

2 末家とは細川利永(高瀬支藩)、細川行真(宇土支藩)支配である。

人吉藩

石高租税高

石高 二万二、一六五石

新田高 一万九、二三〇石

租税 一万九、九七六石

人口

区分	人口	戸数
藩士	三二六	
徒士	七三二	

五箇庄			
石高	四石四六七		
人口	男 八七七	女 八七七	合 一、七五四
戸数	一四六		

(注) 明治元年二月「肥後国天草五ヶ庄村高戸口取調(長崎県立図書館蔵)による。

制度改革 慶応三年から明治元年ころの藩主は韶邦であり、その下にあって改革に当たった者は、学校党を中心とした守旧派であったので、藩の改革も積極性は見られず、むしろ政府の改革意見を最小限度に実行した程度のもにすぎなかった。

触下制 維新政府が諸藩統制の第一に実施したのは、明治元年二月八日に布達した土地年貢の調査書提出と、二四藩触下の制である。触下の制とは全国二六〇藩のうち、加賀・薩摩・尾張・肥後・安芸・越前・水戸など二四の雄藩を触頭とし、その下に近隣一〇余の小藩を触下として附属させて、命令伝達を迅速且つ徹底させるためのものである。肥後藩の触下は次の一〇藩であった。

- 細川若狭守(肥後新田 三五〇百石)
- 細川豊後守(同 宇土 三〇〇)
- 相良遠江守(同 人吉 二二二)
- 中川修理大夫(豊後 岡 七〇四)
- 稲葉右京亮(同 臼杵 五〇〇)
- 松平中務大輔(同 杵築 三二〇)
- 木下敏治郎(同 日出 二五〇)
- 松平左衛門尉(同 府内 二二二)
- 毛利伊勢守(同 佐伯 二〇〇)
- 久留島伊豫守(同 森 一二五)

(『藩銘録』鈴木喬氏蔵)

計	士分	三、二二六	七二〇
	足輕	一四、七三八	三、三一〇
女	大工鍛冶	四七〇	一〇九
	三反地足輕	二七一	
男	水主	六七八	一二九
	社家	五四六	一二九
盲女	修験道	一四七	四〇
	寺院	八八	四七
町人	百姓	三二、七九一	六、三五二
	×人	二、四八七	五五七
×	×	一九四	三〇
	×	八〇	一八
宮	堂	三五〇	一一、四一一
	軒	牛七、〇七二疋	
女	馬	九、二五五疋	
	計	五四、二六〇	

(注) 1 熊本県史料集成一四による
2 人口は明治三年十二月調である

天草

石高	二万五、四〇一石一〇七七		
人口	男 七八、三二八	女 七八、六三一	合 一五六、九四九
戸数	二五、〇七七		

藩治職制窺書 一〇月二十八日先述の『藩治職制』が発表されると、肥後藩においても改革にのり出した。しかし太政官から示されたこの布達には、数々の疑点があったので、一二月藩政府は中央政府に対して次の質問書を提出した。

藩治職制窺書

藩治職制朝廷ヨリ御沙汰ノ通ニ付左ノ振合ニモ可被仰付哉

一、執政 無定員云々

御家老御中老退是迄ハ大概定員有之候得共、向後ハ人物ノ有無ニ随、時體ノ寛急ニ因リ、或ハ増シ或ハ減シ、各所主ノ分職今度相定候通ニテ、御中老ハ家知事ノ惣轄モ兼候様可被仰哉

一、参政 無定員云々

御奉行ヲ向後参政ト被改、副役モ御足高其儘ニテ、都テ着座ニ被仰付、是ヲ上ノ参政ト唱候様可被仰付哉

一、下参政 式百石高又ハ三百石高座席御使番列

右御役ヲ此節新ニ被設、可然人物ハ門地無差別御登用可被仰付哉

右ノ通上下参政ノ両府ヲ被建置、何事モ先ツ下ノ参政ニ下シ、此府ニテ得斗研究ヲ遂候上、上ノ参政ニ達ス、此府ニテモ猶反覆討論イタシ、一定ノ処ニテ執政工達候様可被仰付哉

一、公儀人云々

是ハ大藩三員ト最前御沙汰有之候間、已来共其通可被差出哉

一、執政参政ハ藩主ノ所任トイヘトモ云々

可然人物ハ先ツ下参政工御登用御試有之、惣以致相応一統ノ人望モ帰候ハ、上参政工転、夫ヨリ執政ニモ可被仰付、何モ朝命ノ通公挙ヲ旨トシ、人員黜陟等時々太政官工可被仰達哉

一、執政参政ノ外兵制刑民事云々

右三職及庶務ノ職制ハ御国旧典ノ通ニテ先可然、尤簡易ノ御仕法ハ成丈御手ヲ可被附哉

一、藩主ノ側ハラ云々

御用人ハ被廢、御左右ノ事件不依何事御近習御次組工被委、是ヲ家知事ニ被仰付、且又外ニ御供頭ヲ御取起、以前小姓頭ノ振合ニ被准、孰モ御中老支配

ニ可被召加哉

一、御次物書所ヲ廢シ、新ニ家知事物書所御供頭物書所ヲ可被設哉

一、御書方ハ地旅共機密間工併局可被仰付哉

本文ノ通候処、御次物書所ハ政府工併局被仰付、御次方分職御奉行ノ附属ニ可被仰付哉

本文局ニ若殿様御發駕後モ大概居り合候迄ハ、是迄ノ通相勤候様可被仰付哉

哉

右ノ通ニ付御次物書所根取ハ御奉行所根取、同筆役ハ右同筆役、同物書ハ右同御物書、御書方ヨリ同所工被召仕候面々ハ、機密間掌役、右同御物書

右ノ通御役名可被致哉

一、公議人ハ執政参政云々

御家老御中老大監及参政ノ内ヨリ被出、人柄次第下参政ヨリモ可被出哉

一、大ニ議事ノ制云々

往々屹ト此御趣意ヲ可被遂哉

右者荒方ノ稜々迄ニテ、瑣細ノ事件ニワタリ候テハ、向々ノ見込モ可有之候間、追テ取シラヘ可奉窺候 以上

十二月

〔勅書及職制〕 県立図書館蔵

この窺いに對し、中央政府からどんな指示があつたかいまその資料を欠くが、明治二年一月には一応の成案を得て京都へ持参したが、何かの理由から提出されず、さらに二月には案を練つて完成した肥後藩の藩治職制が提出された。

藩治職制

告諭日執政参政ノ外、兵制民事及庶民ノ職制ハ藩主ノ定ムル所ト雖トモ、大凡府藩県簡易ノ制ニ准シ、一致ノ理ヲ明ニスヘシト云々、且政體一冊御頒布ノトコロ、弊藩從來議政行政ノ差別ナク、執政参政ニテ議行シ、各務ノ職制ハ參政以下分課シ、執政コレヲ總轄シテ聽断セリ、今執政モマタ分課シ、更ニ議政局ヲ設テ議行司ノ三權偏重ナカラシム、但各務分課ノ多寡ハ旧來ノ定制アリテ、悉ク朝制ニ符同スルコト能ハス、府藩ノ地位自ラ異ナル所以ナリ、若夫朝旨ニ

齟齬スル者アラハ、遂日朝裁ヲ仰テ漸ヲ以テ之ヲ改革センコトヲ要ス、今所定如左

政事堂 分爲十局

議政局 機密局記録局屬之

上局

執政 副執政 上参政 下参政

下局

佐式 分司 筆生

右一官ハ立法ノ權ヲ執ル、藩ノ公議興リ聴サルコトナシ、乃公議ノ式如左

執政 副執政

上参政 下参政

佐式 分司

御誓文ヲ目的トシ、上ハ維新ノ政體ヲ遵奉シ、下ハ藩治ヲ公議シテ公法ヲ立テ、以テ是ヲ行法司法ノ官ニ授テ、藩民ヲ撫恤シテ周ク皇化ヲ施サンコトヲ要ス、若夫各分課ノ議ハ其局ノ執政以下分司ニ至ルマテ共ニ之ヲ議ス、若其議スル所ノ事務二局ニナルモノハ、二局ノ執政以下共ニ之ヲ議シ、三局四局ニ聯ナルモノモ亦如此

奉行局 侍客局屬之

上局

執政 副執政 参政

下局

分司 筆生

右一局行法ノ權ヲ執ル、前条議法ノ決断ヲ承テ藩治ヲ施行スルコトヲ掌ル

神祇局 斥邪局屬之

(前に同じ、以下省略)

歳時ノ祀典務ヲ潔清齊整ナラシメ、宮殿社壇時ニ及テ修造シ、神典ヲ尊崇シ、邪教ヲ斥ケ邪宗ノ遺族ヲ改正シ、神仏混淆ノ旧弊ヲ除カンコトヲ要ス

学校局 文館武樹医学館菜園屬之

(省略)

文武ハ藩士ノ常トイヘトモ、王政維新ノ休運愈勉勵シテ人才ヲ成就スヘシ

選舉局

人物ヲ秤量スルハ、名ニ循テ実ヲ責メ、短ヲ棄テ長ヲ取り備ランコトヲ求ルコトナク、門閥卑賤ヲ論セス、公選ヲ以テ才徳ノ士ヲ舉ヘシ

刑法局 鞠獄所追捕寮徒刑舍屬之

暴邪ヲ禁止シテ刑ナキヲ期ス、比附シテ罰スルモノハ、宜ク輕キニ從フヘシ、死刑ニ処スルモノハ廷奏シテ朝裁ヲ取ル

軍備局 城郭局邸宅局船艦局武庫司演武場製作所屬之

大ニ海陸ノ軍備ヲ興シ、城郭ヲ修理シ、器械玉葉ヲ藏蓄シ、航海ノ業ヲ習練セシム、邸宅ノ広狭ハ、禄ノ多少ニ依テ是ヲ頒ニ要害ノ地ニ妨ナカラシム

會計局 工作局修築局營繕司算勘司雜貨司塩鼓司薪炭司屬之

入ヲ計テ出ヲ制シ、国用ヲ支度シ、京撰東京ヲ始メ各処ノ運漕留滞ナク、不虞ノ備ヲ厚クシ、錢穀ノ大計最モ怠慢セス、役員廉謹精密ナランコトヲ要ス、修築營繕ハ堅固ヲ主トシテ華麗ヲ求メス、要害ヲ慎ミ工匠ヲ勵シ、土木ハ時節ヲ考ヘ農時ヲ害セサラシム

郡務局 雜稅司米銀司倉粟司產物司植戶司屬之

歳時農業ヲ勸課シ、租稅ヲ正シ、力田孝悌ヲ激勵シ、風俗ヲ勵シ本業ニ敦シ、遊手苟簡ヲ戒メ地利ヲ興シ徭役ヲ均シ、餒饑鰥寡孤獨ヲ賑恤シ、蓄積ニ厚ク水旱ニ備ヘ、水利ヲ導修シ、農器ヲ貯ヘ民ヲ導クニ善ヲ以シ、姦匿ヲ糾シ訴訟留滞セサラシム

市務局 僧錄司屬之

商賈ノ生業ヲ敦クシ、貴賤ノ日用ヲ弁シ、遊手苟簡奢侈ヲ戒メ羨利ヲ恣ニセササシメ、商法融センコトヲ要ス、新規ノ堂宇ヲ構ヘ、猥リニ僧尼ヲ度スルコトヲ禁ス

監察官

大監察

監察 附屬横目

大監察ハ執政副執政ニ対班シ、監察ハ参政ニ対班シ、附屬横目ハ定局ナク、藩

邸市并郷邑ヲ巡察ス、監察ノ官ハ都テ政令ノ得失官吏ノ勤惰人物ノ愆戾ヲ明ニ
セシコトヲ要シ、糾弾ノ權ヲ取ル

親民官 分爲三等郡務参政ニ属ス

郡尹

各郡ノ大小ニ随テ一員或ハ二員ヲ置ク、郡ノ政令ヲ司ル、小事ハ専決シ、大
事ハ郡務参政ニ上達シテ決ヲ取ル

懸令 懸ハ藩ニテ手永ト唱フ

郡下ニ懸アリ、懸令各一人懸ノ政令ヲ司ル、小事ハ専決シ、大事ハ郡尹ニ上
達シテ決ヲ取ル

村長

懸下ニ村アリ、村長各一人一村ノ布令ヲ司ル、下情ヲ懸令ニ上達シテ決ヲ取
ル

公議局

公議人 一員

執政参政ノ中ヨリ公選シテ是ヲ東京府ニ出ス、公用人ハ東西二京ニ置之
家知事

内家ノ事家知事以下各其官員アリテ是ヲ掌ル、藩治ニ輿ルコト勿ラシム

この職制ではじめて地方制度に関する規定を設けた。すなわち中国の
郡県の呼称をそのままが国に実施しようとし、郡はそのままで郡代を
郡尹と改め、郡の下にあった手永を県と称し、手永惣庄屋を県令と唱え、
村庄屋を村長と唱えさせようとした。これは版籍奉還に際し、中央にお
いても奉還後の地方政治に関し、封建論とともに郡県論が唱えられたこ
とと思ひ合わすべきである。ただこのとき郡県制は実施されなかつた。

藩治職制の制定に伴い、職名の改訂も行われた。前年一〇月二八日政
府より示された布達にも、家政と藩政の分離を明示しているのので、肥後
でも二月三日に近習御次組を家知事と改め、三月一日には藩政担当首
脳部の名称を次の通り変更し、その任命が行われた。

家老を執政と改 長岡帯刀以下七名

中老を副執政と改 溝口蔵人以下四名

奉行を参政と改 宮村平馬以下一五名

参政試補 飯田熊之助以下三名

第二節 版籍奉還と地方行政

一、版籍奉還

大政奉還、辞官納地によつて、幕府領は収公されたが、各藩は依然と
して大名私領であつたので、すみやかに版籍を奉還すべきであるとの声
は高まり、明治元年一月姫路藩主酒井忠邦はまず封土返上を奏請した
が、これは却下され、二年一月二三日薩長土肥藩主連署して、奉還の建
白書を提出して受納された。他の諸藩もこれに続いたので六月一七日聴
許され、奏請しない藩には奉還が下命されて、全国の土地人民は全て朝
廷に帰一した。このとき旧藩主は暫定的に知藩事として旧のまま藩政を
掌握させた。

このとき肥後藩は熊本藩と改められ、藩主細川韶邦は次のとおり知藩
事に任命された。

細川中将

熊本藩知事被仰付候事

明治二己巳六月

一、官制改革

奉還聴許の当日政府は諸藩に対して執政参政を廃せしめ、藩政担当者
の人選基準を示した。

藩副事 重臣一門之内
判事 家老之内
権判事 用人之内
弁事 公用人之内

この藩職制は実施にいたらないうちに七月八日官制の大改革が行われ、大宝令の制による新官制が公布された。

○神祇官

伯 大副 小副 大祐 少祐 大史 小史 史生 官掌
使部

○太政官

左大臣 右大臣 大納言 参議 大弁 中弁 小弁 大史
権大史 少史 権少史 史生 官掌 使部

民部省

卿 大輔 小輔 大丞 権大丞 小丞 大録 少録
史生 省掌 使部

兵部省

以下職名省略

大蔵省

刑部省

宮内省

外務省

○待詔院

上局 下局
長官 判官 権判官 大主典 小主典 史生 局掌 使部

○集議院

上局 下局
長官 次官 議員 大主典 小主典 史生 局掌 使部

○彈正台

尹 掌 大忠 権大忠 少忠 権少忠 大疏 小疏
大巡察 少巡察 巡察属 史生 台掌 使部

三、地方官制と府県奉職規則

地方官制

前項の中央官制に基づき、地方官制を次のとおり規定した。
(原漢文)

○府

知事 一人
府内ノ社祠戸口名籍ヲ知シ、百姓ヲ字養シ、教化ヲ布キ、風俗ヲ敦ク
シ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判ジ、僧尼ノ名籍ヲ知スルヲ掌ル。

但シ府内ニ互市場有ラバ、則チ兼ネテ貿易事務ヲ知ス。
大参事 権大参事

府内事務ヲ参判スルヲ掌ル。藩県大参事此ニ准ズ。
少参事 権少参事

府内ノ小事ニ参判スルヲ掌ル。
大属 権大属 少属 権少属 史生

○藩

知事 一人
分爲大中小三藩

藩内ノ社祠戸口名籍ヲ知シ、士民ヲ字養シ、教化ヲ布キ、風俗ヲ敦ク
シ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判ジ、僧尼ノ名籍ヲ知スルヲ掌
リ、兼ネテ藩兵ヲ管ス。

○県

知事 一人 権知事

県内ノ社祠戸口名籍ヲ知シ、百姓ヲ字養シ、教化ヲ布キ、風俗ヲ敦ク
シ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判ジ、僧尼ノ名籍ヲ知スルヲ掌ル。
但シ県内ニ互市場有ラバ、則チ兼ネテ貿易事務ヲ知ス。

大参事 少参事 (以下略)

〔法令全書〕明治二年布告第六二二号

この改正は太政官制の復活で、二官六省二院一台の制が整った。先の『三治の制』で知府事と知県事に附与されていた兵馬の権は、この改正

で廃されたが、知藩事だけは依然として「藩兵ヲ管ス」の権限が与えられていた。

府県奉職規則 明治二年七月一七日在来の府は東京・京都・大阪のほかすべて県と改め、七月二十七日に府県職員の仕事心得とも云うべき府県奉職規則が制定された。

府県奉職規則

一、民政ハ経国ノ大本最モ至重ノ事トス、謹テ御誓文ノ旨ヲ奉体シ、追々ノ御沙汰筋ヲ確守シ、常ニ下情ヲ詳察シ、教化ヲ広クシ、風俗ヲ敦クシ、以テ万民安堵ニ至ラシムルニ在リ、総テ下ニ臨着実ヲ旨トシ、民心不失ヲ緊要トスヘシ

一、在職ノ面々懇切ニ相補助勉勵シ、官長ノ指図聊違背スヘカラス、尤官等ノ高下ヲ不論氣附筋ハ忌憚ナク商議シ、公正ノ所ヲ以テ挙行スヘシ

附 在官各其力ヲ職務ニ尽スヲ要ス、知県事ハ大参事ニ委シ、大参事ハ少参事ニ託スル等決テ不可有之、自然枢要ノ權下ニ移リ、下情壅蔽シ遂ニ依怙偏頗ノ弊ヲ生シ、万民危疑不服ノ基ヲ致ス事ニ付、常ニ官長タル者能ク心ヲ用フヘシ

一、号令必ス其始メニ慎ミ聊民心ヲ失フヘカラス、賞罰必ス事情ヲ審ニシテ僭濫アルヘカラス

附 永世ノ規則ヲ創立シ、或ハ従前ノ法制ヲ改正セント欲セハ、上地民俗ヲ熟知シ、先ツ部内ノ衆議ヲ尽シ、公正ノ論ヲ採リ、其筋ヘ伺出其決ヲ受クヘシ、私ニ法ヲ立制ヲ改ル事ヲ禁ス、尤政令ヲ承順シ、瑣々タル小法則ヲ立ルハ、此法ニ拘ラス施行ノ後届出ツヘシ

附 忠孝節義篤行ノ賞典養老ノ典等ハ、常ニ僉議ヲ尽シ速ニ挙行スヘシ、尤永代及ヒ其身一代苗字帯刀ヲ免許スル等重賞ハ詳ニ其人ノ功勞ヲ記シ、民部省ヘ伺ヒ出其決ヲ請ヘシ、勤役中苗字帯刀ヲ免許シ、其他金穀等ヲ与ル等輕賞ハ其府県ニ委任スヘシ

附 死流ノ重刑ハ、罪案ヲ以テ刑部省ヘ伺出其決ヲ請ヘシ、其以下府懸ヘ委任ノ輕罰タリトモ、猥リニ取行フトキハ、必懲惡ノ道ヲ失フノミナラス、民心ノ向背ニ關係ス、詳細檢察スルヲ要ス

一、古田畑ヲ不怠培養シ、又ハ上地ヲ開墾シ山野河海ノ利ヲ興シ、生産ヲ富殖

シ庶民職業ヲ勉勵繁盛ナサシムヘシ

附 農ハ田畑永代売ヲ停止スル旧制ニ法リ、貧民ニテモ田畑ニ離レヌ様良制ヲ立、又ハ漸時質地譲リ帰シ等ノ処分ヲ着ケ、生産ニ基様熟慮スヘシ
附 土地を開墾シ水理ヲ變更スル等總テ地形ノ変スル事ハ、絵図杆人費積リ書ヲ以テ民部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

一、常ニ凶年饑歲ノ慮ヲナシ、予メ民惠賑濟ノ備ヲ設クヘシ

附 鰥寡孤独廢疾ノ窺民ハ、常ニ僉議ヲ尽シ速ニ救助スヘシ、總テ一時ノ賑恤ニ非ス、年月ヲ経ル救助ハ其仕法ヲ記シ、民部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ。唯漸次産業ニ基キ貧民減少ナラシムルヲ要ス、尤天災禍乱ニテ一日モ遷延シ難キ賑恤ハ、此法ニ不拘早ニ施行ノ後民部大藏両省ヘ届出ツヘシ
附 救荒ノ制相立ハ民部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

一、堤防橋梁道路ノ修繕怠ルヘカラス、常ニ其得先ヲ検査シ、絵図並積リ書ヲ以テ民部省ヘ伺出、其決ヲ受ケ於施行ハ府懸ノ任トス、尤堀割分水新タニ水利ヲ興シ、又ハ管轄所交互スル治河等ハ、時宜ニヨリ當省ヨリ出張其地方官ト戮力施行スヘキ事

但天災非常ノ破損一日モ遷延シ難キハ此例ニ非ス、其以下積少ノ修繕等ハ總テ其府懸ニ委任ス、追テ届出ヘシ

一、駅通人馬制度諸貨錢増減等実地差支ノ筋ハ、詳細吟味ノ上民部省ヘ伺出、其決ヲ受クヘシ、下民ノ疾苦ヲ厭ヒ、旅人ノ運便ナラシムヘシ

一、私ニ租税ノ定額ヲ改革シ、又、蠲除スル等嚴禁トス、但シ旧貫不當ノ事或ハ天災禍乱ノ事アラハ、詳細事實ヲ記シ大藏省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ但シ検見ハ従前ノ習弊ヲ改正シ公平適宜ノ所ヲ以テ処置スヘシ

一、歳入租税ハ部内費用定額ノ外ハ一切收納ノ節速ニ大藏省ヘ納ムヘシ、私ニ金穀ヲ蓄ルヲ嚴禁トス

一、私ニ兵隊ヲ取建ヲ嚴禁トス、總テ壘壁砲台ヲ築造廢毀等ハ兵部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

但急変防禦ハ此例ニ非ス、臨機ノ所置タルヘシ

一、邪宗門ハ勿論怪異ノ教法一切嚴禁タリ、部内不怠穿繫シ民心ノ感ヲ解キ、政教一途ニ出ル所ニ注意シ、宜ク其処分スヘシ

附 社寺ヲ廢毀シ或ハ新建スル等ハ其筋ヘ伺出其決ヲ受クヘシ
一、諸有司首物贈答最モ嚴禁トス、且部内巡見ノ節ハ總テ尊大ノ弊習一洗シ、

輕装ヲ主トシ、旅籠賃錢等共下民迷惑ナキ様拜ヒ遺スヘシ、御用筋ニ依リ
道案内一兩人ハ、格別權威ヲ振ヒ或ハ諸賄等決テ受クヘカラス
陪從ニ至ル迄不心得無之様嚴密ニ心ヲ付ケ可申、總テ如何ノ所業見聞ノ節
ハ可申立事
右條々無違背宜相守者也

(『法令全書』明治二年布告第六七五号)

熊本藩の制度改革 中央政府の改革指令に依りて、諸藩でも改革がすす
められていった。熊本藩の職制改革は明治二年七月二二日大参事・権
大参事・少参事の任命があり、八月二七日には郡政総轄、軍事総轄、大
監察の任命が行われた。その人員は次のとおりである。

- 大参事 四人 ○権大参事 五人
 - 少参事 六人
 - 郡政総轄 一人 ○軍事総轄 一人
 - 大監察 一人
- さらに一〇月一八日、新しい職制が実施され、職名が改められた。
() に旧職名を示す。

所 行 奉		神事堂
民政局	政事堂	
郡政局 (郡方)	記室 (機密間) 選挙局 (選挙方) 学校局 (学校方) 当務局 (当用方) 工作局 (作事方) 修築局 (掃除方) 邸宅局 (屋敷方) 待客局 (御客屋方)	大参事 四 権大参事 五 少参事 一

監 局	市務局 (町方) 斥邪局 (類族方)	少参事 一
	神事局・僧録局 (寺社方)	
	合計局 (勘定方)	主宰 (総轄) 少参事 一
	軍備局 (軍備方) 船方を合併	主宰 (総轄) 少参事 一
	刑法局 (刑法方)	少参事 一
	監 察	九

その他の諸職は省略する。地方は民政局のもとに次の諸役がおかれた。
(町屋) 市令 欠員 肆長 坊長
(郡部) 郡宰 (郡代) 一六人 郡監 (郡横目) 三人
郷長 (惣庄屋) 村長
このうち市令は欠員のままとし、肆長坊長は任命されず、旧のまま
明治三年の改革となった。
(明治二年触状扣・肥後藩国事史料一〇卷)

第三節 明治三年の藩政改革と地方制度

一、藩制の公布

中央政府の統制強化により、改革の遅れた藩も、漸次改革が進行した
ので、政府は三年五月諸官省に対し藩政改革案の研究を命じ、九月一〇
日には藩政改革の基準として『藩制』が公布された。

藩 制

一、藩分爲三、物成拾五萬石以上ヲ大藩トシ、五萬石以上ヲ中藩トシ、五萬石

未満ヲ小藩トス

- 一、石高ハ草高ヲ不称物成ヲ以テ可称事、但雑税金石八両立ニテ本石高二可結込事

- 一、藩庁
知事

大参事 不過二人

権大参事 有無其便宜ニ従フ

少参事 不過五人

権少参事 有無其便宜ニ従フ、小藩ハ之ヲ置カス

以上掌見職員令

大属 権大属

少属 権少属 史生

以上分課専務スル所アルヘシ、譬ハ会計軍事刑法学校監察ノ類ノ如シ
右官員ノ多寡大中小藩ニ従テ可為適宜事

庁掌
使部

- 一、藩高 譬ハ現米拾萬石

内 老萬石 知事家禄

残 九萬石

但公廨諸費常額追テ可彼相定候へ共當分左之通

内 九千石 海陸軍資

但其半ヲ海軍資トシテ官ニ納メ半ヲ陸軍賢ニ可充事

残 八萬千石

但公廨入費士卒禄ニ充ツヘシ、尤精々節減シ有餘ヲ以テ軍用ニ可蓄置

様可心掛事

- 一、官禄藩々之適宜ニ任スヘキ事

一、功アツテ禄ヲ増シ、罪アツキ禄ヲ減キ、及ヒ一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請ヘシ、

一時ノ賞並ニ流以下ノ刑ハ収録シテ年末ニ可差出事

一、士族卒之外別ニ級アルヘカラサル事

一、正権大参事ノ内一人在京集議院開院之節即チ可為議員事、

但半年交代可致尤公儀人称呼廢止之事

一、歳入歳出年々十月ヨリ九月迄ヲ限リ分界ヲ立、別紙雛形之通明細書ヲ以テ年末ニ可差出事、但雛形ハ追テ可相違事

一、従前藩債ハ、一般之石高二関スル事ニ付、其支消之法ハ藩債之総額ニヨリ支消年限之目途ヲ立、知事家禄士卒禄其他公廨入費等ヨリ分賦シテ可償却事
一、従前藩造之紙幣向後引替濟之目的ヲ可相立事
『法令全書』明治三年布告第五七九号

一、熊本藩の藩政改革

肥後藩（版籍奉還後は熊本藩）の改革は明治元年、二年と行われてきたが、これは先述のとおり学校党を中心とした守旧派による改革であったので、中央政府の強制的要請によつたにも拘らず、その改革は政府の意図し要求したものを、最小限度に実施したにすぎず、単に藩の機構改革に終わった感がある。これに対して明治三年の改革は、藩主首脳部を完全に交迭して門閥を打破し、租税の減免によつて農民を解放し、旧物打破によつて新知識を吸収し、あらゆるものを封建的支配から解放することであった。これが「肥治の御一新は明治三年である」と云われる所以である。

この改革を担当したのは、従来の政府と無関係な実学党豪農派であったので、改革は政府の期待したものよりはるかに大きな成果を挙ぐるにいたつた。実学党のうち藩士派は、明治元年前半には中央政府へも横井小楠をはじめとして人材を送り、藩政府においても元田八右衛門（永孚）を中心として勢力を張つたが、七月の政変によつて失脚して以後は表面に出なかつた。これに対して豪農派出身の竹崎律次郎（茶堂・徳富太多助（一敬）の二人は、明治三年の改革の主軸となつて藩政を担当した。この二人は郷士であり、惣庄屋家の出身である。郷士は武士であり農民であるので、二人は改革に當つて同輩の惣庄屋層を権少属試補に任じ、在地の下級役人として農民の統制に當らせて改革の成績を取めた。そのため改革の初は録事差添として拾三人扶持の身分にすぎなかつた二人

が、数か月後には少属から天属となり、徳富はのち七等出仕となる異例の昇進をとげるに至った。改革の実動は藩主韶邦の辞任から始まる。学校党の韶邦は、病気の理由で辞任し、五月八日弟護久は家督を相続し、同日知藩事に任命された。護久を扶けたのはその弟護美であり、兩人ともに実学党である。

改革の始人事更迭では、五月一〇日津田山三郎の権大参事任命にはじまり、六月一日大少参事、三日に権少参事試補任命が行われ、長岡護美ただ一人を大参事に任じ、在来の松井新次郎、佐々木(有吉)与太郎・米田虎之助など旧家老家の大参事を罷免又は権大参事へ降任し、その後一〇月から翌年二月にかけて、権少参事試補までの人事において、学校党を却けて実学党勢力の扶植につとめた。行政機構の改革は次のとおりである。

- 六月 三日 記室を弁務局と改、七月二八日廃止
- 六月 一五日 奉行所を藩庁と改
- 七月 八日 修築司・厩牧司を廃、一〇日修築局新設
- 七月 二二日 郡政局を民政局と改
- 七月 二〇日 神事局・学校局を弁務局に合併
- 九月 一〇日 太政官より改革規程が示されると、これらの各局司はすべて掛と改められた。

三、地方制度の改革

前年二月の改革案で、郡県制が定められ、郡尹・県令・村長も定められたが、実施されず、今回の大改正となった。

士族屋敷 旧軍隊の解体によって、隊長・司令などの階級的支配体制は廃止され、閏一〇月一七日士族は居住地によって一〇地域に区分され、各々族長を置いて支配に当たられた。

方角限族長ヲ設ケ左ノ通

番士大隊 留守大隊 番士隊 留守隊 組附中小姓 留守中小姓
 留守徒士 補備隊 衛兵 医師組
 右隊長司令共廃止、触支配ノ面々其外無役ノ士族卒ハ並社寺支配等惣テ族長ノ触ニ差加候事
 但族長方角受ノ儀別紙ノ通相定候

族長方角割

- 第一区 族長 郡 夷則
- 二九 桜馬場 古城 古京町 宮内 段山 牧崎 島崎辺 日向崎村
- 第二区 族長 熊谷忠麿
- 春日 高麗門 筒口 塩屋町 宮寺村 八島村 久末村 阿弥陀寺村 田崎村 古町村 横手村 御寺領村
- 第三区 族長 田中自遊
- 山崎 本山 本庄 別所村 春竹村 世安村
- 第四区 族長 井上才七
- 下通丁 高田原
- 第五区 族長 松山 繁
- 上通丁 手取 藪ノ内 高屋敷 地藏丁 明円寺丁 桜井丁 千葉城 永田丁 手取御弓丁 長安寺丁 黒楸町 一本竹 水道町 願正寺丁 坊主丁 法念寺町 被分町 草葉町 四軒丁 御厩橋通
- 第六区 族長 河四郎事 松下審慶
- 干反畑 井川淵 立田口
- 第七区 族長 沢村宇平
- 内坪井 外坪井 上林 合羽町 長柄丁
- 第八区 族長 水野 伝
- 白川向新屋敷 西新屋敷 傘淵 水道端 元新屋敷 練兵場 白川町 是法村 新馬借町 新鍛冶屋町 九品寺村 本村 大江村
- 第九区 族長 野村塊翁
- 建部 川東寺原 建部新屋敷 坪井村 村木丁 立田口
- 第十区 族長 牧 遊娘
- 京町 川西寺原 出町裏新屋敷 稗田 津浦村 打越村 京町村 岩竹村

注 右のうち村の部分は閏一〇月二二日の追加である。

〔藩制〕 県立図書館蔵

町屋 明治二年一〇月の改革では、町に市令・肆長・坊長が置かれたが、市令は欠員であった。今回もなお任命されていない。熊本・川尻など五か町は、従来の町別当に代って肆長をおき、丁頭を廃して坊長をおいた。

郡制 前年一〇月の改革で改称した郡宰・郡監を、三年六月二九日廃止し、郡政局に郡政大属・権大属・少属・権少属をおき、九か所の郡政出張所が設けられた。次に大属および権少属試補を挙げる。なお郡政局は七月一二日に民生局と改称された。

郡政出張所	所在地	大属	権少属試補
鮑田託摩	千葉城	岩佐善太門	深水参郎(水俣) 佐藤求助(五町) 宇佐川九郎次 高木武一郎 永井治左衛門
上益城	木倉	清田直	須藤十郎 小山改蔵(松山) 森川儀助(中富) 山下篤蔵 佐野市郎(竹迫) 布田市右衛門(矢部)
下益城宇土	松橋後 松山	白石伝太	河瀬典次(横手) 大賀源二 北原長之助 蔵原小左衛門 坂本淳蔵(荒尾)
八代葦北	日奈久後 高田	杉谷宇七郎	下山郡太(野津) 松岡延右衛門 竹下太平(小田) 柳原敬蔵 今村文太 門野健次
山本山鹿 菊池合志	河原	宗村加兵衛	光永七助(内牧) 赤星敬之允 山隈弥三 田中次一

玉名	内田後 繁根木	宇野貞雄	石井寿三郎 今村次八(南関)
阿蘇南郷	内牧 林源蔵	丸山新蔵(布田) 西島丈八 犬塚孫一郎(八代郡高田)	管淳蔵 岩下栄三郎
小国久住	久住 安田退三	古市仙太郎 松崎文兵衛 大塚英麿(野津県)	
野津原鶴崎	鶴崎 田上茂四郎	郡野一兵衛(高田) 福田村次郎 上村民次	

(肥後藩国事史料一〇巻、改正一件、一新諸控)

人名下の()は改正直前本人が惣庄屋として在勤した手永名である。鮑田託摩の高木武一郎、阿蘇の西島丈八、八代の松岡延右衛門は旧惣庄屋家の出身である。三九人の郡政権少属試補中二〇人は惣庄屋関係者であり、他は一領一疋などである。

郷組制 八月二三日民政局より次の布達が出された。

今度改革ニ付村々庄屋を廢し里正を被設候

- 一、従前手永を何々郷と被改候
- 一、在家人を郷士と被改候

八月廿三日 民政官

(明治三年『改正一件』県立図書館蔵)

これによつて従来の手永を郷とし、手永名をそのまま郷名としたが、八月・九月に次の郷は分合移管が行われた。

- 八月一九日 北里手永を小国郷と改称
- 九月 佐敷・湯前両手永を併せて佐敷郷
- 水俣・津奈木・久木野三手永を併せて水俣郷

山鹿・中村両手永を併せて山鹿郷
九住手永を二分して久住・波野二郷とする。

九月 三日 中富郷を河原出張所に移管
一二月頃 深川・河原両手永を併せて菊池郷

このうち中富郷は従来玉名郡に属し、繁根木出張所の管轄であったが、このとき河原出張所に移管され、以後山鹿部に属することになった。九住手永は豊後と肥後にまたがっていたが、このとき豊後六か村を久住郷、肥後九か村を波野郷とした。野津原・高田・関三郷は鶴崎出張所管であつたが、久住郷とともに明治五年三月二十九日大分県に移管された。

手永制では村は手永に直結していた。先に述べた五か村組はあつたが、これは単なる村の連合体にすぎず、一つの行政区画ではなかつた。従つて村庄屋は手永惣庄屋に直結した支配関係にあつた。この改革では旧の五か村組を一つの独立した行政区画として、ここに里正をおき、村庄屋を与長とし、頭百姓を十戸長と改めて、ここに郷一組一村の行収区画と、里長―与長の命令系統が確立された。これを史料について見る。

明治三年……春村々頭百姓・御米払頭・山ノロ列ヲ旧会所エ呼出シ、御惣庄屋ヨリ断状ヲ渡置、一旦右役々ヲ廢シ、秋八月村々庄屋ヲ廢ノ事。……是迄ノ頭百姓ヲ廢シ十戸長ヲ置。凡十戸ノ見渡ヲ以テ組合ヲ立テ行。此報酬トテ小前ヨリ年二一日宛十戸長エ手間加勢ニ極ルナリ。村ニ一名宛与長ト言役ヲ置、諸事務司執上役里正ニ手伝致。相勤ル事凡一年余ナリ。旧庄屋ヲ廢シ、是ヨリ数ヶ村司、役名ヲ里正ト称シ、当多久・維持ヲ受持。下内田村ヨリ原口真二郎ト申者在勤仕候事。

(熊本県史料集成九『高木熊太日記』)

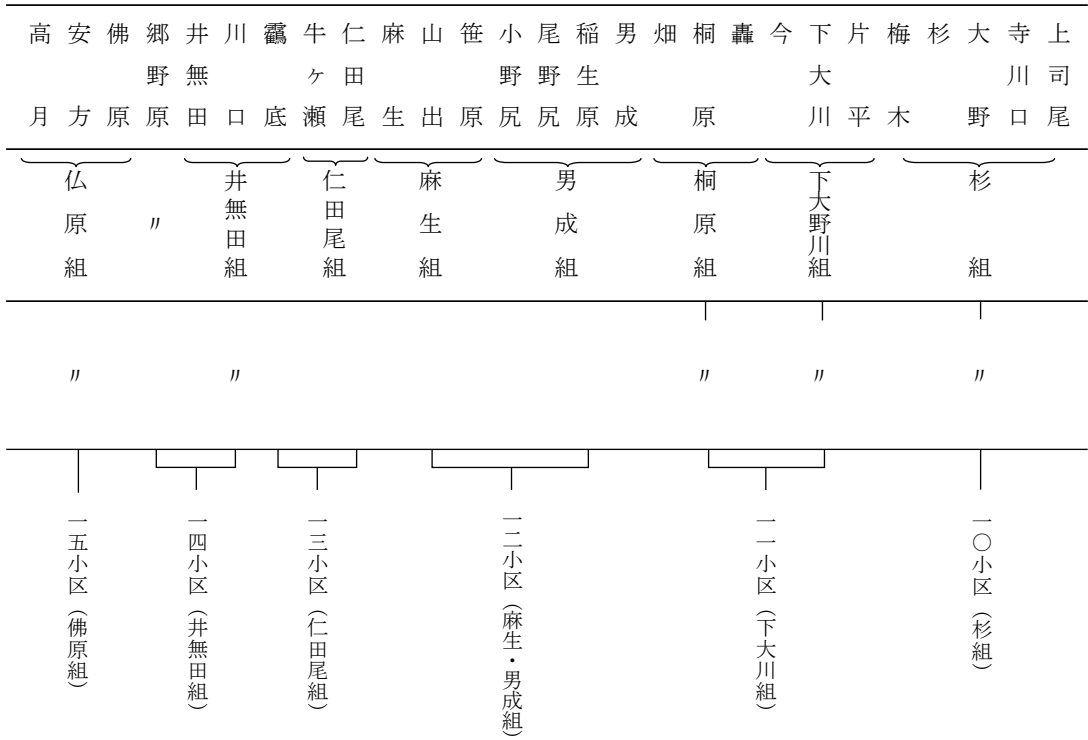
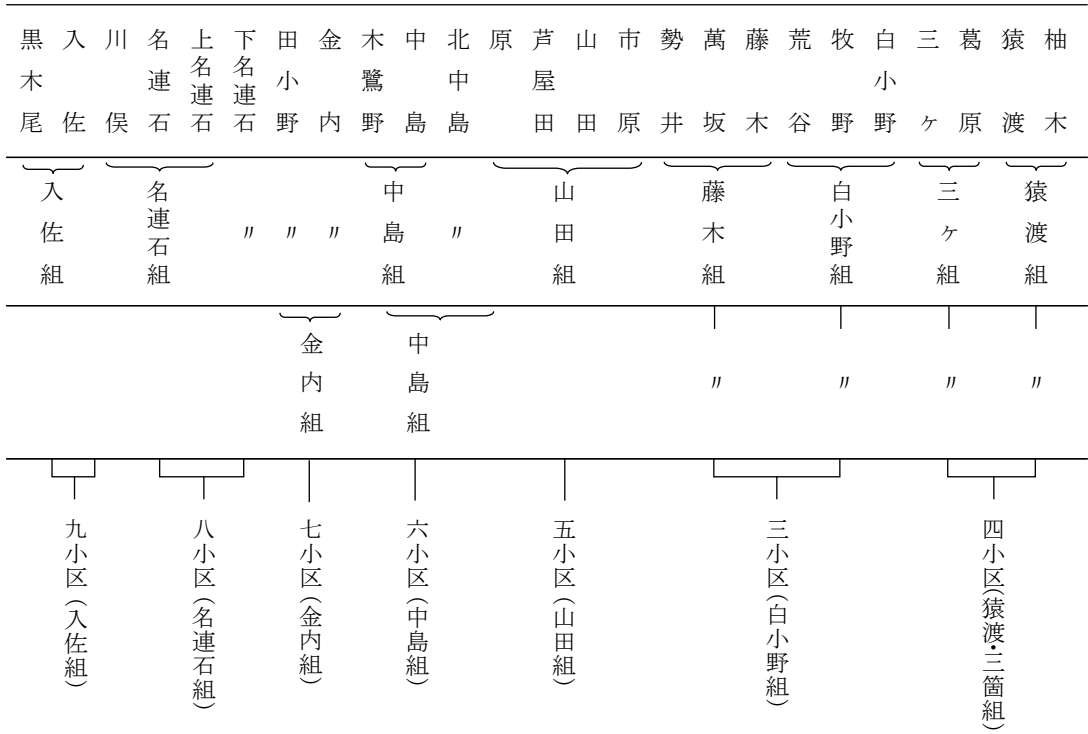
明治三年年七月ヨリ御一新二付、諸役人打替リ候間、役附左ノ通り
里正 寺西惣治 与長 松村高朝
但シ里正ハ乙姫・永草・赤水・無田・車帰村五ヶ村請持、与長ハ一村二屯人、然共自身ハ赤水・無田村二ヶ村請持被仰付候事

(『松村高朝覚書』松村安氏蔵)

組は一村一組もあり、数か村を一組とした場合もある。数か村のときは首村をもつて組名とする。里正は一人一組受持であつたが、時には一人で二組を受け持ったこともあつた。与長は一村一名を原則としたが、村庄屋が数か村兼帯であつたところでは、一人の与長が数か村を兼任したこともある。

この明治三年八月の村組はこのとき初めて実施されたものではない。これに先立つてその一月には村組を実施したところもあり、左に矢部手永の例を見る。矢部手永では「今度御改革ニ付矢部手永村々左之通村組被仰付候」として三一の村組をつくり、三年正月二三日惣庄屋布田市右衛門より各村庄屋宛に布達した。(荒谷下田家文書)左にこのときの村組と同年八月の村組および明治五年の組名とを記す

村名	明治三年一月	三年八月	五年
浜町	浜町組		一小区(浜組)
下市	小原組		一九小区(小原組)
長野			
田吉			
犬飼	白石組		
津留			
白石		新藤組	
新藤	新藤組		一八小区(新藤組)
小蔵			
下尾	下馬尾組		二小区()
長南			



平野	大川	上川	横野	川内	成君	下川	下田	上田	管	目
平野組	大川組			川内組		下川井野組			"	"
一六小区(大川組)				一七小区(川内組)					二〇小区(管組)	

下田家所蔵文書で、明治三年一月村組では、各組名は首村名で示され、その下に同村の庄屋名が記入されているが、これは組の行政担当者とうよりは、組村庄屋の代表者であり、村組はできて未だ村の連合体としての性格を脱却していない。従つてこのときの村組は、旧藩時代の五か村組と三年八月の村組との中間の形であると言ふことができる。右表中明治三年八月の村組は、史料不備なため全部を収録することができないが、矢部郷七八か村が明治三年一月には独立六か村を含む三二組に編成され、それが八月の村組で里正を置く行政単位となり、五年には二〇組に編成されて行く過程は知ることができる。また三年八月の郷組制は、五年の組制と大差ないと云われるが、詳細に比較検討すれば、またその差異も知ることができる。

八月の村組では、その村名が問題になり、地方の民政出張所よりの同が見られる。

今度郡政御改革ニ付、諸手永村々ニケ村又ハ三ヶ村合村可仕候所、所々村名之儀此節新タニ改方被仰付、是迄之村名ハ何組ト引改申度奉伺候

明治三年八月 木倉出張所

これに対して藩では

本文合村之儀朝廷江被差出候郡村高辻帳モ別々ニ候得ハ、是迄之村名ハ其儘存置、合村ハ何組ト唱候儀存寄無之事

八月三日 民政局

と返事している。

郷組制は史料乏しく、その全部を知ることにはできないが、その判明したものについて次に表示する。

手永	町	五	池田
郷	町	五	池田
組名	山室 亀井 竹部 室園 嶽 五町 鹿子木 弓削 太多尾 鶴羽田	梅洞 嶋崎 上代 孫代 半田	
村数			
所屬村名	山室 高平 亀井 坪井 下立田 竹部 内越 室園 嶽 五町 鹿子木 弓削 野出 太多尾 鶴羽田 馬出 御馬下	梅洞 上松尾 嶋崎 谷尾崎 新	半田 小島

鯰	田 迎	本 庄	錢 塘	横 手	池 田
〃	〃	〃	〃	〃	〃
小 仲 鯰 池 間	国 所 竹 笛 田 府 嶋 宮 田 迎	本 渡 小 長 近 長 山 鹿 山 溝 見 嶺	川 中 口 無 田	島 正 池 保 畑	柿 池 池 下 原 龜 上 松 尾
				四	四
小 池 仲 鯰 間 大 淵 下 鯰	国 所 竹 笛 田 府 嶋 下 宮 上 田 迎 神 水 無 田 田	本 渡 小 長 近 長 山 鹿 山 溝 見 嶺 九 品 寺 戸 嶋 上 長 溝 今 下 近 見	川 中 口 無 田	島 正 池 嶋 新 荒 尾 刈 草 保 畑	柿 池 池 下 原 龜 北 島 上 松 井 芹 北 島 長 尾 尾 中 尾 長 迫 牧 崎

木 倉	甲 佐	沼 山 津	
〃	〃	〃	
南 高 東 上 辺 横 木 田 野 上 野 田 野 倉 代 野 野 野 見 野	三 大 府 横 田 船 箇 町 領 田 口 津	小 陣 福 惣 福 幸 寺 河 谷 原 領 富 川 中 原	秋 上 六 唯 島 嘉
五 四			
南 高 東 上 辺 横 田 野 上 野 田 野 代 野 野 野 見 野 栗 山	三 大 府 横 田 船 箇 町 領 田 口 津 小 横 田 下 田 口 麻 生 原	小 陣 福 惣 福 幸 寺 河 谷 下 陣 原 領 富 川 上 幸 川 中 下 寺 中 平 田 河 原 下 河 原	秋 上 六 唯 島 嘉

廻 江	杉 島	矢 部
〃	〃	〃
阿 木 鱒 高 原 瀬	积 杉 吉 大 箸 赤 迦 島 野 町 町 見 堂	三 猿 桐 下 大 中 金 井 藤 仏 新 白 下 箇 連 原 大 川 島 内 無 木 原 藤 小 馬 石 渡 原 川 川 島 田 田 原 藤 野 野 尾
		二 二 三 三 三 三 二 三 三 三 三 三 五 四
阿 木 鱒 高 原 瀬	积 杉 吉 大 箸 赤 迦 島 野 町 町 見 堂	三 猿 桐 下 大 中 金 井 藤 仏 新 白 下 箇 連 原 大 川 島 内 無 木 原 藤 小 馬 石 渡 原 川 川 島 田 田 原 原 藤 野 野 尾
阿 木 鱒 高 原 瀬	积 杉 吉 大 箸 赤 迦 島 野 町 町 見 堂	三 猿 桐 下 大 中 金 井 藤 仏 新 白 下 箇 連 原 大 川 島 内 無 木 原 原 藤 野 野 尾

	郡 浦	松 山	中 山	砥 用	河 江	
	〃	〃	〃	〃	〃	
宮 宝 鏡 有 原 出 鏡 佐		網 津	池 田	内 津 長 柔 山 留 野 津 留	北 河 新 小 西 北 豐 小 海 江 田 川 海 小 崎 野 東 東 東 野 崎 野	塚 隈 北 原 庄 田 尻
四 四 二 三	五				三	
上 宝 鏡 上 宮 出 鏡 鏡 原 芝 口 南 野 崎 北 野 崎 下 芝 口 南 野 崎 北 野 崎 宮 原 町 河 原 町	手 場 里 浦 里 浦 中 村 前 越	網 津	池 田 萱 野	内 津 長 柔 山 留 野 津 留	北 河 新 小 西 北 豐 小 海 江 田 川 海 小 崎 野 東 東 東 野 崎 野	塚 隈 北 原 庄 田 尻

高 田	種 山	野 津
〃	〃	〃
萩 植 高 豊 原 柳 下 原	猫 吉 早 興 吉 大 北 小 柿 栗 下 川 谷 王 尾 善 本 野 種 浦 迫 木 嶽 俣	貝 内 上 下 網 鹿 野 洲 田 出 村 道 島 津
四 四 一 五 三	三 三 四 三 四 五 一 二 二 一 一 一	三 三 三 四 五 三 五
萩原 大福寺 植柳 高下 上豊原 横手 弥次 西高下 下豊原 松江 高植 東本野 奈良木 田中 敷川内 西本野 麦島	猫谷 新牟田 岡小路 興善寺 吉本町 立神 北種山 小浦 柿迫 栗木 下嶽 川俣 東川田 南吉王丸 拵 岡谷川 吉本 河上 北種山 南種山 深山 下嶽 川俣 西川田 吉王丸 今 岡中 西吉本 上大野 南大野	野津 東野津 西野津 南野津 北野津 鹿島 東鹿島 新地 南鹿野 北鹿野 中網道 西網道 東網道 下小路 中野 平島 外無田 上出 北 内田 外出 北出 貝洲 碓原 塩浜

湯 浦	佐 敷	田 浦	高 田
佐 敷	〃	〃	
陣内 大野 大川内 湯浦 兼丸 海浦 乙千屋 大尼田 斗石	吉尾 上久多良木 下久多良木 日奈久 下大野 二見 田浦	下松求磨 上松求磨 宮地 長田 井上 松崎 上野	
二 二 二 一 一 二 三 二 一	二 一 一 二 一 一 二	一 一 三 六 四 三 三	
陣内 大野 大川内 湯浦本 金丸 海浦 佐敷町 大尼田 斗石 東野角 西野角 塩浸 乙千屋	大河内 吉尾 上久多良木 下久多良木 日奈久町 日奈久 下大野 二見 田浦 浜	下松求磨 上松求磨 西宮地 東宮原 古麓 北片野川 上片野川 中片野川 下片野川 上日置 福正原 井上 下井上 海土江 古閑出 松崎 下高原 上高原 上野 大村 吉閑	

坂 下	内 田	小 田	正 院	津奈木	久木野	水 俣
”	”	”	”	水 俣		
坂 中 西 野 高 下 村 鍋 照 口 瀬 寺 寺 寺 寺	石 木 姫 白 貫 葉 井 石	部 伊 横 小 大 田 倉 島 嶋 浜 見 倉 島 嶋 浜	北 谷	津 赤 久 深 浜 奈 崎 木 野 川 村 木 崎 野 袋 川 村		
				三	五	一 一 二 二
坂 中 鍋 西 野 高 下 村 鍋 照 口 瀬 寺 寺 寺 寺	石 木 姫 白 貫 葉 井 石 貫 葉 町 日 平	部 伊 横 小 大 田 倉 島 嶋 浜 見 倉 島 嶋 浜	正 院 北 谷	津 浜 久 深 浜 奈 泊 木 野 川 江 木 赤 崎 薄 添 中 崎 平 原 添 上 崎 口 浦 添		

中 村	山 鹿	南 関	荒 尾	中 富
山 鹿	”	”	”	”
御 矢 多 長 鍋 山 志 芋 岩 宇 谷 久 谷 田 鹿 ケ 生 野 田 谷 久 谷 田 鹿 岐 岐 野	坂 板 大 関 関 上 楠 田 東 東 黒 黒 黒 町	大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山	千 小 藤 田 広 柳 井	
三 二 二 四				
新 矢 多 長 鍋 湯 志 芋 岩 町 谷 久 谷 田 町 ケ 生 野 上 上 久 谷 田 町 岐 岐 野 御 上 上 久 谷 田 町 岐 岐 野 字 内 上 久 谷 田 町 岐 岐 野 田 内 上 久 谷 田 町 岐 岐 野 下 内 上 久 谷 田 町 岐 岐 野 御 内 上 久 谷 田 町 岐 岐 野 字 内 上 久 谷 田 町 岐 岐 野	坂 板 大 関 南 上 楠 田 東 関 黒 黒 黒 町 町	大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山 大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	千 小 藤 田 広 柳 井 千 小 藤 田 広 柳 井 千 小 藤 田 広 柳 井	

河 原		深 川										中 村													
菊		池										山 鹿													
迫間	新古閑	原	下河原	伊萩	輪足	赤星	出田	限府	虎口	稗方	池田	本野本分	辺田	袈裟尾	高島	野間口	西寺	北宮	中村	吉田	浦生	高瀬	永野	庄	
七		二	三	四	四	四	三	七	四	五	二	七	四	四	四	五	二	六	五	五	三	四	四	三	
迫間	新古閑	原	下河原	伊萩	輪足	赤星	上出田	限府町	虎口	白木	道場	龍德	本分	瀬戸口	岡田	袈裟尾	菰入	野間口	上西寺	立石	古閑	今田	藩生	上野	庄
東迫間	夜間	廣瀬	四町分	岩本	藤田	妙見	下出田	正觀寺	班蛇口	小楠野	大林	宮原	本野本分	荒牧	流川	水次	高島	鱗穴	下西寺	北宮	白石	上吉田	靈仙	下永野	石瀨
	大塚	古閑		姫井	木庭	上妙見	木柚子	高野瀬	寺小野	米原	阿佐古	池田	本野	水島	山崎	加惠	高田	羽根木	深川	村田	方保田	下吉田	久原	五郎丸	下高橋
	甲佐町	大琳寺		築地	今	廣瀬			長野	稗方	池田	木山	寺町村	玉祥寺	西郷	高田	西郷	大琳寺	片角	日置	山鹿熊入	高橋	太田		

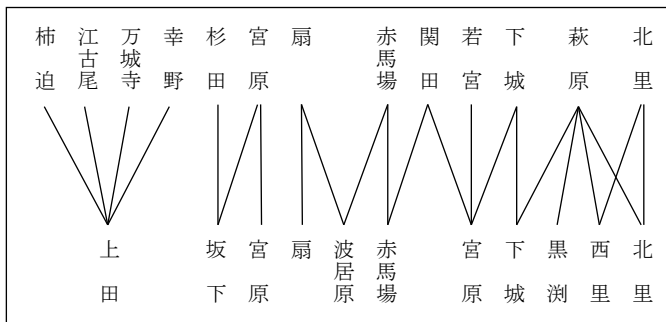
野 尻		菅 野		高 森		布 田		大 津		竹 迫									
"		"		"		"		"		"									
中林	中野	野尻	矢津田	草ヶ部	小嶺	川ノ口	木原谷	菅尾	高森	色見	岩坂	長野	陣内	灰塚	杉水	田嶋	弘生	住吉	伊倉
													五						
中林	中野	野尻	矢津田	草ヶ部	小嶺	川ノ口	木原谷	菅尾	高森	色見	岩坂	長野	陣内	灰塚	杉水	田嶋	弘生	住吉	伊倉
			小切							上色目	鳥子						南弘生	上住吉	下住吉
													森吹田	大林	瀬田	立野			

九住	北	里	坂	梨	内	牧								
波野	小	国	"	"	"	"								
小池野	北 里	黒 渕	中 原	赤 馬 場	満 願 寺	西 里	下 城	宮 原	坂 梨	宮 地	部 田 目	内 牧	竹 原	黒 川
	二	二	三	四	二	一	一	三		四		五		
小池野	北 里	黒 渕	中 原	赤 馬 場	満 願 寺	西 里	下 城	宮 原	坂 梨	宮 地	野 中	乙 姫	竹 原	黒 川
	西	城	坂 下	杉 田	波 居 原			土 田	町	手 野	永 草	役 犬 原	坊 中 町	
			湯 田	馬 場				若 宮		三 ヶ	赤 水			
				関 田						尾 籠	無 田			
											車 帰			

右の郷組一覽作製史料は一九点に上るが主なものは次のものである。

改正一件 先祖帳 明治三年戸籍 有禄士族基本帳 人民願伺 (以上県立図書館蔵) 町在 (永青文庫蔵) 熊本県議会議史第一卷 城南町史 小国郷史内藤文書 西林文書 下田文書

村の移管分合 三年九月郷組編成に当たって「弁利の為」として村を他



曾ての親村と枝村、あるいは小村より独立した村など、この時期に合併したものがある。杉島郷の例を見ると、一二月三日次の村の合併が

右種山郷

上杉嶋村と杉嶋村
 莎崎村と下莎崎村
 下赤見村と上赤見村
 北永村と南永村
 上碓村と下碓村

小国地方においては明治三年四月北里手永時代に扇村が赤馬場より分村独立し、八月一九日小国郷と改称されたのち、上表のような分合改正が行われて、萩原・杉田・関田・若宮・幸野・万成寺・江古尾の七か村は上の一〇村に吸収合併された。

(小国郷史による)

郷へ移管したものがある。八代葦北両郡内においては次の通りである。

従前佐敷手永 高田手永 種山手永
 海浦村 猫谷村 平島村
 小田浦村 東川田村 北村
 右田浦郷 吉王丸村 北出村
 南吉王丸村 東網道村
 新牟田村 右野津郷

第四節 王政復古後の人吉藩と天領

一、人吉藩

明治元年・二年の改革 明治元年七月藩主相良頼基は、藩政改革を行うべく、布達を出したが、その実動は他藩より遅れ、一〇月中央政府から布達された藩治職制も、本藩で実施されたのは、二年三月四日のことである。職掌などは肥後藩と大同小異であるので、ここは人名だけを挙げるにとどめる。

執政 那須拙速 神瀬伝左衛門

菱川 昇 田代忠左衛門

参政 犬童平兵衛 樫木貫平

洪谷得藏 片岡五郎兵衛

家知事 久保山尉藏 豊永五助

林田量平

公議人 新宮左大夫(簡)

『相良家近世文書一四〇四号』 県立図書館蔵)

明治二年版籍奉還のことが起こると、二月二八日相良藩も奉還を奏請し、許可されて六月二二日相良藩は人吉藩と改められ、藩主頼基は人吉藩知事に任ぜられた。七月八日の官制改革によつて、藩では八月二五日に四名の執政職を廃したが、大参事以下の任命まで現職に留まることを命ぜられ、結局大参事・少参事は三年一二月まで任命されなかった。

相良藩預り天領であつた日向椎葉山八四か村五九〇石の租税は、元年八月二八日日田県に公収されたが、二年二月二二日延岡藩に移管され、六月には再び人吉藩の管轄に復された。

明治三年・四年の改革 熊本藩の改革は三年七月から一〇月の間に行われたが、人吉藩では三年正月に改革が開始されながらも、行政機構の

改革が一二月であり、改革の完了は廢藩置県後の四年一月までかかっている。

この改革は三年正月八代飯屋の水主中間引揚げから始まり、四年二月七日大参事以下の任命が行われた。

大参事 那須拙速

樫大参事 犬童平兵衛 新宮簡

少参事 神瀬伝

大属 久保山縄ほか二名

権大属 犬童一郎ほか三名

少属 菱刈堅藏ほか四名

権少属 一三名

史生 一八名

庁掌 三名

地方行政については、四年正月一七日庄屋・横目を廢し、庄屋会所を村会所、庄屋を村長と改めた。町では町別当・乙名を廢し、人吉は大村・間村持と定め、一勝地の番所も廢した。

二、天草

王政復古の大号令渙発の直前慶応三年一二月六日夜、富岡陣屋襲撃事件が起きた。不逞の浪人約二〇名が富岡陣屋を襲撃し、剣道師範を殺し、農兵を斬り、郡会所を焼き御用金三万二千両を奪つて逃走する事件で、浪人の一隊はついに判明しなかった。明治元年(一八六八)正月一〇日旧幕府領を政府直轄とする布告が出されたので、長崎奉行河津祐邦と日田郡代窪田鎮勝は逃走し、富岡陣屋へは兒玉備後之助の率いる三九名の浪士が侵入し、これを追つてきた薩摩兵が上陸した。そのため天草には肥後・薩摩の藩兵が駐屯して対立することになったが、三月一日天草取締は肥後藩に決し、志方逸次が天草郡奉行となった。以後天草の所管は

次々に変わるのを左に表示する。

明治元、 一、二五 沢宣嘉を九州鎮撫総督に任命

二、一 長崎裁判所設置、沢を総督とする

閩 四、一三 長崎裁判所は全九州の直轄地を管轄、肥後藩の天草警備

免

閩 四、二五 富岡県設置、長崎裁判所参謀佐々木三四郎（高行）富岡

県知事任

五、四 長崎裁判所を長崎府と改、沢を府知事とする

六、一〇 富岡県を天草県と改称、一二日佐々木知事着任

八、一七 天草県を長崎府に合併、佐々木は長崎府判事に転任

九、二二 郡幸福田与富岡陣屋に着任

二、六、二〇 長崎府を県と改む

四、一一、一四 天草郡を八代県に合併

三、五 箇 庄

五箇庄は天領として天草とともに長崎県の管轄に入れられたが、次のとおり熊本藩に移管された。

明治三年十二月二十四日 太政官日誌

熊本藩へ

長崎県管轄地肥後国八代郡五ヶ庄之儀、別紙高帳之通其藩管轄被仰付候条、同
県ヨリ地所受取、県並取計可申、尤高帳ハ追テ本帳引替可相渡事

（新聞集成明治編年史）

第五章 廃藩置県後の地方制度

(明治四年—明治十一年)

第一節 熊本県の成立

明治四年七月一四日、新政府は府藩県三治の制をやめて府県制をとることとし、旧来の藩を廃してこれを県に改めた。新政府がこれに踏み切るには非常な決意と周到な用意が必要であったが案じた程の危機もおこらず、それまでの三府二八県二七四藩は、三府三〇二県となり、爾来幾変遷を経て明治十一年によりやく、三府四三県に固定する。熊本県もまたこの時期に数度の変遷を経ることになるのである。

一、廃藩置県

廃藩置県の素地 明治二年の版籍奉還によつて、それまでの大名は領民に対する生殺与奪の権力者の地位を失い、新政府の役人として知藩事に任命された。これは非常な変化ではあったが、二百年以上も主権者であった旧藩主が、そのままの地位に坐つていれば実権には変わりはなく、これは新政府にとつて決して喜ばしいことではなかった。

また知藩事を中心にして政治上の改革が行われていけば、名は知藩事でも、実質は封建制度の延長に他ならない。新政府がそのような地方分権的な政治を歓迎する筈もなく、再三に及ぶ藩制改革令によつて各藩の制度を画一化し、又藩の財政に関する規制を行うなど中央集権の方向に強権をもつて臨み、さまざまの法令を発していった。

このような新政府の態度は諸藩に藩政改革を強行させて多くの出費を要求し、幕末以来の財政難と戊辰の役の出兵負担に苦しむ諸藩財政を極度に圧迫した。そしてその弊は小藩において特に著しかった。明治二年七月以降中・小藩知藩事の辞職願が相ついでのはこのような理由からであり、政府も同年一二月吉井藩・狭山藩知事の辞職を許したのをはじめとして四年七月にかけて一三知藩事の辞職を認め、最後には一知藩事の罷免更迭をも実施している。

しかし当初新政府には、多くの雄藩を押さえて、廃藩を一挙に全国に及ぼすだけの勇気はなかった。ところがさうする中に廃藩の意見は次第に中・大藩からも出されるようになった。明治四年三月二六日、長州藩知事毛利敬親は封建の余習を除かんことを遺表し、名古屋・鳥取・徳島・熊本各藩知事も郡県の制を布くべしと建白し、特に熊本藩知事細川護久はこの時と五月の二回にわたり知藩事の辞職を願うとともに官制改革、人材登用の建白書を提出するなど廃藩置県への機運は次第に熟しつつあった。

廃藩置県 このような形勢に歩調をあわせて、政府首脳も廃藩置県に踏み切る決意を固めていった。明治四年二月一二日鹿兒島・山口・高知三藩の精兵一万を召集して新政府の親兵とし、警備を厳にするとともにその威を外に示しつつ頭官の大更迭を行い、その後七月九日に大久保利通・西郷隆盛(薩)・木戸孝允・井上馨・山県有明(長)が秘密会議を開いて結論を出し、一二日に岩倉・三条両大臣に断行を勧告した。そこで七月一四日政府は在京の五七藩の知事を召集して廃藩置県の詔書を下した。

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セント欲セバ、宜ク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムベシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ知藩事ヲ命ジ各其職ヲ奉ゼシム。然ルニ数百年因襲ノ久シキ或ハ其名アリテ其實挙ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スル事ヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ県トナス。是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂ヒナカラシメントス。汝群臣其レ朕力意ヲ体セヨ

この詔書と同時に太政官は全国に対して藩ヲ廢シ、県ヲ被置候事

と布令するとともに、諸藩に対しても

○今般廢藩被仰出候付テハ、追而ハ県治一定之御規則可被仰出候得共、差向キ是迄取扱来候庶務ハ大参事処決可致、尤重大之事件ハ伺出可受朝裁事

○今般藩ヲ廢シ県ヲ被置候ニ就テハ、追而御沙汰候迄大参事以下是迄通事務取扱可候事

との達しを出し、各藩主には知藩事免官の宣旨を授けるとともに翌一五日付で在藩一〇六知事に対して九月中旬に東京に居住を定めることを命じたが、その指令書には「帰京すべし」との字句を用いて知藩事は中央から赴任させたものとの意を示している。

一、熊本県と人吉藩

廢藩置県と肥後 廢藩置県の布告によって全国は三府三〇二県となったが、この時豊後三郡の四部を含む熊本藩は熊本県となり、球磨郡と米良山、椎葉山を支配する人吉藩は人吉県となり、天草郡は従来通り長崎県の管轄下にあった。

熊本県 熊本県では知藩事は免官となったので、大参事長岡護美が庶務を処決し、権大参事として有吉立愛、津田山三郎、米田虎雄（在京）の三人、少参事として神山讓、宮村七五三、白木弾次、山田五次郎、大

田黒亥和太の五人、少参事心得として安場一平が政務に参与し、九月三日に嘉悦氏房が熊本県少参事に任ぜられた。

七月晦日、熊本県庁は廢藩置県を管下に布達して不穩の行動のないように諭示した。

今般廢藩ニ付、詔書並御書付写共七通相渡候条如毎可取計候、抑今日大勢之所推断然之御措置無之而ハ御国体難相立、政令一ニ帰シ各其分ニ安スルハ理勢之当然恐愕可致訳ニ無之候間、将来之御施設ヲ仰奉リ管下之士民心得違之儀無之様、篤斗可相示也

辛未七月晦日

熊本県庁

また八月に入ると旧知事韶邦と護久親子は、韶邦時代の管内激徒不取締の責任をとって、政府に上書して譴責を受けたいと願ひ出て、同月護久は上京に際して旧藩士民に対する諭告を發してその輕挙妄動を戒しめた。

今般大政更ニ御改正廢藩置県知事一統免職被仰付候処、間茂無ク不肖儀海軍少將拜命誠ニ感恩之至ニ候。然処不肖重大之任其職ニ難堪、真情ヲ陳シ奉固辞候処更ニ陸軍少將被仰付、誠ニ以難有仕合ニテ右再応之嚴命此上奉辞候而者深ク奉恐入乍不肖涯分ヲ尽シ勉勵之悟覚ニ候、就而者一統之情誼彼是深察致シ候処、版籍奉還当春猶知事免職之儀奉願候末者、天下之大勢朝廷之御前途予メ承知之前ニ可有之候得共、一旦不肖旧郷ヲ離レ候實際ニ臨ミ候而者、是迄数百年之藩情ヨリ遺憾無聊之意思ヲ生シ、万一愚僻之巷議ヲ唱ヘ心得違之族モ有之候而者大義明分決而難相濟候。今日御新政之始、一層御趣意ヲ奉体シ、四海一家王土王臣之義ヲ明ニシテ各其職分ヲ尽シ其業ニ安シ其土ヲ樂ミ、宇内並立之実効ヲ奏シテ永世皇恩ヲ報シ奏リ候得者、山海懸隔郷土ヲ異ニシ候共、同胞之情誼ニ於テ聊無間隔、不肖平素之志願ニ候条、此旨一統熱復心得違無之様深ク頼入候也

辛未八月

細川護久

事実この年の旧知事の東京移住を契機として各地で事件が発生しているので、護久のこの諭告もあながち杞憂とも言い切れない。同年八月に

は広島島の浅野長勲の帰京を拒む騒動があり、九月には高松県や福山県でも同様の暴動がおこっており、政府は一〇月七日付で、旧知事解知を口実とする結党暴行者を鎮定する命を下したが、一二月の岡山県と高知県の暴動も旧知事の復職を要求の一項に加えている。

同じ八月に県下の出張所をそれまでの所在地名から郡郷命に改めたが、県官は旧藩の郡政大属と権少属候補がそのまま詰めておりその下に里正・筆生・与長・十戸長が置かれていたことも旧藩時代のままである。

十月に入ると廃藩にともない改革がはじまった。待客掛を廃し、(二日)、京都出張所を引払わせ(二〇日)、武術・算数・音楽の師範役を免じ、舎密所を廃し(一七日)算術教師・武術師範役補助及専修生を廃する(一九日)などがそれである。

十月十日には県庁を花畑邸から二本木に移そうという願書を政府に出し、その実現の暁には県名も飽田県と改称したいと申請しているが、願書の提出先が違って返戻された。この間に一〇月二〇日花畑邸を鎮西鎮台の屯営とする旨の達があったので、県庁は同二二日仮に二の丸にある有吉権大参事邸に移転することとなり、二本木移庁の件は翌年に持越しとなった。

人吉県 人吉県知事相良頼基も四年六月上京のまま廃藩置県の発令となったので、そのまま在京した。人吉藩は人吉県と改められ、城内の藩庁はそのまま県庁となり、大参事那須拙速が庶政を総括していた。権大参事は犬童治成、新宮簡、少参事に神瀬伝が在職して県政に参与した。県の職政は本庁・監察・郡務札明等の課を置き、大少属に分掌させ、郷村には里正・村長を置いたと記されている。(人吉県政紀事)

三、熊本県と八代県

府県大廃合 廃藩置県は実施され、旧藩主は上京したが、旧藩の遺制は抜き難く一朝一夕には改まらなかつた。これに加えて旧藩領の面積人

口は大小様々でしかも入り組んでおり、散在する天領を併せた新県は行政上の困難をどう解決しようもなかつた。このような状態では統一した県治は行われ難く、政府は県の大小によって一々指令を区分しなればならないことにもなる。こうして新政府は府県の廃合を実施せざるを得なくなつた

明治四年八月二九日にはまず天童県を山形県に併せ、九月四日には佐賀県を伊万里県と改称するとともに敵原県を併せ、五日には七戸・八戸・斗南・黒石・館の五県を弘前県に合併するなど漸次廃合が行われていったが、同年一〇月二八日、政府は「府県官制」を定めて府県官職名と事務内容を定め(第二節参照)、同日上野諸県を廃して群馬県を置き、一月二日から大規模な廃合を実施していった。即ち一月二日には播磨・丹波・丹後・磐城・岩代・三陸・両羽の三九県を廃して一三県を置いたのを手始めに、一日には関東八州(群馬県を除く)一府五三県を廃して一府一〇県とし、また北海道二八県を廃して新たに一一県を置き、一日に山陰・山陽・南海諸進一五国および駿河・遠江・三河の四七県を廃して一六県とし、二〇日には北陸道七国および摂津・飛騨・信濃・甲斐一府三〇県を廃して一府一二県にまとめ、二二日には畿内、四国および伊賀、伊勢、志摩、尾張、美濃、近江、紀伊、丹波の一府四五県を廃して一府九県に統合し、これで全国は三府七二県となった。なおこの新設県の知事は「県令」と称することになった。

大廃合と肥後 一月二日にはじまった大合併直前には全国三府二四三県であったが、一月二二日現在で三府七二県に合併され、実に一七一県が消滅した。肥後ではこの時人吉県が消滅したが、熊本県は全体的な傾向に逆行して南北に分かれて二県となった。すなわち玉名・山鹿・山本・阿蘇・菊池・合志・飽田・託麻・上益城の九郡は熊本県となり、南の宇土・下益城・八代・葦北四郡と旧人吉県であった球磨郡、それに長崎県の天草郡を合わせて八代県が設置された。この時旧熊本県に属していた豊後三郡の四郷(久住、野津原、関、高田)は大分県に引渡され

ることになり、また旧人吉県に所属していた椎葉山八四村は美々津県に引き継がれることになった。

豊後三郡の引渡 一月一日大分県が新設されたが、県の管轄地は旧日田県と八つの廃藩県および他県管轄地から成っており、新県治の開始は翌五年一月一日に参事森下景端が着任してからであった。旧熊本県管轄の四郷には久住出張所と鶴崎出張所が置かれていたが、一月一日から新県への事務引継ぎに入った。そして三月二十九日に大分県は鶴崎出張所を廃してその区域を本庁管轄とし、元久住出張所管内の久住郷を岡出張所管轄として引継事務は完了し、四月四日に熊本県の所員は鶴崎を引払って熊本県に帰任した。

熊本県と八代県 府県の大廃合によって、政府は府県を名実ともに政府の強力な支配下に置こうと考え、有能な政府官吏を新県令に任命し、「新県取扱心得」(第二節参照)を發して新任長官に強権を与えらるるとともに、旧藩官吏を無用に刺戟しないよう注意を与えている。熊本県・八代県ともにこの時は県令が任命されず、熊本県には山田武甫(旧少参事)が一月一日付で任命され、八代県には大田黒惟信(旧少参事)が一月二日付で發令された。

一月一日、熊本県では一〇月制定の「府県官制」が実施され、旧藩職制の大・少属が新制に切換えられた。この時大参事長岡護美は退職し(一月一日付)、ついで上京して翌年正月米國に向かい、権大参事有吉立愛は引退し、同米田虎雄、津田山三郎は上京し、少参事神山・宮村・白木また引退し、少参事心得安場保和もまた上京した。こうして首脳部の残存者は山田参事の他は少参事心得の嘉悦氏房だけになった。なお一月二日には徳富一敬(旧民政局長)と倉園又三(旧県大属)の二人が典事に任ぜられている。この後間もなく一月二七日に政府は「県治条例」(第二節参照)を發布している。

新設の八代県では、五年の二月まで旧県官吏により政務が執行され、下益城・宇土・八代・葦北四郡は熊本県官吏、天草郡は長崎県官吏、球

磨郡は旧人吉県官吏が実務に当たっており、球磨郡の引継ぎは五年の五月に至って実現した。

熊本県から白川県へ 明治五年一月一日には林秀謙(旧郡政大属)が熊本県権参事となり、徳富一敬が七等出仕となった。二月になると、前年一月の県治条例が熊本、八代両県で実施され、両県官が正式に任命されることになったが、県政の中心は実学党によって掌握されていた。こうして県庁の体制も一応整ったので、熊本県では四月二日に県庁の二本木移転を再出願し、内諾を得てただちに建築に着手し、同年六月一日に移庁を完了した。現在二本木に記念碑のある場所である。

明十三日二本木県庁之移転候条此旨為心得申達候也

壬申六月十一日

熊本県

翌一四日付で太政官から移庁に伴う県名変更の達しがあった。

其県庁、肥後国飽田郡二本木邸エ被移、白川県ト改称被仰付候事

壬申六月十四日

太政官

県名の変更については、前年県から飽田県の名を推挙していたが、県の中央を貫流する白川の名をとって命名されている。佐賀県が伊万里に移庁して伊万里県となり、佐賀に帰ってまた佐賀県となったように、当時の県名は大畧県庁の所在地名をとったものが多いが、二本木村や飽田郡では著名ではなく、県名として取りにくかったためである。

この移庁の直後、明治天皇が西国巡幸の途上白川県庁に立寄られるという出来事もあった。

八代県の動き 八代県では明治五年二月に大・少属の任命があり、天草郡の長崎県からの引継ぎも済んだが、県庁の位置が定まらなかつたので、四月まで熊本県庁で事務を取扱った。大田黒参事は陸軍と交渉を重ねた末、ようやく八代城の本丸を借用することが出来たので、四月晦日ここに引移り、五月二日に開庁した。球磨郡の引継ぎは五月一三日に済み、旧大参事那須拙速に代わって新宮簡が出張所事務をとることになっ

た。なおこの月の二四日になって人吉県の東京出張所引払いの指令が出されている。熊本県からの、南四郡事務分離も五月末に行われたようである。

八代県の権参事は久しく空席になっていたが、四月一五日に熊本県少参事という変則の地位にあつた嘉悦氏房が任命された。これは熊本県と同日に政府から権参事に任命された静岡県士が着任せず、その代わりに起用されたため遅れたものである。五月二三日には典事として熊本県大属の内海平也が任命され、五月晦日には園田行真が権典事となっている。

この年の九月二三日には、それまで球磨郡に属していた米良山一四村が日向国児湯郡に編入され、美々津県に所属することとなった。この米良山は旧藩時代相良氏に附属していたために人吉県―八代県とその管轄地に引継がれてきたが、元々日向国に属していたため住民達は日向復帰を望んでおり、その運動がこのたび功を奏したもので、十一月二五日に美々津県への引渡しを完了した。

四、新しい白川県

府県統合 明治四年の三府七二県は府県の大統合であつたが、それでもなお行政区画としては数が多すぎたので、政府は機会あるごとに県の統合を実施していった。明治五年は、前半六か月間までには県名改称一二県を数えるだけであつたが、九月に七尾県・犬上県が廃止吸収され、十一月には額田県も愛知県に合併されたので三府六九県となった。明治六年に入ると一月一四日に足羽県が敦賀県に吸収され、翌一五日には八代県が白川県に合併になり、美々津県と都城県が廃せられて宮崎県が新設された。

八代県が白川県に合併されたので、新白川県は現在と同じ行政区画を持つようになったが、その引継事務は二月二三日に完了した。八代県参事大田黒惟信は退職し、白川県権参事の林秀謙も免職となり、嘉悦氏房

が白川県参事に転じ、大・少属に相当大幅の異動が行われた。しかし新白川県になつても実学党中心の政治は続いていた。

この年の二月二〇日には香川県が名東県に合併され、また神山県と石鏡県が廃されて愛媛県となった。六月一〇日には柏崎県が新潟県に吸収され、同月一五日印幡県と木更津県が千葉県に、入間県と群馬県とが熊本県にまとまり、全国は三府六〇県に減少した。

安岡権令の着任 明治三年以来藩政・県政を牛耳ってきた実学党政権も、この頃になるとようやく政府の忌むところとなった。はじめ三年の改革の頃には旧藩のあまりにも強い保守性を打破するために、実学党の政権担当は政府によつて囁目され支持されたが、それが他派を排斥して独力で進歩的意向をもつて県政を動かすようになる、その掲げる政策――民力の休養・租税負担の軽減・諸事業の官費負担要求など――が、逆に新政府の中央集権強化政策や富国強兵策を阻止するものになつてきた。そこで政府はその指令を忠実に実行する者を選定してこれに代えた。と考へ五月二八日白川県参事山田武甫を免じ同月三〇日付で当時渡会県参事であつた安岡良亮を白川県権令に任命した。三年から四年にかけて実学党の弾圧を受け、苦難の時期を過ごして来た勤皇党は、この機会に乗じて実学党を駆逐しようと考え、安岡と結んだ。

安岡良亮は土佐の郷士の出身で、明治元年の東征に従い、新政府の弾正台少忠から大志にすすみ、集議院判官・民部少丞を経て明治四年高崎県参事となり、任地の不穩の形勢を押さえ、翌五年には一揆の下火になつた直後の渡会県参事となつてこれを押さえた。白川県権令になつたのはその県治の功を認められたためである。

安岡の着任は六月三〇日であるが、彼がその実学党駆逐政策を実施し始めるのは一〇月に入つてからで、翌年七月末に至つてほとんど成功し、代わりに土佐出身者および高崎・渡会県時代の腹心が県庁の要職を占めるに至つた。

五、移庁と新熊本県

移庁運動 当時の県庁は明治五年の六月以来二本木の白川堤防上にあったが、六年一月以降八代県を合併して事務増加のために早くも狹隘を告げるに至った。そこで七年三月安岡は県庁を古城に移転したいと考え、政府に第一回の伺書を提出した。この願いは佐賀の乱の平定前であったため簡単に拒否されたが、安岡は屈せず七月にまた第二回目の伺書を出した。ところが今回もまた台湾征伐に伴う日清交渉中のため、焦眉の急を除く一切の事業は不許可ということになった。しかし押しの手一手と考えた安岡は一月に第三回目の願を出したが、情勢の変化にともないまたまた不許可となった。

翌八年一月またまた第四回の伺書を出してはねられたが、六月にはさらに第五回の伺書を出した。政府も遂にこの熱意に負けて一〇月二二日付で正式に移庁の件を許可した。

移庁と県名改称 県は既に九月二四日に、在京の権令から移庁の内諾を得たことを知ったが、権令の帰郷を待つて実働に移った。古城の病院の引渡し期限を一月一五日と定め、その後大部分の手入を行なった後一月二〇日に移転を完了し、一月二四日から古城の県庁は開庁した。県庁が二本木から熊本府の古城に移転したことは、当然県名の改称につながるようになる。翌明治九年二月二二日、政府は白川県を熊本県と改称する布告を出し、以後熊本県は名称および行政区画とも今日に至るまで変更されていない。

府県の変動 しかし全国の府県数はなお減少の傾向をたどり、八年には五月七日に新治県が廃止されて千葉・茨城両県に併せられて三府五九県となった。九年には四月一八日にまたまた大合併を行って一〇県を廃して隣県に併せ、八月二一日にはさらに一四県を廃して隣県に吸収合併させたので、九年末の府県数は三府三五県となった。この数は一二年の四月に琉球藩が沖縄県となって三府三六県となるまで変化しなかった。

一三年二月には福井県が新設されたが堺県が大阪府に合併されたので数の上では変化はなく、三月の徳島県の新設で三七県となった。翌一四年には鳥取県が分置されて三八県、一五年には北海道開拓使が廃止されて、代わりに函館・札幌・根室の三県が設置され四一県、一六年には富山・佐賀・宮崎三県の分置により四四県となった。しかし一九年には北海道庁の設置によって三県が廃止されて四一県となり、二〇年に奈良県が分置されて四二県、そして翌二一年一二月四日に香川県が分立して四三県となり、これを最後として以後府県の改廃分合は行われなかった。

六、県政の推移

神風連の変と富岡権令の着任 明治九年一〇月二四日、政府の洋化政策に強く反撥し、神国日本が欧米風に汚されることにいきどおった熊本敬神党は、廃刀令・熊本県学校斬髮令・金禄公債条例の公布などに遂に怒りを爆発させた。彼等は鎮台および軍・県官の私邸を襲い、砲兵・歩兵多数を斬り、鎮台司令長官種田少将の首級をあげ、安岡権令・小関参事等に瀕死の重傷を負わせた。事件は一日で鎮定されたが暴動は萩・秋月にも飛火した。この時の負傷で安岡権令は三日後に死去し、後任の着任まで暫くの間、内務権大丞坂部長照が熊本県権令心得となって県政に与ったが、やがて一月二〇日に名東県権令富岡敬明が新たに熊本県権令に任命されて、二月七日に着県した。

富岡敬明は旧佐賀藩士で神代家から富岡惣八の養子となった。明治四年三月佐賀藩権大参事となり、四年一月には新置の伊万里県権参事となり、五年三月に山梨県権参事、八年九月には名東県権令となって名地方官としてたええられた。熊本県権令として着任した時には五四年一か月の老成した施政官であった。

民費騒動と西南の役 富岡は着任早々県内の巡回を行ったが、既にこの頃農民達の民費徴収に関する不平不満が昂まっており、翌一〇年一月

には県内各地で騒動に発展し、城北では民権党の指導によって戸長征伐となり、二月末には阿蘇郡の農民一揆が打ち毀しをはじめ四月まで荒れ狂った。

この間に鹿児島県の西郷隆盛は二月七日に挙兵上京を決定し、直ちに行動を開始して同一五日には鹿児島を發し熊本に向かった。政府は西郷の叛意を知ると直ちに頭官を地方に派遣し、全一八日に熊本県には内務大書記官品川弥二郎が到着した。しかし西郷軍到着近しの報にこの日鎮台は熊本市街に立退き指令を發しており、翌一九日には熊本城も火を發して市街にも延焼し県庁も混乱を來したので、富岡・品川は県庁を御船に移した。ところが二〇日旧土族の鎮撫隊が県庁護衛を名として御船に來り、公金および権令を捕獲しようと謀ったので、これを察した品川・富岡は有栖川官奉迎準備を名として二一日早朝御船を發して再び城内の県庁に入った。その夜西郷軍は城下に満ちて県庁は城外との連絡を絶たれるのである。

一方この日御船県庁では薩軍來襲の風説におびえて、急遽県庁を木山町に移し、二二日にはさらに山鹿に移動し、官庁は風声鶴唳におびえて限府に行き山鹿に戻り居所も定まらず、県庁は遂に解散した。遠近の二等属等はそれより南関に向かい、二四日には南関の戸長事務所を熊本県出張所と定め、官軍の人馬掛を四等属指山延貞に命じた。同じ二月二八日に至って内務権大書記官石井省一郎が属官数名とともに南関に到着し、遠近二等属と謀って熊本県出張所を仮県庁とし官軍進撃の諸務に従事した。

三月七日石井省一郎は熊本県権令心得を命ぜられ仮に県政をとることとなり、解散した県官達も追々に集まり七等出仕桑原戒平もこの南関県庁にあったが、威令は玉名一郡にも及ばず、本庁もまた熊本城に籠城という有様で農民の騷擾は各地に再發した。しかし戦局の好転によって南関仮庁は三月二四日高瀬に移転し、さらに翌月一六日によく城内の本庁と合することが出来、熊本県庁は五四日ぶりで古城の本庁を開き戦

後の整理をはじめた。四月二一日小関敬直の後任として北垣国道が熊本県大書記官に任命された。神風連の変に傷ついた小関大書記官が三月二日に小倉病院で死亡したためである。北垣の着任に伴って五月四日に桑原七等出仕は依願免出仕となり、安岡県政の双腕はここに消滅した。

戦後の経営 熊本城罷籠中に県治の計画を練った富岡権令は、県内の戦乱の終熄を見ると直ちに実働に移った。まず政府に願出て一〇万円の経費の支給を受け熊本市街の道路拡張に着手し、また賑恤金二八万余円を分配した。この戦争中内牧に設けられた県の出張所は九月二五日に内牧支庁として正式に発足し、八年後半に改称された天草支庁、人吉支庁と共に本県には暫く三支庁が設置されることになった。

翌一年になっても県は戦乱の後始末に寧日ない有様で、戦争略奪品の返還・物価抑制・民費支出軽減のための神宮減員・悪疫流行の防止、建築用材給与など次々と布告を發し実施に移している。一方戦災の復興もしだいに進み橋梁架設や学校新築・病院新築・郵便局新築・勸業場設置などの記事が新聞に散見しているが、この年にはまたさまざまの規則の改正や新設も目立ち、一月には県会議事堂も落成している。こうして熊本県は翌一二年から三新法を実施することになるのである。

第二節 県治機構の変遷

政府は既に明治二年二月に府県施政順序を、六月には府県奉職規則を設けていたが、廃藩置県後四年一〇月には新たに「府県官制」を定め、一月にはさらに「県治条例」を定めて県治の大綱を示した。この「県治条例」は四年間実施されて、明治八年一月に「府県職制並びに事務章程」に改められた。「府県職制」もまた三年間実施された後、明治一年七月の所謂三新法の公布に伴って「一府県官職制」に改められ、これは明治一九年七月の「地方官々制」の公布まで実施された。

一、府県官制時代

府県官制

廢藩置県後しばらくは官制も旧藩時代のままに、大参事の下に権大参事・少参事・権少参事以下大・少属の手によって県政が実施されていたが、藩を廢して全国を府と県に統一した以上新しい官制が設けられることは当然の帰結であつた。政府はまず七月二十九日「太政官職制並事務章程」を公布して中央官制を整備し、ついで一〇月二十八日「府県官制」を定めて府県の職制を改正した。

府県官制左ノ通被定候事

府	知事一員	三等	権知事	四等
	参事一員	五等	権参事	六等
	典事	八等	権典事	九等
	大属	一〇等	権大属	一一等
	少属	一二等	権少属	一三等
	史生	一四等	出仕	一五等
県	知事一名	四等	権知事	五等
	参事一員	六等	権参事	七等
	典事	八等	権典事	九等
	大属	一〇等	権大属	一一等
	少属	一二等	権少属	一三等
	史生	一四等	出仕	一五等

一、県ニ開港場アレハ其知事ヲ勅任トス、権知事ハ其例ニ非ス
 一、知事アレハ権知事ヲ不置、権知事アレハ知事ヲ不置
 一、開港・開市場アル府県ニハ訳官ヲ置キ、等級ヲ七等ニ分ツ、其第一等ヲ官等八等ニ当テ、自余准之
 一、典事以下ノ職員ハ府県ノ一課目ヲ担当シテ、参事ノ許允ナケレハ其事務ヲ施行スルヲ得ス
 但租税・庶務・聴訟ノ三課ヲ分ツ
 一、典事以下ノ官員定限ハ旧県規則ニ照準シテ定ムヘシ

旧官制に比べると大・少の正権参事が単に正・権参事となり、新たに

正・権典事が加えられた程度の変更となつており、特に大きな変革とは言い難い。おそらく次の府県大統合を目前にして、県官の心理的な動揺を出来るだけおさえようとしたものではあるまいか。

新県取計心得 一月二日には新任の県知事を「県令」と改称することとし、府県の大融合を行うとともに、新に「新県取計心得」を發し旧県と新県の引継に際して出来るだけ摩擦を少なくしようとした。この府県の大統合は言わば新政府の旧藩行政組織に対する挑戦であつたが、ここで政府の威信を示すためには、この大統合において無用のトラブルをおこさぬことが絶対必要であつたのである。

新県取計心得

- 一、廢県ノ参事総而新県ノ場所エ呼寄会合之上、万端宜敷致照会、将来之目途可相立事
- 一、廢県之場所ハ総而出張所ト見做シ、従前之通管轄内事務為取扱可申事
但事務ハ総而従前之通据置細大トナク為申出、不都合之廉々ハ釐正之見込可相立事
- 一、附出張所等ハ成丈ケ箇所少ニ引纏候様見込可相立事
- 一、廢県ノ大少参事奏任以上ハ新任権参事之次席タルヘク、判任之向ハ総而信任之相当次席ト可心得事
- 一、新権官員ハ総而官祿旅費共相当可相渡、廢県元大参事以下官祿旅費共総而従前之通可相渡事
- 一、廢県大少参事其外之内才能有之、判任官ニ難用モノハ当分之内七等出仕ニ申立、其他ハ総而先判任何等出仕ニ申付、篤ト試験之上等級取扱極登用之積可相心得事
- 一、廢県之官員先従前之通据置ト雖モ、必多人数可有之ニ付追々減省之見込可相立事
- 一、新県官之儀当分之内者多少便宜ニ致所置、追々順序ヲ立官員定限ヲ不越様可政事
- 一、県庁内可成丈長官目撃之場所エ四課ノ調所ヲ設、事務取扱可申事
但四課之節目ハ職制ニ掲載候事

- 一、廢果貢米等總而新果工可引取旨御達之所、右捌方之儀ハ從前之通取扱、成丈ケ石代納可取計、且會計扱方之儀ハ、每其果所轄之分界紛乱不致様、才出入明了ニ取調本庁ニテ取纏可致事
- 一、租稅取立方之儀追而一定之規則可被立候得共、先從前之振合ヲ以所置可致事
 - 但諸雜稅等モ同様之心得ヲ以可取計事
- 一、廢果之分去ル七月廢藩之節有米金調出有之所、從前之出納計算之方法等取調可申立事
 - 一、諸上納諸弘等年々九月ヲ限り候儀ハ、兼而公布ニ照準可致候事
 - 一、廢藩從前之旧藩債消却之方法取調可相伺事
 - 但古債之分ハ何步分歟ヲ遣シ消却之見込ヲ立、新債ト雖利足等ハ可成丈減省之目途ヲ以、金主共工精々遂示談、支消之方法可申立事
 - 一、負債之儀ハ旧知事及士族卒家祿ヘモ分賦可致ハ勿論之所、公廩費ヨリモ何步分歟ヲ差入、年賦消却之目途成丈ケ取縮メ候様可致事
 - 一、負債之儀ハ從前一果毎ニ消却之見込可相立、此果之有余ヲ以彼果之不足ヲ補候様之儀ハ不成相事
 - 一、一体消却之方法相立候迄者、元利共新古之無差別、總而下戻候儀ハ見合可申事
 - 一、貴屬士卒・卒家祿之儀、一体之見込相立候迄ハ、廢果之場所ニ備置可相渡事
 - 一、紙幣引替予備金等之儀ハ早々取調可申出事
 - 一、常備金之儀ハ當貢米之内ヲ以備置可申事
 - 但出納察規則ニ照準可致事
- 附常備金之儀本文之通候得共、廢果区々之會計或出納不相償モ有之、當年之租稅ヲ昨年ヨリ費用致居候モ有之儀ニ付、実地經驗之上見込取調可相伺事
 - 一、東京出張所諸官員之儀、合果折合候迄ハ廢果前之取調モ有之ニ付、弁務適宜之人員取調可申立事
 - 一、管内出張所ヘハ旧官員中ヨリ典事或大屬等ニ新任申付、便宜ニ所轄可為政事
 - 一、管内学校之儀ハ追々規則モ可被仰出候得共、官費ヲ不仰有志之者ヲ募リ設

- 施之見込追々可相立事
 - 一、徒刑人等ハ授産第一ニ付、精々注意可有之事
 - 一、入牢人賄方之儀ハ御規則之通り追々改正可致事
 - 一、郡長、里正之廢置或給料等モ、旧果之振合ニ照準釐正之見込追々可申立事
 - 一、京撰其外出張所等有之向ハ取調早々引纏可申事
 - 一、管内之形勢毎月兩度報告可有之事
 - 管内先以注意可致荒増之廉々
 - 一、管内土地山川江湖海岸島嶼等地形之事
 - 附運輸不弁之事
 - 一、郡邸之制置及社寺之朱印除地等之事
 - 一、戸籍法ニ寄戸口人民制置之事
 - 一、租稅賦役等各所之役從前方法之事
 - 一、学校從前方法之事
 - 一、即今各所ニ而聽訟及入牢人員數等之事
 - 附処刑人之事
 - 一、水利開墾之事
 - 一、駅通道路堤防橋梁即今体裁之事
 - 一、県庁者可成丈簡易ニ可致事
 - 但出張所同断之事
 - 附無様之建物ハ取毀テ之見込可申立事
 - 一、即今出納之元ニ可成金穀取調之事
 - 一、從前県庁ニ而取扱候儀鉦山並製作場・職工書等有之候ハ、勘定書明細取調之事
 - 但製作場・職工所等今後之処分取調可伺出事
 - 一、管内漢洋共碩学入取調之事
 - 一、夫食・種粃等願出候節從前取扱之事
 - 一、從前祝寿人之事
 - 一、從前賞与之事
 - 一、管内警邏捕亡等之事
 - 一、官林反別之事
 - 一、管庁之費用等郡邸之賦課之有無從前方法之事

- 一、従前検見方法之事
- 一、従前租税取立方雑税等之事
- 一、従前義倉社或貯蓄等有無之事
- 一、従前藩札等之事
- 一、為修行洋行之者並貢進生人員等之事
- 一、物産引当或商法之為貸付金有無及取立方等之事

以上

辛未十一月

廃県の場合は出張所としてそのまま事務をとらせよとか、廃県の官員はまず従前の通り据置けとか、租税取立方も従前の振合で所置せよなどと云うところに新政府の気兼ねが見えるが、その他はすべて漸進的に県政を改革せよという指令であり、管内の形勢を毎月二度宛報告せよとの達しなどは地方官にとって相当の負担であったに違いない。

一、県治条例時代

県治条例 熊本県と八代県が分立した府県大統合の直後、明治四年一月二七日に「県治条例」が制定公布された。一〇月の「府県官制」は官制だけの制定で、事務内容等については古く明治二年に発せられた「府県奉職規則」によっていたため、このたびの大統合の結果、より詳細な規則の制定が必要となったわけである。「県治条例」は「県治職制」「県治事務章程」「県治官員並常備金規則」の三部から成り、府・県単位の地方制度がここで一応整ったわけである。

県治職制 この規則では県官の職名とその任務内容を規定しており、長官名が県令に変わってからはじめてその職務内容を明らかにした。また前の府県官制では県庁職務を三課に分けていたが、新たに出納課を設けて四課とし、東京出張所に詰めるべき県官人員も指定している。

県治職制

令 アレハ権令ヲ置カス
 令 権令 権令アレハ令ヲ置カス

県内ノ人民ヲ教育保護シ、条例布告ヲ遵奉施行シ、租税ヲ収メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ判シ、非常ノ事アレハ鎮台分営ヘ稟議シ、便宜処分スルヲ掌ル

但県内互市場アレハ、貿易事務ヲ兼掌ス

管内ノ事務不挙アレハ、上下ヘ対シ其責ニ任ス

各課ノ典事ヨリ具状スル事務ノ緩急ヲ審案シ、決判スルノ権ヲ有ス

県官奏任以上ノ進退ハ太政官ニ於テ命スト雖モ、黜陟ノ当否ハ常ニ之ヲ審案シ要旨ヲ具状シ、太政官ノ処分ヲ乞フヘシ、判任以下ノ官員ハ能否勤惰ヲ検査シ、撰薦免職ヲ専行スヘシ

参事 参事一員

参事 権参事

参事 参事一員 権参事便宜置之不過一員

職掌令ニ亜ク 権参事便宜置之不過一員

令ヲ輔ケ部内ノ庶務ヲ参判スルノ責ニ任ス

令事務アリテ他方ヘ出張スルカ或ハ欠官アル時ハ、一切其職掌ヲ代理スルヲ得ル

但此際ニ於テハ反覆核議シ、事務背戾無キヲ要スヘシ

八等出仕 此員常ニ置カス、但事務繁劇ニ涉ルカ或ハ令欠官ナレハ参事ノ職務ヲ輔クル

タメ便宜ニコレヲ置ク、尤此員ヲ置ント欲セバ、事故ヲ詳悉具状シ太政官ニ乞ヘシ

以上奏任官トス

但開港場アレハ令ヲ勅任官トス

典事

県庁ノ事務分チ四課トナスソノ目

庶務課

社寺・貴属・戸籍並ニ人畜ノ数ヲ稽查シ、郡長・里正ノ勤惰ヲ察シ、官省進

達府県往復ノ文書ヲ案シ、学校ノ事務及郡長・里正・戸長・等外・使部等ノ進退ヲ掌ル

聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

聴訟課

県内ノ訴訟ヲ審聴シ、其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ、及県内ヲ監視シ罪人ヲ処

置シ、捕亡ノ事ヲ掌ル

租税課

正租雑税ヲ収メ豊凶ヲ検シ、及ヒ開墾・通船・培植・漁獵・山林・堤防・官
繕・社会ノ事ヲ掌ル

出納課

歳入・歳出ヲ計リ金穀ヲ大蔵省ニ納メ、公廨用度ノ計算ヲ明ニシ及官員・官
祿・旅費・堤防・官繕等一切ノ費用ヲ掌ル
各一課或ハ二課ヲ担当シ、成規・例格ヲ照シ所務ノ順序ヲ明ニシ、其職任ノ
事ハ令・参事ニ対シ其当否ヲ論弁スルヲ得ヘシ、仮令瑣末ノ事タリトモ令・
参事ノ裁決ヲ經シテ施行スルヲ得ス
課中諸官員ノ能否勤惰ヲ監視シ之ヲ進退黜陟或ハ増減スル等ハ、審査具狀シ
テ令・参事ニ呈シ其処分ヲ乞フヘシ

権典事

職掌典事ニ並ク

典事欠席スルカ又ハ欠員アル時ハ、一切典事ノ職掌ヲ代理スルヲ得ル
課中事務繁劇ニ涉レバ其掛リヲ分チ之ヲ統管スルヲ得ル、其掛中ノ事務ヲ調
理スルニ於テハ令・参事ニ対シ其当否ヲ論弁スルヲ得ヘシ
但コノ時ニ於テハ掛中ノ官員ヲ便宜指令シテ其処務ヲ修整セシムルヲ得ル

大属

権大属

少属

権少属

史生

出仕

四課二分チ典事・権典事ノ指令ニ從ヒ各所属ノ事務ヲ掌ル、史生ハ便宜ニ從
テ課目ヲ立ツ、令・参事ノ処分ニ任スベシ
以上之ヲ判任官トス

権典事以下ノ人員管轄地方ノ多寡ニ從テ増減スルハ別紙章程ニ照準スヘシ
出張所等ヘ典事以下ノ官員出張スル時ハ課目ノ事務ヲ担任スルヲ得ルトイヘ
トモ、令・参事決判無クシテ施行スルヲ得ス
開港場アル県ニハ訳官ヲ置キ等級ヲ七等二分ツ、第一等八等官ニ當ツ、自余

之二准ス

東京出張所ヘハ大属・権大属ノ内一人史生一人常詰県用可取扱事

以上

府県官制に比してその内容詳密を極めてゐる。府県官制では大まかに
しか職務内容を規定していなかつたが、これは明治二年二月五日の府県
施政順序に続く六月一五日の府県奉職規則がそのまま生きていたからで
あつて、県治条例の施行によつて府県奉職規則は当然廃棄の運命をたど
り、一二月一九日正式に廃止された。

右の県治職制によつて規定された八代県の三課章程は左の通りであ
る。

諸務課章程

- 一、社寺・貫属戸籍並人畜ノ数取調ノ事
 - 一、学校ノ事務取扱ノ事
 - 一、里正・戸長其他等外官ノ勤惰ヲ察シ進退ヲ可掌事
 - 一、請願伺届等諸省進達ノ事
 - 一、条令布告ノモノアルトキハ各課二分賦ノ事
 - 一、官員撰筆並人民賞与ノ事ハ各課ノ見込ニ任スト雖モ奉書辞令等ノ手續可取
扱事
 - 一、府県往復ノ文書ヲ案スル事
- 租税課章程
- 一、年ノ豊凶ヲ検シ正租雑税ヲ収集スル事
 - 一、堤防橋梁社倉ノ事
 - 一、開墾・通船・培植・漁獵・山林取扱ノ事
 - 一、田地売買御差許ニ付地券取扱ノ事
 - 一、無税地沽券発行ニ付取扱ノ事
 - 一、駆通ノ事
 - 一、夫食・種籾・類焼農具代等諸拝借ノ事
 - 一、救助筋ノ事

出納課章程

- 一、租税一切ノ出納ヲ勘定シ、金穀ヲ大蔵省ニ可納事
- 一、公廩用度及ビ家祿旅費凡定額アル一切ノ費用ヲ計算シ、大蔵省ニ可差出手続ノ事

一、堤防宮繕等臨時願渡ノ費用ヲ計リ大蔵省ヨリ受取可遣私事

一、貫屬ノ秩祿ヲ根ニ据ヘ大蔵省ヨリ受取渡方可取計事

但前年貢納米ノ内可然蔵所ニ引置、四節渡ノ節ニ官員出張引渡可申事

一、金穀現ノ出入取計ノ事

また熊本県はこの職制に基づいて各課の下に次のような掛を置いている。

庶務課

戸籍掛 学校掛 徴兵掛 社寺掛 勸業掛 貫屬掛 郵便掛

往復掛 録事掛 編輯掛 書記掛

聴訟課

警務掛 雑務掛 聴訟掛 断獄掛 監倉囚獄掛 懲役掛

租税課

総括 常務掛 地券掛 土木掛 山林掛 雑税掛 印紙掛

総括附属掛 地理掛

出納課

当務掛 勘定掛 公債掛 用度掛 民費掛 収入掛

県治事務章程 県治条例中第二の「県治事務章程」は令・参事の権限を定めたものである。

県治事務章程

管下総掌スル事務各款内主務ノ各省ヘ稟シテ処分スヘキアリ 上裁ヲ経テ行フヘキノ条及諸官省ニ

通議スヘキハ主務ノ 専任施行スヘキノ条アリ、以テ区分シ其章程ヲ明ニセシ

省ヨリ諮問スヘシ

ハアルヘカラス、之ニ依テソノ節目ヲ分ツ左ノ如シ

第一款 部内郡村ノ制置経界ヲ釐正スル事

第二条 部内ノ地ヲ互ニ更替スル事

第三条 一切租税ノ章程ヲ増減シ或ハコレヲ変更スル事

第四条 一切賦役ノ章程ヲ立及変更スル事

第五条 凶年饑歲除租減税ヲ定ムル事

第六条 新墾ノ地ヲ檢シ石高ヲ定メ租税ノ規則ヲ設立スル事

第七条 中小学校ノ事

第八条 絞以上刑罪人処置ノ事

第九条 社寺ヲ廢立シ或ハ其例規ヲ變更スル事

第十条 駅道路路從來ノ方法ヲ變更シ郵便規則ヲ設立スル事

第十一条 新港ヲ開キ或ハ疏シ或ハ新河ヲ決スル事

第十二条 堤防橋梁ヲ修築シ或ハ官倉ヲ營繕スル事

但非常ノ破損遷延シ難キ事及瑣小ノ修繕ハ此限ニアラス

第十三条 草萊荒蕪ヲ開墾スル事

但成規ニ依ルハ此限ニアラス

第十四条 河流溝渠ノ填闕ヲ浚疏スル事

但多少ノ事業ハ此限ニアラス

第十五条 港澳ヲ修理スル事 但全上

第十六条 地方警邏ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ變更スル事

第十七条 濟貧恤窮ノ方法ヲ設クル事

第十八条 節儀篤行人ノ模範トナル者褒賞スル事

第十九条 工芸ヲ開キ工場ヲ興スル事

第二十条 新發明ノ品專売ヲ許スル事

第二十一条 洋行ノ願ヲ許スル事

第二十二条 諸会社ヲ許スル事

第二十三条 官林伐木ノ事

第二十四条 諸鉱ノ願ヲ許スル事

第二十五条 牧場ヲ開ク事

第二十六条 定額ナキ諸費ヲ支給スル事

第二十七条 図書開板ノ事

第二十八条 外国人ヲ傭使スル事

第二十九条 内国債ヲ消却スル方法ヲ立ル事

第三十条 外国債ノ事

第三十一条 奏任以上ノ官員黜陟ノ事

以上各款令・参事コレヲ判決シ処分ノ法案ヲ作り主務ノ省ニ稟議シ許可
ノ後施行スヘシ、尤款内成規アル条ハ此限ニアラサル事

下款

第一条 戸籍編成ノ方法ニ依リ戸口ヲ總計スル事

第二条 定額アル租税及運上冥加金等收納スル事

第三条 諸定額内出納ノ事

第四条 定額アル救助ノ事

但別紙ノ規則ニ照準スル事

第五条 徒流以下輕罪ノ事

第六条 市街村落警備ノ事

第七条 諸省公用ノ土地ヲ撰付スル事

第八条 犯罪ノモノヲ逮捕スル事

第九条 植物及ヒ製造品等民ノ願ニ依テ准許スル事

但水行或ハ田畑等凡地ニ障害アルノ類ハ詳細ニ検査ノ上可伺
出事

第十条 倒木枯木等伐払ノ事

第十一条 荊藜ノ山野ヘ栽植スル事

第十二条 水陸運輸ノタメ新ニ船舶車馬ノ願ヲ指令スル事

第十三条 諸鉦試鑿ノ願ヲ評決スル事

第十四条 官祿旅費士族卒及社寺秩祿其他定額アル公費制限ニ從ヒ支給ス
ル事

第十五条 判任以下ノ人員ヲ定ムル事

但別紙ノ規則ニ照準スル事

第十六条 判任已下ノ官員ヲ黜陟スル事

以上各款令・参事專任処置スルヲ得ヘシ、而シテコレヲ行フノ後其旨趣ヲ
主務ノ省ヘ達スヘシ、最大藏省ヘハ所轄外ノ事件トイヘトモ御届スヘシ
上下款外更ニ掲載スヘキ事及ヒ之ヲ更正スヘキ事アレハ宜ク商議ヲ尽シ
上裁ヲ經テ其条件ヲ増減改革スヘシ

以上に明らかなごとく、上款三一条はすべて中央政府が完全に権限を
掌握し県令は原案を提出するにすぎず、下款一六条も令・参事の処置に
まかせると言いながら、その後の報告を主務省と大藏省に行わせて自由
裁量を制肘しているのである。

県治官員並常備金規則 県治条例の第三は「県治官員並常備金規則」
である。ここでは官員の定員および経費を二〇万石を標準として定めて
いる。

官員

令・權令之内

一人

参事・權参事

一人

典事・權典事

二人

大属

五人

極大属

五人

少属

五人

權少属

六人

史生

五人

県掌

二人

判任官合三十人

右二拾万石ノ目安

官員ヲ定ムル二十一万石ヨリ四十万石迄ハ万石ニ一人ヲ増四十一万石以上ハ
都テ万石ニ付五分ヲ増五十万石ノ人員則五十五人六十万石ハ六十人トス

官員増減ハ前文目安ニ依リ大属以下ヲ以定ムヘシ

權典事ハ二十万石以上十万石ニ付一人ヲ置キ、五十万石ナレハ則典事二人權

典事三人トス、令・参事ハ増減アル事ナシ、若令欠官ナル時ハ七等出仕一員

ヲ置参事ノ事務ヲ補フ

互市場アル県ニ於テ貿易事務ニ関スル官員別ニ増員スヘキ事

使部 二人

仕丁 二人

二人

使部・仕丁ハ高ノ多寡ニ不拘定員ノ通タルヘシ、最出張所アレハ別ニ置テテ苦事

常備金年々大蔵省ヨリ渡之

第一 金一六〇〇兩

第二 金四五〇〇兩

右二十万石高目安

第一常備金ハ県庁ノ諸費其他官員巡察入費並使部以下ノ月給等ニ可充事

但二十一万石ヨリ四十万石迄ハ一萬石ニ付金五十兩ヲ増則二千六百兩トス、四十一万石ヨリ以上ハ万石ニ付三十兩ヲ増、五十万石則二千九百兩トス、都テ目安ヲ以照準スヘキ事

第二常備金ハ管下堤防・橋梁・道路等難捨置急破普請等ノ入費ニ可充事

但二十一万石ヨリ四十万石迄ハ一萬石ニ付金百五十兩ヲ増則七千五百兩トス、四十一万石ヨリ以上ハ一萬石ニ付金百兩ヲ増、五十万石則八千五百兩トス、総テ目安ヲ以照準スヘク、右費用ハ其時々緩急ニ從テ取斗ヒ濟ノ上明細書ヲ以大蔵省ヘ可相違事

県舎・官員宅並牢屋創立等臨時費用ハ常備ノ例ニ非ス、三分ノ一ヲ官給シ自余ハ管轄ノ石高二分課スヘシ、最官員ノ居宅取締等ハ可為自費事

但管内市街多分ノ地高ハ割合方別段見込相立可伺出事

右之通当分被定候事

辛未十月

太政官

右之通御規則被仰出候处事務ノ繁閑ニヨリ典事以下ノ人員融通ノ途無之テハ事実差支可有之ニ付、令・參事ノ見込ヲ以テ属一人ヲ減史生二人ヲ増ノ如キハ定額人員ノ月給總計ヲ目途トシ増減ハ不苦事

第一常備金ハ県庁ノ諸費・筆紙墨・蠟燭・薪炭・官員巡察・諸向往復飛脚費・使部以下月給ニ遣払、過金有之候共不足ノ節ニ備へ置都テ流用取計ヒ、過不足勘定ハ其権限ニテ届出ルニ不及事

第二常備金ハ本文之通急破・普請ノ入費ニ充テ、其度々目論見帳ヲ以届出、其他窮民一時ノ救助等都テ事ノ緩急ニ依テ遣払、其年十月日ヨリ翌年九月ヲ限り仕訳書差出、殘金有之候ハハ新帳ノ元ニ組込、不足相立候ハハ可伺出、最県舎破損修覆等ノ入費ハ管轄ノ石高二分課可致事

右之通可相心得事

辛未十月

大蔵省

この時期の熊本県の基準石高は五万石で定員五七人であり、八代県の基準石高は三〇万五〇〇石で四〇―四一人であるがこの規程実施期の熊本、八代両県の判任官員数を計算してみると次のとおりである（五年現在）。

〇熊本県 権典事 二人 権大属 二人 権少属 三〇人

史生 一六人 総計 六〇人

〇八代県 権典事 二人 権大属 九人 権少属 一三二人

史生 一五人 出仕 三人 総計 五二人

県治条例の改正 明治五年五月二日付で政府は常備金規則を更定した。

常備金規則

第一、県庁ノ諸費及官員巡察並他方出張ノ入費・等外月給其他牢内等ノ費用ニ供ス

但不足ノ節ハ遣払仕訳書 勘定帳雛形ニ 照準スヘシ ヲ以テ伺出ヘシ

右

二十万石迄 万石ニ付 金八拾円

二十一万石ヨリ 〃 金五拾円

四十万石迄 〃 〃

四十一万石以上 〃 金三拾円

第二、管下堤防・道路・橋梁ノ急破修繕並臨時輕費・水火災救助等暫時モ難閑急務ニ供ス、尤臨時払出候共速ニ清算帳又ハ目論見帳、若金穀貸渡候節ハ明細書ヲ以申立、右払出ノ金高別段大蔵省ヨリ受取、償戻シ将来ノ急務ニ充ツヘシ

二十万石迄 万石ニ付 金二百二拾五円

二十一万石ヨリ 〃 金百五拾円

四十万石迄 〃 〃

四十一万石以上 金百兩

県舎並牢屋創立等ノ入費ハ三分ノ一ヲ官給シ、自余ハ管轄ノ石高二分課スヘシ、尤修覆ノ入費ハ悉皆石高分課タルヘキ事

但管内市街多分ノ地方ハ割合方別段見込相立可何出事

定額並臨時諸費租税金ヲ以差継相渡候節ハ、大蔵省ヨリ切手可相渡候条、右切手ハ追テ租税ノ内工差加可相納候、尤諸税並代諸料等ニ至迄、悉皆上納可致儀ニ付、相渡候切手ノ外其管轄所限リ遺払儀ハ一切不相成候事

右之通当相定候条、本年十月ヨリ翌年九月ヲ限致決算、残金有之候ハハ大蔵省ニ相納可申、委細ハ勘定帳雛形ニ照準可取計事

壬申五月

太政官

この改正の要点はこれまでの「両」建てを「円」建てに改めたことで、その他は少し説明が詳細になった程度のことであつた。

翌六年八月四日県治員職制一部改正が行われ、正・権典事が廃止され、新たに正・権中属が設けられ判任官以下の月給改訂が行われた。大属は上が七〇円で以下順次減少して権少属の下一八円までとなっている。本県では典事倉園又三は大属に（八月二五日）、権典事園田行真は権大属に（同日）改任されている。

この年一〇月一四日太政官指令によつて府県大属以下の職掌を改めて庶務、聴訟、租税、出納の四課を分掌させた。本県でもこの指令に基づいて次のように職制を規定した。

職制

属以下事務区分

一、明治六年太政官第三百四拾五合布告ノ旨ニ基キ、大属以下官ニ随ヒ各課処務ノ大小ヲ区分スル左ノ如シ

一、課中ノ事務ニ幹シ細大注目熟慮審案シテ、一般疏漏失墜ナキ様万端整理スヘキ事

一、毎日接受掛ヨリ差出ス所ノ諸願伺届一々点検ノ上受付帳ニ押印シ事大小緩急ヲ詳ニシ、課中主任ノ者或ハ見込ニ依リテ配賦スヘキ事

一、諸官省布達並他府県ヨリ懸合書ハ、往復掛ヨリ差廻次第課中へ分配スル事前条ノ手続ノ如シ、其内日限アル調物等ハ件名並担当人名ヲ掛ケ板ニ書スヘキ事

一、課中ヨリ出ス所ノ議案ヲ熟覽シ其当否ヲ検考訂正シテ失牒ナカラシメ、此内官省願伺并府県掛合ノ分ハ件名並仕出人名ヲ帳簿ニ記シ置、他日指令或ハ答書差廻来レハ帳簿ニ引合仕出本人ニ附スヘキ事

一、諸官省上申文・府県往復書・管内布達並課中限・区戸長以下ニ達書及願伺書ニ附紙ヲ用、下ケ戻ス分ハ浄書ノ上一応点検シテ脱漏謬誤ナカラシムヘキ事
右正権大属ノ任

一、諸官省へ進達スヘキ条件ヲ担当シ、達ニ整頓ニ至ルヲ要シ其上申文案ヲ勘署スル事

一、新タニ事業ヲ創興シ或ハ変革改正ヲ指画シ、管下へ布令施行スル事件ヲ担任スル事

一、諸願伺書常例成規ナキ条件ヲ受付シ、其可否ヲ審案弁理スル事
一、史生以下ノ回議草案ヲ問檢シ、疎漏遺失アルモノハ考訂添削シテ課長ノ棟補タルヘキ事

右正権中属ノ任

一、諸願伺或ハ府県往復等章程ニ則リ、先規ニ拠リテ類推スヘキ事務ヲ処分スル事

一、諸帳簿編集ヲ担当シ紛乱錯雜ナカラシメ閲覧点検ニ至便ナラシムル事

一、庁中日誌官員勤怠録ヲ掌リ、日々庁内ノ概件ヲ認知スル事
一、機密ニ関スル書類ヲ浄書スル事

右正権少属ノ任

一、諸願伺定則ニ当リテ重大ナラサル事件並届書ヲ処分スル事

一、議案アル進達往復文ヲ浄書スル事

一、中少属担任スル事務ヲ補助シ、諸調物等ヲ取扱フヘキ事

一、右件々各員処務ノ概則ヲ区分スルト雖トモ、大属以下敢テ専断独決ノ權ナケレハ、等外タリトモ聊忌憚ナク互ニ講習討論シテ事務ノ整肅ヲ要スヘキ事

また明治六年一二月二七日には太政官達第四二七号によつて、第一常備金は常備費、第二常備金は予備費、凡積置金米は概費、第二常備中の

繰替及臨時支給は臨時費と改称することになった。

その後暫く変化がなかったが明治八年一月二〇日太政官達第一一七号で各府県の東京出張所を二月一日以降廃止することとし、同年四月八日は太政官達五三号で「県治条例」の一部改正を達し、第一の県治職制中の県令の任務の中に「学事ヲ奨メ」の五字を加え、それに伴って庶務課の中から学務課を独立させて五課とし、学務課の職掌として「県内学校ノ事務ヲ担任シ、教員並ニ学区取締等ノ進退ヲ掌ル」と内容を明示し、第二の「県治事務章程」の中では前款第七条の「中、小学校ノ事」を削り、第三条として「学制ニ関涉スル諸規程ヲ更正スル事」第三条として「公学校開設ノ事」を加え、さらに下款中に第一条から第二〇条の四條を加えた。

第一七条 学校教員任免ノ事

第一八条 学資献金寄附ヲ許可シ遣払ノ事

第一九条 外国人ヲ学校教師ニ雇入ル事

第二〇条 委託金例規ニヨツテ遺払ノ事

そこで五月二五日本県でも学務を庶務課から独立させて、学務課章程九條を定めた。

学務課章程

本課ハ文部省所轄スル百般ノ事務ニ標準シ、管内一般学務ニ関スル一切ノ事務ヲ管理シ、興学之御主意ヲ下布シ、衆庶ヲシテ学事ヲ勉励セサルヘカラサルノ旨趣ヲ了知セシメ、邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ要ス、而此課統轄スル所ノ科目左ノ要旨ヲ掲載シ、又日々奉受スル所ノ諸務淹滞錯雑ナカラシメンカ為、懸ヲ分テ五トナシ章程ヲ設ケ、各之ニ把テ以テ従事セシム、而其担任スル処ノ件々、奉受・仕出・下達・編輯迄月報帳ニ登記、処務ノ顛末ヲ明ニスヘシ

第一条 管内七中学区内、学制定規定規ノ人口ニ準拠シ小学区ヲ分画シ、各小学区毎ニ一校ヲ興立スルハ勿論ト雖モ、各人家ノ疏密ト遠近ノ形況ニ就テ、

幾小学区ヲ聯合シテ立校セシムヘシ

第二条 各中学区人員ノ多寡ニ依学区取締之人員ヲ定メ、各区内ニ就テ曾テ分与セシ心得書ニ把リ学事ニ担任セシム、而毎ニ其勤怠行状ヲ監督シ、尙情慢アレハ具上シ、進退ノ議ニ参与スヘシ

第三条 学制ニ関涉スル諸規程等更正スヘキノ件アレハ其所見ヲ草按シ、庁議ヲ經テ文部省ヘ進達スヘシ

第四条 委託金ハ文部省布達ノ例規ニ把リ遣払ヲ明瞭ニシ、例期同省ヘ可届出但シ本条出納課処分之事

第五条 本県仮師範学校一般ノ処務ヲ司ル幹事及教員・舎長・庶吏等ノ進退ニ参与シ、卒業生アレハ庁議ヲ經各中学区ヘ分派セシメ規則ノ通り教員ニ充ヘシ

第六条 各大学本部、師範学校卒業生アレハ庁議ヲ經テ文部省ヘ開申シ、県下学校ヘ雇入ルニ注意スヘシ

第七条 洋学校外国教師雇入及解放等之儀、庁議ヲ經テ外務省定規ニ把リ処分スヘシ

第八条 書籍翻刻願ハ文部省布達 明治七年
第廿五号ニ基キ処分スヘキ事

第九条 本課分テ五トナス、左ノ如シ

一、学校懸

一、医業懸

一、委金懸 附献金寄附金

一、書記懸

一、編輯懸

但受付ハ庶務課ヨリ兼勤セシム

この年七月から、常備金の定額費、概費、臨時費、予備費の呼称を定額常費、額外常費、予備費に改め、また九月八日の布告で租税、賦金を国税と地方税にわけ、これまでの賦金と、今年二月国税を廃止された一五五二種類の營業税とを地方税の部類に入れた。本件ではこれを県税と称し、九年一月一日より徴収することを定めている。

三、府県職制時代

府県職制 八年一月三〇日太政官第二〇三号によって県治条例は廃止され、代わって「府県職制並びに事務章程」が發布された。この新職制は次の通りである。

府県職例

知事

権知事

知事アレハ権知事ヲ置カス

令

權令

令アレハ權令ヲ置カス

憲法典令ヲ遵奉施行シ、部内ノ安寧、部民ノ保護、徵稅、勸業、教育等ノ事ヲ掌ル

事務章程ニ拠テ章程中掲クル所ノ諸件ヲ管理シ、部内ニ互市場アレハ併ニ其掌管ノ事務ヲ掌ル

判任以下ノ官員ハ能否勤惰ヲ検査シ、撰任免黜ヲ専行スルヲ得

非常ノ事アラハ鎮台へ稟議シ便宜処分スルヲ得

参事

權参事

府ハ参事・權参事各一員ヲ置クヲ得

県ハ参事アレハ權参事ヲ置カス、但一員ニ過ス

知事・令ヲ輔テ部内ノ諸事務ヲ参判スルヲ掌ル

知事・令他方へ出張シ或ハ欠員ノ時ハ、一切其職掌ヲ代理ス

大 属

權大 属

中 属

權中 属

少 属

權少 属

史 生

府 掌

知事・令ノ指令ニ従ヒ各其職務ヲ掌ル
属、史生ノ職務ヲ分テ六課トナス、其目左ノ如

第一課 庶務

第二課 勸業

第三課 租稅

第四課 警保

第五課 学務

第六課 出納

○開港開市場アレハ訳官ヲ置キ等級ヲ七等ニ分チ、其第一等ヲ以テ八等ニ充ツ、自余之ニ準ス

○令或ハ参事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ、裁判事務取扱従前ノ定規ニヨルヘシ

府県事務章程

府県掌管ノ事務、主務ノ各省へ稟議シテ処分スヘキ者アリ、上裁ヲ經テ施行スヘキ者及ヒ諸

官省等ニ通議スヘキ者ハ其主務ノ省ヨリ之ヲ上請通議スヘシ、専任施行スヘキ者アリ、分テ上下両款トナシ以テ章程ヲ明ニス、其節目左ノ如シ

上款

第一 条 定例成規ナキ褒賞ヲ執行スル事

第二 条 例規ナキ救助ヲ執行スル事

第三 条 支庁ヲ廢置スル事

第四 条 社寺ヲ廢立スル事

第五 条 学校教師ヲ除クノ外國人を傭入ルル事

第六 条 銀行及諸会社ニ准允ヲ与ヘ又ハ之ヲ廢停スル事

第七 条 家禄賞典禄ノ与奪増減ニ関スル事件ヲ処分スル事

第八 条 諸欽開採ノ願ヲ許ス事

第九 条 圖書版權ヲ与フル事

第十 条 新發明ノ物品専売免許ノ事

第十一 条 公学校ヲ設ク事

第十二 条 經費概目ヲ予算シテ一歳ノ定額ヲ定ムル事

- 第十三条 臨時費ハ勿論額外定費タリトモ例規ナキ費用ヲ支給スル事
- 第十四条 官金官守ノ方法及ヒ爲替又ハ預ケノ方法ヲ設立スル事
- 第十五条 諸陵・官社・官庁・官宅及ヒ監倉等ヲ新築或ハ増築スル事
- 第十六条 諸拝借金返納ノ期限ヲ伸縮シ或ハ諸拝借金ヲ棄損スル事
- 第十七条 収入セル穀物等ヲ便宜売却スル事
- 第十八条 例規ナキ金穀ヲ收入スル事
- 第十九条 租税及各種上納金其他一切ノ官金又ハ証券類、盜火風水ノ災ニ罹リ、或ハ其他不得已事故ニ依リ失亡損壞セシ時、之ヲ処分スル事
- 第二十条 地租・地券税ノ類、該年ノ収額ヲ定ムル事
- 第二十一条 非常天災等ニ罹リ地租ヲ減スル事
- 第二十二条 土地ノ衰憊ニ依リ具租ヲ減スル事
- 第二十三条 潰地免租ノ事
- 第二十四条 人為ヲ以テ土地ヲ変換スルニ依リ租税ヲ減スル事
- 第二十五条 開墾及起返地ノ外総テ地価ヲ檢シテ其租税ヲ定ムル事
- 第二十六条 地方限収入スヘキ雑税ヲ賦課シ及ヒ之ヲ停廢シ或ハ其率ヲ増減スル事
- 第二十七条 郡村ノ分合改称及経界釐正ノ事
- 第二十八条 官省所用ノ爲メ土地ヲ撰ミ之ヲ引渡ス事
- 第二十九条 公園墓地ヲ撰定シ名所旧跡ヲ査定スル事
- 第三十条 部内ノ地ヲ互ニ交替スル事
- 第三十一条 新港ヲ開キ或ハ新河ヲ鑿リ及ヒ河流ヲ変スル事
- 第三十二条 新二堤防・道路・橋梁ヲ造リ或ハ之ヲ變更スル事
- 第三十三条 水源涵養・土砂扞止ニ関スル民有ノ山林艾除伐開拓ノ事
- 第三十四条 官林伐木ノ事
- 第三十五条 官地官宅及ヒ其木石ヲ売却スル事
- 第三十六条 宿駅ノ制ヲ變更或ハ設立スル事
- 第三十七条 地方警邏ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ變更スル事
- 第三十八条 地方違警条目増減ノ事
- 第三十九条 米穀酒類ノ租税ニ用フル価ヲ定ムル事
- 以上其主務ノ省ニ稟議シ許可ノ後施行スヘシ
- 下款
- 第一条 戸籍ヲ調査スル事
- 第二条 部内ノ政表ヲ調製スル事
- 第三条 士族ノ民籍編入願ヲ許可スル事
- 第四条 区入費ノ額ヲ査定スル事
- 第五条 例規アル褒賞ヲ執行スル事
- 第六条 例規アル救助ヲ執行スル事
- 第七条 度量衡ヲ規則ニ遵ヒ製造発売ノ願ヲ許可スル事
- 第八条 学校依託金ヲ例規ニ依リ遣ヒ払フ事
- 第九条 学校病院等ヘノ寄附金額ヲ許可シ及ヒ其金ヲ遣ヒ払フ事
- 第十条 定額アル経費ヲ支給スル事
- 第十一条 秩禄ヲ制限ニ遵ヒ支給スル事
- 第十二条 不用ノ雜具ヲ売却スル事
- 第十三条 例規ニ照シ官庁・官宅・監獄等ヲ修繕スル事
- 第十四条 地租・地券税ノ類既定ノ額ニ照シテ徴収スル事
- 第十五条 例規ニ遵ヒ各種ノ税率ヲ賦課シ及ヒ徴収スル事
- 第十六条 河欠山崩等ニ罹ル土地損潰ニヨル反別ヲ引キ租額ヲ減シ、又ハ畝下等拾ケ年以内ノ年期ヲ与ル事
- 第十七条 潰地・荒地起返ノ時、旧税法施行地ハ本免入並ニ拾ケ年以内免下ケ年季ヲ定メ、地券税法施行地ハ地価ヲ檢シ地券ヲ改メ、其租額ヲ定ムル事
- 第十八条 年季免下ケ地年季明ニ至リ、本免入免直リ及ヒ拾ケ年以内ノ繼年季ヲ定ムル事
- 第十九条 檢見ノ地ヲ願ニ依リ三ケ年以内ノ年季定免地トナス事
- 第二十条 年季定免地三ケ年以内ノ繼年季ヲ定ムル事
- 第二十一条 民有山林原野ノ開墾ヲ許可シ、拾ケ年以内ノ畝下年季ヲ定ムル事
- 第二十二条 開墾地年季明ニ至リ地積ヲ丈量シ地租ヲ賦スル事
- 第二十三条 民有地売買及讓渡シノ時地価ヲ檢査シ地券ヲ交付スル事
- 第二十四条 水火災ニ罹リ家屋蕩尽スル者ハ、租税皆済期月後式月以内ヲ限り延期ヲ許ス事
- 第二十五条 貢米川下ケ運賃並ニ海上小廻賃適宜支給スル事

第二十六条 五町歩以下ノ山野ヲ公ノ入札ヲ以テ売却スル事

但道路河渠ニ関スル土地及ヒ森林坑場等ハ此限ニアラス

第二十七条 五町歩以下ノ土地及水利ニ妨害ナキ堤防ヲ、官用ノ節ハ即時返附ノ約定ニテ貸渡ス事

第二十八条 河口・港口ニ関セサル海面埋立ヲ例規ニ照シ処分スル事

第二十九条 人為ヲ以テ租税ヲ減セスシテ土地ヲ変換スル事

第三十条 民有山林原野ヲ牧場トナス事

第三十一条 民有地ノ種類ヲ組替ル事

第三十二条 代地ヲ要セサル土地願フ許可スル事

第三十三条 社寺境外土地ノ分其所有者ヲ例規ニ依リテ定ムル事

第三十四条 社寺境外ニ属スル旧神官僧侶旧修験従来ノ居住地ヲ例規ニ依リ処分スル事

第三十五条 公立ノ中・小学校ヲ建設スルノ際ニ臨ミ其敷地ヲ附与スル事

但敷区連合ノ敷地及例規外ノ処分ハ此限ニアラス

第三十六条 定額ノ経費ヲ以テ道路・堤防・橋梁ヲ修繕スル事

第三十七条 道路・堤防・橋梁等ヘノ寄附金額ヲ許可シ及ヒ其金ヲ遣ヒ払フ事

第三十八条 私費ヲ以テ河溝ノ浚疏、港澳ノ修理或ハ病院・工作場等設立ノ願フ許ス事

第三十九条 運輸便宜ノ為メ舟車營業ノ願フ許ス事

第四十条 民費ヲ以テ田地灌溉ノ用悪水路及溜池ヲ新開シ或ハ在来ノ分ヲ變更スル事

但租税減免ニ関スル者ハ此限ニアラス

第四十一条 民費ヲ以テ三等道路ヲ新開シ或ハ之レヲ變更シ、又ハ新ニ橋梁ヲ架シ渡津ヲ開キ及ヒ入費消却ノ為メ路銭・橋銭ヲ収入スルノ願フ許可スル事但租税減免ニ関スルモノハ此限ニアラス

第四十二条 官有地ノ倒木・枯木ヲ例規ニ照シテ売却スル事

第四十三条 不用城郭ノ建物及官舎例規ニ照シテ売却スル事

第四十四条 不用ノ官舎・倉庫例規ニ照シテ貸渡ス事

第四十五条 官費ヲ以テ水ヲ治メ路ヲ修ムル為メ三等官林ノ竹林ヲ伐用スル事

第四十六条 電線障碍ノ木ヲ伐払フ事

第四十七条 官地ニ在ル動物・植物・土石等ヲ、例規ニ遵ヒ売却スル事

第四十八条 並木ヲ植継ク事

第四十九条 定例アル賦金ヲ増減シ及ヒ之ヲ遣ヒ払フ事

第五十条 外国人ヲ学校教師トシテ雇入ルル事

第五十一条 徴兵令ニ照シテ兵丁ヲ調査スル事

第五十二条 巡査賞与並死傷ノ者弔祭扶助療治料等ヲ例規ニ照シテ支給スル事

以上専決スルヲ得ルト雖モ、処分済ノ上ハ主務ノ省ヘ其顛末ヲ具申ス可シ前ノ県治条例は県だけを対象としていたが、この改正でまた府県共通の規則となつた。

職制では聴訟課がなくなつた代りに勸業と警保の二課が加わつたばかりでなく、課名を通し番号で呼ぶように改められている。また事務章程では上款に六条が加えられ、下款には実に三二条が加えられており、大蔵省報告こそはなくなつたが、報告事項の増加は必然的に県令の専決権限の削減に他ならなかつた。

本県では一二月二日に府県職制をとりあえず左の通り実施した。今般県治条例被廢、更ニ府県職制並事務章程被相定候、付テハ各課処務区分細目之儀追而可取調候ヘトモ、差向キ左ノ通相心得事務取扱可申事

右相達候也

明治八年十二月廿四日

県令 安岡良亮

第一課 庶務Ⅱ戸籍・社寺・徴兵・郵便・駆通・賞典・囚獄・録事・往復・民費検査・浦方・度量衡取締等は迄之通

第二課 勸業Ⅱ農工商諸会社・動植物蕃殖・博覽物・原野開拓等之事

第三課 租税Ⅱ一切之租税・地租改正・土木土地ニ関スル是迄之通

第四課 警保Ⅱ警察上諸規則ヲ取調、警部申牒之事務並警察費用ヲ調査スル事

第五課 学校Ⅱ学校一切之事務・衛生・医術等は迄之通

第六課 出納Ⅱ一切ノ金穀・給与・公債等は迄之通

翌九年一月一〇日県はさらに各課処務区分を改訂した。

第一課Ⅱ（庶務）戸籍・社寺・徴兵・郵便・賞典・救助・出版・懲役・

囚獄・録事・往復・民費・浦方・度量衡・諸營業・貸座敷・娼妓取締等之事
第二課Ⅱ（勸業）農工商諸会社・樹叢・牧畜・新發明・博物等ノ事

当分諸礦ノ事ヲ管ス

第三課Ⅱ（租税）国税・県税・地租改正・地理・土木・官舎・公園・墓地・開

墾・鄉村分合改称・地所書入質入等之事

第四課Ⅱ（警保）警察上諸規則・警違条目増減

警部ヨリ申牒ノ事務ヲ担理シ及巡査ノ進退、警察一切ノ費用等之事

第五課Ⅱ（学校）公私学校一切之事務並賞典

当分医務・衛生等之事

第六課Ⅱ（出納）金穀出納・諸給与・公債・用度等之事

行政と司法の分離

「府県職制」で重要なことは聴訟課を削ったことであり、このとき行政・裁判の分離が正式に具体化の第一歩を踏み出したのである。これより前中央では司法省が裁判権を管轄しており、五年五月には司法事務綱領も制定されていたが、まだ全国的な司法組織を設けることが出来ず、府・県に対してその管轄地の司法権を委託する恰好になっていた。従って県では令・参事の命を受けて聴訟課が裁判事務を取扱っていた。その後明治八年に大審院が設置され、諸裁判所職制章程が定められて名目上行政と裁判は分離されたが、府県においては令・参事が判事を兼任することとなったので実質的には何の変化もなかった。ところがこの府県職制によって聴訟課が削られ、しかもしばらくはそれに代わるものの指示がなされたので府県からの伺いや上申が相ついだ。

本県でも一二月二八日太政官に速やかな府県裁判所設置を上申した。政府は翌九年一月に至り府県裁判所の設置を令したが裁判官を任命しないままに知事・令・参事の判事兼任を解いたので、判事兼任は七等出仕以下となり、ここに府県庁と裁判所との関係について各府県がしばらく苦慮することとなった。二月三日熊本県では次の達によって県庁と裁判所の事務区分を定めた。

今般令・参事兼任判事ヲ被免、七等出仕裁判ノ主務タルニ付テハ、裁判上ノ事務ハ一切主務ニテ裁決スヘシ、然レトモ裁判事務ハ仍ホ地方庁ノ一部ニ属スルヲ以テ、左ノ条件ハ本庁ノ決ヲ取ルヘシ

但裁判掛ヨリ警察ニ関スル照会、並ニ囚獄懲役人処分ノ順序ハ、方今施行ノ通りタルヘシ

第一条

裁判掛リ其局中ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ変更スル事

第二条

一切ノ用度並ニ營繕ニ関スル事件

但シ其主任ハ合議スヘシ

第三条

書状ノ差立其他民費ニ関スル手續ヲ改正スル事

第四条

諸雇人ヲ進退スル事

右之通

当初裁判掛と呼ばれていたこの係は、二月五日熊本県裁判所と称することになり、民事と刑事の二課が置かれた。しかしこの県裁判所は九か月の寿命であった。

九月一三日太政官布告第一一四号をもって府県裁判所を改めて地方裁判所を置くこととなり、安岡県令が上申した政府直属の裁判所はここに実現することとなった。但し本県裁判所は安岡が神風連の乱に倒れた後の一月になって設置された。

甲第三百五十一号

今般熊本裁判所設置ニ付、六等判事南部壘男所長被命、来二十日ヨリ元当県裁判所ニ於テ開庁事務取扱候条此旨布達候事

明治九年十一月十八日

熊本県権令心得内務権大丞 坂部長照

なおこの年富岡敬明は熊本県権令に任命されて十二月七日着県した。熊

本裁判所は熊本・大分両県を管轄し、管内に一〇の区裁判所を置いたが本県内では熊本、町山口、人吉、山鹿、八代の五か所であった。

県官任期例 地方裁判所の設置される少し前、即ち明治九年七月二九日太政官は達第七五号で県官任期例を發した。

県官任期例

- 一、凡県令ニ任スル者ハ一任拾貳年トシ毎三年一期トス、每期其治績ヲ考フ
- 一、初メ県ノ長官ニ任スル者ハ先ツ權官タルコト三年、職ニ適フ者ハ進メテ正官トナス、正官タルコト三年職ニ適フ者ハ月俸五拾円ヲ加フ、又三年職ニ稱フ者ハ又五拾円ヲ加ヘ勅任トナス、拾貳年任滿ツルノ後仍ホ任ヲ續クコトヲ得

一、一期ヲ経テ正長官トナル者ハ必ス本任ノ県ニ本籍ヲ定ムヘシ

- 一、拾貳年ニ滿チ任ヲ辞スル者ハ常法ノ滿年賜金ニ換ヘ月俸拾倍ノ金ヲ賞賜ス、拾貳年以前他官ニ在リシ者ハ前任ノ年間ハ常法賜金ニ依ル、其拾貳年ヲ踰ヘ仍ホ任ニ居ル者ハ、猶ホ其拾貳年ノ後ノ任間老年毎ニ壹月俸金ノ半ヲ賜フコト常法ニ依ル

一、参事ハ任期ナシ、但シ初任ハ先ツ權官ニ試ミルコト長官ノ例ニ同シ

- 一、参事ハ三年毎ニ其勤怠ヲ考ヘ、其勉勵衆ニ超ユル者ハ壹月俸金ヲ賞賜ス
- 一、属官ハ老年毎ニ其ノ勤怠ヲ考ヘ、共ノ勉勵衆ニ超ユル者ハ壹月俸三分ノ一ノ金ヲ賞賜ス

一、県ノ奏任官ニ任シ若クハ俸ヲ増ス者ハ出京ヲ命シ、式ニ依リ宣旨ヲ付ス、任所ニ於テ命ヲ拜スルコトヲ得ス

変例

- 一、現ニ県ノ長官タル者ハ本例發行以前本任ノ年數ハ任期ヲ追算スル事本例ニ依ル、其他府ノ權知事、県ノ長官ヨリ転任シタル者及ビ曾テ府ノ權知事ノ長官タリシ者ハ、並ニソノ前任ノ年數ヲ以テ任期ヲ追算スル事亦本例ニ依ル
- 一、他県ヨリ県ノ長官ニ転任スル者、前任四等官ノ者ナレハ直ニ正長官トナスト雖モ、仍ホ初期ノ例ヲ以テシ、順次任期ヲ逐フ事本例ニ依ル

地方官任免例

- 一、府知事・県令ノ任期ハ三年ヲ一期トシ毎期ソノ治績ヲ評ス
- 一、ソノ一度某地方ニ任スレハ他ニ転任セス該地方ニ永住スルモノトス、故ニ

若シ他管ノ者ナレバ必スソノ在任地方ニ本籍ヲ定メシム

一、然レ共ソノ職ニ稱ハサルカ、又ハ政府便宜ノ詮議ニ依テハ旨ヲ論シテ任ヲ辞セシムルコトアリ

一、ソノ初任ハ先ツ權官ニ試ミ、在任一期能ク職ニ稱エハ正官トナス、又在任一期能ク職ニ稱エハ正官トナシ、又在任一期能ク職ニ稱エハ月俸五十円ヲ増加シ、勅任トナシテ終身官トナス、ソノ終身官ヲ命シタル者ハ旨ヲ論シテ任ヲ辞セシムル事ヲ得ス、又在任一期能ク職ニ稱エハ何等ノ賞牌ヲ賜フ

一、ソノ若シ他ノ官ヨリ転任スル者四等官以上ヨリ転スレハ、直ニ真官トナスト雖モソノ任期ハ正官ヲ以テ初ノ一期トシ、爾後順次期ヲ追ツテ本法ノ例ニ依ル、初ノ一期ト次ノ一期トヲ合セ、即チ在任六年ニシテ能ク職ニ稱エ八月俸五十円ヲ増加シ、爾後順次期ヲ追ツテ本法ニ依ルナリ

一、ソノ十二年未滿ニシテ任ヲ辞スル時ハ滿年賜金ハ常法ニ依リ、ソノ在任三年以上ノ者ハ猶ホ位記ヲ存ス、若シ在任中死去スル者ハ猶ホ祭祀料トシテ在任年間一年以上五年マテハソノ一月俸金額、五年以上ハソノ二月俸金額ヲ賜フ

一、ソノ在任十二年ニシテ任ヲ辞スル者ハ常法ノ滿年賜金ヲ停メ、ソノ月俸ノ十倍ノ金額ヲ賜ハリ、十二年以上ノモノハ猶ホ一年毎ニ半月俸ノ金額を賜フ但此年數ヲ算スルニハ他ノ官ヨリ転スル者ハ、他ノ官奉任ノ年間ハ常法ノ賜金ヲ以テシ、地方奉任ノ年間十二年ニシテ始メテ本法ノ例ニ依ル、ソノ若シ参事ヨリ転スル者ハ参事奉任ノ年間ヲ算入ス

一、参事ハ任期ナシ、初任ハ先ツ權官ニ試ミ能ク職ニ稱エハ真官トナス

一、ソノ奉務ニ就テ三年毎ニ勤怠ヲ評シ、勉勵衆ニ超ユル者ソノ一月俸金額ヲ賜フテ之ヲ賞ス

一、参事属ノ辭職スル時ハ奉職十年以上ト雖モ滿年賜金ハ常法ニ依リ、若シ奉職中死去スル時祭祀料ヲ賜フハ、府知事・県令ノ例ニ依ル、属ノ奉務ニ就テ一年毎ニソノ勤怠ヲ評シ、勉勵衆ニ超ユル者ハソノ月俸三分ノ一ノ金額ヲ賜テ之ヲ賞ス

一、陸羽地方ノ県令・参事及ヒ属ノ月俸ハ各ソノ官等ヨリ一等上ノ月奉ヲ賜フ

一、凡ソ府知事・県令・参事ニ任シ、或ハ増俸ヲ命スル者ハ必ス出京ヲ命シ式ニ依テ宣告ヲ達ス、任所ニテ命ヲ拜スルコトヲ得ス

現今ノ地方官ニアル者及ヒ現今ノ他官吏地方官ニ転スルモノノ任免変例

一、府知事・県令ノ他ノ官ヨリ転任スルモノノ曾テ府知事・県令正權ヲ論セス以下做之ヲ勤メタル者、又ハソノ初メ其地方ノ知事・県令ヨリ直チニ其地方ノ知事・県令ニ転任スル者ハ、ソノ初メ地方在任ノ年数ヲ後ノ地方ノ任期ニ算入サレ、順次期ヲ追ツテ本法ノ例ニ依ル

右の県官任期例・同任免例は数次の部分改正を経たが、明治十七年二月六日太政官達第一七号で廃止されるまで県官の地位を束縛した。

府県職制の改正 明治一〇年一月一日政府は中央の官制を改革し、教部省と東京警視庁を廃止して内務省に吸収した他、各省の諸寮を廃して局を設けまた各省の大・少丞以下を廃して大・少書記官以下を置いた。このような中央官制の改正は当然地方官制にも波及し、一月一六日太政官達第六号で府知事・県令の等級、月俸および府県の職制が公布された。この改正ではまず正・権の参事を廃して、大書記官・少書記官に改め、また今までの大属・中属・少属以下の職名を廃して、一等から一〇等までの属と一等から一〇等までの警部とに改め、行政官と警察官とを分離した。

熊本県では二〇日付で小関敬直参事が小倉病院入院中のまま（神風連の乱による負傷により）大書記官任命の太政官宣下を受け、二四日には県官制を改革し、三一日付で大・中・少属および史生は一等より一〇等までの属・警部に任ぜられた。しかし間もなく西南の役の禍乱にまきこまれたため県の章程例規の改正は翌一一年一月二六日になった。

各課職制

課長 判任官 六課各一員ヲ置

課中掌管一切ノ事務ヲ統理スルノ權ヲ有スト雖トモ専決スルヲ得ス

課中掌管ノ事務掌ラサルアレハ其責ニ任ス、巡查・等外吏・区戸長・学区取締其他各所属員ノ能否勤惰ヲ具状スルヲ得

属官 若干名

警部 若干員

各課主管ノ事務ヲ掌理スト雖トモ、一切専決スルヲ得ス
巡查 若干員
第四課ニ附属シテ各其受持区ヲ警邏ス
等外吏 若干員
各課ニ附属ス

なお次の「熊本県各課事務章程」によって各課中に設けられた科をあげれば次の通りである。

- 第一課 従前庶務課
 - 庶務科 職務科 戸籍科 地理科 土木科 社寺科 駅通科 徴兵科
 - 文書科 編輯科 受付科
- 第二課 従前勸業
 - 勸業科 博物科
- 第三課 従前租税
 - 地租科 雑税科附県税 地租改正科当分置之
- 第四課 従前警保
 - 警保科 検務科 監獄科 会計科
- 第五課 従前学務
 - 学務科 衛生科 該科ハ第一科ノ管掌ニ係ルト
- 第六課 従前出納
 - 出納科 清算科 公債科 銀行科 用度科

しかしこの制度も半年ぐらい実施されただけで、明治一一年七月二二日の三新法の発布に伴って「府県官職制」が制定され、「府県職制」は廃止された。

第三節 大・小区制と下部組織の変遷

県庁の組織が整備されるにつれてその下部組織も次第に整備されていく。はじめ戸籍調査のために設けられた大・小区の制度は行政区画とな

り、府・県の分合改廃に伴って数次の改正が行われ、その改正につれてまた下部行政組織にも変更があった。大・小区の制は三新法の施行とともに消滅するが、当時設けられた戸長の制度は明治二二年の町村制の施行まで継続することになるわけである。

一、戸籍上の大・小区制

戸籍法の制定 維新政府が全国を把握するために是非とも行わねばならぬことの一つに、全国の戸数・人口・土地の調査があった。既に明治二年三月には「戸籍者治道之基云々」という戸籍調査に関する布告を發し、ついで翌三年五月には各府・藩・県に命じて石高・戸口の調査を行わせているが、その形式は旧来のものと変わりなかった。しかし新しい調査をしかも正確に押さえるためには規則の制定も簡単にいかず、その間の暫定措置として政府は三年六月に「氏子改仮規則」を設けて華・上・卒・平民の区別なく産土神社に登録させ、神社がこれを一括して府・藩・県に報告するよう命令した。

そして翌明治四年四月四日太政官布告第一七〇号で、新しい「戸籍法」三三則が公布された。その前文には戸籍調査の重要性を説くとともに「編製ハ来申年二月一日ヨリ以後ノ事ニ候得共、右ニ関係スル諸般ノ事ハ今ヨリ処置致ス可ク云々」と指示している。こうして戸籍調査が来年となることそれまでのつなぎが「氏子改仮規則」では不充分なので、七月四日に太政官は「大・小神社氏子調規則」を示して新生児は勿論、老幼男女を問わずすべて神社の守札を受けさせ、その期限を五年正月限りと指示した。二月一日が戸籍調査の日なので、その予備調査たることは明らかである。

元にもどって戸籍法の第一則を見ると、
戸籍旧習ノ錯雜アルハ、族屬ヲ分ツテ之ヲ編成シ地ニ就テ之ヲ収メサルヲ以テ、
遺漏ノ事アリト雖モ之ヲ検査スルノ便ヲ得サルニ依レリ、故ニ此度編製ノ法、

臣民一般（華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民迄ヲ云フ、以下准之）其居住ノ地ニ就テ之ヲ収メ、専ラ遺スナキヲ旨トス、故ニ各地方土地ノ便宜ニ從ヒ予メ区画ヲ定メ、毎区戸長並ニ副ヲ置キ、長並ニ副ヲシテ其区内戸数・人員・生死・出入ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ

と規定し、従来の人中心の調査から、土地本位の調査に改めており、第二則では

戸長ハ必ス長ト副トニ限ルヘカラス、時宜ニヨリ長・副数名アルモ妨ケナシトス
但戸長ノ務ハ是迄各処ニ於テ莊屋・名主・年寄・触頭ト唱ル者ニ掌ラシムルモ、又ハ別人ヲ用ヒルモ妨ケナシ

として戸籍調査吏は新任しても兼任させてもよいと述べ第三則には

凡ソ区画ヲ定ムル譬ハ一府一郡ヲ分チ何区域ハ何十区トシ、ソノ一区ヲ定ムルハ四・五丁モシクハ七・八村ヲ組合スヘシ、然レトモ其小ナルモノハ数十二及ヒ、大ナルモノハ一・二三止ルモ、都テ其時宜ト便宜ト便利ト二任セ妨ケナシ、
（華族・士族居住ノ地、従前武家屋敷地ト唱ル類モ同様タル、素ヨリ云ヲ待タス）

但急ニ区画ヲ定メ難キ所ハ仮ニ便宜ニ從ヒ、一村一町ニテ検査セシムルモ妨ナシ、官ノ学校・兵隊・屯所等又ハ大社・大寺ノ別ニ区域ヲナセシハ、其官司ノ吏員・其社寺ノ執事等ニテ戸長ノ事扱ハシムルモ妨ナシ

と区画の仕方について説明している。

熊本の戸籍大・小区 戸籍法が發布されたのはまだ熊本藩の時代であり、実施までの間に廃藩による熊本県・人吉県の成立、続く熊本県・八代県の分立があり、当時の事情は甚だ究めにくい。乏しい資料によれば廃藩後の四年八月に、熊本県は戸籍編制について県下に達しを出してその趣旨を布告しているので、当然人吉県でも同様の達しが行われたものと考えられる。しかし熊本県が戸籍調査のための大・小区編制を指令し

たのは四年の一二月で、この時は八月の熊本県ではなかった。

戸籍編制の儀は当八月及達候に付左之通

- 一、出張大属之戸長、里正之副戸長之職掌申付候
 - 一、別紙之通区画を定候条、一郷を大区とし、毎区を小区分ち、戸籍法之通区
内番号用ひ順序を明し、一小区毎に副戸長を置き引受検査可致候
 - 右之通候条、早々区画番号、且戸籍専任之受負請待之小区を記、各附可達也
- 十二月廿八日
熊本県

区画

第一区	熊本北区	第十五区	山鹿郷
小区署		第十六区	菊池郷
第二区	熊本南区	第十七区	竹迫郷
右同		第十八区	大津郷
第三区	五丁郷	第十九区	中富郷
一小区何村・何川		第二十区	小田郷
二小区右同		第二十一区	内田郷
以下右ニ准ル		第二十二区	南関郷
第四区	池田郷	第二十三区	荒尾郷
第五区	横手郷	第二十四区	坂下郷
第六区	錢塘郷	第二十五区	内牧郷
第七区	本庄郷	第二十六区	坂梨郷
第八区	田迎郷	第二十七区	布田郷
第九区	鯉郷		
第九区	沼山津郷		
第十区	木倉郷		
第十区	甲佐郷		
第十区	矢部郷		
第十四区	正院郷		

- 第二十八区 高森郷
- 第二十九区 野尻郷
- 第三十区 菅尾郷
- 第三十一区 小国郷
- 第三十二区 波野郷

以上

この通達に基づいて熊本県では、右の三二大区の下に三六二の小区が置かれることになったが、それは五年初頭のことと、小区は大畧旧藩時代の町村の組を単位として設置されている。前節にも明らかなように、大区に改称された郷名は藩政改革以前の手永である。(巻末資料参照)

八代県の大区々分の通達は未発見であるが、五年当初には三〇〜三一の大区に区分されたと推定される。旧熊本藩の一三郷から八代市街を独立させて合計一四大区、球磨郡は面積の割には小分割されて一二大区、天草郡は大区についての資料がなく推定である。八代県の大区がこのように不揃いなのは、旧熊本藩が四郡を一三郡に分けており、旧人吉藩は一郡一藩であるために区分が小単位となり、天草は長崎県の管轄にあった旧天領で一町一〇組(八六村)に分かれており各々違った行政区分を一まとめにしたためである。当時の区画を乏しい資料で復元すれば次の通りである。

第一大区	八代市街	第十四大区(?)	水俣郷
第二大区	高田郷	第十五大区	
第三大区	野津郷	第十六大区	
第四大区	種山郷	第十七大区	
第五大区(?)	中山郷	第十八大区	
第六大区(?)	砥用郷	第十九大区	
第七大区(?)	廻江郷	第二十大区	
第八大区(?)	杉島郷	第二十一大区	
第九大区(?)	郡浦郷	第二十二大区	
第十大区(?)	河江郷	第二十三大区	
第十一大区(?)	松山郷	第二十四大区	
第十二大区(?)	田浦郷	第二十五大区	
第十三大区(?)	佐敷郷	第二十六大区	

球磨郡 (人吉)
(木上・上)

第二十七大区(?)	第三十大区(?)
第二十八大区(?)	第三十一区(?)
第二十九大区(?)	
天草郡	天草郡

しかも戸籍調査期日の明治五年二月一日には八代県の事務は旧熊本県、旧人吉県、旧長崎県の官吏によつて別々に執り行われていたから、到底統一した大・小区の制度はとり得なかつたであらう。

一、行政区画への移行

戸長の設置 明治五年正月一三日戸籍編製を目前にした政府は、「戸籍法心得方」を府県に頒つて実働に移らせた。しかし実際事務に当たつてみると戸籍調査吏である正・副戸長と、行政吏である旧来の里正・庄屋・名主・年寄などの管轄事務に混乱、空白、重複などの弊を生じたので、同年四月九日太政官布告第一一七号で旧役人を廃して正・副戸長に統一した。

- 一、庄屋・名主・年寄等ヲ廃シ戸長・副戸長ト改称シ、給料並ニ諸入用割合ヲ定ム
 - 一、庄屋・名主・年寄都テ相廃止戸長・副戸長ト改称シ、是迄取扱来リ候事務ハ勿論、土地・人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致事
 - 一、大庄屋ト称候類モ相廃止可申事
 - 一、戸長・副戸長給料並諸入用ハ従前庄屋・名主・年寄等ノ振合ニ相心得、官員・神官・華士族・僧尼等ハ、毎戸力或ハ小間割等ニ割合可申事
 - 但戸籍法施行候ニ付テハ事務繁劇ニモ可有之候ニ付、従前ノ給料区々ノ場合モ可有之間、篤卜調査ノ上不相当ニモ無之候ハ、三割迄増サセ候儀ハ地方ノ見込ニ任セ不苦候事
 - 一、村町ノ外城郭内外又ハ陣屋地等ニテ、華士族多分住居ノ地ハ右ノ内ニテ戸長・副戸長ヲ申付、土地ノ広狭・人家ノ多寡等粗比較スヘキ村町戸長・副戸長ノ給料ヲ支給可致、尤右給料ハ其区内官員・神官・華士族・僧尼・農工商ノ無差別、毎戸力或ハ小間割等ニ割合可申事
 - 但諸入用ノ儀モ本文ニ準シ可申事
- 右之通候条速ニ改正可(致脱力?)事

右三府ヘモ同断御達相成候ニ付、添書左ノ通

今般各県ヘ別紙ノ通相達候条、得其意速ニ改正可致、尤府中ニ限相設候戸長・副戸長並給料取立方等已ニ確定致候分ハ其儘差置不苦事

こうして旧来の制度である庄屋・名主・年寄だけでなく、明治三年に設けられた里正もまた消滅して、戸長・副戸長に改められ、戸籍事務と行政事務とを一手に行う職責を持った。となると当然府県では行政上の区画と戸籍調査上の区画とを統一しなければならぬ。戸籍区画は既に政府へ報告してあるばかりでなく、現に調査進行中で今さら動かすことが出来ないの、行政上の区画は当然これに合致させなければならぬ。こうして戸籍区画としての大・小区は行政区画に移行してしまい、戸長・副戸長の任命もまたこの行政区画に対して行われることになるのである。

熊本県(白川県)の大・小区戸長の設置 これより先城北九郡を管轄するこの県には、旧藩から引続いて名称を改めただけの、飽田(旧名千葉城)・上益城(全木倉)・玉名(全高瀬)・菊池(全河原)・阿蘇(全内牧)の五出張所が設けられ、ここに郡政人属以下の役人が詰めていた。数か村の長として里正が任命され、里正の諸詰には筆生を置き、武士の屋敷町には区長(高瀬区長・宇土区長)・城下町には肆長(熊本や八代)を置いて里正と対等にした。村々の庄屋は与長と改められ、時には二か村を兼務するものもあつた。与長の下には頭百姓が十戸長と改まつて勤めていた。

明治五年四月頃熊本県は里正に対して左の布告を出した。

- 一、県庁相成之訳ニ相成候ニ付而ハ弥以里正之職重ク相成候事
- 一、一時究屈之様ニ相成候得共、朝廷之变革之始ニ候得ハ、皇国之身帯積リハ無テ難成訳ト心得驚ヘカラス、且諸願等尽力シテ滞スヘカラス
- 一、国之土台ヲ上ケ候儀ハイツ迎モ変之儀無之、朝廷規律節制之中ニモ深く注意勉勵ヘキ事

しかし間もなく、太政官布告一一七号が発せられたので、熊本県は五月七日をもって里正を戸長と改め、前述の区長・肆長もまた戸長とし、里正詰諸筆生・区長付組長・肆長付坊長らを副戸長に任じた。またこの時県の出張所を廨舎と改称するとともに、新に高森廨舎（後南郷廨舎と称する）を設けた。

熊本県では戸籍調査の大区を郷に一致させ、小区を組に一致させていた。従って今回の改正に対しては非常に順調に適合し、組単位に任命していた里正をそのまま戸長としたので、新戸長数は三六二名と変わらなかった。

八代県の大・小区と戸数の設置 八代県の管轄地は複雑であった。旧熊本県の移譲地には旧藩以来の宇土（旧称松山）・八代（全高田）の二出張所があり、天草は富岡出張所が管理し、球磨に至っては五年の五月に入って人吉県の事務引継が終わり、人吉出張所に改組されるという状態であった。そういう際にこの県では一一七号布告に基づく改革が行われることになるのである。

八代県が里正・区長・肆長を戸長と改正し、これら附属の筆生を副戸長、筆生前勤を副戸長助勤と改正したのは五月中旬のことで「今般従朝廷御布告之趣有之候ニ付左之通」として改正を達しているから誤りはなからう。

この県では大・小区の改正は一つのチャンスであった。なまじ戸籍上の大区の呼称があるために、球磨郡のように小さな大区も出来て不統一に苦しまねばならぬ。思いきって大区の称をなくした方が釣合いがとれる。県庁ではこう考えたに違いない。この五月に八代県は八代市街を第一区として旧熊本県管轄地を第一二三区までの通し番号に改め、一〇月には天草郡の八六の村々を第一二四区から第一八四区までに編成し、ついで球磨郡を第一八五区から第二一二区までとし、一二月三日に五箇庄を第一二三区として、数が多いが平均した行政単位に改めた。従って任命された戸長も一三一人であった。

なお八代県は五月には宇土・高田の両出張所を廃止して、宇土・佐敷・宮原の三廨舎を置き、高田郷と田浦郷のみを直轄していたが、一〇月には松橋と佐敷の出張所を改めて、ここに大・少属の中一員と等外附属者三名を詰めさせ、一〇月には五箇庄教化のため等外二等出仕二名を置いた。但し、天草・人吉出張所には変化はなかった。

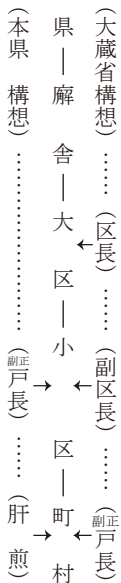
大区長の設置許可 五年一〇月一〇日政府は小区のみならず、大区をも行政区画として存続させてもよいという意向を正式に表明し、大区を正・副の区長を置くことを認め、その経費は民費をもって支弁することを指示した。

庄屋・名主・年寄等改称ノ儀ニ付当四月中御布告ノ趣モ有之候処、右ニ付テハ一区総括ノ者無之事務差支ノ次第モ有之哉ニ付、各地方土地ノ便宜ニ寄リ、一区ニ区長一人、小区ニ副区長等差置候儀ハ不苦候条、給料其他諸費用トモ悉皆民費ノ積相心得可申、尤先前大庄屋・大年寄杯ト唱候類、自己ノ権柄ヲ以不正ノ儀モ有之趣、右ニ因襲シ事務壅蔽ノ害相生シ候テハ難相成ニ付、区長差置候向ハ事務取扱方規則制限並給料等巨細取調可何出事

明治五年十月十日

大蔵省

この大蔵省達による構想では戸長には一町・一村を管轄させ、数町村の束ねとして副区長を、大区全体の束ねとして区長を置くと考えているが、白川（熊本）・八代両県では出張所・廨舎が区長相当の事務を執行しており、また旧里正を戸長に任命しているため、戸長は大蔵省構想の副区長の役割を果たしており、大蔵省構想の戸長は当時両県では肝煎（又は肝入）に該当した。従って両県とも区長設置の必要を痛感せず、政府もその設置を許可しただけで強制した訳ではなかったから、設けないままに翌年の両県合併を迎えた。



なお政府が一〇月にこのような達しを出したのは、この年七月が戸籍完成予定期であったので、その後も大・小区制を維持する決意を表明したものと見られる。

三、両県合併と大・小区の整備

出先機関の再編成

明治六年一月一五日付で八代県は白川県に合併され、県官の大異動が行われ出先機関も再編成された。参事は山田(白川)、権参事は嘉悦(八代)が残り、典事は倉園(白川)、権典事は園田(八代)、大属は白川四・八代二に新任一という形となった。またこれまで八代県出張所であった人吉・天草はそのまま白川県出張所となり、八代県庁は二月二三日閉庁と同時に八代・葦北二郡関係事務取扱のための八代出張所となり、原田権大属が詰め、翌年七月三〇日まで存続した。なお人吉出張所には権少属古沢吉造、天草出張所には権大属並川実忠が詰めることになり、その中天草出張所は三月二八日付で富岡から町山口に移転した。松橋・佐敷の廨舎については何の記録もないが、県庁の閉庁と同時に閉鎖されたものと考えられる。

大区の統一 八代県の合併によって両県の行政区画の統一が必要になった。前述の通り八代県は全県を通し番号の小区に統一していたため、ここで大区の再編成を行わねばならない訳であるが、合併と同時に急激な改正を行うことはなるべく避けられた。そこで白川県は通し番号を廃しただけで小区の単位はそのままとし、六年三月旧熊本県移譲の四郡は旧郷をもって一大区として一三大区にまとめ、これを白川県の三二大区のあとに続けて第三三大区から第四五大区までとし、旧人吉県の一二大区は手を加えずに第四六大区から第五七大区までとし、四月には天草郡の六一小区を五大区にまとめて第五八区から第六二区までとし、全県を六二大区五七五小区に区分した。もちろんこの動きに伴って三月には戸長全般に大異動があり、天草の戸長新任は四月に入ってから行われた。

さて、天草郡はこの時新編成して旧県と大体約合いがとれたが球磨郡の一二大区はほとんど一大区Ⅱ一小区(二村一四村)で、この再編成は必至であった。白川県は六年五月末から六月初めに至り球磨郡を三大区に圧縮し、第四六大区から第四八大区と名づけこれによって天草郡の五大区も繰上って第四九大区から第五三大区と改称され、全県は五三大区五七五小区となった。

大区区長の初見

このように大区の編成されていく過程で、白川県は第一大区に安田退三、第二大区に小野平八をはじめ区長に任命した。明治六年二月一七日のことである。

安田退三は旧熊本藩の郡政大属から熊本県大属ついで八代県大属へと転じ、八代県の消滅に伴って第一大区々長に任命されたものである。小野平八の経歴は残念ながらわからないが、彼は一か月後の三月一七日依頼免職になり、同日付で安田が両大区の区長を兼ねることになった。

小野平八免職務候ニ付テハ跡役ハ不申付管ニ付、第一・第二両大区共其方受持ニ申付候也

明治六年三月十七日

安田退三殿

白川県

この当時熊本県廨舎と船場出張所の改革が行われた。その時の記録によると改革前の熊本市街の職制がおぼろげながらわかる。

- 一、肆長二人 百俵 一人二付 五十俵
- 一、熊本廨舎副戸長二十五人 五百俵 一人二付 二十俵
- 一、船場出張所書記 六人 百八十俵 一人二付 三十俵
- 一、坊長二十九人 四百九十三俵 一人二付 十七俵
- 一、画工 四人 五十二俵 一人二付 十三俵
- 一、使丁 一、小使

右の肆長二人がこの改革によつて区長となつたもので、区長は県の正式任用になつたため一人五〇俵宛の増給を与えることになつてゐる。この時までは給与は米であつたが三月から現金支給に改められ、区長給は年俸一八〇円他に筆墨紙薪炭油料として年間四五円が支給されることになつた。但し全県に大区長を置くのは翌年になつてからのことである。

合区の実施 白川県は合併に伴う一応の改革の後、さらに進んで下部行政機構の改革に入つた。この改革は県治の統一を目標にして行われたのは勿論であるが、他に県費（国庫支出）の縮小削減の狙いも持つてゐた。当時政府の全国的な行政統一が進み、各府県に対する特認事項が次第に消滅しつつあり、また旧藩引継ぎの在県米金も次第に減少してきていたので、府県財政は窮屈になる一方であつた。

そこで県は県費支出節約のために三月には熊本市中消防の経費を民費に移すことを指示し、さらに三月末には熊本を除く各麻舎を廃止して業務を本庁にまとめる指令を發した。

是迄麻舎麻舎二而取扱候米錢此節一切取纏候条、当關係之諸帳面取揃来月五日限当庁エ出方可致候、尤麻舎之儀ハ用道具共ニ其懸リ戸長へ引渡置可申候也

三月廿七日

白川県

阿蘇 南郷 菊池 玉名 上益城
右麻舎出仕中

しかしこれらの麻舎は麻舎としては廃止されたが、諸役人出張の際にそなえて松橋麻舎も含めてそのまま残されることになつた。だが、これらの経費よりもっと多くの経費を要しているのが戸長給料であつた。戸長給料は当時既に民費支出の府県が多かつたが、本県はまだ官費支給であり、しかも五七五の小区のほとんどに戸長が設置されていたので、その経費は大きくこの支出削減は焦眉の急務であつた。

白川県は三月一二日、一小区一戸長の制度をやめて新しく数小区をま

とめた組をつくり、その組ごとに戸長を置くことに改正した。当時これを合区と呼び、これまでの戸長は一応全部免職にしてその中の適當なものを改めて任命するという形をとつた。この時の合区による組数は一八六組で、旧熊本藩領一五六組、球磨郡一二組、天草郡一八組にまとめられ、これに各一員の戸長を設置した。但し、天草郡の戸長は四月一七日に任命されている。

この合区の実例を示すと、熊本市街の第一・第二大区は各一五小区に分かれていたのを各二組に統合し、第一大区では一小区から八小区までを京町組と呼び京町に戸長詰所を置き（戸長塩川求弥）、九小区から一五小区までを壺井組と呼び新坪井馬借町の旧町会所を詰所とし（戸長草刈千三）、第二大区では八小区から一三小区までを古町組と称して古往生院に戸長詰所を設け（戸長土肥直康）、残りを手取組と名づけて戸長詰所を元長安寺に置き（戸長は四月五日道家重三郎、同九日小野敬蔵、同一三日区長安田退三の兼任）、四月一七日に各詰所に移転して事務を取扱うこととなつた。

また球磨郡では三月には旧戸籍大区のまま、大区単位に一二人の戸長を任命した。四九大区戸長東九郎次、五三大区戸長今村衛一、五六大区戸長東喜藤太、五七八区戸長樅木茂などの名が当時の記録に見えている。しかし五月末になつて球磨郡が三大区に編成されると、旧大区は合区と同様に見られて戸長管轄区域および人員には変化がなく、唯区域の呼びかえだけが行われた。例えば旧第五大区は多良木組で黒肥地・多良木の二村管轄であるが、新大区制では四八大区の一・二小区に改正され合区としてはやはり多良木組と呼ばれている。

天草郡は六一小区を五大区一八組に編成しており、その組ごとに戸長を任命した。例えば六一大区の九・一〇・一一小区は高戸村組と呼ばれ、戸長には藤田国英、五九大区四一七小区は下津深江村組と呼ばれ、戸長には鈴木潤三郎がいずれも四月に任命されている。

合区の戸長は年俸一二〇円で一名、これに副戸長（月奉四円）・筆生（上

三円・中二円五〇銭)を附属させ(こまでは官費支給とし、戸長詰所の詰所肝煎(年に米二〇俵)、町に置かれた坊長、村に置かれた村肝煎(一〇〇戸につき年に勤料米一五俵)と村用聞(一〇〇戸につき年に米八俵)などはすべて民費支給と決めている。この制度は明治六年一杯続いた。

四、大・小区制の大改正

官費支給の廃止 戸長の設置以来継続していた本県の官費支給制は実学政権の没落に伴って廃止される運命をたどった。明治六年二月五日県達第一九号で安岡権令は左の通り指示した。

戸長給料之儀是迄他県ニ異リ、官費ヲ以致支給来候処、右ハ民費ヲ以テ可取賄筋ニ付来ル明治七年一月ヨリ民費ニ課シ候条此旨布達候事

明治六年十二月

白川県権令安岡良亮

この達しに基づいて県は翌七年一月一日、新たに「民費課則」を設けて民費の徴収法を定めた。

諸民費廉々ノ儀、其部類ヲ管内割・大区割・小区割・一村割ノ四ツニ分チ、割賦法ヲ地券代価割・戸数割・両高地券代価割・水掛地地券代価割ノ四ツニ定ムルコト左ノ如シ

と記して管内割以下の内容を列挙しているが、「管内割」では県舎創立並修覆入費・区長年給並他県行旅費・管内諸御用状並飛脚人足賃・囚人差添人並無籍囚人入費・学区取締給料並旅費・倉庫修覆入費などがあり、「大区割」には正副戸長給並他県行旅費・区長管内旅費・同御用状賃が大り、「小区割」には正副戸長詰所床地米並修覆入費・同詰所諸入費・同小使給料・同御用状入費・同管内旅費・民費取締組入費を含み、一村割は村用聞以下給料・村会所諸費・諸願伺其他村用諸方往復費・行倒人費・猪鹿並鳥番給・虫追入費・雨乞入費・村普請入費・村持山林給・池守給・

井溝守給・扒守給・井堰守給・右廉々修繕入費・村社寺修復入費・諸祭礼入用などであった。

こうして区・戸長の給料雑費は民費支給となったが、任命権は依然県庁にあったので、このことがやがて問題になってくるのである。

大区の統合 明治六年前期に統一された大区は、形式上の存在であった。実際上大区を統括する役職は本県では熊本市街以外には設けられなかった。五七〇余の小区も一八六の組に合区が行われると大区の存在はますます曖昧なものになってしまった。加うるに明治七年以降正副戸長・筆生の給料が民費支出となれば民費の負担は一挙に一〇万円以上も増加することになる。安岡権令はこの対策として大・小区制を根本的に改正しようと考え、明治七年二月から実施に移し、若番の大区からしだいに統合しはじめた。

二月七日、まず熊本市街の第一・第二大区をまとめて第一大区とし、これまでの三〇小区を八小区に統合した。熊本市街は常に例外的存在で、ここには既に区長として安田退三がおり、三〇小区は四組にまとめられていたが、あまりに管轄区域が大きすぎたとみえて倍数の八小区に区分されている。

二月八日には県は伝達所を廃止して、代わりに全県を七聯区に区分し、本庁直轄の第一―第四の聯区から正副戸長各一名を熊本市街の郷宿へ出頭詰めを命じた。聯区の区分は次の通りで大区未改正のままである。

第一聯区	飽田・詫摩	第一―第八大区
第二〃	合志・菊池・山鹿・山本・玉名	第一―第四大区
第三〃	上・下益城・宇上	第九―第二三、第三三―第三九大区
第四〃	阿蘇	第二五―第三二大区
第五〃	八代出張所分	第四〇―第四五大区
第六〃	人吉	第四六―第四八大区
第七〃	大草	第四九―第五三大区

同じ二月十八日、県は区・戸長の給料を定め、区長一〇円、戸長七円副戸長五円とした。しかし区長はすぐには設置せず、また合区の組を一小区と見做して副戸長を二名に減員させ、残りの副戸長は全部免職することとした。

四月に入ると旧第三・第四大区を合併し、第二大区として一〇小区に区画し、以下新第三大区から第八大区までを設置した。五月には旧第一二・一三・三三・三四大区を合わせて新第九大区とし、旧三五・三六・三八・三九大区を新第一〇大区とし、六月には旧第二五―三二大区を新第一一大区に改めた。八月に入って八代・葦北両郡の旧第四〇大区から四五大区までを新第一二・一三大区とし、球磨郡を第一四大区に、天草郡を第一五・一六の両大区に区分して、新大・小区の区分一六大区一六六小区が誕生した。このときに八代郡五箇庄は、はじめて第一二大区の九小区として正式に編入された。この後大・小区には明治八年一月に第一四大区の一・二・三小区の区画変更があっただけで、明治一二年までそのまま継続した。この改正によって正・副戸長が大幅に減員されたが、それまでもこの年の給料民費移管分は約七万円の増加となっている。

大区長の設置 明治七年八月に一六の大区が出来上がったので、この月の末から翌九月上旬にかけて、各大区に区長が任命された。第一大区は安田退三がそのままなので別段の任命はなく、第二大区は旧藩大草出張奉行であった志方逸次、第三大区は当初の任命は不明であるが翌八年三月には成田清九郎の名が見えている。彼は七年四月には新二大区二小区の戸長としてその名が見えているから、八月末か九月はじめに区長に就任したのではなからうか。

第四大区の区長には当初由良省吾が任命されたが、九月末には辞任して高原淳次郎にかわっており、第五大区長には浅井鼎泉が任命されたが一〇月一二日に辞任して宇野丈九郎が任命されている。宇野丈九郎は旧熊本藩士で武道指南番であった。第六大区長は井上謙治で翌年まで継続して勤務し、第七大区長は山崎定平でこれも翌年まで続いた。山崎定平

は西南の役に佐々友房等と熊本隊を結成した学校党の重鎮である。第八大区長には竹崎茶堂が選ばれている。彼は人も知る実学党の一中心で旧熊本藩郡政大属をも勤めた人であるが、一〇月には辞任して富田又太郎に代わった。第九大区長は八月三〇日林秀謙が任命されたが、彼は六年一月に白川県権参事を退職した実学党の錚々たる人物である。

第一〇大区長には林新九郎が初任されたが九月末辞任して後任には熊本鷹匠小路の土族牧文四郎が第一大区二小区の戸長から昇任した。第一一大区長には九月七日堀内卓爾が選ばれ、第一二大区では伊藤十平、第一三大区長は野田信道、第一四大区長は不明、第一五大区長は中村善之、第一六大区長は伊野忠親が九月七日に任命された。伊野は明治五年八代県の頃から天草出張所詰の役人であった。

五、区戸長公選運動

区長・戸長の権限 政府は明治五年四月に村役人を正副戸長とし、同年一〇月に正・副区長の設置を許したが、これらは便宜上の処置であった。この区・戸長に特別な権限を与えようなどとは全く考慮していなかった。しかし、戸長が県庁あるいは出張所、廃舎からの布告を周知させるとともに、県から要求される様々な報告書の提出や、個人からの願書・届書の連署責任、諸連上の徴収、納付などの責任を負わされている以上、その責任・義務を明確にするとともにその地位も明らかにしなければならなくなってきた。本県でも五月には平民の養子願届の権限が与えられ、六月にはすべての養子願を許可する権限が戸長に委任された。また七月には郷中取締の勤務督励が仕事に加えられ、九月には「戸長限可取扱稜書」が示されて、郷士の隠居家督願の許可権まで戸長に委託され、十一月には旅行届許可権も加わった。こうして戸長の権限が否応なく拡大されていくにつれて、政府も放置できなくなり、同年一月五日には正・副戸長の民事裁判傍聴を許可したが、全月二八日には司法省達で、

各人民より戸長をはじめ地方官および地方裁判官の非理を告訴することを許しており、戸長の専横を抑圧する態度をとっている。

明治六年二月四日、太政官布告第二八号で政府は区長および戸長について

等外官吏ニ準シ候様ノ儀有之候テハ不都合ニ候条、一般人民ノ取扱ニ可致と指示したが、身分上では区長・戸長・士族・平民の順次とした。これとても区・戸長が平民の身分では士族があなどって指示に従わないためにやむを得ずとられた手段であった。

区戸長心得書 しかし戸籍・徴兵・地券調などの相つぐ重要法令の末端施行者である区・戸長が、何の権威も持たずに住民達を指示に従わせ命令に服させることは到底出来ることではない。本県では明治六年まで官費支給であったから準等はなくとも官吏の下役ではあつた訳であるが、七年からは民費支給に繰替えられてしまったので、他県同様にこの威力も最早失われた。そこで政府は七年三月八日に太政官布告第二八号をもって今まで官吏に準ずることを禁じていた区・戸長を官吏に準じて区長は判任一四等に正副戸長は等外二・四等に準じ身分取扱方および俸給を定めた。本県でもこの年「区戸長心得書」を發し、「区長処務要件」「戸長取扱事務概則」「区戸長手限取扱条件」などを定めた。

区戸長心得書

区・戸長タル者ハ区内万般ノ事務ヲ担任シ、人民ノ総代トモ可相立職掌ナレハ、謹テ御仁政ノ御趣意ヲ奉承シ篤実正直ヲ旨トシテ驕傲尊大ノ所業無之、時々区内ヲ巡視シ懇切人民ヲ教化シ農務ヲ勸メ職業ヲ励マシ、治ケ上旨ヲ徹底セシメ広ク下情ヲ開通シ、毫モ凝滞否塞ナカラシメ善ヲ勸メ惡ヲ戒メ風俗ヲ釐正シ、漸々固陋ノ慣習ヲ脱シ自由ノ權利ヲ得セシメ、浮花ノ虚飾ヲ去リテ開化ノ実域ニ赴候様厚ク注意致シ可遂励精事

区長処務要件

第一条 区内万般ノ事務普通ノ条件ハ正副戸長へ委ネ置、取束致承知候儀不苦ト雖モ、其綱領要件並異常ノ事ハ時々商議ヲ遂ケ、不条理無之様可取計候事

第二条 時々区内ノ景況ヲ巡檢シ、広ク時勢ノ變通ヲ量リ、地形人情ニ応シテ

専ラ生産ノ道ヲ開、諸民家業ニ基キ候様最尽力可致事

第三条 戸長以下ノ処務ヲ通視シ、其能否勤怠ヲ注意シ士民ノ才能ヲ察知シテ具狀可致、尤区長ハ定会所無之順次各戸長ノ詰所ニ出會シ、且ツ時々出庁シテ他区ノ同僚ト熟議スヘキ事

右三ヶ条ハ専ラ主任担当スヘキ要務ニ而、其他ハ総テ戸長事務概則之通ニ候ヘトモ、概略戸長ハ細目ヲ張り区長大綱ヲ挙ルノ任ト相心得、且手限施行ノ事ハ別テ熟慮スヘキ事

戸長取扱事務概則

第一条 孝士貞女其他奇特ノ行事有之者ハ、事實明瞭取調可申立事

第二条 鰥寡孤獨疫病貧窮等ニテ実ニ不得止生計ヲ營能ハサル者ハ、其狀情ヲ具情シ救助ノ方法ヲ立可伺出事

第三条 人民復籍願並華士族神官僧侶ノ戸主送籍願ハ其都度添書ヲ用テ可差出事

第四条 堤防・道路・橋梁等官費ノケ所臨時非常ノ破損有之節ハ実地精細取調急速可届出事

第五条 定免切替・新規定免・免下場年季切替等、至当ニ増税願書可差出候事但荒地年季切替モ願書可差出事

第六条 検見内帳帳ハ小前一同立會現場見平均正路ニ相仕立、実地見取繪図相添可差出候事

第七条 官林並木並社寺境内立木風折根返立枯等ノ損木出来候節ハ木数且往還道路差支有無詳細取調可届出候事

第八条 道路附換・新川堀等ハ得失詳細記載、実地繪図相添願書可差出候事

第九条 火災届出ル者アレハ其出火ノ原由ヲ調査シ、不審ノ廉有無可届出事

第十条 (盜) 難届差出シ候者有之時ハ、□□ハ速ニ最寄羅卒屯當ヘ可差出候事

第十一条 水火ノ災アリテ人畜死傷、家屋田畑蕩燼並堤防橋梁等破損アレハ、詳悉取調可申立、其内窮民ノ救助願出ル者ハ其情実ヲ巨細具狀スヘキ事

但損地起シ返ノ処有之候ハハ小前帳取調、実地見取繪図相添可差出候事

第十二条 棄兒届ノ内養育米願並行倒変死等ノ届ハ其情実ヲ檢案シ、添書ヲ用テ可差出候事

但行倒変死取扱ハ明治六年当県布達第二十七号通り可相心得事

第十三条 盜賊及其他ノ法律ヲ破タル現行ノ者見聞タレハ速ニ其筋ニ報知シ捕縛セシメ、其証トナルヘキモノヲ併セテ送致スヘキ事

但急遽ノ場合ハ臨機押捕ノ処分可致事

第十四条 現行ニ非サル犯罪懲役十一日以上律ヲ破タル者ヲ見聞タレハ、其事由ヲ搜索シテ其親類伍列ノ者ヲシテ其犯人ヲ保管セシメ可届出事

第十五条 囚人飲食料ノ儀ハ定則ノ通取立聴訟課ヘ可相納事

右二掲クル條款ノ外人民ノ諸願届ハ総テ奥印ヲ用ヒ速ニ可差出、其内猶条例ニ相定ムヘキモノアレハ追々増加可致、且又向後手限取扱ヘキ件々ハ別ニ相示スモノ左ノ如シ

区戸長手限取扱条件

第一条 公文布令ハ兼テ布達ノ通相心得、一般布達ノ分ハ速ニ揭示シ、其内尤緊要ノ事件ハ毎戸回達致シ、文盲小民等意旨了解致兼候者ハ懇篤説諭ヲ可加事

第二条 中小学校設立ノ儀ハ兼テ布達ニ及ヒ置候通相心得学区取締ト協議シ、衆庶ヲ誘導シ漸次普及隆盛ニ至ラシムヘキ事

第三条 国家ノ安寧ヲ妨ケ人民ノ健康ヲ害スル者ヲ予防シ心得違ノ者無之様説諭イタシ置、若シ違反ノ者アレハ事情具サニ可届出事

第四条 祭祀・劇場・諸見セ物等ノ取締ニ注意シ淫風醜体ノ儀ヲ制スヘキ事

第五条 旅人ノ出入ヲ視察シ兼テ宿屋ヘ示シ置、旅人止宿ノ節ハ其郷貫姓名ヲ記載致サセ聞届置ヘシ、若シ不審ノ者有之候ハハ其旨可届出事

第六条 平民隠居養子嫁娶離縁等聞届置、追而可届出事

第七条 地所質入書入証文ニハ必奥書印形ノ上扣帳仕立位置老通每番号記載可致事

第八条 田畑山林等讓渡有之節ハ早速地券証書書換可願出ハ勿論ナレトモ、見取帳、名寄帳等無粗漏加除可致事

第九条 罪人病人等宿継送達ノ事

但異変有之分ハ可届出事

第十条 出生ノ者氏神札取扱事

但癸酉五月五日太政官第百八十号御布告且教部省第二十三号御布達之通ニ付、追テ御沙沙有之候迄ハ不及施行候事

第十一条 人民他ノ管内エ赴ク者九十日以内ハ届書、其外ハ願書差出サセ聞届置、月末取纏可届出事

第十二条 華・土族・神官・僧侶ノ子弟及平民ノ生産・死亡・送籍等夫々出入ヲ加除シ、無遺漏取纏月末可届出事

第十三条 人民ノ居宅転移等前同様ノ手続ニ可取扱事

第十四条 区内出火有之節ハ速ニ其場ヘ駆付、消防方ハ勿論人畜死傷盜難等無之様指揮可致事

右条例ノ外兼テ規則ヲ設ケ相達置候件々ハ篤度成規ヲ照シ取扱、期限有之モノハ其定期ヲ過ササル様可心懸事

副戸長事務取扱方モ都テ前同様之儀ニテ、特長副ノ別アルノミト相心得、戸長欠員或ハ不參ノ節ハ概則ニ照準シ、代理担当可致事

区戸長手限取扱条件追加

第十五条 土族以上婚姻並ニ離別共本人申立之上戸長ヨリ篤ト取調、普通ノ分ハ聞届置月末一同可届出事

但異ナリ候縁組ハ其事情粗細取糺其都度伺出可受指図事

右の内容をみると、区長は定詰の役所を持たず区内全般を眺めて戸長を監督し、戸長・副戸長はほとんど同様の事務に従事している。なお六月には戸長以下の旅費規程も定められ、翌八年七月には大区詰所が出来て区長も定位置が出来併区詰は廃止された模様である。

区戸長横暴

明治五年地券渡し方規則(二月一五日)・地券渡規則(七月四日)が出され、明治六年地租改正条例(七月二八日)が出され、六年後半から本県でも地券渡しを開始され八月に入ると地租改正事業もはじまった。これは旧藩時代と名称は異なっても実質は正しく検地であったから、その衝に当たった実務者戸長の権威は大きかった。となるとその権威を笠にきて次第に専権の行為も増加してくることになる。

既に明治七年一〇月に五町郷鶴羽田・鹿子木・糸山の三組の農民から「戸長笹原堅勝・副戸長木村定雄・長谷川清連ノ諸事不正ノ取計稜々」

に関する訴状が提出されているが、その内容を見ると

- 1、一組限官宅所出来の砌には上より建築費が下渡されたと聞くのに古家を買取り、建置し一村より二貫五百目宛取立明白に支出内容も報せない
 - 2、地券調費は戸長・副戸長は給料外に三五匁宛取取り、筆正には一日三五匁と約束しながら遅くまで仕事をさせ筆墨持出しで二匁から一七匁五分しか渡さず、下調のため出村の時は数日間村賄にさせ酒まで出させ、調査は投票の調であった。
 - 3、官宅用の炭油薪は昨年迄は上より下渡の由を開いているが、官山より薪を伐出させ炭油代は各戸より取立て二重に受取っている。
 - 4、小前の土地論争では賄賂を出した方を勝とし、勝てないことがわかつている時は正直者の土地を官地と唱へて引上げてしまふ。
 - 5、木村定雄は戸籍上は土族として一戸をかまえながら内実は農民の兄と同居し、愚鈍の兄を村用掛にして貰い自分に都合のよい取計いばかりさせている。
 - 6、地券調の時兄の地所はわざと安価に見積っている。
 - 7、小前の書類依頼は多忙と称して四・五日も放置しながら勤めぶりをみると朝は四つ過に出勤して昼酒を呑み、夕方は八つ頃には帰ってしまう。
 - 8、笹原堅勝の妻は下男と密通したにもかかわらず、そのままに内緒ですましているのは不都合である。
 - 9、先々月廿日の大風で倒れた極貧者の家の取建方については何等の差図もなく、廻村見分もなく、多忙かと思えば当世第一の狸佐藤求五宅には三日に揚げずに参り、官宅へは副戸長まで昼中暫く詰めるだけで、佐藤派の連中が県庁向には程よく取締っているとの専らの風評である。
 - 10、木村定雄は他人の質地把を譲地に仕直し、他村譲地は出来ぬ規定であるのにこれまで仕直し諸人困窮している。
 - 11、木村定雄兄作平受持地の周辺は境界争論ばかりで皆一尺二尺と押取られてる。
 - 12、長谷川清連は鶴羽田村の内の小前割受持分を勝手に頭百姓に譲渡し、小前よりの申出には地代銭を出して認めるように依頼した。
 - 13、村用掛以下無筆無算の物持だけをえらび人選がなっていない。
- と列挙し、最後に

笹原列生得六邪諛奸之者ニ候得バ、乍恐御県庁ニモ関係仕、一層御多端御時体之御中、御政道不相立様成行奉恐人、右ノ者共儀ハ速ニ被差除、外二六正貞臣之者エ被仰付被下度奉歎願候、左モ無御座候得バ、当月以後笹原列之指揮決シテ受申間敷候、惣体御役員之儀ヲ尊慮モ不奉顧免哉角申上候儀ハ重畳奉恐入候得共、余リ非道奸曲、朝暮下民困苦ニ差廻不得止事、村々荒方打寄此段訴書御届仕候事

明治七年戊十月

五町郷 鶴羽田組・鹿木子組・糸山組平民共

右同組士族中

白川県権令安岡良亮殿代理白川県参事小関敬直殿

と結んでいる。これは表面に出た一例にすぎないが、このような不正が表面化しないままに以後も繰返し繰返し全県下で行われていた。農民達はその不正を腹に据えかねながら、じつと怒りを押さえていたが、民費の増徴に戸長の不正が重なるに至って遂に立上らざるを得なくなつた。

区戸長公選論

明治八年四月「立憲政体の詔」が発せられると、植木

学校の宮崎八郎等は早速私設の民会を設けて自由民権の論議を展開し、また、当時第六大区の官選戸長の地位にあつた民権党员野満長太郎・宮崎正誼等は戸長民選の檄文を草し自ら辞職して同志戸長のこれに倣はんことを奨めた。その後も民権党・実学党は公選民会と公選区戸長の実現を目ざして盛んに言論活動を行ったため、安岡県令も遂に明治九年に至つて公選民会を開設した。進歩派はこの民会で一挙に区戸長公選を決議しようと考え、熊本新聞もまたこの年の五月頃から区戸長公選の論説をしばしば載せている。五月二七日の第七一号には「夫国ノ官吏アルハ人民ノ為ニシテ官吏ノ為ニ人民アルニ非ルハ天地間ノ道理豈先生ニシテ知ラサルモノナランヤ、況ヤ区戸長ハ人民直接ノ名代人ニシテ是ヲ官選スルノ理万々有ル事ナシ」とか「已ニ公選民会ヲ可トセバ、区戸長公選セザルベカラザルハ間ニ一髪ヲ容レザルナリ」と言い、六月二七日の八一号では県民会の議案として区戸長公選を取り上げるべきことを強調し

夫区戸長ハ政府人民ノ中間ニ在テ、訴訟上申請願何ヲ進達下附スル而已ニシテ、人民ノ權利ニ於テハ毫モ関渉スルナキカ、豈之ニ止ランヤ、若シ夫レ純然タル官吏ノ如ク人民ヲ制御スルノ権柄ヲ有シ、或ハ民費金ノ調査正シカラズ、大ニ人民ノ歎ヲ醸シ、或ハ偏頗ニ馳セテ幾分ノ權利ヲ妨ゲ却テ吾輩ノ不便ヲ生ズル如キ不幸アラシメバ、其給俸ハ悉ク人民ノ膏血ニシテ、所謂飼犬ニ足ラ嚙ルルト一般ナラズヤ、於此乎区戸長ヲ選ブハ則人民通ル可ラザルノ権内ニシテ、一県一区ノ内名望ヲ有シ能ク權利ヲ保護シ、人民ノ為メニ事務ヲ整理スルニ堪タルモノヲ撰ブベシ、官撰ニシテ人ヲ得ベク、公撰ニシテ得ベカラザルノ理アルカ、吾輩ノ未ダ信ズル能ハザルナリ

と述べ、続いて当時の戸長以下の専横ぶりについて可成り痛烈な記事を載せている。

然ラバ則、区戸長モ人民ノ為ニ撰バレタルヲ知り、傲然人ヲ蔑視スルノ弊ヲ招カズ、用掛以下ノモノニ於テモ、少シク事務ノ片端ヲ聞ハツリ愚民ヲ睥睨スルノ害ナク、冗員ヲ汰シ事務自ラ延滞ヲ生ゼズンバ人民ノ幸福何ゾ加シ、或人日蕭何ハ獄ニ下リテ獄卒ノ尊キヲ知り今ヤ詰所ニ入テ戸長ノ尊キヲ知ルト、吾輩ハ此言ノ其過越ナルヲ知ルト雖ドモ、或ハ是ニ似タル事ナキヲ保スベカラズ

こうして七月二一日の県民会を迎えたが、その議案には僅かに「区戸長給料ノ問題」として月給増額案が上提されただけで大いに議員達を失望させた。勿論議員達はこの議案の取消しと、区戸長民選議案下附を県令に要求したが、県令は断然これを拒否し原案を審議しなければ県会を中止する決意を明らかにしたので、議員達も遂に折れて原案を審議してこれを否決した。こうして議会による区戸長の公選決議は不可能となり、戸長以下の横暴はますますつり、民費の増徴は最早極限に達した。明治九年も末になると遂に押さえに押さええた農民の不满は一触即発の状態にまで昂まつてきた。

戸長征伐 九年一〇月二四日神風連の変によって安岡県令は斃れ、一二月上旬富岡新権令が着任した。富岡は着任早々県内巡視を行ったが八大区一〇小区（南関町）では二〇〇人ばかりの人民が面会を強要したの

で代表として先述の宮崎正誼、硯川五六郎と会い区戸長公選の建言を聞かされるとともに地方の民情を問い、五大区一小区（大津町）でもまた議員と会つて区戸長公選の建言を聞かされ民情を聞いている。しかし富岡とても着任早々のことで県内農民の切迫した事情がわからず、早急な手を打たなかつたため、年が明けると早々に農民達は遂に各地で騒動をおこすに至つた。

明治一〇年一月五日飽田郡小島村では農民が戸長詰所に押しかけ、六日には松求麻村で戸長詰所襲撃事件がおこつた。中旬になると、一二大区では人民集会の結果戸長に嘆願書を出し、小天村では民費徴収の件で騒ぎがおこり、二大区七小区や八大区七小区でも民費の件で人民が戸長に迫つたなどと記している。既に一月一三日の熊本新聞はこの対策として民費の面から「暫ク情実ヲ酌量シテ以テ費額ノ幾分ヲ減少スヘキハ、実ニ子弟ノ就学ト共ニ眼前ノ急務ナリト云ハサルヲ得ス」と述べ、県は一六日に国税と府県税の違いおよび府県税の使途について誤解のないようとの布達を發した。しかしその頃から農民達の間には区戸長の公選を要求する動きがあらわれて各地でそのための人民集会が開かれ、熊本の士族は二一日に大兎狩りをするとの流言もあり県があわててこれを禁止するところまで發展した。一七日には県から地祖軽減の詔書を布達したが民心を鎮めるに足らず、二〇日の熊本新聞は地祖減額と民費の徴収制限について論じ詔書中の「痛ク歳出費用ヲ節減シテ」の項について県の注意を促している。

県側はこれに対して一月二三日甲第二二号布達を出し

「多人数集會之末正副戸長用掛等へ詰問ニ及ヒ、往々粗暴之振舞有之旨相聞へ甚夕以不都合之事ニ候、就而ハ以来右様疑惑之廉有之節ハ、一村限十戸長又ハ長立候者五・六名ニテ区戸長等へ尋出、猶明瞭致ササルニ於テハ封書ヲ以テ直ニ県庁へ申出、右等之儀ニ付決テ多人数集會等致ス間敷候」

と論じはしたが積極的に問題を解決する努力を行なわなかつた。その間にも騒ぎは五・六・七・八大区に拡大して区戸長を威嚇し、打擲し、或

いは県庁の改正掛へ集団で訴えて出るなどの行動に発展したので、権令は二七日遂に県が地租改正費および民費について検査に乗り出すことを公示し（甲第二二号）、二八日より不正戸長の摘発と罷免を開始した。六大区においては二月二日付で一挙に七戸長を免職し、四日には民費取調掛を新任して調査を強行する態勢を示し、五日にも七大区・九大区で各二名の戸長を新任したりしたので、この方面の騒動もどうやら一段落に近づいたが、そこへ新に西郷拳兵という新事態が発生した。

県庁がその禍乱にまきこまれていた中に大規模な阿蘇の打毀しがおこり、県下各地でも再び戸長征伐類似の暴挙が頻発したが、四月の熊本城開放以後は漸次影をひそめ、阿蘇の打毀しの余燼も八月には大方消滅した。しかし、このような官選戸長の横暴に対する人民の暴発は大久保政権に大きなショックを与え、やがて一年の戸長民選を含む三新法の公布につながるのである。

第四節 地租改正と町村合併

昭和二八年以降の町村合併によって熊本県内の市・町・村は急激にその数を減じたが、その源が明治初年にあたったことを知る人は少ない。明治二二年の町・村合併は有名であるが、これが行政範囲の拡大を目指したものであるのに対して、明治初年のものは地租改正と密接不離の關係にあるところに大きな違いがある。極端に言えばこの初年の町村合併によって、江戸時代の自然村は行政村としてのはっきりした区画を持つようになったとすることができるとであろう。

一、政府の町村合併策

地租改正 明治政府は廃藩置県後、早速全国各地の各種各様の地積測量法や租税徴収率や租税徴収法を統一する必要に迫られていた。また米

の現物納を続けることも、米の現物輸送の困難や保管問題、さらには作柄の不安定に伴う米価の変動などによって政府の収入を予定することができないので、当然改正を要する問題であった。しかし長い間の租法を一挙に改めて画一的な新税法を施行する事は非常な決意が必要であったので、政府は慎重熟慮の上その下準備を進め、明治四年以降次第にその布石を行った後、明治六年七月二八日に至ってようやく地租改正条例を公布した。（太政官布告第二七二号）その要点は次の三項である。

一、地租賦課の対象を收穫高から地価に改める。
二、税率は地価の百分の三を定率とする。
三、物納を廃してすべて金納とする。

なおその際一反は三〇〇歩に、一步は六尺一分平方に統一した。この布告にもとづく地租改正は六年にはじまり田地・宅地の分は大体九年に終了したが、山林・原野の調査に手間どり、全国的に完了したのは一四年のことである。本県においては予備作業である地券渡しは六年にはじまったが、地租改正事業は八年二月に開始され、途中神風連の変や西南の役にさまたげられて明治一四年九月に至って完了している。

地租改正に当たって政府は旧来の収入の減じないよう、旧来の貢租相当の地価を予定して府県に割当てたため、現地調査の数字と一致せず、府県では予定不足分を増し割当としたために農民の不平は大きかった。また土地を官有・民有・私有に区分する時、確実な証拠のないものはすべて官有に編入したため農民の不満は高まり、明治九年末には全国的に農民騒擾がおこって、遂に政府も地租税を二・五％に引下げを得なかつた。

町村合併の勸奨 地租改正の過程で他にも一つ調査区域の境界確定という問題点があつた。江戸時代の村は検地帳にも記載しているように、村単位の石高があり、為政者の側から見ればその石高に應ずる貢租が確実に収納されるだけでよかった。従つて村内の個人の所有地がどこにあろうとそれは問題ではなかつた。村は自然に成立したもので、村役人

はその村に住む人間を掌握し、その個人別の貢租額を納めさせれば務めは足りる。村人は従つて耕地としての立地条件が有利であればどこにも出村をつくつた。村と村との境界も今日のように明確ではなく隣接村同志の地所入交りも甚しく、一筆ごとに検査して交付する地券にしても隣接村の農民の所有地が入交り、調査は甚だ困難であつた。これを個人別に地価決定を行なつた後旧一村分を集計してみても、村石高との歳入比較など実際上は不可能に近かつた。また旧来の村の面積・人口には非常な較差があり、行政上からも種々不公平・不便を生ずる可能性も多かつた。

そこで政府は隣接町村の合併を勧奨することとし、既に地租改正布告前の明治五年四月一〇日に

旧来一町村内分界ヲ立テ諸事調理シ来ル分ハ、以区区分ヲ廢シ、合併一村トスヘキ意見ヲ具シ、大蔵省ヘ稟議スヘシ

と一村内の統一をすすめている。(太政官達第一一九号)当時本県にはこの達が出されなかつたとみえて、この時期の合併はないが、同じ町村でありながら分界を立てているものは頗る多く、例えば上代村・下代村(現熊本市)、上奥古閑村・中奥古閑村・下奥古閑村・北奥古閑村(現天明村)、上小岩瀬村・下小岩瀬村(現富合村)など枚挙に暇のないくらいである。六年の六月一七日になると大蔵省達第九九号をもつて「村市改称分合方」を定めて分合・改称の条件を示した。

村市改称及ヒ分合追々伺出候処、中ニハ簡畧ニ過キ夫カ為メ調査推問等徒ニ時日ヲ費シ、事務遷延致不都合ニ付、以後分合ノ分ハ其村市苦情ノ有無取糺差支無之分ハ四隣圍繞村市境界ヲ記候絵図面並反別戸口詳細取調、改称候分ハ其村市差支ノ有無取糺可申出、最兩条共旧・新呼称ノ側へ仮名ヲ附シ可申候、此旨相達候事

しかし旧習は容易に改め難く、合併願は出てこなかつたのでさらに同年

の二月二十五日には大蔵省達第一八六号をもつて前二回の達を敷衍し、小村の合併を奨めた。

五年太政官百十九号ヲ以テ達セラレシ一村内区分ヲ廢シ合併一致ノ処置遷延今日ニ至リ仍ホ旧慣ニ依リ事一齊ナラス、不都合ニ付速ニ提出スヘシ、其他從來独立村ト雖トモ、地積狹隘、戸口稀少ナルモノハ無用ノ公費アル必然ニ付、漸次合村ノ意見ヲ具シ、本年本省第九十九号達ノ順序ニ由リ稟議スヘシ

このような大蔵省の動きは地租改正を順調に実施するための工作であるが、その結果は旧来の自然村を漸次行政村に編成することになつた。しかし府県行政の下部機構としては大・小区制が実施されていたので、小区内の町村区画の改正を強行する必要はなかつた。そこで町村合併は結果的には強制されながらも命令としては実施されず、財政上と人民便利上という理由によつて人民側から願ひ出る形をとることになつたのである。なお町村合併関係の事務は明治七年には内務省の所管に移つていたのである。

一、明治七年の町村合併

本県の町村合併指令 六年末の重ねての大蔵省達による督促で、腰の重かつた地方官達もようやく動き出した。白川県も七年一月県達第二七号をもつて、去る五年太政官達第一一九号と六年六月大蔵省達九九号とを同時に県下に布達して、三月までに一村分界の区分廢止と、小村の合併願の提出を命じた。

旧来一村之内分界ヲ立取扱来候村々ハ、以來其区分ヲ廢シ合併一致ノ一村ト相成候様、改正ノ見込相立、絵図面相添来ル三月限可申上、尤無余儀事故有之、即今改正難致分ハ、漸次改正可被仰付ニ付、其旨ヲ右期限迄ニ可申上。猶右等ノ類並從來独立之村落タリトモ、戸口不多反別稀少ニシテ、便宜合併不致候テハ、毎事無用ノ勞費ヲ掛、区入費並村費モ相高、人民不便利ト相成候村々ハ合併ノ積見込相立御達可申上。

右の達の原文は今残っていないので、当時の各戸長からの伺文によつて復原したものである。

期限の三月までに合村願（寄せ村願）は可成り提出されたが、中には第四三大区日奈久組のように「村々合併見込無之」と届出した所もあつた。

村々合併見込無之儀ニ付届

旧来一村之内分界ヲ立取扱来候村々ハ以来其区分ヲ廢シ合併一致ノ一村ト相成候様改正ノ見込相立絵図面相添来ル三月限可申上尤無余儀事故有之即今改正難致分ハ漸次改正可被仰付ニ付其旨ヲモ右期限迄ニ可申上旨御布告ノ趣奉得其意候、第四十三大区日奈久組ノ儀一村之内分界ヲ建取扱来候村々無御座、尤山間之村立ニ御座候得ハ字ヲ持候迄之小村ハ御座候得共、従来一村ノ取扱ニテ更正ノ見込可申上儀無御座候、併本村之内モ多クハ小村ニテ御座候ニ付地租改正被仰付候上者合併奉願度奉存候得共今迄ノ所ハ高ハ被廢候得共、内輪貢米ノ取扱モ免ヨリシテ取出候儀ニテ合併出来兼申候間、是等ノ村々ハ漸次改正ノ見込可申上候、勿論本村モ小村ノ分ハ大村ニ附屬シ現実ハ合併仕居申候、此段御達仕候事

明治七年三月廿二日

第四十三大区日奈久組戸長

安田 伝 蔵

白川県権令安岡良亮殿

右に対して県の地理掛は三月二十八日次の指令を發した。

書面申立之趣本村モ多ハ小村ニテ合併之見込有之候ハハ地租改正貢米取扱等ニ關係ノ筋ハ有之間敷、漸次合併之見込ハハ絵図面相添事故詳細取調今一応可申立、且小村之分ハ大村ニ附屬シ現実ハ合併致シ居候趣ニ候得ハ、実地ニ基キ合併之見込相立至急可申立候事

この指令に接した戸長安田伝蔵は四月一日付をもつて日奈久組（旧四三大区一・二・四区——新一三大区五小区）について次の通りの寄せ村願を提出した。（七年二月二十八日県指令）

下塩屋村・馬越村合併（馬越村）

下塩屋は馬越附屬
馬越一四戸 百人

下鶴喰村・上鶴喰村合併（鶴喰村）
下鶴喰二九戸 一五七戸
上リ六二戸 三六一戸

赤松村・大平村合併（赤松村）

大平は赤松村附屬
赤松三三戸 二一八戸
大平二三戸 一一二戸

小藪村・鷹野河内村合併（小藪村）

鷹野河内は小藪附屬
小藪二四戸 一一一戸
鷹野河内一七戸 九七戸

船津村・洲口村・白嶋村合併（洲口村）

従来独立小村
船津三七戸 二一四戸
洲口一戸 六九戸
白嶋二八戸 一六八戸

田子崎村・平野村合併（田子崎村）

平野は田子崎附屬
田子崎一八戸 一〇二戸
平野一四戸 八四戸

右の如く単純なものは処理の方法も簡単であつたが、白川県はこの当時大・小区制の改編を実施中であり、しかも地券渡しも実施中であつたので、これにからまる合併願については頭を悩ました。

小村合併之儀ニ付御指令願

第四十七大区深田組須恵村之内

一、畑反別式町八反五畝歩

此大豆式石八斗四升五合四勺三寸

一、人家七戸

右者第四十八大区十小区上村江合併之儀奉願置候ニ付テハ此節地引帳

え關係之筋御座候ニ付急速御指令奉願候 以上

明治七年五月廿七日 第四十大大区上村組戸長

豊永 新七郎 ㊦

第四十七大区深田組戸長

永田 早苗 ⑧

白川県権令安岡良亮殿

(県指令) 書面合村願之儀追テ何分之可及指令候事 六月十三日 長官

区画改正ニ付分村願書

元第二十六大区一ノ小区新浪野村之儀、今度御改正ニ付而第十一大区六ノ小区ニ編入被仰付候処新浪野村之内日ノ尾ト申所之儀ハ第十一大区三ノ小区古閑村近村ニ而六ノ小区ニ而者大ニ不弁利ニ御座候間、何卒新浪野村之内元三百七拾九番屋敷ヨリ三百九拾四番屋敷迄分村被仰付直ニ三ノ小区古閑村之合併被仰付被下候様奉願候事

明治七年六月九日

第十一大区三ノ小区戸長

高 宮 広 雄

白川県権令安岡良亮殿

(県指令) 書面之趣ハ戸口反別並村方苦情之有無等詳細取調図面相添尚可伺出候事 六月十五日 長官

そこで県は一応大・小区改編の終わったところで、町村合併の趣旨をさらに徹底させる必要を感じ、同年七月県達第二一四号をもって再び布告を行った。その内容は一月の第二七号達を再述するとともに、さらに「従来独立之村落タリトモ、反別戸口之多寡ニ不拘、地所犬牙等毎事人民不便利ト可相成村々ハ、合併之見込相立有無其本月中可申上」の一項を追加している。即ちここで地所犬牙すなはち地所入交りの村々は、地租改正の時に困難をするから合併を促進するようにとの新事例を追加したわけである。

この新通達は相当の効果を示し、合村願や寄せ村願が相ついだ。試みに新通達の出る前の六月に提出された第六大区九小区の上・中・下の小柳村寄せ村願を見ると

一、合併ニ付而表立苦情書上候程之儀者無御座、併古来別村独立ニテ人質モ同格ニ無之、当前和兼候筋モ可有之且ハ後來之利筋ニハ氣付薄愚昧之小前ニ而、間ニハ変革ヲ好不申下情モ有之候得共、土台小村之儀ニ付漸次之合併奉願候

と戸長(統適)が述べており、これに対して県の租税課地理掛は次のように強く指示を与えた。

書面上中下小柳村合村願ニ付テ(中略)漸次合併トノ申立候処、右ハ三村共地所入交り居原来一村之内上中下之区分ヲ立自然ト別村之形ニ相成居候儀ニ而、殊ニ反別戸口不多所謂合併一致ノ一村ト可相成村落ト相見候処、右之通人質異リ当然和シ兼候筋モ可有之又愚昧之小民変革ヲ好不申下情アルニ依リ漸次合併ト申候而ハ真ニ無余儀情故トハ相聞不申、畜ニ村情ヲ想思スルノ書面ト相見未タ尽ササルカ如シ。尚精々説示懇諭ヲ加如何ニモ不服実以即今合併難成情故候ハ、尚常詳細取調本月廿日迄可申立候事

甲戌七月十四日

即ち余儀ない事情のある場合に認める合併なのに漸次合併とは何ごとかと言うのである。そこで同戸長は同月二〇日に次の「寄せ村願添書」を提出した。

本紙漸次合村之儀奉願候処別紙御達之趣奉敬承、惣小前共寄せ方仕説示懇諭ヲ加工申候処、何連モ承服聊苦情等無御座候更ニ即今合併被仰付被下候様此段添書ヲ以奉願候事

明治七年七月廿日

第六大区九小区

戸長 統 適

こうして渋々の合併願は、少なくとも形の上では懇願合併ということになつていくのである。

その証據には同じ六月に提出された第六大区三小区の左の願書は最初から懇願の形であるので、何等の支障もなく受入れられている。

寄せ村願

第六大区三小区

菊池郡上西寺村

但旧称廃

一、戸数百貳拾四軒
二、人員五百八拾四人

- 一、田畑反別九拾九町五反三畝三步
- 一、山林反別貳町貳拾壹步

同小区

同 郡下西寺村

但旧称廢

- 一、戸数百四拾六軒
- 一、人員六百拾九人

- 一、田畑反別七拾五町六反貳畝拾五步

右ヶ村合併一村卜成 ○西寺村卜唱申度

- 一、從來独立村ニ而御座候

- 一、合併ニ付而何モ苦情之筋無御座候

- 一、地所入交ニ而從來地推帳等モ一綴ニ仕立、兩村ニ一ト通ニ而用弁仕來申候、

- 尤枝村ハ少々相放レ居候ヶ所モ間々候得共、本村ハ区界判然不仕入戸入交之

村方ニ而此節合併奉願候

右者第六大区三小区上下西寺村之儀地所且人戸入交之所柄ニ而区界難相立諸帳簿取扱等兩村ニ引分レ居候而ハ甚不受理ニ而委細繪図並前願上申仕候通ニ御座候間此節更ニ合村被仰付彼下候様奉願候事

明治七年六月十四日

第六大区三小区戸長

武 藤 一 忠

白川県権令安岡良亮殿

第一回大合併 このようにして八月上旬頃までに提出された合村願の

中、県が調査を完了した一七〇村については、九月一八日一括して合村願を内務省に提出した。

肥後国村々合村之儀ニ付伺

(飽田郡京町村外百六拾九村合村願)

肥後国飽田郡京町村

- 一、戸数百拾五戸
- 一、人員五百參拾貳人
- 一、田畑反別貳拾四町四反壹畝貳拾七步
- 一、藪三反八畝三步

同 郡岩立村

- 一、戸数百四拾五戸
- 一、人員六百五拾八人

- 一、田畑反別貳拾四町九反九畝廿八步

- 一、藪貳反五畝八步

同 郡長迫村

- 一、戸数六拾戸

- 一、人員三百人

- 一、田畑貳拾四町壹反貳畝七步

- 一、山野老町貳畝三步

同 郡西原村

- 一、戸数拾八戸

- 一、人員九拾四人

- 一、田畑反別拾五町六反八畝六步

- 一、山野三反八畝貳步

同 郡富尾村

- 一、戸数五拾戸

- 一、人員貳百八拾六人

- 一、田畑反別貳拾六町五反五畝拾八步

- 一、山野三反壹畝貳拾七步

同 郡北島村

- 一、戸数貳拾戸

- 一、人員百四人

- 一、田畑拾二町五反六畝三步

- 一、藪反別貳拾壹步

同 郡池亀村

- 一、戸数三拾九戸

- 一、人員百九拾六人

- 一、田畑拾九町三反貳畝貳拾四步

- 一、藪反別六反貳畝九步

右七ヶ村合併 池田村与改称

(以下村名ノミ)

飽田郡 柿原村・井芹村・中尾村・牧崎村合併

八島村・田崎村合併

横手村・筒口村合併

春日村・久末村・阿弥陀寺村合併

久末村ノ内字中島屋敷・宮寺村・古町村合併

上小岩瀬村・下小岩瀬村合併

南中無田村・北中無田村・今村合併

今村・富籠村・刈草村合併

池畠村・金光村合併

椎田村・北椎田村・南椎田村・中椎田村合併

十三村・東正保村・西正保村・南正保村合併

上白石村・妙夷村・上天保村合併

大保村・渋江村合併

御馬下村・長峯村・上野村・馬出村合併

糸山村・原口村合併

井上村・津留村・立石村・尾当村・前原村合併

楠原村・楠古閑村合併

鹿子木村・中尾村合併

四才町村・良間村合併

上近見村・中近見村・下近見村合併

(朱消)〔平野村・西村合併〕

八反田村・出仲間村合併

笛田村・上笛田村合併

上木部村・中木部村・下木部村・小原村合併

春竹村・別所村合併

上妙見村・妙見村合併

菊池郡

(花園村)

(田崎村)

(横手村)

(春日村)

(古町村)

(小岩瀬村)

(中無田村)

(合志村)

(白藤村)

(八幡村)

(八分字村)

(会富村)

(並建村)

(四方寄村)

(明德村)

(改寄村)

(楠野村)

(鹿子木村)

(良町村)

(近見村)

(平野村)

(出仲間村)

(笛田村)

(木部村)

(春竹村)

(森北村)

広瀬古閑村・大塚村合併
夜間村・宮園村合併
蟹穴村・羽根木村・西郷村・五海村合併

合志郡

内嶋村・打越村合併

山本郡 平井村・宝田村合併

加茂村・横尾村合併

石野村・吉松村合併

玉名郡 田原村・上田原村・南田原村・柿原村合併

川床村・石尾村・福山村合併

山鹿郡 上小柳村・中小柳村・下小柳村合併

古閑村・白石村合併

中村・中村合併

上津留村・下津留村・下宮村合併

上杉村・下杉村合併

上城村・城村・保柳村合併

上平山村・下平山村合併

長谷村・長谷川村合併

上益城郡 福原村・北福原村・中福原村・下福原村合併

下益城郡 島田村・才木村合併

本札村・榎津村合併

古閑村・志々水村合併

清藤村・廻江村合併

中野村・三拾町村合併

北田尻・西田尻村合併

上糸石村・下糸石村合併

上安見村・下安見村合併

新開村・下新開村合併

伊津野村・靄見塚村合併

宇土郡

(長田村)
(清水村)
(砂田村)

(蘇崎村)

(平井村)

(豊田村)

(亀甲村)

(四津原村)

(三津川村)

(小柳村)

(古閑村)

(中村)

(津留村)

(杉村)

(城村)

(平山村)

(長村)

(福原村)

(島田村)

(榎津村)

(志々水村)

(廻江村)

(三十町村)

(田尻村)

(糸石村)

(安見村)

(新開村)

(野鶴村)

菊池郡 上西寺村・下西寺村合併 (西寺村)
葦北郡 田平村・蕨野村合併 (田平村)

長野村・出野村合併 (長野村)
上初野村・下初野村合併 (初野村)
大迫村・早栗村合併 (大迫村)

中鶴村・気子村・市渡瀬村・仁王木村・桑生村合併 (市渡瀬村)
薄原村・桜野村・大鹿倉村合併 (薄原村)
葛渡村・井長迫村合併 (葛渡村)

荒平村・石坂川村・大藪村合併 (石坂川村)
久木野村・寒川村合併 (久木野村)
古里村・中小場村合併 (古里村)

大川内村・寺床村合併 (大川内村)
右者旧来一村之内分界ヲ立取扱来候村々、合併一致之村落ト相成候様見込相立可申出云々、壬申第百十九号公布、尚癸酉第百八十六号大藏省布達之通ニ付、管下肥後国飽田郡京町村外百六拾九村之義、旧来分裂且独立之村落、反別戸口不多其他地所犬牙等毎事人民不弁利之村落合併願出候分、書面之通候間、大藏省昨六年第九十九号布達之手続ヲ以取調候処、人民協和合併改称ニ付聊苦情且差支之筋無之候間、願之通聞届候様致度、将管内之儀場広殆二千村ニ近キ村数合併之分急速取纏メ出来兼候間、此他ハ取調済次第追々相伺候積兼テ御聞置相成度、依之図面相添此段相伺候也

明治七年九月十八日 白川県権令安岡良亮代理 権参事 小関 敬直

内務卿伊藤博文殿
右に對して内務省よりは同年一〇月一九日付を以て「書面伺之趣聞届候事」との達があり、県は一月七日に各合併村に對して「書面之通聞届候事」との指令を發し、一七〇村は正式に六八村に統合された。

第二回大合併 右の第一回伺の翌日すなわち九月一九日付で県は第二回分として飽田郡柚木村外六四村の合併伺を内務省に提出した。

肥後国村々各村之儀ニ付伺書 (以下形式畧)

飽田郡 柚木村・田上村・庄村合併 (硯川村)

田畑村・豆尾村・古市村・坂下村合併 (下硯川村)

赤水村・川東村・桑鶴村・小桑鶴村・古閑村合併 (和泉村)

五町村・上古閑村合併 (貢村)

高平村・高平下村・高平打出村合併 (高平村)

池上村・新村合併 (池上村)

平木村・小走瀉村・東走瀉村・南走瀉村・西走瀉村・三ヶ村合併 (走瀉村)

方丈村・八町村・五町村・式町村・式拾町村・惟重村合併 (川口村)

川口出村・沖新村・浦田村合併 (海路口村)

上奥古閑村・中奥古閑村・下奥古閑村・北奥古閑村合併 (奥古閑村)

河原村・中河原村・下河原村合併 (河原村)

山本郡 田原村・舟底村合併 (豊岡村)

西山村・小島村合併 (富応村)

小吉松村・前原村合併 (轟村)

阿蘇郡 宮山村・日向村合併 (宮山村)

小森村・小東村合併 (小森村)

詫摩郡 方指崎村・平野村・西村合併 (元三村)

合志郡 鳥栖村・鳥栖辻村・鳥栖東村・鳥栖北村合併 (野々島村)

下益城郡 木原村・西木原村合併 (木原村)

山本郡 西塚原村・塚原村合併 (塚原村)

山本郡 小道村・草葉村・仁連塔村合併 (広住村)

右者旧来一村之内……(前の伺書と同文、但し、「京町外百六拾九村」が「柚木村外六拾四村」となり、最後の「将管内之儀……兼而御聞置相成度」が脱ける)

……相伺候也

明治七年九月十九日

熊本県権令安岡良亮代理

権参事 小関 敬直

内務卿伊藤博文殿

この伺に対しては一〇月二日内務卿より開届の指令があり、県は一
月八日に各村に対して「書面之通開届候事」と指令して、六五村は二〇
村にまとまった。

その間にも合村願は続々提出されたが、中には高瀬区のように岩崎村
との合併を嫌って独立村となりたいたいと願ひ出るものもあつた。

元高瀬区村名ニ改称之儀ニ付伺

第七大区八小区玉名郡

高瀬区

但旧称廢シ高瀬村ト唱申度

- 一、戸数百六拾二軒
- 一、人員六百六拾九人
- 一、屋敷反別拾老町四反八畝
- 一、東西凡三百二十間
- 一、南北凡百七拾五間

私

掛区之内元高瀬区之儀岩崎村ニ合併最前奉願候処書面御規則ニ齟齬仕候処ヨリ
御下ニ相成候ニ付、猶御規則ニ照準仕調達可仕筈之処高瀬区ハ土族聚落仕居候地
ニ而岩崎村ニ合併之儀双方希望不仕候情モ有之、従前之俣被差置候而モ便利不便
利ニ関涉之訳モ無之様相考候ニ付可相成儀ニ御座候者前条之通村号相役度奉存
候、依之絵図相添奉候、御指令奉仰候以上

七大区八小区玉名郡戸長

梅田 範次

明治七年九月十四日

白川県権令安岡良亮殿代理

白川県権参事小関敬直殿

この願は地図を見ても到底受け入れられない。県は同二二日次のように
指令した。

書面図面上岩崎村之地所入交到地租改正地引絵図等不都合不少、殊ニ反別ハ
宅地而已ニ而便宜合併不致而ハ毎事無用之勞費ヲ掛、区入費等相嵩人民之不弁
利トモ可相成ニ付合併可致処、双方希望ニ無之情故ヲ以最新合併願出候末、独
立村号改称と申儀ハ難聞届候条尚懇諭ヲ加合併之儀至急可申立候事

第三回大合併 同年一〇月二五日に県はさらに調査を完了した玉名郡

上井手村外一四三村の合併願を内務省に提出した。

肥後国村々合村ノ儀ニ付伺

(玉名郡上井手村外百四拾三村合村願)

(以下形式畧)

玉名郡 上井手村・中井手村合併

玉名村・社家村・寄名村・下社家村合併

迫間村・下迫間村合併

石貫村・下石貫村合併

本平山村・下平山村合併

上野口村・中野口村・下野口村合併

上山田村・下山田村合併

横埜村・川内田村・梅木村合併

水越村・東水越村合併

東上野村・南上野村・北上野村合併

両上埜村・八勢村・南田代村合併

北田代村・上田代村合併

下早川村・北早川村合併

古閑村・八町村・山出村合併

上田口村・下田口村・和田内村合併

上江頭村・江頭村合併

上小野村・中小野村合併

(上井手村)

(玉名村)

(両迫間村)

(石貫村)

(平山村)

(野口村)

(山田村)

(滝ノ尾村)

(水越村)

(七滝村)

(上埜村)

(田代村)

(早川村)

(白簾村)

(田口村)

(江頭村)

(中小埜村)

葦北郡

- 北古保山村・南古保山村合併 (古保山村)
- 北萩尾村・南萩尾村合併 (萩尾村)
- 仲間村・下仲間村合併 (仲間村)
- 馬越村・下ノ塩屋村合併 (馬越村)
- 上鶴喰村・下鶴喰村合併 (鶴喰村)
- 小藪村・鷹野河内村合併 (小藪村)
- 船津村・洲口村・白嶋村合併 (洲口村)
- 田子崎村・平野村合併 (田子崎村)
- 袋村・神川村合併 (袋村)
- 月浦村・中茂村合併 (月浦村)
- 長崎村・野川村・茂川村・木臼野村合併 (長崎村)
- 湯鶴村・頭石村・招川内村・追廻村・大窪村合併 (湯出村)
- 田浦村・猪埜山村・大木場村・岩屋河内村・宮後村・赤松村合併 (田浦村)
- 黒岩村・永谷村合併 (黒岩村)
- 海路村・内野木場村・高田辺村合併 (海路村)
- 簸瀬村・上蔭村合併 (簸瀬村)
- 吉尾村・市居原村合併 (吉尾村)
- 大河内村・岩屋河内村合併 (大河内村)
- 宮浦村・下宮浦村合併 (宮浦村)
- 小田浦村・下小田浦村合併 (小田浦村)
- 海浦村・滝上村合併 (海浦村)
- 湯浦村・山川村・橋本村合併 (湯浦村)
- 平生村・大鷲浦村・小鷲浦村・福浦村合併 (女島村)
- 福浦村・平国村・赤崎村・泊村・浜村合併 (福浜村)
- 上門村・川内村・野中村合併 (千代村)
- 津奈木村・中尾村・日埜村・乱橋村・蔵谷村合併 (津奈木村)

中村・上原村・松岡村・山口村・桜戸村・町原村・

小津奈木村合併

宇土郡

長崎村・下長崎村合併 (長崎村)

椿原村・下椿原村合併 (椿原村)

恵里村・下恵里村・飯塚村合併 (恵塚村)

神原村・神山村合併 (神合村)

亀尾村・西松崎村合併 (亀松村)

山本郡

嘉村・慈恩寺村合併 (米塚村)

飽田郡

今新開村・方近村合併 (中原村)

中島村・山下村・迎五町村合併 (中島村)

浜口村・無田口村合併 (浜田村)

葦北郡

赤松村・大平村合併 (赤松村)

(後書は前回と同様につき省略)

内務省は右の願を二月四日付で聞届けたので、県は同月二八日一四四村に指令して正式に五四村に合併させた。しかしこのように急速な合併が行われると必ずどこかに無理が生ずる。合併願を提出しながら取下げを願うものや、既に合併聞届済になった後その取消を願うものなどが散見するのまた止むを得ぬ仕儀であったであろう。第一回大合併の筆頭に上った、池田村・花園村の「寄村御取消更ニ合村願」などはその最たるものである。

寄村御取消更ニ合村願

去明治七年二十七日同二百十四号御布達之趣ニ付当区十一ヶ村ヲ二ヶ村ニ合併奉願既ニ御聞届ニ相成申候、然処右ハ全御旨趣ヲ誤解仕且ニ不研究之所ヨリ奉願候義ト相見エ今更当惑罷在申候。右合村之義者十丁余之外ニ散在ニテ村中寄合申談等急速之間ニ合兼困窮之下情ニ御座候。第一今般地租改正ニ付而ハ地順ヲ迫番号ヲ定候ニ順序ヲ失候ケ戸間々致出来、百方熟慮仕候得共着手困難訓方差聞申候ニ付、御取消被仰付、更ニ別紙絵図之通合村被仰付可被下候。左候得者地顔ヲ迫番号モ接続仕村中寄合大ニ便利ヲ得申候。最早内務省一統工御布達モ

有之候末、斯奉願候儀者重畳奉忍入候得共、難黙止次第二御座候間、出格之御詮議ヲ被為持、何卒願之通被仰付被下度此段奉願候事
 明治八年九月十四日

第二大区二小区

戸長 愛敬 正元
 同区长 坂梨 惟修

白川県権令安岡良亮殿代理

権参事小関敬直殿

(組替願) 京町村・岩立村合併

長迫村・西原村・富尾村・北島村村合併

池亀村・柿原村合併

井芹村・中尾村合併

(池田村)
 (富永村)
 (亀ノ原村)
 (芹尾村)

(県指令) 書面合村之儀ハ既ニ其筋伺之上先般及指令候通ニ有之、今更不都合申立者願之趣難聞届候事

明治八年九月廿二日

長官代理

(指令の理由) 右合村之儀昨七月依内務省御指令済ニ相成居申候。然処右合村云々御達之趣戸長手元ニ才テ誤解且ニ研究之処ヨリ願出候趣ニ付而先般合村之儀ハ取消更ニ別紙之通組替願出有之、右ハ地租改正ニ付而ハ地順ヲ失シ云々等書面之趣ニ候得共、檢考候ニ先度合併之村落地所之順序取失候様之ヶ所ハ有之間敷、又願□□是非組替不申而難成筋モ相見不申、道程ト申候而モ拾町余散在之村落迄ニ候得バ左程不弁利之筋ト申程ニモ有之間敷、内務省御指令モ相済居候通ニ付容易ニ再組替ト申儀間モ無ク其筋御申立モ如何、依テ此節願之趣ハ先御聞居無之方ト奉存。

三、明治八年の町村合併

内務省指令と第四回大合併 明治八年二月八日、内務省は乙第一四号達をもつて町村合併改称の禁令を發した。

宿駅廢合並村落合併ノ儀ハ人民格別便利ヲ得候儀有之哉或ハ實際不得已事故有之外ハ以来廢合及改称等不相成儀ト可心得此旨相達候事

しかし白川県では前年以降八月一月までの町村合併・村名改称願が山積

しており、それらの内調査完了の分も相当に達したので、二月二十八日本郡二田村外一七六村の合併伺を内務省に提出した。

肥後国村々合村ノ儀ニ付伺

(山本郡二田村外一六七村合併願)

(以下形式書)

山本郡 二田村・大塚村合併

本井手村ノ内宇深瀬・下井手村合併

玉名郡 上荒尾村・下荒尾村合併

上中村・下中村合併

葦北部 佐敷村・杉谷村・山下村・宇戸村合併

兼丸村・井手向村・井樋口村・見附村合併

上白木村・下白木村合併

長沢村・才木村合併

上益城郡 上豊内村・下豊内村合併

下横田村・浅井村合併

葦北部 漆川内村・桑沢見村合併

中園村・松生村合併

豊尺村・長崎村・楮ヶ迫村合併

中小場村・城ノ迫村合併

泥泊村・杉園村合併

岡村・井料村合併

蔵谷村・馬出野村合併

上内野村・下内野村合併

大川内村・鳥屋尾村合併

飛松村・中屋敷村合併

古田村・古道村・石間伏村合併

馬場村・寺川内村合併

牛瀧村・野々木村・垣内村・今村合併

(正清村)

(下井手村)

(荒尾村)

(中村)

(花岡村)

(八幡村)

(白木村)

(天月村)

(豊内村)

(下横田村)

(角割村)

(立野村)

(丸山村)

(富永村)

(国見村)

(岡井村)

(倉馬村)

(内野村)

(大川内村)

(畑中村)

(古石村)

(宮崎村)

(田川村)

玉名郡 古地村・上吉地村合併
山鹿郡 霊仙村・久原村・今田村合併
方保田村・日置村合併

上益城郡 大川村・平野村合併
仁田尾村・牛ヶ瀬村・鶴底村合併

阿蘇郡 西ノ原村・高須村合併
馬場野村・上原村・茗ヶ園村合併

小嶺村・猪尾村・栃原村合併
梅木鶴村・川ノ口村・栗林村・栗藤村・尾ヶ分村合併

八代郡 南野津村・東野津村・北野津村・野津村・西野津村合併

東鹿島村・新地村合併
南鹿野村・北鹿野村合併

東網道村・中網道村・西網道村合併
大野村・上北大野村合併

川上村・立神村合併
西吉本村・吉本村合併

山鹿部 上梶屋村・下梶屋村合併
西宮地村・東宮地村・上日置村之内字小寺合併

上片野川村・北片野川村合併
中片野川村・下片野川村・長田村

井上村・下井上村合併
日置村・上日置村・福正原村合併

上益城郡 東沼山津村・西沼山津村合併

西惣領村・東惣領村合併
富納村・平原村合併

山本郡 清水村・下清水村合併

山鹿郡 四町村之内柏ノ木村・岩野村合併

上芋生村・下芋生村合併
上小阪村・下小阪村合併

上益城郡 桐原村・轟村合併
麻生村・山出村合併

笹原村・山出村之内小松村合併
男成村・稲生原村合併

尾野尻村・小野尻村合併
上田所村・下田所村合併

山鹿郡 白石村・犬飼村之内相藤寺村合併
中富村・川崎村合併

山鹿郡 上住吉村・下住吉村・住吉村合併
宮村・上千田村・下千田村・久野村合併

持松村・古閑原村・牟田村合併
岩原村・上岩原村・郷原村合併

広村・上広村・下原村合併
米野村・堂米野村・下米野村合併

飽田郡 権藤村・五町新開村合併
新村・江中島村・上海氏村・下海氏村・道古閑村合併

東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併
下内田村・鶴森村・内田新開村・上内田村・西新開村合併

(内田村)
(美登里村)
(錢塘村)

(沼山津村)
(惣領村)
(富納村)
(清水村)

ここで申請された合併願は地所犬牙または独立小村の合併が多かったが、中には第五大区四小区の富納村(戸数三二、人口一六〇人)に合併する同大区六小区の平原村(戸数五、人口二四人)のような区画改正に伴っ

て合村の機運を生じた所もある。

両村之儀従来民情モ同一ニ有之、何事ニヨラス一村同様之交リ致居其上書帳簿等ニ至迄右村方取結有之候処、本年四月区画御改正ニ付而小区之別相立大ニ不弁利ニ有之候間此節合村被仰付富納村ト称申度左候而五大区四小区エ編入被仰付被下候ハ、往々得弁利可申候間、宣敷被仰付可被下候事

第五大区四小区戸長

西口敬也

明治七年十二月

同 六小区戸長

高山 齊

白川県権令安岡両亮殿

県もこの情実を認めて、「平原村之儀戸口稀少、独立ニテハ往々不都合ニ付合村致可然相見候間、纔之戸数ニ付戸籍之儀モ四小区ニ組込合村之儀外ニ一同ノ御伺ニ可相成」として申請を取り上げている。

独立小村としては第九大区四小区の桐原村（一八戸、八三人）と轟村（二三戸、六四人）合併の城原村、同区の尾野尻村（八戸、三七人）と小野尻村（一五戸、七五人）合併の野尻村などがあり、地所混合の例としては同区の上田所村（一八戸、一〇〇人）と下田所村（一六戸、八八人）合併の田所村などをあげて一例とする。

さて今回の伺書は乙第一四号の合併改称禁止令の出たあとではあったが、その直後でまだ達が地方へ届く前であつたためか、内務省は四月一七日付で次の許可指令を發した。

書面合併之儀ハ当省乙十四号達ノ趣モ有之候得共、地所混淆實際便宜相見得無余儀次第ニ付聞居候事

但シ玉名郡才木村・長沢村之儀、絵図面ニハ葦北郡ト有之、不分明ニ付今一応取調更ニ可申出事

そこで県は五月五日当該村に許可指令を發し、（一三大区七小区については五月三一日付）右の一七五村は七〇村に統合された。但書の才木村、

長沢村合併天月村は葦北郡が正しかつたので、県は五月二八日次の上申を内務省に提出した。

肥後国葦北郡才木村長沢村合併之儀ニ付申上候書付

葦北郡 才木村
長沢村 二ヶ村合併天月村ト改称

右者肥後国山本郡二田村外百七十六ヶ村村落合併之儀本年二月廿八日附ヲ以相伺候処、伺之通被聞居、但玉名郡才木村・長沢村之儀絵図面ニハ葦北郡ト有之不分明ニ付今一応取調可申出旨、本年四月十七日御指令ノ趣奉敬承候。取調候処右両村之儀絵図面之通葦北郡ニ相違無之、全郡名書誤ニ付宜御開置被下度依之此段上申仕候也

明治八年五月三十日

（内務卿殿）

（長官代理）

この上申については七月一〇日内務省聞届指令が發せられ、第四回分は全部無事落着した。

右のような大合併の外に村名改称願の処理（第六大区二小区の班蛇口村を半尺村と改称したいとの願い―八年二月二日戸長溝口貞臣より願出―二五日指令「書面願之趣難聞届候条、班蛇口ニ確定之儀ト可相心得候事」・花岡町廃止伺のような小件が次々と地理掛の手を経て庶務課・租税課との連絡の下に決定されている。

第五回大合併 明治八年五月、県はまた山積した合併願を整理して、玉名郡野部田村外一四一村の合併伺を提出した。前回とは異なつて既に二月の内務省達を承知の上のこのような大合併申請であるから、伺の文面も当然大きく変わつてきている。

肥後国村々合村之儀ニ付伺書

（玉名郡野部田村外一四一村合村願）

（以下形式略）

玉名郡	野部田村・下野部田村合併 宮崎村・宮崎出目村合併	(野部田村) (宮崎村)	八代郡	八矢村・神木村合併 丸小野村・二瀬本村・大野原村合併	(八木村) (二瀬本村)
上益城郡	東木倉村・西木倉村・南木倉村・北木倉村合併 高山村・高野村・下高野村・甘木村合併 今城村・牛ヶ瀬村合併	(木倉村) (高木村) (滝川村)	八代郡	神動村・花寺村合併 大迫村・米ノ山村合併 菅尾村・大久保村合併	(橘村) (花上村) (米迫村)
山本郡	御船町・辺田見村ノ内横町村合併 滴水村・下滴水村合併	(御船町) (滴水村)	合志郡	斗塩村・黒原村合併 土戸村・竿渡村・須荊村合併	(塩原村) (滝上村)
合志郡	苦竹村・塔迫村合併	(室町)	八代郡	松崎村・上高子原村・下高子原村合併	(松高村)
天草郡	登立村・上村ノ内蔵々・千束合併	(登立村)	合志郡	上津久礼村・下津久礼村合併	(津久礼村)
菊池郡	虎口村・長野村・寺小野村・染土村合併 小楠野村・白木村合併	(竜門村) (小木村)	八代郡	上津久礼村ノ内鉄砲小路村・新町・馬場村・ 柳水村・入道水村・中尾村・南方村合併	(原水村) (宮原村) (中島村) (有佐村)
合志郡	西迫間村・市野瀬村合併 東迫間村・戸豊水村合併	(狭間村) (豊間村)	八代郡	上宮原村・下宮原村合併	(宮原村)
合志郡	御領村・御領出分村・上古閑村・野附村合併 二子村・油古閑村合併	(福原村) (幾久富村)	合志郡	平島村・中野村合併	(平島村)
山鹿郡	原口村・群村合併	(豊岡村)	山本郡	上有佐村・小路村合併	(上有佐村)
玉名郡	平島村・鹿水村・中林村・後川辺村合併 江良村・弘生村・南弘生村合併	(栄村) (合生村)	山本郡	岩本村・姫井村・下河原村ノ内九峯村・ 大谷村・四町分村ノ内小川村合併	(明治村) (山本村)
山鹿郡	灰塚村・大池村合併	(御代志村)	下益城郡	目磨村・九折原村合併	(栄村)
山鹿郡	新町・上御宇田村合併	(来民町)	山鹿郡	舞鹿野村・御前浜村・川原畑村・津留村・ 一谷村・越早津村合併	(永富村) (安部村)
山鹿郡	上中村・下中村・高瀬町・立願寺村・繁根木各 村ノ内元高瀬区分・岩崎村合併	(岩崎村)	合志郡	安掛村・口原村・久立村合併	(安部村)
菊池郡	平野村・大柿村合併	(大平村)	合志郡	小長野村・小夏村合併	(二和田村)
阿蘇郡	生味村・伊倉原村ノ内木佐木村合併 小倉村・早檜村合併	(生味村) (高辻村)	合志郡	長野村・常海原村・北村合併	(三和村)
阿蘇郡	旅草村・梶原村合併	(伊勢村)	合志郡	栗崎村・柑子野村合併	(栗崎村)
阿蘇郡	東竹原村・西竹原村合併	(竹原村)	合志郡	下田村・田中村・岩尾野村合併	(三加村)
阿蘇郡	稻生村・目細村合併	(長谷村)	合志郡	下町村・下町出分村合併	(下町村)
			合志郡	下陳内村・中陳内村・陳内村合併	(陳内村)

中代村・中代出分村・川窪村・大堀木村・津留村合併

(久保田村)

上益城郡 浜町・浜村

(浜町)

右者宿駅廃合・村落合併之儀ハ人民格別便利ヲ得候儀有之哉、或ハ實際不得已事故有之候外ハ、以来廃合等不相成云々本年乙第十四号御達ノ趣モ有之候処、管下肥後国玉名郡野部田付外百四十一ヶ村之儀、地所混淆且人戸反別瑣少ニ付、一村落ニ据置候テハ漸々民費相嵩候ノミナラズ、取扱百事不弁利之筋有之趣ヲ以、合併願出候間、官員差遣実地検査篤ト取調候処、申立之通無相違、實際不得止事情無余儀次第二付、願之通聞届候様致度、就之図面相添此段相伺候也

明治八年五月

白川県権令 安岡良亮

内務卿殿

この伺を提出した後にもまだ未調査の合村願が残っている上に、次から次へと新しい願書が届けられてくる。これは明治八年に入って地租改正の実地検査がはじめられたため、それまで合併の必要を痛感しなかった村々にも切実感が生じたためである。しかし、県としては牛涎然として続く合併願には堪えられなかった。そこでこの年六月四日乙第五号をもつて

小付合併之儀兼テ及布達置候ニ付テハ、人民格別便利ヲ得、或ハ實際不得已事故有之願出候訳ニハ候得共、無際限申立候儀ハ都合ニ付、右等之付々本年六月三十日限取調可申立……

と達し、期限を六月三〇日迄とした。この期限設定に驚いてまたまた多数の合村願が提出されたが、中にはこの通達を見て逆に合併取消願を提出する所もあった。一二大区一〇小区の吉王丸村、南吉王丸村がそれである。

小村合併願之儀ニ付先書御取消願

第十二大区十小区吉王丸村南吉王丸村之儀先般御布告ニ付テ合併被仰付度、昨甲戌三月奉願置候処、今般布達之趣ニ付而ハ人民格別便利ヲ得或ハ實際不得止事故等村方承合セ申候処、人民格別便利ヲ得申程之儀無之先書御取消被仰付度出願仕候間可然御採用被仰付度此段奉願候事

明治八年六月三十日

第十二大区十小区副戸長

同

区区长

加来 治

牧 文四郎

白川県権令安岡良亮殿代理

白川県権参事小関敬直殿

昨甲戌三月之願書見へ兼候条写ヲ以本紙ニ添至急ニ可差出事

七月四日

地理掛

御付礼之趣奉敬承候、則甲戌三月御届申上置候書付写別紙相添御達申上候間御取消被仰付度奉願候事

乙亥七月十日

第十二大区十小区副戸長

加来 治

⑤ 小村帳御改正ニ付御届

小村帳御改正ニ付雛形被差添御、布達之趣奉得其意候、第四十一大区岡中村組之儀別冊之通一小区南吉王丸村ヲ吉王丸村ニ合併被仰付度、其他合併仕候小村無御座候、此段御達申上候事

明治七年三月二日

岡中組戸長 岡本 覚

書面合付之儀人民格別便利ヲ得申程之儀無之ニ付取消願出、右者村落並地所大牙之所柄ハ合村可致口論候処、本年ニ至リ取消願出候儀子細モ可有之哉、見合之筋有之候条右両村落地所共委敷絵図面仕立、来ル三十日迄ニ無相違可達出事

地理掛

七月廿五日

本紙合村願之儀本年ニ至御取消奉願候儀子細モ可有之哉御見合之筋御座候ニ付右村落地所委敷絵図面仕立御達可申上旨奉敬承候、右御取消願之儀於村方何ゾ子細モ無之、当区外無田北村上土三ヶ村ヲ合村太牟田と称呼仕度奉窺書面ニ御

付紙之趣合村願之儀ハ容易ニ難被仰付旨ニ付此甲戌三月御届書御取消奉願候儀
ニ御座候、則向村落所絵図面相添御達申上候事

明治八年八月一日

十式大区十小区戸長

民門 清三郎

(指令)書面之趣絵図面上ノ如ク地所混淆之所柄ニ候ハバ合村イタシ候儀ト可
相心得、就テハ人員戸数並田畑山林反別取調絵図面相添更ニ来ル十五日迄之内
可願出候事

明治八年八月九日

権令代理

このような経緯を経て、吉王丸村の合併願は既に七年三月に提出したに
もかわらず、八年八月に再提出を命ぜられ、県からは九月に他町村と
一括して内務省へ進達されることになったのである。

ところで五月に提出した合併伺は、前年の例にならえば七月には内務省
の指示が発せられる筈である。ところがその七月三日に内務省は出火の
ため全焼したので、直ちに各府県に対して「内務省火災ニ付諸願伺之内
本年七月三日前差出候内指令無之分猶取調可進達」と指示した。そこで
県は五月の野部田村外一四一村合村伺を再進達することとし、同年九月
次の副書を添えて提出した。

一、肥後国玉名郡野部田村外百四拾壹ヶ村合村伺

右者御省火災ニ付請願伺之内本年七月三日前差出候内御指令無之分猶取調可
致進達旨御達之趣ニ候処、当県下肥後国玉名郡野部田村外百四拾壹ヶ村合村
之儀本年五月相伺置候処、未タ御指令無之ニ付則伺書並絵図面共写進奉仕候
条、至急御指令有之度此段上申仕候也

明治八年九月

(権令代理)

(内務卿殿)

県としてはその手順が正しく行われればよい訳であるが、合併願を提出
した側としては既に地租改正の取調が進捗しているのに何の指令もない
という非常に不安な状態で放置されることになった。しかも早きはこ

年三月に申立てた所が未処理のままである。県に対して合村御指令願が
殺到するのも当然である。八月から九月にかけて九大区七小区・六大区
一〇小区・一三大区五小区・一四大区九小区・一六大区一一小区などの
各戸長達から県に対して指令を急いでほしいとの願書が届けられており、
県はこれらに対していずれも合村の積で取調べを行うよう指示している。
その中から九大区七小区の願書を掲げてみよう。

合村之儀ニ付伺

第九大区七小区村々合村願、本年四月御達仕置候処、未タ御模様不相当、右者
地租改正一村全図ニ関係仕候間奉候事

明治八年八月三十一日

第九大区七小区副戸長

右 岡島 尹 清

区 石山 喜 三

佐藤 新 治

白川県権令岡安良亮殿代理……

(県指令)書面当時取調中ニ付追テ何分指令可及候得共同之趣無余儀相聞候ニ
付先合村ノ積ヲ以取シラベ候儀ト可相心得事

八年九月八日

長官代理

このような情勢の下に一〇月五日内務省の達が到着したが、それは聞届
指令ではなくて次のような指示とともに伺書が返戻されていた。

書面改称ノ内、栄村ノ名義ニタ所有之、郡達ニ候得共改称ノ際同名相設候儀ハ
不都合ニ付、調直可申出、且辺田見村ノ内横町村等ノ類附箋ノ廉々ハ、一村ノ
小字敷又ハ枝郷等ニテ是迄一村立罷在候儀敷、其他御船町村ヲ御船町ト改称ス
ルノ類、町村合併改称候共税額ニ異動無之哉、右稜々詳細取調更ニ可申出、依
テ調書絵図面共一ト先下戻候事

明治八年十月五日

内務卿 大久保 利 通

栄村の名は合志郡の中村・後川辺村合併の栄村と、下益城郡目鷹村・九

折原村合併の栄村とがあり、出願願から言えば下益城の方が後であったので、この方を改称させることにし、一〇月一八日に第九大区八小区戸長に対し次の達を出した。

其区目麿村・九折原村合併栄村ト改称致度段先般出願致候処、右ハ他郡へ同称之村名有之改称ノ際同名相設候儀ハ不都合ニ付別紙差下候条更ニ村名取調、来ル廿日迄ニ可申出此旨相達候事

明治八年十月

長官代理

また今回の提出分には含まれていない新規の合村願の中に玉名郡の友田村・林田村が合併して栄村と改称したいと申出していたので、これにも同日付で別な村名を撰定するよう指令を發した。

一村限の色分け図面についても十一月二日迄の期限で町村に指令したが、十一月二十九日に至つて、右の合併何に名を連ねていた第六大区二小区の西迫間村・市野瀬村合併の取消願が提出された。

第六大区二小区菊池郡西迫間・市野瀬兩村之儀別番繪図面通川添一流之村立二而從前者年久敷庄屋モ併勤ニ付、御布告且御出張之官員衆ヨリ御演達之趣モ有之、合村奉願置候処、右ニケ村境界之儀谷川ヲ隔地縁モ絶、其上西迫間本村ヨリ市野瀬村懸岩下組迄者里程式拾町余モ有之、村方寄合之申談等不弁利ニ而往々迷惑可仕見直ニ而、離村之儀願出申候ニ付、内情探索仕候処、他ニ重立候苦情逆モ無之候ニ付、今更分離ト申儀容易ニ難奉願訊ヲ以說督仕候得トモ安心不仕、混テ御取消之儀願出申候間、只今ニ至苦情申立御手数率願儀者何共奉恐入候得共、右之事情ニ御座候間、合村之儀何卒御取消被仰付被下候様奉願候、此段別紙村繪図相添御達申上候事

明治八年十一月廿九日

第六大区二小区

西迫間村市野瀬村

川口 宗 衛

戸長

溝口 貞 臣

区 長

白川県権令安岡良亮殿

牧 信友

本来ならば許可される筈のない願であつたが、尙が却下になつて返つて来ており、再尙來提出であつたことが幸いして、二月二日に「書面願ノ趣聞居候条、向後右躰不合無之様注意可致候事」との県指令が發せられた。こうしたいきさつを経て、県は二月一日再尙を内務省に提出した。

(五月の何の「……實際不得止事情無余儀次第ニ付」まで同文) 本年五月相窺置候処、改称之内栄村之名義ニ夕所有之、郡違ニ候得共改称之際同名相設候儀ハ不都合ニ付調直ヘク、且辺田見村之内横町村等ノ類ハ一村ノ小字敷又ハ枝郷ニテ是迄一村立罷在候儀歟、其他御船町村ヲ御船町ト改称スルノ類町村合併改称候トモ税額ニ異動無之哉、右廉々詳細取調図面之儀モ可成丈ケ各村色分致シ可差出旨本年十月五日付ヲ以御指令之趣致承知候、

右ハ下益城郡目麿村・九折原村合併栄村ヲ境村ト相改、其他上益城郡辺田見村之内横町村、天草郡上村内蔵々千束、菊池郡原村ノ内木佐木、右村々ハ何レモ枝郷ニテ本村名称ノ内ニ相孕ミ、是迄一村立罷在候儀ニ無之、玉名郡上中村・下中村・高瀬町・立願寺村・繁根木村ノ儀ハ本村ニテ、右村町ノ内点々飛地ノ分(注 小字前ニ記載ス)合シテ從前高瀬区ト唱、岩崎村へ接続之所柄ニ付、各本村町ヨリ分裂ヲ以岩崎村へ合併相候儀ニ有之、且御船町村ヲ御船町ト改称スルハ、元同村並辺田見村ノ内横町村小字商店營業市街連続ニ付、右商家ノ分合併実地ニ付テ御船町ト改称候儀ニテ、ケ所限り貢租反米ハ異同有之候得共、元在町ニテ農地一般貢額ノ扱ハ相異候儀無之候間、何通御開届相成度、依テ図面モ各村都テ色分ニ認直シ此段更ニ相候也

但菊池郡西迫間村市野瀬村合併之儀、最前記載相候候処、尙願出候次第モ有之候ニ付此節ノ書面删除致置候条為念併テ申上置候也

明治八年十二月

(白川県長官)

(内無聊宛)

右に対する指令は翌九年一月九日に至つて内務省から発せられた。

書面申出之内、岩本村外三ヶ村合併改称明治村ト唱候儀不都合ニ付、更に調替可申出、其他伺之通開居候事、

但上中村外四ヶ村内ヨリ岩崎村へ分裂分、反別ノミニテ戸数・人口各村記載無之調査差支候条、辺田見村ノ内横町村、上村之内蔵々村・千束村等取調之例ニ倣ヒ、詳細書分早々可届出事

明治九年一月九日

内務卿 大久保利通

ここに至つて明治八年五月伺の第五回大合併分の中一三八村の五一村統合が認められ、明治村については即刻地元との文書往復がはしめられた。
第六回大合併 第五回の大合併は八年五月に提出され年を越して認可されたが、県がこれについて一括提出すべく、八年六月限りと期限をきつた合併願も七月に延期を願うものがあり、またさらに地租改正とのつながりで時期を外れた後にその必要を痛感して願出るものも依然跡をたたなかつた。以下はその実例である。

合併村ニ付願

小村合併之儀者、客月三十日限取調上申可仕旨御達之通ニ候処、本月十二日遠近権大属巡回、地租改正之方法詳細演達ニヨツテ篤ト相考候得者、合村不仕面々不都合ニ有之候間別紙取調奉候、右者期限過候儀ニ候得共特別ヲ以御僉議被仰付被下度奉願候事

明治八年七月廿八日

第十一大区九小区戸長

甲 斐 太郎

右 同 大区区长

野 田 信 道

第七大区六小区白石村・請村

右両村之儀、地所犬牙錯雜ナル故、今度地租御改正ニ付地所引合ニ至双方ヨリ苦情申出地所引分致兼申候ニ付、両村合併ニ致定仕候、然処右合村願之儀当六月中可出願答之処、其儀届兼不念之次第第二候得共、合村被仰付度依之別紙願書

御達仕候付乍恐急々御指令可被下候事。

明治八年九月二日

第七大区六小区戸長

村 上 二 平

同 大区区长

山 崎 定 平

県としては一日も早くそれらをまとめて内務省へ提出したいとあせつたが、一々の願について調査を行わねばならず八月末になつても一括提出が出来なかつた。そのため地租改正事業に支障を来す村々からは既に八月に合村指令の督促が行われており、九月に入ると悲愴感さえ伴つてくる。

当区上坂下村東今村合村之儀、本年三月二十八日付ヲ以奉願出候処今御指令無之、右ハ当今沽券取シラベ中ニテ何分之御指令無之候而ハ調上大ニ混淆仕候間、何卒至急御指令被仰付候様此段奉願候也

明治八年八月四日

第八大区五小区戸長

唐 杉 次 郎

右 区 長

富 田 又 太 郎

(白川県権令代理)

(県指令) 書面當時調中ニ付追テ治定指令可及候得共、申立之趣無余儀相聞候ニ付、先合村之積ヲ以取シラベ候儀ト可相心得事

八年八月

(長官代理)

合村御指令願

第六大区十小区米野村ノ儀第七大区六小区姫井村ト申セシ地所混淆ノ誤ヲ以先般合付奉願置候処、最早地租改正調モ卒業ノ場ニ到リ、関係仕候間、急ニ御指令奉願候事

明治八年九月十日

第六大区十小区

戸 長 江 上 玄 良

同 区 区 長

牧 信 友

(白川県権令代理)

(県指令) 書面ノ趣目今其筋へ伺中ニ付追テ何分之可及指令候得共無余儀相聞候ニ付、先合村之積ヲ以取調候儀ト可相心得候事

明治八年九月十五日

(長官代理)

右の県指令は「目下其筋へ伺中ニ付」と記しているが、指令案文でははじめ「当時取調中ニ付」とあつたのが訂正されたもので、実はこの指令本文の出た三日前の九月一二日に宇土郡松山村外三二〇村の合併伺いが内務省へ提出されたのである。

肥後国村々合村ノ儀ニ付伺書

(宇土郡松山村外三百二十村合村願)

(以下形式畧)

宇土郡 松山村・下松山村合併

下益城郡 内山村・桑木野村合併

藤木村・夏水村・山出村・戸屋村・下福良村・

天ヶ瀬村合併

越草村・大辻村・勢井村合併

北野村・権正村・興正寺村・岩上村合併

金木村・水上村・迫村・内園村合併

用采村・小崎村・貫平村十土

峠原村・菴室村・竹ノ迫村合併

桑鶴村・福良村合併

山本郡 平嶋村・山城村・葦原村合併

阿蘇郡 坂梨村・古閑村・馬場村合併

上野中村・下野中村・上三ヶ村・下三ヶ村合併

手野村・尾籠村合併

東下原村・西下原村・中原村・井手村合併

分西宮地村・四分一村・宮地町・南宮地村・東宮地村・

西宮地村・北宮地村合併

八代郡

外出村・北出村合併

碓原村・貝洲村合併

南野崎村・北野崎村合併

北村・外無田村・上土村合併

葦北郡

小田浦村・宮浦村合併

浜村町・大崎村合併

野角村・岡井村合併

倉馬村・内野村・大川内村合併

大川内村ノ内島屋尾村・畑中村合併

古石村・上小場村合併

富永村・百木川内村合併

丸山村・久野川村合併

大野村・立野村合併

告村・角割村合併

馬越村・日奈久村合併

千代永村・田野川内村・小川村ノ内溝口村合併

小川村ノ内板練村・船倉村・羽仁田村合併

久多良木村・大門瀬村・田野宇埜村ノ内一〇戸合併

上良石村・田野宇埜村ノ内五七戸合併

破木村・与奈久村・鎌瀬村・瀬戸石村合併

赤松村・子藪村合併

下大野村・上大野村・窪村合併

内野村・田子崎村合併

合志郡

久米村・高江村・高江出分村合併

田島村・猪目村・岡村合併

板井村・三万田村合併

富村・富出分村・古閑村・邑吉村合併

福本村・田吹村・中林村ノ内五戸合併

(両出村)

(貝洲村)

(野崎村)

(太無田村)

(小田浦村)

(浜浦町)

(豊岡村)

(大川内村)

(高岡村)

(古石村)

(米田村)

(丸山村)

(大野村)

(告村)

(日奈久村)

(千小田村)

(木多良村)

(久多良木村)

(田上村)

(川内村)

(赤松村)

(下大野村)

(野田崎村)

(豊水村)

(田島村)

(亀尾村)

(吉富村)

(福ノ本村)

菊池郡

永村・永村出分村合併 (永村)
片俣村・下中窪田村・中窪田村合併 (矢護川村)
高柳村・平村・湯船村合併 (麓村)
妻越村・高永村・高永手分村合併 (新明村)
隈府町・立石村・正観寺村・高桝瀬村合併 (隈府町)
本分村・木野本分村合併 (木野村)

木野本分村ノ内中木野・本分村ノ内田中竜徳一〇戸・
竜徳村ノ内三五戸・道場村ノ内二七戸・木山村ノ内
三六戸・大林村合併 (松尾村)
竜徳村ノ内酒蔵野・池田村・木山村ノ内

飽田郡

永山一九戸・道場村ノ内四坊ノ原一四戸合併 (池永村)
坪井村・竹部村合併 (坪井村)
下村・本村・東外村・西外村・外村・新外村合併 (健軍村)

下益城郡

北小川村・西小川村合併 (北小川村)
鰐瀬村・土鹿野村合併 (鰐瀬村)
藤山村・尾窪村合併 (藤山村)
上郷村・下郷村合併 (上郷村)
馬場村・出目村合併 (馬場村)
池田村・高木村・下神園村・上神園村合併 (中郡村)
木早川内村・野中村合併 (木早川村)
大岩野村・小岩野村・石原村・九尾村合併 (岩野村)
坂貫村・小田尾村合併 (坂貫村)
小原村・長野村合併 (長原村)
中島村・木鷲野村合併 (嶋木村)
杉村・梅木村合併 (杉木村)
大野村・寺川口村・上司尾村合併 (上寺村)
片平村・下大川村合併 (城平村)
今村・入佐村合併 (入佐村)

玉名郡

黒木尾村・川又村・入佐村ノ内久見木・
名連石村ノ内下鶴合併 (黒川村)
名連石村・上名連石村合併 (御所村)
上辛川村・辛川村合併 (辛川村)
木崎村・赤井村合併 (赤井村)
上砥川村・下砥川村・砥川村合併 (砥川村)
東無田村・櫛島村合併 (嶋田村)
下六嘉村・南六嘉村・上無田村合併 (下六嘉村)
新藤村・小ヶ蔵村合併 (新小村)
横野村・川内村合併 (川野村)
立山村・桃田村合併 (大倉村)
中程村・土器屋村合併 (中土村)
友田村・林田村合併 (満村)
築地村・西築地村合併 (築地村)
上坂下村・東今村合併 (上坂下村)
上江田村・江田村合併 (江田村)
用木村・上用木村合併 (用木村)
芋生田村・上津原村合併 (津田村)
岩村・上岩村合併 (岩村)
永方村・塩屋村合併 (永塩村)
宮崎村・宮崎出目村・向野村合併 (宮野村)
平原村・清源寺村合併 (清源寺村)
腹赤村・新沖洲村合併 (腹赤村)
折地村・赤崎村合併 (折崎村)
阪ノ上村・東坂ノ上村・安ノ原村合併 (豊永村)
石貫村・北石貫村合併 (石貫村)
赤坂村・荘寺村合併 (細永村)
肥猪村・肥猪東村・肥猪中村合併 (肥猪村)

久井原村・下久井原村合併 (久井原村)
 下津原村・東下津原村・西下津原村・菰田村合併 (下津原村)
 上沖洲村・下沖洲村合併 (沖洲村)
 水島村・小野村合併 (水野村)
 白石村・請村合併 (瀬川村)
 八代郡 上松求麻村・下松求麻村合併 (松求麻村)
 吉王丸村・南吉王丸村合併 (吉王丸村)
 山鹿郡 米野村・姫井村合併 (合里村)
 阿蘇郡 村山村・高森村・高森町合併 (高森町)
 市下村・竹崎村合併 (両併村)
 吉田村・吉田新町合併 (吉田村)
 久木野村・下久木野村・下田村ノ内放ケ内合併 (河陰村)
 上久木野村・二子石村・久木野村ノ内御陣村合併 (久石村)
 下市村・下積村・上中村ノ内井上村合併 (一ノ関村)
 上中村・下積村ノ内二戸・西中村・下中村・松木村合併 (中松村)
 東下田村・宮寺村・下田村・川後田村・喜多村合併 (河陽村)
 菊池郡 水島村・寺町村合併 (台村)
 輪足村・築地村合併 (亘村)
 上島村・西上島村合併 (上島村)
 上益城郡 北甘木村・上北甘木村合併 (北甘木村)
 鯉村・下鯉村・西鯉村合併 (鯉村)
 秋只村・万ヶ瀬村合併 (豊秋村)
 球磨郡 宮原村・湯前村ノ内切畠村合併 (宮原村)
 上村・須恵村ノ内脇村合併 (上村)
 玉名郡 下長田村・山口村合併 (長山村)
 長洲上町・長洲下町合併 (長洲町)
 詫摩郡 前無田村・上長溝村・下長溝村・中長溝村合併 (長溝村)
 右八村落合村之儀ハ人民格別便利ヲ得ル儀有之歟、或ハ……(以下前回と同様)……昨年八年御省第十四号御達之趣モ有之……(全前)……(官員差出実地)

検査取調候処申立之通……(全前)……願之通御聞届相成候様致度依之絵図面相添相伺候也

明治八年九月十二日

(白川県権令代理)

(内務卿殿)

この伺いに対する指令は年内には遂に得られなかつたので、またまた願書提出の戸長連から「合村願御指令願」「小村合併御指令願」が続々と差出され、県ではいづれも「追而何分之指令ニ可及候得共、伺之趣無余儀相聞候ニ付、先合村之積ヲ以取調候儀ト可相心得事」との指令を發して急場をしのいでいる。

四、明治九年の町村合併

第五回、第六回合併の始末 九年一月九日、第五回大合併について内務省指令があり、明治村は不許可、その他なお取調を命ぜられた個所があったことは前述の通りである。

明治村というのは奈良県にもその名があるので、何故不都合なのかわからないが、とにかく内務省が不都合という以上は止むを得ないので、九年一月二二日で戸長宛次の通り通達した。

書面合併改称明治村ト唱候儀不都合ニ付更ニ調査可申出旨御筋ヨリ指令有之候条、尚村名取シラベ本月二十五日限更ニ可申立候事 (長官)

この村々の合併願は八年四月一三日に県宛提出されたが、九か月目の指令が右の通りであった。そこで六大区一小区では一月二五日付で後記村々を辨利村と改称する旨の願を出し、県は二月二日付第六一号で左の伺を内務省へ再達した。

肥後国岩本村外三ヶ村合併改称ノ儀ニ付伺 (以下形式畧)

菊池郡 岩本村・姫井村・下河原村ノ内九峯村・大谷村・四町分村ノ内小川村

合併

(辨利村)

右者肥後国玉名郡野部田村外百四拾壹ヶ村合併之儀、昨八年十二月十五日附第三百八十四号ヲ以相伺候処、申出之内菊池郡岩本村外三ヶ村合併改称明治村ト唱候儀ハ不都合ニ付、更ニ調替可申出其他伺之通被聞届旨本年一月九日附ヲ以御指令之趣致承知、其区へ相達候処、辨利村ト改称イタシ度旨申出不都合ノ儀モ不聞候間願之通聞届可申哉、依之此段相伺候也

明治九年二月二日

(長官)

(内務卿大久保利通殿)

ところが二月十七日付で内務省は

書面ノ趣、評議之次第モ有之、追テ何分ノ儀相達候迄当分見合置可申事

と指令して許さなかつた。しかし第六回の大合併伺に對する四月二十八日附内務省指令但書に「地租改正之際既ニ合村ノ積ヲ以諸帳簿等調整有之儀候得ハ可聞届条、尚可申出事」とあつたので、これに基づいて県は「再々応伺」を九年六月二十六日付で内務卿大久保利通代理内務少輔林友幸宛に提出し、七月一九日付をもつてようやく聞届けられた。県ではこれを八月一二日に村々に指令している。

なお今一つの取調指令については、七大区八小区戸長梅田範次を県庁に呼び出して調査した結果、二月五日に次の通り届書を提出し、これ第五回大合併の後始末は終了した。

肥後国上中村外五ヶ村町合併ノ儀ニ付御届書

(前署) 右之内上中村外四ヶ村内ヨリ分裂ヲ以岩崎村エ合併分反別ノミニテ戸数人口各村記載無之調査差支候ニ付、辺田見村ノ内横町村等取調ノ例ニ倣ヒ詳細書上可届出旨本年一月九日附ヲ以御指令ノ趣、致承知、尚取調候処、人民住居ノ地ニ無之、田畑反別ノミ飛地相成大牙イタシ居候間、右飛地之分岩崎村へ合併候儀ニ有之候、依之此段更ニ御届申候也

明治九年二月 日

(長官)

(内務卿大久保利通殿)

八年九月提出の第六回大合併伺に對しては年を越しても何等の指令がなかつたので、県は九年四月一四日第一八八号をもつて再伺書を提出したが、同四月二八日

書面之趣ハ詮議之次第有之候条追テ何分ノ儀相達候当分見合置可申事但地租改正之際既ニ合村之積ヲ以諸帳簿等調整有之儀候得ハ可聞届条尚可申出事(内務卿大久保利通)

との指令をもつて却下された。しかしこの末尾の「地租改正之際既ニ合村之積ヲ以云々」は救いの手であつた。五月二一日地理掛は左のように起案した。

宇土郡松山村列合村何別紙内務省御指令之趣ニ付更ニ浄書右書左案ノ通調認シ御上申ニ可相成哉

右ハ当県管下肥後国宇土郡松山村外三百拾ヶ村合併ノ儀本年四月十四日第百八十八号ヲ以相窺候処、詮議ノ次第有之追テ何之儀相達候迄当分見合置可申云々、同月二十八日御指令ノ趣致承知候、右ハ地租改正ノ際既ニ合村ノ積ヲ以諸帳簿等調整此俟見合置候テハ百事不都合有之候条、願ノ通御聞届有之度此段再応相伺候也

但絵図面ノ儀ハ先書上申ニ取添置候間、此節ハ差出不申候、此段モ添テ上

陳候也

明治九年五月

(熊本県長官)

(内務卿代理)

この再応伺は六月九日付け第二七五号として一〇日に内務省へ發送され、七月一三日内務卿代理内務少輔林友幸の名で全部無事聞届られた。県は八月一日各戸長に合併聞届の指令を發し、三二一町村は一三三町村にまとめられたが、これがこの時期の町村合併の山であつた。

この指令が一〇か月も出なかつたのは、政府が全国的な区画改正を考へていたためのものであるが、その改正計画も実施に移すことなく消滅

した模様で、九年七月一日付で地理頭は県令に次のような書翰を送っている。
外二五二号

分合村処分方之儀ニ付テハ、全国一般区画改正之内議モ有之、其筋伺中ニ付、先般来御伺出之向ヘハ処分方当分見合之儀指令相成居候分モ有之、然ルニ右区画改正之儀ハ其筋ニ於テ尚詮議之次第モ有之候間、前段指令ニ寄り御見合相成居候分ハ、従前之通処分方御伺出相成可然ト存候、此段御心得拙者ヨリ及御通知候也

明治九年七月一日

地理頭 杉浦 讓

熊本県令安岡良亮殿

第七回大合併 明治九年三月三十一日に内務省宛「葦北郡中の同称同文字村名改称伺」が県から提出された。(第一六五号)

肥後国葦北郡中同称之村名改称之儀ニ付伺

肥後国葦北郡大河内村 大岩村ト改称

同 郡大川内村 大川村ト改称

同 郡大川内村 従前之通据置

右ハ当県管下肥後国葦北郡中ニ従来同称同文字ノ村名有之称呼及簿書調査ノ際屢違乱ヲ生シ不都合ニ付、右之通改称致度段願出、事実無余儀相聞候間願之通御開届ニ相成候様致度此段相窺候也

(内務省指令) 書面之趣開届候条、新旧称之仮名ヲ附シ至急可届出事

明治九年四月二六日

内務卿

右に關する願書は既に八年六月に提出されていたもので大岩村と改称の分は一三大区六小区にあり、大川村と改められたものは一〇小区の大川内村で、旧称のままの大川内村は八小区であった。県はこれらの村々に開届指令を六月一日に発している。

九年六月二三日には、第一三大区二小区から片長村の名を二川村と改

中片野村

めたいとして「右者元下片野村合併片長村ト改正候処、今般地租改正ニ

長田村

望地所分裂ニ付テ右之通更正被仰付度」と願ひ出たが、県は七月三日付で「書面中片野川村外二ヶ村合併昨年四月中其筋伺之上開届置候処、地租改正之際地所分裂ニ付テ村名更正云々、右ハ村名改称之儀現実不得止訳無之分ハ改称不相成候条、願之趣難開届候事」と許可を与えなかつた。これは一〇月一日の一三大区六小区の浜浦町が浜町と改称したいという願に対して「難開届」としたのと同様である。

さて第六回合併伺が長引いている間に、合併願がまたまたまってきたので、地理頭からの通知を受けると直ちに県では調査を開始し、宇土郡城山山村外八四村の合村伺を調べて一〇月一八日第四七一号として内務省に提出した。これは神風連の辺の一週間前のことである。

肥後国村々合村之儀ニ付伺書

(宇土郡城山山村外八四村合村願)

(以下形式畧)

宇土郡 城山山村・馬場村合併

下益城郡 著町村・千原村合併

坂本村・平野村合併

今村・吉野村合併

上宮地村・中宮地村合併

八代郡 高下村・西高下村合併

大野村・南大野村合併

東本野村・西本野村合併

上益城郡 中無田村・西無田村・下無田村・託摩郡竹宮村

ノ内野間合併

下寺中村・迫村合併

阿蘇郡 津留村・上津留村・永野村・重井野村合併

野尻村・胡桃原村・向津留村・蔵地村合併

尾下村・牧戸村合併

(神馬村)

(千町村)

(坂野村)

(今吉野村)

(宮地村)

(高下村)

(大野村)

(本野村)

(秋田村)

(寺迫村)

(津留村)

(野尻村)

(尾下村)

味鳥村・河原村・市野尾村・黒岩村・仁田水村合併
(河原村)

中村・祭場村・峯宿村合併
(中村)

矢津田村・高尾野村・小村合併
(矢津田村)

草部村・社倉村・小崎村・木郷村合併
(草部村)

永野原村・幸子村・大野村・岩神村合併
(永野原村)

下切村・小笹村・大切島村・所尾野村合併
(下切村)

芹口村・馬場村・原口村合併
(芹口村)

菅山村・水洪村・水迫村・下尾野村・栃原村合併
(菅山村)

大村・上野村・海士江村合併
(会地村)

八代郡
陣内村・田平村合併
(陣内村)

葦北郡
渡野村・中鶴村合併
(中鶴村)

深渡瀬村・市渡瀬村・宝川内村ノ内木河内・羽迫・
(市渡瀬村)

板鶴・馬淵合併
(段ノ原村)

宇土郡
新町出村・本町出村合併
(段ノ原村)

岩熊村・布古閑村・曾畑村・上古閑村合併
(岩古曾畑)

玉名郡
佐野村・三日村合併
(花園村)

関町・田町合併
(関町)

関東村・楮原村合併
(関東村)

天草郡
関外目村・北開村・下原村合併
(関外目村)

津留村・市瀬村・平床村合併
(新合村)

今村・益田村合併
(今田村)

杵町田村・下田村合併
(河浦村)

調整候儀ニ有之、此假難閑實際不得止事情無余儀次第ニ付願之通御聞届相成候様致度、依之絵図面相添此段相伺候也
明治九年七月

内務卿大久保利通殿代理内務少輔林友幸殿

熊本県令安岡良亮

この願にあぶなくすべり込んだのは天草郡(一六大区七小区)の合村願で、六月二六日付で天草支庁から県庁第三課宛次のような文書が届いたことから取り上げられるに至った。

当分轄第十六大区七小区小村合併願差出候ニ付不審ノ稜及推問候処、明治七年四月中願諸進達致候得共于今何等御指令無之旨申立候、依テ当支庁綴込捜索致候へ共書類不相見候間、前年取扱ノ模様難知候得共、内務省御伺案モ相添差出候儀ト推考致候、右ハ昨年当県乙第五拾五号ノ御達ニ因レハ御採用相成間致哉ニ存候へ共、既ニ七年四月中差出置候儀ナレハ御採用可相成哉、先以前年之成行御捜索被下若シ其節其儘ニ相成居候儀モ候ハ、可否何分ノ御指令相成度依之御問合旁別昏相添差引候也
九年六月廿六日
天草支庁

本庁第三課御中
(明治七年合併願写)

小村合併之儀ニ付御願

杵町田村・下田村合併

平床村・市瀬村合併

益田村・今村合併

右者従来一村之内分界ヲ立取扱来候村方無之候得共、書面之村々合併仕候ハ、無用之労費等無之、一体并利筋之目途ニ御座候間、免絵図相添此段御願申上候也

明治七年四月廿七日

第五十一大区益田組副戸長

園田矩庸

天草出張所

御崎 実文
池田 祇栄
戸長 唐杉 次郎

県は七月五日天草出張所に返書を出し至急の回答を要求した。

第十六大区七小区津留村列合併之儀ニ付願書被差添御申越之趣致承知候、右ハ明治七年四月中願書差出候趣ニ候得共、右之書類ハ一切無之候、然ニ合村願之儀一昨七年來追々之申立ニテ当今迄モ無際限相伺候儀不都合ニ有之、右ニ就テハ評議之次第有之追テ何分ノ儀相達候迄見合置可申旨内務省達之趣モ有之、尤地租改正之際既ニ合村之積ヲ以諸帳簿等調整候儀ニ候得ハ開届ニモ可相成候得共、其他ハ進達難致訳ニ候条右村々之儀モ前記ノ如ク不得止次第モ有之候ハハ一村限戸数人員田畑山林反別共詳細取シラベ、地所村落ノ境界判然色分ケ図面取添至急更ニ出願候様御取計有之度此段急キ及御回答候也
但合村追願之分此節無残取纏上申ノ積、既ニ整頓ノ際ニ付様子ハ至急申立候様御取計有之度此段モ添テ申遣候也
九年七月一日

第三課

しかしその回答も不満であつたとみえて、八月廿二日再度掛合の書面を送つた。

別紙合村願御差返之処、不明瞭ノ儀有之上申調差支候条絵図面共附紙之通一村限記載至急差出候様御取計有之度此段及御掛合候也

組合村之儀一昨年來追々ト申立際限無之候処、追々ニ取纏リ既ニ此節分迄ニテ上申一切相済候積調査出来致居候ニ付、本文至急行主ノ儀ノ指揮有之、速ニ御進達有之度此段モ添テ申遣候也

九年八月十六日
(天草支庁御中)
(第三課)

右の両書面ともに今回をもつて一切の合併を終了する積りであると繰返しており、事実これが最後の大合併となるのである。とにかくこのような往復の後天草の合併願も今回の伺に編入されたので、伺書は早く七月

に出来しながら發送が一〇月にも延期される結果となつた。

この第七回の大合併伺に対して内務省は同年十一月に指令を与えた。

書面中無田村外三ヶ村合併不明瞭之廉別紙絵図面へ付箋之上下戻候条、更ニ取調可申出、其他伺之通開届候事

明治九年十一月廿二日

内務卿 大久保利通

この許可指令の到着した時には県令安岡良亮既になく、権令心得として坂部長照が臨時に着任していたが、間もなく、権令富岡敬明が着任したので県は一二月二八日各戸長宛許可指令を發し、ここに八一村が二一村に統合され、七年にはじまつた本県の町村大合併も九年をもつて一先ず完了した。但しこの指令に残された分は翌一〇年まわしになつた。

五、明治一〇年・一一年の町村合併

一〇年の合併改称 九年の神風連の変に続き不安な情勢は翌一〇年まで持ち越した。一〇年一月には下益城郡の二村の改称願が内務省に提出された。この二村からの改称願は既に九年六月一九日附で県に提出されていたが、県は合併願の取り纏めを急いでこの方を後にまわしにしたため、この期に及んだものである。

村名改称願

第十二大区一小区

下益城郡中間村 改称 両中間村
全 下鄉村 改称 西下鄉村

右者下益城郡中山郷中間村、下鄉村ニ差合、同郷ニハ無之候エトモ地券証面肥後国下益城郡何村字何、下益城郡何村ト有之、同郡同村称不都合ニ付改称可奉願旨今般地租改正掛宇土出張志水大貴ヨリ申立両村エモ篤ト及協議候処、異議無之依右之通奉願候也

明治九年六月十九日

戸長 荒木 慎十郎

熊本県令安岡良亮殿

区长 大里 八郎

第三大区十小区戸長

金子 和藏

熊本県第三課御中

官田 安定

肥後国下益城郡中同称之村名改称ノ儀ニ付伺

肥後国下益城郡中間村 両中間村ト改称

全 下郷村 西下郷村ト改称

右ハ当県管下肥後国下益城郡中ニ従来同称同文字之村名有之、称呼及簿書調査等之際屢違乱ヲ生シ不都合ニ付前記之通改称致度願出事実無余儀相聞候間願之通御聞届ニ相成候様致度此段相窺候也

明治十年一月

(長官)

(内務卿殿)

(秋田村)

この伺は二月三日第五七号で提出され、同月二六日内務卿代理内務少輔前島密の名で聞届けられたが、当時は西南役の熊本城包圍戦の最中で届ける術もなく、戦鬪終了後の六月六日に戸長宛聞届指令が発せられた。

なお前年の伺に取り残された上益城郡中無田村外合併の件は、九年一月二八日付で次の通り戸長に通達され、折返し両戸長よりの申立書が提出された。

第四大区六小区

第三大区十小区

戸長

上益城郡中無田村外二ヶ村ト詫摩郡健軍村ノ内野間村地所ノ戸共合併出願有之候処、右村々合併之上ハ野間村丈ヶハ詫摩郡ヨリ分裂ヲ以上益城郡ニ属シ候儀可為相当歟至急取シラベ可申出此旨相違候事

詫摩郡健軍村地所之内上益城郡中無田村外二ヶ村エ地所改正ニ付分裂分申立

詫摩郡健軍村之内野間村地所戸共今般地利租御改正ニ付上益城郡中無田村外二ヶ村エ地所編入分ハ右両郡之内何方エ属シ候而可為相当歟至急取調可申立旨別紙御達之趣奉得其意候、然処分裂丈ヶ之地所タル上益城郡ニ属シ候而可致相当候ニ付此段私共連署ヲ以上申候事

明治九年十二月十日

第四大区六小区戸長

そこで県はこの月内務省に次の上申を提出した。

肥後国上益城郡中無田村外三ヶ村合併之儀ニ付再上申

(形式畧)

上益城郡 中無田村・下無田村・西牟田村・詫摩郡健軍村ノ内野間村合併

(秋田村)

右者肥後国村々合併之儀ニ付本年十月十七日付第四百七十一号ヲ以相伺候処上益城郡中無田村外三ヶ村合併分不明瞭之稜有之、絵図面エ付箋ヲ以耕地入会候地ニ下へ各村経界色分郡境ヲモ記載更ニ取調可申出其他伺之通被聞届旨十一月廿二日付ヲ以御指令之趣致承知候、然処絵図面浄書之際経界色分届兼候間更ニ取調一ヶ村限色分イタシ候絵図面相添候条夫々御聞届ニ相成候様致度依之此段猶上申候也

但詫摩郡健軍村ノ内野間村分裂ノ地所ハ向後上益城郡ニ属候条、此段モ併テ上申候也

明治九年十二月 日

熊本県権令 富岡敬明

内務卿大久保利通殿

内務省からは翌一〇年西南役の終わった後、八月七日付で聞届の指令が届けられ、これで願伺の分は全部完了した事になった。

明治一〇年九月二七日、内務省は達乙第八三号をもって町村合併を一時的禁止した。

民費賦課の節約ヲ為スニハ、自ラ地方区画ノ制置ニ関涉スヘキ儀モ可有之候得共、追テ一般御達有之迄ハ何等之事情有之共、区画ノ改正及ヒ郡町村ノ分合等ハ都テ不相成候条此旨相違候事

但区町村等ノ役員ヲ減シ、又ハ区役場ヲ合併スル迄ニテ、区画ノ改正郡町村ノ分合ニ渉ラサル儀ハ適宜施行不苦候事

これは合併の進展と地租改正事業の進捗等によつて、このあたりで際限

もない分合改称にきりをつけようと考えたのであろう。同年一月九日達乙第一〇四号をもって内務省は「町村分合組替方心得」を示し、以後の分合・改称はこの規則に基づくことを指示したが、これは乙八三号達に特例を認めただけのことであつた。

本年乙第八十三号達ノ旨モ有之候処、尚左ノ通可相心得

町村分合組替方心得

第一条 近年分合セシ町村ノ内ニテ實際差支有之分、復旧ノ為メ分合致候儀ハ

右達ノ限ニアラセス

第二条 他ノ町村ニ点在セル飛地又ハ錯雜セル地所ハ其所在ノ町村ヘ可組替事

(一一年七月第一七号で消滅)

明治一一年の分合改称 この年に入ると町村の異動はほとんどないと言つても過言でなく、僅かに山鹿町が生まれ三崎村の改称があつたくらいである。

山鹿町の成立についてはこの年の六月地元より次のような願書が提出されたことにはじまる。

合村并分裂願

第六大区十二小区山鹿郡

(形式畧)

湯町、竹林寺村、中村ノ内馬場添合併

(山鹿町)

右合併願ノ事故ハ第六大区十二小区山鹿郡中村内字馬場添、全区竹林寺村内字市場地所當時大宮通ト唱、山鹿湯町ヨリ連続シタル市街地ニテ居住スル人民ハ総テ商業一遍ノ者共ニテ、申談筋等万事湯町ヘ交接自然湯町ト一市ノ体裁ニ相成居候処、戸籍及土地ハ書面ノ通中村、竹林寺村ノ両村ニアツテ、此兩村ノ内竹林寺村宅地之位置ハ全村湯町ト合口ニシテ商業ノ者央ニ過ギ、中村之内字馬場添ニ居住スルハ商業一遍、同村ノ内本村ニ居住スルハ農務一業ナリ。然ルニ農商稼業ヲ異ニスレハ是迄申談筋等万事不都合ノ儀モ不尠、惣体馬場添字ノ儀ハ図面之通湯町・竹林寺内エ突出シタルモノニシテ、此節竹林寺ハ全村、中村ハ馬場添字ノ已湯町エ合併候得ハ経界モ判然シ万事往々至極上下ノ用弁ニ相或可申、右ハ地租改正帳簿確定ノ今日ニ至リ、地所合併候得ハ三市村ニ跨リ反別番号等ノ扱出来候儀ハ何共恐縮之次第第二候得共、合併之儀ハ双方共障碍ノ筋モ

頭無之、就中竹林寺村ハ纔二十乃至ノ戸数孤立ノ見込モ付兼候得、後来上下之用弁ヲ量リ合併致度候間、則別紙繪図面相添惣代之私共連署ヲ以此段奉願候事

第六大区十二小区山鹿郡中村人民惣代

木村 常二郎
相川 満藏

全 竹林寺村惣代
全 湯町惣代
全 鳴田 虎七
全 毛利 嘉太郎

明治十一年六月十七日

熊本県権令富岡敬明殿

前書之通相違無之、仍テ奥印仕候也

右区戸長 野村 伝一郎
区 長 片岡 正路

以後県庁と地元との間に書翰の往復があり、七月三日に県は内務省宛次の上申を提出した。(奇第二九八号)

合村并ニ分裂之義ニ付上申

山鹿郡 湯町・竹林寺村・中村ノ内字馬場添合併(山鹿町)

右竹林寺村ノ義僅式拾四戸ノ小村ニシテ将来独立自治ノ規模無之、其上宅地悉皆湯町ヘ接続連櫓市街之体裁ヲナシ専ラ商業ヲ営ミ、中村ノ内馬場添ノ義ハ地勢狭長ニシテ湯町・竹林寺ノ間ニ斗入シ竹林寺村宅地ト相對シテ櫓ヲ並ベ同ク商業ヲ営ミ人情風俗自ラ湯町ト同ク諸事本村ト相背馳シ不便ノ廉不尠趣ヲ以湯町ヘ合併、山鹿町ト改称致度、三ヶ村町人民連署ヲ以出願候ニ付実地取調候処、事実口相違無之、尤竹林寺村ノ義ハ十年十一月御省乙第四百四号御達第二条ニハ準據シ難候得共、中村ノ内馬場添字湯町ヘ合併致候後ハ終ニ湯町之中間ニ介マリ錯雜ヲ生シ候義ニ付、願通御聞届相成候様致度且又湯町ノ義モ古来一般人山鹿町ト称シ来リ湯町ト称候者無之義ニ付、改称致候方至便ノ義ト存候此段相伺候条、何分之御指令相成度候也

明治十一年七月三日

(長官) (内務卿宛)

右については同年一〇月一九日付地六九七三号をもって地理局長桜井勉の間合せがあり、(一〇月三〇日県受)県は一二月二日これに回答したが、越えて一二月四日内務卿伊藤博文名で伺之通聞届けられた。

なお今一つの三崎村は玉名郡第七大区九小区の林田村と友田村とが合併して、はじめ栄村と改称しよう願っていたが、既に同名村が出来ていたため八年一〇月一八日改称を命ぜられ満村と改めて再出願し九年七月一三日許可(内務省)されたところである。この満村が、何時、またなぜ三崎村と改称したいとの願を出したかは資料が欠けて不分明であるが、一年の九月二七日内務省に聞届けられているところを見ると、栄村の称を急に改めさせられた時に何等かの手落ちがあったものである。

この年四月六日に阿蘇郡高森町に合併した旧村山村が地租改正の折収獲等別村の所で決定しているので、等級等不公平となるから分村したいと願出たが、同月一三日県は帳簿だけは不都合のないよう別に調製してよいが、分村は聞届けられぬとして却下している。

この年六月岩下町(上益城郡)の人民総代達は町名を甲佐町と改めたいと次の願書を提出した。

町号更正願

当岩下町之義従来他人ハ甲佐町ト称来、其実称ノ岩下町ナル事ハ地民ニ於テモ瞭知不致、況ヤ外人ニ於テヲヤ、其称全虚称ニ帰シ其実却テ空スルニ至レリ、此故ニ虚実混淆往々不都合ヲ生スル事不尠、抑即ニ虚称ヲ挙クルノ所以ハ、往昔ハ甲佐町ト称其後岩下町ト改称ナシタルトノ口伝タリ、於是今般地民協議ヲ遂ク、自他渴望スル所ノ称ニ依リ甲佐町ト改称致度候間、御許容被給度伏テ奉懇願候事

熊本県第九大区一小区上益城郡岩下町

人民総代赤星文斉(外一四名)

右用掛 鳥井典三

熊本県権令富岡敬明殿

文章は字体から見て用掛鳥井典三の筆に成るらしいが、これまでの願書とは異なつた漢文口調で記されている。この願に接した県官八等属渡並鳩は、形式的な願書の中に久方振りに我意を得たる文章を見て心憎くもあつたせい、権令提出の指令案に左の如く記している。

右検査候処、地名変更之義ハ後世考證ノ迷惑ヲ醸シ、制度上尤然ル可ラサルモノニ有之、八年内務省乙第十四号(實際不巳得事故コレアルノ外ハ、分合及ヒ改称等不相成云々)違有之候モ、畢竟後患ヲ覚悟ノ様ニ被相察候、尤願文中(其実称ノ岩下町ナル事ハ土民ト雖モ瞭知セズ、況ヤ外人ヲヤ)云々、頗ル実ニ過タル言辞ニテ、若今ニ於テ改称スル時ハ目下却テ不都合之義モ可有之、因テ御聞届不相成方可然、御指令案左ニ相伺候也
書面願之趣難聞届候事

結局六月一七日付で不許可の達が現地に出されて、甲佐町への改称は明治二二年を待つこととなつた。

六、合併の型と新村村名

合併の成績 明治六年末の白川県内の町村数は、熊本市街(旧熊本城下町区域)と八代区および宇土区・高橋区(区は侍町)を除いて四三町一九二二村であつた。これは隣県大分の同年三月の調査数一七町一七六六村に比して決して多すぎはしない。当時の人口、戸数を比較すれば、本県一九万戸、九六万人に対して、大分県は一二万戸、五六万人であるからである。

しかし、部分的に見れば決して統合されている方ではなかつた。当時の資料によれば僅々一〇戸に満たない村々が相当数存在し、中には僅か三戸という村も阿蘇郡に見えていた。それが七年から九年にかけての七回の大合併により約七〇〇村を減じて、一二年には三八町一二四五村となつた。大分県でも八年二月の大小区制改正により八大区一六〇小区(白川県は当時一六大区一六六小区)に編成され、町村数も八町七九二村となり、一一年の郡区町村編成では九町一二八村と逆に増加したが、そ

れでも約六〇〇村以上が統合されている。

合併型式 この時期の町村合併は、達の表面では人民便利と民費負担の軽減を理由にあげているが、主目的は言うまでもなく地租改正事業を支援なく進めることであつた。従つて合併の当初にあげられたものは「一村之内分界ヲ立ツルモノ」であり、ついで戸数・人口の少ない独立小村の合併にすすみ、ついで「地処犬牙（混淆）」の合併へと進展している。当時の合村願や寄村願によつて区分してみると次の七種に分類出来る。

一、旧時一村で中途分裂及び一村同様の取扱であつたものの再合併——これには上・中・下で区別された村々や東・西・南・北などを冠する村々が多い。

△合志郡 下津久礼村・上津久礼村合併↓津久礼村

(現菊池郡菊陽町)——一村同様、明治九年一月合併

△上益城郡 北田代村・上北田代村合併↓田代村

(現上益城郡御船町)——往昔一村後分裂、明治七年二月合併

△上益城郡 福原村・北福原村・中福原村・下福原村合併↓福原村

(現上益城郡益城町)——往昔一村、後分裂、明治七年一〇月合併

△山鹿郡 中富村・川崎合併↓中川村、(現鹿本郡鹿本町)↓元一村中世分裂、

明治八年四月合併

二、本村と出村との合併——江戸時代にも人口の自然増があり、耕地の不足を補うため新しく土地を開いて分村することも多かった。このような分村を当地では分村・出村・出目村・打出村・出分村・外村・新村・今村などと呼んでいる。これらは通常本村との血縁関係があり、また戸口・反別とも小さいので、この時期に本村に合併したものが多い。

△詫摩郡 竹宮本村・全東外村・全西外村・全下村・全外村・全新外村合併

↓健軍村(現熊本市健軍町) 明治九年七月一三日合併

△飽田郡 高平村・高平下村・高平打出村合併↓高平村(現熊本市清水町)

明治七年一〇月二日

△合志郡 下町村・下町出分村合併↓下町村(現菊池郡大津町)

明治九年一月九日

△玉名郡 宮崎村・宮崎出目村・向野村合併↓宮野村(現玉名郡長洲町)

明治九年七月一三日

三、独立連続小村の合併——戸数、反別の少ない村は、周囲の町村がしだいに寄合つて大きくなると、労力、経費ともに負担が大きくなつてくる。平野部ではそれほどでもないが山間部に入ると特にこのような独立小村が多かつたので合併は急速であつた。

△下益城郡 北野村(二〇戸・一〇二人)・権正村(二二戸・一〇七人)・興正

寺村(二六戸・一二八人)・岩上村(二九戸・一三四人)合併↓遠野村(合

計九七戸・四七一一人——現砥用町) 明治九年七月一三日

△葦北郡 野角村(二五戸・八九人)・岡井村(二九戸・一〇六人)合併↓豊

岡村(合計三四戸・一九五人——現湯浦村) 明治九年七月一三日

この中の岡井村は前年四月に岡村と井料村が合併して出来た村で、両村併せて一九戸になったものである。

△阿蘇郡 旅草村(二七戸・六六人)・梶原村(六戸・二四人)合併↓伊勢村

(合計二三戸・九〇人——現蘇陽町) 明治九年一月九日

△阿蘇郡 土戸村(二〇戸・八一人)・竿渡村(二〇戸・三四人)・須苺村(一

三戸・六五人)合併↓滝上村(合計四三戸・一八〇人——現蘇陽町) 明

治九年一月九日

右のように合併しても五〇戸に満たない小村がなお相当数存在している。これを天草郡登立村(八二戸・四八〇三人)と上村ノ内蔵々村、千束村(三一三戸・一七四一人)との合併登立村(計一二二五戸・六五四四人)に比すれば実に雲泥の差である。しかも蔵々、千束を除いた上村ですら一一〇七戸・六一四一人を容れているのである。

四、大町村と近接小村の合併——大町村の近接小村はその大町村に接近

していることによつて恩恵を蒙るのが普通なので、当然合併吸収されることになる。独立することは過重な経済的負担を背負うことになるからである。

△玉名郡 上坂下村(二六九戸・八〇三人)・東今村(二八戸・七四人)合併

↓上坂下村(現南関町) 明治九年七月二三日

△上益城郡 中島村(一七〇戸・七九二人)・木鷲野村(二八戸・二四八人)合併

併↓島木村(現矢部町) 明治九年七月二三日

△上益城郡 浜町(一八六戸・八七二人)・浜村(八戸・三一人)合併↓浜町(現

矢部町) 明治九年一月九日

五、地所錯雑のための合併——自然村とは人間集団を基準とした村であるから、耕地は散在していても他村と入交つていても何等支障はなかつた。しかし、一定地域を限定して一つの村と定め、境界線をひくことになれば当然地所錯雑という事態は重視されねばならなくなる。特に地番を附して地券渡しを行うことになると、この地所入交りは非常な障害となり、地租改正事業の開始に伴つて土地所有者にとつても不利益をもたらすことが明らかになつた。そのため八年に入つてこの類の合併願は県に殺倒するに至つた。

右の一例として山鹿郡米野村と玉名郡姫井村の合併願を示してみよう。この米野村は、もと米野村・堂米野村・下米野村の三村であつたが、地租改正のため地所混淆を理由として合村願を出し、八年五月五日許可になつたところであるが、それが更に他郡の姫井村と合併しようというものである。

区画改正額

七大区六小区玉名郡 姫井村

右姫井村ノ儀、六大区十小区米野村ト地所犬牙錯雑ナル故、今度地租御改正ニ付地所引分ニ至双方ヨリ苦情申出、惣体姫井村ハ根元米野村ト一村ナリシ由ニテ、南ハ五大区十小区、東北ハ六大区十小区ノ中ニ特リ突出シタル一村落ニテ、終ニ両村合併ニ決定、就テハ別紙合村願書御達中上候通ニ付、区画ノ儀ハ六大

区十小区エ編入被仰付度奉願候間、乍恐至急被及御指令可被下候事

明治八年七月二十六日

第六大区十小区戸長 江上玄良
第七大区六小区戸長 村上二平
区 長 牧 信友
全 山崎定平

(県令代理権參事殿)

六、戸数のない村の吸収合併——僅かではあるが、旧来特殊な理由から耕地だけの村が存在していた。これらは当然合併されることになる。

△葦北郡 田平村・蕨野村(戸数なし)合併↓田平村(現水俣市) 明治七年

一〇月一九日

△下益城郡 藤木村(三九戸)・夏水村(二〇戸)・山出村(二一戸)・戸屋村(戸

数なし)・下福良村(三三戸)・天ヶ瀬村(二戸)合併↓洞岳村(一一四

戸・五九六人)・田畑六四町余・山林一五八五町余 明治九年七月二三日

七、戸数のみで土地のない村の合併——数少ない例ではあるが、腹赤村

(玉名郡)をあげることができる。明治九年七月一三日腹赤村と新沖

洲村とが合併しているが、新沖洲村は土地を持たず、合村願によれば

「寛政四年子四月津波後ヨリ腹赤村ノ地所エ家居取建新沖洲ト唱居」

と記されている。

新町村名称 合併することそのことにも旧来の慣習上から種々の困難

が伴つたが、新町村名の決定についてもまたより以上の困難があつた。

合併町村が共通名称を持つ場合は簡単であるが、その他の場合紛糾する

のは当然の成り行きである。この時期の新町村名の型式は大畧次の六つ

に分類できるようである。

一、共通部分の名称をとるもの——上・中・下とか、東・西・南・北などを冒称する村々の合併の場合は簡単に頭を削つて共通村名をとつて

いる。

△飽田郡 東錢塘村・西錢塘村・南錢塘村・北錢塘村合併↓錢塘村(現飽託

郡天明村) 明治八年四月一七日

△鮑田郡 上奥古閑村・中奥古閑村・下奥古閑村・北奥古閑村合併↓奥古閑村(現鮑託郡天明村) 明治七年一〇月二日

二、旧一村名を残すもの

(イ) 大町村が小村を吸収するもの——先述の浜町・上坂下村のような例がある。合志郡の富納村もその例として挙げられよう。

(富納三一戸で、合併した平原村は五戸、明治八年四月一七日合併、現菊池郡泗水町)

(ロ) 合併町村中有名町村名をとるもの——三町村以上の合併の場合、最も有名な町村名が新名称として決定される例も多い。

△菊池郡 隈府町(四六六戸)・立石村(二四戸)・正観寺村(九五戸)・高野瀬村(四〇戸) 合併↓隈府町(六一五戸—現菊池市) 明治九年七月一三日合併

△玉名郡 玉名村・寄名村・社家村・下社家村合併↓玉名村(現玉名市) 明治七年一二月四日合併

三、合併地区の汎称をとるもの——この類には旧郷名をとるものが多い。

例えば山本郡知田村、正院村の合併村は山本郷の名をとって山本村としており、(明治九年一月九日合併) 鮑田郡京町村・岩立村・長迫村・西原村・富尾村・北島村・池亀村の合併村は池田郷名をとって池田村とした(明治七年一〇月一九日)ものなどがその例である。

四、地理的名称をとるもの——地形上の共通点や、地理上の共有条件をとって村名とするのも抵抗感が少ないので好んで用いられた。

△鮑田郡 柚木村・田上村・庄村合併↓硯川村(現鮑託郡北部村——明治七年一〇月二日) 三村を流れる硯川の名をとっている。

△鮑田郡 方丈村・八町村・五町村・二町村・二十町村・惟重村合併↓川口村(現鮑託郡天明村——明治七年一〇月二日) 緑川の川口にあるという共通点をとっている。

△鮑田郡 川口出村・沖新村・浦田村合併↓海路口村(現鮑託郡天明村——

明治七年一〇月二日) 有明海に面した川口干拓の村々である。

五、歴史的名称をとるもの——合併村に共通の古名称のある場合、若しくは一方に歴史的に有名な別称のある場合には、その旧称が採用される。これは旧称であるために合併村相互の摩擦もおこりにくいからであるが、唯適当な旧称がさらにある訳ではないのでその例はあまり多くはない。

△山鹿郡 新町・御宇田村合併↓来民町(現鹿本町) 明治九年一月九日合併
△玉名郡 桃田村・立山村合併↓大倉村(現玉名市) 明治九年七月一三日合併

大倉村は元禄頃の古名であると願の中に述べている。
△詫摩郡 竹宮六村↓健軍村(前述)
有名な健軍社の歴史的名称にあやかっただものである。

△天草郡 壹町田村・下田村合併↓河浦村(現河浦町) 明治九年一二月二日合併

六、合併記念の新名称をとるもの——以上の五分類のどれにも属しない新村は思いきった新名称をとることになる。この中には真剣に合併を祝福し、将来に望みをかける型と、唯単なる便宜的なものがあるが、この第六類が数の上では最も多い。

(イ) 合併村数を表示するもの
△鮑田郡 方指崎村・平野村・西村合併↓元三村(現熊本市——明治七年一〇月二日合併)

△鮑田郡 御馬下村・長峯村・上野村・馬出村合併↓四方寄村(現鮑託郡北部村——明治七年一〇月一九日合併)

△下益城郡 田中村・下田村・岩尾野村合併↓三加村(現砥用町——明治九年一月九日合併)

(ロ) 明治の合併を表現しようとしたもの
△合志郡 妻越村・高永村・高永出分村合併↓新明村(現菊池郡旭志村——明治九年七月一三日合併)

△鮑田郡 糸山村・原口村合併↓明徳村(現鮑託郡北部村——明治七年一

○月一九日合併)

(ハ) 合併祝福の気持を表現するもの

△合志郡 江良村・弘生村・南弘生村合併↓合生村(現菊池郡西合志町
——明治九年一月九日合併)

△合志郡 平島村・鹿水村・後川部村・中林村合併↓栄村(現菊池郡合
志村——明治九年一月九日合併)

(三) 単に合併を表示するもの

△菊池郡 岩本村・姫井村合併↓辨利村(現旭志村——明治九年七月一
九日合併)

△八代郡 上野村・海士江村合併↓会地村(現八代市——明治九年一
月二二日)

△飽田郡 井上村・津留村・立石村・尾当村・前原村合併↓改寄村(現
飽田郡北部村——明治七年一〇月一九日)

(ホ) 旧名を折衷したもの——各村名の中の一字宛をとって組合せる
型式は地名を失わせる最劣の策であるが一番多く行われている。
それはこれが最も簡単であり、しかも合併村民の感情を刺激しな
いためであろう。

△天草郡 益田村・今村合併↓今田村(現河浦町——明治九年一月二二
日合併)

△阿蘇郡 西中村・上中村・下中村・松木村合併↓中松村(現白水村——
明治九年七月一三日)

△宇土郡 曾畑村・上古閑村・岩熊村・布古村合併↓岩古曾村(現宇土市
——明治九年一月二二日)

(注) 第五章に引用した資料は次の通りである。

・法令全書(熊本営林局図書館)

・県政資料のうち郡区町村分合改称(県立図書館)

・白川新聞および熊本新聞(東大明治新聞文庫・熊本城顕彰会・熊本
市立博物館)

・白川県国史および熊本県国史(県立図書館・内閣文庫)

第六章 三新法と地方制度

(明治十二年——二十一年)

第一節 三新法の制定と地方体制

戸籍編製に引続く大小区の制度において、政府は中央集権化を急ぎすぎたために、旧藩以来の共同生活体である村を無視してしまった。そのためにおこった政府内部の反省と外部の批判とによって、地方自治体の主体性を考慮して制定されたのが所謂「三新法」である。三新法と同時に政府は「府県官職制」を定めたが、これは明治十九年に「地方官々制」に改められた。

一、三新法制定の経過と内容

地方制度改革の動き 明治九年の神風連の変、秋月の乱、萩の乱に続いて、翌一〇年には西南の役がおこって七か月におよぶ大乱となった。しかし、この大内乱が平定されると政府の勢威は最早ゆるぎないものとなり、不平士族達も武力抗争は無益であることを悟って以来はもっぱら言論活動に力を注ぐようになっていった。

一方政府自体もこの頃中央集権化の行き過ぎを認め、既に九年頃から内部に批判の声もおこっていたため、当時全国的に開設されていた地方民会を、地方行政上の一機関に編入した新地方制度を考慮する必要性に迫られていた。そこで内務卿大久保利通は西南の役後さっそく地方制度の改革に着手し、明治十一年三月十一日三条太政大臣宛に「地方之体制等改正之義」という大部の上申書を提出した。これは内務大書記官松田道之の起草にかかるといわれ、「地方ノ体制及び地方官の職制ヲ改正シ、地方議會ノ法ヲ設立スルノ主義」と「地方公費賦課法ヲ設クルノ主義」の二部に大別される。

大久保健議の内容 右の建議の中「地方ノ体制」の部ではこれまで混

雑していた府県や町村の行政を、行政区画の面と住民社会独立区画の面とに分けて整理することとし、「地方官ノ職制」においては府知事・県令と郡区長に対して適当な権限分割を行なうことにしている。また「地方會議ノ法」では、住民共同の事業を行なうには独立の公権をもつべきであるが、そのためには地方會議の法を設立する必要がある。その場合欧米の制だけにならうことなく、地方會議にはもっぱら地方公費の歳出入のことだけをつかさどらせ、立則権には関係させないようにすべきであるとしている。最後に「地方公費賦課法ヲ設クルノ義」においては、これまで民費については定まった賦課法がなかったため、民力をはかることなくみだりに事業をおこして課し、またその土地および人民一般の公共事務に属する費用と、その一区一部の私儀に属する費用を混同し、あるいは官費に属するものを民費とするなどの混乱が行われていた。そこで今後民費はすべて地方公費（府県公費、郡市公費、町村公費）として取扱うべきであるという考えを明らかにしたのである。

(「明治文化史」法制篇)

大久保利通の建議にはなお「府県官職制」「郡市吏職制」「地方ノ体制」「府県會議法」「地方公費賦課法」などの具体案がついており、そのうち後の三つは法制局書記官井上毅によって修正された後、それぞれ「郡区町村編成法」「府県會規則」「地方税規則」という名称がつけられて、一年四月に宝田町太政官分室で開かれた第二回の地方官會議にかけられた。

三新法の審議と公布 九年・一〇年と沙汰止みになっていた地方官會議は一一年に至って開催されることとなり、三月に「議院憲法」および「議員規則」の改正が行なわれ、伊藤博文(参議)が地方官會議々長に任ぜられた。會議は四月一〇日から五月三日まで開催され、先の三法案

が審議された。この会議では三法案とも若干の修正を受けただけで無事通過した。大久保を中心とする政府は、自らの改進黨が大した障害もなく進捗していくのにさぞかし安堵したであろうが、会議終了後旬日余にして大久保利通は紀尾井坂で暗殺されてしまった。

七月に入ると内閣の陣容がかわり、内務卿には工部卿兼参議の伊藤博文が就任し、西郷従道が文部卿兼参議に、川村純義が海軍卿兼参議となるなどの変化があった。なお伊藤のあとの工部卿には元老院議員から井上馨が任用された。

一方その間に三法案は元老院に廻され審議された。「府県会規則」は原案二八条が三五条にふやされ、条文の整理も行なわれた。原案では第一章編成・第二章開閉・第三章議事とし、これに次のような解説をつけている。

明治八年ノ會議ニ於テ府県會議案ハ、実ニ区・戸長ヲ以テ議員トスルノ議ニ決セリ。爾來數年、府県往々民選議員ヲ以テ會ヲ開キ、諮詢ノ所ト為ス者アリ。然ルニ未タ一定ノ国法アラス。議員ノ選舉、開閉ノ時期、議事ノ条件、各所其制ヲ異ニセリ。顧ミルニ地方文物進歩ノ遲速アリト雖モ、要スルニ漸次ニ會議ヲ設立シテ公議ヲ取ルノ止ムベカラザルヲ以テ、今府県會議法案ヲ頒布シ、地方ヲシテ準拠スル所アラシメントス。但ダ其事創新ニ属スルヲ以テ条章繁細ナルモ、却テ実施ニ困難アラシキコトヲ恐ル、故ニ法タル極メテ大綱ヲ掲クルニ止マリ、各府県官ヲシテ其範圍ニ於テ多少便ニ從ヒ、節目ヲ設立シテ以テ施行ヲ疎通スルコトヲ得セシムルノ余地ヲ与エントス、若夫レ各地ノ人情時機ニ從ヒ、其之ヲ現今ニ施スト、之ヲ将来ニ期スルト、遲速違否ノ間一ニ之ヲ該府県長官ノ所見ニ任ス。是レ府県會議法案ノ大旨ナリ。

すなわち第一回の地方官會議では地方長官の意見によつて府県会は区長會と決したのであるが、今回の第二回會議では政府がより高い自治精神を持つて、制限選挙による議會を考えていることが明らかである。しかし、元老院はなお一層高い理想を持つて第一章総則、第二章選挙、第三章議則、第四章開閉に整理区分し、議會の議決権と諮問答申権とを截

別し、議會に前年度決算の審査権を与え、地方官が議決の不認可をほしのままにすることは「行政官吏ノ不能ヲ頭ハスニ足ル」こととしてその絶無を望んでいる。

また「郡区町村編成法」については原案説明中に「今府・県・郡ヲ以テ行政ノ区画トシ、其町村ハ視テ以テ自然ノ一部落トシ」と述べ、府県と郡とは行政区画、町村は自治団体としてその地位を区別していた。とくに町村については「習慣ニ依ルニ、町村ハ実ニ一ノ形体ヲ成シ、大ナルモ之ヲ削ルヘカラス、小ナルモ之ヲ并スヘカラス、一町一村ノ人民ハ利害相依ル事一家一室の如キアルノミナラス、亦財産ヲ共有シ、一個人ノ權利ヲ具フルモノノ如シ」とその自治体的な性格を説明し、「毎町村ニ總代トシテ戸長一人ヲ置ク」という原案を提出したが、元老院會議では「總代トシテ」の字句を削り、単に「戸長一員ヲ置ク」と改められた。

「地方税規則」については地租割の外に戸数割をえらんだことについて「土地二課スルノ外財産ニ賦シ人口ニ賦シ戸数ニ賦スルノ教法アリ、然レトモ其財産ニ賦セントスレハ民産調査ノ法ナク、從テ各戸財産ノ実ヲ知ルニ由ナシ、其人口ニ賦セントスレハ貧家ニシテ人口多ク、富家ニシテ人口寡ク其相均シカラサルモノアリ、寧ロ戸数ニ賦スルノ差ヤ便宜ナルニ若カサル所アルヲ以テナリ」と説明している。こうした手直しの後、七月二二日太政官布告第一七一——一九号として發布されたのが普通ニ三新法と呼ばれるものである。

三新法施行順序 三新法の公布によつて地方制度に全国的な規則が出来たが、施行に当たつては種々な困難も予測される。政府はそこで三新法公布と同日に太政官達無号をもつて施行順序を次のように示した。

今度第十七号、第十八号、第十九号ヲ以テ、郡区町村編成法、府県會規則、地方税規則布告候ニ就テハ、施行ノ順序左ノ通相心得ベシ、此旨相違候事
一、従前地方ノ区画区々ニ有之不都合不少候處、今度郡町村ノ制一途ニ被定候ニ就テハ、各地方速ニ改正スベシト雖、其組替一時ニ難行届事情ノ向ハ、実地都合ニ応ジ、漸次引直シ民間ノ混雜ヲ成サザル様注意ヲ加フベシ、又従前

大小区ノ外組合町村ノ仕法致シ来候分、或ハ従前郡区ノ積金又ハ共有財産ノ其性質地方一般ノ事ニ当ツベキモノニアラザル分等ハ、元來行政区画ノ事ニ関セザル者ニ付、其人民ノ便宜ニ任スベシ

二、郡町村ノ区域ハ總テ旧ニ依ルト雖モ、郡ノ境界錯雜シ又ハ地形不便ナル者ヲ組替ヘ、及ビ町村ノ飛地ヲ組替フル等不得止分ハ、地方長官ヨリ内務卿ニ具状シ、其許可ヲ受テ施行スルコトヲ得ベシ、其大郡ヲ画シテ数郡トシ及ビ市街ノ区制ヲ定ムルハ、政府ノ裁定ヲ仰グタメ、地方長官ニ於テ取調ベ内務卿ニ伺出ヘシ

三、郡村制置ノ外都府港市ノ地人民輻輳・貿易繁昌ノ所ハ、郡村ト其利益情態ヲ異ニスルヲ以テ、一般ノ郡政ト概行スベカラズ、故ニ郡ニ拘ラズ別ニ区トナシ、市政ヲ以テ治ムルヲ要スベシト雖ドモ、其郡ヲ變更シテ更ニ某区ヲ置クニアラス、即チ某郡ニシテ其中ニ某区アルアリ、又某区某々ノ郡ニ跨ルアル等、地理上ニ於テハ總テハ旧ニ依ラシムベシ、又市井一円ヲ以テ一區トシテ統治スベキアリ、或ハ其広濶ニシテ統治ニ難キヲ以テ分テ数区トナスアル等、各地ノ便ニ從フベシ、其分テ数区トスルモノ或ハ第一區・第二區ト称シ、或ハ某区ノ其地方固有ノ名称ヲト称スル等其便ニ從フ、要スルニ制度ニ拘ハリ便宜ヲ妨ケザル様心得ベシ

四、三府及其他市街ノ区及各町村ハ、其地方ノ便宜ニ從テ町村會議又ハ區會議ヲ開キ、及ビ地方税ノ外任民叶議ノ費用ハ、地価割、戸数割又ハ小間口割、歩合金等其他習慣ノ旧法ヲ用ユルコト勝手タルベシ、但シ町村會、區會ノ章程規則ヲ制定スル分ハ、内務卿ニ届出認可ヲ受クベシ

五、地方ノ事情ニ因リ、府県會開設ノ緩急モ可有之ニ就キ、開否共地方長官ノ意見ヲ以テ内務卿ニ具申スベシ

六、議員ノ員數郡区ノ大小ニ応ジ均一ナラザルベキニ就キ、初度ノ選挙ニ於テハ地方官ノ見ル所ヲ以テ各郡区ノ多寡ヲ定メ、更ニ議會ノ議ニ附シ、其第二度選挙即チ初年度選挙ヨリ第三年ヨリハ議會ノ議決スル所ノ員數ニ從フベシ

七、地方税規則ニ依リ改正スルハ明治十一年度ヨリ施行スルモ十二年度ヨリ施行スルモ、各府県長官ヨリ内務卿ニ具申シテ便宜ニ從フベシ、但十二年度ヲ越ユルヲ得ズ

八、地方税従前地所割、戸数割相半シ、或ハ地所幾分・戸數幾分ニ課スル等各地方ノ習慣一様ナラザル者、一切各地方ノ便宜ニ從ハシムベシ

九、營業税及雜種税ハ別段ノ布告ニ從テ各定分ナリ、該年度費用ノ多寡ヲ以テ増減アル事ナカルベシ、故ニ地方税ノ予算ハ其營業税・雜種税ノ徴収額ヲ除ク外、其他地価割・戸數割ヲ以テ賦課スルハ、其年度ノ費用ニ從ヒ増減アルベシ

十、定リタル地方税費目ノ外、猶地方ノ要用ニ屬スル項目アルトキハ、内務卿ヲ經テ陳情シ、特ニ政府ノ裁定ヲ仰グベシ

十一、戸長ハ行政事務ニ從事スルト其町村ノ理事者タルト、二様ノ性質ノ者ニ付、其費用ノ地方税ヲ以テ支弁スベキト、町村又ハ區限協議費ヲ以テ支弁スベキトハ、其事務ニ就キ区分スベシ

十二、地方税ヲ以テ支弁スベキ事件ト、町村又ハ區限ノ協議費ヲ以テ支弁スベキ事件トノ区分ハ、凡ソ地方一般ノ利害ニ關スベキモノハ地方税支弁ノ部ニ屬シ、其町村限区又は數町村共同ノ利害ニ係ルモノハ、其町村又ハ區内限協議費ノ支弁ニ屬スベシ

右の内一―四までは郡区町村編成に関する心得で、特に四は区町村會議に關する定めであり、これは翌年「区町村會法」が制定公布される源となつた。五―六は府県會、七―十二までは地方税に關する心得となつてゐる。こうして新地方制度は一年から二年にかけて各府県で施行とされることになり、本県でも一二年一月から新制度を施行した。

府県會規則 府県會規則は第一章總則、第二章選挙、第三章議則、第四章開閉の全三五条から成り、府県會議員の選挙権は満二〇才以上の男子で、その郡区内に本籍を定め、府県内で地租五円以上を納める者にて与えられ、これは原案より年令において五才、納税資格において五円下げられていた。また被選挙権者は満二五才以上の男子で其府県内に本籍を定めて満三年以上居住し、その府県で地租一〇円以上を納める者と定められた。

議案はすべて府知事・県令から提出され、府県會は「地方税ヲ以テ施行スベキ事件」を議定するほか、地方税關係の出納決算の報告を受ける

権限、内務卿に建議する権限、府知事・県令からの諮問に応答する権限、議事細則の議定権（府知事・県令の認可を得て施行）などを持つていた。

議員の任期は原案では三年であったのを四年とし、二年ごとに半数を改選することと改められ、議員の定数も原案では「郡区ノ大小ヲ問ハズ毎郡区ヨリ二名ヲ選ブ」となつていたのを「郡区ノ大小ニヨリ毎郡区ニ五人以下ヲ選ブ」と改められている。しかし府県会の議決は「府知事・県令ノ認可ノ上施行スル」となっており、府知事・県令が議決を認可すべきでないと考えるときは内務卿に具状して指揮を乞ふことができ、また府知事・県令は会議の中止を命じ、内務卿は議会の解散を命ずることができるとなつていて、内務卿―府知事・県令―府県議会の線で生殺与奪の権を握られていた訳である。

府県会規則の改正 「府県会規則」はその後「府県制」が出るまでに大小七回の改正が行われた。明治一二年四月、一三年四月（全文改正）同年一月（第五章常置委員追加）、一四年二月、一五年二月、同年二月、一七年一二月である。

一三年四月八日太政官布告第一五号による改正は全文改正であり、この時府県会の決算報告に対する意見上申権が認められ、（第六条）府県会ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ地方税ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告書ヲ受ケ、府知事・県令ニ説明ヲ求ムルコトヲ得、若シ異見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ直チニ内務・大蔵両卿ニ上申スルコトヲ得、また第九条において「府県会ハ議員ノ内招集ニ応セス又ハ事故ヲ告ケスシテ参会セサル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得」という新しい権限を得、議長・副議長の選挙は長官の認可を要せず報告すればよくなり（一一一条）選挙権・被選挙権の欠格条項に「府県会ニ於テ退職者トセラレタル後四年ヲ経ザル者」を新に加え（一三条）、また三五条の内務卿解散命令の場合の議員改選は「解散ヲ命シタル日ヨリ九十日以内」とつけ加えている。

一三年一月五日太政官布告第四九号による改正は常置委員に関する第五章三六条―四九条の追加である。常置委員とは府県会の副議決機

関であり、府県会の開会前に議案を審議して意見を報告する義務を負わされていた（三七条・三八条）

一四年二月一四日太政官布告第四号では、府県会と地方長官との関係について重要な改正が行なわれた。それは府県会の「議決ヲ認可スベカラスト認メタ場合、府知事・県令ハ時宜ニ依リ之ヲ再議ニ付スル」ことができ、「再議ノ後猶其議決ヲ認可スヘカラスト思慮スルトキハ、内務卿ノ指揮ヲ請フコト前項ニ同シ（第五条追加）」とし、また府知事、県令と府県会との間で「法律ノ見解ヲ異ニシ又ハ権限ヲ争フコトアルトキ」は双方から政府の裁定を乞ふことができる（第九条追加）とした。また府県会が法律上議定すべき議案を議定しない時は、府知事・県令は内務卿の認可を得て施行することができることにしている。（三三条追加）

この第九条追加の件の裁定機関として、政府は同日付太政官達第六号で太政官に審理局を置いてこの仕事を担当させたが、同年一〇月二日太政官布告第六〇号によつて参事院が設けられると、裁定の権限はここに移された。

前回までの改正がもつたら府県会の権限を拡大することを目的としたのに反し、今回の改正はその権限を押さえる方向の改正である。これは一三年以降民権派議員による、府県会での府知事・県令との対立激化に基づくものと考へて誤りなからう。

明治一五年二月一四日太政官布告第一〇号の改正は、毎郡区議員定数の外に一〇名以下の補欠員を選挙すること（第一〇条）、被選挙権・選挙権の欠格事項に「服役満期後五年未滿ノ者」「陸海軍諸卒現役ノ者」を加えたこと（一三・一四条）、常置委員補充院の選出（三六条）常置委員会において諮問会の議長は府知事・県令が勤め、その他は委員中よりの選挙と改めた（四一条）ことなどである。

一五年一二月二八日の太政官布告第六八号では、臨時会の会期が七日以内に制限され（三二条）、内務卿は府県会を停止することができ、停止された府県会の開会までは、府知事・県令が内務卿の認可を得て予算を

執行することができる(三三条)と改正された。この日太政官布告第七〇号で府県議員の連合集会や往復通信を禁止しており、この改正とともに政府の地方議会の権限縮小策は着々と実施されていった。

一七一年二月八日太政官布告第二八号で、通常会の開催期が三月から一月に改められ翌一八年から実施された(三一一条)。これは予算年度が四月から翌年三月までと改められたことに基づくものである。また二二年二月二八日には法律第六号で「府県会議員選挙規則」(六八条)、同第七号「市制施行ニ付、府県会議員ノ選挙及市公民ノ資格ニ関スル件」(五条)が出され、選挙に関して詳細を尽した。この改正・補足までで府県会規則の時代は終わり、二三年五月の「府県制」にその地位を譲ることになるのである。

地方税規則 三新法の第二は「地方税規則」で、全文は次の通りである。

従前府県税及民費ノ名ヲ以テ徴収セル府県費・区費ヲ改メ、更ニ地方税トシ、規則左ノ通被定候条此旨布告候事

第一条 地方税ハ左ノ目ニ従ヒ徴収ス

一、地租五分一以内

一、営業税並雑種税

一、戸数割

第二条 営業税・雑種税ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 地方税ヲ以テ支弁スヘキ費目左ノ如シ

- 一、警察費
- 一、河港道路堤防橋梁建築修繕費
- 一、府県会議諸費
- 一、流行病予防費
- 一、府県立学校費及小学校補助費
- 一、郡区庁舎建設修繕費
- 一、郡区吏員給料旅費及庁中諸費
- 一、病院及教育所諸費

一、浦役場及難破船諸費

一、管内限り諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

各町村限及区限ノ入費ハ其区内町村内人民ノ協議ニ任セ、地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラス

第四条 其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ、府知事・県令ハ其年二月迄ニ、地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算並地方税徴収ノ予算ヲ立テ、翌年度ノ定額トナシ其府県会ノ議決ヲ取り、其年五月ヲ以テ内務卿及大蔵卿ニ報告スヘシ

第五条 非常ノ費用ハ予算ヲ立ツルヲ得サル 別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ、其府県会ノ議決ヲ取り内務卿及大蔵卿ニ報告スルハ、第四条ノ順序ニ従フヘシ、其急施ヲ要スル事項ハ施行シテ後報告スヘシ

但シ報告期限ハ第七条ニ依ル

第六条 地方税徴収ノ期限ハ府知事・県令適宜ニ之ヲ定ムヘシ

第七条 府知事・県令ハ毎年七月ニ至リ其一周年度間ノ出納ヲ計査シ、精算帳及計表ヲ製シテ内務卿及大蔵卿ニ報告スヘシ、且翌年通常会議ノ初メニ於テ之ヲ府県会ニ報告スヘシ

地方税規則はまず最初に地方税の範囲を明らかにし、これまでの府県税と、民費の名で徴収していた府県費、区費を合わせて「地方税」とした。地方税の税源としての営業税・雑種税は、これまでの府県税であり、地租割・戸数割は民費の財源であった。地租割を地租五分一以内という制限をつけたのは、一〇年一月の第二号布告の趣旨を生かしたものとみることができる。

営業税・雑種税にはその課税額に一定の限度が置かれているため、年々度によって自由な増減が出来ない。そのため地租割・戸数割の賦課額によって予算の増減を加減することになる。しかも、戸数割と地租割の比率は府県の裁量にまかせられていた。しかしとにかく、それまで「仮令

民費濫出ノ評アルモ、又賦課過重ノ嘆アルモ、黙シテ之ニ任セ、泣イテ之ニ従ハサルヲ得なかつた民費に關する支出が、府県会の議決を経なければ知事・県令の職権だけでは徴収出来なくなつたことは、画期的な変革であつた。

なお第二条の營業稅・雜種稅に關する太政官布告は同じ一一年の二月二〇日に第三九号で發せられた。

地方稅中營業稅・雜種稅ノ種類及ヒ制限左ノ通相定候条此旨布告候事

第一条 營業稅分ツテ三種トス。其稅額第一類ハ金拾五円以内トシ、第二類ハ金拾円以内トシ、第三種ハ金五円以内トス、其目左ノ如シ
但國稅アルモノヲ除ク

第一類

諸會社及ヒ諸卸売商

第二類

諸仲買商

第三類

諸小売商及ヒ雜商

第二条 雜種稅ハ其種類ニ依リ、各箇ニ稅額ヲ定ム、其目左ノ如シ

○船 明治七年第二十一号 車 馬車・人力車・荷積馬車・荷積大七八車・布告漁船云々ノ分 車 荷積中小車・荷積牛車ノ類 國稅ノ半額以内 上リ高百分五以内

○諸市場・演劇場・其他諸興行並遊覽所

○諸遊技場 玉突・大弓・揚弓・射的・吹矢ノ類 壹ヶ年金拾円以内

○料理屋 西洋料 待合茶屋・遊船宿・芝居茶屋・人寄席 壹ヶ年金拾貳円以内 理屋共

○質屋・兩替屋 為替 廻漕店 壹ヶ年金拾五円以内 店共

○古着・古金・古道具類 書画骨 董店共 旅籠屋・諸飲食店

○鰻屋・鮓屋 壹ヶ年金拾円以内
○蕎麦屋ノ類

○湯屋・理髮床・雇任請商

○遊芸師匠・遊芸稼人・相撲

○俳優

○幫間・芸妓

○水車

○乘馬 自用・渡世共

○屠牛

第三条 漁業稅・採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

若シ其例規ヲ改正シ、又ハ新法ヲ創設セントスルモノハ、府知事・県令ヨリ内務・大藏兩卿ヘ稟議スヘシ

第四条 府知事・県令ハ、其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ、府県會ノ決議ヲ以テ稅額制限内ニ於テ各箇ノ稅額ヲ査定スヘシ

第六条 一軒内ニ於テ數種ノ營業ヲ為スモノ、又ハ卸売・仲買・小売ヲ兼ヌルモノハ、其稅額ノ最モ多キモノ壹個ノミヲ徵收スヘシ

第七条 凡ソ稅額ハ壹ヶ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖モ、各地ノ便宜ニ依リ年額ニ準拠シ、日稅・月稅トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第八条 第四条・第五条ニ於テ確定シタル課目・課額ハ、府知事・県令ヨリ内務・大藏兩卿ニ報告スヘシ

地方稅規則の改正 地方稅規則も他の二法と同様に屢々改正が行われた。まず一三年四月八日太政官布告第一六号で全文改正が行われた。ここでは「流行病予防費」を「衛生及病院費」に、「病院及教育所諸費」を「教育費」に改め、「二款の費用間では流用を許さぬことを明らかにし、

「予算外ニ生ジタル不足ニ充ツヘキモノ」として「予備費」の款を設け(第二条)また第八条・第九条を追加した。

第八条 府県會若シ予算ノ議案ヲ議定セサルカ、又ハ議案ヲ議定スルニ及ハスシテ内務卿ヨリ閉會若クハ解散ヲ命ジタルトキハ、府知事・県令ノ具申ニ依リ、内務卿ハ前年度ノ予算額ニ拠テ徵收セシムルヲ得

第九条 島嶼ノ地方稅ニ係ル經費ハ、府県會ノ決議ヲ經テ府知事・県令ヨリ内務卿ニ具狀シ、其裁定ヲ得テ本屬府県ノ經費ト之ヲ分別スル事ヲ得

壹ヶ年金五円以内

壹ヶ年金拾貳円以内

壹ヶ年金六拾円以内

壹ヶ年金四拾貳円以内

壹ヶ年金五円以内

壹ヶ年一頭二付金拾壹円以内
壹頭二付金五拾貳円以内

壹頭二付金五拾貳円以内

壹頭二付金五拾貳円以内

同月三〇日太政官達第二九号で警察署分署建築修繕費は本年七月以降
国庫下渡金と地方税との連帯支弁と定められた。また同年五月二七日太
政官布告第二六号により、さらに第一〇条が付加された。

第一〇条 区ノ地方税ニ係ル經費ハ、府県会ノ決議ヲ経テ府知事・県令ヨリ内
務卿ニ具状シ、其裁定ヲ得テ郡ノ經費ト之ヲ分別スルコトヲ得

さらに同年一月五日太政官布告第四八号で、「歳計ヲ節約シ紙幣鎖却
ノ元資ヲ増加シ、併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ」て、
第一条の地租割の「地租五分一以内」を「三分一以内」と改め、また一
〇年一月以来官費支弁としていた「府県庁舎建築修繕費」「府県監獄費」
「府県監獄建築修繕費」の三費目を地方税支弁に戻し(第二条) さらに
府県土木費(河港・道路・堤防・橋梁建築修繕費)中の官費下渡金を一
四年度から廃止する(第三条)こととした。同年一二月の教育令の改正
により、毎年文部卿より府県に配付されていた小学補助金がなくなった。
翌一四年二月一四日に太政官布告第五号で、第三条の第二項を土木費、
第五項を教育費に改め第一三項に地方税取扱費を加え、同年二月二八日
府県警察費に対する国庫下渡金を一四年度より地方税支出高の一〇分の
三とし(太政官布告第一六号)、一五年一月二〇日太政官布告第二号では
第三条の地方税支弁費目を次の通りに規定した。

- 一、警察費
- 一、警察庁舎建築修繕費
- 一、土木費
- 一、区町村土木補助費
- 一、府県会議諸費
- 一、衛生及病院費
- 一、教育費
- 一、区町村教育補助費
- 一、郡区庁舎建築修繕費

一、郡区吏員給料旅費及庁中諸費

一、教育費

一、浦役場及難波船諸費

一、諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

一、地方税取扱費 府県庁ニ属スル為換方給料、為
替手数料・現金通送等ノ費用

一、府県庁舎建築修繕費

一、府県監獄費

一、府県監獄建築修繕費

以上費目互ニ流用スルコトヲ許サス

一、予備費 予備外ニ生シタル事件
ノ費途ニ充ツヘキモノ

右ノ外特ニ費目ノ増加ヲ要スルトキハ、府県会ノ決議ヲ経テ府知事・県令ヨ
リ内務・大蔵両卿に具状シ、政府ノ裁可ヲ受クヘシ

同じく一五年一月二八日には太政官布告第六九号でさらに追加改正を
行った。まず予備費但書を修正して「予算ノ臨時不足」にも充当できる
こととし、第四条に第二項を入れて、

地方税ヲ以テ支弁スヘキ事件、数年ヲ期シテ施行スルモノハ、初年ニ於テ其年
期間・各年度ノ經費予算ヲ定メ、府県会ノ議決ヲ取り府知事・県令ヨリ内務卿
ニ具状シ、認可ヲ得テ其年期間之ヲ施行スルコトヲ得

と、継続事業に関する經費の支出規定を明らかにし、また第五条に第二
項を加え

前年度經費決算ノ場合ニ於テ、已ムヲ得サル事故アリテ費目中不足ヲ生スルモ
ノアルトキハ、府知事・県令ハ府県会ノ議決ヲ取り、其補充費ヲ徴収スルコト
ヲ得

として、前年度經費の補充費徴収を規定した。さらに明治一七年五月七

日には予算費目中の「戸長以下給料及戸長職務取扱費」を「戸長以下給料旅費」と改め（太政官布告第一二三号）、また一二月には太政官布告第二九号で、一九年度から会計年度を四月から翌年三月までと改正した。

一方営業税・雑種税に関しては一三年四月八日、三新法の一斉全面改正と同日に全文改正が行なわれた（太政官布告第一七号）。第一条営業税では類の区別を廃して制限を一率に一五円とし、第二条では製造所（一一年一五円以内）を加え第三条漁業税・採藻税では、例規改正や新法創設の場合「府県会ノ決議を経テ」後、内務・大蔵両卿に伺うこととなり、第六条が削られて繰り上った外第七条に上り高課税の分は見積りにより日税・月税とすることを認め、第九条には規定外の特別課税に関する手順を定めた。

一五年一月二〇日に太政官布告第三号で大改正が行なわれ、営業税では商業と工業とに分類されて課税制限は撤廃された。また雑種税では「製造所職工」「質屋・両換屋」「古着・古金・古道具類商」「旅籠屋」等を削り、「漁業・採藻ノ類」この中に含ませ、第三・六・七条を削っている。
郡区町村編制法 三新法の第三がこの郡区町村編制法であり、この法律は全文六条から成っている。

第一条 地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス
第二条 郡区町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル

第三条 郡ノ区域広濶ニ過ギ施政ニ不便ナル者ハ、一郡ヲ画シテ数郡トナス
西南北上中下
郡ト云フ如シ

第四条 三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一区トナシ、其広濶ナル者ハ区分シテ数区トナス

第五条 毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ、毎区ニ区長各一員ヲ置ク、郡ノ狭小ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六条 毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得
但区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得

右第六条は原案では「毎町村ニ総代トシテ戸長一人ヲオク」とし、「戸長ハ民ニ属シテ官ニ属セス、該町村ノ総代人トシ、シカシテ町民引受ノコトハ其総代タル戸長ノ担当スルトコロニ委託」するとなっていて「住民社会独立ノ区画」という大久保の建議の精神に沿ったものであったが、元老院の修正で「総代トシテ」の字句が削られ、「戸長ハ行政事務ニ従事スルト其町村ノ理事タルト二様ノ性質ノ者」となった。（三新法施行順序第一条）また戸長の選任については一一年八月二六日の内務省達乙第五四号で「戸長ハ其町村人民ニ於テ可成公選セシメ、必府知事・県令ヨリ辞令書相渡スベシ此旨相達候事」と定め、戸長公選を奨励したが、「但シ辞令書授与ノ式及ヒ公選方法等ハ地方適宜ニ定ムベキ事」として方法は地方の自由にまかせている。

郡区町村編制法追加 明治一三年四月八日、太政官布告第一四号で第七条から第九条の三か条が追加された。

第七条 此編成法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ得
第八条 地方ノ便益若クハ人民ノ請願ニ因リ、止ムヲ得ザル理由アルモノハ、

郡区町村ノ区域名称ヲ変更スルコトヲ得
第九条 第三条、第四条、第七条、第八条ノ施行ヲ要スルトキハ、府知事、県

令ヨリ内務卿ニ具状シ、政府ノ裁可ヲ受クベシ、但町村区域名称ノ変更ハ内務卿ノ認可ヲ受クベシ

右の三条は同法律の例外的取扱いを認めた条項であるが、その場合も地方長官の専断にまかせず、必ず政府の認可を受けさせ、中央の手による画一的制度を維持しようとする気持が現われている。

一、府県官職制の制定と県治機構

府県官職制 大久保利通の建議の中にも「地方官の職制」の項目があったが、三新法の施行に伴い、地方の行政系統を整備し地方官の職務権限を明らかにしておくことは、是非とも必要なことであった。そこで政

府は三新法におくれる三日にして、七月二五日に「府県官職制」を定めて公布した。この職制では知事・令より属・警部までの職名は一〇年の改正と同様であったが、新たに郡長以下の職名が見えるとともに、職務規程は全面的に改められている。なおこの「府県官職制」の実施に伴い、明治八年以来の「府県職制並事務章程」は廃止された。

明治十一年七月廿五日太政官布達第三二号

府 県

明治八年十一月第二三三号達府県職制並事務章程ヲ廢シ、府県官職制別冊ノ通被定候条、此旨相違候事

(別冊)

府県官職制

◎府 知事一人 県 令一人

第一 府知事・県令ハ部内ノ行政事務ヲ総理シ、法律及政府ノ命令ヲ執行スルコトヲ掌ル

第二 府知事・県令ハ内務卿ノ監督ニ属スト雖モ、各省主任ノ事務ニ就テハ各省卿ノ指揮ヲ受ク

第三 府知事・県令ハ法律及政府ノ命令ヲ執行スル為ニ要用ナリトスルトキハ、其実施ノ順序ヲ設ケテ部内ニ布達シ、及其適宜処分ヲ許サレタル事件ニ就テハ、規則ヲ設立シテ部内ニ布達スルコトヲ得、而シテ発行ノ後直ニ各省主務ノ卿ニ報告スヘシ

第四 府知事・県令ノ布達若クハ処分、法律若クハ政府ノ命令ト相背キ又ハ権限ヲ侵シタルトキハ、太政大臣若クハ各省主務ノ卿ヨリ取消ヲ命セラルルコトアルヘシ

第五 府知事・県令行政事務ニ就キ、主務ノ卿ニ稟請シ指揮ヲ待テ処分スヘキ者ハ、別ニ定ムル規則ニ従フヘシ

第六 府知事・県令ハ地方税ヲ徴収シテ部内ノ支費ニ充ツルヲ得、而シテ其予算・決算ヲ具ヘテ内務卿・大蔵卿ニ報告スルヲ要ス、其府会・県会アル地方ハ之ヲ會議ニ付スヘシ

第七 府知事・県令ハ、属官ヲ判任進退シ其分課ヲ命ス
第八 府知事・県令ハ、郡長以下郡ノ吏員ヲ判任進退シ、郡務ヲ指揮監督

ス

第九 府知事・県令ハ、非常事變アレバ鎮台若クハ分營ノ將校ニ通議シテ、便宜処分スルコトヲ得

第十 府知事・県令ハ、府会・県会ヲ召集シ及其會議ヲ中止スルコトヲ得

第十一 府知事・県令ハ、議案ヲ發シテ府会・県会ニ付シ、決議ノ後之ヲ認可シ或ハ認可セサルコトヲ得

◎大書記官・少書記官(府ハ大・少各一員ヲ置キ、県ハ大・少ノ内一人ヲ置ク、開港所ノ県事務繁劇ナルハ上請ニ依リ府ト同ク各々一員ヲ置クコトヲ許ス)

第一 書記官ハ府知事・県令ヲ輔ケテ部内ノ行政事務ヲ參判スルコトヲ掌ル

受ク

◎属(一等ヨリ十等ニ至ル)

属ハ事ヲ府知事・県令ニ受ケ、庶務ヲ分掌ス

◎警部(一等ヨリ十等ニ至ル)

警部ハ事ヲ府知事・県令ニ受ケ、管内ノ警察ヲ掌ル

◎郡長(八等相当一人)

第一 郡長ノ俸給ハ地方税ヨリ支出ス、一月八十円以下各地方ノ便宜ニ従ヒ、府知事・県令之ヲ定ム

第二 郡長ハ該府県本籍ノ人ヲ以テ之ニ任ス

第三 郡長ハ事ヲ府知事・県令ニ受ケ、法律・命令ヲ郡内ニ施行シ、一郡ノ事務ヲ総理ス

第四 郡長ハ法律・命令又ハ規則ニ依テ委任サルル条件、及府知事・県令ヨリ特ニ分任ヲ受クル条件ニ付キ、便宜処分シテ後ニ府知事・県令ニ報告ス

第五 郡長ノ処分不当ナリトスルトキハ、府知事・県令ヨリ取消ヲ命セラルルコトアルヘシ

第六 郡長ハ町村戸長ヲ監督ス

◎郡書記(十等ヨリ十七等ニ至ル) 定員ナシ

郡書記ノ俸給ハ地方税ヨリ支出ス、一ヶ月式拾円以下、府知事・県令ノ適宜ニ定ムル所ニ従フ、其選任進退ハ郡長ノ具狀ニ依リ、府知事・県令ノ命

スル所タリ

◎市街ノ地ニ置ク所ノ区长並ニ書記ハ、総テ郡長、書記ニ同シ

府県ノ事務主務ノ省ニ稟請シテ後ニ処分スヘキ者ハ左ノ件々トス

- 第一 郡ヲ分子及数郡ニ一郡長ヲ置キ及区ヲ定ムル事
- 第二 郡区経界ノ組替及町村ノ飛地組替ノ事
- 第三 官給ニ係ル経費ヲ予算シテ一歳ノ常額ヲ定ムル事
- 第四 例規ナキ官金出納ノ事
- 第五 官金管守ノ規則及為替又ハ預ケノ方法ヲ設クル事
- 第六 府県官金及監獄ヲ新ニ建築スル事
- 第七 水旱災ニ罹リシ者ノ租稅延納ヲ許ス事
- 第八 水火災ニ罹リ家屋蕩尽スル者租稅皆濟期限後ニケ月以外延期ノ事
- 第九 地種変換ノ事
- 第十 土地ノ變替ニ依リ地租ヲ減スル事
- 第十一 地価ヲ檢シテ租額ヲ定ムル事
但 潰地荒地起返シ又ハ開墾地年明ニ至リ、租額ヲ定ムルハ此限ニ在ラス
- 第十二 河港道路堤防橋梁開墾等ノ類他管ニ関涉スルモノ及定額外官費ノ支出ニ係ル土功ヲ起ス事
- 第十三 諸貸下金返納期限六ケ月以外ノ延期ヲ許可シ又ハ之ヲ棄捐スル事
官林伐採ノ事
- 第十四 但 治水修路ノ為メ三等官林ノ竹木ヲ用ユルハ此限ニ在ラス
- 第十五 官地官宅及其土石ヲ売却スル事
- 第十六 酒類ノ稅率ニ用ユル価ヲ定ムル事
- 第十七 官用ノ為土地ヲ買上ル事
- 第十八 社寺除稅地ノ境域ヲ更正スル事
- 第十九 官林払下ノ事
- 第二十 官民有禁伐林ノ事
- 第二十一 森林地及竹木官民有ノ區別ヲ定ムル事
- 第二十二 鉦山借区境界ノ事
- 第二十三 鉦山借区稅猶予並減免ノ事
- 第二十四 坑法違犯ノ者処分ノ事

第廿五 旧金銀貨及通貨損傷ノモノヲ交換スル事

第廿六 外国人内地旅行ノ事

第廿七 外国人居留地外住居ノ事

第廿八 居留地地所外国人へ競貸ノ事

第廿九 内外人結婚願ヲ許可スル事

第三十 学校補助金ヲ例規外支消スル事
(十三年第五九号布告—教育令—ニヨリ消滅)

第三十一 私立学校ヲ停止スル事

第三十二 府知事・県令ノ名ヲ以テ外国人ト条約ヲ結フ事

第三十三 府知事・県令ノ名ヲ以テ、官金弁償トナルヘキ貸借ノ契約ヲナス事

第三十四 例規ナキ恩典ヲ施行スル事

(明治十三年太政官第六十一号達、十四年同第三十八号ヲ以テ増加)

一、布告、布達、達指令ヲ以テ專任サレタル事件並ニ定規成例アルノ事件ハ地方官各自ノ責任ヲ以テ処分シ、上司ニ稟請スルノ例ニ在ラス、其例規ニ依リ難キ事情アリテ特別ノ処分ヲ要スルモノニ限り、理由ヲ具シテ申請スルヲ得

一、諸会社設立願、諸鉦開採願、図書板権願、売葉願等ノ条例規則ニ依リ地方官ヲ經由スル者ハ、府県掌管ノ事務各省ニ稟請スルノ類ト同シカラサルヲ以テ、知事・令ハ事実ヲ公證スル為ニ奥書若クハ加印シテ主務ノ省ニ進達スルモノトス

一、嗣後發行スル法律・規則中ノ条件、府県長官ノ上司ニ稟請シテ然ル後処分スヘキモノハ、每件明文ヲ掲クヘシ

一、事重大ニ属シ例規ナキモノ及非常ノ事件ヲ除クノ外、凡ソ地方ノ常務前条々ニ掲載セサル条件ハ、地方長官ノ便宜処分シテ後ニ報告スルヲ許ス

△明治十二年六月二日乙第二九号、第一五ニ關係アル土地処分ノ内左ノ件々委任候条、其府県限り処分ノ後当省へ可届出此旨相達候事

一、市街宅地接続ニテ一区域ノ宅地ヲ為スニ足ラサル間地ヲ売却スル事
一、耕地宅地ニ非ラサル民有地ヲ共葬墓地ニ撰定スル事(以下尚九項あり)
なおこの第一五については、明治十七年内務省乙第一〇号をもって七項を追加している(民有地ヲ道路敷及埋塘敷ニ變換スル事以下尚六項)

△明治十三年十二月十三日太政官達第六十一号

…：処分スヘキ条件中左ノ一項増補候条此旨相違候事

第三十五 社寺創立再興旧復等員数増加ニ係ル願ヲ許否スル事

△明治十四年五月六日太政官達第三十八号

明治十一年七月第參拾貳号達中府県ノ事務主務ノ省ニ稟請シテ後ニ処分スヘキ条目ノ内第十一項ノ但書ヲ削除シ、左ノ一項ヲ追加候条此旨相違候事

第三十六 開墾地畝下十ヶ年荒地免稅五ヶ年ヨリ以上ノ年季ヲ附与スル事

但継年季ヲ要スル時、当初ヨリ通算シテ此年限ヲ越ユルモノモ本

文ニ準ス

◎戸長職務ノ概目

第一 布告・布達ヲ町村ニ示ス事

第二 地租及諸稅ヲ取纏メ上納スル事

第三 戸籍ノ事

第四 徴兵下調ノ事

第五 地所・建物・船舶質入書入並ニ奥書加印ノ事

第六 地券台帳ノ事

第七 迷子・捨子及ヒ行旅病人・変死人其他事変アルトキハ警察署ニ報知ノ事

第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事

第九 孝子・節婦其他篤行ノ者ヲ具状スル事

第十 町村ノ幼童就學勸誘ノ事

第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事

第十二 諸帳簿保存管守ノ事

第十三 官費・府県費ニ係ル河港・道路・堤防・橋梁其他修繕保存スヘキ物

ニ就キ、利害ヲ具状スル事

右ノ外、府知事・県令又ハ郡区长ヨリ命令スル所ノ事務ハ、規則又ハ命令

ニ依ツテ従事スヘキ事

其他町村限リ道路・橋梁・用悪水ノ修繕掃除等、凡ソ協議費ヲ以テ支弁ス

ル事件ヲ幹理スルハ、此ニ掲クル所ノ限ニ在ラス

地方ノ事務郡区长ニ於テ処分シテ後、知事・令ニ報告スルヲ得ルモノ左

ノ件々トス

第一 徴稅並地方稅徵收及不納者処分ノ事

第二 徴兵取調ノ事

第三 身代限財産取扱ノ事

第四 逃亡・死亡・絶家ノ財産処分ノ事

第五 官有地ノ倒木・枯木ヲ売却スル事

第六 電線・道路・田畑・水利ニ障碍アル官有樹木を伐採スル事

第七 河岸地借地検査ノ事

第八 職遊獵願・威銃願ノ事

第九 印紙紙賣捌願ノ事

第十 小学校學資金ノ事

右ノ外府知事・県令ヨリ特ニ委任スル条件

明治十四年内務省達乙第五十五号

明治十一年七月第三十二号公達府県官職制中郡区长ニ於テ処分スヘキ条目第

五項ニ掲載有之倒木枯木云々ハ、天災ノ為ニ転倒シタル者及天然枯死之者ニ

相限り候儀ニシテ、其枝条若クハ樹幹ノ幾分ヲ枯凋シタル損木ノ如キハ本項

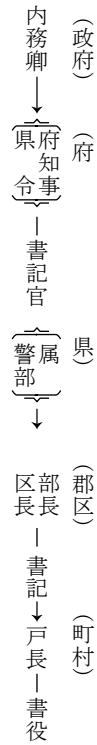
ニ含蓄セサル儀ト可心得此旨相違候事

言うまでもなく府知事・県令は管轄府県の行政を総轄し、法律・命令を執行する職務であり、地方税を徴収して部内の支費にあてることができ、その予算・決算については府県会に附し、内務卿・大蔵卿に報告しなければならぬ。また府県会に対しては、これを召集または中止する権限と、議案の決議を認可し、または不認可にする権も持っていた。

府知事・県令をたすけ、或いは不在の時にその代理を務めるのが大・少書記官であり、その下について行政事務を分掌するのが属であり、これには一等から一〇等までであった。また警察事務を分掌するのが同じく一等から一〇等までの警部となっていた。

また郡・区には郡長・区长が置かれ、「事を府知事・県令ニ受ケ、法律・命令ヲ郡(区)内ニ施行シ一郡(区)ノ事務ヲ総理スル」職務を持ち、国の委任条件および府県の分任条件を処分し、町村戸長を監督する権限があった。郡・区には数名の郡(区)書記が置かれて郡(区)の事務を

分担した。この新行政系統を图示すると次のようになり、中央から地方への流れるような官僚支配体系が作られている。



府県官任期例 「府県官職制」に続いて一一年八月三日「府県官任期例」が改定公布された。

●明治十一年八月三日太政官達第三十五号

府 県

明治九年七月第七十五号達府県官任期例左ノ通改定候条、此旨相達候事

府県官任期例

一、凡ソ府知事・県令ニ任ズル者ハ、一任拾貳年トス、毎三年一期トス、毎期其治績ヲ考ヘ、職ニ称フ者ハ仍ホ後期ヲ続カシム。

一、初メテ府知事・県令ニ任ズル者ハ月俸式百円ヲ給シ、職ニ称フ者ハ三年毎二月俸五拾円ヲ加フ、九年ニ至リ勅任トナス、拾貳年任満ルノ後仍ホ任ヲ続ク事ヲ得、但シ俸ヲ加ヘズ。

一、拾貳年ニ滿チ任ヲ辞スル者ハ常法ノ滿年賜金ニ換ヘ月俸拾倍ノ金ヲ賞賜ス、其拾貳年以前他官ニ在リシ者ハ前任ノ年間ハ常法賜金ニ依ル、其拾貳年ヲ踰ヘ仍ホ任ニ居ル者ハ、猶ホ其拾貳年ノ後ノ任間老年毎ニ老月俸金ノ半ヲ賜フコト常法ニ依ル。

一、書記官ハ任期ナシ、但シ三年毎ニ其勤怠ヲ考ヘ、其勉励衆ニ超ユル者ハ老月俸金ヲ賞賜ス。

一、属官ハ老年毎ニ其勤怠ヲ考ヘ、其勉励衆ニ超ユル者ハ老月俸三分壹ノ金ヲ賞賜ス

変例

一、現ニ府知事・県令タル者ハ、本例発行以前本任ノ年数ハ任期ヲ追算スルコト本例ニ依ル、其他府県ノ知事・令ヨリ転任シタル者、及ビ曾テ府県ノ正権知事・令タリシ者ハ、並ニ其前任ノ年数ヲ以テ任期ヲ追算スルコト、亦本例

ニ依ル。

一、他官ヨリ府知事・県令ニ転任スル者、初期ノ例ヲ以テシ、順次任期ヲ逐フコト本例ニ依ル。

右はこれまでの制度に存在した権知事・権令・権参事が今回の官制でなくなつたため、その点の改正が行なわれたもので、他に大きな変化はなかつた。

府県官職制の改正 この府県官職制はその後一三年七月太政官布告第三七号、刑法第四三〇条により、地方官の発する命令に違反するものに対しては違警罪の制裁をあたえることとなり、翌一四年三月には太政官達第一五号および第一九号をもって監獄事務に関して典獄・副典獄を置き、地方長官の指揮監督を受けさせることにした。また同一四年一月には太政官達第九八号および九九号をもって警部長を置き、地方長官の命を受けてその府県警察上一切の事務を調理させ、国事警察については直接内務卿の命令を受けてその事情を具状することができるものとした。

また一七年五月には太政官達第四七号および第四八号をもって収税長を置き徴税の任にあたらせた。このような府県官職制の改正は、府県会規則改正が漸次府県会の権限を縮小していくのに相反して、次第に府知事・県令を頂点とする府県権力を増大させていったのである。

太政官達第四八号

府県官職制中左ノ通増補候条此旨相達候事

明治十七年五月廿日

左大臣熾仁親王

警部長ノ下第二項ノ次ヘ

収税長

第一 収税長ハ事ヲ府知事・県令ニ承ケ、収税ニ関スル一切ノ事務ヲ管理ス

第二 収税長ハ収税検査ノ景況報告書及収入金員科目ヲ記載シタル計算書ヲ作り、府知事・県令ノ検印ヲ受ケ之ヲ主務官庁ニ報告ス

第三 収税長ハ収税事務ニ付、直ニ主務官長ノ指揮ヲ受ケ、又ハ直ニ之ヲ具申スルコトアルヘシ

警部ノ次へ
収税属 各其主務ニ従事ス

府県官職制の本県実施と県官

明治一一年七月二五日の公布と同時に富岡敬明は権令から県令に昇進した。大書記官北垣国道は既に四月二九日内務少書記官に栄転し、五月一五日に松本県が大坂府大書記官から熊本県大書記官に任ぜられ、この時在任中であつた。

一等属には前年から近藤幸止、尾崎行正、遠近武則がいたが、遠近は二月依願免となり、尾崎は八月に三重県へ出向した。この年一月古賀保高、二月地租改正事務局八等出仕多賀義行(福岡)一二月島義之(高知)・小池浩輔(山口)が各々一等属となつた。県はこの年一月に各課職制を定めたばかりであつたので、府県官職制の公布後の変化は八月三日に第一課(地理科)第三課全部の章程数条を改正した程度であつた。

翌一二年一月二〇日郡区町村編制法の施行後、同二三日に各課職制及事務章程を改めた。この時県庁の課はこれまでの六課から七課になり、第一課の中の地理科・土木科が抜かれて地理課が新設され、同時にこれまで第一―六課と番号で呼ばれていたものが庶務・勸業・租税・警察・学務・出納などの名称で呼ばれるようになった。

各課職制

課長 七課各一名ヲ置

課中ノ事務ヲ統理スト雖モ、専決スルヲ得ス

課中事務率ラサルアレハ其責ニ任ス、巡查等外吏其他各所属ノ能否勤惰ヲ具状スルヲ得

属官

警部

各其主管ノ事務ヲ掌理スト雖モ、一切専決スルヲ得ス

各課事務章程

一、府県官職制ニ其キ各課ノ事務章程ヲ定ム、各員宜ク其担当制限ヲ愆ル勿レ

一、各課掌管ノ事務成規例格ニ照ラシテ之ヲ調理シ、其錯誤ナキヲ要ス

一、各課ノ事務ハ稽滞ナキヲ要ス

一、各課掌管ノ事務、他課へ干渉スル事項ハ交互協議スベシ

一、各課ヲ分ツ左ノ如シ

庶務課 従前ノ第一課

勸業課 同断第二課

租税課 同断第三課

但当地租改正係ヲ置ク

警察課 同断第四課

学務課 同断第五課

地理課 同断第一課中地理科・土木科

出納課 同断第六課

庶務課

第一条 戸籍ニ関スル事

第二条 徴兵ニ関スル事

第三条 国民軍ニ関スル事

第四条 陸海軍兵籍ニ関スル事

第五条 海軍水夫扶助金及陸軍賑恤金付与ノ事

第六条 社寺ニ関スル事

第七条 県社以下ノ神官及寺院住職教導職進退ノ事

第八条 社寺境内拝借願ノ事

第九条 社寺明細表ノ事

第十条 郡区長及ヒ戸長事務章程其他県中規則ノ事

第十一条 給仕・小使進退ヲ具状スル事

第十二条 宿直交番ノ順次ヲ定ムル事

第十三条 祭日及臨時休暇本庁昇降時限ヲ報告スル事

第十四条 職員録及履歴簿ノ事

第十五条 民費ヲ調査スル事

- 第十六条 議會ノ事
- 第十七条 孝子節婦其他賞譽ノ事
- 第十八条 濟貧恤窮ノ事
- 第十九条 圖書出版々権願ノ事
- 第二十条 諸建白ノ事
- 第二十一条 官印ヲ監守スル事
- 第二十二条 銃炮彈藥売買並獵銃免許ノ事
- 第二十四条 營業ニ関セサル会社ノ事
- 第二十五条 地方税賦課方法ニ參スル事
- 第二十六条 官省府県ノ來書及ヒ人民願届等ヲ受付並送致スル事
- 第二十七条 諸文書收受送達録ヲ製シ、受付並送致ヲ明ニスル事
- 第二十八条 史誌ヲ編輯スル事
- 第二十九条 政表及一覽表其他ノ書類編製ノ事
- 第三十条 郵便・電信等ニ関スル事務ノ事
- 勸業課
- 第一条 農工商ノ各業ヲ勸奨スル事、
- 第二条 物産ノ興廢・貿易ノ盛衰ヲ視察スル事
- 第三条 鉱坑ニ関スル事
- 第四条 營業ニ関スル諸会社ノ事
- 第五条 度量衡三器ノ事
- 第六条 勸業場ノ事
- 第七条 牛馬伝染病ノ事
- 第八条 物産・物価・輸出入表ヲ調製スル事
- 第九条 内外博覽會ノ事
- 第十条 新發明ノ人造品及発見ノ天造物ヲ検査スル事
- 第十一条 動植物園ノ事
- 第十二条 農工商家有益ノ發明書ヲ考索推覈スル事
- 第十三条 營業税・雜種税賦課方法ニ参与スル事
- 第十四条 勸業金請払ノ事
- 第十五条 牧牛馬ニ関スル事

- 租税課
- 第一条 地租及印罫紙鑑札ニ係ル諸税並官禄税等ヲ收納スル事
- 第二条 民有地開墾及畝下年季ヲ検査スル事
- 第三条 民有地変換及地租増減ニ関スル事
- 第四条 租税歳入予算及皆済決算ノ事
- 第五条 五穀ノ豊否ヲ視察スル事
- 第六条 代米納及預り米ノ事
- 第七条 印罫紙鑑札等受払ノ事
- 第八条 地方税賦課方法及收納ノ事
- 第九条 予算及決算表ノ事
- 第十条 鑑札授与ニ係ル事
- 第十一条 酒類検査等ノ事
- 地租改正係
- 第一条 改正一切ノ事務ヲ施行スル事
- 第二条 地券授与ニ係ル事
- 第三条 證印税ヲ收納シ税帳ヲ編成スル事
- 警察課
- 第一条 行政・司法警察ノ事務ヲ遵行スル事
- 第二条 違式註違ノ犯人ヲ処分スル事
- 第三条 警察署分合廢置ノ事
- 第四条 巡查ノ勤惰ヲ検査スル事
- 第五条 警察月表ヲ製スル事
- 第六条 違式註違ノ適度ヲ察シ其増減改正ノ事
- 第七条 巡查職務上ノ賞罰及ヒ弔祭扶助治療金ノ事
- 第八条 求刑書刑案、上告求公判救典懲罰密売淫処断ノ事
- 第九条 警察費用ノ事
- 第十条 巡查懲罰金ノ事
- 第十一条 違式註違ノ贖金及ヒ遺失物官没金等ノ事
- 第十二条 密売淫罰金ノ事
- 第十三条 贓物金ノ事
- 第十四条 違式註違贖金ヲ收入月表ヲ製スル事

- 第十五条 芸娼妓並貸座敷ノ事
- 第十六条 検事章程ヲ遵行スル事
- 第十七条 重大ノ罪犯 兇徒聚衆及 搶却ノ類 国事犯内外交渉ノ重犯ヲ所轄上等裁判所 事へ報告スル事
- 第十八条 告訴・告発ヲ受理シ、警察ノ誣告書ヲ接受シ求刑一切ノ事
- 第十九条 刑事ノ審判ニ陪座シ上告ノ事ヲ掌ル事
- 第二十条 罪犯ノ原籍ヲ照会シ及犯人ヲ各部庁へ送付スル事
- 第二十一条 糺問判事ノ下調ニ不服ノ事アレハ、求公判ノ事ヲ司理スル事
- 第二十二条 赦典ニ関スル事
- 第二十三条 犯罪ト思量シ審問ノ上無罪ニ帰スルモノ取扱ノ事
- 第二十四条 管内ノ新聞紙ヲ檢閲スル事
- 第二十五条 犯罪未決件数表ヲ調製スル事
- 第二十六条 檻倉獄舎及囚人ノ事
- 第二十七条 懲役場及懲役人ノ事
- 第二十八条 行刑ノ事
- 第二十九条 懲治檻ノ事
- 第三十条 既決囚人ノ犯獄則懲罰ノ事
- 第三十一条 囚 己決未 決トモ ノ奇特有功ノ賞典ニ係ル事
- 第三十二条 獄事計表ヲ製スル事
- 第三十三条 囚獄懲役費ノ事
- 第三十四条 地方税賦課方法ニ参与ノ事
- 第三十五条 警察上ニ関スル賞与ノ事
- 学務課
- 第一条 師範学校・医学校廢立ノ事
- 第二条 中・小学校廢立ノ事
- 第三条 学校職制章程及校則・教則等ノ事
- 第四条 学齡ヲ調査シ、就学・不就学ノ人員ヲ取調フル事
- 第五条 生徒ヲ試験シ、卒業証書附与及賞与等ノ事
- 第六条 補助金・寄附金等ノ事

- 第七条 学校敷地ノ明細表ヲ製スル事
- 第八条 学事統計表ヲ製スル事
- 第九条 学校寄附金願及賞譽ノ事
- 第十条 地方税賦課方法ニ参与スル事
- 第十一条 病院・種痘館・驅黴院・病囚館廢設ノ事
- 第十二条 病院職制章程及院則等ノ事
- 第十三条 医術・種痘・産婆開業願ノ事
- 第十四条 悪病流行予防法ノ事
- 第十五条 壳業營業願ノ事
- 第十六条 菓舖取締ノ事
- 第十七条 管内病死者ノ計表ヲ製スル事
- 第十八条 病院寄附金額及賞典ノ事
- 第十九条 病院其他衛生ニ係ル費用ノ事
- 第二十条 開業医・種痘医・産婆・獸医師等ノ名籍ノ事
- 地理課
- 第一条 管轄地經界其他地所ニ関スル事
- 第二条 管内ノ経緯ヲ測定スル事
- 第三条 郡村市ノ分合改称区画設置等ノ事
- 第四条 管内ノ地図・地籍編製ノ事
- 第五条 民有地買上ノ事
- 第六条 古跡名勝公園ノ事
- 第七条 官有地払下及拝借地料ノ事
- 第八条 官林伐採及檢査ノ事
- 第九条 官有地種变换ニ係ル事
- 第十条 官林繁茂保護ノ事
- 第十一条 並木及堤防ニ属スル植木並坑法ニ属セサル土石ノ事
- 第十二条 標木ノ事
- 第十三条 官庁用地ノ檢査及交換地受渡ノ事
- 第十四条 墓地・火葬場ノ事
- 第十五条 測量ノ事
- 第十六条 道路・堤防・橋梁・河港及官舎脩築ノ事

- 第十七条 水源ヲ涵養シ水害ヲ扞止スル事
- 第十八条 工事ニ属スル絵図ヲ製スル事
- 第十九条 家屋買上及私下等ノ事
- 第二十条 土木及宮繕費勘定帳ノ事
- 第二十一条 土木及宮繕費予算ノ事
- 第二十二条 道路・橋梁・堤防等ニ寄附金願ノ事
- 第二十三条 官役夫傷痍手当金給与ノ事
- 第二十四条 県庁内外掃除ニ関スル事
- 第二十五条 地方税賦課方法ニ参与スル事
- 第二十六条 税外収入ニ関スル事
- 出納課
- 第一条 諸経費及学校補助金・地方税金・郵便為換過超金其他諸預金ヲ主掌スル事
- 第二条 税外収入金及官舎貸渡金ノ事
- 第三条 古金銀及損壞幣幣交換ノ事
- 第四条 金庫ノ監守開閉ノ事
- 第五条 操替金返納金ノ事
- 第六条 成規アル諸給与ノ事
- 第七条 為換方ノ事
- 第八条 計表ヲ調整スル事
- 第九条 諸費額予算経費勘定帳ノ事
- 第十条 税外収入及ヒ経費報告表ノ事
- 第十一条 操替金及地方税支出勘定帳ヲ調理スル事
- 第十二条 官国幣社経費ノ事
- 第十三条 銀行ノ廃立ヲ監視シ、出納ノ諸帳簿ヲ検査スル事
- 第十四条 銀行盛衰ノ景況ヲ具申スル事
- 第十五条 庁中ノ諸器械物品ヲ調度スル事
- 第十六条 郵便電信及用物通送ノ事
- 第十七条 物品買入支出ノ月計表ヲ製スル事
- 第十八条 郵便切手諸物品ノ受払及ヒ計算ノ事
- 第十九条 地租改正ニ係ル経費ヲ支出シ及勘定帳編製ノ事

- 第二十条 庁内ノ掃除ニ関スル事
- 第二十一条 諸公債証書ニ関スル事
- 第二十二条 貸下金ニ関スル事

同年一〇月七日には警察課および熊本警察署を廃して、警察本署と監獄署を設置し、当日警察本署職制章程を定めた。この職制章程は長文にわたるので要約すると、第一章を警察本署とし、第一条に「警察本署ハ管内各警察署及監獄署ヲ統轄シ、行政・司法・警察及監獄ノ事務ヲ総理スル所トス」と定め、本署長・警部・巡查並付属員の事務を明記し、第二条に分掌させる目をあげ、第三条には管掌事務の内、令に具状して指揮を受ける上款四二項と、本署長が処分し一か月分をまとめて令の検閲に供する下款四六項を列挙している。第二章の警察署ではその事務として「所轄分署ヲ統撰シ、行政司法警察ノ事務ヲ掌ル」と記し、署長、警部、巡查の任務を明記し(第四条)、第五条には管掌事務の内本署長を経由して令に具状し其指揮を受ける上款二〇項と、署長が処分して一か月取纏め本署長を経て令の検閲に供する下款四三項をあげている。第三章は分署に関する規定で、第六条は分署の事務と監督・巡查の職務、第七条は、本属警部の差図を乞う上款一六項、専決処分して一か月取纏め本属署長に差出す下款一七項を示している。

本県職制の改定 明治一三年にはいと、二月二日には監獄署職制章程八か条が制定された。その前の一月一二日には衛生課が設置されて学務課の次に置かれることになり、同一四日には三等警部から三等属になった高津慎が衛生課長を命ぜられた。その前日には四等警部の五十村良行が監獄署長兼務を命ぜられている。なお新設の衛生課事務章程二〇か条は四月二〇日に定められた。

翌一四年には六月二四日に諸課署の上に位置する調査係(特に係の字を用いて、各課の下の掛と区別している)を設け、同二八日その事務章程を定めたが、七月六日には地理課を廃して土木課を設け、同八日には旧地理課の事務を分掌するため庶務課(二〇条)・勸業課(三一条)・租

税課(二二条)の事務章程全文仮定を行い、同時に土木課事務章程一三か条を仮定した。九月一日出納課を会計課と改称し、一〇月六日先に仮定した四課の事務章程(庶務―一八条・勸業―二九条・租税―二一条・土木―一六条)を制定し、十一月九日にはこれまで租税課の仕事であった地方税収支事務を会計課に移したため、両課章程に加除があり、二月一日付で監獄署の事務章程が定められた。

この年三月府県官職制の改正で監獄署に典獄・副典獄が置かれることになり、本県では監獄署長の小野昌訓が四月二〇日付で副典獄となり、二月二〇日に五等警部兼副典獄となり、翌年暮には専任の副典獄となった。またこの年十一月に警部長の設置が定められたが、本県では翌十五年二月二二日になって一等属兼警部の徳久恒範が熊本県警部長となり、翌一六年五月徳久の依願免本官の後は、検事の野中久徴が警部長の後任となった。

一五年三月二三日、県はまた調査係を整理課と改めて八課二署とし、各課署事務通則並に事務章程を全面改正した。各課署事務通則は一〇条から成っているが、各課中の係は次の通りである。なお警察本署には係はない。

整理課 調査係 編輯係
庶務課 常務係 記録係 兵籍係 社寺係 地誌編輯係 受付係
勸業課 農務係 工商務係 駆通係 山林係 統計係
租税課 収税係 賦税係 地籍係
教育課 学務係 督学係 統計係
衛生課 医務係 健康係 統計係
土木課 常務係 営繕係 測量係
会計課 検査係 出納係 地方税係 公債係
警察本署 警察署 警察分署 交番所
監獄本署 常務係 課業係 計算係 監獄支署

また同年八月一四日には警察本署及警察署分署の職務章程の全面改定が行なわれた。

一七年五月二九日の太政官達第四七号で府県官職制が改正され各県に収税長および収税属を設けることとなったので、本県では六月一八日二等属上田省吾を収税長とし、六月二六日乙第一〇二号で郡区役所・戸長役場に布達した。収税長に所属する県官を収税属と称し、これまでの租税課は収税課となり、一八年には兵事課が庶務課から独立した。一八年末の県庁職制は県統計書によれば次の一係一〇課に改められている。

内記係 職務部・校閲部
庶務課 常務・戸籍・議事・報告・編纂・往復・受付各係
勸業課 常務・簿書各係
兵事課 要務・工商務・駆通・地理・山林・統計各係
収税課 本科・検税科
教育課 常務係・督学係・統計係
衛生課 常務係・保健係・統計係
土木課 常務係・検査係・営繕係・測量係
会計課 国費係・出納係・公債係・地方税係
警察課 第一部・第二部・第三部・第四部
監獄課 常務科・戒護科・課業科・営繕科・計理科・監獄支署
一九年一月二〇日には内記係は内記科と改められ、その中に秘書・往復・報告の三部を置き、庶務課中の報告・往復・受付の三係は廃止された。

三、地方官官制と県治機構

地方官官制の制定 明治一八年一二月二二日、内閣制度ができて太政官の制が廃止され、内閣各省・各機関が設けられると、以後一九年初頭にかけて相ついでその官制が制定された。一八年七月二〇日には、この大変革に伴って勅令第五四号をもって「地方官官制」が公布され、同日「地方官官等俸給令」も公布された。

府 県

第一条 各府県ニ職員ヲ置ク、左ノ如シ

知事

書記官

收税長

属

收税属

典獄

書記

看守長

看守副長

第二条 知事ハ一人、勅任ニ等又ハ奏任ニ等トス、内務大臣ノ指揮監督ニ属シ、

各省ノ主務ニ就テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律・命令ヲ執行シ、部内

ノ行政及警察ノ事務ヲ総理ス、但東京府知事ハ勅任一等ニ陞ルコトヲ得

第三条 知事ハ部内ノ行政及警察事務ニ付其職權或ハ特別ノ委任ニ依リ、法律

命令ノ範圍内ニ於テ管内一般又ハ其一部ニ、府・県令ヲ発スルコトヲ得

第四条 府・県令ハ官報其他特ニ定ムル方法ニ依リ、一般ニ公布シタル後其効

力アルモノトス

第五条 府・県令ハ、内務大臣其他主務ノ大臣ニ於テ、公益ヲ害シ成規ニ違ヒ

又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ、之ヲ取消シ又ハ中止セラルルコ

トアルヘシ

第六条 知事ハ所部ノ官吏ヲ統督シ、奏任官ノ功過ハ内務大臣及主務大臣ニ具

状シ、判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第七条 知事ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ、所部ノ官吏ヲ懲戒ス、其奏任官ニ

係ルモノハ之ヲ内務大臣ニ具状シ、判任官以下ハ之ヲ專行ス

第八条 知事ハ非常急変ノ場合ニ臨ミ、兵力ヲ要シ又ハ警護ノ為メ兵備ヲ要ス

ルトキハ、鎮台若クハ分營ノ司令官ニ移牒シテ、出兵ヲ請フコトヲ得

第九条 知事ハ各郡区内警察分署ノ配置分合ヲ定ム

第十条 知事ハ庁中処務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第十一条 知事ハ其ノ須要ニ從ヒ、俸給予算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコト

ヲ得

第十二条 知事ハ一周年末ニ其庁ノ予算定額内ニ於テ、奏任官以下特別ノ勤務

アル物ヲ賞与スルコトヲ得、其奏任官ニ係ルモノハ、之ヲ内務大臣ニ具状

シ、判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十三条 知事ハ其須要ニ從ヒ、俸給予算定額内ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ經、

技術官官等俸給令ニ依リ技術官ヲ置クコトヲ得、但地方稅ヲ以テ支弁スヘ

キ事業ノ經費内ニ於テスルモノハ、内務大臣ノ認可ヲ經、雇員トシテ之ヲ

使用スルコトヲ得

第十四条 書記官ハ二人奏任ニ等以下トス、知事ノ命ヲ承ケ部長トナリテ其所

部ノ事務ヲ整理ス、知事事故アルトキハ、上席書記官其職務ヲ代理ス

第十五条 收税長ハ一人奏任四等以下トス、知事ノ命ヲ承ケ、租稅ノ賦課徵收

及徵稅費ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六条 属ハ判任トス、上官ノ指揮ヲ承ケ、書記・計算ノ庶務ニ從事ス

第十七条 收税属ハ判任トス、收稅部ニ属シ、收税長ノ指揮ヲ受ケ其主務ニ從

事ス

第十八条 典獄ハ判任ニ等又ハ二等トス、知事又ハ部長ノ命ヲ受ケ典獄ニ關ス

ル一切ノ事務ヲ掌理シ、書記官・看守長以下ヲ指揮ス

第十九条 副典獄ハ判任三等乃至五等トス、典獄ノ事務ヲ佐ク、典獄事故アル

トキハ其職務ヲ代理ス

第二十条 書記ハ判任六等以下トス、典獄ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十一条 看守長ハ判任五等乃至七等トス、典獄ノ命ヲ受ケ監獄ノ看守ヲ掌

リ、兼テ看守ノ勤惰ヲ視察ス

第二十二条 看守副長ハ判任八等以下トス、看守長ノ職掌ヲ佐ク

第二十三条 看守ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十四条 府県庁ノ事務ヲ分掌セシムル為ニ、第一部・第二部ヲ置キ、部中

便宜課ヲ設ケ、書記官ヲシテ各一部ノ長タラシム

第一部

一、府県會・水利上功會・区町村會ノ會議ニ關スル事項

二、地方稅・区町村費・備荒儲蓄ニ關スル事項

三、外国人ニ關スル事項

四、文書往復ニ關スル事項及官印・府県印ヲ管守スル事項

五、農・工・商務ニ關スル事項

六、他部ノ主宰ニ屬セサル事項

第二部

- 一、土木ニ関スル事項
- 二、兵事ニ関スル事項
- 三、学務ニ関スル事項
- 四、監獄ニ関スル事項
- 五、衛生ニ関スル事項
- 六、會計及公債証書ニ関スル事項

第二十五条 前条ノ外府県庁中ニ収税部ヲ置キ、租税ノ賦課徴収及徴稅費ニ關スル一切ノ事務ヲ分掌セシム

第二十六条 前条ニ指定スル外臨時ノ事務ハ、知事ニ於テ便宜其主掌ヲ定ムルコトヲ得

警察官

第二十七条 各府県ニ左ノ警察官ヲ置ク

- 警部長
- 警部
- 警部補

第二十八条 警部長ハ一人、奏任四等以下トス、知事ノ指揮監督ヲ承ケ左ノ職務ヲ掌ル

- 一、管内高等警察ノ事
- 二、管内ノ警察ニ關スル一切ノ事務、及警察ノ會計ニ關スル事務ヲ整理スル事
- 三、管内各部ノ警察官ヲ指揮監督シ、非常急変ノ場合ニ於テ、管内ノ警察官ヲ統一指揮スル事

第二十九条 警部ハ判任一等乃至七等、警部補ハ判任八等以下トス、警部長ノ指揮監督ヲ承ケ、各其主任ニ屬スル警察事務ヲ掌リ、部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第三十条 各府県ニ警察本部ヲ置キ、前第二十四条ニ指定スルノ外府県庁中ノ一部トシ、警部補ヲシテ其長ニ充テ、部中課ヲ設ケ前第二十八条ノ事務ヲ掌理セシム

第三十一条 府県内各都區ニ警察署一箇所ヲ置キ、警察署ノ下其部内ニ於テ警察分署ヲ配置シ、警察署ハ警部ヲ以テ其長ニ充テ、警察分署ハ便宜警部又ハ警部補ヲ以テ之ニ充テ、部内ノ高等警察・行政警察及司法警察ヲ掌リ、

- 法律・衛生ノ勵行ヲ監督ス、其項目左ノ如シ
- 一、諸營業・市場・会社・製造所・度量衡・教会・講社・説教及拝礼ニ關スル事項
- 二、演芸・遊觀場・遊戯場・遊憩場・徽章・祭典・葬儀・賭博・富籤其ノ他風俗ニ關スル事項
- 三、船舶・堤防・河岸地・道路・橋梁・渡船場・鉄道・電信・公園・車馬・諸建築・田野漁獵・採藻ニ關スル事項
- 四、人命瘵傷・群衆喧噪・銃砲火藥・爆発物・発火・刀劍・水災・火災・難破船・遺失物・埋藏物ニ關スル事項
- 五、伝染病予防・消毒・檢疫・種痘・飲食物・飲料水・医療藥品・家畜屠畜場・墓地・火葬場其他衛生ニ關スル事項
- 六、諸般ノ犯罪人ヲ搜索拿捕シ、証拠物件ヲ拾集シ、之ヲ檢察官ニ交付スル等ニ關スル事項
- 七、失踪者、瘋癲者・棄兒・迷兒・被監視者ニ關スル事項
- 八、政治ニ關スル結社・集会・新聞・雜誌・凶画及其他ノ出版ニ關スル事項

第三十二条 各警察官ハ其ノ職權ニ依リ、又ハ上司ノ命ニ依リ、若クハ部長・收稅長・郡區長・戸長及其他行政官ノ請求ニ応シ、又ハ司法警察ニ關シテハ檢察官ノ命ヲ承ケ、其ノ職務ヲ執行スヘシ

第三十三条 警察官ハ總テノ場合ニ於テ、行政官又ハ司法官ノ自ラ其責任ニ當リテ警察官ニ請求ヲ為ストキハ、警察官ハ其ノ請求ニ応スルノ義務アルモノトス

第三十四条 他府県ヨリ警察ノ事務ニ關スル照会ハ必ス知事ヲ經ヘシ、但急施ヲ要スル場合ニ於テハ、警部長又ハ其事ノ執行ヲ要スル地ノ警察官ニ宛、直ニ照会スルコトヲ得

第三十五条 巡查ニ關スル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三十六条 東京府下ノ警察及監獄ニ關スル事務ハ、勅令第四十二号警視庁官制ニ依リ、本令中ノ条項ニ指定スル限ニアラス

郡 区

第三十七条 每郡若クハ数郡ニ郡長一人、毎区ニ区长一人及書記若干人ヲ置ク
第三十八条 郡区长ハ奏任四等以下、書記ハ判任三等以下トス

第三十九条 郡区长ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ、法律・命令ヲ部内ニ執行シ、部内ノ行政事務ヲ掌理ス

第四十条 郡区长ハ法律・命令ヲ以テ委任シ及知事ヨリ特ニ分任スル条件ハ、便宜施行シテ後知事ニ報告スル事

第四十一条 郡長ハ行政事務ニ就テ其部内町村ノ戸長ヲ指揮シ、其公開事務ニ就テハ之ヲ監督ス

第四十二条 郡区长ハ郡区書記ノ任免ヲ知事ニ具申ス

第四十三条 郡区长ハ法律・命令若クハ知事ヨリ委任セラレタル事件ニ付、部内一般ニ告示スルコトヲ得

第四十四条 郡区长ハ部内ノ行政処分ニ関シ、警察官ニ請求シテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第四十五条 郡区書記ハ郡区长ノ命ヲ承ケ、庶務ヲ分掌ス

第四十六条 長崎県・鹿児島県其他今後指定セラレヘキ府県ニ特ニ島司ヲ置き、部内行政事務ヲ掌理シ、知事ノ委任スル条項ハ便宜之ヲ施行スルコトヲ得

第四十七条 島司ハ奏任三等以下トス

地方官官制の特色

この地方官官制では、これまで区別していた府と県の長官を同様に知事と称することにし、知事は内務大臣の指揮監督に属し、各省の主務については各省大臣の指揮監督をうけ、法律命令を執行し、部内の行政と警察の事務を総理することと定められた。また部内の行政と警察の事務については、職権や特別の委任によって法律命令の範囲内で管内に限って府県令を発することができ、その府県令を取消したり中止したりするのは内務大臣他主務の大臣の権限であった。

またこれまでの府県官職制では、主務の卿の指揮を待つて処分すべき件々として三四項を列挙していたが、地方官々制ではこれを廃止した。

さらに府県庁の事務を分掌させるため第一部と第二部を置き、書記官二名をその長とし、外に収税部と警察本部を設け収税長と警部長を置いて総轄させている。

この地方官官制は二三年一〇月の全文改正までそのまま実施されていた。

第二節 三新法と熊本県政

明治一一年に三新法が發布されると、各府県は直ちに新法に応ずるための準備をととのえ、翌一二年までには大・小区制は廃止されて郡区町村に編制され、また堺県、鹿児島県を二県を除いて一二年に初の府県会が開催された。それまで民費と呼ばれていた負担金の中、民の負担する地方経費は地方税と呼ばれ、府県会の議決を経て支出されることになり、地方住民自らの経費は協議費と呼ばれて区町村会の議決を経て支出されることとなった。この後府知事・県令と府県会の間には様々な対立があったので、国はこの紛議の裁定機関として審理局を、ついで参事院を設けた。

一、熊本県会の発足と変遷

県会開設の準備

明治一二年一月に「郡区町村編制法」を実施した熊本県は「次頁参照」、次に「県会」を開設するための準備を進めていった。まず二月七日甲第五一号達で県会議員の郡区定数（四二名）を示し、選挙の期日を三月一五日と定めた。議員定数は一一年七月の太政官達無号に「初度ノ選挙ニ於テハ、地方官ノ見ル所ヲ以テ各郡区ノ多寡ヲ定メ」と示されており、県令の専決事項で次のように定められた。

郡区	定員	郡区	定員	郡区	定員
熊本区	三	飽田・詫摩	四	菊池・合志	四
山鹿・山本	四	玉名	四	阿蘇	三
上益城	三	下益城・宇土	四	八代	三
葦北	三	球磨	三	天草	四

ついで富岡県令は県会議長採取調査委員を庁内から選定し、一等属島義之を取調委員長に任命した。なお県会議事堂は前年一〇月頃に古城県庁の門前に民費をもって既に建設されていた。

県会議員の選挙 県は二月二十七日第五九号達で郡区長宛に選挙規則の周知徹底方を指示し、三月四日には県達偶第四六号で議員当選状と当選人請書の形式が示されている。選挙期日は三月一五日と示されていたが、三月一三日になって甲第七一号で四月五日に延期した。しかし、その延期の達が一五日朝までに郡役所に届かず、選挙は最初の予定通り実施され、四二名の県会議員が選出された。

熊本新聞は三月二二日の論説に「県会議員選挙会之実況」と題して……(前略) 郡役所ハ最前ノ布達ヲ嚴履セント夜以テ日ニ継ギ、其選挙権ヲ有スル者ト被選挙権ヲ有スル者トヲ調査セント雖トモ、其名録ヲ一般ニ示サザリシハ蓋シ時日既ニ迫リテ其事ニ及ブニ邊アラザリシ故ナランカ、於是選挙人ハ何人ノ被選挙権ヲ有スルヤ否ヲ知ルニ由シナケレバ、先ツ其近傍ニテ被選挙権ヲ有スル事ヲ確知シタル者ヲ投票スルニ過ギズ

現ニ飽・詫両郡ノ如キハ選挙権ヲ有スル者七千余人トス、此七千人ニシテ四人ノ議員ヲ選ブトキハ、一人前千七百五十票ノ割合ナリ、然レドモ實際ニ於テハ此算答ノ如クナル可ラズト雖ドモ、今仮ニ之ヲ一郡中ニ求ルトスルモ、大概郡中ニシテ議員ノ任ニ堪ユベキモノ幾人カアル、恐クハ寥々タル事暁天ノ残星ヲ見ルガ如クナラン、然ハ則チ人民ノ信任ヲ措ク処モ又大ニ区々ナル可ラザルガ如シ、然ルニ今實際ヲ顧ルニ、二百四十六票ヲ以テ最高点トシ、其三十票以上ナル者凡ソ二十四名(内他郡ノ者一名)アリ、以是觀之ハ選挙人ハ只其近傍ニ

テ全ク被選挙権ヲ有スル事ヲ通知シタル者ヲ選挙セシモノニシテ、広ク之ヲ郡中ニ求メタルニ非ル事ヲ知ルベシ、況ヤ全管内ヲヤ
と記し、投票が多数であるからと言って県議の重任に堪え得る者とは言えない。従って任に堪えずと思う者は適任者に譲ってほしいと述べている。

県会の成立と変遷 しかしとにかく議員は決定した。県は三月二十七日各郡区長宛奇第一二二号で「来ル四月廿五日開業可相成旨」の内決を示し、四月五日には同月二日に郡区長に参庁を命じ、(奇第一三九号)四月八日に議員一同に対して召集令書「県会ノ儀来ル廿五日ヨリ相開候ニ付、議員一同来ル二十日迄ニ到着シ県庁へ可届出」(県達偶第一四五号)を發した。

第一回通常熊本県会は一二年四月二五日から六月三日まで開催され、地方税規則に基づいて県令の提案した一二年度予算(一二年七月―一三年六月)其他を審議した。この時議長には玉名の木下助之、副議長には天草の植賀盛純が選出されている。

一三年には木下議長が玉名郡長になつたため嘉悦氏房が議長になり、半数改選が行なわれた。なお一四年には合併郡単位の議員選出ができなくなつたため、二月一四日に飽田・詫摩・山鹿・山本・菊池・合志・下益城・宇土各郡の議員は全員退職して選挙が行なわれた。半数改選はこの後一五年・一七年・一九年と奇数年に行われて二九年の府県制・郡制の実施まで続いた。

通常会の開催期は一二年は四月―六月、一三年は五月―六月、一四年三月―六月、一五年三月―五月、一六年四月―五月と変化したが、一七年至り三月―四月までの三〇日間に定着した。しかるに一九年度から予算年度が四月―翌年三月までに変更されたので、一八年から通常県会は一一月―一二月の三〇日間開催されることになった。

県会をはじめ議員を四組にわけて各々に幹事を置き、会の運営上の連絡をとっていたが、一四年二月の臨時会で常置委員七名を置くことにな

つて、議長・副議長の他に五名がえらばれた。なおこの常置委員は半数改選ごとに全員を改選し、中途退職者のある場合を考えて同数の予備員を選出しておくことになっている。常置委員の制度は二九年の府県制の実施によって参事会員制に改められるまで継続した。

一、 郡区町村編制法の実施

郡区制実施まで 明治一一年七月二二日の三新法の公布後三か月目の一〇月四日、熊本新聞はその論説でこれに言及して次のように述べている。

我大政府ノ三新法ヲ制定セラレシハ……爾来我輩目ヲ拭ヒ、首ヲ延テ其着手ノ日ヲ待ツコト于茲七旬、而シテ明県庁ノ未ダ實際施行セラレザルハ、蓋シ事重大ニ係ルヲ以テ或ハ其錯誤アラン事ヲ慎ミ、尤モ鄭重ヲ要セラルルヲ以テナラン。然リ而シテ県会議場ノ建築モ落成將ニ近キニアレバ、会場ヲ開キ各議員ガ地方稅ヲ議スル亦將ニ遠キニアラザルヲ信ズ。郡区町村編制法ニ至テモ、彼ノ岡山県ノ如キ客月廿日ヲ以テ實際施行シタルヲ見レバ、自余ノ諸県モ不日陸続施行アルヲ知ルニ足レリ。

この論説はその後に続けて郡長の選任は名実ともに本県出身者を選ぶべきことを述べている。また一〇月一〇日の新聞には「二日に莊嚴寺で「戸長公選ノ利害ヲ論ズ」との演説のあることも記載されており、三新法の施行についての強い関心を示している。

右の論説に続いて一〇月二八日の同紙には「福岡県にては最早郡区町村編制の改正ありしが、区長老名郡長十七名内八名は区長より、七名は新任、二名は戸長より、老名は七等属より拝命せり」と記し、長崎県は一〇月二十九日改正の発令とともに、県庁の課名を改めており（一一月四日同紙）、大分県では一一月一日に改正を施行し、郡長一二名を置き県官よりの赴任者には旧給料、新任者は三〇円を与え、また戸長は町村一名宛で給料は一四円―一二円までとし、選挙法は町村人民の投票で三番

札まで郡長を経て県令に出し、その内から戸長の許令書を附与する筈であると記している（一一月一〇日同紙）。また長崎県の戸長給料は五円・六円の二等であるとも記している。

東京市中でも一一月二日に大・小区制を廃し、新に郡区制の一五区に改まり区長も任命された。（一一月一四日同紙）このように各地で改正が実施されたので、本県の実施も間近であろうとの推測からか、「本県にも既に郡区改正の御発令ありし杯、二・三日前より道路に喋々唱へますが、我々の聞く処にては今暫くは隙取るべしと云事」（一一月一八日）などの記事も見えている。

一二月六日・八日の熊本新聞には論説に林繁の「郡区町村編成論」を載せて次のように記している。

我政府ハ嚮ニ……三法ヲ制定シ……公布セラレタリ。各府県ノ令尹ハ其命ヲ奉シテ之ヲ實際ニ施行セントシテ、甲府乙県各々郡区町村ノ編制ヲ成シ、已ニ郡区長ヲ命ジテ新法ヲ施スモノ半ニ過タリ。本県下ニ於テモ日ナラスシテ此改正ヲ見ルニ至ルヘシ。然リ而シテ此郡区町村ナルモノハ我党人民ニ於テ最モ直接ナルモノナレハ、幸福上ニ幸福ヲ増シ、便益上ニ便益ヲ加ヘラレン事ヲ切ニ希望スルヲ以テ、聊所見ヲ演シテ当路者ノ参考ニ供ヘント欲スルナリ。

抑地方官會議ノ第一号議案ノ主旨タルヤ、第一、大小区画ヲ廢シ府県ノ下ヲ郡町村トシ其重複ヲ除キ以テ費用ヲ節ス、第二、郡町村ノ旧ニ復シ慣習ニ依リ以テ民俗ニ便ニスト、其他云々、実ニ地方分権ノ將來ニ萌芽セントスルモノナレハ、我輩人民奈ソシテ舞雀躍セサランヤ、当路者ハ必ス此朝旨ニ遵フテ費用民俗ノ点ニ注意セラルルハ、我党ノ飽マテ信スル所ナリト雖モ、郡区町村ノ編制ノ各県異同ナキニ非ルヲ以テ、其奈何ニ出ルヲ知ラス、因テ今我党ノ希望スル所ノモノヲ陳スル左ノ如シ。

道路ニ説ク者アリ、甲ハ曰各郡ニ一郡長ヲ置クヘシ、乙八曰二郡ヲ合シテ一郡長ヲ置クヘシト、吾党ハ以為ク甲者ノ説実ニ民俗ニ便ナランカ、奈ソトナレハ民俗ノ殊ナル甲郡ハ乙郡ト異ナリ、甲村ハ乙村ト異ナリ、村落中ニモ亦小部小落ニ於テ一々趣ヲ異ニセリ、看ヨ方今第六大区菊池・山鹿ノ兩郡ノ如キ決シテ一区ノ合一ヲ成シ難ク自ラ旧來ノ郡城ヲ保守スルモノニ似タリ。是則數百年來

ノ習慣ニシテ〇〇ノ殊ナル〇〇ナリ。故ニ民俗ニ便〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一
郡役所ヲ置ク〇如〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
ニ区长各一員ヲ置ク。郡ノ狭小ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クヲ得〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇止ムヲ得サルニ出ツルモノナリ。止ムヘクシテ何ソ活用法ヲ主トセンヤ。
然ルニ乙者ハ論ヲ費用上ヨリ起シ来リテ曰ク、是便ハ便ナレトモ、費用ヲ減ス
ルニハニ郡程ヲ合シテ之ヲ管スルニ如カス。費用ノ多キハ人心ノ厭フ処ナリ。
少許ノ不便アルモ費用ノ減スルニハ執レト。是亦費用上ニ於テ頗ル意ヲ用ユル
ノ論ナリ。

費用上ヨリ論シ来レハ、郡ヲ合シテ郡吏ノ数ヲ減スルニ如ストハ目前一時民心
ヲ喜シムルニ足レリ。然リト雖モ現実ノ費用ニ至ツテハ大差アル事ナシ。唯間
接ト直接トノ別アルノミ。縦令目前一時ノ費用ヲ減シテ民心ヲ喜シムルモ、数
年ナラシテ不便ノ為メニ郡役所ヲ分ツカ、或ハ出張所ヲ置カザルノ場合ニ至
ルハ必然ナリ。此時ニ於テハ却テ二重ノ手数ヲ増シテ、其費用ヲ償フモノハ誰
ソ、即人民ナラスヤ。且区域広ケレハ官吏ノ巡回・戸長ノ出頭等ノ旅費・日当
ヨリ、人民自己ノ出願ニ於テモ往返時間ノ劳作ヲ減シ、及ヒ入費ニ至ル迄到底
人民ノ出費ナレバ、不便ト費用トヲ併セ訴ルニ至ルヤ知ルヘキナリ。且郡大イ
ナレハ郡長ノ俸給モ随テ多カラサルヲ得ス。郡小ナレハ郡長ノ俸給モ自ラ少な
キヲ得ヘシ。然而シテ強テ減スル人員入費ハ必ス基本ニ復スルハ、官省府県ノ
吏員ヲ減スルモ遂日其原員ニ充ツルヲ見テ知ルヘシ。故ニ寧ロ今日ニ断シテ一
郡ニ一郡役所ヲ設置スルヲ以テ、編制ノ宜キヲ得タルモノトセン乎。雖然、天
草(広)・山本(狭)ノ両郡ノ如キハ同一ノ論ニ非ス。須ク適宜ノ処分アルヘキ
ナリ。

次ニ吾党ノ心頭ヲ脱却スル能ハサルモノハ、区长ノ戸長ヲ兼スルモノナリ。
本県下ノ熊本ニ於ルヤ、果シテ郡ニ属センカ、将タ区ナランカ、未タ知ルヘカ
ラスト雖、其之ヲ区トナスハ差支ナキ事ナレトモ、区长ヲシテ戸長ヲ兼任セシ
ムルカ如キニ至ツテハ、人民自治ノ基礎ニ関スルヤ鮮ナラス。然ルニ東京府下
ニ於テハ、已ニ区长ヲ以テ戸長ヲ兼任セシメタリ。朝野記者ハ之ヲ嘆シテ曰ク、
独リ区长ヲ以テ戸長ノ事務ヲ担当セシムルノ一事ニ至ツテハ、吾輩ノ大ニ疑訝
ニ堪サル所ニシテ、我町村人民ノ為メニ自治ノ基礎ヲ立ルヲ得サルヲ悲シ、我
府庁ニ向フテハ其弊或ハ専断ニ出テ干涉ニ陥ルヲ危ブマザルヲ得サルナリ
云々。縦令甚シキ事務ノ渋滞ヲ致タザルニモセヨ、之(役所)ヲ町村ニ置テ

直ニ町村ノ事務ヲ弁理セシムルニ比スレバ、上下ノ不便利ナルハ蓋シ日ヲ同ウ
シテ語ル可ラサル者アルナリト。其結局ノ要ニ曰、便宜習慣ニ就テ之ヲ論スレ
ハ、已ニ此ノ如シ、然レトモ府庁ノ主意ハ地方税ノ増加ヲ恐レテ此ニ処分ア
リシニ非ルヲ得ンヤ。是慈仁心ノ起テ自治ノ基ヲ損スルヲ歎息スルニ外ナラス
ト。

若シ熊本ヲシテ之ニ倣ハシメハ、我党ノ歎息モ朝野記者ト何ソ異ナランヤ。
是等ノ編制果シテ執レニ出テンカ、我党目ヲ刮テ以テ俟ツ。

郡区制の施工 このよう論議、憶測の中に県は施行の準備を整え、
翌明治一二年一月二〇日をもつて郡区制を実施した。県政紀事(明治一
二年)には「大小区画ヲ廢シテ郡区トナシ、区廢一所、郡廢十一所ヲオ
キ県内ヲ分轄セシム」と記している。この時まで天草(町山口)・人吉・
内牧にあつた三支庁は廢止されて、それぞれ郡役所に改められた。一月
二三日には県達甲第三〇号で郡・区长一一名が発令され、同二四日以降
郡・区書記が任命された。

郡	区	役所所在地	軍 区 長	年 令 (一月現在)	出 身
熊 本	熊 本 区	熊本区手取本町	溝口 貞幹	四〇・八	熊本藩士
飽 田	飽 田 区	飽田郡横手町	岩佐 善門	四四・六	"
山 鹿	山 鹿 区	山鹿郡山鹿町	井上 謙治	四五・五	"
菊 地	菊 地 区	菊地郡隈府町	飯田 熊太	五五・二	"
玉 名	玉 名 区	玉名郡高瀬町	山田 武浦	四七・三	"
阿 蘇	阿 蘇 区	阿蘇郡内牧町	小橋 元雄	三八・三	"
上 益 城	上 益 城 区	上益城郡御船町	田尻彦太郎	五〇・一一	"
宇 土	宇 土 区	宇土郡宇土町	上羽 勝衛	三五・一〇	宇土藩士
八 代	八 代 区	八代郡宇土町	沢村 友義	二三・九	熊本藩士
葦 北	葦 北 区	葦北郡佐敷町	古閑 一足	五五・二	"
球 磨	球 磨 区	球磨郡人吉町	園田 行真	四〇・二	"
天 草	天 草 区	天草郡町山口村	持永 義方	三六・一一	六等属 小坂藩士

なお郡長の給料は四五円で拜命時に結髪が三人、束髪で靴をはいた人が一人いたと熊本新聞は報じている。

郡区制の変遷 翌明治一三年九月二十九日熊本区役所は熊本区洗馬川端町三番地の古城県庁に程近い官有地に移り、また飽田・詫摩郡役所も一二月三日に飽田郡春日村久未屋敷七六六番地に移転した。また郡区長の異動では飽田・詫摩郡長岩佐善門が八代郡長に転じたので四月一日に上益城郡長田尻彦太郎が後任となり、上益城郡長の後任には嘉悦氏房が任命されたが県会議員の故を以て即日辞退したので、翌日付で中山政説が任命された。八代郡長沢村友義も退職したので四月一日飽田・詫摩郡長岩佐善門が後任となったが、一〇月八日には彼も退職して同日山本勝盛（葦北出身、九年県議員）が後任として就任した。玉名郡長山田武甫もこの年三月二十九日に退職し、後任には県会議員の木下助之が任命された。

明治一四年に入ると六月一日郡役所の合併が指示され、それまで一区役所・一郡役所であったものが一区役所・八郡役所に縮小された。新郡長は七月一日に任命された。熊本区長溝口貞幹は六月二五日依願免となり飽・詫郡長田尻彦太郎の兼任となった。また飽田・詫摩の組合わせに宇土郡が入って三郡兼務となり、郡長は田尻彦太郎が兼任し、山鹿・山本両郡に菊地・合志の両郡が組入れられて四郡兼務となり、郡長には旧宇土・下益城郡長の上羽勝衛が任命された。また上益城に下益城が組合わせられ郡役所はそのまま御船に置かれ、郡長も中山政説が再任された。もう一つ八代・葦北が組合わさって郡長には山本勝盛が再任された。この異動に伴い井上謙治・飯田熊太・古閑一足の三郡長は退職したが玉名・阿蘇・球磨・天草の四郡は前年のまま変化はなかった。

三、郡区境界の変更

郡区組替願 郡区制が布かれ、郡・区長が任命されると、それまで単

に名称として存在していた郡という単位が極めて重要な意味を持つようになってくる。従って何郡に所属するかということも、それまでと違って簡単に考えられなくなった。明治一一年三月一〇日に阿蘇郡白石村外一か村から提出された郡替願が翌年不許可になり、他に詫摩郡中江村の合志郡編入願も内務省の聞届けがなく、砥用郷二四村の上益城編入願も一三年から一六年まで願を繰り返しながら遂に許可されず、僅かに合志郡弓削村外三か村の詫摩郡への郡替願が、それもほとんど九二年かかってようやく許可されたにすぎなかった。

阿蘇郡村々の上益城編入願 まず阿蘇郡白石村外一か村の上益城郡編入願から見よう。この願書には白石村・仮屋村・米生村・市ノ原村・鎌野村・尾野尻村・緑川村・木原村・小仲竹村・貫原村・須原村・小峯村（戦前の小峯村地区）が名を連ねており、第九大区の六小区として上益城郡の村々（戦前の朝日村地区）と同区に含まれていた。

郡区域之内他郡江編入願

今般太政官第十七号御布達郡区町村編制被定、第二条郡区町村名称ハ総テ旧ニ依ルト、第三条郡之区域広濶ニ過キ施政不便ナル者ハ一郡ヲ画シテ上・中・下・東・西ノ数郡トナスト有之候ニ付テハ、其便否ハ庁議ニ於テ被定候得ハ敢テ愚民ノ具申可仕筋ハ無之、仰テ良法ヲ奉待候得共、阿蘇郡白石村外カ十一箇村之儀現今第九大区六小区江編入被仰付候ニ付テハ、上益城郡ニ情誼厚ク、殊ニ地形阿蘇郡南端之地位ニシテ上益城郡ニ隣接シ、物貨運輸等浜町・御船ニ向ケ通商致来、自郡ニ於テハ稍ク馬見原町ノ外曾テ交誼無之、諸事上益城同徹ノ運ニ致来候得者、公私ノ用ヲ達スルニ至便仕候ニ付、此際上益城郡ニ編入、該郡ノ施政ヲ奉請度各村人民協議ノ上真決仕候間、特別之御詮議ヲ被為以情願ノ意趣御允許被成下度、此段伏テ奉懇願候也。

ところが翌一二年一月二〇日郡区制は施行になったのに右の願に対しては何等の指令がなかったため、戸長の藤岡常彦は二月五日に御指令伺を出し、最早郡村区域御確定御発令相成候上ハ情願之次第難被為叶筋ニ可有之候得共、御指令無之ニ付而ハ人民一同安堵致兼、頻発伺出候向モ御

座候間至急何分之御指令」をと訴えたが、県はこれに対して三月六日、「書面伺之趣、追テ詮議之次第モ有之候ニ付、当分指令ニ不及旨申聞置ヘキ事」と指令した。しかし県は奇第一七三号をもって阿蘇・上益城両郡長に対し、分裂編入の便否得失の見込を上申せよと命じたので両郡長は五月一四日・九日に上申書を提出したが、両方共に「情状察すべきも従来通りが良い」との意見であった。そこで県は六月七日次のように指令した。

書面郡界不明瞭ノミナラス、分裂村落ノ位置不都合之儀モ有之ニ付、願之趣難及詮議候事

但地形民情共不得止事情有之候ハ、右ニ関スル各町村篤ト遂協議、境界等判然取調詳細図面相添更ニ可申出事

ところが地元では九月一五日付で白石村を除く一〇か村の連名で三度願書を提出した。これは白石村が飛地となっているため境界が判然しないとの県達に適合するための処置であった。しかしこれに対しても県は次のような詮議の結果不許可にしまった。

右分裂ノ儀ハ過般出願ノ趣ニヨリ実地検査被致候処、境界判然不致ノミナラス、其区域内ニ孕レ分裂ヲ願ハザル村落モ有之、或ハ各村ヲ隔テ、上益城へ編入情願ノ向モ有之、不都合ニ付難被及御詮議様御指令相成タル処、此節村数ヲ減シ猶本紙ノ通再願致シ図面上矢張判然郡界ヲナスノ山川道路等モ無之様相見、然ルニ阿蘇郡役所以南一四・五里ヲ隔同所往復等ノ不便ナルハ無論ナレトモ、之ヲ裂ク時ハ同役所以西二位スル元布田郷山西在モ亦上益城・合志両郡ノ内ニ編入セザルヘカラス、到底一部ノ端々ニ至ツテハ他郡ニ接近スルハ地勢ノ自然ニシテ、該地民ニ於テモ聊ノ不便ハ可憐当然ナリ、將右村々分裂御聞届相成時ハ数村ヲ隔ル馬見原町モ強テ出願スルノ勢ニ有之、猶更不都合ヲモ可生乎、殊ニ本文願意人民ノ情誼、物貨ノ運輸等ヲ申立、是等ハ他郡タリトモ聊差支無之儀ニ付、旁以左案ノ通御指令相成可然哉伺

(指令)

書面分裂ノ村落郡界錯雑不都合候条、最前指令之通可相心得事。

但交際ノ情誼、物貨ノ運輸等ハ自他郡ヲ論ゼズ、人民ノ自由タルベキ儀ト可心得事。

十二月十日

長官

これらの村々が阿蘇郡を離れて、実際の上益城郡に編入されるのはこれから実に七十年後の昭和三年四月一日のことになるのである。

合志郡村々の詫摩郡編入 合志郡の吉原村・弓削村・石原村・小山御領村の詫摩郡編入願は一二年二月一八日に提出された。

郡換願

元第四大区七小区肥後国合志郡

弓削村・石原村・吉原村・小山御領村

右四ヶ村ノ儀、区画御改正之砌詫摩郡四大区へ編入被仰付候通ニ候処、今般郡区御改正ニ付テ是迄ノ区画ヲ廢シ、元郡界限り所轄被仰付、郡役所ヲ菊地郡限府町へ被開設、就テ者右四ヶ村ノ儀白川ノ大流ヲ阻隔シ、南ニ当テ詫摩郡鹿帰瀬・小山・中江・上南郡ノ四ヶ村へ犬牙致居、其上菊地郡役所迄者前条村々ヨリ凡里程四里半余モ有之、右遠隔ノ途中白川外合志・菊地ノ大流共々都合三ヶ所ニ大川ヲ抱エ居、然ニ旧藩合志郡大津会所々轄ノ砌モ白川ノ一流スラ諸御用或ハ間欠ケ又者遅緩等不尠、況ヤ菊・合之両河ヲ隔居候ニ付テ者、該役所ヨリ諸送達等モ大ニ不便利ニ可有御座、就中小山御領村之儀者詫摩郡新南部・保田窪之両村へ相接シ、熊本迄者里程僅カ一里程外無之、殊ニ聊ナル儀御座候得共、学校ノ儀モ合志・詫摩両郡村々催合之ケ所モ都合三校有之、併是等之儀ヲ以奉願候儀ニテハ無御座候得共、前条三ヶ所之大川ヲ隔且又菊摩合志両郡役所之儀者大ニ間隔致居候而已ナラス、右四ヶ村ニテ戸数僅カ百五十戸外無之、左候得ハ這回戸長所轄一ト組ニハ不足致シ、去リ連大川ヲ隔以北ノ村々ト組合候得ハ是又双方不便利ヲ醸候訳ニ付、何卒此際詫摩郡へ郡換被仰付被下候様、左候得者郡界共々明瞭ニ相立、第一ハ上下共往々得便利可申奉存候間、特別之御詮議ヲ以願之通御免許被仰付被下候様幾重ニモ奉懇願候、依之別番絵図面相添私共人民惣代トシテ此段奉願候事。

明治十二年二月十八日

元第四大区七小区合志郡弓削村

用掛 若松 桂七

仝村惣代人 岡田 正則

右同断石原村 用掛兼総代人

工藤 義勝

(以下略)

県は四月二日詫摩・菊池・合志両郡長宛「両郡ノ便否得失如何可有之哉篤ト協議ノ上見込ノ趣取調一郡及一村限ノ田畑戸数人員等縮凶色分ヲ以兩郡一葉ニ相認五月十日迄ニ可差出」と指令を發したが、入違いに二三日菊池・合志郡長飯田熊太代理書記原田隆道名で、「該村之儀ハ人民歎願之通不便ヲ究候儀ハ相違無之、仍テ於当役所聊異存無之候間、他郡ニ於テ類例等ノ義モ無之候得共御許可相成度」と指令願が提出され、県は二一日發の指令通りに心得よと達している。

その後五月八日菊池・合志郡長飯田熊太は「右組替之儀ハ該村而已ニ無之、既ニ同郡須屋村ノ如キハ曩ニ同様申出候事モ有之候間必然之レニ類推シ、又同郡中島村ノ義モ白川ヲ跨グ実地弓削村外三ヶ村同様ノ村落ニ付、忽チ又之ニ波及スベク、可フルニ菊池郡ニモ幾分敷比例類推、許多ノ紛擾ヲ生候モ難計、依テ便否得失予メ見込相立兼候」と不同意の上申を行ったが、六月五日県は次の通りこれを一蹴した。

郡界組替等之儀ハ、地形民情共不得止分ハ詮議之筋モ可有之候条、当然ニ他ニ波及ヲ想像スルニ不及、現地實際ノ便否ヲ視察シ、奇第百七十四号達ノ通取調至急可差出候事。

そこで六月一九日両郡書記が出張して隣接村の異議の有無をたしかめたところ小山村列・上南郡村列・保田窪村とも異議なく、申請四村とも勿論申立の通りであった。七月五日飯田郡長は重ねて上申を行ったが「前文里程遠近・緒川遮隔等ノ儀素ヨリ不便ノ一ツニハ候得共、専ラ其意ノ注スル処、合志郡ニ組合居候テハ井手筋修繕・材木御下渡箇所遠隔且大

津街道修繕出夫等、彼是煩等有之ニ付分裂情愿差越候趣ニ申出云々」とやはり分離不賛成の氣持を強く含ませながら賛否を明らかにしていない。これに対して九月一日の飽田・詫摩郡長岩佐善門の具上は好意的上申である。

……右四ヶ村之地形ハ、白川ヲ以テ合志郡之地脈切断之姿ニ相成、詫摩郡中へ孕包セラレ、就中詫摩郡中江村之義ハ尚四ヶ村内ニ相籠リ、弥重之混淆眞ニ都合之地形ニ有之、然レトモ於旧藩ハ該村人民ノ請願伺等元大町郷大津旧会所ニ於テ受理致、且白川之一流ヲ隔、弓削村外ヨリ大津町ニ至ル

以テ其儘押移居候モ、到底詫摩郡へ合スルノ弁利タルヲ以テ、既ニ大小区改正之節詫摩郡一画之小区ニ被定、爾来合志郡大津街道等之修繕夫力ヲ免カレ、例年修繕用材ノ如キモ有旧藩テハ合志郡矢護山等ヨリ 距離凡 五里 下渡サレ、其勞力ニ

苦ミ居候処、大小区改正後ハ詫摩郡官林ヨリ下給リ旁弁利ヲ得來候内、今般郡区改正ニ付テハ菊池郡役所ニ至ル距離凡五里、且白川・合志・菊池之三大河ヲ隔テ、洪水ノ都度便路ヲ塞絶スル事間々有之、加ルニ用材之下与及ヒ夫役之如キモ忽チ不弁之旧時ニ復候テハ迷惑之趣、利害得失之別前記之通申出、相違有之間敷相聞、其上於地形詫摩郡へ編入セラルルハ至当ノ事ニ相見、兩書記於実地協議之次第モ有之候処、別紙同僚ヨリノ上申ニヨレハ猶該郡ハ多少類推之響キモ有之、既ニ其萌芽ヲ發シ候云々書載有之通ニ付テハ、該郡役所ノ意見モ亦尤之事情ニ可有之候得共、於当郡テハ委細前陳之通ニ付、編入有無共ニ何等關係ノ筋無之、只々実地検査之次第迄絵図面相添具上候条、可然御僉議有之度候也

県では両者の上申を見て「飽・詫具状は條利判然、菊合書面は曖昧にして分裂を欲せざるの意味有之哉に相見」と判定、三度菊池・合志郡長の見込を尋じた。一〇月二日の飯田郡長の上申は「白川を隔て交通不便と言いが年に一回のことで、若しこれを許せば中島村は阿蘇郡に、須屋村は飽田部に分裂願を出すであろう。尤もその許否は官の仕事とは言いがながら片手落は出来ないから平等に許可されることになるであろう。』就

テハ弓削村外三ヶ村分裂之儀小便利ヲ得ルト雖モ大無害之ニ付、従来之儘被閱候テ可然歟』と反対の態度を明らかにした。

しかし四か村は結束して一二年一二月六日又もや郡換願を提出、県も書類を制作して一二月二七日内務省へ提出した。ところがその後何の音沙汰もなく五か月が過ぎ一三年の五月四日に地理局長から郡長意見書と精密地図送付の照会があり、県は二日に回答を送ったがまたそのままになってしまった。該町村々はしびれをきらし、九月に指令伺を出し、一〇月二五日にも戸長から人民の督促が激しくて受答出来ない程だから至急指令してほしいと願ひ出たので、県は一二月二日第八七五号で上申を出した。しかし二月に入つても指令がないので、一四日「カクネン、ジウニゲツ、ユゲムラホカ、サンガソン、グンカイ、ブンゴウ、ウカガイ、ゴシレイ、ヲコウ」と電報を打った。内務省指令は翌一二月一五日到着したが日付は一二月末日であった。

熊地廿号（朱書）

熊本県

今般其県管下肥後国合志郡小山御領村・弓削村・石原村・吉原村、詫摩郡へ編替候条、此旨相違候事。

明治十三年十一月三十日

内務卿松方正義 印

県は一二月二〇日第九八一・九八二号で郡役所に公式指令を発し、同日付甲第二二一号で県下に布達し、ほとんど九二年を費やしたこの郡編替一件もようやく目的を達したのである。

旧砥用郷の上益城編入願 明治一三年六月また次の願が提出された。

砥用郷村上益城郡二編入願

下益城郡元砥用郷二十四ヶ村ノ地形面環凡十有三・四里、其位置東北西ノ三面
上益城郡二界スル事七・八里南方八代郡五ヶ庄嶮山ヲ以区界トスル五・六里、
坤一隅僅ニ一里許而已下益城郡中山郷二界ス、地理ニ因ルトキハ該郷全上益城
郡ニ編入スヘキ区誠ニ可有之ノミナラス、其人情風俗タル哉自上益城郡矢部・
甲佐・木倉郷ノ地方ニ向テ漸襲シ、人民縁故古来ヨリ親睦ノ情モ随テ周密ニ有
之、其情状尤近似スルニヨリ事件ノ協議ニ亘ルモノモ速ニ吻合整頓スヘク、然

ルニ古昔益城郡十郷ヲ分割スルヤ、恐クハ地理人情ニ因ラス上下ノ郡郷数ヲ等分シタルヨリ処属ニ背戾スル所有之哉ト奉存候、依テ今般該郷ノ地理人情ヲ推究シ、南方暮川ヲ以上・下益城ノ郡境ト為シ、該郷二十四ヶ村ヲ分離シ上益城郡ニ編入所管被仰付度奉願候、左候得ハ地理人情之カ為ニ一齊シ、齒牙相依リ該郷人民ノ往復或ハ協議等ニ付、向後永久ノ便益ヲ得ル必然之儀ニ有之、右者人民初テ陶鑄シタル願意ニ無之、古来ヨリ服心ニ含包シタル情意ニ御座候処、時世ノ勢ニ圧伏シ不得止今日ニ至ル迄民情ヲ具申スルニ由ナカリシモ、今ヤ幸ニ天恩ノ宥渥ナルニ遭過シ、人民宿昔ノ情意ニ根シ、一同協議ヲ遂候趣乍恐不聞見取相添、此段連印ヲ以奉懇願候也

下益城郡

境村・大窪村・永富村・原町村・三加村・名越谷村・古閑村・土喰村・安部村・早楠村・栗崎村・三和村・二和田村・清水村・石野村・柏川村・洞岳村・大井早村・遠野村・畝野村・湧井村・豊富村・川越村・甲佐平村

明治十三年

六月三十日

右二十四ヶ村人民総代

右村々戸長

この願書を受けた県は郡長の意見を求めたので、下・宇郡長上羽勝衛は『理由が薄弱なので許可しない方が妥当である』と上申した。(七月五日) 県はそこで七月七日に「願之趣難及詮義」と達したが、該郷二四村は九月二七日再度の願を提出した。しかし県はこれに対しても一〇月七日前指令通りとの達を示して許可しなかった。

ところが既に一三年四月八日付太政官布告第一四号で示された郡区町村編制法追加三条の中、第八条の「地方ノ便益若シクハ人民ノ請願ニ由リ、止ヲ得サル理由アル者ハ、郡区町村ノ区域名称ヲ変更スル事ヲ得」という特例事項のあることと、一二月二〇日付で合志郡の四か村は詫摩郡編入が許可されたことに刺戟され、翌一四年二月二二日二四村は三度び郡替願を提出した。

元砥用郷村上益城郡二編入替再々願

下益城郡元砥用郷二十四ヶ村上益城郡二編入替願、客年六月三十日附ヲ以テ上達仕候処、同七月七日附ヲ以テ書面之趣難及詮義段御指令之趣奉敬承、右御指

令之趣早速該村人民工及示諭候処、宿昔ヨリノ志願御採用不被在候段如何ニモ遺憾ノ余リ、不憚尊嚴尚同年九月廿七日奉再願候処、同十月七日附ヲ以テ書面之趣ハ最前指令之通可相心得段、御指令之趣奉敬承右御指令之趣尚又懇切示諭致候処、該鄉村人民編入替願ノ主腦タル、初発上達仕候願書面中縷々記載候通ニ付、更ニ喋々ヲ要セサル儀トハ奉存候得共……(中略)……………
………便益モ亦随テ益々将来ニ拡張スヘキハ必然ノ儀ニ可有之、該郷ノ人民己ニ此等ノ利害ヲ予察シタルヲ以テ、編入替ノ儀ハ旧来ヨリ熱心希願スル処ニ御座候得共、如何セン時勢ノ然ラシムル所、是迄徒ニ願意ヲ胸中ニ包含シ、敢テ情願ノ門路ヲ得ス候処、今ヤ幸ニ聖恩ノ優渥ナルニ遭遇シ、客年第拾四号御布告ノ御主意ヲ遵奉シ、且先般御管内己ニ編入替御許可ニ相成候村々モ御座候ニ就テハ、再三尊嚴ヲ奉瀆冒候儀実ニ恐多奉存候得共、人民止ムヲ得サルノ志願御憐察被成下何卒該郷二十四ヶ村上益城郡ニ編入替御許可被仰付被下候様、人民惣代ノ私共以連署再三奉懇願候也

この願書提出について県は人民惣代及戸長の内県庁に出頭するよう指示し(二月二十八日指示、三月一〇日出頭)その結果地区民は三月一五日まで「再々願ニ付、願意要点ノ附録」と標記した長文の参考書を提出しており、そこではまず郡の沿革から説きおこしている。

肥後国古今ノ沿革ヲ考フルニ、古ヘ火ノ国ヲ分テ前後トナシ、郡村ノ区域ヲ分画セシハ遠乎トシテ往古ニアリ、其事歴ヲ詳悉スルヲ要セス、中古以還、加藤・小西両氏ノ封ヲ此国ニ襲ヤ、緑川ヲ以テ封境ト爲シ、加藤氏川北ヲ領シ、小西氏其南ヲ有ス、聞ク所ニ因ル上・下益城郡元ト一郡ナルヲ、両雄分封ノ際其境域ヲ判然ナラシムルカ爲メニ、緑川一帯ヲ以テ兩部ニ割キタルモノニテ、蓋シ施設ノ利害・地形人情及ヒ人民ノ便否ニ因リ郡域ヲ分割シタル者ニ非ス。爾後細川氏ノ封ヲ此国ニ移スヤ、全国ヲ兼有シ以テ藩政ヲ施ス、兩郡郡ヲ異ニスト雖トモ、施政上ニ不便ナキヲ以テ依然旧規ヲ存シ、上・下ノ名ヲ冒ラシメタルモノニシテ、當時該郷ノ人民不便ヲ唱フル者有リト雖トモ、藩政ノ主義恐ラクハ許ササル所ノモノ有テ然ラン。然レトモ地理・人情ニ本キ、人民ノ利害ニ因ルトキハ、該郷二十四ヶ村全ク上益城郡ニ編入シ、将来人民ノ便益ヲ生スヘキノ要点ニシテ止マス、仍テ左ニ其数点ヲ具陳ス

以下「地形・道路及ヒ陸運便益ノ点」「水利・水運便益ノ点」「原野秣場ノ便益」「民費ノ異同」「学事ノ盛衰」「起工ノ着目」などの項をあげて詳細便益の点を説明している。しかしとにかく二四か村、一八八六戸、九五九五人、田三七〇町歩余、畑六七九町歩余、山林・原野六三八町歩余(明治一三年調)の郡替であり、これまで二回も却下した曰く付きの請願であるから、県は慎重を期して四月八日、両郡長に、要点附録を送つて同書に対する意見書提出を命じた。これに対して上益城郡長中山政説は「区域変更相成候モ人民ノ便利ハ勿論、施政上ニ於テモ指支無之見認候」と述べ(四月二〇日)下益城・宇土郡長上羽勝衛も「連合協力固ヨリ郡ノ異同ヲ問フヘキニアラスト雖、僻地ノ民郡名ノ異同ヲ以テ大ニ交際ノ親疎ヲ別ツ事ナキ能ハス、加フルニ郡役所ノ管轄ヲ異ニスルトキハ連合協力ノ一難事トス、砥用郷廿四村人民前途ノ幸福ヲ企図スル、專此点ニ注射セルガ如シ、是亦己ムヲ得サルノ情ニシテ、十数年来ノ宿願ニ出ルトキハ願意御聞届ニ相成郡域変更ノ御詮議有之候様致度」と意見を上陳し(四月一四日)ともに郡替に同意した。そこで県はさらに県官を派遣して実地検査を行うことに決し(四月二五日)一〇等属緒方三八を現地に派遣して実踏させたが、七月二二日の復命書もまた変更賛成意見で、彼は一村別の計数及び絵図面の提出を命じた。ところが一四年六月郡役所の編成がかわり、上・下益城が一郡役所となつたため一五年九月に至つても両郡一紙の取調が整わず、寺内八等属が取調にかかり、一六年二月に至つてようやく相違点を修正した書類が県の租税課に提出された。県では河原七等属が主任としてこれらの書類を審査した上、同一四日

抑維新後、郡村組替ノ例大ニシテハ玉名郡中富郷山鹿郡ニ組替、小ニシテハ合志郡弓削村外四ヶ村ヲ詫摩郡へ組替御聞届相成、右等ノ例ニ拠リ砥用郷ノ人民郡ノ組替ヲ熱心スルモノノ如ク相見、殊ニ郡長ニ於テモ組替ヲ要スルノ意見ニテ、実査復命書モ同一二出タリ、然レ共今日ニ至リテ、従前第一不便ト被考候郡役所

ハ上益城ニ合併シ、其望モ相立チ居可申哉ト想像ヲ下シ、其辺及質問候処、郡役所位置ニ不係飽迄モ郡替ノ志願ニ有之趣、其上十一年第十七号及十三年第十四号公布ノ趣モ有之、又出願ノ主意無容ノ事トノミ難見傲ニ付、一応其筋御稟議可然哉、為御参考右公布拔萃相添置候間、御決議之上取調可相伺候

との伺書を提出した。これに対して租税課の有田六等属は副議を提示した。

本願之趣反復熟考スルニ、行政区域合併以前ノ出願今尚止マサルハ、或ハ心中其ノ為ニスルモノアルカ如シ、仮令如何ナル思想アルニモセヨ、渠方口述トスル道路且水理ノ如キハ、郡ノ内外ヲ不問其利害ニ関スル人民連帯協議スヘキ法律ニシテ、郡名ニ於テ毫モ支障アルニ非ス、故ニ御聞届無之可然哉

整理課もまた「副議之通御決議を冀望仕候」と申出たため、遂に内務省稟議中止に決し、明治一六年二月二三日、県令名で次の通り指令された。一三年以来足かけ四年にわたったこの願も終結した。

書面願之趣、道路且水理工業ノ如キハ、郡ノ内外ヲ不問、其利害ニ関スル人民連帯協議スヘキモノニテ、何等支障ノ筋無之筈ニ付、最前指令ノ通可相心得候事

宇土郡東松崎村の下益城編入願 明治一四年四月二六日宇土郡東松崎村人民惣代は、東松崎村が下益城郡の松橋・新開・豊崎各村と組合聯合出夫等を持つことから下益城郡編入を願ひ出た。しかし県から何の指令もなかったため、八月三一日付で「弥修理向ニ各村聯合出夫彼是ニ関シ候間、何分之儀至急御指令被仰付度」と再伺を出した。これに対して県は九月八日に「書面願之趣、官員出張実査之上何分之可及指令候事」と指示したが、その後の事は記事が見えない。しかし明治二二年の豊川村合併まで郡替は行われていないから、その中に願を取り下げたものであろう。

四、戸長公選から戸長官選へ

戸長公選と世論 三新法の発布と同時に内務省乙第五四号が発せられ、戸長公選が決定したので、明治一一年九月二〇日の熊本新聞は「戸長公選法」と題する論説を掲げた。紙面剝脱して不明のところが多いが「戸長が民選になった以上選挙法が出来なければならぬ、その場合其町村在住者中より選ぶべきである。しかし僻地ではその任に堪える者のない場合も考えて便法を設けねばならない。また町村在住者と言っても新移民者では土地の事情に暗いから三年以上の在住者を被選人と定める必要がある。また選挙人を一般民全部とすると、且那や親方に投票が集まるからまず一組から一人の委員を投票させ、この委員に戸長を投票させれば「妄挙ノ過千少ナカラン乎」と考える。しかし今回が初年度であるから、誤選もあるであろう。だから今回選出の戸長の任期は一年とし、翌年改選させてその後三年毎に改選するのがよい」と述べている。

さらに翌一二年一月一四日に至り「戸長公選法第二」の論説を掲げ「他県の布達を見ると、戸長は三年の任期とし、その期間は事故なく辞職を許さず、その給料は五円・六円の二等となっている。このくらの給与では一家を扶養するのも無理なのに、事故なく辞職を許さぬのは苛酷である。そうならば一層候補をあげるがよい。候補者の中から選ぶのなら物人民の投票でもよいわけである。候補法は官に抛らないでできるから是非町村有志諸君はこの法を實行してほしい」と一六日まで二回にわたって説いている。

戸長以下設置法 明治一二年一月二〇日、県は郡区制を施行したので、これに関するいくつかの布達を発した。まず、甲第一一号では「請願届ノ儀一般成規アル者並左ノ条件ヲ除ノ外ハ戸長奥印ヲ受ルニ及ハス」として八項目をあげ、甲第一二号では経費の件、甲第一三号で「戸長選挙法」甲第一四号で「戸長以下設置法」を布達した。

今般戸長以下設置法別紙之通相^四、^四区長へ相達候条為心得此旨布達候事

明治十二年一月廿日 熊本県令 富岡敬明

戸長以下設置法

一、戸長ハ町村各一人ヲ置クヲ以テ本旨トス、然リト雖トモ地形ノ広狭・人口ノ多少ニ依リ、自ラ斟酌ヲ用キサルヲ得ス、依テ凡一人ノ所轄戸数平均四百戸内外ヲ以テ目的トナシ、小町村ハ便宜之ヲ合轄セシメ、云云（以下略）

戸長区の制定 戸長設置法にも示す通り、原則は一町村一戸長であるが、人口、戸数の多寡によつて必ずしもそう出来ないで、県は次のように戸長区を設定した。即ち、全県一八五町一二四五村に対して四三六戸長区で、これは三村一戸長の平均である。

熊本区	一四七町	戸長区域	一七	戸数	一〇六八二
飽田・詫摩郡	三町	〃	五二	〃	二四四七七
山鹿・山本郡	四町	〃	二六	〃	一三五五五
菊池・合志郡	四町	〃	三〇	〃	一三四一四
阿蘇郡	二町	〃	三八	〃	一三五六四
玉名郡	七町	〃	五四	〃	二二八七八
上益城郡	四町	〃	三八	〃	一三八二六
下益城・宇土郡	四町	戸長区域	四六	戸数	二〇二一八
八代郡	四町	〃	二九	〃	一三六一九
葦北郡	三町	〃	一一	〃	八七〇一
球磨郡	一町	〃	二八	〃	一一九一一
天草郡	一町	〃	六六	〃	三二二三七
計	一八五町一二四五村	戸長役場	四三六	〃	一九九一八二

しかし戸長区が出来てもまだ新戸長の選挙が行われるまでは旧戸長以下を免職することはできない。県は乙第八号で旧正副戸長、旧雇用掛、旧町村用掛に対し、

本月本県乙第五号別紙手続書第八号ヲ以テ相違置候処、猶又各郡区役所ヲ相開候後モ戸長申付、其役場ヲ開候迄ノ間ハ郡区長ノ命令ヲ受、新戸長ノ心得ヲ以テ事務差支無之様可勤、此旨相違候事
但シ旧雇用掛及旧町村トモ都テ新書役ノ心得ヲ以テ従前之通可相勤候事
と達し、事務の空白がおこらぬよう留意している。

戸長選挙法の制定 新戸長を選ぶための「戸長選挙法」は同じ明治一二年一月二〇日、県甲第一二二号で、布達された。

戸長選挙法

- 第一 選挙人ハ其町村本籍ノ男満廿歳以上ノ者タルベシ
但年令ハ選挙会ノ前月迄ヲ通算スベシ
- 第二 被選人ハ其町村本籍ノ男満廿五歳以上ノ者タルベシ
但年令ハ選挙会ノ前月迄ヲ通算スベシ
- 第三 左ノ件々ニ触ル、者ハ被選人タル事ヲ得ス
第一項 懲役一年以上ノ刑ニ処セラレシ者
第二項 身代限ノ処分ヲ受ケ、負債ノ償還ヲ終ラサル者
第三項 官吏及準官吏
第四項 風癪白痴ノ者
- 第四 第三条第一項・第二項・第四項ニ触ルル者ハ選挙人タル事ヲ得ズ
- 第五 投票期日及選挙会場ハ郡区長之ヲ定メ、遅クモ期日十日前ニ其町村ニ報告スベシ
- 第六 投票期日ニ至リ郡区長ハ自ら之ニ臨ミ或ハ書記ヲ派出シテ、会場ノ取締及投票ノ調査ヲ為スベシ
- 第七 投票ハ被選人ノ姓名及自己ノ住所姓名年令ヲ記載シ実印ヲ捺シ之ヲ密封シ、其表面ニ自己ノ住所姓名ヲ記シ、予定ノ日書記へ差出スヘシ、若シ疾病アレハ代人ニ托シ差出スモ妨ナシトス
但文字ヲ書シ能ハサルモノハ、自ら会場ニ至リ書記へ演舌スルモ妨ナシトス
- 第八 郡区長及書記ハ予メ選挙人姓名簿ヲ製シ置、投票ト照合シ然ル後開封スヘシ
但姓名簿ハ他日参照ヲ要スル為郡役所ニ備ヘ置キ、選挙人ノ出入ヲ

加除スヘシ

第九 戸長ハ投票ノ多数ニ依テ之ヲ定ム、若投票同数ノ者アルトキハ、年長ノ者ヲ取り、同年ノ者ハ鬮ヲ以テ之ヲ定ム

第十 当選人法ニ於テ不適当ナルトキハ順次票多数ノ者ヲ取ルヘシ

第十一 戸長ハ疾病其他已ムヲ得サルノ事故之ナキニ於テハ、其職ヲ辞スルヲ得ズ

第十二 戸長職務中病死或ハ第十一条ノ事故アツテ其職ヲ離ルルトキハ、臨時選挙会ヲ開クヘシ

第十三 当選人ノ姓名ヲ郡区长ヨリ届出ルトキハ、本庁ヨリ辞令ヲ渡スヘシ
なお二月四日に至り第一〇条を次のように改正した。

第十 投票ハ五番札迄ヲ備ヘ置キ、当選人法ニ於テ不適当ナルカ、或ハ疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ其職ヲ辞スルトキハ、順次多数ノ者ヲ取り、若五番ヲ超ルトキハ改選セシムベシ

戸長選挙投票心得 さて選挙法は出来たものの無学な庶民を対象にして実際の選挙をどう行うか、富岡県令はそのモデル・ケースに熊本区を選んだ。熊本区長溝口貞幹は二月七日区内各町戸長に対し「本年当県第十三号戸長選挙法布達相成候二付テハ、為参考別冊ノ通投票心得書相渡候条、区中無洩様可相達此旨相達候事」と前置きして「戸長選挙投票心得」を配布した。

第一条 選挙人（投票スル人）云フハ、戸主子弟ノ別ナク其一区域内町々（ ノ支配スヘキ区域ニシテ、新屋敷町・白川町ヲ一区域トスルノ類）居住

ノ者ニテ安政六年己未二月三十日以前出生ノ者タルベシ

第二条 被選人（戸長トナルヘキ人）云フハ、戸主・子弟ノ別ナク其一区域内町々（第一条ニ同シ）居住ノ者ニテ安政元年甲寅二月三十日以前出生ノ者タルベシ

第三条 左ノ件々ニ触ルモノハ戸長トナルコトヲ得ズ

第一項 懲役一年以上実決ノ刑ニ処セラレタルモノ、但刑期ヲ終ヘタルモノモ同様タルヘシ

第二項 身代限ノ申渡ヲ受ケテ借財ノ償還ヲ終ラサル者

第三項 官吏及準官吏（教導職・訓導・郵便取扱役等）云フハ、但旧区戸長・第一後備軍・教員等ハ此限ニアラス

第四項 風癪白痴ノ者

第四条 第三条第一項（懲役云々）・第二項（身代限云々）・第四項（風癪白痴云々）ニ触ルル者ハ選人タル・事ヲ得ズ

第五条 投票 姓名一名宛五枚ニ認メ 番マテ）ヲ記シ一付トナシ 書記ヘ差出スヘシ

但 多数ノ人疾病及止ムヲ得サル事故アリテ辞職スルカ、又ハ法ニ於テ不適当ナルトキ其都度々々選挙会ヲ開クノ手数ヲ省クモノ

ニ付、其心得ヲ以テ投票スヘシ、モシ見込ノ人五人ノ数ニ充タサルトキハ、 ニテモ妨ゲナシ（投票難形畧）

第六条 一戸ヨリ投票人数人アリテ仮令同一ノ人ヲ選ムトモ投票ハ別々ニ封スヘシ

第七条 投票ハ連名（投票人）ニスヘカラス

第八条 投票人当日若シ疾病等アレハ代人ニ托スルモ妨ケナシ

第九条 当日他行不参等ニテ投票セサルモノハ後日ニ至リ故障等申出ルヲ得ス

戸長選挙 さて熊本区は心得書を配布した後、甲第三号で選挙日を告示した。

戸長選挙会ノ儀、来ル廿日ヨリ相開候条本年一月当県第十三号布達戸長選挙法及本月七日相達候戸長選挙投票心得書ニ照準シ、別紙日割之通無洩投票可致候、此旨所轄内ヘ相達候事
但投票時刻ヲ過キ投票セサル者ハ後日苦情申立候トモ一切採用不致候事
（別紙日割畧ス）

こうして二月二〇日から二三日にかけて熊本区の戸長選挙は実施された。同二日以降の熊本新聞にその選挙の結果がみえている。しかしこの結果について熊本新聞は、二月二十八日（第六六号）の論説に「戸長選挙会実況」と題し、慨嘆に堪えない二項として、人口の多い町の出身者が必ず当選することおよび士族の無関心をあげている。しかしとにかく戸長は決定し、区役所は三月一〇日これらの人々に辞令を渡し新戸長が事務

をとることになった。各郡においても山鹿・山本郡は二月一八日投票、
飽田・詫摩郡も三月早々、他郡も続いて選挙を行い、総数四三六名の戸
長が選任され四月一日から新戸長による事務が開始された。

戸長選挙法の改正 戸長選挙法はその後、一二年三月に入つて一三日
(甲七六号)に追加、一六日に第三条の更正(甲一〇九号)を行った。

(追加)一、其町村内ニ於テ被選人ノ見込無之トキハ、其郡区内ノ者ヲ撰挙ス
ルモ妨ナシ

(更正)第三条第一項 懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラ
レシ者

但満期後七年ヲ終タル者ハ此限ニアラス

五月二八日には第一四条を新に追加し、甲一三四号で布達した。

第十四条 当選人不適当ト認ルトキハ、改選又ハ順次多数ノ者ヲ取ル事アルヘ
シ

但奉職後ト雖トモ不適当ト認ルトキハ退職セシメ、代員撰挙セシムヘシ

翌一三年九月三日甲第一五〇号で戸長選挙法が全文改正された。

第一 選挙人ハ其町村本籍ノ男、満廿歳以上ノ者タルベシ

第二 被選人ハ其町村本籍ノ男、廿五歳以上ノ者タルベシ

第三 其町村内ニ於テ被選人ノ見込無之時ハ、其郡区内ノ者ヲ撰挙スルモ妨
ケナシ

第四 官吏及准官吏ハ被選人タル事ヲ得ズ

第五 懲戒令ニ依リ免職スル者ハ満二年被選人タル事ヲ得ズ

第六 投票期日ハ郡区長之ヲ定メ、其町村ニ報告スベシ

第七 投票満期之日ニ至リ、郡区書記ヲ出張セシメ、投票ノ調査ヲナシ開封
セシム

第八 投票ハ被選人ノ姓名及自己ノ住所姓名年令ヲ記載シ、実印ヲ捺シ之ヲ
密封シ其表面ニ自己ノ住所姓名ヲ記シ、期中戸長役場へ指出シ、戸
長役場ニ於テハ之ヲ取纏メ置キ、満期之日出張ノ郡区書記へ差出すベ

シ

但文字ヲ書シ能ハザルモノハ満期之日自ラ戸長役場ニ至リ、郡区書
記へ演舌スルモ妨ケナシトス

第九 予メ選挙人姓名簿ヲ製シ投票ト照合シ然後開封スベシ

但姓名簿ハ参照ヲ要スル為メ、一時郡区役所へ備置クヘシ

第十 戸長ハ投票ノ多数ニ依リテ之ヲ定ム、若シ投票同数ノ者アルトキハ年
長之ヲ取り、同年ノ者ハ闖ヲ以テ之ヲ定ム

第十一 当選人ノ姓名ハ郡区長ヨリ届出テ又其町村内エ報告スベシ、尤辞令書
ハ県庁ヨリ渡スベシ

第十二 当選人不適当ト認メ或ハ疾病其他已ムヲ得ザル事故アルトキハ改撰セ
シム

但第老番高点ヨリ十点ヲ下ラザル者ニ限り、次点ノ者ヲ取ル事アル
ベシ

第十三 戸長奉職後ト雖トモ不適当ノ者ト認ムルトキハ退職ヲ命シ、改撰セシ
ムル事アルヘシ

なお一〇月一二日(甲第一八二号)第四条が削除された。一四年六月二
七日(甲第九七号)また改正が行われた。

第十四 戸長ノ任期ハ三年^{三十六}ケ月トシ其都度改撰ス

但前任ノ者ヲ再撰スル事ヲ得

但現在ノ戸長ハ来ル七月中改撰可致事

なお同一四年九月二七日(甲第一七三号)でまたまた全文改正が行われ
た。

第一条 選挙人タルヲ得ヘキ者ハ年齢満廿年以上ノ男ニシテ、其区域内ニ本籍
ヲ定メ現ニ居住スル戸主タルヘシ

第二条 被選人タルヲ得ヘキ者ハ満廿五年以上ノ男ニシテ其区域内ニ本籍ヲ定
メタル者タルヘシ

但其区域内ニ於テ被選人ノ見込無之トキハ、其郡区内本籍ノ者ヲ選フモ妨
ケナシ

第三款 左ノ各款ニ触ル、モノハ選挙人及被選人タル事ヲ得ス

第一款 瘋癲白痴ノ者

第二款 懲役禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレ、満期後七年ヲ経サルモノ
但盗罪若クハ詐偽罪ニ罹ルモノハ一年以下ト雖モ本文ニ準ス

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債弁償ノ義務ヲ終ヘサルモノ

第四款 (旧第五に同じ)

第五款 投票期日及会場ハ郡区長之ヲ定メ、予メ其区域内ニ公告シ、投票用紙ヲ下渡スヘシ

第六款 投票期日ニハ郡区書記ヲ出張セシメ、投票ノ調査ヲナスヘシ

第七款 投票ハ予ネテ下渡ス処ノ用紙ニ被選人ノ住所姓名及自己ノ住所姓名ヲ記シ実印ヲ捺シ、之ヲ密封シ其表面ニ自己ノ住所姓名ヲ記シ、予メ公告セシ期日ニ選挙人又ハ代理人ヨリ出張ノ郡区書記ヘ直チニ差出スヘシ
但シ自書スル能ハスシテ代書セシムルモノハ、其代書人ハ代書人何某ト記シ捺印スヘシ

第八款 郡区役所ニ於テハ予テ其区域毎ニ選挙人名簿ヲ製シ置キ、出張ノ郡区書記之ヲ持參其投票ト照合スヘシ

第九款 投票多数ノ者ヲ以テ当選人トシ、同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ圍ヲ以テ之ヲ定ム、若シ本人之ヲ辞スルトキハ次点ノ者ヲ取り、本人並ニ其区域内ニ公告シ本庁ヘ届出ツヘシ
但投票第一番高点ヨリ五分一ヲ下ルトキハ更ニ改選セシムヘシ

第十款 戸長ノ辞令ハ県庁ヨリ相渡スヘシ

第十一款 戸長ノ任期ハ三年^{三十六ヶ月}トシ、其都度^{三十六ヶ月}改選ス 満期ト雖トモ後ム取扱フモノトス

但前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得

第十二款 戸長任期中ト雖トモ第三款ニ掲クル諸款及ヒ第四款ニ遭遇スルカ、若クハ疾病事故アリテ退職スルトキハ、郡区長ハ更ニ之ニ代ル者ヲ選挙セシムヘシ

第十三款 戸長ノ任ニ堪ヘサルカ、或ハ事ニ差支アリト認ルトキハ、県令直ニ之ヲ罷免シ更ニ後任ヲ選挙セシムル事アルヘシ

前に比して非常に強い制限が加わっていることがわかる。

翌一五年二月一八日には第九款但書を「但次点ノ投票第一番高点ノ五分^{（仮令ハ高点百点）}ノ四ナレハ八十点」ニ満タサル時ハ、改選セシムヘシ」と改め、また三月七日には第三款第三款を次の通り改正した。

旧法ニ依リ一年以上懲役、及国事犯禁獄ノ刑ニ処セラレ満期後五年ヲ経サル者新法ニ依リ公権ヲ剥奪及停止セラレタル者、又ハ一年以上輕重禁錮ノ刑ニ処セラレ主刑満期後五年ヲ経サル者

明治一六年二月二八日またまた第一四款を追加した。

第十四款 選挙ノ際町村之治否ニ関係スルト認ムルトキハ官選スル事モアル可シ

さらに同三月一三日第五款に但書を次の通り追加した。

但本文会場借家料及投票用紙ハ其町村ノ協議費ヲ以テ支弁スヘシ
同年七月二日またまた「但シ現在在職ノ戸長ハ改薦ヲ要セス、其任期ハ本月ヨリ起算スヘシ」との但書をそえて全文を改正した。

戸長薦挙法

第一条 戸長ハ其区域内人民ニ於テ五名ヲ薦挙シ、其中ニ就テ県令之ヲ撰任ス、尤時宜ニ依リ薦挙法ヲ要セス、特ニ任免スルトコトアルヘシ

第二条 被薦挙人タルヲ得ヘキ者ハ年令満二十五年以上ノ男子ニシテ、其区域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ限ルヘシ、尤其区域内ニ被薦挙人タルヘキ見込ノ者ナキトキハ本県内ノ者ヲ薦挙スルヲ得

但左ノ第一、第二、第三、第四款ノ内一款若クハ数款ニ触ル、者ハ被薦挙人タルコトヲ得ス

第一款 瘋癲白痴ノ者

第二款 旧法ニ依リ一年以上懲役及ヒ国事犯禁獄ノ刑ニ処セラレ満期後未タ五年ヲ経サル者

新法ニ依リ公権ヲ剥奪及停止セラレタル者又ハ一年以上輕重禁錮ノ刑ニ処セラレ、主刑満期後未タ五年ヲ経サル者

第三款 身代限ノ処分ヲ受負債弁償ノ義務ヲ終ヘサル者
 第四款 懲戒ニ依リ免職シ滿二年ヲ経サル者
 第三款 薦挙人タルヲ得ヘキ者ハ年令滿二十年以上ノ男子ニシテ、其区域内ニ本籍ヲ定メ現ニ居住スル戸主ニ限ルヘシ
 但第二条ニ掲クル第一・第二・第三款ノ内一款若クハ数款ニ触ル者ハ薦挙人タルコトヲ得ス

用紙場形

戸長投票	何郡何町村
被薦挙人	何某
	同……
	同……
	同……
	同……
	同……
	同……
	同……
何都区何町村	某(実印)
年月日	何年何ヶ月
(朱書)	
右代書人何郡町	某(実印)

票面ヲ代書セシムルトキハ朱書の通明記スヘシ

第四条 前条薦挙人ハ毎二十戸乃至三十戸ヲ一組トシ、毎組ニ互撰ヲ以テ総代人一名及ヒ其補欠員三名ヲ撰挙シ、予テ所轄郡区役所ヘ届ケ置キ、改薦ノ際該総代人ヲ以テ復薦セシムルモノトス、尤モ総代人ノ年令等ハ第六條ノ例ニ拠ル
 但互撰ニ係ル執行ハ戸長役場ニ於テ取扱フヘシ
 第五条 薦挙人ハ第四条ニ定ムル所ノ外、土地ノ情况ニヨリ町村会若クハ町村聯合会議員ヲ以テ之ニ充ツルヲ得、此場合ニ於テハ該会ノ議決ヲ以テ郡区長ヲ経、予テ県令ニ届置クヘシ
 第六条 戸長ノ任期ハ四十八ヶ月トシ、其満期ノ前月ニ於テ改薦スルモノトス但前任ノ者ヲ再薦スルモ妨ケナシ
 第七条 戸長在任中第二条ノ被薦挙人タルコトヲ得サル場合ニ遭遇シ又ハ疾病事故アリテ退職セシムルトキハ直ニ改薦ヲ執行スヘシ

第八条 戸長ヲ撰任スルノ後六十日以内ニ疾病事故アリテ辞退スルトキハ改薦ヲ要セス、前ニ薦挙セシ他ノ四名中ニ就テ更ニ撰任スル事アルヘシ
 第九条 戸長ヲ薦挙スルニハ投票ヲ以テシ、左ノ書式ノ通明記シ之ヲ密封シテ其表面ニ記名押印ノ上、開票前日迄ニ投票場ヘ出スヘシ
 第十条 戸長薦挙ノ事ハ、一切郡区長ニ於テ之ヲ管理シ投票期日及場所等ハ選クトモ一週日前予メ其区域内ニ広告スヘシ
 第十一条 郡区役所ニ於テハ予テ其区域毎ニ撰挙人名簿ヲ製シ置クヘシ
 第十二条 戸長薦挙投票ノ開封ハ郡区役所又ハ戸長役場ニ於テ薦挙人中三名以上立会ノ上郡区長之ヲ執行ス
 第十三条 戸長薦挙投票ヲ開封スルニ方リテ、郡区長ハ被薦挙人タル資格ヲ有スルヤ否ヤヲ調査シ、然ル後投票数最多ノ者ヨリ順次五名ヲ取り立会人ニ示シ、当薦人ノ住所氏名年令票数ヲ記載シ、且ツ本人履歷書ヲ添ヘ直ニ県令ニ具申スヘシ
 但五名中ト全数ノ者アルトキハ、渾テ被薦挙人トシテ具申書ニ列記スヘシ

戸長選任方 戸長制度は大・小区制の時代にはじまり、府県によって選任されるのが普通であったが、明治七年三月八日太政官布告第二八号をもつて官吏に準ぜられ、身分・俸給等が定められた。その後一年に内務省から「可成公選セシム」との方針が示されたため、郡区町村編制法施行と同時にほとんど公選戸長となった。しかし準等・給与については何等特別の指示がなく旧制のままに、明治一五年を迎えた。
 明治一五年一二月二八日太政官達第七一号をもつて、戸長身分取扱について次のように達せられた。

戸長身分取扱ノ儀、明治七年三月二十八号ヲ以テ相達置キ候処、自今左之通改定シ、其俸給ハ府知事・県令適宜之ヲ定ムヘシ
 準十等ヨリ準十七等ニ至ル
 右相達候事
 明治十五年十二月廿八日 太政大臣 三条 実美
 この達では俸給は地方長官が適宜定めよとしているが、七年の布達では

区長で准判任一二等―一五等、戸長は准等外一等―六等であつたから、身分が上昇した以上俸給もそのままにしておくことは出来ない。かと言つて全員を引上げるとは財政上不可能である。そこで一六年の各府県会では戸長区域を整理して戸長の数を減らす提案が盛に行われている。明治一七年五月七日太政官は地方税規則中第三条の改正を第一三号で布告した。

明治一三年四月第拾六号布告地方税規則第三条第十五項左ノ通改正シ十七年度ヨリ施行ス

一、戸長以下給料旅費
右奉勅旨布告候事

右の一五項はそれまで「戸長以下給料及戸長職務取扱諸費」と称されていたものであるが、これが改正されたのは同五月七日に太政官達第四一号で「戸長選任方」が定められ、戸長がこれまでの民選から官選にかわつたためである。

府 県

戸長ハ府知事・県令之ヲ選任ス。但町村人民ヲシテ三人乃至五人ヲ選挙セシメ、府知事・県令其中ニ就テ選任スルコトヲ得ヘシ。此旨相達候事
内務省達乙第二十四号（五月七日）

府 県

本年第拾三号布告ヲ以テ地方税規則第三条第十五項改正相成候ニ付テハ、戸長役場諸費ハ総テ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ、此旨相達候事
内務省達乙第二十五号（五月七日）

本年第四拾号公達ニ依リ、町村人民ヲシテ戸長ヲ選挙セシムルトキハ、其選挙方ハ区町村会議員選挙ノ例ニ照準ス可シ、此旨相達候事

戸長の選任方法が改められると同時に、戸長役場の所轄区域も拡大された。この改革は、公選では人材が得難く、また戸長の人数が多くては十分の給料を与えることが困難なので、五〇〇戸五町村までを一役場区域とした。そしてこれに官選の戸長を設置して、給料をそれまでより高め、

町村行政の能率化をはかるにあつた。このことは右の「戸長選任方」と同日に発せられた内務卿山県有朋の一一か条の「訓示」の中に次のように説明されている。

一、戸長役場ノ所轄区域ハ、郡区町村編制法第六条ニ依リ府知事・県令ニ於テ適宜之ヲ定ム可シト雖トモ、一町村凡ソ五百戸以上ノ者ハ聯合セシテ戸長一員ヲ置クヘシ、其五百戸以下ノ町村ハ便宜聯合スルヲ得ルモ、合テ五百戸以上五町村以上ニ及フヘカラス、但其概率ニ由リ難キモノアルトキハ、状ヲ具シテ伺出ツヘシ

一、戸長役場所轄ノ区域ハ、行政ノ便否・利害ノ關係ヲ以テ査定スヘキハ勿論ナレトモ、年来慣行ノ区域アリテ、大ナル差支ナキ者ハ可成慣行ニ依リテ改メサルヲ要ス

一、戸長ハ可成永ク其町村ニ居住シ、名望資産ヲ有スル者ニ就テ選任スヘシ
一、町村人民ヲシテ戸長ヲ選挙セシメタル時、其当選人戸長ニ適応スル者ナシト認ムル場合ニ於テハ、再選挙セシムルト特ニ選任スルトハ、府知事・県令ノ適宜ニ任ス

一、戸長選任ノ儀ハ、本年第四十一号公達ニ依ルト雖トモ、戸長職務ニ於テハ従前ノ通心得ヘシ

一、戸長選任並戸長役場所轄区域改正等、一時難行届事情ノ向ハ、実地ノ都合ニ依リ漸次着手シ、総テ民間ノ混雑ヲナササルヲ要ス

これより以前、町村会の制度が設けられると、町村会議員と戸長はじめ町村吏員の兼務が可能であつたため、これが各地で問題となり、また戸長の公選についてもその不可を唱え、または精選の必要を叫ぶ声があり、官選戸長の必要を説く者もあつた。これらはいずれも狭い地域の中では公選しても戸長にその人を得ないという気持で、広く人材を登用する必要を説いたものであつたが、政府がこれを官選にした意図は実は別に存在した。

戸長公選当時の社会は自由民権運動の大流行期であつたため、政府は一村一戸長の制を立てて戸長による村内住民の統制、指導の強化を目指し、戸長を拠点として上からの政策を徹底させようと考えたのであつた。

ところがこのような戸長の地位は、公選制という立前から逆に村内住民によって操縦されることにもなり、政府の政策に不満を持ち、議会政治の実現の一日も早からんことを期待する民権思想家達に影響されるころが大きかった。このことは自由民権の主唱者や行動家達に、地方の名望家と呼ばれる戸長や県会議員が多かったことによっても明らかである。したがって公選戸長は、民権派の県会議員の下では部落内部の組織化に努力し、国会開設請願のような多数の署名を必要とする場合には特に大きな力を發揮した。

このように自由民権運動が盛んになってきたために、一四年以降府県会規則の改正が行われて、しだいにその権限を規制してきたように、区町村会法においても戸長制度においても、国から県の線の統制下に束縛できるように、改正が行われたわけである。

本県の戸長区域改正 既に明治一六年本県は戸長薦挙法を改正し、ついで戸長区域を改正しようとして、同年六月四日一等属小池浩輔と警部兼六等属長山知賢に、戸長役場区域改正委員を命じた。さらに一七年五月の戸長選任方の布告により戸長区域の改正は必至の事態となった。同一七年七月二五日県は甲第八三号で「従来ノ戸長役場ヲ廢止シ、別紙ノ通り相定ム」として二九四の戸長役場区域を定めて布達した。一二年制定の戸長役場数の四三六に比すれば正に一四二戸長役場の減少となった。

熊本区に例をとると、一二年の戸長役場は一七であったが——戸長選挙の記事参照——それが次の七つに縮小統合されている。

呉服町二丁目、山崎町列、新町一丁目、手取木町列、南干反畑町列、中坪井町列、京町二丁目
右の熊本区の新戸長を見てみると
ついで七月三一日から八月一日にかけて、官選戸長が続々と誕生した。

呉服町二丁目 上田小三郎 山崎町列 大野尊明
新町一丁目 牧 信友 手取木町列 ？

南干反畑町列 江藤 観三 中坪井町列 大木淑慎
京町二丁目 牧柴謙十郎

となつている。なおこの戸長役場の呼び方について、正式には全町村名を列挙すべきであるがとも長々しいので、県は九月一二日乙第一五五号で何町村外何ヶ村戸長役場と称してもよいという通達を戸長役場に出している。

明治一十九年一月二九日、県は甲第九号で熊本区の戸長に関して左の通達した。

熊本区、戸長並役場之儀本月三十一日限相廢シ、該事務ハ総テ熊本区長ニ兼撰セシム
右布達候事

紫溟新報は同時に「右に付熊本区役所は庁舎修繕中二月一日より当分の内県会議場に於て事を取扱はるることになり」との記事を掲げている。この戸長廃止は区が特別地区であるからなのか、それとも区役所の事務内容が充実したためなのか判然しないが、とにかく熊本区の七戸長は今月限りで姿を消すことになった。しかし戸長廃止は事務上不便が多かつたとみえて、二〇年二月の熊本区会で町務係の設置が決定され、三月二日町務係撰挙規則が制定されている。

第三節 区町村会法と町村合併

明治一一年郡区町村編制法の施行により、大・小区の制度は廃止され、町村は旧態にかえされることになった。地方住民の意志とは別個に行政上設けられた大・小区制がなくなり、旧来の町村が尊重されることになると、地租改正にともなう合併異動に対する反動も出はじめる。明治一〇年まで合併につぐ合併で縮小された町村数は、一二年以降逆に少数ながら分裂・独立によって増加しはじめ、この傾向は一七年頃まで続くこ

とになるのである。一方一二年の公選戸長制によって三八町一三三九村の全部に戸長を設置することは出来なかつたので、ここに一人の戸長をいたゞく連合町村役場が数多く出来、一七年の官選戸長制によって町村連合は一層強化された。

明治一三年区町村会法が設けられたので、熊本区では区会、各町村では町村会または連合町村会が開設されることになり、公選制により町村議員が選出された。これも地方住民にとつてははじめての事であり種々のトラブルもあつたが、しだいにこの制度に馴れてくるといつしかこれが自由民権運動の温床ともなつて政府をあわてさせることになつた。そのために、戸長官選に見られるような政府統制の枠が区町村会にもまた設けられることになり、明治一七年の改正となるのである。

一、区町村会法と区町村会

区町村会法 区町村が公選の戸長を選出して自治的な性格を持つてくれば、当然区町村の自治に関して審議決定する機関が必要になつてくる。それは府県に府県会が存在するのと同様である。果して明治一三年四月八日、府県会規則の大改正とともに今一つ下部の会議組織である「区町村会法」が太政官布告第一八号で布達された。

区町村会法

第一条 区長村会ハ其区町村ノ公共ニ関スル事件及ヒ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条 区町村会ノ規則ハ、其区町村ノ便宜ニ從ヒ之ヲ取設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第三条 数区町村連合会ヲ開クトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス、若シ其評決ヲ不適当ナリトストキハ、其施行ヲ止メテ府知事・県令（戸長ハ郡

区長ヲ経テ）ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第五条 数区連合会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、数町村連合会ノ評決ハ地方ノ便宜ニヨリ戸長又は郡区長之ヲ施行ス、若其評決ヲ不適当ナリトストキハ、総テ前条ノ手續ニ從フヘシ

第六条 郡区長ニ於テ町村会若シ法ニ背クコトアリトストキハ之ヲ中止シ、其評決ヲ不適当ナリトストキハ其施行ヲ止メテ、府知事・県令ノ指揮ヲ乞フコトヲ得

第七条 府知事・県令に於テ、区町村会及ヒ連合会若シ法ニ背クコトアリトストキハ之ヲ中止スルコトヲ得、又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得

第八条 水利土功（公共ノ水利土功ニシテ全町村ノ利害ニ関涉セス、或ハ数町村ノ幾分ノミ其利害ニ関係スルモノ、又ハ利害ニ関係ナキモ従来組合等ノ慣行アルモノヲ云）ノ為メ、町村会ノ決議ヲ以テ其関係アル人民若シクハ町村ノ集會ヲ要スルトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

第九条 前条ニ掲ケタル集會評決ノ施行及ヒ其取締リハ、第四条ヨリ第七条マテノ手續ニ從フヘシ

第十条 第三条及ヒ第八条ニ掲ケタル集會ヲ要スルトキ、其関係アル区町村若クハ人民中異議アリテ其集會ニ応セサルトキハ、府知事・県令之ヲ府県会ニ付シ、其決スル所ニ依リ之ヲ定ムヘシ

但府県会ノ閉會ニ当リ其開會ヲ待ツヘカラサルトキハ、府知事・県令之ヲ決定スルコトヲ得、此場合ニ於テハ、次ノ開會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

この規則によれば区町村会は比較的自由な集會であつたことが伺われる。その任務にしても区町村の公共に関する事件およびその経費の支出徴収方法を議定するのであつて、会議規則も区町村の便宜によつて設け、府知事・県令の裁定を受ければよく、また連合町村会を開催することも自由であつた。しかしこれもまたそう長いことではなく、明治一七年の改正では地方住民の自由意志を制限する方向に強く傾いていくのである。

なおこの「区町村会法」は明治一四年二月一四日太政官布告第七号で

第八條が次の如く改正された。

第八條 水利土功ノ為メ其關係アル人民ノ集會ヲ要スルトキハ、其地方ノ便宜ニ從ヒ規則ヲ設ケ、府知事・県令ノ裁定ヲ受クヘシ

また翌一五年二月一四日大政官布告第一一号で次の改正も行われた。

明治十三年四月第十八号布告区町村会法第十条但書左ノ通改正ス

但府県会ノ開會ニ當リ、其ノ開會ヲ待ツヘカラサルトキハ常置委員ノ決議ニ付スルコトヲ得、此場合ニ於テハ次ノ開會ニ於テ、常置委員ヨリ之ヲ報告スヘシ

改正区町村会法 明治十七年五月七日に、「区町村会法」の全面改正および「戸長選任方」が定められた。改正区町村会法は次の通りである。

明治十七年五月七日太政官布告第十四号

第一条 区長村会ハ、区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出・徴収方
法ヲ議定ス

第二条 区町村会ノ会期、議員ノ員数、任期、改選及其他ノ規則ハ、府知事・
県令之ヲ定ム

第三条 区会ハ区長之ヲ招集シ、其議案ヲ発ス、町村会ハ戸長ノヲ招集シ、其
議案ヲ発ス

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス、若シ
其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ其施行ヲ止メ、府知事・県令ニ具状シテ指
揮ヲ請フヘシ

第五条 区長ニ於テ区会、郡区長戸長ニ於テ町村会ノ議事、若シ法ニ背キ又ハ
治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ、其會議ヲ中止シ、府知事・県令ニ具
状シテ指揮ヲ請フヘシ

第六条 府知事・県令ニ於テ、区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スル
コトアリト認ムルトキハ、何時タリトモ区町村会ヲ停止シ、又ハ之ヲ解散シ
テ改選セシムルコトヲ得

第七条 前条ノ場合ニ於テ、停止又ハ解散ヲ命シタルトキハ、更ニ開會ヲ命シ、
又ハ改選スル迄ノ間区長・戸長ハ経費ノ支出・徴収方法ヲ定メ、府知事・県
令ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

第八條 区町村ニ於テ議員ヲ選舉セス、又ハ議員招集ニ応セスシテ會議ヲ開ク
ヲ得ス、及議定スヘキ議案ヲ議定セス、又ハ會期內ニ於テ議案ヲ評決シ終ラ
サルトキハ前条ノ例ニ依ル

第九條 議員ヲ選舉スルヲ得ヘキ者ハ、滿二十歳以上ノ男子ニシテ、其区町村
ニ住居シ其区町村內ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但府県會規則第十三條第
一欸・第二欸・第三欸ニ触ルル者及陸海軍人現役ノ者ハ、選舉人タルコトヲ
得ス

第十條 議員タルコトヲ得ヘキ者ハ、滿二十五歳以上ノ男子ニシテ其区町村ニ
住居シ、其区町村內ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但府県會規則第十三條第
一欸・第二欸・第三欸・第四欸ニ触ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第十一條 区会ノ議長ハ区長、町村会ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ、区長・戸
長若シ事故アルトキハ、区長・戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スルコトヲ
得

第十二條 府知事・県令其管轄內ニ於テ、町村会ヲ開設シ得ヘカラサル狀況ア
ルヲ認ムルトキハ、内務大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ

第十三條 府知事・県令ハ数区町村ニ関涉スル事件アルトキ、其区域ヲ定メテ
連合区町村会ヲ開設スルコトヲ得

第十四條 府知事・県令ハ、水利土功ニ関スル事項ニシテ、区町村會若クハ連
合区町村會ニ於テ評決スルヲ得サルモノアルトキ、特ニ其区域ヲ定メテ水利
土功會ヲ開設スルコトヲ得

第十五條 連合区町村會及水利土功會ハ、總テ本法ニ準拠ス、其区域區長・戸
長數人ノ所轄ニ涉ルモノハ、府知事・県令便宜郡區長ヲシテ其評決ヲ施行セ
シムルコトアルヘシ

これを、去る一三年に制定された「区長村会法」と対照すると、多くの
点で区町村の自由が制限束縛されていることがわかる。まず会の任務は
「区町村費ヲ以テ支弁スベキ事件」に限定され会の規則はすべて府知
事・県令が定めることになっており、連合会は「数区町村ニ関涉スル事
件アルトキ其区域ヲ定メテ」、しかも知事・令の判断で設けられることと
変えられている。その他区町村会には区長・戸長が招集して議案を発し、
区長・戸長がその議長となる規定であり、以前に比すれば隔世の感を抱

かせる官製品と化してしまつた。

本県の区町村会規則及び聯合町村会規則 明治一七年五月七日太政官
布告第一四号で区町村会法が全文改正されたので県はとりあえず五月一
四日付甲第三四号で

今般第十四号ヲ以テ区町村会法改正相成候ニ付テハ、追テ何分ノ義相
違候迄、従前ノ規則ニ抛リ開会不苦儀ト心得ヘシ

と布達したが、同年六月一六日、甲第四七号で「区長村会規則」および
「聯合町村会規則」を次の通り定めた。

区町村会規則

第一章 総則

第一条 区町村会ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及ヒ其経費ノ支出徴収方法
ヲ議定ス

第二条 区町村会ハ定期会ト臨時会トノ二類ニ別ツ、其定期ニ開クヲ定期会ト
ナシ、臨時ニ開クヲ臨時会トナス

臨時会ハ其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り、其他ノ事件ヲ議スルコトヲ得ス

第三条 定期会・臨時会ヲ論セス区会ノ議案ハ区長之ヲ發シ、町村会ノ議案ハ
戸長之ヲ發ス

第四条 区会ノ評決ハ区長之ヲ施行シ、町村会ノ評決ハ、戸長之ヲ施行ス、其
評決ヲ不適當ナリトストキハ、其施行ヲ止メ県令ニ具状シ指揮ヲ請フヘシ

第五条 区町村会ハ毎年定期会議ノ初メニ於テ区町村費ニ係ル前年度ノ出納決
算報告書ヲ受ケ、該区長・戸長若シクハ其代理人ニ説明ヲ求ムルコトヲ得、

出納決算報告書ニ付、区町村会ヨリ説明ヲ求ムルトキハ該区長・戸長若シク
ハ其代理人之ヲ説明スヘシ

第六条 区町村会ハ議事ノ細則ヲ議定シ、区会ハ区長、町村会ハ戸長ノ認可ヲ
得テ之ヲ執行スルコトヲ得

第七条 区町村会ハ議員ノ内招集ニ応セス、又ハ事故ヲ告スシテ参会セサル者
ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スル事ヲ得

第二章 選挙

第八条 区町村会議員ノ数八十人以下タルヘシ

第九条 区会ノ議長ハ区長、町村会ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ、区長・戸長
若シ事故アルトキハ、区長・戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スル事ヲ得

第十条 議員ハ俸給・旅費・日当ヲ給セス

第十一条 書記ハ議長之ヲ撰ヒ、庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ会議ノ議決ヲ以
テ、会費中ヨリ之ヲ支給ス

第十二条 区町村会ノ議員タルコトヲ得ヘキモノハ、満二五歳以上ノ男子ニシ
テ、其町村ニ住居シ其町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但左ノ各款ニ触
ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第一款 風癩白痴ノ者

第二款 旧法ニヨリ一年以上懲役及ヒ国事犯禁獄ノ刑ニ処セラレ満期後五年
ヲ経サル者

新法ニヨリ公権ヲ剥奪及ヒ停止セラレタル者、又ハ一年以上輕重禁錮ノ刑
ニ処セラレ、主刑満期後五年ヲ経サル者

第三款 身代限ノ処分ヲ受、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四款 官吏・教導職及陸海軍諸卒現役ノ者

第十三条 議員ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ、満二十歳以上ノ男子ニシテ其区町村
ニ住居シ、其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル、但前条ノ第一款、第二
款、第三款ニ触ル、者及ヒ陸海軍軍人現役ノ者ハ選挙人タル事ヲ得ス

第十四条 選挙会期日及投票ノ手續等ハ、区長又ハ戸長ヨリ之ヲ告示スヘシ
区長、戸長ハ選挙会場ノ取締ヲナシ、投票ヲ調査スヘシ

被選人其選ヲ辞スルカ又ハ不適當ナル者アルトキハ、順次投票多数ノ者ヲ取
ヘシ、若シ同数ノ者アルトキハ八年長ヲ取り、同年ナレハ圖ヲ以テ之ヲ定ム当
選人ヲ査定スルノ后、区長・戸長ハ之ニ当選状ヲ渡シ当選人ハ請書ヲ出ス可
シ

当選人各請書ヲ出シタル後、区長・戸長ハ其姓名ヲ其区町村内ニ告示スヘシ

第十五条 職員ノ任期ハ六年トシ、三年毎ニ全数ノ半ヲ改選ス、第一回三年期
ノ改撰ヲ為スハ、抽籤ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スル事ヲ得

第十六条 議員中第十二条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スルカ、又ハ其区町村外
ニ転居スルカ、其他總テ欠員アルトキハ更ニ之ニ代ル者ヲ撰挙ス

第三章 議則

第十七条 議員半数以上出席セサレハ、当日ノ會議ヲ開ク事ヲ得ス
第十八条 會議ハ過半数ニ依テ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ
ヨル

第十九条 区長・戸長若クハ其代理人ハ、會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スル事
ヲ得、但議決ノ数ニ入ル事ヲ得ス

第二十条 議員ハ會議ニ当リ、人身上ニ付褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス

第二十一条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止
シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルコトヲ
得

第二十二条 区町村会ハ毎年一度四月・五月ノ間ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ区
長又ハ戸長ヨリ之ヲ命ス、会期ハ七日以内トス

第二十三条 区長ニ於テ区会、郡区長・戸長ニ於テ、町村会ノ議事若シ法ニ背
キ、又は治安ヲ害スル事アリト認ムルトキハ、其議會ヲ中止シ、県令ニ具狀
シテ指揮ヲ請フヘシ

第二十四条 県令ニ於テ区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スル事アリ
ト認ムルトキハ、何時タリトモ区町村会ヲ停止シ、又ハ之ヲ解散シテ改選セ
シムル事アルヘシ

第二十五条 前条ノ場合ニ於テ、停止又ハ解散ヲ命令シタルトキハ、更ニ開會
ヲ命シ又ハ改選スル迄ノ間、区長・戸長ハ経費ノ支出徴収法ヲ定メ、県令ノ
認可ヲ得テ施行スル事ヲ得

第二十六条 区町村ニ於テ議員ヲ選舉セス、又ハ議員招集ニ応セスシテ會議ヲ
開ク事ヲ得ス、及ヒ議定スヘキ議案ヲ議定セス又ハ会期内ニ於テ議案ヲ評決
シ終ラサルトキハ、前条ノ例ニ依ル

第二十七条 県令ヨリ解散ヲ命シタルトキハ、某解散ヲ命シタル日ヨリ三十日
以内ニ更ニ議員ヲ改選スヘシ

聯合町村会規則

第一章 総則

第一条 聯合町村会ハ連合町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及ヒ其経費ノ支出徴収
方法ヲ議定ス

第二条 聯合町村会ハ定期会ト臨時会トノ二類ニ分ツ、其定期ニ開クヲ定期会
トナシ、臨時ニ開クヲ臨時会トナス

定期会臨時会ヲ論セス、戸長数人ノ所轄ニ涉ル聯合町村会ハ郡区長之ヲ管理
シ、戸長老人ノ所轄ニ係ル聯合町村会ハ戸長之ヲ管理ス、但其議案ハ該管理
ノ郡区長又ハ戸長之ヲ発ス

第三条 聯合町村会ノ評決ハ、該管理ノ郡区長又ハ戸長之ヲ施行ス、該郡区長・
戸長ニ於テ若シ其評決ヲ不適當ナリトスルトキハ、其施行ヲ止メ県令ニ具狀
シテ指揮ヲ請フヘシ

但戸長数人ノ所轄ニ涉ル聯合町村会ノ評決モ、便宜戸長ヲシテ施行セシムル
事アルヘシ

第四条 聯合町村会ハ毎年定期會議ノ初メニ於テ、前年度ニ係ル出納決算ノ報
告書ヲ受ケ、該管理ノ郡区長・戸長又ハ其代理人ニ説明ヲ求ムルコトヲ得、
出納決算ノ報告書ニ付聯合町村会ヨリ説明ヲ求ムルトキハ、該管理ノ郡区
長・戸長亦ハ其代理人之ヲ説明スヘシ

第五条 聯合町村会ハ議事ノ細則ヲ議定シ、該管理ノ郡区長・戸長ノ認可ヲ得
テ、之ヲ施行スルコトヲ得

第六条 聯合町村会ハ議員ノ内招集ニ応セス、又ハ事故ヲ告スシテ参会セサル
者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スル事ヲ得

第二章 選挙

第七条 聯合町村会ノ議員ハ每町村同数ヲ以テ撰挙シ、其惣員二十人以下タル
ヘシ、但二十町村以上ニ及フトキハ每町村老人ノ割ヲ以テ選挙ス

第八条 聯合町村会ノ議員ハ、郡区長又ハ戸長ニ於テ、区町村會議員中ヨリ互
選セシム

但選挙会期日・投票ノ手續ハ、郡区長又ハ戸長ヨリ之ヲ告示シ併テ該会場ノ
取締ヲナシ、投票ヲ調査スヘシ、被選人其選ヲ辞スルトキハ順次投票多数ノ
者ヲ取ルヘシ、若シ同数ノ者アルトキハ年長ヲ取り、同年ナルハ闔ヲ以テ之
ヲ定ム

第九条 郡区長・戸長ハ当選人ヲ査定スルノ後、之ニ当選状ヲ渡シ其受書ヲ徴
スヘシ

但当選人各受書ヲ出シタル後、郡区長・戸長ハ其姓名ヲ該町村内ニ告示スヘ
シ

第十条 聯合町村会ノ議長ハ、該管理ノ郡区長又ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ、若シ
事故アルトキハ該郡区長・戸長ニ於テ、議員中ヨリ議長ヲ指定スル事ヲ得

第十一條 議員ハ俸給及ヒ旅費・日当ヲ給セス

但片道三里以上ニ及フモノハ往復旅費日当ヲ給ス

第十二條 書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會議ノ議決ヲ以テ
會費中ヨリ之ヲ支給ス

第十三條 聯合町村會議員ノ任期ハ区町村會議員ノ任期充ツルニ從ヒ改選スル
モノトス

第十四條 (区町村會議規則第一六條にほとんど同じ)

第三章 議則

第十五條 (区町村會議規則第一七―二二條にほとんど同じ)

第四章 開閉

第二十條 (区町村會議規則第二二條にほとんど同じ)

第二十一條 定期會期ノ外會議ニ付スヘキ事件アルトキ、該郡區長又ハ戸長ハ
臨時會ヲ開ク事ヲ得、其會期ハ四日以内トス

但該會ヲ要スル事由ヲ直ニ県令ニ報告スヘシ

第二十二條 聯合町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スル事アリト認ムル
トキハ、該管理ノ郡區長・戸長ハ其會議ヲ中止シ、県令ニ具狀シテ指揮ヲ請
フヘシ

第二十三條 県令ニ於テ、聯合町村會ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコ
トアリト認ムルトキハ、何レノ時ヲ問ハス之ヲ停止シ、又は議員ノ解散ヲ命
スル事アルヘシ

第二十四條 (区町村會議規則第二五條とほとんど同じ)

第二十五條 区町村會議員ニ於テ聯合町村會議員ヲ選舉セス、又ハ議員招集ニ
応セスシテ會議ヲ開ク事ヲ得ス及ヒ議定スヘキ議案ヲ議定セス、又ハ會期內
ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ、前條ノ例ニ依ル

第二十六條 県令ヨリ解散ヲ命シタルトキハ、其解散ヲ命シタル日ヨリ五十日
以内ニ、更ニ議員ヲ改選スヘシ

〔注〕 区町村會議規則にほとんど同じとあるのは、区町村會の「区」を「聯合」
と読み替え、「區長」を「該管理ノ郡區長」と読み替えるもの

この区町村會議規則および聯合町村會議規則の布達にともない、同日付で關
連布達を次のように發した。

甲第五一號

聯合町村會區域ノ儀ハ現在戸長所轄ヲ以テ該區域トス、尤戸長數人ノ所轄ニ涉
ル聯合町村會及ヒ水利土功會ヲ開設セントスルトキハ、該區域ノ町村名及ヒ其
事件 (水利土功會ハ、) 等開會以前県庁ニ具申シ、指揮ヲ受ヘシ
〔地図ヲ添エ〕

但県庁ニ於テハ区町村會法第十五條ニ依リ、其管理者ヲ指定ス

右布達候事

明治十七年六月十六日 熊本県令 富岡 敬明

乙第九十號 (六月一六日)

今般甲第四十七號ヲ以テ区町村會規則布達候處、各郡區内人家僅少又ハ山間
僻地等町村會ヲ開設シ得ヘカラサル町村ハ、其実況及ヒ戸數反別等詳細取調
來七月五日迄届出ヘシ、此旨相達候事

乙第九十一號 (六月一六日)

今般甲第四十七號全四十八號ヲ以聯合町村會規則及ヒ水利土功會規則布達候
ニ付テハ、該議員旅費日当左ノ通り支給スヘシ、此旨相達候事

一、旅費満老里ニ付金五匁

一、滞在日当老日金三拾匁

乙第九十二號 (六月十六日)

今般甲第四十七號ヲ以テ区町村會規則及聯合町村會規則布達候處、本年ノ儀
ハ已ニ年度切迫ニ付、期日ニ拘ハラズ速ニ開會候様取計ヘシ、此旨相達候事

区町村費課出規則 同(一)七一年六月一六日、甲第四九號で区町村費課

出規則も定められた。

第一條 区町村費ハ左ノ科目ニ從テ徴收ス、其割合ハ区町村會又ハ聯合町村會
ノ評決ヲ以テ之ヲ定ム

但現品又ハ夫役ヲ以テ徴收スルモ妨ケナシ

一、地価割

一、反別割

一、營業割

一、戸別割

第二條 營業割ノ種目ハ地方稅ヲ賦課スル營業稅ノ課目ニ準拠スヘシ

第三条 区町村費ヲ以テ支弁スヘキ費目左ノ如シ

一、戸長役場費

一、会議費

一、土木費

一、教育費

一、衛生費

一、救助費

一、災害予防及警備費

一、予備費（予算外ニ生シタル事件ノ費途
及予算ノ臨時不足ニ充ルモノ）

右ノ外別ニ費目ヲ増加スルトキハ、郡区長・戸長ハ之ヲ県令ニ具状シテ其指
揮ヲ請フヘシ

第四条 第一条・第二条・第三条ノ諸目ハ、各町村ノ情況ニ依リ区町村会又ハ
聯合町村会ノ評決ヲ取り、之ヲ取捨スルコトヲ得

第五条 其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ、郡区長・戸長ハ其年三月
迄ニ、区町村費ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算並ニ区町村費徴収ノ予算ヲ立テ
翌年度ノ定額トナシ、区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ取り、其年六月十五
日限り県令ニ報告スヘシ

第六条 区町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件、数年ヲ期シテ施行スルモノハ、初年
ニ於テ其期限間各年度ノ経費予算ヲ定メ、区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ
取り郡区長・戸長ヨリ県令ニ具状シ、認可ヲ得テ其年期間之ヲ施行スル事ヲ
得

第七条 非常ノ費用ハ（予算ニ立ルヲ得サル天災時変ノ
費用、予備費ヲ以テ給足セサル者）別ニ徴収スルヲ得

第八条 区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ取り速ニ県令ニ報告スヘシ
ルト雖トモ、其区町村会又ハ聯合町村会ノ評決ヲ取り速ニ県令ニ報告スヘシ
第九条 郡区長・戸長ハ一周年度間ノ出納ヲ計算シ、精算帳ヲ製シ、翌年定期
会ノ初メニ於テ、之ヲ区町村会又ハ聯合町村会ニ報告シ、然ル後県令ニ報告
スヘシ

なお区町村会規則、聯合町村会規則ともに、六月二十七日に甲第六〇号で
改正が行われ、区町村会規則は第一条の第二項・第三項が次のように
かわった。

（第二項）区長・戸長ハ選挙会場ノ取締ヲナシ、投票ヲ調査シ、最多数ノ者ヲ
以テ当選人トシ、同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ナレハ年長ヲ以テ之ヲ定ム

（第三項）投票調査終了ノ後、区長・戸長ハ選挙人名簿ニ就キ投票ノ当否ヲ查
シ、又被選人名簿ニ就キ当選人ノ当否ヲ勘査シ、若シ法ニ照シテ不適当ナル
者アルカ、或ハ当選人其選ヲ辞スルトキハ、順次投票多数ノ者ヲ取ルヘシ

また聯合町村会規則では、第七条但書と第八条が改正されている。

（第七条但書）但二十町村以上ニ及フトキハ、聯合町村ノ戸数ニ割合、左ノ議
員ヲ出スヘシ

二十一町村以上三十町村迄 議員二十四人

三十一町村以上四十町村迄 議員二十八人

四十一町村以上五十町村迄 議員三十二人

五十一町村以上百町村迄 議員三十六人

百町村以上 議員四十人以上

（第八条）聯合町村会ノ議員ハ郡区長又ハ戸長ニ於テ、区町村会議員中ヨリ
互選セシム、尤選挙会期日及投票ノ手続ハ郡区長・戸長ヨリ之ヲ告示シ、併
テ該会場ノ取締ヲナシ、投票ヲ調査シ、最多数ノ者ヲ以テ当選人トス

このようない連の改正規則にもとづいて、熊本区では八月一四日に区
議員の選挙を行いつの〇名が当選した。

古閑角次・伊喜見文吾・安本 亘・仁田雲吉・伊藤保之・大畑純次・
桑原永芳・吉武安之・神吉峻晨・鹿子木知雄

これより前、県は乙第九二号で区町村会の開会をいそぐよう指示して
いたが、熊本区でも九月八日に区会を開き四日間の会議の後に閉会した。

明治一八年の改正 明治一八年四月一六日、県は甲第四〇号でまたま
た区町村会規則を改正した。

明治十七年当庁甲第四七号並第四十九号布達ヲ廢止シ、区町村会規則更ニ別

紙ノ通相定ム(以下略ス)

また同日、乙第三二号で区町村費課出についても次の布達を行つてゐる。

区町村費課出等左之通可相心得、此旨相達候事

但水利土功会ニ於テ評決シタル経費ノ課出及徴収期限モ亦之ニ準ス

明治十八年四月十六日

熊本県令富岡敬明

第一項 区町村会ニ於テ議定スベキ費目ハ戸長役場費・会議費・土木費・教育費・衛生費・救助費・災害予防及警備費・勸業費トス、尤区町村ノ情況ニヨ

リ区町村会・聯合町村会ノ評決ヲ取り之ヲ取捨スル事ヲ得

第二項 前項費目ノ外別ニ費目ヲ増加スルトキハ、当庁ノ指揮ヲ請ベシ

第三項 区町村費徴収科目ハ地価割又ハ反別割・營業割・戸別割トス、尤区町村ノ情況ニヨリ、区町村会・聯合町村会ノ評決ヲ取り之ヲ取捨スル事ヲ得

但現品又ハ夫役ヲ以テ徴収スルモ妨ゲナシ

第四項 区町村費徴収ノ期限ハ、郡区長・戸長ニ於テ適宜之ヲ定ムベシ

熊本区の新町列の聯合町会が五月三日に開設されているがおそらくこの改正規則に基づいて開かれたものであらう。

なおこの年三月一九日、県は乙第二七号で区町村費の予算年度を明治一九年度以降四月一日より翌年三月三十一日迄とし、明治一八年度だけは暫定的に七月一日から翌年三月三十一日迄九か月を一周年度とするよう指示を与えた。これは政府が一九年度からの予算年度を改めたので、すべての会計年度を改正させるために発せられた指令であつた。

この年五月熊本区会議員の改選が行われ次の一〇名が当選した。

四二四票(再)	仁田 雲吉	四一〇票(再)	鹿子木知雄
三五一票(再)	大畑 純次	三四一票	桑原 永芳
三二〇票(再)	古閑 角次	二二三票(再)	安本 亘
一七九票	藤本 一学	一一六票	木村 善七
九九票	野々口為志	九九票	森田 広世

一、明治一二年の町村分合改称

西北小川村の村名正誤 まず二月一四日付で下益城郡の西北小川村村名正誤上申が県から内務卿に提出された。

合併村名正誤之儀ニ付上申

当県下下益城郡北小川村・西小川村之儀、犬牙相接シ経界錯雑致居候ニ付合併一村トナシ西北小川村ト称度出願ニ付、明治九年六月九日第二百七十八号ヲ以宇土郡松山村外三百二十ヶ村一同合併之儀相伺候処、同年七月十三日付ヲ以御開届御指令有之候、然処願都テ西北小川村ト相改候処、客年御省甲第二号御布達北小川村ト有之、因テ九年六月何之書類取調候処、人民ヨリ西北小川村ト改正願出候ヲ、全ク書写ノ誤ニテ西ノ字脱落相成不都合候得共、既ニ諸帳簿等モ相改候事ニ付、西北小川村ト御引直シ相成候様致度此段上申候他

この正誤は三月一〇日内務卿伊藤博文名で聞届けられた。

上中富村の改称 次に三月一日山鹿郡の村名改称願(上中富村)が同じく県から内務卿に提出された。

村名改称ノ儀ニ付上申

当県肥後国山鹿郡上中富村之儀、中富・川崎両村合併一村トナシ中川村ト改称、明治八年二月廿八日付ヲ以山本郡二田村外村々合併改称一同相伺、同年四月一七日付御開届相成候ニ付、上中富ノ称呼存在候テハ不都合有之、上ノ字ヲ除キ中富村ト称度、右者追々ノ紛擾ニ際シ書類烏有二帰シ是迄及遷延不都合候得共、不得次第二付右ノ趣御開置被成度此段上申候也

このものとなる村名改称願は明治八年一月三十一日付で第六大区九小区戸長野満長太郎より左の通り提出されている。

右上中富村今般村名改称奉願候訳者、隣村ナル川崎村・中富村元一村ヲ中世分裂シタル申伝ニテ、地所混淆ナルニヨリテ更ニ両村ヲ合併一村トナシ、中川村ト改称致度別途上申仕候通ニ付、特上中富村之称呼存在候而ハ不体裁ニ有之候間、前々書上候通改称被仰付度、此段奉願候事

明治八年一月三十一日

第六大区九小区戸長

野満長太郎

白川県権令安岡良亮殿

県では十二年二月に旧戸長の安武強に「地租改正村名ニ中富村ト改正候儀経伺済ニ無之、改称不致不都合ノ事由取調書面差上候様」との指示を与えたので、二月一六日付で安武は野満名の願書の事由を書いて差出した。県でもその事由の他に地租改正帳簿類が皆中富村となっていることもあって右の通り上申した。この伺は同年三月二一日に内務卿伊藤博文で開届けられ、県は四月九日に開届指令を發している。

下野村の分村 三月一一日には県は村分裂の伺を提出することになる。

肥後国阿蘇郡河陽村分裂之儀ニ付伺

阿蘇郡 河陽村

元三百七拾三戸ノ内三百二十一戸ハ独立ヲ以存置

一、戸数五拾式戸

元千六百九拾式人ノ内千四百四拾式人前同断

一、人員式百五拾人

元三百式拾耆町九反八畝式拾七歩ノ内式百九拾七町五反六畝三步前同断

一、田畑反別式拾四町四反式畝式拾四歩

元三拾七町八反耆畝拾五歩ノ内三拾六町七反九畝拾五歩前同断

一、山林反別耆町式畝歩

右河陽村ノ内分裂下野村ト改称

右ハ郡区改正村落組合セニ際シ、名実向合兼候ニ付、実地ニ就テ精々調査為致候処、右ノケ所ハ河陽村内ニテ遠隔孤立、古来下野ノ小村名ヲ唱へ来リ百事不便ナルヨリ、地租改正調査ノ際分村之儀願出タル趣ニ候得共、県下両度ノ變動ニ際シ書類如何相成タル歟其節ノ主任モ転免等ニテ手続判然難致候得共、該村ニ於テハ分裂改称ノ処ヲ以既ニ諸帳簿取扱来、分裂不致テハ往々不便ノ趣相違無之、事実不得止次第殊ニ実地遠隔孤立百事不便之儀ハ前文之通ニ付、今ニ至リ不都合候へ共分裂名称共前記之通御開届相成、依之別紙絵図面相添へ此段相

伺候也

右については明治九年八月一一日合併開届の県指令が出た直後に一一大区十小区戸長から分村願が出ています。

分村之儀ニ付願

先般小村合併奉願御開届相成居候処、当第十一大区十小区河陽村ノ儀、元東下田村・宮寺村・下田村・川後田村・喜多村五ヶ村合併ニテ御座候処、喜多村ノ内下野村、下田村ノ内落水村ノ儀遠隔ノ二小村ニテ、今般地租改正ニ付收穫歩合等級等味相劣リ、一村ノ平均公平ヲ得不申、兼テ当大区出張下田権少属熟知ノ通ニテ、分村不奉願テハ難相成御座候間、別紙取調奉伺候条、特別ヲ以テ御僉議被成下度奉願候也

しかし県は合併開届になる前の出願では人民苦情無之往々便利ニ相成可申と願いながら、開届指令の出た後に分村を申立てるのは不都合であるとして九月に「難開届」と指令した。ところが同年一二月一一日にも重ねて願が出されたので、一二年に入つて地租改正の帳簿を照合したところ下野村独立のところ調査済となつていたため止むを得ず内務省へ稟議した訳である。これも四月一日特別に開届けられたので四月一一日に奇第一五二号で阿蘇郡役所へ開届指令を出している。

三月一日の大分合 右の分村伺より前の三月一日に、県は地租改正の際実際上は合村しながら政府の認可を経てなかつた阿蘇郡東黒川村外三八村町の分をまとめて、内務卿へ伺を提出した。

奇第百廿号

肥後国阿蘇郡東黒川村外三十八ヶ村分合之儀ニ付伺

(以下要領抄記)

阿蘇郡 東黒川村・坊中村・南黒川村・西黒川村・北黒川村・黒川村合併
黒川村

〔註〕但坊中村ノ儀古来ヨリ独立ニ無之、明治五年中戸籍編制ニ付テ黒川村ノ内ヨリ人員戸数ノミ分裂一村ノ名称相立タル迄ニテ、田畑宅地ハ黒川村へ依旧相孕ミ居申候

下原村・狩尾村ノ内字甲賀無田・西黒川村ノ内字山崎合併 日

新村

〔註〕 下原村ハ狩尾村ヨリ、西黒川村ハ黒川村ヨリ何レモ戸籍編制ノ為人員戸数ノミ分裂シタルモノ、尚狩尾村ノ飛地組替ハ十一年十月奇第四百九十九号伺御指令有之、右ハ合村改称伺卜前後相成候儀ニ付此段為念上申致候事

折戸村・宇土村・内牧村ノ内字浜川合併	三久保村
内牧村・内牧町・分内牧村・成川村合併	内牧村
西町村・分西町村合併	西町村
中通村ノ内分裂	境村
小倉村・綾野村合併	小倉村
蔵木山村・長谷村合併	長谷村
小野田村・小野田町村・小野田新村・綾野下原村合併	小野田村
上大田黒村・大田黒村合併	大田黒村
下益城郡 南新田村・川尻村合併	南新田村
玉名郡 池田村ノ内長迫村・西原村・富尾村・北島村分裂	富永村
池田村ノ内京町村・岩立村存置	池田村
花園村ノ内井芹村・中尾村分裂	芹尾村
花園村ノ内牧崎村分裂	牧崎村
花園村ノ内柿原村・池田村ノ内池亀村合併	亀原村
詫摩郡 新屋敷町・白川町合併	新屋敷町
合志郡 吉原村・(詫摩郡) 中江村合併	和熟村
八代郡 上豊原村・下豊原村合併	豊原村

右村落之儀小村或ハ古来一村ノ内中古分裂一村ト相成候分ニテ、地所犬牙錯雜分界難相立ニ付、人民便利ノ為メ地租改正ノ際分合村之儀願出調査中、県下両度ノ変動ニテ書類有ニ属シ、其節ノ主任モ転免等ニテ結果ニ至リ兼ルニ付、更ニ官員差出実地検査致セ候処、從來ノ保存置候テハ不弁利之次第相違無之、不得止情実ニ有之、然ル処実地ニ於テハ改正村名ヲ以既ニ地租改正帳簿取組候儀ニ有之、右ハ前以可相伺ハ勿論之処前頭之次第今日ニ至リ、不都合候得共、實際右之通不得止次第ニ付、郡村合併之儀御開届相成候様致度、依之絵図

面相添此段相伺候也

右伺提出については、県は一年六月に県下各大区に対して「地租改正之際為便利合村之手数相済候末、筋々願書不差出分者、願書・図面共七月二十八日迄ニ御達可仕」旨を指示した。その指示に従つて願書を差出した村々もあつたが、期限後になつて県地理科で区画改正時の村名と地租改正時の帳簿と対照してみると、食い違いもあるので、さらに該当村に直接照会を出している。例えば阿蘇郡蔵木山村については地租改正帳簿にその名が見えないとして「合併等ノ儀何等申立候儀モ無之、今般御取調之御都合有之ニ付、追々之振合ヲ以合村願至急可申立」と指示したのに対して、戸長山村義雄は「右蔵木山村・長谷村合村願之儀当六月両村総代人連署ヲ以テ別紙写之通願書進達仕置候」と答達して地租改正の際合併調査につき願書提出した旨を述べている。また阿蘇郡小野田村列では、六月の県達を見て「小野田村外三村合併願之儀、客年十月十七日附ヲ以上申仕置候処為何御様子モ無之候間、至急御指令奉仰度段本年六月四日付ヲ以テ申」立てたところが「如何之間違ニ候哉、改正科ヨリ之御達ニ当区村々合村願之書類地利科エ見へ兼申候由ニ付猶此節更ニ願書絵図相副御達仕候間宜敷被仰村披下度」と八月一三日に戸長副書をもつて願出している。

甚しいのは八代郡の豊原村で、これに対しても県は蔵木山村と同様の文面で「合併等之儀是迄何等申立無之、今般取調之都合有之候条、合村不致テ不都合ノ事由並人員・戸数・田畑・宅地等之反別幾何村幾分ニ合併何々ト改正致度且四隣境界判然ノ図面ヲ添至急申立」と指示したが、上・下豊原村並外九ヶ村の合併願は明治七年六月一七日に提出されており、「其後追々口達ヲ以改正科へハ督促仕候処、于今何分ノ御指令無之候間至急御指令奉仰、何分先書写ヲ以再達仕候事」と九月一四日に答書が達せられている。

さてこの伺に対しては一二三年三日二五日付で内務卿より次の通り達し

があつた。

書面合村之儀、無余儀相聞候間、別冊付箋之廉ヲ除ノ外、特別開届候事
但吉原村・中江村合併之儀ハ、郡界ニ関シ尋常合村ノ例ニ無之候間、殊別ニ取
調図面相添可伺出、其他ハ付箋ニヨリ廉々尚取調可申支

右記載の付箋は「黒川村分の図面に六か村中二か村の称しか記載がないこと」「日新村を新設するより黒川村へ属する方が便利ではないか、また再伺の時は総反別の記入と色分を忘れぬこと」「中通村分裂境村のような寡少村(三〇戸・一六七人)を独立させるのは却つて不都合だから、なるべくなら従来通りにせよ」「南新田村・池田村・花園村の如き境界明瞭なるものは別段分合村に及ばず可成従前通りにせよ」などといつられている。県では右の指令に基づいて、内務省の異議のなかつた阿蘇郡三久保村・内牧村・西町村・小倉村・長谷村・小野田村・玉名郡大田黒村・詫摩郡新屋敷町・八代郡豊原村の合併新村を四月二二日に正式に認めた。

不許可村の処置 ①不許可になつた合志郡の吉原村と詫摩郡の中江村との合併については、内務省指令到着前の二月二八日に現地から合併御指令願にそえて、合村願の写を提出しているが(一年八月二九日提出)、右によれば両村は合志郡と詫摩郡に分かれてはいるものの当時四大区七小区に含まれており、地続きで昔から一村同様の交際を続け、地租改正の際も合併予定で諸帳簿等も作成してあるので、合併して合志郡に編入してほしいと述べている。

県では三月不許可になつたので、審議の結果九月一八日に至り、偶第五三五号で再び伺を提出した。

肥後国詫摩郡中江村郡替改称之儀

詫摩郡中江村・合志郡吉原村合併合志郡編入和熟村ト改称

右郡村組替ヲ以合併改称ノ儀、本年三月一日付奇第百廿号ヲ以、阿蘇郡東黒川村外町村分合改称一同相伺候処、三月廿五日付ヲ以郡界ニ関シ尋常合村ノ例ニ無之云々御指令ノ趣承知致候、右中江村ノ儀詫摩郡ノ地脈ヲ離レ寡少ノ戸数

員ニシテ独立スヘキ村落ニ無之、郡替ヲ以合併改称之儀願出ルニ付、官員差遣
実地検査致サセ候処申立通相違無之、右ハ明治八年地租改正之際出願致タル趣
二候へ共、県下再度ノ騷擾ニ際シ書類烏有ニ属シ、実地ニ於テハ既ニ諸帳簿共
郡替ヲ以取組有之、今日ニ至不都合候へ共夫々御開届相成候様致度依テ別紙繪
図面相添此段相伺候也

しかし今回もまた一〇月二八日付をもつて「難開届」の指令が到達したので、県は二月六日付偶第五四四号で菊池・合志郡役所及び飽田・詫摩郡役所へその旨を達した。

この決定に関して県庁文書「土地郡区町村分合改称」の中に再議と称する朱書がある。(下に山田の印がある。)

本議ヲ閱スルニ主務省指令之旨趣ハ既ニ該村エ御達済ニ係ルト雖モ、反復勘考
スルニ一言以テ思意ヲ吐露セザルヘカラザルノ理由アリ、如何ントナレハ県下
各村合併ノ当時ニ遡リ、事理ト情態トヲ追想スルニ、庁令ノ再三數回ニ及ヒ終
ニ切迫ノ令アルヨリ、区戸長以下村民ニ至ル迄布令ニ属服シ、鎖少ノ障碍ハ不
問ニ措置、勉メテ合村ナサシメ改組事業ノ如キモ合併一村上ヲ以整理シ、已ニ
県官ノ檢閲ヲ受ケ爾來數歳ヲ経、漸ク民心和合初テ合テ合併ノ便宜ヲ得シ、
曩日ノ苦情モ氷解ノ今日ニ至リ更ニ合併ヲ許サス、突然復旧ノ發令ニ遭過シ愚
昧ノ小民方向ニ迷ヒ庁議ノアル所ヲ知ラズ、爾後庁令ヲ猜疑シ如何ナル障害ヲ
県治上ニ發生スヘキモ測リ難ク、依テ嚮ニ合併ノ事由ヲ 布達類ヲ參觀 縷陣シ、
飽迄申稟ノ上最初ノ目的徹底候方可然故ト愚考候也

右の吉原村は翌一三年逆に詫摩郡に編入が許可されたが、此の二村は結局合併せぬまま明治二二年を迎え、他の諸村とともに供合村に吸収されることになるのである。

②阿蘇郡の日新村・黒川村・境村の不許可について、県は一二年四月一六日「下原村及山崎ハ戸籍編成ノ際人員戸数ノミ本村ヨリ分裂ニ付田畑反別無之趣ニ候へ共、今般元村ヨリ分裂外ニ合併一村新設スル時ハ、田畑山林等ノ反別判断不致テハ日新村ノ名称ヲ設ルニ不都合候條」と記して田畑山林反別等を書き出し、二四、五日頃出頭せよと地元戸長に指

示した。しかし出頭しないで督促したところ、参庁出来ないで書類に付箋付で下渡ししてほしいとの願があり、県は五月二十九日願のように下渡した。しかしそのまま遷延するので六・七・八月と毎月督促して九月九日ようやく黒川村合併書類共々提出された。県は九月二〇日黒川村・日新村・境村の分合改称願を再提出したところ、十一月二十六日付で

書面肥後国阿蘇郡東黒川村外四ヶ村ヲ黒川村エ合併シ同黒川村ノ内宇山崎ヲ狩尾村エ組入別ニ日新村ヲ設置セザル儀ニ候ハゞ可開届候条、尚取調可伺出其他ハ難開届候事

と内務卿からの指示があつた。これで黒川村は合併許可の可能性ができ、日新村と境村は却下された。日新村は遂にあきらめて内務省指命通り山崎を狩尾村に合併する願を出したが、境村は一三年二月一三日またも分村願を提出した。そこで県は六月四日第三九九号で三度目の伺を立て、同年八月二〇日次の指令を得た。(県の管内布達は九月一七日甲第一五六号)

書面東黒川村外四ヶ村ヲ黒川村ニ合併、西黒川村之内山崎ヲ狩尾村ニ組入候儀ハ何之通開届候事

但中通村之内分裂境村新置之儀ハ該飛地四隣村々へ可組入箇所有無等取調、詳細図面相添更ニ可伺出候事

ここに黒川村合併と、山崎の狩尾村合併は許可されたが、境村だけが残つた。県は内務省指令に基づいて九月二十九日宮地村列戸長に該飛地組入の件を諮問したが、一〇月七日四隣村組入不可能との答申があつた。そこで県は一〇月二十九日またまた境村の「村落分裂独立之儀ニ付伺」を内務省に提出、内務省では依然難色を示したらしく、県も遂にこの独立をあきらめさせにかかった模様で「譬一村独立スルモ戸長ヲ置ニ非サレハ其便ヲ得ルニ由ナク」と書類に記しており、一月県に出頭した岩下農夫也が主務官から詳細弁解を聞かされたことも記されている。(地第一三一号)翌明治一四年二月二五日遂に境村分裂派も折れて是迄通り中通村

に止るとの上申を出してきた。県は三月一〇日これを聞き届けて、(地第一七七号)先の書類を下戻し、明治一一年にはじまったこの独立運動も足かけ四年でようやく結了した。

③下益城郡南新田村は、明治四年にその中から川尻村が分村したが、やはり不便なので、地租改正調を機会に元通り合村したいという事で、明治一二年二月に願書が提出されている。不許可の後、一二年九月二〇日内務省伺の結果却下されさらに再提出したが、一三年に入つて三月二四日県より開届難しと指令している。

④飽田郡池田、花園両村分裂願は再提出された後、一二年九月二〇日内務省に伺われたが、一月二六日開届難しと却下され、其後再願の気配もあつたが、県の説得により一三年一月二六日取下願が出され、県は同二十九日にこれを開届け、書類を下戻している。

下御宇田村の改称 三月一四日には県はまた下御宇田村を御宇田村と改称したいとの伺を提出する。

村名改称之義伺(偶第四百八十八号)

当県肥後国山鹿郡新町、同郡上御宇田村合併来民町ト改称之義、明治八年十二月十五日付ヲ以玉名郡野部田村外村々合併改称一同伺、九年一月九日附御聞届相成候処、隣村下御宇田村之義ハ上御宇田村ニ相對スル名称ニシテ、以後其儘存称候テハ不都合ニ有之、下ノ字ヲ除キ御宇田村ト称度旨、騷擾以前願出居候ニ付、右等之類外一同取纏メ可伺答之処再応之變動ニ遭遇シ、事務繁雜ノ際村名改称之義上申及脱落、是迄遷延不都合ニ候得共、既ニ地租改正諸帳簿等モ下之字ヲ除去シ御宇田村之名称ヲ以調候次第ニ付、事情御酌量之上右村名改称之義御聞届有之度、此段相伺候也

現地からの願は既に八年九月一三日付で戸長服部倫太郎区长牧信友の連署で提出されている。この件に関しては四月九日付で内務卿指令も異議なく開届となり(四月二十一日着)、県は四月二五日開届の指令を發している。

兩小川内村の合併正誤 三月一日付で県は奇第一一八号をもって、実

に奇妙な「村名間違ニ付引直願」なるものについて上申を行った。同小
区内に同名村があったためにおこった悲喜劇である。

合村改称等正誤之儀ニ付伺

(以下要領抄記)

芦北郡 千代永村・田野川内村・**①**小川内村・小村大坪村
長迫村 合併 千小田村

右三ヶ村 乙印小川内村ノ内 合併千小田村ト改称ノ儀、去ル九年六月第二百七拾
溝口村分裂

八号ヲ以何済ニ有之、従来該郡中旧一小 小川内ノ名称ニヶ村有之、甲印小川内
村ノ戸数等ハ全村ノ数ヲ以テ乙印小川内村ノ全数ニ合シ、戸数百四戸ノ内五拾
人員ト
戸畑共 ハ船倉村へ合併シ、甲印小川内村ノ内ニアラザル溝口村ノ分裂ヲ以合
村取調伺出タル趣ニ被考候

芦北郡 **②**小川内村・小村溝口村・板練村・船倉村・羽仁田村合併 正誤小川内村

右三ヶ村 乙印小川内村ハ小村 合併木多良村ト改称ノ儀、去ル九年六月第二百七
拾八号ヲ以何済ニ有之、其砌リ乙印小川内村ノ内溝口・板練ヲ分裂シ、甲乙両
小川内村へ合併取調伺出タル趣ニ相見、且甲印小川内村合併ノ方ハ千小田村ト
改称ニ付、此乙印小川内村列ハ依旧小川内村ノ名称今以実地存在ノ処、九年度
経伺ノ節木多良村ト記シタルハ誤タル義ニ被考候

芦北郡破木村・与奈久村・鎌瀬村・瀬戸石村合併

合併川内村ヲ川嶽村ト改称

右村名実実ト帳簿上向合兼候ニ付実地ニ就テ調査為致候処、去ル九年六月第二
百七十八号ヲ以相伺候節ハ、川内村ト改称ノ処其実川嶽村ニ有之、誤認之義被
考候

右各村々今般管下郡区改正実施村市組合等取調ニ際シ、実地ト帳簿上符合不致
ニ付、旧記等精詳取調候処、明治九年六月九日付第二百七十八号ヲ以、宇土郡
松山村外三百二十ヶ村一同経伺ノ内ニテ、其他ノ書類等九年、十年兩度騒擾ノ
節烏有ニ属シ係リ官員モ転免等ニテ其原因判明不致ニ付、官員派出実地ニ就テ
調査為致候得共、区戸長等モ前同様ニテ、誤調ノ理由不相当、畢竟同称ノ村名

有之ヨリ如此過誤ヲ生ジタルニモ可有之乎、不都合不少候得共、前々列記ノ通
ニテ実地相違無之、事実不得止次第更正ノ儀御聞届相成度、依之絵図面相
添此段相伺候也

同年二月一七日の旧一三大区七小区戸長飯田真信からの願書によれば、

明治八年六月の願で千代永村・田野河内村・小川内村・小村大坪村
長迫村 合併「千

小田村」と願を出した処、一一年内務省甲第二号布達では小川内村の内
の溝口村を合せて改称としてあり、この小川内村には溝口という小村は
ないので前のように引直してほしい、また小川内村 小村溝口村
板練村・船倉村・
羽仁田村合併村には小川内村の旧称を残したい希望であったが、調掛の
者が気取違して木多良村と書直して提出したもので小川内村と改称した
い、また破木村外三ヶ村合併分は川嶽村と改称の積りをこれまた願書に
川内村と書違えたものであるから川嶽村と改めたい、右のような齟齬を
生じたのは調掛りの者が出庁の時進達書類だけを引直し区務所の控を引
直さなかつた処からおこつたものか何分先役の時代のことではつきり判
らないが、間違いを知らないまま今日まで済まして来たのは申訳ない次
第である。また明治八年の合村願に当時の調掛りの者が小川内・川嶽の
両村の地書を木多良川内と張紙を以て引直し進達した理由は取調中であ
ると申し述べている。

右の伺に対して内務省は三月三十一日付で次の通り指令を發した。

書面合村正誤甲小川内村小村共千代永老ヶケ村へ、乙小川内村小村共船倉村外
老ヶケ村へ合併之儀ハ図面老葉ニ仕立、甲乙小川内村之距離ヲ署記シ今一応可申
出、其他伺之通聞届候事

そこで県は四月一九日付で旧戸長、飯田真信に対し次のように違した。

書面村名ノ内千代永村外二ヶ村合併正誤千小田村、及小川内村外二ヶ村合併小
川内村ト改称之儀ハ、別紙図面式葉ヲ老葉ニ仕立、千代永村外へ合併ノ小川内

村ト船倉村外へ合併小川内村トノ距離ヲ明記シ、至急可申出候、尤破木村外三ヶ村合併川内村ヲ川嶽村ト改称之儀ハ開届候事

飯田は四月二五日図面を仕立てて提出したが、県の氣に入らず四月三日差戻され、再提出したので県は五月一日に偶第二六七号で内務省に再提出し、内務省開届は六月一日となった。

同郡同名村の改称 五月一六日上益城郡長田尻彦太郎は「同郡に三ヶ村という同名村があつて混同するので一方を変更させたい」と県に願ひ出した。これが同名村改称の発端である。県は五月二〇日片方の改称をその村民から出願させるよう指示したが(第四五号)、五月二二日には阿蘇郡長小橋元雄からも『郡区制施行ニ付願・伺・届記名方之儀甲第十号ヲ以テ御達相成候通』のところ、同名村があるから改称させては如何との伺が出され県はこれにも二七日に「伺之通」と指示を与えた。そこでこの際同名村をなくそうとして地租改正係に調査を命じた。七月に入ると地租改正係は同じ郡内の同名村を選び出して県に対して改称を要求した。

同郡同名村調

(戸長役場区域)

阿蘇郡	元第十一	大区二小区	宮原村	三久保村外六ヶ村
	元同	大区五小区	宮原村	一ヶ村
	元同	大区六小区	小園村	片俣村外三ヶ村
	元同	大区二小区	小園村	三久保村外六ヶ村
	元同	大区二小区	竹原村	黒流町村外八ヶ村
	元同	大区八小区	竹原村	柳村外七ヶ村
上益城郡	元第九	大区二小区	三ヶ村	旧甲佐郷三ヶ村外四ヶ村
	元同	大区三小区	三ヶ村	矢部郷猿渡村外三ヶ村
	元同	大区五小区	下村	旧内田郷安楽寺村外二ヶ村
	元同	大区九小区	下村	旧坂下郷中土村外一ヶ村
玉名郡	元同	大区六小区	前原村	旧内田郷江田村外三ヶ村

元同 大区九小区 前原村 旧坂下郷前原村外一ヶ村
右之通ニテ諸帳簿取扱差間候付改称致候様御達相成度候事

十二年七月

地租改正係

そこで県は七月一日奇第二五五号をもって阿蘇郡役所及関係戸長役場へ、奇第二五六号で玉名郡役所及戸長役場に宛てて次の指示を与えた。

其郡中ニ於テ宮原・小園・竹原ノ村名ニヶ所宛有之、往々不便ノミナラズ官民ノ問書類ノ往復等擾乱ヲ生シ不都合候条、篤ト協議之上改称ノ儀来ル三十一日迄出願候様論達可致、此旨相達候事

(玉名郡の分は村名が異なるだけである)

上益城郡は此の指示の出る前既に七月五日に旧甲佐郷の三ヶ村を豊原村と改称したいと願出ていた。

指示を受けた玉名郡では七月二四日元内田郷の前原村を前田村、元坂下郷の前原村を大野村と改め、下村も、旧内田郷の方を梅林村、旧坂下郷の方を本村と改める旨届け出たが県は九月一日付で一方だけ改称すればよいから協議の上至急決定せよと達し、郡長山田武甫は九月二六日坂下郷の方のみを改称することにして願を提出した。阿蘇郡では竹原村が特に紛糾したため八月に入つて改称願が出そろい、元内牧郷宮原村を宮春村、同内牧郷の小園村を古園村、元菅尾郷の竹ノ原村を竹野原村と改める旨願出た。そこで県は一〇月に入つて偶第五七四号をもって内務省へ伺書を提出したが、同月二五日に内務省は「方角又ハ上・下ノ字ヲ冠称候積取調、尚可伺出事」と指示して県の伺を聞届けなかつた。

県は一〇月一日郡長に指示し各郡役所は直ちに該当村へ指令したので、玉名郡の村々では直ちに協議を遂げ、野口村列の前原村は下前原村(一一月一八日)、中土村列の下村は大野下村(二月五日)と改称願を差出した。玉名郡役所は二月八日添書と共に県に送り、県は二月一九日に内務省に伺を立てたが、翌一三年一月二四日附で開届けられ(内務卿伊藤博文)二月五日に書類が県庁に到着した。県はこの改称(両方共坂下郷)を三月八日甲第三四号として県下に布達した。

しかし阿蘇郡と上益城郡は一三年二月に入っても書類の提出がなかった。県は二月一〇日付一〇二号・一〇三号で両郡に至急提出するよう達を出した。阿蘇郡では元菅尾郷の竹原村が東竹原村と改称願（二二八日）元内牧郷の宮原村が北宮原村、小園村が西小園村と改称願（二月一三日）を出したが、上益城郡では元甲佐郷の三ヶ村改称南三ヶ村の願が四月一七日となり、県はこれらを取り纏めて四月二四日第二九四号で内務省に提出し、五月二二日に開届られ（内務卿松方正義）たので県から六月六日に開届指令を發した。

沖洲村の分裂 一〇月一二日沖洲村は上・下両村への分村願を提出した。

熊本県下肥後国玉名郡沖洲村之儀、往昔ヨリニヶ村ニテ、上沖洲ハ旧荒尾郷下沖洲ハ旧坂下郷ニテ、素ヨリ諸帳簿ヲ初諸修繕出夫等百般ノ事業都テ別途ノ取扱ニテ、自カラ人情モ相異リ居申候処、過ル明治八年願ニ依リ両村合併ニ相成、爾来一村ノ取扱ニ相成居候処、元郷共有ノ郷備金并村受ノ共有動不動産・学校取扱等、百事不都合不少少民ノ苦情不相止、前日ノ合併今日ノ不都合ト成美ニ後悔之至ニ有之候、然ルニ右両村ハ別紙図面ノ通中央ニ川有リ、耕地地等ノ区域判然イタシ居、且下沖洲村ニオイテハ元坂下郷鍋村ニ隣接シ、同村之内字塩屋トハ地所大牙シ、殊更催合ノ新墾地平常修繕風波ノ説堤塘防禦・塩浜潮取・井樋朝夕ノ開閉、且又川堤大井樋モ催合受持ニテ鍋村ハ一村同様之事業数數有之、旁元之通分村御免許之上鍋村戸長区域内エ編入被成下候得ハ、両沖洲双方之村民安堵イタシ、諸般ノ弁利無此上難有奉存候、此段忌諱ヲ不憚奉歎願候事

県では地理科の田中尚徳が巡回の序に実地の地形民情等を調査の上で詮議をされては如何と伺をたてたが、県令は「一応郡長エ下問、意見爲申出候上実地見分スベシ」と指示した。そこで一〇月二三日郡長に意見を上申するように達したので、玉名郡長山田武甫は現地調査の上十一月四日付で分村許可が適當である旨を添申した。県は一二月一日奇第七四〇号で「分村旧復ノ儀ニ付伺」として両村の分離独立を内務省に伺出、内務省は一二月二三日付で許可（内務卿伊藤博文）したので、県は翌一三

年一月一二日第二六号で許可の指令を發し、甲第九号で一月二〇日管内にその旨を布達した。なお下沖洲村を鍋村戸長役場附属とすることは二月九日に県より達せられた。

熊本区内の改称願 五月三日に上鍛冶屋町人民惣代より町名を旧来通り東唐人町と改称したいと願ひ出た。その理由として先年地理編制の際西の一丁を古鍛冶屋町、東の一丁を上鍛冶屋町と改称届済のところ、遠近からはなお旧称の東唐人町の名を呼んでおり不便この上ないかと述べている。県は五月二〇日旧称の東唐人町は私称ではないかとの問合せを出し、丁内からは二九日に旧記はないが隣町に中唐人町・西唐人町の称が判然とあることから推察して中途で上鍛冶屋町と改称したものでなからうかと答申した。県はさらに六月一二日付で明治一〇年以前は何町の中に入っていたかを戸長役場に尋ね、一四日に戸長から、宝曆以来二か町を古鍛冶屋町と唱え、維新後の区画改正で東の一丁を上鍛冶屋町と改称している。東唐人町を上鍛冶屋町と改称した理由は不明であると答えた。そこで県は六月一九日付で、開届け難しとの指令を發した。

九月二〇日、県は偶第五四三号で山崎練兵場一帯の合併伺を提出した。

町名合併之儀ニ付伺
(以下要領抄記)

熊本区 山崎町・山崎町六番町・山崎町五番町・花畑町・天神町・山崎一番町
ヨリ五番町ニ至ル五ヶ町合併

右ハ当県熊本区惣名山崎ノ内、前条花畑町外七ヶ町ニ於テ熊本鎮台練兵場増設地トシテ追々買添相成候ニ付テハ、一円広濶平坦ノ明地ト相成リ区画等無之、残ル町名ハ僅ノ戸數ニテ町數ノ為メ多少ノ手數ニモ関シ候ニ付、合併改正ノ儀別紙ノ通願出、且該台ニ於テモ弁利ノタメ地券証一筆ニテ請求ノ儀申来、旁合併改称ノ儀上下至便之筋ニ付、御開届相成候様致度、則図面相添此段相伺候也

このような場合は何等異議もないので、内務省は一二月五日これを許可し、県は同月二七日熊本区役所に開届の指令を發している。

また四月二四日段山町から木下町を新設分離の願が出たがこれは七月

八日その必要なしとして不許可となり、七月一〇日には新屋敷町と詫摩郡九品寺村字白川端との合併願が提出された。これは今の安巳橋通りの道路が両者の境と定められ、しかも字白川端側も町地であるのに此度の郡区改正で道路の北は町地南は村地と区分されては甚だ不便であるから合併したいというもので、県ではまず「今般熊本区内町名字区画等調査ノ筈ニ付」その節検査の上何分の処置をと指令しようとしたが、再議では地租改正の時実地検査の上街道を以て境界を確定したものを、今日井手筋を境とすれば、将来九品寺村が軒を並べた時にまた不公平となるというので「書面願之趣、不容易事件ニ付、該村人民精々協議ノ上連署ヲ以可申出事」と指令したいと意見が示され（有田の印あり）三議（山田の印あり）には

本議ノ趣熟考スルニ改租事業モ稍ヤ整頓之今日ニ至リ輕率ニ変換候テハ第二議ノ如ク其手数尠ナカラスシテ得失相償フヘカラサル歟、然ルト雖モ井手界ヲ以郡区ノ区域ヲ為ス、民情ニ於テ不公平云々ニ至テハ小官ノ思想ニ反対セリ、如何トナレハ最前分界セシ道路ノ左右ハ俱ニ九品寺村ナリ、然ルニ北側ノ一方ヲ熊本区ニ編入シタルモノナレハ不公平ノ苦情ハ己ニ前日ニ囂シテ、今井手ノ東西ニ随ヒ分界スルノ苦情ニ可増ナランカ、依テ実査官ニ於テ最モ二議ノ趣旨ヲ服膺シ、其利外得失ヲ考量シ、申立之趣止ヲ得サルノ情アレハ二議御指令案ノ趣以下達相成可然哉、随テ如本紙実査ヲ先トナス、今日ノ順序ナランカト愚考候也

との意見も出て、結局富岡県令が「従来通ニシテ、実地差支無之ニ付聞届ザルベシ」と判定を下し、七月一六日に不許可を指令した。

三、明治一三年の町村分合改称

松求麻村の分裂 明治一二年一〇月一日、八代郡松求麻村は上・下への分村願を提出した。同村は地租改正の際上・下両村が合併したもので東西四・五里南北七・八里、戸数一五五〇戸、枝村五二の大村となり戸

長は一巡に数日を要する状態で「郡区御改正ニ至リ戸長役場出張所ヲ被設、戸数六百戸余ヲ分轄ニ被定事務取扱有之、然ルト雖モ一ヶ村ヲ両所ニ於テ施行ニ相成、書役ハ輪点ニテ往復有之」「何卒上・下松求府村ノ両村ニ旧復被仰付度」と願ひ出た。郡長は十三年一月九日付で県に上申し、県は二月十日付第一一五号で内務卿に伺を提出した。

分村旧復之儀ニ付伺

八代郡松求麻村分村

上松求麻村・下松求麻村

右ハ明治九年中依頼合併松求麻村ト改称、一村之取扱相成居候処、同村ノ儀南北凡ソ七・八里、東西凡ソ四・五里ニ涉リ、山間僻陋ニシテ小村各所ニ点在シ、万事不便利之訳ヲ以分裂旧復之儀願出實際相違モ無之候得共、一旦合併願之通御許容相成候末又々旧復出願候儀ハ不都合候得共、民情不得止儀ニ付御聞届相成候様致度……

右については内務卿松方正義名儀で一三年三月五日聞届られたので、県は三月二四日聞届指令を發した。

湯島村の分村 明治一二年六月二日天草郡上村の内の湯島の人民惣代から分離独立願書が提出され、続いて上村からこれに反対する歎願書が提出された。県は六月二七日奇第二九五号で郡長に問合せを行った。

天草郡役所

一、分村独立願

上村ノ内字湯島人民惣代 松尾形七外四人

一、分村独立願ニ付歎願書

上村人民惣代

大山茂三郎外六人

右分村之儀ハ容易難相成儀ニ候得共、近年分合セシ町村ニシテ内実差支アリ、復旧ノ為メ分合可然分歟又ハ不得止分ニ限詮議之次第モ可有之処、一村協議モ不整シテ双方ヨリ書面之通故障申立候条、篤度遂見聞添書ヲ以具申可致、此旨相達候事

郡役所では早速上村・湯島の人民を呼び出して事情を聴取したところ、上村人民の申立は海面魚藻採捕関係の一点に出、湯島人民は表にはその関係はないというのが陰にはその気持が無くもないと思われたので、双方

の気持ちをあわせるよう説諭したが容易に氷解しそうにもなく月日が経過してしまつた。県ではいつまでたつても回答がないので、一〇月三十一日再照会を出したところ、十一月一日付で郡長持永義方は右の経過を説し、「当所轄内魚藻採捕之儀ニ付長官ヨリ改正見込御下問有之、来月三日會議之節出頭具申之筈ニ候処、右改正之上ハ湯島分村願件紛議モ自ラ氷解可致歟ト見込罷在候、何由右會議出頭之節觀縷御相談可及候条左様御承知相成度」と回報した。

しかしその後も何等事態の進展を見ないので、翌一三年六月一〇日湯島人民惣代は指令願を県に直接提出した。

分村独立願ノ儀ニ付御指令伺

私共儀

客年六月廿一日付ヲ以分村独立之儀直願仕置候処、掛り郡役所之方ヨリ御呼出ニ相成、捕魚採藻稼方之儀逐一御尋問之末、右稼業之一条ニ付而者從來之通ニテ、將來親睦ヲ専主ト可仕旨全年七月廿八日受書同御役所エ差出置、其後一日一秋之思ヲ成シ人民一同御指令奉待居候得共于今何等之御指令無之ニ付、其筋於テ御詮議中ト者奉恐察候得共、該孤島人民共實際ノ不便上ヨリシテ分村独立出願候儀ニ付、当今如何之御都合ニ被為在候哉、特別之御詮議速ニ被成下度、前後恐レヲ不顧人民惣代連署ヲ以右御指令之程奉伺候也

県は早速翌六月一日郡役所へ照会を出し、郡役所仲介の結果七月九日付で円満分村願が出された。郡長は八月二八日付のこの願書の具申副書に「事情篤斗聞調候処、湯島海面へ和布葉生立從來一村入会稼ノ処、湯島ノ儀離島ニテ本村迄距離隔絶シ自ラ一村ノ形勢タルヲ以、明治八年海面区画改正御布達ニ際シ、一手稼情願ノ状況ヲ発シ紛議ヲ醸シ候儀有之候処、今般湯島分村情願ハ果シテ右和布葉一手稼ノ素志ヲ遂ケントノ点ニ出候儀ト本村ニテ疑団ヲ抱キ、故障申立候儀ニテ、其他何等障碍ノ筋無之候処、海面区画処用ノ儀ニ付テハ本年本県甲第七十五号御布達ノ趣モ有之、双方是迄ノ關係者ニ付右ハ從來貫行ノ入会稼ニ取極、双方意氣煥然致シ、則双方連署ノ上更ニ別紙分村願書差出候云々」とその経過を

説明している。

こうして分村願は円満に提出されることになったので、県は九月二五日第七四五号で内務省に伺い、内務省は一〇月一九日これを聞届け、県は十一月六日付甲第一九二号で県下に布達した。

なお前年保留になった合併黒川村は一三年八月二〇日に内務省聞届となり、また西黒川村の内山崎は同日付で狩尾村に合併が許可され、県は九月一六日甲第一五六号で県下に布達した。

また熊本区内の新鍛冶屋町は二月二〇日、上・下に分離願を出したが、県は二五日これを不許可とした。

四、明治一四年以降の町村分合改称

田浦町の改称 明治一四年二月一七日葦北郡浜浦町組合総代は「町名変称之儀ニ付願」を郡長の副申（二月三日）をそえて県へ提出した。

名実併行然ル後人疑ハス、夫レ当町往古ヨリ一般田浦町ヲ以テ称ス、然リ而シテ御改正ノ際、浜浦町ノ名称ヲ下セシヨリ以降、公私往復文通等各地ニ馳馳不都合ヲ醸成スル事少ナラス、而シテ人々浜浦町ヲ以テ称スル者ナシ、実ニ有名無実ニ属ス、故ヲ以テ今般浜浦町ヲ改メ、更ニ田浦町ト改称仕度奉存候間御許容被成下度、此段惣代連署ヲ以奉願候也

明治十四年二月十七日

浜浦町組合惣代 牧田善一

右戸長 鬼塚定明

阪井尚賢

県は三月一日次の通り内務省へ伺出たが、四月二九日聞届けられ県は五月一四日甲第六七号で県下に布達した。

当県葦北郡浜浦町之儀ハ、元来田浦駅ト浜村町ヲ合シテ、廃藩置県ノ際ニ改称セシ町名ニ有之候処、兎角旧慣ヲ不脱今ニ於テ一般田浦町ト唱、各地往復文通其他百事不都合カラサル趣ヲ以、更ニ田浦町ノ旧称ニ復シ度旨願出、精々取調候処事情不得止次第ニテ何等差支無之ニ付、願之通御聞届相成候様致度此段相伺候也

維和村の分立 明治一四年六月一日、県は甲第八三号で天草郡登立村の内千束蔵々島を分離して維和村と称することを布達した、この年四月九日登立村人民総代連署の次のような分村願が出され、郡長の副申もついていた。

右者肥後国天草郡登立村南北里程凡壹里廿町、東西式里拾町 本村舟渡ヨリ蔵々凡一里廿 隔テ千束蔵々ノ両郷素ヨリ離島ナル故、恐多クモ公用筋等間々期限相

後レ不都合ヲ醸シ、且日々御布告御布達及郡役所御達其他万般ノ事務逐幾多端ニ付テハ、村役員小使並人民諸願同居或ハ諸税徴収等へ、往復手数舟賃多分ノ費用、加之風波ノ節ハ渡海スル不能、諸用延滞等百事難堪困難ノ次第二御座候、就テハ何卒登立村ノ義ハ従前ノ通一村ニ被置、千束蔵々ノ義ハ元上村附屬

中ヨリ区域判然、且諸税諸帳簿・耕地地等聊混合ノ筋無之ニ付、是又維和村ト一村ニ被置候ハ、双方厚ク便利ヲ得少モ苦情無之、依テ前記耕地地戸数人口取

調、波絵図面相副人民総代トシテ私共連署ヲ以此段奉願候也

分村願ニ付副申

当所轄内登立村ノ内千束蔵々島ヲ分裂シ、分村致シ度段別紙願書差出候ニ付調査候処、該島ハ元当所轄内上村ニ附屬シ、同村ハ旧幕中大庄屋所在シ、本村ハ直轄シ千束蔵々ハ島嶼ニシテ公務上不便ナルヲ以、定年寄役ヲ置分轄セシメ来

名

リシ所柄ニ候処、維新後小区編制ノ都合ニ因リ、去ル明治七年中登立村へ合併致候儀ニテ、人情土風モ自ラ殊別スルノミナラス、現今ノ役場迄ハ海路凡壹里廿町隔絶シ、風波ノ砌ハ往復意ノ如クナラス、諸居等不便ハ勿論本庁・郡役所へ諸願等ニ付出張ノ際、戸長奥書ヲ要スル場合ニ於テモ路程迂曲ニ有之、公務上百般不便ヨリ一ノ戸長役場ヲ相設ケ、公務弁理致シ度素志ヲ以、今般分村相願候儀ニ有之、尤更ニ戸長役場相設候得ハ、該役場ニ関スル協議費等ハ是迄ヨリ聊支出増額ニモ昂リ可申候得共、公務上ニ付人民役場へ往復ノ便ヲ得、随テ其費用モ減省可致、其増減比較ヲ推考スルニ多少相減シ、人民便益ニ可有之、且地形・水理等ハ島嶼ニ付互相上毫無關係ノ筋無之、將本村ハ元一村独立ニ候得ハ、該島分離候共何等障碍ノ筋無之見込候条、願ノ通分村許可相成可然致候

考候、此段副申候也

明治一四年四月一三日

天草郡長 持永義方

県は四月二五日第三三五号で「分村改称之儀伺」を提出し、内務省から五月二六日付けで聞届指令が出たので、六月一日甲第八三号で天草郡登立村より維和村分村独立の旨を管内へ布達したという順序である。

明治一五年の分合改称 この年には熊本区の瓶屋町が消失しただけである。三月三日に新三丁目列戸長から「瓶屋町之儀ハ道路更正之際下職人町へ合併ニ相成候」と届出たがこれは許されない。三月二八日改めて「町村合併願」を出したが、これによると瓶屋町は一三戸の町であったが一〇年の役で家屋焼失した後道路になり、人家は全部下職人町に移り町がなくなつたのでと述べている。県は四月四日「町名取消之儀伺」を提出し、四月二四日（内務卿山田顕義）聞届けられ、五月八日第三三六号で区役所に達せられた。

明治一七年の分合改称願 明治一七年五月二七日に葦北部の久多良木村から文字を「百済来」に改めたいとの願が出された。その理由として「百済来之文字ニテ藩政帳簿之如キハ悉ク右文字ニテ記シ有之、全ク百済来ニ候処、維新之際前頭之通誤届出候外無之」と述べ、さらにその名の由来として「往昔敏達帝之御宇葦北之造達率日羅ト申者、百済国之將ニ遣シ有之、任期満帰国之節該地ヨリ仏像ヲ持帰当村エ存置有之、則今ノ地藏堂是ナリ、依之百済来ト号称来候」と記している。しかし県では「更正セサルモ敢テ差支候廉モ無之」として六月六日「難聞届」と指令した。

また同一七年六月二四日球磨郡一武村の中原村から、上村への組替願が出された。それによると明治七年地租改正の際一武村へ組替えられたが小学校が遠い上に谷川が危険で通学がさせられないので、去る一四年に郡書記・戸長・人民惣代立会の上境界を定めて区域変更を願したところ一武村の方から異議申立があつて願書を取下げた。しかしどう

にも不便なので、今回双方人民協議の上円満に解決したので区域変更を願いたいというものである。これについて六月三〇日付の中山政説郡長の具申を見ると

小学校ノ如キハ少シク道路遠近ノ差モ有之、一・二ノ谿流有之候得共、生徒ノ通学ニ指シタル支障無之義ト思考致シタルニ付、精々及説論候得共何分旧来ノ居村ニ復帰致シ度情状難止趣ニテ、是非願書進達致シ度旨申出候条、致進達候と洩々提出した事情をのべ、さらにこれを許すと、一武村から木上村へ編入された所も復帰を願出るのであるうし、二・三村に止まらず全部に及ぶであろうと述べて、最後に

右等ノ事情御斟酌可然御詮義有之度、此段副書ヲ以テ具申候也
と結んでいる。県はこの事情を審査して、「小学校生徒通学ノ不便利云々一点ニシテ他ニ難止事情不相見、且郡長具申ノ趣モ有之、専ラ下民ノ因襲ヨリ出タルモノト相考候ニ付」と結論し、七月七日「書面願之趣難及詮議候事」と指令して許可しなかった。

同一七年九月一日付で阿蘇郡一関村の内元下積村が分村願を提出した。事情をくだくだしく述べているので要約すると、明治八年地租改正の時下市村・下積村合併一関村と改正の後明治一二年の原野秣場慣行調査書も、一三年の慣行請持反別調帳簿も共に下市村側の改正委員が書いて提出していた。明治一四年一〇月になって県官大鳥居某が高森町で原野秣場等は原由慣行に基づいて処理すべしとの説明があったので、この年一〇月九日秣場伐採について下市村と合体したところ、その後下市村の乱暴狼籍が絶えない。旧両村は入交りなく、催合の事柄もないので昔にもどしてほしいということであった。この願について郡長小橋元雄の副申を見ると、「右ハ元来原野秣場紛糾ヨリ差発シ候事件ニテ、別ニ不得止事実モ無之ニ付、到底詮議可相成筋ニ無之旨ヲ以テ、再応却下致シ、戸長ヲシテ懇篤説諭為致候得共、人民ヨリハ惣代へ逼り彼は不服申立候由ニテ、肯服不致趣戸長ヨリ申出候ニ付、一応致進達候条、可然御詮議相成度候也」とあり、仕方なく提出したものであることがわかる。県は

一〇月八日付で「難聞届」と指令した。

明治一九年の改称願 一九年五月一八日阿蘇郡一関村はその文字を「一碩村」に改めたいと申出で、地租改正当時一碩村と改めたのが一関と誤られたものであると説明した。郡長も七月六日の副申に諸帳簿類総て一碩村とあるので許可されても不都合はないと記したが、県で審案の結果「最早数年ヲ経過シ、其筋御稟議等モ不都合ニテ、殊ニ村名文字等屢々変更スヘカラサル儀ハ勿論ニテ、漸次台帳等訂正候ハ、何等差支モ有之間敷」と結論し、「書面願之趣難聞届」と指示したのは八月六日のことであった。

五、人民総代

人民総代撰挙法及総代人心得の全面改定 人民総代選挙法は明治九年一二月に県乙第一四七号で制定公布され町村総代二名宛を選定するものであったが、郡区町村編制法の施行に伴い改正の必要が生じてきた。そこで一二年二月一三日県は甲第六〇号で全文改正を布達した。

撰挙人之事

第一条 人民総代ノ撰挙ヲ得ヘキ者ハ、満二十歳 撰挙人ノ年令ハ撰挙
会ノ前月迄ヲ通算ス 以上ノ
男

子ニシテ、其町村内ニ本籍ヲ定メ不動産 家屋敷及田
畑等ヲ云フ 所有ノ者ニ限ルヘシ

第二条 他ノ町村及他管内ノ者ト雖トモ、全戸寄留ニテ前条ニ適フ者ハ亦選挙
スル事ヲ得ヘシ

第三条 撰挙会期日及投票順序等ノ心得ハ其郡区長ノ見込ヲ以テ達ニ及フヘシ
撰挙組合区分ノ事

第一条 人民総代ハ各町村内凡三拾戸内外ニ一員ヲ置クモノトス、故ニ其三拾
戸内外ヲ以テ一組トナシ、其組中ヨリ公撰スベシ

第二条 戸長所轄内ノ町村総代中ヨリ一人若シクハ二人宛其郡区ノ総代ヲ撰ベ
シ

第三条 選挙会ハ戸長ヲ以テ会長トシ撰挙ノ事務ヲ取扱モノトス

被選総代ノ事

第一条 総代トナルヲ得ヘキ者ハ、満二十五歳以上、其選挙会ノ前月迄ヲ通算ス、男子ニシ

テ、其町村内ニ本籍ヲ定メ満三年以上、同居シ不動産、家屋敷地及所有ノ者ニ限ルベシ、田畑等ヲ云

但左ノ三件ニ触ルル者ハ総代トナルヲ得ス

第一 風癪白痴ノ者

第二 官吏及準官吏

第三 身代限りノ処分ヲ受ケ、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第二条 総代在勤中疾病或ハ事故アリテ欠員スルトキハ、更ニ其町村内ノ組合限り公選スヘシ

第三条 当選ノ総代ヨリハ左ノ受任書ヲ其部区长ヘ差出シ置ク可シ（書式略）

総代心得

第一条 明治九年十月中第百三拾号公布ノ各郡区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則ヲ遵守スヘシ

第二条 前条公布ノ規則中各区内トアルハ将来各郡区内ト心得、亦正副区戸長トアルハ、将来各町村戸長ト心得ヘシ

第三条 各郡区域ハ町村内組合人民ノ共同事件ニ付、県庁及郡区役所ヘ対シテ願請求スル事アルトキハ、各郡区又ハ毎町村人民ニ代リ其事情ヲ具シ、連署ノ上稟白スルモノトス

第四条 県庁及郡区役所ヨリ其部区内域ハ町村内人民一般ヘ対シ、協議又ハ尋問等ノ事アルトキハ、各其組合ニ代リ応答弁解ヲ主掌スルモノトス

第五条 国税・地方税ヲ除クノ外、各郡区内域ハ各町村組合、人民ノ協議費ヲ以テ支弁スヘキ事件ハ、総テ其組合ニ依テ協議スルモノトス

第六条 毎事各郡区町村又ハ組合一般ノ許諾保証ヲ要シ、或ハ検証立会等ノ際ハ連署調印シテ其責ニ任スルモノトス

第七条 人民ヨリ受任ノ事務ハ、各郡区又ハ毎町村人民ノ利害得失ニ関スルモノナレハ、能ク其事情ヲ考究熟慮シ、公平忠誠ヲ旨トシテ従事スルヲ專要トス

総代人選挙法の改正 その後小部分の改正が相ついで行なわれた。ま

ず同年三月一日（甲七五号）「選挙人組合区分」の章第一条が改定された。

第一条 組合ハ各町村凡三十戸内外ヲ以テ一組トシ、毎組ニ総代各一人ヲ撰ム、尤各町村内ニテ甲組ヨリ乙組中ノ者ヲ撰挙スルモ妨ナシトス

但当撰一人ニシテ数組ノ撰ニ当ルモノハ、其何レノ組ニ従事スル八本人ノ望ニ任スヘシ

また四月一日（甲一〇四号）被撰総代第一条の末尾に次の通り附加した。

（……限ルヘシ）
隠居子弟ノ類ハ、其戸主不動産ヲ所有スルトキハ被選総代ノ権ヲ有ス

さらに六月一六日、県は総代心得の章の全文を改正し、名称も「総代人置方並心得」と改め甲第一五五号で管内に布達した。

総代人置方並心得

第一条 組合総代人ハ凡三拾戸内外ヲ以テ一組トナシ、毎組中協議ヲ以テ総代一名ヲ撰ム、尤甲組ヨリ乙組中ノ者ヲ撰挙スルモ妨ケナシトス

第二条 当選ノ総代人ハ其所轄戸長役場ヘ届出ヘシ

第三条 各組合人民ヨリ県庁・郡区役所等ヘ稟白セント欲スルトキハ、其人民ニ代リテ戸長奥印ノ上申出ヘシ

第四条 組合中ニ係ル事件ニ付戸長等ヨリ尋問等ノ事アルトキハ、其組合ニ代リ応答スルモノトス

第五条 組合人民許諾保証ヲ要シ、或ハ検証立会等ノ際ハ連署調印スルモノトス

第六条 組合人民一般ノ世話方ハ勿論互ニ親睦共和ヲ旨トシ、各自産業ニ従事セシメ、且困難相救ノ通務ニ注意スルヲ要ス

（注）第六章に引用した資料は次の通りである。

・法令全書（熊本管林局図書館）

- ・ 地方制度関係法令沿革史第一卷（自治庁発行）
- ・ 地方税制度資料第一卷（自治庁発行）
- ・ 熊本県政紀事（県立図書館）
- ・ 熊本新聞（熊本城頭彰会・熊本市立博物館）
- ・ 郡区町村分合改称（県立図書館）
- ・ 紫溟新報（熊本城頭彰会・熊本市立博物館）

第七章 帝国憲法發布後の地方制度と町村大合併

(明治三二年—三三年)

第一節 市制・町村制の制定

郡区町村編制法も実施後一〇年を経過すると、最早その部分的改正では時勢に追いつけなくなつた。政府はこれまで二〇年の地方行政政策の中で、旧慣の尊重という安定点を見出したのであつたが、それは小町村の存在を許すことであり、必然的に地方財政負担の増大を招来し、しかも財源としての地租割・戸数割には弾力性がなく、この負担を軽減安定させ国家財政の一翼を担わせるためには町村の合併を実施する以外に方法がなかつた。憲法施行の時期が切迫すると、政府は隣保団結の旧慣とは矛盾すると考えながらも自然村を行政村化するために新市制・町村制を發布して町村合併を強行するに至つたのである。

一、市制・町村制定の経過

制定の経過 憲法研究を目的とした伊藤博文が欧州から帰朝すると、伊藤は早速憲法草案の起草に着手した。伊藤は普仏戦争に勝つたドイツの隆盛を見、その官僚政治の勢威に心酔して多数のドイツ人顧問を招聘して各方面に配置したが、明治一七年(一八八四)三月宮内省に制度取調局を設けて自らその総裁となり、宮内卿を兼ねて宮中・府中にわたつて各般の制度を改正しながら憲法およびその附属法典の立案に力をつくした。明治一七年七月七日には華族令を制定して旧公卿および大名の好意を一身に集めるとともに、翌一八年一月二日には内閣官制を設けて太政官制を廃し旧公家・大名を直接政治の衝から切り放してしまつた。翌一九年には地方官官制の改正も行なわれ、立憲政治の基礎は着々と

整えられつゝあつたが、明治一六年一月から内務卿として在任した山県有朋は、徴兵令による国民皆兵の実をあげるには、国民の公共的觀念と自治思想の普及が急務であると考え、憲法發布前に自治制度を確立する必要があることを提唱した。当時伊藤博文をはじめとして国会を先にし地方自治を後にすることを唱える者が多かつたが、山県はこれを承引せず、一七年末内務省に町村法調査委員を置いて町村法を起草させた。

この町村法は一八年六月に至つて脱稿したが、なお十分とは言えず、さらに研究を進めようとする時、内閣雇のドイツ人顧問モッセが「地方制度編纂綱領」の起草に自分も従事しようとして力説したので、山県もその説に動かされて二〇年一月地方制度編纂委員会を設け、自らその委員長となり、内務次官芳川顕正・外務次官青木周蔵・通信次官野村靖をモッセと共に委員とし、内務書記官白根専一・大森鐘一・荒井邦蔵を補助員とし、モッセを綱領起草の任に当たらせることにした。

明治二〇年二月モッセの綱領案は脱稿したが、この草案では市・町村を区別せず、ドイツのゲマインデーをそのままに引当てた「自治部落制案」として起草されていた。八章一六二条から成るこの独文の草案は、編纂委員会でも種々の議論があり、審議の結果市制と町村制に分けて改定することとなつた。

こうして改訂された市制・町村制の成案は閣議においてさらに幾多の修正を経て元老院に送られたが、元老院でも「地方組織は立憲制の後に立案すべし」と言う者あり、「立憲制と自治制は同時でなければならぬ」と説く者あり、「府県制および民法を伴う必要あり」と論ずる者ありという有様で、その根本についても異説百出した。また内容についても、町村長の有給・無給の問題、市長の官選・公選については是非得失の議論が

紛糾し、法案はその運命もあやぶまれる状態にまで追いこまれたが、とにかく町村長は原則として無給の名譽職とし、市長は官選とすることに、二一年の一月末頃に元老院を通過した。

そこで山県内相はこれを最終の閣議にかけたところ、市長の官公選についてまたまた議論が沸騰し、元老院の官選説を覆して市長の公選を決定する勢であったため、内相は両者の板ばさみとなって進退両難の苦境に立つたが、原則として市長の公選を認め、その選挙は三人の市長候補を選んで上奏しその一人について御裁下を仰ぐという形で妥協させ、また三府については特別市制実施の前提として府知事に市長の任務を執らせるといふ特例を定めて妥協が成立した。

こうして町村制案八章一三九条と、市制七章一三三条は二月はじめに全く議了確定し、二月一三日地方長官の講究会にかけられた。この講究会では活発な質疑が行われた後、府県知事総代から四か条の希望条件が提出されたが、このような大変革を即時施行されるとなれば地方の大混乱を生ずること明らかであるとして、施行を一年後にのばしてほしいという要望は政府の容れるところとなり、一年後の明治二二年（一八八九）四月一日以後地方の状況を裁酌し府県知事の具申を経て漸次これを施行することとなった。

こうして二一年四月二五日、法律第一号「市制・町村制」が公布されたが、これと同時に「市町村制理由書」を添付公表した。元来法律規則の発布に際して理由書を付するというのは異例のことであり、政府がこの挙に出たのはこの制度をきわめて重大視し、官公吏・議員は勿論一般大衆に対しても新自治制を理解させ、その実施に遺憾なからしめんとしたことが明らかである。

市制・町村制理由 この理由書は詳細懇切をきわめた長文にわたるものであるが、その冒頭にはまず本制の趣旨は「自治及分権ノ原則ヲ実施セントスルニ在リ」と述べ、ついで

地方ノ自治区ハ特立ノ組織ヲ為シ、公法・民法ノ二者ニ於テ共ニ一個人民ト

権利ヲ同クシ之カ理事者タルノ機関ヲ有スルモノナリ。其機関ハ法制ノ定ムル所ニ依テ組織シ自治体ハ即チ之ニ依テ其意想ヲ表発シ之ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス。故ニ自治区ハ法人トシテ財産ヲ所有シ之ヲ授受売買シ、他人ト契約ヲ結ビ権利ヲ得義務ヲ負ヒ、又其区域内ハ自ら独立シテ之ヲ統治スルモノナリ。然ト雖モ其区域ハ素ト国ノ一部ニシテ、国ノ統轄ノ下ニ於テ其義務ヲ尽ササルヲ得ス。故ニ国ハ法律ヲ以テ其組織ヲ定メ、其負担ノ範圍ヲ設ケ常ニ之ヲ監督ス可キモノトス。

と説きおこし、ついで

現今ノ制ハ府県ノ下郡区町村アリ、区町村ハ稍自治ノ体ヲ存スト雖モ未ダ完全ナル自治ノ制アルヲ見ス。郡ノ如キハ全ク行政ノ区画タルニ過キス、府県ハ素ト行政ノ区画ニシテ幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルカ如シト雖モ、是亦全ク自治ノ制アリト謂フ可カラズ、今前述ノ理由ニ依リ、此区画ヲ以テ悉ク完全ナル自治体ト為スヲ必要ナリトス、即府県、郡、市町村ヲ以テ三階級ノ自治体ト為サントス、此階級ヲ設クルハ分権ノ制ヲ施スニ於テモ亦緊要ナリトス、（中略）其町村ノ力ニ堪フル者ハ之ヲ其負担トシ、其力ニ堪ヘサル者ハ之ヲ郡ニ任シ、郡ノ力ニ及ハサル者ハ之ヲ府県ノ負担トス可シ。是階級ノ重複スルヲ厭ハスシテ却テ利益アリト為ス所以ナリ。

と述べて自治制度の本義と体系を示し、以下その運営に当たって国民の指向すべきところについて詳述しているが、この制度について漸次、郡・府県制度の改正に及ぶことをもその中に明らかにしているのである。

一、市制・町村制の内容と特色

市制・町村制の内容 市制町村制は二つの部分から成っているが一つの法律として公布された。これには長文の理由書がついて人々をおどろかせたが、また公布に際して次のような「上諭」が発せられ、ともに異例のことであった。

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結

ノ旧慣ヲ存重シテ益々之ヲ拡張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム。

市制は七章一三三條、町村制は八章一三九條から成り、市制と町村制の章の構成は次の通りである。

(市制)

- 第一章 総則
- 第一款 市及区域
- 第二款 市住民及其權利義務
- 第三款 市条例
- 第二章 市会
- 第一款 組織及選挙
- 第二款 職務權限及処務規程
- 第三章 市行政
- 第一款 市参事会及市吏員ノ組織選任
- 第二款 市参事会及市吏員ノ職務權限及処務規程
- 第三款 給料及給与
- 第四章 市有財産ノ管理
- 第一款 市有財産及市税
- 第二款 市ノ歳入出予算及決算
- 第五章 特別ノ財産ヲ有スル市区ノ行政
- 第六章 市行政ノ監督
- 第七章 附則

(町村制)

- 第一章 総則
- 第一款 町村及区域
- 第二款 町村住民及其權利義務
- 第三款 町村条例
- 第二章 町村会
- 第一款 組織及選挙
- 第一款 職務權限及処務規定
- 第二章 町村行政
- 第一款 町村吏員ノ組織選任
- 第二款 町村吏員ノ職務權限
- 第三款 給料及給与
- 第四章 町村有財産ノ管理
- 第一款 町村有財産及町村税
- 第二款 町村ノ歳入出予算及決算
- 第五章 町村内各部ノ行政
- 第六章 町村組合
- 第七章 町村行政ノ監督
- 第八章 附則

この法律の意図する全体構造は、市町村を基礎的地方団体とし、市は府県に直屬し、町村は第一次的には郡に直屬し、第二次的に府県に屬するものという考えである。市制は人口二万五千以上の市街地に施行するものとして立案されたが、元老院審議の結果東京・大阪・京都に三市には別に市制の特例を施行することになった。以下章ごとにその特色を記してみよう。

市町村の区域と公民 市町村の区域については、従来の区域そのままを区域とするものとされたが(市三条、町村三条)、實際は町村制施行前に全国的な大合併が行われてその数が五分の一に減少しているので、實質的には従来の区域そのままという条文の趣旨には合致しない訳である。また市町村は法律上一個人と同じ權利義務を有するものとし、市の公共事業は官の監督を受けてみずから処理するものとしている。

市町村内に居住する者を住民と公民とにわけ、住民は公共の营造物並びに市町村有財産を共用する權利と、市町村の負担を分任する義務を持つだけであるが、公民は市町村政に参加する權利を有し、同時に公務に参加する義務を負う者と定めた。公民である要件は、帝国臣民として公權を有する二五才以上の一戸を構える男子で、一年以上市町村の住民となりその市町村の負担を分任し、その市町村内において地租を納め若しくは直接国税年額二円以上を納める者と規定されている。

市町村公民は市町村の選挙に参与し、市町村の名譽職に選挙される權利と義務を有し、疾病その他正当の理由がなければ名譽職を拒辞したり任期中退職することができない。この規定にそむいた時は市町村会の議決をもって三年乃至六年間公民權を停止することができ、また本来負担すべき市町村費のほかに、なおその八分の一から四分の一を増課することもできるとしている。しかし、陸海軍の現役にある者は市町村の公務に参与することができないきまりである。

また市町村は市町村の事務および住民の權利義務に関して市町村条例を設けることができるし、また市町村の設置する营造物に関して規則を

設けることができる。

市町村会 市会議員の定数は人口に応じてその数を定め、三〇人を最低とし六〇人を限度とする。町村会議員の数は八人を最低、三〇人を限度とし、市町村公民はすべて選挙権を有する。たゞし多額納税者は公民たる資格要件のない者でも選挙権を有すると定められたので、法人にも選挙権が与えられた。被選挙権は選挙権を有する公民すべてに与えられるが、府県郡官吏・有給市町村吏員・検察官・警察官吏・神官・僧侶・その他諸宗教師・小学校教員は除外される。また等級選挙制が採用され、市では三級選挙、町村では二級選挙が行われ、議員は名誉職で任期は六年、三年ごとに半数を改選し、投票は単記無記名で行われる。

市町村会の議決すべき概目として一事件が例示されており、市会は毎暦年のはじめ一年の任期をもって議長およびその代理者各一名を互選し、町村会は町村長を議長とする。

市町村会には会議の必要あることに議長が招集するが、議員四分の一以上から請求されたときまたは市町村長または市参事会の請求のあるときは必ず招集しなければならない。市町村会には議員の三分の二以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成によつて議決される。市町村会の会議は公開を原則とするが、議長の意見をもつて傍聴を禁ずることができる。議長は各議員に事務を分課し、会議および選挙のことを総理し、議場の秩序を保持する。

市の行政 行政組織は市と町村とで異なり、市には合義制の執行機関としての参事会があるのに、町村では長が執行機関とされている。市参事会は市長・助役および名誉職参事会員で組織され、助役および名誉職参事会員は市条例で定員の増減ができる。

市長は有給吏員で任期六年、内務大臣が市会の推薦した三名の候補者の中から上奏裁可を請うて選任する。助役と名誉職参事会員は市会が選挙し、助役の選挙の結果は府県知事の認可を必要とする。市長・助役は市公民でなくてもよいが、就任したときは公民権を取得する。

名誉職参事会員は市公民中三〇才以上で選挙権を有する者の中から選挙し任期四年、二年ごとに半数を改選するが再選を妨げない。市長・助役は有給職務の兼任が出来ず営業に従事することも知事の認許を得なければならぬ。収入役（一名）は市参事会の推薦により市会が選任し知事の認可を必要とする。書記以下の人員は市会の議決で定め、市参事会が任用する。

市は市会の議決により臨時または常設の委員を置くことができ、常設委員の組織については市条例をもつて別段の規定を設けることができる。委員には実費弁償のほか市会の議決により勤務に相当する報酬を給することができる。市吏員は任期満了後再選されることができ、また随時解職することができる。

市参事会は市を統轄しその行政事務を担当し、その担任事務として九項の概目があげられている。市参事会は議長またはその代理者および名誉職参事会員の三分の一以上が出席すれば議決することができる。過半数で定まる。市参事会の議決が不当であると認めるときは市長は理由を示して議決の執行を停止し、府県参事会の裁決を請わなければならない。市長は市政一切の事務を指揮監督し、処務の渋滞しないように務めなければならない。また市参事会を招集してその議長となり、議事を準備し、議決を執行する。急施を要する場合は市長は市参事会の事務を専決処分して次回の会議にこれを報告する。市参事会員は市長の職務を補助し、市長故障の場合に代理をする。

市収入役は市の収入を受領し費用の支払をなし、その他会計事務を掌どり、書記は市長に属し庶務を分掌する。委員は市参事会の監督に属し市行政事務の一部を分掌し、または营造物を管理し若しくは監督し、または一時の委託をもつて事務を処分するものとする。

市長は法律命令に従い、司法警察補助官たる職務および法律命令によつてその管理に属する地方警察の事務と浦役場の事務と、国および府県の行政で市に属する事務とを管掌する。

名誉職員は実費の弁償を受け、額は市会が議決する。市長・助役以下の有給吏員および使丁の給料額も市会の議決で定める。但し市長の給料は内務大臣の許可、助役については知事の許可が必要である。

町村の行政 町村行政も大体市行政と同様であるから、異なる点だけをあげてみよう。まず町村の執行機関は町村長であり、町村に町村長および助役一人を置かねばならない。

町村長と助役は町村公民中三〇才以上で選挙権を有する者から町村会が選挙して知事の許可を要し、任期は四年で、名誉職が原則だが有給にもできる。知事の不許可の場合は内務大臣に具申して認可を請うことができる。収入役（一名）は町村長の推薦で町村会が選任し、郡長の認可を必要とする有給吏員で任期は四年であるが、町村長・助役が兼掌してもよい。

町村に書記その他必要の附属員並びに使丁を置くことができるが、町村の事情に応じて町村長に書記料を給して書記の事務を委任することもできる。書記以下は町村長の推薦で町村会が選任し、使丁は町村長が任用する。

町村長の担任する事務の概目は市参事会とほぼ同様であるが、懲戒処分における過怠金が市の場合一〇円以下であるのに、町村では五円以下となっている。町村長の管掌する事務は市長に準じ、町村長の代理は助役であり、町村長は町村会の同意を得て助役に町村行政事務の一部を分掌させることができる。

市町村の財務（市町村有財産の管理） 市町村の財務は財産を基として規定されている。市町村の財産源はまず財産収入に求め、足りないとき市町村税を賦課すべきものとしているので、市町村は不動産・積立金穀等を基本財産として維持する義務を負わされる。臨時に収入した金穀は基本財産に入れねばならない。その他一般に市町村有財産は市町村全体のために管理し共用することを本則とする。市町村民で市町村有の土地物件を使用する権利を得ようとする場合は、市町村条例の規程により

使用料若しくは一時の加入金を徴収して許可することができるが、市町村のために必要な場合は市町村会は使用権を取上げまたは制限することができる。

市町村財産の売却・貸与または建築工事および物品調達の請負は、公入札に付さねばならない。市町村はその必要な支出および法律命令によつて賦課せられる支出を負担する義務があり、その財源の第一は財産から生ずる収入および使用料・手数料ならびに料料・過怠金その他の収入をあて、不足分については市町村税および夫役現品を賦課徴収することができる。市町村はその所有物および营造物の使用、または特定個人のためにする事業につき使用料または手数料を徴収出来る。

市町村税には「国税・府県税の附加税」直接または間接の特別税の二種がある。市町村制に定める条項のほか、使用料・手数料・特別税および従前の区町村費に関する細則は市町村条例をもつて定めるものとして、その条例には料料一円九五銭以下の罰則を設けることができる。市町村税の納税義務者は三か月以上市町村内に滞在する者および市内に土地家屋を所有しまたは営業をなす者であるが、その賦課についての異議申立には訴願および行政訴訟の規定がある。

市町村が公債を募集できるのは、従前の公債元額を償還するため、または天災時変等やむを得ない支出、若しくは市町村の永久の利益となるべき支出を要する場合で通常の歳入を増加するときは住民が負担にたえない場合に限られる。市町村会が公債募集を議決するときは、募集の方法・利息の定率・償還の方法を定め、償還の初期は三年以内、毎年の償還の歩合を定め、三〇年以内に完済しなければならぬ。

市は参事会、町村は町村長が、年度前二か月を限って歳入歳出予算表を調製して市町村会の議決をとり、市は知事に町村は郡長に報告し、同時にその要領を公告しなければならぬ。事務報告書と財産明細表も予算表に併せて市町村会に提出することを要する。

市町村会が予算表を議決したときは、市町村長からその謄写を収入役

に交付する。予算表中に監督官庁の許可を受けなければならない事項があるときは、まず許可を受けなければならない。収入役は市の場合には市参事会、町村の場合は町村長、または監督官庁の命令があるのでなければ支払をなすことができない。出納については毎月例日の検査および毎年少なくとも一回の臨時検査を行わなければならない。

決算は会計年度の終から三ヶ月以内に終了して、収入役から市参事会または町村長に提出し、市参事会または町村長はこれを審査し意見を附して市町村会に提出し、その認定を得たときは知事または郡長に報告しなければならない。

市内の一区で特別に財産を所有し、若しくは営造物を設け、その区限り特にその費用を負担するときは、府県参事会は市会の意見を聞き条例を発行し、財産および営造物に関する事務のため区会を設けることができる。

町村内の区または町村内の一部若しくは合併町村で別にその区域を存して一区をなすものが特別に財産を所有し、若しくは営造物を設け、その一区限り特にその費用を負担するときは、郡参事会はその町村会の意見を聞き条例を発行し、財産および営造物に関する事務のため、区会または区総会を設けることができる。

町村行政の監督 市の場合には第一次において知事、第二次において内務大臣が監督する。町村の場合には第一次に郡長、第二次に知事、第三次に内務大臣が監督する。なお法律に指定された場合には、市に対しては府県参事会が、町村に対しては郡参事会および府県参事会が参与することがある。原則として市町村の行政に関する知事・郡長・府県郡参事会の処分または裁決に不服がある者は内務大臣に訴願することができる。行政裁判所に出訴の許されている場合は内務大臣への訴願は出来ない。

監督官庁は市町村行政を監視するために、行政事務に関して報告をなさしめ、予算および決算等の書類帳簿を徴し、また実地に執務状況を視察し出納を検閲する権限を有する。

市町村または町村組合が、法律勅令または当該官庁の職権によって命令する支出を定額予算に計上せず、承認せず実行しないときは、知事・郡長はその支出を強制できる。その処分不服のある場合は市は行政裁判所に出訴することができ、町村または町村組合は府県参事会に訴願し、その裁決に不服ある場合は行政裁判所に出訴できる。

内務大臣は市町村会を解散させることができる。解散を命じた場合は三ヶ月以内に議員の選挙を命じなければならず、新市町村会成立までは府県参事会または郡参事会が一切の事件を議決する。

市町村会の議決中、左の事項は監督官庁の許可が必要である。

一 内務大臣の許可を要するもの。

(1) 市町村条例を設け並びに改正すること。(市または人口一万以上の町村では、特に勅裁を経て許可しなければならない。)

(2) 学芸美術に関しまたは歴史上貴重なる物品の売却、譲与、質入、書入、交換若しくは大なる変更をなすこと。

二 内務大臣と大蔵大臣の許可を要するもの。

(1) 新たに市町村の負債を起しまたは負債額を増加し、および償還期限等に関するこの法律に定めた常例にたがうもの。

(2) 市町村特別税並びに使用料、手数料の新設、増額、変更

(3) 地租七分の一、その他の直接国税百分の五〇を越える附加税の賦課

(4) 間接国税に対する附加税の賦課

(5) 法律勅令の規定により官庁の補助する歩合金に対し支出金額を定めること。

三 府県参事会(市)または郡参事会(町村)の許可を要するもの。

(1) 市町村の営造物に関する規則の新設、改正

(2) 基本財産の処分

(3) 市町村有不動産の売却、譲与、質入、書入

(4) 各個人が特に使用する市町村有土地の使用法の変更

(5) 各種の保証を与えること

(6) 法律勅令によって負担する義務にあらずして、向う五か年以上にわた

り新たに市町村住民に負担を課すること。

(7) 国税、府県税附加税の不均一賦課

(8) 数個人または市町村内の一部に対する営造物使用の費用の賦課

(9) 法定準率によらない夫役現品の賦課

府県知事は市長以下市の吏員に対し懲戒処分を行うことができる。これは譴責および二五円以下の過怠金の二種とするが、特に情状の重いは懲戒裁判により解職を命ずることもできる。これにはまた訴願や行政訴訟の途が開かれている。町村長以下町村吏員に対しては知事・郡長が同様な懲戒を行うことができる。

なお市町村吏員および使丁が職務をつくさず、または権限を越えたことがあるために、市町村に対して賠償義務を生じたときは、市は府県参事会、町村は郡参事会が裁決するが、これにも訴願や行政訴訟の途が開かれている。

第二節 本県の市制・町村制実施（町村大合併）

明治二十一年法律第一号として公布された「市制・町村制」は翌二十二年四月一日以降に、地方の状況を酌んで府・県知事の具申を経て施行することになった。本県でも早速二十一年五月からその準備にかかったが、まず現在町村の実態把握からはじめて、その合併・独立・組合・分離等の予想を立て、その間に中央から流れてくる内務省訓令に準拠して翌二十二年三月までに諸準備を完了し、四月一日をもって実施にふみ切った。しかし市制・町村制を布いた後にも市町村会議員の選挙、ついで市町村長の選出、就任交替等の事務を終わってようやく新市町村は発足することになるのである。

一、市制・町村制取調

市町村制臨時取調所の設置 明治二十二年四月二十五日「市制・町村制」が公布されると間もなく、五月九日に熊本県は庁内に「臨時取調所」を設置した。（庁訓令第二五号）臨時取調所の任務は

一 市制・町村制実施上取調ノコト

一 市制、町村制ニ関スル本庁事務及郡区事務ヲ取扱ノコト

であり、とりあえず第一内部の庶務課長の管轄に入り、取調委員として田口政五郎・信成某の二名が任命された。この取調委員は同日早速郡役所への訓令案起草して決裁を受けている（後の訓令第一五九号）が、五月末には田口政五郎が文書課長となったので、取調委員はその管下に入り、六月早々取調所は第一部長直轄となり、大越亨書記官が臨時取調委員長となって田口・信成・高木・辛島・小野等の委員を率い、書記を配して構成が出来上った。なおこの処務規定は、六月二十八日庁訓令第二七号によって定められた。

訓令第一五九号 明治二十二年五月一九日県は郡役所にあてて左の訓令を發した。

市町村制実施上ニ付取調ヘキ件々、別紙心得書ニ依リ取調、来ル七月十日迄差出スヘシ。

別表取調心得書

第一 別表ハ一町村毎ニ取調ヘキモノトス

第二 戸数、人口ハ二十年十二月三十一日ノ現在数ヲ掲クベシ

第三 耕宅地等ノ反別及地所所有者ハ、二十年十二月三十一日ノ調ヲ掲クベシ、但全日調無之向ハ最近ノ調ニヨル、最モ其年月日ヲ掲クベシ

第四 地租、所得税其他国税及地方税、町村費、協議費額ハ二十年度中ノ納額ヲ掲クベシ

第五 国税納税者ハ二十年度中ノ納税額ニヨリ掲クベシ

第六 地方税納税者ハ二十一年度ノ等級ニヨリ掲クベシ

第七 町村費及協議費中某々費トアル項ヘハ、他ノ費目ニ恰当セサル分ヲ一費

目毎ニ掲クヘシ

第八 郡中及郷中割ニ係ル町村費モ該費目ニ積算掲載スベシ

第九 協議費中戸長役場ニ於テ収支ヲナサス、惣代人等ニ於テ収支シタル分モ該費目限り積算掲載スベシ

第十 共有財産ハ現町村ノ共有ノミヲ掲クベシ、但シ従来合併町村ニシテ旧村限り共有物ハ旧村ノ部ニ掲クベシ

第十一 維新後ノ合併村ハ様式ニヨリ別紙ニ朱書ヲ以テ旧村名ヲ掲ケ再記スベシ

第十二 数町村ノ共有財産ハ其町村名ヲ掲ゲ、其蓄積及使用方法等様式ニヨリ別紙ニ調整スヘシ

(別表形式略)

別表取調心得書

第一 別表ハ郡役所ニ於テ一郡毎ニ調整スヘキモノトス

第二 将来独立スヘキ資力ヲ有スル町村ハ第一様式ニヨリ調整スベシ、但其報酬ト給料ノ段階ヲ立テタル理由(戸数何戸以上及反別何程以上ノ町村ヲ有給吏員ヲ置キ、人口何人以下ニハ名譽員トスル如キ類)ヲ附記スヘシ

第三 将来独立スヘキ資材ナク合併セシムヘキ分ハ、第二様式ニヨリ調整スヘシ尤合併ノ儀ハ重要事件ニ付、単ニ費途ノ節減ノミニ注目セス、永遠ノ利便ヲ計リ可成精細ノ調査ヲ要ス、第一人情風俗地勢水理共有財産関係等ノ如キ最緊要トス

第四 将来独立スヘキ資力ヲ有セスト雖モ他ニ事情有之、合併スルヲモ好マス、不得已組合ヲナサント見込分ハ第三様式ニヨリ調整スヘシ

第五 将来独立スヘキ資力ナク、且資力アルモ現今町村ノ組織上不便ト認め、分離合併等利便トスル分ハ第四様式ニヨリ調整スヘシ

第六 維新後合併町村ニシテ将来独立スベキ資力ヲ有シ、旧復ヲ利便ト認ムル分ハ第四様式ニヨリ調整スベシ

第七 独立スベキ町村ハ戸数凡三百戸以上ニシテ相応ノ資力ヲ有セサレハ到底独立シ難キニヨリ、三百戸ヲ最下トシ取調ヲ要ス、但三百戸未滿ト雖モ其町村殊ニ資力ヲ有スル分ハ此限ニアラス

第八 一郡一郷或ハ数町村ノ共有財産ハ其蓄積及使用方法等別表ニ調整スベシ

第九 町村制第九十条第二項ノ特別税ヲ起スベキ見込ノ分ハ、其課目及該町村

名等取調別紙ニ調整スベシ

第一表 独立スヘキ様式

何町	何人	名村町別種	
		現住人口	現在戸数
何人	何戸	地価	耕地山林原野等反別
何程	何反歩	報酬額	
○	○	助役	戸長
何程	何程	給料額	
○	○	助役	戸長

第二表 合併スヘキ様式

何村	何人	何戸	名村町別種	
			現住人口	現住戸数
何人	何戸	何反歩	地価	耕地山林原野等反別
何程	何反歩	報酬額		
○	○	○	助役	戸長
何程	何程	給料額		
○	○	○	助役	戸長

第三表 組合ヲ設クヘキ様式
第四表 分離スヘキ様式

何郡(省略)
何郡(省略)

前半部は各町村の実態調査であり、後半部は新市町村の予測調査であ

る。この中前半の第四については五月二十九日第一節第八四一号で「第一五九号取調書ニテハ一町村内ノ納税額ニ止リ、他郡区町村内ニ於テノ納税額ハ不明瞭ニテ、其町村ノ貧富モ判明致シ兼「ねるので、「此際地租五円以上又は国税二円以上及町村税等納ムル者ヲシテ、一種毎ニ別紙書式之如キ届出ヲ差出サセ置相成候ハ、後日ニ至リ便宜ニ可有之ト見込候間」このように取計らわれたいと指示し、また熊本区長に対しては六月一日号外をもつて「市制ノ分ハ別紙項目ニヨリ取調、来ル七月十日迄御差出相成度」と照会している。

- 一 区會議員ノ数及撰挙法並ニ其沿革
- 一 地租ヲ除キ国税年額式円以上ヲ納ムルモノ何人
- 一 地租納額 何円 何人
- 一 所得税納額 何円 何人
- 一 其他国税納額 何円 何人
- 一 地方税納額 何円 何人
- 一 地方税戸数割等級金額
- 一 区費戸別割等級金額
- 一 区費賦課其他ノ分戸別割ノ外地価割・反別割・營業割等等級金額
- 一 現住ノ戸口
- 一 共有財産
- 一 共有財産及其蓄積方法
- 一 共有財産使用法
- 一 營造物
- 一 将来特別税ヲ起スベキ見込アル課目
- 一 他町村住居ノ者ニシテ区内ニ地所ヲ有シ、地租及地方税区費ヲ納ムル者姓名金額
- 一 二十年度区費総高並ニ其支出ノ課目金高及同年度協議費高
- 一 市長及助役、収入役、書記、使丁ノ給額見込
- 一 区長ヲ置クヤ否ノ見込、之ヲ置クトキハ其区画及報酬額等

六月二三日乙第四号 六月二三日に大越委員長は各郡長に宛て次の通

牒を發した。

本年五月第一五九号ヲ以テ市町村制実施上ニ付取調ノ件々訓令相成居候ニ付テハ、目下專ラ御取調中ノ事ト存候、右御調相成候上ハ凡七月中旬ヲ期シ各位ヲ招集シ、実施ノ順序等會議ニ付セラレ候旨ニ付、前以テ本官意見ノ大略左ニ申述候条、御參按相成度候

- 一 町村編制ノ儀ハ專ラ有力ノ町村ヲ造成スルヲ要スルト存候得共、先以今回ノ目安ハ従来ノ戸長区域ヲ準拠トナスノ外無之義ト存候、然ルニ従来ノ編制タルヤ多クハ最前ノ大小区等ニ濫觴シ、重モ行政上之便宜ク図リ候故、或ハ古來習慣ノ尤美ナルモノヲ破リ、又ハ日常交通ノ尤便ナルモノヲ妨ケ、却テ共同自治ノ精神ヲ奪ヒ去リ候嫌モ可有之哉ニ付、今回ハ務メテ官ノ注文ヲ止メ、其土地人情風俗習慣ニ依リ其公民中重ナルモノノ意見ヲ參酌シ、將來隣保團結ノ力ヲシテ益々鞏固ナラシムルニ便利ナル様、実施致度見込ニ有之候ニ就テハ従来ノ区域ヲ其儘一町村ニ合併候向モ可有之、又ハ其幾分ヲ分割シテ更ニ組合ヲ設ケ向モ可有之、又ハ一区域ヲ合併シテ更ニ他ノ区域ト組合候向モ可有之、其他旧一郷若クハ旧一組ヲ合シテ一村トナス向モ可有之、大小不同一様ニ、シカタクハ勿論ニ候得共、其最モ小ナルモノト雖モ教育、衛生、土木、勸業、警備、救助等ノ諸費、及町村長以下報酬給料其他諸費ニ至ル迄法律上ノ義務ヲ負担シ得テ、猶餘力アル様編制不致候テハ、幾十年ヲ經過スルモ、自治ノ基礎ヲ固フシ町村合倚テ國ヲ成スノ本意ヲ達スルヲ得サルノミナラス、畢竟其町村住民ノ不幸ト可相成ニ付、官ニ於テ此義務ヲ負担シ得スト認ムル小町村又ハ貧弱町村ハ、他ト組合ハスルカ又ハ合併ヲ為サシムルノ外ナシト存候
- 三 去リナガラ他ノ一方ヨリ之レヲ論スレハ、町村ノ大ナルモノハ自ら自己町村ノ利益ヲ増スニ便利ナルモ、他町村對スル權利ノ消長ニ関スル場合モ相生可申候ニ付、是又深く御注意相成度義ト存候
- 四 町村自立候上ハ、艱難相救ヒ疾病相助ケ候情義ハ一層切ニ相成候儀ハ当然ノ事ト存候ニ付、貧弱ノ町村今日絶テ自立シ、僅カニ法律ノ義務ヲ負担シ得ルモ、他日右等費用ノ為メ貧富共ニ疲レ、終ニ自治ノ目的ヲ達シ得サル場合モ可有之、是等ハ編制ニ先チ最モ注意ヲ要シ候事ト存候

この通牒の立案委員は辛島格であるが、とにかく県はこの中で上から

の強制はなるべくやめて、地方住民の旧来の慣習を尊重していきたいと考えている。しかし一方では法律上の義務を負担して余力のある程度までには編成したいし、あまり過大な町村は他町村との振合もあって悪いし、とにかく自立しても先細りのしない程度のものでほしいと述べている。

内務大臣訓令第三五二号 同六月一三日に内務大臣山県有朋名で熊本県知事宛訓令が発せられた。

町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ、故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメサルヘカラス。依テ其施行ニ際シ先ツ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域人口及其資力如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲ為スコシ

第一条 従来町村ノ区域広ク人口多ク、又は相当ノ資力アリテ独立自治ノ目的ヲ達スコシト認ムルモノハ、之ヲ分合スヘカラス

第二条 前条ニ依リ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト認ムル町村ハ之ヲ合併スルヲ要ス

民戸ナキ町村ハ總テ近接市町村ニ合併スヘシ

土地ナキ町村ハ其地籍ヲ有スル町村ニ合併シ、若クハ其地籍ヲ分割スヘシ

第三条 町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ、大小広狭其宜ヲ量リ適當ノ処分ヲ為スヘシ、但シ大凡三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト為シ、猶従来ノ習慣ニ從ヒ町村ノ情願ヲ酌量シ、民情ニ背カサルヲ要ス、且現今ノ戸長所轄区域ニシテ、地形、民情ニ於テ故障ナキモノハ、其区域ノ儘合併ヲ為スコトヲ得

合併ヲ為ストキハ、町村ノ区域広濶ニ過キス交通ノ便利ヲ妨ケサルコトニ注意ス可シ

第四条 町村ノ合併ヲ為ストキハ深く将来ノ利害得失ニ注意シ、郡区長及町村吏員等ニ就テ之ヲ諮詢シ、勉メテ民情ノ帰スル所ヲ察スルヲ要ス

第五条 従来人口稠密ノ市街ハ之ヲ分割シテ数戸長ヲ置キ、各区域ニ町会又ハ聯合会ヲ設クルモノノ往々之レアリ、此等ノ区域ハ町村制ニ於テ之ヲ一団結体

ト認メス、故ニ其総名ニ依リ全市街ヲ以テ一町村ト為スヘシ

第六条 合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名ヲ参互折衷スル等適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ハラズ、歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スベシ

第七条 町村ノ合併ヲ為ストキ、其町村財産ノ処分ハ各町村ノ協議ニ依リ、郡長ヲ經テ府県知事ノ認可ヲ受ケシム可シ

第八条 町村ニ於テ前条ノ協議調ハサルトキハ、府県知事ハ適宜ノ注意ヲ以テ可成協議ニ至ラシムルコトヲ勉メ、若シ尚協議ニ至ラサルトキハ左ノ規定ニ依リ財産ヲ処分スヘシ

一 民法上ノ權利ハ町村ノ合併ヲ為スニ就キ關係ヲ有セサルモノトス、即各町村ニ於テ若シ町村タル資格ヲ以テ共有スルニ非スシテ、町村住民又ハ土地所有者ニ於テ共同シテ所有シ又ハ維持共用セシ營造物又ハ山林原野田畑等アルトキハ、従来ノ儘タル可シ

二 従来共有ノ財産ハ土地家屋貯蓄金穀ノ類旧町村限各其所有ノ權利ヲ保存シ、之カ使用及收穫ノ權利ハ従前ノ慣行ヲ存スヘシ、但町村一部分ノ共有財産モ亦同シ

一 町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属スルトキ、其共有財産ハ之ヲ各部分ニ分割スヘシ、但シ其物ノ分割スヘカラサル性質ノモノナルトキハ、評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシメ、若シ分割セシテ旧慣ヲ存シ得ルモノハ、旧慣ノ儘据置ケコトヲ得

三 従来公用ニ供シタル財産、役場、病院、防水具、消防具及其置場揭示場ノ類ハ、旧町村限又ハ町村ノ一部分等ニ属スルモノト雖モ其所有權利ハ新町村ニ移スヘキモノトス

一 町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属スルトキハ、公用財産中建物ノ類並ニ其付屬物ノ所有權利ハ其所在ノ地域ト共ニ新町ニ移シ、其他分割シ得ヘキモノハ之ヲ分割スヘシ、又防水具、消防具ノ類若クハ他町村ノ土地ヲ借テ建設セル建物ノ類ニシテ、實際分割スル事ヲ得サルモノアルトキハ、評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシムル等適宜ノ方法ヲ用ユヘシ

四 前項ノ公用財産其他新町村ニ於テ其利害ヲ共ニスル公共ノ事業ノ為ニ起シ

タル負債ハ、新町村ノ負担ニ帰シ、其他ノ負債ハ旧町村ノ負担タルベシ

五 負債アル一町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属シ前項ノ場合アルトキハ、予メ其分割額ヲ定ムヘシ、但債主ニ対シテハ新町村連帯ノ義務ヲ有スルモノトス六 若シ他町村共有ノ財産アリテ分割スルヲ要スルトキハ其現物ヲ分割シ、又ハ評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシムヘシ七 社寺及埋葬地ハ姑ク従前ノ儘存スヘシ

第九条 町村ノ資力独立自治ヲ為スニ堪ヘスト雖モ、其地形民情ニ於テ前諸条ニ依リ合併スルコトヲ得サルモノハ、町村制施行ノ日ニ至リ町村制第一百六条第二項ニ依リ、町村組合ヲ設クルコトヲ得

町村組合ヲ為スニ付テモ、合併ヲ為スト同シク地形、民情ヲ酌量シ、不便ヲ生スルコトナキヲ要ス

第十条 前条ニ依リテ設ケタル町村組合ニ於テハ其組合ニ町村長助役各一名ヲ置キ、組合町村会ヲ開ク等成ルヘク一町村ト見做シテ施行スルヲ要ス、其經費ノ収入支出ハ各町村特別ノ事業ニ係ルモノヲ除クノ外之ヲ共通スヘシ、但出納其他ノ帳簿毎町村各別ニ調成スルヲ得ルモノハ、便宜部分ヲ為シ成ルヘク混雑セサルヲ要ス

第十一条 前条ノ町村組合ニ於テ共有スル財産ノ外、仍組合内各町村ノ所有ニ属スル財産ヲ共同管理スルコトヲ得可シ、其組合共有ノ財産及組合ニ於テ共同管理スル財産ノ処分方ハ、各町村ニ於テ予メ協議ヲ経テ之ヲ定メ置ク可シ

右訓令ス

この内務大臣訓令に基づいて、委員会で決議した郡長宛訓令を六月二十八日訓令第一九七号で通達した。内容は内務大臣訓令を本県にあてはまるよう適宜省略したもので、例えば全文中の「其施行ニ際シ先ツ府県知事ニ於テ現今」を省き、「相当ノ処分ヲ為スコシ」の処分を「取調」と改め、第四条中の「郡区長及」を省き、第七条中の「府県」を省略するなどであるが、第五条と第八条を省いて全文を九か条とし、原本第六条を簡略化して第五条としている。第八条を省いた理由を委員会では「第八条ハ町村財産ノ処分ニ付協議調ハザル場合ニ於ル知事ノ処分権ニ属スルヲ以テ省キ置キタリ、且ツ之ヲ周知セシムルトキハ、却テ町村ノ協議円

満ニ調ハサルノ傾向アラシキ事ヲ認ムレバナリ」とし、「此ノ項ハ各郡長会議ノ節内訓ノ事ニ決ス」は定めている。

七月二三日県は市税・町村税賦課課に関する訓令第二二三号を発し、(郡区長宛)六月二七日に訓令二二四号で、郡区長会議を八月一日より開催する旨を達している。前日熊本に集まった郡区長は八月一日より新市町村制の実施について会議を開き四日に終了したが、前の内訓は第一六号として同三日に郡区長に示された。

一、合併村・組合村調査

合併組合取調書 この会議の結果実施準備はいよいよ軌道に乗りはじめたが、八月七日県は訓令第二二三号で次の取調を郡長に命令した。

- 一 合併ノ事由
 - 一 資力ナクシテ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得サルカ為合併ヲ要シ、地形、人情略相同シキカ為メ合併ヲ便トスル如キ事ヲ記スヘシ
 - 一 組合ノ事由
 - 一 資力ナクシテ合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ、土地ノ状況ノ殊思ニヨリ組合ヲ要スル等ノ事由詳細記スヘシ
 - 一 合併組合町村沿革
 - 一 旧来町村区画ノ沿革ヲ記スベシ
 - 一 合併又ハ組合ニ付町村吏員及町村中重立タルモノ等へ諮問タル其答申諮問ニ対シ口頭ノ答ノミナルトキハ其旨趣、又人民ノ情願ニ起ル合併ナルトキハ其情願書ヲ添フルヲ要ス
 - 一 新町村名撰定ノ事由
 - 一 大町村ノ名称ヲ採リ又ハ旧名称ヲ参互折衷シ若シク歴史上著名ノ名称ヲ保存シタルカ如キ事ヲ記ス可シ
 - 一 図面 美濃紙一枚ニ画クヘシ
 - 一 郡ノ地図ニシテ山川道路等ノ梗要ヲ記シ、独立及合併ノ町村名ハ之ヲ墨書シ、合計ノ旧町村名ハ之ヲ朱書スヘシ、又各区域ノ境界線ハ左ノ区別ニ依リ記入スヘシ

一 合併又ハ独立町村区域

墨線

一 組合町村区域

墨点線

一 旧町村区域

朱線

この取調命令は八月七日に出されて、同一七日限提出ということであるが、全郡の分が提出されている。

○日の日限であったから、各郡ともおそらく大多忙であったと思われるが、全郡の分が提出されている。

新町村名選定の事由 今その中の合併新町村名と組合村を抜き書きして

飽 田 郡

龍田村 (上立田村・弓削村・陳内村)

立田ノ名称ヲ保存シタキモ各村ノ民情ハ改称ヲ希望スルニ因リ其字体ヲ変シテ龍田村ト名ク。

黒髪村 (下立田村・字留毛村・坪井村)

立田山一名黒髪山ト称ス、三ヶ村トモ立田山ノ麓ニ在ルヲ以其異名ヲ取テ黒髪村ト名ク。

清水村 (麻生田村・室園村・万石村・亀井村・松崎村・大窪村・山室村・高平村・打越村・津浦村)

合併村ノ中央亀井村ニ清水湧出スルヲ以テ之ヲ名ク。

川上村 (飛田村・鶴羽田村・梶尾村・四方寄村・西梶尾村・楠野村・改寄村・小糸山村・大島居村・鹿子木村・明德村)

合併各村ハ坪井川ノ上流ニ在ヲ以テ川上下名ケタリ。

硯川村 (北迫村・硯川村・下硯川村)

硯川ハ地方ニ著名ナル名称ナルヲ以テ其名ヲ存シタリ。

寺迫村 (万楽寺村・太郎迫村・立福寺村)

三ヶ村ノ名称ヲ参互シテ寺迫ト名ツク。

五町村 (徳王村・釜尾村・和泉村・貢村)

四ヶ村とも元五町郷中ノ各村ナルヲ以テ新村ノ名称トナシタリ。

芳野村 (大多尾村・野出村・東門寺村・嶽村・面木村)

往昔村ノ上部ニ聳立スル金峰山ヲ芳野山ト称セシトノ里諺ニ因リ芳野村

ト名ケタリ。

松尾村 (平山村・近津村・上松尾村)

松尾ハ地方ニ著名ナル名称ナルヲ以テ之ヲ存ス。

小島町 (下松尾村・小島町・小島村)

小島ハ該地方著名ノ町名ナルヲ以テ之ヲ存ス。

城山村 (薬師町村・半田村・上代村・下代村・大塘村)

五ヶ村ノ中央ニ城山ト云フ小山アルヲ以テ之ヲ名ツク。

池上村 (高橋村・池上村・谷尾崎村・戸坂村)

池上村ハ四ヶ村中ノ大村ニシテ且著名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

島崎村 (島崎村・宮内村)

島崎村ハ戸数多ク且著名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

白坪村 (田崎村・蓮台寺村・新土河原村)

三ヶ村ハ白川及坪井川ノ中間ニ在ル村落ナルヲ以白坪村ト名ツク。

力合村 (島新村・島村・合志村・白藤村)

衆力ヲ合シテ自治体ヲ造成スルノ義ヲ取り力合村ト名ケタリ。

八分字村 (土河原村・八分寺村・孫代村・今村・砂原村)

八分字村ハ各村ノ第一二位スル大村ナルヲ以テ此村名ヲ存シタリ。

藤富村 (会富村・護藤村)

両村名称中ノ名称ヲ参互シ藤富ト名ケタリ。

中緑村 (中無田村・美登利村)

両村ノ位置ハ郡内ニテ緑川沿岸村落ノ中部ニ在ルヲ以テ中緑ト名ケタリ。

銭塘村・内田村組合

二ヶ村ハ各独立ヲ希望スルモ戸数三百戸ニ満タスシテ独立ノ見込ナク去

リトテ人情相合セサル事情アルヲ以テ不得止組合ヲ設ケシメントス。

中島村・中原村・沖新村組合

中島・中原ノ二村合併スレバ独立シ得ルモ沖新村ハ海面埋立新開ニシテ戸

数百七十余戸アルモ小作者多ク資力アルモノ少ク到底独立ノ目的ナシ、去リ

トテ民情相異リ合併ニ至ラサルヲ以テ組合ヲ設ケシメントス。

奥古閑村・海路口村組合

奥古閑村ハ多少ノ財産ヲ有シ独立ヲ為シ得ヘキ村落ト認ムルモ海路口村

ハ海面埋立新開ニシテ独立ノ資力ナク、去リトテ人情合併ニ至ラサルヲ以テ

組合ヲ設ケセシメントス。

畠口村・浜田村・白石村組合

畠口村ハ前組合中、沖新村ト同様ノ村落ニシテ独立シ能ハス、去リトテ並
建外ニケケトハ合併ノ協議調ハサルヲ以テ不得止組合ヲ設ケシメントス。

詫 摩 郡

春竹村 (春竹村・八王寺村)

春竹村ハ従来著名ノ村名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

大江村 (九品寺村・大江村・本村・渡鹿村)

大江村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

供合村 (新南部村・下南部村・上南部村・中江村・鹿埴瀬村・吉原村・石原
村・弓削村・小山村ノ内字平山)

八ヶ村供ニカヲ合セテ自治体ヲナス義ヲ以テ此村名ヲ付シタリ。

広畑村 (小山御領村・長嶺村・保田窪村)

三ヶ村共田地僅少ニシテ畑地夥多ナルヲ以テ広畑村ト名ケタルモノナリ。

小山戸島村 (小山村ノ内字平山ヲ除ク外・戸島村)

古来同地方ヲ指シテ小山戸島ト総称スルノ因習アルニ依リ二村ノ名称ヲ
併存シタルモノナリ。

健軍村 (健軍村・神水村)

健軍村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

出水村 (国府村・今村・長溝村)

該地ハ旧藩主細川氏ノ祖ヲ祭リタル出水神社アリ、且有名ナル水前寺ノ泉
水此ニ出ルヲ以テ撰定シタリ。

画図村 (江津村・下江津村・上無田村・所島村・下無田村・重富村)

有名ナル画図湖六ヶ村ノ東北ニアルヲ以テ撰定セリ。

日吉村 (十禅寺村・平田村・世安村・近見村・高江村)

該地ニ有名ナル日吉神社アリテ人ノ知ル所ナレバ採テ以テ村名トセリ。

田迎村 (田井島村・田迎村・出仲間村・良町村)

田迎村ハ元田迎郷会所ノ在シ所ニテ著名ナルニ依リ其名ヲ存セリ。

部田村 (笹田村・木部村・西無田村)

各村名中ノ字ヲ採リテ名ケタリ。

元三村 (元三村・野田村)

大村ノ名称ヲ存シタルモノナリ。

字 土 郡

字土町 (築籠村・松原村・字土町・江部村・段原村)

字土町ハ著名ノ市街ナルヲ以テ之ヲ存ス。

花園村 (岩古曾村・花園村・立岡村・境目村・松山村・善導寺村・古保里村)

花園村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

轟村 (栗崎村・石橋村・宮庄村・椿原村・神合村・神馬村)

合併各村中ノ宮庄村ニ轟ト云フ水源アリ有名ノ清水アルニ因リ此名ヲ採
ル。

緑川村 (恵塚村・馬瀬村・笹原村・城塚村・新開村・野鶴村)

緑川ニ沿フタル村落ナルヲ以テ緑川村ト名ク。

網津村 (網津村・笠岩村・網引村)

網津村ハ大村ニシテ其名地方ニ高キニ因リ其村名ヲ存置セリ。

網田村 (長浜村・網田村・下網田村・戸口浦村・赤瀬村)

網田村ハ地名著名ノ名称ナルヲ以テ其村名ヲ存セントス。

中村 (中村・前越村)

中村ハ大村ニシテ前越村ハ小村ナルヲ以テ大村ノ名称ヲ存セントス。

大嶽村 (里浦村・大口村・手場村)

大嶽ノ麓ニ在ル村々ナルニ因リ大嶽村ト称ス。

長崎村 (亀松村・長崎村)

長崎村ハ大村ニシテ亀松村ハ小村ナルヲ以テ大村ノ名称ヲ存セントス。

松合村 (松合村・大見村・永尾村)

松合村ハ地方ニ著名ナル地名ナルノミナラス永尾大見ハ小村ナルヲ以テ
大村ノ名称ヲ存セントス。

不知火村 (浦上村・御領村・柏原村・伊無田村・小曾部村)

各村ノ中央ニ不知火山ト称スル峯アルニ因リ其名ヲ採リテ村名トセント
ス。

三角浦村・波多村・大田尾村組合

三ヶ村共戸数僅少資力薄弱ニシテ独立スル能ハサルヲ以テ合併ヲ可トス
ルモ地形便ナラス人情モ亦異ナルカ為メニ組合トナサントス。

五 名 郡

高瀬町 (高瀬町・秋丸村ノ内字上中洲・下中洲・永徳寺村・繁根木村ノ内字馬場北ヲ除ク外)

合併町村中ノ大町ニ付其名称ヲ付ス。

弥富村 (岩崎村・中尾村・中村・亀甲村・立願寺村・河崎村・秋丸村ノ内字上中洲・下中洲ヲ除ク外・繁根木村ノ内字馬場北)

多村合併ニテ各町村ノ旧名称交互折衷等難致事情ニテ各村一団体トナリ

将来弥富ヲ図ルトノ意ヲ以テ弥富ノ名称ヲ付ス。

大野村 (野口村・中土村・大野下村・下前原村)

合併各村ハ元大野庄ニ付其名称ヲ付ス。

築山村 (築地村・山田村・中尾村)

築地山田両村ノ一字宛ヲ取り名称ヲ付ス、但中尾村ハ山田村ノ元分村ナリ。

睦合村 (上村・古閑村・西照寺村・開田村・庄山村・三崎村)

多村合併ニテ各町村ノ旧名称交互打衷等難致事情ニテ各村合併ヲ記念シ

親睦ヲ図ルノ意ニ取り睦合ノ名称ヲ付ス。

鍋村 (鍋村・扇崎村・下沖洲村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

高道村 (高道村・山下村・浜田村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

滑石村 (滑石村・小浜村)

合併村中ノ大村ニ付名称ヲ付ス。

豊水村 (小島村・千田川原村・小野尻村・北牟田村・川島村)

合併ノ五ヶ村ハ俗ニ伊倉塘下ト総称シ最豊饒ノ地ニテ大ニ水利ノ便ヲ設

ケ間々豊水各村ト唱ヘタル縁故アルヲ以テ名称ヲ付ス。

八嘉村 (寺田村・向津留村・青野村・田崎村・北坂門田村・中坂門田村・南坂門田村・大倉村)

八ヶ村ノ合併且ツ自治ノ嘉例ヲ記念スル為メ八嘉ノ名称ヲ付ス。

伊倉村 (伊倉北方村・伊倉南方村・宮原村・片諏訪村・横田村)

合併ノ五村ハ総テ旧伊倉村ノ小村ナレハ旧復シテ名称ヲ付ス。

横島村 (横島村・大園村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

玉水村 (部田見村・立花村・野部田村・竹崎村・尾田村)

合併五ヶ村ノ中央ニ尾田ノ丸池ト唱フル有名ノ池水アリテ玉水ト唱ヘタル縁故アレハ其名称ヲ付ス。

山北村 (原倉村・白木村・二俣村・西安寺村・上白木村)

合併ノ五ヶ村ヲ山北郷ト称シ来ルヲ以テ名称ヲ付ス。

木葉村 (木葉町・上木葉村・浦田村・山口村・稲佐村)

合併各町村ノ内四ヶ村ハ元木葉村ノ小町村ニ付名称ヲ付ス。

梅林村 (安楽寺村・下村・津留村)

合併三村ノ中央ニ梅林ト唱フル地ニ有名ノ天満宮アリ依テ名称ヲ付ス。

小田村 (山部田村・川部田村・下小田村・上小田村)

合併各村中上下小田村ハ戸数三分二以上ナルヲ以テ上下字ヲ省キ名称ヲ付ス。

花簇村 (日平村・蜻浦村・用木村・萩原村)

合併各村ニ跨リ有名ナル花簇山アリ依テ名称ヲ付ス。

江田村 (江田村・原口村・藤田村・前原村・瀬川村)

合併村中大村ニ付其名称ヲ付ス。

東郷村 (志口永村・高野村・大屋村・焼米村・榎原村・米渡尾村・久米野村・岩尻村・下津原村)

合併各村元東郷庄ニ付其名称ヲ付ス。

川沿村 (内田村・長小田村・江栗村・竈門村・久井原村)

合併各村共菊池川ニ沿、川沿各村ト唱フル村落ニ付其名称ヲ付ス。

月瀬村 (月田村・溝上村・箱谷村・青木村)

合併各村ニ亘リ菊池川ニ大瀬アリ、故ニ月田村ノ月ノ字ト瀬ノ字ヲ加ヘ名称ヲ付ス。

玉名村 (玉名村・兩迫間村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

石貫村 (石貫村・富尾村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

米富村 (三ツ川村・四ツ原村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

郡中第一ノ良米ヲ算出スルノ地ナルヲ以テ米富ノ名称ヲ付ス。
阪下村 (上阪下村・下阪下村)

両村合併ニテ上下ノ字ヲ省キ名称ヲ付ス。

大原村 (肥猪町・相谷村・小原村・肥猪村・豊永村)

合併各村ハ四方ニ谷アリテ広潤ノ大原ナレハ従来大原ト唱ヘタル縁故ニ依リ名称ヲ付ス。

神尾村 (野田村・平野村・岩村・太田黒村・津田村)

合併各村中央ニ神尾城跡アリ元各村トモ該城下ナレハ名称ヲ付ス。

緑村 (板楠村・上板楠村・上十町村・中十町村・山十町村)

合併各村ニ亘ル山林旧来最モ繁茂シ緑山ト唱フルヲ以テ緑ノ字ヲ取り其名称ヲ付ス。

春富村 (西吉地村・東吉地村・中林村・和仁村・中和仁村・上和仁村)

和仁村ノ原野ヲ春日ノ原ト唱ヘ吉地村ヲ富貴ノ里ト唱ヘシ縁故アルヲ以テ参互折衷シテ村名ヲ付ス。

南関町 (関町・関村・関東村・関下村・関外目村・細永村)

合併各村ハ南関ト総称シ現今ノ各町村ハ大字ニ過キス依テ名称ヲ付ス。

賢木村 (上長田村・久重村・高久野村・今村・宮尾村・長山村・細永村ノ中

赤坂庄寺・豊永村ノ内元安原村及宇永浦組)

合併村中産土神社ハ榊繁茂榊ノ宮ト称セシ縁故アリ、仍テ賢木ノ名称ヲ付ス。

平井村 (上平山村・平山村・上井手村・下井手村・本井手村)

平山井手ノ一字ヲ取り名称ヲ付ス。

府本村 (府本村・金山村・樺村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

八幡村 (野原村・川登村・菰屋村)

合併三村ノ中央ニ八幡宮ノ大社アリ依テ名称ヲ付ス。

六栄村 (永塩村・折崎村・宮野村)

三村共地租改正ノ際ニケケ村宛合併セシモノナレバ乃チ旧六村ニテ将来団結繁栄ヲ図ルトノ意ニテ六栄ノ名称ヲ付ス。

腹赤村 (腹赤村・清原寺村・上沖洲村)

合併三村中腹赤村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

清里村 (梅田村・高浜村・牛水村・水野村)

合併村中水野村牛水村近方ヲ清水ノ里ト唱ヘシ縁故アルニ依リ清里ノ名称ヲ付ス。

有明村 (蔵満村・増永村・一部村)

合併各村ハ有明海ニ沿ヒタルヲ以テ名称ヲ付ス。

荒尾村 (荒尾村・宮内村・宮内出目村・万田村・原万田村・大島町)

合併町村中ノ大町村ニ付其名称ヲ付ス。

山 鹿 郡

山鹿町 (宗方村・山鹿町)

宗方ノ一小村ヲ合スルモ従来著名ノ町ヲ存ス。

川辺村 (椿井村・麻生野村・鍋田村・保多田村・西牧村)

村民ノ申出ニヨリ各総テ山鹿川ノ辺ニ在ルヲ以テ之ニ名ク。

八幡村 (下吉田村・名塚村・熊入村・石村・杉村)

村民ノ申出ニヨリ之ヲ名ク。

平小城村 (平山村・小群村・城村)

村民ノ希望ニヨリ各村名一字ヲ取り之ヲ名ク。

三嶽村 (津留村・寺島村・小坂村)

津留村ニ彦嶽・寺島村ニ震嶽・小坂村ニ西嶽ノ三嶽アルヲ以テ村民ノ希望ニ依リ之ヲ名ク。

広見村 (四丁村・芋生村)

四丁村ニ広見ト称スル地名アルニ付村民ノ申出ニ依リ同名称ヲ取ル。

六郷村 (上永野村・下永野村・太田村・五郎丸村・長村・下内田村)

村民ノ申出ニ依リ六ヶ村合併ノ義ニ取り之ヲ名ク。

三玉村 (上吉田村・蒲生村・久原村)

久原村内元靈仙ニ三玉山靈仙寺アルニ付村民ノ申出ニ依リ之ヲ名ク。

中富村 (梶尾村・中富村・中川村・分田村・中分田村・下分田村・小柳村)

村民ノ申出ニ依リ旧一郷ノ名称ヲ取ル。

米田村 (志々岐村・小原村・南島村・坂田村・長坂村)

村民ノ申出ニ依リ之ヲ名ク。

内田村 (上内田村・相良村・山内村・矢谷村)

合併村内著明ノ大村上内田ノ名称ニヨル。
千田村 (千田村・持松村・広村)

合併村内著明且有力ノ大村名ヲ存ス。

米野岳村 (岩原村・合里村)

村民ノ申出ニ依リ合併村ニ在ル高山ノ名称ヲ取ル。

嶽間村 (多久村・椎持村)

村民ノ申出ニ依リ各村総テ山嶽ノ間ニ僻在スルヲ以テ之ヲ名ク。

来民町 (来民町・御宇田村)

一小村ヲ合スルモ有力ノ町名ヲ存ス。

稲田村 (津袋村・庄村・高橋村・下高橋村・石淵村・小島村)

村民ノ申出ニ依リ各村概シテ稲田多キヲ以テ之ヲ名ク。

大道村 (古閑村・方保田村・中村・藤井村)

村民ノ申出ニ依リ各村国道ニ沿ヒタルヲ以テ之ヲ名ク。

山 本 郡

山内村 (霜野村・大浦村・梅木谷村・北谷村・仁王堂村・中浦村)

村民ノ申出ニヨリ昔時霜野仁王堂北谷ノ三ヶ村ヲ山内村ト称セシ縁故アルニ付之ヲ名ク。

菱形村 (那知村・辺田野村・木留村・円台寺村・上古閑村・轟村)

合併村内歴史上著名ナル名称アルニヨリ村民ノ申出ニヨリ之ヲ名ク。

桜井村 (鑑田村・投刀塚村・舞尾村・滴水村・萩迫村)

村民ノ申出ニヨリ滴水村内桜井ノ地名アリ、合併各村ノ中央ニシテ十年ノ

役激戦ノ地アルニ付之ヲ名ク。

山東村 (古閑村・小野村・有泉村・岩野村・一木村・石川村)

村民ノ申出ニヨリ山本郡ノ東部ニ位スルヲ以テ従前東谷ノ称呼アリ、依テ

山本ノ山ノ字ト東谷ノ東ノ字ヲ取ル。

吉松村 (大井村・今藤村・伊知坊村・船島村・平井村・豊田村・亀甲村)

従前亀甲豊田平井ノ三ヶ村ヲ吉松村ト称セシ縁故アルニヨル。

田底村 (田底村・米塚村・宮原村・正清村)

村民ノ申出ニヨリ有力ノ村名ヲ存ス。

山本村 (味取町・山本村・色出村・内村・清水村)

村民ノ申出ニヨリ山本村ノ村名ヲ存ス。

田原村 (後古閑村・平原村・鈴麦村・鞍掛村・豊岡村・富応村)

村民ノ申出ニ依リ豊岡村内著名ノ坂名ニシテ十年ノ役激戦ノ地ナルヲ以テ之ヲ名ク。

植木町 (植木町・広住村)

著名ノ町名ヲ存ス。

菊 池 郡

旭野村 (弁利村・伊萩村)

村民ノ申出ニ依リ弁利村内旭野ト称スル地名アリ依テ之ヲ名ク。

河原村 (下河原村・木庭村・藤田村)

著名ノ大村下河原村ノ名称ニ由ル。

水源村 (四丁分村・原村)

村民ノ申出ニヨリ原村内ニ菊池川ノ水源アリ四丁分村中ニ合志川ノ水源

アルヲ以テ之ヲ名ク。

迫間村 (大平村・重味村・西迫間村・市野瀬村・豊間村)

村民ノ申出ニ依リ迫間川ハ村ノ西部ヲ貫流スルユヘ之ヲ名ク。

竜門村 (竜門村・小木村・雪野村・斑蛇口村)

村民ノ申出ニ依リ著名ノ村名ヲ存ス。

砦村 (山崎村・水次村・辺田村・台村・高田村・荒牧村・瀬戸口村・岡田村・流川村)

合併村内、台村ノ内元水島台ハ菊池氏ノ外城ニシテ今川等ト戦争有名ノ地

アルニヨリ之ヲ名ク。

城北村 (木野村・宮原村・阿佐古村・米原村・稗方村・池永村・松尾村)

村民ノ申出ニ依リ菊池氏城跡ヨリ北ニ位スルノ村落ナルヲ以テ之ヲ名ク。

戸崎村 (今村・赤星村・森北村)

村民ノ申出ニ依リ合併村内ニアル古城跡ノ名称ヲ取ル。

花房村 (木柑子村・広瀬村・出田村)

村民ノ申出ニ依リ合併村ノ中央ニアル地名ヲ以テ之ヲ名ク。

隈府町 (片角村・隈府町・亘村・玉祥寺村・袈裟尾村)

著名ノ町名ヲ存ス。

菊池村 (西寺村・北宮村・大琳寺村・深川村・野間口村・村田村・長田村)

村民ノ申出ニヨリ歴史上菊池氏初代則隆ヨリ武光迄十五代北宮村地内菊ノ城ニ在住ス、城墟ノ西深川村ニ菊ノ池アリ其近傍ニ則隆ノ墳墓ヲ存ス依テ之ヲ名ク。

加茂川村 (新古閑村・甲佐町村・加恵村・高島村・菰入村・清水村・砂田村)

村民ノ申出ニヨリ加茂川ノ水理各村ノ田地灌漑ニ大關係アルユヘ之ヲ名ク。

合 志 郡

津田村 (津久礼村・久保田村)

村民ノ申出ニヨリ津久礼村久保田村ヨリ各一字ヲ取り之ヲ名ク。

瀬田村 (立野村・瀬田村・大林村・吹田村)

村民ノ申出ニヨリ著名ノ村名ヲ存ス。

陣内村 (森村・下町村・陣内村・町村・中島村)

村民ノ申出ニヨリ著名且有カノ大村名ヲ存ス。

平真城村 (古城村・平川村・真木村)

村民ノ申出ニヨリ平川村古城村真木村ヨリ一字ヲ取り之ヲ名ク。

護川村 (杉水村・矢護川村・尾足村・川辺村)

村民ノ申出ニヨリ各村中多クハ矢護川ノ流ニ依ルヲ以テ之ヲ名ク。

北合志村 (麓村・小原村・新明村・伊坂村)

各村総テ合志郡ノ北隅ニアルヲ以テ之ヲ名ク。

泗水村 (福本村・吉富村・豊水村・永村・住吉村・富納村)

村民ノ申出ニ依リ合併村内ニ泗水ノ地名アルヲ以テ之ヲ名ク。

合志村 (竹迫村・幾久富村・福原村・上庄村・栄村・豊岡村)

村民ノ申出ニヨリ歴史上合志郡ノ中央上庄村ニ合志氏代々存住ノ城跡アルニ依リ之ヲ名ク。

西合志村 (野々島村・上生村・御代志村・合生村・須屋村)

村民ノ申出ニヨリ合志郡ノ西端ニ位スルヲ以テ之ヲ名ク。

清泉村 (亀尾村・蘇崎村・小野崎村・林原村・橋田村)

村民ノ申出ニヨリ合併村内ニ清泉ノ地名アルヲ以テ之ヲ名ク。

田島村 (南田島村・田島村)

従来著名ノ村名ヲ存ス。

大津町 (大津町・引水村・室町・新村・灰塚村)

従来著名ノ大町名ヲ存ス。

阿蘇郡

上益城郡

下益城郡

記録なし

八 代 郡

高田村 (豊原村・奈良木村・高下村・本野村)

従来豊原村・奈良木村・高下村・本野村四ヶ村ヲ稱シテ高田ト云フ、土地ニ産スル著名ナル物品即チ密柑・陶器等總テ高田ノ二字ヲ以テ之ニ冠ス。依テ敷川内ノ一村ヲ合併スルモ高田ヲ以テ村名トナス。

植柳村 (植柳村・麦島村・大福寺村)

熊川ノ南大福寺村懸リ国道ヨリ西ハ都テ植柳ト云フ、又麦嶋村モ有名ナル村落ナレドモ植柳村ノ有名ナルニシカズ、依テ其名ヲ存シテ村名トナス。

有佐村 (有佐村・下有佐村・下村・中島村)

合併村中ノ最モ大ナル村名ヲ存シタルモノトス。

龍峯村 (東河田村・西河田村・興善寺村・岡谷川村・岡中村・岡小路村)

現今ノ戸長区域六ヶ村ノ中央興善寺村懸リ龍力峯ノ麓ニ昨廿年地ヲトシ

テ一ノ尋常小学校ヲ設立シ本名ヲ付ス、因テ村名トナス。

宮地村 (宮地村・古麓村・猫谷村)

宮地村・麓村ハ歴史上ニ散見スル著名ノ村落ナリ、然レドモ当今ハ製紙ノ

為メ宮地ノ名最モ頭ル、故ニ其名ヲ存シテ村名トナス。

神尾村 (立神村・早尾村)

合併村中立神・早尾ノ村名ヨリ各一字ヲ採テ村名ヲ付ス。

宮原町 (宮原町・宮原村)

宮原町・宮原村ヲ合シ村名ヲ廢シテ町名ヲ存ス。

和鹿島村 (鹿島村・島地村・鹿野村・網道村)

合併ノ協議一和シタル故鹿島村ノ上ニ和ノ字一ヲ加ヘ村名ヲ付ス。

太田郷村 (松江村・萩原村・横手村・片野川村・井上村・片長村・日置村)

寛永ノ以前近傍二十八ヶ村ヲ太田郷ト云、又灌漑水路ノ太田井手ト稱スル

モノ数派合併村中ヲ通過ス、因テ村名トス。

文政村 (塩浜村・両出村・貝洲村・宝出村)

四百町七百町ト称スル新地内ノ村落ニシテ両新地ハ文政年間ノ築造ニ係ルヲ以テ其年号ヲ採テ村名トス。

千丁村 (新牟田村・吉王丸村・太牟田村・古閑出村)

合併村反別ヲ合計スレバ九百町余ニシテ千町ニ近キ町数ナリ、故ニ村名トナス。

金剛村 (弥次村・高植村・敷河内村)

金剛ハ合併村内ヲ疎通スル球磨川派流ノ中央ニアル一小島名ナリ、故ニ採テ村名トナス。

八千把村 (古閑村・田中村・会地村)

口碑ニ伝フ往古此近傍ヲ八千把野ト称スト依テ村名トナス。

吉野村 (吉本村・新田村・高塚村・大野村)

合併村中吉本町・大野村ノ各一字ヲ採テ合村名トナス。

野津村 (野津村・河原村)

野津ハ著名ノ大村ニシテ旧ノ郷名ナリ、依テ河原町ヲ合併スルモ其村名ヲ存ス。

鏡町 (鏡町・鏡村・内田村・芝口村・野崎村)

鏡町ハ郡中著名ノ一小都会ナルヲ以テ他ノ五ヶ村合併スルモ其町名ヲ存ス。

右ノ外(南種山村・北種山村・小浦村)ト(久連子村・椎原村・仁田尾村・榎木村・葉木村・柿迫村・栗木村・下岳村)ハ組合村ニシテ八代町・松高村・上求麻村・下松求麻村・河俣村ハ各独立ノ町村ナリ。

葦 北 郡

日奈久村 (日奈久村・日奈久町・千小田村)

日奈久ノ名称ハ合併町村中ノ称呼ニシテ一ノ千小田村ヲ合スルモ日奈久ノ名称ヲ存シテ村名トス。

二見村 (二見村・赤松村・洲口村・野田崎村・下大野村)

二見ハ合併村中ノ中央ニシテ殊ニ大村名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

田浦村 (井無田村・田浦村・波多島村・横居木村・小田浦村・海浦村・田浦

町)

田浦ハ旧郷名ニシテ合併村中同名ヲ称スル町村アリ、小田浦海浦ノ両村ヲ除ク外都テ同郷中ノ名村ナリ、因テ其ノ名ヲ存ス。

佐敷村 (田川村・鶴木山村・道河内村・佐敷町・乙千屋村・伏木氏村・大尼田村・宮浦村・松生村・桑原村・八幡村・立川村・白岩村・計石村・花岡村)

本名ハ古来佐敷莊ト称シタル郡中著名ノ郷名ナリ、維新之頃迄ハ同村名アリシモ現今ハ佐敷町ト改称セリ、今般一町十四ヶ村合併スルニ当リ旧郷名ニ拠テ村名トス。

湯浦村 (豊岡村・大川内村・高岡村・古石村・米田村・丸山村・湯浦村・女島村・宮崎村)

合併九村共旧湯浦郷中ノ村落ナリ中央ニ同村名アリ、因テ其名ヲ存ス。

津奈木村 (福浜町・千代村・津奈木村・岩城村)

旧津奈木郷中合併シ中央ニ同村名アリ、因テ其名ヲ存ス。

水俣村 (浜村・袋村・南福寺村・江添村・長崎村・湯出村・月浦村・初野村・大迫村・陣内村・深川村・中鶴村・石坂川村・市渡瀬村・宝川内村・長野村・薄原村・葛渡村)

水俣ハ旧一郷ノ合併ナルヲ以テ郷名ヲ採テ村名トナス。

久木野村 (越小場村・久木野村・古里村・大川村)

旧郷中ノ合村ナルヲ以テ郷名ト同シキ一ノ村名ヲ存ス。

大野村 (天月村・白木村・塩浸村・白石村・大野村・告村・市野瀬村・国見村)

現今ノ戸長区域ヲ合併シ一ノ大村名ヲ存ス。

吉尾村 (黒岩村・大岩村・海路村・上原村・吉尾村・籠瀬村)

現今ノ戸長区域ヲ合併シ中央ノ村名ヲ存ス。

百済来村 (久多良木村・田上村・鶴喰村・小川内村・川嶽村)

合併村中久多良木ト称スル村アリ、口碑ニ伝フ往古敏達天皇ノ御宇百済人帰化シテ該村ニ住シタルヲ以テ名ツケタリト蓋シ久多良木ハ百済来ノ変更シタルモノナリ、故ニ今旧文字ヲ以テ村名トナス。

球 磨 郡

藍田村 (間村・七地村・大畑村)

間村ハ三百戸以上ニシテ独立ノ資力無キニアラサレトモ隣接近七地・大畑
ハ共ニ小村ニシテ合併スルモ猶独立スル能ハス、且ツ從來戸長同区域ナル
ヲ以テ慣行人情モ亦相同シ故ニ合併ヲ要セリ、藍田村ト名ケシハ間村ノ古称
ニシテ間々旧記ニ参見スルモノアルニヨレリ。

岡原村 (宮原村・岡本村)

右両村共三百戸未滿ニシテ独立ヲ保チ得ス、且両村ノ地形首尾接続シ十数
年來同区域ニアリテ民情風俗自ラ一村ノ如シ、故ニ合併ヲ要セリ、岡原村ト
改称スルハ両村ヲ参互折衷セシモノナリ。

久米村 (奥野村・久米村)

奥野村ハ最小村ニシテ從來僅カニ村名ヲ存セシモ其実都テ久米村中ノ一
字ナルカ如シ、依テ人民ノ情願ニ起因シ久米村ニ合併セシム。

川村 (柳瀬村・深水村・川辺村)

三村共ニ小村ニシテ独立ヲ保ツ事能ハス且三村同区域ノ慣行アリテ人民
互ニ親和シ其合併ヲ情願セリ、三村共ニ川ニ沿ヒタルニ依リ名ク。

山江村 (山田村・万江村)

山田村ハ戸数五百戸以上ニシテ独立シ得ヘキノ資力アリト雖トモ其隣村
万江ハ戸数三百ニ滿タス、且資力薄弱ニシテ到底独立シ能ハス、地形及風俗
等ニ於テモ山田村ヲ除キ他ニ合併スルノ村ナシ、故ニ万江村ニ於テハ山田村
ニ合併スルヲ望ミ山田村ニ於テモ從來ノ交誼ニ依リ聊カ之ヲ拒ムノ意ナシ、

依テ之ヲ合村セント欲ルナリ。

西瀬村 (西浦村・薩摩瀬村)

西浦村・薩摩瀬村ハ共ニ小村ニシテ独立ノ資力ナク從來互ニ耕地原野ノ入
合稼多ク民情風俗異ナルナキヲ以テ合併ヲ要セリ、両村ノ名ヲ参互シテ西瀬
村ト称スルモノナリ。

一勝地村 (三ヶ裏村・一勝地村)

両村共ニ小村ニシテ各独立ノ資力ニ乏シク、明治七年以來同区域トナリ慣
習人情殊異ナク此二ヶ村ハ山間ノ村落ニシテ他ニ合併スヘキ村ナク是迄ノ
慣行ニ於テモ三ヶ裏村自ラ一勝地村ニ付属セシカ如キ情况アリ、依テ一勝地
村ニ合併スル所以ナリ。

神瀬村 (大瀬村・神瀬村)

右両村モ亦山間ノ小村ニシテ独立ノ資力ナク且他ニ合スヘキ村ナク両村

交互ノ情况ニ於テモ猶三ヶ裏ノ一勝地ニ於ケルカ如シ、依テ大瀬村ヲ神瀬村
ニ合併ヲ要セリ。

上村組合 (上村・皆越村)

上村ハ五百戸以上ニシテ其資力独立スルニ足ルヘシト雖トモ皆越村ハ戸
数僅カニ八十一戸ニシテ日向ノ国境ニ僻在唯山蹊ノ纒ニ上村ニ接スルノミ
ニシテ他ニ倚ルヘキノ村ナシ、故ニ上村ニ合併セシメントスルモ地形民情自
ラ殊異アルニヨリ上村ニ於テ之ヲ拒ムノ情アリ、依テ此ノ組合ヲ設ケタリ。

久米組合 (久米村・槻木村)

槻木村ハ当郡東南隅ノ山間ニ在リテ別ニ一蹊区ヲ為シ戸数僅カニ七十余
戸ニシテ一里許ノ山壁ヲ隔テタル久米村ニ属セサレハ自治ノ目的ヲ達スル
ヲ得ス、然リト雖トモ土地隔絶シ随テ民情風俗ハ勿論日常ノ業務各異ナルア
リテ敢テ之ヲ合スルヲ得ス、故ニ此組合ヲ設ケタル所以ナリ。

岩野組合 (岩野村・江代村・湯山村)

三村共ニ小村ニシテ独立ノ資力ナク之ヲ合セサレバ自治ノ目的ヲ達スル
コト能ハス、然ルニ湯山・江代ノ二村ハ山間ニ在シテ土地ノ状況民情習俗
稍相同シキモ岩野村ハ地形民情風習自ラ異ナルアリ、依テ此組合ヲ設ケタ
リ。

木上組合 (木上村・深田村)

右木上村ハ戸数四百戸以上ニシテ資力モ亦乏キニ非ス、深田村モ三百戸以
上ナレトモ現今独立スルノ資力ニ乏シク、且此ノ両村ハ水利上關係ヲ共ニシ
原野ノ入合稼等多ク今之ヲ合スルモ不可スルモ不可ナキモノノ如シ、然トモ
將來独立シ得ヘキノ両村ヲ合スルハ後來ノ好策ニ非ス、故ニ姑ク此ノ組合ヲ
設ケリ。

四浦組合 (四浦村・五木村)

単ニ戸数ヲ算レハ各其独立ヲ保チ得ルニ似タレトモ共ニ当郡北隅ノ山間
ニ在リテ資力殊ニ乏シク五木村ノ如キハ郡中ニ於テ民度稍低ク其独立ヲ保
チ難シ、然レトモ山径交通ニ便ナラス人情モ亦同カラサルアリ、故ニ他日独
立ヲ期シテ姑ク此組合ヲ設ケル所以ナリ。

天 草 郡

今津村 (合津村・今泉村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

教良木村 (教良木村・内野河内村)

合併村中、大村ノ名称ヲ採リタルモノナリ。

島子村 (大島子村・小島子村)

大、小二字ヲ削リ島子村ト称ス。

栖本村 (湯舟原村・古江村)

往昔湯舟原村ニ城壘アリ栖本城ト称ス、又々幕政ノ時栖本組ヲ置ク湯舟原

村・古江村実ニ其本軸タリ、是レ村名ヲ栖本ト定メタル所以ナリ。

河馬田村 (河内村・打田村・馬場村)

合併村名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

宮地村 (大宮地村・小宮地村)

大小二字ヲ削リ宮地村ト称ス。

本戸村 (本戸馬場村・広瀬村・本泉村)

往昔本戸馬場村ニ城壘アリ本戸城ト称ス、幕政ノ時本戸組ヲ置キ近傍九ヶ

村ヲ轄ス、是レ村名ヲ本戸ト定メタル所以ナリ。

本村 (本村・新休村・下河内村)

村中、大村ノ名称ヲ採リタルモノナリ。

手野村 (井手村・下内野村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

城河原村 (城木場村・荒河内村・上野原村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

志岐村 (志岐村・白木尾村・内田村・年柄村)

志岐村ハ合併村中ノ大村ノミナラス歴史上著名ノ村称ナルヲ以テ之ヲ存

セリ。

新合村 (新合村・立原村)

大村ノ名称ヲ存シタルモノナリ。

一町田村 (河浦村・今田村)

往昔一町田ニ城壘アリ一町田城ト称ス、幕政ノ時一町田組ヲ置キ近傍十三

ヶ村ヲ轄ス、是レ村名ヲ一町田ト定メタル所以ナリ。

白留村 (白木河内村・久留村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

食場村亀川村組合

食場村・亀川村ハ従来桐宇土村ト聯合一戸長役場区域タリ、而シテ二村共

實力乏シク合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ地形隔絶民情同

シカラス、依テ組合トナスヲ要ス。

中田村碓石村組合

中田村・碓石村ハ従来聯合一戸長役場区域タリ、而シテ此二村共實力ナク

合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ山岳之ヲ遮断シ地形不便民

情亦同シカラス依テ組合トナスヲ要ス。

下津深江村小田床村組合

下津深江村・小田床村、従来聯合一戸長役場区域タリ而シテ両村共實力乏

シク合併セサレハ自治ヲ達スルヲ得スト雖モ二村ノ間断崖半腹ノ險路ヲ經

アラサレハ舟行ノ外他ニ交通ノ道ナク民情亦同シカラス依テ組合トナスヲ

要ス。

亀浦村早浦村組合

亀浦村・早浦村ハ従来聯合一戸長役場区域タリ、而シテ両村共實力乏シク

合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ二村岬角ノ左右ニアリテ彼

是ノ人民陸路ハ岬背ヲ涉リ舟路ハ岬端ヲ迂廻セサレハ別ニ往来ノ道ナク且

ツ民情モ自カラ不同アリ、依テ組合トナスヲ要ス。

合併までの実例

阿蘇小国郷における実例を見ると、二一年六月四日

郡長より村会議員・人民総代全員を召集し、町村分離合併に就いて諮問

があり、同日に各町村は従来区域のままに組合町村たることを希望

する旨答申した。しかし郡長は小国郷九か村を一等に合併されたいと勸

奨したので八月に郷中九か村連合会議が開かれたが結果は前同様組合村

としたいという上申となつてあらわれた。しかし、県としては、これは

あくまで合併の方針であつたので郡長が各村代表と面談する旨の達を出

したため、八月一〇日村惣代議員の集會の結果、北小国郷六か村は合併

して「六併村」と改称することとして県に上申した。大越書記官は書類

を携行して上京したが、その村名を北小国村と改称するよう東京より県

宛電報し、県より郡を経て松崎戸長に通達があつたので、戸長は六ヶ村

連合村会にはかつて可決して上申した。南小国郷三か村もおそらく三併村と上申していたとみえ、これも南小国村と改称するよう通牒があつたと思われる。

三、市制・町村制実施の手續き

市制・町村制施行手續の制定 二一年一〇月二日には訓令二七一号で「官有地・備荒儲蓄金」調を二〇日迄提出するよう命令され、一二月一日には「郡内ノ共有財産及當造物ニシテ将来郡有物トナスヘキモノ」の沿革要領を二〇日迄に提出せよと達し（訓令三三三三号）たが、翌二二年いよいよ施行手續書が出来上り、内務大臣の認可も得たので、二月二八日訓令第二八号で郡区役所及戸長役場に対して「市制・町村制施行順序」を、第二九号で「選挙原簿及選挙人名簿」と「選挙録」の書式を布達した。

施行順序

- 第一条 市ノ区域ハ内務大臣ノ指定ニ拠リ、町村区域ノ分合ハ明治二十二年三月始メ県令ヲ以テ之ヲ定メ四月一日ヨリ実施ス
- 第二条 町村ノ分合ヲ為ストキ、其町村財産ノ処分ハ関係町村ノ協議ニ依リ、郡長ヲ經テ知事ノ認可ヲ受ケシムヘシ
- 第三条 町村制第十六条第二項ニヨル町村組合ハ、先キニ郡町村吏員及總代等答申ノ通町村制施行ノ日ヨリ之ヲ設ク
- 第四条 市制・町村制施行期日ノ発令アリタルトキハ市制、町村制第十八条ノ選挙原簿並選挙人名簿ハ、施行期日前指令シタル区・戸長ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 第五条 前条ノ名簿ヲ調製スルニ就テハ左ノ各項ヲ心得ヘシ
 - 一 市制、町村制第七條ニ二年トアルハ本制施行前ニ遡リ計算スヘシ
 - 一 現今区町村費ヲ納ムルモノハ市制、町村制第七條市町村ノ負担ヲ分任シトアルニ該当スルモノトス

- 一 市制、町村制第十三條議員ノ等級ハ廿一年度直接税ニ屬スル区町村費ノ納税額ニヨリ定ムルモノトス、但二十二年度ニ於テ其資格ヲ有セサルトキハ其効力ヲ失フコト勿論ナリトス
- 町村ノ分合ヲナシタルトキハ新町村ニ対スル納額ヲ以テ定ムルモノトス
- 一 市制、町村制第七條ノ救助ヲ受ケタル者トハ恤救規則又ハ区町村費等ニシテ公ケノ救助ヲ受ケタルモノヲ云フ、但備荒儲蓄法ニヨリ救助ヲ受ケシモノハ此限ニアラス
- 第六条 選挙人名簿ハ施行期日ニ及ヒ、指令ノ官吏ニ於テ適當ノ位地ヲ定メ、七日間之ヲ縦覧ニ供シ、修正スヘキハ之ヲ修正シ更二十日ヲ經テ選挙会ヲ開設スヘシ
- 第七条 選挙人名簿確定シタルトキハ、指令ノ官吏ニ於テ選挙場所・日時及選挙スヘキ議員ノ數（何級何人）等選挙前七日ヲ限リ公告スヘシ
- 第八条 市制、町村制第十九條各級ノ選挙ハ、先ツ下級ノ選挙ヲ了ヘタル後、順次上級ノ選挙ニ及フヘシ、但、土地ノ情況ニヨリ一級一級ツツノ選挙会ヲ開クモ妨ケナシ
- 第九条 市制、町村制第二十條選挙係ハ、指令ノ官吏ニ於テ之ヲ選任シ、自ら係リ長トナリ之ヲ施行スヘシ
- 第十条 選挙係リハ選挙録ヲ製シ、被選挙ノ点数及市制、町村制第二十三條ノ事項其他選挙ニ係ル顛末等記載スヘシ
- 第十一条 本順序第三条ノ町村組合ヲナストキハ、先ツ関係町村ノ協議ヲ以テ組合費用ノ分担法其他必要ノ事項（総テ一町村ト見做シ町村長助役各一名ヲ置ク等ノ事）ヲ定メ、而シテ後組合町村会ヲ開クヘシ、但収入支出ハ各町村特別ノ事業ニ係ルモノヲ除クノ外共通スヘシ
- 第十二條 議員選挙ヲ了ヘタルトキ、指令ノ官吏ハ市ハ知事、町村ハ郡長ニ報告スヘシ
- 第十三條 市制第二十七條第一項町村制第二十八條第一項ニヨリ当選ヲ辞スルモノアルトキハ、市制、町村制第八條第二項一ヨリ五ニ該当スルモノハ、指名ノ官吏直チニ之ヲ処分シ其他ハ町村会開設ノ上会議ノ処分ニ任スヘシ
- 第十四條 市制第二十八條第一項町村制第二十九條第一項ニ依リ訴願スル者アルトキハ、指名ノ官吏之ヲ処分スヘシ
- 第十五條 議員選挙ノ定マリタルトキ指名ノ官吏ハ知事、郡長ノ告示ニ依リ直

ニ市町村会ヲ開クヘシ、但市会ハ議長ヲ選挙シ町村会ハ町村長ヲ選挙シ認可ヲ得ルニ至ルマテハ、議員中年長者ヲ以テ議長トス市会ハ先ツ議長及其代理者ヲ選挙シ、其就職ノ上先ツ市長ノ候補者ヲ投票シ、議長ヨリ知事ヲ経テ内務大臣ニ提出シ裁下ヲ請フノ順序ヲ為スヘシ、其裁可ヲ経タル後助役及名誉職参事会員ノ選挙ヲ行フヘシ

町村会ハ先ツ町村長及び助役ヲ選挙シ議長ヨリ郡長ヲ経テ知事ニ提出シ其認可ヲ請フヘシ

町村長及助役ヲシテ有給ト為サント欲スルトキハ、指名ノ官吏ハ右ニ係ル条例ノ議案ヲ發シ町村会ヲシテ議定セシメ知事ヲ経テ内務大臣ノ許可ヲ請フヘシ
市参事会及町村長、助役就職スルトキハ、収入役並附屬員等ノ選任ヲ為スヘシ

町村分合改称告示

同二二年三月四日、県令第九号で飽田郡野田村(現熊本市野田町)を四月一日から託麻郡の所属に組替える旨を達した。これは野田村が託麻郡の元三村と合併するために特に内務大臣の裁下を得たものである。

同日県令第一〇号で「各郡町村ノ内左ノ通分合改称シ、来ル四月一日ヨリ実施ス、但旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存スル事ヲ得」と県下に達した。合併改称一覧は前の新町村名選定一覧とほとんど変わらない。

同日県令第一一号で「明治二一年四月法律第一号ニヨリ、明治二二年四月一日ヨリ熊本区ニ市制、其他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス」とも達し、翌五日より七日にかけて郡区長会議を開催した。第一日目は憲法発布に關する示諭があり、第二・三日目には市制・町村制実施に關する最終會議を行つた。この席で新・旧事務受渡の手續から市町村會議員・市参事會員・町村長・助役等の当選者に対する告知書・本人より提出する承諾書の形式に至るまで詳細が規定された。

また市制が施行されても市長の任命までは最高理事者が不在となるので、三月四日告示第一三号で市制第一二八条に係る事項は熊本区長に指

命し施行させることにし三月一四日に先に議決された「事務受渡手續」を訓令第三五号として郡役所と戸長役場に達した。

- 第一条 市長、町村長就職後三十日ヲ限り事務受渡期限トス
- 第二条 従来区役所、戸長役場整備ノ諸帳簿・諸物品ハ明細目録ヲ添引渡スヘシ

但従来ノ戸長役場区域ノ内、他二分属スル町村ノ分ハ分属スル部分毎ニ目錄ヲ添付スヘシ

第三条 郡区ノ境界ヲ変更シ他郡区ニ編入シタル町村、又ハ一町村ヲ分割シテ他町村ニ編入シタル分ハ、境界ヲ明ニシタル絵圖面ヲ添ヘ引渡スヘシ

第四条 古今ノ沿革ヲ徴シ又ハ後來証憑トナルヘキ書類ハ勿論、其他ト雖トモ素リニ棄損破却等ナスヘカラス

第五条 従来区長、戸長ニ於テ取扱中ノ事務ニシテ、未タ結了セサル事件ハ其取扱ノ顛末ヲ詳記シタル手續書ヲ添付引渡スヘシ

第六条 事務受渡相済ミタルトキハ、双方受渡証書ヲ交付シ、其旨当庁並ニ取扱郡役所へ届出ヘシ

また、この他に訓令三六号で事務受渡中の旧戸長月給支給の件(一四日)乙第七一号で市町村長以下印章形式一定の通牒(一九日)三月二一日には組合町村ある郡長へ乙第七二号で次の通牒を發した。

町村制百十六条第二項ニ抛り組合町村ハ予而御上申相成居候通、内務大臣ニ於テモ認可相成候ニ付、実施之日即チ四月一日ニ至リ町村制百三十条ニ抛り郡長ニ於而組合ヲ設ケシメ、同制百十七条第二項及本年本県訓令第二十八号第十一條ニ抛り、組合町村必要之事項ヲ規定セシメラレ候順序ニ有之候条、為念左ニ組合町村名記載此段及御照會置候也

飽田郡(四)錢塘・内田組合、中島・中原・沖新組合、奥古閑・海路口組合、浜田・並建・白石・島口組合

宇土郡(一) 三角浦・太田尾・波多組合
上益城郡(二) 滝尾・水越組合、豊秋・陳・小阪組合
八代郡(二) 北種山・南種山・小浦組合、下岳・栗木・柿迫・久連子・椎原・仁田尾・樅木・葉木組合

球磨郡(田) 上村・水越組合、久米(新村名)・榎木組合、岩野・江代・湯山組

合、四浦・五木組合、木上・深田組合

天草郡(田) 高戸・樋島組合、下津深江・小田床組合、中田・碓石組合、須子・

大浦組合、亀浦・早浦・久留組合

この間に各郡長より疑点の照会も多かったが、特に選挙人名簿作成に当たって町村制第七条の「(三)其町村内ニ於テ地租ヲ納メ」については二郡から疑義が出て県もその判定に苦しんだ。これは質地の納税者の場合、公民権は土地所有者と質権所有者とのどちらになるかによつて名簿登載者が違つてくるため、上・下益城は二月四日、飽・託・宇は二月八日に県に何を出している。この場合質権者が問題になるのは明治一七年第七号公布の地租条例第二一条に「但質入ノ土地ハ其實取主ニ於テ之(地租)ヲ納ムヘシ」とあるところによるのである。県は早速二月七日に在京中の辛島属に照会を出したが明確な返事が来ず、三月四日東京の県治局長に電報したが二一日になつても回答がないので二二日再度電報した。結果地券記名者を指すとの指令があり、二六日これを全郡長に通知した。二八日には熊本市会議員の選挙区が決定公布され、また地租を有せず初めから所得税納税者で二年以上その義務を尽す者も特免して公民権を与えることが確定し、熊本では四〇名が新たに公民権を附与された。

四、市制・町村制の施行

市制・町村制の施行と役所の開庁 明治二二年四月一日、本県において市制・町村制が正式に発効した。この日熊本市および各町村の役場位置が決定され、四日に県公文で布達された。(県令第二〇号)

四月一八日熊本市会議員の選挙が行なわれた。市制第一四条により熊本市の議員数は三〇名で納税額により三級に区分されているが、市ではこれを三選挙区に区分し、第一区は各級共四名宛の計一二名、第二区・第三区は各級三名宛ての各九名とし、選挙場は第一区は河原町延寿寺、

第二区は元区役所、第三区は内坪井流長院と定めた。この選挙の結果三〇名の議員が選出されたが、二区の一級議員をあげると次の通りである。

第一区 赤星敬造・吉永為己・高木第四郎・尾崎栄次郎

第二区 松本治吉・美作宗吾・坂本七蔵

第三区 徳永称・立川勝平・興津景章

こうして議員が出そろつたので、県は四月二三日第三〇号で市会の開会を告示した。

熊本市会議長及其代理者選挙並市長候補者推薦等ノ為本月廿六日ヨリ熊本市会ヲ開設ス

予定通り二六日市会が開かれ、三〇名中二八名が出席した。議長選挙の結果は三級議員の有馬源内が選ばれ、市長候補者には杉村大八(二七票)・辛島格(一九票)・倉園又三の三名が推薦された。熊本区長はこの結果を内務大臣に報告して裁可され、五月六日杉村大八が正式に熊本市長となった。久しく飽田・託麻・宇土三郡郡長兼任の熊本区長を戴いていた地域がようやく独立の自治体となつたのである。

そこで同月一四日夜忘吾会舎で市会を開催し、助役と参事会員の選出を行なつた。結果は松崎為己が二七票を得て助役に当選し、参事員には岡崎唯雄(二七票)・伊喜見文吾(二五票)・浅山知定(二三票)・松山守善(二三票)・河野政次郎(二二票)・美作宗吾(二二票)の六名が選ばれた。こうして市役所開設の準備は整つた。五月二六日知事は第四三号で「熊本市役所之義、来ル六月一日ヨリ開庁ス」と告示し、六月一日市役所は杉村市長・松崎助役の下に開設され、市会の第一会通常会は五月末日から六月五日まで開かれた。

各町村の誕生 四月一八日には熊本市のみならず、可成りの町村で町村会議員の選挙が行なわれた。黒髪村や島崎村や本庄村などでこの日選

挙が行なわれ、本庄村々々議員に倉園又三、大田黒一貫、赤星政吉などの名が見え、飽田郡五丁村では牛島貫吾、阿蘇郡坂梨村議に菅貫、託麻郡池田村議に牧相之、古町村議に林秀謙など大物の名が散見している。なお宇土町は八日、大津町は二日に町会議員選挙が行なわれている。

こうして選出された議員たちを招集して四月下旬から第一回の臨時町村会が開催され、町村長の選挙が行なわれた。これらは逐次県知事の認可を得て発令されていった。町村制によれば町村長は町村会の議長を兼ねることになっている。当時の九州日日新聞によれば、託麻郡本庄村長には倉園又三、山本郡田底村長に田中哲太などの名が五月早々に見えており、同月一〇日付の紙面には認可町村長として八代郡太田郷村長小田戒三、高田村長松岡長康、玉名郡六栄村長築地貞俊、阿蘇郡菅尾村長山和太郎など現在及元の県会議員連がずらりと顔をそろえている。なお山鹿の町長には林秀謙（旧白川県権参事・元県会議員）が選出され、五月一九日に認可されているが、同一五日の九州日日新聞は「英雄末路真可憐」と題して九州改進黨領袖が町長にまで成り下ったという感じで記事にしている。

山鹿町会議員の協議一決の上、林秀謙氏を有給二十円にて町長に選任することとなり、氏も快く之を承諾され、近々の内赴任の筈なり、また山鹿近傍の風説は嘉悦氏房氏を山鹿郡河辺村長に、山田武甫氏は来民町長になどの話あれども、枳棘は鸞鳳の棲む所にあらず

町村会議員及び町村長選出に関する何指令 町村長選挙は全般に平穩無事に終了したが、中には思いがけない結果が出て県に伺い県もまた処置に苦しんで内務大臣の裁許を乞うという事件も発生した。四月二十五日元美登里村外二ヶ村戸長から『町村会議員で他町村の長を兼務することが出来るか』『町村会議員が他町村の長となることを承諾した時は、議員を拒辞する理由となるか』の二項の伺があり、県は第一項は「兼務スルヲ得ズ」とし、第二項は「町村制第八条第二項第四ニ準拠スル義ト心得

ヘシ」として理由あるものと認める旨を指令した。

同二六日には上・下益城郡長から『指令官吏で町村会議員に当選した者は両方の職能を兼ねられるか』『前条の者が年長者で議長となった場合も三者の職能を兼ねられるか』との伺が出、県は五月二日付甲第四八九号で「第一条第二条共其職分相当ノ資格ヲ區別シ之ヲ行フハ差支ナシ」と指令している。また同日同郡長から、『海軍中佐退職成松明賢が村会議員に当選したが、去る二〇年一二月の伺に対して府県会規則の官吏に属する指令があつたので、町村制第一五条の三項に該当すると考えてよいか』『右の決定をまたずに村長の選挙を行なつてよいか』『村会議員に当選し承諾書を出した後五日以内に正当の理由で辞退した者のある場合、直に補欠選挙を行なうべきか』の三項目について、現在当面している事であるから直ちに指令してほしいと伺い、県は五月四日に一・二項は伺の通り、補欠選挙は町村制第一七条に拠るべしと指令した。

四月二七日には天草郡長（小池）から、指令官吏・郵便局長の議員当選について、二九日には議員定数の増減および組合村の毎村議員数について四月三〇日には助役の有給制について、（助役一名の場合も有給にできる）などの伺があつた。この郡から同月六日に発せられた天第二九二号伺の中「縦令ハ本制施行期日前ニ遡リ二ヶ年之内、他町村ニ寄留セシモノハ、其時日之長短及ヒ第二、第三之要件ハ具備スルニモ拘ハラズ公民権ナキモノナルヤ」については、県も苦しんだらしく、同一日の回答でも「追テ何分ノ御答ニ及フヘシ」と述べ、五月一〇日に至つて「二ヶ年ノ内仮令他ヘ寄留スルモ本籍地ヘ住居ノ実跡アルモノハ住民権ヲ有スル義ニ候」と回答している。

吉松村長選挙の紛議 中でも興味深いのは自選投票の一件である。四月二九日山本郡吉松村でも村長選挙を行ったところ、出席議員一二名で益田才次六票、星乃春原六票という結果が出た。そこで指名官吏（旧戸長）津野田五三郎が調査したところ、益田才次が自選投票を行ったことから明らかとなつたので、果たして有効か無効かと県に伺を出した。県

は五月一日乙第一五二号で次の通り指令した。

本年四月廿九日付町村制ノ義ニ付何ノ件自己ヲ選挙スルヲ得ス、其投票ハ無効トス

但全会ノ投票ハ無効トスルニ及ハスト雖モ、最多数者式名ヲ取り更ニ投票ヲ行ハシムヘシ

これに対して上羽郡長は五月四日

制第四十六条中(前有効投票ノ過半数ヲ得ル者ヲ以テ当選トス)トアル明文ニ依レハ、該村長選挙ノ如キ拾式名ノ議員中自己ヲ選挙シタル一名ノ投票ハ無効御指令本文トナリ、其残数拾名ノ有効投票中一方ハ六点一方ハ五点トナリタリ、依之觀之六点ノ方過半数ナルニヨリ御指令但書ニヨラス更ニ投票ヲ行フニ及ハサル義ニハ無之哉

と伺を立てたので、県は同一〇日甲第五〇一号で

乙第一五二号指令但書ハ町村制第四十六条ノ順序ニ拠リ、最多数ヲ得ルモノニ名アル場合ヲ指示シタル迄ニ付、實際有効投票ノ過半数ヲ得ルモノアルトキハ何之通

と指示を与え、この件は落着したかに見えた。

ところが六月一日に至り、村会議員大橋慎吾等は県に対してこの件につき再び伺を出した。

九州日日新聞第九百七十号(五月廿五日発兌)雑報欄内第十四項自選投票ニ関スル内務大臣ノ指令トアル末文ニ、自ラ町村長或ハ町村会議員選挙スルモ敢テ差支フルノ件ナシ云々ト有之候ハ、事実本県庁ノ御伺ニ対スル内務大臣ノ御指令ニ有之候哉、果シテ前文ノ通ニ候ハ本年五月一日付指令乙第一五二号ヲ以テ山本郡吉松村元戸長ヘノ御指令ハ如何相心得可然哉、何分ノ御明示有之度、此段奉伺候也

大橋等は県にこの伺を出すとともに、六月二日に行われる予定の属員選任の村会延期願を提出したため、村役場からもこの件落着前に開会してはいけないかとの伺が県に出された。

吉松村の議員がこのような伺を提出したのは上益城郡竜野村においても同様のことがおこり、郡長が吉松村指令に基き無効を告げさせたが納得せず、同村会議長より内務大臣宛電報で伺を發した。この件に関し内務書記官は一日に知事に電報を送り(二三日到着)「上益城郡竜野村々会議長ヨリ電報ニテ、自身ニ自身ヲ村長ニ選挙シタルモノノ可否ヲ大臣ヘ伺ヒ出タレドモ指令ニ及バズ、但シ事柄ハ差支ナシト存ズ、其旨御伝達アリタシ」と告げたので驚いた県は翌一日第一八六号で内務省に伺をたてる一方、郡長宛同議長が大臣に直接電報を發した理由を問いつた。

村長被選挙権之儀ニ付伺

管下上益城郡竜野村々会議長ヨリ自身ニ自身ヲ村長ニ選挙スルノ可否伺出候由ニテ、本月十一日付御省書記官ヨリ電報通牒之趣ニ拠レハ、自カラ選挙スルモ差支ナキ旨ニ候得共、抑被選トハ他ヨリ選バレルノ謂ニシテ自選スベキ意義ハ其間ニ包含セサルモノト見解致候而巳ナラズ、自身ヲ自身ニ選挙スルガ如トハ、徳義上ニ於テモ頗ル不穩当ナル義ト相考ヘ、其趣ハ一、二及指示タル向モ有之候義ニ付、自撰投票ハ無効トシ施行致度此段相伺候条、差掛リタル儀ニ付電報ニテ何分ノ御指令ヲ仰キ度候也

内務大臣は五月二日「本月一四日付一八六号伺、村長被選挙権ノ件、無効トスベキ者ニ非ズ」と指令した。(二三二日県着)

この事例が五月二五日の九州日日新聞の記事となったもので、県としては内務大臣の指令とあれば不服でも従わざるを得ない。五月二七日乙第一一六号で各郡長宛に「町村長等選挙ニ際シ自身ヲ自身ニ選挙スルモ其投票ハ無効トスベキモノニ非サル旨、今般其筋ヨリ指令有之候条御心得ノ為メ此段御通牒ニ及ヒ候也」と達した。

このような経過であるから吉松村議員の何に対しても否やのあろう筈もなく、遂に六月一日吉松村役場に対し前指令（乙第一五二号）取消しを指令し、県の黒星となった。しかし県は、既に星乃村長の当選を認可しているのので、自発的に取消願を出させようと考え七月五日郡長に照会したので、郡役所では助役の牧野鼎蔵を呼んで示談したが強硬で応じなかったため、県は七月二十五日乙第三四八号で吉松村村会に対して「星乃春原村長当選認可之義モ取消ス」と指令した。

そこで村長の再選挙を行なおうとして牧野助役は八月四日に選挙会を開催したところ、議員の中から原選挙に遡り益田・星乃二名に就いての選挙であるか、それと無関係にさらに選挙するものであるかとの疑義が出て決し兼ね、選挙会を延期して郡長に何を出した。郡長は五日に原選挙に遡り選挙する方を正しいと判定したので、牧野助役は八日に選挙会を再開する旨達したが、村議坂田篤は再度県に宛て伺いを提出した。

……（前略）星野春原儀御認可済ノ上戸長役場ノ事務引継キ最早数ヶ月経過ノ後御認可御取消ニ付テハ、原撰挙会ニ関ラス更ニ撰挙会開設候儀至当ト奉存候、併又原選挙会自撰投票有効トナレハ星野春原、益田才次兩人正半数ニ相違無之ニ付再選挙スルニ不及、直ニ郡参事会ノ裁決ヲ仰キ可申儀当然ナルヤ、正半数ノ二名ニ就キ再投票スルハ町村制明文ニモ見当不申、議員中ニモ疑惑仕何分氷解仕兼候間……（後略）

牧野助役は右の副申として、原選挙に遡り二名について投票するのが至当であると自分の見解を述べた。右に対して県は八月一日付乙第三七七号で「郡長指令之通心得ヘシ」と指令した。

有給吏員制の問題 六月一日県は乙第一三四号で各郡長宛に照会を發した。

有給吏員ニ係ル町村条例ニ付テハ曩ニ内訓セラレタル趣モ有之候処、先般其筋進達相成居候町村ニシテ既ニ内務大臣ヨリ裁令書下付セラレタル主旨ニ抛レハ、左ノ町村ハ到底許可セラレサル義ト認メ候ニ付、及御返却候条猶該町村ニ

就キ御示諭ノ上名譽職ニ相成候様致度、此段及御照会候也

委員長

飽田郡 寺迫村 硯川村
 詫摩郡 部田村
 宇土郡 網田村、中村、戸馳村
 山本郡 山内村
 球磨郡 渡村、神瀬村

なぜ県がこのような照会を發したかと言うと、有給吏員に関する町村条例について内務大臣の裁令書が到着したので、その許諾・否決を戸数別に表にしてみたところ次表のようになった。この表によってみると、

郡名	村名	戸数	許否
山鹿郡	川辺村	三二〇	否
菊池郡	花房村	二八〇	否
託麻郡	元三村	二四五	否
飽田郡	藤富村	三五五	否
山鹿郡	稲田村	四五九	許
宇土郡	緑川村	五八一	許
宇土郡	轟川村	四〇九	許
飽田郡	竜田村	五三九	許
山鹿郡	花園村	六二一	許
山鹿郡	内園村	四二〇	許
山鹿郡	河内村	八四四	許
山鹿郡	小島村	一一〇〇	許
山鹿郡	川尻村	四一五	許
山鹿郡	広畑村	四七二	許
山鹿郡	瀬田村	四七二	許
山鹿郡	助役追加条例右	九八二	許
山鹿郡	合志村	七八二	許
山鹿郡	城北村	七八二	許

四〇〇戸内外で許否の区別をしているものと認められるので、右の町村はいずれも四〇〇戸未満であり、出願しても到底むずかしいと判断した結果である。

臨時取調所の閉鎖 八月一七日に県はまた郡市長会議を開催しているが、八月三十一日に至って郡長宛（玉名、阿蘇、八代、葦北三郡長を除く）乙第一九九号で次の指令を發した。

町村制実施之儀既ニ緒ニ就キ候ニ付テハ、来ル九月十日限り庁中臨時取調所ヲ閉チラレ候旨ニ付、御所轄内町村ニシテ新旧事務受渡等未済ニ属スル分ハ、別段ノ事実アルモノヲ除ク外必ス其以前完結候様嚴重御取計有之度此段御照会ニ及ヒ候也

この頃まだ天草郡では町村制の未施行が全体の三分の一程もあつたと九州日日に記されているが、九月一日の調査では次のようになってい

郡名	新役場数	町長認可済	全上認可未済	助役認可済	全上認可未済	新役場開設済	全上未済
飽田	三四	三三	一	三二	二	三二	一
詫摩	一四	一四	〇	一三	一	一三	一
宇土	一五	一五	〇	一五	〇	一五	〇
玉名	四三	四三	〇	四三	〇	四三	〇
山鹿	一八	一八	〇	一八	〇	一八	〇
山本	九	九	〇	九	〇	九	〇
菊池	一二	一二	〇	一〇	二	一二	〇
合志	一三	一三	〇	一三	〇	一三	〇
阿蘇	二六	二六	〇	二六	〇	二六	〇
上益城	三〇	三〇	〇	二〇	〇	二九	一

計	天草	球磨	葦北	八代	下益城
三四七	五九	二三	一一	二二	一八
三四四	五七	二三	一一	二三	一八
三	二	〇	〇	〇	〇
三四四	五四	二三	一一	二三	一八
一三	七	一	〇	〇	〇
三二九	四九	一九	一一	二三	一八
一八	一	四	〇	〇	〇

事務引継未済町村

郡名	町村名	町村長	郡名	町村名	町村長
飽田郡	黒髪村	未 濟	全	志柿村	岡部清則
詫摩郡	広畑村	坂田八朔	全	鬼池村	未 濟
上益城郡	福田町	上田貞雄	全	久玉村	富沢勘次
球磨郡	人吉町	菱刈定四郎	全	牛深村	江良金一郎
全	中原村	豊永徳三郎	全	栖本村	猪原喜三郎
全	免田村	中村茂三	全	宮地村	未 濟
天草郡	須恵村	北川重蔵	全	高戸・樋島組合	藤田正信
全	今富村	須崎直路	全	城河原村	霍田美吉
全	手野村	長嶋幾四郎	五郡	一八ヶ村	未済三ヶ所
全	河馬田村	宮崎良一			

臨時取調所の閉鎖は一五日に延期されて、一二日に乙第二〇二号で郡市長に通牒された。

市町村制実施ノ事業既ニ緒ニ就キ議會及行政ノ基礎相立候義ニ付、本月十五日限り臨時取調所之儀廃止相成、以後右ニ関スル事務ハ処務細則ニヨリ、各主務課ニ於テ取扱候条此段及通牒候也

そして一五日臨時取調委員長は最後の仕事として各郡長宛次の照会を發した。

町村制実施後日尚淺ク、素ヨリ本制ノ利害ヲ実地ニ撮シ得ヘキ場合ニハ至リ間敷候得共、漸ク自治ノ端緒ヲ開キ所柄相応ニ百事整理進歩ノ徵兆ヲ現シ候向モ可有之、又或ハ之レニ反シ党派競争ノ為メ町村一団ノ和親ヲ害シ、或ハ輕躁者志ヲ得テ町村必然ノ秩序ヲ紊候様ノモノナシトモ保シ難ク、此際懸念ノ至ニ存候、就テハ実施已來日常ノ御注意ヨリ発見セラレ候全体ノ利害得喪、概略承知致度存候間町村費ノ増減ヲ其（全体ノ利害得喪）参考トシ併セテ御報道ニ預リ度、尤差急候義ニ付來ルニ五日迄ニ当庁ニ相達候様致度知事ノ命ニヨリ及御照会候也

添付参考表

何郡 (二十一年度未定ノ分ハ見込額ヲ掲ケ其趣ヲ記ス。又確定ノ上ハ追テ報告相成度候)	町村名	項 目	二十一年度予算	二十二年度予算	増 減

備考 本町(村)ハ議員選挙ノ際何々派ト何々トノ競争ヨリ(何党、何名何々何名)ノ結果トナリ、町村長ハ何々助役以下ハ悉ク何々派ト分ルルモ村治上ノ運転ハ円滑ニシテ何々何々々々、或ハ渋滞シ何々ノ紛議ヲ生シ何々ニ及ホス等其他概況ヲ記ス

二三年以後の町村制 二二年末から二三年はじめにかけては村役場位置の変更がしきりに申請されている。また各町村制定の条例がルーズになつたことについて、二三年一月一五日県は訓令第五号で郡市役所を戒め、二月一二日には訓練第二一号で市町村税を制規以上に徴収しないよ

う充分監督せよと命じ、同一三日には職務上手数料の徴収は法律、命令の規定により取扱うものについては相ならぬので注意するよう命じ、三月一八日には第一部庶第四〇四号で市町村条例で手数料を議定出来るものとして次の類をあげている。

- 一 印鑑証明
- 一 戸籍謄写
- 一 身元及住居ノ証明
- 一 身上ニ関スル証明及保証
- 一 後見人証明
- 一 戸籍証明
- 一 番地更正証明
- 一 裁判及警察事件ニ関シ、一個人限り証明ヲ乞フ者
- 一 訴訟ニ付身元保証ヲ乞フ者

二三年六月二七日付訓第四一八号で内務大臣・大蔵大臣連名をもつて「地租制限超過課税及特別税新設等ノ許可ヲ乞フ」場合は其年度以前かその年度内に於て實際収支の見込のある場合にせよと県に通達してきたので、県は七月七日郡市長宛訓令を發し、八月一二日には内務書記官よりの市町村税に関する省議の結果を郡市長に通牒し、九月一二日には市町村吏員退隠料に関する内務省通牒を郡市長に達した。

九月二〇日付け内務省総務局長は県甲第六五号で、『町村長・助役を有給吏員とする条例を制定した町村で、爾來一年余した経過せぬのものにもう条例を廃止して名誉職にしたいと願ひ出る所があるが、元來名誉職が本義であるのに己むを得ず有給吏員としたものであり、軽々に変更することは種々の支障があるので監督上特に注意されたい』旨を知事宛通牒した。県は一〇月一日付第一六六号でこれを郡長宛に訓令した。

一〇月三日には組合町村の通常事務分掌の常設委員は町村別にせず組合委員として設置せよと内務書記官より岐丁六七三号で通牒があり(県通牒一〇月二一日)また十一月一日に県は郡市役所・町村役場に対し訓

令第一七八号で「町村長ヨリ郡長ニ、又ハ郡長及郡参事会並市町村長ヨリ知事ニ報告スヘキ事項左ノ通定ム」として五か条をあげている。

二四年一月九日に内務省県治局長は前年の訓令第四一八号を重ねて注意するよう知事宛県發第五号で通牒し（県通牒一月一七日）、また二月二日に県は内務書記官よりの「市町村会議員選挙と水利組合条例」に関する通牒を郡市長に達している。

市制・町村制の修正 明治二二年以降四年の大改正までの部分改正、追加規定をまとめてみると大略次の通りである。

○市制中東京市、京都市、大阪市ニ特例ヲ設クルノ件

（明治二二年三月二三日 法律第一二〇号）

○市町村制及土地收用法ニ関スル訴訟取扱ノ件

（明治二二年二月一三日 法律第一〇号）

○市町村会議員選挙罰則

（明治二二年五月三〇日 法律第三九号）

全文二一条から成る選挙違反に関する罰則であり、第一条は資格詐称・無資格当選秘匿の罪、第二条から第五条までは買収、饗応の罪、第六条・第一三条は暴行・脅迫・騒擾・多数嘯聚・氣勢を張るなどの罪、第四条は偽報を流した罪、第五条は凶器携帯の罪などがあげられているが、本法による犯罪は六か月を時効としている。

○市町村名及市役所町村役場ノ位置変更ニ関スル件

（明治二二年八月三〇日 法律第七七号）

名称変更の場合は市町村会・郡参事会の意見を聞き府県参事会が議決し、内務大臣の許可を受け、役場位置変更の市町村会議決は知事の認可を受けねばならないという二か条である。

○市制、町村制中改正法律

（明治二二年三月二日 法律第六号）

第八議会に提案された修正案であるが、第九条の公民権を失う条件を明確にする部分と、第四一条（町村制では四三条）の議会の定足数「三分の二以上」は過酷であるとして「過半数」に改める部分が可決されて公布された。

これ以後市町村会も旧制の県会同様過半数の出席で開会できることとなった。

○市制中東京市、京都市、大阪市ニ於ケル特例廃止

（明治三一年六月二八日 法律第一九号）

二二年の特例が第一二議会できちんと廃止された。

○市制中追加法律（全 右 法律第二〇号）

右の特例廃止に伴って三大都市に区制を設けることとして、関連条項を追加したものである。

○東京市、京都市、大阪市ノ区ニ関スル件

（明治三一年九月一五日 勅令第二二〇号）

三大都市の区に関する全文一〇条から成る規則で、附則の規定により一月一日から施行された。

○市制中改正法律（明治三三年三月二日 法律第四六号）

三大都市以外でも人口二〇万以上の都市には区制がとれるよう第六〇条、第一〇〇条を改正したもので、第一四議会に提案可決された。

○市制、町村制中改正法律（全 右 法律第四七号）

市町村の行政に関し、些細な条例の一条項の改正まで主務大臣の許可を要するということは繁雑すぎるので輕易なものはその権限を知事に委任することに改正された。第一四議会に提出可決された。

○市制、町村中改正法律（全 右 法律第四八号）

地租附加税限度「七分の一」を「五分の一」に改正した。これは七分の一以内で経理し得る市町村がないため、制限外として一々内務・大蔵両大臣の許可を得ねばならないので五分の一まで緩和したものである。第一四議会に提出可決された。

○東京市、京都市、大阪市ヲ除ク外人口二十万以上ノ市ノ区ニ関スル件

（明治三三年三月三十一日 勅令第九八号）

三大都市以外の有給区長を置く地域に施行される勅令で本文一一条より成り、四月一日より施行された。

○市町村行政ニ関シ主務大臣許可ノ権限ヲ府県知事ニ委任ノ件

（明治三三年三月三十一日 勅令第一二三号）

一 市長代理順序・町村助役定員増加・町村長町村助役有給、公告式及学務

委員ニ関スル条例ヲ設ケ又ハ改正スル事

二 地租二分ノ一以下ノ附加税ヲ賦課スル事

法律第四七号に基づいて発せられた勅令である。

○明治三十三年勅令第二百二十三号中改正

(明治三十九年七月二〇日 勅令第一九〇号)

学務委員の下に条例の知事許可の項を増加し、第三号も追加された。

○明治三十三年勅令第二百二十三号中改正

(明治四〇年一〇月二日 勅令第三二二号)

さらに第三号の次に第四、第五号が追加された。

町村大合併後の合併分合 もちろん二二年の大合併は民意と言うよりは官意による半強制合併であったから、これに対する町村住民の不満も多かったはずである。それは、自治新誌に見える裁判問題にまで発展した大紛争だけでも、全国で二四件を数えていることで明らかである。しかし、これらの紛争も結局は個々の町村における不平・不満の表明であつて、全国的なまとまりをつくり上げる程の統一意識には高まらなかつたので、二三年以後は急速に下火になつてしまい、緩慢ながら、合併の方向へ進んでいくのである。

本県における明治三二年の新府県制・新郡制施行以前の合併分合は次の通りである。

明治三二年一〇月二〇日、日吉神社を中心として成立していた十禅寺村他四村合併の日吉村と、元三村が組合村となつた。これは元三村が戸数二四五戸の小村で経済的に自立できないと考えられたためである。なおこの組合村は三二年に合併して日吉村となつた。

明治二六年一二月一日には八代郡東部八ヶ村組合の中から下岳村が脱退独立し、翌二七年一月二二日付で阿蘇郡草ヶ矢村は草部村と改称した。二八年には球磨郡で組合村の合併が促進され、久米・槻木組合村が久米村となり、岩野・江代・湯山組合村が水上村となり、一二月七日には上村・皆越組合村が上村となつた。上村と皆越村の合併については五月二

五日中山郡長より合併に関する諮問が発せられ、両村会は五月三一日これを可決答申し、一〇月二三日には新村名を上村と議決して答申している。しかし翌二九年四月には五木・四浦の組合村は分立して独立村となつている。三二年四月頃には免田村と上村との合併気運が出てきており、一時は好調に進んでいたが、免田村が小学校校舎新築をはじめたためにこじれて、翌三二年三月遂に合併案は消滅してしまつた。

天草における町村合併はその後も地形の関係からほとんど進展せず、僅かに二九年一月に今富と崎津が合併して富津村となつただけで、あとは三一年一月に牛深村が町に、同じ一二月に町山口村が本渡町に昇格するという変化があつたにすぎない。

熊本市に近い飽託郡では三一年八月に硯川・寺迫・五町の三村が合併して西里村と改称した。この期の本県における合併は結果的に一〇年たつて二か村の減少ということになるのであるが、全国的に見てもこの期間の減少数は三〇六か町村にすぎず、二二年の減少数五七〇八の僅か〇・五%強にしか当たっていない。これはおそらく二二年の大合併以後町村内部の調整に力がそがれて、他をかえり見る暇などなかつた時期なのであろう。

明治三二年には宇土郡において合併が勧められ、長崎村・不知火村・高良村が合併して不知火村となり(三月)、三角浦村・波多村・大田尾村・本村は三角村となり(三月)、郡浦戸・戸馳村・中村が合併されて郡浦村となつている(四月)。

第三節 府県制・郡制の公布と施行

明治後期は地方制度の確立期と考えることができるが、その中明治二〇年代は地方自治体の組織化と地方官制の整備に力がそがれ、二二年の市制・町村制施行にはじまり、翌三二年の府県制・郡制の制定公布となつて、府県・郡とも行政区画から自治体と認められることになつた。

しかし町村に比してその制度化に多大の問題をはらんでいた府県・郡の自治体化は立法手続中から多くの批判を受け、公布後もその実施は遅々として進まなかった。

一方地方官制も明治二三年と二六年の二回にわたって全面改正が行われ、客観的な基準性のうえに立つ機構支配が行われるようになった。

一、府県制・郡制の制定

制定の経過 明治二二年（一八八九）四月一日「市制・町村制」が実施されたが、その理由書の中にも

現行ノ制ハ府県ノ下郡区町村アリ、区町村ハ稍自治ノ体ヲ存スト雖モ、未タ完全ナル自治ノ制アルヲ見ス、郡ノ如キハ全ク行政ノ区画タルニ過キス、府県ハ素ト行政ノ区画ニシテ幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルカ如シト雖モ、是亦全ク自治ノ制アリト謂フ可カラス。今前述ノ理由ニ依リ此区画ヲ以テ悉ク完全ナル自治体ト為スヲ必要ナリトス、即、府県、郡、市・町村ヲ以テ三階級ノ自治体ト為サントス。此階級ヲ設クルハ分権ノ制ヲ施スニ於テモ亦緊要ナリトス。蓋自治区ニハ其自治体共同ノ事務ヲ任ス可キノミナラス、一般ノ行政ニ属スル事ト雖モ、全国ノ統治ニ必要ニシテ官府自ら処理スヘキモノヲ除クノ外、之ヲ地方ニ分任スルヲ得策ナリトス。

と述べて府県の外に郡をも自治体化することを予告し、またその後にはその制度の内容についても次のように触れている。

本制（市制・町村制）ヲ施行スルニ付テハ、漸ク以テ郡府県ノ制度ノ改正ニ及ハサルヲ得セルモノアリ、今其概略ヲ挙クレハ、郡ニ郡長ヲ置キ府県ニ府県知事ヲ置キ、其選任組織等固ヨリ旧ノ如クシテ之ヲ改メスト雖モ、府県会ノ外新ニ郡会ヲ開キ府県・郡ニ各参事会ヲ設ケサルヲ得ス。然レトモ是等ノ事ハ府県郡制ノ制定アルヲ待テ始メテ定マル可キ事ニシテ、今只之ヲ以テ本制ノ参考ニ供スルノミ

このように予告された府県制・郡制は「地方制度編纂綱領」の方針に

もつぎ、これまた既にモツセによつて起草されていた。従つて府県制はロシアの州制、郡制はロシアのクライスとほとんど変わらなかつたが、山県首相は国会開設の前提としてこの制定を急ぎ、内相を兼任したまま両制を閣議にかけて決議し、三年一月に元老院の審議を終わり、同年五月一七日に法律三五号・三六号として公布した。なおこの日山県首相は兼任内相を辞して西郷従道を専任内相に任じている。

府県制とその特色

「府県制」は六章九八条から成り、第一章総則、第二章府県会、第三章府県参事会、吏員及委員、第四章府県ノ会計、第五章監督、第六章附則によつて構成されている。府県の理事者は官選の知事であり、議決機関として府県会があり、副議決機関として府県参事会が設けられた。

府県会についてこれまでどの大きな違いは議員の選出法が間接選挙になつたことである。すなわち郡においては郡参事会および郡会が会同し郡長を会長として、市においては市参事会および市会が会同し市長を会長として選挙を行なうことになっている。被選者は、府県内市町村公民中選挙権を有し、その府県において一年以来直接国税一〇円以上を納める者と定められた。議員は名誉職とし、任期四年および二年ごとの半数改選は旧来通りである。また議長・副議長の任期はそれまで二年であつたが四年に改められ、議員の定足数は過半数であつたものを三分の一以上と改正している。

なお府県会の権限については旧法では「地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定」する他、前年度決算の報告書を受け知事・令の説明を求めること、議長の名で内務卿や知事・令に建議すること、知事・令の諮問に答えること、議事細則を議定することなどができると定められていたが、府県制では議決すべき事件として、

- 一 府県ノ歳入出予算ヲ定ムル事
- 一 決算報告ヲ認定スル事
- 一 府県税ノ賦課徴収方法ヲ定ムル事

- 一 府県有不動産ノ売買交換譲渡譲受並ニ質入書入ノ事
- 一 歳人出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外、新ニ義務ノ負担ヲ為シ及權利ノ棄却ヲ為ス事
- 一 府県有財産ノ管理及營造物ノ維持方法ヲ定ムル事、其他法律命令ニ依リ府県会ノ権限ニ属スル事項ヲ議決ス

をあげ、建議・諮問答申・議事規則制定権は旧来通り認めている。

府県参事会の制は知事と高等官二名（書記官と参事官）および府県会議員の中から互選された名誉参事会員とから成っている。府会で互選される八名は市郡・郡部別に各四名、県会で互選されるのは四名に定まっていた。従つて府参事会は一名、県参事会は七名で構成されており、知事がその議長となる定めであつた。

府県参事外の職務権限としては次の七項が示されている。

- 一 府県会ノ権限ニ属スル事件ニシテ其委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
 - 二 府県会ノ権限ニ属スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ、府県知事ニ於テ府県会ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ、府県会ニ代テ議決ヲ為ス事
 - 三 府県会ノ定メタル方法ノ範囲内ニ於テ府県有財産ノ管理又ハ營造物ノ維持ニ関シ必要ナル事件ニ付、議決ヲ為ス事
 - 四 府県ノ費用ヲ以テ支弁スル工事ノ次第、順序其他必要ナル事件ニ付議決ヲ為ス事
 - 五 府県知事及其他官庁ノ諮問ニ対シ意見ヲ述フル事
 - 六 府県知事ヨリ発スル府県会議案ニ付府県知事ニ意見ヲ述ヘ及會議ニ報告スル事
 - 七 臨時必要アルトキハ府県ノ出納ヲ検査スル事
- 其他法律命令ニ依リ府県参事会ノ権限ニ属スル事務ヲ処理ス
- 府県はこの法律によつて自治体と規定されたが、まだ法人格を明示されるころまでは至らなかつた。しかも府県の担当する国政事務と義務的固有事務に要する費用については、府県知事の原案執行権と内務大臣の指揮権が認められており、府県会の権限は弱く、府県会に対する官僚

的支配の波及する余地が多分に残されていた。

郡制とその特色 郡制は六章九一条から成り、各章の構成は府県制とほとんど同じで、第一章総則、第二章郡会、第三章郡参事会・吏員及委員、第四章郡ノ會計、第五章監督、第六章附則となつている。

郡制の最大の特色は郡会の構成であつた。郡会を構成する議員には郡内町村より選出された議員と、大地主によつて互選された議員との二種類があつた。

まず町村選出の議員は毎町村より一名宛として町村会がこれを選挙し、もし数町村合せて一名もしくはそれ以上の配当のある場合はそれらの町村会が合同して選挙することになつていた。また町村組合はこれを一町村と同一視する規定である。

郡会議員の定数は二〇名を限度とし、一〇名に満たぬ場合は郡会の議決により知事の認可を経れば一〇名とすることができる。また町村選出の被選挙権は郡内町村公民で町村会の選挙に参与出来る者（二五才以上の一戸を構える男子で、地租もしくは直接国税二円以上を納める者）すべてに与えられている。

一方大地主議員は右の定員の枠外で、定数の三分の一の人数を互選することができた。大地主の資格は、郡内の町村税の賦課を受ける所有地の評価の総計が一万円以上であることで、勿論公権を有する男子でなければならぬ。しかしその選挙に当たつては委任状を發して代人を立てることが認められていた。

議員の任期についても町村選出の議員の任期は六年で、三年ごとの半数改選となつているが、大地主議員の任期は三年で、三年ごとに全員改選するという差異を設けてあつた。しかしともに名誉職であることにはかわりはなかつた。郡会の権限も、府県会の権限の内府県税に関する項を除いて府県を郡と読み替えれば全くそのままで、建議・諮問答申・議事規則制定権も認められている。

郡会の議長は郡長であるが、郡会は議長代理人一名を互選しておくも

のと定められ、議会の定足数は過半数であった。

郡にも参事会があつて郡長が議長となり、名誉職参事会員四名の三名は郡会議員の互選によつて選出し、残り一名は府県知事が郡会議員または町村公民の中から選任することになっている。その職務権限は府県参事会の項の府県知事を郡長に、府県会を郡会と読みかえれば全く同じである。

郡の行政は一次的には府県知事の監督を受け、二次的には内務大臣の監督下にあつた。郡長は官選であつて郡の行政に関する最高責任者であるとともに、郡会の議長・郡参事会の議長を兼ね、郡会または郡参事会の議決が不当であると認める時はその執行を停止して再議せしめ、なお改めない時は府県知事の裁決を乞ふことができた。

郡も自治体として認められたが、住民に対して課税する権能はなく、郡の経費の不足分を郡内町村に分賦金として割当てることによつて補うことになっており、必要に応じては郡債を起すこともできるが、その時は内務・大蔵両大臣の認可を受けなければならなかつた。郡はむしろ町村に対する第一次的な監督機関であり、町村の廃置分合については郡参事会は意見を聞かれるに止まるが、(議決は府県参事会) 町村境界変更または紛争については郡参事会の議決により、町村会議員選挙に関する訴願も郡参事会が裁定するなど下部行政機関としての色彩が強かつた。

二、府県制・郡制施行の遅延

府県制に対する追加法律 明治二三年中には新設された府県制に対する追加或いは補充法律が幾つか制定された。郡制には次の三二年の改正まで変化はなかつたが、府県制に関する分では次の通りである。

- 1 府県会議員選挙罰則適用方(明治三年五月三〇日・法律第四一号)
- 2 明治三年法律第三号二関スル件(同年八月二八日・法律第七四号)

一三年一月の地方非常災害に関する借入金規定を府県制施行の地方に限り

廃止するものである。

- 3 府県制・郡制施行ニ際シ衆議院議員並府県会議員選挙区域、地方税収支予算・地方税財産・備荒儲蓄金処分方郡費支弁方法及府県ノ急施事業ニ関スル件(同年九月二〇日・法律第八五号)

府県制・郡制施行に伴なう変動についての移行措置を示している。

- 4 府県税徴収法(同年一〇月一日・法律第八八号)

全一五条より成り、二四年度以降の徴税規則である。

- 5 府県会議員定数規則(明治二四年六月一〇日・勅令五九号)

人口七〇万までは三〇名を定員とし、七〇万以上一〇〇万までは五万ごとに一人を増し、一〇〇万以上は七万ごとに一人を増すと定め、人口に応じて郡市に配当し、割当の異動は改選期に実施するよう定めている。

府県制・郡制の変遷 府県制・郡制は制定の経過において既にはげしい批判を受けた。明治二〇年二月に地方制度編纂委員が任命されたが、同三月の地方官会議の開会中在京府県知事が提出した地方制度編纂綱領に対する意見書では欧洲制度の模倣を戒め、特に郡制については政費の増加と旧慣違反という点で反対している。しかし政府はこれを無視して法案をつくり、元老院の審議にかけたが、同二〇年一月の同院の審議でも「府県や郡は行政区画であつて自治体ではないから両制とも無用であり、府県や郡に自治を与ふればやがて国政にも自治を要求するようになり遂には国体を破るに至るであらう」という郡制無用論まで出されるような状態であつた。

これに対して山県兼摂内相は、大地主特権と複選制とがあることで、郡の自治は教町村にまたがる大地主を支柱とした緩衝制度になつてゐることを説明し、また郡長官選や郡参事会による官僚の監督も嚴重であると主張してその心配は杞憂であると説いている。こうしてみると山県の考えは地方自治の拡張よりはむしろ農村の階級の変動が中央まで波及しないように中間的な緩衝地帯を設けたものと考えられ、地主一般利害を代表するものとしての大地主の特権制度を採用することによつて、郡制

を地主による農村支配Ⅱ農村自治の中心におこうとしたものである。内閣顧問のグナイストも大地主特権制は郡制施行のために欠くべからざる要件だと満幅の賛意を表している。そこで山県内相は、憲法を先にし憲法にもとづいて地方制度をつくるべきだとする伊藤博文等の意見を無視して、地方制度を先に決定公布してしまった。彼の考えは、一つには立憲政治の円滑な運営は地方自治による国民の啓蒙訓練にあるとしたことであり、今一つには地方制度のような重要な法律を審議させるのは生れて間もない帝国議会には荷が重すぎて、適切な成果を得られないのではないかという危惧の念があったと考えられる。

しかし、このようにして公布された府県制・郡制はその当時の地方の現状のままでは施行出来なかつた。まず町村の合併が必要であり、ついで郡の合併が行われねばならなかつた。町村の合併はジャーナリストには割に好感をもって迎えられたが、郡の合併が出来ない限り府県制・郡制は完全に施行され得ない状況であり、郡の合併が行われれば両制の施行は目前に迫ることとて、反対運動も激しかった。

明治三三年度の第一回帝国会議において「府県制・郡制施行期限法律案」が提案された。その理由は、これらの法律に定められた複選制や大地主議員制などは実情に合わぬところがあり、根本的改正を要するが、しばらく地方自治の進行状況を観察した上で改正するのが適当であるから、それまでの間施行を延期する必要があるというもので、事実上の無期延期案であつた。本案は衆議院では三月七日（二四年）に可決されたが、貴族院で審議未了となつた。

明治二五年五月二七日の衆議院には郡制の三本の柱全部を改める、即ち郡長公選、複選制および大地主特権の廃止、選挙権拡張を主張する郡制改正法律案が提出されたが否決された。なおこの議会に対しては長崎県其他から郡長公選に関する請願書が貴族院に提出され採択になつて内閣に送付されている。

またこの議会において第二七条の市部会・郡部会の区分を旧慣のある

神奈川・兵庫・愛知・広島にも認めるという改正（六月二七日、法律第七号）が行なわれ、九月一二日勅令第七六号でその定数改正規則が追加された。

明治二八年五月一日法律第三二号では府県税徴収法改正が行われたが、これは国税徴収法の改正に伴うもので特別の意味はない。翌二九年三月三十一日法律第六二号による「地方税経済ニ於テ臨時土木費ノ為ニ起債及地租制限外賦課ノ権」全六条は府県制未施行地における起債、制限外賦課の不均衡を是正するためのものである。この年の第九回帝国議会ではまたまた複選制と大地主特権制の廃止案が衆議院に提出されて可決され、貴族院に送付されたが、これまた不成立に終わった。しかしこの年に熊本県は遂に府県制・郡制の施行に踏み切ることになるのである。

三、府県制・郡制の施行

郡制施行取調 熊本県が県制・郡制を施行したのは明治二九年のことであるが、施行準備のための取調は両制公布の年にはじまっている。明治二三年六月に県は大地主の調査を各郡長に命じているが、その集計は県公文の中に残っており地価一万円を標準として書き出させている。その後松平正直が知事に就任していた二五年には、詳細な調査を郡長に命じて報告をさせている。

まず一月六日に「大地主姓名並地価額取調方」を各郡長に照会しておき、七月の臨時郡長会議で取調方法を内示し同時に「郡会議員当選予定表」および公民調の提出を照会した。内容は次の通りである。

- 1 郡会議員配当数とその党派分け
- 2 県会議員有権者数とその党派分け
- 3 町村会議員数とその党派分け
- 4 郡制第一二条による有権者（代人投票可能者）の数と党派分け

5 棄権者数とその党派分け

九月一日には郡会議員配当のために、町村人口増減と組合村変更の有無を照会し、六日・七日の両日には各郡の「大地主互選者」の総数とその党派別を照会している。これらの調査がすべて命令でなくて照会になっているのは、この年二月の衆議院総選挙における品川弥二郎の大干渉が議会で問題化し、品川内相が責を負うて免官された直後であったため刺戟を避ける配慮であったのである。県は右の調査をいづれも極秘扱いにしており、ために調査者側から目的その他についての疑問を問合せられても明確な回答が出来なくて困っている。この調査で党派区分が特に重視されていることから見て、県は郡制施行に伴う郡会における与・野党対立状態を予測する目的で実施したものと考えられる。

しかし郡制実施の具申はまだ行われなかった。その理由は明らかでないが、二六日頃から宣行のあやしくなった日清関係が二七・八年の戦争にまで発展したために、その落着まで延期されたものかもしれないし、或いは府県制に対する不安感が、戦争を好機として延期されてきたのかもしれない。

郡の合併 明治二八年七月一日、県はそれまで八つであった郡役所を一二に増していよいよ郡制施行体制に踏み切った。ただしまだ郡の合併に至った訳ではなく、飽田・詫摩の二郡、山鹿・山本の二郡、菊池・合志の二郡を各一郡役所管轄とし、他は一郡に一郡役所を設置している。右の三グループの郡は翌二九年三月三〇日に各々合併され、飽田・詫摩は飽託郡、山鹿・山本は鹿本郡と折衷名がつけられ、菊池・合志のみは菊池郡と改称された。これは菊池郡が古来著名であり、菊池氏の名とともに後世に残すべきであるとの理由で知事が決定したものである。郡役所は飽託は春日町に、鹿本郡は山鹿町に、菊池郡は隈府町に設けられ、四月一日新役所が開庁した。

郡制の施行 二八年七月の一二郡役所設置の後、松平知事は内務大臣

に宛てて郡制施行に関する内申書を提出した。

郡分合及郡制施行二付内申

本県下郡分合及郡制施行二付テハ追々内申致置候次第モ有之候処、爾来町村行政事務上一層督励ヲ加ヘ視察ヲ厳密ニセシ為メ、整理上稍ヤ緒ニ就キタルモノノ如シ。加フルニ本年四月勅令第五十五号ヲ以、郡長廢置ノ件公布セラレ、本年七月一日ヨリ各郡役所ノ事務ヲ分割実施シ、各庁共已ニ指定ノ地ニ移転シ開庁ノ上執務ノ順序結了致候。就テハ予テ内申致置候通、飽田郡・詫摩郡及山鹿郡・山本郡並ニ菊池郡・合志郡ヲ各合併シ三郡トナスモ、其実郡長以下各吏員ヲ変更スルニ止マリ、執務上及経費等ニ於テモ異動ヲ生スルノ煩之レナク、郡制ヲ実施スルモ郡会及参事会ヲ組織スル等ノ手續ノミニ止マリ、施行上ニ於テ毫モ支給ヲ来スルノ患ヒ無之儀ト被認候。要スルニ本県下一般ノ郡制施行ノ時機已ニ熟シタル儀ニ有之候条、来ル明治二十九年四月一日ヲ期シ実施相成候様致度、就テハ御省ニ於テ夫々御準備ニモ関シ候儀ニ付、此段予メ内申候也
明治二十八年七月二十七日

熊本県知事

内務大臣

右によつて、二九年四月一日を郡制施行の日に予定されたことがわかるが、予定通りには施行されなかった。四月三日、在京中の知事より安楽書記官宛の電報には「郡県制施行ノ義ハ法律ニ拘ハラズ予定ノ通」とある。これはおそらく三月一七日の衆議院における郡制改正案の通過という事態発生によるものである。この改正案は大地主制と複選制の廃止を提唱しており、貴族院を通過すれば法律として成立することを危惧したのではなからうか。

二九年四月一三日松平知事は内務大臣宛の上申を行い、郡制・県制実施の期日を具申した。

郡制及県制実施ノ義ニ付上申

本県ニ於ケル郡制並県制実施ノ緩急ニ就キ熟考スルニ、本県ハ去ル明治廿二年四月ヨリ市制・町村制ヲ実施シ、爾来殆ト八ヶ年ヲ経歴シ、市・町・村行政ノ整理略ホ緒ニ就キ、地方自治ノ最下級タル市町村ノ基礎稍完備シタル義ト認めラレ候ニ付、猶郡制並県制ヲモ速ニ実施シ地方自治及分権ノ実ヲ全クセシメ度、尤県下一般ノ民心ニ於テモ大ニ其実施ヲ切望シ、既ニ本年二月臨時県会ニ於テ県會議員改選ノ時機ヲ九月若クハ十月ニ延期スルノ議按ヲ、全会一致ヲ以テ議決セシカ如キハ、本年中ニ郡制・県制ノ実施ヲ予期セシ原按ノ主旨ヲ賛同シタルモノニシテ、以テ民心ノ帰向スル一斑ヲ想見スルニ足ルヘキ義ト存候。就テハ郡制実施期日ヲ本年六月一日ト定メ、而シテ之ヲ実施シタル後更ニ県制ヲ本年九月一日ヨリ実施セシメラレ候様致度、別紙施行順序相添、郡制第八十九条・府県制第九十四条ニ依リ兩件取束此如具申候也

明治二十九年四月十三日

熊本県知事

内務大臣 宛

内務省は右の上申に対し五月一日訓第二六一号で郡制施行を訓令した。

本年六月一日ヨリ其県管下ニ郡制ヲ施行ス。此旨管内へ告示セラルヘシ
右訓令ス

明治廿九年五月一日

内務大臣 伯爵 板垣退助

熊本県知事 松平正直殿

県は五月七日告示九九号で郡制施行並びに三か月後の県制実施の旨を管内に達し、同一四日には施行順序を郡長に示達し、郡書記を召集して取扱方法を教育し、或いは他県に実施状況を照会し、また属官を視察に出張させたりして実施にそなえた。

郡会の成立 郡會議員の町村選出分の選挙は六月一五日に行われた。

郡會議員の定数は芦北（一二名）、宇土（二五名）、下益城（一八名）を除いて他は二〇名宛であったが、どの郡も町村数が二〇以上であるため、組合せて一名選出する地区は選挙戦が激しかった。そのため期日に選挙の成立しない村もあって再選挙まで行われた。

また大地主議員は地価一万円以上の地主が有権者とされたから、有権者の告示が行われると異議の申立が相ついだ。国権党も自由党も自派の大地主を一人でも多くつくりうとして俄大地主作成工作を行ったためである。県ははじめ七月六日を選挙会と定めたが、異議申立に関する行政裁判の判決で到底期日通り実施出来ないとして、七月一三日に延期した。ところが六月一三日に再告示した大地主名簿にもまたまた異議申立が相つぎ、選挙会は遂に七月二五日に延期しなければならなくなった。この時の大地主数は四九九名にも達しており、二五年の調査数一四四名に対して三五〇名以上の増加である。これに対して選挙される大地主議員の各部会における定員数は宇土五名、下益城五名、芦北三名、球磨三名でその他の郡では六名宛であったから、その競争が激しくなるのは当然である。その一例として玉名郡長からの安楽書記官への具申書をあげてみよう。

大地主選挙期日延期ノ儀ニ付具申

本郡大地主名簿ニ対シ異議ノ申立ヲナシタル者ハ四拾九名ニシテ、尤モ名簿ニ登録人員拾八名ヲ加フレバ惣數六拾七名ニ相成候。右異議ノ申立ヲナス原因ハ、国権党内広瀬寿喜太列（玉名銀行ノ一派）ヨリ原口真十郎ヲ議員ノ候補者トセントセシモ、他ノ一派ハ同人ヲ排斥シテ純然タル国権黨員ヲ以テセントスルニ在リ。夫レカ爲重立タル者ハ再応交渉協議セシモ、議遂ニ協ハス。是ヨリ先キ木下嘉一 等列ハ、自由党ニ対スル予防ノ爲トテ十數名ノ大地主ヲ製造セシヲ、広瀬列ハ早クモ之ヲ探知シ原口排斥ノタメニスルモノト認メ、広瀬列ニ於テモ遽カニ大地主ヲ製造シ、木下列モ亦之レカ爲メ更ニ十數名ヲ増製シタルモノニ有之候。此ノ總數ヲ區別スレハ木下派三十八名、広瀬派二十九名（内七人ハ兩派何レニ属スルカ聊曖昧ナリ。又自由党ニ於テモ之ヲ聞知シ、原口ヲ助ケンカ爲メカ、交渉ナキニ四名ヲ製造シタリ）トナリ、結局木下列ノ勝算ニ帰シタリ。……

七月七日の九州日日新聞の報ずるところでは、大地主の各郡別人数は

次の通りである。(自由党優勢の郡は表示してない)

郡名	国権党	自由党	郡名	国権党	自由党
飽託	七八	六二	宇土	一六	九
下益城	八	一	上益城	一六	二
玉名	六七	四	天草	二一	一二
					中立七

こうして実施された選挙の結果は飽託・上・下益城・玉名・菊池・阿蘇を国権が独占し、宇土・鹿本・天草では国権優勢、八代・葦北・球磨は全員中立(九州日日では中立と記す)となつてあらわれている。

七月三〇日、県は訓令を発して臨時郡会を八月一五日より二日ないし三日間の予定で開催することとした。八月五・六両日の郡長会議はおそらくその対策会議であつたと思われる。この臨時郡会では名誉職参事会員三名・同補充員四名の互選と、知事の任命すべき一名の参事会員候補者の選定を行い、議長代理者(正式議長は郡長)を決定し、八月二五日に知事の任命が済んで郡会の構成は完了した。

県制の施行 郡制施行の準備が行われるのと併行して、県は在京の知事と連絡をとりながら県制実施の準備を進めていった。二九年四月一三日の「郡制及県制実施ノ義ニ付上申」中にも記されているように、二月の臨時県会では県制実施を予測して、県会議員半数改選の期日を九月か一〇月に延期する決議をしているが、これは半数改選の期日が三月に迫つており、ここで改選すれば県制の実施に伴つて再び選挙を行わなければならぬためであつた。

四月二三日の上申に対して郡制施行の訓令は五月一日付で発せられたが、県制に関しては七月に入つても指令が到着しないので、県は予定通り九月一日実施の発令をしてほしい旨の要望書を内務省の県治局長宛に提出した。これに対し、七月一七日付の官報で次の通り発令された。

府県制施行

府県制第九十四条ニ依り、本年九月一日ヨリ熊本県ニ、同十月一日ヨリ茨城県ニ、執モ府県制ヲ施行ス。

そこで県は八月一日郡・市長に対して県制施行並びに施行順序を通達し、九月一日には告示第一五七・八号で県会議員定数と選挙の期日を布達した。

本県県議員ノ選挙ハ、本月一九日府県制第三条ニ依リ選挙ヲ行フヘシ。其選挙スヘキ各都市ノ人員ハ左ノ如シ。

熊本市	二	飽託郡	四	宇土郡	二
玉名郡	四	鹿本郡	三	菊池郡	二
阿蘇郡	二	上益城郡	三	下益城郡	二
八代郡	三	芦北郡	二	球磨郡	二
天草郡	六	計	三七		
		明治二十九年九月一日	熊本県知事	松平	正直

これまでの県会議員の定数は四名であつたので、七名の減員となつている。新県制の実施にともない常置委員会が廃止されるので、八月二八日最後の委員会が開かれ、一〇月一五日に新参事会が成立するまでの四五日間知事が参事会の権限を代行した。九月一九日新県会議員選挙のための郡・市会が一斉に開催された。結果は飽託・宇土・阿蘇・玉名・鹿本・下益城・菊池・上益城の八郡は全部国権党、天草は国権優勢、八代・葦北・球磨は自由党となり、一〇月一五日の県会で議長大畑純次(国)・副議長大谷高寛(国)が選出され、参事会員も全部国権党員で占められた。

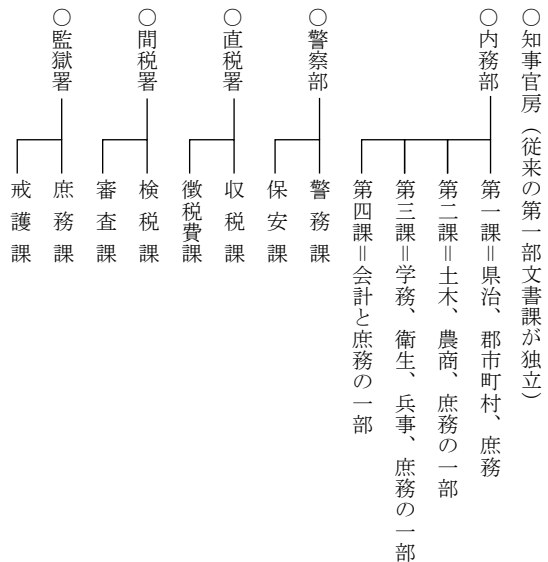
四、地方官官制の整備

地方官官制 「地方官官制」は明治一九年（一八八六）に実施されたが、これはそれまで単純で大まかな組織であった地方の官制を、全国的な規模の下に機構を合理化しようとしたものである。そしてその意図するところは明治二三年（一八九〇）と同二六年（一八九三）の全面改正によって、府県庁の機構の基本型を大略確立させたと言えるようである。

この地方官官制によって、地方官の職責が明確化され、行政事務が分化され、定員基準が設定され、組織に客観性が具わった。また機構内部の職階制がととのえられ、勅任・奏任・判任の等級秩序が確立され、これに伴って官吏は専門職業化し、これまでの人物中心の統治から機構中心の統治へと移行し、その結果は中央集権的官僚支配を強める結果ともなった。

明治二三年の地方官官制の改正 明治二三年一〇月一〇日地方官官制は勅令二二五号で改正公布された。改正の精神は地方官吏の淘汰と地方政務の整理にあるとの中央の考えが伝えられている。まず知事は今後勅任のみとし、書記官は一名に減じ、新たに参事官二名を置いて知事の諮詢に応じ意見を具し、審議立案を掌らせ、従来の第一部・第二部・警察本部・収税部という構成をやめ、新に知事官房を設け、内務部・警察部の二部と、間税署・直税署・監獄署の三署長を設置することにした。

政府はこの改正に伴い、山下県書記官を京都府警察長に転出せしめ、森岡書記官を参事官とし、埼玉県書記官笹田黙介を熊本県書記官とした。そこで県は同二〇日に庁訓令七六号で「二部三署」の設置を命令し、これに伴って「庁中分課章程」（訓七九号）と「処務細則」（訓八九号）の全面改正を実施した。次の通りである。



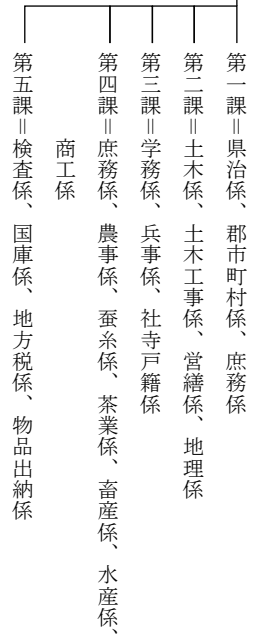
右に伴って、内務部の第一課長には旧庶務兼文書課長の宮田去疾が、第二課長には旧兵事課長の吉田較一、第三課長には旧衛生兼学務課長の千田一十郎、第四課長には旧会計課長の西山嘉時が任命され、属および雇の発令も実施されて、休職・非職・依頼免になる者も多かった。

明治二六年の地方官官制改正 二四年八月に内務部に主任制がとられたが、二六年一〇月三〇日勅令第一六二号でさらに地方官官制の改正が行われた。これを二三年の改正に較べると、機構の上でさらに組織化され、課の下に係制をとって分掌事務を詳細に規定している。まず内務部第二課の土木事務と農商事務を分離して二課に分ち、第三課の衛生事務を警察部に移し、直税署・間税署を合せて収税部とし、一官房三部一署とした。本県でもこれに伴って内務部・収税部に十一月一日付で異動があったが、一二月一日に県達五〇号で大改正の「分課章程」を発して庁内の改革を実施、同一五日には改正した「処務細則」を布達した。改正

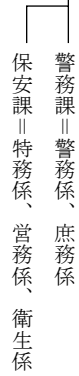
された県庁機構は次の通りである。

○知事官房 〓 秘書係、往復係、記録係、報告係

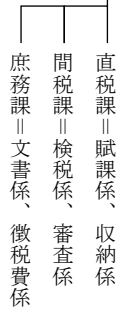
○内務部



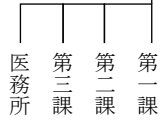
○警察部



○収納部



○監獄署



○監獄支署 〓 庶務係、警守係、医務所

右の内、内務部には書記官、警察部には警部長、収税部には収税長、監獄署には典獄が長となり、知事官房には宮田参事官が長となって内務部第四・五課長を、第一・二・三課長は森岡参事官が兼ねた。その他の部の課長には警部・収税属が当たり、監獄署には監獄書記が当てられている。

この後も行政事務の専門化が進められ、それに伴って専門部門の中央集権化が実施された。明治二十九年には収税事務が大蔵省の直轄となり、

同三年一〇月には監獄署の経費が国庫負担となり、ついで三六年には司法省の管轄に移されている。また三二年六月には地方官官制の改正が行われて、第三課から学務課が独立しこれに伴って府県と郡に教育行政担当の視学制度が設けられた。

第八章 改正地方制度下の熊本県

(明治三二年 — 大正二年)

第一節 新府県制・郡制

明治三二年(一八九〇)に制定された府県制・郡制は一〇年目になっても全府県に実施されなかった。旧制の施行がこのように遅れたのは郡制に問題があったからで、その改正案は幾度も衆議院に上程され、一度も日の目はみなかったけれども、しだいに強力な意見に成長していった。そこで政府もその危険な波が郡長公選に迫らぬうちに自らの手で改正する必要を認め、同三二年(一八九九)の帝国議会に改正案を提出して可決され、この年より施行することとなったのである。この新府県制・郡制は大正三年の大改正まで一四年間施行された。この間に地方官官制も二回にわたる手直しを受けている。

一、府県制・郡制の改正と熊本県

旧制の弊害と改正への動き 明治三二年三月一六日法律第六四号で府県制の全面改正が、第六五号で郡制の全面改正が公布された。旧制公布以来一〇年目であったが、未施行府県は東京・京都の二府と神奈川・広島・香川・岡山の四県があり、施行してまだ一・二年しか経過していない府県は大阪府の外一五県を数えている。

旧制の施行がこのように遅延した根本原因は郡制にあった。比較的小地域の市町村や、府県会という組織を持つ府県とは違って、郡という名目の中間組織を、西欧の制度にならって無理矢理に自治体として構成させようとしたことが蹉跌のもとであったのである。実施の遅れた府県は、既に実施した府県の実体を見ては逡巡し、帝国議会における廃止案

や改正案の審議状況や一般の廃止世論を聞いてますます躊躇していたものと思われる。

郡制の問題点は既述の三本の柱、すなわち大地主特権制・複選制・郡長官選制であった。まず大地主特権制は急造の大地主の簇生をうながし、本県においても当初推測の三倍以上の大地主がつくり出され激しい選挙戦と地主争奪戦が行われるという苦い実例を示した。また複選制によつて、各政党が自党の県会議員を出すためには郡会議員を確保せねばならず、郡会議員を確保するためには町村会議員を一名でも多く自党から当選させなければならなかった。県から市・郡・町村末端までの政党化をまねき、中央の党争を地方に浸透させる結果を将来していた。

既にこれらの弊害については「自治新誌」をはじめとして野党派の新聞雑誌がこぞつてその非をならしたが、政府側報道機関の中にもその弊を論ずるものがあらわれていた。しかし内務官僚としては、折角築きかけた中央集権の体制を、いかに強い反対があるからと言つて簡単に廃止説に屈服するわけにはいかなかった。そこで地方の意見を聞いた上で最小限の手直しをして急場を切り抜けようと考え、明治二九年一〇月二三日付で、各府県行政上の得失に関する意見を上申するよう県治局長名で知事宛に通告を出した。

右の通告に対して熊本県でも「行政事務整理意見書」をまとめて提出しているが、その中郡制に関しては

郡ヲ以テ公共自治体ト為ス制度ノ如キハ、従来ノ慣習・現今ノ民度ニ照シテ、大ニ事理ニ適合セザルノミナラス、之レカ為ニ往々法制ノ形式ニ拘泥シテ實際ノ施設ニ効益ヲ与ヘサルモノナリ

と述べ、具体的に郡制実施の実情・郡視学制、土木・勸業・衛生に関する町村補助費、財産管理処分及営造物維持、形式的施設についてその必要のないことを詳述した後、

郡ヲ自治体ト為スハ不必要ニシテ、徒ラニ地方制度ヲ複雑ナラシムルニ過キサル事亦更ニ反覆弁説スルヲ要セサルヘシ。即チ郡ヲ以テ従前ノ如ク單純ナル行政区画ト為シ、郡長ハ一方ニ於テハ町村ノ監督官トシ、更ニ国ノ行政及ヒ府県ノ行政上知事ノ命令ヲ町村ニ伝達スルノ地位ニ立タシメ、郡役所ヲ以テ恰モ府県ノ出張所ノ如クスル事、恰モ仏国ノアロンジスマンノ制度ノ如クスヘシ。

と結んでいる。郡は従前の單純な行政区画に戻せという郡制廃止の上申である。

翌三〇年二月（第一〇回帝国議会）に衆議院にまたまた郡制改正案が提出され、しかも郡長公選を除く二件は可決された。但し、この改正案を回付された貴族院では、未施行府県の多いことを理由にして否決した。（三〇年三月一日現在、郡制施行二三県、府県制施行一七県）しかしその貴族院においてさえ、第一二回帝国議会では、大地主簇生防止のための郡制改正法律案が提出されている。

府県制・郡制の改正 このような改正案の波状攻撃は政府にとつては危険な事態の切迫である。さすがの山県有朋もこの波が郡長官選を押し流さぬ中に、残りの二つの柱を切り捨てる決心をした。明治三二年二月、第一三回帝国議会に対して山県首相は「府県制」「郡制」の改正案を提出した。提案の理由は首相は同二四日の貴族院で次の如く説明している。

抑々大地主に特権を与へられた訳は、郡内にいて独り名望を有するのみならず、郡の費用を多く負担し、又郡内の事業につきましても其利害の關する所少からざるために、特別に地方制度發達の上にをきましても著しき成績を見るであらふ、且つ郡の公益になるであらふと云ふ考でした。然るに郡制の制定が憾むらくは時期に後れたために、早くも党争の弊を蒙りまして、選挙に際し往々党争の具たるの有様に立至りました。加之、之を本制施行以来十年の間の成績

に照して見まするに、時勢の変遷に伴ひまして、大地主必ずしも郡内の名望家と云ふ訳ではありません。故に折角予想の效果を見るであらふと云ふことに反しまして、却つて弊があると云ふ訳であります。故に寧ろ之を廢するが宜しいと云ふ考であります。

是に次いで複選制のことであります。此複選制は其選挙人が知識、経験を有する人でありまして、且つ又選挙の手続至つて簡單であります故に、本制を定められたのであります。然るに其の結果は是れ亦予想の外に出まして、此複選制に依りますと云ふと、府県會議員、郡會議員の選挙に関する勝敗は、一に市町村會議員の選挙に係りますから、競争の熱度は延いて市町村自治の行政に波及致しまして、市町村自治制度の發展を害するに立至つたと云ふ訳であります。

大地主必ずしも名望家にあらず、知識・経験者必ずしも議員たらず、市町村自治は最も激しい党争の渦に巻きこまれたと説明して、改正案を提出しているのである。この改正案中、郡制についての主な改正点は次の通りである。

- 1 複選制は町村會議員選挙の競争を激化するため、これを廢止して直接無記名の選挙とする。（選挙権は郡内公民、被選挙権は直接国税五円以上）
- 2 大地主は必ずしも議員の適任者でないため、大地主議員の制度を廢止する。
- 3 郡が法人であることを明示する。
- 4 選挙人名簿を据置き制度とする。
- 5 選挙の効力・資格等を明らかにする。
- 6 郡の行政および吏員の条項を明確に設ける。
- 7 財務に関する規定を整備する。

これに対して衆議院は、記名投票を採用することと、半数改選の廢止とを可決して貴族院に送つた。貴族院は半数改選の廢止には同意したが、記名投票を無記名投票に再修正して衆議院に回付し、衆議院もこれに同意して郡制の改正案は成立した。

一方「府県制」の主な改正点としては次の項目があげられる。

- 1 複選制は延いて市町村会議員選挙の競争を劇烈ならしめ、地方自治を阻害するため、これを廃止して直接選挙、無記名制にする。(選挙権は府県内の市町村公民で直接国税三円以上、被選挙権は一〇円以上)
- 2 選挙の資格、効力等を明らかにする。
- 3 県の法人たることを明示する。(従来も事実上は法人として扱ってきたが、これを成文化する。)
- 4 府県会に通常会を設け年一回とする。(従来は「毎年一回秋季ニ於テ通常会ヲ開ク」とあり、事実上通常会は一会しか開かれていないが、今回は「通常会ハ毎年一回之ヲ開ク」と修正している。)
- 5 府県税に関する規則を設ける。
- 6 府県の実情に鑑がみ、府県吏員を置く途を開く。
- 7 会計規則を明瞭にする。

衆議院の審議では主な修正として議員数の増加(原案は人口七〇万未満三〇人、七〇万以上一〇〇万未満は五万人一人増、百万以上は七万人加うる)ことに一人増とあつたのを、五〇万まで三五人、五〇万以上一〇〇万まで三万人一人増、一〇〇万以上五万を加うる)ことに一人増と修正)、記名投票、半数改選の廃止の三件を可決して貴族院に送付し、貴族院は前二件を政府案に復し、第三件には同意して衆議院に回付した。衆議院は郡制と同様に貴族院修正案に同意したので、両改正案は三月六日に成立し、同一六日に法律となり、旧制を施行している府県に関しては七月一日より施行させ、旧制未施行府県に関しては府県知事の具申によつて内務大臣が定めることとなつた。

なおこの審議に際して複選制の利害に関する意見が出されているので列挙してみよう。

(複選制の弊害―直選制の長所)

- 1 複選制は直選制の如く一般選挙人の意志を代表すること能はずして唯問題

に反映するのみなり。

- 2 市町村会議員の多数を占むる必要ある為、市町村会議員選挙競争劇烈となり、延いて党派の軋轢を地方自治に波及するに至る。
- 3 市町村会議員の任期間は数回議員選挙を行うとも、同主義の者の選挙に依る為、選挙現時の選挙人の思想と一致せざるの虞あり。
- 4 複選制の結果、地方議会の主義は自ら一方に偏倚して、各種の意見を適当に代表し得ざるの虞あり。
- 5 政府の郡市町村に対する監督も、参事会の郡市町村会よりの選挙なるを以て、勢ひ励行し得ざるの虞あり。
- 6 郡会・市町村会の不成立の結果に伴ひ、屢々選挙を結了せざることあり。(複選制の長所―直選制の弊害)
- 1 一般選挙人は選挙区域の大なるに従ひ、其の事情に通ぜざるに反し、複選制となれば事情に通じたるものが選挙するを以て公正なる選挙を為すことを得。
- 2 複選制は名誉職にある者選挙人となるを以て、暴行・脅迫等に動かさるることなく、選挙の弊害行はれ難し。
- 3 地方議会に於ける党争は、複選制の如何に係らず。
- 4 直接選挙を屢々行ふときは、無用の混雑を生じ、競争の結果は市町村民間に於て敵視するの状態を生ず。
- 5 現行複選制は、市町村の等級選挙を基礎とするを以て、社会各級の意見を適当に議会に反映することを得。

本県における施行

政府は新府県制・郡制に関する説明のため、四月一七日から地方官会議を開催した。五月二〇日には内務省令第一七・一八号をもつて「府県会議員配当令」「郡会議員配当令」が発せられ、熊本県の分は県会議員総数は旧制と同じ三七名であつたが、阿蘇郡の二名が三名に、上益城郡の三名が二名に改正されている。郡会議員は各郡増減があるが、一郡一五名以上三〇名までと定められており、総数では旧制下に比して二名の増である。(次表)

市郡	県議	有権者	被選挙権	(市)郡議	有権者	被選挙権
熊本市	二	一、二四五	五〇一	三六	二、三八一	四八七
飽託郡	四	六、〇九五	二、八六五	三〇	六、〇六二	四八七
宇土郡	二	二、〇八〇	八六七	一五	二、〇八〇	一、五七二
玉名郡	四	七、三六六	二、三八四	三〇	七、三六六	五、三三三
鹿本郡	三	五、三七七	二、〇三四	二五	五、一五五	四、〇四四
菊池郡	二	五、〇四三	二、一四二	三三	五、〇四三	三、九六六
阿蘇郡	三	二、九七四	一、〇三九	二四	二、九四四	二、一三三
上益城郡	二	五、四九四	二、五八五	二四	五、四六六	四、三三九
下益城郡	二	四、五三九	二、〇五七	二四	四、四九二	三、六〇七
八代郡	三	二、三四五	一、二三元	二六	二、四六六	二、〇七六
葦北郡	二	一、八八三	四七五	一九	一、八八三	一、八八五
球磨郡	二	四、二二七	九九五	三三	四、〇五五	二、六三三
天草郡	六	三、七七一	一、五九九	三〇	三、七九八	二、五三二
計	三七	五、一七二	二、〇七二	二九四	五、〇八三	三、八二七

七月一日より新制の施行が達せられたが、改正の具体化は四年ぶりの郡議・県議の直接選挙にあつた。郡会議員の選挙は九月三〇日に実施され、国権・憲政両党の華々しい選挙戦の後、飽託・上・下益城・宇土・鹿本などでは国権優勢、八代では憲政が圧倒的優勢を示したが、全県的にはもちろん国権党の勝利に終つた。

県会議員の選挙は一〇月五日であつた。(九月一三日告示二五六号)国権党・憲政党は互いに中立派を抱きこんで選挙を争い結局国権二〇名、中立四名、憲政一三名が当選した。この選挙の前七月九日に県令で「祭礼供養ノ為メ人民群衆ヲ禁止スル件」が発せられていたが、一〇月一六

日廃止された。これも選挙の激しさを予想した県側の対策であつたのであろう。一〇月三〇日に臨時県会が開催され、議長に値賀盛純、副議長に菊池淡水が選ばれ参事会員も決定し、県予算の執行も知事処分から参事会の審議に移つた。実に四か月振りであつた。なお郡会も補欠選挙や資格問題、参事会への異議訴願などで年内には役員選出のみが行われ、翌三三年一月から二月にかけてようやく開会されている。

府県制・郡制の一部改廃 新郡制に関してはその廃止案が屢々衆議院で可決されながら貴族院の反対で実現しなかつたため、明治期には部分的な改正は行われていない。僅かに明治三五年四月五日に郡費分賦の割合決定に関する件が法律第四〇号で決定されただけである。

しかし新府県制に関しては必ずしも然らずで、まず施行前の六月七日に島嶼に関する二つの勅令(一三八条関係)、六月二日に市部会・郡部会の特例に関する勅令(一四〇条関係)が発せられ、六月二十九日には勅令第三一五号で「府県行政及郡行敬ニ関シ、主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項」九項目を示し、府県知事の決裁のみでよい旨を示している。

- 一 其ノ府県・郡ニ於テ從來徴収シタルモノト同種類ノ使用料、手数料及其ノ細則ニ関スル件
 - 二 其ノ府県内ニ於ケル教育・勸業・衛生・土木若ハ慈善ノ事業ニ対スル補助、其ノ他其ノ府県ニ於テ從來補助シタルモノト同種類ノ補助ニ関スル件
 - 三 予定価格五千円未満ノ府県有不動産処分ニ関スル件
 - 四 其ノ府県ニ於テ從來賦課シタルモノト同種類ノ夫役・現品ニ関スル件
 - 五 支出総額十萬円以内ノ府県継続費ニ関スル件
 - 六 其ノ府県ニ於テ從來設ケタルモノト同種類ノ特別会計ニ関スル件
 - 七 府県債ノ元本総額五萬円、郡債ノ元本総額千円ニ達スルマテノ起債
 - 八 地租二分の一以下ノ附加税ノ賦課ニ関スル件
 - 九 警察費国庫下渡金ニ対スル支出金額ノ件
- (注) この勅令については、三三年二月に「一〇、伝染病予防費国庫下渡金ニ対スル支出金額ノ件」が附加され、三五年二月には「一一、府県制第百八

条ノ場合ニ於テ関係府県知事ノ協議一致シタルトキ(数県にまたがる営業所ノ營業稅徵收ノ件)が加えられたが、明治四二年四月第八項が「感化院費国库下渡金又ハ癩予防費国库下渡金ニ対スル支出金額ノ件」と改正されている。その後大正元年一月二七日勅令第四九号で廃止され、新一六項目が制定され一二月一日施行に決した。

- 一 各選挙区ニ於テ選挙スヘキ府県會議員數ニ關スル事
- 二 府県會傍聴人取締規則ニ關スル事
- 三 府県會議員、府県名譽職參事會員其ノ他府県名譽職員ノ費用弁償額及其ノ支給方法ニ關スル事
- 四 有給府県吏員又ハ有給郡吏員ノ退隱料、退職給与金、遺族扶助料及其ノ支給方法ニ關スル事
- 五 国ニ対スル府県ノ寄附ニ關スル事
- 六 府県ノ教育・勸業・土木・衛生若ハ慈善ノ事業ニ対スル補助、又ハ其ノ府県ニ於テ許可ヲ受ケタルモノト同種類ノ補助ニ關スル事
- 七 警察費国库下渡金、伝染病予防費国库下渡金、癩予防費国库下渡金、又ハ感化院費国库下渡金ニ対スル府県支出金額ニ關スル事
- 八 府県ノ特別會計ニ關スル事
- 九 支出總額十五万円以内ノ府県繼續費ニ關スル事
- 十 予定價格一万円未満ノ府県有不動産処分ニ關スル事
- 十一 元本總額十万円ニ達スル迄ノ府県債又ハ元本總額二千円ニ達スル迄ノ郡債ニ關スル事
- 十二 府県郡ニ於ケル公会堂・病院・試験場・物産陳列場・種畜場・蚕種貯蔵庫・公園・教員養成所・産婆看護婦養成所・種畜ノ使用料及試験・分析・鑑定・凶案・設計・畜類血統証明・患畜診察手術其ノ他之ニ類スルモノノ使用料又ハ手数料ニ關スル事
- 十三 府県ニ於ケル前項ノ使用料又ハ手数料ノ細則ニ關スル事
- 十四 府県制第八條ノ場合ニ於テ、関係府県知事ノ協議一致シタル營業稅附加稅ノ歩合ニ關スル事
- 十五 府県ノ夫役現品ノ賦課ニ關スル事
- 十六 郡費ノ特別分賦方法ニ關スル事

府県制施行前にもう一つ「府県費ノ分賦及不均一賦課ニ關スル件」三か条が同じ六月二九日勅令で発せられている。

府県制施行後の三二年八月一七日「府県會議員及郡會議員選挙ニ關スル罰則」(勅令第三七七号)全八條が即日施行された。これは第一三議會提出の衆議院議員選挙法が不成立となつたため、緊急勅令として公布されたもので、第一四議會会で同選挙法が可決された後、三三年三月七日(勅令四三三号)廃止された。三三年五月二八日には「府県出納吏及郡出納吏ノ身元保証並賠償責任ニ關スル件」全四條(勅令二四八号)が出され、三九年七月一八日にはその第五條が追加された。

四一年二月には沖繩県に關する事項の追加を行い(法律二二号)、翌四二年右に關する特例を勅令二〇号で公布した。

明治四四年には二三年間据置かれた「市制・町村制」の全面改正が行われたので、いよいよ府県制にも再度の大改正の時期が近づいてきた。そしてそれは大正三年に至つて実現するのである。

一、地方官官制の改正

三二年以後の改正 明治三二年六月には地方官官制の一部改正によつて、第三課から学務課が独立し、本県では井上參事官が課長を兼任したが、二八日には熊本県高等視学官として住田昇(奈良県師範校長)が任命された。また三三年一〇月一日より監獄署の經費が国库支弁となつたので、県は會計規則を改定している。明治三六年四月一日、監獄署は司法省管轄となつて新官制が施行され、熊本監獄署では判任官三人、看守三七人を含む五二人の減員が行われた。

明治三八年の改正 明治三八年四月一九日、勅令第一四〇号で地方官官制の改正が行われた。新官制によれば知事(勅任)の下に事務官(奏任)四人を置き、事務官はそれぞれ部長として知事の命を受け、部下の官吏を指揮監督し所部の事務を掌理すると定められた。これまでの書記

官・参事官・視学官・警部長は廃止されて第一から第四の部長となったが、第四部長には新職名警務長が当ることとなった。警務長の下には委任の警視、判任の警部があり、警察署長は警視か警部をあてるきまりである。また郡には郡長(奏任)・郡書記(判任)・郡視学(判任)を置くこと定められ、三三年の勅令二四三号は廃止された。

庁内機構は知事官房と四部に分けられ、各部の分掌事務を再編成した。

第一部 議員選挙、府県及都市町村ソノ他公共団体ノ行政並ビニ経済ノ監督、賑恤救済、土木、地理、土地収用、府県ニ属スル国庫費ノ会計、府県経済ニ属スル収支出納ニ関スル事項

第二部 教育学芸、学事視察、兵事、社寺及宗教、名勝旧蹟、民籍ニ関スル事項

第三部 農工商、森林原野及水産漁獵、度量衡ニ関スル事項

第四部 高等警察、行政警察、衛生ニ関スル事項

熊本県では、右の改正によって二〇日に四部長の任命が行われ、前事務官森正隆は第一部長に、前視学官浜野虎吉は第二部長、前参事官橋本正治は第三部長に、前警部長六角耕雲は滋賀県事務官に転じ、前大分県警部長添田敬一郎が第四部長となった。また庁内機構は次のようにまとめられた。

知事官房 官吏ノ進退、文書ノ往復及記録編纂、官印・府県印ノ管守、褒賞ニ

関スル事項

第一部 庶務課、土木課、会計課

第二部 学事係、社寺係

第三部 農事係、商工係、林務係、水産係

第四部 警務課、保安課、衛生課

右の第二部・第三部は旧内務部内の第三課、第四課が分離昇格させられたために、部内に課がなく係だけであり、第一部・第四部に比して

均衡がとれていない。この不均衡是正のためには当然官制の再改正が行われる必要があつた。翌三九年七月には事務官を三人とし、第三部長を第一部長の兼任と定めている。

明治四〇年の改正 明治四〇年四月に行われた地方官会議では新地方官官制に対する批判が強く、第二部の廃止案が出て可決された。その時の諮問をもとにして、同年七月一三日勅令で地方官官制の改正が実施され、事務官の次に事務官補を新設し、府県事務は東京は二部、其他は三部に分ち、第二・第三部は廃止して、第一部長を内務部長とし、第四部長を警察部長と改称した。これにもとづく異動により浜野第二部長は東京に転じ、和歌山県事務官脇田琥一が本県に転じた。県は新官制にもとづいて七月二六日新分課章程を發表し、知事官房・内務部・警察部の三部に各次のような係・課を設置した。

知事官房 秘書係、文書係(主事河地田熊太郎)

内務部 地方課、庶務課、土木課、会計課、学務課、農商課(部長石川啓)

警察部 高等警察係、警務課、保安課、衛生課(部長有川貞寿)

その後県は、明治四二年三月に農商課を農務課と商工課に分けたが、四三年九月には本県訓令五四号で郡役所の課を廃して係を置くことに改めている。

第二節 新市制・町村制

明治二一年に制定された市制・町村制も、二十数年にわたって施行される間に、部分的修正では弥縫しきれぬ問題が生じてきた。既に第二二議會(明治三八年)以降政府の手によつて数回の全文修正案提出が行われながら審議未了となつていたが、明治四四年第二七議會に提出された全文修正案は遂に成立し、同年四月七日法律第六八号・第六九号で公布され同年より施行された。この両法律はその後数次の大改正を経ながら

第二次大戦後の全面改正まで生き残り、地方自治の基本法となったのである。

一、市制・町村制の改正とその特色

第二・二三議会の改正案 明治三八年の第二三議会に政府は郡制廃止法律案とともに市制改正法律案・町村制改正法律案を提出した。その市制改正案は九章一七六条にまとめられており、旧市制に新たに「市参事会」（第三章）「市町村組合」（第七章）「雑則」（第九章）を加え、「附則」を章外に出して構成されている。この改正市制案の主な改正点は次の通りであった。

- 1 市民の納税資格から地租納入者の優先権と直接国税の金額制限を撤廃し、直接国税の納入者とした。
- 2 市会議員の定数は定期改選の時であれば増減できないが、著しく人口の増減のあった場合は内務大臣の許可を得て定数をかえることができるとした。
- 3 選挙人名簿の縦覧期日を選挙期日の五〇日前から一週間とし、異議申立より確定までの期間に余裕をとり、確定を選挙前三日（従来は一〇日）とし、一年間の永久選挙人名簿とした。（従来は毎選挙ごとに調製）
- 4 原則として単記制を採用し、投票用紙を市長が一定することとした。（従来は連記制で本人が認めて持参）
- 5 当選については法定得票数の制度を設けた。（各級選挙人を各級議員数で割った数の五分の二以上）
- 6 市会の正副議長は任期を定期改選までの期間すなわち三年とし、従来は一年、市会の招集・開閉者は市長とした。（従来は議長）
- 7 市会の定足数を過半数とした。（従来三分の二以上）
- 8 市参事会の行政事務担任を廃して議決機関とし、名誉職参事会員の被選挙権を市会議員のみに制限した。（従来は公民中満三〇才以上の選挙権を有する者）
- 9 市の行政機関は市長単独とした。

10 附近市町村と共同事業を経営し得るために、市町村組合を設けることができるようにした。

このように構成された改正案は、衆議院の審議で選挙人に関する数項の修正と、市会議員の任期を四年とし、半数改選をやめて四年ごとの総選挙とする修正、従って正副議長・名誉職参事会員の任期も四年とする修正が行われて貴族院に送付されたが、会期末のため審議未了となってしまった。

翌三九年の第二三議会に政府は再び郡制廃止案とともに市制改正法律案と町村制改正法律案を提出した。この時の市制改正案は前年衆議院における修正案ほとんどそのままであった。衆議院の委員会では最低得票数五分の一以上の制限のため何回も選挙を繰返すことは繁雑であるからその制限を一回までに限る修正が加えられ、三月九日の本会議で委員会修正通り可決され貴族院に送付された。貴族院では郡制廃止との関連が深いという理由で同じ委員会に附託されたが、三月二一日郡制廃止法律案が否決されたため、政府が二三日にこの法律を撤回して、この時もまた不成立に終わった。

翌四〇年の第二四議会には衆議院議員選挙法中改正案の一つとして記名投票案が出され、地方選挙にもこれを及ぼそうとして府県制・郡制・市制・町村制中改正案が提出され、衆議院では可決されたが貴族院で審議未了となった。

改正案の成立とその特色 明治四三年の第二七議会に、政府は第二三議会に提案した改正案にさらに部分的修正を加え全一〇章に附則を含めて一八一条として提案した。第二三議会改正案との主な違いは、市が必要と認めた時は市条例をもって市参与を置くことが出来―第七四条―市参与は担任意業に關してのみ市参事会員として参事会の議事に参与出来る―第六四条―こととしたこと、市長・助役・収入役の任期を従来六年から四年に短縮したこと―第七三・七五・七九条―第四章市行政を第

四章市吏員、第五章給料及給与に区分したこと、市吏員の給料旅費について内務大臣や府県知事の許可を必要としないことに改めたこと―第一〇五条―非常災害の際他人の土地を一時使用することができることとしたこと―第二二八条―市町村組合を法人とすることを削ったこと（前案の一五二条）市が異議申立や訴願を提起する期限を二週間から三週間に延ばしたこと―第一六〇条―監督官庁が市会の停会を命ずることのできる条項を削ったこと（旧改正案の第一六一條）などである。

この時の政府提案では改正の要旨を次のように説明している。前の改正案の説明と重複するきらいもあるが、最初の市制との重要な相違点を列挙しているので、次にあげてみよう。

市制制定以来二十余年を経過し、その間の実施と時勢の進歩に鑑み、改正を要する点少からざるを以て、之が全面改正を行はんとしたるものにして、其の主な改正要点左の如し

- 一 合議体の行政機関は其の責任の帰趨明かならざるに加へ、事務の敏活を欠くを以て、市長を以て単独の行政機関とし、従来行政機関たりし市参事会を議決機関と為したる事
- 二 市会議員の選挙に付き、今日に於ては半数改選の要もなく、加へて其の煩雑を避くるため、府県制の例に倣ひ、任期を四年として全部改正とせる事
- 三 市会議員選挙は衆議院議員及府県会議員の選挙との権衡を保ち、且つ弊害少からざるを以て、単記投票の制度を採用せる事
- 四 市長の任期を市会議員と同様四年とせる事
- 五 特殊の事業の為、学識経験ある人物を挙げ、適當の地位を与ふる為、市参与制度を設けたる事
- 六 附近市町村と共同事業を經營し得る為に、市町村組合を設け得る道を開きたる事

この案はまず衆議院委員会で審議され、市参事会が諮問機関になったのは進歩か退歩か、市参与制は官辺縁故者や官吏の古手の侵入により官僚化のおそれはないか、三級制を残す理由と単記制との関連如何などの

質疑があつた後、二十余か所の修正を加えて議決された。政府案の改正要点はそのまま通過したが、大きな修正ではまず公民の納税要件が「市内ニ於テ直接国税ヲ納ムルトキハ」から旧市制のままの「市内ニ於テ地租ヲ納メ若ハ直接国税年額二円以上ヲ納ムルトキハ」と修正された。（第九條第一項）、また市に対して工事の請負その他特に關係の深い事業者には被選挙権を与えないことを詳細に規定してあつたものを「市ニ対シ請負ヲ為ス者及其ノ支配人、又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、重役及其ノ支配人」に限定して大きく緩和した。（第一八條第三項）これは小都市において原案のように制限すれば、その地方の有力者で被選挙権を失う者が多く出る可能性があるためこれを緩和し、特に法人についてはさらに緩和したと修正理由で説明されている。

また今一つの法定得票数の「五分ノ一」が「七分ノ一」に改められた。これは五分の一ではそれに達せぬ場合がしばしば出てきて、再選挙になることが予想されるので、最初から七分の一に切り下げておくことになつた。また再選挙の際はますます低調になることが予想されるので、第三七條第二項後段の部分を削り、再選挙の際にはこの法定得票数を適用せぬという一項を追加した。以上の三つの他の修正はほとんどが字句の修正で、明治四四年三月一四日に衆議院を通過して貴族院にまわり、貴族院でも同二一日衆議院修正通りに可決された。

こうして波瀾に満ちた市制改正案は明治三八年の改正案提出以来六年目に貴・衆両院を通過し、明治四四年四月七日に法律第六八号として公布され、九月二二日勅令第三三八号でその施行期日を一〇月一日と定められたのである。しかし、この大改正も当局者以外には全く関心を持たれず、大新聞は一つもそれについての論説を掲げず僅かに東京日日新聞が数行のニュースを出したにすぎなかつた。

町村制の改正経過とその特色 町村制の改正案も市制と同様の経過をたどり、第二二議會・第二三議會に提出されて審議未了となり、第二七議會でようやく可決された。第二二議會に提案された改正案は旧町村制

と同じ八章構成であるが、第一章総則の第三款「町村条例」の下に「及町村規則」が附加され、第三章の第一款「町村吏員ノ組織選任」が「町村吏員ノ組織選挙及任免」に改められ、第二款「町村吏員ノ職務権限」の下に「及処務規定」が加えられ、第四章「町村有財産ノ管理」が「町村ノ財務」と改められている。内容の主な改正点は次の通りである。

- 1 町村が義務の負担に堪えぬ時や公益上必要な時に強制合併をさせ得る条項（第四条第二項）を削った。
- 2 町村の廃置分合、境界変更、境界争論に、郡参事会を関与させる条項を削った。
- 3 町村公民の要件の中から地租納入を削り、又直接国税の税額制限を除いた。
- 4 選挙人名簿の縦覧期間を選挙期日五〇日前から七日間とし、名簿の確定を選挙三日前として、一年間の選挙人名簿とした。
- 5 原則として単記制をとり、投票用紙を一定した。
- 6 当選については法定得票数の制度を設けた。
- 7 選挙に関する紛争に郡参事会を関与させる条項を削り郡長から府県参事会へ直通する形をとった。
- 8 議員の三分の一以上の請求で町村会を招集できることとし、（従来は四分の一）定足数を過半数とした。

右の改正案は衆議院の審議過程で名誉職当選者の職務放棄の罰則の一部、定数改正の時期、一級選挙人に関する規定の改正と、議員の任期六年を四年とし半数改選をやめること、議員の欠員補充は定数の三分の一以上に達した時実施すること、町村長を議長とすることをやめ、議員中より選挙し、任期を四年とすること、などの諸点が改められて貴族院に送られたが審議未了となった。

翌年第二三議会に提出された議案は、町村長を議長とする点のみ旧に復し、あとは前年の修正案通りであったので、衆議院では法定得票数五分の一以上の制限を一回までとする修正が行われただけで貴族院にまわった。しかし市制と同様な手順で法案撤回となった。

明治四三年の第二七議会に提案された町村制改正案は旧案の第三章町村行政を町村吏員と給料及給与の二章に分けて全体を九章とし、第二章町村会の第二款と第三章町村吏員の第二款をとともに職務権限のみとして、旧案の「及処務規程」を削っているが、条文は一六一条でかわらない。

衆議院における修正は一七か所に及び、市制における修正と同様の部分もあるが、主な改正では町村公民の条件に「直接国税二円以上ヲ納ムル」者という現行法の条文が復活し（第七条第一項）、町村請負者の被選挙権制限は支配人・無限責任社員・重役のみに適用されることとなり（第一五条の三項）、選挙人名簿の縦覧期日を選挙前四〇日よりとし（第一条の二項一従来は五〇日）、法定得票数の最低限を七分の一に改め（第二七条の一項一従来五分の一）、また町村長および助役は知事の認可がないと任期中の退職ができないようになっていたのを、三か月前に申し出れば退職出来ることにした。（第六四条の三項）

三月一四日衆議院を通過したこの改正案は、二一日に貴族院で衆議院修正通りに可決され、四四年四月七日法律第六九号として公布された。

一、改正市制・町村制の実施

内務省通牒まで 明治四四年四月二一日の九州日日新聞は社説に「市制・町村制の研究會」という標題を掲げて次のように記している。

市町村制の改正は、自治政の整理を為すに於て、最も緊要の機会なりと謂はざる可らず。従来市町村制度は、種々の点に於て不完全の事ありしが、今回は則ち従来経験に鑑みて、大に修正する処ありしを以て、自治機関の運用上根本的に変替する処多し、此改革の場合には即ち整理を施行するに於て最も手着ぐるに容易なる者あり。

今日各処に自治政素乱の批難あるを開けるが、為にする処ある中傷的の攻撃に出る者尠からざるべきも、併も今に於て其内容を整頓して自治政の効果を挙

ぐるは、最も励精すべき処たるなり。而して自治政不整理の原因は、故意に悪辣手段を弄して之を潰屑せしめたる者は姑く論外とし、間々制度の精神を了解せず若くは制度の施行方法を審にせざる等にて、知らず識らず不整理の状態にある者尠しとせず。前者の最も匡正を要すべきは勿論、後者も亦速に之が改善の道を講ぜざる可らず。然らざれば則ち人民の不利不便を如何ともする能はざるなり。

殊に新制度の施行に就ては、尚一層此法制の細目を研究するの必要あり。然らずんば則ち之を準用して完全なる施行を為すを得ざるべき也。今日各郡に於ては、兵事事務の講習あり、若くは徴稅事務の講習ありと雖、併も自治制研究の講習会あるは未だ是れあるを觀ず。今日各町村に於て是が研究を為すに至らば、其裨益する処必ず多大なる者ある也。是に由て從來事務の渋滞を来し居たるの弊を刷新し、明快簡捷の取扱を為すに至れる等直接に得る処多かるべき也。是れ吾人の新自治制の研究を開くと云ふ所以なり。

而して此研究は単に之を町村事務に關係ある公吏其人のみに止らず、一般公民の公共の事に志ある者をして、出来得る限り講習せしめたく思ふ也。自治政は公民全体の自ら治むる政治なる以上は、公民たる者は何人も自治制の大体觀念を有して、事に之に従はざる可らず。今日各所に自治政紊亂の批難を聞くが如きは、当局者の失態に出づるの責は之を寛假するを得ずと雖、併も亦公民の自治に熱心ならず、当局者を監督するの力足らざる者、又一原因たらずと謂ふ可らず。果して然らば一般公民をして自治制の研究に従はしむるは適切なる政治思想を涵養せしむる所以にして、又た明快の思想を以て当局者を監視せしむる所以なり。是れ吾人が今に於て新自治制の研究會を、到る処の町村に開催せんことを主張する所以なり。

ここで九州日日新聞は新市制・町村制の内容を広く一般に知らしめ、その知識によつて直接自治制の担当者監督し得るようにさせたいと望んでゐる。しかし直接担当者である町村長および町村吏員の知識の向上が事務能率向上の急務であるとして、同年七月四日の紙上に「町村長の講習會」と題する論説を掲げた。

凡て事業の進歩は之を担当する人の智徳の向上と正比例する者なり。町村自治機關の發達も亦然り。町村長を初め其局に當る人の修養如何は最も密接の關係あるは之を言ふを待たず。是れ町村長及び町村吏員の、職員其他に就て講習會を為すの最も肝要の事たる所以なりとす。

吾人の識る処を以てすれば、今日町村の事務は決して整頓せりと稱するを得ず、所謂模範村なる者ありて、百般の施設に遺憾少き処なきにあらざるも、併も多数の町村に於ては其事務は随分幼稚なる処あるが如し。此の如きは當時者の識見余りあらざると、又研究向上の精神を欠ぐとに由る。殊に自治政紊亂の風説を聴くが如き町村は、一層其當事者の識徳を欠ぎ其修養を欠ぐに基かずんばならず。間には事務上の取扱に暗く、為めに往々法例違反の行為をなす如きものの到る処の町村に是れなしとせず。是の如きは速に匡正して整善に勉むるを肝要なりとす。

中央に於ては全国の郡町等を集めて自治の講習會を開けり。是大に可なり。併も是よりも更に肝要なるは、一県若くは一郡に於て、町村長を集めて講習會を催すこと也。上級官衙の取締や督責や如何に嚴密なりとも、其衝に當る実務者にして事務に暗熟し道理に明かならずんば、何を以てかよく自治の効果を奏せんや。町村長の多くは地方に徳望ある有力家なるを以て、自治政の研究をなし又は經驗を積める者の如きは決して多しと謂ふ可らず。何れもその常識により事務を処理しつゝある。されば嚴密なる法令の解釈や繁鎖なる事務の取扱やに就ては、往々未熟の点あるを免れず。講習會を催して自治制に關する知識を養はしむるは、益々其必要を觀るなり。

曩きに飽託郡に於て町村長の講習會を開き、好結果を収めたる者の如し。是の如きは他の諸郡に於ても必ず実行すべきの事なり。飽託郡の如きは其位置の熊本市に接近するを以て、町村長の出席に便利なるは勿論、殊に講師の招待に多大の便利を有するを以て、他の各郡に於ては直に之に倣はんとするの頗る困難なる事情なしとせざるも、併も相当の経費を投じ相當の經營を施さば、此困難を排除する事又決して為し難きにあらず。飽託郡の如く學者を各方面より招聘することは、他郡に於ては或は不可能ならんも、相當なる郡費の支出を為し、県よりも亦た自治政に熟練なる官吏を派遣して講師たらしめば、講習の目的を達するは決して為し難きを憂へざるなり。抽象的なる學者の講話も無論自治政

経営の基礎として必要なるに相違なきも、併も勸業、教育、兵事、衛生等に就きて実際の事務を講習するは更に一段の裨益あるを得ん。此の如きは県と郡との奮発によりて之を為さんこと、必ずしも難事とせず。是れ吾人が各郡に於て、町村長の自治講習会を開催せんことを勧誘する所以なり。（碧天生）

同年九月二二日政府は勅令二三八号で市制および町村制の施行期日を同年一〇月一日と定め、同じ九月二二日に「市税及町村税ノ賦課ニ関スル件」（勅令二四一号）と「市税及町村税ノ徴収ニ関スル件」（勅令二四二号）とを公布した。前者は二か所以上の市町村で営業を営む個人・法人の附加税と、鉦区税・鉦産税に対する附加税および二か町村以上にまたがる営業以外の収入に対する市町村税の賦課について規定し、後者は市町村税徴収は国税徴収法を準用することを示している。

また同二二日、「市制・町村制ノ施行ニ関スル件」（勅令二四三号）全一六条を示し、新制実施にともなう旧制との調節事項を公布した。二五日には「市制第六条ノ市ノ区ニ関スル件」（勅令二四四号）で六大都市の区に関する規定を示し、「市町村吏員ノ賠償責任並身元保証ニ関スル件」（勅令二四五号）で公用財産に与えた損害賠償を規定した。

内務省令と内務省通牒 この年九月、内務省は省令一五号・一六号・一七号をもって新市町村制に関する規程規則を発した。一五号は「市町村財務規程」、一六号は「市町村吏員服務規則」で、これは「官吏服務規則」に準じて制定されている。一七号では「市町村吏員事務引継ぎニ関スル件」が新たに制定された。これは従来町村における事務引継ぎが慣例としてしか行われていなかったもので、交迭の際に引継ぎをこぼむ者があつても強制出来ず、そのために事務が渋滞した実例があつたために設けられた。この規程では引継事項を列記するとともに、引継を拒む者のある場合には、知事・郡長が二五円以下の過料を課することができると定めている。

九月二八日、内務省は地方局長名で新制実施に関する最終通牒を各地

方長官宛に発した。

一 市町村制施行の際現に町村助役、同収入役、区会の選挙したる区長、市の臨時又は常設の委員（市参事会員より出たる者を除く）の職に在る者は、其選挙又は選任の方法に付改正ありたるも、其資格要件に抵触なき者に限り其在職を妨げらるることなきものとす。現に東京市・京都市・大阪市・名古屋市の区長・同区収入役・同区附属員・市町村書記其他附属員の職に在る者亦其在職を妨げらるることなきものとす。

二 従前一郡事務の為に設くる町村組合会議員の任期は其組合規約の定むる所に依るべきものなるを以て、町村制施行の際現に其の職に在る者の任期に付ては別に影響を及ぼすことなきものとす。

三 市町村基本財産収益の為にせざるものは市町村制の規定に依り之を基本財産と為すべきものにあらざるを以て此の際整理すべきものとす。

四 旧市町村制中監督官庁の許可を要するの規定事項にして、市町村制施行前市町村会に於て可決したるものは、市町村制施行後に於ても仍て許可を要せざるものとす。

こうして、明治四四年一〇月一日、新市制町村制の実施日を迎えたが新制の実施により形の上に顕れた事象としては、市の参事会員が自然退職となったことだけで、熊本市ではそのため一〇月七日に臨時市会を開催して参事会員六名の選挙を実施した。市議員は当時なお三年ごとの半数改選であり、参事会員も二年ごとに半数改選の形をとっており、明治四二年三月に野田市兵衛・佐々布遠・林千八、同四四年三月に山田彦太郎・清永宇蔵・大野慎作が再選されていたが、その内には市議員は一名もいなかったもので、新参事会員は全くの新顔となった。「新制では市会議員の互選となる」

千田一十郎・吉永為己・豊永庄三郎・小早川秀雄・橋本伊平・行徳健男

また新制によって市会議員・町村会議員は最近の定期改選期に於てその職を失うこととなっており、それは明治四六年（大正二年）の半数改

選の時にあたっていた。大正二年五月一日全県下の市町村においてはじめての全員改選が実施され、これ以後四年ごと全員選挙が行われることになった。

第三節 明治後期の町村合併

明治後期の全国の町村合併の状況を見ると、次表に明らかのように、明治三三年から三五年の間および明治三九年から四一年にかけて町村数の減少が目立っている。この時期の前者は明治三二年の府県制・郡制の改正の直後であり、後者は三九年から四〇年にかけての郡制廃止論争が激しい政争に発展した時期に当たっていて、その減少が偶然でないことを明らかに示している。

年次	町村数	減少数
明治32	14,702	24
33	14,540	162
34	13,637	903
35	13,487	150
36	13,472	15
37	13,399	73
38	13,398	1
39	12,856	542
40	12,724	132
41	12,387	337
42	12,329	58
43	12,327	2
44	12,319	8
45 (大正元)	12,313	6
大正2	12,279	34
大正3	12,267	12

一、日露戦争前の町村合併

本県の動きと新聞論調 明治三三年から三五年にかけての減少は、旧府県制・郡制の未施行府県においても町村合併が急速に進行したものと考えられるが、既施行府県においても新制への移行に伴う手直しが行われ、多少の合併を見ている。本県ではこの期間の合併は二件で、明治三三年三月二日に天草の栖本村と河馬田村が合併して栖本村となり、明治三五年四月一日に河内村と船津村が合併して河内村となっている。但し改称では阿蘇郡宮地村が町に(三三年一〇月二〇日)、葦北郡日奈久村が町に(三四年九月二二日)、宇土郡三角村が町に(三六年三月)、葦北郡佐敷村が町に(三六年一月一八日)いずれも昇格し、また明治三五年の熊本大演習の行幸を記念して、飽託郡の部田村が翌三六年三月二日付で御幸村と改称することを認可されている。また三四年三月天草の下津深江村と小田床村が組合村を構成している。

この期間中の九州日日新聞をみると、明治三五年九月三日号に「町村合併の急」と題して次のような論説を載せている。

町村自治の機関をして円滑の運転をなし顕著の効績を挙げしむるに於て、第一必要を感ずるは町村民自治の精神に富むことなれども、其之に伴ふべき者は町村民の負担力なり。如何に自治の精神に富めばとて、其資力微弱にして町村費の負担に担へざれば、其治政率らず遂に機関の運転を中止せざるを得ざるに至るべし。然るに町村費の負担は頻年次第に増加して止むことなく、今日を以て之を数年前に比すれば、五割若くは十割の増加を見たるの地なしとせず。今第二国民要鑑に拠るに、全国町村税支出の十ヶ年累計は如左

廿二年度	一六、一一七、五四〇
廿三年度	一九、二五七、七九九
廿四年度	二〇、五三一、四七四
廿五年度	二一、五九三、三三一
廿六年度	二二、四五二、四四八

廿七年度 二四、六九六、三五五
廿八年度 二六、八七五、八二八
廿九年度 三〇、〇三四、七二四
三十年度 三〇、三五六、九九一
三十一年度 三八、二九九、二〇五

更に明治三十三年熊本県統計書に拠りて県下の町村税を見んとするも、該統計書は市町村を合して統計を示しあるを以て、単に町村税のみを見るを得ざれども其年々増加の有様は亦た推想し得べき者あるを以て、左に市町村歳出の決算を掲ぐべし、

廿八年度 六四七、七七八 三十一年度 一、二二三、二七四
廿九年度 六八五、九二六 三十二年度 一、二六七、六五七
三十年度 八七七、七七五

想ふに三十二年以降本年に至る亦た多大の増加を為せるや疑を容れざる所なるが、此の如きは畢竟社会の進遷に半隨する結果にして、実に己を得ざるに出るなり。若其歳出の増加するを苦みて、痛く之を減せんとするときは、遂に社会の範圍外に立つの外なきなり。近き一例を以て之を言へば、彼の流行病の發生するに当たり、旧時衛生思想未だ進歩せざるの時に於ては、之を予防し撲滅するの法を知らず。従つて其予防撲滅の法を行はざるも、人皆安如として敢て顧みず。徒に加持祈禱を以て悪疫を払はんとする位なりしも、今日に至りては然らず。法律の結果と社会の要求は、縦令多額の費用を要するも、忍びて予防撲滅の方法を実行せざるべからざることとなりしにあらずや。此他教育の如き勸業の如き社会の進歩するに從つて其費用を増すに至るは自然の理数なり。独り町村税の増加するのみならず国費及び県費の如きは更に是れより激甚の度を以て増加せるは、統計を挙示するの必要を見ざるなり。而して是れ亦た国勢の發達に伴ひ、社会の進歩に從ふの自然作用にして避けんと欲するも得て避くべきにあらず。然るに支出の増加の如きも、之を負担する国民の生産力は、必ずしも伴隨して發達すべきにあらず。則ち町村民は年逐うて其加重の負担に苦まざるを得ず。□□□□に□すべきなり。故に此際に処するの急務は、一面には益々勤儉の精神を喚起して其生産力の發達を図ると共に、一面には成るべく町村費の支出を減ずるの方法を考究し、以て之が実行を務むるに在り。而してその方法の一として、吾人町村合併の実行を勧告せざるを得ざるなり。

思ふに今日最も町村に於て維持に苦む者は、学校費・役場費等なるべし。而して戸数多き大町村に在ては、必ずしも然らざるも、小町村に至ては其困難を訴ふる者比々然らざるなし。今此數ヶ町村を合併して一大町村を形成するときは、其村費を減ずるを得ること決して尠少にあらざるべし。是れ有給吏員を減じ、若しくは学校を合併するを得るの利益あればなり。且つ大町村は小町村に比して、町村長を始め吏員に割合に適良の人物を得べきの望みあり。今日大町村の吏員は小町村の吏員に比して、悉く皆卓越せりやと云へば必ずしも然らざる者ありと雖も、而も大町村は小町村に比して幾分か高額の俸給と高尚の位置を給し得るの便あり。則ち理数に於て比較的適良の人物を得るの望みありと云ふ、決して空言にあらざるべし。今や地方に就て親しく町村役場の実際を見るに、其財政紊亂せる者決して尠少にあらず、是其原因多くは町村長適良の人物を得ざるの結果に出でずんばならず。此点より之を見るも、小町村を合併して大町村となす、亦其急要を感じざるべからず。況んや其合併の結果、町村の經濟を利すること尠少ならざるに於てをや。

然れども町村合併は善し復たこれを実行せんと欲するや、種々の障碍其前述に横はるを如何ともすることなし。従来町村合併の議所々に起るも、其容易に実行を見るに至らざる者実に此に出づ。而して其障碍や固より種々あり、或は村と村との旧時より持ち伝えたる悪感情あり、或は役場の位置に関するあり、或は村税等級の高下に関するあり、或は町村長の位置若しくは議員の配置の移動に関するあり、或は党派勢力の消長に関するあり、其障碍の程度固より大小ありと雖も、而も合併の実行をして困難ならしむる者、多くは此の内の一・二若しくは二・三に出でずんばあらざる如し。而も冷静の頭腦を以て町村政の前述を観察するときは、区々の情実は決して町村の大利害に易ふべからざる者あるを知るべし。若し真に町村の負担年々加重するを見るときは、如上各種の情実を打破して以て合併を為すに勇断せざらんとするも決して得べからざるなり。則ち町村合併の今日に於て容易に行はれざるものは、其苦痛の程度未だ劇甚ならざるが為ならんか。果たして然らば町村の幸ひ是より大なるなしと雖も、吾人は敢て之を信ずるを得ざるなり。

すなわち、この時点において既に町村經濟の負担加重が町村合併奨励の最大の理由として挙げられているのである。しかし、当時の本県知事は徳久恒範（三一年〜三六年）で彼は憲政党内閣の成立によつて香川県

知事から熊本県知事に榮転し、山県内閣の時期も無事に勤めて、三三年の伊藤政友会内閣成立の時期までその地位を保ち続けた。三四年桂内閣の成立後もなお現職に留まり、三六年六月広島県知事に榮転した経歴を持つ人で、元々官僚出身であるから、此の時期にも政府の政策に順応して、思い切った政策などを打出さずに過したとみえて、町村合併については何等手をうった形跡がない。明治三六年五月の第一八回特別議会で政府は行政財政整理を実施することを公約したので、行政整理の一環として府県統合案を考慮することになった。明治三六年八月の新聞電報によると九州は四県に統合されるという観測が九州日日新聞の記事であり、同月二八日の九州日日新聞は「県の廃合」と題して断行賛成論を述べている。一〇月には東京電報として佐賀県を長崎県に、宮崎県を鹿児島県に合併することは確定し、大分県を福岡県か熊本県に合併するとの説があるとの記事を載せているが、間もなく対露戦争準備開始のためすべては御破算となった。

一、日露戦争後の町村合併

町村合併の傾向 明治三七・八年の日露戦争が終わると、国家財政は戦後経営と呼ばれて軍備拡張・鉄道国有・電信電話拡張・朝鮮満州経営などに重点が置かれはじめ、地方財政も戦中戦後を通じて国家財政から転嫁された各種経費の増大によってまたまた急激に膨脹してきた。明治三七年に五、五二万余円であった町村財政は、三九年度六、九二万余円、四〇年度八、三一七万余円、四一年度には遂に一億円を超えるに至った。このような急激な膨脹に対して町村が現状のまま負担に堪え得ないことは火を見るより明らかである。政府は地方経費節減の旗じるしとして郡制の廃止をうたい、また町村に対してはその合併を奨励した。

明治三八年第二一帝国会議に郡制廃止案が提出され、二二議會・二三議会で内務大臣原敬は前案をそのまま提案した。これは勿論貴族院にお

いて強い反対を受けて不成立に終わるのであるが、郡という有名無実の存在をなくして、市町村の發達充実をはかるべきであるという提案理由が一般世論に強くアピールしたため、町村合併が氣運が我然高まつてきた。原内相も郡制廃止法案を通過させようとして議員の買収に力を入れたり、町村合併を府県知事に勧告したりしたため、再びこの期間に全国で千を越える町村合併の実現を見るに至ったのである。

この時期の合併では三九年の愛知県の大合併（五七八町村→一六八町村）をはじめとし、鹿児島県（二五八→一六）長崎県（一一九→一三）石川県（八九→三四）島根（五七→一二）岡山（五七→二七）福岡（五〇→一八）新潟（四七→一三）大分（三三→一二）などに大きな変動がおこっている。このような大規模な合併は勿論知事の勧告によるもので、その知事をせきたてたものは郡制廃止案上提の前に既成事実をつくっておこうとする政友会内閣の原内相であったのである。

石川県では三九年二月一〇日付け、県の計画した合併案を町村に諮問し、同月二三日迄に意見を上申せよと訓令した。年もおしつまつた頃に僅か一三日間の余裕を与えただけで町村にとっては重大問題である合併を、県の机上プランにもとづいて決定せよという性急さである。この訓令に応じた町村は前期の合併数となつてあらわれた訳であるが、合併を拒否した村も多く、県知事の勧告は必ずしも成功しなかった。

神奈川県でも明治四〇年五月、知事は郡長に町村合併要領を訓令したが、その中で「新町村は凡そ戸数千戸、地価二〇万円以上を以て標準とする」と示し、また「旧町村の事業・財産はすべて新町村に移させる」ことを強調している。

右の二県の例に明らかなようにこの時期の町村合併は、郡制廃止をめざす政友会内閣が地方官を動員して強行しようとしたものであるが、これに対立する郡制擁護―町村合併反対の山県派の官僚は強烈な反対論となえたので、地方官中でも政友会に属する知事は合併を強行しよう

し、山県系の知事は無視しようとした。このような行政官の二つの対立がこの時期の町村合併を全国一率のものになし得なかつたのである。

またこの時期に政友会系知事の勧告によって町村合併の進んだ地域にも二つの型があつた。その一つは寄生地主制が比較的早く成立し、すでにこの時期に農村工業の急速な進展と農業における商品生産化が進んで、知事の勧告に応じて町村の規模を大きくする条件がとつていた先進地帯の型であり、もう一つの型は寄生地主制がこの時期によりやく成立し、明治二二年の合併が割に不充分で、この時期の知事勧告に応じて町村の行政地域の再編成を行つた後進地帯型である。

こうした町村合併積極政策も廃棄される時期がやつてきた。明治四一年七月四日西園寺内閣は総辞職を執行した。理由は前内閣派と感情の阻隔を来たして、政府内外の諸施策がごとごとくその攻撃を受けたのと、財政の行き詰まりをどうすることもできなくなつたためであると言われた。七月一四日に成立したのは桂太郎内閣であつたから、郡制廃止をきつかけとする明治地方自治制の改良は挫折し、町村合併政策のかわりに打ち出されたのは、地方改良運動・部落有財産統一・優良町村運動および地主組合・農家組合の奨励であつた。こうして町村合併の一つの山は明治三九年にはじまり四一年にその終止符を打つことになつたのである。

熊本県の動き 明治三九年政友会内閣の原内相が郡制廃止案を議院に提案し、そのための町村合併を強調した時、反対党に属する九州日日新聞さえも郡制の廃止と町村合併に賛成した。もつとも九州日日新聞は明治三五年既に地方財政の面から町村合併の要を説いていたので、政府案に同調したというよりも、政府もようやく事の重要性に気づいたという受取り方をしているが、同時にこれは地方自治体の財政難が当時如何に甚しかったかを推測させるに充分である。

この年二月一〇日に「町村に産業組合をつくれ」、三月一日に「郡制廃止」(賛成論)、四月三日に「本県の戦後経営」と論説を載せた九州日日

新聞は、一〇月一日「郡制廃止問題」と題して再び廃止賛成論を展開し、翌一二日には「町村の合併を断行せよ」という論説を掲載した。

今の町村行政の状態は、更に一層の改善整理を加へて人民の福祉を図るの要あり。而して一方には町村費は成るべく之を節約して、人民負担の軽減を図らざる可らず。此江湖の目的を達するの手段としては、町村の合併を断行し、行政区画を拡大するを以て最良最便の方法と爲す也。

第一経費節減の利益より云ふ時は、今日の町村が少きは僅か二三百戸にして一村を組織し、村長を置き助役を置き収入役を置き、書記を置き役場の経費を負担し、避病院を建て、教育衛生土木の費用を支弁しつゝある者に比し、更に数箇村の合併を断行し土地の状態と居民の利害とを考へて、之を二千戸となし三千戸となし、是によりて一役場を組織し以て前記の費用を支弁せんか、曩きに二三百戸に割り当てたる者は是れを二千戸三千戸に割当てる事となり、人民の負担に著しく軽減を来すは言ふを待ず。而して世事益々複雑となり、諸般の設備一層周到を要するの時、人民負担の低減を計るの道は之を捨て殆んど他に適當の方法なき也。殊に近來交通の便益々開けて、区域の拡大は政務の周到の上に左程の障害を現せざるのみならず、従來の町村なる者は、必ずしも自然的事情の断じて動かし難き者ありて、一村を成立したるにあらざるをや。

且つ夫れ今の町村役場に不整頓の処頗る多く、役場員無能の爲めに事務の滞滯を来し、人民の迷惑を感じる者頗る尠からざるは何人も之を自撃する処分なるが、此の如き者は畢竟町村吏員に有能の人物を採用する能はざるに由らざるばあらず。僅少の戸数より成れる町村にして充分の俸給を支出する能はず、何に由てか有能の人物を得て自治の政務を託するを得んや。是を以て今の町村役場の整頓を爲し事務の進捗を図らんと欲せば、充分の俸給を支出して識見手腕ある人物を採用するの外、他に其方法なき也。然るに現在の小町村にては十分の俸給支出を得ざるも、之を合併して大町村となさんか、人民個々の負担は減少しながら吏員の俸給は之を増加し、依て以て有能の材を得るの余地を生ずべき也。小町村にして薄給無能の人物を採用せんよりも、大町村の新組織によりて高級有能の人物を採用する方、何れの点より見ても利益也。経済也。吾人又此の点よりして町村の合併を唱道せざる可らず。

今日町村合併の実行を見る尚甚だ尠き所以の者は、合併の利益未だ一般人に

認められざるが為めにあらず、理論上その利益は認めながらも区々たる各町村の感情が歴史的に蟠居する者あり、為に虚心坦懐を以て互に融和合同する能はざるに由らずんばならず。是れ実に大に遺憾とすべき也。既に町村合併の道理上、事実上之が利益たるを認めば、区々たる小感情・小利害の如きは断々乎として之を排除せざる可らず。之を各郡の實際に於て観る時は、或は二村三村を合併して便利なる者もあらん。或は四村五村尚且つ一區画に包含して不可なき者もあらん。或は又地形上到底現在の状態を變更し難き処もあらんも、要するに各地の現状に觀て出来得る丈の併合を為し、以て負担の軽減と村政の整理とを為すは、大勢自然の促す所たらずんばあざる也。吾人は各村の有志先学の人、速に之が実行に着目行動せんことを希望す。

しかし翌四〇年になると、政友会の政策としての町村合併ということで批判的になったのか、態度は急に消極的となり、五月には神奈川県の町村合併の前述を案じ、また町村合併が郡制廃止にからむ政治問題となつたことを述べ、本年の原内相の訓示に基づいて町村合併を指令したのが神奈川県だけであると指摘するとどまつている。同六月七日号でも「町村合併趨勢」と題して合併の必要性を説く内務省局長談を載せ、八月二日には「町村負担の趨勢」という内務省の調査結果を記載しているが、社説とか社の意見を述べなくなっている。

この時期の本県知事は三九年まで円満な江木千之であったが、彼はこの年重病にかかつて片足を切断するという状態で、町村合併に関しては何等意見を述べる機会を持たずに同年末退職した。その後には四〇年一月押川則吉が着任したが、彼は四一年七月の政変で桂内閣の農商務次官に栄転したくらの桂派、つまり山県系官僚であったから、政友会の策する町村合併政策に対しては非協力的であったと考えられる。彼が熊本県知事在任中に市町村に關係して發した訓令としては、四〇年八月一日に市町村巡視後の意見を「市町村自治發達に關して」と題し郡長に出したものと、同日付で發した「市町村巡視規程」があるに過ぎない。

このような状況では本県の町村合併が進行する道理はない。この時期

における本県町村の異動は僅かに次の如くである。すなわち明治三八年一〇月一日に上益城郡の大川村と上島村が合併して大島村（現在の嘉島村）となり、三九年四月に飽託郡春日村と阿蘇郡内牧村が町に昇格した。しかし同年合併交渉の行われていた飽託郡の古町村と白坪村の合併は七月遂に決裂してしまつた。

その後も明治期には、四二年四月七日に八代郡の郡築村がすつたもんだの末にようやく独立村となつたが、四五年二月一日には玉名郡の江田・花簇の組合村が分離して各独立村となり、同年四月一日に上益城郡の浜町村が町に昇格し、大正元年二月一日に葦北郡水俣村が町制をしていた程度に止まつている。

(参考) 一の宮町の近現代 合併への胎動 (一の宮町史より)

町村制の施行により行政事務もようやく順調なる動きを見せはじめた明治三十四年(一九〇一)宮地町・坂梨村・古城村・中通村の旧四箇町村では住民の間から町村合併への声が澎湃としてあがってきた。その骨子とするところは、「今日の急は町村を合併し資力を鞏固ならしめ民力を豊かにして住民の福祉の増進を計るの外なし」と真剣に論議されたことであつた。その大きな理由として「宮地町外三村は民情、風俗同じくして区域も甚だ曠漠ならず地勢亦平易にして一町村と為すには最適当なり」と。また、「合併により資力を蓄え人を得て、教育、衛生、勸業、土木等の諸般の事業を着々と整理すべし」と。町村の現状を憂え、これを打破するには合併によるしかない」と将来像を實に見事に与らえている。

このように町村合併論は住民の間で真剣に大きく取り上げられ三十四年から三十五年にかけて熱心に討議された。この合併論について三十五年八月三十一日付け九州日日新聞は次のように一文を掲載している「町村合併 宮地、坂梨、古城、中通、四町村を合併して有力なる自治団体となさんとする議は、追々有志家の間に聞く所なりしが、去る二十二日、各町村より四名宛の協議員を選出し、阿蘇郡役所に会し種々打合わせする所ありしに各町村とも反対の異議なく更に、数名の委員を選出し合併に関し利害得失を調査することとなり、結了の後再び会合をなす筈なり。」にもかかわらずその後も協議、調査は続けられたが諸般の事情により残念ながら合併には至らなかった。

後年、昭和二十八年(一九五三)町村合併促進法が施行され国家的事業として町村合併が強力に推進されたが、その五十年前に既に旧四箇町村で住民により住民の為の合併論議が大きく展開されたことは特筆さるべきことであろう。

しかも後年国が推進した町村合併推進の「なぜ町村合併が必要なのか」との主旨と当時の四箇町村で取り上げられた合併への目的が大同小異の差こそあれ同一の主旨であつたことは先人の先見の明の深さに頭の下がる思いがする。

なお、合併論の母体となつた宮地町外三村ノ経費増ニ伴ウ対策(案)全文を左に掲記してみよう。

宮地町外三村ノ経費増ニ伴ウ対策(案) 全文ノママ

一、経費ノ増加

明治二十二年町村制実施以後、町村税八年ヲ逢ヒ増加シ、去ル二十三年ニ於ケル宮地町外三村ノ経費、三千二十八円ナリシモノ、去ル三十三年度決算額ニ於テハ一万三五六八円トナリ、実ニ、四倍余ノ多キニ達セリ、□テ町村ノ内容ヲ視レバ一同事未ダ不整備勝ニシテ一モ完全ト言フモノナク以後猶経費ハ幾多ノ増加ヲ免レザルノ実況ナリ

町村名	二十三年度	三十三年度	増
坂梨	七四三円三五九	三、〇四八円八二三	二、三〇五円四六四
古城	七三五円二六四	三、〇五六円七八〇	二、三二二円五一六
宮地	一九三円四九二	五、〇一五円六〇八	三、八二二円一一六
中通	六一五円九二一	二、四四七円二二一	一、八三二円三一〇
計	三、二八八円〇三六	一三、五六八円四四二	一〇、二八〇円四〇六

一、町村内部ノ状況

教育衛生ノ設備未タ完全ノ域ヲ達セザル事遠ク、就中避病院ノ如キ人ヲ收容スルニ足ルモノ殆ンド無之、言ヘル有様ナリ。其他勸業ノ如キ町村ノ福利ヲ増進スルニ足ルベキ事業ノ施設一モ見ルベキモノ無之、言ハバ町村ハ以前ノ旧体ニシテ其日々々々窮境ニ過シツツアルノ有様ナリ。

一、町村吏務

内部ノ状況ハ、前已ニ述ブルガ如クニシテ、之レニ従事スル町村吏員

ハ必シモ勤勉ナラザルニアラザルモ、世ハ断々複雑ニ趣キ唯薄屋ノ間ニ在ツテ当務ヲ処理スルニ過ギズ、永ノ事業ヲ起シ民福ヲ計ルガ如キハ思ヒ至ラザルニアラザルモ、手ヲ着ケ得ベキ余地ナク加フルニ其報酬給料ハ概ネ薄クシテ、執務ニ相当スルモノ少ナク從テ専心事務ニ従事スルヲ得ザルモノアルモ亦止ムヲ得ザルノ勢ナリ

一、吏員ト給料ノ増加

町村吏員数ト其給料報酬額トヲ増シ、十分町村ノ發達ヲ期シ、自治ノ効果ヲ収メ民福ヲ増進セント欲セバ、今日ノ經費ニ幾許ノ増加ヲ来サザル可ラザルハ言フヲ待タザル処ナリ、町村ハ巴ニ今日ノ負担額スラ猶ホ重キニ堪ヘズトシテ、滞納者ハ年々増加シ財政ノ困難ハ一般ノ認ムル処トナリ、居シハ今日ノ俸些細ノ事情ノ為メニ永遠ノ策ヲ立テズ、旧体ヲ維持シ吏員ト給料ホカ増加シ適當ノ人ヲ得テ円満ナル効果ヲ収メント期スルモ到底ナシ難キノ実況ナリ

一、今日ノ急ハ町村ヲ合併シ資力ヲ鞏固ナラシムルニアリ

巴ニ述ブルガ如キ実況ナレバ、進マンカ民力ニ伴ハス、退クカ時勢ノ許サザルヲ如何セン之ヲ処スルノ道口ハ、附近ノ町村、相合シテ資力ヲ鞏固ニナシ、以テ福祉ノ増進ヲ計ルノ外ナシ、宮地町外三村ノ如キハ民情風俗同ウシテ区域甚ダ曠漠ナラズ地勢亦平易ニシテ、一町村ト為スニハ最適當ナルヲ信セリ、而シテ其資力ノ増大セリ、素ヨリ現今各自独立ノキト日ヲ同ウシテ語ル可ラズ、吏員ニハ相當ノ報酬給料ヲ給シテ家事ヲ擲チ専心職務ニ従事スルノ人ヲ得テ教育ナリ衛生ナリ其勸業ニ土木ニ諸般ノ整理ニ着々見ルベキモノアルニ至ルベク仮令經費ハ幾許ノ減少ヲ見ル事ナシトスルモ現今ノ負担額ヲ以テ其収メ得ル効果ハ蓋シ今日ノ比ニアラザルベキナリ、況ンヤ經費ハ實際ニ於テ幾分ノ輕減ヲ見ルニ於テオヤ

第九章 大正期 地方制度の改良

第一節 府県制の改正と郡制の変遷

明治後期の地方制度の変革が国家体制強化の目的をもって官治的な意図の下に強力に推進されたのに対して、大正期の変革は民意を反映して世論の支持のもとに、その官治的な面を改善改良しようという動きに支配されていく。府県制も市制・町村制と常に国民の参政権の拡大と負担の軽減という合言葉の下に数次の改正が行われ、郡制も遂に此の時期に廃止され、名残りを留めた郡役所の制度も大正末年に至って廃止されることになる。こうして国民の地方自治に参加する機会は増加したが、他面政党の争いは激化して醜状を呈し、経済界の目まぐるしい変動は地方財政を困窮に陥れ、地方自治の前進は必ずしも順調には進まなかった。

一、府県制の改正

大正三年の改正 明治四四年（一九一一年）の新市制・町村制の実施によって、府県制もまたこれに歩調を合わせる必要を生じてきた。そこで明治三二年の全文改正以後、解釈上または取扱上発見された不備の点も是正して、大正三年（一九一四年）の第三一議案に提案された。改正された条文は五〇条にのぼり、広範囲にわたっているが、主な改正点は次の通りである。

一 府県会議員選挙に関する改正

1、府県内各選挙区の定数は府県会の議決を経て府県知事がこれを定め内務大臣の許可を要しないこととし、また議員の定数は総選挙を行う場合でなければ増減できないこととした。これは市制・町村制の規定にならったものである。

2、府県会議員の被選挙権のない者として新たに神職を加え、また府県に對

して請負をなす法人の役員を無限責任社員・重役・支配人に限定して、これらに被選挙権なしとした。

3、議員の任期四年の起算点を総選挙の日からと定めた。

4、新たに法定得票数制を設け、七分の一以上と定めたが、再選挙の場合は適用しないこととした。

5、天災事変等非常の場合の名簿調製、縦覧、投票等に関する項を新設した。

6、投票区、投票場、投票に関する規定を詳細に追加した。

二 府県会の職務権限に関する改正

1、府県会において行う選挙はすべて単記投票によることとした。

2、議長の会議閉会権に制限を附し、議員の定数の半分以上の請求があればその日の会議を開かねばならず議会の議決なしでは中止や閉会出来ないこととした。

3、傍聴人取締規則の制定は内務大臣の許可を要しないこととした。

4、費用弁償は府県会の議決を経て知事が定めることとし、内務大臣の許可を要しないこととした。

三 府県参事会に関する改正

1、名誉職参事会員の定数を府の八名を一〇名に、県の六名を七名に増員し、毎年改選とした。

2、名誉職参事会員の選挙はすべて単記投票とし、府県会議員選挙における諸規定を準用することとした。

3、選挙又は当選に関する異議申立について府県参事会は送附の日から一四日以内に決定しなければならぬと定めた。

4、府県知事の府県会議閉会権に関する規定、府県会において行う選挙に関する規定および府県会議長の会議統理権に関する規定は、これを府県参事会に準用することとした。

四、府県の財務に関する改正

1、府県財政、营造物の使用料、手数料細則は府県会の議決を経て知事が定め、内務大臣の許可を要しないこととし、また従来過料二円以下であった

罰則を五円以下に引上げた。

2、二府県以上にわたる営業について附加税を課する時は府県の協議によつて歩合を定め、内務大臣、大蔵大臣の許可を要しないこととした。

3、府県内に住所を有せずまた三か月以上滞在しない者で、しかも府県税の納税義務を有する者の要件としては、従来は「府県内に於て土地家屋物件を所有し若は使用し」云々と定められていたが、改正法では新に「占有」の場合を加えた。

五、第五章の二として府県組合の規定を新設し、六か条を新たに加えた。

六、府県行政および監督に関する改正

1、有給府県吏員に対する給与中に新たに死亡給与金を加えた。これも市制・町村制にならつたものである。

2、府県会の議決もしくは選挙を府県知事が取消すことのできる場合として、会議規則に背く時が追加された。

3、異議、訴願、行政訴訟の提起の期限を延長し、その規程を整備した。

4、寄附及補助、夫役及現品の賦課、特別会計の設定については内務大臣の許可を要しないこととした。

5、地租三分の一を超過する附加税を賦課することおよび法律命令の規定により官庁から下げ渡す歩合金に対し支出金を定めることの二項は内務大臣、大蔵大臣の許可を要しないこととした。

右の改正内容によつて全面的に主務大臣の監督権が緩和されていることがわかるが、これは明治四四年の市制・町村制で市町村長の権限を拡張して地方自治の前進が考慮せられたのと同傾向である。

さてこの改正法は、大正三年四月一日法律第三五号として公布され、同年六月二三日の勅令第一二八号で七月一日施行と定められた。政府はその前日の六月三〇日に、勅令第一四一号で「府県行政及郡行政ニ関シ主務大臣ノ許可ヲ要セザル事項ニ関スル件」八項目を示し、大正元年の勅令第四九号は廃止した。こうして府県事務の遂行は旧来に比して著しく円滑に実施されるようになったが、これは行政的に知事の権限の強化には役立つことが多かつたとしても、地方自治の発達に関しては必ずし

も喜ばしいことばかりではなかつた。

本県では改正法の施行にともなつて左の通り郡長の大更迭を行い、新制実施のために七月八・九の両日郡市長会議を開催した。

郡長名	旧任地	新任地
村上則貞	飽託	天草
香山典熊	上益城	鹿本
中西正義	休職中	八代
須藤信正	八代	球磨

郡長名	旧任地	新任地
佐々木乙	天草	阿蘇
木下信	鹿本	上益城
和田亨	(警視)	菊地
田中致知	(リ)	飽託

(依願免) 河瀬 弘(球磨) 藤原寛因(菊池) 佐伯嘉直(阿蘇)

また、名誉職参事会員が一名増員となつたので、補充員の最高順位者木山直彦(天草)が就任した。なお県会議員の定員数は大正二年末の県の人口によつて一名増員となつたが、内務省訓令第九号第四条の規定に従つてこの年十一月の通常県会で下益城郡と球磨郡に各一名増員し、宇土郡を一名減員とすることが決議され、翌四年一〇月の改選から実施されることと決定した。

大正一年の改正 大正三年にはじまつた第一次世界大戦は大正七年同盟軍の無条件降伏によつて終りをつげたが、平和回復とともにデモクラシーの風潮が全世界を覆い、日本もまたその例に洩れなかつた。戦争による好景気は勿論財閥を潤し、同時に国民所得の増大をもたらしたが、これに伴う物価騰貴が一般大衆を脅かしその不満は遂に全国的な米騒動となつて爆発した。このような世情を背景として地方自治の完全実施・国政に対する民意の反映を要求する国民権利の拡張運動が再び激しくなつてきた。

そこで大正八年の第四一帝国議会に衆議院議員選挙法中改正案が政府の手で提出された。これは選挙資格の納税要件たる直接国税一〇円以上

を三円以上に引下げ、地租と直接国税との納税年限を同じく一年以上とし、住所の制限一年を六か月に短縮し、大選挙区制を小選挙区制に改め、議員定数を三八一人から四六四人に八三人増員するものであった。この法案は三月八日の衆議院本会議で一部修正が行われた後、三月二五日貴族院で可決され、法律第六〇号として公布された。この選挙資格が府県制の例にならって引下げられたことにより、有権者数は一挙に倍増して三〇〇余万人となり、かえって府県会議院選挙の有権者を上まわるに至ったため、今度は府県制以下の地方自治関係法律を現行のまま据置くことができなくなってきた。

大正一〇年の第四帝國議會に、政府は府県制と市制・町村制の改正法律案および郡制廃止法案を提出した。この時、市制・町村制改正法案と郡制廃止法案は可決されたが（後出）、府県制改正案は貴族院で審議未了となつて成立しなかつた。この年一月原首相が東京駅で暗殺され内閣は交迭したが、後継の高橋是清内閣は翌一年の第四五帝國議會に前年とほとんど同様の改正案を提出した。提案理由として「府県制施行以来三十余年を経過し国民の自治能力も相当発達したるを以て、選挙権を拡張し之に伴い選挙区を郡市の区域より更に分割し得ることとし、その他衆議院議員選挙法の規定に做ひ、選挙の手續等について改正を行ひたる外、認可事項等を簡略にし、或は府県知事の職権を官吏・吏員に委任し得る途を開き、事務の簡捷を図らんとす」と述べている。

現行の府県制によれば府県会議院選挙の有権者数は二七四万余人で全人口の五・一％にしか当らず、衆議院議員選挙の有権者数を下廻る状態となつているが、府県制施行以来三〇余年間の教育の普及と民度の向上並びに、自治行政に対する国民の経験・訓練も大いに進んできているので、選挙権の拡張をはかることは目下の急務である。そこで従来選挙権の要件中直接国税三円以上を納める者となつている制度を改めて、単に直接国税を納付すれば足ると改正しようとするのである。その結果有権者の数が二七四万余から五三三万余人とはほとんど倍加するので、従来の郡

市という選挙区では特に大都市において有権者が非常に多くなり種々の弊害を生ずるおそれがある。そこで改正案では必要と認める場合は現在の区域をさらに数選挙区に分割することができるよう規定した。また従来は被選挙権は直接国税一〇円以上という格差を設けていたが、最早その必要はないので被選挙権についても選挙権と同様に直接国税を納める者としてゐる。その他選挙手続にも先に改正された衆議院議員選挙法の規定にならつて、補欠選挙および再選挙に関する規定、選挙人名簿の縦覧、選挙会の時日の告示、選挙立会人の選任にそれぞれ改正を加えている。また府県における委員の設置、手数料の新設増額等については内務大臣の許可を要しないこととし、府県知事の職権に属する事務の一部を府県官吏・吏員に委任し得る途を開いて事務の簡捷を期することとしたものである。

この改正案について衆議院では、委員会審査の結果第六条第九項請負の被選挙権についての小修正が行われて議決され、三月七日の本会議では憲政会と国民党合同提出の修正案は否決されて委員会修正通り可決された。貴族院においても三月二五日の本会議で衆議院修正通り可決されたので、大正一一年（一九二二年）四月二〇日、法律第五五号として公布された。

この法律の中選挙に関する規定は次の総選挙から施行することとなり、他の規定の施行期日は五月一五日と定められた。（五月一三日勅令第二五五号）なお選挙区については同年八月一日勅令第三五五号で「府県議會議員選挙区分区令」全九条が発せられた。

熊本県への影響 熊本県における本改正の影響としては、まず第一に「選挙区分区」の決定があげられる。県會議員の総選挙は翌大正一三年一〇月に迫つてゐるので、「熊本県會議院選挙区及び議員定数二開スル件」は同一一年一〇月の臨時県会に県から第三号議案として提出された。当時の県知事中山佐之助は前知事川口彦治とともに有名な政友会知事であったので、この県案も政友会の党利を目的として選挙区を区分してお

り、例えば玉名郡のごとく政友会に都合のよい町村を一区として一人制二区をつくり、其余は二人制としていた。憲政会側ではこれに対し一市郡で四名以上の議員を出す熊本市・玉名郡を二選挙区に、天草郡を三選挙区、その他の郡は一選挙区とする修正案を考えていた。

憲政会はこの直前二名の過半数を占めており、そのままでは憲政会の修正案が可決されるおそれがあったので、中山知事は天草本渡の木山重吉を本渡築港の問題で政友会に入党させ、さらに球磨郡の税所鎮己を人吉中学校設置を餌として知事公舎に軟禁し、一〇月五日の県会に出席させなかった。藤井議長は形勢の非を覚り、東宮御成婚の賀寿奉呈を決議した後、間髪を容れず閉会を宣言し、政友会側が発言を求めたが、閉会を宣言したからとして退場してしまった。そこで政友会側は自党二〇名に軟禁中の税所を加えて二名の過半数とし、仮議長を選出して第三号議案を審議し、県側の説明を求めた後、これを可決した。なお中山知事はこの一日後に關東州に転出となった。

しかし、とにかくこうした経過の後、本県の選挙区と議員定数は次のように決定され、前年より総数で一名の減員となった。

郡市	分区数	議員定数				計	前年計
		一区	二区	三区	四区		
熊本市	二	二	二	一	一	四	二
飽託郡	三	一	一	一	一	三	五
宇土郡	一	一	一	一	一	一	一
玉名郡	三	二	一	一	一	四	四
鹿本郡	二	一	一	一	一	二	二
菊地郡	二	二	一	一	一	三	三

計	阿蘇郡	上益城郡	下益城郡	八代郡	葦北郡	球磨郡	天草郡
二九	二	二	二	二	二	二	四
	二	二	二	二	二	二	二
	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一
三九	三	三	二	三	二	三	六
四〇	三	三	三	三	二	三	六

第二の影響としては県会議員選挙の有権者数の急増があげられる。大正六年の有権者は衆議院選三六、五〇三人に対して県議選は六七、六七二人で県議選が約一・八倍であったが、大正八年の衆議院選挙法改正により、大正九年の有権者は衆議院七二、九四三人、県会六一、七〇八人と衆議院の方が逆に多くなって変則的な状態を示している。しかし、これも大正一二年になると今回の府県制の改正により、衆議院の七六、三九九人に対して県会一三八、七一九人と再び一・八倍の均衡をとりもどしている。

大正一五年の改正 大正一五年（一九二六年）の第五一議会に提出された府県制・市制・町村制の改正案は六月二四日付で法律となった。形の上では一部改正であるが、実質的には全文改正と同じくらい重要な改正であった。即ちこの前年衆議院議員選挙法が改正されて普通選挙となつたので、地方選挙に関しても同様の改正を加えたものである。

五一議会に提出された府県制の一部改正案の提案理由では、次のように述べている。

地方行政に関しては自治施行以来数十年の訓練と経験とを積み、其の発展に顕著なるものあるを以て、地方制度の關係法令を改正して公民自治の途を広め、且地方自治権の拡張を図らんとす。其の改正の要点左の如し。

第一 選挙権及被選挙権の拡張

一 納税要件、経済要件を選挙資格とするは適當ならず。且つ多数の者を参与せしむるは地方自治の理想なるを以て直接国税納税資格を廢し普通選挙制を採らんとす。

二 特別關係者を除き、衆議院議員選挙法改正の趣旨に鑑み被選挙権の制限を撤廢せんとす。

第二 選挙方法の改善

一 選挙区の狭少に過ぐるは妥當ならざるを以て選挙分区制を廢止せり。

二 市町村公民に選挙権を附与した關係上統の重複を避け、市町村會議員選挙人名簿を府縣會議員選挙に使用することとせり。

三 選挙の真摯を期する為、府縣會議員選挙にも議員候補者制度其他選挙運動及其の費用等に附衆議院議員選挙法に倣ひたり。

第三 自治機關の整備

一 名誉職參事會員を毎年選挙するは期間短かきに過ぐるを以て隔年選挙することとせり。

二 參事會の議案審査は實際上の効果乏しきのみならず、却て事務の渋滞を來す虞あるを以て之を廢止せり。

第四 地方自治権の拡張

一 許可認可事項を整理して地方自治権を拡張し、事務の簡捷を図り真正なる自治の發達を期せんとす。

右の諸点はほとんどそのまま法律の文面に生かされ、府縣制改正と同時に公布された（勅令第二〇〇号）「府縣制施行令」でさらに詳細な内容が示されている。

この改正によつて有権者の見込数は一、二三八万九千六百四十四人となり、総人口の二三・八％に達し、従来の有権者五二九万七千六百二十五人の二・三四倍に達した。被選挙権も市町村公民すべてに与えられたが、衆議院議

員を兼ねることは認められない規定であつた。また選挙分区制を廢止したのはこの制度を採用した府縣での弊害が大きかつたためである。新制ではさらに議員の立候補制度を確立し、これに伴う供託金、法定得票数、選挙運動に関する規定も定めている。

名誉職參事會員は大正三年の改正によつて任期一年と定められていたが、これを二年とし、同時に知事を參事會の議長とし、名誉職參事會員を一〇名に増員し、高等官二名の參事會員を除いている。

一、郡制廢止と郡役所の廢止

郡制廢止への動き 郡が行政單位から地方自治体に改められたのは明治二三年であつたが、全国的に郡制が施行されるには明治三二年の改正を待たねばならなかつた。しかも郡という範圍での自治体は地域住民の共同体意識まで高まらず、早くから郡制廢止案が繰返し帝國議會に提出されてきた。

既に明治三八年の第二二議會、翌年の第二三議會、第二四議會をはじめとし、大正に人つて第三一議會まで繰返し提案されながら陽の目を見なかつたが、大正一〇年の第四四議會にまたまた提案された。その趣旨は「郡制施行以来三十有余年を経ているが、郡の自治体としての活動は府縣・市町村の活動狀況に比して見るべきものが甚だ少ない。これを經費の点から言うと、大正九年度の郡費歳出予算総額は三千百余万元で、これを府縣の歳出予算二億六百余万円と比較すれば一割五分強に当り、市区町村歳出予算五億四千七百万円に比較すれば五分強にすぎず、郡の事業が遠く府縣・市町村の事業に及ばないことは明らかである。ことに郡費中事務費・補助費等の類を除いて真に郡の事業費と見るべきものはその額僅かに千八百余万元で、これを一郡に平均すれば約三万五千円にすぎず、今日町村でも、その事業費は四一五万円に上つているものも少なくない。すなわち、一郡の事業は一町村の事業にも及ばぬものが少な

くない。また今日全国の郡で経営する事業は、土木・教育・勸業・衛生等各方面にわたっているが、これを各郡について見ると事務費・補助費のほか、事業費としては経常費支出予算額にわずかに五千円にも達しないものが、全国五百三十七郡中百二十七郡もあり、郡の事業は量においても内容においても満足すべからざる状態にあるものも少なくない。

その理由は

- (一) 郡の自治体は府県及び市町村に遅れて発展したので、住民の郡に対する自治観念薄く、自治体として基礎が強固でないこと。
- (二) 郡は府県と町村との間に介在する中間団体で、しかも府県・町村は郡よりも先に発展して組織もあるため、地方事業の主なものが多くは府県・市町村において経営される結果、郡の経営すべき事業が少なくないこと。
- (三) 我が国の町村はその面積すこぶる広く戸口も多く、しかも府県はその郡の上にあつて面積割合に狭く戸口も割合に少ないので、その中間に介在する郡の自治体は実際上その必要はないのである。つまりわが国自治制度の沿革と郡の地位とが郡事業の成績の向上を阻害している以上、今日並びに将来においても大いにその発達を期待することはできない。

従つて、今日五百有余の郡の自治体を廃止してその経営の事業を府県にあるいは町村に移して、おのおのこれらをして活動させる方が地方行政の効果をあげるには一層適切な方法である」というものであつた。この郡制廃止法案は三月一四日衆議院に提出され、憲政会の反対はあつたが、可決されて貴族院に回附され、ここでは次のような廃止反対論が出された。

- (一) 郡制の存在は過去においてもまた現在においても何等の弊害を生じていない。現に郡は一つの自治体として漸次に発達しつつあるのであるから、これを廃止する必要はない。
- (二) 郡制を廃止しても、従来郡の経営していた事業が町村組合の経営に移ることになるので、事実上郡と同様中間団体ができることとなる。従つて選

挙関係においてもまた管理の関係においても、依然として繁雑を免れない。

- (三) 今日ヨーロッパにおいては種々複雑な自治団体があつて、しかもそれが行政上都合よく運用されている。ゆえに一概に簡便ということを理由としてこれを廃止する必要はない。ことに会期も切迫している際、急いでこの重大法案を可決することは妥当でない。

またこれに対して廃止賛成論の要旨は次の通りである。

- (一) 郡制廃止は大局から見て自治の発達を促すものである。
- (二) わが国の郡制はその制定当時ロシアの制度を模倣したもので、これはわが国の実情に照らして多少無理なところがある。従つて郡制に対しては十分な期待をかけることができない。
- (三) 郡制はいたずらに地方制度を複雑にするものであつて、今日まで良好な成績をあげていない。

こうして、三月二六日の本会議で賛否両論の演説が行われた後可決され、大正一〇年四月一二日法律第六三号・第六四号として公布された。

郡制廃止ニ関スル法律

- 第一条 郡制ハ之ヲ廃止ス
- 第二条 郡制廃止ノ為、郡又ハ郡組合ニ属スル营造物及事業ノ処分並權利義務ノ帰属ニ付必要ナル事項ハ、關係府県・郡・郡組合・町村・市町村組合及町村組合ノ府県会・郡会・郡組合会・町村会・市町村組合会及町村組合会ノ意見ヲ徴シ、主務大臣之ヲ定ム。本法ニ依リ郡又ハ郡組合消滅スル場合ニ於テハ、郡又ハ郡組合ヲ当事者トスル訴訟手續ハ訴訟ノ目的タル權利義務ノ帰属者又ハ相手方力之ヲ受継ク迄中断ス
- 前二項ノ外郡制廃止ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

- 第一条施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。但シ第二条ノ処分及帰属ニ関スル手續終了シタル府県ニ付テハ、内務大臣ハ其ノ施行期日前別ニ施行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

郡制廃止の経過と熊本県 大正一〇年（一九二一年）四月一六日付で政府は内務・大蔵両次官名をもって各府県知事宛に次の通牒を發し、郡有財産特に郡立学校の処分方針を指示した。

今般法律第六十三号を以て郡制を廃止せらるるに付、郡に属する各種營造物及び事業等の帰属に関しては夫々後考究の事なるべきも、就中実業学校、高等女学校等の措置如何は教育上重大なる影響を及ぼす次第なるにより、左記方針により御措置相成る様致し度

記

郡立の実業学校、高等女学校（実科女学校も含む）は之を府県の経営に移し、万己むを得ざる場合に非ざれば町村組合等の経営に移さざる事、尚此際学校の廃止又は其名称の変更は之を避くる事

同じ日に九州日日新聞は「郡制は廃止されても實際は形式の変化」と題して森迫地方課長の次のような談話をのせている。

郡制廃止後、郡営事業を如何に処分すべきか未だ具体同の成案なきも、大体郡道は重要路線は県道に編入し又一部分は町村道に編入し、郡民の意向に依りては新に組合を組織して管理する事ともなるべし。郡有財産も之れを町村に分配するか、さなくば新に組合を組織管理すべく、郡立学校の如きは組合立に変更さるべし。要するに郡制廃止は郡会を廃して郡長の郡自治体に対する事務執行の権能消滅し、郡技術員等は廃止処分さるる結果、郡事務費に著しき節減を見る外、實際上に於いては組合の形式となりて組合議員を新選し、さしたる変化ある事なし。廃止実行は各権に於て郡営事業の処分整理落着すれば、内務大臣に申請して何時にても実行し得る事となり居れるを以て、本県に於ては本年度には是非決行したき希望を有し居れり。廃止後の郡の分合等は目下の処未定なり。

また、同年五月の地方長官會議に際して、政府は郡制廃止について訓示または指示し、特に七月には内務部長會議を開いて詳細に具体事項について協議を行った。

翌一年の通常部会では各部とも郡制最後の通常会と覚悟したとみえて、ほとんどの郡で郡史誌の編纂を決議しているが、政友・憲政の対立

はなお激しく、郡会における暴露記事が新聞の紙面を賑あわしている。同一年五月地方長官會議が開かれたが、六月には内務省から郡有財産の処分について来年三月までに、その帰属を決定し、四月一日には郡制廃止を完了するよう通牒が發せられ、郡制廃止の実施時期もほぼ明確になつてきた。この年一月には、勅令第五〇二号で「郡制廃止ニ関スル件」（全一二条）が公布され、郡有給吏員の権利義務および各種の争訴に關する事項を規定し、郡制廃止に伴う経過事務は郡長が処理する旨を定めた。

翌大正一二年の各郡会では、郡有財産処分に関する諮問に対して答申が行われた。天草部会の実例を示すと次の通りである。

諮問

大正十年法第六十三号二条一号により、貴郡の營造物の処分並に権利義務の帰属を左の通り定めんとす。仍け貴会の意見を諮ふ。

右内務・文部両大臣より諮問あり、命により通達す

熊本県知事

議案

一 郡有蘭乾燥場は有限責任天草蘭共同販売利用組合に無償譲与するものとす。

二 公会堂は財団法人天草協会へ無償譲与するものとす。

財団法人天草協会寄附行為

第一章 総則

第一条 本会の設立者は天草郡より贈与を受けたる物件を以て此の寄附行為に因り財団法人を組織す

（以下略）

決議

一 公会堂其他財産処分の件に關し若し決議の更正を要する時に、其更正の権を郡参事会に一任す。

二 十一年度所属郡費（特別會計を含む）にして若し剰余を生ずる場合は、之が処分権を郡参事会に一任す。但郡費支弁の吏員職員に対し退職給与金の如

き別に引継を要する分は此の限りにあらず。

答 申 書

大正十一年十一月二日附地第三六三三号を以て御諮問相成候郡制廃止に伴ふ郡の营造物の処分並に権利義務の帰属を定むる件異議無之候、此段答申候也

大正十二年三月十三日

郡会議長

内務大臣殿

文部大臣殿

他の郡においてもおそらく大同小異であつたと思われるが、こうした諮問と答申を経て大正一二年三月三十一日県告示第一一三三号で郡の营造物および事業の処分並びに権利義務の帰属を定めて公布した。

○各郡共通に県に帰属

一、郡会及郡参事会所属動産一切

一、部吏員用動産一切

一、郡吏員職員に対する退隠料、遺族扶助料、退職給与金支給の義務

○各郡独自のもので県に帰属（主なもののみ）

一、宇土郡 郡長舎宅、通俗図書館及び所属動産一切

一、玉名郡 玉名高女、玉名図書館

一、菊池郡 郡長舎宅

一、鹿本郡 郡会議場土地建物

一、上益城郡 上益城高女

一、下益城郡 下益城高女

一、八代郡 八代高女

一、葦北郡 葦北農林、図書館、郡役所敷地、郡長舎宅

一、球磨郡 球磨高女、同校長舎宅、図書館

一、天草郡 天草高女、天草実業、図書館、大日本武徳会熊本支部本渡分会

場敷地、郡長舎宅、熊本県蚕業取締所出張所土地建物

○各郡独自のもので町村に帰属

一、宇土郡 明治天皇頌徳記念館（図書館を除く）↓三角町へ 明治天皇御

野立公園↓花園村へ

一、玉名郡 公会堂↓高瀬町へ

一、八代郡 郡有新地、八代農業↓八代町外二三か町村公益事務組合へ

このほか、郡道の大部分と町村道の一部合わせて七五路線三五〇里余が県道に編入され（四月一日県告示第一八九号、同日新設の土木費支弁規則に基づき、三四河川一港湾を県費で改修管理することとなった。また教育関係では組合立の山鹿・菊池両高女と矢部・天草両農業とを県立とし、郡の教育支会・青年団・処女会・在郷軍人分会・神職会に対する補助金を県が引継ぎ、郡の社会教育主事を県の主事補として郡に駐在させることとした。

その他商工水産関係では茶業・水産の奨励事業を県に移して統一し、産業組合部会に対する奨励事業を県に移し、従来郡養蚕組合連合会で行なっていた奨励事業や養蚕組合・稚蚕共同飼育組合に出していた奨励金も県が引き継いだ。また農林畜産関係でも県に移管されたものが多かった。

こうして、大正一二年四月一日には郡会・郡参事会は消滅し、郡役所は単なる県の出先機関となつてしまつた。同日の九州日日新聞は「三十年の歴史を有する郡の自治制廃止、郡制廃止とは？」と題する記事を掲げているが、単に具体的な説明を行ったのみで、何も批判や論評を加えていない。

郡役所の廃止 大正一五年（一九二六年）六月四日勅令第四七号で地方官制の全文改正が行われ、同年七月一日より郡長・島司以下の官吏が廃止され、伴つて郡役所も廃止された。一二年の郡制廃止によつて単なる行政区域にもどつた郡は、さらに昔にかへつて、唯の地理的名称にかへつてしまつた。政府は郡役所を廃止する理由として次のように述べている。

（一） 郡役所廃止は町村自治の健全な発展を期する所以である。すでに今日のように自治の訓練を積んだ上は、指導監督を省略してなるべく独立独行せることがむしろ地方自治の底力ある発達を遂げしめる所以である。

（二） 府県と町村との中間機関たる郡役所を廃止することは、行政事務を敏

活にする所以である。

(三) 郡役所廃止は町村自治の監督系統を整理するものである。

(四) 郡役所廃止は国民の負担を軽減する。郡役所廃止に伴い、府県庁費において増加すべき人件費・事務費等の所要額を考慮に入れても、国費において約五十万円、地方費において五百万円を節減し得る見込である。

(五) 地方民衆の自治に対する自覚の著しく発達した今日では、郡役所が廃止されても上意下達・下意上達に支障をきたすおそれはない。殊に交通通信機関も発達しているから、郡役所廃止後必要な官吏を府県庁において地方の実情視察にあてれば何等差支ない。

この郡役所廃止に関する予算案は第五一議会に提出され、貴族院の一部には強い反対があった。しかし、当時の町村行政上最大の矛盾は、自治体でありながら国政事務が七割以上を占め、しかもこれには財源の保障がなく、また国の末端行政機関である郡役所の経費や仕事の実質的負担は町村が担いながら、微細な点に至るまで郡長や郡役所官吏の指導監督を受けていたということであった。町村内では小作組合が成立し生長しはじめており、町村長としてはその力が強大にならない前に町村行政の改善整理を行おうと考えはじめ、町村合併の気運も高まりつつあった。

これに対して、政府ははじめ郡役所の合併を実施して事態を收拾しようと考えたが、町村長の意向を無視することができず郡役所を廃止することでのその要求を受け入れ、その結果府県を強化することによって町村を強力に指導しようと考えに至ったのである。このような趨勢では貴族院がどのように郡役所の存続を強調してみても大勢を覆えすことは出来ず「不便な地方に支庁又は出張所を設けよ」という附帯決議を可決しただけに止まり、郡役所廃止は正式に決定した。

そこで政府は地方官官制の改正に際して支庁および支庁出張所に関する規定を設け、全国の僻地二五地区に支庁を設置した。本県では天草郡役所が廃止されたあとに支庁が設けられた。こうして郡役所は四八年の

歴史の幕を閉じたのである。

三、地方税制の改正

地方税制限の改正 第一次世界大戦の勃発は輸入品の杜絶という事実をもって国民生活を不安に陥れたが、間もなく輸出の好況による軍需景気が生まれ、日露戦争以後の恐怖や不況に苦しんでいた日本経済にとって早天の慈雨的な恵みをもたらした。この経済界の活況に刺戟されて政府もこれまでの緊縮政策をやめて積極財政政策に転じ、大正七年から八年にかけて各種の事業計画を法律をもって制定し、各々予算をつけたため国家財政は俄に膨張して必然的に地方財政の膨張をもたらした。

当時、地方財政の主要財源は国税附加税であったが、これは明治四三年三月の「地方税制限ニ関スル法律中改正」(第二七号)によって、地租については宅地は府県一三%、市町村九%、田畑は三二%・二一%、その他は二七%・一八%、営業税は二一%・一五%、所得税は四%・一五%と定められ、特別許可の場合の制限外も一二%までとなっていた。従って地方公共団体はこれらの附加税を制限外の一割までとると、あとは地方独立税の増徴にまつ以外はなかつたので、その中でも戸数割が非常に重くなってきた。

そこで政府は、大正八年三月「時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律」(第二九号)を發して制限外課税限度を府県八〇%、市町村六〇%まで引上げた。しかし同年四月都市計画法が制定されたので、その財源として地租(一二・五%)、国税営業税(一七%)、府県の営業税・雑種税又は家屋税(四〇%)の特別税を賦課出来ると定めた。

しかし物価騰貴が続く人件費の増額も実施しなければならず、加えて戦後恐慌の対策費も必要となつてきて、地方財政救済が再度問題となつてきた。原内閣は大正九年八月「明治四十一年法律第三十七号中改正ノ

法律」を制定して、宅地租を府県三四％、市町村二八％、田畑地租を八三％・六六％に引上げ、営業税も二九％・四七％とし、所得税については三・六％・一四％と引下げた。さらに制限外課税許可の職権は知事に委任されたので、ほとんどの府県市町村が制限外課税限度一杯まで徴税することができるようになった。しかし、これでもなお地方財政は物価騰貴に追いつかず、地方独立税の濫徴のため、負担過重や零細民に対する重課が問題となって、改革が要求されるに至った。

戸数割規則の制定 従来戸数割については課税標準にも賦課の方法にも統一的な規則がなく、府県が市町村に配分賦課し、市町村会の議決によつて賦課徴収が行われたので、市町村間および住民間の負担の不均衡が大きく、その差は増徴によつてますます甚しくなつていった。そこで政府も規則制定の急務を痛感してその制定を急ぎ、大正一〇年一〇月一日勅令第四二二号で府県税戸数割規則が交付された（一一年より施行）。本規則は一六条と附則より成り、府県においては予算総額の三〇％、市では五〇％、町村では八〇％までの限度で賦課し得ることとし、家屋税の賦課は戸数割とみなすこと、納税義務者の資力に対して賦課するものであることなどを定めている。熊本県でもこの規則に基づき、一一年三月熊本県税賦課規則の中戸数割に関する規定を改正した。

地方税制の改正 政府はこのような地方税制の修正を実施するかたわら、九年五月に臨時財政経済調査会を設置して「税制整理三関スル根本方策」を諮問していたが、一一年七月にその答申が提出された。しかしその答申は三案にわかれ統一されていなかったため、参考意見としての意味しか持たなかった。

そこで政府は一二年に大蔵省内に税制調査会を設け、地租を地方に委譲するという前提で税制改革の作業にとりかかったが、内閣の交迭や関東大震災によつて延期されてしまった。しかし地方経費の膨張は依然として続き、放置出来ないため、加藤憲政会内閣のときに「地方税整理方針」を発表し、

- 1、府県税として家屋税（又は建物税）を新設する
 - 2、府県税戸数割を廃止してこれを市町村税として創設する
 - 3、府県制営業税・雑種税の整理を行う
 - 4、地租免税点以下の土地に対して特別地税を創設する
 - 5、所得税附加税の改正を行う
 - 6、義務教育費国庫負担金の増額は、主として市町村における税制整理の財源に充てる
- という内容で帝国議會に提案され、一五年三月「地方税二関する法律」（全二八条）および「明治四十一年法律第二十七号中改正法律」が公布された（昭和二年施行）。この整理によつて地方税制は次のようになつてめられている。

府県税		市町村税	
国税附加税	独立税	国税附加税	特別税
地租、営業収益税、所得税、鉱業税、取引所営業税、砂鉱区税	営業税、雑種税、家屋税、特別地税	地租、営業収益税、鉱業税、取引所営業税、砂鉱区税	府県税附加税
			戸数割、段別割、家屋割、その他

第二節 市制・町村制の改正と町村合併

大正デモクラシーの発展は必然的に一般国民の参政意欲を高め、戦争景気に伴う国内産業の発達には人口の都市集中化を促して周辺町村を刺

較し、国富の増加に伴う交通通信の発達はまだ地域社会の拡大をもたらした。従つてこの時期の市制・町村制の改正は地域住民の自治意識の向上に対応するものとして行われ、町村合併もまた明治期とは異なつた形態で進められていった。

一、市制・町村制の改正

大正一〇年の改正 明治四四年の市制・町村制の全面改正後は兩制とも大きな変化はなく、大正元年八月の勅令第一八号では市町村行政に関する監督をゆるめる方向を示している。第一次世界大戦の間に世界的に拡がった民主主義の思想は日本においても自治思想の普及をもたらし、自治の発達を促進するためには地方制度の基礎となる市制・町村制の改正が必要となつてきた。

市制・町村制の改正は次の五項目を提案理由として大正一〇年（一九二一年）三月五日に第四四議會に提出された。

- (一) 本法制定以来、国民の知能は著しく向上したるに拘らず、事実に於ては有権者の国民に対する千分比は却つて減少したるを以て、公民権を拡張せんとす。一（従来は二年以来その市町村の負担を分任し、かつその市町村内において地租税を納め、若しくは直接国税年額二円以上を納める者であることを必要としたが、改正法は二年以来その市町村の直接市町村税を納めることをもつて足りることとした。）
- (二) 町村に於ては一級一人は二級六人に、市においては一級一人が三級五十人に、甚しきは一級一人が三級千有余人の選挙権者にあたる現状に加えて、實際上、等級選挙の必要なきを以て、町村は之を廃し、市は二級とし、而して級別の標準を税額によらず、一人平均税額に改めんとす。——（直接市税総額の一人当たり平均額を出し、平均額以上納付者を一級、未滿を二級とすることとした。）
- (三) 公民外の選挙権を廢せんとす。——（現行法では公民でない町村の多額納税者——銀行、会社などの法人——にも選挙権を与えていたので、これ

を廢止する。）

(四) 衆議院議員選挙法の改正（大正八年）に伴ひ之が改正を行はんとす。

(五) 北海道には市制を、沖縄には市制・町村制を施行せんとす。

衆議院の審議では選挙権の拡張により有権者数は二五〇万人増加して五割増となることが明らかにになり、市町村民税の賦課に差があつて不公平なので、全国的になるべく統一することなど政府の説明があつて一部修正の後可決され、貴族院でも小修正で可決された。こうして四月一日兩制改正は法律第五八号・第五九号として公布され、施行期日は五月二〇日と定められた。

熊本県の町村会議員総選挙はこの年五月一日に実行されたので、改正法規が實際適用されるのは大正一四年からとなつたが、熊本市は周辺一町村の合併を五月二〇日に認可され、六月一日実施と決したため、新市会議員の選挙は一〇月一・二兩日に改正市制にもついで行われた。

この年の有権者総数は一四、三二四人で、前回（大正六年）の有権者総数二、九〇九人に比べると合併による人口増は含まれているが、実に四五倍にも達している。

大正一五年の改正 大正一五年（一九二六年）には市制・町村制・府県制が同時に改正され、これ以後地方制度の改正はすべて時期を同じくすることになる。前年の衆議院議員選挙が普通選挙となつたことに基づく改正であるが、このときの改正に共通する三大特色は次の通りである。

○公民権について納税要件を廢止し平等の権利を与えた。

○普通選挙を地方に及ぼし、全地方団体の法律を同時に改正した。

○この改正と同時に行われた地方官制の改正によつて郡長・島司を廢止し、地方行政の監督制度を簡素化した。

この改正案は第五一議會会で可決され、大正一五年六月二四日付法律第七四号・第七五号として公布された。但し公民権および議員選挙に関する規定は次の総選挙から施行されることになり、その他は原則として七月一日から施行された。

改正法では市町村公民はすべて選挙権を有することとなり、特例者のみ除外された。その市町村公民としての要件は帝国臣民中二五才以上の男子で二年以上その市町村住民であることだけで、欠格条項に触れない者はすべて公民と認められ、選挙権のみならず被選挙権も同様に与えられた。またこれまで市部に残されていた等級選挙は廃止されて平等選挙となり、選挙人名簿も定時名簿となり、各種の地方議会の名簿は統一名簿となった。投票についても衆議院議員選挙法にならって点字投票と仮投票が出来るように改められた。

また勅令によって指定された市（人口五万以上の市および市の区）では議員立候補者制をとらせることとし、選挙の混乱を避けるとともに選挙事務の簡捷化をも考慮している。なお選挙運動に関しては議員立候補制をとる市では衆議院議員選挙法が準用され、その他の市町村では特に必要と認められる条項が準用されている。

市會議員数は変わらなかったが、町村制では明治四四年以来据置であったので人口一、五〇〇未満に対し八人という数字を削り、人口五、〇〇〇未満は一二人と改め、町村會議長は町村長が当るきまりであったのを、特別の事情ある町村では町村条例を設けて町村会の選挙による議長およびその代理者一名を置くことができるように改正された。

また市の名誉職参事会員の任期はこれまで市會議員の任期と同じ四年であったのを隔年選挙に改め、これまで常に両様の解釈が行われて定まらなかった議長の権限を、表決権と裁決権の両者をもつものと確定した。市の参事会は従来の議案審査権を失い、市参事会の権限に属する事項の一部はその議決により市長によって専決処分し得ることとなり、市参事会に対する異議および訴願の決定・裁決は受理後三か月以内に出さねばならぬと定められた。

市長の選任は従来内務大臣の命令に基づき候補者三名を選挙推薦し、上奏裁可を請わねばならず、町村長の選任にも知事の認可が必要であったが、今回単に市町村会において選挙するものと定められ、また退職の

場合についても、これまで市長は内務大臣の認可を必要とし、有給町村長は三か月前に申立てれば任意に退職できる規定であったのを、改正ではともに退職の三〇日前までに申立てるか、或いは市町村会の承認を得るかしなければならぬと規定した。

助役の選任の場合も府県知事の認可を廃止し、退職の場合も市助役については知事の認可を不要とし、有給町村助役についても市町村長と同様の方法で退職出来ることとした。収入役についても市町村とも監督官庁の認可を廃止し、選任方法も市町村すべて同一となった。

なお、従来主な補助機関の選任に関しては市町村長の推薦により市町村会で決するものや、市町村会において選挙するものなどあったが、改正法では市町村長の任免する有給吏員以外はなるべく市町村長の推薦に基づき、市町村会で決定することとし、市町村会が直に選挙することを廃止し、監督官庁の認可を要しないことと定めた。

就職の制限に関しては従来の規定にあった父子兄弟関係にある市町村長と主要補助吏員相互間ならびに議員相互間および議員と吏員間の就職制限を廃止し、収入役と副収入役についてだけこの規定を残し、市の請負関係についての制限を強化し、市町村長の職務権限の追加変更も多かつた。

市町村の自治権行使に対する国の監督権が著しく緩和され、具体的には各種の認可・許可事項が整理されている。組織について二・三の例をあげれば、市役所の位置の決定や変更に関する知識の許可を不要とし、町村の名称変更は内務大臣から知事の許可に格下げし、市町村の廃置分合や協会変更の場合の財産処分に関する内務大臣の許可を不要としたなどがあげられる。

また財政に関しては財政罰の範囲を拡張し、不正の行為によって使用料や市町村税を免れた者には三倍までの過料を科することができ、その他の場合五円以下の過料徴収を定めた。またこれまでの規定では「特別の事情ある者」に対して市町村税を減免するを得るとあったが、今

回はこれを「公益上其他の事由に因り課税を不相当とする」場合にのみ、命令の定める所により市町村税を課せざることを得ると改正されている。

二、大正期の町村合併

町村合併の傾向 この時期には政府は町村合併について特別な政策を持たず、各府県の指導と町村独自の動きにまかせたので、全体的に合併は緩慢であった。しかし第一次世界大戦に刺戟された資本主義経済の発展にともない、都市への人口集中が著しかったので、都市地域の膨張による合併が進行した。都市の増加を全国的に見ると、大正二年において人口一万以上の都市は四六九であったが、大正七年にはそれが五六六となり、五年間にほとんど百に近い増加を示している。また全国の市町村数は明治四一年に六一市・五区・一一六七町・一一、二二〇村（計一一、四五三）であったものが、大正七年には七二市・七区・一三三三町、一〇、八三九村（計一一、二五一）となり、市・町が増加するのに対して村数の減少が著しい。この数は昭和三年になると一〇三市・一六二五町・一〇、一八〇村とさらに大きく変化してくるのである。

さらにもう一つの合併の形式は組合村の合併で、鳥取県の二二組合村がそのまま二町村となったのはその最大の実例である。しかしとにか、この両者ともに強制されない自然の合併であることにこの時期の特徴を見ることが出来る。

全国的に見て、この時期の市町村長は合併運動には非常に熱心であった。その理由は町村財政の窮迫にあった。当時町村の財政は町村有財産から上る収入を第一義とするよう法文化されていたが、大正三年現在で町村財政のすべてを財産収入によつてまかない、町村税を賦課しない優良町村は全国で僅かに三町村に過ぎず、経常費の半額以上を財産収入で支弁出来る町村でさえ僅かに三五しかなく、逆に全く基本財産を持たない町村が六七四にも達していたから、この制度はほとんど死文化してい

た。財産収入がその役割を果たさなければ勢い附加税が主財源となつてくる。ところがこれらの附加税の増徴は小生産者や労働者の負担になることが多く、特に戸数割は人頭税的な色彩を持ち低所得者層に負担が重かつた。

しかも地方団体の仕事はふえる一方で、地方歳出は大正七年以後急速に増加したので、市町村は地方税制限制度の特例として設けられていた制限外課税を経常化し、附加税が本税の一・七倍にも達する実例さえ生じている（地租附加税）。このような町村財政の行きづまりに加えて市町村内に生まれてきた労働組合・農民組合の力はあなどり難いものになり、市町村議会内にもその代表を送りこむようになってきた。町村長としては、これら小作人によつて農村が組合化されやがて占領されてしまう前に、何とかして体制の改良と財政の整理を行いたいと考えた。それには郡役所を廃止して町村合併を行うべきであると考え、一部の者はさらに進んで全国府県会議長会とともに知事公選を決議し、町村合併による大町村と、公選知事によつて民主化された府県とによつて地方制度の再建を試みようとした。この知事公選の動きは政府の郡役所廃止と府県の強化という政策によつて妥協させられてしまったが、町村合併に関する町村長の意欲は、それが労働組合・農民組合対策である以上熱心にならざるを得なかつたのである。しかしこの時期に政府が無の政策しか持たなかつたために、合併の運動が盛んに行われたのに比べては、実現数は少なかつた。

熊本県における町村合併 この期の町村合併の数は多くない。組合村合併の実例としては大正一二年（一九二三年）一月一日の南種山・北種山・小浦の三村組合が合併して種山村となった一例があるだけである。この三村の中、南種山・小浦の二村は旧藩時代から小浦組をつくり、北種山は独立していたが、明治一二年に南・北種山が一戸長区域に編成され、小浦は河俣と組合わせて一戸長区域とされた。同一九年に四村を合わせて南種山村列とされたが、二二年の町村合併で河俣は独立村となり、

三村で組合村を構成していたものである。

なお、大正五年に上益城郡で、陣・豊秋・小坂の組合村の合併機運があったが、これは自然消滅してしまった。

また、この期間に町制を敷いた村は六村におよんでいる。町と村とは郡区町村編成法（明治十一年）の時代から厳密な区別はなく、市街連楯する所を町と称し、農村地帯を村と称するという先例に基づいてきただけであったから、村が発展して街道沿いに市街地を形成するようになる、最早村ではおかしいということで町に変更する訳である。但し村を町にかえる時は町村名の変更となるので内務大臣の許可が必要であった。まず町制を施行したのは大正元年（一九一二年）一月一日の水俣村であった。明治二年の町村合併で陣内村列九村と浜村列七村に岩城村列中二村と小津奈木分村が合併して水俣村が出来た時、既に戸数二、三二五戸、人口一、〇四〇人という大村であったが、明治四一年日本窒素肥料株式会社が出来て後はさらに発展し、同四五年四月の村会で町制施行を可決して許可を得たものである。次には大正五年五月一日付で宇土郡松合町が成立し、同八年五月一日には玉名郡荒尾村が町となった。同村は明治二二年に六町村が合併して荒尾村となったが、人口は逐年増加し、この年には一三、六一八人（明治四一年六五〇三人）に達していた。万田炭坑が明治三〇年に開かれたことが発展のきっかけとなったものである。

一三年には四月一日に下益城の西砥用が砥用町となり、同月二日に天草の登立が町制を施行し、一五年の五月一日には球磨郡多良木村が町となった。西砥用の場合は御船鉄道が前年甲佐まで延長されたことに刺戟されて、鉄道延長上町制をとることが有利と判断したためであり、登立は天草の玄関口として発展しつつあり、多良木の場合は一三年三月に湯前線が開通して発展が予想されたためであろうと考えられる。

一般町村の合併では御船町と滝川村が合併し、新御船町の成立をみた。御船町はもともと狭小な町で辺田見村の方向に町並が進出しつつあった

が、明治二二年の合併で辺田見村は滝川村に合併してしまったため、御船町は独立の小町として取り残されていた。たまたま大正四年四月に御船鉄道の春竹——鯉間が開通し、一月には小坂まで、翌年には御船まで開通する見込みがたつたので、御船町ではこれを機会に郡役所に働きかけて諮問を出させるとともに滝川村に合併を呼びかけたが、五年二月八日の滝川村会は合併不同意の決議をしてその旨答申したため合併は流れてしまった。しかし三月には御船鉄道は御船まで開通し、また、その後滝川村内に賛成者が次第に増加してきたので六年暮に着任した泉崎郡長は両者の幹旋に乗り出し、七年二月五日滝川村に合併を承諾させることに成功した。正式合併は大正七年四月一日付で実施されたが、早速六月一日に行われる新町議選舉について割振りの問題がおこってきた。旧御船町では一級選舉人が一〇名に対し旧滝川は二六名、二級は御船五七名に対して滝川二六〇名と比較にならぬ数であるため、このままいけば新町議は全員滝川に占められてしまうことになる。泉崎郡長は放任出来ずとして再び幹旋に乗り出し、案分比例で旧御船より一・二級とも三名、旧滝川より一・二級各六名を割当て、計一八名を配当することで円満解決をみるに至った。

大都市の周辺町村吸収合併の実例としては熊本市があげられる。熊本市は明治以来市の中心部にある軍施設の移転を計画して市街地の整備をはかってきたが、近代都市としての陣容を整えるためにさらに接続町村への市区拡張を考えるようになった。既に大正五年（一九一六年）頃大熊本建設の声がおこり、接続九町村との合併案が出たが中々具体化せず、同七年に至って再び盛んに議論されながらも陽の目を見なかつたのが、翌々九年五月に至って高橋長秋や紫藤章などの尽力によって「大熊本期成会」が発足した。以後期成会の運動と、知事・在京先輩の援助と佐柳市長の努力によって大正一〇年に至って吸収合併の機運は俄に熟し、春日町・古町村・本山村・本荘村・春竹村・大江村・横手村・島崎村・花園村・池田村・黒髪村の一町村が六月一日付で合併されることとなり、

ここに大熊本市の実現を見るに至った。九年一〇月の熊本市は面積〇・三三八方里、人口七〇、三八八人にすぎなかったが、この合併によって面積二・〇八五方里、人口一、二一、二三六人となり、全国一二位、九州第二（第一位は長崎）の大都会となった。

市はその後、新市庁舎の建築を完成し（一二年）、市上水道工事・二三聯隊移転・市電開通（いずれも一三年）の三大事業を完了し、市電は郊外出水村の水前寺成趣園入口に達した。こうなると次に吸収合併されるのは出水村である。大正一四年四月一日東部の大村出水村は熊本市に合併し、熊本市の面積は二・四二八方里、人口は一三八、九四五人を算するに至ったのである。

第一〇章 昭和期（終戦前）の地方制度

第一節 昭和初期の地方制度

昭和二年（一九二七年）の金融恐慌、同四年（一九二九年）の世界恐慌、さらに同五年の農村恐慌によって、既に慢性的危機に立っていた我国の資本主義経済は完全に行きづまり、打開の道を大陸に求めたため昭和六年（一九三一年）の満州事変がおこり、政党と軍閥とが激しく対立した。しかし七年の五・一五事件、一年の二・二六事件を経て軍閥は完全に政権を握り、遂に一二年七月泥沼戦争とも言うべき日華事変をひきおこした。

この時期の地方制度の改正では昭和四年および同一〇年の改正があり、また地方税制についても根本的な改正が行われているが、いずれもその当時の社会情勢に応じて微妙な変化をみせている。

一、昭和四年の制度改正

改正の概観 大正一五年（一九二六年）の改正後僅か三年にして、再び地方制度全般に大改正が行われた。昭和四年四月一五日法律第五五号——五七号で公布された府県制・市制・町村制中改正と、第五八・五九号の北海道会法・北海道地方費法中改正がそれである。この改正も大正一五年の改正同様自治権拡張を主とし、前回改正の趣旨をさらに拡充したものと考えられるが、一面僅かに新思想の芽生えとみられるところもある。その点からは修正の意味も含まれていると考えられる。

大正一五年の改正は国民と公共団体の両面の自治権の拡充を目的としたが、今回の改正では団体自治の拡充に重点を置いている。例えばこれまで市町村に比べて自治体としての色彩の薄かった府県に、市町村と同

じ権能を与えていることなどである。改正内容の要点は次の四点にまとめられる。

- (一) 団体自治権の拡充
- (二) 議決機関の権限拡充
- (三) 執行機関の権限拡充
- (四) 事務処理方法の改善を目的とする改正

団体自治権の拡充 この点では府県に関する改正が主となっている。まず府県に条例および規則の制定権を認め、これまで府県会の議決を経て知事が定めることとされていたものや、府県知事が単独に定めることのできたもので、府県条例をもって定めることに改められたものも出てきた。次にこれまでの規定では、内務大臣が府県予算中不相当と認めるものがあればこれを削減することができたが、改正法ではこれを削除した。

さらにこれまでも何回か緩められてきた許可事項の範囲を一段と緩め、また許可権をなるべく府県知事に委任するようにした。従来の規定では使用料の新設・増額・変更、府県税の不均一賦課および一部賦課、継続費の設定・変更は内務大臣の許可を要し、軽易なものだけが勅令の定めるところにより許可を要しないことになっていた。それを今回は府県行政監督上特に国家に許可権を留保する必要がある特別の事項に限り、例外として勅令で内務大臣の許可を要すると定めることができることとされ、前回と立場が全く逆になっている。解散後初の府県会の会期についても、府県条例の制定についても内務大臣の許可が不要となった。

この許可事項については市町村に対しても大幅に緩められ、市町村の寄附または補助行為、手数料や加入金の新設、増額、変更については府県知事の許可を要しなくなり、これまで内務大臣・大蔵大臣の許可を必

要とした市町村条例の制定、変更、市町村債・特別税・間接国税附加税並びに使用料の新設・変更は、原則として府県知事に許可権を与え、主務大臣の許可事項は勅令で指定することとした。

また、これまでは国・府県・その他公共団体が市町村吏員に事務を委任するためには、省令以下の行政命令で定めることもできたが、改正法は必ず法律・勅令で委任しなければならぬことに改めたので、市町村自体に対する団体委任や、市町村に経費負担を命ずる場合と同じ扱いとなり、地方自治体の独立が一層認められることとなった。

議決機関の権限拡充 これまで各種地方自治団体を通じて議員側には発案権は認められなかったが、改正法では歳入出を除いて、府県会議員・府県参事会員・市町村会議員・市参事会員に発案権を認め、議員三人以上で文書をもって提出せねばならぬと定めている。また地方議会が公益に関する意見書を提出出来るのは、府県知事または市町村長および監督官庁に限られていたが、今回広く関係行政庁に提出できるように改められた。

いわゆる原案執行権についてもその範囲が縮小された。従来の規定では議決が公益を害するとき、または収支に關し不適當なときはこれを再議に附し、なお議決を改めない時に上級監督者の指揮を乞うて原案を執行することになっていたが、改正法では「明に」公益を害すると認められた場合と改め、また収支不適當という漠然とした表現を廃して「収支に關し執行すること能はざるものありと認むるとき」および「法令に依り負担する費用、当該官庁の職権に依り命ずる費用其の他の府県の義務に属する費用」並びに「非常の災害に因る応急または復旧の施設の為に要する費用、伝染病予防の為に要する費用其の他の緊急避くべからざる費用」と改め、このような費用を削除したり減額したりした場合にのみ原案執行ができることにした。

次に、府県会議員に府県会の招集請求権を認め、議員定数の三分の一以上によって請求し、會議に附すべき事件を示すことをその要件とし、

従来認められていた府県参事会の請求権も議員請求権同様拘束力のあるものに改めた。この点は市町村会および市参事会についても同様である。また府県会や府県参事会の議決が越権・違法の場合、従来は知事が直ちに取消してもよいし、また再議に附した後取消しもよいとされ、府県会や府県参事会の選挙が違法・越権の場合も知事は直ちに取消すべきものと定められていたが、改正法では議会の意志をなるべく尊重して原則として必ず再議または再選挙を命じ、なお反省しない場合に取消すべきものとした。

また、府県知事の府県会停会権を削除して市町村と同様にし、市参事会の構成員から助役と市参余を除き、名誉職参事会員の定数を一般の市は一〇人、勅令指定の大都市は市条例で一人まで増加できるように改めた。なお府県参事会の代議決権は、これまで府県会の権限に属する事件で臨時急施を要し、知事が招集する暇なしと認める場合に限られていたが、市参事会の代議決権は既に拡張されているので、歩調をあわせるために、府県参事会の代議決権を拡張した。それは次の四つの場合である。

- (一) 府県会が成立しないとき
- (二) 府県会が招集に応じないとき
- (三) 議員が自己または父母等の身上の事件に關し除外されたために、會議を開くことができないこと
- (四) 府県知事が府県会を招集する暇がないと認めるとき

さらに府県参事会の権限に属する事件で臨時急施を要するものにつき、府県知事のなした専決処分に関して、従来救済の方法がなかったが、今回新たに訴願訴訟の途が開かれている。これも市制には従来からあった規定である。

執行機関の権限拡充 今回の改正は団体自治権の拡充に主眼を置き、加えて議決機関の権限拡充を行ったものであるが、他面僅かながら執行権の強化をはかっているところに一つの特色を見出すことができる。

これは議決機関第一主義に対する修正であつて、行政の民主化と能率化の両面にも注目したことのあらわれであろう。

まず従来は、府県会または市会の権限に属する事項の一部を、府県参事会または市参事会に委任することができ、また府県参事会または市参事会の権限に属する事項の一部をその議決により知事または市長に委任し得る途を開いていたが、改正法では府県会や市町村会の権限に属する事項の一部をその議決により直接知事または市町村長に委任し得ることとした。また前述した通り、従来公益を害する議決につき原案執行を行う場合、必ず一応再議に付する必要があつたが、今回は特別の事由ある場合は直ちに指揮を請うることに改めた。

府県会については、従来会期延長が認められなかつたので、会期満了のため審議未了となつて、知事が内務大臣の指揮を請うことも稀ではなかつた。そこで改正法では知事の権限で三日以内会期を延長することが出来るように改めた。市町村の場合は原則として会期を付さずに招集するきまりであつたが、例外として会期を定めて招集することもあるので、その場合は日数に制限なく会期を延長し得ることとしている。

また市会・町村会の議決が公益を害したり収支不適當であつたり、会が成立しなかつたり、議決が行われなかつた場合、町村における原案執行その他の場合の指揮権は知事にあつたが、市における原案執行その他の指揮権は府県参事会に与えられていた。このような一般監督権の範疇に属すべき事項について、一般監督機関でない府県参事会の権限に属することは不適當であるばかりでなく、府県についても同種の事件は内務大臣に、町村の場合は知事に指揮権を与えてあるので、これらを統一するために市長は知事の指揮を請うて事件を処分することに改めた。これは知事の権限の前進で、府県参事会の権限が一步後退したわけである。もう一つの選挙人名簿に関する異議の決定と名簿の修正も、従来市町村会の権限であつたが、これも改正法では市町村長に移し、衆議院議員選挙人名簿と同じ取扱いに改めている。

事務処理方法の改善 事務の簡捷を図つたり事務の改善を目的とする改正、或いは従来法文の不備により解釈上疑義を生じたものに関する改正では次のようなものがある。

第一に市町村会議員の補欠選挙について、これまでは市町村会議員の中に欠員を生じ、しかも同点者の繰上補充をなすべき者がないとき、または繰上補充をしてもなお欠員があるときは、ただ一人の欠員の場合でも三か月以内に必ず補欠選挙を行わなければならないかつた。しかし、その手数と実際上の利害とを比べてみて改正法では、同点者を繰上補充してもなお欠員がある場合、その欠員数が定数の六分の一をこえない場合は、必ずしも補欠選挙を行わないでよいこととし、その採否は市町村長もしくは市町村会に一任することとした。

第二に府県会・市町村会で行う選挙は、従来一人毎に無記名投票をし、有効投票の過半数を得た者を当選者とし、若し過半数得票者のない場合は、最多数二人につき決戦投票をすることになつていた。但し参事会員の選挙の場合だけは一人ごとに選挙せず、会員数を一つの選挙で選出し、当選者たるには選挙すべき員数で有効投票の総数を除して得た数の五分の一以上の得票のあることを必要としていた。改正案ではこの参事会員の選挙方法を全体に採用し、指名推薦にもきびしい制限を設け、出席全員が異議のない場合に限り(従来は過半数で決定)、その当選も出席全員の同意を必要とした。また市町村会において行う選挙についても、従来はその議決によつて連名投票によることが認められていたが、改正法はこれを削減した。

第三は懲戒解職者の就職制限をさらにきびしくしたことである。従来は懲戒によつて解職された府県吏員は二年間その府県の公職に、また市町村吏員は二年間その市町村の公職に選挙されたり任命されたり出来ない規定であつたが、改正法はすべての地方団体を通じて二年間公職につけないこととした。また市長の解職には勅裁を要せず知事が専行出来ることとし、同時に市長の解職処分についても内務大臣に訴願出来ること

になった。

第四に市町村長その他市町村吏員の選挙、選定および就職についての改正が行われた。市町村長の在任中に行う後任者の選挙については従来何も規定がなかったが、今回任期満了または退職の前日二〇日以内に限ることとし、当選者は告知から二〇日間の中に可否を申立てること、並びに官吏が当選承認を与えるについては所属長官の許可を必要とする旨規定された。この規定は市参与・助役・正副収入役・名誉職区長およびその代理者並びに委員の選挙または選定に関しても準用されることになった。

第五には市長を名誉職とする途を開いたことである。市長を有給吏員とすることは自治制発布以来変わらなかったが、改正法では市条例をもって名誉職市長を置くことができると定め、適材を得る途を開いている。

第六には国税および府県税に対する市町村の附加税に制限を加え、国税については直接国税附加税のみを認め、府県税については直接税・間接税ともに附加税はすべて均一の税率をもつて徴収すべきことを規定した。

最後に府県会の解散について、これまで内務大臣が府県会の解散を命ずる時は勅裁を受けねばならなかったが、改正法はこれを不要としている。

施行令中改正 昭和四年六月一九日勅令第一八〇号で府県制施行令中改正、同第一八六号で市制町村制施行令中改正が公布され、勅令第一七九・一八四・一八五号で改正府県制・市制・町村制の施行期日を昭和四年七月一日と定められた。その後府県制施行令は昭和八年一〇月二四日に一部改正され（勅令二八二号）、市制町村制施行令は昭和六年八月一日（勅令二二二号）と同八年一〇月二四日（勅令二八六号）の二回に一部分ずつ改正されている。

改正法と熊本県 この改正によって直接変更を生じたのは市参事会の

構成で、七月一日熊本市では名誉職参事会員四名を増員した。これは選挙によらないで議長指名によって定められたので、新规定による全員一致で決定された訳である。四名の新参事会員には永田岩八・松石鶴次郎・椿睦奥雄・松原象雲が選ばれた。また熊木市会議員の定数は三十六名であったが、国勢調査の基準により、次回選挙より四〇名に増員と決定された。選挙は普通選挙法による第一回の選挙として昭和四年一〇月一日執行された。有権者数は二六、五〇九名で、大正一四年の旧法による有権者一七、七七七人に比して約九〇〇〇名の増加を見ている。なお投票率は八五・二%であった。一〇月一日に行われた初市会で議長に山隈康、副議長には平野竜起がえらばれ、一〇名の参事会員も選挙で選出された。この同時に後任市長銓衡委員が指名任命され、候補を立てたがまとまらず、在京先輩の結論によって、翌五年山田珠一を名誉市長に選出した。名誉市長制はこの改正法によって制定されたものである。

二、昭和一〇年の制度改正

改正の経過 昭和九年（一九三四年）衆議院議員選挙法が改正されたので、地方制度にもとづいてこれに応ずる改正が必要となり、政府は第六七議院に府県制・市制・町村制中改正案を提出した。この提案理由として次のように説明している。

（府県制）衆議院議員選挙法の改正に照応し、且地方議会の実情に顧み、議員選挙に関する規定の改正を試したる外若干の整備を為したり。其の主なるもの左の如し

- 第一 直接衆議院議員選挙法に関係するもの。
- 一 成るべく投票の場所を創設し得る途を開きたること。
- 二 選挙人の年令は名簿の確定の期日に依ること。
- 三 繰上補充の途を設けたること。
- 四 所謂連座の訴訟の手續を改めたること。

第二 其の他の選挙に関する規定の改正

- 一 不在投票の制度を設け選挙に多数の選挙人を出来得る限り参加の機会を与へんとせること。
- 二、人口の著しく少なき郡は隣接の都市と併せて一選挙区と為し得る途を開き議員配当を公平ならしめんとせること。

第三 其の他自治制度の整備

- 一 府県会の権限に属する事件にして軽易なるものは予め其の議決を以て参事会に於て議決し得ることとし、事務の便宜と簡捷を図らんとせること。
- 二 地方議会の選挙は予見し得るを以て、屢々生じ得る弊害を防止する為、同数の得票者二人以上の時は直ちに抽籤を以て定むることとしたること。
- 三 臨時府県会は必ずしも其の要なきを以て、七日より短かき会期を定め得る途を設けたること。

(市制) 今回の改正は主として衆議院議員選挙法の改正の趣旨に照応すると共に地方議会の実情に鑑みて改正せんとしたるものにして其の要点左の如し。

- 一 成るべく容易に得票所を創設し得る趣旨を加へたること。
 - 二 選挙人の年令を名簿確定の期日に依り算定すること。
 - 三 繰上げ補充制度を設けたること。
 - 四 連座の訴訟の手續を改めること。
 - 五 市の全部に亘り議員候補者届出制度を採用せられたること。
 - 六 不在者投票の制度を採りたること。
 - 七 租税滞納者が公民権を行使するは妥当にあらざるを以て之を停止せんとしたること。
 - 八 市会の権限に属する事項にして軽易なるものは予め其の議決を経て其の閉会中、参事会に於て議決し得ること。
 - 九 市会等の内部に於て行はるる選挙に於て得票数同数者二人以上の時は直に抽籤の方法に依ること。
- (町村制) 市制とほぼ同じ

衆議院の特別委員会では原案で町村制の第八条に「町村公民租税滞納処分中ハ其ノ公民権ヲ停止ス」とあるのを、納税のために失格条件が増加するのは普通選挙の立前から穩当でないとして単に「町村ノ名譽職ニ

就クコトヲ得ズ」と修正し、市制第一〇条も同様「市ノ名譽職ニ就クコトヲ得ズ」とし、府県制第六条には「租税滞納処分ノ者ハ被選挙権ヲ有セズ」の一項を加えることとし、本会議および貴族院もこれを可決した。

こうして昭和一〇年七月三日法律第四四・四五・四六号として府県制・市制・町村制中改正法律が公布され、同日勅令第一七三号で七月一五日より施行の旨が達せられた。但し本法中議員選挙に関する規定は次の総選挙より施行されることとなつていたので、この年の秋一〇月の総選挙で早速適用されることとなつた。

熊本県と改正法 この法律公布の翌日の九州日日新聞は改正法と本県について次のような記事を掲載している。

改正地方制度は、今秋十月五日執行の県会議員選挙より適用さるるわけであるが、之によると選挙人の年令は、選挙人名簿確定の期日により算定することとされたので、改正制度ならびに施行令の公布とともに暫行特例を設けて、来年の選挙に便することになるはずである。すなわち選挙有権者は、居住年限二ヶ年以上にして満二十五才に達したものを、九月十五日現在により名簿に登録し、十二月二十五日をもって確定しておつたが、今回の改正により十二月二十五日の名簿確定日までに二十五才に達するものは、九月十五日の名簿調整当初よりこれに登録することとなるのであるが、昨年の名簿は既に旧法により確定されており、今秋の県会議員選挙には、新法により、昨年九月十六日より十二月二十五日までに資格発生者を調査して、これに追加登録することとなる。而して熊本県の昨年九月十五日現在十二月二十五日確定の名簿による選挙有権者は二十七万七千三百三十一人で、郡市別は左の通りであるが、制度改正により、これが増加すべき有権者は全然未知数で、県当局でも大した増加はあるまいと見ている。(以下略)

この年の県会議員選挙では球磨郡に一名の増となつて議員定数は四一名となり、有権者の総数は二六九、四九三人であつた。当時の選挙干渉と腐敗は甚しく、昭和六年の県会議員選挙の時のときは、本山知事の

もとに警察は駐在巡查まで選挙干渉に乗り出すという有様で、岡田内閣の下に新官僚後藤文夫が内務大臣に就任してはじめて選挙粛正運動の実があることとなった。昭和一〇年の選挙前に政府は選挙法を改正して取締を厳にするとともに、各府県に選挙粛正委員会を設置させてその徹底を期した。本県でも関屋知事は告諭を發して「真に徹底セル粛正ハ選挙民各自ノ立憲的自覚ニ俟ツノ外ナキヲ信ス」と述べ、県民の蹶起邁進をうながし、各市町村の粛正委員会の指導によって各種行事が行われ、各団体が直接運動にかり出されている。そのため粛正の実は或る程度上ったが、投票率は低下し、県当局も「棄権者ノ激増ヲ看タルハ遺憾ノ義」であると表明する程であった。なお当選者は政友会二一・国民同盟一八・民政党二という勢力分野になっている。

第二節 軍国主義下の地方制度

昭和一二年（一九三七年）におこった日華事変は延々として終わることなく、国民生活は日に日に窮迫を加えてきた。政府は戦争目的完遂のために経済統制・産業奨励・銃後後援・国民精神総動員など物心両面からの統制を強化し、また戦費を中心とする国家財政の急激な膨張を地方財政の緊縮によってカバーさせようとした。そのため府県・市町村とも自治活動を行う余裕はほとんどなくなってしまうが、皮肉にも国が強制する戦争関係費用の激増によって地方自治体の財政もまた大膨張を見るに至った。

昭和一五年（一九四〇年）日独伊三国軍事同盟の成立以後、連合国対枢軸国の対立は激化し、遂に一六年末の日米開戦となり、昭和二〇年（一九四五年）八月に至って敗戦の憂目を見るに至った。その間政府は思想の統制、産業・経済の統制をきびしく実施し、国策の推進を地方に強制し、特に昭和一八年の地方制度の改正以後は地方自治の精神などは意にも介しなかった。従って地方行政組織は完全に中央の出先機関と化し、

上意下達の機関にすぎなくなってしまう。国民が重くとざされた唇を開くことができるようになったのは昭和二〇年も一〇月頃からのことである。

一、地方税法の改正

地方財政の窮迫 昭和初期の全国的不況には本県も例外ではなかった。昭和五年（一九三〇年）の国勢調査によれば全国の失業者数は三二二、五〇〇人、熊本県は四、三九四人、内熊本市は一、四七四人であった。熊本県の負債は二、〇〇〇万円に達し、県下町村の小学校教員の俸給未払いや、一部強制寄附・初任給引下げが相つぎ、町村債も併せた負債は一戸当たり約一二二円、一人当たり二二円にものぼった。

昭和四年の浜口内閣以来の緊縮政策によって、それまで膨張を続けてきた地方財政も同六年には一時縮小されたが、その影響による経済界の沈滞は、租税滞納の増加となってあらわれた。政府も徒に緊縮政策を踏襲することでは救済出来ないと考え、昭和七年以降三年間にわたり公共土木事業を中心とする時局匡救計画を実施し、地方自治体も積極的にその政策に応じて住民生活の救済に乗り出すようになった。そのため租税の滞納も昭和七年以降漸減しつつあり、国庫補助金の増額も行われてきたが、今度は国政委任事務の増加が地方自治体に対する重圧となつてのしかかるようになった。しかし熊本県では昭和一一年に至つてようやく赤字を解消することができた。

昭和一二年日華事変の勃発により、政府は地方予算の抑制を実施させ、その節減は一三年・一四年と続いた。この間政府は特別税法によって国税の増徴をはかったので、地方財政は極度に窮屈となつてきた。この状態に鑑みて、昭和一一年政府の創設した臨時町村財政補助金は、翌一二年には臨時地方財政補助金と改められ、財政困難な府県や市もその恩恵に浴することとなつたが、これは地方経済発達の地域的不均衡に対応す

る新形態であるとともに、地方財政の国庫依存度を強めるものともなつた。

新地方税法の制定 昭和十五年三月二十九日、法律第六〇号で地方税法が全面的に改正され、第六一号で地方分与税法が制定された。地方分与税はそれまでの臨時地方財政補給金の改称されたものである。

右の税法改正に伴って府県制・市制・町村制にも部分的な改正が行われたが、税法改正に伴う条文改正であるから、県徴収の使用料および手数料の引き上げや、「府県費ノ分賦」と呼ばれていた徴収金を「負担金」と改称するなどの小部分改正にとどまっている。しかし新地方税法は大正一五年の新地方税制をさらに大きく改革しているので、歳入の經常部を例示しておくことにする。

- 第一款 国税附加税（地租、家屋、営業、鉱山の各附加税——但し家屋の分は一七年より実施）
- 第二款 独立税（段別、船舶、自動車、電柱、不動産取得、漁業権、狩猟者、芸奴の各税及び家屋税金——但し家屋税金は一六年までで以後国税に移る）
- 第三款 目的税（都市計画税、水利税）
- 第四款 地方分与税（還付税、配布税）
- 第五款 分担金
- 第六款 財産収入（不動産、動産各収入）
- 第七款 使用料及手数料（使用料、手数料）
- 第八款 国庫下渡金（警察費、義務教育費各下渡金）
- 第九款 雑収入（納付金、懲罰及没収金、弁償金、作業益金、物品売払代金、其他）

この新地方税法の改正は予告されていたので、熊本県では三月二十八日に「地方税法改正が昭和一五年より実施の見込につき」と前置きして「地方税法改正に伴フ経過的措施ニ関スル件」を地第一二五八号で布達し、四月一日「県税徴収細則中改正」を行い、八月二十九日「熊本県県税賦課徴収条例」を公布している。

一、大戦中の改正地方制度

地方事務所の設置 昭和一七年（一九四二年）六月二日、勅令第五七三号で「地方官官制中改正」が公布され、府県地方事務所の設置が決定した。これは大正一五年に廃止された郡役所の復活と見ることができ、郡役所廃止のとき、この廃止に絶対反対を唱えた少数官僚の保守的思想は当時の世論に対抗出来なかつたが、今や戦時中の軍閥と組んだ保守官僚達の手によって議会にはかることもなく、勅令として公布されるに至つた。

熊本県と改正法 熊本県でも同日県訓令第三三——三五号で知事の訓告を出し、地方事務所処務規程および所長の専決事項などが達せられてゐる。本県下地方事務所の新設地・名称は左の通りである。

鮑託地方事務所	熊本市県会議場内
宇城	松橋町下益城郡教育会館
玉名	玉名町玉名教育会館
鹿本	山鹿町山鹿公会堂
菊池	隈附町菊池衆議所
阿蘇	宮地町元阿蘇郡役所跡
上益城	御船町上益城乾繭販売利用組合
八代	八代市外二一村公益事務組合事務所
芦北	芦北郡教育会館旧館
球磨	球磨郡教育会館

なお天草には郡役所廃止以来支庁が置かれて引続き存在していたが、一月三〇日内務省告示七一一号で、一月一日から天草地方事務所と改称した。

府県制・市制・町村制の改正 既に昭和一三年頃から地方行政にも国家統制の手がのびてきているが、昭和一八年にはより一層国家統制を強化する目的で、地方制度全般の逆行的改正が実施され、それとともに数

十年來唱えられながら実現されなかつた東京都制が、国家統制強化の形で立法されるに至つた。これらの法律案は第八一議会に東条内閣によつて提出され、昭和十八年三月二〇日法律第七五号（府県制中改正）・八〇号（市制中改正）・八一号（町村制中改正）・八二号（北海道会法中改正）として、また東京都制は六月一日に至つて法律第八九号で公布された。この改正は戦争中の改正ではあるが甚だしく復古的で、町内会や部落会の規定を法律で定めたことなどはむしろ江戸時代的な感覚である。府県制の改正の趣旨も市制・町村制とほとんど同様なので、市制・町村制について改正点を述べてみることにする。

一 市町村および市町村長等に対する国政事務の委任

(1) 市町村および市町村長等に対して国または府県等が事務を新たに委任するには、法律または勅令によらねばならないと昭和四年に改正されたが、これを法律または広く各種の命令をもつても委任し得ると改めた。これは大正期に返つた形である。

(2) 国政事務を委任しようとするときは、それに必要な費用の財源について所要の措置を講じなければならぬものとした。

二 市町村内各種施策の総合的運営に関する事項

(1) 市町村長に対して新たに総合的な指示権が与えられた。市町村長は市町村内における各種施策の総合的運営を図るため必要と認めるときは、市町村内の団体等に対し必要な指示をなすことが出来、またその指示に従ふときは市町村長は当該団体等の監督官庁の措置を申請することができることとした。

(2) 市町村に参与制を設けた。これは従来市に置くことを認められていた参与という地位とは別のもので、市参与は名誉職で市公民中学識経験ある者から市長がこれを選任する。町村参与は町村会議員、町村内の団体の長、その他学識経験ある者のうちから町村長が選任する名誉職で、ともに市町村長の諮問に応じ、市町村内における各種施策における重要事項を審議することを職務とする。

三 市町村会および市参事会に関する事項

(1) 市会議員の定数に制限を設けると同時に、大都市における定数増の基準を上げた。従来は三〇万以上の市では一〇万、五〇万以上の市では二〇万を加えることに議員四名を増加するとされていたが、今回は三〇万以上の市では一五万、六〇万以上の市では三〇万を加えることに議員四名を増し、八〇人をもつて定限としている。

(2) 市町村会議員選挙の手續を簡易化した。まず衆議院議員選挙人名簿中関係部分と必要な補充選挙人名簿とによつて行うこととし、町村会議員選挙にも候補者制度を採用して無投票当選の途を開き、また再選挙を行う場合を適当な範囲において補欠選挙に準じ制限することとした。また議員総辞職の場合は総選挙を行う旨を規定し、その他開票の際の総数の計算並びに選挙録および投票録作製の際における朗読の手續を省略するなどの簡易化も図つている。

(3) 市町村会の職務権限につき必要な整備を加えた。市町村会の議決事項を限定し、輕易なる事項は市町村会の議決を要せずとし、市会にも会期制を採用し、通常会および臨時会の区別を設け、市町村会においては予算の増額修正をなし得ないものとし、市町村会の出納等の実地検査の制度を廃止した。また市町村会書記は従来議長が任免したが、今回は市町村有給吏員中より市町村長が命ずることに改めた。

(4) 市参事会の機能を拡充し、市会の権限に属する事項の一部を市参事会に移すとともに、市会閉会中は特に定めた重要事件のほかは市参事会が市会に代わつて議決し得るものとした。

四 市町村長その他に関する事項

(1) 市町村長に適材を挙げ、その責務に専念させるため選任方法を改めた。市長については内務大臣が市会にその候補者を推薦させ、その者について勅裁を経て選任するものとし、もし市会が内務大臣の指定期日までに候補者の推薦をしないときは、勅裁を経て内務大臣が選任できるものとした。また町村長については町村会において選挙し知事の認可を受けるものとし、これもまた大正時代に逆行した。

(2) 助役はこれまで市長の推薦により市会が定め、市長が在職しないときは市会が選挙することになつていたので、知事の認可を受け市町村長が選任することに改められた。

(3) 内務大臣の指定する市には審査役を新設し、市官事業の管理や市の出納その他市吏員の掌理する事務の執行を審査させ、また決算の審査を行わせる。審査役は市会にはかり市長が選任する。審査役を置かない市では市長が市会にはかり市吏員の中から審査役の職務を行う者を定めることとした。

(4) 収入役および副収入役は市町村会の同意を得て市町村長が選任するものとした。

(5) 市町村長、審査役、収入役または副収入役につき著しくその在職を不相当とする事由あるときは、監督官庁はこれを解職し得るものとした。また助役につき同様の場合は市町村長が知事の認可を得て解職し得るものとした。

(6) 市に出納員を置くことを認め、収入役の命を受けて出納事務を掌るものとした。

(7) 市町村有給吏員の給料額、旅費額およびその支給方法は市町村規則をもって定めることとし、その市町村規則を設けまたは改廃しようとするときは、知事の許可を受けるべきものとした。

(8) 市町村有給吏員の制度の整備をはかるために必要な規定を設けた。

(9) 委員はひろく学識経験ある者等から市町村長が選任し、市町村長の委託を受けて必要な事項を調査し、および町村長の事務を補助するものとした。

(10) 従来市の参与制度を廃止し、市町村長および助役の退職手続を整備し、助役および第六条の市の区長の事務分掌手続の簡捷化などに関し必要な改正を実施した。

五 町内会・部落会に関する事項

(1) 市町村長は町内会・部落会およびその連合会の財産および経費の官吏並びに区域の変更に関し必要な措置を講ずることができ、

(2) 市町村長の許可を得た場合、町内会・部落会およびその連合会が自己の名をもって必要な財産を所持し得るものとした。

(3) 市町村長は町内会・部落会およびその連合会の長にその事務の一部を援助させうるものとした。

六 事務処理の簡素化に関する事項

(1) 異議の決定および訴願の裁決に関する手続を簡易化し、異議の決定は市町村長が行い、訴願の裁決は知事が行い、その期間を三〇日以内（従来三か月以内）と定めた。

(2) 使用料の新設・変更および継続費の設定・変更に関しては許可を要しないこととした。

(3) 市町村の廃置・分合および境界変更、市町村組合の設定等に関する手続を簡易化した。

七 その他

(1) 市町村はひろく市町村の事務につき市町村規則を設け得るものとした。

(2) 市町村は区域外で関係市町村との協議により営造物を設けうるものとした。

(3) 市町村は神社の経費を供進し得ることを明示した。

(4) 北海道に町村制を、樺太に市制・町村制を施行した。

三、県庁機構の変遷と知事の更迭

昭和初期の機構改革 昭和初期には県庁機構にはほとんど変化はなかった。昭和六年現在では次の通りである。

知事官房（秘書・文書・統計の三係）

内務部（庶務・地方・土木・会計・農務・林務・耕地・商工水産・蚕糸各課）
学務部（学務・社寺兵事・社会教育各課）

警察部（警務・保安・衛生・高等警察・刑事・特別高等警察各課）

ただし警察部に関しては、大正初期に警務・保安・衛生の三課であったものが、大正九年二月に高等警察課が新設され（政治・思想関係を担当）、同年十二月には保安課の一係から刑事課が独立し、昭和三年七月には特別高等警察課（右翼・左翼・言論・宗教・争議・出版などの取締りを担当）が創設され、昭和七年現在では健康保健課も加わって七課になっていたが、昭和一〇年三月建築工場課が設けられ、六月には高等警察課が選挙肅正上好ましからぬとして廃止され、その事務は新設された警

察部長書記室および警察課が担当することになった。

なお昭和一〇年には内務部から經濟部が独立して四部制となった。

日華事変以後の変化 昭和一二年に日華事変がはじまると、政府がさまざまな戦時政策を次々に打出してくるために、県庁機構もまたそれに応じて絶えず改変されるの止むなきに至った。

昭和一二年一〇月防空法の施行により、県にも防空委員会が設けられ、それが発展して一四年四月には警察部に警防課が新設されて民間防空を指導することとなり、昭和一三年四月に職業紹介法が改正されて国営になったので、同年六月県庁内でもこれに応じて学務部の中に職業課を増設し、「職業紹介法実施二関スル事項」など四項を分掌することとなった。同年六月には軍事援護相談所が設置されたので、本県でも熊本県中央軍事援護相談所規程がつくられた。

昭和一四年には土木部が設けられ内務部は総務部と改称され庁内の大異動があった。また熊本県総動員事務局も設けられ、同年七月には警察部長書記室は情報課に改組された。翌一五年一月には警察部に経済保安課が新設され、四月には建築工場課が工場課と改称され、また県条例で「三角港使用条例」が制定されたので三角港務所が設けられた。七月には総務部に総動員課が設置されて総動員事務局の仕事が肩がわりした。

一六年一月中央で大政翼賛会の組織が改正され、新体制運動が盛んになると、二月五日県庁機構にも新体制化が実施され、これまでの地方課の事務を大幅に削って庶務課と振興課（総動員課を改称する）に分掌させ、税務課・改正課の分掌事項を追加し、また經濟部の商工課から物価資料課を独立させ、八月には庁内内部課室の移転を実施した。三月には警察部の情報課はまた部長書記室と改められ、工場課が労政課と改まり学務部職業課から拓務課が分離独立した。

一七年六月には地方事務所の設置がきまり、これに伴って県機構はまたまた改正され、税務課と地方課が廃止されて庶務課と振興課の分掌事項が増加し、健康保健課は保健課と改称された。この年一月本県は製

材部を置く府県に加えられ、土木部を置く府県から削られたため、庁内全部の部課の改正と大異動が行われた。これまで一官房・五部（総務・学務・経済・土木・警察）、三〇課一係であったが、このとき一官房・三部三課に編成された。新組織は次の通りである。

知事官房——総務・予算・会計・統計・営繕

内政部——神祇兵事・地方・教学・厚生・拓務・衛生

警察部——警務・特高・保安・経済保安・刑事・警防・労政・職業・保健

經濟部——食糧・農務・畜産・林務・耕地・商工・物価資料・水産・蚕糸・土

木・計画

戦争末期の機構 昭和一八年三月には經濟部食糧課が廃止され、一九年二月には警察部保安課が廃止されて輸送課が置かれ、三月には職業課が勤労働員課となり、七月には内務省告示によって製材部を第一部（水産・農林）と第二部（商工）とに分つこととなった。

一八年七月に勅令で発せられた地方行政協議会令により、九州地方協議会は福岡県に附置せられ、各県知事はその委員となつて行政の総合連絡調整を計ることとなった。二〇年六月政府はさらにこれを強化しようとして地方総監府に改めたが、頽勢を挽回するには既に遅かった。

二〇年四月もはや有名無実となった拓務課を廃して地方課に事務を併せ、六月には空襲頻々たる有様を見て警防課を防空課と改めたが、防ぐ手段もなく、七月一日の夜間空襲で県庁も焼失し、市公会堂を仮県庁と定めた。二〇年八月一五日の終戦により、県庁機構はまたもはや大変革を行わざるを得なかった。軍需課を廃して商工課に併せ、防空課を警備課と改称し、さらに保安課と改め（九月）、国民動員課を勤労課と改称した。いずれも戦時色を払拭するためである。一〇月には特別高等警察を削り、一二月には涉外課を新設し、神祇教学課を教学課に、兵事厚生課を厚生課に改め、社会教育課を新設し、労政課・勤労課・保健課の分掌事項を大幅に改正した。しかし、これらはいずれも一時的な弥縫策にすぎず、根本的な機構改革は翌二一年の府県制の改正をまつて行なわれる

のである。

知事の更迭 昭和初期の知事もまた政党政派の動きに完全に左右され
ている。昭和二年田中政友会内閣の成立とともに齊藤宗宜が知事として
来任したが、四年七月浜口民政党内閣の成立とともに辞職して大森吉五
郎が新知事となり、大森が五年七月辞職すると本山文平が交替して民政
党に忠勤をぬきんできたが、六年二月の犬養政友会内閣の成立で本山は
辞職し、山下兼一が新知事に任命された。

しかし、七年五月一五日の所謂五・一五事件で政党政治に終止符が打
たれ、齊藤挙国一致内閣が成立すると山下は休職となって民政党系の内
務官僚鈴木敬一が新知事となり、一〇年一月広島県知事に栄転した。こ
こで久し振りに前知事が休職にもならず辞職もせずに転任するという当
時の事態に復帰した。鈴木に代わった関屋延之助は一年三月広田内閣
が成立すると新潟県知事に転じ、藤岡長和が新知事となった。藤岡は弟
も香川県知事で温厚の君子として県民に親しまれ、一四年四月平沼内閣
の時に辞職して郷里に帰ったが、その時熊本県の社会事業に私財一万円
を贈って県民に名残りを惜しまれた。代わって来任した近藤駿介は一五
年四月米内内閣の時に南洋庁長官となつて南方に向い、岩手県知事雪沢
千代治が本県知事となった。雪沢は二年二か月現在したが、官僚臭が強
すぎて県民にはあまり好感を持たれなかった。しかし東条政府の気に入
ったとみえて一七年七月愛知県知事に栄転し、代わって岡山県から横溝
光暉が赴任した。横溝は一九年八月職を辞し代わって農商省生活物資局
長であった曾我梶松が新知事となり、一年後に終戦を迎えたのである。

第三節 昭和期の町村合併

昭和初期には、政党内閣もようやく町村合併に対する無の政策から脱
皮して、町村合併や町村組合を設けることを奨励しはじめた。これは一
面には市町村長の合併運動に対処するものであるが、他面には国家の広

域行政政策の整備段階とも考えられるのである。このような市町村長の
意図とは少し異なつた政府の政策ではあったが、昭和初期の世界的不況
の嵐の直中に置かれた弱小町村は、財政上の立場から合併に踏切らざる
を得なかつた。

昭和一〇年頃から町村合併がまた急速に進展して来るが、大正期と同
様な形で大都市の周辺町村合併がしきりに行なわれるようになる。他方
組合村に対する合併の奨励も行なわれるが、この方は全部事務組合を設
けていて実際上合併と同様な形なので中々進展しない。しかし日華事変
が長引くと国家的な立場からの町村合併が積極的に勧奨され、各府県で
は組合村の解消に力をそそいでいく。さらに太平洋戦争突入後は冗費節
減・効率増大という名目で、自治体の国家統制を強化する全くの戦争協
力体制としての法改正が行なわれ、町村合併も強力に推進されたため、
強制的合併まで実現して、戦争に至つて分離するような例も少なくな
つた。

一、昭和初期の町村合併

この期の町村合併政策 郡役所廃止後の町村合併政策については様々
な意見があつた。復古主義的な官僚は明治三九年から四一年にかけての
町村合併政策を地方制度改正に関する政府の最大失策と考えていたから、
いかなる町村合併にも反対であつたが、郡役所廃止後の町村合併は必然
の勢であることを渋々認めている。これに対して都市行政の立場からは
都市周辺の町村合併促進の要求が強く、議会においても都市隣接町村の
合併に関して便法を設けたらという要求も出されているが、政府はこれ
に対して干渉までして合併させるといふ意向は持たないと言明している。
しかし市町村会の意向は町村合併を政府が積極的に命令し、合併促進費
を支出すべきであるとして論ずるに至つてゐる。

昭和二年九月六日、内務省地方局は「町村合併及町村組合ニ関スル件」

という通牒を出し、経費節減及び福利施設の完備のために貧弱町村を合併すべく、もし適切でない場合には組合を組織せしむべしと述べている。これは先の市町村長の要望にこたえているようであるが、必ずしもそれのみでなく、ここに出てくる新しい政策には、これまでと違った理念すなわち、国家の広域行政政策の基底として農村に官僚機構を整備しようとする気持ちが入ってきているのである。

しかし、この後間もなく金融恐慌・世界恐慌の時代となり、全国各地方公共団体は財政上の危機に陥り、その打開策としては合併による規模の拡大と国の補助援助に期待する以外に策がなくなり、政府の合併政策にいやおうなしに従わねばならなくなっていくのである。

熊本市の発展 大正期に一二町村を合併して、一躍大熊本市の実現を見た熊本市は、その後も着実に進展を続けていった。まず昭和六年六月一日熊本駅の南部に接続する白坪村を合併した。この年は大熊本誕生一〇周年に当たり、同日公会堂でその記念式典も挙行されている。この年には画図村の合併の話も持ち出され、一〇月には市長と村長の会見も行われたが進捗せぬままに年を越した。しかし翌七年一月一日画図村は遂に熊本市に合併吸収された。

昭和一〇年水前寺区画整理地域を借用して開かれた新興熊本博覧会は五〇日間の会期に入場者百万を突破する大成功を収めたが、翌一一年九月の臨時市会に健軍村の吸収合併問題が上程された。合併については早くから地元の要望があり、県でも合併を奨励している時代であったので、側面から幹旋の労をとり、市側も詳細調査の上で同年一〇月一日合併は実現をみた。こうしてこの年熊本市の人口は二二〇、三三〇人に達した。

新興熊本博覧会跡地を囲む地域が次第に市街化したので、熊本市は昭和二年七月二十七日大江新町を分離設置し（大江町より）、翌一三年一月二十九日には出水町国府より岡田町・白山町・水前寺通を独立町とし、昭和一五年八月一〇日には博覧会跡地に東水前寺町・西水前寺町・北水前寺町・水前寺本町を新設した。このため広大な地域を占めていた出水

町国府は新設の町に分断されて点在する状態になってしまった。

昭和一三年に入ると今度は市北部の清水村の合併問題がしきりに話題に上り、市議会での質問にも取り上げられて真剣に考慮され、翌一四年八月一日付で清水村もまた熊本市に合併された。

県下町村の異動 昭和三年六月二十八日千丁村大字昭和を千丁村から分離して昭和村を新設した。この千拓新地は大正一五年に出来上ったもので、同年七月二十六日千丁村に編入され、総面積五七〇町四反五畝三步であった。

昭和八年四月には球磨郡大村が人吉町に合併された。国鉄肥薩線の人吉駅は大村にあるので、人吉市街が駅に接続していく関係上、その合併は当然であった。

昭和一〇年四月一日には阿蘇郡北小国村が小国町と改まり、また同日天草郡木戸村は本渡町に編入され、一二年四月一日には八代郡の太田郷村が町制を施行している。北小国は多くの温泉によつて湯治客を送迎し、熊本県側よりもむしろ大分県側からの出入者が多く繁昌していたし、太田郷は八代の工場地帯に接続して発展しつつあった。

同一年一〇月一日には天草郡の下津深江と小田床の組合村が合併して下田村となり、翌一二年四月一日には球磨郡の免田村と湯前村がともに町制を施行した。湯前線の開通以後両村とも次第に町並を整えてきたことによるものであった。

二、戦時下市町村の統制強化と合併

市町村財政面の統制 日華事変以来、市町村財政に対する制限は年々きびしさを加えていくばかりであった。昭和一五年一月に県が出した通牒を見ると、前年度予算を踏襲し、物価騰貴による割増しを二割以内に抑え、市町村総予算を前年度の一四六〇万円の二割増まで認める方針をとっている。この頃すでに政府では地方制度の改正を考えており、府県

と市町村の中間機関として郡制の復活またはこれに代わるものの設置を考慮している旨議会で発言している。これが一七年の復古的改正となって地方事務所の誕生をみるわけである。

一五年四月県は重ねて緊縮財政の徹底を市町村長に指令し、爾後毎年繰返されていく。しかし市町村は各種の経済統制によつて税収が次第に減少し、国税附加税の税率を引上げるより他には財政救済の方法がなくなつたので、政府は第三種分与税を設けて附加税率の引下げを実施させた。以来分与税はインフレ傾向とともに漸増したが、市町村予算もまた増大し、附加税の税率据置きすら不可能であつた。このインフレと予算増の悪循環は戦争による物資不足と紙幣増発による貨幣価値の下落によるものであつたから、戦局不利を加えるにつれて悪化の一途をたどり、二〇年二月に至つて政府も遂に分与税による救済をあきらめるに至つた。

市町村の合併 日華事変の継続には膨大な人員と物量の動員を要し、国内のあらゆる面で物質と人員を調達するため国内消費を押さえ、人的資源の確保のためにも事務の簡素化が要求された。昭和一五年国策として町村合併の必要が叫ばれるようになったのも、戦力確保の目的からであつたのである。政府はまず組合村の合併を強力に奨励し、ついで都市を中心とする合併も奨励した。

熊本県の場合特に小町村が多く、一五年現在で市町村数は一市三四一町村もあり、人口のほぼ同じ長崎県が三市一七三町村であるのに比べると合併の進捗は著しく遅れていた。ことに九州の他県には最早残つていない組合村が県下に一一も存在しているので、県はまずこの合併から強力に指導を行った。その結果一五年四月一日付で上益城の滝尾村と水越村の組合村がまず勸奨に応じて滝水村となつたので、天草支庁でも管内八組合併（四組合）の解消に努力し、その甲斐あつて大浦・須子組合などに合併の機運が生じてきた。ところが合併勸奨の行き過ぎであつたらうか、五箇荘の一村が合併反対を表明したことから、高戸・樋島組合には分離独立の気運まで生ずるに至り、組合村合併問題は一時停頓した。

しかしその後一六年一月一日を期して飽託郡の中島・中原・沖新の三組合村が合併して中島村となつたが、残りの九組合は遂に戦後までその形をかえなかつた。

この時期になると、県下の都市は熊本だけではなく、核となる大きな町を中心とした町村合併によつて次々と新市が誕生してくる。一五年九月一日八代町を中心に太田郷町・植柳村・松高村が合併して本県第二番目の市として八代市が誕生し、町名変更とともに市会議員の選挙も行われた。また一七年二月一日には人吉町に藍田・西瀬・中原の三村を合併した人吉市が第三番目の市として名乗りをあげ、同年四月一日には荒尾町に有明・府本・平井・八幡の四村が合併して、第四番目の荒尾市となつた。熊本市も一五年二月一日にはかねて折衝中の川尻町・力合村・日吉村を合併して人口二四万を数えるに至つた。

その他この時期には一六年二月一日に天草郡二江村が町に昇格し、一七年五月二〇日に高瀬町と弥富村が合併して玉名町と改称し、一八年四月一日には八代郡の郡築村が半強制的に八代市に合併され、同年七月一日には玉名郡江田村が町制を施行した。一九年二月一日には熊本市郊外の高橋町と城山村・池上村がこれまた半強制的に合併させられ、三和町と改称したが、三不和町という仇名をつけられる程折合いが悪く、戦後に至つて郡築とともに分離して旧態にもどつてしまふのである。しかし戦局の激しさは最早国内行政いじりを許さぬほどに窮迫し、昭和一九年三月政府は戦時中の暫定措置として、市制施行・市域拡張・町村合併の一時停止措置をとつたので、以後の合併は全く行われなかつた。内務省は翌二〇年四月にも重ねてこの措置を継続する旨の指示を發しており、終戦後九月一七日に至つてこの停止措置は廃止されたが、約半年にもわたる本土空襲によつて焦土と化した日本の都市は勿論、疲弊した町村にも合併への動きは絶えてなかつた。

第一章 終戦後から町村合併促進法制定前までの町村合併

第一節 地方自治法施行前までの合併状況

昭和二〇年（一九四五年）八月、第二次大戦の終結に伴い、戦時中の暫定措置としてとられていた市制施行、市域拡張、町村合併等の一時停止措置は廃止されたこと及び二一年一二月市制施行の人口要件が五万から三万になったことにより地方自治法が施行される直前、昭和二〇年一〇月現在全国の市町村数は、二〇五市・一、七九七町・八、五一八村で総数一〇、五二〇市町村であったのが、同二二年四月現在で二〇九市・一、八〇八町・八、四一八村となり全国で二二村が減少している。

なお、熊本県内ではその期間中の町村合併は行われていない。

市制施行、市域拡張、町村合併等ノ暫定措置ニ関スル件依命通牒

（昭二〇、九、一七内務省発地第六二号）
（各都道府県知事宛 内務次官依命通牒）

市制施行、市域拡張及町村合併等ノ処分（東京都及市制第六条ノ市ノ区ノ廢置分合、境界変更並ニ市制第八二条第三項ノ市ノ区域変更ニ関スル処分ヲ含ム）ニ関シテハ客年三月七日内務省発地第二二号及本年四月一七日内務省発地第六二号通牒ニ基キ措置相成居候処右通牒ハ戦争ノ終結ニ從ヒ之ヲ廢止スルコトニ決定相成候共此等ノ処分ハ現下ノ諸情勢ニ鑑ミ当分ノ間特別ノ必要アルモノノ外特ニ積極的ニ之ヲ行ハザル様御配慮相成度

市制施行詮議内規の改正について

（昭二一、一二、二内務省発地第二九一号）
（各都道府県知事宛 内務省地方局長通知）

昭和一八年四月一七日附内務省発地第三六号依命通牒による、市制施行詮議

内規は今の度別紙のように改められたから御了知の上、今後この取扱いについては遺憾のないようにせられたい。

市制施行詮議内規

一 市制の施行は、その予定地域における、現住人口が三万以上であることを必要とすること。

二 市制の施行は、その予定地域における住民の業態、市街地の形成、都市的施設その他各般の事情について、概ね、都市的形態を具えるものと認められることを必要とすること。

（備考）

（1） 住民の業態については、商工業その他都市的業態の戸数が全戸数の六割以上を占めるものであること。

（2） 市街地の形成については、中心市街地における連たん戸数が全戸数の六割以上を占めるものであること。

第二節 地方自治法施行に伴う市町村の地位機能の変更

終戦後の地方制度改革は、その第一次として昭和二二年七月、従来の東京都制、府県制、市制および町村制の一部を改正するそれぞれの法律案が政府によつて第九〇回帝国議会に提出されたが、衆議院において若干の修正が行われ、貴族院がこれに賛成して成立した。これらの改正後の法律は、新憲法施行前ではあったが、当時すでに憲法改正草案が発表され、旧憲法下で許される限り改正草案の趣旨をとり入れられたもので、いわば地方自治法の原型をなすものであった。

この地方制度改革の根本方針は、次のとおりである。

- 一 地方自治団体の固有の権能を拡張するとともに国の監督権の縮小により地方自治団体の自主性ないし自律性を強化する。
- 二 住民の参政権拡大により住民自治を強化する。
- 三 選挙管理委員会、監査委員の設置等による地方行政事務執行の公正の確保を図る。

また、主要な改正事項としては次の六項目が挙げられる。

- 一 地方議会の議員の選挙権および被選挙権の拡充
- 二 直接参政の権利を認めた
- 三 選挙管理委員会の設置
- 四 地方議会の権限の拡充とその地位の強化
- 五 都長官、府県知事および市町村長等、地方自治団体の首長に関する事項
- 六 監査委員の設置

なお、この法案の審議にあつた衆議院の委員会は次の事項を速やかに実行するよう政府に要望する付帯決議を行っている。

- 一 都道府県の首長以下をすべて公吏とすること。
- 二 直ちに地方制度審議会を設けて全面的に地方制度を検討すること。
- 三 都および市町村に行政警察権を大中に移譲すること。
- 四 五大都市に速かに特別市制を実施すること。
- 五 地方行政事務局を廃止すること。地方事務所の存廃は都府県に一任すること。
- 六 国税、地方税を通ずる税制の根本的改正を断行し、地方自治団体の財政自主権の確立を期すること。
- 七 地方自治団体に対する煩瑣な許可、報告等の監督権は縮小整理すること。

そこで内務省は、この要望に応えて速やかに地方自治制度を根本的に整備するため、第二次改革案を検討することとなり、内務大臣の諮問機関として地方制度調査会が呱呱の声を上げ、「地方自治制度」等四件の諮問を審議した。地方制度調査会は昭和二十一年一月二四日の第一回総会

から数回にわたる調査審議を経て同年一月二六日次のとおり答申することを決定した。

地方制度調査会の答申

諮問

第一 地方自治制度について更に改正を加える必要があると認められる。これに対する改正の要綱を示されたい。

答申

第一 総括的事項

- 一 現行東京都制、道府県制、市制及び町村制を廃し、単一の地方自治法（仮称）を制定すること。
- 二 事務の種類に従い法律又は政令により地方団体又は府県知事及び市町村長に委任するものとする。
- 三 道府県と市町村との関係は現在の通り道府県を上級自治団体とすること
- 四 法律の定める一定の範囲内において地方団体をして、その組織を自主的に決定させること。
- 五 廃置分合及び境界変更並びにこれに関連する処分は、道府県に關しては法律を以て規定し又は内務大臣これを行い、市町村に關しては廃置分合は内務大臣、その他は府県知事が行うものとする。
- 六 地方団体の名称は現行通りとすること。
- 七 市と町村との区別の標準は人口、家屋連たんの状況、住民の業態等を勘案して定め、市制の施行は内務大臣これを行うものとする。

第二 選挙

- 一 各種の選挙を同時に行うことを認めること。
- 二 欠格条項を整理し、すべて刑に処せられた者が刑の執行を終り又は執行を受けなくなつたときは、選挙権及び被選挙権を有するものとする。但し選挙犯罪による欠格はこの限りでないこと。
- 三 選挙人名簿は、カード式による永久台帳の制度を採用し、選挙の際随時有権者を登録するものとする。

- 四 投票は自書主義とすること。
- 五 選挙区は現在通りとすること。
- 六 議員の任期は現在の任期によること。
- 七 議員の補充の方法は現在通りとすること。
- 八 選挙運動及びその費用について次の通り改正すること。
- (1) 選挙の事前運動の禁止について更に詳細な規定を設けること。
- (2) 選挙運動の費用を衆議院議員の選挙運動の費用と併せ、現在の社会情勢に適応するよう改正すること。
- (3) 選挙公営の範囲を拡大すること。
- (4) ボスターを制限すること。
- 第三 議会及び参事会に関する事項
- 一 地方議会の権限は現行通りとすること。
- 二 原案執行及び専決処分制度は現行通り存置すること。
- 三 参事会は現行通りとすること。
- 第四 監督
- 一 中央官庁の監督権は、これを大幅に整理し、別紙の通りとすること。なお、起債に関する大蔵大臣の監督権はこれを廃止すること。
- 二 府県知事の市町村に対する監督権は、別紙の通りとすること。
- 第五 その他
- 一 北海道の特殊性に鑑み、総合行政の権限を有する中間機関を整備すること。
- 二 支庁は現在通り存置し、地方事務所の存廃は、府県において任意に決定するものとすること。
- 三 町内会、部落会及び隣保班については、その自然の発達に任せ、特別の規定を設けないこと。
(諮問第二以下省略)
- 政府は、地方制度調査会の答申に基づき、前年の市制等の改正で、未検討ないし不徹底の部分を補足した地方自治法案を起草し、昭和二十二年(一九四七年)四月法律第六七号をもって公布、同年五月三日、日本国憲法施行の日から施行した。

日本国憲法の基本精神である地方自治の本旨に基づいて制定されたこの地方自治法は、戦前の地方制度関係基本法律と全く違つて、地方自治行政の総合法としての特色を持ち、地方公共団体の自主性、自律性の強化と住民自治の原則を貫いた。

地方自治法制定後も、煩繁に改正が行われ、制度の充実を図つていったが、なかでも二二年一二月の地方自治法の一部改正による地方公共団体の権能の拡大、二三年の警察法、教育委員会法、消防組織法等の制定による国の事務の地方委譲は重要なものであった。

このような地方自治の充実強化のための一連の改革により、市町村の行政機能は、ますます拡大するとともに複雑多岐となり、財政需要もまた急激な膨張を示して、市町村の地位機能は一躍発展していった。

しかし、新しい学校教育法に基づく六三制の実施や、警察法に基づく自治体警察の設置等は、市町村の財政に大きく影響したため、行政規模を拡大することによる財政の健全化が問題となり、町村合併の急速な実現が叫ばれるようになった。

第三節 シヤウブ勧告

全国的に町村合併が話題となり始めた昭和二四年五月、アメリカのロンピア大学教授カール・S・シヤウブ博士を団長とする税制使節団が来日し、税制改正に必要な諸調査を約三カ月間にわたり行った。使節団は、同年八月我国の行財政全般について、画期的な改革を行うよう勧告した。

勧告の中で、地方自治充実強化のため、町村合併の必要性を強調し、次のようにその合理化を勧告している。

「市町村学校、警察その他の活動を独立して維持することが困難な場合には比較的隣接地域と合併することを奨励すべきである。市町村又は府県の合併が行政の能率を増すために望ましい時にもまたこれを奨励すべきである。このよ

うにすれば小規模な行政による不利益を克服するであろう。」
すなわち、この勧告が根拠となつて、それまでの町村合併気運にまず拍車をかけることとなつた。

また、シャウプ勧告は税制の全般にわたつていゝが、その前提として国と地方公共団体との間の事務配分の不合理を指摘するとともに、行政事務の再配分について根本的に再検討を行う必要があるとし、第一に行政責任明確化の原則、第二に能率の原則、第三に地方公共団体特に市町村優先の原則を掲げている。
勧告の要旨は次のとおりである。

職務の分掌 (シャウプ勧告抜すい)

現在三段階の統治機関に対する事務の配分は複雑で、且つ次の数個の理由から地方自治及び地方的責任にとつて有害である。

- 1 現在の配分は、特殊の行政作用に対する政治的責任を固定すると言ふよりはむしろ分散させて、特殊の行政に関する処理について、行政機関のどの単位に責任があるかを知らせることが難しい。
- 2 現在の事務配分の複雑性は、国民がその行政機関、特にかれの支払う税金が、如何にして有益且つ貴重な行政の形をなしてかれに帰ってくるかを理解することを不可能にしている。
- 3 中央政府が市町村の活動に余りにも多く関与するので、地方自治が損なわれている。のみならず市町村役場は、中央政府が適当な財政的準備もないのに、一方的に課する厄介な新任務を持たれることが時々ある。中央政府の伝統的な行政事務が市町村に委譲される時には、その市町村の新任務は中央政府のために課する仕事とみなされる。かかる場合には補助金を交付し、国の統制を施行すべきであると考えられている。たとえば、初等教育、警察、消防及び選挙は地方団体の独立の事務として委譲されたが、それにもかかわらずこれらは地方団体が代行する国の事務であるから、直接の補助金及び国の統制が必要であるといった態度が広く行われている。
- 4 ある場合には特定の事務が、それを有効且つ能率的に遂行するには適しなような行政単位に割り当てられることがある。

われわれは各種の段階の行政機関の間における事務の配分を詳細に研究して事務の再配分を行うことを勧告する。この研究は、この目的のために、特別に創設され且つ内閣に対して勧告する権限を持つ特別な国の委員会によつて行われなければならない。この委員会は、国政に対し専門的な資格を持つと認められている五人の委員をもつて構成すべきである。うち三人はそれぞれ知事会議長、市長会会長及び町村長会会長を任命し、二名は総理大臣が任命してよいであろう。この委員会には専門家及び顧問を雇うための資金を与えねばならない。

この委員会の仕事は、次に述べる一般的原则の上に立つていなければならぬ。

- 1 能う限り、または実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に區別して、一段階の行政機関には一つの特定の事務が専ら割り当てられるべきである。そうしたならばその段階の行政機関は、その事務を遂行し且つ一般財源によつてこれを賄ふことについて、全責任を負うことになるであろう。

- 2 それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模、能力及び財源によつて準備の整つていゝずれかの段階の行政機関に割り当てられるであろう。

- 3 地方自治のために、それぞれの事務は、適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は、都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであろう。第二には都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指導下では有効に処理できない事務だけを引受けることになるであろう。

われわれは、これらの原則を實際に適用するについては困難があることはこれを認める。多くの場合、事務を截然と區別することは賢明でなく、また、不可能でもあろう。

第四節 地方行政調査委員会議の設置

一、行政事務再配分に関する第一次および第二次勧告

シャープ勧告では、事務再配分を行うにあたって、内閣に勧告する権限を持つ特別な委員会を設置して研究することを強調したので、政府は国と地方公共団体との間の行政事務再配分を調査研究する機関を設置することを企画し、昭和二十四年一月二日の閣議で「地方行政調査委員会議設置法案」を決定した。同法案は同年一月二十四日第六国会を通過し、同日昭和二十四年法律第二八一号をもって公布施行され、正式に地方行政調査委員会議が設置された。この法案の提案理由説明は、この会議設置の必要なことをよく示している。

また、同二六日には委員五人と専門調査員二〇人、それに主要な事務局職員が決定され、同会議の発足を見たのである。

地方行政調査委員会議設置法

(昭和二十四年法律第二八一号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方行政調査委員会議の所掌事務の範囲、権限及び組織を明確に定めることを目的とする。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二二〇号)第八条第一項の規定に基づいて、臨時に、総理府の機関として、地方行政調査委員会議(以下「会議」という。)を設置する。

第三条 会議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進する為、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告する。

2 前項の計画は、左に掲げる事項に関するものとする。

一 市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調査

二 地方公共団体の機関に委任して行う事務の調査

三 前二号に掲げる調査に照応する国庫補助金等に関する制度の改正

四 前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項

(法律案の提案)

第四条 内閣は、前条の計画に関する法律案の国会提出等に関しては、会議の勧告を尊重しなければならない。

(組織)

第五条 会議は、内閣総理大臣が両議員の同意を経て任命する委員五人をもって組織する。

2 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全国の都道府県知事の連合組織の代表者が推薦した者一人

二 全国の市長の連合組織の代表者が推薦した者一人

三 全国の町村長の連合組織の代表者が推薦した者一人

(議長)

第六条 会議に議長を置く。

2 議長は、委員のうちから互選する。議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 議長は、会務を総理し、及び会議を代表する。

(議事の運営)

第七条 会議は委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項に規定するものを除く外、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

(参考人の出頭等)

第八条 会議は、第三条の調査立案に関し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、又は関係行政機関若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける。

(専門調査委員)

第九条 会議に、専門的事項を調査させるため、専門調査委員二〇人以内を置

く。

- 2 専門調査員は学識経験のある者のうちから、会議の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査員は非常勤とすることができる。

(事務局)

- 第十条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局の内部組織は、議長が定める。

(関係行政機関又は地方公共団体との連絡)

第十一条 会議は、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、職員のうちから会議と当該行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたる者の指名を求めることができる。

- 2 前項の規定による指名を受けた者は、当該行政機関又は地方公共団体の所掌する事務に関し、資料の提出その他会議と関係行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

こうして発足した地方行政調査委員会議は、約一年にわたって、国および地方公共団体の行政事務全般につき調査審議を行った結果、政府および国会に対して、昭和二五年一〇月一四日まず国庫補助金制度等の改正に関する勧告を行い、次いで同年一二月二二日行政事務の再配分に関する第一次勧告を行った。

この勧告は、シャウプ勧告に盛られた事務再配分に関する行政責任明確化の原則、能率の原則および地方公共団体優先の原則の三原則を基調として町村規模の合理化を取り上げ、特に町村規模の標準を提示し、その適正化を促した。

勧告は総論と各論とからなり、総論においては行政事務再配分の基本方針と実施上の問題、国と地方団体との関係等基本的事項を示し、各論

で行政の各部門別に配分の方式を勧告しているが、これは町村の規模合理化に大きなきっかけを与えた。

第一次勧告総論の内容は次のとおりである。

行政事務再配分に関する勧告(第一次)

地方行政調査委員会議設置法第三条の規定に基き、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関し採るべき措置を別紙の通り勧告する。

行政事務再配分に関する勧告目次

序

総論

第一 行政事務再配分の基本方針

一 行政事務再配分の原則

二 国と地方公共団体との間における事務の配分

三 府県と市町村との間における事務の配分

第二 国と地方公共団体との関係

一 国と地方公共団体との基本的な関係

二 地方公共団体に対する国の関与

三 国の出先機関

四 府県と市町村との関係

第三 行政事務再配分の実施上の問題

一 地方公共団体の事務の拡充とその合理的能率的処理

二 地方公共団体の規模の合理化

三 地方公共団体間における強力関係の促進

四 地方財政制度の再検討

五 実施の時期及び経過措置

各論

第一 教育行政 第二 民生行政 第三 衛生行政 第四 労働行政 第五

農業行政 第六 林野行政 第七 水産行政 第八 商工行政 第九 運輸

行政 第一〇 土木行政 第一一 その他の行政

総論

第一 行政事務再配分の基本方針

一 行政事務再配分の原則

行政事務再配分の計画の立案にあたり、当会議の従うべき一般的原則としてシャウブ報告書は、次の三つの原則をあげている。

1 あたう限り又は実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に區別して、一段階の行政機関には一つの特定の事務がもっぱら割り当てられるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関は、その事務を遂行し且つ一般の財源によってこれをまかなうことについて全責任を負うことになるであろう。

2 それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模、能力及び財源によって準備の整っているいづれかの段階の行政機関に割り当てられるであろう。

3 地方自治のためにそれぞれの事務は、適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は、都道府県又は国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであろう。第二には、都道府県に優先権が与えられ、中央政府は、地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引き受けることになるであろう。

第一の原則は行政責任明確化の原則、第二の原則は能率の原則ともいえるべきものである。当会議は、この三原則を一般的指針として、まず国と地方公共団体との間における事務配分の方針を考え、つぎに府県と市町村との間における事務配分の方針を検討した。

二 国と地方公共団体との間における事務の配分

(一) 国と地方公共団体との間における事務配分の調整は、その事務の性質上当然国の処理すべき国の存立のために直接必要な事務を除き、地方公共団体の区域内の事務は、できる限り地方公共団体の事務とし、国は、地方公共団体においては有効に処理できない事務だけを行うこととすべきである。

(二) この原則から、国の事務とすべきものは次のようになる。

- 1 国の存立のために直接必要な事務
- 2 政策上全国的規模において総合的に行う企画に関する事務
- 3 府県の区域をこえる事務で府県においては有効に処理出来ない事務及び地方公共団体の区域に無関係な事務

4 全国的見地から地方公共団体の意思にかかわらず統制しなければならない事務

5 権力的作用を伴わない国民に利便を供するための施設で、地方公共団体の行うことが著しく非能率且つ不適當なもの、その他のものについては、国と地方公共団体とある程度重複して行うことはさしつかえない。もつとも、この場合において、国は、地方公共団体の創意を損しないようにすべきである。

右の方針により現在の国の事務を極力整理し、国の事務とすべきものは、おむね次のような事務に限定すべきである。

- 1 外交に関する事務
- 2 幣制に関する事務
- 3 国の組織及び財政に関する事務
- 4 司法及び行刑に関する事務
- 5 海難審判に関する事務
- 6 国家警察及び海上保安に関する事務
- 7 郵便・電信電話、電波管理及び航空保安に関する事務
- 8 専売に関する事務
- 9 貿易及び検疫に関する事務
- 10 全国的な統計調査及び測量に関する事務
- 11 国土総合開発に関する事務
- 12 国の直轄する河川・道路・林野・土地改良事業等に関する事務
- 13 国有鉄道及び国営保険に関する事務
- 14 国立の大学・博物館・図書館・試験研究施設・検査施設・医療施設及び福祉施設に関する事務
- 15 航行、気象及び水路に関する国の施設に関する事務
- 16 重要な文化財の保護に関する事務
- 17 無体財産権に関する事務
- 18 度量衡の基本に関する事務
- 19 麻薬取締に関する事務
- 20 労働基準及び全国的規模における労働関係の調整に関する事務
- 21 医師、薬剤師等の試験及び免許に関する事務

- 22 遠洋漁業に関する事務
- 23 銀行業、保険業、鉱業、電気事業、地方鉄道及び軌道事業、海上運送事業等の監督に関する事務
- 24 重要な船舶及び船員に関する事務
- 25 公正取引の確保に関する事務
- 26 食糧管理・物資及び物価の統制に関する事務
- 27 農地制度及び漁業権制度の改革に関する事務
- 28 公職適否資格審査・覚書該当者の動静観察・外国人登録・解散団体・賠償等に関する事務
- 29 引揚者の応急援護に関する事務
- 三 府県と市町村の間における事務の配分
- (一) 市町村は、住民に直結する基礎的の地方団体であるから、地方公共団体の事務とされるものは原則として、市町村に配分するという方針を採るべきである。
- (二) 府県は、その地域的範囲において、市町村を包括する関係にあるという意味において、次のような事務が府県に配分されるべきである。
- 1 市町村の区域をこえて処理しなければならない事務
- 2 市町村で処理することが著しく非効率又は著しく不適當である事務
- (三) (一)及び(二)に掲げる方針を個々の事務に適用するにあたっては、それぞれの事務の内容を詳細に検討する必要があると同時に、市町村の能力の実際上の差異が充分に考慮されなければならない。その能力の差異に応じて、大都市、市及び町村の間において事務配分上いかなる差異を認めるべきかについては各論において述べるが、大都市については、更に総括的に現行制度上の扱い方について検討を加える必要があると考えるのである。これについては、引き続き研究する予定である。
- 第二 国と地方公共団体との関係
- 一 国と地方公共団体との基本的な関係
- 今日いかなる国家においても、近代的な経済機構の発達したところでは、国と地方公共団体とは複雑な網の目で結ばれているのであって、市町村又は府県が孤立してその活動を維持することはほとんど不可能となっている。したがって、地方公共団体が行う行政であつて、なんらかの意味で国家的な影

響をもち、又は国民的関心の対象とならないものはないといつても過言ではない。

しかし、国家的影響があり、国民的関心の対象となるということは、直ちにその行政が、あるいは国民の身近かにおいて処理され、あるいは個々の地方の独特な必要と問題をよく知っている小さな単位によつて処理されることを排除することを意味するものではない。すなわち、今日の国家においては一方において、国家的影響がますます大となり、国民的関心がますます強まると同時に、他方、ますます国民の身近かにおいて、国民が容易に監視し又は理解することが可能な方法において、国民の意思のもとに周密に行われなければならない種類の行政が増大して来ているのである。ここに事務再配分の複雑さと困難さがある。またその事務がたんに国家的影響があり、又は国民的関心の対象となるというだけの理由で直ちに国の事務とすることができないゆえんがある。

このような状況のもとにおいては、国と地方公共団体とは対立的に考えられるべきではなく、国も、地方公共団体も、事務の種類と性質とに応じて、機能を分ちつつ一つの目的に向かつて共同することは当然であるといわなければならない。問題は——国又は地方公共団体のみが処理すべき少数の事務を除いて——国と地方公共団体との双方の利害に係る多数の事務について、国と地方公共団体とがどのような形で協力しつつ最大の効果をあげるようにするか、ということではなければならない。

この点に関し、シャウプ使節団の「能う限りまたは実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区別して一段階の行政機関は一つの特定の事務が専ら割り当てられるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関はその事務を遂行し且つ一般財源によつてこれを賄うことについて全責任を負うことになるであろう」という勧告は、当会議が事務の再配分を検討し立案するにあつても、重要な指針となつたことは、前述の通りである。国家的にも影響があると同時に国民の身近かにおいてその意志により処理されなければならない多数の事務について、従来は、国の事務という建前を採り、地方公共団体又はその機関にその一部を委任しその処理を義務づけるとともに国には指導監督権を行使するという方法が採られていた。しかし、このような方法のもとにおいては、国、府県又は市町村のどの単位に責任があるかが

不明確であり、その結果国民がその支払った税金がいかにして有益且つ貴重な行政の形をなして自己に帰って来るかを理解することを不可能にしていた。したがって今回の事務の再配分にあたっては、国と地方公共団体とが共同しつつ、いかにして責任の明確化を図るかという点に重点が置かれたのであって、ここに新しい国と地方公共団体との関係が確立されなければならないゆえんがある。すなわち

1 市町村又は府県の責任とされた事務については、市町村又は府県は、それを遂行し且つ自らの財源によってこれをまかなうことについて全責任を負うべきであって、国は、従前のようにその成否について後見的配意や懸念をなすべきではない。したがって、このような事務については、これまでのように国がいわゆる監督権を行使する必要もないわけである。

2 しかし、このようにして地方公共団体の事務とされたものであっても、なんらかの意味で国家的な影響をもち、又は国民的関心の対象となっているものが少なくないから、国が主として情報を公開し、援助若しくは助言又は勧告を与え、著しい不均衡を調整し、最低水準の確保を図る等のことを必要とする場合も考えられる。但しこの機能はあくまで好意ある援助であり、サービスであって、権力的な監督であってはならない。

3 同時に国の責任とされた事務の処理を地方公共団体に委任することができる場合は、必要やむをえない最小限度にとどめ、地方公共団体が国の代行機関として働く範囲を極力縮小すべきである。このような事務については、事務の責任者たる国が経費の全額を負担し、責任達成上必要な範囲の監督権を保留することは必要であろうが、監督の方法はつとめて合理化されなければならない。

なお、国と地方公共団体との基本的な関係は、地方自治法のうちに明記すべきである。

二 地方公共団体に対する国の関与

(一) 地方公共団体の事務に対する関与

1 当該地方公共団体又はその住民のみに関係があり、他の地方公共団体に対する影響も少ない事務については国は、原則として、関与すべきではない。法律によって基準を定め、又は処理を義務づけることはもとより、非権力的な関与をすることもできないものとすべきである。他の地

方公共団体に関係のある場合でも、その影響するところが局所的なものについてはなるべく関係地方公共団体が相互に協議して解決することが望ましく、協議がととのわない場合にはじめて、国が、関係地方公共団体の請求をまわって調整又はあっせんを行うこととすべきである。

地方公共団体の事務で、国家的影響のあると認められるものについても法律により地方公共団体に処理を義務づける事務はなるべく限定し「地方公共団体がその活動の言わば限界線において真に自由—活動の際明確に責任をもつて前進しようが、また後退しようが自由—であるならば地方自治は現実のものとなり得るのである。どのような事務を、どのような形で行うかという発意は、地方公共団体が自ら行うことが望ましいのであって、法令では、必要な最小限度において主として最低限度の水準を定める程度にとどめるべきであろう。これまで、わが国においては、どのような種類の行政が必要であり、どのような方法で行政を行うべきかの認定は、ほとんどすべてが国のなすところとされ、法令と補助金とによってその処理が地方公共団体に義務づけられて来たのであるが、将来においては、地方公共団体がその発意に基づいて開始した事務については国が必要な援助、勧奨又は調整を行うという建前に改められることが望ましい。

地方公共団体が事務の処理を怠る場合、又はそのやりかたが適切でない場合等の弊害は、本来当該地方公共団体の住民が選挙若しくは各種の直接請求制度の手段を通じ、又は世論の喚起により批判し、是正すべきである。法秩序の維持は、最終的には司法制度によって保障するものとし、国は、性急な関与を戒め、住民の自主的な批判の喚起をまづ寛容さをもつべきであろう。

2 国の地方公共団体に対する関与の方法としては、許可・認可・承認・命令・取消・変更・代執行等のいわゆる権力的な監督は、原則として、これを廃止すべきである。

国が指導又は勧告をする前提として地方公共団体から必要な報告を求めることは、各論に特に明記していない場合であっても、統計調査を除き、一般にさつしかえないものとする（統計調査については各論第一一条照会されたい）。情報の公開・援助・助言・模範条例の提示等、地

方公共団体の意思を拘束することの少ない方法は、法律的根拠がなくとも、また、各論に特に明記されていない場合においても行うことができ、また、各論に特に明記されていない場合においても行うことができるものとするが監督及び勧告は、法律の根拠がなければ行うことができなないものとする。なお、国は、地方公共団体の監査委員に対し監査を依頼する制度を活用すべきである。

国家的必要が特に大きいと認められる事務について、別紙に述べる一定の手続によって国が地方公共団体の行為の取消、変更又は執行を行うことができる場合及び戸籍の訂正の許可のような特殊の公証行為で地方住民の意見により左右する余地のないものについて例外的に許可を行うことができる場合を認めた。これらの方法は、各論に明記されている事務について、その範囲内においてのみ認められるものであり、他の事務に拡張して運用すべきものではない。なお、補助金の交付されている事務については援助金が支配のため濫用されることを避けるべきである。

(二) 国の事務で地方公共団体に委任して行うもの
各論においては、委任に二つの方法を区別し、一はいわゆる機関委任、他は委託とした。

1 機関委任

国の責任とされた事務を地方公共団体の機関に委任して行うことは、極力避けるべきであるが、ただ三の2において述べたような場合には、認められてよい。しかし、この場合においても、その事務の処理のため地方公共団体に経費を負担させることは絶対に避けなければならない。またその監督の方法を合理化することが必要である。なお、機関委任の認められる事務の範囲は、地方自治法等において明記し、将来無制限に増されることのないようにすべきである。

2 委託

国の営造物に関する事務については、国は、地方公共団体との契約により地方公共団体に事務の一部を委託することができるものとする。しかしこの場合においても、地方公共団体には受託の義務はなく、国の監督権は認めない。

三 国の出先機関

国の出先機関については、次のように措置すべきであると考える。

1 公共職業安定所のように、その所掌する事務が地方公共団体に移譲されたものは、国の出先機関としては廃止されることは当然であり、通商産業局のようにその所掌する事務の一部が地方公共団体に移譲されたものは、その機構を縮小すべきである。

2 国の事務として保留されたものは、原則として国の機関で処理すべきものであるが、国会議員の選挙、国の行う指定統計調査、食糧管理のように地方公共団体の事務と密接な関係を有するものについては、地方行政の円滑な運営、住民の利便等を考慮し、出先機関を設けないで地方公共団体に委任して行うことが望ましい。

3 覚書該当者の動静観察、解散団体等に関する事務のように地方公共団体の事務と関係の薄いものについては、国の出先機関を設けることはさしつかえない。

4 地方公共団体の事務と関係はあっても、健康保険のように国営事業については、出先機関を設けることはさしつかえない。

四 府県と市町村との関係

府県は、市町村に対し上級の地方公共団体たる地位にあたるものではないがその地域的範囲において市町村を包括する関係にあることに基づき、国と市町村との間の連絡にあたり、市町村間の著しい不均衡の調整を行うことができるものとし、市町村に対する府県の関係は、地方公共団体に対する国の関係の例に準ずる。

第三 行政事務再配分の実施上の問題

一 地方公共団体の事務の拡充とその合理的能率的処理

行政事務再配分の結果増大する地方公共団体の事務について、その合理的能率的処理を期待するため、左の事項について考慮することが必要である。

(一) 義務的処理を要求する事務を限定すること

行政事務の再配分の結果地方公共団体の事務とされたものについては、その義務的処理を建前とするものは、極力これを限定しなければならぬ。もとより、憲法が保障する国民の最低生活を維持するために不可欠な行政については、その処理は義務づけられなければならないことはいまもでもないが、その他のものについては、地方公共団体の発意と努力とによ

って処理されるように配慮すべきである。

(二) 事務処理方式の簡単化と明瞭化

地方公共団体に移譲される事務は、行政の目的を達成するための必要最小限度の処理を確保することを目的として、できる限り、その事務処理の手續及び方法を簡単に、かつ、明確にすることが必要である。

いうまでもなく平均的な地方公務員の執務能力にとつて充分に処理可能な状況であることが、行政事務の能率的運営に必要であるからである。しかし簡単化・明確化の要求は、行政の内容の充実、すぐれたサービスの提供を排除する意図ではなく、能力のある地方公共団体においては、移譲事務の進歩した処理方式について配慮することが望ましいのである。

更に、この点に関連して、事務処理機構についても、全国画一的にたとえば行政委員会制度の採用を要求し、専門職員の設定を強制することは、適当でない。むしろ、地方公共団体の責任において事務の合理的能率的処理に則する組織を選択できる余裕を与えることが適当であると考える。ただ、事務の性質上特に高い技術的能力を要求され、あるいは、国民の理解が充分に徹底しないで事務そのものが地方公共団体に充分に同化されていないものについては、必要最小限度の規制をすることはやむをえないものとする。

(三) 地方公務員制度の確立

充実された地方公共団体の事務の円滑な処理は、地方公務員の資質を向上し、有能な人材が進んで地方公務員となるような措置を講ずることによつて、はじめて期待できるのである。地方公共団体の事務の拡充に伴つて民主的且つ能率的な近代的な地方公務員制度を確立することが是非とも必要である。

二 地方公共団体の規模の合理化

行政事務の再配分を実施するにあつてつぎに考慮すべきことは、再配分後の行政事務を能率的に処理するために地方公共団体の規模を合理化することである。

府県の規模についても、行政事務の合理的能率的処理の観点からその合理化を図ることは必要であるが、今回の行政事務再配分の方針が、府県よりも市町村に優先権を認め、強力な市町村を造ることをめざしたので、当会議と

してはまず市町村―特に町村の規模について一応の標準を提示することにした。

町村は数にして約一〇、二〇〇、平均五、〇〇〇余人(この平均人口に達しない町村が全体の約六六パーセント)にすぎないのであつて、現状においても、既にその事務処理が円滑に行われているとはいいがたいものが多い。当会議としては、諸種の資料を総合的に判断した結果、規模の著しく小さい町村については、おおむね人口七、八、〇〇〇程度を標準として更に次のような点を検討の上その規模の合理化を図るべきであると考える。

その実施にあつては、府県単位に委員会を設けて、地方の実情に則した具体化の方法を調査研究することが適当であらう。

1 人口と面積との関係について充分配慮すること。人口密度の高い地域を除いては、あまり広大な面積の農村を設置することは、かえつて住民の役場への距離を遠くし、また、教育施設等について能率的な経営を困難とする事情もあることを考慮する必要がある。

2 学校・土木・農業改良・社会福祉・講習衛生・国民健康保険・消防のよな町村における重要な事務について個々に、それぞれの能率的な処理を可能とする規模を検討し、それら共通する規模を探り、それをこえるものについては、組合その他による共同処理を考慮すること。

3 町村職員の最も能率的且つ経済的な定員配置を可能ならしめる規模を考慮すること。

4 都市と農村とはその産業形態の異なるに依つて、それぞれの機能に異なるものがあるので、農村の都市への編入については、その利害得失を慎重に比較衡量すること。

5 右の外、一つの自治体を形成する基本的な要件として住民の共同意識を培養することができるかどうかを考慮すること。なお、山間へき地や離島にある町村のように明らかに規模の合理化の余地の存しないものについては、その町村の能力をこえる事務について府県が代わつて処理するような道も考慮しなければならないであらう。

三 地方公共団体間における協力関係の促進

現在、地方自治法によれば、地方公共団体における事務の共同処理方式として事務の共同処理のための組合(法二八四―二九三)と施設の共同利用

(法二一〇、二一一)が認められている。

第一の地方公共団体の組合は、一部の簡単な事務の共同処理についても、組合管理者及び組合会議が必要の機関とされているために、経費の節約及び事務の能率的処理の立場からみてはたして地方公共団体間の共同処理方式として最も適当なものであるかどうかは疑問である。第二の施設の共同利用においては経営主体を一市町村とし、他の市町村は事務を委託し、経費を分担することとされている。当会議は、組合とこの施設の共同利用との中間的組織すなわち、経営を共同しつつ複雑な組織を必要としない方法を創設することによって、小町村においても移譲事務を有効に処理しうる道が開かれるのではないかと考える。更に事務の性質によっては、事務処理の調整・均衡の保持等を図るため、関係地方公共団体の協議会を設置することも必要であろう。

当会議は、この種の地方公共団体の協力関係の促進が事務配分の実施の上にはきわめて必要である点に堪がみ、この種の新たな協力方式の創設を期待するものである。

四 地方財政制度の再検討

責任の所在と経費の負担は、原則として一致しなければならない。したがって各論において各行政事務について市町村、府県及び国の三段階の責任を明確となるに従い、その責任とされた事務の処理に要する経費は、それぞれ市町村府県又は国が自ら負担すべきである。もとより市町村又は府県にあらたに事務が移譲されるに伴って、地方公共団体の財源を再検討する必要がある、これについては、引き続き調査研究を行う予定であるが、さしあたり地方財政平衡交付金制度等の運用によって、できるだけ右の原則を貫くことが望ましい。

地方公共団体の事務とされたものに対する国庫補助金の交付は、各論に述べる河川、道路、砂防等の工事(いわゆる公共事業補助金であるが、補助対象は相当限定する必要がある。)又災害補助、失業対策事業等について交付されるものを除き、昭和二十六年において、さきに当会議が勧告した国庫補助金制度等の改正に関する勧告に従うべきである。また、各論において地方公共団体の機関に委任することを適当とされる事務については、国は、これに要する経費の全額を交付しなければならない。

五 実施の時期及び経過的措施

この勧告による行政事務再配分の実施は、なるべく昭和二十六年から行われるべきである。ただ義務教育関係の教職員費の負担の切り替えは、昭和二十七年から実施することが適当であろう。

なお、当会議は、市町村の規模の合理化が積極的に促進されることを期待するが、これが実施されるまでの一定期間は、その事務であるとされているものを処理することの困難な事情の存する町村については、暫定的に、府県が補完的にその事務の全部又は一部を処理することとする必要がある。しかし、このような経過的措施は、恒久化されることがないようにしなければならぬ。また、それが関係市町村の要請に基いて開始されるように配慮されなければならない。(各論省略)

続いて地方行政調査委員会議は昭和二十六年(一九五一年)九月二日行政事務再配分に関する第二次勧告を行い、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調査等に関しとるべき措置を提示し、特に地方公共団体の地域的再編成による市町村の規模の合理化を強調している。

行政事務再配分に関する第二次勧告(抜粋)

地方公共団体の地域的再編成

(一) 市町村の規模の合理化
市町村の規模の合理化については、第一次勧告が速やかに実施され、本年八月一日までの間に二三〇の町村がその数を減じているが、市町村自治の基礎を強化するため、国及び都道府県において更に積極的に推進する措置を講ずることが望ましい。

市町村の規模の合理化に際しては、町村を市に吸収し、又は数町村を廃して市を設置する例が多いのであるが、市は町村と異なり、第一次勧告により教育委員会、上下水道、生活保護専門職員、建築行政等に関する事務を処理しなければならない外、都市としての機能を完全に果たすために必要な警察、消防、公営企業その他の事務を高い水準において処理することが期待されているので、単に人口だけを市の要件に合致させるだけで都市としての実体を有しない市をみだりに設けることは、適当でない。右に述

べたような都市の機能を一応の水準において処理するためには現在の市の要件は寛に過ぎるので、この際、市たることの要件を、人口少なくとも五万以上で都市的形態を充分に具えているものであることに改めるべきである。なお、市の地位の重要性にかんがみ、市の設置については、あらかじめ国に協議するものとするのが適当であると考えられる。

(二) 都道府県の規模の合理化

当会議が都道府県の事務として勧告したものは、現在の都道府県の規模においても処理することができるが、総合開発、治山治水、運輸等市町村の区域をこえて処理しなければならない広域行政をより能率的に処理するためには、その規模は現在より大きいことが望ましい。他方市町村に対する補充及び調整の機能を行うためには、その規模があまり広大であることは、適当でない。当会議としては、人口おおむね二百万を目途として、藩その他の沿革にとらわれず文化的、経済的、社会的に密接な関係のある地域をもって区域とし、広域行政を能率的に行うことができるように、規模の小さい都道府県について、その合理化を検討することが適当であると考えられる。なお、現在の都道府県の外に道州を設け、又は現在の都道府県を廃して道州を設けようとする意見があるが、前者は現在よりも行政機構を複雑にし、行政費を増大させる虞があるから適当でなく、後者は必ずしも地方自治を強化するものとは認めがたいから、当会議としては、これを探ることはできない。

二、地方行政調査委員会議の勧告に対応する政府の措置

政府は地方行政調査委員会議の行政事務再配分に関する第一次勧告に基づき、昭和二六年一月一三日付で地方自治庁長官から各都道府県知事に対して「地方行政調査委員会議の行政事務再配分の勧告に関する件」の通知を行い、中央および地方を通ずる行政事務の配分の合理的な調整を図るため、その具体化方を政府のみならず各都道府県においても委員会等設けて、町村の廃置分合等により市町村の規模を合理化し強力な基礎的公共団体の態勢を整備することを要請した。

また、同日付をもって同庁次長からも各都道府県知事あて「行政事務

の再配分及び町村の規模の合理化に関する件」の通知を行い、勧告の実施により市町村の権能と責任は大いに高まることが予想され、地方公共団体の長および議会の議員の総選挙を控えていることでもあるので、町村の規模合理化の実を挙げるため都道府県は適切妥当な措置をとることを要請した。

地方行政調査委員会議の行政事務再配分の勧告に関する件

昭 二六、一、一三 地自甲発第四号
(各都道府県知事あて 地方自治庁長官通知)

今回行われた行政事務再配分に関する地方行政調査委員会議の勧告は、中央及び地方を通ずる行政事務の配分の合理的な調整を図ることを内容とするものであつて、政府としても目下その具体化方策につき鋭意研究中であるが、本勧告具体化の暁においては、市町村の地位と責任とが大いに高まることが予想されるので地方選挙を今春に控えたこの際、町村の廃置分合等により市町村の規模を合理化し、強力な基礎的公共団体の態勢を整備することが緊要であると考えられる。よつて、このためには、各都道府県ごとに委員会等を設け、できる限りその実現を図られることが適当であると認められる次第である。なお、又この際特に附言したいことは、最近各種の論議が行われている地方議会の議員定数についてである。この点については、目下のところ、特に立法措置が採られる模様はないようであるが、人口増減により議員定数を自主的に決定せられることは、きわめて適切な措置であると考えられる次第である。

当庁においては、以上の事項に關して地方行政調査委員会議に諮つた結果、各市町村の特別の御考慮を煩わすことが適当であると認めるので、この旨特に貴下に連絡し、貴下の深甚な御配慮を期待する次第である。

行政事務の再配分及び町村の規模の合理化に関する件

昭 二六、一、一三 地自乙発第一四号
(各都道府県知事あて 地方自治庁次長通知)

行政事務の再配分及び町村の適正規模の問題については、既に、着々と御研究の中のことと思われるが、去る二月二二日、地方行政調査委員会議の勧告が内閣及び内閣を経由してなされ、本日これに關して地方自治庁長官通知が発せ

られた。

事務の再配分に関しては、政府は、現に、勧告を慎重に検討中であり、勧告の実施内容と関連して関係諸法令の改廃が行われなければならないが、従って、勧告の実施については、なお、時日を要するものと思われるのであるが、貴職におかれても、本勧告を詳細に検討し、万全の準備を整えておきたい。なお、本勧告の実施は、関係中央各省庁の権限にも至大の影響がある。従って、実施に至るまでには多くの困難があることも予期し得られるので、勧告実施の線に沿って各位の格別の御努力を煩わしたい。

町村の規模の合理化については、その気運も逐次醸成されていることは喜ばしいことであるが、既に現在においても狭小脆弱な町村は、経費の増嵩に悩み事務の重圧に苦しんでいる状況であり、町村規模の合理適正化は、地方自治確立の途中における緊要な問題であると思われる。いわんや、本勧告の実施により、市町村の機能と責任とは大いに高まることが予想されるのであるから、これが受入態勢を整備しておく必要もあり、又、地方公共団体の長及び議会の議員の総改選を明春に控えていることにもかんがみ、この際、町村の規模の合理化の実を挙げることは適切妥当な措置であるうと思われる。この事情にかんがみ、政府としては関係市町村が、都道府県当局者の適切な助言により、自主的に右の措置を採られることを最も望ましいと考えるのであるが、このためには貴職主宰のもとに、市町村長、市町村議会、県議会等の代表者、学識経験者等により協議会を構成し規模合理化の気運を促進し、これが実施を円滑化することも適当であると思料する次第である。

当庁においては、従来当庁が行ってきた実態調査等に基き、第一次試案として別紙二の如き資料を作成したので、右措置を採られるに当たっての参考とせられたい。

なお、市町村当局に対しても、右の旨御連絡賜わると同時に本勧告の趣旨町村規模の合理化の重要性及び必要性について、住民一般に対しても、新地方自治確立運動の一環として、普及徹底に努められたい。

次いで、昭和二十六年二月二三日、政府は、地方行政調査委員会議の勧告の取扱に関する閣議決定を行い、勧告の趣旨の実現を期するため積極的措施をとることを表明した。

行政事務再配分に関する勧告の取扱に関する件

(昭和二六、二、二三 閣議決定)

地方行政調査委員会議の行政事務再配分に関する勧告については、極力その趣旨の実現を期することとし、左記の措置により、これが具体案を策定するものとする。

記

一 事務再配分の実施計画が確立されるまでの間は、国と地方公共団体との間における事務配分及び国の地方公共団体に対する関与の方式については、現在地方公共団体が処理している事務を国に引き上げ若しくは現在市町村が処理している事務を都道府県に引き上げ又は国の地方公共団体に対する関与の程度を強化することは極力これを避けるものとする。

二 事務再配分の実施計画に関する各省庁の措置については、内閣において調整の上、概ね次期国会への提案を目標として各省庁において関係法律の改正等の準備を行うこと。

三 事務再配分の実施に当たっては、特に左記各項に留意すること。

(一) 現在の行政事務については、徹底的にこれを整理縮減するとともに、新たな行政事務の設定については、特に慎重を期するものとする。

(二) 国、地方を通ずる行政機構の簡素化を極力推進することと配慮すること。

(三) 地方財政の裏付けについて充分考慮するものとする。

さらに地方自治庁は、前記の「行政事務の再配分及び町村の規模の合理化に関する件」の同庁次長通知とあわせて、同庁がかねて神奈川県、埼玉県などの実施調査の結果によりまとめた「地方自治庁第一次試案」を発表した。

この第一次試案は、町村規模の現状、各事務の分析およびむすびの三部に分かれ、町村の人口、面積と住民の便宜、共同体意識の限界との関連における適正規模および町村が処理すべき主要な事業の各々についてそれらの事務が最も能率的に行なわれるための適正規模の検討が行なわれ、その検討の結果に基づき町村の適正規模を(一)面積三〇平方キロメートル内外、町村内の最も遠い部落から中心部落までの距離が五キロ

メートル以内程度を限度とする。(二)町村の主要事務が最も能率的に行なわれるための人口は、八、〇〇〇人内外とするとの結論を出し、町村規模の一般的基準を示してむすびとしている。

第三 むすび（地方自治庁第一次試案）

一 本資料は、町村の適正規模を考察するに当たって、面積、人口と事務の能率的処理との相関関係をその基礎的立場とし、立論に当たっては数多くの前提の上に立ち、従ってその結論も抽象化定型化せざるを得なかったのである。然るに全国町村の実態は、その地勢、気候、風土を異にし、交通の便、不便についても格段の差異があり、又産業構造、住民の業態も一様ではなく、従って文化風俗も自ら異らざるを得ない。又、住民の共同体意識の強弱、濃淡に至っては、その他の伝統と歴史とに依存する程度も強く、一概に論ずべき限りではない。なお、町村内の部落の配置状況も細長な谷合の村落で、部落はこれを貫通する街道にのみ面しているもの、平坦な農村で部落が村内に一樣に散在しているもの等多様多様であり、役場、学校等の營造物利用関係における距離についてもこれを類型化することは不可能である。

更に現状においては、財政問題が地方公共団体運営の中心的課題となつているのであるが、本資料においては、地方公共団体の財政力、従って住民の担税力は人口増加に正比例して増大するという簡単な公式を前提としているのであり、又、問題は財政力の強弱にあるよりは、寧ろ経費を如何に効率的に使用するかにあるのであって、従ってこれに関する限り、総体としての予算高の多寡のみからは、必ずしも適正規模は導き出されないと考えられるのである。

右に述べるように、本資料は、平坦部農村を基準とし、同一類型の町村につき、その一般的適正規模をいわば抽象化したものであって、これを各個の町村に現実にあてはめるときには、その町村に固有の特殊事情を充分考慮すべきであり、本資料の結論を機械的に適用すべきものでないことは取敢ていうまでもないところである。

二 既に第一及び第二で明らかなように、第一において人口、面積と、住民の便宜、共同体意識の限界との関連における適正規模を検討し、第二においては町村が処理すべき主要な事業の各々について、それらの事務が最も能率的に行われるためには、どの程度の規模が必要であるか（これらの事務の処理につい

ても、従来例えば村役場の一人の職員が民生、衛生、勸業事務を兼ねていたという事例も多いことではあるが、一事務について一人の職員を配置することが事務能率も上り、増大する事務の的確な処理も保障されるという見地に鑑み一事務一職員の原則を前提としている。）についての探究を試みたのである。第一の結論としては、面積が拡大するならば、住民の營造物利用関係が距離的に制限され、又共同体意識も希薄になるおそれもあり、面積三〇平方キロメートル内外、従って町村内の最も遠い部落から中心部落までの距離が五キロメートル以内程度を限度とするのではないかということになったのである。第二については各個の事務について、それぞれ検討した結果、各事務についてはそれが最も能率的に行われる為の規模には多少の段階的相違があるが、これらを通ずる平均値として、市街地的形態を有しない町村においては、人口八、〇〇〇人内外が事務の能率的処理が期待し得る一応の目安であるという結論に到達したのである。そこで、本資料においては、第一の面積（人口密度との関連における）上の適正規模と第二の事務処理上の適正規模との交叉する点に、抽象的にいった場合、理論上の適正規模が発見され得ることになるのである。例えば実態調査を行った埼玉県の農村の例についていうならば、人口四、〇〇〇人口密度五〇〇の場合、町村の中心から町村境までの最長距離は二キロメートル（道路沿いにして二・五キロメートル）であり、住民の營造物利用関係については、極めて便利ではあるが教育事務については、小学校一校は能率的に設置し得るが単独で中学校を設置することは非能率的であり、教育以外の他の主要事務についてみても、一事務一職員を配置することは能率的ではないものと思われる。これが同じ条件及び性格の町村と合併し、人口八、〇〇〇乃至九、〇〇〇となれば各個の事務は平均的に能率よく処理され、しかも町村の中心からの距離は三キロメートル（道路沿いにして四キロメートル）であり、住民に対しても、さして不便を与えないものと考えられるのである。一般的にいうならば各個の事務の能率的処理と人口との関係については、人口が、或一定限度を越えない限り、人口（従って面積）が大ともなればなる程、事務処理能率は高まるのであるが、地縁的地方公共団体としては、住民の便宜の点を考慮すれば距離の制限を脱却し得ず、又血縁の一体性の確保という見地から共同体的意識が希薄になる程にまで面積を拡大することは、地方自治体存在の基礎を失うものとなつてしまうことになる。なお、農村の都市への編入については、これにより農

村も利益を受けるであろうことは論を俟たないが、反面、その産業形態の異なるに従って利害の対立する場合もあり、又農村部の住民が負担する税金が特に衛生費、土木費、警察費等を通じて住民に対するサービスとして市民と均等に住民に返ってくるかどうか等の問題もあり、その得失については慎重に考慮すべきであろう。

本資料は、神奈川県、埼玉県等の町村の実態調査の結果に基づいたものであって、その限りにおいては観念の産物でないことはこれを明言するものであるが、本資料が平坦部の農村に検討の中心を置いている結果全国一万有余の町村の実態を前提とするときには、右の結果は、勢い抽象的、一般類型的たる感を免れない。然し乍ら町村の適正規模を考えるに当たって基本的、一般的な考え方はほぼ右に尽きるものではあるまいかと考えられ、各地方公共団体においてこのような考え方に立脚して現実の町村の実態を分析検討するならば、或程度妥当な結論も引出し得るのではあるまいかと思われるのである。

続いて昭和二六年三月一四日地方自治庁は各都道府県知事に対する通知の中で、市町村の規模合理化が今後の地方自治の運営上重要な意義を有することを強調するとともに、市町村の廃置分合に関する都道府県当局の迅速な処置を要望した。

市町村の規模合理化の促進について

昭 二六、三、一四 地自乙発第九一号
（各都道府県知事あて地方自治庁次長通知）

行政事務再配分に関する地方行政調査委員会勧告の実施に関連する市町村の規模の合理化については、さきに、昭和二六年一月一三日附地自甲発第四号地方自治庁長官通知及び同日附地自乙発第一四号地方自治庁次長通知においてその促進により最近に至ってその機運が著しく熟成されて来たこと認められることは、誠に喜ばしい次第である。

市町村の廃置分合は関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経て定めるものとされており、これに関する当該都道府県の議会の審議及び都道府県知事の処分には、事柄の性質上周到にして慎重な配慮を必要とするとはいうまでもないが、市町村の規模

の合理化が今後の地方自治の運営上において有する意義の重要性にかんがみ、更に目前に控えた新年度の開始及び地方選挙の執行等を睨み合せ、小異を捨てて大同に就き、市町村の廃置分合に関する都道府県当局の処置に迅速を期するとともに、できうる限り、関係市町村の希望が実現せられるよう御配慮願いたい。

三、地方自治法の一部改正

地方行政調査委員会の勧告に従い、政府は町村規模の合理化と適正化の重要性を繰返し強調し、都道府県の特別の配慮と適切な措置を要望すると同時に法的な処置として昭和二七年八月一五日地方自治法の一部を改正した。すなわち、地方自治法第二条に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」との一項を加えて、地方公共団体に対し、他の地方公共団体と協力して規模の合理化に努力すべき義務を負わせ、また同時に第八条の二を新設して、都道府県知事に市町村の廃置分合又は境界変更に関する勧告の権限を与え、かつ知事の勧告については国の関係行政機関にもこれを促進するため必要な措置を講ずる義務を負わせた。

この地方自治法の一部改正は町村合併促進法制定の先駆をなす法的措置であった。

地方自治法の一部を改正する法律一抄

(昭和二十七年法律第三〇六号)

第八条の二 都道府県知事は、市町村が第二条第一三項の規定によりその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

2 前項の計画を定め又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事は関係市町村、当該都道府県の議会、当該都道府県の区域内の市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定により勧告をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、国の関係行政機関の長に対しその旨を通知するものとする。
- 6 第一項の規定による勧告に基づく市町村の廃置分合又は市町村の境界変更については、国の関係行政機関は、これを促進するため必要な措置を講じなければならない。

第五節 熊本県における合併の促進及びその状況

地方自治法施行以降の熊本県における町村合併は、昭和二十三年四月一日まず天草郡早浦村と亀浦村が合併して二浦村が発足したが、同年七月地方自治法の一部改正が行われ、昭和二十二年七月七日から同二〇年九月二日までの間に行われた市町村の区域の変更については、特別措置が講ぜられ関係住民の請求とこれに基づく住民投票とにより分離が認められることになり、昭和二十一年四月八代市に編入された築地地区(旧郡築村)が、同二十五年七月一日八代市から再び分立して郡築村となり、また同二十九年二月合併して発足した飽託郡三和町は、同二十四年九月一日まず池上村が分立したのに続いて翌二十五年七月一日には三和町が分割されて再び城山村と高橋村になった。一方市制施行、町制施行では、昭和二十四年四月一日に葦北郡水俣町が県下五番目の市として市制を施行したのに続き、同二十六年一〇月一日には葦北郡湯浦村が町制を施行した。また廃置分合あるいは市制施行、町制施行とは別に同二十三年四月一日阿蘇郡小峯村が長年の希望どおり上益城郡に属することになった。

地方自治法制定に伴う急速な地方行政制度の改変によって本県下の市町村においても例外なくその地位機能に大きな変革がもたらされ、特に町村の財政は年々窮迫する一方で、県下各地で組合立学校設置などの傾向がみられるようになった。

このような情勢の中で、昭和二十三年八月二七日の定例県議会の一一般質

問において一議員から、新学制の実施や警察制度の改正等により町村の財政は窮迫のどん底に追い込まれようとしているため組合立学校設置により町村民負担の軽減をはかろうとする傾向があるが、町村合併が必要であり、これに対する知事の所信を問う旨の質問があり町村合併に対する県議会の関心が示された。

これに対して知事は、無理に合併を勧めることもできず、町村の自主的な意見にしたがって合併の申出があれば早急に十分な考慮をしたい旨答えた。

しかし、当時は町村合併について国および県の一貫した態勢もなく、積極的な対策はなかった。昭和二十五年一〇月一日現在の県下市町村数は市五、町四一、村二七四の計三三〇市町村であり、町村の平均人口は四、二四八人で全国平均の五、一一五人を下回り、人口段階別では五、〇〇〇人以下の町村が二三三町村あって全体の七三・七パーセントを占め、本県の町村規模は極めて弱小で、行政事務を適切に処理して行くための行政能力が余りにも脆弱であった。

県はこれらの実態にかんがみ町村の規模合理化のため、弱小町村の合併促進に乗り出したが、県町村議会議長会においても昭和二十五年の総会において町村合併の問題をとりあげたのを始め、地方行政調査委員会の勧告、地方行政調査委員会の通知、行政事務再配分の勧告に関する件、地方自治庁長官から知事あての通知、行政事務再配分に関する勧告の取扱に関する件の閣議決定などにより、県下町村の合併気運も漸次高まり、県町村会においても二十六年六月の総会で「町村の規模合理化の実現を期する。」との決議を行い、県とともに町村合併問題に取り組むこととなった。

このような動きとともに、県は同年一〇月地方事務所を通じ県下全町村についての総合的な実態調査を開始し、町村合併問題の検討に着手したが、翌二十七年に入り町村合併もいよいよ全国的にその気運が盛り上がるにつれて県議会も、町村合併に積極的な関心を示し、三月定例県議会および、七月議会においては、相ついで町村合併問題に関する一般質問が行われ、県当局の所信をただしたのに対し、総務部長は、町村合併推進機関として県議会議員、町村長、町村議会議長、学識経験者および県

職員などで構成する町村合併基準委員会を発足させ積極的に合併を促進する意向を明らかにした。

県は町村合併の研究推進機関として前述の町村合併基準委員会を設置するため、昭和二十七年三月熊本県町村合併基準委員会議案を決定し同年六月一日、県町村長代表、町村議会議長代表、報道機関など三〇余名の参集を求め、県側から知事以下関係部課長と関係地方事務所長が出席して熊本県町村合併基準委員会の設立準備会を開き「町村合併の必要性」など四議題について活発に意見を交わした。この準備会の決定に基づき同年七月二十九日付をもって町村長七、町村議会議長七、学識経験者四、県議会議員三、県職員二からなる熊本県町村合併基準委員会が発足した。県は早速八月七日付総務部長名をもって各地方事務所長あて、県基準委員会ならつて郡基準委員会をすみやかに設置し、県委員会との密接な連絡のもとに町村合併を促進するよう要望した。また、同七月、一般住民に町村合併の必要性を認識してもらうため、町村合併に対する考え方と将来への方針を示した資料を作成し、啓発、宣伝に努めた。

熊本県町村合併基準委員会議要綱

第一 地方公共団体の規模の合理化は、現下我が国の事情に照して最も喫緊な要請であり、これに順応して町村合併が可及的速かに促進されることは、地自治体の本旨の徹底を期する上から見ても大きな課題である。

しかし、町村の規模の適正を得るためには、町村の自主的理解と判断を必要とするとは言うまでもなく、ここに於て町村合併に関する健全な与論を喚起するため、熊本県町村合併基準委員会（以下「県委員会」という。）を置く。

第二 県委員会議は、委員若干名を以て組織し、委員は各層別に学識経験を有する者の中から知事が命じ、又は委嘱する。

県委員会議の議長は、知事とする。

第三 県委員会議の事務は県庁地方課において行う。

第四 県委員会議は知事が招集する。

第五 各郡に県委員会議に準じて、郡町村合併基準委員会を置くことができるものとする。

この場合における同会議の議長は、地方事務所長とする

熊本県町村合併基準委員会議委員

(昭和二七・七・二九委嘱(任命))

- | | | |
|---|--------------|----|
| 一 | 町村会及び町村議長会 | 吉村 |
| | 熊本県町村会会長 | 中村 |
| | 副会長 | 吉村 |
| | 宇土郡町村会会長 | 石見 |
| | 上益城郡 | 西住 |
| | 阿蘇郡 | 緒形 |
| | 天草郡 | 吉田 |
| | 熊本県町村議長会会長 | 大森 |
| | 副会長 | 嶺新 |
| | 飽託郡町村議長会会長 | 村松 |
| | 玉名郡 | 猿渡 |
| | 葦北郡 | 本山 |
| | 球磨郡 | 富永 |
| 二 | 学識経験者 | 圭室 |
| | 熊本女子大学教授 | 圭室 |
| | 農林中央金庫熊本出張所長 | 山下 |
| 三 | 県議会議員 | 大田 |
| | 改進党 | 田代 |
| | 自由党 | 中西 |
| | 新政クラブ | 中代 |
| 四 | 県職員 | 岡本 |
| | 熊本県総務部長 | 松谷 |
| | 地方課長 | 岡谷 |

町村合併基準委員会議設置について

昭二七・八・七 地第一三二七号
（ 地方事務所長あて 総務部長通知 ）

地方公共団体の規模の合理化は、現下の我国の事情に照して最も喫緊な要請であり、これに順応して町村合併が可及的速かに促進されることは地方自治の本旨の徹底を期する上からみても大きな課題である。しかして町村の規模の適正を期するためには、町村の自主的理解と判断とを必要とするとはいってもなく、ここにおいて町村合併に関する健全な与論を喚起するため、熊本県町村合併基準委員会議が去る七月二十九日別紙要綱に基いて設置されたのである。戦後地方自治の機能はいちぢるしく拡大されたが、町村の規模は、明治二二年の市制、町村制施行当時と殆んど変更をみずに今日に至っている。しかしながら地方公共団体の処理する行政事務は益々複雑多岐を加え近代的行政能力が要請される結果現実の町村規模を適正化しなければならぬことは当然と思われる。この際ある程度の町村の整理統合を断行して地方自治の基盤を充実強化しなければ、住民の福祉の増進は期待されないのである。本県には弱小町村が極めて多く、これ等は著しく財政的窮乏にあえぎ地方行政の運営に非常なる支障を期しているのが実状である。県下に新制中学の一部事務組合が五五を数えることからしてもその一端をうかがうことができるがとにかく現実の町村財政力を高め、衛生・消防・土木などの福祉行政あるいは公営事業等を円滑に執行してゆくためには、町村の規模の強化を速に行わなければならないということに尽きるのである。しかしながら町村の統合は、あらゆる面に影響があり、特に住民にとっては心理的に影響するところが至大であるから無理に統合を強いると、将来の町村行政運営に破たんを来すおそれがあるので慎重な態度でのぞまなければならない。又さきにも述べたごとく町村合併は町村の財政力を強化することはもちろんであるが、地方行政の活動力を充実することによって住民の福祉を増進するところに重点があるので、このような点からして、単に個々の感情や利害に左右されることはなく大乗の観点に立つてその対策にあたらなければならないことはいうまでもない。

県は町村合併の必要性については、機会あるごとに説いているが、最近町村合併の気運も活発化しつつあるとき、いよいよ基準委員会議の設置をみたので

この後はこの施策の積極的な推進の方途を講じ町村の自主的合併の気運の育成を助長する方針であるから、貴職におかれてもこの趣旨に基いて町村合併の推進を図るとともに、郡委員会議の設置に当っては、県委員会議の委員の構成を参考として、広く郡内町村から町村行政に識見と理解を持った人を委員に選ぶとともに、その運営に当っては管内町村の実状を充分把握し県委員会議と緊密な連絡を取って町村合併の促進に遺憾のないようされたい。

こうして発足した県町村合併委員会議は翌二八年一月一九日第一回の会議を開き、合併推進の基本として「町村合併指導方針」及び「町村合併基準」を決定するとともに基準委員会議としての声明を發表し、これに基づいて町村の実態調査、各種資料の蒐集、現地座談会、町村合併の標語及び論文の募集、新聞紙上座談会、ラジオ放送を行う等、常時町村合併の啓発宣伝の滲透に努めた。

町村合併指導方針

一 基本方針

- 1 地方自治体の規模の脆弱性の周知徹底を図り、合併の与論を喚起する。
- 2 町村相互の理解と協力によって自主的、積極的な合併を推進できるように指導する。

二 推進要領

- 1 郡町村合併基準委員会議に対し、合併の必要性及び合併基準の徹底を図りこれと緊密な連けいを保持し、合併の具体的実現を期する。
- 2 新聞社及び放送局、県庁広報渉外課、地方課と連絡し、与論喚起に対する協力を求める。
- 3 町村合併に関係を有する諸官庁の理解と協力を得て合併を促進する。
- 4 合併に必要な資料を蒐集して合併推進の参考に供する。

町村合併基準（抜すい）

第一章 はしがき

町村における行財政能力を強化、拡充するためには、時勢に適合した規模をまず実現することが必要である。特に現今の地域は、概ね、明治初年町村制度の創設によって発足したものであって、産業、交通、通信機関の発達した今日不合理であるとするとは大方の結論であると思う。

本書合併基準は、以下の趣旨によって本県町村の基盤を自主的に確立することを企図したもので、町村合併の所謂指針となるものである。従って町村においては、この基準の各項目について独自の調査と研究を重ね、合理的な判断のもとに合併を推進すべきものであらう。

第二章 基準

第一節 町村勢判断基準

この基準は、人口、財政、産業経済等町村勢の概況を判断して、もって町村合併の必要性を検討するものである。

- 一 人口（以下略）
- 二 面積（以下略）
- 三 産業経済（以下略）
- 四 財政

財政上から見た町村合併の効果は、各町村の現実の予算と客観的な測定標準とを比較してその優否を検討することによって明らかとなる。この測定標準は昭和二六年度町村歳入歳出決算見込の内訳に関する調、昭和二六年度地方税徴収実績調、町村職員人件費に関する調、町村三役及び書記の俸給等調、昭和二六年度町村予算最終額調及び昭和二六年度平衡交付金歳出資料によって作成した。

1 町村財政の現況（以下略）

2 標準財政

財政収入額や財政需要額の測定は、個々の町村の実態や条件がそれぞれ異なるので不可能に近い。とくに行政費においては、長の行政施策によって区々であり、また収入においては住民の経済力の相違によって必ずしも一致しない。そ

ここでこれを測定するために、或る人口規模を有する町村には、大体この程度の収入は確保されるべきであり、この程度の行政費は必要だということを誰もが把握できる標準的予算ともいうものが必要である。

例えば人口二、〇〇〇人台における町村が合併した場合には、この資料によって直ちに一応の数字的目標を掴むという便宜的なものである。標準予算の性格は以上のようなものであるが、しかしながら他面においては、この標準予算はその基準を客観的資料に求めているのであるから、ある程度具体的数字に近いことを認識する必要がある。この意味において、この標準予算と自分の町や村の実際予算とを比較検討してみることが必要であり、この場合にたとえ人口二、〇〇〇人台の町村における一般財源の占める割合、あるいは住民、一人当額が標準予算に比して極端に低いということになれば、これによって住民所得が低く且つ独立財源に乏しいという特殊性が明らかとなり財政力の程度を窺い知ることが出来る。又支出における問題も同様であって議会費、役場費等の予算総額に対して占める割合が多くなればなるほど、それだけ福祉行政面が等閑に附されているということが出来る。したがってこの標準予算により自己の町村の実態を深く認識し、住民負担の状況、行財政能力の問題を充分に究明することが望ましい。

ちなみに、ここに人口二、〇〇〇人の町村と五、〇〇〇人の町村とが合併する場合を仮定すれば、この人口段階における標準予算額をそれぞれ合計しこれと人口七、〇〇〇人台の標準予算額とを比較検討することによって町村合併による財政上の効果を見出すことができるのである。（以下略）

第二節 消極的基準

消極的基準とは、町村を合併することによって必然的に考えられる具体的効果を検討するものである。

基準	注 意 点	附 表
一 役場数の減	町村合併によって役場数は減少するが、特別の場合には出張所の設置も予想される。	(註一)

二	議会議員の定数の減少	合併と同時に旧町村議会の議員は失職し、新たな人口段階に基いて議員定数が決定される。	(註二)
三	町村三役の減少	合併と同時に新旧の町村三役の更迭及びこれに伴う給与、退職金並びに諸費等の問題がある。	(註三)
四	役場職員数の減少	合併によって職員の合理的定数を考慮する必要がある。	(註四)
五	各種委員会の減少	合併によって法令又は任意に設置された委員会及び委員は改編されることになる。	(註五)
六	消防団員及び役職員の減少	合併によって消防団及び役職員の減少が予想される。	(註六)
七	人件費、事務費の減少	合併によって役場事務が統合される結果、人件費、事務費の必然的な減少が予想される。	(註七)
八	町村単位の負担金寄付金の減少	合併によって各種負担金及び寄付金で町村を単位の賦課されているようなものは減少を予想される。	(註八)
九	一部事務組合の改称	一部事務組合を組織する町村が合併したときは、その組合は解消する。	(註九)

(以下略)

第三節 積極的基準

積極的基準とは、合併後の新しい町村において、住民の福祉を増進する施策の確立を図り、最小の経費で最大の効果を挙げるための積極的計画を目標として努力する費用があるものをいう。

(参考)

地方自治法抜すい

第二条

9 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

10 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化をはからなければならない。

基準	考 考 考	方	附表
一	道路を整備すること。	新町村の幹線を整備し、交通上の利便を積極的に確保すること。主として新役場、学校のその他公共施設に通ずる道路について、その整備対策を講ずること。	(註一)
二	小学校、中学校を拡充すること。	小学校、中学校を拡充強化して、合理的、能率的経営を図ること。	(註二)
三	公民館、図書館等を行うこと。	公民館、図書館等を通じて住民の文化向上を期すること。	(註三)
四	社会福祉施設を強化すること。	住民の福祉を増進するため、保育所、授産場、母子寮、養老院等の設置を考究すること。	(註四)
五	公営住宅を建設すること。	公営住宅を設置して、住宅難を緩和すること。	(註五)
六	隔離病舎を統廃すること。	隔離病舎を統合して合理的運営を図ること。	(註六)
七	国民健康保険組合を統合すること。	住民の保健と医療の徹底を期するため、国民健康保険組合を統合すること。	(註七)
八	診療所を設置すること。	住民の保健を増進するために、診療所を設置すること。	(註八)
九	公営企業を起すこと。	収益事業を実施して住民の利益を増進するとともに、町村財政を確立する方策として、上水道、電気、ガス、交通、病院等を設置すること。	(註九)
十	産業振興策を樹立すること。	町村財政の基盤を確立するために、合併を契機として合理的な産業の振興策を樹てるように努力すること。	(註十)
十一	農業協同組合を統合すること。	農業資本の蓄積と農業経営の合理化を図るため農業を統合すること。	(註十一)
十二	観光施設を充実すること。	温泉、風光等観光的地の利は努めて生かし、必要な施設を充実強化すること。	(註十二)
十三	財産処分について	一切の財産は新町村に引継ぐべきであるが、収益も考えられること。特別の自由があるものは、財産区を設置すること。	(註十三)

(以下略)

声 明 書

地方自治の充実強化は民主主義確立の基本的課題であり、その消長は国家の将来に極めて重大な影響を及ぼすものである。

しかるに戦後の我が国町村の実態は、その財政能力に比例しない荷重な行政事務の負担によって窮乏の極に達し、町村自治は正に危機に瀕していることは蔽いえない事実である。

この危機を打開し、確固不動の町村自治を確立するために速やかに町村規模を適正化し、行政能力を充実強化することは真に焦眉の急務と言わなければならぬ。

加うるに独立後における新情勢は更にその必要性を痛感させるものがある。

ここにわれわれは、町村百年の大計を樹立するために自主的にして合理的な町村合併の実現に邁進せんとするものである。

右声明する。

昭和二十八年一月一九日 熊本県町村合併基準委員会

一方県は、県基準委員会議の発足に伴い、同二十八年一月一日総務部長から各地方事務所長に対し、第一回県基準委員会議において決定された町村合併指導方針および町村合併基準を管下町村に周知徹底させることを指示するとともに、これに基づき町村合併を本格的に推進するための指導要領を示し、あわせて各郡ごとに早急に基準委員会議を設置することを重ねて強調したが、さらにこれを徹底するため一月二十九日地方事務局長と同総務課長の合併会議を招集して、前記事項を重ねて指示した。また合併気運の醸成に特に力を入れ、各地方事務所に対して、合併町村の諸資料、合併委員会規約準則など合併促進の具体的要領を常時通知する一方、各郡の合併状況、町村の動向などを常に調査して合併指導の参考とした。

このような県の積極的合併促進指導により、まず同年二月中に上益城鹿本の両郡で郡基準委員会議が開かれたのを始めとして、同年七月までに飽託、阿蘇、菊池、玉名の各郡で漸次基準委員会議の発足をみ、会議に

は県基準委員会議の委員および県職員がその都度出席して指導助言に努めた。

町村合併の促進について

昭二八・一・一〇 地第三六号
地方事務所長あて 総務部長通知

標記の件については、昭和二十七年八月七日地第一三二七号による通達に基き鋭意研究中のことと思われるが、このたび町村合併基準委員会議が開催され、別紙のとおり、町村合併指導方針及び町村合併基準を決定し、いよいよ本格的にこれを推進することとなったので、貴職においても早急にこれを管下町村に周知するとともに、郡町村合併基準委員会議を設置し、町村合併の促進に当りその指導については、左記要領によって万全を期されたい。

記

一 町村合併の推進について

- 1 地方事務所は、別紙町村合併指導方針によって、町村合併の推進を図ることを。
- 2 町村合併基準の周知を図るため、二月以降において、管下町村長の会議を開催すること。
- 3 右会議には、果から出席する予定であるので、開催日時を連絡すること。
- 4 町村は、単独又は数箇町村連合して町村合併の研究機関を設置し、合併基準による実態調査、住民の与論の喚起等適当な措置を講ずること。
- 5 地元関係官公署、言論機関と連けいし、その協力を求めること。

二 町村合併基準について

町村合併基準は、町村が合併を研究する場合の指針ともいふべきもので、これを要約すると次のようである。

- 1 第一節の町村勢判断基準においては、人口、面積、財政力等の町村規模の実態をまず把握することで、これによって町村の行政能力を判断し、合併の必要性を認識するものであること。
- 2 第二節の消極的基準においては、合併する場合に当然予定される具体的事項の経費の軽減について計算してみることで、これにより消極的效果を測定し、合併による経費の減少を判断するものであること。

3 第三節の積極的基準においては、町村が合併本来の目的として、住民の福祉を増進するために、ぜひその実現を図るべき自治振興策であって、この計画の樹立こそ町村の発展を招来する重要な課題であること。又これらに要する経費は、合併による経費の軽減額をもって充当さるべきものであること。

三 郡町村合併委員会の設置について

1 郡町村合併委員会の設置に当っては、熊本県町村合併基準委員会議要綱及び昨年八月七日付地第一三二七号の通達によるとともに、委員の選任に当っては、郡町村会、郡町村議長会と連絡し、真に町村合併について特別の識見と熱意を有する者を選任するよう努め、各委員の構成は、郡町村会、郡町村議長会、各種団体、学識経験者、言論機関等から網羅することとし、その委員の数は、おおむね十名内外を相当とするものであること。

2 郡町村合併基準委員会議の運営に当っては、県町村合併基準委員会議と緊密な連絡をとり、合併の促進に努めること。

県基準委員会議および県の町村合併促進活動と平行して県議会でも再び町村合併問題がとりあげられ、昭和二八年三月の定例県議会において次のような質問を行われ、議会の関心も頂点に達した。

質問 「地方自治振興上、町村合併の積極的な推進について、知事の町村合併に対する構想とご熱意のほどを承りたい。」

質問 「町村合併に対する熱意を県行政に浸透させるためには、報道機関の援助と世論の造成喚起に努める必要があるが、合併の是非を論ずる段階から、適正規模を研究する段階を過ぎて、合併の計画案を発表する時期がくるものと思うが、その発表時期をいつと立てているか。」

この質問に対して知事は、「いわゆる強制合併のような態度は極力さけるべきであって、町村住民の理解の上に自主的に合併の方向に持って行きたい。このためには、町村合併の必要性を徹底するように努力することが先決問題である。また全体の計画というものは、県があまり先走りにしないで行った方がいいのではないかと考えている。」と答え、町村合併推進に関する基本的な考え方を表明した。

さらに県は、同二八年四月二日総務部長から各地方事務所長に対し、地方事務所長、郡基準委員会議、町村長などがとるべき措置などを具体的に示すとともに、各郡ごとの合併試案と適正規模策定書の作成を依頼し、続く四月一〇日には地方事務所庶務主任会議、五月六日には地方事務所長会議をそれぞれ開いて、積極的な合併推進を指示する一方、地方課においても三班の合併指導班を編成して、昭和二九年春合併実現を目処に合併指導の徹底を期する体制を高めた。

町村合併の指導促進について

昭二八・四・二 地第四一二号
（ 地方事務所長あて 総務部長通知 ）

町村合併については、既に各郡において郡町村合併基準委員会議の設置をみ、町村合併の促進について格段の努力を払っておられることと思うが、更にこれを積極的に推進するため、次の事項を考慮し、所期の成果を達成するよう御配意願いたい。

町村合併指導促進について

町村合併の指導促進について、地方事務所長及び郡町村合併基準委員会議以下「郡委員会議」という。）並びに町村長は、県町村合併基準委員会（以下「県委員会議」という。）と常時緊密な連けいを保持し、次の方法をもって町村合併の必要性和その効果について啓もう宣伝に努め、合併の促進を図るものとする

一 地方事務所長の実施事項

(一) 町村合併の啓もう宣伝について

郡委員会議と協力して町村長の主宰する合併懇談会等に出席し、指導の徹底を期すること。

(説明資料は、町村合併基準、町村実態調査、その他参考資料によること)

(二) 町村合併の促進について

1 適正規模の指導について

合併区域の問題は、個々の町村が自主的に決定すべきものであるが、全県にわたって合併町村の調整も考慮する必要がある、一部地区の町村のみが、他の考慮なく規模を決定する場合には、取り残される町

村等も生ずる恐れもあるが、これらについては県内における適正規模の判断を誤らないよう次の諸点に留意すべくこと。

(備考)

(一) 町村の最低規模は、人口八、〇〇〇人及び面積三〇平方町程度以上を用途とするが、更に人口密度、地理的、社会的慣行、産業経済事情又は交通の状況等を判断して、住民の利便や事務能力の点から検討すること。

(二) 合併後の町村相互間における財政力の均衡を考慮して判断すること。

(三) 町村の一部の区域変更及び郡の区域の変更を伴う合併問題は、郡、県の総合的立場から特に考慮を払う必要があるのでこの場合事前に県に協議すること。

(三) 町村合併試案の作成について

1 町村合併の区域について、管内町村長から無記名をもって、郡内町村の合併計画を別記第一号様式により、四月一五日頃まで提出を求めること。

2 地方事務所長は独自の判断に基づき、郡内町村合併試案を別記第二号様式により作成し、郡委員会議の審議を経て、(一)案とともに五月上旬まで県に提出すること。(本案は秘の扱とすること。)

(四) 管内町村の動向について

地方事務所長は、町村における合併懇談会等の会議の頤末を逐一報告すること。

二 郡委員会議の実施事項

(一) 郡委員会議は地方事務所長の計画した合併試案を審議すること。

(二) 町村合併基準に基づく町村勢の実態について、各町村内の比較表を作成し一般住民の合併啓もう資料とすること。

(三) 合併機運町村については、基準に示す諸調査を徴して適正規模及び効果を検討すること。

(四) 委員は地方事務所長と協力し、なるべく管内町村長の主催する合併懇談会等に出席し、常時合併促進に当ること。(説明資料は町村合併基準、町村実態調査等)

三 町村長の実施事項

(一) 町村合併懇談会の開催

町村議会議員、各種団体役員、各部落代表者等の懇談会を開催し、町村合併の必要性和その効果及び町村勢の実態を研究し、合併機運の醸成を図ること。

なお、合併機運が醸成されている地区内の町村長は、相互に連絡を密にし合併に関する合同打合会を行うなど、合併の推進に努力すること。

(備考)

1 開催期日は地方事務所に事前に連絡すること。

2 町村長は懇談会の説明資料として町村合併基準による町村勢実際調査、合併による消極的及び積極的計画、町村略図、その他参考資料を準備すること。

3 懇談会には地方事務所長又は郡委員がつとめて出席すること。

4 地方事務所長は、県委員又は地方課職員の出席を必要とするときは、その旨連絡すること。

(二) 公民館の利用

公民館活動を通じて住民に対し啓もう宣伝を行うこと。

(資料前号に同じ。)

(以下様式省略)

次いで六月中旬町村合併の啓発資料として、国はパンフレット「町村を合併してよりよい郷土を作りましょう」をもって、都道府県に周知した。

町村を合併してよりよい郷土を作りましょう(自治庁町村合併推進本部)

最近「町村合併」が全国どここの町村でもさかんに論議されています。国会では、合併する町村を国や都道府県が援助するため「町村合併促進法」を制定し、政府ではこれに応じて、全国約一万の町村を今後三年間に三分の一の三千余りに減少する目標を立てて、町村合併を推進することを閣議で決めました。

そして都道府県でもあげて町村合併の必要なことを強調し、全国民に呼びかけています。新聞やラジオでも町村合併のニュースがよく取り扱われております。

しかしながら、町村合併は、いうまでもなく、町村が自ら考えて行うべきことで、国や都道府県が一方的に決めたり、強制したりすべきではなく、また、できません。そして町村には「自分達の町村は今のままでどうにかやっつけていけるのだから何も合併しなくてもよいだろう」と考えられる方もあるかも知れません。

「それではなぜ町村合併が必要といわれているのでしょうか。」

「その理由の一つは、町村の仕事が時代とともにふえてきたことと、ことに戦後いろいろな制度の改革で多くの仕事が急にふえたので、今までの町村規模や力ではまかないきれなくなってきたことです。」

現在の大ききの町村では、私たちの日常生活につながるの深い仕事を充分にやっつけていくためには、税金や寄附金をうんと増やさないと限りは、また、ふやそうとしてもそれには限りがあり、どうにも仕方がないほどになってきたのです。以前は町や村の役場では、出産届や死亡届を受け付けたり、印鑑証明をしたり、小学校を修理したりすればよかったです。ところがそれは今の町村ができた五、六十年前の話で、現在はまったく事情が変わっています。

小学校だけでなく中学校を建てねばならず、消防用具も昔ながらの古いものは役に立たず、ガソリンポンプや消防自動車を買わねばならず、昔は道も自転車や車両が通ればよかったが、今では自動車を通れないようでは役に立たず、また、いつまでもすぐ流れるような木造の橋ではすましておけず、どうしてもコンクリートの永久橋にすることを考えなければなりません。小学校や中学校にしても一通りの特別教室も整備し、標本などの教材もとのえ、ピアノや映写機もそなえて、都会の子供に負けないような教育をしてやりたいし、B・H・Cを、村中の家にもまき、病気のもとになるハエ、カ、ノミ、ネズミなどのいない村にしたいし、そのほか保育所、公民館、診療施設、水道設備などお互い村民の生活に必要なやりたい仕事、やらなければならぬ仕事は、いくらでもあります。ところが、現在の町村の力では、役場の職員に給料を払うとあとは小・中学校にぎりぎり必要な費用だけでも、もうせい一杯でそれ以外にはとても手が回りそうもない状況です。しかしながら、二町村合併して力を合わせると、なんとかかっこうのつくように直すこともでき、五町村が一つになると、中学校の設備もとのえ、消

防自動車を買ったり、公民館を立派にすることができるようになります。それは一人では持ち上げられない重い石でも、二人で力を合わせると何とか持ち上げられ、五人かかれば容易に運べるのと同じ理由です。

「町村合併が必要になった今ひとつの理由は、交通通信機関が発達し、私たちの日常生活のつながりや活動の範囲が広がって、五、六〇年前にできた今の町村では狭過ぎるようになったということです。」

私たちが住んでいる町村のほとんどは、明治二十年頃に当時の五村ほどが合併してできたものです。それは日本が長い封建時代の眠りからさめて明治維新を経て、世界の先進文明国に追いついていくために、新しい行政を営む土台として市町村の制度を確立する必要があり、全国的に大合併を行ったのです。役場や町村会の組織をととのえ、小学校を経営していくためには、この大合併が必要だったので、当時の町村の仕事をするには程よい大きさだったのです。しかし当時は道路も悪く、バスはもちろん自転車さえもなかった時代ですから、どこへ行くにも歩く外なかつたのです。電話があつたわけではなく、ラジオがあるわけではなく、新聞も行き渡らず、郵便でも今日とは全く違っていました。昔の一里は今何里にあたるか見当つきません。

また、当時は、自分の村にある店を買い、自分の村の中で生活している人が大部分で、よその村に出かけたりすることはまれにしかなく、かつたのです。

それが現在では、父は村で働くが、長男は村一つ離れた町の工場に自転車かよい、娘は東隣の乙町へバスで買物にいき、二男は西隣の丙村にある組合立中学に通学しているというようなことは普通です。こうして私たちの平生の生活の範囲が、六十年前にくらべると非常に広がっているのに、昔ながらの町村の殻にとじこめることは不合理な話で、

また、何かにつけて不便が多いです。たとえば、通学する道路が悪いのでよくしてもらいたいと思つても、隣の町と一緒になければ、自分の村だけでは思うようにいかないことにもなるわけで、これらの町村が合併して一つの町として、住民の共同生活の実際にあふさわしい仕事をしていくことを考えるのは、しごく当たり前のことです。

「町村合併をする、町村にとつてはどんな利益があるのでしょうか。」

「まず、町村が私たちの生活に直接役に立つ、内容の充実した施設を作ったり、事業を営むことができるようになることです。」

一体、今の日本中の町村で、道や橋はよく、二部教授もやらず校舎は立派である。学校には教材もそろって、ピアノや映写機まで備えつけてある。診療所も公民館も充実し、消防自動車も持っている。水道工事も順調に進んで水も安心して飲めるようになる。台所もきれいになり、ハエやカもいなくなつたといつたようなサービスをやっている町村がいくらあるでしょうか。このようなことはどの町村もやりたいのですが、これだけの仕事をどんどんやっていると、人口の少ない町村では数えるほどしかありません。前に述べたように、人口の少ない町村では、六・三制をどうにかやっていくのさえも耐えきれない負担です。ところが、人口の多い大きい町村では私たちの生活につながるの深いいろいろの仕事をすることができるとです。その理由を調べてみましょう。

次のグラフは、私たちの納めた町村税から役場費（町村長や職員の給料が主です。）を差し引いた残りを示すものです。もともと、町村に毎年入ってくる収入には、税金のほかに、手数料などや国や都道府県から交付されるものがあります。

人口が少ないと町村税だけでは役場費を払いきれない。

統計によると、人口二千人くらいの町村ではいってこる税金をまるまる役場費に当ててもまだ足りないのです、その他の収入を継ぎ足さなければならぬことがわかります。

従って、小学校・中学校のために必要な経費を払うと、あとは何も仕事ができなくなるわけです。ところが、人口が一人一人ぐらゐの町村だと六割が、役場費以外の施設や事業に向けられる費用となります。それは人口二千人の村でも少なくとも役場に十人くらいの事務員がおりますが、人口が一人の町村ではその五倍の五十人はいらず、三十人ほどですむので、二十人分に必要な給料などは施設や事業にまわせるからです。

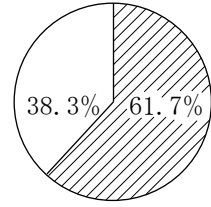
それだけではなく、人口二千人の村でも村長や議会や、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会などどうしても置かなければならず、また、これらの委員会にはそれぞれ事務員も必要になってきます。ところが人口二千人の村が五村合併すると、村長だけでも四人少なくてすみ、議員は人口二千人の村だと十六人、人口一人だと二十六人で、五村が合併しないでばらばらのときには五村で八十人必要だったのが、約三分の一ですみ、委員会も五分の一ですみます。それによって浮いてくる費用は、道路を直したり病院を作ったりすることに使えるのです。これは五百円持った人が、上野から銀座までタクシーで四百円払ったとすると残

りは百円しか買物ができないが、五人でわりかんでタクシーに乗れば一人八十円ずつ払えばよいから、一人四百二十円ずつ、五人では合計二千円の品物を買うことができ、一人の場合の二十倍の買物ができるのと同じ理屈です。議会や、村長や委員会に必要な費用がこの例ではタクシー代にあたり、道路や病院に必要な費用が買物にあたります。

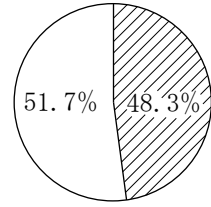
次の図は、町村の人口別にその関係を示したものです。斜線を引いた部分は、町村で使う金のうち議会費、役場費と統計や選挙のために必要な割合を示します。これは住民には直接に利益にならない事務的な経費です。白い部分は、道路や橋を修理したり、診療所や保育所を建てたり、学校の設備をよくしたり、農業改良を行うなど私たちの生活に直接利益になる、そうして私たちが期待して乏しい財布の中から税金を納めている、施設や仕事に使われる費用にあたる割合を示します。

人口が少ないと施設や仕事を充実することができない。

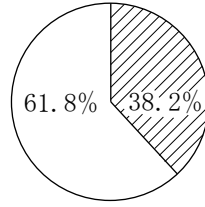
人口二千人までの町村



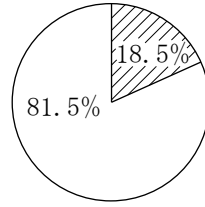
人口四千人位の町村



人口二万人位の町村



人口二万人位の町村



二千人 六十一・七％
 四千人位の町村 四十八・三％
 一万人位の町村 三十八・二％
 二万人位の町村 十八・五％

これらの数字は町村役場や議会の人たちの給料や事務用品のために使われる費用の割合です。

かつ、この部分が多いと道路や病院などの施設や事業にかける金の割合が少なくなります。

これを見てわかるように、町村の多いところほど、施設や仕事のために使われる費用が総支出の中で占める割合が多いのです。しかもこれは割合だけを示したのですが、これを金額にするとまたうんとふえてきます。町村の住民一人あたりに使われる費用を千五百円としますと、人口二千人までの町村では百二十万

円が施設や仕事に使われることになりませんが、これでは六・三制をやっていくのに精一杯で他には手が回らないでしょう。

人口一万人ぐらいの町村では九百三十万円ぐらいとなり、道路や橋を直したり、診療所を建てたり、その他相当なことができるようになります。人口二万人の町村では、二千四百五十万円がそういう経費に使えますから、大きな町村では、私たちの生活が目に見えて豊かになるような施設をつくり、事業をしていくことができるでしょう。

現に二村を合併しただけで、もとの村の予算の合計の割ほどの金を浮かし、これで最初の年には保育所を、次の年には養老院を建て、計画的に一つずつ村民のための施設を作る村があります。しかも小さな町村で施設をつくれれば何かと割高につきますが、適当な大きさの町村で作れば内容も充実し、割安にすむ利益があります。たとえば、小さい村では中学校の規模も適正にはならないので、生徒の教育も充分でないのですが、これを統合すると、先生の配置も学校の設備もよくすることができるようになります。このように、町村の住民一人あたりに使われる費用が千五百円と同じでも、大きい町村では、効果が上がる利益はまことに大きいのです。

「次に、合併によって町村の受ける利益は、役場でやる事務の能率がよくなり、それだけ私たちに対するサービスがよくなることです。」

役場の事務員は、人口二千人の村でも十人ぐらいは必要で人口一万人の町村では三十人ぐらいですむことは前に述べましたが、それだけでなく、十人で一つの町村の仕事全部やっていくかなければならない場合には、どうしても一人で学事兼戸籍係というようにいくつもの係を担当しなければなりません。ところが三十人で事務を処理する場合には、一人一人が専門の一つの係の担当を専門的に研究する時間も生まれ、私たちに對するサービスもそれだけ行届くようになります。また、複写機や輪転機などの機械によって事務の能率を上げることができま

す。「さらに、町村合併による利益の一つとして、立派な人が町のために働けるようになります。」

町村合併の結果人口が増えるので、それだけ役場の職員も広い範囲から有能な人を採用することができるようになります。また合併によって村が豊かになりますので待遇をよくすることができ、そういうところへよい人が集まってくるのは人情の常ですから、町村としてはますますよい職員を採用することができま

議員にも、それだけ広い範囲からすぐれた考えを持った立派な人が選ばれてくることになりませう。

合併すると税金が高くなるのではないかとといった心配をなさる方がいるようですが、事実はその逆です。合併した町村は、人口の少ない村と違って、いろいろと私たちの平生の生活に直接役立つ仕事をするようになるので、一般的に税金が高くなるのではないかとという心配があるのも無理ありませんが、次のグラフをご覧ください。

人口が多いほど税金などの負担が軽くなる。(グラフ割愛)

これによると、町村の人口が多くなればなるほど、町村民一人あたりの町村に納める税金などは減少してきています。本来、私たちが町村税を納めていさえすれば、町村は当然その仕事を町村税でまかなうべきですが、実際はそうではなく、小さい町村では事あるごとに寄附金でも集めなければ、ほとんど施設らしい施設をすることもできないようです。

こういう寄附金も加えて計算しなければ、私たち住民がほんとうに負担している金額をはじき出すことはできません。この寄附金は、大体、人口四千人までの町村では五百円以上で、人口七千人以上の町村では百円程度となっているようですから、これを計算に入れると、町村の人口が多いほどその住民一人あたりの税金などを含めた負担金が軽くなっているといえるのです。

「最後に、町村合併をすると、一般的に、町村全体のいろいろな活動が活発になることも、合併の利点だといえるでしょう。」

たとえば、農業協同組合も、町村で合併することができますから、その組合員もふえ、資金も豊かになり、信用力もまし、いろいろな事業を行っていくことができます。

そのほか、今まで合併した例によりますと、新しい郷土を造ろうと言う気風が強く町村の政治に対する関心が高まり、議会の論議もお座なりでなく活発になり、選挙の投票率も高くなっているところが多いです。このように私たちが自分の住む町村の政治に関心を持ち、私たちの町村の仕事は私たちの手でやっつけようという考え方が強くなっていくことは、地方自治が町村にほんとうに実を結ぶことです。

「町村合併は、国家的な大事業として推し進められています、私たちもその重要な意義を充分に考えて『新しい郷土』の建設に努力しましょう。」

町村合併は私たちの住む町村の問題であり、私たち住民が積極的にやるべきことですが、合併をした当座は何かにつけて金がかかり、また、従来の議員がやめなければならなかったり、いろいろとむづかしい問題がありますので、はじめに述べたように国は「市町村合併促進法」をつくり、合併した町村に補助金を出したり、議員がすぐやめなくてすむようにしたりして、できるだけ町村が合併しやすいように、積極的に援助をすることにしています。このように国が法律まで作り、また、現在の町村数を三分の一程度にすることを閣議で決定し、国の大方針として町村合併を強く進めているのは、町村合併が単に町村だけの問題ではなく、国家的にも重要な意義を持つ大事業だからです。それは、明治二十二年に行われた町村の合併と同じような重要性があるのです。というのは、町村は何といつても国家のあらゆる制度の土台となるもので、土台がしっかりしていなければ、都道府県の制度も、国の制度もしっかりしたものにするできません。わが国の行政制度や地方自治制度の将来は、町村合併がうまくいくかどうかにかかっているといってもよいのです。

町村合併の利益やその重要な国家的な意義は充分にわかっていただけたことと思いますが、なんとなく自分の村がさびしいとか、隣の町と合併して感情的にうまくやっつけいけないかどうかという気がかりもあります。現在私たちの住んでいる町村も、六十年前に五村ぐらゐが合併してできたものです。その当時は大変だったのですが、現在では一町村としてうまくやっつけられていることを考え、また、当時にくらべると交通通信機関も発達し、私たちの日常生活のつながりの範囲も、物の考え方も広がってきていることや、更に今後この勢いが急速に進むことを考え合わせて、世の中の動きに乗り遅れないで立派な仕事ができるように、新しい町造り、村造りをし、お互いの幸福と発展のために大いに努力しようではありませんか。

これを受けて県では、県のデータ等を加えた「町村合併はなぜ必要か」と題する小冊子および壁新聞を作成し、広く県下市町村に配付して住民の啓発に努めた。

町村合併はなぜ必要か

— まえがき

最近町村合併という言葉をよく耳にし、又新聞でもよく見受けれます。町や村に会合があるときは、必ずこの町村合併について話がでます。しかしこのような話題もところによっては、まだ一部の人の話だけで大部分の人はこの問題について無関心のように見受けられます。しかし町村合併は私達住民にとっては最も身近な問題であって、どうしても実現させなければならぬ必要にせまられているということを充分御認識いただき、みなさん方の深い御理解と御協力によって一刻も早く町村の合併を実現させたいものです。

二 町村合併は、なぜ必要か

町村の役場は、私達の生活と直接関係ある仕事を沢山しております。道路を改修したり、橋をかけたり、学校を建築したり、又病院や図書館を造ったり、又田畑の改良を行ったりして、皆さん方の生活をより豊かに、より幸福にすることを第一義としております。しかしこのような仕事も私達の家計と同じように町や村の「暮し」が悪くてはなんの仕事もできません。いかに立派な計画を立てて住民の福祉の増進につとめようとしましても、それを実行するだけの経済力がなければ、その計画は絵に書いた餅と同じでありましょう。そこで町や村の暮し、すなわち財政力を強化し、より住民の福祉を増進するためには、町や村の区域を適正化するための町村合併によるのみ可能といえます。

終戦後地方自治の確立という言葉が叫ばれまして、町村は自らの工夫と責任において自らの事務を処理することにされたのであります。このことは民主主義の根本理念として当然な姿でありましょう。しかしながら自らの仕事としての事務はどうかあるべきかということを考えてみますと、住民多数がその仕事から影響を受けるわけですから、住民多数の考え方がその仕事の運営に反映される仕組がとられてゆかなければなりません。住民のための仕事は、住民の希望するような仕事のやり方をしなければならぬと思います。

そういう意味で地方自治の民主的管理を考えてゆきます場合には、市町村でより多くの仕事を担当し、市町村住民の意志がより多く入ることが最も望ましいわけであります。このような観点から国においては仕事の配分を府県よりも市町村に優先的に配分しようとしているのです。これは第一国会における地方自治法の一部改正と地方行政調査委員会議の第一次勧告をみましても知ることができます。すなわち、同委員会議は強力なる市町村を造ることを前提として、『特に町村の規模について一応の標準を提示する。』……として、お

おむね人口八、〇〇〇人程度を最低の標準として町村合併を勧告しております。もし、行政事務再配分の勧告がこのまま行われずならば町村の仕事は非常にふえて到底現在の規模ではその事務を処理することはできません。そのためには規模の狭少な町村は一日も早く合併してその受入態勢を整えることが大事だと思えます。

明治二一年末には、全国に七万以上の町村がありました。翌二二年には町村制が施行されて、町村数は一五、〇〇〇余りに減っております。僅か一年足らずの間に数万の町村がなくなりましたが、これは徳川時代の鎖国政治による立ち遅れから脱却して新しい近代国家としての体制を整えるためでした。その後六〇余年の間に世の中は随分進歩いたしました。教育の普及、電信電話等の通信機関の発達、新聞ラジオその他印刷文化の普及など取り上げれば数え切れない程であります。しかるにひとり町村の区域だけは昔のまま、殆んど変化があつておりません。今日の町村の規模がすべて適当でないということが、これによって一応うなづけると思えます。昔は単に役場に用足しに行くにしましても、交通の便利が悪いので、一日を費したものでしたが、現在では道路が良くなり、汽車やバスあるいは自転車等の乗物によって僅かの時間で用件を済ませる便利な時代になりましたので、明治時代に町村の区域拡張を妨げていた事情の大半は、今日までに解消しているといつてもよいでしょう。

三 町村合併は、どんな利益があるか

町村の実力に開きがあれば、同じ税金を負担しながら、行政のいろんな面から受ける利益に差が生じます。たとえば、Aの村は面積が狭く人口が少い、したがって財政力も弱いというので、予算の殆んどが役場職員や学校等の経費に使われ道路を修理したり、消防の設備を強めたりするために使う金の余裕はありません。しかるにBの村は面積も相当広く人口も多いので、財政力が強く、道路の改修整備強化はもちろん、隔離病舎や図書館等も出来て積極的に住民の生活を向上する面に力を注いでいます。ところが規模の小さい町村の住民は、規模の大きい町村の住民に較べて決して少い税金を納めているものとは限りません。かえってそれ以上の税負担をしています。このように同額の負担をしながら住民が町村行政によって受ける利益に開きがあることは不合理であります。しかし規模の小さい町村の住民の実状はその通りですから、結局これを打開するためには町村合併を行う以外に方法はないと思えます。このように町村

が合併すれば人口が多くなり財政力が強化されますので、なにも組合で新制中学校を維持する必要ありませんし、これは単独で経営ができるわけです。また道路の補修や水利事業、診療所の設置等を順をおって計画的に自力で遂行することができるようになるのであります。また役場職員等も広い地域から優秀な人材を選ぶことが出来るし、職員の配置についても適材適所にその人を得るということになり、事務の能率は大いに上がります。その他の面にも町村合併の利益は沢山あります。

四 熊本県の人口、面積等の規模はどうか

本県の市町村数は昭和二五年一〇月一日現在では、市五、町四一、村二七九（町村三三〇）となっています。郡別町村数、人口、面積及び人口密度は、次の通りです。

人口、面積及び人口密度

（全国町村人口密度は北海道を除く）

	町村平均人口	面積平均	人口密度
飽託	三、六九六 _人	六・六四 _{平方軒}	四六〇、七 _人
宇土	五、一八九	一二・五三	四一四、一
下益城	五、四二九	一七・四八	三一〇、五
玉名	三、九八六	一〇・一三	三九三、四
鹿本	三、八二〇	一二・九二	二九五、七
菊池	四、六二六	一八・六〇	二四八、六
阿蘇	四、四三四	四七・二一	九三、九
上益城	三、九五一	二二・八五	一六一、七
八代	五、一一一	二二・五四	一七五、二
葦北	六、六二四	三八・三七	一三八、四
球磨	五、二二三	六六・三一	七八、一
天草	四、二二四	一五・〇〇	二七二、〇
計	四、二四八	二二・六八	一九五、九
全国平均	五、一一五	二八・六一	二六二、七

これでおわかりのように、町村の人口が最も大きいところは、葦北郡で六、六二四人、最小は飽託郡で三、六九六人となっています。面積は、球磨郡が最大で六六・三二平方軒、最小は飽託郡で六・六平方軒です。人口密度は、飽託郡が最高で一平方軒当り四六〇、七八人、最低が球磨郡の七八、九人であり、これらの規模が全国的にみてきわめて劣勢であることは、表で示す通りです。

五 町村合併は、新しい村造りである

合併後の新しい町村建設計画は、合併前に充分考究されなければなりません。

合併後の町村に進歩飛躍がなければ合併を行った効果がありません。町村合併によって自治体が強化され、私達住民の生活がより豊かになるところに合併の生命があると思います。合併は新しい町村造りであります。新町村建設の大きな構想を描いてこれを五年なり十年なりの計画で実施してゆくとともに新町村の発展はあるわけです。新町村建設の目標として努力する必要があるものを次に掲げますので、これ等の問題と真剣に取り組み、飛躍発展する郷土の理想的設計図を描いて下さい。

新町村の幹線を整備し、交通上の利益を積極的に確立する。主として新役場学校その他公共施設に通ずる道路について、その整備対策を講ずること。

小学校、中学校を充実強化して合理的、能率的経営を図ること。

公民館、図書館を通じて住民の文化の向上を期すること。

住民の福祉を増進するため、保育所、授産場、母子寮、養老院等の設置を考究すること。

公営住宅を建設して住宅難を緩和すること。

隔離病舎を統合して合理的運営を図ること。

住民の保健と医療の徹底を期するため、国民健康保険組合を統合すること。

住民の保健を増進するために、診療所を設置すること。

収益事業を実施して住民の利益を増進すると共に町村財政を確立する方策として、上水道、電気、ガス、交通、病院等を設置すること。

町村財政の基礎を確立するために、合併を契機として合理的な産業の振興策をたてるように努力すること。

農業資本の蓄積と農業経営の合理化を図るため、農協を統合すること。

温水、風光等の観光的地の利は努めて生かし、必要な施設を充実強化すること。

六 むすび

町村合併のあらましについては以上の通りであります。これからのいよいよ本格的に合併運動が展開されますが、何はともあれこの問題は皆様方自身に直接関係のあることです。合併の必要性をよく理解していただいて住みよい明るい町村を建設するために町村合併の実現に努力されるよう切にお願いいたします。

県の町村に対する積極的な合併指導と住民への合併思想の普及啓発に呼応して、県下の町村合併の気運は急速に高まり、まず昭和二八年四月二八日飽託郡併合村外三か村（広畑、竜田、小山戸島）連絡協議会が開かれたのを始めに、五月までの間に玉名郡江田町外三か村（花簇、東郷、川沿）合併促進委員会及び菊池郡北合志村と旭野村の合併懇談会がそれぞれ開催されて町村合併の具体的行動の端緒を開いたほか、六月に入りそれまで未設置であった八代郡基準委員会が設置されて現地における推進体制が一応整った。また同月五日と六日に天草郡本渡地区と登立地区の促進委員会が規約審議、事務局設置等具体的問題の研究に着手し、いよいよ画期的な町村合併が期待せらるるにいたった。

そこで県としては従来町村合併自体の性格から専ら側面的、仲介的立場をモットーとして干渉的または強制的な介入をさけていたが、合併気運の進捗に伴って逐次合併区域の基本的構想についての指導をも考慮するようになり、六月中旬頃から地方事務所長あるいは県町村議会議長等を通じて、地方事務所長、町村長、町村議長の合併試案を調査する等により基本方針に変更を与えない範囲で県の合併試案を作成する方針をとった。

ところが同年六月二六日、県下は未曾有の大洪水に見舞われ、県内市町村は致命的な打撃を受けたため、これが一応合併問題にブレーキをかけた格好になったが、災害復興を進めるにつれて被害地町村では河川改修、治山治水を始めとする復興全般について、町村個々の財力ではどうにも手のつけようがないところから、あらためて町村が合併のうえ復興を合理的に促進しようとする気運が次第に活発となり、まず七月八日の阿蘇郡南郷谷の白水村外四か町村災害復興協議会が開かれたのを始めとして災害復旧が町村合併へ拍車をかける形となった。そのため県では、このような動きと併行して七月二二日総務部長から各地方事務所長に通知を出し、災害復興の意識のもとに大同団結して町村合併を実現すべく充分指導するよう指示した。

災害対策と町村合併について

昭二八・七・二二 地第八六八号
（ 地方事務所長あて 総務部長通知 ）

町村財政を強化して町村自治の確立を図るべく町村合併促進は県政の重要施策として採り上げられたが、今次の災害は県下大半の町村に壊滅的な打撃を与え、平常の姿においても町村財政は窮迫にあえいでいるとき、公共事業その他の事業実施に伴う町村の財政的負担は、更に加重となり、これら復興計画は容易なわざではないと思われる。この際町村は住民の盛り上がる災害復興の意識のもとに大同団結して、町村合併を実現すべく、貴職に置かれては、特に災害対策については、町村合併を充分考慮の上指導されたい。

また県は合併気運町村の増加に伴い、今後は合併上の障害事項の解決が問題になるので、その解決要領を作成するとともに、気運町村の合併指導の徹底を期するため「気運町村合併指導要領」を作り、あわせて地方課員による地区別指導班を編成し、八月一〇日と九月二八日に総務部長から各地方事務所長に詳細な指示をした。

この間国会においては、八月八日町村合併促進法が成立し、九月一日公布、一〇月一日から施行されることとなった。

県はこの町村合併促進法の公布に伴い、積極的に町村合併の促進をはかるための県の構想として、九月中旬、さきに調査した町村長、町村議長および地方事務所長の意見を参考に一応の町村合併議案をまとめた。

このように地方自治法施行から町村合併促進法施行までの県下の町村合併の進捗状況であるが、その間の町村合併としては、天草郡二浦村の合併新設と飽託郡池上村など四か村の分立、分割および葦北郡水俣町、湯浦村がそれぞれ、市制または町制を施行した以外全く実現することなく町村合併促進法の施行を迎えた。

町村合併の障害事項の解決について

昭二八・八・一〇 地第九五六号

地方事務所長あて 総務部長通知

町村合併の促進については、貴職の努力により合併気運の町村も起りつつあるので、今後合併の障害事項の解決が問題とされるであろう。よってこれらの

問題を統一的に処理する意味において別記要領を定めたので、これによって具体的事例に対処するよういたされたい。

なお、これに掲げた事項は一般的な問題について原則的な考え方を述べたものであるから、特殊な事項については、本要領に準じて取り扱われたい。

町村合併の障害事項と解決要領

一 新町村の名称

町村合併については、先ず町村名の撰定が問題となる。実例から見れば二カ町村の合併の場合には、旧町村名を折衷したり、或は二カ町村名をそのまま合せたりする場合が見受けられ、又大町村と合併する場合はその町村の名称を踏襲したような事例もある。しかも町村の名称は合併上特に問題となつた事例が多いので、新町村名の撰定については特に慎重な考慮を払い、住民の意思に合致した歴史的伝統、著名な名称等を生かすようにすべきで、互に自町村の主張をとることなく又通俗的に流れるものであつてもならない。

なお、新町村名を撰定する方法としては、住民に懸賞募集すること等も一方策と思われる。

二 財産の不均衡

町村有の財産としては公の目的に供される公用又は公共用財産と収益財産とがあるが、これらの財産は町村の合併に伴い、関係町村の議会の決議を経、その協議によつて処分が決定される。

1 公用又は公共用に供する財産（例えば役場、学校、病院等）は、総べて新町村に引き継ぐべきであること。

2 収益財産は本来町村財政の充実に目的としているものであるから、新町村の基盤を確立するためにできるだけ新町村に引き継ぐべきである。

しかし旧来の慣行により町村の住民のうち、町村財産又は営造物を使用する権利を持つものがあるとき、これらを新町村全部に適用することが困難の場合においては、この財産又は営造物を新町村に統合しながら、旧町村の一部住民の旧慣は従来どおり尊重する措置をとることも考えられる。

3 学校組合、伝染病組合等の一部事務組合を組織する町村の一部が合併する場合は、新町村が新たに組合に加入し、旧町村の権利を承継するか、あるいは組合の解散によりその財産を分割することも考えられるが、これはできるだけ新町村が組合に加入し、権利を承継するより配慮すべきである。

4 旧町村の負債の一切はこれを新町村に引き継ぐべきであろう。

三 吏員の進退

町村合併によって関係町村の吏員は、一応すべて失職する。しかしながら合併直後直ちに職員の合理的配置による減員を期待することはなかなか困難であり、合併当時においては自発的退職者を除きこれを新町村に引き継ぎ、その後の欠員の補充を行わないで漸次縮減を図ることになろう。

又新町村において新しい事業の施行がある場合は、これらに若干の職員を配置替えすることもできるであろう。

合併に伴って退職する吏員の退職金の支給は、旧町村においてその条例により支給される。

四 役所の位置

新しい町村の役場の位置は、さしより旧町村の条例で定めるいずれかの役場とし、新しい議会が成立したのち、正式に条例によってその位置が決定される。この役場位置の決定にあたっては、住民の交通便利な地点及び経済活動の面から新町村の中心地と目される地点を選ぶことが適当で、この場合努めて他の公共建物と同一場所に置くことが望ましい。但し、同地に適当な施設がないときは新築することになり、一時に多額の経費を必要とするので、暫定的に他の施設を利用すべきである。

又合併によって役場までの距離が遠くなるのが、住民の合併反対の大きな理由とされる場合もあるようで、特に不便な区域に限定して出張所を設置することも考えられる。

五 学校的位置

小、中学校は合併によって統合することが望ましいが、統合の問題は個々の町村の実情によって決定すべくであろう。

組合中学校の組織町村が合併した場合は統合の必要はないが、中学校が個々の町村に設置されたり、又は小学校が個々にある場合は一応統合すべきかどうかを検討してみる必要がある。しかし統合すれば多額の建築費を要することとなるので、財源の見透しがつくまでは出来るだけ現在の施設を利用するか又は後者の改築の時期に統合を研究すべくであろう。

そこでまず解決すべき問題としては、後者の広狭、通学距離の難易及び遠近等を検討し、町村間の通学区域をできるだけ合理化して学級編成の適

正を期し教育の充実強化を図るべきであろう。

六 町村税の不均衡

町村合併の場合に町村間の財政力の不均衡が問題とされるであろう。これは主として町村税の大宗を占める住民税(所得割)の税率の高低と固定資産税(償却資産)の税額の多寡である。

住民税(個人所得割)の税率は、所得税割を課税標準とする町村と課税総所得金額を課税標準とする町村その税率の高低が問題である。このことは弱小町村の殆んどが負担の重い後者を採用しているためである。

町村税は同一税率をもって賦課される建前であるから、合併した町村の税率も当然一本となる。

そこで会計年度開始前の合併の場合は、予め協議して合併実施期日までに同一税率に調整しておく必要がある。又会計年度開始後の合併の場合は、新町村の条例の制定と同時にその後の納期においては同一税率をもって徴収されることとなり、いずれの税率をとるかが問題となる。この場合に高い税率をとるか、低い税率とするかは、新町村の財政状態と建設事業の実施状況をかん案して決定すべきもので、合併町村の実情によるべきものである。

又村民税中の法人税割、固定資産税中の償却資産分の税収が多い町村と少い町村との不均衡については、今後の税財政制度改正の問題として論議の対象とされている現状でもあり、この際大乗の見地に立って問題を処理すべきことを認識する必要がある。

七 部落感情

部落感情は都市より農村にゆくに從つて濃厚とされる。これは農村住民の生活が部落の生活形式、生活態度の一致から個性的な社会現象をもち、家族協同体を通じて社会生活が営まれ、部落間はたえず交渉を重ねて社会的関係を結んでいるからである。

現在の町村は部落の統一体であるが、部落感情を離れて行政も組織体をなしている。そこには近代の行政村として地縁の關係は維持しつつも、より高い社会的關係によって営まれていることを充分認識して住民感情に対処しなければならない。

八 農業、漁業協同組合の統合

町村合併とともに農協、漁協等はできるだけ統合すべきものである。農協、漁協を一本にすることは、その資本を充実し、信用度を増し、活動力を拡大する近道である。しかし組合資産の大小、組合出資金の多少、負債の問題等各農協、漁協によって異なるので、これらの問題を解決した上で統合すべきであろう。

又農協、漁協の統合と町村合併とが同時に成立する見込がないときは、まず町村の合併を解決し、しかる後組合の統合を図るべきである。

なお、漁協の統合の場合に特に漁業権が問題とされるが、これは統合により新組合に旧組合の漁業権が承継されることになる。従って新組合発足後の漁業権の行使方法については、組合定款の附属書である「漁業権の行使規約」によって合併前の両組合が納得のゆく行使方法を規定すべきであろう。

気運町村（町村合併）の指導について

（昭二八・九・二八 地第一一七九号）
（地方事務所長あて 総務部長通知）

町村合併については鋭意努力を重ねられていることと思うが、これが推進にあたっては、一般の総務課長会議において指示したとおり、明年四月一日までに合併を予想される気運町村と一般町村との合併指導とに区分し行う方針である。

従ってこのうち、気運町村の指導については、さきに通知した町村合併指導班をもって強力に推進し、且つ合併指導の徹底を期するために、気運町村の指導担当者を別表のとおり定めたので、今後担当者と密接に連携いせられたい。なお、責職においても担当者を定め、来る一〇月一五日までに報告方願いする。

気運町村合併指導要領

一 本試案による町村合併は既にある程度合併気運が醸成されたものであり緊急のものを第一次合併町村として地方事務所長等の意見を徹して選考したものであり、出来得る限りその促進を図ること。

二 本合併の実施期日は新年度（昭和二九年四月一日）をもって発足するよう

にその実現に積極的な推進をすること。

三 推進にあたっては関係地方事務所長と連絡を密にし各担当者において適宜積極的にこれが促進を期すること。

四 合併実施期日を明年四月一日とする以上出来得る限り本年度末（一二月）までには新町村建設計画等の必要書類の作成に努めること

五 本担当は一応責任態勢を分担したもので合併促進については課員あげて相互に援助協力し、その実現に挺身せられたいこと。

六 その他町村合併促進指導要領に基き促進すること。

七 本試案の内容等については部外秘扱とすること。
（気運町村合併指導担当表は省略）

人口段階別規模別町村数調

(28. 9. 1 現在) 熊本県

人口別 規模別	1,000人 未満	1,000 ~ 2,000	2,000 ~ 3,000	2,000 ~ 4,000	4,000 ~ 5,000	5,000 ~ 6,000	6,000 ~ 7,000	7,000 ~ 8,000	8,000 ~ 9,000	9,000 ~ 10,000	10,000 ~ 12,000	12,000 ~ 14,000	14,000 ~ 16,000	16,000 ~ 20,000	20,000 以上	合計
5 km ² 未満	7	7	8	4	4	1	1		1			2				35
5 km ² ~ 10 km ²	1	11	17	25	20	6	3	1		1	1		1			86
10" ~ 15"	1	1	12	12	8	7	3	4	3	1						52
15" ~ 20"			3	6	5	9	5	4	1	1				1		35
20" ~ 25"	1	2	6	10	6	2	1	1		1	1			1		32
25" ~ 30"				3	3	1	1		2							10
30" ~ 35"	2	2	1	3	4	2			1	2						17
35" ~ 40"				3	2	1										6
40" ~ 45"				1	1		1			1						4
45" ~ 50"				2			2	1	3							8
50" 以上	1		4	8	6	3	3	2	2				1			30
合計	13	26	61	74	59	28	18	10	13	4	3	2	2	2		315

○市町村人口及び面積一覽表

内錢 海奥 浜白 島建 並石 藤富 八分 中島 小島 松尾 芳野 河内 川上 西里 飽託 郡	市 (五市計)	水 保 市	荒 尾 市	人 吉 市	八 代 市	熊 本 市	市 町 村 名	人 口	面 積 <small>平方 科</small>														
二、七四七	四、三九四	三、〇〇五	二、一五〇	三、四〇六	四、六一二	四、八〇三	四、〇七二	三、二五四	七、二二〇	五、一九四	六、一八九	四八六、三〇一	四六、二三三	六四、二〇七	四五、一六九	四七、六五八	二八三、〇三四						
五・〇九	一三・一四	五・四三	三・一九	三・七二	一〇・〇三	四・七八	一・九七	一三・九五	二・〇三	一四・〇五	一五・〇五	五・八六八	二二・四〇〇	五九・〇五	二二・一九〇	二七・〇八	九六・六五						
網 田 村	網 津 村	緑 川 村	轟 土 町	宇 園 村	花 火 村	不 知 村	松 合 村	大 岳 村	郡 浦 村	戸 馳 村	三 角 町	宇 土 郡	(二郡 三村計)	小 山 戸 島 村	広 畑 村	供 合 村	龍 田 村	走 瀉 村	川 口 村	中 緑 村	市 町 村 名	人 口	面 積 <small>平方 科</small>
七、六六四	五、二七七	三、九一三	二、六三八	六、七六六	四、八〇六	七、〇二六	五、四六二	二、四四	四、六七五	三、〇五六	八、四四五	七三、七一一	三、八七五	三、四九一	三、六二四	四、二五〇	二、〇八一	三、五三二	一、八二二				
二一・九二	一五・六七	九・一〇	七・五七	三・三二	二・〇六	一六・五〇	一四・二四	一〇・〇一	一七・九二	七・七〇	一四・二五	一七・一三	一三・一六	八・八一	七・八七	八・三三	四・三〇	三・三〇	三・三三				
(四郡 一四村計)	豊 野 村	海 東 村	河 江 村	小 川 町	小 野 部 田 村	松 橋 町	豊 福 村	豊 川 村	当 尾 村	年 禰 村	中 山 村	東 砥 用 村	砥 用 町	守 富 村	杉 合 村	豊 田 村	隈 庄 町	杉 上 村	下 益 城 郡	(三郡 九村計)	市 町 村 名	人 口	面 積 <small>平方 科</small>
九七、四一七	八、一八〇	四、三〇六	五、六三二	五、二八八	二、八六一	四、二六〇	四、七三〇	四、〇七九	五、五五六	三、九一六	五、六五九	六、四〇五	八、三〇八	五、九七三	四、九六八	六、二〇八	五、四四二	五、六四七	六二、二六三				
三二四・六七	三一・八六	一八・九六	七・八八	六・〇六	六・八六	一・五六	一一・三四	一二・七九	一六・三三	三一・三二	一九・一四	四〇・七八	五一・九六	二二・九一	七・七三	一八・四八	六・一二	一二・五九	一五〇・三五				

昭八・一〇・一現在

伊倉町	八嘉村	玉水村	小天村	小田村	梅林村	石貫村	玉名村	月瀬村	玉山町	築山	東郷	川沿	花簇	江田	腹赤	清里	長洲	大野	睦合	六栄	鍋	高道	滑石	玉名郡												
五、六〇五	三、四七七	四、〇〇七	五、五一三	一、六九五	三、一五八	一、八四五	二、三三〇	一、六二七	一四、〇〇六	二、四〇八	二、八七三	二、四三九	一、八四七	四、〇七四	三、九二九	四、七六九	八、二三五	三、一八〇	二、五八一	三、三二八	三、九七三	四、〇四二	四、三八九													
六・〇六	一・五五一	九・五九九	二・二一八	四・二九	七・五三	八・六八	四・八六	六・八五	七・一一	七・九七	二・九二	九・四四	七・五〇	八・一一	五・三八	八・四二	四・九二	五・一七	六・三四	七・九〇	六・七四	七・一九	七・五一													
山鹿町	中富村	稲田村	来民町	六郷村	内田村	広見村	岳間村	岩野村	鹿本郡	(六郡三一村計)														米富村	坂下村	大原村	賢木村	南関村	横島村	豊水村	大浜村	神尾村	緑富村	春富村	山北村	木葉村
一二、九六五	三、二三四	三、四一九	五、七一九	三、九六〇	四、五三三	二、八九九	二、七四八	三、五三八		一四七、四九六	二、二九五	三、二一五	三、六四八	五、一八六	五、七三五	七、一六三	二、一八八	三、八一八	三、九五〇	三、二八九	三、三八四	三、三八四	四、四六二	三、九〇三												
二・五四	六・六二	六・七一	四・八七	一八・九九	四一・四〇	一七・六六	四〇・一二	二八・五六		三七四・八九	一・二四五	一〇・八九	一三・三七	二二・一五	一九・〇八	一六・一二	三・九九	八・六七	一六・一五	二〇・七〇	二二・九〇	一六・四九	七・六七													
限府町	迫間村	水源村	龍門村	菊池郡	(三群二四村計)														菱形村	桜井村	田原村	山東村	植木村	山本村	吉松村	田底村	山内村	米野岳村	千田村	大道村	米田村	川辺村	八幡村	三玉村	平小城村	三岳村
一二、一七四	三、七九五	四、四九三	三、〇五八		一〇三、一四五	三、五二三	三、八二七	二、九四九	二、七五六	二、一五二	三、七八二	四、一八五	三、五四七	一、九四三	三、〇二七	三、九三一	四、〇〇九	四、四九一	一、九二三	四、四八七	三、三一五	二、八九八	三、三九五													
三・七六	一八・二二	七六・九六	四七・五二		三四八・七七	一〇・九八	六・四二	九・九三	九・一八	一・五一	二・二八	八・九九	六・一一	九・二五	一・九八	九・八一	七・五〇	一〇・六六	七・二五	六・三五	一五・八四	一六・一〇	二一・一六													

産 山 村	阿蘇郡 (二町三村計)	旭野村	護川村	北合志村	津田村	原水村	合志村	西合志村	瀬田村	陳内村	平真城村	大津村	田島村	泗水村	清泉村	加茂川村	砦村	城北村	花房村	戸崎村	菊池村	河原村		
三、一一九	一、一五、六五四	二、一四九	四、七七一	三、四五七	五、三〇四	四、一五八	八、九九八	一〇、〇七三	三、二九四	三、八六七	二、三九四	九、〇七〇	一、九九一	八、三四五	二、四八二	三、五五七	二、一一二	四、九六一	一、七六八	二、一八二	四、二一九	二、九八二		
六〇・五四	四六五・一〇	一六・九七	二二・九二	二四・二六	一一・六四	一二・八六	二八・九三	二四・三五	二一・六五	六・七四	三五・七四	一一・九一	五・三八	一九・七六	八・九二	五・九七	八・九二	一九・七一	六・四三	五・六五	六・六八	一三・二五		
(五町二村計)	黒川村	南小国町	小国町	錦野村	山西村	馬見原村	管尾村	柏木野村	久木野村	長陽村	白水村	永水村	高森町	色見村	草部村	野尻村	尾カ石村	山田村	内牧村	坂梨村	古城村	中通村	宮地町	波野村
一一〇、八四三	八、〇〇二	七、三八九	一五、一八九	三、一七〇	四、四四七	三、二四三	一、八一二	四、〇二六	三、九〇八	四、五一九	七、〇一八	二、七七九	四、七三〇	一、九三一	三、四六四	二、八七七	二、九七〇	二、八九八	六、九四四	二、二一七	二、四五九	二、〇〇七	六、〇四九	三、六七九
一、一八〇・二九	四八・二八	一一六・四二	一三七・三〇	一三・二二	五二・〇五	二四・二六	二一・六二	七四・一四	五〇・九九	三二・七四	四八・二八	二六・一一	一五・三九	三三・三八	五六・七四	六八・六二	三八・〇九	三二・四一	五五・八九	二二・二九	三八・二〇	二五・三三	一八・七一	七一・二九
浜下町	下矢部村	宮内村	龍野村	甲佐町	乙女村	白旗村	陣坂村	豊秋村	六嘉村	大島村	七滝村	滝水村	高木村	木倉村	御船村	秋津村	広安村	飯野村	白水村	木山町	福田村	津森村	河原村	上益城郡
六、六二七	三、三三三	二、五六二	二、八一三	六、六七二	四、四六六	三、四〇二	二、〇〇七	四、五二五	四、四三六	六、四七七	三、〇七四	一、七五五	二、九一二	七、一五八	四、四一七	四、七八五	四、九九八	一、六三八	三、五一四	三、六三二	四、六四九	三、二〇二	三、二〇二	
二〇・七一	三〇・〇五	一四・〇〇	一二・三七	九・一五	一四・三六	七・四五	四・五二	八・一四	八・九九	四八・九五	二五・二〇	四・九五	八・四五	五・二一	六・六三	九・七二	一六・三三	一二・八三	六・三七	一三・〇二	二〇・六二	二三・五四	二〇・六二	

金剛村	文政村	鏡和町	昭丁村	千求磨村	下松求磨村	上松求磨村	河保村	下岳村	種山村	龍峯村	有佐村	宮原町	野津村	吉野村	和鹿島村	八代郡	(四町二七村計)	中島村	朝日村	名連川村	小峯村	御岳村	白糸村	
五、八四四	七、八五三	一〇、九九八	一、五六〇	八、四〇二	八、一九六	六、五五四	二、二八〇	二、二一七	三、七一一	三、〇五九	四、三七九	五、四八〇	二、七二八	三、一四二	四、三〇四	一一四、五七三	四、五一九	三、三五四	二、七〇六	三、四一三	三、七三三	三、七三三	三、七九三	
一六・二六	二四・二九	一〇・〇七	八・七三	五・五二	七五・六八	四七・八〇	四一・二七	一九・八五	二四・四五	四・四七	五・六五	八・三三	三・九二	七・九〇	八・九五	七〇八・〇三	七三・五四	五六・二三	六一・二五	七二・九八	二四・九九	八七・四八	八七・四八	
免田村	木上村	一武村	西武村	球磨郡	(三郡三町七村計)	津奈木村	久木野村	吉尾村	大野村	田浦村	湯浦町	佐敷町	百濟村	二見村	日奈久町	葦北郡	(二郡二五村計)	宮地村	八千把村	郡築村	子、仁田尾	栗木、久連	柿迫、榎木	高田村
六、三九四	四、六三四	四、三六三	四、八九四	六六、二三七	九、三〇三	三、一七五	三、五五九	四、五二一	九、五四七	八、六七三	一、四二四	三、九七〇	四、四七〇	七、五九一	一〇七、三三八	四、八七〇	五、四八七	四、六三二	五、六八四	六、〇一二	九・〇四	六、〇一二	九・〇四	
一〇・一五	三一・七一	二三・一四	二九・二〇	三八三・六七	三三・五一	四〇・〇一	三四・〇七	五五・五二	三三・一九	六五・六七	四四・七一	三六・七九	二四・九七	一六・二三	六〇八・五九	一二・五二	七・二三	一〇・四一	二四七・三五	二四七・三五	二四七・三五	二四七・三五	二四七・三五	二四七・三五
阿島村	湯和村	維和村	中武村	上武村	登立町	天草郡	(三郡一七村計)	五木村	水上村	湯前村	神瀬村	一勝地村	渡地村	四浦村	川江村	山江村	黒肥地村	久米村	多良木町	岡原村	深田村	須恵村	上惠村	
三、三五四	一、七八四	三、三八二	六、五九五	六、七八六	八、三三一	一〇四、六五七	五、九〇二	六、九四四	八、四九九	三、四七一	五、〇七九	三、六六八	二、九七〇	五、八六〇	六、〇五一	五、三四四	四、九九八	八、六八一	四、一六七	二、九八四	二、一八〇	七、五七四	七、五七四	
五・三七	〇・七一	六・七六	一二・二八	八・〇四	一〇・九三	一、三六・一九	二五・二〇七	一九二・四四	四八・五四	六六・五二	九二・九四	四八・二一	六四・三五	三〇・四三	一一・八九	三五・九八	一〇一・六七	二七・八五	二〇・三六	二一・〇一	一七・四九	九〇・二四	九〇・二四	

都呂ヶ村	志岐村	富岡町	坂瀬川村	城河原村	手野村	二江村	御領村	鬼池村	島子村	下津浦村	上津浦村	赤崎村	須子村	大浦村	栖本村	宮田村	棚底村	浦道村	大戸村	樋島村	姫戸村	楠甫村	教良木河内村	今津村	
二、九八二	五、一五八	四、〇五九	三、九九三	二、四〇三	二、三六〇	四、九四四	六、〇二九	三、六〇一	二、八三〇	一、二七七	二、二一五	二、三〇二	二、八九九	五、六六四	二、九二六	二、六七〇	二、四五四	三、二七〇	二、七六六	三、四九三	六、三〇一	一、七四一	三、〇五八	五、九三〇	
二二・四三	一五・八五	三・九二	一五・三三	一四・九六	一二・二九	五・一七	一一・五二	六・八八	一一・六三	八・八五	一一・四九	五・四八	一一・四七	三三・二七	五・二九	八・三六	一二・二一	七・五四	六・三〇	三・七〇	一八・八五	一一・五一	二六・一一	一九・八三	
魚貫村	久玉村	深海村	牛深町	宮野河内村	二浦村	富津村	新合村	一町田村	大多尾村	宮地村	碓石村	中田村	宮地岳村	大江村	高浜村	下田村	福連木村	下浦村	志柿村	楠浦村	樋宇土村	亀場村	本伊津村	佐伊津村	本渡町
四、九六一	五、六九五	四、〇一五	一九、四三四	二、七七八	二、四三六	三、八九二	一、九一三	五、八八〇	二、三一四	四、二四四	一、七六一	一、九〇七	三、八〇八	四、六六三	二、三八九	一、一九七	四、四七四	三、〇三九	四、三一六	一、七四五	二、五七九	三、四一二	四、五六一	一六、五九三	
一六・二六	二二・六九	一八・二一	一五・一三	一九・六八	二二・八三	二二・九五	一八、一五	五五・三二	一一・〇五	三二・七〇	一一・八七	二〇・三六	一四・五三	三一・六六	二一・六三	一六・九三	一四・九九	一三・二九	二〇・〇五	一六・二三	八・四五	二二・六四	六・七九	二二・二二	
																					御所浦村		九、一八七	一二・九八	
																					(合五市四一町計 二七四村)		一、八三〇、三八五	、四〇三、六〇	
																					(群五町五四村計 五町五四村)		二四〇、七五〇	八八四・九二	

第一二一章 町村合併促進法の制定とこれに伴う町村合併

第一節 町村合併促進法の制定

一、法律草案から公布施行までの経緯

昭和二五年（一九五〇年）一二月、地方行政調査委員会が行った行政事務の再配分に関する第一次勧告に基づき、政府は市町村規模の合理化による基礎的公共団体の体制を整備することが緊要であることを強調し、翌二六年二月に勧告の趣旨の実現のため積極的措置をとることを表明するとともに、次期国会に提案を目的として関係法律の改正等の準備を行う旨の閣議決定を行った。

翌二七年八月、政府は地方自治法の一部を改正して、地方公共団体に規模の合理化に努力すべき義務を負わせるとともに、知事に市町村の廃置分合又は境界変更に関する勧告の権限を与えることとし、また一方では、特別立法の研究に着手し、二七年末一応の法律草案を完成したが、国会の会期、他法律の準備および当時政府の諮問機関として整備された地方制度調査会の人選が一二月に終わった直後で十分な審議ができなかったことなどの理由により第一五国会への提案は断念せざるを得ない状態となった。

一方全国町村会および全国町村議会議長会は、全国知事会および全国市長会の協力を得て、特別立法について積極的な研究を進め、すみやかな法案成立のため、両団体連名で自治庁に協力を申入れたので、自治庁も合同で研究を始め、翌二八年二月初旬にその成案を得た。そこで全国町村会および全国町村議会議長会は、参議院地方行政委員による第一五国会への提案を依頼し、同院では早速提案の運びとなったが提案前に国会が解散されてしまった。

総選挙後の第一六国会の、参議院地方行政委員会は、同二八年六月二二日町村合併に関する小委員会を設置してこの法律の審議を開始し、七月二〇日地方行政委員全員の発議により参議院に法案を提出、同月二二日参議院を通過して即日衆議院に送付された。

衆議院においても、小委員会を設けて慎重審議の結果、小委員会では、

(一) 都道府県に設ける町村合併促進審議会委員には、原案の外に、都道府県教育委員会代表、都道府県内の市議会議長会代表及び市長会代表をも加えること

(二) 原案によれば、新設合併の町村にあつては、その協議によつて、旧町村議会の議員が引き続き二箇年以内はその職に在り得るとなつてゐるが、それでは長きに過ぎるものと認め、これを一箇年以内ということに短縮すること。

(三) 旧町村から合併町村に引き継がれた一般職の職員の身分取扱いにつき、合併後一箇年以内に退職を申し出たものに対しては、退職手当の支給につき、特に優遇しなければならないという規定をつけ加えること。

(四) 合併関係町村の中に、町村合併の際に、自治体警察を維持していたものとしからざるものがあつた場合においては、合併後三箇年以内は、従前、自治体警察を維持していた町村は、その町村の区域に限つて自治体警察を維持し続けてよいという原案の定める特例を、合併町村が新たに市となつた場合ならびに市が町村を編入合併した場合にも同じく適用するということ。

(五) 原案によれば、町村合併の申請があつた場合において、都道府県知事が六箇月以内に処分をなさないときは、関係町村は、議会の議決を経て、一定の期間内に内閣総理大臣に対して、審査の請求をなし、その処分を求めることができ、しかしして内閣総理大臣は、審査の結果、関係知事において処分を行わないことが、町村合併による町村規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、自ら、町村合併の処分を行うことができるという趣旨の規定が設けられてあるが、この規定を本促進法の適用又は準用を受けない市町村の廃

置分合で町村の数の減少を伴うものについても適用があるものとする一項をつけ加えること。

の修正を決定し、参議院側と数回下交渉を行った末、八月五日漸く妥協したので、同月七日の本会議において地方行政委員会の一部修正議決通り可決され、即日再び参議院に回付した。参議院は八月八日の本会議において衆議院の修正に同意可決し、この法律が成立した。

町村合併促進法は、昭和二十八年九月一日昭和二十八年法律第二五八号として公布され、昭和三十一年までの三か年の時限法として一〇月一日から施行された。

要 望 書

昭二八・一〇・一〇内閣総理大臣、大蔵大臣、自治庁長官あて、
参議院地方行政委員長

町村合併は各方面一致の要望であつて、地方行政上は勿論国政上もこれに期待するところ大なるものがある。しかしながら、政府の方針のごとく、今後三箇年間に現在の町村数を三分の一に減少することは、実に明治二十二年の町村の大合併にも比すべき大事業であつて、政府の異常な決意が必要である。政府は本事業を完遂するため、関係各省一致協力これに当るとともに、左の措置を講ぜられんことを望む。

右本委員会全員一致の議決により要望する。

要 望 事 項

- 一 法第二七条及び施行令第一二条の規定による町村合併の実施を促進するため、町村及び道府県に対する補助金並びに国の所要経費に対しては二十八年予算補正より三〇年度に亘り少くとも三〇〇億程度の予算を計上すること。
- 二 法第二九条及び施行令第一四条の規定による新町村建設計画の実施を促進するために必要な各省関係の合併町村に対する財政上の援助及び直轄事業費については、二十八年予算補正より三〇年度に亘り本法の趣旨を達成するに足る経費を計上すること。
- 三 新町村建設計画による新規事業に対しては、起債の総額を拡大し優先的に

之に充当し要望達成に努めること。

町村合併促進に関する要望書

(昭二八・一〇・一四衆議院地方行政委員会)

町村合併の促進は、ひとり町村の行政能力を充実にせしめ、地方自治の基礎を拡大強化するばかりでなく、自治の運営を合理化して住民の負担を軽減し、かつ国政全般を通ずる行政の合理的運営を確保するために現下喫緊の要務である。ことに近時不幸にして災害相次ぎ特に弱小町村の復興は遅々として進まない状況に徴するにも、強力な町村の誕生はその復興の基礎をなすものといつても過言ではない。町村合併促進法は、今後三年間に、全国的な町村合併の大事業を遂行することをその趣旨とするものであるが、これがためには、政府においては、各省庁あて異常な決意を持ち勇断事に当ることが必要であると信ずる。本委員会は、全員一致の議決により、同法の適切な運用により、あらゆる障害を克服してすみやかに町村合併の画期的大事業を完遂することは、国政運営の基礎を固めるゆえんであることを確認し、政府において左のごとき措置をとられんことを強く要望する。

一 町村合併の大事業の成否は、一にかかつて町村合併促進法の運用に関する関係各省の積極的協力のいかんにあるのであつて、この協力態勢を早急かつ強力に確立すること。

二 町村合併の実施を促進するため町村及び道府県に対する補助金並びに町村合併促進のため国において要する経費については、本年度補正予算から昭和三十年予算にわたり、町村合併促進法の目的を真に達成するに足るに必要なる額までは必ずこれを計上すること。

なお、町村合併を促進するための特別経費は、その一部を従来特別平衡交付金より支出しているが、大災害の発生等により特別の財政需要が著しく大なる事情にもかんがみ、特別の予算措置を講ずべきもので、特別平衡交付金より交付すべきものではないこと。

三 新町村建設計画の実施を促進するために、必要な関係各省庁の財政上の援助に要する経費及びその直轄事業のため要する経費については、法の趣旨を十分に達成するに足る額を計上し、かつ関係予算の優先的取扱いの方針を確立すること。

四 地方債の総額を拡大し、新町村建設計画の実施にかかわる事業に要する経費に対しては優先的に地方債を充当し得るよう措置すること。
右決議する。

一、町村合併促進法の提案理由

町村合併促進法提案理由は、「この法律は、町村が町村合併により組織及び運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するよう規模の適正化をはかることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。」ものであるが、提案者である参議院地方行政委員全員の代表議員は昭和二十八年七月二二日のように提案理由の説明を行っている。

町村合併促進法提案理由説明

(昭二八・七・二一参議院地方行政委員長 内村清次)

町村合併促進法案につきまして、提出議員を代表致しまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明致します。新しい地方制度になりましてから、ここ数年その間における地方自治の進展には見るべき多くのものがありますが、同時に地方自治の確立を目標とする数次の改革にもかかわらず、その結果には予期に反するものも多いためです。

これは歴史的な特殊事情に基づくことも多いのでありますが、同時に最近までに行われました数次の改革の内容に未だ至らざる点があることを併せて、基本的地方公共団体として都市並びに町村の規模があまりにも狭小に過ぎ、新制度下において負担すべき責務に比較してあまり弱小場合が多いことも一つの重要な原因と申すのであります。

新憲法の根本方針を貫徹するについては、地方自治の拡充がその前提であることはあまねく認められておるところでありまして、それについては、現在の町村についてその規模を適正にすることがまず出発点と考へるのであります。御承知の如く憲法には特に地方自治の一章を設け、地方公共団体について規定し、またその他の関係諸法規とあわせまして、地方公共団体については直接的な民主政治制度の要素を多く採用致しまして、地域的政治社会の発進を期待し、

それに伴うべきものとして機能の拡充、国の権力的関与の排除、自主的な財政権の附与等を計っているものであります。これを徹底し、またそれによって国と地方とを通じての民主政治の完成と行政の能率化、ひいては住民の福祉の増進を期待するについては、町村規模の適正化が先決問題であるということなのであります。

町村の数は昭和二十七年一月一日現在で九、七七四でありまして、これを明治二十二年の大合併によって一五、八二〇町村となった当時の数に比較致しますと相当の減少となっているようではありますが、この間の町村数の減少の多くは市の設置或は市への編入によつたものであります。それでありまして、町村の規模は現在においても極めて狭小のものが多く、数字的に申しますと人口段階別の調べでは人口五、〇〇〇以下の町村の数は全町村数の六三・四パーセント、人口八、〇〇〇以下と致しますと実に八六・三パーセントということになつておるのであります。しかしその中、大部分を占めるのは人口二、〇〇〇乃至五、〇〇〇の町村でありまして、人口二、〇〇〇乃至三、〇〇〇のものが二〇パーセント、人口三、〇〇〇乃至四、〇〇〇のものが一九パーセント、人口四、〇〇〇乃至五、〇〇〇のものが一五パーセントということになつておるのであります。また面積の点について見ましても、北海道を除く全国平均は二八・六一平方キロということになるのであります。

以上の数字が示すところは、要するに最近における交通通信の進歩、産業経済の発達、或は町村を単位とする行政内容の非常な向上にかかわらず、その単位としての町村の規模は自然の推移に放任されたことによりまして、全く実情に合わないということになつておることを示すものであります。

ただ、私共と致しましては町村規模の適正化を急にするのあまりに、それについて国或はその他の機関が、権力的に関与するということは避けなければならぬと思ひます。地方自治の本旨の根本が団体自治と住民自治にあると思ひます時に、その合併を推進致しますについても、まず考えられるべきことはその町村の自発的意欲によつて合併の進むことを期待致すべきものと考へます。本法案をまとめますについて私共が終始、念頭に置きましたのはこの点でありまして、促進についての勧奨的措置或は合併についての関係法令上の障害を除去する措置を中心として取り上げて諸規定を設けているのもこの意味であります。

従来、国の方針として行われました町村の合併は、市制、町村制の実施に際して行いました明治二十年の大合併であります。当時、憲法の制定或は国会開設を前に政府は地方行政機構の整備をその前提として取り上げ、七万以上ありました町村をわずかに一年有余の間に強制的な合併によりまして一五、八二〇町村に減少せしめた訳であります。この時の知事会議における政府当局の訓示はあまねく知られておるところであります。その中には『今や中央政府の制度を整備するに当たり、これに先立って地方自治の制を立てんとするは目下の急務なり。地方制度整備せずしてひとり中央の組織を完備せんことを求むるは決して順序を得たるものに非ざるなり。故に国家の基礎を鞏固ならず、家屋ひとりよく堅牢なるの理あるべからず』と述べているのであります。これによりまして徳川時代の単位をそのままに受け継いだ明治初年の町村は近代国家の行政の単位に転換するに必要な程度の規模のものと改編されたのであります。

事情はやや異なりますが、町村を改編してその規模の適正化を計ることは急務中の急務と云わなければならないのであります。ただ、地方自治の本旨にかんがみ、その方法にも自ら異なるものがあるべきことは既に申し述べたところの如くであります。

法案の第一章総則中に第一条目的として『この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を計ることを積極的に促進し、もって町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする』と掲げましたもの以上の趣旨によるものであります。

法案の内容の概要は第一章を総則と致しまして、右の目的を掲げましたほか、用語の定義、町村の規模等、総則的事項を規定し、

第二章は『他の法律の特例』として議員の任期、定数等に関する特例のほか町村合併について多くの法律の特例を規定致したのであります。

これらはいずれも合併について勧奨的措置となるものを定め或はその障害となるものを排除した諸規定であります。

第三章は『町村合併及び新町村建設計画の実施』に関する諸規定を掲げ、第四章はその『促進』について規定し、

第五章は『雑則』としてその他の関係規定をとりまとめて掲げたのであります。法案の各条項についての説明はお手許に要綱もお配りしてありますので、

きわめて概要に止めます。

(概要説明省略)

以上提案の理由、並びに内容の概略を御説明中上げましたが、速かに御賛成あらんことを願申し上げる次第であります。

第二節 町村合併促進法の概要

町村合併促進法は、総則、他の法律の特例、町村合併および新市町村建設計画の実施、町村合併および新市町村建設計画の実施の促進、雑則の五章、三九か条からなっているが、その内容として合併は、町村の自発的な意思によつて行われるべきで、その促進をはかるために県に町村合併促進審議会を設けることができること、漠然とした合併でなく、合併しようとする町村は予め知事の意見を聴き、新町村建設の基本方針、役場、学校、病院等の統合整備、道路、橋梁等の整備などを内容とする新町村建設計画を策定しなければならないこと、その他、他の法律との関係において種々の特例または特典を認め、三か年の法の有効期間中に合理的な町村を急速に実現することをあげている。

政府は促進法の施行にあたり、一〇月五日付自治庁次長名をもつて都道府県知事あてに通知を出し、法律の概要と運用上の具体的な指示を与えるとともに、市町村はもとより、ひろく住民全般に法の趣旨を周知徹底させ、その目的達成のため積極的に努力するよう要請した。

町村合併促進法施行に関する件通知

昭二八・一〇・五 自乙発第七二五号

各都道府県知事あて 自治庁次長通知

去る九月一日法律第二五八号として公布された町村合併促進法は、一〇月一日から施行されることとなり、同法施行令は政令第三二三号として本日公布即日施行せられることとなった。

町村合併により弱小町村を解消し、町村規模の適正化を図ることは、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本であるのみではなく、国政

全般の合理的能率的運営に寄与するところが多いのであって、政府は、去る九月一日の閣議において、町村合併促進の施行を機とし今後三年間に、概ね、現在の町村数を三分の一とすることを別途として強力にその推進に当る方針を決定し、これがため関係各省市、地方公共団体の代表者及び字識経験者をもつて組織する町村合併促進本部を内閣に設け、町村合併に関する基本方針及び基本計画を定め、この画期的な大事業を推進することとなつた。

同法の施行その他町村合併の実施上の諸般の措置については、各都道府県における関係各機関の積極的協力にまつところが頗る多いのであって、全国的な町村の再編成の歴史的事業の成就是、帰するところは関係町村の自主的発意によらなければならないが、それは各都道府県を単位とする町村合併促進の体制の整備と町村合併の気運の醸成のいかにかわるものと存せられる。

ついては、同法の施行にあたり左記事項に御留意の上、町村合併の促進に關し格別の御尽力をお願いしたく、なお、管下市町村はもとより、ひろく住民全般に対して同法の趣旨の周知徹底を期し、挙げてその目的達成に努めるよう御指導相成りたい。

記

第一 総則に関する事項

一 この法律は、小規模町村が相互間の合併又は他町村への編入により町村の規模を適正化することを積極的に促進して、町村の組織及び運営を合理的且つ能率的にし、もつて住民の福祉を増進し地方自治の本旨の実現に資しようとするものであって、そのために行財政両面にわたり特例的措置を講じ、町村合併に伴うあらゆる障害を除去するとともに、あわせて関係町村の自主的な合併をすすめるために国及び都道府県が積極的に援助、助言又は指導を行うことを定めるものであること。

二 この法律は、町村合併による町村規模の適正化を促進することを目的とするものであるが、町村の事情によつては、市に編入することによりその解消を図つて目的を達する方が適切な場合も少なくなく、かかる場合は、町村を編入する中小都市についてもこの法律の特例措置を認めることが適当と考えられるので、人口五万未満の市及び人口五万以上一〇万未満の市で都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴いて関係町村の編入等についての勧告を行ったものについては、この法律の規定の全部又は一部が準用されるものと

されていること（法三六・三七）。

三（一） この法律における「町村合併」とは地方自治法第七条の規定による市町村の廃置分合又は境界変更であつて、町村の数が従前の関係町村の数より減少することとなるものを指すものであること（法二）。

（二） この法律における「合併町村」とは（一）にいう「町村合併」により新たに設置せられ又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村であつて、新町村建設計画の実施にあたるものを指すものであること（法二）。

（三） なお、地方自治法第七条の規定に基づく町村の廃置分合又は境界変更に関する関係町村の申請があつた場合に都道府県知事がこれに関する処分を六カ月以内に行わないときは、関係町村は、議会の決議を経て当該期間の経過後六カ月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができるとし、内閣総理大臣は、審査の結果都道府県知事の処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、自ら処分を行うことができるものとされたこと。この措置は、この法律の適用又は準用のいかにかわららず、市町村の廃置分合で町村の数の減少を伴うものについては、すべて適用されることを留意されたいこと（法三三）。

四 町村の適正規模としては、概ね、八千人以上の住民を有することを標準とされているが、地勢、人口密度、経済事情、都市計画、地方の総合開発計画その他の具体的な事情に照して、個々に決定されることが必要であつて、具体的な事情の下において行政能率を最も高くし得るようにできる限り新町村の規模を大きく定めるべきものであること。従つて、必ずしも人口八千人は絶対的な標準ではなく、島嶼等地勢上真に已むを得ない町村にあつては、たとえ人口八、〇〇〇人に満たない合併であつてもこの法律の適用はあるのであるが、人口八、〇〇〇はあくまで最低の標準であつて、基礎的地方公共団体として、できる限り規模を増大することが望ましく、町村の具体的な事情に応じて平均二、三カ町村程度の合併よりむしろ四、五カ町村程度の合併によることが合併も容易であり、望ましいと考えられること（法三一）。

五 町村合併計画及び町村合併促進審議会

（一） 都道府県知事は、昨年の地方自治法の一部を改正する法律（昭和二

七年法律第三〇六号)により市町村の規模の適正化を図るため市町村の廃置分合又は境界変更に関する計画を定めて、これを関係市町村に勧告し得ることとせられた(地方自治法八の二)のであるが、町村合併に関する同計画の策定に関しては、この法律においては、各都道府県に町村合併促進審議会を設置してこれを調査審議することができることとせられたこと。

しかしながら、町村合併促進審議会により町村合併に関する計画策定についての調査審議は、地方自治法第八条の二第二項以下の規定の適用を排除するものではないが、町村合併促進審議会の構成員は、同条第二項の規定により都道府県知事はその意見を聴くべき関係機関又は関係者として規定せられているものを含めるよう任命することが適当と認められること。従って町村合併に関する計画の策定にあたっては、町村合併促進審議会の調査審議を経るの外、関係町村及び当該都道府県の議会の意見を聴かなければならないものであること(法四、地方自治法八の二)。

(二) 町村合併促進審議会は、町村合併に関する計画を調査審議する都道府県知事の附属機関として設置されるものであるが、更に、都道府県知事の求めに応じて町村合併の促進について啓発、宣伝、勸奨及びあつせんを行うことができる機関とせられているものであること。なお、町村合併に関する計画は地元事務所又は郡等の単位ごとに調査審議されることが予想されるがその際必要があれば町村の議会又は長の連合組織が推進する議会の議長又は町村の長をしてこれらの区域の代表者を審議会の委員に加えることも、又、必要に応じてこれらの区域の代表者を臨時に委員とする措置を講ずることも差し支えないものであること(法四)。

(三) なお、この法律による町村合併の促進は、全国的に全町村について規模の適正化を図り、地方自治の基礎を強化しようとするものであつて、単に個々の市町村の個別的な立場によることなく、すべての市町村についての総合的な計画を基礎として行われるべきであるから、速かに全都道府県の区域にわたる町村合併に関する計画を定め、これに基づいて個々の合併を促進されたいこと。右計画作成前において現に進捗中の町村合併についても右の総合的な計画を予定しながら、合理的に行われるよう充分の配慮を願いたいこと。

更に全国的な全町村の規模を適正化しようとするときは、特に、郡又は

都道府県の区域にわたつて町村合併を考慮することが適当と認められる場合も予想されるのであるから、専ら関係住民の福祉と自治運営の合理化の見地から、この際充分な検討と配慮を願いたいこと。

六 新町村建設計画及び町村合併促進審議会

(一) 新町村建設計画は、合併関係町村間において、合併後の新町村の建設に関する総合的な基本計画として策定するものであつて、旧来の町村の立場に拘泥することなく、真に関係住民の負担を軽減しその恒久的な福祉を増進するために、町村合併に伴う新町村の一体化と新町村の行政の合理化、能率化を実現する見地から策定する必要があること(法六、七)。

(二) 新町村建設は、町村合併の行われる日までに合併関係町村の協議により策定せられるものであるが、その計画案については、予め都道府県知事の意見を聴いて、新町村に相応しい実施可能な総合計画とすることが必要であること。決定せられた建設計画は、都道府県知事においてその意見を付して内閣総理大臣に提出しなければならないが、内閣総理大臣は、関係各省大臣にこれを通知するとともに、当該計画の実施を促進するために、その措置について国の関係行政機関に対してのみではなく、当該計画が不適当と認められる場合においては、その変更について新町村に対してもあつせんを行うことができるものとせられていることに留意せられたいこと。なお、合併前に新町村建設計画の具体的細目を協議決定することが困難な事情がある場合においては、簡素な建設計画を一応策定して置き、合併後にこれを変更することとするこゝもやむを得ないと考えられること(法六、八、二八)。

(三) 町村合併促進協議会は、相互間において合併を行うことを決意した町村間の協議機関として設立されるものであるが、その設立に要する規約その他はつとめて簡素に定めるとともに、委員として参加する者は町村合併に伴う新町村建設計画の策定等に関し、広く識見を有する住民の代表者を加えるように配慮すること。なお、事実上の協議機関を設けてこれに代えることも妨げないものであること(法五)。

第二 他の法律の特例に関する事項

一 この法律においては、町村合併の促進に関し、法律上当面の障害となると認められる事項について特例を設けてこれを排除するとともに、町村合併を

積極的に促進する特例的措置を講じようとするものであること。

二 右の特例中の主要なものを列記すれば次のようなものであること。

(一) 議員の任期、定数に関する特例(法九)

1 町村合併の際合併関係町村の議会の議員の地位にある者で、当該合併後も引き続き合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものについては、合併前に関係町村の協議により、新設合併においては合併後一か年をこえない範囲でその協議で定める期間、編入による合併においては編入する町村の議会の議員の残任期間に相当する期間は、引き続き、新町村の議会の議員として在任することができることとされたこと。従って、その在任期間中は地方自治法第九一条の規定にかかわらず、新町村の議会の議員の現在数をもって定数とするが、当該期間中に議員に欠員が生じ又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて同法同条の規定による定数に至るまで減少することとされたので、正規の定数に至るまでの間は、補欠選挙は行わないものであること。

2 (一)の特例によらない場合においては、合併前の合併関係町村の協議により、新設合併にあつては議員の一任期間、編入合併にあつては編入する町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限って、地方自治法第九一条に規定する新町村の議会の議員の定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議員の定数を増加することができるものとされたこと。従って、この特例によるときは、新設合併にあつては議員の一般選挙を、編入合併にあつては補欠選挙を、公職選挙法に定める手続により、合併後連やかに行わねばならず、又、右期間中に欠員が生じた場合においては、補欠選挙を行うものであること。

(二) 市町村の境界変更に関する特例(法一〇、一一)

1 町村の区域内の町、字その他地理的又は社会的なまとまりが町又は字に準ずる地域の住民は、地方自治法第八条の第二項の規定により都道府県知事の町村合併に関する計画の勧告と一致する場合においては、当該町村の議会の反対議決にかかわらず、住民投票によって、その地域について市町村の境界変更をなし得る途を開かれたこと。

2 即ち、右の地域の住民は、地方自治法第八条の第二項の規定により都道府県知事が町村合併計画について関係町村に対して意見を求めたときは

当該地域に係る選挙人名簿に記載された者の総数の五分の三以上の連署をもってその代表者から、当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができるものとされ、都道府県知事の町村合併に関する計画がその意見を採用してこれに関する勧告が当該町村に対してなされたにもかかわらず、町村の議会がこれと異なる議決をした場合においては、当該地域の選挙人の投票を行い、その五分の四以上の賛成があれば、都道府県知事は、当該地域に係る市町村の境界変更に関する地方自治法第七条第一項の規定による申請があつたものとして、その処分を行うことができるものとされたこと。

3 当該地域の選挙人の署名の収集及びその法定署名数の確認は、都道府県の選挙管理委員会の指定する当該都道府県の選挙管理委員会又は当該町村の選挙管理委員会の職員の立会及び確認によつて行うものとされたこと(令一四)。なお、当該地域の手続は、概ね一の地方公共団体のみに適用される特例法についての選挙人の一般投票の手続きに準じて定められたこと(令五一)。

(三) 警察法の特例(法一一)

合併関係町村のうち町村合併の際自治体警察を維持していたものと維持していないで国家地方警察の管轄区域に属していたものがある場合においては、合併後の町村としてはその全区域にわたつて自治体警察を維持すべきものとなる場合においても、合併前に合併関係町村の協議が整えば、町村合併後三か年以内の期間に限り、自治体警察の管轄区域は従前の町村の区域のみとし、その他の区域は国家地方警察の区域のままとしておくことができるものとし、その期限内に自治体警察を廃止するか又は全区域を自治体警察の管轄とするかを決定し得ることとされたこと。

(四) 地方財政法の特例(法一三、二九三)

新町村建設計画に掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五か年度に限り、地方財政法第五条第一項の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができるものとされ、これらの地方債を起すことの許可については、国は、新町村建設計画の実施を促進するため特に配慮されたものとされたこと。

(五) 地方税法の特例(法一四)

合併関係町村間に、地方税の賦課に関して著しい不均衡があり、合併後直ちに全区域にわたって均一課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三か年度に限り、従来の旧町村間の不均衡の程度を限度として不均一の課税をすることができるとされたが、右は過渡的に不均一の賦課を認めなければ一部の住民に急激な負担の増加を来し、ために合併を困難ならしめるような特別の事情があることを必要とする趣旨であって、かかる場合においても、町村の一体性を確保し住民負担の公平を期するために、特例期間はなるべく短くするよう措置すべきこと。

(六) 地方財政平衡交付金の特例(法一五)

合併町村に対し交付される地方財政平衡交付金の額は、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五か年度に限り、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなおそれぞれ旧町村の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定される額とされたこと。

(七) 国有財産特別措置法の特例(法一六)

合併町村は、新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合には、国有財産特別措置法第三条一項に規定する場合作に限定することなく、国有財産中の普通財産の譲渡又は貸付けを受けることができるものとされたこと。

(八) 国有林野整備臨時措置法の特例(法一七)

合併町村は、新町村基本計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五か年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野を、国から売り払い又は交換を受けることができるものとされたが、右は、国有林野整備臨時措置法第一条第一項各号に規定する国有林野に限定されることなく、国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除く以外は、広く国有林野をその対象となし得るものであること。

第三 町村合併及び新町村建設計画の実施に関する事項

一 町村合併の実施に関して最も肝要なことは、住民のすべてがよく町村の現在及び将来を察し、町村合併の意義及び目的を理解するように都道府県及び市町村の関係機関はもとより、公共的団体等の協力も得て、その啓発に努め

ることにあると思われるので、これについては格別の配慮を願ひ、町村合併についての正しい理解と納得とを全住民から得られるようにされたいこと。

二 町村合併に際しては、合併関係町村の基本財産、特に町村有林野等は、当然に新町村に引き継ぎ新町村の維持発展のために管理経営すべきものと考えられるが、特別の事情があつて統合することが適当でないと思はれるときは、特に旧町村の区域をもって財産区を設けて管理する途が開かれたこと。

右に関連して特に留意されたいことは、町村合併に際してこれらの財産を処分し、関係者に分配する等の事例のあることを耳にすることであつて、かくの如きことは、本来長久の計を図りその基礎を確立するための町村合併の目的に違背し、且つ、この法律により合併町村の基本財産造成のための特例的措置を講ぜんとする趣旨を全く没却するのみでなく、ひいては山林の荒廃を結果し国土の保安上憂慮すべき事態を招来する因ともなるので、厳にこれを抑止し、町村有林野を一体として永久にその合理的管理を確保するよう特段の配慮を得たいこと(法二二)。なお、かくの如く公有財産の適正な管理を怠り、この法律の本旨に背反するような場合においては、この法律の適用については相當な考慮をなさざるを得ないものとなるべきこと。

三 合併町村に対する事務引継に当つては、誠実を旨とし、引き続いて新町村の発足に支障ならしめるようにつとめるべきものであること。なお、未払の債務とは現に弁済期限が到来しているにかかわらず、弁済を了していないものを指すのであつて、長期にわたる地方債等の如き債務は、これを新町村に引き継ぐべきものであり、これらの負債額についての町村間の不均衡等の調整は、新町村建設事業の計画及びその実施の過程等において行うべきものと考えられること(法二二)。なお、右に関連して町村合併を見越して不相応な事業を計画し、債務を負担する等の向きがあるやに聞き及ぶのであるが、かくの如きことは二に述べた公有財産の処分と同様の趣旨により厳に戒しむべきものであること(法二四)。

第四 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進に関する事項

一 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進を図るため、国及び都道府県は行財政両面にわたつて合併町村を援助することとせられ、そのため特別の措置が講ぜられることとされたこと(法二七―三一)。

二 町村合併促進のため国は、予算の範囲内において町村及び都道府県に対し

て補助金を交付することができることとせられ、補助は、町村合併に関する調査及び計画の作成、町村合併に関する啓発宣伝の実施、町村合併促進審議会の運営、その他町村合併を促進するための事務に関する経費について行われ得るものとされたこと（法二七、三六、三七、令一一、一三、一六）。なお、新市町村建設計画に基づき設定した合併町村の部分林の造成についても、予算の範囲内において合併町村に対して補助金を交付することができるものとされたこと（法二九Ⅳ）。

三 合併後の市町村建設計画の実施を促進するため、国は、当該計画に掲げる事業についての財政上の援助については、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限り優先的な取扱いをするものとするともに、国の事業についても同様措置するものとされたこと（法二九Ⅰ、Ⅱ、令一四Ⅰ）。

四 右の外、国が行う行政上の措置についても、合併町村のために、法令及び予算の範囲内において特に配慮するものとされたこと（法二九Ⅲ、令一四Ⅱ）。

五 都道府県は、国に準じて町村合併及び新町村建設計画の実施の促進のため必要な措置を講ずるものとされたこと（法三〇Ⅰ）。

第三節 国における町村合併推進状況

一、町村合併推進本部の設置

政府はこの法律の施行に先だち、九月一日町村合併促進に関する閣議決定を行い、「(一) 促進法が効力を有する三か年間に概ね町村数を三分の一に減少することを目途とする。(二) 町村合併を推進するため町村合併推進本部を設置する。」との町村合併促進に関する基本方針を決定するとともに、同日「町村合併促進法の公布にあたって」と題する内閣総理大臣談話および「町村合併の促進に期待する」と題する自治庁長官談話をそれぞれ発表して、町村合併推進に関する政府の所信を表明し、町村当局者および地方住民はもとより関係機関の協力と支援を要望した。

続いて政府は、さきの閣議決定に基づき、町村合併推進本部要綱を決定し、総理府に自治庁長官を本部長として国の職員、地方公共団体の代

表者、学識経験者など二十九人を委員とする町村合併推進本部を設置した。推進本部は町村合併基本計画を協議するとともに政府各省庁と地方公共団体間の連絡調整をはかり、町村合併の中心的推進力となつて活動した。町村合併促進に関する閣議決定、内閣総理大臣談話並びに町村合併推進本部要綱と同本部の構成は次のとおりである。

町村合併促進に関する件（昭二八・九・一一 閣議決定）

町村合併促進法の成立に際し、小規模町村合併による町村規模の適正化は、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本たるにかんがみ、同法の施行については、左記要領により、強力に町村合併を推進するものとする。

記

一 政府は、今後三か年間（同法が効力を有する期間）に別に定める町村合併基本計画に基づいて、概ね町村数を三分の一に減少することを目途として町村合併を促進するものとする。

二 右の基本計画を審議し、町村合併を推進するため、関係各省庁の職員、地方公共団体の代表者及び学識経験者をもつて構成する町村合併推進本部を設けるものとする。

備考 推進本部は非公式の機関とし、総理府に置くものとする。

町村合併促進法の公布にあたって（昭二八・九・一一 内閣総理大臣談話）

去る九月一日町村合併促進法が公布せられ、来る一〇月一日を期して施行せられることとなつたが、町村の規模を拡大してその適正化を図ることは、地方自治を強化するためにも、現在の複雑な内政の処理を簡素合理化するためにも極めて緊要なことであつて、このことはかねて識者の指摘してきたところである。この度、同法の施行により、全国的に町村合併が進められるならば、単に弱小町村が解消されるのみではなく、行政制度全般の合理化の基礎が固められ行政効率の向上に寄与するところがすこぶる大きいものと確信する。

今回の町村合併の計画は実に、明治の新政府が市制町村制の施行に先立って断行した町村の大合併以来の大事業であつて、地方行政の進展上正に一時期を画するものである。一万の現町村は、六十有余年間よく住民各位の協力と選良

有志の努力とにより、堅実な経営を続け、民生の向上と国運の進展とに大きな役割を演じてきたのであって、深い敬意を表するにやぶさかではない。しかしながら、その間交通経済の発達は著しく、自治行政の内容も質、量共に変化し殊に、民力の充実と行政の飛躍的發展を期すべき秋に当り、従来の町村規模をもつてはよく今後の自治の経営に全きを期することができない。行政としては、現在の町村を今後三年間に約三分の一とする目途の下に挙げて町村合併の促進に努力したい所存である。

町村合併は、いうまでもなく町村住民全体の自主的発意に待たなければならぬ。幸いにして、住民各位には、国民各層の協力と支援の下に、よく町村行政の現在と将来とを察し、真に住民の負担の軽減と福祉の向上とを図るために町村の再編成を断行し、地方自治今後の発展と国政の基盤としての新町村の建設にまい進せられんことを衷心期待して已まない。

町村合併推進本部要綱

一 設置

本部は、町村合併を促進するため、町村合併基本計画及びこれに基づく町村合併に伴う基本対策を協議し、関係各省庁及び地方公共団体間の連絡調整を図るものとする。

二 構成

本部長は、自治庁長官たる国務大臣とし、委員は、法制局長官、内閣官房副長官、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、郵政省および建設省の各次官、行政管理庁次長、国家地方警察本部長官、自治庁次官、都道府県、市町村をもつて構成する国家的組織の推薦する代表者並びに学識経験者をもつて充てるものとする。

三 運営

本部の任務は、内閣総理大臣官房において掌るものとする。

町村合併推進本部構成員

本部長 国務大臣自治庁長官 塚田十一郎

(政府関係)

委員	官房副長官	江田美登留
〃	大蔵次官	河野一之
〃	文部次官	田中義男
〃	厚生次官	木村忠二郎
〃	農林次官	東畑四郎
〃	郵政次官	大野勝三
〃	建設次官	稲浦鹿蔵
〃	自治庁次長	鈴木俊一
(地方公共団体関係)		
委員	大府府知事	赤間文三
〃	富山県知事	高辻武邦
〃	埼玉県知事	染谷清四郎
〃	大阪市長	中井光次
〃	川崎市長	金創不二太郎
〃	兵庫県議会議長	有沢与七
〃	岐阜市議会議長	辻直吉
〃	宇都宮市議会議長	高橋新吉
〃	茨城県結城郡石下町長	関井仁
〃	大阪府豊能郡裏面町長	広瀬勝
〃	大阪府中河内郡石切町議会議長	辻龍太郎
〃	香川県綾歌郡宇多津町議会議長	大西嘉太郎
(学識経験者)		
委員	地方制度調査会委員	嶺山政道
〃	全国指導農業協同組合連合会会長	荷見安
〃	元内務次官	狭間茂
〃	新聞協会会長	小田島定吉
〃	地方財政審議会委員	荻田保
〃	公明選挙連盟副会長	河原春作
〃	主婦連合会副会長	船田文子
〃	二九文部次官	三辺長治
〃	元知事	三島誠也

二、町村合併基本計画および基本方針の決定

町村合併推進本部は、昭和二十八年一月二十四日の会議において「町村合併促進基本計画」を定め、次いで同年一月二十二日「町村合併基本方針」を決定して、それぞれ閣議決定のうえ政府の合併指針とした。

さらに町村合併推進本部は、その所期の目的を達成するために町村の自発的意思の自然的盛り上がりをもつただけでなく、積極的な町村合併の気運を醸成することが必要であることを認め、広報宣伝の方針および要領として「町村合併促進の広報宣伝実施計画」および「町村合併促進の啓発宣伝に当って主眼とすべき事項」を決定し、政府ならびに地方公共団体に対して活発な広報宣伝活動を行うことを要請した。その後、二十九年四月二十二日「町村合併強調週間」を設けて二十九年度の合併目標八〇パーセントの進捗を図った。

町村合併促進基本計画

〔昭二八・一〇・二四 町村合併促進本部決定〕
〔昭二八・一〇・三〇 閣議決定〕

町村合併促進法の施行に伴う九月一日の町村合併に関する件閣議決定の方針に則り、昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に、小規模町村（人口八、〇〇〇未満）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを目的として、おおむね、左記の要領により町村合併を促進するものとする。

記

- 一 人口八、〇〇〇未満の町村八、二四五（昭和二十八年九月一日現在）の九五パーセント七、八三三を次のように合併して解消するものとする。
 - 1 七、八三三町村中一、五〇〇町村は市又は人口八、〇〇〇以上の町村に合併して解消すること。
 - 2 七、八三三町村中残りの六、三三二町村は、平均四か町村ごとに合併して一、五八三町村とすること。これにより差引き四、七四九町村が減少すること。

3 1及び2により減少する町村の合計数は、六、二四九、合併計画完了後の町村数は、三、三七四となること。

二 昭和三十〇年四月に、大多数の町村では議員及び長の選挙が行われるので、それまでに目標の八〇パーセントを達成することを目的として、次の表により合併を行うものとする。

年度別区分	合併減少		減少町村数の内訳				備考
	進捗率	町村数	一府県町村減少	市・大町村の合併町村数	平均一府県町村相互	町村相互	
昭和二十八年年度	二五%	九七	約三	三五	約五	七三	
昭和二十九年年度	六五	四〇三	約八	九五	約三	三〇八	
昭和三十〇年度	一〇	六五	約四	一五〇	約三	四五	
昭和三十一年度（九月末日まで）	一〇	五五	約四	一五〇	約三	四五	
計		一〇〇六二四九	約三七	一、五〇〇	約三	四七四九	

三 二の目標を達成するため

- 1 各都道府県においては、おおむね、本年中に管下町村の実態調査を終了するものとする。
- 2 各都道府県においては、一月一日までに町村合併促進審議会を設置し昭和二十九年三月末日までに各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。

四 政府、都道府県、市町村及び関係機関等は、昭和二十八年年度中は、町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年年度中に本格的な合併を実施するものとする。

町村合併基本方針
〔昭二八・一二・一二 町村合併推進本部決定〕
〔昭二八・一二・一八 閣議決定〕

全国的に小規模町村の合併を計画的合理的に行い、もって町村の能力を充実

しその運営を合理的能率的ならしめて、地方自治の基盤を強化し、今後の自治の経営に全きを期するとともに、国及び地方を通ずる行政を合理化する基盤を固めるものとする。

町村の合併は、単に目前の利害や従来の感情、ゆきがかかり等にとらわれることなく、交通、経済、文化の発達、行政の進展等に応じて、真に住民の福祉を恒久的に向上することを期するものとし、次の各項の要領で、これを行うものとする。

(一) 法第三条の規定によれば、町村の標準人口は八、〇〇〇人以上とされているが、行政効率をなるべく向上發揮する見地から、団体の実情に応じることができるだけ規模を大きくするよう適切な計画を作成するものとする。

(二) 町村の合併は、単に個々に町村の個別的な利害を考えるのみでなく、全町村について広く国及び都道府県全体の立場から考慮して、全般的に均衡のとれた町村の規模の適正化を図るべきであつて、いやしくも一、二の弱小町村が取り残される等自治行政の将来に禍根を残すことがないように留意すること。

(三) 町村の合併は、専ら関係住民の福祉と町村の規模の適正化と基礎として具体的実情に応じて行うべきもので、郡の境界に拘泥しないように配慮すること。

なお、都道府県の境界にわたつて町村の合併又は境界変更を行うことが適当と認められる場合においても、同様に大局の見地からその解決を図ること。

(四) 今回の町村合併の促進は、すべての町村にわたつて、町村間の合併によりその規模を適正化し、その能力の増強を図ることを目的とするものであるが弱小町村を解消するために市に編入することが適当であると認められる場合には町村と市との合併を考慮すること。

(五) 町村の合併計画は、概ね、次に掲げる事情を考慮して作成すること。

1 関係町村間に、地勢、交通、通信、産業等の相互関係が深く、自然的及び経済的基盤の一体性が認められること。

2 関係町村間において各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく、将来一の共同社会として自治意識を醸成することができると認められること。

3 地方の総合開発計画、都市計画等を十分に勘考し、その方針に照応して

町村の合併計画を定めること。

4 全部事務組合又は役場事務組合を組織している町村間にあつては、その組織町村の合併を図ること。

5 小中学校、病院、漁港、警察、国民健康保険、水道その他の公営企業等について一部事務組合を組織している町村間にあつては、特別の事情のない限りその組織町村のすべての合併を図ること。

6 地方自治法に定める協議会を設置し或いは機関の共同設置を行っている町村間にあつては、できる限り関係町村の合併を図ること。

7 児童の義務教育、その他の事務の委託関係にある町村にあつては、特別の事情のない限りその合併又は境界変更を図ること。

8 水道、バス事業、病院、墓地、火葬場等のいわゆる営造物の区域外設置の関係にある町村間にあつては、特別の事情のない限りその合併又は境界変更を図ること。

9 町村の行財政に重大な影響を及ぼす発電所、工場等の施設が数町村の区域にわたつている場合は、これらの関係町村の合併を図ること。

10 町村の区域についていわゆる飛地又はこれに準ずるような地域があるときは、関係町村の合併又は境界変更によりその解消を図ること。

(六) 合併後の新町村名については、なるべくわかり易く読みちがいの起らないように留意すること。なお、旧町村名はなるべく町名又は大字名として残すこと。

(七) 町村合併に際しては、関係町村は未収の債務を弁済する等新町村に引継ぐべき事務を誠実に処理し、新町村の発足に支障のないようにすること。

なお、町村合併を見越して不相応な事業を計画実施し、債務を残すようなことは厳に慎むべきこと。

(八) 関係町村は、その財産、営造物等をすべて新町村に引き継いで新町村の維持発展を図るものとし、いやしくも町村合併の際これらを処分することのないようにすること。

なお、特別の事情があつてこれらを新町村に引き継ぐことが適当でないとき認められるときは、特に旧町村の区域をもって財産区を設けること。

(九) 関係町村の区域内の公共団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性をすみやかに確立するものとする。

農業協同組合については、同組合が農村経済の機関としての機能を充分に果しうるよう、可能な限り、合併を行うものとし、合併不可能の場合においては連絡組織を結成すること。

町村が市に編入される場合においても、右に準ずるものとする。

(十) 市街地と農村地帯とが合併するような場合においては、そのために農業の振興発達が阻害されることないよう適切な配慮を加えるものとする。

三、町村合併促進法に基づく合併計画

政府は町村合併促進法に基づき、町村合併を促進するためのいろいろの措置を講ずる一方、積極的な合併計画の推進に乗り出した。

すなわち、町村合併推進本部は町村合併基本方針に従って町村合併を促進するため、詳細な事務の進め方について「新町村建設計画の取扱要領」「新町村建設計画の作成要領」及び「新町村計画準則」を定めるとともに、町村合併基本計画に基づき都道府県が策定した合併計画をまとめ、国独自の合併計画の研究に着手した。

新町村建設計画の取扱要領

一 新町村建設計画の作成

(一) 要綱の作成

新町村建設計画の作成に先だち、関係町村の長、議長等の間において当該計画の骨子となるべく要綱を作成することが適当である。これは、町村合併促進協議会のような法律上の機関でなくても差し支えない。

(二) 計画案の作成

右の要綱に基づき、町村合併促進協議会を設けた場合においては、協議会に諮って計画案を仮決定し、法第六条第二項の規定により知事の意見を聴くため知事に提出する。

二 新町村建設計画に対する知事の意見

(一) 知事の審査

知事は、計画案を受理したときは、各関係部課間で協議を行わしめ、概

ね次の諸点からこれを審査する。

1 当該町村合併が、知事の策定した合併計画に即する等合理的なものであるかどうか。

2 当該新町村建設計画が、法第七条の趣旨に則って策定されているかどうか。

3 当該新町村建設計画が実現可能な堅実なものであるかどうか。

4 当該都道府県内の他の合併町村に係る新町村建設計画との間の均衡を失っていないかどうか。

5 他の合併町村に係る新町村建設計画及び都道府県又は国が行う事業計画建設計画と矛盾することがないかどうか。

6 役場、学校等の各種施設について統合の方針が確立されているかどうか。

7 各種施設の整備、事業施設等の間に均衡が保持されているかどうか。

8 施設の統合及び整備、建設事業の施行、公営企業の経営計画等についてその実施順序が妥当であるかどうか。

9 財政計画が総体として堅実なものであるかどうか。又、各年度間に均衡が保持されているかどうか。

(1) 合併に基づく経費の節減額が明確に捕捉され、且つ合併に伴い合理的な行政運営を図る努力が払われる等自己財源の捕捉が的確になされているかどうか。

(2) 地方債の見積りが過大でないかどうか。

(3) 国及び都道府県の支出金の見積りが、国及び都道府県の予算及び法令の規定に照して妥当であるかどうか。

(二) 意見の送付

知事は、速やかに新町村建設計画を審査し、意見を付して関係町村に送付する。

三 新町村建設計画の決定

知事から新町村建設計画に係る意見の送付があったときは、関係町村は、当該計画案と知事の意見を調整するため、町村合併促進協議会を開催する等適切な措置を講じ、然る後新町村建設計画を決定する。

新町村建設計画の決定は、遅くとも、当該町村合併の効力が発生する時ま

で行うことを要する。

四 新町村建設計画の都道府県知事への提出

新町村建設計画を決定したときは、合併関係町村は、その議決書の写及び議事録の写を添えて新町村建設計画（正文）を都道府県知事に提出する。

新町村建設計画は、都道府県知事を通じて内閣総理大臣に提出されることとなるが、都道府県知事において必要とするものの外、政府において各般の措置を講ずる必要上、最小限、新町村建設計画二通（法第六条第五項の規定による都道府県知事の意見が添付されていることを要する。）を必要とする。又、新町村建設計画は内閣総理大臣から関係各省大臣に通知するものとされているので、新町村建設計画中に各省（関係のある公共企業体を含む。以下同じ。）所管の事項（例えば、国有財産の譲受の希望、事業費に対する補助の要求）が記載されている場合は、右の二通の外になお関係各省分だけの送付が必要である。

なお、新町村建設計画には、関係町村の簡単な図面（地勢の大略、部落の位置、役場学校等の所在、道路の状況等を示すもの）を添付すること。

五 内閣総理大臣への提出

知事は、新町村建設計画を受理したときは、速やかに再審査を行い、新町村建設計画とさきに表明された知事の意見とが調整されていない場合等においてはそれに関する意見を付し、併せて当該都道府県及び関係町村の特殊事情のあるときは、その旨及び新町村建設計画に掲げる事業の施行の順序その他に関する所見を付して内閣総理大臣に提出する。

各町村が新町村建設計画を決定すべき日限は三のとおりであるが、当該計画の内閣総理大臣への提出は、地方自治法第七条第一項の規定により都道府県知事が当該市町村の廃置分合の処分についてこれを内閣総理大臣に届け出るときに併せてこれをすることが望ましい。

六 国における新町村建設計画の取扱要領

(一) 内閣総理大臣は、新町村建設計画及びその意見を受理したときは、これを関係各省大臣に送付する。

(二) 自治庁長官は、右の新町村建設計画に係る関係各省の意見を求め、新町村建設計画中変更を必要とするものがあるときは都道府県知事を通じて、合併町村にその旨を勧告する。

(三) 各省間において新町村建設計画について意見の相違がある場合には

内閣総理大臣があつせんを行い、これがため必要があるときは、町村合併推進本部に諮るものとし、その結果新町村建設計画の変更を必要とするときは（二）の例によりこれを合併町村に勧告する。

新町村建設計画の作成要領

第一 基本方針

一 新町村建設計画は、新町村恒久の計の基礎をなすものであるから、その策定に当たっては、清新な構想をもつて臨むとともに、あくまでも実現可能な堅実なものとする。

二 新町村の誕生を機に強化された行財政力を活用して諸施設の整備を図ることが肝要と認められるが、現下地方財政の実情に即し、経費の効率的な使用に意を用いつつ、この際思い切つて諸施設を「統合」することによつて「整備」することに留意し、施設の充実を期するとともに、行政の能率的効果的な運営を図るものとする。

三 諸般の事情から、合併前に恒久的な新町村建設計画を確定することが困難である場合においては、一応大綱的な暫定計画を策定しておき、合併後の新町村においてこれを変更するものとする。特に、合併町村に対する補助金の額も未定であり、また、新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源に充てる地方債の額も明確にされ得ない現段階においては、そのような措置を探ることも已むを得ないものであること。

第二 作成要領

一 新町村建設の基本方針は、いわば、立町又は立村の大方針ともいうべきものであるから、将来における当該合併町村の地理的、社会的、経済的又は文化的地位の確に想定し、現実に即した清新な構想をもつて方針樹立に当るものとする。

二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

町村役場は、当該合併町村の部落の位置その他の状況、道路網その他の交通の事情、他の官公署との関係等を考慮してその位置を定めるものとする。合併町村に対する補助金及び起債の額等については、未だ確定していない状況であるので、自己財源によるものの外は、原則として、役場庁舎の新築については、確実な財源の見通しがつくまでの間はこの見合わせる取扱いとすることが適当である。なお、職員の統合等に伴う庁舎の増築は、

ある程度これを行うこととするのも已むを得ないと認められること（以下、学校その他各種の施設の新設等については、以上と同様に考えるべきものであること）。

地域が広く或いは交通が不便である等の特別の事情があり、住民の日常生活に著しい不便を及ぼすような場合を除き、なるべく役場の支所又は出張所は設けないようにすること。合併に際して已むを得ない事情で取敢えず支所又は出張所を設ける場合においても、住民の日常生活上関係の深い事務のみを処理し得るだけ簡素なものとし、将来役場に統合する方針をとるよう配慮すること。

支所又は出張所を設ける場合には、その所掌事務を明らかにしておくこと。なお、旧町村役場建物の転用方針等も定めておくこと。

三 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

小学校及び中学校については、児童生徒の通学の便、不便を考慮すること。はもとより必要であるが、同時に学校の能率的、合理的経営の面にも配慮し、できるだけ学校の統合整備の方針を採ること。特に小学校校舎が老朽校舎で、新築を必要とするような場合には、かかる方針によることが適切であること。が多いと考えられること。

高等学校の設置については、将来の問題に譲る方が適当であると考えられること。旧校舎等の転用の方針を定めること。

公民館、図書館等についてもなるべくこの際統合を行い、内容の充実を期すること。

四 自治体警察に関する事項

自治体警察を引き続き維持する場合には、法第二条の適用関係を具体的に明らかにすること。

五 消防施設の統合整備に関する事項

自動車ポンプその他の機動的消防器材等はなるべく統合して整備し、集中的機動的な消防活動が行い得るよう考慮すること。

消防団の組織についても統合する方針の下に、真に一体としての消防組織が確立されるよう措置すること。

六 病院 診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

病院、診療所等の整備は、住民の福祉に極めて深い関係を有するものであるが、財源の余裕が出来次第逐次これを行って行く方針を採ること。

隔離病舎は、この際これを統合し整備することが適当と認められること。墓地、火葬場、じんかい処理場等の衛生施設については逐次これらを整備して行く方針をとること。

なお、これらの施設の中には他の町村の施設又は計画とのふり合いを考慮して決定しなければならぬものがあること。

七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

授産施設、保育所、公営住宅、公園、運動場等の厚生施設については、確実な財政計画の下に経営方針を定め、漸次実施してゆくことが適当であること。なお、これらの施設の中には、他の町村の施設又は計画とのふり合いを考慮して決定しなければならぬものがあること。

八 道路、橋梁等の整備については、合併町村の一体性を確保するため真に緊急必要なものについて逐次実施に移してゆくこと。

なお、この際においては、新町村建設の基本方針に即し、部落の状況、官公署、学校所在地等との関係、都市計画事業等を充分考慮してゆくべきことは当然であること。

九 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

その他の土木施設の整備についても右に準ずるものであること。公営企業の経営は、大資本を要し、且つ、その能率的、合理的経営を行うためには、相当な規模を必要とするので、その計画については、特に慎重な配慮をすること。

十 基本財産の造成に関する事項

各合併関係町村の基本財産は、すべて合併町村に引き継ぎ町村財政の基礎を鞏固にすること。合併関係町村間の財産所有の状態に著しい不均衡があり、そのまま合併町村に引き継ぐことができない場合においては、財産区を設けることとする。合併前に財産を処分するようなことは絶対にしてはならないこと。なお、将来においても基本財産の造成に努め、新町村経営の恒久的基礎の確立を図ること。

十一 第二項から前項までに掲げるものの外、町村合併の目的を実現するため必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

これらの建設事業については、新町村の一体的、合理的経営に特に意を用

い合併関係町村相互の間の均衡を失しないようにその施行の順序等に配慮すること。なお、これらの事業の施行計画が確実な財政措置によって裏づけられていなければならないことはいずれでもないこと。

十二 町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五か年度間の年度の財政計画の策定に当っては、合併のための国庫補助金の額、起債の額等も未定であるので、歳入として国庫支出金、及び地方債を計上するに当っては、通常予期し得られる額の範囲内に止めておくこと。

右の次第もあるので、合併に伴う施設の統合、職員組織の改変、事務処理の効率化等の措置を採り、合理的な行政運営を行い行政費を節減することによりいわゆる投資的経費の増大を図り、自己財源により事業の施行、施設の改善を行うよう努力することが緊要であること。

なお、新町村建設計画の実施のための新規事業については、当該事業計画書とともに、所要経費の内訳（地方債、国庫及び府県支出金、自己財源）の明細を添付すること。

十三 その他

公共的団体の統合整備の方針その他必要な事項を記載すること。

備考

(一) 町村合併の目的実現に資するため、国有林野の払下げを受ける等国の援助協力を受けようとするものについては、各該当項目に具体的に記入すること。

(二) 町村合併の目的実現に資するため、都道府県、国の公共企業体の援助、協力を必要とする事項については、その旨を具体的に、新町村建設計画附属書中に記入すること。

新町村計画準則

一 新町村建設の基本方針

新町村（以下「甲町」という。）は、X市に隣接する衛星的自治団体としてX市に対する農林水産物資の供給源としての機能を営むことを中心にしてその発展を図るものとする。このため、逐次、農道、かんがい排水路、林道、漁港の修築整備を行う。なお、××川下流の敷地を埋立て将来軽工業工場を誘致するものとする。

二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

甲町の役場は、現Aの町役場の位置に置きその建物は、現A町役場の建物をもって充てる。但し、若干の増築を行うこととする。なお、甲町の役場に余裕ができ次第甲町中心部に新築するものとする。

当分の間、現B村の役場は、甲町役場支所とするが、C村及びD村の役場建物は公民館又は図書館に転用するものとする。

役場支所においては、概ね、左の事務を行う。

(1) 戸籍に関する事務

(2) 配給に関する事務

(3) 町税その他の納入に関する事務

三 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

(一) A町小学校を中央校とし、B村小学校を東校とする。C村及びD村小学校は距離が近接し、校舎が老朽であるのでこれを統合しCD組合立中学校を小学校に転用、これを西校とする。なお、児童の通学区域を左のとおり変更するものとする。

(二) 現AB組合立中学校を甲町中学校とする。なお、CD組合立中学校の廃止に伴う増築を行い、その経費をもって充てる。

中学校隣接の国有地（一〇、〇〇〇坪）の貸付を受け運動場を拡張するものとする。

四 自治体警察に関する事項

自治体警察は維持しない。

五 消防施設の統合整備に関する事項

B町所在のものを除きすべての自動車ポンプは、役場所在地に常置するものとする。なお、将来小型自動車ポンプ一台を購入する。

ABC D各町村の消防団を各々分団とする。

六 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

(一) 国庫補助を得てA町立診療所を拡充、病院とするものとする。なお、これに伴い、ABC D所在の隔離病舎を廃止する。

(二) B村××所在の旧軍対空監視所の譲与を受け火葬場の新設を行う。

七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

財政力の充実に伴い、B、C及びDの地域に逐次保育所を設けるものと

する。

Aの地域における公営住宅についても同様とする。

八 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項

(一) A町とC町との間○○川に架橋(木造)するものとする。

(二) 逐次町道の整備を行う。その場合は、C・D両村とA町間を第一とし、順次A・B間、C・D間に及ぼすものとする。

なお、県道の改修整備については、附属書を参照されたい。

九 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

財源の見通しのつき次第水道事業を経営するものとする。

十 基本財産の造成に関する事項

A町、C村及びD村所有の山林はすべて甲町に引継ぎ基本財産とする。ともに、B村所在の国有林の払下げを受け一体として基本財産の造成を図るものとする。

十一 右の外町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益ともなるべき建設事業に関する事項

(一) なるべく速かにA町の区域に都市計画事業を施行するものとする。

(二) B、C及びD地区とAとの間の専用電話施設の早期建設を期するものとする。

(三) 農道、かんがい排水路及び漁港施設についても順次整備してゆくものとする。

(四) 将来××川下流の湿田地を××川改修工事に伴って干田化していく。

十二 財政計画

別紙様式参照のこと。

十三 その他

(一) 農業協同組合に関しては、昭和三〇年四月一日を期して統合するものとする。

(二) 青年団及び婦人会は、合併施行と同時に統合するものとする。

附属書類

(一) 当地区を東西に横断する県道は、A町からC村を経てD村に至る路線が幅員狭く且つ路面の修理を要するものと認められるので速かにこれが

改修を行いA・C・D間の自動車運行の便を図らねばならない。なお、ついで、D村から××峠を経てY市に至る県道の改修工事も速かに行われたい。

(二) B漁港の防波堤延長改修工事を県営事業として速やかに着手されたい。

(三) 現在×市が終点である国鉄バス路線Aまで延長されたい。なお、A・C・D間及びD・Y市間の県道改修工事が完了の暁においては、これを更にY市まで延長し国有鉄道に接続せしめられたい。

(四) 電報電話局の管轄区域及び郵便の集配区域を速かに新町村の区域と合致せしめられたい。

新町村建設計画(様式)

新町村建設計画(様式)		新町村建設計画	
一 新町村名	一	二	三
1 関係町村名	1	1	1
2 合併の形式	2	2	2
二 新町村建設の基本方針	二	二	二
三 町村役場、支所又は出張所統合整備に関する事項	三	三	三
1 役場の位置	1	1	1
2 役場建設の増改新築の方針	2	2	2
3 支所、出張所の位置	3	3	3
4 支所、出張所の増改、新築の方針	4	4	4
5 支所、出張所で行う事務	5	5	5
6 その他庁舎の転用の方針等	6	6	6
四 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項	四	四	四
1 小学校の位置	1	1	1

<p>七 病院、診療所、隔離病舎その</p>	<p>六 消防施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 消防器材、器具の統合整備に関する事項</p> <p>2 消防団の統合整備に関する事項</p>	<p>五 自治体警察に関する事項</p>	<p>2 小学校ヶ舎の増改新築の方針</p> <p>3 小学校の学区</p> <p>4 中学校の位置</p> <p>5 中学校ヶ舎の増改新築の方針</p> <p>6 中学校の学区</p> <p>7 小、中学校ヶ舎の転用方針</p> <p>8 その他の学校の統合整備に関する事項</p> <p>9 公民館の統合整備に関する事項</p> <p>10 図書館の統合整備に関する事項</p>
<p>七</p>	<p>2</p> <p>1</p> <p>六</p>	<p>五</p>	<p>10</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p>

<p>九 道路、橋、トンネルその他土</p>	<p>八 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項</p> <p>2 保育所の統合整備に関する事項</p> <p>3 公営住宅、公園、運動場その他の厚生施設の統合整備に関する事項</p>	<p>他の衛生施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 病院の統合整備に関する事項</p> <p>2 診療所の統合整備に関する事項</p> <p>3 隔離病舎の統合整備に関する事項</p> <p>4 墓地、火葬場、じんかい処理所その他の衛生施設の統合整備に関する事項</p>
<p>九</p>	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>八</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>

<p>木施設の整備に関する事項</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>2 橋梁の整備に関する事項</p> <p>3 トンネルの整備に関する事項</p> <p>4 港湾の整備に関する事項</p> <p>5 その他の土木施設の整備に関する事項</p>	<p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p> <p>5</p> <p>.....</p>
<p>十 水道事業、自動車運送事業 その他の公営企業に関する事項</p> <p>1 水道事業に関する事項</p> <p>2 自動車運送事業に関する事項</p> <p>3 その他の公営企業に関する事業</p>	<p>.....</p> <p>十</p> <p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p>
<p>十一 基本財産の造成に関する事項</p> <p>十二 前号までに掲げるものの外、町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項</p>	<p>.....</p> <p>十一</p> <p>.....</p> <p>十二</p> <p>.....</p>

<p>1 河川に関する事項</p> <p>2 溜池に関する事項</p> <p>3 用排水路に関する事項</p> <p>4 堤防に関する事項</p> <p>5 治山に関する事項</p> <p>6 開拓千拓に関する事項</p> <p>7 耕地整理に関する事項</p> <p>8 公有水面埋立に関する事項</p> <p>9 都市計画に関する事項</p> <p>10 その他の建設事業に関する事項</p>	<p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p> <p>5</p> <p>.....</p> <p>6</p> <p>.....</p> <p>7</p> <p>.....</p> <p>8</p> <p>.....</p> <p>9</p> <p>.....</p> <p>10</p> <p>.....</p>
<p>十三 本年度及び爾後五箇年度の 年度別財政計画</p>	<p>別紙添付</p>
<p>十四 その他</p> <p>1 青年団の統合に関する事項</p> <p>2 婦人会の統合に関する事項</p> <p>3 農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項</p> <p>4 その他</p>	<p>.....</p> <p>1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p> <p>3</p> <p>.....</p> <p>4</p> <p>.....</p>

昭和28年度及び爾後五箇年度の財政計画

1 一般会計

(一) 歳入

	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度
1 町(村)税						
2 地方財政平衡交付金						
3 公営企業及び財産収入						
4 分担金及び負担金						
5 夫役及び現品						
6 使用料及び手数料						
7 国庫支出金						
8 (府)県支出金						
9 寄付金						
10 繰入金						
11 繰越金						
12 雑収入						
13 町(村)債						
歳入計						

記載事項

- 1 合併年度の予算は関係町村予算の合計額とすること。
- 2 町(村)税については、現行地方税制を前提として計数を整理すること。
- 3 国庫及び(府)県支出金については、通常予期しえられるもののみを計上すること。
- 4 町(村)債についても、通常期待しうる額のみを計上しておくこと。優先的に取扱われることとされている合併町村の施設、事業等に対する起債については、追って大体の方針が示されるものと考えられたいこと。
 なお、町(村)債の事業別内訳を添付すること。
- 5 公営企業特別会計については、必要があれば本表と別個に調整すること。

(二) 歳出

	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度
1 歳 会 費						
2 役 場 費						
3 警察消防費						
4 土 木 費						
5 教 育 費						
6 社会及び労働施設費						
7 保健衛生費						
8 産業経済費						
9 財 産 費						
10 統計調査費						
11 選 挙 費						
12 公 債 費						
13 諸 支 出 金						
14 予 備 費						
歳 出 計						

記 載 注 意

- 1 歳入の項記載注意(1)参照のこと
- 2 町村合併に伴う役職員の退職、職員の配置転換、施設の統合等による行政経費の節減に関する計画を別に定め、その節減額の使途(例えば、これを財源として実施する事業計画又は住民負担の軽減に充当する計画等)が明らかになるように別紙を添付すること。

参 考

(町村吏員の全国平均退職は年約10パーセントである。)

なお、給与ベースは、現行給与ベースを前提として計数を整理する。

- 3 新町村建設計画を実施するための必要な新規事業の施行、施設の新、増、改築については、各事業及び施設別に本財政計画書とは別個に別紙により事業計画(当該事業又は施設による経済効果を含む。)及びそれに伴う財政計画(特に財源の内訳、地方債、国及び府県支出金、一般財源の別を詳細に記入すること。)を添付すること。
- 4 (一)歳入記載事項の欄の5と同じ

また政府は、「町村合併基本方針」を決定する際の了解事項として、農林水産関係団体等の統合に関し、一月二八日付自治庁次長および農林事務次官連名により各都道府県知事あて、農業協同組合、農業委員会農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合の統合の進め方に関する具体的な指示を与えるとともに、これら農業関係諸団体の統合にあたっては経営の合理化、適正化をはかるよう充分考慮することを要望した。

次いで政府は合併町村の諸施策に要する経費の一部を補助するため、昭和二八年一月二六日「町村合併補助金交付規則」および「町村合併補助要領」を定め、都道府県および合併した市町村に対して昭和二八年度から補助金を交付することとなった。

さらに、全国的に気運の高まった町村合併を協力が円滑に実現させるためには、関係各省の協力にまつところが極めて大きいので、翌二九年四月五日付をもつて自治庁次長から各省次官に通牒を出し、特に新村建設計画の実施について格別の配慮と協力を要請した。

このあと、五月二二日付自治庁次長から各都道府県知事に、市町村に対する補助金または負担金の交付にあたっては、合併市町村の育成強化と今後の町村合併の促進のため、事情の許す限り合併町村のために優先的な取扱いをする等、行財政上の援助措置について特別の考慮を払うよう要望する旨の通知を出した。

農林水産関係団体等の統合について

昭二八・一一・二八自乙発第七七六号
各都道府県知事あて 自治庁次長農林事務次官通達

標記の件に関しては、去る一月二二日の町村合併基本方針の決定に伴い、左記了解事項が決定されたので、この方針にのっとり御指導賜わりたく、なお管下市町村及び関係団体に対しても周知せしめられたい。

記

- 一 農業協同組合については「町村合併基本方針」によること。
- 二 農業委員会については、原則として、「町村一委員会によることとするが、

画一的強制的にこれを統合することは避け、関係町村の意思、農地面積の広狭その他農業委員の改選期、書記の取り扱い等各般の事情を考慮するものとする。

三 農業共済組合については原則として一町村一組合によることとするが、共済掛金料率の算定の事情を考慮するものとする。

四 森林組合については、その経営の見地から将来組合の合併は必要と考えられるが、町村合併の際には森林区との関係も考慮し、その経営の適正化に留意するものとする。

五 漁業協同組合については、町村合併に併行してその合併は必要と考えられるが、漁村の合併に当っては、経営体としての漁業協同組合の機能を充分發揮し漁場、漁港等の合理的管理等を行ない得るよう考慮すること。

六 農林水産各種団体の代表者に町村合併促進審議その他町村合併に関する協議の際等に参加を求め等これらの関係者の意見が町村合併計画に反映するようにとめること。

町村合併補助金交付規則（昭二八・一一・二六総理府令第八八号）

（目的）

第一条 町村合併促進法（昭和二八年法律第二五八号）第二七条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、町村合併促進法施行令（昭和二八年政令第三二三号。以下「令」という。）第二条に規定するものの外、この規則の定めるところによる。

（補助金交付手続）

第二条 都道府県は、補助金の交付を受けようとするときは、町村合併促進状況書及び関係予算書を添え、自治庁長官に補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 市町村は、都道府県を通じて行う国の補助金の交付を受けようとするときは、合併善後措置費費途内訳書一部並びに財産及び負債処理報告書二部を添え、都道府県知事に補助金交付申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、都道府県を通じて行う市町村に対する補助金の交付を受けようとするときは、毎年四月一日、七月一日、十月一日、一月一日及び三月一日現在で町村合併が確定した市町村について、前項の書類に基づいて交

付申請書を作成し、前項の財産及び負債処理報告書一部及び合併町村一覧表を添え、これを自治庁長官に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の書類を作成する場合において特に必要があると認めるときは、市町村に対し第二項の書類の外、必要な書類の提出を求めるところができる。

第三条 自治庁長官は、前条第一項及び第三項の書類に基づいて補助金の交付を決定したときは、その交付額その他必要な事項を都道府県に通知するものとする。

2 自治庁長官は、特に必要と認めるときは、都道府県に対し第二項第一項及び第三項の書類の外、必要な書類の提出を求めるところができる。

(補助金の目的外使用等の届出)

第四条 都道府県知事は、市町村が補助金を補助の目的以外に使用したとき、又は令第一二条第三項の規定に基づく都道府県知事の指示に違反したと認められるときは、これを自治庁長官に届け出なければならない。

(補助金の収支決算書の届出)

第五条 補助金の交付を受けた都道府県及び市町村は、当該事務に関する収支決算書その他必要な書類を翌年度六月三〇日までに都道府県知事にあつては自治庁長官、市町村にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

(様式)

第六条 第二条の補助金交付申請書、町村合併促進状況書、合併町村一覧表、財産及び負債処理報告書並びに合併善後措置費費途内訳書の様式は別記のとおりとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

町村合併補助要領

一 補助の目的

この補助金は、町村合併を積極的に促進するとともに、町村合併の行政の合理化を図り、もって地方自治を拡充強化しようとするために要する諸施策の経費の一部として補助されるものである。

二 補助金の交付時期及び交付方法

補助金の交付は、別途送付した町村合併補助金交付規則(昭和二八年総理府令第八八号)に定める手続により、都道府県分については、本来度は来年一月中旬に補助金総額の約九〇パーセントを、来年度以降は各四、四半期ごとに概算交付し、三月上旬までには補正本決定の上残額を交付するものとする。市町村分については、合併した町村に対して交付するものであるが、都道府県を通じて交付することとするので、本年度は、来年一月一日及び三月一日までに町村合併の確定した市町村及び三月三十一日までに合併が実現する見透しが明らかな市町村について概ね三月中旬までに、来年度以降については、総理府令第二三三項の規定に定める期日に従い(三月分については本年度と同様の扱いにより)都道府県において交付が終わるようにすること。

なお、市町村分については、三の配分基準に基づき都道府県が当該年度内の実現見込数に基づいて、あらかじめ都道府県の予算の中に市町村合併補助費の項目を設けて組み込んでおく扱いとすること。

三 補助金の配分基準

(一) 都道府県分については、一定額を均等に配分し、その他は次の配分基準により定めるものであること。

1 関係合併町村数(八、〇〇〇以下の町村数で合併不可能町村を除いたもの)。

2 人口数(主として郡部人口とする)。

3 町村合併促進審議会の構成、活動その他啓発促進の状況

4 町村合併の推進の実績

(二) 市町村分については、本年度は次の配分基準により(来年度以降はおおむね、本年度に準ずる割合の予定)都道府県から合併町村に交付するものとする。

1 事務費については、一合併関係町村当り四二、五〇〇円とする。

2 合併善後措置費については、一合併関係町村当り次の割合によるものとする。

(1) 新設合併及び他市町村に吸収される町村に対しては、約四〇万円

(2) 他町村を吸収する町村に対しては、約三〇万円

(3) 他町村を吸収する五万以下の市に対しては、約二〇万円

3 合併前に既に合併関係町村が合併を見越して不相应な事業を計画施行したり、不当な財産処分を行う等行政財政の運営が適正を欠くと認められる場合は、その程度に応じ補助金を控除するものとする。

四 補助金の内訳は、都道府県分は本年度①町村合併計画作成に要する経費②町村合併指導促進に要する経費③町村合併促進審議会の運営に要する経費、来年度以降は、①町村合併指導促進に要する経費②町村合併促進審議会の運営に要する経費の事項とし、市町村分は、本年度来年度とも①町村が町村合併に際し必要な調査を行うに要する経費②町村合併啓発宣伝に要する経費③町村合併促進協議会の運営に要する経費④町村合併善後措置費とする。

町村合併善後措置費は、役場庁舎の増改築、道路、橋りょうの建設改良等の建設費とし、その他町村合併の実施上又はこれに伴い必要已むを得ない善後措置に要する経費とする。

五 補助金の使途

補助金は、合併の実施を促進するために交付されるものであるからその目的外に支出することはできない。

予算の経費に当っては支出の内容及び支出の時期等を明確にし、違法又は不当支出のないよう特に配慮すること。補助金について違法、不当な支出があった場合又は町村合併が行われず、或いは指導促進の措置が現実に採られなかった等補助の目的を達成することができなかった場合においては、その経費を返還させるものであること。これについての詳細は町村合併促進法施行令第一二条第三項以下を参照されたいこと。なお、町村において右に述べるとような都道府県を通じて行う国の補助金について違法又は不当な支出等があったときは、都道府県に対してこれを返還させるように命ずるものであること。

町村合併の促進に対する協力方について

(昭二九・四・五 各省次官あて 自治庁次長通知)

町村合併の促進については、かねてから御協力を煩わし、おかげをもって全国的にとみに合併の気運が高まっているのであるが、これに関する基本方針を円滑に実現するためには、関係各省の御協力にまつところまことに多く、特に新町村建設計画の実施については格別の御配慮をお願いしたい。当庁においては目下合併市町村から提出された新町村建設計画をとりまとめ中で、近く送付す

る予定であるが、さし当り昭和二九年度予算の配賦及びその実施について、町村合併促進法第二九条の趣旨にのっとり、左記により御配慮をいただき、町村合併の促進に格別の御協力を賜わりたく特にお願したい。

なお、当庁においては、地方債の許可の詮議にあたっては、(イ)左記に掲げる国庫支出金に対応する地方負担額に対しては、当該団体の財政力をも勘案して、必要と認められる額の起債を確保し、(ロ)単独事業または地方公営企業に係る起債で、町村合併の促進上緊要と認められるものについては、費目別許可予定額の範囲内に優先的に措置するものとするが、町村合併の実施に影響があると認められる左記第一項(ロ)に該当する場合には、抑制を図る方針であるから、念のため申し添える。

記

一 町村合併促進法第二九条の規定に基づき第一項各号に掲げる事項(教育文化、消防、保健、衛生、厚生、水利、土木等の各種施設事業の整備)に係る国の補前金または負担金(以下国庫支出金という)の交付については、特に左に掲げる事項に留意されたいこと。

(一) 合併町村と非合併町村との間においては事情の許す限り、合併町村のために優先的な取り扱いをするものとする。

(二) 合併を予定される町村については、合併後の合理的な統合整備計画に基づいて施設を行うことが適当と認められる場合または当該国庫支出金を交付するときは、合併の実現に支障をきたすおそれがあると認められる場合等には、合併が実現するまでその交付を見合わせるものとする。

二 同条第二項各号に掲げる事業(土木事業等)に係る国庫支出金の交付についても、前項に準じ措置するものとする。

三 同条第三項各号に掲げる措置(国有財産の処分、部分林の設置)についても第一項に準じ措置するものとする。

合併市町村に対する行財政上の援助措置について

(昭二九・五・二二 自乙行発第三九号)
各都道府県知事あて 自治庁次長通知

標記の件に関しては、町村合併促進法第三〇条第一項の規定により、都道府県は、国に準じて町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、合併町

村に対し事情の許す限り、優先的な取扱いをするものとされており、かねてから御配慮を煩わしているところと存するが、政府各省においてもそれぞれ同法の趣旨に則り協力を願うこととなっており、当庁においては特に合併市町村の起債についてそれぞれ当該費目の枠内で優先的に措置する方針であることは先に自乙理発第一六号（三月三十一日付）で通知した通りであり、関係各省に対しても別紙の通り協力方を依頼しているため、右に準じて貴職におかれても左記により合併市町村の育成強化と今後の町村合併の促進のために格別の御配慮を賜わりたく特に御願いたしたい。

記

一 各都道府県における市町村に対する補助金又は負担金の交付については、特に左に掲げる事項に留意されたいこと。

1 合併町村と非合併町村との間においては、事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱いをするものとする。

2 合併を予定せられる町村については、合併後の合理的な統合整備計画に基づいて施設等を行うことが適当と認められる場合又は当該都道府県支出金の交付を合併前にするときは、合併の実現に支障をきたすおそれがあると認められる場合等には、合併が実現するまでその交付を見合わせるものとする。

二 道路の建設、維持及び修繕、河川の改修等の土木事業その他都道府県で行う事業で、新町村建設計画の実施を促進するため必要なものについても前項に準じて措置されたいこと。

三 公有水面埋立の免許、水道布施設等の許認可、その他都道府県知事を行う処分等新町村建設計画の実施を促進するため必要なものについても第一項に準じて措置されたいこと。

四 町村合併促進法第二九条に基づき、国は、新町村建設計画の実施を促進するため、計画に掲げられる各種施設の整備事項に対して優先的に財政上の援助を行い、国の行う土木事業に基づいても合併町村のために優先的な措置を講じ、起債の許可、国有財産の売却等の処分についても特に配慮するものとされているのでこれに関連する補助金又は負担金の申請及び配分、事業又は処分の申請等にあつては、別紙各省宛通知の趣旨に則り事情の許す限り合併町村について優先的な取扱いをする等町村の合併の促進に配慮されたいこと。

町村合併は政府の積極的な合併計画推進措置、都道府県の熱心な合併指導、関係市町村および一般住民の理解ある協力と努力により、漸次順調な進捗を示しつつあったが、合併が進むにつれて地理的、社会的または行政上、生活上あるいは経済上の問題などから、合併町村の間に境界変更をしようとする動きが始めたため、町村合併推進本部はこれらの問題を適切合理的に解決する目的をもって、昭和三〇年三月二日「市町村の境界変更の取扱要領」を決定し、三月一四日自治庁次長から各都道府県知事に、この要領によつて市町村の境界変更の取扱いに慎重かつ適切を期するよう特に要望した。

その後昭和三十一年になつて政府は、この年が町村合併促進法の有効期間の最終年にあたるため、一月三十一日町村合併推進本部において「町村合併の完遂措置要領」を決定したあと、二月七日同要領に基づき「町村合併の完遂に関する件」を閣議決定し、都道府県に指示した。

さらに政府は、合併した新市町村の育成発展をはかるため国および都道府県が新市町村の建設と育成とにその力を結集することが現下の要務であることを強調し、同三十一年一月三十一日町村合併推進本部で、(一)方針、(二)要領、(三)都道府県の協力援助措置、(四)国の協力援助措置を内容とする「新市町村建設方針」を決定のうえ、この方針に基づいて新市町村の着実な建設を促進するよう積極的な指導を都道府県に要請した。

最後に、特に合併の障害となつている事由を解決するうえに必要であると認められる事業については、特別の援助措置を講ずるよう配慮することを掲げ、町村合併計画を完遂するための政府の方針を明らかにしている。

市町村の境界変更の取扱要領

(昭三〇・三・二 町村合併推進本部決定)

第一 方針

町村合併促進法に基づく市町村の一部の地域にかかる境界変更の特別規定

は関係地域の住民が大多数一致して希望するのみでなく、市町村の合併に伴い部分的にその区域を適正化するために客観的に妥当であり、かつ関係地域の住民の福祉を増進するために具体的に必要であると認められる場合においてのみ発動すべきものであること。したがってその運用に当たっては、これらの諸事情について全般的に慎重に判断すべきものであって単に住民が希望するという事由のみによってこれを援用すべきものでないこと。

第二 境界変更の勧告の基準

境界変更の勧告をしようとするときは、次の各項の諸条件に適合することを基準とすること。

一 町村合併の目的に適合すること。

境界変更の勧告は、関係市町村の全区域を通じて町村合併の目的である市町村の規模及び区域の適正化とその運営の合理化とを実現し、真に関係住民の福祉を増進する場合においてのみ行われるべきものであって、境界変更によって町村合併に支障をきたしあるいは合併町村のうち規模の適正を欠くものを生ずる等町村合併の趣旨に反するようなこととならないこと。

二 住民大多数の自由な意思に基づく合理的な要望であること。

住民の意思については、単に一部の者によってゆがめられ、また一時の感情によって支配されていないかどうか等の事情を明らかにし、真に大多数の者の自由な合理的な意思であるかどうかについて実態を正確に把握すべきこと。

なお、住民大多数の意思というものは、関係地域の全域に通じて大多数であるのみでなく、四の基準に反しない限りは、これを構成する地域的に分割可能な最小の単位（小字またはそのうちの地域的かたまり等）ごとについても大多数の者の意思であることを要すること。

三 行政上、生活上、経済上等よりみて住民の福祉のために境界変更を適当とする具体的事情があること。

地勢、距離、交通通信関係、教育施設その他の営造物の利用関係、風俗習慣、宗教姻せき、各種団体等の生活関係、産業取引、水利等の経済関係等の諸事情よりみて、境界変更が関係地域の住民の福祉のために、より適当であるという具体的事情が存すること。

四 関係地域の区画が妥当であること。

境界変更は町または字その他これに準ずる地理的及び社会的なまとまりの

ある一団の地域について、行われるべきものであるが、その区域は地形等土地の自然的条件に適合しその他市町村の境界として適正になるような妥当なものであること。

個々の住民の意思、土地等の所有関係、公共施設の位置等の事情により、不自然に人為的にゆがめられた区域であってはならず、いわんや飛地等の不整形区域は認められないこと。なお、境界変更は関係町村について一団として行うべきものであって、相接する二以上の地域についてそれを分割して境界変更の勧告をするようなことはあつてはならないこと。

五 新たに施設を設置を必要とするようなことがないこと。

境界変更により、当該境界変更に係る地域に新たに学校その他の営造物を重複して設置するような結果となることは、町村の区域の適正化の本旨に反することとなるのでかくの如きこととならないようにすること。

第三 境界変更に留意すべき事項

町村合併促進法に基づく市町村の境界変更に関しては、右の方針及び基準によるほか、なお、特に左の各項に留意すべきこと。

一 境界変更は、関係地域住民の自由な意思を基礎とすべきものであるにもかかわらず、往々にして、他の市町村又は他の地域から関係地域住民に対して直接目に余る働きかけが行われ、いたずらに対立と混乱を激化し、かつ、その間に当を失する出費がなされる等の事例も見受けられるのであるが、かくの如きことのないよう戒めること。

二 境界変更に関する町村合併促進法の特例規定は、各関係市町村間において自主的に解決がつく見透しのない、やむを得ない場合の最後の措置として設けられたものであるが、その必要があつても、発動については慎重を期し、本要領の趣旨に従い事前にあつせん調停の労を執り、円満な解決を図ること。

なお、勧告は、住民投票によつても充分に境界変更が成立する見とおしがある場合において行うべきものであるが、住民投票の実施は大きな混乱と長いしこりを伴うことが少なくないので、たとえ勧告したとしても、真にやむを得ない場合のほかは住民投票に持ち込むことを避け、これを最後の担保として、勧告の線により、事件の自主的解決を期すること。

三 境界変更に伴う財産並びに営造物の管理及び処分については、境界変更の根本精神に則り紛議の因となるようなことのないように町村合併促進法第二三条第二項の趣旨に従い合理的に行われるべきものであること。学校その他

の営造物については、関係市町村の共同管理とする場合のほかは、その区域の属する市町村に帰属させることを建て前とすべきこと。しかしながらその帰属が決定された場合においても、関係地域住民の利用関係は、それぞれの関係市町村の内部において、特に新たに施設を設けることなく合理的に再調整が行われる場合は格別として、従前どおり継続するよう措置すべきこと。特に分離により児童の就学関係等について不自然な変化を加えるようなことがあってはならないこと。

四 本要領は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更の取り扱いについても該当するところであって、本要領に則り、関係都道府県及び市町村間において大局の見地より自主的解決を図るべきであるが、特に第二の四の境界変更の地域の区画については都道府県の境界として適正となるような区画であるべきこと。

町村合併の完遂に関する件（昭三一・二・七 閣議決定）

町村合併をすみやかに完遂することは、地方自治の基礎を確立するため現在の急務であると認められるに堪がみ、町村合併促進法の有効期間を延長することなく、別紙町村合併の完遂措置要領（昭和三十一年一月三十一日町村合併推進本部決定）に則り、同期間中に町村合併の完遂を期すること。

町村合併の完遂措置要領

（昭三一・一・三一 町村合併推進本部決定）

- 一 町村合併をすみやかに完遂することは、地方自治の基礎を確立するため、現下の急務であることにかんがみ、政府は町村合併促進法の有効期間を延長することなく同期間中に町村合併の完了を期すること。
- 二 本年度末までを第一期、それ以降九月末日までを第二期として、各都道府県において町村合併促進計画をたて、政府、都道府県、市町村及び関係団体等は相協力して次により強力に町村合併を推進すること。
 - 1 すべての未合併町村がすみやかに町村合併促進法第五条の町村合併促進協議会を設置するよう強く勧奨すること。
 - 2 合併のブロック、市町村の一部の帰属等に関して争のある市町村につい

ては、都道府県知事のあつせんの下に適切な方法により住民の意向を明らかにし、その去就を決定することも考えられること。この場合においては「市町村の境界変更の取扱要領」の趣旨によること。

3 役場の位置、新市町村の名称等合併条件に関して争があるものについては都道府県知事が積極的にあつせん、調停を行うこと。

4 特に合併を困難とする特殊な事情のある町村については、個々の事情に従い、適当な条件等について都道府県知事があつせんをするものとし、国においても、特に必要があると認めるものについては、特別の助成の措置を考慮すること。

5 都道府県知事は、前三号に掲げるあつせんについては、公正な第三者にあつせんを依頼することも考えられること。

6 各都道府県内における町村合併の進捗状況ともならみ合わせて、町村合併計画で現地の実情にかんがみ、調整を加えることが適当と認められるものについては、小規模町村が取り残されることなく、全体として、市町村の規模が適正化される限りは、必要な再検討を加え、これが調整を図ること。

7 町村合併推進本部委員及び自治庁の関係者は、必要に応じ現地に赴き、各都道府県における町村合併の促進のため積極的に協力援助すること。

三 新市町村の着実な建設を図ることは、未合併町村の合併を促進するゆえんでもあるにかんがみ、町村合併促進法の趣旨に則り、各省をあげてこれに協力するものとし、なお、新市町村の建設を促進するための立法措置を講ずる等適切な措置をすみやかに講ずるものとする。

四 三の立法措置に関連して、未合併町村の合併の促進、合併市町村の境界の変更の合理的処理等に関連しても必要な措置を考慮すること。

新市町村建設方針

（昭三一・一・三一 町村合併推進本部決定）

第一 方針

一 地方自治が国政の基礎をなし、その充実強化が国力の基を培うものであることにかんがみ、新市町村の育成発展を図ることは、わが国再建の基礎をなすものであること。従って、新市町村の当局及び関係住民はもとより、国及

び都道府県をあげて新市町村の建設と育成とにその力を結集することが現下の要務であること。

二 市町村は、名実ともに基礎的地方公共団体であり、地方自治行政は、市町村を中心として行われ、地方自治の本旨は、市町村行政を通じて具現されるべきものであること。

三 新市町村は、住民の身近な共同社会として、すべての住民の創意と責任とに基づき、その積極的な参加により近代的行政を遂行するものであること。

四 わが国土の総合的な開発と均衡のとれた発展とを期するため、新市町村は地方文化の発展と地方経済の開発の中核となるべきこと。

五 新市町村は、その基盤となっている自然的、社会的、経済的特性に即応した総合的な建設の基本方針を確立し、当該市町村の機関をあげてその遂行に努め、各種公共的団体等も右の方針に則り、その実現について分担協力するものとする。

六 新市町村は、その行財政の運営を徹底的に合理化し、自らの努力によつてその施策の内容の拡充及び向上を期し、長期にわたる着実で重点的な計画に基づき、事業の効率的施行を図り、漸次その特色の發揮に努めるべきこと。

七 新市町村は、各種の施策を通じて、その一体性をすみやかに確保するとともに、全区域及び各種業態を通じて、均衡のとれた発展を図るように努めること。

第二 要領

一 新市町村建設計画の策定と実施

新市町村は、地域全体についての有機的な開発と合理的な経営とにより、所得水準の向上と住民の福祉の増進を図ることを目的とし、当該市町村の財政力を慎重に勘案して、その基本となる総合的且つ現実的な建設計画を策定し、全住民の自主的な協力に基づき、合併により統合強化される行財政能力を發揮して、重点的且つ効果的にその実現を期すること。

なお、既に策定された新市町村建設計画についても、この際右の見地において再検討を加えること。

1 新市町村建設計画は、地域の特性に即した具体性と総合性と、当該市町村の財政力に応じた現実性と効果性とを基本とすべきものであって、これのために市町村の地域の全体にわたる科学的な基礎的調査に基づき策定されることが適当と考えられること。この調査は、市町村の実情にに応じて、

地勢、気象その他の自然的条件、人口の構成、移動及び増減、土地及び水面の利用状況、産業の構造、金融、物資の流動、雇用の状況、治山治水その他公共土木施設、交通、運輸、通信、社会、厚生、衛生、教育、文化、住民所得及び当該市町村の財政等について行うこと。

2 新市町村建設計画は、地域の特性に即して、土地及び水面の合理的利用、各種産業の開発振興、公共土木施設の整備、各種公共施設の統合整備、生活文化の改善向上等、新市町村の経営建設の基本に関する具体的諸施策について総合的に策定するものとするが当該市町村の財政力を的確に把握し健全な財政金融計画を基礎とした実効性のある計画でなければならぬこと。従つて、支所、出張所等の統合廃止、小、中学校の統合整備、各種機関及び団体の統合等の計画を包含し、その他合併による行財政力統合の効果、積極的な経営建設の上に確実に実現させるものとする。

3 新市町村建設計画は、新市町村の区域全般にわたる総合的経営計画であるから、当該市町村の区域を単位とする既存の各種の開発、整備、振興等に関する計画を総合調整し、都道府県の総合開発計画との関連をも考慮して作成すること。

4 新市町村建設計画は、合併による消費的経費の節減と行財政力の統合による事業能力の増強を基礎とし、住民の福祉の向上に役立つ有効な事業から逐次重点的集中的に遂行するものとし、いたずらに総花式平面的計画に随して、合併の効果を失うことのないよう厳に戒めること。従つて、たとえば庁舎の新築事業等は従来の庁舎が老朽化して使用に耐えない場合、又は狭あいにして使用することができず、しかも増築等の余地がない場合等やむをえない場合に限り計画するものとし、この場合においても、行政機構の整備や職員数の適正化を行った上で計画するものとする。

5 新市町村建設計画は、新市町村の全住民の福祉が、地域的に、また各業態を通じて相互に均衡を保つて確保されるように配慮し、特に中心部と周辺部、商工業関係と農林漁業関係との間において、調和と連携を保ち、新市町村との和と一体的な発展を実現することを基調としこれがため事業の種類、地区の配分、施行の順序等に慎重に配分すること。特にその実施については、住民の信頼と希望とをつなぐように、施行事業を一つ一つ完成していくことが根本であり、実情に即して効果的施行の実をあげること。

6 新市町村建設計画は、新市町村の住民及び関係団体全体の全面的な理解

と分担協力によってのみ円滑に実施されるものであるから、その再検討及び実施については、議会の議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、その他当該市町村の職員、農業協同組合その他の協同組合、森林組合、土地改良区、商工会議所（商工会）等の産業経済団体、婦人会、青年団その他の文化的団体の代表者、学識経験者、地域代表等をもって構成する機関に諮問する等の措置を講ずることが適当であること。なお、関係事項についてはそれぞれ当該関係行政機関と密接に連携を保つこと。

7 新市町村は、新市町村建設計画の実施については、合併によって高められた自治協同の意識に基づき、住民及び関係諸団体が積極的に計画の実現を分担推進し、新市町村をあげてその完遂を期するよう、後記のように、広報活動を徹底し、新市町村建設運動、生活改善運動等の実践的な精神運動をも積極化するように留意すること。

8 国及び都道府県は、新市町村建設計画が新市町村の規模及び財政力に適合する真に効果的な計画となり、これに基づき国及び都道府県の協力援助措置が適切に行われることとなるような必要な調整を行うとともに、合理的に調整された新市町村建設計画については、その計画的な実施を推進するために格別配慮するものとする。

二 行財政の運営

新市町村は、その行政の運営に当たっては、最小の経費で最大の効果をあげ、ため、行政機構、職員組織等の簡素合理化を図り、事務の分掌を明確にして責任のある事務処理体制を確立するとともに、行政に技術を導入し、その総合的運営に留意しながら、これを科学的、専門的に処理することを考えて、行政水準の向上に努めること。議会及び各種行政委員会も、その事務機構の簡素化と能率化を図り、市町村長の補助部下との協力の制度を活用して相互の連携提携を密にし、行政能力が総合的に発揮されるよう留意すること。特にその財政の運営に当たっては、適確な財政計画に基づいて健全財政を堅持し、合併による消費的経費の節減を必ず確保して、これを投資的経費の財源に充てること。

1 行政運営の合理化

イ (1) 行政機構の整備 分課組織の合理化

分課組織は、内部管理部門を努めて簡素化し、サービス行政部門を充

実することを基本方針とし、事務の分掌を明確にして責任のある事務処理体制の確立と事務処理能率の向上を図ること。

新市町村の分課組織は、別表一に掲げるところを参視とし、事務及び事業の実態に即して定めるものとする。この場合においても、配置職員数を勘案し、いたずらに名目だけの分課を置くべきではないこと。

ロ 支所、出張所の合理化

支所、出張所は、地勢、交通、部落密集度等の客観的事情を考慮して、特に必要な場合は設けないこと。

支所、出張所を設けなければならない場合においては、住民の役場の利用状況等を調査し、その位置、所掌事務、職員数等を決定し、なお当該施設が公民館集会所その他の公共施設と総合利用ができるように考慮すること。

支所、出張所で処理することが適当と考えられる事務は、連絡事務を主としておむね左のごときものであり、その事務量に応じて必要最小限度の職員をもって組織し、又は他の施設の管理者と兼ねさせるものとし、なお住民に対するサービスが徹底するようにその運営の合理化と能率化を研究すること。

(イ) 戸籍及び住民登録に関する事務

(ロ) 配給に関する事務

(ハ) 納税その他公金の徴収に関する事務

(ニ) 広報その他住民との連絡に関する事務

支所、出張所を設けず、又これを廃止する場合には、新市町村建設計画に基づいて、従前の施設を公民館、図書館、保育所、授産所等の共同利用施設に転用することを考慮するとともに、住民に対するサービスが徹底するよう次項の連絡組織についてあわせて考慮すること。

ハ 末端連絡組織の整備

新市町村は、その地域の拡大及び支所、出張所の廃止に伴い、住民に対するサービスの徹底を図るとともに、その協力によって自治行政の円満な遂行を期するため、職員の巡回、連絡員の配置、部落電話、有線放送施設の設定等末端連絡組織の整備について検討すること。

連絡員（区長、駐在員、広報員等の名称は、適宜で差しつかえない。）は、通常部落単位におき、徴税令書の配布、納税思想の普及、広報紙の

配布、各種の調査報告、各種行事の伝達、住民から市町村への連絡事項及び要望事項の伝達等の事務を行うものとしその身分は、市町村長より選任された非常勤の公務員で、市町村役場の末端連絡機関を構成するものであること。従って、町内会、区その他これらに類似する団体又は組織を新たに設置するものではないこと。

イ 職員組織の合理化

新市町村は、行政機構の合理化と並行して、その規模及び機能の実態に応ずるようすみやかに職員数の適正化を図ること。

通常の町村における一般的、共通的な事務に従事する職員の人口段階別平均数を示すと、おおむね別表二のとおりであるので、各町村は、これを参考とし、その特殊事情を考慮しつつ、財政力に相応する適正な職員数を決定すること。

ロ 職員の適正配置

新市町村は、その職員の配置に当っては、合併関係町村の職員を通じて適材適所に配置することに意を用い、職員構成を合理化し、技術的専門職員の充実を図ること。これがために、都道府県及び他の市町村との間に人事の交流を考慮し、必要に応じて恩給年限の通算等の措置を講ずること。また、職員の所掌事務別配置については、極力内部管理部門を簡素化し、サービス行政部門を強化することとし、その他事務部局全般を通じて人事管理の総合化と効率化を図ること。

ハ 職員の能力向上

新市町村は、職員の能力の向上に意を用い、あらゆる機会をとらえて、一般資質の向上と専門的技術の修得のための研修を行うこと。

2 財政運営の健全化

(1) 適確な財政計画の樹立

イ 新市町村はその適正な行政の質と量とを勘案しながら、財政力に適応した長期にわたる財政計画をたて、健全財政を堅持すべきであること。特に経費と財源との関連に留意して財源構成の健全化と財政基盤の強化に努めること。

ロ 新市町村は、その財政計画の策定に当っては、財源を正確に把握し、不確定財源を見込みいたずらに財源規模を増大することのないよう

にすること。特に国及び都道府県の交付金、補助金等を見込むに当っては、その補助基準等に合致するように充分検討するとともに過去の実績等を勘案して見積り過大とならないよう留意すること。また、地方債を見込むに当っては、過去の実績を勘案するとともに、特にその償還計画を考慮して事業計画をたてる必要があること。少くとも各年度の地方債（災害復旧事業費の財源にあてた地方債を除く。）の元利償還額が一般財源の一五パーセントを越えないよう留意すること。

ハ 新市町村は施設を新設するに当っては、将来その維持管理に要する費用が増大して財政運営の障害となることのないように充分配意してその規模を定めること。特に公営企業の新設又は拡張を計画するに当っては事業効果及び採算性並びに料金の基準を慎重に検討するとともに当該市町村の財政規模等に照らして妥当な計画となるよう留意すること。

(2) 経費の節減及び投資的経費の財源を確保する建前を堅持すること。特に歳出中のいわゆる内部管理経費については、基準財政需要額を少ししやくの上、極力その縮減を図ること。なお、投資的経費は、歳出総額の三五パーセント以上を確保するよう努めること。

(3) 引継負債の合理的な処理

新市町村は、合併関係市町村の負債を引き継いだ場合においては、その償還に関する合理的な計画を定めて財政計画の一環とすること。なお、合併関係市町村の間で負債額に著しく多寡がある場合においては、その原因に応じて、新市町村の一体的経営を考慮しながら、特に負債額の多かった区域の事業については、その他の区域との均衡を考えてしんしやくする等、合併関係市町村間の負債の衡平を考慮することもやむを得ないこと。特に負債の額が多い市町村においては、地方財政再建促進特別措置法の規定による再建計画の樹立について検討すること。

(4) 自治財源の確保

新市町村は、合併を機として、住民の一層の理解と協力を得て、市町村税及び税外収入等自主財源の確保に努力すること。特に市町村税徴収実績の向上のため、納税組合の活用徴税機構の整備等に留意し、過去の滞納についてはすみやかにこれを整理し、自主財源の確保を図

るとともに、納税を通じて自治意識の高揚に努めること。

(5) 基本財産の造成

新市町村は、その建設を記念し、新市町村経営の基盤を強固にするため、基本財産の造成に配慮すること。特に、山林原野に良好な森林の経営を行うことは、治山、治水、水源涵養等に資するとともに、基本財産の造成としてきわめて適切なものであるから、新市町村は、適切な公有林経営計画を樹立して、直営林の経営強化及び採草放牧地等の土地利用の高度化に努めるとともに、市町村内の国有林野、民有林野について、適地を求めてこれに地上権借地権等を設定して部分林等造成し、或いは国有林野の払下げを受けて、森林資源の造成に努めること。なお、学校等の大規模施設の整備に関連して学校林等特別の基本財産を設けることを考慮すること。

三 一体性の確保

新市町村が名実ともに自治団体としての基礎を強化しその発展の基盤を固めるためには、住民がすみやかに旧町村の意識を払拭して、新市町村としての自治意識に目覚めることが急務であるので、新市町村は、あらゆる機会をとらえて、新市町村建設の教育広報活動を行い、各種施設及び公共的団体等の統合に努め、特に議会は、率先して地区的対立観念を一掃して新市町村の均衡のとれた発展と総合性の確保に留意すること。

1 新市町村建設意欲の高揚

新市町村は、広報紙の発行、公民館活動の利用、座談会の開催、新市町村建設の意義、行財政運営の実態の周知徹底を図り、新市町村に対する住民の自治の意識の高揚に努めること。

なお、これのため、記念植樹林、街灯の設置、公園緑地の造成、環境衛生の向上、生活改善運動、育英資金、興農資金、その他の積立金の積立等新市町村建設を記念し、住民の共同意識をたかめるのに意義の深い事業を記念事業として施行することを考慮することが適当である。

2 教育文化活動による一体性の確保

新市町村の一体性を確保し、新市町村建設の意欲を高揚するためには、特に学校教育その他の教育文化活動を通じてその趣旨を周知徹底させることが緊要であるので、教育文化活動の活用強化に意を用いるとともに、地勢、交通、通学距離及び施設の規模等各般の事情を勘案して、小学校及

び中学校統合整備又は通学区域の合理化を図り、各種教育文化施設の統合、社会教育関係団体の組織及び運営の総合化に努めること。

3 公共的団体等の統合

農業委員会、消防団等の行政関係機関はもとより、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会等の諸団体の機能と市町村の機能との総合的な運営に努めるとともに、これらの団体の区域が新市町村の区域と異なる場合においては、その統合を図って新市町村の一体性の確保に努力すること。地域の実情、事業の内容にかんがみて、画一的に統合を行うことができない場合にあつては、同種団体の連絡組織又は各種団体間の連絡組織を設けて運営の総合性の確保に努めること。

第三 都道府県の協力援助措置

一 新市町村建設計画の調整

1 都道府県は、新市町村建設計画の策定又は再検討については、その計画が真に実効性のある新地域の基礎的な経営計画となるよう必要な資料の提供、専門職員の派遣その他の方法により積極的に協力援助の措置を講ずること。

2 都道府県知事は、新市町村建設計画が当該市町村の規模及び機能に適合しその財政力に適應するとともに、都道府県の総合開発計画及び近隣市町村の建設計画との関連並びに国及び都道府県の援助助成の可能な限度をあわせて勘案して、その策定又は再検討について必要な調整を行うこと。

3 都道府県知事は、右の調整が総合的見地から適確に行われるように、関係部課、関係行政機関、関係団体等の連携が密接に行われるように意を用いこれが必要なる連絡措置を講ずること。

二 新市町村建設計画の実施の促進

1 都道府県は、その行う事業の実施及び補助金の交付その他の行財政上の援助については、町村合併促進法第三〇条の趣旨に則り、新市町村の育成強化を図ることを主眼とし、新市町村建設計画が計画的に実施されるように配慮するものとし、特に左のような事項については、積極的な措置を講ずるよう考慮すること。

(1) 支所、出張所の統合廃止、小中学校の統合その他新市町村経営を合理化するために不可欠な道路、航路その他の施設の整備又は助成。

(2) 新市町村の一体的且つ効率的な運営を確保するために必要な行政

関係機関、公共的団体等の統合を促進する措置。

2 都道府県は、国の行う事業の実施及び市町村等に対する国の補助金の配分、その他の行財政上の援助の申請に当たっては、町村合併促進法第二十九条の趣旨に則り新市町村建設計画の計画的な実施が図られるよう特に配慮すること。

3 都道府県知事は、(1)及び(2)の育成援助措置が適切に行われるようにするため、前記一の(3)のような連絡措置を講ずるとともに新市町村の育成強化に関する総合的な方針を具体的に設定すること。

三 新市町村の職員の研修及び新市町村に対する職員の派遣、交流等

都道府県は、新市町村の職員の資質の向上を図るため、職員の研修を計画的に実施するとともに、新市町村との間に職員の派遣、交流等についても積極的に考慮すること。

四 建設モデル市町村の指定

都道府県は、知事の指定する数市町村の建設を積極的に指導し、新市町村の経営建設モデルとして育成すること。

第四 国の協力援助措置

一 新市町村建設計画の実施の促進

国は、新市町村の育成強化を図るため、合理的に調整された新市町村建設計画については、各省庁、政府関係機関をあげてその実施の促進に努めるものとし、特に左の事項についてその徹底を期するものとする。

1 新市町村の経営の合理化を促進するために必要な次のような事業について次のように特別の援助措置を考慮すること。

(1) 小、中学校の建築助成に関する既存の補助金は、その統合整備又は学区の再編成計画を基礎とし、これを促進するように交付するとともに、更にこれを積極的にを行うためにこれに要する経費について助成すること。

(2) 支所、出張所の統合廃止又は小中学校の統合整備を行うため必要な道路の整備、スクールバス、スクールボート、渡船等の設置に要する経費について助成すること。

(3) 支所、出張所の統合廃止を行うために必要な通信連絡施設の整備及び統合廃止に伴う施設の転用等に要する経費について助成すること。

2 新市町村における職員組織を合理化するために必要な財源について起債

の許可その他の財政上の助成措置を講ずること。

3 新市町村における公共的団体等の統合を促進するため必要な措置を講ずること。

4 消防施設、保育所、公民館、授産所その他の市町村の施設の整備に対する補助金の受付又は起債の許可については、新市町村を優先的に取り扱うものとし、なお、消防施設については、全地域を通ずる統合整備計画を基礎とすること。

5 新市町村の基本財産の造成のため、森林経営の合理化、民有林野に対する部分林等の設置について援助、あつせんを行うとともに、部分林の設定及び国有林野の払下げを行うこと。

6 郵便局についてはできる限りすみやかに新市町村の区域を基礎として、その管轄区域の統合及び変更を行うこと。電話局及び電報局については、これを年度別、計画的に行うこと。

7 新市町村の公営企業の許認可、特に既設の公営企業の地域内の拡張については特別の事情がない限りこれを考慮すること。

8 島しょ間における連絡施設で新市町村の一体的な運営のために必要と認められるものについては、優先的に援助措置を講ずること。

二 行政事務の再配分

国は、町村合併によって再編成された市町村の規模に応じて、真に民主的にして能率的な制度が確立されるよう国政全般を通じて行財政制度の再検討を行い、いわゆる行政事務の再配分を行うものとする。

三 町村合併計画の完遂

国は、町村合併計画の完遂を期するため、特に合併の障害となっている事由を解決する上に必要であると認められる事業については、特別の援助措置を講ずるよう配慮するものとする。

別表一

一 市

(一) 総務課

1 職員の進退及び身分に関する事項

2 議会及び市の行政一般に関する事項

3 戸籍及び住民登録に関する事項

4 統計、広報、条例の立案その他他課の主管に属しない事項

(一) 財務課

市の歳入歳出予算その他財務に関する事項

(三) 税務課

市税及び市税に係る税外収入に関する事項

(四) 民生課

1 社会福祉に関する事項

2 社会保障に関する事項

3 労働に関する事項

(五) 衛生課

保健衛生に関する事項

(六) 経済課

1 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

2 農地関係の調整に関する事項

3 物資の配給に関する事項

(七) 土木課

1 道路、河川及び港湾に関する事項

2 住宅及び建築に関する事項

3 その他土木一般に関する事項

二 町村

(一) 総務係

1 職員の進退及び身分に関する事項

2 町(村)の行政一般に関する事項

3 町(村)の歳入歳出予算その他財務に関する事項

4 戸籍及び住民登録に関する事項

5 統計、広報、条例の立案その他他課の主管に属しない事項

(二) 税務係

町(村)税及び町(村)税に係る税外収入に関する事項

(三) 厚生係

1 社会福祉に関する事項

2 社会保障に関する事項

3 保健衛生に関する事項

4 労働に関する事項

(四) 経済係

1 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

2 農地関係の調整に関する事項

3 物資の配給に関する事項

(五) 土木係

1 道路及び河川に関する事項

2 住宅及び建築に関する事項

3 その他土木一般に関する事項

備考

(一) 市は、実情により総務課と財務課を合せて総務課とし、戸籍課を設けて「戸籍及び住民登録に関する事項」を所管させることも考慮されること。

(二) 町村は、人口、職員数、事務量等の実態に即して係の数を増減し、又は係制に代えて課制を採用することが考えられること。

(三) 国民健康保険、上水道その他の事業を営んでいる市町村は、その実情に即して別に分課を設け、これに伴い例示の分課を廃合する等適宜の措置を講じて差しつかえないこと。

別表二 人口段階区分(人)

八、〇〇〇未満

八、〇〇〇～一〇、〇〇〇 二四～二八

一〇、〇〇〇～一二、〇〇〇 二九～三三

一二、〇〇〇～一五、〇〇〇 三四～四二

一五、〇〇〇～一八、〇〇〇 四三～五〇

一八、〇〇〇～二〇、〇〇〇 五一～五五

二〇、〇〇〇～二二、〇〇〇 五六～六〇

二二、〇〇〇～二五、〇〇〇 六一～六九

二五、〇〇〇～二八、〇〇〇 七〇～七七

二八、〇〇〇～三〇、〇〇〇 七八～八三

備考 学校、公民館、保育所、診療所等の各種施設及び国民健康保険、上水道等の各種事業に属する職員は含まないものであること。

都道府県別人口段階別町村数等に関する調べ

(昭和28.9.1現在)

区分 都道府 県名	人口段階														小計	計	8,000 未満 町村% 町村	村計	昭和25.10.1 減少町村数	
	500 未満	500 { 1,000	1,000 { 2,000	2,000 { 3,000	3,000 { 4,000	4,000 { 5,000	5,000 { 6,000	6,000 { 7,000	7,000 { 8,000	小計	8,000 { 9,000	9,000 { 10,000	10,000 { 20,000	20,000 { 以上						小計
北海道	—	—	2	12	14	25	23	16	23	115	24	22	77	24	147	262	43.9	100	162	0
青森	—	—	2	10	26	29	30	19	13	129	6	8	14	3	31	160	80.6	33	127	1
岩手	—	1	9	27	51	50	75	23	11	197	5	4	9	1	19	216	91.2	33	183	7
宮城	—	—	2	19	29	31	23	15	22	141	4	8	29	—	41	182	77.5	49	133	10
秋田	—	—	4	38	51	58	22	18	11	202	6	2	10	—	18	220	91.8	50	170	5
山形	—	1	17	30	43	43	31	22	9	196	3	5	13	—	21	217	90.3	30	187	1
福島	1	13	29	74	77	66	40	24	15	339	11	5	13	6	35	374	90.6	65	309	3
茨城	—	—	14	60	92	78	45	33	10	232	3	5	16	6	30	362	91.7	54	308	2
栃木	—	—	1	6	11	19	26	31	24	118	10	5	30	2	47	165	71.5	36	129	2
群馬	—	—	—	13	31	38	30	26	9	147	12	8	21	3	44	191	77.0	40	151	1
埼玉	—	1	10	40	92	74	39	19	9	284	8	—	19	4	31	315	90.2	50	265	0
千葉	—	—	—	49	54	56	45	28	10	242	4	5	18	5	32	274	88.3	76	198	28
東京都	5	2	8	5	7	8	5	4	8	52	4	4	13	6	27	79	65.8	17	62	4
神奈川県	1	6	15	19	17	10	10	5	6	89	3	1	13	2	19	108	82.4	35	73	1
新潟	2	3	31	57	70	60	46	32	24	325	8	14	27	3	52	377	86.2	51	326	4
富山	—	—	37	66	31	7	3	2	3	149	4	2	7	3	16	165	90.3	28	137	46
石川	1	3	48	58	19	13	7	13	8	170	4	1	2	—	7	177	96.0	36	141	△1
福井	—	4	27	40	30	20	5	12	2	140	—	1	5	—	6	146	95.9	18	128	16
山梨	—	6	37	57	37	18	13	12	2	183	2	1	4	—	7	190	96.3	19	171	9
長野	—	1	22	75	94	76	37	28	9	342	9	5	14	2	30	372	91.9	34	338	2
岐阜	—	6	40	86	50	42	15	16	6	261	9	3	5	2	19	280	93.2	54	206	10
静岡県	—	2	12	38	51	36	28	37	14	218	9	7	31	4	51	269	81.0	52	217	14

愛知	13	16	12	22	22	20	18	123	9	14	48	10	81	204	60.3	82	122	4
三重	29	95	67	36	15	6	7	258	2	1	5	1	9	267	96.6	36	231	12
滋賀	18	34	35	34	14	7	6	149	1	1	6	—	8	157	94.9	24	133	7
京都	41	42	23	8	8	1	1	129	1	5	9	—	15	144	89.6	25	119	40
大阪	12	20	21	13	10	12	10	100	11	5	13	3	32	132	75.8	43	89	4
兵庫	27	69	79	46	30	21	6	280	11	6	9	2	28	308	90.9	58	250	34
奈良	9	35	32	23	7	8	6	121	3	1	10	1	15	136	89.0	31	105	3
和歌山	46	61	35	20	13	9	5	190	1	2	3	—	6	196	96.9	31	165	4
鳥島	30	50	26	9	5	4	2	127	3	—	2	1	6	133	95.5	28	105	35
岡山	38	75	39	20	6	8	5	194	1	—	3	—	4	198	98.0	34	164	43
広島	39	102	62	17	7	9	10	246	5	5	10	2	22	268	91.8	67	201	94
山口	53	83	68	51	20	9	7	292	2	7	19	3	31	323	90.4	66	257	19
山徳	4	41	39	26	17	9	6	142	4	4	9	1	18	160	88.8	31	129	3
香川	8	10	16	21	24	19	9	107	13	3	2	—	18	125	85.6	42	83	4
愛媛	7	27	37	32	23	11	3	141	6	1	5	2	14	155	91.0	21	134	8
高知	18	36	57	42	25	15	13	207	5	6	10	—	21	228	90.8	40	188	6
福岡	24	46	29	24	11	11	7	153	4	2	10	—	16	269	90.5	40	129	0
佐賀	6	43	42	40	25	19	8	183	7	7	37	16	67	250	73.2	67	183	24
熊本	1	6	10	25	31	10	9	92	11	1	14	2	28	120	76.7	27	93	0
長崎	5	13	22	21	24	12	13	110	10	6	26	3	45	155	71.0	48	107	0
大宮	26	61	74	59	28	18	10	289	13	4	9	—	26	315	91.7	41	274	5
鹿合	14	43	47	33	20	10	3	171	4	1	10	2	17	188	91.0	40	148	23
児計	—	—	7	6	5	7	7	32	6	8	25	2	41	73	43.8	26	47	8
分崎	—	—	4	5	10	5	8	38	9	13	42	15	79	117	32.5	50	67	△1
本崎	1	50	4	5	10	5	8	290	219	726	142	1,377	9,622	85.8	1,958	7,664	544	
合計	836	1,892	1,860	1,490	948	695	427	8,245	290	219	726	142	1,377	9,622	85.8	1,958	7,664	544

町村合併基本計画に基づく都道府県別合併予定一覧表

長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	府県	都道	
三四二	一八三	一四〇	一七〇	一四九	三二五	八九	五二	二四二	二八四	一四七	一一八	三三二	三三九	一九六	二〇二	一四一	一九七	一二九	一一五	〇〇〇未	二八・九	
二四		二	三		四		六		一	五	六		六			九	五	二〇	五	可能町村	合併不可	
三一八	一八三	一三八	一六七	一四九	三二一	八九	四六	二四二	二八三	一四二	一一二	三三二	三三三	一九六	二〇二	一三二	一九二	一〇九	一一〇	可能町村	差別合併	
四七	二八	二〇	二六	二二	四八	一三	六	三七	四三	二二	一八	五〇	五七	二九	三一	二〇	二九	一六	一七	廃止町村 A	二八年度合併進捗計画	
五	一	一	一	四	八	四	四	八	四	七	七	五	五	四	三	六	三	五	一七	の 入 す る も B		市及び 町の 編 入 C
四二	二七	一九	二五	一八	四〇	九	二	二九	三九	一五	一一	四五	五二	二五	二八	一四	二六	一一		の に よ り も C		Aの うち Aの うち 相互 D
一一	七	五	七	五	〇	三	一	八	〇	四	三	一一	一三	七	七	四	七	三		町 に よ り 新 設 さ れ る D		町 間 の 合 併 相互 D
三六	二一	一五	一九	一七	三八	一〇	五	二九	三三	一八	一五	三八	四四	二二	二四	一六	二二	一三	一七	A町 減 D村 少		

宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜
三二	一七一	二八九	一一〇	九二	一八三	一五三	二〇七	一四一	一〇七	一四二	二九二	二四六	一九四	一二七	一九〇	一一一	二八〇	一〇〇	二二九	一四九	二五八	一一三	二一八	二六一
			一四			一七	二二	九	八	四	一	二	六		一四	七	二	六		六			三八	一一
三二	一七一	二八九	九六	九二	一八三	一三五	一八五	一三二	九九	一三八	二九一	二四四	一八八	一二七	一七六	一一四	二七八	九四	二二九	一四三	二五八	一一三	一八〇	二五〇
五	一六	四三	一四	一四	二八	二〇	二九	二〇	一五	二〇	四四	三七	二八	一八	二六	一八	四一	一五	一九	二二	三八	一九	二七	三七
五	三	四	七	四	九	二	四	二	三	四	八	四	一	一	一	二	二	一〇	四	一	二	四	九	四
	二三	三九	七	〇	一九	一八	二五	一八	一二	一六	三六	三三	二七	一七	二五	一六	二九	一五	一五	二一	三六	一五	一八	三三
	六	〇	二	三	五	五	七	五	三	四	九	九	七	五	七	四	八	二	四	六	九	一	五	九
五	二〇	三三	一一	一一	二三	一五	二三	一五	一一	一六	三五	二八	二二	一三	一九	一四	三三	一三	一五	一六	二九	一八	二三	二八

鹿兒島	三八	一一	二六	三	三	一	一	三
合計	八、四五	二七五	七九七〇	二、〇五	三五	九八〇	二六三	九四三

第四節 熊本県における町村合併推進状況

一、町村合併促進審議会の設置

町村合併を積極的に促進するため、町村合併促進法が制定施行されたのに伴い、その推進機関として中央に町村合併推進本部が設置されたが、県においても、昭和二十七年七月町村合併の研究推進機関として、設置されていた県町村合併委員基準会議を発展的に解消して、町村合併促進法第四条の規定に基づく知事の諮問機関として「町村合併促進審議会」を設けることとし、審議会の組織および運営に関する事項を規定した「熊本県町村合併促進審議会設置条例」を、昭和二十八年一月二十四日（熊本県条例七十一号）公布施行した。この条例に基づき促進審議会委員の人数に着手し、同年一月二十七日付をもって県議会、県町村会、県町村議会議長会、県市長会、県市議会議長会、県教育委員会の推せん者、学識経験者、それに県職員を加えて新委員三四名を委嘱または任命した。

なお、新委員の委嘱または任命後町村合併促進法の有効期限が切れる昭和三十一年九月三〇日までの間に、町村合併または選挙による市町村長市町村議会議長および県議会議員の交替、あるいは国ならびに県職員の人事異動などにより委員もその都度委嘱または任命替えが行われた。

熊本県条例第七十一号（昭二八・一一・二四）

熊本県町村合併促進審議会設置条例

（設置の目的）

第一条 町村合併を促進するため、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二五八号）第四条の規定に基づき、熊本県町村合併促進審議会（以下「審議会」と

いう。）を置く。

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

2 審議会は、知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発宣伝、勸奨及びあつせんを行う。

（組織）

第三条 審議会は、委員三五人以内をもって組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者について、知事が任命する。

一 熊本県議会が推薦する当該議会の議員

八人

二 熊本県町村議会議長会が推薦する県及び郡の町村議会議長会会長

七人

三 熊本県町村会が推薦する県及び郡の町村会長

七人

四 熊本県教育委員会が推薦する当該教育委員会の委員

一人

五 熊本県市議会議長会が推薦する市の議会の議長

一人

六 熊本県市長会が推薦する市長

一人

七 学識経験を有するもの

六人以上

八 熊本県の職員

四人以内

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 会議は、会長が召集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第六条 審議会の庶務は総務部地方課において行う。

(雑則)

第七條 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県町村合併促進審議会委員 (昭二八・一二・二七) (順不同)

一 県議会側

自由党

〃

改進黨

〃

新生クラブ

〃

社会党

〃

二 町村議会議長会側

県町村議会議長会長

飽託郡藤富村議会議長

玉名郡玉名町

鹿本郡山鹿町

葦北郡佐敷町

球磨郡西村

天草郡本渡町

三 町村会側

県町村会長

菊池郡菊池村長

阿蘇郡宮地町長

宇土郡三角町長

上益城郡甲佐町長

八代郡宮地村長

天草郡本渡町長

大坂西石緒中吉	嶺古本大猿大	岡長岡田北谷松中
谷西住見形原村	川山森渡黒田	崎野本代村山本西
秀林徹隆重新運	直大健励勇敏	伊達由国慶林芳
彦吉恵之吉蔵	新熊蔵作蔵雄雄	郎也篤夫

四 県教育委員会側

県教育委員会委員長

五 県市議会議長会側

熊本市議会議長

六 県市長会側

熊本市長

七 学識経験者側

熊本営林局長

南九州財務局長

熊本日日新聞社長

農林中央金庫熊本出張所長

熊本女子大学教授

八 県職員側

県副知事

県総務部長

県土木部長

県農地部長

(以上三四名)

町村合併促進審議会委員交替一覧表

選出区分	職	氏名	委嘱年月日	解嘱年月日
県議会	県議会議員	中西 芳夫	昭二八・一二・二七	昭二〇・六・二一
〃	〃	松本 林蔵	〃	〃
〃	〃	谷山 慶輔	〃	〃
〃	〃	北村 国男	〃	〃
〃	〃	田代由紀男	〃	〃
〃	〃	岡本 篤	〃	〃
〃	〃	長野 達也	〃	〃
〃	〃	岡崎伊十郎	〃	〃

議長会																										
鹿本郡植木町議長	玉名郡横島村議長	宇土郡三角町議長	球磨郡多良木町議長	天草郡宮田村議長	葦北郡佐敷町議長	鹿本郡鹿北村議長	天草郡志岐村議長	球磨郡四浦村議長	鹿本郡鹿北村議長	玉名郡南関町議長	天草郡本渡町議長	球磨郡西村議長	葦北郡佐敷町議長	鹿本郡山鹿町議長	玉名郡玉名町議長	飽託郡藤富村議長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
福田不羈人	平島 一	山田 順基	篠原寅次郎	堀川 隆熊	寺川 寅彦	栗原 勝熊	宮崎 美則	石原 繁美	深牧 年喜	宮川 静男	嶺 新	古川 直熊	本山 大藏	大森 健作	猿渡 励蔵	太田黒勇雄	酒井 善為	弥山 貢	荒木 豊雄	園田 清充	矢野 寛	岩永 雅敏	魚住 一海	大童 俊一	〃	〃
〃	〃	昭三〇・六・二二	〃	〃	〃	昭三〇・三・一	〃	〃	〃	昭二九・七・二二	〃	〃	〃	〃	〃	昭二八・一二・二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭三〇・六・二二	〃
〃	〃	〃	昭三〇・六・二二	〃	〃	〃	〃	〃	昭三〇・三・一	昭三〇・六・二二	〃	〃	昭三〇・三・一	〃	昭二九・七・二二	昭三〇・六・二二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

市議會議 長会													町 村 会											
〃	〃	〃	熊本宮林局長	〃	〃	南九州財務局長	〃	熊本市議會議長	八代郡下松求磨村長	下益城郡富合村長	玉名郡菊水町長	宇土郡宇土町長	上益城郡益城町長	天草郡富岡町長	上益城郡滝水村長	阿蘇郡小国町長	天草郡本渡町長	八代郡宮地村長	上益城郡甲佐町長	宇土郡三角町長	阿蘇郡宮地町長	熊本市議會議長	天草郡荅北町議長	葦北郡芦北町議長
梶木 次郎	藤本 和平	明石 長助	浅田 重恭	横山 正臣	藤田 茂	塚本 一郎	兼坂 安次	大塚勇次郎	村島喜代人	伊豆野定造	石原 菊平	大和 忠三	吉田 定	森 競	本田 武夫	河津 富雄	大谷 秀彦	坂西 林吉	西住 徹恵	石見 孝之	緒形 重吉	吉村 運蔵	宮崎 義則	熊部十代継
昭三〇・二・二八	昭三〇・九・一	昭三〇・三・一	昭二八・二・二七	昭三一・二・二〇	昭二九・七・二二	昭二八・二・二七	昭三〇・五・二七	昭二八・二・二七	〃	〃	〃	昭三〇・六・二二	昭三〇・三・一	〃	〃	昭二九・七・二二	〃	〃	〃	〃	〃	昭二八・二・二七	〃	〃
昭三〇・二・二八	昭三〇・九・一	昭三〇・三・一	昭三〇・三・一	昭三一・二・二〇	昭二九・七・二二	昭二九・七・二二	昭三〇・五・二七	昭三〇・五・二七	〃	〃	〃	〃	昭三〇・三・一	〃	昭三〇・三・一	昭二九・七・二二	〃	〃	〃	〃	〃	昭三〇・六・二二	〃	〃

農林中央金庫熊本出張所長 大山田 晋 昭二八・一二・二七 昭三〇・三・一

” ” 稲益 正 昭三〇・五・二七

県教育委員 県教育委員長 福田 今寿 昭二八・一二・二七 昭三二・四・一四

” ” 木下 堅 昭三二・四・一四

市長会 熊本市長 林田 正治 昭二八・一二・二七 昭三二・四・一四

” ” 坂口 主税 昭三二・四・一四

県職員 県土木部長 佐分利三雄 昭二八・一二・二七 昭三二・八・

” ” 吉田光太郎 昭三二・八・

” ” 宮内 義彦 昭二八・一二・二七 昭三二・八・

” ” 相馬 五郎 昭三二・八・

二、町村合併促進審議会の活動状況

熊本県町村合併促進審議会は、昭和二十九年一月一日第一回審議会を開いて、会長に熊本日日新聞社長伊豆富人を選任して本格的な活動を開始し、以後四回の会議を重ね、新町村建設計画の作成などについての審議を行うとともに、分村および境界変更問題、合併の勧告、あつ旋など知事の諮問に応じて多くの難問題を審議答申して、町村合併促進法が失効した昭和三十一年九月三〇日までの三か年における県の町村合併促進の推進力となった。

熊本県町村合併促進審議会

第一回審議会（昭和二十九年一月一日）

附議事項

1 会長選挙

2 町村合併経過および現況報告

第二回審議会（昭和二十九年一月五日）

附議事項

1 合併現況報告

2 昭和二十九年合併計画について

3 新町村建設計画について

4 合併困難な特殊事情にある町村に対する促進措置について

5 分村および境界変更について

6 財産の取扱いについて

7 議員および各種委員の任期について

8 町村合併に伴う協定事項について

第三回審議会（昭和三十三年三月八日）

附議事項

1 地方自治法第八条の二の規定による市町村の廃置分合計画について

（諮問）

第四回審議会（昭和三十一年六月二五日）附議事項

1 玉名郡清里村を、同郡長洲町および荒尾市に編入ならびに下益城郡中

央村の一部を同郡砥用町に編入することについて（諮問）

三、市町村に対する合併の呼びかけ

県は昭和二十八年一月四日付総務部長名をもって、各市町村長および各地方事務所長に「町村合併促進法の施行について」と題する通知を出し、町村合併の促進に関し広く住民全般に対して、法律の趣旨の周知徹底を期することを要請するとともに、その目的達成に格別の努力を払うよう要望した。

そもそも、本県における町村合併の問題は、町村合併促進法の施行前の昭和二十七年、県町村合併基準委員会設置された時から本格化していたもので、市町村に対する合併の呼びかけも、パンフレット、壁新聞の頒布などを含めてその当時から積極的に続けられ、それによって同法施行までに盛り上がった合併気運をさらに促進するため、町村の実態調査等を行うほか、各市町村に対しては二十八年一二月の改正を始めとし

て、町村合併促進法の改正等を常時各市町村長あて特に通知してその周知をはかる一方、さらに町村の合併気運を盛り上げる啓発行事として、二九年一月二八日各市町村関係者の参集を得て、国から町村合併推進本部委員掘間茂および自治庁行政課長長野士郎の町村合併促進講演会を開催したほか、県政記者座談会、町村合併に関する職員研修会などを実施した。

また、啓発資料として二九年九月と一二月の二回にわたり、(一)熊本県町村の概況、(二)熊本県の町村合併計画、(三)現在までの合併実績、(四)町村合併促進協議会設置状況、(五)合併市町村の実態、を内容とする「町村合併資料」を作成し、続いて同年一二月合併市町村の具体的指導要領を解説した「合併市町村指導要領」を印刷して広く関係方面へ頒布した。

このように町村自らの合併気運の醸成に努めた結果、促進法有効期間の第二年度を終わる直前の三〇年八月までに、多くの町村で合併の気運が熟してきたが、町村合併もいよいよ整理段階に入ってなお一層の努力が必要であるとして、郡単位に未合併町村を対象とした町村合併懇談会を開催することを計画し、同三〇年八月一日総務部長から各地方事務所長に開催要領を指示したので、八月二四日飽託郡の河内村等九か村が合同懇談会を開いたのを始めとして、同年一〇月までの間に一五地区の懇談会が開かれた。

さらに促進法施行期間中に町村合併を完遂したいという政府の意向に基づき、同年一二月一日総務部長から各地方事務所長に対し、本県においても中央の態勢に即応し、更に促進態勢を整える必要があることを強調するとともに、未合併町村の合併促進に関する具体的要領を指示して、一層の努力を続けるよう要請した。引き続き翌三一年に入るや一月一日県庁正面に「住民の幸福のため町村合併を本年九月までに完了しましょう」との懸垂幕を掲示、一月一四日「未合併町村の合併促進について」地方課振興係長のラジオ放送などにより、最終段階に対処してさらに積

極的な合併呼びかけを続けた。

町村合併促進法の施行について

昭二八・一一・四 地第一三一四号

各市町村長、各地方事務所長あて総務部長通知

去る九月一日法律第二五八号として公布された町村合併促進法は、一〇月一日から施行されることとなり、同法施行令は政令第三二三号として一〇月五日公布即日施行せられることとなった。

町村合併により弱小町村を解消し、町村規模の適正化を図ることは、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本であるのみではなく、国政全般の合理的能率の運営に寄与するところが多いのであって、政府は、去る九月一日の閣議において、町村合併促進法の施行を機とし、今後三年間に概ね現在の町村数を三分の一とすることを前途として、強力にその推進に当る方針を決定し、これがため関係各省庁、地方公共団体の代表者及び学識経験者をもつて組織する町村合併推進本部を内閣に設け、町村合併に関する基本方針及び基本計画を定めこの画期的な大事業を推進することとなった。

県においても近く合併促進審議会を設置し、さらに積極的に推進する方針であるが、同法の施行その他町村合併の実施上の諸般の措置については、各市町村における関係機関の積極的協力にまっところが頗る多いのであって、全国的な町村の再編成の歴史的事業の成就是、帰するところは関係町村の自主的発意によらなければならない。

ついでには、同法の施行にあたり左記事項に御留意の上、町村合併の促進に関し、ひろく住民全般に対して同法の趣旨の周知徹底を期し、挙げてその目的の達成に努めるよう格別の御尽力をお願いする。

記

(記は自治庁の通達文である。)

町村合併懇談会開催について

昭三〇・八・一一 地第九九一号

各地方事務所長あて 総務部長通知

町村合併については貴職の努力により相当の進捗を示し御同慶に存ずる。

さて、町村合併もいよいよ整理的段階に入り、なお一層の努力を要すること
 と思われるので、貴職にあつては、さらにこれが啓発指導を強く推進し初期の
 目的達成に努力せられたい。
 ついては、左記要領により郡単位に未合併町村を対象とした町村合併懇談会
 を開催し、これが啓発促進を図るようお願いする。
 なお、開催期日、場所並びに懇談会出席者について、別記様式により至急回
 報されたい

更に未合併の町村単位又は関係町村単位の合併懇談会についても右要領に準
 じ実施するようお願いする。

- 記
- 一 開催日時 八月一五日より八月末日までの間
 - 二 参集者 未合併町村の長、議長その他助役、副議長並びに各種団体長等必
 要があれば地方事務所長において適宜選定のこと
 - 三 懇談事項
 - 1 未合併町村の合併促進方策について
 - 2 町村合併計画について

開 催 状 況

阿 蘇										飽 託	郡 名	
錦野村	長陽村	久木野村	白水村	野尻村	馬見原村	菅尾村	柏村	波野村	産山村	三〇・八・二六	役場	三役、議会議員、各種団体の長、及び町村長が適当と認めた者
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇・八・二四	飽託地方事務所会議室	各町村長、助役、正副議長、河内・芳野両村庶務主任、奥古閑列村 漁業調整委員長、小島町郵便局長、竜田村婦人会長
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇・八・二五	阿蘇地方事務所会議室	各町村長、議長

菊池	山西村 郡内全町村	〃 〃 一六	〃	正副議長
上益城	河原村、中島村、名連川村、朝日村、小峯村	三〇・九・一九	熊本県自治会館	三役、正副議長、各村からの選定者各一名、郡出身県議会議員四名
球磨	上村、免田町、岡原村、湯前町、水上村、須恵村、深田村、川村、四浦村、五木村、山江村	三〇・八・二八	球磨地方事務所会議室	三役、正副議長

町村合併促進について

〔昭三〇・一二・一 地第一四二五号〕
各地方事務所長あて 総務部長通知

標記の件については鋭意努力中のことと存するが、最近にいたり国は全国各地課長会議を開き、合併促進の協議を行ったのであるが、合併未了町村の促進及び新町村の育成についての法的措置を次期通常国会に提案する予定もあり、促進法施行期間中に町村合併を完遂したい意向である。については本県においても中央の情勢に即応し、更に促進体制を整える必要があると思われるので、貴職においては次により格段の御努力を煩わしたい。

一 中央から近く合併の啓蒙督促に來県の予定であるが、これに呼応して予め未合併町村の促進体制の強化をはかること。

二 地方事務所の合併計画案を提示して、その線に添い積極的推進をはかること。

三 計画案に基づき、関係町村の合併促進協議会を設置し、合併の具体的実働にはいること。

四 取り残し町村等において、前項の合併促進協議会を結成しえない場合には町村内の促進委員会を設け合併ブロックについての具体的検討を始めること。

四、町村合併の展開

県は昭和二六年に町村合併の推進に着手して以来、あくまで町村の自主的な意思による合併をたてまゑとして指導してきたが、翌二七年八月の地方自治法一部改正により知事に町村合併計画の策定およびこれに基づく勧告の権限が与えられたことにかんがみ、全県的な合併計画の策定を試み、同二八年六月から合併試案の作成に着手し、同年八月町村合併促進法の制定をみるに及んで本格的な合併試案の立案を急ぎ、同法公布直後に県下三一五カ町村を九二カ町村とする一応の成案を得て、一〇月五日の県町村合併基準委員会に諮った。その結果、結論を次回に持越すこととなつたため、県は再検討のうえ九二カ町村案をさらに八八カ町村に縮小する最終案を決定し、十一月一六日の最後の基準委員会にかけた結果、県案を一部修正して今後三カ年間に八六カ町村とする具体的な最終合併案と試案要領を決定して発表した。

この合併試案は地方事務所を通じて調査した多くの資料に基づきあらゆる面にわたつて検討を行い、全市町村の実情を充分考慮して立案されたもので、県下一円の均衡化された合併構想の樹立をその基本方針とし

ており、この構想では町村の規模は平均人口一四、六九六人、平均面積七八・八四平方メートルとなっていた。

また、町村合併試案の決定を最後に熊本県町村合併基準委員会議は発展的に解消した。これに代わって町村合併促進法に基づく熊本県町村合併促進審議会が同二八年一月二七日発足。

町村合併試案要領及び合併試案は次のとおりである。

町村合併試案要領

一 基本方針

合併区域は個々の町村が自主的に決定すべきものであるが、全県にわたって町村合併を考慮する必要がある、一部地区の町村のみが他の考慮なく規模を決定する場合には、取残される町村等も生ずる虞れがあるので、県下一円の均衡化された合併構想を樹立し、適正規模の実現に資するものである。

郡名	区分		現		況		試		案
	町村数	人口	面積	平均人口	平均面積	町村数	平均人口	平均面積	
阿蘇	二五	二〇、八四三	一、一八〇・二五	四、四三四	四七・三	一〇	一一、〇八四	二八・〇三	一五
菊池	二五	一一五、六五四	四六五・一〇	四、六二六	一八・六〇	八	一四、四五七	五・一四	一七
鹿本	二七	一〇三、一四五	三三八・七七	三、八〇	二二・九二	七	一四、七五五	四・八二	二〇
玉名	三七	一四七、五〇〇	三七四・八九	三、九六六	一〇・一三	二二	一一、九二二	三・三四	二五
下益城	一八	九七七・七七	三三四・六七	五、四四五	一七・四八	六	一六、二八六	五・四五	三
宇土	三	六二、二六三	一五〇・三五	五、八九	二二・五三	四	一五、五五五	三・七五	八
飽託	二四	七三、七〇	一七・五	三、〇七	七・五	六	一一、二八五	二・五九	一八

二 取扱要領

- 1 本試案は町村長、町村議会議長及び地方事務所長の意見をくみ、おおむね人口、八、〇〇〇人以上、且つ、町村規模の均衡を目標として本会において作成したものであること。
- 2 本試案は合併促進の構想であり、地方自治法第八條の二第一項のいわゆる知事の合併計画ではない。
- 3 町村自体において本試案と異なる合併気運が醸成されるところであつても、特別の事情のない限りは、なるべく本試案の区域に調整を図る。
- 4 郡の境界にわたる合併又は町村を分割して合併する地区にあつては特に慎重に取扱うこと。
- 5 本試案は町村合併促進法の精神と合せて住民に周知徹底を図り、強制合併の印象を与えないように努める。

郡	上益城	八代	葦北	球磨	天草	郡計
三	二四、五七四	一〇七、三七七	六六、三七七	一〇四、六五七	二四〇、七五〇	三、五九
七〇八・〇三	三、六九六	六〇八・五九	三、九七五	三、三五四	六〇八・五九	三、九七五
三、六九六	三、三八四	三、三五四	三、三五四	三、三五四	三、三五四	三、三五四
四	二八、六四三	一一、五〇八	二、五〇八	二、五〇八	二、五〇八	二、五〇八
一七、〇二	一七、〇二	一七、〇二	一七、〇二	一七、〇二	一七、〇二	一七、〇二
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七

(市外編入七)

町村合併試案

龍田村	飽					託			郡					市町村名	合併計画の 関係市町村																				
	走潟村	川口村	中田村 (緑)	中田村 (塘)	中田村 (路)	奥古閑村 (奥古閑)	奥古閑村 (奥古閑)	奥古閑村 (奥古閑)	石井村 (並建)	並建村 (並建)	藤富村	八分字村	中島村			小島村	松尾村	芳野村	河内村	川上村	西里村														
四、二五〇	二、〇八一	三、五三二	一、八一二	二、七四七	四、三九四	三、〇〇五	二、一五〇	三、四〇六	四、六一二	四、八〇三	四、〇七二	三、二五四	七、二二〇	五、一九四	六、一八九	人口	八・三三	四・三〇	三・三〇	三・三三	五・〇九	一三・一四	五・四三	三・一九	三・七二	一〇・〇三	四・七八	一一・九七	二三・九五	一二・〇三	一四・〇五	一五・〇五	面積	人口	面積
			一四、五六六			八、五六一			一三、四八七			一〇、四七四	一一、三八三			人口		二九・一〇		二九・一六		一二・三四			二六・七八		三五・九八		二九・一〇		面積	人口	面積		

下益城郡					宇土郡										合併計画の 関係市町村						
東砥用村	砥用町	守富村	杉合村	豊田村	隈庄町	杉上村	網田村	網津村	緑川村	轟村	宇土町	花園村	不知火村	松合町	大岳村	郡浦村	戸馳村	三角町	小山戸島村	広畑村	供合村
六、四〇五	八、三〇八	五、九七三	四、九六八	六、二〇八	五、四四二	五、六四七	七、六六四	五、二七七	三、九一三	二、六三八	六、八七七	四、八〇六	七、〇二六	五、四六二	二、四二四	四、六七五	三、〇五六	八、四四五	三、八七五	三、四九一	三、六二四
四〇・七八	五一・九六	一二・九一	七・七三	一八・四八	六・一二	一二・五九	二一・九二	一五・七六	九・一〇	七・五七	三・三二	一二・〇六	一六・五〇	一四・二四	一〇・〇一	一七・九二	七・七〇	一四・二五	一三・一六	八・八一	七・八七
一四、七一一			二八、二三八				一二、九四一			一八、二三四			一四、九一二			一六、一七六					一五、二四〇
九二・七四			五七・八三				三七・六八			三二・〇五			四〇・七五			三九・八七					三八・一七

玉 名 郡																				
江田村	腹赤村	清里村	長洲村	大野村	睦合村	六栄村	鍋高村	滑石村	豊野村	海東村	河江村	小川町	小野部田村	松橋町	豊福村	豊川村	当尾村	年弥村	中山村	
四、〇七四	三、九二九	四、七六九	八、二三五	三、一八〇	二、五八一	三、三一八	三、九七三	四、〇四二	四、三八九	八、一八〇	四、三〇六	五、六三一	五、二八八	二、八六一	四、二六〇	四、七三〇	四、〇七九	五、五五六	三、九一六	五、六五九
八・一一	五・三八	八・四二	四・九二	五・一七	六・三四	七・九〇	六・七四	七・一九	七・五一	三・八六	一・九六	七・八八	六・〇六	六・八六	一・五六	一・三四	一・二・七九	一・六・三三	三・三二	一・九・一四
	一六、九三三			九、〇七九			一一、四〇四			八、一八〇		一八、〇八六			一八、六二五				九、五七五	
	一八・七二			一九・四一			二二・四四			三一・八六		三九・七六			四二・〇二				五〇・四六	

大浜町	神尾村	緑富村	春富村	山北村	木葉村	伊倉村	八嘉村	玉水村	小天村	小田町	梅林村	石貫村	玉名村	月瀬村	玉名町	築山村	東郷村	川沿村	花簇村
三、八一八	三、九五〇	三、二八九	三、三八四	四、四六二	三、九〇三	五、六〇五	三、四七七	四、〇〇七	五、五一三	一、六九五	三、一五八	一、八四五	二、三三〇	一、六二七	一四、〇〇六	二、四〇八	二、八七三	二、四三九	一、八四七
八・七六	一六・一五	二〇・七〇	二二・九〇	一六・四九	七・六七	六・〇六	一一・五一	九・五九	三・一八	四・二九	七・五三	八・六八	四・八六	六・八五	七・一一	七・九七	一二・九二	九・四四	七・五〇
	一〇、六二三			八、三六五		九、〇八二		九、五二〇			一〇、六五五				一六、四一四			一一、二三三	
	五九・七五			二四・一六		一七・五七		二二・七七			三二・二一				一五・〇八			三七・九七	

鹿 本 郡																					
米田村	川辺村	八幡村	三玉村	平小城市	三岳村	山鹿町	中富村	稲田村	来民町	六郷村	内田村	広見村	岳間村	岩野村	米富村	坂下村	大原村	賢木村	南関村	横島村	豊水村
四四九一	一、九三三	四四八七	三、三二五	二、八九八	三、三九五	二、九六五	三、二三四	三、四一九	五、七二九	三、九六〇	四、五三三	二、八九九	二、七四八	三、五三八	二、二九五	三、二二五	三、六四八	五、一八六	五、七三五	七、一六三	二、二二八
一〇・六六	七・二五	六・三五	一五・八四	一六・一〇	二二・二六	二・五四	六・六二	六・七一	四・八七	一八・九九	四一・四〇	一七・六六	四〇・二二	二八・五六	二二・四五	一〇・八九	二三・三七	二二・二五	一九・〇八	一六・二二	三・九九
			三七、四八三				一一、三七二		四・八七	八、四九三		九、一八五		二〇、〇七九					一一、一〇九		
			八七・四〇				一八・二〇		六〇・三九			八六・三四		七七・九四						二八・八七	

菊 池 郡																				
城北村	花房村	戸崎村	菊池村	河原村	隈府町	迫間村	水源村	龍門村	菱形村	桜井村	田原村	山東村	植木町	山本村	吉松村	田底村	山内村	米野岳村	千田村	大道村
四九六一	一、七六八	二、一八二	四、二二九	二、九八二	一一、一七四	三、七九五	四、四九三	三、〇五八	三、五二三	三、八七	二、九四九	二、七五六	二、一五二	三、七八二	四、一八五	三、五四七	一、九四三	三、〇二七	三、九三二	四、〇〇九
一九・七一	六・四三	五・六五	六・六八	一三・二五	三・七六	一八・二二	七六・九六	四七・五二	一〇・九八	六・四二	九・九三	九・一八	一・五二	二二・二八	八・九九	六・二一	九・二五	一一・九八	九・八一	七・五〇
		二八、二八六				一一、三四六					一五、一九七			一一、五二四				八、九〇一		
			五五・四八			一四二・七〇					三八・〇二			二七・三八				三二・〇四		

古城村	中通村	宮地町	波野村	産山村	旭野村	護川村	北合志村	津田村	原水村	合志村	西合志村	瀬田村	陣内村	平真城村	大津町	田島村	泗水村	清泉村	加茂川村	磐村
二、四五九	二、〇〇七	六、〇四六	三、六七九	三、一一九	二、一四九	四、七七一	三、四五七	五、三〇四	四、一五八	八、九九八	一〇、〇七三	三、二九四	三、八六七	二、三九二	九、〇七〇	一、九九一	八、三四五	二、四八二	三、五五七	二、一一二
三八・二〇	二五・三三	一八・七一	七一・二九	六〇・五四	一六・九七	二二・九二	二四・二六	一一・六四	一二・八六	二八・九三	二四・三五	二一・六五	六・七四	三五・七四	一一・九一	五・三八	一九・七六	八・九二	五・九七	八・九二
二、七二九			六、七九八		一〇、三七七			九、四六二		一九、〇七一		一八、六二五			一〇、三三六			八、一五一		
一〇五・五三			一三一・八三		六四・一五			二四・五〇		五三・二八		七六・〇四			二五・一四			二三・八一		

												阿			蘇			郡	
黒川村	南小国村	小国町	錦野村	山西村	馬見原村	管尾村	柏村	久木野村	長陽村	白水村	永水村	高森村	色見村	草部村	野尻村	尾カ石村	山田村	内牧村	坂梨村
八、〇〇二	七、三八九	一五、一八九	三、一七〇	四、四四七	三、二四三	一、八一二	四、〇二六	三、九〇八	四、五一九	七、〇一八	二、七七九	四、七三〇	一、九三一	三、四六四	二、八七七	二、九七〇	二、八九八	六、九四四	二、二二七
四八・二八	二六・四二	三七・三〇	一三・三二	五二・〇五	二四・二六	二二・六二	七四・一四	五〇・九九	三一・七四	四八・二八	二六・一一	一五・三九	三三・三八	五六・七四	六八・六二	三六・〇九	三二・四一	五五・八九	二三・二九
八、〇〇二	七、三八九	一五、一八九	七、六一六		九、〇八一				一八、二三四				一三、〇〇二				一二、八二二		
四八・二八	一一六・四二	一三七・三〇	六五・二七		一二〇・〇二				一五七・二二				一七四・二三				一二四・三九		

		上 益 城 郡																				
浜 下 矢 部 村	宮 内 村	龍 野 村	甲 佐 町	乙 女 村	白 旗 村	坂 村、 豐秋 列村、 陣村、 小	六 嘉 村	大 島 村	七 滝 村	滝 水 村	高 木 村	木 倉 村	御 船 町	秋 津 村	広 安 村	飯 野 村	白 水 村	木 山 町	福 田 村	津 森 村	河 原 村	
																						六、 六二七
二〇・七一	三〇・〇五	一四・〇〇	一二・三七	九・一五	一四・三六	七・四五	四・五二	八・一四	八・九九	四八・九五	二五・二〇	四・九五	八・四五	五・二一	六・六三	九・七二	一六・三三	二・八三	六・三七	一三・〇二	二〇・六二	一一・五四
			一九、 九二五						三三、 三四四								三〇、 八三六					
			五七・ 三三三						一一四・ 四一								一〇九・ 〇六					

八 代 郡																				
文 政 村	鏡 町	昭 和 村	千 丁 村	下 松 求 麻 村	上 松 求 麻 村	河 俣 村	下 岳 村	種 山 村	龍 峯 村	有 佐 村	宮 原 村	野 津 村	吉 野 村	和 鹿 島 村	中 島 村	朝 日 村	名 連 川 村	小 峯 村	御 岳 村	白 糸 村
二四・二九	一〇・〇七	八・七三	五・五二	七五・六七	四七・八〇	四一・二七	一九・八五	二四・四五	四・四七	五・六五	八・三三	三・九二	七・八〇	八・九五	七三・五四	五六・二三	六一・二五	七二・九八	二四・九九	八七・四八
	一八、 八五一		九、 九六二		一四、 七五〇		八、 二一四			一一、 九一六			一〇、 一七四				三一、 四七八			
	三四・ 三六		一四・ 二五		一二三・ 四八		八五・ 五七			一八・ 四五			二〇・ 六七				四二七・ 二三			

		葦 北 郡															
西 村	津 奈 木 村	久 木 野 村	吉 尾 村	大 野 村	田 浦 町	湯 浦 町	佐 敷 町	百 濟 木 村	二 見 町	日 奈 久 町	宮 地 村	八 千 把 村	郡 築 村	今 剛 村	高 田 村	柿 迫 村 (柿 迫 村、 久 連 子 村、 椎 村、 葉 木 村、 尾 村、 榎 村)	
四、 八 九 四	九、 三 〇 三	三、 一 七 九	三、 五 五 九	四、 五 二 一	九、 五 四 七	八、 六 七 三	一、 四 二 四	三、 九 七 〇	四、 四 七 〇	七、 五 九 一	四、 八 一 〇	五、 四 八 七	四、 六 三 二	五、 八 四 四	六、 〇 二 二	五、 六 八 四	
二九・ 二〇	三二・ 五一	四〇・ 〇二	三四・ 〇七	五五・ 五二	三三・ 一九	六五・ 六七	四四・ 七一	三六・ 七九	二四・ 九七	一六・ 二三	二一・ 五二	七・ 二三	一〇・ 四一	一六・ 二六	九・ 〇四	二四・ 三五	
	(水俣市へ の編入を予 定された村)		三七、七二四				一六、〇三二	(八代市へ の編入を予 定された村)					五、六八四				
			一一三三・ 一六				七七・ 九九										二四七、 三五

		球 磨 郡																		
上 登 立 村	五 木 村	水 上 村	湯 前 町	神 瀬 村	一 勝 地 村	渡 村	四 浦 村	川 村	山 江 村	黒 肥 地 村	久 米 村	多 良 木 町	岡 原 村	深 田 村	須 恵 村	上 村	免 田 町	木 上 村	一 武 村	
六、 七 八 六	八、 三 三 一	五、 九 〇 二	六、 九 四 四	八、 四 九 九	三、 四 七 一	五、 〇 七 九	三、 六 六 八	二、 九 七 〇	五、 八 六 〇	六、 〇 五 一	五、 三 四 四	四、 九 九 八	八、 六 八 一	四、 一 六 七	二、 九 八 四	二、 一 八 〇	七、 五 七 四	六、 三 九 四	四、 六 三 四	四、 三 六 三
一〇・ 九 三	八・ 〇 四	三五・ 〇七	四八・ 五 四	一三・ 四 四	六六・ 五 二	九二・ 九 四	四八・ 二 一	六四・ 三 五	三〇・ 四 三	一三・ 八 九	三三・ 九 八	二七・ 八 五	二〇・ 五 〇	二一・ 〇 一	一七・ 四 九	九〇・ 二 四	一〇・ 一 五	三一・ 七 一	二三・ 一 四	
二〇、 三 八 四	二六、 八 七 八	一五、 四 四 三		一一、 二 一 八		一四、 八 八 一		一九、 〇 二 三						二三、 二 九 九				一三、 八 九 一		
八一・ 六 七	三八・ 七 二	二四〇・ 九 八		二〇七・ 六 七		二二六・ 六 七		一六五・ 五 〇						一五九・ 三 九				八四・ 〇 五		

天												草			郡					
鬼池村	島子村	下津浦村	上津浦村	赤崎村	大浦須子列村 (大浦村、須子村)	栖本村	宮田村	棚底村	浦村	大道村	高戸村	樋島村	姫戸村	楠甫村	教良木河内村	今津村	阿村	湯島村	維和村	中村
三、六〇一	二、八三〇	一、二七七	二、二一五	二、三〇二	二、八九九	五、六六四	二、九二六	二、六七〇	二、四五四	三、二七〇	二、七六六	二、四九三	六、三〇一	一、七四一	三、〇五八	五、九三〇	三、三五四	一、七八四	三、三八二	六、五九五
六・八八	一・六三	八・八五	一・四九	五・四八	一・四七	三三・二七	五・二九	八・三六	一二・二二	七・五四	六・三〇	三・七〇	一八・八五	一・五一	二六・一一	一九・八三	五・三七	〇・七一	六・七六	一二・二八
			一、五二三				一三、七一四			九、五二九					二〇、三八四					
			四八・九二				五九・一四			一七・五四					八一・六七					

中田碓石列村 (中田村、碓石村)	宮地岳村	大江村	高浜村	下田村	福連木村	下浦村	志柿村	楠浦村	樋宇土村	龜場村	本村	佐伊津村	本渡町	都呂々村	志岐村	富岡村	坂瀬川村	城河原村	平野村	二江町	御領村
一、七六一	一、九〇七	三、八〇八	四、六六三	二、三八九	一、一九七	四、四七四	三、〇三九	四、三一六	一、七四五	二、五七九	三、四一二	四、五六一	一六、五九三	二、九八二	五、一五八	四、〇五九	二一、九九三	二、四〇三	二、三六〇	四、九四四	六、〇二九
一一・八七	二〇・三六	一四・五三	三一・六六	二二・六二	一六・九三	一四・九九	一三・二九	二〇・〇五	一六・二三	八・四五	二三・六四	六・七九	二三・二三	二三・四三	二五・八五	三・九二	一五・三三	一四・九六	一二・二九	五・一七	一一・五二
		一〇・二三六							四〇、七一九						一六、一九二				一九、三三七		
		七六・九八							一二五・六六						六七・五三					五〇・八二	

宮地村	四、二四四	三二・七〇		
大多尾村	二、三一四	一二・〇五		
一町田村	五、八八〇	五五・三二		
新合村	一、九一三	一八・一五	一一、六八五	九五・四二
宮津村	三、八九二	二一・九五		
二浦村	二、四三六	二三・八三		
宮野河内村	二、七七八	一九・六八		
牛深町	一九、四三四	一五・一三		
深海村	四、〇一五	一八・二二	三九、三一九	一一五・八〇
久玉村	五、六九五	二三・六九		
魚貫村	四、九六一	一六・二六		
御所浦村	九、一八七	二二・九八		

町村合併試案の発表後、県はまず「新町村建設計画の考え方」を作成し、地方課と地方事務所が一体となって合併試案の推進にあたる一方、二八年一月二十五日、本庁関係部課長会議で、町村合併試案、建設計画作成要領、建設計画審査要領などを協議し、続いて翌年三月二十七日、合併市町村に対する補助金の交付、合併市町村の合併前後の措置などについて協議するため教育庁、局、室を含む庁内関係部課長会議を開催して協力を求め、地方事務所長には、今後の新町村建設計画の作成などに関する具体的指導要領を指示するなどの措置を講じたので第一次合併として二九年四月一日には三市九町村の新設と一村の編入が実現し、五九を数える町村が減少して、当初計画を上回る実績を示した。

続いて二九年度は、第二次合併期として翌三〇年四月の地方議員および長の任期満了前を目標に、全体計画の六五パーセントの実現を目途と

する昭和二九年度町村合併促進要領を定め、五月一日その要領を指示するため各市、地方事務所の事務責任者会議を開催し、六月二三日付で各地方事務所長あての同要領に関する総務部長通知を行うかたわら、地方事務所長と同総務課長の合同会議、庁内関係課長会議を常時開催するなど、県町村合併促進協議会と協力して全県的に合併の推進にあたった。その結果、二九年度中の実績は合併件数四一件、減少町村九八を数え、三〇年四月一日現在の進捗率は当初計画の七二パーセントを示すにいたった。

なお、政府の合併市町村に対する行財政上の援助措置に関する通知に基づき、昭和二九年六月一日、総務部長から庁内各課長に通知がなされている。

合併市町村に対する行財政上の援助措置について

昭二九・六・一一 地第七八七号

庁内各課長あて 総務部長通知

標記の件に関しては、かねて御配慮を煩わしているところと存するが、別紙のような通達もあつたので、合併市町村の育成強化と今後の町村合併促進のため更に格別の御配慮をお願いする。
(別紙は自治庁の通達文である。)

昭和二九年度町村合併促進について

昭二九・六・二三 地第九二五号

各地方事務所長あて 総務部長通知

標記の件について別紙のとおり促進要領を定めたので管下町村の促進にあつて遺憾のないよう指導せられたい。

昭和二九年度町村合併促進要領

一 基本方針

昭和二九年度における町村合併は全町村の六五%の実現を期して、七月、十月、一月の三期に分けて促進するものとする。

二 促進方策

県は町村合併促進審議会と協力し、全県的合併気運の醸成を図るとともに地方事務所は管内町村の合併について積極的に推進するものとする。

- 1 県は全般的な啓発宣伝に当たるとともに、地方事務所と協力し、合併関係町村の指導にあたる。
 - 2 地方事務所は町村長、町村議会の自主的促進方策を研究推進するとともに、管内各種団体、特に農業協同組合、婦人会、青年団等の協力体制を確立すること。
 - 3 合併関係町村間の協力体制を整えるため、町村合併促進協議会の設置とともに各種団体会長、特に農協、婦人会、青年団幹部の連絡を緊密化すること。
 - 4 町村合併に関連し、一部区域の変動の問題が生ずる場合は、町村合併後においてこれを処理するものとする。
 - 5 住民の世論の啓発については、周到な用意をもって適宜行うものとするが、住民大会、住民投票はなるべくこれを行わないこと。
- ### 三 新町村建設計画について
- 1 新町村建設計画の事業費総額は、経費節減見込額の二倍程度をもって計画すること。
 - 2 新町村建設計画の策定にあたっては、関係町村の産業振興計画を基盤として新町村の一体制の確立に努めること。
 - 3 国及び県の各種年次計画等を参酌し、建設計画の策定に当ること。
 - 4 建設計画中、産業振興計画については、県の産業振興計画と一体化するため、県振興局と連携を密にすること。
 - 5 建設計画の策定については地方事務所と県出先機関の協力関係を密にして建設計画の実施についても協力を求めること。

さらに県は昭和三〇年度以降は第三次合併時期として町村合併促進法が失効する三一年九月三〇日为目标に昭和三〇年度町村合併促進指導要領を定め、今後は町村合併の整理的段階であるからこの時期に対処して指導の徹底を期するため、今後の合併については特に地方自治法第八条

の二の規定に基づく町村合併計画を策定し、合併の円滑な推進により所期の目的を達成することを打ち出している。

この要領の決定に伴って同条の規定に基づく町村合併計画を策定するため「策定の基本方針」および「策定要領」を作成し、三〇年四月二十七日地方事務所長および同総務課長の合同会議において具体的に指示するとともに、五月四日総務部長名で、すみやかに管内町村の合併計画案を提出するよう各地方事務所長に重ねて指示した。また五月二六日には教育庁を含む庁内課長会議を招集し、新市町村の育成指導、建設計画の作成などについて協議を重ね、協力を要請した。

その後関係市町村からの希望に基づく合併計画について県町村合併促進審議会の答申を経て知事勧告したのは、六月の清里村の荒尾市、長洲町への編入をはじめとして、翌三一年二月までに七地区の合併計画であった。なおこれ以前三〇年三月に八代郡宮地村の八代市編入についても同様に知事勧告が出されている。

特に昭和三一年度は促進法有効期間の最終年度にあたり、二月七日閣議決定された「町村合併の完遂に関する件」および町村合併推進本部が一月三十一日決定した「町村合併の完遂措置要領」により関係者は全力をあげて合併促進に努力した。

その過程の中には二九年三月玉名市参加に反対した玉名郡伊倉町の紛争問題が東京で政治問題化したのを始め、立野地区の菊池郡大津町への合併反対問題にからむ発砲騒ぎ、玉名郡清里村の荒尾市、長洲町への編入問題、さらに阿蘇郡錦野村、鹿本郡福田村などで紛争が起こって町村合併に対する大きな障壁となったが、全県的な町村合併は着々と進み、当初県議案の九〇パーセント、自治庁の基本計画の九四パーセントの進捗率をもって、昭和三一年九月三〇日一応町村合併促進法の適用期限切れとなった。これにより県下の市町村数は、昭和二八年一月町村合併試案策定当時の五市三一五か町村から九市一〇八か町村に減少し、三八の未合併町村を残すこととなった。

昭和三〇年度町村合併促進指導要領、地方自治法第八條の二の規定に基づく合併計画と知事勧告の内容、その他昭和三〇年度以降における主要な関係文書及び昭和二八年一〇月一日の町村合併促進法施行から同三年九月三〇日同法が失効するまでの間における町村合併状況は次のとおりである。

昭和三〇年度町村合併促進指導要領

- 一 町村合併については自主的な合併を促進することを建前とし、今後の整理的段階に対処するため、指導の徹底を期すること。
 - 二 地方自治法第八條の二の規定に基づく町村合併計画を策定し、合併の円滑な推進を図るものとする。
 - 三 合併推進に当たっては民意の把握に努めるため、予め、住民の賛否、分村の要否物について適確な実態調査を行わせるものとする（自主的な住民投票、与論調査、戸別調査等）。
 - 四 分村問題については慎重な調査を進めて合理的区域を定め、その地区の実情に即応した方法を講ぜしめるものとする。
 - 五 合併促進協議会における協議は十分な討議を重ね、議会はその決定に従うものとする。
 - 六 新町村の育成指導に重点を置き、合併効果の実現に努力するものとする。
- 町村合併計画策定の基本方針
- 町村合併計画の作成に当っては国の町村合併基本方針に基く他特に次の事項に留意して定めるものとする。
- 一 人口八、〇〇〇以上の町村を標準として町村規模の適正化を図ること。
 - 二 地勢、人口密度、経済事情、都市計画、地方の総合開発その他の具体的な事情に照し決定すること。
 - 三 住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく、将来の共同社会として自治意識を醸成することができるものであること。
 - 四 境界変更は特に必要ある場合の他は考慮しないこと。
- 町村合併計画策定要領
- 一 町村合併については、自主的な合併を促進することを建前とし、今後の整

- 理的段階に対処するため、地方自治法第八條の二の規定に基づく町村合併計画を策定し、合併の円滑な推進を図るものとする。
- 二 地方事務所長は町村合併試案を充分考慮し、管内の町村について別紙の町村合併計画策定の基本方針に基いて速やかに町村合併計画案（以下「計画案」という。）を策定すること。
 - 三 地方事務所長は管内の計画案の策定にあたっては、関係町村長と充分協議の上、その意見を聴くこと。
 - 四 町村長は右の意見について町村合併促進委員会及び町村議会等の意見を徴するとともに、住民の意志を充分尊重すること。
 - 五 県は地方事務所長より提出された計画案に基いて調査研究の上、県下の計画案を速やかにとりまとめるものとする。
 - 六 県は計画案を町村合併促進協議会に諮問し、関係町村及び県議会の意見を聴き決定するものとする。
 - 七 町村合併促進協議会が必要に応じ小委員会を設け調査審議を行うものとする。

（様式）
町村合併計画

〇〇地方事務所

郡名	町村名	現況		合併計画		摘要
		人口 人	面積 平方糎	人口 密度 人	人口 密度 人	
何郡	何町(村)					
	何町(村)					
	何町(村)の一部					

(以下同じ)

地方自治法第八条の二の規定に基づく合併計画と知事勧告

勧告された市町村	勧告内容	諮問年月日	審議会開催日	答申年月日	勧告年月日	摘要
市町村	宮地村を廃し八代市へ編入	三〇・三・五	三〇・三・八(第三回)	三〇・三・八	三〇・三・二二	三〇・四・二施行
八代市	清里村の一部の区域を荒尾市に、その他の区域を長洲町に編入	三〇・六・五	三〇・六・五(第四回)	三〇・六・五	三〇・六・二二	三〇・七・二〇施行
荒尾市	中央村の一部の区域を砥用町に編入	三〇・六・三	三〇・六・五(第四回)	三〇・六・五	三〇・六・二二	三〇・七・二〇施行
下益城郡 中央村	宇土町の一部の区域を松橋町に編入	三〇・八・七	三〇・八・八(持回り)	三〇・八・八	三〇・八・二九	三〇・二・二二施行
宇土郡宇土町 下益城郡 松橋町	鏡町の一部の区域を宮原町に編入	三〇・八・七	三〇・八・八(持回り)	三〇・八・八	三〇・八・二九	三〇・二・二二施行
八代郡宮原町 鏡町	南関町の一部の区域を玉名市に編入	三〇・二・二〇	三〇・二・二〇(持回り)	三〇・二・二〇	三〇・二・二二	三〇・二・二二施行
玉名市 玉名郡南関町	昭和村を廃し八代市に編入	三〇・二・二六	三〇・二・二七(持回り)	三〇・二・二七	三〇・二・二八	三〇・四・二施行
八代市 八代郡昭和村	富合町の一部の区域を宇土町に編入	三〇・二・二六	三〇・二・二七(持回り)	三〇・二・二七	三〇・二・二八	三〇・四・二施行
下益城郡 富合町 宇土郡宇土町						

地第二八六号

昭和三〇年三月五日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人殿

市村の廃置分合計画について

さきに町村合併試案を策定し、市町村の組織及び運営を合理的、能率的にし、住民の福祉を増進するため、町村合併の促進に当たっているのであるが、今般左記地区について町村合併促進法第三七条及び地方自治法第八条の二の規定によ

り、廃置分合の計画を定めたいので、町村合併促進法第三七条第一項の規定に基き、貴会の意見をお願いする。

市村の廃置分合計画

郡市名	合併関係市村		合併市		備考
	市村名	人口	市名	人口	
八代市	八代市	六九、三三〇人	八代市	七四、四四〇人	宮地村を廃し、その区域を八代市に編入するものとする
八代郡	宮地村	四、八〇〇人	八代市	八八、三三〇人	

第一号

市村の廃置分合の計画について

三月五日地第二八六号をもって熊本県知事より意見を求められた市村の廃置分合の計画については、適当なるものと思われる。

昭和三〇年三月八日

熊本県町村合併促進審議会議長 伊豆 富人

地第二八六号

昭和三〇年三月二日

熊本県知事 桜井三郎

八代市長 殿

八代郡宮地村長

市村の廃置分合について

地方自治法第八条の二項の規定に基き、市村の廃置分合計画を左のとおり定めたので、速やかに関係市村の協議を進められるよう勧告する。

(計画は諮問に同じ)

地第八二二号

昭和三〇年六月二日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人殿

市町村の廃置分合及び境界変更の計画及び勧告について

地方自治法第八条の二の規定による市町村の配置分合及び境界変更の計画を

熊本県町村合併促進審議会
会長 伊豆 富人殿

町の境界変更の計画及び勧告について

町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基き、八代郡鏡町の区域のうち
次の区域を同郡宮原町に編入する計画を定め、関係町に勧告することについて
貴会の意見をお伺いする。

八代郡鏡町大字有佐字京田 全部の区域

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

二四九番、二四七番の一
二九八番の一から三二〇番まで
三四一番の二から四〇一番まで
全部の区域
五〇四番から五三七番まで
五三八番の一、五五五番の一
五五六番の一、五五七番の一
五五八番から五六一番まで
五六四番、五六五番、五六八番
五七一番、五七二番、五七五番の三、五七四番合
併番の一
五七五番三、五七四番の合併番の二
五七五番の一、五七五番の二、五七六番の一、五
七六番の二
八六〇番の二、八六一番の二
一一四七番の一、一一四八番の一、一一四九番、
一一五〇番、一一五一番の一、一一五二番の一
一一五三番から一一七二番まで

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃 〃

中島

京坪

堀切

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

昭和三〇年八月一日

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆 富人

熊本県知事 桜井 三郎 殿

町の境界変更の計画及び勧告について

八月一七日付地第一二〇号及び八月一七日付地第一二二一号をもって意見
を求められた町の境界変更の計画及び勧告については適當であるので、この旨
答申する。

地第一四九号の一、二

昭和三〇年八月一日

熊本県知事 桜井 三郎

八代郡鏡町長 殿

〃 宮原町長

町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基く勧告について

町村合併促進法第一一条の三第一項の規定に基き、八代郡鏡町の区域のうち
次の区域を同郡宮原町に編入するよう勧告する。
(区域諮問と同じに付省略)

地第一四九号の三、四

昭和三〇年八月一日

熊本県知事 桜井 三郎

宇土郡宇土町長 殿

下益城郡松橋町長

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基く勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、宇土郡宇土町の区域のうち次の区域を下益城郡松橋町に編入するよう勧告する。

(区域諮問と同じに付省略)

地第一二六六号

昭和三〇年一月三〇日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆富人殿

市町の境界変更の計画及び勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、玉名郡南関町の区域のうち、大字三ツ川の区域を玉名市に編入する計画を定め、関係市町に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

昭和三〇年一月三〇日

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆富人

熊本県知事 桜井三郎殿

市町の境界変更の計画及び勧告について

昭和三〇年一月三〇日付地第一二六六号をもって意見を求められた市町の境界変更の計画及び勧告については適当であるので、この旨答申する。

地第一二六六号の三

昭和三〇年二月一日

熊本県知事 桜井三郎

玉名郡南関町長

玉名市長 殿

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基く勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、玉名郡南関町の区域のうち、大字三ツ川の区域を玉名市に編入するよう勧告する。

地第一六八号の一

昭和三二年二月一日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆富人殿

市町村の廃置分合及び境界変更の計画並びに勧告について

一 町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、下益城郡富合村大字三

拾町のうち次の区域を宇土郡宇土町に編入する計画を定め、関係町村に勧告することについて貴会の意見をお伺いする。

富合村大字三拾町字東田一番から七〇の一番まで

西田七一の一番から又九九番まで

横打一〇〇番から一三六番まで

野原町一三七の一番から二〇三番まで

壹町田二一五の一番から二七三番まで

堂本二七四番から三一四番まで

中島三一五番から三五九番まで

道越三六〇の一番から四〇八番まで

野口四〇九番から四七三番まで

前田四七四番から五〇四番まで

園田五〇五番から六〇二番まで

鋤崎六〇三の一番から七二四の二番まで

大川七二五番から七九六番の一番まで

二 町村合併促進法第三七条第一項第五号の規定に基き、八代郡昭和村を廃し

その区域を八代市に編入する計画を定め、関係市村に勧告することについて

貴会の意見をお伺いする。

昭和三二年二月一日

熊本県町村合併促進審議会

会長 伊豆富人

熊本県知事 桜井三郎 殿

市町村の廃置分合及び境界変更の計画

並びに勧告について（答申）

昭和三十二年二月一六日付第一六八号の一をもって意見を求められた市町村の廃置分合及び境界変更の計画並びに勧告については適当であるので、この旨答申する。

地第一六八号の二

昭和三十二年二月一八日

熊本県知事 桜井三郎

下益城郡富合村長 殿

宇土郡宇土町長

町村合併促進法第一条の三第一項の規定

に基づく勧告について

町村合併促進法第一条の三第一項の規定に基き、下益城郡富合村大字三拾町のうち、次の区域を宇土郡宇土町に編入するよう勧告する。

（区域は諮問に同じ）

地第一九一号の一

昭和三十二年二月一八日

熊本県知事 桜井三郎

八代市長 殿

八代郡昭和村長

町村合併促進法第三十七条第一項第五号の規定

に基づく勧告について

町村合併促進法第三十七条第一項第五号の規定に基き、八代郡昭和村を廃し、その区域を八代市に編入するよう勧告する。

（区域は諮問に同じ）

町村合併完遂措置要領 (三一・一・三一)

町村合併の最終的整理的段階に対処して、中央からの指導督励を機会に関係町村に対する合併の周知徹底とその実現をはかるため、次の方法により促進をはかる。

- 一 知事総括の下に副知事、総務部長及び関係各部長を網羅して指導体制を強化する。
- 二 庁内において合併促進のための協議会を開催する。
- 三 各郡又は関係地区毎に促進協議会を開催し、副知事、総務部長又は関係部長の出席の下に合併の推進をはかる。
- 四 中央からの合併督励の場合は県全体の完遂講演会、促進座談会を開催し、全県下の合併の気運の醸成とその完成を期する。
- 五 県促進審議会委員に対して現地座談会又は協議会になるべく出席を求めらる。
- 六 未合併関係町村の促進協議会を早急に設置せしめる。
- 七 地方自治法第八条の二の規定に基き町村合併計画を早急に策定する。

町村合併の完遂及び新市町村の育成について

〔昭和三一・二・二四 地第二一六号〕
各地方事務所長あて 総務部長通知

町村合併の推進については、かねて貴職の格別の御尽力を願っているところであるが、町村合併を完遂し、新市町村の着実な建設を促進することは、地方自治の基礎を確立するため現下の急務であることにかんがみ、政府においては本月七日別紙（一）のように「町村合併の完遂に関する件」と閣議において決定し町村合併促進法の有効期間を延長することなく、本年一月三十一日町村合併推進本部決定「町村合併の完遂措置要領」に則り、町村合併促進法の有効期間中に町村合併の完遂を期する方針が定められた。

貴職におかれては、貴管下未合併町村についての合併の完遂に更に特段の努力をお願いする。

なお、合併後の新市町村の育成についても明年度予算において考慮され、更に今国会において必要な立法措置を講ずべく目下検討中であり、とりあえず町村合併推進本部の決定を経て新市町村建設方針（別紙二）が定められたので、

貴職においては、これに基き貴管下新町村の着実な建設が推進されるように新町村に対する指導を積極的に行うとともに、本県計画建設等の諸施策と関連し新町村育成のため必要な措置が総合的な見地からの確に講ぜられることとなるよう特に配慮されたい。

追って、右の趣旨を貴管下町村に対応しても連絡されたい。

(別紙一、二は省略)

町村合併の完遂及び新市町村の育成について

〔昭三一・二・二四 地第二一七号〕
各市長あて 総務部長通知

町村合併を完遂し、新市町村の着実な建設を促進することは、地方自治の基礎を確立するため現下の急務であることにかんがみ、政府においては、本月七日別紙(一)のように「町村合併の完遂に関する件」と閣議において決定し、町村合併促進法の有効期間を延長することなく、本年一月三十一日町村合併推進本部決定に則り町村合併の完遂を期する方針が定められた。

合併後の新市町村については明年度予算において或程度考慮され、更に、国会において必要な立法措置を講ずべく目下検討中であり、とりあえず町村合併推進本部の決定を経て新市町村建設方針(別紙二)が定められたので貴職におかれては、これに基き、着実な建設が推進されるとともに県の計画建設等の諸施策に関し、新市の育成のために必要な措置が総合的な見地からの確に講ぜられることとなるよう特に配慮されたい。

(別紙一、二は省略)

町村合併一覽表(昭和二八・一〇・一〇・一〇・一〇・一〇・一〇・一〇・一〇・一〇)

合併前の市町村名	同上人口	同上面積	合併後の市町村名	同上人口	同上面積	合併年月日	合併の種類
八代市	四七、六五九	二七、〇八	八代市	同	同		編入
金剛村	五、八四四	二、三、七〇					
高田村	六、〇二二	九、〇四					
八千把村	五、四八七	七、二二					
玉名町	一、四〇六	七、二二					
滑石町	四、三六九	六、一〇					
豊水村	二、三三八	四、〇〇	玉名市	四六、四八六	八、三三	二九、四一	合体
石貫村	一、八四五	八、七〇					
玉名村	二、三三〇	四、九〇					

大道村	米田村	川辺村	八幡村	三玉村	平小城村	三岳村	山鹿町	下浦村	志柿村	楠浦村	栢宇土村	亀場村	本村	佐伊津村	本渡町	月瀬村	八嘉村	大浜町	築山村	伊倉村	梅林村	小田村
四、〇〇九	四、四九一	一、九三三	四、四八七	三、三三五	二、八九九	三、三九五	二、一九六五	四、四七四	三、〇九三	四、三三六	一、七四五	二、五七九	三、四二二	四、五三三	一、六五九三	一、六二七	三、四七七	三、八七八	二、四〇八	五、六〇五	三、一五九	一、六九五
七、五	一〇、六六	七、三〇	六、三五	一五、八四	一六、一一	二、一六	二、二五四	一五、〇〇	二、二七〇	二、〇〇〇	一六、二〇	八、三〇	二、三、六〇	六、六〇	二、二、七〇	六、九〇	二、一、五〇	六、二、〇〇	八、〇〇〇	六、一、〇〇	七、五〇	四、三〇
山鹿市								本渡市														
三七、四八三								四〇、七〇二														
八、七二七								二、四、一〇														
二九、四二								二九、四二														
合体								合体														

木山町	山田村	尾ヶ石村	永水村	黒川村	内牧町	坂梨村	古城村	中通村	宮地町	広見村	岳間村	岩野村	東郷村	川沿村	花簇村	江田村	網津村	緑川村	轟村	花園村	宇土町				
三、五四	二、八九八	二、九七〇	二、七九九	八、〇〇二	六、九四四	二、二二七	二、四九九	二、〇〇七	六、〇四六	二、八九九	二、七四八	三、五八	二、八七五	二、四九九	一、八四七	四、〇七四	五、二七七	三、九三三	二、六三七	四、八〇六	六、八七七				
六、三七	三、三四一	三、六〇九	二、六一一	四、八二八	五、五八九	三、三二九	三、八二〇	二、五、三三	一、八七二	一、七六六	四、〇、二三	二、八、六〇	二、二九二	九、四四	七、五〇	八、一一	一、五、七六	九、二〇	七、五七	二、二〇六	三、三三				
益城町	阿蘇町					一の宮町					鹿北村					菊水町					宇土町				
二、五五六	三、五五三					二、三、七五					九、八五					二、三、三五					三、五二				
六、〇六	九、八七					二、〇、五五					八、六三六					三、七、九七					四、七八一				
二九、四二	二九、四二					二九、四二					二九、四二					二九、四二					二九、四二				
合体	合体					合体					合体					合体					合体				

三浦村	久玉村	魚貫村	深海村	牛深町	郡築村	八代市	湯島村	維和村	中村	登立町	上村	神瀬村	渡村	一勝地村	野津村	吉野村	和鹿島村	津森村	福田村	飯野村	広安村
二、四〇	五、六九五	四、九七一	四、〇〇五	一、九、四四	四、六三二	六、五、〇一	一、七三	三、三三二	六、五五	八、三三一	六、七六	三、四七一	三、六八	五、〇七九	二、七八	三、一四三	四、三〇四	四、六四九	三、六三二	四、九六	四、七五
二、三八三	二、三七	一、六、二六	一、八、六	一、五、二三	一、〇、一九	五、〇、二	〇、七一	六、七、六	二、二、八	一、〇、九三	八、〇、四	六、六、五	四、二、二	九、二、九四	三、九	七、八	八、六	二、〇、六	二、三、〇二	一、六、三三	九、七
	牛深市			八代市		大矢野町				球磨村			竜北村								
	三、六、五五			六、九、六三		二、六、八七				二、三、二八			一、〇、一四								
	九、六、五三			六、七、三		三、八、七				二、〇、七、六七			二、〇、三、九、四、一								
	二、九、七、二			二、九、七、二		二、九、四、二				二、九、四、二											
	合体			編入		合体				合体			合体								

清泉村	加茂川村	下岳村	久連木村	椎原村	樺木村	葉木村	仁田尾村	栗木村	柿柏村	小天村	玉水村	の不知火部	走潟村	宇土町	秋津村	熊本市	大道村	樋島村	高戸村
二、四八二	三、五五七	二、二七	一、九六	一、六六	三、八二	二、〇四	三、八八	一、六九九	二、六四九	五、五三	四、〇〇七	一、六二	二、〇八一	二、三、五一	三、八八四	二、八三、〇三	三、〇五二	三、五五一	二、六六
八、九三	五、九七	一、九、八五	二、〇、三	一、四、二五	三、三、九三	三、三、六四	三、三、五	三、三、九四	五、七、七五	二、一、〇	五、〇	〇、三三	四、三	四、七、八一	六、六〇	九、六、六、五	七、五四	三、七、三	六、二五
七城村					泉村				天水村				宇土町		熊本市			竜ヶ岳村	
八、五					七、九、二				九、五、〇				二、五、七、五		二、六、九、八			九、三、九	
					三、七、〇				二、二、六、九				五、四、四		二、〇、三、一			一、七、五、二	
					二、九、一、〇				二、九、一、〇				二、九、一、〇		二、九、一、〇			二、九、七、二	
合体					合体				合体			(境界変更)	編入		編入			合体	

滝水村	御船町	吉松村	山本村	田原村	菱形村	桜井村	山東村	植木町	年弥村	中山村	豊川村	豊福村	当尾村	松橋町	富津村	新合村	一町田村	大多尾村	碓石村 (中田村)	列石村	中田碓石	宮地村
三〇七四	七二五八	四一八五	三七八二	二九四九	三三三三	三三八七	二七五六	二二五二	三九六六	五六五九	四〇七九	四七三〇	五五五六	四一九九	三八九二	一八九三	五八八〇	二三四四	一、八八九	一、八八九	四二四四	
二五・五〇	五・二二	八・九九	二二・二六	九・九三	一〇・九九	六・四三	九・一八	一・五二	三・三三	一九・二四	三・七九	二・三四	一六・三三	一・五八	二・九五	一八・二五	五・三三	二二・〇五	一六・〇〇	一六・〇〇	三・七〇	
御船町				植木町					中央村			松橋町			河津町					新和村		
二二、三八三				二二、一四四					九、五七五			一八、六六五			二一、六八五					八、三八七		
九七、五八				五九、二九					五〇、四六			四二、〇二			九五、四二					六〇、七五		
三〇・一一				三〇・一一					三〇・一一			二九・三二			二九・二二					二九・二二		
合体				合体					合体			合体			合体					合体		

村小山戸島	供合村	広畑村	富岡町	坂瀬川村	志岐村	吉尾村	大野村	佐敷町	乙女村	白旗村	龍野村	宮内村	甲佐町	六嘉村	大島村	小坂村	陣村	豊秋村	高木村	木倉村
三、八五七	三、六四	三、四九	四、〇五九	四、〇六五	五、一五八	三、五五九	四、五二	二、四二四	四、四六六	三、四〇二	二、八三三	二、五六一	六、六七二	四、五五	四、四六	七、四五	四、五	八、二	一、七五五	二、九二二
	七、八七	八、八一	三、七〇	一五、三三	二五、八〇	三、四〇七	五、五二	四、〇七	一四、三六	七、四五	三、三七	一四、〇〇	九、一五	八、四	八、九九	一、六五	一、〇〇	一、七七	四、九五	八、四五
託麻村			荅北町			芦北町				甲佐町			嘉島村							
一〇、九九〇			二二、三〇			一九、五四				一九、九五			八、六二							
二九、八四			四、八三			一四、三〇				五、三三			一七、二三							
三〇・一一			三〇・一一			三〇・一一				三〇・一一			三〇・一一							
合体			合体			合体				合体			合体							

松尾村	熊本市	山北村	木葉村	豊田村	杉上村	隈庄町	河俣村	種山村	文政村	有佐村	鏡町	御岳町	白糸村	下矢部村	浜町	大岳村	郡浦村	戸馳村	三角町
四・〇七二	二八六・九一八	四四六二	三、九〇三	六、〇〇八	五、六四七	五、四四二	二、二八〇	三、七二七	七、八五五	四、三九九	一〇、九九八	三、七三三	三、七三三	三、三三三	六、六二七	二、四二四	四、六七五	三、〇五六	八、四四五
三・一一	一〇八・五	一六・兜	七・六七	一八・四	二二・五	六・二二	四・二七	二四・四五	二四・元	四・四七	一〇・〇七	二四・九	八七・四	三〇・〇五	二〇・七一	一〇・〇〇	一七・九二	七・七〇	一四・二五
熊本市	玉東村	城南町	東陽町	鏡町	矢部町	三角町													
二九〇、九九〇	八三六五	一七、二九七	五、九九七	三、三三〇	一七、四六六	一八、六〇〇													
一三・六九	二四・一六	三七・一九	六五・七二	三八・八三	六三・二三	四九・八七													
三〇・四・二	三〇・三・二	三〇・三・二	三〇・二・二	三〇・二・二	三〇・二・二	三〇・二・二													
編入	合体	合体	合体	合体	合体	合体													

米富村	賢木村	大原村	坂下村	南関村	鍋村	高道村	睦合村	大野村	東砥用町	砥用町	河江村	小野部田村	並建列村 (白石村 島口村)	藤富村	八分字村	日奈久町	宮地村	八代市
二、二九五	五、八六	三、六四	三、二二五	五、七三五	三、九七三	四、〇四二	二、五八一	三、七一九	六、四〇五	八、三八	五、六三	二、八六一	三、〇〇五	二、一五〇	二、四〇六	七、三九	四、八〇	六、九六三
二、二四五	二、一五	一三、三七	一〇、八九	一九、〇八	六、七四	七、一九	六、三四	五、一七	四、〇七八	五、一九	七八八	六、八六	五、四〇	三、二〇	三、七	一三八〇	二、五	六、七・二
	南関町					岱明村			砥用町		益南村		飽田村				八代市	
	二〇、〇七九					三、七五			二、四七三		八、四九二		八、五				八、〇〇西	
	七・九四					二、五四			九、二六		二、四七四		二、三三				一〇・五	
	三〇・四・一					三〇・四・一			三〇・四・一		三〇・四・一		三〇・四・一				三〇・四・一	
	合体					合体			合体		合体		合体				編入	

久米村	黒肥地村	多良木村	色見村	草部村	高森町	七城村の一部	泗水村	田島村	白水村	原水村	津田村	中富村	稲田村	来民町	城北村	内田村	六郷村	緑村	神尾村	春富村
四九九	五三四 八六一	二七・九〇	一、九三	三、四六 一、九三	三、四六四	三七	八三四 一、九二	一、九二	二、六三八	四一五 二、八三	五三〇 二、六四	三、二三四	三、四一九 六、七二	五七九 五、七〇	四九五七	四五三三	三、九九四 一、八九九	三、三八九	三、九五〇 二〇・七〇	三、三八四 二二・九〇
一五・六〇	三六・〇〇	二七・九〇	三三・三六	五・四六 三三・三六	一五・三九	一・二六	一九・七六 五・三六	五・三六	二・八三	三・八六 二・八三	二・六四	六・七二	六・六二 六・七二	五・七〇	九・七一	四・二四 一、八九九	二〇・七〇	三、三八九	六・五〇 二〇・七〇	三、三八四 二二・九〇
	多良木町			高森町			泗水町			菊陽村			鹿本町		菊鹿村				三加和村	
一九〇三				一〇・二五			一〇・六五			二二・一〇			二二・三七		一三・四五				一〇・六三	
〇一・七〇				〇五・四九			二六・三〇			三七・三三			一九〇三		八〇・一				五九・七五	
三〇・四一				三〇・四一			三〇・四一			三〇・四一			三〇・四一		三〇・四一				三〇・四一	
合体	合体			合体			(境界変更) 合体			合体			合体		合体				合体	

浦底村	棚底村	宮田村	水上村	西武村	一武村	山内村	千田村	米野岳村	川上村	西里村	城河原村	手野村	二江町	鬼池村	御領村	杉合村	守富村	河内村	教良村	阿木村	今村
二、四五四	二、七八	二、八五二	四、六三四	四、八九四	四、三六三	一、九四三	三、九三一	三、〇三七	五、九四九	六、八九	二、三六二	二、四八九	四、八四三	三、四四五	五、六〇四	四、九八八	五、九七三	三、〇五九	三、〇五九	三、三五四	五、九三〇
二・二〇	八・三七六	五・一元	三三・七一	三九・二〇	三三・二四	九・三五	九・八一	二・九八	二・四〇五	二・五〇五	二・四九六	二・二元	五・二七	六・八八	二・〇八	七・七三	二・二九	二六・二	二六・二	五・三七	一九・八三
倉岳村				錦村		鹿央村			北部村				五和町		富合村					松島村	
八〇・六七				一三・八九		八九〇			一一、三八				一九、三七		一〇、九四					一三、三四	
三五・八五				八四・〇五		三三・〇四			二九・一〇				五〇・二八		二〇・六四					五・三三	
三〇・七一				三〇・七一		三〇・七一			三〇・七一				三〇・五一		三〇・四一					三〇・四一	
合体				合体		合体			合体				合体		合体					合体	

昭 和 村	八 代 市	熊 本 市 一 部	玉 名 市 一 部	宇 土 町 一 部	千 丁 村	八 代 市 一 部	宮 原 町	長 洲 町 一 部	荒 尾 市 一 部	中 央 村 一 部
一、七 七	九〇、六 六	二九〇、九 九〇	四七、四 九八					八三、五 一、八〇 八	六四、二 〇七	八七 一四、七 三三
五、七 八	一〇三、三 三	三、三、六 九	八、二、〇 七、三、四 五					二、七 一、七、七	五、九、五 四、二、九	一五、三 六
八 代 市	熊 本 市	玉 名 市	松 橋 町	千 丁 村	八 代 市	宮 原 町	長 洲 町	荒 尾 市	砥 用 町	
九、〇、〇 〇	二九、五、四 四	四七、七、八 八					一〇、〇、四 三	六七、三、七 三	一五、五、五 五	
二〇、一、〇 〇	二五、三、二 二	八、五、五 五					四、四、七 七	六三、三、四 四	一〇、八、二、四 四	
三、四、一 一	三、四、一 一	三、二、一 一	三〇、三、一 一	三〇、三、一 一	三〇、三、一 一	三〇、一、〇、二、五 五	三〇、七、二、〇 〇	三〇、七、二、〇 〇	三〇、七、二、〇 〇	
編 入	境 界 変 更	境 界 変 更	境 界 変 更	境 界 変 更	境 界 変 更	境 界 変 更	編 入	編 入	境 界 変 更	

一 部	瀬 田 村 の	平 真 城 村	大 津 村	旭 志 村 一 部	旭 志 村	朝 日 村	小 峰 村	島 子 村	下 津 浦 村	上 津 浦 村	須 子 村	大 浦 村	大 浦 村	大 浦 村	楠 浦 村	赤 崎 町	北 合 志 村	旭 野 村	河 浦 町	宮 野 河 内 村	富 合 村 の	宇 土 町	
一、八 八	二、三、八 八	三、九、三 三	九、三、五 五	五、六、九 六	三、七、七 七	三、三、五 五	三、七、七 七	二、八、〇 〇	一、七、七 七	二、三、五 五	二、九、九 九	二、二、二 二	二、九、九 九	二、九、九 九	一、七、四 四	二、三、〇 〇	二、五、四 四	二、一、四 四	二、一、六、五 五	二、七、八 八	〇、六、四 四	七、七 七	二、五、五、九 九
一三、五、五 五	三、五、七、四 四	六、七、四 四	二、一、九、一 一	四、二、三、三 三	七、七、九 九	五、二、三、三 三	七、七、九 九	二、一、六、三 三	八、八、五 五	二、二、四 四	二、二、二 二	二、二、二 二	二、二、二 二	二、二、二 二	二、一、五、一 一	五、四、九 九	二、四、二、六 六	一、六、九、七 七	一、九、六、一 一	一、九、六、一 一	〇、六、四 四	五、二、七 七	
大 津 村	大 津 村	旭 志 村	旭 志 村	清 和 村	有 明 村	旭 志 村	河 浦 町	宇 土 町															
三、三、四、三 三	三、三、四、三 三	七、三、七、七 七	七、三、七、七 七	七、三、二、二 二	三、三、〇、四、三 三	五、六、六、六 六	二、四、四、三、三 三	二、六、二、六、八 八															
五、四、四 四	五、四、四 四	四、九、二、六 六	四、九、二、六 六	三、七、一、一 一	六、〇、七、七 七	四、三、三、三 三	五、一、〇、一、〇 一	五、一、九、一、一 一															
三、八、一、一 一	三、八、一、一 一	三、八、一、一 一	三、八、一、一 一	三、七、一、一 一	三、六、一、一 一	三、五、一、一 一	三、四、一、一 一	三、四、一、一 一															
合 体	合 体	編 入	編 入	合 体	合 体	合 体	編 入	境 界 変 更															

大江村	高浜村	下田村	福連木村	四浦村	川村	戸崎村	花房村	菊池村	迫間村	龍門村	水源村	河原町	隈府町	久木野村	水俣市	一部有明村の	松島村	瀬田村の一部	長陽村	錦野村の一部	護川村の一部
三七六	四七三	二四六	一一九	二九六	五八七	二一五	一六八	四二九	三六四	三〇九	四四七	三九六	二七八	三二五	四六一	一〇六	一一三	一五七	四八四	二七四	三二〇
一四五	三六六	二六二	一六九	六四三	三〇四	五六六	六四〇	七五二	一八二	四七五	七七〇	一三七	三七六	四〇二	二四〇	三〇七	二三五	八〇五	三七四	二五三	一四八
	天草町		相良村		菊池町									水俣市	松島村	長陽村					
	二、三三		八八〇		三四九									四六三	二、四三	六四五					
	八四、七四		九四、七八		一七八									二四、〇〇	五、六五	三九、七九					
	三、九三		三、九一		三、九一									三、九一	三、八一	三、八一					
	合 体		合 体		合 体									編 入	境界変更	編 入					

	都呂呂村	菅尾村	柏村	馬見原町	六栄村	腹赤村	松合村	不知火村	川口村	内(錢塘村)	中緑村	口村)	奥古閑村	芳野村	河内村
	三一七	一、八八	四、二九	三、四六	三、三六	三、八一	五、〇四	六、七八	三、五六	二、六一	一、七二	四、五七	三、二八	三、二八	七、四四
	二、四三	二、六二	七、二四	二、四三	七、九〇	四、五〇	一、四二	一、五〇	三、五〇	五、〇九	三、三三	七、三二	三、九五	三、九五	一、三〇
	菅尾村	蘇陽町	腹赤村	不知火町									河内野村		
	一六、三二	九、七〇	七、二五	二、八二									一〇、七〇		
	六、七二	二、〇六	二、四〇	二、九三									三、九五		
	三、九三	三、九三	三、九三	三、九三									三、九三		
	編 入	合 体	合 体	合 体									合 体		

第一三章 新市町村建設促進法の制定

第一節 新市町村建設促進法制定の経緯

一、町村合併促進法の失効

町村合併促進法は、昭和三十一年（一九五六）九月三〇日その効力を失ったが、今次の町村合併は明治二二年の大合併に次ぐ歴史的大事業として、わが国の市町村行政規模に画期的な変革をもたらし、町村規模合理化の目的は予期以上に達せられた。政府は町村合併促進法の失効にあたり「町村合併三箇年の歩みをかえりみて」と題する自治庁長官談話を発表し、この歴史的な大事業がおおむねその目標を達成することができたことを慶ぶとともに、新しく誕生した市町村に対し統合強化された市町村の実力を最大限に発揮し、その地域の特性に応じ、総合的かつ計画的にその建設を実施して逐次合併の成果を挙げるよう要望し、あわせて政府自らも新市町村の健全な発展が具現されるよう今後全力を尽くすことを強調した。

また、同日自治庁は、三か年間における町村合併進捗状況を発表し続けたに続いて、一〇月六日、自治庁長官名をもって各都道府県知事あて「町村合併の進捗について」の通知を出し、三か年にわたる都道府県の努力と苦勞に応えると同時に、今後とも未合併町村の合併促進に努力を続けるよう要望した。

町村合併三箇年の歩みをかえりみて

（昭三一・一〇・一自治庁長官談話）

去る昭和二八年一〇月、町村合併促進法が施行されてから、ここに滿三年を経過し、同法はその使命を遺憾なく果して、その効力を失うこととなった。

幸いにして、この三箇年間、町村合併の歴史的大事業は、住民各位の理解と

関係市町村の献身的な努力並びに都道府県当局、関係団体及び諸機関の積極的な協力と支援により、いわば全国的な運動として、全国津々浦々にわたって展開されておおむねその目標を達成するに至った。まことにご同慶にたえないところである。

思うに、今回行われた町村合併の運動は、国政の基本理念である民主政治の基盤を強化し、真に住民の福祉を増進することを狙いとするものであって、実に明治二二年市制町村制の施行に先立って、断行された町村合併以来の大事業であり住民自らによって行われた静かなる大改革と申すべく、まさに我が国地方行政の歴史に新たな一紀元を画するものであった。

かえりみれば、昭和二八年一〇月、当時人口八、〇〇〇に満たない八、二〇〇余町村を再編成し、約六、二七〇町村を減少することを目途とする閣議決定に基き、個々の町村の実情に即して都道府県ごとの合併計画が策定されたのであるが、町村合併促進法の失効日に当り、この三箇年間に減少した町村の数は実に約六、一五〇町村の多きに達した。

これが進捗率は、国の計画に対して九八パーセント、都道府県の計画に対して八九パーセントに当る。これによって昭和二八年当時の全国町村の平均人口五、〇〇〇余人が、今日では一四、〇〇〇人に増大したのである。

このような輝かしい合併の進捗のかけには、約一〇万余人の町村議会議員、約一八、〇〇〇人の町村長、助役、収入役が町村将来の発展のために進んでその職を退いたという事実を忘れてはならない。

ここに誕生した二、二〇〇余の新市町村は、合併によって高められた自治協同の意識に基づき、住民及び関係機関の分担協力によって、統合強化された市町村の実力を遺憾なく発揮し、その地域の特性に応じ総合的かつ計画的にその建設を一步一步着実に実施して、逐次合併の成果を挙げられるように切に望むものである。

政府においても、新市町村の健全な発展が具現されるよう今後全力を挙げてこれに対する施策の充実を期してまいる所存である。

なお、今後に残された課題として、まず第一に、未合併町村においては、そ

それぞれ合併に踏み切れなかった特殊な事情をすみやかに克服して、一日も早く適正な合併を実現することが必要である。第二に、合併に伴って生じた一部区域の分離問題等については、すみやかに相互の意見の調整を図り、相ともに新市町村の建設に努められるよう希望する。第三に、都道府県の境界にまたがる町村合併については、関係住民の福祉を具体的に確保するという見地に立って、慎重に検討を加えてまいりたい所存である。

町村合併の進捗について

昭三一・一〇・六付自甲振発第二六号

（各都道府県知事あて 自治庁長官連達）

かねて貴職の格別の御尽力を煩らわしてきた町村合併の歴史的な大事業は、町村合併促進法施行以来満三箇年を迎え、おおむねその目標を達成するに至った。

町村の規模を拡大してその適正化を図ることは、市町村自治の基盤を強化し、その充実と発展を期する所以であるのみならず、国及び地方を通ずる行政の合理化と改善の基本をなすものであり、まことに御同慶にたえないところである。ここに、三箇年にわたる貴職を始め関係職員の献身的な御努力と御苦勞に対し衷心から敬意と謝意を表する次第である。

なお、今後とも未合併町村の合併の強力な推進及び合併に伴う紛争の合理的な処理につき、格段の御努力を傾けられるよう切に願います。

一、町村合併の進捗

町村合併促進法の失効に際し自治庁から発表された「町村合併の進捗状況等について」によると、同法が施行された三か年間に合併に係りした市町村数は八、六九七で、減少した町村数は六、〇〇〇余に達し、これは昭和二八年（一九五三）一〇月三〇日閣議決定による国の町村合併基本計画に対し九八パーセント、都道府県の合併計画に対して八九パーセントの進捗率であった。そのうち、新設合併関係市町村数七、四七二、これにより誕生した新市二二二、新町一、七六六、編入合併関係市町村

数二、二一〇、これにより規模の拡大された新市町村は八〇五となつてゐる。そのため、合併前における平均人口五、三九六人、平均面積三四・八九平方キロメートルの町村規模は、合併後においては平均人口一五、八七一人、平均面積一〇四・〇八平方キロメートルとそれぞれ三倍近く拡大され、町村の規模と行財政能力は飛躍的な拡充強化を見るに至つたとされている。

町村合併の進捗状況等について（自治庁発表資料）

一 町村合併促進法は、この九月三〇日をもって失効したのであるが、昭和二八年一〇月一日同法施行以来三年間における町村合併の成果は別紙資料のとおりであつて、昭和二八年一〇月三〇日閣議決定による町村合併基本計画（三箇年に六、二八一町村を減少して、同法施行前の町村数九、六二二をおおむね三分の一の三、三三一とする。）に対して九八パーセント、これに基いて策定された都道府県の合併計画に対して八九パーセントの進捗率である。

すなわち、この三年間に合併に係りした市町村数は八、六九七（新設合併関係市町村数七、四七二、これにより誕生した新市二二二、新町一、七六六、編入合併関係市町村数二、二一〇、これにより規模の拡大された新市町村八〇五）、減少した市町村数は六、〇〇〇に達した。合併前平均人口五、三九六人、平均面積三四・八九平方メートルの町村規模は、合併完了後においては平均人口一五、八七一人、平均面積一〇四・〇八平方メートルそれぞれ三倍近く拡大され、町村の行財政能力は一新されることになる。

しかしながら、この合併のかけには、一〇万人の町村議会議員、一八、〇〇〇人の町村長、助役及び収入役が町村将来の発展のため、進んでその職を退いた事実を忘れてはならない。

二 町村合併に関し今後に残された課題である未町村合併の合併完遂及び町村合併に伴ういわゆる分村問題等諸種の紛争の解決の問題等については、新市町村建設促進法に規定する手続によつて、すみやかにかつ合理的に処理して参りたい。

第一に、残されたおよそ一、〇〇〇の未合併小規模町村については各都道府

北海道 青森 岩手 宮城	都道府県		合併計画 による 町数減少 (イ)	合併計画 による 町数減少 (ハ)	合併計画 による 町数減少 (ニ)	進捗率 (二) (二)
	国の合計計画 に対する進捗状況	都道府県の合計計画 に対する進捗状況				
一〇八	一〇九	一〇七	一〇八	一〇九	一〇九	八五%
一四七	一五八	一〇七	一四七	一五八	一五八	九二%
八九	九四	一〇六	八九	九四	九四	九一%
一一〇	四九	四五%	一一〇	四九	四九	六〇%

各都道府県における町村合併進捗状況

県においてあらたな観点から合併計画を検討し、内閣総理大臣に協議して明年三月三十一日までに町村合併の勧告を行うものであるが、自治庁として、各都道府県から協議を受ける段階において不合理な合併計画を是正し、今年度中に残された合併問題の大部分を実結致したいと考えている。

第二に、町村合併の進行に伴い、いわゆる分村問題等の深刻な紛議を生じてその解決を今後持ち越されたものが少くないのであるが、これらの問題については、都道府県におかれる町村合併調整委員の調停制度の活用によって、すみやかに処理するよう指導したい。

第三、都道府県の境界にわたる町村合併ないし境界変更の問題も少なからず発生しているのであるが、これらについては、住民の福祉を具体的に確保するという見地にたつて慎重に検討を加え、真に必要なものを得ないものについては、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて処理することといたしたい。

三 今回の町村合併によって、二〇〇余の新市町村が誕生したのであるが、もとより合併の成果は一日にして期し得るものではなく、新市町村は、合併によりたかめられた自治協同の意識に基き統合強化された実力を発揮してその建設計画を実施すべきであるが、自治庁としても、新市町村を育成して基礎的地方公共団体としての発展の基礎を整えるため、その建設の促進に最大限の努力を傾注する所存である。しかしながら、新市町村の建設促進には、関係各省の特定の援助協力なくしては所期の成果を挙げることは不可能であるので各省の施策において、今後とも特別のご配慮をお願いしたい。(別表参照)

香川	徳島	山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大塚	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田
一〇二	七九	一〇九	二二六	二八八	二四二	九六	一三二	九〇	二一七	八〇	一〇一	一九五	一四九	一四九	一九二	二四四	一三八	一〇四	一一五	一一五	二五四	七一	四〇	一九一	二二二	一一七	九五	二五五	二五七	一五一	一五六	
一一	六四	一一三	二二二	一七五	一三一	八四	一三〇	七〇	二〇八	九一	九八	一九一	一六六	一四九	一七九	二〇一	一一八	一一七	一〇八	一一八	二五三	八一	四〇	一八六	二二四	一一一	一一五	二七七	二六四	一七〇	一五四	
〇八	八二	〇四	九四	九三	九二	八八	九八	九七	九六	一四	九七	九八	〇〇	〇一	〇一	八二	九三	〇〇	〇二	九四	〇〇	一一四	〇〇	九七	〇一	九五	〇九	〇三	一三	九九		
二二三	八七	二二三	二二九	二〇六	二四三	九二	一五六	一〇五	二二二	〇九	一〇五	一一七	一九六	二〇四	二〇四	二四三	一四六	一〇九	一〇三	一四三	二六七	七七	四八	二一〇	二二四	二二八	二二七	二七五	二七〇	一七〇	一七〇	
一一	六四	一一三	二二二	一七五	一三一	八四	一三〇	七〇	二〇八	九一	九八	一九一	一六六	一四九	一七九	二〇一	一一八	一一七	一〇八	一一八	二五三	八一	四〇	一八六	二二四	一一一	一一五	二七七	二六四	一七〇	一五四	
九〇	七五	九三	八五	九二	九一	八三	六七	九四	八三	九三	九一	八八	八五	八八	八二	八八	九五	八九	九五	一〇五	八三	八九	九二	九一	〇一	九八	九九	九九	九九	九九	九九	

都道府県	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度	昭和三一年度
北海道	合併基本 数による 町減計	合併基本 数による 町減計	合併基本 数による 町減計	合併基本 数による 町減計
青森県	一三二	一〇〇	一四九	一〇九
岩手県	一六二	九四	一四七	七八
宮城県	二四六	七五	一〇三	一七一
秋田県	二二四	一〇二	一五〇	一〇四
山形県	四二八	九二	一五五	一〇四
福島県	三三八	六三	一五五	一〇四
茨城県	三三八	六三	一五五	一〇四
栃木県	三三八	六三	一五五	一〇四
群馬県	三三八	六三	一五五	一〇四
埼玉県	三三八	六三	一五五	一〇四
千葉県	三三八	六三	一五五	一〇四
東京都	三三八	六三	一五五	一〇四
神奈川県	三三八	六三	一五五	一〇四
新潟県	三三八	六三	一五五	一〇四
富山県	三三八	六三	一五五	一〇四
石川県	三三八	六三	一五五	一〇四
岐阜県	三三八	六三	一五五	一〇四
静岡県	三三八	六三	一五五	一〇四

国の年度別合併基準計画に対する町村合併の進捗状況

愛媛県	一四四	一五〇	一七二	九三
高知県	一〇五	一〇四	一〇七	二二九
福岡県	一五三	一四九	一三一	二四五
佐賀県	七五	七七	四七	一四七
長崎県	八二	七二	九〇	八九
熊本県	二二二	二二二	二〇七	二二九
大分県	二二二	二二二	二〇七	二二九
宮崎県	二二二	二二二	二〇七	二二九
鹿児島県	二二二	二二二	二〇七	二二九
合計	六、二七三	六、一五四	六、一五四	六、〇九九

合鹿宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥和奈兵大京滋三愛
 児 歌
 計島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知

(二五%) 九四三 三五〇 二三二 一一三 二一五 二二五 二一六 三三五 二二八 一一三 一一九 四三三 一一五 一六二 一八

一、
 〇八一 一五五 一五九 一〇三 三三四 二二〇 二二五 一七五 一七四 四四七 二八七 一四九 一三三 七六五

一三五 一三七 二七五 一七九 八三三 三〇〇 一四八 二〇〇 一〇〇 一〇〇 五八〇 一〇六 一五三 一六四 二三四 二二五 三三七 一〇〇 二七〇 四二八

四、
 (六五%) 〇九六 一七一 一三八 一八七 一四五 一五四 一五〇 一〇〇 六八四 九六七 六一七 五七一 一四七 一二四 九三三 六三三 八七八 一四〇 一五三 六七一 一七八

三、
 八二五 二二五 一四三 七三八 九四八 二八三 九三〇 一〇七 五四二 四七六 九六一 一四二 四三七 五三三 一五二 二二二 二七七 一七〇 一六五

一四七 一〇八 八四八 八三八 五九三 九七四 一〇四 一八一 一〇七 六九五 九〇八 四九一 五六一 二六八 一七二 一七三 一八三

(一〇%) 六一七 三三三 二二八 一七五 一四〇 一〇八 一〇一 一三二 一四八 一〇三 一九三 二二七 一〇一 一九一

五四八 二二四 一四二 一五二 一〇〇 四二二 二〇二 二二九 一八三 一三五 一五〇 一九一 一九三 二二二

八九六 六七七 三六四 二五六 一〇〇 一七八 一七〇 一〇〇 一〇九 一七一 六七四 一八〇 三九七 二二七 一〇八 二〇〇

(一〇%) 六一七 三三三 二二八 一七五 一四〇 一〇八 一〇一 一三二 一四八 一〇三 一九三 二二七 一〇一 一九一

六八九 九五三 一五六 一〇七 二二一 一三一 一八四 一五〇 一三七 二二五 二二七 三〇〇 一〇二 二二二

一一三 一〇七 一六四 一八四 四七二 七〇〇 三六二 一九七 二二八 一七二 三〇四 二七八 一三三 五〇〇 一一〇 一一〇

促進法施行当時と昭和三二年九月末における市町村の増減調べ

都道府県	昭和二八・九・三〇現在数				昭和二二・九・三〇現在数				市町村合併促進法前と現在との増減比較			
	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村	計
北海道	一六	一〇二	一六〇	二七八	二二	一一	一〇二	二三四	五		△五八	△四四
青森	三三	三三	一二七	一六三	三〇	二六	三六	七二	△	△三	△九一	△九一
岩手	三五	三三	一八三	二二一	二六	二二	三三	六九	△	△七一	△一五一	△一五一
宮城	四五	四九	一三三	一八七	六	五二	二二	七九	△	△三	△一二	△一〇八
秋田	四	五〇	一七〇	二二四	八	三九	二七	七四	△	△一	△一四三	△一五〇
山形	五	三〇	一八七	二二二	九	二九	一八	五六	△	△一	△一六九	△一六六
福島	五	六五	三〇九	三七九	一三	五二	五八	一二三	△	△一三	△一五一	△一五六
茨城	四	五四	三〇三	三六六	一五	四一	四四	一〇〇	△	△一	△一六四	△一六六
栃木	五	三七	一二八	一七〇	〇	二九	二一	六〇	△	△八	△一〇七	△一〇〇
群馬	五	四〇	一五一	一九六	〇	三〇	五〇	九〇	△	△〇	△一〇一	△一〇六
埼玉	八	四九	二六六	三二三	一八	三九	五二	一〇九	△	△一〇	△一四	△一四
千葉	一〇	七六	一九八	二八四	一七	七一	一七	一〇五	△	△七	△一八一	△一七九
東京	五	一九	六〇	八四	八	二二	一六	四七	△	△四	△四四	△三七
神奈川	八	三五	七三	一六	二	二三	一	四〇	△	△一	△七〇	△七六
新潟	七	五一	三二六	三八四	一九	四五	七九	一四三	△	△六	△一四七	△一四一
富山	五	二八	一二五	一五八	三	二五	二〇	五三	△	△五	△一〇五	△一〇五
石川	三	二八	一四一	一八〇	二	三四	一六	四五	△	△二	△一〇四	△一二五
福井	四	一八	一二八	一五〇	七	一八	二四	四九	△	△〇	△一〇四	△一〇一
山梨	二	一九	一七一	一九二	七	三一	三一	六九	△	△三	△一四〇	△一二三
長野	六	三四	三三八	三七八	五	四三	二八	八四	△	△九	△一四〇	△一九四
岐阜	六	五五	二二五	二八六	六	四三	五八	一一三	△	△二	△一六七	△一七三
静岡	二	五〇	二一九	二八一	一六	五〇	五三	一九	△	△〇	△一六六	△一六二

合 計	鹿 兒 島	宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	德 島	山 口	広 島	岡 山	島 根	鳥 取	和 歌 山	奈 良	兵 庫	大 阪	京 都	滋 賀	三 重	愛 知
二 八 五	六	六	七	五	五	二	一 二	一	六	三	三	一 〇	六	九	四	二	四	二	一 四	一 七	五	三	七	一 三
一、 九 六 七	五 一	二 六	四 〇	四 一	四 八	二 七	六 八	四 〇	四 一	二 一	四 三	三 一	六 五	六 六	三 四	二 七	三 三	三 二	五 八	四 三	二 五	二 四	三 七	八 三
七、 六 四 三	六 六	四 七	一 四 八	二 七 四	一 〇 七	九 二	一 八 二	一 二 九	一 八 七	一 三 四	八 二	一 二 九	二 五 八	二 〇 二	一 六 四	一 〇 六	一 六 三	一 〇 四	二 五 〇	八 九	一 一 九	一 三 三	二 三 〇	一 二 一
九、 八 九 五	一 二 三	七 九	一 九 五	三 二 〇	一 六 〇	一 二 二	二 六 二	一 七 〇	二 三 四	一 五 八	二 二 八	一 七 八	三 三 九	二 七 七	二 〇 二	一 三 五	二 〇 〇	一 三 八	三 三 二	一 四 九	一 四 九	一 六 〇	二 七 四	二 一 七
四 九 八	一 二	七	一 一	九	八	七	一 九	六	一 〇	五	三	一 三	一 一	一 二	八	四	七	六	一 九	二 三	七	六	一 二	二 一
一、 九 〇 四	五 五	二 六	三 三	三 七	四 九	二 〇	六 九	三 〇	四 一	二 七	四 二	三 四	八 九	六 九	三 二	三 〇	四 一	二 〇	七 二	二 九	三 六	四 一	四 〇	五 七
一、 五 七 一	三 四	二 六	二 三	七 一	三 四	二 三	三 二	三 五	三 七	一 八	一 九	一 三	二 二	二 四	三 五	一 九	二 五	四 六	二 八	一 二	一 〇	一 〇	三 六	三 三
三、 九 七 三	一 〇 一	五 九	六 七	一 一 七	九 一	五 〇	二 〇	七 一	八 八	五 〇	六 四	六 〇	二 二 二	一 〇 五	七 五	五 三	七 三	七 二	一 一 九	六 四	五 三	五 七	八 八	一 一 一
二 二 三	六	一	四	四	三	五	七	五	四	二	〇	三	五	三	四	二	三	四	五	六	二	三	五	八
△ 六 三	四	〇	△ 七	△ 四	一	△ 七	一	△ 一 〇	〇	六	△ 一	三	二 四	三	△ 二	三	八	△ 二	一 四	△ 二 四	一	一 七	△ 三	△ 二 六
六、 〇 七 二	△ 三 二	△ 二 一	△ 二 五	△ 二 〇 三	△ 七 三	△ 七 〇	△ 二 五 〇	△ 九 四	△ 二 五 〇	△ 一 六	△ 六 三	△ 一 六	△ 二 三 六	△ 二 七 八	△ 二 二 九	△ 八 七	△ 二 三 八	△ 五 八	△ 二 二 二	△ 七 七	△ 二 〇 九	△ 二 二 三	△ 二 九 四	△ 八 八
五、 九 二 二	△ 二 二	△ 二 〇	△ 二 八	△ 二 〇 三	△ 六 九	△ 七 二	△ 二 四 二	△ 九 九	△ 四 六	△ 〇 八	△ 六 四	△ 一 〇	△ 二 〇 七	△ 二 七 二	△ 二 七	△ 八 二	△ 二 七	△ 六 六	△ 二 〇 三	△ 八 五	△ 九 六	△ 一 〇 三	△ 一 八 六	△ 一 〇 六

三、未合併町村の合併促進と新市町村育成

町村合併促進法の失効時における町村合併の進捗率は国の合併計画に對して九八パーセント、都道府県の計画に對して八九パーセントで、若干の未合併町村が残つたため、政府はこれらの未合併町村の合併を促進するため「昭和三一年度下半期における町村合併推進措置要領」を作成し、昭和三一年度を第一期と第二期に分け、第一期中に合理的な合併計画の策定と大半の未合併町村に對して知事の勧告を行い、なお残された未合併町村については第二期中に全て知事の勧告を行つて、昭和三一年度中には未合併町村の合併を完遂しようとの方針を打ち出した。

昭和三一年度下半期における町村合併推進措置要領

第一 方針

今後における町村合併の推進に關しては、本年一二月末までを第一期、それ以降明年三月三十一日までを第二期とし、第一期に合理的な町村合併計画の策定及び大半の未合併町村に對して都道府県知事の勧告を行い、残された未合併町村についても第二期中にはことごとく都道府県知事の勧告を行つて、本年度中に未合併町村の合併の完遂を期するものとする。

第二 要領

今後における町村合併については、新市町村建設促進法（以下「法」という。）第二八条第一項の規定による町村合併に關する計画（以下「合併計画」という。）の策定を前提とし、同項の規定による都道府県知事の勧告及び必要に応じ同条第二項の規定による選挙人の投票並びに法第二九条第一項の規定による内閣総理大臣の勧告等を活用してその強力な推進を図るものであるが、各都道府県においては、常に町村合併の必要性及び当該合併計画の妥当性等について住民の啓発宣伝を行い、民主的な町村合併の完遂を期し得られるよう留意しなければならないこと。

なお、法の運用に當つて、具体的に留意すべき事項は、次のとおりであること。

一 合併計画の策定

- 1 合併計画の策定に當つては、未合併町村の地勢、交通、経済事情その他の事情及び町村合併に對する住民の意向等を綿密に調整し、必ずしも従前の合併計画にこだわることなく実情に即した計画を定めるよう努めること。

- 2 町村の一部区域の分離の問題のあるものについては、合併計画策定の際に十分に事情を調査し、合併後に分離問題を持ち越すことのないように、原則として合併計画においてその可否を明らかにすることが適當であること。

- 3 新市町村建設促進審議会の意見聴取は、個々の未合併町村の合併計画に對して具体的にを行うものとし、要すれば学識経験委員等による小委員会を設置して現地の事情を調査し、住民の意向を聴取する等、意見の聴取が形式に流れないように留意すること。

- 4 合併計画に關する内閣総理大臣との協議については、事前に当庁と内協議を行うものとし、その時期については、別途当庁において指示するところによること。内協議の時期は、新市町村建設促進審議会において審議の結果、一応の結論を見た段階とし、内協議の結果によつて、当該審議会が最終的な結論を出すものとするように配慮されたいこと。なお、内協議に當つては、前記1の調査の結果を明らかにした書類（別記様式第一号（省略））及び関係図面（建設省地理調査所作成の五万分の一の地形図を含む）を持参するものとする。

- 5 合併計画に關する内閣総理大臣との協議は、すべての未合併町村の合併計画に對して同時に行うことを原則とすること。ただし、早急に合併の機運のある町村又は特に困難な事情のある町村についてはこの限りでないこと。

なお、法第二九条第五項の未合併町村に該当する町村であるが、これを適正規模又は合併不能と認定して合併計画の策定を行わないこととするものについてもその事情を明らかにして協議すること。

- 6 合併計画の策定は、第一期中にすべての未合併町村に對して行うことを原則とするが、前記5ただし書中特に困難な事情のある町村についてはこの限りでないこと。

二 都道府県知事の勧告

- 1 町村合併に關する都道府県知事の勧告は、合併計画を示して、これに基づき町村合併を行うべき旨を関係市町村に對して勧告するものであること。なお勧告の方式はおおむね別紙様式第二号（省略）によることが適當であること。
- 2 勧告は、合併計画の策定を終えたときに、すべての関係市町村に對して行うことを原則とするが、都道府県の事情に応じて合併の重点的推進時期を設け、段階を分けて数次にわたつて勧告を行う方法も考慮されること。
- 3 勧告を行ったときは、都道府県知事は、関係地域住民の啓発宣伝に努め、関係市町村間の積極的なあつせんを行い、要すれば法第二六条第九項の規定

により町村合併調整委員にあつせん又は調停を行わせる等、あらゆる努力をつくして関係市町村の円満な合意による自主的な合併の達成を図らなければならぬこと。

三 町村合併に関する選挙人の投票

1 投票の請求を行うについては、当該町村合併に関する啓発宣伝を充分に行つた上、住民一般の動向を考慮し、新市町村建設促進審議会の意見をきいてこの際選挙人の投票によつて事を処理することが最も適当であると認められる場合において行うよう特に配慮すること。

2 投票の請求は、当該町村合併の形式（新設又は編入）及び新設合併にあつては名称を明らかにして行うものとする。なお、投票請求書の方式はおおむね別記様式第三号（省略）によることが適当であること。

3 市町村の選挙管理委員会が投票を執行しない場合においては、都道府県の選挙管理委員会に対して投票の請求することが予期され、この場合は、内閣総理大臣に協議することとなっているので、市町村の選挙管理委員会に対して投票の請求をする場合においても、事前に当庁に打合せするように配慮された。

四 その他

1 法第二十九条第一項の規定による内閣総理大臣の勧告並びに同上第三項又は第九項の規定による内閣総理大臣の処分等に関しては、必要に応じ別途取扱方を定めるものであること。

2 都道府県知事の勧告又は選挙人の投票等に基づいて町村合併を行った市町村の新市町村建設計画の策定については、町村合併後すみやかに、あらかじめ都道府県知事の意見をきき、議会の議決を経て、町村合併促進法第六条第三項に掲げる事項について大綱を定めるものとし、事後に、法第五条第一項の規定により、新町村建設計画の調整を行うものとするよう指導されたいこと。

これより先政府は、今や町村合併の促進から新市町村建設の段階に入ったものとみて、新市町村の健全な育成をはかるとともに、未合併町村の合併をさらに促進する措置として特別立法を企画し、町村合併促進法に代えて新市町村建設促進法を制定することとなり、昭和三十一年二月二十八日法案を参議院に提出した。参議院は同法案をただちに地方行政委員

会に付託したが、同法案は町村合併の終局の目的を達成するための重要法案であるとして慎重な審議が進められ、同年四月二三日の本会議において一部修正のうえ、次の付帯決議を付して可決され、同日衆議院に送附された。

付帯決議

新市町村建設促進法の趣旨を実現し、新市町村の健全な育成を期するには各省各庁の積極的な協力が根本であるにかんがみ、政府は本法に規定する各般の措置については格段の配慮をなし実施上遺憾なきを期すべきである。特に左の諸点について配慮すべきである。

一 新市町村育成のため十分なる予算措置を講ずること。

二 合併については、関係市町村の意思を尊重し苟も中央の一方的計画に基きこれを強行するようなことを避けること。

三 財政再建整備団体になつた新市町村については、合併市町村の特殊事情に鑑み、財政再建の実施に当つては本法の趣旨ができるだけ達成されるように努めること。

一方衆議院は四月二四日地方行政委員会で審議を開始し、社会党に本法案に対する反対意見があり、また、町村合併促進法の有効期間の一年延長などが提案されたが六月二日の本会議において原案が可決され、同月三〇日法律第一六四号をもつて公布され、一部を除いて即日施行された。

第二節 新市町村建設促進法の施行に伴う政府の措置

新市町村建設促進法の成立に伴い、政府は昭和三十一年（一九五六）七月一六日付自治庁次長名をもつて各都道府県知事あて「新市町村建設促進法の施行に関する件」の通達を出し、新市町村の健全な育成と未合併町村の合併促進にあつたての留意事項として、（一）総則に関する事項、

(二) 新市町村建設計画の調整その他その実施に関する事項、(三) 新市町村建設計画の実施の促進に関する事項、(四) 他の法律の特例に関する事項、(五) 町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に関する事項、(六) その他の事項、の各項目について、それぞれ具体的な指示を与えるとともに、この法律を円滑に施行し、未合併町村の合併と新市町村の建設促進をはかるため都道府県における関係機関の積極的な協力を特に要請した。

さらに自治省は、昭和三十一年度中に合併にいたらなかった未合併町村の合併促進措置として「未合併町村の合併推進措置要領」を定め、昭和三十一年四月都道府県に示した。

新市町村建設促進法の施行に関する件（通知）

自乙振発第二五号 昭三一・七・一六

自治庁次長 各都道府県知事あて通知

標記の法律は、第二四回国会において成立し、六月三〇日法律第一六四号として、同法施行令は、同日政令第二二三号として公布され、昭和三十一年一月一日から施行される一部を除き即日施行された。

町村合併促進法が制定されてから、町村合併の歴史的事業は全国的におおむね順調に進捗して、今日に至ったが、未合併町村については、更に強力にかつ合理的に合併を推進し、できる限り同法の有効期間中にその完了を図るよういたしたく、一層の協力を賜りたい。これとともに、合併によって生まれた新市町村の健全な建設を促進することが緊要であり、今日においては、大勢は新市町村建設促進の段階に入ったともいえることができる。而して、新市町村の建設を促進し町村合併の目的を達成するには、新市町村自身が新しい地域を基礎としてすみやかにその一体的態勢を確立し、町村合併によって統合強化された行財政能力を発揮し、その建設を自主的に進めてゆくことが根本であるが、国、都道府県等においても、その自主的な努力に依りて、その協力援助の措置を更に強化することが肝要である。

このような事情にかんがみ、今回、町村合併促進法に代えて、新たに新市町村建設促進法が制定せられたことになったのであるが、この法律を円滑に施行し、

未合併町村の合併と新市町村の建設の促進を期するには、各都道府県における関係機関の積極的な協力にまつところがきわめて多い。

貴職におかれては、左記事項に御留意の上格別の御配慮をお願いしたい。管下市町村に対しても、右の旨御示達の上、適切な御指導をお願いする。右命により通知する。

記

第一 総則に関する事項

一 目的

(一) この法律は、新市町村建設の基本となるべき事項を明らかにし、これに対する国又は都道府県等の協力援助の措置を明らかにすることよって、新市町村建設計画の実施を促進し、新市町村の健全な発展の基礎を固めるために必要な事項を定めるものであること。

(二) この法律は、(一)とあわせて未合併町村の町村合併を協力を推進し、町村合併の完遂を期するとともに、町村合併に伴う争論を合理的に解決するためにあつせん、調停等の制度を設け、町村合併の仕上げのために必要な事項を定めるものであること。

(三) なお、町村合併促進法中新市町村の建設の促進に関する規定は、原則としてこの法律に折り込まれ、同法中の町村合併の促進に関する規定は、引き続き本年九月末日まで効力を有するものとされていること。

二 用語の定義

(一) この法律における「新市町村」とは、(三)にいう「町村合併」によって設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村で、(二)の「新市町村建設計画」の実施に当るものを指し(法一一)、したがって、町村合併促進法の規定が適用又は準用される市町村に限られるが、同法が効力を失うまでに同法にいう町村合併の処分については、地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村については、その失効後に当該町村合併の処分が行われた場合においても、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により市町村の建設に関する計画を定めているときはその計画を「新市町村建設計画」、その市町村を「新市町村」とみなすものとされ(法三〇)、また町村合併促進法の失効後において、都道府県知事又は内閣総理大臣の勧告に基いて「町村合併」を行った市町村についても同様に市町村の建設に関する計画を定めたときは、その計画を「新

市町村建設計画」、その市町村を「新市町村」とみなすものとされていること（法二八五二九七）。

(二) この法律における「新市町村建設計画」とは、町村合併促進法が適用又は準用される市町村の建設に関する計画を指すものであること（法二二）

(三) この法律における「町村合併」とは、地方自治法第七条の規定による市町村の廃置分合又は境界変更であつて、町村の数が減少することとなるものをいうものであること（法二三）。

(四) この法律における「未合併町村」とは、町村合併促進法の町村合併促進審議会の審議を経て定められた町村合併に関する計画で町村合併をすることが必要であるとされた町村で、その計画に基づく町村合併をしていないものをいうが（法二五）この計画は試案、仮案その他名称の如何は問わないこと。なお、この法律の施行を機として、従来の合併計画につきその後の合併の進捗の実情をも勘案して、合併の総仕上げを行うために更に検討を加えることが適当と認められるものについては、この際必要な調整を加えるとともに、合併に関する計画の策定を保留しているものについてはすみやかに定められたいこと。

三 新市町村建設の基本

(一) 新市町村の建設経営の基本は、新地域の諸条件に即して総合的な見地から計画的かつ効果的にその建設を進めていくことにあり、これがために、新市町村は、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全な財政運営を確保して、町村合併によって統合強化された行財政力を遺憾なく発揮することが基礎であること。

なお、また、新市町村の関係機関及びその区域内の公共団体等は相互に協力して、新市町村の住民は一つの地方公共団体の住民としての自覚をもつて、それぞれ新市町村の建設に努めることが肝要と認められること（法三二、四）。(二)に、新市町村の「関係機関」とは、市町村の議会並びに長、各種委員会等の執行機関及びその附属機関等を、「公共的団体等」とは、土地改良区、農業共済組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、消費生活協同組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等公共的な活動を営むすべての団体をいうものであること。

第二

一 新市町村建設計画の調整等

(一) 特に新市町村の建設に当つて留意すべきことは、新しい地域の全体を通ずる総合的な発展策を重点的にたて、これを新市町村の能力に応じて計画的に遂行することであつて、特定の産業なり、特定の地域に偏し、又は徒らに総花的であつては、地域社会の眞の効果的な発展は期待できないこと。

新市町村建設計画の調整その他その実施に関する事項

(一) 新市町村建設計画は、新市町村の建設経営に関する恒久的総合的な基本計画として策定されたものではあるが、合併前においてそれぞれの立場をもつた個々の市町村が協議して定めたものであるから、時には新市町村としての一体的な立場から再検討することを適当とするものがあり、またその実施に関する計画が必ずしも市町村の財政力に相応して適確に樹立されていないものもあるように見受けられるものもあるので、眞に新市町村建設計画を合理的に実施するために必要に応じて再検討して、これを調整又は変更するものとされていること（法五一）。

(二) 新市町村建設計画の調整とは、新市町村建設計画を計画的に着実に実施するため、その年度別の実施計画を変更又は作成することをいうものであること（法五一）。したがつて、建設の全体計画とは直接関係なく、単にこれを圧縮しようとするものではなく、新市町村建設計画が眞に新市町村の区域全般にわたる総合的な経営計画となるように、合併後における一体的な立場から科学的に調査検討を加え、これを基礎的に確立するとともに合併に伴い統合強化された行財政力を最高度に発揮できるように市町村の経営態勢を合理化し、これに基いて、新市町村建設計画の堅実な実施計画を合理的に樹立しその実行を期せうとするものであること。なお、年度別・実施計画は、町村合併促進法第六条第三項第一三号にいう年度別財政計画とは必ずしも同一のものではないが、これを変更する結果、年度別財政計画も自ら変更され又は新市町村建設計画の変更をみる場合が少くないと考えられること。

(三) 新市町村建設計画の調整に当つては、特に新市町村としての立場から一体的性、計画性及び総合性を確保し、合理的で能率的な経営態勢を確立して重点的に建設を進めて行くことに留意することが必要であり、このため行政機関、施設等の統合、事務処理の組織、職員構成及び配置等の適

正化並びに事務処理の方法の改善等その組織及び運営の合理化に努め、これにより経費の節減を図って、新市町村建設計画に掲げる事業の財源を確保するように配慮することが緊要であること（法五二）。なお、新市町村建設計画の調整に関する必要な事項については、おつて通知する予定であること。

（四） 新市町村建設計画の調整は、新市町村に設けられる新市町村建設審議会（の審議及び議会の議決を図ることが必要であり、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないものとされたこと（法六一）。なお、新市町村建設計画の調整に際しては、新市町村の住民及び各種機関、団体等の総意が十分に反映されるように留意することが必要であること。

（五） 新市町村建設計画の実施については、今後は国及び都道府県は、合理的に調整された健全な建設計画を基礎にして、協力するものとするのであるから、都道府県知事は、新市町村建設計画の調整に関する指導及びその協議に際しては、国及び都道府県の行財政の実際と市町村の財政力を勘案し国及び都道府県の総合的な開発計画、経済、社会等の分野における各種の開発、振興等の計画、近隣市町村の新市町村建設計画等との関連等にも充分配慮して、適切な計画が作成されるように留意すること。このため、都道府県の各部署はもとより、関係行政機関をあげて総合的な立場から新市町村に対して必要な助言、勧告等の措置が講ぜられるように、適切な連絡指導の態勢を整え、その指導方針を定め、積極的に協力援助するものとする。なお、都道府県知事は、当該都道府県の実情と国の基準等を勘案して調整に関する必要な基準を定めるものとされていること（法一九一）。

（六） 新市町村の長は、新市町村建設計画の調整をしたときは、その計画を都道府県知事に、都道府県知事は、意見を付けてこれを内閣総理大臣に提出するものとし、内閣総理大臣は、関係各省大臣に通知するものとされ、これらの新市町村建設計画の調整の手続は、新市町村建設計画の変更についても準用されるものとされていること（法六二）。

二

行政機関、各種施設、公共的団体等の統合等

（一） 新市町村としての一体的で効率的な経営態勢を確立するためには、支所又は出張所、地勢、交通等の事情からやむを得ない場合のほかは、原則として廃止又は統合をすることが適当と考えられること。なおこの場合

は住民が不便にならないように、事務処理方法の改善、連絡通信施設の整備等について適当な配慮をするものとし、国においてもこれに必要な助成をするものとされていること（法七、一一）。

（二） 新市町村としての一体性を確保するとともに、教育効果の向上を図り、あわせて学校経営の合理化を期するために、新市町村の区域の全体を通じて小学校又は中学校の通学区域に検討を加え、更に、施設の状態、立地条件等を勘案して、小学校又は中学校の統合を行うことが適当と認められる場合が少くないので、これに関する総合的な計画を樹て新設増改築等の場合においては積極的にその実現を図るものとする。国においてもこのために必要な経費について助成するものとされていること（法八、一二）。

（三） 新市町村の区域内の公共的団体等は、新市町村の一体的な経営に資するためにも、また、その団体としての目的及び機能を果たすためにも、新市町村の区域を基礎にしてその統合整備を図ることが必要であること。なお、特に主務大臣が別に統合の方針を定めたときは、それに則つて行うべきことはいうまでもないこと（法九）。

三 新市町村建設審議会

新市町村の建設については、地域住民の積極的な理解と関係諸機関及び諸団体の一体的な協力が格別要求されるので、このため新市町村建設計画の調整その他その実施に関する必要な調査審議を行う市町村長の審問機関として条例で新市町村建設審議会を設けることができるものとされたが、委員の任命及び審議会の運営に当つては、広く各界各層の参加を求め、新市町村の建設が全市町村民の協力の下に円滑に実施されるように充分留意することが必要であること（法一〇）。

第三 新市町村建設計画の実施の促進に関する事項

一 国が行う措置

（一） 国は、新市町村建設計画の調整を促進するため、新市町村及び関係都道府県に対して助成措置を講ずるとともに、これに関し必要な助言又は勧告等を行い、また新市町村建設促進中央審議会の意見を聞いて、これに関する必要な基準を定めることとされたこと（法一一、一七、令一）。

（二） 国は、新市町村の合理的な経営態勢の確立を促進するため、支所又は出張所の廃止又は統合に伴い必要となる通信及び連絡施設の整備、小学

校又は中学校の統合又は通学区の変更のために必要な校舎の建築等
町村の一体性を確保し、その組織及び運営を合理化するため必要な施設の整備事業に対して、助成の措置を講ずるものとされ、また小中学校の新築等にかかる負担金又は補助金の交付に当っても、小中学校の統合又は通学区の合理化を積極的に促進するよう配慮するものとされたこと（法一、令一）。

(三) 国は合理的に調整された新市町村建設計画の実施を促進するため、おおむね改正前の町村合併促進法第二九条におけると同様に、新市町村建設計画に掲げられている事業に対する財政上の援助措置、公営事業の許認可起債の許可、国有財産及び国有林野の売却その他国の行政機関の行う処分国の直轄事業の実施等について新市町村のために優先的な取扱、特別の配慮をするものとされたこと（法一三、令二）。

(四) 国は、郵便局その他の国の地方行政機関（駐在機関を含む。）の所管区域が新市町村の区域を基礎とすることになるようにその統合、変更等の措置をすみやかに講ずるものとされたこと（法一四）。

二 内閣総理大臣は新市町村建設計画の調整その他その実施に関して新市町村及び都道府県に対し、必要な助言、勧告等をするともに、必要な基準を定めることができるものとされ、このための諮問機関として新市町村建設促進中央審議会を設けるものとされたこと（法一七、一八、令四）。

都道府県の行う措置
都道府県は、国に準じて新市町村建設計画の調整その他その実施を促進するため必要な措置を講ずるとともに、このために都道府県知事の諮問機関として、新市町村建設促進審議会を設けることができるものとされたこと（法一五、一九、二〇）。特に都道府県は、新市町村の事務処理の能率をたかめるために、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して都道府県の職員を派遣し、また新市町村の職員の研修を行う等必要な協力をするものとされ（法一五、二）、市町村に派遣される職員の給与その他の身分取扱に関しては、地方自治法第二五二条の一七第三項及び第四項並びに同条第四項ただし書きに基く政令の定めるところによるものとされたこと（令三）。

なお、本年九月三〇日までの間は、町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会が、新市町村建設促進審議会の職務を行うものとされたこと（附則三）。

三 公共企業体の行う措置

日本電信電話公社その他の公共企業体は、新市町村の建設に資するため、電話の加入区域の変更等必要な措置を、事情の許す限りすみやかに講ずるものとされ、国は、このために、日本電信電話公社が必要とする資金の融通について配慮するものとされたこと（法一六）。

第四 他の法律の特例に関する事項

一 地方財政法の特例

町村合併促進法におけると同様に、新市町村建設計画に掲げる事業で当該市町村の永久の利益となるべきものについては、地方債をもってその財源とすることができるとされ（法二一）、これらの地方債を起すことの許可については、国は、新市町村のために特別の配慮をするものとされたこと（法一三、二）。なお、この規定は、本年四月一日から九月三〇日までの間に町村合併をした新市町村については、特に他の規定と異なり、昭和三十七年三月三十一日までその効力を有するものとされ、当該新市町村に対してこの特例が町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間は効力があるものとされたこと（附則二）。

二 地方税法の特例

町村合併促進法におけると同様に、従前の市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡がある場合に不均一の課税をすることができるとするほか、関係住民の負担の実質的な衡平を期するために、町村合併によって承継した基本財産の価格又は負債の額が著しく均衡を失っている場合においても、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り不均一の課税をすることができるとされたこと（法二二）。なお、この法律の施行に伴い従前の町村合併促進法第一四条の規定は削除されるが、同条の規定によってされた不均一の課税は、本条の規定によってされた不均一課税とみなされること（附則四）。

三 地方交付税法の特例

新市町村にかかる地方交付税の算定については、合併後の新市町村を基礎とし、町村合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要に基いて、基準財政需要額の測定単位の数値を補正して算定するものとし、その補正の要領は総理府令で定めるものとされ（法二三一）、従前の地方交付税の特例を定めた町村合併促進法第一五条の規定は削除されるものとされたこと（附則一）。

〇)。ただし、この規定によって補正して算定される額が、改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例によって算定される額に満たない場合には、町村合併の行われた日の属する年度（町村合併促進法の施行前に合併をし、同法第三四条に該当する新市町村については、新市町村建設計画を定めた日の属する年度）及びこれに続く五箇年度については、改正前の町村合併促進法第一五条の例によって算定した額を交付するものとされたこと（附則5）。なお、小学校又は中学校の統合を行った市町村に対しては、地方交付税の額の算定に当り、統合に伴い必要となる経費が含まれることとなるように国において配慮するものとされたこと（法二三二）。

四 国有財産特別措置法の特例

町村合併促進法におけるとほぼ同様に、新市町村は、新市町村建設計画の実施上当該市町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合には、国有財産中の普通財産の譲渡又は貸付を受けることができるものとされたこと（法二四）。

五 国有林野法の特例

新市町村建設計画による基本財産の造成のため必要があるときは、町村合併後五箇年間に限り、新市町村の区域に係る国有林野を新市町村に売り払い又は交換することができることは従前と同様であるが、その売払条件を緩和して、売払を受ける市町村の財政負担を軽減し、払下林野の適正な経営を助長するために、新たに売払代金の支払について、年賦償還の期間を二〇箇年以内に延長するとともに（法二五二）、その間における利息は、林野の林種林齢及び売払金額の区分に応じて、年四分五厘から六分五厘の範囲内で定めるものとされたこと（令五1）。ただし、新市町村が売払を受けた林野を売り払って、その年に償還すべき金額をこえる代金を収入したときは、当該市町村の財政需要、林野の経営経費等を勘案の上農林大臣は繰上償還をさせることができるものとされたこと（令五23）。国有林野に関する本条の特例は、新市町村が健全な施策計画を実施して林野の経営を合理的に行い、その基本財産として恒久的に撫育育成することを趣旨とするものであるからこの点をよく勘考し、現有の公有林野についてもその管理の適正を期すること。なお、国有林野整備臨時措置法及び町村合併促進法の規定により売払を受けた市町村が町村合併をして新市町村となった場内又は売払を受けた林野が町村合併によって新市町村に引き継がれた場合においても、右に準じて売払条件を改

めることができるものとされているので、これを希望する市町村はその旨を所轄官林局長に申し出て既契約の改訂の手続をとるようにすること（法二五78、附則6）。

第五 町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の町村合併の推進に関する事項

一 町村合併に伴う争論の処理

(一) 市町村の名称、事務所の位置、財産処分等に関する争論

1 町村合併に伴って市町村の名称、事務所的位置、財産処分等については争論があるときは、これを合理的に解決するために、あつせん、調停又は裁定に関する制度が新たに設けられたので、本制度を活用して速やかに町村合併に伴う紛議の解決を図らねばならないこと（法二六）。

2 都道府県知事は、町村合併に伴い争論があるときは町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができること（法二六一）。このあつせん又は調停は、法第二七条の場合を除き、名称、役場の位置、財産処分に関する争論に限らず、たとえば、合併条件の履行、事務の承継等町村合併の結果生じた争論のすべてについて行うことができること。

3 町村合併調整委員は、五人以内とし、新市町村建設促進審議会の委員のうちから都道府県知事が任命するものであるが（法二六二）、その任命は、事件ごとにこれを行うこともさしつかえないこと。なお、本年九月三〇日までの間は、町村合併促進審議会の委員のうちから任命すること（附則7）。

4 あつせん又は調停に係る事件に直接利害関係を有する町村合併調整委員に当該あつせん又は調停を行わせることができなものとされたほか（令七）、あつせん、調停の手続等については、自治紛争調停委員による調停の手続等に準ずること（法二六345、令八）。

5 都道府県知事は、町村合併調整委員のあつせん又は調停による解決の見込がないものとしてその打切の報告を受けた場合には、当該市町村の一体性を確保しその運営の正常化を図るために特に必要があると認めるときは、町村合併調整委員の意見をきいて、その争論の裁定をすることができること（法二六6）。

6 裁定は、一般に当事者を拘束するほか、特に市町村の名称、事務所の位置又は財産処分に関する裁定については、それぞれ地方自治法の規定

による条例の制定、議会の議決又は長の処分があったものとみなされ、これらの処分は、裁定の告示によって効力を生ずるものであること（法二六八）。

7 なお、町村合併においても、合併をめぐって、市町村の名称、事務所的位置又は財産処分に関して、関係市町村間に争論がある場合においては、この争論を合理的に解決して町村合併を進めるために、あつせん、調停又は裁定を行うことができるものとされているので、本制度を活用されたいこと。この場合においては、町村合併前であるので、6のような法第二六条第八項の規定は準用することができないが、裁定は、当事者を拘束することはいうまでもないこと（法二六九）。

(二) 市町村の境界変更に関する争論

1 町村合併に関する争論でもっとも著しいものは、いわゆる分村をめぐるものであって、これを速かに解決することが新市町村の一体性を確立し、その建設を円滑に進める基礎と考えられること。これについてはこれまで町村合併促進法第一条の三の規定に準拠して、種々御指導を願ってきたところであるが、更にその手続を整備する必要があるため、新たに本法第二七条によって処理することとし、町村合併促進法中の当該規定は削除されたこと。

改正された主な点は次のとおりであること。

(1) 本条の規定による境界変更に関する措置は、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域にかかる境界変更又は新市町村に隣接する市町村の一部の地域にかかる境界変更で、新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものについて行われることになっており、したがって、合併関係市町村の全部の地域にかかる境界変更は、その対象とならないこと（法二七一）。

(2) 右の地域にかかる境界変更について争論があり、そのため関係市町村の一体性又は相互間の正常な関係が著しくそこなわれていると認められる場合には、都道府県知事は、昭和三年三月三十一日までの間に町村合併調整委員に、あつせん又は調停を行わせることができること。なお、境界変更を行うものとする調停が成立したときは、当該境界変更について地方自治法第七條第一項の規定による関係市町村の申請があったものとみなされること（法二七三）。

(3) 当該境界変更を関係地域内の選挙人の投票に基いて定めるものとする調停が成立したとき、又は、あつせん若しくは調停によつては争論の解決の見込みがなく、これを打切る旨の報告を受けた場合において都道府県知事が地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、当該境界変更は関係地域内の選挙人の投票に基いて定めることが適当であると認めるときは、都道府県知事は、新市町村建設促進審議会の意見をきき、投票を行うべき区域を示して、選挙人の投票に付することを当該市町村の選挙管理委員会に対し、請求することができること（法二七四五）。したがって、従来のように投票請求の前提として都道府県知事の勧告が行われなければならないとする建前は改められたこと。

(4) 市町村の選挙管理委員会は、都道府県知事の請求のあった日から三〇日以内に、投票に付さなければならないことは、従来通りであるが、三〇日以内に投票が行われなるときは、都道府県知事の請求に基いて都道府県の選挙管理委員会が、投票に付さなければならないこと。この場合において、都道府県知事の投票の請求は、あらかじめ内閣総理大臣に協議した上、投票を行うべき区域を示して、市町村の選挙管理委員会に請求した日から九〇日以内にしなければならないこと（法二七七八）。

(5) 投票の要件としては、その請求に係る区域内に、三箇月以来住所を有する者として選挙人名簿に登録されている者でなければならぬものとされているから留意すること（令一六一）。

(6) 投票の結果、有効投票の三分の二以上の賛成があった場合においてその届出が選挙管理委員会から都道府県知事になされたときは、当該境界変更について、地方自治法第七條第一項の規定による関係市町村の申請があったものとみなされることとなり（法二七一一〇）、従前の町村合併促進法第一条の三の場合と異なり、投票結果の確定をまつまでもなく、関係市町村から境界変更の申請があった効果が生ずるものであること。したがって、都道府県知事は、直ちに境界変更に関する手続を進めることができるのであるが、若し投票について争論が提起されているときは争論の内容をよく検討し、充分な見透の下にせられたくないやしくも、争訟の結果処分の効力に影響を来たすような

ことのないように格別留意されたいこと。

(7) この法律の施行前に、従前の町村合併促進法第一条の三の規定により、都道府県知事の境界変更に関する投票の請求がなされるときは、その請求はこの法律の規定によりなされた請求とみなされ、この法律施行の日から三〇日以内に、当該市町村の選挙管理委員会は投票を行わなければならないものとされていること(附則8)。

ただしこの法律施行前に町村合併促進法第一条の三第四項において準用する同法第一条第三項の規定により投票がされているときは、その投票については、なお従前の規定の例によるものとされているので、若し当該投票について争訟中であるときは、(6)に述べたような効力が生じないから留意すること(附則9)。

(8) 右に述べた調停又は住民投票の結果行われる境界変更については、町村合併に伴う町村の区域の変動とみなして、町村合併促進法第二〇条の農地法の特例規定が準用され、同法及びこの法律失効後においてもなおその効力を有するものであること(法二七12附則10)。

2 都道府県の境界にわたる市町村の境界変更についても、右の例によつて、内閣総理大臣があつせん、調停又は投票の請求をすることができること(法二七13)。

3 なお、町村合併前における市町村の境界変更に関する特例規定である町村合併促進法第一〇条乃至第一一条の二の規定は、従前のとおり存置されているので、同法有効期間中は、適用があること。

二 未合併町村の町村合併の推進措置

この法律中に、町村合併促進法の失効後残った未合併町村の合併を促進するための特別の措置が規定されているが、これらの規定の趣旨にもかんがみて、町村合併をすることが必要であり、かつ可能な未合併町村については、町村合併促進法の有効期間中に合併を完了するように極力配慮されたいこと。

(一) 都道府県知事の勧告等

1 都道府県知事は、町村合併促進法の失効後においても、地勢、交通、経済事情その他の事情に照らして、町村合併を行うことが必要であると認められる町村については、明年三月三十一日までの間に、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、新たに町村合併に

関する計画を定め、関係市町村に勧告しなければならないものとされたこと(法二八1)。

2 都道府県知事は、勧告を受けた市町村から、九〇日以内に勧告に基いた町村合併に関する申請がない場合において、住民の総意を基礎として問題を処理することが適当であると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきいて、当該町村合併につき住民の投票に付することを関係市町村の選挙管理委員会に対し請求をすることができること(法二八2)。

この投票を請求するについては、町村合併に関する住民の動向を充分に考えて、議会又は理事者の意向と住民一般の意向とが必ずしも一致せず、住民の一般的な意向にもかかわらず関係機関の意向により合併が進捗しないと認められるような事情があり、寧ろ住民投票によつて事を処理することが適当と認められる場合に行うように配慮すること。

3 右の町村合併に関する投票については、市町村の境界変更に関する投票の規定が準用されているが(法二八3、令二二、二二二)、この場合には、「選挙人の過半数」の賛成があつたときは、当該市町村の町村合併に関する申請があつたものとみなされること。

4 なお、右の勧告又は投票に関する規定は、本年一〇月一日から施行されるが(附則1)、この勧告又は投票に基づく町村合併については、町村合併促進法第一条の六、第一六条から第二〇条の二まで、第二二条から第二三条の二まで及び第二四条の規定の例によるものとされ(法二八4)、当該合併市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により、その建設に関する計画を定めたときは、当該市町村を「新市町村」、当該計画を「新市町村建設計画」とみなして、この法律の規定が適用されること(法二八5)。

三 内閣総理大臣の勧告等

1 内閣総理大臣は、都道府県知事の勧告を受けても、なお町村合併を行わない市町村について、都道府県知事の申請があつたときは、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて、町村合併の勧告をすることができること(法二九1)。

2 内閣総理大臣の勧告を受けても、なお、町村合併を行わない町村については、小規模町村であることにより行われる国の財政上の援助措置は行われなことがあるものとされたこと(法二九2)。これは弱小規模

の町村でも地勢上合併することが事実上不可能なものが全国的には多少見受けられ、これらの小規模町村については、今後適正規模になった合併町村に準ずる最小限度の行政を処理できるように財政上の措置を考へる必要があると思料されるが、この種の国の財政上の援助措置は、合併が可能であるにもかかわらず行われないような町村については、行われないことのあることを明らかにしたものであつて、合併町村との均衡上も、また当該町村の独自行の意思から考へてもやむを得ないところであること。

3 内閣総理大臣は、都道府県知事の勧告に係る町村合併に関し関係町村から合併の申請があつた場合において、申請の日から四箇月以内に都道府県知事の処分が行われなるときは、現行町村合併促進法第三三条におけるとおおむね同様に、新市町村建設促進中央審議会の意見をきいて、町村合併の処分を行うことができるものとされたこと（法二九三（七））。

4 内閣総理大臣は、都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更に關し関係市町村から地方自治法第七條第三項の処分の申請があつた場合において、申請の日から四箇月以内に關係都道府県の申請が行われなるときも、昭和三年三月三十一日までの間に限り（附則二）、右と同様に境界の変更の処分をすることができるものとされたこと（法一九八）。現行町村合併促進法第三三条の二の規定による都道府県の境界にわたる町村合併による町村の設置の手續は、本年一〇月以降は認められないこと。

5 なお、法第二九條も、本年一〇月一日から施行されるものであり（附則一）、町村合併促進法及びこの法律の規定の適用關係等については、第二八條の場合と同様であること（法二九七、八）。

第六 その他の事項

一 町村合併促進法が効力を失うまでに、同法に定める町村合併について処分の申請をしている市町村があり、同法失効後合併が行われたときは、この法律の規定を適用するものとされたこと。

二（一） 町村合併の現状にかんがみて、町村合併促進法中、町村議会の議員の任期、定数の特例に関する第九條の規定を、人口五万未満の市が町村を編入する場合に準用するとともに、都道府県知事が町村合併促進審議会の意見をきいて勧告した人口一五万未満の市への町村の編入についても、第

九條等を除き、町村合併促進法の規定を準用するものとされたので、市に編入する以外には適当な合併を行うことができない町村については、これらの規定の活用を考へてよいこと（改正後の町村合併促進法三七（一））。なお、前段の人口五万未満の市が町村を編入する場合において、第九條の規定を援用するに當つては、同條第二項の規定により、議員定数を増加し、増員選挙を行う方法によることが適当と考へられること。

（一） 右のほか、この法律の施行に伴い不要となる町村合併促進法中の規定の整理等が行われたこと（附則一〇）。

未合併町村の合併推進措置要領（昭和三二・四）

第一 方針

町村合併は、すでに各都道府県においてその目標の大部分を達成している現状にかんがみ、今後における政府ならびに各都道府県の施策の重点は、町村合併を行った新市町村の促進の促進に向けられるものであるが、各種の事情により現在なお合併に至らない未合併町村の合併を引き続き推進することは地方自治の基盤を強化するために行われた町村合併の目的に照らして、目下の急務であること。

これがため、政府ならびに各都道府県においては、未合併町村の合併の障害となつてゐる事由を具体的に検討したうえ、それぞれの事情に即した適切な措置を講ずることによつて、なるべくすみやかにその完遂を図るものとすること。

第二 要領

今後における町村合併については、新市町村建設促進法（以下「法」といふ）第二八條第一項の規定により策定された町村合併に関する計画に基き、同項の規定により都道府県知事の勧告が行われた未合併町村を対象として、法の適切な運用により、その強力な推進を図るものであるが、各都道府県においては常に町村合併の必要性及び効果並びに当該合併計画の妥当性等についての広報活動を行い、住民の理解と協力による民主的な町村合併の達成が期せられるよう配慮しなければならないこと。なお、特に留意すべき事項は次のとおりであること。

一 一般的事項

（一） 今日残されている未合併町村は、いまなお町村合併の必要性及び効果に対する認識を欠き、合併に対して消極的なもの、その認識はあるが、

新市町村の名称、事務所の位置その他合併条件について意見の一致をみるに至らないもの、都道府県の合併計画に対して反対のもの、指導者に対する不信その他住民感情の対立があるもの等、それぞれ合併の障害となっている事由を持つているので、個々の事情を具体的に検討したうえ、その事由に応じて適切な対策をたて、新市町村建設促進審議会の協力を得て、積極的なあつせんと啓発に努めるものとする。この際、法第二六条第九項の規定による町村合併調整委員のあつせんと、調停に付し得るものについてはこの制度の活用を考慮すること。

(二) すでに合併した市町村の内部における一部地域の分離問題及びこれに伴う諸種の争論は、新市町村の建設途上の大きな障害となっているのみならず、未合併町村の合併意欲を著しく低下させているので、未合併町村の合併の促進対策と併行して、この種の争論のすみやかな解決に全力を傾注することが当面の要務であること。

また、諸種の事情により今回の町村合併計画の対象外となった町村についても、従来の経緯に鑑み、なお特にその規模の適正化を図ることが必要と認められる場合は、自主的な合併意欲の高揚に努めること。

二 町村合併に関する選挙人の投票

(一) 町村合併の可否を選挙人の投票によって決定することは、自治体意思決定の議会主義に対する特例制度であるので、その運用には特に慎重を期するものとし、投票の請求は、当該町村合併に関する広報活動を充分に行つたうえ、住民一般の動向を察知し新市町村建設促進審議会の意見をきいてこの際選挙人の投票によってことを処理することが最も適当であると認められる場合においてのみ行うよう配慮すること。

(二) 投票の請求は、当該町村合併の形式（新設又は編入）及び新設合併の場合にあつては新市町村の名称を明らかにして行うものとする。なお、投票請求書は、おおむね別記様式第一号（省略）によることが適当であること。

(三) 市町村の選挙管理委員会が投票を執行しない場合に都道府県の選挙管理委員会に対して投票の請求をするときは、内閣総理大臣に協議することが法定要件とされているので、都道府県知事が市町村の選挙管理委員会に投票の請求をする際にも、事前に当庁に打合せするように配慮されたいこと。

三 内閣総理大臣の勧告

(一) 未合併町村に対する内閣総理大臣の勧告は、町村合併の推進に関する行政上の最高責任者が具体的な町村合併の案件について積極的にその必要性を強調し、これを推進しようとするものであるもので、その申請に当つては、個々の事情を詳細に検討したうえ原則として、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合に行うものとする。

1 当該町村の規模が明らかに適正を欠き、町村合併を行うことが客観的に必要かつ可能と認められる場合

2 当該町村が合併しないため、関係市町村の区域が不整となつて、その自治運営に支障を生ずると認められる場合

3 当該町村が合併の意思を決定しないため、数箇の関係市町村の合併の現実が阻害されていると認められる場合

4 その他、当該町村の合併が関係市町村の適正円滑な自治運営を図るために不可欠である等、合併の必要性及び効果の特に顕著な場合

(二) 内閣総理大臣の勧告の申請は、都道府県において、当該町村合併に関する広報活動を充分に行い積極的なあつせんとその他あらゆる努力を尽してもなお合併しない市町村について、事前に当庁と打ち合せたうえ、詳細な事由を付記して行うものとする。なお、勧告申請書はおおむね別記様式第二号（省略）によるものとする。

第三節 町村合併最終処理方針の決定等

一、新市町村建設促進法の一部改正

政府は、昭和三三年度にいたつてもなお未合併の町村が相当数残されているため、これらの町村の取扱いについて苦慮し、この合併を最終的に処理することを眼目として、未合併町村の实情に応じ従来の合併計画を変更することができることとするなどを内容とする新市町村建設促進法の一部改正法案を第三〇国会に提案し、同国会で可決成立したので、昭和三十三年二月一日法律第一七二号として公布施行した。

この改正に伴い、自治省は昭和三十三年二月二三日付自治事務次官名をもって各都道府県知事あて通達を出し、改正の主要点を指示すると

もに、町村合併のすみやかな最終処理と新市町村の建設育成に特別の配慮を要望した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律の施行に関する件（通知）

昭三三・一二・二二自乙振発第一六〇号

（自治事務次官 各都道府県知事あて）

標記の改正法律は、第三〇回国会において成立し、二月一日法律第一七二号として公布され、同日から施行された。

旧町村合併促進法の施行によって全国的に町村合併が始められてから五年余を経過し、この間に、町村合併はおおむね所期の効果をあげ、今や、新市町村の建設育成に重点を向けるべき段階に到達したと考えられるが、一方、現在なお未合併の町村も相当数残されており、これが取扱をいかにするかは早急に解決を要する問題である。

今回の改正は、これらの未合併町村の合併を最終的に処理することを眼目として、未合併町村の实情に応じ従来の合併計画を変更することができることとし、あわせてこれに伴う市町村の境界変更に関する争論の処理等について規定の整備をはかったものである。

貴職におかれては、別途通知する町村合併最終処理方針に準拠し、左記事項に留意のうえ、町村合併のすみやかな最終処理と新市町村の建設育成に格別の配慮を願いたい。

記

一 都道府県知事の勧告した町村合併に関する計画について、昭和三四年三月三十一日までの期間を限って、これを変更することができるものとされたこと。（法二九の二）

(一) 本条の規定は、今回の改正の重点をなしており、未合併町村について、従来の合併計画を再検討し、必要に応じてこれを合理的に変更し、関係市町村に勧告して、すみやかに町村合併の終結をはかろうとする趣旨であつて、法律的に計画変更の途を開いたものであること。

(二) 右の趣旨にのっとり、未合併町村に係る合併計画の全面的検討は、計画変更の法定期間も短期であるので、直ちにこれを開始し、計画変更措置を

必要とするものについては、急速かつ円滑に手続を進められたいこと。とくに、計画の変更に伴う境界変更の争論の発生が予見せられる場合にあっては、その処理との関連を十分に考慮のうえ措置されたいこと。

(三) 本条の規定により計画を変更してこれを勧告すべき場合としては、法第二八条第一項の勧告を受けた未合併町村等に関し、その後の事情の変更等により、未合併町村の合併を推進するため従来の合併計画を調整することが適当と認められ、又は、当該未合併町村等において従来の合併計画と異なつた合併を希望しているような場合であつて、計画変更により合併の実現が期待されるものであること。

(四) 地勢、交通、経済事情その他の事情に照らし、勧告のとりの町村合併を行うことが著しく困難と認められる未合併町村及びその人口規模、財政状況その他の条件に照らし、他の適正規模町村に比し実質的に遜色がないと認められる未合併町村については、これを合併計画より解除することも本条の規定によつて行われるものであること。

二 新市町村が他の市町村と町村合併した場合においても、これを新市町村とみなして、法の適用があるものとされたこと。（法三〇の二）

(一) 本条の規定は、法に規定する勧告を受けないで町村合併を行った市町村については、その合併関係市町村のうちに新市町村が存在する場合においても従来、法の規定が原則的に適用されず、ために建設途上にある新市町村にその育成上重大な支障を与えているので、合併関係市町村としての新市町村を含むいわゆる自主合併市町村に対して、旧町村合併促進法の有効期間中に町村合併をした新市町村又は法に規定する勧告若しくは投票に基いて町村合併をした新市町村との間に実質的に不均衡の生ずることのないように、また、従来新市町村として有していた既得の利益を喪失することのないように措置したものであること。

(二) 本条の規定により新市町村とみなされる市町村に対する町村合併による地方交付税の算定替の保障期間（附則六）については、当該自主合併の日を起算点として更に五箇年の期間とされるのではなく、みなされる新市町村の区域の一部となつた合併関係市町村たる従前の新市町村が新市町村となつたところの元来の町村合併の行われた日を起算点として五箇年に限るものであること。（附則七）

三 町村合併に関する計画の変更等に伴って生じた市町村の境界変更の争論について、昭和三四年三月三十一日までの期間を限って、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができるものとされたこと。(法二七の二)

(一) 本条前段の規定は、法第二九条の二の改正規定による町村合併に関する計画の変更に伴い、従来の計画を指示する住民によって境界変更の争論の発生することが予想されるので、法の改正に伴って生ずべき事態に対処するためその解決のための法的措置を講ずることとしたものであること。

したがって、この規定による処理の対象となる争論は、計画の変更に伴って生ずるものであり、かつ、あつせん、調停の開始は、昭和三四年三月三十一日までに行わなければならないものとされているので、争論の処理手続について、時期を失することのないよう、とくに留意されたいこと。

(二) 本条の後段は、改正後の法第三〇条の二の規定により新市町村とみなされる市町村の区域のうち従前の市町村の一部の地域、又は当該みなされる新市町村と隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で、両者の間におけるものに関し争論が生じた場合にも、前号の場合と同様の処理をすることができるとしたものであるので、このような場合が生じたときは、実情調査のうえすみやかに措置されたいこと。

(三) 境界変更の争論については、法第二七条第一項の期間中に処理の手続をしなかったものその他改正規定による処理の対象とならないものがなお相当数存在すると思われるが、町村合併問題に終止符を打つべき現下の状況にかんがみ、本条に該当しない争論については、関係機関による事実上のあつせん等により、その円滑な解決に努力されたいこと。

四 都道府県の境界にわたる市町村の境界に関するあつせん、調停及び投票について、昭和三四年三月三十一日までの間においては、あつせん、調停の開始をすることができるとし、未処理の案件に最終的に対処する法的措置が講じられたこと。(法二七13)

二、町村合併最終処理方針の決定

新市町村建設促進法の一部改正に呼応して、政府は、昭和三三年(一

九五八) 二月一二日の新市町村建設促進中央審議会の決定を経て、二月一六日の閣議において「町村合併の最終処理方針」を決定し、都道府県はこの処理方針に準拠して未合併町村の最終的な処理をはかり、今後の施策の重点を新市町村の建設促進に向けるよう指示した。

自治省は、新市町村建設促進法がその効力を失う昭和三六年六月直前になつても、合併に関する勧告を受けながらなお合併をみないものおよび町村合併に伴う争論で解決をみない町村が若干残っているため、法律が失効するまでには何らかの形で解決のめどをつけ、その後は新市町村の建設育成に努力することが必要であるとして、昭和三六年二月二〇日付自治事務次官名をもつて各都道府県に対し、新市町村建設促進法のうち建設促進に関する事項についてはその有効期間を延長することを検討中であることを通知するとともに、町村合併の最終処理及び争論の処理促進について特段の協力を要請した。

町村合併の最終処理に関する件

昭和三三、一一六、一二一、一二二新市町村建設促進中央審議会決定
昭和三三、一一六、一六閣議決定

町村合併促進法施行以来五年になり、町村合併はおおむねその目標を達するにいたったが、現在なお存する未合併町村については、すみやかに別紙方針に基いてその最終処理をはかり、今後の施策の重点を新市町村の建設の促進に向けるものとする。

(別紙)

町村合併最終処理方針

一 各都道府県においては、未合併町村の合併の行われぬ事由を詳細に検討し、当該町村の地勢、交通、経済事情その他の事情をさらに充分に考慮し、従来の合併計画を再検討したうえ、未合併町村を分類し、それぞれの分類に応じて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があるときは、新市町村建設促進法第二九条の二の規定による合併計画の変更を行うものとする。

二 未合併町村の分類は、おおむね次の基準によるものとする。

- (一) 町村合併の必要性が特に顕著なもの
1 当該未合併町村が合併しないため、関係市町村の区域が不整となつて、その自治運営に支障を及ぼすと認められるもの
- 2 当該未合併町村が、合併の意思を決定しないため、合併を希望する数個の関係市町村全体の合併の実現が阻害されていると認められるもの
- 3 当該未合併町村の規模が著しく適正を欠く等合併の必要性が特に顕著であると認められるもの
- (二) 町村合併の方向を示し、合併の実現を期待するもの
1 (一)には該当しないが、当該未合併町村の規模を適正化するために合併を行うことが必要と認められ、その実現が望ましいもの
- (三) 合併不可能町村又は適正規模町村に準ずる取扱いをするもの
- 1 当該未合併町村の地勢、交通等の客観的条件からみて、合併を行うことが著しく困難と認められるもの

2 当該未合併町村の人口及び財政状況等が他の適正規模町村に比し実質的に遜色がないと認められるもの

三 今後における未合併町村の合併の取扱については、前項の基準による分類に応じて次のような方法により措置するものとする。

- (一) 前項(一)の町村合併の必要性が特に顕著な未合併町村については、各都道府県においてその合併の障害となっている事情に即して最も効果的な対策を講じ、おおむね昭和三四年三月末日までに、特別の事情があるものについても同年九月末日までに合併の完遂をはかることを目途とすること。なお、これらの未合併町村については、実情に応じ、新市町村建設促進法第二九条第一項の規定による内閣総理大臣の勧告を行うことを考慮すること。
- (二) 前項目の町村合併の方向を示し、合併の実現を期待する未合併町村については、各都道府県において町村合併に関する広報活動を継続する等自発的な合併意欲の高揚に努めるものとする。
- (三) 前項三の合併不可能町村又は適正規模町村に準ずる取扱をする未合併町村については、新市町村建設促進法第二九条の二の規定により従来の合併計画を変更して、合併の勧告は行わないものとする。

町村合併の最終処理及び町村合併に伴う争論の促進について

昭和三六・二・二〇付自治乙振発第三六号
各都道府県知事あて自治事務次官通知

町村合併の最終処理及び町村合併に伴う争論の解決については、貴職はじめ関係各位の御尽力により、おおむね所期の目的を達成し、新市町村の建設を順調にその実効をあげつつあることは御同慶にたえない。

現行の新市町村建設促進法は本年六月末日をもってその効力を失うこととなっているが、現在までになお町村合併に関する勧告をうけながら合併をみない未合併町村及び町村合併に伴う争論で解決をみないものが若干残存している。

ついでには、これらの未合併町村の町村合併及び町村合併に伴う争論についてはこの法律が失効する本年六月末までに何らかの解決のめどをつけることが必要と考えられるので、未解決になっているこれら案件について次の事項に御留意のうえ適切な措置をされるよう特段の御配慮をお願いしたい。

もつとも町村合併によって誕生した新市町村については、発足後なお日浅く、今後更に強力にその建設を促進する必要がある、これがため引き続き国及び都道府県の援助及び指導を要するものと考えられるので、政府においては、建設促進に関する事項については、その有効期間を延長すること等を検討中である。

記

都道府県知事の合併勧告又は自治大臣の合併勧告がなされ、現在なお町村合併の実現をみない合併案件については、合併の障害となっている諸事情をさらに検討し、適切な対策を講ずるとともに、関係市町村及び関係住民に対して最終的な考慮を促すこと。

- 2 法第二六条、第二七条又は第二七条の二の規定に基づき、町村合併調整委員のあつせん又は調停に付されている町村合併に伴う争論であつて現在なお未解決のものについては、あつせん、調停、住民投票等により、最終的な解決をみるよう促進をはかること。
- 3 前項以外の町村合併に伴う争論であつて、貴職又は新市町村建設促進審議会委員等においてあつせん又は調停を行っているものについても最終的な解決をはかるよう措置すること。
- 4 2及び3の争論の現状及び今後の処理の見とおし又は処理の方法等については、二月末日までに当省に連絡されたいこと。

第四節 新市町村建設促進法に基づく県の措置

一 新市町村建設促進審議会の設置

三か年間の時限立法である町村合併促進法は昭和三十一年九月三〇日でその効力を失い、同法に代わつて、一〇月一日新市町村の建設育成と未合併町村の合併促進を内容とした新市町村建設促進法の施行をみたのである。

県は、新市町村建設促進法の施行に伴い、同法第二〇条の規定により新市町村の建設促進と未合併町村の合併促進をはかるための知事の諮問機関として、従来の熊本県町村合併促進審議会に代えて、熊本県新市町

村建設促進審議会を設置することとし、昭和三十一年一〇月一日熊本県新市町村建設促進審議会条例を熊本県条例第五九号として公布施行した。

熊本県新市町村建設促進審議会条例（昭和三十一年熊本県条例第五九号）

（設置）

第一条 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第一六四）第二〇条第一項の規定に基づき、熊本県新市町村建設促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二条 審議会は委員二〇人以内で組織する。

2 委員は、左の各号に掲げるものうちから知事が任命する。

- 一 国の地方行政機関の職員
- 二 県の職員

三 県の区域内の市町村の議会の議員

四 県の区域内の市町村の長

五 公共的団体等の役員及び職員

六 学識経験を有する者

（会長）

第三条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第四条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めのあるものを除く外、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、昭和三十一年一月一日から施行する。
- 2 熊本県町村合併促進審議会設置条例(昭和二十八年熊本県条例第七一号)は、廃止する。

県は、熊本県新市町村建設促進審議会条例の施行に伴い直ちに委員の選任に着手し、一〇月二五日付をもって、国の地方行政機関の職員二名、県職員三名、市町村長三名、市町村議会議員三名、公共的団体等の役員一名、学識経験者八名からなる合計二〇名の委員を委嘱又は任命した。

なお、委員は地方選挙による長又は議員の更迭と公務員の人事異動等によりかなりの異動があつた。

新市町村建設促進審議会委員一覧表(順不同途中改選)

一 国の地方行政機関の職員

南九州財務局長

〃

熊本営林局長

〃

熊本郵政局長

〃

熊本農地事務局長

〃

二 県の職員

副知事

〃

総務部長

〃
〃
県教育委員会委員長

三 県の区域内の市町村長

玉名市長

小国町長

益城町長

四 県の区域内の市町村の議会の議員

本渡市議会議長

菊池市議会議長

八代市

芦北町

横島村

三角町

泗水村

大津町

湯浦町

五 公共的団体等の役員及び職員

県農業会議会長

〃

学識経験を有する者

熊本日日新聞社社長

ラジオ熊本社長

熊本女子大教授

〃 講師

県議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

沢田一精
小山岑雄
大西嘉幸
安田租竜

橋本二郎

河津寅雄

吉田定

佐藤武雄

松永晴市

村上亀次郎

宮崎義則

平島一

山田基

甲斐順

西本寅隆

藤井孫太

藤木英人

井上国男

伊豆富人

深水六郎

圭室諭成

渡辺宗尚

荒木豊雄

石田正寅

園田清充

岩尾

岡本篤

県議会議員

中村 晋
坂西 林 吉
矢上 昭次郎
岩本 人志
井 農夫男
村 正実
橋本 清四郎
西岡 勝次
河端 正誠
増田 英夫
江藤 武彦
赤井 俊政

こうして発足した新市町村建設促進審議会は、昭和三十一年一月五日熊本県税務講習所において二〇人の委員のうち一人が出席して第一回の会議を開き熊本県町村会長を会長に選び、引き続き未合併町村の合併計画、その他を審議していったが、昭和三十六年三月までの間に、八代市、宮原町および竜峯村の合併問題で設置された特別委員会をも含めて延べ一三回にわたる会議を重ね、未合併町村の早期合併と新市町村建設の推進に活躍した。

新市町村建設促進審議会開催状況

回数	開催年月日	場所	出席委員	審議事項
第一回	昭和三一、一一、五	熊本市水道町一 熊本県税務講習所	二八	1 会長互選について 2 新市町村建設促進法について 3 合併町村に係る町村合併促進対策について(諮問)
第二回	昭和三一、一二、二四	〃	二五	町村合併計画の決定について(諮問)

第三回	昭和三一、二、二七	熊本市桜町一五 熊本県自治会館	二五	1 未合併町村の合併計画に関する意見交換について 2 新市長村建設計画の調整について
第四回	昭和三一、三、一二	〃	二四	1 合併計画について(諮問) 2 未合併町村の状況について 3 争論解決のあつせいで
第五回	昭和三一、六、三	〃	二四	1 合併前の財産処分について(諮問) 2 菊陽村の争論解決のあつせん調停について 3 未合併町村の状況について 4 新市町村の建設について
第六回	昭和三一、三、三一	〃		1 新市長村の建設について 2 未合併町村の状況について
第七回	昭和三四、三、二三		二八	1 会長の選任について 2 町村合併最終処理計画及び処理方法について(諮問)
第八回	昭和三四、九、三	熊本市桜町一五 熊本県自治会館	二五	1 未合併町村の合併促進について 2 新市町村の建設促進状況

第九回	昭和三四、九、二五 (特別委員会)	県庁内 県選挙管理委員会 会室	四	八代市宮原町合併問題について
第八回	昭和三四、一一、一〇 （一） （二）	八代郡竜峯村 宮原町	四	八代郡竜峯村、宮原町実地調査
第二回	昭和三四、一一、二四 （一） （二）	熊本市桜町一五 熊本県自治会館	四	八代地区実地調査の結果について
第三回	昭和三四、一一、二四	〃	一六	〃
第三回	昭和三六、三、四	熊本市桜町五 いけす	二	1 昭和三三年度新市町村建設計画に基づく事業実施案内について 2 昭和三五年度新市長村の建設促進について

二、合併計画の変更

町村合併促進法の失効する直前の本県の市町村数は、同法施行当時の五市三二五か町村から九市一〇八か町村となり、国の基本計画に対して九四パーセント、県の合併試案に対して九〇パーセントの合併をみ、ほぼその目標を達成したが、なお未合併町村六四を残していた。そこで県は新市町村建設促進法に基づく未合併町村の合併計画を策定し、計画の概要と計画の基本方針とをあわせて、九月一五日県町村合併促進審議会に諮問した。計画は、二八年の県合併試案を尊重するとともに、新市町村建設促進法の規定に従い、六項目の基本方針を樹て、この方針に従つ

て立案され、この計画は本県の市町村を九市七九か町村にすることを目的としたもので、二八年の合併試案八六か町村案にほぼ近いものであった。

審議会は九月一七日の会議で計画案を審議した結果、田底村の決定を保留したほか若干の条件をつけて原案を承認し、同日その旨を知事に答申した。

県はこの答申に基づいて合併計画を決定し、九月二六日付総務部長名をもって各県事務所長にこの計画を示し、すみやかに合併の実現をはかるため努力するよう要請した。

地第一〇七九号

昭和三年九月一五日

熊本県知事 桜井三郎

熊本県町村合併促進審議会会長殿

町村合併計画案について（諮問）

地方自治法第八条の二の規定に基づき、町村合併計画を別紙のとおり定めたので、貴会の意見をお伺いする。

一、町村合併計画策定の概要

町村合併をすみやかに完遂することは、地方自治の基礎を確立するために現在の急務であり、町村合併促進法によって本年九月末日迄に町村合併の完遂を期することが強く要望される。

本県においては、昭和二八年一月町村合併試案を作成して自主的合併の推進を図り、この間五市三二五の町村が九市一九箇町村（昭和三年九月二一日）に減少し、同試案の成果は、おおよその目的の大半を達成したのであるが、しかしながらこれらの合併町村のうちには町村合併試案によらない合併もあり、今後に残されている合併未了町村の合理的な合併規模については、同試案を中心に考慮しつつしかも新たな見地から各種の条件を勘案して判断することが必要になってきている。

なお、新市町村建設促進法では、本年一〇月一日以降明年三月三十一日までの間に未合併町村について合併計画を定め、これを関係市町村に勧告することと

なるが、この未合併町村とは、町村合併促進審議会の審議を経て定められた町村合併計画において合併することが必要とされた町村をいうので、ここに合併計画を策定する必要が生じた。

二 町村合併計画策定の基本方針

町村合併計画の策定に当たっては、昭和二十八年一月決定の県試案を尊重するとともに、その後の状況の変化等に対応し、部分的にはこれを修正することとし、概ね次の方針に従って定めた。

- 1 合併後の町村の人口は、地勢、交通等やむを得ない事情の場合を除き、八、〇〇〇人以上を目途とし、具体的実情に応じてできるだけ規模の増大を図る
- 2 関係町村間は地勢、交通、産業等の相互関係が深く自然的経済的基盤の一体性が認められること。
- 3 関係町村間には住民の人情、風俗、習慣が類似し、又は特に著しい相違がなく将来一の共同社会として自治意識を醸成することができるものであること。
- 4 当該地域の総合開発計画及び産業振興計画、事務組合、協議会等の設置又は事務委託関係を充分勘案すること。
- 5 別記合併市町村は、この計画に基づく合併市町村とすること。
- 6 境界変更については、その都度計画を修正するものとする。

熊本県未合併町村合併計画

昭31. 9

市郡名	区分	人口	面積	合併後の人口	合併後の面積	意見	備考
	市町村名						
飽託郡	奥古閑列村	4,529	13.14	12,528	24.83		31.9.30 天明村として発足予定
	銭塘列村	2,671	5.06				
	中緑村	1,782	3.33				
	川口村	3,546	3.30				
	河内村	7,424	12.03	10,709	35.98		
	芳野村	3,285	23.95				
熊本市	熊本市	334,127	125.21	347,811	148.35		
	小島町	4,665	4.78				
	中島村	4,600	10.03				
	竜田村	4,419	8.33				
宇土郡	宇土町	26,337	52.44	33,991	74.36		
	綱田村	7,654	21.92				
	松合町	5,104	14.24	11,882	30.74		
	不知火町	6,778	16.50				
下益城郡	益南村	8,668	15.32	18,144	40.34		
	海東村	4,235	18.96				
	小川町	5,241	6.06				
	豊野村	8,020	31.86				
玉名郡	長洲町	9,889	4.47	17,139	17.75		六栄村 腹赤村 二箇村で申請済み
	六栄村	3,360	7.90				
	腹赤村	3,890	5.38				
玉名市	玉名市	49,031	88.55	56,592	104.67		
	横島村	7,561	16.12				
菊池郡	合志村	9,778	28.93	9,778	28.93		
	西合志村	10,044	24.35	10,044	24.35		
阿蘇郡	産山村	3,390	60.54	7,165	131.83		
	波野村	3,775	71.29				
	高森町	10,888	30.41	13,792	99.03		
	野尻村	2,904	68.62				
	長陽村	6,426	39.79				
	久木野村	4,129	50.99				

	白 水 村	7,597	48.28	18,152	139.06				
阿蘇郡	柏 村	4,296	74.14	9,571	120.02		31.9.30 蘇陽町として発足予定		
	菅 尾 村	1,829	21.62						
	馬 見 原 町	3,446	24.26						
	山 西 村	4,734	53.25	6,953	76.79				
	河 原 村	2,219	23.54						
	小 国 町	16,467	137.30	16,467	137.30				
	南 小 国 村	7,761	116.42	7,761	116.42				
上益城郡	矢 部 町	18,715	163.23	26,145	298.02				
	中 島 村	4,523	73.54						
	名 連 川 村	2,907	61.25						
八代郡	鏡 町	23,456	26.57	29,697	35.58				
	宮 原 町	6,241	9.01						
	千 丁 村	8,718	10.93	11,782	15.40				
	竜 峯 村	3,064	4.47						
	上 松 求 麻 村	7,206	47.80					19,143	160.27
	下 松 求 麻 村	8,038	75.68						
	百 濟 来 村	3,899	36.79						
八代市	八 代 市	91,956	108.10	96,359	133.07				
	二 見 村	4,403	24.97						
葦北郡	津 奈 木 村	9,122	32.52	9,122	32.52				
	田 浦 村	8,778	33.19	8,778	33.19				
	湯 浦 町	8,971	65.67	8,971	65.67				
球磨郡	湯 前 町	8,768	48.54	15,923	240.98				
	水 上 村	7,155	192.44						
	免 田 町	7,029	10.15	24,161	159.26				
	上 村	7,786	90.24						
	須 恵 村	2,170	17.49						
	深 田 村	3,113	20.02						
	岡 原 村	4,063	20.36						
	山 江 村	6,766	121.89					6,766	121.89
	五 木 村	6,031	252.07					6,031	252.07

天草郡	倉 岳 村	7,888	25.56	13,492	58.83		
	栖 本 村	5,604	33.27				
	竜ヶ岳村	9,167	17.52	15,405	36.37		
	姫 戸 村	6,238	18.85				
	苓 北 村	13,233	44.74				
	都 呂 呂 村	3,171	22.43	16,404	67.17		31.9.17 申請予定
	御 所 浦 村	9,039	21.98	9,039	21.98		
本渡市	本 渡 市	41,556	124.10	43,466	144.46		
	宮 地 岳 村	1,910	20.36				
鹿本郡	田 底 村	3,530	6.11				決定保留

昭和三十一年九月一七日

熊本県町村合併促進審議会

会長 河津 寅雄

熊本県知事 桜井 三郎 殿

九月一五日付地第一〇七九号をもって意見を求められた別紙町村合併計画は適当と思われるので、この旨答申する。

(審議会審議内容)

第五回審議会

一 開催年月日 昭和三十一年九月一七日

二 場 所 熊本市桜井町一五 熊本県自治会館

三 出席委員 一四名

四 附議事項

1 町村合併計画の策定について(諮問)

2 その他

五 審議の概要

議事

町村合併計画について

一、奥古閑地区 原案異議なし

二、河内地区 原案異議なし

三、熊本市地区

委員

小島町は、熊本市編入を希望しているが、中島村は希望していない。

小島町、中島村二ヶ町村合併も希望していない。鮎田村との合併も考慮しているようだ。

希望していない熊本市との計画には、賛成できない。

委員

中島村も熊本市も希望していないのに、計画案としてある。

県は、地形的にも中島村は熊本市に編入が理想的であるという趣旨からの計画案ではないか。他の地区についても、そのような考え方から計画案を策定してあるように思う。

委員

今後このような問題が起ると思うが、本日の会議は保留すべきものは保留で進むか、一応案として計画を決定しておいて将来を考えるか、その点を決めておきたい。

委員

法律上の問題として今保留した場合、未合併町村との関係があるが、どうなるのか。

委員

田底村については、県としても色々考えたが、今日までその案作成にいたらなかったので、出来るだけ早く決定し、審議会にはかりたい。

委員

田底村の場合と中島村とは条件が異なるので、中島村としては客観的状況よりして、熊本市編入が妥当と思われる。

委員

中島村については、保留にされたい。

会長

むづかしい地区は後に廻したい。

四、宇土地区

委員

網田村は、東は三角、西部は宇土になると思う。村長、議長は村を割らないとは云っている。

委員

三角としても網田村は、分村という事になると思うが、案では一応宇土町として今後話を進めたい。

委員

後日、境界変更も考慮される。

委員

網田村は一応人口も多いし、合併不能町村として認められないか。分村を前提としたような計画はどうかと思う。

委員

人口八、〇〇〇以下であり、地形的にも合併できないわけではない。他の町村への影響もあり、一応計画として進めたい。合併不能町村とするかどうか

かは、自治庁と協議する必要がある。

委員

総理大臣勧告の際は、特に考慮されたい。

会長

原案どおり決定。

五、松合、不知火地区 原案のとおり決定

六、益城地区 原案のとおり決定

七、豊野村 原案のとおり決定

八、六栄、赤腹地区

委員

荒尾、清里問題を境にして試案がくずれている。二ヶ村がすでに議決もしており、三ヶ村合併となれば、予想しがたい問題も起る可能性あり。

六栄、赤腹を先づ合併させ、将来は荒尾との合併が考えられる。

委員

荒尾郷町村の合併は将来可能と思われるが、本日の段階としては、長洲を含めた三ヶ町村合併が適当と思ひ促進したいが、二ヶ村で議決も済み、知事宛申請も来ており、県としても法律上申請を拒否することも問題であるので、段階合併として、二ヶ村を認められてはどうか。

会長

原案どおり決定

九、玉名市、横島村

委員

玉名市は市であり、横島村は純農村であり、玉名市との合併はまだ具体的に検討していない。一応計画としては賛成するが、村民に協議してみたい。

会長

原案どおり決定

一〇、合志村、西合志村

会長

いづれも原案どおり決定

一一、産山村、波野村

委員

両方とも、あまり積極的でないようだが。

委員

村民には色々説もあるが、大体二ヶ村町村について検討を進めている。

会長

原案どおり決定

一二、高森町、野尻村

一三、長陽、白水、久木野地区

一四、小国町、南小国村

一五、矢部、中島、名連川地区

一六、鏡、宮原地区

委員

鏡町は分村問題があつたが、現在はどうか。

委員

当時の問題もあり、宮原町は鏡町との合併を希望しておりながら云えない状況だ。鏡町でも満場一致、宮原町との合併を決議している。しかも申入れまで行っている。

会長

原案どおり決定

一七、千丁、竜峯地区

一八、上松求麻村、下松求麻村、百済来村地区

一九、八代市、二見村

二〇、津奈木村、田浦村、湯浦町

二一、湯前町、水上村地区

二二、免田地区

二三、山江村

二四、五木村

二五、倉岳村、栖本村地区

二六、竜ヶ岳村、姫戸村地区

二七、苓北町、都呂々村地区

二八、御所浦村

二九、本渡市、宮地岳村地区

会長

原案どおり決定

三〇、熊本市、小島町、中島村、竜田村地区

委員

中島村としても住民の世論により進みたいので、飽田村、熊本市のいずれもむりおしをしてもらわぬように。

会長

原案どおり決定

三一、山西、河原地区

委員

河原村より村長を始め有志より知事宛に、二ヶ村の合併と郡の所属を上益城郡とされたい旨の陳情書が、提出されているはずであるが、両村の合併問題については、過去三年前より検討され、両村の合併については住民も了承しているが、郡の所属決定に双方の意見が相違して今日にいたっている。地勢、交通の面からして、山西村は俵山の西にあり、阿蘇郡の孤島となっている。

河原村は村長派が上益城郡を主張し、反村長派が阿蘇郡を主張し、現在村議会解散請求、村長リコール問題も具体化しており、村民の世論も新議会が成立した上で郡界を決定したい希望をもっているため、しばらく猶予を願いたい。

委員

郡界の問題は選挙区との関連もあり困難な問題あり、しかも、決定は市町村でやるのではなく、知事が県議会にはかって処分するのであり、本日審議会で決めるというものではない。本日は、山西村と河原村とを合併させる計画が適当かどうかを審議されればよい。

委員

将来知事は、本計画に基いて勧告されると思うが、その際、知事は郡の所属も明示して勧告されるのか。

委員

多分そうなることと思う。知事が適当な時期に考えて勧告することとなるが、その際は知事が郡の所属はどちらが合理的であるかを決した上で勧告す

ることとなる。

委員

勧告の際は、部長は郡の所属も考えて勧告するといわれたが、知事が日付を考えて勧告される際、勧告は郡の所属問題がはっきりしてから双方の決定を見た上で、勧告されると解してよいか。

委員

お説のとおりである。

委員

住民が右するか、左するか、はっきりしてから勧告されたい。

会長

郡の所属問題は白紙として、原案どおり決定

三二、田底村

委員

田底村については、県当局が保留しているため、審議会としてとやかく論ずべきではない。県当局がはっきりしてから改めて審議することに決定することとする。

町村合併計画について

昭三一・九・二六 地第一一三七号

各県事務所長宛 総務部長通知

本県における町村合併計画を町村合併促進審議会の意見をきき別紙のとおり策定したので、関係市町村に周知の上、未合併町村については、速かに合併が実現するよう格段の後努力をお願いする。

なお、本計画策定の基本方針を示すと次のとおりである。
(町村合併計画及び基本方針は省略)

三、未合併町村に対する合併勧告

新市町村建設促進法に基づいて昭和三十一年九月新しく決定した未合併町村六四カ町村の合併計画のうち、町村合併促進法の失効する同年九月三〇日になって、飽託郡天明村など五町村が新しく誕生したが、県は残

る未合併町村を三二年三月末までに合併させるため地方課職員が四班に別れて合併指導に乗り出すこととなった。
未合併町村のうち新市町村建設促進法による知事勧告対象町村は三八か町村あり、合併指導班は三一年一月上旬までに実態調査と啓発宣伝を行った。その調査結果によりまず飽託郡小島町外三か村の合併計画を

熊本県新市町村建設促進審議会に諮り、その答申を得て内閣総理大臣と協議のうえ、同年二月七日新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により小島町など四か町村に対して第一次の知事勧告を行った。引き続き、三二年一月阿蘇郡野尻村など一四か町村に第二次勧告を、同年三月飽託郡中島村など二〇か町村に第三次勧告を行った。

町村合併計画及び知事勧告一覧表

市町村名	同上の規模		合併後の規模		諮問年月日	答申年月日	内閣総理大臣との協議成立	知事勧告年月日
	人口	面積(平方料)	人口	面積(平方料)				
熊本市	三三四、一二七	一二五・二二						
飽託郡小島町	四、六六五	四・七八	三四三、二一一	一三八・三三二	昭三二、一一、五	昭三一、一一	昭三一、一二、四	昭三一、一二、七 (第一次)
〃 竜田村	四、四一九	八・三三						
八代市	九一、九五六	一〇八・一〇	九六、三六九	一三三・〇七	〃	〃	〃	〃
葦北郡二見村	四、四〇三	二四・九七						
本渡市	四一、五五六	一二四・一〇						
天草郡宮地岳村	一、九一〇	二〇・三六	四三、四六六	一四四・四六	〃	〃	〃	昭三一、一、一四 (第一次)
阿蘇郡高森町	一〇、八八八	三〇・四一						
〃 野尻村	二、九〇四	六八・六二	一三、七九二	九九・〇三	昭三二、一二、二九	昭三一、一二	昭三一、一二、二八	昭三一、一、一五 (第二次)
八代郡上松求磨村	七、二〇六	四七・八〇						
〃 下松求磨村	八、〇三八	七五・六八	一九、一四三	一六〇・二七	〃	〃	〃	昭三一、一、一一 (〃)
葦北郡百済来村	三、八九九	三六・七九						
球磨郡免田町	七、〇二九	一〇・一五						
〃 上村	七、七八六	九〇・二四						

球磨郡免田村	球磨郡深田村	球磨郡岡原村	玉名郡腹栄村	玉名郡長洲町	下益城郡益南村	海東村	小川町	球磨郡湯前町	水上村	熊本市	鮑託郡中島村	宇土郡宇土町	網田村	玉名市	玉名郡横島村	阿蘇郡産山村	阿蘇郡波野村	阿蘇郡長陽村	久木野村	白水村
二、一七〇	三、一一三	四、〇六三	七、二五〇	九、八八九	八、六六八	四、二三五	五、二四一	八、七六八	七、一五五	三四三、二一一	四、六〇〇	二六、三三七	七、六五四	四九、〇三一	七、五六一	三、三九〇	三、七七五	六、四二六	四、一二九	七、五九七
一七・四九	二一・〇一	二〇・三六	一三・二八	四・四七	一五・三二	一八・九六	六・〇六	四八・五四	一九二・四四	一三八・三二	一〇・〇三	五二・四四	二一・九二	八八・五五	一六・一二	六〇・五四	七一・二九	三九・七九	五〇・九九	四八・二八
二四、一六一			一七、一三九		一八、一四四			一五、九二三		三四七、八一		三三、九九一		五六、五九二		七、一六五		一八、一五二		
一五九・二六			一七・七五		四〇・三四			二四〇・九八		一四八・三五		七四・三六		一〇四・六七		一三一・八三		一三九・〇六		
昭三、一、二二			昭三、一、一四		昭三、一、一六			昭三、三、一九		昭三、二、一九										
(第二次)			()		()			()		(第三次)										

阿蘇郡山西村	四、七三四	五三・二五	六、九五三	七六・七九	〃	〃	〃	〃
上益城郡河原村	二、二一九	二三・五四	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八代郡鏡町	二三、四五六	二六・五七	二九、六九七	三五・五八	〃	〃	〃	〃
〃 宮原町	六、二四一	九・〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天草郡倉岳村	七、八八八	二五・五六	一三、四九二	五八・八三	〃	〃	〃	〃
〃 栖本村	五、六〇四	三三・二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鹿本郡植木町	一一三、〇三〇	五九・三〇	二六、五六〇	六五・四一	〃	〃	〃	〃
〃 田底村	三、五三〇	六・一一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八代郡千丁村	八、七一一	一〇・九三	一一、七八二	一五・四〇	〃	〃	〃	〃
〃 竜峯村	三、〇六四	四・四七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天草郡竜ヶ岳村	九、一六七	一七・五二	一五、四〇五	三六・三七	〃	〃	〃	〃
〃 姫戸村	六、二三八	一八・八五	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(第一次、第二次、第三次の諮問)
地第 号

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

熊本県新市町村建設促進審議会会長
河津寅雄 殿

熊本県知事 桜井三郎

熊本県知事 桜井三郎 殿
町村合併計画について(答申)

熊本県新市町村建設促進審議会
会長 河津寅雄

町村合併計画について(諮問)
新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基づき、左記市町村の別紙町村合併に関する計画について貴会の意見をお伺いする。

記

(第一次、第二次の答申)

昭和三十二年三月一二日
(第三次の答申)

熊本県新市町村建設促進審議会
会長 河津寅雄

熊本県知事 桜井三郎 殿

町村合併計画について(答申)

昭和三年三月八日附地第二五〇号をもって意見を求められた別紙町村合併計画については原案通り承認する。但し、話し合う必要のある町村については県が極力努力して円満に解決するために勧告の時期は、執行部に一任するものとしてこの旨答申する。

勸告書

関係市町村名

新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により、熊本県新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、別紙のように貴(市町村)に係る町村合併に関する計画を定めたので、これに基づき町村合併を行うよう、開法同条同項の規定に基づき勧告する。

昭和 年 月 日

熊本県知事 桜井三郎

第一回新市町村建設促進審議会会議録

◎日時 昭和三年一月五日 午後一時三〇分開会

議事

会長

只今より知事から諮問されました合併計画について御審議願いますが、まず計画の内容について御説明願います。

地方課長より計画の三地区について大要次の説明があった。

- 1 熊本市に編入する飽託郡小島町、竜田村については、熊本市も、両町村とも話合がつかないので、勧告しても問題がない。
- 2 八代市と二見村については、両市村とも了承しているので、これも問題はない。
- 3 本渡市と宮地岳村については、宮地岳村は全面的に合併を希望し、市に申入れている状況にあるが、本渡市の一部には、財政事情の悪化を憂慮して反対している現況にあるので、勧告の前後を通じて啓発宣伝に努める。

会長

説明に対して、質疑はありませんか。

委員

三地区の合併計画については、今の説明で判ったが、今後は相当問題を含んだ合併計画があると思う。このような場合、科学的経済的な裏付けが必要となるから、今後は具体的資料を提出してほしい。

課長

詳細に調査しているから、資料としてお示しする。

会長

知事から諮問された三地区の合併計画には、異議ありませんか。

全委員

異議なし。

会長

全員異議ないようですから、適当な計画として、答申することに決定します。

第二回新市町村建設促進審議会会議録

◎日時 昭和三年二月二日 一〇時四五分开会

議事

会長

地第一五三七号により諮問された六地区について、説明願いたい。

課長

本日、六地区の一七ヶ町村合併計画案についてお諮りしたが、この六地区をえらんだ理由として、来年三月末日までに町村合併計画を策定するのに、何等、現在の計画を変更する余裕のないところである。即ち、町村又は住民が他町村との合併について、何等考えられない地区である。しかし、町村間には内部的に相当の問題があり、まだ解決していないところであるが、本日より勧告までに、又、答申までに、県としても町村としても非常な努力をすれば、期間内に実現可能と思われる地区である。

それぞれ県において、実態調査等を行ったのであるが、

一、益南村、小川町、海東村

当初の試案及び去る九月の計画通りであって、当時四ヶ町村が合併すべきものであったが、小野部田村、河江村の二ヶ村が、早急に合併したいと熱望されたので、この益南村も将来は必ず海東村、小川町の二ヶ村と合併するという条件のもとに、益南村は発足し、その後、海東村、小川町は、

当初の計画通りに四ヶ町村の合併を希望し、益南村も一時は反対の意向を示していたが、最近住民間にも、小川町、海東村と合併すべきであるとの意見が強く、大分好転している。

二 腹栄村

六栄村、腹赤村が、九月三〇日に合併したのであるが、これも益南村と同様に、当初より長洲町との三ヶ町村の合併計画であり、腹栄村にも長洲町との合併を希望するものが相当おり、腹栄村発足に際しても、長洲町との合併を条件付けていたので、一月一三日には私自身も現地に行き、又、一四日には県地方事務所長、地方課員が出席して、村幹部と懇談会も開き、話合った。又、本月二一日には、両村に対して計画を策定し、勧告をする旨、申し渡した。

三 高森地区

野尻村は高森町発足の際脱落したのであるが、その後高森町においても、野尻村を入れることには基本的に賛成している。野尻村は波野村、産山村との関係もあり、特に、波野村の一部には三ヶ村合併を考えているが、これは地形的にも困難であるので賛成しかねる。野尻村も一時は三ヶ村を考えたようであるが、大方の考え方は、高森町との合併は止むを得ないと考えている。県としても、現地調査を実施して村長、議長等とも話し合った結果、勧告しても必ずするものと見透している。これにより産山、波野の線も可能と思われる。

四 上下松求鷹、百済来地区

当初は、上下松求鷹の二ヶ村合併と百済来村は、二見村、日奈久町との三ヶ町村合併が計画であったが、二見村、日奈久町はすでに八代市に編入され、百済来村唯一つ残されている。住民の一部には、前々から上松求鷹村との合併を望んでいた。上下松求鷹村は財政面よりして、今まで消極的であったが、百済来村が早期の合併を熱望しており、三ヶ村の合併を促進したい。

五 湯前、水上地区

当初より二ヶ町村の合併計画があり、今後計画を動かす余地もないし、現地でも独立するとか、他町村との合併希望もなく、水上村では早期に合併するよう熱望している。しかし、一部には感情的対立も残ってはいるが、

再三、両町村との協議を重ねているので、計画を定め勧告することが妥当と考えられる。

六 免田地区

本地区は、試案も九月の合併計画も五ヶ町村である。上村では、最初は財産の不均衡という問題で反対であったが、今では賛成している。免田町、深田村、須恵村は、早期の合併を熱望している。唯、岡原村だけが最初から反対している。特に、村長が極力反対しているため、一時は村民の大方が反対であったが、私も、総務部次長も現地で懇談会を開き、県事務所でも極力啓発に努めた結果、最近では青年団や指導層の中に賛意がもたれており、今日の段階では、かえって賛成の方がやゝ多くなったようでもある。勧告までに絶対多数を占めるという見透しがつくまで啓発につとめたい。村長に対しては次長も説得に努め、又来熊の際部長よりも説得されている。

委員

腹栄村は、相当反対が強いようだが最近はどうか。

課長

問題は未だ相当残っているが、計画を今後かえる余地はない。又、腹栄村発足が長洲町との再合併が条件であったので、その線に添って促進したい。

委員

益南村は、合併形式は合体か編入か。

部長

対等合併が適当と思うが、現地で編入合併ということにまよれば、あくまで対等合併でなければならないというのではない。

委員

倉岳、栖本村の問題であるが、倉岳村では一応合併しているので編入ならばと思っているが、栖本村、倉岳村は合併はしているが、人口八、〇〇〇未満であり、対等合併を希望しているようだ。

課長

益南村と倉岳村とは全く逆である。

益南村は未合併町村である。

部長

榎本村は倉岳村が発足する際、自ら脱落したものであり、試案も四ヶ村合併であった。益南村は、小川町、海東村が合併しようと希望しながらも、二ヶ村だけで先に合併したのであり、未合併町村の取扱いを受ける。

委員

残った町村の多くは勧告の線で、最終に到達する方法であればよいが、そういう方法は各町村とも好まないと思う。今後は、審議会で未合併町村全部についてどうするかを検討したらどうか。本日六件を提案されたのは県当局として何か含みがあるか。

課長

未合併町村については、いずれも困難性がある。全般的に検討をお願いしたいと思っていたが、残りの地区については、なるべく早急に御審議をお願いしたいが、もう少し日をかしてもらいたい。

委員

本日、計画を定めることは一応村長等も了承していればよいが、計画を策定することは、それぞれの立場で困るのではないかと。

又、他町村に対する影響はないか。

益南村は、村長が合併に賛成すれば、リコールまで行おうとしている。村長はリコールされてもよいと思っているか。

部長

本日の六地区はそれぞれ事情は異なるが、タイミングの問題になっている。村長、議長ともに、なかなか言えないので、計画を策定して勧告でもしてもらいたいという希望もあっている。

益南村も従来の経過から村長はなかなか言えないが、青年団等も相当気がのっているので、今やってくれとの話も二、三あり、計画を策定して勧告の時期については、現地の実情に即して考えてゆきたい。

委員

部長の答弁で了承したい。

委員

理屈ではなく、感情の問題が多いと思われるので、原案賛成する。

委員

腹栄村は先の審議会で大挙おしかけたが、その後の状況はどうか。

部長

一〇月以降は相当以前と変わって来ている。

会長

いろいろご意見もありましたが、本日諮問された六地区について御異議ないか。

全員

異議なし。

会長

それでは、原案通り異議ない旨答申することに決定します。

第三回熊本県新市町村建設促進審議会会議録

◎日時 昭和三年三月一二日 午後五時三〇分

議事

会長

本日知事から諮問されました、未合併町村一七ヶ町村についての町村合併計画について、一括御審議願います。

現在までの経過については、協議会において、県側から説明があったとおりでございます。

委員

原案には賛成するが、ここ四、五日間に色々話合う必要のある地区については、執行部において極力努力され、円満に解決することが必要であり、勧告の時期については執行部に一任したい。

会長

他に御意見ございませんか。

全員

異議なし。

会長

では、原案通り承認する。但し、話し合う必要のある町村については、県が極力努力して円満に解決するために、勧告の時期は県執行部に一任することとして、知事に答申いたします。

このように三回にわたる知事の合併勧告が行われたが、一部の町村を除いては知事勧告によって簡単に解決するほど容易なものではなく、内には政治的な対立や、財産問題、住民感情などいろいろの要請がうずまいて、県の合併計画案に対しても激しい抵抗があり、知事勧告や総理大臣の勧告も合併実現のキメ手にはならない状態であった。

しかし、知事勧告の行われた町村のうち、三三年一〇月末日までに二〇地区のうち八地区の合併が実現し、一〇か町村が減少していよいよ合併も大詰めを迎えたが、同年一二月一六日閣議決定を経た「町村合併最終処理方針」が自治省から示されたので、本県においてもこれに準拠して、未合併町村について一部計画変更を含む町村合併最終処理計画を作成し、翌三四年三月二三日県新市町村建設促進審議会に諮問した。審議会は即日会議を開いて審議した結果、県計画案どおり知事に答申したので、県は内閣総理大臣との協議を経て同月三〇日、同計画により計画変更になった八代郡竜峯、千丁地区など四地区のうち、八代市、竜峯村、宮原町に対して新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定に基づき知事の合併勧告を行うとともに、同じく計画変更により適正規模町村その他の事由で合併勧告を行わないこととなった千丁、鏡、産山、波野、横島の五か町村に対し、合併計画の解除を通告した。

町村合併最終処理計画

熊 本 県

区 分		最終処理計画における合併計画	人 口 (30.10.1)	面 積	合併の 目標時期	合併実現 の見 込	総理大臣 勧告の要	住民投票 の 要 否	備 考		
A	(2) 当該未合併町村 が合併の意志を 決定しないため 全体の合併の実 現が阻害されて いるもの	×免 田 町	7,029	10.15	9月	乙	要	否			
		×上 村	7,786	90.24							
	×須 恵 村	2,017	17.49	9月	乙	否	否				
	×深 田 村	3,112	21.02								
×岡 原 村	4,063	20.36									
B	(3) 当該未合併町村 の規模が著しく 適正を欠くもの	×上松求磨村	7,206	47.80	9月	乙	否	否			
		×下松求磨村	8,038	75.68							
		×百 済 来 村	3,899	36.79							
		○植 木 町	23,031	59.29	9月	丙	否	否			
×田 底 町	3,530	6.11									
C	(1) 合併不能町村に 準ずるもの	×山 西 村	4,734	53.25	9月	丙	否	否			
		×河 原 村	2,219	23.54							
		×長 陽 村	6,426	39.79	9月	乙	否	否			
		×久 木 野 村	4,129	50.99							
		×白 水 村	7,597	48.28							
×湯 前 町	8,768	48.54	9月	乙	否	否					
×水 上 村	7,155	192.44									
C	(2) 適正規模町村に 準ずるもの	×栖 本 村	5,604	32.27	9月	乙	要	否			
		○倉 岳 村	7,888	25.56							
		×姫 戸 村	6,238	18.85	9月	乙	要	否			
		○竜ヶ岳村	9,167	17.52							
		×竜 峯 村	3,064	8.73	9月	甲	否	否	×竜峯村) ×千丁村)		
×宮 原 町	6,241	9.01									
○八 代 市	96,359	132.8									
C	(1) 合併不能町村に 準ずるもの	×産 山 村	3,390	60.54					×産山村) ×波野村)		
		×波 野 村	3,755	71.29							
C	(2) 適正規模町村に 準ずるもの	×横 島 村	7,561	16.12					×横島村) ○玉名市) ×竜峯村) ×千丁村)		
		×千 丁 村	8,718	11.20							
合 計	区 分	A	(1)	(2)	(3)	B	計	区 分	C	(1)	(2)
	合 併 計 画 数	4	—	2	2	5	9	町村数	4	2	2
	未合併 町村数	11	—	8	3	9	20	/	/	/	/

地第二五八号

昭和三四年三月二三日

熊本県知事 寺本 広 作

熊本県新市町村建設促進審議会

会長 河津 寅 雄 殿

町村合併最終処理計画及び処理方法について

(諮問)

昭和三年一月一六日閣議決定により町村合併最終処理方針が別紙のとおり示されましたが、これに準拠して本県の未合併町村について、町村合併最終処理計画を作成する必要がありますので、この計画の作成及びこれに基づく処理方法について貴審議会の御意見を承りますよう諮問します。

昭和三四年三月 日

熊本県新市町村建設促進審議会

会長 河津 寅 雄

熊本県知事 寺本 広 作 殿

町村合併最終処理計画及び処理方法について

(答申)

昭和三四年三月二三日付地第二五八号をもって意見を求められた町村合併最終処理計画及び処理方法については別紙のとおり定めることが適当と思われるのでこの旨答申する。

新市町村建設促進審議会会議録

日時 昭和三四年三月二三日 午後一時開会

議事

会長

本日県側から諮問されている事項は、さきに勧告された地区の合計計画を変える必要がある地区はないか。又未合併地区を最終処理方針に基いて三段階に分類して促進するが、その分類をどうするかの二点にあるが、審議方法をどうするかお計りしたい。

委員

地方課長より各地区毎に経過の説明があったので、各地区毎に審議したら

どうか。

会長

委員としては、免田地区五ヶ町村の計画には反対ではないと思われるが。

委員

原則的に反対するのではないが、現在のままでは仲々困難だ。促進方策について充分検討した方がよいと思う。

委員

山西、河原地区は適当な案と思われるが、郡の所屬については自治庁案としてはふれていないが、審議会で検討すべき問題か。

課長

合併計画案のみを一応審議していただき、郡の問題は別途考慮したい。

委員

産山、波野村については両村の農業形態も異なっているし、地形的にも細長いために合併後の効果も薄いので、不能町村として取扱うことが妥当と思われる。

山西、河原地区については妥当と思われるので促進してもらいたい。

郡の問題は別途考慮することが適当と思われる。長陽、白水、久木野地区については地形的には妥当であるが、長陽村は立野地区の合併の際紛争しており、合併問題については再度紛争を起すことを心配しているので反対が強い。

久木野と白水との二か村にするか、従来通りとするか充分検討すべきと思われる。

委員

合併計画は従来定まっているし、白紙にして申されるがどの程度のお考えか。

部長

従来まで勧告の線で促進してきたが、諸種の事情で困難視されているので、町村合併についても一応最終結論を出す時期であり、何とか計画でも変更して実現するものならと思われるので、従来までの計画にとらわれずに考えた意味である。

委員

計画変更の手続は三月末日までとなつてはいるが、合併の可能性、及び時期について充分考へて作成すべきではないか。

課長 目標は一応九月としているが、合併の時期等については関係市町村が協議すべきことであり、合併計画作成については時期をあわせて考へることは適当ではない。

委員 竜峯村は八代市編入を議決しているので計画変更しても異議はないが、宮原町では住民の意向がまとまっておらず当然不能町村として取り扱つたらどうか。

課長 竜峯村と同時に市編入することが望ましいが、困難な事情が多いため今後計画の線に添つて促進したい。計画は住民の意向等も考慮して、八代市との計画に変更した方が妥当と思われる。

委員 免田地区の場合は、二ヶ村案、三ヶ町村案、五ヶ町村案と三種類考へられるので計画変更を本日決定するには早すぎると思われる。

委員 計画を定めるだけではなく、実現の見透しも考へるべきではないか。

会長 委員は免田地区は五ヶ町村合併には反対の意味か。

委員 反対ではない。しかし合併の方法を考へるべきだと思ふ。

委員 計画変更すべきところを、三月末日まで手続をとらなかつた場合はどうか。

会長 三月末日まで手続しなければ、その後は出来ないので変更した方がよいと思はれる地区については、本日充分協議願ひたい。

委員 八代市、竜峯村、宮原町については宮原町が一応紛争が予想されるが、将

来は八代市に編入すべき地域であり、計画変更が妥当という県の見解であれば仕方がないので、今後の指導を充分お願いする。

会長 色々と御意見もあるが未合併町村の現況も充分わかつたので、自治庁案を中心に検討を加えたい。

委員 具体的に検討する前に町村合併の意義等を考へて、委員会としても未合併町村の隘路等を充分検討して合併の促進に当りたい。

会長 横島村、産山村、波野村、千丁村をC項として計画変更することには異議はないか。

全員 異議なし。

会長 姫戸村、竜ヶ岳村については 栖本村、倉岳村については 異議なし

会長 湯前町、水上村については 委員 最後にしてもらいたい。

会長 長陽村、白水村、久木野村については 委員 しばらく保留されたい。

会長 山西村、河原村については 植木町、田底村については 上松求麿村、下松求麿村、百済来村については

全員

異議なし

会長

八代市、竜峯村、宮原町については

委員

宮原町を不能町村として残すことについては自治庁とも折衝していない。

会長

免田地区、長陽地区、湯前地区、竜峯宮原地区については現地調査でもして見たらどうか。

委員

南郷谷（長陽地区）は原案通りしてもらいたい。

委員

八代市、竜峯村、宮原町については計画変更してもらいたい。

会長

免田地区、湯前地区についてはどうか。

委員

免田地区は最終的に五ヶ町村すべきであり、原案通りの方が妥当と思う。

湯前地区についても原案通り賛成したい。

会長

全地区について御審議願ひ、自治庁案に賛成してもらったので審議会としてはその旨答申したい。

新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により定められた当該未合併町村に係る町村合併計画	同法第二九条の二第一項の規定により同上の町村合併計画を更にした場合の町村合併計画	町村合併計画を変更する理由 竜峯村、八代市ともに編入を議決し、知事宛にも申請済みであるためである。千丁村は適正規模町村として取扱う。
---	--	---

鏡町	八代市	宮原町は住民の大半も八代市編入を希望し、昭和三二、三、二五に議決しており八代市も編入については異議がないためである。
産山村	竜峯村	両村は阿蘇高原地帯であり農業形態も全く相反し、両村が合併しても地形的に細長く合併の効果が薄いためである。
波野村	宮原町	両村は阿蘇高原地帯であり農業形態も全く相反し、両村が合併しても地形的に細長く合併の効果が薄いためである。
玉山市	横島村	横島村は適正規模町村として取扱う。

勧告書

八代市

新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定により熊本県新市町村建設促進審議会の意見をきき内閣総理大臣に協議して別紙のように貴市に係る町村合併に関する計画を定めたので、これに基き町村合併を行うよう同法同条同項の規定に基き勧告する。

昭和三四年三月三〇日

熊本県知事 寺本広作

勧告書

宮原町 竜峯村

貴町村についてはさきに昭和三二年三月二九日付をもって新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基き鏡町、千丁村との合併計画を定め、町村合併を行うよう勧告したが、今般新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定により熊本県新市町村建設促進審議会の意見をきき内閣総理大臣に協議して別紙のように貴町村に係る町村合併に関する計画を定めたので昭和三二年三月二九日付の町村合併に関する勧告を取り消し、本計画に基き町村合併を行うよう同法同条同項の規定に基き勧告する。

昭和三十四年三月三〇日

熊本県知事 寺本 広作

町村合併計画

市町村名	人口	面積	合併後		内閣総理大臣との協議成立
			人口	面積	
八代市	六、三五九	一三三・八〇	一〇五、六六四	一五〇・五四	昭三四、三、三二
八代郡竜峯村	三、〇六四	八七三			
〃 宮原町	六、二四一	九〇一			

地第三二〇号

昭和三十四年三月三〇日

熊本県知事 寺本 広作

玉名市長
鏡 町長

産山、波野、横島、千丁村長

町村合併に関する計画の変更について

貴市（町村）については新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基づき、昭和三十二年三月二十九日付をもって〇〇市（町村）との町村合併計画を定め町村合併を行うよう勧告したが、今般新市町村建設促進法第二九条の二第一項の規定に基づき本計画を解除したので通知する。

町村合併一覧表（昭三一・一〇・一以降）

合併前の市町村名	同上人口	同上面積	合併後の市町村名	同上人口	同上面積	合併年月日	合併の種類
熊本市	三三、四、一二七	一一五・二二	熊本市	三四三、二二一	一三八・三二	三二、一、一	編入
小島町	四、六六五	四・七八					
竜田村	四、四一九	八・三三					

第五節 新市町村建設促進法施行以後の合併状況

昭和三十一年一月七日の第一次勧告から、同三十四年三月三〇日の最終勧告までの知事勧告によって、同三十二年一月一日飽託郡小島町および竜田村が熊本市に、葦北郡二見村が八代市にそれぞれ編入したのを始め、合併勧告がなされていない地区を含めて一二地区の町村合併が実現した。そのうち八地区が知事勧告を受けた地区となっている。

その後も合併は漸次進められ、昭和三十五年九月阿蘇郡西原村が新しく誕生するなど三地区の合併が実現し、最終的には、県の合併計画のうち合併不能町村五か村、未合併町村一四か町村となったわけである。

昭和三十六年四月一日八代郡坂本村の誕生を最後に、本県の市町村数は一市、四一町、四九村の合計一〇一市町村となり、町村合併促進法が施行された昭和二十八年一〇月一日現在の市町村数に対して、六市が増加し、二二五カ村が減少したが、これは県の合併計画に対して九八パーセントの進捗率であった。

また、町村の平均規模も、昭和二十八年一〇月一日現在における平均人口四、二六八人、平均面積二一・九六平方キロメートルは合併完了後は平均人口一四、六九六人、平均面積七八・八四平方キロメートルに拡大され、まさに驚異的な変革を遂げたわけで、本県地方自治発展の基礎を作ったものと言ふことができよう。

新市町村建設促進法が施行された昭和三十一年一〇月一日以降の町村合併状況は次表のとおりである。

海益小 東南川 村村町	腹長 榮洲 村村町	野高 尻森 村村町	砥用 町の 一部 中央 村	中名 島連 川村	矢部 町	宮本 地渡 岳市	河牛 浦深 市の 一部	菊池 村の 一族	二八 見代 村市
四、二 三五	七、二 五〇	一〇、 八八 八	八、三 二六	四、五 二三	一八・ 七一 五	四一、 五五 六	一四、 六六 一	三四、 九五 四	九一、 九五 六
一八・ 九六	一二・ 四〇	一〇五・ 四九	三五・ 〇八	六一・ 二五	一六三・ 三〇	二四・ 二二	二五・ 一〇	一七八・ 九一	一〇八・ 三四
小川 町	長洲 町	高森 町	中央 村	矢部 町	本渡 市	河浦 町	菊池 町	八代 市	
一八、 一四四	一七、 一三九	一三、 七九二	八、三 九四	二六、 一四四	四三、 四六六	一五、 二四六	三五、 七〇四	九六、 三五八	
四〇・ 三四	一六・ 八七	一七四・ 一一	三五・ 六七	二九八・ 〇九	一四四・ 五八	一二〇・ 七六	一八二・ 一七	一三三・ 〇七	
三三、 三、 三一	三三、 一〇、 一	三三、 八、 一	三三、 七、 一	三三、 四、 一	三三、 三、 三一	三三、 三、 一	三三、 二、 一	三三、 一、 一	
合 体	合 体	編 入	境 界 変 更	編 入	編 入	境 界 変 更	境 界 変 更	編 入	

熊本市	三四三、二一一 四、六〇〇	一三八・三三二 一〇・〇三	熊本市	三四七、八一	一四八・三五	三三、四、一	編入
宇土町	二六、三三七 七、六五四	五一・四四 二一・九二	宇土市	三三、九九一	七四・三六	三三、一〇、一	編入
山西村	四、五五五 二、一五三	五三・一三 二三・二五	西原村	六、七〇八	七六・三八	三五、九、一	合体
八代市			八代市	一〇三、四八八	一三八・二三	三六、三、一	編入
下松求磨村	六、七二五	四八・一三	坂本村	一八、五九〇	一六二・一九	三六、四、一	合体
上松求磨村	八、一六二	七六・五九					
百済来村	三、七〇三	三七・四七					

地第二〇七号

昭和三十六年三月九日

熊本県知事 寺本 広作

植木、田底、長陽、久木野
白水、倉岳、栖本、竜ヶ岳
姫戸、免田、上、須恵
深田、岡原、湯前、水上

各町村長あて

町村合併の最終処理について

御承知のように、現行の新市町村建設促進法は、本年六月末日をもってその効力を失うこととなり、町村合併の最終処理段階に立ち至りましたので、別紙(写)の自治事務次官通達の次第もあり、よろしく御承知ください。

記

1 都道府県知事の合併勧告、又は、自治大臣の合併勧告がなされ、現在なお

町村合併の実現をみない合併案件については、合併の障害となっている諸事情をさらに検討し、適切な対策を講ずるとともに、関係市町村及び関係住民に対して、最終的な考慮を促すこと。

2 法第二六条、第二七条又は第二七条の二の規定に基づき、町村合併調整委員のあつせん、又は、調停に付されている町村合併に伴う争論であつて、現在なお未解決のものについては、あつせん、調停、住民投票等により、最終的な解決をみるよう、促進をはかること。

3 前項以外の町村合併に伴う争論であつて、貴職、又は、新市町村建設促進審議会委員等においてあつせん、又は、調停を行っているものについても、最終的な解決をはかるよう措置すること。

4 2及び3の争論の現状及び今後の処理の見とおし、又は、処理の方法等については、二月末日までに連絡されたいこと。

(別紙省略)

○各都道府県別町村合併進捗状況（昭和三十三年四月一日現在）

都道府県	国の合併全体計画に対する進捗率		都道府県の合併計画に対する進捗状況		昭和三十一年一月一日以降	
	合併計画に より減少予 定の町村数 (イ)	合併により 減少した町 村数 (ロ)	合併計画に より減少予 定の町村数 (ハ)	合併により 減少した町 村数 (ニ)	合併計画に より減少予 定の町村数 (ホ)	合併により 減少した町 村数 (ヘ)
北海道	一一〇	五六	六六	五六	一七	七
青森県	八九	九六	一〇七	九六	一三	二
岩手県	一四七	一六三	一七〇	一六三	一一	五
宮城県	一〇八	一一二	一一〇	一一二	一一	三
秋田県	一五六	一五六	一六五	一五六	一一	二
山形県	一五一	一七六	一七七	一七六	七	六
福島県	二五七	二六六	二七八	二六六	一四	二
茨城県	二五五	二八五	二八六	二八五	九	八
栃木県	九五	一九九	一二四	一九九	九	四
群馬県	一一七	一二〇	一三四	一二〇	二二	九
埼玉県	二二一	二三五	二四八	二三五	二四	一
千葉県	一九一	一九九	一九五	一九九	九	三
東京都	四〇	四五	四八	四五	八	五
神奈川県	七一	八二	八二	八二	一	一
新潟県	二五四	二六八	二九六	二六八	四三	一五
富山県	一一五	一一三	一二五	一一三	一七	五
石川県	一二五	一三九	一四一	一三九	一四	二
福井県	一〇四	一〇九	一一四	一〇九	一〇	五
山梨県	一三八	一二八	一五一	一二八	二三	〇

合鹿宮大熊長佐福高愛香徳山広岡島鳥島和奈兵大京滋三愛静岐長	児	歌
計島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野		
六、 二五三	二六	二四
	一三三	一一二
	八二	七五
	一五三	一〇五
	一四四	一〇二
	七九	一〇九
	二二六	一八八
	一四二	九六
	一三二	九〇
	二一七	八〇
	一〇一	一〇九
	一九五	一四九
	一一四	一九二
	二四四	二四四
六、 四四六	四九	二七
	一三二	二一八
	七六	七八
	一五二	一〇〇
	一五六	一〇三
	一六九	一〇六
	一一五	一一五
	二二〇	一七六
	一四〇	八九
	一三九	九二
	二二九	九八
	一〇三	一〇九
	二〇〇	一〇七
	一八五	一八二
	二一六	二一六
一〇三	一八八	一一三
	九九	九八
	一〇四	九九
	一〇五	一〇八
	一一一	八七
	一〇六	九七
	九四	九四
	九三	九三
	一〇五	一〇二
	一〇六	一一三
	一〇一	一〇〇
	一〇三	一〇三
	一二四	九五
	八八	八八
六、 九三七	七五	二九
	一三四	二三四
	九三	八四
	一六四	一三〇
	一七〇	一七八
	八三	一二二
	二二三	一九八
	一四四	一四四
	一〇四	一五二
	一〇〇	一〇〇
	二二七	一一三
	一〇二	一〇二
	一一四	一一四
	二二三	二二四
	二〇〇	一九四
	二六五	二六五
六、 四四六	四九	二七
	一三二	二一八
	七六	七八
	一五二	一〇〇
	一五六	一〇三
	一六九	一〇六
	一一五	一一五
	二二〇	一七六
	一四〇	八九
	一三九	九二
	二二九	九八
	一〇二	一〇二
	一一四	一一四
	二〇〇	二〇〇
	一八五	一八二
	二一六	二一六
九三	六五	九三
	九九	九三
	八二	九二
	九三	八五
	九二	九六
	八三	九四
	九九	八九
	九七	八六
	八一	九二
	九二	一〇一
	八七	八九
	九六	九四
	九四	九四
	九三	九三
	九四	八四
七八五	二八	二
	二七	二一
	一五	二六
	二〇	二〇
	一八	一九
	一九	一九
	一一	一一
	二二	二二
	一三	一三
	二〇	二〇
	二二	二二
	二五	二五
	二八	二八
	一九	一九
	九五	九五
	九二	九二
	一〇一	一〇一
	一五	一五
	二二	二二
	一〇	一〇
	二二	二二
	一〇	一〇
	三五	三五
	一五	一五
	六四	六四
二九三	二六	〇
	一四	一三
	一六	一六
	六六	六六
	三五	三五
	二八	二八
	一九	一九
	九五	九五
	九二	九二
	二二	二二
	二二	二二
	七四	七四
	三九	三九
	三〇	三〇
	三五	三五
	二〇	二〇
	三四	三四
	一四	一四
三七	七一	七五
	〇	四一
	一九	一四
	一四	二〇
	二〇	二三
	三〇	三八
	二六	二二
	二二	二三
	七三	四三
	四三	六九
	二五	四一
	四一	七三
	四七	三二
	三二	四〇
	三八	四一
	四一	三〇
	五七	二〇
	二〇	二二

○合併計画完了時における町村数平均人口及び平均面積に関する調

都 道 府 県	町村合併促進法施行時の町村の状況		都道府県の合併計画による町村合併完了後の状況	
	町 村 数	一町村当り平均人口 (人)	一町村当り平均面積 (平方キロメートル)	町 村 数
北海道	二六二	一〇、三三五	二八〇・一五	一八〇
青森	一六〇	六、二七二	五九・〇八	五七
岩手	二一六	五、二五七	六七・五〇	四五
宮城	一八三	六、二九三	三七・七三	五四
秋田	二二〇	四、八五七	五〇・三〇	五〇
山形	二二七	四、九七〇	四二・七三	四五
福島	三七四	四、七〇九	三六・〇六	一〇四
茨城	三六二	五、〇〇七	一五・八〇	八七
栃木	一六五	七、三八六	三八・七〇	三八
群馬	一九一	六、三四二	三二・四五	五三
埼玉	三一五	五、〇四七	一一・二三	七三
千葉	二七五	五、四五〇	一六・四〇	六四
東京都	七一	七、五二六	一七・八八	三一
神奈川県	一〇八	五、六八七	一四・一〇	三一
新潟	三七七	五、二一八	三二・六〇	一一〇
富山	一四六	四、二二四	一五・八九	三〇
石川	一七七	三、四〇一	二一・九四	三四
福井	一四六	三、六八〇	二六・七五	三七
山梨	一九〇	三、四四〇	二二・〇〇	四四
長野	三七二	四、五三五	三五・九〇	一四三
岐阜	二八〇	三、九三〇	三五・一五	七六
静岡県	二六九	五、八八七	二八・〇八	七三
				一六、一三
				一一、五七四
				一二、二八一
				一一、九三七
				一二、四六七
				一七、七〇七
				一四、四五〇
				一五、六三三
				一六、八五九
				一一、四六八
				一九、四八一
				二〇、六四二
				一九、四四六
				二三、八六二
				一六、五八八
				一三、七三二
				二三、八三一
				一六、四四九
				一九、七五四
				一八、七五八
				一一、九九八
				一四、〇〇〇
				三九四・八〇
				一四三・六〇
				二五二・四〇
				一一〇・九〇
				一八九・〇〇
				一一二・八〇
				一一二・二〇
				五七・六〇
				一三〇・〇〇
				一一四・六〇
				四四・六〇
				六〇・〇〇
				三一・五三
				四五・一〇
				一一〇・八〇
				一〇七・五八
				一一四・一九
				八九・五四
				八二・〇〇
				一〇八・〇〇
				一一〇・四七
				八六・三六

合	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	広	岡	島	鳥	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛
計	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	
九、 五八二	一 一七	七 三	一 八八	三 一五	一 五五	一 二〇	二 五〇	一 六九	二 二八	一 五五	一 二五	一 五九	三 三三	二 五九	一 九八	一 二二	一 九六	一 三六	三 〇八	一 三二	一 四四	一 五七	二 六七	二 〇四	
五、 三九六	二、 六六七	九、 七三三	四、 五六六	四、 二六八	六、 六五三	六、 八八九	七、 五五一	五、 一四〇	四、 七二九	四、 七三〇	五、 三七四	四、 七三四	四、 二六一	四、 〇三四	三、 四七〇	三、 二一四	三、 四七〇	四、 七二七	四、 四四三	六、 〇三九	三、 五九八	四、 一九五	三、 六一九	八、 一〇九	
三 四・八九	五 一・七八	八 二・一九	三 〇・八九	二 一・九六	二 二・九〇	一 九・五七	一 六・三〇	四 一・七九	二 三・〇〇	一 一・三七	三 一・七〇	二 一・〇〇	二 四・八六	二 四・八〇	二 三・〇〇	二 五・〇二	二 三・〇〇	二 六・五四	二 二・六〇	八 ・六〇	二 四・三二	一 九・五九	一 九・七〇	二 一・五六	
二、 七〇七	五 四	五 四	四 三	八 六	七 五	二 二	八 七	三 九	五 六	三 三	三 八	三 七	九 四	六 二	四 〇	三 〇	四 〇	三 一	八 六	二 三	三 九	四 〇	五 一	七 三	
一 五、 八七一	二、 二〇八	一 三、 一五八	一 六、 三六五	一 四、 六九六	一 二、 七〇八	二 三、 六三七	一 八、 八二八	一 七、 六三二	一 五、 六三六	一 九、 四四六	一 七、 六七九	一 六、 四六八	一 二、 六〇〇	一 二、 八二七	一 六、 二一八	一 〇、 五一一	一 六、 二一八	一 三、 二一七	一 三、 五二九	一 三、 七九七	一 二、 〇九七	一 三、 七五八	一 四、 七七二	一 五、 五一八	
一 〇四・〇八	一 一六・九九	一 一・一一	一 一〇・〇三	七 八・八四	四 二・六〇	七 三・五〇	四 三・二〇	一 四六・三五	七 四・〇〇	四 八・七五	一 〇四・三〇	一 一六・七〇	七 八・三四	八 七・八〇	一 一三・〇〇	九 五・四五	一 一三・〇〇	一 〇一・五二	七 七・一〇	三 二・七〇	四 八・六五	七 二・五〇	八 〇・三五	五 〇・六五	

第一四章 市町村の合併の特例に関する法律の制定等

第一節 市の合併の特例に関する法律等の制定

一 町村合併の成果

町村合併促進法に基づき、弱小町村の解消を主眼として昭和二十八年一〇月から三ヶ年間にわたって全国的に町村合併が推進された。さらに、同法が失効するに先立って、昭和三十一年六月に新市町村建設促進法が施行され、町村合併促進法に基づき町村合併を行った新市町村の健全な建設、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併の推進が図られた。その結果、昭和二十八年一〇月一日から新市町村建設促進法の未合併町村の合併促進に関する規定が失効した昭和三十六年六月二十九日までに市町村数は九、八八八から六、三九六減少して三、四七二となり、町村の規模は平均人口において五、三九六から一、五九四人、平均面積において三四・八九平方キロメートルから九七・九一平方キロメートルに増大した。

なお、昭和二十八年十月一日当時町村であった区域が既存の市に編入されたものや町村が単独にあるいは合併により市となったものが多数あり、そのうち当時町村であったもので新市となったものだけでも二六九に及びそれを含めると、昭和三十六年六月二十九日において、五五六市、二、九一六町村を合した三、四七二団体の規模は人口において平均二四、五二二人、面積において一〇八・八四平方キロメートルとなっている。

この町村の規模の拡大は、必然的に財政規模の拡大をもたらし、量的のみならず、質的にも歳入における一般財源の占める割合、歳出における投資的経費の占める割合が高くなり、財政の弾力性の増大がみられる

ようになった。また、市町村長、議会議員、各種行政委員会の委員の数が減少し、一般職員については広く人材を求めることが可能になる等資質の向上につながった。さらには、国及び都道府県の側からみても、町村の行政事務処理能力の向上、数の減少による指導・連絡の事務の軽減という波及効果をもたらすなど、多大の成果をあげて昭和二十八年以来の町村合併の推進は一応の終止符を打つこととなった。

一 市の合併の特例に関する法律等の制定

しかしながら、その後の社会的・経済的諸条件の急激な変化及び地域開発に関する諸施策の進展は、また別な角度から、市町村の合併を必要とさせる事情を生じさせた。

すなわち、昭和三十七年において、北九州五市合併問題を契機として、既成市街地域における市相互の合併の困難性にかんがみ、その円滑化に資するため「市の合併の特例に関する法律」が制定され、昭和三十七年五月一〇日法律第一一八号として公布され、一〇年間の限時法として施行された。この法律は、二以上の市又は二以上の市と一以上の町村との全域による新設合併を対象とし、さらに国会修正により当時重要課題となりつつあった産炭地域振興問題とも関連して、同地域における市町村の再生のための市町村合併についても適用されることとなった。

また、同じく昭和三十七年、大都市への過度の集中、地域格差の是正等を図るために地方の開発発展の中核となるべき都市の建設を促進するため新産業都市建設促進法が制定されたが、同法による施策の一環として新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市区域内の市町村合併についての特例規定がおかれた。

さらに、昭和三十九年においては、工業整備特別地域整備促進法が制定されたが、同法においても工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、地域内の市町村合併について新産業都市建設促進法と同様の特例規定がおかれたのであった。

昭和三十八年から昭和三十九年にかけては全国で三六件の市町村合併が行われた。この内訳は、新設合併八件、編入合併二八件で、新設合併の中には、市の合併の特例に関する法律の適用を受けた北九州市、大分市、飯塚市の三件が含まれている。この時期の市町村合併の特徴としては、従来例をみなかった大型合併や地域の中心をなす市にその周辺の町村が合併するという形式の編入合併が行われていることがあげられる。また、新産業都市区域内の合併では、福島県郡山市を中心とする一市一〇町村の合併（昭和四〇年五月一日合併）や富山県富山高岡地区における富山市、呉羽町の合併（昭和四〇年四月一日合併）などがある。ただし、熊本県では、これらの法律の適用を受けるような市町村合併は行われなかった。

第二節 市町村の合併の特例に関する法律の制定

一 法律制定の背景

前節のように、市町村合併が新しい動きをみせる中で市の合併の特例に関する法律など市町村合併に対する特例規定を定めた幾つかの法律が制定されたが、市町村行政の広域化の要請が高まり、これらの法律が適用されない場合においても、地域によっては市町村の合併が要望され、また合併の必要性が認められるケースが生じてきた。このような事情にかんがみ、政府においては、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて自主的に合併を行うおとする場合に、合併の困難性、合併に伴う不利益、不合理等を除去し、その実施を円滑ならしめるために、ひろく市町村

の合併一般について関係法律の特例措置を講じておくことが必要と考えられるようになり、併せて、既存の合併に関する諸法律の整備統合を図るべく、昭和四〇年三月二十九日、「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）が制定された。

一 国会審議の経緯

合併特例法案は、昭和四〇年二月五日に閣議決定され、翌六日国会に提案された。二月九日に参議院地方行政委員会が提案理由説明、二三日に行政局長から提案理由の補足説明が行われたあと、二月二十五日、三月二日、四日、九日の四回にわたって各委員から質疑が行われ、一六日、市となる要件について人口要件の修正がなされるとともに、附帯決議が付されて、委員会で修正可決された。

一七日に参議院を通過した法案は、直ちに衆議院に送付され、一九日衆議院地方行政委員会が提案理由及び参議院における修正の趣旨説明があり、二三、二五両日にわたって質疑が行われた。そして、二五日に附帯決議が付せられたうえ参議院修正案どおり委員会で可決され、翌二六年衆議院本会議で可決のうえ、三月二十九日法律第六号をもって公布、即日施行された。本法律の提案理由及び衆参両院の地方行政委員会の附帯決議は次のとおりである。

（注） 市となる要件については、地方自治法第八条において人口要件が五万以上と定められているが、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかなり存在していることを考慮に入れて、昭和四〇年三月二十九日から昭和四二年三月三十一日までの間に都道府県知事に町村を市とする処分の申請がなされたものに限って、市となるべき人口要件を四万以上とする特例措置を、合併特例法に盛り込むよう修正された。

市町村の合併の特例に関する法律の提案理由説明

（昭四〇・二・九参議院地方行政委員会）

ただいま議題となっておりました市町村の合併の特例に関する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

市町村がその事務を能率的に処理し、住民の福祉を増進するため、その規模の適正化を図ることは、地方自治を確立するうえにもっとも重要な事項であります。

政府におきましては、昭和二十八年に制定された町村合併促進法の趣旨を体し、全国的な計画をたてて町村の合併を推進し、ほぼその計画どおり合併の実現をみましたことは、御承知のとおりであります。町村合併促進法が失効しました後は、新市町村建設促進法により新市町村の育成を図ってまいりましたが、現在におきましてもなお引き続き、新市町村の内容の充実とその基盤の安定に努力することが肝要であると存じます。

しかしながら、近年における社会的経済的諸条件の急激な変化及び地域開発に関する諸施策の進展に伴いまして、あらたに市町村の合併を必要とする事情の生じた地域もありますので、それらの事情に対処するため、昭和三十七年に市の合併の特例に関する法律が制定され、また、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法におきましても、それぞれ指定地域内の市町村の合併について関係法律の特例が規定されたのでありますが、最近にいたりまして、市町村行政の広域化の要請はさらに高まり、これらの法律が適用されない場合におきましても、地域によっては市町村の合併が要望され、その合併が適当であると思われるものが多く出てまいったのであります。

このような事情にかんがみまして、市町村がそれぞれの地域の特性に応じ自主的に合併をしようとする場合に、その実現を円滑ならしめるため、ひろく市町村の合併一般について、所要の特例措置を講じておくことが必要であると考えられるにいたつたのであります。これがこの法律案を提案する理由であります。

(以下法律の概要説明については省略)

○附帯決議(昭和四〇年三月一六日参議院地方行政委員会)

政府は、本法の実施について、次の事項につき、遺憾のないよう措置すべきである。

一、今後の市町村の合併については、いやくも強制にわたることのないようにすること。

二、市町村の事務処理の現況にかんがみ、国、都道府県、市町村間における行政事務の配分を適正かつ、合理的にするため、事務配分を根本的に再検討し、地方自治の一層の確立をはかるようにすること。

○附帯決議(昭和四〇年三月二五日衆議院地方行政委員会)

政府は、本法の実施にあたり、次の事項につき遺憾のないよう措置すべきである。

一、合併にあたっては、あくまでも市町村の自主性を尊重すること。

二、最近における市町村行政の実情にかんがみ、市町村に対する事務配分の合理化と自主財源の充実をはかり、すみやかに市町村自治の伸長を期すること。

右決議する。

三 市町村の合併の特例に関する法律の概要

合併特例法は、町村合併促進法のように全国的な計画のもとに市町村の再編成を行おうとするものではなく、市町村が自主的に合併をしようとした場合に合併がやりやすいように合併の障害になる事項を取り除くことをその狙いとしている。

この法律による合併に関する関係法律の特例については、町村合併促進法、市の合併の特例に関する法律、新産業都市建設促進法等においてとられた特例措置にほぼ準じたものとなっており、その概要は次のとおりとなっている。

① 議会の議員の定数に関する特例

新設合併の場合にあつては、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併市町村の議員の定数の二倍の範囲内で定数を増加することができる。

編入合併の場合にあつては、編入をする市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入をする市町村の旧定数に人口割で得

た数を増加することができる。

② 議会の議員の在任に関する特例

議員の在任期間は、新設合併の場合にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で協議により定める期間に限り、引き続き在任することができる。

編入合併の場合にあつては、編入をする議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き在任することができる。

③ 農業委員会の委員の任期等に関する特例

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り引き続き在任することができる。

④ 職員の身分取扱い

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱われなければならない。

⑤ 地方税の不均一課税

合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、不均一の課税を行うことができる。

⑥ 地方交付税の額の算定の特例

合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、地方交付税の額を合併前の合算額を下らないように算定した額とする。

⑦ 災害復旧事業費の国庫負担等の特例

災害等の事由に対する国の財政援助について、合併市町村が不利益にならないようにする。

⑧ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

一定期間に限り、従来の選挙区によるか又は合併市町村の従前の区域に係る選挙区を合わせて一選挙区を設けることができる。

⑨ 衆議院議員の選挙区に関する特例

公職選挙法別表第一が改正されるまでの間、選挙区はなお従前の選挙区による。

この他、この法律は、合併しようとする市町村は、合併協議会をおくものとし、この協議会において市町村建設計画の作成及び合併に関する協議を行わせることとしたこと、国、都道府県及び公共的団体は、合併市町村の建設に資するために必要な措置を講ずるように努めなければならないこと及び合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るように努めなければならないこと、従来ばらばらに規定されていた市町村の合併に関する規定をこの法律に一本に統合することとし、関係法律の改廃と所要の経過措置を講ずることとしたこと、等を規定している。

なお、この法律の有効期間は、その特例法たる性格にかんがみ、一〇年間とすることとされた。

この法律の施行にあたり、政府は次のとおり昭和四〇年四月一五日付け自治事務次官名をもつて都道府県知事あてに通知を出し、法律の概要と運用上の具体的な留意事項を示し、市町村への指導を要請した。また、同じく同日付自治事務次官名で各省庁事務次官等にあてて、市町村がその合併によつて規模を合理化することは地方自治を確立するうえにおいても重要であるばかりでなく、国政の合理的能率的運営に寄与するとの観点から、合併市町村の建設に対する配慮等を要請している。

○市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の施行について

昭和四十年四月十五日 自治振第四百号
各都道府県知事あて 自治事務次官通知

市町村の合併の特例に関する法律（以下「法」という。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）は、さる三月二十九日それぞれ法律第六号及び政令第五十二号をもって公布、即日施行された。

基礎的な地方公共団体としての市町村の規模を合理化することは、地方自治を確立するうえからきわめて重要なことであつて、政府は、さきに町村合併促進法

(昭和二十八年法律第二百五十八号)に基づき、全国的な町村合併を推進したものであるが、各位の御指導よろしきを得ておおむね所期の目標を達成することができた。

引き続いて、政府は、町村合併によって誕生した新市町村の内容の充実とその基礎の安定に努めてきたが、近年における社会的、経済的諸条件の変化及び地域開発に関する諸施策の進展に伴い、あらたに市町村の合併を必要とする事情の生じた地域がでてきたので、これらの事情に対処するため、市の合併の特例に関する法律(昭和三十七年法律第百十八号)が制定され、また、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)において、関係地域内の市町村合併について特例措置が設けられた。最近にいたり市町村行政の広域化の要請はさらに高まり、これらの法律が適用されない地域においても、市町村合併が要望され、その合併が適当であると考えられる場合も多く見受けられるにいたった。

この法律は、このような事情にかんがみ、市町村がそれぞれの地域の事情に応じて自主的に合併をしようとする場合にその実現を円滑にするため、ひろく市町村の合併を対象として、関係法律の特例措置を講ずる目的をもって、制定されたものである。

なお、この法律の施行に伴い、町村合併促進法、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)及び市の合併の特例に関する法律が廃止されるとともに、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法中の合併の特例に関する規定が削除され、今後の市町村の合併の特例措置は、経過的な例外を除き、この法律に統一して規定されることになったものである。

この法律の施行については、特に下記事項に留意し、その施行に遺憾なきを期せられるとともに、貴管下市町村に対しても適切な御指導をお願いする。

記

第一 総括的事項

一 趣旨に関する事項

- (1) この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併を円滑にする趣旨のものであるが、その運用にあたっては、市町村の自主性を尊重するよう留意すること。
- (2) この法律は、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例を定めるものであり、施行の日から起算して十年を経過したとき

に失効するものとされていること(法附則第二条)。

二 定義に関する事項

- (1) この法律は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の関係するもの以外の市町村の廃置分合又は境界変更で市町村数の減少を伴うものすべてに適用されるものであること(法第二条第一項)。
- (2) この法律において、「合併関係市町村」とは、

ア 新設合併の場合においては、当該合併により消滅する市町村及び当該合併により設置される市町村にその区域の一部が編入されることとなる市町村をいうものであること。

イ 編入合併の場合においては、当該編入をする市町村ならびにその区域の全部が編入されることにより消滅する市町村及びその区域の一部が編入される市町村をいうものである。

ウ したがって、合併市町村の区域の一部をその区域の全部又は一部とするることとなる市町村は、すべて合併関係市町村となり、法第三条から第六条まで及び附則第七条の協議の当事者となるものであること(法第二条第三項)。

第二 関係法律の特例措置に関する事項

この法律による関係法律の特例措置は、市の合併の特例に関する法律における特例措置に準ずることとしたが、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の特例、一部事務組合等の特例、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の特例及び地方交付税の算定における合併補正に関する特例については、規定されなかったものであること。

一 議会の議員の定数及び在任

(1) 定数の増加

ア 新設合併の場合(法第三条第一項)

(ア) 合併関係市町村の協議により、合併市町村の議会の議員の定数を地方自治法第九十一条第一項の定数の二倍の範囲内で増加することができるものであること。

(イ) (ア)による議会の議員の定数の増加は、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限るものであること。ただし、総辞職、解散等により議員がすべて

なくなつたときは、当該期間を経過してなくても地方自治法第九十一条第一項の定数に復帰するものであること。

(ウ) (イ)の期間内において、議員の補欠選挙又は再選挙の事由が生じたときには、当該増加された定数に基づき補欠選挙又は再選挙が行われるものであること。これは次のイの場合についても同様であること。

イ 編入合併の場合（法第三条第二項から第四項まで、附則第七条）

(ア) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村は、合併関係市町村の協議により、議会の議員の定数を増加することができるものであること。なお、附則第七条の規定が適用できる場合もあること。

(イ) 町村合併促進法第九条第二項第二号（市の合併の特例に関する法律等においてその例によることとされていた場合も含む。）においては、合併関係市町村の協議により、合併市町村の議会の議員の定数を地方自治法第九十一条第一に規定する定数の二倍に相当する数とこえない範囲で定めることができることとされていたが、この法律においては、増加されるべき議会の議員の数は、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数の合計数とするものとされたものであること。なお、増加された議会の議員の選挙区及び当該選挙区の定数が法定されるとともにその区域の全部が編入された市町村の区域を区域とする選挙区については、一人以上の定数を配当するものとされたものであること。

(ウ) (ア)により増員された議会の議員の任期は、編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間であること。

(エ) (イ)により増加されるべき議会の議員の数の算定の基礎となる「旧定数」とは、当該市町村の合併の行われた日における編入をする市町村の議会の議員の定数をいうものであり、地方自治法第九十一条第一項の定数でない場合がありうること。

(オ) (ア)により合併市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該市町村の合併の日から五日以内に当該合併市町村の議

会の議長から、当該合併市町村の選挙管理委員会に対してその旨を通知し、当該選挙管理委員会は、その通知に基づいて公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に定めるところにより選挙を行わなければならないものであること。

(カ) 編入合併の場合、従来編入される市町村の議員をその残任期間に相当する期間編入をする市町村の参与等とする例が往々にして見られたが、(ア)に延べたように合併に際し、特に議会の議員を増加できる方法も規定されたので、今後はこの方法によることが望ましいものであること。

(2) 旧議員の在任

ア 新設合併の場合（法第四条第一項第一号）

(ア) 合併関係市町村の協議により、市町村の合併後一年をこえない範囲で協議で定める期間に限り、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるものであること。

なお、市の合併の特例に関する法律、法附則第十一条による改正前の新産業都市建設促進法及び法附則第十三条による改正前の工業整備特別地域整備促進法においては、在任しうる最長期間が二年とされていたのであるが、合併市町村の一体性のすみやかな確立を期するため一年に短縮されたものであること。

(イ) (ア)により在任することとなった合併市町村の議会の議員の数が地方自治法第九十一条の定数をこえるときは、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とされるものであるが、議員に欠員が生じたとき又は議員がすべてなくなつたときは、同条の規定による定数にいたるまで減少するものであること。

イ 編入合併の場合（法第四条第一項第二号）

(ア) 合併関係市町村の協議により、編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入された合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるものであること。

(イ) 編入をする市町村に公職選挙法第十五条第五項の条例がある場合においては、編入される区域の所属すべき選挙区について定める必要があること。

(3) 併用の禁止

(1) のア(ア)と(2)のア(ア)及び(1)のイ(ア)と(2)のイ(ア)の特例措置は、それぞれ併用することはできないものであること(法第四条第二項、附則第七条第二項)。

(4) 法第三条、第四条及び附則第七条の協議は、いずれも合併関係市町村の議会の議決を経るとともに、協議が成立したときは、直ちにその内容を告示することが必要であること(法第三条第五項、第四条第三項附則第七条第三項)。

なお、これは次の二により農業委員会の選挙による委員が在任することとする場合の協議についても同様であること(法第五条第四項)。

(5) 議会の議員の定数の増加又は在任の特例について合併関係市町村が行なう協議は、地方自治法第七条第五項の規定による関係市町村の申請について関係市町村の議会が行なう議決と同日又はそれ以前にととのえるべきものであること。

なお、これは次の二により農業委員会の選挙による委員が在任することとする場合の協議についても同様であること。

二 農業委員会の委員の任期等に関する特例

(1) 新設合併の場合

ア 合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後一年をこえない範囲で協議で定める期間八十をこえず十を下らない範囲で定めた数の者に限り、引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるものであること。この場合において、引き続き在任すべきものの数がその定められた数をこえるときは、これらの者の互選により在任する者を定めるものであること(法第五条第一項第一号)。

イ 合併関係市町村の農業委員会の選任による委員は、当然身分を失うので、合併後すみやかに農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号、以下「農委法」という。)に定める手続により、委員の選任

を行うべきものであること。

ウ アにより引き続き在任する農業委員の数が農委法第七条第一項の政令で定める基準をこえている場合には、アの協議で定める期間に限り、その数をもって合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とされるが、選挙による委員に欠員が生じ又は委員がすべてなくなったときは、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものであること(法第五条第二項)。また、この定数は、条例により定めなければならないものであるので、あらかじめその措置をとっておく必要があること。

(2) 編入合併の場合

ア その区域の全部又は一部が編入される合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有するものとなるものは合併関係市町村の協議により、編入をする合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員の残任期間に相当する期間四十をこえない範囲で定めた数の者に限り、引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるものであること。この場合においては、引き続き在任すべき者の数が、その定められた数をこえるときは、これらの者の互選によりその在任する者を定めるものであること(法第五条第一項第二号)。

イ 編入合併の場合には、編入をする市町村の農業委員会の選挙による委員の数とアにより引き続き在任する者の数との合計数が、農委法第七条第一項の政令で定める基準をこえることとなるときは、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とされるが、選挙による委員に欠員が生じ又は委員がすべてなくなつたときは、同条に基づく定数にいたるまで減少するものであること(法第五条第二項)。

この場合において、編入をする市町村の既存の条例が農委法第七条第一項の政令で定める基準に合致しないこととなるときは、所要の改正措置を講ずべきものであること。

(3) 合併市町村の区域を分けて二以上の農業委員会を置く場合

ア 市町村の廃置分合又は境界変更の際に従前の農業委員会の区域を区域として農業委員会を置く場合については、農委法第三十四条第二項及び第三項に規定するところであるが、市町村の合併に際して農業委員会の区域の整備をはかるとともに、その市町村の区域内に二以上の農業委

員会を置く必要が生ずる場合に対処して、法第五条第三項の特例が設けられたものであること。この場合においては、当該各農業委員会」とに法第五条第一項第一号及び第二項の規定が適用されるものであること。

なお、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域としてあらたに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村はあらたに設置された合併市町村とみなされるから注意すること（法第五条第三項）。

イ 法第五条第三項の規定により合併市町村の区域の一部を区域として置かれる農業委員会についても農委法第三四条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三条の規定の適用が同然あるものであること。

三 職員の身分取扱い

合併関係市町村は、その一般職の職員が引き続き合併後の市町村の職員としての身分を保有するように措置し、また、合併市町村は職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならぬものであること（法第六条）。

四 地方税の不均一課税

(1) 地方税の不均一課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項に規定されているが、(2)に掲げる場合においては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り条例の定めるところにより不均一の課税をすることができるものであること（法第七条）。

なお、市町村の一体性のすみやかな確立を図り、住民負担の公平を期するためには、不均一の課税を行う期間は、できるだけ短くするように措置すべきものであること。

(2) 不均一の課税ができる場合は、合併関係市町村相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため又は合併により承継した財産の価格もしくは負債の額について合併市町村相互の間に著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合であり、その不均一の課税は、その衡平を欠く程度とするものであること（法第七条）。

五 地方交付税の額の算定の特例

(1) 市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びそれに続く五年度に限り、いわゆる合併算定替えを行なうものとし、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより通常の方法で算定したいわゆる一本算定の額と比較して財源不足額の多くなる方の算定方法により算定した額により普通交付税が合併市町村に対して交付されるものであること（法第八条）。

(2) この特例措置の適用は、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限られるものであるから、当該期間中に合併市町村の財政基盤を確立しよう配慮すること。

六 災害復旧事業費の国庫負担等の特例

(1) 市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）及び公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の当該合併市町村に対する適用については、当該市町村の合併が行われたために不利益となることがないように措置しなければならないものであること（法第九条、令第一条）。

(2) この特例措置は、合併関係市町村が従前の区域をもつて存続していたと仮定して算定した額を下らない額の財政援助を保障することとなるものであるから、補助率の算定の基礎となる数値について合併市町村のそれぞれの区域におけるものを十分には握しておく必要があること。

七 都道府県の議会の議員の選挙区及び衆議院議員の選挙区に関する特例

(1) 都道府県の議会の議員の選挙区

ア 郡市の区域に変動を及ぼすような市町村の合併が行われた場合には、都道府県の議会の議員の選挙区に変動を及ぼすのが例であるが、これについて市町村の合併により都市の境界に変動を生じても現任議員の任期中及び次の一般選挙による議会の議員の任期の終わるまでの間に限り、選挙区については従前と同一の区域によるか、又は関係都市を合わせて、一選挙区（以下「合区選挙区」という。）を設けるかのいずれかの特例を条例により設けることができるものであること（法第十条第一

項)。

なお、この条例は、都道府県議会における関係市町村についての合併議決と同時に当該市町村の合併の効力が生ずるまでの間に制定する必要があること。

イ 合区選挙区の議会の議員の定数を条例で定めるにあたっては、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とするものであること(法第十条第二項)。

ウ 従前の選挙区によることとした後又は合区選挙区を設けた後に、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行なわれ、その結果が官報で公示された場合における関係区域の人口の計算方法及びその告示について特別の定めがあるので注意すること(令第二条)。

エ アにより従前の選挙区によつた場合及び次の(2)の衆議院議員の選挙区の特例による場合においては、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けなければならないものであると(法第十条第三項、第十一条第二項)。

オ アの場合及び二の場合については、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十九条第三項及び第二十二条の規定による。都道府県選挙管理委員会に対する報告は、市町村内の選挙区の区域ごとに区分して行うよう指導すること。

(2) 衆議院議員の選挙区
衆議院議員の選挙区に変動を及ぼすような合併が行われる場合については、公職選挙法別表第一が改正されるまでの間は、従前の選挙区によるものであること(法第十一条)。

第三
市町村建設計画等

一 合併協議会
(1) 合併をしようとする市町村は、合併協議会を置き、市町村建設計画の作成その他合併に関する協議を行なうものであること(法第十二条第一項)。

(2) 合併協議会の委員は、関係市町村の議会の議員ならびに長及びその他の職員をもつて充てるほか、学識経験者をも委員として加えることができるものとされたが、これは、市町村建設計画の作成等に参与させることが適当な場合のあることを考慮したものであること(法第十二条第三項)。

(3) 合併協議会は地方自治法第二百五十二条の二の規定による連絡調整及び計画作成の双方の性格を有するものであるので、その設置については地方自治法で定める手続によるものであること。

二 市町村建設計画

(1) 合併をしようとする市町村は、市町村建設計画を作成しなければならないものとされ、その内容は、おおむね合併市町村の建設の基本方針、合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の統合整備に関する事項及び合併市町村の財政計画について定めるものとされたこと(法第十二条第一項、第二項)。

(2) 市町村建設計画は、合併市町村が基本的な地方公共団体としての機能を十分に發揮して住民の福祉を増進することができるように、その地域の自然的、社会的、経済的、文化的その他の条件に則して総合的にその建設を進めることを基本方針として、すみやかにその一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全な財政運営に努め、その建設を計画的かつ効果的に進めるための諸施策を内容とするものであること。

(3) 合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項のうち国、都道府県及び公共の団体が行なうことを期待するものについては、関係行政機関等と密接な連絡をとつたうえで計画すべきこと。

(4) 市町村建設計画の作成にあたっては、あらかじめ関係都道府県知事の意見をきくことが適当であること。

(5) 市町村建設計画において定めることと決定されている事項以外の事項(たとえば一部事務組合の取扱い、事務処理の組織等)についてもこの市町村建設計画において定めておくことが適当であること。

(6) 市町村の合併の際の協議において、合併後の一定期間、従前の市町村の区域ごとに、当該区域から徴収される税、使用料、手数料等の財源を当該区域の財源割当額とするような措置を行なつた例があるが、これは合併市町村の一体性の確立を阻害する等の見地から著しく不適当な措置であるから、そのようなことを行なわれないように指導すること。

(7) 合併市町村におけるその建設の根幹となるべき事業及び公共施設の統合整備のための事業で市町村建設計画に掲げられているものについては、地方債の許可において優先的に取扱うものであること。

(8) 市町村建設計画の変更については、この法律は規定していないが、

社会的、経済的事情の変化に伴って当該計画を適宜変更して、合併市町村の建設が計画的かつ効果的に実現されるように配慮することが適当であること。

第四 国、都道府県等の協力等

一 国及び日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていること（法第十三条第一項）。

なお、合併市町村の合併に伴う財政需要のうち真にやむを得ないものについては、特別交付税の配分にあたり考慮されるものであること。

二 都道府県についても合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている（法第十三条第一項）ので、合併市町村の実情に応じ適切な指導援助を行なうようにされたいこと。

三 合併市町村の地域内にある農業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所、婦人会、青年団等の公共的団体等は、合併に際しては合併市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないものとされたこと（法第十三条第二項）。

第五 他の法令改廃等

この法律及びこの政令の施行により、町村合併促進法、町村合併促進法施行令（昭和二十八年政令第三百二十三号）、新市町村建設促進法、新市町村建設促進法施行令（昭和三十一年政令第二百二十三号）及び市の合併の特例に関する法律が廃止され（法附則第三条）、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域政治促進法の合併の特例に関する規定を削除する改正がなされた（法附則第十三条、第十三条）が、これらの法令の改廃に伴う経過措置については、次のように定められたこと。

一 町村合併促進法及び同法施行令又は新市町村建設促進法及び同法施行令の廃止に伴って、これらの法律にいう合併町村又は新市町村については、これらに規定されていた特例について次のような経過措置が講ぜられたこと（法附則第四条、第五条）。

(1) 町村合併促進法

ア 一部事務組合等に関する特例
従前の例による。

イ 水産業協同組合の特例

従前の例による。

ウ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の特例

従前の例による。

エ 国の財政援助の特例

昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害に関するものに限
り、従前の例による。

ただし、昭和三十六年一月一日以降に勧告合併等をした市町村については、当該合併の日の属する年及びそれに続く五年以内に生じた災害に関するもの限り、従前の例による。

(2) 新市町村建設促進法

ア 地方税法の特例

昭和四十一年度までの間に限り、従前の例による。

イ 地方交付税法の特例

昭和四十一年度までの間に限り、従前の例による。ただし、昭和三十七年四月一日以降に勧告合併等をした市町村については、当該合併の日の属する年度及び、それに続く五年度は、昭和四十二年以降の年度においても従前の例により合併算定替えが行なわれる。

ウ 国有財産特例措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の特例

昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、従前の例による。

エ 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の特例

(ア) 国有林野の売払い、交換については、昭和四十一年六月二十日までの間に限り、従前の例による。

(イ) 売払いを受けた国有林野の経営の承認等については、従前の例による。

二 市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村にかかる同法第三条（同法附則第五項において準用する場合を含む）の規定による特例に関しては、なお従前の例によるものとされたこと（法附則第六条）。

三 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に行われる新産業都市の区域又は工業整備特別地域内における市町村合併については、改正前の新産業都市建設促進法第二十四条及び第二十五条の規定又は改正前の工業整備特別地域整備促進法第十三条及び第十四条の規定による特例措置が適用されるものとされたこと（法附則第十二条第二項、第十四条第二項）。な

お、これらの市町村合併に関しても、法第十二条及び第十三条の規定の適用はあることに注意すること。

第六 市の人口要件の特例

一 市町村の区域の全部もしくは一部をもって市を設置する処分又は町村を市とする処分が昭和四十二年三月三十一日までの間に申請がなされたものについては、地方自治法第八十一条第一号の規定にかかわらず市の人口要件を四万以上とする特例措置が講ぜられたこと（法附則第九条）。

二 この特例措置は、市となるべき要件のうち人口要件以外の要件については、これを緩和する趣旨を含まないものであることに留意すること。

三 昭和四十一年十二月三十一日までに、町村を市とする処分については、この法律による改正後の地方自治法附則第二十条の四が適用されるが、国勢調査も指定統計調査であるので、国勢調査の結果が官報に告示された日以後に指定統計調査が行なわれない限り、国勢調査の結果による人口を用いるものであること。

なお、市町村の区域の全部又は一部をもって市を設置する処分については、同条の規定の適用はないことに注意すること。

四 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十三号）附則第二項第二号の規定は、昭和四十一年三月三十一日をもって失効するものとされたので、当該規定により市となろうとする町村は、すみやかに所要の手續をとるようにすること。（法附則第十条）。

○市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の施行について

昭和四十年四月十五日 自治振第一〇五号
大蔵、厚生、文部、農林、通商産業、運輸、労働、建設、郵政、法務、行政官理、経済企画、北海道開発、各省庁事務次官、首都圏整備委員会事務局長、近畿圏整備本部次長、日本電信電話公社総裁あて 自治事務次官依頼

昭和四十年法律第六号をもって市町村の合併の特例に関する法律（以下「法」という。）が、昭和四十年政令第五十二号をもって市町村の合併の特例に関する法

律施行令（以下「令」という。）が三月二十九日公布、即日施行されたが、この法律の施行によって、従来より以上に各地において市町村の合併が行なわれることが予想される。

市町村が合併によってその規模を合理化することは、地方自治を確立するうえにおいて重要であるばかりでなく、国政の合理的能率的運営に寄与するところでもあるので、貴職におかれても、下記の諸点について特に御配慮下さるようお願いする。

記

一 法律第九条及び令第一条により市町村の合併が行なわれた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）及び公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の当該合併市町村に対する適用については、当該市町村の合併が行なわれたために不利益となることがないように措置しなければならないものとされたので、これらの法律に基づく補助負担額の算定にあたっては、合併関係市町村が従前の区域をもって存続していると仮定した場合において算定される額の合算額について併せて算定し、いずれが多い方の額によらなければならないものであること。

なお、この措置は、当該特例措置の継続期間中に当該合併市町村が再び合併によって影響を受けるものではないものであること。

二 法第十二条の規定に基づき、合併をしようとする市町村は市町村建設計画を作成するものとされたが、当該計画について、合併市町村の建設の根幹となるべき事業又は公共的施設の統合整備に関する事項のうち国及び公社において行なわれることを期待するものについては、関係行政機関と密接な連携をとるよう指示しているため、市町村から連絡があった場合には、適切な御助言を願いたいこと。

三 法第十三条により、国及び公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたので、貴省（庁・局・社）所管の事項に関し、本条の趣旨に従い格別の御配慮を願いたいこと。（各省庁事務次官あてのもの）

四 国の行政機関の地方支分部局の所管区域にまたがって市町村の合併が行なわれたときは、すみやかに市町村の区域全部が一つの地方支分部局の所管区域に包含されるよう改正を行なわれないこと。

（電電公社総裁あてのもの）

四 電話の取扱いは、従来から合併市町村について格段の御配慮をいただいているところであるが、合併市町村の区域のすべてが市内通話区域となることは、合併市町村の一体性確立のため欠くことのできないものであるから、今後ともよろしく御措置願いたいこと。

五 この法律の施行に伴い、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第十八号）が廃止され、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第十七号）及び工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四十六号）中合併の特例に関する規定が削除されたが、それぞれ所要の経過措置が設けられ、とくに町村合併促進法及び新市町村建設促進法についてはこれらの法律による合併町村又は新市町村に関し、次のような経過措置が講ぜられているので、御注意願いたいこと。

（一） 町村合併促進法

ア 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の特例及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の特例

従前の例によること。

イ 災害等に対する国の財政援助の特例

昭和四十一年六月二十九日までに生じた災害に関するもの限り、従前の例によること。

ただし、昭和三十六年一月一日以降に勧告合併等をした市町村については、当該合併の日の属する年及びそれに続く五年以内に生じた災害に関するもの限り、従前の例によること。

（二） 新市町村建設促進法

ア 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の特例

昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、従前の例によること。

イ 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の特例

（イ） 国有林野の売払い、交換については、昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、従前の例によること。

（ロ） 売払いをうけた国有林野の経営の承認等については、従前の例によること。

第三節 市町村の合併の特例に関する法律の改正

（昭和五〇年・六〇年の改正）

一 市町村の合併の特例に関する法律の改正の経緯

合併特例法はその有効期間を一〇年間とした限時法であったが、施行後一〇年の間に一二五件の合併が行われ、一九三の団体が減少した。合併の形態は県庁所在都市や地域の中心都市が周辺の町村を編入する場合、あるいは中小規模の数市町村が合体してその規模能力の適正化を図る場合等多岐にわたっており、これらの合併は年度毎にほぼ平均して行われ、又、地域的にも全国にわたって行われた。そして、政府においては、このような傾向は、住民福祉の向上等を目的とする行政水準の高度化の要請、隣接市町村との間における広域行政の必要性が増大するなかで、今後とも続くものと考えられたため、関係市町村や地域住民の自主的な判断に基づき市町村の合併が行われる場合には、その円滑化を図るため、特例措置を引き続き存続させることが必要であるとの判断にたち、合併特例法の有効期限を昭和六〇年三月三十一日まで延長する等所要の改正が検討された。

また、昭和四九年十二月十九日に第一六次地方制度調査会が出した「地方行政に関する当面の措置についての答申」においても、市町村の自主的な合併が行われる場合、その障害を除去するための特例措置を講ずることは必要であるので、同法の有効期間を当分の間延長すべきであるという提案がなされており、今回の改正はこの答申の趣旨をも踏まえたものとなった。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、昭和五〇年一月三十一日に閣議決定され、翌日第七五通常国会に提案された。国

会では、参議院・衆議院双方において、

- ・合併にあたっては、市町村の自主性を尊重すること
 - ・住民投票等により関係住民の意向を尊重すること
- について善処を求める附帯決議が付されて可決され、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」として、昭和五〇年三月二十八日法律第五号をもって公布、即日施行された。

さらに本法は、昭和六〇年、本法がその有効期限を迎えるに先立ち、昭和七〇年三月三十一日までの一〇年間で、有効期限を延長すること、従前、合併特例法の適用対象から除外されていた地方自治法第二五二条の一九第一項の指定都市を新たに適用対象とすること、合併市町村の建設に資するため、地方債の配慮規定を盛り込むこと等を内容として再び改正された。

今回の改正の主な理由は、昭和五〇年の改正時とほぼ同じく、住民サービスの向上、地域の一体的整備、市町村の自治能力の強化等のために、市町村が自主的な判断に基づいて合併しようとする場合には、引き続きその円滑化を図るための所要の措置を講ずる必要があると判断されたことにある。

また、昭和五九年一月四日に第二〇次地方制度調査会が行った「地方財政に関する当面の措置についての答申」においても、この法律の適用対象の拡大及び現行の特例措置について検討を加えたうえ、その有効期限を延長すべき旨指摘されており、この改正は、この答申の趣旨をも踏まえたものとなっている。

第二〇次地方制度調査会答申（昭和五九・一二・四）（抄）

——地方財政に関する当面の措置についての答申——

「2 地域社会の振興

（2）市町村合併の特例の延長等

市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併の円滑化を
るため、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用対象の拡大及

び現行の特例措置の拡充について検討を加えた上、その有効期限を延長すべきである。

また、広域行政体制の整備と市町村の規模の適正化についても引き続き検討を行うべきである。」

一一 全国の市町村合併の状況

合併特例法の施行後、別表のとおり、平成六年一月一日までに全国で一四五件の合併が行われ、全国の市町村数は三、二三四（市六六三、町一、九九四、村五七七）となった。

（別表）市町村の合併の特例に関する法律施行（昭和四〇年三月）以後の合併の状況

年度	合併件数	編入・新設の別	町村減少数	備考
昭和四〇	一二	編入一一、新設一	二二三	市町村の合併の特別に関する法律施行（昭和四〇、三、二九法律第六号）
四一	二三	編入一四、新設九	四六	
四二	一九	編入一四、新設五	二五	
四三	九	編入九	一四	四三、六、二六 小笠原諸島復帰
四四	四	編入三、新設一	四	
四五	一五	編入一〇、新設五	二三	
四六	一五	編入一〇、新設五	一九	

計	六	五	四	三	二	元	平成	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七
一四五	一	一	一	三	四	〇	〇	〇	六	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	一	一	六	一
編入一〇八 新設三七		編入 一	編入 一	編入 二、 新設 一	編入 四			編入 五、 新設 一				編入 二						編入 一			編入 一	編入 八、 新設 三	編入 七、 新設 四	
二二六	一	一	一	四	四	〇	〇	八	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	一	一七	六	一六
(平成六年二月一日現在)	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(昭和六〇、四、一法律第一四号)																							
	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(昭和五〇、三、二八法律第五号)																							
	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行(昭和五〇、三、二八法律第五号)																							

第四節 本県における市町村の合併の状況 ―熊本市と飽託郡四町の合併等―

本県では、合併特例法施行後、別表のように七件の合併が行われ市町村数は九四となった。

本県で、最初に合併特例法が適用されたのは、昭和四四年四月一日付で行われた植木町と田底村の編入合併であった。田底村は、昭和三二年三月の県知事の合併勧告では、植木町と合併することとされていた。しかし、植木町が、当時町財政再建の途上にあったことから合併する環境にないとして見送ったため未合併村として残っていた。田底村では、その後の日常生活圏の広がりに伴い、昭和四〇年代に入り、地理的のみならず人情・文化・経済的にも密接な関係にある植木町との合併の気運が急速に高まった。昭和四一年一〇月に田底村から正式な合併の申し入れがなされ、これを受けて植木町でもアンケート調査や地区別座談会の開催、議員・各種団体代表等で構成される合併問題研究会での検討などを行い、これらの結果を踏まえて昭和四四年四月一日を期して合併することとなった。

続いて、昭和四五年一月一日に、芦北郡の葦北町と湯浦町の新設合併により芦北町が誕生し、又、同日付けで熊本市に飽託郡託麻村が編入合併された。

芦北町の合併は、合併特例法施行後の本県での唯一の新設合併のケースである。古来葦北・湯浦両町は地理的にも経済、文化、教育等でも同じ生活基盤の上に立ち、一体となつて発展してきた経緯があり、又、交通通信網の発達により両町の時間的距離が短縮される等の状況を踏まえて合併の必要性が生じたものである。合併に至る過程では、各種団体代表との座談会、地区別座談会を開催して住民の意向把握に努め、新町名の選定に当たつても住民からの公募を行っている。また、熊本市への託麻村の編入合併は、通勤・通学等住民の日常生活において密接な交流関

係を有する託麻村の各地区から合併請願書が提出されたことを端緒として行われたものであった。

そして、これらの合併から二〇年余後の平成三年二月一日、熊本市と飽託郡四町との合併が行われた。熊本市と飽託郡とは、明治二九年の飽託郡の設置以来、密接な関係を有しており、先述の託麻村の編入合併を含めて過去一五次にわたる合併を行ってきた。この合併の歴史は熊本市の発展の歴史でもある。そして、平成三年二月一日をもって行われた飽託郡四町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の熊本市への編入合併をもって飽託郡はその歴史に幕を降ろすこととなった。

この飽託郡四町の合併は、昭和六三年五月から八月にかけて飽託郡各町から熊本市へ出された編入合併請願（陳情）が熊本市議会において採択され、これを受けて市に「合併推進室」が設置されたこと等によって大きく動きだした。その後、熊本市・飽託郡四町との合併に関する連絡調整会議を設置し事務レベルの協議・調整を進め、平成元年九月に熊本市と各町との間で合併協議会が設置された。そして、第四回合併協議会で合併協定書案に合意し、合併に必要な市議会・町議会の議決を経て、平成二年七月、熊本市長と飽託郡四町長から県に対して合併申請がなされた。平成二年一〇月に県議会の議決を経て県知事の合併処分がなされ、自治大臣告示を得て、平成三年二月一日をもって熊本市と飽託郡四町の合併は実現した。

この合併により、新しい熊本市の人口は五七万人から六三万人に増え、全国で一四番目に人口の大きな市となった。面積も一七一平方キロメートルから二六六平方キロメートルと一・五倍に増え、海岸線も約七キロメートルから約二二キロメートルと三倍強になり、有明海に開かれた九州の中核都市として発展していくこととなった。

【別表】—熊本県の市町村合併の状況—

合併前の市町村名	人口	面積	合併後の市町村名	人口	面積	合併年月日	合併の種類
植木町	二〇、六五五	五・五九	植木町	二一、六九六	六・七三	昭和四四、四、一	編入
田底村	三、〇七二	六・一四					
熊本市	四四、〇〇〇	一四四・九二	熊本市	四四、二五四	一七・七三	昭和四五、一一、一	編入
託麻村	九、三三四	二六・八〇					
葦北町	一四、九七五	一三・四七	芦北町	三、九三二	二〇・五	昭和四五、一一、一	新設
湯浦町	七、〇七	六四・〇六					
熊本市	五七、三〇六	一七二・〇九	熊本市				
北部町	一八、三八五	二九・七四					
熊本市	五七、六九二	二〇〇・八三					
河内町	八、五五五	三三・九五	熊本市				
熊本市	六〇、二二六	一三四・七六		六六、七七七	二六・三		
飽田町	一〇、三三〇	一一・〇五	熊本市				
熊本市	六六、五〇六	二四六・八三	熊本市				
天明町	一〇、一八二	一九・三六	熊本市				

年月日	市	町	村	計	備考
明治三六五、二〇一(区)	一	四一	二、二四五	一、二八七	郡区町村編制法
明治三三八九、四一	一	二四	三三三	三四七	市制町村制施行(明治の大合併)
昭和六(九五)、九三〇	五	四一	二七四	三〇〇	町村合併促進法施行前 (昭和の大合併)
昭和三(九五)、九三〇	九	三七	七	二七	町村合併促進法失効
昭和六(二九六)、四一	一一	四一	四九	一〇一	新市町村建設促進法失効
昭和四(一九五)、四一	一一	四八	四三	一〇二	市町村の合併の特例に関する法律施行
昭和四(一九六)、四一	一一	五九	三〇	一〇〇	植木町・田底村合併
昭和四(一九七)、二二	一一	五九	二六	九六	熊本市・託麻村合併、葦北町・湯浦町合併
平成三九(二、二一)	一一	六二	三	九四	熊本市・飽託郡四町合併

第五節 「市町村の自主的合併の推進方策等」に関する調査研究委員会」の提言

一 市町村の自主的合併の潮流

既に述べたように、合併特例法施行後、平成六年一月一日までに一四五件の合併が行われたが、昭和六〇年代に入ってから合併には、熊本市、盛岡市などの県庁所在都市やこれに準ずる地方の中核都市が都市圏域の拡大に伴い周辺市町村を編入する合併のほか、研究学園都市の建設という国家的プロジェクトの実施を背景とした茨城県つくば市の合併、地域の中核都市の建設をめざしていくつかの市町村が新設合併により新市を建設しようとする合併、仙台市のように政令指定都市への移行を目指した合併等特色ある合併事例が見られるようになった。

また、新聞報道においても、構想まで含めると全国には四〇件を超える市町村合併の動きがあり、第三次合併ブームが起こりつつあるという記事が見受けられるようになってきた。特に明治二二年の市制町村制施行による明治の大合併、昭和二八年の町村合併促進法施行による昭和の大合併という過去二回の大合併が国主導で行われたのに対して、今回の市町村合併の動きは、市町村や議会からの自主的な提唱、青年会議所や商工会議所など民間団体が構想を打ち上げるケースが多い点に特色があるといわれ、自主的合併の動きが全国的に浮上してきたことを現しているということが出来る。

このような動きの一方で、地域の特色や自主性を生かした個性的で魅力ある地域づくりを展開し、豊かで活力ある社会を建設していくためには、国と地方の機能分担を見直し、国から地方への権限移譲と地方の税財政基盤の強化を行うなど「地方分権」の推進の必要性が論議されるようになってきたが、経済団体連合会や政治改革推進協議会(いわゆる「民間政治臨調」)などの経済団体・民間団体の提言の中には、「地方分権の推進」を具体化する方策として、市町村合併の推進の必要性が提唱され

ている。

さらに、市町村合併をめぐるもう一つの動きとして、国の審議会等において市町村の自主的合併の推進についての審議・答申が相次いで出されている。その主なものは次のとおりである。

(1) 『行政改革に関する第三次答申―基本答申』

(臨時行政調査会・昭和五十七年七月三〇日)

日常生活圏の拡大や市町村の人口規模に格差があることを指摘し、「長期的、基本的には、市町村の規模、能力の格差を解消することが重要な課題であり」、「可能な限り行政サービスが総合的、一元的に提供され得るよう、日常生活圏を一つの市町村の区域とすることを第一義とすべきであり、地方都市とその周辺市町村等の比較的条件の整っているところから地域の自主性を尊重しつつ、合併を推進すべきである。」

(2) 『今後における行政改革の基本方向』

(第一次行革審・昭和六一年六月一〇日)

「経済社会の変化に対応して、二一世紀を展望し新しい地域社会を担うに十分な基盤を有する活力ある地方公共団体の創造のため、市町村の自主的合併を推進するよう提言」し、行財政基盤の強化、総合的一体的な地方行政の展開、行政サービスの向上等市町村合併の効果を指摘している。そして、「様々な地域の態様に応じて、自主的な市町村合併が推進される必要」があるとしたうえで、「近年の急激な社会情勢の変化に対しては、その地域の産業の振興、地域の道路その他の公共施設の一体的整備など日常生活圏をより緊密・強固にするような措置が必要」であり、「市町村の自主的合併の推進施策の拡充強化を図るべきである」としている。

(3) 『小規模町村のあり方についての答申』

(第二二次地方制度調査会・平成元年一二月六日)

小規模町村については、共同生活意識の高まりなどから関係市町村

の自主的判断により合併による規模拡大をめざす地域については、自主的な合併が円滑に進められるよう、①現行の合併特例法の行財政上の特例措置を一層充実すること、市町村合併について関係市町村の議会に対する住民の発議を認めること等の合併特例法の見直し、②地域特例法に係る財政上の特例措置について、旧市町村の区域の全部又は一部が対象地域となっている場合は、合併後も一定期間、当該地域について合併前と同様に取り扱う、という措置を講じることを指摘している。

(4) 『国と地方の関係等に関する答申』

(第二次行革審・平成元年一二月二〇日)

「市町村の自主的合併を推進するため、地方交付税、地方債その他の国の支援措置を含めた方策を講ずるとともに、都道府県は、条件が整った地域について関係市町村の合意形成のために必要な役割を果たす」こととした。

(5) 『最終答申』(第三次行革審・平成五年一〇月二七日)

「基礎的自治体である市町村は、地方行政の中心的な担い手として、地域社会に関する多様な行政を自主的、自律的に展開していかなければならぬ」ず、この点については、市町村が創意工夫をこらし、地方分権特例制度(パイロット自治体)、中核市や広域連合等の制度を積極的に活用するとともに、「望ましい基礎的自治体の在り方について幅広い論議が行われ、国からの権限の移管等の推進や地方自治体の財政基盤の強化と相まって、市町村の自主的合併が推進されていくことが望まれる。この場合、国としては、地方主導で地域の実情や特色を反映した自治体形成ができるような支援措置を講じるべきであり、この観点から、市町村の自主的合併の推進のための措置の在り方について検討を進める必要がある。」

二 「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」の設置

昭和五〇年、六〇年と二度にわたって延長措置等が行われた合併特例法が平成七年三月二日をもってその効力を失うこととなるのに先立ち、国（自治省）は、平成五年六月、「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。委員会は、成田頼明・横浜国立大学教授を委員長に、学者、マスコミ関係者、自治省出身者ら一四名で構成され、①市町村の現状と問題点、②地域の実情に応じた市町村のあり方、③市町村の合併に関する特例措置のあり方、を調査研究項目とした。

この委員会設置の背景には、前述のように、①合併特例法の失効が迫っていること、②近年かなりの地域において、行政のみならず、経済団体や住民団体を含めて、市町村合併に向けた自主的な取り組みが行われているといわれ、また、「地方分権」をめぐる論議の中でも、目六体的な方策の一つとして、市町村の合併の必要性が言われていること、③平成元年二月の臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」及び第二二次地方制度調査会の「小規模町村のあり方についての答申」においても、市町村の自主的な合併を推進するための方策を検討すべき旨が述べられていること、等があった。

三 「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書」の提言

委員会は、四七都道府県知事と全国の市町村長を対象として、市町村合併の必要性、現行合併特例法に対する意見・問題点、各地の合併構想等についてのアンケート調査や、実際に合併を経験した市町村を対象と

した実態調査等を行い、調査研究を進めた。

この中で、全国の市町村長を対象としたアンケート調査結果では、全体の二八・八％に当たる九三三市町村長が「周辺市町村との合併が必要」と考えていることが分かった。合併を必要とする理由（複数回答）については、「地域の一体的整備ができる」（六八・五％）、「行財政基盤の強化を図り地域振興施策が実施できる」（五一・二％）、と回答している。

一方、合併を「必要ではない」と回答した全体の七〇・六％、二、二八四市町村長は、その理由（複数回答）として「区域拡大に伴う行政サービス低下の恐れがある」（七一・九％）、「中心部と周辺部の発展に格差が生じる恐れがある」（五一・五％）を挙げている。（調査結果詳細は後掲）このアンケート調査結果や計七回の委員会での審議等を踏まえて、委員会は、平成六年三月に「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書」をとりまとめた。

この報告書の中では、「市町村の合併」は、地域の一体的整備、行財政基盤の強化、高齢化社会に備えた社会福祉等住民に身近な行政サービスの充実等を図るための有効で適切な方策であるとともに、「国土の均衡ある発展」、「地方分権」といったわが国の内政における最重要課題に対処していくためにも、その推進の必要性が一層高まっていくものと考えられる、として市町村の自主的合併の推進の必要性を指摘している。

また、市町村の合併の推進に当たっては、住民の共同生活意識の醸成をはじめ、関係市町村や住民の自主的な判断が前提とされなければならないが、市町村には、周辺の市町村との合併を含む広域的な地域のあり方の改革に向けた真摯な取り組みを展開することが求められているとしている。

そして、市町村の自主的合併を推進するために、次の六つの方策を提言している。

- ① 市町村合併に係る現行の特例措置の拡充整備
- ・ 国は、現行の合併特例法に盛り込まれた各種の特例措置の内容を見

直して必要な拡充整備を図ることとし、合併の効果が一層確実に発揮されるよう、適切な行財政上の措置を講じていくこと。

・そのためには、合併市町村の建設の基本方針である「市町村建設計画」について、その達成を担保するため、当該計画の策定に当たって都道府県との調整を行う仕組みを検討することともに、当該計画に盛り込まれた事業に要する経費等合併に伴い生ずる各種の財政負担に対する措置を検討すること。

・現行の議会議員の在任及び定数に関する特例措置の見直しや合併後の一定期間について地域特例法に係る財政上の特例措置の継続等についても検討すること。

② 都道府県の役割

・都道府県は、市町村の規模の適正化の推進を援助するため、関係市町村の合意形成のために重要な役割を果たすべきこと。

③ 住民発議制度の創設

・住民の発意に基づく市町村合併に向けての取り組みを制度として担保するため、合併協議会の設置等に係る住民発議制度の創設を検討すること。

④ 情報の提供

・これまでの市町村合併を類型化し類型ごとの問題点、目標等を整理し、市町村に提供すること。

⑤ 合併市町村の均衡ある振興整備への配慮

・合併市町村の均衡ある振興整備を進めるために、旧合併関係市町村の住民の意見が合併市町村の行政に反映されるための仕組みを検討するとともに、「市町村建設計画」の策定上特に配慮し、着実に達成されること。

⑥ 合併が困難な地域に対する措置

・地理的な状況等により合併を行うことが困難な地域については、広域行政施策等を活用し、地域の振興整備に取り組むこと。

・都道府県等の補完・代行制度についても、当該地域の状況等を勘案しながら、今後引き続き検討すること。

○ 市町村の自主的合併の推進方策等に関するアンケート調査の結果（市町村分）

問1 略（「市」、「町村」の別等に関する問である。）

（市町村の現状に対する評価）

問2 現在貴市町村において、行財政運営上支障があると考えているものについてお答えください（優先順位が高いものから三つ以内）。

区 分	市 町 村			合 計
	市	町	村	
1 人口の高齢化等により地域の活力が低下している。	二三五	一、五八七	一、八二二	
2 雇用の場が少なく、住民が他市町村に流出している。	三五・四	六一・七	五六・三	
3 地域の人事交流等による人材育成が円滑に行われていない。	三〇九	一、八一	二、一一〇	
4 必要な職員を確保することが難しい。	四六・六	七〇・四	六五・五	
5 日常の業務に忙殺されて、新規施策を立案することが難しい。	六八	二九四	三六二	
	一〇・三	一一・四	一一・二	
	二七	一六二	一八九	
	四・一	六・三	五・八	
	一五一	五三六	六八七	
	一一・八	二〇・八	二一・二	

6	事務を効率的に行うことができない。	一〇二	二〇五	三〇七
7	財政的に住民の行政に対するニーズに答えられない。	四四三	一、三七九	一、八二二
8	人口の高齢化による行政需要に対応していくことが難しい。	六六・八	五三・六	五六・三
9	その他	二二五	七七三	九九八
合	計	一、六一六	六、八〇六	八、四二二

(注) 左例の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対する割合である。

問3 問2でお答えいただいたことの解決策として、どのような方策を取ることが望ましいのかお答えください(優先順位が高いものから三つ以内)

1	既存の制度を活用して地域の活性化を図る。	一五九	九一六	一、〇七五
2	広域行政圏施策を活用して施策の充実を図る。	二四七	一、〇五〇	一、二九七
3	地域特例法等の特例措置を活用して地域の振興を図る。	八七	六六五	七五二
4	職員研修、人事交流により人材の育成を図る。	八九	四四〇	五二九
5	事務事業の見直しにより事務の効率化を図る。	二五七	六七五	九三二
合	計	三八・八	二六・二	二八・八

6	若者の雇用の場の創出を図る。	二八六	一、五三二	一、八一八
7	計画的な行財政運営の確保を図る。	四三・一	五九・六	五六・二
8	市町村合併により行財政基盤の強化を図る。	四五三	一、四二四	一、八七七
9	その他	六八・三	五五・四	五八・〇
合	計	一一・三	六・八	七・七
合	計	一、六八七	六、九二七	八、六一四

(注) 左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対する割合である。

問4 現在各種審議会等において、市町村の間における規模能力の格差の存在、住民の日常生活圏と市町村の行政区域等のかい離等の問題を解決する方策として、市町村の合併を進めることが望ましいという意見が示されています。また一方では、市町村が合併することにより、むしろ中心部と周辺部の格差の拡大、地域のコミュニティが崩壊する等の意見があります。貴市町村の実情等を踏まえて、貴市町村と周辺市町村との合併の必要性についてお答えください。

1	必要である	三一七	六一六	九三三
2	必要ではない	四七・八	二四・〇	二八・八
合	計	三三八	一、九四六	二、二八四
合	計	六一・〇	七五・七	七〇・六
合	計	九八・八	九九・六	九九・四

(注) 左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対する割合である。

問5 問4で「1」（合併が必要である）とお答えになった場合、その理由をお答えください。（優先順位が高いものから三つ以内）。

区 分	市 町 村			合 計
	市	町	村	
1 行政サービスの向上を図ることができる。	五三	一一〇	一七三	
2 地域の一体的整備を行うことができる。	一六・七	一九・五	一八・五	
3 市町村の規模の格差を是正することができる。	二三七	四〇二	六三九	
4 住民の日常生活圏と市町村の行政区域とのかい離を解消することができる。	七四・八	六五・三	六八・五	
5 行財政運営の効率性の向上を図ることができる。	一〇・四	二八・一	二〇六	
6 行財政基盤の強化を図り、地域振興施策を実施することができる。	一七九	二〇四	三八三	
7 行財政基盤の強化を図り、人口の高齢化等の行政需要に対応することができる。	一三五	二七〇	四〇五	
8 権限移譲の受け皿としての行財政基盤を強化することができる。	四二・六	四三・八	四三・四	
9 その他	一三六	三二二	四七八	
合 計	四二・九	五五・五	五一・二	
	三〇	二〇四	二三四	
	九・五	三三・一	二五・一	
	八八	一一三	二〇一	
	二七・八	一八・三	二一・五	
	二	五	七	
	〇・六	〇・八	〇・八	
	八九三	一、八三三	二、七二六	

（注）左列の割合は、問4で「1」と回答した市及び町村に対する割合である。

問6 問4で「2」（合併は必要でない）とお答えになった場合、その理由をお答えください。（優先順位が高いものから三つ以内）。

区 分	市 町 村			合 計
	市	町	村	
1 中心部と周辺部の発展に格差が生ずるおそれがある。	一三〇	一、〇六八	一、一九八	
2 住民感情の対立が生ずるおそれがある。	三八・五	五四・九	五二・五	
3 地域のコミュニティが崩壊するおそれがある。	一一〇	五五六	六六六	
4 区域が拡大することにより行政サービスが低下するおそれがある。	三二・五	二八・六	二九・二	
5 住民の意見が施策に反映されにくくなる。	六九	五〇五	五七四	
6 広域行政圏施策を活用することにより地域の活性化を図ることができる。	二一〇・四	二六・〇	二五・一	
7 既存の地域特例法等の特例を活用することにより地域の活性化を図ることができる。	二一六	一、四二七	一、六四三	
8 その他	六一・九	七三・三	七一・九	
合 計	一一四	八三九	九五三	
	三三・七	四三・一	四一・七	
	一五七	六七六	八三三	
	四六・四	三四・七	三六・五	
	一九	二二二	二五一	
	五・六	一一・九	一一・〇	
	二八	四〇	六八	
	八・三	二・一	三・〇	
	八四三	五、三四三	六、一八六	

（注）左列の割合は、問4で「2」と回答した市及び町村に対する割合である。

問7 市町村合併を行うこととした場合、生ずると思われる課題についてお答えください。(優先順位が高いものから三つ以内)。

区 分	市 町 村			合 計
	市	町	村	
1 住民の反対	三七七	一、七五〇	二、一二七	五六・九
2 新庁舎の位置、旧市町村庁舎の取扱い	一八三	一、〇三〇	一、二二三	二七・六
3 市町村建設計画実施のための財源確保	二五二	七六六	一、〇一八	三八・〇
4 公共施設の整理・統合	二六五	一、二〇六	一、四七一	四〇・〇
5 合併関係市町村間の行政水準の格差の是正	四七一	一、六三六	二、一〇七	七一・〇
6 一般職の職員の処遇	九〇	三三八	四二八	一三・六
7 特別職の処遇	一一二	二八五	四〇七	一八・四
8 その他	二二五	五一	七六	三・八
合 計	一、七八五	七、〇六二	八、八四七	

(注) 左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対する割合である。

(合併に係る特例措置のあり方)

問8 現行の「市町村の合併の特例に関する法律」には議会の議員の定数の特例等関係法律の特例措置が規定されていますが、この特例措置についてお答えください。

区 分	市 町 村			合 計
	市	町	村	
1 現行の特例措置で十分	三三九	一、八四七	二、一八六	五一・一
2 現行の特例措置では不十分	一九一	六〇三	七九四	二八・八
3 その他	六一	一〇一	一六二	九・二
合 計	五九二	二、五五一	三、一四二	八九・一

(注) 左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対する割合である。

問9 問8で「1」(現行の特例措置で十分)と答えられた理由についてお答えください。

区 分	市 町 村			合 計
	市	町	村	
1 現行以上の特例措置を設けると、国が市町村合併を誘導していることになる。	三九	三三四	三七三	一一・五
2 合併の際に障害になるものと思われる事項に係る特例で十分	二二六	八九八	一一二四	六六・七
3 合併の必要性和特例措置の有無はあまり関係ない	一三六	六二四	七六〇	四〇・一
4 その他	四	四	八	一・二
合 計	四〇五	一、八六〇	二、二六五	

(注) 左列の割合は、問8で「1」と回答した市及び町村に対する割合である。問10 問8で「2」（現行の特例措置では不十分）と答えられた場合、新設・拡充する必要があると思われるものについてお答えください（優先順位が高いものから三つ以内）。

	区 分		
	市	町村	合計
1 合併市町村の議会の議員の定数の特例に係る定数の上限を引き上げる。	一九	九二	一一一
2 編入される市町村の区域から議員を選出する特例が認められる期間を延長する。	二四	一六六	一九〇
3 合併関係市町村の議会の議員が合併市町村の議会の議員として引き続き在任することができると期間を延長する。	一七・八	二九・九	二七・〇
4 合併市町村の農業委員会の委員の在任の特例に係る定数の上限を引き上げる。	一・六	三・三	二・九
5 合併関係市町村の農業委員会の委員が合併市町村の委員として引き続き在任することができる期間を延長する。	四・二	一〇・九	九・三
6 不均一課税を行うことができる期間を延長する。	二七・七	三三・三	三二・〇
7 地方交付税に係る合併算定替が適用される期間を延長する。	四三・五	三四・七	三六・八
8 地方交付税に係る合併補正等の特例を新設する。	一一七	四四二	五六九
	六六・五	七三・三	七一・七

9 災害復旧事業の国庫負担等の特例が適用される期間を延長する。	八	三二	四〇
10 通常では地方債を充てることができない経費について、起債を認める（地方財政法第5条に対する特例）。	四八・七	四〇・三	四二・三
11 市町村建設計画を達成するために行う事業の実施のために起こした地方債の元利償還金について、地方交付税の基準財政需要額に算入する。	一三七	三七八	五一五
12 合併関係の補助金を新設する。	七一・七	六二・七	六四・九
13 合併により地域特例法の対象地域から除外される場合を定めている要件を緩和する。	一一九	二七三	三九二
14 地域特例法に係る財政上の特例措置について、合併関係市町村が対象地域となつていない場合は、合併後も一定期間特例措置を継続する。	六二・三	四五・三	四九・四
15 合併について、関係市町村の議会に対する住民の発議を認める。	二〇	一一〇	一四〇
16 その他	一〇・五	一九・九	一七・六
	七三	二七九	三五二
	三八・二	四六・三	四四・三
	一一三	六一	八四
	一一・〇	一〇・一	一〇・六
	七	四	一一
	三・七	〇・七	一・四
合計	八三一	二、七六六	三、五九七

(注) 左列の割合は、問8で「2」と回答した市及び町村に対する割合である。

第六節 第二四地方制度調査会の答申

自治省が設置した委員会の提言に引き続き、「市町村の自主的合併の推進方策」については、平成六年四月に発足した第二四地方制度調査会にも諮問され、同調査会は、平成六年一月二二日付けで「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。

答申は、まず、①人口の都市集中と急激な過疎の進行の結果、各市町村の人口規模等の間に再び大きな格差が生じており、これに伴い様々な問題も生じている、②交通通信手段の著しい発達や日常生活圏の拡大など社会経済情勢の著しい変化に伴い、市町村や住民をめぐる状況も大きく変化しており、市町村の合併についても、広域的な行政需要への対応、地方分権の推進など今日的な新しい意義が認識されるようになってきている、③近年全国各地で、住民や地域の経済団体の側から、市町村合併に向けた活発な取り組みが見られる、という市町村をめぐる情勢にかんがみると、市町村の合併は、地域の一体的な整備、行財政基盤の強化、社会福祉等住民に身近な行政サービスの充実のためには、有効で適切な方策であると指摘している。

その上で、合併を進める際は、①関係市町村や住民の意向を十分尊重すること、②都道府県は、関係市町村の合意形成や将来のまちづくりを積極的に指導、助言すること、③地理的に合併が困難な自治体に対しては、都道府県などが、事務の代行や職員派遣の仕組みを検討すること、などを求めている。

そして、市町村の合併に係る特例措置については、単に合併の際の障害を除去するにとどまらず、合併に向けた環境を積極的に整備して、自主的合併を推進していく観点が必要であるとしている。具体的な特例措置としては、①合併協議会の設置に係る住民発議制度の創設、②議員の定数や在任に関する経過的特例措置の期間の延長、③合併市町村のまちづくりの推進を図る観点を含めた積極的な財政措置及び合併支援になる都道府県事業に対する財政措置、④市町村建設計画の適切な策定、⑤地域特例法に係る財政上の特例について、合併関係市町村が対象となつて

いる場合、合併後も一定期間、経過措置を講ずべきこと、を提言している。

第七節 熊本県における自主的合併への取組み

国において、自主的合併の推進についての検討が進められる中で、都道府県でも、合併を行う市町村に対して独自の支援措置を創設する動きが出てきた。従来、合併市町村に対する単独の財政支援策を行う都道府県はなかったが、茨城県が、平成六年度に全国で初めて合併特例交付金制度を新設した。この制度では、合併市町村は、合併後最長で六年間にわたり総額五億円まで交付金を受けることができ、広域的（大規模、高度）な施設、保健・福祉施設等市町村建設計画に掲げられた事業のかなりの部分が交付対象となりうるものであり、この交付金は、平成六年一月一日に合併した「ひたちなか市（勝田市と那珂湊市が新設合併）」に初めて適用された。

これに続いて、東京都も平成七年度から特別交付金制度を設けることとした。同交付金は、市町村間の格差是正、合併に伴って早急に必要となる事業費を対象とし、これらに要する経費の二分の一を三年程度にわたり交付するものである。このほかに山口市と小郡町の合併等複数の合併構想がある山口県も同様の制度の創設に向けて検討を行う等、全国的に市町村合併に対する取り組みが進む中で、熊本県においても、自主的合併の推進に向けた独自の取り組みを展開した。まず、平成五年に策定した熊本県総合計画「ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと」では、「広域的生活圏づくり」を「戦略プロジェクト」の一つに掲げ、広域的拠点施設整備への支援、広域的生活圏づくりを支援する道路の整備、広域行政機構の充実・強化とともに、はじめて「自主的な市町村合併の促進」を県の主要な事業として位置づけを行った。

そして、この総合計画を具体化するために、平成五年九月には、市町村や地域住民の間で、合併に関する議論を行うための資料の一つとして、合併に関する市町村の事務の内容を概説した「市町村合併事務の手引き」

と、全国の最近の合併事例を紹介した「市町村合併実例集」を発行し、続いて平成六年二月には、パンフレット「広域的生活圏づくりをめざして」を作成し、市町村長や市町村議会議員等への啓発に努めた。

さらに、平成六年四月から二か年度にわたって、「市町村合併基礎調査及び研究」委託事業を実施することとした。同事業においては、熊本県立大学に新たに創設された総合管理学部の教授陣が中心となった調査研究チームが構成され、県内における市町村合併の意義や効果を理論的に分析するとともに、住民等の意識調査や市町村長等の意向把握を行い、地域政策課題としての市町村合併の必要性について学術的側面から客観的な提言を求めた。

一方、市町村の合併の問題は、県議会においてもたびたび質問に取り上げられた。これらの質問では、地方分権の受け皿づくり、県土の均衡ある発展を図るための市町村の規模の拡大、地域振興施策や高齢化社会に向けた社会福祉施策など複雑多様化する住民の行政需要に対応するための行財政基盤の強化、効率的な行財政運営等、様々な観点から市町村の合併の必要性について指摘が行われた。

また、あらたな動きとして、経済団体や住民等の民間の側から合併の必要性を指摘する声があがっていることに注目する必要がある。特に各地のJC（青年会議所）等の中には、合併の問題に大きな関心を持ち、独自で住民アンケート調査を実施したところもあり、このような動きが住民発議制度等にも関連して大きな合併の誘発になる可能性も生じていた。

第八節 自主的合併の推進に向けた合併特例法の改正

一 合併特例法改正の背景

市町村の合併については、既述のとおり、昭和六一年、平成元年及び平成五年の臨時行政改革推進審議会、第二次、第四次の地方制度調

査会の答申において、市町村の自主的合併の推進施策の充実強化を図るため、合併特例法の見直し等を講じるべきであるとされた。特に平成六年一月二二日に答申された第二次地方制度調査会の「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」では、市町村や住民の積極的な取り組みを国や都道府県が支援すること等により、「市町村の自主的な合併を推進していくべきである」ことから、国は、「早急に行財政上の支援措置を拡充・整備すべきである。」とされており、また、併せて「市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県が、市町村の自主的な合併について、より重要な役割を果たすことを期待するもの」とされた。

こうした答申の趣旨にのっとり、政府は、市町村の自主的な合併を推進し、併せて合併市町村の建設に資するために、市町村の合併に係る特例その他の必要な措置についての合併特例法改正の検討に入った。

一 法律案の概要

政府がまとめた「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」は、有効期限（平成七年三月三十一日）を平成一七年三月三十一日まで延長。有権者の五〇分の一以上の署名で合併を請求できる住民発議制度を初めて導入し、住民主導による合併への道を開いた。同時に、市町村議会議員の定数や在任の特例、合併市町村に対する財政支援措置も拡充強化するなど、昭和四〇年の合併特例法制定以来の大幅な改正内容となっている。合併による市町村の行財政基盤を強化し、地方分権の受け皿となる地方自治体の態勢の強化を図ることとした。

(一) 法律の趣旨規定の改正

今回の改正内容に対応し、趣旨規定において、自主的な市町村の合併を推進する旨を規定する。

(二) 住民発議制度の創設

有権者はその総数の五〇分の一以上の者の連署をもって、当該市町村の長に対し、合併協議会の設置の請求をすることができる直接請求制度を新設。

請求を受けた市町村長は、合併対象市町村の長に対し意見を求め、合併対象市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議するかどうかを九〇日以内に回答しなければならない。

すべての合併対象市町村の合意が得られれば六〇日以内にそれぞれの市町村が議会を招集し、合併協議会設置協議について付議しなければならない。

(三) 市町村計画に関する規定の整備

市町村建設計画の内容に都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を加えるとともに、市町村建設計画の作成等の際にあらかじめ知事協議を義務づける。

(四) 市町村議会議員の定数・在任特例の期間延長等

合併後一定期間認められている市町村の議会の議員の定数や在任に関する経過的特例措置について、その期間の延長等を行う。

(五) 地方交付税の算定の特例

地方交付税を算定する際に、合併算定替えの適用期間を延長するとともに、合併により臨時に増加する経費の需要を基礎として測定単位を補正することとする等の改正を行う。

(六) 過疎地域活性化のための地方債の特例に関する規定の新設

過疎市町村が含まれる合併市町村が過疎地域活性化特別措置法の規定を適用されない場合でも、経過的措施として、当該合併市町村が過疎地域活性化のための地方債を活用できることとする。

(七) 地方債に関する配慮規定の改正

従来由市町村事業に加えて、都道府県が行う事業に係る地方債についても、特別の配慮をするものとする。

(八) 国および都道府県の協力等に關する規定の改正

国及び都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供等の措置を講ずるものとする。また、都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ市町村相互間の必要な調整を行うものとする。

この法律案は、平成七年二月七日に閣議決定され、同月九日に第一三

二回通常国会に提出された。

二月二十八日に参議院における提案理由説明が行われ、三月七日に参議院地方行政委員会における審議を経て、三月八日に参議院本会議で可決された。可決後は直ちに衆議院に送付され、三月十四日に衆議院における提案理由説明、同月十六日に衆議院地方行政委員会における審議、三月十七日に衆議院本会議で可決という経緯を辿り、本法は成立した。

なお、衆議院地方行政委員会においては、次の付帯決議が行われている。

一 それぞれの地域の実情に応じて、中核市、広域連合、地方分権特例制度、市町村の合併等の諸制度を適切かつ有機的に活用することにより、市町村への権限移譲を促進するとともに、地方税・地方交付税等の税財源確保を図るなど市町村の行財政能力を高めるように配慮すること。

二 本法の施行に当たっては、自主的な市町村の合併の円滑な推進を図るため、必要な助言、情報の提供、財政・金融上の支援等の措置を積極的かつ機動的に講ずるなど適切かつ弾力的に制度を運用するよう努めること。

この改正法（以下「合併旧法」という。）は、平成七年三月二十九日に公布され、原則として平成七年四月一日から施行された。

第二編

地方分権の胎動と平成の大合併

第一章 地方分権の胎動と平成七年以降の市町村合併に関する国の動向

第一節 平成の合併前夜

平成七年（一九九五年）の合併特例法の改正により、法の趣旨がそれまでの「市町村合併の円滑化」から「自主的な市町村合併の推進」に改められ、国として昭和の合併から約四〇年を経て、再び合併推進の姿勢を明確に打ち出す形となった。

しかし、戦後の地方自治制度創設以来、約半世紀を経て、国が全ての権限を掌握して地方を取りしきる中央集権体制の制度疲弊が顕在化し、地方の事は地方の実情を踏まえて地方が意志決定を行い、責任を持つ地方分権の動きが顕著となり始めていた事もあって、その実施主体とされる市町村の体制整備にあつても、自主的主体的な推進を図る必要がある事から「自主的な市町村合併の推進」の言葉どおり、協議はあくまでも市町村の自主的な協議に委ねられ、改正後しばらくは全国規模での積極的な合併推進の動きは顕在化していない。当時の合併の事例としては、平成七年九月一日に茨城県鹿嶋市（鹿島町への大野村の編入合併）、東京都あきるの市（秋山市、五日市町による新設合併）の二件の合併が改正法の初の適用事例となったものの、それ以後は、平成一年四月一日の兵庫県篠山市の新設（四町による新設合併）までの約四年間、全国で合併の事例はない。

国が、自主的な合併を前提としながらも、より積極的に合併を推進する動きを強め、いわゆる「平成の大合併」が顕在化するのには、平成一年七月の地方分権推進一括法の制定により、国と地方の関係が抜本的に見直され、地方分権が具体化する平成一二年以降となる。

一、地方分権の加速

明治維新以来、我が国の政府は、近代国家の建設を急ぐ必要から一貫して中央集権型行政システムを国政の柱としてきた。

明治二十一年市制町村制施行時における議論も畢竟中央集権国家建設の目標に向けてのプロセスに関するものと考える。従って、戦後の憲法及び地方自治法下における国地方の制度も含めて、その根幹には国が全ての政策の基本を立案し、地方自治体や民間企業は、その政策に則って事業や企業活動に専心する。いわゆる護送船団方式と換言されるこのシステムが、我が国の急速な近代化と経済発展に寄与し、短期間のうちに先進諸国の水準に追いつくことに大きく貢献してきた。

しかし、戦後五〇年を経て、世界有数の経済力を有する国家に発展する一方、世界経済のグローバル化が進行し、我が国を支えてきた産業構造は大きな変化にさらされ、特に一次産業や二次産業は基盤そのものの維持に深刻な影響を受け、金融・保険等の分野等あらゆる分野で構造変化が生じている。

また、社会の成熟化の影響もあつてか、人々の価値観やライフスタイルが変化しそれに伴い、我が国の人口構造も大きく変化し、少子高齢化の傾向がますます顕著となる中で、国・地方を通じた財政状況も、バブル経済の崩壊とその対策としてとられた数次に亘る経済対策にも関わらず危機的状況を深めてきた。

こうした時代環境の変化を受けて、これまで中央集権型システムが発揮してきた役割や機能の低下、制度疲労が強く指摘されるようになり、国が全てを支配するより、それぞれの地域の特色や個性を重視し、地域の声を元に身近な自治体が政策を作り実行する。そしてその結果には自

ら責任を持つ、そうした地方分権型社会の延長に国民の多くが真の豊かさを実感できる社会があるのではないかという議論が高まってきた。

地方分権は、時代環境の変化がもたらした行政システムの必然的な転換の要請であった。自己決定・自己責任の原則のもとで、地域自身が個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するとともに、行政と民間企業、コミュニティ、住民が、新しいパートナーシップの理念の下で、地方分権型社会の実現に向けて主体的な取り組みを重ねていくことが急務とされたのである。また、地方分権を推進することで、国民が真に「ゆとりと豊かさを実感できる社会」の構築を目指し、国民福祉の増進に向かって、行政を展開する上で、国及び地方公共団体が分担すべき役割を改めて明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高めることが、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることにつながると考えられるようになった。

このような背景から、平成七年七月三日、地方分権推進法が制定・施行されるに至った。地方分権推進法は、平成一二年七月二日までの五年間の限時法として制定され、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、地方分権の推進が、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することになるという基本理念が謳われた。

この理念の実現のために、国は、基本理念に則り、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定・実施すること、また、地方公共団体は、国の施策の推進に併せて地方行政の改善・充実に係る施策を推進することとされ、国・地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国・地方を通じて行政の簡素効率化を推進するという責務が課された。

地方分権推進法の中で、政府は、地方分権推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「地方分権推進計画」を作成することとされ、総理府に地方分権推進委員会が設置され、①地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づき、地方分権推進計画の作成

のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告すること、②地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見具申するという役割を担うこととされた。

地方分権推進委員会は、その五次に亘る勧告等において、機関委任事務制度の廃止、国と地方公共団体の関係についての新たなルール、権限移譲の推進、必置規制の見直し、国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保、地方公共団体の行政体制の整備・確立等を政府に対して要請した。

二、市町村合併に関する勧告・答申

平成九年（一九九七年）七月八日に内閣総務大臣に提出された地方分権推進委員会第二次勧告における重要な柱の一つとして「地方行政体制の整備・確立」が掲げられ、地方公共団体における行政改革や市町村合併の推進等についての取組みの具体的な方策が示されるに至った。

○地方分権推進委員会第二次勧告（抄）

〔平成九年七月八日
地方分権推進委員会〕

第六章 地方公共団体の行政体制の整備・確立

III 市町村合併と広域行政の推進

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、今後ともますます増大する市町村に対する行政需要や住民の日常生活、経済活動の一層の広域化に的確に対応するためには、基礎的自治体である市町村の行政能力の向上、効率的な地方行政体制の整備・確立が重要な課題となっている。このため、前述の「財政構造改革の推進について」(※)における市町村合併の推進に関する指摘も踏まえつつ、今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進するものとする。

また、住民の日常生活や経済活動がますます広域化する一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応したより高度の行政サービスの提供が求められていることから、今まで以上に積極的を広域行政の推進に取り組み必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

一 市町村合併の推進

(一) 市町村合併の推進に当たっては、大都市圏、地方中心都市とその周辺地域、過疎地域などの地域の実情に十分配慮した施策を講ずる必要がある。

この場合、市町村の規模と権限との関係が重要な位置を占めると考えられることから、国は、政令市や中核市の権限の一層の拡大、中核市となる要件の緩和、広域市町村圏の中心都市などを対象とする、中核市に準ずる市の特例の創設及びこれに委譲すべき権限等について、地方分権推進計画に合うよう検討を行う。また、基準人口など市となるための要件の見直しについて幅広く検討する。

(二) 都道府県は、広域市町村圏、モデル定住圏、地方生活圏、医療圏、老人保健福祉圏域等を参考にして、当該都道府県内の地域の実態を反映した市町村合併のパターンの提示、先進事例の紹介等合併の推進のために必要な助言、調整等に努めるものとする。この場合、国は、必要な指針を策定する。

(三) 国は、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）に基づく地方交付税等による財政上の支援措置については、必要な見直しを行った上で、継続するとともに、さらに、交付税算定に当たって、合併の推進等に伴う財政需要の反映等について幅広く検討すべきである。

(四) 国は、議員の任期・定数の特例等の措置については、必要な見直しを行った上で、継続するとともに、合併により中心地以外の合併地域がさびれる等の懸念に対処するため、例えば、合併市町村の執行機関に対する旧市町村の代表の参加など、旧市町村単位を基礎とする組織又は仕組みの導入等合併対象市町村の活性化施策を検討する。また、地方公共団体は、既存の施設等を活用した行政サービスのネットワーク化によるサービス水準の維持・向上を図るものとする。

(五) 合併特例法に基づく住民発議制度については、住民の意思をより一層尊重するという観点から、国は、次の措置を講ずる。

① 合併関係市町村のすべてから合併協議会設置の請求があった場合、市町村長に合併協議会設置の議案の付議を義務付ける等、住民発議制度の拡充を図ること。

② 合併協議会の設置が議会で否決された場合にあっても、住民投票の導入等を含めて合併協議会の設置が促進されるよう制度の見直しを行うこと。

※ 「財政構造改革の推進について」は、平成九年六月三日に閣議決定されており、その中で「地方財政」の項において、「なお、地方自治・地方分権を推進するに当たっては、その主体となる地方公共団体の行政体制を並行して強化していく必要がある」というような観点から、市町村の合併について、集中改革期間中（二〇世紀中の三年間）に実効ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある。」とされている。

平成一〇年四月には、与党自由民主党行政改革推進本部内において「市町村合併等についての考え方」が取りまとめられ、市町村の自主的な合併の推進にあたって、国・都道府県がこれに協力し、一層積極的に取り組む必要があるとし、我が国を取り巻く厳しい環境変化を踏まえ、合併推進の方向性を明確に示した。

さらに、地方制度調査会が「市町村の合併に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。平成八年六月に設置された第二五次地方制度調査会では、「地方分権の受け皿論」について検討を進めていたが、この答申の中で、「自主的合併の一層の推進」「国、都道府県の役割の重要性」が掲げられ、「市町村の合併の推進のための方策」として、住民発議制度の充実、合併前の市町村の区域を単位とする施策、新市町村の振興のための計画の充実、財政措置の拡充、都道府県の役割の拡充、国の役割の拡充、等を提示した。

○市町村の合併に関する答申

〔平成一〇年四月二四日地制調第五二号〕
地方制度調査会

前文

地方自治法の施行から五〇年が経過し、今日、地方自治が直面している課題は数多く、多岐にわたっている。特に、新たな時代に的確に対応できる分権型行政システムへの変革を成し遂げることが最大のテーマの一つであり、地方公共団体が自主的・主体的に自らの行政を行うことのできる新時代にふさわしい地方自治を確立することが期待されている。

地方分権推進委員会の四次にわたる勧告により、国と地方公共団体との関係についての新たな枠組みが示された。今後、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、地域の総合的な行政主体として、格段に高まる自立性を発揮しつつ、分権型社会における新たな役割を担うことができるよう体質の強化を図ることが求められている。併せて、国土・環境の保全や介護保険制度の運営等の課題への適切な対応が必要とされている。

したがって、こうした情勢の変化等を考慮し、更に一層、自主的な市町村の合併を推進することが必要であると考える。

当調査会は、このような観点から審議を重ね、次のような結論に至った。

第一 市町村の合併についての基本的な考え方

一 市町村の合併の今日における必要性

近年、次のような情勢を踏まえ、市町村の合併を求める声が高まっている。

第一に、地方分権の推進がいよいよ実行の段階に至り、この成果を十分に活かすためにも、自己決定・自己責任の原則の下、住民に身近なサービスの提供は地域の責任ある選択により決定されるべく、個々の市町村が自立することが求められている。

第二に、本格的な少子高齢社会が到来し、市町村が提供するサービスの内容が高度かつ多様になるとともにその水準を確保することが期待されている。

第三に、極めて厳しい財政状況の中で、今後の社会経済情勢の変化に適切か

つ弾力的に対応するため、財政構造の改革とともに、効率的、効果的な行政の展開が求められている。

こうした要請に応えるためには、市町村が行財政基盤の強化、人材育成・確保等の体制整備、行政の効率化を図ることが重要であり、市町村の合併により対応することは有効な方策である。当調査会としては、自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要であると考える。

二 市町村の合併の効果

市町村の合併により、

① 各種の行政サービスの享受や公共施設の利用等が広域的に可能となり住民の利便性が向上すること、
② 専任の職員や組織の設置等が可能となり高度かつ多様な施策が展開できること、
③ 行政サービスの内容が充実するとともに安定的に提供できること、
④ 広域的な視点に立ったまちづくりの展開が可能になること、
⑤ 行政組織の合理化や公共施設の広域的な配置の調整等により限られた資源の有効活用が図られること、

などの効果が期待され、市町村の合併の検討に当たっては、各地域の特性に応じた効果等が明らかにされることが重要である。

三 合併を進める上での障害、合併に消極的となる理由

市町村の合併に関しては、

① 合併の必要性やメリットが個別・具体の事例において明らかににくい場合があること、
② 合併後の市町村内の中心部と周辺部で地域格差が生じたり、歴史や文化への愛着や地域への連帯感が薄れるといった懸念があること、
③ 住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供ができにくくなるという懸念があること、

④ 関係市町村間の行政サービスの水準や住民負担の格差の調整が難しいこと及び市町村によっては財政状況に著しい格差があること、

⑤ 合併に伴い新しい行財政需要が生ずることや一定期間経過後交付税が減少すること、

などの様々な障害や消極的となる要因があり、これらに対応することが必要である。

四 地域の実情に応じた市町村の在り方

大都市地域、地方都市とその周辺地域、中山間地域等、市町村が置かれている状況は多様であるため、それぞれの地域の実情に応じて市町村の在り方を考えることが重要である。また、市町村は幅広い分野にわたる多くの事務事業を総合的に実施していることから、すべての地域を通じた市町村の適正規模を一律に論ずることは困難であり、市町村の数を初めから定めることは適当ではない。

なお、個別の事務事業についてサービスを適切に提供するという観点や効率性の面から望まれる市町村の規模、地域の実態に応じた市町村の在り方、地域の特性を考慮した合併の在り方等は、市町村が合併を検討する際の参考になると考えられ、国、都道府県がこうした情報を提供することが重要である。

五 市町村行政の広域的展開

交通・情報通信手段の発達、日常生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、市町村行政の広域化が要請されている。これについては、広域連合等の活用とその充実を図り、広域的な行政需要に応えることが必要であるが、総合的な行政主体として、地域の課題を包括的に解決するという観点からは、市町村の合併により、意思決定、事業実施等を単一の団体が行うことが効果的である。

なお、市町村の合併の推進に当たっては、地域の一体感が高まっていることが重要であることから、市町村が連携し、広域行政の展開、公共施設の広域的

利用や市町村間の職員の人事交流、住民活動の広域化の支援等を進めることも有効である。

自然的・社会的な条件等から合併を実現することが困難な地域については都道府県や広域行政制度による市町村行政の補完、代行、支援を引き続き検討する必要がある。

六 自主的な市町村の合併の推進

市町村の合併は、地域の在り方にかかわることであり、地域の将来やそのアイデンティティ、住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、その推進に当たっては、市町村及びその住民が自主的に判断することが重要である。国、都道府県は合併を強制することのないよう留意すべきである。

市町村は、地域や行政の置かれている現状、今後の見通しを十分に認識し、地域の将来像を描くことが重要である。併せて、自治の担い手である住民に対しても的確な情報を提供し、合併の議論が活発になるよう努めることが必要である。その上で、市町村に期待される役割を適切に果たすためには、合併を含め、いかなる方策が望ましいのかを主体的に検討しなければならない。

また、合併協議会は、合併自体の是非も含め、合併に関し協議する場であるということ踏まえ、関係市町村が積極的にその活用を図ることが期待される。

都道府県は、広域的な地方公共団体として、地域全体の発展や住民生活の水準の確保という観点から、市町村の合併を自らの問題として考え、積極的に支援することが重要である。そして、市町村の合併の推進に伴い、都道府県の役割を広域的な機能に重点化することが期待される。なお、日常生活圏が都道府県の区域を越えて拡大していることなどに応じ、関係市町村において必要な連携や合併等の取組がみられる場合には、これに応えられるよう適切に対処すべきである。

また、国は、市町村の合併に関する地方公共団体の取組を支援すべきである。

第二 市町村の合併の推進のための方策

「市町村の合併の特例に関する法律」による特例措置が平成七年の改正により拡充されたところであるが、市町村の合併が更に一層推進されるよう、合併の障害の除去、合併後の市町村に対する支援、環境整備のための方策等について充実強化するとともに、特例制度や既存制度が効果的に活用されるための方策を早急に講じ、総合的に支援する必要がある。

一 住民発議制度の充実

住民発議制度の運用の実態を踏まえ、すべての合併前の市町村で住民発議が成立した場合に、合併前の市町村の長は合併協議会設置協議の議案を議会に付議する措置を講ずるべきである。なお、合併協議会においては、合併自体の是非も含め、自由かつ幅広い議論がなされることが望まれる。

二 合併前の市町村の区域を単位とする施策

住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスの水準が低下するのではないかという懸念に対処するため、次のような方策が講じられるよう努めるべきである。

① 合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に、有識者等から成る組織等を設置することなどにより、地域の意見を反映させること。

② 支所・出張所の設置や行政サービスのネットワークの活用、合併前の市町村の特別職の活用等、既存制度の運用を多面的に行い、行政サービスの水準等を確保すること。

三 新市町村の振興のための計画（市町村建設計画）の充実

（一）新市町村の振興のための計画は合併後の市町村のソフト・ハード両面にわたるまちづくり全般に関する総合的な方針であり、この計画において合併後の市町村の将来像が住民に明らかにされることが重要であるので、計画の作成に当たっては次のことに配慮すべきである。

① 合併後の市町村や市町村内の各地域が有する自然、歴史、文化等の特性を活かした計画であること。

② 市町村の現状のみならず、将来の見通しなどを織り込んだ地域の展望を示すこと。

③ 合併後に活力の低下が懸念される地域については、その実情に応じ、地域の活性化のための対策を講ずること。

④ 既存の公共施設等の活用やネットワーク化等を図るとともに、住民が日常の行政サービスを身近に受けられるよう努めること。

⑤ 住民が合併の内容や効果等についてよく理解できるように、計画の内容をわかりやすく示したり、親しみやすい愛称を付したりするよう努めること。

（二）合併後の情勢の変化に対応し、計画内容を変更できる措置を講ずるべきである。

四 財政措置の拡充

国は、自主的な市町村の合併を推進するため、合併の障害を除去するとともに、合併後の市町村のまちづくりを支援するなどの観点から、次のような財政措置を講ずることについて具体的に検討すべきである。

① 普通交付税の算定における合併算定替の拡充

② 新市町村の振興のための計画に基づく事業その他旧市町村の振興に係る財政措置の拡充

③ 行政の一体化のために必要となる経費や住民の一体感の醸成等に要する経費に対する財政措置

④ 合併前の市町村の公債費負担格差の縮減等の財政健全化に係る経費に対する財政措置

⑤ 住民の意向調査、合併協議会の運営等の合併準備に係る経費に対する財政措置

⑥ 都道府県の情報提供、助言や合併後の市町村に対する財政支援等に要する経費に対する財政措置

五 都道府県の役割の拡充

（一）都道府県は、情報提供、助言、調整等に一層積極的に取り組むことが期待される。

(二) 都道府県が、広域的な地方公共団体として、それぞれの地域の現状及び将来像を踏まえ、自然、歴史、文化等の条件、各行政分野における市町村の連携、事務事業ごとに望まれる市町村の規模等の視点を考慮し、市町村が合併を検討する際の参考や目安となる合併のパターンや各種の情報等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱(市町村合併のすすめ)を作成し、提示することが有効である。その際、画一的な基準によるのではなく、幅広く意見を聴取しつつ、地域の実情を踏まえることが重要であり、要綱は多様な内容となることが想定される。

(三) 都道府県知事が必要と認めた場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置を勧告し、合併についての検討・協議が幅広く行われるようすべきである。

(四) 新市町村の振興のための計画に基づく都道府県事業や都道府県による補助事業の重点的な実施、都道府県の各種計画における合併後の市町村の位置付けの見直しなどを通じ、合併後の市町村の円滑な行政運営に協力することが期待される。

六 国の役割の拡充

(一) 国は、気運の醸成の取組を更に一層工夫し、充実するとともに、情報の提供等に必要な調査、研究等に努めるべきである。

(二) 国は、都道府県が合併のパターンを作成する際の参考となる事務事業ごとに望まれる市町村の規模、地域の特性や目的による合併の類型、地域における連携を示す視点等の事項のほか、現下及び将来の市町村行政を取り巻く環境、市町村の合併の必要性、メリット・デメリット等の情報、各種制度を活用した効果的な施策、留意すべき事項等を明らかにした指針(ガイドライン)を作成し、地方公共団体等に提示すべきである。

(三) 合併後の市町村の発展に資するため、各種施策における配慮等関係省庁間の連携強化を図るべきである。

七 その他

(一) 市を含む新設合併の場合における人口等の市となるべき要件に関する特例等について検討すべきである。

(二) 市町村議会の議員に関する特例措置等についても検討すべきである。

(三) 住民投票制度については、市町村の存立にかかわる問題に住民の意思をより一層反映させることが適当であるという観点から導入を肯定する意見がある一方、合併についても代表民主制を基本とする地方自治制度との関係で慎重な意見もあることから、制度として導入するとの結論には至らなかった。今後、合併に関する住民投票については、住民投票制度全般の議論も踏まえ、検討すべきである。

三、地方分権推進計画

政府が地方分権推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため作成するとされていた地方分権推進計画が、平成一〇年五月二十九日に閣議決定された。これは、国と地方を対等・協力の関係に転換し、自治体の自主性・自立性を高めるための措置を講じることを政府の意思として明確に示したものであった。

この中で、市町村合併については、地方分権推進委員会の勧告及び地方制度調査会の答申等を踏まえ、行政の広域化の必要性の高まりに対し市町村合併が効果的であると、自主的な市町村の合併を推進するため、行財政措置を講じるとともに必要な法改正を行うこととされた。

○ 地方分権推進計画(抄)

平成一〇年五月二十九日
閣議決定

第六 地方公共団体の行政体制の整備・確立

二 市町村の合併等の推進

交通・情報通信手段の発達、日常生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、行政の広域化の必要性が高まってきている。これについては、

広域行政機構の活用等により一定の成果があげられてきたところであるが、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的であり、このような観点に立ちつつ、次のような措置を講じる。

(二) 市町村の合併の推進

ア 自主的な市町村の合併を推進するため、次のような行財政措置を講じることをし、このため、必要な法改正を行う。

【平成一一年の通常国会に所要の法律案を提出予定】

(ア) 市町村が合併を検討する際の参考や目安となる合併のパターン等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱を都道府県が作成し、周知するよう要請する。

(イ) 都道府県が合併のパターンを作成する際の参考となる事項を明らかにした市町村の合併の推進についての指針を作成し、地方公共団体等に通知する。

(ウ) 都道府県知事が必要と認めた場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置を勧告するよう必要な措置を講じる。

(エ) 合併相談コーナー、広域行政アドバイザー制度等の活用による情報提供、助言、調整等に一層積極的に取り組むとともに、必要な調査研究を行う。また、都道府県に対し、必要な取組を行うよう要請する。

【一部措置済み（平成九年一月合併相談コーナー設置、平成七年九月から広域行政アドバイザー実施、平成一〇年四月二八日付け自治事務次官通知）】

(オ) 合併関係市町村の区域を単位として、既存制度の運用を多面的に行うなど、地域の実情に応じた活性化方策が行われるよう必要な措置を講じる。

(カ) 市町村建設計画の作成に当たり、地域の特性を活かすこと、合併後に活力の低下が懸念される地域の活性化方策を講じること、既存の公共施設等の活用やネットワーク化を図るとともに住民が日常の行政サービスを身近に受けられる努めることなどの点に配慮するよう要請し、必要な情報提供に努める。

(キ) 市町村建設計画に基づく都道府県事業等の重点的な実施、都道府県の種類計画における位置づけの見直し等を通じ、合併市町村の円滑な行政運営に協力するよう要請する。

(ク) 合併算定替の期間の延長、市町村建設計画に基づく事業その他旧市町村の振興、合併市町村の行政の一体化及び住民の一体感の醸成、合併関係市町村の公債費負担格差の縮減等の財政健全化、合併協議会の運営等の合併の準備並びに都道府県による情報提供及び助言や合併市町村に対する財政支援等による経費に対する財政措置を講ずる。

(ケ) 合併市町村の発展に資するため、各種施策における配慮等関係省庁間の連携強化を図る。

(コ) すべての合併関係市町村において住民発議が成立した場合に、合併関係市町村の長は合併協議会設置協議の議案を議会に付議することとする措置を講じる。なお、市町村の合併の特例に関する法律上の合併協議会においては、合併自体の是非も含め、検討・協議されるものであることを明らかにする。

(サ) 市町村議会の議員の在任・定数特例の制度を継続するとともに、合併の際の市町村議会の議員等に係る特別措置を検討する。

(シ) 市町村を含む新設合併の場合における人口等の市となるべき要件に関する特例等について検討する。

イ 昼夜間人口比率等中核市となる要件を見直すとともに、一定の人口規模等（二〇万以上など）を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲するための所要の法制上の措置を講じる。

【平成一一年の通常国会に所要の法律案を提出予定】

四、地方分権一括法

政府は、地方分権推進計画を実施し、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じていくこととし、特に、平成一一年通常国会に所要

の法律案を提出することとした事項について、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」としてとりまとめ、国会に提出することとされた。いわゆる地方分権一括法である。平成一年度の合併特例法の改正は、この地方分権一括法によるものである。

五、市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一〇年）

この平成一年の合併特例法改正に先立って、平成一〇年中にも合併特例法の一部改正が二度にわたり行われている。

ひとつは、都区制度改正に伴う改正である。これは、第二次地方制度調査会答申が特別区の合併検討の必要性を指摘しており、特別区についても、広域的な都市機能の高度化、区域を越える広域的な行政需要への対応、地方分権の推進、行政の効率化等の要請への対応等、市町村合併が要請される理由がそのままではまり、市町村と特別区について異なる考え方を採る理由が乏しく、特別区の自主的な合併を推進することが望ましいと判断されたもので、このことから、合併特例法における特例措置を特別区にも原則適用することとされた。本改正は、都区制度改革に伴う他の法律改正と併せて「地方自治法の一部を改正する法律案」として、平成一〇年三月一〇日に閣議決定。平成一〇年四月三〇日に成立、同年五月八日に公布され、原則として平成一二年四月一日から施行された。

もうひとつは、市制施行にあたっての人口四万特例の導入である。市と町村では、議員や監査委員の定数、社会福祉関係の事務等に関して差異があり、また「格」の向上、イメージアップ等の効果も見込まれるなど、市になることが合併を検討するに当たっての一つの誘引となると考えられていたが、地方分権の受け皿となる市町村の権限強化を図り、市町村合併を推進していく一助とするために、合併が行われる場合に限り、合併後の普通地方公共団体が市となるべき人口に関する要件を四万以上に緩和することとされたのである。この改正は、「市町村の合併の特例に

関する法律案」として平成一〇年二月三日、衆議院地方行政委員会委員会で提出の法律案として全会一致で採決され、四日、本会議で全会一致で採決、一日参議院本会議で審議の上、全会一致で採決され成立した。同法は一八日公布され、即日施行された。

六、市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一一年）

平成一一年の改正は、先述したように「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（以下「地方分権一括法」という。）によるものである。住民発議制度の拡充、市となるべき要件の特例、地域審議会を設置、地方交付税の額の算定の特例の拡充、合併特例債の創設、議員退職年金に関する特例等が盛り込まれた。

地方分権一括法は、基本的に平成一二年（二〇〇〇年）四月一日を施行日としていたが、この合併特例法改正法は即日施行され、当時如何に市町村合併が早急に取り組むべき課題であると認識されていたかが伺えるよう。

この改正以後、国は、「自主的合併」という基本スタンスはそのままに、実態としては、市町村合併を積極的に推進するという姿勢を鮮明にしていくのである。

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係等の施行について

平成一一年七月一六日 自治振第八七号
各都道府県知事あて自治事務次官通知

市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）の改正を含む地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成一一年法律第八七号。以下「地方分権一括法」という。）が本日公布され、合併特例法の改正に関する部分（以下「改正法」という。）については、原則として即日施行されまし

た。また、市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)も本日、それぞれ平成一一年政令第二二四号及び平成一一年自治省令第二六号をもって公布され、即日施行されました。

合併特例法は、一〇年間の時限法として昭和四〇年に制定されましたが、その後昭和五〇年及び昭和六〇年にそれぞれ延長され、さらに平成七年の改正において、その有効期限が平成一七年三月三十一日まで延長されるとともに、自主的な市町村の合併を推進するため、新たに合併協議会の設置の請求に関する制度等の特例措置が定められたところであります。

今回の改正は、地方分権の推進が実行の段階を迎えるなかで、「地方分権推進計画」(平成一〇年五月二九日閣議決定)に基づき、市町村合併をさらに積極的に推進するために、合併後のまちづくりに必要な財政措置として、地方債の特例、地方交付税の額の算定の特例の期間の延長等の措置を講ずるとともに、地域審議会の設置、合併協議会の設置の請求に関する制度の拡充等の措置を定めることとするものであります。

各都道府県におかれては、今回の改正を契機として、市町村合併に関する情報提供、助言、調整等に一層積極的に取り組むとともに、下記の事項に留意の上、改正法、改正令及び改正規則の円滑な施行ができますよう配慮をされ、あわせて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知されるよう要請します。

記

第1 合併協議会の会長の選任に関する事項

合併協議会の会長は、関係市町村の議員又は長その他の職員に加え、学識経験者の中からも選任することができるものとされたこと。(合併特例法第三条第二項)

第2 住民発議制度の拡充に関する事項

1 平成七年の改正によって、新たに合併協議会の設置に関する住民発議制度が設けられたところであるが、制度創設後の運用の実態を踏まえ、この住民発議制度に加えて、すべての合併関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合

には、すべての同一請求関係市町村の長は、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとする制度を新たに創設するものであること。

2 同一請求関係市町村の有権者は、他の同一請求関係市町村の有権者が行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五〇分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、合併協議会の設置を請求することができるものとされたこと。(合併特例法第四条の二第一項)

この場合において、あらかじめ都道府県知事が、請求が同一の内容であることの確認を行うことなど、次の通り合併協議会の設置の請求までの手続が定められたこと。(合併特例法第四条の二第二項並びに市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条の二から第一条の四まで)

(1) 合併協議会設置請求書の作成に関する事項(令第一条の一)

合併特例法第四条の二第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする同一請求代表者は、同一請求関係市町村の名称及び請求の内容(一、〇〇〇字以内)並びにこれらが他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係市町村の名称及び請求の内容と同一である旨その他必要な事項を記載した合併協議会設置請求書を作成しなければならないものとされたこと。

(2) 請求が同一の内容であることの確認に関する事項(令第一条の三)

①すべての同一請求代表者は、すべての同一請求関係市町村に係る合併協議会設置請求書を添え、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、すべての同一請求代表者が連署した一の文書をもって請求が同一の内容であることの確認を申請しなければならないものとされたこと。(令第一条の三第一項)

②①の申請があったときは、当該都道府県知事は、当該申請に係るすべての合併協議会設置請求書に記載された同一請求関係市町村の名称及び請求の内容が同一であることの確認をしたときは、すべての合併協議会設置請求書に、すべての合併協議会の設置の請求が同一の内容であることの確認をした旨を記載し、かつ、記名押印して、それぞれの同一請求代表者に対し、これを返付しなければならない

いものとされたこと。(令第一条の第三第二項)

③②の場合において、同一請求代表者に対し合併協議会設置請求書を返付した同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、直ちに合併協議会設置請求書を返付した旨及びその年月日を当該同一請求代表者の属する同一請求関係市町村の長に通知しなければならないものとされたこと。(令第一条の第三第三項)

(3) 同一請求代表者証明書の交付(令第一条の四)

①同一請求代表者は、合併協議会設置請求書の返付を受けた日から七日以内に、当該合併協議会設置請求書を添え、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、文書をもって同一請求代表者証明書の交付を申請しなければならないものとされたこと。(令第一条の四第一項)

②①の申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないものとされたこと。(令第一条の四第二項)

③同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から②の通知を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならないものとされたこと。(令第一条の四第三項)

④同一請求関係市町村の長は、③の通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを通知しなければならないものとされたこと。(令第一条の四第四項)

(4) その他の手続に関する事項

その他の署名の収集の方法、署名簿の提出、署名及び押印の取消し、合併協議会設置の請求、請求の却下及び補正等に関する事項については、平成七年の改正によって設けられた住民発議制度に係る手続に準ずるものとされたこと。(令第二条から第九条まで)

(5) 住民発議制度に関する様式

今回新たに創設された住民発議制度に関する様式については、新たに第一号の二様式(合併協議会設置請求書(市町村の合併の特例に関する法律施行令第一条の二関係)及び第二号の二様式(同一請求代表者証明書を定める)とともに、平成七年の改正によって設けられた住民発議制度で用いられる第三号様式から第七号までの様式に所要の改正を行うものとされたこと。(市町村の合併に関する法律施行規則)

3 合併特例法第四条の二第一項の規定による合併協議会設置の請求があった同一請求関係市町村の長は、直ちに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを通知しなければならないものとし、すべての同一請求関係市町村の長から請求があった旨の通知を受けた都道府県知事が、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知したときは、当該同一請求関係市町村の長は、六〇日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。(合併特例法第四条の二第三項から第六項まで)

4 すべての同一請求関係市町村において、議会の議決を経た場合には、すべての同一請求関係市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(合併特例法第四条の二第一〇項)

5 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における手続については、すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属する場合の手続に関する規定を読み替えて適用するものとされたこと。この場合においては、同一請求関係市町村を包括するいずれか一の都道府県の知事が、請求が同一の内容であることの確認を行うものとし、この都道府県知事と当該都道府県の区域に属さない同一請求関係市町村との間の通知又は報告については、それぞれの同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事を経由して行わなければならないものとされたこと。(合併特例法第四条の二第二項及び令第九条の二から第九条の四まで)

第3 市町村建設計画に関する事項

合併市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議し、議会の議決を経て市町村建

設計画を変更することができることとし、当該合併市町村に第五の地域審議会が置かれている場合においては、当該合併市町村の長は、あらかじめ、その意見を聴かなければならないものとされたこと。(合併特例法第五第六項から第八項まで)

第4 市となるべき要件の特例に関する事項

1 市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、平成一七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併により設置されるべき普通地方公共団体が地方自治法第二条に規定する市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であっても、その要件を備えているものとみなすものとされたこと。(合併特例法第五条の三) 2 また、合併特例法第五条の二の規定と要件が重なる場合については、合併特例法第五条の三の規定が優先して適用されるものであること。(合併特例法第五条の二第一号)

3 従来、人口が少ない市等を含んだ新設合併において、合併後市となる要件を満たさない場合があり、それが合併推進の障害となっていたが、今回の改正は、平成一〇年法律第一四五号による合併特例法第五条の二(いわゆる四万市特例)の追加とあいまって、このような障害を除去するものであるもので、人口の少ない市においては、これらの特例の積極的な活用が期待されるものであること。

第5 地域審議会に関する事項

1 地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくために、創設されたものであること。

2 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に關し合併市町村の長の諮問に應じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができるものとされたこと。この場合、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会

の組織及び運営に關し必要な事項についても、同様の協議により定めるものとされたこと。(合併特例法第五条の四第一項及び第二項)

3 2の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならないとされたこと。また、合併市町村は、2の後段の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないものとされたこと。(合併特例法第五条の二第三項及び第四項)

4 以上のほか、地域審議会の設置に關しては、次の事項に留意されたいこと。
(1) 地域審議会が、どのような任務を持つかについては、地域の実情に應じて、それぞれ判断されるべきものであるが、一般的には次のような事項が想定されること。

① 合併市町村の長の諮問に應じて意見を述べること

(例)

・ 市町村建設計画の変更(合併特例法第五条第八項関係)

・ 市町村建設計画の執行状況(定期的なもの)

・ 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用(合併特例法第一条の二第一項第三号関係)

・ 基本構想・各種計画の策定・変更

② 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

(例)

・ 市町村建設計画の執行状況(随時的なもの)

・ 公共施設の設置・管理運営

・ 福祉・廃棄物処理・消防等の対人的施策の実施状況

(2) 地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、すべての市町村に置かなければならないものではなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域について置かなければならないものでもないこと。

(3) 地域審議会の設置は、従来一体性があつた合併関係市町村の区域を単位と

するものであり、二つの合併関係市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことや一つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできないものであること。ただし、広報公聴等の単位などとして、別途合併市町村が地方自治法に基づき、条例により附属機関を設置することを妨げるものではないこと。

(4) 地域審議会を設置期間に関しては、地域審議会が市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議により定められる一定の期間に限られるものであること。また、合併後に設置期間の変更を行うことは一般的には適切ではないものであること。

第6 議会の議員の定数の特例に関する事項

1 地方分権一括法において、議会の議員の定数に関する規定が改正され、議員定数は条例で定めるものとされたことに伴い、所要の規定の改正が行われたこと。

(合併特例法第六条第一項及び第四項)

2 議員定数は地方議会の基本をなすものであり、地方公共団体の設置に当っては当該地方公共団体の基本的な構成要素として地方自治法九一条の規定による定数(以下「九一条定数」という。)を定めることが適切であることから、新設合併においては設置関係市町村の協議により、編入合併においては合併市町村の条例により、九一条定数を定めることが必要であり、定数特例を適用する場合においても、それぞれ九一条定数を定めなければならないものであること。

3 経過措置

(1) 合併特例法第六条第一項の規定は、平成一五年一月一日以後に新たに設置される合併市町村の議会の議員について適用し、同日前に新たに設置される合併市町村(2)の場合を除く。)の議会の議員の定数については、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例によるものとされたこと。

(地方分権一括法附則第一五七条第一項)

(2) 平成一五年一月一日前に新たに設置される合併市町村であって同日以後に当該合併市町村の設置による議会の議員の一般選挙の期日が告示されるものの議会の議員の定数については、当該一般選挙の告示の日後初めてその期日を告示さ

れる一般選挙までの間、なお従前の例によるものとされたこと。(地方分権一括法附則第一五七条第二項)

(3) 合併特例法第六条第一項の規定による平成一五年一月一日以後に新たに設置される合併市町村の議会の議員の定数については、合併関係市町村は、同日以前においても同項の協議を行い、新たに設置される合併市町村の議会の議員の定数を定め、合併特例法第六条第八項の告示をすることができるものとされたこと。

(地方分権一括法附則第一五七条第三項)

第7 議会の議員の退職年金の特例に関する事項

市町村の合併の日の前日において合併関係市町村の議会の議員であった者のうち、当該市町村の合併がなかったものとしたならば地方議会議員の退職年金の在職期間の要件を満たすことになる者については、当該要件を満たしているものとみなし、その者の在職期間に応じた年金額を支給するものとされたこと。(合併特例法第七条の二)

なお、この特例は、地方分権一括法の公布の日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例によるものとされたこと。(地方分権一括法附則第一五七条第四項)

第8 農業委員会の委員の任期等の特例に関する事項

地方分権一括法において、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の規定の改正が行われたこと。(合併特例法第八条)

第9 地方交付税の額の算定の特例に関する事項

合併市町村に交付すべき地方交付税の額について、合併関係市町村がなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定する期間を、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く一〇年度に延長し、その後五年度は増加額を段階的に縮減するとされたこと。

なお、この特例は、平成一一年四月一日以後に行われた市町村の合併について適用するものとし、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の特例を適用するものとしたうえ、所要の経過措置が定められたこと。(地方分権一括法附則第一五七条第五項、改正令附則第二項)

第10 地方債の特例に関する事項

1 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く一〇年度に限り、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるとされたこと。(合併特例法第一一条の二第二項)

(1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

(2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

(3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために設けられる基金の積立て

2 1の経費の財源に充てるために起こした地方債で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入するものとされたこと。(合併特例法第二一条の二第二項)

3 1及び2の特例は、平成一年四月一日以後に行われた市町村の合併について適用するものとされたこと。(地方分権一括法附則第一五七条第六項)

第11 国、都道府県等の協力等に関する事項

1 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(合併特例法第一六条第一項)

なお、本項に基づき、近日中に「市町村の合併の推進についての指針」をお示しすることとしており、各都道府県におかれても、合併のパターン等と内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を作成・周知するようお願いしたいこと。

2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないものとされたこと。(合併特例法第一六条第二項)

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされたこと。(合併特例法第一六条第三項)

4 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとされたこと。(合併特例法第一六条第六項)

第12 合併協議会の設置の勧告に関する事項

都道府県知事は、関係のある市町村に対し、合併協議会の設置を勧告しようとするときは、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならず、勧告したときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと。(合併特例法第一六条の二)

第13 特別区の特例に関する事項

1 改正法中市に関する規定は、原則として特別区にも適用されるものであること。

2 ただし、地方交付税に関する特例(合併特例法第二一条の二第二項)は、特別区に適用しないものとされたこと。(合併特例法第一七条)

第14 罰則に関する事項

1 今回の改正により住民発議制度が拡充されたことにあわせ、地方自治法の規定を準用していた罰則に関する規定を合併特例法に書き下ろして規定することとされたこと。(合併特例法第一八条及び第一九条)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと。(地方分権一括法附則第一六三条)

第15 施行期日に関する事項

改正法、改正令及び改正規則は、いずれも公布の日から施行されるものであること。

ただし、第6の3(3)(市町村の新設合併に当たつての議員定数についての協議、告示等の準備行為ができる旨の経過措置)、第8(農業委員会の委員の任期等の特例に関する事項)及び第13の2(地方交付税に関する特例を特別区については

適用除外とすること)については、平成二二年四月一日から、第6(議会の議員の定数の特例に関する事項。ただし3(3)を除く。)及び第13の1(特別区の特例に関する事項。ただし議員の定数の特例に係る部分に限る。)については、平成一五年一月一日から施行されるものであること。(地方分権一括法附則第一条、改正令附則第一条、改正規則附則)

第16 その他の事項

- 1 本通知については、貴都道府県の選挙管理委員会に連絡するとともに、貴都道府県内の市区町村を通じ、当該市区町村の選挙管理委員会に対しても連絡が行き届くよう配慮願いたいこと。
- 2 今回の合併特例法の改正内容及び改正の趣旨については、各種広報媒体を活用して、住民等へ周知願いたいこと。

七、市町村合併研究会

地方分権推進計画においては、市町村合併推進のための指針の作成、合併に関する様々な情報提供といった取組みを進めることについて明示されていたが、この取組みの参考とするため、平成一〇年八月、時の自治省行政局長の私的研究会として「市町村合併研究会」が設置された。この研究会は、地方団体職員、学識経験者や経済団体の代表で構成された。この時、合併パターン作成の先進的取組みを行っていた本県からも、上村市町村課長が委員として参画した。実務上の意見交換については、市町村課分権合併担当の小嶋課長補佐が行った。

この研究会では、市町村合併推進のための指針に盛り込むために、①事務事業ごとに望まれる市町村の規模、②地域の特性、合併の目的による合併の類型、③市町村間の連携の類型、④市町村行政の現状及び将来展望に係る情報、⑤合併の必要性、メリット・デメリット、⑥合併前後の効果的な施策、⑦留意すべき事項などについて調査研究を行うことを目的とした。この研究会は計八回に亘って開催され、平成一一年五月に

報告書を取りまとめている。

この報告書のポイントは以下の点である。

(一) 市町村合併推進の必要性

①市町村行政の広域的対応等の必要性、②地方分権の推進、③少子・高齢化の進展、④国・地方における財政状況等、市町村行政の現状・将来の見通しを踏まえ、主に、「住民の生活圏の拡がりに対応したまちづくりの必要性」「市町村行政サービスのレベルの維持、向上」の二点の理由から、市町村合併の推進はもはや猶予の許されない緊急の課題と指摘。すべての地域において市町村合併を議論し、推進することが必要とした。

(二) 市町村合併の一般的な効果について提示した。

①地域づくり・まちづくり・広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、地域のイメージアップ等

②住民サービスの維持、向上・住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を維持しつつ、より安定的なサービスを供給

③行政の効率化・行政経費の節約により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になる。

(三) 市町村合併と地域社会との関係

合併により市町村の規模が拡大することとなった場合においても、住民が帰属意識を有する地域社会を形成・維持することは可能で、地域社会のあり方と市町村のあり方が見直されることにより、市町村合併の議論の幅が広がるとし、今後の市町村合併においては、合併後の市町村の一体性のみならず、地域社会のまとまりも重視しながら、個性豊かな地域社会の創造に配慮すべきとした。

(四) 市町村合併の類型

①合併を通じて実現すべき目標、②地方公共団体の規模、能力に応じた組織及び権能の差、③市町村の結びつき、等の要素を勘案し、合併後の人口規模別に五つの類型を提示した。

(五) 都道府県に「要綱」の作成を要請

① 「要綱」は、都道府県の全区域を見渡した上で、具体的な合併の枠組みを示すとともに、分かり易く地図上に示したパターンを中心的な内容とするものとした。

② 合併特例法の期限（平成一七年三月）を考慮して、都道府県は早急に対応し、遅くとも平成一二年年度中には要綱を作成することが必要であるとした。

八、市町村の合併の推進についての指針

平成一一年の合併特例法改正法の成立とほぼ時を同じくして、自治省は、市町村の合併の推進に関する総合的な取組みの充実のため、平成一一年七月一二日、省内に自治事務次官を本部長とする「市町村合併推進本部」を設置した。この推進本部においては、「市町村合併推進についての指針」の作成及び決定、市町村合併の気運の醸成・PR、都道府県による「市町村合併の推進についての要綱」の作成支援及びフォローアップ等が、当面の取組事項とされた。

そして、同年八月、自治省は「市町村合併の推進についての指針」（いわゆる「一次指針」）を都道府県に対して示し、合併のパターン等と内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を都道府県が平成一二年中に策定するよう要請した。併せて、市町村合併推進のための地方財政措置の拡充についても示している。

この指針で要請された、各都道府県の要綱の策定、合併パターンの提示が、全国各地での「平成の大合併」の検討の端緒となったと言えよう。

○市町村の合併の推進についての指針の策定について

平成一二年八月六日 自治振第九五号

各都道府県知事宛 自治事務次官通知

二一世紀の到来を目前に控え、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢は大きく変化しています。こうした中であって、基礎的公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村は、その行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村合併の推進が大きな課題となっています。

このため、国においては、先般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成一一年法律第八七号）により「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）を改正し、一部の規定を除いて公布の日から即日施行した（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係）等の施行について」（平成一一年七月一六日自治振第八七号各都道府県知事あて自治事務次官通知）参照）ほか、各般の行財政措置を講じ、市町村合併を一層推進することとしています。

市町村合併は、もとより市町村の主體的な取組の下に進められるものです。同時に、その円滑な推進に当たり、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の果たす役割が重要であります。そこで、平成一一年の改正後の合併特例法第一六条第一項の規定を踏まえ、別添のとおり「市町村の合併の推進についての指針」を策定し、お示しすることといたしました。各都道府県におかれては、この指針を参酌して、市町村の合併の検討の際の参考や目安となる合併のパターン等と内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」を策定し、これに基づき、市町村の合併に向けた取組について積極的な支援に努められるよう要請します。

なお、この趣旨及び別添の指針について、貴都道府県内の市町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

(別添)

市町村の合併の推進についての指針

平成二一年八月六日

自治省

第一 市町村合併の推進に当たつての基本的考え方

一 市町村合併を推進するための方策

市町村合併は、市町村のあり方に関わる重大な問題であることから、市町村の主体的な取組が必要である。同時に、都道府県は、市町村を包括する広域の普通地方公共団体として、市町村合併を自らの問題と捉え、積極的に働きかけ、市町村の取組を促すことが期待されるが、これらの都道府県の支援等は、第二に掲げる「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）を定めて行うことが適切である。その際、都道府県は、市町村が合併を検討する際の参考や目安となるものとして、市町村合併のパターンを作成することとすることが重要である。

市町村及び都道府県は、平成二一年の「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）の改正後も平成一七年三月三十一日までの期限は延長されていないことに十分留意し、早急に対応することが求められる。したがって、都道府県が、平成一二年中のできるだけ早い時期に要綱を策定し、全国的な取組を一定の期間内に推進することによって、合併の気運の醸成が図られることが望まれる。

二 市町村合併と地域社会との関係

市町村合併には、総合的な地域づくり・まちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政の運営の効率化と基盤の強化など、多くの効果が期待されるが、他面で市町村と地域社会との関係について、市町村合併をすれば『住民の顔が見えるぬくもりのある行政』が展開されにくくなるのではないかと懸念も聞かれるところである。しかしながら、合併により市町村の規模が拡大する場合には、行政が地域に密着した問題を住民の参加や住民との共働の下に解決していくための仕組みを作りあげていくこと等により、住民の帰属意識に基づく地域社会を形成・維持することができるとある。また、市町村の規模の拡大により、行政との距離が遠くなるとの懸念についても、支所、出張所

の設置、地域審議会の活用、公共施設等のネットワークの活用など、地域社会の振興に配慮した様々な施策を展開していくことにより克服することができるのである。なお、合併特例法において、市町村議会議員の選挙区を暫定的に設定することができることとされているほか、公職選挙法においても、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができることとされていることにも留意を要する。

今後の市町村合併においては、合併後の市町村の一体性のみならず、市町村内の各地域のまとまりも重視しながら、社会経済情勢の変化を踏まえた地域社会の振興のための施策を展開し、個性豊かな地域社会の創造を目指すことが重要である。

三 市町村合併と広域行政との関係

市町村行政の広域化の要請に対処して、一部事務組合や広域連合などのような市町村の枠組の変更を伴わない広域行政に関する諸制度を活用した特定分野における事務の共同処理が既に幅広く行われ、一定の成果もあがっているところであるが、ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられる。したがって、人材を確保し、かつ、地域の課題を総合的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことがより効果的である。

もっとも、広域にわたる行政課題に緊急に対応する必要がある場合には、広域行政制度が活用されることも想定されるが、このような場合において、広域行政の実績を積み重ねることにより、結果的に地域の一体感がさらに醸成され、将来市町村合併を検討するにふさわしい状況がづくりだされ、進んで市町村の合併が検討されることが期待される。

第二 「市町村の合併の推進についての要綱」に関する事項

一 要綱の構成

(一) 要綱には、自主的な市町村合併が円滑に推進されるよう、以下に掲げる事項について盛り込むことが適当である。

ア 市町村の地域の現況と今後の展望(二) 参照)

イ 市町村の行財政の現況と今後の見通し(三) 参照)

ウ 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処(四) 参照)

エ 市町村の合併のパターン(二参照)

オ 市町村合併に関する都道府県及び市町村の取組(第三の二参照)

(二) 市町村の地域の現況と今後の展望(一)のイ)

① 市町村の地域の現況については、地理的条件や産業構造の状況等の地域的な特性を踏まえたものとする。

② 市町村の地域の今後の展望については、人口の推移や少子・高齢化の進展、これらに伴う地域の変化、集落の推移等の見通しを示すものとする。

(三) 市町村の行財政の現況と今後の見通し(一)のイ)

① 行政課題への対応、特に、高齢者福祉、教育、廃棄物処理などの住民の生活に密接に関連する課題への対応についての今後の見通しを考慮する際には、これらに係るサービスの一層の充実と安定化が求められ、高度で専門的な能力を有する職員の確保等が必要とされることに配慮するものとする。

② 財政の現状を踏まえ、より効率的な行財政運営が求められることも勘案して今後を見通すものとする。

(四) 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処(一)のウ)

① 市町村合併の効果については、別紙一の「市町村合併の一般的な効果」が参考になるものである。また、個々の市町村の置かれている状況によって、それぞれ合併により目指すべき目標も異なることから、市町村ごとに合併の必要性が理解できるように配慮するものとする。

② 合併に際して懸念される事項への対処方策として、合併特例法に規定する施策その他の様々な方策等の活用が考えられる。

二 市町村の合併のパターン(一)の(一)のイ)

(一) 作成主体

市町村の合併のパターンは、地域の実情を熟知している広域的な地方公共団体である都道府県が作成するものとする。

なお、学識経験者等(研究者、地域の住民や団体の代表、市町村の代表等)で構成される研究会や外部の機関等に委託して検討することも考えられる。

(二) パターンの内容

① 合併対象地域についての具体的な検討が容易となるよう、合併することが適当と考えられるような市町村の組合せを分かりやすく、地図上に示すものとする。

② 都道府県内のすべての市町村を視野に入れて、将来の市町村の区域を検討するとともに、今後の地域全体の発展を展望して作成するものとする。

③ ①の場合、一通りの組合せを示すことが分かりやすいが、市町村の結びつきに関する要素(三)の③参照)等を勘案し、複数の組合せを示すことも考えられる。

④ パターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うものとする。

(三) 作成に当たったの留意事項

市町村の合併のパターンの作成に当たっては、行政サービスの質・量に最も関係の深い人口規模のほか、次の事項についても留意するものとする。

なお、一律の基準により市町村の適正規模を示すことは困難であるが、合併後の人口規模と地域の特性を組み合わせた類型としては、別紙二の「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」が参考となるものである。

① 合併を通じて実現すべき目標

市町村の合併を通じて実現すべき目標としては、以下の諸点が挙げられる。

- ア 基礎的地方公共団体としての基幹的サービスの充実
 - ・ 保健、福祉、医療、公的介護制度に関する施策の展開
 - ・ 生活環境関連施策の展開
 - ・ 学校教育(義務教育)の実施
- など

イ 地域における施策の一体的展開

・ 一体的な都市計画の策定及び都市施設の一体的展開

・ 地域振興施策・産業振興施策の展開

・ 国土・環境保全施策の展開

ウ 効率的な行政の運営

・ 管理的な部門の統廃合による行政全体の効率化

・ 事務の処理又は事業の遂行における規模の利益

・ 公共施設等の効率的な配置

② 地方公共団体の規模、能力に応じた組織及び権能の差

人口等の一定の要件の充足を条件として、法令において規定された一定の権

限等を使用することとなる地方公共団体として、地方自治法上、指定都市、中

核市、特例市（平成一二年四月一日から施行）及び市の制度が設けられている

ことに留意するものとする。

③ 市町村の結びつき

ア 地域の実情に応じて次のような様々な市町村の結びつきを活用するものと

する。

・ 住民の日常生活圏（通勤通学圏、商圏等）

・ 市町村行政相互の連携（事務の共同処理等（消防、廃棄物処理等））

・ 国・都道府県行政の地域のまとまり（各種圏域）

・ 行政機関の效果的・効率的な配置

・ 総合的広域行政（広域市町村圏等）

・ 各種計画上の位置づけ

・ 郡の区域

・ 自然的・地理的条件（河川の流域等）

・ 歴史的・文化的条件

・ 市町村や住民の意識（帰属意識、連帯意識）

イ 市町村においては、住民の連帯意識が重要な要素と考えられることから、「歴史的・文化的条件」や「市町村や住民の意識」のような主観的要素につい

ても十分勘案するものとする。

④ 面積についての考え方

面積については、市町村のあり方を考えるうえで人口規模と同様には考え難

いが、次のような条件の地域においては、十分に考慮することが適当である。

ア 大都市圏又は地方の平野部の面積が小さな市町村

大都市圏又は地方の平野部には、一定の人口を有するが面積の狭小な市町村

も存在している。こうした地域では、既に、市町村、場合によっては都府県の

区域を越える通勤、通学等が一般的に行われていることなど、日常生活圏

と行政区域が著しく乖離している。また、区域が狭いため、まちづくりの展開

にも限界がある。このような地域では、合併の効果が大きいのと期待される。

イ 中山間地域など人口密度が低い地域

人口密度が低い中山間地域などにおいては、合併により面積が広大になり、

市町村としての一体性が十分に確保できなかったり、合併による効率性が十分

に発揮できない場合も想定される。このような地域においては、総面積だけで

なく、例えば可住地面積、集落の配置などにも留意して検討することが考えら

れる。

⑤ 合併への制約が大きい地域

地理的条件等市町村の状況によっては、合併について数多くの制約がある地

域もみられることに留意を要する。これらの地域は、合併したとしても、住民

の連帯意識が育まねず、行政サービスの維持向上や行政の効率化があまり期待

できないと思われる。例えば、外海離島や山間奥地の町村がこれに該当しうる。

しかしながら、こうした地域についても、交通条件の改善や今後の情報通信手

段の発達、ネットワークの整備なども考慮して合併の可能性の検討を行い、そ

のうえで合併の適否を判断することが適当である。

三 市町村、住民等への要綱の説明等

（一）都道府県は、要綱の作成に当たり、地域における幅広い意見を踏まえる

とともに、作成後は、それぞれの市町村において合併についての主体的な検討

や関係市町村との検討・研究が行われるよう、要綱の内容について市町村に十

分説明するなどの確な情報提供を行ったうえで、市町村合併についての要請や支援を行うことが重要である。

(二) (一)と併せて、議会、住民、マスコミ等に要綱を公表して、その内容を関連情報とともに分かりやすく説明し、合併の気運の醸成を図ることが期待される。

第三 市町村などに対する支援に関する事項

一 国による市町村合併の推進のための支援策

平成一一年の合併特例法の改正により、「国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」(第一六条第二項)と規定されたことなどを踏まえ、国においては、市町村合併の推進のために次のような支援策を講ずることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。

(一) 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図る。

(二) 地方財政措置

地方財政措置としては、合併特例法で規定されているもの(以下の①から③まで)のほか、④から⑥までの措置を講ずる。

① 普通交付税の算定の特例(合併算定替)の期間の延長

合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定する期間を、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く一〇年度に延長し、その後の五年度で当該算定による増額を段階的に縮減することとした。

② 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う以下に掲げる事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、地

方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く一〇年度に限り、地方債をその財源とすることができるとし、当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部については、普通交付税により措置することとした(本地方債のことを、以下「合併特例債」という)。

ア 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するため行う公共的施設の整備事業

イ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するため行う公共的施設の統合整備事業

なお、合併後の市町村のまちづくりを推進するために都道府県が実施する市町村建設計画に掲げられた合併に伴い臨時的に必要となる地方単独事業については、引き続き、地域総合整備事業債の対象とする。

③ 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を財源とすることができることとした。

④ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

従来 of 合併補正を再構成し、主として以下に掲げるような経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる(なお、投資的経費については、②の合併特例債により措置)。

ア 行政の一体化(基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)

イ 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)

⑤ 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村の合併の障害となること認められる場合には、全国平均起債制限比率(最も低い合併関係市町村の起債制限比率が全国平均起債制限比率を上回る場合は、当該市町村の起債制限比

率とする。以下同じ。)と全国平均起債制限比率を超える合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する利子相当分について、特別交付税措置を講じる予定である。

⑥ 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について、特別交付税措置を講じる予定である。

以上のほか、市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置及び都道府県の行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対する普通交付税措置を引き続き講じる。

(三) 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の推進に当たっては、住民も含めた世論の喚起が重要であることから、国においては、市町村合併の意義や必要性、メリット及び平成十一年の改正後の合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議等について、積極的に情報提供を行うものとする。

二 都道府県による市町村合併に対する支援(第二の一の(一)の才)

都道府県は、地域の実情も踏まえ、関係部局等の連携体制の確立を図りつつ、以下のような各種の支援を積極的に行うことが期待される。

(一) 市町村建設計画を達成するための事業の実施

市町村建設計画に掲げられた都道府県事業を重点的に実施するとともに、合併に伴う特別な補助金の交付又は補助金の優先採択など市町村事業に対する財政的な支援を行う。

(二) 圏域設定の見直し

都道府県の総合計画をはじめとする各種計画等において、圏域の設定を見直す。

(三) 都道府県の出先機関の所管区域の見直し

合併後の市制施行に伴う福祉事務所の設置や中核市への移行に伴う保健所の設置などにより、合併後の市以外の地域における都道府県の機関の設置が非効率になる場合には、都道府県から当該市への事務の委託も検討する。

(四) あらゆる行政分野における支援

補助金など財政面について配慮することはもとより、あらゆる行政分野において、市町村合併が円滑に推進されるよう配慮する。

(五) 市への権限委譲

一定の人口規模を有する市に権限をまとめて委譲することが合併の促進に資すると考えられることから、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成二十一年法律第八七号)において改正された地方自治法第二五条の二の二七に基づき条例による事務処理の特例制度を積極的に活用する。

(別紙一)

【市町村合併の一般的な効果】

市町村合併の効果としては、次のようなことが挙げられる。

一 地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。

【例】

・ 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。

・ 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

・ より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

二 住民サービスの維持、向上

住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。

【例】

・従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

・医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。

・小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

三 行財政の運営の効率化と基盤の強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。

〔例〕

・総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。

・三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。

・事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるといふ規模の利益が働く。

・広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

(別紙二)

【合併後の人口規模等に着眼した市町村合併の類型】

一 人口五〇万人超

(一) 想定される典型的な地域

・複数の地方中核都市が隣接している場合

・大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合

(二) 合併を通じて実現すべき目標

・経済圏の確立

・高次都市機能の集積

・大都市圏における一極集中の是正

・指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ

(三) 人口規模と関連する事項

・指定都市

二 人口三〇万人・二〇万人程度

(一) 想定される典型的な地域

・地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合

・大都市圏において、市街地が連たんした複数の小面積の市が隣接している場合

合

(二) 合併を通じて実現すべき目標

・都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など

・中核的都市機能の整備

・急激な人口増加への広域的な対応

・都道府県全体の発展の中核となる都市の育成

・中核市・特例市への移行によるイメージアップ

(三) 人口規模と関連する事項

・中核市(三〇万人以上)

・特例市(二〇万人以上)

・一般廃棄物処理(効率的なサーマルサイクルが可能な)三〇〇t/日規模

・老人保健福祉圏域(平均三六万人)

・二次医療圏(平均三五万人)

・広域市町村圏の実態(平均二二万人)

三 人口一〇万人前後

- (一) 想定される典型的な地域
- ・ 地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合

・ 大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合

(二) 合併を通じて実現すべき目標

- ・ 高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供

・ 県下第二、第三の都市の育成による県全体の均衡ある発展

(三) 人口規模と関連する事項

・ 広域市町村圏の設定基準（概ね一〇万人以上）

・ 消防の体制整備（二〇万人程度）

・ 高等学校の設置（二〇万人以上の市）

・ 一般廃棄物処理（焼却）（二〇〇t）日規模の施設を目安（七、九万人）

・ 女性に関する施策を専ら担当する組織（課相当）の設置（二〇万人程度）

四 人口五万人前後

(一) 想定される典型的な地域

・ 地方圏において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合

(二) 合併を通じて実現すべき目標

・ 福祉施策等の充実（福祉事務所の設置等）

・ グレードの高い公共施設の整備

・ 計画的な都市化による圏域全体の発展

・ 市制施行

(三) 人口規模と関連する事項

・ 市制施行の要件（五万人（合併特例四万人）（福祉事務所の設置等）

・ 市町村障害者社会参加促進事業の単位（厚生省関係障害者プランの推進方針について）（平成八年一月一五日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

参照）

・ 特別養護老人ホーム二か所、デイ・サービス七か所、ホームヘルパー七〇人弱

・ 環境政策一般部門の専任組織（課相当）の設置（三万人程度）

五 人口一万人～二万人程度

(一) 想定される典型的な地域

・ 中山間地域等において、地理的条件や文化的条件によるまとまりなど、複数の町村が隣接している場合

・ 離島が、複数の市町村により構成されている場合

(二) 合併を通じて実現すべき目標

・ 適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供

(三) 人口規模と関連する事項

・ 町村合併促進法（昭和二八年）における標準（最低）規模（概ね八、〇〇〇人）

・ 中学校の設置（標準法による基準での最小：二三、二〇〇人程度で二校）

（一学校当たりの生徒数を四八〇人（二学級当たり生徒数四〇人×一二学級）とする等の仮定を置いた場合（自治省試算））

・ デイ・サービス/デイ・ケアの設置（新G P 一・七万か所・七、三〇〇人程度にか所）

・ 在宅介護支援センターの設置（新G P 一万か所・二、五〇〇人程度にか所）

・ 特別養護老人ホームの整備（最小規模五〇床を基準（なお、大都市、過疎地

等では例外的に三〇床）・二万人程度）

・ 二人ではデイ・サービス三か所、ホームヘルパー三〇人弱

・ 建築技師の設置（一人程度）

※新G P 一・新・高齢者保健福祉推進一〇か年戦略（新ゴールド・プラン）

なお、上述の（三）をみれば、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「五 人口一万人

～二万人程度」という類型の規模は期待される。

○市町村合併の推進のための地方財政措置の拡充について

平成一一年八月一九日自治振第一〇〇号・自治財第三〇号
各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長・財政局財政課長通知

先般自治省において策定した「市町村の合併の推進についての指針」（「市町村の合併の推進についての指針の策定について」（平成一一年八月六日自治振第九五号各都道府県知事あて自治事務次官通知）参照）においてお示した市町村合併推進のための地方財政措置について、別添のとおり、具体的内容にとりまとめましたのでお知らせします。

また、この旨を貴都道府県内の市町村に対しても通知されるとともに、その趣旨の徹底をお願いします。

一 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長

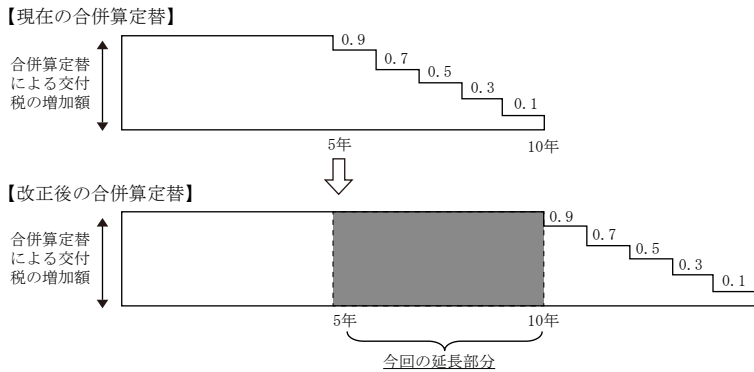
合併後の市町村に交付すべき普通交付税について、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定する期間を、合併年度及びこれに続く五年度から、合併年度及びこれに続く一〇年度に延長するとともに、その後の五年度について従前と同様の激変緩和措置（段階的な縮減措置）を講じる（別図参照）。

この措置は、平成一一年度以降の市町村の合併から適用するものとし、平成二年度から平成一〇年度までに行われた市町村の合併については、激変緩和措置に係る期間を延長する経過措置を講じるものとしている。

二 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、合併年度及びこれに続く一〇年度に限り、地方財政法第五条各号

別図 合併算定替の期間の延長



に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるとし、当該地方債の元利償還金の一部について、普通交付税措置を行うものとする。（本地方債のことを、以下「合併特例債」という。）

（一）対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を起すことができるものとする。

- ① 合併後の市町村の一体的な速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
- ・ 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設

整備（例：旧市町村間の道路、橋りょう、トンネル等の整備）

・ 合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備（例：住民が集う運動公園等の整備）

② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

・ 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備

(例…介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)

・同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備(例…ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る)

③ 合併後の市町村の建設を総合的・効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業・類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

(二) 標準全体事業費

(一) について、①から③までの事業に係る標準的な全体の事業費(以下「標準全体事業費」という。)を設定し、その事業量の目安とする。

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口(合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口)および合併関係市町村数の多寡に応じ、算出する。

(三) 充当率及び普通交付税措置

充当率は対象事業費のおおむね九五%とし、その元利償還金の七〇%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。

三 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(合併特例債)

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度およびこれに続く一〇年度に限り、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をその財源とすることができるものとする。

(一) 基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等(当該区域において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。)のために設ける基金(以下「合併市町村振興基金」という。)に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起す

ことができるものとする。

・新市町村の一体感の醸成に資するもの(例…イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)

・旧市町村単位の地域の振興(旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。)(例…地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等)

(二) 標準基金規模

(一)の合併市町村振興基金の標準的な規模(標準基金規模)を設定し、基金積立額の目安とする。

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、算出する。

ただし、合併市町村振興基金の積立てに際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね五割増まで積立てを行うことができるものとするが、いずれの場合においても、四〇億円を合併市町村振興基金の上限とする。

(三) 充当率及び普通交付税措置

充当率は対象事業費のおおむね九五%とし、その元利償還金の七〇%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。

四 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行うものとし、その他の諸費(人口を測定単位とするもの・経常経費)に合併補正を新設している。

・行政の一体化(基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)に要する経費

・行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）に要する経費

これらの経費に基づき算出した額を五年度間にわたり均等に普通交付税の基
準財政需要額に算入するものとする。ただし、三〇億円を算入額の上限とする。

五 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村合併の障害となる
と認められる場合には、全国平均起債制限比率と合併関係市町村に係る起債制
限比率の差（合併関係市町村の起債制限比率がすべて全国平均起債制限比率を
上回る場合は、合併関係市町村の起債制限比率のうち最も低い起債制限比率と
合併関係市町村に係る起債制限比率の差）に相当する公債費のうち利子相当分
を対象として、合併関係市町村の財政状況に応じ、特別交付税措置を講じる予
定である。

（注）本項の措置は、平成一二年年度の制度改正により「市町村合併に対する新
たな特別交付税措置」に移行

六 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して市町村合併の円滑な実施に資する観点
から都道府県が交付する補助金、交付金等を対象として、特別交付税措置を講
じる予定である。

七 その他

（一）上記措置は、平成一一年度以降の市町村の合併から運用するものとして
いる。

（二）市町村の合併を推進するために既に講じている次の措置についても、今
後とも引き続き講じることとしている。

① 市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措
置

② 都道府県が行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対す
る普通交付税措置

第二節 市町村合併推進施策の展開

一、機運醸成の取組み

合併特例法の改正、指針の策定を行った後、国は、市町村合併の機運
醸成に向けた動きを本格化させた。

平成一二年四月四日、自治省は、自治大臣の委嘱による「市町村合併
推進会議」を設置した。学識経験者、ジャーナリスト、経済界等の代表
から構成されたこの会議は、市町村合併の意義、推進方策等について、
様々な視野から論議し、市町村合併に対する世論の喚起を図ること等を
目的に設置されたもので、周知啓発方策やその開催方法等について、同
年四月と九月の二回の会議において意見交換が行われた。

ここでの検討も踏まえて、この年から「全国リレーシンポジウム」が
開催され、同年七月から一月にかけて、四七都道府県において自治省
と各都道府県、全国地方新聞社連合会等の共催で順次開催された。この
取組みは、合併特例法期限を迎える平成一六年度まで継続されることと
なった。（平成一四年度まで各都道府県単位で実施。平成一五、一六年度
においては、全国を数ブロックに分割しての重点的な実施）

同年七月の臨時国会では、森喜朗総理大臣が、所信表明の中で市町村
合併推進体制整備の取組みを明らかにするとともに、自治大臣に対して
自主的な合併の強力な推進について指示している。

同年九月の市町村合併推進会議の会合では、西田自治大臣が、「合併特
例法の再延長をしない考え」を明言し、時限を区切って積極的に市町村

合併を進める姿勢を鮮明にした。さらに、同年一〇月には、西田自治大臣は、各都道府県知事に対し、「平成一七年三月の合併特例法期限を念頭においた特段の取組み」を要請する旨の書簡を送り、その中で、合併特例法期限内の財政支援措置について、「合併特例法失効後も、同様の措置が講じられるだろう」というような甘い考えを取ることはできない。なんとしてでも、この残された期限内で市町村合併を成し遂げなければならぬ。」と合併特例法の財政支援措置の延長の可能性を否定し、合併推進を強くアピールしている。

これらの動向に並行し、同年五月、自治省は市町村合併推進本部の事務局である振興課及び行政体制整備室の中に、「市町村合併推進室」を設置し、合併推進体制の強化を図っている。

二、市町村合併に関する答申・意見

平成二二年一〇月二五日、第二次地方制度調査会が「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」を、森喜朗総理大臣に提出した。この中で、市町村合併に関しては、住民投票制度の導入が求められている。

○地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申（抄）

平成二二年一〇月二五日地制調第三五号
地方制度調査会

第一 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方

一 住民自治の更なる充実方策

(一) 住民投票制度

我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としている。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様々な住民意思の把握手法が活用されているところである。いくつかの地方公共団体において実施されている住民投票も、こうした観点から行われているものと考えられるが、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るといふ観点から、重要な課題である。

当調査会においては、こうした問題意識のもと、住民投票を代表民主制の補完的な制度として構築できないか検討を行ったところであるが、その制度化に当たっては、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るに至らなかった。これらの論点については、今後とも、引き続き検討することが必要である。

ただ、市町村合併については、①まさに地方公共団体の存立そのものに関わる重要な問題であること、②地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当である。その場合、自主的な市町村合併の推進という観点を踏まえ「市町村の合併の特例に関する法律」において位置付けることとし、制度化に当たっては関係団体の意見を十分聴取の上、円滑な運用が図られるものとするのが適当である。

第二 地方税財源の充実確保

一 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方

(五) 市町村合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」等により自主的な合併を推進するために必要な措置が講じられているが、更に積極的に

取組を支援するため、税財政面において、必要な措置を検討すべきである。

この答申を踏まえ、平成十二年一月、自治省市町村合併推進本部は、「市町村合併の推進に係る今後の取組」を決定し、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとして諸般の準備を進めるとともに、合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に的確に対応するため、平成一七年三月までに合併を行う市町村に対し、平成一二年度から特別交付税による包括的な支援措置を講じ、また、合併に伴う電算システムの統一等の「合併移行経費」を特別交付税により個別に措置することとした。その他、合併後の地域対策の促進、民間団体などとの連携による広報・啓発活動の推進等を掲げた。

また、都道府県における「市町村の合併の推進についての要綱」が概ね出揃った時期をとらえて、「要綱」策定後の都道府県における合併推進に係る具体的な取組方針について、新たな「市町村の合併の推進についての指針」を自治省において作成し、都道府県に対して通知することとした。

その後、平成十二年一月二十七日、地方分権推進委員会が「市町村合併の推進についての意見」を総理大臣に提出している。地方分権推進委員会は、当初は平成十二年七月までの時限機関であったが、地方分権一括法施行後の監視活動や、継続検討課題への取組みのため、その時限が一年延長されていた。

○市町村合併の推進についての意見（分権型社会の創造）

平成十二年一月二十七日

地方分権推進委員会

はじめに

地方分権推進法は、五年間の時限法であり、本年七月二日にその期限が到来することになっていたが、地方分権推進法の一部を改正する法律の成立により、地方分権推進法の有効期間が一年間延長され、これに伴い、当委員会の任期も一年間延長されることになった。

当委員会は、これまでの監視活動の結果を踏まえ、本年八月、地方分権推進法第一〇条第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を提出した。その際、内閣総理大臣から当委員会に対し、引き続き監視活動に取り組むとともに、市町村合併の推進、地方税財源の充実確保などの課題について、更に検討するよう、要請がなされた。

このうち、市町村合併の推進については、基礎的な地方公共団体が地域における行政を一貫して自主的、自立的に実施できるようにするため、国は自主的合併の促進に努めてきた。当委員会は第二次勧告において、かかる観点から市町村合併を取り上げたところであり、当委員会の第二次勧告を受けた地方分権推進計画に基づき、地方分権推進一括法により「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）が改正され、住民発議制度の拡充、都道府県知事による合併協議会の設置の勧告、普通交付税の算定の特例の期間延長、合併特例債の創設、地域審議会の設置等の諸措置が講じられている。また、自治省から各都道府県知事に対して、「市町村の合併の推進についての指針」（以下「指針」という。）が示され、市町村の合併の検討の際の参考や目安となる市町村合併のパターン等を内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）を平成一二年中のできるだけ早い時期に作成するよう要請がなされ、その作業が進められているところである。一方、政府においては、二一世紀のわが国社会について新たな行政システムを構築する必要から市町村合併の推進を含む行政改革大綱の策定に取り組んでいるところである。

こうした状況を踏まえ、当委員会は、本年九月以降、市町村の合併の着実な推進を図っていくための方策などについて、関係地方団体、地方公共団体の首長、経済団体、学識経験者等広く各界各層の人々の意見を聴取しながら精力的

に検討を進めてきたところであり、今般、市町村合併の推進について、地方分権推進法第一〇条第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に対して意見を述べるものである。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請するものである。

I 市町村合併の意義

一 市町村合併の必要性

(一) 地方分権の推進

少子・高齢社会の到来に対応し、社会の活力を維持・向上させ、自己決定と自己責任の原則に基づく真の分権型社会を構築していくことが重要である。したがって、これまでの地方分権の推進の成果を十分に活かし、高度化、多様化する行政需要に対応するためには、市町村合併を通して基礎的自治体の自立性と行財政基盤の充実強化を図る必要がある。

(二) 市町村行政の広域化

住民の日常生活圏や経済活動の広域化の進展に伴い、広域的な見地から行政を展開することが益々必要になってきている。特に、介護保険制度の施行やごみ処理の問題等広域的な対応が従来に増して求められてきていることにかんがみれば、基礎的自治体としての市町村が合併を通して圏域の拡大を図ることは必要である。

(三) 国・地方の財政状況への対応

我が国の財政は、平成一二年度末の国・地方合わせた債務残高は約六四五兆円に達し、その内に占める地方財政の借入金残高は、平成一二年度末には一八〇兆円を超えると見込まれているなど極めて厳しい状況にある。その中で、少子・高齢化が急速に進行しており、医療、福祉等の社会保障関係費の増大など財政需要の一層の増大が見込まれている。

こうした国・地方を通ずる厳しい財政状況の下、市町村が、現在の行政サー

ビスの水準を将来にわたって維持していくためには、まず、自らの努力として、市町村合併による簡素で効率的な地方行政体制の整備が必要であると考えられる。

(四) 担税者としての国民の意識への対応

厳しい地方財政状況の下、地方税の充実確保を図っていくうえで、担税者、生活者としての国民の幅広い理解を得なければならない。そのためには、民間企業等において経営合理化策等が講じられている社会経済情勢や、現行の地方行財政運営の仕組みに対して国民の中には厳しい意見もあることなどにかんがみ、これを見直し、地方公共団体において、徹底した行財政改革を実施するとともに、市町村合併を強力に推進する必要がある。

二 市町村合併の効果

市町村合併のメリットとしては、①広域的視点に立ったまちづくりの展開や施策の広域的調整が可能になること、②行政サービスの拡大や公共施設の広域的利用等による住民の利便性の向上、③専門的知識を持った職員の採用・増強や専任の組織の設置が可能になること、④行政組織の合理化、⑤公共施設の広域的・効率的な配置などが挙げられている。

他方、市町村合併については、その必要性は十分に認識されているものの、合併のデメリットとして、①行政との距離が遠くなることによる住民の利便性の低下、②住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供が困難になること、③合併後の中心部と周辺部との地域格差の発生、④地域の連帯感の喪失、⑤サービス水準の低下や住民負担の増加などが指摘され、市町村や住民が合併に対して消極的になっていく場合もある。これらのデメリットとして挙げられている点については、合併についての関係市町村の協議の中で十分な検討を行い、合併についての行財政措置を十分に活用することなどによって、その解消を図る必要がある。

II 市町村合併の推進方策

合併特例法の期限である平成一七年三月までに十分な成果が上がるように講じられている措置に加え、新たに次の措置を講ずることとする。なお、合併特例法の財政措置は、原則として法の期限内に合併するものについてのみ適用されるものであることを関係者は認識して取り組む必要がある。

(一) 合併支援体制の整備

市町村の合併に対する取組を総合的に支援するため、政府部内において「市町村合併支援本部」（仮称）を設置することとし、国民への啓発とともに、市町村合併の推進の観点から、国の施策に関し、関係省庁間の連携を図る。

(二) 住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入

合併協議会の設置を求める住民発議が行われた場合には、住民発議に係る議会の議案審議に際して請求代表者の意見陳述を認めることとし、合併協議会が設置される場合、合併協議会そのものへの参加も認めることとする。

また、住民発議が行われても合併協議会設置に至らない場合が多いことにかんがみ、住民の意向がより反映されるよう、住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合に、合併協議会の設置を求める住民投票制度の導入を検討する。

なお、住民発議により合併協議会が設置された場合には、一定期間内に市町村建設計画を作成するものとする。

(三) 合併推進についての指針への追加

各都道府県が要綱を作成しつつある状況を踏まえ、国は現在の指針に、合併協議会設置に係る知事の勧告の基準を示すことや、各都道府県に知事を長とする市町村合併のための全庁的な支援体制を整備することの要請などを追加する。

(四) 財政上の措置

合併特例法の期限内に合併する市町村に対し、合併後の財政需要に対する交付税措置を一層充実する。

また、地方税の不均一課税の適用期間の延長その他合併に伴う税制への配慮を検討する。

(五) 旧市町村等に関する対策

国は、住民サービスの維持向上を図り、住民の意向がより反映されるよう、地域審議会の活用、当分の間旧市町村の意向が議会において反映される措置、災害等緊急時の役場機能の維持など旧市町村等を単位とする多様な仕組みを検討する。

(六) 情報公開を通じた気運の醸成

国は、都道府県知事に対し、要綱の周知を図るよう要請するとともに、市町村に対し、住民が市町村合併の是非についての確な判断ができるよう行財政情報の公開を徹底するよう要請する。

おわりに

昨今、地方交付税による財源保障が市町村合併の推進を阻んでいるとの声があることも事実であるが、国・地方を通じた厳しい財政状況を考慮すれば、むしろ財政構造改革の論議の中で地方交付税制度の一層の簡素・合理化を検討すべきであると考えらる。

当委員会としては、合併特例法の期限である平成一七年三月までに、既に講じられている措置及び今回の措置により、市町村合併に十分な成果が上がるよう、市町村の関係者にあつては、すべての市町村において自らの問題として合併に向けた取組を速やかに開始され、国・都道府県の関係者にあつては、市町村合併の推進を支援するため最大限の努力を払われることを強く期待している。

また、合併協議が整った市町村についての合併の是非を問う住民投票制度の導入の検討や、基礎的な地方公共団体としての市町村制の在り方を総合的な見地から再検討することも、今後の課題として挙げられる。

最後に、市町村合併が飛躍的に進展することになれば、広域的自治体としての現在の都道府県の在り方を見直しも視野に入れ、地方自治の仕組みについて、中長期的に本格的な検討課題として取り上げていくことが必要になることを指摘しておきたい。

なお、当委員会は、残された任期の中で、引き続き監視活動に取り組みとともに、地方税財源の充実確保などの課題について更に検討を進めていく方針である。

三、行政改革大綱

平成一二年一月一日、政府は、平成一七年度までの五年間を目途に、様々な分野の行政改革を集中的かつ計画的に実施すべく、「行政改革大綱」を閣議決定した。

この中で、市町村合併については、地方制度調査会答申、地方分権推進委員会意見等を踏まえ、行財政措置の拡充や住民投票制度の導入が謳われた他、初めて「一、〇〇〇」という数値目標を明記した記述がなされた。

○行政改革大綱（抄）

平成一二年二月一日

閣議決定

II 地方分権の推進

(一) 市町村合併の推進

ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るといふ観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を一、〇〇〇を目標とする」という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見（平成一二年一月二七日）等を踏まえ、平成一三年度予算における財政支援、合併支援体

制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号）の期限である平成一七年三月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申（平成一二年一〇月二五日）及び地方分権推進委員会の意見（平成一二年一月二七日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

四、市町村の合併の特例に関する法律の改正

（平成一二年）

平成一〇年合併特例法の改正により、町村が合併して市となるための人口要件が四万に緩和されたことは既述のとおりであるが、合併検討に着手した市町村等からは、市制施行要件のさらなる緩和を求める声もあった。これに応え、町村合併の促進を図るため、更なる要件緩和が行われることになった。具体的には、平成一六年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、合併後の普通地方公共団体が市となるべき要件を、人口三万以上を有することのみとされた。この時、要件緩和の期限が合併特例法期限の一年前に設定されたのは、合併促進のインセンティブを働かせる目的があったと考えられる。

都道府県	市町村数 A	最多			最少			要請公表年月日
		市町村数 B	減少数 A-B	B/A (%)	市町村数 C	減少数 A-C	C/A (%)	
北海道	212	122	90	57.5	72	140	34.0	平成12年 9月 6日
青森県	67	11	56	16.4	11	56	16.4	平成12年10月30日
岩手県	59	28	31	47.5	19	40	32.2	平成12年 5月22日
宮城県	71	17	54	23.9	17	54	23.9	平成12年 4月20日
秋田県	69	22	47	31.9	11	58	15.9	平成12年 6月15日
山形県	44	27	17	61.4	8	36	18.2	平成12年11月24日
福島県	90	40	50	44.4	12	78	13.3	平成13年 3月30日
茨城県	85	29	56	34.1	17	68	20.0	平成12年12月28日
栃木県	49	21	28	42.9	12	37	24.5	平成13年 1月12日
群馬県	70	12	58	17.1	10	60	14.3	平成13年 4月 9日
埼玉県	92	38	54	41.3	26	66	28.3	平成13年 3月27日
千葉県	80	28	52	35.0	23	57	28.8	平成12年12月18日
東京都	40	21	19	52.5	15	25	37.5	平成13年 1月18日
神奈川県	37	22	15	59.5	10	27	27.0	平成13年 3月29日
新潟県	111	21	90	18.9	21	90	18.9	平成13年 2月13日
福山県	35	9	26	25.7	4	31	11.4	平成13年 3月30日
石川県	41	22	19	53.7	10	31	24.4	平成13年 2月23日
福井県	35	12	23	34.3	7	28	20.0	平成12年12月25日
山梨県	64	21	43	32.6	10	54	15.6	平成12年 3月28日
長野県	120	85	35	70.8	10	110	8.3	平成12年12月27日
岐阜県	99	22	77	22.2	5	94	5.1	平成13年 3月27日
静岡県	74	24	50	32.4	16	58	21.6	平成12年11月29日
愛知県	88	36	52	40.9	15	73	17.0	平成12年12月 1日
三重県	69	16	53	23.2	10	59	14.5	平成12年12月25日
滋賀県	50	20	30	40.0	7	43	14.0	平成12年12月15日
京都府	44	15	29	34.1	9	35	20.5	平成13年 3月23日
大阪府	44	22	22	50.0	14	30	31.8	平成12年12月 8日
兵庫県	88	58	30	65.9	10	78	11.4	平成13年 1月19日
奈良県	47	17	30	36.2	9	38	19.1	平成12年12月27日
和歌山県	50	17	33	34.0	9	41	18.0	平成13年 1月19日
鳥取県	39	12	27	30.8	3	36	7.7	平成12年12月15日
島根県	59	15	44	25.4	11	48	18.6	平成13年 3月28日
岡山県	78	19	59	24.4	19	59	24.4	平成13年 3月23日
広島県	86	21	65	24.4	15	71	17.4	平成12年11月 8日
山口県	56	21	35	37.5	8	48	14.3	平成12年12月11日
徳島県	50	16	34	32.0	9	41	18.0	平成11年12月 7日
香川県	43	12	31	27.9	6	37	14.0	平成12年 4月10日
愛媛県	70	11	59	15.7	11	59	15.7	平成13年 2月28日
高知県	53	12	41	22.6	8	45	15.1	平成13年 2月23日
福岡県	97	20	77	20.6	20	77	20.6	平成12年12月15日
佐賀県	49	13	36	26.5	9	40	18.4	平成12年 7月26日
長崎県	79	13	66	16.5	13	66	16.5	平成12年 8月21日
熊本県	94	21	73	22.3	20	74	21.3	平成12年 3月16日
大分県	58	14	44	24.1	14	44	24.1	平成12年12月15日
宮崎県	44	22	22	50.0	8	36	18.2	平成12年12月28日
鹿児島県	96	27	69	28.1	12	84	12.5	平成12年12月22日
沖縄県	53	16	37	30.2	7	46	13.2	平成13年 3月26日
計	3,228	1,140	2,088	35.3	622	2,606	19.3	

五、「市町村の合併の推進」についての「要綱」を踏まえた今後の取組み(第二次指針)の策定

この頃、各都道府県においては、合併パターンを含む「要綱」の策定が進み、平成一二年度の後半には殆どの都道府県で要綱が策定されるに

至った(別表参照)ことから、平成一三年(二〇〇一年)三月一九日、総務省は「市町村の合併の推進」についての要綱を踏まえた今後の取組」を各都道府県に対して示し、各都道府県知事を長とする合併支援本部の設置や、合併重点支援地域の指定等について要請した。

○「市町村の合併の推進」についての要綱を踏まえた今後の取組(指針)について

平成一三年三月一九日総行市第四〇号
各都道府県知事宛 総務事務次官通知

市町村合併の推進については、「市町村の合併の推進」についての指針の策定について(平成一一年八月六日付「自治振第九五号」)(以下「平成一一年指針通知」という)により、各都道府県において「市町村の合併の推進」についての要綱(以下「要綱」という)を策定し、これに基づき、市町村の合併に向けた取組について積極的な支援に努められるよう要請したところです。

「市町村の合併の特例に関する法律(昭和四〇年法律第六号)(以下「市町村合併特例法」という)は平成一七年三月三十一日までの時限法であるため、同法の有効期限を考慮すると、可能な限り早期に全国各地域において合併協議会の設置をはじめとする合併に向けた取組が具体的に進展することが強く期待されるところです。

このため、国においては、平成一二年指針通知以降も、昨年一〇月二五日に地方制度調査会から内閣総理大臣に対して、市町村合併についての住民投票制度の導入を図ることが適当である旨を盛り込んだ「地方分権時代の

住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」が答申され、昨年一月二二日に自治省において「市町村合併の推進に係る今後の取組」（以下「今後の取組」という。）をとりまとめ、昨年一月二七日には地方分権推進委員会から内閣総理大臣に対して「市町村合併の推進についての意見」が提出され、さらに、昨年二月一日には、政府として、「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を一、〇〇〇を目標とする』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する」旨を盛り込んだ「行政改革大綱」を閣議決定するなど、市町村合併の推進に鋭意努めているところであり、第一五回国会にも住民発議制度の拡充、住民投票制度の導入などを内容とする市町村合併特例法の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律案」を提出しているところであります。

こうした状況を踏まえ、市町村合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日までに十分な成果が挙げられるよう、市町村、都道府県と国とが一体となつて、自主的な市町村合併をより一層積極的に推進していくため、今後の取組においてお示ししたとおり、市町村合併特例法第一六条第一項の規定に基づき、このほど、別添のとおり『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）（以下「新指針」という。）を策定しましたのでお知らせします。

各都道府県におかれては、今回お示しした新指針を参酌して、要綱を踏まえ、貴職を中心に全庁的な体制をとって、管内の市町村の合併に向けた取組についてより積極的な支援に努められるよう要請します。

なお、以上の趣旨及び別添の新指針について、管内の市町村に対してもあわせて周知されるようお願いいたします。

（別添）

「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組（指針）

平成一三年三月一九日

総務省

第一 市町村合併の推進に当たつての基本的考え方

市町村合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や地域住民が自主的、主体的に取り組むことが基本である。

同時に、市町村合併の問題は、まさに二一世紀の地方自治の姿を決めていくものであり、市町村や地域住民と国、都道府県とが一体となつて取り組んでいくことが不可欠であつて、以下の理由により、市町村合併の推進は、もはや避けることのできない緊急の課題となつている。

（一）地方分権の推進

地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、基礎的の地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村には、自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く期待されている。そのためには、行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参加のもと、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定し、実施することが求められている。

（二）多様化・高度化する広域的行政課題への対応

高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及によつて、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まつてきている。

さらに今日、市町村は、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られている。

①少子高齢化への対応

高齢化の進展に伴い、医療や保健・福祉ニーズが増大し、それに伴う様々な

コストの増大や人的資源の不足が懸念されている。市町村においては、保健・福祉サービスが円滑に提供できるよう、人材の確保とともに、専門性の向上が求められているが、市町村の規模や事務の実施体制等によっては、対応が困難な場合も考えられる。

また、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の活力低下や税収の減少なども懸念されており、市町村においては、基幹的な行政サービスの提供に支障が生じることのないようにする必要がある。

② 環境問題への対応

住民の環境問題に対する意識が急速に高まりつつあるなか、ダイオキシンの発生を抑制するため、ゴミ焼却施設の大規模化が緊急の課題となっている。また、リサイクルの推進や自然環境の保全などの課題に関しても、行政区域を越えた広域的な対応が求められている。

③ 情報化の進展への対応

急速に進みつつある情報化に対応し、市町村においては、高度情報技術を取り入れた行政サービスの展開、地域情報化の推進が求められているが、そのためには、情報技術分野の組織の整備、専門的能力を備えた人材の確保が必要となる。一方、情報化の進展は、行政サービスの広域的展開を容易にするとともに、住民と行政との距離感を解消することにより、住民に身近な行政サービスの水準の維持向上につながるものと期待される。

(三) 国・地方の財政状況への対応

我が国の財政は、平成一三年度末の国・地方合わせた長期債務残高は約六六六兆円に達し、そのうちに占める地方の長期債務残高は、平成一三年度末には一八八兆円を超える見込まれているなど極めて厳しい状況にある。

国・地方を通ずる厳しい財政状況のもと、市町村が、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、行財政基盤の充実を図るとともに、より一層簡素で効率的な行財政運営を実現し、さらには既存の行政区域を越えた広域的なまちづくりを進めていくことが必要である。

また、町村合併促進法（昭和二八年法律第二五八号）及びこれに引き続く新

市町村建設促進法（昭和三十一年法律第一六四号）に基づいて進められたいわゆる「昭和の大合併」は、地方行政調査委員会（いわゆる神戸委員会）勧告（昭和五年一月二日・昭和六年九月二日）等に基づく市町村、都道府県及び国相互間の行政事務の再分配による市町村への事務の移譲という観点を主眼として、人口八、〇〇〇未満の小規模町村を対象とし、その解消を目的としたが、今回は、地方分権が現実のものとなったことを踏まえ、すべての地域において、地方分権の成果を十分に活かし、かつ、社会経済情勢の変化に対応した体制整備を目指すものであり、それぞれの地域の実情に応じて、市町村合併を議論し、推進することが必要である。

なお、市町村行政の広域化の要請に対処するために、これまで幅広く行われてきた一部事務組合や広域連合などの事務の共同処理方式は、ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられることから（市町村の合併の推進についての指針の策定について）（平成一二年八月六日付自治振第九五号）「第一 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方」三 市町村合併と広域行政との関係（参照）、事務の共同処理方式の採用が、市町村合併についての検討を行う気運を失わせることのないよう特に留意する必要がある。

第二 都道府県による市町村合併の支援策

各都道府県においては、それぞれの「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図っていくことが重要である。

一 市町村合併支援本部の設置

平成一三年中のできるだけ早い時期に、知事を長とする市町村合併のための全庁的な支援体制（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、支庁長、地方事務所長等を長とする支部組織を設けることが望まれる。支援本部においては毎年度の具体的な取組内容（二参照）をあらかじめ公表するものとし、こ

れに沿って管内の市町村の合併に向けた取組について計画的かつ積極的な支援に努めることが期待される。

あわせて、市町村合併に関する情報の提供や各種の相談に対応するため、本庁及び支庁、地方事務所等に相談窓口を設置することが望ましい。

なお、現在、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の密接な連携を図るため、政府においても「市町村合併支援本部（仮称）を設置すべく、準備を進めているところである。

二 市町村合併の支援のための具体的な取組内容

（一）合併の気運の醸成等

市町村や住民を交えたシンポジウムを開催することなどにより、合併の気運の醸成を図ることが望まれる。なお、近く、民間有識者の発意により、「二一世紀の市町村合併を考える国民協議会」が設立され、今後、市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成、各種啓発活動等が行われる予定であることから、総務省としてもその活動に対して協力を行っていくこととしているが、同協議会では各都道府県における支部の設置も予定しているため、各都道府県においてもこれと密接な連携を図っていくことが望ましい。

（二）合併重点支援地域

① 合併重点支援地域の指定

要綱に示された市町村の合併のパターンと照らし合わせた管内の市町村合併の進捗状況を踏まえ、平成一三年中のできるだけ早い時期に、以下に例示するような地域の中から少なくとも数箇所を合併重点支援地域として指定するものとする。これらの地域においては、速やかに、かつ、その進捗状況に応じ、逐次合併協議会が設置され、合併についての具体的な議論が深められることが期待される。また、合併重点支援地域は、合併の気運や熟度に応じて、順次、追加指定を行うものとする。なお、指定に当たっては、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとし、指定を行った場合には、その旨を公表するとともに、総務省に対して報告するものとする。

ア 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域

イ 合併協議会又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号）（以下「市町村合併特例法」という。）に基づかない任意の協議会等が設置されている地域

ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域

エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域

なお、合併重点支援地域は、管内の市町村合併の進捗状況を踏まえ、要綱に示された市町村の合併のパターンの中の市町村の組合せの一部による指定や複数の合併のパターンによる市町村の組合せを包括する指定などもあり得るものである。さらに、隣接する都道府県と必要に応じて協議を行い、都道府県の境界にわたって、共同して合併重点支援地域を指定することも妨げないものとする。

② 合併重点支援地域における支援策の強化

都道府県は、合併重点支援地域を指定した場合には、その進捗状況に応じて、支援本部を活用して、全庁的な体制をとって、以下に掲げるような支援策を講ずることが望まれる。

ア 合併協議会設置前

○ 啓発事業の重点の実施（シンポジウム・講演会の開催、住民意向調査の協力実施、民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業、有識者の派遣事業など）

○ 関係市町村からの要請に基づく任意合併協議会等に対する人的支援（任意合併協議会への参画、任意合併協議会事務局への職員の派遣、関係市町村の職員の研修目的での受け入れなど）

○ 調査研究（市町村行財政の長期見通しの作成支援など）

イ 合併協議会設置後

○ 合併協議会からの要請に基づく合併協議会に対する人的支援（合併協議会への学識経験者としての参画、合併協議会事務局への職員の派遣、合併関係市町

村の職員の研修目的での受け入れなど)

○調査研究(市町村行財政の長期見通しの作成支援など)

○合併協議会において継続的な検討が行われるようにするための配慮(市町村合併法定協議会運営マニュアル(第三の二参照)等)に基づく助言、協議不調時の調整、合併協定項目に関する調整、市町村建設計画の策定における助言など)

なお、合併重点支援地域以外の地域であつて、既に合併協議会が設置されている地域についても、上のイに準じた支援策を講ずることが望まれる。

③合併協議会の設置についての勧告

合併重点支援地域に指定後、一年以内に合併協議会が設置されない場合において、必要に応じて、地方自治法第二五二条の二第四項及び市町村合併特例法第一六条の二第一項の規定に基づき、当該地域の市町村に対し、合併協議会の設置についての勧告を行うことを検討するものとする。

(三)合併後の支援策

都道府県は、合併市町村における円滑な行政運営や事業実施を確保するため、市町村合併支援本部を活用して、以下に掲げるような支援策を講ずることが望まれる。

①合併市町村からの要請に基づく合併市町村に対する人的支援(合併市町村への職員の派遣、合併市町村の職員の研修目的での受け入れなど)

②市町村建設計画に掲げられた都道府県事業の重点の実施

③合併市町村の行う事業に対する交付金等の交付

④従来市町村単位で実施されてきた各種施策の旧市町村の実情を考慮した施策実施(補助金採択など)

第三 市町村の自主的・主体的な取組

各市町村においては、要綱等に基づく都道府県の取組を踏まえて、次の諸点に留意して自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その結果を踏まえて合併協議会の設置などに取り組むことが重要で

ある。

一 市町村における合併の必要性についての検討

市町村合併は、市町村の自主的・主体的な判断により行われることが基本であることから、まず、それぞれの市町村が、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行うとともに、合併の意義や重要性等についての理解を深め、合併を視野に入れた将来の地域づくりについて、積極的な検討を行うことが必要である。

二 合併協議会の設置と運営

関係市町村において合併に関する検討を行う際には、合併協議会が、合併を行うこと自体の是非も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織であることに留意し、関係市町村は積極的にこれを設置し、活用することが適当である。特に住民発議が成立した場合には、市町村合併特例法に基づき、市町村長から議会への付議、議会における可否の決定、市町村長から請求代表者及び住民に対する議会の審議結果の通知及び公表について、速やかに行うよう努める必要がある。なお、合併請求市町村及び同一請求関係市町村の長は、議会に付議する際に意見を付けなければならないこととされているが、その場合、合併協議会の設置について、その是非を明らかにすることが望まれる。

合併協議会の設置後は、将来のまちづくりや行政体制の整備、利害の調整等多くの事項の協議を行う必要があるが、市町村合併特例法の期限が平成一七年三月三十一日であることから、効率的・効果的な運営が求められる。また、協議会における議論について透明性を高めるため、議論の内容を定期的に住民に公表することが重要であり、特に、住民発議により設置された合併協議会にあっては、住民に対して合併に関する正確な判断材料を提供するために、設置後6月以内に市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者へ通知し、かつ、公表しなければならぬことを市町村合併特例法の改正案に含めているところ(次段落参照)であるが、これを一つの目安として、住民意思の確かな反映、協議の効率的な進行に努め、設置後一年程度を目途に、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめ、これを明らかにすることが望

まれる。

なお、総務省においては、住民発議による合併協議会の設置及び協議の促進の観点から、第二六次地方制度調査会の「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」（平成二十二年一〇月二五日）及び地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」（平成二十二年一月二七日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思をより反映させるために、ア）住民発議による合併協議会設置協議の議案の議会で審議に際して請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこと、イ）合併協議会の委員として請求代表者を加えることができることとしたこと、ウ）住民発議による合併協議会設置協議の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に有権者の六分の一以上の署名により行われる直接請求を要件として、合併協議会設置協議についての住民投票を行い、過半数の賛成があった場合には可決されたとみなすこと、エ）住民発議により合併協議会が設置された場合には、設置後六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者に通知し、かつ、公表しなければならないことなどを内容とする市町村合併特例法の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律案」を第一五一回国会に提出しているところである。

さらに、合併協議会の効率的・効果的な運営に資するため、先進事例等をもとに、合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を示したマニュアルを作成することとし、現在そのための「市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会」を設置しているところであり、具体的な運営の際の参考にすることが望まれる。

三 合併後の地域対策の促進

合併すると住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスの水準が低下するのではないかとという懸念については、合併協議会において十分な検討・協議を行い、その解消に努める必要があるが、その際特に、次のような地域対策の活用に留意する必要がある。

① 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

従前の住民サービスの維持向上を図る見地から、旧市町村役場を新市町村の支所・出張所として積極的に活用を図ること、郵便局を積極的に活用することなどが考えられる。総務省においても、地域における住民サービスの充実を図るため、地方公共団体と郵便局との連携をより一層促進する観点から、地域のニーズの高い地方公共団体の特定の事務を郵政官署（郵便局）において取り扱うことができるようにするための「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案」を第一五一回国会に提出したところである。

また、地域の意向を反映させるため、重要な事務権限の執行に当たっては、当該地域の地域審議会の審議を経ることとし、そこに地域のメンバーの参加を求めることが考えられる。

② 「わがまちづくり支援事業」の活用

平成一三年度から総務省が推進することとしている「わがまちづくり支援事業」を積極的に活用し、例えば小学校区単位程度の広がり場において住民の主体的な参加による地域づくりを進めることにより、住民と行政の連携を深め、合併後の円滑なまちづくりの推進に資することが考えられる。

③ 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法（第六条及び第七条）や公職選挙法（第一五条第六項）による選挙区の特例に関する規定の活用が考えられる。

第四 国による市町村合併の推進のための財政支援措置

国においては、市町村合併の推進のために次のような財政支援措置を講ずることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。また、国、都道府県の支援策を活用した市町村の自主的・主体的な取組が期待される。

一 予算措置

(一) 都道府県体制整備費補助金(平成一三年度から予定)

要綱を踏まえた取組を積極的に行うために実施する次に例示するような事業に対して、一都道府県当たり二〇、〇〇〇千円を標準とする補助を行うため、その所要額を平成一三年度当初予算案に計上しているところである。(なお、当面の配分額は一都道府県当たり一五、〇〇〇千円とし、予算上の残額は、合併重点支援地域に係る各都道府県の取組状況等を勘案して、追加配分するものとする。)

ア 体制整備(支援本部の設置、開催など)

イ 住民の啓発(シンポジウム・講演会の開催、住民意向調査の協力実施、民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業、有識者の派遣事業など)

ウ 調査計画(市町村行財政の長期見通しの作成支援など)

(二) 合併準備補助金

平成一一年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等に取り組み合併協議会の構成市町村に対し、五、〇〇〇千円を上限とする定額補助を行う。

(三) 合併市町村補助金

平成一七年三月三十一日までに合併した市町村において、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたものに対して、下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村ごとの額の合算額を上限として、合併成立年度から三年度を限度として、合併市町村に交付する。ただし、国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の三倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて交付することができるものとする。

関係市町村人口(人)	金額(百万円)
〓五、〇〇〇	二〇
五、〇〇〓 一〇、〇〇〇	三〇
一〇、〇〇〓 五〇、〇〇〇	五〇
五〇、〇〇〓 一〇〇、〇〇〇	七〇
一〇〇、〇〇〓	一〇〇

二 税制上の措置

合併市町村に係る地方税の特例の拡充策として、以下の措置について、第一五一回国会に提出中の「地方自治法等の一部を改正する法律案」に盛り込んでいるところである(以下の措置については、改正法の施行日以後に行われる合併について適用する。)

(一) 合併後に不均一の課税をすることができず期間を合併年度及びこれに続く三年度から合併年度及びこれに続く五年度に延長する。

(二) 事業所税や都市計画税といった税目について課税している団体と課税していない団体との合併により新たに課税される区域が生ずる場合には、当該区域において(一)の期間内に限り課税免除ができることとする。

(三) 合併により新たに人口三〇万以上の市となった場合における当該合併市に対する事業所税の課税団体の指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとする。(ただし、当該合併市の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して一定の方法により算定した人口以上となった場合には、この限りではない。)

三 地方財政措置

(一) 市町村合併に対する新たな特別交付税措置(平成一二年から措置)

平成一七年三月三十一日までに合併を行った市町村について、合併年度又はその翌年度から三ヶ年にわたり、ア) 合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ) 公共料金格差是正、ウ) 公債費負担格差是正、エ) 土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要を、特別交付税により包括的に措置する。

(二) 合併移行経費に対する財政措置(平成一二年から措置)

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置を講ずる。

(三) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

平成一七年三月三十一日までに合併を行った市町村における普通交付税につ

いては、合併年度及びこれに続く一〇ケ年は、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の五ケ年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

(四) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

平成一七年三月三十一日までに合併を行った市町村の市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費については、合併年度及びこれに続く一〇ケ年は特例地方債（合併特例債）を充当（充当率九五％）することができるとし、その元利償還金の七〇％について普通交付税措置を講ずる。

(五) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

平成一七年三月三十一日までに合併を行った市町村において、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債（合併特例債）を充当（充当率九五％）することができるものとし、その元利償還金の七〇％について普通交付税措置を講ずる。

(六) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

平成一七年三月三十一日までに合併を行った市町村について、五ケ年にわたり、ア）基本構想等の策定・改訂、システム統一、ネットワーク整備等行政の一体化、イ）行政水準の格差是正といった経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる。

(七) 都道府県の合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について、特別交付税措置を講ずる。

(八) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置を講ずる。

(九) 都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置（平成一三年度から拡充予定）

都道府県の行う合併のための調査研究・気運醸成など、合併重点支援地域等への支援に要する経費について、普通交付税措置を講ずる。

新指針の公表後、平成一三年三月二十七日には、政府は、地方分権推進委員会の市町村合併の推進についての意見や行政改革大綱を踏まえ、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、内閣に「市町村合併支援本部」を設置した。

総務大臣を本部長とし、副本部長に内閣官房副長官（政務）、総務副大臣を配置、他のすべての副大臣が本部長として参画したこの合併支援本部は、合併特例法が期限を迎える平成一七年三月末までに七回開催され、後述する国の市町村合併支援プランの策定等の取組みを行った。

六、二一世紀の市町村合併を考える国民協議会

同時期、民間主導の合併推進の動きとして、「二一世紀の市町村合併を考える国民協議会」が始動している。平成一二年一二月、樋口廣太郎アサヒビル名誉会長が「民間主導で市町村合併の推進に取り組み全国組織を設立する」と表明、政財界を中心に、趣旨に賛同する者が発起人となり、標記協議会が設立された。

本協議会は、各界各層から市町村合併による豊かな地域社会の実現を求める声の高まりを踏まえ、市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成を図るとともに、市町村合併の議論を通じて改めて自分たちのまちのあり方の検討を促すため、各種啓発活動等を行い、円滑な市町村合併に資することを目的として設立され、平成一三年三月三〇日に初会合が催された。

この協議会会員の募集はインターネットを利用することとされ、また、各都道府県に支部を設置し、シンポジウムや意見交換会、公開討論会などの活動を実施することとされた。広報面では合併機運の醸成を図るため、ホームページを開設し、市町村合併に関する最新の情報を提供する

こととされた。また、各種団体と交流する「交流プラザ」や相談・助言を行う「相談コーナー」を設置、各界・各層の連絡、意見交換、調整などを行い、地域の活動を永続的な運動として展開させることとされた。さらに、これらの活動や研究の成果に基づいて、国民的合意形成の推進を求めて、政府機関や関係各方面へ向け政策提言を行うこととされた。

結果的には、都道府県支部の設置は一〇県に満たなかったものの、インターネットのメールマガジンによる取組みが合併特例法期限直前の平成一七年三月まで続けられ、合計一五六号を数えるに至った。

七、関係意見・方針等

平成一三年六月一日、地方分権推進委員会が「最終報告書」を総理に提出した。

なお、この後、地方分権推進法は七月二日に失効し、地方分権推進委員会もその役割を終えたが、同年七月三日に地方分権改革推進会議が発足し、国と地方公共団体の役割分担に応じた事務及び事業の在り方並びに税財源の配分の在り方、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備その他の地方制度の関する重要事項について引き続き調査審議を進めることとされた。

最終報告 〈分権型社会の創造・その道筋〉(抄)

平成一三年六月一日

地方分権推進委員会

第一章 第一次分権改革を回顧して

V 地方税財源問題の経緯と委員会の基本姿勢

(前略)

他方、この間に、市町村の自主的な合併を推進しようとする努力が全国各地で続けられてきており、地方分権時代の行政の主役である市町村においては、引き続き、自主的な合併の推進により、新しい時代の担い手としてふさわしい行政体制の整備に努めることが強く期待される。しかしながら、市町村関係者たちのなかには、分権型社会における地方財政の将来像が依然として不透明な現状の下では、合併の是非を判断しがたいとする声が少なくないのも事実であり、市町村の自主的な合併を積極的に推進するためにも、地方財政の将来像をめぐる具体的論議をできるだけ早期に始める必要がある。

(後略)

VI 地方公共団体の関係者及び住民への訴え

(前略)

さらに第三に、分権改革の推進とは別途に、しかし不幸にしてこれと時を同じくして、国と地方公共団体の財政の危機的状況はその深刻さの度合いを深めてきている。したがって、地方公共団体の財政状況はこれから更に年を追うごとにその厳しさを増すものと見込まざるを得ない。国に救済を求めてみても、国にはもはやこれに応える余裕がないのである。したがって、かかる事態に立ち至ったことを慨嘆するのではなく、むしろこれを構造改革を推進する好機ととらえ直してほしい。地方公共団体はこの機会に、国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索してほしい。そのためには、国に向けていた目を地域住民に向け直し、地方自治の運営の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たしつつ、行政サービスの取捨選択の方途を地域住民に問いかけ、その判断に基づいて、歳出の徹底した削減を図るといふ地道な努力の積み重ねが必要である。とりわけ住民に身近な基礎的な地方公共団体である市町村における自主的な合併の推進は、こうした努力を結実させるための有力な選択肢であることを認識してほしい。

(後略)

第二章 第一次分権改革の完全実施を求めて

↳ 今後の監視活動の結果報告と要請

I 監視活動について

四 市町村合併の推進についての意見（平成二十二年一月二十七日）の措置状況委員会の意見では、自主的合併の促進を基本としつつ、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公開を通じた気運の醸成を求めている。

これに対する政府の取組みとしては、合併支援体制として、総務大臣を本部長とする市町村合併支援本部を内閣に設置している。

住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入については、改正法案を国会に提出している。

指針については、新たな指針において、都道府県が全庁的な支援体制を整備し、合併重点支援地域を指定することを要請するとともに、合併協議会設置勧告の基準を明示している。

財政上の措置としては、合併後の新たなまちづくりや公共料金の格差調整等についての包括的な特別交付税措置、合併移行経費に対する特別交付税措置を創設し、都道府県体制整備費補助金を創設している。さらに、合併後に地方税の不均一課税ができる期間の合併年度及びこれに続く五年度への延長、同期間における課税免除の特例の創設、合併後の事業所税の課税団体の指定の延期（最長五年間）、について改正法案を提出している。

旧市町村等対策としては、新たな指針において、合併後の支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用、「わがまちづくり支援事業」の活用、合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例規定の活用を明示している。また、「地方公共団体の特定の業務の郵政官署における取扱いに関する法律案」が国会に提出されている。

気運の醸成については、新たな指針において、合併に関する住民への積極的な情報提供を行うよう明示されている。また、「二一世紀の市町村合併を考え

る国民協議会」が民間主導で設立されている。

第三章 第二次分権改革の始動に向けて

I 地方税財源充実確保の基本的視点

二 地方税源充実の理由と考慮すべき事項

（四）なお、地方分権時代の行政の主役である地方公共団体の側においても、少子高齢社会を迎える中、合併及び行政改革の推進等により、新しい時代の地方自治の担い手としてふさわしい行政体制を整備することが併せて必要であることはもちろんである。また、地方行財政運営についても更なる厳しさが求められている。

II 地方税源の充実策

一 地方税充実確保の方向

（一）地方税源充実とは、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくという方向で考えるべきであり、特に税源移譲に伴う地方財源の偏在を抑制するためにも、地域的偏在の少ない地方税体系構築が必要である。（以下略）

第四章 分権改革の更なる飛躍を展望して

III 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

第三に、平成一七年三月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号）に基づいて進められている市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の二層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の可否について、改めて検討を深めることである。

委員会は当初、地方分権推進法の制定以前の段階において隆盛を極めていたいわゆる「受け皿論」をこの際は一時棚上げにし、当面は現行の地方自治制度

を前提にして、この体制の下で可能なかぎりの分権を推進することを基本方針としていた。地方分権推進法の制定に至るまでの論議の過程で、その旨の合意が関係者の間に概ね成立していたと理解していたためであった。

しかしながら、市町村合併については分権改革と同時並行して推進すべしとする声が各方面で高まるばかりであった。そこで委員会としては、第一次勧告を提出した時点、すなわち機関連任事務制度の全面廃止が政府内で合意が得られる見通しが立った時点で、市町村合併問題を地方行政体制の整備及び確立方策の重要な一環として調査審議のそ上に載せることとし、第二次勧告において市町村の自主的な合併の積極的な促進方策を勧告したところである。

これから平成一七年三月までの間に市町村合併がどの程度まで進捗するかによるが、その帰趨によつては基礎的の地方公共団体である市町村のあり方にとどまらず、広域的の地方公共団体としての都道府県のあり方の見直しも視野に入れた先に述べたような新たな地方自治制度に関する様々な提言がより現実性を帯びてくる可能性がある。そして、分権改革が次の第二次分権改革から更に第三次分権改革へと発展する段階になれば、地方自治制度の将来像を明確にする必要に迫られるのではないか。

同年六月二二日には、政府の経済財政諮問会議が「基本方針（骨太の方針）」を決定、同月二六日に閣議決定された。

経済財政諮問会議は内閣府に設置された合議制機関で、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議や、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議すること等をその役割とした。「骨太方針」は、二一世紀にふさわしい経済・社会制度を確立するため、経済、財政、行政、社会などの分野における構造改革を進め、構造改革の重要性とこれからの日本の進むべき道を示した構造改革の起

点と位置づけられた。市町村合併については以下のような件があり、以後、毎年策定された骨太方針においても、市町村合併の推進が謳われた。

○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抄）

平成一三年六月二六日
閣議決定

（新世紀維新が目指すもの 日本経済の再生シナリオ）

二 構造改革のための七つの改革プログラム

（六）地方自立・活性化プログラム
（地方の潜在力の発揮）

「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進することが重要な課題である。このため、すみやかな市町村の再編を促進する。歳出の効率化を図り、受益と負担の関係を明確化すると、観点に立ち、地方財政の立て直しを行う。

「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理合理化するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地方の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を担う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。

（後略）

第四章 個性ある地方の競争し自立した国・地方関係の確立

三 自立し得る自治体

自助と自律に基づく新たな国・地方の関係の実現には、まず、受け皿となる自治体の行政基盤の拡充と自立能力の向上を促し、国に依存しなくても「自立し得る自治体」を確立しなければならない。

（一）すみやかな市町村の再編を

市町村合併や広域行政をより強力に促進し、用途を立てすみやかな市町村の再編を促す。

(二) 規模等に応じて市町村の責任を

人口数千の団体と数十万の団体が同じように行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模等にに応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討する。(例えば、人口三〇万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし、都道府県などが肩代わり等)

八、合併協議会運営の手引き

平成一三年八月六日、総務省は「合併協議の運営の手引 市町村合併法定協議会運営マニュアル」を取りまとめ公表した。全国の市町村が合併特例法の期限内で合併協議を円滑に行えるよう、先進事例等を参考に、合併協議会設置から合併実現までに至る具体的な手順を示した。マニュアル作成にあたっては、平成一三年一月から八月にかけて、合併市町村の関係者を交えた研究会が設けられ、内容の取りまとめが行われた。マニュアルは、市町村長や議員を対象とした「政策編」と、担当者を対象とした「実務編」の二部構成となった。

このうち「政策編」については、

- ・ 合併協議会の設置が先決でありその中で是非を議論すべき
- ・ 将来のまちの姿が住民に明らかになるよう市町村建設計画の策定から着手し、その案が出来た後に住民に説明、その後合併協定項目の協議に入る方法が適当
- ・ 合併協議会設置から合併実現までの期間を二ヶ月(合併協議会準備二ヶ月、市町村建設計画策定六ヶ月、合併協定項目協議八ヶ月、合併準備作業六ヶ月)と設定

- ・ 合併協定項目の「基本四項目」として合併方式、合併時の期日、新市町村の名称、新市町村の事務所の位置であること、「時間を要する項目」として市町村議会議員等の任期等の取扱い、財産の取扱いであることを指摘

等を挙げている。「実務編」については、誰が何時何をやるべきか、一ヶ月単位でチェックリスト的に提示するなどの工夫が凝らされた。

九、市町村合併支援プラン

平成一三年八月三〇日、政府の市町村合併支援本部は第三回会合を開催し、「市町村合併支援プラン」を策定した。

続く第四回市町村合併支援本部(平成一四年二月二一日)では、この支援プランの拡充を行う方針が決定され、時点修正に加え、市町村合併支援策における地方行財政上の支援策、関係省庁の連携による支援施策の追加・拡充が行われた。主な内容については以下のとおりである。

市町村合併支援プラン(概要)

平成一三年八月三〇日

市町村合併支援本部決定

第一 市町村合併支援の必要性

政府としては、地方分権の成果を生かし、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくために、行政改革大綱(平成一二年二月一日閣議決定)に則り、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成一七年三月までに十分な成果が上げられるよう、自主的な市町村の合併を強力に促進する必要がある。

第二 支援プラン策定の方針

1 趣旨

市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）は、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部長として、三月二七日の閣議決定により設置されたものであり、以後、第一回会合（三月二八日）、第二回会合（五月三〇日）と議論を重ね、市町村合併の効果的な支援方策につき検討を進めてきたところである。

市町村合併支援プラン（以下「支援プラン」という。）は、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たつての支援本部の支援策等を策定したものであり、これを実施することにより、市町村の合併を促進し、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成一三年六月二六日閣議決定）に基づく「地方の個性ある活性化、まちづくり」を実現するものである。

2 対象地域

（1）都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村

（2）平成一七年三月までに合併した市町村

第三 支援プラン

1 市町村合併支援策

（1）地方行財政上の支援策の拡充策

1. 行政支援策

○合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入

合併協議会の設置についての住民投票制度の導入、請求代表者等の合併協議会への参加等を図る（法案を国会に提出中）。

○支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

旧市町村における支所・出張所の機能の拡充、地域のメンバーの参加による地域審議会の活用等を図る。また、郵便局についても、住民の利便の増進等の観点から、住民票の写しの交付等の事務を取り扱うことができるようにするなど、その積極的活用を図る（法案を国会に提出中）。

○政令指定都市の指定の弾力化

大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望

がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。

2. 財政措置等による支援策

○税制上の特例措置

不均一課税をすることができる期間を三年から五年に延長し、同期間における課税免除の特例を創設するとともに、事業所税の課税団体の指定を最長五年延期できるように特例措置を図る（法案を国会に提出中）。

○市町村合併推進体制整備費補助金

地方行政構造改革推進事業として、市町村合併推進体制整備費補助金の充実を図る。

○都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置

都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路等の事業について、地方債と地方交付税による財政措置により支援を図る。

○公営企業に係る財政措置

合併市町村における地方公営企業について、合併に伴い特に必要な事業に要する経費に対して合併特例債を活用した支援を図る。

（2）新たな関係省庁の連携による支援策

1. 最適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備（四事業）

【主な事業】

○市町村合併を支援する道路整備

新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路などについて、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資を行う等、重点的に支援する。

イ 交通の利便性確保のための条件整備（二事業）

【主な事業】

○地方バス補助事業

複数市町村にまたがるバス路線が補助対象となっているが、平成一三年三月三十一日以降に市町村合併した場合には、補助対象外とならないよう配慮する。

ウ 市街地の整備（一事業）

【主な事業】

○中心市街地活性化による市街地の整備

引き続き、合併市町村については、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認める。

エ 住環境の整備（五事業）

【主な事業】

○合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進

市町村の合併に伴い、公営住宅等の公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合に、必要となる新規の住宅供給等について、優先採択又は重点投資を行う。

オ 公園・緑地の整備（一事業）

【主な事業】

○合併記念公園の整備

合併のシンボル、記念となる都市公園の整備を推進するため、都市公園事業費補助において重点的に支援する。

2. 豊かな生活環境の創造

ア 廃棄物処理対策の推進（二事業）

【主な事業】

○廃棄物処理施設整備事業

合併により必要となる一〇〇t/日以上焼却炉に対し、優先的な実施に配慮する。

イ 上水道の整備（三事業）

【主な事業】

○水道検査施設等整備事業

二以上の水道事業者等の連携による事業等に対する補助について、合併により一つの水道事業者となる場合においても適用対象とする。

ウ 下水道等の整備（四事業）

【主な事業】

○下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道事業により行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理を促進する。

エ 消防・防災・国土保全の推進（四事業）

【主な事業】

○消防防災施設等整備

合併により広域再編する場合には必要となる消防施設等について、特別に配慮して支援する。

オ 情報通信の整備（二事業）

【主な事業】

○地域インターネット基盤施設整備事業

合併に向けたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするハード整備のため、重点的な支援を行う。

3. 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア 介護保険への対応（一事業）

【主な事業】

○介護保険広域化支援

広域連合等へのシステム統一のための経費等に対する支援策について、合併についても同様の取扱いとなるよう措置を講ずる。

イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（一事業）

【主な事業】

○国民健康保険の広域化支援

合併について、広域化支援策と併せて検討する。

ウ 高齢者の社会参加の促進（一事業）

【主な事業】

○シルバー人材センター支援

市町村合併に伴うシルバー人材センターに係る国庫補助金に対して激変緩和措置を講ずる。

4. 次世代を担う教育の充実（五事業）

【主な事業】

○教職員定数に関する激変緩和措置

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置を講ずる。

○廃校の有効活用

公立学校の統合により廃校となった学校施設について、自主的・主体的なまちづくりのために生涯学習施設等の公共施設として整備する際に起債措置を講ずる。

5. 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興（一三事業）

【主な事業】

○中山間地域総合整備事業

中山間地域において、ほ場、農道などの農業生産基盤の整備や、集落道、農村公園などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、合併を支援する。

イ 商工業の振興（五事業）

【主な事業】

○中心市街地活性化による商業の振興

引き続き、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認め、中心市街地の商業等の活性化と市町村合併に向けた環境整備を行う。

○特定産業集積活性化

基盤的技術産業集積活性化促進地域及び特定中小企業集積活性化促進地域の対象地域内と外の市町村が合併した場合に不利にならないように配慮する。

6. 連携・交流による開かれたまちづくり（四事業）

【主な事業】

○将来構想、振興計画の策定

合併の効果を活かし地域づくりの方向性を明らかにする将来構想、振興計画の策定を促進する。

2 市町村合併支援アドバイザー制度

合併直後の市町村には、プランニングや組織づくりを行う人材やノウハウが不足しがちであるため、都道府県が指定する合併重点支援地域を対象に、関係省庁のアドバイザー制度を活用した市町村合併支援アドバイザー制度を創設する。

3 市町村合併の広報・啓発

下記の方法により、各省庁が連携・協力して市町村合併の広報・啓発に一層積極的に取り組むものとする。

（1）全国四七都道府県リレーシンポジウム

（2）市町村合併支援強化シンポジウム

平成一三年一〇月に、中間全体総括としての「市町村合併支援強化シンポジウム」を開催。

（3）市町村合併の広報・啓発

政府広報及び各省庁による広報・啓発の実施

4 市町村合併支援窓口

各省庁が連携・協力して、本省の窓口、インターネットを活用した窓口、地方支分部局における窓口等を設置するものとする。

第4 都道府県の取組

都道府県においては、平成一三年中のできるだけ早い時期に知事を長とする全庁的支援体制を設置し少なくとも数箇所の合併重点支援地域を指定した上で、支援プランの内容に十分留意しつつ、管内の市町村の合併に向けた取組について、全庁的に計画的かつ積極的な支援策を講ずることが望まれる。

【平成一四年度の追加・拡充の概要】

（一）地方行財政上の支援策における追加・拡充項目

○市町村合併が行われた場合の選挙権の特例（追加）

合併前に合併関係市町村間で住所を移したことにより、合併市町村の選挙権を有しない者について、選挙権の特例を設けることを検討する。

○都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置（拡充）

合併市町村の一体化促進のために合併推進債（充当率九〇％、元利償還金の五〇％を普通交付税措置）を充当できる整備事業の対象に、新たに街路等を追加するとともに、過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道を加える。

○合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置（追加）

複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設（原則として単独事業により整備するものを対象とするが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。）及び公用施設（法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な施設に限る。）の整備事業に要する経費に対して合併推進債を充当する。

○合併支援のための公債費負担の平準化措置（追加）

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う補償金（貸し手の得べかりし利子収入）の支払に対して、一定の要件のもとで特別交付税措置を講じる。

○補助施設の他用途転用の取扱い（追加）

合併前の旧市町村が国庫補助金等の交付を受けて取得等した施設（補助施設）について、類似施設の活用により当該補助施設に係る行政需要への対応が十分に可能な場合には、他の公共又は公用施設への転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情に十分考慮するものとする。

○施設の統廃合に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰り上げ償還の取扱い（追加）

合併による施設の統廃合に伴い、合併前の旧市町村が地方債を財源として建設した施設を廃止・転用する場合、当該地方債の繰上償還の要否の判断に当たっては、市町村合併の重要性にも十分配慮する。

(二) 関係省庁の連携による支援策における主な追加・拡充項目

○市町村合併支援道路整備事業（拡充）

合併市町村の一体化を促進するため、短期間で整備が図られるよう優先採

択・重点投資を行う道路整備事業に新たに街路を追加する。

○市町村合併支援農道等整備事業（追加）

合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道路等について、短期間で整備が図られるよう重点投資を行う。

○合併に伴う都道府県道認定要件の緩和（追加）

二以上の市町村を経由すること等を要件としている「都道府県道の路線認定基準」の規定について、合併以前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の改正を行う。

○補助河川事業、補助ダム建設事業、補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業（追加）

実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、例えば市町村合併後の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置するなど一定の場合には、当該事業の推進等に配慮する。

○地域インターネット基盤施設整備事業、情報通信システム整備促進事業（拡充）

合併に向けたＩＴ面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化等を目的とするハード整備や、合併により必要となる住民サービスの高度化や情報格差の是正等を目的とするソフト整備等における重点的な支援に加え、事業に当たり、合併前後において同様の取扱いとなるよう検討する。

○新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（追加）

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、重点的な支援を行う。

○登記情報交換システムの実施（追加）

合併後商業登記を取り扱わなくなった一定の登記所においては、登記情報交換システムを導入し、商業登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付を可能とする。

○介護保険広域化支援（拡充）

システム統一のための経費等に対する広域化支援策について、合併について

も同様の取扱いとなるような措置を講ずる等の広域化支援策を行うことに加え、介護保険料の設定に当たり、合併等の広域化を行う場合には不均一賦課を可能とする。

○国民健康保険の広域化支援（拡充）

市町村合併等の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため、平成一六年度までに総額三〇〇億円の基金を都道府県に創設する。また、国民健康保険料の賦課に関し、五年間に限り不均一賦課を行うことを可能とする。

○公立学校施設整備（拡充）

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について引き続き配慮することに加え、その補強・改築事業についても優先的に実施する。

○むらづくり維新森林・山村・都市共生事業（追加）

山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

一〇、地方分権改革推進会議による中間論点整理

平成一三年一月二二日、地方分権改革推進会議が「中間論点整理」を取りまとめた。この中間論点整理の「行政体制整備」の項においては以下のような件がある。

地方分権改革推進会議「中間論点整理」（抄）

平成一三年一月二二日

地方分権改革推進会議

IV 行政体制整備

地方行財政改革の推進等行政体制の整備については、事務事業の見直しの審議を優先させたため、本格的な審議は今後行う予定であるが、これまでの本会

議及び小委員会での審議を通じ、今後の審議の視点ともいうべきものがいくつか浮かび上がってきている。これらを踏まえ、有識者や地方公共団体等からのヒアリングを通じ、具体的な論点を今後の審議において明確にしていくこととする。（中略）

第三に、市町村合併推進の重要性である。

少子高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など、市町村を取り巻く環境は大きく変化している。この中で、市町村が、国と地方の役割分担に合った市町村の事務事業を的確に実施し、自らの創意工夫により、効率的で質の高い行政を行うためには、行財政基盤を強化することが不可欠である。かかる観点から、昨年一二月の行政改革大綱にあるように、「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を一、〇〇〇を目標とする。』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進」することが重要であり、平成一七年三月の合併特例法の期限を見据え、各市町村の取組みが成果を挙げることが求められている。そして、市町村合併の進捗を踏まえつつ、道州制に関する指摘もあり、都道府県の在り方を含めて地方自治制度の在り方についても幅広く審議の視野に入れておくことが必要となる。

なお、国から地方への事務事業や権限の移譲に当たっては、住民に身近な基礎的地方公共団体である市町村が中心となるべきであるが、人口数百人の町村から都市、特例市、中核市、政令指定都市まで多種多様であることを踏まえ、人口規模等や行政能力に応じた事務事業や権限の移譲を検討する必要がある。その際、小規模町村や過疎地等への対応については、併せて検討することが必要である。

平成一四年二月二二日には、政府の市町村合併支援本部は会合を開き、「市町村合併の支援について当面の方針」を決定し、市町村合併支援プランの着実な実施及び拡充、広報・啓発の徹底を行う方針を決めた。

また、合併重点支援地域の指定を一層拡大することや、都道府県支援本部による支援プランを策定又は拡充することの要請などを含め、全国

的な市町村合併の協議の進展を踏まえた指針をあらためて都道府県に通知することとした。

同年三月には、片山総務大臣が、全国の市町村長及び市町村議会議長に対し書簡を送り、今後も国として積極的な支援を行うことを強調した上で、出来るだけ早期に法定協議会を設置するよう要請した。

一一、市町村の合併の協議の進展を踏まえた今後の取組み

平成一四年（二〇〇二年）三月二十九日、総務省は「市町村の合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（新々指針）」を各都道府県に示した。合併重点支援地域指定の一層の拡大と都道府県支援プランの早期策定と情報提供の徹底を要請した。

○市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）

平成一四年三月二十九日

総務省

第一はじめに

市町村合併は、自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を促し、「自立し得る自治体」となって、住民の選択と負担による住民本位の市町村を中心とする行政システムを実現するために不可欠な改革である。

このような自助と自立に基づく新たな国・地方の関係を實現するため、行政改革大綱（平成一二年二月一日閣議決定）、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成一三年六月二六日閣議決定）等に基づき市町村や地域住民と国、都道府県とが一体となって、市町村合併が現在精力的に取り組まれている。

政府においては、市町村合併支援本部を内閣に設置し（平成一三年三月二七日閣議決定）、国を挙げて市町村合併を強力に支援する体制を整え、国民に対

する広報・啓発を積極的に実施するとともに、合併に取り組む市町村に対する各省庁の支援策を「市町村合併支援プラン」として政府全体で取りまとめたところである（平成一三年八月三〇日市町村合併支援本部決定）。

都道府県においては、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体として、知事を長とする全庁的支援体制としての市町村合併支援本部（以下「都道府県支援本部」という）がほぼ整い、平成一四年三月二十九日現在同本部により三五府県九四地域市町村が合併重点支援地域に指定され、その数は急速に広がっている。

市町村においては、平成一三年一二月末日時点で二〇二六市町村（全市町村数の六二・九％）が複数の市町村間で合併に関する四四〇の研究組織を設置しており、既に全国の三分の一を超える都道府県（一七県）において、ほぼ全県下（八割以上）の市町村が研究組織を構成するに至っている。

このように急速な進展を見せている市町村合併の動きであるが、全国各地で真剣に取り組まれている合併の議論が迅速かつ着実に行われるよう、国、都道府県、市町村は、ここで合併推進のための取組をあらためて点検し、合併議論の広がりに応じた全県的かつ計画的な取組を一層強化する必要がある。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号。以下「市町村合併特例法」という）の期限は平成一七年三月三十一日であり、残された期間はあと三年となった。総務省の市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会がまとめた「合併協議会の運営の手引（平成一三年八月六日公表。以下「合併協議会運営手引」という）等を参酌して、できるだけ早期に法定の合併協議会を設置することが望まれる。この意味で、平成一四年度は正念場であり、大事な一年と位置付けられるものである。

第二 都道府県による市町村合併支援策

各都道府県においては、それぞれの「市町村の合併の推進についての要綱」及びその後の市町村合併の協議の進展を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図っていくことが重要である。

一 合併重点支援地域の指定の一層の拡大

上記の通り、現在全国の二千を超える市町村において複数の市町村間で合併に関する研究組織が構成され、全国の三分の一を超える都道府県において、ほぼ全県下の市町村がこの組織において合併を議論しており、今後この数はますます増加することが予想される。一方、都道府県支援本部による合併重点支援地域の指定は、現在三五府県九四地域四一六市町村に及ぶが、既に各都道府県内の市町村の過半数を合併重点支援地域に指定している県も現れているところであつて、国も都道府県も合併重点支援地域を中心に支援策を構築しているところである（第四の一参照）。

「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）」（平成一三年三月一九日総行市第四〇号。以下「平成一三年指針」という）第二の二（二）①「合併重点支援地域の指定」においては、①地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域、②合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域、③関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域、④その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域については合併の気運や熟度に応じて順次、追加指定を行うものとされている。

したがって、現下の市町村における合併への取組状況及び平成一三年指針の内容を踏まえ、合併重点支援地域の指定のない都道府県にあつては少なくとも数箇所を指定を早急に行うとともに、既に数箇所の合併重点支援地域を指定している都道府県も含め、指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成一四年度中の早い時期に合併重点支援地域に指定されることを期待される。これらの地域においては、速やかに平成一四年度末までに法定の合併協議会が設置され、合併についての具体的な議論が深められることが望まれる。

二 都道府県支援本部支援プランの策定及び拡充

都道府県支援本部においては、市町村合併特例法の期限を踏まえ、各地域における市町村合併の協議の進展に応じた今後三年度間の合併支援を計画的に行う必要がある。

したがって、平成一四年度前半までに、合併重点支援地域を対象とし以下に掲げるような支援策を基本とする都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表するものとする。

都道府県支援本部支援プランについては、毎年度末にフォローアップを実施し、その結果を公表するとともに、必要に応じて適宜、適切な改訂を行うものとする。

（一）各事業分野における支援策

都道府県事業の優先採択・重点投資、適用要件の緩和、地域指定等における配慮、合併に際しての各種障害除去、公共的団体等の統合整備支援など

（二）権限移譲

一定の人口規模を有する市に対する権限の一括移譲など

（三）関係市町村からの要請に基づく合併協議会等に対する人的支援

合併協議会への参画、合併協議会事務局への職員の派遣、関係市町村の職員の研修目的での受け入れなど

（四）合併協議会において継続的な検討が行われるようにするための配慮

合併協議会運営手引等に基づく助言、協議不調時の調整、合併協定項目に対する調整、市町村建設計画の策定における助言など

（五）調査研究

市町村行財政の長期見通しの作成支援など

（六）啓発事業の重点的実施

シンポジウム・講演会の開催、住民意向調査の協力実施、民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業、有識者の派遣事業など

三 情報提供の徹底

市町村が市町村民に対して説明責任を負うのと同様、都道府県も都道府県民

に対する説明責任を負うことから、次の事項等につき住民に対する情報の提供を徹底するものとする。

(一) 市町村合併についての協議の進行状況

現在の各都道府県内の市町村合併についての最新の協議の進行状況を常に把握するとともに、合併重点支援地域の指定状況、法定の合併協議会・任意の合併協議会・任意の研究会の設置状況等を含め、広報紙等を活用して住民に分かりやすく地図上に示しながら、少なくとも四半期ごとに都道府県支援本部より合併協議の進捗状況を公表するものとする。

(二) 都道府県における市町村合併の議論

都道府県における市町村合併の議論について、例えば都道府県議会における市町村合併の論議に関する議事録等をインターネット等により提供するなど、積極的に情報提供を行うものとする。

(三) 市町村の情報提供と併せた都道府県の情報提供事業

市町村の情報提供に併せて、都道府県もその立場から、当該地域における合併シミュレーションの実施、各種啓発事業等が必要に応じて実施するものとする。

四 民間団体等との連携

市町村合併の気運を醸成するために、啓発・広報事業の一環として、次の施策に取り組むことが望まれる。

(一) 住民発議等住民の市町村合併に関する取組に対する支援

各地域の住民発議等における市町村合併の議論が活発に行われるように、住民発議等を行う者に対し、情報提供を行うなど積極的に支援する。

なお、総務省においては、住民発議制度の拡充、住民投票制度の導入等を内容とする市町村合併特例法の改正（第三の二参照）を盛り込んだ「地方自治法等の一部を改正する法律」がこのほど成立したところ、施行後あらためて施行通知を出す予定であるが、この内容について積極的に情報提供を行う必要がある。

(二) 二世紀の市町村合併を考える国民協議会の支部設置・運営に対する支援
市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成気運の醸成を図るとともに、市町村合併の議論を通じて改めて自分たちのまちのあり方の検討を促すため、各種啓発活動を行う「二世紀の市町村合併を考える国民協議会」（設立発起人代表：樋口廣太郎アサヒビル名誉会長）が平成一三年三月三〇日に設立され、全国四七都道府県におけるリレーシンポジウムを共同して開催したところである。

また、既に岡山県、広島県、佐賀県に同国民協議会の支部が設置され、平成一四年二月より同国民協議会のホームページにおいて会員募集及びメールマガジンによる情報提供・情報交換事業が開始されるなど、今後その活動が一層活発化することが期待される。

したがって、市町村合併の気運を官民協力して醸成するため、同国民協議会の都道府県支部の設置及び運営について積極的な支援を行う。

(三) 市町村合併アドバイザー育成事業の実施

各地域の住民等に対して合併の必要性を地域の実情に即して説明できる合併アドバイザーを都道府県において育成・登録し、各地域の要望に応じて派遣する。

五 都道府県の境界にわたる市町村合併の支援

都道府県の境界にわたる市町村合併については平成一三年指針第二の二(二)①「合併重点支援地域の指定」において、隣接する都道府県と必要に応じて協議を行い、都道府県の境界にわたって、共同して合併重点支援地域を指定することも妨げないとされたところであるが、現実には都道府県の境界にわたる市町村合併の研究組織が設立される事例も出てきたことから、各都道府県においても住民や市町村の意向を十分に踏まえて対応することが望まれる。

第三 市町村の自主的・主体的な取組

各市町村においては、次の諸点に留意して自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その結果を踏まえて合併協議会の設

置に取り組むことが重要である。

合併協議の具体的方法については「市町村の合併の推進についての指針」(平成一年八月六日自治振第九五号)及び平成一三年指針並びに合併協議会運営手引(第四の二参照)を参考にされたいが、以下の点に留意する必要がある。

一 市町村の取組状況の公表

市町村合併に関する説明責任を住民に対して果たすため、自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その内容について、広報紙等を活用して住民に分かりやすく公表するものとする。

具体的な合併協議を始めた市町村にあつては、おおむね四半期ごとに、広報紙等を活用して住民に分かりやすく合併の取組状況を公表することが期待される。

二 合併協議会の設置と運営

総務省においては、住民発議による合併協議会の設置及び協議の促進の観点から、第二六次地方制度調査会の「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」(平成一二年一〇月二五日)及び地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」(平成一二年一月二七日)を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思をより反映させるために、

ア 住民発議による合併協議会設置協議の議案の議会での審議に際して請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこと。

イ 合併協議会の委員として請求代表者を加えることができることとしたこと。

ウ 住民発議による合併協議会設置協議の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に有権者の六分の一以上の署名により行われる直接請求を要件として、合併協議会設置協議についての住民投票を行い、過半数の賛成があつた場合には可決されたとみなすこと。

エ 住民発議により合併協議会が設置された場合には、設置後六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者に

通知し、かつ、公表しなければならぬこと(施行日の前日までに置かれた合併協議会は、施行日から六月以内に同様に通知し、かつ、公表しなければならぬこと。)

などを内容とする市町村合併特例法の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」がこのほど成立したところ、施行後あらためて施行通知を出す予定である。

なお、平成一三年指針にある通り、上記エを一つの目安として、住民意思の確な反映、協議の効率的な進行に努め、設置後一年程度を目途に、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめ、これを明らかにすることが望まれる。

三 合併前の事業実施

総務省においては、合併重点支援地域の指定を受けた市町村における合併前の公共施設の整備事業について、当該事業が合併に資するもので関係市町村が応分の財政負担等を行うものを合併特例事業の対象としており(第四の一参照)、その活用が期待される。なお、合併前において新市町村の一体性確立の障害となる可能性がある事業の実施又は財産の処分等については、再検討を行う必要がある。

四 住民サービスの維持・向上等のための施策

合併をすると住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスの水準が低下するのではないかという懸念については、合併協議会において十分な検討・協議を行い、その解消に努める必要があるが、その際特に、次のような地域社会のための施策の活用留意する必要がある。

(一) 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会の活用

従前の住民サービスの維持・向上を図る見地から、旧市町村役場を新市町村の支所・出張所として積極的に活用を図ることなどが考えられる。

また、地域の意向を反映させるため、重要な事務権限の執行に当たっては、当該地域の地域審議会の審議を経ることとし、そこに地域のメンバーの参加を求めることが考えられる。

(二) 合併後の市町村における郵便局の活用

住民票の写しや戸籍の謄本、抄本の交付等地域のニーズの高い地方公共団体の特定の事務を郵便局において取り扱うことができるようにするため、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」が平成一三年一月一日に施行されたところ、合併後の地域における住民サービスを合併前以上に充実するために積極的に活用することが考えられる。

(三) 電子自治体の推進による住民サービスの向上

政府においては、平成一五年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する方針を明確にしており、電子自治体への取組を支援しているところである。市町村においても、総務省が平成一四年三月に策定したシステムの基本仕様等を活用することにより、住民等との間で行われる行政手続のオンライン化を進め、合併後の地理的な制約を解消することが期待される。

(四) 「わがまちづくり支援事業」の活用

今年度から総務省が推進している「わがまちづくり支援事業」を積極的に活用し、例えば小学校区単位程度の広がり場において住民の主体的な参加による地域づくりを進めることにより、住民と行政の連携を深め、合併後の円滑なまちづくりの推進に資することが考えられる。

(五) 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法第六条及び第七条や公職選挙法第一五条第六項による選挙区の特例に関する規定の活用が考えられる。

第四 国による市町村合併の推進のための支援措置

平成一三年指針以降、国においては、市町村合併の推進のために次のような支援措置を講ずることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。また、国、都道府県の支援策を活用した市町村の自主的・主体的な取組が期待される。

一 市町村合併支援プラン及び合併特例事業

市町村合併について、国民への啓発及び国の施策に関する関係省庁の連携を

図るため、内閣に総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他の全ての副大臣を本部長とする「市町村合併支援本部」を設置し、都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村又は平成一七年三月までに合併した市町村を対象とする「市町村合併支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を平成一三年八月に決定した。支援プランでは、様々な分野にわたる五七事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併関係市町村の一体化に資する関係省庁の連携支援策につき政府を挙げて取り組むこととしており、これに基づいて平成一四年度の予算措置を講じているところ、各省庁は今後さらなる支援プランの拡充に向けて検討を行うこととしている。

なお、支援プラン第三の一(一)②「財政措置等による支援」のうち、「合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置」及び「都道府県の行う合併支援事業に対する財政措置」については、次の通り「合併特例事業」として拡充及び具体化を行ったところである。

○ 合併特例事業

市町村事業に関しては「合併前事業」と「合併後事業」に分けて分類し、合併前事業については合併重点支援地域を対象とし、平成一四年度から平成一六年度までの三年間に実施する、真に合併に貢献する事業を支援することとする。合併後事業については、市町村合併特例法第一条の二に規定する合併特例債をもってその財源とする事業を対象とする。

都道府県事業に関しては、合併重点支援地域を対象とし、合併前から合併後にかけて一〇年間、合併に資する交通基盤施設の整備事業を対象とする。

(一) 市町村事業

① 合併前事業（地方債充当率九〇％・事業費補正による当該地方債に係る元利償還金の算入率（以下「算入率」という。）五〇％）

対象事業は、合併に資する事業で、次のアウに該当する単独事業。

ア 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における一の市町村が実施する公共施設の整備事業について関係各市町村が応分の財政負担をするもの

イ 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における複数の市町村が実施する市町村をまたがる公共施設の整備事業について関係各市町村が連絡調整して同時期に一体的に実施するもの

ウ 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における同地域内の一部事務組合又は広域連合による公共施設の整備事業

※ただし、当該事業は、市町村合併特例法の期限(平成一七年三月)までに合併を行う団体に対する特例的な措置であることから、当該期限までに合併しない場合には、平成一七年度以降、当該地方債に係る元利償還金に対する交付税措置は行わない。

② 合併後事業(合併特例債による事業)(地方債充当率九五・算入率七〇%)
ア 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費(合併後一〇ヶ年度)

※なお、上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増高経費のうち、特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助を合併特例債の対象とし、元利償還金は基準財政需要額に算入する(地方債充当率一〇〇・算入率七〇%)

イ 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成(合併後一〇ヶ年度)

(二) 都道府県事業(地方債充当率九〇・算入率五〇%)

① 対象事業は、合併重点支援地域に指定された市町村又は平成七年四月から平成一三年五月までに合併した市町村相互間の道路、橋りょう等の交通基盤施設の整備であつて、以下の条件を満たすもの。

ア 直轄事業及び補助事業については、国において合併推進のため別枠で重点的に配分されるものであること。

イ 単独事業については、都道府県が合併推進のため別枠で重点的に実施するものであること。

ウ 補助・単独事業に係る市町村負担金についても、起債(充当率九〇・算

入率五〇%)を認めるものであること。

② 対象事業は、合併重点支援地域指定後又は合併後(平成七年四月から平成一三年五月までに合併した市町村に限る。)に策定する「市町村合併支援道路整備計画」又は「市町村合併支援農道等整備計画」に位置付けられている事業で、当該計画策定年度及びこれに続く一〇年度に行われるもの。

ただし、当該事業は、市町村合併特例法の期限(平成一七年三月)までに合併を行う団体に対する特例的な措置であることから、当該期限までに当該合併重点支援地域の市町村が合併しない場合には、平成一七年度以降、当該地方債に係る元利償還金に対する交付税措置は行わない。

③ 合併重点支援地域ごとの事業費の上限は、合併特例債に係る標準全体事業費の一/二(市町村負担金を含む)。

二 合併協議会運営手引

全国の市町村が市町村合併特例法の期限内で合併協議を円滑に行えるよう、先進事例等を参考に、総務省に設置された市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会が合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を平成一三年八月六日に示したもので、内容は次の通りである。

① 市町村合併は住民のために行うものであり、あらゆる観点から避けて通れない課題であること。

② まず法定協議会の設置が先決でありその中で合併の是非を議論すべきであること。

③ 法定協議会においては、まず将来のまちの姿が住民に明らかになるよう市町村建設計画の策定から着手し、その案ができた後に、住民に説明の上、合併協定項目の協議に入る方法が適当であること。

④ 合併協議会設置から合併実現までの期間の目安を二か月(合併協議準備二か月、市町村建設計画策定六か月、合併協定項目協議八か月、合併準備作業六か月)として設定していること。

⑤ 合併協定の重要項目は「基本四項目」として合併の方式・合併の期日・新

市町村の名称・新市町村の事務所の位置であること、「時間を要する項目」として市町村議会議員等の任期等の取扱い、財産の取扱いであること。

三 広報啓発・情報提供事業

(一) 住民への広報・啓発

① 平成一四年度においても年間を通じて市町村合併の広報・啓発を行う。また、全国四七都道府県の合併の気運を醸成すべき地域等において、リレーシンポジウムを開催し、政府の市町村合併支援本部の本部員が参加するものとする。

② 平成一四年六月を「市町村合併広報強化月間」とし、「市町村合併支援強化シンポジウム」の開催等、政府広報をはじめとする各種広報媒体を活用した市町村合併の広報・啓発等、集中的な取組を行うものとする。

(二) 合併協議会・研究会連絡会議の開催

合併を検討する市町村間の横のつながりによる合併の促進を図るため、合併協議会・研究会連絡会議を開催するものとする。

(三) 市町村長・市町村議会議員に対する情報提供

① 合併気運の醸成が必要な地域において、各都道府県と相談の上、当該地域の市町村長・市町村議会議員を対象に、市町村合併支援プラン及び合併協議会運営手引等の説明会を実施するものとする。

② 市町村合併に関する全国各地の動きや合併重点支援地域の指定状況等の情報を定期的に市町村長・市町村議会議員に提供するものとする。

二、市町村の合併の特例に関する法律の改正(平成一四年)

平成一四年の合併特例法の改正は、先述の第二六次地方制度調査会答申や、地方分権推進委員会意見、行政改革大綱等を踏まえ、地方自治法等の改正とともに「地方自治法等の一部を改正する法律」によって行われた。

○ 地方自治法等の一部を改正する法律等の公布及び施行について(抄)
(平成一四年三月三〇日総行第三八号・総行市第五四号 各都道府県知事あて 総務事務次官通知)

地方自治法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第四号。以下「改正法」という。)、地方自治法等の一部を改正する法律の施行期日定める政令(平成一四年政令第九四号)、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成一四年政令第九五号)及び地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成一四年総務省令第四一号)は、平成一四年三月三〇日に公布され、それぞれ下記第八に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その施行に遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第二 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項

一 合併協議会設置の請求等に関する事項

1 合併協議会設置の請求により置かれる合併協議会には、当該請求を行った代表者を委員として加えることができることとした。(市町村の合併の特例に関する法律第三条第四項関係)

2 合併協議会設置の請求により合併協議会設置協議について付議された合併請求市町村又は同一請求関係市町村の議会は、付議された事件の審議を行うに当たっては、当該請求を行った代表者に意見を述べべる機会を与えなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条第六項及び第四条の二第七項関係)

(一) 議会は、請求代表者又は同一請求代表者(以下「請求代表者等」という。)に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条第一項関係)

(二) 議会は、請求代表者等が複数であるときは、これらの者のうち意見を述べ

る機会を与える請求代表者等の数を定めるものとした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条第二項関係)

(3) 議会は、(2)により意見を述べる機会を与える請求代表者等の数を定めるときは、(1)の通知に併せて、その旨を通知しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条第三項関係)

3 合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会が否決し、かつ、すべての合併対象市町村が可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から議会の審議の結果の通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下3及び4において「基準日」という。)から一〇日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができることとし、請求を行った場合には、当該請求を行った日から三日以内に公表しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条第一〇項関係)

4 基準日から一三日以内に3の公表がなかったときは、合併請求市町村の選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができることとした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条第一項関係)

請求の手続は、合併協議会設置の請求に係る手続に準ずることとした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の二関係)

5 合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、3又は4の請求があった旨の報告を受けたときは、直ちに、その旨を当該都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないこととし、この通知は、公職選挙法第一一九条第二項及び第一二〇条第三項の規定の準用については、同法第一二〇条第一項の規定による届出とみなすこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の一〇第三項及び第五項関係)

合併請求市町村の長は、3の請求を行う場合又は4の請求があった旨の選挙管理委員会の通知を受けた場合においては、合併協議会設置協議の内容を選挙管理

委員会に通知しなければならないこととし、この通知を受けた選挙管理委員会は、合併協議会設置協議の内容(4の請求があった旨の通知をした場合にあっては、合併協議会設置協議の内容及び投票実施請求書に記載した請求の理由を告示し、かつ、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の三第一項及び第三項関係)

6 3又は4の請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条第一四項関係)

(1) 投票の期日に関する事項
6の投票は、3の公表又は4の請求があった旨の公表があった日から四〇日以内に行わなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の四第一項関係)

投票の期日は、少なくともその一〇日前に告示しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の四第五項関係)

(2) 投票の合併に関する事項

二以上の4の投票の請求があったときは、6の投票は1の投票をもって合併して行うことを妨げないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の五関係)

(3) 開票立会人等に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならないこととした。選挙立会人について、これに準ずることとした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の六関係)

(4) 同時投票に関する事項

6の投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができることとした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第三項、市町村の合併の特例

に関する法律施行令第九条の一〇第一項関係)

(5) 再投票に関する事項

投票の効力又は投票の結果の効力に関する異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果無効となった場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該異議の申出若しくは審査の申立てに対する決定若しくは裁決が確定した日又は当該訴訟につき準用される公職選挙法第二〇条第一項後段の規定による通知を受けた日から三〇日以内に再投票に付さなければならぬこととし、少なくともその一〇日前に告示しなければならぬこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令九条の一〇第一項関係)

7 6の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなすこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条第一七項関係)

8 その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下一において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、都道府県知事がすべての同一請求関係市町村の長から議会の審議の結果の報告を受けた日(以下8から10までにおいて「基準日」という。)から一〇日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができることとし、請求を行った場合には、当該請求を行った日から三日以内に公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、都道府県知事に報告しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第二一項関係)

9 都道府県知事は、基準日の翌日から起算して一三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る8の請求の報告の有無をすべて同一請求関係市町村の長に通知しなければならないこととし、当該通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から8の報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないこととした。(市町村の合併の特

例に関する法律第四条の二第二二項及び第一四項関係)

10 基準日から一三日以内に8の公表がなかったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができることとした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第一五項関係)

請求の手続は、合併協議会設置の請求に係る手続に準ずることとした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令九条の二〇第一項関係)

当該請求があったときは、当該選挙管理委員会は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知し、当該通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第一六項及び第一七項関係)

11 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県知事は、8の請求の報告をしなかったすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から10の報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならないこととし、この通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の二第一八項及び第一九項関係)

合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から8の請求の報告を受けたとき又は8の請求の報告をしなかったすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から10の報告を受けたときは、直ちに、その旨を当該都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないこととし、この通知は、公職選挙法第一一九条第二項及び第二二〇条第三項の規定の準用については、同法第一二〇条第一項の規定による届出とみなすこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令九条の一〇第四項及び第五項関係)

12 合併協議会設置協議否決市町村の長は、9又は11の通知を行う場合においては、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容を選挙管理委員会に通知しなければならぬこととし、この通知を受けた選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容(11の通知を受けた場合)にあつては、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容及び投票実施請求書に記載した請求の理由)を告示し、かつ、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならぬこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の第三項及び第三項関係)

13 9又は11の通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の第二項関係)

(一) 投票の期日に関する事項

13の投票は、合併協議会設置協議否決市町村の長が、9又は11の通知を受けた旨の公表を行った日のうち最も遅い日(以下(一)において「投票基準日」という。)から四〇日以内の同一の期日に行わなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の第四第二項関係)

合併協議会設置協議否決市町村の数が一である場合を除き、すべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に、協議により当該期日を定め、直ちに、これを合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の第四第三項関係)

投票基準日から七日以内に投票の期日の報告がなかったときは、合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会は、速やかに投票の期日を定め、すべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の第四第四項関係)

投票の期日は、少なくともその一〇日前に告示しなければならないこととした。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の第五項関係)

(2) 開票立会人等に関する事項、同時投票に関する事項及び再投票に関する事項については、6(3)(4)(5)と同様とした。

14 13の投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなすこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の第二六項関係)

15 公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、6又13の投票について準用することとした。(市町村の合併の特例に関する法律第四条の第二三項関係)

合併協議会設置協議等についての投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法の規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分は合併協議会設置協議等についての投票に関する規定と、公職の候補者又は推薦届出者に関する部分は投票実施請求代表者に関する規定とみなすこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条の八第二項関係)

二 市町村建設計画の作成その他の市町村の合併に関する協議の状況の公表に関する事項

合併協議会設置の請求により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、当該請求を行った代表者に通知するとともに、公表しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第五条第六項関係)

三 一部事務組合等の特例に関する事項

市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下三において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうちに合併関係市町村以外

の一の地方公共団体（以下三において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができることとし、この場合においては、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。（市町村の合併の特例に関する法律第九条の二関係）

四 地方税の特例に関する事項

1 市町村の合併後に地方税の不均一課税をすることができる期間が市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に延長され、新たに同期間内において課税をしないことができることとした。（市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第一項関係）

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法第七〇条の三第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口が三〇万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三〇万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する事業所税の課税団体の指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないこととした。ただし、当該合併市町村の人口が、三〇万を次の①に規定する人口で除して得た数値に次の②に規定する人口を乗じて得た人口以上となった場合は、この限りでないこととした。（市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第二項、市町村の合併の特例に関する法律施行令第一条関係）

①合併関係市町村の人口（市町村の合併が行われた日（以下①において「合併期

日」という。）前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の三月三十一日現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八一号）に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数をいう。ただし、合併関係市町村のうち、その区域の一部が合併市町村の区域の一部となったものにあつては、合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の三月三十一日現在において同法に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳に記載されている者の数を合併期日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による人口又は合併期日前の直近の三月三十一日現在において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数をいう。②において同じ。）のうち最も多いもの

②合併関係市町村の人口を合算した人口

五 流域下水道の特例に関する事項

1 市町村の合併により、当該市町村の合併前に認可を受けた事業計画に係る流域下水道により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、都道府県）及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、平成一七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して一〇年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日）をいう。以下五において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、下水道法の規定を適用することとした。（市町村の合併の特例に関する法律第一四条第一項関係）

2 都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日か

ら起算して一〇年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができることとした。(市町村の合併の特例に関する法律第一四条第二項関係)

3 都道府県(流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村)は、1又は2により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第一四条第三項関係)

第八 施行期日

地方自治法等の一部を改正する法律及び関係政省令は、次に掲げる日から施行することとした。(改正法附則第一条、地方自治法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令関係)

- 一 地方自治法別表の改正関係及び経過措置の政令への委任関係 改正法の公布の日(平成一四年三月三〇日)
- 二 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係 平成一四年三月三十一日
- 三 議会に関する事項関係及び中核市に関する事項関係 平成一四年四月一日
- 四 地方自治法の一部改正関係(一及び三を除く) 平成一四年九月一日
- 五 第四から第七までの関係 平成一五年一月一日

第九 経過規定

二 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過規定について

1 市町村の選挙管理委員会は、改正法第二条の規定の施行の日(平成一四年三月三十一日。以下二において「施行日」という。)前の直近の公職選挙法第二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の六分の一の数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならないこととした。(改正法附則第六条関係)

2 改正後の市町村の合併の特例に関する法律(以下「新合併特例法」という。)第四条の規定は、施行日の前日までに改正前の市町村の合併の特例に関する法律

(以下「旧合併特例法」という。)第四条第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村(同条第二項に規定する合併請求市町村をいう。)の長及び合併対象市町村(旧合併特例法第四条第一項に規定する合併対象市町村をいう。)の長のいずれもが合併協議会設置協議(旧合併特例法第四条第二項に規定する合併協議会設置協議をいう。)について議会に付議していないもの並びに施行日以後に行われる新合併特例法第四条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四条第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村の長又はいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設置協議について議会に付議したも

のについては、なお従前の例によることとした。(改正法附則第七条関係)

3 新合併特例法第四条の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第六項の規定により同一請求関係市町村(同条第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。)の長のいずれもが合併協議会(旧合併特例法第三条第一項に規定する合併協議会をいう。)に係る地方自治法第二五二条の二第一項の協議について議会に付議していないもの及び施行日以後に行われる新合併特例法第四条の二第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であつて、同日までに同条第六項の規定によりいずれかの同一請求関係市町村の長が当該協議について議会に付議したものについては、なお従前の例によることとした。(改正法附則第八条関係)

4 施行日の前日までに旧合併特例法第四条第八項又は第四条の二第一〇項の規定により置かれた合併協議会は、施行日から六月以内に、新合併特例法第三条第一項に規定する市町村建設計画の作成その他市町村の合併(新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。次条において同じ。)に関する協議の状況を、旧合併特例法第四条第一項又は第四条の二第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないこととした。(改正法附則第九条関係)

5 新合併特例法第一〇条の規定は、施行日以後に行われる市町村の合併について適用し、施行日の前日までに行われた市町村の合併については、なお従前の例

によることとした。(改正法附則第一〇条関係)

○地方自治法等の一部を改正する法律(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係)等の施行について

(平成一四年三月三〇日総行市第五五号 各都道府県総務部長あて総務省自治行政局市町村課長通知)

地方自治法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第四号)、地方自治法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成一四年政令第九四号)、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成一四年政令第九五号)及び地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成一四年総務省令第四一号)の施行については、平成一四年三月三〇日付け総行行第三八号・総行市第五四号総務事務次官通知が発せられたところですが、前記の法令の解釈、運用上の留意事項について次のとおり通知しますので、その取扱いに遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 請求代表者又は同一請求代表者への意見陳述の機会の保障に関する事項

地方自治法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第四号。以下「改正法」という。)による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(以下「新法」という。)第四条の二第七項において同一請求関係市町村の議会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議についての議会での審議において、同一請求代表者に意見を述べ機会を与えるものとされたところであるが、ここにいう同一請求代表者は当該同一請求関係市町村の選挙権を有する者に限られることに念のため留意されたい。

第二 住民投票の請求に関する事項

1 新法第四条第一一項及び第四条の二第一五項において、今回新たに合併協議会設置協議又は同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付

するよう請求する手続が定められたところであるが、当該手続の取扱いについては、地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第一六号)及び地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二九号)に規定する普通地方公共団体の議会の解散請求手続及び新法第四条第一項の合併協議会設置の請求手続等に準じて行われるものであること。

2 新法第四条第八項及び第四条の二第八項の規定により議会の審議の結果を公表する際には、議決年月日、議案番号、合併協議会の規約案等の事項について遺漏なく公表をされたいこと。

3 新法第四条第九項及び第四条の二第一〇項の規定により基準日を公表する場合には、併せて、長による投票の請求の公表がなかった場合における投票実施請求代表者証明書の交付申請の開始期日及び交付申請期間を公表をされたいこと。

4 投票実施請求代表者証明書の交付については、交付申請期間内においては「に限られないことについて、留意されたいこと。」

5 新法第四条第二二項及び第四条の二第一六項の規定により、合併請求市町村の選挙管理委員会又は合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに請求のあった旨を公表しなければならないものとされているが、その際、当該合併請求市町村又は当該合併協議会設置協議否決市町村の議会に対しても請求があった旨の連絡をされたいこと。

6 合併協議会設置の投票の実施請求手続について、投票実施請求代表者証明書の交付申請があった場合には、選挙管理委員会は、投票実施請求書に記載されている否決年月日、議案番号、合併対象市町村又は同一請求関係市町村の名称、投票実施請求書に添付されている議会により否決された合併協議会設置協議に係る合併協議会の規約案等につき、議会事務局又は長部局と連絡調整をとりつつ十分に確認し、誤り等が見られた場合には申請者に補正させるようにされたいこと。

7 改正法の施行前より進められている合併協議会設置の請求手続については、改正法附則第七条及び第八条の規定により、合併請求市町村の長及び合併対象市町村の長のいずれもが合併協議会設置協議について議会に付議していないもの並びに同一請求関係市町村の長のいずれもが同一請求に基づく合併協議会設置協議

について議会に付議していないものについてのみ新法に定められた手続が適用されることに留意されたいこと。

第三 投票に関する事項

1 新法第四条第一四項及び第四条の二第二一項において、今回新たに合併協議会設置協議又は同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する手続が定められたところであるが、当該手続の取扱いについては、概ね地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則に規定する地方公共団体の議会の解散投票手続及び一の普通地方公共団体にのみ適用される特別法についての賛否の投票手続等の手続に準じて行われるものであること。

2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成一四年政令第九五号）による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第九条の四第二項において、新法第四条の二第二一項の規定による投票については、すべての合併協議会設置協議否決市町村において同一の期日に投票を行うものとされたところであるが、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会においては、相互に十分な連絡調整を図り、同一期日の投票の円滑な実施に努められたこと。

3 新法第四条の二第三二項において準用する公職選挙法第四六条の二及び新令第九条の八第一項の規定により、選挙管理委員会が定めるところにより、記号式による投票を行うことができるとされたので、活用を図られたいこと。なお、この場合においても、不在者投票については、従来どおり自書式の投票のみ行うことができることに留意されたいこと。

第四 市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況の公表に関する事項

新法第五条第六項において、住民発議により設置された合併協議会にあつては、設置の日から六月以内に市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者又は同一請求代表者へ通知し、かつ、公表しなければなら

いこととされているところであるが、市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）（平成一四年三月二十九日付け総行市第五三号総務事務次官通知）に示されたように、これを一つの目安として、住民意思の確な反映、協議の効率的な進捗に努め、設置後一年程度を用途に、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめ、これを明らかにすることが望まれること。

第五 その他の事項

1 本通知及び平成一四年三月三〇日付け総行行第三八号・総行市第五四号総務事務次官通知については、貴都道府県の選挙管理委員会に対しても周知されたいこと。

2 住民投票の実施の請求に関する制度の創設をはじめとする今回の改正内容及び改正の趣旨については、必要に応じ、広報誌等を活用した住民等への周知を図られたいこと。

一三、今後の基礎自治体のあり方について（西尾私案）

平成一四年（二〇〇二年）一月一日、西尾勝・国際基督教大学教授が、第七次地方制度調査会の専門小委員会において「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」を発表した。この私案については、全国、特に小規模町村から多くの反発が寄せられた。概要については以下のとおりである。

一 これまでの地方分権と市町村合併

・市町村の自主的な合併の進捗状況を踏まえ、平成一七年四月以降の基礎的自治体のあり方について検討していくことが必要。

二 地方分権時代の基礎的自治体に求められるもの

- （一）充実した自治体経営基盤
- ・基礎的自治体が極力都道府県に依存せず、住民に対するサービスを自己財源に

より充実させていくため、その規模はさらに大きくなることが望ましい。規模能力の大きな基礎的自治体には、これに応じた事務や権限を可能な限り移譲していくべき。少なくとも、福祉や教育、まちづくりに関する事務をはじめ市が現在処理している程度の事務は、原則としてすべて基礎的自治体で処理できるような体制を構築することが必要。

・今後、わが国において地方分権の実を挙げ、第二次地方分権改革の道筋を確かなものとしていくためには、原則として国土の大半がこのような地方分権の担い手となる基礎的自治体の区域に区分されることが望ましい。

(二) 基礎的自治体における自治組織（住民自治の強化の観点から）

・市町村合併によって形成された新しい基礎的自治体においては、旧市町村単位に創設される自治組織について検討を進めることが必要。

(三) 分権の担い手にふさわしい規模の基礎的自治体に再編されなかった地域

・目指すべき規模の基礎的自治体に再編されなかった地域については、平成一七年四月以降、一定の期間現行の合併特例法と異なる手法によってさらに強力に市町村合併を推進すべき。その後、それでも再編されなかった地域については、例外的な取扱いを考えることが必要。

・具体的には、現在、市町村に対して法令で義務付けられている事務の全部又は一部を目指すべき規模の基礎的自治体に再編成されなかった団体、すなわち小規模な団体には義務付けないこととし、別の行政主体に当該事務を義務付けることを検討するという選択肢が考えられる。

三 今後の目指すべき基礎的自治体の具体的イメージ

・今後の基礎的自治体のあるべき姿として、自治体経営の観点から、一定規模・能力が必要。これを例えば、現在の市が処理している事務を処理できる程度のものであるかどうか。

・人口については、市並の事務を処理し権限を行使することを目指し、例えば人口〇〇未満の団体を解消することを目標をすべきではないか。

四 合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成のあり方

・上記三を前提とするならば、現行の合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成については、次のような進め方を検討すべきではないか。

(一) さらに合併の強力な推進

・現行の合併特例法と異なる発想の下、一定期間さらに強力に合併を推進する。

(二) 一定期間経過後のあり方

・上記(一)の期間後、合併に至らなかった一定の人口規模未満の団体については、下記のア案、イ案又はア、イ両方に対応する案などを検討する必要があるのではないか。

ア 事務配分特例方式

一定の人口規模未満の団体について、これまでの町村制度とは異なる特例的な制度を創設する。

イ 内部団体移行方式（包括的団体移行方式）

例えば人口××未満の団体は、他の基礎的団体への編入によりいわば水平補完されることとする。

(三) 旧市町村単位の自治組織

・現行の合併特例法における地域の意見を反映させる仕組みである地域審議会の制度に加え、新たな制度を検討する必要がある。

市町村合併に関する経緯

七年 四月 一日	合併特例法再延長（平成一七年三月三十一日までの時限立法）	一二年 四月 一日	地方分権一括法施行
七年 七月 三日	地方分権推進法施行、地方分権推進委員会発足	一二年 四月 四日	自治省は市町村合併に対する世論を喚起するため「市町村合併推進会議」を設置。
八年 二月二〇日	地方分権推進委員会第一次勧告	一二年 五月 一日	自治省は市町村合併推進本部の事務局である振興課及び行政体制整備室の中に、「市町村合併推進室」を設置
九年 七月 八日	地方分権推進委員会第二次勧告	一二年 九月 八日	西田自治大臣が市町村合併推進会議で「合併特例法の再延長をしない考え」を初めて明言
九年 九月 二日	地方分権推進委員会第三次勧告	一二年 一〇月	西田自治大臣が、都道府県知事に対し、市町村合併推進を 知事自らが自分の問題として真剣に受け止め特段の取組を 求めた書簡の送付
九年 一〇月 九日	地方分権推進委員会第四次勧告	一二年 一〇月 二五日	第二六次地方制度調査会が、市町村合併で住民投票導入を 求めた答申を総理に提出
一〇年 四月二四日	第二五次地方制度調査会が「市町村の合併に関する答申」 提出。「自主的合併の一層の推進」を掲げ、具体的推進方 策として、①住民発議制度の充実、②知事による合併協議 会設置の勧告、③財政措置の拡充を示す	一二年 一二月二日	自治省は「市町村合併の推進に係る今後の取組」について 決定
一〇年 五月二九日	地方分権推進計画閣議決定。分権委勧告・地制調査申を踏 まえ自主的な合併の推進を明記	一二年 一二月二七日	地方分権推進委員会が「市町村合併の推進についての意見」 を総理に提出
一〇年 一二月一九日	地方分権推進委員会第五次勧告	一二年 一二月 一日	政府は市町村数を千程度に再編する数値目標を盛り込んだ 行政改革大綱を閣議決定
一〇年 一二月 八日	改正合併特例法公布施行。町村が合併し市に昇格する際の 人口要件を五万人から四万人に（議員立法）	一二年 一二月 六日	町村合併で市に昇格する要件を「三万人以上」に引き下げ る改正合併特例法が成立
一一年 三月二六日	第二次地方分権推進計画閣議決定	一三年 三月 一日	総務省は「市町村の合併の推進についての要綱を踏まえた 今後の取組（指針）」を知事に示し、知事を長とする合併 支援本部の設置、合併重点支援地域の指定等を要請
一一年 五月二四日	市町村合併研究会（自治省行政局長の私的研究会）が各都 道府県に合併パターンを盛り込んだ要綱を二〇〇〇年中に 策定するよう求める報告書	一三年 三月二七日	政府は、総務大臣を長とする「市町村合併支援本部」を設 置
一一年 七月 八日	地方分権一括法成立（合併特例法の改正含む）	一三年 三月三〇日	経済界を中心に「二一世紀の市町村合併を考える国民協議 会」が設立
一一年 七月二二日	自治省内に「市町村合併推進本部」を設置	一三年 六月 一四日	地方分権推進委員会が「最終報告書」を総理に提出
一一年 七月一六日	地方分権一括法に伴う改正合併特例法施行	一三年 六月二二日	政府経済財政諮問会議が「基本方針（骨太の方針）」を決 す
一一年 八月 六日	自治省が「市町村合併の推進についての指針」を都道府県 に対して示す。合併のパターン等を内容とする「市町村の 合併の推進についての要綱」を県が一二年中に策定するよ う要請		

一三年	六月二六日	定、すみやかな市町村の再編を促す 政府は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定	一四年一月一日	西尾 勝教授「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」を発表
一三年	八月 六日	総務省は「合併協議の運営の手引」市町村合併法定協議会運営マニュアル」を取りまとめ公表	一五年 三月二七日	神野直彦教授「三位一体改革の検討試案」を発表
一三年	八月三〇日	政府の市町村合併支援本部が「市町村合併支援プラン」を策定	一五年 五月 八日	片山総務大臣は市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」を経済財政諮問会議に提出
一三年	九月二六日	政府は基本方針のタイムテーブルとして「改革工程表」を策定	一五年 六月二七日	総務省は「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（平成一五年指針）」を知事に示し、都道府県及び市町村に対し、市町村合併への取組の一層の強化を要請
一三年	十一月一九日	第二七次地方制度調査会が発足、都道府県と市町村の関係の見直し、国から地方への税源移譲などの問題について取り組む方針	一五年 七月 九日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」が閣議決定
一三年	二月二二日	地方分権改革推進会議が「中間論点整理」を取りまとめ	一五年 十一月二三日	第二七次地方制度調査会は、平成一七年三月の合併特例法期限切れ後に新法を制定し、引き続き自主的な市町村合併を促すこと等を含んだ答申を総理に提出
一四年	二月二一日	政府の市町村合併支援本部が「市町村合併の支援について当面的方針」を決定	一六年 三月 九日	平成一七年四月以降の合併推進を図るための「市町村の合併の特例等に関する法律案」等、合併関連三法案が国会へ提出
一四年	三月	片山総務大臣が、全国の市町村長及び市町村議会議長に対し、市町村合併は避けて通れない問題であり法定協議会を早期に設置するよう求めた書簡の送付	一六年 五月一九日	合併関連三法成立
一四年	三月二八日	地方自治法の一部改正法成立	一六年 六月 四日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」閣議決定
一四年	三月二九日	《合併特例法の改正「住民参議制度の拡充」住民投票制度の導入》	一六年 八月三二日	政府の市町村合併支援本部において、「市町村合併支援プラン」について、二〇〇五年三月末までに合併を申請し〇六年三月末までに合併する市町村には期限を来年三月末から一年延長して適用することを決定（但し合併推進体制整備費補助金については来年度予算編成段階で最終的な取扱いが決定）
一四年	六月二五日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二（通称「骨太二〇〇二）」閣議決定	一七年 三月三一日	「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）失効
一四年	八月三〇日	政府の市町村合併支援本部において「市町村合併支援プラン」の追加・拡充を決定		

第二章 合併旧法下の熊本県における市町村合併推進の取組み

地方分権の進展、少子高齢化の進行、住民の日常生活圏の拡大、行政ニーズの高度化・多様化、国・地方を通じる厳しい財政状況等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域住民が期待する「魅力ある地域づくり」や「住民サービスの維持向上」を図り、地方分権の担い手とされた市町村の行政体制を確立するために、市町村合併は極めて有効な手段とされ、昭和の合併以来の推進体制が強化されるに伴い、本県においても、市町村を包括する広域的な団体として、地域全体の発展や県民生活の維持向上という観点から、市町村合併を自らの問題として捉え、県政の最重要課題として、「平成の合併」の積極的な推進がなされた。

本県では、明治、昭和の合併と並び、「平成の合併」と呼称される合併推進の動きは、平成六〇七年度に実施された調査研究事業をもとに、熊本県市町村合併研究会が平成八年三月にまとめた「市町村の自主的合併に関する調査研究報告書」を嚆矢としている。

本章では、この調査研究以降、常に全国の合併推進にあたっての先駆的事例として、国からもモデルとされ続けた本県における合併推進への取組み、県内における合併検討の状況などについて記述することとし、さらに、平成一七年度以降の第二次となる合併推進の取組みについても整理した。

第一節 県における自主的合併推進への取組み

一、県市町村合併推進要綱策定までの取組み

(一) 市町村の自主的合併に関する調査研究（平成六〇七年度）

熊本県内の市町村のあり方について、合併問題を中心に検討を行うため、県の委託事業として、財団法人熊本開発研究センターのもとに「熊本県市町村合併調査研究会（会長：手島孝熊本県立大学学長）」が設置され、「市町村の自主的合併に関する調査研究」（以下、「第一次調査」という。）が実施された。

（熊本県市町村合併調査研究会 委員）

【委員長】 手島 孝 （熊本県立大学学長）

【委員（五〇音順）】

石橋 敏郎 （熊本県立大学教授）

石森 広久 （熊本県立大学助教）

井田 貴志 （熊本県立大学講師）

今川 晃 （熊本県立大学教授）

片岡 勤 （熊本県立大学教授）

木原 佳奈子 （熊本県立大学講師）

小泉 和重 （熊本県立大学助手）

苗村 辰弥 （熊本県立大学講師）

永尾 孝雄 （熊本県立大学教授）

原田 久 （熊本県立大学助手）

松岡 泰 (熊本県立大学教授)

米澤 和彦 (熊本県立大学教授)

渡邊 榮文 (熊本県立大学教授)

この調査は、国の第二次臨時行政調査会の勧告や、平成五年の衆参両院での憲政史上初めてとなる地方分権に関する国会決議、さらには平成五年一〇月の第三次行政改革最終答申等を踏まえ、二一世紀における新しい地域社会を担うに十分な基盤を有する活力ある市町村の創造を視野に入れた画期的な調査であり、全国的にも合併推進にかかる先駆的調査研究として注目された。

調査研究に当たった基本姿勢は、市町村合併の考え方について、その必要性や地域に与える影響や効果等を学術的視点に立って客観的に論じることにあつたが、市町村合併が、関係する地域の将来やアイデンティティの形成を始め、住民生活にも大きな影響を及ぼす事項であることから、市町村の境界が形成された沿革や地理的な条件、文化的な背景等に関する現地調査を実施すると共に、内外の合併事例の検討や各市町村の財政状況、将来の市町村振興計画、ゴールドプランの内容等に関する分析等も踏まえ、県内市町村の現状や地域課題に即した総合的な研究を行った。

この調査研究において特筆すべき点は、合併が、様々な地域課題を処理するための地域政策の一つとして捉えられたことから、熊本県における市町村合併は何を指して行うか」という視点に立った類型化を試みたことであつた。

県内九四の全市町村を対象とした実態調査の結果と、県内の市町村が形成された歴史的・地理的・文化的背景等を踏まえながら、市町村をめぐる地域社会の変動状況、我が国においてこれまで行われた市町村合併についての分類、諸外国における基礎的自治体の再編の状況などを総合的に勘案し、熊本県において今後ありうる市町村合併を、目的別に、「行

財政効率化型(行財政運営の効率化を目指す)」、「市制移行型(市制への移行で都市機能の充実を図る)」、「地方中核都市形成型(地方中核都市の形成により地域全体の振興を目指す)」の三つに類型化した。

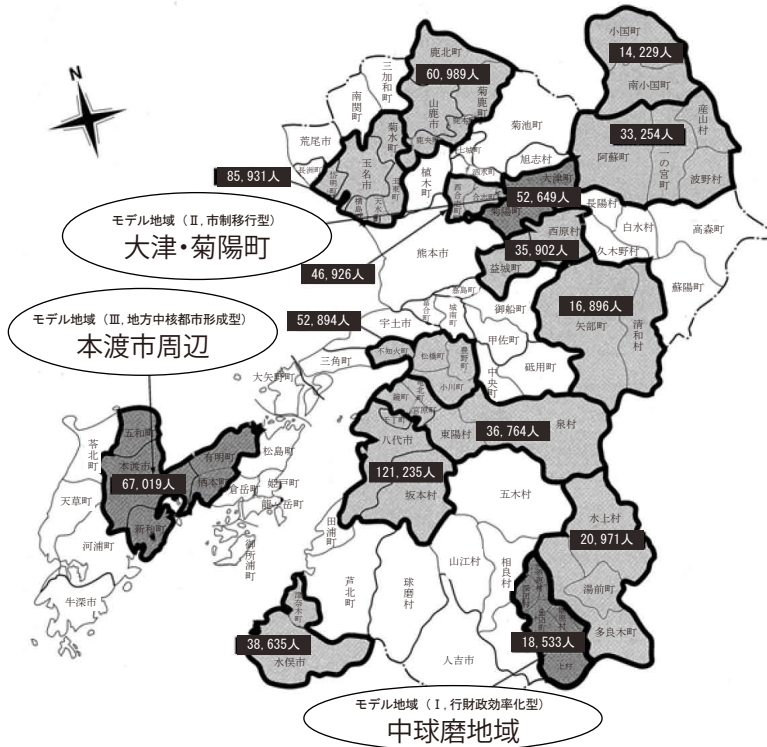
そして、熊本県において今後ありうる三つの市町村合併の類型に即し、次の二つの視点から総合分析を行うことによつて、地域的一体性に関して一定の蓋然性が認められる市町村を把握した。

① 各種データに基づき広域的生活圏として今後、一体的に発展する方向性が認められる地域に関する分析

- ・隣接市町村への通勤通学依存率や商圏の形成状況等
- ・事務の共同処理状況等に見られる広域行政の熟度
- ・水系などの地理的、地形的同一性

② 地域アイデンティティ形成の観点から、地域住民等の意識の中で、一体性が認識されている地域に関する分析

- ・住民の意向
- ・農協長や青年会議所の理事長などオピニオンリーダーの意向
- ・市町村長、市町村議会議員の意向調査



更に、一体性に関して高い蓋然性が認められる地域の中から類型毎に、①「行財政効率化型」として中球磨5か町村(上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村)、②「市制移行型」として大津町・菊陽町、③「地方中核都市形成型」として本渡市周辺五市町(本渡市・有明町・栖本町・新和町・五和町)を、それぞれモデル地域として選定し、市町村合併の地域に及ぼす影響や効果等について具体的な実証を試みた。

なお、この時把握された「一体性に関する蓋然性が認められる地域」全一五パターン(五二市町村)は、参考例示という形で公表されたが、合併の枠組みに関する具体的提案は、昭和の大合併以降、都道府県レベルとしては、全国的にも初めてとなる画期的な取組みであった。

(二)市町村合併検討支援事業

第一次調査以降、中球磨地域で首長レベルの検討がスタートするなど、各地域での合併検討の高まりを後押しすべく、県は、平成八年度に「市町村合併検討支援事業」を創設した。これは市町村や公共的団体(青年会議所、商工会議所等)などが、市町村合併の検討に着手する場合に県が各種調査を実施し(一団体あたり委託調査費用原則三〇〇万円以内)、その調査成果を提供することによって検討を支援するものであった。翌平成九年度には、これを「市町村合併等広域行政体制整備支援事業」と改称し、支援対象を、併を前提とした広域連携方策の取組みにも広げた。

平成一一年度までの具体的な支援の状況については次のとおりである。

平成八年度：中球磨5か町村、天草地域の求めに応じ県の調査分析成果品を地元検討組織に提供し、検討の側面的支援。

平成九年度：中球磨、天草、山鹿鹿本、八代地域で検討支援を実施。

平成一〇年度：中球磨、山鹿鹿本、八代地域で検討支援を実施すると共に、全県下の広域行政体制推進の合併基礎データ調査

平成一一年度：中球磨、天草地域の二地域の一体性の強さの調査

(三) 市町村合併検討マニュアル

平成八年度末には、県は、県内各地域で合併問題の検討を促すため「市町村合併検討マニュアル」を発行、合併問題の検討段階から基本合意の形成に至るまでの段階において必要な事務の概要や、合併に係る特例・支援措置等についての参考資料とした。

(四) 市町村課に分権・合併班の設置

平成八年度まで、市町村の行財政を所管していた地方課は地方分権の流れを踏まえ、戦前からの伝統的な組織で、その名称は上意下達機関、指導機関としてのイメージが色濃く残ることから、平成九年度に組織名称を変更して市町村課となった。その際、課内に新たに「分権・合併班」が設置され、地方分権への対応や、市町村合併の推進に向けた庁内体制の強化が図られた。当時、全国的にも合併の名称を冠した県レベルの組織はほとんど見当たらず、来たるべき市町村合併推進の到来を予測し、また、合併を通じて市町村の自治基盤を強化せんとする本県の意志が表れている。

(五) 県独自の合併支援策の検討

平成九年度、県は、「熊本県市町村振興資金要項」の改正を行い、市町

村振興資金の貸付対象事業として「合併市町村まちづくり事業」を追加し、貸付限度額二億円の無利子融資とした。

これらの取り組みに加え、平成九年度には、中球磨5か町村の検討が進み、任意協議会への移行も視野に入ってきており、また、全国的な広域行政推進の気運の高まりが見られたという背景から、県市町村課では、「熊本県市町村の自主的合併の推進に関する条例（仮称）」及び「市町村合併推進支援大綱」についての内部検討に着手し、この時、合併市町村に対する特例交付金制度の創設等についても検討がなされている。

ただ、折しも、県議会における分権・合併に関する特別委員会の設置が検討され、そこでの審議内容が条例内容等に影響することが予想されたこと、また、国においても地方制度調査会における合併推進策の検討が行われ、合併特例法改正の可能性があったことなど、流動的な要素が大きかったことから、結果的には条例及び大綱の制定は行わず、中球磨5か町村における検討の進捗状況等を見ながら、県の支援策を順次検討していくこととなった。

(六) 市町村合併連絡調整会議の設置

平成八年三月に本県の市町村合併研究会が提起した三つのモデルパターンを受けて、平成一〇年四月、当時、県内で最も合併の検討が進んでいた中球磨5か町村において、「中球磨5か町村合併問題協議会（任意協議会）」が設置されるに至ったことから、同年六月、県は、合併特例法に定める県の支援策の取りまとめや、市町村合併推進要綱策定に関する検討、合併に関する庁内の情報交換を行うこと等を目的に、庁内に「市町村合併連絡調整会議」を設置した。会議は総務部次長を会長に、関係各課長により構成され、下部組織として幹事会（関係課政策調整審議員）及びワーキンググループ（関係課担当班長）が置かれた。

市町村合併庁内連絡調整会議設置要項

(設置)

第一条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号）に定める県の支援について検討を行うため、「市町村合併庁内連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第二条 連絡調整会議は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は総務部次長、委員は別表一（略）に掲げる職にある者をもって充てる。なお、会長は必要に応じ、関係課の長及び関係出先機関の長を委員とすることができる。

(会議)

第三条 連絡調整会議は、必要に応じ、会長が招集し、主宰する。

2 連絡調整会議は、合併協議会等からの市町村建設計画等協議に対する回答のとりまとめ及び市町村建設計画等の合併市町村の建設の根幹となるべき事業のうち県が実施するものとりまとめ等を行う。

(幹事会)

第四条 連絡調整会議に付議すべき事項をあらかじめ協議するとともに、各部署内における情報提供及び調整等を行うため、連絡調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長は市町村課総務審議員、幹事は別表二（略）に掲げる職にある者をもって充てる。（第二条第二項なお書きは、幹事会にも準用する。）

3 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

第五条 幹事会に付議すべき事項に係る基礎的資料の収集整理及び問題点の整理及び検討を行うため、幹事会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、座長及び班員をもって構成し、座長は市町村課分権・合併班長、班員は別表三（略）に掲げる職にある者及び幹事会で決定する者をもって充てる。（第一条第二項なお書きは、ワーキンググループにも準用する。）

3 ワーキンググループは、必要に応じ座長が招集し、主宰する。

(事務局)

第六条 連絡調整会議の事務局は、市町村課に置く。

(その他)

第七条 この要項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付則 この要項は平成一〇年六月二五日から施行する。

(七) 第二次市町村合併調査研究事業（平成一〇年度）

先の第一次調査後も、国における地方分権推進法の制定（平成七年五月）、地方分権推進委員会の発足、抜本的な改正がなされた合併特例法の成立等、地方分権の具体化と相俟って、地方分権の実施主体とされる市町村の行政体制整備の必要性がその都度指摘された。

この背景には国・地方を通じての財政状況の悪化、介護保険制度の導入など市町村にとって新たな行政需要への対応が求められるなど、市町村を取り巻く環境は大きく変化していることがあり、その後も地方分権推進委員会の第二次勧告、第二五次地方制度調査会の答申、さらにこうした動きを総括して平成一〇年五月の地方分権推進計画において、市町村の合併等の推進を求めると共に、自主的合併の推進のため、「市町村の合併パターン等」を内容とする市町村合併推進要綱を都道府県が作成するよう要請することなどが閣議決定された。

このように地方分権に対応できる市町村の行政体制を整備するために、合併を手段とする市町村再編の動きが強まってきたことを受けて、県では、再度、市町村や住民の合併に対する認識や取組みの状況等を調査研究することとし、平成一〇年度に「第二次市町村合併調査研究事業」（以下、「第二次調査」という。）を実施することとし、第一次調査を上回る規模でフォローアップ調査を行った。以下は、その主な調査内容である。

(二)「市町村合併に関する市町村長アンケート」

調査対象：県内八九市町村長（中球磨5か町村以外）

調査方法：郵便による発送・返送

調査期間：平成一〇年九月七日～九月二二日（回答率：二〇〇％）

主な項目：①市町村合併の必要性

②合併や広域行政体制整備の必要性の理由

③市町村合併に関する議会の関心度に対する首長の認識

④市町村合併に関する住民の関心度に対する首長の認識

⑤合併により効率性が向上する行政分野

⑥合併のメリット・デメリット 等

(二)オピニオンリーダーアンケートの実施

調査地域：県内八九市町村（中球磨5か町村以外）

調査対象：議会関係（市町村議会議長）、教育・文化関係（市町村教育長、文

化協会長）、経済関係（商工会議所会頭、商工会長）、農林水産関係（農

業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の組合長）、福祉・婦人関係（社

会福祉協議会長、地域婦人連絡協議会長）、医師会・その他（医師会長、

その他有識者）

調査方法：郵便等による発送・返送（九二七通）

調査期間：平成一〇年九月七日～九月二五日

(三)県民アンケートの実施

調査地域：県内八九市町村（中球磨5か町村以外）

調査対象：満二〇歳以上の男女

調査方法：発送数・郵便による発送・返送（五、八六〇人）

調査期間：平成一〇年九月七日～九月二二日

回答率：三三・六％

(四)市町村長への訪問調査

調査地域：県内八九市町村長（中球磨5か町村以外）

調査方法：訪問調査によるヒアリング

調査期間：平成一〇年一〇月～一二年三月（回答率：一〇〇％）

(五)日常生活圏の一体性の状況

(1)日常生活圏の一体性の状況

通勤・通学圏や商圏等の日常生活圏の一体性の状況を把握するとともに、現在の状況と第一次調査の結果とを比較することで、どのように変化しているかを把握する目的で実施した。

・通勤、通学依存率の状況

・市町村別購買力吸引状況

・県内の人口移動の状況

(2)一部事務組合等の状況

(3)国・県の機関等の管轄区域の状況

(八)熊本県市町村合併研究会における調査研究（平成二一年度）

「熊本県市町村合併研究会」は、平成二一年度、熊本県立大学総合管

理学部と熊本県総務部市町村課とで組織されたもので、地域社会を取り

巻く環境変化等を踏まえ、改めて市町村合併の潮流及び動向、更には本

県の現状・課題及び市町村の結びつき等について研究することを目的と

した。

本調査研究は、市町村課で取り組んでいた「熊本県市町村合併推進要

綱」の策定作業と並行して進められ、内容的には相互に共通する基盤に

立つものとなった。詳細な説明は次項に譲るが、分権時代における合併

の意義、市町村を取り巻く環境変化、これまでの調査の概要等を整理し

た上で、本県における合併パターン、地域の一体性に関する詳細な検討

が行われた。

(熊本県市町村合併研究会 委員名簿)

【座長】 渡邊 榮文 (熊本県立大学教授)

【委員】 石橋 敏郎 (熊本県立大学教授)

今川 晃 (熊本県立大学教授)

木原 佳奈子 (熊本県立大学助教授)

原田 久 (熊本県立大学助手)

二、県市町村合併推進要綱策定後の取組み

(一) 熊本県市町村合併推進要綱の策定(平成一一年度)

本県では、平成六、七年度での「市町村の自主的合併に関する調査研究」、平成一〇年度での「市町村の合併に関する基礎的調査研究」等における取組みの成果を生かしつつ、国の指針を踏まえ、市町村合併を実現するために、平成一二年三月、「熊本県市町村合併推進要綱」を策定・公表した。これは、全国でも徳島県(平成一二年一二月公表)に次いで二番目、合併パターンの具体性からすると実質的には最初とも言える先駆的なものであった。

合併の類型については、第一次調査の三類型を準用しつつ、合併パターンについては、市町村が合併の検討に着手する際の参考や目安となるものとの位置付けで、改めて地域の実情を示す各種データ(通学通勤圏・商圏等の住民の日常生活圏、事務の共同処理の状況などをクラスター分析など統計学的観点からも検証)並びに郡の区域、自然条件、地理的条件、歴史的・文化的要素、市町村及び住民の意識などを総合的に検討したうえで、郡市の区域を越えないことを基本に一体性が認められる地域として一九地域(七四市町村)を【Aパターン】、また郡市の区域を越えて一体性が認められる地域として四つの枠組みを含めた一八地域(七四市町村)を【Bパターン】とする、二つの合併パターンを提示した。

なお、既にこの時点で主体的な検討が行われていた中球磨5か町村、天草地域、更に中核市として指定され、自己完結的なまちづくりを志向していた熊本市の三地域については、合併パターンは示さなかった。

熊本県市町村合併推進要綱

平成一二年三月

一 要綱策定の趣旨

機関委任事務の廃止等を柱とした地方分権推進一括法の制定により、地方分権が実行の段階を迎える中で、市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、拡大する自己決定・自己責任のもと、多様化する行政ニーズへの対応能力が強く求められている。

また、市町村合併は、将来の熊本県の姿をどのようにすべきかという課題とも密接に関連するものであり、本県としては、市町村だけでなく県自らの問題として捉え、市町村並びに県民に強く働きかけ機運を醸成するとともに、合併に向けた市町村等の取組みを支援することにより、市町村合併を積極的に推進する考えである。

国は、昨年八月、都道府県に対して、市町村の合併の推進についての指針を示し、合併パターン等を内容とする市町村合併推進要綱の作成を要請した。本県では、平成六、七年度での「市町村の自主的合併に関する調査研究」、平成一〇年度での「市町村の合併に関する基礎的調査研究」などに取り組んできたが、今般、国の指針を踏まえ、市町村合併を実現するために「熊本県市町村合併推進要綱」を策定するものである。

二 市町村の現況と今後の展望

(1) 市町村合併の動向

① 全国の市町村数の変遷

我が国の市町村数は、明治二二年末には七一、三一四あったとされており、市制町村制の施行に伴う「明治の大合併」により、明治二二年末には市町村数は一五、八三九と約五分の一に減少した。その後、昭和二〇年に一〇、五二〇あった市町村数は、昭和二〇年代末から三〇年代前半にかけて、人口八千人を標準として全国一律に推進された「昭和の大合併」により、昭和三六年には三、四七二と

て全国一律に推進された「昭和の大合併」により、昭和三六年には三、四七二と約三分の一となった。そして、平成一一年四月一日現在では市町村数は三、二二九となっている。

② 本県の市町村数の変遷等

本県の市町村数は明治の大合併、昭和の大合併を経て現在では一一市八三町村で合計九四市町村となっているが（表一）、この数は全国で七番目に多く（表二）、町村数だけでは五番目に多い数となっている。

人口・面積にみる平均規模は、人口では全国平均の半分程度、面積では七割程度であり、いずれも全国平均値を大きく下回っており、規模の小さい市町村が多いことがわかる（表二）。

(2) 市町村行財政を取り巻く環境の変化

本県では、市町村合併推進に関する基礎的調査研究として、平成一〇年九月、中

■表1 熊本県の市町村数の変遷

年月日	区分	熊本県の市町村数				備 考	
		全国/市町村数					
明治21年末		71,314	-	1,419	1,419	市制町村制施行(M22.4.1)	
明治21年末		15,859	1	380	381		
昭和28年10月		9,868	5	41	274	320	町村合併促進法施行(S28.10.1)
昭和31年9月		3,975	9	37	71	117	町村合併促進法失効(S28.9.30)
昭和36年6月		3,472	11	41	49	101	新市町村建設促進法一部失効(S36.6.29)
昭和40年4月		3,392	11	48	42	101	市町村の合併の特例に関する法律施行(S40.3.29)
昭和44年4月		3,285	11	59	30	100	穂木町・田原村合併(S44.4.1)
昭和45年11月		3,272	11	59	28	98	熊本市・託麻村合併、臺北町・湯浦町合併(S45.11.1)
平成3年2月		3,241	11	62	21	94	熊本市・駒形町(北部・河内・飽田・天明)合併(H3.2.1)
平成11年4月		3,229	11	62	21	94	

■表2 人口、面積規模等の状況

区 分	全 国	熊本県	全国順位
市町村数	3,229	94	7
平均市町村数	69	94	-
人口	117,975,184人	1,870,473人	22
平均人口	36,536人	19,899人	37
面積	371,093.01km ²	7,402.71km ²	15
平均面積	114.93km ²	78.75km ²	32

(注) 1 市町村数は平成11年4月1日現在、人口は平成11年3月31日の住民基本台帳人口による。
2 面積は全国市町村要覧(平成11年度版)による。

球磨五か町村合併問題協議会を設置して合併検討を行っている上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村を除く八九市町村長（回答率一〇〇％）、オピニオンリーダー約千人（同五五・三％）及び県民約六千人（同三三・六％）に対して合併に関するアンケート調査を実施したが、回答があった者の

中で市町村長の六〇・七％、オピニオンリーダーの七〇・七％、県民の五四・二％が合併の必要性を認識しているという結果を得た。更に、市町村長については、「広域連合等広域行政体制整備は重要」とした三一・五％を加えると、九割を超える市町村長が合併や広域連合等広域行政の必要性を認識していると同答している。

こうした意向調査の結果から見ても、市町村合併の必要性に関する認識は確実に高まっており、この背景には、①住民の日常生活圏の拡大、②行政ニーズの多様化、③地方分権の推進、④少子・高齢化の進行、⑤国・地方の財政危機等市町村行財政を取り巻く環境の変化があり、このような変化への対応が大きな課題となっている。

① 住民の日常生活圏の拡大

昭和三〇年代以降、わが国の交通・情報通信手段の発達は目を見張るものがあり、経済活動の進展と相まって、本県でも住民の日常生活圏は、市町村の区域を超えて大きく拡大した(図一・略)。住民が求めるニーズやヒト・モノ・カネ・情報が市町村の区域を超えて流出入する時代においては、これまで同様に市町村の区域内で自己完結型の行政サービスを提供することは非効率となっている。こうした環境の変化の中で、将来に向けて市町村が、都市計画や土地利用計画並びに地域づくりや観光振興、更には交通網の整備等、行政の各分野において施策の充実を図り住民サービスを向上するためには、現在の市町村の区域を超えてより広域的な圏域において、一体的な施策を展開する必要性が益々高まっている。

② 行政ニーズの多様化

社会経済情勢の変化と個人の価値観やライフスタイルの変化等を受けて行政に対する住民のニーズは大きく変化してきており、従来、行政が行っていたサービス領域にも民間サービスが進出するとともに、従来個々の市町村では対応が難しかった生涯学習や女性行政、国際化、環境問題、商店街の振興、地場産業の振興及び森林保全等といった今後ますます重要となる施策についても積極的な取組みが求められている。こうした施策への取組みは、専門的かつきめ細かい知識や能

力が求められるなど、人材の確保や育成が重要な課題となっている。また、介護保険制度の実施やごみ処理の広域化等環境問題への積極的取組み等、新たな行政需要への適切な対応も迫られており、総合的な行政主体として地域の行政ニーズに的確に対応しうる行政体制の整備が課題となっている。

③ 地方分権の推進

地方分権の推進はいよいよ実行の段階を迎えている。自己決定・自己責任の原則のもと、住民に提供するサービスの質及び内容は地域の責任ある自治体が地域住民の意見を基に自ら選択決定することとなる。具体的には、それぞれの市町村が、住民の多様化したニーズを的確に捉え、多様なサービスを提供し、豊かさを実感できる暮らしを創造するために、拡大する自治権を基に固有の政策を立案し、それを議会・住民に分かりやすく提示しつつ理解を求め実施することが必要となる。そのためには、市町村の調査研究、企画調整、法制執務能力の向上等、自立した行財政運営体制の構築が喫緊の課題となっている。

④ 人口の少子・高齢化の進行

我が国においては、少子・高齢化が急速に進行している(表三)。本県では全国より約一〇年早く高齢化が進んでいるといわれ、これから到来する超高齢社会において安心して生活を送っていくには、デイサービス、ホームヘルパー等在宅福祉サービスの充実や、特別養護老人ホーム等福祉施設の整備等、人口構造の変化に対応した高齢者対策が不可欠である。介護保険の運営主体となる市町村は、介護サービスを提供していくとともに、介護状態にならないための若年層からの生活習慣病対策、高齢者への生活支援等を行う必要がある。ホームヘルパー・保健婦などのマンパワーを確保、更にはデイサービスセンターなどの施設も質・量ともに充実しなければならない。特に、本県では、小規模な市町村が多く高齢化もより顕著であるが、専門的な人材の確保が困難であったり、福祉施設を整備するにしても財政基盤が弱いなど、現状では対応が非常に厳しい状況にある。また、少子化の進行も顕著であり、昭和三〇年の本県の出生数が約四・一人だったものが、平成九年には約一・八万人(△五六・八%の減少)と激減する中、八〇%以上減少した市町村も三六団体に上る等深刻な状況にある。こうした

人口の少子・高齢化の進行に対応した適切な施策の実施が課題となっている。

⑤ 国・地方における財政の状況と今後の見通し

我が国の財政は、平成一二年度末の国・地方を合わせた長期債務残高が約六四七兆円(対GDP比一三〇%)に達する見込みであるなど極めて厳しい状況にあり、将来世代の負担を考えると、できるだけ速やかに財政構造を改革しなければならぬという大変重い課題を背負っている。特に、国の長期債務残高は平成一二年度末には約四八六兆円に達する見込みであり、利払費の増加による財政の硬直化が進行している。地方財政においても、平成一二年度末には借入金残高は約一八七兆円に達する見通しであり、国・地方ともに長期債務の累増が著しい(表四)。

■表3

区 分	昭和40年 1965年	昭和50年 1975年	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成22年 2010年	
全 国	総人口	98,275	111,940	121,049	123,611	125,570	126,892	127,623
	年少人口 : 0~14歳	25,166 (25.6%)	27,221 (24.3%)	26,033 (21.5%)	22,486 (18.2%)	20,013 (15.9%)	18,602 (14.7%)	18,310 (14.3%)
	生産年齢人口 : 15~64歳	66,928 (68.1%)	75,807 (67.7%)	82,506 (68.2%)	85,903 (69.5%)	87,164 (69.4%)	86,419 (68.1%)	81,187 (63.6%)
	老年人口 : 65歳以上	6,181 (6.3%)	8,865 (7.9%)	12,468 (10.3%)	14,895 (12.0%)	18,260 (14.5%)	21,870 (17.2%)	28,126 (22.0%)
熊本県	総人口	1,771	1,715	1,838	1,840	1,859	1,865	1,851
	年少人口 : 0~14歳	521 (29.4%)	397 (23.2%)	389 (21.2%)	356 (19.3%)	321 (107.3%)	291 (15.6%)	271 (14.6%)
	生産年齢人口 : 15~64歳	1,106 (62.4%)	1,135 (66.2%)	1,207 (65.7%)	1,198 (65.1%)	1,196 (64.3%)	1,180 (63.3%)	1,133 (61.2%)
	老年人口 : 65歳以上	144 (8.1%)	183 (10.7%)	242 (13.2%)	284 (15.4%)	341 (18.3%)	394 (21.1%)	447 (24.2%)

■表4

区 分	9年度末 (実績)	10年度末 (3次補正後)	11年度末 (2次補正後)	12年度末
国の長期債務残高	357程度	412程度	451程度	486程度
普通国債残高	258程度	299程度	335程度	364程度
地方の借入金残高	150程度	166程度	179程度	187程度
国と地方の重複分	▲15程度	▲18程度	▲22程度	▲26程度
国・地方長期債務	492程度	561程度	608程度	647程度
対GDP比	97.4%	112.7%	122.7%	129.6%

(資料) 大蔵省作成資料より

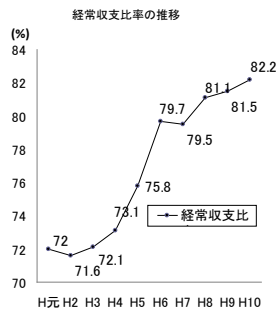
■表5 県内市町村の経常収支比率等の推移

(単位：%)

区分	H10	H9	H8
経常収支比率	82.2	81.5 (80.3)	81.1 (79.5)
公債費負担比率	17.0	16.4 (16.1)	16.1 (15.4)
公債費比率	13.5	13.3 (13.7)	13.1 (13.2)
起債制限比率	9.9	10.0 (9.8)	10.0 (9.8)
財政力指数	0.275	0.270 (0.420)	0.266 (0.420)

(注) () 内の数値は、全国平均の数値。

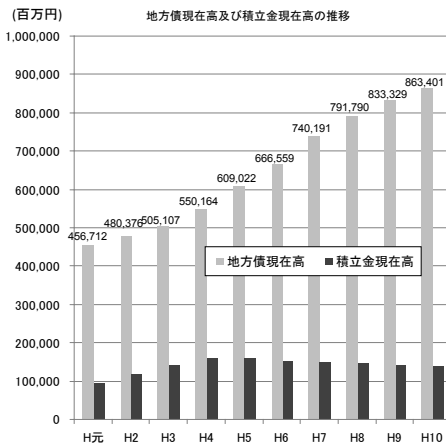
■図2 財政構造の硬直化



国・地方のマクロの財政が逼迫する中、市町村においては、地方交付税による財政調整制度が機能していること等から増大する行政需要に何とか対応しているが実状であるが、今日の社会経済情勢から見て現行の地方財政制度が将来にわたって維持されるとは限らないことも十分認識した上で、一層効率的な行政運営を行うことが求められている。

特に、県内には過疎中山間地域の小規模市町村が多く、財政状況も厳しい状況にある。平成一〇年度における市町村の普通会計決算の状況から見ると、歳入では地方税の減収、地方債は依然高い水準での推移が顕著である。また、歳出では

■図3 将来にわたる実質的な財政負担



義務的経費、特に扶助費及び公債費が引き続き増加している。

経常収支比率等も引き続き上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいる（表五、図二）。加えて、地方債現在高が増大する一方、積立金現在高が減少した結果、将来にわたる実質的な財政負担額の増嵩が続いており、市町村の経営は財政面からみても容易ならざる状況にあり、分権時代にふさわしい財政基盤強化を図ることが課題となっている（図三）。

三 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処

住民の日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化、地方分権の推進、少子・高齢化の進行及び厳しい財政状況等市町村行政を取り巻く環境の変化に対応するために、市町村合併は避けて通れない課題であり、自主的、主体的な取組みが求められている。

その際、以下に掲げる合併の効果等が参考になるものと考ええる。

(一) 市町村合併の効果

市町村合併の効果としては、まず、行政、民間団体、地域住民を含むあらゆる階層で合併を契機とした新しいまちづくりに向けての意識改革が図られ、新たな活力が醸成されることが挙げられるが、その他にも代表的な効果として以下のようなものがある。

① 広域的な観点からの地域づくり・まちづくり

広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による効果的な基盤整備の推進、総合的な活力の充実、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整を要する施策の展開が可能となる。

ア 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用及び地域の個性を活かしたゾーニングなど、より広いスケールでまちづくりを重点的、効果的に実施できる。

・幹線道路の整備促進や旧市町村間道路の連結促進、新幹線駅等開発に合わせたアクセス強化、街づくり整備を進めることができる。

・区域の拡大により、開発適地が広がり、広域的な視点からの土地利用、施設整備など、地域の個性を活かしたまちづくりを効果的に実施できる。

・上下水道など生活インフラ整備を旧市町村境を超えて効率的に行える。

・農地流動化による生産基盤の有効活用及び専業農家の確保など多様な農業経営の可能性が広がる。

イ 環境問題や水資源問題、観光振興や地域振興など、広域的な計画調整、取組み等が必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

ウ より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致等が期待できる。

エ 行政や各種団体におけるマンパワーが充実し、地域振興のためのシンクタンク機能の創出とともに、各種人材のネットワークによる内発的な産業発展が期待できる。

② 住民サービスの向上

地域、住民のニーズに応じて行政サービスの選択の幅を広げる等、生活者の視点に立ったサービスの質の向上を図ることができる。

ア 従来、個々の市町村では十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の増強を図り、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となる。

・学校教育の面からも充実した教員配置が行われ、指導主事等のマンパワーの充実により、教育効果の向上とともに部活動や生涯学習等にも配慮した運営が可能となる。

・人的物的サービス基盤が充実することによって、住民の健康づくり、疾病や福祉等への対策等に積極的な対応が図られ、地域全体の健康福祉施策が充実できる。

・乳幼児健診のように、適時適切に対応しなければ効果が発揮できないような事務については、規模が拡大することで的確に実施できる。

イ 行政のマンパワーが充実することにより、法制部門、企画部門、情報化部門、企業誘致部門並びに都市計画、国際化及び産業振興に関する施策や女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策

が展開できる。

ウ 体育館、図書館、文化ホール、保育所等をより広域で活用できる。

エ 行政サービスの提供区域が広域化することで、住民票の発行などの窓口サービスが住居や勤務地、買い物先などの近くで利用できる。

③ 行財政の運営の効率化と基盤強化

行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供が可能になるとともに、行財政基盤の強化により総合的な行政が展開できる。

ア 総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的に住民サービス提供や事業実施を直接担当する部門並びに行政の情報化推進等これまで対応が困難であった部門等を手厚くするとともに、合理的・重点的な人員配置が可能となる。

イ 三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員など特別職、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。

ウ 事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や管理経費が節減されるという規模の利益が働く。

エ 広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、類似施設の重複がなくなるとともに、重点投資が可能となる。

オ 職員の経験、知識、ノウハウなど全ての分野でマンパワーの充実が図られ、組織体の能力が向上するとともに、職員間に競争原理が導入されるなど行政機構としての体質強化が可能となる。

カ 行財政運営に対するノウハウを相互に活用できるとともに、問題の発生や災害等の発生に機動的に対応できるなど危機管理能力が向上する。

キ 人材育成のための専門的な組織の設置が可能となり、分権時代にふさわしい職員を養成するための研修が活性化する。

(2) 合併に際して懸念される事項への対処

合併を進める上での障害、あるいは合併に消極的となる理由として、以下のような指摘が挙げられている。これらの合併に際して懸念される事項への対処方策として、国においては、平成一一年の「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）改正等により、市町村合併の推進のための複合的な支援

策が拡充強化されたところであり、また、本県においても、積極的な合併支援の施策を充実することとしている。

具体的に懸念される事項とその対処例として以下のようなものがある。

- ① 合併の必要性やメリットが抽象的でわかりにくい場合があること
- ア 合併推進の背景、制度、利点や課題への対応策等について、できるだけ具体的にわかり易く数字やグラフ等も示しながら資料を作成し、各地域での説明会やシンポジウムを積極的に開催する。
- イ 啓発用パンフレットや各種メディアを活用した広報を展開する。
- ② 合併後の市町村内の中心部と周辺部で地域格差が生じたり、歴史や文化への愛着や地域への連帯感が薄れるといった懸念があること
- ア 旧市町村単位に支所や地域振興センター等行政サービスの拠点を設置し、行政サービスの維持・向上を図る。
- イ 市町村建設計画策定過程で住民意見を反映し、旧市町村の発展方向を明確に位置付けた地域の将来ビジョンを策定する。
- ウ 合併による総合的なまちづくりや地域の一体性確保のための各種の事業等を実施し、合併後の地域住民の連帯強化並びに旧市町村の区域の地域振興を図る。
- ③ 住民の意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供ができにくくなるという懸念があること
- ア 旧市町村の振興のために、旧市町村の区域毎の「地域審議会」設置や定期的な地域懇談会等の開催により、施策の計画段階からの住民意見の反映システムを構築する。
- イ 住民からの直行便や住民相談窓口の設置、情報公開制度の導入等により直接住民の意見を聴く制度をつくる。
- ウ 各種の公益法人、住民等による組織、ボランティア団体や民間企業との役割分担を明確にし、各分野に応じた活用を図る。
- エ 行政体制強化のメリットを引き出し、旧市町村単位の振興組織の設置、行政広報の充実、機動班の設置等専門的かつ迅速なサービス体制を強化する。
- オ 旧市町村における行政サービスの拠点間の連絡体制強化のための情報ネット

トワーク化を図る。

四 市町村の合併パターン

本県では、平成六、七年度に実施した「市町村の自主的合併に関する調査研究（以下「第一次調査」という。）」において、①行財政効率化型、②市制移行型、③地方中核都市形成型の三類型を示し、県下九四市町村のうち、一五地域五二市町村について合併パターンを例示した。今回の合併パターンは、この第一次調査の成果、平成一〇年度に実施した基礎調査及び平成一一年八月に示された国の指針を踏まえて作成した。

（一）市町村合併の類型化

市町村合併の類型化に当たっては、第一次調査において、地域社会の変動に伴う市町村の再編成の必要性、市町村合併の動向、県内の市町村の歴史的・地理的・文化的背景及び市町村の実態調査を踏まえ、合併の目的別類型化の観点から三つの類型化を図ったところであるが、今回も基本的にこの三類型を踏襲することとした。以下に本県の市町村合併の三つの類型を示す。

【類型一】行財政基盤強化型

合併を契機として行財政運営の効率化により行財政基盤強化を目指す合併

（人口一万人～二万人程度を目安）

地域社会の状況の変化や住民の日常生活圏の拡大などから、市町村が処理しなければならない事務が広域化し、各市町村が個々に対処する現在の行政システムでは行財政上の効率性が悪くなっている。更に、市町村は地方分権の推進によって自らの判断と責任において、地域社会のために責任ある行政を展開し、地域住民の福祉の向上を図らなければならないが、そのためには、個々の市町村が合併を通じて行財政の基盤を強化し、地方分権の時代にふさわしい行政体制を確立することが期待される。

【類型二】市制移行型

合併を契機として市制移行により都市機能の充実を目指す合併
(人口五万人前後を目安)

分権型社会の到来及び都市化の進展に伴い、今後益々多様化、高度化する住民ニーズへの対応が求められる中、より総合的、計画的な行財政運営並びに施策の展開が必要とされている。隣接している町村で一つの生活圈を形成し、市制移行が見込める地域として、福祉施策等の充実や活力ある都市整備を図り、地域の一体化に即した施策の展開や自立的圏域の形成が期待される。

【類型三】地方中核都市形成型

地方中核都市を中心に合併を契機として、圏域内での機能連携により地域全体の一体的発展を目指す合併

(人口一〇万人前後を目安)

地域社会の変化は、一方で過密の地域を、他方で過疎の地域を生み出し、不均衡な発展をもたらしている。このことは本県においても、地域社会のアンバランスな構図が見られるところであるが、交通・情報通信手段の発達等に伴い、地域の結び付きは市町村の区域を超えているのが現状である。地方中核都市中心として行政圏、経済圏及び日常生活圏等が一体となり、圏域的広がりの中で各地域の特性を踏まえた、より複合的、広域的な施策の展開が図られ、また、相当規模を有する都市が県内各地に存在することにより県土の均衡ある発展が期待される。

(2) 合併パターン作成の考え方

合併パターンの作成にあたっては、地域の結びつきの実情を示す各種データ(通勤圏・商圏等の住民の日常生活圏、事務の共同処理の状況など)並びに郡の区域、自然的・地理的条件、歴史的・文化的要素、市町村及び住民の意識などを総合的に判断し、一体性が認められる地域を組み合わせた。合併パターンは、県内の全ての市町村を視野に入れて検討するが、この合併パターンは合併機運の醸成に向けての議論のスタートのためのいわば「たたき台」であり、現在、既に

主体的な検討が行われている二地域(中球磨及び天草地域)は、既にその先を進んでいるものとして位置づけ、これら二地域以外の市町村について作成することとした。

中球磨地域(五町村)

既に法定協議会(中球磨五か町村合併協議会)を設置(平成一一年四月一日)し、合併に向けて検討中。

天草地域(一五市町)

一五市町の首長合意の下で合併研究会(天草地域市町合併研究会)を設置(担当課長で構成。平成一一年一月九日)し、具体的に検討中。

(3) 合併パターン

二通りの合併パターンを作成する(パターンA及びパターンBとする)。

【パターンA】郡市の区域を超えないことを基本として一体性が認められる地域

一 九地域(七四市町村)

【パターンB】郡市の区域を超える場合も含み一体性が認められる地域

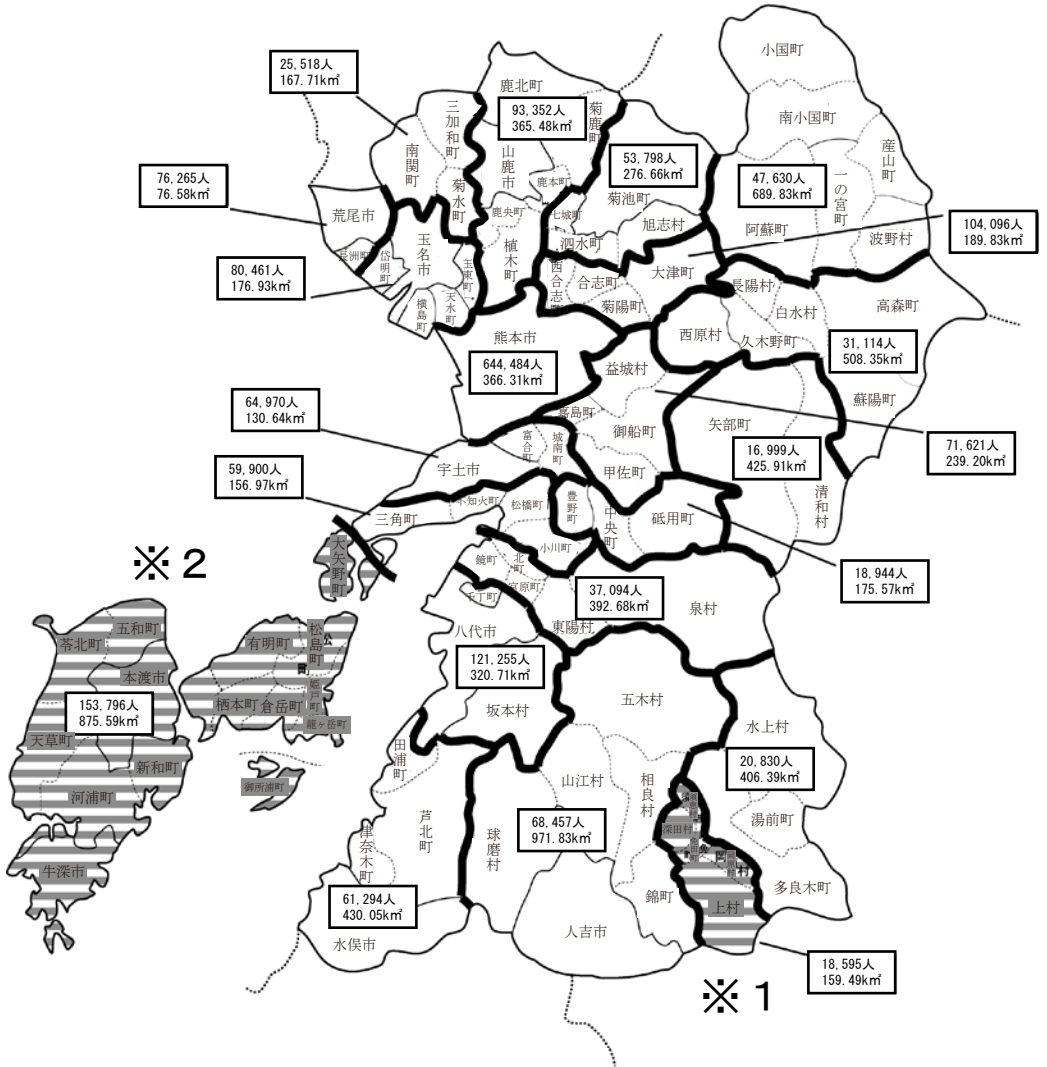
一 八地域(七四市町村)

※なお、熊本市については、単一市としてパターンA・Bに含めているが、熊本市と一体性が認められる周辺町からなる地域は参考パターンとして作成。

その結果、これらの合併パターンでは、県下九四市町村は概ね四分の一程度に再編されることとなる。

【パターンA】

群市の区域を超えないことを基本として一体性が認められる地域



パターンA 19地域（74市町村）

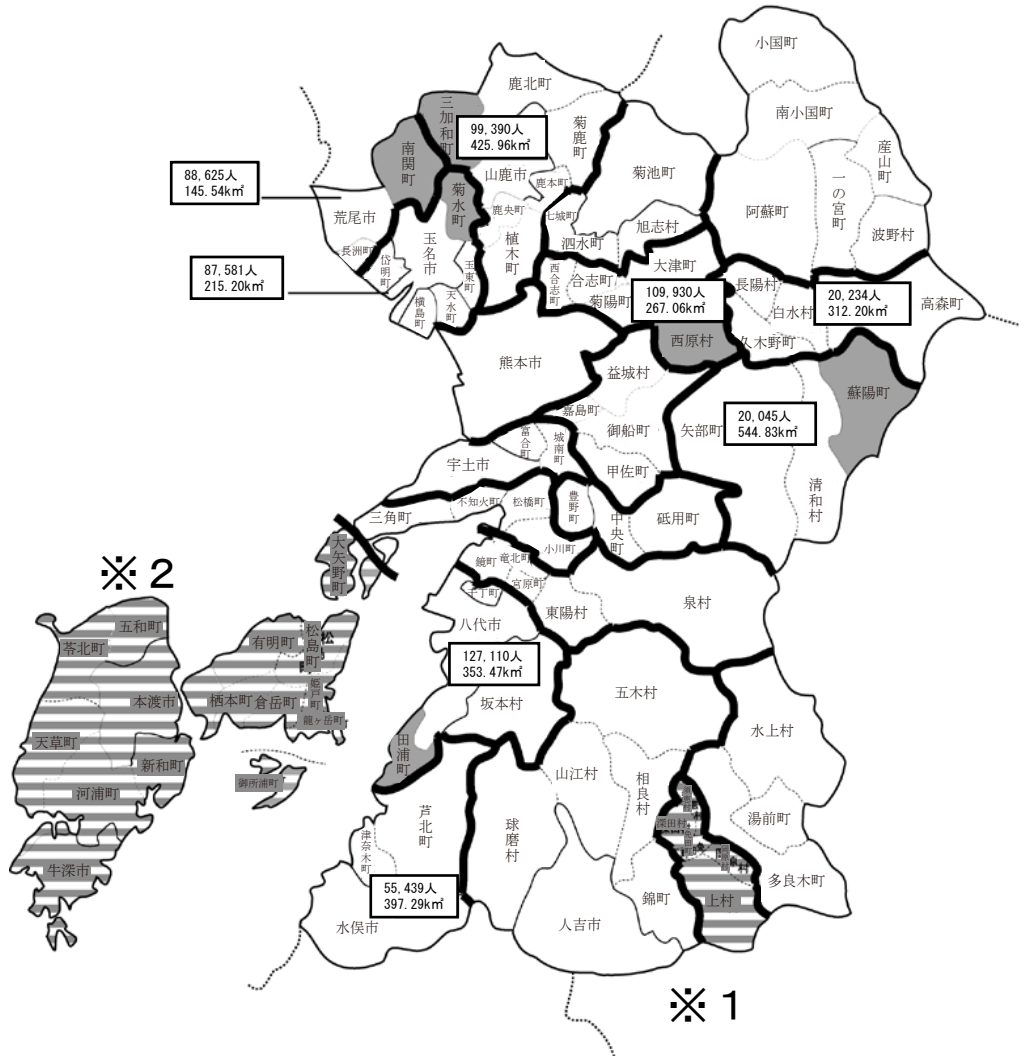
主体的に検討が行われている地域 20地域（20市町村）

※1：中球磨5か町村合併協議会を設置

※1：15市町で天草地域市町合併研究会を設置

【パターンB】

群市の区域を超える場合も含み一体性が認められる地域



パターンB	18地域（74市町村）
	パターンAとの変更地域（群市の区域を超える場合も含む）
	主體的に検討が行われている地域
	2地域（20市町村）

※1：中球磨5か町村合併協議会を設置

※1：15市町で天草地域市町合併研究会を設置

【パターンA】

区分	関係市町村	構成	類型	人口(人)	面積(km ²)
熊本	1 熊本市	1市	—	644,484	266.31
宇城	2 宇土市、城南町、富合町	1市2町	③	64,970	130.64
	3 三角町、不知火町、松橋町、小川町	4町	②	59,900	156.97
	4 豊野村、中央町、砥用町	2町1村	①	18,944	175.57
	5 荒尾市、長洲町	1市1町	③	76,265	76.58
玉名	6 玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町	1市4町	③	80,461	176.93
	7 菊水町、三加和町、南関町	3町	①	25,518	167.71
	8 山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町	1市5町	③	93,352	365.48
菊池	9 菊池市、七城町、旭志村、泗水町	1市2町1村	③	53,798	276.66
	10 大津町、菊陽町、合志町、西合志町	4町	③	104,096	189.83
阿蘇	11 一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村	4町2村	①	47,630	689.83
	12 蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村	2町4村	①	31,114	508.35
上益城	13 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町	4町	②	71,621	239.20
	14 矢部町、清和村	1町1村	①	16,999	425.91
八代	15 八代市、坂本村、千丁町	1市1町1村	③	121,255	320.71
	16 鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村	3町2村	①	37,094	392.68
芦北	17 水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町	1市3町	③	61,294	430.05
球磨	18 人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村	1市1町4村	③	68,457	971.83
	19 多良木町、湯前町、水上村	2町1村	①	20,830	406.39

【パターンB】

区分	関係市町村	構成	類型	人口(人)	面積km ²
熊本	1 熊本市	1市	—	644,484	266.31
宇城	2 宇土市、城南町、富合町	1市2町	③	64,970	130.64
	3 三角町、不知火町、松橋町、小川町	4町	②	59,900	156.97
	4 豊野村、中央町、砥用町	2町1村	①	18,944	175.57
	5 荒尾市、 南関町 、長洲町	1市2町	③	88,625	145.54
鹿本	6 玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、 菊水町	1市5町	③	87,581	215.20
	7 山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町、 三加和町	1市6町	③	99,390	425.96
菊池	8 菊池市、七城町、旭志村、泗水町	1市2町1村	③	53,798	276.66
阿蘇	9 大津町、菊陽町、合志町、西合志町、 西原村	4町1村	③	109,930	267.06
上益城	10 一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村	4町2村	①	47,630	689.83
	11 高森町、白水村、久木野村、長陽村	1町3村	①	20,234	312.20
	12 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町	4町	②	71,621	239.20
	13 矢部町、清和村、 蘇陽町	2町1村	①	22,045	544.83
	14 八代市、坂本村、千丁町、 田浦町	1市2町1村	③	127,110	353.47
芦北	15 鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村	3町2村	①	37,094	392.68
	16 水俣市、芦北町、津奈木町	1市2町	③	55,439	397.29
球磨	17 人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村	1市1町4村	③	68,457	971.83
	18 多良木町、湯前町、水上村	2町1村	①	20,830	406.39

(参考) 熊本市と一体性が認められる周辺町からなる地域

熊本市、植木町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町、益城町	1市6町	792,788	505.19
------------------------------	------	---------	--------

※類型：①行財政基盤強化型、②市制移行型、③地方中核都市形成型を指す。

※人口はH11.3.31現在住民基本台帳人口による。

※面積は全国市町村要覧(平成11年度版)による。

(注) 表中、 はパターンAとの変更地域 (は郡市の区域を超えるパターン)

五 市町村合併の支援方策

市町村が合併の検討を進めていく段階に応じた、主な支援方策は次のとおりである。

(1) 国の施策

① 合併に向けた機運づくり

○住民発議制度

・有権者の五〇分の一以上の署名で、市町村長に対して合併協議会設置の直接請求ができる。

・全ての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、各市町村長に対し、法定協議会設置の議案を議会に付議することが義務付けられている。

② 合併の検討を支えるための施策

○合併準備補助金

・平成一一年四月一日以降に設置された法定合併協議会の構成市町村での合併準備等に要する経費について、一関係市町村につき五、〇〇〇千円を上限とする定額補助を行う。

○合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置

・法定又は任意の合併協議会が設置された市町村での合併準備に要する経費について、五カ年度にわたり特別交付税措置を講じる。

③ 合併に伴う新市町村振興のための施策

○合併市町村補助金

・平成一七年三月三十一日までに合併した市町村で、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたものに対して、人口規模（一関係市町村につき「五千人以下」を下限、「一〇万人超」を上限とした五区分）に応じた定額補助（同「二千万円」を下限、「一億円」を上限とした五区分）を三カ年度を限度に行う。

○合併特別債

・合併後一〇カ年度、市町村建設計画に基づき実施する公共的施設の整備事業、旧市町村区域の地域振興のための基金の積立等について、過疎債に準じた合併

特別債を充当する。（充当率九五％、交付税措置率七〇％）

○過疎地域における過疎債の特例

・合併により過疎地域からはずれても、過疎市町村であった地域については過疎債の活用ができる。

○普通交付税の算定の特例（合併算定替）

・合併後一〇カ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障する（H一改正前は五カ年度）。さらに、その後五カ年度は激変緩和措置を講じる。

○合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置

・合併直後に必要となる臨時的経費について、五カ年度にわたり普通交付税の基準財政需要額に算入する包括的な財政措置を講じる。

○合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置

・合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村の合併の障害となると認められる場合には、全国平均起債制限比率（最も低い合併関係市町村の起債制限比率が全国平均起債制限比率を上回る場合は、当該市町村の起債制限比率とする。）と全国平均起債制限比率を超える合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する利子相当分について、一〇カ年度にわたり特別交付税措置を講じる。

④ 合併に伴う旧市町村振興のための施策

○地域審議会の設置

・合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域毎に「地域審議会」を設置し、合併後の市町村長の諮問に応じて地域の意見を述べることができる。

⑤ その他合併に伴い課題とされている事項に対する特例

○議会の議員の定数・在任に関する特例

・一定の範囲内で、合併市町村の議会の議員の定数を増加するか、または合併関係市町村の議会の議員が合併市町村の議会の議員として在任することができる。

○議会の議員の退職年金に関する特例

・合併がなかったならば、当該任期中に議員退職年金の受給資格（在職一二年以

上)を満たすことになる者に対して、年金受給資格を付与する。

○市となるべき要件の特例

・市と市、市と町村の新設合併の場合は、地方自治法上の市となるべき要件を備えない場合でも市となることができる。(合併に伴い新たに市となるための人口要件は四万人以上(原則五万人以上))

(2) 県の施策

① 合併推進に向けた体制づくり

○本庁及び出先機関における推進体制の整備

・市町村合併を積極的に推進するために組織体制を強化する。具体的には、本年四月に総務部市町村課に、市町村合併及び広域連合等広域行政推進を所管する組織を整備するとともに、新設する地域振興局においても、地元市町村と連携を図りながら支援、助言等を積極的に行う。

市町村合併庁内連絡調整会議

・平成一〇年七月、県庁内に各部局の横断的な組織として「市町村合併庁内連絡調整会議」を設置しており、全庁的に連携して市町村の合併検討を支援する。

② 合併に向けた機運づくり

○市町村合併に関する情報提供、広報・啓発活動

・市町村、各種団体等が主催する研修会等への講師派遣や、市町村合併に関するシンポジウム等の開催、マスメディアを通じて情報提供、パンフ等の作成などに積極的に取り組み、全県的な市町村合併の機運づくりに努める。

○市町村合併に関する相談窓口の設置

・県民からの市町村合併に関する各種の相談対応や情報提供を行う相談窓口を市町村課及び各地域振興局に開設する。

③ 合併の検討を支えるための施策

○市町村合併に関する調査検討の実施

・市町村合併の検討を行う地域の求めに応じて、地域の現状、課題及び将来像、合併に関する利点や障害への対処等に関する調査検討を実施しその結果を地元提供とする。

○市町村等への情報提供及び技術的・人的支援

・市町村に対して、積極的に各種の情報を提供するとともに、研究会や学習会への参画、任意の合併協議会や法定協議会への委員等やアドバイザーとしての参画、合併に関する検討に際しての技術的・人的支援等出来る限りの支援を行う。

④ 合併に伴う新市町村振興のための施策

○本県独自の財政支援制度の創設に向けた検討

・市町村建設計画に掲げる合併に伴い必要となる事業に対して、本県独自の財政支援制度の創設に向けて検討を進める。

○市町村振興資金(合併市町村まちづくり事業)

・合併に伴うまちづくり事業に対して、「市町村合併・広域的生活圏づくり推進特別資金」を貸し付ける。

○市町村建設計画に掲げられた事業の実施

・市町村建設計画の策定過程に積極的に参画し計画の実現に向けて支援するとともに、計画に掲げられた県事業については重点的な実施を行う。

六 市町村合併推進に向けて

市町村合併の検討は、将来的な課題ではなく、市町村合併に対する国等の行財政措置を定めた合併特例法の期限が平成一七年三月三十一日に失効することを考慮すれば、まさに早急に取り組むべき課題である。

本県としては、一部地域を除き、合併推進に向けた取組みが進んでいない県下の市町村の実態並びに合併機運の盛り上がり状況等を考えれば、それぞれの地域において合併に向けた具体的な取組みを喚起することが、まず重要と考える。

市町村においては、本県が今般策定した「熊本県市町村合併推進要綱」の趣旨に沿って、自らの地域の将来を見据えた具体的な検討に着手されることを期待す

る。熊本県は、こうした市町村の取組みに対して最大限の支援を行う考えである。

この合併推進要綱の策定・公表後、県は、各地域振興局に市町村長や議長等を対象に要綱並びに市町村合併の必要性等に関する説明会等を随時開催し、これにより、県内各市町村における検討が本格化すると共に、住民や関係団体における関心も高まりを見せ始めることとなった。

(二) 市町村課に広域行政推進室の設置等

県が市町村合併推進要綱を策定した直後の平成一二年には、市町村課内「分権・合併班」を廃し、新たに課内室として「広域行政推進室」が置かれ、市町村合併等、広域行政推進への取組みが強化された。

また、この年から、県の組織再編により、従来の県事務所を改組して、「地域振興局」が新設されたが、この地域振興局内の振興調整室において、市町村合併を当面の重要課題として推進する体制が整備された。

(三) 県合併推進本部と地域推進本部の設置

庁内における市町村合併支援のための組織として、各部筆頭課長等を構成員とする「市町村合併庁内連絡調整会議」が平成一〇年六月に設けられたことは既述のとおりであるが、市町村合併推進要綱の策定後、合併特例法期限までの自主的な市町村の合併を県の各部・関係機関が一体となって推進・支援するため、この調整会議を改組拡充する形で、平成一二年一月二日、知事を本部長、副知事及び出納長を副本部長、各局長を本部長とする「熊本県市町村合併推進本部」を設置するとともに、地域毎の県下一〇の地域振興局に地域推進本部を順次設置した。

市町村合併推進本部には、下部検討組織として、関係各課長による幹事会、関係各課担当班長によるワーキング会議も併せて設置され、各種事務調整及び意見交換の場として機能することとなった。

市町村合併推進本部の所掌事務は、熊本県市町村合併推進要綱等に基づく市町村合併のための政策調整、市町村や合併協議会等に対する情報提供及び助言等で、平成一二年以降、合併特例法の節目を迎えた平成一七年三月三十一日までに、推進本部が一回、幹事会が一回、ワーキング会議が一五回開催された。

熊本県市町村合併推進本部設置要綱

(設置)

第一条 本県における自主的な市町村の合併を県の各部・関係機関が一体となって推進・支援するため、熊本県市町村合併推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 熊本県市町村合併推進要綱等に基づく市町村合併のための政策調整
- (2) 市町村や合併協議会等に対する情報提供及び助言等
- (3) その他、市町村の合併の推進に必要な事項

(組織)

第三条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部長をもって構成する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事及び出納長をもって充てる。

4 本部長は、別表一（略）に掲げる職にある者をもって充てる。なお、本部長は、必要と認める者を臨時に本部長とすることができる。

(運営)

第四条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

(幹事会)

第五条 推進本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長は、市町村課長をもって充てる。

3 幹事は、別表二（略）に掲げる職にある者をもって充てる。なお、幹事長は、必要と認められる者を臨時に幹事とすることができる。

4 幹事会は、推進本部において協議する事項について必要な調査、検討を行う。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
（ワーキンググループ）

第六条 幹事会は、幹事会の調査、検討事項に関係する課の職員をもって構成するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、幹事会の調査、検討事項に関し、資料収集及び調査研究等を行う。

3 ワーキンググループは、座長及び班員をもって構成し、座長は市町村課広域行政推進室長、班員は別表三（略）に掲げる職にある者をもって充てる。なお、座長は必要と認められる者を臨時に班員とすることができる。

（事務局）
第七条 推進本部、幹事会及びワーキンググループの事務局は、総務部市町村課とする。

（その他）
第八条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成一二年一二月一日から施行する。

2 市町村合併内連絡調整会議設置要項（平成一〇年六月二五日施行）は、廃止する。

熊本市町村合併推進本部	知事	副知事 出納長	各部長、各局長 警察本部長教育長 各委員会事務局長 宇城地域振興局長	各部・各委員会議頭課長 財政課長 市町村課長 地域政策課長 宇城地域振興局次長	平成十二年二月二日
熊本市町村合併 宇城地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	振興調整室企画調整班長 同市町村班長 総務課長 各副部長 教育事務所庶務課長	平成十三年二月四日
熊本市町村合併 荒尾・玉名地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	各部課長 振興調整室各班長 総務部総務課長 各部副部長	平成十二年二月二八日
熊本市町村合併 鹿本地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長・副部長 教育事務所長	農業改良普及センター所長 教育事務所指導課長	平成十三年二月五日
熊本市町村合併 菊池地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	振興調整室企画調整班長 同市町村班長 総務部総務課長 各副部長 教育事務所庶務課長	平成十三年一月四日
熊本市町村合併 阿蘇地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	振興調整室各班長 総務部総務課長 各部副部長 教育事務所庶務課長	平成十三年二月二〇日
熊本市町合併 上益城地域推進本部	振興局長	振興局次長	各部長 教育事務所長	振興調整室長 企画調整班長 総務部総務課長 保健福祉課 境部総務企画課長 農林部農業振興課長 土木部土木総務課 企画調査課長 教育事務所指導課長	平成十三年二月一日
熊本市町村合併 八代地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	振興調整室企画調整班長 同市町村班長 総務課長 各副部長 教育事務所庶務課長	平成十三年二月四日
熊本市町村合併 水俣芦北地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	振興調整室企画調整班長 総務部総務課長 各副部長 農業改良普及センター所長 教育事務所庶務課長	平成十三年二月一日
熊本市町村合併 球磨地域推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	各部課長 農業改良普及センター所長 教育事務所指導課長	平成十二年二月二日
天草地域町村合併 推進本部	振興局長	振興局次長	振興調整室長 各部長 教育事務所長	振興調整室企画調整班長 総務部総務課長、各副部長 教育事務所庶務課長	平成十二年二月二八日
推進本部名称	本部長	副本部長	本部員	幹事会	設置年月日

(四) 県総合計画における市町村合併の位置付け

平成二二年六月に策定された新県計画においても、市町村合併に対する取組みが明記された。基本計画「新世紀をともし築く『協働社会』くまもと」の「協働社会に対応した行政システムづくり」中に、「市町村合併の推進など広域行政体制の整備」という項目が立てられ、また、分野を超えて重点的に取組み、達成すべきものを掲げる「二一世紀への挑戦プロジェクト」の「協働による活力創造プロジェクト」中に、「市町村合併の推進」の項目を立て、全庁的な重点課題として積極的に取り組むこととされたのである。

更に、当時既に検討が具体化していた中球磨地域及び天草地域については、県内各圏域毎の発展の方向、地域振興のシナリオ等を記載する地域計画に、具体的取組みとして記載し、県として積極的に支援するとの立場を明らかにした。

(五) 市町村長への知事親書

平成二二年一二月、県内市町村における合併への更なる取組みを促すべく、潮谷知事から各市町村長及び議長に対し、以下とおり文書で要請した。

謹啓 霜寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年四月の地方分権推進一括法の施行に伴い、地方分権が実行の段階を迎える中で、市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、多様化する行政ニーズへの対応能力を確立することが強く求められております。

このため国においては、「市町村の合併の特例に関する法律」を改正し、市町村合併を推進するための各般の行政財政支援措置を講じるとともに、都道府県に対しては、昨年八月に「市町村の合併の推進についての指針」を示し、県の役割として市町村合併推進に向けて積極的な取組みを行うよう要請があり、本県においては、本年三月に「熊本県市町村合併推進要綱」を策定したところであります。

本県市町村が、現在の区域に確定いたしました明治や昭和の大合併当時と比較いたしますと、少子・高齢化の進行、情報化・国際化の進展、住民の日常生活圏の拡大、さらには交通・通信手段や基盤の飛躍的発達等我々の日常生活を取り巻く環境の変化は、文字通り隔世の感があります。

とりわけ、国・地方を通じる未曾有の厳しい財政状況並びに地方分権の推進に伴う基礎的自治体としての市町村の役割の増大等市町村行政を取り巻く厳しい環境変化に鑑みますと、今日、市町村合併を通じて、分権時代にふさわしい市町村の行政基盤を確立することは、まさに避けて通れない我が国内政の最重要課題となっております。

今回の合併推進に際しては、国において様々な財政支援措置がなされているところではありますが、特に合併後のまちづくりについては、「合併市町村補助金」及び「合併特例債（元利償還金の約七割を地方交付税措置）」等を活用することが出来ることから、合併を契機として「新市町村建設計画（関係市町村が作成する合併後の将来ビジョン）」を作成し、積極的なまちづくりの推進を図ることが可能となっております。

しかしながら、これらの優遇措置を定めた合併特例法期限（平成一七年三月）までに残された期間は、既に五年を切っており、合併までの準備期間を考慮しますと遅くとも平成一三年度中には、合併を検討する相手方を特定し、合併協議会を設置して具体的な検討を行うことが必要となると考えております。貴職におかれましては、こうした今般の合併推進の背景及び市町村合併が希求されている現下の諸情勢を十分御察いただき、新世紀を迎え、真の分権時代の到来にふさわしい自らの地域の将来を見据えた市町村のあり方について真摯にご検討いただきますようお願いを申し上げます。

県といたしましても、こうした認識に立つて、自らの問題として市町村合併の推進に取り組む考えでありまして、今般、庁内に「熊本県市町村合併推進本部」を設置（別添設置要綱参照）し、各地域振興局においても「地域推進本部」を立ち上げることとし、県下市町村の合併推進に向けた取り組みを可能な限り支援して参ることとしておりますので、県の考えをご理解賜り、さらに積極的なお取り

組みをよろしくお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛下さいますようお願い申し上げます。

敬具

平成二二年二月

(六) 市町村課に市町村合併推進室の設置

中球磨地域に続き、各地域で任意協議会設置や各種検討会が具体化し始めた平成一三年度には、市町村課が市町村総室へと改編され、この時、総室内に、市町村合併推進業務を所管する「市町村合併推進室」が設置された。

市町村合併業務に特化された専門部署の設置はこれが初めてで、以後、市町村の自主的な合併を積極的に推進していくこととされた。

(七) 熊本県市町村合併支援会議の設置

県民生活にも関わりの深い市町村合併問題について、市町村や地域住民に対して適切な情報提供を行い、一層の理解を得ながら全県的な合併気運の醸成を図るため、平成一三年度、市町村合併の推進方策等について、各界各層の有識者により広い視野から意見を聴く場として、熊本県市町村合併支援会議が設置された。この会議は、市町村合併の推進についての意見交換及び必要な施策等に関する助言等、また知事が行う合併協議会設置勧告のあり方に関する提言を行うことをその役割とした。

(委員名簿)

【行政関係】

県議会地域対策特別委員会委員長 松村 昭
県市長会副会長 牛深市長 西村 武典
県町村会副会長 嘉島町長 荒木 泰臣
市議会議長会副会長 荒尾市議会議長 和田 文友
町村議会議長会副会長 津奈木町議会議長 森山 修一

【民間】

熊本経済同友会常任理事・国際化委員会委員長 上野 景右
日本青年会議所熊本ブロック協議会会長 宇都宮 誠二
阿蘇町観光協会会長 小笠原 徹朗
県農業女性アドバイザー 田辺 美代子
熊本県立劇場評議員 古荘 文子
県地域づくり推進協議会相談役 本田 節

【学識経験者】

熊本学園大学教授 篠崎 正美
熊本県立大学教授 渡邊 榮文
熊本県立大学助教授 今里 佳奈子

この支援会議は、平成二三年八月九日を初回に、一二月四日、翌一四年一月二九日、三月二九日と計四回に亘って開催された結果、以下の提言が県知事に提出された。

平成一四年三月二九日
熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県市町村合併支援会議 座長 渡邊 榮文

地方分権に対応し地域住民の行政サービスの維持向上を図るための自主的な市町村合併の推進についての提言

市町村合併支援会議では、これまで本県における市町村合併の推進に関して、四回に亘って意見を交換し議論を深めて来たところでありますが、市町村を取り巻く環境の変化、特に少子高齢化の進行、地方分権の進展並びに国・地方を通じ

る厳しい財政事情等への対応を図るための有効な手段として市町村の合併に関する検討は避けては通れない課題であると考えます。

同時に、市町村の合併は、適切な情報の提供を受けた市町村（住民）自身によって、自主的・主体的に判断されるべきものであると考えますが、市町村を取り巻く厳しい環境と合併についての行財政上の優遇措置を定めた市町村合併特例法の平成一七年三月末の期限を踏まえれば、合併に関する調査検討並びに想定される枠組みにおける将来ビジョンの検討などに早急に着手し、住民に適切な判断材料を提供することが重要となつていくところであります。

従つて、県としては、市町村の行政関係者に対して速やかな取り組みを促すとともに県民に対しても適切な情報提供を行い、これまで以上に合併検討の気運の醸成を図る必要があると考えます。

そこで、市町村合併支援会議としては、こうした認識を踏まえ、熊本県における今後の市町村合併推進に向けた取り組みに当たつて以下の諸点に留意されるよう提言します。

記

一 市町村の置かれた環境、合併問題の背景及び目的等に関して、地域住民レベルにおける情報が不足していることから、直接の当事者である市町村はもとより、県としてもさらに積極的な情報提供を行うことが必要である。

(一) 県としては、あらゆる手段を駆使して直接及び間接的に県民に対する広報活動をさらに活発に展開する。

①合併を検討する市町村の動きを支援するために県庁内のバックアップ体制を充実する。

②行政や住民が主催する研修会の開催に際しては、規模の大小に関わらず積極的に支援する。

③県が主催する研修会の開催等に際しては、参加者が参加しやすい工夫を行う。

④パンフ類やホームページ等の啓発用資料を作成する場合は住民が親しみやすく分かりやすいものとする。

⑤ラジオやテレビを積極的に活用した広報も効果的である。

⑥住民発議等地域住民の直接的な動きについても支援する。

(二) 市町村は、自らの置かれた環境、行財政の現状及び課題、将来の見通し、想定される合併の枠組み、合併後の将来ビジョンや行政サービスへの影響等、地域住民が理解しやすい形で整理して随時提供し、地域住民も含めた中で地域の将来のあり方を検討する場を早急に整備することが必要であり、県としても機会あるごとに周知を図る。

二 市町村にとって、市町村合併の検討は将来に向けて地域のあり方を見直す絶好の機会であり、地域住民も含めて自主的・主体的な議論が盛り上がるよう、積極的な情報提供に努める必要がある。

三 首長や議会において、合併をする必要がないと判断されている場合であっても、合併問題は、地域の将来にとって重要な問題であることから、地域住民に対する適切な情報提供を行わなければ、住民はその判断の根拠や適否について検証することが出来ないため、市町村自身が十分に説明責任を果たされるよう県から周知を図る。

四 合併を検討する地域に対しては、住民がより具体的に合併の目的、利点及び話題への対応策等を理解出来るよう合併後の地域の「将来ビジョン」をとりまとめ、情報提供されるよう県から周知を図る。

五 国や県の市町村合併に対する行財政上の支援策については、住民にも理解出来るような形でとりまとめ、分かりやすく示すとともに、県としても合併市町村への積極的な取り組みを明確にするうえから、合併重点支援地域に対する県の各種事業の優先採択・重点実施等ととりまとめ、県から周知を図る。

六 すでに廃置分合の議決を行っている中球磨五か町村には、種々の合併検討のノウハウが蓄積されていることから、これを県下各地域の研究会や協議会に適切に提供し、出来るだけ効率的な質の高い検討協議がなされるように県において配慮する。

七 任意協議会が設置されている等合併の蓋然性の高い地域については、地元の見意見を踏まえて重点支援地域に指定し、自主的・主体的な検討を積極的に支援する

ことにより、法定協議会の設置を促進し、これらの協議会の場において合併の可否も含めて十分な検討がなされるよう市町村の取り組みを促す。

八 法定協議会の設置に際しては、合併問題が地域住民の暮らしに直接関わり深い問題であることから、広範な意見を集約する必要がある。特に女性委員の登用等を積極的に検討するよう県から周知を図る。

九 合併を経験した行政関係者の貴重な経験や知恵を今後の市町村合併並びに行政に生かしていく観点から、今回の合併により失職することとなる関係町村の首長等による定期的な意見交換の場を設けたり、その功績を顕彰する制度の創設等を県において検討する。

一〇 既存の「熊本県市町村合併史」については、今後、今回の合併についての記録を加えることが必要となるが、合併に至った経緯、あるいは至らなかった経緯等合併協議の推移等を市町村の協力を得ながら県で記録する。

(八) 合併重点支援地域の指定

平成二十三年(二〇〇一年)三月一九日、国の『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)が示され、重点支援地域指定の考え方が示された。本県においては、平成十三年一〇月以降、合併に向けた関係市町村における取り組み状況等を踏まえ、以下のような指定方針に基づき、関係市町村を合併重点支援地域に指定し、重点的な支援を行っていくこととした。

一 指定方針

(一) 合併に向けた関係市町村の様々な取組みや任意協議会の設置等地域の状況を踏まえ、合併の気運や熟度の高まりに応じて、国の「新指針」第二一二(二)

①イ及びウに基づき、関係市町村の要望により指定を行う。(第二編第一章五二五頁参照)

(二) 国・県の市町村合併支援プランが合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日までの合併を目的としている地域について指定する。

(三) 合併重点支援地域の指定は、県が具体的な合併の枠組みを確定若しくは認知するという趣旨ではなく、一定の枠組みにおける具体的な検討を重点的に支援するためのものである。

二 指定のメルクマール

(一) 関係市町村長の連名による重点支援地域指定に関する要望であること。

(二) 任意協議会等の中で特例法期限までの合併に向けた具体的な検討スケジュールが固まっていること。

(三) 法定又は任意の合併協議会が設置され、協議会独自の事務局が設置又は設置が予定されていること。

(四) 協議会事務局に關係市町村から職員を派遣又は派遣が予定されていること。

(五) 協議会の運営経費について、關係市町村から負担金を拠出又は拠出が予定されていること。

国の市町村合併支援プランに基づく様々な行財政支援を受けるためには、合併重点支援地域への指定が要件となっていることも多いことから、合併後も重点支援地域としての指定は継続された。

なお、平成一七年三月末までの指定状況は表のとおりである。

指定日 (解除日)	指定地域	人口 面積	備考	
H13. 10. 17	上村、免田町、岡原村、 須恵村、深田村	17,751人 159k㎡	H15. 4. 1合併 (あさぎり町)	
	大矢野町、松島町、 姫戸町、龍ヶ岳町	35,314人 126k㎡	H16. 3. 31合併 (上天草市)	
	本渡市、牛深市、有明町、 御所浦町、倉岳町、 栖本町、新和町、五和町、 天草町、河浦町、(苓北町)	102,907人 683k㎡ (苓北町除く)	H18. 3. 27合併 (天草市) H14. 9. 4苓北町離脱 指定解除	
	H13. 12. 25	三角町、不知火町、 松橋町、小川町、豊野町	63,968人 189k㎡	H17. 1. 15合併 (宇城市)
H14. 1. 25	中央町、砥用町	12,969人 144k㎡	H16. 11. 1合併 (美里町)	
H14. 3. 29 (H17. 3. 22)	宇士市、富合町	45,147人 94k㎡	H17. 3. 16 法定協議会廃止決定	
H14. 3. 29	八代市、坂本村、千丁町、 鏡町、東陽村、泉村 (竜北町、宮原町)	140,655人 680k㎡	H17. 8. 1合併 (八代市) H16. 3. 13二町離脱	
H14. 3. 29	玉名市、岱明町、横島町、 天水町、玉東町、菊水町、 三加和町、南関町 (追加指定)	120,999人 364k㎡	H16. 10. 7 法定協議会休止決定	
H14. 5. 29 (H17. 3. 7)	H14. 7. 1	田浦町、芦北町	22,373人 233k㎡	H17. 1. 1合併 (芦北町)
H14. 7. 1	菊陽町、合志町、 西合志町 (追加指定)	105,772人 190k㎡	H16. 10. 20 法定協議会休止決定	
H14. 8. 1 (H17. 3. 7)	H14. 8. 1	一の宮町、阿蘇町、 波野村、(産山村)	30,457人 376k㎡ (産山村除く)	H17. 2. 11合併 (阿蘇市) H15. 9. 17産山村離脱 指定解除
H14. 8. 20	山鹿市、鹿北町、菊鹿町、 鹿本町、鹿央町	59,491人 300k㎡	H17. 1. 15合併 (山鹿市)	
H14. 10. 10	白水村、久木野村、 長陽村	12,436人 137k㎡	H17. 2. 13合併 (南阿蘇村)	
H14. 12. 2 H15. 1. 22 (H15. 8. 1)	人吉市、相良村、 錦町、五木村、山江村、 球磨村(4町村追加指定)	67,150人 972k㎡	H15. 4. 1 人吉市・相良村のみ 法定協議会移行 H15. 7. 23 法定協議会解散	
H14. 12. 25 (H16. 6. 21)	御船町、甲佐町	30,544人 157k㎡	H16. 5. 31 法定協議会解散	
H15. 1. 22	蘇陽町、矢部町、清和村	20,333人 545k㎡	H17. 2. 11合併 (山都町)	
H15. 2. 3 (H15. 8. 1)	多良木町、湯前町、 水上村	19,796人 406k㎡	H15. 7. 14 任意協議会解散	
H15. 2. 5 (H16. 9. 1)	南小国町、小国町	13,611人 253k㎡	H16. 8. 31 法定協議会解散	
H15. 8. 1	菊池市、七城町、旭志村、 泗水町	52,636人 277k㎡	H17. 3. 22合併 (菊池市)	
H16. 3. 19	竜北町、宮原町	13,725人 33k㎡	H17. 10. 1合併 (氷川町)	
H17. 3. 7	玉名市、岱明町、横島町、 天水町	73,051人 153k㎡	H17. 10. 3合併 (玉名市)	
H17. 3. 7	菊水町、三加和町	12,390人 99k㎡	H18. 3. 1合併 (和水町)	
H17. 3. 7	合志町、西合志町	49,391人 53k㎡	H18. 2. 27合併 (合志市)	

(九) 市町村合併特別交付

金制度の創設

全国的な合併検討機運の高まりに応じ、市町村合併にかかる国の財政支援制度が順次整備・充実されてきたが、さらなる財政支援を求める声は強かった。

特に、直接の合併推進役となる都道府県に対しては、都道府県が自らの問題として合併を推進するのであれば、独自の財政支援についても検

討して欲しいとの市町村からの要望が強くなっており、独自の財政支援策を講じる都道府県が多く見られていた。

本県では、各地域で合併検討は進みつつあるが、依然市町村の姿勢には温度差がある中で、積極的に合併気運を盛り上げ、合併特別法の期限である平成一七年三月末までに合併を成就する必要があるとの認識に立ち、平成一三年度、本県独自の支援制度を創設することとし、対象となる市町村に対し、五億円を基礎交付額とし、二団体を超える場合、一団体あたり一億円を加算した額を交付(一〇億円を上限)することにした。

本制度創設後、交付対象団体を拡大すると共に、一〇億円の上限額を撤廃するなど、市町村の支援要望の声に応じて随時制度改正を行い、国・地方を通じた厳しい財政状況下にあつて、合併推進の大きなインセンティブ機能を果たした。

本制度により、平成一四年度から平成一六年度迄の三年間に、六〇億円を対象団体に交付した。最終的に、県下一六地域に対する交付総額は、一一〇億円になった。

(一〇) 将来ビジョン策定支援

県内各地で任意協議会、法定協議会設置の動きが具体化し始め、それに伴って、合併協議会における主要調査項目である合併後の新市町村の将来ビジョンや市町村建設計画の策定、住民等への周知啓発等にかかる検討経費が発生することから、これに対して補助を行うこととしたものである。

平成一三年度の制度創設時には、地域の要望に応じて県本庁若しくは地域振興局が必要な契約等を行う形を採っていたが、平成一五年度以降、合併協議会に対する直接補助に制度改正した。

平成一三年度以降、平成一六年度までに、予算総額四千七百万円の支援を実施した。

(一一) 市町村合併総合マニュアルの作成

昭和の大合併から約五〇年が経過し、各市町村では合併検討のノウハウが十分ではないと考えられたことから、平成一三年八月に国で策定された「法定協議会運営の手引」や、中球磨5か町村での検討、全国の先進事例等を踏まえ、市町村合併総合マニュアル編さん研究会（座長 小嶋市町村合併推進室長）により検討を進めさせ、平成一四年三月、独自の合併総合マニュアルを新たに作成した。本マニュアルは、本編、検討実務編、参考資料編、データ編の四編構成で、全体で約八〇〇頁に亘る実務的な総合マニュアルとなった。

国が策定した「法定協議会運営の手引」が、法定協議会設置以降の運営の解説を主にしているのに対し、法定協議会設置前に任意協議会が設置されていることを踏まえ、任意協議会設置以降の運営を含めた内容としていること、また、合併検討に必要な資料を迅速に作成できるように、主な様式等に先進事例を直接記録させ活用できるCD形式で配布するとともに、後日県のホームページにも掲載した。

このマニュアルは、県内の合併協議会、市町村をはじめ同様のマニ

アル不足に悩む各都道府県にも配布され、合併協議の事務方の必携として、県内はもとより他の都道府県関係者にも好評をもって迎えられた。

※参考・マニュアルは六一二頁〜六一五頁

(一二) 熊本県市町村合併支援プラン

平成一三年八月、国が「市町村合併支援プラン」を策定したことを受け、本県においては、国の支援プランの積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援することを目的に、県市町村合併推進本部においてプラン策定に向けた取組みが進められ、平成一四年（二〇〇二年）七月四日、「熊本県市町村合併支援プラン」が策定された。

支援プランの対象となったのは、「合併重点支援地域に指定した市町村」及び「平成一七年三月三十一日までに合併した市町村」とされた。

なお、平成一六年五月に、「市町村の合併の特例に関する法律」の経過措置が設けられたことに応じて、平成一六年一〇月一日付で改訂が行われ、対象となる市町村に「平成一七年三月三十一日までに地方自治法（昭和二年法律第六七号）第七条第一項の規定による申請（以下「合併申請」という。）を行い、平成一八年三月三十一日までに当該合併申請に係る合併を行った市町村」を追加した。

本県の支援プランは、体系的には、「国の支援プランの活用」、「県独自の支援策」の大きく二つに大別され、県独自の支援策としては、①県職員のパネル及び派遣、市町村合併総合マニュアルによる助言などの行政支援策、②県事業の優先的・重点的な実施、市町村合併特別交付金による助成などの事業支援策、③各種計画における圏域等の見直し、権限移譲の推進などのその他の支援策、の三つで構成された。

また、平成一五年三月二五日には、県独自の事業支援策（県事業の優先的・重点的な実施（二事業））として、本プランに基づく支援事業リスト三九事業が公表された。（本稿においては省略）

熊本県市町村合併支援プラン

平成一四年七月四日

平成一六年一〇月一日改訂

一 策定趣旨等

(1) 趣旨

・国の市町村合併支援プラン（平成一三年八月三〇日市町村合併支援本部決定。以下「国の支援プラン」という。）の積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援する。

(2) 対象地域

- ・合併重点支援地域に指定した市町村
- ・平成一七年三月三十一日までに合併した市町村
- ・平成一七年三月三十一日までに地方自治法（昭和二年法律第六七号）第七条第一項の規定による申請（以下「合併申請」という。）を行い、平成一八年三月三十一日までに当該合併申請に係る合併を行った市町村

二 国の支援プランの活用

・国の支援プランに掲載された事業を活用した市町村事業について、市町村の要望を踏まえ、国に対して採択がなされるよう積極的に働きかけるとともに、国の支援プランに掲げられた事業を活用した県事業についても積極的に推進する。

三 県独自の支援策

(1) 行政支援策

- ① 法定協議会等への県職員の参画及び派遣
 - ・関係市町村等の求めに応じて、任意協議会又は法定協議会に、県職員を委員等として参画させるとともに、事務局に県職員を派遣する。
- ② 合併市町村と県との人事交流
 - ・合併市町村の行財政能力の向上と合併後のまちづくり等を支援するため、合併

市町村と県との人事交流を促進する。

- ③ 市町村合併総合マニュアルによる助言
 - ・任意協議会又は法定協議会に、県が策定した「市町村合併総合マニュアル」を提供し、助言等を行う。
- ④ 合併市町村に対する「まちづくりアドバイザー」の派遣等
 - ・合併市町村が合併後のまちづくりや地域コミュニティの振興を図ることができるよう、各行政分野で政策企画等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や調査研究への助言を行う。

- ⑤ 合併市町村に対する行財政総合診断による助言
 - ・合併市町村に対して、より効率的な行財政運営が行えるよう行財政診断を計画的に実施する。
- ⑥ 市制施行に向けた助言等
 - ・合併によって市制施行を目指す町村に対して、都市計画事業や福祉事務所の事業等市制移行に伴う新たな事務を円滑に処理することができるよう助言するとともに、専門知識に関する研修を積極的に支援する。

(2) 事業支援策

- ① 県事業の優先的・重点的な実施
 - ・県との協議を経て「市町村建設計画」に位置づけられた県事業について、優先的・重点的に実施する。
- ② 国の支援プランに基づく「市町村合併支援道路整備計画」や「市町村合併支援農道等整備計画」に掲げられた県事業等についても、優先的・重点的に実施する。県単独の補助事業や貸付金による助成等
 - ・合併関係市町村が行う合併後のまちづくりを視野に入れた事業や合併市町村が行う「市町村建設計画」に位置づけられた事業について、県単独の補助事業や貸付金により優先的に支援する。

(例) 熊本県地域振興総合補助金、熊本県市町村振興資金 など

- ③ 市町村合併特別交付金による助成
 - ・合併関係市町村が行う合併市町村への円滑な移行に資するための事業や合併市

町村が行う市町村建設計画に位置づけられた事業について、市町村合併特別交付金により助成する。

・現行の市町村合併特別交付金制度の交付要件について、市町村の意向を踏まえ、制度の改善を検討する。

④ 「新市町村将来ビジョン」策定への支援

・任意協議会又は法定協議会が行う「新市町村将来ビジョン」策定のための調査研究等を支援する。

⑤ 法定協議会等が行う周知啓発への支援

・任意協議会又は法定協議会が行うシンポジウムの開催やパンフレットの作成等の周知啓発活動を支援する。

(3) その他の支援策

① 県が策定する各種計画における圏域等の見直し

・県が策定する各種計画における圏域並びに県立高校（全日制・普通科）の通学区域、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等については、対象となる市町村の意向を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性、合併市町村の一体性など総合的な観点から見直しを図る。

② 権限移譲の推進

・合併市町村に対しては、当該市町村の意向を踏まえて権限移譲を積極的に推進するとともに、県と市町村の役割分担等を検討する。なお、権限移譲に当たっては、事務処理が円滑に行えるよう当該市町村の行政体制の整備を支援する。

四 市町村合併のための広報・啓発

(1) 広報啓発事業の実施

・県民に広く市町村合併の必要性等について理解していただくとともに、市町村の合併に向けた取り組みを支援するため、広報啓発活動を積極的に実施する。
・新市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて県内及び全国的に情報を発信する。

(2) 合併支援窓口の設置

・市町村合併について県民への周知啓発の一層の推進を図るとともに、国、県の支援プランの紹介やその具体化についての相談等に対応するため、本庁及び地域振興局に窓口を設置する。

総務部市町村総室（市町村合併推進室）

総合政策局政策調整課（政策調整班）

地域振興部地域政策課（政策・企画班）

健康福祉部健康福祉政策課（政策班）

環境生活部環境政策課（政策班）

商工観光労働部商工政策課（政策班）

農政部農政課（政策班）

林務水産部林政課（政策班）

土木部監理課（政策班）

出納局会計課（庶務・指導班）

企業局総務課（政策班）

警察本部警務部警務課（企画第二係）

教育委員会教育政策課（政策・情報班）

宇城地域振興局振興調整室

玉名地域振興局振興調整室

鹿本地域振興局振興調整室

菊池地域振興局振興調整室

阿蘇地域振興局振興調整室

上益城地域振興局振興調整室

八代地域振興局振興調整室

芦北地域振興局振興調整室

球磨地域振興局振興調整室

天草地域振興局振興調整室

(一三) 市町村合併推進室における二班の設置

平成一四年度、各地で法定協議会における検討も具体化し、県は、平成一五年度を、市町村合併の成就に向けて、検討の山場となると位置づけた。

このことから、各地域の合併検討の熟度に応じて支援体制を整備し、県下各地域の合併に向けた取り組みをより一層積極的に支援することを目的に、平成一五年度、市町村合併推進室内に「市町村合併推進班」と「新市町村づくり支援班」が設置され、相互に連携をとりながら、地域振興局と一体となって、市町村合併に向けた市町村の取組を支援することとされ、この体制は翌平成一六年度まで継続された。

(一四) 市町村建設計画策定の手引きの作成

市町村が合併を契機として、自立した行政体制の整備や時代の環境変化や地域の特性を踏まえた政策の重点化を図る【質の高い合併】を推進するため、合併協議会における新市町村づくりに向けた検討段階から明確な理念とより具体的な助言を行う必要があるとの考えから、市町村建設計画策定の基本的な考え方の参考となるよう、県は、市町村建設計画策定の手引き編さん研究会（座長 小嶋市町村合併推進室長）により市町村建設計画の策定にあたっての留意点の検討に着手し、平成一五年七月、「市町村建設計画策定の手引き」を策定した。この手引きは、市町村建設計画への掲載項目の単なる紹介に止まらず、合併を契機とした行政体制の整備や合併後のまちづくりに重点をおいた内容となった。このため全国的にも配布され合併検討の参考として活用された。

(一五) 市町村長に対する市町村合併に関する意向調査

平成一五年度末までに、本県内では、あさぎり町、上天草市が誕生し、平成一六年四月一日現在で県内一五地域五四市町村で法定又は任意の合併協議会が設置され、合併成就に向けた議論が全県下で行われていた。

しかし、一方で、平成一五年度は合併が目の前に迫って来た事もあって、協議会を構成する市町村の中途脱退や、法定協議会廃止の動き等も各地で顕在化し、また、合併の枠組みが固まらない市町村も一部に残されていた。また、平成一六年度からいわゆる三位一体の改革が具体化し、地方交付税がかつてない規模で削減されるなど、市町村はこれまでも増して厳しい財政環境の変化に直面し、今後の単独事業や行政サービスに大きな影響が生じることが懸念されていた。

この時期、国においては、地方分権に対応できる基礎自治体づくりを進めるため、合併特例法に一定の経過措置を設けて合併を推進することとし、その期限後も新法を制定し更なる合併を推進することとし、所要の法律案を国会に上程、平成一六年五月にはこれが成立の運びとなっていた。

このような状況下で、合併協議会が設置されていない地域の市町村長の、現時点における市町村合併に関する認識を聴取し、合併の意向と可能性があれば、その意向を踏まえて支援するための資料とするため、平成一六年五月から六月にかけて、合併市町村及び合併協議会設置市町村を除く全市町村の首長（三三人）を対象に調査を実施した。

このうち、市町村合併の必要性についての質問では、以下のような回答がなされた。

・合併の必要性を理解しており、現行法の下での合併を目指すとしている市町村
一三団体【人吉市、水俣市、本渡市、牛深市、湯前町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町】

・合併の必要性は理解できるが、現行法による合併は、これまでの経緯や周辺の状況からして困難としている市町村

一六団体【熊本市、荒尾市、城南町、産山村、高森町、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町、益城町、錦町、多良木町、水上村、五木村、山江村、球磨村】

(理由) 時間的に現行法の下による合併は間に合わない、相手方となる市町村が既に別の枠組みで協議中、など

・市町村合併は必要と考えていない市町村

二団体【相良村、苓北町】

・その他

二団体【植木町、津奈木町】

現行合併特例法の下での合併を目指すとした一三市町村のうち、天草地域二市八町は、再度合併協議会を設置し、平成一八年三月の合併に至ったが、残る人吉市、水俣市、湯前町の合併成就不再ななかった。

その他行政支援の状況 人的支援として、関係市町村の求めに応じて、任意又は法定の合併協議会の事務局に対して県職員を派遣した。平成一〇年度の中球磨5か町村の任意協議会を皮切りに、二四の任意又は法定の協議会に対し、二二人の県職員を派遣した。

また、平成一五年度からは、合併市町村が合併後のまちづくりや地域コミュニティの振興を図ることができるよう、各行政分野で政策企画等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣や調査研究への助言を実施した。特に、合併協議会における協議会運営の手法や合併前後の事務に關すること、地域自治組織に關することについて、県職員が外向き、研修を行った。

第二節 周知啓発事業の状況

本県では、合併推進要綱の策定前から、啓発パンフレットの作成等により、市町村合併等広域行政推進の必要性を訴えてきたが、特に合併推

進要綱の策定後は、市町村長や議長等を対象に、市町村合併推進要綱の内容の説明及び合併の必要性に關する説明を本格化させ、県本庁及び各地域振興局が随時地元の要望に応じて説明を行っている。

恒常的な説明会の実施以外にも、周知啓発事業の主なものとしては、以下に列挙するようなものが挙げられる。

一、シンポジウムによる周知啓発

○ 広域行政推進シンポジウム

平成八年度から平成一一年度にかけて、県主催により「広域行政推進シンポジウム」が開催されている。このシンポジウムは、名の通り「広域行政推進」に關するシンポジウムで、市町村合併を一つの軸にしながらも、広域連合制度等についても併せて演題とするなど、地方分権や広域行政全般に対する地域住民及び行政関係者の意識の向上を狙っていた。

平成八年度：本渡市において、市町村議会議員、職員等約二〇〇名を対象に、講演会を実施。

平成九年度：須恵村において、中球磨地域の住民、市町村議会議員、職員等約六〇〇名を対象に、合併先進事例の紹介及び地元住民代表等によるパネルディスカッションを実施。

平成一〇年度：須恵村において、講演及びパネルディスカッションを実施（約六〇〇名参加）。また、長洲町で、講演及び合併先進事例紹介を実施（約六〇〇名参加）。

平成一一年度：鏡町において、講演及びパネルディスカッションを実施。約五〇〇名が参加。

○ 全国リレーシンポジウムの実施

自治省は、市町村合併に関する周知啓発の取組みとして、平成一二年
度から全国リレーシンポジウムを開始した。平成一二年度～一四年度は
都道府県毎に開催され、平成一五年度及び一六年度は、全国を複数のプ
ロックに分割しての開催となった。

本県における実施状況は以下のとおりである。

【平成一二年度】平成一二年一〇月一六日 於・熊本テルサ 約五五〇人参加

主催…自治省、熊本県、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会

・基調講演

講師 小西砂千夫

(自治省市町村合併推進会議委員 関西学院大学大学院教授)

・パネルディスカッション

パネリスト 小西 砂千夫(前記)

山田 吉孝

(自治省市町村合併推進会議委員、NHK元解説委員)

徳野 貞雄(熊本大学文学部教授)

宮崎 邦雄(株)金剛社長、熊本県経済同友会常任幹事)

板倉 敏和(自治大臣官房審議官(税務担当))

コーディネーター 伊関 八州遠(熊本日日新聞社論説委員)

【平成一三年度】平成一三年一月二四日 於・本渡市立陵南中学校

約一、三〇〇人参加

主催…日本国政府、総務省、熊本県、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会、

二一世紀の市町村合併を考える国民協議会

・主催者挨拶 風間 昶(総務副大臣)

潮谷 義子(熊本県知事)

橋元 俊樹(熊本日日新聞社常務取締役)

・総務省制作のビデオを上映

・事例報告

中球磨5か町村合併協議会における検討状況

植薄 清重(免田町長、中球磨5か町村合併協議会会長)

天草地域市町合併検討協議会における検討状況

西村 武典(牛深市長、天草地域市町合併検討協議会会長)

・総務省制作のビデオを上映

・パネルディスカッション

コーディネーター 渡邊 榮文(熊本県立大教授、県合併支援会議座長)

パネリスト 板倉 敏和(総務省自治行政局公務員部長)

潮谷 義子(熊本県知事)

橋野 君佳(消費生活コンサルタント)

早川 担(熊本日日新聞社地方部長)

安田 公寛(本渡市長)

横島 龍一(社)天草本渡青年会議所理事長)

【平成一四年度】平成一四年一月一六日 於・阿蘇町立体育館

約一、五〇〇人参加

主催…政府市町村合併支援本部、総務省、熊本県、熊本日日新聞社、全国地方新

聞社連合会、二一世紀の市町村合併を考える国民協議会

・主催者挨拶 加藤 紀文(総務副大臣)

潮谷 義子(熊本県知事)

橋元 俊樹(熊本日日新聞社常務取締役)

・基調講演

講師 名城大学教授 昇 秀樹

・総務省制作のビデオを上映

・パネルディスカッション

コーディネーター 渡邊 榮文(熊本県立大学教授)
パネリスト 河崎 敦夫(阿蘇町長)

安田 公寛(本渡市長)

北里 香代(主婦・阿蘇郡小国町在住)

松永 幹夫(熊本日日新聞社編集局次長兼論説委員)

潮谷 義子(熊本県知事)

木村 功(総務省大臣官房審議官)

【平成一六年度】平成一六年七月二六日 於・熊本テルサ 約七〇〇人参加
主催：政府市町村合併支援本部、総務省、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、熊本日日新聞社、全国地方新聞社連合会
・主催者挨拶 松本 純(総務大臣政務官)

潮谷 義子(熊本県知事)

・基調講演

講師 小西砂千夫(関西学院大学大学院教授など)

・パネルディスカッション

コーディネーター 井上 繁氏(常磐大学コミュニティ振興学部教授)

パネリスト 安田 公寛(本渡市長、天草合併協議会会長)

豊田 紀代美(松橋町議会副議長)

久保 信保(総務省大臣官房審議官)

井上 稔彦(熊本日日新聞社編集局地方部長兼論説委員)

コメンテーター 小西 砂千夫(前記)

○ 市町村合併シンポジウム

平成二二年度には、本県独自の市町村合併シンポジウムを県主催(地元市町村会、議長会等共催)で実施。

【宇城地域】平成二二年一月二二日 於・ウイング松橋

・基調講演 上田 多紀夫(兵庫県篠山市公営企業部長・二合併協議会事務局長)
・パネルディスカッション

パネリスト 植薄 清重(免田町長・中球磨5か町村合併協議会会長)

迫田 隆弘(宇土市商工会会長)

平江 和俊(社) 宇城青年会議所副理事長)

緒方 好秋(県市町村課長)

コーディネーター 渡邊 榮文(熊本県立大学総合管理学部教授)

【阿蘇地域】平成一三年二月一三日 於・阿蘇プラザホテル

・基調講演 坂本 光司(浜松大学経営情報学部教授)

・パネルディスカッション

パネリスト 小笠原 徹朗(阿蘇町観光協会会長)

谷川 てるみ(県農業女性アドバイザー)

平野 正見(中球磨5か町村合併協議会事務局長)

緒方 好秋(県市町村課長)

コーディネーター 木原 佳奈子(熊本県立大学総合管理学部助教授)

○ 市町村合併トップセミナー

平成一三年六月四日に、市町村合併の早期の取組みを促すため、県内の各界各層のトップを対象としてセミナーが開催され、県内市町村長及び議長、各種団体の長等、約五〇〇人が参加した。

主催 熊本県 於・熊本テルサ

・主催者挨拶 熊本県知事 潮谷 義子

・講演 講師 井上 繁(常磐大学教授、地方自治経営学会理事など)

・講演 講師 高橋 盛吉(北上オフィスプラザ社長、前北上市長)

○ 地域振興局リレーシンポジウム

平成一三年度、各地域に対する周知啓発の徹底のため、地域振興局毎にリレー形式で行う「地域振興局リレーシンポジウム」が行われた。(開

催状は別表のとおり)

「地域振興局リレーシンポジウム」の開催

地域振興局名	名 称	開催日時	開催会場	内 容	参加人員
八代	八代地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月二日	千丁町文化センター「パトリア千丁」	●基調講演 古賀倫嗣 (熊本大学教育学部教授) ●パネルディスカッション コーディネーター…山田忠昭 (熊本開発研究センター調査研究部副部長) アドバイザー…古賀教授 パネリスト ・真木清司 (八代経済開発同友会代表幹事) ・宮崎京子(JA鏡女性部長) ・松岡雄一(宮原町まちづくり情報銀行支店長) ・奥川光子 (泉村小原地区婦人会長)	約四三〇人 後援…八代市、郡町村会、八代市議会、八代郡町村議会議長会
天草	天草上島4町地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月二日	松島町総合センター「アロマ」	●基調講演 黒田武一郎(熊本県副知事) ●事例発表 大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長)	約五六〇人 天草上島4町合併推進協議会との共催
上益城	上益城地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月五日	御船町カルチャーセンター	●基調講演 原田久 (熊本県立大学助教授) ●事例発表 森内捷夫 (前茨城県牛堀町長)	約五〇〇人 後援…郡町村会、郡町村議長会
芦北	水俣芦北地域市町村合併シンポジウム	平成一三年九月六日	芦北町民総合センター「しろやますカイドーム」	●基調講演 高島茂樹 (総務省自治行政局行政体制整備室長) ●事例発表 森本繁 (兵庫県篠山市政策部まちづくり推進課副課長)	約四八〇人 後援…水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町
玉名	荒尾玉名地域市町村合併フォーラム	平成一三年九月九日	玉名市民会館大ホール	●基調講演 古賀倫嗣 (熊本大学教育学部教授) ●パネルディスカッション コーディネーター…吉田俊男 (玉名青年会議所シニア会長) コーディネーター…古賀教授 パネリスト ・吉田勝也 (天水町長、荒尾玉名地域市町村合併問題研究会長) ・島津勇典(熊本県議會議員) ・那須良介 (荒尾商工会議所副会頭) ・橋本利明(JA玉名参事) ・糸永千代美 (岱明町農業委員) ・島田京子(FM玉名局長)	約六五〇人 (社)玉名青年会議所及び(社)荒尾青年会議所との共催

地域振興局名	名称	開催日時	開催会場	内容	参加人員
阿蘇	阿蘇地域 町村合併シンポジウム	平成一三年一二月一日	国立阿蘇青年の家	●基調講演 大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長) ●パネルディスカッション コーディネーター…中原均 (阿蘇青年会議所理事長) アドバイザー ・大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長) ・富田健治 (阿蘇地域振興局振興調整室長) パネリスト ・中山達也 (阿蘇町…食品製造業) ・後藤祐次郎 (一の宮町…飲食業) ・松原正明(産山村…建設業) ・井豪士(波野村…農業)	その他 (民間団体との 共催等) 主催…阿蘇フォーラム運営 委員会 後援…阿蘇地域振興局
球磨	人吉下球磨地域 市町村合併シンポジウム	平成一四年一月二二日	人吉球磨カルチャーパレス 大ホール	●基調講演 昇 秀樹 (名城大学都市情報学部教授) ●事例発表 高屋敷克広 (岩手県北上市企画 調整部企画課長)	約五〇〇人 後援…人吉市、球磨郡町村会、 球磨郡町村議会会議長会
球磨	奥球磨地域 町村合併シンポジウム	平成一四年二月三日	湯前町農村環境改善センター	●基調講演 小嶋一誠 (熊本県総務部市町村総室 市町村合併推進室長) ●事例発表 大対信文 (兵庫県篠山市政策部次長)	約三〇〇人 主催… 奥球磨広域連携推進協議会と の共催
鹿本	山鹿・鹿本地域 市町村合併シンポジウム	平成一四年二月六日	植木町生涯学習センター 文化ホール	●基調講演 高島茂樹 (総務省自治行政局行政体制 整備室長) ●事例発表 溝端太一 (前(初代)兵庫県篠山市議会 議長)	約八〇〇人 後援…山鹿市、鹿北町、菊鹿 町、鹿本町、鹿央町、植木町、 社団法人山鹿青年会議所
宇城	宇城西部五町地域 市町村合併シンポジウム	平成一四年二月二二日	松橋町総合体育文化センター 「ウイングまっばせ」	●基調講演 黒田武一郎(熊本県副知事) ●事例発表 パネルディスカッション コーディネーター…山田忠昭 (熊本開発研究センター 調査研究部副部長) パネリスト ・吉田等(三角町長) ・森茂之(不知火町長) ・松田利康(松橋町長) ・松永信雄(小川町長) ・園田俊宏(豊野町長)	約七〇〇人 宇城西部五町合併推進協議会 との共催

○ 地方分権推進トップセミナー

平成一四年七月二二日、市町村合併に向けた検討が具体化する中で、地方分権改革の現状や今後の方向性等について、時の片山虎之助総務大臣を迎え、「地方分権推進トップセミナー」を開催し、県議、市町村長及び議長など、約二五〇人が参加した。

- ・主催 熊本県、総務省
- ・主権者挨拶 熊本県知事 潮谷 義子
- ・講演 講師 総務大臣 片山 虎之助

於・熊本県町村自治会館

○ 地方制度改革特別セミナー

市町村が市町村合併についての重要な選択の時期を迎えていることから、現在進められている地方制度改革の現状と今後の見直しについての理解を深めていただくことを目的に、第二七次地方制度調査会の諸井虔会長及び総務省自治行政局合併推進課 望月達史課長を講師に迎え、市町村長、市町村議会議員等を対象としたセミナーを開催した。県議や県内市町村長ら約二、〇〇〇人が参加した。

- ・主催 熊本県 於・県立劇場
- ・主催者挨拶 熊本県知事 潮谷 義子
- ・特別講演 講師 諸井 虔（第二七次地方制度調査会会長）
- ・講演 講師 望月 達史（総務省自治行政局合併推進課長）

二、啓発用パンフレット、新聞等各種媒体による広報

平成八年度以降、市町村合併問題にかかる啓発用パンフレット及びビデオを作成し、各地域振興局、市町村等に配布するほか、各種説明会、シンポジウム等で活用した。

また、県内の全戸に配布される県の広報誌「県からのたより」や、地元新聞紙上で、市町村合併の必要性、市町村合併のメリット、県内各地の合併に向けた動き等についての広報を実施した。

三、「作文・論文コンクール」等の実施

平成一三年七月一〇日から九月一〇日にかけて、中学生、高校生及び一般を対象とした「作文・論文コンクール」、小学生を対象とした「イメージ画コンクール」を実施した。市町村合併という内容の高度さのためか、作文・論文コンクールの応募数は計一四点到留まったが、イメージ

画コンクールの応募数は計一八五点到達した。後日、それぞれ最優秀、優秀作が選定され、県庁ロビーでの掲示や、新聞、パンフレット等への掲載が行われた。

四、市町村合併「啓発ホームページ」の開設

平成一四年三月、熊本県のホームページ上に「市町村合併コーナー」を開設し、市町村合併の必要性、県内各地の動き、県の取組状況等を掲載、広く合併に関する情報を提供した。県のホームページ内では多数のアクセス数を誇るページのひとつとなり、周知啓発に多大な効果を上げた。

第三節 県内各地域における合併検討の状況の総括

県内各地域における合併検討の経緯を総括的に整理する。（各地域ごとの個別の状況については、第二編及び第三編を参照）

一、各地域の動向

平成六く七年度の第一次調査終了後、まず、モデル地域のひとつとして位置づけられた中球磨五か町村（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）において具体的な合併に向けた検討が開始された。

球磨盆地の中心部に位置する中球磨五か町村の合併問題は、昭和の大合併を経験しておらず、課題とされて来たが、今次合併の第一次調査でのモデル地域の選定等を契機として、平成八年一〇月に、首長レベルによる「中球磨地域広域行政懇話会」が発足し、合併に向けた自主的な検討が進められることとなり、平成一〇年四月には、「中球磨五か町村合併

問題協議会（任意協議会）」、平成一二年四月には、「中球磨5か町村合併協議会（法定協議会）」が設置された。

当時、首長レベルでの具体的な合併協議の場の設置に至ったのは中球磨地域のみであったが、事務レベル（各市町村の総務課長レベル）での勉強会の動きは県内で幾つか見られた。平成八年一〇月には、天草地域で「市町村合併問題調査検討会」が発足、また、平成九年一月には「山鹿鹿本地域行政体制調査検討会」、同年二月には「八代地域広域行政研究会」が発足し、地域の現状分析や広域行政のあり方について検討を行っている。このうち、天草地域においては、平成一一年一月に天草地域二市一三町の総務課長による「天草地域市町合併研究会」が発足し、合併を睨んだ天草地域の将来ビジョン等を報告書において具体的に提言するに至っている。

県が合併推進要綱を示した平成一二年三月には、中球磨5か町村では、合併協定項目についての協議が着実に進み、また、総務課長レベルでの「天草地域市町合併研究会」での検討が行われていた天草地域では、平成一二年五月にこれを市町長レベルの研究会に改組して検討を重ね、結果、二地域での任意協議会設置の方向性が定まるなど、他地域に先行した取組みが見られた。

その他の地域でも、県的要綱で合併パターンが示されたことで合併検討の機運は一挙に高まり、平成一二年には県下殆どの地域で、市町村合併に関する総務課長レベルでの検討（勉強会の設置、既存組織を活用しての検討）が具体化し、平成一三年度にかけて、概ね首長（及び議長）レベルの検討の場が設置され、順次、任意協議会、法定協議会へと移行していった。平成一四年度以降、各地で協議の進度が深まるにつれて、着実に進捗する地域がある一方、協議会の解散や枠組みからの離脱等も目立つようになり、合併特例法期限を目前に控えた平成一六年度後半まで枠組みが変化した地域も見受けられた。

結果的には、県が合併推進要綱を示した平成一二年三月時点での県下九四市町村のうち、実に八五団体が、合併特例法期限内に一旦は任意及び法定協議会に参加し合併協議を行っている。検討の結果、平成一八年三月三十一日までに、六二市町村が廃止され、一六市町村が誕生し、平成の合併の結果、本県市町村数は四八市町村に収斂することになった。

天草市	平成一八年 三月二七日	本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町
和水町	平成一八年 三月 一日	菊水町、三加和町
合志市	平成一八年 二月二七日	合志町、西合志町
玉名市	平成一七年一〇月 三日	玉名市、岱明町、横島町、天水町
氷川町	平成一七年一〇月 三日	竜北町、宮原町
八代市	平成一七年 八月 一日	八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村
菊池市	平成一七年 三月二二日	菊池市、七城町、旭志村、泗水町
南阿蘇市	平成一七年 二月二三日	白水村、久木野村、長陽村
山都町	平成一七年 二月 一日	蘇陽町、矢部町、清和村
阿蘇市	平成一七年 二月 一日	一の宮町、阿蘇町、波野村
山鹿市	平成一七年 一月二五日	山鹿市、鹿北町、菊花町、鹿本町、鹿央町
宇城市	平成一七年 一月二五日	三角町、不知火町、松島町、小川町、豊野町
芦北町	平成一七年 一月 一日	田浦町、芦北町
美里町	平成一六年二月 一日	中央町、砥用町
上天草市	平成一六年 三月三二日	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町
あさぎり町	平成一五年 四月 一日	上村、免田町、岡原村、須屋村、深田村
新市町村名	合併年月日	合併市町村名

平成の合併の結果、合併前の九四市町村の平均人口は、一九、七八〇人から四八市町村で三八、七三六人に倍増し、行政体制の整備が進むとともに、人口一万人未満の団体も五八町村から一六町村に大幅に減少することとなった。

	市平均 人口(面積平方km)	平成一二年三月末	平成一八年三月末
	熊本市を除く平均	一一団体 九九、七八〇(一三八)	一四団体 一〇二、四二九(二五八)
	町 村 平均	一〇団体 四三、五五七(一二五)	一三団体 五九、三八四(二五七)
	県 平均	八三団体 九、一七八(七二)	三四団体 一二、五一〇(一一二)
	熊本市を除く平均	九四団体 一九、七八〇(七九)	四八団体 三八、七三六(二五四)
	人口1万未満の町村数	九三団体 一二、八七五(七七)	四七団体 二五、四七五(一五二)
		五八	一六

一方で、合併協議が途中で破綻したり、枠組みの変動があったケースについては、次のとおりである。

協議会名	年 月 日	構成市町村	備 考
宇土・富合合併協議会	平成一七年三月一六日協議会解散	宇土市、富合町	富合町は平成二〇年一〇月六日、熊本市と合併。
玉名地域一市八町合併推進協議会	平成一六年一〇月七日協議会休止	玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町	玉名市、岱明町、横島町、天水町が合併し、平成一七年一〇月三日、玉名市誕生。菊水町、三加和町が合併し、平成一八年三月一日、和水町誕生。
菊池南部四町合併協議会	平成一六年一〇月二〇日協議会休止	大津町、菊陽町、合志町、西合志町	合志町、西合志町が合併し、平成一八年二月二七日、合志市誕生。
小国郷二町合併推進任意協議会	平成一六年八月二二日協議会解散	南小国町、小国町	
御船・甲佐合併協議会	平成一六年五月二二日協議会解散	御船町、甲佐町	
人吉下球磨地域合併任意協議会	平成一五年三月二二日協議会解散	人吉市、相良村、錦町、五木村、山江村、球磨村	人吉市、相良村のみ法定協議会に移行したが、平成一五年七月二三日解散した。
奥球磨地域合併任意協議会	平成一五年七月一四日協議会解散	多良木町、湯前町、水上村	

また、任意及び法定協議会に一度も参加していない市町村は、熊本市、荒尾市、植木町、高森町、西原村、益城町、嘉島町、城南町、津奈木町、水俣市の一〇市町村であった。もつとも、不参加の理由は地域によって様々であったことに留意する必要がある。(詳細は各地域編参照)

二、住民投票・住民発議の状況

この「平成の大合併」の検討過程では、各地で住民発議、住民投票に向けた手続がなされたことが特筆すべき点のひとつである。ここでその状況を総括しておく。

合併特例法四条及び四条の二に基づく住民発議については、平成一七年三月末までに、二八町村で四〇件三一種類の住民発議が行われた。

このうち、対象市町村議会及び請求市町村議会の議決により法定協議会設置に至ったケースは皆無であり、また、請求市町村議会の否決後、後続の住民投票手続が開始され、投票に至ったケースは五件あるが、投票の結果、いずれも対象市町村との法定協議会設置は否定されており、法定協議会の設置に直結した事例は無かった。

もつとも、法定協議会設置が実現したことから手続を途中で終了するケースや、その後の関係市町村の協議で、結果的に、住民発議で求められた枠組みでの法定協議会が設置されたケースは見受けられる。

地方自治法第七四条関係の住民投票条例の制定を求める動きについては、平成一七年三月末までに、住民からの直接請求が一五件、首長・議員提案の事例が六件行われている。このうち、住民投票の実施に至ったケースは七件あり、うち六件が合併の賛否を問うもの、一件が合併枠組みについて問うものであった。合併の賛否を問うたものでは、菊池郡七城町及び大津町、八代郡坂本村の事例では、以後の合併協議の方向性に信託が与えられる形となったが、下益城郡富合町、阿蘇郡南小国町、上益城郡御船町では、投票結果を受け法定協議会が解散することとなった。

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況

横島町	横島町	植木町	清和村	菊陽町	植木町	天水町	菊陽町	西合志町	宮原町	請求市町村
9	9	8	7	6	5	4	3	2	1	本県において請求がなされた順
天水町 玉東町	天水町 玉東町	玉東町	矢部町	大津町・合志町・西合志町	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	八代1市6町村	合併対象市町村の名称
4,622	4,622	24,730	2,822	21,867	24,730	5,798	21,867	21,451	4,095	選挙人名簿登録者数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H14.8.27	H14.8.27	H14.8.23	H14.8.21	H14.8.5	H14.7.24	H14.7.23	H14.7.5	H14.7.2	H14.6.24	請求代表者証明書の交付申請
H14.8.30	H14.8.28	H14.8.26	H14.8.26	H14.8.8	H14.7.29	H14.7.24	H14.7.10	H14.7.8	H14.6.26	請求代表者証明書の交付・告示
H14.9.17	H14.9.17	H14.9.20	H14.9.24	H14.8.15	H14.8.16	H14.8.26	H14.8.9	H14.8.8	提出なし	署名簿の提出日
H14.10.3	H14.10.3	H14.10.17	H14.10.7	H14.8.29	H14.9.5	H14.9.11	H14.8.23	H14.8.27	/	署名簿の審査終了
1,562人	288人	8,106人	311人	1,455人	6,679人	394人	978人	1,695人	/	有効署名数
33.8%	6.5%	32.8%	11.0%	6.7%	27.0%	6.8%	4.5%	7.9%	/	有効署名数の有権者数に対する割合
H14.10.15	H14.10.15	H14.10.25	H14.10.18	H14.9.10	H14.9.13	H14.9.20	H14.9.3	H14.9.6	/	合併協議会設置請求
H14.10.18	H14.10.18	H14.10.29	H14.10.25	H14.9.12	H14.9.20	H14.9.26	H14.9.6	H14.9.13	/	対象市町村長への議会付議の意見照会
H14.11.8	H14.11.8	H15.1.20 付議せず	H15.1.23 付議せず	H14.12.4	H14.9.25	H14.10.3	H14.9.30	H14.9.25	/	対象市町村長からの議会付議の意見回答
H14.12.16 否決	H14.12.16 否決	/	/	否決-大津町(1/28) 西合志町(2/4) 西合志町(2/3)	H14.10.10 可決	H14.10.10 可決	H14.10.10 可決	H14.10.10 可決	/	対象市町村議会付議日
H14.12.13 否決	H14.12.13 否決	/	/	H15.2.3 可決	H14.11.25 否決	H14.11.19 否決	H14.11.25 否決	H14.11.19 否決	/	請求市町村議会付議日
否	否	否	否	否	否	否	否	否	/	合併協議会設置の成否
(住民投票)										
/	/	/	/	/	なし	なし	なし	なし	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
/	/	/	/	/	H14.12.9	H14.12.9	H14.12.15	H14.12.5	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
/	/	/	/	/	H14.12.9	H14.12.11	H14.12.17	H14.12.11	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
/	/	/	/	/	H15.1.9	H15.1.11	H15.1.17	H15.1.11	/	署名収集期限
/	/	/	/	/	H15.1.14	提出なし	提出なし	H15.1.15	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	H15.2.3	/	/	H15.2.4	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	H15.2.3	/	/	H15.2.4	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	7,099人	/	/	4,536人	/	有効署名数
/	/	/	/	/	28.6%	/	/	21.1%	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	H15.2.10	/	/	H15.2.11	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	H15.2.12	/	/	H15.2.14	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	H15.3.23	/	/	H15.3.23	/	住民投票
/	/	/	/	/	否	/	/	否	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況（つづき）

合志町	泗水町	城南町	旭志村	大津町	旭志村	益城町	富合町	大津町	長洲町	請求市町村
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	本県において請求がなされた順
大津町・菊陽町 泗水町・西合志町	大津町・菊陽町 合志町・西合志町	熊本市	菊池市・七城 町・泗水町	旭志村	大津町	熊本市	熊本市	菊陽町・合志 町・西合志町	荒尾市	合併対象市町村の名称
17,471	11,021	15,595	4,351	21,596	4,351	25,646	6,585	21,596	14,505	選挙人名簿登録者数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H14.10.15	H14.10.10	H14.10.7	H14.9.30	H14.9.27	H14.9.24	H14.9.17	H14.9.9	H14.9.6	H14.8.29	請求代表者証明書の交付申請
H14.10.21	H14.10.16	H14.10.15	H14.10.2	H14.10.4	H14.9.30	H14.9.20	H14.9.11	H14.9.12	H14.9.2	請求代表者証明書の交付・告示
H14.11.26	H14.11.15	H14.11.19	H14.11.6	H14.11.5	H14.10.30	H14.10.24	H14.10.15	H14.9.25	H14.10.2	署名簿の提出日
H14.12.12	H14.11.29	H14.12.4	H14.11.21	H14.11.22	H14.11.14	H14.11.13	H14.11.4	H14.10.8	H14.10.22	署名簿の審査終了
2,973人	4,552人	6,306人	1,373人	2,039人	1,637人	8,648人	1,685人	1,916人	699人	有効署名数
17.0%	41.3%	40.4%	31.6%	9.4%	37.6%	33.7%	25.6%	8.9%	4.8%	有効署名数の有権者数に対する割合
H14.12.20	H14.12.9	H14.12.13	H14.12.2	H14.12.4	H14.11.25	H14.11.27	H14.11.26	H14.10.25	H14.10.31	合併協議会設置請求
H14.12.24	H14.12.9	H14.12.25	H14.12.3	H14.12.5	H14.11.25	H14.12.5	H14.12.6	H14.10.30	H14.11.5	対象市町村長への議会付議の意見照会
H15.2.28 付議せず (大津町)	H15.2.28 付議せず (大津町)	H15.2.18	H15.3.3	H15.2.28 付議せず	H15.2.21 付議せず	H14.12.19	H15.2.18	H14.12.4	H14.11.12	対象市町村長からの議会付議の意見回答
/	/	H15.3.5 可決	H15.4.18 可決→菊池市 議院審査→七城町 議院審査→泗水町	/	/	H15.1.24 可決	H15.3.12 継続審査	否決→西合志(2/4) 可決→菊陽町(2/3) 否決町(2/3)	H14.12.4 可決	対象市町村議会付議日
/	/	H15.12.25 否決	H15.4.18 可決	/	/	H15.1.29 否決	H15.3.14 否決	H15.1.28 否決	H14.12.20 否決	請求市町村議会付議日
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	合併協議会設置の成否
										(住民投票)
/	/	/	/	/	/	なし	/	/	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
/	/	/	/	/	/	H15.2.12	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
/	/	/	/	/	/	H15.2.13	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
/	/	/	/	/	/	H15.5.28	/	/	/	署名収集期限
/	/	/	/	/	/	H15.5.30	/	/	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	/	H15.6.19	/	/	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	/	H15.6.18	/	/	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	/	7,351人	/	/	/	有効署名数
/	/	/	/	/	/	28.5%	/	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	/	H15.6.25	/	/	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	/	H15.6.27	/	/	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	/	H15.8.3	/	/	/	住民投票
/	/	/	/	/	/	否	/	/	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況（つづき）

玉東町	蘇陽町	天水町	横島町	横島町	鏡町	大津町	西原村	津奈木町	南関町	請求市町村
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	本県において請求がなされた順
植木町	高森町	玉名市・横島町・玉東町・津奈木町・南関町・三田和町・佐野町・長洲町	玉名市・佐野町・津奈木町・長洲町	玉名市・佐野町・津奈木町・三田和町・南関町	竜北町宮原町	西原村	大津町	水俣市	三加和町	合併対象市町村の名称
4,751	4,065	5,798	4,622	4,622	13,457	21,596	4,906	4,740	9,720	選挙人名簿登録者数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H14.12.24	H14.12.11	H14.12.9	H14.12.6	H14.12.5	H14.11.19	H14.11.7	H14.10.28	H14.10.25	H14.10.17	請求代表者証明書の交付申請
H14.12.25	H14.12.13	H14.12.11	H14.12.9	H14.12.9	H14.11.26	H14.11.13	H14.10.29	H14.11.5	H14.10.22	請求代表者証明書の交付・告示
H15.1.14	H14.12.24	H15.1.7	提出なし	提出なし	H14.12.24	H14.12.16	H14.11.26	H14.12.2	H14.11.25	署名簿の提出日
H15.1.30	H15.1.8	H15.1.24	/	/	H15.1.8	H14.12.26	H14.12.16	H14.12.19	H14.12.12	署名簿の審査終了
1,376人	428人	185人	/	/	1,826人	1,557人	2,181人	866人	1,720人	有効署名数
29.0%	10.5%	3.2%	/	/	13.6%	7.2%	44.5%	18.3%	17.7%	有効署名数の有権者数に対する割合
請求なし	H15.1.20	請求なし	/	/	H15.1.17	H15.1.9	H14.12.26	H14.12.27	H14.12.24	合併協議会設置請求
/	H15.1.21	/	/	/	H15.1.20	H15.1.14	H14.12.27	H14.12.27	H15.1.10	対象市町村長への議会付議の意見照会
/	H15.4.18 付議せず	/	/	/	H15.2.6	H15.3.27	H15.3.27	H15.1.16	H15.1.20	対象市町村長からの議会付議の意見回答
/	/	/	/	/	H15.3.20 可決一竜北町 可決一宮原町	H15.9.18 否決	H15.7.3 否決	H15.3.13 可決	H15.1.22 否決	対象市町村議会付議日
/	/	/	/	/	H15.3.24 否決	H15.7.3 否決	H15.9.18 否決	H15.3.17 否決	H15.3.14 否決	請求市町村議会付議日
/	否	/	/	/	否	否	否	否	否	合併協議会設置の成否
(住民投票)										
/	/	/	/	/	なし	/	/	なし	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
/	/	/	/	/	H15.4.10	/	/	H15.4.1	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
/	/	/	/	/	H15.4.18	/	/	H15.4.7	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
/	/	/	/	/	H15.5.18	/	/	H15.5.28	/	署名収集期限
/	/	/	/	/	H15.5.21	/	/	H15.5.30	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	H15.6.10	/	/	H15.6.19	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	H15.6.9	/	/	H15.6.19	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	3,541人	/	/	1,074人	/	有効署名数
/	/	/	/	/	26.4%	/	/	22.8%	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	H15.6.16	/	/	H15.6.26	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	H15.6.18	/	/	H15.6.30	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	H15.7.27	/	/	H15.8.3	/	住民投票
/	/	/	/	/	否	/	/	否	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況 (つづき)

一の宮町	産山村	波野村	松橋町	本渡市	高森町	五木村	西原村	玉東町	玉東町	請求市町村
38			37	36	35	34	33	32	31	本県において請求がなされた順
【同一請求市町村】 一の宮町・産山村・波野村			不知火町 豊野町	有明町・橋本町 新和町・五和町	蘇陽町	人吉市 相良村	益城町	玉東町・福島町・天来町 高森町・西原村・三浦町 新和町・長瀬町	玉東町・福島町・天来町 高森町・西原村・三浦町 新和町・長瀬町	合併対象市町村の名称
7,979	1,446	1,474	19,562	31,806	6,261	1,369	4,980	4,751	4,751	選挙人名簿登録者数
H15.12.9			/	/	/	/	/	/	/	同一請求である旨の確認申請
H15.12.12			/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置請求書の返付
H15.12.16			H15.11.20	H15.11.10	H15.5.12	H15.3.28	H15.2.18	H15.1.6	H14.12.26	請求代表者証明書の交付申請
H15.12.25			H15.11.26	H15.11.11	H15.5.15	H15.4.9	H15.2.19	H15.1.7	H14.12.27	請求代表者証明書の交付・告示
H16.1.22			H15.12.24	H15.12.12	H15.6.2	H15.4.30	H15.5.12	H15.1.15	H15.1.14	署名簿の提出日
H16.2.10	H16.2.9	H16.2.7	H16.1.13	H15.12.15	H15.6.13	H15.5.12	H15.5.29	H15.1.27 署名簿取下げ	H15.1.27 署名簿取下げ	署名簿の審査終了
180人	44人	49人	2,390人	790人	214人	206人	1,150人	/	/	有効署名数
2.3%	3.0%	3.3%	12.2%	2.5%	3.4%	15.0%	23.1%	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
H16.2.20	H16.2.18	H16.2.20	H16.1.31	H15.12.24	H15.6.23	H15.5.22	H15.6.10	/	/	合併協議会設置請求
/	/	/	H16.2.2	H15.12.25	H15.6.27	H15.5.29	H15.6.12	/	/	対象市町村長への議会付議の意見照会
/	/	/	H16.2.4	H16.3.16(長瀬町) H16.3.22(有明町・橋本町・新和町) 付議せず	H15.8.8 付議せず	H15.6.26 付議せず (相良村)	H15.8.5	/	/	対象市町村長からの議会付議の意見回答
/	/	/	H16.2.10 否決	/	/	/	H16.3.15 否決	/	/	対象市町村議会付議日
H16.3.23	H16.3.25	H16.3.23	H16.2.10 否決	/	/	/	H16.6.17 否決	/	/	請求市町村議会付議日
否			否	否	否	否	否	/	/	合併協議会設置の成否
(住民投票)										
なし	なし	なし	/	/	/	/	/	/	/	請求市町村長による住民投票請求(基準日から十日以内)
H16.4.12	H16.4.12	H16.4.12	/	/	/	/	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付申請(基準日から二十日以内)
H16.4.14	H16.4.14	H16.4.14	/	/	/	/	/	/	/	投票実施請求代表者証明書の交付・告示
H16.5.14	H16.5.14	H16.5.14	/	/	/	/	/	/	/	署名収集期限
提出なし	H16.5.17	H16.5.17	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有効署名数
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※7日間
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	住民投票実施請求(市町村選管へ)
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	住民投票
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	合併協議会設置の成否

合併特例法第4条及び第4条の2に基づく住民発議の状況 (つづき)

城南町	蘇陽町	高森町	請求市町村
40	39		本県において請求がなされた順
富合町	【同一請求市町村】 蘇陽町・高森町		合併対象市町村の名称
15,829	4,042	6,235	
/	H16.4.1		同一請求である旨の確認申請
/	H16.4.6		合併協議会設置請求書の返付
H17.3.7	H16.4.8		請求代表者証明書の交付申請
H17.3.9	H16.4.21		請求代表者証明書の交付・告示
H17.3.23	H16.5.10	H16.5.14	署名簿の提出日
H17.4.8	H16.6.6	H16.6.10	署名簿の審査終了
973人	1,015人	791人	有効署名数
6.1%	25.1%	12.7%	有効署名数の有権者数に対する割合
H17.4.21	H16.6.11	H16.6.14	合併協議会設置請求
H17.4.22	/	/	対象市町村長への議会付議の意見照会
H17.8.19	/	/	対象市町村長からの議会付議の意見回答
H17.9.26 否決	/	/	対象市町村議会付議日
H17.9.22 否決	H16.7.26	H16.7.26	請求市町村議会付議日
否	否		合併協議会設置の成否
(住民投票)			
/	なし	なし	請求市町村長による住民投票請求 (基準日から十日以内)
/	H16.8.12	H16.8.12	投票実施請求代表者証明書の交付 申請(基準日から二十日以内)
/	H16.8.20	H16.8.20	投票実施請求代表者証明書の 交付・告示
/	H16.9.20	H16.9.20	署名収集期限
/	提出なし	提出なし	署名簿の提出日(実績)
/	/	/	署名簿の審査期限(市町村選管)
/	/	/	署名簿の審査終了(実績)
/	/	/	有効署名数
/	/	/	有効署名数の有権者数に対する割合
/	/	/	署名簿の縦覧(市町村選管) ※ 7 日間
/	/	/	住民投票実施請求 (市町村選管へ)
/	/	/	住民投票
/	/	/	合併協議会設置の成否

県内における住民投票条例直接請求（地方自治法第74条関係）等の状況
 （住民の直接請求による住民投票条例制定の動き）

8	7	6	5	4	3	2	1	
大津町	御船町	三加和町	松橋町	鹿北町	宮原町1	竜北町	五和町	市町村名
住民	住民	住民	住民	住民	住民	住民	住民	提案区分
合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	枠組み	枠組み	離脱の可否	条例概要
H16. 1. 19	H16. 1. 14	H16. 1. 8	H15. 12. 26	H15. 12. 16	H15. 10. 22	H15. 10. 22	H15. 9. 22	交付申請日
21,992人	15,132人	4,700人	19,664人	4,385人	4,202人	7,072人	8,810人	有権者数
3,073人	6,290人	1,225人	4,037人	349人	124人	200人	256人	有効署名数
14.0%	41.6%	26.1%	20.5%	8.0%	3.0%	2.8%	2.9%	有効署名数の有権者に対する割合
H16. 3. 22	H16. 3. 2	H16. 3. 12	H16. 3. 26	H16. 1. 23	H15. 12. 9	H15. 12. 9	H15. 10. 21	本請求日
H16. 4. 8	H16. 3. 8	H16. 4. 1	H16. 4. 12	H16. 2. 10	H15. 12. 22	H15. 12. 22	H15. 10. 30	議決日
否決 7 : 10	可決 全会一致	否決 4 : 7	否決 5 : 12	否決 1 : 10	否決 2 : 8	否決 4 : 9	否決 3 : 12	議決結果 (賛 : 否)
	H16. 4. 25							投票日
	甲佐町との合併は否							投票結果
	選挙人名簿登録者							有権者
	賛成 1,962 (21%) 反対 7,451 (79%)							備考
菊池南部四町合併協議会	御船・甲佐合併協議会	玉名地域1市8町合併協議会	宇城西部五町合併協議会	鹿本地域合併協議会	八代北部二町合併協議会		天草合併協議会	合併検討状況

県内における住民投票条例直接請求（地方自治法第74条関係）等の状況
 （住民の直接請求による住民投票条例制定の動き）（つづき）

15	14	13	12	11	10	9	
坂本村	富合町	本渡市	西合志町	矢部町	宮原町2	中央町	市町村名
住民	住民	住民	住民	住民	住民	住民	提案区分
合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	合併の賛否	枠組み	合併の賛否	合併の賛否	条例概要
H16.12.3	H16.10.29	H16.10.21	H16.4.30	H16.4.6	H16.2.6	H16.1.28	交付申請日
4,876人	6,692人	31,667人	22,070人	10,405人	4,203人	4,331人	有権者数
568人	3,445人	2,187人	2,134人	5,610人	276人	743人	有効署名数
11.6%	51.5%	6.9%	9.7%	53.9%	6.6%	17.2%	有効署名数の有権者に対する割合
H17.1.21	H17.1.6	H16.11.22	H16.6.28	H16.6.14	H16.5.24	H16.3.15	本請求日
H17.2.9	H17.1.24	H16.12.1	H16.7.12	H16.7.2	H16.6.11	H16.3.26	議決日
可決 8 : 5	可決 全会一致 ※修正案は8:5	否決 7 : 13	否決 5 : 12	否決 6 : 7	否決 2 : 8	否決 2 : 11	議決結果 (賛:否)
H17.3.6	H17.3.13						投票日
1市4町村との合併賛成多数	宇土市との合併は否						投票結果
選挙人名簿登録者	18歳以上永住外国人						有権者
賛成 2,545 (72%) 反対 978 (28%)	賛成 2,592 (46%) 反対 2,985 (54%)						備考
八代地域市町村合併協議会	宇土・富合合併協議会	天草合併協議会	菊池南部四町合併協議会	矢部・清和・蘇陽合併協議会	八代北部二町合併協議会	宇城東部二町合併協議会	合併検討状況

県内における住民投票条例直接請求（地方自治法第74条関係）等の状況
（首長・議員提案による住民投票条例制定の動き）

6	5	4	3	2	1	
南小国町	大津町2	産山村2	産山村1	七城町	南関町	市町村名
首長	首長	議員	首長	首長	議員	提案区分
合併の賛否	合併の賛否	枠組み	枠組み	合併の賛否	合併の賛否	条例概要
/	/	/	/	/	/	交付申請日
/	/	/	/	/	/	有権者数
/	/	/	/	/	/	有効署名数
/	/	/	/	/	/	有効署名数の有権者者に対する割合
/	/	/	/	/	/	本請求日
H16. 6. 9	H16. 3. 22	H16. 2. 4	H16. 1. 7	H15. 11. 24	H14. 12. 20	議決日
可決 全会一致	可決 16 : 2	可決 6 : 3	否決 4 : 5	可決 全会一致	否決 7 : 8	議決結果 (賛 : 否)
H16. 7. 11	H16. 5. 23	H16. 3. 7	/	H16. 8. 29	/	投票日
小国町との合併は否	南部3町との合併に賛成	中部3町村との合併協議が比較多数	/	北部3市町村との合併賛成多数	/	投票結果
18歳以上永住外国人	選挙人名簿登録者	20歳以上永住外国人	/	選挙人名簿登録者	/	有権者
賛成 828 (26%) 反対 2,407 (74%)	賛成 6,345 (51%) 反対 5,985 (49%)	中部3町 小国郷 単独 525 176 480	/	賛成 2,660 (76%) 反対 818 (24%)	/	備考
小国郷合併協議会	菊池南部四町合併協議会	/	/	菊池北部四市町村合併協議会	玉名地域1市8町合併協議会	合併検討状況

三、県議会における合併関連質問の状況

平成三年度以降、本県議会においても多くの合併関連の質問がなされている。平成二三年一月議会までには、計九八人の県議会議員が質問に立ち、合併に関する問題を取り上げており、市町村合併が各地域の大きな関心事となっていたことが伺える。

（県議会における質問等については、県議会議事録や、熊本県のホームページから県議会、会議録の検索でも確認する事ができる。）

四、本県における旧法合併の総括

今回の市町村合併は、地方分権や少子高齢化等様々な環境変化を、市町村が主体的に受け止め、自らの判断と責任で地域の将来を選択する自主合併を基本として進められてきた。

同時に、市町村合併は、将来の県の姿とも密接に関連するものであり、本県としては、平成一二年三月の「熊本県市町村合併推進要綱」の制定以来、県政の最重要課題の一つとして積極的に推進してきた。

そうした中で任意又は法定の合併協議会に参加し、合併協議が行われた団体は九四市町村中、八四団体にのぼり、ほぼ県内全域にわたって合併の論議が行われた。

合併協議においては、地域の将来を見据えて合併に関する真剣な議論が行われる中で、合併の方式、合併期日、合併市町村の名称、事務所の位置、議員定数、財産・債務の取扱い、市町村建設計画等、数多くの項目について協議や調整が行われたが、地域の様々な事情等が複雑に絡み、決して平坦なものではなく紆余曲折を重ねるケースが多くあった。

平成一八年三月には、平成一二年三月に九四団体あった本県の市町村数は四八団体となり、熊本市を除くと一市町村当たりの人口は県平均が

一二、八七五人から二五、四七五人となり、一定の行財政基盤強化が図られたと考えられる。また、合併市町村で比較すると六二市町村が合併により消滅し、新たに一六市町村が誕生するとともに、合併関係町村の平均人口を見ると八、〇〇七人が一五、九七七人と約二倍に増え、行財政基盤の強化に繋がったと思われる。

合併が成就した地域では、市町村長のリーダーシップ、議会や住民の理解をはじめ、関係者の合併に向けた強い意志と地域の将来の発展という共通の目標が持続して共有され、譲り合うべきところは譲り合い、粘り強く合併協議を進められたこと等も合併に至る様々な課題や障害を乗り越える要因になったと考えられる。

既に、合併後一定期間を経過したあさぎり町では、合併により保健師等の数も確保され、健康・福祉分野へこうした専門職の配置がなされたことできめ細かい多様なサービスが提供されるなど組織的な効果が現れはじめている。

また、合併市町村の多くが今次合併において区域の拡大に伴う地域の意見の吸い上げを目的に制度化された地域審議会や地域自治区等を設置し、住民参加によるまちづくりの推進など、これまで以上に地域内分権の確立に留意しつつ、住民自治に立脚した行政運営を図っていくこととした。

昭和の合併と同様に市町村合併成就の陰にその功労者である県内の市町村議会議員数が約一、四〇〇人から約九〇〇人に、また市町村長等三役の数も約二七〇人から約一四〇人と大幅に減少されることとなった。

また、管理部門等の職員数の見直しといった行政改革の取組みにより、一層の行政効率化を図るとともに、合併メリットを最大限に生かした着実なまちづくりが期待される。

なお、県が「熊本県市町村合併推進要綱」で示した合併パターンについて、このパターン通りに合併が成就したのは、山都町（平成一七年二月一日合併）と菊池市（平成一七年三月二日合併）の二ケースであ

つたが、各地域では、様々な経緯を経て最終的な枠組みに収斂しており、結果的には県が提示した合併パターンとは異なる枠組みとなったものの、ほとんどのケースはこの合併パターンから議論をスタートさせたこと、及び結果的には、たたき台を作成する過程で検討した蓋然性の高い複数の枠組みの中に全て含まれていた。

他方、今回の合併においては、様々な事情から合併を選択されなかった市町村は三三団体ある。この中には、任意又は法定の合併協議会に一度は参加した団体も二二団体含まれている。合併協議に参加しながらも合併に至らなかった要因としては、それぞれ状況が異なるが、中心地域と周辺地域の格差拡大等合併に対する住民の不安の存在や、財政問題、住民サービス及び負担の違い等の調整の難航等が挙げられる。

一方では、合併の意思はありながら、合併相手となる市町村において既に合併協議が進んでいることから、協議を行えなかったとする団体や、合併の必要性・意義等が住民に十分伝わらなかったため住民の関心の盛り上がりにつけ、合併議論の深まりを見なかった地域もあり、合併協議会への参加が最後まで無かった団体も一〇団体ある。

また、合併協議がある程度進んだ中で、地域住民への正確な情報提供が十分なされないまま住民投票が実施され、協議が白紙に戻るなど、投票実施のタイミングなどに課題もあったところである。

平成一五年四月のあさぎり町を端緒に、県内市町村の再編が進み、人口の八割近くが市に属することになるなど、基礎自治体の状況は大きく変わることになった。しかし、非合併市町村の中には行財政基盤の弱い人口一万人未満の小規模な町村が一六団体あるなど、県内市町村において規模、行財政能力等の格差もまた見られるところである。

今後、さらに厳しくなると見込まれる財政状況をはじめ、地方分権が本格化するなど市町村を取り巻く環境が、急激にかつ大きく変化していく中で、市町村には、自らの責任と判断により地域住民の多様化した行政ニーズを的確にとらえ、質の高い行政サービスを提供することが求め

られており、地方分権の担い手として相応しい基礎自治体に必要な行政体制の整備を図る観点から、引き続き、市町村のあり方について検討が必要となっている。

市町村合併に関する熊本県の主な取組み

平成八年 三月	平成六く七年度にかけて、県内市町村の現状分析や地域課題に即して合併を目的別に三つに類型化した「自主的合併に関する調査研究」を実施し、「合併パターン」を例示した。
平成九年 三月	「市町村合併検討マニュアル」を発行し、合併問題の検討段階から基本合意の形成に至るまでの段階において必要な事務の提示や、合併に係る特例・支援措置等についての解説を行った。
平成九年 四月一日	市町村課に分権・合併班が設置され、地方分権、市町村合併の推進に向けた庁内体制の強化が図られた。
平成一〇年 四月一日	「中球磨五か町村合併問題協議会（任意協議会）」が県内で最初に発足した。
平成一〇年 六月二五日	庁内に「市町村合併連絡調整会議」を設置（会長は総務部次長）
平成一一年 三月	平成六く七年度にかけて実施した「自主的合併に関する調査研究」を踏まえ、合併・パターンを内容とする合併推進要綱作成のためのフォローアップ調査として、アンケート・ヒアリング調査等を実施した。
平成一二年 三月一六日	全国で二番目となる「熊本市町村合併推進要綱」を策定。
平成一二年 三月	平成一一年度に熊本市立大学総合管理学部と県市町村課で組織した「熊本市町村合併研究会」が報告書をまとめた。

平成一二年 四月一日	市町村課に広域行政推進室が設置され、市町村合併等、広域行政推進への取組みが強化された。県事務所に代わって、地域振興局が新設され、振興調整室が設置された。各地域振興局管内における住民（住民団体）に対する説明会の開催。
平成一二年 十一月二二日	市町村合併シンポジウム開催。（平成一三年二月一三日にも開催）
平成一二年 一二月	知事から各市町村長及び議長に対し、市町村合併への更なる取組みを促すべく、知事親書を送付した。
平成一二年 一二月二二日	「市町村合併連絡調整会議」を改組拡充する形で、知事を本部長とする「熊本市町村合併推進本部」を設置、県下一〇箇所の地域振興局に地域推進本部を設置
平成一三年 一〇月	合併に向けた関係市町村における取組み状況等を踏まえ、指定指針に基づき、関係市町村を合併重点支援地域を指定し、重点的な支援を行うこととした。
平成一三年 四月一日	市町村総室内に市町村合併推進室が設置され、市町村の自主的な合併を積極的に推進していくこととされた。
平成一三年 六月四日	合併準備のための事業や合併に伴う新市町村のまちづくりを支援するために、一合併五億円を基礎として、上限一〇億円の本県独自の「熊本市町村合併特別交付金」制度を創設。
平成一三年 六月四日	市町村合併の実現に向けた早期の取り組みを促すため、市町村合併トップセミナーの開催。

平成一三年 八月 九日	市町村合併の推進方策について、県内の各界各層の有識者から御意見を頂く場として、「熊本県市町村合併支援会議」を設置し、初回が開催された。
平成一三年 九月 二日	地域振興局リレーシンポジウムを順次開催。（計一〇か所）
平成一四年 三月	中球磨五か町村や全国の具体的先進事例を踏まえ、「市町村合併総合マニュアル」を作成し、市町村合併の検討が効率的かつ円滑に進むよう支援した。本編、検討実務編、参考資料編及びデータ編の四編構成で、利活用できるCD-ROMで配布した。（六一一頁に実物画像）
平成一四年 三月二九日	「熊本県市町村合併支援会議」が知事に対し、「地方分権に対応し地域住民の行政サービスの維持向上を図るための自主的な市町村合併の推進についての提言」を提出。
平成一四年 五月二二日	地域住民を対象とした「地域合併塾」開催の他、「市町村議会研修会」、「市町村職員研修会」実施の働きかけ及び支援を行った。
平成一四年 七月 四日	本県独自の支援等を取りまとめた「熊本県市町村合併支援プラン」の策定。
平成一四年 七月二一日	片山総務大臣を講師に、「地方分権推進トップセミナー」の開催。
平成一五年 四月 一日	市町村合併推進室内に市町村合併推進班と新市町村づくり支援班が設置され、2班体制となった。
平成一五年 七月	自立した行政体制の整備や時代の環境変化や地域の特性を踏まえた政策の重点化を図る「質の高い合併」を推進するため、「市町村建設計画策定の手引き」を策定。

平成一五年
九月 五日

最終的、統括的啓発を企図した「地方制度改革特別セミナー（今後の市町村再編の姿と地方財政の将来展望）」の開催。

〔資料〕

地方自治研究機構が発行する月刊自治フォーラム（平成一四年一月号）に特集された「市町村合併と地方分権」に掲載された熊本県総務部市町村総室小嶋市町村合併推進室長の論説から当時の本県の取組みや合併推進担当者の認識の一端を知ることが出来る。

市町村合併への取組みについて

(一) 市町村合併の経緯

分権型社会に対応するために地方行政体制も滔々たる見直しの渦中にあるが、分権の主体となる市町村の基盤を強化し、行政サービスの質の充実を図り、住民の期待に応えていくためには、市町村合併を推進することが極めて効果的な手段であり喫緊の課題とされている。侃々諤々の市町村合併問題を考えるに当たり、既に語り尽くされた感もあるが、明治・昭和の合併について改めて若干の整理を試みたい。

1 明治の大合併

幕藩体制以降、初めて行政区画としての区を設けた明治四年の戸籍法、同一一年の郡区町村編成法、同一三年の区町村会法など、江戸時代の自然集落的な生活共同体から行政的自治体への脱皮を図る基礎法制的集約点が帝国憲法発布（明治二二年）に先立ち導入された市制・町村制（明治二二年四月）であつたと言われているが、当時は、全く住民のいない町村もあるなど弱小町村が全体の過半数を占め、新制度導入に際して、当時の内務大臣山縣有朋は「今之二対シテ新町村制ヲ適用スルトモ、其ノ実効ヲ奏スルハ、炭火ヲ擁シテ涼風ヲ求ムルノ類」と述べて、制度施行までの一年足らずの間に全国一斉に町村合併が実施された。

この結果、明治二二年末の七万一、三四町村が、同二二年末には約五分の一の一万五、八二〇町村となり、自然発生的な「地縁町村」は法人格を有する「行政町村」に変貌し、近代的自治行政の基礎的条件が整備された。熊本県において

は、この合併により一、四一九町村が三八〇町村に収斂したところである。

当時の町村の事務は、戸籍、徴税、徴兵、小学校、防疫等の国政事務が中心であり、昭和二年当時の本県一勝地村（現在の球磨村）では、総務（村長、庶務兵事（助役）、会計（収入役）、教育・勸業・土木・衛生（書記）、財務（書記）、戸籍・土地（書記）、農事（技手）の八名と記録されている。

明治における合併を人々がどのように受けとめていたのか、市制町村制施行間もない明治三四年当時、町村合併の動きがあつた本県内の町村の記録が、当時の様子を克明に描写している。すなわち、町村の置かれた環境に関して「今日の急は、進まんか民力に伴わず、退くか時勢の許さざるを如何せん、之を処するの道は、付近の町村、相合して資力を強固ならしめ民力を豊かにして住民の福祉の増進を計るの外なし」との認識を示し「世は断々に複雑に趣き、唯簿昼の間に在つて当務を処理するに過ぎず、永の事業を起こし民福を計るが如きは思い至らざるにあらざるも手を着け得べき余地なく」と寥々たる人材と財源の現状を慨嘆し、「合併により資力を蓄え人を得て、教育、衛生、勸業、土木等の諸般の事業を着々と整理すべし」と合併の目的を見事に表現している。

2 昭和の大合併

明治の大合併以後も、逐次合併が進み市町村数は減少したが、戦後の昭和二二年に施行された地方自治法を基礎に教育、警察、保健衛生等の分野で市町村の事務が拡大し、新たに導入された六・三制教育の実施は、財政難に喘ぐ多くの市町村にとって過重な負担となり市町村の規模能力の拡大充実が喫緊の課題となり昭和の大合併が推進された。

具体的には、人口約八、〇〇〇人程度を標準として、昭和二七年八月地方自治法の改正（自治体に規模適正化義務を課し知事の勧告権等を新設）を契機に、翌二八年に時限法として制定した町村合併促進法により大規模な町村合併が全国一斉に進められ、三年後の昭和三二年九月末迄に全国で六千余の町村が減少し、再編後の町村規模は、平均人口一万六、〇〇〇人、平均面積一〇四平方キロと再編前の三倍近くに拡大され、行財政能力も飛躍的に向上した。なお、熊本県の場合、

当時三二〇を数えた市町村が一市四町四九村の合計一〇一市町村となり、平均人口一万四、六九六人、平均面積七九平方キロと三倍強に拡大し市町村の行財政基盤の強化が図られた。

昭和の合併の目的は、本県編纂の「熊本県市町村合併史」によれば、合併進捗後の自治庁長官談話に「三年間に亘った町村合併の歴史的大事業は、全国的な運動として全国津々浦々に亘って展開され、概ねその目標を達成した。思うに今回の町村合併は、国政の基本理念である民主政治の基盤を強化し、真に住民の福祉を増進することを狙いとするもので、実に明治二十年の市制町村制以来の大事業であり住民自らによって行われた静かなる大改革である。この輝かしい合併の進捗の影には全国約一〇万余人の町村議会議員、約一万人、〇〇〇人の町村三役が町村将来の発展のために進んで職を退いたということを忘れてはならない。」と記されている。

3 市町村合併の意義

今日、「明治の合併・昭和の合併はどうだった」と一括りに論じられる向きもあるが、その実情は、多くの人々が自分の足で用を足していた時代の明治の合併、そして電話や自動車がようやく一般の家庭に普及しかかった時代に取り組まれた昭和の合併も、その時代における環境に対応できる町村を創造するために、或いは、子供達の将来のために、興さん哉、創らん哉の理想に立って町村の足腰を強化するために情熱を持って取り組まれたものである。

当時の合併は、日常生活圏が狭い地域に限定され帰属意識の根強い自然村の再編統合であり、且つ全ての面で今日とは比較にならないほど生活が苦しかった時代における合併であったことから、実行の困難は想像に難くなく、合併の衝に当たった首長や議員達の命がけて自らの保身を顧みることなく取り組まれた不退転の決意が偲ばれる。現在の市町村は、まさにこうした厳しい環境の中で難産の末に誕生したもので、今日の発展は、先輩達の苦勞の結晶すなわち黙示録であると言える。

昭和の合併時、地方自治庁が作成したパンフレットが現存するが、自主合併の

理念と合併促進の意義や利点がユーモア溢れる解説で紹介されており、今日的に見ても些かの違和感もなく内容的にも色褪せていないのには驚きを禁じ得ない。

歴史を紐解けば、町の将来のために立ち上がった当時のリーダー達の見識と情熱は、今日の我々と比較しても何等遜色のないものであり、「過去の合併は強制合併だった」等と安易な評価を行う前に、先人の功績にまずは素直に頭を垂れて、その教訓を学ぶ必要があると思う。

(二) 今回の市町村合併に向けた本県の取組

1 平成六年度～平成七年度における取組

さて、次に本県における平成の市町村合併への取組をご紹介します。本県では、平成六～七年度の事業（以下「第一次調査」という。）として、熊本県市町村合併研究会（熊本県立大学総合管理学部を中心とした組織）が平成八年三月にまとめた「市町村の自主的合併に関する調査研究報告書（A四版二一〇頁）」を嚆矢とする。

また全国的にも例の少ないこの時期における調査研究は、その背景として、第二次臨調の勧告（地方自治の実現を図るために基礎自治体である市町村の基盤を強化する。このため地域の自主性を尊重しつつ市町村合併を推進）や平成五年の衆参両議院での憲政史上初めてとなる地方分権推進に関する国会決議、さらには、平成五年一〇月の第三次行革審最終答申（分権型行政システムの推進方策として自立的な行政体制の確立そしてその手段としての市町村合併の推進）等を踏まえ、二一世紀における新しい地域社会を担うに十分な基盤を有する活力ある市町村の創造を視野に入れた画期的なものであった。

この研究会委員長を務められた熊本県立大学手島元学長は、巻頭言の中で、「市町村のサイズの問題をめぐっては、地方自治の本旨対行政の需要充足能力と効率性、いずれ劣らぬ現代の政治社会に死活の重要性を持つこれら両つの規範的要請が綱引きを演ずる。」「あちらを立てれば、こちらが立たず。二律背反の関係の中で、結局その時代、その社会で、最適の調和点を見いだすことが課題となる。」と述べられ合併問題に内在する課題、そして現実的な最適解を求めるための基本的

な視座が示されている。

この第一次調査は、平成の合併議論の背景となつている社会経済環境の変化、国内外における基礎自治体の合併の動向をはじめ市町村合併に関する学術的、客観的な研究であるが、特筆されるべきは、現代日本における市町村合併を「行政効率化型」「市制移行型」「地方中核都市形成型」の三つの類型に分類しその三類型毎に市町村合併のモデルパターン（類型順に「中球磨五か町村」「菊陽町・大津町」及び「本渡市周辺地域」の三パターン）を示したことにあつた。

さらに、現在の市町村の境界が形成された沿革や地理的な条件、文化的な背景等に関する大規模な現地調査等を実施するとともに、各市町村の財政状況、及び将来の市町村振興計画、ゴールドプランの内容等各種データに基づき広域的生活圏として今後一体的に発展する方向が認められる地域に関する分析と地域アイデンティティ形成の観点から、地域住民の意識の中で一体性が認識されている地域に関する分析等を行うことによつて、地域の一体性に関して一定の蓋然性が認められる一五パターン（県下九四市町村の内五二市町村が対象を参考例示したが、合併の枠組みに関する具体的な提案は、昭和の大合併以降、県レベルとしては、これが最初の試みではなかつたかと思う。

2 平成一〇年度以降の取組

第一次調査の後、国における平成七年五月の地方分権推進法の制定、同法に基づき地方分権推進委員会の発足、同時期に制定以来初めて自主的市町村合併を推進する観点から抜本改正された市町村合併特例法の成立等地方分権の具体化と相俟つて、その実施主体となる市町村の行政体制整備の必要性が指摘され、地方分権推進委員会の第二次勧告（地方公共団体自らが行政能力の向上と行政体制の確立を図ることを求め、市町村合併の推進の必要性が指摘される）、第二五次地方制度調査会の平成一〇年四月の答申（住民に最も身近な市町村には、地域の総合的な行政主体として、分権型社会における新たな役割を担うことができるよう体質の強化を図ることが求められ、一層の自主的な市町村の合併を推進する）、さらに、こうした動きを総括して平成一〇年五月の地方分権推進計画において、市

町村の合併等の推進を求めるとともに、自主的な合併を推進するため、「市町村の合併パターン」等を内容とする市町村合併推進要綱を都道府県が作成するよう要請する」ことが閣議決定された。

その後、平成一一年七月に制定された地方分権推進一括法は、二一世紀を迎えるに当たつて新しい時代にふさわしい我が国の基本的な行政システムを再構築するため、中央集権型の行政システムを見直し、国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体とりわけ市町村にゆだねることを基本理念とし、市町村では、分権が目指す社会の基本的ルールである自己決定と自己責任の原則に基づき、住民の負託に応えられる行政主体として行政体制の整備・確立を早急に図ることが求められたところである。

さらに、地方分権推進一括法の中で「市町村の合併の特例に関する法律」も改正され、市町村合併の推進に向けた行政上の支援策等が充実されるとともに、同年八月には自治省（当時）から、前述の指針が示されたところである。

このように地方分権に対応できる市町村の行政体制を確立するために合併を手段とする市町村再編の動きが強まる中で、県においては、再度、県立大学総合管理学部と連携して「第二次市町村合併調査研究事業（以下「第二次調査」という。）に着手し、市町村合併に関する調査研究をさらに深化することとなつた。

第二次調査では、県民（約六、〇〇〇人、オピニオンリーダー（約一、〇〇〇人）、市町村長（九四人）を対象としたアンケート調査及び全市町村長及び課長等へのヒアリング調査並びに日常生活圏における環境変化に関する調査、一部事務組合の状況調査等、先に述べた第一次調査を大きく上回る規模でフォローアップを実施した。

3 本県の市町村合併推進要綱

その結果、平成一二年三月には、全国二番目となる市町村合併推進要綱を策定公表した。合併類型については、第一次調査の三類型を準用したが、合併パターンについては、市町村が合併の検討に着手する際の参考や目安となるものとの位置付けで、改めて地域の結びつきの実情を示す各種データ（通勤通学圏・商圏等

の住民の日常生活圏、事務の共同処理の状況などを統計学的な観点からも検証）並びに郡の区域、自然条件・地理的条件、歴史的・文化的要素、市町村及び住民の意識などを総合的に検討したうえで、郡市の区域を超えないことを基本として一体性が認められる地域として一九箇所（七四市町村）、また、郡市の区域を超えて一体性が認められる地域としてさらに四つの枠組みを示したところである。なお、既にこの時点で主体的な検討が行われていた二地域（中球磨五町村及び天草地域一五市町）については合併パターンの作成は行わなかった。

（三）まとめ

今回の合併問題の背景や本県の取組をこれまで延々と述べてきたのも、最近頓に「市町村合併を進める理念や目的が分からない」とか、「検討の時間がない」など様々な議論が喧しいからである。

静かに振り返れば、この一〇年に限っても地方分権や合併に関する世の中の動きは大要叙上のおりであり、また、地方自治法上も規模の適正化を図ることを不断の行政課題と位置付けて既に久しいものがある中で、果たして今日の合併問題が地方行政関係者にとって晴天の霹靂であろうか。

市町村を取り巻く環境変化に至っては、少子・高齢化を要因とする人口構造の変化だけをとっても労働力人口の減少、企業の立地や経済成長の低下、医療、福祉等の社会保障関係経費及び財政需要の増大要因となる他、地域活力の低下、コミュニティ活動の停滞、税収の伸び悩み、将来世代の負担増大、子供達の健全成長への影響、医療保険や介護保険等各種のセーフティネットの機能不全等をもたらし、高齢化がさらなる少子化を引き起こすスパイラル構造を有することから、特に過疎中山間地域においては、さらに深刻な事態を招来すると予測されている。

こうした時代環境の変化は、平成の時代を迎え、さらに大きな流れとなって加速しており国・地方を通じた財政の悪化等他にも枚挙に暇がない。立場の違いがあっても現在の市町村のままでは、やがて全ての面で硬直化は避けられず、適者生存の原則を引くまでもなく早晚対応できなくなるとする意見も杞憂とは言えない。

将来、「平成の大合併」と呼称されるであろう今日の合併問題は、過去に実証済みの合併の意義や利点に加え、住民にとっても分権型社会そしてその水平線にある住民（地域）主権型社会に向けて歩を進める視点からも極めて重要な意味を有するとともに、市町村の再編にとどまらず国・地方を通じた行政システム全体の再構築につながるものであり、今まさに人々の時代認識と見識そして対処如何が問われている。

本県では、既に法定協議会一、任意協議会二及び首長等による研究会が各地域に立ち上がる等全ての市町村が何らかの形で合併に関する調査研究に着手しており、さらに来年には複数の任意協議会が立ち上がる見込みとなっている等合併気運が盛り上がりつつある。県としても合併問題を自らの問題として捉えており、市町村における自主的・主体的な取組がなお一層進捗するよう適切な支援を行うとともに、県民に対して積極的な情報提供を図る等できる限りの取組を進めているところである。（なお、文中意見に亘る部分は筆者の私見である。）

平成一五年五月の総務省主催全国市町村合併担当課長会議において、当時熊本県の小嶋市町村合併推進室長が事例発表した概要を掲載する。

「平成一五年度における市町村合併への取り組みについて」

Ⅰ 熊本県の取組等について

- ・本県では、これまで地方分権や市町村を取り巻く環境変化に対応出来る市町村の行政体制の整備を目指して、市町村合併推進に向けた様々な取り組みを行っており、本年四月に誕生したあさぎり町の他にも県下一七地域で任意又は法定協議会が設置され、真剣な検討が進みつつある。
- ・市町村合併を推進する上で平成一五年度の最重要課題は、これらの地域の合併検討が円滑に進むよう適切な助言を行うとともに『あの時に合併して良かった』と将来言えるような志の高い合併の成就に向けて、県としても主体的な立場で参画し、いかに適切な助言を市町村に対してなすかと言う点にあると認識している。
- ・県としては、昨年七月に策定した熊本県市町村合併支援プランに基づき、合併に向けた準備や合併後の市町村建設計画策定を積極的に支援することとしている。
- ・平成一五年度の市町村合併推進にあたり、その基本的な考え方や主な事業の概要並びに県のこれまでの取り組みの経緯や基本的な考え方を説明する。

1 県の取組みの経緯等

(1) 市町村合併への取り組み経緯

本県の取組は、平成六〜七年度の県立大学と共同して実施した市町村合併に関する調査研究（平成八年三月に全国で初めて地図上で合併パターンを作成）から始まっており、関係方面で合併推進の手法として全国的に注目を集め、平成一〇年には、自治省主催の市町村合併研究会に参画し、国の要綱指針のモデルともなる。その後、国の合併推進方策の策定を睨みながら、平成一〇〜一一年にかけて本格的な合併パターン策定のための第二次基礎調査研究に着手する等市町村合併

への取り組みを計画的に実施してきた。

平成一〇年度以降は、平成八年三月に策定した第一次調査研究の成果とその後実施した第二次基礎調査研究の成果をベースに、平成一一年八月に出された国の要綱（都道府県に合併パターン等の内容とする合併推進要綱を策定するよう要請）も踏まえて、平成一二年三月に、全国で二番目となる熊本県市町村合併推進要綱（県の合併推進の基本的な考え方や支援方策等とともに県下九四市町村を二〇箇所前後の合併パターンで示した）を策定公表した。

平成一二年度以降は、県の合併推進要綱をもとに、県下一〇箇所地域の振興局を中心として、首長・議員・各種団体等に対して、あらゆる機会を通じて働きかけた結果（平成一二年及び平成一三年とも全県下で毎年三〇〇回近くの説明会等を開催）、任意協議会や市町村合併に関する首長勉強会等が平成二二年度中には、概ね全県的に設置され具体的な検討が始まった。

その後、平成一二年一二月には、知事を本部長とし、副知事及び出納長を副本部長に、各部長を本部長とする熊本県市町村合併推進本部を県庁内に設置、また、県下一〇箇所の地域振興局には、局長を本部長とする地域推進本部を設置し、本庁及び地域振興局毎にリレーシンポジウムを開催するなど、合併気運の醸成や枠組みづくりに向けた積極的な取り組みが継続してなされ、徐々に首長レベルの勉強会から、任意協議会、そして法定協議会への移行が進むなど県下各地域での検討が深化した。

さらに平成一三年度には、先行していた中球磨五町村の合併協議が山場を迎え、平成一四年一月には、廃置分合議決がなされたこと等もあって、各地の合併の検討にも緊迫感が高まった。また、県においても中球磨地域の合併検討の詳細をマニュアル化した市町村合併総合マニュアルを作成する等積極的な取り組みを進めた結果、中球磨に続いて、天草、宇城、玉名、八代などの動きが顕在化し、平成一四年度末には、県下一八地域で任意又は法定協議会が実動する状況となる。

(2) 取り組み方針（自主合併を基本として推進）

本県の市町村合併推進の基本大綱である平成一二年三月策定した熊本県市町村

合併推進要綱の中で、県としては、市町村合併問題は、市町村を取り巻く環境変化及び地方分権への対応を図る上で避けては通れない課題であるという認識を示すと同時に、市町村合併は、将来の熊本県の姿をどのようにすべきかという課題とも密接に関連しており、県自らの課題であるとの認識を当初から公表した。

このことは、市町村の行政関係者間に合併問題は、国や県が主導又は、強制するものではなく、市町村自身が、自らを取り巻く環境変化をきちんと受け止めて、平成一二年四月の地方分権推進一括法により具体化した分権の試金石として、市町村合併問題は、市町村自らが、将来のありようを自主的・主体的に選択しなくてはならない課題であるとの認識を深めるとともに、県としても市町村合併を推進することが、本県の発展や県民の幸せにつながるという認識を持って、主体的に推進すると言う立場を明確に打ち出したものと言える。

この趣旨については、市町村長や議長等を対象とした「熊本県市町村合併推進要綱」並びに市町村合併の必要性等に関するあらゆる説明会などの機会に浸透を図ってきたが、特に全国リレーシンポジウム等の機会には、知事又は副知事が積極的に出席し周知に努めて頂いた。

こうした本県の自主合併推進の基本方針は、終始一貫したものであり、県民の合併問題に関する正しい認識（合併問題は地域住民にとっても自らの問題でありひとり一人が責任を持ってより良い選択を行う必要がある。）の理解と、市町村行政関係者が、合併の背景及び目的をきちんと理解して、まさに自らの問題として捉えて行くことにつながったと考える。

本県としては、今日の国や地方を取り巻く環境変化と国民の行政に対する期待を考慮すれば、現在の国や地方の行政システムでは引き続き有効な対応を行うことは難しい状況を迎えており、市町村合併の検討を通じて、まずは基礎自治体の行政体制を整備し、地方分権の実施主体となすことは不可避と考える。

その上で、都道府県のあり方、国と地方の内政システムの改革へとつないでいく内政上の構造改革を緒につかせることが出来ると考えており、二一世紀における分権型社会を構築するうえで重要課題と認識している。

特に、本県のように過疎や中山間地域を多く抱え、比較的規模の小さい市町村

が基礎自治体のほとんどを占めている県にとっては、自らの行財政運営の基幹的な部分を国の制度に大きく依存していることから、環境変化や国における制度改正の影響は、直接市町村行政の屋台骨に影響を与えるだけでなく、地域住民へのサービスにも根本的な影響をもたらしかねない脆弱な構造的課題を抱えており、そうした観点からも市町村合併問題は、他の地域と比較してより喫緊の課題であり、県としては、そうした問題意識も持ちつつ出来るだけ早く法定協議会の立ち上げ、市町村の行政体制整備に向けた取り組みを急ぐように積極的な助言を行ってきた。

(3) 取り組み手法

県では、地方分権推進一括法の平成一二年四月の施行を睨んで、地方出先機関の従来の方を見直し、縦割り行政の見直し、組織内分権の徹底、及び市町村や住民に身近な地方出先機関において出来るだけ自己完結的な総合行政を執行すべく、県事務所（併福祉事務所）、土木事務所及び保健所に三分割されていた県の出先機関を新たに総合事務所としての権限機能を強化した一〇箇所の地域振興局（市郡を所管）に再編した。

地域振興局には、新たに企画調整部門として局長直属の振興調整室を設置し、その当面する重要課題として、市町村合併の推進を所管させ、市町村に身近な現場から、地域の実情を踏まえながら、積極的な支援を図ることとし、県庁においては、平成一三年四月に市町村総室に市町村合併推進室を設置し、より専門的な立場から一〇箇所の地域振興局や市町村を支援する体制を確立した。

この結果、各地域で地域振興局を中心に積極的な取り組みがなされ、市町村合併に関する検討機運が高まり、首長、市町村議会を中心に、合併についての熱心な調査研究が深まった。

(4) 中球磨五町村での取り組み

平成八年三月に県が公表した研究報告書は、近年における合併の類型を三通り示したが、その内の行財政効率化型のモデルとされた中球磨五町村（上村・免田

町・須恵村・岡原村・深田村)では、平成八年一〇月頃から、五町村長による懇談会が開催され、平成一〇年四月には任意協議会が設置、平成一一年四月には法定協議会に移行し、過疎中山間地域における小規模複数団体の合併検討のパイオニアとして、文字通り手探りの検討が始まったが、この先駆的取り組みが、近年における本県の合併検討のパイロットケースとして、あらゆる面で県下各地の合併の検討に参考事例を提供することとなった。

市町村合併問題は、基本的にその検討のプロセスや協議項目及び課題等ほとんどが類似性が有り、先行事例のノウハウを参考に進む後発組にとって、中球磨の取り組みがモデルとして効率的かつ円滑な検討に大きく寄与した。

県においても全県下の合併検討に中球磨のノウハウを活用すべく、平成一三年度末に、合併検討の法制度やポイントを網羅した市町村合併総合マニュアルとしてとりまとめ、全国各都道府県にもCDにより配布したことも全国の合併の検討が進捗した原因のひとつと評価している。

(5) 市町村合併の背景(環境変化)

平成の市町村合併の潮流の底を流れるトレンドは、市町村を取り巻く環境変化、とりわけ少子高齢化等人口構造のドラスティックな変化、そして経済のグローバル化、特にバブル崩壊後の我国経済の低迷等構造変化が挙げられるが、こうした環境変化の中でこれまで十分機能してきた中央集権システムの制度疲労が顕在化し始めていることは、既に国民レベルにおいても周知の事実であり、市町村行政関係者や地域住民をして、全ての分野で何らかの構造改革は避けては通れないとのコンセンサスを醸成する素因となっていた。

(6) 合併の意義(合併を通じて何を指すのか。)

平成の市町村合併を推進する意義に関しては、これらの環境変化に積極的に対応できる市町村の行政体制を整備することに尽きるが、合併という改革を契機として、当初から様々な目標を掲げて取り組むことが重要。

2 市町村合併推進にあたっての基本的な考え方等

(1) 平成一五年度の重点取組み課題

① 取組みの重点目標

平成一二年度は合併機運の盛り上げ・研究会設置の山場、平成一三年度は枠組みづくりの山場であり、平成一四年度は任意協議会・法定協議会設置の正念場と位置付け、地域住民が将来合併して良かったと言える合併の内容充実のための取組みを集中的に実施することとしている。そうした観点から来年度以降の各ステージについても併せて概観すれば、平成一六年度は、合併準備と手続きの山場、平成一七年度は、合併市町村のスタート台との位置付けを行っている。(合併はゴールではなく、あくまでスタートとの位置付け)

② 平成一五年度の推進体制

特に、平成一五年度は、合併特例法の期限(平成一七年三月)から、逆算すると残り二年となり、合併の手続きに要する期間を考慮すると、具体的な枠組みを定め法定協議会を設置し検討の具体化を図る年度となることから、合併推進体制をさらに充実強化し各地域の取組みを積極的に支援する

③ 平成一五年度の重点取組みのポイント

具体的には、合併の段階毎に以下に例示するような切り口からポイントを踏まえた取組みを実施する。

☆円滑な合併協議の推進支援

※合併市町村や協議会からの質問へのきめ細やかな的確な対応

※法定協議会への広報支援

☆合併後のまちづくりへの適切な支援(新市町村の建設計画)

※魅力有る就業空間、魅力有る時間空間整備推進

※地域資源を活かした個性有るわがまちづくり支援
※都市農村交流の拡大、地方都市再生への取り組み

※国、県、市町村の政策連携の強化

☆合併市町村の住民サービス向上への検討支援

※県からの権限移譲（パッケージ方式で権限移譲）

※合併市町村の自立した行政体制整備支援

※財政支援を活用した生活環境基盤整備促進

※新しい住民自治組織の育成強化

☆合併市町村の行政体制整備への支援

※定員、組織、事務事業見直しなど合併後の行政システムの整備

※職員研修、人材確保、人事交流など合併市町村の担い手育成

④地域の熟度に応じた取り組みの考え方

合併の適否を判断する人々において、合併推進の意義を正しく認識することが全ての前提となるため県民に対しては、市町村合併を推進する目的、背景、そして住民参加の方法等を含めて出前講座や市町村広報誌の活用、ホームページの活用など年間を通じての広報を実施する。

（任意・法定協議会設置地域）

任意又は法定協議会等が設置される等合併の気運が高まっている地域については、速やかに合併重点支援地域に指定し、住民が合併問題を身近な課題としてとらえ、合併の適否を考える有力な材料とすべく、合併を通じて実現を目指す地域の将来ビジョンの作成等を積極的に推奨する。

その際、検討の中核となる合併推進協議会事務局には、地域の要請を前提に県職員を派遣し、日常的に積極的な助言などを実施するとともに、将来ビジョンの策定（実施施策や実施予定事業等）に関しては、国の「合併支援プラン」

と本県独自の「市町村合併支援プラン」等の活用を助言する。

（気運醸成が必要な地域）

合併に向けた気運が盛り上がり上がらない地域は、合併特例法の期限も迫ってきていることから、首長のみならず市町村議会や地域住民にも将来の町のあり方に関して最終的な選択の局面を迎えつつあるとの認識を持って頂くよう助言する。

（合併に慎重な市町村）

合併に慎重な市町村に対しては、単独を選択されるとしても、単独市町村のままで行財政運営が続けた場合、現下の環境変化や各種の行政課題にどのように対処して行くことが出来るのかその見通しなどについて、地域住民に対して説明されるよう助言する。

財団法人熊本開発研究センター情報誌「ステップ（平成一六年一月号）」に掲載された熊本県市町村総室小嶋市町村合併推進室長の対談記事「市町村合併の現状と課題について」から当時の本県の合併推進の取組みの一端を知ることが出来る。

■県内の合併推進状況について

【まず、本県の市町村合併の進捗状況についてお尋ねします】

本県の市町村合併の進捗状況は、平成一五年四月一日に合併したあさぎり町を端緒に、これまでに上天草市、美里町、芦北町が誕生したほか、昨年一月には、宇城市、山鹿市、阿蘇市、山都町、南阿蘇村の合併についても総務大臣の告示がなされており、また、菊池北部四市町村についても県知事の決定までは完了しており三月までには県内市町村数は七一となる予定です。

このほか現在協議中の四地域が全て合併すれば、市町村合併特例法の経過措置が切れる来年の三月末までには、五〇市町村（三市二九町八村）程度となる見通しです。合併問題が具体化した平成一二年三月時点には、県内に九四市町村（一市六三町二〇村）があったことから約五割の市町村に収斂することになるとしています。

地方分権が具体化した中で取り組まれた今回の合併は、市町村自身の自主的な判断を基本としてきたことからすると多くの市町村で将来のあり方について真剣な議論がなされ合併を通じて行政体制を強化しようとする判断がなされた成果と受け止めています。

■合併推進にかかるとこれまでの取組み

【県のこれまでの取り組みを教えてください】

市町村合併問題は、一義的には、市町村自身の課題だと思えますが、県においても合併問題が具体化した平成一二年三月に策定した熊本県市町村合併推進要綱の中で、「市町村のありようは、将来の県の姿とも密接に関連するものであり県

自らの問題と位置付けており」爾来、県政の最重要課題の一つとして積極的に推進を図ってきたところで。

【県は当時合併の枠組みも示されたと思いますが】

この合併推進要綱には、合併推進の背景や基本的考え方、メリットや課題への対応方策、合併に対する行財政支援などとともに県下各地域における合併気運を高めるために合併協議のたたき台として合併パターンを示しました。この合併パターンは、たたき台としての位置づけでしたが、ただ単に枠組みを適当に作ったということではなく地方分権時代にふさわしい力強い行財政運営体制を整備し地域発展の原動力としての市町村の基盤強化を図るため、第五次全国総合開発計画、県総合計画、国の合併指針などを念頭に、通勤、通学、商圏、学区、通院圏、人口移動状況、広域行政圏、広域行政処理、保健福祉医療圏、官公署の所管区域、都市計画等々客観的な地域の結びつきの強度と全市町村長、各種団体の長、県民アンケート調査やヒアリング、明治や昭和の合併時の事情等々、地域の一体性に関する人々の主体的な認識等々に関する県立大学総合管理学部と連携した平成6年度からの調査研究の集大成でした。今日、県が提示した合併パターンとは違う枠組みでの検討がなされているケースも多々ありますが、ほとんどのケースは、たたき台から芽が出るであろうと当時想定した蓋然性の高い枠組みとなっていると思います。

【要綱作成後はどのような取り組みをされましたか。】

この要綱を踏まえて、この五年間、県では、知事を本部長とする熊本県市町村合併推進本部や県下一〇カ所の地域振興局に設置した市町村合併地域推進本部を中心に、全庁的な体制で市町村長、議会議員、各種団体、県民を対象に合併の背景や必要性、枠組みづくりのあり方、合併協議の方法等に関する周知啓発を行うとともに、合併の研究会や勉強会、任意協議会、法定協議会への職員派遣等様々な取組みを実施してまいりました。

具体的には、新聞、ラジオ、テレビ、県からの便り、パンフ・ポスター、啓発

用ビデオ等を通じて、県民の皆さんに対してもあらゆる機会を活用して広報活動を展開し合併気運の醸成に努めるとともに、合併の検討を行う市町村の参考としていただくために、市町村合併総合マニュアル、市町村建設計画策定手引き等々も全国に先駆けて作成し配布しました。

また、平成一四年七月には、市町村合併への県の支援策を網羅した熊本県市町村合併支援プランを策定し、このプランに基づき合併協議会への委員や協議会事務局への職員派遣、合併後のまちづくり等に対する一合併（二団体合併）五億円を基礎とする県独自の特別交付金制度の創設並びに合併の準備や合併後のまちづくり事業の優先採択や重点投資等の施策を通して、合併を進める市町村を総合的にサポートして参りました。

【そうした取組みを通しての感想をお聞かせ下さい】

最近になって行政関係者の中からも依然として、まだ「市町村合併の必要性が分からない」とか、「もう検討の時間が無い等」と言うお話もお聞きしますが、県としては長い時間をかけてあらゆる機会を通じて情報を提供してまいりましたし、市町村の皆さんが検討する期間も平成七年の市町村合併特例法からは一〇年、平成一二年三月に本県が市町村合併推進要綱公表を示してからも五年が経ちました。時間は十分にあつたと言えらると思います。今日、合併又は単独それぞれの市町村が選択された道は、地方分権の実施主体としての市町村、そして、その主権者としての住民の皆さん自身の責任ある選択ということにほかならないと思います。

■市町村合併の検討のポイント

【まず、今回の市町村合併の背景をお聞きしたいと思います】

市町村合併の必要性を判断する際に最も重要なことは、市町村を取り巻く環境変化をどのように評価するかだと思います。県内には百十五年前の明治の合併の時からそのままの町村もありますが、多くの市町村は、現在の区域が出来たのは、概ね五十年前だと思えます。その後、今日までの世の中の変化、具体的には、交

通基盤の整備、交通機関の発展、情報化の進展、国際化の進展、産業構造の変化、人口構造の変化、地域社会の構造変化等五〇代以上の皆さんには、その変化の大きさを実感されていると思います。

私たちの暮らしや、企業活動、経済活動などの分野では、そうした変化を捉え、対応方策を講じないとやっていけません。行政分野では、様々な理由から社会環境の変化への対応が遅れてしまいました。

例えば月並みですが少子高齢化の進展ひとつとってもお分かりいただけると思えます。

幕藩体制下から明治初期の日本の総人口は約三百万人といわれています。昭和二〇年当時で約七百万人、平成一二年国勢調査時の総人口は一億二千万人、この百三十年の間に日本の総人口は約九百万人増加したことになります。こうした社会では、様々な社会経済システムが、年少人口や生産年齢人口が増加するということを基本としていました。

しかし、漸次、少子高齢化の傾向が強まり人口構造が変化しはじめ、高齢層の占める割合が諸外国にも例の無いスピードで進みはじめ、既に人口増加もピークを過ぎて減少傾向に移ろうとしています。我々の社会がかつて経験したことのない総人口が減少する社会を迎えつつあると言うことです。

こうした人口構造の変化は、私たちの地域社会にどのような影響を及ぼすでしょうか。労働力人口の減少、農林水産業や中小商工業の衰退、過疎化の進行、地域経済・地域社会の活力の低下、国や地方税収の減少、コミュニティ機能の停滞、後継者不足、商店街の衰退、銀行や病院等都市的業態の喪失をはじめ介護保険や年金、医療保険等の社会的セーフティネットの維持、保健・医療・福祉等社会保障ニーズ及び経費の増大、小中学校教育や公共施設の維持等あらゆる分野にスパイラル状に大きな影響が生じるとされています。

住民に身近な市町村もこうした変化の中で、これまで同様の発想ではやっていけないことはほとんどの皆さんは分かっておられます。自分自身の生活や民間企業においても同じことだと思います。何十年も前のやりかたを踏襲しているばかりではやっていけないと思えます。市町村合併問題もおなじような考え方が出来

ると思います。市町村を取り巻く環境変化に対応すると言うのが、最も簡潔な説明だと思えます。

誰でもこれまでと同じようにやっていけるのなら現状を見直す必要はないと思います。しかし、小さくてもきらりと光る自治体を目指すスモールイズビューティフルといっても、そうした行政を支える財源確保はどうされるのでしょうか。地域づくり以外の行政分野は大丈夫でしょうか。しばらくは基金もあるから何とかなると言われてもその先はどうなるのでしょうか。心情的には、理解出来ませんが、そうした選択の先に確かな見通しはたちにくいと思います。住民サービス等への影響を出来るだけ少なくするマイルドな改革の手法の方が望ましい。そうした視点から見たとき市町村合併は、行政分野の行財政改革としては最も効果的な手法とされています。

【地方分権の具体化は市町村の姿にどのような変化を与えたのでしょうか】

地方分権が具体化するまでは、中央集権型と言いますか、市町村の行財政運営の根幹は、広い意味での国の後見の下にあったと言えます。地方行政の水準や財源を確保するための地方財政計画、地方交付税制度、地方債の許可制による財源保障、法令による基幹的な行政サービスの細目の決定等々、国や都道府県が政策や事業の基本コンセプトを固め、法令や通達などにより政策推進の詳細なマニュアルを作り、その上で財源を保障する。市町村は、具体的な事務処理、つまりオペレーション領域を担当するという仕組みが長年に亘って定着していたと思います。

しかし、四七五本の法律を改正した平成一二年四月の地方分権一括法の施行を受けて、こうした仕組みに関する基本理念が見直され、新しい意味における基礎自治体として市町村が位置付けられ、その役割が強化され、住民に身近な課題は、基礎自治体としての市町村が責任を持つて対応することとされました。

法施行当時は、市町村への権限移譲も僅かであったこともあり、市町村も住民も地方分権が具体化したという実感がなかなか掴めなかったと思いますが、理念の変化は、汽車に例えるならば、レールのポイントが切り替えられたと言うこと

で、最初のうちは、ほとんど二つの線は平行して走っていますが、そのうちに行き先は、大きく違ってきます。市町村の役割についての認識が異なる中央集権駅行き、片方は、地方分権駅行きとなります。

理念の変化は、将来に亘って、地方分権を進めます。市町村が身近な事務の実施主体という基軸に立って、新たな行政需要に関する役割分担などが決まってくることになる予測しますが、現在の市町村における「ひと、もの、かね」の行政供給能力は、既に飽和状態となっており、市町村合併等を通じた行財政基盤強化は不可避とされています。

こうした中で市町村としては、期待される役割を主体的な判断で行う必要があります。自らの判断には責任も伴うこととなりますので、各種の情報を収集し評価、分析し、住民のニーズやウランツも自らマーケティングし整理、その上で最も安いコストで感動されるマックスのサービスや地域の基盤整備、産業振興等を行っていくことが制度上期待されています。

そのためには、専門的人材や財源を確保し、政策評価や外部監査も必要でしょうし、また情報公開や住民参加への努力も必要です。

【それでは今、市町村には、どのような選択を求められているのですか】

市町村を取り巻く環境が厳しさを増す中で、効果的な対策を取らず、現状に甘んじ、なすところがなければ、そう遠くない将来、住民の負担増や住民サービスに大きな影響が生じてくることを想定しています。

具体的には、職員や人件費の削減や住民サービスの引き下げ、住民負担の引き上げ等ラジカルな行財政改革も不可避となってくるのではないかと懸念されています。現行合併特例法では、国や県が合併後のまちづくりのために充実した財政支援を用意していますが、来年四月以降の合併新法では、そうした財政支援は無いと言われているとされており、してみると、まずもって当面の判断そのものが極めて重要な意味を有していると思います。

市町村や地域住民の皆さんが、今が将来のあり方を選択する大きな決断の岐路に立たされていると言う認識を持つておられるのか。あるいは、自主的・主体的

な合併推進であるから当面は単独でやっていく。合併は何時でも任意に決めれば良い。後何年かはまだやっていけるから合併はしないとか。今は財政状況が良いから大丈夫とか。住民は合併を望んでいないから合併はしないとか。そうした認識で合併問題を捉えておられるのであれば、今一度、将来見通しに関する客観的な検証が必要だと思います。

そうした意味において、市町村には、合併に対する選択が問われていると同時に、視点を変えれば、単独での行財政運営で本当にやっていけるかどうか問われており、また、将来の合併の効果や課題と、市町村合併特例法の下での合併の効果や課題など相対的な優劣に関する評価が問われていると思います。

それぞれの地域の住民の皆様も地方分権下の基礎自治体の主権者として、是非とも市町村を取り巻く環境変化と自らの市町村の行財政の実態、そして合併をしない場合の将来の見通し等について考えていただきたいと思えます。

【合併協議がスムーズに行くポイントは何ですか】

市町村合併の具体的な検討に際しては、合併には必ず相手方が必要であり、相手方を大切にして頂いて、地域全体の将来を担ったもの同士ですから当事者同士が腹を割って最後まで議論を尽くしていただくことが重要です。

合併したくない理由があっても合併出来ない理由は無いと思います。

市町村合併は、よく結婚や進路の選択にたとえられますが、まさにその通りなのです。合併はゴールではなく、あくまでスタートです。合併までの道のりは様々ですが、合併後も気を引き締めて努力していくことが重要です。

しかし、合併しない場合はどうでしょうか。合併の場合と単独の場合と十分検証し、自分自身が納得してスタートラインにつくことが何よりも重要だと思います。それが自己決定・自己責任を基本とする地方分権が具体化した中で自主合併が基本とされている所以ではないでしょうか。スタートラインにつく筈が鳴ってもそれをパスするとすれば、その決断自体もまた重要なそして責任ある選択であると考えます。

■市町村合併の検討にあたっての具体的な課題や問題点

【合併がうまくいなくなる原因は何ですか】

市町村合併特例法の失効期限（平成一七年三月末）まで三か月余りと迫ってきましたが、県内においても法定協議会の休止や解散が起こり結果的に合併をせず、単独の道を選択しようとしている市町村もあります。

合併協議を休止した理由は様々です。相手の市町村に対する不信感、将来の財政計画に関する見解の相違、行財政運営に関するフィージングの違い、基金や借金が多寡等々。しかしながら、冷静に客観的にこうした理由を改めてかみしめていただきたい。市町村の将来、住民サービスや住民負担の維持がかかっていると、言う危機意識を持つことが必要ですし、何もなくても今のままと同じと言う発想ではなく、思い切って合併しないと一層深刻な事態が生じないかと言う観点から検証していただきたいと思えます。「個人的な好き嫌いを法人として市町村間の問題に投影してはいませんか。」「基金が多くても将来は大丈夫ですか。」「借金が多いと言うことは、それだけ社会資本整備にお金をかけたと言うことではないですか。」このような視点を持って、来し方だけではなく、行く末の地域の未来を語り合っていたいただきたいのです。明治の大合併はわずか一年、昭和の大合併も三年で完了しました。今回は、平成七年の市町村合併特例法改正から一〇年が経過しました。こうした議論を行うための時間はたっぷりであったはずですが、情報が届かなかった。忙しかった。知らなかった。分からなかった。単独を選択する理由は、様々だと思います。しかし自分たちの問題なのです。

【合併協議を成功させるためのポイントは何ですか】

先ほど、市町村合併は結婚と同じであると言いましたが、そもそも財政状況や行政サービスの異なった自治体同士が一緒になるものです。従って困難な課題があるのは、最初から当然想定されることなんです。お互いが主張を譲らなければまとまるものもありません。

でも難しいことは何もありません。話しあって解決しようと言う姿勢があるか

どうかだと思えます。お互いに、自分の団体だけの都合や利益を考えることを少
し抑え、相手方を大切に寛容と互譲の気持ちで考える姿勢が一番重要です。

■県としての今後の市町村合併の取り組みについて

【合併新法が制定されましたが、その意義を教えてください】

現行合併特例法は、来年三月末限りで失効します。来年四月以降の合併につい
ては、「市町村の合併の特例等に関する法律」いわゆる合併新法により、平成二
二年三月末までの五年間に限って、市町村合併を引き続き推進することとされ
ています。

そもそも合併は、市町村の行財政運営の効率化と基盤の強化につながり、住民
に対する行政サービス水準の維持にも大きな効果があります。合併新法では、現
行合併特例法に定める合併特例債等の財政支援はありませんが、合併特例区制度
や議員の在任特例等合併を円滑に進めるための特例措置が引き続き設けられてお
り、これらの特例措置を充分活用して合併を行い、行政体制の整備や行財政基盤
の強化を図っていくことが望ましいと考えています。

【県は、これからも合併を推進していくのですか】

他県の事例等を見ると、合併を選択しない市町村の中には、地方分権が進展す
る中で少子化高齢化の進行や国・地方を通じた厳しい財政状況等市町村を取り巻
く環境変化に対応するため、職員定数等の削減はもとより、上下水道等公共料金
の引上げ、各種団体への助成や乳幼児医療費助成等の見直し、さらには、建設事
業の大幅な抑制等抜本的な行財政改革に着手されているところもでてきておりま
す。

特に、人口一万未満の小規模な町村等にあつては、こうした厳しい行財政改革
を実施したとしても、今後中長期的には、地方交付税等の削減が予想される中で、
地方分権の実施主体として、多様化する行政ニーズに的確に対応していくことが
できるのか、合併を通じた行財政の効率化よりも優れた選択と言えるのか、自ら

十分な検証がなされるべきであると考えています。

そうした意味において、今後、単独を選択した市町村にあつては行財政見直し
などを改めて検討し、住民に対しても十分な説明を行い、理解していただく必要
があると思っております。そのうえで、合併新法の下での合併も視野に入れなが
ら、県も一緒になって将来の在り方を考えて参りたいと考えています。

市町村合併総合マニュアル

～ 21世紀の魅力ある地域づくりをめざして～

【本編】



熊本県

3 住民発議制度	18
(1) 住民発議制度	18
(2) 合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入	18
第3章 任意協議会での検討	23
1 任意協議会での検討について	25
(1) 任意協議会設置の趣旨	25
(2) 任意協議会の任務	25
① 所掌事項	26
② 任意協議会の構成	26
③ 事務局	26
④ 合併協定項目にかかる現況調査の具体的な作業手順	28
⑤ 地域の将来構想の検討	34
(3) 法定協議会設置準備に関する業務	35
(4) 法定協議会設置の手続き	35
第4章 法定協議会での検討	63
1 法定協議会の役割	65
(1) 法定協議会の設置	65
(2) 法定協議会の任務	65
① 市町村建設計画の作成に関すること	66
② 合併協定項目に係る協議に関すること	67
(3) 法定協議会の委員構成	67
2 法定協議会の組織、業務	72
(1) 法定協議会の組織	72
ア 中核層5か町村における合併協議の流れ	75
イ 事務局	76
ウ 幹事会	78
エ 専門部会	79
オ 合併協議会の予算	80
(2) 協議会事務所の場所	81
(3) 法定協議会の会長選任	81

(4) 住民との協働関係	81
(5) 法定協議会の開催回数、開催期間	81
① 開催回数	82
② 開催期間	82
③ 当面の目安	83
(6) 広報・啓発	88
① 情報公開	88
② 住民説明会の実施	88
(7) 住民意向調査	88
(8) 職員の士気向上	89
① 職員との意思疎通	89
② 合併協議への職員の参画	89
③ 職員に対する研修	89
(9) 合併の是非の判断	89
(10) 合併準備期	90
第5章 合併の申請及び決定	91
1 市町村における合併の申請及び決定	93
(1) スケジュール	93
(2) 期間	93
(3) 合併関係市町村における廃置分合議決	95
① 廃置分合について	95
② 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	96
③ 廃置分合に伴う経過措置について	97
ア 議会の議員の定数・在任の特例	97
イ 農業委員会の委員の任期等の特例	97
④ 地域審議会の設置について	99
(4) 合併関係市町村における告示	101
ア 廃置分合に伴う経過措置に関する協議について	101
イ 地域審議会の設置に関する協議	101
(5) 県知事への申請	102

目次

第1章 市町村合併の意義	1
1 市町村の合併とは	3
(1) 市町村合併の定義	3
(2) 新設合併と編入合併	3
2 市町村合併の経過	6
(1) 明治・昭和の大合併	6
① 明治の大合併(明治22年)	6
② 昭和の大合併(昭和28年から31年)	6
(2) 昭和の大合併後の状況	7
(3) 市町村合併にかかる近年の動き	8
① 国における取組み状況	8
② 本県の取組み状況について	8
第2章 市町村合併についての検討の進め方等	9
1 検討の進め方	11
(1) 合併の検討の流れ	11
(2) 合併事務手続きの概要	13
① 合併検討会での検討	13
② 任意協議会での検討	13
③ 法定協議会での協議	13
④ 合併に係る協議が整った後の手続き	13
2 合併検討会での検討	15
(1) 合併検討会設置の趣旨	15
(2) 合併検討会の任務	15
① 所掌事項	15
② 「合併検討会」の構成	15
③ 具体的な作業手順(進め方)	16
ア 市町村の現況に関する調査	16
イ 市町村合併の効果及び懸念事項への対応策の検討	16
ウ 合併の枠組みに関する検討	17

2 国の財政支援措置	135
(1) 補助金（市町村合併推進体制整備費補助金）	135
① 合併準備補助金	135
② 合併市町村補助金	135
③ 都道府県体制整備費補助金	136
(2) 地方交付税	136
① 普通交付税	136
ア 普通交付税の算定の特例—合併算定替—	136
イ 合併直後の臨時的経費に対する財政支援	136
ウ 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置	137
② 特別交付税	137
ア 包括的特別交付税措置	137
イ 合併移行経費に対する財政措置	137
ウ 合併準備経費に対する財政措置	137
エ 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置	137
(3) 地方債	138
① 合併特例事業（市町村事業）	138
ア 合併前事業	138
イ 合併後事業（合併特例債）	138
② 合併特例事業（都道府県事業）	141
(4) 過疎法の合併特例の活用	142
3 県の支援措置	143
(1) 準備段階	143
① 人的支援	143
② 市町村合併検討支援事業等	143
③ 技術的助言等	143
(2) 合併後	143
① 市町村建設計画根幹事業	143
② 熊本県市町村合併特別交付金	143

(6) 廃置分合の決定	108
① 都道府県知事による総務大臣との協議・同意	108
② 都道府県議会による議決	108
③ 都道府県知事による合併の決定	108
④ 都道府県知事による総務大臣への届出	108
⑤ 総務大臣による告示	108
第6章 合併の準備及び施行	109
1 合併の準備	111
(1) 開始時期	111
(2) 期間	111
(3) 予算の調製	111
(4) 事務の調整	111
(5) 電算システムの変更	117
(6) 人事・組織体制	117
(7) 広報	117
(8) 住民からの問合せへの対応	118
(9) 建設・改修	118
(10) 移転	119
2 式典	119
(1) 閉市（町村）式	119
(2) 閉庁式	119
(3) 表彰	119
(4) 開庁式	119
(5) 新市町村誕生記念式典	120
3 合併時の措置	120
(1) 新設合併のみの措置	120
① 新市町村の長の職務の暫定執行	120
ア 市町村長職務執行者の選任	120
イ 市町村職務執行者の職務の暫定執行	120
② 暫定予算	121

●参考文献（著者敬称略）

- ・「逐条 地方自治法」 松本英昭（学陽書房）
- ・「逐条解説 市町村合併特例法」 市町村合併研究会（ぎょうせい）
- ・「改訂版 Q&A市町村合併ハンドブック」 市町村自治研究会（ぎょうせい）
- ・「合併協議会の運営の手引」 市町村合併法定協議会 運営マニュアル研究会
- ・「ひたちなか市の誕生をふりかえって」 茨城県ひたちなか市
- ・「篠山市・西紀町・丹南町及び今田町合併の記録「篠山市」誕生」 兵庫県篠山市
- ・「田無市・保谷市合併の記録」 東京都西東京市
- ・「市町村合併検討マニュアル」 熊本県
- ・「熊本県市町村合併研究会報告書」 熊本県市町村合併研究会
- ・「熊本県市町村合併推進要綱」 熊本県
- ・「熊本県市町村合併史（改訂版）」 熊本県
- ・「香川県市町村合併事務ガイドブック」 香川県

●調査研究に御協力いただいた機関（敬称略）

- ・茨城県ひたちなか市企画部企画調整課
- ・東京都あきる野市企画財政部企画課
- ・兵庫県篠山市政策部
- ・新潟市企画財政局企画広域行政課
- ・東京都西東京市企画部企画課
- ・茨城県潮来市企画部企画財政課
- ・さいたま市総合政策部政治指定都市準備室
- ・中野区5小町対合併協議会事務局
- ・天草上島4町対合併推進協議会事務局
- ・天草地域市町合併検討協議会事務局
- ・宇城西部5町対合併推進協議会事務局
- ・宇城東部2町対合併推進協議会事務局
- ・熊本県下各地域振興局振興調整室

●編集担当者

熊本県市町村合併総合マニュアル編纂研究会

座長 小嶋一誠 厚地 昭仁 清田 克弘 浦津 栄一

村上 節 柳中 利徳 洞田 貴宏典 清塔 啓史

【市町村合併総合マニュアル】

～21世紀の魅力ある地域づくりを目指して～

平成14年3月発行

編集 熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室
（熊本県市町村合併総合マニュアル編纂研究会）

TEL 096-383-1111 内線3389

③ 暫定条例及び規則	121
④ 暫定選挙管理委員会	121
ア 選挙管理委員の互選	121
イ 選挙管理委員の補充員の選任	122
⑤ 暫定教育委員会	122
⑥ 暫定固定資産評価審査委員会	122
(2) 新設合併・編入合併共通の措置	122
① 事務承継	122
② 消滅した市町村の決算	123
③ 事務の引継	123
ア 編入合併	124
イ 新設合併	124
④ 人口	125
ア 人口の定義	125
イ 都道府県知事が告示する人口	125
4 選挙	125
(1) 新設合併における市町村長の設置選挙	125
(2) 町村議会議員の選挙	125
第7章 市町村合併に係る特例措置及び支援制度	127
1 市町村合併に係る特例措置	129
(1) 市となるべき要件の特例	129
(2) 市町村議会議員の選挙区の特例	130
(3) 市町村議会議員の退職年金に関する特例	131
(4) 都道府県議会の議員の選挙区の特例	131
① 公職選挙法の原則	131
② 特例措置の内容	132
③ 具体的な選挙区の設定	132
④ 合併特例法の特例の適用手続き	134
⑤ 定数の取扱い等	134
⑥ 衆議院議員の選挙区について	134

市町村合併総合マニュアル

【参考資料編】

～先進市町村の事例に学ぶ～



熊本県

●参考文献（著者敬称略）

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ・「逐条 地方自治法」 | 松本英昭（学陽書房） |
| ・「逐条解説 市町村合併特例法」 | 市町村合併研究会（ぎょうせい） |
| ・「改訂版 Q&A市町村合併ハンドブック」 | 市町村自治研究会（ぎょうせい） |
| ・「合併協議会の運営の手引」 | 市町村合併法定協議会
運営マニュアル研究会 |
| ・「ひたちなか市の誕生をふりかえって」 | 茨城県ひたちなか市 |
| ・「篠山市・西紀町・丹南町及び今田町合併の記録「篠山市」誕生」 | 篠山市 |
| ・「田無市・保谷市合併の記録」 | 兵庫県篠山市 |
| ・「市町村合併検討マニュアル」 | 東京都西東京市 |
| ・「熊本県市町村合併研究会報告書」 | 熊本県 |
| ・「熊本県市町村合併推進要綱」 | 熊本県市町村合併研究会 |
| ・「熊本県市町村合併史（改訂版）」 | 熊本県 |
| ・「香川県市町村合併事務ガイドブック」 | 香川県 |

●調査研究に御協力いただいた機関（敬称略）

- ・茨城県ひたちなか市企画部企画調整課
- ・東京都あきる野市企画財政部企画課
- ・兵庫県篠山市政策部
- ・新潟市企画財政局企画部広域行政課
- ・東京都西東京市企画部企画課
- ・茨城県潮来市企画部企画財政課
- ・さいたま市総合政策部政令指定都市準備室
- ・中球磨5ヶ町村合併協議会事務局
- ・天草上島4ヶ町合併推進協議会事務局
- ・天草地域市町合併検討協議会事務局
- ・宇城西部5ヶ町合併推進協議会事務局
- ・宇城東部2ヶ町合併推進協議会事務局
- ・熊本県下各地域振興局振興調整室

●編集担当者

- 熊本県市町村合併総合マニュアル編纂研究会
- | | | | | |
|----|-------|--------|-------|-------|
| 座長 | 小嶋 一誠 | 厚地 昭仁 | 清田 克弘 | 浦津 栄一 |
| | 村上 徹 | 洞田 貴宏典 | 清塘 啓史 | |
| | 畑中 利徳 | | | |

【市町村合併総合マニュアル】

～21世紀の魅力ある地域づくりを目指して～

平成14年3月発行

編集 熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室
（熊本県市町村合併総合マニュアル編纂研究会）
TEL 096-383-1111 内線3389

目次

I. ひたちなか市	1
1. 合併協定書	3
2. 市町村建設計画	9
3. 廃置分合関係	27
II. あきる野市	43
1. 合併協定書	45
2. 市町村建設計画	51
3. 廃置分合関係	73
III. 篠山市 87	
1. 合併協定書	89
2. 市町村建設計画	95
3. 廃置分合関係	125
IV. 新潟市 137	
1. 合併協定書	139
2. 市町村建設計画	145
3. 廃置分合関係	157
V. 西東京市	163
1. 合併協定書	165
2. 市町村建設計画	173
3. 廃置分合関係	191
VI. 潮来市 201	
1. 合併協定書	203
2. 市町村建設計画	207
3. 廃置分合関係	239
VII. さいたま市	245
1. 合併協定書	247
2. 市町村建設計画	253
3. 廃置分合関係	275
VIII. あさぎり町	289
1. 合併協定書	291
2. 市町村建設計画	303
3. 廃置分合関係	337

【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：国民健康保険の取扱い】	185
○21 消防団の取扱い	190
○22 消防防災関係事業	190
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：消防の取扱い】	191
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：防災関係の取扱い】	195
○23 各種福祉制度の取扱い	196
○24 社会福祉協議会の取扱い	197
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：各種福祉制度の取扱い】	198
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：社会福祉協議会の取扱い】	224
○25 上・下水道事業	226
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：水道事業の取扱い】	227
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：下水道事業の取扱い】	229
○26 農林水産業関係事業	230
○27 建設関係事業	230
○28 商工・観光関係事業	230
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：農林水産業関係事業の取扱い】	231
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：建設関係事業の取扱い】	264
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：商工業関係事業の取扱い】	275
○29 市町村立学校の通学区域	286
○30 学校教育事業	286
○31 社会教育事業	286
○32 人権教育・同和対策の取扱い	286
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：小中学校の通学区域の取扱い】	287
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：学校教育関係の取扱い】	292
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：社会教育関係の取扱い】	295
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：人権教育・同和対策の取扱い】	298
○33 行政区の取扱い	300
○34 広報広聴関係事業	300
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：行政区の取扱い】	301
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：広報広聴関係事業の取扱い】	304
○35 保健衛生事業	309
○36 ごみ収集運搬業務事業	309
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：保健衛生の取扱い】	310
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：ごみ収集運搬業務の取扱い】	314
○37 納税関係事業	315
○38 電算システム事業	315
○39 若者定住促進対策の取扱い	315
○40 環境保全対策事業	315
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：納税関係の取扱い】	316
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：電算システム事業の取扱い】	321
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：若者定住促進対策の取扱い】	325
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：環境に配慮したまちづくり】	327
○41 男女共同参画推進事業	328
○42 姉妹友好都市・国際交流事業	328
○43 交通関係事業	328
○44 窓口業務	329
○45 消費者関連事業	329
○46 文化振興事業	329

市町村合併総合マニュアル

【検討事務編】



熊本県

目次

1 市町村建設計画の作成に関すること	1
(1) 市町村建設計画とは	1
(2) 市町村建設計画の内容	1
(3) 市町村建設計画作成における留意事項	2
(4) 市町村建設計画作成・変更の手順	4
(5) 市町村建設計画の内容	4
【参考：中球磨5か町村における市町村建設計画作成方針】	13
2 合併協定項目に関すること	16
3 合併協定項目に関する具体的な調整項目について	21
(1) 合併に関する基本的な協議事項	21
① 合併の方式	21
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：合併の方式】	21
② 合併の期日	26
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：合併の期日】	27
③ 新市町村の名称	28
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：新町の名称】	29
④ 新市町村の事務所的位置	45
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：新町の事務所位置について】	47
⑤ 財産及び債務の取扱い	60
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：財産及び債務の取扱い】	61
(2) 合併特例法に基づく協議事項	73
① 議会議員の定数及び任期の取扱い	73
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：議会議員の定数及び任期の取扱い】	78
② 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	85
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】	95
③ 地方税の取扱い	99
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：地方税の取扱い】	103
(3) その他必要な協議事項	109
④ 一般職の職員の身分の取扱い	109
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：一般職員の身分の取扱い】	110
⑤ 特別職の身分の取扱い	120
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：特別職等の身分の取扱い】	122
⑥ 条例、規則等の取扱い	125
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：条例、規則等の取扱い】	126
⑦ 事務組織及び機構の取扱い	159
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：事務機構及び組織の取扱い】	128
⑧ 地域審議会	133
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：地域審議会】	134
⑨ 一部事務組合等の取扱い	138
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：一部事務組合等の取扱い】	144
⑩ 使用料、手数料等の取扱い	160
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：使用料、手数料等の取扱い】	160
⑪ 公共的団体等の取扱い	166
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：公共的団体等の取扱い】	167
⑫ 補助金、交付金等の取扱い	169
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：各種団体への補助金、交付金等の取扱い】	170
⑬ 町名・字名の取扱い	175
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：町・村・字の区域及び名称の取扱い】	176
⑭ 慣行の取扱い	180
【参考：中球磨5か町村合併協議会資料：町・村の慣行の取扱い】	182
⑮ 国民健康保険事業の取扱い	184

第三章 市町村合併の特例等に関する法律の制定（合併新法）と国の動向

第一節 合併新法に向けた動き

一、市町村合併促進プラン（片山プラン）

総務省は、合併特例法の期限を見据えての各種対応策をとりまとめ、平成一五年五月八日、片山総務大臣が「市町村合併の更なる推進のための片山プラン」として経済財政諮問会議に提出した。

市町村合併促進プラン（市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」）

平成一五年五月八日

一 個別地域に対する重点的な取組の展開

① 総務省としての積極的な取組

ア 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充

・ 現行の総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組。

・ 「市町村合併相談センター」を総務省・市町村合併推進本部内に新設。センター内に相談員を設置。

・ 政府・市町村合併支援本部との連携を一層強化。

・ 市町村合併の検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施。

・ 全国の市町村合併の状況等について積極的に情報提供・広報を展開。

イ ブロック別シンポジウムの開催

・ 市町村合併の検討が特に要請される地域を中心に、政府・市町村合併支援本部員、学識経験者等による住民対話も含んだ形式でのシンポジウムをブロック毎に開催。

ウ 合併協議会連絡会議の開催

・ 法定協議会・任意協議会の会長等の参加による「合併協議会連絡会議」を開催し、市町村合併を検討する市町村間の横のつながりにより合併を促進。

② 都道府県の積極的な取組の要請

ア 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

・ 平成一二年八月の指針により都道府県において作成した「市町村の合併の推進についての要綱」の「市町村の合併のパターン」について、市町村合併の推進状況を踏まえたフォローアップの実施を要請。

イ 合併重点支援地域の指定の拡大

・ 上記アを基に、既に任意協議会が設置されている地域等について、合併重点支援地域の指定の拡大を要請。

ウ 都道府県の調整・勧告

・ 上記アに基づき、市町村合併特例法第一六条第五項に基づく都道府県の調整又は地方自治法第二五二条の二第四項に基づく都道府県知事の合併協議会設置の勧告の積極的な運用を要請。

エ 都道府県による市町村合併に対する支援の充実

・ 都道府県による合併市町村への権限移譲や都道府県事業の重点実施等の市町村合併への支援措置を更に充実することを要請。

オ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

・ 都道府県が、域内の市町村合併の状況等の市町村合併の最新情報について、広報誌等を通じて住民に対して積極的に情報提供・広報を行うことを要請。

二 積極的な広報の展開等

① 「市町村合併タウンミーティング」の開催

・ 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、知事、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催。

②民間団体との連携による市町村合併の推進

- ・(社) 日本青年会議所等の民間団体との協力による各種の連携事業の展開。
- ③市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開
- ・市町村合併の最新情報等について、積極的な情報提供・広報を展開。

三 市町村合併を推進するための法的対応

- ①市となるべき要件の特例の延長
- ・三万市特例を市町村合併特例法の期限まで一年間延長。
- ②現行の市町村合併特例法の経過措置
- ・当該市町村の合併について、平成一七年三月三十一日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案を次期国会に提出。
- ③市町村合併推進のための新たな法律の制定
- ・現行の市町村合併特例法の失効(平成一七年三月)以降の新たな市町村合併推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。
- ア 市町村合併に関する構想(仮称)の策定
- ・新法においては、分権社会にふさわしい基礎的自治体を目指し、必要に応じて、都道府県が新しい合併パターン等を内容とする市町村合併に関する構想(仮称)を策定して、自主的な市町村合併を更に推進。
- イ 都道府県によるあつせん、勧告等
- ・都道府県が市町村合併に関する構想に基づき、必要に応じて、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあつせん等を行う規定を創設し、調整機能を強化。
- ウ 地域自治組織(仮称)制度の創設
- ・合併により規模が拡大する基礎的自治体において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村を単位として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な

事務を処理するため、地域自治組織(仮称)を設けることができる制度を創設。(これにより、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することにより、合併前の名称を残すことも可能に)

・地域自治組織のタイプは、①行政区的なタイプ(法人格を有しない)と、②特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の二つとし、どちらかを選択できるものとする。

四 市町村合併の手續の迅速化

・市制施行協議等に約一〇〇日程度要していた国の手續に要する期間を三〇日以内に短縮(合併して市となる際の総務省への内協議の廃止等)するとともに、都道府県に対しても手續の迅速化を要請。

二、市町村合併の更なる推進のための今後の取組み

平成一五年六月一日、総務省は「市町村合併の更なる推進のための今後の取組(平成一五年指針)」を知事に示し、都道府県及び市町村に対し、市町村合併への取組の一層の強化を要請した。

○「市町村合併の更なる推進のための今後の取組(指針)」について(通知)

平成一五年六月一日 総行合第一七号

都道府県知事宛総務事務次官通知

地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有する基礎的自治体を形成するためには、あと二年を切った市町村の合併の特例に関する法律(昭和四〇年法律第六号)の期限である平成一七年三月三十一日までに十分な成果を挙げることができるよう、一層強力に市町村合併を推進していくことが必要です。

全国において、平成一五年六月六日時点で三一五の法定の合併協議会(以下

「法定協議会」という。）が設置され、法定協議会を構成する市町村の数は一、三〇二に及んでおり、この一年間で約五倍に増加しており、各地で市町村合併の取組が急速に盛り上がっています。

このような状況を踏まえ、現在、全国各地において真剣に行われている合併の取組が迅速かつ着実に行われるよう、国、都道府県及び市町村においては、合併推進のための取組を改めて点検し、都道府県の全域にわたる計画的な取組を一層強化する必要があります。

そのため、総務省としても、去る五月八日に、市町村合併の更なる推進のための「市町村合併促進プラン」を取りまとめ、かつ公表したところですが、その内容を踏まえ、別添のとおり「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」を策定しましたので通知します。

各都道府県におかれては、今回お示しした指針に基づき、市町村合併の実現に向けて、一層強力に取り組まれるようお願いいたします。

なお、以上の趣旨及び別添の指針について、貴都道府県内の市町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

○市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）

平成一五年六月一日

総務省

第一 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

「市町村の合併の推進についての指針の策定について」（平成一一年八月六日付け自治振第九五号）に基づき各都道府県において策定した「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）に掲げた事項のうち、「市町村の合併のパターン」については、要綱策定後の各都道府県における市町村合併の推進状況を踏まえフォローアップを行うとともに、次の（一）から（四）の事項について八月下旬までに提出されたい。なお、提出資料の様式等につい

ては別途通知するものとする。

（一）要綱策定後の市町村合併の実績、法定協議会等の設置状況等

① 各都道府県における、要綱策定後の市町村合併の実績及び法定協議会、任意協議会、研究会等（以下「法定協議会等」という。）の設置状況（平成一五年八月一日時点。法定協議会については、各協議会における協議状況（合併の方式、合併の期日、新市町村の名称、新市町村の事務所の位置等に係る協議状況等）も含む）。

② 各都道府県における合併重点支援地域の指定状況（平成一五年八月一日時点）。

③ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号）（以下「市町村合併特例法」という。）第四条又は第四条の二に基づく住民発議並びに条例に基づく住民投票等の状況。

（二）今後の法定協議会の設置予定等

① 平成一五年八月一日から平成一六年三月三十一日までの各都道府県における法定協議会の設置予定（関係市町村において法定協議会の設置に係る議会の議決を得ているもの又は議決を得る具体的な見込みがあるもの）。

② 平成一五年八月一日から平成一六年三月三十一日までの各都道府県における合併重点支援地域の指定予定（本指針第二の二（合併重点支援地域の指定の拡大）の要請趣旨を十分に踏まえた上での今後の都道府県の具体的な指定の予定）。

（三）法定協議会の設置の見込みがたっていない地域についての都道府県としての見通し

① 各都道府県における法定協議会の設置の見込みがたっていない地域（既に任意協議会、研究会等が設置されている地域も含む。）についての、都道府県として市町村合併を推進しうる合併関係市町村の枠組み。

② ①の枠組みのない市町村（現状における人口規模等を明示）。

（四）（一）から（三）までを踏まえた上での平成一七年三月三十一日時点における各都道府県内の市町村の状況についての見通し（この見通しについては分

かりやすく地図上に示すものとする)。

第二 都道府県における市町村合併の支援策等

各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図られたい。

一 枠組み未定地域に対する都道府県による積極的な支援

現時点において法定協議会が設置されていない地域等市町村合併に係る具体的な枠組みが未定の地域(以下「枠組み未定地域」という。)においては、都道府県は、市町村合併特例法第一六条第四項に基づき市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の措置を積極的に講ずるものとし、また、市町村合併特例法第一六条第五項に基づき市町村相互間における必要な調整を行われたい。

さらに、枠組み未定地域については、地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第二五二条の二第四項及び市町村合併特例法第一六条の二第一項の規定に基づき、当該地域の市町村に対し、合併協議会の設置についての勧告を行うことを積極的に検討されたい。勧告は、例えば、合併重点支援地域に指定後一年を経過しても法定協議会が設置されていない地域、法定協議会の立ち上げの気運があるにもかかわらず諸般の事情により関係市町村間の調整が滞っていることにより法定協議会の立ち上げに至っていない地域等が想定される。

二 合併重点支援地域の指定の拡大

現下の市町村における合併への取組状況並びに「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)」(平成一三年三月一九日総行市第四〇号。以下「一三年指針」という。)及び「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組(指針)について」(平成一四年三月二九日総行市第五三号。以下「一四年指針」という。)の内容を踏まえ、既に数箇所 of 合併重点支援地域を指定している都道府県においても、指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成一五年度の可能な限り早期に合併重点支援地域に指定することを検討されたい。特に、法定協議会が設置されている地域については原則として合併重点支援地域に指定するとともに、任意協

会が設置されている地域についても速やかに合併重点支援地域に指定することができると期待されるよう、都道府県において関係市町村間の調整等に鋭意努められたい。これらの地域については、平成一五年度の早い時期に法定協議会が設置され、合併についての具体的な協議が進展することが望まれる。

三 都道府県による市町村合併に対する支援策の充実

都道府県は、地域の実情を熟知した広域の地方公共団体として、市町村合併の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日まであと二年を切ったこの時点において、都道府県支援本部支援プランの改定等により、市町村合併への支援措置を更に充実することに取組まれたい。

また、一定の人口規模を有する市に権限をまとめて移譲することが市町村合併の促進に資すると考えられることから、地方自治法第二五二条の一七の二の規定に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により、都道府県知事の権限をパッケージ化して合併市町村に移譲することに積極的に取り組まれたい。

四 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県の役割

(一) 合併協議を進展させる上での都道府県の役割

今後、市町村合併特例法の期限までに、市町村における合併の協議を具体的に進展させ、合併の実現に向けた市町村の取組を後押しするためには、都道府県が果たすべき役割は非常に重要であり、特に法定協議会における協議の円滑な進行のための支援を行うことが求められる。については、次に掲げる支援について積極的に取り組まれたい。

① 法定協議会からの要請に基づき、法定協議会に対する人的支援(法定協議会への学識経験者としての参画、法定協議会事務局への職員の派遣等)を行うこと。

② 法定協議会における具体的な協議に対して、協議全般にわたる助言、協議不調時の調整、合併協定項目に関する調整、市町村建設計画の策定における

助言等を行うこと。

③ 都道府県における合併推進のための組織を拡充し、市町村や住民からの相談に応じやすい体制を整備すること。

(一) 廃置分合手続等における留意事項

国においては、「市町村合併の手続の迅速化について（通知）」（平成一五年三月二七日総行市第九七号）により各都道府県知事あて通知したとおり、国における手続を迅速化し、市町村合併特例法附則第二条の二に規定する市となるべき要件の特例が適用されている間、市制施行協議（市町村合併に限る）における総務大臣との「内協議」を廃止するなどしたところである。

これを踏まえ、都道府県においては、その内容を適切に審査するとともに、市町村合併特例法第五条第三項の規定に基づく市町村建設計画の協議その他の合併に関する手続についても、その迅速化に努められたい。

なお、市町村から廃置分合の申請が行われた場合にあつては、合併期日等に対する市町村の意向に十分配慮し、臨時議会の開催、議会の会期における冒頭処理など、都道府県議会における審議・議決の配慮を積極的に検討するとともに、都道府県議会の議決後は速やかに決定処分を行い、総務大臣に届け出ることとされたい。

五 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

都道府県においては、各都道府県内の市町村合併についての最新の協議状況を常に把握するとともに、法定協議会等の設置状況、合併重点支援地域の指定状況等について、住民に分かりやすく地図上に示しながら広報誌等を活用して公表されたい。

第三 市町村の自主的・主体的な取組

各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次の諸点について市町村に対して要請されたい。

一 市町村の取組状況の公表

具体的な合併に係る協議を行っている市町村にあつては、協議の進展に応じることができるだけ頻繁に、広報誌やホームページを活用して住民に分かりやすく合

併の取組状況を公表するとともに、住民からの相談にも積極的に応じること。

二 合併協議会の設置と運営

法定協議会の設置後は、将来のまちづくり、行政体制の整備、構成団体間のサービスや負担の水準の調整等多くの事項について協議を行う必要があるが、市町村合併特例法の期限が平成一七年三月三十一日までであることにかんがみ、特に効率的・効果的な運営に努めること。

また、法定協議会における議論について透明性を高めるため、議論の内容を住民に公表することが重要であり、特に、住民発議により設置された法定協議会にあつては、一三年指針及び一四年指針の内容を踏まえ、住民意思的的確な反映に努めること。

第四 国による市町村合併の推進のための支援措置

国においては、市町村合併特例法の期限である平成一七年三月三十一日までに、市町村合併を更に推進することとしており、そのために次の事項等に取り組んでいるところであり、了知されたい。

一 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充による個別地域に対する重点的な取組

総務省・市町村合併推進本部を平成一五年五月一六日付けで総務副大臣を本部長に改組・拡充し、本部長に「市町村合併相談センター」を新設したところである。市町村合併相談センター内部においては相談員を配置し、市町村合併に係る諸制度の内容、合併協議を進めるに当たつての諸課題への対応等市町村合併に係る個別具体の相談・情報提供を行うこととしている。

また、市町村合併の具体的な検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じ、都道府県とともに、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施するものとする。

二 市町村合併支援プランに基づく事業の実施

総務大臣を本部長とする政府の市町村合併支援本部において、各省庁の連携施策である「市町村合併支援プラン」を決定（平成一三年八月三〇日）するとともに、平成一四年八月三〇日にはこの「市町村合併支援プラン」を改定し、

既存の五七項目から八〇項目へ支援策を追加・拡充したところである。

具体的には、都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置、合併支援のための公債費負担の平準化措置、市町村合併支援道路整備事業の拡充、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、介護保険の広域化支援の拡充等が盛り込まれているところである。

政府としても、この市町村合併支援プランに基づき、市町村合併に関する取組を積極的に支援するものとする。

三 市町村合併に関する積極的な広報の展開

(一) 住民への広報・啓発

① 平成一五年度においては、市町村合併の具体的な検討が特に要請される地域を中心に、政府の市町村合併支援本部長、学識経験者等によるシンポジウムをブロック毎に開催する。

② 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催する。

(二) 合併協議会連絡会議の開催

合併について取り組んでいる市町村間の横のつながりにより合併を促進するため、法定協議会の会長等の参加による合併協議会連絡会議を開催するものとする。

四 市町村合併を推進するための法的対応

(一) 現行の市町村合併特例法の経過措置

現行市町村合併特例法の規定は、法律の期限である平成一七年三月三十一日まで合併を終えた場合に適用されるものであるが、現行の市町村合併特例法は延長しないことを前提に、当該市町村の合併について、平成一七年三月三十一日まで、地方自治法第七条第一項に基づき、合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事への申請を行ったものについては、市町村合併特例法の改正により、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとする。

(二) 市町村合併推進のための新たな法律の制定

現行の市町村合併特例法の失効（平成一七年三月三十一日）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、第二七次地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行う。この法律は、市町村合併に関する障害を除去するための特例を中心定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとする。

三、市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一五年）

平成一五年六月二日、衆議院総務委員会において、与野党五派共同提案により、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案として決定すべしとの動議が提出された。

当時、法定協議会または任意協議会の設置は、全国の市町村の約六割に上り、多くの関係市町村からこの特例措置の延長を望む声があった。

このため、市町村合併の一層の推進を図るため、合併後の市となるべき要件は人口三万以上を有することとする特例の適用期間を一年延長し、平成一七年三月三十一日までに市町村合併が行われる場合にはその適用があるものとされたものである。

本案は同年七月二日に成立し、同月九日に公布・施行された。

四、今後の地方自治制度のあり方に関する答申

平成一五年一月、第二七次地方制度調査会は、平成一七年三月の合併特例法期限切れ後に新法を制定し、引き続き自主的な市町村合併を促すこと等を含めた答申を小泉純一郎総理大臣に提出した。

○今後の地方自治制度のあり方に関する答申（抄）

平成一五年一月二三日

地方制度調査会

前文

我が国の地方自治制度は、平成一二年の地方分権一括法の施行により、そのありようを一新し、次なる新たなステージを迎えようとしている。市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。

また、地域においては、コミュニティ組織、NPO等のさまざまな団体による活動が活発に展開されており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている。

基礎自治体と広域自治体が二世紀においてそれぞれの役割を十分に果たしていく上で、どのような制度に変革していくべきかが問われている。

当調査会は、平成一三年一月一九日に内閣総理大臣からの「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」についての諮問を受け、現地の関係者との意見交換会なども行つて調査審議を重ねてきたが、当調査会設置以来七回の総会と三四回の専門小委員会にわたる議論の結果として、「基礎自治体のあり方」、「大都市のあり方」、「広域自治体のあり方」について、今回一定の結論を得たので、ここに答申する。

なお、憲法第八章の地方自治の本旨の内容を具体化し、分権型社会を制度的にも確固たるものにするのが、さらなる分権改革に託されるべき重要な課題となるものである。このような課題については、地方自治に関する基本的な法制のあり方を含め、当調査会としても引き続き検討していくこととした。

第一 基礎自治体のあり方

一 地方分権時代の基礎自治体の構築

(一) 地方分権時代の基礎自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出し

た。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じた事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようになることが望ましい。

(二) 住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとの協

働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

二 市町村をめぐる状況

(一) 市町村の役割の変化

我が国の近代的な市町村制度は、明治初期に、地域の公共事務及び法令に基づく事務の処理のため、以前から存在していたいわゆる「自然村」を基盤として、「行政村」を編成したことに由来する。その後、小学校事務の処理等のため三〇〇戸から五〇〇戸を標準として「明治の大合併」が行われ、中学校事務の処理のため人口八千以上を標準として「昭和の大合併」が行われた。

今後、基礎自治体は、一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化の中で、住民との共同の下に、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効果的に処理することが求められている。

(二) 市町村を取り巻く厳しい財政事情

近年我が国の財政は、税収が落ち込む中で、国・地方ともに巨額の債務残高を有するなど極めて厳しい状況にある。地方においても毎年巨額の財源不足を生じており、その借入金残高は平成一五年度末で約一九九兆円にのぼると見込まれている。

このような状況を踏まえると、今後地方財政全般にわたり歳出の抑制が求められ、各地方公共団体は、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、地域における郵便局との連携をはじめ、多様なサービスの提供方法の検討など、より一層効果的かつ効率的な行政運営を行うことが必要となる。こうした観点から、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況にある。

(三) 少子高齢化の進行

今後、国全体の人口が二〇〇六年をピークに減少する中で、全国的に高齢化がさらに進んだ地域社会が出現するものと見込まれる。また、このまま推移すると、二〇三〇年には人口五千未満の市町村が現在の約七〇〇団体から、一、

二〇〇団体近くに増加すると予想されている。

少子高齢化の進行への対応は、我が国の行政全般に関わる大きな課題であるが、特に小規模な市町村に与える影響は深刻であり、これまでのような行政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。これにより、地方自治法第一条の二第一項に規定する住民福祉の増進を図るといふ基本的役割を担うことが困難となることを想定せざるを得ない。

(四) 市町村合併の位置づけ

このような状況の中で、今後の基礎自治体のあり方を展望すると、市町村の規模・能力の拡充を図る市町村合併を引き続き推進していくべきである。

現在全国の市町村の約半数において市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）に基づく法定協議会が設置されており、当調査会としても市町村合併に向けての関係者の真摯な努力に敬意を表するとともに、大きな期待を寄せている。昭和四〇年の制定以来、一〇年毎に延長されてきた合併特例法の期限は平成一七年三月三十一日までとされており、それまでにできる限り成果があがる必要がある。特に住民に対して合併による新しいまちづくりの可能性等合併に関するさまざまな具体的な情報を提供することが必要であり、住民自身が地域の基本的な課題として合併について真剣に考えることが重要である。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開し、自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。

現在進められている市町村合併は、「昭和の大合併」後の生活圈や経済圏の拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の進行等の状況も踏まえつつ、地方分権改革により明らかにされた地域において包括的な役割を担うにふさわしい行政基盤を有する基礎自治体を形成するために、市町村を再編成するものと位置づけることができる。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を維持するため、自治体経営の単位を再編成し、都市と農山漁村が共生する新しい基礎自治体を形成する動きともとらえることができる。

三 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(一)平成一七年四月以降の合併推進の手法

① 現行の合併特例法の失効（平成一七年三月三十一日）後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである。

なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成一七年三月三十一日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成一八年三月三十一日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当である。

② 新法においては、自主的な合併を推進するため、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえて市町村合併に関する構想を策定することとすべきである。

上記の構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすべきである。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべきである。

なお、都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口一百万未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である。

③ 都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあつせん等により自主的な合併を進めることとすべきである。

なお、現行の合併特例法においても、合併の是非を含め合併に関するさ

まざまな協議を行う場である合併協議会の設置について、一定の場合に市町村長の請求や有権者の六分の一以上の署名による請求によって住民投票を行うこととされている。このような場合と同様、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討する必要がある。

(二)市町村合併に関連する多様な方策

① 合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用

合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において住民自治を強化する観点や、住民に身近な事務を住民の意向を踏まえたつ効果的に処理するという観点から、基礎自治体の事務のうち地域協働的な事務等を処理するため、下記四（一）の地域自治組織（仮称。以下同じ。）の制度を活用することが考えられる。

なお、合併に際して地域自治組織を活用するときは、合併後の一定期間、下記四（二）②の法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができるとの特例を設けることが適当である。

この制度を活用することにより、合併後の基礎自治体は、合併前の旧市町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいふべき形態をとることが可能となる。併せて、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することによって、合併前の名称を残すことも可能となる。

市町村は、前述のとおり、その自主的な判断により、基礎自治体内の地域自治組織を設置できることとするが、都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、その市町村を単位とする地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべきである。

② 合併困難な市町村に対する特別の方策

ア 市町村合併については、地域の特性等を踏まえた上で推進していく必要があるが、例えば自らは他の市町村との合併を希望していてもさまざ

まな事情により合併協議が整わず、都道府県知事が上記の構想に位置づけて合併に関するあつせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態が生じることがあり得る。

このような事態において、市町村が基礎自治体として必要な経営基盤を有しないという自らの判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続きによって市町村合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要がある。

イ 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的ニーズを踏まえ、基礎的自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要がある。

ウ また、そのような状況にある市町村については、組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。この場合において、都道府県は当該事務を自ら処理することとするほか、近隣の基礎自治体に委託すること等も考えられる。

四 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

(一) 地域自治組織の制度化

基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となつて

いる。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となつて地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できるとすべきである。

地域自治組織のタイプとしては、当調査会の「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」(平成一五年四月三〇日)で示したように、a) 行政区的なタイプ(法人格を有しない。)とb) 特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する。)が考えられるが、一般制度としては、基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにすることにも配慮してa) 行政区的なタイプを導入すべきである。ただし、市町村合併に際しては、合併前の旧市町村が果たしてきた役割を踏まえ、合併後の一定期間、従前のまともにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併前の旧市町村単位にb) 特別地方公共団体とするタイプを設置できるとすることが適当である。

なお、地域の状況がさまざまであることから、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要がある。

(二) 地域自治組織の仕組み

地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となるものとし、具体的な仕組みは以下のとおりとすることが考えられる。

① 一般制度としての地域自治組織の仕組み

ア 基本的な機能と組織

一般制度としての地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務を分掌するものとする。

地域自治組織の機関として、地域協議会（仮称、以下同じ。）及び地域自治組織の長を置くこととする。また、地域自治組織には事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせるものとする。

なお、区域をはじめ各地域自治組織の基本的な事項は、基礎自治体の条例で定めることとするが、市町村合併に際して地域自治組織を設置する場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができることとする。

イ 地域協議会

（ア）役割

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、地域協議会は、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体の長その他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に建議することができることとする。

なお、基礎自治体の判断により、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項については、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めることが考えられる。

（イ）構成員の選任等

地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。

（ア）で述べた地域協議会の役割から、構成員の選任に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。

なお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。

ウ 地域自治組織の長

（ア）役割

地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会によりとりまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとする。

（イ）選任

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する。

エ 財源

地域自治組織が、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施できるように、必要な予算を確保するなど、基礎自治体において地域自治組織の財源について所要の措置を講じることが期待される。

② 合併に際して設置される地域自治組織（法人格を有する。）の仕組み

市町村合併に際しても、①の一般制度としての地域自治組織を設置することはできるが、合併後の一定期間、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合は、特別地方公共団体である地域自治組織（法人格を有する。）を設置できることとするのが適当である。

このタイプの地域自治組織についても、①の地域自治組織と同様の役割が期待されるところであり、その組織についても、①と同様、地域協議会と地域自治組織の長を置くほか、事務所を置くこととする。

①との相違点を中心とした制度の仕組みは以下のとおりである。

ア 設置

合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設けることができることとする。

なお、法人格を有することから、設置に当たって都道府県知事が認可等
所要の関与を行う必要がある。

イ 事務の考え方

地域自治組織は、法令により処理が義務づけられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であつて規約で定めるものを自らの事務として処理する。

また、地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねることなどにより、法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。

ウ 組織等

地域協議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとする。

地域協議会の構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定めることとする。なお、構成員は、①と同様、原則として無報酬とする。

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するものとする。

地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。

エ 財源

基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源を確保するよう配慮するものとする。

課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象団体ともしないこととする。

なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、何らかの住民の負担によることができることとすることを検討する必要がある。

③ 指定都市への適用について

指定都市については、行政区その他の一定の区域(出張所単位等)をもって地域自治組織を設置することができることとする。

第二節 合併新法の施行

第二七次地方制度調査会答申等を受け、総務省では関係法令の制定及び改正の準備に入り、平成一六年三月、平成一七年四月以降の合併推進を図るための「市町村の合併の特例等に関する法律案」等、合併関連三法案を国会へ提出した。

また、「地方自治法の一部を改正する法律」において、特に市町村合併に関連する点としては、地域自治区の創設がなされ、また、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」においては、合併特例法の経過措置(平成一七年三月三十一日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成一八年三月三十一日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用)、合併特例区の設置、地域自治区の特例、一部事務組合等の特例の拡充等が盛り込まれた。

○地方自治法の一部を改正する法律及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の公布及び施行について

〔平成一六年五月二六日 総行第五七号・総行市第二〇四号〕
〔各都道府県知事あて総務事務次官通知〕

地方自治法の一部を改正する法律(平成一六年法律第五七号。以下「改正自治法」という。)及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成一六年法律第五八号。以下「改正特例法」という。)は、平成一六年五月二六日に公布され、改正自治法については下記第一の七に掲げる日、改正特例法については下記第二の五(一)に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 改正自治法に関する事項

一 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項

(一) 都道府県の境界にわたる市町村の設置に関する事項

この改正は、都道府県の境界にわたる市町村の新設合併について、編入合併と同様の規定の整備を行うものであり、改正点は以下のとおりであること。

① 都道府県の境界にわたって市町村の設置があったときは、都道府県の境界も、また、自ら変更するものとされたこと。(地方自治法(以下「自治法」という。))第六条第二項関係)

② 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとされたこと。(自治法第七条第三項関係)

③ ②により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せて定めるものとされたこと。(自治法第七条第四項関係)

(二) 都道府県の申請に基づく都道府県合併に関する事項

この改正は、都道府県の自主的な発意による合併の途を開くことを目的としたものであり、具体的な手続は以下のとおりであること。

① 二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるとされたこと。(自治法第六条の二第一項関係)

② ①の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければなら

ないものとされたこと。(自治法第六条の二第二項関係)

③ ①の申請は、総務大臣を経由して行うものとされたこと。(自治法第六条の二第三項関係)

④ 都道府県の合併の処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第六条の二第四項関係)

⑤ 都道府県の合併の処分は、④の告示によりその効力を生ずるものとされたこと。(自治法第六条の二第五項関係)

(三) 都道府県の合併の場合の都道府県議会の議員の定数に関する事項

(一)により、都道府県の合併の処分が行われた場合における都道府県議会の議員の定数を定める手続規定については、以下のとおり改正されたこと。

① 都道府県の合併の処分により、著しく人口の増加があった都道府県においては、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができるものとされたこと。(自治法第九〇条第五項関係)

② 都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下「設置関係都道府県」という。))は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならないものとされたこと。(自治法第九〇条第六項関係)

③ 新たに設置される都道府県の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第九〇条第七項関係)

④ ③により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、当該都道府県の条例により定められたものとみなすものとされたこと。(自治法第九〇条第八項関係)

⑤ ②の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならないものとされたこと。(自治法第九〇条第九項関係)

(四) 都道府県の合併の場合の国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

(二) により、都道府県の合併の処分が行われた場合における国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、以下のとおりとされたこと。

① (二) ①による都道府県の廃置分合があつても、衆議院(比例代表選出)議員の選挙区は、なお従前の区域によるものとされたこと。(改正自治法附則第三条関係)

② (二) ①による都道府県の廃置分合があつても、参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例によるものとされたこと。(改正自治法附則第三条関係)

二 議会の定例会に関する事項

普通地方公共団体の議会の定例会の回数に係る制限が撤廃され、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないものとされたこと。(自治法第一〇二条第二項関係)

三 収入役に関する事項

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長又は助役をしてその事務を兼掌させることができるものとされたこと。(自治法第一六八条第二項ただし書関係)

四 地域自治区に関する事項

(一) 地域自治区の設置

① 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるものとされたこと。(自治法第二〇二条の四第一項関係)

② 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定めるものとされたこと。(自治法第二〇二条の四第二項関係)

③ 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てるものとされたこと。(自治法第二〇二条の四第三項関係)

(二) 地域協議会の設置及び構成員

① 地域自治区に、地域協議会を置くものとされたこと。(自治法第二〇二条の五第一項関係)

② 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任するものとされたこと。(自治法第二〇二条の五第二項関係)

③ 市町村長は、地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないものとされたこと。この場合において、公平性、手続の透明性及び住民の実質的参加に十分配慮する必要があること。(自治法第二〇二条の五第三項関係)

④ 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とされたこと。(自治法第二〇二条の五第四項関係)

⑤ 地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。なお、地域自治区に置かれる地域協議会は、住民の主體的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員は、原則として無報酬とすることを基本とされたいこと。(自治法第二〇二条の五第五項関係)

(三) 地域協議会の会長及び副会長

① 地域協議会に、会長及び副会長を置くものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第一項関係)

② 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定めるものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第二項関係)

③ 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第三項関係)

④ 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表

するものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第四項関係)

⑤ 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理するものとされたこと。

(自治法第二〇二条の六第五項関係)
地域協議会の権限

① 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるとされたこと。(自治法第二〇二条の七第一項関係)

ア 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

イ アのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

ウ 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

② 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(自治法第二〇二条の七第二項関係)

③ 市町村長その他の市町村の機関は、①及び②の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。(自治法第二〇二条の七第三項関係)

(五) 地域協議会

① 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに地域協議会を置くことができるものとされたこと。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、地域協議会を設けないことができるものとされたこと。(自治法第二五二条の二〇第六項関係)

② 指定都市は、地域自治区を設けるとときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならないものとされたこと。(自治法第二五二条の二

〇第八項関係)

③ 区に地域協議会を置く指定都市は、(一)の①にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができるとされたこと。

(自治法第二五二条の二〇第九項関係)
五 財務会計制度に関する事項

(一) 支出命令の手續の簡素化に関する事項

普通地方公共団体の長による支出の命令について、政令の定めるところにより行うものとされたこと。(自治法第三三二条の四第一項関係)

(二) 長期継続契約の対象範囲の拡大に関する事項

長期継続契約については、改正自治法による改正前の地方自治法第三三二条の三において規定されているもののほか、政令で定める契約を長期継続契約として締結できるものとされたこと。(自治法第三三四条の三関係)
六 条例による事務処理特例に関する事項

市町村の長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができるものとされたこと。また、市町村の長がこの要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならないものとされたこと。(自治法第二五二条の一七の二第三項及び第四項関係)

七 施行期日

改正自治法は、次に掲げる日から施行するものとされたこと。(改正自治法附則第一条関係)

① 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手續等の整備に関する事項については、平成一七年四月一日から施行するものとされたこと。

② ①以外の事項については、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとされたこと。

第二 改正特例法に関する事項

一 地域自治区の設置手續等の特例に関する事項

(一) 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、

合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域」という。）を設けることができるものとされたこと。

（市町村の合併の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第五条の五第一項関係）

（二）市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区に関して条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。（特例法第五条の五第二項関係）

（三）市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこと。（特例法第五条の六第一項関係）

（四）区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこと。（特例法第五条の六第二項及び第一四項関係）

（五）合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとし、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居の表示についても、同様とするものとされたこと。（特例法第五条の七関係）

なお、今回の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」（昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二二号、四二食糧業第二六八号（需給）、自治振第一五〇号）について、所要の改正を行うことを予定していること。

（六）特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例

平成十一年七月一六日から平成一七年三月三一日までの間に行われた市町村の合併（以下「特定合併」という。）に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができるものとされたこと。（特例法附則第二条の二関係）

二 合併特例区に関する事項

（一）合併特例区

合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとされたこと。（特例法第五条の八及び第五条の九関係）

（二）合併特例区の設置

① 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。（特例法第五条の一〇第一項関係）

② 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。（特例法第五条の一〇第三項関係）

③ 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時にあって当該合併特例区が承継するものとするものとされたこと。（特例法第五条の一〇第一項関係）

(三) 合併特例区の権能

合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(特例法第五条の一二関係)

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市町村に処理義務が課されている事務や市町村にのみ処理権能が認められている事務は処理することはできないものであること。

また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであること。

(四) 合併特例区の規約

① 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないものとされたこと。(特例法第五条の一三第一項関係)

- ア 合併特例区の名称
- イ 合併特例区の区域
- ウ 合併特例区の設置期間
- エ 合併特例区の処理する事務
- オ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地
- カ 合併特例区の事務所の位置
- キ 合併特例区の長の任期
- ク 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

ケ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

コ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

② ウの設置期間は、当該合併特例区がエの事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができないものとされたこと。(特例法第五条の一三第二項関係)

③ 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定め、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、①のア、カ又はケに掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(特例法第五条の一四関係)

(五) 合併特例区の長

① 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとされたこと。(特例法第五条の一五第一項関係)

② 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(特例法第五条の一五第二項関係)

③ 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第五条の一五第三項関係)

④ 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第五条の一五第四項関係)

⑤ 合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(特例法第五条の一五第七項関係)

⑥ 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとされたこと。(特例法第五条の一六第一項関係)

⑦ 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に

違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるものとされたこと。（特例法第五条の一六第五項関係）

(六) 合併特例区協議会の設置及び構成員

① 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。（特例法第五条の一八第一項関係）

② 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものの中から、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。（特例法第五条の一八第二項関係）

③ ②の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならないものとされたこと。（特例法第五条の一八第三項関係）

④ 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。（特例法第五条の一八第四項関係）

⑤ 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。（特例法第五条の一八第六項関係）

(七) 合併特例区協議会の会長及び副会長

① 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期によるものとされたこと。（特例法第五条の一九第一項第三項関係）

② 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表するものとされたこと。（特例法第五条の一九第四項関係）

(八) 合併特例区協議会の権限

① 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に關する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併

特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができるものとされたこと。（特例法第五条の二〇第一項関係）

② 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。（特例法第五条の二〇第二項関係）

③ 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、①又は②の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。（特例法第五条の二〇第三項関係）

(九) 合併特例区の職員

合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされたこと。（特例法第五条の二二関係）

(一〇) 合併特例区の休日

合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。（特例法第五条の二三関係）

(一一) 合併特例区の予算

① 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとされたこと。（特例法第五条の二四第一項関係）

② 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができるものとし、必要に応じて、一会計年度うちの一定期間に係る暫定予算を作成することができるものとされたこと。（特例法第五条の二四第二項及び第三項関係）

③ 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、

直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならぬものとされたこと。(特例法第五条の二四第五項及び第六項関係)

(二二) 長期借入金等の禁止

合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされたこと。(特例法第五条の二五関係)

(二三) 合併特例区の会計事務

合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとする。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができるものとされたこと。(特例法第五条の二六関係)

(二四) 合併特例区の決算

合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならぬものとされたこと。(特例法第五条の二七関係)

(二五) 合併特例区に対する財源措置

合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとされたこと。(特例法第五条の二八関係)

(二六) 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるものとし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとされたこと。(特例法第五条の三〇項関係)

なお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないことに留意すること。

(二七) 合併特例区の財産の処分等の制限

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けな

ればならぬものとされたこと。(特例法第五条の三一関係)

① 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

② 財産を信託する場合

③ ①及び②に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

(二八) 報告等

① 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるものとされたこと。(特例法第五条の三二第一項関係)

② 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。(特例法第五条の三二第二項関係)

(二九) 合併特例区の監査

合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとされたこと。(特例法第五条の三三項関係)

(三〇) 合併特例区の解散

① 合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第五条の三四第一項関係)

② 合併特例区は、①の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合に解散するも

のとすること。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定めるものとされたこと。(特例法第五条の三四第二項関係)

(二) 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。

(特例法第五条の三五及び第五条の三六関係)

(二) 住居表示に関する特例

合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を示すには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。(特例法第五条の三七関係)

なお、今回の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四二食糧業第二六六八号(需給)、自治振第一五〇号)について、所要の改正を行うことを予定していること。

(二) 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができないものとされたこと。(特例法第五条の三八関係)

(二) 市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に地域審議会が置かれている場合、合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならないとされたこと。(特例法第五条関係)

(二) 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区に関する特例

特定合併に係る合併市町村は、定款で、期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、当該特定合併に係る一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として合併特例区を設けることができるものとされたこと。(特例法附則第一条の三関係)

三 一部事務組合等の特例に関する事項

(一) 第九条の二関係

合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合又は広域連合を組織している場合に、改正前の第九条の二の特例を適用することができることとされたこと。(特例法第九条の一関係)

(二) 第九条の三関係

① 市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が合併関係市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされたこと。(特例法第九条の三第一項関係)

② ①の場合における議員の定数及び経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用について、必要な措置を講ずるものとされたこと。(特例法第九条の三第二項及び第三項関係)

③ ①及び②の規定は、次に掲げる場合には、適用しないこととされたこと。(特例法第九条の三第四項関係)

ア 第九条の二第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

イ (三)の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三〇日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三〇日前の日のうちいずれか遅い日までに、当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に①の規定の適用について異議の申出があつた場合。

なお、当該異議の申出については、自治法第九十六条第一項第二十二号の規定に基づき、当該地方公共団体の議会の議決が必要であることに留意されたい。

ウ 市町村の合併の前日に地方自治法の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

④ ③イの異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならないこととされたこと。(特例法第九条の第三項関係)

⑤ ②に定めるもののほか、①の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定めることとされたこと。(第九条の三第六項関係)

(三) 第九条の四関係

合併関係市町村は、合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併についての申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知し、通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を他の地方公共団体に通知しなければならないもの

とされたこと。(特例法第九条の四関係)

(四) 上記特例の適切な活用等により、市町村合併の進捗に伴う、一部事務組合等の規約変更等の手続きについて、遺漏ないよう十分に配慮されたい。

四 経過措置に関する事項

平成一七年三月三十一日までに申請がなされた市町村の合併については、特例法は、同日後もなおその効力を有するが、平成一八年三月三十一日までに当該申請に係る市町村の合併が行われなかつたときは、同日後は、効力を有しないものとされたこと。(改正特例法附則第二条第二項及び第三項関係)

五 施行期日等

(一) 施行期日

改正特例法は、次に掲げる日から施行することとされたこと。(改正特例法附則第一条関係)

① 合併特例区及び地域自治区の設置手続等の特例に関する事項 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

② 一部事務組合等の特例に関する事項 改正特例法の公布の日(平成一六年五月二六日)

③ 特例法の経過措置に関する事項 改正特例法の公布の日(平成一六年五月二六日)

(二) 改正特例法の経過措置に関する事項

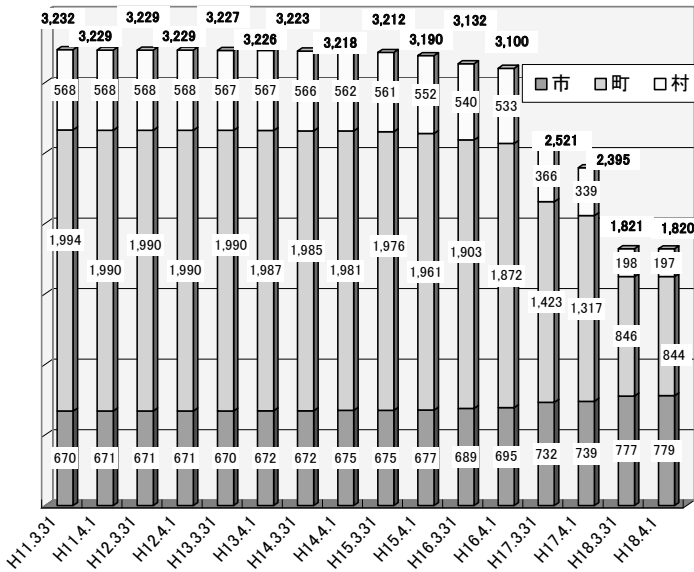
改正特例法による改正後の特例法第九条の三の規定は、平成一六年七月二五日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正特例法附則第二条関係)

合併特例法の経過措置の創設に対応し、平成一六年八月、政府の市町村合併支援本部において「市町村合併支援プラン」について、平成一七年三月末までに合併を申請し、一八年三月末までに合併する市町村には、期限を来年三月末から一年延長して適用することを決定した。

なお、合併推進体制整備補助金についての最終的な取扱いは次年度予算編成段階以降に持ち越された。

第三節 合併特例法期限内の合併の実績

ここまでの国の取り組みや関係機関の動向を追ってきたが、結果的には、平成一一年三月末時点の三、二二三市町村のうち、平成一八年三月三十一日までに、六一、七％にあたる一、九九三団体が合併を成就させ、五八二の新市町村が誕生、市町村数は一、八二一までに減少した。（新法下での合併一件を含む。）



平成一七年四月一日、麻生総務大臣は次の談話を発表し、旧合併特例法下における合併の経緯を振り返るとともに、合併新法下における合併の推進について関係者の理解を求めた。

昨日、「市町村の合併の特例に関する法律」の期限が参りました。

平成一一年三月三十一日に三、二二三あった市町村は、平成一七年三月三十一日には二、五二一となり、また、同日までに都道府県に対する合併申請をすませた市町村もあわせると、速報値では、平成一八年三月三十一日に一、八二一となること
が確実になるなど、大きな成果が挙がったと思っております。

今次の市町村合併は、地方分権・地域主権の実現や少子高齢化社会への対応といった時代の要請に応えるため、住民に身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化しようとするものであり、これからの日本の将来を担うに足りる市町村を形作るというものです。

一般、合併を決めた市町村は、様々な障害や難問にぶつかりながらも、自らの地域の将来の発展を願う中で、お互いに譲り合い、また、新たな知恵を絞り出して、合併を達成されたところであり、地域の将来のために捧げられたその労苦と努力は、本当に尊いものだと思います。地域住民の方々、関係市町村の真摯な努力、都道府県の積極的な協力と支援に心から敬意を表するものであります。

とりわけ、合併を決断された市町村長や市町村議会議員は、大局観に立ち、自らの職を賭し合併を推進されたのであるということを忘れてはならないと思えます。

さて、このように着実な進展を見せている市町村合併ですが、今後、合併をされた市町村にあっては、地域の皆さんと協力し、地域経営の視点をもって、新たなまちづくりに積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

さらに、引き続き合併が求められている地域もあります。四月以降は、合併新法の下で、合併を進めていただくこととなりますが、関係市町村やその地域の方々をはじめ、都道府県など関係者の皆様方のご理解とご協力を、お願いいたします。

第四節 平成一七年度以降の新たな合併推進の動き

既に述べたとおり、国は、合併特例法が失効する平成一七年四月以降についても、更なる市町村の自主的な合併を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（以下、「合併新法」という。）を制定した。

特徴としては、これまで旧合併特例法下における多大な財政支援措置を講じて合併を推進して来た立場から、今後は合併に伴う障害の除去に重点を置きつつ、総務大臣が「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を定め、都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めて推進する事とされた。

○市町村の合併の特例等に関する法律等の施行について

平成一七年四月一日 総行市第二八〇号
各都道府県知事あて総務事務次官通知

市町村の合併の特例等に関する法律（平成一六年法律第五九号。以下「法」という。）は平成一六年五月二六日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成一七年政令第五五号。以下「令」という。）は平成一七年三月一八日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成一七年総務省令第四三三号。以下「規則」という。）は平成一七年三月二八日にそれぞれ公布され、これらは平成一七年四月一日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 総則に関する事項

一 目的に関する事項

地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることが目的とされたこと。（法第一条関係）

二 定義に関する事項

（一）法において「市町村の合併」とは、二つ以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいうとされたこと。（法第二条第一項関係）

（二）法において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいうとされたこと。（法第二条第二項関係）

（三）法において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいうとされたこと。（法第二条第三項関係）

三 合併協議会の設置に関する事項

（一）市町村の合併をしようとする市町村は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとされたこと。（法第三条関係）

（二）法施行の際現に市町村の合併の特例に関する法律（昭和四〇年法律第六号。以下「旧法」という。）第三条の規定により設置された合併協議会は、法第三条の規定により設置された合併協議会とみなされるとされたこと。（法附則第四条関係）

四 合併協議会設置の請求に関する事項

(一) 選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。（法第四条第一項関係）

法第四条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しは、市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四〇年政令第五二二号以下「旧令」という。）や市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成七年自治省令第一一号。以下「旧規則」という。）と同様に、地方自治法（昭和二年法律第六七号）、地方自治法施行令（昭和二年政令第一六号）、

地方自治法施行規則（昭和二年内務省令二九号）の条例制定又は改廃の請求における規定に準じたものであること。（令第一条第一五条関係及び規則第一条関係）

(二) (一) の請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、当該請求に基づく合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求めなければならないものとされたこと。（法第四条第二項関係）

(三) 合併対象市町村の長は、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならないものとし、すべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合には、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならないものとされたこと。（法第四条第三項第五項関係）

(四) (三) による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することが

できるものとされたこと。（法第四条第六項第一〇項関係）

(五) 選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。（法第四条第一項第一三項関係）

法第四条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しは、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。（令第一四条関係及び規則第二条関係）

(六) (四) 又は (五) の請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。（法第四条第一四項第一六項関係）

法第四条第十五項の規定による合併協議会設置協議についての投票の実施の手続きについては、旧令及び旧規則と同様に、おおむね地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に規定する地方公共団体の議会の解散投票手続き及び一の普通地方公共団体にのみ適用される特別法についての賛否の投票手続き等の手続きに準じて、公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）、公職選挙法施行令（昭和二五年政令第八九号）及び公職選挙法施行規則（昭和二五年総理府令第一三三号）の準用等によるものであること。（令第十六条第二四条関係及び規則第三条第一〇条関係）

(七) (六) の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。（法第四条第一七項関係）

(八) 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（七）により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。（法第四条第一八項及び第一九項関係）

(九) 法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第四条の規定に基づく請求は、法第四条の請求とみなされるものとされたこと。(法附則第五条) 合併協議会設置の同一請求に関する事項

(一) 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者が合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。(法第五条第一項(第五項関係))

法第五条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関しては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第二八条関係及び規則第一条関係)

(二) 請求を受けた同一請求関係市町村の長は、それぞれ議会を招集し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。(法第五条第六項(第八項関係))

(三) 議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第五条第九項(第一四項関係))

(四) 合併協議会設置協議否決市町村において、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第五条第一五項(第二〇項関係))

法第五条第一五項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに關しては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第二九条関係及び規則第二条関係)

(五) (三)又は(四)の請求があつた場合において、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。(法第五条第二一項から第二五項まで関係)

法第五条第二項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置についての投票に係る手続きに關しては、法第四条第一四項の規定による手続きの規定を準用することとされたこと。(令第三二条関係及び規則第一三条関係)

(六) (五)の投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第五条第二六項関係)

(七) すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した(六)により可決したものとみなされた場合を含む。場合には、すべての同一請求関係市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第五条第二七条及び第二八項関係)

(八) 法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第四条の二の規定に基づく請求は、法第五条の請求とみなされるものとされたこと。(法附則第五条)

六 合併市町村建設計画の作成及び変更に関する事項

(一) 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、作成するものとされたこと。(法第六条第一項関係)

針
① 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

② 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

③ 公共的施設の統合整備に関する事項

④合併市町村の財政計画

(二) 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないものとされたこと。(法第六条第三項関係)

第二 地方自治法の特例等に関する事項

一 市となるべき要件の特例に関する事項

(一) 次に掲げる処分については、地方自治法の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとされたこと。(法第七条第一項関係)

① 地方自治法の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの

② 地方自治法の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの

(二) 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が地方自治法に規定されている市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であっても、市となるべき要件を備えているものとみなすものとされたこと。

(法第七条第二項関係)

二 議会の議員の定数に関する特例に関する事項

(一) 新たに設置された合併市町村にあつては、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法に規定する議員の定数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができるものとされたこと。(法第八条第一項関係)

(二) 編入した合併市町村にあつては、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、

編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる

合併関係市町村の当該編入される区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数の合計数を旧定数に加えた数をもってその議会の議員の定数とすることができるものとされたこと。(法第八条第二項関係)

三 議会の議員の在任に関する特例に関する事項

(一) 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるものとされたこと。(法第九条関係)

① 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で協議で定める期間

② 編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

(二) 平成一六年四月二七日の衆議院総務委員会における附帯決議において「議員の定数及び在任に関する特例を検討する地方自治体に対して、行政コストの問題や住民の意見を十分考慮するよう周知すること」とされ、同年五月一八日の参議院総務委員会においても同様の附帯決議がなされたこと。(法第八条・第九条関係)

四 議会の議員の退職年金に関する特例に関する事項

市町村の合併の日の前日において合併関係市町村の議会の議員であった者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法の退職年金については、在職期間が十二年以上である者で

あるものとみなすものとされたこと。(法第一〇条関係)

五 農業委員会の任期等に関する特例に関する事項

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるものとされたこと。(法第一一条関係)

①新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で協議で定める期間

②編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

六 職員の身分取扱いに関する事項

合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないものとし、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないものとされたこと。(法第二二条関係)

七 一部事務組合等に関する特例に関する事項

(一)合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体(以下「他の地方公共団体」という。)が一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができるとされたこと。(第一三条関係)

(二)市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が合併関係

市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされたこと。(第一四条関係)

八 地方税に関する特例に関する事項

(一)合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとされたこと。(法第一六条第一項関係)

(二)合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法に掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する地方税法の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとされたこと。(法第一六条第二項関係)

合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口について、政令に特別の定めがあるので留意すること。(令第三七条)

(三)合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において

特定市町村である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村の区域内に所在する市街化区域農地であつたものに対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税については、地方税法の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなすものとされたこと。（法第一六条第三項関係）

九 地方交付税の額の算定の特例に関する事項

(一) 国が地方交付税法に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとされたこと。（法第一七条第一項関係）

(二) 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成一七年度又は平成一八年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成一九年度又は平成二〇年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二一年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合計額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とされたこと。（法第一七条第二項関係）

一〇 地方債についての配慮に関する事項

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を

達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとされたこと。（法第一八条関係）

一一 災害復旧事業費の国庫負担等の特例に関する事項

国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならないものとされたこと。（法第一九条・令第三八条関係）

一二 流域下水道に関する特例に関する事項

市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法の規定による認可を受けた事業計画に係る流域下水道により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から同日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日までの間、当該事業計画に係る下水道を流域下水道とみなすものとされたこと。（法第二〇条関係）

一三 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例に関する事項

(一) 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができるものとされたこと。（法第二一条関係）

- (二) 都道府県の議会の議員の選挙区が従前の選挙区によることとされた後又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとされた後に、国勢調査等の人口調査が行われた場合における人口の告示について政令に所要の規定がなされたこと。(令第三十九条関係)
- 一四 地域審議会に関する事項

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができるものとされたこと。(法第二二条関係)

- 一五 地域自治区の設置手続等の特例等に関する事項

- (一) 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができるものとされたこと。(法第二三条第一項関係)

(二) 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区に関して条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。(法第二三条第二項関係)

(三) 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこと。(法第二四条第一項関係)

(四) 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこと

と。(法第二四条第二項及び第一四項関係)

(五) 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとし、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居の表示についても、同様とするものとされたこと。(法第二五条関係)

なお、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四二食糧業第二六八号(需給)、自治振第一五〇号)について、平成一六年一〇月一九日付け総行市第四三四号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行ったところであるので留意すること。

第三 合併特例区に関する事項

一 合併特例区

合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとされたこと。(法第二六条・二七条関係)

二 合併特例区の設置

(一) 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(法第二八条関係)

(二) 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。
(法第二八条第四項関係)

(三) 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に於いて当該合併特例区が承継するものとする事ができるものとされたこと。(法第二九条関係)

三 合併特例区の権能

合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(法第三〇条関係)

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市町村に処理義務が課されている事務や市町村にのみ処理権能が認められている事務は処理することはできないものであること。

また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであること。

四 合併特例区の規約

(一) 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないものとされたこと。(法第三二条第一項関係)

- ① 合併特例区の名称
- ② 合併特例区の区域
- ③ 合併特例区の設置期間
- ④ 合併特例区の処理する事務
- ⑤ 公の施設の設置及び管理を行う場合に於ては、当該公の施設の名称及び

び所在地

⑥ 合併特例区の事務所の位置

⑦ 合併特例区の長の任期

⑧ 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

⑨ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

⑩ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

(二) ③の設置期間は、当該合併特例区が④の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとされたこと。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができないものとされたこと。(法第三一条第二項関係)

(三) 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定め、合併市町村に於ては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区に於ては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、(一)の①、⑥又は⑨に掲げる事項その他④及び⑩に掲げる事項のうち軽微なものとして総務大臣が定める事項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(法第三二条・令第四〇条関係)

五 合併特例区の長

(一) 合併特例区の長は、市長村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第三三条第一項関係)

(二) 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(法第三三条第二項関係)

(三) 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるとされたこと。(法第三三条第三項関係)

(四) 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができるとされたこと。(法第三三条第四項関係)

(五) 合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(法第三三条第七項関係)

(六) 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとされたこと。(法第三四条第一項関係)

(七) 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるものとされたこと。(法第三四条第五項関係)

六 合併特例区協議会の設置及び構成員

(一) 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。(法第三六条第一項関係)

(二) 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第三六条第二項関係)

(三) (二)の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならないものとされたこと。(法第三六条第三項関係)

(四) 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(法第三六条第四項関係)

(五) 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。(法第三六条第六項関係)

七 合併特例区協議会の会長及び副会長

(一) 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(法第三七条第一項第三項関係)

(二) 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表するものとされたこと。(法第三七条第四項関係)

八 合併特例区協議会の権限

(一) 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができるとされたこと。(法第三八条第一項関係)

(二) 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第三八条第二項関係)

(三) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(一)又は(二)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされたこと。(法第三八条第三項関係)

九 合併特例区の職員

合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされたこと。(法第四〇条関係)

一〇 合併特例区の休日

合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。(法第四一条関係)

四一条関係

一一 合併特例区の予算

(一) 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとされたこと。(法第四二条第一項関係)

(二) 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができるものとし、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができるものとされたこと。(法第四二条第二項

及び第三項関係)

(三) 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならぬものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならないものとされたこと。(法第四二条第五項及び第六項関係)

一二 長期借入金等の禁止

合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされたこと。(法第四二条関係)

一三 合併特例区の会計事務

合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとされたこと。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができるものとされ、その場合における出納取扱金融機関等について政令に所要の規定があるので留意すること。(法第四四・令第四二条関係)

一四 合併特例区の決算

合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならないものとされたこと。(法第四五条・令第四二条関係)

一五 合併特例区に対する財源措置

合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとされたこと。(法第四六条関係)

一六 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるとし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとされたこと。(法第四八条関係)

なお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないこ

とに留意すること。

一七 合併特例区の財産の処分等の制限

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならないものとされたこと。(法第四九条・令第四五条関係)

(一) 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

(二) 財産を信託する場合

(三) (一) 及び (二) に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

一八 報告等

(一) 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるものとされたこと。(法第五〇条第一項関係)

(二) 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。(法第五〇条第二項関係)

一九 合併特例区の監査

合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとされたこと。(法第五一条関係)

二〇 合併特例区の解散

(一) 合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第五二条第一項関係)

(二) 合併特例区は、(一) の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併

市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合（政令で定める場合に限り。）に解散するものとされたこと。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令に所要の規定があるので留意すること。（法第五二条第二項並びに令第四七条・令第四八条関係）

二 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。（法第五三条・第五四条関係）

二二 住居表示に関する特例

合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。（法第五五条関係）

なお、「住民基本台帳事務処理要領について」（昭和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二二号、四二食糧業第二六八号（需給）、自治振第一五〇号）について、平成一六年一〇月一九日付け総行市第四三四号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行ったところであるので留意すること。

二三 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができるものとされたこと。（法第五六条関係）

二四 合併特例区の長の職務を行う者

新設合併後、合併特例区の長が選任されるまでの間、当該合併特例区の長に代わって職務を行う者の選任手続及びその権限を定めるものとする。（令第四九条関係）

第四 市町村の合併の推進に関する構想等に関する事項

一 基本指針に関する事項

(一) 総務大臣は、第一の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされたこと。（法第五八条第一項関係）

(二) 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとされたこと。（法第五八条第二項関係）

① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

② 二の構想を定めるに当たりよるべき基準

(三) 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。この公表は、告示及び公衆に見やすい方法により行うものとされたこと。（法第五八条第三項関係・令第五九条関係）

二 構想の作成等に関する事項

(一) 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとされたこと。（法第五九条第一項関係）

(二) 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとされたこと。（法第五九条第二項関係）

① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

② 市町村の現況及び将来の見通し

③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

④ ③の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

(三) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、三の市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第五十九条第三項関係)

(四) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。(法第五十九条第四項関係)

三 市町村合併推進審議会に関する事項

(一) (二) (三) によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関(以下「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとされたこと。(法第六〇条第一項関係)

(二) 市町村合併推進審議会は、(一) に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができるものとされたこと。(法第六〇条第二項関係)

四 合併協議会設置の勧告等に関する事項

(一) 都道府県知事は、地方自治法の規定により、構想対象市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならないものとされたこと。(法第六一条第一項関係)

勧告は、書面をもつてしなければならないとされたこと。(令第五一条関係)

(二) 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと。(法第六一条第二項関係)

(三) (一) により勧告を受けた構想対象市町村(以下「合併協議会設置勧告対象市町村」という。)の長は、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないものとされたこと。(法第六一条第三項関係)

(四) 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、(三) による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、(一) により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告しなければならないものとされたこと。(法第六一条第四項から第六項まで関係)

(五) (三) の議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村以外の合併協議会設置勧告対象市町村(以下「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第六一条第七項、第一〇項関係)

(六) 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとされたこと。(法第六一条第一項から第一六項まで関係)

法第六一条第一項の規定による合併協議会設置協議についての投票の請求に係る署名収集等の手続きに関しては、法第四条第一二項の規定による請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第五二条関係)

(七) (五) 又は(六) の請求があつた場合において、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。(法第六一条第一七項から第二一項まで関係)

法第六一条第一七項の規定による合併協議会設置協議についての投票の手続きに関しては、法第四条第一四項の規定による投票手続きの規定を準用することとされたこと。(令第五四条関係)

(八) (七) の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併協議会設

置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第六十一条第二項関係)

(九) すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した(八)により可決したものとみなされた場合を含む。場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第六十一条第二三項関係)

五 報告の徴収に関する事項

構想対象市町村が合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができるものとされたこと。(法第六十二条関係)

六 合併協議会に係るあつせん及び調停に関する事項

(一) 構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができることとし、地方自治法の規定を準用するものとされたこと。(法第六十三条関係)

(二) 都道府県知事は、市町村合併調整委員にあつせん又は調停を行わせることとしたときは、直ちにその旨等を告示するとともに、当事者にこれを通知しなければならないものとされたこと。(令第五十六条関係)

七 市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告に関する事項

(一) 都道府県知事は、構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとされたこと。(法第六十四条第一項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じ

た措置について報告を求めることができるものとされたこと。(法第六十四条第三項関係)

第五 その他

一 国、都道府県等の協力等に関する事項

(一) 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第六十四条第一項関係)

(二) 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたこと。(法第六十五条第二項関係)

(三) 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされたこと。(法第六十五条第三項関係)

(四) 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされたこと。(法第六十五条第四項関係)

(五) 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとされたこと。(法第六十五条第五項関係)

二 特別区に関する特別に関する事項

法及び令中市に関する規定は、特別区に適用するものとされたこと。(法第六十六条関係・令第五十七条関係)

三 罰則

所要の罰則規定を設けるものとされたこと。(法第六十七条から第六九条まで関係)

四 施行期日

法、令及び規則は、平成一七年四月一日から施行するものとされたこと。

(法附則第一条、令附則第一条・規則附則第一条関係)

五 失効

法は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うものとされたこと。(法

附則第二条関係)

六 経過措置

(一) 法の施行の日以後に市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧法に基づく協議は、新法における協議とみなすこととされたこと。(法附則第六条関係)

(二) 旧法附則第二条の規定によりなおその効力を有するとされる旧法に基づく旧令の規定は、令の施行の日以後も、旧法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有するとされたこと。(令附則第一条関係)

平成一七年五月三十一日には、麻生総務大臣が、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を各都道府県に対して示している。また、政府・市町村合併推進本部は、新法下での継続しての合併推進の方向性を確認し、同年八月三十一日に、新たな市町村合併支援プランを策定するなど、その取組みを進めている。

○新市町村合併支援プランの概要

(平成一七年八月三十一日 市町村合併支援本部決定)

第一 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成一七年四月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第二 新支援プラン策定の方針

一 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たつての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

二 対象地域

(一) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
(二) 新法に基づいて合併した市町村

第三 新支援プラン

一 市町村合併支援策

(一) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い

○ 合併後市町村の人材育成への支援等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置

○都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

○税制上の特例措置等

(二) 関係省庁の連携による支援策

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備(五事業)

イ 交通の利便性確保のための条件整備(四事業)

ウ 市街地の整備(一事業)

エ 住環境の整備(二事業)

オ 公園・緑地の整備(一事業)

カ 地域の再生(一事業)

② 豊かな生活環境の創造

ア 廃棄物処理対策の推進(一事業)

イ 上下道の整備(三事業)

ウ 下水道等の整備(五事業)

エ 消防・防災・国土保全の推進(八事業)

オ 情報通信の整備(四事業)

③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進(一事業)

イ 高齢者の社会参加の促進(一事業)

④ 次世代を担う教育の充実(四事業)

⑤ 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興(十六事業)

イ 商工業の振興(四事業)

⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり(六事業)

二 市町村合併支援アドバイザー制度

三 市町村合併の広報・啓発

(一) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施

(二) 市町村合併の広報・啓発

四 市町村合併支援窓口

第四 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

第四章 合併新法下の熊本県における市町村合併推進の取組み

地方自治法では、地方自治体の目的及びその事務処理に当たって、最少経費で最大の効果を挙げようとするともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図る事を不断の行政課題としているが、加えて、近年における地方分権の進展、少子高齢化の進行、住民の日常生活圏の拡大、行政ニーズの高度化・多様化、国・地方を通じる厳しい財政状況等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域住民が期待する「魅力ある地域づくり」や「住民サービスの維持向上」を図り、分権時代にふさわしい市町村の行政体制を確立するために、市町村合併は極めて有効な手段とされている。

本県は、以上のような基本認識に立って、市町村を包括する広域的な団体として、地域全体の発展や県民生活の維持向上という観点から、市町村合併問題を市町村のみの課題とするのではなく、市町村を包含する県自らの課題として捉え、県政の最重要課題のひとつとして、「平成の大合併」を積極的に推進し、合併特例法期限内に合併の申請が行われた団体を含めると、合併推進が具体化した平成一二年三月末時点における本県の市町村数九四（一市六二町二二村）と比較してほぼ半減の四八（一四市二六町八村）に再編された。

一方で、様々な理由から合併に至らなかった市町村も三二あり、うち一六町村が人口一万余未満の小規模町村であること等から、県内市町村の行政体制の整備等を図るため、平成一七年四月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）」の下でも、国が平成一七年五月三一日に示した「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に基づき、熊本県市町村合併推進審議会の意見や対象市町村の意向、行財政の見通し等を踏まえ、平成一八年五月に合併新

法下における「熊本県市町村合併推進構想」を、同年九月に「熊本県市町村合併支援プラン」を策定し、引き続き自主的・主体的な市町村合併を推進することとした。

本章では、合併新法が施行された以降の本県における自主的合併推進への取組み、県内の合併検討状況などについて述べることにする。

第一節 県における自主的合併推進への取組み

一、県における合併新法下の市町村合併推進体制

国においては、平成一七年四月に、平成二二年三月までの五年間を時限とする合併新法が施行され、引き続き市町村合併を協力を推進することとされたが、都道府県においても、合併新法に基づき、国が示した「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めることが要請された。

本県においては、合併特例法の下で、平成一六年度まで市町村合併推進室に「市町村合併推進班」と「新市町村づくり支援班」の二班体制で市町村合併の推進と併せて合併市町村のまちづくり支援を行ってきたが、合併特例法下での各地域の合併検討が一段落したことを受け、平成一七年四月に市町村合併推進室を廃止し、新たに市町村総室内に合併推進班を設置した。

合併推進班においては、合併特例法下で合併した市町村に対する合併支援プランに基づくまちづくり支援を引き続き行うとともに、合併新法

に基づく県の合併推進構想の策定や新たな合併の枠組みについて検討などを行うこととした。

なお、自主的な市町村の合併を県の各部・関係機関が一体となって推進・支援するために、平成一二年一二月以来設置されていた熊本県市町村合併推進本部及び各地域振興局に設置されていた地域合併推進本部については、引き続き市町村合併を推進する必要があるから、そのままの体制を存置した。

二、県における主要な取組み

(一) 合併新法下における熊本県市町村合併推進構想の策定

① 熊本県市町村合併推進審議会の設置

合併新法においては、県は自主的な市町村の合併を推進するための合併推進構想を作成すること、また、構想の作成に当たっては、市町村合併推進審議会の意見を聞くこととされていたことから、本県では平成一七年七月に、熊本県市町村合併推進審議会を設置した。

熊本県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成一七年七月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第四一号

熊本県市町村合併推進審議会条例

(趣旨)

第一条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成一六年法律第五九号)第六〇条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により設置する熊本県市町村合併推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員一五名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 市町村の長

(2) 市町村の議会の議員

(3) 学識経験を有する者

(4) 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(委員名簿)

行政関係

中村 博生（熊本県議会総務常任委員会 委員長）
幸山 政史（熊本県市長会会長 熊本市長）
荒木 泰臣（熊本県町村会会長 嘉島町長）

北田 彰（熊本県市議会議長会副会長 菊池市議長）

大丸 清光（熊本県町村議会議長会会長 芦北町議長）

学識経験者

中川 義朗（熊本大学法科大学院教授）

経済・産業関係

今里 佳奈子（熊本県立大学総合管理学部助教授）

経済・生活関係

大久保 太郎（熊本経済同友会 副代表幹事）

三津家 敏子（J A熊本県女性組織協議会会長）

福祉関係

蔵原 隆浩（日本青年会議所熊本県ブロック協議会会長）

地域づくり関係

田中 三恵子（熊本消費者協会会長）

村越 美智子（熊本県PTA連合会副会長）

中村 義彦（熊本県社会福祉協議会常務理事）

地域づくり関係 米谷 正勝（地域づくり団体熊本県協議会副会長）

ボランティア・NPO関係 萩嶺 浄円（熊本県ボランティア団体連絡協議会副会長）

②熊本県市町村合併推進構想（第一次）の策定に向けた動き
新たに設置された審議会の第一回会合は平成一七年八月二四日に開催され、委員の互選により、会長に中川義朗委員が選任された。また、審議会においては、国の基本指針等を踏まえて、「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項等」、「構想対象市町村の選定」、「構想対象市

町村の組合せ」、「合併推進方策の検討」について今後審議を行っていくことが確認された。

第二回会合は、平成一七年十月二六日に開催され、推進構想（総論部分）の事務局案をたたき台に、議論がなされた。また、審議会での審議に市町村の意見を反映させるため、審議会委員が非合併市町村（三十二団体）の市町村長及び議会議長等と意見交換を行う「地域懇談会」を県内の三ブロック（県北、県中、県南）ごとに実施することが確認された。それを受け、各委員参加の下、十一月十一日に県北（玉名市、阿蘇市）、十一月十七日に県南（人吉市）、十一月十八日に県中（熊本市）、十一月二十二日に県南（芦北町）の延べ五箇所地域懇談会を開催し、各市町村長等と意見交換を行った。

第三回会合は、平成一七年十一月二八日に開催され、市町村合併推進構想の内容についての検討が行われた。第二回会合で意見が出されていた「熊本市の政令市移行の必要性」、「熊本市が進める将来ビジョンづくりへの県の参画」について構想に追加することが確認され、合併推進構想の総論的部分（自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な考え方）について了承された。また、構想対象市町村の組合せについて、地域懇談会等で出された市町村長等の意見を十分に尊重して慎重に検討して欲しい等の意見が出された。

第四回会合は、平成一八年一月三十一日に開催され、審議会会長の試案として提案された「構想対象市町村の組合せ検討についての考え方」について議論が行われた。審議会としては概ね適当という結論となったが、対象市町村の意見を聴いて、次回にさらに検討を行うこととなった。

審議会の意向を受け、平成一八年二月六日から一〇日にかけて、県内六箇所審議会検討案についての市町村担当課長への説明会を開催するとともに、市町村長に対しての意見照会を実施した。

第五回会合は、平成一八年三月一日に開催され、市町村長からの意見等も踏まえた、「熊本県市町村合併推進構想（第一次）素案」について審

議を行った。その結果、構想対象市町村の組合せについては、市町村からの意見等を踏まえ、段階的な検討を行うこととし、まず将来的に望ましい組合せ及び検討の方向性を示し、今後、各地域の合併気運の醸成を図りながら更に検討を進めていくこととする素案について、全会一致で了承された。

その後、審議会としての意見について取りまとめが行われ、平成一八年三月九日に知事宛に意見書が提出された。

「熊本県市町村合併推進審議会条例」に基づき設置された当審議会においては、熊本県が作成される合併推進構想について、昨年八月に第一回の審議を開始し、一月の県内五地域における地域懇談会の開催及び本年二月の全五九市町村への意見照会等を踏まえながら、合計五回にわたって慎重な審議を行った結果、下記のとおり、当審議会の意見を取りまとめましたので提出します。

今後は、速やかに県の構想を作成し、平成二二年三月末までの限時法である合併新法の下での市町村合併を積極的に推進されることを期待します。

記

熊本県市町村合併推進構想（第一次）素案は、「市町村の合併の特例等に関する法律（以下、「合併新法」という。）」及び総務大臣の基本指針に基づいており、また、これまでの当審議会での議論、旧合併特例法下での合併検討の経緯及び市町村の意見等を踏まえたものであり、その内容は適当である。

なお、今後、市町村合併の推進に当たっては、以下の点に留意しつつ、県としての取組みをお願いする。

- 1 合併新法の期限は、平成二二年三月末日までとなっており、合併協議に要する時間等を考慮すれば、できるだけ早い時期に、合併協議会の設置等自主的な市町村合併に向けた具体的な動きが生じるよう、今後、県におい

て、合併気運の醸成に努める必要がある。

なお、市町村を取り巻く環境は一段と厳しくなっており、小規模町村については、行財政基盤の強化が急務の課題であり、早急な取組みが必要と考えられることから、関係市町村及び住民の理解が深められるよう、それぞれの地域の実情に応じて、県としても積極的な役割を果たす必要がある。

- 2 熊本市の政令市移行については、地方分権の推進及び九州における拠点性の向上の観点から必要であり、熊本市及び周辺地域において現在進められている自主的な検討の動き等を踏まえて、県としても、積極的にこれらの検討に参加し、合併気運の醸成に努める必要がある。

- 3 合併新法下において合併を円滑に進めるため、必要な支援が求められており、特に、小規模町村の場合、財政基盤が弱く、電算システムの統合等の合併に伴って欠かせない事務が、合併の障害とならないよう、必要な支援が期待される。県においては、合併に係る財政支援措置を含め、各種の支援策について速やかな検討をお願いする。

平成一八年三月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子 様

熊本県市町村合併推進審議会

会長 中 川 義 朗

県では、審議会です承を得た「熊本県市町村合併推進構想（第一次）素案」について、広く県民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施（平成一八年三月三〇日〜平成一八年四月二八日）したうえで、第一回熊本県市町村合併推進本部会議（平成一八年五月二三日開催）を経た上で、平成一八年五月二四日に、「熊本県市町村合併推進構想（第一次）」を策定した。

「熊本県市町村合併推進構想（第一次）」

I 構想作成の趣旨

本県においては、平成一二年三月に「熊本県市町村合併推進要綱」を制定し、自主的な市町村の合併を積極的に推進してきた。この結果、要綱策定当時に九四あった市町村数は、平成一八年三月末には四八になる等、市町村の真摯な努力等により、県内の市町村合併について着実な進展が見られた。一方において、様々な事情によって合併を選択しなかった市町村も三二市町村あり、その中には小規模な町村も多い状況にある。現在、市町村を取り巻く環境は、地方分権の一層の進展、人口減少や高齢化の進行、国、地方を通じた厳しい財政状況等、大きくかつ急激に変化してきている。このような中で市町村においては、分権時代に対応した基礎自治体としての行財政基盤の強化が求められており、市町村合併はその有効な手段であることから、引き続き、自主的な市町村の合併を推進していく必要がある。

国においては、平成一七年四月に、平成二三年三月までの五年を時限とする「市町村の合併の特例等に関する法律」が新たに施行され、引き続き、市町村合併を強力に推進していくこととしているが、この法律では、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を定めることとされている。

このため、県としては、平成一七年七月に熊本県市町村合併推進審議会を設置し、意見を聴くとともに、市町村の意向や行財政の見直し等を勘案しながら、構想の検討を進めてきたところであり、これらを踏まえ「熊本県市町村合併推進構想」を定めるものである。

なお、本構想を検討する過程において多くの市町村から、また旧合併特例法の合併検討から間もないことから、新たに合併を検討するにしても、一定の時間を要するとの意見も出されたところである。このため、本構想における構想対象

市町村の組合せについては、市町村の意見等を踏まえ、段階的な検討を行うこととし、今後、第一次の構想として、まず将来的に望ましい組合せ及び検討の方向性を示すこととし、今後、各地域の合併気運の醸成を図りながらさらに検討を進めていくこととした。

今後、本構想を踏まえ、それぞれの地域で、市町村長、議会、住民が一体となり、地域の将来を見据えた検討が深められ、自主的な市町村合併の取組みが進展することを強く期待するものであり、県としても、本構想に基づいて市町村合併の推進に積極的な役割を果たしていくこととする。

II 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な考え方

一 旧合併特例法における市町村合併の状況

市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）が大幅に改正される以前の平成一一年三月末時点の全国の市町村数は三、二二二あったが、同法に基づく積極的な推進の結果、最終的な市町村数は平成一八年三月末時点で約四割減の一、八二一となるなど、全国的に市町村合併が進んだ。

また、本県においても、平成一一年三月末時点での市町村数九四と比較して、約三分の二にあたる六二の市町村が合併を選択し、新たに一六市町村が誕生することとなり、最終的に約五割減の四八市町村となり、熊本市を除くと一団体あたりの人口は県平均が一、二、八七五から二五、四七五となった。

このことにより、県内市町村の規模と能力の拡充が進み、それぞれの地域で育まれた伝統・文化を生かしながら、広域的なまちづくり等に取り組むための一定の素地ができたものと考ええる。

二 市町村を取り巻く環境の変化について

(一) 地方分権の進展

○ 平成一二年四月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務が廃止されるなど地方分権の実現に向けた様々な取組みが進められ、これまで我が国の経済成長を支えてきた中央集権型のシステムから、地方分権型のシステムに大きく方向転換することとなった。

○ これにより、地方のことは地方が決めるという自己決定の原則のもと、地域の行政は基本的に地方公共団体が責任をもつて行うという自己責任の考え方で逐次、体制の整備が行われてきた。

○ 平成一二年に市町村を保険者とする介護保険法が施行されるなど、市町村を実施主体とする事務が増加しているほか、平成一六年度の地方自治法の改正により、市町村が都道府県に対し事務権限移譲の要請ができることとなった。このように、市町村の果たす役割の高まりや国、県からの権限の移譲により分権化が進められていく中で、同時にその受け皿となる市町村の体制強化が求められている。

○ また一方、国では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」において、三位一体の改革の方針が示され、国庫補助負担金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税制度の見直しの三つを一体的に改革する取組みが進められている。この改革は、地方税財源の充実・強化を図ることで、住民により身近な地方自治体に財源と執行を一体的に担わせ、国・地方を通じた効果的かつ効果的な行政システムの実現を目指している。しかし、平成一六年度に地方交付税等大幅な削減が行われるなど地方に大きな影響を及ぼしつつある。

○ 地方分権の進展は時代の大きな流れであり、これに伴って基礎自治体である市町村では、その事務を適切かつ効果的に処理するとともに、住民に身近なところで、住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点がますます重要になっている。これらの状況を踏まえ、市町村には、これまで以上に自立性の高い総合的行政主体となるために、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する事務に的確に対応

できる専門的な機能を含む組織体にならなければならないことが期待されている。

○ なお、全国的な市町村合併の進展により市町村が基礎自治体として充実・強化されていくに伴い、県と市町村の役割分担や県のあり方についても検討が必要になると考えられる。

(二) 人口の減少、少子高齢化の進行

○ 我が国においては、少子高齢化が急速に進行しており、今後、国全体の人口が平成一八年をピークに減少する中で、高齢化率は上昇を続けるものと見込まれる。近年、全国的に出生者数は減少しており、本県においても平成一五年の合計特殊出生率は一・四八で昭和三〇年と比較するとほぼ半減となっている。

また、本県の人口は平成一二年国勢調査では既に減少に転じており、高齢化率は全国平均の一九・五％に対し二三・二％(平成一六年)と全国の七年先を歩んでいる。

県内市町村(四八団体)の中には、既に高齢化率三〇％を超える団体が三八あり、その中の多くが小規模団体となっているほか、都市地域に比べ中山間地域の高齢化率が高いなど、地域によって差が見られる。また、二〇二五年の推計では、四〇％以上が一五団体、三〇％以上四〇％未満が二六団体と予測されており、多くの市町村において、人口が減少する中で高齢化が確実に進行すると見込まれている。

○ 少子高齢化の進行は、高齢者の増加による医療・福祉サービスの需要の急増といった影響だけでなく、産業・経済面では、労働力供給の減少やものづくりの担い手や技術の伝承者が不足する等、地域経済の活力の低下を招くこと等が懸念される。

また、社会面でも、担い手不足により長年培われてきた地域の歴史や行事、伝統・文化の継承が困難になる等の地域社会への影響や、次世代を担う子ども達の減少により、学校の統廃合等といった教育分野への影

響等が懸念される。

- このように急速に進む少子高齢化は社会、経済に大きな影響を及ぼし、あらゆる分野で構造的な見直しが求められており、市町村においても的確な対応が必要である。特に小規模な市町村に与える影響は深刻であり、これまでのような行政基盤を維持できない状態に陥ることも懸念されており、基幹的な行政サービスの提供に支障が生じることのないようにする必要がある。

※合計特殊出生率：一五歳から四九歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間
に子供を産むとした場合の平均の子どもの数。

(三) 生活圏域の拡大

- 昭和の大合併が行われた昭和三〇年代前半からおよそ四〇年が経過し、その間、自動車保有台数は平成一五年には二、四人に一台と飛躍的に普及し、道路の改良・舗装や自動車道の整備など交通基盤が整備されたことにより、日常生活圏は市町村の区域を越えて大きく拡大している。また、近年、インターネットの普及など情報通信手段の発展により情報化が進展し、住民の行動範囲の拡大につながっている。

- 生活圏域が格段に拡大し、ヒト・モノ・カネ・情報が市町村の区域を超える時代においては、これまで同様に住民のニーズに対応し市町村の区域内で自己完結型の行政サービスを十分提供することは難しく、非効率となっているほか、行政サービスの受益と負担の不一致が課題となっている。

- こうした環境の変化の中で、将来に向けて市町村が、都市計画等の土地利用計画並びに地域づくりや観光振興、更には交通網の整備等、行政の各分野において施策の充実を図り住民サービスを向上するためには、日常生活圏を踏まえた行政区域の形成を図り、一体的な施策を展開する必要性が益々高まってきている。

(四) 行政ニーズの複雑・多様化

- 社会経済情勢の変化と個人の価値観やライフスタイルの変化等を受けて行政に対する住民のニーズは大きく変化してきており、従来行政が行っていたサービス領域にも民間サービスが進出するとともに、これまで市町村において、必ずしも対応が十分ではなかった情報化、国際化、少子化対策、環境対策、商店街の活性化、地場産業の振興や雇用等といった施策についても積極的な取り組みが求められている。

特に、保健・医療・福祉の分野は、地域の住民にとって身近な行政分野であり、平成一二年に施行された介護保険法をはじめ、近年こうした分野においても、市町村が果たすべき役割は高まっている。

- 市町村においては、新たな行政課題への適切な対応や多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応した行政を執行するためには、行政体制の整備が必要となっており、組織体制の充実とともに、専門的な知識・技能を備えた職員の確保が求められるなど、人材の確保や育成が重要な課題となっている。この点、規模の大きな市町村では、専門の係の設置や専門的知識を持った職員の確保は比較的容易であると考えられるが、小規模な市町村では組織体制や職員数の制約から、このような対応が十分行えず、総合的な行政サービスの提供主体として課題となっている。

- また、各市町村長を対象とした「意向調査※」においては、今後行政ニーズが高まると考えられるものとして、急速な少子高齢化の進行を背景として、「高齢者福祉」、「少子化対策」、「保健・医療対策」等が高順位に挙げられている。

そうしたニーズへの対応に必要なものとして、「財源の確保」、「専門職員等人材の確保、育成」、「NPO、住民等の参加、協働」が高順位に挙げられている。

※意向調査：平成一七年六月～八月に旧合併特例法下で合併を選択しなかった三三市町村及び既に誕生の一〇合併市町村に対し、「市町村行

政の今後のあり方に関する意向調査」を実施。

(五) 国、地方を通じた厳しい財政状況と行政改革の推進

○ 平成一七年度末における国・地方を合わせた長期債務残高は約七七〇兆円の巨額に上るなど、国、地方の財政は、極めて厳しい状況となっている。今後、少子高齢化がさらに進行し、従来のような右肩上がりの経済成長を見込めない中で、国及び地方とも限られた財源で、いかに無駄を省き、効率的で効果的な行政運営を行うかが問われており、行政のスリム化に向けた取組みが不可欠となっている。

○ 国の「三位一体の改革」では、地方の自立度を高めるために、国庫補助金を削減し税源移譲を進める一方、二〇一〇年代初頭における基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指して、国・地方の双方が歳出削減に努めることとされている。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇一三」では、今後「地方財政計画の歳出を徹底的に見直すことにより、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。この場合、歳入・歳出の両面における地方公共団体の自助努力を促していくことを進める」とこととされており、地方交付税等のさらなる削減を見込む必要があることと市町村の財政は、引き続き厳しい状況が予想されることである。

○ 県においては、平成一三年度から行財政改革の取組みを強化した結果、一定の成果を上げ、財政健全化の兆しも見えたところであるが、国の「三位一体の改革」により、平成一六年度は前年度に比べ、地方交付税(臨時財政対策債)を含む。以下同じ。)が、約三〇〇億円削減されるなど厳しい財政状況となっており、平成一七年二月に「熊本県行財政改革基本方針」を策定し、組織体制や業務の見直し等の行政改革、歳入・歳出構造の見直し等の財政改革、更に意識改革を三つの柱として行財政改革を進めている。

○ 「三位一体の改革」は、県内市町村にも大きな影響を及ぼしており、地方交付税総額を見ると、平成一六年度に大幅に削減され、「熊本県市

町村合併推進要綱」が策定された平成一一年度の▲一〇%の水準となっており、各市町村において基金の取崩し、歳出の削減等、厳しい財政運営となっている。さらに、小規模町村においては、税割割合が低く、地方交付税への依存度が高いなど、脆弱な財政基盤であり、国の政策動向に大きな影響を受ける傾向があり、財政基盤の強化が課題となっている。

○ また、近年、県内市町村においては、扶助費、公債費等の義務的経費の増加等により、経常収支比率が年々上昇傾向にあるなど財政構造の硬直化が進行している。また、市町村税収の伸び悩みや地方交付税の見直し等により、市町村の一般財源は減少傾向にある。さらに、将来にわたる実質的な財政負担については、地方債現在高が増加し、他方で積立金現在高は減少し、将来の財政負担が増大する要因となっている。このように非常に厳しい財政状況にあり、効率的な財政運営が一層求められている。

○ 行政改革については、これまでも国、地方を通じ不断に取り組みが進められてきたところであり、地方公共団体においても、職員の削減、給与制度の適正化、行政評価の取り組み等一定の成果を挙げた。

しかし、厳しい財政や地方経済の状況を背景に、地方公共団体の行政改革に対する国民の視線は厳しく更なる改革を進めていく必要がある。こうしたことから、国の「新地方行革指針」(平成一七年三月)では、地方公共団体に、平成一七年度から平成二二年度までを取組み期間とする「集中改革プラン」を策定・公表することを求めており、この中では四・六%を上回る職員総定員の純減や事務事業の再編整理等に取り組みこととされている。

今後、市町村にあつてはこれまで以上に適正で効率的な行政運営が求められているところであり、特に、小規模町村にあつては、職員の配置の効率化や削減等も限られてくること等から、厳しい行政運営が予想される。

(注一) 基礎的財政収支(プライマリバランス)・「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支

(注二) 臨時財政対策債・地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、地方財政法第五条の特例債(臨時財政対策債)として発行されるもの。その元利償還金については、明年度以降の基準財政需要額に全額算入。

(注三) 経常収支比率・人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、財政構造の弾力性の程度を示す指標であり、一般的には市は八〇%、町村は七五%を超えた場合、財政構造の硬直化がかなり進んでいると考えられる。

● 経常経費充当一般財源等 / 経常一般財源等総額 × 一〇〇 (%)

三 本県における市町村の望ましい姿

(一) 目指すべき地方分権型社会と市町村の位置付け

(目指すべき地方分権型社会の姿)

○ 我が国は、急激な少子高齢化が進み、平成一八年をピークに人口減少社会へ移行していくという社会構造の大きな転換期を迎えている。

こうした状況に対応して、国・地方を通じた厳しい財政事情の下で地方分権が目指している個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、地方が自立性を高め、自主的、主体的な判断に基づいて、住民に身近な行政を効率的に処理できるようにする地方分権改革の一層の推進が必要と考えられる。

○ 平成一二年に地方分権一括法が施行されて以降、これまで我が国では機関委任事務制度の廃止や三位一体改革、市町村合併等、従来の中央集

権的な制度から、地方分権を推進するための様々な取組みがなされている。

○ 地方分権が目指しているのは、国と地方の役割分担を明確にし、地域のことは地域で決めることができる社会であり、地域住民のニーズに応じた行政サービスを自らの責任、権限、財源で自主的、効率的に選択できる幅を拡大し、地域の歴史、伝統文化等に根ざした個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることと考えられる。

(地方分権型社会における市町村の位置付け)

○ 平成一二年に改正された新しい地方自治法の下において、基礎自治体としての市町村は、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う団体」であるとされている。また、第二七次地方制度調査会の答申(平成一五年一月)では、行政の一義的な役割を基礎自治体に置くことを基本とし、その役割を果たせるよう、基礎自治体の「権限」を拡大し、それに見合う財政基盤を構築しうる「財源」を持ち、かつそれに見合う専門的な業務能力を有する「人材」を配することが求められているとされている。

○ 地方分権型社会では、地域の課題については地域住民が主体となって対応していくことを基本とし、地方公共団体が住民組織やNPO等と協働して、個性豊かな自立型の地域づくりを推進することが期待されている。

こうした社会に相応しい行政のあり方を考えれば、住民意思の反映や住民との協働による地域づくりが最も行えるのは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村であり、まず市町村が「補完性の原理※」や「近接性の原理※」に基づき、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を中心に、地域における行政を主体的かつ総合的に担っていく姿が最も望ましく、これまで以上に自立性の高い総合的な行政主体となることが必要である。

※補完性の原理：住民が自ら実現できることは住民が行い、住民ではできないことを、住民に最も身近な市町村が担い、市町村で行えないことを都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくという考え方。

※近接性の原理：住民に対する行政サービスは、住民に身近な公共団体が担うべきであるという考え方で、「補完性の原理」と併せて、基礎自治体のあり方を示す考え方となっている。

(二) 県と市町村の役割分担

○ 県と市町村の役割のあり方について、地方自治法では、市町村の役割を、基礎的な地方公共団体として、地域における事務等を処理すると規定されている一方、都道府県は、①広域にわたるもの（広域事務）、②市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの（補完事務）を処理すると規定されている。

市町村で処理できることは市町村で処理し、市町村でできないことは都道府県で担うという「基礎自治体優先の原則」の考え方に立ち、適切な役割分担による見直しを行うことが必要である。

○ 今後、市町村においては住民に身近な行政サービスを総合的に担う自立した自己完結型の自治体として、住民に身近な行政は、可能な限り基礎自治体に委ねる観点から、国や県からの事務権限等の移譲が市町村と十分協議し進められていく中で、住民の多様なニーズに添えていく役割を担うことが求められる。その一方で、県においてはこれまで「補完事務」として担ってきた役割については、可能な限り縮小し、広域自治体として産業政策、雇用対策、高度な社会資本整備、広域的な環境対策、危機管理、防災対策等、広域的な課題への対応などの役割を担っていくものと考えられる。また、現在、進められている道州制の議論もにらみながら、国と県の役割のあり方を検討していく必要がある。

なお、小規模自治体の事務については、行政効率等から、一部事務組合や広域連合等の基礎自治体同士の広域処理の仕組みや、近隣自治体への事務委託等の制度を活用するなど工夫が必要と考えられる。

(三) 市町村の望ましい姿

（自立した行政体制の整備）

○ 本格的な分権型社会の下で、基礎自治体である市町村が、住民に身近な「総合的な行政主体」としての役割を担うためには、市町村自らの判断と責任で地域の課題を解決していくことができる自立した行政体制の整備が必要であり、行財政基盤をさらに充実する取組みが一層強く求められる。

そのためには、市町村は、十分な権限と財政基盤と高度化する行政事務に対処できる専門的職種を含む職員集団・組織を有するとともに、自主財源に裏付けられた効率的な財政運営が求められ、市町村の規模・能力の充実強化が望まれる。

なお、市町村長に対する「意向調査」においては、第二七次地方制度調査会答申における、このような考え方にほぼ沿った回答が多くなっている。

○ また、住民に最も身近な市町村に権限と財源を移譲するという地方分権推進の観点から、政令市は、現在の地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体というべきものであり、移行を目指した取組みは、地方分権の大きな流れに沿うものである。

今後、平成二三年の九州新幹線鹿児島ルートの中線開通により都市間競争の一層の激化が予想される中で、県都である熊本市が政令市の移行に伴う権限等の拡大を生かし、都市圏の社会資本整備に向けた取組みを進めること等により、九州の拠点としての機能がさらに高まり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待される。こうしたことに加え道州制の議論の高まり等を踏まえれば、熊本市の政令市移行は必

要である。

(生活圏域の拡大と行政圏域の一致)

○ 日常生活圏域の広域化に伴い、各種施設や道路など公共施設の整備や、土地利用計画の策定などにおいて、住民の生活実態に応じた行政上の対応が求められており、市町村の区域を越えた広域的・一体的な地域づくりが必要である。

○ さらに、道路整備やまちづくり等、他の市町村の行政サービスへ意見を反映させることは困難なことが多く、地域の課題については住民が主体となって対応していくことを基本とする分権型社会実現の観点からも、日常生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい。

○ なお、第二七次地方制度調査会答申でも、「生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併」についても、引き続き自主的な合併を推進すべきものとしているほか、平成一六年五月に出された地方分権改革推進会議「意見」においても、「地域住民の生活圏に応じた行政区域の設定という観点からも、市町村合併が推進されるべき」と述べられている。

4 自主的合併推進の必要性

○ 県では、旧合併特例法下において、少子高齢化の進行、国、地方を通じた厳しい財政状況等市町村を取り巻く環境変化に対応して、地方分権の実施主体に相応しい行政体制の整備を図ることを目的として、自主合併を基本に市町村合併を推進してきた。

その結果、約六割の市町村が合併を選択し、分権時代に向け一定の行政基盤を強化する素地ができた一方で、様々な事情から合併を選択しなかった市町村が県内に三二あり、その中には行政基盤の弱い小規模町村も多く含まれている状況となっている。

小規模町村においては、専門的かつ高度な行政サービスを提供するために必要な人員、専門職の確保が困難であり、また財政面では歳入に占める地方交付税等への依存度が高い等、脆弱な行政基盤となっており、今後地方分権時代の中で、自己決定、自己責任による多様な行政サービスを総合的、安定的に提供していく上では、厳しい状況にある。

○ 市町村長を対象とした「意向調査」においても、ほとんどの市町村が少子高齢化の進行、人口減少、財政状況の悪化等市町村を取り巻く環境は、今後一層厳しくなるとの見通しを持っており、旧合併特例法下で合併が必要とされた背景は一層厳しさを増している。

さらに、「行政改革を行ったとしても現在の行政水準を維持していくことは難しい」と認識している市町村も少なくなく、そうした厳しい状況を背景に、今後の予定も含め、職員の大幅な削減や組織の縮小、統廃合等の急激な行政改革を余儀なくされているケースも多く、地方分権が本格化する中で、自らの責任と判断により、質の高い行政サービスを提供しうる「自立した行政体制の整備」を単独で図っていくことには限界があるケースも見られる。

また、こうした厳しい状況や今後の行政改革の方針等について、「意向調査」では、「住民への説明は十分ではない」との認識を示している市町村長が多く、今後の課題となっている。

○ こうしたことから、本県においては平成二二年三月を期限とする合併新法下において、引き続き、地方分権の受け皿に相応しい行政体制整備を図る観点から、国が示した「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」を基に市町村の自主的な合併を推進することとする。

五 市町村合併の推進に当たっての県の役割

○ 旧合併特例法下での合併に引き続き、合併新法下での市町村合併においても、地方分権が具体化する中で、市町村長や議員、さらには地域住

民が、少子高齢化や国、地方を通じた財政状況の悪化等自らを取り巻く厳しい環境変化を主体的に受けとめ、自らの判断で地域の将来のあり方を選択する自主合併が基本と考えている。

○ 一方で、市町村合併は、将来の熊本県の姿をどのようにすべきかという課題とも密接に関連するものであり、市町村を包括する広域的な団体として、地域全体の発展や県民生活の維持向上という観点からも市町村合併を県自らの問題として捉え、取り組んでいく必要がある。

このため、県としては市町村並びに県民に対する情報の提供、啓発等により合併に向けた気運を醸成するとともに、合併に向けた市町村等の取組みを積極的に支援する。

政令市移行について理解を深めるため、県としては、熊本市が中心となって進める政令市を視野に入れた将来ビジョンづくりに参加するとともに、政令市制度等に関する周知啓発に努めることとする。

○ 今後、自主的な市町村合併を推進するに当たって、市町村は行財政見直しなどを検討し、地域の将来を見据えた中で、住民に対して十分な説明を行い、理解を求めることが重要となることから、市町村が行うそうした取組みについても助言・支援を行う。

III 市町村の現況及び将来の見通し

※本章中、人口に関するものは国勢調査、また将来推計は国立社会保障・人口問題研究所によるもの。

※各表における人口規模区分は、平成一二年国勢調査によるもの。

※市町村数は、平成一七年三月末時点六八、平成一八年三月末時点四八としている。

一 市町村行政運営の状況

(一) 市町村の人口規模と面積

○ 本県の市町村の平均人口は、平成一八年三月末現在で、三八、七三六

人(全国平均六五、一九八人)、平均面積では、一五四・三km²(全国平均二〇三・六km²)と全国平均を下回っており、全国的に見て本県の市町村は、人口、面積ともに規模が小さい状況となっている。

旧合併特例法において市町村合併が進んだことにより県内市町村においても規模が拡大し、一定の行財政基盤強化の素地ができたと考えられるが、本県の市町村数(四八)及び人口一万人未満の小規模町村数(一六)とも全国的には上位にある。

また、県内市町村の間でも、中核市の熊本市をはじめ市が増加し一四市となる一方で、小規模町村も一六ある等、規模の格差が見られる。

(二) 市町村の行政運営の現状

○ 市町村にあつては、地方分権時代の担い手として、これまで以上に、自立性の高い行政主体となることが求められており、今後、住民ニーズに的確に対応した行政を執行するために、組織体制の強化、人材の確保育成といった行政体制の整備が必要とされているところである。

○ 本県の市町村における専門職員の配置については、平成一七年定員管理調査によれば、県内市町村平均で「保健師・助産師」は五・七人(全国九・一人)、「土木技師」は七・五人(全国一七・三人)、「建築技師」は二・三人(全国五・一人)等と、全国平均を下回る状況となっており、専門職員の確保という観点からは、引き続き、充実が求められる状況となっている。

○ 全体的に規模が大きいほど、専門的な職種は確保される傾向を、また規模の小さな町村ほど、専門職員の確保が難しい傾向を示しており、「保健師・助産師」は、人口一万人未満の小規模町村においては、六割の団体に二名以下の配置、「土木技師」は八割の団体に配置がない等となっている。

○ 専門組織の配置についても、同様な傾向で、規模の小さな町村では職員数の制約等もあり、各種施策について独立した係の設置が難しく、係

の分掌事務の一つとして事務処理を行っている。人口規模別の各種施策への組織対応状況を見ると、人口三万人以上の場合、今後行政ニーズの高まりが予想される「高齢者福祉」、「子育て支援」等においても、係以上の専任組織の設置率が高くなっている反面、人口二万人未満の小規模町村では、「高齢者福祉」について係以上の組織を設置している市町村は三団体（設置率九・一％）である他、「子育て支援」においては、係以上の組織の設置がないという状況である。

その他、「障害者福祉」、「男女共同参画」、「情報化」等各分野においても規模の小さな町村ほど専門組織の設置率が低くなる傾向となっている。

(三)市町村の行政運営の今後の見通し(市町村長に対する「意向調査」結果より)

○市町村長に対して実施した「意向調査」では、約四割の市町村において「行政改革を行っても現在の行政水準の維持は困難」との回答がなされるなど、多くの市町村において行政運営に関する厳しい見通しが示されている。

また、同調査において、少子高齢化の急速な進行を背景に、中長期的には「高齢者福祉」、「農林水産業振興」、「少子化対策」、「保健・医療対策」等について住民の行政ニーズが高まるとの認識が多く示され、そうした行政ニーズに自主的・主体的に対応することが求められる中で、「財源の確保」、「専門職員等人材の確保、育成」、「NPO・住民等の参加・協働」が必要との認識が多く示されており、多様化・高度化する行政ニーズに対応するには、財源のみならず行政体制の整備や人材の確保が必要な状況となっている。

○しかし、行政組織については、厳しい財政状況も背景に、多くの市町村が行政改革に取り組み、組織体制の見直し等を行っている。その中で、市町村規模別の具体的な行政組織の見直しの状況(表六)

を見ると、非合併市町村の約四割が一〇％以上の職員数の削減を検討・実施しており、組織(課)の削減については、人口一万未満の小規模町村の半数に当たる八町村が二〇％以上の課の削減を含む組織の統廃合を検討・実施しているなど際立った状況となっている。

○小規模な町村にあつては、行政規模の拡大に対して、「顔の見える行政」、「きめ細かなサービスの提供」等の利点も挙げられるが、一方で地方分権時代の担い手として十分な行政基盤の強化が求められている。現状において専門の職員の配置や専門部署の配置が必ずしも十分ではない中で、こうした大幅な組織の縮減等を行うことにより、行政サービスの低下につながることも懸念されるばかりでなく、今後、自立した基礎自治体として持続的に安定した行政サービスを提供していくことに困難も予想されるところである。

二 市町村の財政状況

(一)市町村の財政の現状(平成一六年度決算。六八市町村)

①歳入・歳出

○平成一六年度における県内市町村全体の歳入総額に占める地方税の割合は、二四・二％であり、全国平均三四・五％を大きく下回り、また、歳入に占める地方交付税の割合は、県内市町村平均が二八・一％であり、全国平均一五・四％を大きく上回る状況となっており、三位一体の改革に伴う地方交付税の見直し等国の政策動向に大きな影響を受ける財政構造となっている。

○県内市町村の歳入総額に占める地方税の割合は市町村の規模が小さい程低くなる傾向があり、人口一万人未満の小規模町村では約一三％となっており、逆に歳入に占める地方交付税の割合は市町村の規模が小さい程高くなる傾向があり、人口一万人未満の小規模町村では約三九％となっているなど、依存財源の比率が高く、脆弱な財政基盤となっている。

○県内市町村の住民一人当たりの歳出額は、県平均が四〇・〇万円に対

して、人口五千人以上一万人未満の町村の平均は五五・三万円、人口五千人未満の町村の平均は八八・四万円となっており、規模の小さな町村ほど大きく、行政効率性から割高になる傾向にある。

② 財政力指数※

財政力指数の県内市町村の平均（単純平均）は、〇・三二であり、全国平均（〇・四七）を大きく下回っている。

また、規模の小さな市町村ほど財政力指数は低くなる傾向があり、人口一万人未満の小規模町村では平均で〇・二四であり、市町村の規模が小さいほど財政基盤が脆弱である傾向が見られる。

※財政力指数：地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源に対して、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等がどれだけあるのかを示すもの。当該指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

③ 財政構造の弾力性

（経常収支比率※）

県内六八市町村の経常収支比率の平均（単純平均）は、九一・六％であり、全国市町村平均九〇・五％を上回っており、財政構造の硬直化傾向が続いている。

※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、財政構造の弾力性の程度を示す指標であり、一般的には市は八〇％、町村は七五％を超えた場合、財政構造の硬直化がかなり進んでいると考えられる。

県内六八市町村の公債費負担比率の平均（単純平均）は、一七・〇％となっている。一般に警戒ラインとされる一五％以上の団体が全体の七割を占める四八団体となっており、このうち危険ラインとされる二〇％以上の

団体は一四団体となっている。（図一四）

※公債費負担比率：公債費に充当された一般財源等額の一般財源等総額に対する割合。

④ 将来にわたる実質的な財政負担

○ 県内市町村の地方債残高は増加しており、一方で積立金は減少するなど、将来にわたる実質的な財政負担額は増加している。

（二）市町村財政の今後の見通し（市町村長に対する「意向調査」結果より）
○ 市町村長に対して実施した「意向調査」において多くの市町村で、今後も財政的には一層厳しい見通しとなっている。

この中で、多くの市町村が地方交付税の削減等による歳入の減少を見込んでおり、それに伴い歳出では、今後、人件費や各種団体等への補助費や普通建設事業費の削減が予定されている。また、そうした歳出の削減を実施したとしても、歳入不足を補うために基金の取崩し等が必要となっており、特に、規模の小さな町村にあつては、そうした傾向が顕著なものとなっている。

○ 今後、国の三位一体の改革等の動向によっては、さらに厳しい状況も想定され、そうした場合には基金の取崩し、事業抑制や行政改革等による歳出削減等を行っても対応が困難となる市町村があることも少なくないことが予想される。

三 将来人口、高齢化等の今後の見通し

（一）人口の推移

○ 今後、我が国の総人口が平成一八年をピークに減少が見込まれている中で、本県人口は平成二二年国勢調査では平成七年と比較し微減となるなど、既に減少傾向が始まっているものと思われる。

県内市町村（四八団体）では、平成二二年人口と平成三三年推計人口を比較すると、人口の増加が見込まれるのは九団体のみとなっており、今後全県的に人口が減少していく状況がうかがえる。（県内人口は四・六％減）

ただし、こうした人口減少傾向には、地域によって、また市町村の人口規模によって程度の差異が見られる。特に、人口一万人未満の小規模町村においては、熊本市周辺の一部を除けば、昭和の合併が行われた昭和三五年国勢調査と比較しても大幅に人口が減少しており、今後も引き続き、大幅な減少が見込まれている。

（二）高齢化の推移

○ 本県の高齢化率は、平成一六年一〇月時点（県推計）で二三・二％となっており、概ね全国の七年先を進んでいる。（全国平均：一九・五％）また、今後も、高齢化の進行が見込まれており、平成三二年には二九・七％に達すると見込まれている。

○ 高齢化の状況を県内市町村毎（四八団体）に見ると、平成一六年度一〇月時点で高齢化率が二五％を超える団体が三五団体あり、さらに三〇％を超える団体は一八団体ある。

なお、人口一万人未満の小規模町村にあつては高齢化率が二五％を超える団体が一六団体中一四団体であり、うち一〇団体は高齢化率三〇％を超える状況にある。

このように、県全体において引き続き高齢化の進行が見込まれる中で、こうした高齢化の傾向にも、地域によって、また市町村の人口規模によって程度の差異が見られ、規模が小さいほど、高齢化率が高くなる傾向がある。

○ また、人口の減少や高齢化の増加の影響により、生産年齢人口（一五歳以上六五歳未満）は大きく減少をしており、国勢調査によれば、昭和六〇年をピークに減少の一途を辿っており、国立社会保障・人口問題研

究所の将来人口推計によれば、今後も減少が見込まれている。

県内市町村毎（四八団体）に見ると、昭和三五年当時と比較して平成二二年と比較して平成三三年にかけても増加が見込まれるのは五団体のみとなっている。

ただし、こうした生産年齢人口の減少傾向には、市町村の人口規模によって程度の差異が見られる。特に、人口一万人未満の小規模町村においては、昭和三五年と平成一二年を比較すると一六町村全てで減少しており、うち七町村では四〇％以上の減少率となっている。

○ 県内市町村の人口区分毎の産業別従事者比率を見ると、人口規模が小さいほど農林水産業などの第一次産業の比率が高くなる傾向がある。

小規模な町村ほど生産年齢人口の減少が大きく見込まれる中、こうした地域の産業や経済等への影響についても懸念される。

IV 構想対象市町村の組合せ

一 組合せ検討に当たつての基本的な考え方

○ 本構想においては、既述した「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な考え方」における市町村の望ましい姿、「市町村の現況及び将来見通し」の他、市町村長への「意向調査」及び今回五地域で開催した各地域懇談会の意見等を踏まえ、総務大臣の「基本指針」及び以下の考え方に基づき、合併新法下において自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」）の組合せ及びその検討の方向性を示すこととする。

○ 今後、各地域で具体的な組合せを検討するに当たっては、生活圏域の一体性（通勤通学圏、商圏等）、行政サービス圏の一体性（一部事務組合等の市町村行政の連携、行政機関の配置状況等）、政策・計画上の一体性（広域市町村圏等）等市町村の結びつきを十分踏まえ、組合せの合

理性、妥当性及び現実性等から総合的に検討する。

- 基本指針において、構想対象市町村として旧合併特例法下においては取り上げられなかったものとして、新たに示されている「おおむね人口一万人未満の小規模な市町村」については、人口一万人未満の町村とするとともに、現在人口一万人以上であっても一〇年後（平成二七年）の人口推計で人口一万人程度となる町村についても、行政体制、財政状況、人口減少、高齢化の進行等を勘案すると、自主的な市町村合併を推進することが望ましいと考えられることから、これに準じるものとして取り扱うこととする。

※人口推計は国立社会保障・人口問題研究所によるもの。

- 旧合併特例法下での合併市町村については、合併後のまちづくりや速やかな一体性の確保を優先することとするが、生活圏域を踏まえた行政区域の形成等必要がある場合は、構想対象市町村とする。

二 段階的な組合せの検討について

- 構想における合併の組合せについては、国の合併支援措置を受けるために必要であるとともに、地域の具体的な合併論議を喚起し、それに資するためにも必要であるが、旧合併特例法下での合併の経緯や地域の様々な事情等を踏まえると、作成後変更が必要となる可能性も高い。
このため構想においても、柔軟な対応が求められ、合併新法第五九条第三項及び第四項において構想の変更手続が定められていることから、本構想における組合せについては、段階的に検討することとし、今回の第一次の構想においては、まず将来的に望ましい組合せ及び検討の方向性を示すにとどめ、各地域の住民の合併気運の醸成を図りながら、合併新法の期限（平成二二年三月三一日）までの実現可能性等を総合的に考慮し、さらに必要に応じ、追加、変更を行うこととする。

三 各地域における組合せ及びその検討の方向性

※人口については、平成二二年国勢調査による。市町村名は、平成一八年四月一日現在。

(一) 熊本市及び周辺地域

- ① おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村について
・ 富合町、西原村及び嘉島町の二町一村は、人口一万人未満であり、「小規模な市町村」に該当する。三町村とも熊本市に近接し、今後、人口はやや増加が見込まれるものの、高齢化の更なる進行や厳しい財政状況等が予想される中であって、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されることである。

・ 甲佐町は、人口約一万二千人であるが、将来推計人口は、平成二七年には約一万人弱となること等から、総務大臣の基本指針の「おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村」を踏まえ、将来的には、市町村合併によって規模・能力の充実強化が望まれる。

② 組合せについて

○ 当地域には、人口一万人未満の小規模町村のほか、政令市を目指す熊本市、さらには熊本市と日常生活圏の強い一体性を有し生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村が存在している。

○ 熊本市の政令市移行については、地方分権の推進という観点に加え、今後、都市間競争の一層の激化が予想される中で、九州における拠点性をさらに高めるためにも必要である。現在、熊本市と日常生活圏等の結びつきが強い鹿本地域、菊池地域、阿蘇地域、宇城地域及び上益城地域の一部の市町村においては、政令市問題を含む都市圏ビジョン検討の取り組みとして、一五の市町村が参加する「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」が始まるなど、具体的な動きが顕在化してきたところであり、当該地域におけるこれらの自主的な検討の動き等を踏まえ、引

き続き、具体的な組合せを検討する。

- 富合町、西原村、嘉島町及び甲佐町においては、今後、それぞれの町の将来のあり方について、日常生活圏や広域行政圏のつながりなどに加え、熊本市の政令市に向けた動きも踏まえ、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(二) 荒尾・玉名地域

- ① おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村について

・玉東町は、人口一万人未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後、更なる人口減少や高齢化の一層の進行、厳しい財政状況等が予想される中において、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されることである。

- ・南関町は、人口約一万一千八百人であるが、将来推計人口は、平成二七年には約一万人弱となること等から、総務大臣の指針の「おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村」を踏まえ、将来的には、市町村合併によって規模・能力の充実強化が望ましい。

② 組合せについて

○ 旧合併特例法下において、当地域では、平成一六年度まで荒尾市を除く一市八町での合併協議を行ってきたものの、最終段階で枠組みが崩れ、「玉名市」及び「和水町」が誕生した経緯がある。当地域は、複数の日常生活圏が重なる形で構成されているほか、行政上の結びつきも強く、地域全体としての一体性が認められる。

このため、将来的には、県北における中核都市の形成を目指す観点から、旧法下で合併した市町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、更なる広域合併に向けた検討がなされることが望まれる。

- 玉東町及び南関町においては、将来的な広域合併も視野に入れた場合、今後、町の将来のあり方について、日常生活圏や広域行政圏のつながりを踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(三) 阿蘇地域

※西原村については、合併協議の経緯等から「熊本市及び周辺地域」に区分。

- ① おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村について

・南小国町、小国町、産山村及び高森町は、人口一万人未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中において、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されることである。

② 組合せについて

○ 阿蘇地域の各市町村は、歴史的・文化的に共通したものがああり、行政上のつながりも強いほか、日常生活圏もそれぞれ隣接する市町村との結びつきが強く、一体性が認められる地域である。さらに、観光振興、自然環境保全等、共通の課題も少なくない。こうしたことを踏まえれば、将来的には、合併市村の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、阿蘇中北部及び南部又は阿蘇地域一体での、より広域的な合併に向けた検討がなされることが望まれる。

○ 南小国町、小国町、産山村及び高森町においては、将来的な広域合併も視野に入れた場合、今後、それぞれの町の将来のあり方について論議がなされる中で、日常生活圏や広域行政圏のつながりなどを踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(四) 水俣・芦北地域

① おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村について

・津奈木町は、人口一万人未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中であって、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。

② 組合せについて

○ 水俣・芦北地域の各市町は、日常生活圏の一体性が認められ、行政上のつながりも強く、地域の一体性が認められる地域である。また、人口減少、過疎化への対応、農業振興、まちづくりといった共通の課題も多い。こうしたことを踏まえれば、将来的には、旧法下で合併した町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、水俣・芦北地域一体での、より広域的な合併に向けた検討がなされることが望まれる。

○ 津奈木町においては、将来的な広域合併も視野に入れつつ、今後、町の将来のあり方について論議がなされる中で、日常生活圏や広域行政圏のつながり等を踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(五) 人吉・球磨地域

① おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村について

・湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村は、人口一万人未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中であって、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。

・錦町及び多良木町は、人口約一万二千人であるが、将来推計人口は、平成二十七年には、それぞれ一万一千人程度、一人弱となること等から、総務大臣の指針の「おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村」を踏まえ、将来的には、市町村合併によって規模・能力の充実強化が望まれる。

② 組合せについて

○ 人吉・球磨地域は、合併で誕生した「あさぎり町」を含め一市四町五村であるが、「小規模な市町村」が多く、地域全体としても県平均を上回るペースで人口減少や高齢化の進行が予想されるため、それぞれの町村の将来のあり方について論議される中で、地域全体として広域的な観点から合併に向けた具体的な検討が望まれる。

○ この地域は、歴史的、地勢的な面を含め共通の伝統・文化を有しているほか、日常生活圏の一体性が認められ、人吉球磨広域行政圏として行政上の結びつきも強く、地域の一体性が認められる。また、高齢化、人口減少、過疎化への対応や農林水産業等の産業振興といった地域に共通の課題も多い。このため、地域の拠点性を高め、より広域的な観点に立った一体的なまちづくりを目指す観点から、将来的には、合併した町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、人吉・球磨地域一体での、より広域的な合併に向けた検討がなされることが望まれる。

(六) 天草地域

① おおむね人口一万人未満を目安とする小規模な市町村について

・苓北町は人口一万人未満であり、「小規模な市町村」に該当する。現状は、普通交付税の不交付団体であるが、今後、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中で、行政体制の整備等行財政基盤の面からも将来的には、合併による規模・能力の充実強化が望まれる。

②組合せについて

○ 荻北町は、天草下島に位置し、「島」という地勢上の特性からも、将来的には島としてのまとまりのある自治体の実現を目指すことが望まれる。今後、町の将来のあり方について論議がなされる中で、日常生活圏や広域行政圏のつながり等を踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

V 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

一 必要な措置についての基本的な考え方

○ 自主的な市町村の合併を推進するために、市町村においては、適切な情報を基に地域の現状及び将来の見通しについての分析や検討がなされ、そうした結果に基づいて、市町村の長、議会、住民が一体となって、地域の将来のあり方についての検討を深めていくことが何より重要である。

○ また、合併の検討及び協議を行う中では、様々な専門的な知識や技術等が必要となるほか、市町村間の調整等の多くの課題が生じることが予想される。合併に関する議論を深めていくためには、こうした課題の解決が不可欠となる。

○ 県としては、それぞれの市町村において、合併新法下での合併を視野に地域の将来を見据えた検討が深められるよう、市町村と一緒に取組み、市町村並びに県民に対する、情報の提供、啓発等により合併に向けた気運を醸成するとともに、合併に向けた市町村等の取組みが円滑に進められるよう支援することとし、次の措置を講じる。

二 具体的な措置の内容

(一) 推進体制の整備

①市町村合併推進本部等による市町村合併の全庁的な推進

自主的な市町村の合併の取組みを県の各部・関係機関が一体となって推進・支援するため、知事を本部長とする「熊本県市町村合併推進本部」を中心に全庁的な推進体制を整備する。
また、地域振興局に地域振興局長を地域本部長とする「市町村合併地域推進本部」を設置する。
なお、合併検討の枠組みが地域振興局の所管区域を越える場合は、本庁及び地域振興局間の連携を行う。

②合併支援・相談窓口の設置

旧合併特例法下に引き続き、合併新法下においても、市町村合併に関する相談等に対応するため、本庁及び地域振興局に窓口を設置する。

(二) 合併に向けた気運の醸成

①広報啓発の実施

県民の市町村合併の必要性等に関する理解を深めるとともに、合併に向けた市町村の取組みを支援するため、パンフレット等の県民向けの啓発資料を作成するとともに、県や市町村の広報等を活用して気運の醸成に努めるなど広報啓発活動を積極的に実施する。

②説明会・セミナー等の実施

市町村合併の必要性や「熊本県市町村合併推進構想」の内容の周知を図るため、市町村長、市町村議会議員、市町村職員等を対象としたセミナー等を開催するほか、地域住民を対象としたシンポジウムを開催する等市町村合併への関心を高め、合併気運の醸成に努める。

(三) 情報提供・助言等

市町村において地域の将来のあり方を検討するに当たっては、行財政の将来見通しなどを検討し、住民に対して十分な説明を行い、理解を求めること

が重要となる。このため、市町村が行うそうした取組みについても助言・支援を行うとともに、県のホームページの活用や出前講座の実施などにより住民等への情報提供を行う。

また、市町村合併を具体的に検討する市町村に対して、合併に関する基礎資料や制度的な情報のほか旧合併特例法下で合併した市町村のノウハウ等についても合わせて情報提供し、必要に応じて適切な助言を行う。

(四) 県独自の支援策の検討

旧合併特例法下に引き続き、合併新法下においても、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援するため、国の支援策を積極的に活用するとともに、県独自の支援策等を取りまとめた、支援の大綱としての「熊本県新市町村合併支援プラン」(以下「新支援プラン」という。)を策定する。

新支援プランにおいては、人的支援を含む合併協議会等への「行政支援策」、県事業等の重点実施等の「事業支援策」など県独自の支援策を検討する。
また、合併後の個性豊かな自立型の地域づくりを支援するため、「熊本県事務・権限移譲推進指針」に基づき合併市町村の意向も踏まえながら権限移譲を積極的に推進する。

(五) その他必要な措置

①市町村合併推進構想の変更、拡充等

市町村が環境変化を主体的に受けとめ、自らの判断で、地域の将来のあり方を選択する自主合併が基本となることから、地域の状況に応じ、構想対象市町村の組合せの追加、変更を行う。

②合併の検討が顕在化しない地域への取組み

本構想において、合併新法下において自主的な市町村合併を推進する必要性があると認められ、合併に向けた具体的な検討が望まれるとの考え方を示

した市町村のうち、合併の検討が顕在化しない市町村に対しては、研究会、協議会等の検討の場が設置されることにより、住民を含む幅広い議論がなされるよう、市町村の取組みを支援し、必要な助言を行う。

③合併新法に基づく合併協議会の設置勧告等

合併新法においては、合併協議会設置及び合併協議推進の勧告並びに協議不調に係るあつせん・調停といった措置が都道府県知事の権限として新たに位置付けられている。

これらの措置については、本構想に基づく各地域における自主的な取組みの進展状況を見極めながら、関係市町村の意見及び合併推進審議会の意見などを踏まえ、適切な対応に努めることとする。

③熊本縣市町村合併推進構想(第二次)の策定に向けた動き

平成一八年五月の熊本縣市町村合併推進構想(第一次)策定後、県は、合併新法下での自主的な合併の検討や合併市町村における新たなまちづくりを総合的に支援するため新合併市町村支援プランを策定し、地域毎の地域シンポジウムの開催をはじめとした各種取り組みを実施するなど、市町村合併を推進した。

その間、熊本市の政令指定都市を見据えた市町村合併の気運が高まり、平成一八年五月一九日に「熊本市・富合町合併準備協議会(任意協議会)」が立ち上がり、その後四回にわたる協議を経て、平成一九年一月五日に、法定協議会である「熊本市・富合町合併協議会」が設置された。

第一次構想において、市町村の合併枠組みについては、「段階的に検討することとされており、将来的に望ましい組合せ及び検討の方

向性を示すにとどめ、各地域の住民の合併気運の醸成を図りながら、合併新法の期限までの実現可能性等を総合的に考慮し、さらに必要に応じ、追加、変更を行うこと」とされていた。

そのため、熊本市と富合町が具体的な市町村合併に向けた動きを本格化させたことを受け、改めて推進構想の改訂が必要となった。

そのため、平成一九年三月三〇日、熊本県市町村合併審議会の第六回会合を開催し、熊本市と富合町の具体的な組合せを追記した「熊本県市町村合併推進構想(第二次)素案」について協議を行い、全会一致で了承した。また、この会合において、委員から「市町村合併特例法下で合併した市町村の検証を行うべきではないか」という意見が出された。

県では、審議会です承を得た「熊本県市町村合併推進構想(第二次)素案」を、第一七回熊本県市町村合併推進本部会議(平成一九年五月七日)を経て、広く県民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施(平成一九年五月一八日～六月一五日)したうえで、平成一九年六月二九日に、「熊本県市町村合併推進構想(第二次)」として策定した。

《第二次構想の概要(追加部分)》

「熊本県市町村合併推進構想(第一次)」のうち、「IV 構想対象市町村の組合せ」の中に、「四 具体的な市町村の組合せ」を挿入した。

四 具体的な市町村の組合せ

(一) 熊本市及び富合町

熊本市及び富合町は、平成一八年五月に設置した合併に関する諸問題を協議する任意の協議会での四度にわたる協議を経て、平成一九年

一月に、市町村の合併の特例等に関する法律第三条及び地方自治法第二五二条の二に基づく合併協議会*〔法定協議会〕を設置し、現在、合併協議を進めている。

また、両市町は、日常生活圏域に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。

このため、熊本市及び富合町を本構想における構想対象市町村として位置づける。

④熊本県市町村合併推進構想(第二次改訂版)の策定に向けた動き

第二次構想で具体的な組み合わせで記載した熊本市と富合町については、その後、順調に協議が進められ、平成一九年一〇月三十一日に合併協定調印式、平成一九年十一月一日に富合町議会、十一月六日に熊本市議会において廃置分合関連議案が可決された。一月七日には、両市町長による知事への廃置分合申請書の提出が行われ、平成二〇年一月三〇日に、総務大臣による「市町の廃置分合」の告示が行われ、正式に熊本市・富合町の合併が確定した。

熊本県市町村合併審議会の第七回会合は、平成二〇年三月一三日に開催され、熊本市・富合町をはじめとした県内市町村合併に係る主な動きについての確認を行うとともに、第六回会合で意見が出されたことを受け、県が合併市町村に対して行った「合併効果の検証結果」についての報告を受けた。

その後、熊本市と富合町の合併に向けた動きが進む中、熊本市の近隣三町(城南町、植木町、益城町)においても、熊本市との合併に向けた機運が高まってきた。

城南町においては、平成二〇年一月一日に「熊本市・城南町合併任意協議会」を設置、平成二一年一〇月二日に法定協議会である「熊本市・城南町合併協議会」が設置された。植木町においては、

平成二〇年四月一日に「熊本市・植木町合併問題調査研究会」を設置、平成二〇年一月二日に法定協議会である「熊本市・植木町合併協議会」を設置した。さらに益城町においても、平成二〇年四月二三日に「熊本市・益城町合併任意協議会」、平成二〇年一月一日に法定協議会である「熊本市・益城町合併協議会」が設置された。

そのような熊本市と近隣町の合併の動きを受け、再度、熊本市町村合併推進構想（第二次）の内容を変更する必要性が生じてきたことから、平成二十一年一月二〇日に熊本市町村合併審議会の第八回会合を開催し、熊本市と城南町、植木町及び益城町の組合せを追記した「熊本市町村合併推進構想（第二次改訂版）素案」について協議を行い、全会一致で了承した。

県では、審議会です承を得た「熊本市町村合併推進構想（第二次改訂版）素案」について、第一回政令指定都市・市町村合併推進本部会議（平成二十一年一月二三日）を経て、広く県民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施（平成二十一年一月三十一日～三月一日）したうえで、平成二十二年三月一六日に、「熊本市町村合併推進構想（第二次改訂版）」を策定した。

《第二次構想改訂版の概要（追加部分）》

「熊本市町村合併推進構想（第一次）」のうち、「IV 構想対象市町村の組合せ」の中に、「四 具体的な市町村の組合せ」に、既に示している「熊本市及び富合町」の他に、以下の組合せを追加した。

- ・熊本市及び益城町
- ・熊本市及び城南町
- ・熊本市及び植木町

四 具体的な市町村の組合せ

(一) 熊本市（合併した旧富合町域を含む）及び益城町

熊本市及び益城町は、平成二〇年四月に設置した合併及び政令市に関する諸問題を協議する任意の協議会での五度にわたる協議を経て、同年一〇月に、市町村の合併の特例等に関する法律第三条及び地方自治法第二五二条の二に基づく合併協議会（法定協議会）を設置し、現在、政令市を目指した合併協議を進めている。

また、両市町は、熊本都市圏の中にあり、日常生活圏域や広域市町村圏、都市計画といった政策・計画等に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。さらに、現行の地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体である政令市に移行することは、地方分権の大きな流れに沿うものであり、九州における拠点性の向上につながり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待されるものである。

このため、両市町の組合せを本構想における構想対象市町村の組合せとして位置づける。

(二) 熊本市（合併した旧富合町域を含む）及び城南町

熊本市及び城南町は、平成二〇年一月に設置した合併に関する諸問題を協議する任意の協議会での六度にわたる協議を経て、同年一〇月に、市町村の合併の特例等に関する法律第三条及び地方自治法第二五二条の二に基づく合併協議会（法定協議会）を設置し、現在、合併協議を進めている。

また、両市町は、熊本都市圏の中にあり、日常生活圏域や幹線道路、公共交通機関といった交通網等に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。

このため、両市町の組合せを本構想における構想対象市町村の組合せとして位置づける。

(四) 熊本市(合併した旧富合町域を含む)及び植木町

熊本市及び植木町は、平成二〇年四月に設置した合併及び政令市に関する諸問題を協議する合併問題調査研究会での五度にわたる協議の後、市町村の合併の特例等に関する法律第四条に基づく住民発議の一連の手続きを経て、同年一二月に、同法第三条及び地方自治法第二五二条の二に基づく合併協議会(法定協議会)を設置し、現在、政令市を目指した合併協議を進めている。

また、両市町は、熊本都市圏の中にあり、日常生活圏域や幹線道路、鉄道といった交通網等に強い一体性が見られ、新たな行政区域の形成を図ることが望ましい。さらに、現行の地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体である政令市に移行することは、地方分権の大きな流れに沿うものであり、九州における拠点性の向上につながり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待されるものである。

このため、両市町の組合せを本構想における構想対象市町村の組合せとして位置づける。

(二) 合併新法下における県の主な取組み

①市町村行政の今後の方及び市町村合併等に関する意向調査結果について

合併旧法が平成一七年三月に期限を迎え、引き続き合併新法が同年四月に施行されたことを受け、市町村の将来見通しや課題及び今後の行財政運営に係る基本的な方針とともに、これを踏まえた市町村合併に関する意向等を市町村に直接尋ね、合併新法に基づいて県が合併推進構想の策定をはじめとした合併新法下における合併推進のあり方について検討するための基礎調査として、同調査を平成一七年六月から八月にかけて実施した。調査は、平成一七年五月末時点の県内六八市町村のうち、旧法経過措置適用団体として合併協議

中の二六団体を除く全ての団体(非合併市町村三二、合併市町村一〇)の首長に対して行い、「将来の見通しについて」、「今後の市町村のあるべき姿と対応及び県と市町村との役割分担について」の二点について行なった。併せて、非合併市町村に対しては、「合併新法下での市町村合併検討の意向について」も調査を行った。

市町村行政の今後の方及び市町村合併等に関する意向調査結果(概要)

I 将来の見通しについて
一 市町村の概況及び将来見通し・課題について

(問) 経済社会状況の変化に伴い、住民の行政ニーズも変化してくるものと思われます。今後、貴市町村では、中長期的にどのような施策における住民のニーズが高くなると思われますか。(複数回答可 五つまで〇をつけてください)

- (回答 合併・非合併市町村四二)
- 高齢者福祉 (七六%)
 - 農林水産業振興 (六四%)
 - 少子高齢化対策 (六二%)
 - 保健・医療対策 (四三%)
 - 学校教育・社会教育 (三三%)
 - 雇用の確保 (三一%)
 - 道路・交通網の整備 (二九%)
 - 環境対策 (二六%)
 - 防災対策 (二二%)
 - 定住促進 (二一%)

- 観光振興（一七％）
- 商工業振興（一七％）
- 上下水道整備（一四％）
- コミュニティ対策（一二％）
- 情報化（一〇％）
- 国際交流の推進（二％）
- 住宅整備（二％）
- 人権教育・啓発（二％）
- 障がい者福祉（二％）

（結論）

・「高齢者福祉」が最も高く、続いて「農林水産業振興」、「少子化対策」、「保健・医療対策」などの順位に高くなっている。
 ・市町村においては、少子高齢化の急速な進捗と、それに伴う保健・福祉・医療分野における行政ニーズの高まりを想定されているものと考えられる。

（問）上記の行政ニーズへ対応するため、貴市町村で今後必要となると考えられるものについてお答えください。（複数回答可）三つまで○をつけてください。

- （回答）合併・非合併市町村四二
- 財源の確保（九八％）
 - 専門職員等人材の確保、育成（八一％）
 - NPO・住民等の参加・協働（七四％）
 - 広域的な連携（二二％）
 - 専門組織の設置（一〇％）

- 情報公開（五％）
- 情報化（五％）
- 国・県からの権限移譲（五％）

（結論）

・「財源の確保」が最も高く、続いて「専門職員等人材の確保、育成」、「NPO・住民等の参加・協働」などの順に高くなっている。
 ・多様かつ高度化する住民ニーズに対応するには、財源のみならず、行政及び民間の人材の確保が不可欠との認識の表れと思われる。

二 市町村行財政の現況及び将来の見通しについて
 （一）行政改革について

（問）貴市町村において検討される集中改革プランにおいて、どのような分野に重点的に取り組まれるお考えかお聞きます。（複数回答可）

- （回答）合併・非合併市町村四二
- 事務・事業の再編・整理等（九〇％）
 - 定員管理の適正化（八一％）
 - 組織機構の見直し（七一％）
 - 民間委託の推進（六四％）
 - 住民サービスの見直し（六二％）
 - 給与の適正化（三八％）
 - 議員定数等の見直し（二七％）
 - 第三セクターの見直し（二四％）

(結論)

・「事務・事業の再編・整理」が最も高く、続いて「定員管理の適正化」、「組織機構の見直し」などの順に高くなっている。

(二) 住民への説明の状況について

(問) 行政改革の取り組みや財政見通し等について、住民等への説明・周知の状況(今後の予定を含む)についてお聞きします。【非合併市町村三二】

① 住民等への説明・周知の実施の有無について

○ 「十分」(六団体)

熊本市、水俣市、長洲町、甲佐町、津奈木町、苓北町
○ 「まだ十分ではない」(二三団体)

人吉市、荒尾市、宇土市、富合町、玉東町、南関町、
植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、
産山村、高森町、西原村、御船町、錦町、多良木町、
湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
○ 「説明を行っていない」(二団体)

城南町、益城町
○ 「その他」(一団体)

嘉島町

(結論)

・非合併市町村三二団体からの回答のうち、「住民への説明・周知は行っている」と答えたのは一九%にとどまっている。
・「行っているが、まだ十分ではない」は七二%、「説明・周知は行っていない」も六%となっている。
・総じて、市町村を取り巻く厳しい環境や、そうした状況への具体的な対応について、住民への周知が十分とはいえない状況が伺える。

※ 「十分」と答えた六団体のうち、熊本市、水俣市、甲佐町は平成一六年度又は一七年度に実施した財政の見直し及び行革への取り組みの説明会を回答している。

II 今後の市町村のあるべき姿と対応及び県と市町村の役割分担について

(問一) 地方分権化に対応した市町村のあるべき姿として、第二七次地方制度調査会答申に示された、次の考えについてどう考えますか。【四二団体】

○住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する必要がある。

○可能な限り住民に身近な事務を処理できるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。

○「そう思う」

(非合併市町村二二団体)

熊本市、人吉市、宇土市、南関町、長洲町、大津町、小国町、産山村、高森町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、苓北町

(合併団体七団体)

山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、芦北町、あさぎり町

○「そう思わない」

(非合併市町村三三団体)

水俣市、玉東町、津奈木町

(合併市町村一団体)

南阿蘇村

○「その他」

(非合併市町村八団体)

荒尾市、城南町、富合町、植木町、菊陽町、

(合併市町村二団体)

南小国町、西原村、球磨村

(合併市町村二団体)

美里町、山都町

(結論)

・回答した四二市町村のうち六四%が「そう思う」と回答。一方「そう思わない」と回答したのは一二%。

・「そう思わない」または「その他」と回答した市町村の多くが、理想としての「あるべき姿」については理解・賛同するものの、財源の確保や基礎自治体の行財政基盤の弱さを理由に挙げており、理想と現状との乖離についての問題点を提起しているものと思われる。

(問二) 貴市町村の行財政運営についての認識をお聞きます。

(問二) 貴市町村の現状及び将来見通しや住民の行政ニーズを踏まえ、今後十年程度を見通した、持続的な行政運営についての認識をお聞かせください。【四二団体】

○「行革によっても行政水準維持は困難」

(非合併市町村一四団体)

荒尾市、宇土市、富合町、南関町、長洲町、大津町、産山村、高森町、西原村、御船町、多良木町、湯前町、相良村、五木村

(合併市町村四団体)

阿蘇市、美里町、芦北町、あさぎり町

○「行革により行政水準維持は可能」

(非合併市町村一三団体)

熊本市、水俣市、城南町、玉東町、菊陽町、南小国町、小国町、益城町、甲佐町、錦町、水上村、球磨村、苓北町

〔合併市町村四団体〕

山鹿市、菊池市、宇城市、南阿蘇村

○「その他」

〔非合併市町村五団体〕

人吉市、植木町、嘉島町、津奈木町、山江村

〔合併市町村二団体〕

上天草市、山都町

（結論）

- ・非合併市町村のうち四四％は、また合併市町村においても四〇％が「現在の行政改革を行ったとしても、現在の行政水準を維持していくことは難しい」との認識を示している。
- ・現在の行政水準を維持していくことは難しい」とする主な理由として、地方税財政制度の見直しによる影響（宇土市、富合町、南関町、大津町、産山村、高森町、西原村、御船町、湯前町、相良村、五木村、阿蘇市、あさぎり町）、少子高齢化等による行政需要の拡大（荒尾市、南関町、御船町、阿蘇市、芦北町）をあげている。

III 合併新法下での市町村合併検討の意向について

（問一）貴市町村にとつての市町村合併の必要性についてどのような考えでしょうか。【非合併三二団体】

○「合併は必要」（三三団体）

熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、宇土市、富合町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、産山村、高森町、西原村、御船町、嘉島町、甲佐町、錦町、水上村、湯前町、五木村、球磨村

○「合併は必要ないと思う」（四団体）

植木町、益城町、津奈木町、多良木町

○「その他」（三団体）

城南町、小国町、山江村

※相良村及び苓北町は回答なし

（結論）

- ・回答した三〇市町村（非合併市町村から相良村及び苓北町を除く）のうち、七七％が「合併は必要」としている。「合併は必要ないと思う」は一三％。
- ・「合併は必要」とする理由として、「行政基盤強化」が最も高く、続いて「分権への対応」、「少子高齢化等への対応」などの順に高くなっている。
- ・「合併は必要ないとした」理由として、住民投票結果などにより旧合併特例法下で合併が成就しなかった点を挙げるもの（植木町、益城町）や合併しないメリットを挙げるもの（植木町、津奈木町）等がある。

（参考）：合併は必要と考える理由（合併は必要と答えた団体）：複数回答

○行政基盤強化

九一％

○分権への対応

八三％

○少子高齢化等への対応

七四％

- 経済社会生活圏の広域化への対応 五二%
- 指定都市を目指すため 九%

- 地域個性維持 五七%
- 周辺地域振興 五二%
- 議会意向 四八%
- 合併協議の調整 一七%

(問二) 貴市町村では合併新法下において、市町村合併の検討・協議を行う意向はありますか。【非合併三二団体】

- 「合併の検討を行いたい」(五団体)
熊本市、富合町、大津町、高森町、西原村
 - 「課題が解決されれば合併の検討を行いたい」(二四団体)
人吉市、荒尾市、玉東町、南関町、長洲町、産山村、御船町、嘉島町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、山江村、球磨村
 - 「合併の検討を行う意向はない」(七団体)
水俣市、宇土市、城南町、南小国町、小国町、益城町、津奈木町
- ※相良村及び苓北町は回答なし。

(結論)

- ・ 回答した三二市町村のうち、「検討したい」及び「課題が解決されれば検討したい」と答えた市町村は合わせて六四%となっている。
 - ・ 一方で、「合併する意向はない」は二三%となっている。
- (参考：合併に向けた課題(「意向はない」以外と回答した団体))
- 住民意識 八七%
 - 住民サービス等格差 七八%
 - 財政格差 七八%

(別紙一)

各市町村意見(要旨①)

Ⅱ―問一…第二七次地方制度調査会答申に示された、あるべき姿についてどう考えますか。

答 「そうは思わない」

- ・ 自立性の高い自治体となることは必要であるが、権限だけでなく財政的な支援が必要。
- ・ 地方分権の推進には理解を示せるが内容を伴わず、十分な権限は与えられず、加えて財源は削減され、真の分権とは言い難い。
- ・ 市町村には特色があり、その多様性を認め、広域行政を活用していくことも方法。また、都道府県がどの様な役割を果たすかが大きな問題。(県も行革を強力に推進すべき)

答 「その他」

- ・ 「自己決定・自己責任」を果たす自治体を目指すべきとの考えには賛同するが、現実には課題が多い。(市町村への事務の移譲はコスト増を招くうえ、現実に実施できる財政基盤を有する自治体は少ない。)
- ・ 趣旨は理解できるが現時点では、権限の内容や財源移譲が不透明である。(国において明確にすることが先決)
- ・ 「あるべき姿」は小規模自治体では無理であるし、合併しても人口五万人程度では基礎自治体として十分な対応は難しい。
- ・ 広域的に行うのが効率的なものについては、県との関わりの中で、基礎自治体を越えて広域的に対応するなどの対応が必要。
- ・ 基本的には理解するが、十分な財源措置が確保されるか疑問であり、まずは十分な財源措置が前提。

- ・ 基本的には理解するが、そのためには国、県からの人的及び財政支援が必要。また、国、県、市町村の役割分担を明確にした上で、住民自治を進めるべき。

- ・ 基本的には賛同。そのためには十分な権限と財政基盤を有することが必要であり、人口要件に関係なく税財源の移譲、及び交付税による財源調整、財源保証を行うこと。
- ・ 権限移譲に伴う財源移譲、財政措置が必要。

(別紙二)

各市町村意見(要旨②)

Ⅲ―問1…貴市町村にとつての市町村合併の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

答 「市町村合併は必要ないと思う」

- ・ 既に住民投票の結果単独を選択しており、住民の意思は尊重すべき。財政力や行財政運営の面で合併に依存しなければならぬとは考えておらず、むしろ顔の見える自治体として住民との協働によるまちづくりが展開できる規模である。
- ・ 平成一五年度、住民投票により熊本市との合併協議会設置が否決。その後議会でも西原村との協議会設置が否決。現在、住民及び議会において合併の必要性は現時点ではない。
- ・ 市町村の多様性は認めるべき。合併しない方が、行政ニーズに的確に対応し、住民に身近な行政が実施できる。少子高齢化社会の中で危機管理に対応できる。コミュニティを維持し、伝統文化を継承しやすい。時代の変化に対応できる。
- ・ 合併による経費節減メリットは大きいですが、行政のあり方の見直しが求められていることを考えれば、行財政改革により対処できる

ものも大きく、必ずしも合併が必要とは言えない。

答：「その他」

- ・ 将来的に合併は視野に入れておく必要があるが、現段階では地域の活性化が先決。その後、近隣市町村の中から住民に最良の相手を選ぶというのも一つの選択肢。
- ・ 現時点では必要ない。生活の器・基地として、市町村を巨大化させる時代ではない。このことを基本に小国郷（歴史的・住民間交流・生活圏など一緒に培ってきた地域）が、その器・基地としての枠組みであった。図らずも合併は成就しなかった。
- ・ そのため、合併という選択肢を取らず、住民に身近な行政サービスを最大限実施していくための改革とまちづくりに努めることにしている。
- ・ 合併は有効な選択肢と考える。合併は効率化、リストラであり、住民サービスの低下は全国各地で見られ、合併が万能薬とは思えない。

（別紙三）

各市町村意見（要旨③）

Ⅲ―問二：合併新法下において、市町村合併の検討・協議を行う意向はありますか。

答：「課題が解決すれば、合併の検討を行いたい」

※以下課題

- ・ 旧法下で六市町村の合併を目指したが合意が得られず、合併には至らなかった。
- ・ 本市は準用財政再建団体へ転落しないためにも、行財政改革（『行

政改革大綱財政健全化緊急三カ年計画』）を推進することにより、事務事業のスリム化を行っております。

- 答：「合併新法下において合併の検討を行う意向はない。」
- ・ 合併後の財政状況、周辺地域振興
 - ・ 住民の意識、議会の意向及び対象市町の状況
 - ・ 下水道会計における赤字の解消
 - ・ 住民との対話を重ね、合併関係市町村との枠組みについて合意が得られれば検討する
 - ・ 周辺町の合併に対する意識や動向、本町の住民意識の動向
 - ・ 上下水道をはじめとする社会基盤の整備の見直し
 - ・ 合併の区域（球磨管内の広域的な合併等があれば今後取り組むべきと考える）
 - ・ 周辺地域の具体的な振興策
 - ・ 川辺川ダム事業が不透明な状況。
 - ・ 新市計画におけるそれぞれの市町村の位置付け。
- 「合併新法下において合併の検討を行う意向はない。」
- ・ 現状で合併すれば財政力の弱い自治体を取り込むことになり、合併新法においては財政支援措置がないため合併してもメリットがない。
 - ・ 数年間取り組んできた合併が白紙化し、隣接する他の市町も合併等がなされている状況下では、新たな枠組みでの合併に向けた取り組みは困難。
 - ・ 将来的には視野に入れる必要があるが、新法の期限までには、現時点では考えていない。
 - ・ 財政計画の通り今後も維持していける。行財政改革は必要。住民投票の結果、意識の中にも合併そのものに反対があり、合併を取りやめた経緯がある。しばらくは合併も取り組めない。
 - ・ 平成の大合併での議論、作業等は終了した。その中で、合併でき

- ・ ず、合併をしないで自立していくことを選択した。
- ・ 厳しい環境は認識しているが、自立の道を選択し、企業誘致や住民との協働によるまちづくりを強力に進めている。
- ・ 道州制への移行が実現できれば検討する価値がある。

※別紙二：市町村意見（要旨②）のとおり

- ・ 合併協議の不調や議会の反対で実現できなかった。新法では大きな財政支援措置が無く、近隣町との合併が崩れた中で、新たな枠組みでの合併協議は難しい状況にあるので、当面は単独でのまちづくりを進めたいと考える。
- ・ 近接町との合併協議が白紙となったことにより、当分の間は単独町としての運営を選択した今、行財政改革の確実な実行により当分の間は単独町として進む。
- ・ 合併新法（五年間）を含めて継続して検討を行う。

問：行政改革の取組みや財政見通し等について、住民等への説明・周知の状況

（答：住民への説明は十分）

- ・ ホームページ、市政だより、住民説明会等。健全化計画に当たってはパブリックコメント実施。
- ・ 行革大綱及び健全化計画を市内五カ所で実施（平成一六年）市内二カ所の「市長との地区懇談会」で財政状況、行革の取組みを説明。（平成一七年）
- ・ 行革の実施計画を作成次第校区説明会を予定。（本年秋頃）
- ・ 広報誌掲載、町政座談会（平成一七年）

② 「熊本県新市町村合併支援プラン」の策定

県内市町村の合併新法下での自主的な市町村合併を推進するために、国が策定した新市町村合併支援プランの積極的な活用を図るとともに、合併の検討や合併市町村における新たなまちづくりを総合的に支援するため、本県独自の支援策を「熊本県新市町村合併支援プラン」として平成一八年九月一日に取りまとめた。

《熊本県新市町村合併支援プラン 平成一八年九月一日策定》

一 策定趣旨等

（一）趣旨

・ 国の新市町村合併支援プラン（平成一七年八月三十一日市町村合併支援本部決定。以下「国の支援プラン」という。）の積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策等を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援する。

（二）対象地域

- ・ 熊本県市町村合併推進構想に位置付けられた構想対象市町村
- ・ 市町村の合併の特例等に関する法律に基づいて合併した市町村

二 国の支援プランの活用

・ 国の支援プランに掲載された事業を活用した市町村事業について、市町村の要望を踏まえ、国に対して採択がなされるよう積極的に働きかけるとともに、国の支援プランに掲げられた事業を活用した県事業についても積極的に推進する。

三 県独自の支援策

(一) 行政支援策

- ① 法定協議会等への県職員の参画及び派遣
 - ・関係市町村等の求めに応じて、任意協議会又は法定協議会に、県職員を委員等として参画させるとともに、事務局に県職員を派遣する。
 - ② 合併市町村等と県との人事交流
 - ・合併市町村への円滑な移行や合併市町村の行財政能力の向上、合併後のまちづくり等を支援するため、合併関係市町村又は合併市町村と県との人事交流を促進する。
 - ③ 新市町村合併総合マニュアルによる助言
 - ・「新市町村合併総合マニュアル」を策定し、任意協議会又は法定協議会に提供し、助言等を行う。
 - ④ 合併市町村の人材育成への支援等
 - ・合併の検討や新たなまちづくり等を支援するためアドバイザーの派遣等を行うとともに、合併市町村の人材育成を積極的に支援する。
 - ⑤ 合併市町村等に対する行財政診断による助言
 - ・合併関係市町村に対しては、合併に向けて懸念される事項を中心に、また合併市町村に対しては、より効率的な行財政運営が行えるよう地方分権時代に適合した行財政診断を実施する。
 - ⑥ 市制施行に向けた助言等
 - ・合併によって市制施行を目指す町村に対して、都市計画事業や福祉事務所等の事業等市制移行に伴う新たな事務を円滑に処理することができるよう助言するとともに、専門知識に関する研修を積極的に支援する。
- (二) 事業支援策
- ① 県事業の優先的・重点的な実施
 - ・県との協議を経て「合併市町村基本計画」に位置付けられた県事業について、優先的・重点的に実施する。
 - ・国の支援プランに基づく「市町村合併支援道路整備計画」や「市町村合

併支援農道等整備計画」に掲げられた県事業等についても、優先的・重点的に実施する。

- ② 県単独の補助事業や貸付金による助成等
 - ・合併関係市町村が行う合併後のまちづくりを視野に入れた事業や合併市町村が行う「合併市町村基本計画」に位置付けられた事業について、県単独の補助事業や貸付金により優先的に支援する。
 - ③ (例) 熊本県地域振興総合補助金、熊本県市町村振興資金など
 - 合併推進に必要なその他の県単独による財政支援措置
 - 合併関係市町村又は合併市町村が市町村合併に伴い必然的に行わなければならない事業について、市町村合併支援交付金により支援する。
 - 法定協議会が行う「合併市町村基本計画」策定のための調査研究を支援する。
 - 法定協議会が行うシンポジウムの開催やパンフレットの作成等の周知啓発活動を支援する。
- (三) その他の支援策
- ① 県が策定する各種計画における圏域等の見直し
 - ・県が策定する各種計画における圏域及び県立高校(全日制・普通科)の通学区域、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等については、対象となる市町村等の意向を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性、合併市町村の一体性など総合的な観点から見直しを図る。
 - ② 権限移譲の推進
 - ・合併市町村に対しては、当該市町村の意向も踏まえながら、「熊本県事務・権限移譲推進指針」に基づき、事務・権限移譲を積極的に推進し、個性豊かな自立型の地域づくりが行えるように支援する。
 - ③ 公共的団体等への支援
 - ・市町村の合併に伴い公共的団体等が受ける影響の把握に努めるとともに、公共的団体等の統合整備に係る助言等、必要な支援を行う。

四 市町村合併のための広報・啓発

(一) 広報啓発事業の実施

- ・ 県民に広く市町村合併の必要性等について理解していただくとともに、市町村の合併に向けた取組を支援するため、広報啓発活動を積極的に実施する。
- ・ 合併市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて県内及び全国的に情報を発信する。

(二) 合併支援窓口の設置

- ・ 市町村合併について県民への周知啓発の一層の推進を図るとともに、国、県の支援プランの紹介やその具体化についての相談等に対応するため、本庁及び地域振興局に窓口を設置する。

総務部市町村総室（合併推進班）

総合政策局企画課（政策班）

地域振興部地域政策課（政策・企画班）

健康福祉部健康福祉政策課（政策班）

環境生活部環境政策課（政策班）

商工観光労働部商工政策課（政策班）

農林水産部農林水産政策課（農政政策班）

土木部監理課（政策班）

出納局会計課（庶務・資金班）

企業局総務課（政策班）

警察本部警務部警務課（企画第二係）

教育委員会教育政策課（政策班）

宇城地域振興局総務振興課

玉名地域振興局総務振興課

鹿本地域振興局総務振興課

菊池地域振興局総務振興課

阿蘇地域振興局総務振興課

上益城地域振興局総務振興課

八代地域振興局総務振興課

芦北地域振興局総務振興課

球磨地域振興局総務振興課

天草地域振興局総務振興課

③ 地域シンポジウムの開催

合併気運の醸成を図るための周知啓発の取組みの一環として、「熊本県市町村合併推進構想（第一次）」で示した小規模町村の多い三地域を中心に、管内市町村の長、議員、職員及び住民等を対象とした約二〇〇〜四〇〇人規模のシンポジウムを開催した。

基調講演については、国・地方の行財政を取り巻く環境を中心とした現状について見識の深い総務省関係者もしくは学識経験者を、事例紹介については、行財政基盤等の強化や新たなまちづくりを進める合併市町村の首長を、各地域の実情を踏まえて選定した。

◎ 荒尾・玉名地域

タイトル：「地方自治セミナー in あらたま」

日 時：平成一八年一月一七日（金）

場 所：玉名市 司ロイヤルホテル

講 師：基調講演 総務省自治財政局交付税課長 黒田武一郎氏

事例紹介 岐阜県高山市長 土野守 氏

◎ 阿蘇地域

タイトル：「市町村の今後のあり方を考える阿蘇地域シンポジウム」

日 時：平成一八年二月七日（木）

場 所…阿蘇市 阿蘇の司ピラパークホテル
講 師…基調講演 一橋大学大学院教授 辻塚也 氏
事例紹介 滋賀県米原市長 平尾道雄 氏

◎人吉・球磨地域

タイトル…「基礎自治体のあり方を考えるシンポジウム」
日 時…平成一八年二月八日（金）
場 所…あさぎり町 須恵文化ホール
講 師…基調講演 関西学院大学教授 小西砂千夫氏
事例紹介 愛媛県内子町長 河内紘一氏

④新聞による広報

合併気運の醸成を図るための周知啓発の一環で、新聞紙上で、市町村合併の必要性、市町村合併のメリット、県内各地の合併関連の動き等についての広報を平成一九年二月三日及び一〇日に実施。また同年一月二三日にも、住民に早急な合併議論を訴える「知事メッセージ」を中心とした広報を実施した。

《平成一九年二月三日の新聞掲載文》

「新しい力で、新しいまちづくり。」

◎市町村合併は、個性豊かで活力あるまちづくりを進めるための方法です。

【あなたのまちの現状と将来の姿は？】

く今、まちの将来を真剣に考えるときです。

今、地域の課題は地域で解決するという、地方分権への期待が高まり、また、

少子高齢化の急速な進行や厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しています。

その中で、福祉や教育、医療など、さらに質の高い行政サービスを実現し、元気あるまちづくりを進めるためには、市町村のパワーアップが必要です。

市町村合併はこのための有効な手段であり、住民の皆さん一人ひとりが真剣に考える必要があります。

【市町村合併で町は変わった？】

く活力にあふれた新しいまちづくりが動き始めました。

多くの住民の皆さんが参加し、地域の将来を考えた熱心な議論の中で、県内各地で市町村合併が進みました。

新しく誕生した一六の市町村では、それぞれの地域で育まれた伝統・文化を生かした広域的なまちづくりが新たに始まっています。図書館など公共施設の広域的な利用や、旧市町村の境界を越えた様々な分野でのネットワークづくり、観光における地域のイメージアップなど、多くの合併の効果が既に現れています。

【熊本県の支援は？】

く県も市町村合併を積極的に推進しています。

県では、合併市町村を支援するため、市町村との人事交流やアドバイザーの派遣、県事業の重点実施、交付金による助成など、合併後の新たなまちづくりに、様々な支援を行っています。

また、新たな市町村合併も積極的に支援しています。

《平成一九年二月一〇日の新聞掲載文》

「まちが変わる、力強く変わる。」

◎合併新法期限まであとわずか三年。暮らしや地域の伝統文化を守っていくため市町村の体制整備は待ったなしの課題です。

【市町村の望ましい姿は？】

↳地方分権の受け皿にふさわしい行財政体制の整備が必要です。

地域のことは地域で、という地方分権の流れの中で、市町村自らの判断で行うことのできるサービスの範囲が広がり、市町村の役割はますます重要となつていきます。

複雑・多様化する行政事務にしっかりと対応できる職員、組織や財源を確保することなどにより、市町村はこれまで以上に地域の課題を自ら解決する力を高めていく必要があります。

【小規模町村の将来は？】

↳行財政基礎の弱い小規模町村の自主的な合併を推進します。

県内で市町村が着実に進展した一方、合併に至らなかった三二市町村の半数は、人口一万人未満の小規模町村です。

これらの町村では、高齢化率が既に三〇%を超え、将来人口の急激な減少が予測される団体が多く、様々な面で地域を支える力が弱まることも見込まれます。将来更に厳しくなる財政見通しの中、現在の体制のままで住民生活に必要なサービスを提供していけるのか、危ぶむ声もあります。

住民の皆さん一人ひとりが地域の将来のあり方を真剣に考え、市町村合併についての議論を始めましょう。

【政令市への取組みは？】

↳熊本市の政令市移行は必要です。

平成二三年予定の九州新幹線全線開通で、都市間競争は一層激化すると予想されます。

熊本市が政令市になると、市の権限拡大などを生かした都市機能の集積が期待されます。また、九州内での拠点性が高まり、県全体の活性化や発展の可能性も広がります。

県は熊本市の政令市実現のため、熊本市と連携し、住民の皆さんに政令市の必要性を理解していただけるよう、説明や情報提供を行っていきます。

《平成一九年一月二三日の新聞掲載文》

◎市町村合併について、もう一度しっかり考えて頂きたいのです。

皆様は、今住んでおられる地域の将来にどのような思いをお持ちでしょうか。きっと、この問いかけをしますと、おそらく人によつては、「子どもの数が少なくなり、老いた者が多く大丈夫だろうか」とか「ショッピングが不自由になるのではないか」「我が町の伝統文化の継承は大丈夫だろうか」等々と心配される方も多いのではないかと思います。

実際、政府の調査によりますと、二〇三〇年には、県内の市町村の四割近い一八市町村で六五歳以上の高齢者の割合が四〇%を超えるという推計も出されており、一方で、福祉、医療、教育といった行政サービスを支える財源も年々乏しくなっています。生活に関わる行政サービスは身近な市町村が最も頼りですので、皆様が御心配されるのも当然のことと思います。

私は、次の世代に安心して生活できる基礎づくりをしていくことが、今を生きる私たちの責任であると考えています。このため、特に人口規模が小さく財政力も弱い町村の将来には、県政を預かる者として大変心配をしております。この趣旨につまましては、本年九月に小規模町村の長と議会議員の方々に私からお手紙を出させていただいており、その中で、住民の皆様と一体となって議論していた

だくようお願いしております。

県では、これからの厳しい時代を乗り越えていくための有効な手段の一つとして「市町村の合併」を推進しております。合併新法の期限は平成二二年三月までです。この期間内の合併には国及び県からの支援があります。そして、合併に要する多くの手続を考えますと、本年度中には合併の相手方となる市町村と具体的な協議を始めていただくことが求められます。

県民の皆さまには、これまで築いてきた産業、歴史や文化を将来にわたつてどのように守り続けていくのか、また、町や村は、質の高い人的、財的資源、組織体制を維持し、きめ細やかな人々のニーズに基づいた行政サービスを今後とも提供することができのかなどについて、行政機関、議会と共に、お考えいただけますようお願いいたします。

平成一九年一月二三日 熊本県知事 潮谷義子

⑤小規模町村への知事書簡の発送

熊本県市町村合併構想（第一次、第二次）において、合併検討が望ましいと位置づけた概ね人口一万人未満の小規模町村二〇団体のうち、合併新法期限内の合併を目指し、特に早急な合併検討の必要があると考えられる一七団体の首長及び全議会議員に対して、地域の将来を見据えた議論を住民とともに開始するよう訴える知事書簡を発送しました。

なお、西原村、嘉島町については、将来的な人口減少率及び高齢化率、財政力指数のいずれも県平均以上（ただし、西原村の財政力指数のみは、県平均以下であるが小規模二〇町村の平均以上。）であることから、書簡の発送を行わなかった。また、富合町についても、実際に熊本市との合併協議を行っている最中であるために発送していない。

○書簡送付町村

五木村、産山村、水上村、山江村、南小国町、湯前町、球磨村、相良村、津奈木町、玉東町、高森町、小国町、苓北町、南関町、多良木町、甲佐町、錦町

《知事書簡文》

拝啓 新涼の候、皆様におかれましてはご健勝のことと推察申し上げます。

さて、本県におきましては合併新法に基づき市町村合併を推進しておりますが、新合併特例法の期限まで残すところ三年を切りました。こうしたことから、改めて市町村合併に関する私の考えを、直接お伝えしたく、このようなお手紙を差し上げることといたしました。

ご案内のとおり、地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展、少子高齢化の急速な進行、国、地方を通じた財政状況の悪化など大きく変化しております。「国も地方も今まで何とかやってこれたからこれからもやっていける」との保証は全くありません。県でも、厳しい財政事情の下、行財政改革に懸命に取り組んでおりますが、多くの市町村におかれても同様の状況ではないかと受け止めております。そうした中、市町村のあり様は、本県の将来の姿とも密接に関わるものであり、特に規模の小さな町村の将来を、県政を預かる者として大変危惧致しております。

地方分権の進展や道州制導入の動き等を見据えれば、市町村は地域住民に身近なところで総合的な行政サービスを提供する基礎自治体として、その果たすべき役割は益々高まってきており、自らの責任と判断により、質の高い行政サービスを今後も持続し提供していく必要があります。そのためには、財政基盤を強化し、能力を持った人材を育成し、高度化・専門化する事務に的確に対応できる自立性の高い総合行政主体への転換を図ることが強く求められています。

旧合併特例法の下では、県内八十四もの市町村で合併協議が行われ、最終的に

は、六十二市町村によって新たに十六市町村が設置され、現在、四十八の市町村に再編されております。合併が必要と判断されるに至った背景には、自らの地域は自ら考え、自ら担うという総意の下で、将来の地域住民のために関係者の多くの真摯な議論と幾多のご苦勞があったものと深く敬意を表しております。

これらの合併によりまして市町村の規模と能力の拡充が進み、それぞれの地域で育まれた伝統・文化を生かしながらも、広域的なまちづくりに取り組める一定の素地ができたものと受け止めています。

しかしながら、これら合併市町村におきまして、合併しても良いことがないといったご意見があることも承知しております。合併と同時期に行われた三位一体の改革に伴う財政状況の悪化の影響もあるものと存じますが、今後の新市町村建設計画の着実な推進によりまして、努力を重ねていくことで、時間はかかるとは思いますが、今後、解決されていくものと考えております。

一方、旧法下のもとで様々な事情により合併を選択されなかった市町村も県内に三十二あります。この中には、貴町(村)を含めて人口が一万人未満の小規模な町村が十六と半分を占め、熊本市周辺の一部を除けば、今後も引き続き大幅な人口減少が見込まれるとともに、高齢化率が既に三十%を超えている町村も十二団体と多くなっております。また、財政面では、小規模町村の多くは歳入に占める地方税の割合が二十%以下と低く、地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤構造であり、急激な行財政改革を余儀なくされている町村も多くなっております。このような現状を考え合わせますと、これまでどおりの単独の行政体制のままでは、増加が見込まれる医療や介護サービス、更には、その他の行政サービスをも住民の方々に提供していくことに、限界があると考えております。

私は、「県政は未来からの預かりもの」と申し上げておりますが、次の世代に安心して生活できる地域社会を残していくことが、今を生きる私達の責務ではないでしょうか。

もとより、市町村合併については、市町村長、議会議員そして住民の皆様が一体となって、自らを取り巻く厳しい環境変化を受け止め、自らの判断で地域の将来の在り方を選択していくことが大切であることは言うまでもありませんが、平

成二十二年三月末の新合併特例法の失効まで二年七ヶ月と迫っております。こうした状況にあつて、合併を選択肢とした場合、合併協議や諸手続に一定期間を要するため、本年度内には相手方を特定した具体的な検討を始めることが必要であると考えております。県においても、合併特例区制度等の合併に関する特例措置や財政支援等の国の支援プランに加えて、新たな市町村合併支援プランを策定するなど新法期限内の合併に向けて、全庁的な支援体制を整えており、可能な限り合併推進に向けた取組みを支援して参りたいと考えております。

皆様におかれては、今後、ますます厳しくなる行財政の見通しなど現下の諸情勢を十分ご賢察いただき、直ぐにでも地域の将来について、真剣な議論を住民の方々とともに、始めていただくことを切に願っております。

最後になりましたが、今後とも、貴職の確かな舵取りをご期待申し上げますとともに、時節柄、ご自愛いただきますようお願い申し上げます。

敬具

平成十九年九月

熊本県知事 潮谷義子

⑥人吉球磨地域における合併検討の働きかけ

人吉球磨地域においては、あさぎり町のみでの合併にとどまっております。合併旧法終了時点で、一市四町五村が存在していた。しかしながら、そのうちの六町村は人口一万人未満の小規模町村であり、引き続き行政体制整備のための合併の検討が特に必要な地域であった。

そのため、球磨地域振興局が音頭をとって、平成十九年七月から、首長、議長により市町村合併を含めた今後の基礎自治体のあり方について

の勉強会を開催し、合併に向けての気運醸成を図った。
そのような勉強会の一環として、地方を取り巻く環境変化に対応した基礎自治体のあり方や合併後のまちづくり等をテーマとしたトップセミナーを県において開催した。

タイトル…「基礎自治体のあり方を考えるトップセミナー」

日 時…平成二〇年一月三十一日（木）

場 所…人吉市 アンジェリーク平安

講 師…講演 政策研究大学院大学教授 横道清孝 氏

講演 岐阜県高山市長 土野 守 氏

その後、定期的に首長等による勉強会等も開催したが、具体的な合併に向けた動きはなされなかった。

しかしながら合併新法失効後においても、特に小規模町村にとって、自治体、地域住民、民間団体などによる地域力を結集する必要があり、市町村合併をはじめとしたその方策について広く考えるきっかけとなるようシンポジウムを開催した。

タイトル…「人吉球磨地域の明日を考えるシンポジウム」

日 時…平成二二年三月六日（土）

場 所…須恵文化ホール

講 師…基調講演 総務省地域政策課長 黒田武一郎氏

パネルディスカッション

コーディネーター 人吉青年会議所 久保田貴紀氏

パネリスト 阿蘇デザインセンター 坂元英俊氏

火の国未来づくりネットワーク 本田節氏

多良木町教育委員会 鶴嶋俊彦氏

元あさぎり町グリーンツーリズム研究会

沖松勝彦氏

(三) 熊本市の政令指定都市実現を目指す取組み

① 「熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議」の設置

熊本県市町村合併構想において、熊本市の政令指定都市実現が必要と明記している中、熊本市と富合町の合併協議が進み、実際に熊本市が政令指定都市に移行する際の影響の調査と政令指定都市への円滑な移行をはかるための調査・研究を行う必要が生じてきた。そのため、県において、平成一九年三月に総務部次長を議長、各部筆頭課長をメンバーとする「熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議」（以下「庁内検討会議」という。）を設置し実際に熊本市が政令指定都市に移行する際の事務移譲等についての検討を実施した。

庁内検討会議は、第一回（平成一九年四月二六日）、第二回（平成一九年七月一八日）、第三回（平成二〇年三月二八日）の三回開催し、第三回検討会議において調査のとりまとめを行った。

熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議設置要綱

(設置)

第一条 熊本市の政令指定都市移行による県行政への影響を調査し、及び研究し、もって同市の政令指定都市への円滑な移行に資するため、熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 検討会議は、次の事項を協議し、及び検討する。

- (一) 県から政令指定都市に移譲される事務等に関すること
- (二) 熊本市の政令指定都市移行により新たに発生する県行政の課題に関すること
- (三) 政令指定都市制度等の県民への情報提供に関すること

(四) その他熊本市の政令指定都市への移行に必要な事項に関すること

(組織)

第三条 検討会議は、会長及び委員をもって構成する。

二 会長は、総務部次長をもって充てる。

三 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。なお、会長は、必要と認める者を臨時に委員とすることができる。

(運営)

第四条 検討会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(部会の設置等)

第五条 検討会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

二 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

三 部会長及び部会員は、会長が委員のうちから指名する。

四 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

第六条 部会は、部会の調査・検討事項に関し、資料収集及び調査研究等を行わせるため、ワーキンググループを置くことができる。

二 ワーキンググループのメンバーは、部会長が部会員に協議して指名する。

(事務局)

第七条 検討会議の事務局は、総務部市町村総室に置く。ただし、部会の事務局は、部会長の所属する担当課に置く。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成一九年三月二七日から施行する。

別表(第三条関係)

総合政策局	企画課長、政策調整室長
総務部	人事課長、行政経営課長、財政課長、市町村総室長
地域振興部	地域政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境生活部	環境政策課長
商工観光労働部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木部	監理課長
教育委員会事務局	教育政策課長

② 出前講座の実施

熊本市と近隣町の合併気運の高まりを受けて、一般県民の方及び各種団体等から、政令指定都市の制度を知りたいという要望が高まってきた。そのため、県職員が出前講座により、直接県民の方へ政令指定都市制度についての説明会を実施した。説明会の開催は、平成一九年度二五件、平成二〇年度四六回に及び、制度の概要だけにとどまらず、熊本市が政令指定都市になる意義についても広く県民へ周知を行った。

③ 「政令指定都市実現に向けたシンポジウム二〇〇七」の開催

政令指定都市の制度や効果などを多くの県民に理解していただき、その実現に向けての気運醸成をはかることを目的として、熊本市、熊本商工会議所、熊本経済同友会、熊本青年会議所、熊本大学と共にシンポジウムを実施した。

タイトル…「政令指定都市実現に向けたシンポジウム二〇〇七」
日 時…平成一九年一〇月一日

場所…鶴屋ホール
構成…①主催者挨拶 潮谷義子 熊本県知事

②基調講演 〈講師〉石原信雄（財）地方自治研究機構会長

〈演題〉政令指定都市と地方自治

③先進事例発表 小嶋善吉 静岡市長

④パネルディスカッション

テーマ「政令指定都市実現による魅力あるまちづくりを目指して」

コーディネーター…上野眞也（熊本大学教授）

パネラー…小嶋善吉（静岡市長）

鳥丸聡（株）鹿児島地域経済研究所 経済調査部長）

吉山壽一（熊本商工会議所青年部会長）

西英子（熊本県立大学准教授）

幸山政史（熊本市長）

④政令指定都市セミナー

城南町、植木町及び益城町において、政令指定都市を見据えた熊本市との合併の検討が続く中、各町の住民に、合併を考える上で大きな要素となる政令指定都市の意義について理解を深めるための情報提供を目的に、政令指定都市セミナーを県主催で開催した。すべての会場において、知事自らが政令指定都市の必要性や効果等について説明を行うことで大きな反響を呼び、結果的に三町すべてで法定協議会が設置されるきっかけの一つとなった。

○開催日時及び場所

〈城南町〉平成二〇年七月二五日（金）

城南町火の君総合文化センター（参加者 約六〇〇人）

〈益城町〉平成二〇年八月九日（土）

益城町総合体育館（参加者 約一、〇〇〇人）

〈植木町〉平成二〇年一月九日（日）

植木町生涯学習センター（参加者 約五五〇人）

○内容

（一）主催者挨拶（蒲島県知事）

政令指定都市の必要性や効果等について説明。

（二）事例講演

（講師）小川竹二氏（総務省合併サポーター、新潟市北区自治協

議会会長、新潟県旧豊栄市長）

先進政令指定都市の合併自治体の代表者による合併・政令市移行後の現況、新しいまちづくりについての講演。

⑤「熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部」の設置

熊本市と富合町の合併が決定し、その後、城南町、植木町、益城町と相次いで熊本市の政令指定都市移行を見据えた合併の検討が進んだことを受け、県の全庁を挙げて熊本市の政令指定都市実現に向けた市町村合併の推進を行う必要が生じたことから、平成二〇年八月に、これまでの「熊本県市町村合併推進本部」を改組し、「熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議」を統合した、「熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部」を設置した。

熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部設置要綱

（設置）

第一条 本県における自主的な市町村の合併及び熊本市の政令指定都市への移行を県の各部・関係機関が一体となって推進・支援するため、熊本県政令指定都

市・市町村合併推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 推進本部は、次の事務を所掌する。

- （一） 熊本県市町村合併推進構想等に基づく市町村合併のための政策調整
- （二） 熊本市の政令指定都市移行による県行政への影響の調査及び研究
- （三） 市町村、合併協議会等に対する情報提供及び助言並びに政令指定都市制度等の県民への情報提供等
- （四） 合併市町村が行う新たなまちづくりに対する支援
- （五） その他市町村合併及び熊本市の政令指定都市移行の推進に必要な事項

（組織）

第三条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

二 本部長は、知事をもって充てる。

三 副本部長は、副知事をもって充てる。

四 本部員は、別表一に掲げる職にある者をもって充てる。なお、本部長は、必要と認める者を臨時に本部員とすることができる。

（運営）

第四条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

（幹事会）

第五条 推進本部に、幹事会を置く。

二 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長は市町村総室長をもって充てる。

三 幹事は、別表二に掲げる職にある者をもって充てる。なお、幹事長は、必要と認められる者を臨時に幹事とすることができる。

四 幹事会は、推進本部において協議する事項について必要な調査、検討を行う

五 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。

（部会）

第六条 幹事会は、必要に応じて、関係課長で構成する部会を置くことができる

二 部会の名称、組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

（ワーキンググループ）

第七条 幹事会は、幹事会の調査、検討事項に関係する課の職員をもって構成するワーキンググループを置くことができる。

二 ワーキンググループは、幹事会の調査、検討事項に関し、資料収集及び調査研究等を行う。

三 ワーキンググループは、座長及び班員をもって構成し、座長は市町村総室合併推進班長、班員は別表三に掲げる職にある者をもって充てる。なお、座長は必要と認められる者を臨時に班員とすることができる。

（事務局）

第八条 推進本部、幹事会及びワーキンググループの事務局は、総務部市町村総室とする。

（その他）

第九条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

一 この要綱は、平成一二年一月二日から施行する。

二 市町村合併庁内連絡調整会議設置要項（平成一〇年六月二五日施行）は、廃止する。

三 熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議設置要綱（平成一九年三月二七日施行）は、廃止する。

（別表一 第三条関係）

総合政策局長

総務部長

地域振興部長

健康福祉部長

環境生活部長

商工観光労働部長

農林水産部長

土木部長

会計管理者

企業局長

警察本部長

教育長

人事委員会事務局長

監査委員事務局長

労働委員会事務局長

宇城地域振興局長

(別表三 第七条関係)

総合政策局

総務部

地域振興部

健康福祉部

環境生活部

商工観光労働部

農林水産部

土木部

出納局

企業局

警察本部

教育委員会事務局

宇城地域振興局

企画課政策班長、政策調整室主任主事

人事課組織管理班長、行政経営課課長補佐、

財政課予算班長

地域政策課政策企画班長

健康福祉政策課政策班長

環境政策課政策班長

商工政策課政策班長

農林水産政策課農政政策班長

監理課政策班長

会計課総務資金班長

総務経営課総務調整班長

警察部警務課総合企画室室長補佐

教育政策課政策班長

総務振興課地域振興班長

(別表二 第五条関係)

総合政策局

総務部

地域振興部

健康福祉部

環境生活部

商工観光労働部

農林水産部

土木部

出納局

企業局

警察本部

教育委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

労働委員会事務局

宇城地域振興局

企画課長、政策調整室長

人事課長、行政経営課長、財政課長

地域政策課長

健康福祉政策課長

環境政策課長

商工政策課長

農林水産政策課長

監理課長

会計課長

総務経営課長

警察部警務課長

教育政策課長

総務課長

第一課長

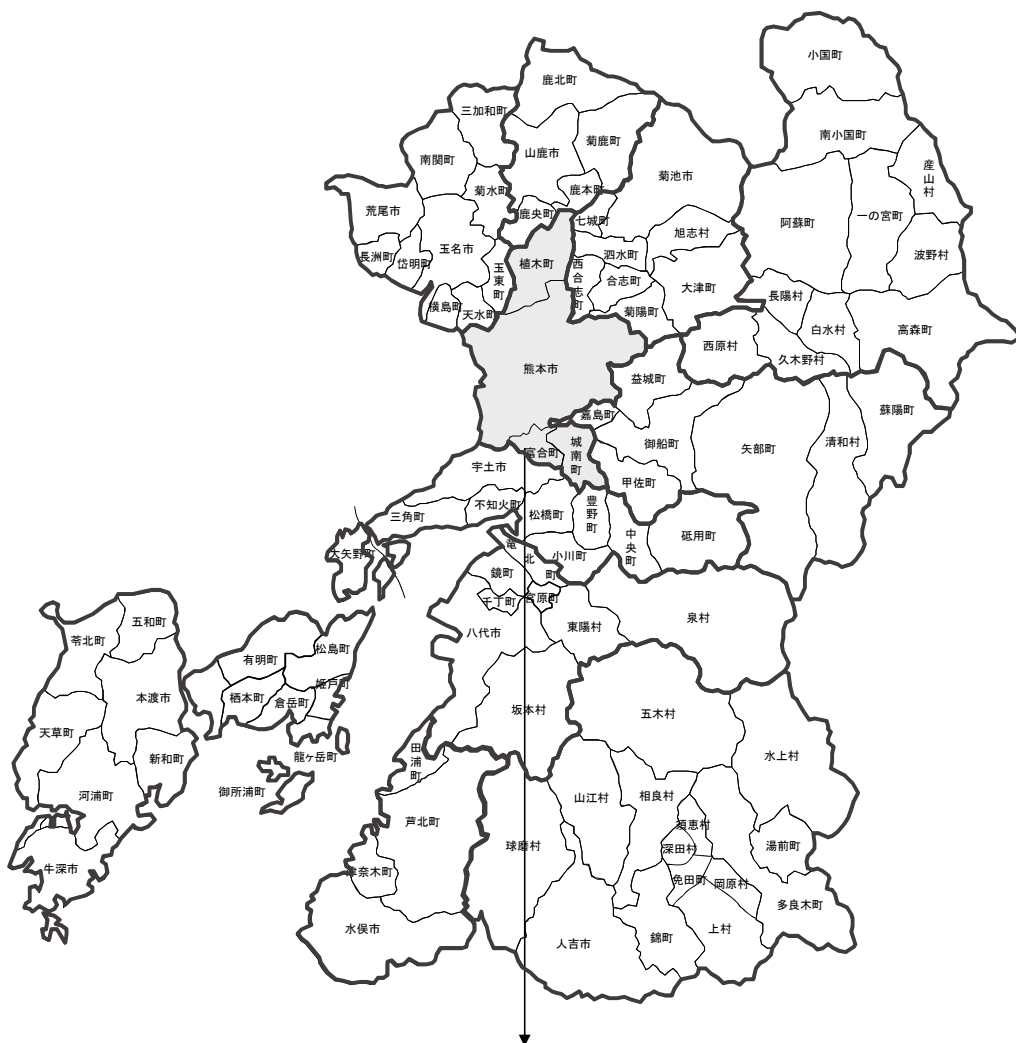
審査調整課長

次長

(平成の大合併における市町村数の変遷)

H15. 3. 31	_____	_____	11市63町20村 (計94)
H15. 4. 1	上村・免田町・岡原村・須屋村・深田村	→ あさぎり町	11市63町16村 (計90)
H16. 3. 31	大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町	→ 上天草市	12市59町16村 (計87)
H16. 11. 1	中央町・砥用町	→ 美里町	12市58町16村 (計86)
H17. 1. 1	田浦町・芦北町	→ 芦北町	12市57町16村 (計85)
H17. 1. 15	山鹿市・鹿北町・菊花町・鹿本町・鹿央町	→ 山鹿市	—
”	三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町	→ 宇城市	13市45町16村 (計77)
H17. 2. 11	一の宮町・阿蘇町・波野村	→ 阿蘇市	—
”	矢部町・清和村・蘇陽町	→ 山都町	14市45町14村 (計73)
H17. 2. 13	白水村・久木野村・長陽村	→ 南阿蘇市	14市45町12村 (計71)
H17. 3. 22	菊池市・七城町・旭志村・泗水町	→ 菊池市	14市43町11村 (計68)
H17. 8. 1	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村	→ 八代市	14市41町8村 (計63)
H17. 10. 1	竜北町・宮原町	→ 氷川町	14市40町8村 (計62)
H17. 10. 3	玉名市・岱明町・横島町・天水町	→ 玉名市	14市37町8村 (計59)
H18. 2. 27	合志町・西合志町	→ 合志市	15市35町8村 (計58)
H18. 3. 1	菊水町・三加和町	→ 和水町	15市34町8村 (計57)
H18. 3. 27	本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町 栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町	→ 天草市	14市26町8村 (計48)
H20. 10. 6	熊本市・富合町	→ 熊本市	14市25町8村 (計47)
H22. 3. 23	熊本市・城南町・植木町	→ 熊本市	14市23町8村 (計45)

一
熊本市及び周辺地域



平成20年10月6日
熊本市（熊本市、富合町）
平成22年3月23日
熊本市（熊本市、城南町）
平成22年3月23日
熊本市（熊本市、植木町）

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

県が平成一二年三月に示した市町村合併推進要綱では、熊本市周辺に合併に向けた動きはなく、また熊本市自身も中核市としての都市づくりを志向していたことから、具体的な合併パターンの提示はなされなかったが、「一体性が認められる周辺町からなる地域」として植木町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町及び益城町が参考例示されていた。

その後、平成一三年八月三〇日、国の市町村合併支援プランに、「大規模な合併がなされた場合の政令指定都市の指定の弾力化」が盛り込まれ、政令指令都市移行を目指して合併の検討が進んでいた静岡市と清水市を念頭に、事実上人口要件が七〇万人程度に引き下げられたことから、熊本市においても合併及び政令指定都市に向けた動きが始まり、九月一日の熊本市議会では、熊本市長が政令指定都市移行について言及し、国や他都市の動向についての情報収集等に努めるとともに、周辺市町村の首長、議員、住民の意向等を注視したいとした。

また、その周辺地域の西合志町や益城町でも、首長選に絡んで熊本市との合併が争点の一つとして浮上した。また、平成一四年四月には、城南町長が当時としては、飛び地となる熊本市との合併を目指す意向を明言するなど、徐々に熊本市周辺の合併論議が熱を帯びてきた。

その後平成一四年四月、熊本市では企画財政局企画課内に「広域行政班」が設置され、合併や政令指定都市に関する情報収集を開始した。

また、熊本市議会内では「他県では政令指定都市移行への動きが盛んになっており、このままでは乗り遅れる」「執行部より先に議会としての立場を示すべき」などの積極的意見が出され、平成一四年五月二日、「政令指定都市に関する調査特別委員会」が設置され、政令指定都市移行と市町村合併に関する調査研究に着手した。

平成一四年六月の市議会調査特別委員会では、具体的に合併相手を選定した議論が必要になるとの意見が出され、市執行部は、近隣自治体に事務レベルで情報交換を行う勉強会の設置を働きかける考えを示した。

平成一四年七月二二日、熊本市議会調査特別委員会では、具体的な合

併相手の模索がテーマとなり、執行部側は、政令指定都市を目指す合併対象として、都市計画区域や県の合併推進要綱を参考に、「植木町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町、益城町」の六町を視野に入れていた。

ところで、熊本市周辺地域では、平成一四年九月に菊陽町において熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされて以降、住民発議の動きが相次ぎ、最終的に七町で住民発議がなされ、うち三町では住民投票が実施された。

こうした、合併論議が活発化したことを受け、熊本市は、平成一四年一〇月一日、企画財政局内に合併・政令指定都市移行問題を担当する「広域行政推進室」を設置し、合併推進体制の強化を図った。

また、周辺町民を対象とした「出前講座」を開始し、住民に対する説明を行ったが、町村の区域を越境する活動であったため、周辺の一部町長や議会からは反発もあった。平成一五年二月二二日には、熊本市主催による「合併・政令市問題を考えるシンポジウム」が開催され、熊本市及び周辺自治体住民約二四〇人が参加した。

こうした動きを背景に、平成一五年三月までに周辺町において実施された七件の住民発議と二件の住民投票が行われたが、いずれも法定協議会設置には至らず、関係者の間では、熊本市が合併特例法期限内に合併し、政令指定都市移行を目指すには、住民発議の手続きが進んでいた益城町との合併推進がラストチャンスとなるとの認識が強くなっていった。

平成一五年五月一五日には、熊本市と県内経済五団体による、政令指定都市昇格をテーマとした初めての本格的な意見交換会が開催されたが、ここでも熊本市の合併、政令指定都市移行に向けた積極的な意見が出され、民間団体の関心も高くなっていた。

平成一五年七月二日、熊本市議会議員有志は「益城町との合併を推進する議員有志の会」を設立、益城町の住民投票実施にあたって、選挙戦同様、後援団体や知人らに積極的な働きかけを行うなど、益城町との合併に向けた気運が高まった。

七月四日には、熊本商工会議所青年部と熊本市の共催により、「D O す

る？熊本市圏合併「フォーラム」が同市内で開催され、熊本市長も参加し、益城町と熊本市の経済人によるパネルディスカッションが行われた。これに住民約六五〇人が参加し、熊本市の合併、政令指定都市移行を望む声が多数出された。

また、七月二三日には、益城町において熊本市との合併に関する公開討論会が開催された。住民投票を前に熊本市青年会議所メンバー等で行った実行委員会が主催したもので、約二、四〇〇人が参加した。益城町長、熊本市長も討論に参加し、熊本市長は「将来の魅力あるまちづくりを議論するためにも法定協議会を設置することは必要」などと主張した。

これらの動きを踏まえ、平成一五年八月三日、益城町で住民投票が実施されたが、合併反対票が有効投票の過半数を占めたため、結果として、市町村合併特例法の下での熊本市との合併検討のための法定協議会の設置には至らなかった。

二 住民発議・住民投票の動き

以下では、前項において述べた周辺地域における住民発議・住民投票の動きについて概観する。

（菊陽町における住民発議）

菊陽町では、平成一四年八月に実施された同町の住民アンケートでも、熊本市との合併希望が最多であったが、同年九月三日、菊陽町では熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされ、これを受けて双方の首長は法定協議会設置議案を議会には付議することとした。

結果は、一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、菊陽町議会では、十一月二五日に同議案を否決した。このため、菊陽町では、後続の住民投票の手続が開始されたが、請求に必要な署名数に達せず、住民発議の一連の手続きは終了した。

（西合志町における住民発議）

平成一四年九月六日、西合志町では熊本市との法定協議会設置を求め

る住民発議の本請求がなされた。一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、西合志町議会では、同月一九日に同議案を否決した。このため、西合志町では、後続の住民投票の手続が開始され、平成一五年三月二三日、熊本市との法定協議会設置に係る住民投票が実施されたが、賛成三八％、反対六二％と反対票が有効投票の過半数を占める結果となり、法定協議会の設置には至らなかった。

（植木町における住民発議）

平成一四年九月一三日、植木町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされた。一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、植木町議会では、十一月二五日に同議案を否決した。このため、植木町では、後続の住民投票の手続が開始され、平成一五年三月二三日、熊本市との法定協議会設置に係る住民投票が実施されたが、賛成三八％、反対六二％と反対票が有効投票の過半数を占める結果となり、法定協議会の設置には至らなかった。

（天水町における住民発議）

平成一四年九月二〇日、天水町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされた。一〇月一〇日の熊本市議会では、法定協議会設置議案を可決したが、天水町議会では、十一月九日に同議案を否決した。このため、天水町では、後続の住民投票の手続が開始されたが、請求に必要な署名数に達せず一連の手続きは終了した。

（富合町における住民発議）

平成一四年一月二六日、富合町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされた。熊本市長は、当時富合町では宇土市との合併協議が進行していたことにも考慮し、法定協議会設置議案を議会に付議するか否かの判断を一旦保留した。その後、熊本市議会から、住民発議を行った富合町住民の意向を尊重するべきとの意見が出されたことから、熊本市長も議会に議案を付議することとした。平成一五年三月二日、熊本市議会で審議が行われたが、富合町が宇土市と合併協議中であることに配慮して継続審査となった。なお、熊本市議会は四月に任期満了となったため、同議案は審議未了・廃案となった。一方、富合

町議会は三月一日、住民発議に基づく熊本市との法定協議会設置議案を否決した。

（益城町における住民発議）

益城町では、町が実施した住民アンケートの実施報告で、熊本市との合併希望が最多となっていた。平成一四年一月二七日、益城町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされ、平成一五年一月二四日の熊本市議会では可決されたが、益城町議会では、同月二九日に同議案を否決した。その後、益城町では、後続の住民投票手続が開始され、八月三日、熊本市との法定協議会設置に係る住民投票が実施されたが、賛成四三％、反対五七％と反対票が有効投票の過半数を占める結果となり、法定協議会設置には至らなかった。

（城南町における住民発議）

平成一四年一月一三日、城南町では、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求がなされたが、熊本市長は、城南町とは飛び地合併になるという課題があったことから、法定協議会設置議案を議会に付議するか否かの判断を一旦保留した。その後、熊本市議会から、住民発議を行った城南町住民の意向を尊重するべきとの意見が出されたことから、熊本市長も議会に議案を付議することとした。平成一五年三月一日、熊本市議会では、法定協議会設置議案が可決されたが、四月三日、城南町議会では同議案を継続審査とした。その後、城南町議会が任期満了となったため議案は審議未了・廃案となった。同年一二月の城南町議会に再提案されたが否決され、後続の住民投票手続も行われなかった。

三 住民発議・住民投票実施以降の動き

周辺地域において手続きが進められた住民発議等のうち、平成一五年八月に実施された益城町住民投票において、法定協議会が設置されなかったことで、熊本市と周辺の町間で模索された合併旧法期限内の合併は事実上困難となった。

一方、熊本市長は、平成一五年八月七日、熊本市議会政令指定都市実現に関する特別委員会の中で、合併旧法期限内の合併は困難になったとしながらも、引き続き政令指定都市移行に向けた取組みを継続して行く」と語り、市議会側も市長の方針を了承し、特別委員会を存続させ、議論を続けることとした。

熊本市では、合併・政令指定都市移行問題に関するこれまでの周辺市町の反応等から、熊本市圏の将来ビジョン作りが必要との認識から、同年一〇月、庁内に関係各課による「熊本市広域行政研究会」を設置し、熊本市圏の機能の強化、住民生活の向上に向けた県や近隣自治体との広域連携のあり方についての調査研究を開始した。また、一月には、「熊本市都市内分権研究会」を設置し、出先機関の機能や配置、住民参加の仕組み等の調査研究を開始した。

その後、平成一八年一月一〇日、熊本市では、熊本市圏を形成する一六市町村（熊本市、宇土市、宇城市、富合町、玉東町、植木町、大津町、菊陽町、合志町、西合志町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）とともに「熊本市圏及び政令指定都市についての研究会」を設置し、熊本市圏の現状・将来像に関する調査研究及び政令指定都市の効果や課題について、道州制も視野に入れた調査研究を行うこととなった。

この研究会は、平成一八年一月一〇日から平成一九年二月二〇日までの間に九回開催され、その調査・研究の結果として「熊本市圏ビジョン」が取りまとめられた。ビジョンでは、九州新幹線鹿児島ルートと全線開業を控え、また道州制議論も高まっており、都市間・都市圏間の競争がますます激化することが予想されるなど熊本市圏を取り巻く環境を踏まえ、熊本市圏を構成する市町村が連携して取り組むべき施策として、「政令指定都市を中心とした九州中央の拠点づくりを進める」という基本目標を掲げた。

一方で、熊本市の政令指定都市移行の取り組みの前提として、合併特例法下における合併による人口要件の緩和措置が、平成一七年四月以降

の合併新法下においても継続されることが必要であった。そこで、平成一五年八月二二日、熊本市長は、中核市長と総務大臣との懇談会において、片山虎之助総務大臣に対し、政令指定都市指定要件弾力化の延長などを要望、平成一六年一月一六日には、熊本市長が総務大臣に対し、相模原市長、姫路市長との連名により、合併新法下でも「政令指定都市の指定の弾力化」を継続するよう要望した。また、同月三〇日には、熊本市長が県知事を訪問し、「政令指定都市の指定の弾力化」措置の継続等を国に求めるよう要望を行った。これを受け、県としても、合併新法下での合併を推進する観点から、平成一七年二月九日、総務大臣へ「政令指定都市の指定の弾力化」措置継続の要望を行っている。その後、平成一七年七月二六日には熊本市（副市長）、市議会（特別委員長、熊本商工会議所（会頭）が総務省を訪問し、合併新法下における「新市町村合併支援プラン」においても「政令指定都市の指定の弾力化」を継続するよう要望を行った。そのような経緯もあり、平成一七年八月三一日に策定された新市町村合併支援プランにおいても、旧法同様に「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」という支援策が盛り込まれ、熊本市の政令指定都市実現への望みが保たれた。

四 新法下における合併検討の経緯

熊本市では、合併新法下において政令指定都市実現への望みが保たれたことから、熊本市圏を構成する一五市町村とともに、二一世紀の熊本市圏が目指すべき将来の目標についての議論の場を再構築し、議論を重ね、平成一九年二月、政令指定都市を中心とした九州中央の拠点づくりを盛り込んだ「熊本市圏ビジョン」を策定した。このビジョンを基に、引き続き近隣市町村との合併推進に向けて取り組みを進めることとした。

熊本県においては、熊本市が政令指定都市移行に伴う権限等の拡大を

生かし、熊本市圏の社会資本整備に向けた取組みを進めること等により、九州の拠点としての機能がさらに高まり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資することが期待されるとの認識に立って、平成一八年五月に策定した「熊本市町村合併推進構想」に、熊本市の政令指定都市移行の必要性を明記した。また、熊本市と近隣町との合併の動きに呼応して、平成一九年六月に熊本市・富合町、平成二一年三月に熊本市・城南町、熊本市・植木町を県の合併構想対象市町村に位置づけた。特に、平成二〇年四月に就任した蒲島知事は、選挙戦のマニフェスト及びそのマニフェストを基本に策定した『くまもとの夢四力年戦略』等に「熊本市の政令市移行は、九州の中央に位置する地理的優位性を生かして、都市基盤や交通ネットワークなどの充実により、経済・文化などの交流拠点として、更なる成長が期待されるため、県は熊本市の政令市実現を支援します。また、政令市とその他の市町村の新たな関係の構築などを通じて、熊本市との連携により県全体の発展に努めます。」と明記し、平成二〇年八月、市町村合併推進本部を政令指定都市・市町村合併推進本部に改組し、自ら本部長として、全庁あげて政令指定都市誕生に向けた取り組みを推進してきた。具体的には、熊本市と連携した合併・政令指定都市についてのセミナーの開催、具体的な合併に向けた合併アドバイザーの派遣、出前講座の実施等を通じて熊本市の合併に向けた取組みを支援するとともに、政令指定都市制度についても市町村側に積極的な周知啓発活動を行った。

以下、近隣町との合併検討について触れることとする。

（一）熊本市・富合町における合併検討

富合町は平成一四年以来、宇土市との間で法定協議会を設置して合併の協議を続けていたが、平成一五年一二月末の合併調印後、議会で廃置分合議案が否決され、宇土市との合併は、一時棚上げになるとともに、翌年の二月に実施された町長選挙で住民意向調査を公約に掲げた新人候補が当選した。

この調査は平成一六年七月一日に実施されたが、宇土市との合併を

求める回答は過半数には至らず、その後も紆余曲折を経て、平成一七年三月一三日に行った宇土市との合併の賛否を問う住民投票の結果、合併反対が過半数を占める結果となったことを受け、平成一七年三月三十一日付けで宇土市との法定協議会は正式に解散した。

その後、同年四月一九日に富合町長が熊本市長を訪問し、合併を前提とした勉強会の設置を申し入れ、市長も早期の設置を約束した。それを受け、同年五月一〇日に両市町の課長級職員を中心とした委員で構成する「熊本市・富合町合同研究会」が設置された。研究会では、約五九〇項目の事務事業を調査し、両市町の行政施策の現状の比較を行うとともに、両市町の特徴、地域資源やつながりと言った基本的な事項を踏まえて両市町の将来像、合併のメリット、デメリットについての研究がなされ、同年九月二十九日に報告書を取りまとめた。

研究会の結果を受け平成一八年三月一六日、富合町長は議会に対して熊本市との法定協議会設置議案を提案したが、同町議会はその議案を否決した（賛成六、反対七）。また同日に、議員提案により定数を十四から十とする富合町議会議員削減条例が全員一致で可決された。

富合町長は、法定協議会設置議案が議会で否決となったが、合同研究会に引き続き、合併に関する諸問題の協議を行う必要があることから、平成一八年四月二七日に改めて熊本市長を訪問し、任意協議会の設置の申し入れを行った。それを受け、同年五月一九日に住民代表等も含めた形で「熊本市・富合町合併準備協議会」が設置された。

合併準備協議会で協議を進めている中、合併推進の住民グループから富合町議会リコールの請求があり、同年六月一二日に、富合町議会の解散請求に関する住民投票の告示、同年七月二日に富合町議会の解散請求に関する住民投票が行われ、結果は有効投票数の七割超の賛成多数となり、即日町議会は解散された。これを受けて、同年七月三〇日富合町議会議員選挙が行われた。

その後、同年一月二日に臨時議会が開催され、熊本市との法定協議会設置関連議案が可決（賛成五、反対四）された。また、熊本市でも富合町の動きを受け、一月二七日の定例市議会でも法定協議会設置関連

議案が可決され、平成一九年一月五日に法定協議会である「熊本市・富合町合併協議会」が設置された。法定協議会では、合同研究会での事務事業の比較や、合併準備協議会での行政サービスや将来像などの検討を踏まえ、合併の方式、新市の名称、合併市町村基本計画、地域自治組織等の取扱いなど四二項目を設定し、一二回にわたり協議会が開かれた。

平成一九年一〇月二三日に開催された第一〇回合併協議会において、全協議項目を終了し、平成一九年一〇月三十一日、潮谷知事立ち会いのもと、熊本市・富合町合併協定調印式が開催された。同日には一方で、合併反対派住民から熊本市との合併の賛否を問う住民投票の実施を求め、富合町選管に二二五人分の署名提出がなされたが、住民投票は行われず、富合町が一月一日、熊本市が一月六日の議会において廃置分合関連議案が可決された。一月七日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、一月一七日に県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一月一八日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成二〇年一月三〇日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。平成二〇年一〇月六日、富合町が熊本市に編入され、人口六七七、五六五人の政令指定都市に後一步と迫る新「熊本市」が誕生した。

（二）熊本市・城南町における合併検討

城南町では、合併旧法下において熊本市との合併の検討を断念した後、しばらく市町村合併に関する動きはなかったが、隣接する富合町において熊本市との合併の動きが進む中、平成一九年一月に町内有権者を対象に市町村合併に係る住民アンケートを実施し、住民の意向調査を行った。アンケートは回収率五六・一％で、合併に賛成が六八・六％、そのうち合併相手先として六九・四％が熊本市を希望するという結果であった。

この結果を受け、城南町長が、平成一九年一月二三日に、熊本市と合併に関する任意協議会を平成二〇年一月に設置する意向を町議会において表明した。同年一月一九日に町議会に市町村合併調査特別委員会

が設置された。

平成二〇年一月一日、両首長、議会関係者、地域代表者を委員とする「熊本市・城南町合併任意協議会」が設置された。その後平成二〇年二月五日から同年七月九日まで計六回任意協議会が開催され、七一四項目の事務事業の洗い出しと比較検討を行い、特に住民生活に関わりの深い一四一項目の事務事業について、それぞれの方向性について審議を行った。併せて、合併後の新市における城南地域の将来像について、両市町の特色、地域資源やつながりといった事項を踏まえた議論が行われた。その後、任意協議会の協議内容についての住民説明会を町内三箇所で行った。また、県においても「合併・政令指定都市セミナー」で城南町を七月二五日に開催し、蒲島知事自らが出席して政令指定都市の意義について町民へ説明を行った。

概ね町民の意向としても熊本市と法定協議会を設置し、より詳細な検討を行うべきという意向を得たとの判断の下、城南町長が同年八月二二日の同町臨時議会で熊本市との法定協議会設置議案を上程したが、否決された（賛成五、反対九、棄権一）。

同年九月一日、合併賛成派住民グループから、議会の判断は民意とは異なっているという主張から、法定協議会設置議案反対議員九人に対するリコール署名運動が始まった。その動きを受け、合併反対派グループも逆に法定協議会設置議案賛成議員五人及び町長のリコール署名運動が始まり、町を挙げて激しい署名合戦が行われた。

また、議会においても、合併賛成派と反対派との激しい対立があり、合併反対派議員から提案された「住民投票条例」が、同年九月一二日に可決（賛成一〇、反対四、棄権一）された。しかし、九月一八日には可決された住民投票条例に対して町長が再議に付し、賛成が再議決要件の三分の二以上に達しなかったため結果的に条例は否決された（賛成一〇、反対六）。同日、法定協議会設置議案が再度町長から提案され、賛否同数となり、議長裁決により可決された（賛成七、反対七、棄権一）。併せて、法定協議会での審議後、廃置分合議決前に住民投票を行うという「住民投票条例」が全会一致で可決された。

熊本市においても同年九月一八日に市議会において法定協議会設置議案が可決されたことから同年一〇月二日に「熊本市・城南町合併協議会」が設置されることとなった。それを受け、平成二〇年一〇月三十一日に開催した第一回熊本市・城南町合併協議会を皮切りに、平成二一年五月二二日まで七回に亘って合併任意協議会における両市町の事務事業の比較行政サービスや新市の将来像などの検討を踏まえた、二六項目について真摯な協議が行われた。

一方、合併賛成派、反対派の双方の住民による相対する議員・町長に対するリコール請求については、合併協議会設置議案反対議員九人に対する署名が九月二五日、合併協議会設置議案賛成議員五人及び町長に対する署名が一〇月一〇日に、それぞれ町選挙管理委員会へ提出された。その後、合併賛成派、反対派双方の住民グループ代表の話し合いにより、一月一五日、町長を除く双方の議員に対するリコール本請求が見送られた。一月一七日、残された城南町長のリコール本請求が町選挙管理委員会へ提出されたが、一月二一日、城南町長がリコール署名を有効とした城南町選挙管理委員会の裁決取消を求めて熊本地裁に提訴し、併せて、リコールの是非を問う住民投票の執行停止の申し出が行われた。その訴えに対し、一月一七日、熊本地裁が、城南町長の「リコールの是非を問う住民投票」について執行停止を決定した。平成二一年四月二七日、熊本地裁は城南町長から提訴されていた解職請求裁決取消を求めた訴訟について、有効署名とされていた六二九一人分のうち、一一一六人が無効という判決を出し、その結果リコール請求は不成立となった。合併協議会での協議が整った、同年五月三一日から町内三箇所において、合併協議会の協議結果についての住民説明会が開催された。

その後、当初から予定されていた、「城南町が熊本市と合併することについての賛否を問う住民投票」が六月二八日に実施された。住民投票にいたる間、合併賛成派、反対派とも各戸ビラ配布、立て看板設置等激しい投票運動を繰り広げた結果、合併賛成が過半数を得る結果となった。（投票率七九・五三％、賛成六七八二票、反対五八四四票）

それを受け、城南町が七月一〇日（賛成八、反対六）、熊本市が七月一

三日の臨時議会において廃置分合関連議案が可決された。七月一七日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、九月一四日に県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、九月一七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成二十一年一〇月一六日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。平成二十二年三月二三日、城南町が熊本市に編入され、新「熊本市」が誕生した。

(三) 熊本市・植木町における合併検討

植木町では、合併旧法下の平成一五年三月二三日の「熊本市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」において反対多数になったことから、それ以降単独でのまちづくりをめざした町政運営が行われていた。しかしながら、熊本市と富合町との合併協議が進み、熊本市の政令指定都市移行への期待が高まる中、平成一九年九月二日に合併賛成派住民グループが提出した熊本市との任意協議会設置を求める請願を植木町議会が反対多数で否決した（賛成九、反対一〇）。一方、町議会では、議会においても熊本市の合併について検討する必要があるという理由から、合併問題調査特別委員会を設置する議案を可決した。

平成一九年一〇月、植木町長が町内九地区で町政懇談会を実施し、町の財政状況の他、政令指定都市を目指す熊本市と近隣町の動きや町議会での合併議論などを報告した。その中で、合併の是非を判断する材料が欲しいとの住民の意見が多かったことから、平成一九年一月一四日、熊本市と植木町の事務レベルでの研究会「熊本市・植木町の政令指定都市及び合併に関する研究会」を設置して一七〇項目にわたる制度の違い等について協議を進め、一二月二六日に報告書を取りまとめた。

その後、合併の是非を考えるために必要な事務事業の更なる調査研究を行うには、行政の職員だけでなく首長、議会代表、住民代表も参加し、これまでの取組を一步踏み込んだ形で、両市町の合併について協議・検討する必要があるとの共通した認識から、両市町長の合意の下に、

平成二〇年四月一日に「熊本市・植木町合併問題調査研究会」が設置された。この研究会では、合併を考える上で特に重要な課題と住民に関わりの深い事務事業について重点的に審議を行い、七三〇項目の事務事業について比較検討を行った。併せて、熊本市と植木町が合併すると人口七〇万人を超えることから、合併後に政令指定都市となった場合の熊本市のまちづくりや植木地域の未来像について、両市町の特徴、地域資源やつながりといった基本的な事項を踏まえた研究が行われた。八月二〇日まで五回にわたって開催された研究会の結果を踏まえ、同年九月には町内一〇箇所について研究会の調査結果を住民に向けて報告する説明会を開催した。

研究会の調査結果をさらに深める必要があると判断した植木町長が同年九月二五日に町議会に対して熊本市との法定協議会設置議案を提出したが、採決の結果（賛成九、反対九、棄権二）、賛否同数となり、議長裁決により否決された。

議会の結果に納得できない合併賛成グループは、一〇月一六日に合併新法に基づく住民発議による法定協議会の設置について本請求を行った。それを受けて一〇月二七日に植木町臨時議会が開催され、「熊本市・植木町合併協議会設置議案」の採決が行われたが、またもや賛否同数（賛成九、反対九、棄権二）となり、議長裁決により否決された。一方熊本市では一〇月三〇日に臨時議会を開催し、賛成多数で「熊本市・植木町合併協議会設置議案」を可決した（賛成四四、反対三三）。植木町長はこの結果を受けて、同年一〇月三一日に、「熊本市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」を町選挙管理委員会へ請求した。植木町においては、その後、合併賛成派、反対派双方が街宣活動、ビラ配布等激しい投票運動を展開した。また、県においても「政令指定都市セミナー」植木町」を一月九日に開催し、蒲島知事自ら出席して政令指定都市の意義について町民へ説明を行った。一月三〇日に「熊本市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票」が実施され、賛成が過半数（投票率六九・六七％、賛成一〇三〇九票、反対六六九七票、無効六二票）を占めたことにより、制度上、植木町議会が法定協議

会設置議案を可決したものとみなされ、同年一二月四日に「熊本市・植木町合併協議会」が設置された。

「熊本市・植木町合併協議会」は、平成二〇年一二月二六日を始めて平成二二年五月二五日まで七回の協議会が開催され、二七項目について協議を行った。協議途中の平成二二年二月に任期満了による植木町長選挙が行われたが、合併賛成の現職町長に対して合併反対派は町長候補の擁立が出来ず、結果として無投票で現職町長の再選が決まった。また、五月二二日には、合併反対派住民が、「熊本市との合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願書」を提出した。町議会では五月二七日に臨時議会を開催し、住民からの請願を受けて、「植木町と熊本市との合併についてのは非を問う住民投票条例」の制定議案が議員から提案され、賛成多数で可決された（賛成一〇、反対九）。住民投票は城南町と同日の六月二八日に行われ、投票の結果、合併賛成票が過半数を得た（投票率七四％、賛成一〇五九一票、反対七四九三票、無効七四票）。

住民投票の結果で賛成多数になったことから、合併に慎重な議員の一部も賛成に回る形で、平成二一年七月九日の植木町臨時議会で廃置分合関連議案が可決（賛成一、反対八）され、熊本市においても七月一三日臨時議会において廃置分合関連議案が可決された。七月一七日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、九月一四日に県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、九月一七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成二二年一〇月一六日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。平成二二年三月二三日、植木町が熊本市に編入され、新「熊本市」が誕生した。

（四）熊本市・益城町における合併検討

益城町では、合併旧法下の平成一五年八月三日に実施された「熊本市との法定協議会設置に係る住民投票」で反対多数となつて以降、単独でのまちづくりが行われてきた。しかし、平成一九年二月の「熊本都市圏

ビジョン」の策定を受け、両市町が連携して行うことが必要とされる事業についての検討を行うため、平成一九年三月二〇日に益城町と熊本市の職員で構成する「益城町・熊本市政策連携勉強会」が設置された。また、熊本市と近隣町との合併協議の気運の高まりを受け、平成一九年一二月一七日に益城町商工会と熊本商工会議所により「熊本都市圏経済研究会」が設置され、民間レベルでの政令指定都市についての検討が行われることとなった。その後、平成二〇年二月一日には、益城町の住民、各種団体及び益城町と熊本市の職員による「益城町の明日と政令市を考える研究会」が発足。同年四月二日に益城町長及び熊本市市長に報告書が提出された。

そのような流れを受け、同年四月二三日に行政、各種団体、住民代表者で組織された「熊本市・益城町合併任意協議会」が設置され、八月一二日までに五回にわたつて協議が行われた。さらに詳細に合併についての検討を行う必要性を感じた益城町長により、同年九月一七日の益城町議会に熊本市との法定協議会設置議案が提案され、賛否同数（賛成九、反対九）となったが、議長裁決により可決された。

これを受けて、一〇月一日に「熊本市・益城町合併協議会」が設置され、平成二二年三月三〇日まで合計六回の協議が行われた。しかし、法定協議会で協議を行っている最中の平成二二年一月一五日、合併反対派の住民グループが有権者の五〇分の一を大幅に上回る八五三六人の有効署名を添えて、条例公布後六〇日以内に住民投票を実施する条例制定の直接請求を町長に提出した。これを受け、一月二六日に臨時議会が開催され、直接請求に基づいて提案された公布後六〇日以内に住民投票を実施する条例案が賛成九、反対八（欠席一）で可決された。住民投票が行われる前には、益城町区長会から政令指定都市に関する県職員出前講座の申し込みがあり、二月一九日から三月九日にかけて、町内三二箇所で行われており、熊本市政令指定都市推進協議会が三月二八日に「政令指定都市フォーラム」を開催するなど、合併推進に向けての周知啓発が行われた。しかしながら、四月一二日に行われた住民投票において熊本

市との合併反対票が過半数（賛成七九〇五、反対一二二〇五）を占めた。

この住民投票の結果を受け、益城町長は合併協議会からの離脱を決定し、六月定例議会において合併協議会廃止議案が可決され、熊本市においても同様の手続を取り、七月一日に正式に「熊本市・益城町合併協議会」は廃止され、合併新法下における益城町と熊本市との合併に向けた動きは終焉を迎えることとなった。

五 熊本市の政令指定都市移行に向けた動き

前述の経緯を経て、平成二〇年一〇月六日には、下益城郡富合町と、また、平成二二年三月二三日には、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町との合併が成就し、人口約七三万人の新熊本市が誕生した。

国の合併支援プランにおいて、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」とされており、先行事例から熊本市の政令指定都市移行が現実味を帯びてきた。そのため、城南町と植木町の廃置分合に係る総務大臣告示がなされた平成二一年一〇月以降、熊本市は県と連携して平成二四年四月の政令指定都市移行を目標に準備に取り組んだ。

まず、県市間では、平成二一年一〇月に、政令指定都市移行に伴う県から市への事務権限移譲について検討するための「政令指定都市移行県市連絡会議」を設置し、地域の特色を生かした主体的なまちづくりや住民生活に密着した三四三事務を選定し、できるだけ多くの事務権限を熊本市に移譲できるよう約一年間かけて県市間で協議を進めた結果、市町村合併支援プラン公表後に移行した政令指定都市の中では唯一、都市公園と公園内河川の一括移譲を実現するなど他の政令指定都市移行の例と比較してもトップクラスの三〇三事務一、四八二項目の事務権限（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第二次一括法）の施行等に伴い移譲事務数

の変動があり、最終的には三二七事務、一、五九二項目）を移譲することとし、平成二二年一〇月二六日に知事応接室において、蒲島知事と幸山市長により「県から熊本市への事務権限移譲に関する基本協定書」が締結された。

締結式で、蒲島知事は「熊本市は強化された権限を生かし、品格ある九州の雄都になって欲しい。今日は道州制の州都という県民の夢に向かう第一歩である。熊本市の発展なくして熊本県の発展はない。これからでもできるだけ県と熊本市が連携して県全体の発展、振興のために尽くしたい。」幸山市長は「富合、城南、植木三町との合併を含め、県の支援でこまできた。政令市は県全体の波及効果を及ぼすものでなければならず、熊本市の魅力に磨きをかけていく。」と双方が熊本市の政令指定都市移行を県土全体の発展につなげたい旨の抱負を語った。

熊本市基本協定書締結式 蒲島熊本県知事挨拶（要旨）

本日は、平成二四年四月の熊本市の政令指定都市移行に向けて、県から市へ移譲する事務権限にかかる基本協定書に幸山市長とともに調印を交わすことが出来大変うれしく思っております。

ちょうど一年前の一〇月二七日、「政令指定都市移行県市連絡会議」の発足の際に、「出来るだけたくさん事務を移譲する方向で協議したい」と申し上げました。それから一年が過ぎたが、県市双方の事務方で精力的な協議の結果、三〇三事務一、四八二項目の事務権限移譲が実現した訳です。

熊本市では、強化される権限を活かされ、主体的なまちづくりに邁進されて、品格ある九州の雄都として発展されることを期待しております。

私は知事に就任して以来、申し上げているが、今回の政令指定都市移行は、政令指定都市誕生をきっかけとして、県全体の発展、そして、道州制の州都実現という、県民の夢に向かって進んでいくための歴史的な第一歩であります。

またそのことは、熊本市の発展なくして熊本県の発展もないということも言えます。これからもできるだけ県と熊本市が連携して県全体の発展、振興のために尽くしたいと思っております。

平成二四年四月の政令指定都市実現に向けて、本日の協定書締結は大きな前進

であります。これからも熊本市とともに、国への要望活動等一層の取り組みの強化を図ることをお約束して、ご挨拶とさせていただきます。

県市基本協定書締結式 幸山熊本市長挨拶

本日、基本協定書の締結の日を迎えることができました。これまで多大なるご協力をいただきました県、蒲島県知事をはじめそれぞれの皆様に心から感謝申し上げます。

ちょうど一年前、一〇月二七日に県市連絡会議を立ち上げまして、それから幹事会等会議を重ねてきたところではございますけれども、先般の連絡会議によりまして、三〇三事務、一、四八二項目につきましての権限移譲の取りまとめができたところでございます。

改めて、県当局の皆様のご協力に感謝申し上げます。

政令指定都市移行は、権限移譲だけではなく、合併の動きから本日に至るまでのことを思い出してしまうわけでありませうけれども、合併に対しまして、蒲島県知事をはじめ県の皆様には多大なるご支援、ご協力いただきました中で、まずは富合町との合併、そして植木町、城南町との合併が成就することができたわけでありまして、それによりまして、今年の三月、人口七三万人の新熊本市としてスタートをきり、そして政令指定都市移行に向けた準備におきまして、この権限移譲をはじめといたしまして、区役所の設置にいたしました準備、さらには、このことも県と一緒に取り組ませていただいておりますけれども、総務省に対する説明等々進めさせていただいております。今後も着実にこの準備を進めていきます中で、平成二四年四月の政令指定都市実現に向けて、今回の協定書締結を契機といたしまして、さらにはずみとしていきたいと考えております。そして、合併あるいは政令市指定都市移行を契機といたしまして、熊本市の持っている魅力にさらに磨きをかけまして、暮らしやすさでありますとか、観光コンベンションでありますとか、様々な魅力を充実するものに、そんな政令指定都市につなげていきたいと考えております。

そして、今回の政令指定都市というものは、熊本市が力をつけるというものだけではなくて、県全体にとりましても波及効果を及ぼすものでなければならぬと思っております。

そういう意味では、しっかりと県と連携をとります中で、県全体の波及効果というものを考えながら、政令指定都市に向けての形づくり、政令指定都市移行後の都市づくりというものを進めていきたいと考えているところでございます。

そして、全国で二〇番目、九州で三番目の政令指定都市でありますので、全国であるいは東アジアからも選ばれる都市となるべく、精一杯今後も取組んでいかねければならないという思いも新たにいたしました。

改めて、本日の協定書締結に至りますまで、多大なるご協力をいただきました蒲島県知事をはじめ、県の皆様に感謝申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

また、熊本市では、政令指定都市移行後に必置となっている行政区の設置等の準備を進めていった。このことについては、平成二二年一月、熊本市行政区画等審議会を設置し、延べ九回の審議がなされ、この間、審議方法、現地視察、審査の基準の設定、住民の意見の検証など丁寧な審議が行われた。

区割の案についても人口一〇万人から一五万人程度を行政区の目安とする原案の五区以外にも提起されていた三区く六区案をひとつひとつ審査基準に基づきあらゆる角度から検証がなされるとともに、パブリックコメントや住民アンケート、住民説明会等が出された意見の反映に努めた。

その結果、最終的には、第八回の会議で全会一致にはならなかったが、過半の委員が賛成する中で合意に至り、平成二二年四月一三日の九回目の審議会で答申案が承認され、区割りと区役所の位置についての答申が行われた。

それを受け、執行部では五月七日、政令指定都市推進本部を開催し、答申どおりに行政区画等の方針を決定するとともに、区割り方針に基づく区役所設置関連予算を市議会に提案した。

熊本市議会では、三度にわたる特別委員会を受け、五月一五日の審議を当初予定していたが、審議がされないまま会期が延長されるなど調整が難航したが、五月二一日特別委員会の可決を受け、区役所設置関連予

算が可決された。

また、熊本市行政区画等審議会は平成二三年一月一七日、公募した五つの区名について市民意向調査の結果を基に、「北」、「西」、「中央」、「東」、「南」と決定し市長に答申した。

このような政令指定都市移行に向けた一連の進捗よくを踏まえ、平成二二年一月三〇日に熊本市議会で地方自治法に基づく、国及び熊本県に対する「政令指定都市の実現に関する意見書」が賛成多数で議決され、同日、幸山市長及び坂田熊本市議会議長から蒲島知事及び小杉県議会議長に対して要望書等の提出が行われた。

それを受け、熊本県議会では平成二三年二月定例県議会における、平成二三年三月九日の道州制問題等調査特別委員会において、熊本市は政令指定都市となり熊本県全体をけん引する役割も担いながら、誰もが安心して暮らしやすい都市づくりを目指しており、九州の中心に位置する熊本市が政令指定都市の指定を受けて発展を遂げることは、本県はもとより、経済発展がめざましい東アジア地域との交流窓口となる九州全域の発展、国の将来にとっても大きな意義を有するとして「熊本市の政令指定都市に関する意見書」の本会議への提案が審議され、全会一致で可決された。その後、三月一五日の二月定例県議会最終日において、同意見書について審議された結果、全会一致で可決された。

その意見書の議決を踏まえ、四月二六日、蒲島知事、小杉県議会議長、幸山市長及び坂田市議会議長で、総務省岡本事務次官等を訪問し、熊本市の政令指定都市への移行実現に関する要望活動を行った。

事務次官は「このような大震災（東日本大震災）が発生した中で、熊本、九州、西日本が活力をつけていただいて、そのことが日本全体を元気にする原動力になって頂きたい。少し沈んでいる日本を元気にしていく、そう言った意味では非常に大事な取り組みである。」と応じた。

国の窓口となる総務省に対しては、平成二二年四月から県と熊本市が連携して月一から二回のペースで政令指定都市となる必要性、市町村合併の経緯、将来推計人口、既存の政令指定都市との比較、都市基盤整備状況、財政収支見込、県から市への事務権限移譲の概要及び区制施行に

向けた準備状況などを説明し、平成二三年三月末、一連の説明が完了し、これまで説明してきた内容を移行調書として提出した。

事務次官への要望を受け国においては、政令指定都市制度を所管する総務省向けの政令指定都市移行に関する説明会の開催や政令指定都市移行に伴い県から市へ移譲されることとなる事務権限を所管する関係省庁に対する総務省からの関係法令改正に向けた協議など、熊本市の政令指定都市移行に向けた本格的な検討が開始された。それを受け、県市では、総務省内で開催される説明会に向けた準備や関係省庁への要望活動など連携して精力的に取り組んだ。

八月二九日には、平成二四年四月の政令指定都市移行を確実とするため、総務大臣に対し、蒲島知事、馬場県議会議長、幸山市長、津田市議会議長及び経済界等の各種団体が中心となって組織された熊本市政令指定都市推進協議会の大久保会長と共に政令改正要望を行った。片山総務大臣からは政令指定都市移行に向けて、県が積極的に関わってきた経緯と、県と市の足並みが揃っていることを高く評価するとともに、出来るだけ早く処理するよう指示し、新内閣にもしっかりと引き継ぎたい旨の発言があり、移行実現にさらに一歩近づいた。

こうした熊本県及び熊本市並びに周辺町がめざした合併、政令指定都市移行に向けた長い取組みの経緯を踏まえ、平成二三年一〇月一八日、政府は午前の閣議で、平成二四年四月一日の熊本市の政令指定都市移行を決定（政令公布一〇月二一日）した。国が合併特例法の下で政令指定都市の人口要件を七〇万人程度に緩和して以降、七例目。九州で三番目、全国で二〇番目の政令指定都市の難産の末の誕生であった。川端総務大臣は、閣議後の記者会見で「熊本市は自然の中にある地域と、人口集中部を持つ日本の縮図のような都市。その特色を生かした政令指定都市のモデルとして努力してほしい」と期待感を示した。

閣議決定を受けて、蒲島知事、幸山市長がそれぞれ記者会見を開き、市長は、「日本一暮らしやすい政令指定都市を目指し、九州の拠点都市として九州全体の浮揚につながるような役割も果たしたい」とコメントし、知事は、「近隣三町との合併協議や権限移譲、国への要望など私自身も先

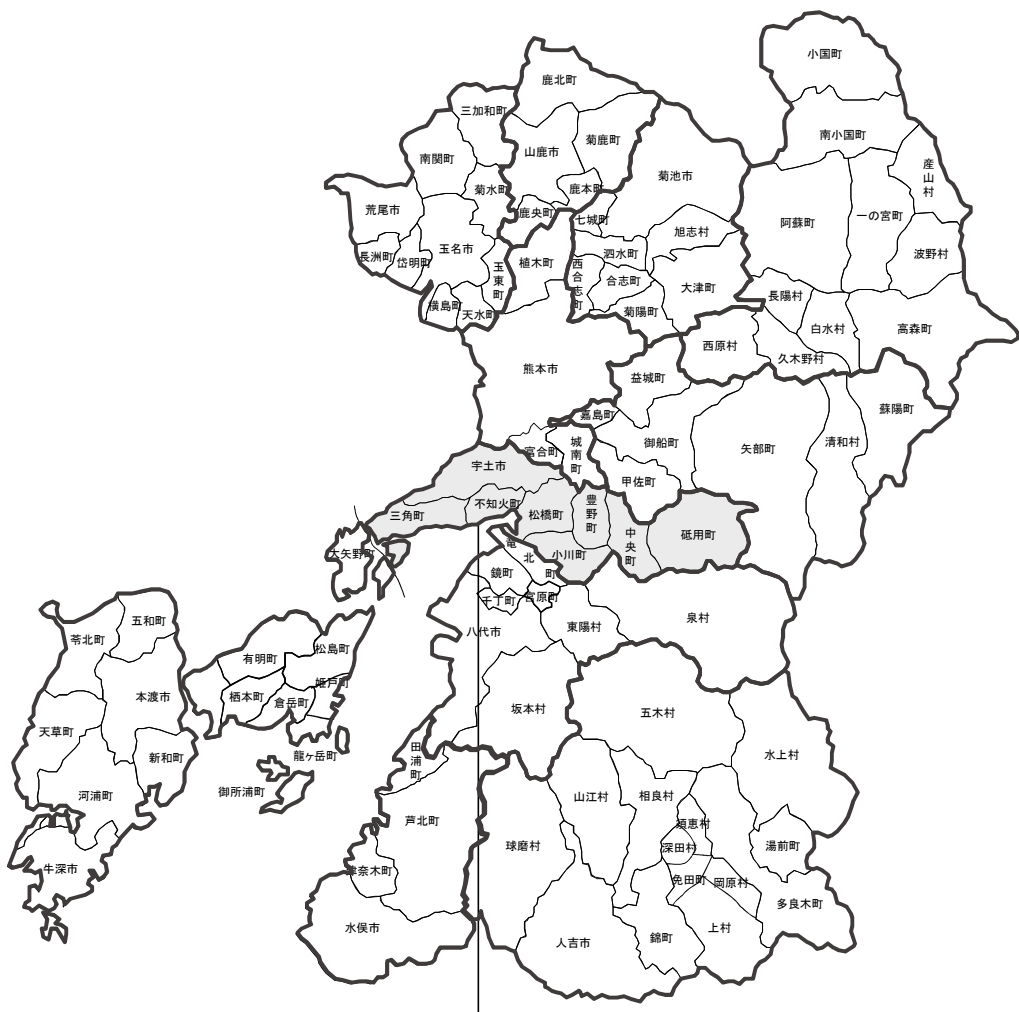
頭に立って頑張ってきたので、大変嬉しい。九州新幹線の全線開業と合わせ、熊本にとって百年に一度のビッグチャンス。熊本市の魅力が高まることで、県内に人を呼び込むことができる。波及効果が県内全域に及ぶよう熊本市とともに頑張りたい。」とコメントした。

また、当日夕方、幸山市長は津田市議会議長とともに、蒲島知事と馬場県議会議長にお礼の挨拶のため、県庁を訪問した。その席でも「県全体の浮揚につながるよう頑張る」とする市長に対して、蒲島知事は「九州新幹線全線開業に続く歴史的なイベント。県と市が手を携え、このビッグチャンスを生かしていこう」と応じた。

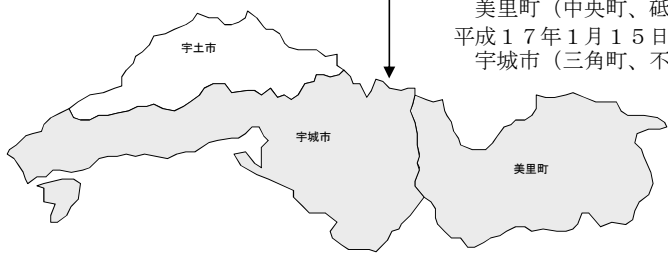
翌一九日、知事、県議会議長、市長、市議会議長及び熊本市政令指定都市推進協議会の大久保会長は総務省を訪問し、総務大臣に閣議決定に対するお礼を述べた。

平成二四年四月一日の政令指定都市移行に向け、難産の子は良く育つとの言葉どおり、立派なスタートを切るべく、県市連携して着実に準備を進めている。

二 宇 城 地 域



平成16年11月1日
 美里町（中央町、砥用町）
 平成17年1月15日
 宇城市（三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町）



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年五月、宇城地域の町村長会議において、市町村合併勉強会の設置が提案され、管内総務課長及び県宇城地域振興局振興調整室により構成される「宇城総務協議会役員会」での検討がスタートした。ここでは、県市町村課職員を招いての県市町村合併推進要綱についての研修や、合併の背景・メリット、財政支援及び県内における先行事例の検証等が行われた。

また、この時期、住民に対する周知啓発も行われ、合併を地域の重要な課題として住民に深く掘り下げて検討してもらうことを目的に、一月二二日、松橋町において県主催の市町村合併シンポジウムが開催され、合併の先行事例紹介やパネルディスカッションが行われた。

こうした事務レベルでの検討や、周知啓発の段階を経て、平成一三年二月七日、管内首長、議長、県宇城地域振興局長による「宇城地域合併問題検討会」（会長：三角町長）が設置された。

また、同月一四日には県宇城地域振興局に「市町村合併宇城地域推進本部」が設置され、県の支援体制が整備されてきた。

四月一七日に開催された第二回宇城地域合併問題検討会では、早ければ同月中にも各市町で合併担当課及び係を設置し、平成一三年度中に合併検討の枠組みを確定し、枠組み毎に任意協議会を立ち上げることで大筋の確認がなされた。

各市町において検討が進められる中で、七月三日、宇城地域のトップを切っ掛けとして中央町が住民説明会を開始した。中央町長は「豊野町・中央町・砥用町」の枠組みを念頭に合併に積極的に取り組む姿勢を表明した。これを皮切りに、各市町で住民や関係団体に対する説明会が本格化した。

一〇月に開催された第三回宇城地域合併問題検討会では、県市町村合併推進要綱に示されたパターンどおり、宇城地域を三分割（①宇土市・富合町・城南町、②三角町・不知火町・松橋町・小川町、③豊野町・中央町・砥用町）した案で検討を進めていくことが確認された。特に、豊野町・中央町・砥用町の三町は、年内にも任意協議会を設置する方向と

なった。

しかし、この三町の枠組みにおいては、豊野町では、通勤通学や商圈などの面で松橋町との一体性が強いという背景もあり、一月二二日、豊野町長は、中央町・砥用町との合併検討の枠組みの解消を表明。一方で、松橋町長に宇城西部四町の枠組みに参加を希望する意向を伝達した。

一月五日、三角町、不知火町、松橋町、小川町の四町長及び議長による会合において、豊野町の申入れが正式に受諾された。この会合には途中から豊野町長も加わり、この五町での任意協議会設立方針が確認された。この豊野町の離脱を受けた中央町・砥用町の二町長らは、同日対応を協議し、現時点からの新たな枠組みの模索は困難であるとして、二町での任意協議会設立方針を確認した。

また同日、宇土市長は、市議会全員協議会で、富合町との一市一町合併協議の意向を示した。県の合併パターンでは「宇土市・富合町・城南町」となっていたが、宇土市長は、未だ城南町の取組みが具体化しておらず、一方で合併特例法の期限までは待たないなどとして、富合町との一市一町を前提に合併特別委員会を設置するよう市議会に求めた。この二日前、富合町長は町内住民説明会において宇土市との一市一町合併推進の意向を表明しており、両者の意向が一致をみた。

城南町は、平成一四年二月下旬に、嘉島町に対して二町合併の検討を申し入れたものの不調に終わり、以後、熊本市との飛び地合併を模索することとなった。

こうして、宇城地域において、【宇城西部五町（三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町）】【宇城東部二町（中央町・砥用町）】【宇土市・富合町】の三つの枠組みで、具体的な合併協議へと進むこととなった。以下、これらの三地域と城南町の動向について、地域毎に検討の経緯を見ていく。

二 宇城西部五町における合併検討の経緯

平成一四年一月四日、「宇城西部五町合併推進協議会」（会長：松橋町長。

以下「合併推進協議会」という。)が設置された。本協議会は、首長、議長、県宇城地域振興局長で構成され、法定協議会設置にあたっての必要事項の協議・調整、新市将来ビジョン骨子の作成等を担うこととされた。

協議の中で、具体的な合併協議に踏み込むため一刻も早い法定協議会への移行が必要との意見が出され、法定協議会設置議案を各町の三月定例議会に提案することが確認された。また、新市将来ビジョンの骨子も決定された。

協議の状況は広報紙で住民に周知され、二月二日には、合併推進協議会と県宇城地域振興局の共催で、住民等に対する周知啓発の取組みとして「宇城西部五町合併シンポジウム」が開催され、県副知事による講演や、各町長がパネリストとなつてのパネルディスカッションが行われた。

三月二〇日までに、各町議会において法定協議会設置議案が可決され、四月一日、宇城西部五町合併協議会(会長：松橋町長。以下「合併協議会」という。)が発足、同月一七日に松橋町で第一回会議が開催された。合併協議会は、町長、議長、議会代表、町長が定める学識経験者各五人、県関係二人の合計四二人で構成された。協議会の下には五町合併担当課長による幹事会、更にその下に一〇の専門部会が設置され、検討が重ねられた。

合併協議会では、新市建設計画についての検討も具体化し、七月から八月にかけて、各町全世帯を対象とした「新市建設計画に関するアンケート調査」が実施され、また、八月には新市建設計画に関する「子どもワークショップ」が開催されるなど、住民の意向を反映するための取組みがなされた。

一〇月、三角町長が、町の区長との懇談会で「合併の是非に関する」住民アンケートの実施を表明したことから、十一月に開催された合併協議会では、他町の委員から三角町長に説明を求める意見が出された。三角町長は「アンケートは住民の小さい声にも耳を傾け、良い雰囲気で作成するためにやるもので、合併するかどうかを決めるものではない」と明言した。このアンケートは、一二月に三角町内全戸を対象に実施され

たが、「合併に期待する」との意見が回答の約六割となり、「期待しない」の二倍にのぼる結果となつた。

その後、合併協議会における協議は着々と進み、重要項目も順次確認され、平成一五年四月に、新市の名称は「宇城市」と決まった。

一月二六日、松橋町曲野地区の住民が、不知火町・豊野町との三町合併を求め、法定協議会設置に係る住民発議の最初の手続となる請求代表者証明書の交付申請を行った。これは「合併協議に住民の意見が十分に吸い上げられていない」「地理的一体性や日常的な交流、合併後の人口規模等を総合的に考え、三町合併が望ましい」などの理由によるものであつた。さらに、一二月二六日には、同じく松橋町の住民グループが、宇城西部五町合併の可否に関する住民投票条例制定の直接請求の請求代表者証明書交付申請を行った。

しかし、この時期には合併協議会における協議は既に終盤に差し掛かつており、平成一六年一月一五日に開催された第一六回合併協議会で、すべての合併協定項目が確認されるに至り、五町合併の方向性はほぼ決した。

同月三十一日、不知火町、豊野町との法定協議会設置を求める松橋町住民は、請求に必要な町有権者の五〇分の一(三九三人)を超える二、三六八人(町有権者の一二・二%)の有効署名を添え、住民発議の本請求を行った。松橋町長は、不知火、豊野両町長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会し、議案は三町議会に付議されたが、二月一日、各町議会とも全会一致によりこれを否決した。三月二六日には、住民投票条例の制定を求める松橋町住民が、請求に必要な町有権者の五〇分の一(三九三人)を超える四、〇三七人(町有権者の二〇・五%)の有効署名を添えて直接請求を行ったが、松橋町議会が四月一二日に臨時議会を開き、反対多数で否決された。

三月三十一日、県副知事を特別立会人に合併協定調印式が開催された後、五月一七日、各町議会が臨時議会を開き、廃置分合関連議案の議決を行い、松橋町が賛成多数、他町では全会一致で可決された。

六月一日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への

市制施行協議を経て、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年一月一日、新市「宇城市」が誕生した。

三 宇城東部二町における合併検討の経緯

前述のとおり、中央町と砥用町の両町は当初豊野町を加えた宇城東部三町での合併を目指していたが、平成一三年一二月に豊野町が離脱した。一二月五日、中央町長、砥用町長による会合が行われ、二町での任意協議会設置が確認された。その後、議会を交えた二町の意見交換会においても二町合併の推進が確認され、平成一四年二月一日付けの任意協議会設置でまとまった。

早くから豊野町を含めた三町合併を住民に説明していた中央町では、平成一四年一月に入り、改めて住民座談会を開催した。この席で中央町長は「地域全体の幸せを考えて、二町で合併し、行財政基盤を強化し、生活環境の整備を目指す」などと語った。

一月二五日、県は二町を県内五例目となる合併重点支援地域に指定した。

二月一日、任意協議会である宇城東部二町合併推進協議会（会長：中央町長。以下「合併推進協議会」という。）が設置された。合併推進協議会は、両町長及び議長、議会代表、県宇城地域振興局長により構成され、法定協議会移行に向けた準備、合併後の新村将来ビジョン骨子の策定等を担った。合併推進協議会での協議と並行し、協議会の下部組織である幹事会・専門部会の合同研修会や、両町若手職員による将来のまちづくりに向けたワークショップの開催、県市町村合併推進室長を招いての議会議員合同研修会等の取組みが行われた。

その後の合併推進協議会で法定協議会への移行が確認され、六月二一日、両町議会で法定協議会設置議案を可決。七月一日、「宇城東部二町合併協議会」（会長：中央町長。以下「合併協議会」という。）が設置された。

合併協議会では、八月から九月にかけて、両町の二〇歳以上の住民すべてを対象に、新町建設計画策定のためのアンケート調査を行った。また、住民の意見反映のためのワークショップが九月下旬から一月下旬まで五回にわたり開催された。

以後の合併協議で、合併期日については平成一六年一月一日とすること、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、定数一八人、合併後一年六ヶ月の在任特例を設けることを確認するなど、協議は前進したが、本地域の合併協議で大きな懸案のひとつとなったのが、「新町事務所の位置」についてであった。

これについては、平成一四年一二月以降、専門の小委員会での検討が始まり、議論が交わされた。小委員会での議論の経緯は、両町議会にも逐次報告されたが、両町共に「自町に本庁を」との意見が多数出された。小委員会では「中央町・砥用町のどちらの庁舎が新町の事務所として相応しいか」という結論を出すことは不可能で、住民感情等から考えても、何れかを本庁、何れかを支所とする方式の選択は不可能」との結論に達した。

平成一五年一二月、第一七回合併協議会において、小委員会の最終報告案が提示された。その内容は、両町の庁舎を同格と位置付ける分庁方式とし、その上で、二役（町長・助役）、総務部門、議会等が二年毎に定期的に分庁舎を移動する方式（分庁・定期移動方式）を採用し、条例上の事務所の位置は初回は旧中央町役場とするものであった。また、合併後一〇年以内に、分庁・定期移動方式の存続も含めた役場のあり方の検討が必要との意見が附帯された。

平成一六年一月の第一八回合併協議会において、協議会委員全員の投票により、最高得票を得た「美里町」が新町名称に決定したことで、残る協議項目は「新町事務所の位置」のみとなった。

同年三月三日、第二一回合併協議会において、新町事務所の位置については、小委員会最終報告を受けた形で、「分庁定期移動方式とし初回は旧中央町役場」と決定し、全協議項目の協議が終了した。

終盤の協議に並行し、一月二八日、中央町において「二町合併の枠組

みは町民の総意ではない」「町民の理解が得られていない」などとして、「中央町が砥用町と合併することの可否」に関する住民投票条例制定の直接請求の手續が開始された。三月十五日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（八七人）を超える七四三人（町有権者の一七・二％）の有効署名を添えて直接請求がなされたが、宇城西部五町、宇城東部二町共に既に合併協議は概ね調っている状況を踏まえ、同月二十六日、中央町議会では、住民投票条例制定に係る議案が賛成少数で否決された。

三月二十九日、県知事を特別立会人に迎えて合併協定調印式が行われ、翌三〇日には、両町議会で廃置分合関連議案が審議され、中央町では賛成多数、砥用町では全会一致でそれぞれ可決された。

四月一三日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、六月一七日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、六月二十四日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月九日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一六年一月一日、合併特例法に基づく県内の合併では、あさぎり町、上天草市に次いで三例目となる新町「美里町」が誕生した。

四 宇土市・富合町における合併検討の経緯

この地域では、平成一三年一二月、宇土市長、富合町長がそれぞれ一市一町合併の意向を表明し、合併協議が動き出した。

同月二五日、富合町は、三役や住民団体代表等で構成する富合町合併検討会の初会合において、町内二地区で開催した住民説明会会場での住民アンケートの結果を公表した。住民説明会には、町二一九七世帯の四割弱にあたる八三三世帯が出席し、七三七世帯分の回答があった。公表された結果、「宇土市との一市二町」の枠組みが六三％、「宇土市、城南町と一市二町」が二四％、「その他の市町村」八％、「城南町と二町」三％の順だった。なお、この時、熊本市と緑川の間に位置する杉島、御船手の二地区は、住民説明会でのアンケート記入は行わず、後日、地区の全一九〇世帯を対象にアンケートを実施したところ、「その他の市町村」の選択肢が八一％という結果であった。

当初は、宇土市と富合町は、県の合併パターンで共に示された城南町の動向にも配慮していたが、協議の停滞は許されないと認識が両市町で高まり、平成一四年二月、両市町長及び正副議長による検討会が開かれ、平成一六年度中の合併を目指して一市一町での任意協議会を設置することが確認された。これを受けて、平成一四年二月一三日、宇土・富合合併推進協議会（会長：宇土市長。以下「合併推進協議会」という。）が設置され、法定協議会移行準備や新市将来ビジョン骨子作成等の作業がスタートした。

一市一町での法定協議会移行に向けた協議が進む中、富合町南東部に位置する木原地区では、同年五月初旬までに、二〇歳以上の住民五六七人を対象に独自のアンケート調査を行った。その結果、合併相手として「熊本市」が五三％、「宇土市」一八％、「宇土市・城南町」一八％という結果となり、区は、町議会に対し、合併方針の再検討を要望することとした。また、町商工会総会では「町のアンケートに住民の意向が十分に反映されていない」「合併相手を決めるのが尚早」等の意見が出され、「住民の意向を尊重した合併推進を求める決議」がなされた。

町内にはこうした動きもあったが、富合町議会では、町執行部の合併推進に対する批判も出されたものの、法定協議会設置間近での混乱は避けたいとの意見が大勢を占めた。

富合町議会は、六月一二日、合併問題特別委員会を開催し、宇土市との法定協議会設置議案を賛成多数で可決。同日、住民説明会や再度のアンケート実施を求めた木原区の請願は不採択としたが、請願と同趣旨の町商工会の陳情について、「住民の意向を尊重した合併推進」とした部分を一部採択し、翌二三日、法定協議会設置議案が全会一致で可決された。

一方の宇土市議会では、同月一七日、法定協議会設置議案が全会一致で可決され、七月一日、宇土・富合合併協議会（会長：宇土市長。以下「合併協議会」という。）が設置された。

同年九月九日、富合町の住民グループが、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手續を開始した。このグループは、独自の住民集会を開催するなどして、公共サービスや日常生活の面で熊本市との結び付き

が強く、熊本市との合併こそが町の活性化に繋がると主張した。

こうした動きがある中、富合町では、一月から合併に関する住民説明会を開始し、宇土市との合併協議の進捗状況について説明を行い、住民の理解を求めた。

同月二六日、熊本市との法定協議会設置を求める富合町の住民グループは、請求に必要な町有権者の五〇分の一（一三二人）を超える一、六八五人（町有権者の二五・六％）の有効署名を添えて本請求を行い、二月六日、富合町長は熊本市長を訪ね、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会した。更に住民グループは、町長と議長宛に、合併相手を問う住民投票実施を求める要望書も提出した。

平成一五年二月、熊本市長は富合町の住民発議に基づく法定協議会設置議案について、議会付議する旨富合町に回答し、熊本市の三月定例議会に提案されたが、特別委員会に付託され継続審査となった後、熊本市議会の改選により、審議未了・廃案となった。三月一四日、富合町議会に提案された熊本市との法定協議会設置議案は、全会一致で否決された。同年四月には、富合町の住民グループは、希望する合併先について「宇土市」「熊本市」「その他」の三択とする独自アンケートを各世帯に配布した。公表された結果では、配布二、四〇〇枚のうち、二割強の五六三枚（一八七九人分）が回収され、「熊本市」六七％、「宇土市」二五％、「その他」七％という結果であった。これを基に、六月、「合併問題に関する住民投票条例の制定と投票実施を求める請願書」が町議会に提出されたが、町議会はこれを合併問題特別委員会に付託、継続審査となった。

平成一五年の年末を迎える頃には、合併協議会では、合併協定項目の殆どについて確認を終えるに至っていた。新市の名称、議員定数及び任期の取扱い等の調整がやや難航したものの、一月一八日に開催された第一二回合併協議会において、三九の協議項目がすべて確認された。

翌一九日、富合町議会において一般質問が行われたが、新市名が「宇土市」と決まった事に批判が集中し、両市町間の合併調印延期を迫る意見も出された。町長は、合併協議会において十分議論を尽くして進めていることだとして理解を求め、この日の午後、県副知事を特別立会人に、

両首長が合併協定書に調印した。

同月二二日、両市町の議会において、廃置分合関連議案を採決することとなっていたが、先に審議入りした富合町議会では、廃置分合議案が賛成少数で否決された。この時、反対した複数の議員からは「議論が不十分で時期尚早」などの理由が示された。この富合町議会否決の報を受けた宇土市長は、議会への廃置分合関連議案の提案を見送り、宇土市議会側の判断は行われなかった。

一市一町合併の先行きが不透明となる中、平成一六年二月に実施された富合町長選では、現職は、宇土市との合併が円滑に進むよう住民に支援を求めた。一方の新人候補は、宇土市との合併に反対ではないと明言しつつ、合併に関する住民意向調査の実施を公約とし、個人的意見として城南町を含めた一市二町の枠組みが望ましい等と訴えた。

投開票の結果、新人が現職を一千票近い差で破り初当選した。新町長は当選後、公約通り住民アンケートを実施し、町にとって真に必要な合併枠組みについて意見集約する旨表明した。これに対し宇土市長は、あくまでも既定の方向で協議を継続し、合併を実現させたいとの意向を示した。

富合町では、住民からの提案・要望を聴く合併広聴会が六月に開催された後、七月一日、参院選投開票日に併せて合併住民アンケートが実施された。翌日、結果が公表され、合併枠組みについて「宇土市との合併」三八％、「熊本市との合併」二二％、「合併の必要はない」一五％、「宇土市及び城南町との合併」九％、「熊本市及び城南町との合併」七％、「その他」二％となった。

この結果に、宇土市との合併に反対する住民は、宇土市との合併が過半数に満たないことから一市一町合併は認められず、一旦合併協議会を解散して枠組みを再検討すべきとした。これに対し、宇土市との合併賛成派の住民は、合併の可能性が極めて低い枠組みを選択肢に加えるなど、複数の選択肢の設定が宇土市との一市一町合併票を減らす結果になり、総体として見れば宇土市との合併賛成が最多であると主張した。このため、町議会に対して、宇土市との合併反対派から「宇土・富合合併協議

会の解散を求める請願書」、宇土市との合併賛成派から「宇土市との合併を求める請願書」が、それぞれ提出されている。

町議会内の賛否も拮抗し、平成一六年八月の富合町臨時議会では、合併問題特別委員会では宇土市との合併を求める請願書が賛成多数で採択されたものの、本会議では逆に宇土・富合合併協議会の解散を求める請願が採択された。この議会判断を受け、富合町長は宇土市長を訪問し、宇土市との合併協議を白紙に戻したいと申し入れた。これに対し、宇土市長は合併協議会の継続を要請した。

同年九月、富合町内の宇土市との合併に賛成する議員や住民は、九月、宇土市長や県市町村合併推進室長を招き「宇土市との合併を考えるシンポジウム」を開催し、住民約六〇〇人が参加した。

同年一〇月、富合町長は熊本市長を訪問し、小中一貫教育に係る教育施設等の共同利用を要望した。この時、熊本市長は報道機関に対して、「合併に向けた第一歩と受け止める」旨発言された。

同月には、合併協議膠着状態の長期化を懸念し、県副知事が市町村合併推進室長とともに、富合町を訪問し、これまでの合併に向けた経緯を踏まえ、将来を見据えての宇土市との信頼関係維持と、合併特例法期限内の合併を選択しない場合の町の将来像等についての住民へのきちんとした情報提供を求めた。これに対し、富合町長は、宇土市との信頼関係は重要としつつも、宇土市を含めたより広域の枠組みを再構築したいと応じた。

同月末、宇土市との合併に理解を示す富合町議会議長が代表となる住民グループが発足し、宇土市との合併の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求手続が開始された。

平成一七年一月、この住民グループから町長に対し、住民投票条例制定の本請求が、請求に必要な町有権者の五〇分の一（一三四人）を超える三、四四五人（町有権者の五一・五％）の有効署名を添えて提出された。

富合町長は条例案に賛成する意向を示し、議会もこれを可決したが、投票期日については、当初「条例施行日から三〇日以内」とされていた

ものが、修正動議により「町民が検討するための十分な期間を保証し町長が定める」となった。このため、住民投票の実施時期について富合町長の判断に注目が集まったが、二月末日、富合町長は、住民投票を三月一三日に実施する旨を表明した。

住民投票に向け、富合町内は宇土市との合併賛成、反対両派が精力的に動き、選挙戦さながらの熱気を帯びた。

同月一三日、富合町で宇土市との合併の賛否を問う住民投票が実施された結果、賛成二、五九二票、反対二、九八五票となり、宇土市との合併反対が過半数を占める結果となった。

同月一六日に開催された第一六回宇土・富合合併協議会では、出席委員から富合町に対する意見が集中して紛糾したが、最終的には住民投票の結果は受け止めざるを得ないとして、合併協議会の解散が決定し、同協議会は三月三一日付けで解散した。

以後、富合町は熊本市との合併検討を深める方向に進むことになるが、その経緯については、熊本地域に詳記した。

五 城南町における合併検討の経緯

平成一三年一二月、城南町は合併について住民の意見を聴くため、議会、教育委員会や各種団体代表等で構成される「市町村合併検討協議会」を発足させた。この初会合で、町長は合併推進の方針を初めて明言。しかし具体的枠組みについての言及はなされなかった。

同年一二月の第二回市町村合併検討協議会では、町内のまちづくりグループの提案を受けて住民集会を実施することが決まり、同月二四日、町民約一五〇人が参加し「合併を考える町民集会」が開催された。町担当者から合併のメリット、デメリット等の説明がなされた後の意見交換では、住民から町側に積極的な情報提供を求める声が多く出された。

これを受けて、平成一四年一月に開催された第三回市町村合併検討協議会では、全有権者を対象に合併の枠組み等の意向を聞くアンケート調査を実施し、並行して町内一九ヶ所で地区別説明会を開くことが決まっ

た。町長は、アンケートを参考材料に、二月中を目途に合併の枠組みを決めたいと語った。

町は、一月中旬から地区別説明会を開始すると共に、全有権者を対象にアンケートを開始した。アンケートは合併の是非など七項目から成り、合併の相手先についても問うものであった。回収率は七四・七％となり、希望する合併先としては、「宇土市・富合町」が三八％で最多、以下、「嘉島（方面含む）二・二六％、「宇城全域」一・三％、「宇城西部五町」一・一％、「富合町」六％、「その他」一％と続いた。

住民アンケートの結果は右記の通りだったが、町長は、人・物の交流が盛んで、地形や産業構造等の共通項があること、財政健全性、緑川架橋建設促進など両岸での一体的整備が可能であること等を理由に、将来にわたる町の発展のためには嘉島町との二町合併が最良であると表明した。

同年二月二十五日、城南町長及び議長は、嘉島町長に二町合併検討の申入れを行った。しかし、前述のとおりこの申入れは不調に終わった。この結果を受けて城南町長は、新たな合併の枠組みを早急に検討するとしたが、町議会からは、議会の意見を聞かないまま嘉島町を合併相手に選んだ事に批判の声も上がった。

その後、四月三〇日の第八回市町村合併検討協議会の場で、城南町長は、日常生活圏を共有していること、住民サービスの向上に資すること、政令指定都市移行で権限と予算が確保可能であること等の理由を掲げ、地勢上飛び地となる熊本市との合併を目指す意向を表明した。その際、町長は、先の住民アンケートの選択肢には熊本市はなかったが、町内には熊本市を志向する空気が強く、住民の理解は得られると説明した。

しかし、五月に開催された町議会市町村合併特別委員会では、「アンケートでの民意を無視している」町長が挙げた合併理由には明確な根拠が無い」等、町長への批判が出された。これに対し、城南町長は、熊本市との合併のメリット・デメリットについて住民説明を行うとともに、熊本市との合併の賛否を問う住民アンケートを実施する方針を明らかにした。

同年六月二〇日から七月二日にかけて、城南町は町内三四ヶ所で地区説明会を開催し、その後七月一日からアンケート調査が開始された。アンケート設問には熊本市との合併に「賛成」「反対」「わからない」の三択が用意された。

アンケートの結果、調査票配布数一五、四三三枚、回収枚数一三、〇七一枚（回収率八四・七％）のうち、「熊本市との合併に賛成」が七、七九〇票（五九・六％）と、過半数を超える結果となり、「熊本市との合併に反対」が二、六〇三票（一九・九％）、「わからない」が二、四五二票（一八・八％）、「無効」二二六票（一・七％）と続いた。

同年一〇月、城南町の住民グループが町役場を訪れ、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の最初の手続となる請求代表者証明書の交付申請を行った。一二月、この住民グループは、請求に必要な町有権者の五〇分の一（三三二人）を超える六、三〇六人（町有権者の四〇・四％）の有効署名を添え、熊本市との法定協議会設置請求を行った。

これを受け、一二月末、城南町長は熊本市長を訪ね、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会した。熊本市長は、市議会と相談し判断すると応じた。

平成一五年三月、熊本市議会は、城南町との法定協議会設置議案を可決した。これを受けて城南町の住民グループは、町議会議長に対し、臨時議会を速やかに開き、法定協議会設置議案を可決するよう求める要望を行った。

町長選、町議選が迫った四月三日、城南町議会では、熊本市との法定協議会設置議案について、「新体制で採決するのが自然」として継続審議の動議が出され、賛成一一、反対四で可決された。これに対し、住民グループは、町議会に対し、議員の現任中に再度臨時議会を開催すること等を求める請願書を提出し、町長にも同趣旨の要望を行った。

町は、地方自治法で議案を継続審議とするには委員会付託が必要であり、四月三日の臨時議会閉会時点で同設置案が既に廃案状態となっておりと判断、再度提案することとしたが、再提案が行われた同月一七日の城南町臨時議会では、同案を市町村合併特別委員会へ付託し継続審議と

するという動議が提出され、賛成多数で継続審議が決まった。

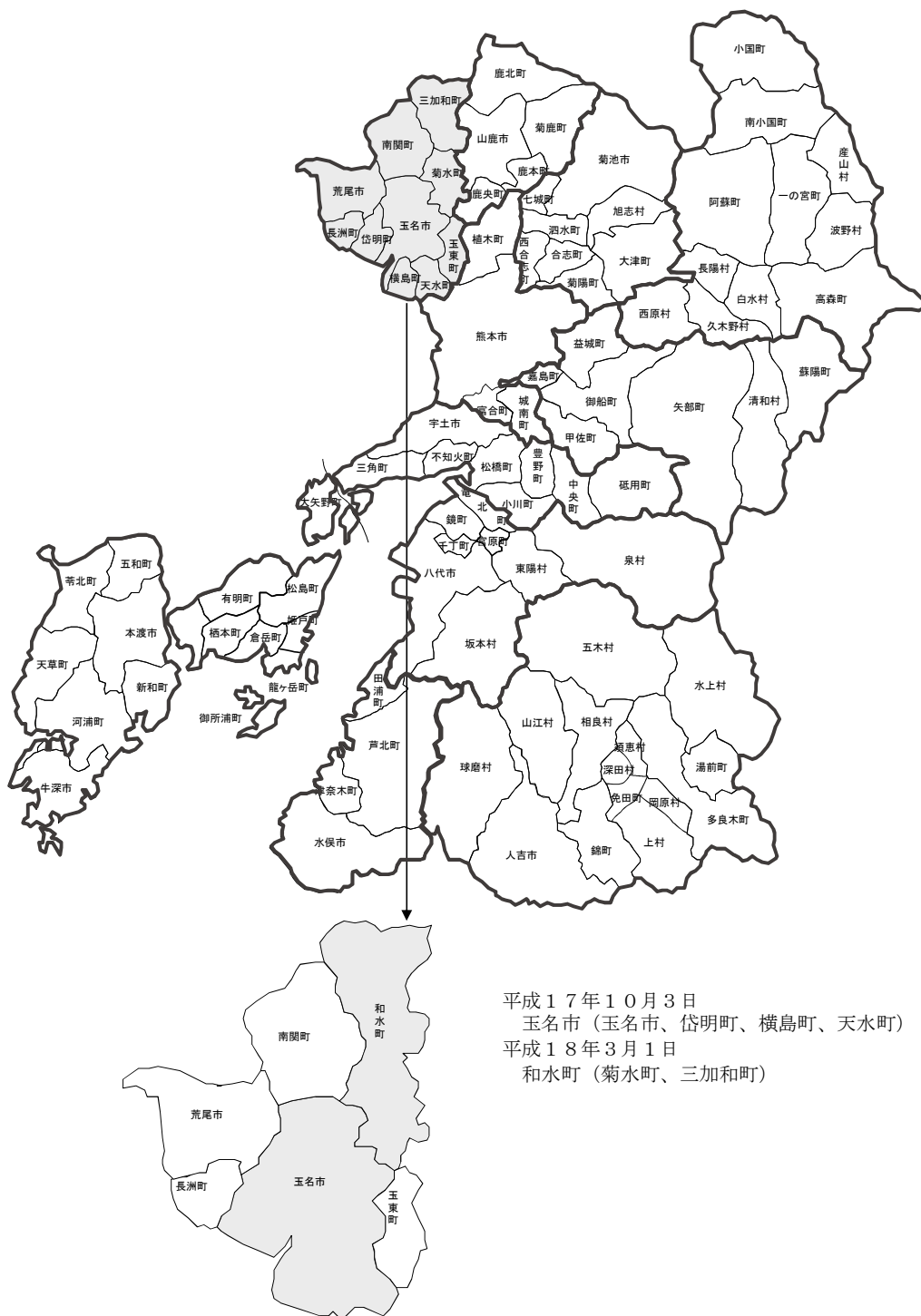
同月二七日の城南町長選挙では、現職・新人の一騎打ちとなり、熊本市との飛び地合併に反対した新人候補が、現職を破り初当選した。新町長は、町の六月議会の施政方針説明で、熊本市との法定協議会設置議案を再提案する意向を明らかにした。但し、町議会の議論の推移を見て判断したいとし、六月議会への再提案は見送った。結局、再提案は一二月議会となったが、同月二五日、熊本市との法定協議会設置議案については、賛成少数で否決された。

住民発議については、住民投票手続に至る可能性もあったが、住民グループは住民投票に向けた取組みを断念。その後、合併に向けた町内の動きは暫し沈静化した。

平成一七年三月、町内で富合町との法定協議会設置を求める住民発議の手続が新たにスタートし、四月二一日、請求に必要な町有権者の五分の一（三二七人）を超える九七三人（町有権者の六・一％）の有効署名を添えて本請求がなされたが、両町議会とも九月議会において二町法定協議会設置議案を否決し、手続が終了した。

城南町その後の経緯については、熊本地域の動きの中に詳記した。

三 荒尾・玉名地域



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月、県が示した合併推進要綱を受けて、同年六月、荒尾・玉名郡市の広域行政担当課長、県玉名地域振興局により構成される「荒尾・玉名地域広域行政研究会」が設置され、市町村合併の具体的な検討が始まった。同年一二月には、この地域における県の支援体制の充実強化のため、県玉名地域振興局に「市町村合併荒尾・玉名地域推進本部」が設置された。

荒尾・玉名地域広域行政研究会では、平成一二年一〇月に荒尾・玉名二市八町の職員に対し、市町村合併に係るアンケート調査を実施。平成一三年に入り、市町村合併の検討結果を市町長及び各市町議会へ説明した後、同年三月に研究報告書を作成、各市町の財政状況や合併の考え方をとりまとめた。

同年四月一〇日、各市町の首長及び議長による「荒尾・玉名地域市町村合併問題研究会」（会長は天水町長）が設置された。これは、県玉名地域振興局の呼びかけで、平成一二年度における局主催の研究会の検討を叩き台に、荒尾・玉名郡市における合併の枠組みを模索するために設けられた。五月八日に開催された第二回研究会において、各市町で八月までに住民説明会を実施するとともに、年内に合併の是非及び枠組みを決定し、合意形成を図ることとされた。

住民への周知啓発や機運醸成の取組みとしては、平成一三年八月、二市八町議会議員研修会が開催され、県市町村合併推進室長が「市町村合併と地域の将来」と題して講演を行った。さらに九月には、荒尾・玉名の両青年会議所と県玉名地域振興局の共催で「荒尾玉名地域市町村合併フォーラム」が開催され、市町村合併推進室長が講演し、約六五〇人の住民が参加。各市町でも、区長、住民を対象にした説明会が実施された。同一年一月の第五回合併問題研究会では、任意協議会の枠組みについて議論されたが、県の合併Aパターン（荒尾市・長洲町）【玉名市・岱明町・横島町・天水町・玉東町】、南関町・菊水町・三加和町）に沿う

べきとする意見、荒尾玉名二市八町での合併を求める意見、任意協議会で具体的な枠組みを議論すべきとする意見等が出され、結論は翌年に持ち越された。

平成一四年一月二九日に開催された第六回合併問題研究会では、任意協議会設置に向けての二市八町の議論がまとまらず、この時点で二市八町での枠組みは消滅したが、二月五日、玉名市、岱明町、横島町及び天水町の一市三町の首長は、玉東町を含む一市四町を軸に任意協議会を設置することで大筋合意した。

玉東町長は、五町（岱明町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町）の共通課題であるごみ焼却施設建設用地問題が未解決であることなどを理由に、任意協議会参加に慎重な姿勢を見せていたが、三月の町議会において、「任意協議会に入っとういう合併が良いか検討する」として、任意協議会に参加する意向を表明。また、長洲町長は、任意協議会へのオプザバー参加を表明し、菊水町、三加和町の両町長も、任意協議会に参加する意向を表明した。

荒尾市長は、南関町及び長洲町との打合せを早急に始めたいとしていたが、南関町長も「参加して情報収集を続けたい」として、玉名市を軸とする任意協議会に参加する意向を表明した。結局、荒尾市は、玉名郡市の協議の推移を見守るとして、任意協議会参加に向けた具体的な動きは見せなかった。

三月二五日、「玉名地域一市七町合併推進協議会」（会長は天水町長）（以下、「二市七町合併推進協議会」という。）が設立された。各市町の首長及び議長が参加し、顧問として県玉名地域振興局長が加わった。

二 玉名地域一市八町における合併検討の経緯

一市七町合併推進協議会にオプザバー参加していた長洲町は、町内関係機関等の意向等を踏まえて、同協議会への正式参加を決めた。これにより、平成一四年五月、一市七町合併推進協議会は改組され「玉名地域一市八町合併推進協議会」（以下、「二市八町合併推進協議会」という。）

となった。

一市八町合併推進協議会では、平成一四年九月の法定協議会移行を目指すし、将来ビジョンの作成や協議項目の抽出を行うこととされた。八月には新市将来ビジョン案が決定され、その前後には、各市町で住民への説明会が開催された。

一市八町合併推進協議会での議論が進んでいた七月、天水町広報誌に「町と議会の意向として合併枠組みは一市四町を第一に推進する」旨の記事が掲載され、他の市町にも波紋を広げたが、天水町長は一市八町での協議継続を明言した。

この時期、住民発議の動きも幾つか見受けられ、七月二三日、天水町小天地区の住民らが、隣接する熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手、八月二十九日には、長洲町梅田地区の住民らが、荒尾市との法定協議会設置を求める住民発議の手続を開始した。

その八月二十九日、第六回一市八町合併推進協議会が開催され、一市八町の枠組みでの法定協議会設置議案を九月議会に提案するかどうかが議論されたが、玉東町及び三加和町が、町内における一市八町枠組みの支持が少ないとの理由から慎重姿勢を示し、結論は見送られた。続く九月の第七回一市八町合併推進協議会でも、この二町の明確な判断は示されず、結果的にこの二町を除く一市六町の枠組みをベースに、法定協議会設置を目指す方向が固まり、この方針での調整がなされていた。

しかし、一市六町の枠組みも更に変転した。一つの契機として、八月二七日に横島町で始まった、天水町・玉東町との三町法定協議会設置を求める住民発議で、横島町内二つの住民グループにより集められた有効署名は合わせて一、八五〇人、町内有権者の四割となった。また、同時期に行われた横島町の住民アンケートでも、「天水町・玉東町との三町合併」が有効回答数の四九・九%を占め、「一市六町」の三五・九%を上回った。

こうした背景の中で、一〇月、住民発議の本請求を受けた横島町長は、天水町長及び玉東町長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。両町長とも議会付議する旨横島町長に回答し、三町合併の

方向性が具体化しはじめた。

一月一日、第八回一市八町合併推進協議会の冒頭、天水町長が「今後は横島町・天水町・玉東町の枠組みで検討を進めたい。これ以上の迷惑は掛けられない。」として、任意協議会から脱退することを表明した。横島町長、玉東町長も事情を説明し、三町は会議の場から退席した。

残る玉名市、岱明町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町の一市五町のうち、長洲町では荒尾市との法定協議会設置を求める住民発議が進行中で、南関町でも、一〇月中旬、三加和町との法定協議会設置を求める住民発議が開始されるなど、合併枠組みについての不確定要素もあったが、一市五町は、法定協議会設置の方向で一致した。

一市八町合併推進協議会は「玉名地域一市五町合併推進協議会（以下「一市五町合併推進協議会」という。）に改組し、玉名市長が協議会会長に就任した。平成一五年一月の法定協議会設置に向け、各市町の一二月議会に法定協議会設置議案を提案する方針が確認された。なお、南関町では、この一市五町の枠組みに反対する町議が、一二月町定例議会に一市五町合併の可否を問う住民投票条例案を提案したが、賛成少数で否決された。

一方、一市八町合併推進協議会を離脱した横島町、天水町、玉東町の三町も、各町の一二月議会で法定協議会設置議案を議決することとしていた。それに先立ち、一月一九日、天水町議会は住民発議による熊本市との法定協議会設置議案を賛成少数で否決した。

しかし、横島町議会では、三町合併での将来性を危惧する意見や、町民や議会に対する説明の不徹底を指摘する意見が多くなり、三町合併に対する賛否が拮抗してきた。また、二月上旬、横島町で、玉名市及び郡の数町での法定協議会設置を求める住民発議が立て続けに二件提起され、天水町でも、一市八町合併推進協議会の枠組みでの法定協議会設置を求める住民発議、更に、先に天水町議会で否決された熊本市との法定協議会設置に関する住民投票手続が開始されるなど、三町合併とは異なる民意が相次いで示された。

横島町議会では、三町合併反対派が過半数を占めるに至り、一二月一

三日、横島町議会は三町法定協議会設置議案を賛成少数で否決した。これを受けて同月一六日には、天水町及び玉東町議会在が三町法定協議会設置議案を全会一致で否決。これをもって三町での法定協議会設置は事実上消滅した。こうした事態を受けて、横島町及び天水町は、一市五町合併推進協議会への復帰を申し入れることを決めた。

一市五町の各市町議会は、一二月二〇日までに、順次法定協議会設置議案を可決した。このうち長洲町議会議案では、住民発議による荒尾市との法定協議会設置議案も併せて審議、これを賛成少数で否決し、一市五町の枠組みが固まった。

平成一五年一月一日、法定合併協議会に移行した「玉名地域一市五町合併協議会」（会長は玉名市長）（以下、「一市五町合併協議会」という。）が設置された。これに先立ち、横島町及天水町は一市五町の枠組みへの復帰の申し入れを行い、一市五町側は初会合において、平成一五年二月一日付けの二町加入を承認した。

一市五町への復帰を見送っていた玉東町は、植木町から法定協議会設置議案の議会付議の意見照会を受けており、また年末年始には、玉東町内で、植木町との法定協議会設置を求める住民発議、玉名地域一市八町での法定協議会設置を求める住民発議が相次いで提起されるなど、民意は様々であった。こうした中、玉東町長は、今後の進路を住民アンケートにより判断するとした。

アンケートは、玉東町内の有権者四、七四八名に対して実施された。一月一八日に公表された集計結果によると、回収率九七・八％で、有効回答のうち「玉名地域一市八町」支持が六六・八％を占め、「植木町との二町合併」三三・二％を大きく上回った。これを受け、玉東町長は玉名地域一市八町の枠組みへの参加を決めた。これにより、玉東町内の玉名地域一市八町合併を求める住民発議の動きは終了し、また植木町長に対して、二町での法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答した。

横島町、天水町、玉東町の各町議会は、法定協議会参加に係る議案をそれぞれ可決、玉名地域一市五町の議会も一市五町合併協議会の規約変更議案を可決。この際、三加和町議会は、南関町の住民発議による二町

での法定協議会設置議案を併せて審議し、五対六の賛成少数で否決した。これで玉名地域一市八町の枠組みが改めて固まった。

二月一日、「玉名地域一市八町合併協議会」（以下、「一市八町合併協議会」という。）が設置され、玉名郡市一体での合併に向けての具体的な協議が開始された。また、第三回会合では合併期日を平成一七年一月一七日と決定し、これを目途に協議を進めた。

合併協議が進行する中で、新市の名称について、公募の結果「玉名市」「たまな市」とするものが上位を占めたものの、「吸収合併のイメージがある」などとして一部の町が反発を見せた。この他にも、複数の協議項目において、各市町の意見の相違から、漸次調整に遅れが見えはじめた。

一市八町合併協議会の場において対立が明確化した訳では無かったが、玉名市議会内では、名称選定について「玉名市」を強く推す意見が出始めた。また、合併を前提とした電算システム統合関連議案について「合併が不確定であるのに予算が伴うものを先行させるべきでない」といった意見が大勢を占める状況となった。

こうした背景から、九月一二日、玉名市議会が、市長に一市八町合併協議会からの離脱を求める決議案を賛成多数で可決し、同時に合併を前提とした電算システム統合関連議案も否決した。決議に法的拘束力は無いものの、合併検討の核心に位置する玉名市議会の動向に、合併協議の先行きは一時不透明になったが、玉名市長は、玉名地域一市八町の合併推進を明言、他町長らも協議継続の方針を申し合わせた。

市議会の決議に対しては、玉名市民からも説明を求める声が上がった。玉名市内の複数の団体で構成される住民団体は、市議会に対し住民説明の場を設けるよう要望。これを受けて一〇月二二日、市議会議員二三人と住民団体代表ら市民一五〇人参加による意見交換会が行われ、住民団体は、議会に説明を求める住民一八、〇〇〇人分の署名を議会代表に提出した。臨席した住民からは「一時的な感情で合併を壊さないで欲しい」「一市八町の合併がどうしたら上手くいくか考えるべき」との申入れがなされた。

九月に無投票再選が決まった玉名市長も、市議会に対し、玉名地域一

市八町合併の必要性を説明し続けた。

その結果、一〇月二七日、玉名市臨時議会では、先の離脱決議を打ち消す形で「一市八町での合併協議を進める旨の決議案」が可決され、同時に合併を前提にした電算システム統合関連議案も可決された。

一月七日、第一一回一市八町合併協議会では懸案の「新市の名称」が委員の投票により、「玉名市」に決定したが、同月二日、八町長及び議長から玉名市議会議長に対し、先の玉名市議会と住民団体との意見交換会の場で、一部市議の発言の真意を質す質問状が提出された。これに対し、玉名市議の一部から、逆に八町側を非難する趣旨の回答がなされた。

このため、一二月の第一二回一市八町合併協議会では、一部の町長から、一連の玉名市議会の動向が協議を停滞させたとして、協議会会長である玉名市長の責任を追及するに至り、玉名市長は協議会会長を辞任し、後任には天水町長が就任した。

平成一六年一月には、三加和町の住民グループが、玉名郡市一市八町での合併の賛否を問う住民投票条例制定請求手続に着手し、三月中旬には、請求に必要な町有権者の五〇分の一（九四人）を超える一、二二五人（町有権者の二六・一％）の有効署名を添えて本請求を行ったが、三加和町議会は四月一日に臨時議会を開き、条例案は賛成少数で否決された。

一市八町合併協議会では、合併協議にやや遅れが見られることや、合併特例法の一部改正法が成立して経過措置が設けられたことを勘案し、合併期日を平成一七年一月一七日から同年一〇月三日へ変更することを決定した。その後の協議で、調整が難航していた「財産の取扱い」について合意に至り、また、平成一五年から小委員会や協議会で議論が続いていた「議会議員の定数及び任期」について合意するなど、全四三の協議項目中、四一項目について合意に至り、「新市建設計画」「地域審議会の取扱い」の協議のみを残すだけとなった。

しかし、一方で、一部の町長が、他市町の下水道事業会計の累積赤字に言及し、これを負担することに町民了解が得られるか疑問であるとの

認識を示すなどしていた。

更に、一市八町合併協議会では、残された協議項目のうち、「新市建設計画」における新市財政計画の各市町毎の事業量をめぐり調整が難航し、平成一六年九月一四日の第二一回一市八町合併協議会では、一部の首長が「各市町の考え方には余りに開きがあり、このままなら協議会を解散せざるを得ない」と表明するに至った。結局この日の会合は、各市町がそれぞれ九月定例議会の間に議会と十分協議した上で、市町長及び議長の合同会議で今後の方向性を検討する、との方針を確認して流会となった。

同月二四日の市町長・議長合同会議では更なる協議の中で、何とか解決策を見出し、玉名地域一市八町の合併協議を進めていくことを確認し、以後、県も交えての財政計画の修正案作りが行われたが、同月二八日の市町長・議長合同会議でも、財政計画に係る複数の調整案が提案されたものの、遂に合意には至らなかった。各市町は、市町を取り巻く環境を考えれば合併は現状では避けては通れない課題であり、合意形成が難しくなった玉名地域一市八町の協議は一旦休止し、新たな枠組みを探ることで合意がなされた。

一〇月七日、第二二回一市八町合併協議会で、市町長・議長合同会議の結果を踏まえ、「玉名地域一市八町の協議を一旦休止し、新たな枠組みを探る」ことが正式に合意された。

以下、一市八町合併協議会休止後の各市町の動向を記載する。

【玉名一市三町（玉名市・岱明町・横島町・天水町）】

一市八町合併協議会の休止が決まった後、玉名市、岱明町、横島町、天水町は、この一市三町での合併推進の方針を固め、平成一六年一月二日に法定協議会設置に向けた市町長及び議長による準備会合を開き、玉名地域一市三町での合併協議会設置に正式に合意し、合併協議にあたっての基本的な申し合わせ事項を確認した。

その前日、南関町長及び議長が、玉名地域一市三町の枠組みへの参加を申し入れていたが、一市三町側は、南関町議会や住民意思が不明瞭で

あることを懸念し、南関町の議会、住民の総意として再度申し入れがなされれば改めて検討すると回答した。結果的には、南関町は玉名地域一市三町への参加を見送った。

一月一五日から一六日にかけて、玉名地域一市三町の各議会は順次法定協議会設置議案を可決し、同月二〇日、「玉名地域一市三町合併協議会」（会長：玉名市長。以下「一市三町合併協議会」という。）が発足した。早速、新市名称を「玉名市」と決定、各市町毎に地方自治法に基づく地域自治区の設置を決定するなど、具体的な協議が開始された。

合併特例法の期限が迫る中で、玉名地域一市八町での検討の蓄積を最大限に生かした協議が続いた。平成一七年二月八日の第五回一市三町合併協議会で、新市建設計画を決定し、四二の全協議項目を確認した。

二月二三日、県知事を特別立会人に合併協定調印式が実施され、同月二八日、各市町議会において廃置分合関連議案が可決された（玉名市及び天水町は全会一致、岱明町及び横島町はそれぞれ賛成多数）。

三月一四日に、県知事への廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、六月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二一日、廃置分合に係る総務大臣告示が行われ、平成一七年一〇月三日、新「玉名市」が誕生した。

【菊水町・三加和町】

平成一六年一〇月の一市八町合併協議会の休止後、菊水町、三加和町、南関町での合併検討が顕在化し、同月二二日、この三町の町長及び議長会議が開催されたが、南関町は玉名市を軸とする合併を目指す意向を表明し、菊水町、三加和町もこれを尊重するとした。会合後、菊水町長及び三加和町長は、議会や住民と相談しながら、今後は二町合併を軸に合併枠組みを模索するとした。

二町内にあつては、議会や住民の間で、二町合併支持の他に、南関町を含めた三町合併、玉名市を含めた枠組みへの復帰、単独での町政運営等、様々な意見が出されたが、一二月月上旬までに、両町の議会全員協議会において、二町合併の方針が確認された。ただ、両町で南関町を含め

た三町合併を望む声も多かったことから、二町は再度、南関町にも合併協議への参加を打診した（結果的には、南関町の単独の方針を確認し、この動きは立ち消えた）。

一月中旬の両町長・議長による準備会合で、年内の法定協議会設置と、協議にあたっての申し合わせ事項の確認を経て、同月二二日、両町議会は法定協議会設置議案の議決に臨み、両町とも賛成多数で可決した。同月二三日、「菊水・三加和合併協議会」（会長は三加和町長）が設置された。同月二六日の第一回菊水・三加和合併協議会を始めに、合併特例法期限に向けた協議がスタートした。

合併協議進行中の平成一七年一月中旬、三加和町住民による独自アンケートの結果が公表された。これは、平成一六年末に町内全一、六八八戸に配布されたもので、九二二戸から回答（回収率五四・六％）があり、「二町合併」が三九・六％、「単独」四七％となり、「単独」の理由として「将来、南関町を含む三町合併」が約半数を占めるなど、合併に対する民意はなお揺れていたが、両町執行部は、地域の将来を見据えれば合併は不可避であるとの認識を共有し、昨年一〇月に休止した玉名郡市一市八町での検討を素地に集中的な協議を行った。二月一七日の第四回菊水・三加和合併協議会において、全四一の協定項目すべてが確認された。

三月四日、県知事を特別立会人に二町の合併協定調印式が開催され、同月一七日には二町議会で廃置分合関連議案は賛成多数で可決された。

同月二五日に、県知事への廃置分合申請が行われ、六月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二一日、廃置分合に係る総務大臣告示が行われ、平成一八年三月一日、新町「和水町」が誕生した。

【玉東町】

平成一六年一〇月一三日、横島町から玉東町に対し、玉名郡市一市三町の枠組みへの参加を呼びかけたが、この時は玉東町としては態度を明らかにしなかった。

一月一日、玉東町議会全員協議会は、合併は不可避の状況にあるとして、玉名一市三町又は植木町との合併の可能性を検討するとして、

同月八日の町議会全員協議会に出席した町長は、単独町制も選択肢に、複数のシミュレーションを検討した後、議会と協議したい旨の説明を行った。

同月一六日の町議会合併特別委員会では、今後の方向性が議論された。採決の結果、植木町との二町合併支持が多数で、この枠組みを調査検討する方向で意見集約され、町長にもその旨伝えられた。

町長は、町広報誌等において「合併の出来る相手を模索中で早期に方向性を出したい」と説明していたが、同月二〇日、依然として町の方向性が示されないことから、町区長会等は町議会に対し、合併に関する住民アンケートの実施を要請した。その後、町議会は区長会等と意見交換を行ったが、議会としての方針（植木町との合併の調査検討）は既に出ているとして、改めてのアンケートは実施しないこととした。

平成一七年一月二三日、玉東町長選が行われ、現職が再選を果たした。前述のとおり町議会は、植木町との合併の調査検討を町長に申し入れていたが、二月七日の議会全員協議会で改めて今後の方針を検討した。ここでは、町長選を通じて町内の一市三町志向を感得したとの意見が多く出され、玉名地域一市三町枠組みへの参加を目指すことを確認、同月九日、議長が町長にその旨申し入れを行った。

しかし、同月一七日の町議会全員協議会では、町長は、合併は早い時期に進めなければならないが、新法下での合併も可能であり、まずは合併に向けた体制を整えたいとの意向を示し、翌八日の町議会全員協議会では、「区長会や合併懇話会を開き意見を聴いたが、早急には住民の理解が得られない」として、玉名地域一市三町合併協議への参加申し入れを行わない方針を表明した。

【南関町】

南関町は、玉名地域一市八町合併協議の休止後、菊水町・三加和町との協議の場を持ったが、平成一六年一〇月二二日、三町長・議長会議で、南関町長は玉名市を軸とした枠組みでの合併協議への参加、又は単町を選挙する意向を表明した。

一月一日、南関町は玉名地域一市三町合併協議への参加を申し入れ

たが、玉名地域一市三町側は同町議会の足並みが揃っていないとして、法定協議会設置日となる同月二〇日までに、南関町の議会・住民の総意を得てから再度参加申入れを行うよう回答した。

これを受け、南関町では、同月八日から一三日にかけて、町内四校区毎に住民説明会を開催し、これまでの検討経緯や、「南関町単独」「菊水町・三加和町との合併」「玉名郡市一市三町への参加」「郡市一体」の四パターンについて将来見通し等を説明したが、住民の意見は分かれた。また、南関町議会の全員協議会においても、玉名郡市一市三町の枠組みに参加するか否かの見解は割れた。

結果、南関町長は、合併は必要だとしながらも、議会、住民の意向を踏まえ、玉名地域一市三町の合併協議には参加せず、当面単独町政で行くことの方針を固め、一二月定例議会で単独町制の方針を改めて説明、今後町政の厳しさが予想されるが、住民の理解を得ながら進むしかないと言った。

【長洲町】

玉名地域一市八町の協議休止後、町長は平成一六年一月九日の町議会合併問題調査特別委員会で、周辺自治体からの合併の呼び掛けは特に無く、単独町制しかないのが現状であると説明した。同月二二日の町議会合併問題調査特別委員会で、町長は単独町制の方針を正式に表明、議会からも特に異論は出されなかった。

町は一月二八日から二月七日まで、町内七カ所で合併検討経緯と今後の町制についての住民説明会を実施。住民からの目立った反発等はなく、合併に関する動きはこのまま終息した。

三 荒尾市における合併検討の経緯

平成一三年、「荒尾・玉名地域市町村合併問題研究会」における合併検討がなされる一方、この年の秋に開かれた荒尾市執行部と住民との対話集会では、県の合併パターンに限らず、隣接する福岡県大牟田市との合併に関する質問が複数なされた。

平成一四年三月、荒尾市長は市議会一般質問に答え、長洲町又は長洲町及び南関町との合併が望ましいと考えておりその可能性を探っていくと述べ、両町と早急に任意協議会を立ち上げなければならないとの考えを示した。なお、大牟田市については、県境を超えるため手続面等で困難ではとの見解を示した。

しかし、この時期、玉名郡の各町は、次々と玉名市を軸にした合併協議への参加を表明する状況にあった。県玉名地域振興局は、荒尾市に対し、合併協議へオプザーバー参加してはどうかとの提案も行ったが、荒尾市は、先方からの打診がない状況では参加できないとし、任意協議会には参加せず、玉名地域一市八町の協議を見守ることとなった。

平成一四年の春から初夏の時期は、民間団体に関する動きも多く見受けられた。五月、荒尾市は、市内の主要団体を対象に「荒尾地域の市町村合併を考える会」を開催、市の今後の方向性を探る試みを行った。同月、市商工会議所内に市町村合併問題研究会が設置され、翌月には、隣接する「大牟田まちづくり市民会議」の合併検討委員会が、荒尾市の有志と懇談会を開いた。懇談会に参加した住民からは、大牟田市との合併は必然であり、先駆的な越県合併を成功させようとの前向きな意見も出た。

こうした動向もあつてか、荒尾市の六月定例議会では、市長は引き続き長洲町、南関町との合併を目指すことを第一義としつつ、単独市制や大牟田市との合併も選択肢として、民意の高まりを待ちたいと語った。

八月には、隣接の大牟田市主催の市町村合併問題を考える「講演会&公開討論」に荒尾市長も参加した。また、九月に開催された「大牟田・荒尾地域振興推進協議会」(行政・議会で構成)の平成一四年度総会では、合併も視野に入れ市町村合併の研究を共通課題とすることが両市間で合意された。

九月四日、大牟田市長は、荒尾市、南関町、長洲町を含めた周辺三市六町に、九月議会終了後の合併研究会立ち上げの呼び掛けを行った。これに対し、荒尾市、南関町は同意したもの、最終的には他市町の足並みが揃わず、研究会の発足には至らなかった。

同月一〇日には、民間での合併やまちづくりの検討組織として「荒尾まちづくり推進協議会」(民間七〇団体で構成)が発足、合併問題の調査研究、情報収集や啓発活動を行うこととした。

一〇月三十一日、長洲町で、荒尾市との法定協議会設置を求める住民発議の本請求が行われ、長洲町長の意見照会を受けた荒尾市長は、一月、二町での法定協議会設置議案を議会付議する旨回答した。

二月四日の荒尾市議会では、長洲町との法定協議会設置議案を賛成多数で可決したが、長洲町では、既に玉名郡市一市五町法定協議会設置議案の議決公算が高く、同月二〇日、長洲町議会は荒尾市との法定協議会設置議案を賛成少数で否決し、一方、玉名郡市一市五町法定協議会設置議案を賛成多数で可決した。これにより、長洲町での住民発議の手続は終了、「荒尾市・長洲町」の枠組みは実現しなかった。

荒尾市長は、任期満了を以て勇退を表明。二月二日に行われた荒尾市長選挙で初当選した新市長は、平成一五年三月定例議会でも、合併問題は最重要課題と認識しているが、現在の市を取り巻く状況から、合併特例法の期限にこだわらず、中・長期的な視点で取組み、まず自力で市の課題(競馬、バス、下水道会計の赤字等)を解決し、その次の段階で玉名郡市一市八町又は県境を越えて大牟田市を選択していくのかを検討していく旨発言した。

六月上旬からは、市内で住民懇談会が開催されたが、ここでの市民の意見は「単独」が最多で、次いで「大牟田市との合併」、「玉名郡市一市八町との合併」の順であった。また、同時期に「荒尾まちづくり推進協議会」が実施した住民アンケート(対象者三一九二人、回答二、三一八人(七二・六%)の結果では、枠組みで最も多かったのは「単独」五九四人(二七・八%)、次いで「大牟田市」四八〇人(三一・五%)、続いて「長洲町」四六八人(二二・九%)、「玉名郡市一市八町」二二七人(一〇・二%)となった。

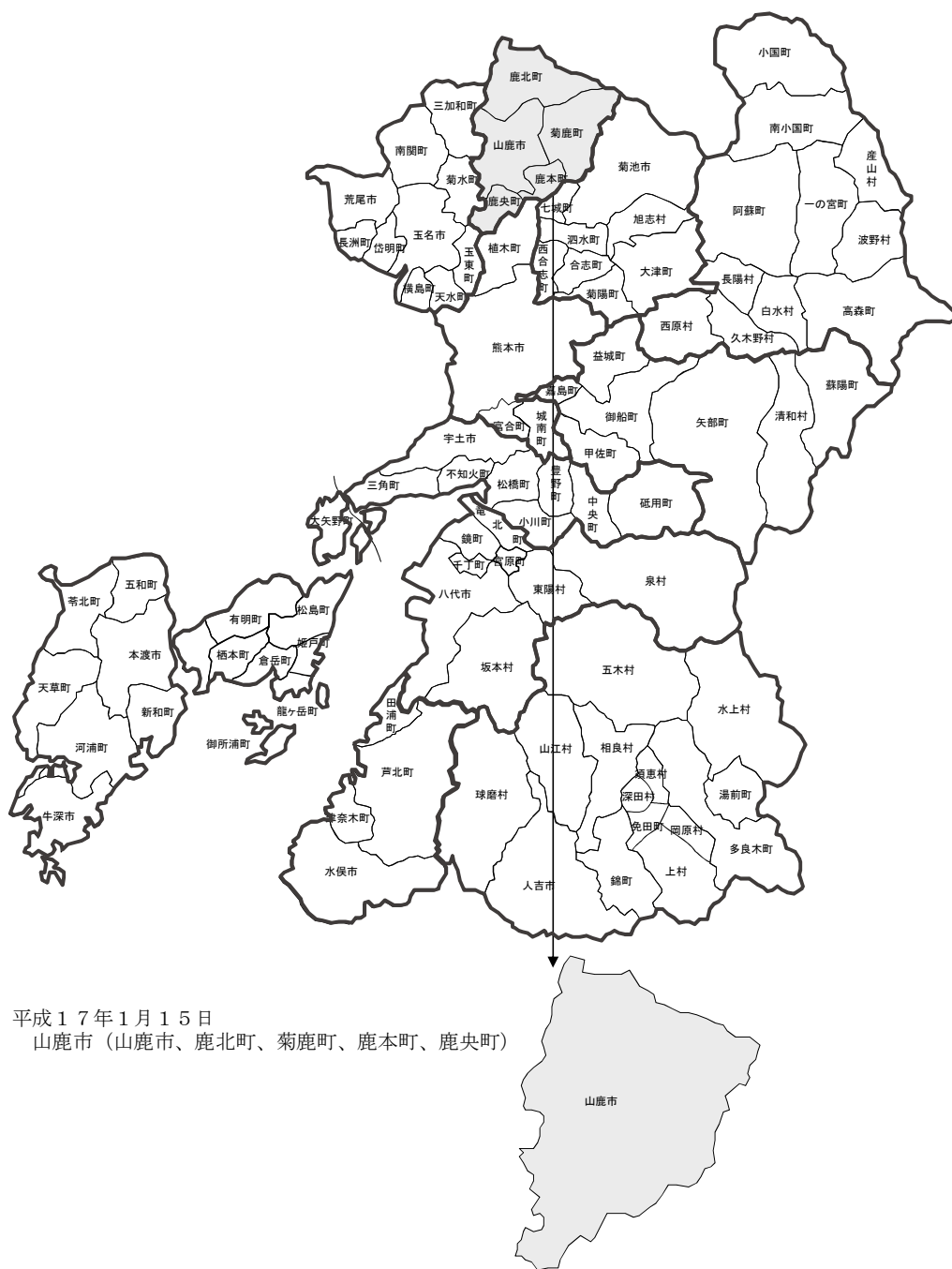
こうした結果を総合して判断するとしていた市長は、九月定例議会でも、合併は必要だとしつつ、①大牟田市との合併は越県合併であり膨大な手続が必要、②長洲町との合併は既に玉名地域一市八町で合併協議中、③

玉名地域一市八町への参加賛成は少数、といった結果から、残り二年を切った合併特例法期限内での合併は、荒尾市としては現実的には見送らざるを得ないとした。

この意思表示により、荒尾市における合併検討の気運はそのまま終息した。

その後、平成一六年一〇月、玉名地域一市八町の合併協議が休止し、玉名地域の合併枠組みが再編されることとなったが、荒尾市に隣接する長洲町や南関町は、当面単独での町制運営を行う旨表明したことから、荒尾市長は合併の働きかけは差し控えたいとし、具体的な合併論議には至らなかった。

四 山鹿・鹿本地域



平成17年1月15日
 山鹿市（山鹿市、鹿本町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年六月、県鹿本地域振興局管内各市町の総務・財政・企画担当係長により構成される「近未来行政研究会」が設置された。事務局は県鹿本地域振興局が担当。この研究会は、山鹿・鹿本地域の行政のあり方及び市町村合併に関する資料の作成を主たる目的として設置されたものであった。翌平成一三年三月には、当研究会から各首長へ、「今後必要な改革及び市町村合併に関する研究報告書」が提出され、市町村を取り巻く環境変化や、合併のメリット、デメリット等が提示された。

平成一三年二月五日には県鹿本地域振興局に「市町村合併鹿本地域推進本部」が設置され、この地域における県の支援体制が整備されてきた。

同年八月には、県鹿本地域振興局の主催で、山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町（以下、「一市五町」という。）の首長による「山鹿鹿本地域行政問題検討会」（以下、「行政問題検討会」という。）が設置され、首長レベルでの検討がスタートし、合併に伴う財政やサービス見直し等を研究することを目的に、平成一四年二月までに、四回の会議を開催した。

一一月に開催された第三回行政問題検討会では、県鹿本地域振興局から、平成一四年四月をもって任意協議会を設置してはどうかとの提案がなされたが、この時点では各市町とも合意に至らなかったものの、合併枠組み等を広く議論する検討会の設置については前向きであった。

翌平成一四年二月の第四回行政問題検討会では、検討会の設置目的であった財政見直し等についての最終報告が行われた。この席で、鹿本郡町村会で既に合意されていた合併の枠組み検討を行う会の設立が提案され、出席者は賛意を示した。

三月一日の一市五町首長会議において、一市五町の首長に議会議長を加えた「山鹿鹿本地域市町村合併問題検討会」（以下、「合併問題検討会」という。）の設置が正式に合意され、合併の枠組みの検討に着手し、平成一四年六月議会までに結論を得ることとされた。

こうした取組みと平行して、市町村合併に係る周知啓発の取組みも行われた。平成一四年二月六日には、市町村合併の機運醸成を図るため、県鹿本地域振興局主催による市町村合併リーディングポジウムが開催され、住民や行政関係者等約八〇〇名が参加している。

また、山鹿市では、三月に市議会と共催で、県の市町村合併推進室長を講師に合併シンポジウムを開催。四月には、市区長会とも連携し、校区毎の市民懇談会を開催している。五町でも、それぞれほぼ同時期に住民に対する説明会がスタートしている。

五月八日に開催された、第三回合併問題検討会では、一市五町の枠組みによる合併について、積極、消極双方の意見があり、一致を見ず結論を持ち越した。同月二十九日の第四回合併問題検討会でも、一市五町の合併枠組みについて、「賛成」（山鹿市、鹿本町、鹿央町）、「反対」（植木町）、「検討中」（鹿北町、菊鹿町）となり、六月定例議会前までの意見の集約は出来ず、合併問題検討会はそのまま解散することとなった。

植木町長は、この会議終了後の記者会見で、住民説明会で町民の意見を聴いた結果、町民の大多数は一市五町の枠組みを望まず、単独での市昇格や、鹿央町、玉東町等との合併を望む声が強いようだと、一市五町の枠組みからの離脱の意向を示した。

以後、植木町を除く山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町（以下、「一市四町」という。）により、それぞれ新たな合併の可能性を模索していくこととなった。

二 山鹿・鹿本一市四町における合併検討の経緯

合併枠組みについて検討中としていた菊鹿町長は平成一四年六月二〇日、枠組みについては言及しなかったものの、町議会で「任意協議会の設立に参加したい」と発言。また、七月二五日には、鹿北町長が、町民アンケート結果で「合併が必要」とした割合が比較的高かったこと、また町議会も任意協議会参加で一致していたこと等から、同じく一市四町の任意協議会設置の意向を表明した。

八月二日、一市四町の首長及び議長による会合が行われ、任意協議会設立の合意がなされた。

八月二〇日、一市四町の首長、正副議長、県鹿本地区振興局長により構成される鹿本地区合併任意協議会（会長・菊鹿町長。以下「任意協議会」という。）設立総会が行われ、年内の法定協議会移行を目指し、協議項目の洗い出しや新市将来ビジョン骨子の策定作業、住民への周知啓発等の取組みがスタートした。

山鹿鹿本一市四町の任意協議会での協議は順調に進み、概ね予定通りのスケジュールで推移した。一二月一八日から二五日にかけて、各市町議会で法定協議会設置議案が順次議決された（鹿北町は賛成多数、外四市町は全会一致で可決）。

平成一五年一月一日、鹿本地区合併協議会（会長・菊鹿町長。以下「合併協議会」という。）が設置された。合併協議会は、首長、正副議長、各市町からの学識経験者各六人、県関係二人で構成された。協議会の下には助役、合併担当課長による幹事会、担当部課長による専門部会等が設置され、検討が重ねられた。

三月開催の第三回合併協議会で、合併期日を「平成一七年一月一五日」にすることを確認。五月開催の第五回合併協議会では、合併議員の任期及び定数の取扱いを「設置選挙」「選挙区設置」に決定し、選挙区の設置は、当時県下の合併検討では初めての事例となった。七月開催の第七回合併協議会では、新市事務所の位置を「現山鹿市役所」とし、合併後三年を目途に、適地を求め新市庁舎を建設することが確認された。もっとも、具体的な庁舎建設予定地の選定については、合併直前まで議論が続けられることとなり、結果的には、新市発足後における公表を待つこととなった。

合併協議の状況については、随時広報誌等による住民への情報提供が行われていたが、特に住民への周知啓発の取組みとして、一二月一〇日、市町村建設計画の周知と住民等の合併への理解を深める事を目的に、合併協議会主催による「鹿本地区合併シンポジウム」が開催され、総務省行政体制整備室長による講演と、合併協議会事務局からの市町村建設計

画についての説明が行われた。

同月一六日、鹿北町芋生地区の住民等が、地方自治法第七四条に基づく「一市四町合併の賛否を問う」住民投票条例制定請求手続に着手、翌平成一六年一月二三日には、請求に必要な有権者の五〇分の一（八八八）を超える三四九人（町有権者の八・〇％）の有効署名を添えて本請求がなされた。これを受けた鹿北町長は、住民投票は必要との意見書を付した上で、議会に諮る方針を明らかにした。

同日、鹿北町主催で、町の合併審議会（各種団体の長等）への説明がなされたが、この席では、住民投票の実施を疑問視する意見が多く出された。同月三〇日に行われた町の区長会でも、同じような反応が見られた。

二月一〇日、鹿北町議会臨時会において住民投票条例議案が審議された。町長は、判断材料の一つとして住民投票は必要との見解から、条例案に賛成意見を表明。「これまでの蓄積があり、合併協議が終盤に差し掛かる時点での住民投票は不要」「署名を尊重し民意を問うべき」など、賛否双方から討論がなされ、採決の結果、賛成一、反対一〇の賛成少数で条例案は否決された。

詰めの協議が続く中で、三月上旬、任意協議会発足以来、協議会会長の要職を務めてきた菊鹿町長が、健康上の理由から町長・協議会会長職を辞職することを表明。協議会会長代理には、規約により鹿北町長が就いた。

町長辞職に伴う菊鹿町長選挙では、前町長の方針を引き継ぎ、合併を推進するとした前町議会議長が、住民アンケート実施を訴えた前町議を破って当選。また、同時期、鹿本町長も無投票三選を果たし、当地域の合併推進の方向性に特に影響は与えなかった。

当地域の合併協議では、新市名称についての協議がやや難航した。度重なる協議を経て、四月二六日開催の第一六回合併協議会で、最終決定を首長、議長に委ねる意見が出され、これを踏まえて各首長議長が協議を行った結果、「山鹿市」に決定された。同日、新市建設計画についても確認がなされ、遂に四九の協議項目すべてが合意されるに至った。

六月一八日に、県知事を特別立会人に合併協定調印式を開催。同月三〇日に、各市町議会で廃置分合関連議案が可決された。七月二六日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成一六年一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。

県知事への廃置分合申請後は、合併日に向け、事務機構等の詰めの調整が続けられ、平成一七年一月一日、新「山鹿市」が誕生した。

三 植木町における合併旧法下での合併検討の経緯

平成一四年四月、植木町は、区長やJA関係者、女性代表等による「市町村合併問題住民懇談会」を設置した。この中で、合併の枠組みについては、委員から、「熊本市との合併」「植木町を主体に市制施行を目指す近隣町との合併」などの意見が多く出され、山鹿鹿本一市五町案については支持しないこととされた。

五月一三日から二三日にかけては、町内九地区で市町村合併問題住民説明会が開催されている。この時にも、合併そのものに反対する意見は少なかつたものの、山鹿鹿本一市五町の枠組みに賛成する意見は少なく、近隣町での合併、熊本市との合併を望む意見が多数であった。

こうした状況を受け、同月二四日に開催された植木町市町村合併問題住民懇談会と町議会合併問題特別委員会、それぞれ山鹿鹿本一市五町での合併を希望しないことが確認された。そして同月二九日、前述のように「山鹿鹿本地域市町村合併問題検討会」は解散、これにより植木町は実質的に鹿本郡市の枠組みから離脱することとなった。

枠組みからの離脱後、当初、植木町は、鹿央町との合併を申し出ていたが、七月に入り、鹿央町が山鹿鹿本一市四町合併の方針を明らかにしたため、以後、植木町は近隣町の動向を見守る姿勢に入った。

七月二四日、植木町内の住民グループが、「町と熊本市は生活圏が一致しており、政令市移行は地域発展の好機である」などととして、熊本市と

の法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。

これに対し、八月中旬、町内の建設関連団体や農業者有志等が、「大資本に押され仕事が無くなる」「農業が軽視され衰退する」などとして、熊本市との合併をしないよう求める要望書を町長と議会宛に提出した。また、同月二三日には、住民グループが「熊本市に吸収されるのは不安で、玉東町の方が話し合いながらまちづくりが可能」などとして、玉東町との法定協議会設置を求める住民発議手続を開始した。

九月一三日、熊本市との法定協議会設置を求める住民グループは、請求に必要な有権者の五〇分の一（四九五）を超える六六七九人（町有権者の二七・〇％）の有効署名を添えて本請求を行った。これを受けて、同月二〇日、植木町長は熊本市長に対し法定協議会設置議案の議会付議について意見照会。熊本市議会は一〇月、法定協議会設置議案を可決した。

一方、玉東町との法定協議会設置を求めるグループは、一〇月二五日、請求に必要な有権者の五〇分の一（四九五）を超える八、一〇六人（町有権者の三二・八％）の有効署名を添えて本請求を行い、植木町長は玉東町長に対しても法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。

ただこの時期、玉東町は、横島町、天水町との三町合併を推進する方針を固め、一月一日、それまで参加していた玉名地域一市八町合併推進協議会（玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町）を脱退した。この動きを見た植木町長は、翌二日、議会運営委員会の場で、玉東町との合併可能性は無くなり、広域行政の実情や農協合併の経緯等からは、熊本市との合併には必然性は無く、単独での町制運営も可能として、当面は合併をしない方針を表明した。

同月二五日、植木町議会において、住民発議に基づく熊本市との法定協議会設置議案は、否決された。これを受け、熊本市との合併推進派は、一月九日、後続の住民投票手続に着手した。

一方、隣接する玉東町では、一月下旬、植木町との法定協議会設置

を求める住民発議の手続が開始されていた。平成一五年一月に玉東町で玉東町・植木町二町合併推進派が開いた住民説明会には、複数の植木町議も出席し、植木町との合併に理解を求めた。もつとも、結果的には、玉東町は玉名郡市の枠組みに復帰することになったことから、玉東町長は植木町長に二町での法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答、また、玉東町内の植木町との法定協議会設置を求める住民発議も本請求に至らず終息した。

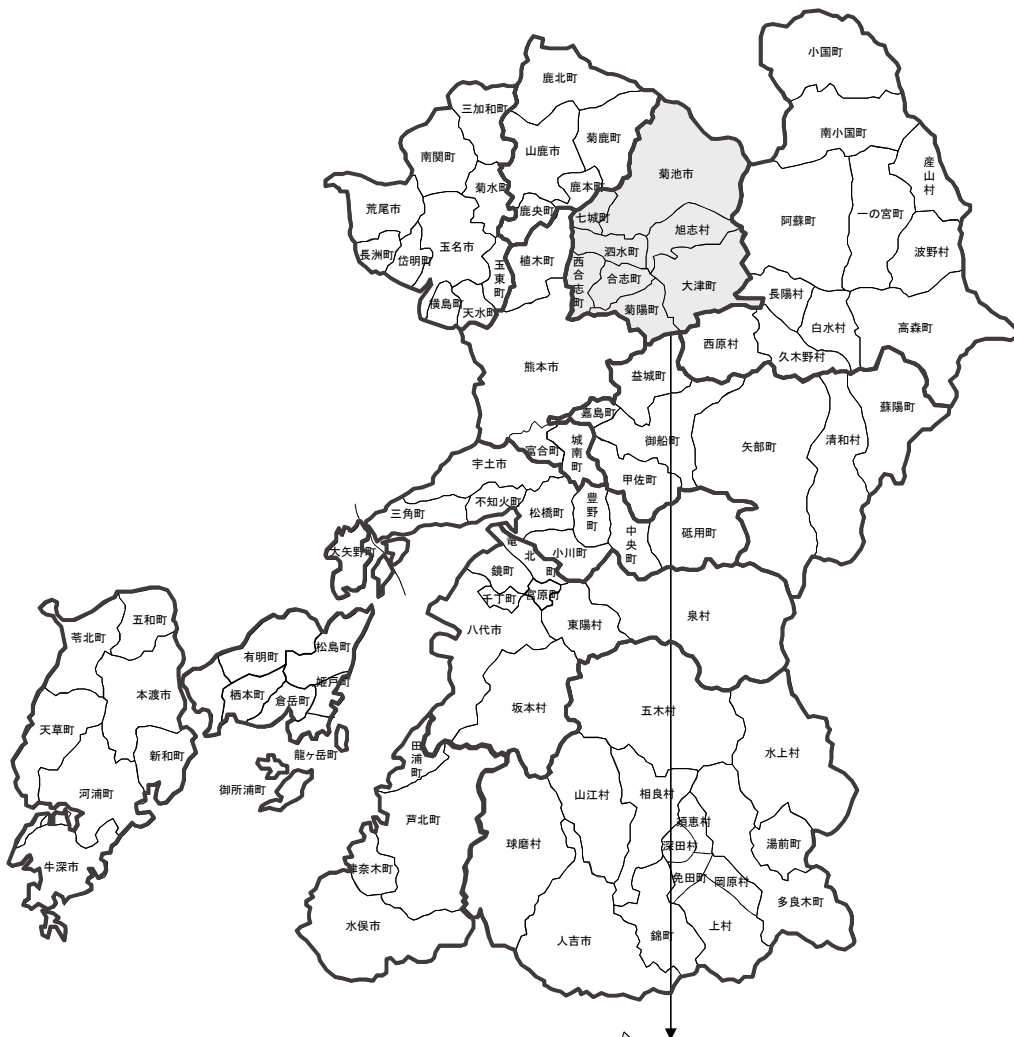
二月一二日、植木町で、熊本市との法定協議会設置を求める住民投票に係る本請求が、請求に必要な有権者の六分の一（四、一三六人）を超える七、〇九三人（町有権者の二八・七％）の有効署名を添えて行われ、住民投票の実施が決まった。投票が近づくこと、賛否両派が広報車巡回やビラ配布等を行い、積極的な投票を求めた。

住民投票は、三月二三日に投票が行われ、賛成六、五六八、反対一〇、八六四となり、法定協議会の設置はならなかった（投票率七一・三〇％）。これにより、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議、住民投票の一連の手続はすべて終了した。

以後、町は単独町制を踏まえたまちづくりプランの策定に着手するなどし、合併に関する議論はそのまま終息していった。

植木町のその後の経緯については、熊本地域の動きの中に詳記した。

五 菊池地域



平成17年3月22日
 菊池市（菊池市、七城町、旭志村、泗水町）
 平成18年2月27日
 合志市（合志町、西合志町）



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、平成二二年度から菊池広域行政推進委員会の広域行政部会において、市町村合併についての研究が始められ、平成一三年二月の同委員会の会合にて、首長レベルで検討を行う「市町村合併検討会」を設置することが決定された。

相前後するが、一月四日には県菊池地域振興局に「市町村合併菊池地域推進本部」が設置され、この地域における県の支援体制が整備されてきた。

合併検討会の設置を前に、住民に合併問題を考えていただく場を提供するべく、菊池広域行政推進委員会や菊池青年会議所、県菊池地域振興局等が主体となり、四月二〇日、「菊池地域市町村合併シンポジウム」が、管内の市町村議員、職員及び区長等約六〇〇人が参加して開催され、県立大学助教授による講演や、ディベート形式の討論等が行われた。

五月二二日、管内の首長で構成され、県菊池地域振興局が事務局を務める「菊池地域市町村合併検討会」（会長・菊陽町長。以下「合併検討会」という。）の第一回会合が開催され、合併枠組みの調査・研究、連絡調整等を所管事項とした。

その後、一〇月中旬、大津町長が、隣接する阿蘇郡西原村役場を訪問し、個人的立場としながらも、西原村長に対して合併協議を申し入れた。大津町長は、並行して菊池郡市との協議も継続するとした。

また、一一月下旬までに、菊陽町、合志町及び西合志町の三町長は、三町での合併勉強会の立ち上げについて合意に至り、「菊陽・合志・西合志合併問題職員研究会」（以下、「職員研究会」という。）が二月一〇日に設置された。熊本市の東北部に位置し諸条件も近い自治体同士として、各種の情報交換及び三町共同での事務レベルでの調査研究を行うこととされた。

平成一四年三月二九日、第六回合併検討会で、任意協議会の枠組みについての意見集約が行われた。ここで、菊池市、七城町、旭志村及び泗

水町（以下、「北部四市町村」という。）は、菊池郡市一体での任意協議会設置を希望したが、大津町は「大津町、菊陽町、阿蘇郡西原村」、菊陽町及び合志町は「菊陽町、合志町、西合志町」を希望、西合志町は検討中とした。この時、意向の一致を見た市町村だけで任意協議会を立ち上げてはどうかとの意見もあったが、複数の自治体が再検討を望み、結論は持ち越された。

続く四月一八日の第七回合併検討会で、再度、各市町村長から任意協議会の枠組みについての意向説明がなされたものの、前回、郡市一体合併を求めた泗水町が、合志町、西合志町との三町合併を希望するとし、また、西合志町は検討中としながらも隣接地域との合併を志向し、郡市一体の枠組みには慎重な姿勢を示した。これにより、郡市一体を希望していた市町村は、合併枠組みの再検討を余儀なくされた。

以下の動向は、説明の便宜上、菊池地域を【北部四市町村（菊池市・七城町・旭志村・泗水町）】と【南部四町（大津町・菊陽町・合志町・西合志町）】に分けて記載するが、その後、菊池郡市全域に関係する取組みとしては、平成一五年一月三一日に「菊池地域市町村合併シンポジウム」が開催されている。

これは、県菊池地域振興局が、菊池郡市八市町村の首長、議会議員及び住民等を対象に開催したもので、当日は約四〇〇人が参加、合併検討の先行事例紹介や、総務省自治行政局合併推進課職員による全国の検討状況等の説明が行われた。

二 菊池北部四市町村における合併検討の経緯

平成一四年四月二三日、それまでの菊池郡市一体での合併検討の方針からの転換を余儀なくされた菊池市長及び議長は、七城町、旭志村、泗水町の三町村の首長及び議長に対し、任意協議会設置の申し入れを行った。

菊池市は、郡市一体での合併検討を断念し、地理的・歴史的関係に加え、人的・経済的にも強い関わりがある北部四市町村での合併を目指す

意向を表明し、五月に開催した市民への説明会でも、北部四市町村の合併に理解を求めた。

しかし、この時点では泗水町は、先述のように合志町・西合志町を志向し、旭志村と七城町は、これから住民の意向を集約し、議会とも協議するが、現段階では白紙との姿勢であった。

また、旭志村で四月から五月にかけて行われた住民アンケート（二〇歳以上の村民を無作為抽出し、二、一四〇人に対し実施。回答率九五・九％）では、合併の枠組みを問う三択設問で、「大津町方面」が五四・七％と、「菊池市方面」の二八・八％、「合併しない」の一六・五％を大きく引き離し、菊池南部への志向が浮き彫りになり、旭志村は大津町との合併を希望するに至った。

このため、六月三日に開催された第八回合併検討会では、菊池市が北部四市町村合併の意向を改めて表明したものの、他の三町村の同意は得られなかった。

ここで、周辺地域との合併を模索することとした旭志村、泗水町の、平成一四年夏以降の経緯を記載しておく。

旭志村は、先述のアンケート結果に従い大津町に合併を打診した。大津町は、七月に入り、旭志村の意向に応え、当時既に話を進めていた西原村を含む三町村での勉強会を設置することにしたが、西原村は旭志村の参加を想定していなかったため、村民の理解を得るには時間が必要などとして、結果的には、八月にはこの三町村の話は白紙に戻った。これを受けて、旭志村議会は、以前から打診を受けていた菊池市との合併を進める方針に転換した。

しかし、九月二四日、再度大津町へ合併を働きかけるべきとして、旭志村川辺地区の住民等が、大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手、三日後には、大津町でも旭志村との二町村での法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。一方で、同月三〇日、旭志村で、広域行政組合等の繋がりが、河川流域としても自然であるなどとして、北部四市町村での法定協議会設置を求める住民発議の手続がス

タートした。

旭志村長は、こうした住民発議の動向を当面静観するとしていたが、一〇月四日に開催した村民への説明会では、大津町との合併が白紙となった事実を重く受け止め、北部四市町村での合併を目指すと表明した。

一月二五日、旭志村で大津町との法定協議会設置を求める住民グループは、請求に必要な村有権者の五〇分の一（八七人）を超える一、六三七人（村有権者の三七・六％）の有効署名を添えて本請求。大津町でも、旭志村との二町村での法定協議会設置を求める住民発議について、一二月に本請求が行われた。一方、一月二日、旭志村で北部四市町村での法定協議会設置を求める住民グループが、請求に必要な村有権者の五〇分の一（八七人）を超える一、三七三人（村有権者の三一・六％）の有効署名を添えて住民発議の本請求を行った。

この住民発議の動きとほぼ同時期にあたる一月中旬から下旬、大津町で、町内有権者に対して市町村合併についてのアンケート調査が実施され、結果的には、南部四町の合併を望む声が多くなった。

これにより、大津町執行部は合併の方向性を南部四町を軸とすることとし、平成一五年二月二一日、大津町長は旭志村長に対し、旭志村との法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答した。旭志村長もほどなく、大津町の住民発議を受けての法定協議会設置議案を村議会に付議しない旨大津町長に回答し、旭志村と大津町の二町村での法定協議会設置を求める住民発議手続は終了した。

泗水町では、合併相手として希望していた合志町と西合志町が、菊陽町と共に三町で任意協議会を設置するに至っていたことから、この任意協議会への参加を申し入れたが、平成一四年八月一三日、三町側から参加を断られた。

しかし、一〇月一〇日、泗水町住吉地区の住民等が大津町、菊陽町、合志町、西合志町との五町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。一月九日になされた本請求では、請求に必要な町有権者の五〇分の一（二二〇人）を超える四、五五二人（町有権者の四一・三％）

の有効署名が添えられた。この頃、合志町でも、同じ五町での法定協議会設置を求める住民発議が進み、こちらも一二月に本請求に至った。泗水町、合志町の両町長は、それぞれ関係町長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。

同時期、大津町と菊陽町では、大津町、菊陽町、合志町、西合志町の四町での法定協議会設置を求める住民発議が進行し、四町全てで議会付議される段階に進んでいた。しかし、平成二五年一月から二月にかけて、大津町及び西合志町の議会が、この四町での法定協議会設置議案を否決した。

大津町長は、四町の枠組みの否決直後であるため、これに泗水町を加えた五町の枠組みの成立可能性も低いと判断、また、町内アンケートでの五町枠組みの支持率も低かったことから、この法定協議会設置議案を議会に付議しないことに決し、二月二八日、泗水町、合志町の両町長にその旨回答、これにより泗水町と合志町の住民発議手続は終了した。

ここまで述べてきたように、旭志村、泗水町では、平成一五年二月末の時点で、当初志向していた枠組みでの合併検討の途は一旦断られた。その上で、北部四市町村は、旭志村住民から出されていた北部四市町村合併を求める住民発議に対する判断を問われることになった。

菊池市長は旭志村長に対し、いち早く議会付議する旨回答していたが、三月一日、七城町長も、「北部四市町村での検討の必要性もあると判断した」として、法定協議会設置議案を議会付議する旨を旭志村長に回答した。続いて泗水町長も「選択肢の一つとして四市町村の検討も必要と判断した」として、議会付議を決めた。

四月一八日、各市町村議会の臨時議会で、北部四市町村での法定協議会設置議案が審議された。菊池市議会及び旭志村議会では、それぞれ賛成多数で可決したが、七城町、泗水町の両町議会では、慎重な協議が必要として、議員から継続審議の動議が出され、それぞれ全会一致で委員会に付託され継続審議となった。この時、両町の議会は議員改選直前であり、その後、任期満了に伴い、議案はそのまま審議未了・廃案となっ

た。

五月一九日に開催された第九回菊池地域市町村合併検討会においては、泗水町は南部四町に泗水町を加えた五町での合併、七城町は郡市一体での合併を、それぞれ再度関係市町村に打診したが、了承は得られなかった。

その後、南部四町で法定協議会移行の動きが具体化したことから、泗水町は南部との合併を断念、平成一五年七月に入り、泗水町は北部四市町村での合併協議を進める方針を明らかにした。さらに、七城町も検討の場に加わる旨明らかにし、七月末、北部四市町村の首長が会合を持ち、任意協議会の設置を確認した。

八月一日、菊池北部四市町村合併任意協議会(会長：泗水町長。以下「北部任意協議会」という。)が設置された。任意協議会では北部四市町村の三役、正副議長等で構成され、新市将来ビジョン骨子の策定や、法定協議会での協議項目の洗い出し等を行うこととされた。協議はほぼ予定通り進み、一月五日の第四回北部任意協議会までに必要な協議が調い、各市町村の臨時議会で法定協議会設置議案が提案されることになった。

北部四市町村のうち、この時点ではまだ合併するかどうかはあくまで白紙としていた七城町では、一〇月中旬から、北部任意協議会での検討を踏まえた住民説明会を実施するとともに、全有権者を対象に北部四市町村合併についての意向調査を行った。一月四日、その調査結果が集計され、有効回答のうち「賛成」が二、〇一〇人(四六%)、「反対」が二、三五七人(五四%)と、僅差ながら反対が上回る結果となった(有権者数四、七三一人、回答四四六七人、回答率九四・四%。無効票一〇〇)。

この結果に、七城町長の判断に注目が集まったが、合併協議に前向きな町議会の意向もあり、町長は、今後も具体的協議を進めていくとしたが、最終的には住民の判断を仰ぐ必要があるとして、法定協議会設置議案に併せて、北部四市町村合併の賛否を問う住民投票条例案も提案すると表明した。

同月一七日、菊池市及び泗水町の各議会で法定協議会設置議案がそれ

ぞれ賛成多数で可決、同月一八日には旭志村議会でも可決された。同月二四日には、七城町議会で、法定協議会設置議案と住民投票条例案が全会一致で可決された。

一月二五日、菊池北部四市町村合併協議会（会長：泗水町長。以下「北部合併協議会」という。）が設置され、この日行われた第一回会合において、これまでの北部任意協議会での承認事項を改めて確認し、早速具体的な協議に取り掛かった。同協議会は、三役、正副議長、議会合併特別委員長、各市町村からの学識経験者各五人、県菊池地域振興局長で構成され、協議会の下には総務、企画課長による幹事会、担当課長による専門部会等が設置された。

以後の協議で、合併期日は平成一七年三月二二日と決定し、これに向けて協議が進められたが、協議が深まるにつれ、七城町の住民投票の実施時期が各市町村の関心事となってきた。このため、平成一六年五月、菊池市・旭志村・泗水町の市町村長及び議長は、七城町長に対して住民投票の早期実施を要望した。

七城町の住民投票時期は、最終的には八月二九日投票と決まり、七城町長は一票でも多い方の方針で進めるとして、住民投票の結果に従う旨明言した。町執行部は住民投票の約一ヶ月前から住民説明会を開催。また、合併推進に理解を求める議員を中心に住民説明会が、八月七日、八月二二日の両日、菊池地域振興局長や市町村合併推進室長を講師に招き、開催された。

住民投票の結果、「合併賛成」が七六・五%を占め、反対を大きく上回る結果となり、七城町長は四市町村での合併推進を明言した（賛成二、六六〇、反対八一八）。

北部合併協議会では、一〇月二二日に開催された第一三回会合で、最後の協議項目となっていた「財産及び債務の取扱い」が承認され、五一の合併協定項目すべてが確認されるに至った。

同月二八日、県知事を特別立会人に合併調印式が開催され、翌一九日、菊池市、七城町及び旭志村の各議会で廃置分合関連議案を賛成多数で可決。一月二日には、泗水町議会で廃置分合議案が賛成多数で可決され

た。

一月五日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、一月二二日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、平成一七年一月四日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一月二六日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、三月二二日、新「菊池市」が誕生した。

三 菊池南部四町における合併検討の経緯

平成一三年一二月に職員研究会を設置して検討を進めていた菊陽町、合志町及び西合志町の三町は、平成一四年六月三日に開催された第八回合併検討会で、六月中に任意協議会を設立することを明らかにした。

三町の執行部はそれぞれ町議会に説明を行い、同月二五日、菊池南部三町合併任意協議会（会長：合志町長。以下「南部三町任意協議会」という。）が設置された。

八月に行われた第二回南部三町任意協議会では、同協議会への参加の打診をしていた泗水町に対し、三町での協議を進めていることから、現時点での参加了承は困難との回答を行うことが確認された。

一方、この頃、大津町は菊陽町に合併を打診しつつも、平成一四年六月、まずは阿蘇郡西原村との勉強会を立ち上げることとし、更に七月には、合併を打診してきた旭志村に対しても勉強会設置を働きかけることとしたが、八月一九日、西原村長と議長が、旭志村の参加を想定していなかったため、村民の理解を得るには時間が必要などとして、大津町長に検討の白紙化を申し入れた。これを受け、大津町は検討方針を一旦白紙に戻すことでまとまった。

さて、南部四町及び周辺町村では、平成一四年夏から秋にかけて、住民発議が頻発した。以下、南部四町に関係する請求内容を時系列に並べた。

① 七月二日、西合志町で、同町須屋地区の住民等が「当町は熊本市のベッドタウンとして発展しており生活圏は一体で、民意にも添う」等と

して、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議に着手。九月六日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四二九人）を超える一、六九五（町有権者の七・九％）の有効署名を添えて本請求。なお、西合志町内では、これに対して、南部三町任意協議会の枠組みで合併推進すべきとする住民グループが、町議会への請願を旨とした署名活動を開始、任意協議会事務局職員を招いての住民集会を開催するなどし、九月九日、住民グループが七、六二六人の署名を添え、町議会に南部三町での合併推進を求める陳情書を提出。

② 七月五日、菊陽町津久礼地区の住民等が、「通勤通学等の生活圏が重なるため、共に政令指定都市へ移行すべき」として、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。九月三日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三六六）を超える九七八八分（町有権者の四・五％）の有効署名を添えて本請求。

③ 八月五日、菊陽町久保田地区の住民等が、「農業、水道、消防等での繋がりが深く、人口一〇万を超える中核都市として発展できる」として、大津町・菊陽町・合志町・西合志町の四町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。九月一日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三六六）を超える一、四五五人（町有権者の六・七％）の有効署名を添えて本請求。

④ 九月六日、大津町高尾野地区の住民等が、「二〇万人都市が実現し、経済的・財政的に強い自治体が生まれる」として、大津町・菊陽町・合志町・西合志町の四町での法定協議会設置を求める住民発議に着手。一〇月二五日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三二二人）を超える一、九一六人（町有権者の八・九％）の有効署名を添えて本請求。

⑤ 九月二四日、旭志村川辺地区の住民等が、大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月二五日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（八八八人）を超える一、六三七七人（村有権者の三七・六％）の有効署名を添えて本請求。

⑥ 九月二七日、大津町杉水地区の住民等が、「農業地域として一体性があり人的交流も深い」として、旭志村との法定協議会設置を求める

住民発議手続に着手。一二月四日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三二二人）を超える二、〇三九人（町有権者の九・四％）の有効署名を添えて本請求。

⑦ 一〇月一日、泗水町住吉地区の住民等が、泗水町・大津町・菊陽町・合志町・西合志町の五町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月九日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（二二一人）を超える四、五五二人（町有権者の四一・三％）の有効署名を添えて本請求。

⑧ 一〇月一日、合志町栄地区の住民等が、泗水町・大津町・菊陽町・合志町・西合志町の五町での法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月二〇日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（三五〇人）を超える二、九七三人（町有権者の一七・〇％）の有効署名を添えて本請求。

⑨ 一〇月二八日、西原村小森地区の住民等が、大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。一二月二六日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（九九九人）を超える二、一八一人（村有権者の四四・五％）の有効署名を添えて本請求。

⑩ 一月七日、大津町陣内地区の住民等が、西原村との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手。平成一五年一月九日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四三四人）を超える一、五五七人（町有権者の七・二％）の有効署名を添えて本請求。

また、平成一四年夏以降、南部四町ではそれぞれ住民アンケートも行われているので、その内容についてもここでまとめて記述する。

九月一七日、菊陽町は町と町議会が共同で実施した住民アンケートの集計結果を公表した。調査は、八月下旬に町内九、六七三世帯に用紙を発送して実施したもので、この日までに四、二七六件（回収率四四・二％）の回答があった。結果、合併枠組みについては、「熊本市」三三・七％、「大津・菊陽二町や南部四町等、大津町を含む枠組み」が一八・五％、「南部三町（菊陽町・合志町・西合志町）」一七・五％、「単独」一五・

二%、「わからない」一一・三%の順であった。

西合志町では、一〇月下旬から全世帯対象の住民アンケートを実施した。町内三、三〇五世帯が回答(回答率三四%)したこのアンケートでは、合併自体については「必要」が六六%を占めた。合併枠組みについては、「菊陽・合志との三町」三九%、「熊本市」三七%、「菊陽・合志・大津との四町」八%、未回答一六%となった。

合志町では、一月、全世帯(七、三〇二世帯)を対象に実施され、二、二二〇世帯が回答(回収率三〇・四%)。任意協議会を設置している三町での合併について、「賛成」五三・二%、「反対」一四・八%、「どちらとも言えない」三〇・八%となった。また、全回答者のうち三町以外の枠組みを希望する意見は「熊本市含む」一一・四%、「三町+大津・泗水」一一・二%、「単独」九・三%、「三町+大津」六・四%と続いた。

大津町では、一月、二〇歳以上の町内在住者(二二六〇四人)を対象に行われ、九、〇八八人が回答(回収率四二・一%)。結果、合併枠組みについては「菊陽・大津・合志・西合志」二九・九%、「大津・西原」一六・〇%、「大津・西原・旭志」一五・四%、「単独」一五・四%、「わからない」一三・二%、「大津・菊陽・合志・西合志・泗水」六・八%、「大津・旭志」三・三%の順となった。

さて、西合志町及び菊陽町の先述の①及び②の住民発議による法定協議会設置議案については、平成一四年一〇月一〇日、熊本市議会がこれを可決した。

これを受け、①について、一月一九日の西合志町議会の臨時議会で熊本市との法定協議会設置議案が審議された。ここでは、既存の任意協議会を重視する意見、熊本市の財政状況を危惧する意見、熊本市と合併し政令指定都市移行を目指すべきとする意見など、賛否の討論があったが、採決の結果、賛成少数で否決された。

これに対し、①の住民発議を行った西合志町の住民グループは後続の手続に着手し、平成一五年二月一四日、請求に必要な町有権者の六分の一(三、五七八人)を超える四、五三六人(町有権者の二一・一%)の

有効署名を添えて住民投票の実施請求を行った。

一方、菊陽町議会では、②について、平成一四年一月二五日に臨時議会が開かれ、熊本市との法定協議会設置議案を賛成少数で否決した。こちらにも住民グループは後続の住民投票手続に着手したが、署名簿の提出に至らず、②の住民発議手続は終了した。

平成一五年一月末には、菊陽町及び大津町の③及び④の住民発議による菊池南部四町合併協議会設置の成否が注目された。

大津町執行部は、平成一四年一月の住民アンケート結果から、菊池南部四町での合併を軸に進める方針を固めていたが、平成一五年一月二八日の大津町議会の臨時会では、検討の枠組みに入るべきとする意見、地理的に大津町が端になり不利とする意見など、賛否の意見が出され、採決の結果、賛成少数で、法定協議会設置議案は否決された。これにより、③の菊陽町の住民発議の手続は終了した。続いて二月三日、菊陽町議会及び合志町議会が、法定協議会設置議案を賛成多数で可決。残る西合志町議会は、翌四日に臨時会を開いて法定協議会設置議案の審議を行ったが、これまでの菊陽町・合志町との三町での合併協議を重視する意見が優勢で、賛成少数で否決、これにより④の手続も終了した。

⑤の旭志村の住民発議については、先述のように大津町執行部が南部四町での合併を軸に進める方針を固めたこと、また、大津町民アンケートの結果、「大津町・旭志村」が三・三%と少数であったことから、二月二一日、大津町長が旭志村長に対し、法定協議会設置議案を議会付議しないことを回答し、手続は終了した。

⑥の大津町の住民発議は、⑤の住民発議を大津町長が議会付議しなかったこと、また、旭志村執行部が北部四市町村での合併を志向するに至っていたことなどから、同月二八日、旭志村長が議会付議しないことを決め、手続が終了した。

また同日、大津町長は、⑦及び⑧の南部四町に泗水町を加えた五町での法定協議会設置議案についても、先に③及び④の住民発議による南部四町での法定協議会設置が退けられている以上、五町での法定協議会設置は厳しいとの判断から、議会付議しないことを決め、合志町、泗水町

の両町長に議会付議しない旨回答し、⑦及び⑧の手続が終了した。

西合志町では、①の住民発議に基づく熊本市との法定協議会設置の可否を問う住民投票が三月二三日に投票され、賛成五、四二一、反対八、八二九となり、法定協議会設置は見送られた（投票率六七・七四％）。これにより①の西合志町における住民発議の手続もすべて終了した。

このように、合併枠組みに関する住民発議・住民投票が頻発する中で、菊陽町・合志町・西合志町の南部三町任意協議会での検討は依然継続していた。

三月二五日、第六回南部三町任意協議会が開催され、法定協議会への移行について協議が行われたが、菊陽町は、大津町も含めた四町合併の意見が議会内に多いため、三町合併を一旦白紙としたい旨表明した。このため、各町は検討の白紙化を含め持ち帰り検討することとなった。南部三町任意協議会事務局は一旦閉鎖され、当面、各町課長クラスで構成する幹事会を中心に、三町間の連携を図っていくことが確認された。

五月一九日、第九回合併検討会が開催され、この席で、菊陽町長から、任意協議会を構成する三町に大津町も加えた南部四町の枠組みで合併検討を進めたいとの意向が示された。四町はそれぞれ六月議会議中に枠組みについて検討し、法定協議会を設置して合併を検討するとの方針を固めた町同士で合併協議会を立ち上げるとの方針が確認された。

六月下旬までに、合志町・西合志町の両町長は、四町合併への賛意を示した。

大津町長も四町での合併推進の意向を示したが、大津町では、隣接する阿蘇郡西原村との間での協議を模索する住民の動きが続いていた（先述の⑨及び⑩の住民発議等）。七月三日、大津町議会において、住民発議に基づく西原村との法定協議会設置議案が審議され、賛成少数で否決され、これにより⑨の西原村の住民発議の手続は終了した（九月には、西原村議会も大津町との法定協議会設置議案を否決するに至り、⑩の手続も終了）。大津町は菊陽町に対し、合併協議に参加する意向を伝え、これにより四町の意向が出揃い、七月中に各町議会で法定協議会設置議案が順次提案、可決された。

八月一日、菊池南部四町合併協議会（会長：菊陽町長。以下「南部合併協議会」という。）が設置され、具体的な合併協議がスタートした。協議会は、首長や正副議長、住民代表らで構成され、下部組織として幹事会、各種専門部会等が置かれ、新市の名称や庁舎位置、議会議員の定数及び任期等、特に検討が必要な項目については小委員会が設置されることも決まった。

合併協議が続いていた平成一六年一月、大津町錦野地区の住民等が、住民に合併の可否を問うべきなどとして、菊池南部四町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求の手続に着手した。

大津町長は、住民投票には肯定的な考えを示し、三月九日、合併後のまちづくりの姿を住民に正確に示した上で最終的に住民の意向を確認するなどとして、菊陽町・合志町・西合志町三町との合併の賛否を問う住民投票条例案を自ら議会に提案した。条例案は、同月二二日の町議会で賛成多数で可決され、即日公布・施行された。この条例は、住民投票を実施するかどうかの判断が町長に委ねられており、住民投票は合併手続を進めるための必要条件であったとした町住民グループが求める条例案とは異なっていたため、同じく二二日、住民グループは、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四四一人）を超える三、〇七三人（町有権者の一四・〇％）の有効署名を添えて住民投票条例制定の直接請求を行ったが、この条例案については、四月八日の大津町臨時議会で賛成少数で否決された。

大津町における住民投票は、五月二三日に投票が行われ、四町合併賛成が有効投票数の過半数を超えた（賛成六、三四五、反対五、九八五。投票率五七・六六％）。大津町長は、町の姿勢に理解を頂いたとして、合併協議を継続し、今後議論をより深めていきたいとの意向を示した。新市の名称が「東熊本市」に決定した五月二七日の第一〇回南部合併協議会では、大津町長から住民投票結果について報告があり、四町合併に取り込む姿勢が改めて確認された。

相前後するが、四月三〇日には、西合志町須屋地区の住民等が、菊池南部四町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求手続に着手し、六月二

八日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（四四一人）を超える二、一三四人（町有権者の九・六％）の有効署名を添えて直接請求を行ったが、七月一二日の西合志町議会の臨時議会では、合併協議会や議会の判断を尊重するという意見が多く、賛成少数で条例案は否決された。

六月三日の第一回南部合併協議会では、既に確認していた合併期日（平成一七年二月二十八日）について、合併特例法の一部改正により一年間の経過措置が設けられたことを踏まえ、菊陽町長が合併期日の延期を提案した。これについては、七月二日の第二回南部合併協議会で、大津町が難色を示したが、最終的には多数決となり、合併期日の変更が決まった。

この合併期日延長決定を受け、八月に開催された第一三回南部合併協議会では、大津町から、重要な協議項目の再協議や、新市初年度予算編成方針の協議が提案された。しかし、九月に開催された第一四回南部合併協議会では、先の大津町の提案に対し、菊陽町、合志町、西合志町の三町は再協議は不要とした。これに対し、大津町も要望が受け入れられない限り合併期日延長には反対であるとして譲らなかった。

一〇月二〇日、第一五回南部合併協議会が開催されたが、大津町からの再協議提案についてはこの日の協議でも結論が出ず、大津町と他三町側との調整はいよいよ困難となり、大津町長から合併協議会での協議を休止するとの意思表示がなされた。

これに対し、残る三町も対応を協議した結果、最終的に合併協議会の休止が決定された。南部四町による合併協議はこの時点で事実上終了し、正式には、平成一七年二月二十八日付けで、南部合併協議会は廃止された。

大津町と袂を分かつこととなった菊陽町、合志町、西合志町は、一〇月二三日、三町執行部及び正副議長による会合を開き、三町での合併を推進することを確認し、法定協議会設置を目指し、それぞれに議会や住民への説明に入った。

このうち、一月一二日に行われた菊陽町議会合併特別委員会では、三町で合併特例法期限内の合併を進めることについて採決が行われた結果、反対派が多数を占める状況であった。これに対し、菊陽町内では、

各種団体代表で構成する町民委員会や区長会が、町に対し三町合併推進の要望を行う一方、住民グループからは拙速な合併協議は避けるべきという意見も出された。

一二月五日、三町議会の臨時議会で法定協議会設置議案が審議され、合志町議会、西合志町議会では、それぞれ賛成多数で可決された。

判断が注目された菊陽町では、一人三もの議員が討論に立ち、合併特例法期限を目前にした駆け込みは疑問とする意見、財政力のある三町が合併してより高度な住民サービスを提供すべきとする意見など、賛否が飛び交ったが、採決の結果、賛成少数で否決となり、三町での合併協議会設置には至らなかった。

以下、菊池南部四町のその後の個々の動向を見ていく。

【合志町・西合志町】

菊陽町との三町での合併には至らなかったものの、合志町及び西合志町の執行部及び議会は、これまでの合併協議の蓄積から、合併特例法期限内の二町での合併は十分可能であるとの判断から、二町合併を目指すこととなった。

一二月二六日、合志・西合志両町の執行部及び議会代表による一回目の会議で、二町合併を進めるための将来ビジョンを早急に策定することが確認され、翌平成一七年一月一〇日の第二回会議では、策定した将来ビジョンをもとに、二町合併についての検討がなされ、合併特例法期限内の合併に再度取り組むことについて大筋で合意した。

二町での合併推進について、両町議会は賛成意見が多数を占めた。合志・西合志両町は住民説明会を集中的に実施し、一月三十一日、両町臨時会で二町での法定協議会設置議案が賛成多数で可決された。

二月一日、両町の三役、正副議長、学識経験者等で構成された合志西合志二町合併協議会（会長は合志町長）が設置された。以後、協議会や幹事会、専門小委員会等で、三月二一日の第六回協議会までに、集中的な協議が行われ、全五二の協議項目を確認した。

この間、合志町の住民グループから、町長に対し二町合併の是非を問

う住民投票の実施を求める陳情がなされ、また、西合志町の住民グループから、合併協議会に対し二町合併の理由を質す公開質問状が提出されるなど、合併協議の期間や性急さを懸念する意見もあったが、両町は、住民説明会を実施するなどして住民に理解を求め、その後住民から目立った抗議等は無かった。

二町では、三月二四日に県知事を特別立会人に合併調印式を開催。同月二八日、両町議会は臨時議会を開き、廃置分合関連議案はいずれも賛成多数で可決された。

三月三〇日に、県知事への廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、六月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二一日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一八年二月二七日、新市「合志市」が誕生した。

【菊陽町】

平成一六年一二月五日、菊陽町議会で合志町・西合志町との三町での法定協議会設置議案が否決され、町は合併特例法期限内の合併を断念した。

議会の判断に対し、菊陽町内の「市町村合併を検討する町民委員会」と区長会は、議会議員全員に対し、法定協議会設置議案に反対した理由や、合併に関する意向などを聴く公開質問状を送ったが、議会側は、再度の混乱が予想されるとして回答を控えた。

その後は、町では合併に向けた具体的な動きは顕在化しなかった。

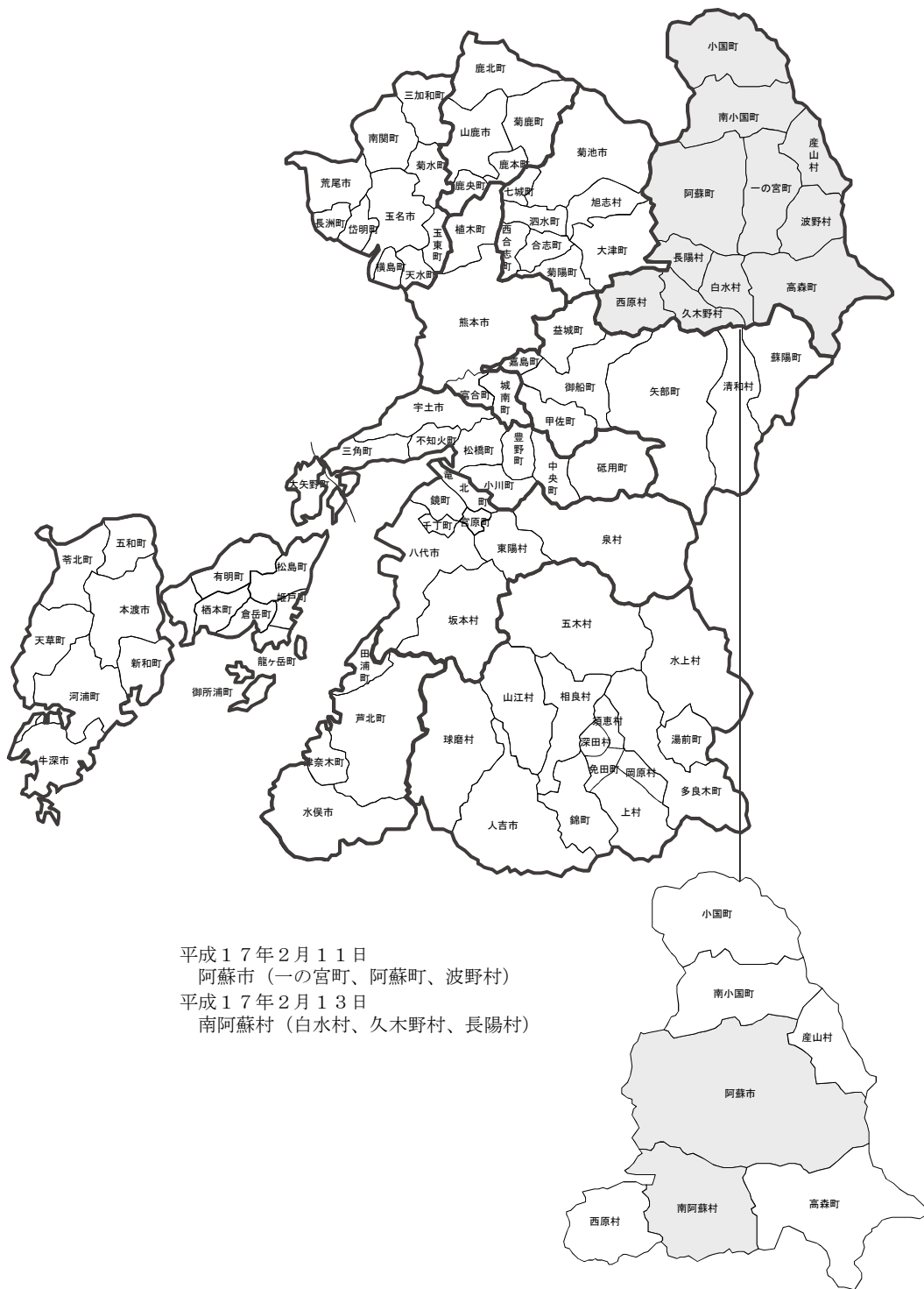
【大津町】

平成一六年一〇月に菊池南部四町合併協議会の休止が決まり、同月二十九日、大津町長は町議会合併問題特別委員会に対する報告を行い、法定協議会再開の可能性について否定した。これに対し、議員の一部からは、先の住民投票の結果を無視しているといった意見もあったが、最終的には町長の判断が了承された。

一月一七日、町内の住民グループが町長宛に、「三町に対し合併協議会参加中止の撤回を申し入れ合併協議を再開する」よう求める要望を行ったが、町側は、同月一九日に開催された住民説明会で、改めて四町合併協議への復帰は無いと明言した。

一月下旬、これまで合併協議に携わってきた現職町長が急逝。一月二六日に投票票となった町長選には新人二人が立候補したが、いずれも前町長の町政継承を掲げたこと、また、合併特例法期限が目前に迫っていたことから、両候補とも当面の単独町制を志向した主張を行い、具体的な合併議論が浮上することは無く、当選した新町長は、将来的には合併は必要としながらも、当面は単独で町制にあたっていく方針を改めて示した。

六 阿蘇地域



平成17年2月11日
 阿蘇市（一の宮町、阿蘇町、波野村）
 平成17年2月13日
 南阿蘇村（白水村、久木野村、長陽村）

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成二二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年六月六日、「阿蘇地域合併問題研究会」が、阿蘇郡一二町村の総務課長、県阿蘇地域振興局振興調整室長により、地域の分析及び合併の是非を検討することを目的に設置された。

平成二三年二月一三日には、各町村の職員や住民に対する周知啓発を目的に、県主催の「市町村合併シンポジウム」が阿蘇町で開催され、管内の首長、議会等の行政関係者、住民等約三三〇〇名が参加した。

同月二〇日には、県阿蘇地域振興局に「阿蘇地域市町村合併推進本部」が設置された。

この頃、「阿蘇地域合併問題研究会」は報告書を作成し、阿蘇地域の一二町村が合併した場合の地域全体の姿、合併のメリット、課題と対応策をとりまとめ、各町村長に提示した。

これらの気運の高まりを受けて、五月一七日の一二町村の町村長及び議長による意見交換会が小国町で開催され、議会や住民への周知が未だ不十分として、各町村が六月議会の全員協議会等で議論を深め、その後、首長レベルの検討会の設置を検討することを確認した。その後、各町村議会では、合併の是非も含めた検討の場としての検討会設置には概ね理解が得られ、八月二〇日、一二町村長及び議長による「阿蘇地域町村合併検討会」（会長：阿蘇町長。以下「合併検討会」という。）が設置され、今後の町村合併問題への取組方策が協議されることになった。

一月二〇日に開催された第三回合併検討会では、合併特例法の期限である平成一七年を目指して、今後より具体的な検討を行っていくため、一二町村全体での検討ではなく、【北部六町村（南小国町、小国町、一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村）】、【南部六町村（蘇陽町・高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村）】の枠組みを基本パターンとして、平成一四年二月までに各町村で住民と意見交換を行うことを確認した。以下は、【北部六町村】と【南部六町村】に分け、それぞれの動向を追っていくこととする。

二 阿蘇北部六町村における合併検討の経緯

平成一四年四月一九日、北部六町村の議会で構成する「合併に関する意見交換会」が、首長を交えて実施された。この席で、一の宮町、阿蘇町、波野村は、六町村での任意協議会設置で基本的に一致したが、小国町長は、共通点の多い南小国町との合併を軸に産山村も含めた枠組みで検討を進めるとした。また、南小国町と産山村は、この日は判断を保留したが、五月二七日に行われた意見交換会で、産山村長が地域懇談会やアンケートの結果から中部四町村を軸とした検討、南小国町長が地理的条件や地域的つながりから小国町との合併検討の意向をそれぞれ表明した。

以後、南小国町・小国町の二町と、一の宮町・阿蘇町・産山村・波野村の枠組み（以下「中部四町村」という。）で協議を進めることとされ、これをもって北部六町村一体での協議は終了した。

【阿蘇中部四町村】

平成一四年六月一二日、中部四町村の首長及び議長、議会合併特別委員長による四町村合併問題打合せが開かれ、中部四町村による任意協議会設置について合意に至った。

八月一日、阿蘇中部四町村合併推進協議会（会長：阿蘇町長。以下「中部合併推進協議会」という。）設立総会が開催された。本協議会の委員は、町村長、議会代表、住民代表等によって構成された。

協議初期の段階で、市制施行の選択と合併期日について、町制を希望し、平成一七年三月末までの合併を期限とした産山村・波野村に対し、一の宮町・阿蘇町は市制施行を希望し、これに伴い市制施行に関する人口要件（三万人）特例期間内である平成一六年三月までの合併を主張し、意見が分かれたが、同時期、国レベルで、市制施行要件緩和の期限延長を行う動きが顕在化したため、平成一五年一月の第七回中部合併推進協議会で、平成一七年三月までに合併し、市制施行すること合意に至った。

同時期（平成一四年二月～平成一五年一月）には、中部合併推進協議会が市町村建設計画策定に伴うアンケート調査を実施した。各町村の各家庭にアンケートが配布され、この結果が、新市建設計画の策定に反映されることとなった。

その後の中部合併推進協議会の検討では、新庁舎の設置方式について合意に至ることができず、また、議会議員の選挙区毎の定数の調整がつかずにいたため、平成一五年二月の第八回中部合併推進協議会では、この「新市の事務所設置方式と位置」及び「議会議員の選挙区定数」について、小委員会を設置し、集中して審議することを決定した。五月の第一一回中部合併推進協議会では、新市名称を「阿蘇市」とすることが承認された。

また、五月から六月にかけては、新市建設計画策定のためのワークショップ等が、順次実施された。（一の宮町・六月四日、波野村・五月二四日、産山村・六月二〇日、阿蘇町（住民座談会）・五月二六日～六月一日）

七月八日、第一三回中部合併推進協議会では、阿蘇町から、既に第五回協議会で決定済となっていた「議会議員の在任特例適用」を見直すよう区長会から要望がなされていることが報告された。この要望の取扱いに関する調整はやや難航し、後日改めて協議することとなり、八月二二日の第一四回中部合併推進協議会では、既に決定済の項目であり協議会で再協議を行うべきでないとする一の宮町、産山村及び波野村と、要望の趣旨を真摯に受け止め再協議すべきとする阿蘇町の意見が対立したが、最終的には再協議は行わないこととなった。

合併協議が進む中で、産山村内では、合併後の国保税等の住民負担の引き上げや、新市周辺部になることでの地域の衰退を懸念する住民グループが、村議会に対し、合併の再考を求める請願書を提出するに至った。村議会では、この請願に対する賛否が分かれたため、判断は村長に一任され、産山村長は八月二二日の町村長会で、中部合併推進協議会からの脱退を表明した。他の首長はこれに対し文書により慰留し、産山村長及び同村議会議長に対し、再考を求めた。

申入書

阿蘇中部四町村合併推進協議会は、一の宮町、阿蘇町、産山村及び波野村の四町村での合併を目指して昨年八月一日の設立以来、これまで一年間、延べ一四回にわたり真摯に協議を重ねてまいりました。そうした中で、今般、突然に貴村長から、四町村による合併の枠組みから離脱するとの意思表示を受けたところであります。

我々阿蘇中部四町村としては、少子高齢化をはじめとする市町村を取り巻く厳しい社会経済環境の変化に適切に対応すると同時に、町村の行財政運営の基盤となる地方交付税をはじめとした地方財政全般の見直しに対応出来る行財政基盤を構築することを目的に、四町村がこれまで歩んできた歴史や文化を大切にしながら、こども達や孫達に暮らしやすい地域をつないでいくために、各町村とも身を切る思いの中で取り組んできたところであります。

その大きな目的に照らすならば、各町村の行財政運営を任せられた町村長及び議会としては、これまでの行財政運営や行政サービスの相違点等についても可能な限り建設的な話し合いを重ねて行けば必ず調整出来るものと信じて、一つ一つの協議を真剣に積み重ねてきたところであります。

また、それぞれの地域が合併を通じてどのような姿をめざすのかを明らかにする新市建設計画等地域住民が合併の適否を判断するための材料となる重要事項の審議が、いよいよこれから始まるという時期であることなどを考慮すると今回の突然の離脱の表明は全く得心の行かないところであります。

貴村の帰趨は、合併協議会を構成する残された町村も含めて、阿蘇中部四町村三万三千人の今後の生活にとっても大変大きな影響をもたらすものであり、合併協議を継続する上で産山村として懸念される課題があれば、あらゆる機会に虚心坦懐にお話しを頂き、納得行くまで調整が出来たものをとの思いが募ります。願わくば是非とも従来同様に四町村の枠組みで検討を進めていかれることを切に希求するものであります。

以上、当協議会に参加する三町村の意向を踏まえて、貴村において再度ご検討いただきますようお願いいたします。

平成一五年八月二二日

産山村長様、産山村議会議長様

阿蘇中部四町村合併協議会会長

しかし、産山村内では、産山村議会も村長の判断に同意する方針を決め、同月二七日の臨時町村長会議で、産山村長から、文書により、中部合併推進協議会離脱の意向が改めて三町村側に伝えられた。

九月一日、臨時の中部合併推進協議会が開催され、出席した産山村長から同協議会を離脱する旨説明がなされた。協議会委員からは慰留の意見もあつたが、最終的には承認され、今後の合併枠組みは、住民への説明も踏まえ、改めて協議することとされた。

同月九日、第一五回中部合併推進協議会が開催され、一の宮町及び阿蘇町は、波野村を含めた三町村での協議継続の意向を示した。この日、波野村からは、村としての意見集約に時間が欲しい旨報告がなされたが、同月一七日の第一六回中部合併推進協議会において、波野村も協議継続の意向を示し、一の宮町、阿蘇町及び波野村（以下、「中部三町村」という。）での合併推進が確認され、名称を阿蘇中部三町村合併推進協議会（以下、「中部合併推進協議会」という。）に改めた。また、これまでの中部四町村での確認事項は今後も引き継ぐことが確認された。

産山村が離脱したことで、小規模な波野村の存在が一層埋没するといふ不安があるなどの理由により、一〇月一五日、波野村の住民グループが、村長及び村議会に対し「阿蘇中部三町村からの離脱」及び「合併の枠組みを問う住民投票の実施」を求める請願書を提出した。同月二三日の村臨時議会では、請願内容は慎重に取り扱うべきだとして特別委員会に付託、継続審査となり、結論は見送られた。

同月二四日の第一八回中部合併推進協議会では、法定協議会を一月一八日に設立することを確認。また、事務所の設置方式及び位置、選挙区毎の議員定数といった項目について確認すると共に、合併後の施設の地域間バランスを考慮した付帯事項や、新市の財政計画案についても確認された。

波野村は、先の請願にも配慮し、一月五日、法定協議会への移行についての住民説明会を行い、翌六日からは、村内で「阿蘇中部との合併推進」か「単独」かを問うアンケートを実施した。アンケート結果は同月一二日に集計され、「阿蘇中部での合併推進」六四%、「単独」二九%

という結果となった。

同月一七日、中部三町村議会において、法定協議会設置議案がそれぞれ可決。翌一八日、阿蘇中部三町村合併協議会（会長：阿蘇町長。以下「中部合併協議会」という。）の設立総会が開かれ、中部合併推進協議会で確認された合併協議項目を、法定協議会において改めて確認した。同協議会は、中部三町村の首長、正副議長、住民代表などから構成され、協議会の下に総務課長による幹事会、担当課長による専門部会等が設置され検討が進められることとなった。

二月九日、一の宮町、産山村及び波野村の住民が、「生活圏が一体である」などとして、合併特例法第四条の二に基づく住民発議手続に着手した。

同日開催された第二回中部合併協議会の場でも、この住民発議の動きについて意見が出たが、住民発議の手続は手続として、合併協議は粛々と進め、現在の中部三町村の枠組みは堅持していくとの意見が相次いだ。この住民発議については、平成一六年二月二〇日までに、それぞれの町村で請求に必要な有権者の五〇分の一を超える有効署名を添えて本請求がなされた。

一方、中部合併協議会における合併協議は粛々と進み、三月二三日の第六回中部合併協議会で、最後の協定項目となっていた財産及び債務の取扱いを承認して、合併協定調印式を同月二五日に行うことが承認された。

三月二三日、一の宮町及び波野村議会では、合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に係る法定協議会設置議案を、いずれも賛成少数で否決した。同月二五日には、産山村議会でもこの住民発議に係る法定協議会設置議案が否決され、同日、県知事特別立会人に合併協定調印式が開催された。

その後、先に各町村議会でも否決された合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に後続する住民投票に係る手続が進み、また、中部三町村長及び議会に対し、廃置分合議決の延期を求める陳情書を提出した住民グループもあつたが、住民投票手続について

は、一の宮町で署名数が町有権者の六分の一に達せずに終了するなど、既定の方向性を揺るがすには至らなかった。

合併協定調印を終えた後も、合併協議会内の小委員会、個別論点についての議論がなお続けられ、三町村間で意見の相違が見られる事項についての調整が続いたが、七月一二日、三町村議会で廃置分合関連議案がすべて全会一致で可決された。

七月二六日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、九月三〇日、県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年二月一日、新市「阿蘇市」が誕生した。

【産山村】

平成一五年九月一日、臨時に開催された中部合併推進協議会の場で産山村長が同協議会離脱の意向の説明を行い、承認されたことは先述した。産山村は、同月五日から八日にかけて住民説明会を行い、離脱の経緯について説明した。

村では、今後の村政運営の方向性を定めるべく、一〇月、全村民を対象に、合併相手を明示せず「合併が必要かどうか」のアンケート調査を行ったところ、合併は必要との意見が約六割を占めた。

一月に行われた産山村の住民集会では、出席者から、合併枠組みについて「村単独」「阿蘇中部への復帰」「小国郷」といった声や、合併枠組みを問う住民アンケートの実施を求めるといった様々な意見が出された。二月九日には、一の宮町、産山村及び波野村の住民が、合併特例法第四条の二に基づく、三町村での法定協議会設置を求める住民発議に着手。同月一八日には、産山村で、住民から村長に対して「合併に関する住民意向調査を求める」請願書が提出された。

このように、住民側から今後の合併の方向性を問う動きが顕在化してきたことから、村長は、住民投票により民意を問うこととし、条例案を議会に提案した。

条例案は、「中部四町村」「小国郷」の何れを選択するかという内容のものであったが、平成一六年一月七日の産山村議会臨時議会では、「村単独」との住民意向も強いとの意見が多く、村長が提案した住民投票条例案は賛成少数で否決された。そこで、改めて、選択肢に「単独」を追加した議員提案の住民投票条例案が、二月四日の臨時議会に提案され、賛成多数で可決された。住民投票の実施は三月七日と決した。

住民投票の結果、「阿蘇中部」が四四・五％（五二五票）、「小国郷」が一四・九％（一七六票）、「単独」が四〇・六％（四八〇票）となり（当日有権者数一、四三八人、投票率八三・三％）、単独志向と拮抗しつつも、先に離脱した阿蘇中部の枠組みが最も支持される形となった。

産山村長は、議会と相談しながら方針を検討し、最終的には議会の議決を経たいとしていたものの、同月二五日の産山村議会では、住民投票の結果を受けて村議会合併特別委員会委員長が提案した「一の宮町・阿蘇町・波野村との合併推進に関する決議」案が、賛成少数で否決され、住民投票の結果とは分かれてしまった。また、同月二三日に一の宮町及び波野村の両議会で既に否決されていた合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に係る法定協議会設置議案も、賛成少数で否決された。

四月一二日には、合併特例法第四条の二に基づく住民発議（一の宮町、産山村、波野村）に後続する住民投票手続が始まったが、一の宮町で署名が集まらなかったことから、手続は終了した。

以後、村では合併に向けた具体的な動きが顕在化することはなかった。

【小国郷二町】

平成一四年五月二七日に行われた合併に関する意見交換会で、産山村長が中部四町村を軸とした検討、南小国町長が小国町との合併検討の意向をそれぞれ表明したことは、先述のとおりである。

相前後するが、同年五月中旬、小国町では合併に関する住民懇談会が開催され、参加者に対するアンケート調査が行われた。懇談会に参加した約六五〇人に調査票が配布され、うち六〇五人が回答した結果、合併

の相手先として「南小国町」が六五%と、他の枠組みを大きく引き離した。以下「南小国町・産山村」一五%、「小国郷十大分県中津江村、上津江村」一一%と続き、約九割が南小国町を軸とする合併を志向しているという結果が出た。

六月下旬には、南小国町で合併に関する地区説明会が行われ、この際の参加者へのアンケート(二九五人が回答)では、「合併したほうがよい」三六%、「合併しないほうがよい」三五%と、拮抗する結果となったが、合併の相手先としては「小国町」が六四%、「阿蘇中・北部一体」八%、「その他・無回答」二八%となった。

その後、一〇月二三日、南小国町・小国町の合併に関する両町長合同会議が開催され、首長、議長、議会正副特別委員長等が出席し意見交換を行った。一月五日、一月二日には、両町議会による意見交換会も開催され、両町長も出席した。二月二日の会合では、任意協議会の設置について合意に至り、後日、両町長会合で、正式に任意協議会設立が合意された。

これを受けて、平成一五年一月二七日(三〇日)には、両町でそれぞれ任意協議会設置にあたっての住民説明会が開催された。

二月五日、小国郷二町合併任意協議会(会長小国町長。以下「任意協議会」という。)が設置された。協議会には、両首長と、議会代表五人ずつが参画した。

任意協議会では、住民における議論を深めることを目的に、三月、「新小国郷まちづくりプラン委員会」を設置し、町民主体の本委員会において、地域の将来構想(将来ビジョン)を策定するにあたっての調査研究等を進めていくとされた。一〇月二三日の第一二回任意協議会で、「新小国郷まちづくりプラン(骨子要約版)」が了承された。

協議が進展するなか、小国町からは、民間の学識委員を加え、法定協議会へ移行して協議すべきとの意見が出始めていたが、一方の南小国町は、任意協議会レベルで更に検討すべき事項があるとの立場を採っていた。

一月中旬、両町でそれぞれ住民説明会が行われた後、南小国町で、

同月二日から二月八日にかけて、小国町との法定協議会設置の賛否を問う住民アンケートが、一八歳以上の住民を対象に実施された。一月一七日に結果が公表され、「賛成」二五・二%、「条件付き賛成」一一・一%、「反対」六一・五%、「未記入等」二・二%となった。(送付総数四、一四三、回収率五六・八%)

この結果を受けて、南小国町議会では、法定協議会移行は時期尚早として、当面の間、任意協議会で議論を継続する方針を固めた。

同月二五日の町長会では、県阿蘇地域振興局長からの調整案に基づき、今後の協議の進め方について、平成一五年度内を目的に、任意協議会に民間委員を加え、新町の名称、事務所の位置など先行協議項目を具体的に協議し、法定協議会移行を判断することが、両町長間で確認され、両町議会でも了解された。

平成一六年一月一日、第二三回任意協議会から新たに民間委員が参加し、引き続き協議を深めていくこととなった。同月一九日には、小国郷二町合併推進任意協議会(会長小国町長。以下「小国郷合併推進協議会」という。)へ改称して、第一回会合が開催された。合併の方式を「新設合併」とし、合併の期日を「合併特例法の適用を受けられる期間内」とすることを決定。また、新庁舎問題など重要項目について審議する小委員会を設置された。

その後、平成一五年度内の法定協議会移行を目標に協議が続いたが、議会議員の取扱い、新町の庁舎問題等について合意点が見出せなかった。

協議の末、三月二五日の第七回小国郷合併推進協議会で、新町の名称は「小国町」、新町の事務所の位置は「現在の南小国町役場裏」とすることに決定した。これにより、法定協議会移行前の先行協議項目は「議員定数及び任期の取扱い」のみとなり、両町は、この議論も続けながら、法定協議会移行に向けた手続を進めることとし、四月一九日から、両町において法定協議会移行にあたっての住民説明会が行われた。

五月一二日、両町議会で、法定協議会設置議案を可決したが、同日の南小国町臨時会では、町長が「小国町との合併の是非を問う住民投票条例案」を六月定例会に提出する考えを表明した。町長は、先の住民アン

ケートの結果をおして法定協議会を設置する以上、住民投票を行うことで民意を明確にする必要があるとの意向を示した。

六月一日、小国郷合併協議会（会長：小国町長）が設置された。同日、第一回会合が開かれ、小国郷合併推進協議会での先行協議項目を改めて確認した。また、議員の定数及び任期の取扱いについては、①議員定数は一八人。ただし、設置選挙に限り定数二〇人。②議員任期は、特例を適用せず、設置選挙に限り、旧町毎の選挙区を設置。選挙区毎の定数は、（案1）それぞれ一〇人、（案2）旧財産組合の負担割合に進じて、旧南小国町選挙区八人、旧小国町選挙区一二人、との提案が行われ、次回以降詳細な検討がなされることとなった。

同月九日、南小国町議会では「南小国町の合併についての意思を問う住民投票条例」議案が可決された。南小国町長は結果が僅差でも数の多い方の民意を尊重するとした。

同月一五日の第二回小国郷合併協議会では、懸案の議員定数及び任期の取扱いについて、両町とも前回提案の内容をほぼ了承したものの、選挙区毎の定数についての意見集約ができず、結局、同月二九日の第三回小国郷合併協議会で、他の選択肢も含め、小委員会でも検討することが決まった。

同月二四日、南小国町の住民投票が告示され、七月一日に投票となつた。投票率は七九・一六％で、結果、賛成二五・六％（八二八票）、反対七四・四％（二、四〇七票）と、反対票が賛成を大きく上回る結果となつた。

翌一二日の南小国町議会町村合併特別委員会では、合併協議の継続は困難との意見が大勢であったが、結論は同月二一日の民間委員との合同検討会の場に出すこととなり、この合同検討会の結果、法定協議会を解散すべきとの結論に至つた。

これを受け、翌二二日、南小国町が小国町に対して法定協議会廃止について正式に申入れを行った。翌二三日の小国町合併検討委員会では、この申入れを受諾、法定協議会を廃止するとの結論に至つた。

同月二八日の第四回小国郷合併協議会で協議会解散が確認され、八月

六日、南小国町及び小国町議会で、平成一六年八月三十一日付での法定協議会解散が議決された。

以後、二町では、合併特例法期限内の合併を模索する動きが顕在化する事はなかった。

三 阿蘇南部六町村における合併検討の経緯

平成一三年一月二〇日の第三回合併検討会の席で、北部・中部の六町村、南部六町村の枠組み毎に意見交換を行い、合併を前提とした任意協議会の設置を検討していくことが確認された後、南部六町村の首長等は、一二月六日に会合を開き、この席で、六町村の枠組みを基本に平成一四年四月を目途に任意協議会設置を目指すことを確認、各町村で議会を交えた具体的な検討を進めることとなった。

平成一四年二月六日、六町村長及び議長、正副委員長が出席し、第一回南阿蘇地域町村合併問題検討会（以下「南阿蘇合併検討会」という。）が開催され、任意協議会設置までの取組みと、その設置時期等について協議がなされた。ここでは、四月までを目処に各町村で住民説明会を実施し、枠組みについての意思固めを行うことを確認。次回会議に枠組み案を持ち寄り、基本的な枠組みを決定し、任意協議会設置に取り組みことを確認した。

六月一〇日、六町村の首長、議長、正副委員長が出席し、第二回南阿蘇合併検討会が開催された。ここで、白水村長からは白水村、久木野村、長陽村の三村案が示されるとともに、西原村長は、五月に実施した村内住民アンケートの結果を基に、南部六町村の枠組みから離脱すると表明し、結局、枠組み離脱を明言した西原村を除く五町村で、改めて検討会を開くことが決まった。

この頃（平成一四年五～六月）、白水村・久木野村・長陽村でも、それぞれ住民アンケートが実施されており、合併枠組みについては、それぞれ次のような結果となった。

白水村は、五月中旬に二〇歳以上の住民に対して実施。配布数三、八

一九、回収三、二九四（八六・三％）。「白水村・久木野村・長陽村」二、一八六、「未記入」五三〇、「南阿蘇南部六町村」四三二、「白水村・久木野村・長陽村・高森町」八二（選択肢にない回答）。

久木野村は、六月に全世帯対象に実施。配布数七四三、回収数六八七（九二・五％）。「白水村・久木野村・長陽村」四九九、「白水村・久木野村・長陽村・高森町」九二、「南阿蘇南部五町村」六五、「その他」一五。

長陽村は、五月に二〇歳以上の住民を対象に実施。配布数四、〇五三、回収三、二四四（八〇・〇％）。「南阿蘇南部六町村」以外の枠組みについては自由回答で聞いた。結果、「白水村・久木野村・長陽村」一、五六五、「南阿蘇南部六町村」三八七、「阿蘇町、西原村、長陽村」三六一、「未記入」一二、「その他」三。

七月には、高森町において、町内全世帯を対象としたアンケート調査が実施された。結果、「合併が必要」としたのは四九・三％であり、その際の枠組みについては、「白水村・久木野村・長陽村との合併」が四八・五％、「白水村・久木野村・長陽村・蘇陽町との合併」が四七・四％となり、拮抗する結果となった。この間も教次に亘って五町村長と地域振興局長の意見交換がなされた。

五町村での開催となった八月九日の第三回南阿蘇合併検討会の席では、蘇陽町及び高森町は、南阿蘇地域は従来から観光振興や基盤整備等に一体的に取り組んできており関係が深いとして、五町村での合併を強く主張した。これに対して、白水村、久木野村、長陽村の三村は、各村で行われた住民アンケートの結果、三村合併を希望する枠組みが多かったため、住民の意向を尊重するとし、三村での合併検討を進める意向を表明した。検討会では、最終的にはこれを承認した。

この日をもって南阿蘇合併検討会は解散することとされ、今後三村が合併を検討し、蘇陽町及び高森町は各々で今後の対策を検討することとなった。

【南阿蘇三村（白水村、久木野村、長陽村）】

平成一四年九月一二日、南阿蘇三村の首長・議長等による会合で、任

意協議会の設置が確認され、一〇月一〇日に南阿蘇三村合併推進協議会（会長：長陽村長。以下「南阿蘇合併推進協議会」という。）が設置された。同協議会は、南阿蘇三村の首長、議会代表、県阿蘇地域振興局長等により構成され、平成一五年五月の法定協議会移行、平成一七年三月の合併を目指し、将来ビジョン骨子の策定や、合併協定項目の洗い出し等がスタートした。

一五年一月二九日、高森町長と正副議長が同協議会への参加を久木野村、長陽村に申し入れたが、この動きは結果的に不調に終わった。

この地域は、いわゆる平成の大合併で、本県で唯一「村」だけの合併検討が開始された地域であった。このため、検討初期の段階では、合併後「町」となるか「村」となるかが、協議会での一つの関心事となった。

二月五日の第四回南阿蘇合併推進協議会では、平成一五年四月一日付で法定協議会に移行することに合意した。また、三村合併後の町制施行については、三村で実施したアンケートの結果、「村」を希望する回答が五三％と、「町」の四七％を上回ったものの、アンケートの調査方法が三村間で異なる等の理由から、慎重に検討することとなった。白水村、久木野村では、「二六歳以上の全住民」を対象とした長陽村の調査方式に合わせる形で、二月下旬にアンケートを再度実施、三月五日にアンケート結果が公表され、合併後の町制施行について、三村全体で「村」が五七％と、「町」の四二％を上回り、「村」とすることに決定した。

法定協議会設置議案については、三月一四日までに三村議会で順次可決され、四月一日、南阿蘇三村合併協議会（法定協議会。会長は長陽村長）（以下、「南阿蘇合併協議会」という。）が設置された。同協議会は、首長、議会代表、学識経験者、県阿蘇地域振興局長により構成され、協議会の下に村長会、総務課長による幹事会等が設置され、これ以降、各合併協定項目についての具体的な協議が行われた。

新村建設計画の策定に向けた取組みも本格化し、平成一五年八月の三村住民アンケートや、九月の三村合同ワークショップ等の結果が、計画策定に活かされた。

南阿蘇合併協議会は、月一回程度のペースで開催され、合併協議は、決定的な対立点が浮上することなく進んだ。平成一六年六月一日の第一五回南阿蘇合併協議会で新村建設計画を確認、全四三協定項目のすべてを確認した。同日、県知事を特別立会人に合併協定調印式を開催。同月一七日に久木野村議会、同月二二日に長陽村議会、同月二五日に白水村議会、それぞれ全会一致で廃置分合関連議案が可決された。

七月二日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、一〇月七日の総務大臣への廃置分合届出を経て、一月五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年二月一三日、「南阿蘇村」が誕生した。

【蘇陽町】

蘇陽町では、平成一四年九月末から一〇月上旬にかけて、町村合併に関する住民アンケートが実施された。二〇歳以上の町民四四一八人を対象に実施されたこの調査では、三七二六人が回答(回収率九六・五八%)。合併相手として「矢部町・清和村」が四四・四%、「高森町」が四三・二%、「単独」一〇・四%、「無回答」二・〇%と、民意は大きく二分される結果となった。

このため、町執行部及び議会は、一〇月一六日、矢部町、清和村、高森町に対し、合同検討会の開催を申し入れた。これを受けて、関係首長の打合せが行われ、その後、一二月六日、蘇陽町、矢部町、清和村の三町村長、正副議長等による意見交換会の中で、「三町村の枠組みで合併検討を進めることを各町村の一二月議会で正式に表明し、一月下旬に任意協議会を設置することを確認した。しかし、先のアンケートの結果のとおり、高森町を指向する住民も多く、同月一日には、町内伊勢地区の住民等により、高森町との法定協議会設置を求める住民発議手続が開示された。

平成一五年一月九日、蘇陽町、矢部町、清和村の三町村長が、三町村による枠組みで合併協議を進めるため、一月二二日付で任意協議会を設置することを確認した。

以後の動向は、「上益城地域」の項で詳しく述べるが、結果的にはこの三町村の枠組みにより、郡を越えた形での合併が成就し、平成一七年二月一日、「山都町」が誕生した。

【高森町】

平成一四年八月九日の第三回南阿蘇地域町村合併検討会で、白水村、久木野村、長陽村が三村合併の意向を示したことで、高森町は今後の方策を検討することになり、町は、今後の町政方針について、一〇月末から住民説明会を開催した。

二月一日、隣接する蘇陽町の伊勢地区の住民等により、高森町との法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。

一方、高森町では、平成一五年一月二八日、町議会全員協議会で、南阿蘇三村合併任意協議会への参加の方針が確認され、翌二九日、町長及び正副議長が久木野村と長陽村を訪問、枠組みに参加したい旨の申入れを行っているが、結果的にはこの申入れは不調に終わった。

四月一八日、高森町長は、蘇陽町の住民発議に基づく法定協議会設置議案の議会付議についての意見照会に対し、既に蘇陽町が矢部町・清和村との任意協議会に参加していたこと等から、議会付議しない旨蘇陽町長に回答し、蘇陽町における住民発議手続は終了した。

同月二七日、任期満了による高森町長選が投票された。現職が引退し新人三名の争いとなり、元町議が初当選。新町長は、合併問題については、将来的には必要との立場を表明した。

五月一二日、高森町芹口地区の住民等が、「町単独では財政面や住民サービスの維持に不安があり、将来的な南阿蘇一体の合併の為にも段階的な取組みが必要である」などとして、蘇陽町との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。六月二三日、請求に必要な町有権者の五〇分の一(一二五人)を超える二一四人(町有権者の三・四%)分の有効署名を添えての本請求に至った。

しかし、八月八日、蘇陽町長が高森町を訪問し、蘇陽町で既に矢部町・清和村と任意協議会での検討が始まっていたこと等を理由に、高森町長

に対し法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答がなされ、住民発議手続は終了した。

その後、平成一六年四月一日に、蘇陽町及び高森町の両町住民が、二町での法定協議会設置を求める合併特例法第四条の二に基づく住民発議の手続に着手、蘇陽町では一、〇一五人（町有権者の二五・一％）、高森町では七九一人（町有権者の一二・七％）の有効署名が集められ、本請求に至ったが、七月二六日、両町議会とも賛成少数でこれを否決した。住民グループは後続の住民投票手続に着手したが、結局署名簿の提出に至らないまま手続が終了し、これ以降は町内で合併に関する目立った動きは見られなかった。

【西原村】

平成一四年六月一〇日、第二回南阿蘇合併検討会で、西原村長は、村内住民アンケートの結果を受け、南部六町村の枠組みから離脱することを表明した。この住民アンケートは五月上旬～中旬にかけて全戸配布で実施されたもので、このうち、合併枠組みを問うた項目については、「大津・西原」六二一票、「益城・西原」一七八票、「大津・菊陽・益城・西原」二五六票、「その他」一一四票という結果であった。

西原村は、平成一三年一〇月以降、菊池郡大津町長から合併検討の打診を受けていたが、平成一四年六月二五日、西原村長は記者会見で、住民アンケート結果も尊重し、大津町からの合併協議の申し出を受け入れる旨表明した。

ところが、平成一四年夏にかけて、大津町で西原村及び旭志村との三町村合併に向けた動きが顕在化すると、西原村長は、旭志村を含めた三町村合併については、住民への説明が不十分で、また、(当時)市制施行要件緩和特例の期限となっていた平成一六年三月までの合併は困難であるなどの理由から、大津町との合併協議の方向を一旦白紙化した。

しかし、村民には大津町を志向する意見は根強く、一〇月一五日、西原村小森地区住民等による大津町との法定協議会設置を求める住民発議手続が開始された。一二月二六日になされた本請求には、請求に必要な

村有権者の五〇分の一（九八人）を超える二、一八一人（村有権者の四・五％）の有効署名が添えられ、翌二七日、西原村長が大津町長に法定協議会設置請求の議会付議について意見照会した。同時期、大津町でも、西原村との法定協議会設置を求める住民発議手続が進められていた。こちらは平成一五年一月九日に本請求に至り、同月一四日、大津町長から西原村長に対し、法定協議会設置議案の議会付議についての意見照会がなされた。これらの住民発議に対し、大津町長、西原村長はそれぞれ議会付議する旨表明した。

一方、西原村内では、二月一八日、益城町に程近い河原地区の住民等が、行政面での関係や生活圏の一体性等を理由に益城町との法定協議会設置を求める住民発議の手続に着手した。

五月二〇日、大津町議会臨時議会では、西原村との法定協議会設置議案は継続審査となった。これを受け、同月二三日、西原村議会の臨時議会でも、大津町との法定協議会設置議案について継続審査とした。

六月一〇日、西原村で益城町との法定協議会設置を求める住民等は、請求に必要な村有権者の五〇分の一（一〇〇人）を超える一、一五〇人（村有権者の二三・一％）の有効署名を添えて本請求。同月一二日、西原村長が益城町長に対し、住民発議に基づく法定協議会設置議案の議会付議についての意見照会を行った。

「大津町」「益城町」と、住民発議が重なったこの時期、西原村長は、当面は相手方である二町の判断を見守りたいとしつつも、大津町との法定協議会設置を軸に進めていきたいとの意向を示した。

しかし、継続審査となっていた大津町と西原村の法定協議会設置に関しては、大津町議会では、七月三日に否決され、これにより西原村における大津町との合併を求める住民発議の手続は終了した。

一方、八月五日、益城町長は、西原村の住民発議に基づく法定協議会設置議案について議会付議する旨西原村長宛回答したが、同月一四日、益城町議会では、西原村との法定協議会設置議案は継続審査となった。

西原村議会では、大津町との合併の可能性を残すべきなどの意見から、大津町との法定協議会設置議案については継続審査のままになって

いたが、大津町が菊池南部四町での法定協議会を設置するに至ったことから、九月一八日、賛成少数でこれを否決し、大津町における西原村との合併を求める住民発議の手続が終了した。

西原村執行部や議会では、可能性が残る益城町との法定協議会設置について前向きに検討するべきとの気運が高まり、一月九日、村議会合併特別委員会では、益城町との法定協議会設置議案を可決した。

しかし、一方の益城町議会合併特別委員会は、同月一〇日、西原村との法定協議会設置議案を継続審査とすることを決定し、同月一九日、西原村、益城町の両議会で法定協議会設置議案が審議されたものの、共に継続審査となった。

結果的には、平成一六年三月一五日、益城町議会が、西原村との法定協議会設置議案を否決し、これにより西原村における住民発議の手続は終了し、西原村議会でも、六月一七日の村議会で、益城町との法定協議会設置議案が否決され、以後西原村では表立った合併模索の動きは無かった。

七上益城地域



平成17年2月11日
山都町 (蘇陽町、矢部町、清和村)



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年八月二日、上益城地域広域行政研究会が設置された。これは、上益城郡六町村の総務課長、広域連合事務局長、郡町村会事務局長、県上益城地域振興局振興調整室長により構成されたもので、八月一日の第一回合会では、県から、市町村を取り巻く環境変化と市町村合併についての説明がなされ、議論がスタートした。

平成一三年一月二日から二月一日にかけては、職員アンケートが実施され、これが、町村職員に対する、町村を取り巻く環境変化と市町村合併に関する啓発と情報提供の機会となった。

上益城地域広域行政研究会は研究報告書をまとめ、その内容について、四月下旬に管内町村長及び議長等に対しての説明会が行われた。各町村では、この研究報告書を土台に、合併の枠組みについて、議会、住民等と検討することとし、その結果については、六月議会後に報告することとされた。

八月三十一日、管内町村長及び議長合同会議が開催され、各町村における取組状況の報告がなされた。各町村からは、合併について賛否両論が出されたものの、合併問題を議論する場の設置には特段の異議は出されず、各町村の首長及び正副議長で構成される「上益城地域町村合併問題研究会」を設置することが決まった。この研究会は一〇月四日に初会合を開き、検討に着手した。

同時期、地域住民や各町村の職員に対する周知啓発の取組みとして、「上益城地域市町村合併シンポジウム」が九月五日に御船町で開催され、講演や先行事例の紹介がなされた。

平成一四年一月二三日、上益城地域町村合併問題研究会では、研究会の中間報告が行われ、各町村長の現時点での合併に関する意向が示され、県が示した合併パターンを軸に検討するとの意見、県のパターン以外の選択肢も検討するとの意見、単独での町村運営も視野に入れた意見等が出された。

この後、二月には、嘉島町長が下益城郡城南町長から合併検討の打診を受けているが、すでに上益城地域での議論が行われていることなどを理由にこれを断っている。

三月四日に開催された上益城地域町村合併問題研究会で、清和村長は、住民には消極的意見も根強いと断った上で、合併するならば矢部町・清和村に阿蘇郡蘇陽町を加えた枠組み（Ⅱ県の合併パターンB）が良いとの意見が村内には多く、村としてはその方向で検討したいとする姿勢を示した。矢部町は、県の合併パターンを軸に検討していくとしたことから、以後は、平坦部四町、山間部二町村で個別に合併協議を進めていくことが確認され、上益城地域町村合併問題研究会はこの日を以て解散することとされた。

その後、県上益城地域振興局には「市町村合併上益城地域推進本部」が設置され、五月一五日に初会合を開いており、上益城地域の合併推進に向けた支援体制が調いはじめた。

以下では、【平坦部四町（御船町・嘉島町・益城町・甲佐町）】と、【山間部二町村（矢部町・清和村）】及び阿蘇郡蘇陽町の動向を見ていく。

二 平坦部四町における合併検討の経緯

平坦部四町の枠組みのうち、御船町、嘉島町、甲佐町では、まずは平成一六年三月を合併目標として検討を進めていくことが確認されていた。

合併に対する判断が注目されていた益城町では、平成一四年四月、町長選を迎えた。現職と新人の一騎打ちとなったこの選挙戦では、合併については「重要な問題であり町民の総意に基づいて決める」との立場を採った現職候補が再選を果たし、合併については住民アンケートが行われることになった。

アンケートは、四月下旬から町内全世帯（一〇、四二〇戸）を対象に実施され、全体の約五八%にあたる六、〇五五戸から回答があった。その結果は五月二〇日の益城町市町村合併検討委員会報告され、合併の

是非については、「必要」が六七％、「不要」二六％、「わからない」七％となった。合併枠組みについては、「熊本市」が四一％で最多となり、全校区で一位となるなど、町内で満遍なく支持された。次に「町単独」一七％、「大津町・菊陽町・西原村」一四％、「西原村」一二％、「嘉島町・西原村」六％と続き、「平坦部四町」は五％に留まった。

この結果を受けた益城町長は、合併相手はアンケート上位の案に絞るとして、平坦部四町の枠組みには加わらない旨表明した。

翌二日、平坦部四町の総務課長等による打合せ会合があり、益城町から改めて枠組み離脱の説明がなされた。この時点で、平坦部四町の枠組みでの合併は事実上無くなった。

同日、甲佐町長が町内の住民座談会の場で、御船町・嘉島町との三町合併を進める旨明言し、御船町長も三町合併の方向を模索していた。

六月一〇日、嘉島町長は、町議会において、町単独も一つの選択肢であるとの見解を示し、七月三〇日に開催された平坦部三町長・議長等合併関係意見交換会の場においても、「三町合併には慎重な意見が多く、まずは御船町・甲佐町二町で議論を進めて欲しい」旨の発言がなされた。

八月一九日の三町長・議長等合併関係意見交換会では、御船町・甲佐町から「合併特例法の期限が迫っており、嘉島町の対応を明確にして貰いたい」との意見が出された。これに対し嘉島町長は、「三町合併では住民合意を取り付けるのは難しく、合併しない方向に進みたい」旨の発言があり、御船町、甲佐町はこれを了承し、合併論議を再スタートさせることを確認した。

以下、具体的な合併協議に進んだ【御船町・甲佐町】、単独町制を継続する【嘉島町】【益城町】の動向を個別に追っておく。

【御船町・甲佐町】

平成一四年一〇月一七日の御船町・甲佐町両町全議員意見交換会議で、二町合併を進める方向で意見集約がなされ、まずは住民への説明等を行うこととされた。一月中旬から、両町で二町合併案を軸とする住民説明会が開かれ、同月二六日から二月一日にかけては、二町同一の内

容で、全世帯対象の住民アンケートが実施された（回収率：御船三二％、甲佐六一％）。結果は左記のとおりである。

	(御船町)	(甲佐町)
「ぜひ合併すべき」	一五％	一二％
「合併はしかたがない」	五一％	五二％
「単独で町制維持」	二六％	二四％

この結果に、両町とも約六割が合併に肯定的であるとして、両町執行部と議会は二町合併の方向を再確認し、二月一八日、二町長の会合で、任意協議会立上げを正式決定。同月二五日、御船・甲佐合併推進協議会（会長：甲佐町長。以下「任意協議会」という。）の設立総会が行われた。任意協議会では、法定協議会での協議項目を選定。また、合併後の将来ビジョンについても協議、合併時期については、平成一七年一月を想定して市制施行を目指すこととされた。

法定協議会移行に向けた議論が概ねまとまると、平成一五年四月二日から五月一二日にかけて、甲佐町で住民説明会（合併将来ビジョン、財政状況説明）が行われ、御船町でも、五月一九日から六月一日までに、同様の住民説明会が実施された。法定協議会設置の時期は七月一日とされ、法定協議会設置議案は、両町の六月議会で、それぞれ全会一致で可決され、七月一日、御船・甲佐合併協議会（会長：御船町長。以下「法定協議会」という。）が設置された。

八月には、任期満了に伴う甲佐町長選で、元助役の新人候補が無投票で当選。新町長も御船町との合併推進を明言した。

以後の協議で、合併期日は平成一七年二月一日とすること等が決した。新市建設計画策定に向けた取組みも本格化し、平成一五年秋には、両町住民に対するアンケートや、二町での新市建設計画ワークショップが行われ、「新市移行で分野毎に何を期待するか」「共通して取り組んだ方がより効果的なこと」について、それぞれ検討が深められた。

平成一六年一月一四日、御船町住民が、「平成一四年末の住民アンケートは回収率が低く、改めて民意を問いたい」等として、二町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求に着手した。三月二日、町有権者の四一・

五%にあたる六、二九〇人分の有効署名を添えて直接請求がなされ、町長は、「署名数の多さを重く受け止める」として、条例案に賛成意見を添える意向を示し、同月八日、住民投票条例案が議会付議され、これが全会一致で可決された。

四月二十五日、御船町が合併することについての可否を問う住民投票の投票票が行われ、「甲佐町と合併すること」に反対」とする投票が、有効投票の約八割を占める結果となった（投票率六三・七%、有効投票数九、四一三、賛成一、九六二、反対七、四五一）。

圧倒的大差に、翌二六日の御船町議会全員協議会では、法定協議会の存続を求める意見は最早出されなかった。甲佐町でも、同月三〇日に開催された町合併検討委員会で合併の白紙化が多数を占め、同日、甲佐町長が御船町長に法定協議会解散を申し入れ、御船町長も了承した。

五月十八日、第一回法定協議会が開催され、「法定協議会の廃止に係る理由書」及び「協議会の廃止に係る協議書」が提案され、甲佐町からの意見に基づき、廃止に至る経緯を詳細にする形で一部原案を修正のうえ確認された。

翌一九日、御船町議会臨時議会で、法定協議会廃止議案が審議され、全会一致で可決されたが、同日の甲佐町議会臨時議会で、御船町側への抗議の意味合いなどとして、法定協議会の廃止に係る議案が賛成三、反対一一の賛成少数で否決された。甲佐町議会では、同月二六日に改めて「法定協議会の廃止に係る議案」が審議され、全員一致で可決され、御船・甲佐合併協議会は五月三一日付で解散した。

以後、二町は合併特例法期限内の合併を模索する特段の動きは見せず、単独町制維持に向けた取組みに着手していった。

【嘉島町】

嘉島町では、平成一四年九月二一日から一〇月八日まで住民説明会を開催した。町内行政区毎に延べ一八回実施されたこの説明会終了後、一月初旬から町内全世帯を対象とした住民アンケートが実施され、二二
月四日に公表された結果、回答数一、四五一（回答率五五・三%）のう

ち、「単独」一四八・四%、「熊本市との合併」三五・八%、「御船町・甲佐町との合併」三・四%という結果となり、これ以降、嘉島町で合併特例法期限内の合併に向けた具体的な動きが表面化することは無かった。

【益城町】

先述のとおり、平成一四年五月、益城町長は、住民アンケートの結果を基に、平坦部四町の枠組みから離脱した。以後、益城町長は、アンケートの上位四通りに絞った方向で合併問題に取り組んでいくこととし
（①熊本市、②益城町単独、③大津町・菊陽町・西原村、④西原村）、住民への情報提供の後、再度の住民アンケートを行う方針を示した。

益城町の住民アンケートで支持を受けた形の熊本市は、六月二四日、益城町長に事務レベルでの勉強会設置を打診し、益城町長もこれを了承したが、町長はあくまでも情報収集の一つであり、熊本市との合併を前提としたものではないと声明した。

益城町内では、八月一日〜三〇日にかけて、町内七地区で地区説明会が開催され、住民八七〇人が参加した。

九月一七日、住民グループの代表を務める同町惣領地区の住民等が、「熊本市との合併支持が多く、町の発展には合併して政令指定都市を目指すのが一番良い」等として、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。本請求は一月二七日になされ、請求に必要な町有権者の五〇分の一（五一三人）を超える八、六四八人（町有権者の三三・七%）の有効署名が添えられた。益城町長は、熊本市長に対し、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会した。

時期を同じくして、町内では、一月一日〜三〇日にかけて、二回
目の住民アンケートが実施された。今回は、町内の「全世帯」ではなく「全有権者」を対象に実施され、一月六日に開催された町市町村合併検討委員会で結果が公表された。結果、①「益城町・熊本市」四六・二%（六、六四二人）、②「益城町単独」三五・八%（五、一四三人）、③「益城町・西原村」一一・二%（一、六〇七人）、④「わからない」五・七%（八二四人）、⑤「無効」一・一%（一五八人）となった（配布枚数二五、六〇

八、回収枚数一四、三七四（回収率五六・一％）。

結果は、「熊本市との合併」が最多であったが、町長は、「熊本市」「単独」がどちらも前回から比率を伸ばしていること、また、校区別に分かれた意見も踏まえながら判断する（熊本市隣接校区以外では、「単独」の比率が最多だった）として、後日、議会答弁の中で、私見としつつも単独町制が望ましいとの考えを示した。

一月十九日、熊本市長から益城町長に対し、法定協議会設置議案を議会に付議する旨の回答がなされた。平成一五年一月二十四日、熊本市議会臨時議会では、法定協議会設置議案が可決されたが、同月二十九日、益城町議会臨時議会では、法定協議会設置議案が賛成九、反対一一の賛成少数で否決された。

これを受け、益城町の住民発議を行ったグループは、後続の住民投票の手續に着手し、六月二十七日、請求に必要な町有権者の六分の一（四、二七四人）を超える七、三五一一人（町有権者の二八・五％）の有効署名を添えて本請求した。

並行して、西原村との関係も記しておく。平成一五年二月一日、西原村で、益城町との法定協議会設置を求める住民発議が提起され、六月一日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（一〇〇人）を超える一、一五〇人（村有権者の二三・一％）の有効署名を添えて本請求に至った。同月一二日、西原村長から益城町長に対し、法定協議会設置案の議会付議について意見照会がなされたが、益城町長は、議会付議の回答は急がなかった。

七月二三日、益城町では、熊本市との法定協議会設置の可否を問う住民投票の実施を前に、JC等による実行委員会主催により、熊本市との合併に関する公開討論会が開催された。主催者の予想を大きく超える約二、四〇〇人も住民が参加し、関心の高さが伺われた。この日は、益城町長、熊本市長も討論に参加し、各々の持論を展開した。

翌二四日、住民投票が告示され、町内では、合併賛成反対双方の住民グループが積極的に活動し、選挙戦さながらの様相を呈した。

住民投票は八月三日に実施され、有効投票数一八、二九九票のうち、

賛成七、八五二票（四二・九％）、反対一〇、四四七票（五七・一％）と、反対票が上回った。（当日有権者数二五、一五〇人、投票者数一八、四〇〇人（投票率七三・一六％））。

これにより、益城町における一連の住民発議の手續は終了し、熊本市との合併に向けた動きは表面上は沈静化した。

八月五日、益城町長から西原村長に対し、西原村の住民発議に基づく法定協議会設置議案を議会付議する旨の回答がなされた。同月四日、益城町臨時議会では、この合併協議会設置議案が審議されたが、西原村議会で大津町との法定協議会設置議案が継続審議となっていたことや、熊本市との合併協議会設置に係る住民投票の直後で町内の住民感情に配慮すべきとの意見があり、継続審査となった。九月一六日の益城町議会臨時議会においても、再度継続審査。一方、一〇月の西原村臨時議会においても継続審査となり、一二月の両町村議会でも、それぞれ再度の継続審査となった。

結果的には、平成一六年三月一日、益城町議会において、西原村との合併には町民の認識が薄く時期尚早であるなどの理由により、法定協議会設置議案は否決され、西原村における住民発議の手續は終了した。

益城町においては、その後、西原村との間で合併特例法期限内の合併に向けた動きが顕在化することは無かった。

三 山間部二町村及び蘇陽町における合併検討の経緯

平成一四年三月に開催された上益城地域町村合併問題研究会以降、山間部二町村で個別に合併協議を進めていくことが確認されたのは前述のとおりである。

清和村長は、地理的に中央となる「矢部町・清和村・蘇陽町」の三町村合併の方向性に言及しながらも、合併に慎重な姿勢を見せていた。六月に開催された矢部町・清和村の合併に関する意見交換会でも、矢部町長は積極的、清和村長は依然慎重な姿勢を見せ、また、八月に開催され

た清和村内の住民説明会でも、「合併してもしなくても地獄なら、今のまままらづくりを進めたい」との持論を展開した。同時期に行われた清和村の住民アンケート（回収率九二％）では、「合併しない」「できれば合併しない」が計四六％、「合併した方がよい」「できればした方がよい」が計三二％、「わからない」及び無回答が計二二％となり、慎重派が上回った。なお、合併賛成派に相手を問う設問では、「矢部町との二町村」四八％、「矢部町・蘇陽町との三町村」が四七％という結果であった。

八月二日、清和村木原谷地区の住民等から、「合併により村財政を立て直すべき」「生活圏が一体である」等の理由から、矢部町との法定協議会設置を求める住民発議が提起された。一〇月八日、請求に必要な村有権者の五〇分の一（五七人）を超える三二一人（村有権者の一一・〇％）の有効署名が添えられ、本請求に至った。

時をほぼ同じくして、一〇月六日、蘇陽町が、住民アンケートの結果に基づいて、矢部町・清和村・高森町に対し、文書で合併に関する合同検討会の開催を申し入れた。これに対し、矢部町、清和村と意向の一致をみるに至り、三町村は年内を目途に合併の可能性を探る勉強会を設置することで合意した。一二月六日に開催された三町村の勉強会では、今後協議の場を設け、合併論議を深める必要があるとの認識で一致し、任意協議会の設置が確認された。

ただ、蘇陽町においては、高森町との合併を志向する意見も強く、同月一三日、高森町との法定協議会設置を求める住民発議の手続に同町伊勢の住民が着手した。また、平成一五年一月二〇日には、請求に必要な五〇分の一（八二人）を超える四二八人分の有効署名を添え、蘇陽町長に本請求した。

平成一五年一月二二日、矢部・清和・蘇陽合併推進協議会（会長：矢部町長。以下「合併推進協議会」という。）が設置され、法定協議会における合併協定項目の洗い出しや将来ビジョン策定を進めることとなった。

三町村での任意協議会が設置されたことで、翌二三日、矢部町長は、清和村の住民発議に基づく二町村での法定協議会設置議案を議会付議しない旨、清和村長に回答した。これにより清和村における住民発議手続

は終了した。

また、四月一八日には、高森町長が蘇陽町長に対し、蘇陽町の住民発議に基づく二町法定協議会設置議案を議会付議しない旨回答し、蘇陽町における住民発議手続も終了した。

この後、五月一二日、高森町芹口地区の住民が、「南阿蘇はひとつ」の合言葉を実現するための第一歩「などとして、蘇陽町との法定協議会設置を求める住民発議を提起したが、矢部町・清和村・蘇陽町の三町村で議論が進んでいたことから、八月八日、蘇陽町長から高森町長に対して法定協議会設置議案を議会付議しない旨の回答があり、高森町における住民発議手続は終了した。

七月末から八月中旬にかけては、矢部町で町村合併に関するアンケートが実施された。一八歳以上の町民一〇、六八六人を対象に行われたこのアンケートでは（回収率六四・三％）、「平成一七年三月迄に合併」「合併は仕方がない」が計五一・九％。「すべきでない」一八・六％、「分からない」と不明が計二九・五％となった。合併肯定派に聞いた合併枠組みについては、「清和村との二町村」五七・五％、「清和村・蘇陽町との三町村」三三・九％、「分からない」と不明が計八・六％となった。

この結果に、八月二八日に開催された矢部町議会の特別委員会では、三町村合併の方向性にもある程度の理解は得られたとの意見が大勢を占め、今後住民説明を続けながら、三町村での法定協議会移行を目指す方針を確認した。

九月一〇日の第五回合併推進協議会で、法定協議会での議論をスムーズに進めるため、一定の方向性を得るべき主要項目を洗い出し、以後、一二月八日の第八回合併推進協議会までに、合併方式は新設（対等）合併、合併期日は平成一七年二月一日、新町の事務所の位置は矢部町役場現在地付近、郡の区域の取扱いは上益城郡とすること等が確認され、法定協議会への移行が確認された。

一二月一八日、法定協議会設置議案を、矢部町議会が賛成多数、清和村及び蘇陽町の各議会が全会一致でそれぞれ可決した。

平成一六年一月一日、矢部・清和・蘇陽合併協議会（会長：矢部町長。

以下「合併協議会」という。）が設置された。これまで合併推進協議会で検討してきた主要項目を改めて了承し、より具体的な合併協議がスタートした。

四月一日、新町の名称公募が始まったこの日、蘇陽町では東竹原地区住民等、高森町では柳谷地区住民等が、「二町は産業構造が似ており、人的交流も深い」などとして、合併特例法四条の二に基づく住民発議を提起した。

一方、同月六日には、矢部町の住民グループから「先の住民アンケートでは清和村との二町村合併が最多で、住民の意見を聞く必要がある」などの理由により、合併枠組みに係る住民投票条例制定の直接請求が提起された。

この間、合併協議会では協議が肅々と進められ、七月から八月には合併協定調印、各市町村での廃置分合議決を目指すというスケジュールとなっていたが、これに対し、五月下旬には、蘇陽町の住民から三町村長及び議会に対し、廃置分合議決延期を求める陳情、請願もなされた。しかし、合併協議会では、三町村長が、これまでの検討の経緯を尊重するとして、三町村の枠組みで合併を進める旨、明確な意思表示を行った。

先述の合併特例法四条の二に基づく住民発議については、蘇陽町、高森町でそれぞれ六月中旬に本請求がなされた。

また、矢部町で住民投票条例制定を求めたグループは、六月一四日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（二〇八人）を大幅に超える五、六一〇人（町有権者の五三・九％）の有効署名を添えて直接請求を行ったが、矢部町長は、合併の相手方である清和村が三町村合併を望んでいる以上、現実的選択肢として二町村合併は困難と考えられるなどの理由から、住民投票には消極的な考えを示した。

七月二日、矢部町議会は臨時議会を開き、住民投票条例案を審議。署名数の多さを重視すべきなどとする賛成意見、三町村合併協議が大詰めであり町を二分する混乱は避けるべきなどとする反対意見がそれぞれ出され、採決の結果、条例案は賛成少数で否決された（賛成六、反対七、退席一）。この議決を巡っては、一部から矢部町長の議会対応を指摘する

声などが上がり、矢部町の住民グループが町長の解職請求運動に着手するとう一幕もあったが、署名数が町内有権者数の三分の一に達せず、この手続は途中で終了した。

また、同月、蘇陽町でも住民団体が町長の解職請求手続に着手した。

七月二六日、蘇陽町議会では、合併特例法四条の二に基づく高森町との法定協議会設置議案を否決、同日、高森町議会も否決した。これを受けた両町の住民グループは、後続の住民投票手続に着手したが、後日、矢部町・清和村・蘇陽町の三町村議会で廃置分合議決がなされた段階で住民グループは署名収集を断念し、手続は終了した。

八月一七日に開催された第一回合併協議会で、全四三の協定項目が最終的に承認され、同月一九日、三町村長による合併調印が行われた。

同月二〇日、清和村議会臨時議会で合併関連議案を全会一致で可決。同月二三日には、矢部町、蘇陽町両議会の臨時議会で合併関連議案をそれぞれ賛成多数で可決した。一方、同日には、蘇陽町住民から、「町長解職請求が行われている状況下で議決された廃置分合議案は民意を反映していない」などとして、県知事と県議会議長宛に、三町村合併に係る廃置分合議決の延期等を求める要望書が提出された。

翌二四日、三町村長らが県庁を訪れ、県知事への廃置分合申請書を提出した。

蘇陽町住民からの要望はその後も続き、九月一〇日、蘇陽町の住民グループから県知事に対し、県における廃置分合議決の延期等を求める要望書が再び提出された。この日は、三町村の合併に反対する蘇陽町等の住民約二〇〇人が「郡の変更は死活問題」などのメッセージを記した横断幕やプラカードを掲げて県庁を訪れた。同月一三日には、矢部町議会議員から県知事宛に、やはり廃置分合議決の延期を求める陳情書が提出された。

一方で、同月一四日には、蘇陽町区長会から県知事宛に、三町村合併は苦渋の選択であり、住民説明も可能な限り実施されている三町村は地理的にも歴史的にもつながりは深く、合併して新しい歴史と絆を大切に育て上げ、後世の子孫につないでいくと言う決意があり、新しい地域づ

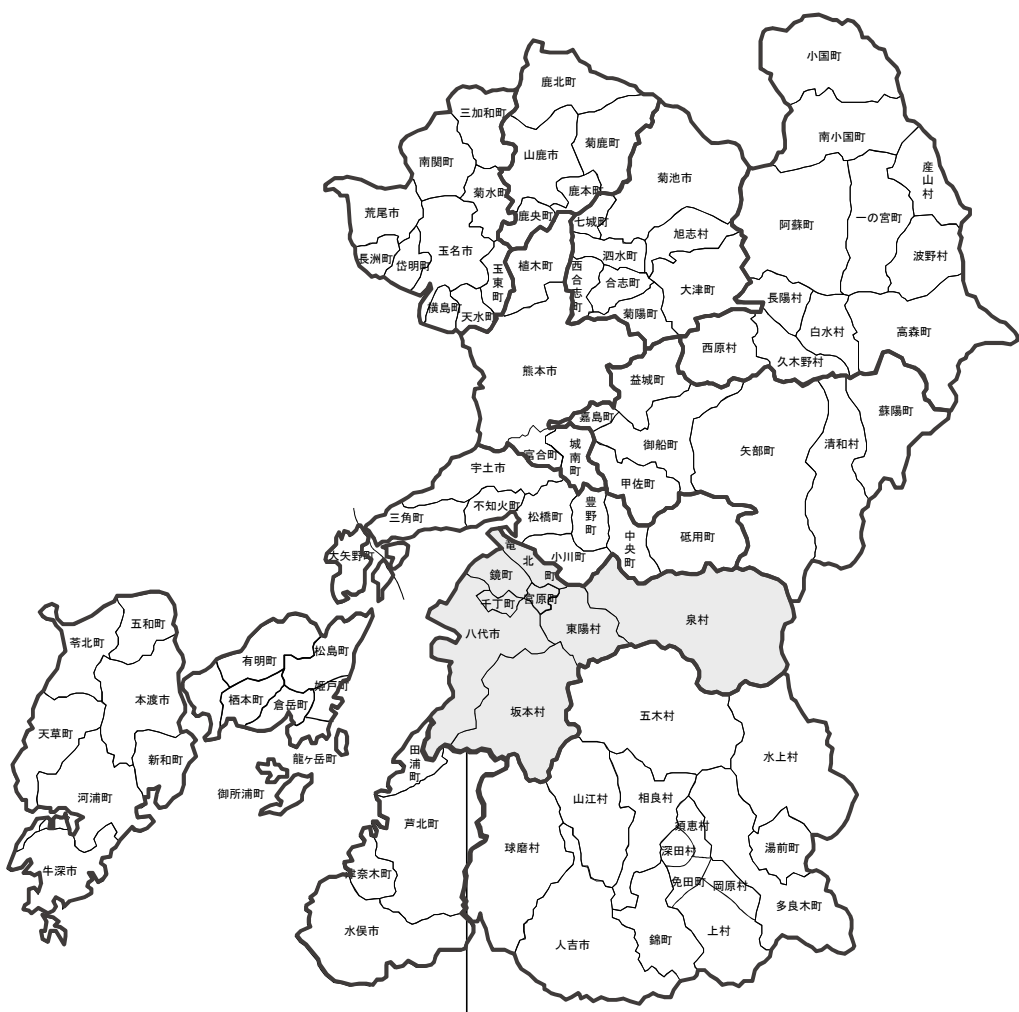
くりに向けて、そうした前向きな強い意志さえあれば必要にして十分であると言う内容が記され、廃置分合議決の要望書が提出され、同月二二日には、矢部町の住民グループから県知事宛に、合併推進に係る要望書が提出された。

このように様々な民意が示される状況にあったものの、三町村合併は、これまでの長い時間をかけた様々な議論の結果としての選択であり、それぞれの議会の議決を経て、首長が廃置分合申請を行った一連の手続そのものに瑕疵は無かったことから、県は、三町村の団体意志を踏まえて廃置分合手続を進めることとして、九月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定（郡の区域を含む）、一〇月七日の総務大臣への届出（廃置分合・郡の区域）を経て、十一月五日、総務大臣の告示（廃置分合・郡の区域）が行われ、合併が確定した。

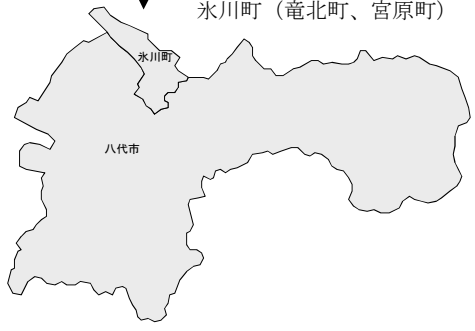
県議会での廃置分合議決後も、蘇陽町内の町長リコール運動は尾を引き、蘇陽町長は、解職請求にかかる住民投票の実施前に辞意を示し、一月二二日付けで退職したが、一二月に行われた蘇陽町長選で再度当選を果たし、これにより蘇陽町内における動きも、ひとまず沈静化した。

こうした幾多の経緯を経て、郡境を越えた三町村による合併新町「山都町」が、平成一七年二月一日に誕生した。

八 八 代 地 域



平成17年8月1日
 八代市（八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村）
 平成17年10月1日
 氷川町（竜北町、宮原町）



一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、八代地域における平成の大合併の本格的検討は、平成一二年七月、八代市、坂本村、千丁町、鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村の八市町村（以下「八市町村」という。）の総務課長レベルによる勉強会からスタートした。この「八代地域総務課長等会議」では、平成一三年三月、「市町村合併についての調査・研究報告書」を策定し、以後の検討の叩き台とした。

四月に入り、「八代地域市町村長懇話会」（会長は八代市長）が設置された。八代地域八市町村の長と県八代地域振興局長により構成されたこの会では、合併のメリットやデメリット、具体的な合併の枠組み、住民の意向把握、地域の将来構想等に関する検討が行われた。

五月の第二回市町村長懇話会では、住民への情報提供の必要性が議論され、その後、全市町村における広報誌への合併記事の一斉掲載や、各種講演会、勉強会、また県主催のリレーシンポジウムの開催等、周知啓発等が続けられた。

一月一日には、八代経済開発同友会が学習会を開催し、八代郡市一体の枠組みを提示するなど、民間団体の関心の高まりも見られた。

また、一二月五日の第九回八代地域市町村長懇話会でも積極的な議論が行われ、年内の任意協議会設置が全会一致で決まり、一二月二六日、八代地域市町村合併検討協議会（会長、八代市長。以下「合併検討協議会」という。）が設置された。

合併検討協議会は、八代地域の八市町村長及び議長、八代市議会副議長、広域行政事務組合議長の一人八人で構成され、顧問として県八代地域振興局長が参画した。なお、当初は、県八代地域振興局が事務局を担ったが、平成一四年四月に各市町村から派遣された職員による正式な事務局が立ち上げられた。

合併検討協議会では、合併枠組みの確認、合併協定項目の基礎調査等を行い、各市町村で、平成一四年六月議会までに法定協議会設置議案議決を行うことを目標とした。

また、相前後するが、二月一四日に、県八代地域振興局内に「市町村合併八代地域推進本部」が設置され、県の支援体制も整備されてきた。

平成一四年一月の第二回合併検討協議会では、八代市長等が郡市一体での合併協議の意向を示したのに対し、宮原町長が私案として、人口規模や歴史的文化的な繋がりがから、「宮原町・東陽村・泉村の三町村合併が望ましい」などと述べた。宮原町長は、町民に向けた説明会でも改めて私案の内容について説明し、町民にマイナスならば合併をしないという選択肢も必要で、あくまでも合併後のまちづくり構想が重要であると強調した。

しかし、この三町村合併の提案は、東陽村と泉村の了承を得るには至らず、二月二八日の第四回合併検討協議会では、枠組み議論の余地を残しながらも、郡市一体での法定協議会設置を目指すこととされた。その結果、八市町村による平成一四年七月一日の法定協議会設置の方向を全会一致で確認した。

四月に行われた八代市長選では新人候補が当選。地域の中核的都市である八代市の新市長の動向に注目が集まったが、新市長は八代郡市一体での合併推進を明言した。市長は、五月上旬から市内一六箇所で市民懇談会を開催（計七八八人が参加）、その際に参加者に対して行われた合併賛否のアンケートでも、調査母体は少数であるが、回答者中約八二％が賛成との結果が出た。

五月二〇日の第七回合併検討協議会では、八代郡市一体での法定協議会設置議案の各市町村六月議会への提案が確認された。竜北町及び宮原町からは、議会内では水川流域五町村（鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村）での合併を期待する意見が過半数を占めているとの報告もあったが、両町長から「郡市一体の方向で努力する」との意見も出されたことから、まずは各市町村での議決を見守ることになった。

六月、各町村議会が法定協議会設置議案を順次可決したが、同月二〇日、宮原町議会は、賛成少数でこれを否決した。八代市、鏡町の両議会は翌二一日に可決、宮原町と同様に判断が注目された竜北町議会も同月二四日可決した。

この結果を受け、六月二五日に市町村長会議が開催され、各市町村から宮原町に対し、郡市一体合併への参加についての意思表示が促されたが、同月二七日の宮原町議会の市町村合併調査特別委員会は、郡市一体合併への不参加を改めて確認した。これにより、七月一日付けの法定協議会設置の可能性は事実上無くなり、六月二八日に開催された第八回合併検討協議会では、次回の七月九日の協議会に、各市町村が希望する枠組み案を持ち寄った上で合意した枠組みで協議を再スタートさせることを確認した。

前後するが、六月二四日には、宮原町宮原村地区の住民等が、八代郡市一体での合併協議会設置を求める住民発議手続に着手し、「平成の大合併」における県内初の住民発議の動きとして注目された（もともと、八市町村での法定協議会が設置されたことから、この手続は途中で終了した）。

七月九日、第九回合併検討協議会では、竜北町・宮原町を除く六市町村が、宮原町を除く七市町村合併の枠組みを提案した。竜北町は、新たに「鏡町・竜北町・宮原町」三町の枠組みを提案し、宮原町は、水川流域町村（鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村）の枠組を提案した。もともと、竜北町及び宮原町は、提案した枠組みが不調に終わった場合は、郡市一体に参加するとし、この日の枠組み決定は持ち越された。

竜北町の提案について、宮原町議会がこれを受け入れ、残る鏡町議会の判断が注目されたが、同月二六日、鏡町議会特別委員会は賛成少数でこれを否決した。このため、八月一二日に開かれた第一〇回合併検討協議会で改めて枠組みの検討が行われた結果、竜北町及び宮原町は郡市一体の合併枠組みへの参加に同意した。

八月、改めて八市町村議会で法定協議会設置議案が順次可決され、同月二七日の八代市議会での議決をもって全市町村の議決が出揃い、九月一日、八代地域市町村合併協議会（会長：八代市長。以下「合併協議会」という。）が設置された。合併協議会は各市町村長及び議長、学識経験者等の委員で構成され、協議会の下部組織として、合併担当課長等による幹事会や専門部会等が設置された。

合併協議会での協議がスタートして間もない一二月、鏡町の住民から、地域の一体的な整備が可能な規模であるなどの理由から、鏡町・竜北町・宮原町の三町法定協議会設置を求める住民発議の手続に着手した。住民グループは平成一五年一月一七日、請求に必要な有権者の五〇分の一（二六九人）を上回る一、八二六人（町有権者の一三・六％）の有効署名を添えて町に本請求を行った。鏡町長は、竜北町長及び宮原町長に意見照会し、両町長は法定協議会設置議案を議会付議する旨回答した。

三月二〇日、三町合併協議会設置議案について、竜北町議会及び宮原町議会においては、それぞれ賛成多数で可決されたが、同月二四日、鏡町議会では賛成少数で否決された。鏡町の住民グループは、後続の住民投票手続に着手し、六月一八日、請求に必要な有権者の六分の一（二、二三人）を超える三、五四一人（町有権者の二六・四％）の有効署名を添えて本請求を行った。

鏡町の住民投票は七月二七日に実施され、三町での法定協議会設置について、賛成二、七二五票（二九・六％）、反対六、四七〇票（七〇・四％）という結果となり、三町による法定協議会設置には至らなかった。この結果を受けて、竜北町及び宮原町は、郡市一体での協議継続を明言した。一方、郡市一体での合併協議も合併協議会における各種協定項目の調整が本格化する中で、新市名や、議員定数の協議などに際して全会一致の確認ができないなど、市町村間の足並みが揃わない事項も散見されはじめていた。特に、各市町村間で差異がある住民負担、住民サービスに関する調整に難航の兆しが見えた。

さらに、財産及び債務の取扱いの協議に際して、竜北町議会が合併協議会会長に対し、債務の持ち寄りに関する基準についての要望を行っていたが、これが認められず、法定協議会の最中に竜北町の委員が途中退席する事態も起きた。

こうした背景があり、九月一〇日、竜北町議会市町村合併対策調査特別委員会は、合併協議会からの離脱を求める決議を賛成多数で決し、町長に対し合併協議会からの離脱を要望するに至った。続いて、同月一九日、宮原町議会市町村合併調査特別委員会も、合併協議会離脱を求める

決議を賛成多数で議決、町長に要望した。

竜北町長及び宮原町長は、合併協議会の離脱について、住民の意見を聴いて判断するとし、竜北町では、九月二三日から二八日にかけて、町内四箇所での住民説明会が実施され、併せて郡市一体からの離脱の賛否を問う会場アンケートが行われた。アンケートの結果は、回収数五六六（当時の有権者数の約八％）のうち、離脱に賛成が三四五（六一％）、反対が二二一（三九％）となった。また、宮原町でも、一〇月一二日から一五日までに町内三箇所での住民説明会が実施された。

こうした二町の動きに対し、同月一五日、八代の経済三団体（八代商工会議所・八代経済開発同友会・八代青年会議所）は、「郡市一体の枠組み維持」を要望する文書を、竜北及び宮原の町長及び議長に提出し、郡市一体合併を望む働きかけを行った。

また、合併協議会学識委員は会合を持ち、各市町村長及び議長に対して、「法定協議会に参加した重みと協議会において確認してきた郡市一体の枠組みを重視して欲しい」旨の意見書の提出などの動きがあった。しかし、竜北町及び宮原町では、二町での合併推進を前提に、合併協議会から離脱する方針が固まり、同月二〇日、竜北町議会臨時議会で、町長提案の法定協議会離脱議案が賛成多数で可決、同日宮原町議会臨時議会で、同じく町長提案の議案が賛成多数で可決された。

これを受けて、同月二八日の第一四回合併協議会において、竜北町長及び宮原町長が合併協議会からの離脱を表明した。

この合併協議会からの離脱の動きに対して、同月二一日、郡市一体での合併推進を求める竜北町・宮原町の住民が、それぞれ合併の枠組みを問うべく、地方自治法第七四条に基づく住民投票条例制定請求手続に着手している。

以下では、その後の【八代地域六市町村】、【八代北部二町】におけるそれぞれの経緯を記述する。

二 八代地域六市町村における合併検討の経緯

竜北町及び宮原町の議会で、法定協議会からの離脱が議決されるに至ったことから、他の六市町村はこれを受け入れ、六市町村での合併を目指す方向に進んだ。八代市を除く五町村長は、八代市長に六市町村合併を要望し、また、八代経済三団体も「二町の離脱により郡市一体が困難であれば、残る六市町村による対等合併を望む」との要望書を一〇月二七日、八代市長及び議長に提出した。

八代市長も、六市町村合併を前提に検討を進める旨明言したが、新たな枠組みでの合併協議会に入るに当たり、懸案となっていた固定資産税の格差調整等、「負担とサービス」についての調整が必要とされたため、まずは六市町村長会で検討が重ねられることになった。

平成一六年二月一六日、第八回六市町村長会議で、八市町村による八代地域市町村合併協議会の規約の一部変更し、六市町村による八代地域市町村合併協議会を設置することとし、設置日前日までに規約変更議案をそれぞれの市町村議会に提案することが確認された。また、今後の「負担とサービス」に関する協議調整方針等について合意し、以後の協議に臨むこととなった。

六市町村長は法定協議会規約から竜北町と宮原町を削除する規約変更議案を、また竜北町及び宮原町でも八市町村法定協議会から脱退する議案を三月議会にそれぞれ提案、いずれも賛成多数で可決され、八代地域市町村合併協議会は三月一三日付けで、六市町村で再スタートした。

四月一三日に開催された第一六回協議会で、合併の方式、新市の名称等の項目を再確認し、また、合併協議が約半年間休止したことから、合併特例法に経過措置期間が設けられることを前提に、合併期日を「平成一七年一月一六日」から「平成一七年八月一日」に変更することを確認した。

その後、竜北町・宮原町の離脱の契機となった議会議員の取扱いや財産債務の取扱い等について合意するなど、協議は一步一歩前進したが、全体的にはなかなか捗らず、全協定項目の確認時期の目途も予定より先延された。

平成一六年晩夏以降は、市町村間で差があった固定資産税率や保育料、

国民健康保険税等、住民負担とサービスに関する項目の調整が難航した。こうした項目の調整に当たっては、県八代地域振興局長による調整案の提案や、八代経済開発同友会による独自の合意案の提示がなされるなどしたが、なおも協議は難渋を極めた。

一二月二三日に開催された市町村長会議では、住民負担とサービスに関する調整について、合併後一定期間の不均一を認めるかどうかで折り合いがつかず、「合併協議の休止」を含め対応を検討するという事態に陥った。年の瀬も押しつまった同月二七日の第三二回合併協議会では、一部から「既に関係市町村間の信頼関係は失われており、合併協議を休止する方向で結論を出している」との意見も出されたが、この日は、これまで発言機会が少なかった複数の学識委員から「八代地域の発展のために法定協議会の場において、もっと議論を尽くすべきであり、合併協議休止による八代地域への損失は計り知れない」「これまでの努力を何とすのか」と、協議継続を求める真摯な意見が多数出され、午後六時頃に協議の継続が決まった。

年が明けた後も、一月一日、一八日及び二五日の合併協議会や各下部組織での議論は夜まで及ぶほど難航したが、平成一七年二月一日に開催された第三六回協議会で、保育料については、約二年かけて段階的に引き上げること、国民健康保険税については、合併後各市町村で均一とすることで、六市町村が合意に至り、この時点で「新市建設計画」の確認を残すのみとなった。

同月八日の合併協議会では、その「新市建設計画」について、坂本村から、県道中津道八代線の未開通区間について新市道移管と整備について新市建設計画に位置付けてほしい旨要望がなされ、その取扱いを巡り紛糾、結論を集約するに至らなかった。

相前後するが、合併協議が山場を迎えていた平成一六年一二月、坂本村において、同村鮎尾地区在住の住民等が、村民の意思を確認したいとして合併の是非を問う住民投票条例制定請求手続に着手していたこともあり、この時期、坂本村の動向に注目が集まった。

二月九日の坂本村議会臨時議会で、八代地域五市町村との合併の賛否

を問う住民投票条例案が、一部議員からの修正動議を可決の上、賛成多数で可決された。

一方、中津道線要望については、二月二二日、八代六市町村長連名で、県知事宛に「県道中津道八代線」整備要望書が提出された。

三月一日の合併協議会では、新市建設計画について、同県道整備促進に関し、これまでの経緯とそれを踏まえた新市での取組み等について記した意見を付けることが提案され、結論は、坂本村の住民投票後に開催される合併協議会に持ち越された。

同月六日、坂本村において八代地域五市町村との合併の賛否を問う住民投票が行われ、賛成二、五四五票（七十二・二四％）、反対九七八票（二七・七六％）で、賛成が大きく上回る結果となった。

これを受けて、同月八日の第四一回協議会で「新市建設計画」を確認。これにより、全四七の協定項目を確認するに至り、同月一三日、県知事を特別立会人に迎えての合併協定調印式が開催されたが、これまでの経緯もあって、六市町村とも廃置分合議決の帰趨は未だ読めない情勢にあった。

そうした中、三月二二日、坂本村、千丁町、東陽村、泉村の四町村議会が、廃置分合関連議案の議決に臨んだ。千丁町、東陽村、泉村はすべて全会一致で可決したが、坂本村議会は、三月六日の住民投票に示された民意とねじれる形で賛成少数で否決した。坂本村議会では、当日一〇〇人を超える傍聴者が参集しており、否決の瞬間は、リコールを叫ぶ声が出るなど議場は騒然となった。

同月二四日、鏡町議会でも、同月二五日には八代市議会でも、それぞれ賛成多数で可決。唯一廃置分合議案を否決した坂本村には、村内外から大きな反響が寄せられ、村長は同月二九日に臨時議会を招集、議案を再提案したが、村議会では一転、賛成多数（賛成一二、反対一）でこれを可決した。これが、合併旧法に基づく県内最後の廃置分合議決となった。

翌三〇日、県知事へ廃置分合申請が行われたが、まさに合併特別法による合併申請期限前日の事であった。

こうした経緯を経て、県から総務大臣への市制施行協議の後、六月三

○日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年八月一日、新「八代市」が誕生した。

三 八代北部二町における合併検討の経緯

平成一五年一月一日、竜北町長及び宮原町長は、「竜北町・宮原町二町合併を進めるに当たつての覚書」に調印、二町合併に当たつての住民説明会の開催や、任意協議会の設置時期、構成等について確認を行った。住民説明会は、宮原町では一月二六日、竜北町では二月二〇日、二二日にそれぞれ行われた。

一月一日、八代北部二町合併推進検討協議会（会長：宮原町長。以下「二町推進協議会」という。）が設置された。

この動きに並行して、二町ではそれぞれ「二町合併か郡市一体での合併か」を問う住民投票条例制定の直接請求手続が進み、二月上旬には両町で本請求に至っていたが、一月二二日の両町議会において、条例制定議案は、それぞれ賛成少数で否決された。

二町推進協議会での所定の協議が終わり、平成一六年一月二二日、竜北町議会は、二町での法定協議会設置議案を賛成多数で可決。翌二二日、宮原町議会でも賛成多数で可決し、二月一日、八代北部二町合併協議会（会長：宮原町長。以下「二町合併協議会」という。）が設置された。

同月、宮原町の早尾地区、今地区の住民等が、二町合併の賛否を問う住民投票条例制定請求手続に着手し、五月二四日、請求に必要な有権者の五〇分の一（八五人）を超える二七六人（町有権者の六・六％）の有効署名を添えて町に対し本請求を行った。宮原町長は、住民投票条例制定議案について六月議会に提案、結果、賛成少数で否決され、条例制定には至らなかった。

二町合併の是非が争点となった、八月に行われた竜北町長選、宮原町議選では、八月一日投開票の竜北町長選は、現職が、八代郡市一体での合併を主張する元職を破り三選を果たし、同月八日の宮原町議選でも二

町合併を推進する議員が多数となり、二町合併の方向が維持された。

この後、宮原町議会では、一月二二日議会において竜北町との合併の是非を問う住民投票条例制定案の議員提案もなされたが、賛成少数で否決された。

二町での合併協議は、比較的淡々と進んだ。協議終盤にかけて、両町で進捗度が異なる下水道事業関係の取扱い等、幾つかの項目で若干協議が難航することもあったが、決定的な対立点が協議会の場に浮上することとはなかった。

平成一七年二月一七日、第一九回二町合併協議会において三九の全協定項目を確認するに至り、三月三日、県知事を特別立会人に迎え、合併協定調印式が開催された。

同月一日、廃置分合関連議案が、両町議会ともに賛成多数（竜北町：賛成一、反対二、宮原町：賛成七、反対四）で可決された。同月二九日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、六月三〇日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、同日の総務大臣への廃置分合届出を経て、七月二二日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年一月一日、新町「氷川町」が誕生した。

九 水俣・芦北地域



一 市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、平成二二年度に水俣芦北地域一市三町では、担当課長レベルの「水俣芦北地域広域行政勉強会」が設置され、市町村合併のメリット、課題、振興の方向性等について検討がなされた。ここでの議論を叩き台に、水俣芦北一市三町の首長及び議長で構成する合併問題の意見交換の場として平成二三年七月、「水俣芦北地域市町村合併問題研究会」（発起人は津奈木町長（葦北郡町村会長）が設置された。

九月六日には、地域住民に対する周知啓発の一環として、県芦北地域振興局主催によるシンポジウムが芦北町において約五百人の参加の下開催され、総務省行政体制整備室長が市町村合併について基調講演を行った。

市町村合併問題研究会では、出席者から、「県境、郡境を越えた合併議論になっていない」「農山村地域に経済効率を持ち込む事に疑義がある」「昭和の合併後の状況を見ると一概には賛成出来ない」など慎重論も出されていたが、検討が進む中、水俣市長が、平成一三年一二月議会で「水俣芦北一市三町合併の前に、まずは津奈木町との合併に向け議論の熟度を高める必要がある」と発言し注目されたが、二月の水俣市長選に現職は出馬せず、合併推進に意欲を見せる新人候補が当選した。

なお、相前後するが、二月一五日に県芦北地域振興局内に「市町村合併芦北地域推進本部」が設置され、県の支援体制が整備されてきた。

三月二八日に開催された第五回合併問題研究会では、振興局が提示した「六月に任意協議会発足。九月までに合併の枠組みを決定」という案に沿って、同年六月の任意協議会発足に向け、水俣芦北一市三町それぞれが周知啓発等の具体的検討を進めることを確認した。しかしこの時、芦北町長からは、水俣芦北一市三町の枠組みだけではなく、現実的な合併の枠組みを見据えた任意協議会設置を目指すべきとの意向が示された。

五月下旬の第六回合併問題研究会では、芦北町長から、田浦町との二

町で先行しての合併協議が提案され、六月四日の第七回合併問題研究会では、田浦町長及び芦北町長から「将来は一市三町での合併の可能性を残しつつ、現在は二町合併を目指す」として、二町で任意協議会を設置することが確認された。

なお、同合会では、水俣市長は水俣芦北一市三町での任意協議会設置を主張したが、二町の意向が固いこともあり断念。残る津奈木町の一市一町での任意協議会設置を要望したが、津奈木町長は持ち帰り検討するとし、結論は出なかった。

この結果、水俣芦北一市三町での合併に関する検討はこの日で終息することとなり、研究会は同日解散した。

二 田浦町・芦北町における合併検討の経緯

平成一四年七月一日、田浦町・芦北町合併推進協議会が設置された。会長には芦北町長が就任し、具体的な合併協議がスタートした。

平成一五年一月一七日には、同地域で四百人の参加の下、合併シンポジウムが開催され、市町村合併についてのパネルディスカッションが行われ、行政関係者や地域住民に対する周知啓発の場となった。

同月三一日から二月七日にかけては、田浦町で合併に関する住民アンケートが実施された。アンケートは、町在住の一八歳以上の者全員（四、六九四人）に配布され、四、三三八枚を回収、うち有効数が三、六六〇枚（有効回答率七八％）であった。

（質問項目）		（回答枚数（％））	
合併は必要		六九一	（一九）
合併はやむを得ない	一、〇四一	（二八）	
議会・行政の判断を尊重する	五九八	（二七）	
合併は反対	六二六	（二七）	
わからない	七〇四	（一九）	

この結果、「必要」「やむを得ない」「判断を尊重」が六割を超え、町は、合併推進に一定の信託が与えられたとした。

三月に入り、両町議会は法定協議会設置議案を共に賛成多数で可決し、四月一日、田浦町・芦北町合併協議会（会長：芦北町長）が設置された。協議は比較的順調に進み、八月二十九日には四人の協議項目全ての調整が完了し、九月中旬にも合併調印式を迎えることとなったが、田浦町議会からは、廃置分合議決まで時間が許す限り町の財政状況等を精査したいとの声が上がった。

合併協定調印式は、九月一日に県芦北地域振興局において、県副知事を特別立会人に迎えて予定通り実施されたものの、右記の事情から、田浦町議会では、なお慎重な検討が続けられており、改めて住民アンケート調査の実施なども検討されるなど、廃置分合議決の見通しはこの時点では、不透明であった。

合併調印式の翌日、芦北町議会は廃置分合関連議案を全会一致で可決し、残る田浦町議会の判断に注目が集まった。同月二十五日に開催された田浦町議会合併特別委員会では、将来の財政見通しについて独自に検討が行われた結果、芦北町との合併に関する廃置分合議案が全会一致で可決された。一〇月八日の田浦町臨時議会においても、廃置分合関連議案が全会一致で可決され、二町の議決が出揃った。

一〇月二三日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、一二月一日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、三月二二日の総務大臣への廃置分合届出を経て、平成一六年一月一五日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一七年一月一日に新「芦北町」が誕生した。

三 水俣市・津奈木町における合併検討の経緯

水俣芦北地域市町村合併問題研究会の解散後間もない平成一四年六月、津奈木町は、同年五月に実施した住民アンケートの結果を公表した。

このアンケートは町内の全有権者（四、七二三人）に対して行われ、町長は「合併するという意見が六割を超えればそれに従う」としていた。

結果は、「合併しない」四三・一％、「合併する」三四・六％、「分からぬ」二一・四％と、単独町制志向がやや多かったが、何れも大多数を占めるには至らなかった（回答率は八三・一％）。因みに、「合併する」とした票のうち、合併の枠組みについては、「水俣芦北一市三町」が四四・四％でトップとなり、以下、「水俣市との一市一町」三四・六％、「水俣市・芦北町との一市二町」一〇・七％が続いた。この結果については、町長は、今後の参考資料とするとした。

七月には、「津奈木・水俣未来研究会」が設立された。これは、両市町の首長、議会、産業団体代表等各一〇人の委員に、顧問として県芦北地域振興局長を加えた二人で構成され、事務局は水俣市企画課に設置された。この研究会は、合併に対する認識の違いの違ひもあって、合併問題に限らず両市町の将来のまちづくりについて広く調査研究を進めることとされた。

一〇月に開催された、研究会の第二回合合では、市町村合併についての議論が盛んに行われ、今後、二市町で合併した場合としない場合の大まかな将来像の比較検討を行うこと等が確認された。

この第二回研究会と日と同じくして、津奈木町住民から、水俣市との法定協議会設置を求める住民発議が提起された。一二月二七日には、請求に必要な町有権者の五〇分の一（九五五人）を超える八六六人（町有権者の一八・三％）の有効署名を添えて本請求がなされ、町長は即日水俣市長に法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。水俣市長は翌平成一五年一月、議会付議する旨明らかにした。

三月一三日、水俣市では法定協議会設置議案が賛成多数で可決されるも、同月一七日、津奈木町では賛成五、反対八の賛成少数で否決された。

これを受けて、住民発議を行った住民らは、四月一日、後続の手続となる法定協議会設置のための住民投票条例制定請求を提起し、六月三〇日、請求に必要な町有権者の六分の一（七九〇人）を超える一、〇七四人（町有権者の二二・七％）の有効署名を添えて本請求を行った。

この時期、民間団体の動きも目立った。水俣青年会議所は、市町議会議員等に対して水俣市と津奈木町の合併に関するアンケートを独自に実

施。平成一五年七月一〇日には津奈木町でシンポジウムを開催し、同月一四日には、水俣市で、県の市町村合併推進室長を講師に市と共催でシンポジウムを開催し、合併の意義について周知を行った。

同月一八日には、水俣市長が津奈木町長を訪ね、両市町長による公開討論会の開催を提案、津奈木町長はこれを受け入れ、討論会は七月三一日に開催されることとなった。

津奈木町の住民投票は七月二四日に告示された。津奈木町内の動きは比較的穏やかなものであったが、投票日が近づくにつれて、津奈木町における両派の動きは徐々に活発化した。

両首長の公開討論会については、同月二〇日未明、水俣市が未曾有の土石流災害に見舞われ、多数の死傷者、行方不明者を出す大惨事となり、その災害対応の状況から開催は微妙であったが、水俣市長は「合併も市の百年の大計」として、予定通り開催することとなり、七月三一日、津奈木町で「市町村合併に関する津奈木・水俣首長討論会」が約五百人の住民参加のもと開催された。水俣市長は、「国の財政を考えると合併が必要。合併すれば県の重点支援地域になるし、津奈木町もエコタウン地域となり、企業も津奈木町に進出する」と力説。一方、津奈木町長は、「合併してもしなくても国は自治体の財源を保証する義務がある。水俣市の財政も厳しい状況であり、経済面ばかり重視すべきではなく、一人ひとりの町民を相手にする行政が必要」と、それぞれの持論を展開した。

八月三日、津奈木町の住民投票が実施された。投票率は七〇・二三％となり、結果、賛成一、三四一人(四一・四％)、反対一、八九七人(五八・六％)と、反対が過半数を占め、法定協議会の設置には至らなかった。

この結果を受け、水俣市議会では、市町村合併問題検討特別委員会が解散、水俣・津奈木地域の合併論議は終息した。

以後、合併特例法の期間中に当地域で市町村合併に向けた取組みが顕在化する事はなかった。

十 球 磨 地 域



平成15年4月1日
あさぎり町（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）



球磨地域においては、中球磨地域（上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村）がいわゆる「平成の大合併」において、県内で最も先行した取組みを見せた地域であり、平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱の公表前から、既に取組みがスタートしていた。

球磨地域の記述にあたっては、まずこの中球磨地域の合併協議について述べ、その後、人吉・下球磨（人吉市・錦町・相良村・五木村・山江村・球磨村）、奥球磨地域（多良木町・湯前町・水上村）の動向について述べていく。

一 中球磨五か町村における合併協議の経緯

平成八年一〇月一八日、第一回「中球磨地域広域行政懇話会」が開催された。これには、中球磨五町村長が出席し、二一世紀の地域行政等についての意見交換等が実施された。この中球磨地域広域行政懇話会は、平成一〇年三月までに計七回開催され、これが任意協議会設置までの素地となった。

平成九年一月一二日には、須恵村で県主催による広域行政推進シンポジウムが開催され、住民等六〇〇人が参加、合併に関する先進事例の紹介がなされた。また、平成一〇年二月には、「中球磨五か町村議会議員合同研修会」が開催され、「地域づくりと合併について」と題した講演会が行われるなど、議会議員、職員、住民に対する周知啓発の取組みが進んだ。

三月三日の第七回中球磨地域広域行政懇話会で、任意協議会設置が決まり、平成一〇年四月一日、中球磨五か町村合併問題協議会（以下「任意協議会」という。）が発足した。この任意協議会の委員は、各町村の首長及び議長で構成され、顧問として県市町村課長及び県球磨事務所長が参画、事務局は深田村に置かれた。四月二〇日、第一回中球磨五か町村合併問題協議会が開催され、協議会会長には深田村長が選任された。

その後、九月の「中球磨五か町村合併問題協議会町村長・議長合同会

議」において、合併期日について、平成一五年四月一日を一応の目安とし、平成一一年四月から法定協議会を設置して、合併の是非を含めて検討していくこととされた。

法定協議会移行を視野に捉えたこの時期、周知啓発の取組みも活発になされ、一〇月には各町村毎に住民説明会が開催され、合併検討経緯の説明や、合併に対する住民意見の聴取が行われた。また、一月には、「中球磨五か町村議会合同行政研修会」が開催され、総務省自治行政局行政体制整備室職員による講演が行われた。

平成一一年二月五日には、須恵村で、県主催による「中球磨五か町村の合併問題を考える」をテーマに、「平成一〇年度合併問題シンポジウム」が開催され、住民等五八〇人が参加した。基調講演の後、五か町村住民代表をパネラーに迎え、合併についてのパネルディスカッションが実施された。

同月一六日の中球磨五か町村合併問題協議会町村長・議長合同会議において、法定協議会設置について、設置議案議決及び設置の時期、事業内容等の詰めの検討が行われ、同月二二日、第四回中球磨五か町村合併問題協議会において、今後の協議会運営の方針が最終確認された。

三月一〇日、五町村の各議会三月定例議会において、法定協議会設置議案がそれぞれ可決。同月三〇日、第五回中球磨五か町村合併問題協議会において、法定協議会設置に伴う当面の対応について協議がなされ、任意協議会はその任を終えた。

四月一日、中球磨五か町村合併協議会（以下「法定協議会」という。）が設置された。同月一五日に第一回法定協議会が開催され、任意協議会に引き続き、深田村長が会長に選任された。

七月一日の第二回法定協議会以降、協議会会長は免田町長に交代となり、合併協議会事務局も免田町へ移転することとなった。続く八月の第三回協議会から、協議項目についての具体的協議がスタートし、以後、原則として月一回のペースで合併協議会が開催された。平成一二年四月からは、五か町村間で係長級以下の若手職員一人ずつが一年間相互派遣されるなど、五か町村の連携も密にされていた。

新町建設計画基本構想を策定するに当たつての取組みも進み、七月、「中球磨五か町村地域づくり検討委員会合同会議」が開催され、各町村で地域づくりに取り組む住民が集まり、「地域の魅力」「合併による強み」「戦略プロジェクト」について活発な意見交換がなされた。

また、平成一二年九月一日には県の広域行政推進室職員を講師に、中球磨五か町村議会研修会が開催されるとともに、一〇月から一二月にかけては、町村合併に関する住民座談会が各市町村の主催により開催された。五か町村の行政区単位六七七会場で、新町建設計画基本構想(概要版)を事前に全戸に配布した上で開催され、ここで地域住民から出された意見や要望が、計画の策定に活かされた。

合併協議会では、慎重な協議を要すると考えられた新町事務所的位置や議会議員の任期等については、小委員会が設置されるなどして検討が深められ、順次確認がなされていった。

平成一三年の上半期には、財産及び債務の取扱い(山林の取扱い)に関する協議の中で、上村に財産区を設置することについて、他町村から将来の運営を懸念する意見が相次ぐなど、一時調整が難航したが、五月に行われた第二四回協議会で、財産区運営の為の独自基金を設置する等の対処策が示され、財産区設置が了承された。

議会議員の任期の取扱いについては、小委員会が出した結論(在任特例一年八ヶ月)を協議会において一年一ヶ月に修正し可決したことに関して、上村議会からその進め方に問題があるとして再検討の要請がなされた。当該要請の取扱いについて、平成一三年二月五日、五町村議長会で検討されたが、他の四町では問題視しておらず上村内部で取扱いを検討されるべきとされ、改めて上村議会全員協議会で検討することとされた。二月一四日、上村議会全員協議会が開催され、県市町村課から在任特例に関する制度説明等を行った上で、合併協議会会長から協議会における審議経過を説明するとともに進め方についての釈明がなされ、今後の協議会及び同事務局の事務執行の見直しなどを行うことで、上村議会においても協議会で可決された方針が了承されることとなった。

また、農業委員の定数及び任期の取扱いについては、平成一二年一二

月に行われた第一九回協議会で、「農業委員会等に関する法律第三四条第一項の規定(合併特例)を適用し、平成一七年七月一九日まで五町村に設置されているそれぞれの農業委員会の区域毎に設置する」ことで調整合意がなされていたが、合併協議が大詰めを迎えた平成一二年四月の地方分権一括法による関係法令の改正等により新町では複数設置することができないことが判明し、再度協議をやり直す必要が生じた。九月三日の協議会で再度協議の方向性を確認し、九月一〇日、五町村長と全農業委員等約七〇人が集まった席に県担当者が出向き、陳謝した上で、制度の説明を行い、関係者の責任を求める厳しい意見も出されたものの、最終的には改めて協議する事で決着した。その後、一〇月五日の五か町村農業委員会合同会議をもって、設置選挙と選挙委員二〇人が決定した。

平成一三年一〇月の第三〇回協議会で、改めて合併の日から五〇日以内に設置選挙を行うこと及び定数を二〇人とすることで了承された。

このように、昭和の合併を経験していない中球磨地域が平成の合併の先駆的役割を担うことになり、協議が難航する事案もあったが、中球磨五か町村で合併を推進する方針が協議会において改めて確認され、また、事務的な検討を深化させるため、幹事会内に専門部会を設置することが確認されたのもこの時期であった。

前後するが、七月の第二六回協議会において、新町建設計画案が了承され、同月、県知事への正式協議が行われた。後日、県から異議ない旨の回答が行われた。

九月の第二七回協議会で、五か町村毎に合併特例法上の「地域審議会」を設置することが了承され、同月開催の第二八回協議会では、これまで小委員会や各町村毎で、六月から八月にかけて全国から公募を行うなど検討されてきた新町の名称について、「あさぎり町」に決定し、これにより、遂に予定されていた四一の全協議項目の協議が終了した。

一月二二日、第三一回協議会で「中球磨五か町村合併調印式」が開催され、県知事を特別立会人に、合併協定書への調印が行われた。

平成一四年一月一五日、五町村各議会の臨時議会で、廃置分合関連議案がそれぞれ可決。同月一八日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、三

月二二日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、四月三日の総務大臣への廃置分合届出を経て、五月二三日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われた。合併が確定した後も、合併協議会では、新町の町章や、新町組織機構等について、詰めの協議を継続し、合併期日の到来に備えた。

平成一五年四月一日、平成の大合併の最初となる新町「あさぎり町」が誕生した。

この中球磨五か町村における検討は、本県のみならず全国的に見ても、平成の合併検討の先進事例として多くの注目を集め、視察が相次いだ。

二 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成二二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年六月一二日、人吉・球磨地域の全一四市町村長を対象に、県球磨地域振興局から合併推進要綱及び合併パターン、今後の進め方についての説明会が実施された。以後、平成一三年初頭まで、各市町村三役、議会議員及び一般職員に対し、県球磨地域振興局から合併推進要綱に係る説明会が順次実施された。

三 人吉・下球磨六市町村における合併検討の経緯

平成二二年一二月、県球磨地域振興局は、人吉・下球磨地域（人吉市・錦町・相良村・五木村・山江村・球磨村。以下「六市町村」という。）の首長に対し、人吉・下球磨地域の合併に関する事務的な研究会の設置について提案し、六市町村はこれに同意した。平成一三年三月二六日、県球磨地域振興局主催による六市町村の合併担当課長会議で、研究会の設置要綱、研究内容、スケジュール等が確認され、四月二四日、合併担当課長による事務レベルの研究会「人吉下球磨地域市町村合併研究会」が設置された。

五月一八日には、市町村合併に関する人吉・下球磨地域の議長及び議

会事務局長会議が県球磨地域振興局主催で開催された。六月には、「合併問題議長等研究会（会長：相良村議長）」が設置され、以後八月、一〇月、十一月の計四回にわたり、合併問題に関する検討が行われ、平成一四年一月には、各市町村長に対し、首長と議長による合併研究会の早期発足を提言した。

平成一四年一月二二日には、県主催で「人吉下球磨地域市町村合併リレーシンポジウム」が開催され、市町村長、議員、職員、住民等約五〇〇人が参加した。

この時期には、民間レベルの合併検討の萌芽も見られ、同月二九日には、人吉商工会議所青年部等が主催し、青年会議所、商工会議所、商工会青年部メンバー等の合併学習会も行われた。

先に述べた「人吉下球磨地域市町村合併研究会」は、七回の会合を重ね、平成一四年二月、早急に合併論議を深めて一定の結論を出す必要があるとする報告書をまとめ、各市町村長に提出した。

これを受け、四月一七日、六市町村長による合併問題に関する会合が行われた。会合で、県球磨地域振興局から任意協議会設置検討の議論を提案、任意協議会の設置自体については概ね肯定する意見が出されたが、一部から慎重意見が出され、結論は持ち越された。その後、市町村長や議会関係者による検討の機会が幾度か持たれたが、議論の進展は見られなかった。

そうした中で、八月二三日、相良村長と村議会代表等が人吉市長及び議長を訪問し、六市町村合併に向け、早期の任意協議会設立を申し入れた。人吉市側も他の町村の動きにも関心を持っていかねなければならないが、今後とも継続して合併推進に取り組んでいくと応じた。

一〇月八日に開催された六市町村長会合で、県球磨地域振興局は一二月初旬の任意協議会設立を提案。これに対し、人吉市、錦町、相良村は、任意協議会設置に合意し、任意協議会設置に向けた事務レベル協議を行うとした。五木村、山江村、球磨村は、結論は保留したが、事務レベル協議へのオプザーバー参加を決めた。この事務レベルでの協議は、一月上旬から開始され、この中で、人吉市と相良村は、一市一村の枠組み

でも、一二月月上旬には任意協議会を立ち上げることで同意した。

一方、同時期に錦町では町内全有権者（九、三二一人）を対象に意向調査を実施し、五、九六七人から回答を得た（回収率六四・一％）。その結果、「合併特例法期限内の合併」一四％、「将来的には合併すべき」二三％、「合併する必要がない」四四％、「わからない・未回答」一九％と、慎重論が多い結果となった。

さらに、事務レベル協議にオブザーバー参加していた山江村、球磨村、五木村が任意協議会への参加を一旦見送ったことから、錦町も協議への参加は困難になったとした。

一二月二日、人吉下球磨地域合併任意協議会（会長：人吉市長。以下「任意協議会」という。）が、人吉市・相良村の一市一村により設立された。任意協議会には首長、議長、議会代表に加え、顧問として県球磨地域振興局長が参画した。一市一村は、任意協議会不参加の錦町・五木村・山江村・球磨村（以下「四市町村」という。）に対して、当面、参加のための門戸を開いておくとした。

この動きに、任意協議会に参加しなかった四町村の側では、「合併を絶対しないという誤解を与える」「検討の場に参加することは必要」といった意見も出され、一二月二日、五木村、山江村、球磨村議長らからは、人吉市議会議長を訪ね、議会として任意協議会に参加する意向ありと伝達した。

また、一二月月上旬に行われた球磨村の村民意識調査では、「特例法期限内の合併」二五・一％、「将来的には必要」三五・二％、「必要ない」三五・一％と、肯定的意見がやや上回るといった結果が出た。

任意協議会不参加の四町村は対応を再検討し、一二月二四日、任意協議会へ参加する意向を表明した。同月二六日、第二回任意協議会で四町村の参加が承認され、同日、早速四町村が参加しての第三回任意協議会が開催されたが、任意協議会を勉強の場とする団体と、早期の法定協議会移行を目指す団体との温度差を抱えながらのスタートとなった。

平成一五年一月三〇日の第四回任意協議会では、今後協議すべき合併協定項目を確認し、二月二二日の第五回任意協議会では、法定協議会の

設置について議論されたが、四月の法定協議会設置を目指す人吉市・相良村に対し、他の四町村は時期尚早等として態度を保留した。

態度を保留した四町村は、三月七日までに結論を出すこととしていたが、結局いずれの町村も早期の法定協議会設置に慎重な姿勢を崩さなかった。

三月七日、人吉市と相良村の両首長及び議長が出席して法定協議会設立準備のための協議が開催されたが、同日、四町村からは、法定協議会参加について見送るとの文書回答がなされた。このため、人吉市と相良村の一市一村で法定協議会を設置する運びとなり、相良村議長は同月一七日、人吉市議会は同月二〇日に、それぞれ法定協議会設置議案を賛成多数で可決した。

こうした一市一村合併の動きに、四町村側の一部からは、性急すぎるとの反発の声もあったが、同月一七日、五木村議会の市町村合併特別委員会では、「今後、村単独での途は厳しく、合併特例法期限内の合併を目指すべき」との意見が大勢を占め、村として合併を推進すべきとの決議がなされ、村長に伝達された。これに対し村長は、今後、関係市町村と相談しながら判断すると応じた。

同月二八日、第六回任意協議会（六市町村の首長及び議長が参加）、人吉・相良法定協議会設立準備協議会（一市一村の首長及び議長が参加）が同日に行われたが、既定の方向は変わらなかった。

以下では、「人吉・相良合併協議会」を中心に記述する。

平成一五年四月一日、「人吉・相良合併協議会（以下「法定協議会」という。）」が設置された。同月三日、合併協議会設立総会が開催され、会長に人吉市長が選任された。総会后、早速第一回協議会に入り、四六の合併協定項目及び合併の方式（新設合併）を確認した。

五月二一日、第二回合併協議会開催。この日、新市建設計画策定の基本方針や、合併の期日、新市の事務所の位置等について協議が行われ、順次確認されたが、電算システムの取扱いに関して相良村側から異論が出され、継続審議となった。

電算システムの取扱いについては、相良村長から、村議会の席でも改めて問題提起がなされ、同月三十一日、村長は、村議会全員協議会において、新市の電算システムの取扱いに関する不信任等を理由に、法定協議会からの離脱の意向を表明した。議会側は、この日の結論を保留した。

相良村内では、六月五日に、商工会から、法定協議会脱退を求める村への要望が行われ、また、同月九日には、相良村の法定協議会委員（学識委員）四人から、協議会委員の辞任届が合併協議会事務局に提出された。翌一〇日、相良村六月定例議会が開会し、村長から一人吉・相良合併協議会からの脱退「議案が追加提案された。議会は慎重意見が大勢で、議案は市町村合併特別委員会に付託され、翌一日、市町村合併特別委員会は、議案を継続審議とし、改めて、後日臨時議会に諮ることを決定した。

同月二五日、第三回合併協議会の日を迎えたが、相良村からは議長、特別委員長、委員一人の参加にとどまり、相良村長や複数の委員が欠席しての開催となり、この日は議論は進まず、まずは継続審査となっている法定協議会からの脱退議案にかかる相良村議会の判断が待たれることになった。

この間、相良村長は、村内で区長会への説明及び、住民座談会を開催し、法定協議会離脱の意向を住民に説明、村民からは目立った異論は出されていなかった。このため、村議会でも法定協議会離脱はやむを得ないとの意見が大勢を占めるに至り、六月二六日、相良村議会臨時議会で、「一人吉・相良合併協議会からの脱退」に係る議案が、賛成多数により可決された。

これを受けて、人吉市側も、法定協議会の存続は無理との意見でまとまった。七月一五日、人吉市議会臨時議会が開催され、七月二三日付けで人吉・相良合併協議会を廃止する議案が提案され、全会一致で可決された。同月一七日には、相良村議会臨時議会で、同じく人吉・相良合併協議会を廃止する議案が全会一致で可決され、七月二三日、人吉・相良合併協議会は解散した。

この人吉市・相良村の協議に並行する形で、平成一五年三月二八日、五木村では、合併特例法に基づく住民発議に係る請求代表者証明書の交付申請が行われた。五月二二日、住民グループは、請求に必要な村有権者の五〇分の一（二七人）を超える二〇六人（町有権者の一五・〇％）の有効署名を添えて本請求を行った。

同月二九日、五木村長から人吉市長、相良村長あてに法定協議会設置議案の議会付議について意見照会がなされ、六月一日、人吉市長は議会に付議する旨を五木村長に回答したが、同月二六日、相良村長は議会付議しない旨五木村長に回答し、五木村における住民発議の手続は終了した。

人吉・相良合併協議会が白紙に戻った後も、当地域に対する県からの働きかけは引き続き行われた。七月下旬には、県市町村合併推進室長が、山江村、球磨村をそれぞれ訪問し、村長及び議会議員に対し、市町村合併の必要性について研修を行った。八月には、管内市町村合併担当課長・総務課長会議や、郡町村長会・町村議会議長会などの場で、県球磨地域振興局が同様に働きかけを行った。

この時期、当地域の商工団体等においては、市町村合併に関する勉強会が頻繁に行われており、八月二二日には、人吉青年会議所有志が、六市町村の議会に対し、「人吉下球磨地域の市町村合併の促進に関する陳情書」を提出した。これについては、各市町村議会九月定例議会において検討され、人吉市議会のみ採択、他の議会では継続審議、或いは不採択となった。青年会議所有志は、同年一二月にも再度の陳情書提出を行い、また、首長に対する公開質問状を送付するなど、精力的な動きを見せた。

第二七次地方制度調査会の最終答申が出された後の一月二一日には、県球磨地域振興局の主催で、六市町村長等を対象に意見交換が催されたが、ここでも再度の合併協議には慎重な意見が目立った。

県もその後機会を捉えて各市町村長や議会に対する働きかけを継続したが、結局、人吉・下球磨地域において、合併特例法期限内の合併を目指す動きが具体化することはなかった。

四 奥球磨地域三町村における合併検討の経緯

平成一三年二月、奥球磨地域振興局は、多良木町、湯前町、水上村（以下「三町村」という。）の長を順次訪問し、合併に関する国・県の動向等について説明するとともに、今後の取組みとして、任意協議会を設置して検討してどうかと提案した。これに対し、三首長からは、検討の場としての任意協議会設置については、概ね前向きな意見が出された。

この後、県からは、町村議会議員や職員を対象とした説明会が順次開催され、合併が求められる背景、合併の効果、スケジュール案等について説明がなされたが、議論の高まりを示す声が聞かれる一方、周辺地域の過疎化に拍車がかかるとの不安や、中球磨地域の先行に対する不満も聞かれた。

四月二十七日、三町村執行部と正副議長、県が会し、任意協議会設置に係る協議がなされたが、この日は任意協議会設置の合意には至らず、当面、首長及び議長レベルでの勉強、並びに住民に対する説明を継続していくことが確認された。

その後も、奥球磨地域振興局が三町村の長及び議長を訪問し、今後の当面の検討の方法として、県が関与しない形で、三町村だけでの勉強会の開催について提案するなどの働きかけを行った。

一〇月、三町村は町村主体での合併検討の契機とすべく、広域連携推進協議会を中心に住民対象のシンポジウムを開催することを決め、平成一四年二月三日、合併先進地や県市町村合併推進室長等を講師に、「奥球磨地域合併シンポジウム」が開催された。約三〇〇人の住民が参加し、市町村合併に関する情報提供の場となった。

四月、湯前町議会に合併問題調査特別委員会が設置され、五月には水上村議会、六月には多良木町議会も特別委員会を設置、合併検討の体制が調ってきた。

一〇月四日には、市町村合併に関する国の最新情報を得ることを目的に、三町村の長、議会議員及び職員を対象とした研修会が実施され、総

務省自治行政局市町村合併推進室職員が講演を行った。

この時期に至り、三町村では、従来から観光事業等の連携のために設けていた「奥球磨広域連携推進協議会」を母体に、一〇月二十四日に「奥球磨合併問題検討委員会」を発足させ、合併の是非などを検討することとした。併せて三町村では、一月から一二月にかけて、住民座談会及び住民アンケート実施等の取組みがなされた。三町村の座談会等では、合併推進に賛否両論あったが、住民アンケートの結果では、各町村とも合併を肯定する意見が消極意見を上回った。

一二月二五日に開催された奥球磨合併問題検討委員会において、奥球磨三町村で任意協議会を設置することが確認された。

任意協議会メンバーの選定等に係る準備会合を経て、平成一五年二月三日、奥球磨合併任意協議会（会長：多良木町長。以下「任意協議会」という。）が設置され、第一回協議会が開催された。委員は三首長、助役及び収入役、正副議長、議員代表二人により構成され、顧問として奥球磨地域振興局長が参画した。任意協議会の中で、合併の是非を判断するための現状把握と、合併後の将来の姿を比較検討する旨確認された。

三月の第二回任意協議会では、今後の検討スケジュール案が提示され、平成一五年五月末を目途に協議を行っていくこととされた。その後、五月の第四回任意協議会で、法定協議会設置の判断時期を六月末へと先延すると共に、その判断を下すための住民説明会及びアンケートを実施することが決定した。

アンケート調査等の状況については、以下のとおりであった。

多良木町・五月二十九日から六月二日まで、町内五カ所で住民説明会を行い、併せて住民アンケートを実施。合併については、「早期合併を望む」二一％、「合併を望む」二七％、「合併反対」一九％、「未判断」三〇％、「不明」三％となり、法定協議会設置については、「賛成」四四％、「反対」一四％、「未判断」三七％、「不明」五％となった。

湯前町・五月二六日から六月二日まで、町内一三カ所で住民説明会を行い、併せて住民アンケートを実施。合併については、「早期合併を望む」二三％、「合併を望む」二九％、「合併反対」二三％、「未判断」二三％、

「不明」二％。法定協議会設置については、「賛成」四九％、「反対」一四％、「未判断」三四％、「不明」(三％)であった。

水上村：六月四日～一〇日まで、村内三カ所で住民説明会を行い、併せて住民アンケートを実施。合併については、「早期合併を望む」二〇％、「合併を望む」二五％、「合併反対」四四％、「未判断」二〇％、「不明」一％。法定協議会設置は、「賛成」二九％、「反対」三一％、「未判断」三六％、「不明」四％であった。

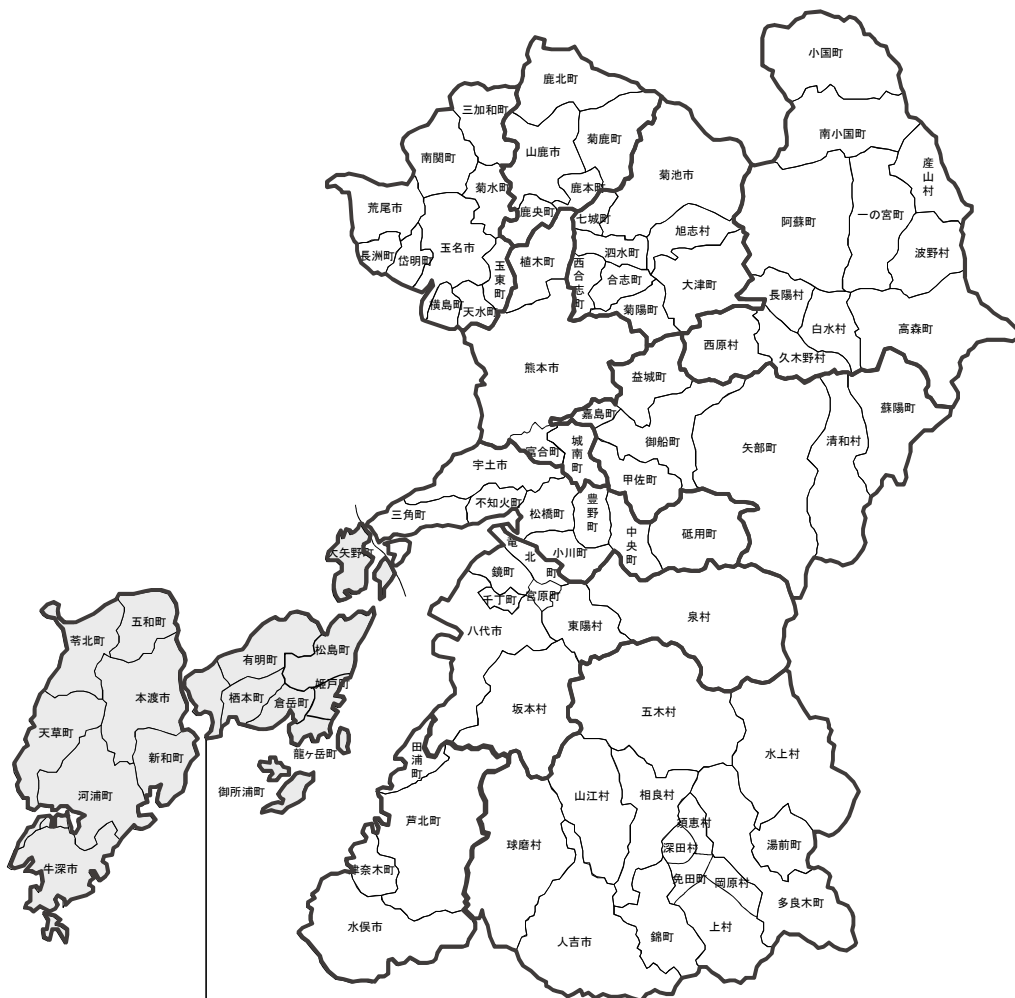
この結果を受けて、三町村の議会で、法定協議会設置について議論された。六月二五日、多良木町議会の全員協議会では、賛成多数とされたが、翌二六日の水上村議会全員協議会では、反対多数、翌二七日の湯前町議会全員協議会では、賛成多数であったものの、あくまでも三町村の足並みは揃えるべきだとの意見が強く出された。

同月三〇日、第五回任意協議会で、法定協議会設置について議論され、水上村は、合併枠組からの離脱の意向を示し、湯前町も、足並みが揃わない以上、法定協議会設置はできないとした。最終的には法定協議会の設置とはならず、また、こうした状況で任意協議会を継続しても意味が無いとの判断となり、任意協議会も解散するとの決定に至った。

こうした経緯を経て、七月一四日、奥球磨地域合併任意協議会は解散した。

その後、県からは、平成一五年～一六年度にかけて、各町村の個別訪問や、意見交換会の場を設けるなどして、三町村での合併の再検討の可能性を探る取り組みが続けられたが、結局三町村の足並みが揃うには至らず、合併特例法期限内の合併に向けた具体的な取り組みは顕在化しなかった。

十一 天草地域

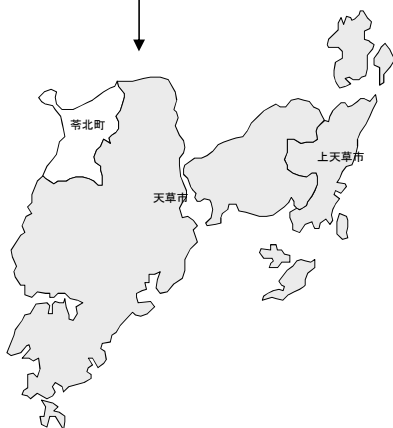


平成16年3月31日

上天草市 (大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町)

平成18年3月27日

天草市 (本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、
栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町)



天草地域では、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱策定以前から、市町合併に関して先駆的な取り組みが始まっていた。

平成八年一〇月七日、天草地域の広域行政の推進に係る市町長会議で、市町村合併に関する担当課長レベルの勉強会を、三ブロック（天草東部Ⅱ大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町）【天草中部Ⅱ本渡市、有明町、栖本町、新和町、五和町】【天草西部Ⅱ牛深市、荅北町、天草町、河浦町】毎に設置することに合意された。同月三十一日、担当課長会議が開催され、合併問題調査検討会が発足し、その後、平成八年度、九年度と、市町村合併に関する調査研究が行われた。

その後、民間団体の関心も高まり、平成一一年二月六日には、NPO法人あまくさグリーンアカデミーの主催で、「二一世紀の天草を考えるシンポジウム」が開催された。この団体は、平成一三年一月にも第二弾のシンポジウムを行い、合併に関する住民への周知啓発を行った。

平成一一年八月の県市長会定例会では、出席した当時の福島知事が「天草は一つでもいいのでは」と発言し、合併検討の気運をさらに後押しした。

一月一八日、天草市町長会で、具体的な合併協議に向けた「天草地域市町合併研究会」（総務課長レベルの勉強会）の設置が合意された。計一三回にわたる作業部会での検討を経て、平成一二年三月、「天草地域市町合併研究会報告書」を策定し、同月二十七日、市町長会に報告した。翌二八日には、郡町村議会議長会に「合併推進協議会」が発足するなど、具体的な合併協議に向けた環境づくりが進んでいった。

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向

平成一二年三月に県が示した市町村合併推進要綱を受けて、同年四月から五月にかけて、天草地域市町合併研究会事務局（県天草地域振興局振興調整室）が、各町議会議員、役場職員及び各種民間団体に対し、「天草地域市町村合併研究会報告書」について説明を行った。

五月一二日の市町長会では、総務課長レベルの勉強会であった「天草地域市町合併研究会」を、市町長レベルの研究会に改組することを決定した。

以後、天草地域市町合併研究会の作業部会での検討が進み、一月二四日に開催された市町長会では、検討の熟度が高まってきたことから、平成一三年四月の任意協議会設置を決定した。なお、同月二八日には、県天草地域振興局に「天草地域市町合併推進本部」が発足し、県の支援体制も整えられてきた。

その後、大矢野町議会の一二月定例議会で、大矢野町長が、合併の規模からしても生活圈や産業形態が似通った天草郡松島町、姫戸町、宇土郡三角町との四町による合併が適当ではないかと語り、天草地域一体の合併にとられない姿勢を示した。これを契機に、合併枠組みについての議論が熱を帯びたが、結果的には、郡域を越える形となる三角町は、宇城地域での検討もあつたためこの構想から外れ、新たに龍ヶ岳町を加えた四町がまとまった。

平成一三年一月三十一日、天草地域市町合併研究会が開催され、この席で、大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町の上島四町（以下「上島四町」という。）が任意協議会を設置すること、またそれ以外の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、荅北町、天草町、河浦町の二市九町（以下「二市九町」という。）で首長及び議長による再検討が行われることが決定した。

上島四町長は、二月一三日に合同会議を開き、任意協議会設置に当たって、協議会の名称、委員・役員の選定方法、組織、予算負担割合、事務所の位置等についての準備協議を行った。

一方、天草二市九町でも、同月二六日に首長及び議長による合同会議を開催し、二市九町で任意協議会を設置することを確認した。

以下では、上島四町と、二市九町に分けて、その経緯を記載する。

二 天草上島四町における合併検討の経緯

平成一三年四月一日、天草上島4町合併推進協議会（会長：松島町長。以下「合併推進協議会」という。）が発足し、四月四日、第一回会議が開催された。

合併推進協議会は、四町長、議長、副議長の二人で構成され、顧問として県天草地域振興局長が参画した。

九月二日、天草上島4町合併推進協議会と県天草地域振興局は、住民への周知啓発の取組みとして、「天草上島四町地域市町村合併シンポジウム」を開催、各町住民や議会議員、職員等約五七〇人が参加した。県副知事が「市町村合併と地域の将来」と題する講演を行ったほか、合併の先進事例紹介が行われた。

合併推進協議会では、おおむね当初の予定に沿った形で検討が進み、一二月五日に開催された第四回会合で、平成一四年四月の法定協議会移行が確認された。平成一四年二月二〇日には、松島町組合センターにおいて、四町の議員約六〇人を集めた研修会で、県合併推進室長が合併制度等の説明を行った。各町議会においては、三月定例会議で法定協議会設置議案を順次可決された。

四月一日、天草上島4町合併協議会（会長：松島町長。以下「合併協議会」という。）が設置された。四月五日に第一回を開催した合併協議会は各町長及び議長、学識経験者等の委員で構成され、協議会の下部組織として、合併担当課長等による幹事会や専門部会等が設置された。具体的な合併協議項目の調整が始まり、新市の名称や新市の事務所の位置を検討する二つの小委員会の設置が決まり、慎重に協議が進められることとなった。

平成一四年の夏以降、話題となったのは、新市の名称をめぐる議論であった。全国的に通用するブランドである「天草」の名称を、上島四町と二市九町がどのように冠するかという点が争点となった。このため、二市九町側との軋轢も懸念されたが、先に「天草市」を仮決定した二市九町に対し、上島四町側では「上天草市」「東天草市」が最終候補とされ、

混乱は回避された。新市名称は最終的に二月一二日の協議会で、「上天草市」に決定した。

合併協議は、概ね大きな混乱もなく推移したが、終盤、「新市の事務所の位置」「議会議員の取扱い」についての問題が残った。特に前者については、任意協議会での検討段階から課題と目されており、法定協議会移行後、上島四町の議員等で構成する小委員会で議論が続いてきたが、「人口が最も多い大矢野町に」との主張と、「地理的中心に当たる松島町に」との主張が激しく対立した。

一二月の第九回合併協議会では、小委員会が、①条例上の事務所は大矢野町役場とし、松島町役場も同格の本庁舎とする、②合併特例債が認められる一〇年以内に新庁舎を建設する、③新庁舎は大矢野、松島両役場の中間点の二号橋付近とするとの検討結果を報告した。平成一五年一月一六日の第一〇回合併協議会では、この内容に沿って正式提案されたものの、会議は紛糾し、まともらず各町持ち帰り協議となった。

各町では、それぞれの合併検討推進委員会（町議や区長等で構成する各町の検討組織）で検討したものの、結論は出ず、松島町では「将来的に松島町に新庁舎を建設する」との修正案を提案することが決まった。

この修正案は二月一三日の第一一回合併協議会に提案されたが紛糾し、各町で持ち帰って検討することとなった。その後、各町で何とか了承を得るに至り、三月六日の第二二回会合において、大矢野町庁舎と松島町庁舎を同格の本庁舎とする分庁方式とし、条例上の事務所の位置を大矢野町役場と決定し、合併後速やかに松島町に大矢野町と同規模の庁舎を建設することとした。

なお、同日の会合では、「議会議員の取扱い」についても協議がなされ、「在任特例」の適用期間（在任期間）について、大矢野町以外の三町が「合併後一年八月在任」を了承したものの、大矢野町は在任特例の適用に消極姿勢を見せ、結論は出なかった。

その後も各町で議論が続き、場合によっては合併枠組みそのものが崩壊しかねない事態となったが、各町の粘り強い取組みが奏功し、最終的には三月下旬、「議員在任期間を一年一月とし、在任特例期間中は事務所

の位置は変更しない」とすることで各町が了承、全ての協定項目の協議を終えた。

四月七日、県副知事を特別立会人に、合併協定調印式が開催された。ところが、翌八日、各町議会において廃置分合議案が審議された結果、大矢野町、松島町及び龍ヶ岳町では賛成多数により可決されたものの、姫戸町議会では賛成少数（賛成五、反対七）で否決された。これは「庁舎問題等さらに時間をかけて審議すべき」「住民への説明が不足している」などの意見が一部の議員から出されたことが要因であったが、議員改選後の五月一二日に、姫戸町議会に廃置分合案の再提案がなされ、賛成多数で可決された。

同月一四日に、県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、七月二日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、七月八日の総務大臣への廃置分合届出を経て、同月二三日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、平成一六年三月三十一日、新市「上天草市」が誕生した。

本県では、いわゆる平成の大合併で初めて誕生した市であり、本県における市制施行は、昭和三三年一〇月の宇土市以来のことであった。

三 天草下島二市九町における合併検討の経緯

平成一三年四月一日、天草地域市町合併検討協議会（会長：牛深市長。以下「合併検討協議会」という。）が設置された。

合併検討協議会は、二市九町の首長、議長で構成され、顧問として県天草地域振興局長が参画した。

同月五日、第一回会合が開催され、早速、二市九町間での財政力不均衡の解消の必要性に関する意見などが出された。

当初、合併検討協議会では、平成一三年夏頃を目途に合併枠組みを固める方針であったが、八月末の協議会でも、一部の首長から「二市九町は規模が大きすぎる」「天草は上島四町含め一体でいくべき」といった意見が出るなど、結論には至らず、各市町の九月議会での論議等を踏まえ

た上で対応することになった。

一〇月二日の第四回合併検討協議会でも様々な意見が出されたが、平成一四年四月に法定協議会を立ち上げることとなった。

そうした中、苓北町長は、法定協議会に参加するかどうかは、住民の意見を集約した後に判断したいとの意向を示し、法定協議会への参加の判断を保留した。平成一四年一月以降、住民座談会を開始し、合併のメリット・デメリットや、財政状況の見通し等について住民への説明を行った。

苓北町議会では、二月四日、市町村合併特別委員会を開催し、より良い町づくりを目指すためには、法定協議会で検討を行った上で合併の是非を判断した方がいいとの意見が大勢を占め、これを受けて、苓北町長は、「県に対する権限・税源移譲の要請」「法定協議会からの途中離脱の可能性についての事前了解」等を前提に、法定協議会に参加する方針を固めた。

平成一四年二月一二日の第八回合併検討協議会で、法定協議会設置議案を各市町議会の三月定例議会に提案することが確認され、各市町議会はこれを順次可決。四月一日、天草二市九町合併協議会（会長：牛深市長。以下「合併協議会」という。）が発足した。合併協議会は各町長及び議長、学識経験者等の委員で構成され、協議会の下部組織として、合併担当課長等による幹事会や専門部会等が設置された。

合併協議会が発足して間もない五月八日、苓北町から合併協議会に対し、町固有の税源を合併後も確保できるように求めるとの要望書が提出された。この内容は、合併後の現・苓北町域に「特別財産区」を設置し、苓北火力発電所関連の①固定資産税（町税）の一部、②法人事業税（県税）の一部、③電源開発促進税（国税）の一部に相当する額を同財産区に交付することを求めるものであった。

これに対し苓北町を除く二市八町（以下「二市八町」という。）は、火電立地に伴い地域が大変な苦勞をした事と住民サービスの低下への懸念は理解出来るが、要望は対等合併の理念等から受け入れられないとし、六月一二日に開催された第三回合併協議会で、二市八町が一致して提案

の受け入れを正式に拒否した。

翌一三日、苓北町議会合併研究特別委員会では、合併協議会離脱の強硬論が大勢を占めたが、町長は住民座談会とアンケートを実施した後、正式に判断するとした。住民座談会における町の説明に対し、住民からは、合併協議会離脱を肯定する意見が相次いだ。

また、町有権者七、二九九人を対象に行われたアンケートの結果、合併不参加「支持」が六四・二％となり、「無回答」一六・八％、「どちらともいえない」一一・九％、「不支持」の七・一％を大きく引き離した。将来的な合併の可能性についても、「合併しない」が三七・四％となり、「将来は合併する」の一三・一％を上回った。

このような結果を受けて、七月二日、苓北町議会臨時議会では「天草二市九町での合併はしない」旨が、全会一致で確認された。

これに対し、二市八町側は対応を協議、七月四日の第四回合併協議会で、苓北町の離脱が了承された。

【天草二市八町】

二市八町では、八月一九日に各市町の首長議長会合を開き、改めて検討した結果、二市八町の枠組みで今後も検討を進めることを確認し、臨時議会を開いて、規約変更を行い、合併協議会を「天草合併協議会」に改組、協議が再スタートした。

新市名称については、二市八町では新市名を「天草市」と仮決定、各市町が持ち帰って議会や住民に諮ったが、特に異論は出ず、九月の合併協議会で正式決定に至った。

以後、合併協議会での検討が進んだが、平成一五年三月、有明町議会が、二市八町が合同で取り組む予定の地域公共ネットワーク基盤整備事業の事務委託等の議案について、「廃置分合前に新市の事業が出てくるのはおかしい」「事前説明が不十分」等として、全会一致で否決した。

この件については、有明町以外の二市七町での調整が続いたが、結果的には、本渡市、牛深市、河浦町の二市一町が先行して事業に着手することとなった。

また、二市八町の首長間では、合併前の駆込投資を牽制する狙いから、合併までの間に一億円以上のハード事業に着手する際には合併協議会の了承を得るとの申し合わせを行っていたが、この時期、申し合わせが遵守されていないとの声が出始め、各市町間の信頼関係が少しずつ揺らぎ始めた。

こうした中、有明町、栖本町、五和町、新和町の四町議会や住民からは、合併を前にした大型事業の見直しや採用の抑制など批判が強くなり、合併協議会離脱、新たな枠組みの模索を求める意見が日に日に増し、四町離脱の可能性も高まった。

これに対し、この四町を除く二市四町や県からは、四町に対する慰留が行われたほか、天草経済開発同友会や商工会議所等の民間四団体からも、二市八町合併を求める要望書が各市町に送られた。

しかし、九月四日、有明町議会臨時議会で、合併協議会離脱議案が可決された。これに続き、同月八日、栖本町議会臨時議会、同月一八日、新和町議会臨時議会、同月二六日、五和町議会臨時議会と、次々と合併協議会離脱議案が可決され、それぞれ合併協議会に離脱通知がなされた。この離脱の動きに対し、五和町内では、九月下旬、住民グループが合併協議会離脱の可否を問う住民投票条例制定請求手続に着手し、一〇月二一日、請求に必要な町有権者の五〇分の一（一七六人）を超える二五六人（町有権者の二・九％）の有効署名を添えて本請求に至ったが、同月三〇日、五和町議会臨時議会で議案が否決された。

一方、本渡市では、住民グループが、地理的一体性、日常生活圏の一体性等を理由に、本渡市と、天草合併協議会を離脱した四町の二市四町による法定協議会設置を求める住民発議手続に着手した。本渡市長の判断が注目されたが、市長は、あくまで二市八町合併を目指す意向を明らかにした。右記住民発議の本請求は、一二月二五日、請求に必要な有権者の五〇分の一（六三七人）を超える七九〇人（市有権者の二・五％）の有効署名を添えてなされ、本渡市長は関係四町長に対し、法定協議会設置議案の議会付議について意見照会を行った。

平成一六年に入ってから、二市八町の協議は休止状態が続いた。二

月、本渡市長は、個人的な考え方とした上で、合併特例法期限内の合併を成就させるためには、発展的な合併協議会解散も選択肢の一つであるとの意向を示した。これを受けて、二市四町の各議会がそれぞれ協議した結果、二月一三日までに、いずれも法定協議会解散の方針を確認。二月一九日、第一九回合併協議会で「現在の膠着状態を打開するため一旦法定協議会を解散する」旨正式に確認された。一月末から三月にかけて、二市八町の各市町議会でも合併協議会廃止議案が順次可決され、三月三十一日、「天草大合併協議会」が正式に廃止された。

また、合併協議会廃止に向けた手続が進められる一方で、県の主催で新たな意見交換のテーブルが設けられ、三月二五日に県庁で行われた第二回の意見交換会で、地元市町長が主体的に話し合い議論を深めていくことが確認された。

この状況の中で、五和町長は、三月一六日、本渡市の住民発議に基づく一市四町での法定協議会設置議案について「今後新たな議論が始まる中で法定協議会設置は時期尚早」などとして、議会に付議しない旨を本渡市長に回答、同月二二日には、有明町長、栖本町長、新和町長も住民発議を付議しない旨を回答し、住民発議手続は終了した。

この頃、市町長間の話し合いでは、二市八町の枠組みでの再協議を望む声もあったが、二市八町に拘らない枠組みを模索する動きもあった。四月二二日、栖本町議会の合併特別委員会、栖本町長は、本渡市と周辺町だけの合併の可能性は低いとし、基幹産業の類似性等を理由に、「有明町・倉岳町・栖本町」の三町合併検討の意向を表明、議会もこれを了承した。有明町長、倉岳町長も、三町合併の枠組みが選択肢のひとつであるとの認識を示した。

これに対し、御所浦町、天草町、河浦町、牛深市は、本渡市中心の枠組みを希望する方針を固めた。また、先に、二市八町の枠組みから離脱した五和町、新和町も、平成一六年度の地方交付税削減など、市町村を取り巻く環境の著しい変化や、各市町の財政不均衡問題に対する取組みが進んだことなどから、本渡市中心の枠組みに参加する意向を示した。

一方、有明町・倉岳町・栖本町の三町の住民の中では、本渡市抜きの

合併枠組みについては異論が根強かった。六月二日から各地区毎に開催された倉岳町の住民説明会では、「本渡市中心の枠組みに参加すべき」との意見が相次ぎ、町議会は本渡市中心の枠組みで検討していくことを確認した。

六月一〇日に開催された各市町長及び議長の意見交換会の場で、六月二三日に二市五町で任意協議会である天草地域市町合併推進協議会（会長：本渡市長。以下「合併推進協議会」という。）を設置することが決まった。この日、倉岳町も合併推進協議会への参加の意向を示したが、有明町、栖本町の方針が未定であり、そのままでは飛び地合併となってしまうため、この日の参加は見送られた。

栖本町では、町議会が本渡市中心の枠組みへの参加を決めた。また六月二一日、住民説明会で合併の枠組みを問うアンケートが実施され、二九四人が回答したが、結果、「本渡市を含む合併が良い」が七九・五％と大きな支持を得た。次いで「有明町との二町合併」一四・一％、「わからない」三・二％、「その他」三・二％だった。これを受けた栖本町長は、合併推進協議会への参加を決めた。

また、六月二七日、有明町の住民説明会で合併賛否を問うアンケートが実施され、三九一人が回答し、「二市八町合併」が五八・六％、「有明町単独」が四一・四％となった。町議会の意思確認のうえ、六月二九日、有明町長が合併推進協議会への参加を決定した。

ここに至り、元の二市八町が紆余曲折を経て再結集することになった。六月三〇日、第二回合併推進協議会で、再度二市八町での協議を進めることが確認され、七月七日の第三回合併推進協議会で、有明町、倉岳町、栖本町の三町の合併推進協議会参加が正式承認された。

七月一四日には、これまでの協議の経緯の説明と、合併問題への理解を深めて貰うため、天草地域市町合併シンポジウムが開催され、職員や住民ら約五〇〇人が参加した。総務省合併推進課長が講演し、合併推進協議会会長を務める本渡市長からの経過説明の後、二市八町の全首長が登壇しての質疑応答が行われた。

七月一五日から一六日にかけて、各市町議会では、それぞれ法定協議

会設置議案が可決され、七月二〇日、解散前と同じ二市八町で天草合併協議会（会長・本渡市長。以下「合併協議会」という。）が設置された。

この合併協議会では、旧合併協議会での協定項目を基本的に継承し、合併特例法期限を睨んでの効率的な協議が行われた。

また、この協議の中では、各地域の意見を新市制に反映させるための組織として、独自のまちづくり自治組織の検討もスタートし、合併により周辺部となる地域への配慮も伺われた。

一〇月二二日、本渡市の住民グループが、「合併に対して意思表示をする機会が欲しい」などとして、二市八町合併の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求手続に着手し、十一月二二日、請求に必要な市有権者の五〇分の一（六三四人）を超える二、一八七人（市有権者の六・九％）の有効署名を添えて本請求に至った。

しかし、同日開催された第八回合併協議会において、新市建設計画案が承認され、これにより全四八項目の協議が終了した。本渡市長は、住民説明を行いながら協議を進めており、現時点で住民投票を行う意向は無いとして条例制定に反対の意見を付して議会に提案。一月一日、本渡市議会で右記条例案が審議され、賛成少数で否決された。

廃置分合関連議案は、各市町議会一二月定例議会に提案され、一月一五日、有明町議会が廃置分合議案を可決。翌一六日、牛深市、御所浦町、倉岳町、天草町、河浦町の各議会で可決。翌一七日、栖本町、五和町の各議会で可決。同月二二日、新和町議会で可決。最後に、同月二四日、本渡市議会で可決され、全市町議会の議決が出揃った。

平成一七年一月七日、県知事を特別立会人に合併協定調印式が開催された。同月一二日に県知事へ廃置分合申請が行われ、県から総務大臣への市制施行協議を経て、三月二三日の県議会における廃置分合議決及び県知事の処分決定、三月二九日の総務大臣への廃置分合届出を経て、四月二八日、廃置分合に係る総務大臣の告示が行われ、合併が確定した。

廃置分合議決後も、合併に向けた詰め協議が行われ、平成一八年三月二七日、平成の大合併でも最大となる一〇団体合併によって新「天草市」が誕生した。

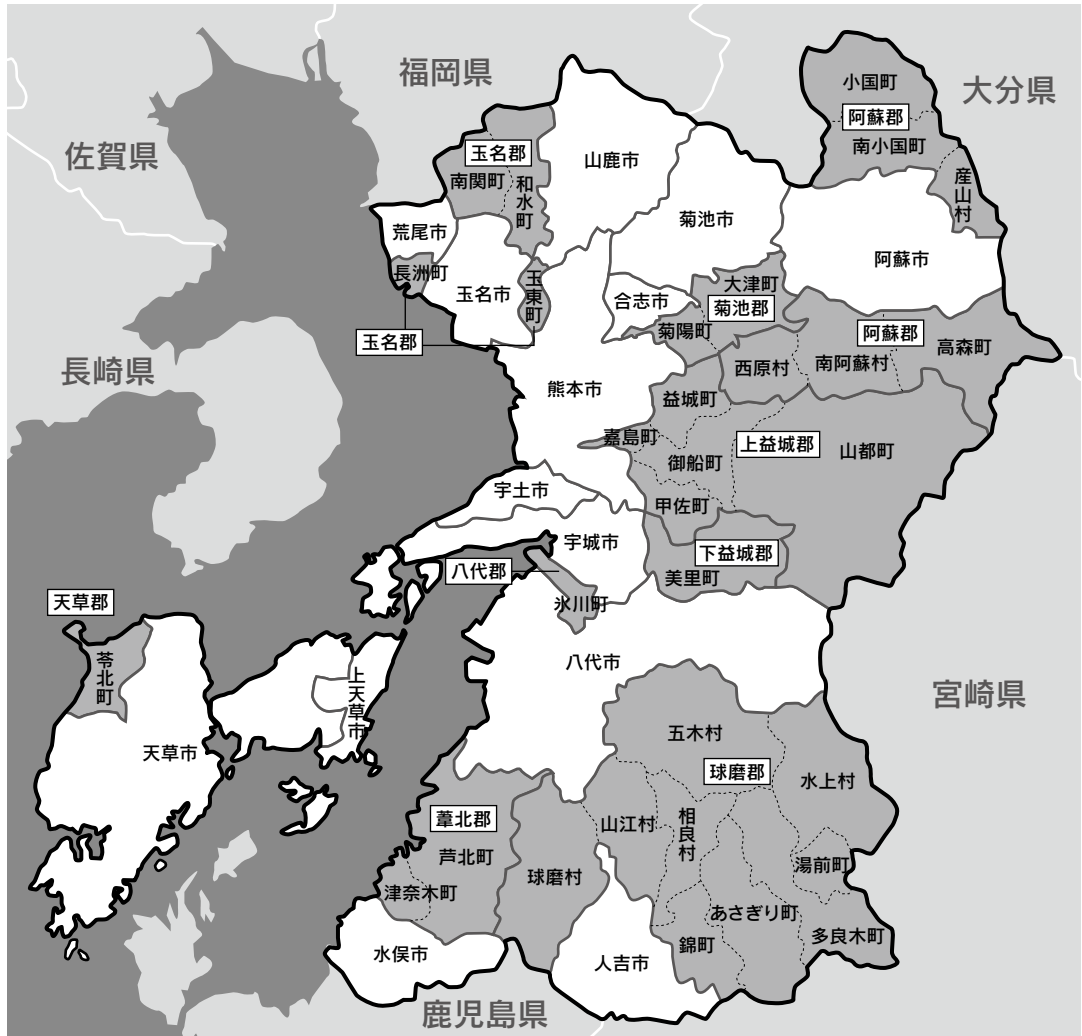
【苓北町】

平成一四年七月、苓北町が二市九町の枠組みから離脱する意向を固め、合併協議会で了承されたことは既述のとおりである。八月二八日から九月四日にかけて、二市九町の各市町議会で臨時議会が開催され、合併協議会の構成市町の減少と規約改正の議決、合併協議会の脱退に係る議決が行われ、苓北町の離脱が正式に決まった。その後、町では具体的な合併検討の動きは起きていない。

第三編

市
町
村
の
概
況

熊本県行政区域図



- | | |
|-----------|---------|
| —— 県界 | □ 14 市 |
| —— 市郡界 | ■ 31 町村 |
| 町村界 | □ 九州 |

(平成23年3月31日現在)

熊本
もと
市し



(熊本市西区役所)



(熊本市北区役所)



(熊本市本庁舎・中央区役所)



(熊本市南区役所)



(熊本市東区役所)

一 概 況

九州のほぼ中心、熊本県の西北部に位置し、南は、宇土市、宇城市、東は、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、北は、玉名市、玉東町、山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町に接し、平成二十年十月六日に富合町と、平成二十二年三月二日に城南町及び植木町と合併し、人口七三、四、四七四(平成二十二年国勢調査)、面積約三九〇平方キロメートルの新しい「熊本市」となった。本市は、西は有明海に面し、東方に阿蘇山を望み、市の北部にかけては阿蘇山系と金峰山系とに属する山岳、丘陵、台地が連なり、南西部にかけて平坦地が広がる。海岸地帯の中部から南部にかけての一角は干拓地である。この広大な平野を、阿蘇山に源を発する白川、菊池や鹿本地方に流れを発する井芹川および坪井川、水前寺一帯の湧水地帯から江津湖を経て緑川に流れる加勢川そして本県の代表的大河である緑川が南部一帯を流れている。

本市は幕藩体制下から熊本藩の城下町であり、また、明治以降は県庁所在地であるということに加え、九州における政治・軍事の中心地として多くの官公庁が置かれ、歴史と文化の薫り高い商業都市、文化都市として発展してきた。昭和二〇年には大空襲、二八年には大水害によつて壊滅的な被害を受けたが、その後さらなる復興を遂げた。九州の中心に位置するという地理的条件に恵まれており、更には森と水の都といわれるように全国有数の豊富で良質な地下水と緑豊かな自然環境を背景に、九州の中心的都市として着実な発展を続けている。

産業としては、サービス業が主だが、農業についても、生産性の高い都市型農業で、すいか、メロン、みかん、トマト、なす、畜産などの農業産出額が高く、中でも植木のすいかや河内のみかんは、全国的に有名である。その他、海苔、アサリ、ハマグリなどの水産業も盛んなほか、大規模な半導体製造工場、食品工業団地などもある。

鉄道は、JR鹿兒島本線熊本駅等一〇駅を擁し、熊本市からは阿蘇・大分方面に豊肥本線また三角線が分岐する。平成二十三年三月には九州新幹線が全線開通し、熊本駅周辺再開発の動きも活発化している。道路は、九州自動車道が本市を南北に貫き、植木、熊本のインターチェンジがある。また、門司・鹿兒島を結ぶ国道三号と大分・長崎を結ぶ国道五七号が本市で交差する。市中心部から約三〇分程

度の阿蘇くまもと空港からは、全国の主要都市を始め、ソウルへの定期便も就航している。また、熊本港も、流通促進の基盤施設として背後地を含め整備が進んでいる。

名所旧跡として熊本城、水前寺公園、本妙寺、田原坂公園、塚原古墳公園、夏目漱石の草枕で有名な峠の茶屋、木原山（仁平久寿の頃、九州探題鎮西八郎為朝の豪弓を恐れて雁がう回した事から一名、雁回山）、日本三大不動の一つとされる木原不動尊、武蔵塚公園、立田自然公園、北岡自然公園、江津湖などがあり、また、伝統工芸には肥後象嵌などが挙げられる。

熊本城は、加藤清正が慶長六年（一六〇一）から七か年を費やして平地に突出した京町台地の先端茶白山を活用して築き上げた平山城で、その規模の壮大さ、「武者返し」の石垣の線の力強さによって日本三名城の一に数えられている。水前寺公園は、正しくは成趣園といい、細川五代藩主綱利が茶を嗜むために築造した庭園で、特に優雅な築山と湧出する清流で優れ、その湧水は江津湖に注いでいる。また、この公園内には、細川藤孝が後陽成天皇の皇弟桂宮智仁親王に古今集の秘伝を授けたといわれる古今伝授の間がある。本妙寺は、清正の建立になる日蓮宗の巨刹であったが、元和元年（一六一五）、忠広が現在地に再建したもので、数百段の石段、壮麗な仁王門、桜並木の参道で知られている。田原坂公園は、西南戦争最大の激戦地「田原坂」の頂上部分にあり、現在は、明治一三年に建立された崇烈碑や、戦没者の氏名を記した慰霊碑、復元された土蔵造りの弾痕の家や、当時の資料を展示した植木町田原坂資料館のほか、ツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。塚原古墳公園は、国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」や、熊本市塚原歴史民俗資料館、火の君遊園地、熊本県民天文台などを有し、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲く美しい古墳公園に整備されている。

主な行事としては、本妙寺第三代高麗日遙上人が清正公の菩提を弔う一周忌に法華経を（六九、三八四文字）書写したのが始まりで、三回忌に山内の僧侶が加わり行ったところ、七月二三日の一夜にして写経が出来たところから頓（すみやか）に法華経を写経した法会ということに由来している、本妙寺「頓写会」、昭和五三年から開催され、熊本の代表的な民謡「おてもやん」などに合わせて熊本市内中心部を踊り歩く、夏の風物詩、火の国まつり、勇壮な随兵行列や馬追いなど

が行われる、藤崎八幡宮秋季例大祭、くまもとお城まつりなどが挙げられる。

二 市名の由来

「隈本」の地名については、最初に菊池の姓を名乗った藤原則隆が、延久元年（一〇六九）、今の菊池郡の鞍岳に登ったとき、熊本市の地域が夕日に濃く隈取られていたので、これを「隈本」といい、現在菊池市になっている旧隈府町が、その近くにあるので、その地方を「隈辺」と名づけたという伝説がある。「くま」のついた地名は、県内だけでも球磨郡や隈庄（以前はくまむたの庄といった）があり、福岡県、佐賀県にも「くま」という地名が多く、この名称のある地域の地形は川によってできた平野であって、周囲が山に囲まれている。

熊本市も、白川下流に平野が開け、周囲を山に囲まれているので、「くま」の地名があるというのはいずれもあてはまるものがある。隈本の地名が文献にあらわれるのは南北朝時代の天授三年（一二七七）を初見とする。その昔は府又は府中と呼んでいたらしい。

隈本を熊本と改めたのは加藤清正で、慶長一二年（一六〇七）、「隈」の字のつくりには畏れるの意味があるので、これを改めて、猛獣の熊を用い、この字によって勇ましい武将の精神を象徴しようとしたものといわれている。

三 平成の合併検討経緯

本市においていわゆる「平成の大合併」期に合併検討の気運が高まったのは、平成一三年に策定された国の市町村合併支援プランにより、政令指定都市指定要件の弾力化がなされたことに端を発したものであった。

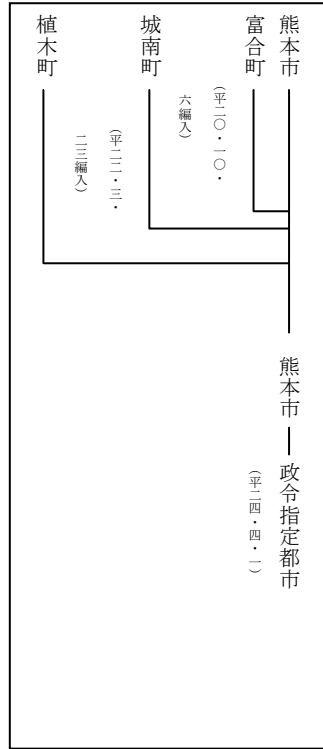
熊本市は周辺市町村との合併・政令指定都市移行を目指した取組みを進めたが合併には至らなかった。詳しくは第二編の記述に譲るが、熊本市周辺町では、熊本市との合併を求める住民発議が計七件提起されたものの、いずれも各町の議会又は住民投票レベルで否定されてしまった。その結果、熊本市は周辺市町村との合併協議会設置に至らないまま旧合併特例法期限を迎えることとなり、合併新法下で引き続き合併に向けた取組みを進めることとなった。

合併新法下では、まず富合町が住民運動の高まりから熊本市と合併協議を開始

し、平成二〇年一月に熊本市との合併を成就した。また、その後、城南町、植木町、益城町でも相次いで政令指定都市を目指した合併を目指す動きが高まり、平成二〇年一〇月から一二月にかけてそれぞれ三つの法定協議会が設置された。その後、その三つの法定協議会で並行して合併協議が続けられ、それぞれ三町において合併の賛否を問う住民投票が行われた結果、益城町では合併反対多数となったものの、城南町と植木町では賛成多数という結果となり、それを受け、平成二二年三月に合併が成就した。これにより熊本市は約七三万人の人口を擁することとなり、悲願であった政令指定都市実現の契機となった。

(第二編「熊本市及び周辺地域」参照)

1 合併関係市町村の状況



2 検討の経緯

(一) 富合町の編入

平成一五年三月五日、熊本市議会に、富合町からの住民発議による法定協議会設置の付議が行われた。これを受け、三月二日、熊本市議会の政令指定都市調査特別委員会において議論が行われた結果、富合町との法定協議会設置議案を継続審査とすることとなった。三月一四日、富合町議会において熊本市との法定協議会設置議案が審議され、否決された。

その後、富合町は、宇土市との合併協議を進め、一二月一九日には、宇土市・富合町が合併協定書に調印するまで至ったが、一二月二二日、富合町議会が宇

土市との廃置分合議決を否決し、宇土市と富合町の合併は成就しなかった。(第二編「宇城地域」参照)

平成一六年一二月二二日、富合町長が富合町議会一二月定例会において、熊本市を中心とした合併をしたいとの意向を表明した。

合併新法下になり、平成一七年四月一九日、富合町長が熊本市長を訪問し、合併を前提とした勉強会の設置を申し入れ、熊本市長も早期の設置を約束した。五月一〇日、熊本市・富合町合同研究会を設置。九月までに、両市町の現況、課題、メリット、デメリット、将来像をまとめて「熊本市・富合町合同研究会報告書」を作成した。一〇月から一一月に、熊本市内五箇所、富合町内二箇所、報告書の住民説明会を開催した。

平成一八年三月一六日、富合町議会において、熊本市との法定協議会設置の採決が行われ、否決された。その後、四月二七日に、富合町長が区長会会長とともに熊本市長を訪問し、合併任意協議会設置の要請を行った。それを受け、熊本市長が五月一日に富合町長を訪問。五月中にも合併任意協議会を設置し、合併に向けての検討を行っていくことで合意し、五月一九日に「熊本市・富合町合併準備協議会」が設置された。平成一八年一二月五日まで延べ四回の協議が行われた。

そのように、合併に向けての検討が進められている中、平成一八年五月一七日、富合町住民グループが、町選挙管理委員会に熊本市との合併に否定的な町議会解散の本請求を行った(有権者数六、六八八名中、有効署名数 三、六八二人)。それを受けて、七月二日に富合町議会解散の賛否を問う住民投票が実施され、賛成 二、九九一人、反対一、〇五人となり、町議会は即日解散された。

「熊本市・富合町合併準備協議会」での議論が概ね済んだ一二月二二日、富合町臨時議会が開催され、熊本市との法定協議会設置議案が可決された。それを受け、一二月二七日、熊本市議会において、富合町との法定協議会設置議案が可決され、平成一九年一月五日に「熊本市・富合町合併協議会」が設置された。

その後、二回に及ぶ協議会を経て、平成一九年一〇月三一日に合併協定書への調印、一一月一日に富合町臨時議会、同六日に熊本市臨時議会が相次いで

廃置分合関連議案を可決、一月七日に県知事への廃置分合申請に至り、平成二〇年一〇月六日に熊本市が富合町の編入合併を行った。

(二) 城南町の編入

平成一五年三月五日、熊本市議会が城南町からの住民発議による合併協議会設置の付議を行った。それを受け、同一二日に行われた市議会において、市議会は、城南町からの住民発議による法定協議会設置議案を可決した。城南町議会は、熊本市との法定協議会設置議案を四月三日に継続審査とし、その後議会において協議を進めていたが、四月に合併反対を掲げる町長が誕生し、城南町単独でのまちづくりが取り組まれることとなり、合併の話は立ち消えとなった。

その後、平成一九年四月二日、合併新法期限内での合併を掲げる元町長が合併反対であった現職を破り、返り咲きで誕生。平成一九年一月から、住民団体において、県職員出前講座を活用した政令指定都市についての勉強会を開催。平成二〇年四月までの間に八地区、述べ三五〇名が参加して行われた。

公約でもある市町村合併を模索していた城南町長は、平成一九年一月に、合併についての住民アンケートを実施した。その結果、住民の六八・六％が合併に賛成し、そのうち合併相手としては、熊本市が六九・四％で最大となった。

この住民アンケートの結果を受け、平成二〇年一月一日に、「熊本市・城南町合併任意協議会」が設置され、七月までに六回の協議会を開催し、合併した場合のメリット、デメリットなどについて整理が行われた。この任意協議会を経て、法定協議会設置を行いたい意向を町長が示し、八月二日、城南町臨時議会開催し、熊本市との法定協議会設置議案が提案されたが、結果、否決された（賛成五、反対九、棄権二）。この結果に不満を持った合併賛成派住民が、法定協議会設置議案に反対した議員九名の解職を求めるリコール運動を展開し、九月二六日に九名それぞれに有権者の一／三以上の署名を集めて、町選挙管理委員会に提出された。それに呼応するかたちで、九月一日には、合併反対派住民が、町長及び法定協議会設置議案に賛成した議員五名のリコール運動を開始し、一〇月一〇日に、町長及び五名それぞれに有権者の一／三以上の署名を集めて、町選挙管理委員会に提出された。

そのように合併賛成派、反対派双方にリコール運動が行われている中、九月一二日に、合併の賛否を問う住民投票条例案が合併反対派から提案され、賛成

多数（賛成一〇、反対四、棄権二）で可決された。しかし、九月一八日、その住民投票条例案に町長が再議に付し、賛成一〇、反対六で否決された。同日、熊本市との法定協議会設置議案を町長が再提案し、賛成七、反対七、棄権一、議長裁決で可決された。同時に、町長から法定協議会終了後に実施する住民投票条例案が提案され、満場一致で可決された。

一〇月二日、「熊本市・城南町合併協議会」が設置され、その後八回の協議会が開催され、市街化調整区域の取扱、水道事業の取扱など、特に城南町で不安視されている課題について、真摯な協議が行われた。

そのように法定協議会での議論が行われている中、町を二分するリコール合戦を行うのはふさわしくないという判断により、一月には、賛成派・反対派双方が議員のリコールを取り下げを合意。しかし、合併反対派はこの混乱の主要因は町長にあるという主張から、町長についてはリコールの取り下げを行わず、一月一七日に、町長リコールを町選挙管理委員会へ本請求を行った。

それを受け、町長は、リコール請求の署名簿に不適切な箇所が見受けられることを理由に、リコール請求の署名簿を有効とした町選挙管理委員会の裁決の取消しを求める訴訟を一月二二日に提訴した。二月一七日、熊本地裁は、翌年一月に予定されていたリコール投票の執行停止を決定した。その後、平成二二年四月二七日に、熊本地裁は、リコール署名のうち一一一六名分の取消しを認め、町選挙管理委員会が上告しなかったことからリコール請求は無効となった。

法定協議会での協議が完了したことから、既に可決されている条例に基づき、平成二二年六月二八日に、熊本市との合併の賛否を問う住民投票が実施された。住民投票前は、賛成派、反対派双方が、巨大な立て看板、幟、互いを中傷するビラの配布など、まさに町を二分する激しい運動を繰り広げたが、結果は賛成多数（賛成六、七八二票、反対五、八四四票）となった。

住民投票結果を受け、七月一〇日に城南町臨時議会、同一三日熊本市臨時議会が相次いで廃置分合関連議案を可決、七月一七日に県知事への廃置分合申請に至り、平成二二年三月二三日に熊本市が城南町の編入合併を行った。

(三) 植木町の編入

合併旧法下において、住民投票で熊本市との法定協議会設置が反対多数となつてから、植木町では、単独でのまちづくりを進めていた。

そのような中、熊本市圏の一六市町村で熊本市圏ビジョンが策定（平成一九年二月）される一方で、熊本市と富合町の合併協議が進むなど、再び熊本市の政令指定都市を目指す気運が高まってきたことをうけ、平成一九年五月二五日、植木町議会が「熊本市圏・政令市についての勉強会」を開催し、県から合併、政令指定都市の必要性について説明を行った。住民レベルにおいても、合併の賛否は別にして、とりあえず熊本市が目指している政令指定都市とはそもそもどのようなものなのかを知りたい、という声が高まり、住民団体において県職員出前講座を活用した政令指定都市についての勉強会が開催され、五月から一二月にかけて、八地区で実施し、参加者は述べ約五一〇名にのぼるなど関心が高まってきた。

そのような議会や住民レベルでの気運の高まりを受け、一月一四日に熊本市と植木町は事務レベルでの「政令市及び合併に関する研究会」を発足させ、両市町の事務事業の違いなどについて調査検討を行った。

平成二〇年四月一日、事務レベルでの研究会をさらに深め、仮に合併した場合に植木町域がどのようなものかを検討する場として、両首長、議会関係者などを交えた「熊本市・植木町合併問題調査研究会」を設置。八月まで五回の研究会を開催し、特に植木町側から不安が出されていた、都市計画の線引きの問題、区役所の設置、中心市街地活性化事務の取扱、県立高校の通学区の問題などについて等を中心に調査、研究が行われた。

研究会の成果を受け、植木町長が、法定協議会で更なる協議を行い、事業の財政面での裏付けも踏まえてきちんと検討する必要があるという判断を行い、九月二五日、町議会に法定協議会設置議案を提案したが、賛成九、反対九、棄権一、議長裁決により否決された。

この結果を受け、合併賛成派住民が合併特例法に基づく合併協議会設置請求、及び議会解散請求に係る代表者証明書の交付申請を町選挙管理委員会に提出。

一〇月三日に、合併協議会設置請求について、有権者の一／五〇以上の署名を集めて町選挙管理委員会に提出された。

住民発議に基づく法定協議会設置議案が再度町議会に一〇月二七日に提案されたが、またもや賛成九、反対九、棄権一、議長裁決による否決という前回と全く同じ構図で否決された。

そのため、町長は、町長と議会の意見が割れている以上、直接民意を問うべきという判断の下、一〇月三十一日、住民発議に基づく法定協議会設置の是非を問う住民投票の実施を町選挙管理委員会に請求した。その請求を受けて十一月三〇日に住民投票が行われ、その結果は賛成多数（賛成一〇、三〇九票、反対六、六九七票）となり、熊本市との法定協議会の設置が決定した。

住民投票結果を受けて、一二月四日、「熊本市・植木町合併協議会」が設置され、その後計七回、植木町側の不安を出来るだけ払拭できるよう、丁寧な議論が行われた。概ね協議が終了した平成二一年五月、合併反対派住民から、町の今後を大きく左右する市町村合併の問題については、きちんと合併の是非について民意を問うべきという考えから、合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願が町議会に提案された。それを受け、五月二七日に町臨時議会が開かれ、合併反対派議員から「合併の賛否を問う住民投票条例案」が提案され、賛成一〇、反対九で可決された。住民投票は、並行して熊本市との合併協議を続けていた城南町の住民投票と同日の六月二八日に実施されることとなった。

合併新法下での政令指定都市昇格を目指す熊本市にとつては、政令指定都市になるための人口要件とされている七〇万人に届くためには、この植木町との合併がラストチャンスであることもあり、両市町を挙げた取組が行われた。合併協議会主催の植木町・熊本市合同セミナーには、蒲島県知事も登壇し、県も熊本市の政令指定都市実現の支援を行う姿勢を改めて明確に示した。その結果、六月二八日に行われた熊本市との合併の是非を問う住民投票では、賛成多数となった。（賛成一〇、五九一票、反対七、四九三票）

住民投票結果を受け、七月九日に植木町臨時議会、同一三日に熊本市臨時議会が相次いで廃置分合関連議案を可決、七月一七日に県知事への廃置分合申請に至り、平成二二年三月二三日に熊本市が植木町の編入合併を行った。

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

【富合町の編入】

- 1 合併の方式
合併の方式は、下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の期日
合併の期日は、平成二〇年一〇月六日とする。
- 3 新市の名称
新市の名称は、熊本市とする。
- 4 新市の事務所の位置
新市の事務所の位置については、熊本市手取本町一番一号（現熊本市役所の位置）とする。
- 5 財産及び債務の取扱い
富合町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併特例等に関する法律第八条第二項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第八条第五項の規定（定数特例）を適用する。
(2) 議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
農業委員会等に関する法律第三十四条の規定を適用し、平成二三年七月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。
平成二三年七月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。
- 8 地域自治組織等の取扱い
市町村の合併の特例等に関する法律第二十六条の規定に基づき、富合町の区域に富合町合併特例区規約を定め、合併特例区を設ける。
- 9 地方税の取扱い
両市町において差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。
(1) 事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律第十六条第一項の規定に基づき、富合地域においては課税免除（合併の年度及びその後五年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。
(2) 法人市（町）民税については、市町村の合併の特例等に関する法律第十六条第一項の規定に基づき、富合地域においては不均一課税（合併の年度及びその後五年間）とし、その後は熊本市の例により統合する。
(3) 次の地方税については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、固定資産税の納期については、合併年度は必要な経過措置を設ける。
 - ア 都市計画税
 - イ 入湯税
 - ウ 個人市（町）民税
 - エ 固定資産税
 - オ 特別土地保有税
- 10 一般職の職員の身分の取扱い
合併時に在職する富合町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村合併の特例等に関する法律第十二条の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。
職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。
職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
- 11 合併市町村基本計画
合併市町村基本計画については、「熊本市・富合町新市基本計画」に定めるとおりとする。
- 12 特別職の身分の取扱い
(1) 富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとする。
(2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿

- って協議、調整する。
- 13 条例、規則等の取扱い
 条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。
 ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。
- 14 事務組織及び機構の取扱い
 事務組織及び機構の取扱いについては、熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
 富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。
- 15 一部事務組合等の取扱い
 (1) 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。
 ア 熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。
 イ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取扱いについては、合併時まで宇城広域連合と調整を行う。
 (2) 富合町に係る熊本県への事務委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。
 使用料・手数料の取扱い
 住民の一体性の確保や負担の公平の関連により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。
- ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設ける。
- 17 公共的団体等の取扱い
 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実績等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。
- 18 補助金・交付金等の取扱い
 両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。
 ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整する。
- 19 町名・字名の取扱い
 (1) 熊本市の区域内の町名については、現行のとおりとする。
 (2) 富合町の区域については「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- 20 慣行の取扱い
 (1) 新市における「市章」、「市木」、「市花」、「市鳥」については、熊本市のものを用いる。
 (2) 熊本市における「市歌」、「都市宣言」、「名誉市民」については、新市においても継続する。
- 21 国民健康保険事業の取扱い
 (1) 富合町の国保料率等については、五年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。
 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。
- (2) 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 (3) 富合町の療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てる。
- 22 介護保険事業の取扱い
 (1) 介護保険料については、第三期介護保険事業計画期間中(平成一八年～二〇年度)は現行のとおりとし、第四期介護保険事業計画期間(平成二二年～二三年度)から熊本市の例により統合する。

- (2) 家族介護者教室開催、家族介護者リフレッシュ事業及び高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業については、第三期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、第四期介護保険事業計画期間から新市の事業として継続する。
- (3) 富合町の食の自立支援事業については、第三期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、平成二〇年度までに検討する。
- 23 行政連絡機構の取扱い
富合町の嘱託員制度については、合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する。
- 24 電算システムの取扱い
電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合する。
- 25 広報広聴関係事業の取扱い
広報紙及び行政相談については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 26 納税関係事業の取扱い
(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- ア 固定資産評価審査委員会
イ 納税組合
ウ 口座振替制度
エ 納期及び納付書発送
オ 軽自動車標識交付及び廃車
- (2) 熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加える。
ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- (3) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。
- 27 消防防災の取扱い
(1) 災害備蓄については、新市の事業として継続する。
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ア 消防補助金等
イ 消防団運営交付金
ウ 消防水利施設の設置、維持及び管理
- (3) 防災無線については、合併後、富合町にある現行の無線施設を継続利用する。
- (4) 富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- (5) 非常備消防（消防団）については、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。
- 28 交通関係事業の取扱い
交通傷害保険及び交通安全協会については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 29 窓口業務の取扱い
(1) 勤務時間外の窓口業務の対応については、合併時に熊本市の例により統合する。（熊本市役所本庁舎でのみ戸籍届けの受付を行う。）
(2) 印鑑登録事務及び住民基本台帳カード交付事務については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 30 保健衛生事業の取扱い
(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ただし、子宮がん検診、乳がん検診の対象年齢は合併年度または、合併次年度に富合町が全年齢受診とし、翌年度から熊本市の例により統合する。また、実施場所については、当分の間現行のとおりとする。
- ア 肺がん検診
イ 胃がん検診
ウ 大腸がん検診
エ 子宮がん検診
オ 乳がん検診
カ 妊婦検診

キ 結核検診

ク インフルエンザ予防接種
ケ 個別予防接種

(2) 女性健康診査については、新市の事業として継続する。

(3) 基本健康診査については、医療制度改革に伴い平成一九年度で終了し、平成二〇年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していく。

(4) 乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行のとおり存続する。幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。

(5) 組織育成（母子保健）については、合併後三年間は現行のとおり存続する。その後の取り扱いについては新市において検討する。

(6) 五歳児相談及び集団予防接種については、当分の間現行のとおり存続する。

(7) ふるさと総合健診、腹部超音波検診及び健康まつりについては、合併特例区の事業として実施する。

31 各種福祉制度の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続する。

- ア 熊本市優待証（さくらカード）
 - イ 住宅改造居宅介護支援員派遣制度
 - ウ 生きがい推進事業
 - エ 無料寝具乾燥事業
 - オ 夏休み障害児・家族支援事業
 - カ 母子家庭等日常生活支援事業
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
- ア 敬老の集い
 - イ 敬老祝品支給等
 - ウ 災害見舞金等
 - エ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - オ 乳幼児医療費助成
 - カ 社会福祉協議会補助金

キ ひとり暮らし高齢者訪問事業

(3) 富合町の保育料については、合併後五年間は現行のとおりとし、その後熊本市の例により統合する。

(4) チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。

(5) 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

32 清掃事業の取扱い

(1) 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。

(2) 合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化び再生利用の普及・啓発については、合併時に熊本市の例により統合する。

(3) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は、熊本市の例により統合する。

33 環境対策事業の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続すること

- ア 環境保全（エコライフ）に関すること
 - イ 水資源
 - ウ 新世紀漱石の森づくり事業
 - エ 人口かん養促進事業
 - オ 水資源有効活用促進事業
- 34 農林水産関係事業の取扱い
- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 農業地域交流促進事業
 - イ 農業地域活性化支援事業
 - ウ 地産地消の推進事業
 - エ 経営体育成支援事業
 - オ 農業・農村男女協働参画経費
 - カ (特) 農業金融支援事業

- キ 農用地有効利用促進助成経費
 - ク 市民と農業のふれあい促進事業
 - ケ 生産体制強化施設整備事業
 - コ 流通施設整備事業
 - ク サ 畜産施設整備事業
 - シ 流通対策事業
 - ス 農区長制度
- (2) 農業振興地域整備計画変更については、合併後三年を目途に、統合のための計画変更を行う。
- (3) 農業振興地域整備促進協議会については、農業振興地域整備計画の変更時に併せ、熊本市の例により統合する。
- (4) 農業構造改善事業補助金については、現行のとおり存続する。
- (5) 農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。
- (6) 農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、三年間は現行のとおりとし、その後は廃止する。
- (7) 次の事業については、熊本市の例により統合する。
ただし、土地改良事業等補助金のうち運営費補助については、平成二五年度まで現行のとおりとし、平成二六年度以降については、関係機関と協議を行い調整する。
- ア 生産体制強化対策事業
 - イ 畜産振興事業
 - ウ 基盤整備事業
 - エ 単県土地改良事業
 - オ 農業用施設災害復旧工事
 - カ 農業委員会あつせん基準
 - キ 農業委員会諸証明手数料
 - ク 土地改良事業等補助金
- (8) 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。
- (9) 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成二一

- 年度までは現行のとおりとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- (10) 農業用廃プラ処理対策協議会補助金については、合併後五年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。
- (11) 認定農業者協議会及び認定農業者協議会補助金については、合併後五年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。その後、熊本市へ統合する。
- (12) 営農連絡協議会については、当分の間現行のとおり存続する。
- 35 商工・観光関係事業の取扱い
- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
- ア 新規創業支援事業
 - イ 新産業分野支援事業
 - ウ 雇用対策事業
 - エ 職業技能向上支援事業
 - オ 商店街振興事業
 - カ 工業活性化支援事業
 - キ 中小企業人材育成支援事業
 - ク 観光イベント関連事業
 - ケ 物産振興事業
 - コ 工芸振興事業
 - サ 中小企業団体等支援事業
 - シ 中小企業金融対策事業
 - ス 経営相談事業
 - セ 労働環境・福祉向上事業
- (2) 企業立地促進事業については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている企業等については現行のとおりとする。
- (3) 商工会補助金については、現行のとおり存続する。
- (4) ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施する。
- 36 建設関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ただし、富合地域の公営住宅使用料の算定については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。

- ア 新規道路の認定
- イ 里道の整備（補助金・交付金）
- ウ 道路占用料
- エ 河川の維持管理
- オ 市（町）営住宅使用料の算定

37 都市計画の取扱い

(1) 都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取扱いについて、関係機関と協議するものとする。

(2) 新幹線車両基地建設に伴う受託事業については、合併時に合併特別区の事業として継続する。

38 下水道事業の取扱い

(1) 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。

(2) 下水道使用料及び受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

39 上水道事業の取扱い

(1) 富合町の地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。

(2) 富合町の上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。

(3) 簡易水道組織への補助金（富合町環境衛生施設整備事業補助金）については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

40 教育関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続する。

- ア 就学支援（学級支援員配置・修学旅行特別支援）
- イ 青少年国際・国内交流事業
- ウ 青少年活動支援事業
- エ 生涯学習推進事業
- オ 家庭教育推進事業
- カ スポーツ振興基金等
- キ 総合型地域スポーツクラブの育成
- ク 各種大会（開催）補助金
- ケ 少人数学級

(2) 小中一貫教育（教育特区）については、合併後も新市（富合地域）の事業として継続する。

(3) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
ただし、育英奨学金（育英事業）において、合併前の貸付継続者・返還者がいる場合は、それぞれの貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用する。また、運動施設の予約については、富合町住民は富合地域内の運動施設に限り、五年間先行予約を認める。

- ア 通学区域（高等学校）
 - イ 地域公民館（社会教育施設）への補助金
 - ウ 学校図書館充実事業
 - エ 育英奨学金（育英事業）
 - オ 青少年育成会議
 - カ 青少年健全育成事業
 - キ 図書館のサービス
 - ク 運動施設予約・案内システム
- (4) 各種大会等については、合併特別区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
- (5) 各種体育施設については、合併特別区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特別区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市

の例により統合する。

- (6) 公民館の運営については、合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。

- (7) 公民館使用料については、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料について、五年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (8) 公民館学級及び成人式については、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (9) 図書館の施設管理運営については、熊本市富合公民館図書館とし、閉館時間については五年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (10) 図書の管理等については、合併時に熊本市富合公民館図書館となり、電算システムは統合するが、一部（複写サービスは廃止）を除き、五年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (11) 体育協会については、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- (12) 文化協会については、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。

- (13) 学校施設一般開放管理業務については、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。

- (14) PTA連合会他公共団体及びPTA連合会他公共団体への補助金については、合併後、五年間は現行のとおり継続する。
ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。また、熊本市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。

- 41 選挙管理事務の取扱
富合地区の投票区の区割りについては、合併時までに有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討する。

- 42 その他の事業の取扱
(1) 防犯協会及び防犯灯設置補助金については、合併時に熊本市の例によ

り統合する。

- (2) 町内自治会活動支援事業及び地域コミュニケーションセンター運営・建設事業については、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。

- (3) 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行のとおり継続する。
ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。

【城南町の編入】

- 1 合併の方式
合併の方式については、下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。
(付帯事項)
熊本市と城南町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

- 2 合併の期日 合併の期日は、平成二十二年三月二三日とする。

- 3 新市の名称
新市の名称は、熊本市とする。

- 4 新市の事務所の位置
新市の事務所の位置については、熊本市手取本町一番一号とする。

- 5 財産及び債務の取扱
城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱
市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項の規定による定数特例及び第九条第一項第二号の規定による在任特例は適用しない。

- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
 農業委員会等に関する法律第三十四条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。
 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。
- (1) 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおりに継続する。
- (2) 農業委員会の委員の任期については、現行のとおりに継続する。
- 8 地域自治組織等の取扱い
 合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。
- (1) 名称は、城南町とする。
- (2) 設置期間は、合併の日から五年間とする。
- (3) 城南町合併特例区の規約については、別に定める。
- 9 地方税の取扱い
 (1) 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。
 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は課税免除とする。
 なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- (2) 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。
 なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- (3) 城南地域に係る法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。
- (4) 個人市（町）民税については、熊本市の例に統一する。
 ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- (5) 固定資産の概要については、次のとおりとする。
 ア 固定資産税については、熊本市の例に統一する。
 ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行のとおりにする。
 イ 固定資産の評価方法については、平成二四年度（または平成二七年度）の評価替え時に熊本市の例に統一する。
- (6) 入湯税については、熊本市の例に統一する。
- 10 一般職の職員の身分の取扱い
 合併時に在職する城南町の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第十二条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
 職員関係の制度については、熊本市の例に統一する。
 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
- 11 合併市町村基本計画
 合併市町村基本計画については、「熊本市・城南町新市基本計画」に定めるとおりとする。
- 12 一般事務組合等の取扱い
 宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成二六年三月三十一日までの間、熊本市として加入する。
 その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。
- 13 使用料・手数料の取扱い
 住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。
 ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行のとおりにするなど経過措置を設けるものとする。
- 14 公共的団体等の取扱い
 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに

に、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

15 補助金・交付金等の取扱い
両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

16 総務関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 非常備消防（消防団）

イ 消防補助金等

ウ 防災無線

(2) 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、再編、見直しを行う。

城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。

(3) 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。

ただし、婦人防火クラブに対する助成は、五年間現行のとおり継続する。

(4) 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。

(5) 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成二六年三月三十一日までの間、宇城広域連合に加入する。

宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

(6) 城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

(7) 入札事務（工事関係）については、五年間は現行制度を継続する。ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

17 企画財政関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 所得税及び住民税の申告・相談

イ 広報紙の製作・発行

(2) 慣行の取扱いのうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。

(3) 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。

ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

(4) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。

(5) 軽自動車（原動機付自動車・小型特殊自動車）に係る標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。

ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

18 市民生活関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 地域公民館（社会教育施設）への補助金

イ 自主文化事業

ウ 防犯灯設置補助金

(2) 次の事業等については、五年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

ア 交通指導員の報酬

イ 社会教育関係団体（フレンドシップクラブ）への補助金

(3) 町名・字名の取扱いのうち、熊本市の区域内の町名は現行のとおりとし、城南町の区域内の町名は「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

(4) 交通安全協会については、五年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。

(5) 交通傷害保険については、熊本市の事業終了に伴い廃止する。

(6) 社会教育関係団体（地域婦人会連絡協議会）への補助金については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。

- (7) 地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。
 - (8) 自衛隊父兄会補助金については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。
 - (9) 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。
 - (10) 防犯協会については、熊本市の例に統一する。
 - ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
 - (11) 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。
 - (12) 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。
 - ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。
- 19 健康福祉関係事業の取扱い
- (1) 次の事業については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては新市において協議・検討する。
 - ア 骨粗しょう・前立腺・がん・腹部超音波検診
 - イ 老人クラブ補助金
 - (2) 国保料（税）率については、合併年度の次年度から五年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。
 - (3) 賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
 - (3) 介護保険料については、第四期介護保険事業計画（平成二二年度～二三年度）期間中は、それぞれの第四期の保険料額とし、第五期介護保険事業計画（平成二四年度～二六年度）から熊本市の例に統一する。
 - (4) 地域包括支援センターについては、第五期介護保険事業計画（平成二四年度～二六年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一す

- (5) 熊本市優待証については、新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。
 - (6) 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。
 - ただし、城南町遺族会補助金については、五年間現行のとおり継続する。
 - また、戦没者慰霊祭については、合併特例区の事業として継続する。
 - (7) 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。
 - ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については、五年間現行のとおり継続する。
 - (8) 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。
 - ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間現行のとおり継続する。
 - (9) 高齢者福祉券交付事業については、五年間現行のとおり継続する。
 - (10) 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。
- 20 子ども未来関係事業の取扱い
- (1) 次の事業等については、熊本市の例に統一する。
 - ア 歯科保健推進事業（フッ素塗布等）
 - イ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ウ 保育所特別保育事業（延長保育事業等）
 - エ 社会教育関係団体（子ども会育成者連合会）への補助金
 - オ 青少年育成会議
 - カ 青少年健全育成事業
 - (2) 次の事業等については、五年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - ア 保育所特別保育事業（一時保育事業等）
 - イ 公立幼稚園保育料等
 - ウ 保育料
 - (3) 次の事業については、当分の間現行のとおり継続する。
 - ア 延長保育（幼稚園での預かり保育）

イ 幼稚園給食

(4) 乳幼児健診については、五年間現行のとおり継続する。その間、新市において五歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、検診制度の再編を図ったうえで統一する。

(5) 組織育成（母子保健）については、熊本市の例に統一する。
ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、三年間現行のとおり継続する。

(6) 地域子育て支援センター事業については、五年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。

(7) 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引き続き補助対象団体とする。

(8) 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度（自己負担なし）は、五年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
ただし、支給方法は、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。

(9) 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

21 環境保全関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 合併処理浄化槽整備事業

イ 水質監視事業

(2) 次の事業については、新市の事業として継続する。

ア 水資源有効活用促進事業

イ 新世紀漱石の森づくり事業

(3) 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行のとおりとし、その後は熊本市の例に統一する。

ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を存続する。

ア 廃棄物の処理及び清掃

イ ごみ収集事業

22 経済振興関係事業の取扱い

(1) 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。

(2) 農区長制度については、新市の事業として継続する。

(3) 水田農業推進協議会負担金については、現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。

(4) 認定農業者協議会負担金については、五年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。

(5) 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中（平成二三年度まで）は、現行のとおり継続する。

(6) 土地改良区運営費補助金については、五年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

(7) 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。

(8) 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担金制度と同一の制度とする。

(9) 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。

(10) 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。
ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

(11) 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。

(12) 商工会補助金については、五年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

23 都市建設関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 地方バス（補助金等）

イ 里道の整備

ウ 道路後退による後退部分の取扱い

エ 下水道使用料

オ 公共下水道受益者負担金

- (2) 市道の整備（幹線及び集落間道路）については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。
 - (3) 市道の整備（集落内道路の新設・改良）については、五年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。
 - (4) 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。
区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。
 - (5) 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金に関しては平成二三年度まで、事業資金貸付に関しては平成二四年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し、必要な支援について組合と協議する。
 - (6) 下水道事業については、平成二一年度に城南町で策定する污水計画に基づき、合併後一〇年程度の完了予定で整備を進める。
- 24 教育関係事業の取扱い
- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ア 通学区域（高等学校）
 - イ 各種大会（出場）補助金
 - ウ 人権教育（子どもフォーラムを含む）
 - (2) 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、五年間現行のとおりに継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
 - (3) 育英奨学金（育英事業）については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
 - (4) 社会教育関係団体（PTA連絡協議会）については、五年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。

なお、補助金については、五年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとす。

- (5) 施設整備計画及び管理運営方法（小中学校等）については、熊本市の例に統一する。
なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。
 - (6) 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
 - (7) 学校給食調理場については、現行のまま（自校方式）のまま引き継ぐ。
なお、給食費、物資購入及び献立作成については、五年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。
 - (8) 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
 - (9) 通学区域（小・中学校）については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
 - (10) 少人数学級については、新市の事業として継続する。
 - (11) 体育指導委員の定数及び報酬については、五年間現行のとおりに継続し、費用弁償は廃止する。
 - (12) 各種体育施設の管理方法は、熊本市の例に統一する。料金（町外料金は廃止）は現行のとおりに継続する。
 - (13) 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。
ただし、五年間は城南地域内の運動施設（学校体育施設を含む）について、旧城南町住民の先行予約を認める。
 - (14) 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、五年間現行のとおりに継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。
- 25 水道関係事業の取扱い
- (1) 城南町の地区管水道（簡易水道）については、町営化を目指し平成二二年三月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。

(2) 城南町中央地区簡易水道事業（町営簡易水道事業）については、平成二五年度を完了予定とし、熊本市に引き継ぐ。

(3) 水道料金及び加入金は、熊本市の料金体系に統一する。
未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成二一年度に一五年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。

この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。
なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取組むものとする。
電算関係事業の取扱い
電算関係事業の基幹システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

【植木町の編入】

1 合併の方式
合併の方式については、植木町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

(付帯事項)
熊本市と植木町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

2 合併の期日
合併の期日は、平成二二年三月二三日とする。

3 新市の名称
新市の名称は、熊本市とする。

4 新市の事務所の位置
新市の事務所の位置については、熊本市手取本町一番一号とする。

5 財産及び債務の取扱い
植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。
ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項の規定（定数特例）を適用する。

(2) 議会の議員の報酬及び費用弁済の取扱いについては、熊本市の例に統一する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
農業委員会等に関する法律第三十四条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。

ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。
(1) 農業委員会の委員の任期の取扱いについては、現行のとおり継続する。

(2) 農業農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについては、現行のとおり継続する。

8 地域自治組織等の取扱い
合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。
設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。

設置期間は、合併の日から五年間とする。
植木町合併特例区の規約については、別に定める。

9 地方税の取扱い
両市町において、差異のある税政等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき、合併の年度及びその後五年度は課税免除とする。
なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

(2) 事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後五年度）とし、

その後は熊本市の例に統一する。

なお、植木町域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- (3) 法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第十六条第一項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後五年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。

- (4) 入湯税については、熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等（植木温泉等の振興）に要する費用に充てていくものとする。

- 10 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第十二条により、全て新市の職員として引き継ぐ。職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

- 11 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画については別添のとおりとする。

- 12 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 山鹿植木広域行政事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域にかかるごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。

- (2) 熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日

をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。

- (4) 植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

- 13 使用料・手数料の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

- 14 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実績等を配慮しながら公共的団体等の統一に努める。

- 15 補助金・交付金等の取扱い

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、植木町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

- 16 総務関係事業について

(1) 特別職の身分の取扱いについては、合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職する。

植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って協議、調整する。

- (2) 条例、規則等の取扱いについては、熊本市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

- (3) 非常備消防（消防団）及び消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。

- (4) 植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討する。

- (5) 植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。
山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。
- (6) 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。
- (7) 入札事務（工事関係）については、五年間は現行制度を存続する。
ただし、指名参加願ひ及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。
- 17 企画財政関係事業について
- (1) 慣行の取扱いについては、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。
名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- (2) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- 18 市民生活関係事業について
- (1) 町名・字名の取扱いについては、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとす。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- (2) 行政連絡機構の取扱いについては、熊本市の町内自治会制度へ統合する。
ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。
- (3) 町内自治会活動支援事業について、町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。
ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- (4) 防犯灯設置補助金について、熊本市の例に統一する。
- (5) 地籍調査の今後の計画について、植木町の事業計画は、新市へ引き継ぎ実施する。
- 19 健康福祉関係事業について
- (1) 国保料（税）率等については、合併年度の次年度から五年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- (2) 食生活改善事業については、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおりに継続する。
- (3) 火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおりに継続し、使用料については熊本市の例に統一する。
- (4) 緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。
ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、五年間継続する。
- (5) 障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。
- (6) 介護保険料について、平成二二年度から熊本市の例に統一する。
- (7) 高齢者介護用品支給事業について、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町で認定を受け、給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。
- (8) 地域包括支援センターについて、熊本市の例に統一する。
- (9) ふれあいいきいきサロン事業について、現行のとおりに継続し、新市においてその手法を検討する。
- (10) 次の事業については、五年間現行のとおりに継続し、その後の取扱いについては新市において検討する。
ア 総合健診
イ 腹部超音波健診
- (11) 熊本市優待証については、新市の事業として継続する。
- (12) 植木病院の診療体制・連携については、新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。

医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保について一体的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し、連携して要請等を行い、医師確保に努める。

20子ども未来関係事業について

- (1) 健康教育（母子保健）については、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、五年間の経過措置を設定する。
 - (2) 乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。
ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。
 - (3) 地域子育て支援センター事業については、当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
 - (4) ひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、五年間現行のとおりとする。
 - (5) 保育料については、熊本市の例に統一する。
 - (6) つどいの広場事業については、現行のとおり継続する。
 - (7) 児童育成クラブ管理運営事業については、事業内容は現行のとおり継続する。運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。
 - (8) 乳幼児医療費助成について、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。
- 21 環境保全関係事業について
- (1) 合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。
 - (2) ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。
 - (3) 環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間

は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。

- (4) 新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。

22 経済振興関係事業について

- (1) 基盤整備事業については、熊本市の例に統一する。
なお、県宮南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成二一年度）に実施した本事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。
- (2) 農地・水・環境保全向上対策事業について、現事業期間中（平成二三年度まで）は、現行のとおり継続する。
- (3) 次の事業については、五年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。
 - ア 生産体制強化対策事業
 - イ 農業用廃プラ類処理対策協議会
- (4) 農業振興地域整備計画変更について、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- (5) 企業立地促進事業について、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。
- (6) 中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。
- (7) 農業委員会あっせん基準について、それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。
- (8) 適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。

(9) 農業集落排水使用料については、植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。

(10) 農業集落排水受益者負担金については、現行制度を継続する。

(11) 土地改良区運営費補助金について、五年間は現行制度を維持し、その後の取扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

(12) 商工会補助金について、五年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

23 都市建設関係事業について

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

ア 里道の整備

イ 私道の整備

ウ 下水道使用料

エ 受益者負担金

(2) 下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。

(3) 土地区画整理事業について、植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。

また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む

総合的計画調査を新市において行った上で整備する。

(4) 市（町）営住宅使用料の算定について、熊本市の例に統一する。

ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に

建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。

また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。

また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。

(5) 市道の整備（新設・改良）について、用地取得については五年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

24 教育関係事業について

(1) 通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。

指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。

(2) 育英奨学金（育英事業）について、熊本市の例に統一する。

ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。

(3) 英語指導助手事業について、熊本市の例に統一する。

ただし、英語指導助手（A.L.T.）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。

(4) 小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。

(5) 図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。

(6) 図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については五年間継続する。

(7) 各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。

ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、五年間は現行料金の取扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。

(8) 社会教育関係団体及び補助金について、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。

ただし、一本化できない場合は、五年を限度とし現状のまま継続する。

また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。

(9) 次の事業については、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。

ア 公民館の運営状況

イ 公民館使用料

25 水道関係事業について

(1) 植木町の上水道整備計画（平成二二年度～二八年度）は、新市へ引き継ぐ。

(2) 簡易水道使用料（水道料金）については、熊本市の料金体系に統一する。

(3) 簡易水道分担金（加入金）については、植木町の上水道整備計画終了

までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。

引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。

26 電算関係事業について

基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

27 政令指定都市移行に関する事項について

(1) 政令指定都市移行に伴う都市計画関係の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分(線引き)は行わないものとする。

合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。

イ 市街化調整区域における開発等については、地区計画制度や都市計画法第三十四条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。

ウ 線引きと同時に集落内開発制度の適用を行う。

なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。

エ 線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。

(2) 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス(諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス)業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のみちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(富合町編入時の三役及び正副議長)

市町名	長	助役	議長	副議長
熊本市	幸山 政史	三嶋 輝男 森田 弘昭	牛嶋 弘	磯道 文徳
富合町	村崎 秀	田中 榮信	米原 靖雄	内藤 信博

(城南町、植木町編入時の三役及び正副議長)

市町名	長	助役	議長	副議長
熊本市	幸山 政史	西島 喜義 寺崎 秀俊	竹原 孝昭	田中 誠一
城南町	八幡 紀雄	―	戸内 敏	大寫 澄雄
植木町	藤井 修一	金山 武史	牧野 光明	住野 弘行

5 合併時の関係市町村の現況表
 (富合町編入時の関係市町の現況表)

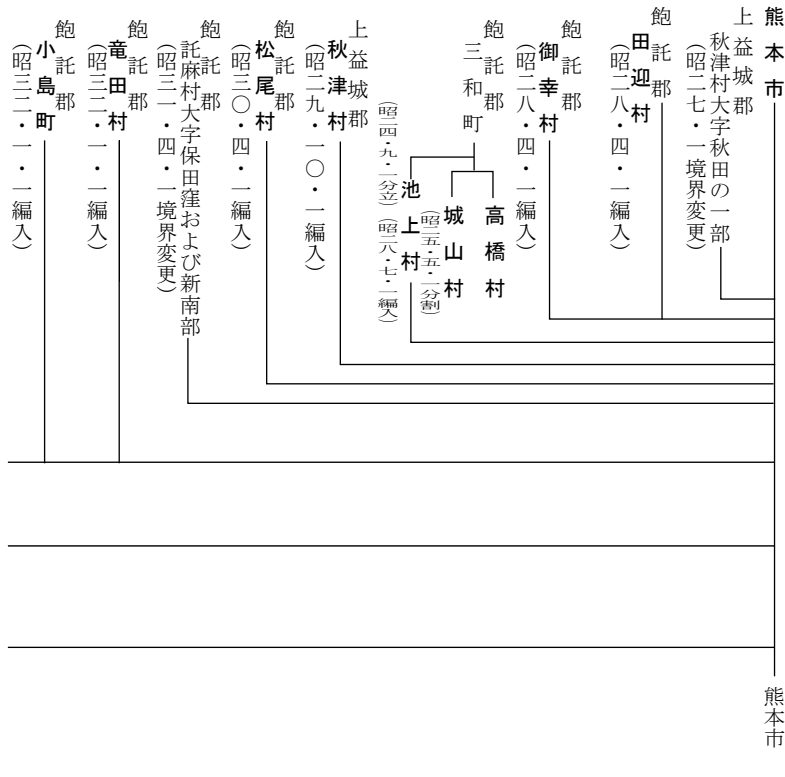
区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (種)	業 態 生 業 の 割 合				市町村税納税額 (千円)	前年度予算総額 (千円)	生 産 額				
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	その他分類不能 (人)			計 (百万円)	第一次産業 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第三次産業 (百万円)	
														中学校以上 の学校
熊本市	六七七、五六五	二七二、八四七	二八六、六七	一、一、三六〇	五三、〇九二	二四六、二九〇	七、六四二	三二八、三八四	九一、七二一、二二六	二二六、五八八、〇〇〇	二〇、〇〇九	二二七、三七四	二、〇一三、〇二二	二、二六〇、三九五
合併関係市町	六六九、六〇三	二七〇、五三〇	二六七、〇八	一〇、七一九	五二、三二五	二四三、九六八	七、六三九	三二四、六四一	九〇、九九九、四三二	二二二、八五七、〇〇〇	一八、七二六	二二三、八六〇	一、九九六、六九六	二、二二九、二八二
富合町	七、九六二	二二、三二七	一九、五九	六四一	七七七	二、三三二	三	三、七四三	七三二、七八五	四、七三一、〇〇〇	一、二八三	三、五四	一六、三二六	二、一一一、一三

(城南町、植木町編入時の関係市町の現況表)

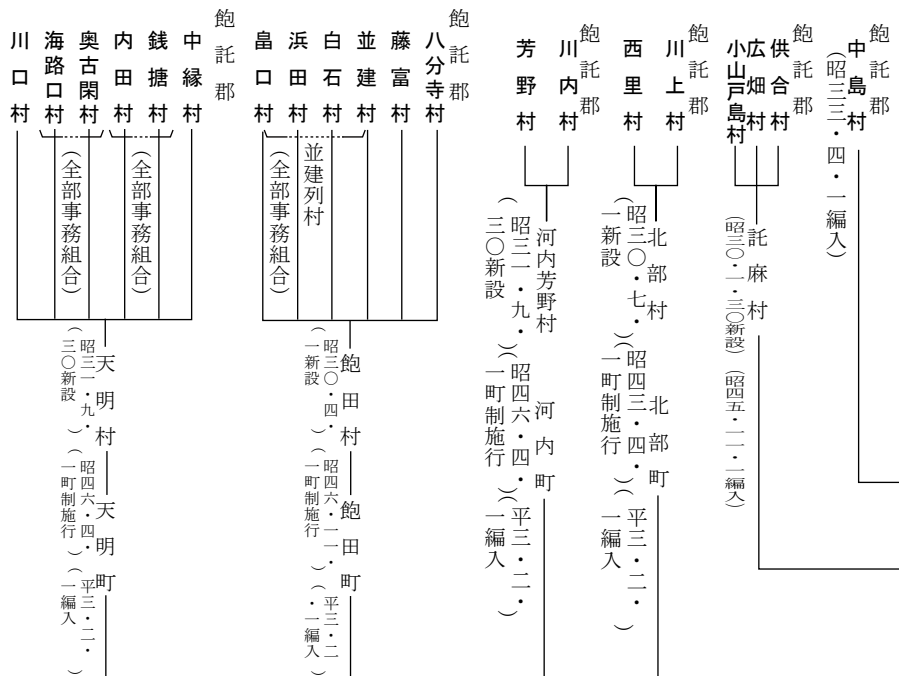
区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (種)	業 態 生 業 の 割 合				市町村税納税額 (千円)	前年度予算総額 (千円)	生 産 額				
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)	その他分類不能 (人)			計 (百万円)	第一次産業 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第三次産業 (百万円)	
														中学校以上 の学校
熊本市	七、七、九七八	二八八、六〇五	三八九、五〇	一五、三九七	五九、三五〇	二六〇、九二〇	七、七八〇	三四三、四三七	九六、二八七、六二二	二六六、六八七、〇〇〇	一五、五八八	二五三、九四一	一、九六八、二二六	二、二四七、六四五
合併関係市町	六七七、五六五	二七二、八四七	二八六、八一	一、一、三六〇	五三、〇九二	二四六、二九〇	七、六四二	三二八、三八四	九一、五五八、七八五	二四七、五三三、〇〇〇	一六、七七二	二二四、五〇九	一、八七五、九三七	二、一〇七、二二八
城南町	一九、六四二	六〇、〇三二	三六、八八	一、〇六二	二、三三九	六〇、〇七	二五	九、四四三	一、八二二、二五〇	七、二九二、〇〇〇	二、一七〇	二、〇九九	三、五五三	四六、八三二
植木町	三〇、七七二	九、七二六	六五、八一	二、九七五	三、九二九	八、五九三	一一三	一五、六二〇	二、九一六、五九六	二一、八六三、〇〇〇	六、六四六	二七、三三三	五九、六六	九三、六〇五

四 昭和以前の合併検討経緯

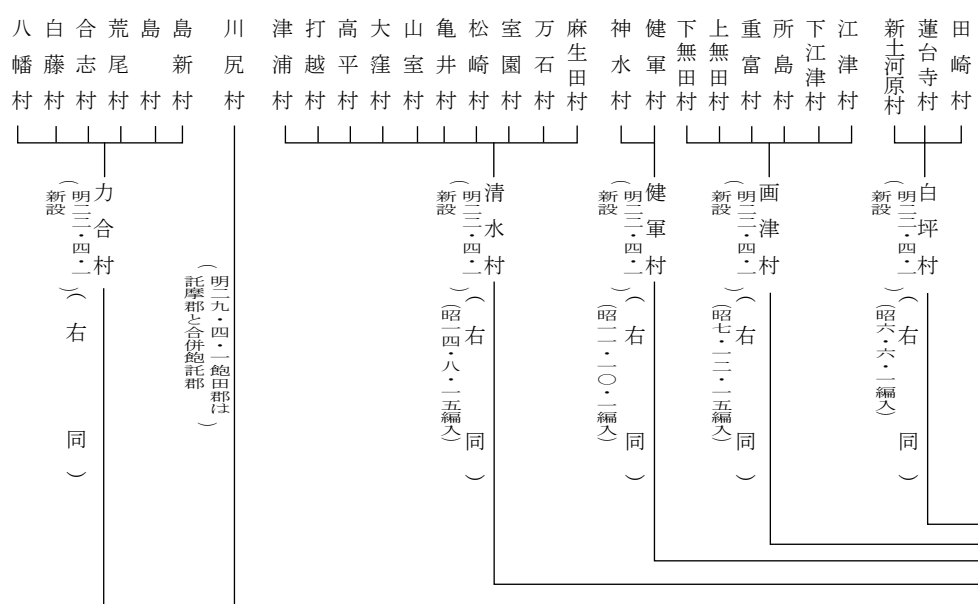
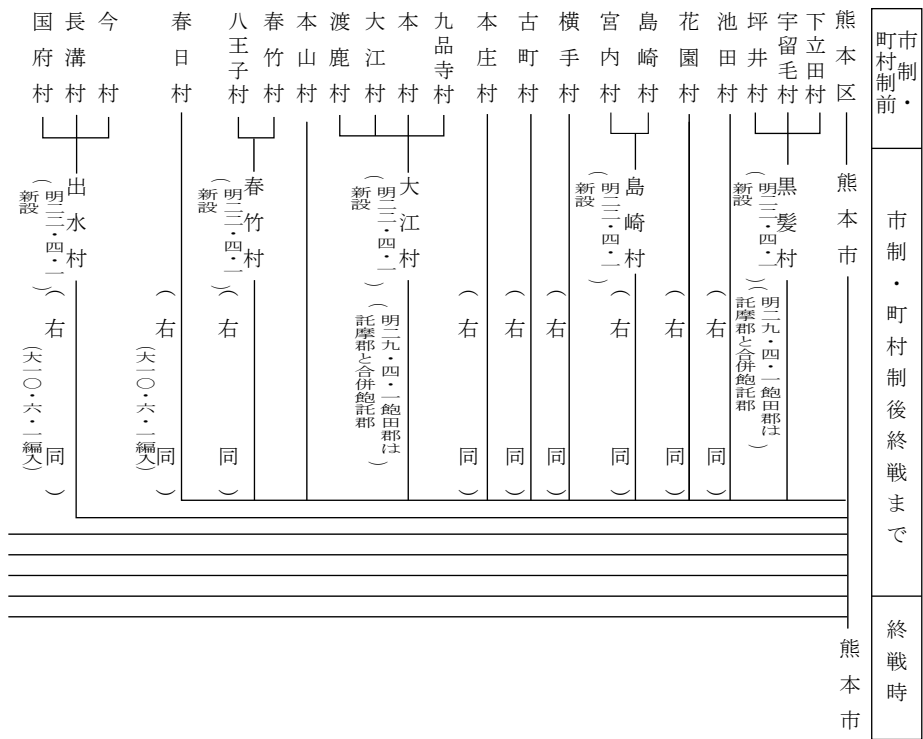
【旧熊本市における合併の歴史】
1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

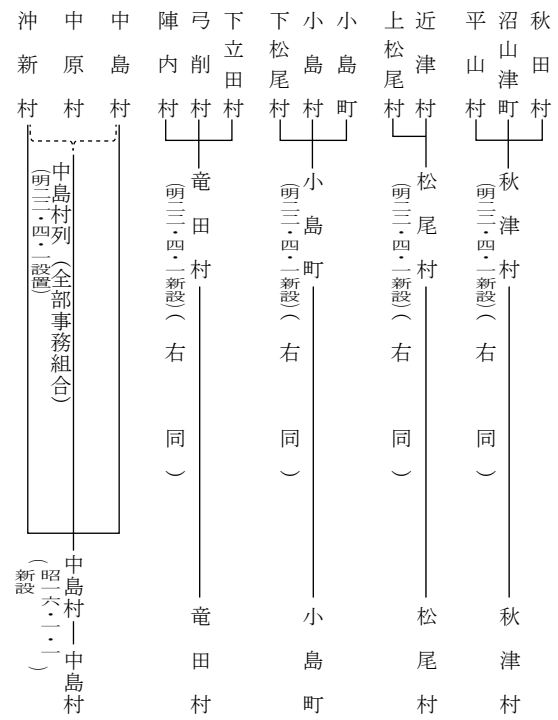
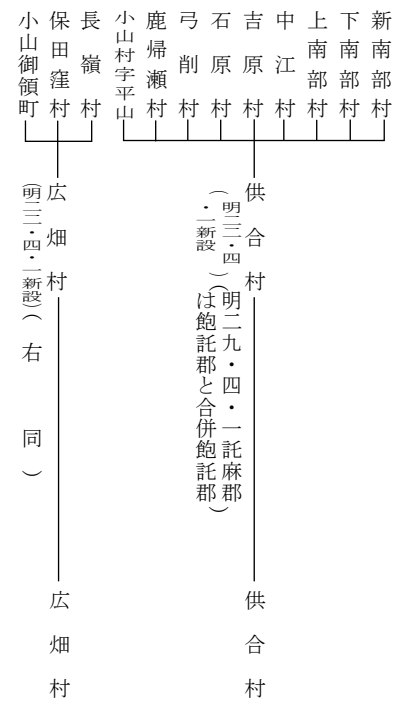
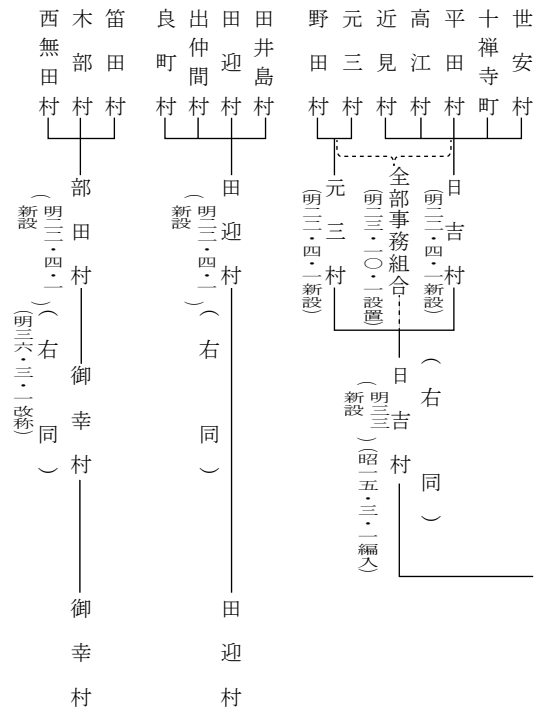
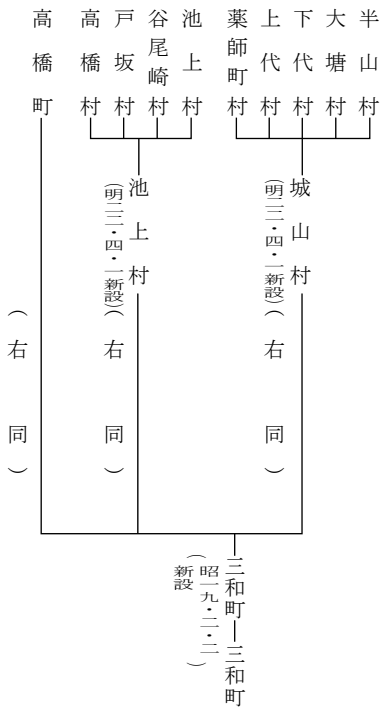


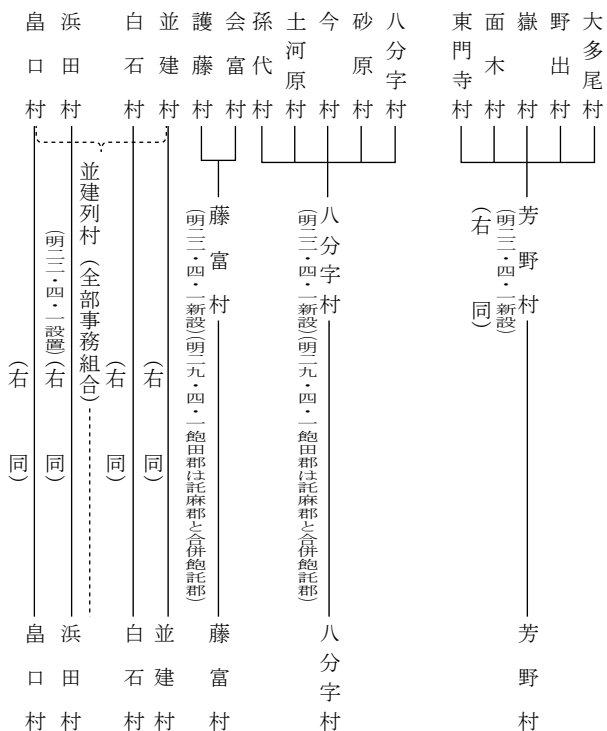
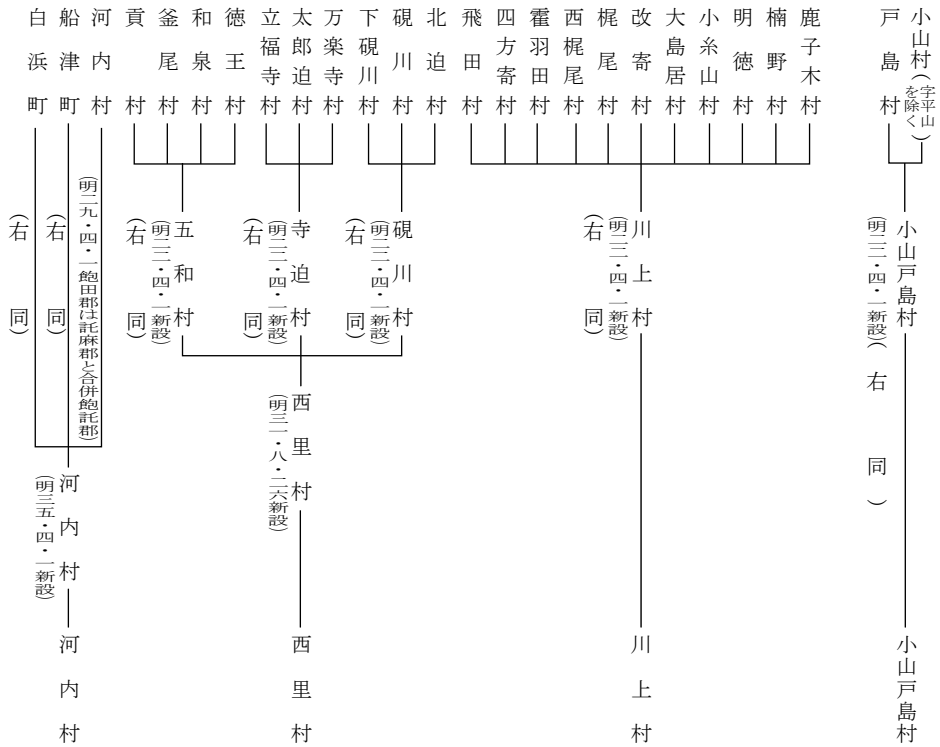
※注 ゴシックの市町村については、その合併の歴史を後述する。

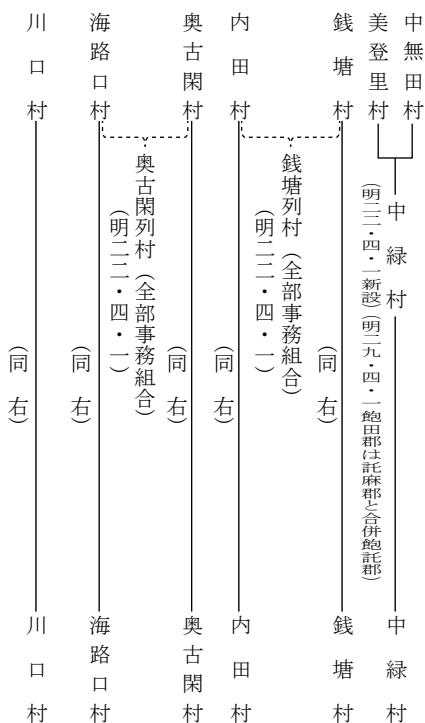


(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)









(一) 熊本市

孝徳天皇の御代の大化の改新の後、この地に国府が置かれて以来、肥後の政治の中心として相当の発達を見たものと思われるが、都市としての発達は、慶長年間に加藤清正が熊本城を築いた後のことである。その後、細川氏が藩主となり、明治維新に至るまで城下町として繁栄してきた。

明治維新となり、明治四年(一八七一)の廢藩置県に際しては熊本県に属したが、五年に白川県と改称され、同九年再び熊本県となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、現在の市の中心部分の区域をもつて熊本区が設置され、区役所は手取本町に置かれ、一七の戸長役場区域に分けられた。一七年の改正により、七戸長役場区域に改められ、二二年の市制施行にあたって市制を敷いた。

その後、熊本市は九州の政治、教育の中心都市として、また近代都市への発展を目標に、内には市街の充実を図り、外には隣接町村に対して編入を呼びかけた。隣接町村もこれに呼応して、大正一〇年(一九二一)から昭和一五年(一九四〇)までの間に黒髪村外一八か町村が市に編入され、これにともなうて市街地の中心は唐人町から新市街へと徐々に移行してきた。市制施行当時約四万人の人口が、昭和一七年には約二五万人になったのである。

なお、明治一二年および一七年における戸長役場区域は次のとおりである。

明治一二年の戸長役場区域

○細工町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町

○呉服町一丁目、同二丁目、同三丁目、万町一丁目、同二丁目、米屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、中唐人町、魚屋町一丁目、同二丁目、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町

明治一七年の戸長役場区域

(呉服町二丁目列)

細工町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町、呉服町一丁目、同二丁目、同三丁目、万町一丁目、同二丁目、米屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、中唐人町、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町

○紺屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、船場町上一丁目、同下一丁目、同下一丁目、同下三丁目、横紺屋町、古川町、川原町、上鍛冶屋町、松原町下川原、慶徳堀町

○山崎町、天神町、山崎花畑町、山崎町一番丁、同二番丁、同三番丁、同四番丁、同五番丁、同六番丁、紺屋今町、通町、知足寺町、五十人組町、新鍛冶屋町、鷹匠町一番丁、同二番丁、同三番丁、西岸寺町一番丁、同二番丁、中間町一番丁、同二番丁、同三番丁、上追廻田畑町、下追廻田畑町

○新町一丁目、同二丁目、塩屋町、塩屋町裏一番丁、同二番丁、同三番丁、船場川端町、檜物屋町、蔚山町、古城堀端町

○新町三丁目、新馬借町、瓶屋町、新細工町、新鳥町、上職人町、中職人町、下職人町、高麗門町、高麗門町裏丁、新桶屋町、新魚屋町、段山町、正妙寺町

○内坪井町、寺原町、宮内、本丸、二九、古京町、古城、千葉城

○安巳橋通町、干反町、歩町、木戸組

(山崎町列)

紺屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、船場町上一丁目、船場町二丁目、同三丁目、横紺屋町、古川町、川原町、上鍛冶屋町、松原町、慶徳堀町、山崎町、紺屋今町、通町、知足寺町、五十人組、新鍛冶屋町、鷹匠町、西岸寺町、中間町、上追廻田畑町、下追廻田畑町、迎町

(新町一丁目列)

新町一丁目、同二丁目、同三丁目、塩屋町、塩屋町裏一番丁、同二番丁、同三番丁、船場川端町、檜物屋町、蔚山町、古城堀端町、新馬借町、新細工町、新鳥町、上職人町、中職人町、下職人町、高麗門町、高麗門町裏丁、新桶屋町、新魚屋町、段山町、正妙寺町

(手取本町列)

安巳橋通町、干反町、歩町、木戸組町、桶町、昇町、駕町、相撲町、下通町、光琳寺町、手取本町、藪ノ内町、上通町、長安寺町、桜井町、黒鋸町、一本竹町、草葉町、水道町、声取坂町、四軒町、比丘尼町、明円寺町、一番被分町、二番被分町、地藏町、願正寺町、法念寺町

(南干反畑町列)

町、桶町、昇町、駕町、相撲町、下通町、光琳寺町

○手取本町、藪ノ内町、上通町、長安寺町、桜井町、黒鋸町、一本竹町、草葉町、水道町、声取坂町、四軒町、比丘尼町、明円寺町、一番被分町、二番被分町、地藏町、願正寺町、法念寺町

○上林町、南新坪井町、北新坪井町

○井川測町、北干反畑町、新南干反畑町、西子飼町、南干反畑町、東子飼町

○西坪井町、西外坪井町、中坪井町、東寺原町、東外坪井町、北坪井町

○西鋤身崎町、七軒町、東坪井町、小幡町、薬園町、妙体寺町

○新堀町、京町一丁目、京町二丁目、

○京町本丁、出京町

○新屋敷町

○迎町

井川測町、南干反畑町、北干反畑町、新南干反畑町、東子飼町、西子飼町、上林町、南新坪井町、北新坪井町、新屋敷町

(中坪井町列)

西外坪井町、中坪井町、東寺原町、北坪井町、西坪井町、東外坪井町、西鋤身崎町、七軒町、東坪井町、小幡町、妙体寺町、薬園町、内坪井町、寺原町

(京町二丁目列)

京町一丁目、同二丁目、京町本丁、出京町、本丸、二丸、古京町、古城、千葉城町、宮内町

(二) 田迎村

熊本市の南部に位置し、画図町および出水町と接し米、麦、そ菜などの生産を主体とする純農村であった。

旧藩時代には、田迎手永の一部であった。明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法の施行により、田迎、出仲間、田井島、良町、重富の五か村をもって一行政区域とされたが、一七年の改正で重富を除く四か村に笛田、西無田、木部の三か村を加えて一行政区域に改められた。

二二年の町村制の施行にともない田迎、出仲間、田井島、良町の四か村が合併して田迎村となり、出仲間役場を置いたが、その後役場は明治三〇年に大宇田迎に、さらに大正二年には大宇田井島に移転した。

(三) 御幸村

明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法施行当時は、本村の区域(≒笛田村、木部村、西無田村)のみで一行政区域をなしていたが、一七年の改正で出仲間村列に加えられ、良町村にその戸長役場が置かれた。

二二年町村制の施行の際に、笛田、木部、西無田の三か村が合併して部田村となったが、三五年に明治天皇が特別大演習の統監のためこの地に來られたのを記念して部田村を御幸村と改称した。

(四) 高橋村、池上村、城山村

明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法が施行されたときは、高橋町、高橋村の二か町村、池上、谷尾崎、戸坂の三か村、上代、大塘、下代の三か村、小島町、小島村、半田村、薬師町村の四か町村でそれぞれ一行政区域を形成していた。一七年の行政区域の改正により、上代村列に半田村、戸坂村列にのちに合併して嶋崎村となった宮内村、小島町列に下松尾村が加えられたが、高橋町列は変更されなかった。明治二三年の町村制施行にともない、高橋町を除き、半田、大塘、下代、上代、薬師町の五か村が合併して城山村となり、池上、谷尾崎、戸崎、高橋の四か村が合併して池上村となったが、昭和十九年(一九四四)、太平洋戦争の最中に城山村、池上村、高橋町が合併して三和町となった。しかし、昭和十三年から二〇年までに行われた市町村の区域の変更については、二三年、地方自治法により特別措置が講ぜられ、二四年にまず旧池上村に分村運動が起り、同年九月、池上村として分立し、翌年さらに残りの部分に

も分村運動が起って、その五月、三和町を分割して城山村と高橋村が発足した。

(五) 秋津村

旧藩時代には沼山津手水に属し、この地に会所が置かれていたが、明治三年(一八七〇)に庄屋制が廃止され、里正が置かれたときこの村の区域は秋田、沼山津の二区域に分けられた。二二年の郡区町村編制法施行により、秋田、沼山津は一行政区域とされたが、一七年の改正によりこの両村に現在益城町に属する福富、古閑、広崎を加えて一行政区域と改められ、二二年の町村制施行に際し秋田村と沼山津村が合併して秋津村となった。

(六) 松尾村

明治十二年(一八七九)、郡区町村編制法施行により、上松尾村は一村で、平山村、近津村は現在河内芳野村に属する獄、面木の両村とともに一行政区域となっていた。

一七年の改正により、近津村は上松尾村と、平山村は獄村ほか四か村とともにそれぞれ一行政区域をなしていたが、明治二二年の町村制施行にともない上松尾、平山、近津の三か村が合併して松尾村となった。

(七) 小島町

明治十二年、小島町、小島村、半田村、薬師町村は四か町村で、下松尾村は単独でそれぞれ一行政区域となったが、一七年に半田村を除く四か町村で一行政区域となり、その役場が小島町に置かれた。

二二年の町村制施行の際、小島町、小島村、下松尾村の三か町村が合併して小島町となった。

(八) 竜田村

明治十二年、上立田、弓削の二か村、陣内、宇留毛、下立田の三か村はそれぞれ一行政区域とされ戸長役場が上立田村に置かれた。二二年の町村制の施行にともない、この三か村が合併して竜田村となった。

(九) 中島村

明治十二年郡区町村編制法に基づき中島、中原、沖新の三か村は畠口村および浜田村を加えて一行政区域とされた。二二年、町村制が施行されると、この三か村は全部事務組合を設置して行政を行ったが、昭和十六年(一九四一)一

月合併して中島村となった。

(一〇) 供合村

旧藩時代は、新南部、下南部、上南部、中江および鹿埴瀬の五か村は本庄手永に属し、石原、吉原、小山、御領および弓削の四か村は大津平水に属していたが、明治七年(一八七四)の大小区制の改正にあたっては、上小山、下小山、長嶺、保田窪の各村とともに、全村とも第四大区、第七小区となった。

同一二年の郡区町村編制法の施行により、新南部など五か村は託麻郡下で一行政区をなし、石原など四か村は合志郡下で一行政区をなし、それぞれ戸長役場が置かれた。同一三年一月には石原、吉原、小山御領および弓削の四か村は合志郡から託麻郡に編入され、同一七年の改正で、両小区を合せた九か村のうち、小山御領村を除いた上南部列村が一行政区となり、小山御領村は単独で一行政区となった。

同一二年の町村制の施行にともない、上南部列村に小山村字平山を加えた九か村が合併して供合村となった。

(一一) 広畑村

旧藩時代は本庄手永に属する長嶺村と保田窪村、大津手永に属する小山御領村に分れていたが、明治七年(一八七四)の大小区制の改正にあたっては第四大区第七小区に属した。同一二年の郡区町村編制法施行の際に、長嶺村および保田窪村は、二か村で一戸長役場の行政区となり、小山御領村は、吉原村などとともに合志郡下で一行政区をなした。同一三年一月には小山御領村は合志郡から託麻郡に編入され、同一七年の法改正による官選戸長ときには、本村地域は、三つの区域に分かれ、長嶺村は長嶺村列に、保田窪村は大江村列に、小山御領村は上南部村列に属した。同一二年の町村制施行にともない長嶺、保田窪および小山御領の三か村が合併して広畑村となった。

(一二) 小山戸島村

旧藩時代は、本庄手永に属していた。明治五年(一八七三)戸籍法の施行にともなって大小区が設けられ、のち六年、七年と改正されたが、同七年の改正大小区制のもとでは、下小山村および上小山村は第四大区第七小区、戸島村は第四大区第六小区に属した。その後上小山、下小山は合併して小山村となり、同一二年の郡区町村編成法の施行の際、小山村と戸島村は一戸長役場の行政区

となり、一七年の改正で長嶺村とともに長嶺村列として一行政区となった。同一二年の町村制施行時に、小山村と戸島村が合併し小山戸島村となった。なお、このとき小山村字平山は供合村に合併編入された。

(一三) 川上村

鎌倉時代に三池貞教がこの地区の鹿子木荘の地頭となり、姓を鹿子木と改め、明慶五年(一四九六)鹿子木親貞が限本城に移るまで一〇代にわたって鹿子木氏がこの地方を治めていたといわれる。その後、寛永九年(一六三二)細川忠利が肥後の藩主になるにおよび、飽田郡五町手永に属し、明治維新まで続いた。

明治三年(一八七〇)藩政改革により、鹿子木組、糸山組、霍羽田組の三組に分かれ、五年の戸籍法の施行にともない戸長により定められることになったが、七年の改正大小区制の下では第二大区第四小区となった。同一二年の郡区町村編制法の施行により梶尾、霍羽田、飛田、四方寄、西梶尾の五か村と鹿子木、大鳥居、楠野、改寄、明德、小糸山の六か村が一行政区となり、それぞれ戸長役場がおかれた。一七年、二区域は合わせて一行政区に改められ、戸長役場が鹿子木村に置かれた。

同一二年の町村制の施行により、鹿子木村ほか一〇か村が合併し川上村となった。

(一四) 西里村

明治維新までは、川上村と同様五町手永に属し、現在の熊本市清水町、竜田町、河内芳野村とともに惣庄屋の支配を受けた。明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、北迫村は第二大区第四小区に、他の九か村は第五小区に属した。同一二年郡区町村編成法の施行により二つの行政区に分かれ、和泉、貢、釜尾、徳王の四か村が一行政区に、北迫、万楽寺、立福寺、太郎追、硯川、下硯川の六か村は、東門寺、野出、大多尾の三か村とともに一行政区をなしたが、一七年に東門寺、野出、大多尾の三村を除く一〇か村が一行政区に定められ、下硯川村に戸長役場が設けられた。

同一二年の町村制施行の際に村の合併が行われ、この区域に硯川村、寺迫村および五町村の三か村ができたが、その後三一年に至りこの三か村が合併して西里村となった。

(一五) 河内村

明治維新前までは、河内、船津および白浜は、それぞれ独立した村を形成していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、三か村とも第二大区第七小区に属したが、一二年郡区町村編制法の施行にもない各村はそれぞれ単独で行政区域とされたが、一七年の改正で河内村はそのままであったが、船津村と白浜村はあわせて一行政区域とされ、一人の戸長によって政治が行われることになった。

二三年の町村制にもない、三か村はそれぞれ独立した村となったが、三五年、三か村が合併して河内村となった。

（一六） 芳野村

明治維新前までは、大多尾、東門寺、野出、嶽および面木がそれぞれ独立した村を形成し、五町手永惣庄屋の支配下におかれていた。明治七年（一八七四）の大小区制下では面木村を除く四か村は第二大区第六小区に、面木村は河内村等と第七小区に属した。一二年郡区町村編制法の施行により、東門寺、野出、大多尾の各村は北迫ほか五か村とともに一区域をなし、面木村、嶽村は近津村、平山村とともにそれぞれ一行政区域をなしたが、一七年の改正により前記の五か村と平山村をあわせて一の戸長役場区域となり、役場は嶽村に置かれた。

その後、二二年町村制施行にあたって平山村を除く五か村が合併して芳野村となった。

（一七） 八分字村

旧藩時代は、今、砂原および孫代の各村は池田手永に属し、土河原、十三、西正保、東正保および南正保の各村は横手手永に属していた。明治七年（一八七四）には、十三、西正保、東正保、南正保の四村は合併して八分字村となり、八分字村及び土河原村は第三大区第四小区に属し、今、砂原、孫代の各村は第三大区第一小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されると、八分字村、今村および土河原郡は前村および荒尾村とともに一行政区域をなし、砂原村および孫代村は並建村ほか二村とともに一行政区域をなしていた。一七年の改正で八分字村、土河原村、今村、砂原村、孫代村は白石村、会富村、並建村とともに一行政区域とされたが、二三年の町村制施行に伴ない、四月一日八分字村、土河原村、今村、砂原村および孫代村の五か村が合併して八分字村となった。

（一八） 藤富村

旧藩時代は、横手手永惣庄屋の支配を受け、護藤村は、上権藤村、中権藤村および五丁新開村に、会富村は、上白石村、妙実村および上大保村にそれぞれ分かれ、各村に庄屋があつて村を治めていたが、明治三年（一八七〇）の藩政改革に際して、藤富村の区域を横手野に属せしめ、各村に戸長を置き、その上に里正をおいてこれを統治していた。七年の大小区制の改正により、護藤村は第三大区第三小区に、会富村は第三大区第五小区に属し、戸長が行政を担当した。一二年の郡区町村編制法の施行により、大小区制は廃止され、護藤村は、内田村、銭塘村および美登里村の四か村で一行政区域を形成し、会富村は、並建村、白石村、孫代村、砂原村の五か村で一行政区域を形成した。その後二二年の町村制の施行により護藤村と会富村が合併して藤富村となった。

（一九） 並建村、白石村、浜田村、畠口村

旧藩時代、この地域は横手手永惣庄屋の支配を受けたが、明治七年（一八七四）の大小区制の改正にあたっては、第三大区第一小区および第五小区に属した。一二年の行政改革により、並建村および白石村は会富村ほか二か村とともに、浜田村および畠口村は、中原村ほか六か村とともに一行政区域となった。一七年には行政区域から再編されたが、二二年の町村制の施行に伴ない、並建、白石、浜田、畠口の四か村は全部事務組合（並建列村）を設置した。

（二〇） 中緑村、銭塘村、内田村、奥古閑村、海路口村、川口村

中世以来、中無田、美登里、銭塘、内田、奥古閑および川尻野田の区域は、川尻荘に属し、細川氏入国後の手永制の下では、銭塘手永惣庄屋の支配を受けていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、第三大区のうち奥古閑、海路口、川口が第二小区、銭塘、内田、美登里が第三小区、中無田が第四小区に属していた。一二年、郡区町村編制法施行の際も、その小区がそのまま一戸長役場の行政区域となったが、一七年、行政区域の変更により、川口は走潟と二か村で、美登里、中無田は護藤と三か村で、奥古閑、海路口、銭塘、内田は四か村でそれぞれ一行政区域となった。

二二年の町村制施行の際に、中無田村および美登里村の二か村は、合併して中緑村となり、護藤村は、隣接の会富村と合併して藤富村となり、奥古閑村と海路口村、銭塘村と内田村は、それぞれ全部事務組合を設置した。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

熊本市は、大正一〇年（一九二二）、隣接一か町村の編入以来、昭和一五年（一九四〇）の川尻町、力合村、日吉村の三か町村の編入まで七回にわたって隣接町村を編入し、漸次市の区域を拡張するとともに、市勢の発展を期してきてた。

昭和二五年一二月、さる昭和一五年の川尻地区の編入の際、あわせて編入勧誘を行い、編入を拒否した田迎、御幸の両村から、突然、市編入の陳情を受けたのを機会に、再び、周辺町村の編入が論議されはじめ、都市近代化のためには、まず地域の要素の確保が急務であるという考え方がうち出された。

このような考え方にに基づき、二七年五月の市議会において、隣接町村合併調査委員会が設けられ、周辺町村に対する編入呼びかけ、関係町村の行財政の基本調査に乗り出すことになった。

この合併調査委員会の第一回会合において、さる昭和二五年以来、編入を希望している田迎、御幸の二か村編入をまず第一計画でやるべきだとする意見と、大熊本市発展のためには、将来性があり、しかも港をもつ西部地区の池上村、高橋村、城山村、小島町、松尾村の五か町村も加えるべきだとする意見の二つに分かれたが、結局、後者の意見がとり上げられ、二八年度から市に編入するという基本方針が決定された。

二七年一二月に至り、前記の合併調査資料がまとまったが、町村側から編入後は、市当局において農村地区に対して十分な積極政策をたててもらいたいという要望がなされた。なお、この調査資料により検討したところ、田迎、御幸の二か村編入より、七か町村編入の方が有利であるという結果が出された。

前記の基本方針に基づき、市と関係町村との間に、数回にわたって協議が重ねられた結果、まず、二八年二月に田迎、御幸の二か村が市編入の議決を行ったため、市としても第一段階として二か村編入を受け入れることになり、同年三月の市議会において議決し、同年四月一日をもって両村の編入がなされた。

次いで、高橋、城山、池上の三か村においても同年二月下旬から三月上旬にかけて、それぞれ合併の議決をなし、市議会においても同年五月、三か村編入議決をなし、同年七月一日をもって編入された。

なお、合併調査委員会において計画された七か町村のうち、小島町、松尾村の二か町村については、市の呼びかけに対して両町村内住民の意見が一致せず、後年に持ち越された。

また、二八年七月、市に編入された高橋、城山、池上の三か村は、太平洋戦争たけなわの一九年二月に合併して三和町となり、その後再び分村したものである。すなわち、二四年に入り、まず、池上村地区の分村問題が起こり、分村についての住民投票が行われるなど、当時としては、昭和二三年七月の地方自治法の一部改正により、戦時中に合併した町村の分離を認める特例での全国初めての分村とあつて話題を呼んだが、結局、同年九月に分立の形式で分村し、次いで高橋村、城山村の両地区においても分村問題がもち上がり、町議会では分村賛成派と反対派が真向から対立している波乱を呼んだが、二五年五月、分割の形成で分村に踏み切ったものである。

その後、昭和二八年九月、町村合併促進法が公布されると、熊本市周辺における合併気運も次第に盛り上がりを見せってきた。

(一) 秋津村、松尾村の編入

昭和二八年末には、飽託郡八分字村、上益城郡秋津村が市編入の意思を表示したが、県の町村合併計画試案では、八分字村は藤富村、並建列村との合併、秋津村は飯野村、広安村との合併となっていた。

そこで、八分字村は、一応県試案で進み、そのうえで市編入を考慮することになったが、秋津村は、戦時中、市との境界線にまたがって軍需工場の宿舍が建ち、終戦後もその建物が引揚者寮になり、同じ建物に住みながら一部は熊本市民、一部は秋津村民となる変則的な状態のため、二七年四月にこの区域を市に編入するなど、従来から、市と密接な関係があつたため、県試案にもかかわらず、同村の市編入については市村とも乗り気であつた。また、県試案では小島町、中島村との三か町村合併が考えられていた飽託郡松尾村においても市編入の意向を示したので、二九年四月、秋津、松尾両村の代表が熊本市長に対して二か村の編入方を要望し、熊本市長もこれを了承したので、同年一〇月一日編入を目標に手続を進めることになった。秋津村においては、九月に編入議決されたが、一方の松尾村は、小島町、中島村との合併計画がある等のため議決さ

至らず、二九年一〇月一日、秋津村のみが市に編入された。三〇年に入り、松尾村民の市編入の気運は盛り上がり、同年二月の村議会において議決し、同年四月一日をもって市に編入された。

(二) 託麻村の一部編入

託麻村のうち保田窪、新南部地区は、地理的に三方が熊本市に囲まれ、住民の経済的、社会的関係は託麻村よりも熊本市とがより緊密であった。このため、昭和三〇年一月、供合、広畑、小山戸島の三か村が合併する際も、熊本市への分村編入の要望が強かったが、当時は諸般の事情から一応三か村はそのままの状態でも併し、分村はその後に検討することになっていたものである。三〇年一〇月に入り、同地区の市編入について、市議会に請願書が提出される等編入運動が活発になり、市議会特別委員会及び市執行部では現地調査を行なうなどいろいろ検討した結果、同地区の市編入は適当であるとの結論が出され、三一年二月、両市村において議決し、同年四月一日から市に編入された。

(三) 竜田村、小島町の編入

県の町村合併計画試案で、供合、広畑、小山戸島との四か村合併となっていた竜田村と、松尾村、中島村との三か町村合併となっていた小島町は、ともに熊本市編入を希望する意見が強く、竜田村は、昭和三〇年一月、他の三か村が合併した際もそれに加わらず、市編入運動を続けていた。また、小島町は、中島村との合併後に編入する意見と、単独で市に編入する意見が対立し、町の意見が統一できない状況であった。一方、熊本市の執行部は行財政の相連を理由に編入反対、議会側は編入賛成の態度をとるなど一時紛糾したが、三一年に入り、両町村の財政事情も好転し、県の合併計画も小島町、中島村、竜田村の熊本市編入に変更され、関係市町村間の話し合いが進められた結果、同年九月、それぞれその議会で編入の議決がなされ、三二年一月一日をもって編入が実現した。

なお、この間、三一年一二月には小島町、竜田村の熊本市編入について新市町村建設促進法に基づく知事の勧告がなされている。

(四) 中島村の編入

小島町との合併を準備してきた中島村は、小島町が熊本市に編入する方針を明確にするにおよび、昭和三一年二月、はじめて熊本市に対して編入を陳情したが、前に述べたように三一年九月には県の町村合併計画も熊本市編入に変更されるなど周囲の情勢は同村の市編入に傾いていた。次いで、昭和三二年三月、市編入について知事勧告がなされ、同年四月に村議会でも市編入の議決を行い、同年六月の熊本市定例議会に編入の請願書を提出した。熊本市においては、これらの動きに対して、中島村の一部に市編入反対の空気があることなどから一応現地調査に乗り出したが、結局、三三年三月、市議会でも満員編入が議決され、同年四月一日をもって中島村の市編入をみたのである。

(五) 託麻村の編入

昭和二八年(一九五五)一月に発表された県の合併試案では、供合村、広畑村、小山戸島村および竜田村の四か村合併が考えられていたが、もともと、この四か村は、地理的あるいは風俗的に共通した面が多く、また従来から産業、教育、経済の振興のための四か村連絡協議会が結成されていたなど、あらゆる面において密接な関係にあった。しかし、竜田村の住民の大部分は隣接の熊本市への編入を希望し、県試案の四か村合併には当初から反対であった。このため、この地区の合併は、竜田村を除く三か村合併の線で協議されることになり、翌二九年一月には三か村合併促進協議会が結成され、早速、具体的な合併協議をはじめたが、三か村の意見は必ずしも一致していなかった。

供合村の住民の間では、三か村合併反対の意見が強く、一時は知事勧告があるまで合併を延期しようとするような情勢であった。しかし、村当局などの努力の結果、未解決の問題は新村発足後の建設計画の実施の段階で十分考慮することを条件に、三か村合併に同意することになった。

一方、供合村の新南部地区と広畑村の保田窪地区は、地理的条件から、熊本市編入を強く望み、分村を主張したが、これも三か村合併後に考慮することを条件に、一応三か村が合併することに落ちついた。

このようにして、三〇年一月三〇日三か村が合併して託麻村が誕生した。合併の際、広く合併村住民に呼びかけて新村名を公募し、応募したものの中から

ら、まず、町村合併促進協議会の総務委員が、地理的、歴史的、その他あらゆる面を考慮して、託麻村（七八票）、城東村（二八票）、東託麻村（一五票）および飽託村（七票）の四村名を選び、これを合併促進協議会でさらに審議した結果最も票数が多かった「託麻村」を採用した。もともとこの地区は託麻原の一角で、託麻郡に属していたが、明治二十九年（一八九六）託麻郡は隣接の飽田郡と合併して飽託郡となったことからして、前の郡名であった「託麻」を村名に希望するものが多かった。

託麻村が発足して七か月後の同年九月、三か村合併について積極的でなかった旧供合村において、税金問題が原因になり、不合理合併だと主張する意見がでて、分村対策委員会が設置されるとともに、同年一〇月の臨時村議会には、議員提案による分村議案が提出されるなど、県および村に対して強力な分村運動が展開された。

この紛争に対して、県は、再三、交渉会を開いて極力分村派住民を説得した結果、翌三一年二月に入り、ようやく円満な解決をみ、合併に伴う紛争にも終止符がうたれた。

しかし、早くから熊本市編入を希望していた旧供合村の新南部地区と、旧広畑村の保田窪地区は、三一年四月一日境界変更により熊本市へ分離した。

また、新南部地区と保田窪地区を除く託麻村においても、三五年三月に各集落から合併請願書が提出される等、熊本市合併の希望が表面化した。更に熊本市勢が東部方面に伸展したのに伴い、村内に鉄工団地が建設される等都市化が進み、熊本市への編入合併を望む声が高くなっていった。これを背景に、三七年一二月、熊本市議会に合併編入の請願書が提出され、四一年二月にも熊本市長に陳情書、市議会議長に請願書が提出され、熊本市議会において検討されたが実現されなかった。

しかし、熊本市編入を強く望んでいた託麻村は、四四年七月に再度編入陳情書を提出し、更に四四年一月に村議会全員協議会が熊本市編入の要望書を提出し、熊本市議会においても、特別委員会にて積極的に討議を重ねた結果、四五年一月一日編入合併が実現した。

（六） 北部町の編入

川上村および西里村は、飽託郡の北部に位置し、民情、立地条件、その他経済状態等すべてに共通的なものがあり、また、中学校も両村の組合立によって運営されている等、その関係は密接不可分のものがあった。昭和二十八年（一九五三）町村合併促進法の施行に伴い発表された県の合併試案でも、この二か村合併が予定され、両村の合併気運は次第に盛りあがってきた。

翌二十九年三月、両村の合併懇談会を開催して合併への話し合いを始めた。同年五月、両村の合併促進協議会を結成し、一〇月一〇日合併を目標に具体的な活動に乗りだすことを決定した。合併促進協議会結成後、事務局においては、着々合併の準備を進めていたところ、同年六月、県の合併試案で河内村との合併が予定されていた芳野村から、この地区への合併加入の申し入れがあり、これまでの二か村合併が芳野村を加えた三か村合併の方向で審議されることになった。

しかし、西里村では芳野村の加入賛成意見が強かったが、川上村では芳野村の加入に反対する意見が強く、両村の意見が対立したため、この地区の合併は暗礁に乗り上げ、当初の目標であった一〇月一〇日の合併は困難な状況になった。その後、同年一〇月に入り、このような状況を知って、芳野村から合併加入を辞退するという正式申し入れがあり、再び二か村合併の方向に変わった。

翌三〇年一月第三回目の二か村合併促進協議会を開き、芳野村の加入に賛成の態度にあった西里村も、もう一度二か村合併の方向に意見を調整することになった。そこで西里村の合併促進委員会では村内の意見を調整した結果、二か村合併に意見が統一された。これにより二か村の合併問題もようやく軌道に乗り、同年七月一日に合併が実現し、北部村が誕生した。新村が発足するにあたり、町村合併促進協議会において、合併二か村の住民に呼びかけて新村名を公募した。そのうちから、地理的、歴史的観点等あらゆる面から検討して九点を選出し、さらにこれを協議会全員で審議した結果、村の位置が郡の北部に位置しているということから、「北部村」に決定した。

北部村はその後町制施行により四三年四月に北部町となったが、四五年頃より熊本市からの転入者が増え、工場・事務所の進出も多くなり、人口は五五年から六〇年まで五年間に一二%増加した。

五九年、当時上益城郡嘉島町の熊本市合併の話が持ち上がったこともあ

り、北部町においても熊本市合併についての動きが見られ町議会でも質疑が行われるようになった。

六〇年、町執行部は各集落毎に「合併調査座談会」を開催し、住民の意見を収集したが、ほとんどの集落で合併に賛成という意見が出された。また、熊本市に近い集落からは合併推進の陳情書が町に提出された。

一方町議会では、六〇年六月に設置された熊本市合併調査特別委員会において合併問題について継続的に審議を行っていたが、六三年三月、合併促進の決議書が採択され、同五月に市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出された。

熊本市議会はこれを受け、熊本市議会総合都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請願」を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

(七) 河内町の編入

町村合併促進法の施行に伴い決定された県の合併試案では、河内村および芳野村の二か村合併が考えられていたが、両村とも、合併についてはあまり積極的な動きはなく、河内村は、できれば単独村でいたいという希望をもち、もし、芳野村と合併するとしても、河内村からは積極的な働きかけはしないとの態度であった。一方、芳野村も地理的關係から、熊本市合併派、北部村合併派および河内村合併派の三派があつて、容易に意見がまとまらず、結局、第一段階ではしばらく単独村でいくという態度であった。

しかし、促進法の適用期限が迫った昭和三十一年（一九八八）四月になり、県のあるせんてようやく両村代表が集まり、促進法適用の最終期限である同年九月三〇日までには合併を実現させようということになった。両村では、それぞれ合併推進委員会を設置して合併問題に対する基本方針の作成審議を数回にわたつて行なう一方、集落懇談会を開き、住民に対して町村合併の趣旨の説明等極力合併の実現に努力した結果、同年八月に入つて、ようやく合併への意見がまとまつた。そこで、直ちに両村の合併促進協議会を結成し、具体的な審議に

移つた。ところが、新村名あるいは役場庁舎の位置等で両村の意見が対立したため、数回にわたつて協議が重ねられたが、双方譲らず、一時は決裂せんばかりの空気になった。しかし、九月三〇日までにはなんとか合併を実現させようという考えが強く、また、県のあるせん等も続けられた結果、九月中旬に入りようやく合併議決の運びになり、同年九月三〇日をもって合併が実現した。その際、両村の共通の産業で、合併後の発展に関連のある村名をつけたいとされ、その一つとして、全国的に有名になっている「河内みかん」の産地を表現するものとして、「河内村」とする意見がでた。これに対して、新村は合体合併により発足するものであるから、「河内村」では一方的な合併の感が強く、合併後の村民感情の融和を図り難いことが予想される等の意見がでて、結局、両旧村名を生かすとともに、共通産業の発展にもつながりをもつ村名ということで、「河内芳野村」と決定された。

その後、河内芳野村は、町制施行により四六年四月に河内町となった。六〇年当時飽託郡四町の内、北部町、飽田町において、熊本市編入合併に向けての動きがそれぞれあり、河内町においても九月から一〇月にかけて地区毎に町政座談会を開いた結果、合併に対する意識の高さがうかがわれた。

更に、六三年には、熊本市第一回市議会で、熊本市長の合併に対する積極的な取組の答弁があり、マスコミにおいても合併が急浮上することとなった。同年五月には、熊本市との合併に対する意識調査を行い、その結果をもとに議会全員協議会、区長会等を開き検討を重ね、同年六月、町議会に熊本市合併特別委員会を設置され、八月に、市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出された。

熊本市議会はこれを受け、熊本市議会総合都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請願」を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

(八) 飽田町の編入

従来、この地区は起伏の少ない平坦地で、各村とも農業を主とし、また、教育関係では相当以前から共同処理方式をとっていたので、村民の大部分は同窓生である等お互いに関係が深かった。特に、並建村、白石村、浜田村および畠口村の四か村は、全部事務組合を組織し、合併前から同一ブロックを形成していた。

このような事情から昭和二八年（一九五三）一月に発表された県の合併試案でも、八分字村、藤富村、並建村、白石村、浜田村および畠口村の六か村合

併が考えられていた。県の合併試案が発表されてから二九年前半にかけては、関係村の指導者階層の会合を行ない、町村合併の趣旨の説明等、もっぱら合併気運の醸成が図られた。同年六月、各村では、議会議員、農業委員、教育委員、部落区長、消防団、青年団、婦人会等の幹部有職者からなる町村合併推進委員会を設け、それぞれ地区住民に対して、町村合併の啓蒙に乗りだした。しかし、この段階になって、地区住民の意見は、必ずしも六か村合併の一本にはまとまらず、熊本に隣接している八分字村の一部および藤富村の一部では、熊本市への編入を強く望み、これらの代表者が熊本市に対して編入要望の陳情を行う等の動きをみせた。一方、六か村合併に異論のなかった並建村ほか三か村組合地区においても、八分字村あるいは藤富村の動きに対応してか、海岸堤防沿いの住民の一部から、同じ海岸沿いにある中島村および奥古閑村との合併を主張する意見がでてきた。

このように県の合併試案である六か村合併は、一時は、前途多難を思わせる状況になった。しかし、八分字村および藤富村の熊本市編入については、熊本市があまり積極的ではなかったことと、六か村合併に対する両村当局の非常な努力により、両村内の意見もようやく六か村合併に傾いてきた。その後、八分字村および藤富村の意見が六か村合併に落ち着いた結果、並建村ほか三か村組合地区における海岸沿いの合併問題も、自然立ち消えの形になり、三〇年一月に六か村の合併促進協議会が結成されるに至った。その後は関係町村間で具体的な合併条件等の検討の段階に入り、一時は選挙区の問題で波乱を呼んだこともあったが、関係者の協議の結果、すべてまとまり二月には各村とも合併議決がなされ、同年四月一日をもって飽田村が発足した。この地区は、明治一二年（一八七八）の郡区町村編成法施行当時、飽田郡に属していたが、二九年（一

八九六）四月飽田郡は隣接の託麻郡と合併して飽託郡となったものであり、大正末頃までこの地区に元の郡名を用いた飽田南部高等小学校があった。六か村が合併するにあたり、新村名を広く合併六か村住民から公募したところ、前記の経緯から「飽田村」を希望する者が圧倒的に多くこれを新村名に決定した。飽田村は、町制施行により四六年四月に飽田町となったが、住民の間には、熊本市編入を希望する声が強くなり、町となる前の四五年五月に村議会、区長会合同で市合併促進期成会を結成、六月に合併陳情書が熊本市に提出されたが実現しなかった。

四六年四月には、町全域が都市計画区域に指定され、その中の熊本市に隣接する一部地域が市街化区域となり、これを契機に町人口が増加に向かい、熊本市のベッドタウン化が進んでいった。

六一年四月、全世帯を対象に意識調査が実施され、町民の熊本市合併に対する意識が高いことが再確認された。六二年、飽田町は、熊本市・飽田町の行政全般にわたる実態調査を行い、議会においても、同一二月熊本市合併特別委員会を設置し、検討を進めるとともに、合併の早期実現に向けて体制を整えた。

六三年八月、市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出された。

熊本市議会はこれを受け、熊本市議会総都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請願」を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

（九） 天明町の編入

中緑村、銭塘村、内田村組合（以下「銭塘列村」という。）および奥古閑村、海路口村組合（以下「奥古閑列村」という。）は、水田を主とした平坦地農村地帯で、従来から、飽託郡南部地帯として共通的な立地条件により、住民の生活様式、生活程度も殆ど差がなく、村相互間においても、中緑村と銭塘列村の組合立隔離病舎、銭塘列村と奥古閑列村の組合立火葬場、中緑村、銭塘列村および奥古閑列村の組合立中学校等の設置があり、地域的に密接な関係があった。

昭和二八年（一九五三）の町村合併促進法施行に伴う県の合併試案では、飽

託郡南部地帯の中緑村、錢塘列村、奥古閑列村、川口村および走潟村の七か村合併が考えられていたが、このうち、走潟村は、地理的条件から隣郡の宇土町との合併意見が強く、翌二九年一〇月、宇土町に編入された。

残る六か村のうち、中緑村および錢塘村は、農漁村である奥古閑列村および川口村とは村民性が異なるとして合併に乗り気でなく、特に中緑村では熊本市への合併を積極的に考える村民が多かった。また、奥古閑列村および川口村は、他の二か村よりも、人口、面積、財政力等の点で村の規模が大きかったため、小村と合併することによる不利や漁業権の問題を心配して合併を望まず、いきづまりの状態にあった。

しかし、その後他地区の町村合併が着々と進み、新町村が各種の建設事業を行っているのを見聞するにしたがい、関係村の住民の間にこのままの小規模村ではどうい将来の発展は望めないとの認識が高まり、この住民感情の変化と関係者の努力の結果、三二年五月、町村合併促進協議会が結成されるに至った。この協議会における合併問題の審議段階において、中緑村のうち中無田地区が熊本市編入の意向を示したが、この問題は一応合併してからのちに検討することとして持ち越され、七月までにすべての審議を終り、九月三〇日をもって天明村が発足した。村名については、合併に当たり広く合併村の住民から公募により決定したものであるが、この地域は、従来から米麦が主要作物であり、その灌漑用水のほとんどを天明新川に依存していたところから、「天明村」を新村名として希望するものが多かった。

天明村は、町制施行により四六年四月に天明町となったが、同じ飽託郡の北部町や飽田町に熊本市合併へ向けての動きがあるのに伴い、六一年一二月熊本市との合併についての住民意識調査を行った。住民の熊本市合併に対する意識の高さを確認した町は、六三年三月議会において熊本市合併特別委員会を設置し、一方では課長会議で検討を行うなど、町民、議会、町が一体となって合併に取り組み体制を整え、同八月に地区住民に対し、地域毎に熊本市合併説明会を開いた。八月二日にはこれまでの経緯をふまえ、合併特別委員会が開催され、熊本市合併についての請願書、陳情書の提出が決定された。

六三年八月、市議会議長に合併請願書、市長に陳情書が提出されたのを受け、熊本市議会は、熊本市議会総合都市調査特別委員会に「熊本市への編入合併請

願を他の三町の請願とともに付託した。この特別委員会において各町の現地視察、現況調査を行うとともに、一六回に及ぶ審査を重ねた結果、翌平成元年三月市議会において請願が採択された。九月には、合併協議会を設置し、平成三年二月一日の編入合併に至った。

3 合併条件および協定事項

(一) 田迎村、御幸村の編入

田迎、御幸両村の熊本市編入については、両村とも特に条件をつけないことを申し入れてあるが、左の点を議会あるいは住民の希望事項として要望してある。この点については熊本市においてもなるべくその要望にそなうよう努力する旨を諒承している。

(一) 職員の引継ぎ

田迎、御幸両村の吏員は全部引き継いで熊本市に採用し、そのうち一般職の勤務年限はその都度引き継ぎ、給与については合併時の給与額をもって採用する。

(二) 支所の設置

田迎、御幸両村に、従来役場で取り扱った戸籍、配給その他住民に密接な関係を有する事務一般を取り扱う権限を有する支所を設置する。

(三) 農区 田迎村、御幸村をそれぞれ一農区とする。

(四) 町名の設置

田迎村においては町内を四町内とし、町名を田迎町田迎、出仲間、田井島、良町とする。

(五) 施設関係

合併後、熊本市は田迎小学校舎、託麻中学校の設備の充実を図る。

(六) その他

- 1 熊本市中央と両村を結ぶ交通の便をはかるため、市営バスの運転を図る。
- 2 園芸の指導は重点的に考慮し、農業改良普及員は現配置のまま継続する。
- 3 御幸村内の各道路の改修整備をはかる。

(二) 池上村、高橋村、城山村の編入

池上、高橋、城山の三か村の熊本市編入については、三か村とも特に条件をつけないことを申し入れてあるが、左の点を議会あるいは住民の希望事項として要望している。この点については、熊本市においてもなるべくその要望にそよう努力する旨を諒承している。

(一) 職員の引継ぎ

三村とも常勤役場職員は全部熊本市に引き継ぎ採用し、給与については合併時の給与額とし、市の勤続年数に通算する。ただし、町村吏員恩給組合などからの給与金などは市に納入する。

(二) 支所の設置

三村にそれぞれ支所を置き、従来村役場で取り扱った戸籍、配給、徴収、その他住民に密接な関係を有する事務一般を取り扱わせるものとする。

(三) 農区 池上村、城山村をそれぞれ一農区とする。

(四) 教育関係

- 1 三村にそれぞれ一学校区を設ける。
- 2 三村の小実校の老朽校舎の改築、内容の充実をはかる。
- 3 三和中学校に特別教室、普通教室の増築をはかる。

(五) 衛生関係

- 1 三村に熊本市保健所の支所を設置する。

(六) 社会教育関係 青年団、婦人会、連族会などの助成、指導をはかる。

(七) 治安

- 1 高橋村に内容の充実した警部補派出所級のものを設置する。
- 2 消防団は、池上村四分団、高橋村一分団、城山村四分団として、その施設の充実を図る。

(八) 交通 市営バスの池上村、高橋村への運転を図る。

(九) その他

- 1 園芸の指導は重点的に考慮し、農業普及委員は現配置のまま継続する。
- 2 三村内の道路の改修整備をはかる。
- 3 百貫石に通じる電車敷設を復活する。

(三) 託麻村の編入

(一) 市町村の合併の特別に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項又は第四条第一項に規定する議員の定数又は任期

特別措置は採らない。

(二) 法第五条第一項に規定する農業委員会の委員の定数又は任期

特別措置は採らない。

(三) 職員の身分取扱い

- 1 長、助役、収入役等、引き継がない

- 2 一般職員高齢職員を除き、原則として引き継ぐ。

(四) 税の不均一課税 不均一課税はしない。

(四) 北部町、河内町、飽田町、天明町の編入

(一) 合併の方式

飽田郡各町を廃してその区域を熊本市に編入する、熊本市への編入合併とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成三年二月一日とする。

(三) 議会の議員の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律の適用は考慮しない。

ただし、熊本市議会議員の残任期間に限り、合併の日の前日において各町議会議員であった者をもって組織する地区審議会等の協議機関を設置する。なお、協議機関の名称、報酬等取扱いの細目については、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(四) 農業委員会の取扱い

- 1 各町の農業委員会及び委員について

(一) 各町の農業委員会は、熊本市農業委員会一本に統合するものとする。

(二) 各町の選挙による委員は、すべて熊本市農業委員会の委員の残任期間まで引き続き在任できるものとする。

- 2 選挙区については、各町を一選挙区とし、熊本市の制度に統一するものとする。

3 報酬については、各町現行報酬とする。

4 その他の細目については、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(五) 特別職の取扱い

各町の常勤の特別職員（三役及び教育長）の取扱いについては、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(六) 一般職の職員の取扱い

1 各町の定数内の職員は、すべて熊本市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、熊本市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

3 諸手当については、熊本市の制度を適用するものとする。

4 前各号の取扱いについての細目は、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(七) 組織機構

(1) 町役場の取扱い

1 組織 事務事業の推進上混乱を避けるため、当分の間一部管理部門を除きおおむね現行組織のまま存続させ、その後実情に添った組織に改正する。

2 名称 名称は、総合支所とする。

3 所管 総合支所は、総務局の所管とする。

4 職員 総合支所に所長、課長、主査その他必要な職員を置く。

総合支所に所長補佐及び参事を置くことができる。

5 所掌事務 総合支所の所掌事務は、当分の間おおむね現行のとおりとする。

なお、本庁関係部局との連絡調整は、本庁側の担当組織に調整機能を付加する。

また、細部については、本庁の関係部局と協議の上決定する。

6 専決事項 所長は、原則として熊本市事務決裁規程に規定する課長共通専決事項を専決することができる。なお、細部については、本庁の関係部局と協議の上決定する。

(2) 出先機関の取扱い

各町の出先機関等で行っている事務については、その専門性・技術性を考慮し、本庁各関係部局直轄の出先機関等として引き継ぎ、対応する。

ただし、北部町保健センターは、北部町区域住民に対し西保健所及び北部保健センターが実施する対人保健サービスの会場として運営する。

(3) 附属機関の取扱い

各町の附属機関については、原則として熊本市の同種の附属機関に統合するものとする。

(八) 一部事務組合の取扱い

各町が加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって、当該組合から脱退するものとする。

ただし、植木町・北部町伝染病院組合については、合併の日の前日をもって、当該組合を解散する。

なお、財産については、植木町に譲渡するものとする。

(九) 財産及び公の施設

(1) 財産の取扱い

各町の所有する財産は、すべて熊本市に引き継ぐものとする。

なお、引継ぎに際しては、所有権等の権原を明確にし、実態に即した取扱いを行うものとする。

(2) 公の施設の取扱い

各町の公の施設は、熊本市の引き継ぐものとする。

ただし、(1) 河内町立船津児童館は、現在休館中であり、引き継がず、廃止する。

(2) 河内町教育員住宅については、将来、廃止の方向で検討するものとする。

(3) 当分の間、各町の体育施設の利用申し込みについては、総合支所で受け付けるものとし、また、その利用については、

地区的校区体協や自治会、PTA等が主催する行事については優先的に使用できるよう配慮するものとする。

(十) 税の取扱い

熊本市の制度に統一するものとする。

ただし、(1) 個人市民税、固定資産税については、合併年度に限り現行どおりとする。

(2) 法人市民税法人均等割については、当該法人の事業年度の開始の日から合併の日の前日までのものにあつては、旧町の区域に所在していた事務所等を合併の日の前日に有しなくなつたものとみなし、旧町のそれぞれの税率を適用して計算した額を合算し、さらに、合併の日から事業年度の終了の日までのものにあつては、熊本市の条例で定める税率を適用する。

また、法人税割については、合併の日後到来する各法人の事業年度末日現在の熊本市の税率を適用する。

(3) 河内町における特別土地保有税の免税点の基準面積の認定については、政令五十四条の三十五の規定を適用する。

(4) 事業所税については、地方税法の定めるところにより課税する。

(5) 入湯税については、北部町及び河内町の制度に統一する。

(二) 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険制度については、熊本市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り現行どおりとする。

(2) 国民健康保険納付組織については、熊本市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り現行どおりとする。

(二二) 各種福祉制度の取扱い

(1) 熊本市と各町の双方で行っている事業については、原則として熊本市の制度に統一するものとする。なお、各町独自の事業で、特に住民福祉に大きな影響を及ぼすものについては、市域全体の均衡に配慮しつつ、従来の町の実績を尊重する方向で、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(2) 熊本市単独の事業については、熊本市の制度を適用するものとする。

(3) 各町単独の事業については、廃止するものとする。

(二三) 上・下水道事業の取扱い

(1) 水道事業の取扱い

各町が経営する上水道事業及び簡易水道事業については、熊本市に引き継ぐものとし、給水条件等については、熊本市の制度に統一するものとする。ただし、指定工事店の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。

(2) 下水道事業の取扱い

1 北部町流域関連公共下水道については、熊本市に引き継ぐものとし、下水道使用料については、熊本市の制度に統一するものとする。

2 受益者負担金については、熊本市の制度に統一するものとするが、合併年度に限り現行どおりとする。

なお、合併前に賦課された北部町の負担金額(三三〇円/㎡)及び納付報奨金制度については、当分の間現行どおりとし、制度切替の細目については、熊本市及び北部町の長が別に協議して定めるものとする。

3 水洗便所改造資金貸付金等については、熊本市の制度に統一するものとするが、利子補給制度及び排水設備指定工事店の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。

(二四) 行政連絡機構の取扱い

熊本市の制度に統一する。

ただし、合併後二ヶ年度は現行どおりとする。なお、細目については、熊本市及び各町の長が別に協議して定めるものとする。

(二五) 使用料・手数料の取扱い

各町の使用料・手数料については、原則として熊本市の制度に統一するものとする。

(二六) 補助金等の取扱い

各町の負担金・補助金については、町の従来からの経緯・実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で検討するものとする。

ただし、原則として合併年度に限り現行どおりとする。

なお、団体運営補助金については、

(1) 両市町で同一又は同種の団体に補助しているものについては、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統合の方向で調整するものとする。

(2) 各町独自の補助金については、従来の町の実績を尊重する方向で検討するものとするが、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

また、事業補助金については、

(1) 両市町で同一又は同種の制度については、熊本市の助成制度に統一するものとする。

(2) 熊本市の事業に代替できるものは、廃止するものとする。

(3) 各町独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当分の間従来の町の実績を尊重するものとする。

(4) 地域的に特殊な補助制度は、当分の間各町の制度を引き継ぐものとする。

(二七) 公共的団体等の取扱い

各種公共的団体等については、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各々の実情に応じて調整を図ることとするが、原則として熊本市の類似の団体への統合整備に努めるものとする。

(二八) 合併設計画

合併設計画は、別添の「熊本市・各町合併設計画書」に定めるとおりとする。(別添省略)

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
田迎村	斉藤 寅喜	鶴田 勇	中島 進	西田 忠雄	米森 寅雄
御幸村	竹田 重昌	西岡 嗣雄	緒方 勝元	柴田 正好	宮本 軍記
高橋村	桑波 謙蔵	江口 安蔵	(助役兼任)	森本 盛平	広永 益登
池上村	中島 淑人	—	志水 正男	木戸雄太郎	上野 貞雄
城山村	桑本 広次	北川儀三郎	下村 次雄	立川 泉義	上妻 喜一
秋津村	富島 末雄	吉村伸次郎	内田 正義	清田俊三郎	倉水 伊作
松尾村	梅田 宝蔵	—	衛藤 喜熊	村松 武嗣	岡 実

5 合併時の関係市町村の現況表

(一) 田迎村・御幸村の編入

龍田村	宮田 盛雄	梅田 信夫	田中 正隆	北島 保祿	宮田 元雄
小島村	有馬利七郎	宮川 光雄	熊一 巖本 巖	田上 辰熊	
中島村	古川 国雄	起田 藤吉	内田仙右衛門	村上 光義	
(託麻村 一部編入)	三島 寿作	松村 西雄	(助役兼任) 山野 秋義	村岡 静親	林 政徳
託麻村	田中 実蔵	上野 善信	(職務代理) 大津 文夫	和田 定	白石 正
北部村	緒方 泰之	竹下 新也	原 昭宣	村山 義昭	山代 忠利
河内村	嶋津 俊二	中川 久幸	坂本 功	村上 隆義	潮崎 武徳
鮑田村	岡田 健士	正木 弘志	(職務代理) 中原 光一	中原 実	田中 幸吉
天明村	太田黒靖国	吉村 竹喜	米村 健一	歙農 健蔵	小原 昭光

官公署	業態の割合					面積 平方料	戸数	人口	区分		
	都市的業態		その他の業態						熊本市	田迎村	御幸村
	商業	農業	計	計	計						
熊本市	二八三、八二七	六〇、〇三九	九〇・二	三四、八四一	四六、五八六	八〇、七五三	一七九	一四八	三、〇四二	五、三三二	
熊本市	二七七、〇五五	五九、〇二五	八〇・九	三四、五〇〇	四六、一九三	八〇、七五三	一七九	一四八	二、七三〇	五、三三二	
田迎村	二、七三〇	四九七	三・九	一三三	一七九	三・九	一三三	一四八	—	—	
御幸村	三、〇四二	五七七	—	—	—	—	—	—	—	—	

生産額	会社、工場 事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税納 税額 千円	国 税納 税額 千円	中学校以 上の学校	
	計 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	その他 千円					高等学校	中学校
									千円	千円
計	10,613,333	7,913,333	1,004,977	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
農産	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
鉱工業	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
計	10,613,333	7,913,333	1,004,977	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	

(二) 池上村、高橋村、城山村の編入

業態 の割合	都市的 業態				積 平方料	戸 数	人 口	区 分
	その他 業態	農 業 人	計 人	その他 人				
計	1,695,023	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
その他	1,695,023	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
農	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	池上村	
計	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	池上村	
その他	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	池上村	
農	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	高橋村	
計	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	高橋村	
その他	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	高橋村	
農	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	城山村	
計	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	城山村	
その他	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	城山村	

生産額	会社、工場 事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税納 税額 千円	国 税納 税額 千円	官 公 署	
	計 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	その他 千円					中学校以 上の学校	中学校
									千円	千円
計	10,613,333	7,913,333	1,004,977	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
農産	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
鉱工業	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
その他	—	7,913,333	9,948,023	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	
計	10,613,333	7,913,333	1,004,977	1,695,023	1,519,333	4,592,000	9,488,000	18	3	

(三) 秋津村の編入

業態 の割合	都市的 業態				積 平方料	戸 数	人 口	区 分
	その他 業態	農 業 人	計 人	その他 人				
計	1,695,023	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
その他	1,695,023	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
農	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
計	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
その他	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
農	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
計	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
その他	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
農	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
計	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	
その他	—	1,475,333	4,614,000	47,775	9,616,500	29,951	熊本市	

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)					前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校以 上の学校		官 公 署	計 人
	計	そ の 他	農 産	鉦 工 産	鉦 工 産					高 等 学 校	中 学 校		
九、五七、〇二	二、一五	一	八、六三、四四	八、六三、四四	三、七〇、四六	三、七〇、四六	一、七八、〇四	四七〇、三〇	一八	二五	五八	三〇、三四六	
九、四九、二九〇	一	一	八、六三、四九	八、六三、四九	三、六六、〇六	三、六六、〇六	一、七四、五〇	四七九、八〇	一八	二四	五五	二六、九八	
九、七八、二	一、五	一	九、七六、六	九、七六、六	一、四九、九	一、四九、九	一、五〇、九	三〇〇	一	一	三	三四八	

(四) 松尾村の編入

業態 の割合	都市的 業態			積 平方 料	戸 数	人 口	区 分	
	農 業 人	計 人	商 工 業 人				熊本市	関係 市 村
三〇、一六六	二九、〇三八	二〇〇、二六七	八九、七七一	一一、二・六九	七〇、七二〇	三三、六七九	熊本市	関係 市 村
二七、九二四	二八、九二四	一九九、七八一	八九、四六三	一〇、八・五八	七〇、〇四七	三九、五九〇	熊本市	松尾村
二、五三	七九四	四八六	三〇八	一三、二	六六三	四、〇八八		

(五) 小島村、竜田村の編入

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)					前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校以 上の学校		官 公 署	計 人
	計	そ の 他	農 産	鉦 工 産	鉦 工 産					高 等 学 校	中 学 校		
九、〇九、二四〇	二、七三〇	一	八、四四、五五	八、四四、五五	三、七三、二五	三、七三、二五	一、七九、三三	四七〇、四七	一八	二六	六〇	三三、六四〇	
九、五七、〇二	二、一五	一	八、六三、四九	八、六三、四九	三、七〇、四六	三、七〇、四六	一、七八、〇四	四七〇、三〇	一八	二五	五八	三〇、三四六	
一〇、二、二五	二、六〇五	一	九、六〇、七四	九、六〇、七四	二、二、二〇	二、二、二〇	一、〇六	三二七	一	一	二	一、〇四二	

業態 の割合	都市的 業態			積 平方 料	戸 数	人 口	区 分		
	計 人	そ の 他 人	商 工 業 人				熊本市	関係 市 村	
									熊本市
三〇、三六五	一六、八八〇	一三三、五二五	一三六、三三	一三、八・三三	七五、六八四	三九、九三九	熊本市	関係 市 村	
三〇、〇九九	一六、七二〇	一三三、八九三	一三三、八九三	一三、八・三三	七三、九六四	三九、九三九	熊本市	小島町	
二、八〇一	二、四〇四	三九七	三〇八	四・七八	九〇七	四、六三二		竜田村	
四、六五	二、四〇	三三五	八三三	八・三三	八三	四、四四〇			

業態の割合	その他業態	積平方料	戸数	人口	区分		
					熊本市	関係市村	中島村
商業	商業			三五九、一五〇			
その他	その他			一七三、八二〇			
	商業			一七三、八二〇			
	その他			一七三、八二〇			
	商業			一七三、八二〇			
	その他			一七三、八二〇			

(六) 中島村の編入

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校	官公署	その他業態			
												計	農業者	その他人	
	一六、九七〇、九七〇	六、九七〇	一、五、九六六	一四、八六六、一六二	二、三	三、九、六六六	七、六、九七〇	三、五〇、四三三	二、五〇、三二六	一、八	六	四、六、四六六	三、五、五五五	一、五七六	三、八、六四四
	一六、一四三、三三三	二、九四〇	一、七、三、四六	一四、七、九、九二	二、三	三、四、四、二四	八、九、〇、五	七、三、五	二、五、三、三、六	一、八	三	三、九、八、四〇	一、五、七、六	一、九、四	一、六、七
	二、六、三、三〇	三、五〇〇	六、七、〇、〇〇	四、〇、〇、〇〇	一	二、五、七、五九	七、九、九	二、七、九	三、四、五	一	三	一、八、二	一、九、四	一、七、五	二、〇、〇

業態の割合	その他業態	積平方料	戸数	人口	区分		
					熊本市	関係市村	託麻村
商業	商業			四〇七、〇五三			
その他	その他			一〇七、二七〇			
	商業			一〇七、二七〇			
	その他			一〇七、二七〇			
	商業			一〇七、二七〇			
	その他			一〇七、二七〇			

(七) 託麻村の編入

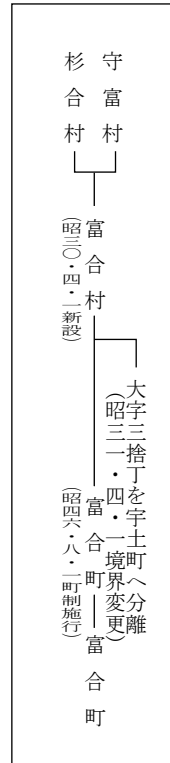
生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校	官公署	その他業態		
												計	農業者	その他人
	三、二、八、七、七	一、〇、二、七、〇	一、七、九、四、五	一、四、六、九、九	二、三	三、五、三、五、〇	八、六、六、三	七、七、五、五	二、五、三、八、三	一、八	六、九	五、三、六、五	二、一、六、九	四、〇、四、九、六
	三、〇、六、一、三	六、九七〇	一、五、〇、一、六	一、四、六、九、九	二、三	三、四、三、八、五	八、〇、一、六	七、六、九、七	二、五、〇、四、三	一、八	六、八	四、八、四、八〇	一、一、〇、四	三、七、二、七、六
	三、三、〇、〇	三、三、〇、〇	一、〇、九、二、四	一、四、六、九、九	一	一、九、六、四、五	八、五、五	六、四、七	二、四、〇	一	一	四、一、八、五	九、六、五	三、三、〇

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)			前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	上 の 学 校 高 等 学 校	中 学 校 以 下	官 公 署	業態の割合				
	計 千円	農 産 千円	鉱 産 千円							工 業 千円	都市的 業態		その他 業態	
											計 人	農 業 人	計 人	その他 人
六三、三五二六	三三、〇二二	四、五二九	三、七三九	二、〇七五	四、五二九	一、四五一	三	七	七	一、六八二	一、六八二	一、六八二	八、五五九	
一六、四六五三	三、〇八二	三、七三九	三、六九三	二、七四六	四、五二九	一、四五一	二	二	七	一、五三二	一、五三二	一、五三二	八、八二二	
一、七六九五	一、三九四	七、六八五	八、九六〇	三、八〇〇	四、六七六	六、三九〇	一	二	一	二、五九〇	二、五九〇	二、五九〇	二、六四	

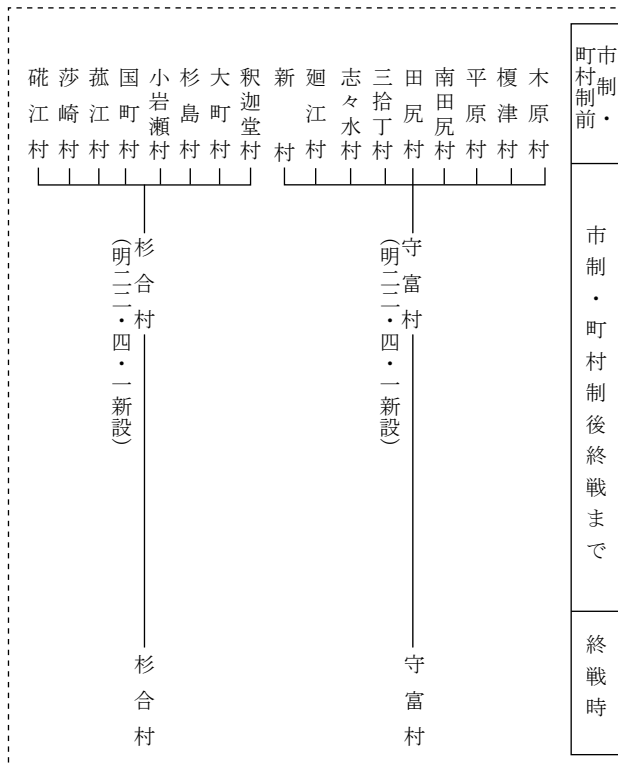
生産額	事業 所	前年度 予算 総額 百万円	市町村 税納 税額 百万円	県 税 納 税額 百万円	上 の 学 校 高 等 学 校	中 学 校 以 下	官 公 署	業態の割合			面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分
								計 人	第三次 産業 人	第二次 産業 人				
一、七五二七	一、四三二	二、七〇七	一、三二七	九、〇四二	二八	三九	二一	二七、四八四	五七三	二〇、二四一	一六、四八九	二〇六、二〇七	六〇、三六七	熊本市
一、六六二〇	一、三九〇	二、六二七	一、二五九	八、七九二	二八	三四	一八	二四八、九七一	五六六	一九、七三三	一、九四八	一、七二七	五五、七二九	熊本市
一、八二八	一、四〇八	一、〇九二	一、三九四	二、五五三	一	一	一	七、九六〇	三	一、七〇三	一、九四一	二、九五三	一、六三三	北部町
一、〇六二〇	一、一七〇	一、三五〇	一、五五七	五三	一	二	一	四、五九五	一	四、三三	一、三六九	三、四四一	八、八三二	河内町
一、〇四六	一、五八五	一、八四九	二、二八	一、〇四	一	一	一	四、六六二	一	八四	二、五七五	二、七四	九、九一〇	飽田町
一、八七	一、四七	一、六三	二、一六二	七	一	一	一	五、二五六	一	九六	二、二二	一、九二八	一、〇五九	天明町

(八) 北部町、河内町、飽田町、天明町の編入

1 【旧下益城郡富合町における合併の歴史】
終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 守富村

旧藩時代、本村の地域は、廻江手永惣庄屋の支配を受けていたが、明治三年(一八七〇)の藩制改革により、里正が統治することとなり、さらに五年には里正が廃止されて戸長制となった。七年六月には大小区制の改正により、白川県第一〇大区第三小区、第四小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、木原、榎津は、六田、島田とともに、平原、南田尻、田尻、三拾丁、新、廻江、志々水は七か村で、それぞれ一行政区域とされた。一七年の制度改正により、前記七か村に榎津村を加え、新村列として一行政区域となったが、二二年の町村制の施行にともない、木原村を加えた九か村が合併して守富村となった。

(二) 杉合村

旧藩時代、杉島手永惣庄屋の支配を受けていたが、明治七年(一八七四)の大小区制の下においては、守富村の地域とともに第一〇大区第四小区に編入されて、官選戸長の統治を受けた。一二年には、杉島、菰江、国町、碓江、莎崎の五か村で小岩瀬村は飽田託麻郡役所下で中無田村とともに、釈迦堂、大町の両村は、赤見、碓、高、丹生宮の各村とともに一行政区域とされた。一七年、杉島、菰江、莎崎、碓江、国町、大町、釈迦堂、小岩瀬の各村は、小岩瀬村列となつて一行政区域となったが、二二年の町村制の施行にともない八か村が合併して杉合村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

守富村と杉合村の合併 促進法の施行にともない、昭和二八年(一九五三)一〇月に作成された県の合併試案では、杉合、守富の二か村合併が考えられていたが、一一年に前の県試案の修正が行なわれ杉上村、限庄町、豊田村の三か町村を加えた五か町村の合併試案が発表された。

このため、関係五か町村は、二九年一月以後数回にわたり協議を行ない、同年五月には五か町村の合併促進協議会の設置まで予定されたが、杉合村および守富村においては、杉合村の杉島地区が熊本市への編入を、守富村の三拾丁地区が宇土町への編入をそれぞれ希望し、その他の地区の大多数の者は杉合村、守富村の

二か村合併を希望するなど、五か町村合併に賛成する者はほとんどいなかったで、五か町村合併促進協議会の結成までには至らなかった。

もともと、杉合村と守富村は、村民性、産業形態が類似し、また、明治時代には高等小学校を、戦後には新制中学等を共同設置しており、両村民は古くから深いつながりがあった。このため、前に述べたように城南町地区との五か町村合併の県試案が出されたときもこれに反対して二か村合併の気運が強く、両村は三〇年二月二か村合併促進協議会を結成した。

しかし、両村の一部の地区では、熊本市、宇土町あるいは城南町地区への分村編入を希望する者もあり、二か村合併は、必ずしも順調に進んだとはいえなかった。すなわち、両村の合併議案は、三〇年三月に杉合村においては全員異議なく議決されたが、守富村においては賛成一反対八、白紙一で、ようやく可決されたのであった。

また、両村の合併協定書には「合併後一か年以内に隣接町村に編入したい希望の部落は、分村を認める。」という条件が付されている。

こうして同年四月一日をもって両村が合式し富合村が発足した。

宇土町との境界変更 二か村合併が論議されるときから宇土町編入を希望していた旧守富村の三拾丁地区は、地形的にも経済的にも宇土町と一体をなしていたため、富合村の発足後も、宇土町への分村編入の動きを示したので、昭和三十一年（一九五六）四月一日に至り、守富村、杉合村合併協定書にしたがい、富合村、宇土町が協議のうえ、境界変更を行ない、宇土町に編入された。

3 合併時の合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和三十一年四月一日
- (三) 新村名 「富合村」
- (四) 役場の位置 下益城郡守富村大字新一五一番地に置くが、将来、村の財政状態等を勘案し、交通および村政の中心地を選んで新築する。
- (五) 役場出張所 下益城郡杉合村大字小岩瀬三三一番地に出張所を置く。出張所においては戸

籍、住民登録、配給、徴税および諸証明に関する事務を行なう。

(六) 議員の任期

促進法第九条の規定を適用し、その任期は昭和三十一年四月三〇日までとする。

(七) 議員の選挙区および定数

合併後最初の選挙に限り選挙区を設け、各選挙区において選挙する議員の数は、有権者数により按分するものとし、その定数は、二六人とする。

(八) 教育委員会委員の任期および定数

促進法第九条の二の規定を適用し、その任期は、昭和三十一年九月末日までとし、その定数は、四人とする。

(九) 農業委員会委員の任期および定数

促進法第九条の三の規定を適用し、その任期は、昭和三十一年九月末日までとし、その定数は、二十七人とする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱い

促進法第二十四条の規定に基づき、合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承する。

特別職の職員は、これを合併功労者として別に考慮する。一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、左に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 昭和三十一年五月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇

二 昭和三十一年七月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一八〇

三 昭和三十一年一〇月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇

(一一) 助役の定数は、一人とする。

(一二) 部落連絡員は、現在のみまとする。

(一三) 資産及び負債

一 現有せる村有資産は、新村に提供する。ただし、守富村有林については後日協定する。

二 現有負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 国民健康保険は、統合して続行する。

(一五) 各村における土木、耕地その他の各種の継続事業および既定計画事

業は、継続して行なうものとする。
 (二六) 消防団は統合する。現有する消防機械器具の管理は、現在のままとする。

(二七) 村民税の賦課率については、均一課税とする。

(二八) 大字および字の名称は、現在のままとする。

(一九) 小学校の学区については、教育委員会の意見をきき変更を認める。

(二〇) 伝染病院組合は、当分の間現在のままとする。

(二一) 各種団体の統合

農業協同組合、共済組合、青年団、婦人会、その他の団体の統合をあつせんする。

(二二) 富合村設置後一か年以内において隣接町村に編入したいと希望する部落は、部落民の大多数の意思を尊重して隣接村への分村を認める。

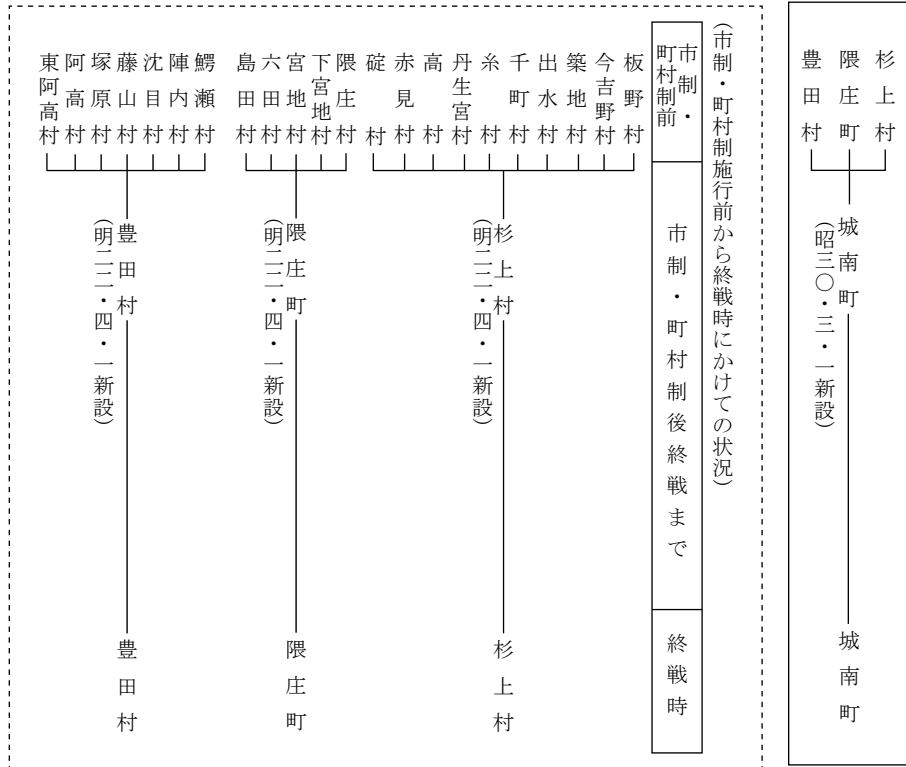
4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
杉合村	伊津野定造	三隅 武一	河北 正三	今村 哲彦	坂口 次男
守富村	朽木 覚真	藤芳 末喜	柴垣 貞彦	成松 亮明	林原 通夫

5 合併時の関係村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官 公 署	中学校以 上の学校		業態 の割合		戸 数 戸	人 口 人	区 分	富合村	合併 村				
	計	その他	農産	鉱産						高 等 学 校	中 学 校	その他 の業態	農 業 人						計	その他	商 工 業 人	積 平方 米
四、五八四	五、二〇〇	三、四六〇	四、九四〇	一、〇〇〇	一、二二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三	九、五七四	二、五八六	七、〇〇八	一、三四四	二〇、六四四	一、九五四	一〇、七七八	富合村	守富村	杉合村				
二、四二〇	一、〇〇〇	二、四六〇	二、八四〇	一、〇〇〇	一、二二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二	五、〇九七	二、〇二五	四、〇八二	八三三	二、一九九	一、〇三八	五、九三〇	合併	守富村	杉合村				
二、一六四	四、二〇〇	一、〇〇〇	二、一〇〇	一、〇〇〇	一、二二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	四、四七七	一、四九一	二、九八六	三〇一	七、七三三	九六	四、七七八	合併	守富村	杉合村				

1 【旧下益城郡城南町における合併の歴史】
終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 杉上村

昔は「隈牟田の荘」と称し、平安時代から鎌倉時代までは歡喜光院の領地、南北朝時代には大友氏に続き甲斐氏の領地、豊臣時代には小西行長に続いて加藤清正の領地となった。徳川時代においては細川藩の配下となり、杉島手永惣庄屋の支配をうけ、各村は、庄屋によって村政が行なわれていたが、その後、明治三年（一八七〇）の藩政改革により、里正によって統治されることとなり、さらに五年には、里正が廃止されて戸長制になった。一二年坂野、今吉野、築地、出水、千町、永の六か村が一行政区区域となり、一方、丹生宮、高、赤見、碓の四か村は、大町、釈迦堂の両村とともに一行政区区域となったが、一七年大町、釈迦堂を除く坂野村など二〇か村は、一行政区区域に修正され、二二年に一〇か村が合併して杉上村となった。

(二) 隈庄町

明治初期に至るまでの沿革は、細川藩時代杉上村地域が杉島手永に属したのに対し、本町地域が廻江手永に属した以外は杉上村と全く同様である。明治二年（一八七九）郡区町村編制法の施行により、隈庄町、宮地村、下宮地村が一行政区区域となり、六田村、島田村は木原村、榎津村とともに四か村で一行政区区域を形成したが、一七年の行政区画の修正により榎津村を除く六か町村が一行政区区域となつて同一戸長役場が設けられたが、二二年には木原村を除く五か村が合併して隈庄町となった。

(三) 豊田村

昔は「豊田の荘」と称し、平安時代から鎌倉時代までは八条院の領地、南北朝時代は菊池氏の領地、豊臣時代には小西行長に続き加藤清正の領地となった。徳川時代においては細川藩の配下となり、隈庄町地域と同様廻江手永惣庄屋の支配をうけ、庄屋によって村治がなされていたが、その後、明治三年（一八七〇）の藩政改革により里正によって統治されることになり、さらに五年里正が廃止されて戸長制となった。一二年の郡区町村編制法のもとにおいては、本村地域は、二つの行政区に分かれ、鰐瀬、陣内、藤山の三か村、塚原、阿高、東阿高、沈目の四か村がそれぞれ一行政区を形成した。一七年に両区域を合わせて一行政区となった。二二年町村制の施行に伴い、この七か村が合併して豊田村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）一〇月に作られた県の合併試案では、杉上村、隈庄町、豊田村の三か町村の合併が考えられていたが、その後、一月には、試案が前記三か町村に杉合村および守富村を加えた五か町村合併に修正発表された。そこで、二十九年一月以来、数回にわたり五か町村による協議が行なわれ、五月を目標に五か町村合併促進協議会の結成が計画されたが、守富村の不参加により同協議会は結成に至らなかった。

その後、五月に至り守富村が、九月には杉合村がそれぞれ五か町村合併案に反対の態度を正式に表明したため、九月下旬に杉合村、隈庄町、豊田村の三か町村で町村合併促進協議会を結成した。

それから、数回にわたって協議会を開催した結果、各関係町村とも一二月に合併の議決を行ない、三〇年三月一日城南町として発足した。この新町の発足にあたり、広く合併三か町村住民から新町名を公募し、合併促進協議会において厳選のうえ採択されたもので、新町は地形的にみて名城熊本城の南に位置しており、また「水草は陽気にして南に繁茂する」という諺が象徴する、産業の振興ならびに生活の安定の意味から新町発足後の明るい希望を託して「城南町」となった。

3 合併時の合併条件および協定事項

- (一) 合併形式 杉上村、隈庄町、豊田村を合体し、町とする。
- (二) 実施の時期 昭和三〇年三月一日
- (三) 新町名 町名は、「城南町」とする。
- (四) 役場の位置
 - 一 役場の所在地は、下益城郡隈庄町大字宮地とする。
 - 二 役場建物は、昭和三〇年度に新築することにして、その竣工までの間は隈庄町役場において執務する。
- (五) 役場出張所
出張所は、杉上村、豊田村に置き、現在の役場をもって充てる。
- (六) 議員の任期
町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は、現議員の在任期間とする。

(七) 議員の選挙区および定数

当初の選挙に限り、各町村ごとに選挙区を設け、選挙区で選挙すべき議員の定数は、それぞれ八人とし、総数二十四人とする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、昭和三十一年二月末日まで在任するものとする。

(九) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を三〇人とし、昭和三十一年二月末日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、新町退職手当支給条例の定める額に左に掲げる割合を乗じて得た額を加給するものとする。

- 一 昭和三〇年四月末日までに退職した者一〇〇分の一〇〇
 - 二 昭和三〇年六月末日までに退職した者一〇〇分の六〇
 - 三 昭和三〇年九月末日までに退職した者一〇〇分の三〇
 - 四 昭和三十一年二月末日までに退職した者一〇〇分の一〇
- (一) 助役の定数 一人とする。
 - (二) 部落連絡員の設置
- 合併関係町村の嘱託員は、これを当分の間現在のままとし、将来必要に応じ統合整備する。
- (一三) 資産および負債
 - 一 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。
 - 二 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。
 - (一四) 消防団の統合
 - 一 現在の三か町村の消防機械、器具は新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを購入する。

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	区 分				前年度予算総額 千円 (資本金五百 万円以上)	市町村税納税額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	上の学校 中 学 校 高 等 学 校	官 公 署	業 態 的 割 合				戸 数	人 口	城 南 町	合 併 町 村	
	計	農 産	飲 工 産	そ の 他							業 態		業 態						積 平 方 料
											計	農 業 人	都 市 的 業 態	商 工 業 人					
五三、三〇三	三、六八〇	四六、六三三	四、五七〇	一、四四四	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一	七	二、〇三三	二、四七	一〇、五九六	三、八九五	二、四五一	一、四四四	三、九一九	一、四四四	一、六九六	
一〇、三三六	三、六八〇	一〇、三三六	三、六八〇	四〇	一、八四六	一、八四六	一、八四六	一	一	四、七三三	二、五二	四、五三	九、九	五、〇九	四〇	二、五九	二、四〇	五、七〇二	
三、四七六	一、〇〇〇	六、三三七	一、〇〇〇	五、九	二、三〇	二、三〇	二、三〇	一	五	三、四八	二、八四六	一、六〇二	一、八〇二	二、七三	五、九	六、二二	二、〇七〇	五、二五〇	
一、五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八四八	九、〇四	九、〇四	九、〇四	一	一	四、八〇三	三、四〇	四、四三	一、七四	六、九	五、五	一、八四八	二、〇七〇	五、九七六	

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助 役	収 入 役	議 長	副 議 長
豊田村	岩永 雅敏	村上 一雄	堀内 末雄	宮塚 慶男	杉野 毅
限庄町	木下 乙吉	成松 鶴雄	野原 信行	緒方 正資	徳永捷司魯
杉上村	本田 重記	牛島 智嗣	平江 熊記	柳田 有	松田 喜一

- 二 現限庄町に消防団の本部を置き、旧各町村に分団を設置する。
- 三 分団数および団員数は、当分の間現在のままとする。
- (一五) 国民健康保険
- 杉上村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町発足後二か年以内において全区域に実施するよう考慮する。
- (一六) 事業
- 各町村における土木、耕地およびその他の各種事業ならびに既定計画事業は、継続して行うものとする。
- (一七) 左の団体の早期統合をあっせんする。
- 農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、体育会、その他
- (一八) 同町村税の賦課率 均一課税とする。
- (一九) 大字および字の名称
- 合併関係町村の大字および字の名称は現在のままとする。
- (二〇) 無灯火部落の解消に努力する。

(一) 植木町

旧藩時代、本町地域は植木町、菓葉村、小道村、仁連塔村の一町三か村に分かれ、ともに山本郡（正院手永）に属していた。

明治三年（一八七〇）八月藩政改革により舞尾村、投刀塚村とともに植木組と称し、各村に与長を置き、その上に里正をおいて統治した。七年大小区制の改正に際し第五大区第八小区に編入されたが、同年行政区域の一部変更により小道、菓葉、仁連塔の三か村を合して広住村とした。その後、一二年郡区町村編制法の施行により植木町、広住村を一行政区域とし、戸長を置いて統治した。一七年、植木、広住、滴水、鏡田、投刀塚、舞尾、平野、萩迫の一町七か村を一行政区域として同一戸長のもとに置き、植木町列戸長役場を設けた。二二年町村制の施行により、植木町と広住村を合併して植木町が設置された。

(二) 桜井村

旧藩時代本村地域は、山本郡（正院手永）に属していたが、明治三年（一八七〇）八月藩政改革により、二組に分かれ舞尾、投刀塚の二か村は植木組に属し、滴水、下滴水、萩迫、鏡田の五か村は滴水組と称した。

七年大小区制の改正にあたり第五大区の中に入り、舞尾、投刀塚、鏡田の三か村は、植木村列とともに第八小区となり、滴水、下滴水、平野、萩迫の四か村は、田原村の一部とともに第九小区となり、その後、滴水村と下滴水村は合併して滴水村となった。

一二年郡区町村編制法の施行によりこの六か村を一行政区域として民選の戸長を設けて治めさせた。一七年の改正で本村の区域は植木町、広住村とともに一行政区域となり、官選の同一戸長のもとに統治されることになった。二二年町村制の施行にともない、植木町列のうち、植木町、広住村を除く舞尾村ほか五か村が合併して桜井村となった。

(三) 田原村

旧藩時代本村地域は山本郡（正院手永）に属し、庄屋が統治した。明治三年（一八七〇）八月藩政改革に際して、各村に与長を置き、その上に東西に分けて里正を置いた。七年の大小区制の改正に際し第五大区第九小区となり、同年田原村と舟底村が合併して豊岡村となり、西山村と小畠村が富応村となった。

一二年郡区町村編制法の施行により鞍掛、豊岡、鈴麦、平原、富応、後古閑の

六か村を一行政区域とし、戸長役場を置いて統治した。二二年町村制が施行されたのに伴いこの六か村が合併して田原村となった。

(四) 菱形村

旧藩時代本村地域は、山本郡正院手永に属し、庄屋が統治した。明治三年（一八七〇）八月藩政改革に際して、各村に与長を置き、その上に里正を置いて統治した。七年大小区制改正の際には第五大区第九小区に編入され、同年行政区域の一部変更に伴い、小吉松村と前原村を合併して轟村と称し、各村に用掛を置きその上に戸長、副戸長を置いた。一二年郡区町村編制法の施行に伴い円台寺、轟、那知、上古閑、木留、辺田野の六か村を一行政区域とし、戸長役場を設け、各村には総代を置いて統治した。しかし、一七年に戸長は官選に改められた。二二年町村制の施行に伴いこの六か村が合併して菱形村となった。

(五) 山東村

旧藩時代本村地域は、正院手永に属していたが、明治三年（一八七〇）藩政改革により、有泉組となり、七年大小区制の改正により第五大区大八小区となった。一二年有泉、古閑、石川、小野、岩野、一木の六か村を一行政区域として、戸長役場を設け民選戸長を置いて統治させた。一七年官選戸長に変わり、二二年町村制の施行に伴い、六か村が合併して山東村となった。

(六) 吉松村

旧藩時代、本村地域は、正院手永に属し明治七年（一八七四）大小区制の改正により第五大区第七小区に属した。

一二年郡町村編制法の施行にともない、大井、亀甲、平井、船島、伊知坊、今藤、豊田の七か村を一行政区域として戸長役場を設け、民選戸長を置いた。二二年町村制の施行にともない七か村が合併して吉松村となった。

(七) 山本村

旧藩時代本村地域は、正院手永に属し、庄屋によって統治していたが、明治三年（一八七〇）八月藩政改革に際して、各村に与長を置きその上に里正を置いた。七年大、小区制度改正により、上大清水村下大清水村を清水村として上を甲組、下を乙組或いは甲区、乙区とよんだ。九年正院村と知田村と合併して古く山本とよんでいたのが、山本村とした。

一二年二郡区町村編制法の施行により味取町、色出、山本、清水内の一町

四か村を一行政区域とした。二二年町村制の施行に伴い、この五か町村が合併して山本村となった。

(八) 田底村

旧藩時代、正院手永の支配を受け、慈恩寺、嘉村、平島、山城、芦原、二田、大塚、宮原の各村に分かれていたが明治七年（一八七四）の大小区制の下では第五大区第七小区の一部および第一〇小区の一部となった。一二年、行政区域が改められた際、明治七年に慈恩寺、嘉村を合併した米塚村、平島、山城、芦原三村合併の田底村と、二田、大塚の合併村の正清村、それに宮原村の四村が区域となって戸長役場のもとにおかれた。二二年の町村制施行に伴い、前記の四か村が合併し田底村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

植木町ほか六か村の合併 町村合併の気運が全国的に盛りあがってきた昭和二八年（一九五三）末になると、現植木町の南部地区においては合併を促進しようとする動きが起こってきたが、北部地区の吉松村及び山本村においては、南部地区との合併に同調する者と、他村と合併しようとする者などいろいろな動きが生ずるようになった。

二九年になると郡内においても、山鹿市、鹿北村の新市村発足が確定的となり、本地域においても、県の合併試案である植木、山東、田原、菱形、桜井の五か町村合併と山本、吉松、田底の三か村合併を町村長、議長間において検討の結果、田底村を除く七か町村合併の気運が急速に高まってきた。

そこで、関係町村は、世論をまとめて同年四月に七か町村合併推進協議会を設置し、合併事務局を設けて合併の準備にとりかかった。ところが、その後六月の協議会で、合併後、中学校三校を二校に減らすにあたって、鹿南中学はそのままとして、五霊、吉松を統合して一校にする場合どこに設けるかをめぐって吉松村が強硬な意見を出したため紛糾した。その後、中学校の問題はおおよそ結着をみたが、七月の協議会では、合併後の政治的、人事的思惑等から摩擦が生じ、植木、山東、桜井の三か町村の委員が退場した。このあと協議会は分裂し、植木、山東、桜井の三か町村と吉松、山本、田原、菱形の四か村の二ブロックに分かれて合併を推進することになり、九月には県に対し、植木

町ほか二か町村合併と吉松村ほか三か村合併についてそれぞれ合併計画を提出した。しかし、県では、協議会分離の理由がなく、また関係住民の意向の強いのを理由にし、各町村当局に再考を促した。また、明治の中期から大正の末期にかけて存続した山本高等小学校が五霊にあって従前から高等教育にあたっていたので、関係町村の四五、六才以上の指導的立場にある人は、ほとんどこの同窓生という堅いつながりをもっており、これらの人々は全部七か町村合併案を強く推進してきた。特に山本村、田原村等においては、壮年同窓会を結成して強力に活動した。このような事情もあり合併は結局、最初の案であった七か町村合併にもどり翌三〇年一月一日新植木町の発足をみるに至った。

田底村との合併 植木町は、昭和三〇年（一九五五）一月一日に七か町村合併が行われているが、田底村は未合併で周囲から取り残された状況であり、田底村としては、行政機構・組織・財政事情等から小規模村では地方自治体としての今後の運営が非常に困難になるとして隣接市町との合併気運が急速に進み、紆余曲折はあったものの全村一致して植木町との合併を決定し、昭和四一年（一九六六）一〇月正式に植木町へ合併を申し入れた。

植木町では、昭和四二年三月各校区毎に合併に関する座談会を開き、更に七月、議員・嘱託員代表・各種団体代表・学識経験者等約五〇名による合併問題研究会を結成して協議を重ね、合併への気運を醸成に努めた。

その後、昭和四三年九月定例会議で各々一七名の委員で構成する植木町・田底村合併協議会を設置し、合併に必要な調査研究・合併設計画等合併に必要な事項全般について協議がなされ、昭和四四年四月一日植木町・田底村が合併して、新植木町が誕生した。

3 合併条件および協定事項

植木町ほか六か村の合併

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 新町名 「植木町」
- (三) 役場の位置 植木町と五霊の間とする。
- (四) 合併の時期 昭和三〇年一月一日
- (五) 役場出張所

原則として、必要に応じ連絡所を置くが、特別の場合は出張所を設ける。

(六) 町議会議員の選挙区

公職選挙法の規定により、町村合併後初めて行なわれる一般選挙の議員の任期間は選挙区を設け、選挙区は合併関係町村ごととする。この場合選挙区の議員の定数は、協議のうえ定める。

(七) 町議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項に基づき、町村合併の際合併関係町村の議会の議員で、新町の議会の議員の被選挙権を有する者は、残任期間引き続き新町議会の議員として在任するものとする。

(八) 助役の定数 一人とする。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱い

一 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職に

ある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

二 特別職の職員は別途考慮するものとする。

退職手当についても同様とする。ただし、これが支給は旧町村においてする。

三 職員の給与については、合併当時における合併関係町村間の不均衡を調整するため、合併後すみやかに措置するものとする。

四 その他身分取扱いについては、職員すべてを通じて公正に処理するものとする。

五 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて県職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係町村条例による普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 合併後三か月以内に退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

イ 合併後六か月以内に退職の申し出をした者 二〇〇分の一五〇

ウ 合併後一年以内に退職の申し出をした者 一〇〇分の一二五

(一〇) 嘱託員(区長)の統合整備

嘱託員(区長)は、これを存置し、適当な時期に逐次統合整備するよう検討

考慮する。

(一一) 財産および負債の帰属処分

一 基本財産、特別基本財産、積立金および行政財産は、新町に引き継ぐものとする。

二 負債は一時借入金を除き全部引き継ぐものとする。

(一二) 町村税その他の滞納整理

合併関係町村の町村税その他収入金で収入未済があるときは、町村合併前日までに極力これを整理するものとする。

(一三) 新町の大字その他の名称 合併町村の現大字名を新町の大字名とする。

(一四) 町村税の税率

町村民税、固定資産税の税率は、昭和三〇年度から均一にする。

(一五) 国民健康保険の整備

国民健康保険は、合併と同時に、休止中の植木町および田原村を復活して、新町全域に施行する。

(一六) 教育委員会の選挙による委員の任期および定数

教育委員会の選挙による委員は、町村合併促進法第九条の二の規定により、任期を昭和三〇年三月三十一日まで延長し、その定数は七人とする。

(一七) 農業委員会の選挙による委員の任期および定数

農業委員会の選挙による委員は、町村合併促進法第九条の三の規定により、任期を昭和三〇年三月三十一日まで延長し、その定数は二十八人とする。

(一八) 消防団の統合整備

消防団は統合し、消防団機械器具は、新町に引き継ぎ、本部を役場内に置く。

(一九) 合併関係町村の継続事業の措置

合併関係町村の継続事業は、当該町村の意思を尊重し、新町において極力これが実現を期するものとする。

田底村との合併

(一) 合併の形式 編入合併

(二) 新町名 「植木町」

(三) 役場の位置 現在の植木町役場の位置とする。

(四) 合併の時期 昭和四四年四月一日

(五) 出張所の設置 役場出張所は原則として設置しない。

(六) 助役の定数 現在の一人とする。

(七) 職員の身分の取扱い

一 市町村の合併の特例に関する法律第六条の規定に基づき、合併の際現にその職に在る一般職の職員は、引き続き植木町の職員として身分を保有し勤務年数もこれを継承するものとする。

二 田底村の特別職の職員は、合併と同時に身分を喪失するが、特に必要な場合は別途考慮するものとする。

退職手当については、田底村の条例等の規定により田底村において支給するものとする。

三 職員の給与については、植木町との不均衡を調整するため、合併後十分検討し適正な措置を講ずるものとする。

四 その他職員の任免・身分取扱いについては、公正に処理するものとする。

五 一般の職員で合併により「植木町職員勸奨退職実施要領」の規定に該当する職員がある場合は、その要領を適用する。

(八) 議会議員の任期及び定数

議会議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第四条の「議会議員の在任に関する特例」を適用し、植木町の議会の被選挙権を有することとなるものは、次に掲げる期間に限り引き続き植木町の議会の議員として在任するものとする。

編入する植木町の議会の議員の残任期間に相当する期間

(九) 財産の処分 田底村の財産は、すべて植木町に帰属するものとする。

(一〇) 消防団の組織統合

田底村の消防団は、植木町消防団に統合し「分団」及び「部」と呼称する。

消防機械器具は、すべて植木町に引き継ぐものとする。

(一一) 農業委員の任期

農業委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第五条「農業委員会の委員の任期等に関する特例」の規定に基づき植木町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、次に掲げる期間引き続き植木町の農業委員会

の選挙による委員として在任するものとする。

編入をする植木町の農業委員会の委員の残任期間

(一二) 町税等賦課及び滞納整理

一 町税の賦課については、植木町税条例及び植木町国民健康保険税条例を適用する。

二 村税及びその他の収入金で収入未済があるときは、合併期日までに極力これを整理するものとする。

(一三) 大字名等の名称

現在の田底村の大字名は、そのまま植木町の大字名とする。字名についても同様とする。

(一四) 嘱託員の統合整備

田底村における現在の嘱託員をそのまま植木町の嘱託員として存続するものとする。

(一五) 特別会計の設置

国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計は、植木町のそれぞれの会計に包含されるものとする。

(一六) 農業団体などの整備統合

新町植木町の速やかな一体化をはかるため、農業団体・その他民間団体等の整備統合を推進するものとする。

(一七) 継続事業の措置

田底村の継続事業については、意思を尊重し植木町において極力これが現実を期するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 植木町ほか六か村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
植木町	木村 尚	堀田 重郎	大石初太郎	堤 勝嘉	堀田 三義
桜井村	田中 秋平	岡村真太郎	境 秀雄	中村 米造	森 辰男
田原村	生田 公夫	林田 勉	田中 軍蔵	船越 米蔵	宮本 一穂
菱形村	宮崎 勇	高江 留吉	松永 牧平	津々浦政雄	緒統 誠
山東村	古田 清人	藤木 敏雄	高群富実雄	高群 清喜	深迫 民蔵
吉松村	原田 尚	井上 数人	村川 成章	上田幸三郎	内藤 三雄
山本村	福田不羈人	原口亀久彦	中山 時雄	坂本 亥次	茂見 鹿男

(二) 田底村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
植木町	木村 学	続 保幸	村上 成章	麻生 正次	本武 克己
田底村	橋口 敏春	松葉 繁喜	吉田 良弘	中島 朝光	松村 宗秋

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 植木町ほか六か村の合併 (次頁掲載)
(二) 田底村の編入

生産額	計	その他	農	計	その他	商工業	積	戸数	人口	区	分	官公署		の割合		植木町	合併関係町村				
												中学校以上	中学校以下	の業態	都市的			計	その他	植木町	田底村
												校	校	人	人			人	人	人	人
鉦工	産千円	七三〇	三	四三六七	一七九二	一四二四	三六九	一	一	二	一	一七	一七	一	一	一	一	一			
農	産千円	一四九三	三	四三六七	一七九二	一四二四	三六九	一	一	二	一	一七	一七	一	一	一	一	一			
その他	千円	九四四六	三	四三六七	一七九二	一四二四	三六九	一	一	二	一	一七	一七	一	一	一	一	一			
計	千円	二四八〇六五	三	四三六七	一七九二	一四二四	三六九	一	一	二	一	一七	一七	一	一	一	一	一			

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	産業の割合						面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分		
	計	その他	農産	鉱工業					高等	中等		の業態		産業									
												計	その他	農業	計	その他	商業					計	その他
六六、四九九	六〇、五四〇	五〇、一九九	九、七六六	—	一〇、八九六	三、六五四	四〇、五三〇	一六、六七七	—	一六	一八、三八八	四一、七六	一四、一四三	四、五三三	二、七四八	一、七八七	五、三三〇	四〇、九二	三、八五三	植木町			
三、七六六	八、六〇〇	二、四八六	—	—	四、二〇八	—	二、二七	—	—	四	七、五	三、六	三、九七	一、四四三	一、二四	三、九	一、五	四、六	二、二八	植木町			
一一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	—	一、六六七	七、六八	—	五、五〇	—	—	二、九六五	九、五	二、八九〇	六、九	—	二、五〇	三、二八	六、〇	三、六三	山本村			
七、五三三	一〇、五〇〇	六、五〇〇	四、〇〇〇	—	一、三三二	四、五三	—	一、〇〇〇	—	—	二、八七八	二、五六	二、五六三	一、五三	〇	九、九三	五、〇三	—	二、九七〇	田原村			
八、八五六	一五、二四	五、九三	一〇、七七	—	二、五八八	四、五七	—	一、二四	—	二	三、〇〇八	一、三六	二、七三	三、六七	二、六三	一〇、九八	五、六	—	三、七五	菱形村			
四、三六	一、〇〇〇	七、二四五	一、八〇七	—	一、六四五	五、四五	—	一、三三	—	一	二、六九九	五、四〇	二、五九	一、二〇〇	六、六五	六、四二	七、〇二	—	三、八九九	桜井村			
二、九六七	三、〇〇〇	一〇、二二	八、七二	—	二、二六四	五、七五	—	一、三三	—	二	二、三三三	一、〇四七	一、三三六	三、七九	二、〇〇	九、二八	四、六九	—	二、七五三	山東村			
三、〇〇〇	一、七〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	—	一、五〇三	七、四二四	—	三、四九四	—	三	三、七三〇	一、七四	一、九六	三、三六	八	九、〇〇	七、七〇	—	四、〇四六	吉松村			

八やつ
代しろ
市し



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年八月一日、八代郡市六市町村が合併し、人口一三二、二六六(平成二二年国勢調査)、面積約六八二平方キロメートルの新「八代市」が誕生した。

九州中央部に位置し、西は「不知火」で有名な八代海に面し、天草と相對し、東は九州中央山地の宮崎県境にまで広がる。北は宇城市、八代郡氷川町、下益城郡美里町、上益城郡山都町、南は葦北郡芦北町、球磨郡球磨村、山江村、五木村、水上村に接する。

地勢的には、隣接する宇城市から市内日奈久地区に走る日奈久断層により、西の肥沃な八代平野と東の山間地に区分される。穀倉地帯である八代平野は、日本三大急流の一つである球磨川や氷川による三角州を基部に、永年の干拓事業により形成された平野である。東側の山地は、国見岳(一、七三九メートル)を最高峰に、烏帽子岳(一、六九二メートル)、上福根山(一、六四五メートル)、岩宇土山(一、三四七メートル)、山犬切(一、五六二メートル)、茶白山(一、四四六メートル)、蕨野山(一、四五四メートル)、大金峰(一、三九六メートル)、小金峰(一、三七七メートル)、保口岳(一、二八一メートル)などが九州山地の脊梁地帯を形成している。そこから流れる川辺川などの河川は深い溪谷をなしている。市中央部は山に囲まれ盆地を形成し、その山から流れ出た河俣川は氷川に合流して、最終的には八代海に注いでいる。その他にも、鏡川、大輪川、夜狩川、水無川などの河川が不知火海に向かって流れている。市南西部は、球磨郡山江村との境にある国見山(九八一メートル)など、山地になっており、球磨川が南東から北西に貫流している。

温暖な気候と、球磨川の恩恵を受けた肥沃な平野を擁する本市は、林業も盛んであるが、畳表の原材料である藁草の大産地として知られ、山麓部ではトマト、しょうが、晚白柚など、野菜や果樹の栽培も盛んである。また、沿海都市として水深一四メートル岸壁の整備が進む八代港は重点港湾に選定され、十分な工業立地条件を備えている。興人、日本製紙、メルシャンなどの多くの大工場の立地をみており、九州では有数の工業都市である。

交通面では、JR鹿兒島本線が南北に走り、八代駅を分岐点に、JR肥薩線が

人吉を経由して、宮崎・鹿児島方面へ、第三セクター肥薩おれんじ鉄道が沿海路を走る。九州新幹線鹿児島ルート(新八代く鹿児島中央間)が平成一六年三月に、九州新幹線全線が平成二三年三月に開業し、九州各地へのアクセスが飛躍的に向上している。道路では、九州自動車道が縦貫、八代インターチェンジを有する。更に、八代く鹿児島間の南九州西回り自動車道も芦北町芦北までが供用開始されるなど南九州における交通の要衝となっている。

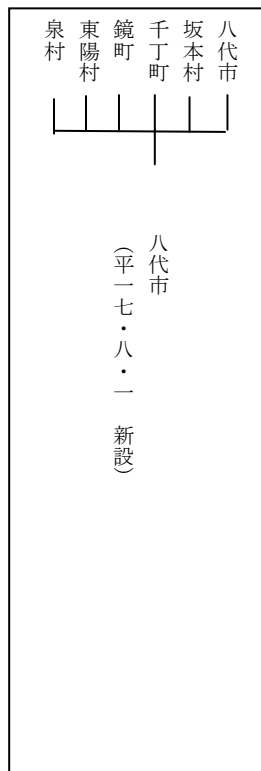
観光面では、球磨川の清流と熊本藩主となった細川忠利の父細川忠興が整備を行った八代城、その北の丸の隠居所に植えられた名木臥龍梅はそれぞれ県指定史跡、天然記念物となっている。国指定名勝には細川家の後に八代城を治めた松井家の三代松井直之が母崇芳院尼のために元禄元年(一六八八)に建てた御茶屋である松浜軒の他、不知火及び水島があり、日本書紀に記述のある夜間航行時に方角を見失った天皇が乗られた船を陸地へと導いたとされる「不知火」にまつわる一連の景勝地として有名である。山頭火に縁深い日奈久温泉、鏡町の鏡が池、東陽村の若宮神社、また、平家の落人の地として歴史的にも著名である五家荘は、柿迫口を表口に宮崎県的那須口を裏口としており、裏口よりこの郷に入るもの理由はの如何を問わず斬捨ててを許されていたので、誰も分け入らぬ秘境の地、全国有数の山郷となった。イベントも、九州三大祭である八代妙見祭、多くの見物客が詰めかけるやつしろ全国火花競技大会など数多い。

二 市名の由来

「八代」の語源については後述しているが、当該地域で郡名にも用いられていた八代の地名は、地域に広く浸透していた。八代地域市町村合併協議会(八市町村での協議の時期)は新市名称を公募し、約四、五〇〇通の有効応募があったが、上位三点が「八代市」「やつしろ市」「新八代市」となったことはその証左である。結果的には、地理的・歴史的知名度や、地名を変えることによる不利益の大きさが考慮され、新市名は「八代市」と決し、六市町村に改組した後の合併協議会でも、これが承認された。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 八代市

昭和一五年九月一日、八代町を中心に四か村が合併して市制を敷き、八代市が誕生した。その後、周辺町村の編入、境界変更を重ね、昭和三六年三月一日の龍峰村の編入により、近年の市域が固まった。八代平野南西部に位置する県内第二の都市で、面積は約一四七平方キロメートルである。

(二) 八代郡坂本村

昭和三六年四月一日、上松求麻村、下松求麻村、百済来村の合併により誕生した村で、面積は約一六三平方キロメートルである。山稜に囲まれ、主に球磨川沿岸や一部台地に生活の場が形成されている。

(三) 八代郡千丁町

明治三二年四月一日に四か村の合併により千丁町が誕生した。以後、昭和三年の昭和村の分離、昭和三〇年一月の八代市との境界変更を経て、近年に至町域が形成された。(昭和五一年九月に町制施行) 面積は約一一平方キロメートルである。八代平野の中央部に位置する干拓の歴史によって成る地域である。

(四) 八代郡鏡町

昭和三〇年二月一日、鏡町、文政村、有佐村の新設合併により、鏡町が誕生した。その後、宮原町との一部境界変更を経て近年に至っている。八代平野の北西部に位置し、面積は約二八平方キロメートルである。

(五) 八代郡東陽村

昭和三〇年二月一日、河俣村及び種山村の合併により誕生した。水川水系に沿って村落を形成した中山間地域で、面積は約六五平方キロメートルである。

(六) 八代郡泉村

昭和二九年一〇月、全部事務組合を設けていた柿迫村ほか六か村と下岳村により、泉村が新設された。宮崎県境に接する広大な山村で、面積は約二六七平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、八代地域については、八代市、坂本村、千丁町（十葦北郡田浦町）及び鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村の二つの合併パターンが示され、これを叩き台に協議が行われたが、まずは八代郡市八市町村での任意協議会が平成一三年末に発足した。

翌平成一四年九月には、八市町村で法定協議会に移行しての協議が続いたが、郡北部にあたる竜北町、宮原町が、平成一五年一〇月、法定協議会を離脱する方針を固めた。以後、二町を除く六市町村での合併協議が行われ、合併特例法期限の直前まで協議は難航したが、平成一七年三月末、県知事への廃置分合申請に至り、八月一日、新「八代市」が誕生した。（第二編「八代地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

（一）合併の方式

合併の方式は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃止し、その区域をもって新市を設置する新設（対等）合併とする。

（二）合併の期日 合併の期日は、平成一七年八月一日とする。

（三）新市の名称 新市の名称は、『八代市』とする。

（四）新市の事務所の位置

（一）新市の事務所の位置は、当分の間、八代市松江城町一番二五号（現八代市役所）とする。

（二）庁舎の方式は、現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、現在の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。なお、支所の名称や組織機構については、合併までに調整する。

（三）新庁舎の建設については、新市において検討する。なお、その建設候補地の選定にあたっては、現在の八代市役所、千丁町役場及び八代インターチェンジの三か所を頂点とする三角形のエリアを目安として新市において検討する。

※付帯意見

新市において新庁舎の建設を検討するに当たっては、八代地域市町村合併協議会の確認事項を尊重し、新市の住民の意見を十分に反映できるように、行政と議会と住民による検討委員会や特別委員会等を設置し、幅広い意見に基づき慎重に検討されたい。

（五）財産及び債務の取扱い

（一）公有財産については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（二）物品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（三）債権については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（四）基金については、平成一四年度標準財政規模額の二〇％以上を持ち寄る。

また、土地開発基金については、同様の算出により三％以上を持ち寄る。

（五）債務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（六）泉村の久連子財産区有財産及び椎原財産区有財産については、それぞれの財産区有財産として、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（六）新市建設計画について

市町村の合併の特例に関する法律第五条第一項及び第二項に基づく新市建設計画については、別添の「新市建設計画」に定めるとおりとする。（略）

※付帯意見 『県道中津道八代線車両通行不能区間の整備促進について』

【経緯】

■平成一七年二月八日 第三七回合併協議会

坂本村から「新市建設計画の見直しについて（要望）」について、「県道中津道八代線の車両通行不能区間の解消」は長年にわたる村の悲願であるので、これまで県に対して要望活動を展開し、合併を機に整備促進を期待していたが、

業としての開通が見込めない状況と判断し、県道を市町村道に移管したうえで、その事業費二四億円を新市建設計画に位置付けていただきたいという趣旨の要望書が提出される。要望に対して、委員から「県道であれば県でやるべき」との意見が出される。

■平成一七年二月一日 第三八回合併協議会

坂本村から「事業費二四億円のうち一二億円は坂本村への配分額の枠内で対応するので、残り一二億円を新市財政計画に計上していただきたい」との新たな要望が出される。委員からは「県道であれば県が合併支援事業としてやるべき」との意見が改めて出される。

■平成一七年二月二日 県への要望活動

六市町村長が熊本県副知事を訪問し、県事業としての整備促進を求める六市町村長連名の要望書を提出する。

副知事からは「これまでは難工事箇所であるため、費用対効果などから棚ざらしになって来たのが実態であったが、この事業が合併協議の重要なポイントとなっていることを受け止めたい。いきなり工事着手という約束はできないが、県道であるから県がまず第一歩として責任を持って調査をやり、具体的なルート・構造・コストを検討したい。調査時期については、一七年度を含めてできるだけ早く実施したい」との回答がある。

■平成一七年二月二日 第三九回合併協議会

熊本県八代地域振興局長から「地域振興局長としては、副知事が回答した内容で一七年度に調査実施することを約束したい」との発言がある。

以上のような経緯を踏まえ、坂本村からの長年の悲願として要望のあった『県道中津道八代線車両通行不能区間の解消』については、新市においても重要事業と認識し、熊本県副知事及び八代地域振興局長の発言を重く受け止めて、県による調査に続き、早期に工事着手が図られるよう優先事業として位置付けて、整備促進を強く働きかけていくものとする。

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項（定数に関する特例）及び第七条第一項（在任に関する特例）の規定を適用せず、地方自治法第九十一条第七項の規定により

定める議会議員の定数は三四人とする。

なお、公職選挙法第十五条第六項に基づく選挙区は設置しないものとする。

(八) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に一つの農業委員会を置く。

(2) 合併前に選挙による委員であった者の内三〇人は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間引き続き、新

市の選挙による農業委員会の委員として在任する。

(3) 特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第七条第一項及び同法施行令第二条の二の規定を適用し、三〇人とする。

また、農業委員会等に関する法律第十条の二及び同法施行令第五条の規定を適用し、七選挙区を設ける。

(4) 選挙区域及び選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。

《新市農業委員会委員選挙における選挙区及び選挙委員の定数》	
選挙区	選挙すべき委員の定数
① 所属地区 郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町、郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築一〇番町、郡築一一番町、郡築一二番町、港町、新港町一丁目、大島町、昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町、大村町、上野町、海士江町、古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町、田中東町、田中西町、田中北町	5
② 所属地区 通町、袋町、北の丸町、松江城町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、西松江城町、塩屋町、八幡町、蛇籠町、新地町、建馬町、三楽町、新浜町、新開町、築添町、松崎町、永碓町、高小原町、井揚町、沖町、高島町、東片町、上片町、中片町、西片町、長田町、日置町、井上町、上日置町、竹原町、	4

⑦	東陽全区域、泉全区域	2
⑥	鏡全区域	6
⑤	千丁全区域	3
④	<p>二見下大野町、二見野田崎町</p> <p>日奈久馬越町、二見州口町、二見本町、二見赤松町、</p> <p>日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、</p> <p>日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町、</p> <p>日奈久山下町、日奈久竹之内町、日奈久塩北町、</p> <p>日奈久新開町、日奈久大坪町、日奈久新田町、</p> <p>三江湖町、北原町、葭牟田町、南平和町、北平和町、</p> <p>敷川内町、催合町、揚町、高植本町、水島町、鼠蔵町、</p>	6
③	<p>西宮町、古麓町、東町、坂本全区域</p> <p>平山新町、高下東町、高下西町、妙見町、宮地町、</p> <p>豊原中町、豊原下町、渡町、奈良木町、本野町、</p> <p>植柳新町一丁目、植柳新町二丁目、豊原上町、</p> <p>迎町二丁目、千反町一丁目、千反町二丁目、中北町、</p> <p>迎町、古城町、麦島東町、麦島西町、迎町一丁目、</p> <p>植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町、梅檀町、</p>	4
②	<p>興国町、横手新町、岡町、興善寺町、川田町</p> <p>島田町、福正町、福正元町、十条町、萩原町一丁目、</p> <p>萩原町二丁目、毘舎丸町、大手町一丁目、清水町、</p> <p>大手町二丁目、横手本町、松江本町、萩原町、横手町、</p> <p>松江町、緑町、若草町、花園町、旭中央通、黄金町、</p> <p>弥生町、錦町、末広町、夕葉町、出町、鷹辻町、新町、</p>	(4)

※付帯意見

選挙による委員の定数については、八代地域市町村合併協議会の議論の中で町村における極端な委員数減を懸念する声が出され、また、関係市町村農業委員会からも同様の意見が出されたところである。このことから、新市長には、選挙による委員の選挙結果を踏まえて、新市において選定される選任委員の配分については、地域性及び実動性を考慮し、最低でも在任特例期間内の委員数と同数以上の委員確保ができるよう、特段の配慮をされたい。

(九) 一般職の職員の身分の取扱

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

(3) 職員の職名及び職階については、人事管理及び処遇の観点から調整し、合併時に統一する。

(4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与適正化の観点から新市において調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに合理的な格差是正を行う。

(一〇) 地方税の取扱

(1) 個人市民税の税率は、現行のとおりとする。

(2) 法人市民税の税率は、平成一七年八月から標準税率に一・二を乗じた制限税率とする。

(3) 固定資産税の税率は、一・六%とする。ただし、平成一七年度から平成一九年度までは一・四%とし、平成二〇年度から平成二二年度までを一・五%とする。なお、社会経済情勢によつては、一・五%から一・六%に引き上げる時期が前後することもあり得る。

(4) 軽自動車税の税率は、現行のとおりとする。

(5) 市たばこ税は、現行のとおりとする。

(6) 特別土地保有税は、現行のとおりとする。ただし、免税点は地方税法第五百九十五条第二号の規定により五、〇〇〇平方メートルとする。

(7) 入湯税は、平成一七年八月から八代市の例とする。

- (8) 釐産税は、八代市の例とする。
- (9) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期は、平成一七年四月から八代市の例とする。

(一) 地域審議会の設置について

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会については、新市において設置する。

(2) 地域審議会の組織及び運営等については、次のとおり定めるものとする(略)。

4 合併時の三役及び正副議長

市町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
八代市	中島 隆利	富田 徹也	水谷 謙一郎	小園 純一	中村 和美
坂本村	木村 征男	宮坂 健壽	—	松田 重敏	福嶋 英治
千丁町	市村 慎一	吉住 太地	荒川 國康	竹原 基信	西田 昭三
鏡町	福嶋 達期	野田 正広	古田 泰弘	猿渡 光次	吉田 迪也
東陽村	橋本 幸一	森口 之	志水 隆	黒田 武生	村崎 安
清水 弘	佐伯 次義	本田 正勝	橋口 慧	廣岡 勝信	

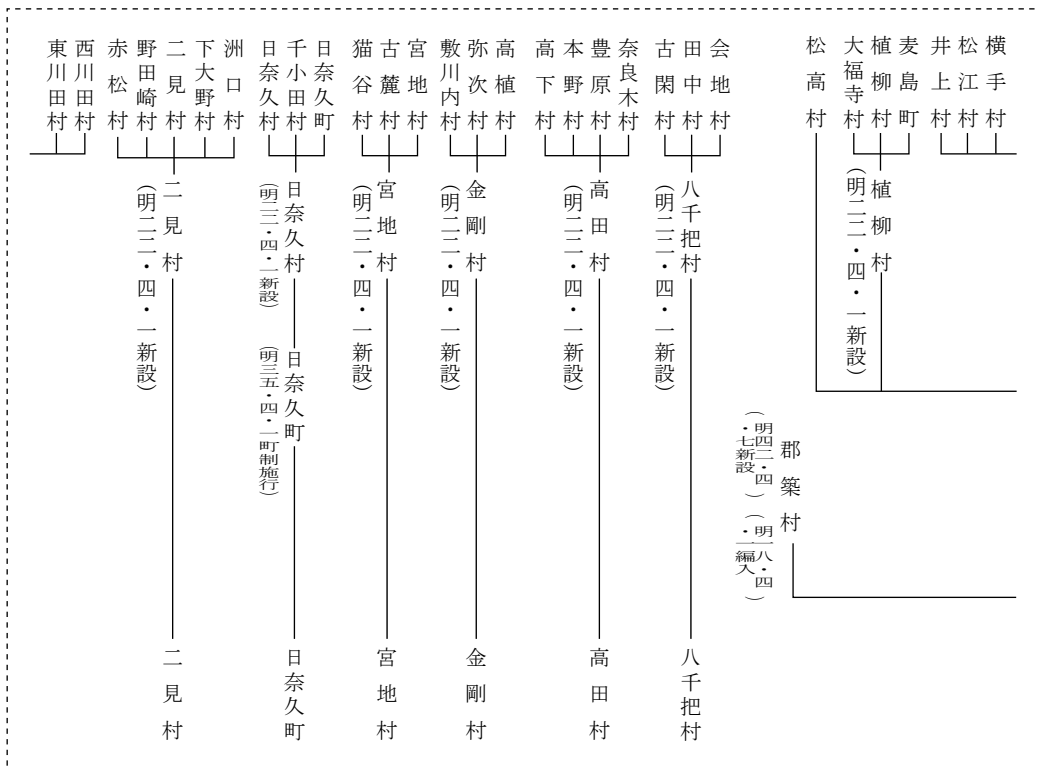
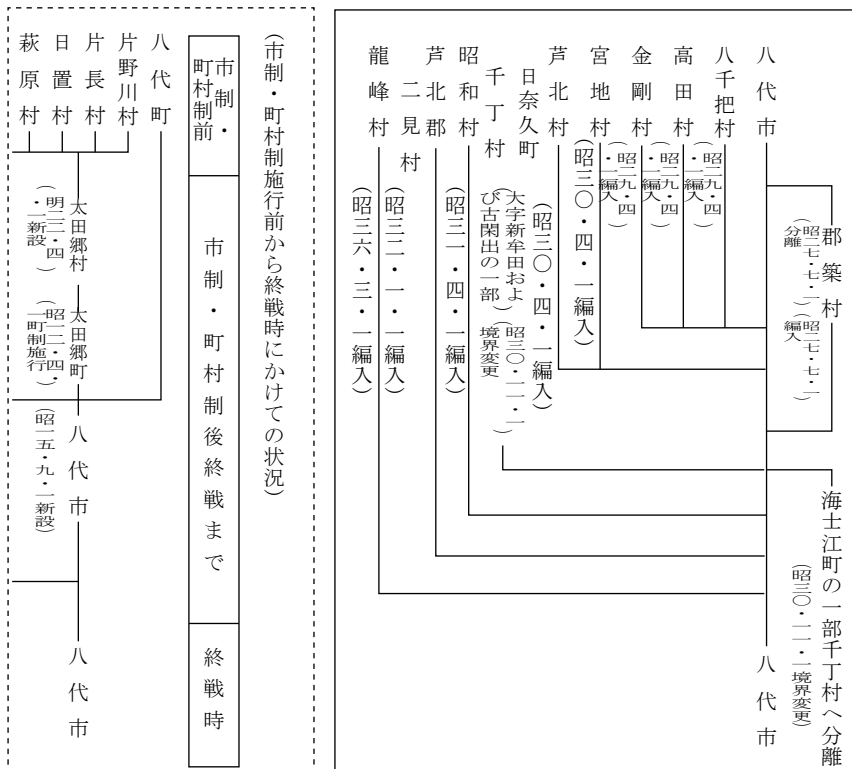
5 合併時の関係市町村の現況表

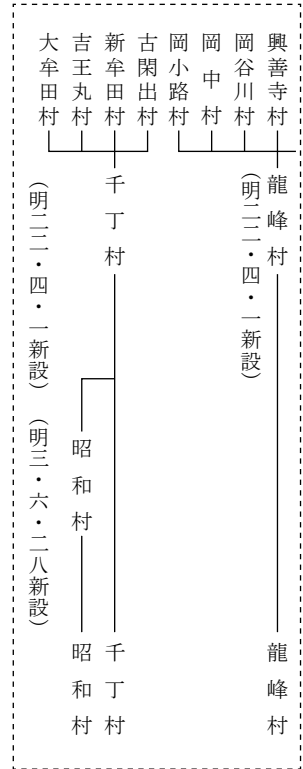
区 分	人 口(人)	戸 数(戸)	面 積(㎡)	業 態 別 割 合			市町村税納税額 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	生 産 額		
				第一次業(△)	第二次業(△)	第三次業(△)			計 (百万円)	第二次業(百万円)	第三次業(百万円)
八代市	一三七,四八六	四七,四六七	六八〇,一三一	一〇,二二五	一八,二八二	三三,九九三	一,一七〇	一,一七〇	一七,七六九	一七,七六九	
八代市	一〇四,二六九	三七,〇五一	一四六,八八三	六,〇六七	二二,五六六	二八,六三九	一,一四五	一,一四五	一〇七,四六六	一〇七,四六六	
坂本村	五,二六八	二,〇〇九	一六,一八二	二,三五	一,〇二二	一,〇七四	四七〇	四七〇	四六	四六	
千丁町	六,八五〇	一,九六三	一一,一八	二,三五	九〇五	一,一六四	三,八九	三,八九	一,三五四	一,三五四	
鏡町	一五,七〇四	四,七五二	二八,二四	九,六五	二,二四七	一二,九〇二	一,一〇一	一,一〇一	三,四七四	三,四七四	
東陽村	二,七五五	八〇九	六,四五六	五〇八	一,四〇二	一,九一〇	一,七六七	一,七六七	一,四一八	一,四一八	
泉村	二,六四〇	八八二	二,六六,五九	二,〇三	四九九	二,五二九	二〇七	二〇七	六三	六三	

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧八代市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係市町村の沿革





(一) 八代市

平安の末期、八代荘が平氏の領有となったころ、妙見中宮が創建され、文治二年（一一八六）源氏によって莊園の中心に妙見下宮が勧請された。今の八代神社である下宮創建以来、妙見寺を中心にして門前町がおこり、八代に初めて商工業の諸座ができ、中世を通じ大いに栄えた。

建武の中興（一三三四）の論功行賞により菊池氏が肥後の守護となり、名和義高が八代の荘の地頭職となつて古麓に八代城を築き、一五〇年余にわたり八代の領主となつた。

戦国時代には、相良氏の領有となり九〇年余八代にあつて八代、球磨、芦北を統治したが、戦国時代の末期、相良氏から島津氏に代わり、まもなく豊臣秀吉の島津征伐により、小西行長領となつた。

八代の城代小西行重は、今から三六〇余年前、海辺の表島に平城を築いて古麓から移り、城の東側に城下町をつつて、門前町と古麓の城下町から商人を移し、八代に初めて近代的な城下町をつつた。

その後、小西氏から加藤清正の領地となり、加藤清正が、元和八年（一六二二）現在の地に八代城と城下町をつつて以来、加藤正方が一四年間、細川忠興が一四年間、松井氏が一〇代にわたつて二二五年間城主として在城し、中でも松井氏は干拓事業に意を尽くしたので八代平野の面積は数倍増加した。

八代地方は、明治四年（一八七一）に八代県となり、六年白川県に合併され、のち熊本県となつた。七年の大小区制では第二大区、大一大区に属し、八代町は第一三大区第一小区に、松江、萩原、横手、片野川、片長、井

上、日置の七か村は第二小区に、植柳、麦島、大福寺の三か村は第四小区に、松高村（上高子原、下高子原、松崎が合併）は第一二大区第一小区にそれぞれ編入された。一二年郡区町村編制法施行のとき、八代町、松高村は単独で、萩原、横手、松江は三か村で、片長、片野川の両村は猫谷村とともに、日置、井上は二か村で、そして麦島、大福寺、植柳は三か村でそれぞれ一行政区をなしたが、一七年の行政区改正により、片野川、片長、日置、萩原、横手、松江の六か村が一行政区となり、井上村は会地村列に、そして八代町は単独で、松高村は古閑村とともに一行政区とされたが、二二年町村制の施行に伴ない、八代町と松高村は単独町村に、片野川など六か村は井上村と合併して太田郷村に、麦島村など三か村は合併して植柳村となつた。

その後昭和二年（一九三七）太田郷村は、町制を施行したが、一五年九月一日八代町を中心に太田郷町、植柳村、松高村の四か村が合併して市制を布き、一八年郡築村を編入した。

なお、「ヤツシロ」は「ヤシロ」からきていると考えられるが、「ヤシロ」は次のような意味をもっている。すなわち、水田の一部をしきつて稲を植えたところをシロというように、シロという言葉はある個人の占有する地画のことを言うと考えられる。つまり、家を建てるための地画は家のシロだからヤシロとなる。今日ではヤシロというと神社のことのように考えられるが、これはミヤを建てるシロで、元来はミヤシロとヤシロは別なものであつた。八代市地域は、球磨川の河口にあつてその砂礫の堆積によつて人が住めるような陸地となつたもので、宮地町あたりの高い所に住んでいた人々が、ヤシロをこの新地に作り、部落の人々が奉じていたミヤはもとの安全なところに置いて、出屋敷のように人々が仕事の都合で海岸に住宅を求めたのが今

(二) 郡築村

郡築村は、明治二九年（一八九六）郡制が布かれて後、郡の基本財産をつくる必要から、八代町、松高村から八千把村にかけての海浜を新地とするため、三三年干拓工事に着手し、三七年二月九日に、潮止工事が完成して四二年四月七日、郡築村として新設されたものである。

(三) 八千把村

本村の地域は、旧藩時代は細川氏の領地として、田中、海士江、上野、大古閑の四か村に分かれ、高田郷に属していた。明治七年（一八七四）の大小区制により第一二大区第一小区に編入されたが、のち海士江、大村、上野は合併して会地村となった。二年郡区町村編制法施行により田中、会地は二か村で、古閑村は古閑出村とともに一行政区とされ、一七年の区域修正により会地、田中は井上村と三か村で、古閑村は松高村と二か村で同一戸長役場区域となったが、二年町村制施行により田中、会地、古閑の三か村が合併して八千把村となった。

(四) 高田村

本村の地域は、遠く景行天皇のころ、すでにみかんの名所として知られ、吉野朝争乱（一三三五〜九二）に際しては、征西將軍懐良親王が老を養われた所で、その御所跡は今も残っている。古くから高田郷の中心地で、旧藩時代には高田会所を当地に置き、高田手永四三か村を治めた。

明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは上豊原村、下豊原村、奈良木村、東本野村、西本野村、高下村、西高下村として第一三大区第四小区に属していたが上、下豊原は合併して豊原村に、東、西本野は合併して本野村に、高下、西高下が合併して高下村となり二年郡区町村編制法の施行に伴ない、豊原村と奈良木村、本野村と高下村がそれぞれ一行政区となり、一七年の区域改正により、四か村は同一戸長役場区域となった。二年町村制施行に伴ない、この四か村が合併して高田村となった。

(五) 金剛村

本村の地域は、全域が干拓地である。すなわち流藻川新地は、文化元年（一八〇四）北原新地は、安政元年（一八五四）、三江湖新地はその翌年、沖の州新地は弘化元年（一八四四）、催合新地はその翌年、葭牟田新地は天保一三年（一八三二）、水島新地はその翌年、敷川内新地は明治四年（一八七二）、明治新地は、三七年（一九〇四）にそれぞれ造成された。

旧藩時代は、高田手永に属し、七年の大小区制においては、弥次村、高植村、敷河内村として第一三大区第四小区に属した。二年の郡区町村編制法の施行に伴い、弥次、高植、敷河内の三か村が一行政区となり戸長役場が置かれたが、のち二年町村制施行によってこの三か村が合併して金剛村となった。

(六) 宮地村

建武三年（一三三六）、名和長年の孫名和頭興は、八代の地頭職に補せられ、宮地村麓に城を築き、これ以後名和氏の治下にあった。のち相良為統の治下に入り数代続いたが、天正二年（一五八三）、島津修理大夫義久の治下に入った。同一五年、豊臣秀吉が島津を征伐したのは、佐々成政、さらには小西行長の治下となり、その後、加藤氏、細川氏、松井氏と順次その治下に入った。旧藩時代は、高田手永に属していたが、維新後明治一七年（一八七四）の大小区制の下では第一三大区第二小区に入り、二年、郡区町村編制法施行により宮地、古麓は二か村で、猫谷村は、片長村など同一行政区となり戸長役場が置かれたが、一七年、宮地、古麓に猫谷を加え三か村が同一戸長役場区域となった。二年町村制施行によってこの三か村が合併して宮地村となった。

(七) 日奈久町

肥前風土記に「景行天皇葦北火流浦（ヒナガウラ）発船幸於火国云々」とあり、「火流」は「日奈賀」とよんで「日奈久」はその訛である。また「火名後」とも呼んでいたらしい。

当町の史跡中最も重要な田之川内古墳から発掘された貝輪、甲冑、刀剣類は一、五〇〇年前のものといわれている。温泉が発見されたのが応永二六年（一四一九）であるから、温泉の歴史は、約六〇〇余年前にさかのぼることができ。それ以前は、磯部で平地等もなく一漁村に過ぎず、温泉湧出のため次第に戸数が増えたものと考えられる。明治維新後も現在の山つきの町があるに過ぎなかったが、その後埋立工事を行なって市街の形を整え、明治三二年（一八九九）には、明治新田の干拓が完成して広汎な耕地を得、さらに大正の末期に現在の大正町が造成された。

行政区の変遷については、明治七年（一八七四）、大小区制のもとでは、日奈久町、日奈久、馬越、小河内、船倉、羽仁田、千代水、田野河内として第一三大区第五小区に属していた。その後日奈久、馬越が合併して日奈久村に、小河内、船倉、羽仁田が合併して小河内村に、千代水、田野河内が合併して千小田村となり、二年郡区町村編制法の施行により日奈久町、日奈久村、千小田村が河内村を含めて一行政区となったが、一七年小河内村が分離し、二年、三か町村は合併して日奈久村となり、三五年四月町制を施行した。

(八) 二見村

旧藩時代は、田浦手永に属し、洲口、二見、赤松各村が、二見懸に、下大野、井牟田、野田崎の各村が、下大野懸に属していた。明治七年(一八七四)第一三大区第五小区に入り、一二年郡区町村編制法施行のとき下大野、二見、洲口、赤松、野田崎の五か村が一行政区域となった。一二年町村制施行によってこの五か村が合併して二見村となった。

(九) 龍峰村

旧藩時代は、西川田村は野津手永に、東川田村は高田手永に、興善寺村、岡谷川村、岡中村、岡小路村は種山手永に属していた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、これらの地域はすべて第一二大区第一〇小区に属し、一二年郡区町村編制法の施行に伴ない、この六か村が同一行政区域となり、一七年の区域改正の際もそのままであった。一二年町村制施行に伴ない、六か村が合併して龍峰村が設置された。

(一〇) 昭和村

本村は、大正年間に埋立てられたところで、大正一五年(一九二六)千丁村に編入されたが、昭和三年(一九二八)独立して昭和村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

旧郡築村は、昭和一八年(一九四三)四月一日八代市に編入されたが、終戦後再び分離問題が起こってきた。

当時の新聞により経緯をたどってみると次のとおりである。

県が実情調査

八代市の離脱問題(昭二一・八・二〇・朝日新聞)

八代市築地校区の八代市からの離脱問題について同町青年団幹部は数回にわたって坂田市長と折衝している、同校区は昭和十八年郡築村の併合によって生まれもので、市当局の実情に副わない行政と食糧の供出の不当割当などが直接の原因とみられ、県でも調査団を派遣し状況を調査して……(以下略)。

市から離れて純農村へ

八代市築地町離退問題具体化(昭二三・八・二〇・熊本日日新聞)

一昨年市から村へ復帰するといって騒いだ八代市築地町(元郡築村)では、ま

たも離退問題が再燃具体化し町民千六百余人の署名なつ印をとり、……(中略)

十七日市選挙管理委員会宛左の要旨と理由書を提出した、築地町は千余町歩の郡築新地で小作争議の村として知られ、いまでは県下の“供出のお手本”とされている優良町で、戸数七百五十戸……(以下略)

請求の要旨 八代市築地町の区域に昭和一八年四月一日八代市に合併前の通り郡築村を置く。

請求の理由 郡築村の八代市合併は国策遂行の美名を以て、戦時中南方開発資源による一大工業都市建設を目的として行なわれたもので、今日では既に全く意義を喪失してしまった。また築地町は純然たる農村であるから自主性ある農村に復帰し、八代市併合前に農林大臣より表彰されたような模範的優良村を建設したい。

これについて坂田市長は

全町民の真意の程は知らないが現在眼の前に来ている潮受堤防の補強費、新制中学校の新設等は全町民に知られていないのでそう簡単に離退できまいと思う。請求書が提出された以上選挙管理委員会で決せられるでしょう。

と語り代表者側は次の通り語った。

一、六〇〇余人が署名捺印した事は明らかに離退に同意したもので何等のけがれた点はない。町民の福利のためにやったものだから、当局はその民意をくんで処理する事を希望する。

八代市としてはできれば分離を阻止したい意向であったが、同市内の太田郷町の分離問題も飛び出す等の状況であり、結局築地町の分離を認めることになった。

昭和二五年三月二五日の県議会で分離は議決され、同年七月一日から郡築村として独立することになった。しかし、当時の新聞は次のように郡築村の前途を多難であるとみていた。

郡築村の前途は多難

感情対立や経済的負担(昭二五・四・三朝日新聞)

八代市から離脱し元の郡築村に帰ることになった築地町は、反対派と離脱派の勢力がほとんど半々であるため、今後の村運営や財政面には相当苦難の道があるうと市ではみている。新しき道をあゆむ築地町の歴史と今後に残された問題をさぐってみる。

二四年度の築地の市税は約二三二万円、二五年度予算からみた築地の運営費は教育費一三六万円、土木、社会、経済など六〇〇万円、そのほか新制中学建築、排水モーター設備、地元負担約四五〇万円など村としての出費は相当多額にのぼるため果して郡築村がどうしてこの経済的難関を打開して行くか残された課題である。

はたしてこの予想どおり郡築村ではその後も紛争が絶えず、村議会も真つ二つに割れるような状況であり、町村合併促進法制定後は、いずれは八代市への再度合併が予想された。

町村合併促進法制定前から八代市を中心にした大八代市建設の構想が進められており、昭和二六年（一九五一）ごろから次第に強くなってきていた。八代市においては促進法の施行前から同法案の研究を進め、隣接六か町村（八代郡八千把村、高田村、宮地村、金剛村、郡築村と葦北郡日奈久町）の行政資料を集め合併の基礎資料を作成した。これにより六か町村と合併した場合、面積一〇四・八平方キロメートル、人口八二、〇三四人の都市となり、財政的に将来、年間七〇〇万円の人件費が節減され、これに伴う物件費および諸費の節減も考えられるので、これら余剰財源を充当すればもろもろの施設計画が実現できるなどの見通しをたてたほかに、産業振興のうえからも、税負担においても、はるかに有利であることが明白になった。そのあと、合併は順次八代市の先導のもとにおこなわれたが、県の合併試案が発表される前、昭和二八年八月ごろの隣接町の動きを當時の新聞は次のように伝えている。

慎重な各農業村 案外強い「農工併進」への疑心

工都の持つ資力に強味（昭二八・九・三西日本新聞）

八代市の近接町村合併は、さる七月、市議一〇人からなる町村合併特別委員会設置を機として、対象町村に対する踏勘みが始まった。

つぎつぎに実現する熊本市の合併に刺激された市議会から正式運動乗り出しへの火の手が上がり、市当局でも重い腰をあげて八月五日、関係町村当事者と懇談し、いろいろ、非公式、あるいは私的と称しながらいろいろの準備工作が行なわれている。

目標町村は、八代郡八千把、高田、宮地、金剛、郡築五か村と葦北郡日奈久町

の隣接六か町村で合計面積七八平方キロ、人口三四、三七六名で合併が実現すれば八代市は……中略……面積で三倍、人口で二倍に飛躍する。……中略……しかし、八代市が工都であるのに反し、これら六か町村は湯の町日奈久を除いては純農村で、全戸数に対し農家戸数の占める率は、郡築村の九割を筆頭に、金剛七割、八千把、高田ともに五割、最低の宮地でさえ三割、しかも一戸当り耕作反別は山地の多い宮地村は別として八・三反から一町五反（県水準七反強）で八代市の合併のうたい文句「農工併進」に対する疑心が案外強い。

干拓地だから見渡す限り水田で、どうみても市の一部とはいえないとする金剛村長の現状論もあれば、村道や灌漑用水一つにしても、村なら予算のやりくりがつき、財源がないときは村民が公役にて、完成の夜は助役を囲んで酒でも飲む和やかさだが、合併後見ず知らずの市役所にお百度を踏んでもなかなか工事をしなくてはくれないという高田村などの意見は、関係各村農民層に共通している。

金剛、高田、宮地各村では植柳、松高等市の農村部にみるべき施設も育成対策もないとして現在の市農政へ不満をもらしているが、さらに郡築村が市を離脱したことも合併に二の足を踏ませる結果となり、「せまい日奈久町でさえ、夏まつり実施をめぐり旧町と旧村とがしつくりせず、まして郡築村の前例もあり慎重にならざるを得ない」というのが高田、金剛、郡築村等の農民層の声で、郡築村長も「離脱の直接原因は、市農政への不信からだ。市時代にはバラスさえ敷いてもらえなかった村道には、村政復帰とともに年間一〇〇万円近くかけてバラスを敷き、待望の排水施設も完成した。」とこの間の事情を裏うちしている。しかし各農村があげて反対しているわけがなく、八千把村は、八割まで賛成とみられると村長はいっており、高田村でも農繁期に季節託児所を開設したところ一〇〇余人が入所し、農家父兄が八代市への通勤者と協力して幼稚園新設を要望したが、小学校校舎の改築でさえ一、〇〇〇万円以上必要だし、幼稚園、公民館ともに村の財政ではどうにもならない現状で、合併後の発展をみこし、早くも同村一部地価は、坪一、五〇〇円にはねあがっているという。単独校舎の中学校を持たぬ金剛村では、農地改革前まで八代市植柳方面の農家が地主だった関係で村自体に資力の蓄積がなく、村役場の新築が手一杯だから中学校の新築や道路工事等、いまが合併の潮時だとみる青年も多い。

……中略……

八千把の場合、同村字沖の一部漁民に反対があるだけで村議会にも異議がなく来年四月には目鼻がつこうと村長も明言、また高田村では同一俸給で市と町村居住者の住民税の開きから勤労者が合併運動の急先鋒になっているといわれ、村長も「積極的な農民層の反対にあつても、五割以上は賛成だ」と村の大勢を見抜いているところなど一応合併への好材料である。

金剛村長は、外来者が八代市内と思ひ込む宮地、高田、八千把からまず合併すべきだとして、同村は市と日奈久町の間位置するため八代市が将来市民のレクレーション地帯にもくろんでいる日奈久町の合併は同村の向背如何にかかつており、合併に熱心な日奈久町も金剛村にキャスティングボートを握られている形である。

宮地村は市の受入態勢が全然できていない。

八代が上下水道を完備し近代都市の形態を整えるのは、ここ一五年さきだとする村長の意向に同調する者が多いが、一部では市と境界がこみ入っている小寺方面は八千把合併後市に嫁入らせてもよいと部落民の意向を尊重する向きもある。

郡築村の場合さきに離脱したいきさつもあるが現在仕事中の八代築港が同村にまたがっており、有望と折紙をつけられたメタンガス工業化と並んで八代市の資力と手を結びたい色気がないでもなく、八代市の合併のり出しにつき一部では市長選挙に周辺の農村票をかせぐハラだという想像や「市内に工場適地がなくなつたからだ」など見方はさまざまだが、ともかく財源六割を工場に仰ぐ豊かな資力の持主だけに合併をいよられた町民もまんざら悪い気ではなく紆余曲折はあつても結局は時代の大勢に強いられ第二次、第三次と小刻みに大八代市へのステップが予想される。

昭和二八年一月に発表された県の合併試案では、宮地、八千把、金剛、高田、郡築の五か村は八代市と、昭和村は千丁村とそれぞれ合併し、日奈久町、二見村は葦北郡である関係から葦北郡の百済来村と合併する案となつていた。

(一) 八千把村、高田村、金剛村の編入合併

八千把村は、地形的にも、政治、経済上も八代市と特に密接な関係を持ち、昭和一五年（一九四〇）の八代市制施行当時からすでに合併問題が起つていた。村当局は、八代市の行財政の調査、研究を行なつて、村の行財政との比較検討をなし、また村民に対しては部落懇談会等を通じて合併についての啓発を進めた結

果、合併事務は順調に進み、二八年二月二一日、村議会は、県下の市町村にさきがけて八代市編入を議決し、同時に八代市議会も同文議決を行ない、受け入れの意思を表明した。

一方、高田村も、同年八月五日開催された行政問題懇談会において合併問題が議されて以来、合併の気運が次第に芽ばえ、村議会は特別委員会を設けて、村当局と協力して諸調査と啓発宣伝に乗り出した結果、同年末から翌二九年初めにかけて合併の気運はますます高まり、世論調査においては合併賛成が九八パーセントとなつた。

この間八千把、高田両村は、市議会に設けられた特別委員会との連絡を図り諸問題を討議した。合併促進協議会の結成を前にして二九年一月一六日、二か村長、市村の助役などが、県地方事務所において合併事務の初会合を行なつた。その後、事態は急速に進み、同月二〇日、合併促進協議会が発足し、協議会の当面の仕事である建設計画の策定に着手した。これと戦後して金剛村における八代市編入の気運も次第に高まり、その編入時期は他の二か村と同時にしたいという希望であつた。金剛村各部落における協議会においても九五パーセントの支持を得たので、合併促進協議会は新たに金剛村を含んだ規模に再編成を行ない、促進法に基づく建設計画と合併申請書の策定に着手した。

二月二七日には高田村、金剛村両議会においても八代市への編入合併議決がなされ、四月一日から三か村は八代市に編入合併した。

(二) 郡築村の編入合併

昭和二八年（一九五三）一月県が発表した合併試案では、郡築村は再び八代市に編入合併するものとされてきたが、一度八代市から分離したところであり、当初は市からの積極的な呼びかけもなかつたので公式な動きは全然なかつた。また、たとえ合併するにしても分村当時の大きな問題であつた堤防管理の問題と供出問題の取り決めが必要であつた。八代市から分離後も村内は賛成派と反対派に分かれて対立していたが、二九年二月郡築村平和統一の線が打ち出されて以来、合併気運は急激に高まり、世論調査の結果、投票総数一、六五二票のうち八代市との合併賛成は一、一一〇票となり、その後開かれた村民大会において挙村一致合併することにまつた。

八代市側も郡築村が編入を希望するのであれば特に編入に反対すること

はなかったが、八代市が人口五十万人以上の市であるため、編入についての知事の勧告がなければ町村合併促進法の適用がないため、これが問題となったが、結局促進法の適用を受けない合併を行なうことになった。

同六月一日八代市議会および郡築村議会において満場一致で編入に関する議決がなされ、七月一日から施行された。しかし、七月一日施行を前にして、郡築村が不当支出を行なっていたとして六月三〇日八代市議会が非難決議を行なったため、施行後しばらくは郡築村側が八代市への事務引継ぎを拒むという事件もあった。

(三) 宮地村、日奈久町の編入合併

宮地村においては、町村合併促進法の制定以来漸次八代市編入の気運が醸成されつつあったが、昭和二十九年（一九五四）九月ごろから市、村相互の諸事情調査の進捗に伴ない、急速に合併の世論が強くなり、翌三〇年二月末から三月上旬にかけて完全に市、村側の意見が一致した。

一方日奈久町は、二八年一月県が発表した合併試案では日奈久町、二見村、百済来村の葦北郡内での三か町村合併が予定されており、越郡合併は考えられていなかった。しかし八代市側では、日奈久町と八代市へ編入する計画は早くからあったのに対して、日奈久町では、まず金剛村の八代市編入ができ、さらに葦北郡から抜けることに対する郡内他町村の反応、あるいは、工都との合併の是非等をみてからという考えであったが、二九年九月ごろから市、町相互の諸事情調査の進捗に伴ない、合併の気運は急速に高まったので、町当局は議会の議決により世論調査を行なったところ合併を希望する者が圧倒的多数を占めた。その後、町内は完全に八代市編入にまとまり、三〇年三月一日町議会は満場一致で八代市編入を議決した。こうして宮地村、日奈久町の八代市編入は四月一日施行された。

(四) 昭和村の編入合併

昭和二八（一九五三）年一月、県が発表した合併試案では、昭和村は東隣の千丁村と合併する案になっていたが、昭和村では将来の発展を考え、八代市への編入合併を望む声が強かった。二九年七月一日、郡築村が八代市に編入されて以来、八代市編入を望む声はますます強くなり、八月二四日、昭和村議会は、満場一致で八代市編入を決議し、同月二六日、八代市に対して編入を申し入れた。

なお、同日行なわれた世論調査では、同村の有権者七〇九人のうち八代市編入

希望者は、六九六人であった。

これに対して八代市側は、同市の当初に計画した六か町村編入のうち、まだ宮地村、日奈久町が編入されておらず、また県の試案では、昭和村は千丁村と合併する案となっていたことなどから確答をさせた。その後三〇年四月一日、宮地村、日奈久町の編入が実現するとともに、昭和村の編入希望もますます強くなるばかりであったので、八代市は、千丁村から昭和村へ合併の申し入れ等があったにもかかわらず八代市編入を決定した。

そこで三二年二月二八日、昭和村議会は、満場一致で八代市編入の議決を行ない、四月一日、昭和村は八代市に編入された。

(五) 二見村の編入合併

二見村は、昭和二八（一九五三）年一月、県が発表した合併試案では、日奈久町、百済来村と葦北郡北部三か町村で合併する案になっていたが、三〇年四月一日、日奈久町が八代市と合併したので、残る二か村の合併が考えられた。しかし百済来村の一部が反対し、たとえ合併してもこの反対派が分離するようなことになれば八、〇〇〇人の基準人口に達せず、また一方、南の田浦村とは赤松太郎峠があつて合併が困難だったので、結局八代市編入以外に途がなくなった。

その後、三一年二月の世論調査では、村民の九〇パーセント以上が八代市編入を希望していることが判明したので、二月以降再三にわたり八代市および市議会に編入の陳情を行なった。

このような事情により県は、九月当初の合併計画を変更し、二見村は八代市に編入するものとし、百済来村は八代郡上松求麻村、下松求麻村と合併するものとした。この結果、九月二九日、八代市および二見村の議会において満場一致で八代市編入の議決がなされ、翌三二年一月一日、二見村は八代市に編入された。

(六) 姫戸村の編入申し入れ

天草郡姫戸村は、昭和二八（一九五三）年一月発表された県の合併試案では、同郡阿村、今津村、教良木河内村、楠甫村と合併する案になっていたが、いろいろの事情によりこの五か村合併計画から脱退し、三一年夏ごろにはいずれの町村とも合併しないとの態度を打ち出していた。しかし、未合併村となつては他町村に引き離されてしまうと考え、一二月世論調査を行なった結果、八代市との合併を是とする者が六〇パーセントに達したので、三二年一月二日村議会は八代市へ

の編入を議決した。ところが、この海を越えての合併については天草の町村が反対し、県も反対の意向を示した。

一方、八代市は、三月十一日の議会で龍峰村の編入の議決とともに姫戸村の編入の議決を行なった。これは、姫戸村が石炭岩を産出するところから天草との経済交流の進展をねらい、八代商工会議所が全面的にこの編入に賛成し、この議決となったものと考えられる。ところが県は、議決に基づく申請にもかかわらず、三月二十九日、姫戸村は龍ヶ岳村と合併するよう勧告を行ない、結局姫戸村の八代市編入は実現しなかった。(姫戸村の項参照)

(七) 龍峰村の編入合併

昭和二年(一九五三)一月の合併試案では、龍峰村は有佐村および宮原町と合併する案になっていた。この試案に対し、村の北部地区は賛成の意向を示したが、南部地区は八代市との合併を希望し、両者が対立した。その後有佐村が鏡町へ合併してからは、同村内は八代市合併と宮原町合併両派に分かれたが、三〇年一月五日の村議会においては賛成人、反対五で八代市編入が議決され、村当局はただちに八代市に対して編入の申し入れをした。これに対して八代市側では「村内の紛争解決後に考慮する」という状態の分析がなされていた。四月十五日村議会は、「議会は、町村合併に対しては残任期間中いっさい取りあげない」との声明を出すとともに「町村合併に関しては議員の多数決で決定せず、各部落の世論を尊重して円満に解決したい」との申し合わせを行なった。

また、六月一日の住民投票では投票者の九一パーセントが八代市との合併を希望したが、北部部落は棄権した。この住民投票の結果により、八月十三日村議会は八代市編入を再度議決したが、一部の部落においては宮原町合併の声が強くなり、八代市合併を強行すれば分村も辞さないとの強い態度を示したので、村当局は全村一致の合併達成のため再度にわたって村民の説得を行なった。しかし、両派の対立は激しかったため、県地方事務所は岡谷川部落を境にして分村してもしかたがないと考えたこともあった。このような状況のなかで、三一年九月県は従来の合併計画を変更して、龍峰村は千丁村と合併するとの計画を発表したため、それ以後は従来の宮原町合併派と八代市合併派が、千丁村との合併派と八代市との合併派に分かれた。

一〇月二三日の村議会では八代市合併派議員八人のみが出席して八代市編入を

議決し、翌日八代市に編入申し入れを行なった。八代市合併派は、経済面、教育面、あるいは耕作関係などから県の案より八代市編入のほうが合理的であるとしていた。またこのころ知事、県議会に対しては両派の陳情が盛んに行なわれ、三二年三月一日、八代市議会は、姫戸村編入とともに龍峰村の編入を議決し、同日付で両市村長名をもって知事に編入の申請を行なった。しかし、県および町村合併促進審議会は、この編入は県の合併計画外のものであり、しかも龍峰村の議決書に財産処分の議決書が添付されていなかったたのでこの申請を保留し、三月二十九日には龍峰村と千丁村の合併を勧告した。

龍峰村議会においては、三一年一〇月二三日の八代市編入議決後、八代市合併派と千丁村合併派との勢力が逆転しているため、村当局は、千丁村合併派の反撃にあうことを恐れて議会を開かず、また議会を開いてもすぐ閉会にするなどの手段をとったので三二年度の予算が四月になっても成立しないという状況であった。しかし、予算は、県事務所等のあっせんにより八月一日ようやく成立をみたが、三月二十九日の県の合併勧告以後両派の対立はますます強くなり、八月以後村長解職請求が一回、議会解散請求が二回、両派からそれぞれ出される等リコール合戦がくりひろげられた。しかしこれらは手続の不備等いずれも投票までには至らなかった。一方、千丁村は県の勧告どおり龍峰村との合併を望んでいたが、龍峰村内が二分されていたのでどうしようもなかった。

その後三三年に入ってから再び議会解散請求、村長解職請求が出されて成立し、五月二三日賛否投票を行なうまでになったが、投票日の前日になって村長が辞職し、議会も総辞職したので、選挙によって村民の意思を問うことになった。六月八日の選挙の結果、村長には八代市合併派の前村長が当選し、議会も八代市合併派八人、千丁村合併派六人の構成となり、八代市合併派が勝利をおさめた。その結果、八月一日の議会では八代市合併派の議員のみが出席して、八代市編入の議決と財産処分の議決を行なった。この日の議会は最初は反対派も出席していたが、村長が財産処分の議案を提出した際、議場が騒然となったため、議長は地方自治法百二十九条の規定により閉議した。このとき合併反対派の議員は退場したが、その後合併賛成派の議員から地方自治法百十四条の規定に基づく開議請求があったため、議長は、午後一時四五分本会議を再開し、八代市合併派の議員のみが出席して議案を可決した。これに対して合併反対派は三四年九月議決の手續き

に重大な瑕疵があるとの理由で熊本地方裁判所に財産処分議決無効確認訴訟を提起するとともに会議録の記載が事実と反すると議会書記を公文書偽造で告発するという事件もあった。

このようにして村としては、ともかく一応八代市合併への態勢が整ったといえるが、早期合併は再び村内を対立させる恐れがあることなどの考えにより、三四年二月下旬村長、議長、職員など一二人の連名で、知事、町村合併促進審議会へ次のような要旨の趣意書を提出している。

本村と特定市町村との合併に関連する諸問題については、過去を反省するとともに、将来再び過去のように紛糾することなく、できうれば可及的すみやかに、挙村一致の態勢のもとに平和裡にこれが実現の曙光を見いださんとするべく、次第であります。合併に関する紛糾の原因である両派の感情的対立をやわらげるため、あらゆる機会をとらえ融和への方向を示し、村行政においても施設事業等の促進とあわせて挙村一致の態勢を整えつつ合併への気運を啓蒙し、計画をたてつつあることを認識していただくため、この趣意書を提出するものがあります。

(一) 本村の現況

(1) 農協合併による、挙村一致の態勢の確立

合併のためには、龍峰中央農協と龍峰農協の合併が必要である。

(2) 施設事業の計画

公民館の建築、小学校給食施設の完備、小学校児童の通学道路の整備

火葬場の設置、農道の改修が合併前にぜひ必要であること。

(二) 特定市町村との合併の時期

本村の特定市町村との合併は、現状下において推進した場合は、村民の意思に反し、村民の福利増進を妨げるのみならず、過去における粉糾を再現するのみか、由々しい事態をも招来すると懸念し、先に述べたとおりあらゆる機会をとらえ、両派の融和を図り、施設事業等を完成し、これと平行して挙村一致の態勢を確立し平和裡に特定市町村との合併を完遂したいと思うのであります。したがって本村は一般村民は熱望する施設事業等が完成することによって本村の合併問題も完結するものと確信するので、合併の時期について、関係当局の絶大なご理解を願うものであります。

このあと三月三〇日に至り県は従来の勧告を変更し、千丁村は他の町村と合併しないものとし、龍峰村は、八代市へ編入することの勧告を行なった。こうして龍峰村と千丁村の合併案はなくなつたが、この計画変更は三二年三月県が龍峰村、千丁村の合併計画について内閣総理大臣に協議した際「将来八代市に編入することを考慮する」との要望が付されていたことおよび龍峰村の村内事情を考慮して行なわれたものである。この勧告以後龍峰村の千丁村合併派の一部は宮原町との合併を推進しようとするようになった。

八月二六日八代市長、龍峰村長の連名で、さきに出した申請書に欠けていた財産処分の議決書を追加して再び知事に合併の申請がなされた。

県は、一月龍峰村の事情聴取にもむき龍峰村内の一部に反対があるが申請どおり編入を認めるとの態度を決定した。しかし、県はさきの無効確認訴訟との関連、さらには県の合併促進審議会の意見がまとまらないなどの事情により三五年三月議会への提案は見送り、次の六月議会でもうやく可決され、翌三六年三月一日から施行されることになった。この間にも八代市合併賛成派、反対派からの陳情が知事、県議会に対して続けられており、三五年一月一日の龍峰村議会では、編入への態勢が整わないとの理由で翌年三月一日の編入の期日を延期するとの議決を満場一致（一人欠席）で行なう等、最後まで波乱が続いたが、結局予定どおり三六年三月一日編入となつたものである。

3 合併条件および協定事項

(一) 八千把村、高田村、金剛村の編入

(一) 議会議員の選挙

1 合併による補欠選挙は、行なわない。

2 選挙区は、設けない。

(二) 一般職員の身分取扱

1 合併促進法第三十四条の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係三村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市村を通じて公正に処理する。

3 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

- ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の八〇
- イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の六〇
- ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の一〇〇分の三〇

(三) 町名

合併関係三村の町名を次のように定めるものとする。

大村町(八千把村)	豊原上町(高田村)	敷川内町(金剛村)
上野町(〃)	〃 中町(〃)	催合町(〃)
海士江町(〃)	〃 下町(〃)	揚町(〃)
古閑上町(〃)	〃 渡町(〃)	高植本町(〃)
〃 中町(〃)	〃 奈良木町(〃)	水島町(〃)
〃 下町(〃)	〃 本野町(〃)	鼠藏町(〃)
〃 浜町(〃)	〃 平山新町(〃)	三江湖町(〃)
田中町(〃)	〃 高下東町(〃)	北原町(〃)
	〃 高下西町(〃)	苜牟田町(〃)

(四) 連絡員

合併関係三村の新設町に各々一人の連絡員を設置する。

(五) 中学校名の変更

合併関係三村の各中学校名をそれぞれ次のとおりとする。

- 八代市立第四中学校(旧八千把中学校)
- 八代市立第五中学校(旧高田中学校)
- 八代市立第六中学校(旧金剛中学校)

(六) 税率

合併関係市村に通用する税率は、合併後不均一課税をなさないものとする。

(七) 滞納整理

合併関係三村の村税その他収入未済については、合併の前までに極力これを整理するものとする。

(八) 消防分団の人員

高田地区の分団については、その特殊事情にそよう人員を適当に考慮す

るものとする。

(九) 国民健康保険事業

八千把村国民健康保険事業は、合併後も引き続きその地区に存続するものとする。

(一〇) 農業委員会

合併関係三村の農業委員会は、合併後も引き続き各地区に存続するものとする。

(一一) 合併三村の要請事業

合併三村の要請事業は、市の財政事情を考慮し、大八代市建設の大局の見地より漸次整備するものとする。

(一二) 部分林の処分

高田村、金剛村の有する部分林処分については旧慣に従うものとする。

(一三) 郡築村の編入

(一) 議会議員の選挙 合併による補欠選挙は、行なわない。

(二) 一般職員の身分取扱い

1 市村合併の際、現にその職にある郡築村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、勤続年数はこれを継承する。

2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市村を通じて公正に処理する。

3 一般職の職員で、合併後一か年以内に退職を申し出たものに対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

- ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の八〇
- イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の六〇
- ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の一〇〇分の三〇

(一四) 町名

郡築村の町名を次のように定めるものとする。

- 郡築一番町 郡築七番町
- 郡築二番町 郡築八番町
- 郡築三番町 郡築九番町

郡築四番町 郡築一〇番町
郡築五番町 郡築一一番町
郡築六番町 郡築一二番町

(四) 中学校名の変更 旧郡築中学校を八代市立第七中学校とする。

(五) 税率

旧郡築村の市民税については第一期分は現行どおりとし、第二期分以降は八代市税賦課徴収条例によるものとする。

(六) 出張所

1 当分の間旧郡築村役場に出張所を置くものとする。

2 出張所においておおむね次の事務を行なう。

ア 配給に関する事務

イ 市税その他納入に関する事務

ウ 証明に関する事務

エ 暫定的に戸籍ならびに住民登録に関する事務

(七) 滞納整理

村税その地収入未済のものについては、合併の前までに極力これを整理するものとする。

(八) 消防施設の統合整備

1 郡築村の消防機材、器具は、八代市に統合する。

2 郡築村の消防団は、八代市消防団に統合し、次のとおり分団を設置する。

分団数 二 人員 二〇〇人

3 分団助成金については将来団員数に応じて配分するよう考慮すること。

(九) 海岸堤防の維持管理

郡築海岸堤防は、八代地方一帯に対する海岸防壁をなすものである。よって本堤防の維持管理は将来国移管か県移管が当然であるが、その地域的特異性にかんがみ、八代市において維持管理をなし予算的措置を講ずること。

排水機に対する経費補助負担

(一〇) 大工場誘致と都市文化の近代化により、近年特に排水量の増大による被害は、食糧増産意欲に燃える郡築村民の困苦焦慮のはなはだしいにかんがみ、その応急対策として排水機を設置したが、その基因は八代地方一帯

の排水が郡築村に集中するためであって、本件経費は、八代地方住民の共同負担にまつべきものである。よって八代地方住民の経費負担は、当然八代市の責任において、予算措置を講ずること。なお、市は、農政対策として本年水害最盛期において郡築村一帯を視察し、必要と認める場合は他に優先してさらに一台の排水機を設置すること。

(一一) 供出割当

供出米割当に関しては昭和二五年度から同二八年度に至る四か年の平均供出量を勘案し、これが適正を期すること。

(一二) 農業委員会の存置 農業委員会は、現在そのまま存置すること。

(一三) 土地改良区独立

郡築の特殊地域にかんがみ、土地改良の整備と農業経営の合理化を図るため土地改良区は独立したが、郡築農民の努力にこたえ、左の措置を講ぜられよう要望する。

1 農業生産の拡充のため農地の改良ならびに整備の総合調査とこれが計画樹立に対して予算措置を講ずること。

2 事業執行の円滑化を図るため融通資金の取扱いの簡素化を図ること。

3 各地帯の特殊事情に適應し、農業負担力を考慮し、技術的財政的に援助をなすこと。

(一四) 農業共済組合の存置

農業共済組合は、前編入合併同様な処置をすること。

(一五) 新制中学、保育園建設

新制中学第二期建設工事ならびに保育園建設工事は、早急に実施すること。

(一六) 道路整備

昭和二九年度計画中の白島道路の建設は、八代港埋立と並行して完成するとともに、郡築中央道路を幅員七メートル道路に改修実施すること。

(一七) 無電灯家屋電灯架設

昭和二九年度計画中の無電灯家屋三〇戸に対する電灯架設を実現すること。

(一八) 郡築内公共施設

郡築内公共施設に関しては、調査のうえ、市の公共施設の線までにその水準を引きあげるよう留意すること。

(一九) 郡築公的夫役

郡築における公的夫役は、直接産業に関係ある用排水は別として、現在、市と関連性ある排水の夫役は、公的と認め、経費は市の負担とすること。

(二〇) 新干拓地移住

八代港干拓地完成の暁には、従来郡築村からその干拓に対する負担金の負担をなしておる関係上、他の校区に優先して、郡築村の二、三男の移住を認めること。

(二一) 旧農協整理ならびに新農協統合

旧農協整理ならびに新農協統合に関しては、郡築平和統一の根本条件であり、市合併条件であったので、市は、これ等に対する助成金その他あつせんについては極力良識をもって善処を確約すること。

(二二) 議会議員、教育委員会委員ならびに役場三役の措置

議員、教育委員会委員ならびに役場三役の身分に関しては、八千把、高田、金剛合併と同様な処置をすること。

(三) 宮地村の編入

(一) 宮地村小学校建築事業

宮地村小学校建築事業は、継続事業として引き継ぐが、財源の都合により計画変更することがある。

(二) 国民健康保険直営宮地病院

宮地村国民健康保険直営宮地病院は、八代市に引き継ぎ従前どおり経営すること。

(三) 国民健康保険に対する繰入金

宮地村国民健康保険特別会計に対する繰入金の額は、五〇万円とすること。

(四) 三役の退職金

宮地村三役の退職金は、旧合併四か村の例により支給すること。

(五) 議会議員の選挙 選挙区は、設けない。

(六) 一般職員の身分取扱

1 合併促進法第二四条の規定に基づき、市村合併の際、現にその職にある宮地村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、

職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市村を通じ公正に処理する。

3 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申し出たものに対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の八〇

イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の六〇

ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の二〇〇分の三〇

(七) 中学校名の変更 宮地村中学校を八代市立第八中学校と改名する。

(八) 税率

宮地村の税率は、合併後八代市と均一課税をなすものとする。

(九) 滞納整理

宮地村の村税その他収入未済については、合併の前までに極力これを整理するものとする。

(一〇) 部分林の処分

宮地村の有する部分林については旧慣に従うものとする。

(一一) 町名 宮地村の町名を次のように定めるものとする。

妙見町 西宮町 宮地町 古麓町 東町

(一二) 町内長 宮地村の新設町に各々一人の町内長を設置する。

(一三) 農業委員会

宮地村の選挙による農業委員中、町村合併促進法第九条の三の規定に基づき、一人をその互選により八代市の選挙による農業委員とし、他は地区委員とする。

(一四) 消防分団

宮地村の消防分団数は、三分団（人員一四〇人）とする。

(四) 日奈久町の編入

(一) 上水道の設置

継続事業として引き継ぐが、財源の都合により計画を変更することがある。

(二) 災害復旧事業

継続事業として引き継ぐものとする。

(三) 公営住宅建設事業 継続事業として引き継ぐものとする。

(四) 明治新田地区揚排水地区

本事業計画の施行による受益地域は、日奈久のみならず金剛、高田、植柳を包含するものであり、農業振興上必須の事業であることを確認する。したがって、これが実現には最善をつくす所存である。すでに、県は、九州農地事務局と協力して球磨川南岸の湿地帯を対象とする排水工事を農林省直轄工事として実施すべく政府に申請しているので、調査完了のうえは、これが早期着工を強力に推進する。

(五) 教育施設

実情調査のうえ、市の現有施設等をも考慮し、緊急度に応じ逐次実施する。

(六) 港湾施設改修

改修計画案を作成し、実情に応じ緊急措置すべき部分より実施する。

(七) 遊園地の設置

観光地帯として必須の施設である。したがって、これが実施については暫定案を排し本格的計画を推進せしめるよう都市計画法の適用を受け、建設地域の選定、土地買収の範囲、施設内容を決定し、早期実現を図る。

(八) 道路舗装 町内の要請にそうよう努力する。

(九) 議会の議員の選挙に関する事項 選挙区は、設けない。

(一〇) 一般職員の身分取扱

1 市村合併の際現にその職にある日奈久町の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市町を通じて公正に処理する。

3 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の八〇

イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の六〇

ウ 合併後一か年以内 普通退職手当額の二〇〇分の三〇

(一一) 中学校名の変更

日奈久町中学校を八代市立第九中学校と改名する。

(一二) 税率

日奈久町の税率は、合併後八代市と均一課税をなすものとする。

(一三) 滞納整理

日奈久町の町税、その他収入未済については合併の前までに極力これを整理するものとする。

(一四) 消防団

日奈久町の消防分団の数は、三分団（人員一九〇人）とし、別に日奈久消防自動車班（一六人）を置く。

(一五) 農業委員会

日奈久町の農業委員会委員を八代市農業委員会の地区委員とし、その互選により一人を八代市の選挙による農業委員に準ずる地区代表者とする。

(一六) 出張所の設置および取扱事務

1 旧町役場に日奈久出張所を置く。

2 出張所においては次の事務を行なう。

ア 配給に関する事務

イ 市税その他納入に関する事務

ウ 証明に関する事務

エ 戸籍ならびに住民登録に関する事務

オ 観光に関する事務の一部

(一七) 町名

日奈久町の町名を次のように定めるものとする。

日奈久新開町 日奈久浜町 日奈久中西町

日奈久大坪町 日奈久竹之内町 日奈久東町

日奈久下西町 日奈久新田町 日奈久塩北町

日奈久中町 日奈久馬越町 日奈久山下町

日奈久塩南町 日奈久上西町

(一八) 町内長 日奈久町の新設町に各々一人の町内長を設置する。

(一九) 昭和村編入

(二〇) 議会の議員の選挙 選挙区は、設けない。

(二) 一般職員の身分取扱

- 1 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、合併の際、現にその職にある昭和村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、昭和村における勤続年数は、これを通算する。
 - 2 職員の給与、恩給および退職手当の支給については合併関係市村を通じ公正に処理する。
 - 3 合併後一年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。
 - ア 三か月以内一〇〇分の八〇
 - イ 六か月以内一〇〇分の六〇
 - ウ 一か年以内一〇〇分の三〇
- (三) 町名 昭和村の町名を次のように定める。
昭和新町 昭和明徴町 昭和同仁町
- (四) 町内長 昭和村の新設町に各々一人の町内長を設ける。
- (五) 中学校 千丁村外二か村中学校を脱退し、全面的に第七中学校に統合する。
- (六) 出張所の設置および取扱事務
- 1 旧村役場に昭和出張所を置く。
 - 2 出張所においておおむね次の事務を行なう。
 - ア 主食配給に関する事務
 - イ 市税その他徴収に関する事務
 - ウ 証明に関する事務
 - エ 暫定的に戸籍ならびに住民登録に関する事務
- (七) 税率 昭和村の税率は、合併後八代市と均一課税をなす。
- (八) 滞納整理 昭和村の村税その他収入未済については、合併前までに極力これを整理するものとする。
- (九) 消防分団 昭和村の消防団は、八代市消防団に統合し次のように分団を設置する。

分団数一 人員九〇人

- (一〇) 農業委員会
- 1 昭和村の選挙による農業委員については、町村合併促進法第九条の三の規定に基づき、定員を一人とし、その互選により八代市の選挙による農業委員として任期を昭和三年七月一九日まで延長し引き続き在任せしめる。
 - 2 昭和村の新設町内に農業委員会の推薦による八代市農業委員会地区委員各々一人を委嘱する。
 - (一) 教育施設 実情に応じ逐次整備する。
 - (二) 土木施設の整備 市の体制の関連において漸次整備する。
 - (三) 公共施設の整備 実情と財政を考慮し、市内の水準まで引きあげるよう逐次整備拡張する。
- (六) 二見村の編入
- (一) 議会議員の選挙 選挙区は、設けない。
 - (二) 一般職員の身分取扱
- 1 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、合併の際、現にその職にある二見村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員としての身分を保有せしめ、二見村における勤続年数は、これを通算する。
 - 2 職員の給与、恩給および退職手当の支給については、合併関係市町村を通じ公正に処理する。
- (三) 出張所の設置および取扱事務
- 1 旧町役場に当分の間二見出張所を置く。
 - 2 出張所においておおむね次の事務を行なう。
 - ア 配給に関する事務
 - イ 証明に関する事務
 - ウ 市税その他賦課徴収に関する事務
 - エ 戸籍ならびに住民登録に関する事務
- (四) 消防分団 二見村の消防団は、八代市消防団に統合し、次のように分団を設置する。
分団数三 人員一五〇人

(五) 学校名 中、小学校の校名を次のように定める。

八代市立二見中学校 八代市立二見小学校

八代市立二見小学校小藪分校 八代市立二見小学校田子崎分校

(六) 教育施設

実情ならびに財政事情を考慮し逐次整備する。

(七) 国民健康保険および診療所

国民健康保険事業および診療所はこれを存続し、診療施設は実情に応じ財政事情を考慮し、逐次整備する。

(八) 観光施設 実情ならびに財政事情を考慮し研究する。

(九) 災害復旧工事

1 村工事については実情ならびに財政事情を考慮し、逐次整備する。

2 県直轄工事については急速なる復旧が行なわれるよう県に要望すること
に努める。

(一〇) 農業委員会委員

二見村の農業委員会委員の一人をその互選により八代市の農業委員に準ずる代表者とする。

(一一) 部分林

二見村と八代宮林署との間に締結されている部分林設定契約は、そのまま継承、造林育成をはかる。

(一二) 滞納整理

二見村の村税その他収入未済額については、合併前までに極力これを整理するものとする。

(一三) その他

特別職の失職により相当長期間にわたり村内に公職が曠欠するが、これにより行政が不円滑に陥らざるよう善処する。

(七) 龍峰村の編入

(一) 議会議員の選挙 選挙区は、設けない。

(二) 一般職員の身分取扱

1 合併の際現にその職にある龍峰村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員

として身分を保有せしめ、龍峰村における勤続年数は、これを通算する。

2 職員の給与、恩給および退職手当の支給については、合併関係市村を通じて公正に処理する。

3 合併後一か年以内に希望により退職を申し出た者に対しては、八代市職員退職手当支給条例第六条の規定に基づく退職手当を支給する。

(三) 町の設置

合併と同時に龍峰村区域内に三町を設置する。ただし、町名その他については別途協議する。

(四) 嘱託員 龍峰村新設町内に各々一人の町内嘱託員を置く。

(五) 消防分団

龍峰村の消防団は、八代市消防団に統合し、分団の数および団員数を次のように定める。

分団の数三 人員一三〇人

(六) 学校

1 小学校の名称を八代市立龍峰小学校とする。

2 宮原町ほか二か町村組合立氷川中学校は、現在のまま存続し、その名称は、別途協議する。

3 千丁村ほか一か村組合立中央中学校は、昭和三六年三月三十一日まで存続し、四月一日から同校に通学する生徒は、八代市立中学校に統合する。

(七) 滞納整理

龍峰村の村税その他の滞納金および収入未済金については、合併前極力整理するものとする。

(八) 教育、土木、農業その他の公共施設の整備

八代市建設の大局的見地に立脚し、市財政の実情と市の一体性の関連において漸次市内の水準まで引きあげるよう整備拡充する。

(九) 出張所の設置および取扱事務

1 旧村役場に当分の間龍峰村出張所を置く。

2 出張所においておこなね次の事務を行なう。

ア 戸籍、住民登録に関する事務

イ 市税その他徴収に関する事務

ウ 主食配給等に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ その他八代市出張所設置条例施行規則に定める事務

(二〇) 国有林の払い下げ

市の建設計画に基づき払い下げの申請をなす。

龍峰村としての要望事項

(一) 龍峰山麓産業道路の開発

龍峰山麓の産業道路開発についてはなるべく早く実現するように配慮してください。

(二) 国有林払い下げ後の土地

払い下げ後の土地については果樹園造成のため龍峰地域に対して利用されるよう配慮してください。

(三) 医療施設

峰村は、現在無医村のため急患が発生した場合、精神的にも時間的にも相当な不安と不便があるのでその対策を講じてください。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 八千把村ほか二か村編入

市村名	長	助役	収入役	議長	副議長
八代市	古賀 清紀	永江富次郎 栗名本義武	橋本 朝房	浜 新次郎	和田半次郎
千代把村	寺田 武男	朝田 長	迎田 謙蔵	満田 正雄	松永 品吉
高田村	満田 正軌	郡 矩方	豊岡 末喜	豊岡 正喜	広岡喜太郎
金剛村	垣田 美敏	小島亥之記	田中 正行	岡山 万作	香月 季義

(二) 郡築村の編入

市町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
八代市	古賀 清紀	永江富次郎 栗名本義武	橋本 朝房	浜 新次郎	和田半次郎
郡築村	田辺 義道	藤井 静馬	上田 日義	山田 実年	上村 松生

(三) 宮地村、日奈久町の編入

八代市	古賀 清紀	永江富次郎 栗名本義武	橋本 朝房	浜 新次郎	和田半次郎
宮地村	坂西 林吉	市村 徳兵	岩坂 利雄	木村 八一	奥村慶次郎
日奈久町	松本栄之助	那須哲太郎	高田 克己	松本豊三郎	福田 親人

(四) 昭和村の編入

八代市	坂田 道男	永江富次郎	橋本 朝房	西村 光弘	松本栄之助
昭和村	長谷川佐久馬	木村 二七	坂田 霞	江崎 直敏	畑中 広太

(五) 二見村の編入

八代市	坂田 道男	永江富次郎	橋本 朝房	浜 新次郎	村上龜次郎
二見村	山本守三郎	田中 一之	浜田 義美	山崎 光次	坂口平四郎

(六) 龍峰村の編入

八代市	坂田 道男	永江富次郎 亀田 蕃	富田 元吉	村上龜次郎	矢鍬 康夫
龍峰村	岡川 貞喜	一	本田 勝馬	窪田 光太	宮本 義明

5 合併時の関係市町村の現況表

(一) 八千把村ほか二か村編入

前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官公署		業態の割合						面積 平方 メートル	戸数	人口	区分			
				中学校 以上 の学校	中学校 高等 学校	都市的 業態			その他 の業態							積 平方 メートル	戸 数	口 人
						商 工業 業人	その 他人	計 人	農 業人	その 他人	計 人							
三五、四二	二八、二三	二九、五七	三八、三六	五	七	四六、九四	三、七四四	一、四一七〇	一、八〇八七	七、三九二	一〇、六九五	五七、〇五	二、二六七〇	六八、六六五	八代市			
三〇、五七	二四、〇〇	三七、五九	一八、七五	五	四	三四、五一	二、九五五	四、五五五	一、三、五〇七	五、五七六	七、九三二	二七、〇七八	九、七二	五〇、七五二	合併市町村			
二、三三	二、五三	一、四九	一六、二七	一	一	三、八五七	一、九八一	一、八七六	一、六三〇	三、八〇	一、二五〇	七、二三	九、七二	五八、七三	八代市 千丁把村 高田村 金剛村			
三、三五	八、七五	五、七	八、四五	一	一	三、五三七	六、四一	二、八九六	二、四七五	一、二〇〇	一、二七五	九、〇四	一、〇四七	六〇、九八				
一八、五七	一四、〇七五	三七	一、三七一	一	一	五、三六九	五、六六	四、八〇三	四、七五	二、六	三、九	一、三、七〇	九、四〇	五、九四二				

(二) 郡築村の編入

県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官公署		業態の割合						面積 平方 メートル	戸数	人口	区分			
		中学校 以上 の学校	中 学 校	都市的 業態			その他 の業態							積 平方 メートル	戸 数	口 人
				商 工業 業人	その 他人	計 人	農 業人	その 他人	計 人							
三〇、一五	三四、二九	五	八	五〇	五	五、五三	三、五、六九〇	一、六、八四二	二、二、七六	九、七二	二、九、九五	六、七、二	三、九、九八	七、四、二〇三	八代市	
三、九、八七	三、八、六八	五	七	四七	四八、一四九	三、三、三四	一、四、八八五	二、三、七六	九、六、四二	二、七、五	一、〇、一九	五、七、〇二	一、三、三三	六、九、五七	合併市町村	
二、九、八七	五、六、〇	一	一	三	四、三、八二	二、四、二六	一、九、五六	三、三、八	七、八	二、六〇	一、〇、一九	五、七、〇二	一、〇、一九	四、六、七六	郡築村	

生産額				事業場 (資本金五百 万円以上)
計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱工業 千円	
一四、七、七、八九	三、六、三、八七	五、三、八、六	一〇、五、三、八四	二四
四、三、五、九七	三、六、〇、〇〇	三、八、九四	〇、五、六、九六	一
三、九、六、六	一、三、〇、一	二、五、六、五	一、二、一、〇	一
六、七、三	五、六	七、三、三	九、八、二	一
一、四、四、四	八、三、〇	二、八、九、七	三、五、九	一

上の学校 中学校以 上の学校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分						
		都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						八 代 市	合 併	市 町 村	日 奈 久 町			
		商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人								八 代 市	宮 地 村	日 奈 久 町
五	六三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一六、五九四	八、九〇四	八 代 市	八 代 市	宮 地 村	日 奈 久 町				
五	六三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一六、五九四	八、九〇四	八 代 市	八 代 市	宮 地 村	日 奈 久 町				
五	六三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一六、五九四	八、九〇四	八 代 市	八 代 市	宮 地 村	日 奈 久 町				
五	六三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一六、五九四	八、九〇四	八 代 市	八 代 市	宮 地 村	日 奈 久 町				

(三) 宮地村、日奈久町の編入

生 産 額	市 町 村 税 納 税 額				前 年 度 予 算 総 額 (資本金五百 万円以上)	会 社、工 場、事 業 場 (資本金五百 万円以上)
	計	農 産	飲 工 産	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
二、四八七、〇五三	三、五九、〇〇三	六、五九、三三三	一〇、五、六八四	一、四、七、〇〇〇	四、二、九七〇	三、三、三〇六
一、四七、七、八九九	三、五、三、〇〇〇	五、二、八、八八	一、四、七、〇〇〇	一、四、七、〇〇〇	三、八、〇、〇七	三、一、七、〇一
一、五、一、五	二、五、〇、〇〇〇	一、六、四、〇三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	三、三、六	九、五、五

官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分						
	都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						八 代 市	合 併	市 町 村	昭 和 村			
	商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人								八 代 市	八 代 市	昭 和 村
六四	六三、九〇七	四、〇、九	二〇、八、六	二、八、四、五	一、四、八、四	一〇、八、一〇	一、七、〇、〇五	九、三、三、七	八 代 市	八 代 市	昭 和 村					
六三	六、一、七	四、五、四四	一、九、六、七	二、八、四、五	一、四、八、四	一〇、八、一〇	一、七、〇、〇〇	九、〇、六、六	八 代 市	八 代 市	昭 和 村					
一	一、七、三六	五、四七	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九	一、一、八、九					

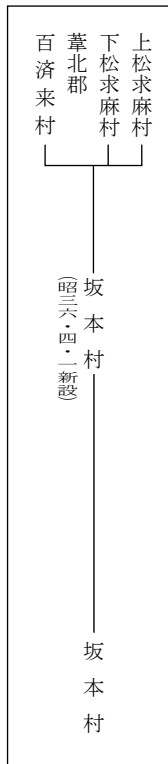
(四) 昭和村の編入

生 産 額	市 町 村 税 納 税 額				前 年 度 予 算 総 額 (資本金五百 万円以上)	会 社、工 場、事 業 場 (資本金五百 万円以上)
	計	農 産	飲 工 産	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
二、四八七、〇五三	三、五九、〇〇三	六、五九、三三三	一〇、五、六八四	一、四、七、〇〇〇	四、二、九七〇	三、三、三〇六
一、四七、七、八九九	三、五、三、〇〇〇	五、二、八、八八	一、四、七、〇〇〇	一、四、七、〇〇〇	三、八、〇、〇七	三、一、七、〇一
一、五、一、五	二、五、〇、〇〇〇	一、六、四、〇三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	三、三、六	九、五、五

業 態 の 割 合	面					戸 数	人 口	区 分	八 代 市	合 併 市 村	
	都 市 的 業 態	農 業	そ の 他	商 工 業 人	積 平 方 料					八 代 市	二 見 村
	一五、〇五五	二八、七五七	二四、一三三	一四、〇五五	二四、七三	一七、九五五	九三、九八	四、五三	一、三六七	一、三六七	
	二一、〇七	二八、七五七	二四、一三三	一四、〇五五	二四、七三	一七、九五五	九三、九八	四、五三	一、三六七	一、三六七	
	二一、〇七	二八、七五七	二四、一三三	一四、〇五五	二四、七三	一七、九五五	九三、九八	四、五三	一、三六七	一、三六七	

(五) 二見村の編入

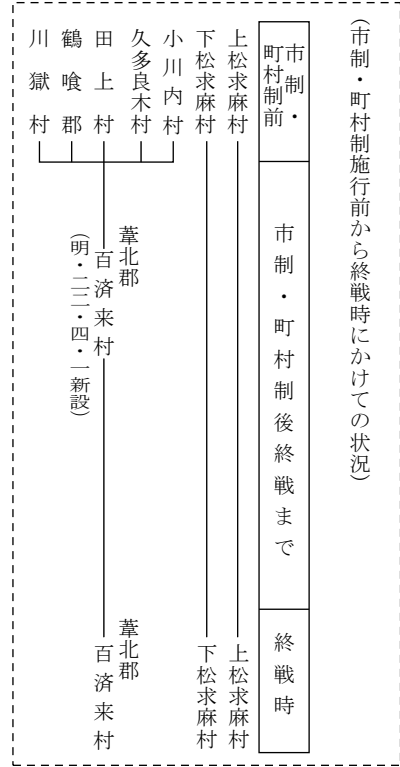
生 産 額	計	そ の 他	農 産	工 産	事 業 場 (資本金五百 万円以上)	前 年 度 予 算 総 額	市 町 村 税 納 税 額	県 税 納 税 額	国 税 納 税 額	中 学 校 以 上 の 学 校	
										千 円	千 円
	一、六三三、九三	一、六三三、九三	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、四	四、九八	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一〇	一〇
	一、六三三、九三	一、六三三、九三	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、四	四、九八	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一〇	一〇
	一、六三三、九三	一、六三三、九三	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、四	四、九八	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一〇	一〇



1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革
【旧八代郡坂本村における合併の歴史】

生 産 額	計	そ の 他	農 産	工 産	事 業 場 (資本金五百 万円以上)	前 年 度 予 算 総 額	市 町 村 税 納 税 額	県 税 納 税 額	国 税 納 税 額	官 公 署	
										千 円	千 円
	一、六三三、九三	一、六三三、九三	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、四	五、七三	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	六、八七五	六、八七五
	一、六三三、九三	一、六三三、九三	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、四	五、七三	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	六、八七五	六、八七五
	一、六三三、九三	一、六三三、九三	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、四	五、七三	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	六、八七五	六、八七五

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 上松求麻村、下松求麻村

両村は、古くから松求麻と称し、明治初年まで八代郡高田手永に属していた。明治七年(一八七四)の改正大小区制においては第一三大区第三小区に属していたが、その後、九年、松求麻村は両村に分かれた。一二年郡区町村編制法の施行に伴ない、合併して再び松求麻村となり、さらに、一七年、再び分割して二村となったが、その後行政区域の変更はなかった。

(二) 百済来村

本村地域は、旧藩時代は葦北八手永の二見手永に属したが、寛文二年(一六七二)二見手永は廃止されて田浦手永に属し、俗称を百済帰と言われていた。これは、宣化天皇時代の国造刑部鞠部阿利斯登の子日羅が隣国百済に渡海して国王に数十年仕え、非常に信任され、官達率に昇進していたが、敏達天皇の任那日本府復興に対する御下問に答えるため帰朝したという古事により百済帰と称したためと伝えられている。

明治七年(一八七四)の改正大小区制においては、久多良木、大門瀬、鶴喰、小河内、船倉、羽仁田、田野字楚、上良石、破木、興奈久、鎌瀬、瀬戸石の各村は第一三大区第五小区に編入されたが、その後久多良木、大門瀬が合併して久多良木村となり、田野字楚、上良石が合併して田上村となり、破木、鎌瀬、興奈久、瀬戸石が合併して川嶽村となり、小河内、船倉、羽仁田が合併して小

河内村となった。一二年郡区町村編制法の施行の際、久多良木、鶴喰、田上、川嶽の四か村が同一行政区域となり、一七年の区域修正により前記四か村に小川内村を加えて、五か村で同一戸長役場区域となり、一二年町村制施行により合併して百済来村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年(一九五三)一月、促進法の施行に伴ない県が発表した合併試案では、上松求麻村と下松求麻村を合併し、葦北郡百済来村は同郡の日奈久町、二見村と合併する案になっており、郡を越えての合併は考えられていなかった。ところが日奈久町は三〇年四月一日単独で八代市に編入合併したため、県試案の百済来村ほか二か村合併は立消えの形になり、その後、二見村から百済来村に合併の申し入れもあったが機を得なかった。一方、上松求麻村および下松求麻村は、沿革にもあるとおり、以前は一つの村であったものを分割したという経緯もあり、また、両村とも財政力が豊かであったため、村当局、議会、住民間には合併の必要性はさほど強くは感じられていなかった。

このような状況を考慮して、県は、三二年九月合併計画を変更して上松求麻村、下松求麻村および百済来村の三か村合併と二見村の八代市編入を計画した。その後三か村合併の推進については、県から数回の申し入れがあったが、三か村は各村ごとに意見が異なり、合併の気運は一向に進展しなかった。そこで県は、三二年一月一日に至り新市町村建設促進法に基づき三か村合併の勧告を行なった。

これに対して、下松求麻村は四月九日に、百済来村は四月一〇日にそれぞれの議会において三か村合併の議決を行ない、県に対しては合併賛成を表明した。

しかし、上松求麻村は、四月二日に「本村は、県において目下指導奨励されつつある新市町村建設五か年計画に基づき、昭和三二年度より三十六年度までの村造り計画案を樹立したので、五か年間を準備期間と定めて三七年四月から合併を実施する。」という付帯条件を付して合併に対する村の意見を表明した。この付帯条件をつけたのは、村議会において「答申書は五か年に固執することなく法の改正、その他の事由により村政に有益と思考される場合は、その都度さらに研究して変更することがあることを前提として認める。」との審議の際了解事項があったためであるが、上松求麻村のこの態度により結局合併問題は進展しなかった。

この間の各村の状況をみると、下松求麻村では、村当局は別に合併に反対ではなかったが、住民の一部には上松求麻村との二か村合併を希望する者と八代市編入を希望する者があり、百済来村では、三か村合併に反対はなく、早期合併を望んでいた。

県は、三四年三月三〇日町村合併の最終処理計画を定めたが、この三か村合併は今後も努力を続けるべきであるとの結論を出した。このように三か村合併がおくれたのは、上松求麻村に十条製紙坂本工場などがあつて村財政が極めて豊かであったこと、さらには越郡合併であつたので、三か村合併が実現すれば郡の境界変更となり、葦北郡の県議会議員の定数の減少が起る等の理由があつたためと思われる。

しかし、その後次第に三か村合併の気運が生まれてきたので、三六年一月六日三村の村長、助役、正副議長、正副合併特別委員長、議会議長が集まり、合併促進についての打ち合わせを行なつた結果、三か村合併協議会を設置した。この合同会議の結論としては、同年四月一日合併を目標とし、その間建設計画作成等の合併事務を進めるとともに、関係村民に対する啓発を行うことなどを申し合わせた。

その後は関係者の努力により予定どおり合併問題は進展し、同年四月一日、三か村は、合併したが、この合併は、新市町村建設促進法を適用した県下で最後の合併であつた。

合併に際し、合併村の村民から新村名を公募した結果、「坂本村」をはじめ、四一四にのぼる村名の応募があつた。これを村名審査委員会において審査した結果、「坂本村」および「水明村」が最後まで残つたので、さらに慎重審査の末「坂本村」と決定した。坂本村は、上松求麻村の大字の地名であるが、合併後は、この坂本がほぼ新村の中心に位置し、また国鉄坂本駅の名とともに、上松求麻村に十条製紙の坂本工場があつたことなどにより、上、下松求麻村地区は古くから村内の人々の間で通称「さかもと」と呼ばれ、住民に親しまれた名であつた。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 上松求麻村、下松求麻村、百済米村の合体合併とする。
- (二) 実施の時期 昭和三六年四月一日

(三) 新村名 「坂本村」とする。

(四) 役場は、熊本県八代郡上松求麻村四二二八番地の五に置く。

(五) 出張所は、最大四か年に限り葦北郡百済来村大字田上一三八〇番地に置く。

(六) 議員の選挙区および定数

1 議員の定数は二六人とする。

2 新村発足後第一回の選挙に限り、旧村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数は、次のとおりとする。

下松求麻村 一人 上松求麻村 一人 百済米村 五人

(七) 選挙による農業委員会委員の定数は、一五人とする。

(八) 合併関係町村の職員の身分取扱い

1 新市町村建設促進法第二八条第四項の規定により、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有させ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の退職手当に関しては、関係村間の均衡を失しないよう考慮する。

(九) 資産および負債

1 合併関係村有の財産は、無条件で新村に引き継ぐ。

2 合併関係村有の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一〇) 国民健康保険

合併と同時に新村に引き継ぎ、税率は同一方式を採用する。

(一一) 町村税 均一課税とする。

(一二) 村営診療所 合併と同時に新村に引き継ぐ。

(一三) 字の名称 合併関係村の字を別紙(略)のように設置する。

(一四) 小学校の統合

百済来村川岳小学校を廃止し、昭和三六年四月一日から上松求麻村第二小学校に統合する。その他は、従来どおりとする。

(一五) 部落囑託員の設置

合併関係村の囑託員は、現在のまま存置し、逐次整理統合する。

(一六) 消防団の統合編成 消防団は統合するものとする。

(一七) 各種団体の統合方針

各種団体の統合方針

できるだけすみやかに統合するよう努力するものとする。

(一七) 基本財産の造成

八代営林署管内渋利山国有林班その他の払い下げを受けて新村の基本財産を造成する。

(一八) 新村建設計画に関する協議内容

新村発足後四か年間は、旧村の財政事情によって建設計画を策定して実施するものとする。

(一九) 経常経費予算編制方針

新村発足後、当分の間は、旧村の財務事情を考慮して調整するものとする。

(二〇) 簡易水道特別会計および借地料の処理

当分の間旧村ごとの慣行によるものとする

4 合併時の三役及び正副議長

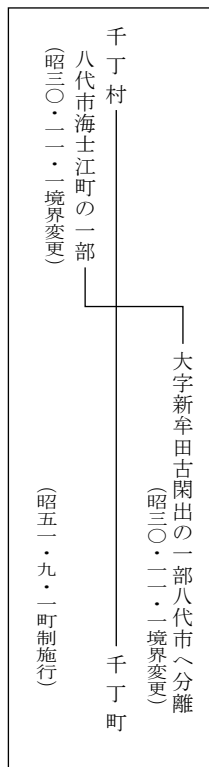
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
下松求麻村	中村 定	橋本 長記	森口 一喜	田川 次八	山内 幸吉
上松求麻村	岩尾岩次郎	本村安次朗	恒野 実	鶴山 丁一	荒川 寛
百済来村	久保田知之	中村 恒雄	久永 久輔	村山 忠	橋口 秀吉

5 合併時の関係村の現況表

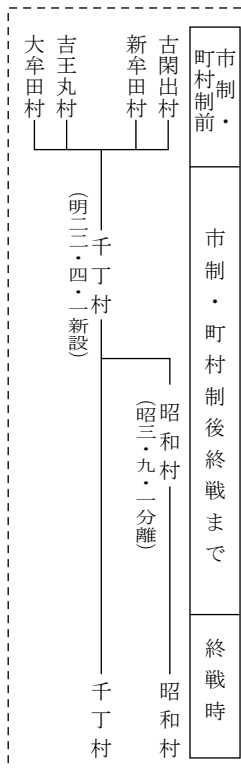
生産額	会社、工場、事業場(資本金五百円以上)				前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校以上 の学校		官 公 署	業 態 の 割 合				面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分	坂本村	上松求麻村	下松求麻村	百済来村					
	計	その他	農 産	鉦 工 産					高 等 学 校	中 学 校		都市的 業態		その他 業態										商 工 業	計	農 業	その他	計
												計	その他	計	その他													
三、四三九	一、七九〇	一、五七五	三、三〇〇	二	一〇三、四四四	七、四三三	八、六六六	三六、三六六	一	一	一〇	一三、二五九	六、二三三	七、〇七	五、三三	二、四九七	三、八三四	一六二、一九	三、一九七	一八、五九〇	一、二六八	六、七三五	八、一六二	三、七三三				
一、七九〇	九、五〇	四、一四五	一、七〇〇	一	四、〇五	四、七四九	二、一九	一六、四五	一	二	三	二、五九七	一、六二	九六一	四、一三八	八五〇	三、二六八	四八、二三	一、二六八	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	六、五				
一、五九四	三、五〇	二、四九五	一、五〇〇	一	四、八八九	三、二三五	一、九二八	五、四六七	一	二	三	七、三七	三、一四二	四、一七五	八四五	五〇三	三、四三	七、五九	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	三、七三七				
四、八八	一、七九	六、〇五	一	一	一九、五〇	六、五九	一〇、三	六、六	一	一	四	三、三五	一、四六四	一、八九	一、四四	二〇四	三、七三七	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四	一、三三四				

【旧八代郡千丁町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



旧藩時代、新牟田、吉王丸、古閑出地区は高田手永に属し、大牟田地区は野津手永に属していた。明治五年（一八七二）官選の戸町が置かれた際は、新牟田、吉王丸、南吉王丸は同一戸長の配下に属し、後の大牟田地区と古閑出は、各々行政区域を異にしていた。七年大牟田、新牟田、吉王丸地区は第一二大区第一〇小区に属し、古閑出は同第一一小区に属し、同九年吉王丸、南吉王丸は合併して吉王丸に、上土、北、外牟田は合併して大牟田となった。一二年郡区町村編制法の施行に伴い大牟田、新牟田、吉王丸は同一の戸長役場区域に編入され、古閑出は

古閑と組んだが、一七年の行政区域の改正によって四村が大牟田村列にまとめられ二二年町村制の施行に伴い、この四か村が合併して千丁村となった。因みに、この時、新村名をつけるにあたり、当時の村の面積が約一、〇〇〇町歩あったことから「千丁村」と名付けたと言われている。

大正一五年（一九二六）本村地先公有水面に干拓地ができたが、これは昭和三年（一九二八）昭和村として分離独立した。

2 町村合併促進法定後の経緯

県が発表した当初の合併試案では、千丁村は昭和村と合併するようになっていたが、その後、合併計画の変更によって竜峯村との合併も考えられた。

千丁村は、当時人口八千四百人を有し、大体適正規模の人口であるということと、合併試案発表後しばらくは合併への気運は見られなかった。

一方昭和村は、県の試案にかかわらず将来の発展のため八代市に編入されることを望む空気が強かった。したがって両村の合併の動きはほとんど発展しなかった。八代市周辺六か町村の八代市への編入試案のうち、郡築村の八代市編入が昭和二年（一九五四）七月一日実現したので、昭和村の八代市への編入運動はその後ますます強くなってきた。同年八月二四日昭和村議会は満場一致で八代市編入を決議し、同年八月二六日八代市に対して編入を正式に申入れ、三一年四月一日八代市へ編入された（八代市の項を参照）。

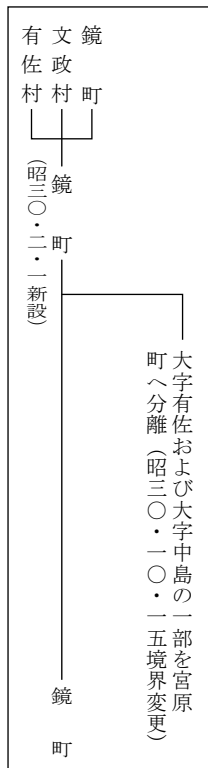
一方千丁村は、三〇年当初から部落ごと町村合併問題を中心に懇談会を開いてきたが、村民の意向がおおむねはつきりしてきたので、村合併促進協議会では、翌年一月一八日、竜峯村に村長、議長を訪ね、四月一日付の合併を申し入れるとともに、翌一九日は昭和村に村長等を訪問し、同様に合併を申し入れたが、両村ともこれに応じなかった。翌三一年九月、県は新たに合併計画を定めたが、この計画では昭和村がすでに八代市に編入されたので、千丁村、竜峯村が合併するものとされた。千丁村は、九月二九日の合併促進委員会で、県の計画に従い、竜峯村と合併することを確認し、竜峯村の決意を促すことになった。千丁村は、両村が経済的な関係、用排水の関係、社会的な関係、組合中学校の設置等日常生活上密接な関係にあるので、両村の合併には積極的であり、村当局、住民が卒村一致で竜峯村との合併の実現を要望した。しかし、竜峯村は当時村内が八代市編入派と

千丁村合併派とに全く二分されており（八代市の項参照）、千丁村との合併は不可能な状態であった。三二年三月二十九日、この両村に対して、知事は合併勧告をしたが、この勧告は、竜峯村内の紛争を更に深めることになった。また、この後も竜峯村当局は、終始八代市編入を希望しており、前記の県勧告がなされる前に八代市編入の議決を行ない、三月二日付で知事に八代市との合併申請を行った。住民の意思もおおむね八代市編入にかたまつたようであったので、県は新市町村建設促進法の一部改正を伴い、三四年三月三〇日、従来の合併計画を変更し竜峯村に対しては八代市への編入を勧告した。この時、千丁村は、適正規模に準ずるものとして独立村とすることに決定された。このような事情により千丁村は結局合併に至らなかった。

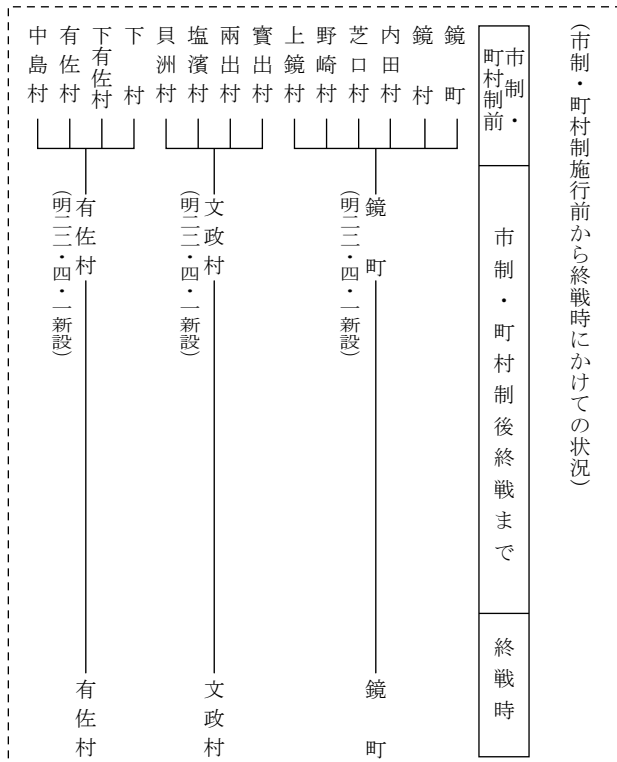
なお、三〇年一月一日、八代市との間で境界変更が行なわれたが、これは旧八千把村の八代市編入に際し、この地域の一部が編入前から千丁村への分離を希望しており、両市村間の話し合いで円満になされたものである。

【旧八代郡鏡町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 鏡町

本町の地域は、氷川のデルタ地帯を平安時代に長い年月をかけて開拓したものである。旧藩時代、野津手永の惣庄屋が文化二年（一八〇五）に内田村、下村の西方にいわゆる百町開新地を築いたが、これが現在の大字内田字稲雲付付近である。また、明治三年（一八七〇）には野崎新地が潮止が完成している。

明治七年の改正大小区制のもとでは、第一二大区に属し、鏡町および鏡、内田、芝口、野崎の各村は第六小区に、上鏡村は第七小区に属したが、一二年の郡区町村編制法によりこの地域は三つの行政区に分かれた。一七年の行政区の改正により、上鏡村が有佐村列に加えられ、鏡町ほか四か村は同一戸長役場区域となったが、二二年町村制の施行によりこの六か村が合併して鏡町となった。

(二) 文政村

文政二年(一八一九)四百町新地、同四年七百町新地が干拓され、文政一三年鏡入江が開拓されて、入江北方が現在の芝口字津口となり、南方が宝出、横江、両出、貝洲、塩浜となった。旧藩時代は野津手永に属したが、明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、鏡町などとともに、第一二大区第六小区に入ったが、その後北出村と外出村が合併して両出村、貝洲村と礎原村が合併して貝洲村となり、一二年の郡区町村編制法施行に際して、宝出村はのちに鏡町となった野崎、芝口両村とともに、また両出、貝洲、塩浜は三か村でそれぞれ行政区域となった。一七年行政区域の改正によって四か村は同一戸長役場のもとに入り、二二年町村制施行によって宝出、両出、貝洲、塩浜の四か村が合併し、文政村となった。

また大正一五年(一九二六)に完成した県営地北新は、昭和七年(一九三二)文政村に編入された。

(三) 有佐村

本村地域は、氷川河口にいち早く干陸化し、縄文中期の有佐貝塚をのこし、条里制実施に当たっても荒佐里として早く開拓され、近世の干拓地を加えて現在のようになった。旧藩時代には下有佐、小路、上有佐、中野、下村は野津手永に、平島村は種山手永に属していた。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは第一二大区第七小区に入った。九年地租改正に伴う町村合併により平島村と中野村が合併して中島村に、上有佐村と小路村が合併して有佐村となった。一二年郡区町村編制法の施行により下村、中島村、有佐村は三か村で一行政区域となり、下有佐村は、上鏡村、鏡村、と一行政区域に入ったが一七年下村、中島、有佐、下有佐の四ヶ村に上鏡村を加えて有佐村列一戸長役場の区域となった。その後二二年町村制の施行によって上鏡村を除く四か村が合併して有佐村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

鏡町、文政村、有佐村は、八代郡北西部に位置する広大な平坦地で、全く同一の経済圏内にあり、また鏡町を中心とする三町村民のほとんどは明治初年から同一の塾または高等小学校で教育を受け、さらに伝染病隔離病舎ならびに火葬場の

公共施設を共同経営して、日常生活においても強い関係があった。

このように合併を促進する諸条件はあったが、三か町村合併が実現するまでにかなりの曲折があった。昭和二十八年(一九五三)八月八代郡町村合併基準委員会において、県は次のような合併試案を示した。

(一) 宮原町、有佐村、龍峰村の三か町村合併

(二) 昭和村、文政村の二か村合併

(三) 鏡町は現状のまま

その後、一月に県は最終的な合併試案として、有佐、宮原、龍峰の三か町村合併、鏡、文政の二か町村合併、千丁、昭和の二か村合併案を発表したが、鏡町は、文政村、有佐村との合併を望み、両村の村長、議長、助役などを招いて懇談した結果、有佐村は、前述のように従来から鏡町、文政村との関係が深かったの、鏡町との合併を希望し、県試案の龍峰村との合併には反対が多かった。また、文政村も鏡町との合併を希望したので、同月二六日鏡町は町村合併調査委員会を開き、一月中旬に合併促進のため文政村と有佐村を訪問することに決定した。

この決定に基づき、一月一日、鏡町代表者は文政村を訪問し、村三役、議会議員と懇談したが、出席者のほとんどが鏡町との合併に賛成であった。

さらに一月一六日鏡町代表者が有佐村を訪問して、両町村の合併懇談会を開いた際、有佐村は、宮原町を加えた鏡、文政、有佐の四か町村の合併を働きかけたが、鏡町は文政、有佐、鏡の三か町村合併を望み、宮原町の加入についてはっきりした意向を示さなかった。

これより先一〇月、宮原町は、有佐村、竜峰村の村当局および議会議員を招き合併促進について懇談したが、有佐村は鏡町も含めた合併を主張して譲らず、竜峰村は有佐村と同時合併を主張して結局まとまらなかった。

このあと有佐村は、宮原町を含めた四か町村合併を働きかけたが、宮原町は、鏡町、文政村と合併することを好まず、あくまで宮原町中心を主張し、野津村の河原地区や有佐村の上有佐、中島地区に働きかけたので、有佐村は一時、鏡、有佐、宮原の三か町村合併の交渉を打ち切り、有佐、鏡、文政の三か町村合併に意思を決定した。

一方、文政村は、県の試案とおりの鏡町との合併を強く望み、他村との合併交渉は行わなかった。

翌二九年一月二日、鏡町、文政村、有佐村の三役および議長が集まって町村合併懇談会を開き、「三か町村はいかなることがあっても合併すること」を確認し、その後も会議を重ねた結果、合併の期日は二九年一〇月一日を目標とすることを決定した。

その後、各町村とも部落座談会を開いて町村民の世論調査を実施したが、各部落とも三か町村合併については大方賛成であった。六月二日に至り合併促進協議会が発足し、本格的な合併審議がなされることになり、協議を重ねていったが、八月二七日の協議会に有佐村民の一部から宮原町も加えて合併するよう努力してもらいたいとの要求があったため、協議の結果、合併をしばらく猶予することに決定した。そこで、有佐村は、その後も宮原町に鏡ブロックへの合併を働きかけたが、八月三〇日宮原町は鏡ブロックへの加入を正式に拒否する旨を通知してきた。有佐村では翌三一日、合併促進委員会を開いて宮原町の回答について協議した結果、今後は当初の三か町村合併で話を進めるとの結論になった。

ところが、宮原町が鏡ブロックへの加入を正式に拒否して以来、有佐村の一部（旧下村、中島村、上有佐村などの地区）で三か町村合併反対の動きが活発化し、翌二九年一月には、町村合併反対署名簿を提出して、分村も辞せずとの態度をみせはじめた。同月九日、三か町村合併促進委員会は、合併前に合併反対部落を分村できるかどうかを県に相談したところ、合併前に申し合わせておけば合併後希望部落の分村が認められることを確認した。

一月一四日の合併促進委員会で、有佐村長から「さきに各部落座談会を開いた当時は満場一致合併に賛成であったが、その後氷川水利問題、氷川中学校の問題などで宮原町との合併の話が台頭した。しかし、円満解決するよう努力するからこししばらく待ってもらいたい。」との発言があったが、委員会で、①有佐村は無条件で合併すること。②有佐村が全部まともなときは有佐村を除いて鏡町、文政村だけで合併することの決定をし、ここに至り三か町村合併はかなり困難な局面に達したかと思われたが、同年一月二〇日有佐村議会は満場一致で無条件合併を決定し、同月二二日の合併促進協議会にその旨通知した。

そこで同月二四日さらに一二月一日合併促進協議会を開いて新町名を絶対多数で鏡町と決定し、同月六日三か町村合併を知事に申請して、翌三〇年二月一日新鏡町が発足した。合併にあたり、合併三か町村住民から新町名を公募したところ、

「鏡町」が二、三三二票、「有佐町」が六九票あったので、票数の多い新町名に決定した。これは三か町村のうちでは鏡町がもっとも大きく中心的な町であったためと思われる。

新町が発足すると宮原町への分離を希望する地区の動きはますます活発となり、三〇年三月四日旧下村の住民から分町の陳情書が新町に提出されたので、議会で特別調査委員会を設け、実情調査にのりだしたが、同月一三日には分村促進陳情書（署名者は、上有佐部落四八八、原田部落五九人、中野部落五七人、小路部落四六人計二二〇人）が町長および議長あてに出されるとともに、宮原町との合併同意書（署名者は、旧中島村二六七人）が出され、また、三月一七日には分村希望部落（中野、原田、上有佐、小路）代表者四人で鏡町長あてに分村請願書が出される一方、その後も分町を早く実施するよう陳情が続けられた。そのため、特別委員会は、この四部落にそれぞれ投票区を設けて住民投票を行なったところ、次のとおりであった。

投票区名	投票総数	有効投票	内 訳	
			鏡町希望	宮原町希望
原田区	六〇	五六	一五	四一
中野区	九二	八九	三九	五〇
上有佐区	一八三	一七八	五三	一二五
小路区	一五一	一五一	六〇	九一

このような結果が出たので、特別委員会は、原田、上有佐両部落の分町は認めるが、他の二部落は現状のままとすることを決定した。そのため、その後も再三にわたり四部落との分町させるよう陳情があったが、特別委員会としては、五月二一日の委員会で最終的に二部落のみ分町を認めることに決定した。

八月二〇日町議会を開き、町の境界変更については特別委員会の決定どおり、原田地区、上有佐地区のみ分町することを議決し、一〇月一五日両町の境界変更により、原田、上有佐の二地区のみ分町して宮原町に編入された。これにより、合併前からの紛争は一応解決されたが、その後も次のような事件があった。

境界変更に伴う両村の協定事項として宮原町に編入する区域内の小学校児童については、宮原町は鏡町に委託するものとし、委託費を児童数により宮原町が負担することになっていたが、鏡町議会の強い反対があり、一〇月一三日鏡町は協定を破棄し、小学校児童は宮原町小学校で教育するよう申し入れた。当時の新聞は両町長のいい分を次のように伝えている。

宮原町長「協定破棄の申し入れを受け町議会にはかったが否決されている。私としては分村地区の父兄の意思に従う考えだが、父兄が有佐校通学を熱望しているので宮原校には引き取らない。県には県地方事務所を通じて調停を依頼した。」

鏡町長「宮原町は、上有佐、原田合併に引き続き中野、小路両地区を第二次に、また野添、平島地区を第三次に合併したい計画で働きかけている事実があり、それで分町地区の学童が宮原校に通学せねばならないと決まれば、今後分町は阻止できるという世論がある。私はこの世論に従って分町阻止のため断固として学童は引き取らない。県には調停はたのまない。」

(昭和三〇年一〇月一八日熊本日日新聞)

その後、両町とも自説を譲らず紛争を続けていたが、同月二〇日県のおっせんにより円満解決した。

解決に伴う確認事項は次のとおりである。

- (一) 鏡町の旧有佐地区の分町問題について、残りの部落は今後分町はありえないことを両町とも確認する。
- (二) さきに取り決めた調停に基づき、宮原町に編入した区域内の児童の教育については、宮原町は今学年中は鏡町にこれを委託することを申し合わせる。このような経過を経て三か町村の合併は一段落した。

3 合併条件および協定事項

鏡町ほか二か村の合併

- (一) 合併実施の時期 昭和三〇年二月一日
- (二) 議会議員の任期および定数
鏡町、文政村および有佐村の議会議員で、鏡町の議会議員の披選挙権を有することとなる者は、町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき鏡町の議会議員として任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するも

のとする。

- (三) 教育委員会委員の任期および定数
鏡町、文政村および有佐村の教育委員会の選挙による委員で、鏡町の教育委員会委員の披選挙権を有することとなる者の互選による四人の委員は、町村合併促進法第九条の二の規定に基づき、鏡町の教育委員会委員として任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(四) 農業委員会の設置

鏡町および有佐村の区域については、農業委員会法第三条第二項の規定に基づき鏡町第一農業委員会を置くものとし、文政村の農業委員会は、農業委員会法第三四第一項の規定に基づき鏡町第二農業委員会として昭和三十一年一月三十一日まで存続するものとする。

(五) 農業委員会委員の任期および定数

鏡町および有佐村の農業委員会の選挙による委員で鏡町の農業委員会委員の披選挙権を有することとなる者については、町村合併促進法第九条の三の規定に基づき、その互選による委員の定数を三〇人とし、鏡町第一農業委員会の委員として任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(六) 鏡町役場の機構

- 1 助役は、二人まで置くことができるものとする。
- 2 新町役場に総務課、財務課、経済課、社会課、建設課、および国民健康保険課の六課を置くものとする。

(七) 職員の処置

- 1 鏡町、文政村、有佐村の一般職の職員は、町村合併促進法第二四条の規定により鏡町の職員として身分を引き継ぐものとする。
- 2 希望退職者については、退職手当に関する条例により鏡町において退職手当を支給する。

(八) 一部事務組合

宮原町ほか二か村立氷川中学校組合は、町村合併後においても、従前の地域にかかる事務についてなお存続するものとする。

- (九) 鏡町、文政村及び有佐村の三か町村合併後において、宮原町への編入

を希望する有佐村の部落については、できるだけすみやかにこれを認めるものとする。

(二〇) 財産の処分

鏡町、文政村および有佐村の所有するいっさいの財産は、合併と同時に鏡町に帰属させるものとする。

(二一) 国民健康保険 鏡町は、国民健康保険を行なうものとする。

(二二) 大字名 大字名については、現在のみまとする。

(二三) 各種事業

鏡町、文政村および有佐村の各種継続事業ならびに既定計画事業は、鏡町において継続して行なうものとする

(二四) 債権、債務

債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、鏡町に引き継ぐものとする。

宮原町との境界変更

(一) 教育関係

宮原町に編入する区域内の小学校教育児童については、宮原町は鏡町に委託するものとし、委託費は原則として児童数により負担するものとする。

(二) 児童福祉関係(保育所)

宮原町に編入する区域内の乳幼児の保育所入所については、宮原町は、鏡町に委託するものとし、町負担金は、原則として乳幼児数により負担するものとする。

(三) 宮原町に編入する区域内の町税の滞納徴収

鏡町は、宮原町にその徴収を委託し、期限は昭和三十一年三月末日までとし、鏡町は、宮原町に委託手数料を交付するものとする。

(四) 消防器具等

宮原町に編入する区域内(上有佐部落)にある消防機械器具は、編入と同時に宮原町に帰属するものとする。

(五) 職員の処置

鏡町より宮原町に編入する区域内に住所を有する現鏡町の一般職員は、原則として宮原町の職員としてその身分を引き継ぐものとする。

(六) 財産処分に関する協議内容

昭和三十年一〇月一日から八代郡鏡町の一部の区域を八代郡宮原町に編入する場合、鏡町の所有する次の財産は、宮原町に帰属するものとする。

有佐出張所敷地

一四〇坪

有佐出張所庁舎および付属建物

一〇〇坪

4 合併町村の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
鏡町	植原省三	寺田質	土亀増太	田中安太郎	野田弥吉
文政村	橋本時正	岡田止	本田益雄	植原辰次	松本芳蔵
有佐村	福富甚吾	今田新三	坂野徳継	広田重貴	浦川一

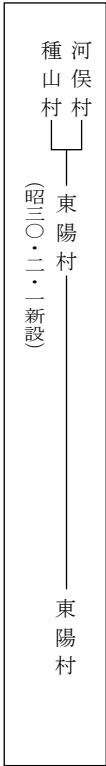
5 合併時の関係町村の現況表

区	分	鏡町		関係町村	
		人口	戸数	鏡町	文政村有佐村
人	戸	二四〇五六	四三五	二、四九六	八二五
面積	平方料	二〇・七	二四・九	二〇・七	四・四七

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)					前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 中学校以 下の学校	官 公 署	業態の割合				
	計	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円	都市的 業態							商業 計	その他 人	農業 人	その他の業態	
															商業 人	商工業 人
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人	人	人	
	二、〇七〇	一、六〇三	二、四〇九	一、二四五	一、〇七〇	五、三九八	二、二五五	一、六七〇	二、〇七〇	二	二二	四、四三三	一、〇二六	九、四三三	四、七四四	
	二、九二四	六、九七七	二、四四五	—	二	二、四七三	二、〇六七	二、〇二六	—	—	七	五、九八五	一、八八九	五、五一一	二、八〇〇	
	一、〇、四〇〇	一、〇、三三八	六、三三三	—	—	三、三〇三	三、七	三、二九〇	—	—	二	六、三二四	四、三四六	三、〇七二	九、七六	
	六、三三六	一、九六六	四、七三三	—	—	一、八六三	八、三四	二、九四	—	—	四	二、四三四	一、七〇四	一、八四三	九、五八	

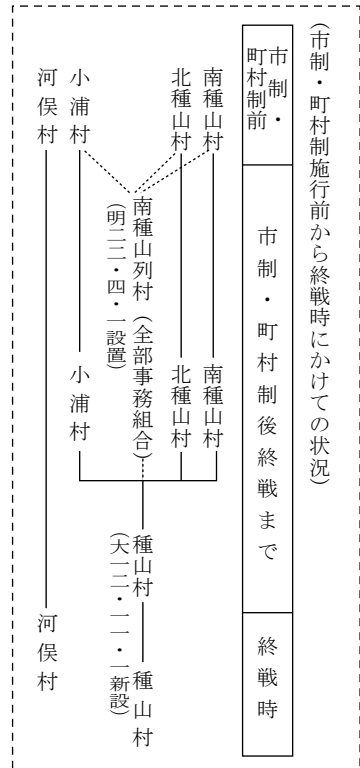
1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革

【旧八代郡東陽村における合併の歴史】



2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三) 一月、県は、合併試案として種山村、河俣村、下岳村の三か村合併案を発表した。これに対して種山村および河俣村は、この三か村合併案に賛成であったが、下岳村においては、この三か村合併が広大な地域にまたがるので、合併の結果役場を種山村に決定されるようなことになれば非常に不便になるとの村民の意見が多数を占めていた。下岳村は、町村制施行後、明治二六年一月まで柿迫列村に加わるなど従前から柿迫列村との関係が深かったもので、このグループとの合併に傾き、二九年六月ごろには、下岳村がこの三か村合併のグループから離脱することは確実になった。このため種山村および河俣村は、三か村合併を断念して、二か村のみの合併を推進することになった。その後、この



両村に対して宮原町から非公式な合併の申し入れがあったが、両村とも応じなかった。七月一日、合併問題に関して、種山村および河俣村の村議会および三役の第一回の協議会が種山村役場で開かれた。一〇月二日、第一回合併促進協議会が種山村役場で開かれ、合併事務の打ち合わせを行ない、十一月二日、両村議会において合併関係議案の議決がなされ、翌三〇年二月一日、新しく東陽村が発足した。

太陽は、東からでて恵の光をのせて万象を照らし、一切の繁栄と幸福をもたらし、永遠に輝き、尽きることがない。この村もこの太陽のように永久に栄えようという意味をもち、また、八代（代陽と称す。）この東方にあたる村にも通ずる「東陽」を、関係住民から公募した四〇〇有余にのぼる新村名の中から選んだものである。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併実施の時期 昭和三〇年二月一日

(二) 議会議員の任期および定数

種山村および河俣村の議会の議員で、東陽村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、町村合併促進法第九条第一項の規定により、東陽村の議会議員として昭和三〇年四月一日まで引き続き在任するものとする。

(三) 教育委員会委員の任期および定数

種山村および河俣村の教育委員会の選挙による委員で、東陽村の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなる者の互選による四人の委員は、町村合併促進法第九条の二の規定により、東陽村の教育委員会委員として昭和三〇年四月三〇日まで引き続き在任するものとする。

(四) 農業委員会ならびに委員の任期および定数

1 東陽村の農業委員会は、一農業委員会とする。

2 種山村および河俣村の農業委員会の選挙による委員で、東陽村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる委員の定数は、二三人とし、町村合併促進法第九条の三の規定により、東陽村の農業委員会委員として、昭和三〇年七月三十一日まで引き続き在任するものとする。

(五) 職員 の処置

1 種山村および河俣村の一般職の職員は、町村合併促進法第二十四条の規定により、東陽村の職員としてその身分を引き継ぐものとする。

2 希望退職者については、退職手当に関する条例により、東陽村において退職手当を支給するものとする。

(六) 財産処分

種山村および河俣村の所有するいっさいの財産は合併と同時に東陽村に帰属させるものとする。

(七) 大字名

種山村は現在の大字名を、河俣村は現在の村名を大字名とする。

(八) 国民健康保険

近い将来において国民健康保険事業を実施するものとする。

(九) 各種事業

種山村、河俣村の各種継続事業および既定計画事業は、東陽村において継続して行なうものとする。

(一〇) 債権債務

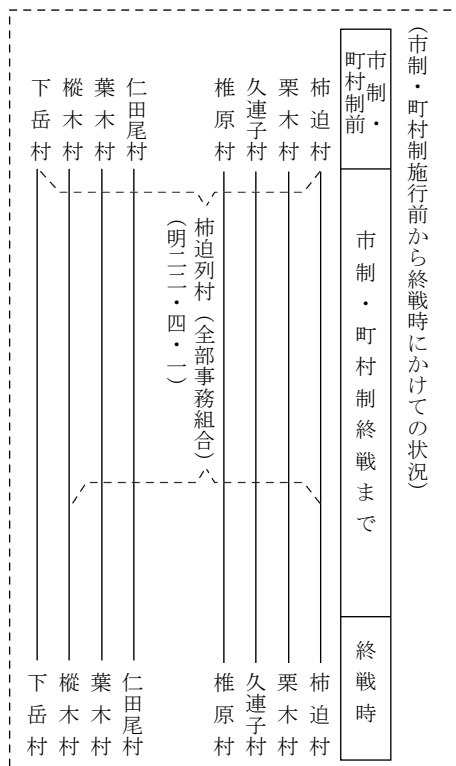
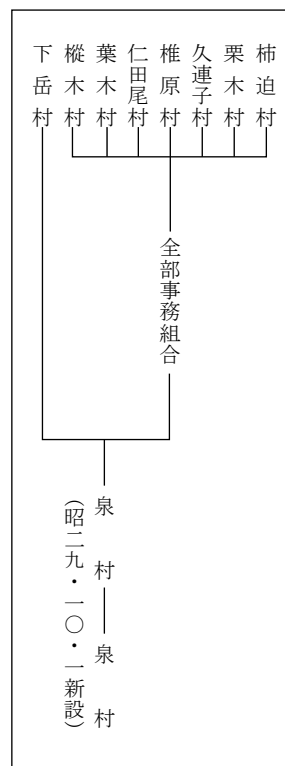
債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、東陽村に引き継ぐものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
種山村	吉田 義枝	—	前田 勇	上村 松蔵	藤田 安喜
河俣村	稗村 二雄	—	村崎 年幸	福島 貞雄	養本清次郎

区 分	人 口	戸 数	面 積 積 平方 米	業 態 の 割 合				官 公 署	中 学 校 以 上 の 学 校		国 税 納 税 額 千 円	県 税 納 税 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	前 年 度 予 算 総 額 千 円	生 産 額									
				都 市 的 業 態	農 業	そ の 他 の 業 態	計		中 学 校	高 等 学 校					そ の 他	計	農 産 千 円	工 産 千 円	そ の 他 千 円	計 千 円				
																					商 工 業 人	そ の 他 人	農 業 人	そ の 他 人
東陽村	五〇、九二二	九八七	六五・七二	三五七	四	二	一	三、五六八	一、一一一	五、五一一	二九、二六〇	二、二五四	五五、八〇〇	二、九〇四	七九、九五八									
種山町	三、六五八	六一五	二四・四五	二〇九	二	一	一	九六六	二五八	三、一八五	一九、六四五	四八、六七四	九、七四三	五八、四一七										
河俣村	二、二六三	三七二	四・二七	一四八	二	一	一	二、六〇二	八五三	二、三三六	九、六一五	七、二一六	二、一六一	二二、五四一										

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革
【旧八代郡泉村における合併の歴史】



(二) 柿迫村、久連子村、椎原村、仁田尾村、葉木村、縦木村
五家荘地域はもと阿蘇氏に属していたが、のち細川氏の所領となり、五人の地頭がいた。貞享二年（一六八五）、天領となり、天草代官の治下に属し、地頭は大庄屋の待遇となった。

明治七年（一八七四）、大小区制の改正にともない、栗木、下嶽の両村とともに第一二大区第九小区となったが、この小区に特に副戸長一人を増置し、久連戸村に出張所を置き、五家荘を分掌させた。一二年の郡区町村編制法の施行により、栗木、下嶽は二か村で、五家荘区域は六か村が同一行政区域となったが、二年の町村制施行に際して、この八か村は、その事務の全部を共同処理するための組合全部事務組合を設け、いわゆる列村となった。

(二) 栗木村、下岳村

両村は、旧藩時代、種山手氷惣庄屋の支配下に属していたが、明治七年の大小区制の改正により五家荘とともに第一二大区第九小区に編入された。一二年、郡区町村編制法の施行にともない、五家荘地区と分離して二か村が同一戸長役場の区域となり、二年の町村制施行に際し、五家荘地区六か村とともに柿迫列村となったが、下岳村のみは、二六年、この組合から分離した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

県の合併試案では、柿迫村ほか六か村は、全部事務組合を設けていたので、同地域をもって新村を設け、下岳村は、隣村の種山村、河俣村と合併することになっていた。しかし、種山村、河俣村は、県の試案に賛成であったが、柿迫村ほか六か村組合および下岳村は、前述したようにかつては八か村で組合を組織していたこともあり、地理的、歴史的にも関係が深く、また、縁故関係や耕作地の出入りなど日常生活にも非常に親近感をもっていたので、結局下岳村を加えた八か村合併を要望していた。

その後、県も住民の意思を尊重して八か村合併を支持し、合併計画の資料作成等を指導した。

昭和二年（一九五四）六月、各村ごとに合併促進委員会を結成して、合併についての啓発宣伝につとめた結果、八月二四日、八か村合併促進協議会が発足し、新村建設計画の策定を急ぎ、九月三日、最終的な決定をみるに至った。この間の住民の動きをみると、小さな村では、財政的にも村として存続することが困難となっていたので、特に反対する村民もなかった。しかし、種山村に近い下岳村の本屋敷、白木平部落に一時、合併反対の気運があったが、部落座談会などにより説得した結果、全村一致して合併することになった。また、五家荘地域の各村で

も、面積が一層広大なることよって、村行政が十分に行き届くかどうかを心配して八か村合併に難色を示す者もあったが、村長、議長等が部落座談会などで説得して、全八か村が一致して合併することになり、新役場は、官公署の近いこれまでの柿迫村ほか六か村全部事務組合役場に置かれることになった。

本村は、氷川および球磨川の支流である川辺川の上流にあって、その水源となっていないが、この地域に蔵された大森林資源は、泉のように永久に尽きることがないように、また、村民が努力して産業を振興し、新村の発展繁栄をこいねがう意味で、合併に際し合併村民から公募した七〇〇有余にのぼる新村名の中から選定したものである。なお、五家荘は平家一族の隠棲の地として有名であるが、村名は地域的名称にふれず新村に相応しい名を用いることになった。

3 柿迫村外六か村組合および下岳村合併条件協定書

(一) 合併の実施の時期 昭和二年一月一日

(二) 議会議員の任期

柿迫村外六か村組合および下岳村の議会の議員で泉村議会の被選挙権を有することとなる者は、促進法第九条第一項の規定に基づき、昭和三〇年四月二九日まで泉村議会議員として在任するものとする。

(三) 教育委員会委員の任期および定数

柿迫村外六か村組合および下岳村の教育委員会の選挙による委員で、泉村教育委員会委員の被選挙権を有することとなる者の互選による四人の委員は、促進法第九条の二第一項の規定に基づき、昭和三〇年四月三〇日まで泉村教育委員会委員として在任するものとする。

(四) 農業委員会ならびに委員の任期および定数

1 新村の農業委員会は、一農業委員会とする。
2 柿迫村外六か村組合および下岳村の農業委員会の選挙による委員で泉村農業委員会委員の被選挙権を有することとなる委員の定数は、二〇人とし、促進法第九条の三第一項の規定に基づき、昭和三〇年九月三〇日まで泉村農業委員会委員として在任するものとする。

(五) 助役の定数 助役は、二人まで置くことができるものとする。

(六) 職員 の処置

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計	その他	農産	鉱工業	前年度予算	市町村税納税額	国税納税額	上の学校	中学校	官公署	業態				戸数	人口	区	分	村			
											割合		業態							面積	平方	人
											計	その他	計	その他								
一八〇、四〇〇	二四、四〇〇	三、七〇〇	一、八七〇	一、八七〇	六、三〇〇	七、八〇〇	四、七〇〇	一	九	二	六、九五〇	一、〇九七	五、八七〇	七、四〇〇	二、四八〇	四、四〇〇	二、六七五	一、三三四	七、六九五	栲迫村		
四九、一七〇	二、三二八	一、九二九	一、〇六七	一、〇六七	五、四一五	六、二二六	三、三六二	一	二	一	二、一九二	三、二五五	二、三九二	三、三九二	二、二七〇	一、六五五	二、五九九	二、六五五	二、六五五	栗木村		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	一	一	一、二四四	二、一九二	一、八六二	二、一九二	一、六〇六	一、六〇六	一、六〇六	一、六〇六	一、六〇六	久連子村		
											一、一五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	一、一五五	椎原村		
											三、三六二	三、三六二	三、三六二	三、三六二	三、三六二	三、三六二	三、三六二	三、三六二	三、三六二	仁田尾村		
											一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	葉木村		
三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一	四、七〇〇	一、二〇〇	四、七〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	樺木村		
											一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	一、九五四	下岳村	

- 1 栲迫村外六か村組合および下岳村の一般職員は、促進法第二十四条の規定により新村の職員としてその身分を引き継ぐものとする。
- 2 希望退職者については、退職手当に関する条例により、新村において退職手当を支給するものとする。
- (七) 財産処分
栲迫村外六か村組合および下岳村の所有する財産は、合併と同時に新村に帰属させるものとする。ただし、別表基本財産については、財産区を設けるものとする。
- (八) 国民健康保険事業
近い将来において国民健康保険事業を実施するものとする。
- (九) 大字名 現在の村名は、大字名とする。
- (一〇) 各種事業
栲迫村六か村組合および下岳村の各種事業および既定計画事業は、新村において継続して行なうものとする。
- (一一) 債権債務
債権債務については、誠実にこれを処理して新村に引き継ぐものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
栲迫村外六か村組合	清水 貞雄	草西 信義	山永 淳美	坂井 豊	森山 時男
下岳村	岩本 徳象	宮本 一英	坂井 正衛	上村 亀喜	松田 一

人ひと
吉よし
市し



(市 役 所)

一 概 況

県南部に位置する、人口三五、六一一（平成三二年国勢調査）、面積約二一〇平方キロメートルの市である。周囲は、東に球磨郡錦町及び相良村、西に球磨郡球磨村、北に球磨郡山江村があり、南は鹿児島県及び宮崎県に接している。

本市の中心は、人吉盆地の西南部にあつて急流で知られる球磨川に沿っており、その周辺に面積の約一割を占める比較的肥沃な耕地が開けている。南部には市面積の七割以上を占める広大な山林がある。

就業人口では、第三次産業（サービス業）が主で第二次・第一次産業の順となっている。農業は、稲を主としその他肉用牛、施設園芸、果樹類などが生産されている。また、林業も盛んで杉、檜を主とした木材の集散地として知られている。

本市には、球磨地方の官公庁が所在するほか、周辺町村が控えているので商業も盛んである。

交通機関は、ＪＲ肥薩線が市中心部を東西に横断し、管内に西人吉、大畑、矢岳の各駅があり、また人吉駅を起点にくま川鉄道が東に延び湯前町に通じて、その途中に相良藩願成寺駅がある。九州自動車道が市を縦貫し、東西に国道二一九号、南に国道二二一号、二六七号が走る。本市を起点にして定期バスが各方面へ運行されている。

本市は相良七〇〇年の城下町として発展し、人吉城跡は国指定史跡であり、また歴代城主が信仰篤く多くの神社仏閣を建造したので重要な文化財が数多く残っており、なかでも国宝に指定された青井阿蘇神社、相良神社、老神神社、願成寺が知られている。また、観光資源も豊富で人吉温泉、球磨川下り、クラブパーク石野公園、矢岳高原などがあり、特異なものとして太鼓踊り、棒踊りなどの県指定無形文化財と国指定史跡大村古墳群などがある。

二 市名の由来

「人吉」の地名が現れたのは、平安時代中期で、醍醐天皇（八八九〜九二一年）の時代の「和名抄」に球磨郡に球玖・久米・人吉・東村・西村・千脱の六郷があると出ている。人吉の語源は、人吉が当時日向、薩摩、佐敷を結ぶ交通の要所で

あり、「舎」つまり、宿があり、これを「ひとよし」と読んでいたため、人吉と
なつたとする説がある。

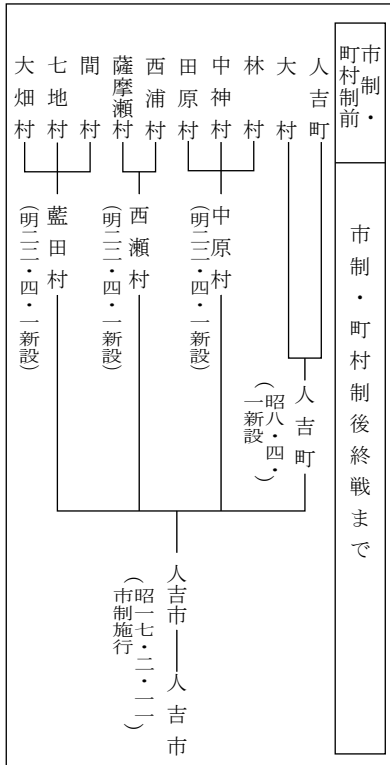
三 平成の合併検討経緯

本地域については、平成二二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・
下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。人吉市は、合併特例法期限内の
合併を推進する姿勢を示して周辺町村との合併検討に臨み、平成一四年末には県
のパターン通りの六市町村での任意協議会が設置されたが、このうち、人吉市・
相良村の一市一村だけが法定協議会への移行を決めた。

平成一五年四月から法定協議会での議論が始まったものの、間もなく相良村長
が人吉市との合併に反対する姿勢を打ち出し、同年夏にはこの合併協議は不調に
終わってしまった、その後は、人吉市と周辺町村との合併に向けた動きは顕在化し
なかつた。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



人吉市は、相良七〇〇年の旧城下町で、球磨地方の経済、文化の中心であつ
た。明治四年(一八七二)七月の薩藩置県により人吉県に属したが、同年一月
に八代県に合併され、さらに六月一日、八代県は白川県に編入された。また同七
年の大小区制改正の時この地域は第一四大区第二、三、四、五小区に属し、旧人
吉町のうち球磨川北端の九日町、五日町、七日町、二日町、大工町、鍛冶屋町、
紺屋町等は第三小区に、球磨川南の新町、南町、麓町、老神町等は第四小区に、
大村は第三小区に、中原村は第二小区に、西瀬村は第三及び第四小区に、そして
藍田村は大部分第四小区になった。

同一二年の郡区町村編制法の施行により、第三、四小区の球磨川西岸市街地区
をあわせて人吉町が誕生し、人吉、大畑はそれぞれ一町村で間と七地、西浦と薩
摩瀬はそれぞれ二か村で、中神、原田、林は三か村で一行政区域となった。二二
年、市制町村制の施行に伴い、林、中神、原の三か村が合併して中原村に、西浦
と薩摩瀬が合併して西瀬村に、そして間、七地、大畑の三か村が合併して藍田村
となった。その後、明治四一年、国鉄肥薩線の開通以来、急速に町勢は発展をと
げ、昭和八年(一九三三)四月には多年の懸案であつた隣村大村との合併もな
り、新しい人吉町が設置された。太平洋戦争中、国内体制強化の一環として本県
でも八代市、荒尾市の市制施行が行なわれ、人吉町、藍田村、西瀬村、中原村の
四か町村でも合併の必要に迫られ、昭和一七年二月一日の紀元節に合併して、
県下三番目の市制を施行した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定後の県の試案では、特に他町村の本市への編入は予定して
おらず、また本市においても特に合併に対する動きはなかつたが、隣接村の意向
を打診するため、昭和二九年(一九五四)八月三〇日、人吉市役所において西
村、川村および山江村の代表をまじえた人吉市議会の全員協議会が開かれ、山江
村から本市と合併したい旨の意向が表明された。また、これと前後して、西村の
一部には、人吉市合併研究会が結成されるなど本市への合併の動きがあつたが、
いずれも具体的な合併の動きにまでは発展せず、結局、本市に関しては合併、境
界変更等は行なわれなかつた。

荒^{あら}
尾^お
市^し



(市 役 所)

一 概 況

熊本県の西北端に位置し、南は玉名市及び玉名郡長洲町に、東は玉名市及び南関町に、北は福岡県大牟田市にそれぞれ接し、西は有明海に面する、人口五五、三二一（平成二二年国勢調査）、面積約五七平方キロメートルの市である。

地勢は、東部に標高五〇一メートルの小岱山を擁し、この小岱山を東端として、西へなだらかな丘陵が起伏し、有明海へと続く。この間に万田山、屋形山、四ツ山をはじめとする緑に包まれた丘陵地が広がっている。

河川は、関川、浦川、菜切川、行末川を主要河川として小岱山から西流あるいは南流し、いずれも有明海に注いでいる。

農業は、丘陵地では特産の「荒尾梨」やみかん、スイカ、河川流域の平坦地では、米が栽培され、水産業では、広大な干潟で、遠浅を生かした海苔養殖やアサリ採貝が行われている。

明治以降、当地域は、三池炭坑及びその関連産業により発展してきたが、近年は、「石炭のまち」から、西日本最大級の規模を誇るレジャーランドである、グリーンランドを中心とした、滞在型レジャーゾーンの形成や、商業施設の充実などのソフト産業への転換を進め、宅地の造成や土地区画整理事業の推進し、住みよいまちの創出を図っているところである。

名所旧跡としては、孫文の三民主義と中国辛亥革命に影響を与えた、宮崎八郎、民蔵、彌蔵、寅蔵（滔天）の宮崎兄弟の生家、国指定重要文化財で、三井三池炭鉱旧万田坑施設、江戸時代の岩本番所が廃止された後、関川に架けられた石造眼鏡橋である、岩本橋、平安時代の末頃、平清盛の長男、平重盛の祈願寺として建立されたと伝えられる賀庭寺古塔群、肥後野原荘の地頭・小代氏の菩提寺として、法然上人の孫弟子にあたる弁智上人により建治二年開かれたと伝えられる浄業寺古塔群、加藤清正が築いた赤田湖、小岱山県立公園などがある。また、伝統的工芸品として「小代焼」が広く知られている。

交通ネットワークは、JR鹿児島本線が海岸線を南北に走り、市内には、荒尾駅と南荒尾駅の二駅を擁している。道路は、市の中心部を走る国道二〇八号と海岸部を走る国道三八九号を軸に、県道等が整備されている。

二 市名の由来

荒尾の地名がどのようにして生まれたかは明らかでない。文献に荒尾の地名が出るのは、鎌倉時代からである。宝治元年（一二四七）六月二三日、小代重俊が地頭職に補せられ、肥後国玉名郡野原荘を賜わり、小岱山筒ヶ岳築城して以来、小代氏が代々（一二四七～一五八二）荒尾郷を領したが、小代重俊の三男泰経は荒尾八郎左衛門尉と称して荒尾村（現荒尾市荒尾）を与えられている。

三 平成の合併検討経緯

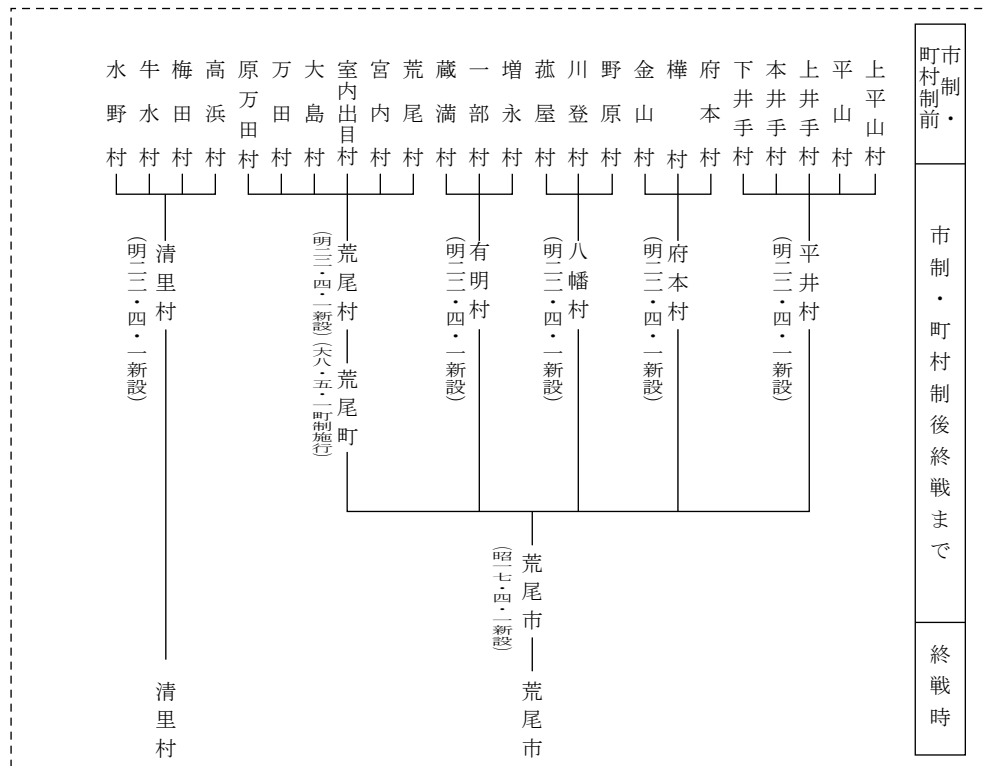
荒尾市については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱においては、長洲町との一市一町合併パターンが示されたが、長洲町は玉名市を軸とした合併協議を志向し、また、南関町、菊水町、三加和町といった玉名郡北部の町も同様の姿勢を見せた。荒尾市はこれには追従せず、玉名郡市一市八町の協議を見守る立場となった。

荒尾市内には、隣接する福岡県大牟田市との合併を志向する声も強く、平成一四年九月には、大牟田市から周辺市町への合併研究会立ち上げの打診があり、荒尾市はこれに賛意を示したが、他市町の足並みが揃わず実現しなかった。

結局、荒尾市は具体的な合併協議に参加するには至らず、平成一五年度には、合併検討の気運は表面上は終息した。（第二編「荒尾・玉名地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 荒尾市

宝治元年、小代重俊が野原庄（現在、荒尾市、長洲町）の地頭職に補せられて以来、天正一七年（一五八二）まで、約四〇〇年間一三代にわたって、小代氏によって治められた。寛永九年（一六三二）、細川氏の所領となり、同一一年に手永制が設けられた。荒尾手永会所は、長洲町に置かれ、現在の荒尾市と長洲町を管轄した。

明治七年（一八七四）一月、荒尾地区は、白川県第八大区第三、四小区に属し、戸長によって政治が行なわれた。一二年、郡区町村編制法が施行されると、上平山、平山、上井手、本井手、下井手の五か村、府本、樺、金山の三か村、野原、川登、菰屋の三か村、増永、一部、蔵満の三か村、荒尾、宮内、宮内出目、大島、万田、原万田の六か町村がそれぞれ行政区域として戸長役場の統治下に置かれることになった。一二年、町村制施行に際して合併が行なわれ、平井村、府本村、八幡村、有明村、荒尾村が設置された。荒尾村は、三四年、三井万田炭鉱の開鉱により次第に鉱業従事者が増加し、これに伴い、周辺の商工業も発達してきたが、四五年一月、国鉄万田駅の開設によって、さらに村勢は盛んになり、大正八年（一九一九）五月、町制を施行した。その後、四ツ山炭鉱の開鉱によって、ますます発展の一途をたどり、昭和に入って、関連化学工場が建設されると、農業、鉱業の町から、重化学工業の都市とかわり、昭和一七年（一九三二）荒尾町と前記四か村が合併して荒尾市となった。

(二) 清里村

旧藩時代は、荒尾市と同様に、荒尾手永惣庄屋の管轄に属し、管下村に庄屋がいて治政を行なった。

明治七年（一八七四）の大小区制の下では水島、小野、牛水、梅田、高浜の五か村は第八大区、第二小区をなした。同九年小野村と水島村が合併して水野村となり、同一二年の郡区町村編制法の施行に伴い、高浜、梅田、牛水、水野の四か村が一行政区となり、戸長役場が置かれた。その後は、区域の変更はなく、一二年町村制実施の際に、この四か村が合併して清里村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年一〇月五日、県は、長洲町、清里村および腹赤村の三か町村合併の

試案を示したが、関係町村当局では六栄村を加えた四か町村合併の方向で話し合いを進め、清里村当局は、二九年一月頃から、この四か町村合併案について検討を始めていた。しかし、清里村と荒尾市とは、地理的にも経済的にも交通網の発達、その他によって、今後ますます密接な関係をもつことが予想され、なお、

一 財政力は市の方が大きく、消費拡大にプラスになる。

二 住民税は荒尾市が安い。

三 失対事業に伴う効果を受けやすい。

四 教育予算が多額になり、教育面にプラスになる。

五 日雇労働者、給与生活者の地減給を得るにも有利である。

六 消防団の組織拡大と土木事業の推進力、生産の増進力、社会保障制度、保健衛生施設が強大となる。

七 有能な人物を役員に選出するのに都合がよい。

八 米の供出量が荒尾市の方が少ない。

九 大牟田市との上水道問題の交渉は、荒尾市と合併すれば有利になる。

との判断から、荒尾市への合併の気運が高まった。清里村議会の意向は、荒尾市編入に賛成する議員が圧倒的であり、また、村内有志一三〇人からなる促進協議会においても荒尾市編入の意見が大多数であった。そこで、村当局は、従前の四か町村合併を荒尾市編入の方針に改め、村長が、荒尾市長に清里村の荒尾市編入の希望を申し出たところ、荒尾市側も喜んで受け入れるとの回答を得たので、清里村は、二九年二月一五日、正式に編入条件を申し入れた。

一方、荒尾市では、一二月一二日、非公式の合併調査委員会を設置し、合併問題について検討を始め、

一 大牟田市との合併

二 長洲町、清里村の編入

この二つの合併案を検討した結果、大牟田市は、高田村との合併がこじれているので、この際、同市と合併してどうかとの意見もあったが、

一 県を異にする大牟田市との合併は、行政的にも、大きな困難があるので、将来の問題にすることとし、当面は清里村を編入して行政面積を大きくしておくことがよい。

二 海岸線を行政管内に有すれば、将来トラブルが起きない。

三 都市は海岸線に沿って発展する。

四 上水道の關係が深い。

などの理由から、清里村と合併した方が有利であるとの結論に達した。しかし、清里村内には、荒尾市編入について、強固な反対論があったため、一月一日、一七日に、賛成派、反対派から、相前後して荒尾市にそれぞれの立場から要望書を送り、賛成派も、一時は反対派の意見に同調して、一度市に提出した要望書を取り下げ的一幕もあるなど、以後七か月にわたって清里村の去就をめぐる両派の対立が続いた。しかし村長ほか賛成派の決意は固く、三〇年一月中旬に荒尾市編入関係議案審議の臨時村議会を開会することになったが、反対派は、議決数で劣っていたので（賛成議員一〇、反対議員四）、議場附近でスクラムを組み、あるいは氣勢をあげて、議会を流会に持ち込んだ。この間、地方事務所からは、円満解決のため調停がなされたが、村側は、同日、議場を荒尾市日ノ出区余田説教所に設け、賛成派議員一〇人出席のもとに議会を開き、荒尾市編入を議決し、同二二日、荒尾市に正式に編入を申し入れた。これに応じて、荒尾市議会では、二五日、非公式の合併調査委員会を正式の編入特別委員会にして、編入に関する調査を行ない、二月五日、臨時市議会において編入の議決をした。同月一六日、県へ正式に清里村編入の申請がなされたが、その後、賛否両派は、それぞれの立場から、県へ陳情し、反対派はピラ配付、役場仮事務所の設置、賛成派は長洲町商品の不買同盟の結成等を行なった。県は、賛否両派代表の会合を開くなどして解決に努力し、六月一七日に至って、両派は、ようやく住民投票についての協定書に同意した。すなわち、清里村九部落のうち、荒尾市編入に問題のない、牛水中、牛水上、水島、小野を除く、高浜、建浜、堀崎、梅田、牛水下の五部落については、部落ごとの住民投票により、長洲町、腹赤村、六栄村との合併に三分の二以上の賛成があれば分村できるというものであった。前記協定による投票の結果、梅田、建浜、堀崎地区の長洲地区への分村が決まった。

二六日、荒尾市、清里村の両議会は、六部落の荒尾市編入に関する議案を可決し、一方、長洲町議会も同日、三部落の長洲町編入を可決し、県議会の議決を経て、昭和三〇年七月二〇日、それぞれ荒尾市および長洲町に編入された。

3 合併条件および協定事項

清里村有財産処分

第一 中学校、小学校、保育所の敷地建物（付属建物、工作物、教、保育資材一切を含む）は荒尾市、長洲町双方の共有とする。ただし、持分は清里村の分割区域、人口、保育児、児童、生徒数の割合による。

付帯条件

- (一) 荒尾市、長洲町は共有物を中心として市町の一部事務組合を組織、従来の用途に従い教、保育の管理をなす。
 - (二) 組合議会議員の数は、双方同数とする。
 - (三) 組合費は、教、保育児童及び生徒数の割合により双方の負担とする。
 - (四) 荒尾市、長洲町は、保育所の管理は、教育委員会に、学校は組合に委任するものとする。
 - (五) 組合は、共有物の分割と共に解散する。
- 共有は昭和三十一年三月末日までとし、持分の分割は不可分物としてその帰属は双方協議の上決定する。
- 第二 役場敷地並に建物、住宅建物は長洲町に移譲する。ただし、器材は双方協議の上分割を決定する。
 - 第三 村有敷地は長洲町に移譲する。
 - 第四 村有山林および基本財産（現金および有価証券）は荒尾市に移譲する。
 - 第五 消防器材および諸物品は現地保管の通り分割する。
 - 第六 起債債務の年次負担は第一号（三）の例により組合において処理し、共有分割、組合解散の際の残額は第一号本文の例による。

清里村の要望事項

- 一、事実上の要望事項
 - 1 道路の新設および改修
 - ト 下井手、長洲線の桜山を経て長洲駅に通ずる道路の新設二、〇〇〇メートル
 - ト 高浜部落より、牛水に至る道路新設一、〇〇〇メートル
 - ト 清里村中央線の改修
 - ト 水野より梅田を経て長洲駅に通ずる道路の二、五〇〇メートルの改修
 - ト 牛水中区より吸田の農道改修一、五〇〇メートル

5 合併時の関係市村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署	業態 の割合						面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分
	計 千円	その 他 千円	農 産 千円	鉱 産 千円					高 等 学 校	中 学 校		都市的 業態			その他 業態						
												商 工 業 人	その 他 人	計 人	農 業 人	その 他 人	計 人				
二、三八〇、七七〇	一九五、七三三	三五九、九〇〇	一、八二五、一四八	一	四〇七、九二〇	二六、六八〇	四四、四二一	一三三、三五五	一	共有一四	二三	一五、三九四	二五	五五、五四	一八、九〇七	三六、六七	六三・二四	一四、〇六五	六九、二六	荒尾市	
二、三三四、三〇七	一九四、二二七	三〇五、一七一	一、八二四、九〇九	一	三九四、六五六	一一、二四九	四四、一七八	一九、六九五	一	四	二三	二一、三七九	二二、一四〇	五三、六四〇	一七、八四八	三五、七九二	五九・〇五	一三、四九四	六六、〇一九	荒尾市	
五六、四六三	一、四九五	五四、七二九	二二九	〇	一三、二六四	五、四三二	二二三	三三、六二〇	〇	共有一	〇	三、〇一五	三三、〇〇三	一、八八四	一、〇五九	八二五	四・一九	五七一	三、一九七	清里村	

4 合併時の三役及び正副議長

市村名	長	助役	収入役	議長	副議長
荒尾市	坂田 昌亮	関島 増男	鍛崎 住八	古閑 幹士	田添 国男
清里村	島田 一馬	田上 春次	池田 昇	官脇 栄	宮田 孝治

- 1 中学校は出来る限り現状維持、学区制改革の場合は清里村地区に新設のこと。
 - 2 清里村役場を清里支所に位置すること。
- 二、その他の要望事項
- 2 小学校の建築
- 元有明蔵満より牛水三区に至る農道一、二〇〇メートルの改修
牛水海岸線の新設一〇〇メートル
浦川菜切川改修事業する。

水^{みな}
俣^{また}
市^し



(市 役 所)

一 概 況

県の最南端に位置する、人口二六、九七八（平成二二年国勢調査）、面積約一六三平方キロメートルの市である。北は葦北郡芦北町及び津奈木町、南は鹿児島県の出水市及び伊佐市、東は球磨郡球磨村に接し、西はリアス式海岸となって八代海に面している。市の三方は、矢筈山、国見山、大関山などの山嶺に囲まれており、水俣川が地域の中心を東西に流れて八代海に注いでいる。市街地は水俣川河口部に広がる平坦地を中心に形成されており、JNC（旧チッソ）水俣製造所など化学工業関連の工場などが市街地に隣接して立地している。

主な産業としては化学工業・農林業などがあげられる。産品は、化学工業製品として液晶材料・有機シリコン化合物などのフラインケミカル、化学肥料、合板があり、ICの生産拠点にもなっている。農産物では、サラダ玉ねぎやお茶、甘夏、デコポンなどの柑橘類などがあげられる。

交通面では、第三セクターによる肥薩おれんじ鉄道および国道三号が縦断し、平成一六年三月には、九州新幹線新水俣駅が開業し、利便性が向上している。

観光資源として、市内に、海の「湯の児温泉」と山の「湯の鶴温泉」の二つの温泉地を有している。全国桜の名所百選にも選ばれた湯の児海岸道路の桜並木、湯の鶴の七滝、寒川水源、誰でも気軽に楽しめる太刀魚釣りなどのほか、徳富蘇峰・蘆花兄弟の生家などがある。

また、エコパーク水俣（水俣湾埋立地）には、バラ園、竹林園など、道の駅に指定された観光物産館があり、観光客の周遊拠点となっている。

二 市名の由来

「みなまた」の地名は、古くから『延喜式』（九二七年）『和名妙』（九三〇年代に成立）にも記されている。

吉田東伍博士が『大日本地名辞書』に「葦北郡水俣郷、今水俣村即是なり、津奈木の南にして、江山自ら一郷を成す。佐敷の南四里半、薩州米之津の北三里半の此地は西南州郡界の山谷より溪潤出で来たりて、其水数詠と為りて海湾に入る。

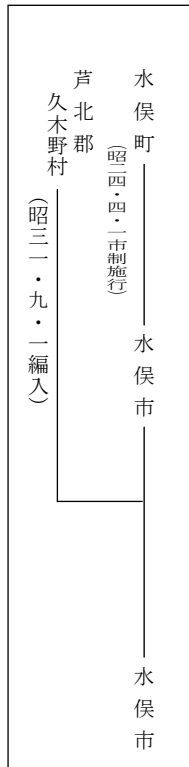
水俣の本義即ち之に因る」と記しているように、「みなまた」の地名は、水俣川・湯出川などがこの地で合流し、水が「股」になっている様子に由来するものである。

三 平成の合併検討経緯

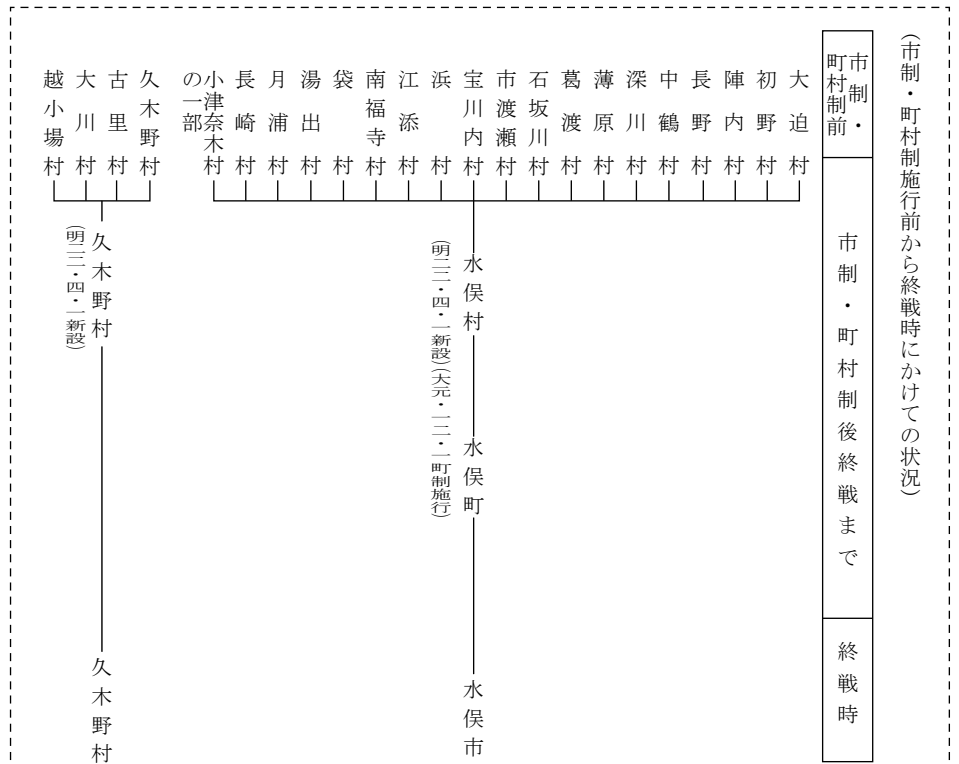
平成一二年三月の県市町村合併推進要綱の公表以後、当地域においては、まず水俣・芦北一市三町での検討がスタートしたが、田浦町・芦北町の合併検討が先に具体化した。水俣市は、合併には前向きな姿勢を見せ、隣接する津奈木町との合併協議を模索していたが、津奈木町における住民投票で、水俣市との法定協議会設置反対が過半数を占めたため、協議会の設置には至らず、事実上これにより合併特例法下での合併検討は終息した。(第二編「水俣・芦北地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 水俣村

戦国時代には、肥薩両国の勢力争いの地であり、徳川中期には、頼山陽など文人墨客の往来があつて文化的にも栄えた。

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、大迫村、初野村、小津奈木村は第一三大区第九小区に、陣内村、深川村、長野村、中鶴村、薄原村、市渡瀬村、葛渡村、石坂川村、宝川内村は第二三大区第一〇小区に、浜村、江添村、南福寺村、袋村、月浦村、湯出村、長崎村は同大区第一一小区に属していた。一二年の郡区町村編制法の施行の際も、三つの戸長役場の下に分かれた。すなわち、小津奈木、初野、大迫の三か村は田川、湯浦、津奈木、岩城の四か村とともに、陣内、長野、中鶴、深川、薄原、葛渡、石坂川、宝川内、市渡瀬の九か村は久木野、古里、大川内、越小場の四か村とともに、浜、南福寺、江添、月浦、袋、長崎、湯出は七か村でそれぞれ行政区域とされた。二二年の町村制施行に伴い、前記一九か村(小津奈木村は、元水俣郷に属した部分)が合併し、郷名をとつて水俣村(人口一二、三〇三人、村長深水頼寛)が発足した。当時、水俣は製塩が盛んであり、また、みかん園なども造成されるようになり、天草から大口、牛尾両金山へ動力石炭を輸送する船と馬車でにぎわっていた反面、大半の村民は零細な農漁業や官有林払下げの下請労務などに従事していた。同三七年頃から海岸埋立工事などが始まり、四一年には、工場誘致によつて現在のJNC(旧チソ)水俣製造所の前身である日本カーバイト商會が設立された。

大正元年(一九一三)二月、水俣村は町村制を施行し、(人口一五、〇〇〇人、戸数二、七〇〇戸)昭和二年四月一日、市制を施行した。

(二) 久木野村

旧藩時代は、一小村で、惣庄屋によつて統合された。伊藤氏が、湯浦村より着任して以来五代続けて惣庄屋であつたが、維新後、水俣郷に併合され明治七年(一八七四)の改正大小区制下においては、久木野村、古里村、大川内村、越小場村は第一三大区第一〇小区に属した。明治一二年、郡区町村編制法の施行により、久木野、古里、大川、越小場の四か村は、陣内村などともに一三か村で一行政区域となつたが、一四年には、この四か村が久木野村列として一行政区域となり、戸長役場が置かれた。二二年、町村制の施行に伴い、この四

か村が合併して久木野村として発足した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

当初の県の試案では、水俣市は、隣接の津奈木村、久木野村を編入することとなつていた。人口三千余の久木野村は、地理的にみて水俣市以外の合併は考えられなかったが、同村は、当時二億六千万円の基本財産(山林)を有し、年間五百万円程度を恒久的に伐採売却し得るので、村財政に関する限り、将来にわたり健全財政を維持できるということと、村民は合併に対し無関心であつた。しかし、県地方事務所の指導と全国的な町村合併の動向により、ようやく合併の気運が盛りあがるとともに、水俣市の合併に対する理解ある態度は、住民に安心感をあたえた。

昭和三十一年(一九五六)三月、県のあつせんで合併に関する最初の話し合いがもたれ、同年五月、第一回の合併促進協議會が開かれて合併条件の大綱を決定し、七月三日、知事に編入の申請を行い、九月一日編入となつた。

津奈木村との合併は、両市村とも熱意がなく、合併は行われなかつた(津奈木町の項参照)。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和三十一年九月一日

(二) 支所

1 久木野村役場に支所を置く。

2 支所においては、次の事務を行う。

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 証明に関する事務

ウ 主食配給に関する事務

エ 市税その他徴収に関する事務

(三) 議会の議員

1 議員の定数および選挙に関する事項

促進法第九条第二項により、議員の定数を三人増加する。

2 前号の三人の選挙区は、久木野村の区域とする。ただし、前号の選挙区は、

合併と同時に挙行する選挙の際に限り設けるものとする。

(四) 農業委員会委員

久木野村の選挙による農業委員については、促進法第九条の三の規定に基づき、その互選による三人を水俣市の選挙による農業委員として水俣市農業委員会の委員の残任期間引き続き在任せしめる。

(五) 教育委員会委員

久木野村の選挙による教育委員については、促進法第九条の二の規定に基づき、その互選による一人を水俣市の選挙による教育委員として、水俣市の教育委員会の選挙による委員のうち残任期間の短いものの残任期間引き続き在任せしめる。

(六) 一般職員の身分取扱い

1 合併の際現にその職にある久木野村の村長、助役、収入役、教育長および一般職員は、合併と同時に失職するが、引き続き水俣市の一般職員として身分を保有せしめ、一般職員の久木野村における勤続年数は、これを通算する。

2 久木野村の退職手当支給条例を水俣市職員退職手当支給条例なみに改正し、合併前後の退職の時期によって退職者が不利益をこうむらないよう措置する。

3 一般職の職員で、合併後一年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとし、昭和三一年八月末日までに退職を申し出た者の退職金は、久木野村で支給する。

- ア 昭和三十一年八月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇
 - イ 昭和三十一年一月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一八〇
 - ウ 昭和三十一年二月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇
 - エ 昭和三十一年八月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一三〇
- 4 合併前に退職する特別職の退職手当は、久木野村において支給する。

(七) 嘱託員

久木野村の嘱託員の定数、手当額は、現在のまま継承し、水俣市の駐在事務所長の任期更新の時に定数、手当を考慮する。

(八) 債権債務

久木野村の債権、債務は、明細書通りすべて継承する。

(九) 財産処分

久木野村有の基本財産(林野)は、財産区を設置し、その他の久木野村の有する一切の財産は、水俣市に引き継ぐ。財産区に対する協定書は、別記の通りである。

(一〇) 消防団

副団長一名を増員して、これを久木野村より任命し、分団の組織はそのままとする。待遇等は、水俣市と同一とする。

(一一) 税率

課税済のものは、本年度に限りそのままとする。未課税のものは、水俣市と同じ税率とする。来年度からは、全部水俣市と同じ税率とする。

(一二) 大字の名称

大字の名称および区域は、従来そのままとする。

(一三) 国民健康保険

1 久木野村国民健康保険事業は、水俣市に統合する。

2 久木野村国民健康保険運営協議会は解消するが、水俣市国民健康保険協議会委員については、将来別途考慮する。

3 久木野村営の簡易水道事業は、水俣市に統合し、料金等は、検討する。

4 久木野村診療所は、水俣市立病院の分院とする。

5 久木野村に駐在保健婦を配置する。

(一四) 公民館

久木野村公民館は、水俣市公民館の分館として存置する。分館長は、久木野村教育長を充てる。

(一五) 小・中学校の通学区域

通学区域は現在そのままとし、湯浦町古石、上小場から現在通学中のもの、これを認める。

(別記)

財産区に関する協定書

水俣市と久木野村の合併促進協議会の協議により次の通り協定する。

(一) 久木野村有林(原野、採草地を含む)は財産区とし、水俣市と財産区の収入の割合は、施業案に基づき処分等に要する経費を控除した純益金のそれぞれ

業 態 別 割 合						面 積 平 方 米	戸 数	人 口	区 分	
都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						水 俣 市	関 係 市 村
計	農 業	そ の 他	計	そ の 他	商 工 業					
九、八六五	九、一三七	六、二三八	四〇、二七二	二七、九九八	二二、二七四	一六四・〇一	一〇、一七一	五〇、〇九七	水 俣 市	久 木 野 村
七、〇〇九	六、四九三	五、六	三九、八三〇	二七、七九八	二二、〇三二	二四・〇〇	九、五六二	四、八三九	水 俣 市	久 木 野 村
二、八五五	二、七四四	一、三	四四・二	二〇〇	二四・二	四〇・〇一	六〇九	三、二五九		

5 合併時の関係市村の現況表

市村名	長	助 役	収 入 役	議 長	副 議 長
水俣市	橋本 彦七	大崎 金平	徳富万登躬	尾田 学	原 斗蔵
久木野村	吉井喜三郎	大川 栄喜	古里 等	南 恒雄	森山 寿蔵

4 合併時の三役及び正副議長

- れ次に掲げる割合とする。
- 1 水俣市、純益金の二割
 - 2 久木野財産区 純益金の八割
- (二) 財産区の区域内の公共施設の改修に要する資材としての原木の供給は、従来の慣習の通り認める。
- この場合、予め財産区管理者の承認を得るものとする。
- (三) 水俣市および財産区は、前項に定めた協定を忠実に履行するものとする。
- この協定は、昭和三十一年九月一日から施行する

官 公 署	中 学 校 以 上 の 学 校		国 税 納 税 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	前 年 度 予 算 総 額 千 円	会 社、工 場、事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)	生 産 額		
	中 学 校	高 等 学 校					計 千 円	農 産 千 円	工 産 千 円
三 四	六	一	一四〇、四〇二	九七、五二三	二五〇、九八六	三	四、五六〇、〇〇〇	二九六、七八〇	四、五六〇、〇〇〇
三 三	五	一	一三七、八八四	九六、二四九	一三五、三五三	三	四、五六〇、〇〇〇	二五四、五〇〇	四、五六〇、〇〇〇
三	一	一	二、五二八	一、二六四	一五、六三三	一	一	四、二八〇	一

玉^{たま}
名^な
市^し



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年一〇月三日、玉名市、岱明町、横島町、天水町が合併し、人口六九、五四一（平成二二年国勢調査）、面積約一五三平方キロメートルの新「玉名市」が誕生した。本市は、熊本県の北西部に位置し、南は熊本市、東は玉東町及び和水町、北は南関町、西は荒尾市及び長洲町にそれぞれ接し、南西は有明海に面している。

地域の南東部には金峰山塊がそびえ、その西麓にはなだらかな丘陵地帯が広がっており、柑橘類の栽培が盛んである。みかん山から西を望めば、有明海を挟んで雲仙普賢岳が相対し、天草諸島から背振山系に至る有明海が一望できる。眼下には市の中央部を貫流する菊池川が滔々と流れ、有明海に注ぐ。菊池川が運んだ土砂は広大な干潟を形成しており、豊かな生態系を育むとともに、海苔やアサリの養殖が盛んである。干潟では中世から昭和に至るまで干拓が盛んに行われてきた。旧玉名干拓施設群は、明治期の遺構として、全国有数の規模と良好な保存状態から国指定文化財となっている。広大な干拓地は豊かな穀倉地帯であり、近年ではイチゴやトマトなどのハウス園芸が盛んである。更に菊池川と市の中心部を挟んだ北側には、小岱山系の山々と麓の丘陵地帯の濃い緑が望まれる。山系に源を発する境川や行末川が流れ、海辺には県北唯一の鍋松原海水浴場がある。

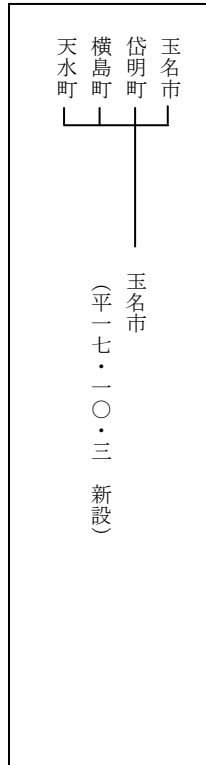
玉名市域は、菊池川の恵みとともに栄えてきた。自然の恵みのみならず、水上交通が主流であった時代には、有明海を介して朝鮮半島や近畿地方へも直接結ばれていたと考えられ、大坊古墳や永安寺東・西古墳などの装飾古墳をはじめ、数々の国指定文化財がその栄華を今に伝える。中世には、河口港である伊倉と高瀬が海外への窓口として栄えていた。近世には熊本藩の高瀬御蔵が置かれ、菊池川流域の米が大阪へと搬出され、藩財政を支えていた。今も残る港の遺構は、「俵ころがし」と呼ばれ親しまれている。その後、鹿児島本線が敷設され鉄道運送が主流となり、自動車交通の発達とともに、国道二〇八号線、五〇一号線が整備され、交通の要衝としても栄えてきた。交通の利便性や農業生産、豊富な人材を背景に、伝統を持つ海苔加工を始め、近年は自動車関連などの工業生産も盛んである。また、玉名温泉、小天温泉など良質な温泉にも恵まれ観光資源となっている。九州新幹線の新玉名駅も設置され県北の要としての位置にある。

二 市名の由来

昭和の合併の際、市域が玉名郡の中心地で、官公庁が集積しており、これら官公庁冠称に玉名と名付けているものが多かったことから、新市名には、郡名の「玉名」をとることが最も適切であるとして、「玉名市」と決定された。平成の合併協議においては、郡市一市八町の合併協議会は、新市名を公募のうえ小委員会、「有明市」「城北市」「玉名市」「玉杵名市」「たまな市」の候補が協議会に提案され、最終的に「玉名市」「玉杵名市」の二候補について、協議会委員の投票により「玉名市」と決した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町の状況



(一) 玉名市

昭和二九年四月一日、玉名町ほか一二町村が合併してできた市で、その後南関町との境界変更を経て近年に至った。面積は約九二平方キロメートルである。有明海に面した平坦地で、県北地域の官公書や交通の拠点のひとつとして機能した。

(二) 玉名郡岱明町

昭和三〇年四月一日、四村合併により岱明村が誕生し、昭和四〇年になって町制を施行した。面積は約二三平方キロメートルである。

(三) 玉名郡横島町

明治二二年四月一日に二村合併により横島村が誕生し、その後は昭和四三年一月一日に町制を施行している。面積は約一七平方キロメートルである。旧藩時代からの干拓工事により陸地を形成するに至った地域である。

(四) 玉名郡天水町

昭和二九年一〇月一日、二村合併により天水村が誕生し、昭和三五年に町制を施行している。面積は約二二平方キロメートルである。丘陵地帯における柑橋類などの栽培で知られる。

2 検討の経緯

平成二二年三月に県が示した市町村合併推進要綱においては、玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町の一市四町の合併パターンが示された。実際の検討では、玉名郡のほか四町もこれに加わり、平成一四年五月、玉名郡市一市八町での任意協議会が発足した。同年一月、横島町、天水町、玉東町が、三町合併を推進するとして一時離脱したが、平成一五年初頭には、再度一市八町が結集しての法定協議会の設置に至った。その後、一年半を超える合併協議会が続き、大部分の協議を終えたものの、新市における財政計画の調整が不調に終わり、平成一六年一〇月、玉名地域一市八町での法定協議会が休止。新たな合併枠組みが模索された結果、玉名市周辺の一市三町の意向が一致、具体的な協議に着手し、平成一七年三月に県への廃置分合申請が行われ、同年一〇月三日、新「玉名市」が誕生した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

玉名市、岱明町、横島町及び天水町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年一〇月三日とする。

(三) 新市の名称

新市の名称は、「玉名市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 新市の事務所の位置は、玉名市とし、当分の間、玉名市繁根木一六三番地

(現・玉名市役所)とする。

- 2 現在の岱明町、横島町及び天水町のそれぞれの庁舎に支所を置くものとする。
- 3 各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併までに調整する。
- 4 新庁舎の建設については、交通の事情及び他の官公署との関係など市民の利便性並びに新市の財政状況等を考慮しながら、早期に新庁舎の候補地を選定し、建設するものとする。

(五) 財産の取扱い

- 1 公有財産については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 物品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 基金については、合併時の保有額をすべて新市に引き継ぎ、原則として各市町の平成一五年度標準財政規模の二〇%相当額を新市の基金として確保する。
- 4 債権及び債務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 岱明町の陸合財産区が所有する財産については、財産区有財産として現行のとおり新市に引き継ぐ。

(六) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。(略)

(七) 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を設置しない。ただし、合併後の住民自治の強化及び行政と住民との協働によるまちづくりの推進等を目的として、新市において地方自治法第二百二条の四の規定に基づく地域自治区を旧市町ごとに設置するものとする。

(八) 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法九十一条第一項、第二項及び第七項に定める新市の議会の議員の定数は、二六人とする。ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、三〇人とする。

なお、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項(定数に関する特例)及び第七条第一項(在任に関する特例)は適用しない。

- 2 公職選挙法第十五条第六項による選挙区は設けない。

(九) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち三〇人は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年七月三十一日まで引き続き新市の農業委員会による委員として在任する。

新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を三〇人とし、農業委員会等に関する法律第十条の二第二項に規定する選挙区を設ける。選挙区は六とし、現在の玉名市に従前の区域と同じ範囲で三選挙区並びに岱明町、横島町及び天水町にそれぞれ一選挙区を設ける。

(一〇) 地方税の取扱い

- 1 個人市民税の納税義務者、税率及び特別徴収の方法による納期については、現行のとおりとする。

普通徴収の方法による納期については、地方税法第三百二十条の規定に基づき、六月、八月、一〇月及び一月とする。ただし、合併する日の属する年度については、旧市町の例による。

- 2 法人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第三百二十二条第二項及び第三百十四条の六第一項の規定に基づき、均等割及び法人税割共に制限税率とする。ただし、合併する日の属する年度及びこれに続く五年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第十条第一項の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。

- 3 固定資産税の納税義務者、税率及び免税点については、現行のとおりとする。納期については、地方税法第三百六十二条第一項ただし書の規定に基づき、五月、九月、十二月及び二月とする。ただし、合併する日の属する年度については、旧市町の例による。

- 4 軽自動車税の納税義務者及び納期については、現行のとおりとする。税率については、地方税法第四百四十四条第一項の規定に基づき、標準税率とする。ただし、小型特殊自動車は現行のとおりとする。

また、標識のき損等にかかる弁償金については、玉名市の例による。

市町名	長	助役	収入役	議長	副議長
玉名市	高寄 哲哉	内藤 博道	有働 利昭	堀本 泉	岡本 貞夫
岱明町	松倉 秀美	畠田 隆	倉崎 敏勝	松田 憲明	瀬崎 正信
横島町	立野 興一	松本 稔彦	島崎 洋一	三津家 弘一	石本 一喜
天水町	吉田 勝也	内田 靖信	小田 芳喜	中村 亘	松村 研也

4 合併時の三役及び正副議長

- 4 再任用制度については、玉名市の例による。
- 3 職員の職務及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
- 2 常勤の職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 1 一市三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (二) 一般職の職員の身分等の取扱い
 - 1 一市三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
 - 2 常勤の職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
 - 3 職員の職務及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
 - 4 再任用制度については、玉名市の例による。
- 9 都市計画税の納税義務者、課税標準及び税率については、当分の間、現行のとおりとする。
- 納期については、固定資産税の納期と同様とする。
- (一) 一般職の職員の身分等の取扱い
 - 1 一市三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第十条第一項の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
 - 2 都市計画税の納税義務者については、玉名市の例による。ただし、合併する日の属する年度については、市町村の合併の特例に関する法律第十条第一項の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
 - 3 都市計画税の納税義務者、課税標準及び税率については、当分の間、現行のとおりとする。
 - 4 再任用制度については、玉名市の例による。
- 8 入湯税の納税義務者については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、徴収猶予等は新市に引き継ぐ。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

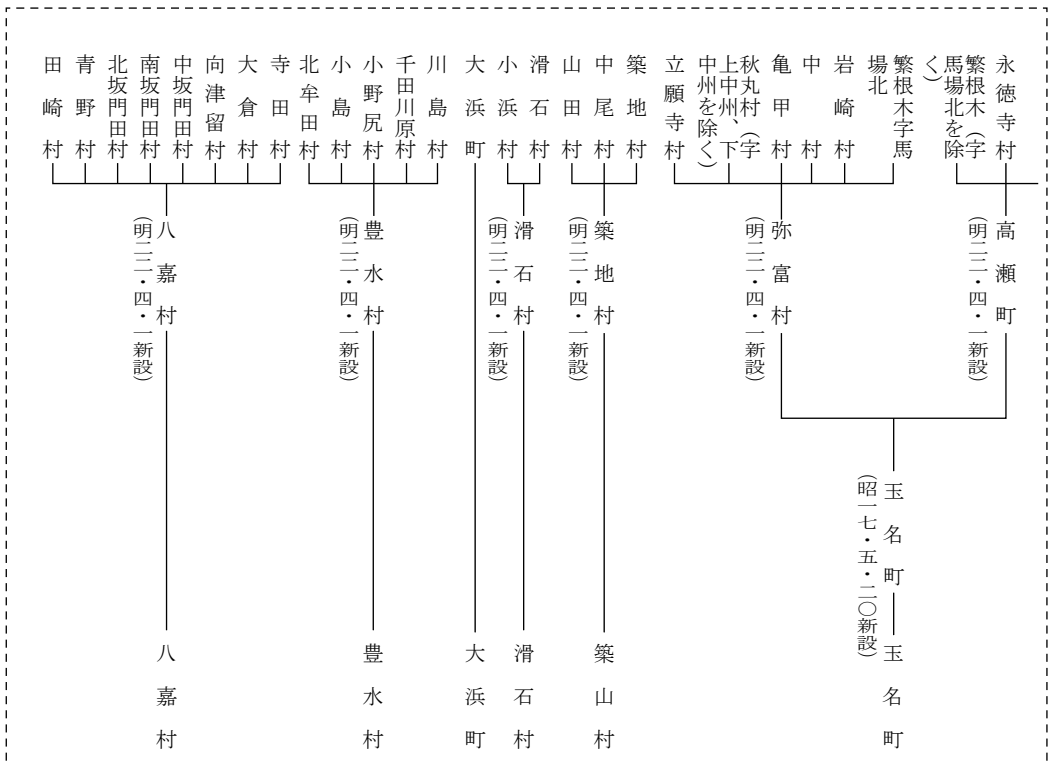
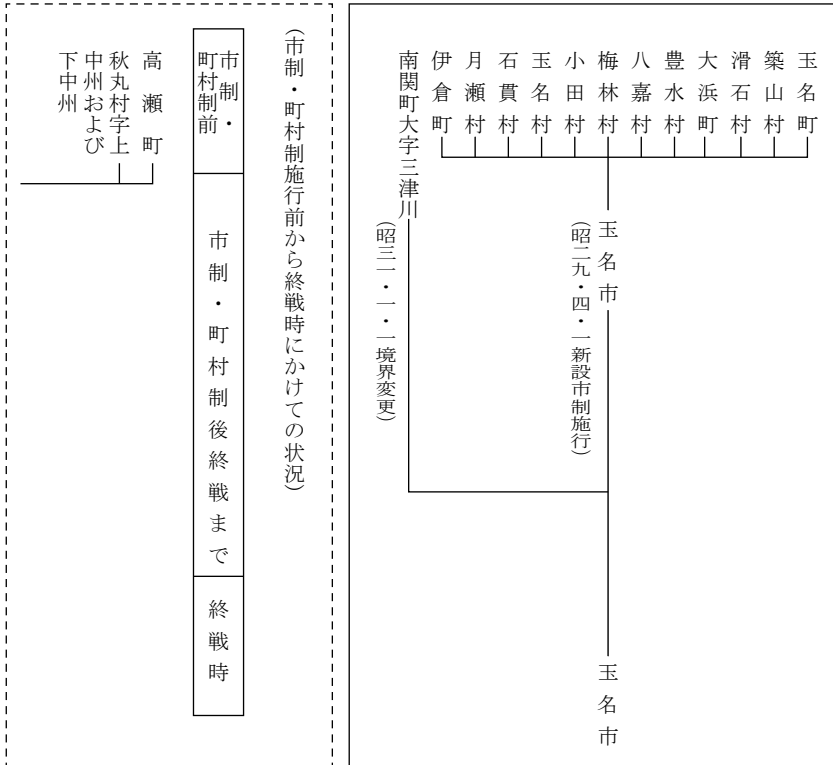
5 合併時の関係町の現況表

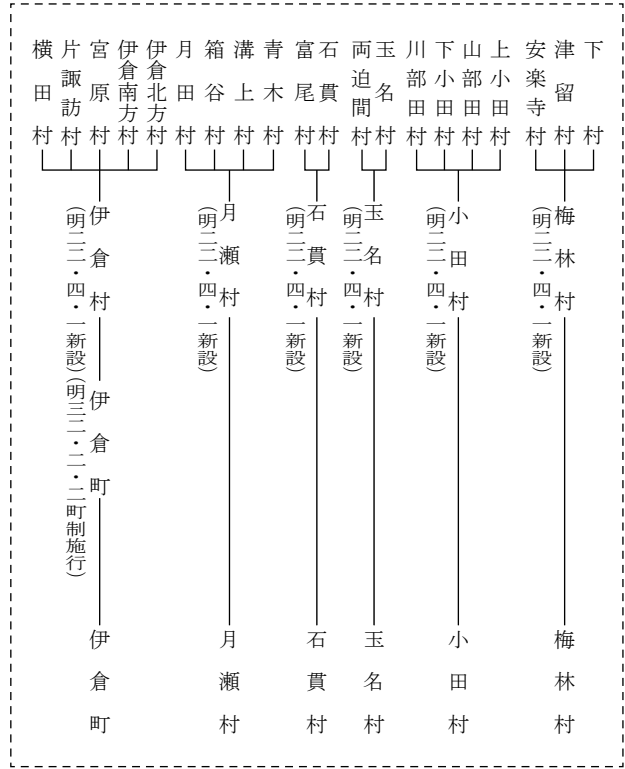
区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (km ²)	業 態 生 産 業 の 割 合			市町村税納税額 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	中 学 校 以 上 の 学 校		
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)			計	中 学 校	高 等 学 校
玉名市	七、〇〇三	二、三七四	一五、五三	六、八四七	一〇、五五九	一七、四九八	五、七四五	五	六		
玉名市	四五、一三二	一五、八一	九、二九	二、四二三	六、六五八	一一、〇四九	四、一六一	三	三		
岱明町	一四、二七七	四、六三八	二、三一	九、九七	二、六五一	三、二〇九	八七〇	二	一		
横島町	五、六二六	一、四三九	一、六九五	一、五〇〇	六〇六	九二	三三〇	〇	一		
天水町	六、八五八	一、八八六	二、二四八	一、九八七	六四三	一、三二九	三、三三六	〇	一		
計	一四七、九七五	四七、九三三	一四、七三三	一〇、四一七	二九、〇七六	四七、九三三	二九、〇七六	一四	一四		

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧玉名市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革





(一) 玉名町

旧高瀬町は、肥後五か町の一つとして、寛永年間より明治まで、当地方の中心であり、昭和二年（一七六五）以降、郡代の支配に入ることなく、直接高瀬町奉行の統治を受けた。明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、この区域は、後築山村となった中尾村を含めて第七大区、第八小区をなしていた。明治二年、郡区町村編制法施行により、高瀬町は単独で、岩崎、立願寺、秋丸、河崎の各村は中尾村とともに、繁根木、中、亀甲、永徳寺は四か村でそれぞれ一行政区をなし、戸長役場が置かれたが、一七年の改正により高瀬町を除く他の九か村は一戸長役場区域に変更された。二二年、町村制の施行により、前記の中尾村を除く九か村が合併して高瀬町と弥富村になり、昭和七年、この両村が合併して玉名町となった。

この町は、寛永の頃から玉名地方における政治、経済、文化、交通の中心と

して栄えたのであるが、明治二十四年に開通した九州鉄道（四〇年七月に国鉄となる。）が菊池川の水運を利用した帆船に代わってからは、町勢は一時衰微した。その後、立願寺温泉（現在の玉名温泉）が開発され、温泉郷として飛躍的に発展し、高瀬町、弥富村合併当時には、戸数約二千、人口約一万となっていた。

(二) 築山村

寛永一一年（二六二四）、手永制が設けられると、当地は、玉名郡坂下九左衛門手永に属するところとなり、後、坂下手永に改称され、惣庄屋のもとにあつて、築地、山田、中尾の庄屋によつて治められることとなった。明治三年（一八七〇）、庄屋の制度が廃止されて里正が置かれ、五年四月には戸長が置かれた。一二年、郡区町村編制法施行により、中尾村は立願寺村等とともに、また山田村および築地村は二か村でそれぞれ一行政区を形成し、一七年の行政区の改正により、中尾村は繁根木村列に加えられた。二二年の町村施行により、築地、山田、中尾の三か村が合併し、制築地の築、山田の山をとつて築山村とした。

(三) 滑石村

本村は、明治二年、小浜および滑石の二か村合併によりできた村であるが、手永制のもとにおいては、坂下手永に属し、小浜、滑石に庄屋がおかれ、村民は、概ね農業・漁業・船宿に従事していた。また、菊池川河口の晒には異国船、拔荷等の取締りのため津会所があつた。明治七年（一八七四）の大小区制の下では、第七大区、第一〇小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により、小浜、滑石の二か村で一行政区をなし、二二年の町村制施行に伴い、両村が合併して滑石村となった。また、同二九年には、共和地区が干拓されて本村に編入された。

(四) 大浜町

細川氏の領地となつてからは、玉名郡代のもとで、伊倉孫左衛門手永の支配下にあり、のち小田手永に属するところとなった。概ね庄屋は世襲制であつて、大浜町の庄屋は永田氏が継いでいた。旧藩時代には、新地の造成が相次いで行われるなど産業の基礎が固められ、また、明治維新の頃までは、菊池、合志、山鹿、山本、玉名の五郡の物資の集散地として栄えたが、陸上交通の発達によつてさびれ一農村となった。

明治十二年（一八七九）郡区町村編制法施行に際して単独で一行政区区域をなし、本町に戸長役場が設けられた。一七年の改正で川島村ほか四か村とともに一行政区区域となったが、二二年の町村制施行に伴い、独立して大浜町となった。二二年、二四年には、鳥帽子地区、末広地区がそれぞれ干拓されて本町に編入された。

(五) 豊水村

本村内の小島、千田川原、小野尻、川島、北牟田のうち、小島、千田川原、小野尻村は、すでに室町時代にできていた。それ以外の各村は、菊池川の渚であつたが、加藤清正が河川改修をして造つた村で、伊倉荘のうちに入れられ、細川時代には小田手永に属していた。明治三年（一八七〇）七月の藩改革に際し、小田手永は小田郷と改められ、七年の大小区制の下では、川島、千田川原、小野尻、小島、北牟田の各村は、伊倉北方村ほか八か村とともに白川界第七大六区第三小区となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、前記五か村で一戸長役場区域となり、一七年の改正により、大浜町を加えて一行政区区域とされたが、二二年の町村制の施行に伴い、大浜町を除く五か村が合併して豊水村となった。

(六) 八嘉村

旧藩時代は小田手永に属し、明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、寺田、向津留、桃田、立山の各村は第七大区第三小区に、北坂門田、南坂門田、中坂門田、青野、田崎の各村は第四小区にそれぞれ属していた。明治九年、桃田村と立山村は合併して大倉村となった。明治十二年、郡区町村編制法施行により、向津留、大倉、寺田の三か村と、北坂門田、南坂門田、中坂門田、青野、田崎の五か村はそれぞれ同一戸長役場区域となっていたが、一七年の改正でこの両区域を合わせて一戸長役場区域とされ、二二年の町村制施行の際、この八か村が合併して八嘉村となり、旧寺田村の榎木原に役場を置いて事務を行った。

(七) 梅林村

旧藩時代は内田手永に属し、安楽寺村、下村、津留村があり、それぞれ庄屋がいた。明治七年の改正大小区制では、木葉町などと共に第七大区五小区に編入された。

明治十二年、郡区町村編制法施行により、津留村、安楽寺村および下村が一

戸長役場区域となり、行政が行われたが、二二年の町村制施行に伴い、同一行政区区域をなしてきた前記三か村が合併して梅林村となった。

(八) 小田村

細川時代、手永制が設けられると、小田地方は内田手永に属するようになった。

明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法の施行により、川部田、下小田、山部田、上小田の四か村に、現在菊水町に属する瀬川村を加えて五か村が一戸長役場区域を形成し、行政が行なわれたが、明治二二年の町村制の施行に伴い、瀬川を除く四か村が合併して小田村となった。

(九) 玉名村

加藤家時代には、郡奉行平井十兵衛が当地の治政に当り、細川氏の治世下では、迫間村、玉名村、寄名村、下社家村となり、内田手永に属していた。

明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法の施行により、玉名村と両迫間村で一戸長役場区域となったが、一七年の改正で二二年に月瀬村となった区域とともに、一戸長役場区域とされた。明治二二年、町村制の施行に伴い、玉名村と両迫間村が合併して玉名村となった。

(一〇) 石貫村

旧藩時代、本村は、内田手永惣庄屋の支配下にあつたが、明治三年（一八七〇）、藩政改革により庄屋に代わって里正が置かれ、さらに五年に里正を廃して戸長が治めるところとなった。七年の大小区制においては、第七大区第七小区に編入された。一二年、郡区町村編制法施行により、富尾、石貫両村は、同一行政区区域を形成し、二二年、両村は合併して石貫村となった。

(一一) 月瀬村

藩政時代は、内田平永惣庄屋の支配下にあつた。

明治七年（一八七四）、大小区制の改正によって、石貫村、玉名村の地域とともに第七大区第七小区に編入され、戸長の統治を受けたが、同一二年、郡区町村編制法の施行により青木、溝上、月田、箱合の四か村は一行政区区域となり、一七年には、玉名村、両迫間村とともに一行政区区域とされたが、二二年、この四か村が合併して月瀬村となった。

(一二) 伊倉町

藩政時代には、玉名郡代の下に、小田手永惣庄屋の支配を受け手永会所が置かれた。明治七年の大小区制においては、第七大区第三小区に編入され、戸長の統治を受けたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、伊倉北方、伊倉南方、宮原、片諏訪、横田の五か村が、一行政区域を形成し、さらに二二年の町村制実施に伴い、五か村は合併して伊倉村となり、明治三二年二月一日、町村制を施行した。

(一三) 米富村のうち三津川

藩政時代には、川床村・福山村・石尾村があつたが、川床村は坂下手永に属し、福山・石尾村は南関手永に属し、各々惣庄屋の支配を受けた。明治七年(一八七四)の改正大小区制では、坂下・今・東今・下田原・柿原・南田原・上田原と共に第八大区五小区に編入された。同年の町村合併により川床・福山・石尾の三村が合併し、三津川村に改称された。明治二二年の町村制の施行に伴い四津原と合併し、米富村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月五日、県が示した町村合併試案によると、本地区は、横島、大浜および豊水ブロック、伊倉および八嘉ブロック、築山および玉名(町)ブロック、月瀬、玉名(村)、石貫、梅林および小田ブロック、滑石、高道および鍋ブロックのそれぞれに分かれて合併することとなっていたが、実際の合併の動きは、玉名町を中心としてこれら四ブロックにまたがる大規模なものとなり、合併と同時に市制施行を目指すものとなった。

この大合併への動きは、まず、昭和二八年一〇月二三日、玉名町の提唱で、滑石、大浜、豊水、八嘉、玉名(村)、石貫、築山、大野、睦合の町村長、議員一八〇名が立願寺に集まり、一〇か町村長議員合同合併懇談会を開いたことに始まる。この日の懇談会では、座長に玉名町長を選び、合併および市制施行の推進を申し合わせた。同年十二月に行なわれた全国地方課長会議において、自治庁は、町村合併と市制施行に關し当時市制の人口要件が三万であったが、近く五方に引き上げられる見込みであるため、市制を希望する地区は、早急に合併を進める必要がある旨発表した。このため同年一二月三〇日、玉名市合併促進協議会結成会を立願寺で行ない、これには、前回の懇談会参加町村のうち睦合村、大野村、築山村

を除いた七か町村に、新たに梅林、小田、月瀬の三か村と態度保留の形で築山(後に協議会加入)、大野の二か村が参加した。

この結果、この日出席した町村のうち大野、睦合の二村を除いた一か町村で合併を進めることになり、合併促進協議会の会長に玉名町長、副会長に八嘉、小田両村長を選出した。またこの会合には、伊倉町議長から「伊倉はこれまで小田郷一本の合併をはかってきたが、これを白紙にして玉名市合併へ参加することを町民大会や町議会で満場一致可決したのでよろしく。」との陳情があつたが、これについては町村長段階で決定することとして、協議会としての態度は保留した。

関係町村は、二九年一月六日、市制事務局を設置して、合併および市制施行の事務的な活動を開始した。同年二月一日、立願寺において協議会を開き、二九年四月一日を期して合併、市制施行することを決め、建設計画案、合併条件を審議決定し、それぞれの町村議会で可決する段取りとなつたが、さきに参加申し出のあつた伊倉町も、この回から協議会に参加したので、合併関係町村は一か町村となった。結局、一二か町村合併で話がまとまり各町村議会では、二月八日を最後に合併関係議案を議決し、ただちに県に申請書を出した。ところが、円滑に進むかみえな合併、市制施行の件は、合併関係議案を審議する昭和二九年三月二日の定例県議会開会当日になつて情勢が一変した。

すなわち、前伊倉町長その他の伊倉町民一〇〇名余が県議会議長に対して「二月八日の議会の議決(賛成九、反対四で建設計画案、合併条件を議決)は、住民の真意ではない。」と、合併反対の陳情をするとともに、有権者一、八〇〇名中、一、八〇〇名の合併反対署名簿を示した。

また、この動きを察知した玉名町長、伊倉町長はじめ一か町村長は、同日県議会控室に集まり、事態の收拾策を検討した。翌三月三日、伊倉町議長はじめ合併賛成の町民代表約五〇名は、県議会議長を訪ね、「合併反対は、個人的感情によるもので、村民の総意ではない。あのような反対は玉名市そのものの誕生を阻害することとなるし、またすでに小田、玉水などの小田郷も伊倉との合併を望まぬようになってくるから、玉名市合併に加わらねば伊倉町は孤立する結果になる。」と陳情した。この間の模様を当時の新聞は、『反対派がなした反対署名運動は、町議会が建設計画案を議決した二月八日直後から開始されていること、二七年町長選等からむりコールが、当時高裁で争訟中であり、前町長が、合併反対

の代表であることから多分に政治的な問題であり、このことを反映するかのよう
に、合併反対の陳情を受けた県議会内部でも、特別委員会を設置して議決を引き
延ばそうと策する案がでたり、伊倉町出身の参議院議員から全県議あて「伊倉町
を玉名市に合併する件否決せられんことを乞う」との電報が舞い込むなど、町村
合併に政党介入のにおいが強い。」と報している。

この間、伊倉町をこの段階で除外することにすれば四月一日と予定した玉名市
の誕生も危くなるというので、関係町村はもちろん県当局も日夜事態の收拾に努
めた。

この結果、三月八日、県議会では、約一〇〇名の反対陳情団がつかけるなかで
合併議案を上提し、直ちに総務委員会を付託した。

翌九日の総務委員会では、伊倉町の合併反対代表者から合併反対の、伊倉町長
および議長から合併賛成の、玉名市合併促進協議会副会長から合併促進の意見や
陳情をそれぞれ聴取した。こうしたいきさつの後、三月一二日、合併議案はよう
やく可決された。

また、旧米富村に属していた南関町大字三津川の区域は、南関町合併前の昭和三
〇年二月一三日、旧村議会において分村して玉名市に編入することを議決してお
り、すでに了解もできていたので、これに基づいて三一年一月一日、同区域は玉
名市へ編入された（南関町の項参照）。

3 合併条件および協定事項

- 一 合併の時期 昭和二十九年四月一日とする。
- 二 選挙区

市制施行後最初に行なわれる一般選挙に限り、旧町村区域を単位とする選挙
区を置くものとする。

- 三 助役の定数 一名とする。
- 四 財産の処分 一切の財産および負債は、新市に引き継ぐものとする。

- 五 農業委員会の統合整備
農業委員会法第五〇条の規定により、従前の区域をもって新市の農業委員会
の区域とする。ただし、現委員の任期満了と同時に統合を図るものとする。

- 六 議員の任期 現議員の任期は、昭和三〇年二月二十八日までとする。

七 伝染病院組合

現在の玉名町村外一七か町村の伝染病院組合を玉名市外七か村の一部事務組
合として伝染病院を運営するものとする。

- 八 大浜町、滑石村を各区域とする漁業協同組合が現に有する一切の漁業権を保
障し、町村合併後においても、これに対し、合併関係町村が入漁等将来その権
益を侵害しないものとする。

九 村有林

石貫村および築山村が有する山林については、新市に帰属後も従来の慣行を
尊重し、これより生ずる収入は優先的にその区域における公共事業などの財源
として使用するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

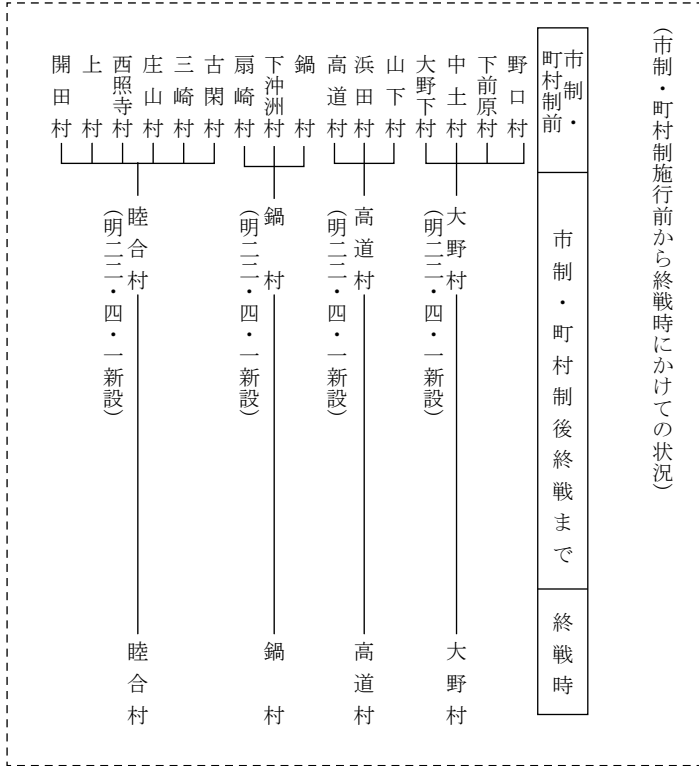
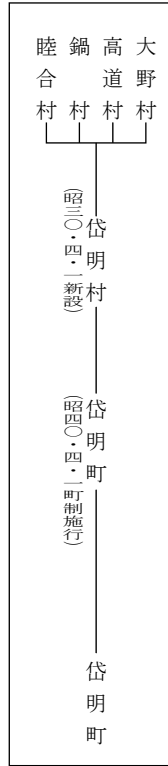
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
玉名町	坂口 武雄	松尾 巽	富永 広喜	猿渡 励蔵	滝川 螢治
築山村	高本 義則	一 嘉次郎	田畑 又雄	杉森 登	浦田 直記
滑石村	入江 俊治	北野 光雄	杉島 円	高本 健次	生森 松基
大浜町	木下 信之	木下 又人	堤 喜代次	本田 友一	森田 正人
豊水村	前田喜久男	一村 信彦	塘本 定	小山軍次郎	笠原 浩
伊倉町	寺真 均	堀川 改作	村上 貞彦	吉田 梅雄	東 徳四郎
八嘉村	大瀬 淳蔵	坂梨喜代次	坂口 学	上原 訓蔵	渡辺 次雄
梅林村	沼田 一	大谷 秀雄	福島 重雄	中島 菊平	牧野 伍一
小田村	大倉 五市	金光 友記	仲山 二	三次 一	西川 藤己
月瀬村	佐々木義憲		辛島 正人	猿渡 主計	高木 亀吉
玉名村	小原 清道		江口 敬之	荒木 久	飯塚 義雄
石貫村	仁田尾松蔵	平島 嘉添	下田 次男	森 友記	城戸 康喜

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税 額千円	国 税納税 額千円	上 の学校 高等学 校	中 学 校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平 方 米	戸 数	人 口	区 分														
	計 千円	農 産 千円	鉦 工 産 千円	そ の 他 千円								計 人	農 業 人	都 市 的 業 態		農 業 人	そ の 他 人					計 人	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人						
														商 工 業 人																計 人	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人
														商 工 業 人	計 人																				
二、七五五、六一	五、九四〇、〇二	一、五八六、二九	五、五二五、	三	一、六〇九、九三	八、二七四	一、六五一	四、二六二	三	五	四三	二、五、四二	一、九〇八	一、三、五三	三、一、七九	二、三、五五	二、九、四六	八、一、三	八、九、五五	四、七、二二	玉名市														
二、〇〇〇、〇六	三、九、五五	二、九〇九	五、五、四二	六	五、八七	三、〇九七	一、六三六	一、〇、〇	三	一	二七	五、四	一、六九	四、五	一、四、四〇	五、五、五	七、二	二、九、〇	一、四、七四	玉名町															
四、九、三九	三、三、三三	三、五、八八	一	一	七、〇、五	三、三、三	一、〇、〇	一、〇、〇	一	一	一	一、五、九	三、八	一、四、四	九、五	七、七	八、〇〇	四、二	二、四、四	築山村															
三、〇、四八	七、九、五	八、八、四四	一	一	一、四、一七	九、二、七	四、八、五	三、四	一	二	二	二、三、四三	五、九〇	一、五、三	二、三、五	二、〇、八	六、〇	八、六、五	四、七、八	滑石村															
二、六、九〇	六、〇、八	三、八、四五	一	一	七、四、七	七、〇、二	六、七、三	三、五、四	一	二	二	四、〇、三	九	三、二	三、六、五	一、七、五	三、四、〇	六、〇、〇	七、〇、四	四、〇、八	大浜町														
二、六、八八	三、三、四	二、三、五三	一	一	六、九、五	三、三、三	二、五、四	二、五、四	一	一	一	一、〇、〇	一、四	一、〇、九	八、七〇	二、五	四、〇	三、〇	三、〇	二、〇、〇	豊水村														
一、六、〇六	四、三〇	二、二、八四	一	一	八、八、五	四、四、四	二、三、三	二、三、三	一	一	一	二、〇、二	一、六	一、九、二	一、三、四	一、七、九	一、一、五	二、一、五〇	六、八	三、四、六	八嘉村														
三、七、五	八、三、五	〇、七、五	一、六、〇	一	九、一、九	四、六、九	二、〇、〇	二、九	一	二	二	一、九、六	九	一、八、七	一、一、七	一、七、九	七、五〇	五、五、四	三、一、三	三、一、三	梅林村														
九、四、四	二、五、一	九、三、二	一	一	七、〇、五	三、七	七、三	四、	一	一	一	一、八、九	四	一、四、六	四、五	一、二	四、〇	三、〇	一、六、四	一、六、四	小田村														
三、三、八五	三、三、八	一、八、六	一	一	六、五	三、六、三	二、八、三	一、〇	一	一	一	一、二、九	九、四	一、二、〇	九、五、八	一、七、四	四、九〇	四、四	二、二、五	二、二、五	玉名村														
九、六、四八	四、三、五〇	五、三、九	一	一	八、〇、三	二、六、三	一、五、六	三、三	一	一	一	一、四、三	九、五	一、〇、四	六、八、七	一、三〇	八、七〇	三、五、三	一、八、三〇	一、八、三〇	石貫村														
九、三、五九	二、三、三	九、三、六	一	一	七、四	三、四、五	四、〇	四、	一	一	一	一、〇、六	八	九、五	六、〇	一、三	六、〇	三、四	一、六、七	一、六、七	月瀬村														
二、五、六七	四、九、四	四、五、三	四、二、四	二	一、六、六	七、五	一、五	四、六、九	一	五	五	六、三	二、三	四、九	四、八〇	四、六、八	六、〇	一、〇、六	五、四、四	五、四、四	伊倉町														

【旧玉名郡岱明町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一四) 大野村

旧藩時代、本村地域は坂下手永に属し、前原、野口、土器屋、中保土、下村の五か村に分かれ、村にそれぞれ庄屋がいて村を治めていた。明治三年（一八七〇）の郷村制により、坂下手永は坂下郷となり、新たに数村を兼治する里正がおかれ、五年里正は戸長と改められた。九年中保土村と土器屋村は合併して中土村となり、一二年郡区町村編制法の施行により本村地域は、中土村と下村の区域および前原村と野口村の区域の二つの行政区域に分かれた。同一三年には他に同名村があるため、下村を大野下村、前原村を下前原村と改称したが、一七年に両区域を合わせて一区域に修正された。二二年四月町村制の施行によりこの四か村が合併して大野村となった。

(一五) 高道村

旧藩時代は坂下手永に属し、はじめ頭波下、浜田、高道、山下に分かれていたが、後に頭波下村は浜田村に併せられ、各村に庄屋があつて村を治めていた。明治一二年（一八七九）郡区町村編制法の施行により浜田村、山下村、高道村、の三か村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。その後の戸数、人口の増加は著しく、高道村に上、中、中島の部落のほか、大柏の新地が増えており、浜田村に長保部落が増加した。一三年四月町村制の施行とともにこの三か村が合併して新しい高道村が誕生した。なお、文政二年（一八一九）頃坂下村の庄屋、三村草太郎治下旧高道村に約二〇ヘクタールの海岸干拓工事が完成した。

(一六) 鍋村

旧藩時代は、鍋、扇崎が坂下手永に、下沖洲が荒尾手永に属し、三か村はそれぞれ庄屋によつて村治がなされた。明治九年（一八七六）下沖洲と上沖洲は合併して沖洲村となり、一二年郡区町村編制法の施行に際し、鍋村と扇崎村が一行政区域となり、沖洲村は、腹赤村、清原寺村と三か村で一行政区域となつてそれぞれ戸長役場が置かれた。この当時鍋村には新地が造成され面積、人口、戸数は増大していった。その後、沖洲村は同年末、行末川を境にして再び上沖洲村と下沖洲村に分けられ、一七年行政区の修正のとき、下沖洲は、鍋村列に編入され、上沖洲村は、腹赤村列にとどまった。二二年町村制施行により鍋村列三か村が合併して鍋村となった。

(一七) 睦合村

旧藩時代は坂下手永に属し、上、友田、林田、開田、古閑、庄山、西照寺の七か村に分かれ、庄屋により村政がなされた。明治七年（一八七四）の大小区制では第七大区第九小区（一五村）に属したが、明治一二年郡区町村編制法が施行され、古閑村、三崎村、（友田村、林田村の合併村）、庄山村、上村、開田村、西照寺村の六か村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。二二年四月町村制施行により、この六か村が合併して睦合村となった。村名は小さな六か村が対立せず睦み合うようにと睦合の名をとった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）一月、県が示した合併試案では、滑石、高道、鍋の三か村と、大野、睦合、六栄の三か村合併が計画されていたが、滑石村が翌二九年四月玉名市と合併し、また六栄村は荒尾郷の長洲ブロック編入の線が強くなったので、大野村、高道村、鍋村、睦合村の四か村で合併しようという気運が高まった。この四か村は、地理的に隣接し、政治的、経済的にも緊密なつながりを持ち、産業の立地条件と村民性も相類似して、村民の融和は古くから細やかであったため、三か村合併に関する村民の自主的な部落常会や、二九年一〇月の世論調査にも四か村合併賛成の意見が強くあらわれ、合併の気運は急速に熟して、同年一〇月二四日四か村合併促進協議会の設立をみるに至った。その後事務局が設けられ、現況調査を基礎として合併の基本的な諸条項を立案し、総務、経済、文教、厚生、土木の五分科委員会に分かれて、慎重審議のうえ、仮予算の決定、財政五か年計画の樹立、その他合併の諸準備を整え、翌三〇年四月一日岱明村として発足した。この新村の発足にあたっては、合併促進協議会が広く合併四か村の住民から村名を公募し、北部にそびえる「小岱山」と、南部に展開する「有明海」の自然美を象徴したものととして、この両者から一字ずつ取り「岱明村」と決定した。その後四〇年四月一日町村制を施行し岱明町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 大野村、高道村、鍋村、睦合村を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新村名 村名は「岱明村」とする

(四) 役場の位置

- 1 新村のほぼ中央で大野下駅付近であって、交通至便な場所
中土西の宮
大野下の宮）の付近までの範囲内

- 2 役場の建物は、昭和三〇年度中に新設することとし、その竣工までの期間、暫定的に大野村公民館を充てるものとする。

(五) 役場出張所

役場建築の竣工までの間、高道村、鍋村、睦合村の旧役場に暫定的に設ける。

(六) 出張所事務

- 1 配給、戸籍、住民登録、諸証明等の事務

(七) 議員の任期

- 2 主任、使丁を含めて三人

(八) 議員の選挙区および定数

選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区の設定は、合併後最初の選挙に限る。

選挙区

第一選挙区 旧大野村、第二選挙区 旧高道村、第三選挙区 旧鍋村
第四選挙区 旧睦合村

定数 一選挙区六人あて計二四人

(九) 農業委員会の委員の任期、定数ならびに教育委員会の委員の任期

- 1 促進法の特例を適用しない。

2 選挙による農業委員の定数 一五人

3 教育委員会の委員の定数 選挙による委員 四人 選任委員 一人

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

- 1 促進法の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、勤務年数はこれを承継するものとする。

- 2 職員の退職手当は、昭和二八年法律第一二八号ならびに熊本県職員等退職手当支給条例（昭和二八年熊本県条例第五六号）を準用し、合併により新村の職員となることなく退職する者、または、昭和三十一年三月三十一日までの退

職者には、退職時の月俸に左の割合を乗じて得た額の二〇〇分の二〇〇の額を支給する。

- (ア) 一年以上一〇年以下の期間については 一年につき 一〇〇分の六〇
- (イ) 一年以上二〇年以下の期間については 一年につき 一〇〇分の六五
- (ウ) 二一年以上三五年以下の期間については 一年につき 一〇〇分の七〇
- (エ) 三六年以上の期間については 一年につき 一〇〇分の七五

3 退職手当は、新村発足前の退職者には旧村において、新村発足後の退職者には新村において、それぞれ支給する

(一) 助役の定数 一人とする

(二) 嘱託員の設置

現在のまま存置する。大野一〇人、高道七人、睦合六人、鍋九人、計三二人

(三) 資産および負債

1 旧村の財産は、基本財産および行政財産とも一切新村に引き継ぐものとする。ただし、睦合財産区の村有林については、財産区を設けるものとする。

2 旧村の負債は、いっさい新村へ引き継ぐものとする。

(四) 大字の名称

野口 下前原 中土 大野下 山下 浜田 鍋 下沖洲 扇崎
開田 西照寺 古閑上 三崎 庄山

(五) 消防団の統合

1 現在の消防団を左のとおり統合する。

本団一、分団数四、団員数八三八人

(六) 債権、債務の処理

1 村税(国民健康保健税を含む)は、合併前日までに整理する。

2 未払金は、合併前日まで整理のうえ支払う。

(七) 税の調整 合併後実地調査のうえ旧村の移率を調整する。

(八) 国民健康保険 合併と同時に施行する。

(九) 小学校、中学校、その他の教育、文化施設の統合整備

1 教育委員会事務局 役場内に設置する

2 小学校の位置 現在のままとする。

3 小学校校舎の増改築の方針 年度別事業計画にしたがい実施する。

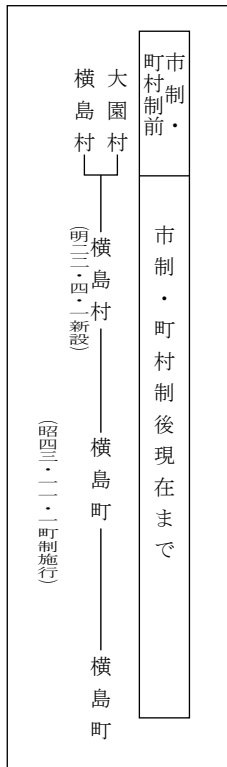
4 合併時の三役及び正副議長

- 4 小学校の校区 現在のままとする。
- 5 中学校の位置 現在のままとする。
- 6 中学校校舎の増改築の方針 年度別事業計画にしたがい実施する。
- 7 中学校の校区 当分の間現在のままとする
- 8 公民館の統合整備について 統合する。
- (一〇) 保育所の設置 旧地区に一か所あて設置する。
- (一一) 左の団体の早期統合をあっせんする。
農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
大野村	小林 昇	長谷 一人	寺岡 茂	野田 実雄	今村政次郎
高野村	村上健次郎	山本 繁	新居 一男	紫尾 新喜	早野才次郎
鍋村	浜崎 勝	三村 美義	藤森 末次	堀尾 明	岡本三代作
睦合村	斉藤 元	徳川 清	堀 健蔵	松野 貞雄	

5 合併時の関係町村の現況表

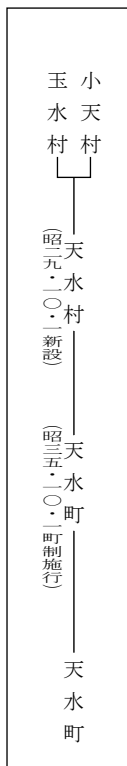
区 分	人口	戸数	面積 平方料	業 態		合併村
				都市的 業 態	その他	
岱明村	三、八五九	二、四六六	三、五四四	一、六四三	三、一七二	大野村 高道村 鍋村 睦合村
合 併 村	三、一八四	五、八三三	五、一七二	五、八七	三、五〇	
	四、二四四	七、三	七、九	三、九七	三、九七	
	三、〇九八	六、八三	六、四	六、〇七	六、〇七	
	二、五七七	四、八三	六、四	五、一	一、七	
					三、〇	



業態 の割合	農業		官署	中学校		上の学校	国税	県税	市町村税	前年度予算総額	生産額
	農業人	その他人		計人	中学校						
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	四〇、六三	九、七三	二、九	二	一	一	九、二六	二〇、三〇	四、二七	一、四七	一、〇
その他	三、八八	三、六	二、九	一	一	一	一、三五	二、七〇	一、四七	一、〇	一、〇
農業人	八、三五	三、元	二、七	一	一	一	二、九六	一、三〇	一、〇	一、〇	一、〇
その他人	三、四元	九、八	三、七	一	一	一	一、二六	一、三〇	一、〇	一、〇	一、〇
計人	二、六八	三、七	三、七	一	一	一	一、二六	一、三〇	一、〇	一、〇	一、〇
農業人	一、九八	二、八九	二、七	一	一	一	一、二六	一、三〇	一、〇	一、〇	一、〇
その他人	一、二八	一、〇七	一、〇	一	一	一	一、二六	一、三〇	一、〇	一、〇	一、〇
計人	一、二八	一、〇七	一、〇	一	一	一	一、二六	一、三〇	一、〇	一、〇	一、〇

【旧玉名郡横島町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



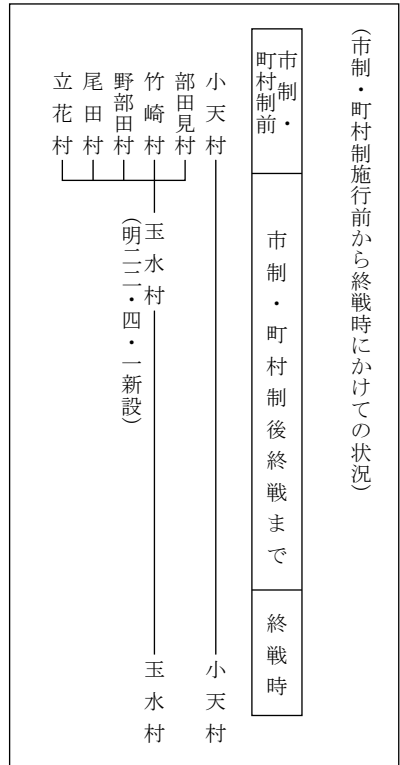
2 町村合併促進法制定後の経緯

当初の県の合併試案では、横島村は大浜町、豊水村との三か町村合併となっていたが、昭和二九年（一九五四）四月、大浜、豊水の二か町村は、玉名町など計一二町村と合併して玉名市となったので、横島村は単独村として残った。三一年九月、県は合併計画を変更し、横島村の玉名市編入計画を定めたが、横島村民としては国営横島干拓工事がさらに進めば、独立村として十分やっていたとの考えが強く、合併の動きは生じなかった。県は、三四年三月に至り、本村は人口も適性規模に近いので、単独村とすることに計画を変更した。その後、村は昭和四三年に町制を施行している。

【旧玉名郡天水町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



莊園制の頃、当地域は大町郷伊倉に属したが、のち細川氏の時代になって玉名郡に六手永が置かれ、この地域は小田手永に属して、小天人村、立花村、部田見村、竹崎村、野部田村、尾田村に分れていた。明治五年（一八七三）大小区制が布かれ、第二〇大区（小田郷）の立花村、部田見村は第三小区に、小天人村は第四小区に、尾田村、竹崎村、野部田村、下野部田村は第五小区に属していた。その後、大小区制の改革により各村とも第七大区第一小区に編入された。一二年郡区町村編制法が施行され、この六か村は三つの行政区域に分かれ、小天人村は単独で、部田見、立花は二か村で、野部田（明治九年下野部田を合併）、竹崎、尾田は三か村でそれぞれ一行制区域をなし、それぞれに戸長役場が置かれたが、一七年の修正で、小天人を除く五か村が合わされ一行政区域となった。一二年、町村制の施行により、これらの五か村が合併して玉水村となり、一方小天人村は単独村として残った。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）一月、県は小天人、玉水二か村の合併試案を発表した。小天人においては、この案を当初より理想的な案であると考えていたが、玉水村では、合併時期尚早論、あるいは地形的な面から玉水、小天人、横島の三か村合併賛成の意見があった。しかし、横島村は、他村との合併に反対の意見が多かった

ため、玉水村でも、大勢としては両村合併に賛成する意向が強くなった。翌二年二月、両村はそれぞれ合併促進委員会を設け、玉水村では二月二五日に、小天人村では三月一日に第一回の会議を開いた結果、特に強い反対論もせず合併は決定的とみられた。しかし、合併の時期等については、のちに検討することになった。六月に入り、「小天人村長が八月二九日に、また玉水村長が翌年四月に任期満了となるので、この機会に合併を。」という世論が高まり、玉水村の合併促進委員会は、小天人村長改選期に合併する方針をたてた。七月一日、合併促進協議会を開き、一〇月一日の合併を目標にして事務を進めることになったが、その後、合併事務が順調に進捗し、九月五日までに両村議会の議決を経て、同年一〇月一日新しく天水村として発足した。新村発足にあたり、合併両村住民の希望により、小天人の「天」と玉水村の「水」をとり「天水村」としたものであった。その後、三五年一〇月一日、町制を施行した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併形式 小天人、玉水村を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和二年一〇月一日
- (三) 新町村名 村名は「天水村」とする。
- (四) 役場の位置
 - 1 役場は、両村のほぼ中央で、交通、通信その他官公署との連絡および住民の至便な位置に置く。
 - 2 役場の建物は、昭和三〇年度に新築することとし、その竣工までの期間は、小天人役場に置く。
- (五) 役場出張所の位置およびその事務
 - 1 出張所は、暫定的に玉水村役場に置く。
 - 2 出張所において、次の事務を行なう。
 - ア 戸籍に関する事務
 - イ 配給に関する事務
 - ウ 村税、その他徴税に関する事務
 - エ 諸証明に関する事務
- (六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、現在の議員の任期は、昭和三〇年九月三〇日までとする。

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区設定は、合併後最初の選挙に限る。

2 第一選挙区 小天村 一二人 第二選挙区 玉水村 一〇人

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

1 任期 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、現在の委員の任期は、昭和三〇年七月三十一日までとする。

2 定数 公選委員は一五人、推薦委員は公選委員の三分の一とする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、現在の委員の任期は、昭和三〇年五月三十一日までとする。

(一〇) 合併町村の職員の身分取扱

町村合併促進法第四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和二十九年一〇月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

2 昭和三十〇年三月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

3 昭和三十〇年九月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二二五

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 合併関係村の嘱託員は、現在のまま存置する。

(一三) 資産および負債

1 両村の所有する資産は、無条件で新村に提供する。

2 両村の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

1 現在の両村の消防機材、器具は、新村に引き継ぐ。

2 新村役場内に消防団の本部を置く。

3 分団数は、現在のまま、団員数は、五三三人とする。

(一五) 税

1 昭和二十九年度は、現在のままとする。

2 昭和三十〇年度より実地調査をなし、両村の税率を調整する。

(一六) 大字の名称

天水村大字小天、部田見、立花、尾田、竹崎、野部田とする。

(一七) 国民健康保険 玉水村国民健康保険は昭和三十〇年度まで実施する。

(一八) 公民館の統合整備 統合する。

(一九) 教育委員会事務局の設置 庁舎ができるまで、小天村役場を使用する。

(二〇) 小学校の校区 当分の間、現在のままとする。

(二一) 隔離病舎の位置 現在のままとする。

(二二) 火葬場の位置 現在のままとする。

(二三) 左の団体の早期統合をあっせんする。

◎農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
小天村	北川 敏美	坂井 衛門	天野 勝	立川千代蔵	内山 真住
天水村	久島 才喜	小山熊之介	松本 秀雄	宮田 光雄	中山 光雄

5 合併時の関係村の現況表

生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校		官公署	業態の割合						面積 平方料	戸数	人口	区分
計	その他	農産	鉱工業						高等	中等		業態			業態						
												計	その他	農業	計	その他	商工業				
三六一四	九八三	三五七四	五七	—	三、四七	二〇三五	一、八九	九六〇	—	—	三	七七八	三、七三	四、〇三五	一、七五	一、四三	四七二	二・六九	一、六〇七	九四三	天水村
一四七五	八〇	一、四四	二〇	—	一、九四	二、三四	一、三六	六三八	—	—	二	四〇四	一、六四八	二、三九五	一、四九〇	一、二二	三七七	二・一〇	九六	五、五三	小天村
二、三、五九	八九二	二、三、一六〇	三、七	—	二、三、五三	八〇五	五三	三、三〇二	—	—	一	三、七五	二、〇八五	一、六四〇	二、三五	一、三〇	九	九・五九	六八一	三、九〇	玉水村

天^{あま}
草^{くさ}
市^し



(市 役 所)

一 概 況

平成一八年三月二七日、天草地域二市八町が合併し、人口八九、〇六五(平成二二年国勢調査)、面積約六八三平方キロメートルに及ぶ「天草市」が誕生した。本市は天草諸島の上島、下島、御所浦島、牧島、横浦島などで構成する天草諸島の中心地帯を占め、東は上天草市と、北西は天草郡荻北町と東南は不知火海を経て八代他葦北郡や水俣市、鹿児島県出水郡長島、獅子島と境を接している。南は牛深の下須島、法ヶ島、築ノ島、大島、桑島を経て、洋々たる天草灘に臨んでいる。地形は、島嶼地域であることから全体的に急傾斜地が多く、平野に乏しいが、下島の玄関口である本渡地域の平野部や、合併前の旧市町村の中心地などの海岸線沿いに平坦地が広がり、ここに市街地や農地が形成されている。雲仙天草国立公園の一角をなしており、天草最高峰の倉岳(六八二メートル)、矢筈嶽(六二六メートル)、老嶽(五九一メートル)、角山(五二六メートル)、柱岳(五一八メートル)、行人岳(五〇六メートル)、念珠岳(五〇三メートル)、動鳴山(四九五メートル)、茶屋峠(四八八メートル)、矢筈山(四八六メートル)、普賢岳(四八三メートル)、十三野山(四五四メートル)、六郎次山(四〇五メートル)、権現山(四〇二メートル)などの山々からの眺めはすばらしい。

天草全体としては、急峻な傾斜地が多く、大河川が発達しにくい面があるが、広瀬川、町山口川、亀川、楠浦川、浦川、河内川、大宮地川、流合川、中田川、内野川、下津深江川、高浜川、大河内川、一町田川、路木川、亀浦川、桜川、早浦川、中尾川、都呂々川などの中小の河川がある。

産業面では、農業は、温暖な気候を活かし、米作のほか、甘藷、そ菜、ポンカン・温州ミカンなどの果樹、肉牛・乳牛・豚などの畜産等が盛んであり、また、豊かな水産資源を活かした漁業、海運業、養殖業、水産加工業が盛んである。また、天草西海岸一帯は、日本一ともいわれる天草陶石の産地であり、この天草陶石を使って焼かれる天草陶磁器は伝統的工芸品として国の指定を受けている。

当該地域は古くは離島であったため、各港が要衝をなしていたが、昭和四一年に天草五橋が開通したことによって天草の交通は海上交通から陸上交通へと比重が大きく変わった。熊本から天草への道路は、国道三二四号・二六六号のほか、平成一四年五月に熊本天草幹線道路の一部である松島有料道路が供用され、さら

に平成一九年九月には供用区間が天草市有明町まで延長されたことに伴い往来時間が短縮されている。また、本市では本渡を中心としてこれらの国道に関連する県道が五和・苓北・天草・新和・栖本の各方面に通じており、これらに路線バスが運行されている。離島の御所浦島などには、本渡港始め各港から船便がある。また、平成一二年には天草空港が開港し、熊本、福岡間などを往復する便が就航し、本市への往來の利便性が大きく向上している。

名所旧跡としては、天草・島原の乱の寛永一四年（一六三七）十一月一四日、天草四郎の率いるキリシタン勢と唐津軍（幕府軍）との本渡における大激戦で亡くなった多数の殉教者の霊を葬った千人塚、同じく殉教公園内にあり、国指定重要文化財の天草四郎陣中旗などを展示した天草キリシタン館、天草の乱後、正保元年（一六四四）人心の安定のため、天領となった天草の初代代官が建立した明德寺がある。崎津・大江には天主堂などがある。

国指定名勝、国指定天然記念物の妙見浦は、天草西海岸を代表する景勝地である。

同様に国の指定を受けている龍仙島（片島）は、牛深町の西南六キロメートルの沖合いにある孤島であり、数多くの断崖・石柱・石門・洞窟などが発生している。

有明町の南蛮寺跡、殉教戦発端の地、上津浦城趾、正覚寺、御所浦町は天草御所浦ジオパークとして日本ジオパークネットワークに設定されている。倉岳町の国指定史跡の倉岳城跡、栖本町の「おとし」という女性の秘話を秘めたいげ神様、河浦町の国選定文化的景観である崎津の漁村景観、また、温泉・宿泊施設や物産館なども各地で充実している。夏には上島幹線沿のリップランドや、下島西岸の茂串、白鶴浜などに多くの海水浴客が訪れるほか、イルカウォッチングなど、海洋レジャーのメッカである。また、牛深ハイヤ、本渡ハイヤといった祭の活気も特筆である。

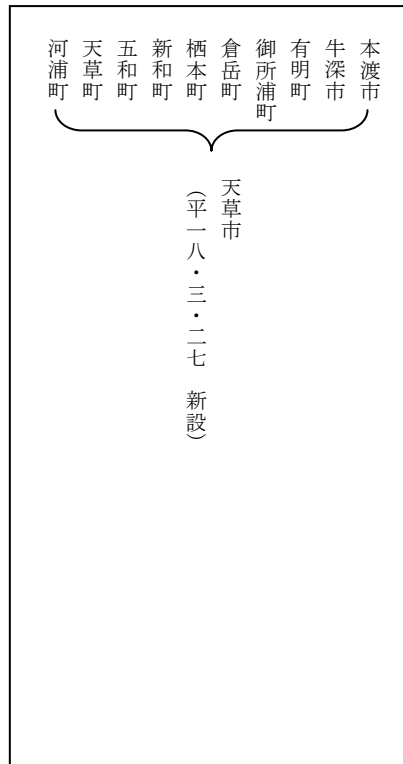
二 市名の由来

新市の名称については、当地域を包括的に呼称する名称であり、歴史的な蓄積もあり、地域の内外に広く周知され、住民にも馴染み親しまれ、かつ誇りの持て

る名称であり、「天草」以上の名称は無いとの考えから、名称の公募は行われず、合併協議会で「天草市」と仮決定され、これを各市町が持ち帰り検討したが、特に異論も出されず、これに決したものである。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 本渡市
昭和二九年四月一日、本渡町外七か村が合併して本渡市が誕生し、昭和三二年に宮地岳村を編入して近年に至る市域を形成した。本渡瀬戸海峡を挟んで天草上島下島に広がる天草地域の中核的な市であり、面積は約一四五平方キロメートルである。

(二) 牛深市
昭和二九年七月一日、牛深町外四か村が合併して牛深市が誕生し、昭和三二年に河浦町との境界変更を経て、近年に至る市域を形成した。天草下島の最南端にあり、面積は約九〇平方キロメートルである。

(三) 天草郡有明町
昭和三一年六月一日、七か村合併により有明村が誕生し、松島町との境界変

更を経た後、昭和三十三年一月に町制を施行した。天草上島北部沿岸に位置する東西に長い形状の町で、面積は約六〇平方キロメートルである。

(四) 天草郡御所浦町

明治一二年の郡区町村編制法の施行に際し、御所浦村として独立村となり、以後昭和三八年一月に町制を施行している。御所浦島、牧島、横浦島など大小一八の島から成る、面積約二〇平方キロメートルの町である。

(五) 天草郡倉岳町

昭和三〇年七月一日、宮田村、棚底村、浦村の合併により倉岳村となり、昭和三五年四月に町制を施行した。天草第一の高峰である倉岳の麓にあり、面積は約二六平方キロメートルである。

(六) 天草郡栖本町

昭和三四年四月一日、栖本村と河馬田村の合併により新たに栖本村となり、昭和三九年九月に町制を施行してそのまま近年に至っている。天草上島南西部に位置する、面積約三三平方キロメートルの町である。

(七) 天草郡新和町

昭和二九年二月一日、宮地村外三か村合併により新和村となり、昭和三六年四月に町制を施行して新和町となった。天草下島東岸のほぼ中央部に位置する面積約五五平方キロメートルの町である。

(八) 天草郡五和町

昭和三〇年五月一日、一町四村の合併により五和町が誕生した。天草下島の東北部に位置する町で、面積は約五〇平方キロメートルである。

(九) 天草郡天草町

昭和三十一年九月二日、福連木村、下田村、高浜村、大江村の四村合併により天草町が誕生した。天草下島西岸に位置する町で、面積は約八五平方キロメートルである。

(一〇) 天草郡河浦町

昭和二十九年一月一日、一町田村、新合村、富津村の合併により河浦町が誕生し、昭和三十一年四月に宮野河内村を編入、昭和三十三年三月に牛深市との境界変更を経て近年の町域を形成した。面積は約一一九平方キロメートルである。

2 検討の経緯

天草地域では、平成二二年三月に県が市町村合併推進要綱を策定する以前から、先駆的な検討がなされ、県による合併パターンは提示されなかった。当初は、天草地域一体での合併が検討されていたが、上島四町と袂を分かっ形となり、平成一三年四月、二市九町が任意の合併協議会を立ち上げた。

平成一四年四月には二市九町が法定協議会に移行しての協議がスタートしたが、合併後も固有の財源確保を求める苓北町との調整が不調に終わり、同年夏に苓北町が離脱。更に、合併協議が進む中で、各市町の財政格差の問題などから関係市町の足並みが乱れ始め、平成一六年三月三一日付けで、二市八町の法定協議会は一度解散に追い込まれた。

しかし、各市町が新たな合併枠組みを模索した結果、再度二市八町の合併枠組みでまとまり、平成一六年夏には法定協議会が再スタート。同年末には各市町で廃置分合議決がなされるに至り、平成一八年三月二七日、新市「天草市」が誕生した。(第二編「天草地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の形態

本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一八年三月二七日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は、「天草市」とする。

(四) 新市の事務所の位置 新市の事務所を「本渡市」に置く。

(五) 財産及び公の施設の処分

二市八町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

なお、関係市町が締結している分収林契約についても、新市に引き継ぐものとする。

(六) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。（別添省略）
 (七) 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四の規定による地域審議会は設置しない。

ただし、住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調としたまちづくりを推進するために、新市において「まちづくり自治組織（仮称）」を条例で設置するものとする。

(八) 議会・議員に関する事

(一) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第六条及び第七条の規定は適用せず、議員の定数を地方自治法第九一条第一項及び第二項の規定に基づき三〇人とし、公職選挙法第三十三条第三項に基づき市町村の設置による一般選挙を行うものとする。

(二) 議会議員選挙については、公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けないものとする。

(九) 農業委員会・委員に関する事

(一) 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち四〇人は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年九月三〇日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(二) 新市の農業委員の選挙については、選挙による委員の定数を四〇人とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。

選挙区数は七とし、現在の本渡市、牛深市、有明町、新和町、五和町にそれぞれ一選挙区、御所浦町、倉岳町及び栖本町を合わせて一選挙区、天草町及び河浦町を合わせて一選挙区を置く。

(一〇) 一般職の職員の身分等の取扱

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(一一) 地方税の取扱

(1) 法人市民税は、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第一項に規定する不均一課税の特例は適用せず、合併時から次のとおりとする。

4

合併時の三役及び正副議長

- ① 均等割については、税率を標準税率に一・二を乗じた税率とする。
- ② 法人税割については、税率を制限税率である一〇〇分の一四・七とする。
- ③ 入湯税は、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条第一項に規定する不均一課税の特例は適用せず、合併時から統一することとし、税率については地方税法第六条第二項の規定を適用し、入湯客一人一日につき次のとおりとするものとする。

① 宿泊の場合 一五〇円

② 日帰りの場合 五〇円

③ ただし、①の場合において、特に市長が認める者については、入湯客一人一日について二〇円とすることができる。

市町名	長	助役	収入役	議長	副議長
本渡市	安田 公寛	倉田 功	宗像 幸行	大塚 基生	原田 明徳
牛深市	西村 武典	赤松 誠一郎	尾谷 次男	原田 明典	椎場 富士穂
有明町	久保 進一郎	別城 匡俊	河内 公一	堀 洋一	藪 一政
御所浦町	岡部 鷹司	—	福林 敏和	脇島 義純	竹下 敏則
倉岳町	稲津 俊徳	—	宮崎 司	野口 貞男	坂本 尚士
栖本町	春間 義人	—	松本 和芳	吉田 利満	松江 雅輝
新和町	富田 善三郎	新木 訓	—	藤川 公則	浜 悦男
五和町	伊藤 山陽	西 照雄	—	岩崎 勝國	桑原 敏満
天草町	平石 水穂	上野 寛利	川上 章則	松本 由一	桑田 正浩
河浦町	池田 裕之	—	谷 静夫	宮下 憲一	松尾 良司

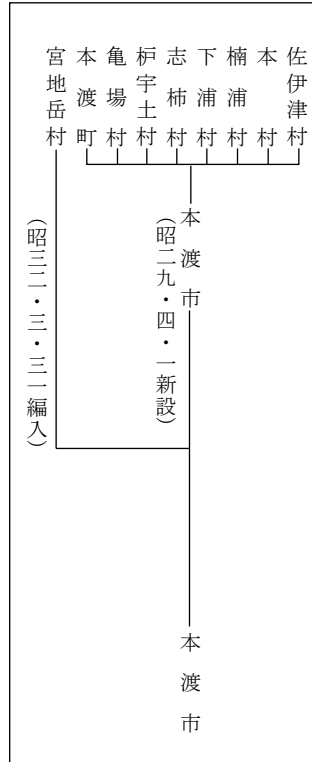
5 合併時の関係市町の現況表

生産額	前年度予算総額 (百万円)			市町村税納税額 (百万円)		中学校以上の学校		業態別の業の割合			面積 (㎡)	戸数 (戸)	人口 (人)	区分
	計 (百万円)	第一次産業 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第三次産業 (百万円)	中学校	高等学校	計	第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)				
二八三、二二一	一〇六、一五五	一〇六、一五五	一〇六、一五五	二〇〇、〇八一	九	二二一	四六、七〇三	二八、一六八	一〇、六一〇	七、九五五	六八、二一九	三六、三五九	九八、三三二	天草市
二〇〇、〇八一	一〇六、一五五	一〇六、一五五	一〇六、一五五	二〇〇、〇八一	四	五	一九、二〇八	一四、〇五八	三、八三三	一、三三七	一四四、八二二	一四、九二二	四〇、五八〇	本渡市
四六、六二〇	三六、五五五	三六、五五五	三六、五五五	四六、六二〇	一	五	七、九二二	四、四五一	一、八八〇	一、五八一	八九、七九	六、九四六	一六、九七八	生深市
二〇、〇五九	一三、二六二	一三、二六二	一三、二六二	二〇、〇五九	一	二	三、〇〇九	一、四八二	七、八六	七、四一	五九、六四	二、一五四	六、〇四一	有明町
一四、〇五三	九、三七〇	九、三七〇	九、三七〇	一四、〇五三	〇	二	一、八二四	七、四一	三、二〇	七、六三	二〇、一六	一、四三〇	三、七九〇	御所浦町
九、五八五	七、三三六	七、三三六	七、三三六	九、五八五	一	一	一、七五五	七、九九	五、三〇	四、六	二五、五九	一、二六八	三、五三七	倉岳町
八、七五九	六、九三三	六、九三三	六、九三三	八、七五九	〇	一	一、三九八	六、三九	四、二三	三、四六	三三、一八七	八七七	二、八三七	栖本町
一〇、四六〇	六、八五九	六、八五九	六、八五九	一〇、四六〇	〇	一	一、九九七	八、八六	五、二七	五、八四	五五、二〇	一、三四八	四、〇九二	新和町
二二、三〇〇	一六、六四〇	一六、六四〇	一六、六四〇	二二、三〇〇	〇	二	四、七三三	二、四五三	一、一九二	一、〇八八	五〇、〇七	三、三七〇	一〇、一九九	五和町
一五、三五九	一一、七三三	一一、七三三	一一、七三三	一五、三五九	一	一	一、二二三	一、一五一	五、六一	四、二	八五、四六	一、八〇六	四、三四三	天草町
一六、九三三	一一、九〇一	一一、九〇一	一一、九〇一	一六、九三三	一	一	二、七五四	一、五〇八	五、八八	六、五八	二一、九三〇	二、二四八	五、九三五	河浦町

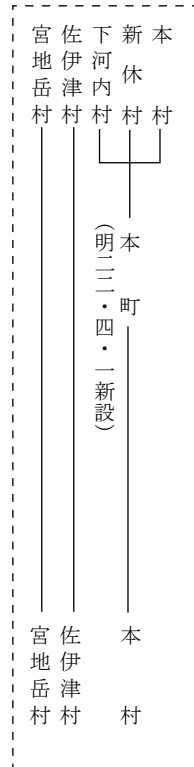
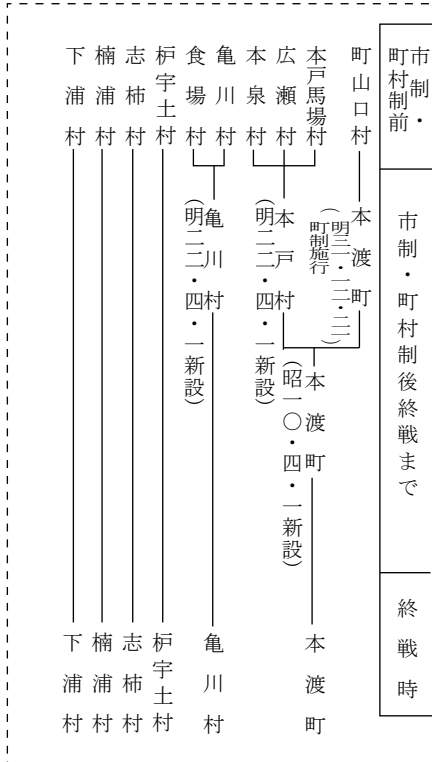
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧本渡市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 本渡町

江戸時代には、天草郡は一〇組に分れ、町山口村およびその周辺は、本戸組(本戸馬場、町山口、栢宇土、食場、龜川、楠浦、大宮地、小宮地、大多尾)に属して統治されていた。明治四年(一八七二)、天草は長崎県から八代県の管轄になり、六年に八代県は白川県に合併され、同年三月に天草出張所は富岡から町山口に移された。七年町山口村は明治七年の大小区制の下では、第一五大区第一一小区に、本戸馬場、本泉、廣瀬の各村は第一六大区第一一小区になり、政治の中心は町山口村に移った。一二年、郡区町村編制法の施行により出張所を廃して郡役所が置かれ、同時に大小区制が廃止されたが、その際町山口は一村で、本泉、下河内、新休は三か村で、本戸、馬場、廣瀬は二か村で、それぞれ一行政区域として戸長役場が置かれた。一七年の改正により本戸馬場、廣瀬、本泉の三か村は本戸馬場村列として一行政区域となった。

一二年の町村制施行に伴い、町山口村はそのままであったが、本戸馬場、廣瀬、本泉の三か村は合併して本戸村となった。三一年二月二日、町山口村は、町制を施行して本渡町と改称し、以来、政治、経済、教育、交通の発達に伴い、名実共に天草郡の中心となった。さらに、大正一五年(一九二六)、郡役所が再び天草支庁になり、昭和一〇年(一九三五)四月、上水道の完成とともに本渡町と本戸村が合併して本渡町となった。

本渡町の名称の源は、遠く鎌倉時代、天草右馬太郎種有が「本砥地頭職」に補された時に遡り、それから八八〇有余年を経ている。しかし、「本砥」が「本渡」と改められたのは何時の頃であるか明らかでない。

(二) 龜川村

龜川村は、鎌倉時代にはすでに相当の文化を有していたものとみえ、宇古寺には、天草最古の寺院と思われる来迎寺の跡が残っている。天領時代には本戸

組に属し、山方番所の所在地で、文化二年（一八〇五）の調査によると、村高二七〇石余、戸数一七一戸、人口八九〇人となっており、渡辺氏が、庄屋として村政にあたっていた。

食場村は、村高二〇三石余、戸数一〇九戸、人口六一三人の村で、浦上氏が代々庄屋であった。

明治七年（一八七四）の白川県時代は、亀川村、食場村とも第一五大区第一一小区管内として統治され、一二年の郡区町村編制法の施行により亀川村は単独で、食場村は栢宇土村とともに同一戸長役場の下におかれることになったが、一七年の変更により、亀川、食場、栢宇土が一行政区域とされた。一二年、町村制施行に伴い、亀川、食場が合併して亀場村となった。

(三) 栢宇土村

古来、栢の巨木が多かったので、村名もそこから名付けられたといわれている。天領時代は、本戸組に属し、文化一二年（一八一五）の調査によると、村高二八一石余、戸数二二七戸、人口一、一九九人であった。

明治七年（一八七四）の白川県時代は、第一五大区第一一小区となり戸長が統治していたが、一二年の郡区町村編制法施行後は食場村と、一七年の改正でさらに亀川村を加えて一行政区域をなした。一二年四月の町村制施行に伴い、食場村と亀川村が合併したので、独立村となった。

(四) 志柿村

古くは「市柿」と称し、菊地氏を先祖とする永野氏が、代々庄屋を世襲して村政にあたった。天領時代は、栖本組（古江、湯船原、河内、打田、馬場、下浦、志柿、大島子、小島子、下津浦、上津浦、赤崎、須子、大浦）に属し、天保三年（一八三二）には、村高三四六石余、戸数三三三戸、人口一、七九九人であった。

明治二年（一八六九）一二月、庄屋の更送により、大宮地庄屋、園田重長が当村へ転任し、五年まで在任した。七年の白川県時代は、第一五大区第八小区に属したが、一二年の郡区町村編制法施行後は単独で一行政区域をなした。

(五) 楠浦村

天領時代は、本戸組に属し、宗像氏が代々庄屋を世襲して村政にあたった。文化年間（一八〇四～一八一八）の記録によると、村高は二八七石余、戸数三

一三戸、人口二、二二四人となっている。また、数町歩の岩石を掘きくして方原川の流れを変え、新田数十町歩の水害を防止したが、これは、当時天草一の大土木工事であった。

明治七年（一八七四）には白川県第一五大区第一一小区に編入されたが、明治一二年の郡区町村編制法の施行後は、単独で一行政区域となった。

(六) 下浦村

天領時代は、栖本組に属していた。文化一四年（一八一七）一二月の調査では、村高一五八石余、戸数三六八戸、人口二、七七六人となっている。

明治七年（一八七四）大小区制改正により、第一五大区第九小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法により独立して一行政区域となり、一二年の町村制施行の際も変更はなかった。

(七) 本村

本村は、旧藩時代天領で、御領組（本村、新休、下河内、鬼池、御領、佐伊津、広瀬、本泉）に属し、鶴田氏が庄屋であった。また、富岡郡代治下の小屋屋の所在地で、万延元年（一八六〇）には、村高一〇八石余、戸数五六戸、人口三二人となっている。天草初代の代官鈴木三郎重成を祭った社がある。

新休村は、名刹東向寺の所在地で、文政元年（一八一八）における村高は一〇八石余、戸数五三戸、人口三一人であった。下河内村の庄屋は、佐藤忠信を先祖とする佐藤氏で、文化一四年（一八一七）の調査によると村高は、二〇一石余、戸数一三三戸、人口六八四人となっている。

明治七年（一八七四）の白川県時代は、本村、新休村、下河内村は第一六大区第一小区に編入されたが、一二年の郡区町村制の施行により、本村は一村で、下河内村、新休村は本泉村（一二年本戸村に合併）とともに、各一行政区域を形成し、戸長役場が置かれたが、一七年の変更により本村、新休村、下河内村の三か村が本村列として同一行政区域にまとめられた。一二年の町村制施行の際、この三か村が合併して本村となった。

(八) 佐伊津村

寛永一四年（一六三七）、天草四郎を中心とした切支丹宗徒の蜂起には、佐伊津村からも加わった模様で、村内の各墓地には、今なお無名の十字碑が六〇数基残っている。寛永一七年、天草が天領になって以来、御領組に属し、小庄屋

として中村氏が村政にあたった。明治七年（一八七四）の大小区制下では第一六六区第二小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、単独で一行政区区域をなし、二二年の町村制施行の際もそのまま佐伊津村として存続した。

なお、文化年間の記録によると、村高六〇七石余、戸数六五六戸、人口五、五二〇人となっている。

（九） 宮地岳村

天領時代には、一町田組（久留、白木河内、平床、一ノ瀬、津留、立原、中田、碓石、宮地岳、今、益田、一町田、下田）の一村として、大庄屋野田氏の支配下であり、中西氏が庄屋として代々村政にあたった。文政初年（一八一八）の調査によると、村高三三八石余、戸数一七四戸、人口一、五四五人とある。

明治七年（一八七四）第一六六区第七小区に編入されたが、一二年郡区町村編制法の施行にともない、分離して一行政区区域として戸長役場が置かれ、その後、二二年の町村制施行に際しても変更なく、本渡市合併時まで独立村として続いた。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

戦前から、本渡地区においては合併による大本渡市建設の声が起こっていたが、太平洋戦争のため一時消えとなった。戦後、経済的復興にともない合併問題は再燃し始め、本渡町と亀場村との組合立中学校の設立は、さらに合併気運に拍車をかけるに至った。

本渡、亀場、柗宇土、志柿、下浦、楠浦、本、佐伊津の八か町村は、地理的に隣接し、人情、風俗、生活状態を同じくしているとともに、交通、経済、文化などの面においても、密接な関係にあったので、これらの町村が打って一丸となり、市を設置して自治体の基礎を強固にし、強力な財政力を築くことにより、住民福祉の増進をはかるべきであるとの意見が各方面から叫ばれはじめた。昭和二十七年（一九五二）三月三〇日、本渡町議会において、この問題をとりあげ協議の結果、正副議長および議員九名からなる町村合併特別委員会を設け、合併についての調査にあたらせることにした。

同年九月一三日、本渡町執行部および議会は、関係七か村に対して合併懇談会の開催を申し入れ、九月一六日、本渡町において関係町村長、議会議員および有

識者など一〇〇余名が参集して合併懇談会を開催した。

この会において、関係八か町村とも合併の必要性を認めたので、本渡町においては、議会、各種団体の長、区長、有職者および役場職員からなる合併委員会を設置して、合併についての調査、研究をなすとともに、関係区域内住民の啓発宣伝を行ない、合併気運の醸成に努めた。

二八年五月、本渡町議員全員が二班に分かれて、鹿児島県阿久根市、串木野市、宮崎県日南市、大分県臼杵市、津久見市、福岡県柳川市の各先進地を視察し、ますます市制施行の必要性を感じるに至った。

同年四月、町村合併指導要領における県の合併計画案も、地元案と全く同じであったので、いつそう合併への自信が深まった。二八年六月五日、各関係町村長、議会議員、合併委員など百数十名が参集し、県当局も出席して本渡町外七か村の合併連合協議会を開催したところ、満場異議なく合併に意見がまとまり、合併に関する研究協議をする機関として、本渡町外七か村合併連合委員会を結成した。

六月一七日に本渡公民館で第一回連合委員会を開き、会長に本渡町長、副会長に本渡町議会議長および柗宇土村長をそれぞれ選出したのち、総務、教育、土木、民生、経済の各専門委員会の設置、経費の負担方法、予算額などを決め、翌二九年一月一日を目標に合併促進をはかることを申し合わせた。

六月二七日、本渡町議会議場において第二回の連合委員会を開催し、各専門委員会の正副委員長ならびに委員会の調査分担事項などを決定するとともに、各委員会の調査期限を九月末日とすることを申し合わせるなど、合併促進の態勢を整え、七月一日、合併事務局が設置された。

七月六日、県からも関係者が出席して、連合委員会の各専門委員会正副委員長会を開き、合併と同時に市制を布くか否かについて検討した結果、連合委員会としては、合併と同時に市制を施行することに決定したが、市制施行には、連たん戸数および都市的業態に従事する人口などについて問題があるので、県および政府に対し、協力に陳情すべきであるとの意見が出た。七月一日、関係町村長を陳情委員として県に陳情し、さらに同月二五日には、八か町村長および合併連合委員など一一名が自治庁に陳情したところ、県、自治庁とも連たん戸数が全体の六割に満たないところから難色を示したので、市制施行を待望していた関係者を失望させた。

なお、県の合併指導要領の合併案で、宮地、太田尾地区との合併を計画されていた宮地岳村が、六月三〇日に村民大会を開き、三地区（本渡地区、宮地地区、一町田地区）のうち、いずれに合併するかを調べた結果、全体の約七〇パーセントが本渡地区への合併を希望していたため、本渡地区合併で連合委員会に対し合併の陳情がなされた。また、城河原村からも同様な合併の申し入れがあったが、連合委員会としては結論を急がず、郡合併基準委員会の決定を待つこととした。

こうして、促進法制定前に、すでに合併の基礎ができたのであったが、本渡町外七か村の合併問題も初めからスムーズに軌道に乗ったわけではなく、当初は、町村民の意見も賛否なかばの状態であったのを各町村指導者のみなみならぬ努力によって、合併気運が醸成されたものである。

本渡村ほか七か村の合併 昭和二八年（一九五三）九月、町村合併促進法の制定に伴い、各町村は、主に住民に対する周知徹底をはかった。本渡町では、九月五日、本渡南小学校講堂において、官公庁、会社および各種団体など町内の各層約一二〇名が参集して、町村合併と市制施行に関する懇談会を開催し、町当局から促進法の目的、宮地岳村、城河原村、福連木村および島子村の本渡市合併申し入れを断わった理由などについて説明を聞き、さらにさきに町議会で実施した先進都市の視察結果報告が行なわれた。これに対し、町有財産、町民税、役場職員 の退職金、農業共済組合、農業改良普及員の問題などについて質疑応答があったが、早急に部落懇談会を開くべきだとの意見が多く出されたので、これに応えて町当局および議会は、九月一七日から二六日まで町内一四会場において、昼夜を分かたず部落懇談会を開いた。

一方、促進法の施行にともない、従来の合併連合委員会を合併促進協議会に改め、各専門委員会ごとに現地調査や建設計画の立案を行ない、一〇月一〇日、本渡町中央公民館において、県から係員を招いて促進法および同施行令の説明会を開き、主として財政問題について質疑がかわされた。

十一月二日、本渡町および亀場、柗宇土、志柿の各村教育委員会委員および促進協議会の教育専門委員との合同会議では、建設計画案の学校位置問題について活発な意見がかわされた。さらに十一月二〇日には、県職員も出席のうえ合併促進協議会を開き、（一）、新町村建設計画の作成要領の説明（二） 各専門委

員会の活動経過の報告（三）協議会の予算および合併条件協定書の審議などを行なった。

十二月三日、合併促進協議会を開いて新市建設計画案を承認し、同月二十九日、三〇日の両日および翌一九年一月一日から一七日にかけて関係各町村はそれぞれ合併関係議案の議決を行なった。明けて昭和二九年一月一六日、本渡北小学校において関係者約七〇名が集まって、町村合併市制施行促進協議会を開き、本渡市建設計画書および合併にあたっての協議事項などについて審議を行なったが、主に市の名称を「本渡市」と「天草市」のいずれにするかについて論議がかわされた。新市が誕生するにあたって、昔から毎年一月に開かれる恒例の「本渡の市」が、天草の名物として県内外に広く知られており、また、合併八か町村のうち、本渡町がすべての中心であることから、新市の名称は、「本渡市」と決まった。

このような過程を経て、いよいよ一月三〇日付で関係八か町村長の連署をもって、県知事あて「町村を廃し市を置くことについて」の申請書を提出した。こうして、三月三〇日、合併の推進母体となってきた本渡町外七か村合併促進協議会の解散式を、三一日には各町村が解町、村式を行ない、翌四月一日、新本渡市が誕生した。

宮地岳村の編入合併 宮地岳村の編入については、昭和二八年六月一七日、本渡町外七か村合併連合委員会に合併の陳情がなされて以来、再三にわたって陳情が続けられていたので、本渡市議会は、三〇年一月三日の市議会全員協議会で編入問題をとりあげ、特別委員会を設けることに決定した。

宮地岳村は、本渡地区への合併を希望していたが、県の合併試案では、宮地、大多尾地区合併となっていたので、本渡地区の態度決定がむずかしくなっていた。

一月二日、宮地岳村長より本渡市に対し編入かたの要望と陳情がなされ、同月の議会において趣旨の説明が行なわれた。一月二六日、市議会は、合併特別委員会を設け、九名の委員を選任して宮地岳村の編入合併について調査研究を行なうこととした。その後、特別委員会は、市当局とともに現地調査、調査表の作成および住民感情の動向調査等を行ない、その結果を逐次議会に報告した。しかし、本渡市編入は、なかなか具体化しなかつたので、宮地岳村は県にも陳情を続けた。昭和三十一年、県は、第二次合併計画を定めたが、この計画では、宮地岳村は、

本渡市編入ということになった。同年一月二六日、市議会議長外二名が、新市町村建設促進法の適用による優遇措置などについて県に陳情するとともに一月二九日の市議会に県職員の出席を求めて、宮地岳村の合併に対する県の考え方を合併後の財政的な措置などについて説明をきいた。

十二月二〇日、市内の区長、公民館長、青年団長、婦人会長、官公庁関係者など約四〇名が参集して合併説明会を開催したが、当日は、参加者も少なく、質問も低調であった。

同月二二日、市議会定例会において、宮地岳村の編入合併についての要望書を県に提出する旨の議決をなし、翌三二年一月八日、次のような要旨の決議文を県に提出した。

- 一 特別交付税を増額すること。
- 二 新農山漁村指定地域に本渡市の両地区を早急に指定すること。
- 三 本渡市と宮地岳村間の道路の局部改良を実施すること。

このような状況のもとで、一月一四日、県知事から宮地岳村との合併勧告がなされたので、本渡市議会は、宮地岳村の代表者の出席を求めて市議会合併特別委員会を開き、主に宮地岳村からの要望事項について協議を行なった。そして、同年二月一三日、本渡市議会と宮地岳村議会は、宮地岳村の編入に関する議案を議決した。

こうして、三月三十一日、宮地岳村は本渡市に編入合併された。

3 合併条件および協定事項

本渡町外七か村の合併

- (一) 合併の形式 合体（新設合併）
- (二) 新市町村名 本渡市
- (三) 市役所の位置 本渡町大字本渡一八三番地の一（現本渡町役場）付記、将来移転改築の必要が生じた場合は、現本渡町とする。
- (四) 合併の時期 昭和二九年四月一日
- (五) 支所、出張所の位置、機構および権限の大綱 各村役場に支所を置く。職員は、所長一名、一般職員三名、給仕一名とし、

戸籍、配給、諸証明、徴税の事務を処理する。

(六) 市会議員の選挙区 一選挙区（大選挙区）とする。

(七) 助役の定数 一名とする。

(八) 町村職員の処置

1 全職員を継承する（特別職は、別途考慮する）。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 職員の給与ベースは、地方事務所長に調整を委任する。

4 退職手当は、左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一八〇に勤続年数に乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一六〇に勤続年数に乗じた額

ウ 合併後一年以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一三〇に勤続年数に乗じた額

(九) 財産処分

1 負債は、全部新市に引き継ぐ（長期の負債）

2 基本財産、特別基本財産、行政財産は、全部新市に引き継ぐ。ただし、楠浦村有林に限り財産区を設ける。

(一〇) 消防団の組織統合

各町村消防団を一团に統合し、本渡市消防団とする。各町村地区の分団は、

現在のまま存続し、機械化の整備に伴い漸次統合する。新市に常設消防を設置

し、市役所内には消防本部を置く。

(一一) 農、漁業協同組合その他各種組合の統合整備については、適当な方法をもって強力に推進する。

(一二) 農業委員会統合整備については、現在の町村農業委員会を地区農業委員会として存置する。

(一三) 国民健康保険組合の統合整備

亀場村、柗宇土村、本村の三か村は、現在設置しているので、そのままその

地区単位に存置し、合併後三か年以内に新市で実施する。

(一四) 診療所

榎宇土村は、現在診療所開設につきこれを存置し、亀場村は、二八年度において診療所開設を議決しているので、他の事業に優先して新市においてこれを実施する。

(一五) 土木事業

1 本渡町赤鼻―楠浦村大門港間、佐伊津村地内明瀬―佐伊津港間の道路の新設および拡張（本渡町赤鼻―楠浦村大門港間は新設、佐伊津村地内は拡張）は、都市計画事業の延長道路として、かつ合併連絡道路として、新市においてこれを実施する。

2 下浦村、志柿村地内海岸堤防防災工事は、県補助工事として査定済につき、新市において継続実施する。

3 志柿村宇郷内地域海岸堤防の補強を実施する。

(一六) 国有財産の払い下げ

佐伊津村地内の国有財産（土地建物）は、全部これを新市に払い下げ、住宅および社会福祉施設として利用する。

宮地岳村の編入合併

(一) 議会の議員の選挙 選挙区は、設けない。

(二) 職員的身分取扱

1 促進法第二十四条の規定および新市町村建設促進法第二十八条第四項の規定に基づき、合併の際、現にその職に在る宮地岳村の職員のうち、年令五三才未満の者は、引き続き本渡市の職員として身分を保有せしめ、宮地岳村における勤務年数は、これを通算するものとする。

2 合併により退職する宮地岳村の職員に対しては、同村の財源をもって同村条例の定めるところにより退職手当を支給するものとする。

3 職員の給与については、合併関係市村を通じて公正に処理するものとする。

(三) 支所の設置および取扱

1 宮地岳村役場に、当分の間本渡市宮地岳町支所を置く（職員数は、使丁を含め四名とする）。

2 支所においては、概ね次の事務を行なう。

ア 市税その他徴収に関する事務

イ 戸籍および住民登録に関する事務

ウ 諸証明に関する事務

エ 配給に関する事務

(四) 国民健康保険 合併と同時に全面实施する。

(五) 消防団

宮地岳村の消防団は、本渡市に統合し、次のように分団を設置する。

分団数三 団員数一一二名

(六) 学校の統合および学校名

小、中学校の通学区域は現行のままとし、校名を次のように定める。

本渡市立宮地岳中学校 本渡市立宮地岳小学校

(七) 教育施設 実情および財政事情を考慮し、逐次整備する。

(八) 観光施設 実情および財政事情を考慮し、研究する。

(九) 農業委員会

農業委員会に関する法律第三四条の規定により、昭和三二年七月一九日までの間、暫時措置として宮地岳村の区域に地区委員会を存置することとし、同日以降は、市の統合方針に従って措置するものとする。

(一〇) 滞納整理

宮地岳村の村税その他収入未済額については、合併までに極力これを整理するものとする。

(一一) 行政区画

宮地岳村の区域を本渡市宮地岳町とし、区の統合については、本渡市の方針に基づいて、合理的に措置するものとする。

(一二) 協同組合その他公共団体

農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会など各種公共的団体については、合併後の大本渡市に相応しい組織として統合するようあつ旋する。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 本渡町ほか七か村合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
本渡町	大谷 秀彦	中村 一彦	田中 菊雄	嶺 新	柿久繁太郎
亀場村	船田政五郎	江崎 次秋	楠本 義男	中村 隆至	浦上由三郎
柵字土村	井上 武七	山下 政太	井上 五郎	井上 清八	山下 初市
志柿村	江崎 藤喜	有江 清	有江 文吾	長島 幸盛	浜崎 若由
下浦村	大塚 了	欠	黒川 金正	吉田 郡七	長田 政雄
楠浦村	大窪 武男	吉永 邦雄	喜多 光国	須賀原多七	浜 仙次郎
本村	毛利 文治	堀本 仁士	前田寅四朗	倉田六十吉	永野 繁喜
佐伊津村	松本 常人	山田 義重	岡村 五美	原田寅次郎	江口 芳吉

(一) 宮地岳村の編入合併

市村名	長	助役	収入役	議長	副議長
本渡市	値賀正次郎	欠	吉永 繁彦	佐藤 武雄	小野川 侑
宮地岳村	中西 久	尾崎 寅雄	中西 敏男	杉野 徳市	竹上 谷久

5 合併時の関係市町村の現況表

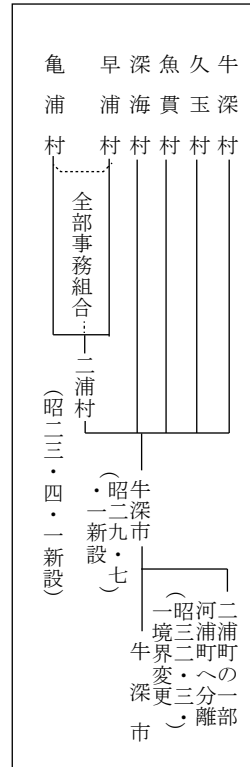
- (一) 本渡町ほか七か村合併（後掲）
- (二) 宮地岳村の編入合併

生産額	会社・工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	上の学校	中学校以上	官公署	業態の割合				戸数	人口	区分							
	計	その他	農産	工業								計	その他	農業	都市的業態			積平方	商工業	積平方	数戸	口人	本渡市	関係市	
																									村
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	校	署	人	人	人	人	人	人	人	人						
計	一、七〇〇、七四	五八八、三六	六六六、一九	四六五、五三	二	二六三、九八	六七四、〇七	二八四、〇八	七八〇、〇	八	一七	四九	一七、六七	二、〇三	一、五八四	一、五七九	七、七〇	一八、〇三九	一四、〇四六	八、七七	四四、四九	四、二五	一、九九	本渡市	宮地岳村
計	一、六四四、五二	五七九、八六	六三八、九八	四六五、六三	二	二五四、四八	六四七、〇	二八二、〇九	七七五、〇	七	一六	四七	一六、六四	一、九六	一、四四八	一、四三九	七、五九	一八、三三	一四、一〇	八、四四	四二、五三	四、二五	一、九九	本渡市	宮地岳村
計	三、五五〇	八三〇	二七、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	二	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三	一、六三

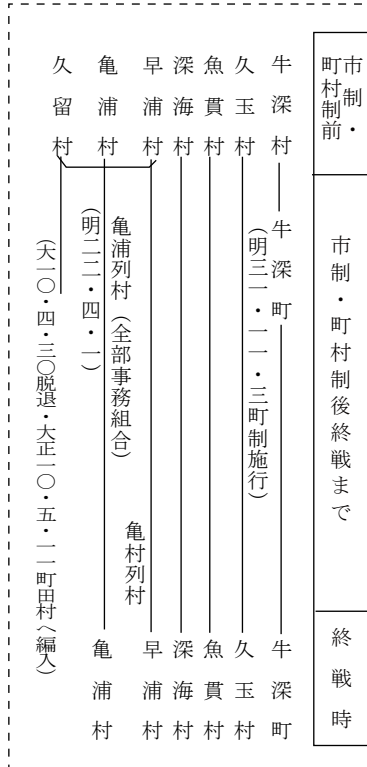
生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)		前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分			
	計 千円	そ の 他 千円					農 産 千円	鉱 産 千円		高 等 学 校 校	中 学 校 校	都市的 業態			その他 業態							
												商 工 業 人	そ の 他 人	農 業 人	そ の 他 人					計 人	そ の 他 人	計 人
一五三、五七六	五七、一五一	五八、九〇五	四三、三三〇	一四、三三八	二四、一四三	五五、五五六	三	七	五五	二五七〇二	一八八	一、三三三	二、四六四	六、九五四	一七、七〇	二、四一〇	八、三二	四三、三六六	本渡市			
八二、九六一	二五、六〇五	一八、五六四	三七、二七一	六、二八四	二、〇四〇	四、七〇三	三	一	三七	三八二六	一六九	三、五六七	二、六九二	三、五六六	九、二七	二、七〇	三、四八七	一六、五九	本渡市			
八〇、三三五	一五、九三五	五七、〇〇〇	七、一〇〇	一〇、四九九	一、二七五	一、八二七	一	一	二	一、二二三	二八	一、〇〇四	一、四三	三、六四	一、〇九八	八、三〇	五、七	二、五四四	亀場村			
三七、二〇〇	五、二二	三〇、二七〇	一、六五九	八、〇〇九	九	五、四三	一	一	二	九九二	二六	八、六六	七、六七	一九九	五、八	一、六二〇	三、〇	一、七五九	柘宇土村			
九二、七五〇	四〇、〇八	四、七五〇	四九、二	一四、三四	二、九	一、二七三	一	一	三	一、五四六	一五三	一、三九三	一、四九四	三七七	一、二二三	二、二七〇	六、九	三、〇四〇	志柿村			
一三、一七〇	六、五〇〇	六、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇五	二、〇	一、〇七九	一	一	三	二、二四	三三	二、〇一〇	二、七五	五七〇	一、六〇五	一、五〇〇	八、八	四、四六	下浦村			
一五〇、〇〇〇	六七、〇〇〇	六五、〇〇〇	一八、〇〇〇	二、四八九	六、五	一、三五四	一	一	四	二、〇一九	五六	一、四五一	二、〇三	六、六	一、五五	二、〇〇〇	八、六	四、三三	楠浦村			
九七、五〇	二〇、〇〇〇	七、七〇〇	七、〇〇	一、一〇〇	一、八	一、二四五	一	一	二	二、〇八	一九六	一、八三	一、三三四	三四八	一、〇六	二、三、〇	六、三	三、四二	本村			
一三〇、一一〇	五七、八〇七	五四、二八五	一八、〇一八	一八、六四六	六、〇六	一、三三一	一	一	二	一、九八	三二二	一、六〇六	二、五五六	八五八	一、六七八	六、六〇	八、九六	四、四五四	佐伊津村			

【旧牛深市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 牛深町

合併当時は、漁港として名高かったが、徳川時代の初期までは、わずかに塩焼く煙がたらのぼる村であったといわれる。旧藩時代、天領となつて富岡代官が置かれ、久玉組(久玉、牛深、深海、宮野河内、早浦、亀浦、魚貫)、七か村に属してからも、牛深には、庄屋が設置されることはなく、久玉組を統轄する久玉大庄屋の直接の治下にあつたが、元禄時代(一六八八〜一七〇四)以降に

なつて、ようやく賑やかになり、庄屋、年寄、百姓総代、問屋総代、弁指、船子など四四人が置かれた。牛深は長岡氏が三代にわたり庄屋として村政をとつたが、その後の事情は詳かでない。明治維新後は、他の天草の町村と同様、長崎府、長崎県、八代県、白川県と管轄が代わり、明治七年(一八七四)の改正大小区制では、単独で第一六大区第一小区をなし、戸長がおかれた。一二年の郡区町村編制法施行の際も一七年の改正でも変化はなく、二二年、町村制が施行された後、三一年一月、町制を施行して牛深町となつた。

(二) 久玉村

旧藩時代の天領当時は、富岡代官治下の久玉に属し、久玉大庄屋中原氏の居村であつた。明治初年、庄屋制が廃止されて、里正となり、さらに戸長が置かれて統治されたが、七年、魚貫、亀浦、早浦とともに第一六大区第一〇小区となつた。一二年、単独で一行政区区域となつて以来、変更を受けることなく、二二年四月の町村制施行後も、単独村として存続してきた。

(三) 深海村

旧藩時代には、久玉組の一村として、大庄屋中原氏の支配を受け、橋口氏が庄屋として村政にあつた。明治七年の改正大小区制では、白木河内、久留とともに、第一六大区第八小区となり、一戸長役場が置かれたが、一二年に単独で一行政区区域となり戸長役場が置かれ、二二年四月の町村制施行後も、深海村は単独村として存続してきた。

(四) 魚貫村

寛永一七年(一六四〇)以後の天領時代は、久玉組に属し、大庄屋中原氏の支配下にあつたが、享保年間(一七一六〜一七三六)に、初代小庄屋が任せられ村政をとつた。

明治七年の大小区制に基づいて、久玉ほか二か村とともに第一六大区第一〇小区に編入されたが、一二年には独立して一行政区区域をなし、一七年にも変わらず二二年四月の町村制施行後も魚貫村は単独村として存続してきた。なお、魚貫崎には、寛永一八年(一六四一)、遠見番所が置かれ、さらに、享保五年(一七二〇)には烽火場が設けられ、文化七年(一八一〇)九月、幕府の天文方伊能忠敬が沿岸測量を行なつた。

(五) 早浦村、魚浦村

早浦、亀浦の両村は、天領時代、富岡代官治下の久玉組に属し、早浦村は小見山氏、亀浦村は倉田氏がそれぞれ庄屋として村政をとり、明治初年に至った。七年の大小区制では、第一六大区第一〇小区に編入され、一二年、郡区町村編制法の施行により早浦、亀浦の両村は、行政区域を同じくして戸長役場を設けた。二二年四月、町村制の施行にあたって、この村に隣接の久留村を加えた三か村は、全部事務組合を組織した。しかし、大正一〇年（一九二一）久留村は、組合を脱退して一町田村へ編入したため二か村の組合となった。その後、昭和二三年四月一日、早浦村、亀浦村が合併して二浦村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法施行直後の一〇月五日に開かれた県の町村合併基準委員会には、牛深、魚貫、二浦、深海、久玉の五か町村合併試案が提出されたが、一月五日の同委員会では、宮野河内村を含めた六か町村合併に修正決定された。このような情勢の中で、当地区においても、行政規模を拡大して、行財政の効率化を図り、地域住民の福祉を向上しようとする気運が高まり、県の試案に基づいて、牛深町、久玉村、魚貫村、二浦村、深海村、それに宮野河内村の六か町村長および議会の間で協議が重ねられた。その間、各関係町村においては、区長および各種団体の長の会合などで話し合いが行なわれ、合併への動きは、漸次活発化し、また、関係町村間では合併促進協議会設立の準備が進められた。しかし、宮野河内村では、村内が牛深地区合併と一町田地区合併の二派に分かれ、結論が出ないため、二九年四月一二日、世論調査を行うことを決定し、各部落ごとに一戸一票による投票を行なったところ、舟津部落を除いて、他の部落は一町田地区との合併希望が多数を占めた。ところが、村議会では定員二二名のうち七対四で牛深地区合併希望者が多数を占めるという反対の結果が出て、村の態度が決らず、宮野河内村は、牛深地区合併から一応脱落してしまった。そこで、宮野河内村を除く牛深町外四か村では、関係町村長、助役、正副議長および各種団体の長を委員とする牛深町外四か村合併促進協議会を一月一日にさかのぼって設立し、二月一〇日付で牛深町長外四か村長の連名をもって、町村合併促進法第一五条の規定に基づく協議会の設立を知事に届け出た。

その後、合併促進協議会では、牛深市制施行計画を打ち出し、合併の方法、合

併条件、建設計画の策定などについて協議を重ねた結果、二九年七月一日の市制施行を目標に計画をまとめた。協議会では、市名の選定、市役所の位置などについては、別に異論はなかつたが、たまたま、二浦村路木地区が財産区有財産処分などで紛争を起したため、審議が難航した。しかし、六月三日、合併促進協議会の委員である関係五か町村の長および議長が「牛深町ほか四か村の合併成立後において、二浦村路木地区の住民から、その地区の分村もしくは境界変更の申し出があった時は、新市は分村の手続きをするとともに、旧早浦財産区財産の一部および旧二浦村有財産の一部を与えることを約す」という内容の合併条件に関する協定覚書に署名して、この問題は一応解決した。

ところが、五月初旬になって、さきに脱落した宮野河内村の舟津部落から、村会議長、農業協同組合長をはじめ村の有力者等多数の連署による牛深町ほか五か村の合併促進を希望する旨の陳情書が県に提出された。しかし、県は、一応五か町村合併の準備を終わったことではあるし、五か町村合併による市制施行についても自治省から明るい回答があったので、この問題を保留していたが、この間、関係五か町村は、六月四日、臨時議会を招集し、合併関係議案を議決して、六月五日、関係町村長の連名で、「町村を廃止し、市を置くことについて」の申請書を知事に提出した。

そこで、県は、同一二日、現地を調査し、引き続き同一二日、牛深町長の報告を聞くとともに、翌二三日、来島する自治庁次長の視察日程など協議した後、新市の市長代行に魚貫村長を決定した。このような経過を経て、二九年七月一日、牛深町ほか四か村が合併して、市制を施行し、新しく牛深市が誕生した。

因みに、この「牛深」という名は、古記によると、遠く神代にさかのぼるといわれる。すなわち、王朝時代に、当時漂流民族を平定するため来島した日本人が「憂え深き処である」といったところから転化したという説、あるいは、「大之波可（万葉集）」いいかえれば「波の音が太い」という昔の言葉が転化したという説、さらには「潮深」が転化したという説などいろいろあるが、いずれも明らかでない。しかし、明治三一年、牛深村が牛深町となって以後、水産業の発展は目覚ましかったので、牛深町の名は全国的に知られるところとなり、市制施行にあたって、「牛深」の名称を付することに、合併関係町村の意見も一致して、新市名を牛深市と決定した。

その後、合併前から紛争のあった旧二浦村路木地区は、合併後も分村を希望し、八月一〇日、地区民の連署をもって、分市（河浦町への境界変更）実現の陳情書を県へ提出したのをはじめ、県への陳情を重ね、分村の動きをみせた。三〇年一月に入り、路木地区住民は、市長に早期分市を迫った。市議会はこの問題を取りあげて総務委員会に付託し、県に調停を求めた。

県は、直ちに調停案を示し、総務委員会は、この案を審議したが、結論をえず、調停案も暗礁に乗り上げた。

この間、路木地区の母親達は、分村すると、児童の通学が遠くなることから、分村反対の署名を集めて関係機関に陳情するなど、路木地区でも、分村に対する賛否両論が対立し、分村問題は複雑化していった。

三一年九月に入り、分市派は、市長を市長室に軟禁し、市長が市議会へ出席するのを妨げたため、市長は分市派住民に対し退去命令を出した。しかし、分市派はこれに应ぜず、隊に市長は牛深警察署に応援を求めたため、分市派全員が住居侵入現行犯で逮捕されるという事件がおこった。

この日、市議会は、分村問題は住民投票で決定することに決めた。

一〇月一三日、牛深市保健所に関係者が集まり、県立会のもとに、投票の日時、方法等を協議した結果、投票は、一〇月三〇日午前八時から午後二時まで、路木公民館で行ない、有効投票の過半数以上の分市賛成があった場合、市は、直ちに、河浦町と境界変更の手続をとることとなった。

三〇日、住民投票を行なったところ、路木地区有権者の八一パーセントが分市を希望していることが判明したので、市は、河浦町と協議のうえ、財産の配分等は、市と路木地区との協定条件に基づくこととし、牛深市は二月一三日、河浦町は同一四日、それぞれ臨時議会を開いて関係議案を議決した。

こうして、翌三月一日、路木地区は、牛深市から分かれて河浦町に編入され、三年以上にわたった分市問題は、ようやくここに終止符を打った。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体（新設合体）
- (二) 新市町村名 牛深市
- (三) 市役所の位置 熊本県天草郡牛深町二二八四番地（現牛深町役場）

(四) 合併の時期 昭和二十九年七月一日

(五) 支所、出張所の位置、機構及び権限の大綱

各町村役場に支所を置く（ただし、牛深町を除く）。職員は、所長各一名、一般職員各三名、使丁各一名とし、戸籍、配給、諸証明、徴税の事務を管理する。

(六) 市議会議員の選挙区および身分取り扱い

一選挙区（大選挙区）とする。現町村議会議員は、合併と同時に退職するものとする。

(七) 助役の定数 一名とする。

(八) 町村職員の処置

1 全職員を継承する（特別職の職員は、一応退職とし、新市長において別途考慮する）。

2 職員の勤務年数は、継承する。

3 職員の給与は、地方事務所長に調整を委嘱の上決定する。

4 退職手当は、左記により算出した額を支給する。

ア 合併後三か月以内に退職したものは、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職したものは、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額

ウ 合併後一年以内に退職したものは、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額

(九) 財産処分

負債（長期の負債）は、全部新市に引き継ぐ
基本財産、特別基本財産は、全部新市に引き継ぐ

ただし、財産中合併までに造成される山林については、その第一回皆伐売却代金は一応新市の収入として受け入れるが、その所属地域の公共施設事業費に充当するものとする。

(一〇) 消防団の組織統合

各町村消防団を一团に統合し、牛深市消防団とする。各町村地区内の公団は、現在のまま存続し、機械化の整備に伴い漸次統合する。新市に常設消防署を設置し、市役所内に消防本部を置く。

(一) 農業および漁業協同組合その他各種組合の統合整備

適当な方法をもって強力に推進する。

(二) 農業委員会の統合整備 これを統合するものとする。

(三) 教育委員会の統合

これを統合し、委員は、各町村教育委員会委員の互選とする。

(四) 国民健康保険事業の統合整備

二浦村は、現在行なっているので整備拡充する。また、合併後早急に他の旧町村においても国民健康保険事業を行なうよう推進する。

(五) 村立病院および伝染病院の帰属

1 現魚貫村立病院を、合併と同時に新市に帰属させる。

2 現牛深町、久玉村伝染病院組合を合併と同時に解散し、同病院を新市に帰属せしむる。

(六) 診療所

二浦村国民健康保険直営診療所は、合併と同時に新市に引き継ぎ、現在新たに開設のためそのままの状態で存続する。

(七) 土木事業

久玉村大ノ浦―山の浦間の東海岸道路は、離島振興法適用道路として工事中につき、新市において短期間に工事を完了するよう強力に推進運動をなすものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

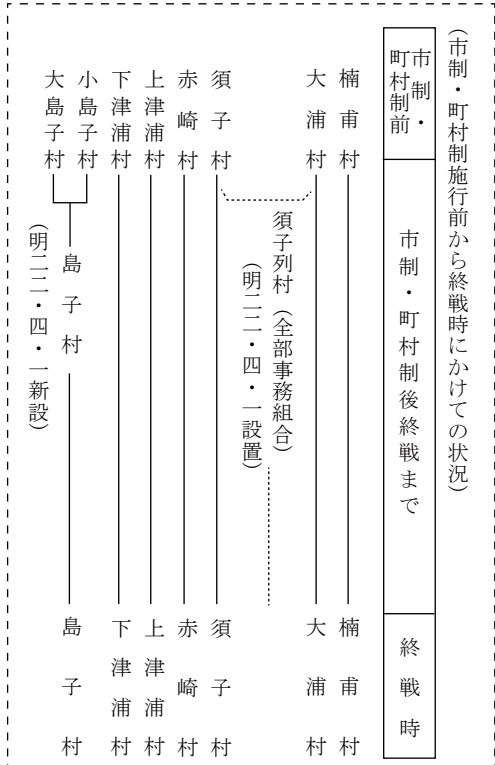
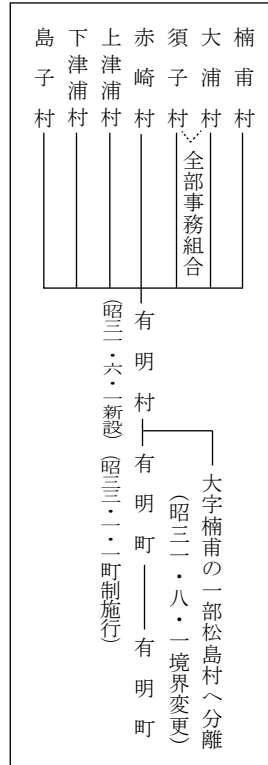
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
牛深町	高橋 重博	磯崎 一男	佐々木 繁	江崎 折作	松本 晋
久玉村	西村 辰雄	古川 松国	長田 藤吉	坂田八太郎	江良治九郎
魚貫村	北野 寿之	堀田 文雄	福本 義人	赤崎 長重	城下 実
二浦村	吉松 三松	平田 末義	若杉 信保	井上 治人	出水幸之助
深海村	村崎 為之	鶴田 一	須崎 忠男	須崎 末松	浜崎 重記

5 合併時の関係町村の現況表

区 分	人 口	戸 数	面 積 平方科	業 態		官 公 署	中 学 校	上 の 学 校	国 税 納 税 額 千円	県 税 納 税 額 千円	市 町 村 税 納 税 額 千円	前 年 度 予 算 総 額 千円 会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)	生 産 額					
				都 市 的									計	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業
				商 工 業	農 業													
牛深市	三七〇〇三	七六六	九六・五三	一八・八三八	五五・六三	三三	六	一	三六・八六九	一四・九二	三四・八五	二二・七九	九三・〇六八	一八七・五五四	一八七・五五四	四〇四・九七三	二六九・六九五	
牛深町	一九九〇	四四五三	一五・三	二・七三	三・七〇	一九	二	一	三〇・八九	二・二六二	一八・三五五	五三・九七	三七・四五六	二八・二四	二八・二四	四〇四・二六	二〇六・八八	
深海村	三九四	七六	一八・六	八二	三・七	三	一	一	三四	三・四	二・〇〇	九・八二	一	一九・七五	三五・七二	五四・九六	一〇六・八八	
二浦村	二、一九三	四七九	二二・八三	一四・八	一四・〇	二	一	一	一、七〇	三・五四	二、三九	二、三三	一	三六・五七六	三〇、〇〇〇	四二、五七六	四二、五七六	
魚貫村	五、三六	一、〇三	一六・三六	三・八六	四二	三	一	一	三、〇〇	一、二四	八・八四	三、三六	三五・七五〇	六、七四〇	一四、五〇〇	四三、九四〇	四三、九四〇	
久玉村	五、五〇七	九四五	二二・七	一、二八七	二〇・九八	六	一	一	一、四五六	八・五六	三、四〇一	二、五五六	一	三四・一六九	二、六三〇	九六・七七三	九六・七七三	

【旧天草郡有明町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 楠浦村

天領時代は、大矢野組（登立、上、中、楠浦、合津、今泉、阿、教良木、内野河内）に属し、上村の大庄屋の支配を受けて、立花氏（後高城と改姓）が代々

庄屋として村治にあたった。明治維新後長崎県に編入され、のち八代県と変わった。明治七年（一八七四）の改正大区制では、本村は、大浦村、上津浦村、赤崎村、須子村とともに第一五大区第四小区をなしたが、一二年に、本村は一行政区として戸長役場が置かれ、以来行政区に変更はなかった。

(二) 大浦村、須子村、赤崎村

寛永一七年（一六四〇）以後天領となった。大浦村に居住した小崎氏が大庄屋として栖本組一四か村（古江、湯船原、河内、打田、馬場、下浦、志柿、大島子、小島子、下津浦、赤崎、須子、大浦）を治めていた。明治七年（一八七四）の改正大区制のもとでは、楠浦村などとともに第一五大区第四小区に編入されたが、一二年、この五か村は、それぞれ別個に一行政区として戸長役場が設けられた。一七年の行政区変更により、再び大浦、須子、赤崎の三か村は、一行政区にまとめられたが、二二年の町村制施行とともに大浦、須子の両村は、村事務の全部を共同処理する組合を設け、一方、赤崎村は、独立して行政を行なうことになった。

(三) 上津浦村

中期は、上津浦種貞を初代として一一代上総介重貞に至るまで上津浦氏がこの地を領し、天正年間（一五七三～一五九二）に亡んだ。この地は早くから耶蘇教信徒が多く、南蛮寺が建てられた。天草の乱（一六三七～一六三八）後は、天領となり、栖本組に属して脇山氏が庄屋として村政をとった。明治七年（一八七四）の改正大区制のもとでは、大浦村、赤崎村などとも第一五大区第四小区に編入された。同一七年には、下津浦村とともに同一戸長役場の統治下におかれたが、二二年の町村制の施行により単独村として上津浦村となった。

(四) 下津浦村

村内旧家に保存されている遺品などによれば、本村は、薩肥京阪の各方面の土族など多くの人がこの地に永住して農耕を行なっていたことが推察され、郡内でも比較的早くから開けていたと考えられる。天領時代は、栖本組に属し、原田氏が庄屋として村政にあたった。明治四年（一八七一）、下津浦、大島子、小島子、志柿の四か村は、一行政区を形成していたが、七年の改正大区制のもとでは、第一五大区第八小区に編入された。一二年の郡区町村編制法施行

により、下津浦、志柿両村は、単独の行政区域となったが、一七年には上津浦と同一行政区域となり、二二年の町村制施行の際分離し、独立村となった。

(五) 島子村

天草の乱（一六三七～一六三八）の激戦地として知られ、大島子、小島子にはその城趾といえられるところがそれぞれ一か所あり、またその人達をいう墓地が沖の田に存在している。寛永一七年（一六四〇）に天領となって、富岡の代官の支配のもとに栖本組に属し、大島子村は益田氏が、小島子村は吉田氏がそれぞれ庄屋として村政をとった。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、下津浦村、志柿村とともに第一大区第八小区に編入されたが、一二年、大島子および小島子は、一行政区域として戸長役場の下で村政が行なわれ、二二年の町村制施行に伴い、両村は合併して島子村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）九月、促進法が制定されると、かねて当地区の行政部会において話題となっていた赤崎、楠甫、大浦、須子、上津浦、下津浦および島子の七か村が郡下合併第一号として合併を促進すべきであるとの気運が生じた。ところが、同年一〇月、県は、合併試案としてこの七か村のうち楠甫村を除く六か村の合併案と、楠甫村と今津地区の合併案を示した。

この試案に対して、楠甫村は数回にわたって住民投票を行なったが、当初多かつた今津地区との合併賛成論よりも、産業、地理的つながりなどから、上津浦地区との合併を有利だとする意見が多くなったことが判明したので、村当局もついに県試案にとられず、上津浦地区との合併を表明した。また、島子村内には、当初、本渡地区への編入の意向も強かったが、上津浦地区の合併活動に支障となる程までにはいかなかった。

同年一二月二五日、楠甫、島子の両村を含む七か村合併協議会が結成された。協議会は、関係村民への合併趣旨の徹底、啓蒙に努力する一方、合併に関する具体的事項について討議を重ねた。

ところが、合併後の役場位置をめぐる対立、さらには楠甫村内の米の山、蛤両部落約一〇〇戸が上津浦地区への合併絶対反対の態度を表明したため、合併活動は一時中断してしまつた。翌二九年五月下旬に楠甫村では部落代表、各団体の幹

部、村議会議員など約六〇人による合併委員会を開催し、協議の結果、両部落は、上津浦地区と合併後今津地区への編入を認めるという条件で、一応上津浦地区との合併にまとまつた。六月一三日、赤崎村で開かれた上津浦地区合併の各村代表者協議会で楠甫村長ら五人が出席して同地区への合併の態度を表明し、村民も両部落以外は足並をそろえた。ところが、その後村議会が突然村民大多数の望みであった上津浦地区との合併を破棄して今津地区との合併を推進し始めたので、青壮年の間では、村議会の解散請求も辞さないとの動きが生じた。このように合併帰属先の問題で対立した両派に対し、県地方事務所は、「二応、蛤、米の山両部落の納得のうえで、上津浦地区に合併したのち、両部落を今津地区に境界変更するのが賢明だ。」との見解をだした。しかし、その後も世論の統一はできず、ついに三〇年一月になって村長がその責任を負って辞任する一方、青壮年代表者が村選管に村議会の解散請求書を提出したため、四月六日、議会議員は総辞職をし、同月三〇日、村長および議会議員の選挙が行なわれた。その結果、議員一二人のうち、上津浦地区合併賛成派が一人当選したので、議会は早速、上津浦地区との合併を議決、それまで上津浦地区との合併にあくまで反対を表明していた米の山部落も、一応上津浦地区と合体合併後、境界変更により松島村に編入することを条件として納得した。その間、米の山、蛤両部落から今津地区との合併促進を要望する陳情書や、大浦村、須子村の農業委員会からの反対陳情など四件が知事へだされた。一方、今津、阿村、教良木河内の三か村は、同年四月一日に合併して松島村となった。

このように、一時中断した合併活動も、七月一日に開かれた島子村ほか六か村の合併促進協議会を契機に、再び活動を開始し、翌三一年一月一四日の協議会まで合併問題の審議が続けられ、関係七か村は、楠甫村が三月一三日、その他の六か村が一四日、それぞれ臨時議会を招集して関係議案を議決し、翌一五日付で合併申請書を知事に提出した。

以上の経過をたどり、二年有余にわたって難航した七か村合併も、いよいよ実現することとなり、同年六月一日、有明村として新しく発足した。新村名は、合併七か村の住民から公募したが、「有明村」が最多数で、六二一票あった。合併協議会において審査の結果、新村名は有明海に面しており、前途洋々たるものがあるということから、全会一致をもって「有明村」と決定した。

また、紛糾が続いていた旧楠甫村の米の山部落は、新しく発足した有明村と松島村との間で協議が行なわれた結果、有明村から分離して松島村に編入されることとが円満に決定し、米の山部落は、長年の宿願を達成して、八月一日、松島村に編入された。有明村は、三三年一月一日、町制を施行して、有明町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形成 合体合併

(二) 実施の時期 昭和三十一年六月一日

(三) 役場位置 天草郡赤先村字上原二〇三一番地の一

(四) 支所の位置ならびに事務および職員数

1 支所を次のとおり設置する。

楠甫支所 楠甫村字平内七六〇番地

大浦支所 大浦村字西町一七二三番地の一

須子支所 須子村字峰二〇六四番地

上津浦支所 上津浦村三七二六番地

下津浦支所 下津浦村三二一九番地

島子支所 島子村大字大島子二五五〇番地

ただし、楠甫、島子支所は、将来ともぜひ存置するよう新村は考慮するものとする。

2 支所においては次の事務を行なう。

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 徴税に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ 勸業等の連絡事務

3 職員の数

楠甫支所五人、大浦支所四人、須子支所三人、上津浦支所四人、下津浦支

所四人、島子支所五人、下津浦村簡易郵便局一人

(五) 議員の任期および定数

地方自治法第九一条第一項の規定による定数とし、町村合併促進法の規定に

よる特例は適用せず、ただちに、改選するものとする。

(六) 議員の選挙区 選挙区は設けないものとする。

(七) 教育委員会委員の任期および定数

促進法第九条の二の規定を適用し、その互選による委員の定数を六人とし、

任期は、昭和三十三年五月三十一日まで引き続き在任する。

(八) 農業委員会委員の任期および定数

促進法の特例は適用せず、農業委員会等に関する法律第七条の規定により一

五人とし、ただちに改選する。

(九) 職員の身分取扱

1 職員(首長を除く。)は、すべて引き続き新村の職員としての身分を保有せ

しめる。一般職員の勤務年数は、これを継承する。

2 一般職職員の退職手当は、「国家公務員等退職手当暫定措置法」の規定を準

用し、普通退職手当の額に二〇〇分の二〇〇を乗じて得た額を支給するもの

とする。

(一〇) 部落嘱託員等の設置 一応、現在のままとする。

(一一) 基本財産

合併関係村にそれぞれ財産区を設け、その他の財産および負債は、すべて新

村に引き継ぐものとする。

(一二) 行政区画 合併関係村については、村名を大字名とするものとする。

(一三) 消防団の統合

1 新村役場に消防団本部を置くものとする。

2 消防機械器具は、新村に引き継ぐものとする。

3 合併関係村にそれぞれ分団を置き、従前の分団を班として編成する。

(一四) 各種団体の統合

各種協同組合、婦人会、青年団その他の団体については、将来統合するよう

あつせんするものとする。

(一五) 関係村における継続事業は、新村において継続して行なうものとする。

(一六) 国民健康保険事業は、将来実施するよう努力するものとする。

(一七) 楠甫村字米の山部落は、新村発足後において、すみやかに、地方自治

法による境界変更を認めるものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

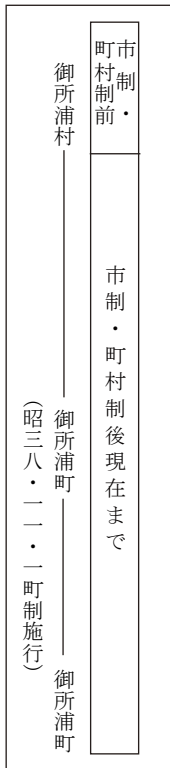
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
楠甫村	中田 孝行	今福 治喜	小崎 正一	高戸 武祺	田中 繁行
大浦村組合	須子村 須子村 須子村	岩崎 鶴松	松本 団	光崎 敬太郎	五島憲三郎
赤崎村	北野 雄一	上原 政範	黒木新太郎	北野 周吉	柴田 定平
上津浦村	本田 稻一	長尾 茂延	川田 康夫	橋本 大増	柴田 政晴
下津浦村	河内 典次	小島 利信	岡田喜代隆	今福 芳則	河内 了
島子村	川上 剛靖	吉田 義隆	野鳥 豊	笹原 重男	磯崎 笹喜

5 合併時の関係町村の現況表

官公署	業態の割合					面積 平方メートル	戸数	人口	区分
	農業		都市的業態		積平方料				
	計	その他	計	その他					
	人	人	人	人					
有明村	10,757	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	有明村	
楠甫村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	楠甫村	
大浦村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	大浦村	
須子村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	須子村	
赤崎村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	赤崎村	
上津浦村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	上津浦村	
下津浦村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	下津浦村	
島子村	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	島子村	

【旧天草郡御所浦町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



旧藩天領時代には、砥岐組（姫浦、二間戸、樋島、御所浦、高戸、大道、棚低、浦、宮田の九か村）に属し、森氏、福島氏が代々庄屋として村政にあたった。明治維新後一時長崎県の管轄となり、四年（一八七一）十一月、八代県に代わり、六年一月、さらに白川県に属し、大小区制の施行によって大道村とともに第一五

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百 万円以上)	前年度予算 総額千円	市町村税納 税額千円	県税納 税額千円	国税納 税額千円	上の学校	
										高等学 校	中 学 校
2,457	2,457	2,457	2,457	0	0	6,666	5,666	2,522	4,700	1	5
3,866	3,866	3,866	3,866	0	0	9,666	2,666	1,766	5,666	1	1
3,566	3,566	3,566	3,566	0	0	8,666	3,333	2,566	4,666	1	2
3,566	3,566	3,566	3,566	0	0	7,666	2,333	2,566	3,666	1	1
6,666	6,666	6,666	6,666	0	0	2,666	2,666	2,666	2,666	1	1
2,900	2,900	2,900	2,900	0	0	2,222	1,777	3,333	2,666	1	1
4,444	4,444	4,444	4,444	0	0	3,333	3,333	2,666	2,666	1	1

大区第六小区に編入された。一二年の郡区町村編成法の施行に際し、独立村となり、その後、他村との合併もなく、明治二二年、町村制施行にあたってもそのままであった。

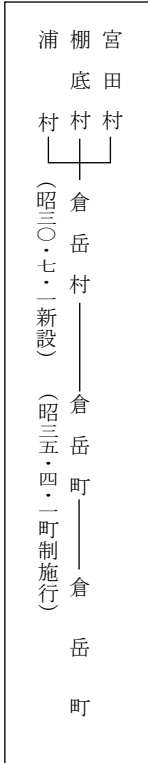
この「御所浦」の名の由来は以下のとおりである。第一二代景行天皇は、熊襲討伐の折、葦北から八代へ軍船を進められる途中、激しい南東の風に襲われ難航を極められた。漸くある島の東北端に寄港されようとしたが、風が強く岸に近づけないので、天皇はこれを嘆じて、こゝは「嵐の口」なりと仰せられ、さらに船を南西に三キロメートル進め、波静かな浦に船を泊められ、暫時仮泊された。このことから、この島に「御所浦」の名が付いたといわれている。当時、船のとも綱を結ばれたという石が、天満宮境内に残っている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

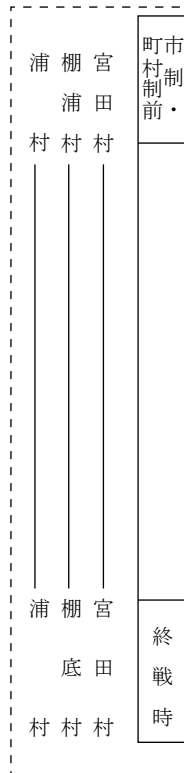
昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の施行に伴う県の合併試案では、御所浦村は、地形が数多くの小島からなっており、また、人口も町村合併の最低人口規模（八、〇〇〇人）を上回る約九、二〇〇人であったことから単独村とすることにした。その後、村内からも他町村からも町村合併の動きが全然ないまま、昭和三八年一月一日、町制を施行して御所浦町となった。

【旧天草郡倉岳町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



（市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況）
市制・町村制後終戦まで



（一） 宮田村

旧藩時代は、天領として富岡代官の支配を受け、浦、棚底とともに砥岐組（姫浦、二間戸、樋島、御所浦、高戸、大道、棚底、浦、宮田）の一村として大庄屋藤田氏の統轄の下に中村氏が代々村政をとった。維新後長崎裁判所について長崎府より長崎県の管轄となったが、明治四年（一八七二）一月に八代県の管轄に代わり、六年さらに白川県と合併した。七年の大小区制の下では第一六大区第七小区に属し一二年の郡区町村編成法の施行により古江村と同一行政区域に属することとなったが、二二年の町村制の施行により独立して宮田村となった。

（二） 棚底村

天領時代は、宮田村と同じ砥岐組九か村に属し、明治維新後益田氏および雨森氏がそれぞれ村政をとった。明治維新後、県の所属については宮田村と同様の経過をへて、明治四年一月、明治七年（一八七四）の大小区制のもとにおいては宮田村とともに第一五大区第七小区に入り、同一戸長の下にあったが、一二年の郡区町村編成法施行の際は分離した。一七年浦村とともに同一戸長役場の統治を受けることとなったが、二二年の町村制施行に伴ない、浦村と分離して独立村となった。

（三） 浦村

天領時代は、砥岐組九か村に属して大庄屋藤田氏の統轄の下に庄屋小松氏が村政にあたっていた。明治維新後県の所属については前二村と同様の経過をへて明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは宮田、棚底両村とともに第一五大区第七小区に属した。一二年には単独で一行政区域をなしたが一七年棚底村

と行政区域を同じくすることになり、同一戸長役場の統治下にあった。二三年、町村制施行により棚底村と分離し、独立村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）の町村合併促進法施行に伴ない、天草郡内においても翌二九年、大矢野町、本渡市、龍ヶ岳町および新和村などの合併市町村が相次いで誕生するにおよんで、当地区住民の間にもようやく合併の気運が盛り上がり、住民の動きも浦、棚底、宮田の三か村合併の声とともに次第に活発化したが、宮田村の一部においては栖本村を含む四か村合併の声も聞かれるようになった。四月には、県の合併試案で合併を予定されている浦、棚底、宮田、栖本の四か村から、それぞれ村長、議会議員および各種団体の長など九人の委員を出し、栖本村長を会長として栖本村ほか四か村合併協議会を発足させ、本格的な合併活動に入った。合併協議会は役場位置を除く合併条件および新村建設計画などを短期間のうちに決定したが、役場の位置をめぐって、大村である栖本村は、役場位置は栖本地区でなければ合併しないと強く主張し、浦、棚底、宮田の三か村は、合併村のほぼ中央である宮田地区を主張して譲らず、その後一〇数回にわたる協議会でもまとまらなかった。そこで、県が調停にはいったが歩み寄りはず、三〇年四月一七日、ついに話し合いは決裂し、四か村合併協議会は解散した。

しかし、こうした情勢のなかでも浦、棚底、宮田の三か村はあくまでも合併したいとの気運が強く、とりあえず、将来栖本村の合併を期待して三か村だけでも合併しようとの声が強かった。そこで、栖本村を含む四か村合併協議会が解散した日の翌一八日に、浦村ほか二か村合併協議会を設置し、早速建設計画を策定するとともに、合併条件等は前に作った四か村分を手直しすることにし、また、役場位置も将来栖本村の合併を期待して宮田村役場に置くことなどを決めた。

こうして、三か村は六月八日に臨時議会を開いて、合併関係議案をそれぞれ議決し、七月一日、倉岳村が発足した。

当地域には、天草島第一の高峰、倉岳があり、地域住民の象徴として古くから親しまれ、倉岳といえは天草上島南部地域を指すことは、郡内はもちろん県下でも広く知られ、また、昭和五年（一九五〇）以来、浦、棚底、宮田の三か村によって中学校組合を設立し、倉岳中学校を共同経営していた。このような事情か

ら合併に際しては、村名は満場一致「倉岳村」と決定した。

その後、三一年九月、県は倉岳村と栖本村の合併計画案を示したが、倉岳村では、栖本村に隣接する宮田地区住民が、役場の位置を栖本村に譲っても合併すべきだという動きを示したほかは全般的に関心は薄く、一方栖本村も、役場の位置さえ栖本村に決定すれば、いつでも合併すると主張するだけで、合併にはお互いに消極的であった。

そのうち三二年一月九日、栖本村長及び議長をはじめ二四人の連署をもって、おおむね次のような内容の陳情書が知事に提出され、栖本村側の合併に対する考え方が表明された。

「栖本村は、当初に出された県合併試案の宮田村、棚底村、浦村との合併を希望し、合併協議会を設けて協議を尽くしたが、役場位置の決定をめぐって感情的になり、ついに協議が決裂して倉岳村が発足した。その後、県の計画では倉岳村に編入合併ということになっているが、栖本村民は、当初の考えどおり、あくまで倉岳村との対等合併で、役場位置は栖本村内におくということが絶対的条件であるから、合併の促進にあたっては住民の意向も十分考慮され、取り扱いについては善処をお願いする。」

しかし、同年三月二十九日、知事から両村の合併勧告が行われ、合併への努力が続いたが、ついに両村は合併するに至らなかった。

その後、昭和三五年四月、倉岳村は町制を施行して倉岳町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
 - (二) 実施の時期 昭和三〇年七月一日
 - (三) 役場の位置 宮田村字池田又一二八五の五番地
 - (四) 出張所の位置および事務
- 1 出張所を次のとおり設置する。
 - ア 棚底出張所 棚底村字才川又十六九六番地の一
 - イ 浦出張所 浦村字小松田三〇八九・三〇九〇番地の一
 - 2 出張所において次の事務を行なう。
 - ア 戸籍、住民登録に関する事務

- イ 配給に関する事務
- ウ 徴税に関する事務
- エ 諸証明に関する事務
- 3 職員の数(出張所) 所長各一人、職員各一人、使丁各一人
- (五) 議会議員の選挙および定数
合併後最初に行なわれる選挙については、各村ごとに選挙区を設け、議員の定数は、各選挙区それぞれ六人計一八人とする。
- (六) 教育委員会の委員および農業委員会の委員の任期および定数については、町村合併促進法第九条の二および第九条の三の特例を適用する。
- (七) 職員の身分の取扱
1 合併の際現にその職にある合併関係村の一般職の職員は全員引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数はこれを継承するものとする。
- 2 職員の給与については、合併関係村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関してはすべてを通じて公正に処理するものとする。
- 3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。
ア 昭和三〇年七月一日まで退職の申し出をした場合 一〇〇分の二五〇
イ 昭和三〇年二月末日までに退職の申し出をした場合 一〇〇分の一五〇
ウ 昭和三十一年六月末日までに退職の申し出をした場合 一〇〇分の一二五
- (八) 嘱託員の設置 現在のままとする。
- (九) 財産および負債
合併関係村のいっさいの財産および負債は新村に引き継ぐものとする。ただし、山林および原野については、財産区を設ける。
- (一〇) 消防団の統合
1 新町役場に消防団本部を置く。
2 合併関係村の消防機械器具は新村に引き継ぐ。
3 分団数は、九分団とする。
- 4 合併村の消防団長は、一回だけ各村ごとに一巡し、出初式は団長所在地で行なう。

- (一二) 村税の調整その他滞納整理
1 不均一課税は行なわない。
2 滞納等については、合併関係村において合併前に責任をもって整理する。
- (一三) 行政区画
新村の大字を次のように設置する。
1 倉岳村大字宮田 宮田村の区域
2 倉岳村大字棚底 棚底村の区域
3 倉岳村大字浦 浦村の区域
- (一四) 公民館の統合整理 早急に統合整理する。
- (一五) 各種団体の統合
農業協同組合、漁業協同組合、婦人会、青年団その他の団体の早期統合をあつせんする。
- (一六) 助役の定数 一人とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宮田村	原田 初一	—	中村九三郎	堀川 隆熊	川元 又由
棚底村	吉田 勝義	福本 満	今森 幸光	木本 光治	平川 浅喜
浦村	小谷久爾夫	脇崎 一義	三村 豊喜	斉藤政次郎	登尾 鎌太

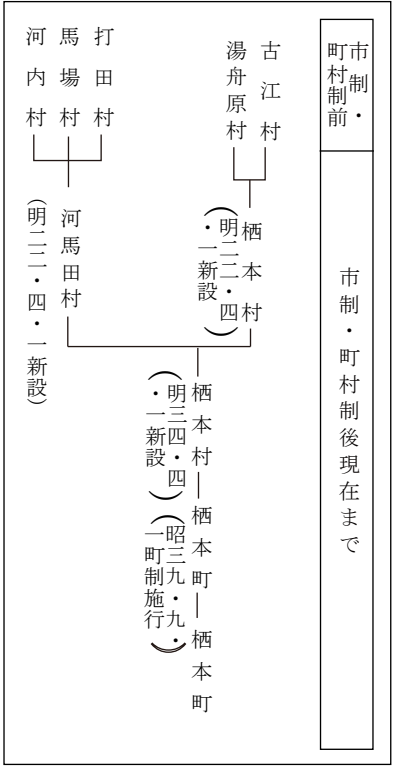
5 合併時の関係村の現況表

区	分	合併村		
		倉岳村	宮田村	棚底村
人	口人	八〇六七	二八五二	二七六八
戸	数戸	一、三八四	四六七	五〇三
面積	平方軒	二五・八五	五・二	八・六
				二二・〇

生産額	業 態 の 割 合						官 公 署	中 学 校 以 上 の 学 校	国 税	県 税	市 町 村 税	前 年 度 予 算 総 額	会 社、工 場 事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)			
	計	都 市 的 業 態			農 業 業 態									計	高 等 学 校	中 学 校
		商 工 業 人	そ の 他 人	計	農 業 人	そ の 他 人										
千 円	千 円	千 円	千 円	人	人	人	校	校	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円			
二四七三	四〇四二	九七八五	五五〇〇	七四九	二八五	五〇四	一〇	一	一七八	一六六	五七八	二五、九七	一			
五三、六五	三〇、四〇	二〇、七五	二、五〇	二、六三六	一、三三七	二、七九	四	一	五五二	四三	一、九〇	八〇、六	一			
四、四九五	六七五	三九、九三四	一、八〇〇	二、四八二	六二	二、八六一	四	一	五〇七	三九一	二、九六〇	八四、七	一			
四、六八	三、三八	三七、二〇	一、〇〇	二、七二	四〇七	一、九四六	二	一	六七九	三三二	一、八五七	一八、六四	一			

【旧天草郡栖本町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



戦国時代、菊池氏の流れをくむ栖本氏が、打田の庵寺付近に居城した。加藤清正の統治後、天草は、肥前唐津の寺沢志摩守広高の領地となつて、富岡に番代が、三カ所の要地に郡代が配置された。

栖本には郡代役所が置かれ(打田の一五社付近)、郡代石原太郎左衛門が遠く大矢野島付近まで支配したといわれるが、領有三六年で天領となり、栖本組(古江、湯舟原、河内、打田、馬場、下浦、志柿、小島子、下津浦、赤崎、須子、大浦)に属した。

明治維新後長崎県に属したが、四年(一八七二)一月に八代県、六年一月にはさらに白川県の管轄となつた。七年の大小区制の改正にあつては、湯舟原、打田、馬場、河内の四か村は下浦村とともに第一五大区第九区となり、古江村は宮田村ほか二か村とともに第七小区となつた。一二年、古江は宮田と二か村で、湯舟原、馬場、打田は三か村で河内村は単独でそれぞれ同一行政区域となり、戸長役場が置かれた。二二年、市制町村制の施行に伴ない、河内、馬場、打田の三か村が合併して河馬田村となり、湯舟原、古江の二か村が合併して栖本村となつた。更に三四年四月には河馬田村と栖本村が合併して栖本村となつた。

「栖本」という地名は、先述のように、町内の旧打田村が、元亀、天正のころ、天草五人衆（天草島の五人の領主で、天草氏、志岐氏、上津浦氏、栖本氏、大矢野氏）の一人栖本氏の居住地であったところから、その名前がついたと言われる。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）町村合併促進法施行に伴う県の合併試案は、宮田、棚底、浦、栖本の四か村合併となっていたので、関係四か村は、早速四か村合併協議会を設置して合併促進をはかることとなり、役場の位置を除くすべての問題について協議が成立した。しかし、栖本村が役場をあくまで栖本村内に置くことを主張して譲らず、村当局には、栖本村以外の他に役場を置く場合には独立村として残ることもやむを得ないという考えがあったため、四か村合併はついに実現せず、昭和三年七月一日に至って、栖本村を除く他の三か村が合併して倉岳村が発足した。

翌三年九月二日、県は、再び栖本村と倉岳村との合併案を示した。これに対して栖本村は、「当初四か村案があったにもかかわらず三か村のみが合併したのは不都合だ。」として独立村もしくは本渡市編入を主張した。しかし、本渡市への合併が困難となったため、最終的には倉岳村との合併もやむを得ないと空気があったが、あくまで役場庁舎を栖本村内に置くことを主張して譲らなかつたため、その後も合併の動きは全く前進せず静観状態が続いた。

この間、倉岳村のうち特に栖本村に隣接する宮田地区住民の間には、役場位置を栖本村に譲ってでも合併すべきだとの動きもあった反面、栖本村馬場部落のように栖本村役場の所在地であるため、合併に反対する動きもあった。

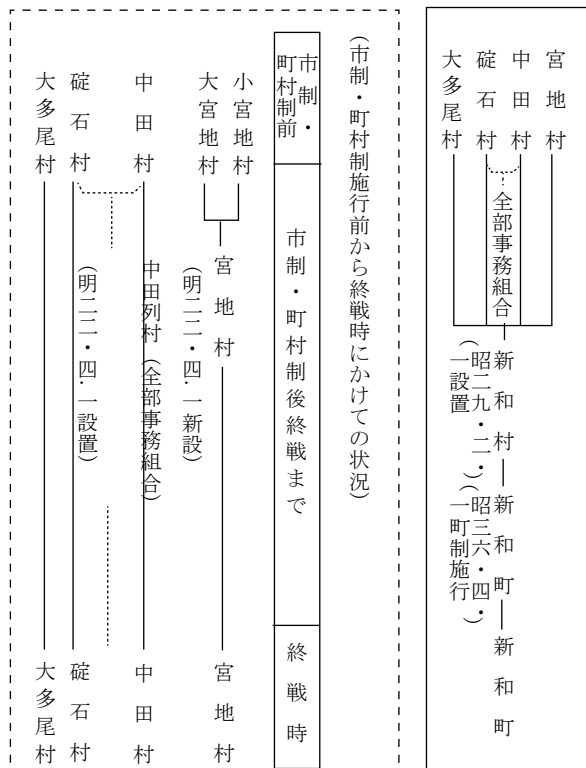
翌三年一月九日、栖本村長および議会議長外二名の連名をもって、概ね次のような趣旨の陳情書が県知事に提出され、合併に対する考え方が明らかにされた。

栖本村は、県試案の宮田村、棚底村、浦村との四か村合併を希望し、合併協議会を設けて協議を重ねたが、役場位置の決定をめぐって感情的になり、協議が決裂して倉岳村が発足した。その後、県計画では倉岳村に編入合併ということになっているが、栖本村民は当初の考えどおりあくまで倉岳村との対等合併で、役場位置は栖本村内ということが絶対的条件であるから、合併の促進にあたっては村

民の意向も十分考慮され、合併の取り扱いについて特に善処を要望する。このうち、県は、栖本村に対して昭和三年三月二十九日付をもって、新市町村建設促進法第二八条第一項の規定により倉岳村との合併を勧告したが、合併への動きは、全然進捗しないまま、ついに合併には至らなかった。

【旧天草郡新和町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 宮地村

旧藩時代は、幕府の直轄地で、本戸組（本戸馬場、町山口、栢宇土、食場、亀川、楠浦、大宮地、小宮地、大多尾）に属し、庄屋が村政をとっていた。明治五年（一八七二）戸長制が布かれ、七年の大小区制により、第一五大区第一

○小区となった。一二年の郡区町村編制法の施行により、小宮地、大宮地両村は、それぞれ一行政区域をなしたが一七年の改正で小宮地村列として同一行政区域となり、二二年町村制の施行により、両村が合併して宮地村となった。

(二) 中田村、碓石村

旧藩時代は、幕府直轄領で、一町田組(久留、白木河内、平床、市瀬、津留、立原、中田、碓石、宮地岳、今、益田、一町田、下田)に属した。明治五年(一八七四)戸長制が布かれ、七年の大小区制改正により大宮地、小宮地、大多尾とともに第一五大区第一〇小区に編入された。一二年、郡区町村編制法の施行により、中田村、碓石村は一行政区域となつて、戸長役場の統治下におかれることとなった。二二年、町村制が施行されたのに伴い、中田村、碓石村は、村事務の全部を共同処理する組合を設立した。

(三) 大多尾村

鎌倉時代の古文書に大多尾の名が散見される古い村で、旧藩時代は、幕府の直轄領となり、木戸組九か村の一村として統治された。明治七年(一八七四)、大小区制の改正により宮地、中田、碓石の各村とともに第一五大区第一〇小区に編入された。一二年、郡区町村編成法の施行の際、単独で一行政区域とされて以来行政区域の変更はなく、二二年の町村制施行後も単独村として存続した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法の施行に伴い、宮地岳村、中田村、碓石村、宮地村、大多尾村、新合村、宮野河内村の七か村(中田村と碓石村は全部事務組合)を合併する県の合併試案が示されたが、これよりさき八月に、宮地村、大多尾村および中田村、碓石村の四か村は、自主的に合併委員会をつくり、合併の検討を始めていた。各村が考えていた合併試案は、次のとおりである。

(一) 宮地村の試案 宮地村を中心として、大多尾村、中田村・碓石村組合と合併する。

(二) 大多尾村の試案 宮地村を中心として、大多尾村、中田村・碓石村組合と合併する。

(三) 中田村・碓石村組合の試案 中田村、碓石村を中心として宮地岳村、新合村、宮野河内村、宮地村、大多尾村と合併する。

一〇月二三日、大多尾村において、県地方事務所主催の合併委員協議会が開催されたが、宮地岳村と宮野河内村は、県の合併試案に反対を表明して欠席し、新合村は他の事情を理由に欠席した。そこで、当日出席した宮地村、大多尾村、中田村、碓石村で合併の話し合いが持たれたが、お互いの意見が一致しなかったため、各村ごとに世論調査を行ったあと、一月五日までに各村の合併試案に対する態度を決定することを約束して散会したが、結果は、八月に表明された各村の態度を再確認したに過ぎなかった。このような事情が反映してか、先に示された県の合併試案が一月に修正発表され、当地区は、最初の七か村合併案から、新合村および宮野河内村が除外されて五か村合併案に修正された。

翌二九年二月二日、県地方事務所主催の町村合併協議会が宮地村において開催され、宮地村、大多尾村、中田村・碓石村組合及び宮地岳村からそれぞれ関係者が出席したが、宮地岳村は県試案に反対し、宮地村と大多尾村は中田村・碓石村組合との四か村合併を、中田村・碓石村組合は七か村合併を、それぞれ主張して、ついに意見の一致をみなかった。しかし、県の調停により、各村は次第に歩み寄りを見せ、宮地村、大多尾村、中田村・碓石村組合の四か村で合併することに意見が一致し、早急に各村一〇人の合併委員を選任して、三月初旬に協議会を開催することを申し合わせた。

そこで、各村は早速臨時協議会を招集して、一〇人の合併協議会委員をそれぞれ選任し、四月二日、宮地村ほか三か村合併協議会が発足した。協議会には、総務、土木、教育、民生、経済の五分科会を置き、全委員が各分科会に所属して審議を重ねた。しかし、審議の途中、統合中学校建設について、大多尾村が難色を示したため、八月四日、一五日の両日、特別委員会を招集して意見の調整を図ったが不調に終わり、一八日ついに特別委員会は流会となり、合併協議会をも解散するのやむなきに至った。その後、県などのあつせんにより各村が歩み寄り、通学道路整備によって中学の統合を行うことで意見の一致をみた。また、中田村・碓石村組合は、当初の県試案による七か村合併を主張して譲らないため、憂慮される事態もあったが、関係村相互間の理解と協力によって意見が一致し、九月一日に至り協議会を復活して協定事項の協議を完了した。

このようにして、全体会議一四回と小委員会一〇回という度重なる審議を経て、ようやく新村の建設計画書を策定した。また、各村の議会は、予定の一二月一日

合併にあわせるため、九月一六日、熊本市において臨時議会を招集して合併関係議案をそれぞれ議決したあと、同日付をもって、合併申請書を知事に提出し、県議会の議決を経て、同年一月一日、新和村が誕生した。新村の名称は、宮地村外三か村合併促進協議会において、関係四か村の一般住民の公募によることに決定し、一戸当り各一票の応募を求めたところ、応募総数は三六三票に達し、協議会はこの中から、新しい村造りに関係住民が融和、和合し、新村として発展飛躍しようとの念願がこめられていると認め、「新和村」を選定した。その後、三六年四月一日、町制を布き、新和町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和二九年一月一日
- (三) 役場の位置 新村の中心地である宮地村大字小宮地とする。
- (四) 出張所の位置およびその事務
 - 1 出張所を左のとおり設置する。
 - 大多尾出張所（大多尾村役場）
 - 中田・碓石出張所（中田村・碓石村組合役場）
 - 2 出張所において左記の事務を行なう。
 - 戸籍に関する事務、配給に関する事務、徴税に関する事務、証明に関する事務
- (五) 議員、農業委員会委員および教育委員会委員の特例は採用しない。
- (六) 議員の選挙区 選挙区は、設けない。
- (七) 合併関係村の職員の身分取扱
 - 合併の際、現にその職にある一般職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有し、勤務年数はこれを継承する。
- (八) 嘱託員（区長）の設置
 - 現在の嘱託員（区長）を統合整理し、その数の減少を図る。
- (九) 資産および負債
 - 1 関係村の保有する資産は、無条件で新村に提供する。ただし、現在宮地村にある大宮地財産区は、存続するものとする。

2 関係村の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一〇) 消防団の統合

1 現在の関係村の消防機械器具は、新村に引き継ぐ。

2 新村役場内に消防団の本部を置く。

3 分団数は現在のまま、団員数は六一〇人とする。

(一一) 税の調整 現在のままとする。

(一二) 大字の名称 新和村大字小宮地、大宮地、大多尾、中田、碓石とする。

(一三) 国民健康保険

宮地村国民健康保険は、早期に新村全域において実施するよう努力する。

(一四) 公民館の統合整備統合する。

(一五) 中学校の統合

昭和三三年四月一日に宮地中学校、中石中学校を統合し、大多尾中学校は将来統合するものとする。

(一六) 隔離病舎の整備統合

現在の伝染病院組合を新村に引き継ぐものとする。

(一七) 村税その他の滞納整理

村税の収入未済分は各村において合併前に責任をもって整理するものとする。

(一八) 各種団体の統合

農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団その他の団体の早期統合をあつせんする。

(一九) 碓石村は、現在無医村であるため、医師一人を招へいし、新村において相当額の助成金を交付する。

4 合併時の三役及び正副議長

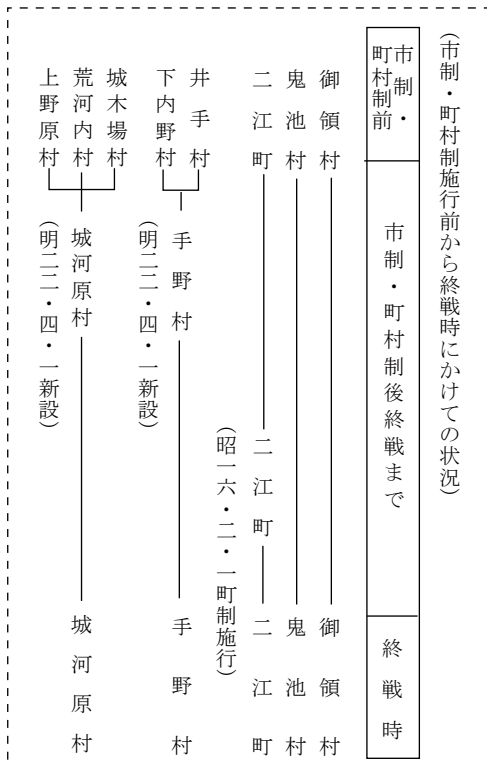
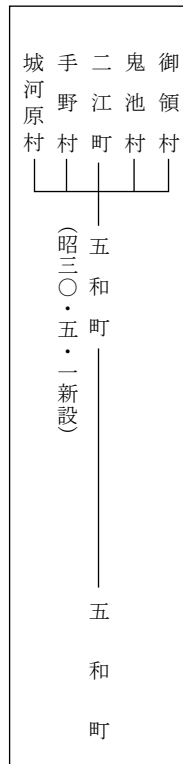
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宮地村	尾田 恒成	大田 光清	尾田 幸吉	本多 謙作	船元 順蔵
中田村 碓石村 組合	池田 源	—	森下 幸六	竹本 等	杉本 保
大多尾村	武部 力松	浦田 兼夫	岩下 金三	船辺喜四郎	浜田 邦彦

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農産	工業	その他	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校	官公署	業態の割合			面積	戸数	人口	区分																	
	計	千円										計	業人	その他					計	業人	その他	計	業人	その他	計	業人	その他								
																												千円	業人	業人	業人	業人	業人	業人	業人
九、五〇	二、四五〇	六、〇〇〇	二〇〇	一	二八八七九	六、四六八	二、二九	四、〇四五	一	三	一〇	八、二九	四、〇八五	四、〇八九	一、五八	一、四三	六、〇七五	二、五七	八、三三	新和村															
一、五四〇	五、四〇〇	一、〇〇〇	一	一	二、五二	三、六六五	四、〇五	一、五三	一	一	四	四、三二	二、二七	二、〇二四	三、三	三、七〇	三、七〇	六、九	四、六四	宮地村															
四、七〇〇	四、七〇〇	四、〇〇〇	一	一	八、四四七	一、五五	三、八	一、〇三	一	一	三	二、三〇六	七、六九	一、四七二	六、五	二、〇五	二、〇五	四、二	二、三〇八	大多尾村															
三、二五〇	一、九三五〇	一、三〇〇	二〇〇	一	七、六四一	一、二八四	三、八	一、五〇〇	一	一	三	一、七六二	一、〇九九	六、〇三	一、五	一、六〇〇	一、六〇〇	三、四七	一、七六〇	中田・碓石組合村															

【旧天草郡五和町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 御領村
 建島松命が、天草国造に任ぜられて御領大島に上陸し、鉾を納めて丸尾に居を定め、稲置座を創設して天草一円を掌握したことから御領の地名が生まれたといわれる。
 寛永一七年（一六四〇）、天草は天領となり、富岡代官所治下の大庄屋長岡氏により、御領組人か村（御領、鬼池、佐伊津、広瀬、本泉、下河内、新休、本

村)が統轄されていた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは佐伊津村とともに第一六大区第二小区となったが、一二年の郡区町村編制法の施行により単独の行政区域をなし、二三年の町村制のもとにおいても一行政区域としてその変更はなかった。

(二) 鬼池村

旧藩時代は天領で、八か村からなる御領組に属し、御領大庄屋の管轄下に庄屋池崎氏が村政にあたった。明治七年(一八七四)、下河内村、井手村などとともに第一六大区第三小区に属することとなったが、一二年、郡区町村編制法が施行されると、本村は単独の行政区域として戸長役場が置かれ、以後行政区域の変更はなかった。

(三) 二江町

二江本土および通詞島の総称で、約三五〇年前の天正年間(一五七三〜一五九二)、すでに二江浦と呼ばれていた。天領時代には、富岡代官所治下の大庄屋長島氏の統轄する井手組、六か村(井手、下内野、二江、上野原、荒河内、城木場)に所属していた。明治維新後、長崎県の管轄となって独立の行政区域となったが、以後八代県、白川県とその管轄は変わり、七年(一八七四)の大小区制のもとで上津深江、坂瀬川の両村とともに第一六大区第四小区になった。その後、昭和十六年(一九四二)二月、町制施行により二江町となった。

(四) 手野村、城河原村

天領時代は、富岡代官所治下の大庄屋の所在地で、井手、下内野、城木場、荒河内、上野原の五か村からなる井手組に属していた。明治維新後長崎県の管轄に属し、戸長を置くにあたり二江村は分離したが、他の井手等の五か村は依然同一戸長のもとに治められた。その後白川県、八代県と管轄は変わり、七年(一八七四)に第一六大区第三小区となった。一二年の郡区町村編制法施行の際にも、五か村は、そのまま一行政区域として変更はなく戸長役場が置かれた。二二年、町村制施行により井手村および下内野村の二か村、城木場、荒河内、および上野原の三か村がそれぞれ合併し、旧村名の文字をそれぞれ一字ずつとって手野村、城河原村とした。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法が施行されたのに伴ない、御領村、鬼池村、二江町、手野村および城河原村の五か町村を合併する県の合併試案が発表されたので、この五か町村では、大同団結して住民の福祉増進を図り、あわせて財政の確立を期そうとする気運が盛り上がり、御領村では一二月、先遣地視察を行なった。

一二月二五日、御領村に關係五か町村が集まり、合併問題について協議した結果、御領村ほか四か町村合併促進協議会を設置するための準備に着手することになった。

そして、翌二九年一月、御領村ほか四か町村合併促進協議会を設置し、二月一五日、鬼池村において第二回の合併促進協議会を開き、慎重に協議をしたが、役場位置の問題で話がまとまらず、御領村および城河原村は、本渡市への合併を希望した。両村は、その後具体的に本渡市との合併交渉をもつに至ったが、その交渉はあまり進展しなかった。一方、二江町および手野村は、五か町村合併案に賛成であり、この実現を期していた。ところが、御領村議会には城河原村との二か村合併賛成派が多く、また、鬼池村および御領村の大島部落は御領、鬼池両村の合併を主張し、さらに城河原村は手野村を含んだ御領村との合併を主張するなど、各町村の合併に対する態度は全く一致しなかった。このため、關係町村においては、県のあつせんを求めるとともに、お互いの話し合いを続け相互に合併促進に努力したが、まとまらなかった。

このような状況の中で、次のような嘆願書や陳情書がそれぞれ知事あて提出され、嘆願、陳情合戦が始まった。

(一) 陳情書

- 1 昭和二九年九月四日 手野村、城河原村学校組合立内野中学校 P・T・A 会長から手野村と城河原村の合併促進を要望するもの。
- 2 昭和二九年一月六日 御領村大島郷住民二四七人から、御領村と鬼池村の合併実現を要望するもの。
- 3 昭和二九年一月 御領村議会議長ほか議員一二人から城河原村と御領村の二か村合併実現を要望するもの。
- 4 昭和二九年一月 鬼池村長、議長、議員および団体の長など六九人から鬼池村と御領村の二か村合併実現を要望するもの。

5 昭和二十九年一月 二江町長、議長ほか二江町合併推進委員四人全員の連署により県試案どおり五か町村の合併実現を要望するもの。

(二) 嘆 願 書

1 昭和二十九年一月七日 手野村長、議長、議員および各種団体の長など五人から県試案のとおり合併実現を要望するもの。

2 昭和二十九年一月 城河原村大字上野原字野口嘆願者代表猪口志幸三郎ほか八人と住民二八七人から、手野村を除いた御領村と城河原村の合併には反対で、三か村合併実現を要望するもの。

その後も各町村では、各地区ごとに住民大会等を開いて世論の統一に努力した結果、翌三〇年三月一二日に至り五か町村合併実現ということで完全な妥結をみることになり、正式な五か町村合併促進協議会を発足させ、事務局を御領村に置いた。その後、新町建設の具体的事項を逐次決定し、五月一日を目標に五和町として発足することを決め、各関係町村は、三月一三日、臨時議会を招集してそれぞれ関係議案を議決し、同日付をもって合併申請書を知事に提出した。新町発足に際して、合併五か町村民から公募した町名を合併促進協議会において慎重審議した結果、『新しい町づくりの根本理念は、和の精神であるが、今後の新町の発展を目的として五つの町村が和で結ばれたのであるから、「五和」は、その精神を最も端的に表現したもので、新町に最も適した町名である』との理由により満場一致で「五和町」と決定した。

こうして五月一日、御領村ほか四か町村が合併して新しい五和町が誕生した。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 合体合併

(二) 実施の時期 昭和三〇年五月一日

(三) 役場の位置

天草郡御領村字馬場六、六〇四の一番地

(四) 出張所の位置およびその事務

1 出張所を次のとおり設置する。

鬼池出張所 天草郡鬼他村九六六の一番地

二江出張所 天草郡二江町二、九七一一番地

手野出張所 天草郡手野村大字井手三、九三二番地

城河原出張所 天草郡城河原村大字城木場七番地の二

2 出張所において、次の事務を行なう。

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 徴税に関する事務

エ 諸証明に関する事務

3 出張所職員の定数

所長各一人、職員各二人、使丁各一人とする。ただし、二江出張所のみ職員定数を四人とする。

4 役場の転用方針

鬼池村、二江町、手野村、城河原村の役場の建物は、それぞれ当該出張所に転用する。

(五) 町議会議員、農業委員会委員および教育委員会委員の特例は採用しない。

(六) 議員の選挙区は、設けない。

(七) 職員の身分取り扱い

1 合併の際、現にその職にある関係町村の一般職の職員は、全員引き継ぎ、新町の職員の身分を保有せしめ、勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分に関しては、すべてを通じて公正に処理するものとする。

3 職員の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には、国家公務員退職手当暫定措置法第五条の規定により算出した額を新町において支給する。

(八) 財産処分

1 合併町村のいつさいの財産は、これを新町に引き継ぐものとする。

2 負債について（一時借入金を除く。）は、全部新町に引き継ぐものとする。

(九) 消防団の統合

1 新町役場内に消防団の本部を置く。

2 分団は、現在そのままとし機械化をしようえ整理統合する。

(一〇) 国民健康保険

城河原村の国民健康保険は、現在そのまま存続し、漸次新町全域において実施

するよう考慮する。

(一) 嘱託員(区長)の取り扱い 現在の区長は、そのまま存続する。

(二) 行政区画

五和町大字御領 大字鬼池 大字二江 大字井手 大字下内野
 大字上野原 大字荒河内 大字城木場

4 合併時の三役及び正副議長

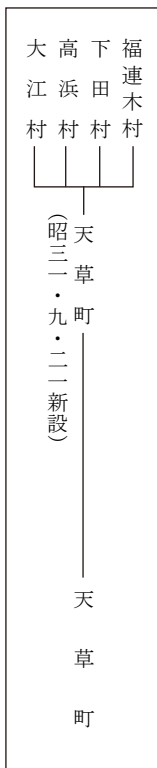
町村名	町村長	助役	収入役	議長	副議長
御領村	石本勝之丞	宮崎 秀雄	高橋 倉一	原田 定一	野島 毅市
鬼池村	宮崎 武之	松岡 増行	立石 竜雄	山本 源市	宮崎 毅文
二江町	上田 八郎	江上 喜弘	橋本 春喜	周詞 美政	崎本 竹松
手野村	井上 国男	高橋 伝造	村田 安広	小川 勇平	鳥羽瀬儀十郎
城河原村	鶴田 又雄	田中 正男	松下 正春	井上萬次郎	金子 直吉

5 合併時の関係町村の現況表

業態	面	戸	人	区	分	関係町村				
						御領村	鬼池村	二江村	手野村	城河原村
都市的	積 平方料	数戸	口人	五和町						
商業	一、八三三	四〇八四	一八四〇三		五、六〇四	三、二四五	四、八四三	二、三九四	二、三六二	
工業	五〇・三六	二、二六八	二、二六八		二、二六八	八二	一、二三五	四三四	四五	
その他	一、四三〇	二、四三	二、四三		二、〇八	六、八八	五、一七	二、三三九	一四・九六	

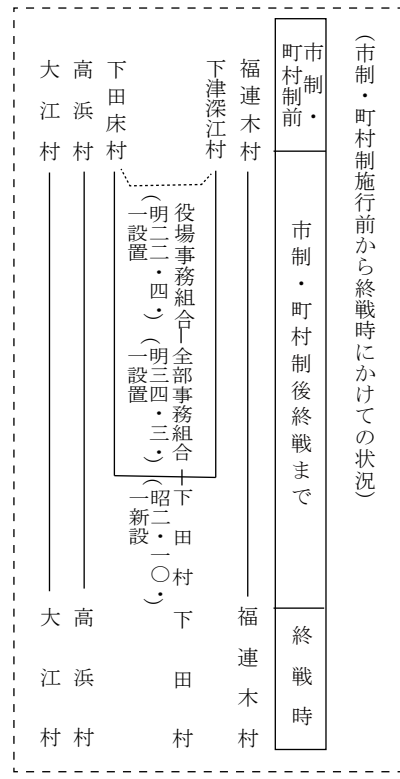
【旧天草郡天草町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



生産額	計	生業の割合		官公署	中学校以上 の学校	国税納税額	県税納税額	市町村税納税額	前年度予算総額	会社、工場、 事業場 (万円以上)	計	農業	その他	計	
		農業	その他												
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
四四〇一九九	七、七五〇	二、九六三	二、〇八七	一六	四	一〇、六四三	三、三五五	一、八六三	八〇、〇六	一	四四〇一九九	九、九七九	五、二六二	三、二六三	
一六四四六二	一三、〇〇〇	二、〇六六	一、〇三三	一六	四	二、四五五	一、二二七	七、七五七	一八、六九四	一	一六四四六二	三、八〇二	六、四九	一、二五	
五九八三七	一〇、〇〇〇	三、四八七	一、五一一	一六	四	二、九四	五、一一	三、〇五四	一三、〇九	一	五九八三七	二、一八九	一、八七六	一、八〇	
七、〇三二	三、四六〇	二、七二一	八、六〇〇	一六	四	三、八六	一、〇〇〇	二、九六	三、三〇八	一	七、〇三二	一、四五六	一、九四七	一、四四〇	
六五、一九	八、九七〇	五、五四九	八〇〇	一六	四	九三	三、七	二、五七	二〇、九五〇	一	六五、一九	一、九四	二、九	三、六	
八〇、三〇	七、一八〇	七、三四五〇	七〇〇	一六	四	七三	二、六〇	二、三四	一四、一五五	一	八〇、三〇	二、五八	五、七〇	二、五四	

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 福連木村

天正時代(一五七三〜一五九一)には志岐城主、志岐麟仙の支配下にあったが、天草の乱(一六三七〜一六三八)後は、大江組(大江、今富、崎津、高浜、小田床、下津深江、福連木、都呂々)の一村として大庄屋松浦氏が治めていた。当村には、福連木官山と称する二三〇ヘクタールの幕府御用山があり、庄屋は山方番所と呼ばれ、特に大庄屋と対等の権利を有していた。

明治七年(一八七四)、大小区制のもとでは、下津深江、小田床、高浜の各村とともに第一六大区第六小区に属し、同一戸長の統治下に置かれたが、二二年の郡区町村編制法施行の際独立し、二二年の町村制が施行された際も、単独村として一行政区をなしていた。

(二) 下田村

旧藩時代には大江組に属していた。明治七年(一八七四)には第一六大区第六小区となったが、明治二年の郡区町村編制法施行の際、下津深江、小田床の両村は、それぞれ別個の行政区として戸長役場が置かれていた。一七年の改正で、両村は下津深江村列として一行政区となったが、町村制施行にあたり下津深江、小田床の両村は独立し、役場事務組合を設けて村政を行っていたが、三四年、組合規約を設けて全部事務組合を設置した。

昭和十一年(一九三六)一〇月、下津深江村および小田床村が合併して下田

村となった。

(三) 高浜村

元和三年(一六一七)、大阪方の遺臣根津正信が天草に来て高浜村に隠住し、炭を焼いて世を忍んでいたが、のち本国信州の地名をとって上田姓を名乗った。これが高浜村庄屋上田家の始祖といわれ、以後、庄屋が廃止されるまで二二代にわたって善政を行った。旧藩時代は、大江組八か村に属していた。明治七年(八七四)の大小区制のもとでは福連木、下津深江、小田床の各村とともに第一六大区第六小区に入ったが、二二年の郡区町村編制法の施行に伴ない単独村となり、以後そのまま変遷はなかった。

(四) 大江村

キリシタンゆかりの土地で、天草家の先祖、右馬太郎種有の讓状中には「おほみ」とある。旧藩時代、天領として一〇組に分治された時、大庄屋の一人松浦氏が当村に在住して大江組八か村を治めていた。明治維新後、河内村と大江村が合併し、これに軍ヶ浦と向辺田の両村を加えて大江村となった。明治七年(一八七四)大小区制のもとでは、今富、崎津両村とともに第一六大区第九小区として同一戸長の下にあったが、二二年の郡区町村編制法の施行に伴ない分離し、二二年の町村制が施行された際も独立村として残った。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法が施行された直後、下田北小学校講堂において、県地方事務所主催による町村合併促進懇談会が開催され、福連木村、下田村、高浜村の各村長および議長をはじめ各種団体の代表者が集まって、合併促進についての初の協議会が行われた。この会議では、一〇月五日示された下田、高浜、福連木の三か村合併を内容とする県の合併試案を中心に協議が行われたが、この県試案に対しては、いろいろの批判や県の試案に大江および都呂々の二か村を加えることについての要望等があった。

一方、大江村は、大江、富津、一町田の三か村合併の県試案に対し、大江、高浜、富津の三か村合併に試案を変更するよう陳情していた。

このあと、県試案は一月に修正され、当地区は福連木、下田、高浜の三か村に大江村を含めた四か村合併ということになった。その後、下田村では、合併に

ついで住民投票を行った結果、都呂々、下田、福連木の三か村合併希望が次表のとおり多数を占めた。

案内区分	合併案村名	南地区		北地区		計	
		投票数	割合	投票数	割合	投票数	割合
一	都呂々、下田、福連木	一六	% 一〇	一七五	% 七二	一九一	% 四六
二	都呂々、下田、高浜	三五	二二	一	—	三六	九
三	都呂々、福連木、下田、高浜	八九	五三	七一	二九	一六〇	三九
四	都呂々、福連木、下田、高浜、大江	二七	一六	一	—	二八	六
計		一六七	二〇〇	二四八	二〇〇	四一五	二〇〇

このため、二九年三月四日、福連木村で都呂々、下田、福連木の三か村合併についての懇談会が開かれた。また、翌五日、下田村において、都呂々、下田、福連木、高浜、大江の五か村長および議長が出席して合併問題について懇談会を開催した。一方、都呂々、下田、福連木の三か村は、数回にわたり三か村合併について意見を出しあったが、関係村内の調整は円滑にいかなかった。県試案では、都呂々村は、地域的にも富岡ブロックと同一条件にあるため、富岡地区との合併が予定されていたが、都呂々村長は、下田、福連木両村との合併に積極的であった。しかし、これに対して村民の間にはかなりの不満があり、八月三日に行われた住民投票においても、富岡地区との合併賛成が六六〇票、福連木地区との合併賛成が五三一票で、富岡地区合併賛成派が多かったため、村長は八月七日、ついに辞表を提出した。

このように、福連木、下田、都呂々の三か村合併は次第にむずかしくなり、下田村では都呂々村との合併計画のこじれから、村長および村議会議員が総辞職するという事態が起こり、また、都呂々村においても、村長がさきに出した辞表を撤回したため、一月一四日、代表者八人により村長の解散請求が村選管に出されるなどの混乱が起こった。

このような事情のため、当地区の合併促進活動は、一時中断せざるをえない状態となった。翌三〇年四月七日、県地方事務所は下田村において一時休止状態となっていた合併懇談会を開催したが、県試案にあげられた福連木、下田、高浜、

大江の各村長および議長が出席して懇談した。

さらに四月二日、県地方事務所は下田村に關係四か村長ならびに正副議長を招き、早期合併の主旨を説明したが、下田村を除いて大勢として一応選挙を終えてから合併を進めるよりほかはないということになった。

この間、下田村では、各部落に対し、あらためて合併についての世論調査を行った結果、次表のように県試案の四か村に都呂々村を含めた五か村合併希望が圧倒的に多くなった。

合併案	回答者数
合併案による早期合併希望	五九四人
特例を受ける余裕がないので別途の方法で合併希望	四七七人
県試案に都呂々村を含めた五か村合併希望	二、二二〇人
回答者総数	二、二八一人

この結果に基づき、関係村間の会合が開かれるなどかなり積極的な運動が行われたが、五か村の大合併となるため関係村間の調整にかなりの時間がかかり進展をみなかった。

ところが、選挙後の福連木、下田両村の村議会では、福連木、下田、都呂々の三か村合併を議決してしまった。

こうしたなかで、三一年四月二三日、大江、高浜両村の村長および議長など二人の連名で、「下田、福連木両村が都呂々村を加えて三か村合併を立案、推進し議会で議決したが、県試案とその他の指導を要望する。」旨の要望書が知事に提出された。また、翌四月二四日、都呂々村議会議員七人は、連名で福連木、下田、都呂々の三か村合併案反対の声明書を知事に提出した。

しかし、五月九日に至り都呂々村から、下田村および福連木村に対し、三か村合併を断念するとの正式通告がなされたため、福連木村と下田村では、今後、県の合併試案による四か村合併を促進することになった。五月二八日、県事務所主催による四か村合同合併懇談会が開催され、合併の期日、合併協議会の設置等を決定した。この決定に基づき六月五日、福連木村ほか三か村合併促進協議会の第一回会議を開いた。次いで、同月一六日、第二回合併促進協議会を開催して合併

諸問題を審議した結果、役場位置を除いて一応の結論を得た。合併に際し新町名を合併四か村の住民から公募したところ、応募数は一、〇二九件に達した。合併協議会において慎重審査の結果、天草郡中随一といわれる官山、温泉、陶石およびキリシタン遺跡等が新町の地域内にあり、雲仙天草国立公園として観光資源にも恵まれ、さらに頼山陽によつてうたわれた天草灘を一望におさめることができ、前途洋々たるものがあるとの理由により全会一致をもって「天草町」を選んだ。

同月二四日、第三回の合併促進協議会を開き建設計画、合併条件等について協議したが、なお役場位置は決定されなかった。同月二七日、第四回の合併促進協議会を開き、主に役場位置、財産および負債の問題について審議した。

役場位置の決定について結論がでないため、その後も、六月三〇日第五回、七月一三日第六回、七月一五日第七回、七月一七日第八回と連続して合併促進協議会を開いて協議したが、ついに決定をみる事ができなかった。このため七月一八日、第九回の合併促進協議会を開き、未決定の役場位置について協議を重ねたが決定に至らず、やむをえず投票の方法をとることとなり、高浜村一二票、下田村九票でようやく高浜村と決定し、同時に別記の協定書を作成した。この結果、合併協定もすべて整ったので、各村は七月二一日それぞれ臨時議会を招集し合併関係議案を議決し、三一年九月二一日、新しく天草町が誕生した。

役場位置決定に伴う各村提出の条件協定書
昭和三十一年七月一八日の合併促進協議会ならびに昭和三十一年七月二〇日の関係村長および議長協議会において協定した役場位置決定に伴う諸条件の協定事項は、左記のとおりである。

記

- 1 福連木村の提出事項
ア 支所を永久に置く。
- イ 板の河内線および鍋仁田線を早急に開通する。
- 2 大江村の提出事項
産業団体の事務所のひとつを大江村に置く。
- 3 下田村の提出事項
ア 昭和三十一年度に公会堂を新築、設置する。

イ 新町の会合は、公会堂において開催する。
ウ 天草郡の会合も公会堂で開催するよう努力する。
エ 建設に要する経費は、八〇〇万円を限度として新町の経費より支弁する。
オ 敷地およびこの設計は下田村に一任する。
カ 新町の観光課は本庁より切り離し、下田村に置き、観光に関するいつさいの事務は観光課で行う。
キ 今後、各種団体の統合が行われる場合、事務所は下田村に設置するよう努力、あつせんする。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併とする。
- (二) 新町名 「天草町」
- (三) 役場の位置 天草郡高浜村乙第七二一番地
- (四) 合併の時期 昭和三十一年九月二一日
- (五) 支所の取り扱い
1 支所を次のとおり設置するものとする。
福連木支所 福連木村三、六一一の一番地
下田支所 下田村大字北一、一九〇の四番地
大江支所 大江村七、三二八番地
- 2 支所は次の事務を行うものとする。
ア 戸籍および住民登録に関する事務
イ 配給に関する事務
ウ 徴収に関する事務
エ 諸証明に関する事務
オ 勸業等の連絡事務
- 3 職員の数 五人以内とする。
- (六) 議会議員の取扱
1 任期および定数 地方自治法第九一条第一項の規定による定数とし、合併後ただちに改選するものとする。

2 選挙区

公職選挙法第一五条第五項の規定により選挙区を設ける。ただし、選挙区は議員の一任期間とする。

選挙区および選挙すべき議員の数は次のとおりとする。

福連木村 三人 下田村 五人
高浜村 一〇人 大江村 八人

(七) 農業委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定により、合併関係村の農業委員会の選挙による委員で、新町の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者の互選による一六人は、昭和三二年七月一五日まで引き続き合併町の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

なお、新町は、学識経験者として、合併関係村からそれぞれ一人ずつ推せんし、農業委員会委員の数を前記選挙による委員と合わせて二〇人とする。

(八) 職員の身分取扱い

1 特別職の職員は退職する。

2 一般職の職員は、町村合併促進法第二四条の規定により、すべて新町に引き継ぎ、新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は継承するものとする。

3 職員の給与は、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取り扱いは、すべての職員を通じて公正に処理するものとする。

4 職員の退職手当

職員の退職手当は、合併後一年以内の退職者については国家公務員等の退職手当暫定措置法(昭和二八年法律第一八二号)第五条の規定により算出した額を支給する。

(九) 部落囑託員設置 一応現在のままとする。

(一〇) 財産および負債については、新町発足と同時に新町に帰属せしめるものとする。

(一一) 行政区画 行政区画は次のとおりとする。

天草町福連木 福連木村の区域
下田 下田村の区域

〃 高浜 高浜村の区域

〃 大江 大江村の区域

(一二) 消防団の統合

1 消防団を次のとおり整備統合する。

合併前		合併後	
本団	分団	本団	分団
四	一四	一	四
七三	四	一三	五七〇
四	七三四	一	四
一	四	一三	五七〇
四	一四	一	四
七三	四	一三	五七〇
四	七三四	一	四
一	四	一三	五七〇

2 消防団本部を新町役場に置くものとする。

3 消防器具は、すべて新町に引き継ぐものとする。

4 関係村にそれぞれ支団を置き、従前の分団を整理統合するものとする。

(一三) 各種団体の統合

各種協同組合、婦人会、青年団その他各種団体については、将来統合するようあつせんするものとする。

(一四) 国民健康保険事業 将来実施するものとする。

(一五) 漁業権 将来において考える。

(一六) 小、中学校の通学区域

大江村宇向辺田区の生徒は、従前のおり牛深市二浦中学校に通学するものとする。

(一七) 関係村の継続事業

関係村の継続事業は、新町において引き続きこれを行なうものとする。

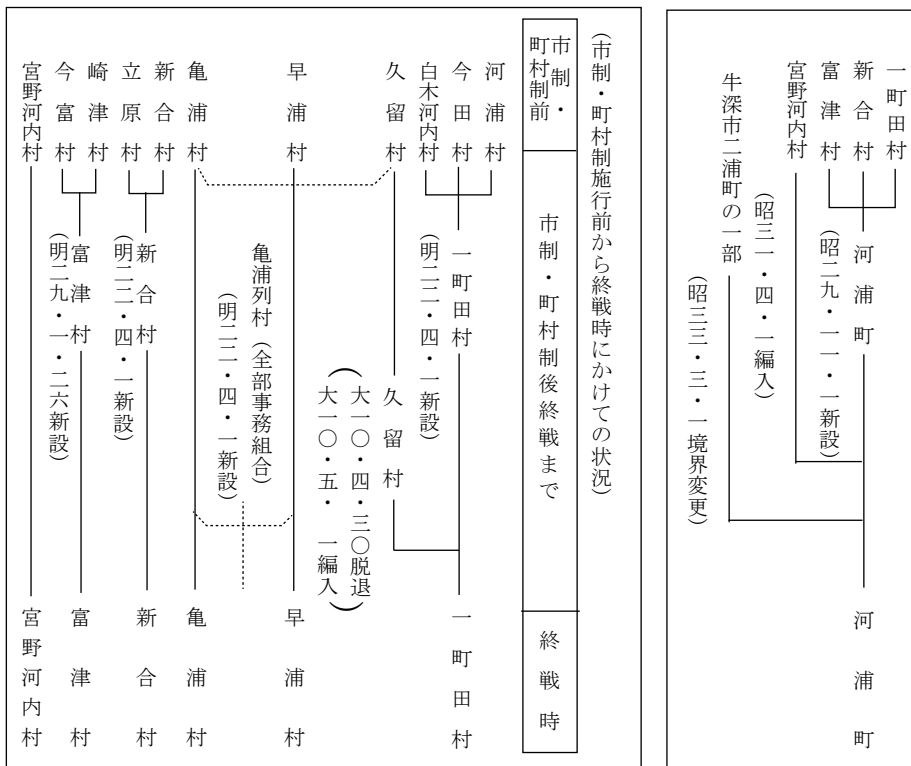
4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
福連木村	築田 房市	前川 義春	京塚 重義	松本五十二	坂本作之重
下田村	藤田 利光	上野 一	浜崎 俊雄	猪野 博民	白石 高則
高浜村	浜崎 寿翁	川崎 進	米田 浩	松本 伝作	森 与八郎
大江村	岩崎 朋茂	赤崎正四郎	川端宇一郎	山下 達郎	堀田 政敏

5 合併時の関係村の現況表

区 分	人 口	戸 数	面 積 平方料	業 態				官 公 署	中 学 校 以 上 の 学 校		国 税 納 税 額 千円	県 税 納 税 額 千円	市 町 村 税 納 税 額 千円	前 年 度 予 算 総 額 千円	生 産 額			
				都 市 的 業 態	農 業	そ の 他	計		中 学 校	高 等 学 校					鉦 工 産 業	農 産 業	そ の 他	計
天草町	二,五七〇	二,五八六	八四,七四〇	四三,七六六	二,〇四〇	六,四一六	四,五二二	一,四九二	一,〇九二	一,〇九二	四,六二六	一,四一六	一,三三三	七,四二二	二,四九一	二,二七五	二,九八二	
福連木村	一,二二二	一,二二二	一六,九三三	五〇	三,五〇〇	三,七五五	六,九二二	一,四九二	一,四九二	三,九二九	一,一三三	一,一三三	二,一六四	一,一三三	一,四〇八	九,四〇〇	三,三八六	
下田村	二,五二六	四八三	二,六三二	一,二五〇	五〇〇	一,七五〇	三,四〇〇	四,六二六	一,四九二	六,九二九	二,三三三	三,五五五	三,四三三	三,〇〇〇	一,八三三	二,五五〇	七,八三三	
高浜村	四,八五三	一,〇二一	三,六六六	二,六四四	六,三〇〇	三,三五四	八,三四四	七,四二六	一,四九二	八,三三七	一,五二五	五,五九二	四,七四四	四,四九二	三,三二七	六,三七五	二,九三四	
大江村	三,九三七	八〇八	一四,五三三	四,五二二	五,九二五	一,〇七二	二,二六六	六,四二六	二,九〇〇	三,三三四	四,五二	一,九〇七	一,九〇七	一	五,八七三	二,五〇〇	七,二二三	

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 一町田村

旧藩時代は、天領として富岡代官の支配を受け、一町田組(久留、白木河内、平床、市瀬、津留、立原、中田、碓石、宮地岳、今村、益田、菘丁田、下田)に属して大庄屋野田氏が総括していた。下田は、昔「河内浦」と称し、天草家の城跡があつて、下島西南部の首邑としての昔をしのぶことができる。

明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは白木河内村は、宮野河内村とともに第一六大区第八小区に、菘丁田、下田、益田、今村の四か村は、立原、宮地岳の各村とともに第一六大区第七小区に形成した。明治九年に今、益田の両村は、合併して今田村に、菘丁田、下田の両村は、合併して河浦村になり、二年の郡区町村編制法の下ではそれぞれに戸長役場が置かれ、一方、白木河内村は、久留村とともに同一戸長の統治下に置かれることになった。しかし、一七年の行政区区域の変更により、河浦列村として河浦、白木河内、久留の三か村、新合列村として新合、今田、立原の三か村がそれぞれ行政区区域を形成したが、二年の町村制施行に際し、河浦、今田、白木河内の三か村が合併して一町田村となった。また、その時、早浦、亀浦の両村とともに、三か村で村事務の全部を共同処理する組合を設立した久留村は、大正一〇年(一九二二)その組合を脱退して五月一日、一町田村に編入された。

(二) 新合村

旧藩時代は、天領として、一町田組に属し、立原村および市瀬村は本多氏、津留村は、蓑田氏、平床村は富永氏が代々庄屋として、明治初年頃まで村政をとつてきた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、宮地岳、菘丁田の各村とともに第一六大区第七小区に編入された。明治九年、津留、市瀬および平床の三か村は、合併して新合村となり、二年の郡区町村編制法により新合と立原が一行政区区域となった。一七年の行政区区域の変更により新合村、立原村、今田村が同一行政区区域となつて官選戸長が村政をとつたが、二年の町村制施行に伴い、今田村は一町田村に合併し、新合村と立原村とが合併して新合村となった。

(三) 富津村

旧藩時代は、天領として大江組(大江、高浜、小田床、下津深江、福連木、都呂々、崎津、今富)に属し、大庄屋松浦氏の支配のもとに、崎津は吉田氏が、

今富は上田氏が庄屋として村政をとり、また遠見番所が置かれて、天草灘の船の航行などを見張つていた。

明治維新後、長崎県に属したが、のち八代県、白川県と所属が変わり、七年の大小区制のもとでは、大江村とともに第一六大区第九小区に編入された。二年の郡区町村編制法施行により今富村、崎津村はそれぞれ一行政区区域となつたが、一七年の改正で両村は同一行政区区域となった。その後、二年の町村制施行の際は合併が実現せずそれぞれ独立したが、二九年、崎津、今富両村が合併して富津村となった。

なお、この地は、旧藩時代の禁制による隠れキリシタンで知られ、明治初年の解禁以後著しく興隆発展してきた。

(四) 宮野河内村

旧藩時代は、天領として久玉組(久玉、牛深、深海、宮野河内、早浦、亀浦、魚貫)に属し、池田氏が庄屋として村政をとつた。

明治七年(一八七四)、白木河内村などとともに第一六大区第八小区に編入されたが、二年の郡区町村編制法により単独の行政区区域となり、以後行政区区域の変更はなかった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

(一) 一町田村ほか二か村の合併

昭和二八年(一九五三)九月、町村合併促進法の制定後、歴史的にも経済的にも深いつながりをもつ一町田、富津、新合の三か村は、正式に合併の検討を始め、住民の関心も急速に高まった。当初、県からは、一町田、富津、大江の三か村合併試案が示されたが、地元の実情と合わないため、一月一六日、さきの三か村合併案を改め大江村を除いて新合村を含める合併案に修正して発表された。そこで翌二九年六月二八日、一町田村ほか二か村合併促進協議会が設立された。協議会は、総務、産業、教育、厚生および消防の五分科委員会を設けるとともに、合併事務局を置き、ここに本格的な合併促進活動が開始された。協議会は、関係住民に対して、町村合併説明会などを開くとともに、早くから新町名を募集するなど啓発宣伝に努める一方、六回の分科委員会と五回にわたる協議会を経て、八月一六日、新村の建設計画、財政計画の試案を一応作成し

終った。

この間、建設計画を作るにあたっては、富津村が上水道施設設置、港湾施設整備、学校新築、町営バス設置、消防施設拡充などを初年度事業とするよう強硬に申し入れて、一町田、新合両村と対立し、一方、新合村は村長が一町田地区との合併を希望したのに対して、青壮年層が新合を中心とした宮地岳、一町田、宮野河内の四か村合併を希望し、富津村の除外を強く要求するなどの障害があった。

また、町村合併促進法施行後、合併機運が起こるにしたがって、一町田地区合併か牛深地区合併かをめぐり、村内が対立していた宮野河内村から八月下旬になって合併協議会の総務委員会に対して、正式に合併の申し入れがあったため、この受入をめぐり、さらに四回の協議会を開いて検討した。しかし、八月二十七日の合併協議会に宮野河内村の漁民代表二一〇人がつめかけ、「宮野河内村の一町田地区への合併は、漁民の生活権を奪うのであくまで反対する。村議会の決定は、非合法である。」と陳情するなどの動きもあって、宮野河内村を三か村合併に加えるには、漁業権に関する村内世論の不統一ということと三か村合併の線は崩すまいとする協議会の意向とおり宮野河内村を含めないで合併することを決定した。九月四日、最終的な合併協議会を開いて、十一月一日発足の線で合併することを申し合わせるとともに、一町田村ほか二か村合併の最終的な建設計画を決定した。

こうして、一町田、富津、新合の三か村は同年一月一日合併し、「河浦町」が誕生した。新町名については、合併三か村民から公募したもので、四六六票の応募があり、これを合併協議会で慎重審議した結果、歴史的には、天草の中心地で古くから「あまくさリと呼ばれていた「河内浦」に準え、また、未来への願いとしては、「いくつものせせらぎが集まり、河となって浦にそそぎ、流れはやがて大海の潮なる」という町民の融和と町の発展の願いがこめられているとの理由から、「河浦町」に決したものである。

(二) 宮野河内村の編入

昭和二十八年（一九五三）一〇月に発表された県の合併試案では、宮野河内村は、宮地岳村など七か村合併の計画に入っていたが、十一月一日、牛深地区との合併に修正発表された。

他町村の合併活動とともに村内の合併気運も次第に盛りあがったが、部落によって牛深地区合併賛成派と一町田地区合併賛成派があり村内は二派に分かれた。そのため、二九年四月の村議会で部落ごとの投票により、世論を調査することに決定し、各戸一人あての投票を行なった。その結果、牛深地区合併を主張する舟津部落以外は一町田地区合併賛成派が多かった。しかし、村議会では定数一二人のうち、七対四で牛深地区合併賛成者が多く、村民の多数意見と反対の結果となった。このような村内事情のため宮野河内村は、県試案である牛深地区との合併は、見送らざるを得なくなった。しかし舟津部落は牛深地区との合併を望み、五月には村議会議長をはじめ村の有力者二二人（牛深派）と九三人の部落民の連署により、県試案と対し、牛深地区との合併を要望する陳情書を県に提出した。その後も数回、村議会や村民大会を開いたが結論を得なかった。

同年八月十五日、一町田地区合併賛成派の上平部落代表約五〇人が村役場に押しかけ、「牛深市につくなら無条件合併となるのに対し、一町田地区は、現在の最後の建設計画案をたてているので、即時一町田地区合併を決議せよ。」と陳情したため、村長は即日、緊急村議会を招集した。しかし、一人の議員中五人が欠席したため議決できず、翌一六日、一町田地区合併協議会に建設計画書の作成を待つてほしいと申し入れた。同協議会では、宮野河内村は、牛深地区からも除外されているからとの理由で一応陳情書を受理した。

同月二一日、宮野河内村は、緊急村議会を開き、協議を重ねたが、住民投票の効力が法的に有効かどうかということが問題となり、県地方事務所照会の結果、住民投票の効力は法的には何ら効力を有しないとの回答があったため、ついに結論はせず、このため村長をはじめ村議六人が辞表を提出し、さらに二三日、中立派の議長ほか一議員も辞表を提出するに至った。統一して二五日、上平、西高根両部落の青壮年代表が村長と議長を尋ねて懇談した結果、村長、議長および議員八人は辞表を撤回するとともに、同日午後、緊急村議会を招集して一町田地区合併議決を協議し、結局八対三で一町田地区合併を議決した。しかし、一町田地区は、二二七日、宮野河内村を含めないことに態度を決定した（一町田外二か村合併の項参照）。

一方、舟津部落は、あくまで牛深地区への合併をとまえ、九月一六日には、

再び区長、議会議員、漁協長および農協理事の計四人により、牛深市への合併促進を要望する陳情書が県に出された。

このような情勢の申で十一月一日、一町田、富津、新合の三か村は合併して河浦町となった。

その後は、村当局その他関係機関の積極的な指導によって、逐次、村内世論の統一をみ、村当局は、翌三〇年一〇月、再び河浦町に編入を申し入れた。両町村で慎重協議を重ねた結果、地理的にも経済的にも深いつながりを持つ宮地河内村を河浦町に編入することはより一層行政効果をあげることになるとの結論を得るに至った。こうして、両町村は、十二月二日、議会を開いて、関係議案をそれぞれ議決し、三一年四月一日をもって宮野河内村は河浦町に編入合併した。

(三) 牛深市二浦町路木地区の編入

二浦村は、県試案でも当初から牛深地区合併が計画され、地元でも、この案に沿って、合併活動は順調に進められていたが、路木部落が区有財産処分のごとで紛糾し、分村問題にまで発展した。(牛深市の項参照)しかし、この問題も条件付で一応解決し、二九年七月一日、牛深地区と合併して牛深市二浦町となった。

しかし、合併後の同年八月一〇日、部落民の連署をもって、分市実現方の陳情書を県に提出したのをはじめとして、一二月には、同じく分市の上申書を県に出すなど、再び区有財産の問題で分市の動きをみせ始め、早浦地区からの分市翻意要求や、県の調停にもかかわらず、その後約二年間にわたって紛糾を続けた。そこで三一年一〇月三〇日、住民投票を行なった結果、同地区の八一パーセントが分市を希望していることが判明したので、ついに分市して河浦町に編入することに決定した。そこで、河浦町と牛深市が協議を重ねた末、翌三二年三月一日、路木部落は境界変更により牛深市を離れて河浦町に編入された。

3 合併条件および協定事項

(一) 一町田村ほか二か村の合併

(一) 合併の形式 合体合併

(二) 新町名 河浦町

(三) 町役場の位置 天草郡一町田村大字河浦四九六番地

(四) 合併の時期 昭和二九年十一月一日

(五) 支所または出張所

1 次のとおり出張所を設ける。

新合出張所 天草郡新合村大字新合一、〇六九番地

富津出張所 天草郡富津村大字崎津七九七番地

2 職員 所長各一人、職員 新合一一人 富津二人、使丁各一人

3 所管事務

戸籍、住民登録、配給、諸証明、収入事務および厚生事務

(六) 町議会議員の選挙区および定数

1 選挙区は設けない。

2 現村議会議員は、合併と同時に退職し、定員は二六人とする。

(七) 助役の定数 一人とする。

(八) 村職員の身分取扱

1 全職員を継承する(特別職の職員は、一応退職とし、新町長において別途考慮する)。

2 職員の勤務年数は、継承する。

3 職員の給与は、すべての職員を通じて新町長において公正に処理する。

4 職員(三役を含む)の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には

国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二八年法律第一八二号)第五条の規定により算定した額を新町において支給する。

(九) 財産の処分

1 負債は、全部新町に引き継ぐ。

2 財産は、全部新町に引き継ぐ。ただし、現在各町村が所有している山林、

原野については、一町田村、新合村、および富津村においてそれぞれ財産

区を設け管理する。

(一〇) 消防団の組織統合

各消防団を一团として河浦町消防団とする。

各村の消防団は、現在そのまま存続し、機械化の整備に伴ない漸次統合する。

河浦町役場内に消防本部を置く。

(一) 商工会および農業協同組合、漁業協同組合については、適当な方法で統合を強力に推進する。

(二) 農業委員会の統合

農業委員会は、これを統合し、委員は三〇人とし、任期を半年延長する。

(三) 教育委員会の統合

教育委員会は、これを統合し、委員は各村の教育委員の互選とし、任期を一年延長する。

(四) 国民健康保険事業の統合整備

これを統合して国民健康保険事業を行う。

(五) 国保病院（円寿分院を含む。）および伝染病院の帰属

1 現一町田村国保病院（円寿分院を含む。）は新町に引継ぐ。

2 一町田村ほか七か村隔離病舎組合は、関係村の脱退議決をなしたうえ新町に引継ぐ。

(二) 宮野河内村の編入

(一) 合併の形式 編入合併

(二) 町役場の位置 河浦町大字河浦四、九六一番地

(三) 合併の時期 昭和三十一年四月一日

(四) 出張所の位置および事務

1 出張所の位置は、宮野河内村一、一五八の一番地、現宮野河内村役場をあてる。

2 出張所は、戸籍、住民登録、配給、諸証明、徴税その他の収入事務および厚生に関する事務（衛生事務を含む。）を行なう。

3 出張所の職員は五人とし、所長一人、吏員三人、使丁一人とする。

(五) 議会議員の選挙区および定数

町村合併促進法第九条第二項の規定により、河浦町の議会の議員定数を三人とし、宮野河内村に選挙区を設け、宮野河内選挙区において選挙すべき委員の数は、五人とする。ただし、選挙区は、一任期間限りとする。

(六) 教育委員会委員の任期および定数

宮野河内村の教育委員会の選挙による委員で、河浦町の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなる者については、町村合併促進法第九条の二の

規定により、互選による委員の定数を一人とし、同項第二号に定める期間中引き続き在任する。

(七) 農業委員会委員の任期および定数

宮野河内村の農業委員会の選挙による委員で、河浦町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについては、町村合併促進法第九条の三第一項の規定により、互選による委員の定数を五人とし、同項第二号に定める期間中引き続き在任する。

(八) 職員の身分取扱い

1 合併当時現にその職にある宮野河内村の一般職の職員は、引き続き河浦町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承する。

2 職員の給与は、町長において不均衡を調整し、その身分取り扱いについては、すべてを通じて公正に処理する。

3 宮野河内村職員（三役を含む。）の退職手当は合併後一か年以内に退職したのものについては、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第一八二号）第五条の規定により算定した額を河浦町において支給する。

(九) 漁業関係の調整

河浦町は、宮野河内村の水産業振興について考慮し、漁業権制度改革にあたっては漁業権を牛深海区と共有するよう配慮すること。

(一〇) 財産の処分 財産および負債は、すべて新町に引き継ぐ。

(一一) 消防団の組織統合

宮野河内村消防団を河浦町消防団に統合し、宮野河内村に河浦町第四消防団を置く。

(一二) 国民健康保険事業 国民健康保険事業は、合併と同時に実施する。

(三) 牛深市二浦町路木地区との境界変更

(一) 財産の配分等に関する事項

財産の配分等に関しては、昭和三十一年一月二四日に作成した「牛深市二浦町路木地区の境界変更の場合、財産の配分等に関する協定事項」（別紙）によるものとする。

(二) 税の滞納および課税権の承継に関する事項

路木区に対する地方税（普通税）は、境界変更の前日までに納期限が到来

している分については牛深市がこれを徴収するものとする。ただし、電気、ガス税および煙草消費税については、昭和三十二年二月分まで牛深市がこれを徴収するものとする。

(三) 国民健康保険の取り扱いに関する事項

路木地区被保険者の国民健康保険税は、境界変更の前日までに納期限が到来している分については牛深市の収入とし、境界変更前に発生した保険給付費、その他の義務負担については牛深市が負担するものとする。境界変更後の被保険者の権利義務については、河浦町国民健康保険条例および河浦町国民健康保険条例によるものとする。

(別紙)

牛深市二浦町路木地区の境界変更の場合財産の配分等に関する協定事項

牛深市二浦町路木地区を境界変更する場合、財産の配分は次のとおりとする。

- 1 元早浦財産区の財産は、営林署との公有林野官行造林契約期間満了後すみやかに土地の所有権を牛深市と路木地区とに各二分の一あて分割する。
- 2 官行造林の収益分収金の配分割合は、牛深市および路木地区各二分の一とし、分収金を牛深市に受け入れたときは、路木地区の分は、ただちに河浦町に引き渡す。
- 3 前号の公有林野官行造林契約期間中、同官行造林の管理は、牛深市および河浦町が定める管理人がする。
- 4 旧二浦町の財産のうち元早浦から持ち込んだ財産の二分の一は、境界変更の後、すみやかに路木地区に所有権を分割する。
- 5 牛深市役所二浦支所庁舎、二浦中学校および二浦小学校等公有財産は、牛深市の所有とする。
- 6 路木地区の生徒、児童の二浦中学校、二浦小学校への委託授業は、境界変更の日から一か月を限度とする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 一町田村ほか二か村の合併

官 公 署	業 態			積 平方 米	戸 数	人 口	区 分			
	の割合		計				河 浦 町		関 係 村	
	都市的 業 態	その他 の業 態					新 合 村	一 町 田 村	富 津 村	
	農 業	計	二、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	
	計	計	三、五六一	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	
	その他	計	四、七三七	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	
	計	計	五、八六六	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	
	計	計	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	
	計	計	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇七	

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 一町田村ほか二か村の合併

河内村	宮内村	河浦町	町村名	長	助 役	収入役	議 長	副議長	
池田 芳雄	三宅 金市	吉田 保生	森田 種造	池田 ミコ	田川 功	増田 長雄	平野 隆義	増田 清吾	上羽 仲平

(二) 宮野河内村の編入

新合村	富津村	一町田村	村 名	長	助 役	収入役	議 長	副議長
大塚 盛義	増田 長雄	田川 功	池田 祇行	松浦 秀男	森田 繁信	田中弥与松	林田 朋喜	太田順太郎
丸塚 三二	安田 恒男	平野 徳松	山下千代喜	鶴田 義明	吉田 丈松	安田 恒男	池田 祇行	

(二) 宮野河内村の編入

業態 の割合	産業		面積 平方料	戸数	人口	区分	関係			
	その他	都市的 業態					河浦町	宮野河内村		
									農業者 計	その他 人
二、九四三	六、二七六	六、五〇三	三、八二四	二、六八九	一、五二〇	一、二四一	一、五八八			
一、二四一	四、七二七	六、二二五	三、五六一	二、五五四	九、五〇二	一、二四一	一、五八八			
八〇二	一、五五五	三、七八	一、五五三	二、五	一、九六八	一、二四一	一、五八八			

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額	市町村 税納税額	国税 納税額	中学校 以上の 学校	中 学 校
	二、九四三	六、二七六	一、四三三	八、三八〇	一	五、八七五	一、三三三	二、五九六	一	三
	五、七〇六	八、五二二	四、七七八	一、八〇〇	一	二、二〇〇	二、七二二	一、二七〇	一	一
	一、五四六	四、〇〇〇	七、〇六〇	四、〇〇〇	一	三、〇六六	六、六八五	二、七〇〇	一	一
	八、四九七	一九、〇〇〇	二、七九七	三、八〇〇	一	一、六七九	三、八三四	一、六二七	一	一

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額	市町村 税納税額	国税 納税額	中学校 以上の 学校	官 公 署	計 人
	三、五〇三	八、二七三	一、八二四	八、五〇〇	一	六、七〇四	一、五五一	七、〇九九	一	一、五	八、三〇〇
	二、九四三	六、二七六	一、四三三	八、三八〇	一	五、八七五	一、三三三	二、五九六	一	二	五、八六八
	一、二四一	四、七二七	六、二二五	三、五六一	一	二、五五四	九、五〇二	一、九六八	一	三	二、三五五

山^{やま}
鹿^が
市^し



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年一月一五日、山鹿市、鹿本郡鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の一市四町が合併し、人口五五、三九一(平成二二年国勢調査)、面積約三〇〇平方キロメートルの新「山鹿市」が誕生した。

熊本県の北部に位置し、北は福岡県八女市、大分県日田市、東は菊池市、西は玉名郡和水町、南は熊本市、玉名郡玉東町に接している。市の北部には八方ヶ岳、三国山、国見山等標高千メートルに及ぶ山々連なり、この山岳地帯に源を發する内田川、木野川、初田川が山間部の耕地を潤しながら南流している。中央部には西岳、震岳、西部には三ツ尾山、彦岳、南部には米野山があり、ここから岩野川、吉田川、千田川などが流れ出て、東部、南部には迫間川、合志川、岩原川が平野部を流れ、それらの河川は一級河川菊池川に合流し、中央部を東から西へ貫流している。中心部は近郊農業地帯を背後地とした商業都市であり、また温泉を擁する観光都市でもある。

交通は、国道三号が南北に、国道三二五、四四三号が東西に市の中心部を貫通しており、九州縦貫自動車道も市南部を横切っており、植木、菊水の両インターチェンジにも至近である。

農業面では、水稲を中心に、すいか、たけのこなどの栽培や、肉用牛が盛んである。「道の駅かほく小栗郷」「あんずの丘農産物直売所あぶり」「水辺プラザかもと」「鹿央物産館」などの施設では、地域で採れた農産物などの直売も行われている。

更に、観光資源や特産品としては、景行天皇巡幸に由来し、毎年約三〇万人の観光客を集める山鹿灯籠まつり、国の重要文化財に指定されている「八千代座」は、明治四三年に建築され江戸時代の伝統的な様式を今に伝える芝居小屋であり、平成八年から平成の大修復、復原が実施された。大和朝廷により築城された「鞠智城」は続日本紀に登場する古代山城で、県をあげて国営公園化を目指している。珍しい八角形をした鼓楼は、七世紀後半の日本と朝鮮半島との繋がりを証しており、その城跡は国指定史跡となっている。今から約一、二〇〇年前、伝教大師が開基し、菊池家及び細川家の祈禱所でもあった「相良観音寺」、巨大な花房をつける「相良トビカズラ」は国の特別天然記念物に指定され、樹齢は千年ともされて

いる。紅葉の名所として知られる矢谷溪谷もある。伝統工芸品の来民渋うちわ、国指定史跡になっているチブサン・オブサン古墳や弁慶ヶ穴古墳などの装飾古墳、雄大な前方後円墳をはじめ十数個の古墳があり、国指定史跡になっている岩原古墳群など、枚挙に暇がない。

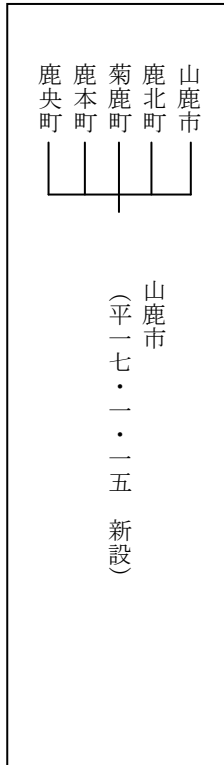
また、鹿本町来民の明照寺には、本市出身で松方、山県、桂の各内閣の法相を経て、大正一三年内閣総理大臣となり、後に伯爵を授けられた清浦奎吾の墓がある。

二 市名の由来

山鹿・鹿本の一市四町での合併協議において、合併協議会は新市名を全国公募し、これを基にした合併協議会の小委員会による検討などを経て、最終的には「山鹿市」「熊北市」「鹿本市」の三候補が残り、合併協議会での協議により「山鹿市」と決した。後の項で示すように、山鹿の名は、奈良朝時代の記録に見られるなど、相当古くからあったものと言われており、由緒ある地名である。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町の状況



(一) 山鹿市

昭和二九年四月一日、山鹿町外七村が合併して誕生した。菊池平野の西北部に位置し、面積は約八七平方キロメートルである。県北の政治文化の一拠点で

あり、山鹿灯籠などで知られる。

(二) 鹿本郡鹿北町

昭和二九年四月一日、岳間村、岩野村、広見村の三村が合併して鹿北村となり、昭和三八年に町制施行した。面積は約八六平方キロメートルである。県の北端に位置し福岡県に接している。

(三) 鹿本郡菊鹿町

昭和三〇年四月一日、内田村、六郷村、城北村の三村が合併して菊鹿村が誕生し、一部境界変更を経て、昭和四〇年一〇月に町制施行した。面積は約七七平方キロメートルである。県の北端に位置し、一部は福岡県、大分県と境を接する山間の町である。

(四) 鹿本郡鹿本町

昭和三〇年四月一日、来民町、稲田村、中富村の合併によりできた町で、面積は約一八平方キロメートルである。概ね平坦地であり、古くから菊池米の主要生産地となっていた。

(五) 鹿本郡鹿央町

昭和三〇年七月一日、千田村、米野岳村、山内村の三村が合併して鹿央村となり、昭和四〇年二月に町制施行した。面積は約三二平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月、市町村合併推進要綱において県が示した当地域の二つの合併パターンは、隣接する玉名郡三加和町を加えるかどうかに差異はあったが、山鹿鹿本一市五町を一体としたものであった。

当該地域の合併検討は当初一市五町が一体で進んだのであるが、平成一四年五月の段階で、植木町が枠組みからの離脱を表明するに至り、枠組みは一旦白紙に戻った。しかし、同年夏には、植木町以外の一市四町での合併協議の方向性が確認され、任意協議会の設置に至った。平成一五年一月に法定協議会に移行、以後協議が重ねられ、平成一六年一二月には全ての合併協定項目についての協議を終了し、平成一七年一月一日、新「山鹿市」が誕生した。(第二章「山鹿・鹿本地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

合併の方式は、山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年(二〇〇五年)一月一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は「山鹿市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 合併当初の新市の事務所の位置は、山鹿市大字山鹿九七八番地(現山鹿市役所)とする。ただし、合併後三年以内を目処に、市道名塚中央線、市道新浦尾・八ノ峰線及び市道浦尾・八ノ峰線の沿線周辺地に適地を求め、新たな事務所の建設に着手する。

2 現在の各市町の事務所の位置に総合支所方式による支所を置く。ただし、合併から一〇年後を目安に本庁方式に移行する。

また、支所については、住民サービスの低下を招かないよう特に充実に努めるものとする。

(五) 財産の取扱い

一市四町の財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

なお、菊鹿町の城北財産区、六郷財産区、鹿本町の稲田財産区については、財産区として新市に引き継ぐものとする。

(六) 議会議員の任期、定数の取扱い

新市における議会議員の任期及び定数の取扱いについては、地方自治法第九条第一項の規定による条約定数を三〇人とし、選挙を行う。

ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、公職選挙法第一五条及び同法施行令第九条の規定による選挙区(旧市町の定数・山鹿市一四人・鹿北町四人・菊鹿町四人・鹿本町四人・鹿央町四人)を設けるものとする。

(七) 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

1、新市に一つの農業委員会を設置する。

選挙による委員の定数を二〇人とし、旧市町を区域とする五つの選挙区

(旧市町の定数・山鹿市七人、鹿北町三人、菊鹿町四人、鹿本町三人、鹿央町三人)を設けるものとする。

2 合併時における農業委員会選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、旧市町の選挙による委員のうちから互選により選出する。

なお、委員の定数は、前項の例によるものとし、委員の任期は、合併の日から一年間とする。

3 新市に農業委員会協力員を置く。

なお、農業委員会協力員の定数、業務等については合併までに調整する。

(八) 地方税の取扱い

1 地方税について、一市四町で差異のないものは、現行のとおりとする。

2 一市四町で差異のあるものは、次のとおりとする。

(1) 個人市町村民税

ア 減免については、山鹿市、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市、鹿北町及び鹿央町の例により合併時から統一する。

(2) 法人市町村民税

ア 税率については、山鹿市の例による。

ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成一九年度までは不均一課税とし、平成二〇年度から統一する。

イ 減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。

(3) 固定資産税

ア 減免については、山鹿市、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。

イ 納期については、山鹿市及び鹿央町の例により平成一七年度から統一する。

ウ 誘致企業等の課税免除及び不均一課税制度については、合併までに調整する。

4 合併時の三役及び正副議長

- (4) 軽自動車税
 - ア 減免については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。
 - イ 納期については、山鹿市、鹿北町、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。
- (5) 特別土地保有税
 - 免税点については、合併時から五、〇〇〇平方メートルとする。
- (6) 入湯税
 - ア 課税免除については、合併までに調整する。
 - イ 税率については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例による。
- ただし、税率の統一については、市町村の合併に関する法律第一〇条の規定を適用し、合併の日の属する年度は一市四町の例による不均一課税とし、平成一七年度から統一する。
- (7) 都市計画税
 - 現行を基本に新市に引き継ぐ。
- (九) 一般職員の身分の取扱
 - 一般職の身分の取扱については、次のとおりとする。
 - 1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市に引き継ぐ。
 - 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
 - 3 職員の職制については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
 - 4 職員の給与については、現給を保障し職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、合併までに調整する。
- (一〇) 新市建設計画
 - 新市建設計画については、別冊のとおりとする。(略)

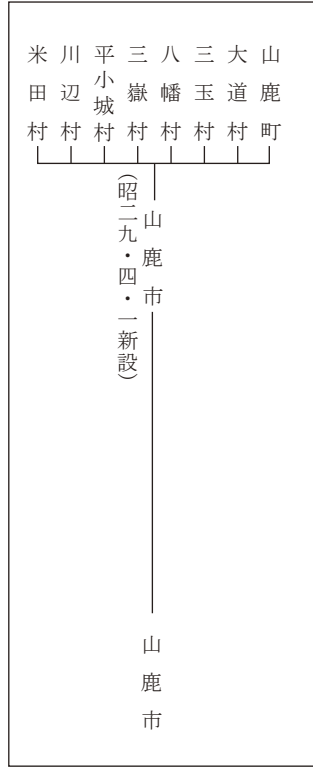
5 合併時の関係市町の現況表

市町名	市長	収入役	議長	副議長	合併関係市町		山鹿市		鹿北町		菊鹿町		鹿本町		鹿央町		
					山鹿市	鹿北町	鹿本町	鹿央町	山鹿市	鹿北町	鹿本町	鹿央町	山鹿市	鹿北町	鹿本町	鹿央町	
					人口	戸数	面積	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口	業態別人口
鹿央町	杉焼 義文	多田 隈泰	角田 英勝	幸村 勁	森 芳顕	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町
山鹿市	河村 修	田代 慎一	井寺 哲郎	寺崎 勇児	山口 晋正	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町
鹿北町	西牟田 長	—	—	平井 光臣	栗山 幸太	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町
菊鹿町	隈部 弘正	青木 博明	—	栗原 辰也	丸山 寛治	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町
鹿本町	中嶋 憲正	富田 正剛	都田 強二	星子 元亮	片山 順士	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町
市町名	長	助役	収入役	議長	副議長	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町	鹿北町	鹿本町	鹿央町

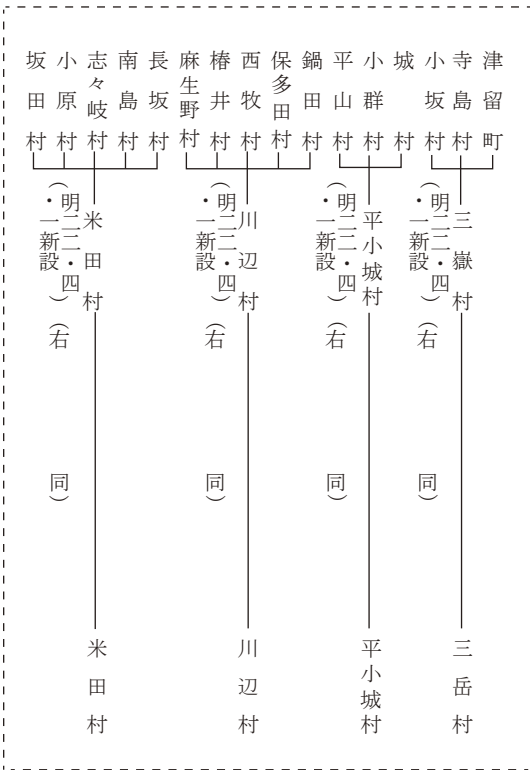
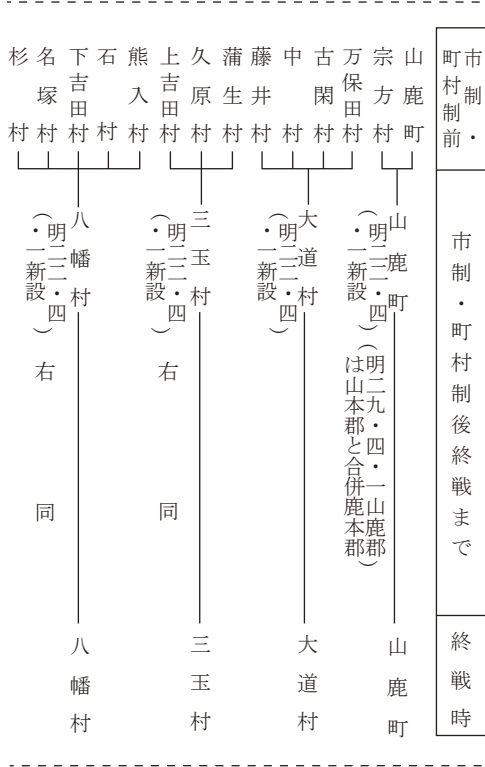
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧山鹿市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(二) 山鹿町

八世紀の始め、朝廷に報告された肥後の風土の記録に山鹿郡の名が見え、当時すでに山鹿が有力な存在であったことがわかる。
 平安時代以降、鎌倉、室町、安土桃山の時代を通じて盛衰はあったが、本町は湯町と呼ばれ山鹿郡の中心として発展してきた。旧藩時代、鹿本郡は、山鹿、中村、中富、正院の四手永の行政区に分けられ、本町に山鹿手永総庄屋の会所が置かれていた。明治七年(一八七四)の大小区制の改正にあたっては、湯町、中村、宗方、竹林寺、熊人の一町四村で第六大区第二小区をなしていたが、一一年、湯町と竹林寺村が合併して山鹿町となり、一二年郡区町村編制法の施行にともない、山鹿町は単独で一行政区をなし、一方、宗方村は石村、熊入村、下吉田村、名塚村とともに行政一区域をなした。一七年、制度の改正が行なわれたが、山鹿町、宗方村については変更なく、一三二年に山鹿町と宗方村が合併して山鹿町となった。

山鹿の名の由来であるが、保元の乱（一一五七）により都を落ちた宇治親治という武士がこの地方の山に狩をしたとき、谷間に鹿が群れているのを不審に思つて調べたところ、温泉を発見し、以来各地から人々が集まつて住居を定めるようになったが、これが「山鹿」の名の起源であると伝えられており、また豪族山鹿六郎重光が治承三年（一一七九）にこの地に市街をひらいたので、年とともに人々が移り住んだことから山鹿が生じたともいわれている。しかし、奈良朝時代（七〇八〜七八一）の肥後の風土を記したものは、山鹿の名が見えるので、相当古くからこの名があつたものと思われる。

この名は、旧藩時代の山鹿手永、明治の山鹿郡、山鹿町と行政区の名称に用いられてきたばかりでなく、山鹿温泉、山鹿灯籠の名においても受け継がれてきた。

(二) 大道村

旧藩時代は、中村手永惣庄屋の支配下にあつたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制では方保田、日置、古閑、白石は第六大区、第八小区に、藤井は第九小区に、中村は第二一小区に属することになった。

七年四月行政区の改正により、中村、古閑、白石、方保田、日置、藤井が同一戸長の統治下におかれることとなった。八年、方保田村と日置村が合併して方保田村となり、古閑村と白石村が合併して古閑村となった。

一二年、郡区町村編制法が施行されると方保田、古閑、藤井、中村の四か村を一行政区として戸長役場が設けられ、その後もこの行政区は改正されることなく、二二年町村制施行にともない、四か村が合併して大道村となった。

(三) 三玉村

旧藩時代は、中村手永惣庄屋の管下にあつたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制においては、第六大区第八小区に編入された。八年、霊山、久原、今田の三か村が合併して久原村となり、二二年郡区町村編制法により、蒲生、久原、上吉田の三か村が一行政区を形成することとなり、一七年の改正においても当区域は久原村列として変更されず、二二年町村制施行にともない三か村が合併して三玉村となった。

(四) 八幡村

旧藩時代は、山鹿手永惣庄屋の支配を受けていた。明治七年（一八七四）、下

吉田、名塚が第六大区第八小区に、熊入は第一二小区に、石杉は第一三小区に属することとなった。二二年郡区町村編制法の施行により、二つの行政区に分かれ、石村、熊入、下吉田、名塚の四か村は、山鹿町に合併した宗方村とともに、一行政区をなし、また、杉村は、平山、城村、小群村とともに一行政区をなし、それぞれ戸長役場の統治下におかれ、一七年の改正の際にもそのまま二つの行政区であつたが、二二年熊入、石、杉、下吉田、名塚の五か村が合併して八幡村となった。

(五) 三嶽村

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとにおいては、第六大区に属し、津留、寺島が第一三小区に、小坂が第一四小区となった。二二年郡区町村編制法の施行によつて三か村が一行政区となつて、同一戸長役場の下に置かれることになり、一七年の改正においても津留村列として変更されず、二二年町村制施行により、合併して三嶽村となった。

なお、三嶽村の名称は、小坂村に西嶽、津留村に彦嶽、寺島村に震嶽の三嶽があることに由来するものである。

(六) 平小城村

旧藩時代、山鹿手永に属し、その惣庄屋の治下にあつた。明治三年（一八七〇）庄屋に代つて里正が置かれると、本村の初代里正は小群に役所を置いて村治を行ない、さらに五年に里正に代つて戸長が置かれると、役所を後に八幡村に合併した杉村に置いた。七年の改正大小区制の下では、城村、小群村、平山村とも第六大区第一三小区に属した。八年には木部甚太郎が地租台帳、名寄帳、戸籍帳、図面などの記録を整備して村政に尽した。二二年郡区町村編制法施行の際は、平山、小群、城および杉の四か村で一行政区が形成され、その後も行政区の変更はなかつたが、二二年町村制の施行にともない、杉村を除いた三か村が合村し、それぞれ各村名の一字をとつて平小城村と称した。

(七) 川辺村

旧藩時代、山鹿手永惣庄屋の支配を受け、鍋田、保多田、西牧、椿井、麻生野の各村には庄屋がいて村治を行なつた。明治三年（一八七〇）七月、藩政改革により庄屋は里正に改められ、七年の大小区制改正の際は第六大区第一小区に編入された。二二年郡区町村編制法の施行により、大小区制は廃止され、

各行政区域に戸長役場が置かれることになった。この時、前記五か村は後に米田村に合併した坂田村を加え六か村で一行政区域を形成し、一七年の改正においてもそのままであったが、二二年町村制の施行にともない坂田村を除く五か村が合併して川辺村となった。

(八) 米田村

旧藩時代、山鹿手永惣庄屋の支配を受け、長坂、南島、志々岐、小原、坂田の各村に庄屋がいて村治をおこなっていた。明治七年の大小区制改正の時、第六大区第一〇及び第一一小区に属し、一二年郡区町村編制法施行のとき、長坂、南島、志々岐、小原は四か村で、坂田村は川辺村となった五か村とともにそれぞれ一行政区として同一戸長役場の統治下に置かれることとなり、一七年の制度改正の際も行政区は変更されなかったが、二二年町村制施行のとき南島村列に坂田村を加えた五か村が合併して米田村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

山鹿は、昭和二四年はじめころから、将来の山鹿市建設のための構想を練っていたが、次のような「大山鹿市建設要綱」を策定し、昭和二四年九月一日町議会全員協議会において、満場一致で承認され、この要綱の線に沿って遂次実現可能のものから具体化して将来の発展基盤をつくりつつあったが、関係町村間においても、合併の気運は醸成されつつあった。

山鹿、川辺、八幡、三玉の四か町村では組合立の中学校を建設していたので、合併はまず、この組合構成の町村を母体に検討された。

昭和二八年五月七日西日本新聞は合併の動きについて次のような記事をのせている。

「五日の子供の日、山鹿町では公民館の子供議会の町村合併問題で、町長が私案として『現在の中学校組合の山鹿、川辺、八幡、三玉の四か町村、またはそれに米田、大道、来民を加えた七か町村で山鹿市を作ることが将来考えられる』と語った。」

しかし、具体的な合併の動きは町村合併促進法制定を待つことになった。

山鹿建設要綱（昭和二四年九月一日 山鹿町議会協議会承認）

従来、山鹿は城北に於ける産業、交通の要衝として城南における八代、人吉と並び称せられていたが、諸種の事情により其の発展性を阻害せられ、旧態依然たる観あるは誠に遺憾とする処である。我等は其の依つて来る原因を検討し、大山鹿市建設の構想の下に其の発展方策を樹立し、実現可能なるものより漸次実行し、以て熊本県の産業振興並観光事業上、山鹿に負託されたる任務を完遂することを期する。

建設計画要領

一 交通の整備

近時、山鹿を中心とするバス路線の発達により相当交通難は緩和されつつあるが、大山鹿建設の観点より見る時は自動車輸送のみにて満足することは出来ない。過去に於て鉄道本線より隔離せしことが、山鹿発展阻害の第一であることは何人も認めるところである。山鹿が福岡、熊本間物資交流の中継要地たる任務を果す為には今後自動車輸送の拡充を図ると共に可及的速かに福岡、山鹿、熊本、八代を結ぶ急行電車（仮称肥筑線急行電車）の実現を期する。

（肥筑線期成同盟会の結成）

二 町村合併

地方自治法の指向する点より観るも亦来る可き税制改革の観点よりするも隣接町村を合併し大山鹿建設の要請は必至である。即ち地方自治の拡充と共に町村の設置すべき施設は増加の一途をたどり、これを従来如く設備別組合（例えば何々学校組合）を以て処理しては単に煩瑣なるのみならず責任の帰趨を不分明ならしめ運営上遺憾の点多々ありしに鑑み、将来の山鹿市の構想の基に町村の合併を断行する。

三 観光施設の拡充

本町の特性は農村商工業都市たると同時に天恵の温泉を有することに存する。浴客の誘致のためには単に温泉設備を改良するのみでなく次に掲ぐる観光施設の拡充を必要とする。

1 泉源の獲得、湧出量の少なき為公衆温泉が低温なること、自宅温泉の少

ないこと等泉都山鹿の恥辱たる現状を打破し、温泉の温度を高め、旅館に温泉を配給の目的を以て多少の犠牲を払うも今一、二本温泉を掘鑿する必要がある。

2 菊池川改修工事を併行する泉都計画の実施

3 ネハン、鍋田横穴群、チブサン古墳、日輪寺、震嶽、一目神社、山鹿競馬場、首石を結ぶハイキングコースの設置

4 総合グラウンド、温泉プールの建設 四 産業の振興

本町が農村中心都市、特に城北平野の中心に位置する点より考察し筑後の農村工業に範を取り、農村工業の振興を図り工場の誘致に努力する。

1 和傘、団扇工業

2 製糸工場

3 製紙工場

4 煙草工業

5 薬工品、蘭草工場、竹製品工業

6 油脂工業

7 製茶工業

8 詰工業（肉類、筍、栗）

9 郷土土産品の生産

10 灯籠技術の振興と其の商品化

五 都市計画の実施

都市計画の樹立なきを、従来の施策に統一なき欠陥を補うため、尚各都市的形態を促進する為都市計画を樹立し、逐次都市計画事業を実施し、次の設備を設置し又は拡充を図る。

道路、広場、上下水道、公園緑地風致等地域の設定、商工業住宅、其の他の地区設定、学校、病院、図書館、公民館、官公署、住宅、伝染病院、火葬場、授産場

右計画は短日月に完成するものではないが、来るべき昭和二五年度に於て実施可能なものは二五年度の当初予算又は追加予算に計上し、その実現を期する。

昭和二八年（一九五三）八月三〇日、鹿本郡町村合併基準委員会において、地方事務所から提示された郡内合併案を了承し、各ブロックごとに協議することになった。この後、二八年一〇月一日町村合併促進法が施行され、次いで一〇月五日山鹿、三岳、平小城、三玉、八幡、川辺、米田、大道の八か町村合併の県試案が示されてから急速に気運は高まり、山鹿ブロック各町村においては、それぞれ合併に関する啓発、住民意思の把握に努力した。その間、広見村からの平小城、三岳両村に対する北部ブロックへの参加勧誘がなされたり、あるいは山鹿、来民両町当局、議会などが合併についての懇談を行なうなど、郡内のブロックごとにいろいろの動きがあったが、年末におよんで次第に合併の機も熟してきた。特に市の人口要件（三〇、〇〇〇人以上）についての自治法の規定が改正されることになるので、市制実施は今年が最後の機会ではあるまいかという意見もあって、にわかに関係各町村の動きが活発となった。一方、広見、岩野、岳間の三村のブロックのうち、広見村は三岳、平小城を加えた五か村合併に固執していたが、岩野、岳間が合併を急いだので、三か村合併に踏み切ることとなった。二九年一月九日県地方課長などを交えて山鹿町公民館において、山鹿、米田、川辺、八幡、平小城、三岳、三玉、大道、来民、中富の一〇か町村代表者が参集して協議した結果、市制実施を前提として正式に合併促進協議会を発足されることに決定した。そこで、ただちに事務局を山鹿小学校に設け、まず関係町村の行財政現況調査に着手して、一月一六日合併促進協議会の総務委員会でその結果を検討し、それを基にして建設計画の基本問題を協議した。

数十回にわたって協議会の各委員会、あるいは全体会議を行ない、県との協議を経て合併計画書を作成し、各町村の議決書を添えて二月一日ごろ、県を経て自治庁との協議をすることになった。しかし、この段階に入ってから来民町、中富村の両町村内には、稲田、内田、六郷の五か町村合併の意見が強くなり、山鹿ブロックが脱退することとなった。

このため、建設計画などの作成の手直しが必要となり、市制実施は大いに憂慮されたが、結局当初案の八か町村合併で急ぎ再調整することとなり、文字通りの突貫作業により計画書の策定を終り、それぞれの議会の議決を経て知事に申請することとなった。関係八か町村は二つの中学校組合を構成する六か町村に米田村、

大道村を加えたものであり、歴史的沿革とともに地理的、経済的にも密接不可分の関係にあり、かつ、山鹿町を中心とする市制実現は郡民多年の懸案であっただけに、合併に際しての諸問題もすべて円滑に解決された。

また、中富村内の上分田、中分田、下分田、小柳の四地区には山鹿市編入の強い希望があり、来民、中富、稲田の三か町村合併による鹿本町発足後も関係当局に対して陳情運動、鹿本町商店からの不買運動が続けられたが結局実現しなかった（鹿本町の項参照）。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 合併の時期 昭和二十九年四月一日
- (三) 助役の定数 一名とする。
- (四) 町村職員の処置
 - 1 全員継承する。
 - 2 職員の勤務年数は継承する。
 - 3 関係町村間の給与の不均衡については合併後速かに適當の方法により調整する。
 - 4 合併後一年以内に退職する職員に対しては左の区分により退職手当を支給する。
 - ア 合併後三か月以内の職員に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額
 - イ 六か月以内の職員に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額
 - ウ 一年以内の職員に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の二三〇に勤続年数を乗じた額
 - 5 特別職については別に考慮する。
- (五) 財産処分 全ての財産、負債は（長期）は、山鹿市に引き継ぐ、
- (六) 市議会議員の選挙区および選挙区ごとの議員定数
 - 1 公職選挙法第一五条第五項から第七項までの規定による選挙区は、合併後始めて行なわれる一般選挙の場合に限り之を設ける。

2 議員定数は人口割により定める。

(七) 議員の任期および定数

町村合併の際合併関係町村の議会の議員で山鹿市の議会の議員の選挙権を有する者は、昭和三〇年三月三十一日迄引続き山鹿市の市会議員として在任するものとする。

(八) 市税の賦課 均一課税とする。

(九) 国民健康保険の統合

山鹿町、川辺村、三岳村は、現在存置しているので、其のまま地区別に存置し、三年以内に市で実施する。

(一〇) 一部事務組合

山鹿町外一四か町村伝染病院組合、米野岳村外二か村米野岳中学校組合、大道村外二か村大道中学校組合及び大道村外二か村伝染病院組合については合併後新たに山鹿市と関係町村との間に一部事務組合を組織するが米田村及び大道村については可及的速かに之を山鹿中学校に統合するものとする。

(一一) 字名 合併関係町村の字名は現在の大字の通りとする。

(一二) 特別会計の設置

国民健康保険、公益質屋、水道、温泉、病院のそれぞれについては特別会計とする。

4 合併時の三役及び正副議長

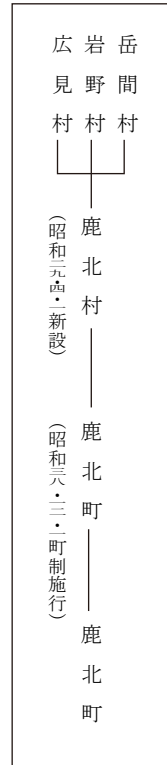
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
山鹿町	松村 弘	吉田 勉	原田信太郎	大森 健作	古閑丸正人
米田村	立山 高之	浜武 嘉三	星子 保雄	巢山 実記	中原 秀雄
川辺村	古閑 一夫	松永 光喜	猪崎 亀吉	松本 唯芳	瀬口 徳藏
平小城村	牛島 熊記	松永 義則	杉谷 涉	田上 勇	池田 末男
三岳村	迎田 緑	古江 載三	中原 千里	有働 敬郎	山口 辰喜
八幡村	太田黒厨吉	古閑 義孝	三森 正人	鹿子木 寛	池田 一雄
三玉村	木庭 優	立山 明	高橋 貫之	森本 勝馬	渕上 繁登
大道村	内村 直太	光永 究	村上 定雄	永田 吉人	中原 新藏

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円	国 税納税額 千円	官 公 署		業 態 の 割 合				面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分				
	計	そ の 他	農 産	鉱 工 産					高 等 学 校	中 学 校	の 業 態		都 市 的 業 態						計	農 業 人	そ の 他 人	商 工 業 人
											計	そ の 他	計	そ の 他								
二二三、七五六	四六〇、三五一	二四二、五〇八	六八、八六六	一五	一〇、六四五	六八、九四四	二、九二八	五八、九五三	一	三	二二	一四三、三五五	五五	二三八、〇	二二、二二	二、七一一	一、三三〇	八七、四五	七〇、九〇	三七、三六六	山鹿市	
六七五、九九八	一三五、二〇〇	五七七、七六八	四八、〇〇〇	一五	三三、五七三	二九、〇九三	一八、七六四	三、九八	一	一	二二	四四二	一一	三三	二、五三三	七、七八八	四、六四五	二、四五	二、六四五	二、九六五	山鹿町	
二九七、二七〇	五九四、五四	一九八、〇九〇	三九、七六	一	九、四四三	八、二六四	四、三三	六、〇〇五	一	一	二二	二八、五七	六	三三	二、六四四	一、〇八	一、六二六	一〇、六六	八、二六	四、四九	米田村	
九〇、六三三	三三、二二七	三七、〇〇〇	二二、五〇六	一	七、〇六	三、四六六	一、〇〇	一、六〇〇	一	一	二二	一、三三五	七	三三	四、五	二、八五	一、六〇	七、三〇	三、四〇	一、八八〇	川辺村	
二七九、三五五	五五八、七一	一七八、八五〇	四四、六三四	一	一〇、五三三	八、四四三	一、七五	四、四二八	一	一	二二	一、六五九	〇	三三	二、八五三	七、四八	二、一〇四	六、三五	八、七五	四、五二	八幡村	
一八〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	一四、〇〇〇	〇	一	八、三九	四、一七〇	一、五五	一、六五〇	一	一	二二	二、〇三三	一	三三	八、六七	三、九〇	四、七七	一、六一	四、八三	二、八九	平小城村	
二八、二〇〇	四三、六二〇	一七〇、四八〇	四、〇〇〇	一	一五、八七二	四、三三六	三、七	三、二四〇	一	一	二二	二、四七七	九	三三	九、八	五、〇二	四、六	二、二六	五、八五	三、九五	三岳村	
二八、二〇〇	四三、六二〇	一七〇、四八〇	四、〇〇〇	一	八、一四九	五、三七四	二、五	五、四二〇	一	一	二二	二、五二八	七	三三	七、八	三、四三	三、七五	一、五・八四	五、六〇	三、三六	三玉町	
二七、三〇〇	五四、四六〇	一八五、八四〇	三、〇〇〇	一	八、七五	五、八四八	一、九	四、六七	一	一	二二	一、九四六	一	三三	二、一五四	六、七	一、五七	七、五	七、八六	四、〇〇	大道村	

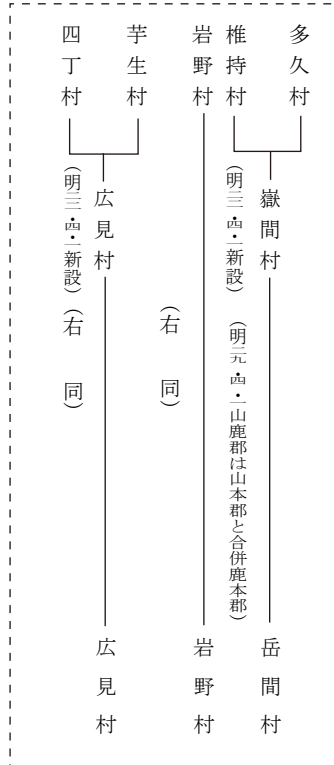
【旧鹿本郡鹿北町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・ 町村制前	市制・町村制後終戦まで	終戦時
-------------	-------------	-----



(一) 岳間村

本村地域は江戸初期には多々村と称していたが、宝暦一七五一〜一七六三のころ多々、維持の二村に分かれ、明治初年まで山鹿郡中村手永に属した。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは第六大区、第七小区となり、一二年郡区町村編制法の施行により多々村、維持村は同一戸長役場の統治下に置かれることになったが、二年町村制施行の際両村が合併して岳間村となった。

(二) 岩野村

明治三年(一八七〇)の藩制改革以前は山鹿手永に属し、東目、西目の二庄屋が治めていたが、藩制改革により四丁と合して里正を置いた。七年の改正大小区のものでは岩野村は芋生、小坂、四丁とともに第六大区第一四小区に属し、その後一二年郡区町村編制法の施行により小坂が分離して芋生村、四丁村とともに同一行政区域となったが、二年町村制施行にともない、芋生村と四丁村は広見村となり、岩野村はそのまま独立村として新しく発足した。

(三) 広見村

古くは、上芋生、下芋生、四丁に分かれ山鹿手永に属し四丁、芋生西組、芋生東組の三庄屋が治めていた。明治三年(一八七〇)の藩制改革により、手永は郷に改められ、芋生西組、芋生東組および小坂を合して村会所を芋生に置き、四丁は岩野と合して村会所を四丁に置き、それぞれ里正が統治した。五年大小区制がしかれ、七年の改正大小区制のもとでは、小坂、芋生、四丁、岩野の四か村は第六大区第一四小区に属していたが、一二年小坂村が分離して岩野、四丁、芋生三か村が同一行政区域となり、戸長役場を岩野村に置いた。二二年町村制施行により芋生村と四丁村が合併して広見村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)九月一〇日、岩野小学校に、岳間、岩野、広見、三岳、平小城の五か村の村長、助役、正副議長等関係者が集まって、五か村合併懇談会を開き、つづいて同年九月二六日、岩野小学校において第二回の合併懇談会を開いたが、果から、三岳村、平小城村では山鹿市合併の意見が大多数であったので、村議会でも山鹿市合併ということになった。との報告があり、結局各村とも三か村合併ということで各村一〇人程度の協議会委員を次回までに決定することを申し合わせた。

同年十一月県は、岳間村、岩野村および広見村三か村の合併試案を発表した。一月一六日県から係員が出席して三か村合併懇談会が開かれ、広見村は五か村合併を望んでいたため欠席した。

同月二六日前回同様三か村合併懇談会が開かれ、議長から広見村の態度決定を迫ったのに対して、広見村長は「公聴会を開いたところ、昔から広見分会という

ことで関係の深い五か村合併の線でも進もうということになっているが、三か村合併説も一部にはある。しかし、三岳、平小城の山鹿合併希望に対して山鹿の受入態勢が判然としないので、今しばらく待つてもらいたい。」と、なお五か村合併を望む発言があった。懇談会は、一二月中に広見村の態度が決定されない場合は、岩野、岳間の二か村合併で進むということを決めた。二九年一月二三日、第三回の三か村合併懇談会を開催し、広見村の態度が明確でないため、合併協議会も延びているから、まず広見村の態度を聞きたいということで、広見村長の発言を求めたところ、同村長は、三岳、平小城が山鹿町ブロックに入ることが決定的になったので、村長も岳間、岩野、広見の三か村合併を了解したから、本日は委員会全員が出席した旨を述べた。そこで、県から、当地区は県としても三か村合併の試案を発表しており、合併の暁はモデルケースとしたい意向であることを述べ、また四月一日合併が何かにつけて有利であるので本日の会議で決定されたい、との要望があった。そのため懇談会は四月一日合併を目標に、三か村合併協議会を結成することを申し合わせて散会した。

一月二十九日、三か村の合併協議委員会三六人が出席し、新村名、新役場の位置、出張所、議会議員の任期、助役の定数、吏員の定数、退職者の待遇等について協議を行なった。

また、分科会の委員として、総務一二人、土木九人、林務九人、教育六人をそれぞれ決定、新村の建設計画等を作成することにした。

二月九日第二回の合併協議会を開き、新村名を鹿北村と決定するとともに、新村の建設計画、役場の機構および村長職務執行者ならびに合併祝賀会行事予定等を決定した。

こうして、合併の準備は着々と進み、各村においても満場一致で四月一日合併を議決し、新しく鹿北村が誕生した。合併に際し、新村名を合併三か村住民から公募し、応募したものの中から、応募の多かったもの一〇村名を選び、合併協議会委員が検討し、投票した結果、「鹿北」一三票、「三栄」一一票、「小栗」四票の順となり、一番多い「鹿北村」を村名とした。村名は、新村の地域が熊本県の最北端であるとともに鹿本郡の北端にあり、また泉都山鹿の北に位置するところから名づけられた。

その後三八年二月一日町制を施行して鹿北町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和二九年四月一日

(二) 役場出張所

各出張所には吏員二人、使丁一人を置く。ただし、災害復旧の事務を掌理させるため、暫定的に土木および農地の係員を駐在させる。

(三) 議員の選挙

1 議会議員については促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年二月末日まで延長する。

2 議会議員の選挙については、合併最初に行なわれる選挙に限り現村を区域とする選挙区を設けるものとし、その選挙の期日を昭和三〇年二月中旬と予定する。

(四) 助役の定数 一人

(五) 職員の処置

1 特別職を除き全員引き継ぐものとする。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 退職手当ては左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一二〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後三か月以上六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一〇〇に勤続年数を乗じた額

(六) 財産および負債

1 現岳見村、岩野村、広見村の村有財産はすべて新村に引き継ぐものとする。

2 旧各村の負債は新村において支払う。

3 現広見村における官行造林役一八〇町歩の払い下げを受ける。

4 現岩野小学校および岩広中学校の学校林として借受けている官有地(約五町歩)の払い下げを受ける。

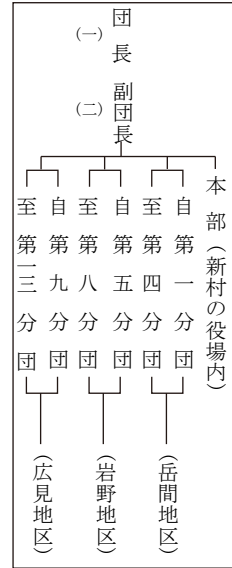
(七) 消防

1 各村の消防団は、統合し、次の編成をする。

団長 一人 副団長 二人

分団長 一三人(旧村の区域の分団長をそのままとする。)

2 消防団編成



(八) 農業委員会

農業委員会は、次回改選期まで現在のまま各地区に存置する。

(九) 国民健康保険

現岩野村、広見村において実施中の国民健康保険については、新たに現岳間村を加え、全村を統合し、これが育成強化に努める。

(一〇) 岩広中学校組合

岩広中学校の一部事務組合は、合併と同時に解散し、その財産は新村に引き継ぐものとする。

(一一) 事業

各村における土木その他の継続事業および、既定計画事業は、新村において継続して行なう。新計画事業の明細については別紙(略)計画事業による。

なお、六か年計画に含まれていない事業については、財源の措置を講じ逐次行なうものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

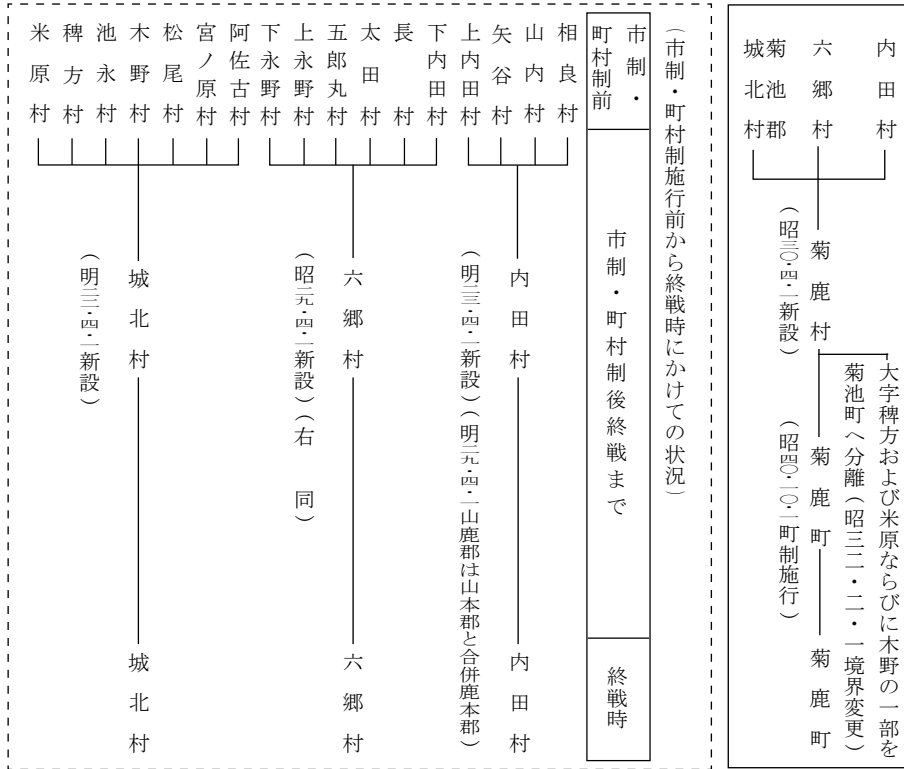
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
広見村	井上義照	渡辺貞雄	中川千夫	最上仁喜平	古川吉蔵
岩野村	木野勉	黒川次郎八	堤孝	月足米造	山下重雄
岳間村	中川正男	深牧成見	黒田宇造	深牧年喜	中満一馬

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農産	工業	会社工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上	官公署	業態の割合			積平方料	戸数	人口	区分			
	その他	計										業態									
												農業	都市的業態								
三五九〇〇〇	一六〇〇〇	二〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一	二五、三三八	九、六五五	一、九九九	六〇、五七	一	一	八二、二七	一、六五五	六、三九一	二、二五	四、五	七、八	一、五五〇	九、三二九	鹿北村	
一一、〇〇〇	三、八〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一	七、七二〇	二、九八九	五、六三	一八、二九	一	三	二、七八五	一、二六九	一、三、四、四	一、七〇	四、四	二、七	四、〇、二、三	二、七八五	二、七八五	岳間村
一五、〇〇〇	四、三〇〇	六、七〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一	七、〇六	二、九八九	一、二、四七	二、二、四四	一	五	二、九三	二、八	二、八〇、四	六、〇六	一、九七	四、九	二、八、〇、〇	三、七、五	三、七、五	岩野村
一一、〇〇〇	三、五〇〇	八、二〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一	一〇、五五二	三、四〇〇	二、八九	一、八、八四	一	三	二、五〇〇	三、五九	二、二、四、一	三、九	二、七	一、八二	一、七、六、六	二、八、七、九	二、八、七、九	広見村
																					合併村

【旧鹿本郡菊鹿町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 内田村

明治七年(一八七四) 大小区制の大改正により、相良村、山内村、矢谷村は第六大区第七小区に、上内田村は同大小区に編入された。一二年郡区町村編制法の施行により大小区制が廃止され、戸長役場が設けられると、矢谷、上内田、山内及び相良の四か村が一行政区域とされ、以後区域の変更を受けることなく、二三年町村制の施行にともない、この四か村が合併して内田村となった。

(二) 六郷村

旧藩時代には山鹿郡は、山鹿、中村両手永に分かれ、本村地域は中村手永に属し、下内田、上永野、五郎丸庄屋が置かれていた。明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では下内田、上永野、下永野、五郎丸、太田の各村は第六大区第六小区に属し、長村は第七小区に属していたが、一二年に郡区町村編制法が施行されると太田、五郎丸、上永野、下永野、下内田、長の六か村が一行政区域として戸長役場の統治下に置かれ、二三年町村制の施行にともないこの六か村が合併して六郷村となった。

(三) 城北村

菊池氏 二代武時の子武茂は、木野氏を名乗り、その子孫もその姓を名乗ったので、この地は長くその一族の支配を受けていたものと考えられる。木野親政の代には、阿佐古、宮の原は菊池の重臣隈部氏に与えられていた。親政の死後、この両地域は隈部城主赤星氏と上永野に居住していた隈部氏との争奪の地となったが、隈部氏に属することになった。加藤氏の時代に入つて、菊池郡を北通、中通、南通の三郷に分け、木野は北通郷に属していた。細川藩時代は深川手永に属し、道場、大林、木山、龍徳、本分、木野本分、池田、宮原、阿佐古、米原、稗方の一か村に分けられた。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、第六大区第五小区に編入され、同九年町村分合が行なわれ、龍徳、道場、木山、大林の四か村は合併して松尾村に、池田と龍徳の二部、木山の一部、道場の一部が合併して池永村に、木野本分と木分が合併して木野村となった。一二年郡区町村編制法の施行の際、木野、宮原、阿佐古、池永、松尾、米原、稗方の七か村は一行政区域を形成し、一戸長役場の下に置かれ、二三年町村制の施行にともない、この七か村が合併して城北村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）十一月、県が発表した合併試案では、内田、六郷の二か村合併が予定され、城北村は菊池郡限府町等と六か町村合併ブロックに入っていた。

一方、山鹿市発足の間際に離脱した来民町、中富村は、二九年三月稲田村を加えた三か町村合併促進協議会をつくり、さらにこれを基盤として、内田、六郷、城北の三か村を含む六か町村合併の動きをみせた。

同年四月内田村では内田、六郷、城北の三か村に稲田村を加えた四か村合併を臨時議会で決議した。このため来民、中富両村と内田、六郷両村の間には、稲田村の争奪を中心とする争いが続けられ、一方、稲田村は城北村を除いた五か町村合併を打ちだすなどの事態も起きた。

三〇年二月に入り、県の試案どおり、来民、中富、稲田の三か町村が合併する情勢になったため、内田、六郷、城北の三か村は三か村合併促進協議会を結成し、同年四月一日を合併の目標として実質的合併事務に入るようになった。

その後、合併協議会は、二月一六日、二〇日、二四日と協議を重ねた末、新村建設計画の策定、村有財産の処分等を決定し、三月一日、合併申請書を知事に提出、四月一日菊鹿村の誕生をみた。合併に際し、新村名を広く合併三か村の住民から公募したところ、応募総数は六八三点に達したが、その大部分が「菊鹿村」で、ほかに「八管村」もあった。合併協議会で慎重審査の結果、合併三か村が菊池郡と鹿本郡に属していたので、その郡名を一字ずつとった「菊鹿村」が一番適当と認められ、満場一致で新村名を「菊鹿村」と決定した。

なお、城北村が菊池郡に入っていたため同時に郡の境界も変更された。しかし、城北村の一部住民の間には、郡を越えての合併に対して、先祖伝来の郷愁感および地形等の関係で、あくまで菊池郡にとどまりたいとする者もあったため、この三か村の合併後にこれらの部落を菊池町に編入するという事になった。これに基づき、三二年二月一日、この旧城北村の一部（堀切、稗方、米原の一部）は菊池町へ編入された。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 内田村、六郷村、城北村を合併する。

(二) 役場の位置 六郷村下内田、またはその付近とする。

(三) 合併の時期 昭和三〇年四月一日

(四) 役場出張所 現内田及び城北村に菊鹿村役場出張所を置くものとする。

(五) 村議会議員の選挙区

公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの規定により町村合併後初めて行なわれる一般選挙の一任期間は選挙区を設け、選挙区は合併関係村ごととする。この場合選挙区の議員の定数は協議のうえ定める。

(六) 村議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、合併関係村の議会の議員で、新村の議員の被選挙権を有する者は、昭和三〇年九月三〇日まで引き続き新村の議会の議員として在任するものとする。

(七) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の農業委員会の選挙による委員で、新村の農業委員会の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の三の規定により、互選による委員の定数を一五人として任期を昭和三十一年三月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の教育委員会の選挙による委員で、新村の教育委員会の委員の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の二の規定により、その互選による委員の定数を四人として、任期を昭和三十三年九月三〇日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(九) 助役の定数 一人とする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は新村の一般職の職員として、身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の職員は、別途考慮するものとする。退職手当についても同様とする。ただし、これの支給は新村においてする。

3 職員の給与については、合併当時に於ける合併関係村間の不均衡を調整す

るため、合併前すみやかに措置するものとする。
 4 その他身分取扱いについては、職員のすべてを通じて公正に処理するものとする。

5 一般職の職員の退職手当は、次のとおり支給するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、県職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係村条例による普通退職手当額に、次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- ア 合併後三か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の二五〇
- イ 合併後六か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一五〇
- ウ 合併後一か年以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一二〇

(二一) 区長（嘱託員）の統合整備

区長（嘱託員）は、これを存置し、適当な時期に逐次統合整備する。

(二二) 財産および負債の帰属および処理

1 合併関係村の村有財産のうち、山林原野を除くすべての財産は、これを新村に引き継ぐものとする。

2 合併関係村の村有財産のうち、内田村六町五反、六郷村一六町五反、城北村一四〇町歩の山林、原野はそれぞれ財産区として管理する。

(二三) 村税、その他滞納整理

合併関係村の村税、その他収入金で収入未済があるときは、合併前日までに、極力これを整理するものとする。

(二四) 新村の大字、その他の名称

新村の大字名は合併関係村の現大字をそのまま新村の大字名とする。

(二五) 村税の税率

村民税、固定資産税、その他の税率は、昭和三〇年より均一とする。

(二六) 国民健康保険の整備

国民健康保険は、合併と同時に、休止している六郷村を復活して、新村全域に施行する。

(二七) 消防団の統合整備

消防団は統合し、消防団機械器具は、新村に引き継ぎ次の編成とする。

団長 一人 副団長 二人 分団長 三人

(一八) 合併関係村の継続事業の措置
 合併関係村の継続事業は、当該村の意思を尊重し、新村において極力これの実現を期するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
内田村	飯山 巖	富田明敏	淵上 豊	栗原勝熊	古里 旭
六郷村	田代令亀	小澄文治	小澄正四	山品一記	徳丸一二
城北村	木村 長	徳永 遜	前田三芳	松岡 霍雄	西口金一

5 合併時の関係村の現況表

業 態 の 割 合	都 市 的 業 態		農 業		そ の 他 の 業 態		計	積 平 方 料	戸 数	人 口	区 分	合 併 村		
	商 工 業	そ の 他	農 業	そ の 他	菊 鹿 村	内 田 村						六 郷 村	城 北 村	
														計
	五九	六〇	一〇二	八三五	二二六	三九三	二二六五	八〇二	二二二	二四六八				
	二四	三七	四八	二二六	一九四	四〇九	四〇九	四・四	七六七	四五元				
	二四	二八	四二	一八〇	一七四	三九五	三五五	一八・九	六八九	三九九				
	二二	一五	二七	一〇六	一七四	三三五	四六五	一九・七	八六五	四九五				

えて来民町と改称し、下御宇田村は御宇田村と改称した。一二年郡区町村編制法の施行により来民町と御宇田村が行政区域となって戸長役場が置かれた。二二年の町村制の施行にともない両町村が合併して来民町となった。来民町の名称の由来は明らかではないが、和名類聚抄の肥後国山鹿郡に来民郷があるのをとって称したのであろう。

(二) 稲田村

明治維新後、七年(一八七二)の改正、大小区制のもとにおいては、高橋、津袋、庄村、石渕、下高橋村の各村は第六大区第六小区に小島村は同大区、第九小区に属していた。一二年の郡区町村編制法施行から、二二年町村制施行までの間は、下高橋村など六か村は梶屋村を加えて一行政区域をなし、同一の戸長役場のもとにあったが、二二年町村制の施行にともない、梶屋村を除く六か村合併して稲田村となった。

(三) 中富村

旧藩時代中富村地域は玉名郡中富手永に属していたが、明治三年(一八七〇)の藩政改革によって手永を郷と改め、さらに同年九月三日中富郷は河原出張所に移管されて山鹿郡に編入され、明治五年大小区の実施により第一九大区の一―三小区に入り、七年の改正で来民町とともに第六大区第九小区に属することとなった。一二年中分田、下分田、分田、中富、中川、小柳の六か村は一行政区域をなし、梶屋村のみは下高橋村などの行政区に加えられた。二二年の町村制の施行に伴い、前記六か村に梶屋村を加えて合併し、中富村となった。村名の由来は、本村地域が中富郷の東部を占めていたことによるものである。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法施行前の昭和二年(一九五三)八月鹿本郡合併基準委員会が設置され、町村合併についての検討がなされたが、一月月県の合併思案として来民、稲田、中富の三か町村合併試案が示されたので三か町村はこの県試案によって合併を進めることになり、合併の主旨、方法等について啓蒙宣伝を行い住民の関心を高めることに努めた。これに対して住民の中には、内田村、六郷村、稲田村、中富村、来民村、大道村の郡東部六か町村の合併を希望する者もいたので、関係町村当局では六か町村合併については数回の折衝を重ねたが気運が熟するま

でに至らなかった。

二九年一月山鹿ブロックに市制施行の問題が起こったので、来民、中富、大道の三か町村では山鹿市へ参加の気運もおこった。このため三か町村では急ぎよ住民の意向をまとめて山鹿ブロック参加の事務を進めることとなった。山鹿ブロックでは一月五日合併促進協議会が発足し、その事務局が山鹿小学校に設けられた。

その後、協議会では合併する町村の行財政現況調査、建設計画の協議を経て合併計画も完成し、二月二日には、県を経て自治庁と協議するまでになった。しかし、来民町と中富村は東部六か町村の合併が本来の姿であるということで、山鹿ブロックから脱退し、大道村のみが山鹿市に合併することになったので、大道村を除く五か町村合併を強力に推進することとなった。(山鹿市の項参照)

しかし、その後内田、六郷の両村は隣接の城北村(菊池郡)と合併する線を描き出し、これに稲田村のみ参加を勧誘することとなったため、五か町村合併は暗礁に乗りあげた。

三〇年一月一三日、来民町ほか四か町村長、議長および県地方事務所の係員が集まり意見を交換した結果、五か町村合併はむずかしいので、当初の県試案とおりの来民、中富、稲田の三か町村合併を進めるべきであるとの意見が強く、五か町村合併を固執する稲田村を、三か町村合併に踏み切るよう説得することとなった。

同年二月二日内田、六郷、城北の三か町村が合併して菊鹿村発足することが確定し、それに刺激され、同月三日に来民町では合併決起大会を開いて三か町村合併を満場一致で支持し、また稲田村でも、推進委員会、青壮年団代表および議員の合同会議で三か町村合併が多数で決定された。しかし、中富村の小柳、上分田、中分田、下分田四地区には山鹿市編入、そして稲田村の庄、石渕、津袋の三地区には、菊鹿村ブロック参加の強い意見があり、それぞれ、村当局ならびに県へ反対陳情がなされた。結局六か町村合併を最終の目標とすることを再確認するとともに、第一段階として三か町村が合併することにした。二月一九日同年四月一日合併を目途として来民町に事務局を設け、ただちに合併事務を進め、同年四月一日鹿本町が誕生した。

新町名の選定については、合併町村住民の意思を尊重するため、合併三か町村から公募したところ「鹿本町」「稲富来町」などの順で多数の応募があった。旧名

称には各町村とも相当の執着があったが、新町の円満な発足が先決であるとして旧町村名を一応捨て去り、新鮮な名称により発足することに意見が一致した。新町は、隣接の旧山鹿町が新町として発足後は、将来あらゆる点において鹿本郡の中心として発展することが期待されたので、満場一致をもって「鹿本町」に決定した。

しかし、鹿本町発足後も町内の合併反対派は、旧稲田村内に私設役場を設置し、また関係当局への陳情運動、旧来民町商品の不買運動、旧稲田村小学校の登校拒否、役場への座り込みなどの反対運動を続けた。このため町内の紛争は深刻な状態になったが、三年五月県事務所が、「三年間現在のままにしてその後希望であれば分村する」とのあっせん案を提示し、また同時に、鹿本町に分村対策委員会が結成されたこと等を契機として、ようやく解決の兆しがみえた。

三年二月五日の臨時町議会において分村対策委員会が作成した協定書を満場一致で承認し、鹿本町発足以来一年一〇か月ぶりに分村問題の円満解決をみた。その協定書は「二年間境界変更に関する活動を停止して、鹿本町の育成発展に協力する。」「二か年経過後前記地区民から要請があった場合、各地区それぞれに住民投票を行ない、過半数の意見で決定する」ことを定めたもので、この協定の期限は三年九月末日までとなっていた。そこでその期間満了の翌一〇月一日に住民投票の請願書が提出され、協定に基づき同月三〇日住民投票が行なわれた。問題が深刻であっただけに投票の執行が気づかわれたが、当時の熊本日日新聞（一〇月三一日）は投票風景を「・・・二年間の冷却期間でかつての鋭い対立感情は拭いさられ異越同舟で仲良く投票箱を囲んでいた。」と報じている。

しかし、その結果は、一般の予想どおり旧稲田、中富両地区とも分村賛成が過半数を占めるところとなり、再び分村問題の表面化することが憂慮されたが、町当局の前向き、しかも冷静な説得によって分村に至らず、かえって「しこり」が完全に取り去られ、雨降って地固まるの結果となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 新町村名 「鹿本町」
- (三) 役場の位置

鹿本郡来民町公民館に置く。ただし、昭和三一年度に鹿本郡来民町またはその付近に新築する。

- (四) 合併年月日 昭和三〇年四月一日
- (五) 役場出張所 昭和三年三月三十一日まで、現役場に出張所を置くものとする。

(六) 議会議員の任期および定数

町村の議会議員で新町の議会の議員の被選挙権を有する者は、昭和三年三月三十一日まで引き続き新町議会の議員として在任するものとする。

(七) 議会議員の選挙区

公職選挙法（昭和二十五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの規定により、町村合併後初めて行なわれる一般選挙の一任期間は選挙区を設け、選挙区は合併関係町村ごととする。

この場合選挙区の議員の定数は協議のうえ定める。

(八) 助役の定数 一人とする。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の職員は引き続き、新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の職員は別途考慮するものとする。

退職手当についても同様とする。ただし、これが支給は新町においてする。

3 職員の給与については、合併当時における合併関係町村間の不均衡を合併後すみやかに調整するものとする。

4 その他の身分取扱については、職員のすべてを通じて公正に処理するものとする。

5 一般職の職員の退職手当は左のとおり支給するものとする。

一般職の職員の退職手当は国家公務員に準じて、県職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係町村条例による。

普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- ア 合併後三か月以内に退職の申出をしたもの 一〇〇分の二五〇
- イ 合併後六か月以内に退職の申出をしたもの 一〇〇分の一五〇

ウ 合併後一年以内に退職の申出をしたもの 一〇〇分の一二五

(一〇) 区長(嘱託員)

区長(嘱託員)はこれを存置し、統合整備することが必要と認められる時期に検討考慮する。

(一一) 財産および負債の帰属処分

- 1 合併関係町村の町村有財産のうち、稲田村の山林原野を除きすべての財産は、これを新町に引き継ぐものとする。
- 2 合併関係町村の町村有財産のうち、稲田村の山林、原野一八一ヘクタールを財産区として管理する。

3 負債は全部新町に引き継ぐものとする。

(一二) 町村税その他滞納整理

合併関係町村の町村税その他収入金で収入未済があるときは、町村合併前日までに極力これを整理するものとする。

(一三) 新町の大字その他の名称

合併関係町村の現大字名は、新町の大字名とする。

(一四) 教育委員会の選挙による委員の任期および定数

教育委員会の選挙による委員は町村合併促進法第九条の二の規定により、任期を昭和三十一年三月三十一日まで延長し、その定数は四人とする。

(一五) 農業委員会の選挙による委員の任期および定数

農業委員会の選挙による委員は町村合併促進法第九条の二の規定により任期を昭和三十一年三月三十一日迄延長し、定数は、一五人とする。

(一六) 消防団の統合整備

消防団は統合し、町村有の消防用機械器具は、新町に引き継ぎ本部を鹿本町役場に置く。

(一七) 合併関係町村の継続事業の措置

合併関係町村の継続事業は、当該町村の意見を尊重し新町において極力これが完遂を期するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
来民町	桑原忠義	林満雄	豊田豊太郎	堀孝	財津健太
稲田村	本田春己	小川正一	星子新作	堀田直記	川野傑
中富村	小材高記	戸次要	園田卯平	中村孝	長嶋亀喜

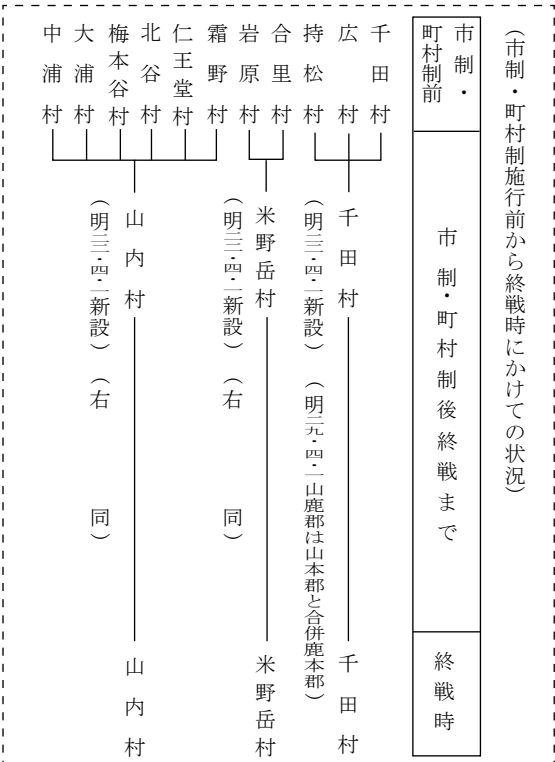
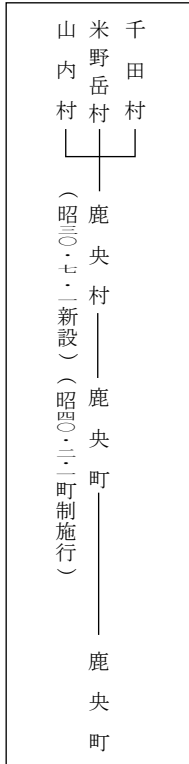
5 合併時の関係町村の現況表

中学校以上の学校	中学校	高等学校	官公署	業態の割合				積平方料	戸数	人口	鹿本町	合併町村						
				都市的業態		その他の業態						商工業人	積平方料	戸数	人口	来民町	中富村	稲田村
				計	業態	計	業態											
一	二	八	八二六	二九〇	五三六	四〇八	二六六	二七〇	二、三三〇	一、三三八	六、〇四六	三、二四四	三、四四〇					
一	一	五	二七〇	一、五五九	九二	三、四〇八	二、七二七	五七〇	一、三三八	二、五	六、六二	三、二四四	三、四四〇					
一	一	二	二八四	一五九	二六七	四〇四	一五三	六〇七	五九四	二、五	六、六二	三、二四四	三、四四〇					
一	一	一	三〇六	一、四三二	一、六三〇	三、五五六	一、六六	六〇七	六〇八	一、九〇	六、六二	三、二四四	三、四四〇					

生産額	国 税 納 税 額		県 税 納 税 額		市 町 村 税 納 税 額		前 年 度 予 算 総 額		会社、工場事業場(資本金五百万元以上)
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
計	三三、五〇九	九〇、〇〇〇	二五、三三〇	一四、二九九	一、	一、	一、	一、	一、
農 産	三三、四三九	七〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、	一、	一、	一、	一、
鉱 工 産	三三、四〇〇	一八、〇〇〇	一、	四、九四〇	一、	一、	一、	一、	一、
そ の 他	六、二〇〇	二、〇〇〇	四、一〇〇	一、	一、	一、	一、	一、	一、

【旧鹿本郡鹿央町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 千田村

旧藩時代は、玉名郡中富手永に属し、宮村、上千田村、下千田村、久野村、持松村、古閑原村、牟田村、廣村、上廣村、下原村の一〇か村からなっていた。明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では第六大区第一〇小区に属した。八年に宮村、上千田村、下千田村、久野村が合併して千田村に、持松村、古閑原村、牟田村の三か村が合併して持松村に、廣村、上廣村、下原村の三か村が合併して廣村となったが、一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、この三か村は同一戸長の支配下となった。二三年の町村制施行に際し千田村、持松村、廣村が合併し、千田村となった。

(二) 米野岳村

旧藩時代は、中富手永に属し、米野村、堂米野村、下米野村、岩原村、上岩原村、郷原村の六か村からなっていた。明治八年(一八七五)米野三か村が合併して米野村、岩原三か村が合併して岩原村となり、米野村は、されに九年に

玉名郡の姫井村と合併して合里村となった。

一二年、戸長役場設置に際し、両村は同一戸長の支配下となり、二二年の町村制施行の際、合里村、岩原村が合併して米野岳村となった。

(三) 山内村

旧藩時代は、正院手永に属し、霜野、仁王堂、北谷、梅木谷、大浦、中浦の六か村からなっていた。(山本村と同一支配を受けたことがあるが、つまびらかでない。)明治五年(一八七二)、大小区制のもとではこれからの村は第一四大区第一三小区となり、七年の改正で第五大区第一〇小区となった。

一二年、郡区町村編制法が施行されたときも、そのまま踏襲されて同一戸長役場の下におかれた。二二年、町村制施行により、この六か村が合併して山内村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年(一九五三)、促進法の制定に伴い、県は、千田、米野岳、山内の三か村の合併試案を示した。これにより三か村合併の動きは活発となり、山内村では、同年九月二〇日村議会議員、区長および各種団体長などを集めて、この三か村に山本村を加えた四か村合併について研究会を開いた。一方、米野岳村では、翌二九年一月一九日、村議会議員、囑託員、農業委員、農協長、婦人会長、青年団長等を集めて、町村合併緊急協議会を開き、米野岳村の合併方針について意見交換を行なった。また、千田村では、同月二一日村議会議員、役場職員、各種団体の代表者が集まり、千田村の合併の基本方針について意見交換を行なった。

同年一月三〇日、初めて千田、米野岳、山内の三か村の村長、助役および議会議員が米野岳中学校に集まり、町村合併議員懇談会を開いた。さらに、二月一日、三か村の三役および議会議員が集まり、県からも係員が出席して合併についての合同協議会を開いた。その後、同月二二日から二五日まで県も参加して、町村合併についての部落座談会を開き、村民の合併についての認識を深め、機運の醸成を図った。

この他関係各村では、それぞれ次のような合併促進を図った。

(一) 千田村

昭和二九年二月、正副議長、助役、教育長、農業委員会会長、公民館長、農

協長、青年団長、婦人会長、部落代表一一名、計二〇名を、千田等町村合併促進委員に委嘱して同月二二日以後四回にわたって合併促進についての議会を開催した。

その間、次の五案について検討がなされたが、結局県試案どおり三か村合併を基本方針とした。

一案 千田、米野岳、山内の三か村合併

幾分小規模のきらいがあり、将来中学校の移転の必要もある。

二案 千田、米野岳、山内、山本、吉松、田底の六か村合併

山本、吉松の二か村は、南部七か町村合併案が一応促進されており、田底村との関係もあきらかに困難と思われる。

三案 千田、米野岳、山内、山本の四か村合併

山内、山本の両村から中学校の関係で強力な合併要求があったが、米野岳村に反対の声が強い。

四案 千田、米野岳、田底の三か村合併

米野岳村および千田村の一部から強力な反対がある。

五案 千田、米野岳の二か村合併

あまり小規模で促進法の適正規模人口に不足する。

(二) 米野岳村

昭和二九年七月九日、議会議員および囑託員を集めて、町村合併協議会を開き、三か村合併と山鹿市との合併について検討したが、春間、岩倉、郷原、岩原、上岩原の各部落から山鹿市合併賛成の強力な意見があり結論を得なかった。このため八月、議会議員、囑託員および部落代表一五名、計四一名を、米野岳村町村合併促進委員に委嘱する一方、村民の町村合併に対する認識を深めるため、県職員を講師に町村合併説明会を開いた。

(三) 山内村

昭和二九年一月、議会議員、区長、農業委員会会長、教育委員会委員長、農協長、公民館長、消防団長、婦人会長、青年団長など二九名を、山内村町村合併促進委員に委嘱して、二月二日、第一回の委員会を開き、次の四案について審議を行ない、第二案の四か村合併を基本方針として推進することを申し合わせた。

一案 山内、米野岳、千田の三か村合併
二案 山内、米野岳、千田、山本の四か村合併
三案 山内、米野岳、千田、山本、吉松の五か村合併
四案 南部八か町村合併

しかし、その後山本村が植木町ブロックの合併に傾き、さらに本村内に玉名郡菊水町との合併を希望する部落ができたため、その対策等八回にわたって協議した。

このように三か村合併の推進は必ずしも順調ではなかったが、三か村の村長、議長などは数回にわたり会合して、三か村が合併した場合の財政上の問題等について検討を行なった。昭和三〇年二月二十八日、三か村の正副議長および三役が集まり、この三か村に田底村を加えた四か村合併案について協議したが、結局三か村合併を強力に推進することを申し合わせ、四月一日、三か村合併促進協議会の発足をみた。そして、五月一四日、千田村、米野岳村および山内村は、それぞれ三か村合併議案を議決して、七月一日、新しく鹿央村が発足した。合併に際し、新村名を広く合併三か村の住民から募集したところ、応募総数は四五一点に達したが、これを三か村合併協議会において慎重審議した結果、地域的、歴史的見地からみて、新村は鹿本郡の中央にあり、また、将来すべての面で郡の中心となつて発展していくという意味で、「鹿央村」を最適と認め、合併協議会において満場一致で決定した。

その後、四〇年一月一日、町制を施行し、鹿央町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 千田村、米野岳村、山内村を合体する。
- (二) 役場の位置 三村の中央に近く、人口、戸数、道路等を考慮した地点に決定する。
- (三) 合併の時期 昭和三〇年七月一日
- (四) 役場出張所 当分の間、現千田村、山内村役場に新村役場出張所を置くものとする。
- (五) 村議会議員の選挙 公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの

規定により、町村合併後初めて行なわれる一般選挙の議員の一任期間は、選挙区を設け、選挙区は合併関係村ごととする。

この場合、選挙区の議員の定数は、協議のうえ定める。

(六) 村議会議員の任期および定数
町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、関係村の議会の議員で新村の議員の被選挙権を有する者は、昭和三〇年七月三十一日まで引き続き新村の議会の議員として在任するものとする。

(七) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の農業委員会の選挙による委員で新村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の三第一項の規定により、互選による委員の定数を一五人として、任期を昭和三十一年四月三〇日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併の際、合併関係村の教育委員会の選挙による委員で新村の教育委員会の委員の被選挙権を有する者については、町村合併促進法第九条の二の規定により、その互選による委員の定数を四人とし、任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(九) 助役の定数 一人とする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分の取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際その職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の職員は、別途考慮するものとする。退職手当についても同様とする。ただし、この支給は、新村においてする。

3 職員の給与については、合併後速やかに調製するものとする。

4 その他身分取扱いについては、職員のすべてを通じて公正に処理するものとする。

5 一般職の職員の退職手当は、次のとおり支給するものとする。一般職職員の退職手当は、国家公務員に準じて県職員退職手当支給条例を参酌し、合併関係村条例による普通退職手当額に次の割合を乗じて得た額を支給するものとする。

とする。

- ア 合併後三か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の二五〇
- イ 合併後六か月以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一五〇
- ウ 合併後一か年以内に退職の申し出をしたもの 一〇〇分の一二〇

(二一) 区長（嘱託員）の統合整備
 区長（嘱託員）は、これを存置し、適当な時期に逐次統合整備する。

(二二) 財産および負債の帰属処理
 すべての財産および負債は、全部新村に引き継ぐものとする。

(二三) 村税その他の滞納整理

合併関係村の村税その他の収入金で収入未済があるときは、合併前日までに極力これを整理するものとする。

(二四) 新村の大字その他の名称

合併関係村の現大字名を新村の大字名とする。

(二五) 国民健康保険の整備

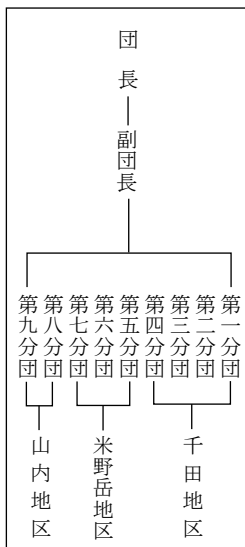
国民健康保険は、休止中の千田村、米野岳村は、昭和三一年度より施行し、山内村は現状のとおりとする。

(二六) 消防団の統合整備

1 消防団は統合し、消防団機械器具は新村に引き継ぎ、当分の間次の編制とし、将来機械器具の整備と同時に再編成するものとする。

団長一人、副団長二人、分団長九人

2 消防団編成



(二七) 合併関係村の継続事業の措置

合併関係村の継続事業は、当該村の意思を尊重し新村において極力この実現を期すものとする。

(二八) 村税の税率

村民税は、固定資産税その他の税率は、昭和三〇年度に限り各旧村の税率によることとし、昭和三一年度より均一とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
千田村	広瀬新一	岡山駒雄	師富勉	荒木弘	坂口享
米野岳村	朝倉智	多田隈等	福島孝	竹原清喜	立山平
山内村	前田一水	竹下高	前田計助	魚住達	高崎均

5 合併時の関係村の現況表

業 態 の割合	面 積					戸 数	人 口	鹿 央 町	合 併 町 村															
	都 市 的 業 態		農 業						千 田 村	米 野 岳 村	山 内 村													
	計	その他 の業態	計	農 業 人	その他 の業態																			
計	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方	積	平方				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
八〇五五	三・〇四	九八	三・〇四	九八	一・五〇	七〇	八八二五	三・〇四	九八	一・五〇	七〇	三九四〇	二・九七	一・九四八	三・〇四	九八	一・五〇	七〇	八八二五	三・〇四	九八	一・五〇	七〇	
二、四四五	一、四四五	二、四四五	一、四四五	二、四四五	七〇	三六	二、四四五	一、四四五	二、四四五	七〇	三六	二、四四五	一、四四五	二、四四五	七〇	三六	二、四四五	一、四四五	二、四四五	七〇	三六	二、四四五	一、四四五	二、四四五
六、三三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九	二、五五九
一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四

生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万元以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署
計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円						高等学校 校	中学校 校	
三三八、四三三	一〇、九二二	二四、一七八	一三、三三三	┆	三七、六六六	一三、九九二	六七九	六、五七五	┆	一	六
二四、六一〇	一、三七〇	二二、七五〇	一、五〇〇	┆	一五、九〇二	七、〇九〇	二四五	三、四〇九	┆	┆	二
六六、三〇八	┆	五四、九五〇	二、三五八	┆	二二、六七一	五、五五一	二九一	二、四六七	┆	一	二
四七、五〇四	九、五五一	三七、四七八	四七五	┆	九、〇九四	一、三五一	一四三	六九九	┆	┆	二

菊池市



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年三月二二日、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の合併により、人口五〇、一九四(平成三二年国勢調査)、面積は約二七七平方キロメートルの新「菊池市」が誕生した。

菊池市は、熊本市の北東約二四キロメートルに位置し、北は大分県、東は阿蘇市、西は山鹿市及び熊本市、南は合志市及び大津町に接している。市の北部及び東部に八方ヶ岳、鞍岳等の山岳があり、その大半を森林が占めている。山岳地帯からの豊富な水は、菊池川、迫間川、河原川、合志川、矢護川などに西流し、河川流域は菊池平野となり、肥沃な土地を形成している。

産業は、県下有数の穀倉地帯にあることから、米麦、メロン、牛、椎茸などが菊池ブランドとして、県内外に出荷されており、地元物産館や特産品センターの取組みも好評である。森林資源を活かした林業も盛んで、近年は市内各地に工業団地が整備され、企業誘致も進んでいる。

交通は、国道三二五号、三八七号その他の県道など道路網も密で主要路線には、定期路線バスの運行があり、特に熊本市、山鹿市、大津町方面へは便利である。

観光面では、千古不斧の原始林と昭和の名水百選に選ばれた豊かな湧水とによりその溪谷美は九州随一といわれる菊池溪谷、古墳時代からの小屋敷跡や太宰権帥の藤原隆家(藤原北家)の孫藤原則隆が肥後国に下向し、菊池氏を称して以来、肥後の在地勢力の雄として定着し、南北朝前後から特に朝廷とのつながりを深め、一二代菊池武時、一三代菊池武重と九州はもとより日本各地を南朝方の武将として転戦した。一五代菊池武光の時代は後醍醐天皇の皇子懐良親王を隈府城に迎えて、太宰府を攻略した。一七代菊池武朝の時代には、肥後国の守護の地位を確保し、菊池がその本拠地となつて栄えた。菊池地域には、菊池氏の本城である菊池城を取り囲む一八外城の遺構がある。

その他、文明九年(一四七七)菊池重朝に招かれた桂庵玄樹が朱子学を講義したと伝えられる孔子堂跡、特産品にちなんだ七城メロンドーム、鞍岳中腹に広がるレジャー施設である四季の里旭志、中国宮廷様式建築の泗水孔子公園など、数多くの観光スポットがある。また、県下有数の温泉地であり、市内各地には温泉が湧出し、桜、コスモス、ホタルなど四季を彩る自然や歴史と伝統を物語る史跡

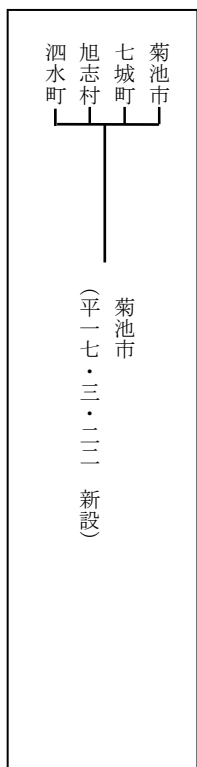
が県内外から多くの観光客を集めている。

二 市名の由来

平成の四市町村での合併協議においては、新市名称の最終候補に「菊池市」「きくち市」「菊池野市」「新菊池市」「清流市」の五候補が挙がったが、由緒有り全国的に知名度が高く、既にひとつのブランドとして確立しており、各市町村が共通して使用してきた呼称でもあったことから、「菊池市」に決した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 菊池市

昭和三十一年九月一日、隈府町外七村が合併して菊池町が誕生し、一部境界変更を経た後、昭和三十三年八月一日に市制を施行した。面積は約一八三平方キロメートルである。古くは菊池一族の治世の本拠として栄え、九州随一の溪谷美を誇る菊池溪谷等で知られる。

(二) 菊池郡七城町

昭和二十九年一月一日、砦村、加茂川村、清泉村の三村が合併して七城村が誕生し、一部境界変更を経て、昭和四三年に町制を施行した。面積は約二一平方キロメートルである。

(三) 菊池郡旭志村

昭和三十一年五月一日、旭野村及び北合志村の合併により誕生した村で、同年

八月一日に護川村の一部を編入し、現在の村域を形成した。面積は約四七平方キロメートルである。

(四) 菊池郡泗水町

昭和三〇年四月一日、泗水村、田島村、七城村の一部が合併して泗水村が新設され、その後昭和三六年に町制を施行するに至った。菊池平野のほぼ中央に位置し、面積は約二七平方キロメートルである。

2 検討の経緯

当地域は、平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、菊池郡市八市町村のうち、菊池市、七城町、旭志村、泗水町の四市町村が合併パートナーとして示された。

初期の検討は、菊池郡市八市町村が一同に会して行われたが、郡市一体での合併が困難な情勢になると、菊池市は県の合併パターンに沿って四市町村での合併を周辺に呼び掛けた。当初周辺の三町村はこれに同意しなかったが、他地域の検討が具体化していく中で方針を転換し、平成一五年度には四市町村での任意協議会、法定協議会の設置に至った。協議の終盤、七城町で四市町村合併の賛否を問う住民投票が行われたが、賛成票が過半数を占め、合併の方向性は決し、平成一七年三月二二日、新「菊池市」が誕生した。(第二編「菊池地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

合併の方式は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年三月二二日とする。

(三) 新市の名称

新市の名称は、「菊池市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 合併当初の新市事務所(本庁舎)の位置は、菊池市大字隈府八八番地

(現菊池市役所)とする。

- 2 合併後三年を目標に新庁舎を建設することとし、国道三二五・三八七号間の菊池市道花房森北線(菊池グリーンロード)沿線周辺に適地を求めらる。
- 3 新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。

新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整する。

(五) 財産及び債務の取扱い

- 1 四市町村の所有する財産及び債務については、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐものとする。なお、基金については、以下のとおり取り扱うものとする。

①財政調整基金及び減債基金については、新市財政の健全運営のために、平成一三年度から平成一五年度の三ヶ年度平均の標準財政規模相当額の三〇%以上を総額で持ち寄るものとする。

②国民健康保険財政調整基金については、平成一三年度から平成一五年度の三ヶ年度平均の保険給付総額の一〇%以上を持ち寄るものとする。

③その他特定目的基金及び特別会計の基金については、合併までに調整する。

2 ペイオフ対策については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。

(六) 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法第九一条第一項、第二項及び第七項の規定に基づく議会議員の定数は二八人とする。なお、公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けないものとする。

2 一市二町一村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、平成一八年五月三十一日までの期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

(七) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、平成一八年三月二一日までの一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙

による委員として在任する。

- 2 在任特例期間後に行われる一般選挙の定数を三〇人とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項の規定を適用し、旧市町村を区域とする四つの選挙区(旧市町村の定数・菊池市一二人、七城町六人、旭志村六人、泗水町六人)を設ける。

(八) 地方税の取扱い

- 1 地方税の取扱いについては、一市二町一村で差異のないものは現行のとおりとする。

2 一市二町一村で差異のあるものは、次のとおりとする。

①個人市町村民税

ア 減免については、菊池市の例により合併時から統一する。

イ 納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。

②法人市町村民税

税率については、菊池市の例による。但し、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成一七年度までは不均一課税とし、平成一八年度から統一する。

③固定資産税

ア 税率の統一については、新市において速やかに財政状況等を勘案し決定する。なお、税率の統一までの期間については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し不均一課税とし、一市二町一村の現行の税率とする。

イ 減免、課税免除及び不均一課税については、菊池市の例により合併時から統一する。

ウ 納期については、菊池市及び泗水町の例により合併時から統一する。

エ 菊池市及び旭志村の地籍調査後の課税地積については、合併までに調整する。

④軽自動車税

税率及び納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。

⑤入湯税

ア 税率については、七城町の例により合併時から統一する。

イ 課税免除については、合併までに調整する。

⑥特別土地保有税

免税点については、合併時から五〇〇〇㎡とする。※なお、法令の改正等が行われた場合は、改定内容を優先する。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 一市二町一村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、同規模自治体の例をもとに合併時までに調整する。

(二〇) 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会を、合併前の菊池市、七城町、旭志村、泗水町の各区域ごとに設置する。なお、設置にあたっては、下記「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。(略)

4 合併時の三役及び正副議長

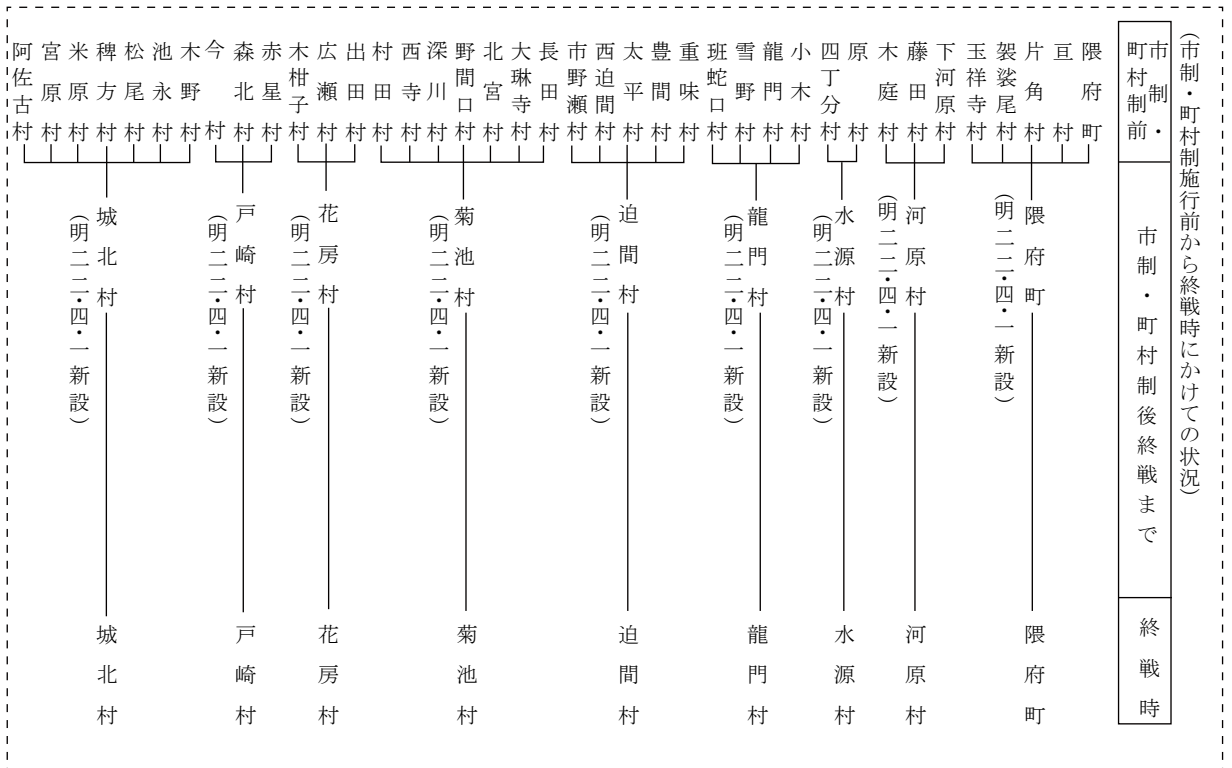
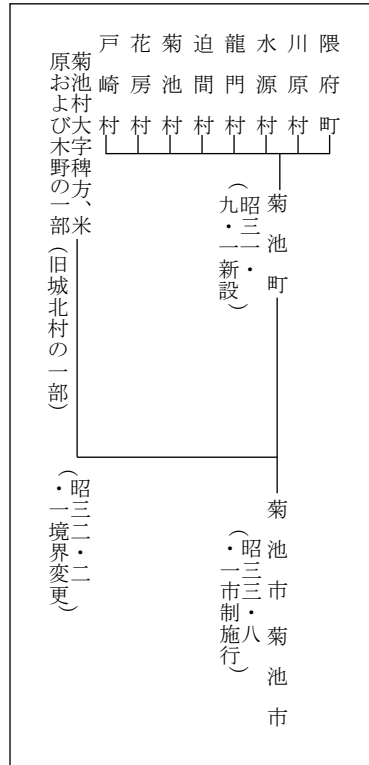
市町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
菊池市	福村 三男	隈田 亮平	甘田 哲郎	荒木 建令	外村 國敏
七城町	緒方 奨	—	—	境 和則	福島 利徳
旭志村	石井 光幸	栃原 武俊	—	坂田 公弘	森 誠雄
泗水町	松岡 一俊	泉田 辰二郎	山本 秀夫	北田 彰	中山 和幸

5 合併時の関係市町村の現況表

区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (km ²)	業 務 生 産 業 割 合			市町村税納税総額 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	中 学 校 以 上 の 学 校		
				第一次産業 (人)	第二次産業 (人)	第三次産業 (人)			計	中学校	高等学校
菊池市	五三、二七八	一六、九〇五	二七六.六六	五、四三三	七、六八九	一三、二九三	四、八二二	—	三	五	
七城町	二七、四〇八	九、〇九三	一八二.六〇	二、四四八	三、九〇二	七、三〇六	二、二七八	—	—	二	
旭志村	五、九九七	一、六九五	二〇.五〇	—	七二	一、二八二	五、一四	〇	—	—	
泗水町	一四、三四二	四、五八五	二六.九七	—	—	—	一、二〇五	—	—	—	
合併関係市町村	一〇四、〇六四	三三、二二七	五三六.一三	七、八八一	一一、五〇六	三三、六八八	一六、二七三	—	—	—	

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 限府町

限府町は、南北朝時代に限部といわれた聚落が発展したものであり、ここに菊池氏の居跡があったので、その後限府と改められた。延久二年（一〇七〇）藤原則隆が菊池に下向し、菊池氏を名乗って以来、五〇〇年間この地方における政治、文化の中心であった。菊池氏の没落後、町の中心も城下、椿山（現在の菊池神社の下の地域）から、次第に西方へ移っていたが、その後の再三の兵火によって焼失し、現在の市街地は、天正一六年（一五八八）九月の火災後形づくられたものである。旧藩時代、河原手永の限府町、正観寺村、築地村、輪足村、片角村と深川手永の袈裟尾村、玉祥寺村、高野瀬村に分かれていた。当時の史料によると、限府町は、人口約一、三〇〇人の地方経済の中心地であった。しかし、文化文政の頃より各地に新しい町の発生があり、一時この町の位置付けも低下したが、深川手永の会所が深川村から袈裟尾村に、河原手永の会所が河原村から藤田村に、さらに藤田村から正観寺村を経て限府町に移るに よんで、限府町は本地方の政治経済の中心地となり明治に至った。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、限府町と高野瀬、正観寺、輪足、築地、正祥寺、袈裟尾、立石、片角の各村は、第六大区第三小区に入ったが、その後、限府、正観寺、高野瀬、立石の四か町村が合併して限府町となり、築地と輪足の二か村が合併して亘村となった。同一二年に郡区町村編制法の施行により、郡役所が高野瀬等に設置され、限府町と亘、片角、玉祥寺、袈裟尾の各村は一行政区域として、限府町に戸長役場が置かれた。一七年の制度改正に際しても行政区域に変更はなく、二二年の町村制の施行に伴い、前記五か町村が合併して限府町となった。

(二) 河原村

下河原村、藤田村、木庭村の三か村は、旧藩時代、河原手永に属し、その惣庄屋会所は下河原村日向にあって、一四か村を支配下においていた。元禄末期、惣庄屋会所は藤田村に移転したが、のち限府町へ移った。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、第六大区第一小区に属したが、同一二年の郡区町村編制法の施行により、下河原、弁利、木庭、伊萩、藤田の五か村が同一行政区域となり、下河原村に戸長役場がおかれた。二二年の町村制施行に伴い、下河原、藤田、木庭の三か村が合併して河原村となった。

(三) 水源地

藩政以前は、菊池氏によって支配されていたが菊池氏は村内に点在する掛幕、黄金塚、市成などの菊池外城にその一族を配置し、豊後との辺境の備えとしていた。旧藩時代は、河原手永惣庄屋の管轄の下に、原村と四丁分村の二庄屋の支配を受けていた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、原、四丁分の二か村は、下河原村などとともに第六大区第一小区をなしていたが、同一二年には二か村が一行政区域となった。同一二年の町村制施行に際し、二か村が合併して水源地となったが、四丁分の木佐木部落は、菊池川を境として迫間村へ編入された。

(四) 龍門村

雪野、龍門付近からは石器類が出土され、この地域は有史以前から開けていたものと考えられる。旧藩時代、本村は、河原手永と深川手永に分属していた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、白木、小楠野、長野、染土、虎口、寺小野、雪野、斑蛇口の八か村に分かれ、第六大区第二小区に属したが、その後、白木と小楠野の二か村が合併して小木村となり、長野、染土、虎口、寺小野の四か村が合併して龍門村となり、同一二年には、郡区町村編制法の施行により、小木、龍野、雪野および斑蛇口の四か村は、一行政区域となったが、二二年の町村制の施行に伴い、前記四か村が合併して龍門村となった。

(五) 迫間村

旧藩時代、迫間村は、河原手永の支配を受け、慶長（一五九六～一六一四）宝暦（一七五一～一七六三）年間にわたり大規模な耕地の開拓が行なわれた。特に兵戸井手は、豊後側より山水を引いて菊池川に注がせるもので、当時としては驚くべき進歩した土木工事であり、その井手は現在も利用されている。

明治三年（一八七〇）手永が郷と改められ、菊池郡においては、河原郷と深川郷の二郷となったが、本村は河原郷に属した。七年の改正大小区制の下では、伊倉、生味、東迫間、土豊水、平野、大柿、西迫間、市野瀬の八か村に分かれていて、第六大区第二小区に属したが、その後伊倉村と生味村が合併して重見村、大柿村と平野村が合併して太平村、土豊水村と東迫間村が合併して豊間村となった。同一二年郡区町村編制法が施行されると、重見、太平、豊間、西迫間、市野瀬の五か村は一行政区域となり、二二年の町村制の施行に伴い、この五

か村が合併して迫間村となった。

(六) 菊池村

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第六大区第三、第四小区に属し、長田、大琳寺、北宮、野間口、深川、西寺、村田の七か村に分れていた。二年の郡区町村編制法の施行により、この七か村で一行政区域をなしたが、二年の町村制施行に際して、この区域が合併して菊池村となった。

(七) 花房村

この地域には、横穴古墳群や貝塚等がみられ、有史以前から、人が生活していたものと思われる。旧藩時代は河原手永に属し、明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第六大区第四小区に属し、二年の郡区町村編制法の施行に際しては、出田、広瀬、木柑子の三か村は、今、森北、赤星の各村とともに一行政区域をなしたが、二年の町村制の施行に伴ない、出田、広瀬、木柑子の三か村が合併して花房村となった。

(八) 戸崎村

本村の妙見原一帯に発見される弥生式文化の遺物、森北台地の急斜地にみられる横穴、下赤星測上の水田から発掘された弥生式土器などから、古くから農耕文化をもった集落があったと推察される。

藩政以前には、菊池氏の支配下にあり、菊池氏一八代武房の弟有隆がこの地方の領主となつて以来、一〇代にわたつて戸崎地方を支配した。

加藤時代、赤星井手の開さくが行なわれ、現在本田と呼ばれる水田が開発され、細川時代も農業開発の面で著しい進歩があった。この時代には村落の共同化がなされ、組の制度があつて、「かんなめ」(村八分)の制が徹底し、多くの宮座が発生している。宝永年間(一七五一〜六三)、河原左衛門によつて「今村まぶ」すなわち宝永隧道が完成され、新田本田の開墾も行われ、戸崎村の農村としての基礎が確立した。

明治三年(一八七〇)八月、藩政改革に際して、本村の区域は河原郷に属したが、七年の改正大小区制の下では、花房、加茂川、砦村の一部とともに第六大区第四小区に編入され、八年の地租改正の際、下妙見、上古閑は合併して森北村となり、今、森北、赤星、出田、広瀬、木柑子の各村に惣代を設け、その上に、戸長を置いた。二年の郡区町村編制法によりこれらの村は一行政区域

に属し、同一戸長役場の下におかれたが、町村制の施行に伴ない、赤星、森北、今の三か村が合併して戸崎村となった。

(九) 城北村(※第三編「山鹿市」の頁参照)

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年、促進法制定に伴い発表された県の合併試案では、限府、河原、菊池、戸崎、花房、城北の六か町村合併と龍門、水源、迫間の三か村合併の二ブロック案となつていたが、隣接町村が相ついで合併したので、本ブロックにおいても、二九年から合併への動きが活発化してきた。元々合併前の各町村は、七城村および菊鹿町に属する旧城北村とともに延久二年(一〇七〇)藤原則隆下向以来二五代にわたる菊池氏の政治経済の拠点であつたが町村制施行によつて、各町村に分割されたもので、文化、生活感情、交通面等で一体性を有していた。このような歴史的諸条件に加えて、促進法の制定により、合併への動きは急速に進展し、昭和二九年九月には、菊池、河原、花房、戸崎四か村が合併準備委員会を結成し、四か村に限府町を加えた五か町村合併(県試案から城北村を除いたもの)の話を進めていたが、限府町の態度がはっきりしなかつたので、一応白紙にかえし解散した。しかし、昭和三二年一月三〇日の町村会において合併促進が正式な議題にあがり、同年二月に町村合併促進協議会規約を作成し、各町村(限府町、河原村、水源村、龍門村、菊池村、花房村、戸崎村、迫間村)ごとに町村長、議長、議員三名、議員および学識経験者各一名の計七名ずつを選出し、全委員五六名による協議会(県試案の二ブロックのうち城北村は既に菊鹿村として合併していたので、これを除いた町村)の発足をみた。第一回の協議会は、昭和三一年四月二七日に開催され、協議会分科委員会の設置について検討した結果、総務、経済、民生文化各委員会の設置を決定し、以後協議会からの付託事項を調査審議することになった。五月四日に第二回協議会を開催し、以後の事務日程、新町村建設計画などについて検討した。

五月には、五回の協議会を開いて、合併条件および建設計画の基本的な審議を終了し、六月一日から五日までの間に、各町村議会において、合併関係議案の同文議決を行い、昭和三一年七月六日、知事へ合併申請書を提出した。その間、各町村においては、合併についての審議が慎重に行なわれたが特に問題となること

もなく、同文議決に際しては、全町村とも満場一致で合併議決が行なわれ、昭和三十一年九月一日、菊池町として発足した。町名選定にあたっては、歴史的に縁が深く、しかも古くから附近一帯が菊池の名称で通用していたので「菊池町」と決まった。

その後、昭和三十三年二月一日、鹿本郡菊鹿村の一部の堀切、稗方を編入し、県計画に基づく合併団体として市の要件の特例により昭和三十三年八月一日、市制を施行した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 合併の時期 昭和三十一年九月一日
- (三) 選挙

1 議会議員の選挙

議会議員については、促進法の特例を適用し、その任期を昭和三十三年三月三十一日まで延長する。その後は、地方自治法第九一条による定数とする。選挙区は、合併後最初に行なわれる選挙に限り、各町村の区域をもって選挙区を設け、定員は、人口比例による。

- 2 農業委員会委員は、促進法の特例を適用し、その任期を昭和三十三年三月三十一日まで延長する。
- (四) 助役の定数 一名
- (五) 職員の身分取扱い

- 1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。
- 2 職員の勤続年数は継承する。

3 合併後一年以内で退職する職員に対しては、次の区分により退職手当を支給する。

- ア 合併後三か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額
- イ 合併後六か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額
- ウ 合併後一年以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額

(六) 町税の賦課

1 昭和三十一年度において固定資産の評価を実施し、昭和三十三年度からは均一課税とする。

2 固定資産評価審議会委員の定数は八名とし、各町村より一名選出するものとする。

3 町村税の滞納については、極力合併までに徴収し、滞納を一掃しておく。

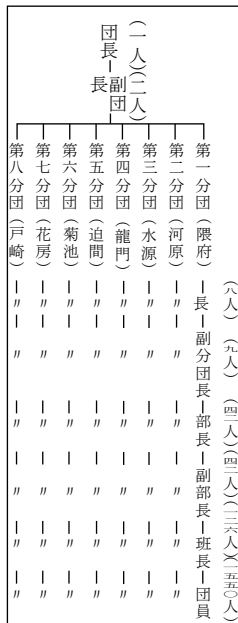
(七) 財産および負債
各町村の所有する財産は、すべて新町へ引き継ぐものとする。

(八) 区長(嘱託員)は、現在のまま存置する。

(九) 新町の大字区域および名称(省略)

(一〇) 河原村外三か村中学校組合は、合併と同時に解散し、その財産はすべて新町に引き継ぐものとする。

(一一) 消防
消防団は統合して、構成および定員は次の編成とする。



4 合併時の三役及び正副議長
(一一) 国民健康保険については、促進法の規定により、別紙規約のとおり実施し、昭和三十三年度より全地域に実施する(別紙規約は省略)。

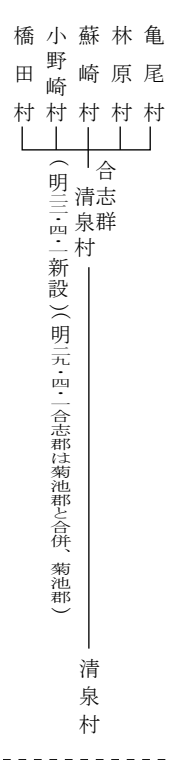
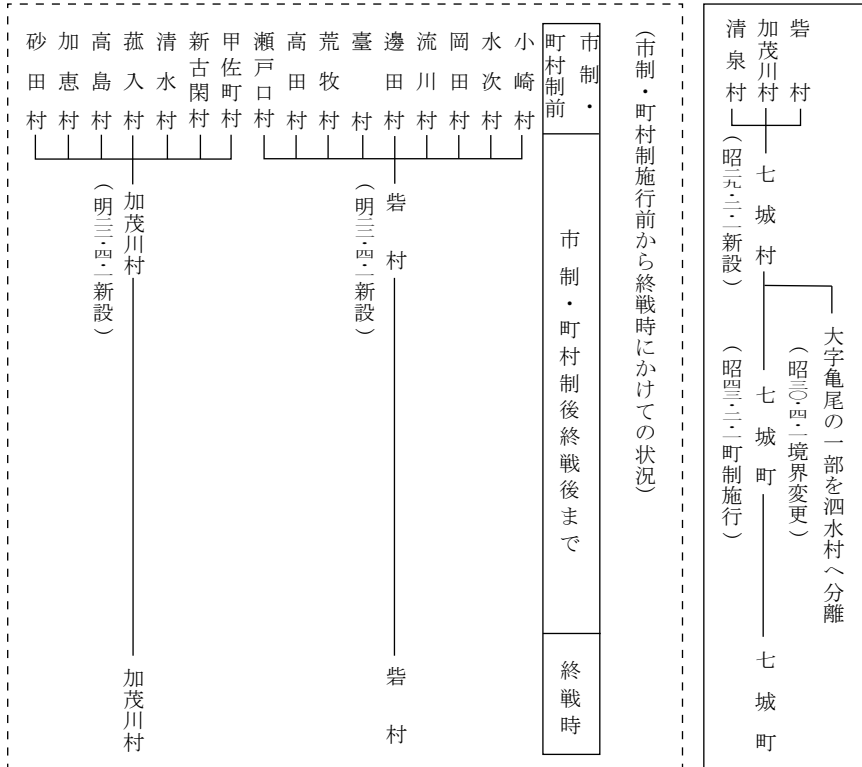
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
隈府町	中嶋 幸雄	中村喜一郎	竹田 勇藏	橋爪 末喜	福村 登
河原村	山下 清	佐藤 末喜	岩木 文幸	松永 春市	岩木 進
水源村	赤星 惟一	後藤 司	岩崎 仁作	藤本 信義	大久保逸喜
龍門村	稲葉 直	宮本 繁子	松田 栄	小川 勇	藤川 司
迫間村	徳淵 直臣	本藤 直	釘山 満雄	葛原 積	城 徳
菊池村	中原 新吾	富岡 正清	佐藤 隆敏	富岡 昇	川口 義次
花房村	永田 次雄	八並 滋信	国光 定雄	吉田 定喜	茂田 敬喜
戸崎村	松永 政次	宮川 豊	吉野 叔嗣	木下 義親	松永 勝

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以上 の学校		官 公 署	業態 の割合				面積 平方 戸	戸数 戸	人口 人	区分		
	計	その他	農産	鉱工業					高 等 学 校	中 学 校		その他 の業態		都市的 業態							
												計	その他	農 業 人	計					その他	
																					人
九三九七五	四〇九〇五	五八八九〇	一七五〇	二	一八二四元	八〇二六六	一五三八七	二二七〇四	三	五	二	一六四四六	四五〇	一、一九〇六	四七七三	二二七五	二四九八	一七・九一	六六八八	三五二七五	菊池町
三六四九四	三〇一八五	四四八〇九	一	二	五四一五	二六九五六	一一〇七五	一〇六六四	三	二	一四	八五三	三五	二八	三八四	一六四四	二一六〇	三・七六	二八〇八	一三〇六五	限府町
九〇三三五	五〇〇	八九、三五	五〇〇	一	一八五四六	六、二四四	四〇六	一、二七一	一	一	二	二八〇二	三三〇	八八	二四七二	一、一三	七〇	一三・六七	五〇八	二、九五	河原村
九四八九九	二七九〇四	六六九九四	一	一	三三、三八	一一八八四	四七四	二、四五五	一	一	一	四、五四	二四〇八	二四〇	一八四六	二、三三	五	七・〇〇	七七〇	四四三	水源村
六三、五六八	三〇九六	三三、六五三	一	一	一一七六三	四七二	五五	一、三三九	一	一	一	二、九七一	七四一	二、三〇	一、八四	五	五三	四七・五三	五三三	三、〇八〇	龍門村
一〇六、四四	二、一九四	九三、九八〇	四五〇	一	二〇、四五	七、九九九	五六九	一、〇三三	一	一	一	三、六三	七六	二、九七	二、一五	五	二〇	一八・三三	六六六	三、六九	迫間村
一三三、九三	二、〇〇〇	二九、四三	五〇〇	一	一八七七	一三、〇三	一、七四	二、八〇〇	一	一	一	五七六	二五	四五二	一七五	一四五	三〇	六・六八	七五	四、四三	菊池村
四五四〇	四〇〇	四五、〇〇	一	一	二、五五	四、二四	三七	一、四三	一	一	一	三五	一〇〇	二五	三五	二九三	二二	六・四〇	三五	一、七四六	花房村
四、一九四	二、三二六	二七、七八	三〇〇	一	二、〇〇六	五、四六	二七	一、八〇〇	一	一	一	一〇二	六五	九七	五〇	二	四八	五・六六	三三三	二、九五	戸崎村

【旧菊池郡七城町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 砦村

本村地域は、菊池氏一八代の治下にあったが、菊池氏滅亡後、加藤氏の治めるところとなり、その後藩政時代に至って深川手永に属し、高田村は中通郷に、荒牧、臺(寺町、水島の二村が明治九年合併)、瀬戸口、邊田、流川、岡田、水次、山崎の八か村は北通郷に列していた。明治十二年(一八七九)これら九か村は一行政区画として同一戸長役場の統治下におかれることとなり、一七年ころ臺村に戸長役場がおかれたが、その後一八年から二一年まで岡田村にも戸長役場が設けられ、東西に分けて行政が行なわれた。二二年町村制施行とともに前記九か村が合併して砦村となった。

(二) 加茂川村

旧藩時代、本村地域は、河原、深川の二つの手永に属していた。すなわち夜間、宮園、甲佐町、新古閑の四か村は河原手永に、蟹穴、羽根木、西郷、五海、菰入、高島、加恵の七村は深川手永となっていた。

明治維新後も本村地域は前記一か村に分かれていたが、明治七年(一八七四)、地租改正の際、夜間、宮園を清水村とし、五海、西郷、羽根木、蟹穴の四村を砂田村とした。一二年清水村ほか六か村を一行政区画として戸長役場が設けられ、二二年町村制施行によって七か村は合併して加茂川村となった。「加茂川」は菊池村から西流し、水田を湿している大井手の鴨川の名をとって名付けたものだといわれている。

(三) 清泉村

吉野朝時代、菊池氏の支族である林原氏が打越城(打越地名残存)を根拠としてたてこもり、また、その分家の小野崎氏(小野崎地名残存)、蛇塚氏(蛇塚地名残存)が本村地域をかためていたので、足利軍の攻撃を受けたが、足利軍は敗北して逃亡した。このように本村地域は軍略の要地であった。本村地域は

旧藩時代、合志郡に属し、竹迫手永治下の三万田、板井、打越、内島、林原、小野崎、橋田の七か村であったが、明治七年に打越、内島は合併して蘇崎村となり、明治九年には三万田、板井の二か村が合併して亀尾村となった。明治一二年郡区町村編制法の施行により一行政区域とされ、一二年、町村制施行により、五か村が合併して清泉村となった。なお、本村は合志郡であったが明治二九年郡統合がなされ、菊池、合志の二郡は合併して菊池郡となった。本村は長蛇のごとく東西に長い集落で、いたるところに脈々と清水が湧出しているところから清泉村と名付けられたといわれている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）九月に町村合併促進法が制定され、県は加茂川、砦、清泉の三か村合併案を示した。これに対して、従来から中学校組合を組織して中学校経営管理を行っており、また、生活環境をはじめあらゆる点で風俗は類似し、緊密な関係にあった三か村の合併は急速にまとまり、早速二九年四月合併協議会（各村一〇人ずつ計三〇人）を設立して合併についての検討研究がなされた結果、何等の波乱もなく三か村合併は順調に進んだ。同年九月合併協定書を決定し、一月一日菊池郡の町村合併のトップをきって七城村が誕生した。合併各村の住民から村名を募集したところ、合併三か村の地域内に、菊池一八外城のうち七つの城跡があるところから、「七城村」の故事来歴をとったものがあったので、これを村名とした。翌三〇年四月一日、隣村泗水村及び田島村が合併する際、七城村の最南端の三万田部落（当時五三戸、三一〇人）が泗水村編入を希望したので、分村して泗水村へ編入した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 砦村、加茂川村、清泉村を合体する。
- (二) 合併の時期 昭和二九年一月一日
- (三) 選挙 選挙
- 1 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年四月末日まで延長する。その後は地方自治法第九一条による定数とする。

選挙区は設けず、全村を一選挙区とする。

2 農業委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期は昭和三〇年三月末日までとする。

3 教育委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期を一年間延長する。

(四) 助役の定数 一人

(五) 職員の処置

1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。

2 職員の勤務年数は継承する。

3 退職手当は左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一〇〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の

一〇〇に勤続年数を乗じた額

(六) 財産および負債

1 現砦村、加茂川村、清泉村の村有財産はすべて新村に引き継ぐものとする。

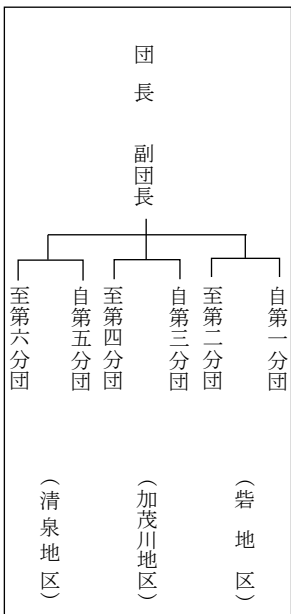
2 旧各村の負債は新村において支払う。

(七) 消防

1 消防団は統合し、次の編成をする。

団長 一人、副団長 二人、分団長 六人

2 消防団編成



(八) 国民健康保険

現岩村、加茂川村において実施中の国民健康保険についてはそのままの形式で存置し、昭和三十一年度から清泉村を加え、全体を統合し、これが育成強化に努める。

(九) 加茂川村ほか二か村中学校組合

加茂川村ほか二か村中学校組合は合併と同時に解散し、その財産は新村に引き継ぐものとする。

(一〇) 清泉村三万田部落は、三村合併後三万田の希望する時期において分村することを認めるものとする。

(一一) 村および字の名称

別紙のとおり(別紙は略)

(一二) 部落連絡員の設置

部落連絡員(区長)設置の区域は現状のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
岩村	松岡貞雄	松岡尚之	古閑元雄	桑満隆造	中津民雄
加茂川村	岡本正之	園木 木	瀬田 直	古田 愿	野中直之
清泉村	徳永達雄	穂波守清	川上忠雄	本山一人	橋本時太郎

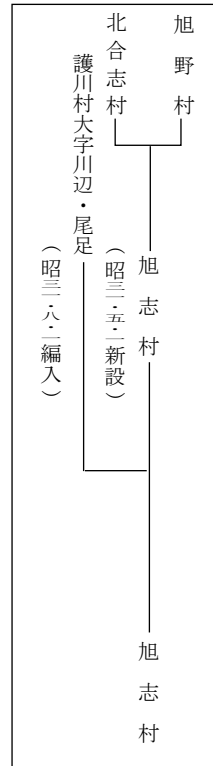
5 合併時の関係村の現況表

区 分	七 城 村		合 併 村	
	人	口	岩 村	加茂川村 清泉村
戸 数	二四三	三七四	六〇〇	四四八
人 口	八二四	二二〇	三五六	二四七〇

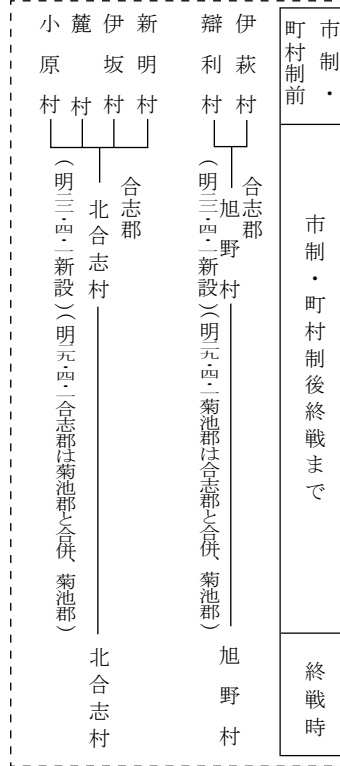
面 積 平方 米	官 公 署		中 学 校 以 上 の 学 校			国 税		市 町 村 税		前 年 度 予 算 総 額		生 産 額		積 算	
	計	人	計	人	計	千 円	計	千 円	計	千 円	計	千 円	計		千 円
二、三・八一	五	一	一	一	九、二五三	八、三	一、六四三	三、八四五	二、六二五	九、二〇	二、七〇七・五	二、七〇七・五	二、三・八一		
八・九二	一	一	一	一	四、一三三	二、四	四、三〇一	一、三七七	九、七九二	一、三	九、七九二	八・九二			
五・九七	二	一	一	一	四、〇〇〇	五、〇五	七、一五七	一、六三三	九、三八八	一、三	九、三八八	五・九七			
八・九二	二	一	一	一	一、〇〇〇	二、〇	四、九六四	八、三四九	七、七三四	九、〇	七、七三四	八・九二			

【旧菊池郡旭志村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 旭野村

和名抄によると、上古菊池に九郷があり、その中に山門郷というのがでているが、本村の岩本は岩木山門の転語から由来したものらしいと言われている。円通寺縁起には「藤原則隆、肥の国に下向して観音像を岩本の庄に安置す」とでているが、岩本が文献にでたのはこれが一番古いものようである。

旧藩時代には河原手永に属し、伊萩、岩本、姫井の三か村に分かれていたが、明治七年(一八七四)の大小区制の下では第六大区第一小区に属し明治九年(一

八七七)に岩本と姫井が合併して辯利村となり、一二年には伊萩村は辯利村に下河原村を加えて一行政区域となったが、二三年町村制施行の際、伊萩村、辯利両村が合併して旭野村となった。村名「旭野村」の由来については、朝日(旭日)の東を野を東に控えているので「旭野」の村名をつけたといわれている。

(二) 北合志村

手永時代には高永村、妻越村、小原村、高柳村、平村、湯舟村、伊坂村七か村が合志郡北領邑として大津会所に属していたが明治七年(一八七四)の大小区制では第五大区第四小区に属した。九年(一八七七)高柳村、平村、湯舟村が合併して麓村に、妻越村、高永村が合併して新明村となり、明治二二年に伊坂、小原村、新明村、麓村が合併して北合志村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

旭野村、北合志村、護川村は鞍岳麓に展開する純農村で、地理的条件、風俗、習慣も類似し、縁故関係も多く戦後教育制度が改正された際、旭野村と北合志村は学校組合を設立、旭志中学校を運営してきた状況にあり、三か村は緊密な関係にあった。

昭和二八年(一九五三)九月の町村合併促進法制定時ごろから、旭野村、北合志村の住民の間には二か村合併に対する関心が次第に高まっていたが、県から旭野村、北合志村、護川村の三か村合併提案が示されるにおよんで、両村の合併気運はさらに高まった。

しかし、県試案にふくまれていた護川村の議会、住民の間には大津町と合併しようとする意見と、旭野村および北合志村と合併したいとする意見とが対立して、容易に意見の一致がみられなかった。そこで、旭野村、北合志村、両村では、護川村の意思統一をみるまで合併協議会の設置をみあわせていたが、早急な意思統一の空気がみられなかったため、三一年二月一四日、旭野村、北合志村の二か村で合併促進協議会を設置し、合併条件の協議を開始した。

合併協議会は、二月一六日第一回の協議会に続いて、同月二九日の最後の協議会まで五回の会合を重ねて慎重審議を行い、五月一日合併した。合併前の旭野村の「旭」と北合志村の「志」をとって旭志村と名付けた。

一方、護川村では、一月村議会では分村合併を決めたが、二月には分村による

紛争をさけるため、大津町、北合志地区いずれに合併するかを住民投票で決定することに方針を変え、四月六日投票を実施したが県の試案に反し大津町との合併希望者が多く村当局も議会も容易に結論をだすことができなかった。結局、分村して矢護川杉水地区は大津町に、川辺尾足地区は旭志村にそれぞれ編入合併することに決定し、三一年八月一日川辺、尾足地区は旭志村に編入された。

3 合併条件および協定事項

旭野村と北合志村の合併

- (一) 合併の形式 旭野村、北合志村を合体合併する。
- (二) 合併の時期 昭和三十一年五月一日とする。
- (三) 役場の位置 旭志中学校付近とし、昭和三十一年度に新築する。
- (四) 出張所設置 新村には出張所は設けない。
- (五) 村議会議員の選挙区 選挙区は設けない。
- (六) 村議会議員の任期および定数 町村合併促進法第九条第一項の特例を適用し、昭和三十一年四月三〇日まで在任する。
- (七) 農業委員会の任期および定数 町村合併促進法第九条の三を適用し、任期を昭和三十一年一〇月三一日まで延長し、その定数を一五人とする。
- (八) 教育委員会委員の任期および定数 町村合併促進法第九条の二を適用し、任期を昭和三十一年一〇月三一日まで延長する。
- (九) 地方税 合併関係村の一体性を確保する上から均一課税とする。
- (一〇) 助役の定数 助役の定数は一人とする。
- (一一) 合併関係村の職員の身分取扱 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際にその職にある合併関係村の一般職の職員には、引き続き新村の職員としてその身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承する。
- (一二) 区長（囑託員） 区長（囑託員）は、これを現在のまま存置する。

(一三) 財産処分

合併関係村が現に所有するいっさいの財産および負債は、すべてこれを新村に引き継ぐものとする。

(一四) 村税滞納

1 昭和二十九年度以前の分については、昭和三十一年三月三一日までに差押え処分を行なう。

2 昭和三十〇年度分は、昭和三十一年四月三〇日までに九〇パーセント以上を徴収目標に両村とも努力する。

(一五) 新村の大字区域および名称

合併関係村の現在の大字の区域および名称はそのままとする。

(一六) 消防団の整備統合

消防団はこれを統合するが、役員、分団数、団員等については後日協議して定める。

(一七) 旭野村ほか一か村旭志中学校組合はこれを解散し、その所有する財産はいっさい新村に帰属するものとする。

(一八) 国民健康保険統合

国民健康保険はこれを統合し、新村全域にこれを施行する。

護川村の一部編入

- (一) 合併の形式 編入合併
- (二) 合併の時期 昭和三十一年八月一日
- (三) 出張所設置 出張所の設置はしないものとする。
- (四) 新村議会議員の選挙区 全村一区とする。
- (五) 村議会議員の任期および定数 町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、旭志村議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、旭志村議会議員の残任期間まで延長する。
- (六) 農業委員会委員の任期及び定数 町村合併促進法第九条の三を適用し、農業委員会の選挙による委員の互選により決定した委員で三人とし、旭志村農業委員会委員の残任期間まで延長する。
- (七) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の規定を適用し、編入した村の教育委員会委員の被選挙権を有することとなるものうち互選により決定した委員一人とし旭志村教育委員会の委員の残任期間まで延長する。

(八) 地方税

昭和三一年度に限り、旧護川村の課税方式によるが、昭和三二年度より旭志村の課税方式とする。

(九) 職員的身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、護川村の一般職員で編入地域に住所を有するものは、引き続き新村職員としてその身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承する。

(一〇) 部落駐在員(嘱託員)

部落駐在員はこれを現在のままとする。

(一一) 財産処分

1 旭志村に編入する地域に所在する財産は別表のとおりとし、すべて旭志村に引き継ぐものとする。

2 大字矢護川二〇八九、山林一町九反四畝は大津町、旭志村の共有とし、分収歩合は旧護川村の人口比による。(旭志村一、六二二人、大津町三、一〇八人)

(一二) 中学校および西小学校の整備統合

中学校および西小学校は現在の位置に共有し、組合立とする。

学校運営の経費は旧護川村の生徒児童数による。

(一三) 大字区域および名称

現在の大字区域および名称は、そのままとする。

(一四) 消防団の整備統合

消防団は、これを旭志村の消防団に統合するが、分団数、団員等については後日協議して定める。

(一五) 国民健康保険

国民健康保険は、昭和三二年度より旭志村全域に実施する。

(一六) 村税滞納

村税滞納については極力徴収整理するが、編入区域の滞納については旭志

村に引き継ぐものとする。

(一七) 農業共済組合

農業共済組合については、旭志村の農業共済組合に加入する。

(一八) 農業共同組合の整理統合

農業共同組合については、将来統合するようあつせんする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 旭野村と北合志村の合併

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
旭野村	水上亥一	大塚賢	水上茂夫	岩根新人	岩根亀十
北合志村	中尾卓男	工藤 齊	森 仁八	坂田康毅	東 四一郎

(二) 護川村の一部編入

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
旭野村	中尾卓男		水上茂夫	坂田康毅	岩根新人
護川村	大村 清	古川俊夫	芹川 巽	右田徳馬	本田 赫

5 合併時の関係村の現況表

(一) 旭野村と北合志村の合併

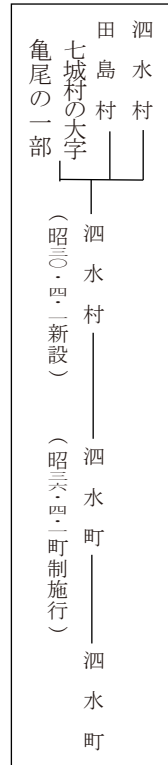
生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官		業態				面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分				
	計	農産	工業	その他					中	高	中	中学校以上	業態						計	農	その他	商工業
													の割合	の業態								
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	校	署	人	人	人	人	人	人	人					
—	—	—	—	—	三八八三	二、四三	九〇四	二、七九三	—	—	二	五〇七三	八七三	四、〇〇〇	五、八四	三、四	二、六〇	四、二三	一、〇四三	五、六七	新村	
—	—	—	—	—	二、三三二	五、五九	二、九三	八〇	—	—	一	一、八七三	五三	一、三四〇	二、五三	一、三〇	一、三三	一、六九七	四〇三	二、二五	旭野村	
—	—	—	—	—	二、七五〇	五、六四	一、九三	—	—	—	一	三、二〇	三四	二、八六〇	三、三	一、四	一、四	三、四・六	六四〇	三、五三	北合志村	

(二) 護川村の一部編入

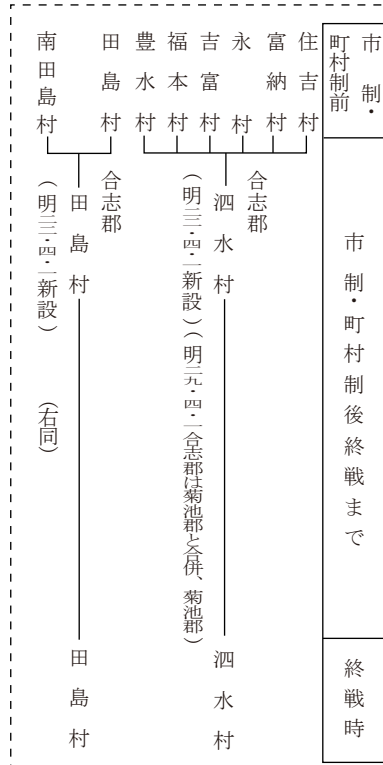
生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官		業態				面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分				
	計	農産	工業	その他					中	高	中	中学校以上	業態						計	農	その他	商工業
													の割合	の業態								
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	校	署	人	人	人	人	人	人	人					
三〇、二六〇	一〇、四〇六	二〇、九八四	—	—	四、六七四	一、三三三	九七	三、二五	—	二	二	六、六九	九七三	五、七八	六、八四	三、四九	三、三三	四、二八	一、三三	七、七九	旭志村	
一、八四一三	五、三四五	一、六八七六	—	—	三、八八三	一、一四三	九四	二、七三	—	一	二	五、〇三	八七	四、〇〇	五、四	三、四	二、六〇	四、三	一、〇四三	五、六七	旭志村	
三、六一四七	五、〇六一	三、〇六六	—	—	七、九六	二、二七〇	三	三、三	—	一	一	一、六八	一〇〇	一、五八	一〇〇	三、五	七、五	八、五	二、八六	二、六三	護川村	

【旧菊池郡泗水町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 泗水村

中世以降、明治維新当時までは合志郡に所属し、合志郡の中においても最高の石高を占め、経済的にも確固たる地位を保っていた。

明治五年（一八七二）に里正の制度が設けられ、一二年郡区町村編制法の施行に伴ない戸長役場制度に改められたが、当時は住吉、永、富納の三か村が住吉列戸長役場に、吉富、豊水、福本の三か村が吉富列戸長役場に属していた。一七年官選戸長制度が施行され、住吉、吉富両列が合併されて吉富村列に統一され、二二年町村制の施行によりこの村列内六か村が合併して泗水村となった。

(二) 田島村

この村で特記されるものに北田島地区の「村移り」ということがある。これは現在の北田島は合志川畔に近く、今の泗水西小学校付近一帯に形成されていたことは同学校付近に現在も残されている古屋敷、宮跡、天徳寺跡、五郎丸屋敷などの地名によっても明白であるが、古老の話によると加藤氏時代に合志川の洪水や悪疫の流行が一原因をなし、当時の水田開発などとも関連して現在地に大がかりな村移りがなされたと伝えられている。

旧藩時代、本村地域は、合志郡竹迫手永に属していたが、明治九年（一八七六）七月の町村分合により、田島村と南田島村となり、一二年両村は一行政区域として戸長役場が置かれ、二二年町村制施行により合併した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法の施行に伴い、合志川列の北合志、旭野、泗水、田島および合志、西合志の両地区においても合併の気運が高まった。昭和二八年（一九五三）一月県が発表した試案では泗水と田島両村の合併が計画されていた。両村は、地理的にも経済的にも深いつながりをもち特に戦後新しく発足した新学制の下では組合立の中学校を設置していたなどの諸点から、県の試案どおり二か村合併の構想がまとめられた。この構想のもとに、西村においては、それぞれ二九年三月、町村合併協議会設置のための委員を置き、村民の合併に対する意欲高揚をはかり、翌三〇年一月一日の議会では合併協議会設置の同文議決を行い、同月八日両村合同の委員会を開催した。

合併協議会では、両村合併により生ずるいろいろな問題について慎重な検討を加えて建設計画をたて、同年四月一日合併を目標に本格的な合併推進にのりだし二月二一日の両村議会で四月一日合併を決定した。また、七城村大字亀尾字三万田地区の住民は同地区が泗水村の北部に隣接し、役場までの距離も泗水村役場のほうが近く、日常生活の必需物資の購入などは全部泗水村で行い、小、中学校への距離も泗水村のほうが近いということで、早くから泗水村へ編入することを望んでいた。そこで、この際、この地区も加えて新村を設立することになり、三月八日、三か村の議会において合併議決がなされ、四月一日新しい泗水村が誕生した。地理的な意味からは、鞍岳山麓に源を發する矢護川、小原川、若木川、鞍岳

川の四流が本町内で相合することから、四川泗水と考えられ、また、明治二二年（一八八九）町村制が施行され、漢学者であった、初代村長、西佐一郎氏が村名の選定にあたり、自ら敬愛する孔子の生誕地、中国山東省泗水県が地形的にもよく似ていることから、実り豊かな文教の地として繁栄するよう、「泗水」と命名されたともいわれる。町村合併による新村名決定についてもいろいろ検討されたが、旧泗水村の名称をそのまま継承することになった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式

泗水村、田島村を合併し、七城村大字亀尾の一部を編入する。

(二) 合併の時期

昭和三〇年四月一日

(三) 選挙

1 選挙区 選挙区は設けず全村を一選挙区とする。

2 議会議員の選挙

議会議員については町村合併促進法の特例を適用し、その任期は昭和三〇年五月一日までとする。なお地方自治法第九一条第二項による定数は二〇名とする。

3 農業委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期は昭和三〇年五月一日までとする。なお委員の数については選挙により一二名とする。

4 教育委員会は町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年五月一日までとする。

(四) 三役の定数

村長一人、助役一人、収入役一人

(五) 職員の身分取扱

1 特別職を除き全員一応引続ぐものとする。ただし、新村行政規模の能率化をはかるため出来るだけすみやかに二割ほど減ずることを要望する。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 職員手当は左記により支給する。

ア 合併後三か月以内に退職したものの

給与月額に勤続年数を乗じた額の一〇〇分の二〇〇

イ 合併後六か月以内に退職したものの

給与月額に勤続年数を乗じた額の一〇〇分の一五〇
 合併後一か年以内に退職したものの
 給与月額に勤続年数を乗じた額の一〇〇分の一〇〇

(六) 財産および負債額

1 現泗水町および田島村財産は、すべて新村に引継ぐものとする。

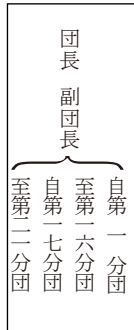
2 旧各村の負債は、新村に於て支払う。

(七) 消防

1 消防団は統合して次の編成をする。

団長一名、副団長一名、分団長二二名

2 消防団の編成



(八) 国民健康保険

国民健康保険については、四月一日より全区域に実施するものとする。

(九) 泗水村・田島村中学校組合

泗水村・田島村中学校組合は、合併と同時に解散し、職員および財産は新村に引き継ぐものとする。

(一〇) 字の名称

従前のとおりとする。

(一一) 部落事務嘱託員

部落事務嘱託員（区長）設置は現状のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
田島村	福島 泉	水上 茂	安武吉人	安武法信	春田義光
泗水村	続 政喜	吉田辰夫	甲斐 隆	後藤熊喜	

5 合併時の関係村の現況表

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以 上の学校 高等学 校	官 公 署	業態の割合						面 積 平方 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分						
	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	鉱 産 千円							業 態 計 人	農 業 人	都 市 的 業 態 計 人	商 工 業 人	そ の 他 人	そ の 他 業 態 計 人					農 業 人	そ の 他 業 態 計 人	計 人	農 業 人	そ の 他 業 態 計 人	商 工 業 人
三六、八三四	一五、五九六	三〇、九〇〇	二五、四七七	一	四六、五五〇	一五、五五三	二、七九七	九、三六一	一	五	八、九二二	九三	八〇〇	一、七三一	五四三	二、二八八	一六、三三〇	一、九三三	一〇、七九九	泗水村						
三〇〇、三四七	一〇〇〇〇	一六五、〇〇〇	二五、三四七	一	三九、一五五	一、三三六	二、七九〇	七、七二二	一	三	六、六五五	六六	五、九三三	一、六九〇	五四〇	一、一五〇	一九、七六	一、五三三	八、四四七	泗水村						
五二、〇六〇	五、五九六	四六、四六四	一	一	七、三九九	三、五九四	一、六一	一、四五九	一	二	一、九四五	二六〇	一、六九五	三六	一	三六	五、三八	三、六七	一、九八一	田島村						
九、四三六	一	九、四三六	一	一	一	六、三三	二六	一四〇	一	一	三二二	一	三二二	五	三	二	一、一六	五、四	三、五	七城村大字 魚尾の一部						
																				合併村						

宇 土 市



(市 役 所)

一 概 況

本県のほぼ中心、宇土半島の北部に位置し、北及び東は熊本市、南は広く宇城市、西は有明海に面し、遠く雲仙国立公園の山峰を望む、人口三七、七二七（平成二二年国勢調査）、面積約七四平方キロメートルの市である。

市の北部を緑川が西に流れ、国道三号及び五七号に沿って開けた宇土平野の水田地帯を潤している。基幹産業は、米を主とした農業であるが、施設園芸、野菜、たばこ、果樹などを組み合わせた複合経営が中心となっている。また、水産業では、自然に恵まれた有明海を利用し、海苔養殖が盛んである。

交通は、J R鹿児島本線より派生して、J R三角線が西へ宇土、緑川、住吉、長浜、網田、赤瀬の各駅を有すとともに、J R鹿児島本線及び三角線並びに国道三号及び五七号の各分岐点が存在するなど、交通の要衝にあり、市内各路線に定期バスが運行し、更に、九州縦貫自動車道松橋ICも至近で、交通の便は良好である。

名所旧跡としては、日本の渚百選に選ばれた御興来海岸や、キリシタン大名小西行長が築いた宇土城跡（城山）や昭和の名水百選に選定された轟水源などが挙げられる。宇土二十四万石の大名として入部した小西行長は、それまで、西岡台にあった宇土城を城山に移し本格的な城郭を構え、城下町づくりにも着手した。宇土城は一名、鶴城とも呼ばれ、小西が関ヶ原の戦いで敗れると、宇土城の天守閣は熊本城に移され宇土櫓として現存している。加藤清正の時代を経て、宇土は宇土細川家三万石の領地となった。細川氏は、城下の整備を進めたが、良好な飲料水が不足していたため、西方にある轟水源に着目し、そこから総延長五キロにも及ぶ上水道（轟泉水道）を設置した。この轟泉水道は、細川興文による一七六九年の大改修を経て今なお生活水として利用されており、現存する日本最古の上水道である。

二 市名の由来

古記によれば宇土は「浮土」とも書かれ、また古くから「宇土じま」と呼ばれて、九州本土とは別の島であったように思われるが、「宇土」の名の由来について

は、それを地形に求めて「海門」または「穿戸」の転訛であるという説、島を意味して「浮土」と書いていたという説、五穀がよく実ったことから「殖処」が起ったという説、などいろいろある。

市制町村制施行による合併、町村合併促進法に基づく合併の際においては宇土町が合併関係町村のうちで中核的な町であり、しかも前記のような由緒のあるものでもあったため、その名称が継承された。

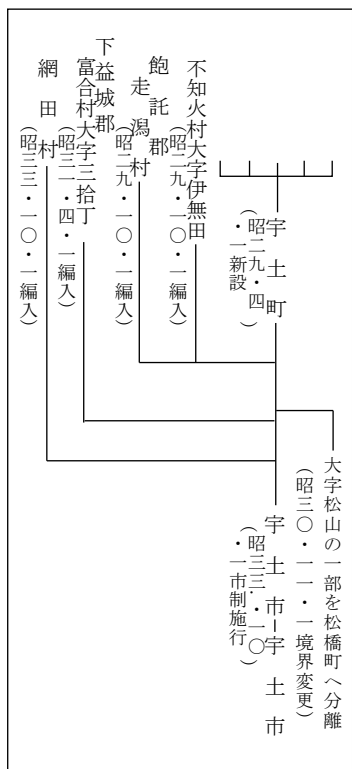
三 平成の合併検討経緯

宇土市は、平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、下益城郡富合町及び城南町との一市二町の枠組みが示されていたが、そのうち富合町との一市一町での合併協議が具体化した。平成一四年七月からは一市一町での法定協議会における議論が始まり、平成一五年一二月には両市町の合併調印にまで進んだが、直後の富合町議会において廃置分合議案が否決され、合併協議の先行きは不透明となった。

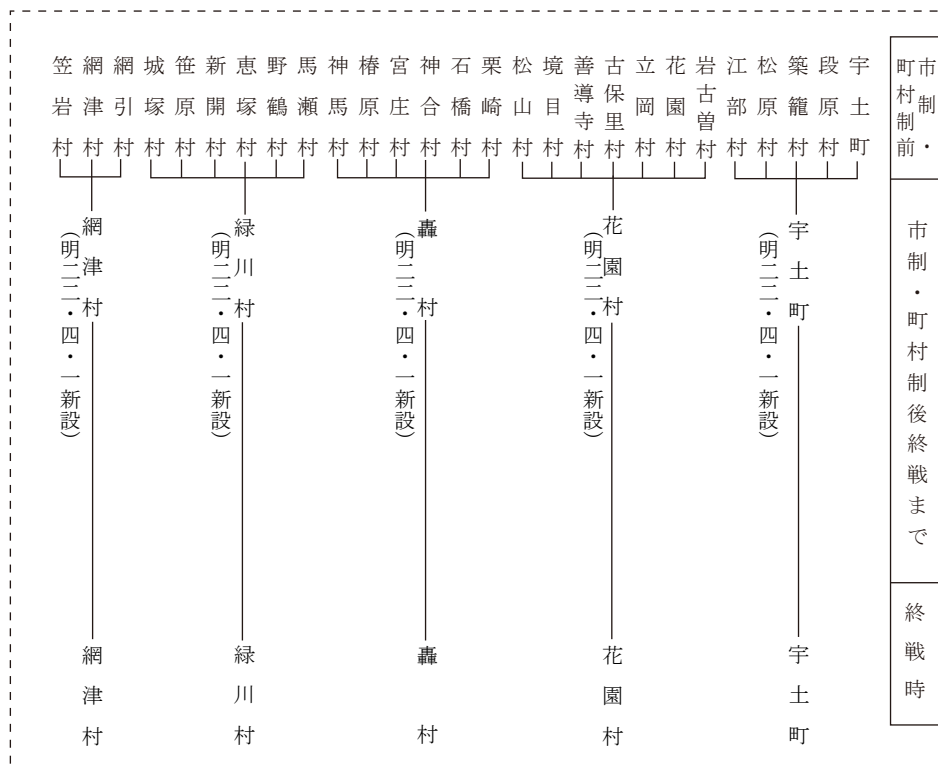
その後、宇土市側は富合町内の議論の推移を見守る形となったが、結果的には、平成一七年三月に行われた富合町住民投票の結果、宇土市との合併に反対する票が有効投票の過半数を占め、法定協議会は解散、合併は成就しなかった。(第二編「宇城地域」参照)

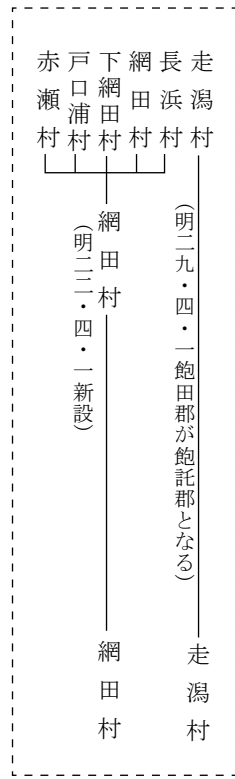
四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)





(一) 宇土町

天正一六（一五八八）、肥後国が小西行長に分封された時、行長は、宇土、益城、八代の三郡を領して宇土に居城し、隈庄、木山、矢部、麦島の四か所に城代を置き、清正の援助を得て天草の五城主を征服し、遂に同郡を併せ領した。慶長五年（一六〇〇）九月、関が原の役の際、清正は、行長の留守中に宇土城を陥落させた。そして小西領は全部清正領となった。

寛永九年（一六三二）、細川忠利が肥後五万石を領し、父忠興は九万二千石をもって八代に入ったが、そのうち三万石を四男立孝に分与し、八代に居らせた。立孝、忠興の死後、藩主光尚は、正保三年（一六四七）八月、立孝の子行孝を宇土に移した。行孝は新たに邸宅を構え、家臣の在地を分配し、その後、代々此の地に居住した。その間、本町は、松山手永に属していた。明治四年（一八七二）七月、廃藩置県により、宇土は熊本県に属したが、間もなく、宇土郡は、八代県に属した。五年、自治制度の改正により、八代県内戸長一掛を区とし、これを公称とし、郡、町および村名は、地理的名称とした。七年の改正大小区制の下においては、第一〇大区第五小区となったが、一二年郡区町村制によって、宇土、江部、築籠、段原、松原の五か町村は、馬瀬とともに同一行政区域として戸長役場が置かれた。しかし、一七年、本町は、三つの行政区域に分けられ、二二年の町村制施行により、宇土郡には一五町村が誕生し、宇土町他四か村の区域が合併して宇土町となった。

(二) 花園村

旧藩時代は、細川氏の支配下に属し、松山手永（花園村、不知火村、宇土町の一部、松合町、大岳村の一部および網津村で、その会所は、今の下松山にあった）惣庄屋の支配を受け、各村に庄屋があつて村を治めた。明治三年（一八

七〇）与長の上に里正がおかれてこれを治めた。五年、里正を廃して、戸長を設けたが、七年の改正大小区制の下では、本村の大部分は、宇土町とともに第一〇大区第五小区となり、一二年郡区町村制の施行により、本村は、花園、岩古曾、立岡、古保里および善導寺グループと松山、境目、伊牟田および東松崎のグループとの二つの行政区域となった。そして一七年に一行政区域に改められ、二二年四月一月、町村制施行により前記七か村が合併して花園村となった。

(三) 轟村

本村は、細川氏の支配下にあって、神馬村となった馬場および城神山が松山手永に属し、他は全部、郡浦手永の管轄に属し、惣庄屋の管下となり、各村は、庄屋によって統治されていた。明治維新後、廃藩置県により、この地方一帯は八代県に属して、本村は、八九区、九五区、九六区に属していたが、同七年（一八七四）の改正で第一〇大区第一〇小区となった。一二年前記六か村は、緑川村に合併した恵塚村を加え、七か村が一行政区域となり、さらに一七年には、野鶴、新開、段原、馬瀬を加えて宮庄村列となったが、二二年の町村制施行により前記六か村が合併して轟村となった。

(四) 緑川村

旧藩時代は、宇土藩細川氏の配下に属し、馬瀬、恵塚、新開および野鶴は、松山手永の、そして城塚および笹原は、郡浦手永惣庄屋の支配を受けていた。当時は、緑川村各區は、みな村と称して各村に庄屋があつて村治をなしていた。明治三年（一八七〇）七月、藩政改革に際し、各村に与長を置いて村治をさせていたが、その上に里正があつてこれを統治した。五年、里正を廃して戸長を設けたが、七年の大小区制においては、笹原、城塚、野鶴、新開は網津村、網引村とともに、第一〇大区第六小区となり、恵塚村は第一〇小区に属し、馬瀬村は第五小区に属した。一二年三月、大小区制が廃止され、緑川村の区域は、三行政区域に分かれ、笹原、城塚、野鶴および新開で一行政区域となり、恵塚および馬瀬は、それぞれ、別の行政区域に入った。また、一七年の改正により、笹原および城塚は、網津村列に、他の三か村は宮庄村列に加えられたが、二二年、町村制施行により、前記六か村が合併して緑川村となった。

(五) 網津村

旧藩時代には、網引、網津および笠岩の三か村があり、網引は郡浦手永に、

他は松山手永に属し、それぞれ惣庄屋の支配を受けていた。

明治四年（一八七二）廃藩置県によって熊本県から八代県となり庄屋会所跡には県の出張所が設けられて、網津、笠岩、網引の三か村は、この管下にあたり、里正を置いて統治させたが、五年には、里正を廃し、戸長を置いた。七年、大小区制を改正して戸長の管区を拡大し、網引、網津、笠岩、笹原、城塚、新開、野鶴の七か村政を掌らせた。一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、戸長の管区を縮小し、網引、網津、笠岩を一つの行政区域とし、一七年にその区域を広め、笹原、城塚の二村を加えて一戸長の下におくことになった。しかし、二二年の町村制施行により、前記三か村が合併して網津村となった。

（六） 走潟村

本村は、後醍醐天皇の御代に開拓された地で、旧藩時代は、細川藩の銭塘手永に属し、明治三年の藩政改革後は、銭塘郷と称し、明治七年（一八七四）の改正大小区制下においては、第三大区第二小区に属していた。一二年、郡区町村制の施行により、走潟、川口、奥古閑、海路口の四か村は、飽田郡下で同一戸長の行政区域となり、一七年、行政区域の改正により、川口と走潟は二か村で一行政区域を形成するところとなったが、二二年、町村制施行の際、単独で走潟村となった。明治二九年飽田郡と託麻郡が一つになり飽託郡となった。

（七） 網田村

旧藩時代は、郡浦手永惣庄屋の支配下にあり、長浜、網田、下網田、戸口浦、赤瀬の五か村に各庄屋があつて統治していた。明治三年（一八七〇）の藩政改革に際して、網田、下網田に与長を置き、その上に両網田村に里正があつて統治した。その後、大小区制により八代県所轄第九八区と九九区となった。五年、里正を廃止して戸長を置き、その下に各村に惣代がいた。六年、八代県廃止とともに熊本県所轄第三九大区第五、六小区となった。七年の改正大小区制の下では、第一〇大区第七小区となり、一二年郡区町村制の実施により、下網田、戸口浦、赤瀬の三か村と、網田、長浜の二か村が、それぞれ一行政区域となり、両網田村に戸長役場が置かれたが、一七年、両区域を合わせて一行政区域網田村列となった。二二年四月一日の町村制施行により、前記の五か村が合併して網田村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

第一次合併 昭和二八年一〇月五日に発表された県の合併試案で、一ブロック

となっていた宇土町、花園村、轟村および緑川村の四か村は、昭和二八年一二月二二日、宇土町外三か町村合併促進協議会を結成したが、その後、網津の参加陳情によって二九年一月一日、網津村を加えて、宇土町外四か町村合併促進協議会を発足させた。合併は、二九年四月一日を目標として企画されることとなった。

その後、数回の協議会を開いて各町村の意見を調整し、二九年二月一七日、関係町村議会において建設計画書、その他の合併関係議案を議決し、関係町村は発展的な解消をなし、昭和二九年四月一日から新「宇土町」として発足することとなった。

走潟村および不知火村伊無田地区の編入 飽託郡走潟村は県の合併試案では奥

古閑村、海路口村、銭塘村、内田村、中緑村および川口村との七か村の合併が示されたが、同村は、地理的条件、経済的条件等から宇土町編入を望んでいた。また、宇土郡不知火町伊無田地区は、宇土町に隣接し、同地区の小、中学校の生徒の過半数は、宇土町の学校に通学しており、また、住民の経済的条件等の面からも、早くから宇土町編入を希望していた。このような状況にかんがみ、関係町村間で協議がなされ、伊無田地区の編入については、一時、不知火村が難色を示したが、数回にわたる協議の結果、昭和二九年一〇月一日をもって走潟村および不知火村伊無田地区は、宇土町に編入された。

宇土町の一部の松橋町への境界変更 旧花園村大字松山のうち宇岩谷、岡谷および外野の地区は、宇土町の中心地域から相当離れており、小、中学校への通学、経済的条件などから、早くから下益城郡松橋町への編入を希望していたが、宇土町および松橋町の合併が一段落した後、再び、境界変更の気運が高まってきた。このような地元の要望に応え、両町当局の協議の結果、円満に話し合いが成立して、昭和三〇年一月一日をもって同地区は、境界変更をして松橋町に編入された。

富含村三拾町地区の編入 下益城郡富含村の旧守富村大字三拾町部落は、従来から宇土町の市街地の一部となっており、地理的な条件により、宇土町への編入を希望しており、旧守富村当時から境界変更を陳情していた。また、守富村、杉合村の合併による富含村発足に当たっての合併協定事項にも宇土町への分村編入を認められた地区で、宇土町と富含町との協議の結果、昭和三一年四月一日をもつ

て三拾町のうち東田他一二の字が宇土町に編入された。

網田村編入と市制施行 宇土郡網田村は、当初の県試案では網津村との合併が示されたが、網津村が昭和二九年四月一日、合併して宇土町となったため、一応取り残されていた。

当村は、地形的にも細長く、東は宇土町に、西は三角町に接していたため、村民間には未合併派、宇土町編入派、三角町編入派があり、村当局として、当初未合併を考え、知事に対してもその旨陳情していた。しかし、県としては、地形的見地から宇土町との合併を勧告（昭和三二年三月二九日）する一方、係員が直接現地に出向き、宇土町編入の推進をはかっていた。

昭和三二年八月から九月にかけて村民の世論もようやく宇土町編入に傾き、村当局としては、同年九月、さきに行なった未合併陳情の取消陳情を行ない、宇土町としても、網田村編入が実現すれば市制施行も可能となることから、積極的に働きかけ、ついに昭和三三年一〇月一日をもって網田村の宇土町編入が行なわれ、同時に宇土町は地方自治法の一部を改正する法律（昭二九・九・二法律第一九三号）附則第二項を適用して市制を施行するに至った。

3 合併時の合併条件および協定事項

第一次合併

- (一) 合併の形式
宇土町、花園村、轟村、緑川村および網津村を合体し町とする。
- (二) 実施の時期
昭和二九年四月一日
- (三) 新町名
町名は「宇土町」とする。
- (四) 役場の位置
1 役場の所在地は、熊本県宇土郡宇土町大字宇土八〇二番地とする。
2 役場建物は、昭和二九年度に増築することとし、その竣工までの間は現関係町村役場に於て執務する。
- (五) 役場出張所
現網津村役場に当分の間出張所を置き左の事務を行なう。
 - 1 戸籍に関する事務
 - 2 配給に関する事務

- 3 厚生（援助）に関する事務
- 4 町税（徴収）に関する事務

前記出張所は、可及的早く統合廃止するものとする。

(六) 議員の任期

議員の任期は、町村合併促進法第九条第一項第一号を適用する。

(七) 議員の選挙区 大選挙区とする。

(八) 合併関係町村の職員的身分取扱いに関する事項

1 町村合併促進法第二四条の規定に基く町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

① 昭和二九年六月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一八〇

② 昭和二九年九月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

③ 昭和三〇年三月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(九) 助役の定数 二名とし、第一および第二助役とする。

(一〇) 部落連絡員の配置に関する事項

合併関係町村の嘱託員は、当分現在のまま存置し、将来、必要に応じて統合整備する。

(一一) 資産及び負債

1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。

2 各町村の負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一二) 消防団

1 各町村消防団は、統合し、次の編成とする。

団長一名、副団長二名、分団長五名（旧町村各一名、班長は、現分団長をあてる。団員は、現団員をあてる。）

2 消防団の本部は、宇土町に置く。

(一三) 農業委員会

各町村農業委員会は、次期改選期日まで農業委員会法第五〇条の規定による

区域農業委員会として存続する。

(一四) 国民健康保険

花園村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町発足後五か年以内に於て全区域内に実施するよう考慮する。

(一五) 事業

各町村における土木、耕地およびその他の各種の継続事業ならびに既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一六) 各種組合等の統合について

1 農業協同組合

2 青年団

3 婦人会

4 漁業協同組合

漁業権については、合併関係町村は、網津村、緑川村を各区域とする漁業協同組合が現に有する一切の漁業権を保障し、入漁等によりその權益を侵害しないことを確認する。ただし、網津村、緑川村の両者組合については、別紙附属協定書による。

5 その他、早期統合斡旋する。

(一七) 町民税の賦課率

町民税の賦課率は、町村合併促進法第一四条の規定により不均一課税とし、オプシヨン二但書を適用し、その税率は、次のとおりとする。ただし、地方税法の改正の場合は考慮するものとする。

旧宇土町 一九・五

旧花園村 一六・〇

旧轟村 一五・五

旧緑川村 一四・〇

旧網津村 一六・〇

(一八) 大字及び字の名称

合併関係町村の大字及び字は、現在のままとする。

(一九) 無灯火部落の解消

網津村、緑川村漁業権に関する協定書

第一条 町村合併に伴う漁業権に関する網津村漁業協同組合（以下甲と称する。）、緑川村漁業協同組合（以下乙と称する。）の協定は、左の通り行うものとする。

第二条 甲乙両者の漁業権の行使については漁業法および県令、その他漁業権更新などにより漁業権に変更ありたりといえども乙は、甲の既得権（協定当時）を侵害せざるものとする。

第三条 新漁場の開拓については、乙は甲に全面的に協力し、乙の実績を包含する範囲において共同出願して免許の獲得に努め、新漁場獲得の場合は、所要の面積を分与するものとする。ただし、免許の更新の場合増加した面積については、前項に準じて分与するものとする。

第四条 乙は、新加入者の資格審査に関しては、甲の同意を要するものとする。（協定当時の甲乙組合員名簿は別紙の通り）（別紙略）

第五条 本協定以外の事項に関しては、双方の善良なる合意の下に協定するものとする。

第六条 本協定は、両村並びに網津村漁業協同組合長および緑川村漁業共同組合長立会の下に行ない、書類四通を作成し、夫々署名捺印の上、各自において一通を保持するものとする。

昭和二十九年二月十五日

熊本県宇土郡網津村長	鎌賀 唯 雄
熊本県宇土郡緑川村長	加賀山 興 定
熊本県宇土郡網津村	
網津村漁業協同組合長理事	山 本 元 喜
熊本県宇土郡緑川村	
緑川村漁業協同組合長理事	村 田 学

走潟村および不知火村大字伊無田の編入合併

(一) 議会議員の選挙区並びに議員の任期

1 議員の選挙区 全町一区とする。

2 議員の任期 町村合併促進法第九条第一項第二号の規定により昭和三十

〇年三月三十一日までとする。

- (二) 特別職の職員 町村合併の功労者として別に考慮するものとする。
- (三) 一般職員の身分取扱

1 合併促進法第二四条の規定に基き、町村合併の際、現にその職にある走潟村の一般職の職員は、引き続き宇土町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申出た者に対しては普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

①合併後三か月以内（昭和二十九年二月末日）

普通退職手当額の一〇〇分の一八〇

②合併後六か月以内（昭和三〇年三月末日）

普通退職手当額の一〇〇分の一六〇

③合併後一か年以内（昭和三〇年九月末日）

普通退職手当額の一〇〇分の一三〇

(四) 部落連絡員

合併関係町村の囑託員は、これを当分現在のままとし、将来、必要に応じて統合整備する。

(五) 資産及び負債

1 合併村の有する一切の資産および負債は、無条件で宇土町に引き継ぐものとする。

(六) 町税の税率および賦課徴収

1 町民税の賦課率は、町村合併促進法第一四条の規定により不均一課税とし、オプシヨン二但書を適用し、現行のとおりとする。ただし、地方税法の改正の場合は考慮するものとする。

2 伊無田に係る町税は、一〇月一日以降の分については宇土町において賦課徴収する。

(七) 走潟村役場庁舎の転用

庁舎は、宇土町役場走潟村地区連絡事務所ならびに宇土町公民館走潟分館として使用する外、一部庁舎を走潟農業共済組合事務所に貸付するものとする。

(八) 大字および字の呼称

1 宇土町大字走潟（走潟村全域）

2 宇土町大字伊無田（不知火村大字伊無田の区域）
3 字名以下の呼称については従来どおりとする。

(九) 教育委員会の統合ならびに教育委員会

1 走潟村教育委員会は、宇土町教育委員会に統合する。

2 町村合併促進法第九条の二第一項第二号の規定により、走潟村教育委員会委員の中より互選したる一名の委員を宇土町教育委員会委員とする。

(一〇) 鮑南中学校の管理運営ならびに経費の負担

1 宇土町は、走潟村の一切の権利義務を継承して、宇土、川口両町村の管理となし、宇土町川口村中学校組合立に更新する。

2 鮑南中学校組合議会議員は、中学校組合規約の規定により選出し、議会を運営する。

3 鮑南中学校の経費は、宇土町四五パーセント、川口村五五パーセントの割合で負担するものとする。

(一一) 鮑南中学校組合教育委員会の名称変更ならびに委員の選出

1 名称変更

新名 宇土町、川口村中学校組合教育事務委員会

旧名 走潟村、川口村中学校組合教育事務委員会

2 委員の選出について

宇土町教育委員会委員中より互選された委員一名

鮑南中学校組合議会議員中より互選された委員一名

宇土町議会選出委員一名

(一二) 中学校名の変更

新名 宇土町、川口村中学校組合立鮑南中学校

旧名 走潟村、川口村中学校組合立鮑南中学校

(一三) 小学校名の変更

新名 宇土町立走潟小学校

旧名 走潟村立走潟小学校

(一四) 学校に収容する。

不知火村立小、中学校に在籍する生徒は、宇土小学校および鶴城中

(二五) 消防団の統合

走潟村および不知火村大字伊無田の消防団は、宇土町消防団に統合し、次の編成とする。

1 走潟村消防団は、宇土町消防団第六分団とし、伊無田消防団は、第三分団に編入する。

2 分団の人事並びに編成その他の必要な事項については宇土町消防団設置条例を適用する。

(二六) 農業委員会委員の定数

農業委員会は、宇土町農業委員会に統合し、町村合併促進法第九条の三第一項第二号の規定により、走潟村農業委員会委員の中より互選した委員四名ならびに大字伊無田一名の委員を宇土町農業委員会委員とする。

(二七) 走潟村および不知火村大字伊無田の要望事項は、町財政を考慮し、大字宇土町建設の大局的見地より漸次整備するよう努力する。

下益城郡富合村大字三拾町の編入

(一) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第二号の規定により昭和三四年三月二十五日までとする。

(二) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 合併促進法第二四条の規定を準用し、現にその職務にあり、編入区域内に居住する一般職の職員は、引き続き宇土町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員の退職手当は、宇土町職員の退職手当に関する条例により普通手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

①昭和三一年六月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一八〇

②昭和三一年九月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

③昭和三二年三月三十一日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(三) 部落嘱託員の配給

合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のままとし、必要に応じて統合整備する。

(四) 財産

富合村から宇土町へ分村する者は、富合村の基本財産ならびに行政財産の他に關する一切の権利を放棄する。

(五) 納税

境界変更をする区域の納税義務者は、村税を昭和三一年三月末日までに富合村に完納する。

(六) 小学校の学区 宇土小学校とする。

(七) 中学校の学区 鶴城中学校とする。

(八) 消防機材 消防機材、器具は、宇土町に統合する。

(九) 消防団の統合整備

宇土町消防団に統合し、宇土町消防団第一分団に編入する。

網田村の編入

(一) 合併の形式 編入合併（廃置分合）

(二) 実施の時期 昭和三三年一〇月一日とする。

(三) 支所設置 網田村に支所を設置し、次の事務を取扱うものとする。

1 戸籍（各証明を含む）

2 配給

3 厚生（扶助料支給について）

4 税務（土地台帳、家屋台帳関係）

5 農地

6 その他（庶務一般）

(四) 一般職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定の例により、町村合併の際、現にその職にある網津村の一般職の職員は、引き続き宇土町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

(五) 特別職の退職手当に関しては、網田村に於て条例による整理退職の場合を適用して支給するものとする。

(六) 町税の賦課率 均一課税とする。

(七) 部落連絡員 部落連絡員（区長）については現在のままとする。

(八) 資産および負債

網田村に有する一切の資産および負債は、無条件で宇土市に引き継ぐものとする。

(九) 消防団の統合

網田村の消防団は、宇土町消防団に統合し、次の編成とする。

1 網田村消防団は、宇土町消防団第七分団とする。

2 分団の人事ならびに編成その他必要な事項については宇土町消防団設置条例を適用する。

(一〇) 諸団体の統合斡旋

1 各種民主団体は、統合するよう斡旋する。

2 網田村農業協同組合並びに網田村漁業協同組合は現在そのままとする。特に漁業権については網田、網津両漁協間において相互に既得権を侵害しないよう両町村長立会のもとに両漁協間において別途協定するものとする。

(一一) 公民館分館設置

網田村公民館は、宇土町網田地区公民館として設置する。

(一二) 大字および字の呼称 大字および字の名称は従来のとおりとする。

(一三) 議員の選挙区

議員の選挙区は、大選挙区とし、昭和三三年一〇月二〇日から二五日の間に於て選挙を実施するものとする。

(一四) 農業委員会 宇土町農業委員会一本とする。

(一五) 国民健康保険

国民健康保険の運営は、特別会計であるので当分の間、現在のままとする。

(一六) 事業

網田村に於ける土木、耕地およびその他各種の継続事業は、既定計画通り行うものとする。

(一七) 要望事項

網田村の要望事項は、新町建設の大局的見地より、別紙(省略)の通り漸次整備するよう努力する。なお、実状に応じ、計画の範囲内で事業を変更する。

漁業権に関する協定書

第一条 町村合併に伴う漁業権(既得権)に対し、網田村漁業協同組合(以下甲と称す)、宇土町網津漁業協同組合(以下乙と称す)に於て左記の通り協定する。

第二条 甲乙両者の漁業権の行使については漁業法および県令、その他漁業権更新などにより漁業権に変更ありたりといえども双方の既得権を侵害せざるものとする。

第三条 甲乙は、新市町村建設促進法に基き、町村合併したる場合といえども当該組合の独立は、これを尊重し、協定事項以外の案件は、双方の善良なる合意の下に処理するものとする。

第四条 本協定は、甲乙および宇土町長、網田村長並びに県吏員立会の上、本文に調印しそれぞれ署名捺印の上、各自において、一通を保管するものとする。

昭和三三年八月二八日

宇土町網津漁業協同組合

組合長理事 山本元喜

網田村漁業協同組合

組合長理事 芳本義彦

宇土町長 大和忠三

網田村長 宮本直

宇城事務所長 山部荒雄

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 宇土町・花園村・轟村・緑川村・網津村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宇土町	細川 立鴨	—	藤本多三次	芥川 徳松	七川 渉
花園村	松本 茂	—	中山 正義	伊藤 武	森内 新蔵
轟村	松川 勝喜	栗田 市男	田中 忠平	中川 称吉	嶋崎 一男
緑川村	加賀山興定	村上寿太郎	村田 一雄	中山 藤八	中山 政彦
網津村	鎌賀 唯雄	伊藤子之八	野村 治重	稲田 栄蔵	橘 作太郎

(二) 走潟村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宇土町	大和 忠三	—	藤本多三次	芥川 徳松	奥村 丸善
走潟村	田代 捨己	田代 義昭	岩瀬勇太郎	園村 末彦	田代 才吉

(三) 網田村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宇土町	大和 忠三	中村 篤	藤本多三次	芥川 徳松	奥村 丸善
網田村	宮本 直	水口 泉	宮本 重彦	船田 善一	田口 武次

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 宇土町・花園村・轟村・緑川村・網津村の合併

生産額	区 分					市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国 税 納 税 額 千円	官 公 署	中学校以上 の学校	中学校 学校	業 態 の 割 合			面 積 平方料	戸 数	人 口	区 分						
	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱工業 千円	事業場 (万円以上)							計 人	その他 人	農 業 人					業 態		積 平方料	数 戸	口 人	
																			計 人	都市的 業 態				商 工 業 人
七、七六六	三、〇四〇	三、二五八	三、五八八	—	一六、八九	四、八〇二	二、三八八	一、二七三	一、一七	三	一	二、八三九	四、三三四	二、〇三九	三、〇八五	五、〇〇二	宇土町							
九、七三六	一、六二二	二、〇四四	九、〇〇〇	—	一、八三九	二、六六	一、五七三	三、八七三	—	三	—	二、六六	四、三三四	二、〇三九	三、〇八五	五、〇〇二	宇土町							
二、三五八	三、六五〇	七、九二〇	七、八三八	—	四、三三九	三、五三	一、五七三	三、八七三	—	—	—	四、三三九	四、三三四	二、〇三九	三、〇八五	五、〇〇二	花園村							
五、〇五二	一、〇八四	二、八八三	一、〇八〇	—	二、〇三九	二、四	一、九二五	三、八七三	—	—	—	二、〇三九	四、三三四	二、〇三九	三、〇八五	五、〇〇二	轟村							
七、四一三	二、八八五	五、二五五	—	—	三、〇八五	六、八五	二、四〇〇	三、八七三	—	—	—	三、〇八五	四、三三四	三、〇八五	六、八五	五、〇〇二	緑川村							
二、七七一	七、五〇四	五、四三七	四、八五〇	—	五、〇〇二	三、三三五	一、六二八	三、八七三	—	—	—	五、〇〇二	四、三三四	三、三三五	六、八五	五、〇〇二	網津村							

(二) 走潟村および不知火村大字伊無田の編入 (三) 網田村の編入

生産額	生産額				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官公署		上の学校 中学校以上 高等学校	業態の割合				面積 平方軒	戸数 戸	人口 人	区分					
	計	その他	農産	鉱工業					計	その他		農業	都市的業態											
													計	その他										
六七、五〇八	二六、〇五〇	三三、四〇七	三、五八八	一	四、七四六	六、三七七	三〇、三〇一	一	一四	三	一八、三九〇	一、八三九	五〇、八	二、三三二	七、三三八	三、六三三	三、七〇五	五、四四	四、七〇〇	二、五七八	宇土町	宇土町	走潟村	不知火村 大字伊無田
五、七七七	二、五八〇	三、二一五	三、五八八	一	四、一九八	六、二〇〇	二、八三三	一	三	三	一六、一九〇	四、八〇二	二、三六	一、三六八	七、二八〇	三、六三三	三、六五七	四、七八	四、三六三	二、三三七	宇土町	走潟村	不知火村 大字伊無田	
九、八七二	五、〇〇〇	六、〇六五	一	一	四、六〇四	一、七	一、八八〇	一	一	一	二、〇五二	二、〇五二	三、六	一、八三六	四	一	四、三〇	三、四〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	宇土町	走潟村	不知火村 大字伊無田	
五、八五〇	一	五、八五〇	一	一	三、四	一	五	一	一	一	一、四八	一、四八	一	一、四八	一	一	〇・三	二、七	一、四八	一、四八	宇土町	走潟村	不知火村 大字伊無田	

(三) 網田村の編入

生産額	生産額				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	官公署		上の学校 中学校以上 高等学校	業態の割合				面積 平方軒	戸数 戸	人口 人	区分				
	計	その他	農産	鉱工業					計	その他		農業	都市的業態										
													計	その他									
二、〇八七	四一、三三四	七〇、四九一	九〇、二七二	五	一、四九六	六、九八八	一、六六八	六、一九三	一	四	二、三三三	二、三三七	二、三六七	一、〇〇六	二、五九二	一、〇三五	一、二四一	七四・六	六、四一七	三、四二五	宇土市	宇土市	網田村
一、八五九	二、七九九	六、七八三	八、二七二	五	一、九三八	五、九〇八	一、〇四五	五、八九〇	一	三	一	九、三七六	一、七七八	七、五九八	一、六八七	八、五五〇	五、一四四	四、九八八	二、六五四	二、六五四	宇土市	網田村	網田村
三、八三八	一、三二四〇	八、三九八	一、四〇〇	一	三、〇三三	一、二四三	二、九三三	一	一	一	二、九七	二、九七	五、八九	二、四〇八	四、七三	二、〇三	二、六九	二、一九二	二、四九	七、七八	宇土市	網田村	網田村

上 天 草 市
かみ あま くさ し



(上天草市大矢野庁舎)



(上天草市松島庁舎)

一 概 況

平成一六年三月三十一日、大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町の四町が合併し、人口二九、九〇二(平成二二年国勢調査)、面積約一、二六平方キロメートルの「上天草市」が誕生した。

熊本県の西部、宇土半島の対岸、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、大矢野島、天草上島、湯島、維和島など、大小複数の島々で構成され、西は天草市と接した東西約一五キロメートル、南北約二八キロメートルと、四方を海に面した縦長形を成す。急峻な山巒が海岸線まで迫り平坦地は多くない。市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島のひとつに数えられる松島の風景や、龍ヶ岳等を始めとする九州自然歩道からの眺望などは壮観である。

老岳山に源を発する教良木川が、山浦川、野々川の支流、さらに下流で内野河内川と合流し、倉江川となって有明海に注いでいる。また、八代海(不知火海)側には有力な河川が少なく、遠く球磨川からの導水以前は水不足が課題となっていた。

地勢的に漁業が盛んなほか、海運業や造船業、農業は、河川流域での米作ほか、比較的傾斜の穏やかな大矢野島での花卉栽培や酪農なども行われている。商工業は概ね幹線道路沿いにおいて行われている。

交通面では、主要各島は架橋済で、特に本土、上島、下島を結ぶ天草五橋は観光スポットとしても知られる。国道二六六号、三二四号のほか、近時、県営有料道路である松島有料道路が開通し、往來時間が短縮されている。また、各港から八代、三角など各方面へフェリーが就航し、離島間の連絡など、海上交通が生活に密着している。

名所旧跡としては、天草五橋、大小無数の島々のほか、国指定名勝、国指定文化財の千巖山(一六二メートル)、高舞登山(一一七メートル)、龍ヶ岳(四七〇メートル)は、それぞれ有明海と八代海に浮かぶ島々を一望にすることができる。千巖山は、寛永一四年(一六三七)天草・島原の乱勃発時、総大将天草四郎時貞がこの山頂で出陣の祝宴を張り杓子で酒を酌み交わしたと伝えられ、以前は手杓子山と呼ばれ、その奇岩千態や、岩間に生息している姫小松の点綴は世界一とも称されている。天草四郎由縁の地としては、「天草・島原の戦い」で天草と島原両

軍の代表者が談合を行ったことから、別名「談合島」と呼ばれる湯島もある。

他にも、日本一小さい種類のハッチョウトンボなどの希少な生物が生息する白嶽湿地や天体に関連すると思われる石や人面石、巨大な舞台岩などが点在する矢岳巨石群遺跡を有する白嶽森林公園、景観の素晴らしい龍ヶ岳にはミュージイ天文台などがある。夏場は各地の海水浴場が賑いを見せ、温泉・宿泊施設等の利用客が多数あり、温泉とタラソテラピー（海洋療法）の複合施設であるスパ・タラソ天草も人気を集めている。

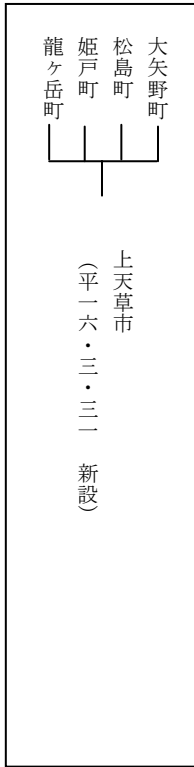
二 市名の由来

平成の四町合併協議にあたって、合併協議会では新市の名称について広く公募した。この公募で集まった三、五九一件の中から、新市名称選定小委員会により五つ（天草上島、天草、上天草、新天草、東天草）が合併協議会に提示され、「上天草」「東天草」に絞られた。

その後の協議の結果、「天草で一番上に位置しており、呼びやすく、親しみやすい」などの理由で、「上天草」に決したものである。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係町の状況



(一) 天草郡大矢野町

昭和二九年四月一日、登立町外四村が合併し、大矢野町が誕生した。天草五橋一号橋と二号橋で周囲と繋がる大矢野島を中心とした地域で、面積は約三八

平方キロメートルである。

(二) 天草郡松島町

昭和三〇年四月一日に、今津村、阿村、教良木河内村の三村が合併して松島村となり、有明村との一部境界変更を経て、昭和三二年九月に町制を施行した。面積は約五一平方キロメートルである。

(三) 天草郡姫戸町

明治二二年、姫浦村と二間戸村の合併により姫戸村が誕生し、昭和三七年四月一日に町制を施行した。天草上島東岸に位置する帯状の地域で、面積は約一九平方キロメートルである。

(四) 天草郡龍ヶ岳町

昭和二九年七月一日、高戸村、樋島村、大道村が合併して龍ヶ岳村が誕生し、昭和三四年四月一日に町制を施行した。天草上島の東海岸に位置する、面積約一八平方キロメートルの町である。

2 検討の経緯

天草地域では、平成二二年三月に県が市町村合併推進要綱を策定する以前から、先駆的な検討がなされており、県による合併パターンは提示されなかった。

当初は天草地域一体（二市一三町）での合併も検討されていたが、生活圈や産業形態の類似性から、大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町での協議が具体化し、平成一三年四月に任意協議会が発足した。

その後、法定協議会に移行しての協議がなされ、庁舎問題などで協議が難航する時期もあったが、平成一五年初夏には各町議会で廃置分合の議決がなされ、平成一六年三月三十一日、新市「上天草市」が誕生した。（第二編「天草地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一六年三月三十一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は、『上天草市』とする。

(四) 新市の事務所の位置

現在の太矢野町役場及び松島町役場を新市における同格の本庁舎として活用し、名称を太矢野庁舎及び松島庁舎と称する。

また、条例上の新市の事務所の位置は、合併時は太矢野町役場とする。

なお、松島庁舎については、合併後速やかに太矢野町役場と同規模の庁舎を松島町のアロマ周辺に建設する。

(五) 財産及び債務の取扱い

四町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。

(六) 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数については、地方自治法第九一条第二項の規定により二六名とする。

ただし、四町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年一ヶ月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

なお、一年一ヶ月の在任特例期間は、事務所の位置は変更しない。

(七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(八) 地方税の取扱い

地方税について、四町で差異がないものは、現行のとおりとする。

四町で差異のあるものは、次のとおりとする。

①納期については、松島町の例による。

②固定資産税の不均一課税については、合併までに調整する。

③入湯税については、太矢野町及び松島町の例による。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 太矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町の一般職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

3 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後に給料の格差是正に努めるものとする。

(一〇) 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会を新市において設置する。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
太矢野町	何川 一幸	—	古嶋 龍幸	藤川 勝久	佐伯 敏征
松島町	松尾 万二郎	植村 賢始	渡辺 研造	渡辺 稔夫	瀬崎 秀輝
姫戸町	竹中 義昭	木下 清勝	—	猪塚 安親	浅畑 和哉
龍ヶ岳町	辻本 両造	—	山下 亀雄	米田 松教	森 利隆

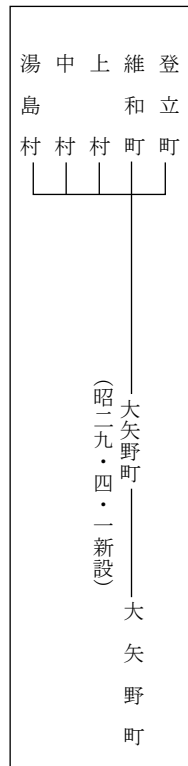
5 合併時の関係町の現況表

区 分	人 口(△)	戸 数(◎)	面 積(㎍)	業 態			の 割 合	計	中 学 校 以 上 の 学 校	中 学 校	市 町 村 税 納 税 額 (百 万 円)	前 年 度 予 算 総 額 (百 万 円)	生 産 額		
				第 一 次 産 業 (△)	第 二 次 産 業 (△)	第 三 次 産 業 (△)							計	第 一 次 産 業 (百 万 円)	第 二 次 産 業 (百 万 円)
上天草市	三六、二〇	二、三五五	一六、〇〇	二、三三七	四、二五四	八、八九五	一五、四四六	九	二	二、二七	二〇、八九七	六、〇三六	一、五六七	八、一七五	一〇、三四八
大矢野町	一七、四七	六、一八六	三七、九七	一、七三三	一、二五〇	二、九八三	七、八〇四	三	一	一、〇四	八、七六	三、七三三	五、〇〇〇	三、七九六	四、六、〇〇〇
松島町	九、三三九	二、九七六	五、二〇〇	三、三三七	一、二五〇	二、六一二	三、九九八	三	一	七、八	四、九〇〇	五、三三三	五、九七八	二、六、〇七一	三、三、五八二
姫戸町	三、五九	一、一三三	一、九三四	一、四五	六、九二	七、九二	一、六八	一	〇	三、三二	三、〇〇〇	三、三六	三、〇五七	六、七九九	一〇、一四二
龍ヶ岳町	五、三六三	二、〇〇九	一七、四九	二、八三	五、四五	一、八八	二、〇〇六	二	〇	二、七六	四、〇五一	一、四四五	一、五七一	一〇、九七七	一三、九九四

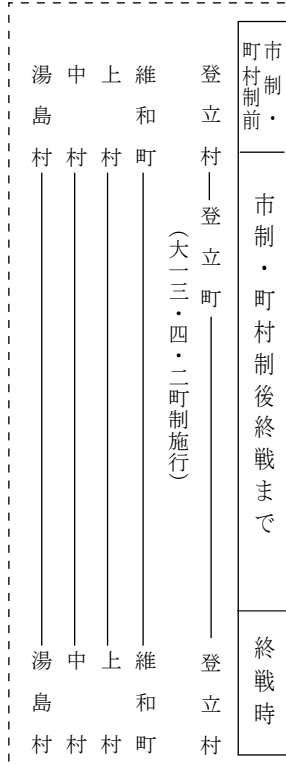
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧上天草郡大矢野町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 登立町

寛永一七年(一六四〇)天領となって代官が統治し、徳川時代初期には鎌瀬氏が庄屋であったが、のち光瀬氏と代わった。岩谷には佐賀の乱(一八七四)後、一時江藤新平が隠住したことがある。明治七年(一八七四)の大小区制のもとにおいては、第一五大区第二小区に属したが、二二年の郡区町村編制法施行の際の登立村は、蔵々、千束、梅ノ木も含んでいた。一四年五月、蔵々など三地区は、維和村として独立村となり、登立村は大正一三年(一九三四)四月、町政を施行して登立町となった。

(二) 維和村

もともと村内に三つの大部落があつて、それぞれ蔵々浦、千東浦、梅ノ木浦と称し、上村の付属島で大矢野島からの支配を受けていたといわれているが、明治七年（一八七四）の大小区制の改正の際、第一五大区第二小区に属することとなった。その後、交通の不便等いろいろの関係から独立の必要を認め、明治一四年五月、登立村から分離して維和村となった。

(三) 上村

寛永年間の天草の乱（一六三七〜三八）以後、大庄屋の支配を受けた当時、湯島、維和の両村も上村に属していたが、明治初年の町村分合により湯島は上村に、維和は登立に含まれることになった。明治二年（一八七九）、郡区町村編制法施行の際、行政区域はそのまま踏襲されたが、一三年末、沼島は上村と分離して湯島村となり、戸長役場が置かれた。一二年の町村制施行に際しても、そのまま単独村で残った。

(四) 中村

鎌倉時代から室町時代にわたり二四〇年間勢力のあつた大矢野家代々の居村であつた。

旧藩時代に天領となつたが、区域は変更されることなく、浦本氏、さらには波多野氏が代々庄屋となり、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、一五大区第一小区に編入された。二三年の町村制施行までの間、幾度か行政制度の改革が行なわれたが、本村は、その間一度も区域の変更を受けることなく、そのまま単独村として残った。

(五) 湯島村

明治初年までは上村に属し、大庄屋の支配を受けていたが、一三年（一八八〇）末、湯島村は上村と分かれて湯島村となり戸長役場が置かれた。二三年の町村制施行に際しても、そのまま単独村として残った。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

大矢野地区の合併気運は、昭和二年の義務教育六・三制施行を機会に芽ばえていた。

すなわち、六・三制施行による新制中学校建設にあたり、登立町、上村および

中村は、昭和二五年度から組合立の中学校を大矢野城趾に建設し、さらに二八年には、同じ三か町村立の大矢野島療養所を上村の小波止に開設していた。

二八年三月一〇日、県主催の町村合併事務打合せが、また同年五月三日には、郡内の町村庶務主任の町村合併資料作成についての事務打合せが開かれ、これにより合併気運がますます高まってきた。

六月六日、大矢野五か町村の長、議会議員および各種団体の長など約二〇〇人が集まり、県職員出席のもとに町村合併に関する説明会が開催された。その席上における県の合併の趣旨の説明と「大矢野町村を合併させ、県の合併第一号としてモデル町村としたい。」旨の発言は、出席者に大きな反響を与え、大矢野町発足のきっかけとなったものといえよう。

このあと、五か町村は、合併促進委員会を設置して、具体的に研究したいということになり、関係町村の長、正副議長、議会議員および団体役員等による委員を選任することを申し合わせた。

七月一日、第一回の合併促進委員会で、事務局の設置および予算額を決定するなど、いよいよ合併へと前進することとなった。七月一〇日、登立町役場に関係町村の庶務主任を集め、合併促進委員会の事務局設置について協議するとともに、関係町村ごとに総務、土木、教育、経済、民生の各委員会を設置することを申し合わせ、実質的に合併事務にとり組むことになった。七月二五日、第二回合併促進委員会を開いて常任委員会の委員を各部門ごとに選任したあと、予算案を決定した。

一方、関係町村においては、合併促進委員以外の議会議員および一般有識者をもつて合併促進協力委員会を設置して合併調査を進めることになり、また八月五日から町村合併基準実態調査書の作成にとりかかり、同月一二日、調査書を完成して県へ提出した。

このように、合併事務は、着々と進められたが、住民の間には、県の計画どおりの合併効果があるかどうかについての疑念があつて、住民の合併に対する関心は、町村当局ほど高まっていかなかった。そこで、町村当局は、五か町村の合併によってどれだけの効果があるかを調査して計数的にまとめ、この資料に基づき、住民への啓発宣伝を実施することを決め、早速資料を作成したが、この資料によると啓発宣伝は、合併促進に大きな役割を果たした。

昭和二十八年一〇月、促進法の施行に伴い、町村合併の動きは、次第に活発化してきたが、一〇月一三日、関係五か町村長および助役が維和村役場に集まり、五か町村民の合併問題に対する動向等について、各町村の状況発表と、将来合併する場合の各町村長の私案が発表されたあと、県から合併について種々の説明が行なわれた。なお、席上、登立町長が一月中旬に合併の線をまとめ、大矢野五か町村は、二九年四月一日から大矢野町として新発足する予定で準備を進めたいとの意向を発表したが、各町村とも、議会議員は協力的に動いているが、まだ全体的には具体的な動きはなく、特に湯島村では漁業権問題が憂慮され、合併の動きは進展していないなどの発言があった。

一〇月一六日、登立町長以下三役および議会議員全員が福岡県福岡市を視察し、また関係五か町村長および議長は、一〇月二八日から三日間、宮崎県下の合併先進地を視察するなどして、合併後の諸問題を調査研究した。

翌年二月一三日、登立町は、合併促進委員会の総務委員と協力委員会委員の合同会議を開き、町長が合併計画および合併の必要性を説明して協力かたを要望するとともに、各委員から意見を聴取したあと、町民への啓発宣伝の必要性を強調した。翌一四日、合併促進委員会を登立町役場で開き、促進法に基づき、従来の登立町ほか四か村合併促進委員会を、登立町ほか四か村合併促進協議会へ改組すること、新町建設計画案、合併条件および合併の啓発宣伝等について協議した。

一月一六日、県は、合併試案を発表したが、当地区については当初の勧奨案どおりで、合併促進には特別影響はなかった。同月一八日、湯島村では、全村民を集め、村長から町村合併の必要性を説明するとともに協力かたを要請した。一月二日、県職員も出席して、合併促進委員会を開催し、促進法施行に基づき、登立町ほか四か村合併促進委員会を登立町ほか四か村合併促進協議会に改組して、二八年一〇月一日から適用することを決定したあと、新町建設計画、合併条件および当日の議題と協議事項を、一月一〇日までに関係町村の議会に提案することなどを決定し、あわせて新町の町名を「大矢野町」とすることに、一般住民の協力を得るため啓発宣伝を行なうことを申し合わせた。

これに基づき、一二日から三日間、中村、上村および維和村の公民館、分館等に関係部落民を集めて、啓発宣伝を行なった。登立町は、部落民の啓発を早くから進めていたので全般的には合併気運はかなり高まっていたが、一二日から三日

間、町長、助役および地元議会議員などが比較的合併気運の低い部落を回り啓発を行なった。また、上村の谷、江樋戸、中村の柳、長砂連部落については、さらに合併の趣旨を徹底させる必要があるとして一六、一七の両日懇談的に合併の必要性を説き、部落民の説得に努めた。

二〇日には、関係五か町村長が登立町役場に集まり、新町村建設計画（町村長試案）その他合併事務について協議を行なう一方、二二日に維和村議会全員協議会を、二二、二三日の両日は、上村、登立町、中村および湯島村においてもそれぞれ当該町村の合併促進委員の協議会を開き、新町村建設計画（町村長案）について協議検討を行ない、一二月二四日、合併促進協議会で協議する前に、予め知事の意見を聞くため、新町建設計画（案）を県に提出した。同月二九日、合併促進協議会は、新町建設計画案などを協議決定し、合併試案をそれぞれ各町村議会で議決し、知事に提出することになった。

これに基づき、各町村は、翌二九年一月一日（上村は二三日）、臨時議会を招集し、関係試案をそれぞれ原案どおり可決した。一月一六日、町村合併申請書および付属書類いっさいを県に提出し、四月一日、大矢野町は誕生した。これに先立ち、県は大矢野町を合併町村モデル町第一号に指定した。

因みに、大矢野の名であるが、文永、弘安の両役（二七四および二八一）に功をたてた民部大輔種保が、大矢野島にきてこの地の領主となり、初めて大矢野の氏を名乗り、その子孫は代々この島に居住したといわれる。なお史実からみても、領主が地名を姓として用いたものとされており、大矢野の地名は、古くから用いられていたようである。合併町村である登立町、維和村、上村、中村および湯島村は、通称「大矢野五か町村」と呼ばれており、大矢野の地名は、永年住民に親しまれ、対外的にもよく知られていたもので、新町の町名にもこの「大矢野」を採用することになったのである。

3 合併条件および協定事項

(一) 町議会議員の選挙区

公職選挙法（昭和二十五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの規定により、町村合併後、初めて行なわれる一般選挙の議員の任期、選挙区を設け、選挙人の付属の選挙区は、合併関係町村ごとにその住所により定める。

(二) 町議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、合併関係町村の議会議員で、新町の議会議員の被選挙権を有する者は、昭和三〇年三月三十一日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

(三) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二、四、六条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承する。

2 特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮する。退職手当についても同様である。

3 職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その他の身分取扱については、職員のすべてを通じて公正に処理する。

4 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

- ア 昭和二九年四月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇
- イ 昭和二九年九月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇
- ウ 昭和三〇年三月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一二五

(四) 部落連絡員の設置

合併関係町村の囑託員（区長、世話係）はこれを存置し、逐次統合整備する。

(五) 財産營造物および負債の帰属処分
 1 基本財産、特別基本財産、積立金および行政財産その他いっさいの財産は、新町に引き継ぐ。

2 負債（一時借入金を除く。）は、全部新町に引き継ぐ。

(六) 漁業権の保障

合併関係町村の漁業権は、町村合併後においても従来の權益を相互に尊重し、これを侵害しないものとする。

(七) 町村税その他の滞納整理

合併関係町村の町村税その他の収入で、収入未済分があるときは、町村合併の前日までに極力これを整理するよう措置する。

(八) 町および字の名称

合併関係町村の新しい町および大字を次のように設定する。

- 大矢野町大字登立 登立町の区域
- 大矢野町大字維和 維和村の区域
- 大矢野町大字上 上村の区域
- 大矢野町大字中 中村の区域
- 大矢野町大字湯島 湯島村の区域

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
湯島村	松尾 進	森 英明	宮崎 偉道	渡辺 善蔵	渡辺 信幸
中村	宮崎 仁六	佐伯 源吾	塩田 三吉	村田 秀	住本 只市
上村	磯田 秀雄	植田 三五郎	杉森 末徳	森元 長作	吉田喜久男
維和村	九里山政人	中田由太郎	吉村 新吾	池田 重義	池田 幸徳
登立町	中原 倉造	松田 国喜	田中 俊男	中原 幸人	田中 勘蔵

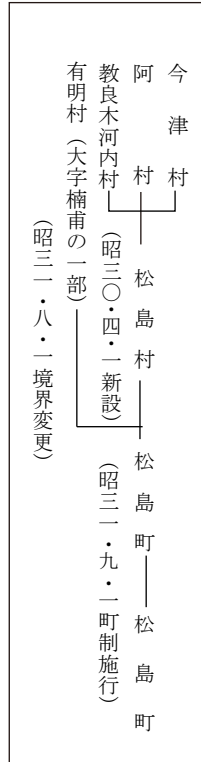
5 合併時の関係町村の現況表

区 分	大矢野町					関係町村				
	人口	戸数	面積 平方科	登立町	維和村	上村	中村	湯島村		
人	二五、七四	八〇九六	一〇・三	三、三三	三、三三	六、三三	六、二八	一、六四		
戸	五、〇六七	一、五六一	六・七六	五、四四	一、二七	一、三九	四〇八			
面	三六・七二			八・〇四	二・二八	〇・七				

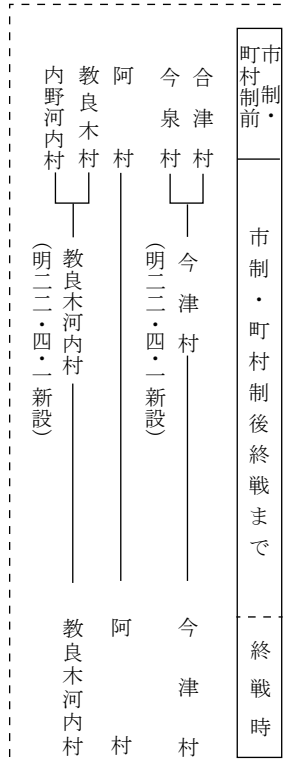
生産額	会社工場(資本金五百)事業場(万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	生業の割合					
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円					計 人	その他 人		農業 人	都市的業態		計 人	その他 人	商工業 人
													計 人	その他 人			
五九四三二	三五、五二〇	二〇六、三五四	三五、三四七	一	六四、六〇六	一八、六九一	三、六四七	八、七九六	一	三	一八	二二、二四〇	三、一七一	九、〇六九	四、六三七	二、三五三	二、二八四
七四三三七	二、四〇〇	六〇、〇〇〇	九、二九七	一	一九、四四七	七、四一九	一、六四九	四、四四九	一	一	五	六〇、五八	三、八一〇	二、二四八	二、二七三	九、三	一、三五〇
七三、〇三九	三六、五三〇	二七、五五九	八、三三〇	一	一〇、三三七	二、二八六	三、〇	五、五九	一	一	三	三、四三二	一、三六二	一、七〇	二、四〇	九、六	一、四四
一六、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一六、五二四	四、〇二二	六、五五	一、二五四	一	一	三	六、三三八	四、三〇二	二、〇〇六	四、六	一、六八	三、〇
四、七三〇	九、六〇〇	四、七三〇	四、〇〇〇	一	二四、三三八	四、二二三	八、四四	二、三六二	一	一	四	五、二二三	二、四〇〇	二、七三二	一、四七三	一、二八	三、四五
三八、四六五	二六、三七〇	一一、〇九五	一	一	四、〇八〇	八、六一	二、九	一、七三	一	一	三	一、六〇	一、二八七	三、三三	一、七三	三、八	一、三五

【旧天草郡松島町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 今津村

旧藩時代、合津村と今泉村に分かれ、阿村とともに大矢野組九か村(登立、上、中、楠甫、合津、今泉、河、教良木、内野河内)に属し、合津村は岡部氏、今泉村は中西氏が庄屋であった。

明治維新後、天草郡は、長崎裁判所から長崎県、さらに明治四年(一八七二)の廃藩置県により長崎県に属したが、のち八代県、白川県と変わった。七年の改正大小区制のもとでは、阿村などとともに第一五大区第三小区に編入された。一二年、郡区町村編制法施行にともない、それぞれ単独の行政区域となったが、一七年に合津、今泉両村は合津村列として同一戸長のもとに置かれ、二三年の町村制施行にともない合津村と今泉村が合併して今津村となった。

(二) 阿村

天領時代、大矢野組九か村に属し、小庄屋大田氏が村政をとっていた。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは合津、今泉、教良木、内野河内の各村とともに第一五大区第三小区に入り、同年に独立の行政区域となった。

(三) 教良木河内村

旧藩時代、教良木村と内野河内村に分かれ、阿村などとともに大矢野組九か村に属し、大庄屋・古田氏の支配のもとに教良木村は植林氏、内野河内村は岡部氏が庄屋であった。また、内野河内村には山方番所があつて、山方役、大西氏が大矢野町一円および上島の半分以上の山野を支配していた。

明治七年（一八七四）の大小区制では合津、阿、今泉の各村とともに第一五大区第三小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により二か村は合津村など三か村と分かれて同一行政区域となり、二三年の町村制の施行にもない両村が合併して教良木河内村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）九月、促進法制定当時は、楠甫、今津、阿、教良木、河内の四か村合併について検討が進められていたが、楠甫村のほかは大体意見の一致をみていた。

同年一〇月、県は前記の楠甫村ほか三か村合併の内容とする県の合併試案を示したが、一月一六日に四か村に姫戸村を加えた五か村合併案に修正発表され、新しい事態を迎えることとなった。

その後、この県試案に基づいて関係五か村の間で合併活動が進められたが、今津、阿、教良木河内の三か村は、前述のとおりすでに意見の一致をみていたので、合併への動きは順調にいった。

しかし、楠甫村は、九月から数回にわたって住民投票を行なった結果、当初は今津地区との合併賛成が大勢を占めていたが、次第に産業、地理的つながりなどから上津浦地区（赤崎、上津浦、下津浦、島子、大浦、須子）との合併を有利だとする村民の意向が強くなり、村当局もついに上津浦地区との合併を表明するに至った。ところが、楠甫村のうち今津村と背中合わせの蛤、米の山の二部落約一〇〇戸が、上津浦地区との合併に絶対反対する旨を表明したので、二九年五月下

旬、部落代表、各団体幹部、議会議員など約六〇人からなる合併委員会、蛤、米の山両部落は、合併後今津地区への編入を認めるといふ条件のもとに上津浦地区合併の線を一応まとめた。

そして六月一三日、赤崎村で開かれた上津浦地区合併各町村代表者競技会に楠甫村長ら五人が出席して、はっきり同地区合併の態度を表明し、村民も両部落を除いて足並みをそろえた。ところが、村議会が、突然今津地区との合併を推進し始めたため、青壮年の間で村議会議員リコールも辞せずとの意見もでて、楠甫村は、再び今津地区合併か上津浦地区合併かで対立が生じた。

翌三〇年一月、村長が辞任し四月六日には議会議員が総辞職するという事態に至った。

四月三〇日、村長および議会議員の選挙が行なわれたが、議員二人のうち、上津浦地区合併賛成者が一人当選したので、議会は早速上津浦地区との合併を議決し、上津浦地区との合併にあくまで反対していた米の山部落も、一応上津浦地区と合併後、境界変更により松島村に編入することを条件として納得した。

一方、楠甫村を除く今津、阿、教良木河内、姫戸四か村の合併の動きは、事務局設置場所で暗礁に乗りあげたため、二九年六月一二日、四か村長および議長等が今津村役場に集まって、打開策について協議した。しかし、ついに結論に達せず物別れとなったため、四か村合併はいよいよ見込薄の状態に陥った。同年末から今津村、阿村に楠甫村の米の山、蛤両部落を加えた今津ブロックと教良木河内村、姫戸村を一つにした教良木河内ブロックの二ブロック案がもちあがり、今津ブロックの方は観光的、産業的にも同一条件にあつて、松島村としての新発足を強く打ちだし、早急な実現が見込まれたが、教良木河内ブロック案については、姫戸村は積極的であるが、教良木河内村が気乗り薄の状態であった。このような状況のうちに、四か村合併に対する姫戸村の態度がさまならないまま、今津、阿、教良木河内の三か村で合併促進協議会が発足し、三〇年二月、今津村役場で協議会を開いて協議した結果、合併期日を四月一日とすることをはじめ役場位置、新村名選定の方法などを決定した。

合併にあたっては、合併三か村の住民から新町名を公募し、応募したもの七一二票の中から、合併協議会が大小無数の島々の間を縫って白帆が点々とする風情は宮城県松島と似通っているところから「天草松島」の名があり、この国立公

園としての「天草松島」の観光的真価を高めるといふ理由により「松島町」を全会一致で選定した。

こうして、今津村ほか二か村は、二月十九日、臨時議会を招集し、合併関係議案をそれぞれ議決し、同年四月一日をもって今津、阿、教良木河内の三か村が合併し、新しく松島村が発足することになった。

しかし、その後、教良木河内村内野河内部落のおよそ二〇〇戸の住民は、「部落民の意思を無視して村当局が合併を成立させたのだから、内野河内部落は分村したのち、地理的に密接な関係にある姫戸村と合併することを認めてもらいたい。」として運動を行なった。これに対して村当局は、「すでに四月一日を期して三か村合併が決まっているので、合併成立後内野河内部落の分村に協力する。」という妥協案をだしてきり抜けた。この分村問題に関しては、内野河内地区の分村を要望する陳情書が知事に提出されたり、姫戸村有志（二人連署）から、「内野河内の分村活動は、姫戸村の謀略によるものであるから、かかる活動に誤解することのないよう、特に松島村の誕生を促進してもらいたい。」との陳情書が県にだされたり、また、内野河内地区を除く教良木河内村の各部落から、三か村合併同意書が県に提出されたりしたが、結局この内野河内部落の分村は行なわれなかった。

その後、三一年六月に至り波乱を続けた旧楠甫村の米の山部落は、境界変更により有明村から分村して松島村に編入することが両村間で円満に決定し、米の山部落は長年の宿望を達成して八月一日、松島村に編入された。

さらに松島村は、同年九月一日、町制を施行して松島町となった。

3 合併条件および協定事項

今津村ほか二か村合併

(一) 合併の形式 合体合併とする。

(二) 新村名 松島村

(三) 役場の位置

天草郡今津村大字合津三三三五の二番地に置く。ただし、将来は今津村内において変更することができる。

(四) 合併実態の時期 昭和三〇年四月一日

(五) 出張所の取扱い

1 出張所の位置

阿村出張所 天草郡阿村三九六七番地

教良木出張所 天草郡教良木河内村大字教良木二九三九番地の一

2 出張所で行なう事務

戸籍、住民登録、配給、徴税、諸証明、海事（阿村出張所のみ。）に関する事務

3 職員の数 所長各一人、職員各四人、使丁各一人

(六) 村議会議員の取扱い

1 議員の任期および定数

現在の議員は、合併と同時に退職し、議員の定数は二六人とする。
選挙区は、これを設けないものとする。

(七) 農業委員会委員の取扱い

町村合併促進法の特例を適用し、定数一五人を互選によって選出し、任期は昭和三一年三月末日までとする。

(八) 教育委員会委員の取扱い

町村合併促進法の特例を適用し、現在の委員の互選による委員の任期を、昭和三一年一月末日まで延長する。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱い

1 促進法第二四条の規定に基づき、合併の際その職にある一般職職員は引き続き新村の職員としての身分を保有し、勤務年数はこれを継承する。

2 職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関しては、すべてを通じて公平に処理するものとする。

3 職員の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には、国家公務員退職手当等暫定措置法（昭和二八年法律第一八二号）第五条の規定により算出した額を新村において支給する。

(一〇) 嘱託員の取扱い

嘱託員は自分の間現在のまま存置し、逐次再編成統合するものとする。

(一一) 財産および負債の処分

1 合併関係村のいっさいの財産は、新村に引き継ぐものとする。ただし、教良木河内村の官行造林地については、財産区を設置する。

2 負債（一時借入金および未払いの債務を除く。）は、全部新村に引き継ぐものとする。

(二二) 消防団

1 消防機械器具は現状によって管理し、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし、充実整備するものとする。

2 消防団の組織を一本にまとめ、分団は現状のままとし、新村に本団を置く。

(二三) 税の調整

新村の発足と同時に、一体性を確保するうえから税率の調整をなす。

(二四) 村税の滞納整理

村税の収入未済分その他未払いの債務については、合併前に整理を完了しておくものとする。

(二五) 大字の名称

松島村大字阿村 阿村の区域

松島村大字合津 今津村大字合津の区域

松島村大字今泉 今津村大字今泉の区域

松島村大字教良木 教良木河内村大字教良木の区域

松島村大字内野河内 教良木河内村大字内野河内の区域

(二六) 公民館を統合する。

(二七) 各種団体の統合

農業協同組合、漁業協同組合、婦人会、青年団その他の団体の早期統合をあっせんする。

(二八) その他

教良木河内村大字内野河内地区（一部を除く。）は、新村発足後において要望があつた場合は、地方自治法による境界変更を認めることができる。

有明村との境界変更

(一) 境界変更の時期は、昭和三十一年八月一日とする。

(二) 境界変更をした後において関係漁業協同組合が合併した場合は、すみやかに地方自治法の定めるところにより、さらに境界変更の協議をするこ
とができるものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
阿村	岩崎秀之助	松枝光一	黒瀬竜之介	岩崎忠一	高木又六
今津村	石兼武雄	本多豊好	松浦熊雄	山下義孝	道田伝六
教良木河内村	山口末喜	森正	樽山政長	山下久米造	大山国弘

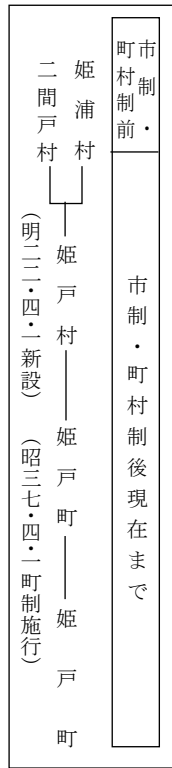
5 合併時の関係村の現況表

国 税 納 税 額 千円	官 公 署		業 態 の 割 合					面 積 平方 戸	戸 数	人 口	区 分		
	中 学 校 以 上 の 学 校	中 学 校	都 市 的 業 態		農 業 業 態								
			商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人					計 人	
六三三	一	三	二	九五四	五二二	四四七	二三五	二四八	一、三三七	五・三	二、三二九	二、一〇元	松島村
二五〇四	一	一	六	四六五三	二、六四一	二、〇二二	一、四九	四八〇	六六九	一九八三	一、〇六三	五八〇三	今津村
二、六六一	一	一	二	二、三三〇	七八六	一、三四四	一、四四六	七四四	四〇三	五三七	五三〇	三、二七六	阿村
一、〇八	一	一	三	二八二	一、六九六	一、二二五	九〇	二四	六六	二六・二	五四七	二、九五	教良木河内村
													合 併 村

生産額	市町村税納税額				前年度予算額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	県税納税額
	計	その他	農産	鉱工業			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
二五八〇〇	二〇〇〇〇	一〇九三〇〇	五、五〇〇	一、八八八	六、九七三	一、〇九七	二五五
一〇六七〇〇	三三、〇〇〇	四、四〇〇	三、八五〇〇	一、〇九七	二七、九九二	一、〇九七	二五五
七四二〇〇	五〇、〇〇〇	八二〇〇	一六、〇〇〇	一、〇九七	一五、五三三	一、〇九七	二五五
七四九〇	一七、〇〇〇	五、九〇	二、〇〇〇	一、〇九七	一九、四八	一、〇九七	二五五

【旧天草郡姫戸町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



天領時代は、砥岐組九か村の上砥岐と呼ばれ、姫浦村と二間戸村にそれぞれ庄屋が置かれていた。明治維新後長崎県の所轄となり、明治四年（一八七二）一月、八代県の所轄に代わり、さらに同六年一月、白川県の所轄となって、大小区制のもとでは第一五大区第五小区に属した。その後、一二年の郡区町村編制法施行の際には、姫浦、二間尺は、それぞれ別個に行政区画として戸長役場が置かれたが、二三年四月の町村制の施行に伴い、両村は合併して姫戸村となった。

因みに、景行天皇西征の折、天皇の姫君の御座舟が風浪のため難を避け、着舟したので、その地を「姫の浦」と名づけられたといわれ、その地に姫をまつるために建てられた姫石神社が現在も残っている。

一方、姫君の御付舟は難を二間戸諏訪の浦に避け、上陸した人々は、風と寒氣を防ぐために戸板二枚をたてたところから「二間戸」と称するようになったと伝えられている。

この姫浦村、二間戸村が合併するに際し、両村名の中からそれぞれ一字づつとり、「姫戸村」と名づけたものである。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）一〇月五日、姫戸、樋島、高戸および大道の四か村合併内容をとする県の合併試案が示され、高戸村において第一回説明協議会が開催されたが、反対が多かったため、県試案は、翌一月一六日、姫戸、阿、今津、教良木河内および楠甫の五か村合併に修正、発表された。その後、阿、今津、教良木河内、姫戸の四か村協議会が開かれたが、役場位置の問題で協議は決裂してしまつた。その後、樋島、高戸、大道の三か村は、昭和二十九年七月一日、合併して龍ヶ岳村となり、続いて、阿、今津、教良木河内の三か村は、翌三〇年四月一日、合併して松島村としてそれぞれ発足したので、姫戸村だけがとり残されることになった。そこで、姫戸村は、翌三一年九月、村長および議長の名で姫戸村を独立村として認めてもらうよう県に陳情したが容れられず、県は、三一年九月二二日、合併試案を三転して龍ヶ岳村との合併計画を発表した。この合併案は、村当局および村民の意思を全く無視して立案されたものとして村民感情を刺激し、県および村当局に対する住民の不信は高まり、各区別の住民大会が開催されるまでに至つた。一方、村議会は、村内各種団体との協議を重ねた結果、その收拾案として、全区から一六名の調査委員を各区民の選挙により選任し、合併問題に当らせることにした。調査委員会は、合併の対象を龍ヶ岳村、松島町および八代市とし、早速、調査に着手し、調査完了後、各調査委員は、各部落を巡回報告して、投票以外の方法で世論をまとめようと努力したが、結論を得るにいたらなかつたので、村議会は、調査委員の勧告に基づき、龍ヶ岳村、松島町および八代市のいずれかと合併するかを住民投票により調査することを決議した。この決議に基づき、同三一年二月二二日、住民投票を行なつたところ、有権者数三、二九〇名、投票総数二、四四二票のうち、八代市一、四七〇票、龍ヶ岳村七〇三票、松島町二五一票、無効一九票で、八代市への合併希望が圧倒的多数を占めたため

一応村内もまとまり合併の紛争は終わった。しかし、海を七里もへだてた八代市に編入することは行政上いろいろと不合理があり、果たして県議会がこれを承認するかどうか疑問視された。続いて、一月二十六日、村議会を招集したが、県当局の意向などを考慮し、慎重を期すため結論を出さなかった。しかし、住民からは八代市編入合併の早期議決を迫られていたので翌三十二年一月二日の議会で、姫戸村を廃して八代市へ編入することを賛成多数で議決し、同月一〇日、八代市長および同市議会議長に対して正式に申し入れたが、八代市編入に疑問を抱く姫戸村議長は、その責任をとり辞任した。

その間、一月三日には、八代商工会議所が議員総会において満場一致で歓迎を決議し、市および市議会に要請することとなったが、一方、姫戸村ではこの合併に反対する前村長ら二〇人が、一月七日、県庁および県議会に八代市合併は全く非常識で賛成できないとして善処を要望する等反対派の動きも表面化してきた。

その後、三十二年一月八日、姫戸を除く天草郡内の全市町村の長および議長の名により、「天草の伝統、即ち位置、歴史的なもの、行政的なもの、宗教文化的なもの、地域地勢等の観点から、姫戸村が八代市と合併することは天草郡住民の強く反対するところであり、善処してもらいたい。」との趣旨の陳情書を出した。また、二間戸地区では、一月十九日、住民大会を開いて、八代市編入の反対決議を行ない、県試案による龍ヶ岳村との合併を申し合わせて、二月十八日、代表村議三人が龍ヶ岳村議会に合併を申し入れた。龍ヶ岳村では、その希望を受け入れ、同二三日、調査交渉委員を設けて合併の準備を進めることになった。なお、当時の新聞によると、二間戸地区の申し入れに対し、龍ヶ岳村議会議長は、「地勢上からいっても二間戸地区の希望は当然で、分村してでも本村と合併したい住民の意向はよくわかる。本村としては、でき得れば姫戸村全体を、止むを得ない場合は二間戸地区だけでも単独で受入れるつもりでいる。」と語っている(昭和三十二年二月二十六日、熊本日日新聞)。さらに、八代市と密接な関係のある天草上島の不知火海に臨んだ町村の商店が、八代の商品締出し運動を起こし、署名を集めるなど村内外の反対運動が活発になると同時に、県新市町村建設促進審議会に意思表示を行ない、姫戸の八代市編入は政治問題の様相を呈してきた。一方、八代市議会は、議会内に姫戸村合併特別委員会を設け、一三人の委員を選任した。

このような中で姫と村内の反対派の動きも活発化し、一月二二日、天草出身の

五県議が姫戸村の八代市編入絶対反対の態度を決定し、一月二二日に、姫浦住民二六七名の署名による八代市合併反対の陳情書。三月一日には二間戸神代部落七〇〇名と西河内部落八〇〇名の連署による八代市合併反対の決議書などが知事に提出され、また一方二月二二日には姫戸村長および議長の名で、知事に対して八代市への編入合併の勧告方を陳情した。

八代市議会は、三月一日の定例会議で、姫戸村の八代市編入を議決し、同日付をもって八代市長および姫戸村長の連名により、姫戸村を廃し、八代市に編入することについての申請書を県知事に提出すると同時に、姫戸村を八代市に編入することについての勧告方を申請した。しかし、三月一二日開かれた新市町村建設促進審議会は、八代市編入を認めず、県の試案どおり龍ヶ岳村との合併を勧告するよう知事に答申することになった。これに対して、八代市議会は、同月一三日、早速「県のやり方は民主政治のルールに反している。」と再審議を要求する決議を行なうとともに、一四日、議長等五名の議員が上京し、自治庁に善処方を陳情するなど大きく政治問題化してきた。三月二九日に至り、県は姫戸村および龍ヶ岳村に対して、新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基づき、知事名をもって両村の合併を勧告した。一方、姫戸村議会は、議会代表を上京させて自治庁の見解をただし、同庁の意向に従うことを決め、早速五月六日、議会代表として三名の議員が上京し、一〇日、天草出身の二代議士とともに自治庁の藤井行政部長と会い、三項の質問書を提出したあと、田中自治庁長官、鈴木次長、加藤政務次官を訪ねた。なお、当時の新聞は行政部長との一問一答を次のとおり報じている(昭和三十二年五月一日、熊本日日新聞)。

問 村内の世論は二つに分かれ、今なお紛争中だが、県の合併計画は妥当なものと考えるか。

答 計画は妥当だ。

問 総理大臣は知事と違った勧告をすることができるか。

答 総理大臣勧告は知事の申請に基づき行なわれるものであり、しかも知事の自治庁への申請はさきに知事が行なった勧告にしたがって行なわれるものであるから、知事の申請と総理大臣の勧告が食い違うことは法律的にあり得ない。

問 総理大臣勧告をうけても合併しなかった場合、財政的に不利益となるか。

答 国としては合併町村の育成に重点を置いているが、未合併町村だからといって国が故意に圧力を加えることはない。しかし、結果的に不利益になるのは当然である。

こうして、代表三議員は、一六日帰村したが、上京前この問題を審議した際に付帯決議した「帰村後三日以内に村議会を招集する。」という申し合わせが守られないため、前記代表議員らは再三村当局に履行を迫った。しかし、村当局は村長の病氣などを理由に議会招集の誠意を示さないため、ついに八代市合併反対派の不満が爆発し、場合によっては、住民大会を開いても村民に真相を訴えろと気負い立つなど村内は険悪な空気につつまれ、六月四日にはさきの三代議員が、「村長は自治庁から八代市合併は認めがたいと通告を受けているにもかかわらず、これをふせて村議会を欺まんしている。」と発表して、村長の退任を迫るとともに、一〇日、西河内区長ら八名の連署で、次の理由により村長を今津警察署に告発した。

一 二間戸小学校付近の河川堤防が少し壊れたとき、これが村長所有の畑にかかっていたため大きく壊し、災害復旧工事として自分の畑の石垣を築いた。

二 昭和三〇年三月三〇日、人吉市で開かれた昭和二九年度の追加更正予算案審議の村議会で、松島村内野河内部落を姫戸村に吸収する費用として議決した予算約七〇万円は、反対議員を別室で供応している間に決めたものであり不当である。

このように、合併問題はますます紛糾するばかりで、今津警察署でも合併問題にからんだ事件だけに慎重な調査に乗り出す一方、議会が開かれた場合の両派の激突と、村民間の摩擦も予想されるとして、万一の場合直ちに警備出動ができるよう万全の態勢をしていた(昭和三二年六月一六日、熊本日日新聞)。

六月二三日、県新市町村建設促進審議会の委員、県天草事務所長、天草振興協議会会長および県地方課行政係長などが現地に出かけ、説明会を開いて知事勧告に従うよう説得に努めた。説明会は、八代市合併賛成派、龍ヶ岳村合併賛成派の両派二〇〇人が集まって開かれ、緊迫した合併問題だけに息詰まるような論戦がくりひろげられた。特に論議の中心となったのは、

- 一 なぜ県は大多数住民の意思を無視して合併を促進するのか。
- 二 合併でこうむる恩典

三 龍ヶ岳村の財政状況

などの点で、両委員をはじめ振興協議会長、行政係長らがそれぞれ詳細に説明し、大局的な視野からどうしても龍ヶ岳村との合併が望ましいと要望した。

六月二八日、村議会は、次の議決を行なうとともに七月一日付をもって村長および議長の名によりこの議決書を添え、知事および県新市町村建設促進審議会会長に請願書を提出した。

新市町村建設促進法第二八条第二項による住民投票を連やかに実施するため、当村選挙管理委員会に指示されることを要望する。

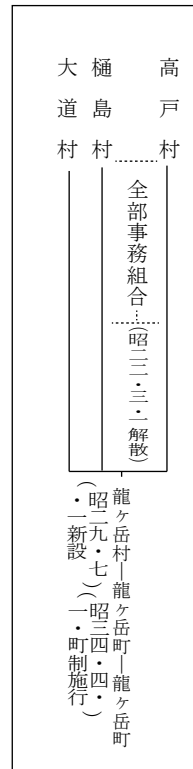
右指示なき場合は、任意の住民投票を行ない、その結果に基づき解決されるよう、自治庁長官ならびに知事に陳情する。

その後、さきに提出された県の龍ヶ岳村との合併勧告および自治庁の見解発表などにより、海をへだてた八代市との合併は村民に臨みうすの印象を与え、代わって龍ヶ岳村との合併希望者が次第に多くなり、九月一五日夜、村内各部落代表八〇人が集まって話し合った結果、委員二〇人により県案合併達成期成会を設けることになった。また、八代市合併派の急先鋒である八代合併期成会長が、八代市への合併は寛れないとして会長を辞任するとともに、二日夜には村内の劇場において村民五〇〇人が集まり、県案合併達成期成会主催の村民大会が開かれ、県職員および県新市町村建設促進審議会委員らが出席し、県の勧告どおり一日も早く龍ヶ岳村と合併するよう努力するとの大会決議を行なった。

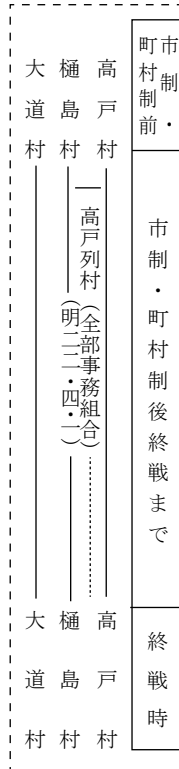
こうして合併問題は、この大会を山として新段階を迎えたが、龍ヶ岳村との合併は一向に進捗しなかった。この間、三五年三月四日に西河内区および神代区の両区長連名で、「両区は、姫戸村から分村して龍ヶ岳村に合併したいので実現に努力してほしい。」との陳情書が知事に提出され、村内は合併賛成、反対で争論がつづいたが、その後争論も自然と立ち消え、昭和三七年四月一日に町制を施行した。龍ヶ岳村との合併を困難にした理由としては、龍ヶ岳村が財政再建団体であったところから、村有財産をもち、以前から郡内でも富裕村をもって自認していた姫戸村が「龍ヶ岳との合併は、決して姫戸村の為になるものではない。」という考え方を持っていたこと等にあると考えられる。

【旧天草郡龍ヶ岳町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



（市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況）



（一） 高戸村、樋島村

旧藩時代、両村は天領として富岡代官の支配を受け、大庄屋藤田氏が統轄する砥岐組九か村（姫戸、二間戸、樋島、高戸、大道、御所浦、棚底、浦、宮田）に属した。明治維新後長崎裁判所の管轄に入り、ついで長崎府より長崎県の所管となったが、明治四年（一八七二）一月、八代県に変わり、六年、八代県は白川県に編入された。七年の大小区制のもとでは第一五大区第五小区に編入されたが、一二年の郡区町村編成法の施行により両村はそれぞれ一行政区域となつて戸長役場が置かれた。一七年、行政区域の修正により両村は同一戸長役場区域となり、二二年町村制施行に伴ない組合を設立したが、昭和二年三月、組合を解散して、それぞれ単独村となった。

（二） 大道村

旧藩時代、天領として富岡代官の支配を受け、砥岐組九か村の一村として大

庄屋藤田氏が統轄した。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、御所浦村とともに第一五大区第六小区となつたが、一二年、郡区町村編成法の施行に伴ない単独村となり、一七年の行政区域変更および二二年の町村制施行にあつても区域の変動はなかつた。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

高戸、樋島、大道の三か村は、古くから漁業、海運業が盛んで、生活環境も類似し、行政的にも宗教的にも同一地域をなしていた。中でも樋島、高戸両村は、明治二年（一八八九）、町村制施行以来、組合を設立し、昭和二年（一九四七）まで緊密な関係にあつた。昭和二年一〇月、町村合併促進法が施行されると、三か村には、村財政の確立と住民の福祉を増進するため大同団結しようという気運が急速に高まつた。当初、県はこの地区における合併計画として高戸、樋島、大道の三か村に姫戸村を加えた四か村合併試案を示したが、同年一月一六日当初の四か村案を、姫戸村を除いた三か村合併案に修正して発表したため、地元の合併計画と一致した。そこで、各村は一二月に合併促進委員会を設置するとともに、三か村合併準備委員会を開き、合併問題について協議した。

翌二九年二月一三日、高戸村に三か村の関係者が集まり、県係員の出席を得て合併促進問題を協議した結果、早急に三か村合併促進協議会を設置することを決定し、早速各村はそれぞれ臨時議会を招集して合併促進協議会を設置することを決議し、高戸村ほか二か村合併促進協議会が設置されるに至つた。このあと、各村ごとに一般住民の啓発などに努める一方、合併協議会に総務、土木、教育、民生の四小委員会を設け、それぞれの立場から専門的に研究を進め、新村の建設計画および財政計画等の案を作成するなど、準備は一步一步進められていった。

合併促進協議会は数回にわたる協議ののち、五月一〇日の第四回協議会において、新村名を「龍ヶ岳村」、合併期日を「二九年七月一日」とすることを決定し、さらに五月二二日の第五回協議会において「新村建設計画」を満場一致で決定した。

合併にあたり、三か村合併協議会は合併村民から一戸当り二票ずつの新村名を公募したところ、二九九票が集まつたので、これを合併協議会において慎重審議した結果、地域的、歴史的にみて「龍ヶ岳村」を最も適当と認め、これを新村名

として正式に決定した。龍ヶ岳は三か村の中央に位置し、その景勝は近郷はもとより、遠くまでその名を知られ、国立公園編入と時を同じくしてその名を新村名とするのは最も当を得たものとして歓迎された。

こうして、関係三か村は六月二日、臨時村議会を招集して合併関係議案をそれぞれ議決し、同年七月一日、高戸村ほか二か村が合併して新しく龍ヶ岳村が誕生した。

その後三二年三月二九日、姫戸村と龍ヶ岳村との合併勧告が知事からなされたが、姫戸村の消極的な態度により合併は実現しなかった(姫戸町の項参照)。

なお、龍ヶ岳村は三四年四月一日、町制を施行して龍ヶ岳町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和二十九年七月一日

(二) 村議会議員の選挙区に関する事項

公職選挙法第十二条第四項の規定により、新村の区域をもって一選挙区(大選挙区)とする。

(三) 村議会議員の定数に関する事項

地方自治法第九十一条第一項によるものとする。

(四) 助役の定数 二人(ただし、一任期間とする。)

(五) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係村の一般職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の職員および合併功労者は別に考慮する。退職手当についても同様とする。

3 職員の給与は、合併関係村間の不均衡を調整し、その他の身分取り扱いに關しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

4 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に左記に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 昭和二十九年七月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

イ 昭和二十九年二月末までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

ウ 昭和三〇年六月末までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二二五

(六) 部落連絡員の設置に関する事項

合併関係村の嘱託員(部落駐在員)を、次のとおり整備する。

高戸 六人 樋島 六人 大道 七人

(七) 行政財産、一般基本財産、特別基本財産および負債の帰属処分に関する事項

1 行政財産は、いっさい新村に引き継ぐ。

2 一般基本財産は、いっさい新村に引き継ぐ。

3 負債(一時借入金を除く。)は全部新村に引き継ぐ。

(八) 漁業権の保障に関する事項

合併関係村の漁業権は、合併後においても従来の権利を相互に遵守し、これを侵害しないものとする。

(九) 村税その他の滞納整理に関する事項

村税の収入未済分は、合併前日までに八〇パーセントこれを整理するよう措置しなければならない。

(一〇) 村および字の名称に関する事項

合併関係村の新しい村および行政区を次のように設置する。

設置する村および字の名称

龍ヶ岳村大字高戸 龍ヶ岳村大字樋島 龍ヶ岳村大字大道

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
高戸村	辻本 市造	中園 光義	鬼塚 澄人	宮崎喜代治	堀川 盛太
樋島村	森 国久	安本 弥助	朝井 和彦	桑原 勝記	北時 鉄憲
大道村	福岡猪一郎	—	福岡 勝男	鬼塚栄八郎	岩本安太郎

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)			前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 高等学校 千円	中学校 以上 千円	官 公 署	業態の割合						面積 平方 メートル	戸 数	人 口	区 分	
	計 千円	その他 千円	農 産 千円								釦 産 千円	業態			業態						
												計 人	その他 人	農 業 人	計 人	その他 人					商 工 業 人
10,216	4,600	3,050	3,550	4,564	5,267	1,231	2,231	1	3	6	5,331	2,466	2,785	1,362	895	477	27,511	1,662	9,391	龍ヶ岳村	
28,520	20,300	4,800	3,420	13,210	18,866	3,644	12,244	1	1	2	1,611	703	909	289	205	84	6,251	473	2,626	高戸村	
48,600	12,000	5,600	32,000	22,269	16,733	6,477	8,900	1	1	2	1,499	760	709	1,027	690	377	3,731	599	3,551	樋島村	
25,070	13,300	1,650	200	12,364	1,778	331	327	1	1	2	2,231	954	1,267	36	1	36	6,544	600	3,052	大道村	
																					合併村

宇 城 市



(市 役 所)

一 概 況

宇城市は、平成一七年一月二五日、宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の五町が合併し誕生した。東西約三二キロメートル、南北一四キロメートルと東西に長い形状で、人口は六一、八七八(平成二二年国勢調査)、面積は約一八九平方キロメートルである。

熊本県のほぼ中央、宇土半島の南部から九州山地の山裾に位置し、北は熊本市及び宇土市、東は美里町及び甲佐町、南は八代市及び氷川町、西は上天草市と接している。また、西の三角岳(四〇六メートル)、柴尾山(三五九メートル)と大部分が小山脈、丘陵地帯と平野部にあり、浜戸川、大野川、砂川などの河川が有明海、不知火海に向かって流れている。温暖な気候に加え、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市的機能を併せ持ったバランスの取れた地域である。

交通機関では縦軸に国道三号と九州縦貫自動車道が走り、市中央には松橋インターチェンジを有する。さらにJ R鹿児島本線松橋駅・小川駅、横軸には国道二一八号、二六六号とJ R三角線が走り、上天草市を望む西岸には三角港を有し、県中央部の交通の一大結節点として機能している。

市中心部の松橋地域や大型ショッピングモールを有する小川地区を中心に、商業面での発展も著しい。

農業では、山間部でのミカン、デコボンなどの柑橘類の栽培、平野部での米、い草などの栽培、メロン・梨・桃・栗・柿などの果樹や園芸など、温暖な気候と地形に応じた、多様な産物に恵まれている。

名所旧跡としては、天草五橋の一号橋である長さ約五〇〇メートルの天門橋、全国で唯一現存する石積埠頭を持つ明治期に築造された三角西港、八朔(旧暦八月一日)の深夜、不知火海に現れる幻想的な「不知火」、幾何学模様の線刻と丹彩がある装飾古墳である宇賀岳古墳、鉄眼禅師で有名な三宝寺、熊本県指定史跡となっている浄水寺跡(延歴九年(七九〇)、天正九年(一五八一)に阿蘇家の重臣甲斐宗運と相良義陽が戦った古戦場の響が原など、多彩な地域資源を有している。特に、「不知火」は全国的に有名であり、毎年、八朔の深夜、不知火海に妖しい謎の火が現れ、漆黒の海に明滅し、あるいは燃えるが如く、互いに離合集散す

る様は、まさしく神秘の火にふさわしい霊火である。この夜は、九州各県はもとより、全国各地から観光客が訪れる。

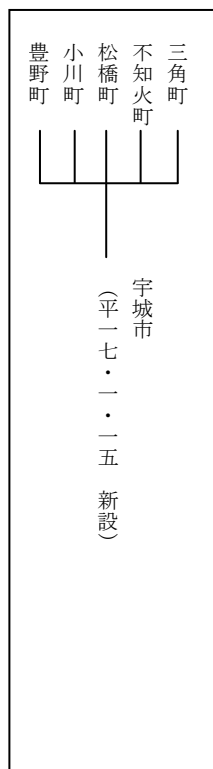
二 市名の由来

宇城西部五町合併協議会において、平成一四年一月から平成一五年一月にかけて候補名を一般公募し、県内外から四、六一六件（一、九五五種類）の有効応募があった。これを基に、各町及び新市名候補選定小委員会における選考を経て、「宇城市」「うき市」「中九州市」、「肥後市」の四候補に絞られ、最終的には、合併協議会において新市の名称は「宇城市」に決定された。

五町は宇土郡、下益城郡に位置していたが、元来、当該地域を広く「宇城」と呼ぶことが住民に広く定着しており、一般公募においても最多の得票数であった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 宇土郡三角町

昭和三〇年二月一日、旧三角町、郡浦村、大岳村、戸馳村の一町三村が合併してできた町で、有明海、不知火海に突出した宇土半島の先端部に位置し、面積は約四八平方キロメートルである。近年は、東西の港を中心とした内外貿易と観光、果樹栽培と施設園芸を柱としている。

(二) 宇土郡不知火町

昭和三二年九月三〇日、宇土半島の南岸に位置する不知火村と松合町が合併

してできた町で、面積は約二九平方キロメートルである。産業としては、農業・漁業が営まれ、果樹栽培が盛んであった。観光では幻想的な「不知火」で全国的に知られる。

(三) 下益城郡松橋町

昭和二九年一月一日、旧松橋町外三村の合併、また昭和三〇年一月の宇土市との境界変更によりできた町で、面積は約三八平方キロメートルである。農業に加え商工並進の町で、平成の合併時には人口や地勢面で合併関係市町村の核となる地域であった。

(四) 下益城郡小川町

昭和三三年三月三十一日、下益城郡の南端に位置する旧小川町、益南村、海東村の合併によりできた町で、面積は約四二平方キロメートルである。主要産業は平坦地における農業であったが、近年、大型商業施設の進出などにより、商業面も伸びを見せた。

(五) 下益城郡豊野町

明治二二年四月に七村合併により誕生した豊野村は、昭和の合併を経ずに近年に至り、平成二二年七月一日に町制施行した。面積は約三二平方キロメートルである。米作のほか、施設園芸などが盛んに行われている。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、三角町・不知火町・松橋町・小川町の四町合併が示され、豊野村については、東隣の下益城郡中央町及び砥用町との三町合併が示されていたが、豊野町は、地域の中核的な町であった松橋町を志向する町民の声が強いとの判断から、先述の四町に対して合併枠組みへの参加を打診した。四町側もこれに応じ、平成一四年一月、五町による任意の合併協議会が設置された。

平成一四年四月に法定協議会に移行して更に協議を重ねた後、平成一七年一月一五日、新市「宇城市」が誕生した。（第二編「宇城地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

- (一) 合併の方式 新設（対等）合併とする。
- (二) 合併の期日 合併の期日は、平成一七年一月一日とする。
- (三) 新市の名称 新市の名称は、「宇城市」とする。
- (四) 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

 - 1 新市の事務所の位置は、松橋町大字大野八五番地とする。
 - 2 現在の三角町、不知火町、小川町、豊野町のそれぞれの役場の位置に支所を置く。
- (五) 財産及び債務の取扱い

現在の不知火町松合出張所の位置に、当分の間、出張所を置く。

 - 3 現在の不知火町松合出張所の位置に、当分の間、出張所を置く。
- (六) 財産及び債務の取扱い

財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 公有財産については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 2 物品については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - 3 共通の基金額については、各町各基金の額を確保する。また、その他の基金については、合併時の保有額を持ち寄る。
- (七) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。（略）
- (八) 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、現在の各町の議員は、合併後一年三か月間、平成一八年四月三〇日まで、引き続き新市の議会議員としての身分を有する。
- (九) 地方自治法第九一条第一項第七号の規定に基づく議会議員の定数については、二十八人とする。ただし、合併後の最初の一般選挙に限り、その定数は三〇人とする。
- (一〇) 公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けない。
- (一一) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 新市の農業委員会委員の任期については、新市に一つの農業委員会を

- 置き、五町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで引き続き新市の農業委員会委員としての身分を有する。
- 2 農業委員会委員の選挙による委員の定数は二〇人とし、その選挙については、選挙区を設ける。選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。
 - 三角町四人、不知火町三人、松橋町五人、小川町六人、豊野町二人
- (九) 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

 - 1 個人市民税については、次のとおりとする。
 - ①納税義務者、税率（所得割）及び納期（特別徴収）については、現行のとおりとする。
 - ②税率（均等割）については、地方税法第三一〇条の規定により年額二五〇〇円とする。
 - ③徴収方法については、集合徴収とし、納期については、六月から翌三月までの一〇期とする。納期限については、各月末日とする。ただし、一二月にあつては二六日とする。
 - 2 法人市民税については、現行のとおりとする。
 - 3 軽自動車税については、次のとおりとする。
 - ①納税義務者、税率及び身体障害者減免については現行のとおりとする。
 - ②納期については、五月一日から五月三一日までとする。
 - ③弁償金については、松橋町の例による。
 - 4 町たばこ税、釧産税及び入湯税については、次のとおりとする。
 - ①たばこ税については、現行のとおりとする。
 - ②釧産税については、現行のとおりとする。
 - ③入湯税については、次のアからウまでのとおりとする。
 - ア 納税義務者については、三角町の例による。
 - イ 税率については、三角町の例による。
 - ウ 課税免除については、不知火町の例による。
 - 5 固定資産税については、次のとおりとする。

①納税義務者、課税標準、税率、免税点及び地積については、現行のとおりとする。

②納期については、四月、七月、十二月、二月の四期とし、納期限については各月末日とする。ただし、一二月にあつては二六日とする。市内に住所を有する個人に対する徴収方法については集合徴収とし、その納期については、六月から翌三月までの一〇期とする。その納期限については、各月末日とする。ただし、一二月にあつては二六日とする。

③土地・家屋の評価については、専門業者に委託するなどを含めて新市において調整する。

④固定資産税の減免については、豊野町の例による。

⑤誘致企業に対する固定資産税の減免については、次のア及びイのとおりとする。

ア 期間は、三か年度とする。

イ 工場等の指定は、次のア、イ及びウに定める工場等を対象とする。

(ア) 農村地域工業導入促進法第一〇条、過疎地域自立促進特別措置法第三一条、半島振興法第一七条の適用を受ける施設を有し、市が誘致した工場等

(イ) 前号に規定する工場等以外のうち、新設され又は増設される一の工業生産設備で設備投資の取得価額の合計額が三〇〇〇万円を超え、かつ、これを当該事業に供したことに伴つて増加する雇用者(日々雇い入れる者を除く)の数が七人を超える者を有する工場等。ただし、既に指定された工場等が増設する場合に限つては、構成する建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具器具及び備品の取得価額の合計額が一〇〇〇万円を超える場合に適用するものとし、増加雇用者数の規定は除外する。

(ウ) 市との進出協定を終えた工場等

⑥総合保養地域における固定資産税の不均一課税については、三角町の例による。

6 特別土地保有税については、次のとおりとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
豊野町	長田 政敏	瀧下 好輝	北岡 暉正	深田 義實	村田 幸博
小川町	松永 信雄	佐伯 榮一	飯田 精也	坂田 清一	米村 和雄
松橋町	松田 利康	—	林田 敏嗣	沖村 昭夫	豊田 紀代美
不知火町	森 茂之	浦上 皓二	村崎 美孝	楠田 浩	深水 格
三角町	吉田 等	—	古田 俊一	鯛瀬 優一	有馬 俊一

①納税義務者、課税標準、税率については、現行のとおりとする。

②免税点については、五、〇〇〇㎡とする。

(一〇) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

2 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

(一一) 地域審議会の取り扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく「地域審議会」については、新市において設置する。なお、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、次のとおりとする。(略)

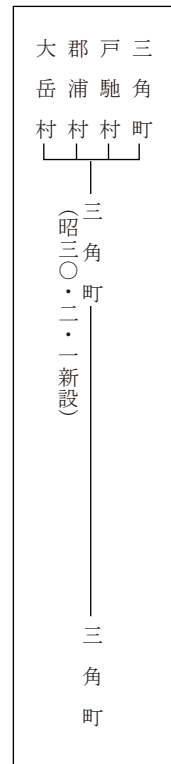
5 合併時の関係町の現況表

区 分	宇城市	合 併 関 係 町				
		三角町	不知火町	松橋町	小川町	豊野町
人 口(人)	六四四五二	一〇、二五五	九、九四四	二五、三七七	二三、九四四	五、一六二
戸 数(戸)	二二、〇七六	三、五九七	三、三九七	八、三九五	四、一七三	一、五九四
面 積(㎡)	一八、一五	四八、三〇	二八、八三	三八、一五	四、六九	三、一五四
業 態						
第一次産業(人)	六、三二〇	一、六三〇	一、〇〇七	一、三六七	一、六〇〇	六〇六
第二次産業(人)	八、一六〇	九七一	一、三三二	三、四五〇	一、七五一	七五七
第三次産業(人)	一、六九八	二、四九	二、五九三	七、三三九	三、四五一	一、一五六
の割合						
計	三二、三三八	五、〇〇〇	四、八三三	二一、四四六	六、八〇二	二、五九九
中学校以 上 中学校	五	一	一	一	一	一
中学校以 上 高等学校	二	〇	〇	一	一	〇
市町村税納税額(百万円)	五、三三二	七、〇五	八、〇	二、三三二	一、〇九五	三、〇
前年度予算総額(百万円)	二八、二八一	七、四〇二	四、三三三	八、〇〇五	五、三三四	三、一八七
生産額						
第一次産業(百万円)	一、一〇二	三、六九四	一、七七一	二、九五五	二、六三三	一、〇二九
第二次産業(百万円)	五、〇三八	四、一七七	一、七五五	二、三九六	六、八八五	三、六五五
第三次産業(百万円)	一、四〇三	二、〇九五〇	一、三、六九	六、七、三八	三、〇、九四六	七、三、〇
計	二、〇、五、四二	二、八、八二	二、七、三五	九、四、三九	四、〇、四、六三	一、一、九、〇四

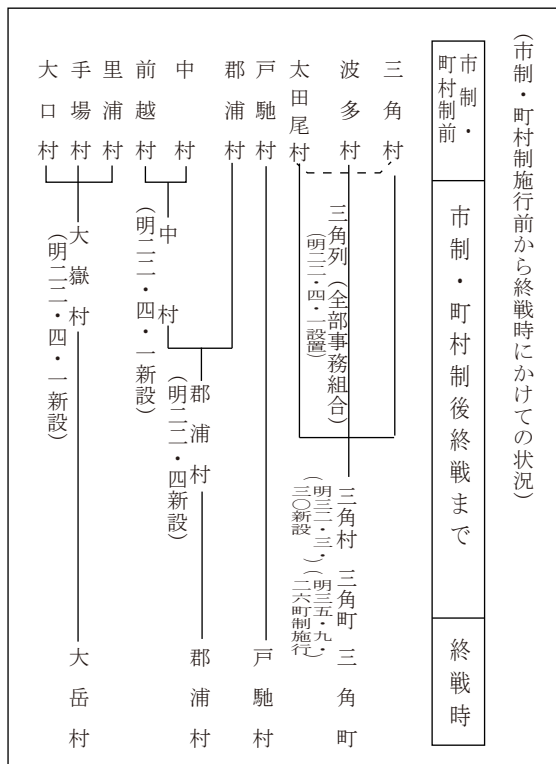
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧宇土郡三角町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 三角町

本町地域は、明治五年(一八七二)長浜、網田、下網田、赤瀬、戸口浦の各

村とともに第三九大区第五一七小区に編入されたが、七年四月、第一〇大区第七七小区にまとめられた。一二年三月、大小区制を廃止して三角浦、太田尾、波多三か村を一行政区域とし、その戸長役場が三角浦村に置かれた。一七年四月、三角浦、太田尾、波多の三か村に中村、郡浦、前越、戸馳の四か村を加えて七か村を一行政区域とし、戸長役場を中村に置いたが、一九年三角港築港工事の進捗とともに戸長役場を三角浦村に移した。二一年従来の行政区域を変更し、三角浦村、太田尾村、波多村、戸馳村の四か村で一行政区域を形成し、戸長役場を三角浦村に置いた。翌二二年四月、町村制の施行の際、従来の四か村のうち戸馳村を除き、三角浦、太田尾、波多三か村は組合村を組織したが、三二年三月、三か村が合併して三角村となり、さらに三六年三月、町制を施行して三角町となった。

(一) 戸馳村

旧藩時代は郡浦手永惣庄屋の下に島の庄屋がいてその手によって治められた。明治六年(一八七三)以降郡浦と合併したり分離したりを繰り返したが、二二年独立で田井浦、内潟堂の峯の区域が戸馳村に固定した。

(二) 郡浦村

八代県の頃、里浦村とともに第三九大区一〇小区となったが、明治七年(一八七四)の大小区の改正で第一〇大区八小区に編入された。一二年には中村、前越、里浦の三村と一行政区域となり、一七年には中村列(七村)に含まれた。二二年町村制の施行により郡浦は独立一村となり、中村、前越村が合併して中村となり、さらに、三二年四月、郡浦、中の二か村が合併して郡浦村となった。

(四) 大岳村

明治一二年(一八七九)大口村、手場村、大見村を一行政区域とし、里浦村は郡浦、前越、中村とともに一行政区域とされたが、一七年には大口、手場、里浦、大見の四か村が手場村列となり戸長役場が置かれた。その後、二二年四月町村制の施行により里浦村、手場村、大口村の三か村が合併して大嶽村となった。なお、大見村はこのとき、松合村、永尾村と合併して松合村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

県の合併試案は、三角町、郡浦村、戸馳村の三か町村を一地区とし、大岳村は

隣接の松合町および不知火村との合併が考えられていた。しかし、大岳村は松合、不知火両町村との合併をきらい、三角地区との合併を強く要望した。一方、三角地区においては特別な問題もなく合併気運の盛りあがりを見せ、大岳村の加入についても別に異論はなかった。昭和二年(一九五四)六月、四か町村合併促進協議会を結成し、以来半年にわたり審議検討を重ねた結果、翌三〇年二月一日を期し、新三角町が発足した。旧三角町は重要港湾三角港の所在地であり、国際観光ルートの主要地点としても知られていたことから新町名も「三角町」となった。なお、四か町村合併にあたり、新町発展の一方策として次の要望事項が県に提出された。

(一) 道路の整備

- 1 三角、郡浦、大岳を結ぶ南岸道路の路線改修を要望する。
- 2 三角、太田尾、赤瀬を結ぶ北岸道路の舗装を要望する。
- 3 戸馳、三角間の架橋事業を県営で実施することを要望する。

(二) 産業の振興

- 1 現在、新農村建設計画の指定を受けている三角町区域の、さらに新町全域への拡大を要望する。
- 2 果樹試験場分場を三角町に設置せられたい。
- 3 遠洋漁業に対する助成金を要望する。

(三) 全日制高校の設置

- 1 三角町に全日制高等学校を設置せられたい。

(四) 家畜保健所の設置

- 1 家畜保健所を新町に設置せられたい。

(五) 県営船舶給水施設の町営移管

- 1 三角町東港にある県営船舶給水施設を町営に移管されるよう要望する。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 三角町、戸馳村、郡浦村、大岳村を合併し、町とする。
- (二) 実施の時期 昭和三〇年二月一日
- (三) 新町名 町名は「三角町」とする。
- (四) 役場の位置

- 1 役場所在地は、宇土郡三角町大字波多二二三番地の一とする。

2 役場の建物は、昭和三〇年度に新築することとし、その竣工まで間は
駅裏建築中の事務所において執務するものとする。

(五) 役場出張所

現戸馳村、郡浦村、大岳村、三角町西港に各出張所を置き、当分の間左記の
事務を行なうものとする。

- 1 戸籍に関する事務
- 2 証明に関する事務
- 3 配給に関する事務
- 4 徴税に関する事務
- 5 厚生に関する事務
- 6 土地、家屋に関する事務

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は、昭和三〇
年四月三〇日までとする。

(七) 議員選挙区 選挙区は設けない。

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を一六人とし、昭和三
〇年一〇月三一日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、昭和三〇
年一〇月三一日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職
務にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身
分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額
に左記に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- ① 昭和三〇年二月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の二〇〇
- ② 昭和三〇年四月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

③ 昭和三〇年七月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 部落連絡員の設置

合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統
合整備する。

(一三) 資産および負債

- 1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。
- 2 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

- 1 現在の四か村の消防機材、器具は新町に引き継ぐ。ただし、これが管
理維持等については当分の間従来の慣行とする。
- 2 三角町新庁舎に消防団の本部を置く。

3 団長の下に副団長四人を置き、分団数及び団員数は現在のままとする。

(一五) 事業

各町村における土木、耕地その他各種継続事業および既定計画事業は継続し
て行なうものとする。

(一六) 左記団体の早期統合をあっせんする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業共済組合
- 3 漁業協同組合
- 4 青年団
- 5 婦人会
- 6 体育会
- 7 商工会
- 8 その他

(一七) 町民税の賦課率

昭和二九年度は現在のままとし、昭和三〇年度以降は均一賦課率とする。

(一八) 大字および字の名称

三角町、郡浦村、大岳村の大字および字は、現在のままとし、戸馳村は、大
字戸馳を新設する。

(一九) 無灯火部落の解消 解消に努力する。

4 合併時の三役及び正副議長

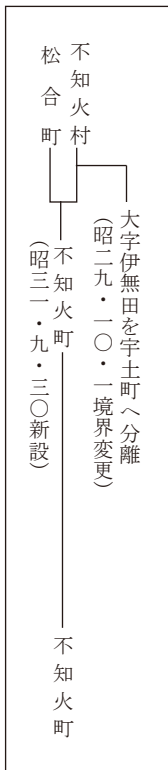
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
三角町	石見 隆之	尾山 宗男	浦本 源蔵	佐々木龍三	馬場 吉津
戸馳村	佐藤鶴亀人	—	大賀 勤	佐藤 重蔵	尾山 直幸
郡浦村	前田 秀光	坂本亥之吉	坂本 徳蔵	木村 義久	新野 日吉
大岳村	高浜 末熊	中山 厚	木下 平吉	橋本末次郎	西山 勇吉

5 合併時の関係町村の現況表

区	分	三角町	合併町村			
			三角町	戸馳村	郡浦村	大岳村
人	人口	一八四九七	二九六六	四六三二	二、三八八	
戸	数	三五九	五一	八七	四八	
面	積 平方	四・八七	七・七〇	一七・九二	一〇・〇〇	
業態	商工業	二、二六九	一、五四一	四〇	二五	
	その他	四八三	三、三五	九七	五	
計	人	七、〇〇〇	一、〇〇〇	九五二	一七三	

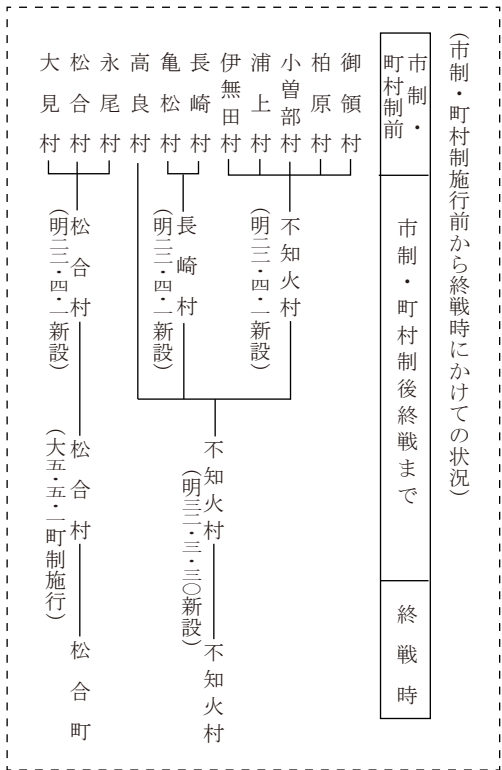
1 【旧宇土郡不知火町における合併の歴史】

終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



生産額	計	農 産	鉦 工 産	その他	前年度予算総額	市町村税納税額	県 税 納 税 額	国 税 納 税 額	上の学校	中学校		官 公 署	の割合		
										高 等 学 校	中 学 校		計	農 業 人	その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	校	署	人	人	人
五八、一三	三三、〇〇	三五、七五	一、三三六	三、三〇〇	八〇、三〇六	二、三、一四	六〇、七	一七、〇三四	—	—	—	二、五	二、八三〇	三、八四	八、六四四
三二、四〇	一九、〇〇	二七、〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	三五、三七五	一五、〇〇〇	五二、六四	一四、〇七一	—	—	—	一、六	三、七五	一、六九八	二、〇二七
五二、六〇〇	五、〇〇〇	四六、三〇〇	三〇〇	三〇〇	八三、八四	二、七、七	三八	六四一	—	—	—	四	一、九五六	八〇	一、八七六
一四八、四九	二五、〇〇〇	二二、七九九	六、六〇	—	二、一、二〇三	五、三、八三	三五	一、八四二	—	—	—	四	三、五八四	四七〇	三、二四
七六、九三	—	六五、六七	一、二、七六	—	一五、三、八四	三、五、六	二〇	四八〇	—	—	—	三	二、七、五	六、三八	一、六、七

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 不知火村

旧藩時代、伊無田、柏原、小曾部、御領、高良の各村は、松山手永の下に、浦上、長崎、亀松の各村は、郡浦手永の下にあって、それぞれ庄屋によって治められていた。明治四年(一八七一)七月の廃藩置県により熊本県(五年、白川県と改称)に属したが、同年一月に八代県に属し、里正を置いて、これを治めた。さらに六年、白川県(九年、熊本県と改称)に合併された。七年の大小区の改正後は、第一〇大区のうち、旧松山手永に属した村は第一一小区に、旧郡浦手永に属した村は第一〇小区となり、一二年の郡区町村編制法施行のとき、伊無田村は松山、境目、東松崎の各村と、柏原、小曾部、御領、高良の各村は松橋町と、また、浦上、長崎、亀松は三か村で、それぞれ一行政区域をなし、本村の地域は、三つの行政区域に分かれ、民選の戸長によって治められた。一七年、伊無田村を除く七か村が御領村列として一行政区域となり、官選の戸長が置かれたが、二二年の町村制の施行の際長崎、亀松の二か村が合併して長崎村が、御領、柏原、小曾部、浦上、伊無田の五か村が合併して不知火村が、それぞれ設置され、高良村はそのまま独立した。

その後、三二年三月三〇日、不知火、長崎、高良の三か村が合併して、不知火村となった。

(二) 松合町

幕末より明治初年にかけて永尾、松合、大見ともに、松山手永の下にあり、庄屋によって治められていたが、明治三年(一八七〇)七月、庄屋を改めて里正を置いた。五年四月、里正を廃して戸長が政治を行なうこととなったが、一二年、松合、永尾が一戸長役場の行政区域に、人見、大口、手場とともに一行政区域となった。二二年四月、町村制の施行の際、永尾、松合、大見の三か村が合併して松合村となり、その後、大正五年(一九一六)五月、町制を施行して松合町となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年(一九五三)一〇月五日、不知火村、松合町、大岳村の三か町村の長、助役、正副議長および各種団体の長などが松合公民館に集まり、県からの合併試案である三か町村合併についての説明を聞き、三か町村の合併を協議したが、その後、大岳村はこの地区との合併を好まず、三角町ブロックとの合併を推進することになった。

そこで、不知火村および松合町は、二か町村を推進することになったが、地理的条件と財政規模の不均衡等により協議は暗礁に乗りあげた。

翌二九年一月、不知火村は、松合町からの申し出により両町村の三役、正副議長および地方事務所長などをまじえて県の合併試案について懇談を行ない、さらに、同年二月、村議会議員、部落代表、各種団体の長を集めて第一回の村民懇談会を開き、町村合併促進法ならびに宇城地方の合併気運および合併の状況等を説明した。このときの村民の大勢は、松橋町ブロックとの合併の意見が多かった。

同年三月一日、不知火村は、前回と同じメンバーを集め県からも出席して第二回の村民懇談会を開いて懇談を行なった結果、村長、村議会議員三人、学識経験者五人の合計九人をもって構成する任意の町村合併促進委員会を設置し、これによって合併の促進をはかることになった。合併促進委員会は、三月一七日、第一回の会議を開催し、合併交渉のため松橋ブロックの松橋町、当尾村、豊福村、豊川村の四か町村に、村議会議員、各委員会および協議会等の委員を派遣すると

ともに、松合町に対しても同メンバーを派遣することを決めた。

続いて三月二十七日、第二回の促進委員会を開いて、先の松橋ブロック関係町村訪問の状況を検討した結果、再度、松橋ブロック関係町村を訪問することを決め、四月五日に開かれた松橋地区町村合併促進協議会に不知火村合併促進委員が出席して、松橋ブロック不知火村合併に対する意向を質した。これに対して松橋地区町村合併促進協議会は、既定の方針で合併を進める考えを示し、不知火村の加入については難色を示したので、不知火村の松橋ブロック合併は前途多難の様相を呈するに至った。その翌日、さらに第三回の促進委員会を開き、松橋ブロック関係町村住民の意向調査に乗りだすことを決めた。

四月一六日、不知火村公識者全員と各部落より代表一〇人以内の参集を求めて第四回の促進委員会を開き、委員長がこれまでの経過を報告したあと、懇談を行なったが意見がまとまらず、促進委員会は、引き続き松橋ブロック合併への努力を継続することになった。

五月五日、第五回の促進委員会を開き、松橋ブロック合併再検討のため村議会議員全員を促進員に委嘱し、同月一五日、促進委員と促進員との合同協議会を開くことにしたが、この日、松合町から代表三人が不知火村を訪れ、松合町が不知火村と合併する意思のあることを正式に伝えた。

松合町では、県の合併試案である不知火村、松合町、大岳村三か村合併の構想が大岳村の離脱により壊れたあとは、不知火村との合併を唯一の目的として、その時期がくるのをひそかに待っていたという状態であった。

前回の促進委員会の決定どおり、五月一五日、不知火村は促進委員と促進員との合同協議会を開き、松橋町議会議員二人と松合町から二人の関係者が出席し、それぞれ意見を交換した。このころ、松合町では不知火村の松橋ブロック合併への熱意が強固なものであることを察知し、不知火村とともに松橋ブロックへの合併促進に動きはじめた。すなわち、代表者が、松橋ブロック四か町村の有力者を波状的に訪問し、松合町の松橋ブロック合併へのあつせんを依頼した。

五月一九日、不知火村では促進委員と促進員との第二回の合同協議会を開いたが、前回の協議会において、不知火村の松橋ブロック合併へのあつせんを約束した松橋町議会議員からは何らの回答もなく、松橋ブロック合併への進展のきざしはみえなかった。

五月二四日に至り、松橋町議会議長ほか議員六人が不知火村を訪れ松橋町ほか三か町村は不知火村との合併を正式に拒絶することの態度を明らかにした。これと時を同じくして、松合町へも松橋町議会議員が訪れ、松合町の松橋ブロック合併を正式に拒絶した。これにより、事態は急激に変化したものの、不知火村はなお、松橋ブロックとの合併意欲を捨てず、さらに松橋町との合併について県に善処方を要望した。

六月二四日、第六回の促進委員会を開き、委員長からこれまでの経過報告を受けたあと、今後の対策のため、さらに七月一七日に村民懇談会を開くことを決めた。

これに基づき同一七日、第七回の促進委員会を開き、引き続き村内の代表者約三〇〇人を集めて、合併村民懇談会を開いた結果、村民の世論を調査するため、(一)村単独でいくか、(二)松合町と合併するか、(三)宇土町と合併するか、(四)その他、の四項を印刷したカードを有権者全員に配布し、記名式住民投票を行なうことになった。

なお、不知火村大字伊無田地区は、宇土町編入の要望が強かったため、二九年九月一日、同地区の境界変更の議決がなされ、一〇月一日をもって宇土町へ編入された。

一〇月三日、不知火村は、第八回の促進委員会を開き、続いて、第五回村民懇談会に移り、住民投票による世論調査の結果を発表した。その結果は、次のとおりである。

投票総数

村単独でいく	三三三三票
松合町と合併する	九八一票
宇土町と合併する	一〇二三票
その他	六六五票
松橋町と合併する	五三四票
その他	一九票
無効	一一票

この結果、促進委員会は、「村の最高議決機関である村議会の良識に一任する。」

ということを全会一致で決定し、促進委員会を解散した。こうして不知火村の松橋ブロック合併への望みは断たれ、事態は全く白紙にかえった。

その後、一〇月一日、松合町より三役および正副議長が不知火村を訪れ、不知火村と合併したい旨の意思表示を行なったので、不知火村長は、同月一三日の村議会の席上、「松合町と一応合併して、しかるのちに次の事態を考慮してはどうか。」と発言し、事態は、不知火、松合の二か町村合併の方向に動きはじめた。

翌三〇年一月一七日、促進法に基づく二か町村合併促進協議会が設けられ、事務局を不知火村役場に置き、両町村合併の事務を進めることとなった。ところが、松橋町に接している不知火村大字御領の一部住民が、「松合町合併反対」、「分村を認めろ」、「促進法による分村へ」、「松合町との合併反対、松橋町との合併促進」等と書いた無数ののぼりを押し立てて、合併事務局のある不知火村役場に押しかける等の反対運動が起こった。このため、村当局はこのように根強い松合町との合併反対を無視して、なおかつ合併事務を進めることは、ますます住民の感情を刺激し、将来にしこりを残す結果ともなると考え、一応事態を静観することとし、合併事務局を一時間閉鎖することにした。

この松合町との合併反対の根拠は、財政規模が小さく、自主財源に乏しい松合町と合併することは、不知火村にとって大きな負担を背負うことになり、新町の発展は期待されないということであったが、さらに、不知火村と松合町が合併した場合、両町村のうち最も大きな部落である大字松合と大字高良および御領が町の東部と西部に分かれ、その間の距離が八キロメートル近くも隔てるので地理的にも不自然な状態になり、両町村の融合を阻害するのではないかとということもあった。

その後、町村合併促進法の適用期限である昭和三二年九月三〇日を目前にして、県のあつせんにより、不知火、松合両町村合併の話合いが急ぎよ行なわれたが、九月二三日に至り、文字どおり土壇場の両町村合併促進協議会が開かれた。協議会は、その日の深夜まで続けられた結果、合併の重要条件である新町の名称、役場の位置など合併の諸条件を決定し、松合町議会はその夜、不知火村議会は明け二四日、それぞれ招集され、ともに合併の議決を行なって、同年九月三〇日、新不知火町が誕生した。

因みに、「不知火」の名は、景行天皇の伝説にちなんでつけられたものである。

すなわち、景行天皇は、熊襲征伐のため九州へ遠征されたが、熊襲打伐後、鹿児島の大隅を経て人吉盆地を通り、日奈久の海岸から船に乗って火の国へと進まれた。途中で陽が沈み、あたりはますます暗さを増し、進むことも引くこともできず、どこに船を着けようかと迷われた。丁度このとき、海上はるかに怪しい火が見えたので、天皇はその火をめざして進まると、ようやく岸に着くことができた。そこで天皇は、村人に「この村は何という村か。」と尋ねられると、「八代のあがた豊村」（今の松橋町豊福）と答え、さらに、「あの火は何の火か。」と尋ねられたが、誰も答えるものがなかったので、天皇は、「これは人間の火ではあるまい。主のない火であろう。このような霊火があるから、この国を火の国というのであろう。」といわれ、以来、この主知らずの火を「不知火」と呼ぶようになったと伝えられている。

このように、「不知火」の名は、関係住民に古くから親しまれ、また、全国的にも有名であったので、新町名も「不知火町」と決定された。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 不知火村、松合町を合体し、町とする。
- (二) 実施の時期 昭和三一年九月三〇日
- (三) 新町名 「不知火町」
- (四) 役場の位置 当分の間、不知火村大字高良二七一〇番地とする。
- (五) 役場出張所 松合町役場を出張所とする。
- (六) 議員の任期 合併の日より一年間、引き続き在任するものとする。
- (七) 議員の選挙区および定数

新町発足後、合併関係町村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数を左記のとおりとする。

- | | | | |
|--------|----|-------|----|
| 不知火選挙区 | 八人 | 松合選挙区 | 七人 |
|--------|----|-------|----|
- (八) 農業委員会委員の任期 合併の日より昭和三二年七月一九日まで在任するものとする。
 - (九) 助役の定数 一人とする。
 - (一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱
- 合併の際、現にその職にある一般職の職員は、引き続き新町の職員としての

身分を保有し、勤務年数は継続する。

合併の日より一年以内に退職した者に対しては、国家公務員の例によつて退職手当を支給する。

(一一) 部落嘱託員の設置

当分の間、現在のみまとし、将来必要に応じて統合整備する。

(一二) 財産および負債

1 合併関係町村の財産は、無条件で新町に提供する。

2 合併関係町村の負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一三) 消防団の統合

1 合併関係町村の消防機械器具は、新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを購入する。

2 不知火町に消防団の本部を置き、合併関係町村に分団を設置する。

3 分団数および団員数は、当分の間、現在のみまとする。

(一四) 事業

合併関係町村における土木、耕地その他各種事業および既定計画事業は、継続して行なう。

(一五) 左記の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、漁業協同組合、農業共済組合

青年団、婦人会、商工会、体育会

当分の間、合併関係町村の漁業協同組合は、組合員の資格に関し、その制限を存置する。

(一六) 町村税の賦課率 三か年以内に均衡を失しないよう調整する。

(一七) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のみまとする。

(一八) 無灯火部落の解消に努力する。

4 合併時の三役及び正副議長

5 合併時の関係町村の現況表

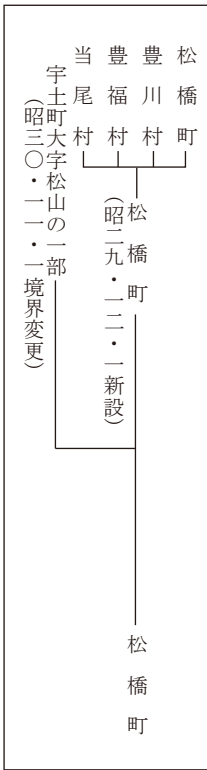
県 税 納 税 額 千 円	国 税 納 税 額 千 円	官 公 署		業 態 の 割 合				面 積 平 方 料	戸 数 戸	人 口 人	区 分			
		中 学 校 校	高 等 学 校 校	の 業 態		都 市 的 業 態					不 知 火 町	合 併 町 村		
				計 人	農 業 人	商 工 業 人	都 市 的 業 態 の 他 人						不 知 火 村	松 合 町
二六七三	八五	一〇	二	六六三	一八九七	四七四	五三五	四六八	七七	二九三三	二二〇六	一六七八	五二八	
一八四	六六七	一	一	四八九	九七三	三三四	二四九	二〇四八	四四	一五〇八	一八八	一四二四	一〇三五	
一八四	一四四	一	一	二四三	九四	一三八	二八六	二五〇	二六	一四二四	一〇三五	一四二四	二五〇	

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
不知火村	片岡政次	堀内政五郎	辛川直喜	宮崎嘉明	横山光右衛門
松合町	河野仁	松村善兵衛	松浦寛	中川政次	中川義雄

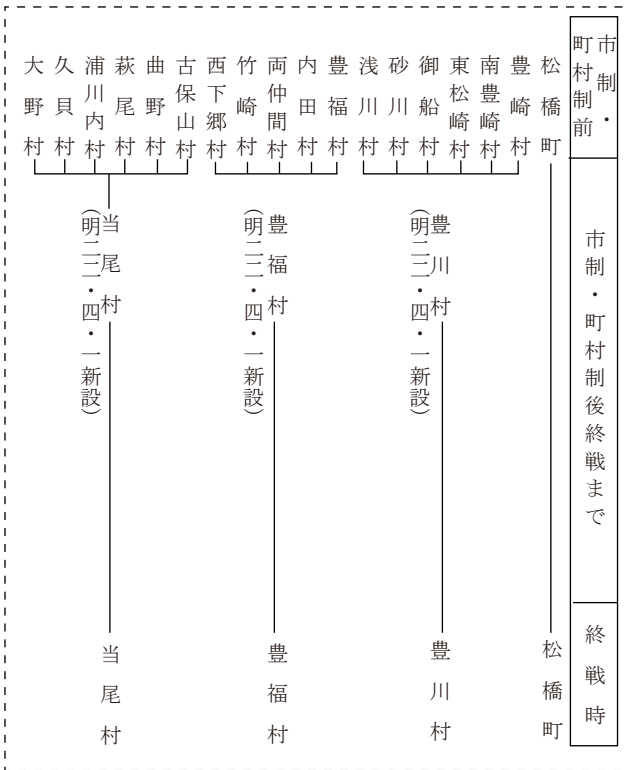
市町村税納税額		千円	千円	千円
前年度予算総額		三四三〇	一八一九	一六一六二
会社工場事業場(資本金五百万円以上)		—	—	—
生産額	鉦工産	一八八五	一〇〇〇	一七八七五
	農産	一九二三	一五三〇〇	四五二三
	その他	二八五四	八七〇〇	三、五〇〇
	計	三五五七	二四、〇〇〇	九四五七

【旧下益城郡松橋町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 松橋町
 旧藩時代は河江手永に属していたが、明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第一〇大区第一小区に属し、一二年には郡区町村編制法の施行により、大野村とともに、現在の不知火町の柏原、御領、高良地区と同じ行政区域に属していたが、一七年の改正により大野村ほか九村とともに一行政区域となった。その後二二年の町村制施行に伴い独立村となった。
 「まつばせ」という町名の源は明らかでなく、確かな根拠もないが古老からの言い伝えによれば、次のとおりである。
 松橋方面の台地と、宇土半島の台地や山岳地帯との間、すなわち不知火町一

五社、柏原、小曾部およびその北方有明海に開ける一条の水田地帯は、昔細長い瀬戸であり、不知火海と有明海はこの瀬戸で連なり、宇土半島は宇土島であった。この瀬戸が「松葉の瀬戸」と呼ばれていたらしく、「まつばのせと」が「まつばせ」となり「松橋」になったのであろうといわれている。

(二) 豊川村

徳川時代に干拓された新地で、直接には河江手永の管轄に属し、豊崎、御船、南豊崎、浅川、砂川および東松崎の区域がそれぞれ村をなしていた。明治三年（一八七〇）藩政改革に際し、各村に与長を置き、その上に里正があつて統治した。

明治二年の郡区町村編制法施行の際の行政区画は、豊崎、御船、南豊崎、東松崎、西下郷および久具の六か村の区域と浅川、砂川、新田出および住吉の四か村の区域とに分かれていたが、その後一七年の区域の変更により、本村地域は松橋町列に加えられた。二二年町村制施行により豊崎村ほか五か村が合併して豊川村となった。

(三) 豊福村

旧藩時代は河江手永に属し、豊福、竹崎、両仲間、内田および西下郷の各地区がそれぞれ村をなしていた。

明治二年（一八七九）郡区町村編制法施行の際は、内田、豊福、竹崎および両仲間の各村は浦河内村と行政区区域を同じくし、一方、西下郷村は久具、豊崎、御船、南豊崎および東松崎の各村と同じ行政区区域に属することとなったが、一七年区域変更によつて、豊福村など四か村は、曲野村列に、西下郷村は松崎町列に加えられた。二二年の町村制施行により、豊福村ほか四か村が合併して豊福村となった。

(四) 当尾村

旧藩時代は河江手永惣庄屋の支配を受け、曲野、古保山、萩尾、浦川内、久具および大野の区域ごと庄屋があつてそれぞれ村をなしていた。その後、明治三年（一八七〇）の藩政改革により里正によつて総括されることになったが、五年には里正が廃止されて戸長によつて治められることになった。一二年郡区町村編制法施行により、曲野、古保山、萩野は三か村で、浦川内は豊福村ほか三か村と、久具は西下郷ほか四か村と、また大野は松橋ほか三か村とそれぞれ一

行政区区域となったが、一七年改正されて曲野、浦川内、豊福、古保山、内田、両仲間、萩尾および竹崎の八か村が一行政区区域となり、一人の戸長によつて統治され、一方、久具、大野の両村は松橋町ほか七か村と一行政区区域をなし、他の戸長によつて治められていた。二二年の町村制施行により、曲野村ほか五か村が合併して当尾村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

松橋町ほか三か村合併 この地域は、従来から学校、伝染病院を共同設置しており、また地理的条件、経済的条件等からみても一つの地区としてのまとまりをもち、住民の人情風俗も類似している等、合併への条件が整っていたといえる。促進法の施行に伴う県の合併試案も松橋町、当尾村、豊福村および豊川村の四か町村合併を予定し、この試案に基づき関係四か町村の合併問題が協議されることになった。

関係町村の協議にあたっては、別段特記するほどの問題はなかつたが、昭和二年（一九五四）三月下旬に、不知火村から合併加入の申込みが行なわれ、また、同年五月には松合町からも合併加入の申込みがなされた。しかし、松橋地区の大勢は、不知火村、松合町の加入をあらゆる面から適当と考えず、五月下旬正式に両町村の合併加入を拒否した。

このように四か町村の合併はさして問題もなく、二九年一月一日をもつて新松橋町の発足をみるに至つた。

宇土郡との境界変更 宇土町のうち、大字松山の岩谷、国嶽および外野の各地区は、地理的および経済的な条件により早くから松橋町への編入を希望していたが、新松橋町が発足したあと一段と編入の気運が高まり、宇土町と協議の結果、昭和三〇年（一九五五）一月一日をもつて同地区は境界変更により松橋町に編入された。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 松橋町、豊川村、豊福村、当尾村を合体し町とする。
- (二) 実施時期 昭和二九年一月一日
- (三) 新町名 町名は「松橋町」とする。

(四) 役場の位置

- 1 役場の所在地は、下益城郡松橋町字大道三九五番地の一とする。(現在地は、松橋町大字大野八五番地)
- 2 建物は昭和三〇年度に新築することとし、それまでの間は松橋町役場にて執務する。

(五) 役場出張所 出張所は設けない。

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その任期は在任期間とする。

(七) 議員の選挙区 選挙区を設けるものとする。

(八) 農業委員会の委員の任期、定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二七人とし、昭和三〇年五月三十一日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を、四人とし、任期は、議会議員の任期と同様とする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和二十九年二月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の二〇〇

2 昭和三〇年二月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一六〇

3 昭和三〇年五月末日までに退職の申出をした者一〇〇分の一三〇

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 部落連絡員の設置

合併関係の嘱託員はこれを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統合する。

(一三) 資産および負債

- 1 各町村有資産は、無条件で新町に提供する。
- 2 各町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

- 1 現在の四か町村の消防機械、器具は新町に引き継ぎ、ガソリンポンプを購入する。
- 2 松橋町に消防団の本部を置き、各町村に分団を設置する。
- 3 分団数および団員数は、当分の間現在のままとする。

(一五) 国民健康保険

豊福村、豊川村健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町発足後三か年以内において全区域内に実施するよう考慮する。
村民税の賦課率については、均一課税とする。

(一六) 事業

各町村における土木・耕地およびその他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一七) 次の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、体育会、商工会、その他

(一八) 町民税の賦課率

均一課税とし、標準税率以上とする。ただし、旧豊福村に対しては、三か年開通減額で調整する。

(一九) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

(二〇) 無灯火部落の解消

4 合併時の三役及び正副議長

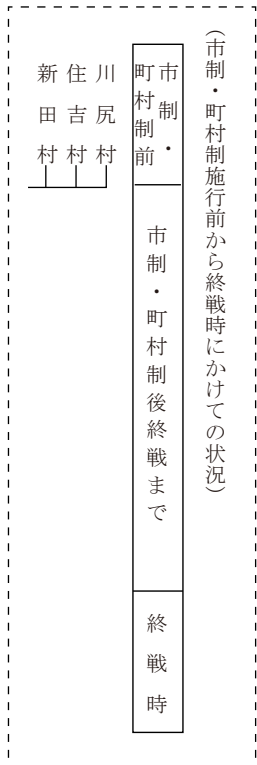
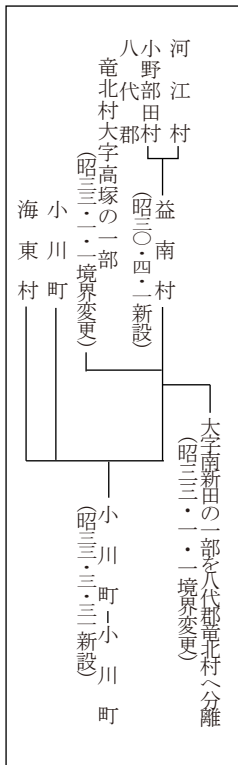
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
松橋町	浜田 政雄	上田 恵一	緒方 隆	米沢 次一	坂口宇之助
豊川村	上原 茂	岡崎美代次	関 鉄蔵	吉田 長雄	池上 重茂
豊福村	福田 典蔵	蔵岡 範三	揃田 清一	村上 二男	島田 清一
当尾村	池上 巖	北岡 秀雄	上野 定雄	丸目寿一郎	吉田 末人

5 合併時の関係町村の現況表

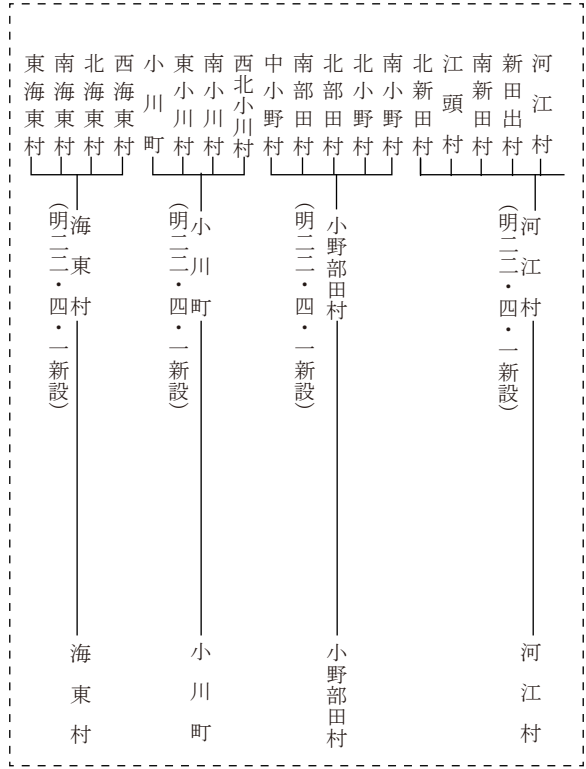
区 分	人 口	戸 数	面 積 平方料	業 態 別 人 数				官 公 署	中 学 校	高 等 学 校	国 税 納 税 額 千円	県 税 納 税 額 千円		
				都 市 的 業 態		そ の 他 の 業 態								
				商 工 業	そ の 他	農 業	そ の 他							
松橋町	一八三五	三三〇	四・〇二	一四七	二二〇	二五〇	五六六	一〇〇三	一五六七	三	二	一	二二三九	五八八
松橋町	四一九	八八	一・五	一〇六	一	一〇六	二九	二八四	三二五	三	一	一	三三六	三八四
豊川村	四〇五七	六五	二二七九	五九	一五〇	二〇九	一、八四〇	二〇〇八	三三八	一	一	一	四三三	三二四
豊福村	四六一	七五	二・三四	一四五	七五	八〇	一、四三七	二三四	三七一	一	一	一	三八〇	四六
当尾村	五三四	九七	一六・三	二九	二六	四七	二〇四	二八二	四八六	一	一	一	一五〇〇	一三四

【旧下益城郡小川町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



生産額	市町村税納税額		前年度予算総額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)
	千円	千円		
計	四二、三〇〇	三〇、七六六	六六、五〇〇	一
農産	四〇、七〇〇	七、四六七	二、三五七	一
工業	二、〇〇〇	八、三三三	一、二二〇	一
その他	五〇〇	六、九五六	一、三六九	一
計	四二、三〇〇	一七、三三四	一、五六三	一



(一) 河江村

旧藩時代は、河江手永惣庄屋の支配を受けた。明治七年（一八七四）の大小区制においては、白川県第一二大区に属し、南新田、新田、川尻、住吉、新田の五か村が第二小区に、江頭、河江、北新田の三か村が第三小区になった。一二年、郡区町村編制法の施行により、本村の地域は二つの行政区域に分かれた。すなわち、新田、南新田、川尻、北新田、江頭、河江の六か村が一区と、新田出、住吉は、浅川、砂川とともに一区となって、それぞれに戸長役場が置かれたが、一七年の行政区の改正により、川尻など八か村が一行政区域となつて、二二年の町村制施行による合併の基礎をなした。

(二) 小野部田村

旧藩時代は、河江手永惣庄屋の管下にあった。明治七年（一八七四）の大小区制においては、第一二大区第三小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、北小野村、中小野村、南小野村、南部田村、北部田村の五か

村が同一行政区域に編制され、戸長役場の統治下に置かれることになった。二二年、町村制施行に伴ない、この北小野村ほか四か村が合併して小野部田村となった。

(三) 小川町

旧藩時代は、河江手永惣庄屋の管下にあった。明治四年（一八七一）七月、廃藩置県により下益城郡は、熊本県に編入され、さらに同年十一月、八代県となつて区制が布かれた。八代県は、六年一月、一年二か月にして白川県に合併されたが、本町の地域は白川県第三七大区の第二一、二三小区に属し、七年の改正で第一二大区の第三小区、第四小区となった。一二年、郡区町村編制法が施行されると、本町の地域は二つの行政区域に分けられ、小川町と西北小川村、東小川と南小川の両村がそれぞれ一行政区をなしたが、一七年にこの両区は合わせて一行政区に修正され、二二年の町村制施行に伴う小川町合併の基礎をなした。

(四) 海東村

旧藩時代は、河江手永に属し、上江頭に会所を置く惣庄屋の支配を受けた。明治三年（一八七〇）、庄屋は里正に改められ、本村の地域は、東海東および北海東、南海東および西海東にそれぞれ里正が置かれて村政が行なわれた。七年の大小区制においては、小川町の一部とともに第一二大区第四小区に編入され、同一戸長の統治を受けた。一二年、大小区制が廃止され、郡区町村編制法が施行されると、北海東および東海東、南海東および西海東がそれぞれ一行政区域となつて戸長役場が置かれたが、一七年に両区域は一区域にまとめられ、二二年の町村制の施行に伴い、四か村が合併して海東村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

小川、海東、河江および小野部田の四か町村は、従来から小川町を経済の中心とした一ブロックを形成しており、人情、風俗等も類似していた。このため四か町村の執行部および議会は、四か町村合併を目途として昭和二八年（一九五三）九月の上旬に、最初の四か町村合併促進協議会を開催したが、町村合併促進法制定に伴ない発表された県の合併試案でも、この四か町村合併が考えられていた。その後、事務局においては、四か町村合併議案の作成、行財政の現況調査等、

四か町村合併の準備が進められていったが、協議が重ねられていくうちに、小野部田、河江の両村内に、小川町、海東村との合併に反対し二か村のみで合併しようとする声もあがった。この小野部田、河江両村の動きに対して、小川町は、四か町村合併ができない場合は、海東村を除いた三か町村合併という線もちだしたが、小野部田、河江の二か村合併の意向は意外に強固なものであった。

一方、海東村は、小川地区との合併ができない場合は、地形的な関係で他地区との合併も望めない状況にあったため、なんとか四か町村合併を実現したいという意向が強く、再三にわたって既定方針どおり四か町村合併の実現を主張した。

益南村の誕生 このように四か町村合併の計画は、途中で挫折し、小野部田、河江の二か村合併の動きが、具体化してきた。昭和二十九年九月一日、二か村合併促進協議会が設置され、その日の協議会で、翌三〇年四月一日をもって二か村が合併し、益南村として発足する等の主要事項が決定された。その後、二十九年二月までの間に数回にわたり協議会が重ねられた結果、一月五日両村議会において合併の議決がなされ、三〇年四月一日をもって益南村が発足した。

小川町の誕生 益南村の合併議決がなされた昭和二十九年二月以降しばらくの間は、小川町、海東村においても合併の動きは休止の状態であったが、翌三〇年六月、県の主催により益南、小川、海東の三か町村合併懇談会が開かれた。この席上で、小川町、海東村は極力三か町村合併を主張したのに対し、益南村にはしばらく現状維持を主張する者と、村民の世論があれば合併の考えもあるという者があつたが、結論としては、三か町村合併に努力することを申し合わせた。

その後、小川町および海東村はそれぞれ独自の立場で、益南村に対して合併の働きかけを行ない、県においても合併呼びかけのパンフレットを三か町村に配布するなど合併促進を図った。

しかし、益南村における意見の対立ははげしく、益南村と小川町だけの二か町村合併案、あるいは、いずれの町村とも合併しない案等の意見も強くなり、もはや議会および執行部だけでは態度を決定しかねる状態になる一方、小川町および海東村からの呼びかけもますますはげしくなった。三二年一月一六日、県は、三か町村合併についての知事勧告をだしたため、益南村もいよいよ態度を決定しなければならなくなった。そこで、益南村は、最終的には住民の世論をまつほかないとして住民投票が考えられたが、この投票についてもその結果を心配する者

もあり、住民投票を実施するか否かについて論議された。結局、同年三月一日、住民投票が行なわれ、合併賛成一、二〇五票、合併反対一、八六四票で合併反対が強く、心配された事が事実となった。このような状況から、一月にだされた知事勧告に対して、益南村としてはこれ以上合併を推進することは困難であるとして、県の合併計画の変更を要望したが、小川、海東の両町村では、同年四月、それぞれ三か町村合併の議決をして、その旨を県に報告した。

しかし、益南村の住民投票の結果により、合併促進の動きはその後しばらく休止状態になったが、県ならびに小川町、海東村は、なお三か町村合併を希望し、三二年一〇月に入り、三か町村の長および議長長の六者会談が開かれ、再び合併への動きが開始された。

このころになると、益南村における合併反対の意見も大分やわらぎ、同年二月には、第一回の三か町村合併促進協議会が開催されるに至った。その後、数回にわたり協議会が重ねられた結果、三か町村合併という基本方針にはさほど反対はなく、ただ、合併条件について多少の論議があつた程度で、三三年三月二日をもって新小川町が発足をみた。

益南村と竜北村との境界変更 小川町の誕生より前の昭和三十三年（一九五八）一月一日、益南村と八代郡竜北村との間に、土地改良事業の結果、境界を明確にするため境界変更がなされたが、この変更地区には居住する者もなく別に問題はなかった。

3 合併条件および協定事項

河江村、小野部田村の合併

- (一) 合併形式 合体合併
- (二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新村名 村名を「益南村」とする。
- (四) 役場の位置

 - 1 下益城郡河江村南新田四七七番地、現河江村役場を増築し充てる。

- (五) 役場の出張所 出張所は設けない
- (六) 議員の任期

河江村および小野部田村議会の議員は、町村合併促進法第九条第一項の規定

に基づき昭和三〇年四月二十九日まで在任するものとする。

(七) 議員の選挙区 選挙区は設けない。

(八) 合併関係町村の職員的身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新村の身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に、次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和三〇年四月末日までに退職した者一〇〇分の二〇〇以下

2 昭和三〇年六月末日までに退職した者一〇〇分の一六〇以下

3 昭和三〇年九月末日までに退職した者一〇〇分の一三〇以下

特別職の退職者は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

(九) 助役の定数 一人とする。

(一〇) 部落連絡員の設置

合併関係町村の嘱託員は当分現在のままとし、将来事情に応じ統合整備する。

(一一) 資産および負債

1 両村有資産は、無条件で新村に提供する。

2 両村有負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一二) 国民健康保険

小野部田村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新村発足後三か年以内に全区域に実施するよう考慮する。

(一三) 事業

両村における土木、耕地その他の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一四) 団体の統合を左のとおりあつせんする。

1 益南村婦人会の設置について

昭和三〇年四月一日、益南村婦人会を設置し、その支部として益南村西部婦人会と益南村東部婦人会を置くものとする。

2 益南村青年団の設置について

昭和三〇年四月一日、益南村青年団を設置し、その分団として益南村西部

青年団と益南村東部青年団を置くものとする。

3 益南村消防団の設置について

昭和三〇年四月一日、益南村消防団を設置し、その分団として益南村西部消防団と益南村東部消防団を置くものとする。

(一五) 農業協同組合の名称変更を、左のとおりあつせんする。

河江村農業協同組合を益南村西部農業協同組合、小野部田村農業協同組合を益南村東部農業協同組合と改称するものとする。

(一六) 農業共済組合の名称変更を、左のとおりあつせんする。

河江村農業共済組合を益南村西部農業共済組合、小野部田村農業共済組合を益南村東部農業共済組合と改称するものとする。

(一七) 村民税の賦課率 均一課税とし、標準税率以上とする。

(一八) 大字および字の名称

両村の大字および字はの名称は、現在のままとする。

(一九) 保育所の設置

昭和二九年年度において小野部田村に保育所を設置し、昭和三〇年四月一日より河江村保育所を益南村西部保育所、小野部田村保育所を益南村東部保育所と命名するものとする。

(二〇) 河江橋より守山八幡宮に至る県道の幅員の拡張

(二一) 昭和三〇年度において、河江村小学校の第二校舎および家事室を改修する。

(二二) 上住吉より沖塘に通じる村道の幅員(一メートル)の拡張

(二三) 河江村巡査駐在所より県道までの側溝工事の実施

(二四) 清兵衛橋の改修

(二五) 長右衛門橋の改修

(二六) 事業計画の実施割合 河江村七・小野部田村三

益南村ほか二か町村の合併

(一) 合併の形式 小川町、益南村および海東村を合体し、町とする。

(二) 実施の時期 昭和三三年三月三十一日

(三) 新町名 町名を「小川町」とする。

(四) 役場の位置

熊本県下益城郡益田村大字南新田四七六番地とする。

(五) 議員の選挙区および定数

1 議員の定数は、一八人とする。

2 新町発足後、旧町村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数を次のとおりとする。

小川選挙区 五人 益南選挙区 九人 海東選挙区 四人

(六) 選挙による農業委員会委員の定数

選挙による農業委員会委員の定数は、一八人とする。

(七) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定の例により、町村合併の際現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の退職手当に関しては、関係町村間の均衡を失しないよう別途考慮する。

(八) 資産および負債

1 合併関係町村有資産は、無条件で新町に引き継ぐ。

2 合併関係町村有負債は、無条件で新町に引き継ぐ。

(九) 国民健康保険

益南村国民健康保険事業は、町村合併促進法第一八条の規定の例により存続し、新町発足後三年以内において全区域に実施するよう考慮する。

(一〇) 町民税の賦課率

新市町村建設促進法第二二条の規定を適用し、三か年以内に均衡を失しないよう調整し、昭和三六年度より均等課税する。

(一一) 大字および字の名称

合併関係町村の大字および字は、現在のままとする。

(一二) 中学校の統合 中学校は、合併後統合するものとする。

益南村ほか二か町村合併における議会の議決を要する協定事項

(一) 合併形式 益南村の既定事実を認めた対等合併とする。

(二) 町長職務執行者 職務執行者は、現益南村長とする。

(三) 臨時教育委員の定数 定数は五人とし、次のとおりとする。

小川町二人 益南村二人 海東村一人

(四) 選挙管理委員会委員の定数 定数は三人とし、次のとおりとする。

小川町一人 益南村一人 海東村一人

(五) 協議委員会の定数

定数は三三人とし、次のとおりとする。ただし、会長は益南村委員をもって充てる。

小川町八人 益南村一七人 海東村八人

(六) 職員の定数および給与

1 職員の定数は、益南村定数条例による人口比率を基準とする。その割合は次のとおりである。

益南村一八人（職員一人当り人口五〇九・八人） 人口八、六六六人

小川町一一人（現員一五人） 人口五、二四一人

海東村九人（現員一四人） 人口四、二三五人

ただし、人口は昭和三〇年一〇月一日の国勢調査による。

2 職員の整理は、合併前にそれぞれの町村において行なうものとする。

給与については合併前に調整する。

(七) 財産処分 財産区は設定しない。

(八) 中学校の統合 統合を原則とし、教育委員会にはかる。

(九) 役場出張所

役場出張所は置かない。ただし、海東村に駐在職員を置くことを考慮する。

(一〇) 町村民税の賦課率

海東村の町村民税の賦課率は、不均一課税を適用し、昭和三三年度より昭和三五年度までとする。

課税率は、昭和三二年度税率の割合とする。

(一一) 合併の実施時期

合併の期日は、昭和三二年度中、その期日については関係町村長、議長に任ずる。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 河江村、小野部田村の合併

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
河江村	桑原 俊雄	江口 勝義	三川 登	坂田伊太郎	森田 初次
小野部田村	吉村 運藏	江村 勝記	井尻 秀雄	吉田弥生人	稼 光五郎

(二) 益南村ほか二か町村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
益南村	桑原 俊雄	吉村 優	平田 貢	野田 保	宮本 繁次
小川町	遠山 敬吉	柏原 留己	佐野 敏人	吉富 達雄	柏原 静樹
海東村	松永 民雄	吉迫 利春	松崎 豊藤	河瀬 一夫	上田 英道

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 河江村、小野部田村の合併

区 分	益南村		合併町村	
	人口	戸数	河江村	小野部田村
人	八七四七	一三九五	五七七七	二九七〇
戸			九二〇	四八五
面積	一四・七四		七・八八	六・八六

(二) 益南村ほか二か町村の合併

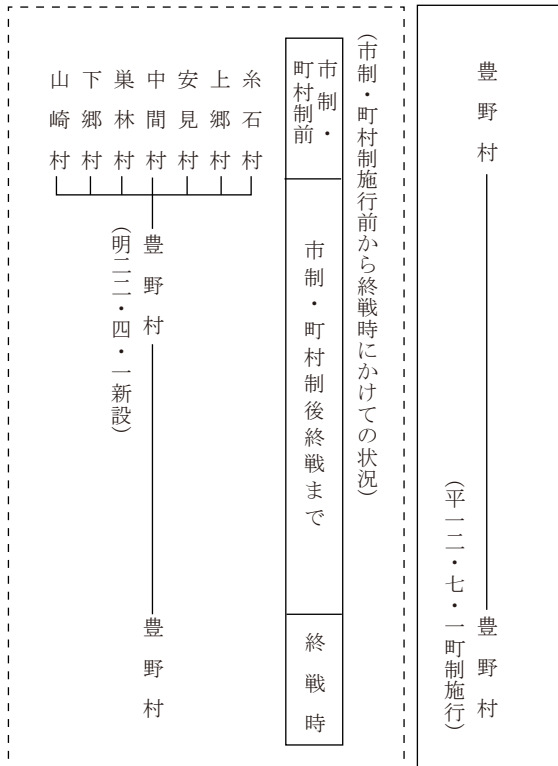
区 分	関係町村		
	小川町	益南村	海東村
人口	一八三四四	五三四三	四三三〇

生産額	官 公 署		中学校以上		国 税		県 税		市 町 村 税		前 年 度 予 算 総 額		会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)		業 態 の 割 合	
	計	その他	高 等 学 校	中 学 校	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	計	その他	都 市 的 業 態		
														農 業	商 工 業	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人
二七〇六二	一五七〇五	七四八九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九四三	二九七〇
二〇〇〇	八〇〇〇	二二〇〇													一、四九三	五〇六
二四九三五	一八七七五	六、六四七													六、九三三	二、四六四
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一
一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇													三、三六	一

生産額	戸		会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校		官公署	産業の割合			面積	戸数		
	計	その他						農業者	計		その他	商工業者	積			平方	料
計	八六、六三三	二、六五〇	一	六四、九三三	三、四四四	四、九八八	一、七三六	一	二	九	一五、三〇〇	二、六五五	二、九四四	四、〇一八	三、〇四六		
その他	四、一〇〇	六〇〇		一、九〇七	一、〇二七	三、三三七	九、七〇〇				二、六五五	七、七五	二、六二八	五、七九	九、三一		
農産	四、九〇九	九、五九〇		二、八七四	一、八〇五	一、五四九	七、二七七				八、四五五	一、五三三	三、六	一、六三三	一、四〇〇		
鉱工業	三七、三三〇	二、五〇〇		一、七六七	六、二八二	一、九二	四三				四、三三〇	三、八四二	一	一、八七三	七、五		

【旧下益城郡豊野町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



旧藩時代、安見村、山崎村、糸石村および巢林村は豊田組、下郷村、中間村および上郷村は小熊野組と称して、ともに中山手永に属し、堅志田会所惣庄屋の管下であった。明治四年（一八七二）の廃藩置県の際、両郷とも八代県に属し、里正によって政治が行われていた。六年に八代県は白川県となり、豊野組、小熊野組をあわせて戸長によって治められることになった。七年の改正大小区制においては、第九大区第一〇小区に属した。その後、一二年に豊田郷、小熊野組の各村は一旦別個の行政区を形成したが、一七年には再び合併して一行政区となり、二二年の町村制施行により豊田組、小熊野組の七か村が合併して豊野村となった。旧地名から豊田組の「豊」と小熊野組の「野」の各一字をとり、「豊野」の村名にしたといわれている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五四）に町村合併促進法が制定された際、村内の一部には隣村中山村との合併の意思もあったようであるが、地理的条件等により合併は困難な状況であった。

しかも、当時は人口も八、〇〇〇人以上あり、県の合併試案でも単独村として残されたものである。

その後、平成一二年七月に、町制を施行するに至っている。

阿^あ
蘇^そ
市^し



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年二月一日、一の宮町、阿蘇町、波野村の合併により、人口二八、四四四（平成三二年国勢調査）、面積約三七六平方キロメートルの阿蘇市が誕生した。

阿蘇市は、九州の中央、本県の北東部に位置し、阿蘇五岳（根子岳・高岳・中岳・杵島岳・烏帽子岳）の北面、周囲約一二〇キロメートルに及ぶ広大な阿蘇カルデラの中心部から東・北・西の外輪山一帯に広がる原野を占めている。北は阿蘇郡産山村及び南小国町、大分県日田市と、南は阿蘇郡高森町及び南阿蘇村、東は大分県竹田市、西は菊池市及び菊池郡大津町と接する。阿蘇は、九州の水瓶と呼ばれ、筑後川、菊池川、白川、緑川、五ヶ瀬川、大野川など九州を代表する河川の源流部にあり、市の中央部を神話に彩られた白川の支流である黒川が西に向かって流れている。豊富な降雨量と阿蘇火山の噴火で出来た地下水を涵養するに適した地層によって渓谷の湧水や平野部の自噴井が随所に見られるなど火山の恩恵から優れた景観や環境のみならず水にも恵まれた地域でもある。

地形的には、世界最大級のカルデラは、比較的平坦地になっている阿蘇谷と、東部は、起伏に富み傾斜地が多い山林原野、北から西にかけては草原が連なる外輪山地域とで構成されている。

産業としては、阿蘇の景観を活かした観光産業が大きい。また、平野部では、本県有数の水田地帯に稲作、トマト、メロン、苺などが栽培され、東部の高原地帯ではキャベツ、大根などの高冷地蔬菜の栽培による農業が営まれ、山麓牧野では褐毛和牛（あか牛）などを主とする畜産業が盛んで、また、周辺山間部では林業が行われている。

交通は、熊本と大分を結ぶJR豊肥本線（赤水、市ノ川、内牧、阿蘇、いこいの村、宮地、波野、滝水の八駅）と、国道五七号が東西に市中央部を横断、また別府から湯布院、九重を経て本町に至る九州横断道路（やまなみハイウェイ）も通る。この他、菊池市に通じる県道四五号（菊池阿蘇スカイライン）、小国を経て日田に通じる国道二二二号、阿蘇山への登山道（阿蘇パノラマライン）、根子岳の麓を経て高森町へ通じる国道二六五号など県境を抱える交通の要衝となっている。

観光面や名所旧跡は、熊本県というより九州、日本を代表する観光地であり、

世界文化遺産登録、世界ジオパーク認定などを目指す阿蘇火山、屏風のように切り立って屹立する外輪山、牧歌的な原野が続く草原等枚挙に暇がない。外輪山各所に設けられた展望所からの眺望は殊に絶景、特に、大観峰からの展望は壮観である。また、当地域は、阿蘇くじゅう国立公園に指定され、ミヤマキリシマ、ハルリンドウやスズランなど、希少な野生植物が数多く自生している。明治三〇年に湧き出したという内牧温泉を始め、市内各地に湧出する温泉（足を運ぶ観光客も多い。また、国立阿蘇青少年交流の家などの研修施設やパラグライダーなどのスカイスポーツ、豊かな食と農を組み合わせた体験型観光にも近年人気が集まっている。阿蘇に春の訪れを告げる大草原の野焼き、往生岳の火文字焼などイベントも多種多様である。

合併前の一の宮町は、全国に五〇〇を超える末社などを有する肥後一の宮、官幣大社に列せられていた格式の高い阿蘇神社の鎮座する地であり、阿蘇神社には阿蘇開拓の祖（神武天皇の孫の健甕龍命）など二神が祀られ、年間を通じて行われる国指定重要無形民俗文化財「阿蘇の農耕祭事」など、神事も数多く門前町も湧水を活用したまちづくりが進んでいる。

阿蘇山上の古坊中は、昔時、高僧最栄が、一庵を構えたことから我が国の僧侶山伏の修験道場として俗にいう三六坊五二庵の寺院が建てられ聖武天皇の勅願道場として隆盛を極めたとされ、中国の明の永楽帝より寿安鎮国山の山号を贈られたが、戦国時代に灰燼に帰し、現在は山麓の坊中の西願殿寺が当時の名残を留めている。

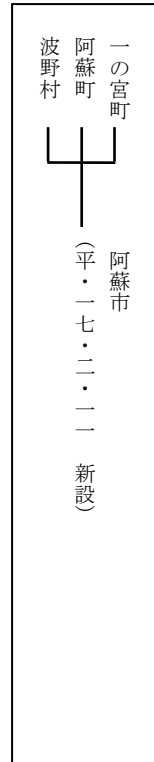
また、市東部にある波野地区は、神楽の里であり、道の駅波野「神楽苑」には、神楽の定期公演や資料館があり、そば打ち体験もできるようになっている。

二 市名の由来

「阿蘇市」という新市名称は、阿蘇中部四町村での協議が行われていた平成一五年五月の任意協議会の場で決定されたが、世界的な知名度を誇る阿蘇山を擁する当該地域においては、「阿蘇」の名が広く地域住民に浸透しており、協議の場では各町村から異論もなく、満場一致でこれに決した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係町村の状況



(一) 阿蘇郡一の宮町
昭和二九年四月一日、宮地町、坂梨村、古城村、中通村が合併してできた町で、町の大部分は阿蘇谷の平坦地にある。面積は約一〇六平方キロメートルである。

(二) 阿蘇郡阿蘇町
昭和二九年四月一日、内牧町、黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村が合併してできた町で、一の宮町同様、阿蘇五岳と外輪山に南北を挟まれた平坦地を有する。面積は約一九九平方キロメートルである。

(三) 阿蘇郡波野村
明治二二年、波野村、新波野村、中江村、滝水村、小池野村、赤仁田村、小園村の合併により誕生し、以後単独村制のまま近年に至った。村全体が阿蘇外輪山の東部高原地帯にあり、面積は約七一平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の阿蘇中北部の六町村が合併パターンとして示され、これを一つの叩き台として検討が進んだが、平成一四年春に至り、一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村の中部四町村と、小国町、南小国町の北部二町という枠組みに収斂してきた。

このうち前者については、平成一四年八月、四町村での合併任意協議会がスタートしたが、約一年後の平成一五年九月、合併により地域の埋没などを懸念した

産山村が、この合併枠組みから離脱したため、残る三町村は、産山村に慰留するとともに、産山村の参加が難しいのであれば、三町村での協議を継続することで合意し、平成一七年二月一日に阿蘇市が誕生した。(第二編「阿蘇地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

一の宮町、阿蘇町、波野村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日 合併の期日を平成一七年二月一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称を「阿蘇市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 新市の事務所の設置方式については、本庁方式(集中方式)とする。

2 新市の事務所の位置については、一の宮町大字宮地五〇四番地の一(現在の一の宮町役場)とする。

3 現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。

(付帯事項)

①道路アクセス(通称八メーター道路)の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立ち上げ、県への働きかけを強化することとする。

②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながらないよう平成一七年二月一日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起らないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討することともに、合併推進債等の有効財源活用により整備することとする。

③人口の見地からみて、庁舎の位置調整を円滑に進め庁舎の利活用の頻度及び他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備・建設を検討することとなっている文化ホール(公民館を含む)については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。

④一の宮町の現庁舎を改築・改修し本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築及び改築を講ずることとする。

ととする。

(五) 財産及び債務の取扱い

五―一 財産区等

1 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮町の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。

2 部落有林等(純部落有林を除く。)については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。

3 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

五―二 基金等

1 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。

2 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成一四年度決算後の標準財政規模のそれぞれ一五%を寄附るものとする。

3 債務については新市に引き継ぐものとする。

(六) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、合併後二年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

2 新市においては、公職選挙法第一五条第六項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。

3 選挙区の設置は一期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町八人、阿蘇町一五人、波野村三人とする。また、二期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数二六人とする。

4 投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

(八) 農業委員会の定数及び任期の取扱い

1 農業委員会の設置について

新市に一つの農業委員会を設置する。

2 農業委員会の選挙による委員の定数について

新市における選挙による委員の定数は三〇名とする。

3 農業委員会の選挙による委員の任期について

三町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

4 選挙区の設置について

特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。選挙区毎の定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区九名、黒川選挙区六名、内牧選挙区三名、
山田選挙区三名、永水・尾ヶ石選挙区五名、波野選挙区四名

(九) 地方税の取扱

1 三町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。
イ 固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。
ウ 入湯税の税率及び納期については阿蘇町の例による。

2 国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

3 納税組合については、存続させるものとする。納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

4 個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

(一〇) 一般職員の身分の取扱

一般職の身分については、次のとおりとする。

1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。

2 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者を上限とするともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。

4 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
一の宮町	渡邊 力丸	—	古市 陸男	家人 哲也	宮崎 昭光
阿蘇町	河崎 敦夫	松尾 征毅	松村 勝美	松永 勲	家人 澄雄
波野村	市原 新	—	甲斐 誠一	水野 日出男	古澤 國義

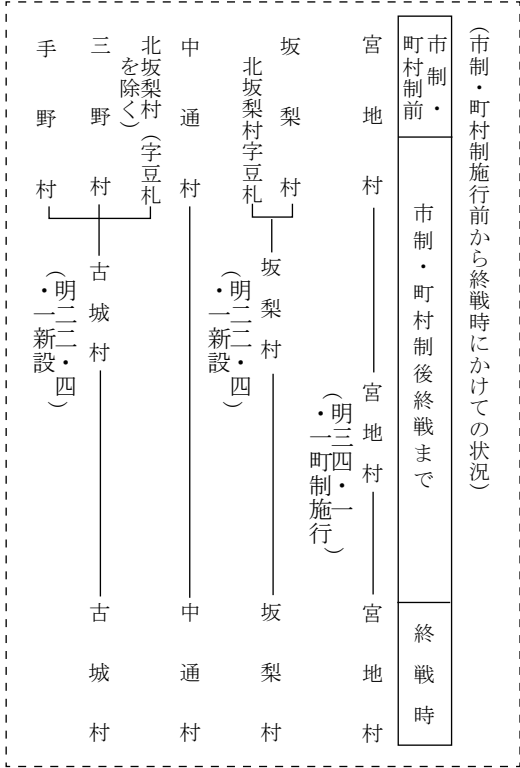
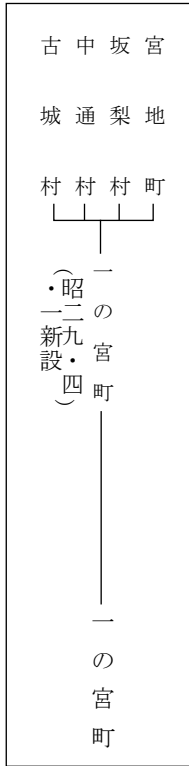
5 合併時の関係町村の現況表

区 分	阿蘇市		合併関係町村	
	人口	面積	阿蘇町	波野村
	(人)	(km ²)		
人	三〇,四五七	一〇,〇五四	一八,六六七	一,七六六
戸 数	九,九七四	三,三六一	六,〇八三	五,五〇〇
面 積	三七六,二五五	一〇五,五三三	一九九,三三六	七,三三六
養 老 生 活 者 割 合	二,九一〇	八八五	一,五七四	四五一
第 一 次 産 業 (人)	三,六〇四	一,一〇〇	二,二六二	一四二
第 二 次 産 業 (人)	八,七九四	二,八五二	五,六〇八	三三八
計	一五,三二二	四九,三七七	九,四四三	九三三
中 学 校 以 上 の 学 校	四	一	二	一
中 学 校	二	二	〇	〇
高 等 学 校	—	—	—	—
市町村税総額 (百万円)	二,五八七	八三三	一,六七六	八九
前年度食糧総額 (百万円)	一四,六〇七	四,七六七	七,六七〇	二,一七〇
第 一 次 産 業 (百万円)	六,九〇四	二,七三〇	二,九二二	一,一五三
第 二 次 産 業 (百万円)	二八,五六二	二二,三六四	一五,二四八	九五〇
第 三 次 産 業 (百万円)	七,一四二	二五,八六一	四,一九九	三,二八一
計 (百万円)	一〇七,六〇八	四〇,九五五	六,一六八	五,四八五

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧阿蘇郡一の宮町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 宮地町
宮地は、昔、阿蘇大神が阿蘇地方統治のため、今の阿蘇谷に降って宮居を定めたとところで、それから宮地と言ひ伝えられた。以来、阿蘇氏がこの地に居住して、

阿蘇の国を治め、中世においては、菊池氏とともに肥後の豪族として活躍したが、豊臣秀吉が島津氏を征伐したときその怒りに触れて阿蘇氏の所領は奪われた。しかし、加藤清正が肥後を領有するや、阿蘇氏をはじめ神職その他も全てもとに復した。これを「慶長のお取立て」といい、宮地もまた、従前の面目を取り戻すに至った。旧藩時代、宮地は、宮地町、東宮地、西宮地、北宮地、西宮地（分）の各村および四分一村の一町五村に分かれていて、各村に一人の庄屋が置かれたが、明治三年（一八七〇）庄屋を廃して里正が置かれた。また、五年、大小区制が布かれ、七年に宮地は、第一一大区第三小区となり戸長によつて治められた。明治九年、宮地地区は合併して宮地村となり、一二年の郡区町村編制法の施行により宮地、中通の両村が一行政区となり、一七年にもそのままであったが、二二年の町村制の施行に伴い単独村となった。その後、三四年一月一日町制を施行し、宮地町となった。

(二) 坂梨村

旧藩時代は、坂梨手永に属し、坂梨に会所を置き惣庄屋がこれを統治した。明治五年（一八七二）大小区制が布かれて、坂梨、北坂梨の両村は第二一大区第一小区となったが、七年の改正により両村の地域は宮地村などとともに第一一大区第三小区に編入され、九年、坂梨村、馬場村、古閑村が合併して坂梨村となり、二二年の町村制の施行に伴い坂梨村と北坂梨村の一部が合併して坂梨村となった。

(三) 中通村

旧藩時代、本村の地域は、坂梨手永に属し、井手村、中原村、東下原村、西下原村に分かれていたが、明治七年（一八七四）の改正により第一一大区第三小区に属した。明治九年、合併して中通村となった。一二年郡区町村編制法の施行により宮地村と二行政区をなしたが、二二年の町村制施行に伴い単独村となった。

(四) 古城村

昔、阿蘇大神が阿蘇地方統治の際、居所を置かれたところと言われており、今も国造神社は、国造、速瓶玉命を祀っており、付近には古墳が多く見受けられる。旧藩時代には坂梨手永に属し、北坂梨、手野、上野中、下野中、上三ヶ、下三ヶ、尾籠の各村に分かれていたが、明治七年（一八七四）の大小区制の下では第一一大区第三小区に属した。九年、上野中、下野中、上三ヶ、下三ヶの各村が合

併して三野村となり、尾籠は手野村に合併された。一二年には、手野、三野、北坂梨の各村は坂梨村等とともに一行政区域となったが、二二年の町村制の施行にあたり、手野村、三野村および北坂梨村（字豆札を除く）が合併して古城村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

宮地町、坂梨村、中通村及び古城村の四か町村は、阿蘇山及び阿蘇外輪山に囲まれた盆地にあつて、昔から地理的、社会的に一体性を有していた。

また、近くは、中学校等も合併の数年前から一部事務組合を設置していたので、合併の地下は十分できていた。このような関係にある各町村は、財政力を充実し、行政の効率化と住民の福祉を増進するため、真剣に合併を考慮していたときであった。昭和二八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法が施行されるや、宮地町は人口六、〇四六人、坂梨、中通、古城の各村はいずれも二、〇〇〇人余の村であり、この貧弱な財政力では到底十分な仕事ができないから早急に合併すべきだとの気運が盛り上がり、関係町村が任意に設立した促進委員会を数回にわたって開催し、合併についての検討を行った。その結果、県の合併試案に基づいて合併協議会を設置することに決定し、翌二九年一月二一日、合併協議会を設置、即日事務局を開設して、ただちに町村の現況調査および新町建設計画の策定にとりかかった。

県の合併試案については、関係町村とも異論はなかつたが、中通村は、学制改革によって中学校を隣接山田村と共同で設立した経緯から、山田村を含む五か町村合併を考え、山田村当局と再三にわたって折衝を行ったが、結局、地理的關係から不成功に終わった。

合併協議会においては、財産処分について四か町村のうち最も多額の村有林を所有する古城村が、財産区を設立するとの強い意見をだしたほかは大した問題もなく、二月一〇日には建設計画、協定事項の決定を行い、二月一五日、関係町村の議会は、合併議案の議決を完了した。

新町名は、神武天皇の孫、健甕龍命をまつる肥後一の宮阿蘇神社が町の中心にあるところから「一の宮町」と名づけられた。

3 合併条件および協定事項

(一) 職員的身分取扱

1 職員の身分取扱 原則として三役を除き全員を引き継ぐものとする。
2 退職手当の支給方法 三役の退職手当は、合併関係町村が支給する。一般職員の退職手当は、新町が支給する。

(二) 新町役場機構

1 三役の定数 町長一人、助役二人、収入役一人とする。

2 役場の機構

総務課、税務課、経済課、社会課、土木課の五課とし、各課に課長を置く。

3 出張所の機構および職員定数 所長一人、所員二人を置く。

(三) 駐在員の統合整備

密集地帯は、一〇〇戸をもって一単位とし、農村は五〇戸をもって一単位とする。

(四) 農業委員会の統合整備

昭和二九年七月迄は各町村の農業委員会を地区農業委員会として存置する。

(五) 国民健康保険事業の運営

古城村の国民健康保険は現在そのまま存続し、他は新町の発足後すみやかに実施するものとする。

(六) 町村税の滞納整理

最大限の努力をし、八〇パーセントの徴収を目標とする。

(七) 大字区域の変更

大字のある町村はそのままとし、他は旧町村区域を大字区域とする。

(八) 町村議会議員の任期

議員の任期は、一年延期する。

(九) 財産の処分

1 行政財産は、すべて一の宮町に引き継ぐものとする。

2 新町の基本財産として、各村における山林の時価評価額の最低額を基準として財政計画遂行に必要な額の山林を人口比率により新町に引き継ぎ、山林原野その他の基本財産は財産区とする。

- 3 坂梨村の簡易水道施設は、一の宮町大字坂梨財産区として存続する。
- 4 原野は、従来の使用慣行を尊重する。

4 合併時の三役及び正副議長

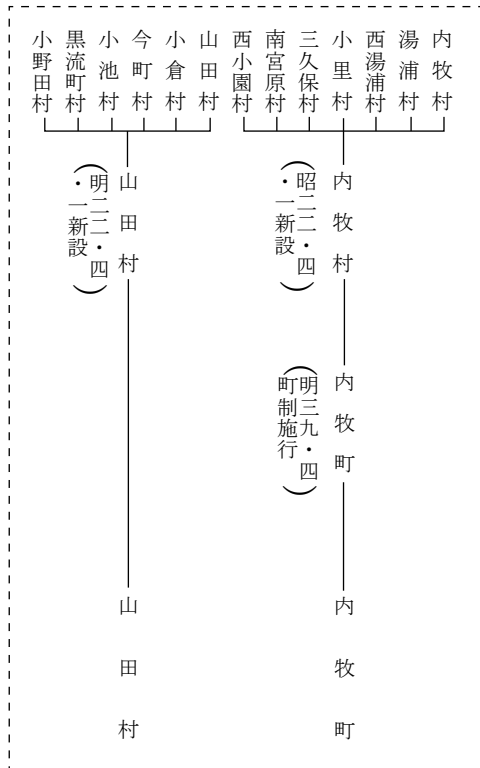
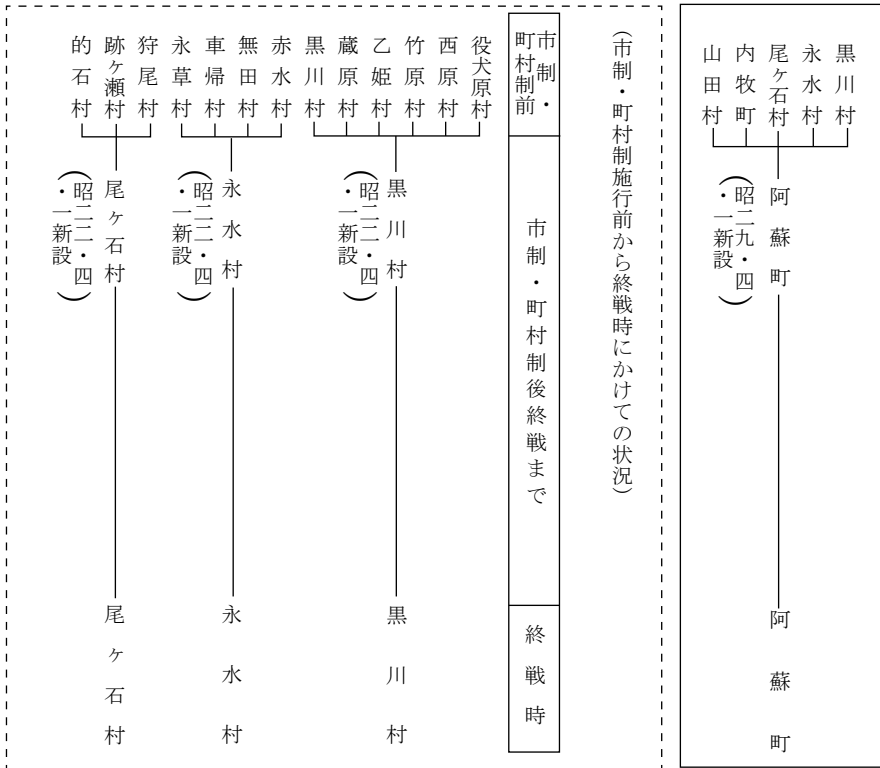
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
宮地町	緒方 重吉	竹中 義人	家人 静雄	宮川 宗雄	後藤 徳長
坂梨村	藤川 金久	管 省己	鳴川 玉造	石田 佐平	古閑 清
中通村	甲斐 重喜	高宮 弥	井手 継人	森本 末彦	笹原 徳
古城村	江藤 逸司	山辺 十六	拓殖 逸郎	管 尊	市原 申平

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社・工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	上の学校 中学校以上 高等学校	官公署	業態の割合				面積 平方料	戸数	人口	区分		
	計	その他	農産	工業							都市的業態	その他の業態	計	その他					農業	その他の業態
四二七、〇四五	二四、一〇五	二、〇七八	八、二〇二	一	五七、六九〇	二五、六七九	五、二二五	二二、一九〇	二	一八	七三〇〇	一、七三〇	五、五七〇	五、九七七	四、六三三	一、三五五	一〇五、五三三	二、五九七	二、三二七	一の宮町
三七〇、〇〇六	九九、八七三	五、四九三	八、二〇二	一	三五、二一〇	一三、二五八	四、三九七	一三、二八九	二	二五	九五〇	一	九五〇	五、四〇六	四、二七九	一、二二七	一八、七一	一、三三〇	六、三五九	宮地町
五九、八一〇	三、八八〇	二七、九三三	一	一	七、三三四	三、九七一	三、四〇	三、四七	一	一	一八〇	一、二七二	四、七	三、五	三、五	九二	二、三二九	四、四	二、二四七	坂梨村
六、二六三	一、一三三	六〇、三九六	一	一	七、一七二	三、八二六	二、七五	二、七三	一	一	一九三	二、九四	一、六九九	一、四四	八	一、三六	二、五三三	三、九四	二、一三七	中通村
六、六〇九	一、二二二	六、七四八	一	一	八、二六四	四、六四	一、三	二、八一	一	一	二五三七	二、六四	二、二七三	一	一	一	三、八二〇	四、九	二、五三七	古城村

【旧阿蘇郡阿蘇町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 黒川村
 この地域は、阿蘇の神火を慕って集まった僧侶、山伏等のために建てられた寺院とともに盛衰をたどったところである。平安時代には、阿蘇家によって、鎌倉時代には、一時、北条氏によって治められたが、再び阿蘇家の支配下になったといわれている。

旧藩時代には、郡代によって治められ内牧手永に属していた。明治七年(一八七四)、第一大区第一、第二小区に属したが、二年に役大原、西町、竹原の三か村は山田村などとともに、乙姫、蔵原、黒川の三か村は永草村などとともに一行政区を成したが、一七年の行政区の一部変更を経て、二二年の町村制の施行にもない役大原村など六か村が合併して黒川村となった。

(二) 永水村
 旧藩時代、この地域は内牧手永に属していた。明治七年(一八七四)には、第一大区第一小区に編入されたが、二年に郡区町村編制法が施行されると、永草村は乙姫村など八か村と、車埴、無田、赤水の三か村は的石村など五か村とそれぞれ行政区をとにした。二二年の町村制施行にもない、黒川村列

の永草村と赤水村列の車埴、無田、赤水の三か村が合併して永水村となった。本村は、大正から昭和の初期にかけての政争の余波を受けて村政運営に支障をきたしたことがあり、歴代村長中三人の移入村長によって、一〇年間変則的な村政が行われたことがあった。

(三) 尾ヶ石村

旧藩時代、本村の地域は内牧手永に属し、阿蘇大明神が狩をされたところからとった狩尾村と、阿蘇大名神が杵島嶽から弓を射られたのがあったところから名づけられた石村と、跡ヶ瀬村の三か村に分かれていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では第一三大区第一小区に属し、一二年に赤水村等と一行政区域をなし、一七年には跡ヶ瀬村列となつて六か村で一行政区域となつたが、二二年の町村制の施行にともない、狩尾、的ヶ石、跡ヶ瀬の三か村が合併して尾ヶ石村となった。

(四) 内牧町

この地域は、古来、大観望から甲岩に至る半壁の外輪山に圍繞された高地には、阿蘇家臣小嶋氏の野中城、中央部の内牧市街地には、天正の始め刃春丹波守盛道が築城し、この地一帯を治めていたとされる内牧城（現在の阿蘇市体育館）等があったが、天正二年（一五七四）島津義久がこの地に攻め入り、落城した。その後、加藤清正が肥後の領主となり、その家臣加藤右馬允を内牧城代にあてた。寛永九年（一六三二）加藤氏に代わつて細川氏が肥後藩主となり、豊後の一部をあわせて阿蘇地方を九手永の下に八〇余村に分け、郡代を内牧に置いたが、本町の地域は内牧手永に属していた。明治七年（一八七四）、第一一大区第一、第二小区に属したが、その後内牧、分内牧、成川が合併して内牧村に、折戸、宇土が合併して三久保村となり、一二年に三久保村と内牧村で一行政区域を、小里、小園、西湯浦、湯浦、宮原は五ヶ村で一行政区域をなした。一七年の制度の改正で七か村で一行政区域をなしたが、二三年の町村制の施行にともない七か村が合併して内牧村となり、三九年町村制を施行した。なお、三一年には、この地に温泉が掘さくされた。

(五) 山田村

この村から石斧、石鏃等が発掘されたことがあり、石器時代から人間が集団生活を営んでいたことが知られる。この地域は、歴代阿蘇家によって治められ

ていたが、鎌倉時代には笹原美濃守が治めていたといわれている。旧藩時代、郡代が内牧村にあつて阿蘇谷を治めたが、山田村は内牧手永に属していた。明治一二年（一八七九）、戸長役場が置かれたときは、山田、小野田、黒流町、今町、小池、小倉の各村と役犬原、西町、竹原の九か村で一行政区域とされていたが、二二年の町村制の施行にともない役犬原、竹原、西町の三か村を除く山田村ほか五か村が合併して山田村となった。

2 町村合併促進法制定後の経過

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法が制定されると内牧・山田・黒川・永水・尾ヶ石の各町村住民の間には、内牧五か町村合併の気運が高まってきた。

各町村の議会議員、各種団体から一町村当り一三人ずつの合併協議会委員を選出して、二九年一月、五か町村合併協議会が発足した。初の協議会は、一月一日開催され、会長に黒川村長、副会長に内牧町長を選出し、合併期日の目標を同年四月一日と決定した。一月二日の会議において、各町村から一人ずつ選出して、新庁舎の位置について協議した結果、庁舎の位置を内牧町に決定し、また、新町建設計画についても検討を行った。

ところが、二月二〇日の協議会において、内牧町から新町建設計画について大巾な修正案が出され、他の各村が反対したため、これをめぐって内牧町は合併から離れ、四か村の合併に成るかにみえた。しかし、二月二三日の協議会においては、各村とも内牧を除いた合併には不満を示し、内牧町の要望事項はできるだけとり入れるよう努力することにして、五か町村合併を決定した。ただ黒川村においては、新町の役場位置に対する不満等もあったが、関係町村の議会において、一月二三日および二四日にそれぞれ合併議決が行われ、二九年四月一日、県下の先頭をきつて合併した。本町は、世界に誇る阿蘇山を擁しており、本町の象徴である阿蘇山とともに町の発展を実現すべく町名を「阿蘇町」と決定した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
- (二) 新町名 阿蘇町
- (三) 役場の位置 阿蘇郡内牧町大字内牧二六一番地（現内牧町役場）

(四) 合併の時期 昭和二十九年四月一日

(五) 出張所の位置および機構、権限の大綱

各村役場に出張所を置く。職員は、所長及び職員若干名、給仕又は使丁一名とし、戸籍、配給、諸証明及び徴税事務を処理する。

(六) 議会議員の任期

各町村の議会議員は、新町の議会議員として昭和三〇年三月三十一日まで在任するものとする。

(七) 助役の定数は、二人とする。

(八) 町村職員の処置

1 全職員を継承するものとする。

2 職員の勤続年数は、継承するものとする。

3 退職手当は、左記の通り支給する。

イ 町村三役については、各町村において支給し、その支給額は、国家公務員の例により支給する。

ロ 職員についても、国家公務員の例により支給する（ただし、最低参万円とする）。

(九) 財産処分

1 負債は、全部新町に引き継ぐ。

2 基本財産、特別基本財産、行政財産は全部新町に引き継ぐ。

3 部分林の関係あるものは、旧慣を遵守し、別にこれを協定する。

4 村有牧野、採草地の使用については、従前の使用慣行通りとする。

(一〇) 消防団の組織統合

各町村の消防団を一団に統合し、阿蘇町消防団とする。各町村地区内の分団は現在そのまま存続し、機械化の整備に伴い統合する。

(一一) 農業委員会の統合整備については、農業団体の再編をまっして適当に処理する。

(一二) 国民健康保険事業は実施する。

(一三) 各町村有山林は、原則として新町に引き継ぐが、立木の処分については、左記のとおりとする。

1 立木は、昭和二十九年三月三十一日以前に植林したものは、その町村の公共施

設に使用し、伐採跡地は、新町に引き継ぐものとする。

2 町村有の山林であつて部分林の関係のあるものは、旧慣を尊重し、各町村の分収は、新町に引き継ぐものとする。

3 左の村有牧野、採草地の使用については、旧慣を遵守し、従前の使用慣行のとおりとする。

黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村

4 前各号については、各町村の決議を経て協定し、新町に対しても同様協定するものとする。

5 協定調印者は、町長及び議長並びに関係町村長及び議長とする。

(一四) 昭和二十八年六月二十六日の大災害の復旧（簡易水道を含む。）は、新町において全責任をもって施行し、受益者の一部負担以外の損失があるときは、事業引き継ぎ前に遡及して前項1の山林立木の処分その他起債により町の責任において処理するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

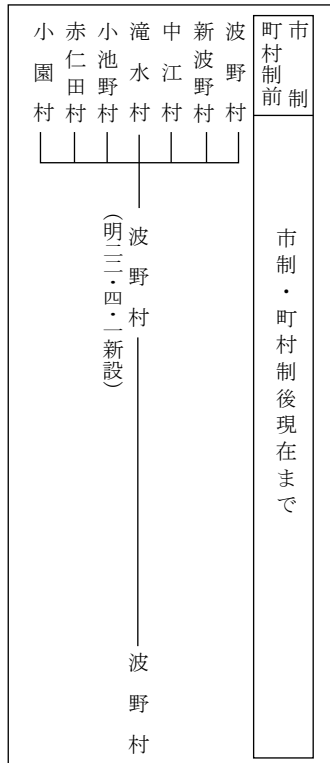
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
黒川村	河崎義夫	寺西若喜	森 末年	佐々木市松	西村熊彦
永水村	中村 守	永田照雄	中村新吾	白石 偵	西岡久蔵
尾ヶ石村	宮川 正猪	江入武雄	山本芳喜	本田秀雪	佐藤亦蔵
内牧町	小島政義	大熊達海	草野重盛	小野義夫	奈須忠雄
山田村	渡辺銀寿	岩下平喜	井野弥惣	中西利男	猪島敏雄

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校 高等学校	中学校	官公署	業態						面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円								計 人	その他 人	都市的業態			農業 人				
														計 人	その他 人	商工業 人					
七六六、九七五	一六八、四〇四	五五五、三〇〇	三三、二七一	一〇〇、九七五	四二〇、〇九	一〇、一五五	三三、〇四三	一	七	二五	一七二、八三	五、六六五	一、六六七	六、三三六	四、四八三	一、七五四	一九八、七八	四、四六五	二、三二八	阿蘇町	
二六、四九三	四〇二七	二五八、四六五	一	三八六、二四	一四四、二九	二、六三四	一三、三〇〇	一	一	五	五七、四五	一、七四五	四、〇〇〇	二、三〇〇	一、四二〇	八八〇	四八、二八	一、四八一	八〇、四五	黒川村	
八〇、五〇〇	四〇〇	八〇、〇〇〇	一	一二、七二	三、六九三	六、七	二、三二二	一	一	三	二、一五五	一、一八七	九六八	六、三五	五、二	二、四	二六、二	五、二〇	二、七九〇	永水村	
五三、一〇二	八、一七〇	四三、五六二	一、三七〇	一〇、二七〇	三、九二九	三五、五	二、〇三三	一	三	二	二、六八四	六、三三	二、〇五二	二、九七	一、五三	一、四五	三六、〇九	五、二	二、九八一	尾ヶ石村	
二八五、六六九	二、七九〇	二、九八八	二、七八一	二、五八三	一、四八五	六、二八三	一〇、二九	一	一	一	四〇〇〇	二、〇五〇	一、九五〇	二、七五八	二、三四三	四、五	五五、八九	一、四六二	六、七五八	内牧村	
八五、二二	一、七九〇	六三、二九二	四、〇〇〇	一、三五〇	五、二七	三五、六	五、一六九	一	組合	三	二、六八九	五	二、六四七	二、四六	二〇〇	三、三四	四、九〇	二、九四	二、九四	山田村	

【旧阿蘇郡波野村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



本村の沿革は、史的資料がないため正確に知ることができないが、七〇〇年ぐらい前から人家があったと伝えられ、往時は、阿蘇氏の管轄であったが、加藤、細川の時代に至り東部地区はその所領となつて久住手永に属したが、西部地区はその後も阿蘇氏の所領として支配されていた。

明治七年（一八七四）の大小区制の下では第一一大区第六小区に属し、一二年、郡区町村編制法が実施されると、波野、新波野、中江、滝水の四か村が一行政区域となり、小池野、赤仁田、小園の三か村は、現在産山村に属する片俣村と行政区域を同じくして、それぞれに戸長役場が置かれた。一七年の改正によって、小池野村は、波野村列に加えられ、赤仁田、小園の両村は、産山列村に加えられた。一二年、町村制の施行に伴い、波野村外六か村が合併して、波野村となった。

なお、明治五年（一八七二）に作成された戸籍帳によると、「濤野村」、「浪野村」と混記されているが、「波野村」と名付けられたのは、本村の地形が南北に波のように起伏しており、その形がさながら大波のうねりのように見えるところからきたものと推察される。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の制定に伴い、本村は、隣村の産山村と合併するよう県の合併試案が示された。そこで二九年八月頃から種々調査を行つて合併を促進したが、村民の間には一向に合併の気運も盛りあがらず、ただ世間話として、産山村との合併論、一の宮町との合併論あるいは波野、産山、野尻三か村合併論等があるにすぎなかった。このように合併気運の盛りあがりがないなかつたので三二年三月二九日、新市町村建設促進法第二八条の規定に基づき、知事は、産山村との合併を勧告した。これに対して村は、産山村との合併を議決して県に答申したが、勧告後行われた住民投票の結果、合併反対が多数であったため合併を取り止めた。

このうち県は、波野、産山二か村の合併は、地理的關係その他から不可能な実情にあると判断して三四年三月、合併計画を変更し、本村は独立村として残すこととした。

合志市



(合志市合志庁舎)



(合志市西合志庁舎)

一 概 況

合志市は、熊本市の北東に位置し、合志町及び西合志町の合併によって平成八年二月二七日に誕生した、人口五五、〇〇二（平成二二年国勢調査）、面積約五三平方キロメートルの市である。北は菊池市、東南は菊池郡大津町と菊陽町、南西は熊本市にそれぞれ接している。市の大半は緩やかに起伏する阿蘇火山の火砕流及びローム台地となっており、この起伏の間に小平野が開け、市南部には丘陵状の高地となっている群山（一四五・四メートル）や飯高山（二二五メートル）と西部には弁天山（一四五・七メートル）がある。また、市内には合志川の支流である塩浸川、上生川があるほか、南部の堀川が西流する。近年、熊本市に隣接する南西部地区では、大型団地が開発され人口の増加が著しい。

産業としては、市東部の合志台地と呼ばれる広大な畑作地帯、西部地域も平野部では主に畑地が広がっている。これらの農地を中心に、すいか、畜産、葉たばこ、米などのほか、多様な農業経営が展開されている。また、国道沿線を中心に商工業が発展し、工業団地には東京エレクトロンなどのＩＣ関連企業を中心に種々の企業が立地、独立行政法人九州沖縄農業研究センター、県の農業研究センターや県立農業大学校などの試験研究機関も立地している。

交通面では、国道三八七号が南北に縦断し、南部を九州縦貫自動車道が北西から南東に通っている。また、熊本市から御代志駅まで南北に熊本電鉄の電車が運行し、主要道には路線バスが運行している。熊本空港にも比較的近く、交通の便には恵まれている。

名所・史跡としては、憩いの場として公園化された中世城跡の竹迫城跡公園、農業理解の場としてつくられた県農業公園カントリーパーク、国指定史跡「二子山打製石器製作遺跡」、黒松古墳群、生坪塚山古墳、竹迫氏の祖中原師員が創建したと伝える竹迫日吉神社、須屋城跡、虚空蔵さんなどがある。

二 市名の由来

合志市の名は、古代より明治二九年まで続いた「合志郡」に由来する。日本書紀に「皮石郡」と見えるのがその初見で、平安時代の辞書には、「合志」の読みと

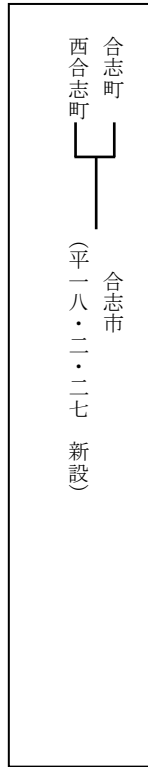
して「加波志(かはし)」と万葉仮名で記されている。和銅六年(七一三)に出された、郷郡の名の中には好字を当てるようにとの官命以後、「合志」の名が定着したものと考えられている。合志郡には、合志市及び現在の菊池市南部(旧泗水町、旧旭志町、旧七城町)や菊池郡(大津町、菊陽町)の大部分と、熊本市の一部(ただし明治一三年に合志郡から詫磨郡に編入)が含まれていたが、明治二九年、菊池郡に編入されその名を閉じた。

明治二二年に町村制が施行され合志村と西合志村が発足した際、合志村は合志郡の中央に位置し合志一族の城跡があることから、また西合志村は合志郡の西部に位置していたことから、それぞれ村名とした。

平成の合併協議の際には、新市名は公募の上合併協議会に諮られ、候補には合志の他に「菊南」「北熊本」「東熊本」などが挙がったが、縁深い「合志」を推す声が多くこれに決定した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係町の状況



(一) 菊池郡合志町

明治二二年、竹迫町外五か村の合併により合志村が誕生し、その後昭和の合併にあつては、県の合併試案では西合志町との合併が計画されていたが、最終的には単独町のまま残り、未合併のまま昭和四一年四月一日に町制を施行した。面積は約二九平方キロメートルである。

(二) 菊池郡西合志町

明治二二年、五か村の合併により西合志村が誕生し、以後、昭和四一年四月に町制を施行しており、隣接合志町と同様の経緯を辿っている。面積は約二四平方キロメートルである。

2 検討の経緯

県が平成二二年三月に示した合併パターンでは、合志・西合志二町に大津町、菊陽町を含めた四町の枠組みであったが、まずは菊陽町、合志町、西合志町による三町での合併勉強会、任意協議会での検討が進んだ。その後、菊陽町が大津町も含めた四町合併を提案し、平成一五年には四町での法定協議会が設置されるに至った。しかし、平成一六年一〇月に大津町と外三町が袂を分かつ形で合併協議会は休止することとなり、更に菊陽町が合志町、西合志町との三町合併枠組みを否としたため、合志・西合志の二町で合併特例法期限を睨んだ合併協議を進め、合志市が誕生するに至った。(第二編「菊池地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

合併の方式は、合志町及び西合志町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一八年二月二七日とする。

(三) 新市の名称

新市の名称は、「合志市」(こうし)とする。

(四) 新市の事務所

1 新市における庁舎のあり方については、二町の現庁舎を有効活用するため分庁方式を採用する。

2 新市において、分庁方式による行政執行体制について住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性などの観点から検証を行う。

3 新市の事務所の位置は、当面、合志町大字竹迫二一四〇番地(現合志町役場)とする。

(五) 財産及び債務の取扱い

両町の所有する財産及び債務は、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、財政調整基金及び減債基金については、新市財政の健全運営のために、平成一六年度における標準財政規模相当額の二〇％以上を総額で持ち寄るものとする。

また、国民健康保険財政調整基金については、新市国民健康保険特別会計の健全運営のために、平成一六年度における保険給付総額の一五％以上を総額で持ち寄るものとする。

(六) 議会議員の定数及び任期の取扱い

1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、平成一九年四月三〇日まで引き続き、新市の議会議員として在任する。

2 新市における一般選挙の定数は二四人とし、選挙区は設けないこととする。

(七) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、平成一九年二月二六日までの一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数は二人とする。なお、旧町を区域とする二つの選挙区（旧町の定数・合志町二人、西合志町九人）を設ける。

3 選任による農業委員会委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。

(八) 地方税の取扱い

1 個人市民税については、次のとおりとする。

(1) 納税義務者、所得割の税率、特別徴収の納期については、現行のとおりとする。

(2) 均等割の税率は、地方税法第三一〇条に規定する率とする。

(3) 普通徴収の徴収方式は単税とし、納期は六月から翌年一月までの八期とする。

2 法人市民税については、現行のとおりとする。

3 固定資産税については、次のとおりとする。

(1) 納税義務者、税率、免税点、賦課期日については、現行のとおりとする。

(2) 徴収方式は単税とし、納期は六月から翌年一月までの八期とする。

(3) 減免対象者等は、合志町の例による。

(4) 誘致企業に対する不均一課税については、現行のとおりとする。

4 国有資産等所在市町村交付金と日本郵政公社有資産所在市町村納付金、特別土地保有税、軽自動車税、入湯税、たばこ税については現行のとおりとする。

5 国民健康保険税の税率等については、保健衛生専門部会で調整する。納期については、合志町の例により八期とする。

6 都市計画税は、新市においても課税しない。

※なお、法令の改定等が行われた場合は、改定内容を優先する。

(九) 一般職の職員の身分の取扱いについて

1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

4 再任用制度については、西合志町の例による。

5 職員表彰については、新市において新たに規則を制定する。

(一〇) 地域審議会等の取扱い

両町がこれまで推進してきた地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を生かし、充実させていくことにより、住民と行政による協働のまちづくりを推進していくものとし、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会等は設置しない。

なお、合併後の実情により、地域住民の意見意向等を行政へ反映するための諮問機関等の設置が必要な場合は、新市において検討する。

(一一) 新市建設計画(略)

4 合併時の三役及び正副議長

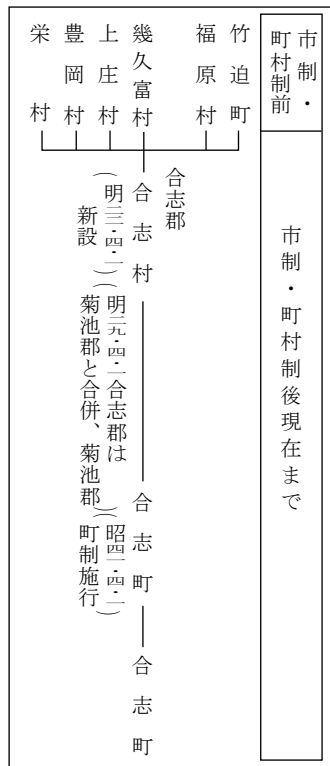
町名	長	助役	収入役	議長	副議長
合志町	秋吉不二雄	松永幸一	上野正勝	村上浩一	光木寿一郎
西合志町	大住清昭	内平卓	松永丹	吉廣満男	後藤實雄

5 合併時の関係町の現況表

区	分	人口(人)	戸数(戸)	面積(km ²)	産業の割合			市町村税納税額(百万円)	前年度予算総額(百万円)	生産額			
					計	第一次産業(人)	第二次産業(人)			第三次産業(人)	計	第一次産業(百万円)	第二次産業(百万円)
合志町	合志町	五二、四八七	一七、二〇五	五三・二七	一、五六一	六、二四九	一五、一九三	四、四六八	一五、一九二	六、四一四	七四、七二八	七八、七九五	一五九、九三七
		二二、三五五	七、三二八	二八・八九	七八七	二、九八八	六、五七八	二、一二六	七、六八一	四、三二三	一三、五五三	三六、三七五	五四、二四一
西合志町	西合志町	二九、一三二	九、八七七	二四・二八	七四四	三、二六一	八、六二五	二、三四一	七、五一一	二、一〇一	六一、一七五	四二、四二〇	一〇五、六九六
		一〇、三五三	一、〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三	一〇、三五三

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



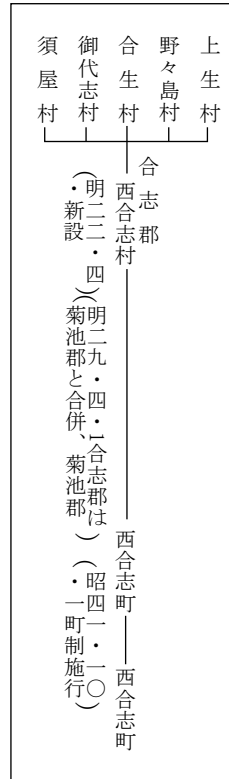
旧藩時代は、竹迫手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとにおいては第五大区第五小区に編入された。
 一二年に郡区町村編制法が実施されると、竹迫町、福原村、幾久富村、上庄村および豊岡村は一行政区（竹迫町列）となり、一方栄村は、現在西合志町に属する合生村、御代志村とともに一行政区（栄村列）をなし、一七年の改正でもかわらなかつた。一二年町村制が施行されると、栄村が竹迫町列五か町村と共に合併して合志村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定後示された県の合併試案では、西合志村と合併するようになっていた。しかし昭和三年（一九五六）九月決定された県の合併計画では単独村として残すことになり、未合併のまま昭和四年四月一日町制を施行して合志町となった。

【旧菊池郡西合志町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



旧藩時代は、竹迫手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとにおいては、上生村・野々島村は第五大区第八小区に、合生村、御代志村は第五大区第五小区に、須屋村は第二大区第三小区に、それぞれ編入された。明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法施行により、野々島・上生・須屋の三か村は一行政区（野々島村列）に、合生・御代志の二か村は隣接する栄村とともに一行政区（栄村列）となった。二十二年、町村制の施行によって、合志村と合併した栄村を除く前記五か村が合併して西合志村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

合志村との合併が県の試案として示されたが、当時村民の間には合併の意思がなく、人口も一万人をこえ合併標準規模に達していたので、合併を行わなかった。その後、昭和三十一年九月改定された県の合併計画案で単独村とされ、昭和四十一年一〇月一日、町制を施行し西合志町となった。

美里町



(美里町中央庁舎)



(美里町砥用庁舎)

一 概 況

美里町は、平成一六年一月一日、旧下益城郡中央町と砥用町が合併して誕生した、人口一、三八八(平成二二年国勢調査)、面積約一四四平方キロメートルの町である。北は上益城郡御船町及び甲佐町、南は八代市、東は上益城郡山都町、西は宇城市にそれぞれ接し、熊本市から南東へ約三〇キロの距離にある。

地勢的には、山地丘陵部が多く、総面積の約四分の三を森林が占める中山間地域となっている。西部地区は九州山地の峰々が連なり、一部平坦地を有するが、概して宅地や農地は少なく、住宅地は地域を東西に横切る国道二一八号をはじめとする主要道路に沿って点在している。農地は大部分が丘陵地や傾斜地にある。

南部地域には、標高千メートル級の山岳が連なり、一部は九州中央山地国定公園や県立自然公園にも指定されている。また、一級河川である緑川と釈迦院川、津留川などの支流を多く抱え、流域には緑川ダムや船津ダムを有している。

緑川ダム一帯は、キャンプ場などの宿泊施設のほか、湖面を利用したヨット・カヌー、そのほか体育館やテニスコートなどが整備されている。

産業の中心は農林業で、産品として清らかな水に育まれたかけ干し米やお茶などがあり、地場産品を活用したこんにやくなどの地域特産品づくりにも力を入れている。

名所旧跡は多いが、国の重要文化財に指定されている「霊台橋」、水路橋の「雄亀滝橋」、川の合流点に直角に交わる「二俣橋」など、様々な特徴を有する三五基の石橋が点在し、緑川に跨り周囲の緑に映える銀白色の雄大な「内大臣橋」が鮮やかなコントラストをなし、観光客の目を楽しませている。

また、昭和六三年に完成した釈迦院御坂遊歩道は、三、三三三段を有し、日本一の石段として知られ、この石段を利用した宣言タイムレース「アタック・ザ・日本一」には、県内外から多くの参加者が訪れている。

本庁機能は、中央庁舎及び砥用庁舎とともに新町の本庁舎とし、二年ごとに町長室や議会が移動する全国的にも珍しい「分庁・定期移動方式」を採用していたが、平成二三年九月定例町議会で、中央庁舎を本庁舎とする改正条例が可決(施行日平成二四年一月一日)され、中央庁舎に本庁機能を固定することとなった。

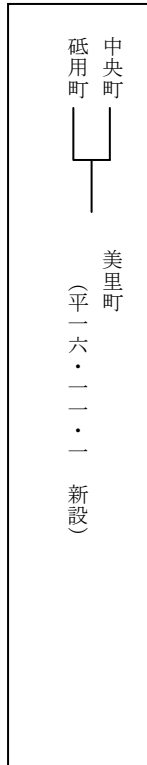
二 町名の由来

中央町、砥用町による宇城東部二町合併協議会は、新町名称候補選定について小委員会を設け、その協議を経た最終候補五点（あけぼの町」「石橋町」「宇城東町」「砥央町」「美里町」）が合併協議会に報告され、第一八回合併協議会において、協議会委員全員による投票の結果、新町の名称は「美里町」と決定された。

この名称が最終候補として推された理由は、「いつまでも美しいふる里であって欲しい」「山紫水明のとき眺望」「暖かくいつでも帰りたいと思うところ」「山と水に恵まれ、人情味豊かで美しいふる里にしたい」といったものであった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 下益城郡中央町

昭和三〇年一月一日、中山村と年祢村が合併して中央村が誕生し、二度の境界変更を経た後、昭和五〇年に町制を施行し中央町となった。面積は約四二平方キロメートルである。熊本県のほぼ中央部に位置する山間地帯であり、泉村釈迦院の表参道に積み上げられた日本一の石段が良く知られている。

(二) 下益城郡砥用町

昭和三〇年四月一日、砥用町と東砥用村が合併して新・砥用町が誕生し、その後二度の境界変更を経ている。熊本県のほぼ中央、下益城郡の最東端に位置する面積約一〇二平方キロメートルの町である。昭和四六年には緑川ダム・船津ダムが完成し、多目的ダムとして大きな役割を果たし、また、本町は石橋の宝庫としても知られ、西日本最大級の単一拱（アーチ）である霊台橋は国の重要文化財で

ある。

2 検討の経緯

平成一二年三月に公表された県市町村合併推進要綱においては、中央町、砥用町については、下益城郡豊野町（要綱策定当時は「豊野村」と）の三町合併パターンが示され、当初この三町で議論が進んだが、豊野町が離脱した。中央町、砥用町において次善策を協議した結果、町勢の似通った二町合併により生活基盤の充実強化を図ることでまとまり、平成一四年二月、任意の合併協議会の設置に至った。同年七月には法定協議会に移行し、新町事務所の位置などについて議論が交わされたが、平成一六年春には概ね協議を終え、平成一六年一月一日、新町「美里町」が誕生した。（第二編「宇城地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

下益城郡中央町及び砥用町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一六年一月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、「美里町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

1 合併時の取扱いについて

新町の事務所は、両町の庁舎を同格と位置付け活用する分庁方式とし、その上で、二役（町長・助役、総務部門、議会等）が、二年ごとに定期的に移転する方式（以下「分庁・定期移動方式」という。）とする。

また、条例上の事務所の位置は、初回は中央町馬場一〇〇番地とし、合併前の中央町役場を中央庁舎、砥用町役場を砥用庁舎と呼称する。

なお、現在の砥用町役場三本松出張所については、当面、存続することとする。

2 将来の取扱いについて

合併後一〇年以内に分庁・定期移動方式の存続も含めて役場のあり方を

再検討することとし、その際、三本松出張所の存続についても検討するものとする。

(五) 財産及び債務の取扱い

- 1 公有財産については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 3 財政調整基金及び減債基金については、各町ごとに財政調整基金及び減債基金の合算額六億円を持ち寄る。また、その他の基金についても、「その他の基金の持ち寄り基準」により、新町に持ち寄る。

なお、新町において、旧中央町の地域振興に資するため「中央地域振興基金（仮称）」を設置する。また、「中央地域振興基金（仮称）」の積立額、管理方法などについては、合併時に調整する。

4 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(六) 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四の規定に基づき、新町において、現在の中央町及び砥用町の区域ごとにそれぞれ地域審議会を設置するものとする。

なお、地域審議会の組織及び運営などについては、次のとおりとする。（略）

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法第九一条第一項で定めることとされている新町の議会議員の定数は、一八人とする。
- 2 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年六月間、引き続き新町の議会議員として在任する。

(八) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第七条第一項で定められている新町の農業委員会による委員の定数は、二〇人とする。
- 2 合併の際、農業委員会の選挙による委員で新町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。

3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

4 再任用制度については、中央町の例による。

(一〇) 地方税の取扱い

二町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人町民税の納期については、地方税法及び市町村税条例(例)に定める納期による。
- 2 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例(例)に定める納期による。
- 3 軽自動車税の納期については、五月一日から同三一日までとする。また、減免については、市町村税条例(例)に定めるところによる。
- 4 入湯税の課税免除については、中央町を例として合併時に調整する。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
中央町	長嶺 興也	長井 良二	—	石田 良英	濱田 精一
砥用町	北川 浩一郎	松永 幸市	五瀬 優	津川 幸人	福田 卓美

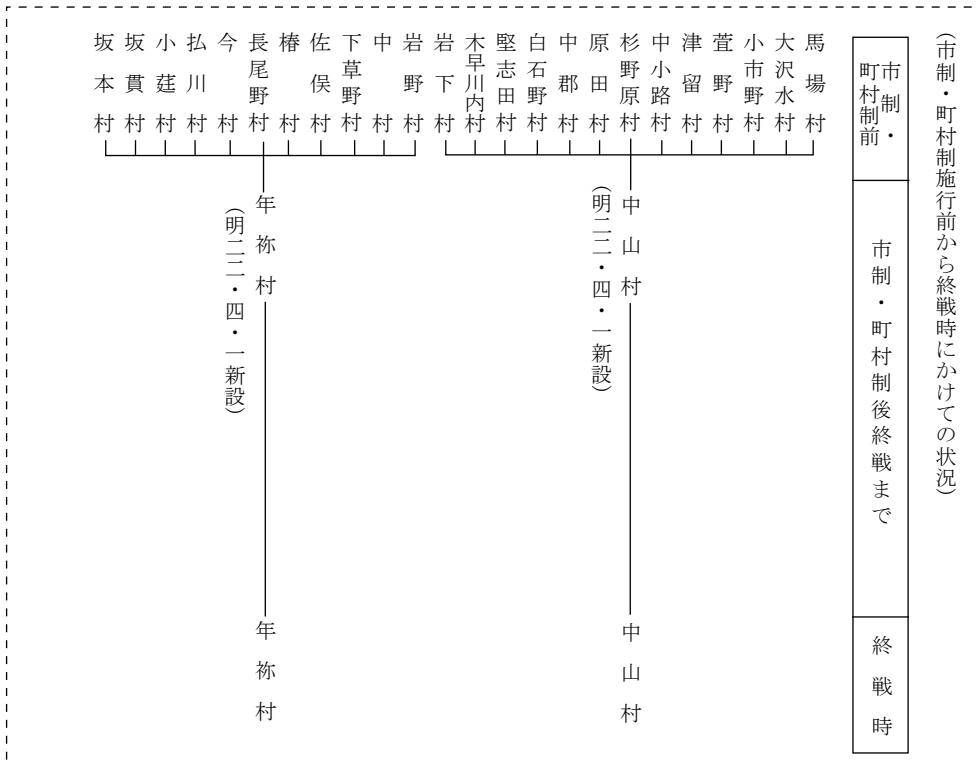
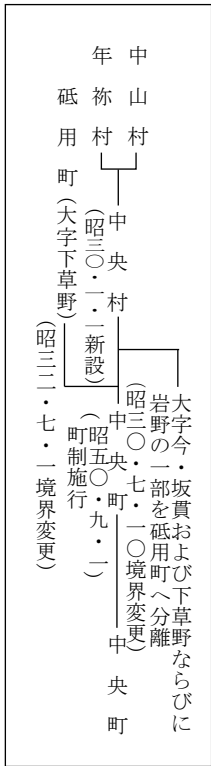
5 合併時の関係町の現況表

区 分	美里町	合併関係町	
		中央町	砥用町
人 口 (人)	一三、〇〇六	五、二二六	七、七九〇
戸 数 (戸)	四、一九〇	一、六一四	二、五七六
面 積 (㎡)	一四四・〇三	四一・七一	一〇二・三三
業 態 生 産 業 の 割 合	第一次産業 (人)	一、二二二	五二五
	第二次産業 (人)	二、二三二	八六八
	第三次産業 (人)	二、八五七	一、二〇四
計	六、二〇一	二、五九七	三、六〇四
中学校以上の学校	二	一	一
市町村税納税額 (百万円)	六六八	三二二	三五六
前年度予算総額 (百万円)	七、三二〇	二、八五五	四、三六五
生 産 額	第一次産業 (百万円)	一、九二六	一、一三七
	第二次産業 (百万円)	六、九三四	四、二〇三
	第三次産業 (百万円)	二、〇八九	八、二二六
計	一〇、九四九	一三、五五六	一六、三九三

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧下益城郡中央町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 中山村

元龜、天正（一五七〇～一五九一）のころまでは阿蘇大宮司の領地で、阿蘇四か社領の一つである甲佐大明神の社領であったが、その後小西、加藤の領するところとなり、さらに細川氏の領となった。細川氏は郷荘の制を改めて手永を置いたが、本村地域には豊野、年祢両村の地域とともに中山手永に属することとなり、惣庄屋の会所が堅志田に置かれていた。

明治三年（一八七〇）、藩政改革により手永制を廃止し、中山郷と改称して八区とした。すなわち巢林、糸石を一区、安見、山崎を二区、小熊野を三区、堅志田、大沢水、出目、馬場、中小路を四区、池田、高木、神園、萱野、岩下を五区、木早川内、杉野原を六区、小薙、佐俣、長尾野、石原、小岩野、大岩野、坂貫、今を七区、中村、弘川、坂本を八区とし、各区に里正を置き、その下に与長（または肝入り）がいて、これを補佐していた。五年、八区を改めて三区とし、大沢水以西を一区、以東を二区、原田地区と年祢村地域全体を三区とし、区に戸長、村に総代を置いた。さらに七年の大小区制においては、中山、年祢両村地域は第九大区第九小区となった。

一二年、郡区町村編制法施行により、中山、年祢両村地域は、それぞれ二つの行政区域に分かれ、民選の戸長が統治したが、一七年の改正でそれぞれ両村の地域は馬場村列として一行政区域となつて官選の戸長が置かれた。

二三年の町村制施行により馬場村など一三か村が合併して中山村となった。

(二) 年祢村

明治一二年（一八七九）、郡区町村編制法施行により戸長が民選となった際に、岩野村ほか一〇か村が二行政区域となり、長尾野、小薙、岩野、佐俣、今、坂貫を一地域、椿、弘川、坂本、中、下草野を一地域とした。一七年には一か村が岩野村列にまとめられ、二三年の町村制施行により岩野村ほか一〇か村が合併して年祢村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

中山村と年祢村は昔から同一地区として中山手永に属し、戦前は、堅志田中央高等小学校を、最近では、中山、年祢伝染病院組合等の一部事務組合を設置しており、また、中山村の約三分の一にあたる南部地区は、年祢地区の佐俣阿蘇神社の氏子であり、祖先伝来神社を通じて密接なつながりをもつとともに、住民の人

情、風俗も類似し、往来も頻繁であったため、両村の合併は以前からしばしば話題となっていた。

昭和二八年（一九五三）、県の合併試案として中山村、年祢村の二か村合併試案が示されたので、両村は早速両村議会の合同全員協議会を開催、協議したところ、全員合併を希望し、両村の合併を促進することにした。

その後、両村から村長、助役、農協長、正副議長、囑託員代表等による委員各一二人を選出し、二九年五月三十一日、中山村において第一回の会合を行い、中山村、年祢村合併促進協議会を結成した。

そして、両村は村ごとに、囑託員会、農業委員会等各種の会合を催し、合併の促進を図ったが、そのころ、砥用町においては年祢村を含めた大砥用町の実現を意図し年祢村に宣伝カーをくりだし、あるいはピラを配付するなどして砥用町への合併を呼びかけていた。このため、砥用町に隣接している部落では、砥用町が示した好条件（一定期間納税免除、学童の通学バスの運行等）にひかれ、砥用町と合併を希望する者が現われ、次第にその数は増加するに至った。

同年八月二三日、県は、事態を收拾しようと東部四か町村の町村長および正副議長の会議を招集し、合併については県の試案に基づき、砥用、東砥用、中山、年祢の各町村が平和裡に事務を進めるよう強く要請したが、砥用町長は「来る者はこぼまず。合併は民主主義の原則にのっとり住民の意思に任すべきである。」と主張して互いにゆずれず、結論の出ぬままに散会した。

九月に入り、年祢村における砥用町との合併を希望する者は急激に増加し、砥用町合併促進協議会を結成して氣勢をあげ、中山村との合併に賛成している村議会と対立した。すなわち、関係部落の住民を動員して開会中の議場におしかけ議事を妨害し、議会解散のための署名を開始する等の手段にでた。

このため、年祢村内は険悪な空気となり、一触即発の気配にある部落が多くなつた。

この間、村当局および議会では代表者が紛糾する部落ににかけて説得につとめる一方、合併条件の中に、合併後六か月以内に境界変更を希望する部落については、部落ごとの住民投票により、多数の意思にしたがつて境界変更を決定する旨の一項を加えて反対派を納得させた。このようにして、三〇年一月一日両村が合併して中央村が発足した。

新村が発足するにあたり、新村名を広く合併二か村住民から公募し、合併促進協議会で審議のうえ、決定することにした。募集の結果、総戸数一、七五六戸のうち五一二戸が応募、村名は、一〇五にも達し、そのうち中祢村一〇五、中央村一〇〇、中年村五四がおもなものであった。このうち最も応募数が多い「中祢村」「中央村」の二つを合併促進協議会で投票の結果、中央村一二票、中祢村一一票で「中央村」に決定した。なお、「中央」というのは、この村が熊本県の中央に位置するところからである。

三〇年五月に入り、砥用町に境界変更を希望する大字坂貫、今、下草野および岩野の一部落について合併条件に基づき住民投票を行ったが、その結果に基づき今、坂貫、下草野および岩野の一部部落人口八七二人、面積一五・三八平方キロメートルの境界変更を決定し、同年七月一日砥用町へ編入した。

その後三二年七月に入り、さきに砥用町に編入された下草野部落が児童生徒の教育問題、一般行政上の不便等を理由に中央村復帰を願ったため、両町村が協議の結果、人口六六人、面積〇・五九平方キロメートルについて、再び境界変更を行い、中央村に編入した。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 中山村、年祢村を合体し村とする。

(二) 実施の時期 昭和三〇年一月一日

(三) 新村名 「中央村」

(四) 役場の位置

当分の間中山村役場(中山村大字堅志田四五番地)に置き、新築する場合においては、新議会において、新村の中央の便宜な場所に定める。

(五) 役場出張所

新築移転までの間、現年祢村役場(年祢村大字八四番地)に出張所を置く。ただし、新庁舎設置後は適当な場所に設ける。出張所では、次の事務を行う。

1 戸籍 2 配給 3 徴税 4 諸証明

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その期間は一か年とし、昭和三〇年一月三十一日まで在任するものとする。

(七) 議員の選挙区 選挙区を設けない。

(八) 教育委員会委員の任期及び定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、昭和三〇年一月三十一日まで在任するものとする。

(九) 農業委員会委員任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二人とし、昭和三〇年一月三十一日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は引き続き新村の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和三〇年一月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇

2 昭和三〇年三月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇

3 昭和三〇年六月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二三〇

(一一) 助役の定数 助役は一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 当分の間現在のままとする。

(一三) 資産および負債

1 各村有資産は、無条件で新村に引き継ぐ。

2 各村有負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合 消防団は、統合して次の編成とする。

1 団長 一人

2 副団長 四人

3 分団長 一七人

4 団員は、現団員をもって充てる。

(一五) 同学校 学校は、現在のままとする。

(一六) 村税の賦課率

昭和二九年度は現在のまま不均一課税とし、昭和三〇年度以降は均一課税とする。

(一七) 事業

各村における土木、耕地およびその他の各種の継続事業ならび既定計画事業は、継続して行うものとする。

(一八) 団体等の統合 次の団体の早期統合をあっせんする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業共済組合
- 3 青年団
- 4 婦人会
- 5 その他

(一九) 大字および字の名称 大字および字は、現在のままとする。

(二〇) 砥用町との境界変更

砥用町との境界変更については、中央村発足後六か月以内に、希望する七部落について、多数の住民の意思にしたがい決定し、境界変更をなすものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

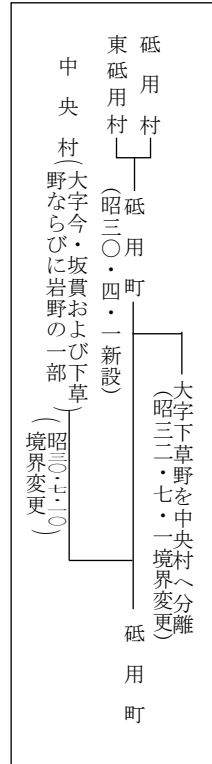
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
中山村	篠塚 国平	富永 広記	舛田 孝	那須喜久馬	大倉 貞雄
年祢村	嘉悦 七蔵	村上 唯雄	中原 末記	吉武 直光	黒木 用八

5 合併時の関係町村の現況表

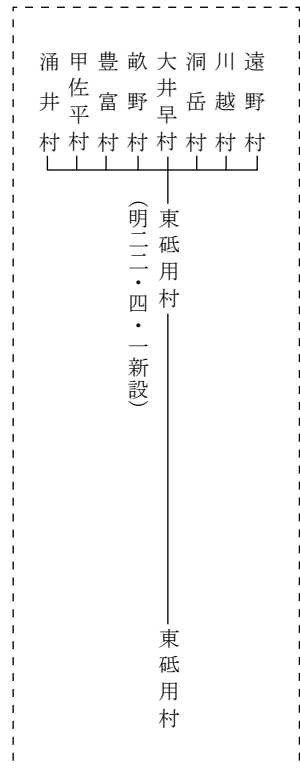
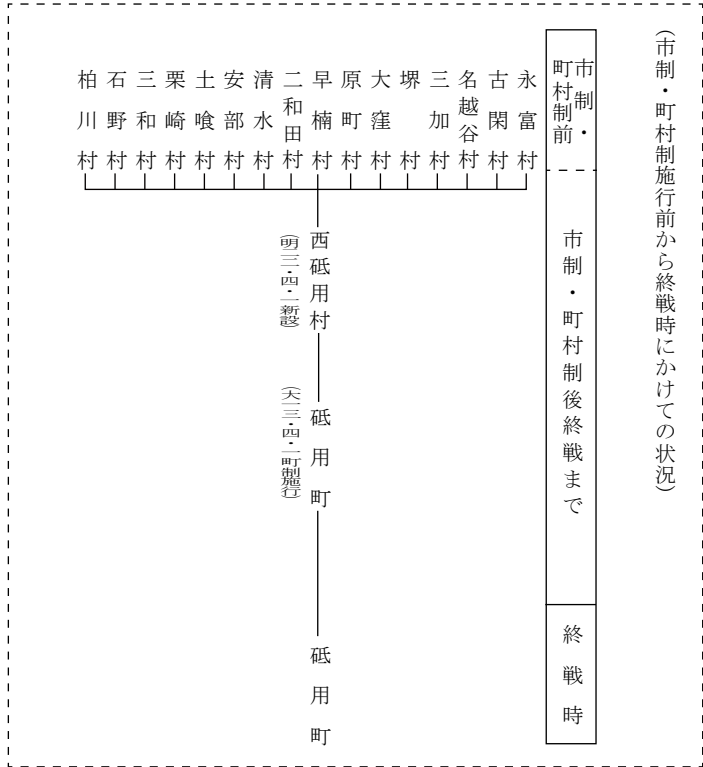
生産額	計		農産	鉦工産	会社、工場、事業場(資本金五百万元以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上	官公署	業態の割合		積平方料	戸数	人口	区分		
	計	その他										業態							
												計	その他					農業	都市的業態
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	校	人	人	人	人	人	中央村		
	一七五〇〇	一	一	一	一	四、八七四	二、四七九	一、七五八	四、三八四	一	二	七、〇七〇	三、七九九	三、二七二	二、〇七三	一、五五一	五、四六六	一、七五八	九、二四一
	一〇三、八八五	一	一	一	一	一、四九七	七、五二二	九七〇	三、三〇〇	一	一	三、四三三	一、五六一	一、八五三	一、八八一	一、四五〇	一九、四一四	一、〇三二	三、三九三
	七五、六四四	一	一	一	一	三、二七七	四、六六七	七八八	一、〇八四	一	一	三、六五七	二、三三八	二、四九九	一、九二一	九〇	三、三三三	七五	三、八四九
																		中山村	
																		年祢村	

【旧下益城郡砥用町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 砥用町
元龜二年(一五七一)阿蘇家の老臣篠原丹後守がこの地に城を移し、一時当地の領主であったと伝えられ、その後、小西の領地となった。徳川時代に至り、東砥用と西砥用を合わせて砥用郷と称し、寛永一〇年(一六三三)砥用手永に属することになった。

明治三年(一八七〇)の藩政改革により、里正によって政治が行われていたが、戸籍法の施行後、明治七年に第九大区のうち、砥用地区を東と西の両区に分け、東に第七小区、西に第八小区を設け、区に戸長がいて政治を行っていた。同九年に町村の大合併があり、五六村が二四村にまとめられ、一二年郡区町村編成法の施行により、砥用地区二四か村は七行政区に分かれたが、本町地域は四区域に分かれた。さらに一七年には、二行政区に改められた。その後二二年の町村制施行により永富村ほか一五か村が西砥用村となり、のち、大正一三年(一九二四)四月一日に町制が施行され砥用町となった。

(二) 東砥用村
明治一二年(一八七九)の郡区町村編制法施行前までは、砥用町の項で述べたとおりであるが、郡区町村編制法の施行により本村地域は四行政区に分かれ、同一七年の改正により二行政区域となった。二二年町村制施行の際、遠野村ほか七か村が合併して東砥用村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

砥用町と東砥用村は、歴史的にも地理的にも深いつながりをもっており、地域住民の生活環境、産業経済、社会文化の面においても共通するものがあつたので、合併の基礎はできていたといえる。

県は昭和二十八年（一九五三）一月、合併試案を示して、関係町村の合併指導にあつたが、この試案においては当地区は砥用、東砥用両町村の合併となつてゐた。しかし、砥用町は、これより前、県に対して砥用、東砥用、年祢の三か町村合併を申し立ており、県の試案と砥用町が意図する三か町村合併の構想に食い違いが生じ、その後における各種摩擦の一因ともなつた。

翌二十九年に入り、当地区における合併促進の気運はますます盛り上がり、東西両砥用間の交渉、年祢村との折衝等が頻繁に行われた。このような動きのなかで、一方においては中山、年祢両村合併の気運も濃厚となり、年祢村内の一部は砥用ブロック合併促進委員会を結成し、同村当局および村議会へ働きかけるまでになつた。

同年六月、中山、年祢両村の合併促進協議会が設置され、両村合併が具体化してくると、年祢村内の砥用合併派の動きはますます活発となり、村民大会の開催、県当局への陳情、議会の解散請求の動き等がみられはじめた。

一方、東砥用村内の世論は合併実現の線に固まりつつあり、砥用地区における町村合併の動きは最終段階に入つて昭和三〇年を迎えた。

中山、年祢両村の合併は、年祢村の一部を将来分村させることを条件として円満に解決し、三〇年一月一日中央村として発足した。このため砥用地区の町村合併は、砥用町、東砥用村の二か町村合併の線にそつて最後の段階に至つた。

同年一月二四日砥用、東砥用両町村議会において、両町村合併促進協議会の設置が議決され、委員の選任および事務局の設置が行われ、両町村の合併は、事務処理の段階に入った。二月八日第一回の合併促進協議会を開き、両町村合併の大綱を確立し、その後約一か月間は両町村の職員を総動員して文字どおり昼夜兼行で合併事務の作業が続けられた。

合併関係書類整備の完了をまつて、同年二月二一日両町村議会において同時に両町村合併ならびにこれに伴う諸案件の議決を行ない、ただちに、知事あてに合併申請の手続きがとられた。こうして両町村は、同年四月一日砥用町として新

しく発足した。

因みに、「砥用」の呼称については、平安時代、倭名抄に益城郡富神郷の名がでてゐる。吉田東伍博士によれば「この郷土名、訓注を欠けど、とむちにや。とむち転じてともちとなれるごとし。神の字をむちとよむことうんぬん」とあり、圭室諦成氏は吉田博士の説に対して「これは卓見と思う。とすればトムチのトは山、ムチは神、トムチで山神ということになる。さらに一歩進めて、山神とはどの山神をさすかという、わたくしは甲佐大明神とみている。甲佐町、中山村、砥用町方面が、かなりの町で独立した政治、経済、文化圏をもつてゐた。」と述べてゐる。この地域を砥用と書くようになったのは鎌倉時代かららしく、承安三年の文清にも「砥用小北両郷」と見えてゐる。東西両砥用が合併するにあたり、新町名を「砥用町」と定めたことは、きわめて自然ななりゆきであつた。

（中央村との境界変更）

中央村のうち旧年祢村の一部が砥用ブロック合併促進委員会を結成して、砥用町との合併を強く要望し続けてきたことは前述のとおりであるが、新砥用町発足後もこの動きはますます強くなり、砥用、中央両町村当局への働きかけが続けられた。両町村当局においても関係地域住民の要望にこたえ折衝を続けた結果、中央村と砥用町との境界変更の手続きがとられ、旧年祢村のうち大字今、坂貫、下草野の三大字の区域と大字岩野のうち長田ほか七字の区域が昭和三〇年七月一日をもつて砥用町に編入された。

しかし、その後、下草野の区域は、主として学生の通学問題から中央村復帰の声が強くなり、三二年七月一日同区域は境界変更により再び中央村に復帰した。

3 合併時の合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
 - (二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日
 - (三) 新町名 新町名は「砥用町」とする。
 - (四) 役場の位置
- 1 下益城郡砥用町大字土喰三九番地
 - 2 将来庁舎を新築する場合、位置その他については新町議会において協議決定するものとする。

(五) 役場出張所

現東砥用村役場（下益城郡東砥用村大字畝野一八七四番地）に出張所を置くものとする。出張所においては、次の事務を行なうものとする。

- 1 戸籍、住民登録に関する事項
- 2 配給に関する事項
- 3 徴税に関する事項
- 4 諸証明に関する事項
- 5 土地、家屋に関する事項
- 6 衛生に関する事項

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、昭和三〇年五月三〇日まで在任するものとする。

(七) 議員選挙区および定数

当初の選挙に限り各町村ごとに選挙区を設け、選挙区において選挙する議員定数は、それぞれ「一三人」とし、総数二六人とする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、任期を昭和三〇年九月三〇日までとする。

(九) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二〇人とし、昭和三一年三月三十一日まで在任する。

(一〇) 合併関係町村職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承する。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮する。一般職の職員の退職手当は、新町退職手当支給条例の定める額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- 1 昭和三〇年四月三〇日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇
- 2 昭和三〇年六月三〇日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇

3 昭和三〇年九月三〇日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一三〇

- (一一) 助役の定数 一人とする。
 - (一二) 部落連絡員の設置
- 合併関係町村の嘱託員は、当分の間現在のままとし、将来必要に応じて統合整理する。

(一三) 資産および負債

- 1 各町村有資産は、新町に引き継ぐ。
- 2 各町村の有する負債は、新町に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合 すみやかに統合するものとする。

(一五) 事業

各町村における土木、耕地その他の継続事業および既定事業は、継続して行うものとする。

(一六) 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、その他

(一七) 町税の賦課率 標準税率による均一課税とする。

(一八) 大字および字の名称 現在のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
東砥用町	吉成 孫作	大久保利夫	豊 義雄	吉田 信雄	間部 市次
寺本 恵照	中瀬 潔	遠山 義雄	今田 政次	篠原 秀蔵	

5 合併時の関係町村の現況表

生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	上の学校 高等学校 千円	中学校 千円	官 公 署	業態の割合						面 積 平方 千 米	戸 数 戸	人 口 人	区 分	砥用町	合併 砥用町	東砥用町		
計 千円	その 他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円									計 人	その 他 人	農 業 人	都市的 業態		計 人								その 他 人	商 工 業 人
															計 人	その 他 人										
四一、五七九	七八、六四〇	二七、七〇八	五五、二三三	一	三六、八〇四	一九、三三三	三、二〇〇	八、五七六	一	二	九	五、七三四	三、八四	五、一九七	三、三六	二、〇五三	一、三〇九	九、七六	二、六三二	一、四、七六六		八、四九九	六、二七			
三五、九三六	四三、八五〇	一四、七三六	三三、三五〇	一	二、六三二	九、九七二	二、二四〇	六、三三三	一	一	八	二、六四六	一、八三	二、七八〇	三、八〇	一、七九九	一、二二	五、一九八	一、五九九	一、〇七三		三、〇七九	二、四二七			
一八、五三六	三、七九〇	一、八九〇	二、二八	一	一、五八三	九、三五	九〇	二、五七六	一	一	一	三、〇八	二〇	二、四二七	四、一	一九八		四、七								

玉ぎよく
東とう
町まち



(役 場)

一 概 況

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町、西は、玉名市、南は、熊本市及び玉名市に接している。人口は五、五五四（平成二二年国勢調査）、面積は約二四平方キロメートルとなっている。

地勢は、周囲を山に囲まれて中央が盆地となっており、中央部から北西に向かって木葉川が流れ菊池川に合流している。田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部は、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山麓オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地で、ほかにもなし、すいか、すもも（ハニローザ）、などの生産も盛んである。また北部は、木葉山に埋蔵する石灰岩を利用し、明治のころから生石灰、タンカル製造を主産業として栄えてきた。

交通は、町をJR鹿児島本線が横断して中央部に木葉駅があるのをはじめ、JRに並行した国道二〇八号には、熊本、玉名方面へバスが運行されている。

旧跡として、西南戦争で有名な有栖川宮督戦の地や吉次峠などの激戦地跡がある。吉次峠は、西南戦争で最も激しい戦いが行われた場所のひとつで、薩軍防衛線最後の牙城となった地であり、官軍に「地獄峠」として恐れられた険しい場所である。現在、この付近には、ここで戦った、薩軍の篠原国幹戦死の地や、熊本隊隊長佐々友房の詩碑などがある。そのほか、古代製鉄所跡、鎌倉期の五輪塔、中世の城跡も残り、歴史的、文化的に貴重な資料が残されている。

また、西安寺神楽、雨乞い踊りが郷土芸能として保存されている。そのほか、丸田公園、陣内公園、年ノ神水源公園が整備されている。

二 町名の由来

昭和三〇年（一九五五）三月の新村発足にあたり、合併二か村の住民から公募したもので、玉名郡の東部に位置するところから「玉東村」が選ばれた。四二年四月一日、町制を施行した。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、玉東町については、玉名市、岱明町、横島町、天水町との一市四町の合併パターンが示された。町長は、合併任意協議会参加に当初は慎重姿勢を示したものの、合併を検討することは必要であるとしてこれに参加、玉名郡市一市八町での協議が行われた。その後、横島町、天水町の二町と共に、一時任意協議会を離脱したものの、この三町での合併検討は具体化せず、玉東町は、住民アンケートの結果を踏まえ、玉名市を軸とする合併協議に復帰した。

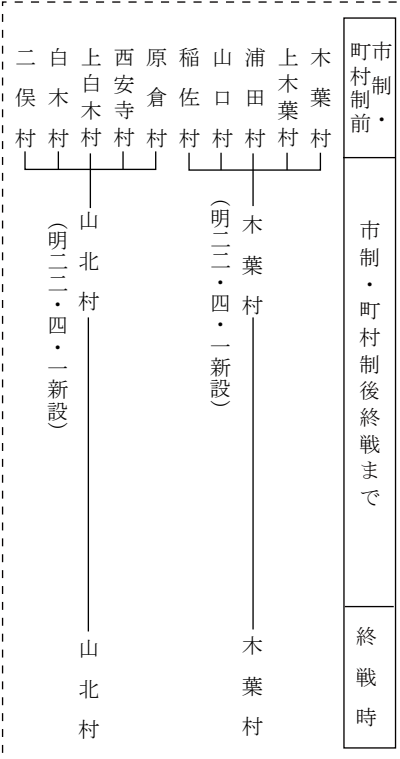
しかし、玉東町長は、広域合併による諸課題に対する懸念を示し、平成一六年一〇月の玉名地域一市八町合併協議の休止後も、新たな合併枠組みの模索には慎重な姿勢を見せ、結果的には、住民理解が得られないとして合併特例法期限内の合併を断念した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



市制・町村制後終戦まで
終戦時

(一) 木葉村
旧藩時代は、内田手永の下にあった。明治七年(一八七四)の大小区制の下にあつては、第七大区第五小区に属したが、一二年には郡区町村編制法に基づき、木葉町、上木葉村、浦田村、山口村、稲佐村の五か町村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。一七年の改正でも行政区域は変わらず、二二年四月、町村制施行により、これら五か町村が合併して木葉村となった。

(二) 山北村
旧藩時代は、小田手永の下にあった。明治七年(一八七四)には第七大区第四小区となり、戸長により村政がとられたが、一二年、郡区町村編制法に基づき、白木、上白木、二俣の三か村および原倉、西安寺の二か村がそれぞれ一行政区域とされ、戸長役場が置かれていた。一七年に行政区域の修正が行われ、これら五か村は一行政区域となった。二二年四月の町村制施行により、これら五か村が合併して山北村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

木葉、山北両村は、地形、産業、村民の生活環境などすべてが類似しており、古くから政治的にも経済的にも緊密な関係で、同一生活圈にあり、戦前から両村は、組合立の青年学校、伝染病組合を設立して行財政運営の合理化を図っていた。昭和二八年(一九五三)、促進法が制定されるや、両村民の福祉増進のためには行政区域を拡大して財政力の強化を図ることが必要であるとの認識に基づいて、きわめて円滑に合併が促進されることになった。

同年一〇月、両村は、それぞれ議会議員、囑託員、各種団体の代表者など四人からなる合併促進委員会を結成し、主として町村合併促進の気運醸成を図った。翌二九年八月、合併促進協議会を設立し、総務、土木、教育民生、経済の小さな委員会を設け、関係規約、事務局、予算案について決議し、正式に合併事務に着手。しかし、合併促進協議会の委員のなかには、経済圏を同じくする八嘉村の東部および田原村の西部を含めて合併すべきであるとの意見が強く、これを住民に呼びかけたものもいたため、関係住民のなかには、この案を希望し、運動を起こすものもいたが、県および両村当局がこれに反対または消極的で、両村の合併が終了のち、最終的に調整するとの態度をとったため、分割合併は実現しなかった。

両村の合併の基本的構想については、反対意見はほとんどなかったが、合併上問題となったのは、財産処分と村名選定であった。財産処分については、木葉村有地に官行造林がなされていたので、(実測六〇ヘクタール)、この財産を合併と同時に村の財産にするかどうかについて論議が交されたが、結局、財産区を設定し、その分収金の二分の一を新村に寄付することで意見が一致した。

なお、村名については、両村の名称を主張して譲らないので、村民一般から募集した結果、玉東村を採用した。こうして翌三〇年三月一日、両村は合併して玉東村が発足した。その後、四二年四月一日、町制を施行し、玉東町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 木葉村と山北村を合体する。

(二) 実施の時期 昭和三〇年三月一日

(三) 新村名 村名は、「玉東村」とする。

(四) 役場の位置

1 役場は、両村のほぼ中央で交通、通信その他官公署との連絡および住民の至便な位置に置く。

2 役場の建物は、昭和三一年度に新築することとし、その竣工までの期間は、暫定的に木葉村大字木葉六六番地、一瀬春太郎氏の建物を借用し、充てるものとする。

(五) 役場出張所

1 出張所は設けない

2 その他の庁舎の転用の方針 将来社会福祉施設に転用する。

(六) 議員の任期

町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三〇年四月末日まで延長する。

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区の設定は、合併後最初の選挙に限る。

2 第一選挙区 木葉村九人 第二選挙区 山北村九人

(八) 農業委員の委員の任期および定数

1 定数は、促進法の特例を適用し、山北村八人、木葉村七人、計一五人を互

選によって選出する。

2 任期は、促進法の特例を適用し、昭和三一年二月末日まで延長する。

(九) 教育委員会の委員の任期

1 任期は、促進法の規定を適用して、現在の委員の互選による委員の任期と、昭和三一年二月末日まで延長する。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

1 促進法の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを承継するものとする。

2 特別職の職員については、別に考慮する。

3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 昭和三〇年三月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の三〇〇

イ 昭和三〇年八月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

ウ 昭和三一年二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の五〇

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 現在のまま存置する。

(一三) 資産および負債

1 両村の保有するいっさいの資産は、新村に引き継ぐものとする。ただし、木葉村の官行造林地については財産区を設置し、その分収金の二分の一を新村に提供するものとする。

2 両村の負債は、新村に引き継ぐものとする。

(一四) 消防団の統合

1 両村にある機械器具は、現状のままとし、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし消防機械器具の充実整備を図る。

2 現在の消防団を次のとおり統合する。

合併前		合併後	
本団数	分団数	本団数	分団数
二	一一	一	一一
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇

- 3 逐次各地区に消防貯水溜を設ける。
 - 4 新村発足後、村内に消防団の本部を置く。
- (一五) 税の調整
- 1 昭和二九年度は現在のままとする。
 - 2 昭和三〇年度から実地調査をなし、旧両村の税率を調整する。
 - 3 村税の収入未済分は、合併前日までに九〇パーセント以上整理する。
- (一六) 大字の名称
- 上木葉、浦田、木葉、山口、稲佐、白木、二俣、上白木、西安寺、原倉を本村の大字の名称とする。
- (一七) 国民健康保険
- 1 合併と同時に統合する。
 - 2 昭和二九年度の税率は、現在のままとする。
 - 3 昭和三〇年度から実地調査をなし、旧両村の税率を調整する。
 - 4 保険税の未収入は、合併前日まで八〇パーセント以上整理する。
- (一八) 小学校、中学校その他の教育、文化施設の統合、整備
- 1 教育委員会事務局の設置 役場内に設置する。
 - 2 小学校の位置 現在のままとする。
 - 3 小学校校舎の増、改築の方針 一応現在のままとし、必要に応じ考慮する。
 - 4 小学校の校区 現在のままとする。
 - 5 中学校の位置 現在のままとする。
 - 6 中学校校舎の増、改築の方針 一応現在のままとし、必要に応じ考慮する。
 - 7 中学校の校区 当分の間、現在のままとする。
 - 8 公民館の統合整備 統合する。
- (一九) 火葬場の位置 現在のままとする。
- (二〇) 診療所の位置 昭和三二年度において新築する。
- (二一) 保育所の位置 現在のままとする。
- (二二) 次の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
木葉村	徳永良城	松本長蔵	赤沢正明	藤山文治	坂本秋雄
山北村	清田光雄	山野小一郎	清田直人	平井俊雄	畠山茂

5 合併時の関係村の現況表

国 税 納 税 額 千円	上の学校		官 公 署	業 態 の 割 合						積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
	中 学 校	高 等 学 校		都 市 的 業 態			農 業 業 態						商 工 業 人	玉 東 村	合 併 村
	計	農 業 人		農 業 人	農 業 人	農 業 人	農 業 人	農 業 人	山 北 村						
二三五七	一	二	六	四六五七	一七五	四四八二	三、四八二	二、七七一	八四	二四・六	二、四八八	八、六九九	木葉村	山北村	
一七七〇	一	一	四	八九	九	八二	二、九〇	二、四九五	四八五	七六七	七三	三、八〇			
六四七	一	一	二	三七六	一六	三〇〇	七三	三、四六	三五六	一六、四九	七五	四、四八八			

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)			前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円
	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円			
	三五、九二六	四六、九九二	一六三、六四四	二六、三六六	九、七五五	一、四六〇
	二五、四二六	六、六九二	四三、一四四	二、五三八	四、四八二	二、一五〇
	一七、五〇〇	四〇、〇〇〇	二〇〇、五〇〇	一、四八六	五、二七三	三、〇

和な
ごご
水み
町まち



(役 場)

一 概 況

平成一八年三月一日、菊水町、三加和町が合併し、人口一、二四七（平成二二年国勢調査）、面積約九九平方キロメートルの「和水町」が誕生した。熊本県北西部に位置し、北は福岡県八女市、東は山鹿市、西は南関町、福岡県みやま市、南は玉名市、玉東町に隣接している。地勢は概ね山林に囲まれた山岳・丘陵地帯で平坦地に乏しく、町の北部を和仁川、十町川、岩村川の三つの川が南へ流れ、菊池川に流入、大きく湾曲しながら貫流し、その本支流流域に沿って水田は棚田で形成され、畑は台地に階段状をなしている。

産業は、農業では、米を中心に、野菜（すいか、小物野菜）、茶、柿、みかんなどの果樹、畜産などもあり、複合経営が主である。また、食品製造販売や電器、精密機械などの企業を誘致して、農工併進による発展を遂げてきた。

交通面では、九州自動車道の菊水インターチェンジがある。本町には直接鉄道の便はないが、JR鹿児島本線玉名駅までは二〇分強となっている。国道四四三号や、複数の県道が町の基幹的道路としての役割を果たしている。

旧跡として、江田船山古墳、田中城跡、豊前街道腹切坂、穴観音古墳、西光寺威福山の薬師堂、肥後民家村、トンカラリンなどがある。特に国指定史跡江田船山古墳は全国的に有名であり、明治六年に第一回発掘調査が行われて以来、出土した副葬品二百余点がすべて国宝になっている。これらの遺品は、中国大陸の後漢以後の遺物や朝鮮三国時代のとくに加羅地方の遺物が多く、当時、中国、朝鮮と密接な関係があったことがわかる。また、中世から近世への過渡期の城としては県内最大級の規模の国指定史跡田中城跡は、頂上からの眺めが絶景で、現在、町民の憩いの広場となっている。そのほか、西光寺威福山の薬師堂には、奈良時代の行基の手になるといわれる威福山の額の書と薬師仏一体が現存している。

主な行事としては、町のスポーツイベントとして、旧三加和町出身の金栗四三氏の遺志を引き継ぎ「金栗四三翁マラソン大会」が開催されているほか、古墳祭、山太郎祭、戦国肥後国衆まつりがある。

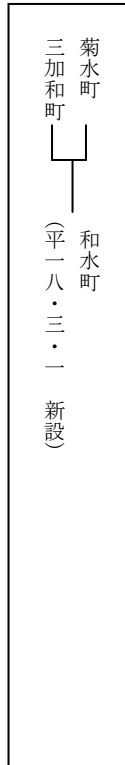
二 町名の由来

菊水町、三加和町の合併による新町発足にあたって、合併協議会は新町名を公募した。これを基に審議され、最終候補として「菊和」「和水」「緑水」「夢民の里」「彩野」に絞られ、ここから「和水町」と決定したものである。

選定の理由としては、三加和の「和」と菊水の「水」をとって、和を尊び清らかな水がいつまでも流れ続ける町となるように、また、お互いの町をつなぐ川、水の流れ、住む人々の心も一つにつないで和ませて、豊かな町になることを希望して、というものであった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 玉名郡菊水町

昭和二十九年四月一日、江田町、花簇村、東郷村、川沿村の一町三村が合併してできた町で、面積は約三八平方キロメートルである。江田船山古墳などの旧跡で知られる。

(二) 玉名郡三加和町

昭和三〇年四月一日、春富村、緑村、神尾村の三村が合併して三加和村となり、昭和四三年に町制施行した。県北の福岡県境にあり、面積は約六〇平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、南関町、菊水町、三加和町の組合せが合併パターンとして示されたが、平成一四年以降、三町

ともまずは玉名市を軸とした合併協議に参加して、任意協議会、法定協議会における検討を続けた。

平成一六年一〇月、玉名地域一市八町の協議が休止した後には、三加和町長が、三町での合併協議を呼び掛けたが、南関町が玉名市を志向したため、菊水町、三加和町の二町での合併協議となった。二町内においては、なお南関町を志向する声や、玉名市を軸とした枠組みへの参加、単独町政など、様々な意見があったが、最終的には両町協議が僅差ながらも二町合併の廃置分合案を可決し、平成一八年三月一日、「和水町」が誕生した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

菊水町及び三加和町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一八年三月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、『和水町(なごみまち)』とする。

(四) 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、菊水町大字江田三八八六番地(現菊水町役場)とし、現在の三加和町役場に総合支所方式による支所を置くものとする。

なお、新たな庁舎の建設は、当面行わないものとする。

(五) 財産の取扱

1 公有財産については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

2 物品については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

3 基金については、合併時の保有額をすべて新町に引き継ぎ、原則として両町の平成一六年度標準財政規模の四〇%相当額を新町の基金として確保する。

4 債権及び債務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

5 三加和町の春富財産区が所有する財産については、春富財産区有財産として現行のとおり新町に引き継ぐ。

(六) 新町建設計画

新町建設計画は、別添「菊水・三加和町新町建設計画」に定めるとおりとする。

(七) 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会は、設置しない。ただし、住民自治の強化及び住民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的に、新町において新たな仕組みを検討することとする。

(八) 議会議員の定数及び任期の取扱い

地方自治法第九一条第一項、第二項及び第七項の規定に基づく新町の議会の議員の定数は二六人とし、公職選挙法第一五条第六項による選挙区については、これを設けない。

なお、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項（定数に関する特例）及び第七条第一項（在任に関する特例）については、これを適用しない。

(九) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1 合併前に選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年七月三十一日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2 新町の農業委員会選挙については、選挙による委員の定数を一七人とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。

なお、選挙区は二とし、現在の菊水町及び三加和町にそれぞれ選挙区を設ける。

(一〇) 地方税の取扱い

1 個人町民税の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおりとする。

2 法人町民税の納税義務者、税率及び納期については、現行のとおりとする。

3 固定資産税の納税義務者、税率、納期及び免税点については、現行のとおりとする。

4 軽自動車税の納税義務者及び納期については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第四四一条第一項の規定に基づき、標準税率とする。

ただし、軽自動車四輪以上（雪上専用）は、菊水町の例による。

また、標識のき損等にかかる弁償金については、菊水町の例により一〇〇円とする。

なお、合併期日までに両町で交付した軽自動車の標識は、廃車申告するまでは有効とする。

5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

6 鉱産税については、現行のとおりとする。

7 入湯税については、三加和町の例による。

(一一) 一般職の職員の身分等の取扱い

1 菊水町及び三加和町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

2 常勤の職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職務・職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
菊水町	前淵 治	宮本 幸昭	—	坂梨 豊昭	石原 尊美
三加和町	池上 緑良	石原 信博	本田 亮平	井上 國雄	福山 精一

5 合併時の関係町の現況表

区 分	和 水 町		合 併 関 係 町	
	人 口 (人)	戸 数 (戸)	菊 水 町	三 加 和 町
人	二一、二一八	三、七〇二	六、六二九	五、四八九
面 積 (km ²)	九八・七五	三・七〇二	三・八二七	六・〇四八
業 態 の 割 合	第一次産業 (人)	一、四六四	六〇九	八五五
	第二次産業 (人)	一、九二七	一、〇三四	八九三
	第三次産業 (人)	二、五八三	一、六二三	九七〇
中 学 校 以 上 の 学 校	計	五、九七四	三、二五六	二、七一八
	中 学 校	二	一	一
高 等 学 校	〇	〇	〇	〇
市 町 村 税 納 税 額 (百万円)	八七二	四七八	三九四	三九四
前 年 度 予 算 総 額 (百万円)	六、六五九	三、一五三	三、五〇六	三、五〇六
生 産 額	第一次産業 (百万円)	三、一九七	一、〇九三	二、一〇四
	第二次産業 (百万円)	三六、三〇五	二九、九二八	六、三三七
	第三次産業 (百万円)	二四、五三七	一六、三八一	八、二五六
計 (百万円)	六四、〇三九	四七、四〇二	一六、六三七	一六、六三七

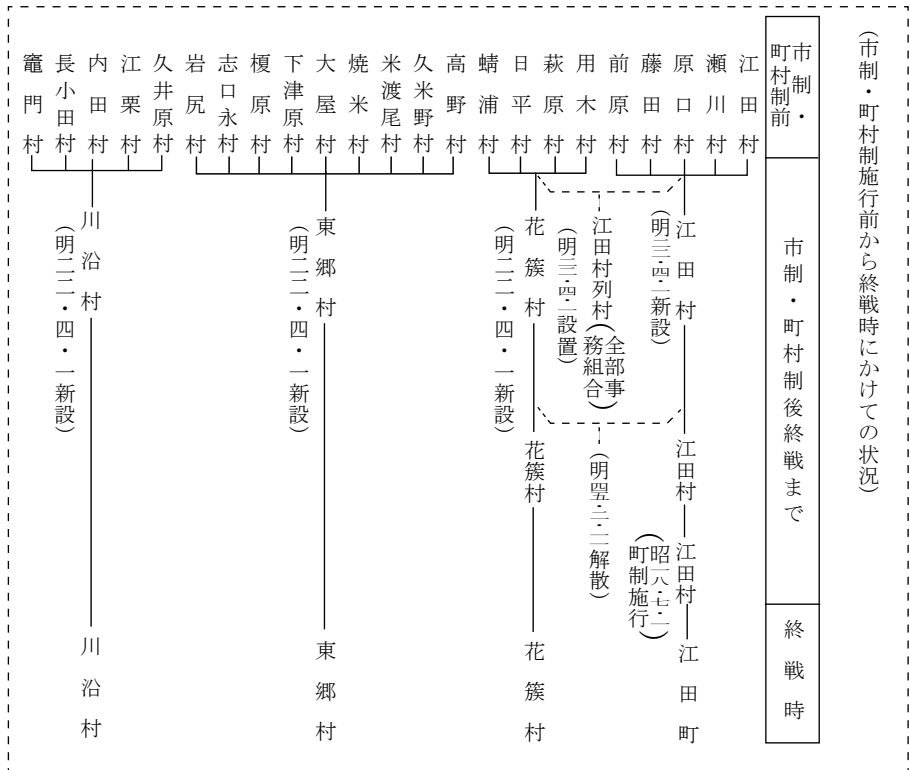
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧玉名郡菊水町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 江田町
 本町の地域は、寛永九年(一六三二)、細川氏の所領となり、同一一年ごろ手
 永制が布かれて、内田手永に属し、その会所は白石村に置かれた。明治七年(一

八七四)の改正大小区制の下では、江田、原口、藤原請、白石の各村は第七大区、第六小区に属した。その後、請村と白石村は合併して瀬川村となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、江田村、原口村、藤田村、前原村の四か村が行政区画となり、瀬川村は、上小田村などとともに一行政区画をなした。一七年、行政区画の修正で、二年の合併によって花簇村となった用木、荻原、日平、蜻浦の四か村が江田村列に加えられたが、二三年四月の町村制の施行に伴い、江田村列のうち江田、原口、藤田、前原の四か村と瀬川村が合併して江田村となった。合併後は、経済的条件、経費節減のため花簇村と組合を設立したが、四五年に解散した。その後、発展の一途をたどり、昭和一八年(一九四二)、町制を施行した。

(二) 花簇村

旧藩時代、内田手永に属していた用木、荻原、日平および蜻浦の四か村は、明治五年(一八七二)の大小区制では姫井村を加えて第二大区第五小区を構成しており、七年の改正では第七大区第六小区に属した。一二年の郡区町村編制法の施行時には、ふたたび四か村で一行政区画をなした。一七年、江田村列に加えられたが、二二年四月、町村制施行とともに四か村が合併して花簇村となった。これと同時に、江田村と組合を設置したが、四五年に組合を解散した。

(三) 東郷村

内田郷に属していた高野、久米野、米渡尾、焼米、大屋、下津原、榎原、志口永、岩尻の各村は、竈門などとともに明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では第八大区第七小区に属し、竈門に戸長役場を置いた。一二年、郡区町村編制法施行の際には二つの行政区画に分かれ、米渡尾、久米野、岩尻、高野、榎原の五か村および志口永、下津原、焼米、大屋の四か村が、それぞれ同一行政区画をなしたが、一七年に両区域は、合わせて一行政区画となった。

その後、二二年四月、町村制の施行により、これら九か村が合併して、東郷村となった。

(四) 川沿村

明治四年(一八七二)の廃藩置県後、内田、長小田、上久井原、下久井原および江栗の五か村は、それぞれ独立していたが、明治九年に上久井原と下久井原の二か村は久井原村となり、一二年に久井原、内田、長小田の三か村に竈

門村と江栗村を加えた五か村が一行政区画とされた。二二年、町村制の施行に伴い、五か村が合併して、川沿村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

江田、花簇、東郷、川沿の四か町村は、類似した地理的環境をもっていたので、経費節減の見地から大正三年(一九一四)、伝染病院組合を設置して以来、施設設備の拡充強化、町村民の環境衛生ないしは保健の向上に関し、絶えず深い交渉をもっていた。

その後、青年学校の共同設置、共立病院の設立さらには学制改革による中学校の設置等、教育および衛生に緊密な共通の利害関係に立っていた。

また、毎年一回、四か町村議員総会を開催し、上述の共同事業の概況報告と、その将来の経営方針について討議を行うとともに、四か町村議会議員の共同研究等も行なっていた。

昭和二四年(一九四九)一月開催の議員総会の席上、現在の共同経営よりも、この際四か町村が合併して強力な町を建設する必要がある、これについて合併調査委員会を設置して研究してみようか、との意見がだされた。これに対して全議員が賛意を表したが、時期尚早であったためか、調査委員会設置まで進展せず、合併の可否については、座談的あるいは各種会合の席上論議されるにとどまった。

その後、二七年一月の四か町村議員総会において、江田町から「ここ数年来町村民の間では、四か町村の合併問題が論議されているが、合併について可否いずれの結論がでるか調査委員会を設置して調査に着手してはどうか。」との意見がだされたのに対し、満場異義なく同意し、委員の定数、選考については関係四か町村長および議長に一任することに決定した。次いで、二月一日、四か町村長、同議長が江田町役場に集まって合併調査委員の選任に関して協議した結果、各町村の議員からそれぞれ二人を選出することになった。さらに三月一日、江田町役場で四か町村を交え、第一回合併調査委員会を開催し、委員の選任、事務局の設置、調査方針の樹立等を協議決定した。

合併調査委員会は、戸数、人口、産業構造等二二項目にわたる基礎調査および仮予算の検討を行ない、四か町村の生産力、財政力等、合併後の新町アウトライ

ンを把握し、これに類似した他町村の財政状況等を視察した。さらに、合併後分村した他町村についても、その原因等を視察調査し同年八月の臨時議員総会に調査経過報告を行うとともに、報告書を印刷配布して世論の喚起につとめた。

翌二八年一月、さらに議員総会を招集し、合併に関する諸問題について協議した結果、合併調査委員会を発展的に解消して、合併促進委員会を設置し、積極的に関係町村民に呼びかけることに決定した。

その後、同年四月三〇日、江田町役場で、県職員出席のもとに第一回合併促進委員会を開いた。

また、「合併はなぜ必要か」と題するパンフレット二、〇〇〇部を印刷し、関係四か町村の全戸に配布し、八月一四日から一週間にわたって合併に関する部落座談会を開いたが、この座談会後、関係四か町村民もようやく合併に賛意を表するようになった。

前述のように合併の気運が熟してきた昭和二八年九月、町村合併促進法が制定、公布されたので、関係町村は、促進法による合併促進協議会を同法の施行日である一〇月一日を期して発足させることができるように諸般の準備を急いだ。

こうして九月一七日、合併促進委員会を招集し、合併促進協議会の設置について協議した結果、委員の総数を六〇人として、各町村からそれぞれ一五人を選出することとし任意設置の合併促進委員会は、合併促進協議会の発足とともに解散することに決定した。

同年一〇月四日、江田町役場に第一回の合併促進協議会を招集し、規約案の審議、委員長および分科委員の選任ならびに部落座談会の実情報告を行ない、次の招集までに各町村別の事業計画案および合併諸条件等を提出することを決定した。

町村から提出された新町建設計画は、一〇月二二日、総務委員会に付託、審議の結果、取捨選択のうえ、各分科委員会に分け、調査に着手した。その後、これらの計画は、分科委員会で大体の成案を得たので、合併促進協議会の審議に付し、一応原案どおり仮決定をみた。

二月三日、江田農協会議室で合併促進協議会を開き、新町名の選定、役場位置の決定、議会議員の任期延長の可否、農業委員会委員の任期等を審議のうえ決

定した。

新町建設計画は、二月二五日の合併促進協議会で満場一致をもって原案どおり決定され、翌二九年一月二二日、四か町村は、それぞれ議会に合併議案を付議し、各町村とも満場一致をもって原案どおり可決した。

こうして同年四月一日、「菊水町」として発足するようになった。

なお、新町の発足にあたって、合併四か町村の住民に呼びかけ、新町名を公募した。応募数は、六三三件に達し、これを合併協議会で慎重審議の結果、「菊水町」と決定した。その選定の理由は、合併四か町村内を清流菊池川が貫流しているところから、この地理的環境を象徴する町名を選んだものである。

3 合併条件および協定事項

建設計画にとりあげられた事項のうち、主なものは次のとおりである。

(一) 合併の形式 江田町、花簇村、東郷村、川沿村を合体する。

(二) 役場の位置

1 役場は、江田町大字江田に置く。

2 江田町役場を合併後使用するとしても狭隘なため、現在の役場建物は和洋裁学校として使用し、総工費八〇〇万円を投じ、二四八坪の木造瓦葺平家建を新築する。

(三) 支所出張所の位置

花簇、東郷、川沿の三か村に当分の間、それぞれ出張所を置く。

(四) 支所、出張所の増、改築の方針

出張所は、前記三か村の役場建物をこれに充てる。

(五) 支所、出張所で行う事務

出張所においては戸籍、配給、諸証明、町税その他の徴収の事務を行う。

(六) その他庁舎の転用の方針等

旧役場庁舎の転用については(二)および(四)の項に述べたとおりとする。

(七) 小学校校舎の増、改、新築の方針

小学校校舎の増、改築については、漸次老朽校舎より改築することとし昭和二九年度には東郷小学校校舎二二〇坪の改築をはじめ、江田小学校校舎二六四坪、川沿小学校校舎の屋根の修繕および運動場四〇四坪の拡張をなし、昭和三

○年度において川沿小学校家事室三〇坪を建築する。

(八) 中学校校舎の増、改および新築

中学校校舎は、昭和二二年度より四か年計画で建築したものであって、特に増、改築の必要はないが、同校講堂を昭和三一年度において総工費四〇五万円 で木造瓦葺平家建一五〇坪を建築し、排水設備、運動場等一三二万円を投じ整備拡張する。

(九) その他学校の統合整備

昭和三〇年度において、江田町役場庁舎の改造を行ない、四か町村内において、中学校卒業後上級学校に進学しない女生徒に対し、子女教育を施すため和洋裁学校を設置する。

(一〇) 公民館の統合整備

公民館は、一応四か町村の公民館を廃止し、江田町に公民館(本館)を設置、三か村にその分館を設置する予定であるが、川沿村は現役場をこれにあて、花簇、東郷両村には適当な建物がないので、建坪各六〇坪、総工費三〇〇万円をもって公民館分館を建築する。

(一一) 図書館の統合整備

図書館は、公民館と同様一元化を図り、江田町に本館を置き、他の三か村の公民館に分館をおく。

(一二) 消防機械器具の統合整備

消防機械器具は、現在の位置にそのまま存置し、花簇、東郷、川沿村に手挽ガソリンポンプ各一台を設置し、漸次機械器具の整備をなし、消防機能の強化を図る。

(一三) 消防団の統合整備

消防団は、前述のごとく四か町村消防団を統合し、合併町村を一〇分団に組織替えをなす。

(一四) 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備

病院については、現在の四か町村組合立病院を整備強化するため、昭和三〇年度において結核病棟二二〇坪を、昭和三三年度において病院本館建坪一二五坪を、総工費一、三一〇万円をもって建築し、町民保健の向上を図ろうとするものである。診療所は、現在東郷、川沿両村に設置しているから、診療所の施

設のない花簇村に、昭和二九年度において建坪二五坪工費一〇五万円をもって設置する。

(一五) 墓地、じんかい処理場その他の衛生施設の統合整備

墓地、じんかい処理場等については、今回は考慮していないが、火葬場を昭和三〇年度において一五〇万円の経費をもって設置し、また、町内下水道の改修をなし町民保健の向上を図る。

(一六) 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備

授産施設については、現段階としては考えてないが、保育所については、花簇小学校の遊休校舎を利用し整備するとともに、江田町保育所の整備をなす

(一七) 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備

産業の開発と江田、花簇、東郷、川沿四か町村の一体化を図るため、道路、二五、五〇メートルの橋梁を架設し、町民の便益を図る。

(一八) 青年団の統合

青年団は、江田、花簇、東郷、川沿四か町村を統合し、強化を図る。

(一九) 婦人会の統合

婦人会も、青年団と同様四か町村を統合し、強化を図る。

(二〇) 農業協同組合その他の協同組合の統合

農業協同組合においても、漸次統合の気運に向いつつあるから、早い機会に統合されることを要望する。

4 合併時の三役及び正副議長

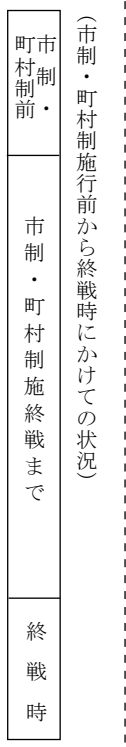
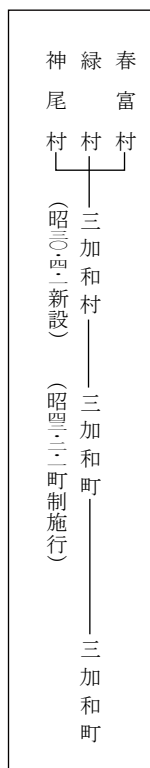
町村名	長	助 役	収入 役	議 長	副 議 長
江田町	石原 菊平	下津 誠秀	—	杉本 順造	石原 浩
花簇村	田浦 劍	前瀬 善二	萩生 一人	島田 徳次	村上 劫
東郷村	津口 直諒	米川 博	一森 成義	松村 安之	坂本 辰男
川沿村	牧島 末広	内田 信之	—	—	福山 義信

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)		前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署	業 態 の 割 合				面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
	計 千円	そ の 他 千円					農 産 千円	鉱 工 産 千円		高 等 学 校	中 学 校	都 市 的 業 態						そ の 他 業 態	
												商 工 業 人	そ の 他 人					農 業 人	そ の 他 人
三〇、二七	四〇、八七	三〇、〇〇	四〇、七〇	一	一六、七六	一、九四〇	一〇、三九二	一	一〇	九、三三八	二、二九二	七、〇五六	一、七五三	三、九四	一、三五八	三七、九七	二〇、九四	二、一〇〇	菊水町
六、四〇〇	二、〇〇〇	三、六、四〇〇	二、八、〇〇〇	一	六、四三三	一、五、四四	五、二二三	一	五	二、九三二	一、八〇	二、七五二	一、二、四四	三、四	九〇	八、二	七、五四	四、〇七六	江田町
六、二八七	八、〇七	四、八、七〇〇	四、五、〇〇〇	一	五、四八	二、三、〇三	一、〇、六	一	一	一、六二	五、八	一、五、五四	二、五	一、〇	二、〇五	七、五〇	三、三	一、八、二七	花簇村
二〇、二四〇〇	一、〇、二〇〇	八、四、九四〇	六、二、六〇	一	九、〇四四	四、七、六五	二、九、五	一	二	二、五、六七	一、二、二七	一、三、五〇	二、三五	二、〇	二、一五	二、一九二	五、〇	二、八、〇三	東郷村
七、二、六四〇	二、〇、六四〇	五、〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一	六、〇四二	三、三、二七	一、二、二七	一	二	二、三、二七	八、三七	一、四、〇〇	一、五、八	五、〇	一、〇、八	九、四、四	四、五、四	二、三、九五	川沿村

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

【旧玉名郡三加和町における合併の歴史】



(一) 春富村
本村の地域は、天正年間、和仁勘解由親実の所領であったが、旧藩時代は南関手永惣庄屋の支配をうけ、各村ごとに庄屋が置かれていた。明治七年(一八

七四)の大小区制においては、南関郷第八大区第九小区となり、小区には戸長が置かれ、その下に村ごとに筆生が置かれていた。一二年、西吉地、東吉地、中林、和仁、中和仁、上和仁、の六か村が一行政区域となり、戸長役場が設けられ、以後、行政区域の変更はなく、二二年の町村制の施行に伴ない六か村が合併して春富村となった。

(二) 緑村

天文年間、板楠豊後守平景貞の子景次が岡原城を築いて所領とした。天正年間、辺春賀守親貞の子親行の所領と代わったが、親行は和仁城主親実に組して佐々成政と対していたが、後に成政に寝返って和仁親実を殺したため、その不義をにくまれて没落した。旧藩時代は、南関手永惣庄屋の支配下にあった。明治七年(一八七四)の大小区制では、本村の地域は、板楠、上板楠の二か村が第八大区第八小区に、上十町、中十町、山十町の三か村が第九小区にそれぞれ分かれていた。一二年の郡区町村編制法の施行により、五か村は一行政区域となり、二二年の町村制の施行に伴ない合併して緑村となった。

(三) 神尾村

本村の地域は、旧藩時代、南関手永惣庄屋の支配下であり、当時は、上大田黒、大田黒、上津原、芋生田、上岩、岩、野田、平野の八か村に分かれ、各村に庄屋があつて村政が行なわれていた。明治七年(一八七四)の大小区制の際、南関郷第八大区第八小区(野田村は九小区)となった。一二年の郡区町村編制法の施行により、平野村、岩村(岩村、上岩村が明治九年合併)の二か村、大田黒村(大田黒村、上大田黒村が明治一二年合併)、津田村(上津原村、芋生田村が明治九年合併)、野田村の三か村は、それぞれ一行政区域となり、小区に戸長役場が設けられたが、二二年町村制の施行により両村列に属する五か村が合併して神尾村となった。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

春富村、神尾村、緑村の三か村は、地形が類似し、村民性、生活環境、産業経済の状況等も同一性があり、また古くから親戚、縁故関係も多く親密な面が多かった。このような状況であつたため県の合併試案として三か村合併が発表されるや、住民の間に三村大同団結して住民の福祉増進を図り、財政の確立を期しようと

する考えが強くなった。当初は話し合いの程度で具体的な合併促進はなされなかつたが、昭和二年(一九五四)九月二八日各村の議会は、合併促進協議会規約の議決を行なつて協議会を発足させた。各村からそれぞれ一〇人ずつの委員を選任し、協議会に総務、土木、教育民生、経済の分科委員会を設け、専門的な立場から建設計画ならびに財政計画を検討することとなった。これと同時に各村は、二人ずつの職員をだして合併事務局を設け、協議会と連絡をとり、合併事務を促進した。その後、役場の位置の問題について協議は難航したが議会で合併議案を議決し、翌三〇年(一九五五)四月一日をもって三加和村が発足した。

新村名は、合併三か村の住民から募集のうえ決定したもので、三か村が一体となり、平和楽土を建設して繁栄するよとの意味がこめられている。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 春富村、緑村、神尾村を合体する。

(二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日

(三) 新村名 村名は「三加和村」とする。

(四) 役場の位置

1 役場は、できるだけ村の中央で交通通信の至便な場所に置く。

2 役場の建物は、昭和三〇年度に新築することとし、その竣工までの期間は仮庁舎を置く。

(五) 役場出張所の位置およびその事務

1 出張所は本庁舎のない旧村に置く。

2 出張所において左の事務を行う。

ア 戸籍に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 村税その他徴税に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ 住民登録に関する事務

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、現在の議員の任期は昭和三〇年四月二九日までとする。

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区設定は合併後最初の選挙に限る。

2 第一選挙区 旧春富村 七人 第二選挙区 旧緑村 七人
第三選挙区 旧神尾村 八人

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

1 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その互選による委員の任期は、昭和三十一年一月三十一日までとする。

2 定数は公選一五人、推薦委員は公選委員の三分の一とする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

1 町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その互選による委員の任期は昭和三十一年一月三十一日までとする。

2 定数、公選四人、議会議員から一人

(一〇) 合併関係村の職員的身分取扱

町村合併促進法第四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

特別職の職員は前項の取扱いをなさない。一般職の職員の退職手当は旧各村の支給条例により算出した額に一五割を乗じて得た額を支給するものとする。

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 春富村八人、緑村八人、神尾村一〇人

(一三) 資産および負債

1 新村発足後、いっさいの財産は引き継ぐものとするが、村有林についてはそれぞれ財産区を設ける。

2 旧神尾村財産区の所有する財産の評価額に相当する額を、均等に旧三か村財産区より新村に引き継ぐものとする。

3 旧三か村の負債は無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

1 統合し、新村役場内に消防団の本部を置く。

2 分団数は一九分団とし、団員数は一、〇四五人とする。

(二五) 税の調整 昭和三〇年度より均一税率とする。

(二六) 大字の名称 大字名は現在のままとする。

(二七) 国民健康保険

(昭和三〇年四月一日から) 春富村は引き続き、緑、神尾両村は昭和三〇年四月一日から開始、国民健康保険を行う。

(二八) 教育委員会の事務局の設置 庁舎の竣工まで仮役場に置く。

(二九) 小、中学校の学校区 現在のままとする。

(三〇) 公民館の統合整備 統合する。

(三一) 左の団体の早期統合をあつせんする。

農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
春富村	内野 宗雄	石原 盛英	嘉納菊童子	坂梨 亨	浦部 泰之
緑村	竹下 十郎	坂本 豊喜	牛島 一	松尾 齡行	山下 亀男
神尾村	青木 敏雄	中原通義男	長谷川盛夫	竹下 等	日丸 節男

5 合併時の関係町村の現況表

区 分	人口	合併村			
		三加和村	春富村	神尾村	緑村
	一〇,三五四	三,三七七	三,六六〇	三,二六七	

生産額				会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円	国 税納税額 千円	上の学校 中学校以		官 公 署	業態の割合						面積 平方 千坪	戸数 戸
計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	鉱 産 千円						計 人	その 他 人		農 業 人	業態		計 人	その 他 人	商 工 業 人		
													計	都市的					
三〇〇,三四一	四三,六八二	二五七,六五九	一	一	四三,六三三	一五,三九一	九八五	四四〇〇	一	二	七	一〇,二七六	三,八七六	六,四〇〇	二,九〇	一	二,九〇	五九,七五	一八,八七六
一〇九,二八二	一	一〇九,二八二	一	一	一,二三〇八	四,四九二	四〇四	一〇,三九	一	一	二	三,二二三	四九二	二,七二	二,四	一	二,四	三,一九〇	五九七
一二七,七五	三九,四七九	七三,三六	一	一	一一,二四	五,四〇〇	二二七	二,一六一	一	一	三	三,八六八	一,九〇九	一,九五九	八二	一	八二	一六,二五	七六
七八,二六四	三,一〇三	七五,〇六一	一	一	二〇,一〇一	五,五〇〇	三六四	一,二〇〇	一	一	二	三,一九五	一,四七	一,七〇	九四	一	九四	二〇,七〇	五五

南なん
関かん
町まち



(役 場)

一 概 況

熊本県の北西端に位置し、東は和水町、西は福岡県大牟田市、荒尾市、南は玉名市、和水町、北は福岡県みやま市に接する、人口一〇、五六四（平成二二年国勢調査）、面積約六九平方キロメートルの町である。町内には二城山、小岱山、大津山などが連なっており、その間を関川、菊池川の支流である内田川が流れ、それらに沿って耕地を形成している。

産業は、農業が中心で、中でも米作の割合が高く、水田が耕地面積の五五％を占め、南関米は県内外から高い評価を受けている。林産物タケノコの生産もある。工業では工業団地などに地場のセメント瓦製造、製材、チップなどのほか自動車部品、金属製品製造業などの工場が進出している。

元来この地域は、松風の関または南の関と称される関所を有する交通の要衝にあり、現在も、国道四四三号が町北東部を貫通するほか、福岡県境付近には九州自動車道南関インターチェンジを有し、県北の玄関口となっている。

北西部の一角には、温泉などを備えたリゾートホテルが進出している。名所旧跡としては、嘉永五年に完成し、藩主が参勤交代する時や領内巡視の際に休憩、宿泊し、昭和三年に、南関町ゆかりの北原白秋の歓迎会が開催された、国指定史跡、豊前街道南関御茶屋跡、県指定文化財の小代焼古窯跡を中心に整備された、古小代の里公園、平家物語に登場する「大津山の関」や、山頂には、中世の山城跡「つづら獄城（大津山城）跡」を有する大津山公園、北原白秋生誕地などがある。白秋生誕地は、彼の母の実家で、この地で数多くの詩歌が生まれた。

このほか特産品としては、手打ち南関そうめん、南関あげ、黒棒などの食品や、小代焼や竹細工などが知られる。

二 町名の由来

この町の地域は、奈良時代には「大水郷（おおむつこう）」と呼ばれ、駅家（うまや）がおかれた。平安時代には荘園ができ「白間野荘の大津山の関」などといわれていたが、鎌倉時代末期の史料には、「南の関」という名称が見えている。

明治二二年の合併の際、新町名を「南関町」としたが、昭和三〇年の五か町村合

併に際しても、関係住民から公募した名称の中で、住民に最も親しまれ、関係五か町村も南関郷として行政的伝統を有することから「南関」を選んで「南関町」とした。

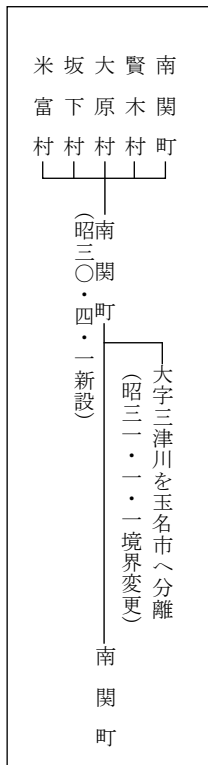
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、南関町、菊水町、三加和町の組合せが合併パターンとして示されたが、南関町は、他の二町と共に、玉名市を軸とした合併協議に参加し、任意協議会、法定協議会における検討を続けた。

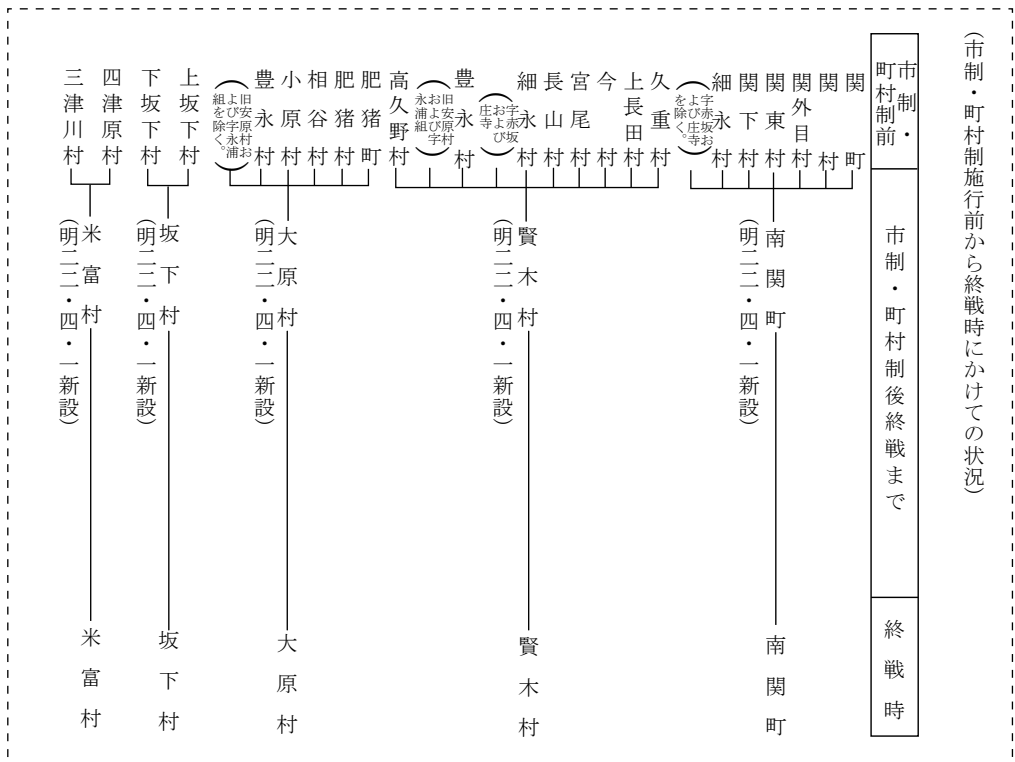
玉名郡市一市八町の合併協議が休止した後、南関町は玉名市を軸とした合併枠組みを志向し、枠組みが具体化しつつあった玉名郡市一市三町に対し参加を申し入れたが、「町内の総意」をもつて申し入れるよう、逆に要請された。そのため、南関町議会や住民に対する説明が行われたが、結果的には方向性の一本化に至らず、南関町は一市三町への参加を断念、これにより合併特例法期限内の合併に向けた機運はそのまま終息した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 南関町

旧藩時代には、国境の備えのため当地に番所が置かれ、軍事、政治上の要所として発達し、坂下村を除き、南関郷一円が南関手永に属していた。

明治二年（一八六九）の版籍奉還のとき、玉名郡は、手永制を廃止して上下二区に分けられ、上区の役所が南関に設けられた。七年の改正大小区制のもとでは、関町、関村、関外目村、関東村、関下村は第八大区第三小区に、庄寺村、赤坂村は第六小区に属した。その後庄寺村、赤坂村および安ノ原村の一部が合併し細永村となった。一二年の郡区町村編制法の施行により、本町の地域は、四つの行政区域に分かれ、関町は単独で、関東村および関外目村、関村および関下村は、それぞれ二か村で、また細永村は豊永村と二か村で、それぞれ一行政区域とされて戸長役場の統治下に置かれた。一七年に、関町、関村、関下村、関外目村および関東村が一行政区域に改められたが、二年の町村制施行にもない、この五か町村と細永村の一部が合併して南関町となった。

(二) 賢木村

南関郷にあつて、旧藩時代は南関手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制では、南関郷は第八大区に編入され、本村の地域は第五、第六および第一〇小区に分かれていた。二年郡区町村編制法が施行されてからも、本村地域は三つの行政区域に分かれた。すなわち、久重村、上長田村は二か村で、宮尾村、今村、長山村、高久野村は四か村で、豊永村、細永村は二か村でそれぞれ一行政区域を形成し、戸長役場が設けられたが、一七年の行政区域の修正により、豊永、細永の両村を除く前記六か村が一行政区域となり、二年の町村制施行の際この六か村と豊永村および細永村の一部が合併して賢木村となった。

(三) 大原村

肥猪町、肥猪村、相谷村、小原村の地域は東郷荘にあり、豊永村の地域は白間荘にあつて、旧藩時代は南関手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制では白川県第八大区第六小区となった。二年、郡区町村編制法が施行されたとき、この四か町村は一行政区域を形成し、戸長役場の統治を受けることとなったが、二年の町村制施行にもない、豊永村の一部を加えて五か村が合併し、大原村となった。

(四) 坂下村

中世白間氏の支配下にあつたが、細川氏の所領になって、坂下手永が設けられ、河野氏が惣庄屋となり、上坂下、下坂下に庄屋を置いた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、第八大区第五小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により上坂下、下坂下の両村は一行政区域となり、戸長役場の下におかれ、その後行政区域の変更はなく、二年の町村制施行に際し、両村が合併して坂下村となった。

(五) 米富村

旧藩時代は、川床、福山、石尾、南田原、上田原、柿原、田原の七か村からなっていたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第八大区第五小区に属し、川床、福山、石尾が合併して三津川村に、田原、南田原、上田原、柿原が合併して四津原村になった。二年、郡区町村編制法の施行により、三津川、四津原の両村は一つの行政区域とされ、同一戸長役場が置かれたが、二年の町村制の施行にもない両村は合併して米富村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）九月、町村合併促進法が制定されたのにもない、関係各町村においては、有識者、各種団体の代表者による合併推進委員会を設け、合併の推進を図った。南関郷八か町村（南関、賢木、大原、坂下、米富、神尾、緑、春富）は、古くから政治的、経済的にもつながりが強く、学制改革にともない組合を設置して南関実業補習学校を経営するなど深い関係にあつたので、郷を一体とした町村合併を希望する機運が相当強かった。しかし、同年一月、県は、東部三か村（神尾村、春富村、緑村）合併、西部五か町村（南関町、賢木村、大原村、坂下村、米富村）合併試案を発表したので、この県試案に基づき、まず、東部三か村合併の協議が進められるに至った。

そのため、西部五か町村も合併に動きだし、二九年九月一日、南関町ほか四か村合併促進委員会を結成し、合併条件等を決定のうえ、翌三〇年四月一日、南関町が発足した。なお、米富村大字三津川部落は、地理的、経済的条件から玉名市と密接な関係を有し、新南関町が発足する際にも、三津川地区住民は玉名市編入を希望していた。そのため、三〇年七月一日、住民投票を実施した結果、三分

の二以上の者が玉名市編入を希望したので、両市町当局は、境界変更はやむをえないと認め、同年一月二日、両市町議会において、三一年一月一日から境界を変更する旨の議決をした。

3 合併条件及び協定事項

南関町ほか四か町村の合併

(一) 合併の形式 南関町、賢木村、大原村、坂下村及び米富村を合併する。

(二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日

(三) 新町名 町名は、「南関町」とする。

(四) 役場の位置

1 将来の人口動態、交通の便その他を考慮してそのほぼ中央の位置に新築移転するまで、玉名郡南関町大字関町一、四〇七番地に仮庁舎を置く。

2 本庁舎建築費として、新町の当初予算の歳出総額の三パーセントを毎年積立てる。

(五) 1 役場支所及び名称

賢木村、大原村、坂下村、米富村役場に置き、名称はそれぞれ賢木支所、大原支所、坂下支所、米富支所とする。

2 支所で行う事務

戸籍、配給、諸証明、徴税納入に関する事務ならびに国民健康保険及び農業委員会に関する事務の一部

3 支所の定員

区分	賢木	大原	坂下	米富	計
職員	九	七	七	六	二九
使丁員					

(六) 町議会議員の定数及び任期

定数は二六人とし、町村合併の際、関係町村の議会議員で新町の議会議員の被選挙権を有するものは、昭和三〇年四月二二日まで引き続き新町の議会議員として在任するものとする。

(七) 町議会議員の選挙区及び定数

1 合併後最初に行われる選挙に限り、各町村を区域とする選挙区を設けるものとする。

2 各選挙区議員の定数は、各町村の人口割をする。ただし、端数の大きい順に定員に達するまで順次切り上げる。

(八) 農業委員会の委員の任期及び定数

促進法第九条の三の規定により、委員の数を選挙による委員三〇人、推せんによる委員五人とし、任期を昭和三二年三月三一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(九) 教育委員会の委員の任期

促進法第九条の二の規定により、任期を昭和三二年三月三一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 職員は全員継承する。

2 職員の勤務年数は継承する。

3 関係町村間の給与の不均衡については、合併後すみやかに適当な方法により調整する。

4 合併後一か年以内に退職する職員に対しては、次の区分により退職手当を支給する。

ア 合併後三か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤務年数を乗じた金額

イ 合併後六か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤務年数を乗じた金額

ウ 合併後一か月以内の退職者に対しては、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤務年数を乗じた金額

5 特別職については別に考慮する。

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 当分、現在のままとする。

(一三) 資産及び負債

1 合併関係町村の所有する財産は、新町に引き継ぐものとする。ただし、米富村の所有する左記財産については、財産区を設けるものとする。

村名	大字	字	地番	地目	面積	備考
米富村	四津原	小代	三六〇〇七	山林	二町四反七畝七歩	
〃	〃	小代	三六〇三四	山林	一反七畝三歩	
〃	三津川	小代	五四四の二六	山林	二町五反	
合計					四町一反五畝	

- 2 公共事業による負債は、全部新町に引き継ぐものとする。ただし、昭和二九年度元利償還は、合併前に償還する。
- 3 合併関係町村における滞納税は、各町村において滞納処分し、やむをえないのみ新町に引き継ぐものとする。
- (一四) 消防団の統合
 - 1 各町村消防団を統合し、次のとおり編成する。
 団長一人、副団長五人(各町村より一人ずつ)
 分団長三二人(各町村の分団をそのままとする。)
 - 2 分団番号は、南関、賢木、大原、坂下、米富の順に一連とおし番号とする。
 - 3 合併関係町村にある機械器具は現状のままとし、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし、消防力の充実整備をはかる。
 - (一五) 徴税の賦課 均一課税とする。
 - (一六) 字名
 合併関係町村の字名は、現在の大字のとおりとする。ただし、南関町細永を北細永、賢木村細永を南細永とし、大原村豊永を東豊永、賢木村豊永を西豊永とする。
 - (一七) 国民健康保険 国民健康保険は、統合して実施する。
 - (一八) 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備
 - 1 教育委員会事務局の設置 役場内に置く。
 - 2 小学校の設置 現在のままとする。
 - 3 小学校校舎の増、改、新築の方針 年次計画により改築する。
 - 4 小学校の校区及び名称
 ア 校区は、現在のままとする。
 イ 名称は、南関小学校を第一小学校、賢木小学校を第二小学校、大原小学

- 5 中学校の位置 当分、現在のままとする。
- 6 中学校校舎の増、改、新築の方針
 昭和三〇年度に第三中学校(九三坪)を新築する。
- 7 中学校の地区及び名称
 ア 校区は、当分現在のままとし、将来すみやかに統合整備する。
 イ 統合整備費として新町の当初予算の歳出総額の二パーセントを昭和三七年度に実施する目的で毎年積立てる。
 ウ 名称は、南関中学校を第一中学校、賢木中学校を第二中学校、大原中学校を第三中学校、岱北中学校を第四中学校と呼称する。
- 8 公民館の統合整備 統合する。
- (一九) 火葬場の位置
 早急に完備した火葬場を一か所設置するまで、現在のままとする。
- (二〇) 総合病院および診療所の設置
 - 1 総合病院を適当な場所に設置する。
 - 2 診療所を米富村に設置する。
 - (二一) 授産場および保育所の設置
 既設のものはそのままとし、将来必要に応じ各町村内にそれぞれ一か所設置する。
 - (二二) 五か町村合併後、米富村のうち行政区域の変更を希望する部落については、希望する時期にその変更を認める。
 - (二三) 次の団体の早期統合をあっせんする。
 農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他
- 三津川地区の玉名市との境界変更
 - (一) 境界変更の時期 昭和三一年一月一日とする。
 - (二) 財産区の方法
 三津川、四津原部落の協定趣旨を尊重し、法的措置を講ずるものとする。
 - (三) 学校財産等(負債を含む。)の処分

南関第五小学校より南関第四小学校に転校した四津原地区内の児童および教師の使用する机、椅子は、南関町の所有とし、南関第四中学校に対する三津川地区住民の権利義務は消滅するものとする。ただし、南関第四中学校より綿水中学校に転校する三津川地区内の生徒および教師の使用する机、椅子は、玉名市に移管するものとする。

(四) 職員の身分取扱い

一般職員の身分は、これを保障する。ただし職員の所属等については、玉名市長との協議により決定するものとする。

(五) 税の滞納分および課税権の継承

三津川地区に対する地方税（普通税）の徴収は、境界変更日前日までに納期限が到来している分については南関町がこれを徴収するものとする。ただし、電気ガス税および煙草消費税の徴収については、一二月分まで南関町がこれを収入するものとする。

(六) 中学校の委託関係

現在三津川地区より南関第四中学校に通学している生徒の通学関係については、境界変更後も委託により現在のとおりに通学を認め、委託料については昭和三〇年度はこれを免除することとし、三一年度以降は、生徒数に応じ必要な経費を委託料として支払うものとする。

(七) 国民健康保険の取扱

三津川地区被保険者の国民健康保険税は、納期限が到来している分（滞納を含む）については南関町の収入とし、境界変更前に発生した保険給付費その他の義務負担については南関町が負担するものとする。境界変更後の被保険者の権利義務については、玉名市国民健康保険条例および玉名市国民健康保険税条例によるものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
南関町	松岡 卯吉	古賀 国雄	平山 茂二	宮川 静男	城門 範兵衛
賢木村	正川 藤雄	紫尾 政一	福山 正	荒木 茂樹	立山 満
大原村	右山 秀敏	—	松村 高明	永松 徳太郎	関 又男
坂下村	東田 勝太郎	田中 伝	北原 義正	徳永 武雄	井本 義男
米富村	阪本 寅雄	深浦 利光	前川 盛人	宮本 勝之	西川 募

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計				市町村税納税額 千円	国 税 納 税 額 千円	上 学 校 高 等 学 校	中 学 校 以 下 学 校	官 公 署	業 態		面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分				
	計	農 業	商 工 業	業 態															
				計						農 業	計					農 業			
四八八、一〇三	四三、九二二	四三、五六一	九、三三〇	—	六、九九九	二、八六九	—	四	二五	一八、一五六	九、二二三	八、九四二	二、二三四	六、一	二、七三三	七、九四	三、七三〇	二〇、二九〇	南関町
二八、二二三	一、一八〇	二、一七四	三、五〇〇	—	一、八七二	八、四七六	—	一	一五	五、〇七六	三、〇七五	二、〇〇一	八、五九	三、四四	五、五	一、九〇八	一、〇九七	五、九三五	南関町
一、三三、四九七	九、五〇〇	二、一、四七	一、一、五〇〇	—	一、五、二六〇	七、〇〇〇	—	三	三	四、五九〇	二、三三〇	二、七〇〇	四、五九〇	三、三七	三、三三	二、三、一五	九、四一	五、二四〇	賢木村
九、三、九四	九、〇〇〇	八、二、五四	一、七、七〇	—	一、〇、六九	六、二、五九	—	二	二	三、四、五二	一、七、〇三	一、七、四八	二、三三	二、〇	一、二一	一、三、三七	六、七五	三、六、四	大原村
七、四、六〇	七、五三三	六、五、〇七	二、〇〇〇	—	九、一、五二	四、〇、七	—	一	三	二、九、〇〇	一、三、〇六	一、五、四	二、六〇	九	一、七〇	一、〇、八九	五、五五	三、一、六〇	坂下村
五、八、九五	五、〇〇〇	五、三、四五	五、〇〇〇	—	九、一、二七	二、七、四	—	二	二	二、二、二	八、九	一、三、〇	一、三	八	五	二、四、五	四、三	二、二、七	米富村

なが
す
まち



(役 場)

一 概 況

長洲町は、熊本県の北西部に位置しており、西及び南部を有明海に面し、対岸には島原半島を望んでいる。北は荒尾市と接し、南東部を流れる行末川を境に玉名市と接した、人口一六、五九四（平成二二年国勢調査）、面積約一九平方キロメートルの町である。

海岸線から町中央部にかけては肥沃な水田が広がり、東部は小高い丘陵地でみかん、新高（ジャンボ梨）などの果樹栽培が行われている。また、有明海は干満の差が大きく干潮時には二キロメートルにも及ぶ広大な干潟があらわれ、海苔の養殖場となっている。このほか金魚の養殖も盛んで「長洲の金魚」として知られている。内陸部及び有明臨海工業用地には、造船及びサッシなどの金属関係の企業が多数立地しているほか、名石浜工業団地には国内最大級の発電量を有する太陽光発電施設、有明ソーラーパワーが建設され、発電出力は三、七五〇キロワットである。年間では、約一、〇〇〇世帯分の年間消費電力量に相当する発電を行っている。この施設は、「環境の町、長洲」の取り組みの一環に位置づけられ、小学校や会社団体などの見学者の受け入れも行っている。

交通機関としては、JR鹿兒島本線が町の中央部を北西から南東へ走り、長洲駅を擁している。沿海部には、国道五〇一号が走っている。また、長洲港と多比良港とを結ぶ有明フェリーが運航されている。

名所旧跡としては、有明海をへだたせた多良岳にかかる夕日は、「長洲の落日」といわれ大変美しい。熊本約八五〇年の歴史と伝統を誇る勇壮果敢な祭「的ばかい（破魔弓祭）」で有名な四王子神社、全国大会の予選大会でもある「九州金魚すくい選手権大会」が五月の連休期間中に開催される、金魚と鯉の郷広場などがある。

二 町名の由来

合併前の旧長洲町地域は、古くから長渚、泣洲の浜、千鳥ヶ浜などと呼ばれていた。この名称のおこりは、景行天皇西征のとき、その妃、御刀媛が天皇のあとを慕って豊後の国からこられたが、すでに天皇が発発されたあとで、逢えなかったのを悲しんで涙を流し、ついに入水されたので「泣洲の浜」となったという。

また、この地域は、長い渚で千鳥が鳴いている浜であるため、その自然現象が住民の口の端にのぼり「長渚」「千鳥ヶ浜」の名が自然に発生したともいう。

旧藩時代の荒尾手永惣庄屋、関氏の手鑑の記録によると、江戸時代初期からすでに長須村と記されており、それを上区と下区に分けている。その後、江戸時代中期からは、長洲町と記され、上町、下町に分けて記録されている。そして昭和三年（一九五七）一〇月の三か町村合併の際も、地理的、経済的中心であるこの地方の名称を新町名とした。

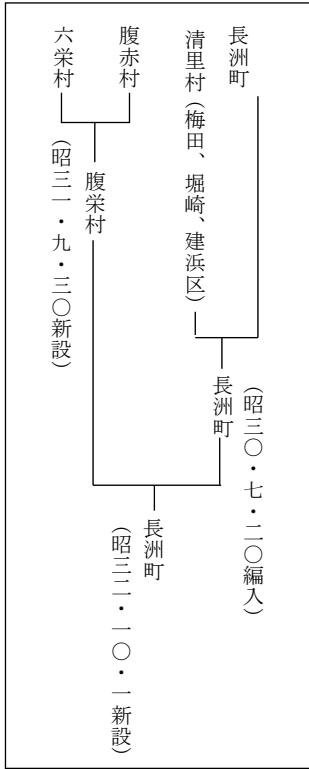
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、長洲町は荒尾市との一市一町の合併パターンが示されていたが、長洲町は玉名市を軸とした任意協議会へのオブザーバー参加を決め、その後正式に任意協議会に参加した。町内ではその後、荒尾市との法定協議会設置を求める住民協議も起こったが、玉名郡市での法定協議会移行の方向性が固まっていた時期であったことから、町議会が荒尾市との法定協議会設置議案を否決した。

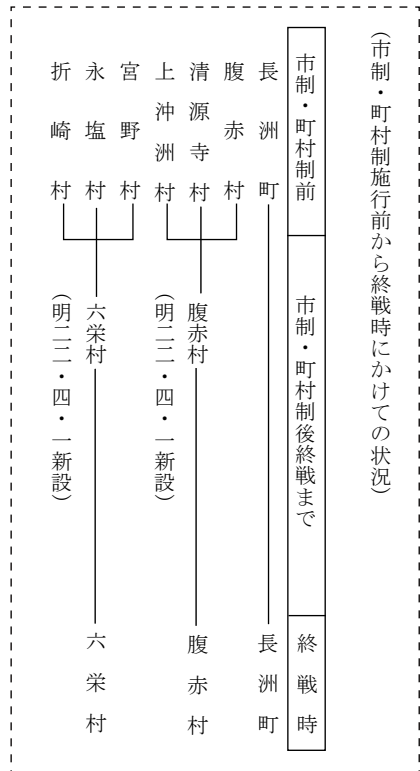
その後、玉名地域一市八町での合併協議が続いたが、平成一六年一〇月にこれが休止してしまい、以降長洲町では合併に向けた動きは顕在化しなかった。（第二編「荒尾・玉名地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 長洲町

旧藩時代、本町は、荒尾手永惣庄屋の管下であり、その会所が長洲町にあった。明治九年（一八七六）に、上町、下町が合併して長洲町と称するようになって以来、本町は、単独で一行政区をなし、以後他町村と行政区を同じくすることなく、三年の町村制施行の際もそのまま長洲町として残った。

(二) 清里村（荒尾市の項参照）

(三) 腹赤村

景行天皇西下の際、一漁師が「ニベ」という腹の赤い魚を献上したので「腹赤の浜」と名付けられ、これが村名となったといわれるように、有明海沿岸で最も古くから繁栄した漁業の中心地で、住民の大部分が漁業に従事していた。鎌倉時代、小代重俊が地頭職に補せられて以来、室町時代まで、その領有するところであった。旧藩時代は、長洲に会所を置く荒尾手永惣庄屋の治下にあった。明治七年（一八七四）、腹赤、清源寺、平原、上沖洲、下沖洲の各村は第八大区第一小区に属し、その後平原は清源寺に合併され、上沖洲と下沖洲は合併して沖洲となった。一二年郡区町村編制法施行のとき沖洲、清源寺、腹赤は一行政区域となって戸長役場が置かれたが、その中から下沖洲が分裂した。二二年、町村制の施行により三か村が合併して腹赤村となった。

(四) 六栄村

本村の地域は、明治初期まで永方、塩屋、宮崎、宮崎出目、向野、折地、赤崎の七か村からなっていたが、明治五年（一八七二）、第三大区第八小区（塩屋は第七小区）となり、七年の大小区制改正により第八大区第一小区となった。さらに地租改正に伴う合併によって九年に永方、塩屋が永塩村に、宮崎、宮崎出目、向野が宮野村に、折地、赤崎が折崎村になった。一二年、郡区町村編制法の施行により、この三か村が一行政区域となり、二三年の町村制施行による六栄村合併の基礎となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一月、県が発表した合併試案によると、大野、睦合、六栄の三か村、腹赤、長洲、清里の三か町村がそれぞれ合併する計画となっていたが、関係町村の間では大野、睦合、高道、鍋の四か村合併および六栄、腹赤、長洲、清里の四か町村合併の話合いが進められていた。ところが、清里村の去就をめぐって、合併への動きに異常な混乱がおこった。清里村は、二九年一月ごろから前記四か町村合併の態度をとり、他の三か町村にもこれを呼びかけ、早期合併の実現を望んでいた。しかし、六栄、腹赤両村は、六栄村への住友鉱業玉名炭田開発の問題もからみ、大野村ほか三か村ブロックに合併する気配を見せはじめた。このころ、清里村は、村の去就について無記名投票で議会議員の意向をたどしたところ、一四対一で荒尾市編入希望が圧倒的に多かった。そこで、村長は、四か町村合併の方針を改め、荒尾市長をたずねて荒尾市への編入希望を申し出、市長の快諾を得た。その後、同年一二月には同市に対し編入に伴う一四項目の要望を申し入れた。

一方、同じころから、村内には荒尾市編入反対の声が次第に高まってきた。桜田地区を中心とする一、三八七人（うち四〇〇人はあとで賛成派に合流）は、連名で荒尾市編入反対の陳情書を村長に提出した。

三〇年一月九日、村長は荒尾市編入のための財産問題を審議するため議会を召集したが、反対派は役場入口でスクラムを組み、開会を妨害したので、警察官が出勤するという緊迫した事態も生じた。

一月一日には、同じく反対派から村長解職のリコール運動が起こされた。次い

で一月四日、あくまで荒尾市編入を強行しようとする村当局は、再度議会開会をはかったため、紛争はその頂点に達した。開会すれば賛成一〇票、反対四票で荒尾市編入議案が議決されることを予知していた反対派は、長洲、六栄、腹赤各村からの応援を加えて二、〇〇〇人が「悲しい編入、嬉しい合併」、「編入はやみ取引だ」等ののぼり二〇本を押したて、スクラムを組んで開会を不能にする策にでたので、村長は、警察官の出勤を要請した。事態を重視した警察は、二個中隊三〇〇人を出動させ、役場前の道路にバリケードを張りめぐらし警戒にあたったが、この議会もついに流会となった。

一月六日、県係員が反対派代表らと会い

(一) 荒尾市編入が決定すれば、反対派は、四か町村合併の機が熟したとき分村する。

(二) 荒尾市編入議決の村会を一時延期する。

という調停案を示し、了承をとった。しかし、この調停案も村長側に拒否され、調停は不調に終わった。

一月二〇日、村長は反対派との摩擦をさけるため、荒尾市日の出区余田説教所で臨時村議会を開き、荒尾市編入を議決した。

一月二二日、村助役は、荒尾市編入議決書をそえて荒尾市長に正式に編入を申し入れた。

二月一六日、荒尾市長、清里村長らは、四月一日編入予定で県へ合併申請書を提出したが、県はこのような紛糾した状態では県議会への提出は困難である旨回答した。

その後、県へは、賛成派、反対派からそれぞれ合併議案の県議会提案の促進、あるいは延期の陳情がくりかえされた。その後、この編入議案は三月県議会に、県内の他の町村合併議案とともに提案されたが、本件は継続審議となり、のち県議会議員の任期満了により廃案となった。

この間、村内の対立感情は一向におとろえず、編入賛成派の要求で、荒尾市商工会議所が、衣料品店、時計店、金物店、茶屋など八軒を清里村に派遣し、一割引きの出張販売を行う等の事件もあった。また、反対派は、建浜区の公民館に「新清里村役場仮事務所」なるものを設け、新村長、助役などを決めようという話も真剣に検討された。

しかしながら、県を含めた関係者の努力により、六月一六日、県庁副知事室で両派が会合し、「九地区のうち、牛水中、牛水上、水島、小野の四地区は荒尾市編入を希望しているので、これ以外の高浜、建浜、堀崎、梅田、牛水下の五地区について住民投票を行う。」というあっせん案の調印にまでこぎつけたが、六月一八日には、この投票を前にして、暴力事件まで引き起こした。六月二〇日に行われた建浜、堀崎、梅田地区の投票では、分村すなわち長洲町合併に賛成が三分の二以上の票を獲得して分村が決定したが、六月二三日に行われた高浜、牛水下の投票では、両地区とも三分の二に達せず、荒尾市編入が確定した。

その後も村当局は、建浜など三地区の分村をさけるため、反対派との交渉を続けたが、反対派の意思はかわらなかった。

六月二六日、荒尾市および清里村の両議会で、「清里村を分村して編入する。」という議案を議決した（清里村議会は出席議員一五人中反対六人で議決）。

一方、長洲町では、これよりさき、同年三月二〇日、「たとえ清里村が分村しても、六栄、腹赤、清里との四か町村合併を行う。」旨全員一致で決議しており、六月二六日、清里村の建浜、堀崎、梅田の三地区の長洲編入を可決した。県では関係議案を六月県議会に提案し、七月二〇日をもって清里村は分村して荒尾市および長洲町にそれぞれ編入された。

長洲町ブロックの合併が清里村問題で紛糾している間に、県が当初示した合併試案の関係村のうち、大野、睦合の両村は三〇年に高道、鍋両村と合併して岱明村となったので、あとに残った長洲、腹赤、六栄の三か町村合併が問題となった。ところが、腹赤、六栄の両村では農村同志の合併を強調する意見と、さらに長洲町を加えた大合併を主張する意見が対立し、住民感情も悪化した。ただ、両村民はこの合併問題にからむ分村だけはしないという基本線では一致していた。三二年二月一二日、六栄村で、同月一九日、腹赤村でそれぞれ二か村合併か、三か村合併かについて住民投票を行ったところ、両村とも二か村合併に賛成という結果を得た。

そこで、両村は、同年六月合併協議会を設置し、建設計画等を策定した後、両村議会で合併関係議案を議決した。同年八月、両村合併が県議会において議決され、九月三〇日両村は合併し、「腹栄村」となった。

ところが、これについては「六か月後には長洲町と再度合併してほしい」とい

う県からの希望条件がつけられていた。しかし、腹栄村では、早期再合併には、反対の空気が強かった。

三二年一月一四日、県は新市町村建設促進法に基づき長洲町と腹栄村の合併を勧告した。腹栄村では、四月四日臨時村議会を招集し、両町村の合併議案を審議したが議決するに至らず、特別委員会を設置して継続審議することになった。

その後、五月九日、同村の定例議会で行った住民の世論調査を行う旨決定し、これに基づき六月一六日に投票が行われた。その結果は、合併反対五四パーセント、賛成四六パーセントとなり、その後行われた議会の議決も、一五対一三でいずれも長洲町との合併に反対するものが多く、結論が得られなかったため、村当局は住民の啓蒙に努力を重ねた。この結果、八月一日の臨時議会では、二五対五により合併の決議をし、翌二日、両町村の長、助役、正副議長、各常任委員長の会合が開かれ、八月四日には両町村の議員総会を行い、町村合併協議会の設置を決定した。同協議会は、八月六日、第一回会合を行ない、その後、一二日、二二日、二四日、二九日、三〇日、九月三日、九日、一六日と八回の会議を開き、建設計画、協定事項等を決定した。九月二日、両町村は臨時議会を招集し、一〇月一日に合併し、町名は「長洲町」として発足することを全員一致で議決した。

3 合併条件及び協定事項

清里村の一部長洲町に編入

荒尾市、玉名郡長洲町は、市町村の廃置分合により、清里村から引き継いだ共有財産を次のように分割することを協定する。ただし、本協定は、市町双方の議会の議決を経て発効するものとする。

- (一) 小学校校舎および付属建物のうち一棟（二階建八教室）を除き、残り全部を長洲町に帰属させること。
- (二) 保育園ならびに公民館の建物全部を長洲町に帰属させること。
- (三) 中学校舎および付属建物全部ならびに前記小学校新校舎一棟を荒尾市に帰属させること。
- (四) 小・中学校、公民館の敷地は、小学校の東西の便所北端を基準にして北に五メートルの点を分割点とし、南部を長洲町へ、北部を荒尾市へそれぞれ分割帰属させること。

- (五) 両市町各々の財産分割は、分村合併当時の協定率によること。ただし、分割取得量（土地および建物）に増減を生ずるときは、清里村の借入起債額をもって調整する。
- (六) 荒尾市は、分割後の所有建物全部をその行政区域内に、昭和三十一年八月三十一日までに移転すること。
- (七) 中学校実習地（田畑）は、荒尾市に帰属せしめること。
- (八) 小・中学校、保育園および公民館の動産は、前記協定率によって分配するが、個々の備品については、双方協議のうえ帰属を決めるものとする。

腹赤村と六栄村の合併

- (一) 合併の形式 腹赤村と六栄村を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和三十一年九月三〇日
- (三) 新町村名 村名は「腹栄村」とする。
- (四) 役場の位置
 - 1 役場の所在地は、両村のほぼ中央で、交通、通信その他官公署との連絡および住民の至便な位置に置く。
 - 2 役場の建物は、当分の間、腹赤村大字清源寺二六六二番地、腹赤村役場を充てるものとする。
- (五) 役場の出張所 当分の間、六栄村に設け、同役場を充てる。
- (六) 出張所事務
 - 1 戸籍、住民登録、諸証明、配給等の事務
 - 2 主任、使丁を含めて三人
- (七) 議員の任期
 - 町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三十一年九月末日まで延長する。
- (八) 議員の定数 定数一六人とし、合併後最初の選挙より実施する。
- (九) 農業委員会の委員の任期、定数
 - 1 町村合併促進法の特例を適用しない。
 - 2 選挙による委員定数 一一人
- (一〇) 教育委員会の委員定数 定数を三人とする。

- (一一) 合併関係村の職員の身分取扱
 - 1 町村合併促進法の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。
 - 2 職員の退職手当ては、退職者の退職時の月俸に左の割合を乗じて得た額を、次の区分により支給するものとする。

- (ア) 昭和三十一年三月三十一日までの退職者には一〇〇分の二〇〇
- (イ) 昭和三十一年九月三〇日までの退職者には一〇〇分の一五〇
- (ウ) 一年以上二〇年以下の期間については一〇〇分の六〇
- (エ) 一年以上二〇年以下の期間については一〇〇分の六五
- (オ) 二一年以上三五年以下の期間については一〇〇分の七〇
- (カ) 三六年以上の期間については一〇〇分の六五

- (一二) 助役の定数 一人とする。
- (一三) 嘱託員 現在のまま存置する。
- (一四) 資産および負債
 - 1 両村の保有するいっさいの資産は、新村に引継ぐものとする。
 - 2 両村の負債は、新村に引き継ぐものとする。
- (一五) 消防団の統合
 - 1 両村にある機械器具は、現状のままとし、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし、消防機械器具の充実整備をはかる。
 - 2 現在の消防団を左記のとおり統合する。

村名	合併前			合併後		
	本団	分団	団員数	本団	分団	団員数
腹赤村	一	五	二一七			
六栄村	一	三	一五〇			
計	二	八	三六七	一	八	

- 3 逐次各地区に消防貯水溜を設ける。
- 4 新村役場内に消防団の本部を置く。

(二六) 税の調整

- 1 昭和三十一年度は、現在のままとする。
- 2 昭和三十三年度からは実地調査をなし、両村の税率を調整する。
- 3 村税の収入未済分は、合併前日までに九〇パーセント以上整理する。

(二七) 国民健康保険

- 1 合併と同時に統合する。
- 2 昭和三十一年度の税率は、現在のままとする。
- 3 昭和三十三年度から実地調査をなし、両村税率を調整する。
- 4 保険税の未収入は、合併前までに九〇パーセント整理する。

(一八) 大字の名称

腹栄村大字上沖洲、清源寺、腹赤、永塩、宮野、折崎

(一九) 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

- 1 教育委員会事務局の設置 役場内に設置する。
 - 2 小学校の位置 現在のままとする。
 - 3 小学校校舎の増、改、新築の方針 一応現在のままとし、漸次老朽校舎より改築する。
 - 4 小学校の校区 現在のままとする。
 - 5 中学校の位置 現在のままとする。
 - 6 中学校校舎の増、改、新築の方針 当分の間、現在のままとする。
 - 7 中学校の校区 現在のままとする。
 - 8 公民館の統合整備 統合する。
- (二〇) 診療所 六栄村にある診療所を現在のまま使用する。
- (二二) 下記の団体の早期統合をあっせんする。
- 農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団

長洲町と腹栄村の合併

- (一) 合併の形式 腹栄村、長洲町を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和三十一年一月一日
- (三) 新町名 町名は、「長洲町」とする。
- (四) 役場の位置

役場は、当分の間、玉名郡長洲町大字一、四四〇番地に置き、長洲町役場の建物をもってあて、可及的すみやかに新町の地域的中心部に新築、移転する。
(合併協議会において強く要望された腹栄村の主張は、十分尊重する。)

(五) 役場、出張所の位置および職員定数その他

- 1 出張所の位置は、当分の間、腹栄村の旧六栄村役場に置く。
- 2 出張所に、所長以下職員(使丁を含む) 三人以内を置く。
- 3 出張所においては、次の事務を行う。

(六) 議員の選挙区および定数

- 1 新町議会議員の定数は、二一人とし、合併後最初の選挙にかぎり、次の選挙区ごとに選出するものとする。

2 第一選挙区 旧腹栄村 一〇人 第二選挙区 旧長洲町 二一人

(七) 農業委員会の委員の定数は、一五人とする。

(八) 教育委員会の委員の定数は、五人とする。

(九) 合併関係職員の身分取り扱いに関する事項

町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。一般職の退職手当では、普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- 1 昭和三十一年二月末日までに退職の申し出をしたもの一〇〇分の二五〇
- 2 昭和三十三年三月末日までに退職の申し出をしたもの一〇〇分の二〇〇
- 3 昭和三十三年九月末日までに退職の申し出をしたもの一〇〇分の一五〇

(二〇) 助役の定数は、一人とする。

(二二) 駐在員の設置 当分の間、従来のままとする。

(二二) 資産および負債

- 1 両町村の資産は、新町に引き継ぐ。
 - 2 両町村の負債は、新町に引き継ぐ。
 - (二三) 消防団の統合
- 1 現在の両町村の消防機械器具は、新町に引き継ぐ。

- 2 新役場内に消防団の本部を置く。
- 3 分団数 一五分団、団員数五四二(旧腹栄村三三二人、旧長洲区二二〇人)
- 4 団長 一人 副団長 二人(旧町村各一人)
 - (二四) 町税の調整 従来どおりとする。
 - (二五) 大字の名称 従来どおりとする。
 - (二六) 国民健康保険 当分の間、従来のままとする。
 - (二七) 公民館の統合整備 統合する。
 - (二八) 教育委員会事務局の設置 当分の間、長洲町公民館に置く。
 - (二九) 小・中学校の学校区 当分の間、現在のままとする。
 - (三〇) 隔離病舎の位置 現在のままとする。
 - (三一) 診療所の位置 現在のままとする。
 - (三二) 公益質屋の位置 現在のままとする。
 - (三三) 保育所の位置 現在のままとする。
 - (三四) 火葬場の位置 現在のままとする。
 - (三五) 左の団体の早期統合をあっせんする。
 - 農業協同組合、漁業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団
 - (三六) 長洲町、腹栄村の潮止樋門は新町で管理する。
 - (三七) 町建設計画
- 1 保育所の統合整備

現在のまま新町で運営し、さらに腹赤地区内に新設し、逐次施設の充実を図るとともに全域にわたりひとしく本施設の使用ができるよう設置する。
- 2 公営住宅の統合整備 公営住宅は、現在のまま新町において運営する。
- 3 道路、橋梁、トンネルその他土木施設の整備
 - ア 長洲―平原―腹栄中学校―折地―赤崎を経て大野下に通ずる道路の改良、拡張
 - イ 上沖洲―向野―鷺巣を経て焼石に通ずる道路の新設、改良
 - ウ 建浜二の宮神社―葛輪―赤田―鷺巣へ通ずる道路の改良、拡張
 - エ 塩屋―永方―葛輪―赤田―鷺巣へ通ずる道路の改良、拡張
 - オ 宮野高田を経て産業道路に通ずる道路の改良、拡張
 - カ 出町踏切から新山踏切までの鉄道線北川沿道の新設

- キ 忠霊塔前から駅裏までの道路の新設
- ク 出町踏切から大明神に通ずる道路の改良、拡張
- ケ 旧清里役場から天神さんを経て県道に通ずる道路の改良、拡張
- コ 建浜区内の通学道路の改良、拡張
- カ 宮崎川より宮崎、赤田を経て荒尾の既設道路に通ずる道路の改良、拡張
- シ 長洲港、新川漁港の整備
- ス 長洲海岸線、その他一、五〇〇メートル下水道の新設
- セ 海岸堤防の強化促進
- 4 開田、開畑、干拓、灌漑排水施設の整備その他土地改良に関する事項
 - ア 腹栄村上沖洲の開田、整備
 - イ 腹栄村前塘姫ヶ浦の排水路の整備及び整理川排水工事施工
 - ウ 干拓工事の促進
- 5 水道事業、自動車運送業その他の公営企業に関する事項
 - ア 長洲地区、上沖洲地区の簡易水道敷設の建設促進
- 6 前号までに掲げるもののほか、合併の目的を達成するために必要な合併町
 - ア 中小河川の改修促進に努めること。
 - イ 水族館建設に努めること。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 清里村の一部長洲町に編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
長洲町	吉田 信夫	―	小島 米喜	浦島 春吉	大石 正行
清里村	嶋田 一馬	田上 春次	池田 昇	宮脇 栄	桜井 鉄蔵

(二) 腹赤村と六栄村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
腹赤町	竹本 清	馬場 末三	馬場弥次郎	浜田 潮	石本 重之
六栄村	築地 邦輔	平野 亘	池上 文人	木村 松雄	上田 浩

(三) 長洲町と腹栄村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
長洲町	前田虎之助	小島 米喜	中島 熊次	浦島 春吉	大石 正行
腹栄村	築地 邦輔	竹本 清	竹内九平次	村島 秀雄	

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 清里村の一部長洲町に編入

区 分	人 口	戸 数	面 積 平方軒	合 併 町 村	
				長洲町	清里村の 編入区域
長洲町	九、九六九	二、〇〇四	四・四七	長洲町	一、八〇八
	八、一六二	一、六七三	二・七		三、四一
					一、七七

生産額	官 公 署		業 態 の 割 合					
	計	中 学 校 以 上 の 学 校	生 業		都 市 的 業 態			
			農 業	商 工 業	計	農 業	商 工 業	
千円	千円	千円	人	人	人	人	人	人
二四、九四七	三、三八七	二、四六九	九	一	四、九一〇	三、〇四九	一、二六二	二、四六九
二九	一六九	一三〇	一	一	九、六七九	一、九三三	二、二四	三、四九
二四、六四八	三、三八	二、三三九	九	一	四、九一〇	三、〇四九	一、二六二	二、四六九

(二) 腹赤村と六栄村の合併

生産額	農産		会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 高等学校 校	中学校以 下 校	官 公 署	業態の割合				面積 平方軒	戸 数 戸	人 口 人	区 分	
	計	その他 千円									農業 業人 計	都市的 業態 その他 人	計	農業 業人 計					都市的 業態 その他 人
計	284,933	35,490	1	19,550	11,750	3,900	4,470	1	1	4	5,745	6,530	5,092	1,538	11,333	7,283	腹赤村		
農産	166,333	1,643	1	9,750	6,000	1,700	2,300	1	1	3	2,990	4,900	2,541	820	2,100	3,933	腹赤村		
工業	83,333	7,847	1	9,800	5,750	1,400	2,170	1	1	1	2,755	1,630	2,551	677	933	3,350	六栄村		
その他	35,490	27,308	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	1	2,755	1,630	2,551	677	933	3,350	六栄村		
計	284,933	35,490	1	19,550	11,750	3,900	4,470	1	1	4	5,745	6,530	5,092	1,538	11,333	7,283	合併		

(三) 長洲町と腹赤村の合併

生産額	農産		会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 高等学校 校	中学校以 下 校	官 公 署	業態の割合				面積 平方軒	戸 数 戸	人 口 人	区 分	
	計	その他 千円									農業 業人 計	都市的 業態 その他 人	計	農業 業人 計					都市的 業態 その他 人
計	23,966	13,722	1	58,355	25,000	2,970	10,330	1	2	8	9,740	10,330	7,688	7,666	3,915	17,350	長洲町		
農産	46,675	8,479	1	35,290	14,450	3,300	7,150	1	1	6	3,990	1,330	2,600	6,261	2,665	10,250	長洲町		
工業	166,333	1,643	1	23,065	10,550	5,600	3,180	1	1	2	5,755	1,630	2,551	1,455	1,400	7,100	腹赤村		
その他	166,333	8,333	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1	1	1	2,755	1,630	2,551	677	933	3,350	腹赤村		
計	23,966	13,722	1	58,355	25,000	2,970	10,330	1	2	8	9,740	10,330	7,688	7,666	3,915	17,350	合併		

大 お
津 っ
町 まち



(役 場)

一 概 況

熊本市の東方一九キロメートル、菊池郡の南東部に位置し、東は阿蘇市及び阿蘇郡南阿蘇村に、北は菊池市に、西は菊池市、合志市及び菊池郡菊陽町に、南は阿蘇郡西原村に接している。人口は三一、二三四（平成二二年国勢調査）、面積約九九平方キロメートルである。

東北部の広大な山林原野から東南へ、丘陵にはさまれた緩やかな斜面が広がり、これを阿蘇に源を発する白川、矢護川、平川が潤し、水田地帯をなしている。この白川と並んで走る国道沿いに市街地が形成され、町の中心部となっている。

主な産業は、農業、商工業である。米麦をはじめ甘藷、野菜が主な農産物であるが、牛・豚などの畜産業も盛んである。また、工業面では、本田技研工業（株）熊本製作所を始め、熊本中核工業団地内にＩＣ関連産業を中心とした企業が多数進出して本県の一大工業集積地となっている。

交通面では、ＪＲ豊肥本線の肥後大津駅、瀬田駅があり、また町の中央を東西に走る国道五七号と、南北に走る国道三二五号があり、バス便もある。熊本空港にも至近であり、交通面には恵まれている。

名所・旧跡としては、弥護山自然公園、昭和園、日吉神社、熊本文化の森、岩戸溪谷などが挙げられる。つつじの名所が多く、春先には各地で美しい風景が見られる。足手荒神の初市、つつじ祭り、からいもフェスティバルは例年賑わいをみせ、また菓子銅銭糖の名は広く知られている。

二 町名の由来

足利時代の初めに、平真城村真木に下っていた佐々木氏の支族大津十郎義廉を城主とした舞鶴城が東嶽に築城され、その当時から一小部落を作り、自然「大津」といわれるようになったといわれている。歴史的にゆかりのある名称で、広く一般に知られ、また従来から新町一帯は通称大津で通っていたので、昭和の町村合併にあたって「大津町」をそのまま受け継いで町名とした。

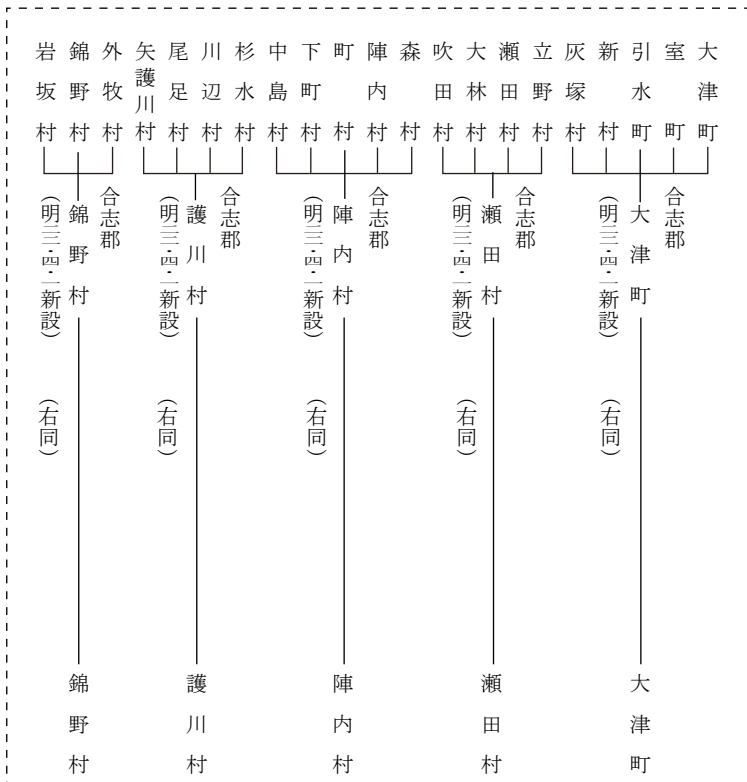
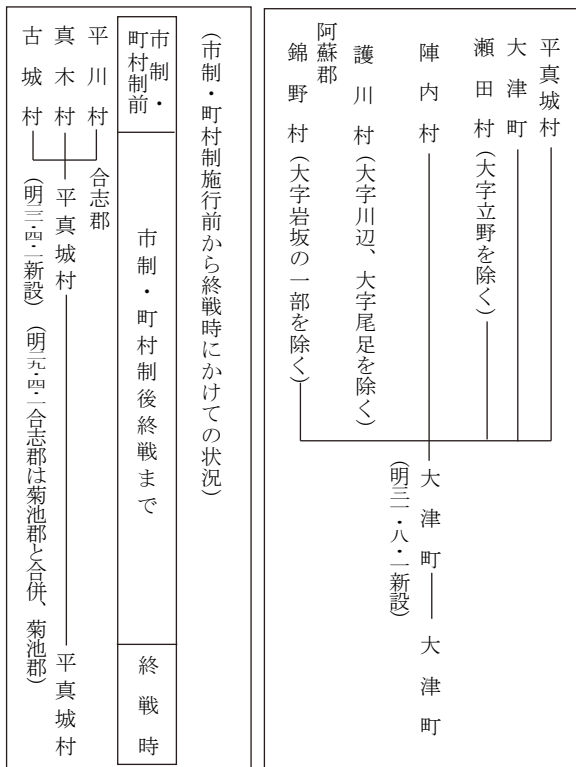
三 平成の合併検討経緯

平成二二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、大津町は菊陽町、合志町、西合志町との四町合併のパターンが示された。大津町は、菊陽町に合併を打診しつつも、まずは阿蘇郡西原村との勉強会設置の方針を示し、更に旭志村との勉強会設置にも動いたが、この三町村の枠組みは、西原村の方針転換により白紙化した。

その後、県の合併パターンに沿った四町での法定協議会設置となったが、大津町と他三町での意見の相違が徐々に顕在化し、平成一六年一〇月、法定協議会は休止。その後法定協議会は正式に解散し、大津町はそのまま単独町政を維持することとなった。(第一編「菊池地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(二) 平真城村

明治三年(一八七〇)の藩政改革に際し、熊本藩は郷組制度を実施し、手永を郷と改称した。本村地域は大津郷に属し、真木村、古城村、平川村からなり、各村には与長が置かれ、その上に数か村を支配する里正が置かれた。七年の改正大小区制の下では白川第五大区第三小区となった。一二年、三か村の区域を行政区画として、民選の戸長が行政を行うこととなり、戸長役場が平川村に置かれた。二三年町村制の施行により平川村、真木村、古城村の三か村は合併して平真城村となった。

(二) 大津町

旧藩時代は、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)の大区小区制のもとにおいては、本町地域は第五大区第三小区に属した。一二年には郡区町村編制法の施行により大津町引水村で一行政区域となり、同年一月菊池、合志郡役所が限府町に置かれたが、一四年六月には郡区役所の整理が行われ、山鹿郡および山本郡を加えて四郡の郡役所となった。このとき、合志郡は一町二村であった。一七年の改正で民選戸長を廃して戸長官選とし、大津町、室町、引水村、灰塚村、新村の五か町村を同一行政区域として戸長が治めていたが、一二年、町村制施行とともに五か町村が合併して大津町となった。

(三) 瀬田村

本村地域は、旧藩時代、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、瀬田村、大林村、立野村、吹田村はともに第五大区第一小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されると、瀬田、大林、吹田の三か村を一行政区域として戸長役場が設けられたが、一七年には、それまで別個に戸長役場を設けていた立野村も含めて一行政区域となり、戸長役場が置かれた。一二年、町村制施行とともに立野村、瀬田村、大林村、吹田村が合併して瀬田村となった。

(四) 陣内村

旧藩時代は、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとにおいては、陣内村、中陣内村、下陣内村、森村は大林村、瀬田村とともに大林組と称し、町村、下町村、下町出分村は久保田組と称し、第五大区第一小区に属し、また、中島村は鳥子組と称して第四大区第九小区に属し、それぞれ戸長が置かれ合志郡に属した。その後陣内、中陣内、下陣内が合併して陣内村、下町村、下町出分村が合併して下町村となった。一二年の郡区町村編制法の施行により森村、陣内村の二か村および下町村、中島村、町村の三か村がそれぞれ同一行政区域となって戸長役場が置かれた。しかし、一七年には、五か村は一行政区域となつて一つの戸長役場が置かれることになり、一二年、町村制施行とともにその五か村が合併して陣内村となった。

(五) 護川村

旧藩時代は、合志郡代の支配下大津手永に属していた。明治七年(一八七四)

の大小区制のもとでは、杉水村は第五大区第三小区に、他は第四小区に属した。その後中窪田、下中窪田、片俣の三か村が合併して矢護川村となり、一二年、郡区町村編制法が施行されると、菊池郡、合志郡には一つの郡役所が置かれ、杉水村、川邊村、尾足村、矢護川村は一行政区域として戸長役場が置かれた。一二年町村制施行とともに四か村が合併して護川村となった。

(六) 錦野村

旧藩時代は、阿蘇郡代の支配下布田手永に属していた。明治七年(一八七四)の大小区制の改正にあたり、本村地域は第四大区第九小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されると、外牧村と錦野村、岩坂村と鳥子村をおのの行政区域として戸長役場を置いたが、一七年の改正で、二つの行政区域を一行政区域とした。一二年町村制施行とともに、鳥子村は山西村に合併され、錦野、岩坂、外牧の三か村が合併して錦野村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定後も昭和二八年(一九五三)六月二十六日の大水害により、合併促進の動きは他の地区より遅れていたが、二九年五月に至り一応災害復旧の見通しもついたので同月二十九日大津ブロックの大津町、陣内村、瀬田村、平真城村、護川村、原水村、錦野村の七か町村の合併懇談会を開き、各町村の合併の動きについて説明し、その後、合併促進協議会(仮称)の設置を決定した。このとき県の合併試案は、原水村は津田村と二か村合併で、残り大津町、平真城村、陣内村、瀬田村が四か町村合併となっていた。同年八月一日、合併促進協議会を開き、各町村の合併の態度を打診したところ、原水村、護川村は態度未決定であったため、大津町、陣内村、瀬田村、平真城村、錦野村の五か町村合併を推進することを決定し、同月二〇日、町村合併促進協議会規約を制定して、正式に五か町村合併促進協議会を設置し、それぞれ協議会委員の選出を行つて本格的に新村建設計画の策定にとりかかった。協議会では新町の名称を「大津町」とし、三〇年四月一日をもって合併期日とする等、必要な各種協定事項を協議した後、関係五か町村のそれぞれの議会の同文議決を経て、三〇年二月二五日、知事あて合併申請書を提出した。この間における五か町村住民の感情は、大津町、陣内村、平真城村は円満に五か町村合併の世論がまとまっていたが、瀬田村および錦野村

において概略次のような反対論があった。

(一) 瀬田村

立野部落（三三九戸、一、五三六人）には、阿蘇郡長陽村と合併したいので大津ブロック合併実現の際、同時に分村したいと主張する者があって、その人員はかなり多数に達していた。（以後反対派と略称）反対派の理由は

- 1 立野部落は阿蘇の玄関口であるから阿蘇郡に編入されるべきであること。
- 2 地理、歴史、生活環境、交通、部落民の感情（部落の方言、縁組等）等において、菊池郡より阿蘇郡に近似すること。

3 中学校生徒が以前から長陽の中学に通学していること等であった。

反対派は合併反対運動を強力に展開し、ハンスト（県庁前座り込み）、村議会開会の阻止、県庁に対するデモ行動を行った。一方、立野部落から村議会に議席を占めている者は七人いたが、そのうち大津合併に賛成している者が五人いた。当時県は、合併前の分村（事前分村）または合併と同時に分村すること（同時分村）は認めない方針をとっていたので、村議会はその指導にしたがって五か町村の合併を決議し、紛争のある部落については、合併後、当該部落の住民投票をし、分村希望者が三分の二以上であればただちに分村を認める旨の決議をしたが、反対派はなお、これを了承しなかった。

(二) 錦野村

新所部落（四四戸、一三二人）、鳥子川部落（四七戸、一三二人）、外牧部落（八一戸、四四六人）、錦野部落（二〇五戸、五九三人）のうちに、阿蘇郡山西村ブロック（山西村、河原村）と合併したために、大津ブロック合併実現の際、同時に分村したいと主張する者がかなりの人数に達していた。反対派の理由は、村は村同志の合併が好ましく、大津ブロックは大津町が中心となる合併で、大津は町であるから生活環境が違ふということにあった。しかし実際に合併に反対する者がどの程度の人数に達するかは判然としなかった。

一方、合併議案は瀬田村では一二対〇（定数一六人のうち欠席四人、そのうち二人賛成、二人反対）、錦野村では、九対〇（定数一六人のうち七人は反対退場）をもってそれぞれ議決された。その他の大津町、陣内村、平真城村の三か町村ではいずれも全員賛成で議決されていた。

そこで合併議案は原案どおり昭和三〇年（一九五五）三月県議会に提案された

が、県議会は、議会最終日三月三十一日の本会議で、大津ブロックの合併は地域的に紛争が解決していないため可否の結論をださず、休会後も引き続き関係委員会に慎重審議する旨の決定を行ったが、四月二十九日で県議会議員の任期が満了したため、事実上否決となり三〇年四月一日合併は実現しなかった。そこで大津町ほか四か町村では、合併の基本方針に変動はないが、同年一月一日、一応合併申請書の取り下げの申請を行い、同月二十六日、知事から関係書類が返し戻された。その後、分村を希望する瀬田村、錦野村においては、農村地帯同志の合併希望もあって、瀬田村、錦野村、山西村三か村の合同協議会を開いたが、山西村の態度未決定で解決せず、また、陣内村、瀬田村、錦野村の三か村合併は、陣内村が大津ブロック合併を固執するため、これも解決せず、結局、三一年三月二三日、瀬田村は立野地区を長陽村に同時分村し、錦野村は新所地区を山西村に同時分村することに決定して、大津ブロック合併を推進することになった。

この間、態度未決定であった護川村も、北は旭志村が誕生し、南は大津ブロック合併が実現の段階にあるので、護川村のみが取り残される状況にあつたため、急速に合併意識が高まったが、大津地区合併論と旭志村合併論が相対立してまらず、三一年一月二四日の議会にはかつて分村合併の態度を決定した。さらに同年四月六日、住民の意向を明確にするため住民投票を行った結果、大津地区合併（杉水、矢護川五六三戸）一、二五八票、旭志地区合併（川辺、尾足二八三戸）一、〇六三票となつて、それぞれの地区に分村合併することに最終的に決定した。以上のように、大津ブロック合併は菊池郡大津町、陣内村、平真城村、瀬田村（立野地区は長陽村へ同時分村）、護川村（川辺、尾足地区は旭志村へ同時分村）、阿蘇郡錦野村（新所地区は山西村へ同時分村）の六か町村が三一年八月一日を合併期日として大津ブロック合併計画をたて、同年五月二十八日、合併議案の同文議決を行い、同月三十一日、大津町建設計画について知事の意見を求めたところ、その承認を得たので、ただちに知事あて合併申請を行い、三一年八月一日をもって新大津町が誕生するに至つた。

3 合併条件及び協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併

- (二) 合併の時期 昭和三二年八月一日

(三) 選挙

1 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法の特例を適用し、その任期を昭和三二年二月二十八日まで延長する。その後は地方自治法第九一条による定数とする。選挙区は合併後最初に行われる選挙に限り、旧各町村の区域をもって選挙区を設け、定員は人口比例による。

2 農業委員会委員は町村合併促進法の特例を適用して、一年間延長する。

3 教育委員会委員は町村合併促進法の特例を適用して、任期を昭和三二年一月三十一日まで延長する。

(四) 助役の定数 一人

(五) 職員の処理

1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。

2 職員の勤続年数は継承する。

3 合併後、希望退職する者については新町において決定するものとする。

(六) 財産および負債

1 大津町、陣内村、平真城村、錦野村の町村有財産はすべて新町に引き継ぐものとする。

2 瀬田村、護川村の村有財産は別紙のとおり新町に引き継ぐものとする。

3 平真城村、大津町、陣内村の負債は新町において支払うものとする。

4 瀬田村、護川村、錦野村の負債は別紙のとおり新町において支払うものとする。(別紙略)

(七) 消防 消防団は統合して次の編成をする。

定員一、二八七人…団長一人、副団長五人、分団長二八人、副分団長二八人、班長九三人、団員一、一三二人

第一分団	第四分団	長	副分団長	班長	団員	錦野地区
第五分団	第七分団	〃	〃	〃	〃	瀬田地区
第八分団	第五分団	〃	〃	〃	〃	陣内地区
第一六分団	第二分団	〃	〃	〃	〃	大津地区
第三分団	第四分団	〃	〃	〃	〃	平真城地区
第五分団	第八分団	〃	〃	〃	〃	護川地区

(八) 国民健康保険

錦野村において実施中の国民健康保険については、促進法の規定により、紙規約のとおり実施し、昭和三二年度より大津町、平真城村、護川村、陣内村、瀬田村を含め実施する。

(九) 菊阿中学校、大津中学校組合

合併と同時に解散し、その財産はすべて大津町に引き継ぐものとする。

(一〇) 小中学校組合

護川村西小学校及び護川中学校は大津町と旭志村との組合立として経営する。

(一一) 町および字の名称

大字および字名は旧町村の名称をそのまま継承する。

(一二) 駐在吏員および連絡員の設置

部落駐在吏員(区長)および連絡員(農家小組合長ならびに隣組長)は現状のままとする。

(一三) 税率

新町町民税は昭和三二年以降の単純累進税率を適用し、税率は現行錦野村の税率にする。

4 合併時の三役と正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
平真城村	矢野 茂	三池 森雄	—	宮崎 太七	中野 寿
大津町	坂本 篤美	梅田 虎雄	武田 治男	荒木 源二	松本 正
瀬田村	大田黒逸信	—	—	大田黒一正	合志伊一郎
陣内村	江藤 武彦	東 安雄	合志 春雄	吉岡 実	亀井 重政
護川村	大村 清	古川 俊夫	芹川 巽	右田 徳馬	本田 赫
錦野村	桐原 延	—	—	前田 精一	中島 保

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官 公 署	業態の割合					面積 平方 米	戸数 戸	人口 人	区 分	
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円					高 等 学 校	中 学 校		その他		都市的							
												計 人	その他 人	農 業 人	計 人	その他 人					商 工 業 人
六七七六八	一九一八三	四〇、七六六	二五五七四九	三	一〇、八六三	四六四四四	八五七六	一六九三三	一	五	一〇	一四七五五	七六〇八	七二四七	八五〇五	五一九一	三三四	九五、四四四	四四九	二、三二〇	大津町
六三八三三	一	五、八三三	五、〇〇〇	一	一〇、四九二	三八三六	三〇一	六三九	一	一	二	二、二二九	一、〇五九	一、一六〇	二二六	一三三	三五、七四	四六〇	二、四三五	二四三五	平真城村
三三、〇五三	一三、八二四	九、八四二	二、六、三八六	三	三三、三六二	二〇、二六五	五、五八〇	一〇、六〇七	一	一	一	三、一六九	一、六六六	一、五四三	六、〇六五	四〇七〇	一、九五九	二一、一九	一八九五	九、三三四	大津町
五七、七〇六	一	五七、二四	五九二	一	一一、〇〇〇	四七四	一、〇三七	八六四	一	一	一	一、二四七	五七	七、〇	四四	三三	一三、六五	二八九	一、六六一	一、六一	瀬田村
九、五〇〇	一	八、五九二	六、五〇八	一	二六、一八〇	七、六〇六	七〇三	二、四六〇	一	一	一	二、九四七	一、六八九	一、五八	八〇〇	四三	六、七四	七三	三、七七	三、七七	陣内村
六五、三三六	五、三三九	四七、八四三	一、〇、三四	一	一五六四二	五、三三〇	五三	一、四五四	一	二	二	二、五二九	一、〇二八	四〇〇	一九八	三三	一四、八七	五、四	三、九四	三、九四	護川村
六七、三六二	一	六、一四三	五、三三九	一	二、三、九七	四、六三	四三	九六九	一	三	三	二、六四四	一、二二六	一、四二八	五五〇	二〇	一、二、五三	五〇八	二、九三九	二、九三九	錦野村

菊きく

陽よう

町まち



(役 場)

一 概 況

菊池郡の南端、熊本市の北東部に接し、人口は三七、七三四人（平成二二年国勢調査）、総面積は約三八平方キロメートルである。中央部には、雄大な阿蘇に源を發した白川が東西に貫流し、流域には水田が開け、北部・南部は東西に丘陵地帯が続いている。

町の南部に空の玄関・熊本空港を有し、西部には九州縦貫自動車道が南北に、中央部には、熊本と大分を結ぶ国道五七号とJR豊肥本線が東西に走っている。熊本市に隣接した西部地区を中心に住宅地を形成し、特に近年は大型ショッピングセンターなどを核とした「光の森」地区の發展が著しく、町人口は増加している。

産業では、米・麦、野菜、畜産などを中心とした農業が盛んである。特に人参は、国の指定産地として生産量も多く、ブランドとなっている。商業では、先述の大型店進出などにより、商品販売額は年々増加しており、商圏も近隣市町村へと大きく拡大している。工業では、北部に県の工業団地セミコンテックパークと町が開発した原水工業団地を擁し、先端技術関連企業などが進出している。

名所旧跡としては、加藤清正にまつわる豊後街道杉並木に樹齢およそ四〇〇年の若杉が天にそびえ、周辺には「杉並木公園さんさん」も整備されており、この杉が縁で鹿児島屋久島町と姉妹都市盟約を結んでいる。公園横の町総合交流ターミナル「さんふれあ」も好評である。そのほかにも同氏にまつわる「馬場楠井手の鼻ぐり」があり、多くの観光客が訪れている。

また、細川忠利が豊後方面への防衛線として設置した鉄砲小路には、生垣が約四キロメートルにわたり一直線に連なり、昔ながらの見事な景観を創出している。

二 町名の由来

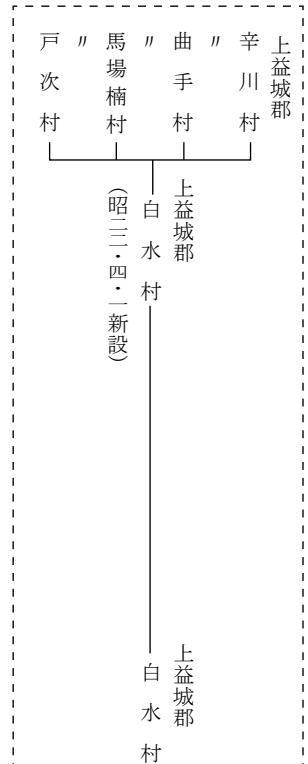
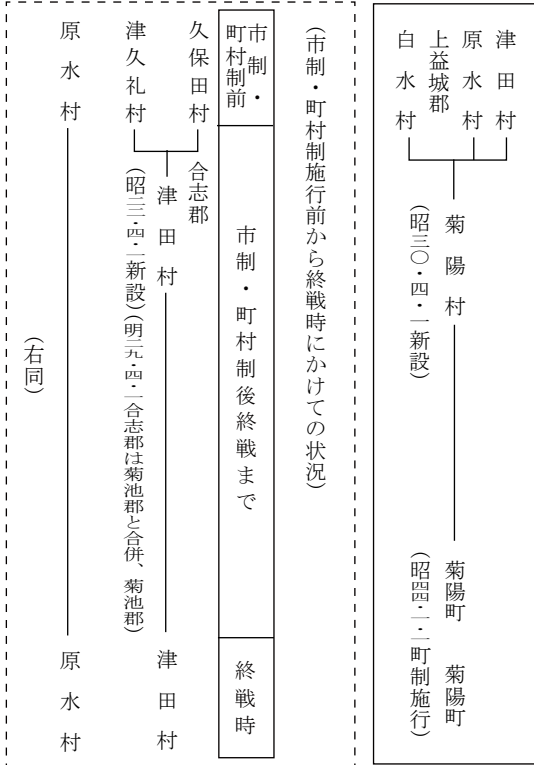
「菊陽町」の町名は、本町が菊池郡の南方に位置し、陽光さんとして輝き、前途の希望は洋々たるものがあるという意味をもち、永遠の發展を祈念するという考えから、昭和の合併時に選定されたものである。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱を受けた後の検討で、菊陽町は、合志町・西合志町との三町での合併勉強会に着手し、この三町が任意協議会に移行したが、菊陽町長は、町内には大津町志向も強いとして、この任意協議会を一旦白紙化したいとの意向を示し、大津町を含めた四町合併を改めて提案した。大津町、合志町、西合志町はこれに同意し、四町での法定協議会が設置されたが、平成一六年一〇月、法定協議会が休止。その後、菊陽町、合志町、西合志町の三町合併が模索されたが、結局菊陽町はこれに参加せず、単独町制を継続していくこととなった。(第一編「菊池地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 津田村

旧藩時代、合志郡に郡代を置き、その下に大津、竹迫の二手永があったが、津田村の区域は大津手永に属し、当時は、中代、中代出分、川窪、津留、大堀木、上津久礼、下津久礼の各村に分かれ、それぞれ庄屋が行政を担当した。

明治九年(一八七六)上中代、中代、出分、川窪、大堀木、津留の各村は合併して久保田村となり、上津久礼と下津久礼は合併して津久礼村となり、それぞれ戸長役場が置かれた。一二年にはそれぞれ単独で一行政区域となったが、一七年には岡村は一行政区域となつて、同一戸長役場の統治下に置かれることになった。二二年、町村制施行に際して、両村は合併し、津田村となった。

(二) 原水村

本村の地域は、肥後藩主細川忠利が入国した後、豊後街道の要衝の地として開け、以後、郡奉行、郡代の統治下にあつて、大津手永惣庄屋に属していた。そのなかで、小路村だけは藩の直接支配下であり、鉄砲小路の名のあるとおり、住民は平時は農業を営み、有事には鉄砲を武器としたが、武士として働くように組織され、防衛の第一線となつていた。明治三年(一八七〇)七月、藩政改革により各村に与長を置き、これを里正が管理した。五年、第一八大区第三・四小区に入り、七年の改正で第五大区第二小区となり一二年一月、新町、柳水、馬場、入道水、南方、中尾の各村を合併して原水村とした。その後行政区域の変更はなかった。

(三) 白水村

旧藩時代は、沼山津手永(上益城郡)に属していた。明治七年(一八七四)

の大小区制では第四大区第八小区に入り、明治三二年、郡区町村編制法が施行されると、戸次、馬場楠、曲手、辛川の各村は、一行政区域として戸長役場が置かれ、一七年から曲手村列戸長と称したが、二二年の町村制施行に伴ない、四か村が合併して白水村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法の制定に伴い発表された県の合併試案は、津田村及び原水村の二か村合併で、上益城郡白水村は、同郡の木山ブロックの八か町村合併となっていたが、津田村、原水村および白水村の三か村は、古くから血縁的な結びつきが強く、また、広大な畑地を擁する農村として経済的にも同一条件で結ばれてきた。さらに三か村は、戦後、組合立の中学校を設立しており、この設立のときから、住民の中には将来一か村としてまとまる気運が生まれていた。県の合併試案発表に際し、畑作を主とした低位な農業経済を向上させるためには、合併によって村の行財政力を強化する以外に方法がないということが一般に理解されていた。このような気運にあった三か村は、町村合併の促進が叫ばれるや全面的に合併に賛成し、各村は、昭和三九年（一九五四）九月八日、それぞれ議会を招集して合併促進協議会規約を定め、ただちに合併促進協議会事務局を設け、各村長は、部落区長を通じて、合併にあつたつての希望条件等について意見をとりまとめた。同年二月八日の協議会では、合併促進状況の報告を開いたあと、その後の合併促進対策について協議した。

引き続き三〇年一月一二日および二〇日の協議会で、合併申請書作成について協議し、二月四日には、各村の総務委員会を開いて、新村建設計画案を検討した。こうして同月九日、各村議会において合併議案をそれぞれ議決し、同年四月一日、菊陽村が発足した。

しかし、住民の一部には大津町への合併を希望する者がいたため、新村成立後も紛争が続いた。すなわち、合併前、合併協議会の合併推進と並行して原水村東部五部落（古閑原、中尾、入道水、柳水、南方）の住民の中には、大津町への合併を希望する者が多く、三〇年一月一四日には、これら部落の約四〇〇人が、津田ブロック合併反対ののぼりをたてて村役場にデモをかけ、役場前広場で大津合併派住民大会を開き、代表者が村長に面会したが物別れとなった。そこでデモ隊

は、「われわれは、新しい村をただちに結成する。」と宣言して東原水村結成大会を開き、村会に代わる執行委員の選出、消防団、婦人会、青年団の結成、役員選出などを行った。

このため、一月一八日の村議会で、合併後分村希望の部落があれば法に基づき認める旨決議した。これにより一応三か村が合併したが、合併後もこの問題をめぐって、南方出身村議会議員の議場でのハンスト、議場乱入事件、県への陳情、県庁正門前のハンスト等、合併後二年余りにわたって紛争が続いた。しかし、三二年五月一五日、県新市町村建設促進審議会の町村合併調整委員にあつせんにより、次のような調停案の下に三年越しの紛争もやっと解決した。なお本県の町村合併に関する紛争事件で法定の町村合併調整委員によって調整がなされたのは、本件のみであった。

調停案

- 一 菊陽村当局は、中尾、古閑原、南方、入道水、柳水の五部落住民の意思を尊重し、当該地域の住民が、進んで菊陽村の建設に協力するよう必要な施策を講ずるものとする。
 - 二 前期五部落の住民は、今後菊陽村の建設に積極的に協力するものとする。
 - 三 菊陽村当局および当該地域の住民は、以上の事項を誠意をもって履行するものとし、本調停の成立した日から二ケ年を経過してもなお次の場合においては、新市町村建設促進法第二七条の規定に基づき、住民投票を行うものとする。
- 1 中尾、古閑原の地域については、当該住民が境界変更を希望した場合
 - 2 南方、入道水、柳水の地域については、境界変更を行うべき事情にある場合
- 四 大津町は、前項の方法により当該地域の境界変更が処理されることを了承するものとする。

昭和三二年六月三日

岡本 篤
圭室 諦成
平島 一
吉田 定

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 津田村、原水村、白水村を合体する。
 - (二) 合併の時期 昭和三〇年四月一日
 - (三) 議会議員の選挙
1 議会議員については、町村合併促進法の特例を適用して、その任期を昭和三〇年五月一日まで延長する。その後は地方自治法第九一条による定数（二人）とする。
 - 2 選挙区は設けない。
 - (四) 農業委員会
農業委員会は、全村一地区とする。町村合併促進法の特例を適用して、委員の定数を一五人とし、その任期は、昭和三〇年五月一日までとする。
 - (五) 教育委員会
教育委員会委員は、町村合併促進法の特例を適用して、定数を四人とし、その任期は、昭和三〇年五月一日までとする。
 - (六) 助役の定数 一人
 - (七) 職員の身分取扱い
1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。
 - 2 職員の勤続年数は継承する。
 - 3 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。
 - 4 一般職の職員の退職手当は、左記により支給する。
 - ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一八〇に勤続年数を乗じた額
 - イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一六〇に勤続年数を乗じた額
 - ウ 合併後一か年以内に退職した者には、退職当時の給料月額の一〇〇分の一三〇に勤続年数を乗じた額
- (八) 財産及び負債
- 1 津田村、原水村、白水村の村有財産は、すべて新村に引き継ぐものとする。
 - 2 各村の負債は、新村において支払う。

(九) 消防

- 1 消防は統合して、次のとおり編成する。

団長	一人	副団長	二人	分団長	二六人
----	----	-----	----	-----	-----
- 2 消防団編成

自第一	分団（白水地区）	至第六	分団
自第七	分団（津田地区）	至第十七	分団
自第一八	分団（原水地区）	至第二六	分団
- (一〇) 国民健康保険 可及的すみやかに実施するものとする。
- (一一) 津田村ほか二か村中学校組合は、合併と同時に解散し、その財産は新村に引き継ぐものとする。
- (一二) 部落連絡員の設置
- (一三) 合併、分村
1 大津ブロック合併について
新村は、大津町を中心とする新町の発足後、運営その他の状況を考慮検討し、将来の発展を確認し、合併を適当と認めた場合は、大津町を中心とする新町に対し合併を申し出るものとする。
- 2 分村について
合併後、旧原水村においては部落住民の大部分が分村を希望する場合は、法に基づいて分村を認める。
- (一四) 各種事業
関係町村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、新村において継続して行うものとする。
- (一五) 簡易水道組合議員の披選挙資格
陣内村外六か村簡易水道組合を設置する場合における組合議員の選挙権および披選挙権の資格を有する者は、当該組合の受益者（加入者）に限るものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
原水村	齊藤兼亀	川俣正秋	西岡幸次	広吉久	宮原辰馬
津田村	古川盛雄	藤本立蔵	田崎義季	田崎勉	吉本英雄
白水村	東亀義	西尚武	鍋島熊喜	松村進	米村己熊

5 合併時の関係村の現況表

会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校 校	中学校 校	官公署	業態の割合						面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分
								農業			都市的業態						
								計 人	その他 人	農業者 人	計 人	その他 人	商工業 人				
1	5,800	1,703.6	1,254	6,085	1	1	5	2,035	500	1,555	1	1	1	37.3	2,912	菊陽村	
1	3,454.6	845.3	448	2,454	1	1	2	93	245	678	1	1	1	11.6	5,299	津田村	
1	1,035.5	445.5	38	1,933	1	1	2	67	187	490	1	1	1	2.6	4,222	原水村	
1	3,089	4,160	388	78	1	1	1	45	6	367	1	1	1	23.3	2,510	白水村	
																合併村	

生産額		鉦工産	農業産	その他	計
		千円	千円	千円	千円
1,100	1	3,696	480	3,376	1,100
1,100	1	3,500	1	3,500	1,100
1,100	1	2,370	480	2,748	1,100
1	1	6,36	1	6,36	1

南みなみ
小お
国くに
町まち



(役 場)

一 概 況

本町は、九重山系に属する一目山、涌蓋山、横野山などが東から北に連なり、また、倉岳、斧岳、津江山などが南から西に連なって、この山岳の間を南西部から阿蘇外輪山が波状に北に展開している。これらの山岳ないし高原から田の原川、志津川、馬場川、湯田川などの河川が源を發し、やがて合流して杖立川となり、さらに筑後川に合流している。町全体が海拔四三〇ないし九四五メートルにあつて、火山岩地帯をなしている。人口四、四二九（平成二二年国勢調査）、面積約一六平方キロメートルである。加えて、年間平均気温一二・四度、年平均二、六〇〇ミリの降雨量があるため、山林の育成に適し、有名な小国杉を産出している。

農業は、米、野菜のほか、畜産、酪農が盛んである。

交通は、JR豊肥本線阿蘇駅からバスで約四〇分を要する。また、道路として本町のほぼ中央を南から北へ国道二一二号が貫通し、北東部を国道四四二号が走る。その二本の国道を主要地方道南小国波野線が連結している。

名所旧跡として北条時定が祈願したといわれる満願寺があり、ここに保存されている時宗、時定の画像は、重要文化財に指定されている。また、樹齡一、〇〇〇年といわれる根廻り二五メートル、樹高二八メートルの国指定天然記念物に指定されている金比羅杉がある。九州横断道路沿い瀬ノ本高原の景観も美しい。

町内には、田の原温泉、小田温泉、満願寺温泉などの名湯がひかえており、特に黒川温泉は全国的な人気と知名度を獲得しており、訪問客が数多い。

二 町名の由来

小国の地名の起源として阿蘇神社の神話がある。阿蘇神社の祭神となった建甍龍命が阿蘇山上から四方を拝し、三方に矢を放たれた。北に放った矢の落ちたところが、「御矢の原」で、火の雄神、水の雄神の二神が命のいっつけで巡視にこられた時、御矢の原の地主大川片澄は、二神を迎え伏して、「臣を御手の中におまかせ給えば、臣が國小なりといえども、青山四方を巡りて住み吉の国なり、臣従わば皆服し奉まつるべく誰一人背くものはありません」と申しあげた。この言葉の中の「國小なり」から「小国」の地名ができたという説がある（小国郷史から）。

また、「豊後風土記」(約二、〇〇〇年前に記述)に、「肥後国阿蘇郡小国の峯」という言葉もある。その他いろいろの史書などに「小国」という名があり、古い昔から「小国」という言葉は語り続けられている。この「小国」は小国郷一帯を指すものであり、本町はその小国郷の南部に位置するので南小国とされた。

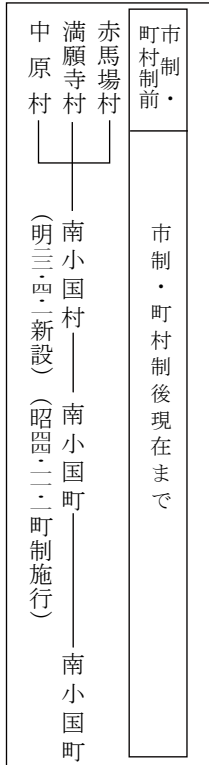
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の六町村が合併パートナーとして示され、これを一つの叩き台として地域で検討が始まったが、南小国町は小国町との二町合併を軸に検討を進めることとなった。

南小国及び小国の二町は、平成一五年二月に任意協議会を設置し、翌平成一六年六月には法定協議会に移行しての合併協議が行われたが、同年七月の南小国町での住民投票の結果、合併反対が賛成を大きく上回り、法定協議会は解散を余儀なくされ、南小国町における合併検討の機運はそのまま終息してしまった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



寛永年間細川氏が肥後の領主になった頃は、阿蘇郡代の配下にあり、その下に総庄屋があつて満願寺、赤馬場、中原の三か所に配置されていた。

明治三年(一八七〇)の藩政改革によって、前記三地区に里正がおかれ、五年大小区制が布かれると南小国は第三一大区に属し、それぞれ六、七、八の三小区となった。七年にはこの三地区に現在小国地区に属する黒淵を加えて第一一大区第四小区に変更された。一二年、郡区町村編制法の施行に伴い満願寺村、赤馬場村、中原村は各々独立して一行政区画をなし、戸長役場が置かれたが、一七年、戸長が官選になると三か村を一行政区画として赤馬場村列戸長役場が置かれた。二二年、町村制の施行に伴いこの三か村が合併し、南小国村となり、更に昭和四年一月一日町制を施行し南小国町となる。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年(一九三三)十月決定された県の合併試案では、適正規模にあり、又、地形的関係で合併できないという理由により単独村とされたので、本村からの合併の動きは全くなかった。

小 国 町
お ぐに まち



(役 場)

一 概 況

九州のほぼ中央、県の最北端に位置し、東西北部は大分県と、南部は南小国町に接する、人口七、八七七（平成二二年国勢調査）、面積約一三七平方キロメートルの町である。大分県境には涌蓋山、一目山、吉武山、亀石山などの一、〇〇〇メートル前後の山々が連なり、小国杉で有名な一大森林地帯をなしている。町の中心を西北に流れる杖立川は、志賀瀬川、湯田川、北里川などを合流して深い溪谷をなし、大分県に入り、津江川と合流し、筑後川の源流となっている。全国の耳目を集めた下釜ダムや松原ダムも今では遠くは福岡県民の命の水がめとして、その役割を果たしている。地勢は、南部の政治経済の中心地宮原を中心から東部、北部と次第に高くなり、起伏は著しく、標高三百から八百メートルの所に耕地、山林、原野が開けている。

産業は農林業が主で、農業は米、野菜、畜産の複合経営である。酪農では、乳牛ジャージー種による牛乳・バター・ヨーグルトが全国各地に出荷され特産品として好評を博している。林業では、町制施行五〇周年を期に、特産である「小国杉」を活かした「悠木の里」づくりが提唱され、木を主体とした町づくりが進められた。

交通は、国道二二二号が町を南北に走り、東西に走る国道三八七号が中心部で交差している。

名所や観光スポットとしては、悠木の里づくりの第一歩とされ、国鉄駅跡地に建設された「道の駅小国ゆうステーション」、杉角材を利用した「小国ドーム」、当町が生んだ世界的細菌学者北里柴三郎を顕彰するための北里記念館、坂本善三美術館、樹齢千年以上の国指定天然記念物下城大イチョウ、滝の裏側に濡れることなく入ることができる鍋ヶ滝などがある。また、杖立温泉は、古くから温泉場として知られ、弘法大師が開いたとの伝説を持つ。町の北東部には、岳の湯、はげの湯、山川温泉などからなるわいた温泉郷があり、温泉の蒸気で蒸した野菜や卵、鶏などを味わうこともできる。

二 町名の由来

古墳時代、阿蘇氏が勢力を振い、四方に兵力をさし向けて征服の手を延ばしたことが神話に書かれている。阿蘇神社の祭神、建警竜命が阿蘇の山上から四方を拝し、三方に矢を放たれた。矢の落ちた所が、「御矢の原」（現在の宮の原）で、矢の雄神、水の雄神の二神が命の言いつけで巡視にこられたとき、御矢の原の地主、大河片澄が二神を迎え伏して、「臣を御手の中におまかせ給えば、臣が国、小なりと雖も、青山四方を巡りて住み吉の国なり、臣従わば皆服し奉るべく誰一人として背くものではありません。」と申しあげた。この言葉の中の「国小なり」から「小国」の地名が生まれたという（小国郷史から）。

三 平成の合併検討経緯

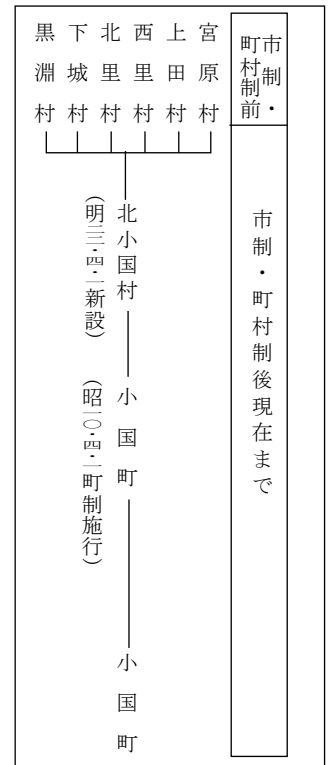
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の六町村が合併パターンとして示され、これを一つの叩き台として地域で検討が始まったが、小国町は、比較的早期の段階から、近接地である南小国町を軸とした合併検討を示唆していた。

南小国町、小国町の二町は、平成一五年二月に任意協議会を設置、翌平成一六年六月に法定協議会に移行しての合併協議が行われたが、同年七月の南小国町での住民投票の結果、二町合併反対票が賛成票を大きく上回り、法定協議会は解散を余儀なくされ、小国町における合併検討の機運はそのまま終息してしまつた。

（第二編「阿蘇地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



小国町は、南小国村とともに、小国郷と称され、上古の阿蘇の国に属していた。天正一六年（一五八六）六月、加藤清正の入国後、家臣吉村橋左衛門がこの地を治めた。

また、寛永九年（一六三二）細川氏が封ぜられるや、手永惣庄屋の制度を布いたが、同一五年四月、北里伝兵衛惟宣は、忠利に仕え、北里手永の惣庄屋となり、その弟、下城十郎左衛門は下城手永の惣庄屋を命ぜられ、小国がわかれて両手永の所管となった（当時小国郷の領地は二七か村であった）。明治三年（一八七〇）八月、藩政改革により二五か村を合して、黒淵村・満願寺村・赤馬場村・中原村・宮原村・宮原町・上田村・下城村・西里村・北里村の一町九か村としたが、五年、戸籍法の施行によって、小国は第三二大区となり、九小区に区分されたが同七年の改正で、第一一大区の第四、五小区となった。その後、宮原町は宮原村と合併した。一二年の郡区町村編制法施行により、北里村と西里村は一行政区域となったが、その他は独立して一行政区域をなした。一七年の改正で赤馬場・満願寺・中原の三か村および宮原・上田・北里・西原・下城・黒淵の六か村は、それぞれ一行政区域となり、二二年の町村制施行により宮原・西里・北里・下城・黒淵・上田の六か村が合併して北小国村となったが、昭和一〇年四月一日、町制を施行して小国町と改称した。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一〇月に決定された県の合併試案では、本町は、適正規模にあるという理由により、単独とされたので、合併の動きは全くなかった。

産^{うぶ}
山^{やま}
村^{むら}



(役 場)

一 概 況

産山村は、県の最北東部、阿蘇山と久住山の間中に位置し、南西部は広く阿蘇市、北西は南小国町、北東は大分県と接する人口一、六〇六（平成二二年国勢調査）、面積約六一平方キロメートルの村である。

本村は、北方に九州の最高峰である久住山系をひかえた瀬の本高原の一角に広がり、なだらかな草原と久住山麓に源を発する小河川の浸食により出来た標高五八〇メートルから一、〇〇〇メートルの地形にある。これらの高原の谷間から湧水が湧き出て、大野川の上流となる産山川、山鹿川となつて、大分県側に向かって東流している。この流域に耕地が開け集落が点在しているが、村の八割以上は山林原野が占めている。また、阿蘇くじゅう国立公園内に位置し、優れた自然景観に恵まれ、「池山水源」は全国名水百選の一つに上げられるなど、湧水に恵まれた自然を活用した地域づくりに取り組んでいる。

産業面では、農業を基軸とした第一次産業の比重が高く、肉用牛やブロイラー、米作、野菜などの施設園芸が盛んである。

道路は、村界の北と南にそれぞれ国道四四二号・国道五七号が走っており、九州横断道路（やまなみハイウェイ）と、国道五七号より九州横断道路に伸びる県道南小国波野線がこれに接続している。

観光スポットとしては、先に挙げた池山水源のほか、村花である高原植物ヒゴタイやコスモスなど四季の植物が美しいヒゴタイ公園、大アーチ橋のヒゴタイ大橋、農用地の水源となつている大蘇ダムなどが挙げられる。

二 村名の由来

古くから伝えられるところによると、村を貫流する清流産山川の上流に「乙宮」という部落があり、昔は「元宮」と称していたとのことである。この地に神武天皇の命を受け、阿蘇経営に下られた建磐竜命がとどまられた時、同伴された阿蘇姫命が、速瓶玉命を出産されたということから、いつの世からか速瓶玉命が、山にたとえられて「山が産まれた」と言われるようになり、のち「産山」と称されるようになったと伝えられている。

三 平成の合併検討経緯

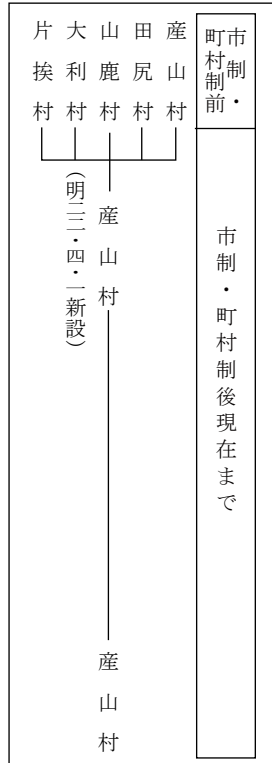
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の六町村が合併のパターンとして示され、これを一つの叩き台として地域で検討された結果、産山村は、一の宮町、阿蘇町、波野村との検討を軸に進むこととなった。

平成一四年八月、この四町村での任意協議会がスタートしたが、協議が進む一方で、産山村内では、合併後の新市の中での埋没を懸念する意見が強くなり、村議会も意見が割れ、判断を一任された村長は、平成一五年八月末、四町村の任意協議会からの離脱を決めた。

この後、産山村内では合併枠組みを問う住民投票が実施され、離脱前の枠組みへの復帰という意見が最多であったが、村議会ではこの方針が通らず、結局村は単独村政の道を進むことになった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



古代、阿蘇大神降誕の地として阿蘇地方経営に深い由緒をもつ地域であり、さらに肥後、豊後の境として、中世以来何回となく戦場となった地である。

旧藩時代には久住手永の管轄内にあって、当時は産山、田尻、山鹿、大利、片俣の五か村を総庄屋が総轄し、各村は庄屋が分治していた。明治三年(一八七〇)

八月藩政改革により、久住手永を改めて久住郷、波野郷に分け各村に里正が置かれた。四年の廃藩置県の時、久住地方と産山地方に分かれ、久住地方は大分県、産山地方は熊本県の管轄内に入った。七年の改正大区制の下では、波野郷一村と坂梨郷の新波野村は第二大区第六小区となり、一二年に郡区町村編制法が実施されると、田尻、産山、山鹿、大利の四か村が一行政区域をなし、片俣村は、小池野、小園、赤仁田と共に一行政区域とされたが、一七年の改正により、小池野を除いた七か村を併せて一行政区域(産山村列)に変更された。二二年、町村制の施行に伴ない、産山、山鹿、田尻、大利、片俣の五か村が合併して産山村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

県の合併試案では、産山村は、波野村と合併するようになっていたが、この案に対しては、地域的条件から問題があるとして、住民は南部地区の一部落を除いて猛烈に反対し、合併問題は進展しなかった。村内には、南小国村と合併を希望する者との宮町との合併を希望する者とおおむね半々であった。そこで、村当局は、数回にわたって村議会あるいは合併協議会を開催して意見の調整を図ったが、決定をみる事ができなかったため、住民投票を行った。

住民投票は、昭和三年(一九五七)五月一日、記号式で行われ、「波野村と合併」、「南小国村と合併」、「一の宮町と合併」の三案を掲げ、希望するところに〇印を付すこととしたが、六〇パーセント以上に達した案がなかったため、合併には反対することに村の意見を統一した。

この間、同年三月に、知事から波野村との合併勧告がなされた。しかし、その後、県は、産山、波野の二か村合併は、地理的關係その他から不可能な実情にあると判断して、三四年三月、町村合併計画を変更し、産山村は独立村として残ることになった。

高^{たか}
森^{もり}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県東端に位置する町で、人口六、七一六（平成二二年国勢調査）、面積約一七五平方キロメートルである。東は大分県及び宮崎県に接し、北は阿蘇市、南は山都町、西は南阿蘇村に接している。町は、東南部の阿蘇外輪山によって二分され、旧火口内は南阿蘇村などとともに南郷谷を形成して標高六三〇メートルの台地となり、外輪山外側は、標高平均六八〇メートルの波状急傾斜地帯をなして九州山脈へと連なっている。

産業は、農業が主体をなし、稲作と畜産に加え、高冷地野菜、りんごなどの生産が盛んである。そのほか、豊富な森林資源を有し林業も盛んで、製材工場が多い。

JR豊肥本線から分岐した第三セクター南阿蘇鉄道が立野駅から高森駅間を運行し、山都町を経て延岡市へ至る国道と九州横断道路とを結ぶ国道が交通の根幹をなし、国道には定期バスが運行されている。

阿蘇地方の開祖健甞龍命に因む名所旧跡、阿蘇山にかかわる観光地が各所に散在し、名所旧跡としては空洞の権現山と健甞龍命の逸話で知られている羅漢山、吉見神社、高森阿蘇神社などがあり、観光地としては通称九十九曲がりともいう高森峠、高森湧水トンネル、高森公園、青栄山、根子岳の山麓にあってキャンプ、ハイキングに適した鍋の平、地獄谷、大谷ダムなどをあげることができる。このほか休暇村南阿蘇を核として高森温泉館などがある。

二 町名の由来

阿蘇大神健甞龍命が、住居を定めるため阿蘇山上より矢を放ち、その矢の落ちたところを住居に定めたといわれ、その付近を「御矢村」といって、高森発祥の地と伝えられている。「高森」の名もこれから端を発したものであり、高は高皇産靈、高御座などの尊称言で、森は「杜」で、祖先神霊の鎮まる浄地という意味で「高貴な人が住居を定められたところ」ということから来たという。

昭和の合併時の新町名の選定については、合併町村間にいろいろと意見もあったが、高森町は古くから阿蘇南部一〇か町村の政治、経済、交通の中心地であっ

たばかりでなく、中世には阿蘇氏の南郷における拠点であり、旧藩時代には高森手永会所の所在地であったので、高森町の名をそのまま残すことが最も適当であるということ、合併促進協議会において満場一致で新町名を「高森町」と決定した。

三 平成の合併検討経緯

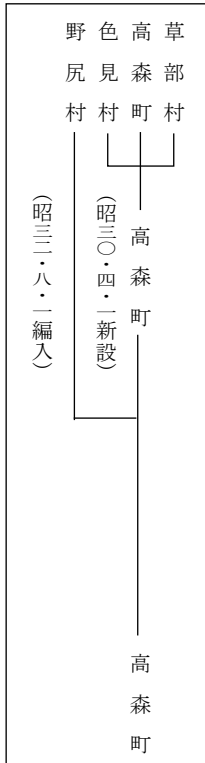
平成一二年三月の県の市町村合併推進要綱においては、高森町については、蘇陽町、白水村、久木野村、長陽村、西原村の五町村との組合せと、そこから蘇陽町、西原村が外れた三村との組合せという二つの合併パターンが示された。

当初は、南阿蘇地域一体での検討がスタートしたが、西原村が検討枠組みから離脱し、残る五町村のうち、白水村、久木野村、長陽村が三村合併の意向を固めたことから、高森町は次善策を検討することとなった。

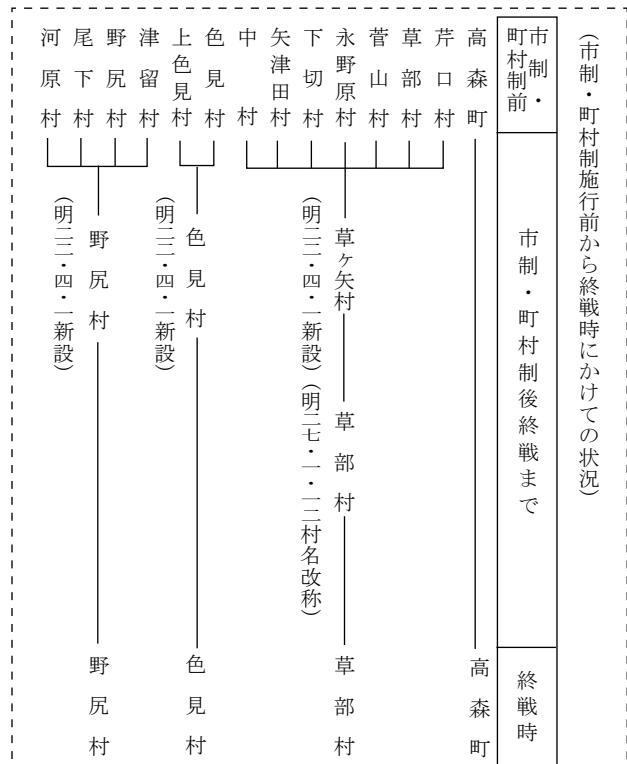
その後、町は白水村、久木野村、長陽村の枠組みへの参加を模索したが実現せず、また、高森町内では蘇陽町との合併を求める住民発議の動きもあったが、蘇陽町が矢部町、清和町との協議を進めていたことからこれもならず、高森町は合併特例法期限内の合併には至らなかった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 高森町

阿蘇大神健甞龍命が、国土草創のとき、一時宮居を定めたところで、管内には多くの古墳が点在している。

当地域は、中世までは阿蘇家の所領で、その支族村山家や高森家によって治められたが、天正年間(一五七三〜一五九一)に落城したのは佐々、加藤を経て細川氏の領地となった。旧藩時代、高森手永と称し、阿蘇郡代の管轄下にあつて、高森町、色見村、上中村、下中村、市下村、白川村、竹崎村、吉田村、下市村、下硯村、二子石村を総括し、惣庄屋によって治められていたが、天和元年(一六八一)、色見村から分村して上色見村ができた。

旧記によれば、「高森会所高森町にあり、一二か村を領す。」とあり、当時の会所すなわち政庁は、もと高森町にあつたらしいが、いつのころにか吉田新町

に移り、高森町にはその出張所すなわち出会所がおかれた。現在、出会所の跡を高屋敷と呼んでゐる。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、吉田村以東の高森、色見を合わせて第一一大区第九小区に編入され、一二年、高森のみで一行政区域をなし戸長役場が置かれたが、一七年の行政区画変更により色見、上色見がこれに加えられた。その後、二二年の町村制施行のとき、色見、上色見の両村を分離して単独で町となった。

(二) 草部村

上古のいわゆる「知保郷」の一部であつて、旧記によれば神武天皇の第一皇子彦八井命（草部吉見神社の祭神）が今の草部、吉見の地に宮居を定め、天皇御東遷後の治安に任せられたところといわれ、中世まで阿蘇家の所領であつたが、のち加藤、細川氏の領有となり、藩政時代には野尻会所の支配下に置かれていた。その後、明治七年（一八七四）の改正大小区制により、本村の地域は、第一一大区第七小区に編入された。一二年、草部村等五か村が一行政区域をなし、矢津田村、中村は野尻村、津留村とともに一行政区域をなしたが、一七年には草部村等五か村と矢津田村、中村の計七か村が芹口村列として同一戸長役場の行政区域に入った。二二年の町村制施行の際は、そのまま七か村が合併し、草部の「草」と矢津田の「矢」とをとり「草ヶ矢村」と称したが、由緒ある本村の呼称としてははなはだ意義に乏しいということで、二七年一月二日、草部村と改名した。

(三) 色見村

南郷谷の東南端にあり、中世まで阿蘇氏の支配下に属していた。阿蘇文書によると、鎌倉末期に北条氏の地頭職が山鳥に置かれていたようであるが、祭政の実権は、依然阿蘇氏の掌中におかれていた。

永正三年（一五〇六）、近衛家の庶流若下常陸介家信が阿蘇家から色見の荘を賜つてこの地に土着し、のち、五位に叙せられて大祭職に任ぜられてから、代々家職のかたわら地方の教導にあつた。

天正の丘乱で、阿蘇家が没落すると、その一族も運命をともし、慶長以降は加藤、細川両氏の領有に帰した。

旧藩時代、高森手永に属し、高森町と同じく阿蘇郡代の管轄下にあつて、上

組と称して庄屋により治められていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、色見村は高森町とともに第一一大区第九小区となった。一二年の郡区町村編制法施行の際は、色見、上色見の両村で一行政区域を形成したが、一七年の改正で高森町列の区域に加えられ、二二年の町村制施行により、高森町とは別個に色見、上色見が合併して色見村となった。

(四) 野尻村

昔は阿蘇家の支配下に属し、南郷谷地区とともに幾多興亡の歴史をくり返しているが、その沿革はつまびらかではない。一説に、室町時代、足利直義の庶子足利又太郎（野尻家の祖と称し、川上岡山城主）が当地にきて、晩年、阿蘇大宮司の女をめとり、野尻、川上の岡山城にあつて威勢をふるつたが、天正年間には島津勢に滅ぼされ、一時島津の支配を受けたといわれている。当地方はもと野尻郷と呼ばれ、草部村を合わせて庄屋によって支配されていたが、寛永九年（一六三二）、細川氏入国以来、郷を手永に改め、会所に手代、詰役、小頭があつて庶務に従事した。また、野尻手永の会所は、もと川上にあつたが、のち津留に移された。

明治一二年（一八七九）、郡区町村編制法施行の際、本村の地域は、二つの行政区域に分かれ、野尻、津留両村は矢津田、中村両村とともに、尾下、河原の両村は二か村で、それぞれ一行政区域をなしたが、一七年に野尻、津留、尾下、河原の四か村が一行政区域に改められ、二三年町村制施行による四か村合併の基礎となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

高森町ほか二か村の合併 高森町においては、早くから町村合併の必要性を認め、町村合併促進法制定前の昭和二八年（一九五三）一月には実態調査に着手し、各種の資料を県に報告するとともに、「町村合併はなぜ必要か」、「手をとろう、境もとうろ隣村」などのパンフレットや標語を配布し、広く一般住民の啓発に努力した。また、機会あるごとに合併の必要性を力説するなど合併気運の醸成につとめたので、合併の気運は急速に盛りあがった。

このような合併気運のなかで、同年九月町村合併基準委員会が開催され、郡内の各町村長、議長が出席して県から提出された「町村合併試案」、「町村合併

の諸問題」を議題として、熱心に検討が行われ、活発な意見が交換されたが、結局、県の合併試案どおり、阿蘇南部は、長陽村、久木野村、白水村、永水村のブロック、高森町、色見村、野尻村、草部村のブロックおよび柏村、菅尾村、馬見原町のブロックの三ブロックで合併することにまとまった。

次いで同年一〇月七日、野尻、草部、柏、色見、高森の五か町村議会懇談会が開催されたが、この懇談会はいわば各町村議会議員の初顔合わせで、今後南部一〇か町村の合併を強力に推進することを申し合わせた。

同月一五日の会議には、南部一〇か町村の町村長、議会議員全員（二七九人）に懇談会開催を通知したが、出席者は六八人であった。この日は、一〇月七日に行われた五か町村議会議員の申し合わせどおり、「町村合併に対する県の合併試案はできているが、合併は町村住民の意思によって決定されるべきものであるから、南部としては南部の発展、住民福祉の増進のため、打って一丸とする強力な合併を推進すべきではないか。」との案が出されたが、各町村ともまだまとまった考えをもたず、十分検討の必要があるので、まず住民の世論を確かめることが先決だという結論に達し、各町村とも一〇月中旬に世論調査の結果を高森町に通知することを申し合わせた。しかし、この申し合わせどおりに世論調査をしたところは、野尻、高森の両町村だけであった。

一〇月一九日、県主催により、高森町、色見村、草部村、野尻村の各町村長、正副議長、助役、教育長、農協長、婦人会長、青年団長が集まって地域別町村合併懇談会が開催され、九月二四日の県合併基準委員会で決定した合併試案を基礎として、町村合併という線が強く打ちだされた。

同月二〇日、高森町議会協議会が開催され、各村に合併を強く呼びかけるため、色見、柏、野尻、草部の各村担当促進委員（各村三名ずつ）を選出し、各村の都合を聞いて回るようになった。

一月七日、高森、色見両町村の町村長および議会議員の懇談会を開催し、まず色見村と高森町が合併することを決議した。

一月一二日、高森、色見の両町村は、七日の懇談会の決議により協議会を開き、促進委員を選出したあと、さきに関係各村に出向き合併折衝にあたった担当委員からその状況について次のような報告を受けた。

(一) 野尻村、草部村はまだ合併に対する認識が浅く、これから世論の高揚

を促進するという段階である。この場合、交通、通信等の問題が大きな障害となるので、建設計画で大きくうたうということで了解をえ、相当の成果を収めた。

(二) 柏村については、一〇月二八日に高森町と懇談会を予定していたが柏村の都合で中止になっている。しかし、ぜひ早急に会合の機会をつくるよう当局に要望する。

一月一八日、高森町、色見村の二か町村の第一回合併促進委員会を開催し、次の四項目を申し合わせた。

- ① 合併促進協議会規約を二か町村だけでつくるのは時期尚早であるので、準備委員会として関係町村に働きかけ、まとまったうえでさらに協議する。
- ② 隣接町村との交渉は、適当な資料に基づいて行う。
- ③ ブロック内の野尻、草部両村はもろろん、柏村には特に力を入れる。
- ④ 関係町村には、二〇日から三〇日までの間に両町村長、議長等一四人が出向いて個別折衝する。

しかし、その後は、六・二六災害復旧工事の会計検査等のため、合併問題もしばらく棚あげの形となった。

翌二九年四月二二日、県主催による町村合併促進法説明会および懇談会が開催され、野尻、草部、柏、色見、高森五か町村の三役、議会議員、農協長その他多数が集まったが、いろいろの意見がだされて容易にまとまらず、結局各町村で検討した後、適当な時期に意見を持ち寄ることとなった。

六月二日、色見村、高森町二か町村の協議会を開催し、他町村の出方いかにかわらず、高森、色見両町村の合併は、昭和三〇年一月を目標とし、一〇月から準備段階に入ることなどを決定した。

六月五日に聞かれた草部村の会合には、各代表者が出席して懇談した結果、大勢は高森町合併に進んだが、一部に宮崎県田原方面との合併希望もあり、高森町との合併には、なお調整を要する状況であった。なお、白水村の白川、両併部落は、高森への合併を希望していたが、白水村としては、分村は極力避ける方針であった。

同年九月一三日、隣接町村および県の合同協議会を開いたが、野尻、柏両村から出席がなかったので結論をえず、結局県において各村の意思をとりま

とめたうえ、九月二〇日ごろ合併希望町村の合同会議を開き結論をだすことになり、当日合併事務処理表を決めた。

九月二〇日、県は、去る一三日の申し合わせにたいがい、野尻、草部、柏色見、高森五か町村の合併懇談会を開催した結果、五か町村案で合併を促進するとともに、菅尾村の動向を確かめたいと、菅尾が参加する場合は、六か町村合併にもっていくことを申し合わせた。九月二十九日、県および関係町村の代表者が集まって協議会を開き、各村から次のような意見がだされた。なお、柏村は、災害関係の事務で関係者が県庁に出張したため出席できない旨の連絡があった。

色見村―柏村は、この重要な協議会に代理者の一人も出席していない。合併に対して熱意がないと認められるので四か町村でいいのではないかと。

野尻村―野尻村は、もう少しで踏みきりがつくと思うので、県から極力啓発説得してほしい。

色見村―何回寄ってもらいがあかぬようでは困る。今日腹のきまった高森町、色見村、草部の三か町村で合併することにして、あとは吸収合併でもしかたがないではないか。

野尻村―吸収合併は、非常に不利になると思うから、当分猶予してほしい。来月一〇日ごろには決定して何分の申し入れを行う。

草部村―草部村としては、当初柏村も含む五か町村案でいくということになっているから、一応委員と打ち合わせたい。五か町村案がまともない場合、村内の一部に反対があるのではないかと心配する。

(別室で委員が打ち合わせた結果) 草部村としては前回申し合わせた線で進むことに意見の一致をみた。しかし、態度を決定しなければならぬ時期に到達していると思うので、一部反対があっても説得に努め、何とかまとめていきたい。

右の経過からして、五か町村合併が最終目標であったが、まず、高森町、色見村、草部の三か町村が合併を行うことに話がまとまり、県は、ただちに三か町村の調査にとりかかる一方、野尻村、柏村に対しても極力啓発することになった。

また、ただちに協議会を結成するかどうかの問題が起こり、一〇月二日まで

に野尻村の結論をだしてもらうことにし、協議会結成目標の一〇月一日を少し延ばすこととなった。

同年一〇月七日、高森町は、町議会議員、各種団体の長を集め、町村合併に関する合同会議を開催して、町長からこれまでの経過報告があったあと、活発な意見交換が行われた。その結果、合併は、まず山東部から行い、続いて谷内と段階を踏んで進むことに意見の一致をみた。同日午後、町議会を開き、草部、色見、高森の三か町村合併促進協議会の設置および規約について審議を行い、原案どおり可決決定した。

草部村、色見村においても、それぞれ同様の議決が行われた。

その後、一〇月二〇日、熊本日日新聞紙上に「野尻村は住民投票の結果、他村との合併見送り」の記事が掲載されたりして、四か町村の希望は一応無くなった形となったので、草部、色見、高森の三か町村は、一〇月二十八日合併促進協議会を開催し、三か町村合併による新町建設の第一歩を踏み出すこととなった。

同年十一月二四日、合併関係町村長および議長の会議を開催し、町村別建設計画、協議会予算などを決定した。

その後、一月には先進地「球磨村」を視察するとともに、山林、原野等の実態調査を行うほか、合併協議会も三回開催した。

また、翌三〇年一月六日の協議会では、野尻村議長から、「野尻村としては村内の反対も強く、折角三か町村が円満のうちに合併の話し合いが進行しているのに波乱を起こしては申しわけないので、合併についてはこの際再検討することにしたい。」旨の発言があり、結局、野尻村の合併は見合わせることに決定した。

同年一月二二日、合併協議会の全員協議会を開催し、高森町建設計画および合併協定書を可決した。また、高森町発足準備事務予定、新町役場機構、事務引継ぎその他を協議し、一月三十一日、三か町村の議会において合併議案をそれぞれ可決した。

このようにして、発足準備事務予定表にしたがって順調に事務が進められ、四月一日、新町「高森町」が誕生した。

野尻村の編入 新高森町発足後、野尻村の一部（市野尾、上玉東、大道）が野尻村から分村して高森町に合併したい旨の請願書が二回にわたり町長および議長あてに提出され、また、野尻村の分村合併希望者から「野尻村の実状」と題する次のような文書が提出された。

「野尻村当局としては、合併する場合は、挙村一致をもって合併することにしているが、住民の世論調査の結果、未合併とするもの八〇〇余人、合併を希望するもの六〇〇余人で、未合併を希望するものが過半数であったので、一応未合併ということに決定したが、現在の村財政は自主財源三割程度であり、部落民としては最初の基本線どおり分村合併を決意しており、これ以上村当局と話し合いの必要なく、あくまで初志を貫く覚悟であるので、編入合併をお願いしたい。」

町当局は、この分村合併申し入れについての意向を質したところ「挙村一致で合併を推進されたい。」との意見であった。

その後、八月一六日には野尻村長が、八月二三日には柏村北部有志が、八月二四日と二七日には野尻村分村合併代表者が、高森町役場を訪れ、高森町と合併したいとの申し入れを行った。

このような事情を考慮して、高森町当局および議会は、できるだけ挙村一致の合併を希望するが、もしそれができなければ、分村手続きを完全に終えたのち、条件付でない合併を認めることに決定した。

この間、一二月二〇日、蘇陽町長および副議長が高森町役場を訪れ、蘇陽町合併前の八月二三日に柏村北部有志が高森町への合併の意向を伝えたなどの事情もあって、その旧柏村の分村派に対して高森町からあまり刺激を与えないようにしてもらいたいと申し入れを行った。

このような状況のなかで、翌三二年一月五日付をもって、新市町村建設促進法第二八条の規定に基づき高森町と野尻村との合併の知事勧告がなされた。

そこで、同年一月二三日野尻村との合併問題について第一回協議会を開催し、まず、県から勧告に至った経緯および法的意義について詳細な説明があり、円満な合併にもっていつてもらいたいとの要望があった。これに対して町長、議長、副議長等が議会全員協議会で決定した町の態度について述べ、合併に伴う幾多の難点を指摘した。これに対して県は「勧告の文面では対等合併のように

も受けとられるが、実質的には必ずしもそうではなく、いわゆる編入合併の形であるので、高森町としても大きな気持ちで受け入れてもらいたい。」と説明した。結局、高森町側としては情勢がやむをえなければ一応勧告にしたがわなければならないが、議会の了解も求めなければならないので、野尻村側が無条件かつ誠意をもって臨むならば話し合ってもよいが、とにかく野尻村の意向を取りまとめてもらいたいと要望した。

同日午前二時から県は待機中の野尻村代表者と会談し、高森町側の意向を打ちだしたところ、大体了承したので県のあつせんによりただちに両者会談が行われた。

高森町側は野尻村が村意を統一して、ぜひ合併を望むということであれば話し合ってもよいと述べたのに対し、野尻村は村長が村内の事情、分収林処分の状況等について説明し、極力全村をまとめて合併の線にもっていきたい旨を述べ双方忌たんのない意見を交換したあと、県側のあつせんにより、両町村から各八名ずつの委員をだし、さらに協議することになった。

三月二六日、両町村の合併協議会が開かれ、高森町側から基本財産、三一年度決算書等についての質問があり、野尻村側からも一一項目にわたる要望事項がだされたあと、一応の結論をだし、きたる四月二日高森町役場において合併協議会を開催することを決定した。

四月二日、町村合併合同協議会を開催し、野尻村側から議員数、職員問題等についての再要望がだされ、いろいろ検討した結果、合併後の議員数は、二人、役場職員数は五人とする線で大体の話し合いがしたが、最終的には至らなかつた。しかし、とりあえず合併議決をさきにするようにとの県の意見にしたがい、四月四日、野尻村議会は合併を議決、六日、高森町議会も編入合併を議決し、一九日、知事に合併申請書を提出した。六月一日の合併協議会では、議員定数問題について、高森町の要望は二人、野尻村側の要望は六人であったが、県のあつせんにより四人に落ち着き、その他の合併条件なども決定された。同時に、合併期日を八月一日と決定し、県にこの旨を申し入れた。

七月一日、県および高森町が共同して、野尻村の実状調査を行い、合併勧告後の官行造林地、県行造林地の土地無償譲渡の議決、職員の定数条例改正、給与改正等の問題点について野尻村側に質問し、その対策について再覚書を作

成した。

七月二四日、野尻村役場において、事務引継ぎの打ち合わせを行ったが、野尻村で山林、土地の不当処分があったことで編入合併拒否の問題が持ちあがった。高森町としては、これまで紳士的態度で臨んできたのに、野尻村がこれまでとった行動は了承できないし、県がとった措置もすこぶる緩慢であるとして、七月二七日緊急臨時町議会を招集してこの問題を討議した。しかし、県から、責任をもって野尻村の処分を取り消させるので、合併拒否の議決は見合わせてほしい旨の連絡があったため、町としては合併拒否の議決は見合せ、八月一日予定どおり編入合併が実現した。

3 合併条件及び協定項目

高森町ほか二か村合併

- (一) 合併の形式 草部村、高森町、色見村三か町村を合体し、町とする。
- (二) 合併実施の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新町名 町名は「高森町」とする。
- (四) 役場の位置 役場の位置は、熊本県阿蘇郡高森町二二四六番地（現高森町役場）とする。
- (五) 役場出張所の位置
 - 1 草部出張所は、阿蘇郡草部村（現草部村役場）に置く。
 - 2 色見出張所は、阿蘇郡色見村（現色見村役場）に置く。
 - (六) 出張所で行う事務 戸籍、住民登録、配給、町税その他必要な事務
- (七) 選挙
 - 1 議会議員
 - ア 議会議員については、町村合併促進法の特例を適用しない。
 - イ 議会議員の定数は、二〇人とする（地方自治法第九一条第二項の規定による。）
 - ウ 議会議員の選挙については、最初に行われる選挙に限り、各町村を区域とする選挙区を設ける。
 - エ 選挙区の定数は、次のとおりとする。
草部村地区 七人 高森町地区 九人 色見村地区 四人

2 教育委員

教育委員会委員の任期および定数については、町村合併促進法第九条の特例を適用し、その定数は四人とし、任期は昭和三十一年三月三十一日までとする。

3 農業委員

ア 新町の農業委員会は一農業委員会とする。

イ 農業委員会委員の任期および定数については、町村合併促進法第九条の三の特例を適用し、その定数は一五人とし、任期は昭和三十一年三月三十一日までとする。

(八) 助役の定数 助役の定数は、一人とする。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱い

- 1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の職員は、三役を除き全員引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。
- 2 一般職の職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その身分の取扱いに関してはすべてを通じ公正に処理する。
- 3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じ、国家公務員等退職手当暫定措置法第三条第一項による普通退職手当の額（同法第九条但書に該当する者は同法による額）に一〇〇分の二〇〇を乗じて得た額を加えた額を支給するものとする。ただし、合併後二か月以内に退職した者に限る。

(一〇) 部落囑託員の設置

合併関係町村の囑託員は、これを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統合整理する。

(一一) 財産処分

- 1 草部村、高森町、色見村の所有するすべての財産（行政財産、一般財産、特別基本財産）は、新町に引き継ぐものとする。ただし、学校林については、学区と各町村との契約を継承するものとする。
- 2 草部村、高森町、色見村のすべての負債（一時借入金を除く。）は、新町に引き継ぐものとする。
- 3 部分林に関係あるものは、旧慣を遵守、町村の分収は新町に引き継ぐも

のとする。

4 町村有牧野、採草地の使用については、従前の使用慣行のとおりとする。

(二二) 債務、債権

草部村、高森町、色見村の債権、債務については、誠実にこれを処理したう
え、新町に引き継ぐものとする

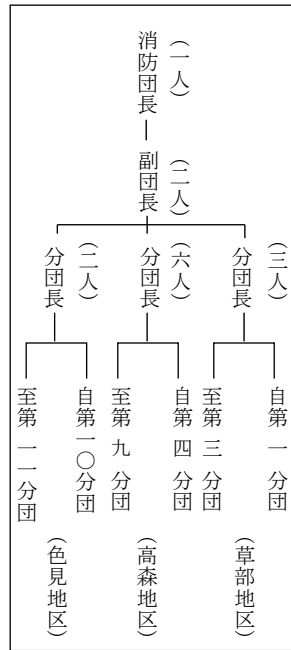
(二三) 消防団の統合

1 草部村、高森町、色見村の有する消防機械、器具は、すべて新町に引き
継ぐものとする。

2 草部村、高森町、色見村の消防団員は、これを新町に引き継ぐものとす
る。

3 新町役場に消防団本部を起き、分団数および団員数は当分現在のままと
し、将来整備するものとする。

4 消防団の編成は、次のとおりとする。



(二四) 国民健康保険

草部村、色見村の国民健康保険事業は、促進法第一八条により存続し、新
町発足後一年以内に於いて全区域に実施する。

(二五) 各種事業

草部村、高森町、色見村の各種継続事業および既定計画事業は新町で継続
して行ふものとする。

(二六) 左の団体の統合をすみやかにあつせんする。

農業協同組合、農業共済組合、商工会、森林組合、青年団、婦人会、その

他

(一七) 町民税の賦課率 各町村の税率を調整する。

(一八) 大字および字の名称

高森町を大字高森と、草部村、色見村の大字は現在のままとする。

(一九) 学区は、当分現在のままとする。

野尻村の編入

(一) 合併の形式 野尻村を廃し、その区域を高森町に編入するものとする。

(二) 合併の時期 昭和三二年八月一日とする。

(三) 出張所の設置および事務

1 野尻出張所を現役場に置く。

2 出張所においては、おおむね次の事務を行う。

町税その他徴収、戸籍、住民登録、諸証明、配給その他必要な事務

(四) 議会議員の定数

地方自治法第九一条第一項により、高森町議会議員の定数を四人増員し、野尻
村の区域を選挙区として選挙するものとする。

(五) 職員の身分取扱

1 新市町村建設促進法第二八条第四項の規定に基づき、合併の際、現にその職
にある野尻村の一般職員は引き続き高森町の職員としての身分を保有せしめ、
野尻村における勤務年数はこれを通算するものとし、その取扱については、事
前に、高森町長と野尻村長と相互に協議するものとする。

2 野尻村は、合併前に極力職員の希望退職を募り、これにより退職した者およ
び合併後二か月以内に退職した者に対しては国家公務員等退職手当暫定措置法
第三条第一項による普通退職手当の額(同法第九条ただし書に該当する者は同
法による額)に一〇〇分の二〇〇を乗じて得た額を加えた額を支給するものと
する。

3 職員の身分取扱および給与については、すべて公正に処理するものとする。

(六) 教育委員会委員

1 高森町の現教育委員会委員の任期満了の場合は、優先して野尻地区より一人を
推薦すること。

2 右委員推せんまでは、野尻村の現教育委員会委員のうち一人を代表者として高森町教育委員会に出席せしめ、その意見を徴すること。

(七) 農業委員会委員

野尻村の地域に、知事の許可を得て地区農業委員会を置き、高森町の現農業委員会委員の任期満了の期日まで存続せしむるものとする。

(八) 部落駐在員

野尻村の部落駐在員は、当分現在のままとし、将来必要に応じ統合整理するものとする。

(九) 財産処分

1 野尻村の所有するすべての財産（行政財産、一般財産）は、高森町に引き継ぐものとする。

2 野尻村のすべての負債は、高森町に引き継ぐものとする。

3 部分林（現行および官行造林）に関係あるものは、旧慣を遵守し、村の分収は高森町に引き継ぐものとする。

4 村有牧野、採草地の使用については、従前の使用慣行によるものとする。

(一〇) 債権債務

野尻村の有する債権、債務については、誠実にこれを処理したうえ、高森町に引き継ぐものとする。

(一一) 消防団の統合

野尻村の消防団員は、これを高森町に引き継ぎ、団の編成その他については、別に定めるものとする。

(一二) 国民健康保険

野尻村の区域に対する国民健康保険については、合併後一年以内に実施するものとする。

(一三) 各種事業

野尻村の各種事業および既定計画事業（補助事業および財源措置あるもの）は、高森町において継続して行うものとする。

(一四) 各種団体の統合

各種団体の統合をすみやかにあつせんするものとする。

(一五) 大字および字の名称 野尻村の大字および字は、現在のままとす。

(二六) 学校区 学校区については、当分の間現在のままとす。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 高森町ほか二か村合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
草部村	小崎敏雄	甲斐幸人	二子石開	本田武茂	甲斐進
高森町	津留要	田尻十蔵	津留大吉	今村観象	住吉平馬
色見村	田上親視	荒牧国弘	岩下登起男	安方三治	後藤武弘

(二) 野尻村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
高森町	今村観象	岩下八束	田尻十蔵	安藤則一	安方三治
野尻村	吉良山孝	草村哲水	甲斐敏一	瀬井一男	伊藤万

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 高森町ほか二か村合併

生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以上の学校		官 公 署	業態の割合		面積 平方料	戸 数	人 口	区 分						
	計	農産	工業	その他					高等 学校	中 学 校		業態 の割合	都市的 業態					農 業 人	その他 業態	商 工 業 人	その 他人	計	その 他人
計	301,797	14,251	66,494	201,252	76,272	149,901	64,000	155,500	1	3	33	82,400	4,771	3,396	2,408	1,833	605	10,549	1,900	10,548	高森町		
計	40,498	6,491	33,236	871	14,588	43,691	6,731	9,331	1	2	5	3,494	1,873	1,621	1,061	1,061	1,061	5,740	6,500	3,600	草部村		
計	149,499	6,100	49,908	195,381	28,584	82,344	53,821	143,911	1	1	4	2,805	1,945	800	2,195	1,745	450	15,339	1,000	5,000	高森町		
計	158,878	1,500	9,495	49,000	33,200	22,391	5,100	2,000	1	1	3	1,841	951	881	1,171	900	900	3,300	1,900	1,900	色見村		

(二) 野尻村の編入

生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以上の学校		官 公 署	業態の割合		面積 平方料	戸 数	人 口	区 分						
	計	農産	工業	その他					高等 学校	中 学 校		業態 の割合	都市的 業態					農 業 人	その他 業態	商 工 業 人	その 他人	計	その 他人
計	395,497	4,151	15,194	201,252	76,031	33,046	64,000	365,496	1	5	28	11,333	6,994	4,766	2,504	1,841	663	17,411	2,633	13,860	高森町		
計	31,797	2,155	6,494	201,252	54,231	18,044	5,856	35,800	1	3	3	843	5,056	3,369	2,408	1,833	605	15,339	2,094	1,083	高森町		
計	83,700	2,000	6,370	1,000	22,900	3,951	5,100	700	1	2	6	2,891	1,549	1,339	900	900	900	6,661	500	2,955	野尻村		

南阿蘇村



(南阿蘇村白水庁舎)



(南阿蘇村久木野庁舎)



(南阿蘇村長陽庁舎)

一 概 況

平成一七年二月二三日、白水村、久木野村、長陽村の三村が合併し、人口二二、九七二(平成三二年国勢調査、面積約一三七平方キロメートル)の南阿蘇村が誕生した。北は阿蘇市、南は上益城郡山都町、東は阿蘇郡高森町、西は菊池郡大津町、阿蘇郡西原村にそれぞれ接する。村は、古くから南郷谷と称される阿蘇カルデラの南部に位置し、東は中央火口丘から西南に緩やかな傾斜をなし、そこに水源を発する白川がある。標高の高い地域の大部分は山林原野である。北は阿蘇山上、草千里、火口原を結ぶ線上で区切られ、西は、白川が阿蘇谷を北から流れる黒川と立野火口瀬付近で合流し、熊本平野へと下っている。南は、原生林を有する南外輪山分水嶺から北向きの傾斜地で西部俵山一帯の高原地域まで及ぶ。

交通は、村北西部を国道五七号が貫通、そこに阿蘇大橋で繋がる国道三二五号が走り、村中央部を貫通している。これとほぼ平行する形の県道二八号線も、俵山トンネル、南阿蘇トンネルの整備などにより利便性が向上している。国道五七号にはJＲ豊肥本線が併走し、スイッチバックで有名な立野駅を擁している。ここから高森へ向かう第三セクター南阿蘇鉄道が走り、村内には立野含め八駅がある。

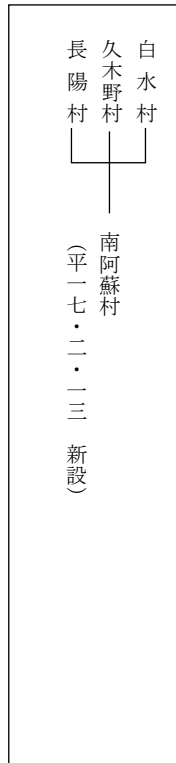
主要産業は、農業と阿蘇の地域資源を活かした観光産業である。農業では、米作中心に、トマト、苺、メロン、そばなどが主に栽培され、各方面に出荷されている。名所としては、長野神社氏子間に伝承された「岩戸神楽」、全山原始林でおおわれた北向山、京都大学火山研究所、阿蘇ファームランド、阿蘇お猿の里猿まわし劇場、東海大学阿蘇キャンパスなどが立地している。樹齢約四二〇年の一心行の大桜、羅漢山、御所隠谷塚、白禿城跡のほか、環境省の昭和の名水百選に選ばれた白川水源、平成の名水百選に選定されている南阿蘇村湧水群、熊本平成の名水百選に認定されている立野水源、古代の泉、恐ヶ淵など故事来歴に彩られた様々な湧水源が多数点在している。また、泥湯で有名な地獄温泉をはじめ、戸下、垂玉、湯の谷、栃木、栃木原、火の鳥など、泉質・効能の異なる個性豊かな温泉が多数ある。

二 村名の由来

白水村、久木野村、長陽村の三村合併にあたり、合併協議会は三村の小学生以上を対象に新村名を公募、一、二六二件（五六七種）の応募があり、「阿蘇白川村」「阿蘇南郷村」「大阿蘇村」「南阿蘇村」の四種類が候補として残ったが、各村で検討された結果、地域住民に馴染み深い「南阿蘇」の呼称が良いとの意見が大勢で、最終的には合併協議会において全会一致で「南阿蘇村」に決定された。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係村の状況



(一) 阿蘇郡白水村

明治三二年、五か村の合併により誕生し、以後近年まで村制を継続した。阿蘇南郷谷のほぼ中央に位置し、面積は約四八平方キロメートルである。

(二) 阿蘇郡久木野村

明治三二年、河陰村及び久石村の合併により誕生した村である。阿蘇外輪山の山麓にあつて、南郷谷の一部を占め、面積は約五一平方キロメートルである。

(三) 阿蘇郡長陽村

明治三二年、河陽村、長野村、下野村の合併により誕生し、昭和三一年八月に菊池郡瀬田村の一部を編入した。阿蘇の西山麓に位置し、面積は約三九平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月の県の市町村合併推進要綱においては、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村、西原村の六町村の組合せと、そこから蘇陽町、西原村が外れた四町村の組合せという二つの合併パターンが示された。

当初は、六町村での検討が進められたが、西原村が検討枠組みから離脱し、残る五町村のうち、白水村、久木野村、長陽村の三村は、住民アンケートの結果などから三村合併の方針を固めた。

平成一四年一〇月の任意協議会設置以降、着実に協議が進められ、平成一七年二月一三日、南阿蘇村が誕生した。（第二編「阿蘇地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

白水村、久木野村、長陽村を廃し、その区域をもつて、新しい村を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年二月一三日とする。

(三) 新村の名称

新村の名称は、『南阿蘇村』とする。

(四) 新村の事務所の位置

新村の庁舎の方式は、本庁方式（集中方式）とし、新村の事務所については、合併後すみやかに三村の中心付近（阿蘇郡長陽村大字河陽地内）に建設する。

なお、新庁舎ができるまでの庁舎の方式は、分庁方式とし、合併時の条例上の新村の事務所の位置は、現久木野村役場とする。

(五) 財産及び債務の取扱

財産及び債務の取扱については次のとおりとする。

(一) 公有財産、物品、債権、債務については、すべて新村に引き継ぐ。

(二) 共通の基金額については、平成一四年度標準財政規模の最低二〇%以上、国保財政調整積立金については、過去三カ年平均の療養費の二五%以上、その他の基金額（土地開発基金等）については、合併時の現有額を持ち寄る。

(三) 国土調査については、現行のとおり新村に引き継ぐ。管理については、地籍活用GISシステムの導入により、電子自治体として住民が望む高度な

情報サービスの提供を行う。

(4) 基準点管理については新村に引き継ぐ。

(六) 新村の建設計画

新村の建設計画は、別添「新村建設計画」に定めるとおりとする。(略)

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

新村の議会議員の定数及び任期については、公職選挙法第三条第三項の規定に基づき、合併の日から五〇日以内に設置選挙を行うこととし、定数は二二名とする。

(八) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員のうち選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで引き続き新村の農業委員会委員の選挙による委員として在任する。

新村の農業委員会委員の選挙については、選挙による委員の定数を二〇名とし、農業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。選挙区数は三とし、白水村、久木野村、長陽村にそれぞれ一選挙区を設ける。

(九) 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 税率及び納期の統一については、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(2) 軽自動車税の課税猶予(保留)の取扱いについては、合併時に規則・調査様式を制定する。

(3) 標識の色は、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(4) 過誤納還付金の返還期間については、現行のとおり新村に引き継ぐ。

(5) 雑種地の評価方法については、現行のとおり新村に引き継ぐ。平成一八年度評価替えに向け宅地比準などの評価方法を採用する。

(6) 私道の課税方法については、現行のとおり新村に引き継ぐ。平成一八年度評価替えに向け、宅地比準などの評価方法を採用する。

(7) 固定資産税の課税免除については、合併までに調整する。減免については、新村に引き継ぐ。

(8) 固定資産評価額の調整は、土地及び家屋の評価額については、現行のとおり新村に引き継ぐ。平成一八年度評価替えに向け、宅地比準などの評価方

法を採用する。

(9) 宅地評価の方法については、評価基準地点数及び路線評価は、現行のとおり新村に引き継ぎ、不動産鑑定士及び下落修正については、合併までに調整する。

(10) 納税組合の取扱いについては、現組合は新村に引き継ぐ。新設組合の設立基準については合併までに調整し、組合長手当、前納報奨金は廃止する。

(11) 入湯税の公衆浴場に係る課税免除の取扱いについては、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(12) 申告様式は、合併後統一様式を作成する。

(13) 地方税法第一五条の七(執行停止)に関する処分基準は、現行のとおり新村に引き継ぐ。

(14) 地方税法第一八条(不納欠損)に関する処分基準は、現行のとおり新村に引き継ぐ。

(15) 滞納整理の年間計画は、合併までに滞納整理の年間計画表を作成する。

(16) 個人均等割の税率軽減は、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(17) 老人保健施設の固定資産税の軽減については、白水村の例により新村に引き継ぐ。

(18) 村税の納付方法については、窓口納付は三か村で同一であるため現行のとおり新村に引き継ぐ。口座振替については、長陽村の例により新村に引き継ぐ。

(二〇) 一般職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおり取扱うものとする。

(1) 白水村、久木野村、長陽村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新村の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新村において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、合併までに調整する。

(3) 給与格差是正については、合併までに調整を行い職員間の不均衡がないように調整する。

旧藩時代は、高森手永に属し、白川、吉田、両併、一関、中松、高森、村山、色見、二子石等の各村を総括する庄屋が置かれていた。明治三年（一八七〇）の藩政改革により、各村に里正を置くことになり、七年の大小区の再編により、本村は、阿蘇郡の第九小区、第一〇小区に分かれ、各村ごとに与長が置かれた。二年、郡区町村編制法の施行により、白川村と両併村、一関村と中松村が組合わさり、吉田村は一村でそれぞれ一行政区域となり、戸長役場が置かれたが、一七年前に前記五か村を合わせて一行政区域とされた。二年、町村制の施行に伴い、五か村が合併して白水村となった。村内には南郷谷を貫流し、肥後平野を潤す白川水源をはじめとしてたくさんの湧水池が点在していることから、白川の小洛として「白水村」と名付けられた。

2 町村合併促進法制定後の動向

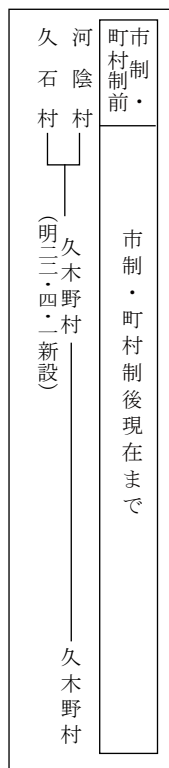
昭和二八年（一九五三）一月八日、村当局は、町村合併促進法の周知を図るため村議会議員および各種団体の関係者を集めて町村合併研究会を開き、合併問題について討議したところ、研究会の意見として、従来から南郷谷は、あらゆる面にわたって同一歩調をとってきたし、地形的に同じ谷内にあるので、南郷谷を一円とした白水、高森、色見、久木野、長陽の五か町村合併が妥当であるという結論に達した。その後、村当局は、住民の意向を問うためにアンケートを取ったところ、五か町村合併が七五パーセント、県の合併試案による白水、長陽、久木野の三か村合併が二〇パーセント、合併反対が五パーセントという結果がでて、五か町村合併を希望する者が大半を占めた。しかし、村としては、県の試案による三か村合併を促進するため、同月二〇日、久木野、長陽の両村長および議会議長を招き研究会を開いた。また、同年一月二十四日には、この三か村合併懇談会が久木野村において開催されたが、各村とも六月二十六日の大水害の緊急復旧に追われて、合併問題は、一時中止の状態となった。その後、高森町は、三〇年四月一日、色見、草部と三か村で合併した。

同年八月二五日、県地方事務所において未合併町村懇談会が開催され、合併促進についていろいろ検討を行ったが、各町村とも財政的な面や合併後の役場の位置等について問題があり、その後も県の試案である三か村合併は一向に促進されなかった。そこで、三二年三月二九日、三か村合併について知事の合併勧告がな

された。このため、同年六月二六日、長陽において、県および関係三か村の合併懇談会が開催されたが、結論に達せず、三か村合併はついにとまらなかつた。

【旧阿蘇郡久木野村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



戦国時代に筑前の城主、原田下総守が敗れて、一族の原田六種忠が当地に落ちのびてきた村と伝えられるが、旧藩時代は、上久木野村、久木野村、下久木野村は布田手永に属し、二子石村は高森手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、各村は他の一二村とともに第一一大区第一〇小区となったが、その後、上久木野村と二子石村が合併して久石村となり、久木野村と下久木野村が合併して河陰村となった。一二年の郡区町村編制法施行により両村は単独でそれぞれ一行政区域となり、戸長役場が置かれたが、同一七年、両村は久石村列となって一行政区域となり、二三年の町村制の施行に伴ない久石村と河陰村が合併して久木野村となった。

なお、伝説によれば、阿蘇大明神の女神の阿蘇都媛命が身重になられたとき、大明神が一夜のうちに山を築き（夜峯）、その小陰を女神の陰山家とされ、この山が崩れぬ様に一本の留釘を麓に打たれた。後世の人が、この地を霊地として「釘の宮」を建てて祭ったと伝えられており、「久木野」の名称は、この伝説の「釘野」に由来している。

2 町村合併促進法制定後の動向

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の制定に伴い、県当局は、その周知を

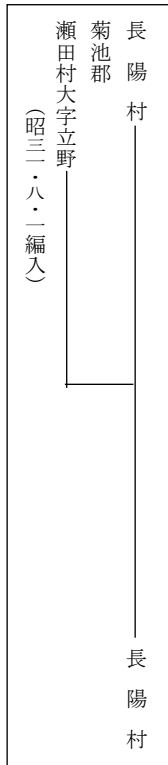
図るとともに、県が示した白水村、久木野村、長陽村の合併計画に基づき合併の賛否調査を行った結果、賛成が多数であったので、関係町村に対して積極的に合併促進を働きかけることになった。まず、同年一月二〇日、白水村役場に久木野、長陽、白水の各村長および議長が集まり、町村合併研究会を開催した。さらに、二月四日、久木野村役場にこれら三か村の議会議員および各種団体の代表者が集まり町村合併懇談会を開いたが、二八年六月二六日の水害復旧が先決であるとのことで合併促進はしばらく中止の状態となった。

その後、三〇年七月、久木野村町村合併委員の選任を行うとともに、町村合併懇談会を開催した。一方、山西村からは議長以下議員一〇名が合併打診のため来村したので、村では合併に対し、議員全員協議会や町村合併研究会を開催して検討したが、山西村との合併は地理的に困難であるとの結論に達し、合併は、県の合併試算どおり白水村、長陽村との三か村合併案で行くことに態度を決めた。しかし、三か村の合併は、一向に足並が揃わなかつたので、三二年三月二九日、三か村にたいして知事の合併勧告がなされた。

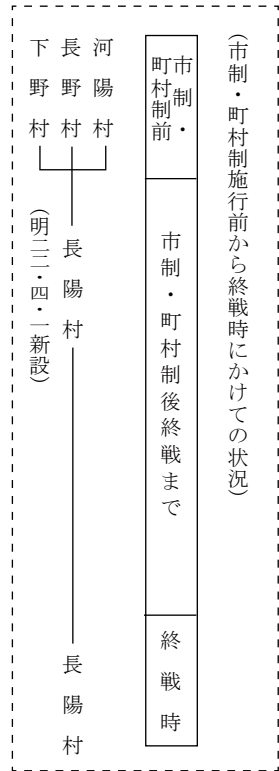
同年六月、県をはじめ関係三か村長および総務課長が集まり、町村合併懇談会を開いたが、白水村および長陽村の態度が非常に慎重であったため、依然として結論が出なかつた。また、本村では、地理的条件から合併後の役場の位置を本村に置くことは不可能であろうということで、積極的な合併運動も見受けられず、両村の動きに順応するほかなしとの姿勢であつたので、合併はついにまとまらなかつた。

【旧阿蘇郡長陽村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



天正年間までは下田に一七〇〇石の城主、長野に三〇〇石の城主が阿蘇大宮司の配下にあつてこの地を統治した。下田城主は永治元年(一一四一)阿蘇大宮司友実の孫、恒富大宮司友房より下田の荘を分け与えられ、下田権大宮司職として下野狩の奉行となり、代々下田に居城したが、天正一三年(一五八五)、下田衛門尉宇治惟愛に至り、島津軍に敗れて没落し、同時に長野家も没落した。江戸時代に至つて、細川領となり、布田手永惣庄屋の統治を受けたが、明治三年(一八七〇)下田以下四か村に里正を置いて統治された。同五年五月里正に代わつて戸長が置かれた。七年の大小区制改正に伴ない東下田、下田、川後田、喜多、長野、宮寺の六か村は、久木野村などとともに第二大区、第一〇小区に編入された。その後東下田、下田、川後田、喜多、宮寺の五か村は合併して河陽村となり、二二年(一八七九)郡区町村編制法により河陽、下野、長野の三か村は一行政区として戸長役場が置かれ、二二年町村制の施行によつて合併し、長陽村となつた。長野村の「長」と、河陽村の「陽」とをとり「長陽村」としたものである。

2 町村合併促進法制定後の動向

町村合併促進法の施行に伴い、昭和二八年(一九五三)一月、県は合併試算として、南郷谷三か村、すなわち長陽、白水、久木野の三か村と永水村の四か村の合併を発表した。一方、瀬田村については菊池郡大津町周辺町村、すなわち大津、平真城、陣内、瀬田の四か町村の合併案が発表された。ところが永水村が内牧町、黒川、尾ヶ石および山田の四か村ブロックの合併(二九年四月一日阿蘇町設置)に加わつたため、残りの長陽ほか二か村で合併を進めることになつた。三か村は村長、議会議員、各種団体の長による合併懇談会を開く一方、各村内で

はそれぞれ役場職員、議会議員、各種団体の役員等による合併懇談会を開くなど、合併への動きが活発となってきた。

このころ隣村の菊池郡瀬田村では、町村合併について東の立野地区と西の瀬田、大林、吹田地区との意見が対立し、立野地区は、長陽村との合併を希望して、東部地区合併委員会、区民大会等で長陽村との合併を絶対多数で決議、村の全体協議会に決議文を提出するなど分村強行の態度を表明した。しかし、三〇年二月一九日、瀬田村議会では大津地区との合併を強行決議したので、合併反対派はこれに抗議して、二月二〇日立野部落代表が県庁前でハンストを行うといった事態まで発生した。県議会は、紛争の続いている瀬田村の大津地区合併は将来に禍根を残すとして合併議案を継続審議とした。その後、県議会議員の選挙があり、関係町村においても選挙にはいり、合併問題は一時停滞したが、瀬田村においては三一年にはいり両派の話し合いがすすみ、住民の意思にしたがい三一年八月一日、立野地区は瀬田村から分村して長陽村に編入合併し、他の地区は大津町と合併することで、立野地区の紛争がようやく終止符がうたれた。

この間、長陽、白水、久木野村の合併については、数回合併懇談会がもたれたが、二八年の水害復旧問題、役場位置の問題等のため全く進展せず、立野地区の帰趨を傍観したまま時日は経過した。

これに対して、三二年三月二九日、三か村合併について知事の合併勧告があったが、立野地区は三か村合併に反対であり、加えて同年四月の選挙において当選した村長、議長は合併反対を公約して当選しており、合併はますます困難となり、ついに合併に至らなかった。

3 合併条件及び協定項目

- (一) 合併の形式 編入合併
- (二) 合併の時 昭和三二年八月一日
- (三) 出張所の設置および位置
当分の間、瀬田村大字立野字立石、五二九番地に置き、昭和三二年度中に瀬田村大字立野舞堂九六八の三番地に新築する。
- (四) 選挙
1 議会議員の選挙

議会議員については、町村合併促進法第九条第一項第二号の特例を適用し、瀬田村から長陽村に編入する議会議員の任期は、長陽村議会議員の残任期間とする。その後は地方自治法第九一条による定数とする。選挙区を設けない。

- 2 教育委員会は町村合併促進法第九条第二項第二号の特例を適用し、瀬田村から長陽村に編入する教育委員会の任期は、長陽村教育委員会委員の残任期間とする。
- 3 農業委員会委員は、町村合併促進法第九条第三項第二号の特例を適用し、瀬田村から長陽村に編入する農業委員会委員の任期は、長陽村農業委員会委員の残任期間とする。

(五) 職員の処置

- 1 特別職を除き、全員引き継ぐものとする。
- 2 職員の勤続年数は継承するものとする。
- 3 希望退職するものについては、合併後、長陽村において決定するものとする。

ア 合併後三か月以内に退職した者には、退職当時の給与月額の一〇〇分の一五〇に勤続年数を乗じた額

イ 合併後六か月以内に退職した者には、退職当時の給与月額の一〇〇分の一二〇に勤続年数を乗じた額

(六) 財産及び負債

1 瀬田村の村有財産中長陽村に編入する瀬田村大字立野に帰属した財産は、長陽村に引き継ぐものとする。

2 瀬田村の負債にして長陽村に編入する瀬田村大字立野に帰属した負債は、長陽村において支払うものとする。

(七) 消防

- 1 消防団は統括して次の編成をする。
- | | | | |
|-----|-----|------|-----|
| 団長 | 一名 | 副団長 | 二名 |
| 分団長 | 七名 | 副分団長 | 七名 |
| 部長 | 一二名 | 班長 | 一六名 |
| 団員 | 名 | | |

(八) 国民健康保険

長陽村において実施中の国民健康保険については、町村合併促進法第十八条

の規定に基づいて、昭和三二年度中は啓蒙宣伝に務め、徐々に旧瀬田村大字立野地区についても全面的に実施するものとする。

(九) 税制

旧瀬田村大字立野地区については、昭和三二年度に限り瀬田村賦課徴収条例による税率を採用し、昭和三三年度より長陽村税賦課徴収条例により賦課徴収するものとする。

(一〇) 各種団体の統治

1 農業協同組合

瀬田村大字立野地区の農民は、可及的速やかに長陽村農業協同組合に加入の手續きをするものとする。

2 農業共済組合

瀬田村大字立野地区の農民は、法の定める所により長陽村農業共済組合に加入するものとする。

(一一) 駐在吏員の設置

部落駐在吏員設置の区域は現在のままとし漸次改廃する。

(一二) 村及び字の名称(省略)

右協定する。

西にし
原はら
村むら



(役 場)

一 概 況

阿蘇郡の南西端に位置し、人口六、七九二(平成二二年国勢調査)、面積約七七平方キロメートルの村である。東は阿蘇外輪山を境として南阿蘇村に、西は益城町に、南は山都町及び御船町に、北は大津町に接している。阿蘇外輪山の一角をなす俵山の西麓に開けており、俵山及び冠力嶽岳に源を發する鳥子川、布田川、木山川及び長山に源を發する金山川が東から西に向かって流れ、流域の水田地帯を潤している。

村北西部には、宅地開發や企業進出が進み、またコンビニエンスストアなどの沿線型店舗の進出も見られ、この地域を中心に人口は増加している。

農業では、米麦、甘藷、落花生などの産物があげられる。肉用牛、豚などの畜産も盛んである。

交通面では、主要地方道の県道二八号線と、県道二〇六号線、県道二二五号線が主要道である。熊本空港が至近であり、また県道二八号線は俵山バイパスの開通により、南阿蘇方面へのアクセスが容易になっている。

平成一六年度に建設された風力発電所「阿蘇にしはらウインドファーム」は、一〇基の風力発電機による発電出力は一万七五〇〇キロワットであり、年間では約七、一〇〇世帯分の年間消費電力量に相当する発電を行っている。

名所としては、白糸の滝、揺が池(お池さん)がある。白糸の滝は、大字河原の東部山麓にあり、高さ一八メートルと二メートルの二段滝で、真夏でも夏を忘れる冷境である。また、お池さんは、俵山山麓にある面積約二〇平方メートルの小さな池であるが、この水は万病に効くと言われ、大正三年頃から霊池として訪れる人が多い。

また、俵山一帯には俵山交流館「萌の里」、河原地区には「阿蘇ミルク牧場」などの観光・交流施設が整備されると共に、キャンプ場やパラグライダーなどアウトドアのメッカとしても賑わっている。

二 村名の由来

昭和の合併時、山西村の「西」と、河原村の「原」を一字ずつとって「西原村」

とされたものである。

三 平成の合併検討経緯

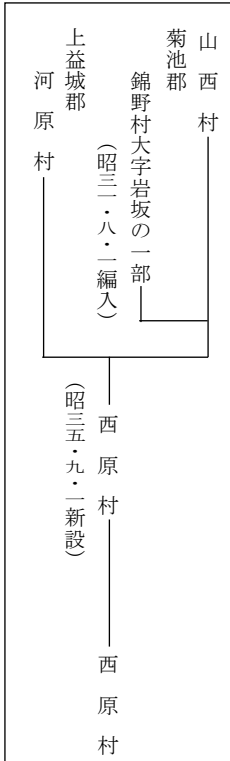
平成一二年三月の県の市町村合併推進要綱においては、当地域については、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村との組合せと、大津町、菊陽町、合志町、西合志町との四町村との組合せという二つの合併パターンが示され、当初は、南阿蘇地域六町村での検討が進められたが、西原村は住民アンケートの結果を受け、平成一四年六月、この枠組みから離脱した。

以後、西原村は、まず大津町との二町合併を検討したが、大津町が菊池郡旭志村との合併も視野に入れると、西原村は、旭志村を含めた合併は村民への説明がつかないなどの理由から、同年八月には検討を白紙化した。

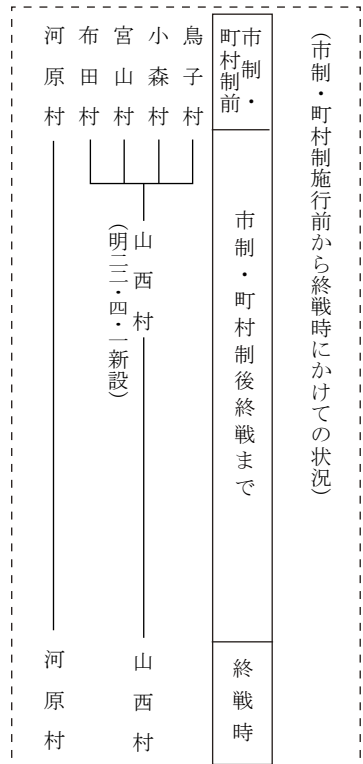
以後、村内では、大津町、益城町との法定協議会設置を求める住民発議の手続がそれぞれ始まったが、いずれも法定協議会の設置には至らず、当面は、村単独の道を歩むこととなった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 山西村

旧藩時代は、布田手永に属し、その支配する範囲は、山西九か村(内訳布田村、宮山村、小森村、鳥子村、岩坂村、錦野村、外牧村、日向村、小東村)と南郷三か村であった。手永会所は布田村に置かれて、惣庄屋が支配し、明治三年(一八七〇)まで続いた。四年の廃藩置県によって、熊本県となったが、同年一月、里正が三人置かれ、布田村、岩坂村、錦野村でそれぞれの区域を支配した。五年六月、熊本県は白川県と改められ、各村には戸長を置き村政全般を掌らせた。七年大小区制の改正により、大津郷の中島村と布田郷九か村を合わせ、第四大区第九小区となり、役場を万徳において、戸長がこれを管轄するようになった。また、この年宮山村と日向村が合併して宮山村、小森村と小東村が合併して小森村となった。一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、布田村は宮山村と二か村で、小森村は単独で、鳥子村は岩坂村と二か村で、それぞれ一行政区域となったが、一七年、小森、布田、宮山の三か村が小森村列として一行政区域となった。二二年、町村制が施行され、小森村列三か村に鳥子村を加えて、四か村が合併して山西村となった。

(二) 錦野村(大津町の項参照)

(三) 河原村

旧藩時代は、上河原、中河原、下河原の三か村に庄屋を置いて統治した。明治四年(一八七二)、廃藩置県に伴い河原村が誕生し、里正が置かれた。その後、

数回にわたり行政区の改革があったが、河原村はそのまま単独村として残った。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法が施行されたが、これに伴ない発表された県の合併試案では、山西、錦野は二か村合併、河原村は木山町を中心とする八か町村合併ということになっていた。この合併試案に対する各村の反応をみると、山西村は、錦野、山西、河原三か村合併を希望し、錦野村は、大津町を中心とするブロックへの合併希望派と県試案どおりの錦野、山西二か村合併希望派とが相半ばし、また、河原村は木山町中心の大合併希望派と、人情、地形等が類似する河原、山西二か村合併希望派の二派に分かれた。関係町村では、それぞれ協議検討を重ね、あるいは村民大会を開いて民意を問うなどして、県の合併促進と相まって、合併問題は全住民の重大な関心事となってきた。しかし、正式に関係村の話し合いを進めるためには、まず、合併促進協議会を設立することが必要であるとして、山西、河原両村はそれぞれ村執行部、議会、各種団体等の代表者一〇人ずつを選出し、計二〇人の委員で二十九年一月に協議会を設立し、合併促進への第一歩を踏み出したが、錦野村はこれには参加しなかった。山西村は、村民あげて錦野村を含めた三か村が合併することを期待し、努力したが、錦野村は、前記のとおり山西村合併派と大津町合併派との二派に分かれ、特に村当局と議会の首脳部が大津町との合併を強く希望していたため、山西村合併派も、やむをえず挙村一致の大局的見地からついに大津町との合併をのむことになった。

ただし、大字岩坂、新所部落は、山西村に近接し、学童も山西校に通学していたため、この一部区域を山西村に編入することに異論はなかったため、三十一年五月一日、山西、錦野両村合併促進協議会を設立し、以後円滑に交渉を続けて、同年八月一日、この一部区域の山西村編入合併が実現した（錦野村の残りの区域は、同日付で新大津町に入った。）

一方、山西、河原両村の合併促進協議会は、数回にわたり協議を重ね、最も難事とされた郡の帰属問題も、人口、面積の小さい河原村が一步譲って阿蘇郡に入ること話し合いがつき、役場および総合中学校の位置はさらに検討することに

した。しかし、たまたま三〇年四月執行の県議会議員選挙に直面し、これまで河原村と山西村とは選挙区を異にしていた関係上、政治的摩擦を避けるため、合併は県議会議員選挙後にすることにして、合併を一時延期した。四月三〇日両村とも長および議会議員の任期満了に伴なう選挙が行われた結果、河原村は村長が交代し、合併促進協議会の委員も更新され、三十一年二月一日、促進協議会が再開された。再開後の四月七日の協議会で、郡の帰属は阿蘇郡とし、役場、学校の位置は両村の中央とすることに協議決定し、いよいよ合併準備事務にとりかかる段階に達したとき、河原村内に上益城郡に帰属しなければ合併はすべきでないという意見が台頭し、村民の対立は次第に激化したので、村長は混乱をさけるために合併を一時見合わせることにした。これに対し、議会議員の過半数は、合併事務の早期開始を再三にわたり村長に進言したが、村長にはその意思がなかったため、議会は、同年五月二十七日、議員提案によって山西村との合併を議決し、この旨を村長に通告したが、村長は合併事務を開始しなかった。その後、合併後の郡の帰属合併問題について、阿蘇郡所属希望派は村長解職の、上益城郡所属希望派は、議会解散の直接請求を行い、一月二十六日、賛否投票の結果、村長解職は三八票の差で不成立になったが、議会解散は二八票差で成立したので、上益城郡所属希望派が勝利をおさめ、一月二〇日の議会議員選挙の結果新しい議会が構成された。三十一年一月二十三日、委員が三度更新されて合併促進協議会を開催したが、郡の帰属問題が再燃して協議は進まず、協議三回目の二月二日について決裂状態に陥った。三月四日に県の町村合併促進審議会委員の調停が行われたが、その効果はなかった。同年三月二十九日付で、両村に対し町村合併を行うよう知事勧告がなされたが、この勧告に対し山西村は阿蘇郡としての合併を、河原村は上益城郡としての合併を希望する旨知事に答申した。その後は、協議進展の見通しもなく、対立のまま時を過ごしたが、三十四年四月三〇日執行の両村の村長選挙および山西村の議会議員の選挙の結果、河原村長は交代し、山西村長は再選されたのを機会に、再び両村の協議がはじめられた。同年九月一日、四度目の合併促進協議会を設立して協議を再開し、県および県事務所の指導助言を受けながら、一月二四日まで協議を重ねること八回、ようやく役場、中学校の位置が決定され、三十五年一月二一日の協議で、合併の目標を同年六月一日におくことになったが、郡の帰属問題はお互いに譲らず、県に一任することになった。郡の決定については、

地方自治法の規定により知事の権限に属する事項ではあるが、住民感情、県事務所までの距離、交通の便その他有形無形の利害得失について活発に論議された。

その後、山西村内の一部において郡の帰属を阿蘇郡とし、かつ、役場および中学校の位置を布田、高遊、新所に通ずる道路の十字路付近としなければ合併は承服できないとする署名運動が起り、これが各部落に波及したが、三月九日の協議会では、早くやく役場を宇西原に置くことに決定して、この運動もおさまった。同月一九日に県および県議会代表が実情調査をかねて合併促進説明に来村し、村議会議員、嘱託員ほか村民約一〇〇人が集まって質疑応答を行った。

こうして合併に関する協議もすべまとまり、六月一八日山西村議会に、翌一九日河原村議会に町村合併議案をそれぞれ提案し、いずれも満場一致で議決、翌二〇日付で知事に合併申請書を提出、九月一日から西原村として発足することになった。ここに町村合併促進法施行以来満七か年、合併促進協議会設立以来満六か年の歳月を費やして、ようやく新村の誕生をみた。

3 合併条件及び協定事項

錦野村の一部山西村に編入

(一) 議会に関する事項

錦野村の議会議員で、山西村に編入される区域内に住所を有する議員は、山西村の議会議員として引き続きその残任期間在任する。その後は、地方自治法第九一条による定数とする。選挙区は設けない。

(二) 執行期間に関する事項

錦野村より山西村に編入する区域内に住所を有する現錦野村の一般職員は、山西村の職員として身分を引き継ぐ。職員の勤務年数は継承する。農業委員会委員、嘱託員および消防団員も同じく身分を引き継ぐ。

河原村と山西村の合併

- (一) 合併の形式 山西村および河原村を合体し村とする。
- (二) 実施の時期 昭和三五年九月一日
- (三) 新村名 「西原村」
- (四) 役場の位置

熊本県阿蘇郡山西村大字小森宇西原三、二五五番地のおよび三、二五六番地周辺（県道沿い）に置き、昭和三五年度中に新築するものとする。

なお、新村事務所が新築されるまでは暫定的に現在の山西村に置く。右新事務所の敷地が入手できなかった場合には、阿蘇郡山西村大字小森（宇西原十字路西南部）に新事務所的位置を変更する。この場合中学校は山西村大字宮山（宇島越）に変更するものとする。新事務所敷地は新村発足までに一部買収するものとする。

(五) 議員の選挙区および定数

1 議員の定数は一八人とする。

2 新村発足後第一回の選挙に限り旧村の地区を単位に選挙区を設け、議員の定数を次の通りとする。

山西選挙区 一人 河原選挙区 七人

(六) 選挙による農業委員会委員

選挙による農業委員会委員の定数は一〇人とする。

(七) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 新市町村建設促進法第二八条第四項の規定により、町村合併の際現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の退職手当に関しては、関係村間の均衡を失しないよう考慮する。

(八) 資産および負債

1 合併関係村有の財産は、無条件で新村に引き継ぐ。

2 合併関係村有の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(九) 国民健康保険 新村発足と同時に実施する。

(一〇) 町村税の賦課率

昭和三五年度中に均衡を失しないよう調整し、昭和三六年度より均等課税する。

(一一) 村および字の名称

合併関係村の新しい村および字を、次のように設置する。

設置する村および字の名称	区 域
西原村 大字河原	河原村の区域
〃 大字鳥子	山西村大字鳥子の区域
〃 大字小森	〃 大字小森の区域
〃 大字宮山	〃 大字宮山の区域
〃 大字布田	〃 大字布田の区域

(二) 中学校の統合

中学校は、昭和三五年途中で熊本県阿蘇郡山西村大字小森字西原三、二五五番地のおよび三、二五六番地周辺（県道沿い）に新築し、統合するものとする。

右中学校の敷地が入手できなかった場合は、熊本県阿蘇郡山西村大字宮山（字鳥越）に変更するものとする。

中学校敷地は新村発足までにその一部を買収するものとする。

(一三) 部落囑託員(区長)の設置

合併関係村の囑託員(区長)は、現在のまま存置し逐次整理統合する。

(一四) 消防団の統合編成

(一五) 各種団体の統合方針

できるだけすみやかに統合するよう努力するものとする。

(一六) 基本財産の造成

国有林の払い下げを受け、新村の基本財産造成を図る。

(一七) 財産処分に関する協議内容

阿蘇郡山西村および上益城郡河原村を廃し、西原村を置く場合、合併関係村が所有する全財産(負債を含む)は無条件で西原村設置と同時に西原村に引き継ぐものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 錦野村の一部山西村に編入

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
山西村	荒木三蔵	―	山下輝雄	加藤末松	吉岡一義
錦野村	桐原延	―	職務代理者 国武富雄	前田精一	中島保

(二) 河原村と山西村の合併

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
山西村	荒木三蔵	久保田喜嘉次	山下輝雄	秋吉政吉	日置近
河原村	西岡武寅	―	吉田武人	田辺富士男	坂本茂太郎

5 合併時の関係村の現況表

(一) 錦野村の一部山西村に編入

区 分	人 口	戸 数	面 積 平方メートル	業 態		業 態		商 工 業 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人
				都 市 的	そ の 他	農 業	そ の 他				
山西村	四七九	八八〇	五三・五	二九六	一〇	二九六	一〇	二九六	二四六	二九八	四四四
合併村	四五〇三	八八	五・五	二九五	一〇	二九五	一〇	二九五	二二六	二九三	四一九
錦野村	二二六	四二	〇・七五	―	―	―	―	―	二二〇	二〇	二四〇

業態 の割合	業態		積 平方 人	戸 数	人 口	区 分	
	都市的 業態	商工業 業態				西原村	関係 村
	計	その他	七六・三六	二一九	六七〇八	山西村	河原村
	計	その他	五・三	八六	四五五	山西村	河原村
	計	その他	四〇一	四三	二、二五	山西村	河原村
	計	その他	五五六	四三	二、二五	山西村	河原村
	計	その他	三五三	四三	二、二五	山西村	河原村
	計	その他	九四九	四三	二、二五	山西村	河原村

(二) 河原村と山西村の合併

生産額	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	官 公 署	
										中 学 校	高 等 学 校
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	二八、四七一	一三、七五五	一〇、四七〇	一	一	二六、八七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三

生産額	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	官 公 署		業態 の割合	その他 の業態	
										中 学 校	高 等 学 校		計 人	農 業 人
	二〇五	二六	一六七	三	一	三七〇七	八九	二〇〇	二、三〇	二	七	五七〇	八六	四九四
	二九	一九	一〇六	四	一	二〇〇八	四九六	一三三	一、三三	一	四	三八四	二四二	三、五七
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一
	七六	七	一六一	八	一	一七〇三	三三四	九三〇	一、三三	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一

御^み
船^{ふね}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県の東南に位置する、人口一七、八八八（平成二二年国勢調査）、面積約九
九平方キロメートルの町である。北は益城町、北東は西原村、東は山都町、北西
には嘉島町、西は緑川をへだてて熊本市があり、南は美里町、緑川の上流にあた
る南西は甲佐町と隣接する。地勢は、西部の平坦地から東部に行くにつれ山間地
に入り、最東部は阿蘇外輪山に連なり数条の渓谷をつくり、合間をぬって御船川、
八勢川、矢形川が流れ、本流の緑川に合流している。その主たる御船川は、阿蘇
外輪山に源を発し、町市街地中央を貫き、その清流は古くは造酒屋の白壁を映し、
商業の中心となる船着場を擁して町の発展を支え、現在は町民憩いの場として、
また、農工業用水として大きな役割を果たしている。

交通面では、町西部には、九州自動車道御船インターチェンジを有し、御船町
と熊本市を結ぶ国道四四五号と連結している。また、インターチェンジ周辺に台
地が連なり、熊本市からの通勤、工業圏域として住宅、工場の立地が進んでいる。
そのほか、平成一九年一二月に開通した国道四四三号の沿道に大規模商業施設が
次々と出店し、新しい町並みが形成され、また、シンボルロード線の整備により、
更なる賑わいが予想される。

名所旧跡としては、町東部の吉無田高原は、標高六五〇メートルから七〇〇メ
ートルにわたり四二〇ヘクタールに及ぶ大スロープを描き、雄大な高原美を誇る。
わらび狩り、ローンスキー、キャンプなど、県内外から広く利用され、また、周
辺地域は、地形を生かした高原野菜や御船茶の産地でもある。この地に江戸時代
から行われた植林がもたらした貴重な湧水源、吉無田水源には毎分約八トンの湧
水量で、良水を求め訪れる人が絶え間なくある。

吉無田高原を源とする矢形川上流から中流域一帯は、古代白亜期の地層（御船
層群）が地表に露出しており、肉食恐竜の骨の化石や翼竜の化石などが出土し、
学術的にも有名な地域で近年注目されており、恐竜博物館も設置されている。

そのほか、市街地中心に戦国時代阿蘇家の武将甲斐宗連が居城したといわれる
御船城跡（城山公園）、南部に西南の役の著名な激戦地であり、肥後桜の名所であ
る妙見坂公園、東部に矢部と御船を結んだ日向往還の要所である、八勢目鑑（眼
鏡）橋がある。

二 町名の由来

「御船」の名は、昔、景行天皇御巡幸のとき、船をこの地につけられたこと由来すると伝えられる。また、古くから阿蘇家の支配地であり、戦国時代には御船阿波守の居城、続いて甲斐宗運の居城となり御船の名を高からしめた。続く加藤、細川の時代には、豪商の町「御船」の名は関西まで知られ県内第一の町として栄えた。その後、明治を経て大正になり、文明開化とともに交通が発達するに従い、御船の名は影を薄めたが、昭和三〇年（一九五五）の合併に際しても町名は「御船町」を残した。

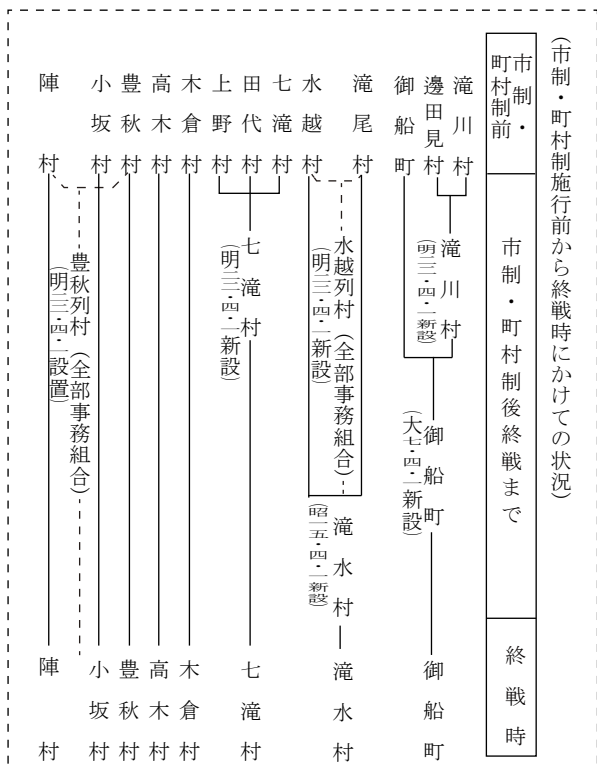
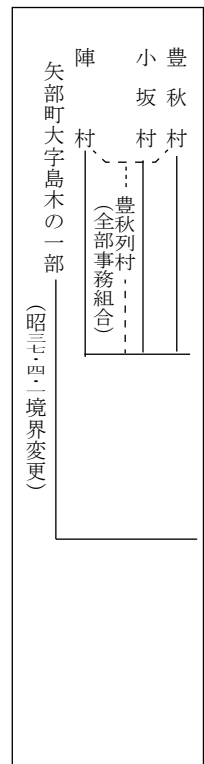
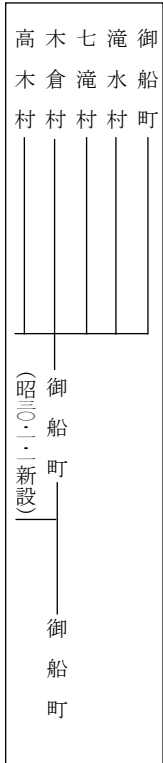
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、嘉島町、益城町、甲佐町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討が進んだが、平成一四年五月に益城町がこの枠組みからの離脱を表明。同年八月には嘉島町も離脱を決め、御船町及び甲佐町が検討した結果、二町合併推進でまとまり、平成一四年一月には任意協議会設置に漕ぎ着けた。

その後、平成一五年七月に法定協議会に移行し、更に協議が進んだが、平成一六年四月に行われた御船町住民投票では、甲佐町との合併反対が約八割を占め、このため二町合併は白紙に戻り、その後、町では合併特例法期限内の合併を志向する具体的な動きは無かった。（第二編「上益城地域」参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 御船町

旧藩時代、本町地域は木倉手永惣庄屋の支配を受け、その配下の町村は御船、邊田見、今城等一町二四か村で会所は邊田見村にあった。明治三年（一八七〇）八月藩政改革当時は郡務出張所を邊田見の旧会所に設けて大属、小属の役人を置き、各村には里正があつて村治を行なつた。七年改正小区制のもとでは第四大区第三小区に編入されたが、一二年郡区町村編制法の施行により各村は分立

し、滝川村と邊見村は小坂村と一行政区となり御船町は単独で一区域となった。同一七年の改正で御船町、滝川村、邊見村は御船村列として一行政区域となしたが、町村制施行にともない、滝川村と邊見村が合併して滝川村となり、御船町は独立村となったが、大正七年（一九一八）御船町と滝川村が合併して御船町となった。

(二) 滝水村

旧藩時代は御船町と同様木倉手永惣庄屋の支配を受けていた。明治五年（一八七二）戸長の行政区域として大小区制が設けられ、明治七年の改正で、第四大区第四小区に編入された。この年横野村、川内田村、梅木村が合併して滝ノ尾村となり、水越村、東水越村が合併して水越村となった。同村は、一戸長役場の行政区域となり、二二年町村制施行後は、滝尾村と水越村は組合を組織して行政を行ってきたが、昭和十五年（一九四〇）両村が合併して滝水村となった。

(三) 七滝村

旧藩時代は木倉手永に属していた。明治七年（一八七四）改正大小区制のもとでは、上野村、七滝村、田代村は滝水村と同様、第四大区第四小区に属した。一二年郡区町村編制法施行のときは、上野、七滝は二か村で、田代は単独で一行政区域となったが、一七年に三か村を合わせて一行政区域とされた。二二年町村制施行により三か村が合併し七滝村となった。

(四) 木倉村

旧藩時代本村地域は、東木倉村、西木倉村、南木倉村、北木倉村に分かれ、惣庄屋会所を西木倉村に置き木倉手永は統治されていた。

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは高木村の区域等とともに第四大区第三小区に属して同一戸長の統治を受けることとなった。その後東木倉ほか三か村は合併して木倉村となり、一二年には高木村と同一行政区域をなし、一七年の改正で同一行政区をなしたが、二二年町村制の施行にともない高木村が分離して木倉村は独立村となった。

(五) 高木村

旧藩時代は木倉手永惣庄屋の支配を受け、現在の甘木、下高野、上高野、高山にそれぞれ庄屋を置いて村治したが、明治三年（一八七〇）七月藩政改革に

際して木倉郷に属した。

明治七年の改正大小区制のもとでは御船町などとともに第四大区第三小区に属したが、四か村が合併して高木村となり同二年後は木倉村とともに同一戸長の行政区域となった。一七年の改正で高木村は木倉村と木倉村列となったが二二年町村制施行にともない木倉村列から分離し、独立村となった。

(六) 豊秋村、小坂村、陣村

旧藩時代は、陣、小坂、万ヶ瀬、秋唯の四か村があり、陣村は、甲佐手永に、小坂村は木倉手永に、そして万ヶ瀬、秋唯両村は鯨手永に属しそれぞれ惣庄屋の支配を受けたが、明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、陣、小坂、秋唯、万ヶ瀬の四か村とも第四大区第一小区に属した。明治九年万ヶ瀬と秋唯村は合併して豊秋村となった。一二年郡区町村編制法の施行により小坂村は辺田見、滝川とともに、陣村は白旗村などとともに、そして豊秋村は単独でそれぞれ一行政区域となったが、一七年戸長役場区域の改正により、小坂、豊秋、陣及び上島村が一行政区域となった。二二年町村制施行に際し、上島村を除く三か村は組合を設立して行政を行った。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法の施行にともない県が示した合併試案は、御船、木倉、高木、滝水、七滝の五か町村合併と、豊秋村ほか二か村組合（以下「豊秋列村」という。）および六嘉、大島の五か村合併となっていたが、同年一月県は、この二つのブロックを合わせた一〇か町村合併案に試案を修正発表した。

この一〇か町村は、上益城郡の中央に位置し、旧藩時代は、当初の合併試案の御船ブロックは木倉手永に属し、豊秋列村ブロックは鯨手永に属していたが、木倉手永に属した五か町村と、鯨手永に属した豊秋列村の三か村は、古くから御船町を中心に繁栄した地域で、人情風俗ともに類似していた。これに対し六嘉、大島の両村は、地勢その他の条件からして二か村のみで合併気運が生じ、これが順調に進んだため、他の八か町村合併の線が次第に濃厚となった。この間、関係町村にあっては、合併を住民に啓蒙するため数回の部落懇談会が開かれた結果、住民も合併について熱意を示すようになった。

こうしたなかで、二九年九月一五日八か村は御船町ほか七か村合併促進協議会を結成した。協議会では、三〇年一月一日合併を目標に数回にわたって協議会を開き、新町建設の具体的事項を逐次審議決定して、一月九日から二月五日までの間に関係各町村はそれぞれ合併関係議案を議決し、三〇年一月一日新御船町が誕生した。

以上のように新町発足は、比較的スムーズに進んだが、住民の間には合併反対の動きもあった。すなわち、七滝村にあつては、七滝村が地域が広いため単独村を表明する者、高木村では、六嘉、大島両村に近い甘木部落が、六嘉、大島ブロックに合併を希望する者などがあつたが、協議会の啓蒙などによって両村とも全村合併に賛成した。また豊秋列村では、中学校を白旗、乙女の両村と組合立で設置していた関係上、この三か村で合併したいという意見も一部にあつたが、白旗、乙女の両村が甲佐ブロックとの合併を決めたため、御船ブロックと合併することを全村一致で決めた。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式

御船町、滝水村、木倉村、高木村、豊秋村、小坂村、陣村を合体し、町を作る。

(二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日

(三) 新町名 町名は「御船町」とする。

(四) 役場の位置

熊本県上益城郡御船町大字御船九九五一一（現御船町役場）に置き、新庁舎は、現御船町または木倉村あるいはこれに隣接した適当な所とする。

(五) 役場出張所の位置およびその事務

- 1 滝尾出張所 上益城郡御船町大字滝尾（旧滝水村役場庁舎）
- 2 水越出張所 上益城郡御船町大字水越
- 3 上野出張所 上益城郡御船町大字上野（旧七滝村役場庁舎）
- 4 七滝出張所 上益城郡御船町大字七滝
- 5 田代出張所 上益城郡御船町大字田代
- 6 木倉出張所 上益城郡御船町大字木倉（旧木倉村役場庁舎）
- 7 高木出張所 上益城郡御船町大字高木（旧高木村役場庁舎）

8 豊秋出張所 上益城郡御船町大字豊秋（旧豊秋列村役場庁舎）

9 出張所職員は上野出張所三人その他は各々二人ずつとする。

使丁は、水越、田代、七滝出張所を除き各一人ずつとする。

10 諸掌事務

イ 戸籍および住民登録に関する事務

ロ 配給に関する事務

ハ 諸証明に関する事務

ニ 町税その他納入に関する事務

ホ その他必要な事務

(六) 議員の任期 昭和三〇年四月三〇日まで在任

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする（ただし、この選挙区は合併後最初の選挙に限る。）

第一選挙区 旧御船町 八人 第二選挙区 旧滝水村 四人

第三選挙区 旧七滝村 八人 第四選挙区 旧木倉村 四人

第五選挙区 旧高木村 三人 第六選挙区 旧豊秋列村 三人

計三〇人

(八) 農業委員会の任期および定数

農業委員会法に基づき、二地区農業委員会を置き、定数は、御船町御船地区農業委員会は三〇人とし、委員は昭和三〇年九月三〇日まで在任し、御船町七滝地区農業委員会は一〇人とし、委員は昭和三二年七月一九日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、定数を六人とし、委員の任期は、昭和三〇年九月三〇日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき町村合併の際現にその職にある合併関係町村の一般職の職員には、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その他

身分取扱いに関しては一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当は、新町普通退職手当の額に左に掲げる割合を加えた額を支給するものとする。

- ア 合併後一か月以内に退職した者は、本俸月額の一二月分
- イ 合併後四か月以内に退職した者は、本俸月額の六か月分
- ウ 合併後一二月以内に退職した者は、本俸月額の二か月分

- 4 特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。
- (一一) 助役の定数 一人とする。
- (一二) 部落嘱託員の設置

- 合併関係町村の嘱託員はこれを存置し逐次整理統合する。
- (一三) 資産および負債の帰属処分
- 1 行政財産はいっさい新町に引き継ぐ。
- 2 一般基本財産中七滝村の左記山林については、財産区を設け、その他はいっさい新町に引き継ぐ。

大字	字	地番	地目	面積	備考
七滝	鈴原	四、一三〇	原野	九、五〇〇	
田代	吉無田	八四一〇ノ二	原野	三五三、二二五	官行造林
田代	吉無田	八四一〇ノ四	原野	一三、〇〇〇	官行造林
田代	吉無田	八四二〇ノ七	原野	五四、二三四	官行造林
田代	吉無田	八四二〇ノ八	原野	一九、一〇〇	官行造林
七滝	上川地	四、二二六	原野	三三、七五	
田代	吉無田	八四一〇ノ九	原野	六一、五〇〇	官行造林
七滝	下椎尾	三、一一九	山林	八五、五三	
七滝	下椎尾	三、一六八	山林	八九、一四	
七滝	南浦田	三、三九九	山林	一五、三三三	
田代	広沢水	七、一一八	山林	七一、八六	

計(九〇町三畝二歩)

3 特別基本財産はいっさい新町に引き継ぐ。

4 負債(一時借入金を除く)は全額新町に引き継ぐ。

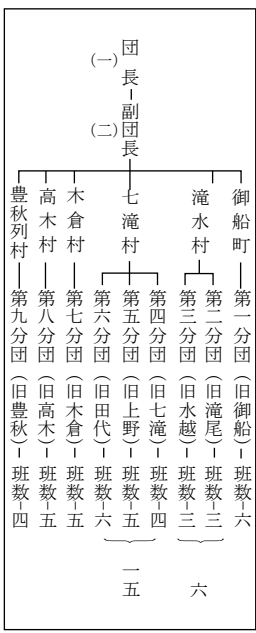
(一四) 町村税その他の滞納整理
合併関係町村の町村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に引き継ぐ。

(一五) 町および字の名称 合併関係町村の区域を次のように設置する。

町および字の名称	区	域
御船町大字田見	元御船町大字田見の区域	
御船町大字御船	元御船町大字御船の区域	
御船町大字滝川	元御船町大字滝川の区域	
御船町大字滝尾	元滝水村大字滝尾の区域	
御船町大字水越	元滝水村大字水越の区域	
御船町大字上野	元七滝村大字上野の区域	
御船町大字七滝	元七滝村大字七滝の区域	
御船町大字田代	元七滝村大字田代の区域	
御船町大字木倉	元木倉村の区域	
御船町大字豊秋	元豊秋村の区域	
御船町大字陣	元陣村の区域	
御船町大字小坂	元小坂村の区域	

(一六) 消防団の統合

- 1 現在の八か町村の消防機材器具は新町に引き継ぐものとする。
- 2 御船町に消防団の本部を置き各町村に分団を設置する。



(一七) 国民健康保険

七滝村健康保険事業は、町村合併促進法第一八条により存続し、新町は昭和三〇年四月一日から区域内に実施する。

(一八) 各種事業

関係各町村における土木、耕地およびその他の各種の継続事業および既定計画事業は継続して行なうものとする。

(一九) 各種団体の統合

左の団体の早期統合をあっせんする。
農業協同組合 農業共済組合 商工会 体育会 青年団 婦人会 その他

(二〇) 町村税の賦課率

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
御船町	江口 政満	歌野 広喜	川崎 栄次	辻 清蔵	中熊 英雄
滝水村	本田 武夫	本田 義孝	大倉 実男	増田 綱義	鶴川 茂雄
七滝村	福田 鼎	木村 徳蔵	古閑 建男	永野 幹雄	阿部 範雄
木倉村	竹原小四郎	西林 礼記	綱木 亀雄	楠田 斧介	増田 八郎
高木村	森島 一恵	安田 宗秋	下田亀之助	藤木 義明	川添 栄
豊秋列村	井上 明信	本田 則行	木山 繁	木田 敏雄	木山 政行

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	官公署		業態			戸数	人口	区分	
										中学校以上	中学校以下	計	農業	その他の				積
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人	人	人	人	人	人	御船町	
五四、三六一	七、二二三	三、四八、一六八	三、三九七〇	一、〇、〇一九	三五、四七四	六、五四八	一七、一六五	七、七一九	一、〇、〇五	二六	一六、〇六二	七、七五七	八、三〇六	七、二二二	五、八三五	一、三、七	三、二、七四	
一一、一九六〇	二、〇〇〇	六、八九六〇	二、三〇〇〇	一、〇、〇一九	二七、二二三	一、〇、〇五	四、六八四	七、七一九	一、〇、〇五	一一	九、九二	二、四、五七	一、〇、六二	七、二	五、二、五	八、三	御船町	
八五、二九	二、五〇〇	五、九、六九	四、七〇、一五〇〇	一、〇、〇一九	一〇、七、三三	三、九、七	三、〇九	四、三	一、〇、〇五	四	二、四、五七	一、〇、六二	一、三、九五	四、八〇	二、五	二、五、二〇	滝水村	
三、〇〇〇〇	一、八〇〇〇	一、〇、五〇〇	七〇、九二〇	一、〇、〇一九	二、九、〇六七	七、三、〇	四、八	三、一、七	一、〇、〇五	六	六、六、四一	三、三、五	三、〇	三、〇	二、〇、四	四、八、九五	七滝村	
七五、六三九	四、七一九	七〇、九二〇	一、〇、五〇〇	一、〇、〇一九	三、六、一八	四、九、九四	三、六九	一、八、六〇	一、〇、〇五	二	二、四、一九	一、二、〇五	一、二、二四	四、〇六	二、五、三	八、四、五	木倉村	
六五、二二八	一、二、〇四	六、九、九四	一、〇、五〇〇	一、〇、〇一九	七、八、二六	三、四、三	七、〇四	一、二、五六	一、〇、〇五	一	一、六、五四	八、四	八、三	三、七	四、九、五	三、〇	高木村	
七五、四二五	二、〇〇	七五、二二五	一、〇、五〇〇	一、〇、〇一九	一、一、六〇二	五、〇、七八	五、四	二、六、四五	一、〇、〇五	一	一、九、〇九	一、〇、四八	八、六二	三、	四、五、三	三、六、六	豊秋列村	

嘉^か
島^{しま}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県の中央部に位置する、人口八、六七六（平成二二年国勢調査、面積約一七平方キロメートル）の町である。東は御船町及び益城町に、北、西及び南は熊本市に、それぞれ隣接している。東西に細長く、南北に幅狭い町で、東部の丘陵地帯の一部を除き、その大部分は平坦な水田地帯である。御船町から流れる矢形川が町を横切った後、加勢川に合流し、町北西部を熊本市と境している。南部は御船川が御船町と境して緑川に合流し、緑川は熊本市と境して東から西へ流れている。また、清冽な清水をたたえる浮島をはじめとして、いたるところに湧水が点在する、一大湧水群を形成している。この六嘉湧水群・浮島は環境省の「平成の名水百選」に選定されている。

産業としては、町の大部分を占める水田地帯では米作を主体に、麦を裏作としているほか、県内最大規模の栽培面積を誇る大豆や、施設園芸、養殖業も盛んである。商工業面では、東部に熊本南工業団地や卸売団地である嘉島リバゾンがあるほか、サントリー九州熊本工場などの企業が進出している。また近時、緑川沿いに大型ショッピングモールが進出するなど、第三次産業の伸びも著しく、町の人口は年々増加傾向にある。

交通面では、西部の国道四四五号及び二六六号（浜線バイパス）、東部の県道六嘉秋津新町線にはそれぞれ定期バスが運行され、交通は比較的便利であり、特に西部は交通の便に恵まれている。

名所旧跡としては、浮島熊野座神社と井寺古墳がある。浮島さんと呼ばれる浮島熊野座神社は、清らかな湧水をたたえた広い池と神域の古木を有し、風光明媚で、夏の水泳場として、また四季の釣場として近郊の人に親しまれている。国指定史跡、井寺古墳は井寺の中央の小高い山林の中にあり、装飾古墳として全国でも最も優秀なものといわれている。

二 町名の由来

昭和の合併時、六嘉村、大島村の伝統を残し、将来の発展を期するため、両村民からの公募による村名案を参考として協議した結果、六嘉の「嘉」と大島の「島」

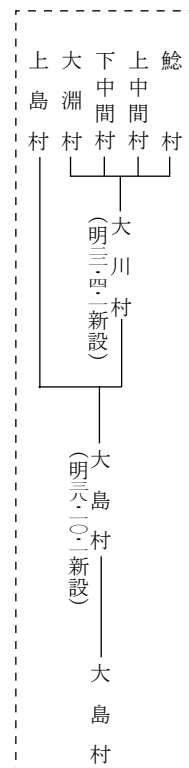
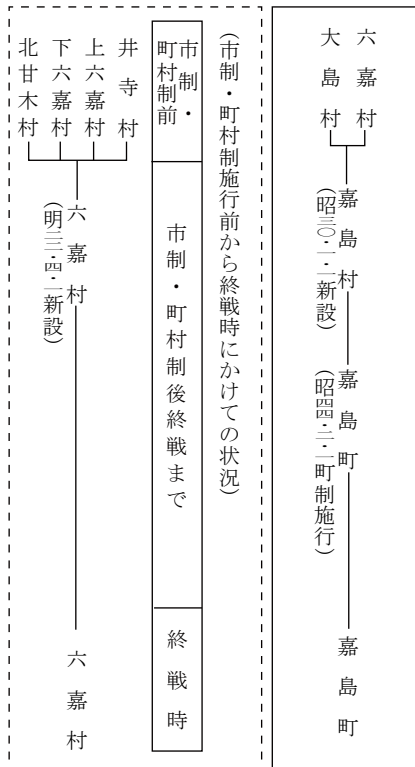
の二字を組み合わせて「嘉島村」と決定されたものである。その後、昭和四四年の町村制施行により、「嘉島町」となった。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、御船町、益城町、甲佐町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討となったが、平成一四年五月に益城町がこの枠組みからの離脱を表明し、残る三町での検討となった。同年六月、嘉島町長は、この三町での合併には拘らないとの姿勢を示し、最終的には同年八月、合併検討の枠組みからの離脱を表明した。その後、町執行部は、単独での町政運営を軸に進む方針を固め、住民アンケートの結果も単独町制支持が多かったことから、合併機運はそのまま終息していった。(第二編「上益城地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 六嘉村

本村地域は、旧藩時代は鯨手永に属していたが、明治三年(一八七〇)の藩制改革により、鯨手永は鯨郷と改称された。七年の改正大小区制のもとでは、上六嘉、下六嘉、南六嘉、上無田、井寺、北甘木、上北甘木の各村に分れて砥川村などとともに第四大区第二小区に入ったがその後、下六嘉村、南六嘉村および上無田村が合併して下六嘉村となり、北甘木村と上北甘木村が合併して北甘木村となった。一二年郡区町村編制法の施行により上六嘉、下六嘉、井寺、北甘木の四か村は同一行政区域となった。一七年の改正の際も行政区域に変更はなく、一二年町村制の施行にともない四か村が合併六嘉村となった。

(二) 大島村

本村地域は、旧藩時代は鯨手永に属していた。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、鯨、西鯨、下鯨、上仲間、下仲間、大淵、上島、西上島の各村に分れて第四大区第一小区に属していたが、その後鯨、西鯨、下鯨の各村が合併して鯨村となり、上島、西上島の両村が合併して上島となった。一二年郡区町村編制法の施行により、鯨村と上島村は二か村で、上仲間村および大淵村は三か村でそれぞれの行政区域をなした。さらに、一七年の行政区域の変更により、鯨、上仲間、下仲間、大淵の四か村が同一行政区域となり、上島村は小坂村などとともに一行政区域をなした。その後、一二年町村制施行にともない、鯨村など上仲間村列の四か村が合併して大川村となり、上島村は独立村となったが三八年大川村と上島村が合併して大島村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法の制定以来、上益城郡の西部旧鯨郷六か村(六嘉村、大島村、豊秋列村、高木村)では合併の協議を進めていたが、のち豊秋列村と高木村が御

船町への合併を決定したので、六嘉、大島の二か村が合併することになり、二九年九月二〇日両村の合併促進協議会を発足させ、合併に関する基本的事項、事務処理の方法、新村の建設計画案を協議していった。

なお、六嘉村と大島村では昭和五年（一九五〇）に六・三制の中学校を両村の中央部に組合立で設置していたので、合併の気運も急速に盛り上がり、昭和三〇年一月一日何一つの問題もなく合併した。その後、昭和四四年二月一日町制を施行し嘉島町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和三〇年一月一日とする。

(二) 議会議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定に基づき、村合併の際、合併関係町の議会の議員で、新村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、昭和三〇年二月二十八日まで引き続き新村の議会の議員として在任するものとする。

(三) 議会議員の選挙区

公職選挙法第一五条第五項の規定を適用し、村合併において最初に執行する一般選挙については、選挙区を設けるものとする。

(四) 農業委員会の選挙による委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三第一項第一号の規定に基づき、新村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、その定数を二二人とし、任期を昭和三〇年一月一日まで延長し、引き続き嘉島村の農業委員会の委員として在任するものとする。

(五) 教育委員会の選挙による委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二第一項第一号の規定に基づき、村合併の際、合併関係村の教育委員会の選挙による委員で、新村の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、その互選による委員の定数を四人とし、その任期を昭和三〇年一月一日まで延長し、引き続き嘉島村の教育委員会の委員として在任するものとする。

(六) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は引き続き新村の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の職員は、合併関係村において、功労金（退職手当）を支給するものとする。

3 一般職の職員の給与については、合併村間の不均衡を調整し、その他の身分取り扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

4 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 昭和三〇年一月一日に退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

イ 昭和三〇年六月三〇日に退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

ウ 昭和三〇年一月一日に退職の申し出をした者 一〇〇分の一二五

(七) 助役の定数 一人とする。

(八) 部落嘱託員の設置

合併関係村の嘱託員は、これを現在のまま存置し一八人とする。

(九) 行政財産、一般基本財産および負債の帰属処分

1 行政財産はいつさい新村に引き継ぐ。

2 一般基本財産はいつさい新村に引き継ぐ。

3 負債（一時借入金を除く）は全額新村に引き継ぐ。

(一〇) 消防団の統合 消防団は統合し、団長一人、副団長三人とする。

(一一) 村民税の賦課率 均一賦課とし標準税率以上とする。

(一二) 村税の滞納整理

合併関係村の村税で、収入未済分は、村合併前日まで調定額の八割以上徴収整理するものとする。

(一三) 大字および字の名称 合併関係村の大字および字は現在のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
大島村	宮田 敏雅	稲田 満穂	山中 豊	宮田 鉄男	荒木 顕聖
六嘉村	大久保 豊	上村 鉄雄	田中 巖	前田 弘之	中村 繁雄

5 合併時の関係村の現況表

中学校以 中学校 校署	官 公 署	業態の割合						面積 平方料	戸数	人口	区分
		農業			都市的業態						
		計 人	その他 人	農業 人	計 人	その他 人	商工業 人				
一	六	七六八九	一、三七	六四五一	一、四六〇	九四五	五二五	一七・三元	一、六五	九〇三	嘉島村
一	三	三七五三	六八	三二五	八〇	六五	一九五	八・四〇	八三六	四五三六	合併 六嘉村
一	三	三九三六	五〇九	三三七	六五〇	三三〇	三〇	八・九九	八二五	四四八六	大島村

生産額	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	上の学校
										高等 学校
	二〇五	二六	一六七	二二	一	三、七〇	一	八九七	二、三〇三	一
	二二	一九	二〇六	四	一	二、〇一五	一	四九六	一、七七一	一
	七六	七	六二	八	一	一、〇七	一	三六四	九〇	一

益^{まし}
城^き
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県のほぼ中央部に位置する、人口三二、六七六（平成二三年国勢調査、面積約六六平方キロメートル）の町である。東は西原村、北は熊本市及び菊陽町、西は熊本市及び嘉島町、南は御船町にそれぞれ接している。町の東南部は、城山（四八〇メートル）、朝来山（四六五メートル）、船野山（三〇八メートル）、飯田山（四三二メートル）の四峯が阿蘇外輪山に連なる山岳部で、北部一帯は、畑地を中心とした益城台地が、中央部は、水田地帯が広がり、熊本平野の一環を形成するとともに、都市近郊型の住宅地帯が広がっている。町の中央を木山川、秋津川及び赤井川が東西に貫流し、熊本市において矢形川と合流して加勢川となっている。

産業としては、農業は、すいか、メロン、ミニトマトなどの施設園芸作物を中心に、米、甘藷、大豆、柿（太秋柿）などが栽培され、酪農も盛んである。また、平坦地域には企業進出も進んでいる。町北部には熊本テクノポリスセンター、熊本大学地域共同研究センターを中心として先端技術の研究所やソフトウェア企業などが多く進出している熊本テクノリサーチパークがあるほか、新規の工業団地、くまもと臨空テクノパークも整備中で、大手半導体・液晶製造装置メーカーの工場新設が決定している。

交通面では、南北に国道四四三号が縦貫し、それに交差して県道二八号（熊本高森線）、三六号（第二空港線）などが走る。阿蘇くまもと空港や、九州自動車道益城・熊本空港インターチェンジなどを抱え、熊本市街へも至近であり、「熊本の玄関口」として発展している。

名所旧跡としては、熊本テクノリサーチパーク、地方都市では最大級の本格的展示施設であるグランメッセ熊本などがあり、グランメッセの駐車場のまじきメッセもやい市（朝市）も賑わいを見せている。そのほか、木山氏代々の居城跡である木山城跡、平安末期に建立されたという飯田山常楽寺の山門、安置されている十一面千手観音立像及び神仏像、豊富な湧水で知られる潮井水源、天然水が湧く貯水池「そうめん滝」などがある。

二 町名の由来

昭和の合併時に、郡内第一番目の合併町であることを示すため、郡名の「益城」をとって町名としたものである。

三 平成の合併検討経緯

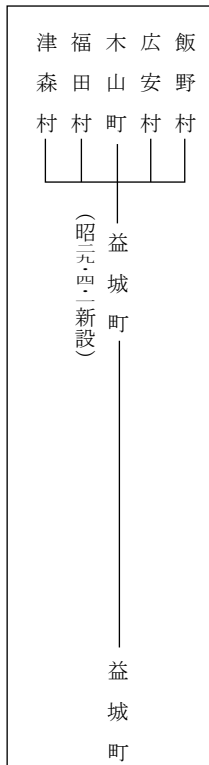
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、御船町、嘉島町、甲佐町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討が進んだが、平成一四年五月、益城町は住民アンケートの結果として、この枠組みからの離脱を表明した。

町内では、平成一四年九月以降、熊本市との法定協議会設置を求める住民発議の手続が進み、平成一五年八月には住民投票が実施されたが、熊本市との法定協議会設置反対票が上回り、熊本市との合併はならなかった。

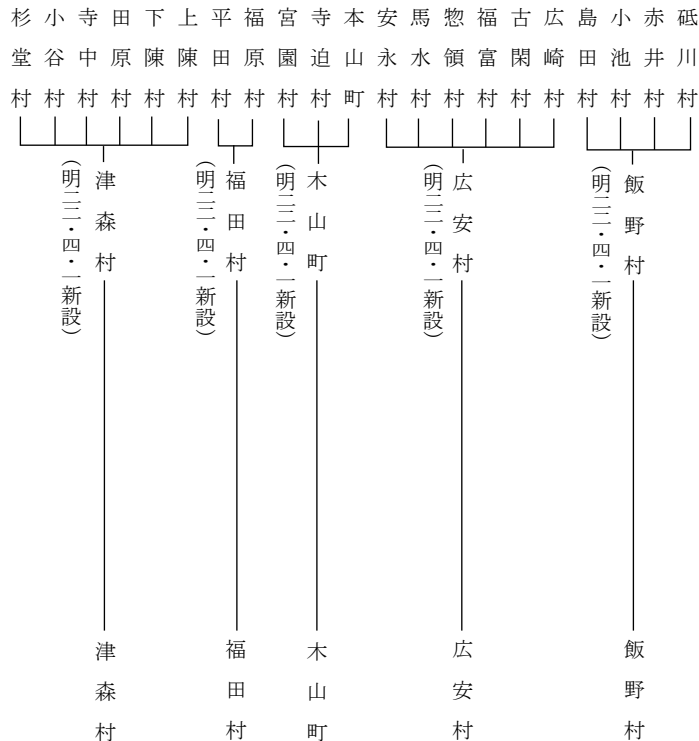
その後、益城町では、阿蘇郡西原村との法定協議会設置議案も否決され、町はそのまま単独町制の道を歩んだ。(第二編「上益城地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 飯野村

本村の地域は、旧藩時代、櫛島、高免、下免、砥川、上砥川、下砥川、木崎、赤井の各村に分かれ、東無田は沼山津手永に属していたが、その他は鯉手永の、

支配を受けていた。明治三年（一八七〇）藩政改革の際、高免、下免は合併して小池村となった。同七年の改正大小区制のもとでは第四大区第二小区となり、九年の地租改正に伴う町村合併の際、元沼山津手永に属していた。砥川村、上砥川村、下砥川村が合併して砥川村となり、赤井村と木崎村が合併して赤井村となり、東無田村は、櫛島村と合併して島田村となったが、一二年の郡区町村編制法の施行に伴ない、小池村、赤井村、島田村および砥川村が同一の戸長役場区域となった。二二年町村制施行とともにこの四か村が合併して飯野村となった。

(二) 広安村

本村の地域は広崎村など六か村からなり、旧藩時代には沼山津手永惣庄屋の治下であったが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第四大区に属し、安永村は第五小区に、広崎、惣領、古閑、福富、馬水の五か村は第六小区に編入された。一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、安永村は木山町など同一行政区域となり、広崎村など五か村はそのまま同一行政区域となったが、一七年に安永、惣領、馬水の三か村は木山町などと木山町列に、福富、広崎、古閑の三か村は沼山津村列としてそれぞれ分かれた。その後、二二年の町村制施行の際、六か村が合併して広安村となった。

(三) 木山町

本町の地域は、木山町、寺迫村、宮園村の三か町村からなり、木山町はもと腰尾町といったが、嘉吉元年（二四四一）、木山氏がきて居城を今の古城に築き、町名を木山と改めたといわれている。旧藩時代は、附近の二八か村とともに沼山津手永に属し、木山町手永会所を置いた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第四大区第五小区に入り、九年の行政区域変更により、迫村と下寺中村が合併して寺迫村となった。一二年、郡区町村編制法施行により、木山町、宮園村は安永村とともに同一行政区域に、寺迫村は平田、寺中の両村と同一行政区域になり、それぞれ戸長役場が設けられた。さらに、一七年には行政区域を修正して、木山、宮園、安永の三か町村と惣領、寺迫、馬水の三か村を合わせて同一戸長役場のもとに置いたが、二二年の町村制施行に際して、木山町、宮園村、寺迫村が合併して木山町となった。

(四) 福田村

旧藩時代、本村の地域は、沼山津手永に属する木山郷の上福原村、下福原村と、津森郷の平田村から成っていた。明治七年（一八七四）改正大小区制のもとでは第四大区第五小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行に伴ない、福原村は単独で、平田村は寺迫、寺中の両村とともに同一行政区域となった。一七年には福原、平田の二か村で同一戸長役場区域となったが、二二年の町村制施行により、この二か村が合併して福田村となった。

(五) 津森村

本村の地域は、田原村、寺中村など六か村からなり、津守郷（津守保と称したこともある。）のもとにあったが、旧藩時代は沼山津手永惣庄屋の支配を受けた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは第四大区に属し、寺中村は第五小区に、上陳、下陳、小谷、田原、杉室の五か村は第八小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、上陳、など五か村が同一戸長役場区域となり、寺中村は、平田、寺迫両村と同一行政区域とされた。一七年、行政区域の変更により、六か村は田原村列として同一戸長役場区域となり、二二年の町村制施行に伴ない、六か村が合併して津森村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二年（一九五三）八月一日、郡町村長会の席上、県から木山地区八か町村の合併案が示されたので、それについて関係八か町村長が無記名投票を行ったところ、

(一) 木山、飯野、広安、秋津、福田、津森の六か町村合併を是とするもの 五票

(二) 木山、広安、秋津の三か町村合併を是とするもの 一票

(三) 河原、山西の二か村合併を是とするもの 一票

(四) 木山地区全町村の合併を是とするもの 一票

という結果がでた。しかし、なるべく大きくまとめたという県側の要望もあって、一応木山地区全部で合併することに努力することと申し合わせた。

その後、県は、一〇月五日、町村合併基準委員会に、河原、白水、福田、木山、津森の五か町村合併と飯野、広安、秋津の三か村合併の二ブロック試案を示したが、その後、十一月六日、この二つのブロックを合わせた八か町村合併に修正

して県の合併試案を発表した。

そこで、関係八か町村合併特別委員会をつくり、たびたび協議を行なった結果、平担地区六か町村合併の線が強くなり、合併は時間の問題と思われるまでに至った。しかし、白水村は同年一二月に至り、地理的条件から木山地区の合併についていけないという意思をはっきりさせ、また、河原村は、はっきり意思表示はしないが、木山地区の合併には気乗り薄とみられるようになった。

翌二十九年一月、県から平担地区の五か町村長に対して、秋津村の熊本市編入がはつきりしたので、八か町村合併は不可能になったが、郡内で一番合併の気運が高まっている木山地区五か町村で、四月一日の合併を目標に準備してもらいたいという申し入れがあった。これにより、平担地区五か町村では、合併促進協議会を結成して木山町役場に事務所を置き、合併事務の準備にあたらせた。同年一月二五日、木山小学校講堂に初の合併促進協議会を招集し、役場機構、町名、職員の身分取扱いなどについて協議した。

協議会はこのほか、各種団体、公民館、小中学校、保健衛生施設などの統合整備問題、厚生施設に関する事項、町村税率に関する事項、基本財産の処分問題などについても協議した結果、福田村および津森村から、山林原野は、財産区として残したいとの強い要望があった。

この日の協議会で決定した事項に基づいて、事務局は、二月一二日までに新町建設計画を作成し、翌一三日、第二回の協議会を開いて建設計画を仮決定するとともに新町名を益城町とした。

こうして県の合併試案である八か町村から熊本市へ編入を希望する秋津村、津田・原水ブロックを希望する白水村および態度未決定の河原村を除き、津森、福田、木山、飯野、広安の五か町村は、二十九年四月一日、合併して新しく益城町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 町議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、合併関係町村の議会の議員で新町の議会議員の被選挙権を有するものは、昭和三〇年三月三十一日まで引き続き新町の議会の議員として在任するものとする。

(二) 合併関係町村の職員の身分取扱

1、町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2、特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。退職手当についても別途考慮する。

3、一般職の職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関しては、一般職の職員すべてを通じて公正に処理する。

4、一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア、昭和二十九年四月一日に退職の申し出をした者 一〇〇分の三〇〇

イ、昭和二十九年九月三〇日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

ウ、昭和三〇年三月三十一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二二五

(三) 部落嘱託員の設置

合併関係町村の嘱託員(区長、連絡員、世話係)は、これを存置し、逐次統合整理する。

(四) 行政財産、一般基本財産および負債帰属処分

1、行政財産は、いっさい新町へ引き継ぐ。

2、一般基本財産中、山林および原野を除き、他はいっさい新町に引き継ぐ。

3、特別基本財産中、山林および原野を除き、他はいっさい新町へ引き継ぐ。

4、負債(一時借入金を除く)は、全額新町に引き継ぐ。

(五) 町村税その他の滞納整理

合併関係町村の町村税その他の収入金で収入未納分は、町村合併の前日までに、八割徴収整理するよう措置する。

(六) 町および字の名称

合併関係町村の新しい町および字を次のように設置する。

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	上の学校 高等学校	中学校 中学校	官公署	業態						面積 平方料	戸数 戸	人口 人	区分			
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円								割合 の業態		都市的 業態		計 人	その他 人					農業 人	その他 人	商工業 人
												計 人	その他 人	計 人	その他 人									
六二九、一三七	四八五、五〇〇	四九四、四〇一	八二、八六六	一	六三、九〇四	三、七三三	三、一六一	二七、五三三	一	三	一四	一七、九一〇	三、八一〇	一五、一〇〇	三、一〇〇	一、四五二	一、六八五	六六、〇〇五	三、八五三	二、〇四七	益城町			
一七三、四六五	一五、〇〇〇	一三八、〇〇〇	一〇、四六五	一	一〇、九七五	六、四二六	五、五二二	四、八三七	一	一	二	四、一五〇	七、五八	三、三九二	六、四七	二、四九	一、六三三	八、九〇	四、八四	飯野村				
一七三、三一五	二九、五〇〇	七三、八九四	三、九三二	一	一七、二七三	七、三八八	五、四七	九、〇六七	一	一	一	四、三三三	一、〇七九	三、三四	三、五〇	一、七九	九、七二	八、五	四、六三三	広安村				
七三、七五七	五〇	四八、七〇七	二、五〇〇	一	二、三八八	六、二七六	一、三六七	四、三三七	一	一	五	二、〇三〇	一、三四	一、八九六	一、三六二	七、六	六、三七	六、八三	三、三九二	木山村				
七二、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一	一	七、四四九	五、七三三	二、六	三、〇三二	一	一	二	三、四五八	四、七三	二、九五	一、九五	八、五	一、三〇二	六、五	三、六五三	福田村				
一六二、六〇〇	二、〇〇〇	一五八、八〇〇	一、八〇〇	一	一六、九一九	六、八六九	四、七九	六、二七〇	一	一	四	三、九五九	三、六六	三、五九三	五、五六	四、五四	二〇、六三	八、三	四、五二五	津森村				

甲 佐 町



(役 場)

一 概 況

熊本県のほぼ中央部に位置する、人口一、一八一（平成二二年国勢調査）、面積約五八平方キロメートルの町である。北から東は御船町に、南は美里町に、西は熊本市、南西はわずかに宇城市に、それぞれ接している。東に甲佐岳（七五三メートル）を有し、宮崎県境をなす九州山地に源を発する緑川の清流が町の中央を貫流し、龍野川、坂谷川が合流している。緑川流域は水田地帯となっており、東部は山岳地帯、南部及び北部はそれぞれ乙女台地、御船台地をなして畑地帯となっている。

産業としては、緑川の恩恵を受けた肥沃な大地で、主に米、野菜、花き、庭木の生産が行われ、中でもニラ、スイートコーン、菊、クジャク草の生産が盛んである。

交通面では、町を南北に縦断する国道四四三号を主軸として、県道が各方面に派生し、定期バスの運行もある。

名所旧跡としては、景勝の地「清正公山」、加藤清正公の緑川治水工事の一つである鶴の瀬堰は慶長一三年（一六〇八）に完成しているが、大変な難工事である位置を鶴が教えたということから名が付いたと言われている。別名甲佐富士と称される甲佐岳、熊本緑の百景に選ばれ、キャンプ場も備えた井戸江峡などがあり、名物としては、竹で編んだ簀に落ちてくる鮎を賞味できるやな場、樹齢七〇余年を誇る天然記念物、麻生原のきんもくせいなどがある。

主な行事としては、あゆまつり、産業文化祭、熊本甲佐一〇マイル公認ロードレース大会、甲佐神社大祭などが催されている。

二 町名の由来

昔の甲佐郷全体が合併したので、郷名をとり「甲佐町」をそのまま町名とした。

三 平成の合併検討経緯

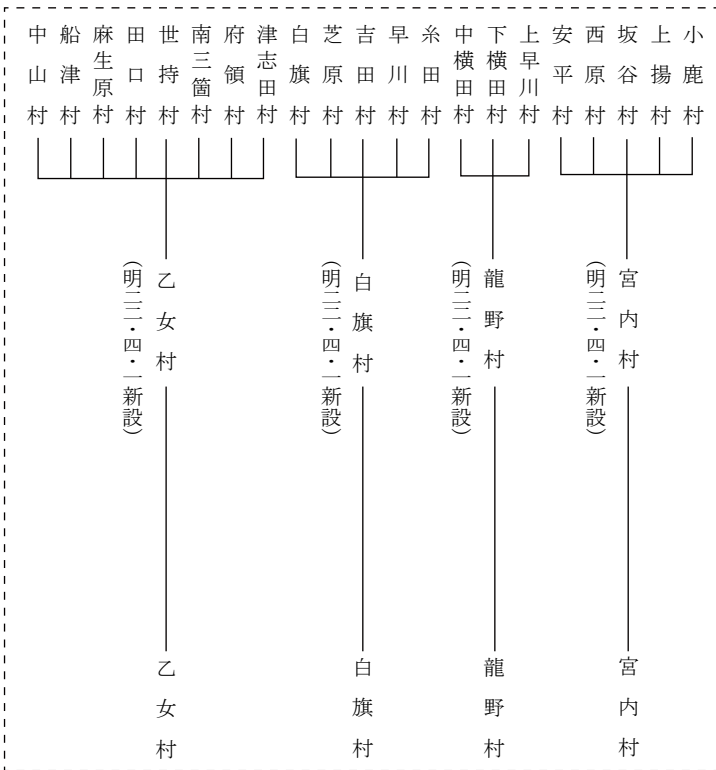
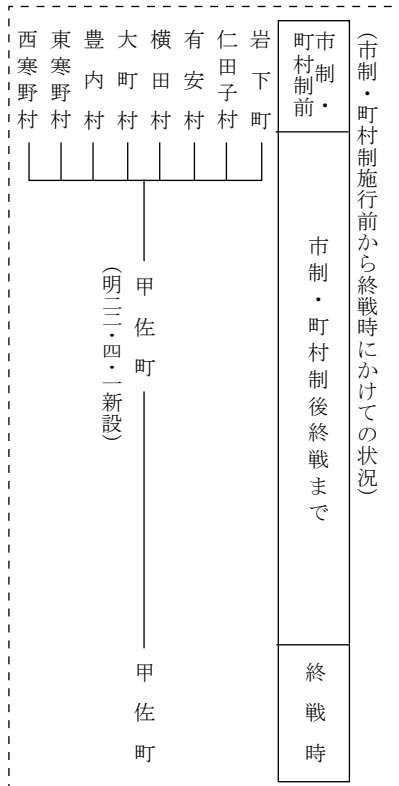
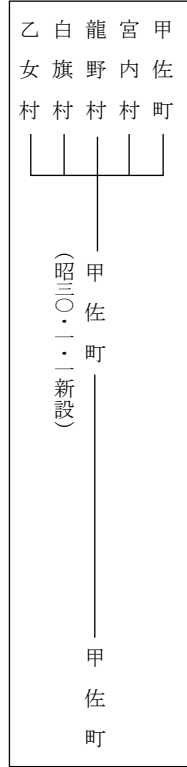
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、

御船町、嘉島町、益城町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討が進んだが、平成一四年五月に益城町がこの枠組みからの離脱を表明。同年八月には嘉島町も離脱を決め、御船町及び甲佐町が検討した結果、二町合併推進でまとめ、平成一四年一二月には、二町での任意協議会設置に漕ぎ着けた。

その後、平成一五年七月に法定協議会に移行し、更に協議が進んだが、平成一六年四月に行われた御船町住民投票で、甲佐町との合併反対が約八割を占め、このため二町合併は白紙に戻り、その後、甲佐町では合併特例法期限内の合併を志向する具体的な動きは無かった。(第二編「上益城地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 甲佐町

明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、一町八か村からなる第九大区、第一小区に属したが、明治八年地租改正にともなう町村合併により、上豊内村と下豊内村が合併して豊内村となり、その後は現在の各大字を単位として町村が存在した。一二年郡区町村編制法の施行にともない、岩下町、仁田子村、大町村、有安村、横田村を一行政区、豊内村、東寒野村、西寒野村を一行政区としてそれぞれ戸長役場を置いた。一七年の戸長役場区域の改正により、これら八か町村が一行政区となり、二二年、町村制の施行により、八か町村が合併して甲佐町となった。

(二) 宮内村

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、小鹿、上揚、坂谷、西原、安平の各村は第九大区、第一小区に属した。明治一二年の郡区町村編制法施行により、小鹿村に戸長役場を置き、小鹿、上揚、坂谷、西原、安平の五か村を一行政区域とした。二二年、町村制の施行によりこの五か村が合併して宮内村となった。

(三) 龍野村

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第九大区、第一小区に属し、明治八年の地租改正にもなう町村合併により下横田村と浅井村が合併して下横田村となり、上早川および中横田はそれぞれ村として存在した。一二年郡区町村編制法施行により、上早川村に戸長役場を置き、上早川村、中横田村、下横田村を一行政区域とした。二二年、町村制の施行により、三か村が合併して龍野村となった。

(四) 白旗村

本村地域は明治五年(一八七二)には、早川組、八丁組に分かれていたが、七年大小区制の改正により第九大区、第二小区に編入された。同年、地租改正に伴なう町村合併により下早川村、北早川村が合併して早川村となり、八丁村、古閑村および山出村が合併して白旗村となった。現在の大字を単位として村が存在した。一二年郡区町村編制法の施行により、早川村と糸田村は二二年乙女村に合併された。船津村、世持村、麻生原村とともに一行政区域をなし、吉田村、芝原村および白旗村は陣村とともに一行政区域をなし、それぞれ戸長役場を置いた。一七年の戸長役場区域改正により、白旗、糸田、吉田、芝原、早川の五か村が一行政区域となり、糸田村に戸長役場が置かれた。二二年町村制の施行にもない、この五か村が合併して白旗村となった。

(五) 乙女村

本村地域は旧藩時代甲佐手永惣庄屋の支配を受けていた。明治四年一月の府県大廃合の時、本村地域の大部分は熊本県に入ったが、中山村、南三箇村は豊田の荘であったため、下益城郡に入り八代県となった。

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では第九大区、第二小区に属し同年の地租改正に伴なう町村合併により和內村、上田口村、下田口村が合併し

田口村となり、現在の各大字を単位として村が存在した。一二年の郡区町村編制法施行により本村地域は、早川村に戸長役場を置く早川村、船津村、世持村、麻生原村を一行政区域と、南三箇村(三箇村元甲佐郷)に戸長役場を置く南三箇村、津志田村、中山村、府領村、田口村を一行政区域とする戸長役場区域に二分された。

一七年戸長役場区域の改正により初めてこれら八か村が一行政区域となり、津志田村に戸長役場が置かれた。二二年町村制の施行に伴ない八か村が合併して乙女村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)には各地で町村合併の必要性が論ぜられ、上益城郡においても、町村長会および議長会で検討がなされたが、甲佐地区は、町村長案、議長案ともに、甲佐町、宮内村、龍野村、白旗村および乙女村の五か町村合併案が多数意見であった。また、少数意見として甲佐、龍野、宮内の三か町村と白旗、乙女の二か村合併に区分する案、さらに白旗、乙女二か村に御船地区の豊秋村ほか二か村組合を含む案があったが、町村合併促進法施行後、県は、五か町村合併案を県の合併試案として発表した。

このため、甲佐地区では、この県試案に基づき、翌二九年四月合併を目標に合併促進協議会が結成され、合併事務が進められたが、白旗村の下白旗および乙女村の下乙女地区の住民は、町部との合併をきらい、緑川中学校組合を組織している白旗、乙女、豊秋列村の三か村による純農村のみの合併を主張して甲佐町など五か町村合併に強く反対したため、協議会は合併予定を延期して調整を図った。

一方、甲佐、宮内、龍野の三か町村では、合併の趣旨に賛成して、一日も早く合併することを希望し、白旗、乙女両村が反対すれば、三か町村のみの合併もやむをえぬと強く合併を推進した。その後五か町村合併はさらに遅れ、次の目標の一一月一日発足もお流れになったので、乙女村は一応責任を負って五か町村合併協議会を脱退した。

そこで、他の四か町村は、乙女村を加えないで三〇年一月一日発足をめざして合併事務を急いだが、乙女村当局は、合併に乗り遅れまいとして、一一月一八日村議会を招集したが、この空気を知って反対、賛成両派村民がむしろ旗を押し立

てて村議会に乗り込んだため議事進行ができず、休会になった。合併を急ぐ村当局は「静かな議会」を望んで翌二六日村議会を熊本市の自治会館に招集し、村議定員一六人中病氣一人を除き一五人が定刻前から顔をそろえ、また村内の反対、賛成両派を始め事態を心配した関係村民約五〇人もなりゆきを見守ったが、正午すぎになっても村長が現れず議長は流会にしてしまった。

このような事態もあり、また、議長が五か町村合併反対派であったため、議事運営は困難を極めたが、合併推進委員会は一六対一一で五か町村合併を決議していたので、結局議会も賛成多数で五か町村合併を議決した。

また白旗村では、議長が五か町村合併賛成派であったため、議長不信任案が可決された。しかし、これを無効として強行議決にもっていったところ、合併賛成と反対が同数であったため、議長が合併賛成を決定するなどの困難があったが、甲佐、宮内、龍野の三か町村の議会では平穩に審議され、全員一致で五か町村合併が議決された。

こうして、甲佐町など五か町村は、三〇年一月一日新甲佐町として発足したが、合併後は、合併前にみられた感情的対立は自然に解消していった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式

甲佐町、宮内村、龍野村、白旗村、乙女村を合併し町をつくる。

(二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日

(三) 新町名 町名は「甲佐町」とする。

(四) 役場の位置

熊本県上益城郡甲佐町大字岩下一九四番地（現甲佐町役場）に置き、新庁舎は甲佐町地内に置く。

(五) 役場出張所の位置およびその事務

1 位置

- ア 宮内出張所 上益城郡宮内村大字小鹿（旧宮内村役場庁舎）
- イ 龍野出張所 上益城郡龍野村大字上早川（旧龍野村役場庁舎）
- ウ 白旗出張所 上益城郡白旗村大字白旗（旧白旗村役場庁舎）
- エ 乙女出張所 上益城郡乙女村大字津志田（旧乙女村役場庁舎）

2 職員の数 出張所職員各三人、使丁各一人を置く。

3 所掌事務

- ア 戸籍および住民登録に関する事務
- イ 配給に関する事務
- ウ 諸証明に関する事務
- エ 町税その他納入に関する事務
- オ その他必要な事務

(六) 議員の任期 昭和三〇年二月二十八日まで在任する。

(七) 議会議員の選挙区および定数

選挙区を左記のとおり設けるものとする。ただし、この選挙区は合併後最初の選挙に限る。

- 第一選挙区 現甲佐町 九人
- 第二選挙区 現宮内村 三人
- 第三選挙区 現龍野村 四人
- 第四選挙区 現白旗村 四人
- 第五選挙区 現乙女村 六人

計 二六人

(八) 農業委員会委員の任期および定数

農業委員会法に基づき、一地区農業委員会を置き、町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、委員の定数は一五人とし、昭和三〇年九月三〇日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、委員の定数を五人とし、その任期は、昭和三〇年九月三〇日までとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併町村の不均衡を調整し、その他身分の取り扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

- 3 一般職の職員の退職手当は、新町普通退職手当の額に左に掲げる割合を加えた額を支給するものとする。
 - ア 合併後一か月以内に退職した者は、本俸月額の一二月分
 - イ 合併後四か月以内に退職した者は、本俸月額の六か月分
 - ウ 合併後一二月以内に退職した者は、本俸月額の二か月分
- 4 特別職の職員は別に考慮するものとする。
 - (一) 助役の定数 一人とする。
 - (二) 部落嘱託員の設置
 - 合併関係町村の嘱託員はこれを存置し、逐次整理統合する。
 - (三) 資産および負債の帰属処分
 - 1 行政財産、一般基本財産、特別基本財産はいつさい新町に引き継ぐ。
 - 2 負債（借入金を除く）は全額新町に引き継ぐ。
 - (四) 町村税その他の滞納整理
 - 合併関係町村の町村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に引き継ぐ。
 - (五) 町および字の名称 省略
 - (六) 消防団の統合
 - 1 現在の五か町村有の消防機材器具は、新町に引き継ぐものとする。
 - 2 甲佐町役場内に消防団本部を置き、旧各町村に分団を設置する。
 - (七) 国民健康保険
 - 旧宮内村、白旗村、乙女村の健康保険事業は、町村合併促進法第十八条により存続し、新町は昭和三〇年四月一日から全区域内に実施する。
 - (八) 各種事業
 - 関係町村における土木耕地およびその他各種の継続事業ならびに既定計画事業は、継承して行なうものとする。
 - (一九) 左の団体の統合をすみやかに斡旋する。
 - 1 農業協同組合
 - 2 農業共済組合
 - 3 商工会
 - 4 体育会

4 合併時の三役及び正副議長

- 5 青年団
- 6 婦人会
- 7 その他
- (二〇) 町民税の賦課率
 - 昭和二九年度は不均一課税とし、昭和三〇年度から均一課税とする。

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
甲佐町	沢田 扶	橋本政喜	緒方太一郎	高見市蔵	梅田 実
宮内町	堀本吉蔵	田上勝蔵	伊藤 勇	井芹兵蔵	井上軍蔵
龍野村	松永鶴雄	福永清八	緒方光雄	園田弥一	増浪繁勝
白旗村	山下光憲	大塚武平	内村龍象	本田熊喜	城 英雄
乙女村	徳山亀次郎	井本清俊	布田健二	成田末彦	日限 孝

5 合併時の関係町村の現況表

生産額				会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上 の学校		官 公 署	業 態				面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分				
計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円						の 業 態	の 他 の 業 態		農 業 人	計 人	都 市 的 業 態	計 人					商 工 業 人	計 人	計 人	計 人
四七四、〇〇〇	二四、三八六	三九七、二七六	四二、三三六	―	七三、九二七	三三、六九六	五、〇〇一	一七、四三三	―	三	一七	一四、一二二	二、五四四	一、五八一	四、三九二	一、三四二	三、〇五〇	五・三五	三、四三三	一八、五〇四	甲佐町		
八九、八五五	八七五	八八、五三〇	四〇	―	一八、二七六	八、八二〇	三、九六四	六、四八七	―	一	五	三、五九七	五〇八	三、〇八九	二、七六四	四、四	二、三五〇	九・二五	二、三九	六、三六一	甲佐町		
五九、一〇〇	五、五二一	一六、六七二	三、六九八	―	一、二七六	六、二八六	二、〇三	六、〇一	―	一	三	一、八〇五	一、二二三	六、八三	三、四	一八	一、六	一四・〇〇	三、四三	一、八三九	宮内村		
八六、二七五	三、〇〇〇	七八、二七五	五、〇〇〇	―	一、一七一	三、九六九	二、五三	一、五八八	―	―	四	一、九七六	二、〇四	一、七七三	七、三三	四〇、六	三、三	二、一三九	四、九三	二、七〇九	龍野村		
一一、二六〇	一、〇〇〇	一〇、二六〇	―	―	一、二六四	六、五四三	三、八	五、二〇〇	―	一	二	二、六九三	二、五八	二、七〇五	―	―	二、八九	七、四五	六、二〇	三、二五二	白旗村		
二七、二〇〇	一五、〇〇〇	一一、二〇〇	―	―	一九、四三〇	九、〇五〇	二、六三	三、五四六	―	―	三	三、七七	四、三	三、三三三	五、七二	五〇、四	六、八	一四・三六	七、四〇	四、三三三	乙女村		

山^{やま}
都^と
町^{ちやう}



(役 場)

一 概 況

平成一七年二月二日、平成の合併で唯一の郡境を越えて、矢部町、清和村、蘇陽町が合併し、人口一六、九八一(平成二二年国勢調査)、面積約五四五平方キロメートルの「山都町」が誕生した。本町は、熊本県の東部に位置し、北は西原村、南阿蘇村及び高森町、東は宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町及び東臼杵郡椎葉村、南は八代市、西は御船町及び美里町にそれぞれ接している。阿蘇南外輪山から九州山地の脊梁までを区域とし、標高は、三〇〇メートルから九〇〇メートルにあって、地形的な変化に富み、町域は、東西約三三キロメートル、南北約二七キロメートルにも及び、県内屈指の面積を誇る。山林原野が七二パーセントを占めており、北部はなだらかな高原状を呈しているが、南部は九州山地の山々が連なり、これらを水源とし、宮崎県延岡市に流れる五ヶ瀬川と熊本市に流れる緑川水系、その支流の大矢川、笹原川などが流れ、起伏に富んだ独特の溪谷美を形成している。

産業としては、農業が主で、野菜、米、茶、椎茸、畜産などの複合経営が主となっている。近年では、地域特性を活かしたトマトなどの高冷地野菜、茶(矢部茶)、栗、柚子やブルーベリーを加工したジャムなどの二次製品が高い評価を受け、特産品となっている。

交通面では、町を東西に横断する国道二一八号や、国道二六五号、国道四四五号などが主軸となっており、熊本市から一時間程度の行程である。

また、くまもとアートポリスプロジェクトのデザインによる鮎の瀬大橋が菅地区と白藤地区を結び、町中心部への利便性が向上した。この橋は、高さ一四〇メートル長さ三九〇メートルのY字橋脚と斜張橋との複合型の珍しい橋で、橋の上やたもとからは緑川の深い溪谷の風景を眺めることができる。

名所旧跡としては、日本最大級の石造りアーチ水道橋で、国の重要文化財に指定されている通潤橋があり、近くには高さ約五〇メートルの水量豊富で雄大な五老ヶ滝がある。また、南北朝時代から居館(浜の館)、居城(岩尾城)や愛藤寺城等、阿蘇、健軍、郡浦、甲佐四社領をはじめ阿蘇、益城、宇土の三郡を支配下におき、三五万石を有し、戦国時代に矢部に本拠地を置いた阿蘇氏の旧跡が数多く

見られる。清和文楽人形芝居は嘉永年間より伝えられてきたもので、昭和三十三年、県の無形文化財「文楽人形技術保持者」として清和文楽人形保存会の二名が認定され、昭和五四年には、「清和文楽人形保存会」そのものが、県の重要無形文化財として指定を受け、平成一七年には、国指定大川阿蘇神社農村舞台となる。この人形を使った文楽を鑑賞できる施設として清和文楽館がある。そのほか、四季折々の渓谷美が楽しめる蘇陽峡や緑川上流にある紅葉の名所緑仙峡、全長約二〇〇メートル、高さ八六メートルの大鉄橋の内大臣橋がある。阿蘇外輪山のなだらかなスロープと、遠大な眺望をもつ自然公園である井無田高原、自然型テーマパーク「そよ風パーク」、肥後の国から日向の国へ至る旧藩時代の歴史街道で、現在は、御船町から山都町内のコースを歩く歴史ウォークが開催されている日向往還などがある。

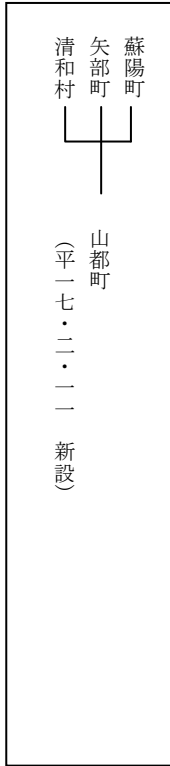
主な行事としては、秋の訪れを告げる大祭で、巨大にして精巧な造り物が、町を引き廻される八朔祭や、文楽の里まつり、火伏地藏祭、九州山地神楽祭りなどがある。

二 町名の由来

矢部・清和・蘇陽三町村の合併協議にあたって、合併協議会は新町の名称について公募し、そこから候補を選定した。「九央町」「蘇南町」「美山町」「山都町」といった町名候補についての各町村の意向が持ち寄り、協議の結果、満場一致で「山都町」に決したものである。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 阿蘇郡蘇陽町

昭和三十一年九月三〇日、柏村、菅尾村、馬見原町が合併してできた町で、面積は約一九平方キロメートルである。宮崎県境にあり、南阿蘇外輪山より南面に展開し、九州山脈に連なる地域で『九州のへそ』と称される。

(二) 上益城郡矢部町

昭和三十一年二月一日、浜町ほか三か村の合併により矢部町が誕生し、以後、昭和三年の二か村編入、昭和三七年の一部境界変更を経て近時の町域を形成した。面積は約二九六平方キロメートルである。通水の石橋「通潤橋」で知られる。

(三) 上益城郡清和村

昭和三十一年七月一日、朝日村と小峰村の合併により誕生した村である。南は宮崎県境で、南北に細長い形状の山間部の農村である。面積は約二九平方キロメートルで、嘉永年間から伝わる文楽の里として知られる。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、矢部町及び清和村の二町村合併、若しくはこれに阿蘇郡蘇陽町を加えた三町村のパターンが示された。(蘇陽町については、南阿蘇六町村の枠組みも示された。)

蘇陽町の平成一四年秋の住民アンケートで、合併相手について、民意が「矢部町・清和村」と「高森町」に二分されたため、蘇陽町は矢部町、清和村、高森町の各町村に対し勉強会の設置を呼び掛け、このうち、矢部町及び清和村との協議が具体化した。

郡を異にする当地域の合併については、新町が上益城郡に属することとされたため、阿蘇郡に属する蘇陽町内では、「阿蘇」の名前から離れることを危惧する意見もあったが、三町村で合併に向けた手続が進められ、平成一七年二月一日、山都町が誕生した。(第二編「上益城地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

上益城郡矢部町、清和村及び阿蘇郡蘇陽町を廃止し、その区域をもって新しい団体を設置する新設（対等）合併とする。

(二) 合併の時期 平成一七年二月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称を「山都町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

地方自治法第四条に基づく新町の事務所の位置は、矢部町浜町六番地（現矢部町庁舎）を含む周辺とする。ただし、敷地は国道二一八号に接するものとする。

(五) 財産・債務の取扱い

財産及び債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

ただし、矢部町の庁舎建築基金については、今後新築する本庁舎の財源とする。

なお、当該基金を充当しても建設費が不足した場合、合併特例債を活用することを検討する。

(六) 郡の区域の取扱い

新町の郡の区域は、上益城郡とすることを県知事及び県議会に対し要望する。

(七) 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。（略）

(八) 議会議員の定数及び任期

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 新町の議会議員の定数については、地方自治法第九一条第二項の規定により二人とする。

(二) 公職選挙法第一五条第六項に規定する選挙区は設けない。

(三) 三町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年一〇月三十一日まで新町の議会議員として在任する。

(九) 農業委員会委員の定数及び任期

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙で選任された委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで引き続き農業委員として在任する。

在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、二〇人とし、農

業委員会等に関する法律第一〇条の二第二項に規定する選挙区を設ける。選挙区は三とし、矢部町、清和村、蘇陽町にそれぞれ一選挙区を設ける。

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた場合、新町において農業委員会委員の定数について検討する。

(一〇) 地方税（納税関係を含む）

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 賦課率は入湯税を除き三町村とも同率であるので、現行のまま新町に引き継ぐ。

(二) 入湯税については、矢部町の例による。

(三) 納期については、次のとおりとする。

ア 個人町村民税・固定資産税については、一〇期とする。

イ 軽自動車税は、四月納期とする。

(四) 納税（貯蓄）組合及び報奨金については、廃止する。なお、地域づくりに関する助成については、合併後新町において調整する。

(一一) 一般職の職員の身分

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(一) 三町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

(二) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(三) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一する。

(四) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

(一二) 地域審議会

地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、次のとおりとする。（略）

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
蘇陽町	後藤 恵喜	中村 勲	倉岡 克行	渡邊 和幸	後藤 冠
矢部町	甲斐 利幸	—	—	田上 聖	飯開 和雄
清和村	兼瀬 哲治	—	福田 幸一	梶原 徹	那須 典昭

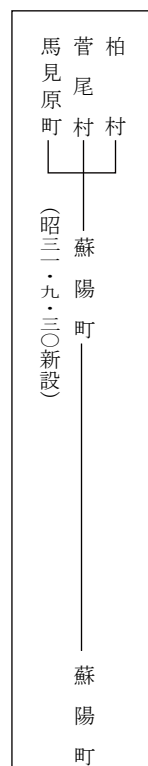
5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計 (百万円)	第二次産業 (百万円)	第一次産業 (百万円)	前年度予算総額 (百万円)	市町村税納税額 (百万円)	中学校以上の学校		業態の割合			面積 (km ²)	戸数 (戸)	人口 (人)	区分
						高等学校	中学校	計	第三次産業 (人)	第二次産業 (人)				
	五九、二五九	四二、三三五	一七、九二八	一五、九七三	二、四九九	二	四	一〇、六七九	四、九七	二、三七六	三、九〇六	五、四八三	二〇、七五五	山都町
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	蘇陽町
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	矢部町
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	清和村
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合併関係町

四 昭和以前の合併検討経緯

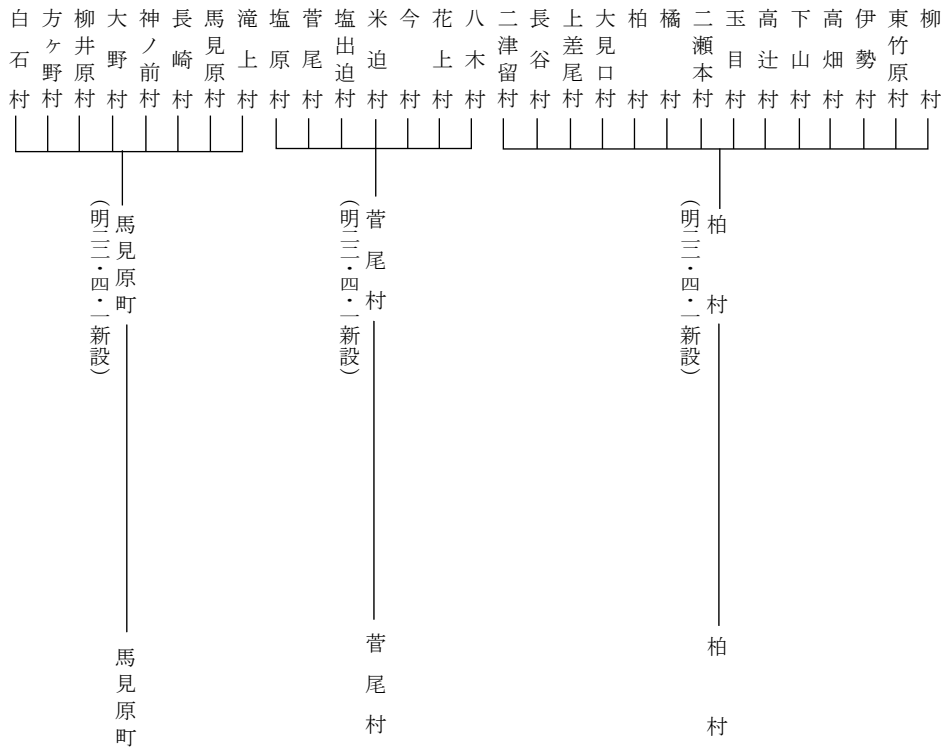
【旧阿蘇郡蘇陽町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・町村制前
市制・町村制後終戦まで
終戦時



(一) 柏村

旧藩時代、加藤領から、のち細川領となり、阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあつたが、明治七年(一八七四)の大小区制改正により菅尾郷一町四二村は第二大区第八小区となり、その合併が行われ、同九年現在で、本村の地域は柳、竹原、高畑、下山、玉目、二瀬本、橋、二津留、柏、大見口、上差尾、高辻、伊勢、長谷、倉木山の一五か村に分かれていた。明治十二年、郡区町村編制法が施行されると、橋、柏、今、花上、二瀬本、八木、米迫の七か村、二津留、大見口、上差尾、塩出迫、菅尾、滝上、馬見原、長崎の八か町村、柳、伊勢、竹原、高辻、高畑、下山、長谷、玉目の八か村がそれぞれ一行政区域を形成したが、一七年の改正により柳村など前記一四か村、倉木山は一二年に長谷村に合併が二瀬本村列となつて同一戸長役場の統治下に置かれ、その後二二年の町村制施行に伴ない、この一四か村が合併して柏村となつた。

(二) 菅尾村

柏村と同様旧藩時代は、阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあつて明治九年(一八七六)現在本村の地域は、八木、花上、米迫、塩出原、菅尾、塩原、今の七か村に分かれていた。同一二年、郡区町村編制法の施行により今、花上、八木、米迫の四か村は橋村ほか二か村と、塩出迫、菅尾両村は、馬見原町ほか五か村と、そして塩原村は柳井原村ほか二か村等とそれぞれ行政区域を同じくしたが、一七年の改正によつて花上、八木、今、米迫、塩出迫、菅尾、塩原に滝上、大野、馬見原を加えた一〇か村が同一行政区域菅尾村列となつた。その後、二二年の町村制施行に伴ない、前記七か村が合併して菅尾村となつた。

(三) 馬見原町

旧藩時代は、前記二村と同様阿蘇郡代の所管である菅尾手永の管轄下にあつたが、明治九年(一八七六)現在の本町の地域は滝上、馬見原、長崎、神ノ前、大野、柳井原、方ヶ野、白石の八か村に分かれていた。一二年の郡区町村編制法施行により、滝上、馬見原、長崎の各村は菅尾村ほか四か村と、神ノ前、大野、柳井原、方ヶ野、白石の五か村は塩原村、仮屋村とともにそれぞれ一行政区域をなし、戸長役場が設置された。一七年の改正により、馬見原、大野、柳井原、長崎、滝上の五か村は菅尾村列の行政区域に、神ノ前、方ヶ野、白石の三か村は小峰村列の行政区域に変更されたが二二年の町村制施行に伴い前記八

か村が合併して馬見原町となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定前は、柏、菅尾、馬見原三か町村の区域に上益城郡の朝日村、小峰村を加えた越郡合併の動きがあった。昭和二十八年（一九五三）七月二十九日、上益城郡朝日村の主催により、馬見原、菅尾、柏、朝日、小峰五か町村合併の打ち合わせが開催されたが、その後は、柏村を除いた四か町村の協議会が七、八回にわたって開かれ、合併の諸問題について検討した。しかし、郡が違うこと、また、朝日村、小峰村両村内で紛争が起こったこと等により四か町村合併を検討している段階で町村合併促進法が施行された。

町村合併促進法の制定に伴い、本町の地域においてもようやく合併気運が盛りあがってきたが、立地条件からみて合併を困難視する向もあった。二十八年一月、県の合併試案として柏、馬見原、菅尾の三か町村合併案が示された。住民の町村合併の意欲は日を経るにしたがって高まっていたが、馬見原町、柏村は、合併後の役場の位置に不満があり、早急な合併は困難視された。その後、柏、菅尾二か村合併案、県試案に朝日、小峰両村を含んだ五か町村合併案、あるいは知保郷（山東部一帯の呼称）同志会が推進するその五か町村に宮崎県三か町村、鞍岡村を含めた七か町村合併案などがでたが、七か町村案は県境を越えた合併であって、実現は困難な情勢であった。このような各種の合併案について、いろいろ協議を重ねられたが、各町村ともそれぞれの事情があつて合併は難航した。

三〇年一月、柏村と菅尾村の間では、柏村の強力な懇請により、一応、馬見原、柏、菅尾の三か町村合併を最終目標として、まず二か村合併の協定がなされ、ただちに馬見原町に対し三か町村合併をはたらきかけた。これに対して同町では、町議会の審議を重ねること数回、ついに翌三一年三月、三か町村合併に同調することになったので、ただちに三か町村代表者会議を開いて合併協議会を発足させ四月八日、第一回の協議会を開き、合併協議会事務局を菅尾村に設置した。

四月二日、第二回の協議会を開き、新町建設計画について協議したが、役場位置の問題でいきづまり、流会となった。四月三日、第三回の協議会を開き、役場位置問題について各町村から資料を提出して論議したが、結論がでなかった。五月七日、第四回の協議会を開いて役場位置問題を協議したが、結局決定できず、

柏村はついに協議会から脱退することになった。

その後は、馬見原町、菅尾村の二か町村で協議会が開かれたが、人口五、三〇〇人では適正規模にならないので、県試案に基づき、あくまで三か町村合併を目標として協議会を進めた。しかし、柏村の態度が決まらないため、とりあえず菅尾村、馬見原町の二か町村で合併を行うことになり、八月一日の新町発足を目標に、五月二七日、両町村議会において合併の議決をした。

その後六月八日には、協議会にはかつて建設計画の策定を急ぐことにし、六月二四日、二か町村の合併協議会を開き、県の出席のもとで次の事項を決定した。

- (一) 柏村を含めた三か町村合併を、最終目標とする。
 - (二) 二か町村合併は、七月県議会に上程、九月一日の発足を目標とする。
 - (三) 役場の仮位置、出張所問題は、新町名とともに、次回で審議決定する。
- 次いで六月三〇日、二か町村合併協議会を開き、新町名は「蘇陽町」とし、役場の位置は菅尾村に置くことにした。

このあと七月七日、菅尾村の東部にあたる大字花上および大字八木字八矢地区から、柏村を含めない二か町村合併であれば分村したいという陳情がなされたが、菅尾村では柏村を含めた三か町村の合併を最終目標としているので認めなかった。馬見原町でも、西部地区の一部が清和村へ分村したいという動きが起きていたが、町当局は一応三か町村合併目標の線で固まっていたので認めなかった。

その後、馬見原町、菅尾村は、二か町村合併を一時保留し、再三にわたり柏村に対し三か町村合併を懇請したので、柏村においても協議を重ねた結果、三か町村合併に同意することになり、その旨を回答した。しかし、この決定に不満を持つ北部、長谷他四地区では、分村運動をおこし、高森町へ合併を陳情し、また同地区の公職にある者が辞表をだすなどして混乱し、暗い雲ゆきとなったが、合併後分村を認めることで一応紛争はおさまった。そこで、ただちに三か町村は、建設計画書の策定と合併申請手続きにとりかかった。これでようやく三年間にわたつてもみにもんだ合併問題も終止符が打たれ、菅尾村に仮役所を置くこととして、三一年九月三〇日、「蘇陽町」が誕生した。「蘇陽」というのは、元來この地一帯の地名で、柏、菅尾、馬見原、朝日、小峰、宮崎県三か所および鞍岡を含む七か町村の地域で、古代の「知保郷」に相当する。昭和の初め、当時の斉藤宗宣知事がこの溪谷を「蘇陽峡」と名づけたのが初めて、それ以来「蘇陽」と呼ぶように

なったという。このように由緒ある「蘇陽」の言葉が、太陽が蘇るという意味もあつて無限の発展を象徴するところからその名称を選んだ。

本町は、地域が広大で部落が点在しているため、新町発足後も役場位置問題で、四か年半にわたって紛争が続き、昭和三四年五月には蘇陽町の一部をもって柏村をおくことについての分村申請が正式に県に提出され、その間、役場を一か月ごとに移動するというような変則行政を繰り返し、行政運営上に著しい混乱が続いたが、三六年度に至り役場庁舎が新築されたことよって行政も正常にかえった。

3 合併条件及び協定事項

- (一) 合併の形式 柏村、菅尾村、馬見原町を合体して町とする。
 - (二) 合併の時期 昭和三十三年九月三〇日
 - (三) 新町名 「蘇陽町」
 - (四) 役場の位置 新町役場は、仮役場として、暫定的に菅尾村大字菅尾字赤迫一二五三番地に置く。
 - (五) 役場仮支所、出張所の位置
 - 1 合併関係町村役場を仮支所とする。
 - 2 大字東竹原二〇四番地に出張所を置く。
 - (六) 仮支所、出張所で行なう事務
 - 戸籍、住民登録、配給、町税の収入、諸証明その他必要な事務
 - (七) 議会議員の任期、定数 議員は、町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、任期は、昭和三十三年九月二十九日までとする。
 - (八) 教育委員の定数 定数は五人とする。
 - (九) 農業委員の任期、定数
 - 一 農業委員会とする。
- 任期、定数は、町村合併促進法第九条の三の特例を適用し、その定数は三〇人とし、任期は昭和三十三年七月一九日までとする。
- (一〇) 職員的身分取扱い 新町の職員としての身分を保有せしめ、勤務年数は継承する。

- (一一) 財産および負債
 - 1 三か町村の所有するすべての財産は、新町に引き継ぐものとする。
 - 2 三か町村のすべての負債は、新町に引き継ぐものとする。
 - 3 部分林の關係あるものは、旧慣を尊重し、町村の分収は新町に引き継ぐものとする。
 - 4 町村有原野、採草地については従前の使用慣行のとおりとする。官行造林については従来の契約をそのまま継承し、その分収金については合併関係町村の公共事業に充当するものとする。
- (一二) 債権債務
 - 三か町村の有する債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、新町に引き継ぐものとする。
 - (一三) 消防団の統合
 - 消防機械器具および団員は、すべてそのまま新町に引き継ぐものとする。
 - (一四) 国民健康保険
 - 国民健康保険事業は、統合して新町に引き継ぐものとする。
 - (一五) 各種団体の統合
 - 町内各種団体の統合をすみやかにあつせんする。
 - (一六) 各種事業
 - 三か町村の各種継続事業および既定計画事業は、新町で継続して行う。
 - (一七) 大字、字の名称 現在のとおりとする。
 - (一八) 柏村内における分村問題
 - 合併後、新町において、法により分村実現に協力するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助 役	収入 役	議 長	副 議 長
柏 村	小崎正行	興 栢護久	後藤松寿	甲斐勝巳	玉目虎雄
菅尾村	山中説真	大久保春俊	今村親雄	田 中 進	田中案山子
馬見原町	工藤保蔵	斗高俊治	本田末熊	本田清隆	山本正綱

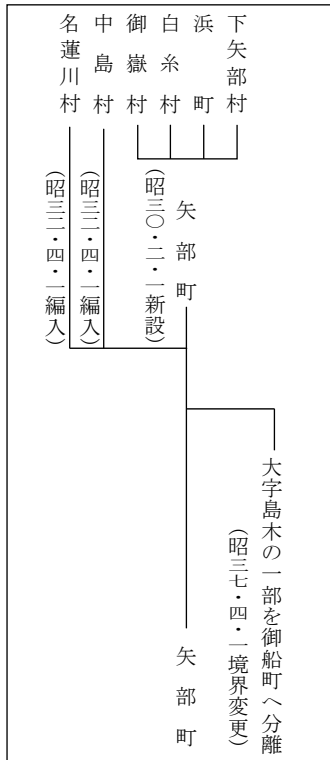
5 合併時の関係村の現況表

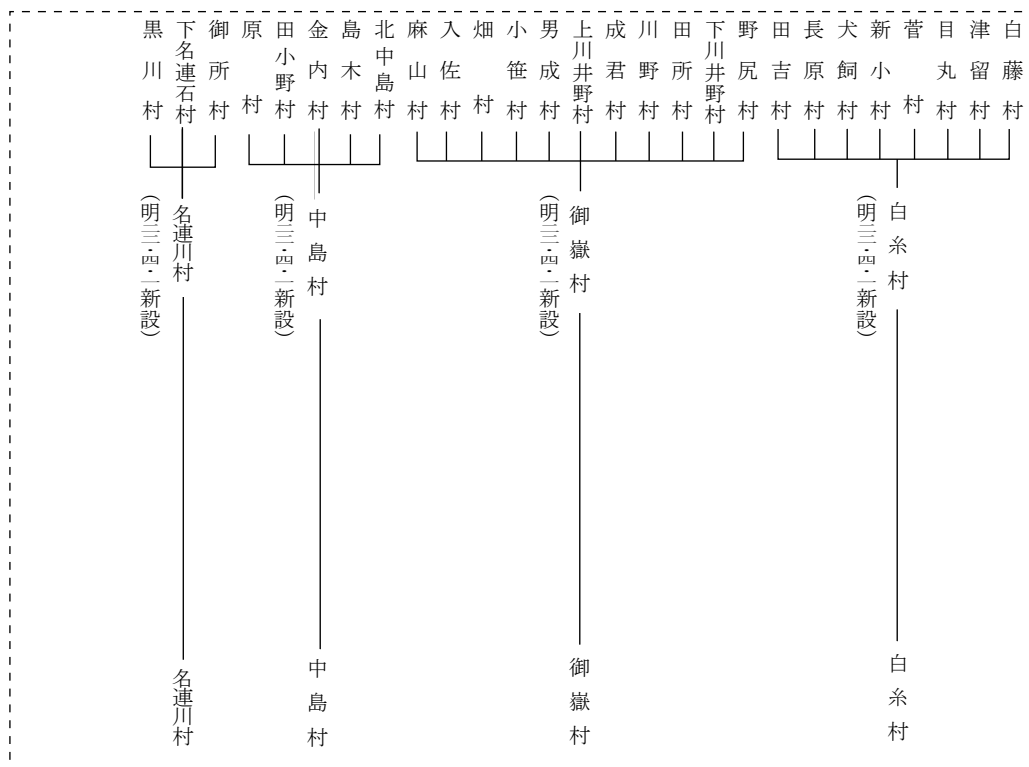
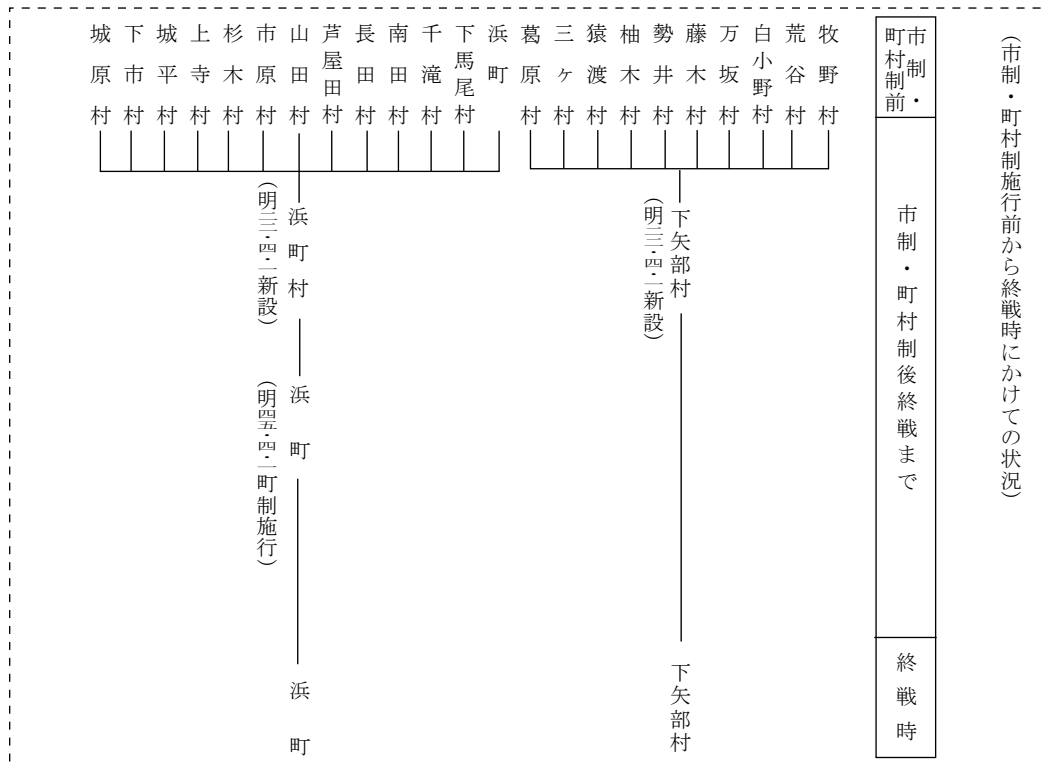
上の学校 中学校以 下	官 公 署	業態の割合						面積 平方 メートル	戸 数	人 口	区 分	
		その他の業態			都市的業態							
		計 人	その 他人	農 業 人	計 人	その 他人	商 工 業 人					
												高 等 学 校
一	四	三	六、九九〇	五、五〇〇	六、四四〇	二、六〇二	一、二二七	一、三八五	一、二〇・〇六	一、七九一	九、五九二	蘇陽町
一	二	五	三、五六六	三、九五	三、二七	七、三〇	五、〇〇	三、三〇	七、四・四	七、六五	四、三五六	合併村 柏村 菅尾村 馬見原村
一	一	三	一、八四四	四、六	一、七九八	一	一	二、六二	二、四・三	三、五	一、八四四	
一	一	五	一、五九〇	一、〇九	一、四七一	一、八七二	七、七	一、五五	二、四・三	六、一	三、四五二	

生産額	計		鉦 工 産 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円
	そ の 他 千円	農 産 千円						
	三、八二八三	七、〇〇〇	一	八	七、六八八	一、五〇四七	一、五八〇	二、七八〇
	六、七〇〇	一	一	一	三、六二五	六、六八六	四、六二	六、四三
	六、七八三	五、四八三	一	一	二、一九六	二、二七六	二、六二	一、九
	九、四四〇〇	二、九〇〇〇	一	七	二、八二五	六、一八五	八、五	一、九四八

1 【旧上益城郡矢部町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革





(一) 下矢部村

本村地域は、牧野村、荒谷村などの一〇か村からなり、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、第九大区第三小区に属していた。一二年郡区町村編制法の施行により、これらを六村と四村の二行政区域に分けたが、一七年の改正で一〇か村を一戸長役場区域として、二二年の町村制の施行に伴い、一〇か村が合併して下矢部村となった。

(二) 浜町

平安朝の頃は、阿蘇氏の領地であったが、天正一三年（一五八五）島津氏の侵攻にあい、その領土となった。天正一五年豊臣秀吉が島津氏征伐を行なったので、当時秀吉の配下にあった佐々成政が支配し、その後小西氏、加藤氏の代を経て、細川氏の領地となった。その間元和元年（一六一五）の一国一城令により、岩尾城とともに廃城となった愛藤寺城の城代であり、元阿蘇家の重臣であった井手玄蕃允豊治が矢部郷の初代惣庄屋となった。井手豊治は小西行長に焼かれた小一領神社の宮居に町を建設はじめ、これが浜町誕生のはじまりといわれている。浜町は、柳本神社の宮居地という由緒から「宮の原」といわれ、この地に惣庄屋を置いたことから「庄の村」ともいわれた。その後、この地は矢部の中枢となり、商家が相ついで家を建て、「浜の館」のあった町ということから浜町と呼ぶようになったと伝えられている。本村地域は、旧藩時代矢部手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、第九大区に属し、後の城原村は第四小区、後の城平、上寺、杉木の三村は第五小区、その他の町村は第三小区に編入された。一二年郡区町村編制法の施行により、城原、城平両村、野尻村などと、杉木村は、原村などと、浜町、下市、下馬尾は、三か町村で、上寺、山田、芦屋田、市原、長田、南田、千滝は七か村で、それぞれ一行政区域となったが、一七年戸長役場区域の改正によりこれら一三か町村が浜町列として一行政区域となり、二二年町村制施行とともに一三か町村が合併して浜町村となった。さらに四五五年町村制を施行して、浜町と改称した。

(三) 白糸村

本村地域は、旧藩時代は矢部手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、すべて第九大区第四小区に属した。一二年郡区町村編制法の施行により、目丸、菅の両村を一行政区域、長原、津留、白藤、新小、

犬飼、田吉の六か村を一行政区域として、それぞれ戸長役場を置いたが、一七年これら八か村を一行政区域に改めた。二二年町村制の施行に伴い、この八か村が合併して白糸村となった。

(四) 御嶽村

本村地域は、明治七年（一八七四）大小区制のもとでは、第九大区に属し、入佐村は第五小区、上川井野村は第六小区、その他の区域は第四小区に編入されたが、一二年郡区町村編制法の施行にともない、麻山村は黒川村などと、野尻、下川井野、畑、入佐の各村は城原村などと、男成、成君、川野、田所、小笹、上川井野は六か村で、それぞれ一行政区域となった。一七年行政区域の改正により、麻山、入佐両村は黒川村などとともに、その他の九か村は野尻村列としてそれぞれ同一行政区域となったが、二二年町村制の施行にともない、入佐村、麻山村を含めた一か村が合併して御嶽村となった。

(五) 中島村

本村地域は、旧藩時代中島手永に属し、のち手永の合併によつて矢部手永に属し、中島村、木鷲野村などの六か村からなり、明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、第九大区に属し、原村は第三小区、その他の村は第五小区に入り、同九年中島村と木鷲野村が合併して島木村となっている。一二年郡区町村編制法の施行に伴い、北中島、島木の二か村に一戸長役場が設けられ、金内、田小野、原の三か村は、下名連石村、杉木村を加えて同一の戸長役場区域となった。一七年行政区域が再編成され、この五か村は、同一の戸長役場の区域となり、二二年町村制施行により合併して中島村となった。

(六) 名連川村

下名連石村、黒川村、御所村の三か村からなり、明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、第九大区第五小区に属した。一二年郡区町村編制法の施行により、下名連石村は金内村などと、黒川、御所両村は麻山村と同一行政区域となったが、一七年の改正により三か村は、入佐、麻山の両村とともに同一行政区域となった。二二年町村制施行の際、下名連石村と、中島村に属することとなった田小野村とが合併し、その役場を下名連石村に置くことまで決定したが、下名連石村に対しては御所村、黒川村から合併の申し込みが強くされたので、下名連石村は、御所村及び黒川村と三か村で合併して名連川村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定直後の住民感情は、歴史的、社会的、経済的諸条件を同じくする浜町、下矢部村、白糸村、御嶽村、名連川村、中島村、朝日村、小峰村の矢部郷八か町村合併の構想に賛意を表する者が多かったが、あまりにも広大な地域であったため、なかなか具体化の運びに至らなかった。昭和二十八年（一九五三）一月発表された県の合併試案では、矢部郷八か町村を合併するとの案であったが、この試案に対して朝日村、小峰村は、阿蘇郡菅尾村、馬見原町、柏村と合併の意向を示し、さらに朝日、小峰、御嶽の三か村合併の噂が流れるにおよんで、朝日村および小峰村には郷内他町村との合併の意思がないことを認め、残る六か町村が、二九年一〇月町村合併協議会を設置して町村合併への第一歩をふみだした。しかし、この六か町村合併も、最終決定までの間に、中島村、名連川村の二か村が離脱した。これは、中島村の場合は、村内の公共施設が不備であるため、この整備が終わるまでは合併できないという理由からであり、名連川村の場合は、新町山漁村建設計画の遂行途上であるため合併できないという理由からであった。結局、三〇年二月一〇日、下矢部村、浜町、白糸村、御嶽村の四か町村が合併して矢部町として発足した。この地方は、古くから矢部郷と称し、広く知られていたことから「矢部町」とした。「矢部」の語源は、古く阿蘇大神健磐龍命がこの地を開拓するにあたり、この地方が全くの深山幽谷で当時まだ無人であったので、命は木を伐り山を開き、水を利用して村をつくり、この地方を「山辺」と名づけられ、後に「やまべ」を「やべ」と言うようになったと伝えられる。また、天文時代（一五三二〜一五五四）の記録では、「矢部の庄」と記され、「山部」「山辺」「野辺」「野部」などとあり、後日転じて「矢部」となったものともいわれる。

さて、中島村、名連川村は六か町村合併から離脱したものの、二か村だけで合併する意思はなく、また町村合併促進法の趣旨にも沿わないため、その後県の指導により結局新矢部町と合併することになり、三二年四月一日、矢部町に編入された。これにより、当初の町村合併促進協議会結成時の六か町村合併案が実現された。なお、旧中島村大字島木の通称松の生部落（世帯数一四、人口一三〇人）は、経済的にも文化的にも御船町とのつながりが深いことから、住民の一致した要求で、三七年四月一日矢部町から分離して御船町に境界変更された。

3 合併条件および協定事項

浜町ほか三か村の合併

- (一) 合併の形式 合体合併とする。
- (二) 新町名 「矢部町」とする。
- (三) 合併実施の期日 昭和三〇年二月一日
- (四) 役場の位置 旧浜町内に置くものとし、新役場新築まで暫定的に浜町役場を利用する。
- (五) 役場出張所の位置およびその事務 1 出張所を当分の間、次のとおり置く。
旧下矢部村、旧白糸村、旧御嶽村
- 2 出張所は次の事務を行なう。
 - ア 戸籍、住民登録に関する事務
 - イ 配給に関する事務
 - ウ 徴税およびその他の徴収に関する事務
 - エ 産業振興に関する事務
- (六) 議会議員の任期 任期は、町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、昭和三〇年三月三十一日までとする。
- (七) 議会議員の選挙区および定数 1 定数は、地方自治法第九一条の規定による。
2 選挙区を設ける。選挙区は、旧町村の区域による。ただし、議員の一人任期間とする。なお選挙区において選挙すべき議会議員の数は、人口を勘案し、協議のうえ決定する。
- (八) 農業委員会の委員の任期および定数 農業委員会法第三四条の規定に基づき、旧町村の農業委員会を昭和三〇年一月三十一日までそのまま存置する。
- (九) 教育委員会の委員および定数 町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、委員の定数は五名とする。ただし、委員の任期は、昭和三〇年四月三〇日までとする。

(二〇) 合併関係町村の職員等の身分取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基く町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員には、引続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承させるものとする。

2 町村長、助役、収入役の退職金は、各町村議会において決定する。

3 議員および各委員の慰労金は、新町の予算に計上するものとする。

4 職員の退職金は、熊本県退職条例に準じ左の割合を乗じた額とする。

ア 新町発足後一か月以内に退職した者 百分の二五〇

イ 新町発足後六か月以内に退職した者 百分の一五〇

ウ 新町発足後一年以内に退職した者 百分の一二五

5 部落駐在員は、条例を制定して必要ところに設置する。

(一一) 助役の定数 一名とする。

(一二) 財産および負債

特別基本財産および行政財産ならびに基本財産は、新町に引き継ぐものとする。負債は、新町に引き継ぐものとする（一時借入金は除く）。

(二三) 小学校、中学校の位置および区域

現状のまま存置し、通学区域は、必要により変更するものとする。

(二四) 消防団の組織 消防団の組織は、統合のうえ、再編成する。

(二五) 国民健康保険事業

未設置区域については、昭和三〇年度までに実施するものとする。

(二六) 旧町村の災害復旧および継続事業は、新町において引き継いで実施する。

(二七) 新町は、建設計画の実施についてはこれを大いに促進するが、将来事情の変化によって事業実施年度、事業計画の変更あることを了承するものとする。

中島村、名連川村の編入

(一) 合併の時期 昭和三二年四月一日

(二) 出張所

1 旧中島村、名連川村役場に出張所を置く。

2 出張所の所長を置き、つぎの事項を掌理させる。

ア 自衛隊その他渉外事項に関する事務

イ 戸籍ならびに住民登録に関する事務

ウ 諸証明に関する事務

エ 主食配給に関する事務

オ 町税その他徴収に関する事務

(三) 議員の定数ならびに選挙

1 地方自治法第九一条第四項の規定により、増加する議員の選挙は、旧中島村、旧名連川村に選挙区を設けて選挙する。

2 議員の定数は、旧中島村二人、旧名連川村二人

3 前記の選挙区は、合併と同時に挙行選挙の際に限り、設けるものとする。

(四) 一般職員の身分取扱い

1、合併後も一般職員として身分を保存せしめ、その勤続年数は通算する。

2、合併後に退職する特別職および一般職員の退職手当は、旧関係町村において支給するものとする。

(五) 中島村立病院は、矢部町において継承し、十分強化するものとする。

(六) 境界変更

松の生の御船町への境界変更については、矢部町で合併後処理するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 浜町ほか三か村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
下矢部村	佐野 剛	日隈 保	山下寅松	赤松政豊	佐野正令
浜 町	植村 安	中村信義	村山国彦	右山富次郎	美濃部弘
白糸村	高村尚道	山本 武	赤沢政喜	藤田定之	坂野良恵
御嶽村	山下 諭	松永豊記	平田政則	荒木 強	飯星源吾

(二) 中島村、名連川村の合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
矢部町	高村尚道	中村信義	平田政則	右山富次郎	藤田定之
中島村	中村精彦	古閑守幸	稲葉富茂	江藤恒雄	和田広親
名連川村	工藤義修	山本義隆	藤岡重房	山村 恵	坂本 昇

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 浜町ほか三か村の合併

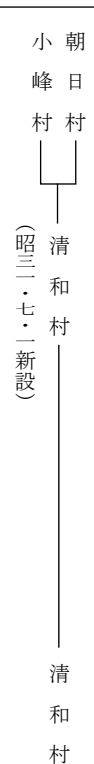
生産額	会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)		前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	中学校以 上の学校		官 公 署	業態 の割合				面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
	計 千円	そ の 他 千円					農 産 千円	鉦 工 産 千円		高 等 学 校	中 学 校	その他 の業態						都市的 業態	
												計 人	そ の 他 人					農 業 人	そ の 他 人
九二五〇〇〇	四四七五〇〇	三七五〇〇〇	九三、五〇〇	三、〇一八	三、五〇七	三三、六二五	一	四	二九	三三、八二二	五五、二五	八三、〇〇六	四二、七〇〇	二、二七一	二、〇九九	一六三、二二三	三、三五六	一八、〇二	矢部町
一五〇〇〇〇〇	三、五〇〇	一〇五〇〇〇	三、二五〇	五、〇五一	五、六七二	二、〇七	一	一	三	三、二七七	一、三三九	一、二九八	一〇四	一	一〇四	三〇、〇五	六〇	三、三六	下矢部村
四三、〇〇〇	三三、〇〇〇	九〇〇〇〇	六、〇〇〇	二、二六二	六、八六〇	一五、〇八七	一	一	一八	三、五〇一	一、三〇八	二、二九三	三、五〇〇	二、〇五	一、六五	二〇、七二	一、四四	七、五	浜町
一五、〇〇〇	六七、五〇〇	八〇〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、二五五	四、五五	三、二七	一	一	五	三、六五九	二、四五〇	一、二〇九	一一	一六	七、四八	七三	三、七三	白糸村	
一三五〇〇〇	三五〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一	六、三三〇	五、〇	二、六九四	一	一	三	三、六八四	四、八	二、九六六	四〇五	一〇	二、八五	二四、一九	六〇	三、七九	御嶽村

(二) 中島村、名連川村の合併

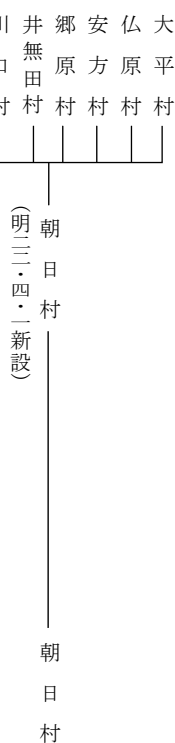
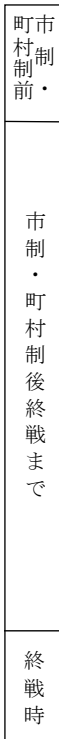
生産額	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校 校	官公署	業態の割合						面積 平方メートル	戸数	人口	区分
	計 千円	畜産 千円	農産 千円	その他 千円							都市的業態			その他の業態						
											商工業 人	その他 人	計 人	農業 人	その他 人	計 人				
二、四九〇	二	一、四八七	四、二六〇	一〇、五九六	一	六	三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	矢部町	
九、五〇〇	二	七、六四七	三〇、三〇一	一〇、八九三	一	四	二五	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	二、八三	矢部町	
一、七〇〇	一	二、四七八〇	六、六四七	七、七七	一	一	四	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	四、四三	中島村	
九、九三〇	一	四、三〇〇	五、四二	六、八四	一	一	六	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	名連川村	

【旧上益城郡清和村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



大平村
仙原村
安原村
郷原村
井無田村
川口村
鶴ヶ田村
高月村
小中竹村
飯屋村
市ノ原村
米生村
須原村
鎌野村
尾野尻村
緑川村
小峰村
貫原村
木原谷村

(一) 朝日村

本村の地域は、太平村、仏原村など八か村からなり、中世には、数百年間、阿蘇氏の支配下にあったが、天正一三年（一五八五）、阿蘇氏の滅亡により小西氏の領地となった。

その後、寛永九年（一六三二）、細川氏の所領となり、矢部手永に属した。

明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、小峰地区とともに第九大区第六小区に属したが、一二年、郡区町村編制法の施行により、小峰地区と分かれて鶴ケ田、川口、井無田の三か村と高月、太平、郷原、安方、仏原の五か村がそれぞれ同一行政区域となった。しかし、一七年の行政区域の変更により、この八か村は高月村列として同一戸長役場区域となり、二二年、町村制の施行にともない八か村が合併して朝日村となった。

(二) 小峰村

本村の地域は、小峰村など一か村からなり、朝日村と同様阿蘇氏から加藤氏の領地となったが、細川藩時代は菅尾手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは朝日地区とともに第九大区第六小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行にともない貫原、須原、小峰、小竹中、木原谷、緑川は六か村で、飯屋、米生、尾野尻、鎌野の四か村は柳井原村などとともに同一行政区域となり、さらに一七年の行政区域の改正で、この一か村に白石、神前、方ケ野の三か村を加え小峰村列となった。二二年の町村制の施行により、白石村など三か村を除く一か村が合併して小峰村となった。その後、昭和一七年（一九四二）、県下に地方事務所が設置された際、上益城地方事務所の所轄となり、二三年に正式に上益城郡に編入されたが、なお衆議院議員の選挙区は、三一年七月一日まで従事どおり阿蘇郡の属する第一区に属していた。

2 町村合併促進法制定後の経緯

朝日村は、御嶽村、名連川村および阿蘇郡馬見原町、菅尾村、柏村に隣接し、小峰村は、白糸村、御嶽村、馬見原町と隣接した地形であるが、同村ともに矢部郷八か町村の中島、下矢部、白糸、浜町、名連川、御嶽、朝日、小峰の一村として、行政は上益城地方事務所の管下であり、矢部郷から分離することについては、各問題の発生が予測されたので、合併をどのようにするか、住民の世論を調査し

たところ、次のような状況であった。

- (一) 矢部八か町村合併を希望する者 四五パーセント
- (二) 東部四か村合併（小峰、朝日、菅尾、馬見原）を希望する者 四五パーセント
- (三) その他（小峰、朝日、御嶽合併）一〇パーセント

両村議会においても、前記のような分野にわかれての論争が激しく、合併の実現が困難視されていたとき、県は矢部郷八か町村合併を内容とする合併試案を発表したが、これは、この地区における合併問題を、かえって混乱させる結果となった。

この間、朝日村議会においては、東部四か町村合併派と矢部郷八か町村合併派とに分かれていたが、昭和二年（一九五四）一月二三日に招集された議会においては、議員定数一六人のうち議長など八人の四か町村合併派議員が、定刻一時間前の午前九時に半数がそろったので、議長は開会を宣し、四か町村合併を議決した。そのあと、定刻一〇時、残り八人が集まってこれを知り、「それなら自分たちだけでも定数に足りる。」と第二の議会を開き、八か町村合併を満場一致で可決し、お互いに相手方の議決を「無効だ。」と争そつたが、両方取消されるという一幕もあった。

さらに、朝日村においては、さきに揚げた第一案、第二案のいずれを選ぶかということで非公式の住民投票を行なったが、混乱は増すばかりであった。このため小峰、朝日の両村を除く矢部地方六か町村はこの区域の合併を進め（矢部町の項参照）、三〇年一月六か町村の合併が決定視されてきた。そこでようやく小峰、朝日二か村合併の気運が盛り上がり、両村とも校区別の住民大会を開き、村長をはじめ議会も二か村合併に力を注いだ。住民も、今後における行政運営を考えた場合、矢部郷で合併できなかった小峰、朝日の二か村合併が必要であることをよく認識し、その賛成者は日をおって増加した。そこで、翌三一年二月、小峰村は朝日村と合併することを議会で申し合わせ、朝日村との合併を促進することにした。これに対して、朝日村も同調し、同年三月、促進法に基づいた合併促進協議会を発足させた。三月一八日、第一回の協議会を開催し、事務処理の問題について協議を進め、七月一日をもって合併することを決定した。こうして二年有余にわたる合併紛争も終止符を打たれ、小峰村、朝日村は合併して、新しく清和

村が発足した。

因みに、朝日村出身で昭和八年（一九三三）陸軍大将に昇進した林仙之氏の「政清人和」すなわち「政」と清ければ人おのずから和す」という額書は、朝日村における村政の鏡とされていた。合併にあたり合併村の一般住民から公募した村名の選考に際し、前述のような意義ある額書に由来する「清和村」とするのが最も適当であるとの理由で、合併協議会において満場一致で決定された。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 朝日村、小峰村を合体合併する。
- (二) 合併の時期 昭和三十一年七月一日
- (三) 新村名 清和村とする。
- (四) 役場の位置
熊本県上益城郡朝日村大字太平三七七の一番地（現大平公民館）に置き、新庁舎は、大字大平地内に置く。
- (五) 出張所の位置および事務 出張所は、設置しない。
- (六) 議員の任期
町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、議員の任期を昭和三十一年八月三日まで延長する。
- (七) 議会議員の選挙区および定数
公職選挙法第十五条第五項の規定により、朝日村、小峰村の区域をもつて選挙区をそれぞれ設け、各選挙区における議員の定数は、それぞれ九人とする。
- (八) 農業委員会の委員の任期および定数
 - 1 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、委員の任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、その定数を二七人とする。
 - 2 特例適用期間中における学識経験者等による推せん委員の数は、朝日村四人とする。
- (九) 教育委員会の委員の任期および定数
町村合併促進法第九条の規定を適用し、委員の任期を昭和三十一年九月三十日まで延長し、その定数を互選により四人とする。
- (一〇) 合併関係村職員の身分取扱い

- 1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承する。
- 2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その他身分の取扱いについては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。
- 3 一般職の職員の退職手当の額は、新村の退職手当支給条例による普通退職手当の額に左に掲げる額を加えて支給する。
 - ア 合併後一か月以内に退職した者は、本俸月給の二か月分
 - イ 合併後四か月以内に退職した者は、本俸月給の六か月分
 - ウ 合併後二か月以内に退職した者は、本俸月給の二か月分工 特別職の職員は、別に考慮する。
- (一一) 助役の定数 助役の定数は、一人とする。
- (一二) 部落区長の設置
合併関係村の区長は、これを現在のまま存置する。なお逐次整理統合する。
- (一三) 財産の帰属処分
 - 1 合併関係村の財産は、すべてこれを新村に引き継ぐ。
 - 2 合併関係村の負債は、すべてこれを新村に引き継ぐ。
- (一四) 村税その他の滞納処理
合併関係村の村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に引き継ぐ。ただし、両村とも昭和三十一年五月三十一日までにそれぞれ九〇パーセント程度の徴収実績をあげるものとする。
- (一五) 字の名称 新村の大字、小字の名称は、現在のままとする。
- (一六) 消防団の統合
 - 1 現在の二か村有の消防機械器具は、これを新村に引き継ぐ。
 - 2 新村に消防団を置き、団員および分団数は、関係村の消防団の協議により定める。
- (一七) 国民健康保険事業 新村は、全区内に実施する。
- (一八) 各種事業
関係村における土木事業、耕地事業その他各種の継続事業ならびに既定計画事業は、継続して行なうものとする。

上の学校 中学校以 下	中学校 高等学 校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
			都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						清 和 村	朝 日 村	小 峰 村
			商 工 業 人	そ の 他 人	計	農 業 人	そ の 他 人	計						
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	1	4	200	1	200	5.3	653	362	1	1	1	1		
1	2	4	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		
1	3	8	208	1	208	21.3	1297	720	1	1	1	1		

5 合併時の関係村の現況表

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
朝日村	兼瀬 隆	中原千城	村上武行	片山金光	藤島美一
小峰村	川口重光	藤本 続	秋月真澄	原田種興	

4 合併時の三役及び正副議長

(一九) 左の団体の統合をすみやかにあつせんする。
 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の各種団体
 (二〇) 村税の賦課 均一課税とする。

生産額	計	そ の 他 千 円	農 産 千 円	鉦 工 産 千 円	会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県 税 納 税 額 千 円	国 税 納 税 額 千 円
	2795	13101	17000	2673	1	46456	2278	2065	257
	10357	10353	8000	2305	1	1862	662	577	133
	17548	10850	25000	4978	1	27695	6045	488	105

氷
川
町



(役 場)

一 概 況

平成一七年一〇月一日、竜北町と宮原町の合併により誕生した氷川町は、八代地域の北端に位置する人口二、七一五（平成二二年国勢調査）、面積約三三平方キロメートルの町である。南東は広く八代市に面し、北は宇城市、西は八代海（不知火海）に面している。町の中央を横切る国道三号を境に、東部は主に森林・丘陵地帯、西部は八代平野の一部を占める平坦な田園地帯をなしている。町を氷川が東西に貫流し、不知火海に注いでおり、流域の田園地帯を潤している。

主要産業は農業であり、米作をはじめ、い草栽培、いちご、トマトなどのハウス栽培も盛んで、丘陵地帯では「吉野梨」で知られる梨、みかん、晩白柚などの果樹の栽培も行われている。

交通機関の状況は、町の中央を走る国道三号を挟んで、東側には九州自動車道が走っており、宮原サービスエリアが立地している。また、反対の西側には、JR鹿児島本線が走っているが、当町には駅はなく、隣接市の小川駅、有佐駅を利用することができる。更に西には県道八代鏡宇土線が並行しており、その西側沿岸部には九州新幹線も走っている。

観光地としては、桜ヶ丘公園や立神峡公園がある。桜ヶ丘公園には、約二、〇〇〇本の桜があつて花見で知られ、また、立神峡公園は氷川に臨む高さ約七〇メートル、延長約二〇〇メートルの絶壁で、遊歩道、吊り橋が架けられ、景勝地として知られている。

文化財としては、国指定史跡である野津古墳群、県指定史跡である大野窟古墳、や天王山古墳第三号、そのほか高塚装飾古墳、室山古墳群、岩立の横穴古墳群、蕾園古墳群、園迫古墳群など、神蔵寺の本尊神鏡、三宮社の御神体と妙見神鏡、霊森寺の宝篋印呪塔、加藤神社の天仁王尊像などがある。

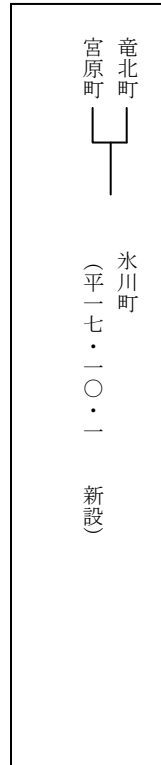
二 町名の由来

竜北町、宮原町の合併協議に際し、合併協議会では新町名を公募したが、当該地域は共に氷川流域にあり、その多大な恩恵を受けていたことから、「氷川」の名を冠した応募が最多であった。最終的には合併協議会委員の投票で決したが、地域

住民にも馴染みの深いこの町名に決したのは自然な成り行きであった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 八代郡竜北町

昭和二九年四月一日、和鹿島村、吉野村、野津村が合併して竜北村が誕生し、その後昭和四九年に町制を施行して近年に至った。面積は約二三平方キロメートルである。

(二) 八代郡宮原町

明治二二年四月一日、一町五村の合併により宮原町が新設され、以後、昭和三〇年に鏡町との一部境界変更により、近年の町域を形成した。面積は約一〇平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、八代地域について、八代市、坂本村、千丁町（十葦北郡田浦町）及び鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村二つの合併パターンが示され、これを叩き台に協議が行われたが、まずは八代地域郡市一体での合併任意協議会が平成一三年末に発足した。

竜北町、宮原町の二町は、比較的早い段階から小規模合併の志向を見せていたが、平成一四年九月には、八代郡市一体での法定協議会に参加した。しかし、協議の中で広域合併への懸念が強まり、町議会などでも小規模合併を志向する意見が大勢を占めるに至り、平成一五年一〇月、二町は法定協議会を離脱する方針を決めた。

その後、二町での合併協議が行われ、平成一七年三月末、県知事への廃置分合申請に至り、同年一〇月一日、新町「氷川町」が誕生した。（第二編「八代地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

合併の方式は、八代郡竜北町、同郡宮原町を廃し、その区域をもって新町を設置する新設（対等）合併とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年一〇月一日とする。

(三) 新町の名称

新町の名称は「氷川町（ひかわちよう）」とする。

(四) 新町の事務所の位置

1 新町の事務所の位置は、竜北町大字島地六四二番地とする。

2 現在の宮原町役場の位置に支所を置くものとする。

(五) 財産及び債務の取扱い

1 公有財産については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。

3 基金については、原則的に平成一四年度標準財政規模額の二〇パーセント以上を総額で持ち寄る。また、土地開発基金についても、原則的に平成一四年度標準財政規模額三パーセント以上を持ち寄る。

4 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(六) 新町建設計画

市町村の合併の特例に関する法律第五条第一項及び第二項に基づく新町建設計画について、別冊のとおり定める。（略）

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

新町における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項（議会の議員の定数に関する特例）及び第七条第一項（議会の議員の在任に関する特例）」を適用しない。

なお、公職選挙法第一五条第六項に基づく選挙区は設置しないものとする。

また、地方自治法第九一条第二項及び第七項並びに公職選挙法第三三条第三項に基づき両町の合併後五〇日以内に行われる設置選挙は、議員の定数を一四人とする。

(八) 農業委員の定数及び任期の取扱い

新町における農業委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新町に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年七月一九日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 2 特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は一六人とし、選挙区は設けないものとする。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。
 - 2 両町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
 - 3 職員数については、合併時までに定員適正化計画を策定するものとし、新町において定員管理の適正化に努めるものとする。
 - 4 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、新町において統一するものとする。
 - 4 職員の給与については、現行給料を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併前において基準を設け、合併時に統一を行うものとする。なお、給与体系については、同規模自治体の例を基に統一を行うものとする。
- (一〇) 地方税の取扱い
- 1 個人町民税については、現行のとおりとする。
 - 2 法人町民税については、現行のとおりとする。
 - 3 固定資産税については、次のとおりとする。
- (1) 納税義務者、課税標準、税率、免税点、納期、減免については、現行のとおりとする。
- (2) 地籍調査に伴う土地課税については、登記完了分から課税するものとする。

る。

- 4 軽自動車税については、現行のとおりとする。
 - 5 町たばこ税については、現行のとおりとする。
 - 6 鉱産税、入湯税については、宮原町の条例の例による。
- (一一) 地域審議会の設定について
- 市町村の合併の特例に関する法律第五条の四の規定に基づく地域審議会については、新町においては設置しない。

4 合併時の三役及び正副議長

宮原町	竜北町	町名	長	助役	収入役	議長	副議長
平岡 啓輔	浜田 洋						
福嶋 良之	岩村 昭二						
遠山 正敬	前田 恒孝						
黒木 隆	笠原 良一						
梅田 泰博	米村 洋						

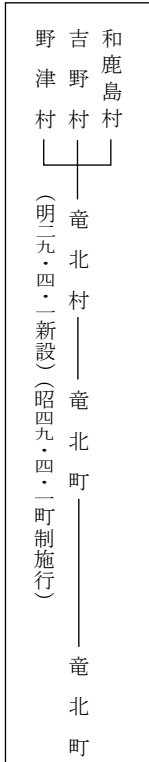
5 合併時の関係町の現況表

区 分	氷川町		合併関係町	
	竜北町	宮原町	竜北町	宮原町
人 口 (人)	一三、四二二	八、三六〇	五、〇五二	
戸 数 (戸)	三、九九五	二、三六八	一、六二七	
面 積 (km ²)	三三、二九	二三、四〇	九、八九	
業 態 の 割 合	第一次産業(人)	一、九七六	一、六〇七	三六九
	第二次産業(人)	一、五七七	九七六	六〇一
	第三次産業(人)	三、二七三	一、八六五	一、四〇八
計	六、八二六	四、四四八	二、三七八	
中学校以上の学校	二	一	一	
市町村税納税額(百万円)	七四五	四四九	二九六	
前年度予算総額(百万円)	五七九	三、四九九	二、二九二	
生 産 額	第一次産業(百万円)	三、〇三四	二、五〇八	五二六
	第二次産業(百万円)	二、七八〇	二、〇〇二	七七八
	第三次産業(百万円)	二、三三八	二、一六〇	二、一七八
	計(百万円)	二九、一五二	一六、六七〇	二二、四八二

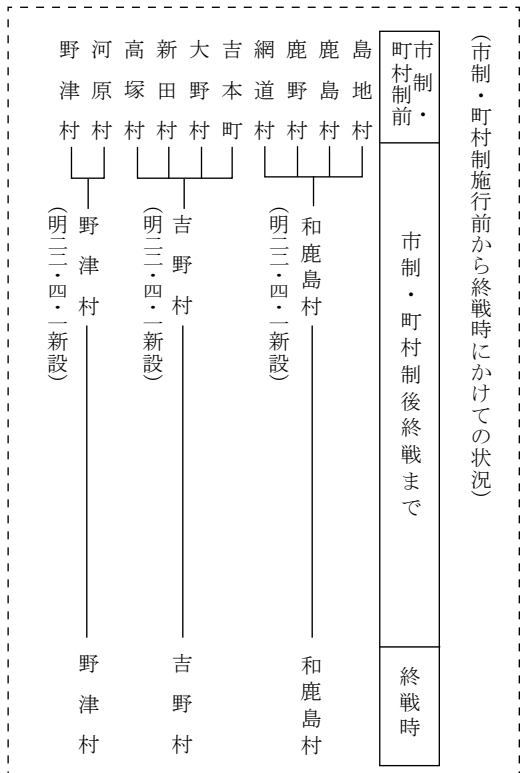
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧八代郡竜北町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 和鹿島村

本村は、氷川、砂川にはさまれた純然たる干拓地で、鹿島、鹿野、網道を逐次干拓して現在のようになった。寛文年間(一六六一〜一六七二)の鹿島御開を初めとして、鹿野は天保一〇年(一八三九)、網道は嘉永五年(一八五二)に完成し、旧藩時代は、野津手永に属していた。明治初年(一八六八)、鹿島村が分かれて島地村、鹿島村となり、同七年の改正大小区制のもとでは、これら四か村は野津村などとともに第一二大区第五小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行され、鹿島、鹿野、網道の三か村が一行政区を、島地村は、野津村、新田村とともに一行政区をなした。一七年の行政区区域の変更により、鹿野村列として島地、鹿島、鹿野、網道の四か村が一行政区区域となつて戸長役場のもとに置かれ、二三年の町村制施行により、この四か村が合併して和鹿島村となつた。

(二) 吉野村

旧藩時代、本村の地域は種山手永に属し、吉本、大野、新田の三か村に分かれていたが、その後、吉本村は吉本町、吉本村、西吉本村の三か町村に、大野

村は大野、上北大野、南大野の三か村にそれぞれ分かれた。明治五年（一八七二）の区制施行により、大野、上北大野、南大野の三か村は第三三区に、吉本町、吉本村、西吉本村、新田村の四か町村は、第三三区になったが、白川県合併後、七年の大小区制の改正により、これらは第一二大区第五小区に編入された。八年の地租改正にもなう町村合併により、吉本、西吉本両村が合併して高塚村に、大野、上北大野両村が合併して大野村となり、さらに九年、南大野村は大野村に合併した。一二年、郡区町村編制法の施行により、吉本町、大野村、高塚村は立神村とともに、新田村は島地村、野津村とともにそれぞれ一行政区域をなしたが、一七年の改正により、新田村、野津村は立神村を除く高塚村など三か町村の行政区域に加えられる高塚村列となった。二二年の町村制施行によってこの五か町村のうち野津村を除く四か町村が合併して吉野村となった。

(三) 野津村

本村の地域は、旧藩時代、野津手永に属し、南野津村、北野津村、東野津村、西野津村、河原村に分かれていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは河原村は第一二大区第七小区に、その他の村は第五小区に編入され、同八年、野津地区四か村は合併して野津村となった。一二年の郡区町村編制法の施行にもない、野津村は島地村、新田村とともに一行政区域をなし、河原村は宮原町列に加えられていたが、一七年の改正により野津村は高塚村列に入った。二二年の町村制の施行により野津、河原両村が合併して新しく野津村が発足した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

和鹿島、吉野、野津の三か村は、かつて種山、野津手永に属し、住民の大半は宮原町にある三神宮を氏神としていた。また、産業面も氷川、砂川は、三か村の耕農用の灌漑用水の供給源であり、三か村の農民の協同管理によるものが多く、これらの施設の整備強化は産業振興上特に要望されていた。戦後六・三制教育制度が実施された際、この三か村は、昭和二十三年（一九四八）、三か村組合立中学校を設置したが、これらが今次の合併の一大要因となっている。

促進法制定後、県は前述のような事情を考慮して和鹿島、吉野、野津の三か村

合併試案を発表したが、当初この合併試案に対する各村の意向は必ずしも統一されていなかった。すなわち、野津村においては、一部に宮原町との合併の動きがあり、和鹿島村においても、一部に合併反対の動きや、鏡町との合併の動きなどがあった。しかし、各村ごとに合併促進委員会を結成して、合併に対する村民の啓発宣伝につとめた結果、二九年一月二四日、和鹿島村、吉野村、野津村合併促進協議会の発足をみるに至り、新村建設計画を中心に数回にわたって審議を重ね、同年二月一四日、役場位置の決定を最後に全部の議事を審議、決定し、同月一五日、三か村議会は合併関係議案を議決して、同年四月一日、竜北村が誕生した。

なお、明治中期、野津村に「龍北館」という塾があって、ここから多くの人材をだしたので、昭和二十四年（一九四九）和鹿島、吉野、野津の三か村組合立中学校を設立した際、教育の興隆を期して校名を「竜北中学校」とした。今回の合併はこの組合立中学校がとりもつ縁もあり、村民多数の希望により「竜北」をとって村名とされたものである。竜北は、龍峰山の北をあらわしている。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併実施の時期 昭和二十九年四月一日

(二) 議会議員の任期

和鹿島村、吉野村および野津村の議会議員の任期は、促進法第九条第一項の規定を適用し、昭和三〇年三月三十一日まで在任するものとする。

(三) 助役の処置 助役は一人とする。

(四) 職員 の 処 置

1 職員は、四四人とする。

2 希望退職者について、退職金手当に関する条例により、新村において退職手当を支給する。

(五) 財産

和鹿島村、吉野村および野津村の所有するいっさいの財産は、竜北村設置と同時に竜北村に帰属させるものとする。

(六) 農業委員会

農業委員会は、次の改選期まで現在のまま各地区に存置する。

(七) 事業

各村における各種の継続事業および既定計画事業は、新村において継続して行なう。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
和鹿島村	増住亀太郎	古閑千代喜	浜田東一	福原貞喜	尾田寿太郎
吉野村	沼田育三	上田清	古閑一義	野崎保	前橋長喜
野津村	中村改平	境芳美	満島喜覚	池田庄平	米本貞男

5 合併時の関係村の現況表

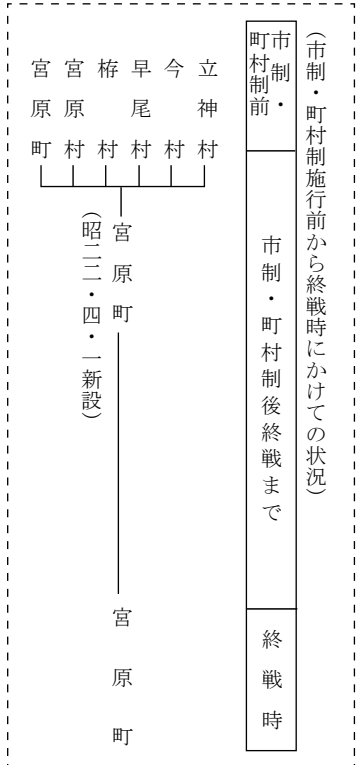
区	分	戸数	人口	面積 平方料	業態の割合				
					都市的業態		その他の業態		
					商業	農業者	その他	計	計
竜北村	和鹿島村	一、七四四	四、四三三	二〇・三	八・六	一四・五	二七・〇	一七・九	一、九〇
	吉野村	七五	三、三三〇	六・六	七・八	二七・〇	一七・〇	一、九〇	三・九
	野津村	七五	五、四四	一四・五	二七・〇	一七・〇	一、九〇	三・九	一、九〇
	計	二、〇〇三	一三、一〇七	二二・四	二七・四	五五・〇	五五・〇	三九・八	五・七

生産額	計		農産		鉱工業	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	二九、三三二	一六、七四〇	六、七八八	九、九〇	一、二二〇	五、五五七
その他	一、二二〇	四、五三三	一、二二〇	四、五三三	一、二二〇	四、五三三
計	二八、一一二	一六、二八七	五、五六六	五、三五七	〇	一、〇二四
計	二八、七三三	一六、七四〇	五、五六六	五、三五七	〇	一、〇二四
計	二八、七三三	一六、七四〇	五、五六六	五、三五七	〇	一、〇二四

【旧八代郡宮原町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革

宮原町
 鏡町大字有佐および大字中島の一部
 (昭三〇・一〇・一五境界変更)
 宮原町



約一、五〇〇年前は、この地域は「火の村」と呼ばれ、この「火の村」は、当時の大和朝廷に服する豪族の居住地であり、後年の「火の国」の発祥地であるといわれる。町内に数多くある貝塚、古墳等の遺跡は、宮原が古代文化の中心地であったことが物語っている。

「ミヤノハル」という地名は、三宮柱にちなんで、約八百年前にできた。その前は「ヒノムラ（火ノ村）」と書いていた。文字では「宮原」と書くが、呼び名では「ミヤノハル」「ミヤハル」「ミヤノハラ」「ミヤハラ」と四とおりによばれている。古くは「ミヤノハル」といったが、近代になって乱れ、最近では「ミヤハラ」が通称となっている。

宮原町が町らしい形態を整えてきたのは近世以後で、それも参勤交代のための島津氏や相良氏が通過するときの休息所や、細川氏、松井氏およびその臣人たちの休み所（上の茶屋、下の茶屋、その他）が主になった小さな宿場町からおこったものと思われる。宮原には郡代詰所があつて、八代郡の行政の中心であり、参勤交代の通路にあつたので、現在竜北村に属する河原町とともに町を形づくっていた。旧藩時代、宮原町の上宮原、下宮原は、野津手永に属し、早尾、椿、今、河上、立神は、種山手永に属していた。明治七年（一八七四）の改正大小区制では第一二大区七小区に編入された。八年四月、立神、川上が合併して立神村に、九年一月、上宮原、下宮原が合併して宮原村になった。一二年、郡区町村編制法施行後は、三つの行政区域に分かれ、宮原町、宮原村は河原村と、立神村は高塚村列と、また今村、椿村は早尾村とそれぞれ一区をなしていたが、一七年の行政区域変更により河原村を加えた宮原町外六か町村が一行政区域となった。その後二二年、町村制の施行に伴い、河原村を除く六か町村が合併して宮原町となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

本町は、促進法制定当時人口が六、二四一人で、基準人口に達しないため、合併の対象町となっており、県の試案でも宮原町、有佐村、竜峰村の三か町村合併となっていた。しかし、次に述べるような経緯により、結局、未合併町として現在に至っている。

本町は、地理的に八代郡の中心地にある関係上、促進法制定前から隣接町村と

の合併の気運があり、この間の模様を新聞は、次のように伝えている。

こんどは大氷川郷

まず町建設期成会結成

八代郡北部地区では宮原町を中心に、有佐、竜峰の三か町村を統合「大氷川町」を建設、これを第一段階に、つぎには氷川対岸の吉野、野津、和鹿島三か村を合併、これに鏡町、文政村を加え八か町村を含めた「大氷川市」建設計画がすすめられており、球磨川電源開発後の工場誘致を含みとして大きくクローズアップされている。宮原、有佐、竜峰三か町村ではさきに財政上の共通性から組合立氷川中学校を建築、共同経営を続けており、これを契機に地方自治法の線にそい三か町村合併の気運が生まれたものである。この三か町村は、城南地区の大動脈ともいわれる国道にそって隣合い、交通の面でも同一条件を備え、また経済的にも有佐、竜峰は豊表の特産地であり、竜峰、宮原は、一部に山間を有するなど地理、経済、文化面で関連性のあるサークルを形づくっている。（以下略）……（昭二六、二、一八、熊本日日新聞）

県の合併試案が発表された昭和二八年（一九五三）一〇月、宮原町は、有佐、竜峰の両村当局および議会議員を宮原町に招き、合併促進について懇談したが、有佐村は、鏡町をも含めた合併を主張し、竜峰村は、有佐村との同時合併を主張して話はまとまらなかった。一方、県の試案では文政村と合併するようになっていた鏡町は、文政村、有佐村との三か町村合併を進め、二九年当初には、この三か町村合併がほとんど確実になった。有佐村は、最後までこの三か町村合併に宮原町が加わることを働きかけたが、結局、実現せず、三〇年一月一日、鏡、有佐、文政の三か町村は合併し、新しい鏡町として発足したので、県の試案による宮原、竜峰、有佐の三か町村合併は崩れてしまった。

その後、同年一〇月一五日、鏡町との合併に反対していた旧有佐村の一部が宮原町に編入されたことにより、鏡町との間にしこりが残ったので、町当局は、東陽村に合併の申入れを行なったが不成功に終り、その後は、竜峰村との合併を考慮するに至った。しかしこの動きも大勢を占めるに至らず、宮原町の合併は進展しなかった。

三一年九月、県は、新たに合併試案を定め、宮原町は鏡町と合併し、竜峰村は千丁村と合併するものとされた。鏡町は、直ちに、宮原町に対して合併の意思が

あれば無条件で受入れる旨の申入れをしたが、宮原町はこれに応ぜず、逆に県に対して鏡町との合併は絶対反対との陳情を行なった。このような状態で両町の合併は一向進展しないので、県は、翌三年三月二十九日、鏡、宮原両町に対して新市町村建設促進法に基づく知事の合併勧告を行なった。宮原町では、この勧告の前に県に対して勧告をしないようにと陳情するとともに、三月二十五日には鏡町とは合併しないとの付帯決議をつけて八代市編入の議決を行なった。そして宮原町は、勧告後も鏡町との合併についてはほとんど話し合いを進めなかった。

その後、県は、三四年三月三〇日、前の勧告を変更して、竜峰村、宮原町を同時に八代市に編入するという知事勧告を行なった。こうして宮原町の八代市編入が打出されたので町当局ならびに議会の大勢はこれに賛成する意向であったが、宮原町とともに八代市に編入するように勧告された竜峰村は、村内が賛成派、反対派に分かれ、その帰すうはつきりしないため、宮原町当局は竜峰村の態度決定をまつ以外に方法はないという状況であった。

しかし、これら町当局の態度とは逆に、住民の間では八代市編入反対の動きが強くなったが、宮原町八代市合併反対期成会は必ずしも意見の統一がなされていないわけではなく、竜峰村との合併を望むもの、独立（合併しない）を望むもの、さらには大氷川市建設のため八代市編入に反対するものなどいろいろであった。これらの反対派の反対理由を要約すると、(一)宮原町は、八代市の経済圏に入っていないこと。(二)八代市に編入すれば、八代郡を三分してしまうことになること。(三)住民は、大多数八代市編入に反対していることなどであった。

このように住民の反対運動が高まってきたにもかかわらず、宮原町議会は、同年九月一日八代市編入に伴う財産処分の議決を行ない（町の廃止編入についての議決も再び同日行なっている）、八代市議会も同月一五日同様の議決を行ない、同月一七日に、知事に対して両市町長名で編入の申請を行なった。県は、この申請を受けたが、竜峰村の帰すうがはつきりしないこと、町内に八代市編入反対の世論が強くなってきたこと等を考慮して一二月県議会に編入議案の提出を見合わせ、さらに次の三月議会への提案も事態を一層紛糾させるものと考え見合わせた。一方、竜峰村の八代市編入申請は、三四年八月二十六日、正式に提出されたが、この申請についてもいろいろの問題があったため（八代市の竜峰村の編入の項参照）、県は、この議案提出をも見合わせ、申請された編入日の三五年（一九六

○)一月一日には、両町村とも市編入が不可能となった。その後、宮原町と竜峰村の住民の間で両町村の合併促進の動きが生じたり、鏡町、竜北村、東陽村、泉村、宮原町の議長間で大氷川市建設の動きがでてくるなどして、宮原町の八代市編入は立消えの形になった。

芦^{あし}
北^{きた}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

芦北町は、平成一七年一月一日、田浦町と芦北町の対等合併により誕生した。人口は一九、三一六（平成二二年国勢調査、面積は約二三四平方キロメートルである。県南部葦北郡の大部分を占め、西は不知火海を臨む。東は球磨川を境とし球磨村に、北は八代市、南西は水俣市及び津奈木町に接している。

地勢的には、山林・丘陵地帯が多く、山岳地帯から球磨川、佐敷川、湯浦川、赤松川、田浦川などの河川が不知火海に注ぎ、河川沿いや海岸線に宅地・農地が存する。海岸地域はリアス式の眺望に優れ、県立公園として指定されている。

産業は、米作のほか、甘夏みかんやデコボンなどの柑橘栽培・畜産・酪農・工芸作物及び花卉類などを生産する農業と、用材林や特用樹林を育成し林産物を生産する林業、それに沿岸漁業を中心とする水産業が基幹である。加えて、石灰岩を原料とする鋳工業や繊維・電子部品などを製造する工業がある。

交通面では町の西部を、第三セクターによる肥薩おれんじ鉄道が町を縦断し、それに国道三号が並行し、町の東部の球磨川沿いにJR肥薩線が走っている。また、平成一七年二月には南九州西回り自動車道の田浦インターチェンジ、平成二一年四月には芦北インターチェンジが供用開始され、熊本方面からのアクセス機能が向上している。

名所旧跡は、万葉歌人長田王が「芦北の野坂の浦ゆ船出して水嶋ゆかむ波立つなゆめ」と詠った県立公園芦北海岸内の「野坂の浦」肥薩国境の守りの要であった国史跡佐敷城跡、旧藩時代の御番所跡がある。そのほか、西南の役の激戦場で水俣・芦北地域の最高峰である大関山（九〇二メートル）、毎年四月に例大祭が行われ奉納相撲が最大の呼び物となっている佐敷諏訪神社などがある。

観光面では、風光明媚なリアス式海岸の景観を生かした御立岬公園や芦北海浜総合公園などがあり、海の貴婦人と形容される「うたせ船」が浮かぶ不知火海での海水浴や釣りなどのレクリエーションが楽しめる。また、湯浦、鶴木山、大野、吉尾、御立岬の温泉群にも恵まれており、ゆったりと過ごし心身共にリフレッシュできる海洋保養基地として広く認知されている。

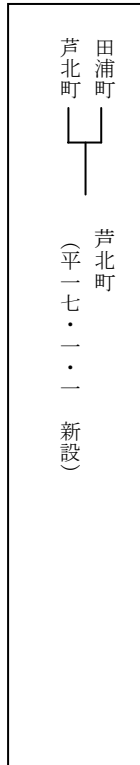
二 町名の由来

「芦北」という地名は「日本書紀」や「和名類聚抄」などに記録されるなど、古代には中央に良く知られていた。それは、この地方が隼人族の北限居住地域でもあり、大和勢力との接点でもあったため、古代中央政府の注意を引いたからである。だから景行天皇の行幸伝説や「葦北の国」として国造が派遣されたり、万葉集の歌種になったり、あるいは中世武将の戦場舞台として、数々の歴史を積み重ねたのである。これをふまえて、昭和三〇年に佐敷・大野・吉尾が合併したのを機に、町名が「葦北町」とされ、更に昭和四五年、湯浦町と合併したおり新町名を「葦」から略字の「芦」にかえて芦北町と変更した。

田浦町・芦北町の合併協議においては、町名は公募の後、合併協議会において検討されたが、右記のように由緒ある地名であり、これに決したものである。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 葦北郡田浦町

明治三二年四月一日、一市六町の合併により田浦村が新設され、昭和三二年四月、町制を施行して田浦町となった。不知火海に面する丘陵地帯で、面積は約三三平方キロメートルである。

(二) 葦北郡芦北町

昭和三〇年一月一日、佐敷町、大野村、吉尾村が合併して葦北町となり、昭和四五年一月一日には、葦北町と湯浦町が合併して芦北町となり、近年に至った。不知火海に臨む海浜の眺望がすぐれた面積約二〇一平方キロメートルの町である。

2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱において、当地域については、①水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町の一市三町、②①から田浦町を除く一市二町（田浦町は八代地域との枠組みとする）の二パターンが示されたが、関係市町における初期の検討は概ね①に沿って進んだ。このうち、田浦町、芦北町の二町が、具体的な協議を進めることでまとまり、任意協議会、法定協議会での協議を重ね、平成一七年一月一日、新「芦北町」が誕生するに至った。（第二編「水俣・芦北地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

葦北郡田浦町及び同郡芦北町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一七年一月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、「芦北町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、葦北郡芦北町大字芦北二〇一五番地とする。現在の田浦町役場を基幹支所とする。

(五) 財産及び債務の取扱い

(1) 公有財産（山林を除く。）については、新町に引き継ぐものとする。

(2) 山林については、すべて新町に引き継ぐものとする。なお、関係町が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。

(3) 出資による権利については、新町に引き継ぐものとする。

(4) 基金については、合併時の現有額を持ち寄るものとする。

(5) 債権については、新町に引き継ぐものとする。

(6) 債務については、新町に引き継ぐものとする。

(7) 物品については、新町に引き継ぐものとする。

(8) 財務の公表については、芦北町の例による。

(六) 議会の議員の定数及び任期の取扱い
 新町の議会議員の定数については、地方自治法九一条第二項の規定により、二二人とする。

ただし、二町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年三ヶ月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

(七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(一) 新町の農業委員会委員の任期については、新町に一つの農業委員会を置き、二町農業委員会を選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一七年七月一日まで引続き在任する。

(二) 農業委員会による委員の定数は二〇人とし、選挙区は設けないものとする。

(三) 農業委員会の委員の報酬については、芦北町の例による。

(八) 地方税の取扱い

(一) 地方税については、二町で差異のない税制については、現行のとおりとする。

(二) 二町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

ア 個人町民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。減免については、芦北町の例による。

イ 法人町民税の税率については、芦北町の例による。

ウ 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。減免については、芦北町の例に次の項目を追加したものとする。

- ・ その他町長が特に必要と認める固定資産
- エ 軽自動車税の納期については、四月一日から同月三〇日までとする。
- オ 入湯税の課税免除については、芦北町の例に次の項目を追加したものとする。税率については、芦北町の例による。
- ・ 学校教育上の見地から行われる行事の場合に入湯する者
- ・ 町が発行した無料入浴券により入湯する者

4 合併時の三役及び正副議長

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

(一) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

(二) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(三) 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、新町において統一する。

(四) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、新町において給料の格差是正に努めるものとする。

(一〇) 地域審議会の取扱い 地域審議会については、設置しない。

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
田浦町	竹浦 裕道	宮本 健一	黒田 嘉明	大丸 清光	寺本 修一
芦北町	竹崎 一成	本村 等	瀧山 安雄	藤井 公明	水口 宣之

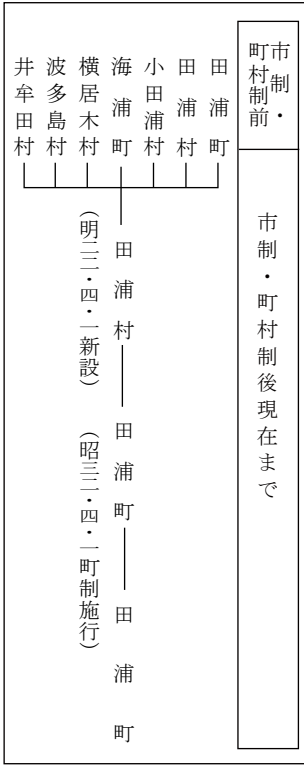
5 合併時の関係町の現況表

区	分	戸数	人口	面積			産業の割合			市町村税納税額(百万円)	前年度予算総額(百万円)
				第一産業(人)	第二産業(人)	第三産業(人)	第一産業(%)	第二産業(%)	第三産業(%)		
芦北町	田浦町	五、四六六	一、八二〇	三二・七六	八〇・六	七・三二	一、〇七二	二、六〇〇	三二・五	一、〇七六	
	芦北町	一、六九三	五、八二四	二〇〇・七二	一、〇五九	二、七一九	四、〇〇七	七、七八五	七、七七五	一、〇七六	
	計	一八、四〇〇	五、八二四	二〇〇・七二	一、〇五九	二、七一九	四、〇〇七	七、七八五	一、〇七六	一、〇七六	
	中学校以上										
	中学校										
	高等学校										
	計										
	第一産業(人)										
	第二産業(人)										
	第三産業(人)										
	計										
	第一産業(%)										
	第二産業(%)										
	第三産業(%)										
	計										

4 昭和以前の合併検討経緯

【旧葦北郡田浦町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



本村は、惣庄屋檜前氏の居住地であり、田浦手永として田浦、二見、日奈久百済木、吉尾を統轄する政治の中心地であった。明治七年（一八七四）、大小区

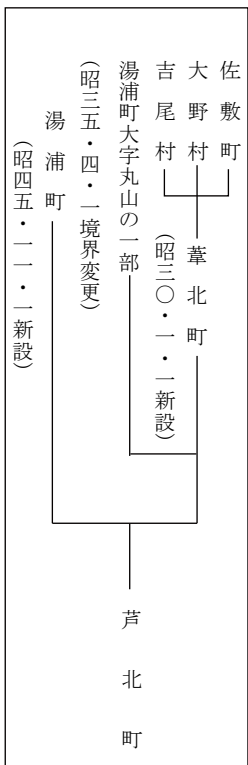
の改正により、浜村町、田浦村、波多島村、大崎村、横居木村、宮浦村、海浦村、小田浦村は第一三大区第六小区に井牟田村は第五小区にそれぞれ編入され、その後、浜村町と大崎村が合併して浜浦町に、小田浦村と宮浦村が合併して小田浦村になり、一二年郡区町村編制法が施行された際、この七か町村で一行政区域とされた。その後浜浦町は田浦町と改称したが、一七年にも行政区域

2 町村合併促進法制定後の経緯

県の合併試案として佐敷町、大野村、吉尾村、湯浦町、田浦村五か町村合併が発表された。当時の村長は町村合併に賛成で、村民に合併の気運を盛り上げるため自ら全村内を説明して回ったが、村民には合併に反対する者が多く、議会においても審議する段階に至らなかった。本村は、当時人口およそ一〇、〇〇〇を有し、県下屈指の大村である一方、南北を赤松太郎峠、佐敷太郎峠によって他町村から隔絶されていたので、合併の気運も一向に盛り上がらなかった。昭和三年（一九五六）九月、県は、当初の合併計画を変更して田浦村を単独村として残すことを決定した。その後、昭和三年四月一日に、町制を施行し田浦町となった

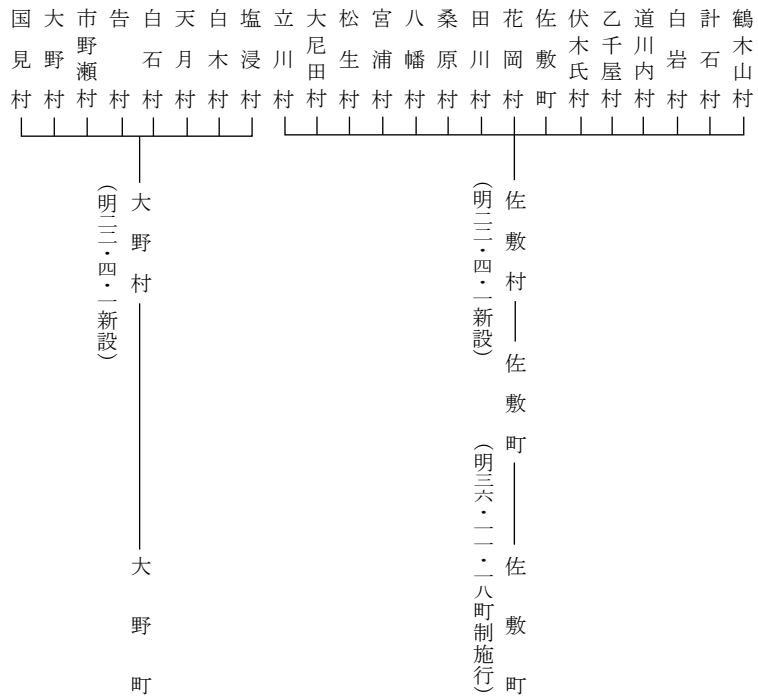
【旧葦北郡芦北町における合併の歴史】

1 戦後の合併経緯と関係町村の沿革

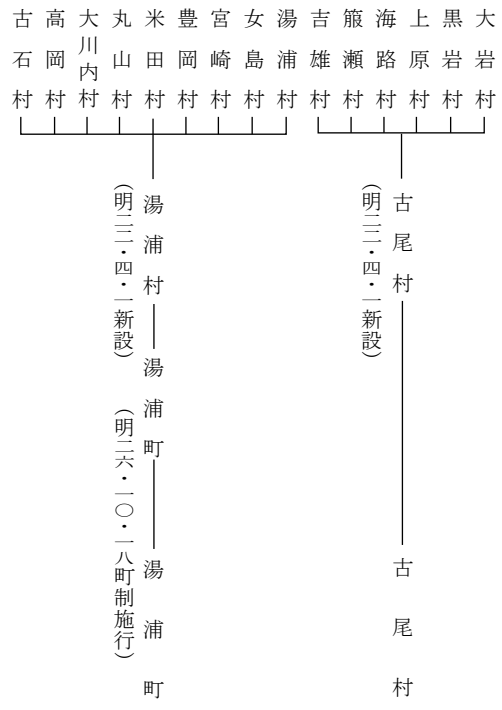


(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・町村制前	市制・町村制後終戦まで	終戦時
---------	-------------	-----



(二) 佐敷町



佐敷は、もと挿木、佐色、狭布、佐職などと書かれていたが、延喜時代は佐色と、その後は佐敷郷、佐敷の荘と称し、旧藩時代には佐敷手永に含まれていた。明治七年（一八七四）の大小区制では、第十三大区に属し、立川村は第六小区、田川村は第八小区、その他の各町村は天月、白木、塩浸、白石の各村とともに第七小区となったが、十二年の郡区町村編制法により田川村を除く全町村が同一行政区域に入った。二十二年の町村制施行に際し、同一戸長役場に入っていた佐敷町など一四か町村に田川村を加えて佐敷村が発足し、三六年一月一八日、町制を施行した。

(一) 大野村

江戸初期には、この地域は、大野手永として独立した一手永であったが、寛文四年（一六六四）吉尾村を田浦手永に入れ、同一三年、大野手永を廃して、大尼田、市野瀬、漆川内、告、才木五か村を佐敷手永に、上久野川、大野、桑沢見三か村を湯浦手永に編入した。明治七年（一八七四）第一三大区に属し、

白木、塩浸、天月、白石の四か村は第七小区に、大野、告、市野瀬、国見の四か村は第八小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行の際、この八か村が一行政区域となり、二二年の町村制施行に伴い大野村となった。

(三) 吉尾村

最初、大野手永に属し、明治維新前は田浦手永に属していた。明治七年（一八七四）後は、第二大区第六小区に入り、田浦村に戸長詰所が置かれていた。一二年、郡区町村編制法施行により大岩、黒岩、上原、海路、吉尾、簸瀬の六か村が一行政区域とされ、二二年の町村制の施行に伴いこの六か村が合併して吉尾村として発足した。

(四) 湯浦町

明治三年（一八七〇）湯浦郷を数区に分け、これに里正を置いたが七年の小区制の改正により第一三区第八小区に属し、湯浦村に戸長が置かれた。七年から九年にかけて村々の合併が進み、三一村が九村にまとまり一二年の郡区町村編制法の施行により丸山、米田、豊岡、高岡、古石、大川内の六か村と田川、宮崎、湯浦、女島、津奈木、千代、福浜、岩城、小津奈木、初野、大迫の一か村がそれぞれ一行政区域となって戸長役場が置かれたが、一七年に女島、湯浦、豊岡、高岡、宮崎、大川内、丸山、古石、米田に、後に佐敷村に属することとなった田川を加えた一〇か村が一行政区域となった。そして二二年に田川村を除く九か村が合併して湯浦村となり、昭和二六年一〇月町制を施行した。

2 町村合併促進法制定後の経緯

(一) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

葦北部の佐敷町など一〇か町村は、住民の生活環境、慣習等の類似性あるいは産業、経済、教育、文化等の関連性から次の三地区に分けることができた。すなわち北部の日奈久町、二見村、百済木村の三か町村地域、中央の田浦村、佐敷町、湯浦町、大野村、吉尾村の五か町村地域、南部の津奈木、久木野両村を水俣市に含めた地域である。昭和二八年（一九五三）十一月に発表された県の合併試案でも田浦、湯浦、佐敷、大野、吉尾の五か町村合併が示された。

この合併試案により、翌二九年当初から中部五か町村合併の協議が行なわれたが、湯浦町は町内事情により一応合併を見合わせる事になった。残り四か町村

は任意の協議会を開いて、合併に関する研究を進め、資料作成に着手した。

しかし、その後田浦村も、住民が村当局の意思に賛成しないため合併を見合わせる事になったが、残る三か町村では合併に対する反対はほとんどなかった。ただ、大野村においては、当初合併に対して住民が賛否両論に分かれ、現状維持を主張する者のほうが多かったが、啓発の結果全面的に賛成するようになった。三か町村においては、その後も住民に対して部落懇談会等を通じて啓発が続けられた結果、合併はいよいよ具体化したので、一月二日に町村合併協議会を設置し、最終的な協議が行なわれた。協議会は、合併により行財政力が当然増大し、将来必ず住民の福祉の増進と地方自治の伸長発展に大きな成果をあげるものとの確信を得て三か町村合併を決定した。

(二) 葦北町・湯浦町の合併

葦北町は面積一三七・四四平方キロメートル、人口一五、六五一一人、昭和三〇年一月一日旧佐敷町・大野村・吉尾村の三か町村が合併して発足した町である。一方湯浦町の面積は六四・〇八平方キロメートル、人口七、九八〇人で合併によって新町の面積及び人口は共に県内町村としては、最も理想的な行政規模となる。古来、両町は人情風俗を同じくし、地理的にも産業、経済、教育、文化等にも同じ生活基盤の上にたち常に一体となって発展してきたのであるが、近年における目覚ましい交通、通信網の発達はいずれの町間の時間的距離をますます短縮し、住民の自治意識の高揚と相まって、行政上における有機的結合が強く要請されるに至った。そこで、両町合併によって一体性を確立し、自治行政の合理的運営によって、行政水準の向上をはかり、もって地域住民の福利増進に努めるため、両町協議のうえ合併に至った。

3 合併条件および協定事項

(一) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

- (一) 合併形式 佐敷町、大野村、吉尾村を合体合併する。
 - (二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日
 - (三) 新町名 町名は「葦北町」とする。
 - (四) 役場および出張所 役場および出張所
- 1 役場は、現佐敷町役場庁舎を充てる。

- 2 大野出張所、吉尾出張所の二つの出張所を置き、大野出張所は大野村役場庁舎を、吉尾出張所は、吉尾村役場庁舎を充てる。
- 3 出張所において、次の事務を行なう。

- ア 戸籍に関する事務
- イ 住民登録に関する事務
- ウ 配給に関する事務
- エ 町税その他納入に関する事務
- オ 諸証明に関する事務
- カ 勧業に関する事務
- キ 地積に関する事務

- (五) 助役の定数 一人とする。
- (六) 議会の議員
 - 1 議員の定数 地方自治法第九一条により定数二六人とする。
 - 2 議員の選挙区

選挙区名	選挙すべき人員	区域
第一選挙区	一三人	佐敷町全域
第二選挙区	七人	大野村全域
第三選挙区	六人	吉尾村全域

(七) 教育委員会の委員

促進法第九条の二を適用し、町村合併の際に係町村の教育委員会の選挙による委員が四人を互選し、昭和三〇年二月三一日迄在任するものとする。

(八) 農業委員会の委員

促進法第九条の三を適用し、町村合併の際に係町村の農業委員会の選挙による委員が一五人を互選し、昭和三〇年二月三一日まで在任するものとする。

(九) 職員の身分取扱い

- 1 三役および教育長を除き、全員を引き継ぐ。
- 2 職員の勤続年数は、継承するよう措置する。

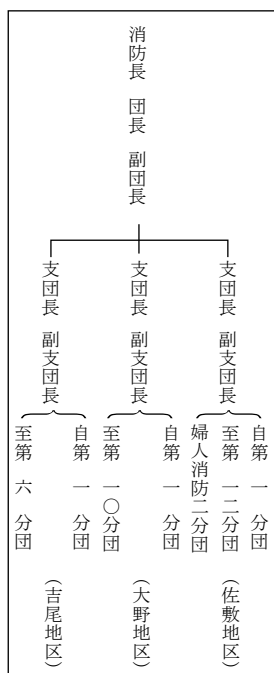
- 3 合併により退職する一般職員の退職手当は、国家公務員の退職手当の例により、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとし、昭和二九年二月末日までに退職を申し出た者の退職金は、各町村で支給するものとする。

- ア 昭和二九年二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二〇〇
- イ 昭和三〇年三月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一八〇
- ウ 昭和三〇年六月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一六〇
- エ 昭和三〇年二月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一三〇
- オ 特別職については、別に考慮するが、原則として各町村において支給する。
- (二〇) 財産および負債

佐敷町、大野村、吉尾村の町村有財産および負債は、すべて新町が継承するものとする。ただし、町村有林で別添付表(省略)のとおり分収率のあるものは、新町にそのままの条件で引き継ぐものとする。

(二一) 消防

- 1 消防団は、統合のうえ次の編成をする。
- 2 消防の組織
 - 団 長 一人
 - 副 団 長 三人(各地区より一人ずつとし支団長を兼務する。)
 - 支 団 長 副団長兼務 副支団長 三人
 - 分 団 長 二十八人(各町村の区域の分団をそのままとし、佐敷町宮浦に一分団新設する。)



- (二二) 青年団の統合 将来統合するよう、あつせんする。
- (二三) 婦人会の統合 将来統合するよう、あつせんする。
- (二四) 国民健康保険組合の統合
 - 国民健康保険事業については、促進法第一八条の規定により、大野村、吉尾村の区域内に引き続き実施し、漸次全町区域に実施するよう措置するものとする。
- (二五) 町税（国民健康保険税を含む）は、促進法第二四条の規定に基づき、昭和二九年度に限り関係町村の条例を適用し、その課税率により賦課徴収する。
- (二六) 新町の大字および小字名は従来のままとする。
- (二) 葦北町・湯浦町の合併
 - (一) 合併の形式 葦北町、湯浦町を合体合併する。
 - (二) 合併の時期 昭和四五年一月一日
 - (三) 新町名 芦北町
 - (四) 新町役場の位置および機構
 - 1 役場は当分の間葦北町役場に置き、将来新町至便の地に新町庁舎を建設する。
 - 2 助役の定数は一人とする。
 - 3 町長部局に企画課、総務課、税務課、町民課、保健課、農林水産課、商工観光課、建設課を置き各課に課長および必要な職員を配置する。
 - 4 議会、教育委員会にそれぞれ事務局を置き選挙管理委員会、農業委員会、その他の機関および施設に必要な職員を配置する。
- (五) 出張所の設置
 - 1 湯浦町役場の位置に湯浦出張所を置き、必要な職員を配置する。
 - 2 大野および吉尾出張所は存置し、所掌事務はそのままとする。
 - 3 出張所の管轄区域は現在の管轄区域とする。
 - 4 湯浦出張所の所掌事務は次のとおりとする。
- イ 戸籍に関する事務
- ロ 住民基本台帳に関する事務
- ハ 主食の配給に関する事務

- 二 町税その他納入に関する事務
- ホ 印鑑に関する事務
- ヘ 諸証明に関する事務
- ト 埋火葬に関する事務
- チ 外国人登録に関する事務
- リ 犯罪人名簿に関する事務
- ヌ 年金の受付に関する事務
- ル その他軽易な事務連絡に関する事務
- (六) 議会議員
 - 1 任期
 - 議会議員の任期は市町村の合併の特例に関する法律第四条の規定（議会議員の在任に関する特例）を適用し、引き続き新町の議会の議員として昭和四六年一〇月三十一日まで在任するものとする。
 - 2 定数 新町議会議員の定数は、次の一般選挙から二六名とする。
 - 3 議会議員の選挙区 選挙区は設けない。
- (七) 農業委員会
 - 1 委員会の数 農業委員会は一つとする。
 - 2 委員の任期
 - 選挙による農業委員の任期は市町村の合併の特例に関する法律第五条の規定（農業委員会の委員の任期等に関する特例）を適用し、引続き新町の農業委員会の選挙による委員として、昭和四六年七月三十一日まで在任するものとする。
 - 3 委員の定数
 - 新町の選挙による農業委員会の委員の定数は、次の一般選挙から一八名とする。
 - 4 委員の選挙区
 - 選挙区は設けない。
- (八) 職員の身分の取扱い
 - 市町村の合併の特例に関する法律第六条の規定に基づき、合併の際一般職の職員は引き続き新町の職員としての身分を保有し、勤務年数もこれを継承

するものとする。

(九) 財産および負債の帰属処分

葦北町、湯浦町の所有する財産および負債は芦北町に引継ぐものとする。

(一〇) 新町条例

新町条例は当分の間原則として葦北町条例および湯浦町条例を適用する。

この場合、同一条例については葦北町条例を適用する。

(一一) 町税の不均一課税 町税の不均一課税は行なわないものとする。

(一二) 消防団の統合

消防団は統合し、消防団の組織構成については再編合理化をはかるものとする。

(一三) 農業団体およびその他各種団体の整備

統合新町の速やかな一本化をはかるため、農業団体および各種団体の整備統合を推進するものとする。

(一四) 新町の長の職務執行者

新町の長の職務執行者は、地方自治法施行令第一条第一項の規定により葦北町長を職務執行者とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
佐敷町	山本 岩男	溝部 四朗	松下 倉喜	本山 大蔵	葉玉次郎吉
大野村	川口 弥一	吉田 正美	緒方 二義	添山 武丸	白坂 伝七
吉尾村	兼丸 哲平	吉尾 建男	浜田 均	和田 二男	熊部十代継
葦北町	吉田富士夫	—	加藤 義範	井上 棟樹	中山 正人
湯浦町	佐藤 秋男	福山 敏	—	竹本 康	内田 正弥

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 佐敷町・大野村・吉尾村の合併

官 公 署	業 態		積 平方料	戸 数	人 口	面 積	区 分			
	の割合	の業態					葦北町			
							都市的 業態	農 業	その他	計
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
二〇	三三、七五	五、五九	八、二七	二、四四	四、八五	二、五〇	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五
一〇	六、三九	三、九四	二、四四	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八
五	四、三七	一、二七	三、〇二	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八	一、八八
五	二、九八	三、五九	二、六六	二、四〇	二、四〇	二、四〇	二、四〇	二、四〇	二、四〇	二、四〇

(二) 葦北町・湯浦町の合併

業態 の割合	業態		面積 平方軒	戸数	人口	区分		
	都市的 業態	その他				合併町村		
						葦北町	湯浦町	合計
農業	農業者	農業者	二〇・五二	五〇五二	三、八二六	一、五四七	七、三五五	三、八二六
工業	工業者	工業者	三、一〇二	三、四二八	一、五九七	一、四七〇	七、三五五	一、五九七
その他	その他	その他	三、七二二	一、六二四	一、五九七	一、四七〇	七、三五五	一、五九七
合計	合計	合計	三、七二二	一、六二四	一、五九七	一、四七〇	七、三五五	一、五九七
その他	その他	その他	三、七二二	一、六二四	一、五九七	一、四七〇	七、三五五	一、五九七

生産額	計	その他	農産	工業	前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校 以上 の学校	
									千円	千円
	四七八六九	一八八〇〇	二五三八〇	四〇〇五九	一	八、六九〇	二、三五五	一、九二五	一	三
	二〇三、八六	六三、〇〇〇	一〇一、二〇〇	三八、三六	一	四、六六	一、五二四	一、四八四	一	一
	一七、七三三	七〇、九〇〇	一〇、四七〇	一、七三	一	二、七二	五、二五	二、二七	一	一
	九、七五〇	五、一〇〇	四、五九〇	一	一	一、七五	二、二六	一、八七	一	一

生産額	計	その他	農産	工業	前年度 予算総額	市町村 税納税額	県税 納税額	国税 納税額	中学校 以上 の学校		官 公 署	計 人
									千円	千円		
	三、五七二、七〇九	一、〇九三、二七	一、二四五、六六七	二、四五六、七	五八、三三七	一、〇〇〇	五、六九〇	五、八〇九	一	四	五、七六	
	二、四九九、二八	六六、九九九	七、六一六七	七〇、一六七	三九、三〇三	七、八三三	四、三七九	四、五六四	一	三	三、七五	
	一、〇七三、五八一	一、二八九、七二	四、九二、八八	一、〇三、七九三	一、八四四、七〇	三、一八七	一、四一七	一、六五六	一	四	一、九四	

津つ
奈な
木ぎ
町まち



(役 場)

一 概 況

葦北郡の西南部に位置する、人口五、〇六一(平成二三年国勢調査)、面積約三
四平方キロメートルの町である。水俣市及び葦北郡芦北町に接し、西は不知火海
を隔てて天草群島と相對している。東は津奈木太郎峠、北の菓草岳、南は矢城山
によって三方を囲まれているが、西の海岸線はリアス式で良港に富んでいる。津
奈木太郎峠に源を發する千代川と矢城山に源を發する染竹川が合流して津奈木川
となり、町の中央部を流れて不知火海に注いでいる。

産業としては、甘夏みかんやデコボンなどの柑橘類の栽培を中心とした農業と
リアス式の海岸線を利用したふぐなどの養殖業や沿岸で獲れた魚の水産加工業な
どが行われている。

交通面では、第三セクターによる肥薩おれんじ鉄道が町の中央を走り、これと
並行して国道三号が走り、国道から分岐して県立自然公園である芦北海岸線を走
る県道がある。

名所旧跡としては、津奈木城趾、千代塚、津奈木太郎峠などがある。町の中央
にあり、麓を川が環流する山嶺が津奈木城趾であり、相良領から加藤清正の領す
るところとなったが、徳川時代に廢されたものらしく、現在は重盤岩のみがその
勇姿を残す。千代塚は、孝養に努めた孝女千代及び戦没者英霊の墓地として、春
は桜、秋は紅葉と四季折々の眺めに富んでいる。津奈木太郎峠は、津奈木町と芦
北町に跨る二七八メートルの峠で、佐敷太郎、赤松太郎とともに、三太郎峠と呼
ばれている。この峠を走る国道肥薩線は国道中最も難所といわれてきたが、昭和
四〇年四月に三太郎トンネルの全線が開通し交通の便は飛躍的に増進した。この
峻険な峠を、関ヶ原の戦では、加藤、鍋島、黒田の連合軍が西軍の島津を討つべ
く、また、西南の役では、薩軍が「新政厚德」の旗の下に踏み越えて行つた。ま
た、徳富蘆花が明治三六年、馬車に揺られてここを通り、「死の蔭」を書いたのは
有名である。

また、「緑と彫刻のある町づくり」で設置された彫刻群、熊本県アートポリス事
業で建設した物産ギャラリーグリーンゲイト、つなぎ温泉「四季彩」などがある。

二 町名の由来

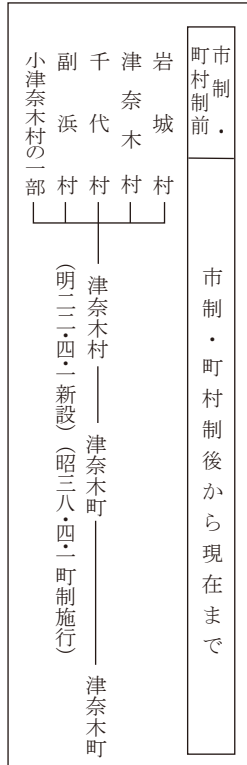
景行天皇が熊襲征伐の折、不知火海を船で通り、本町の大泊に寄港して船を繋
がれたことから、「つなぎ」の名がついたといわれる。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に示された県の合併推進要綱においては、津奈木町については
周辺の水俣市、芦北町及び田浦町との合併パターンが示されたが、津奈木町長や
議会の多数は、住民サービスの低下の懸念等を理由に、合併には慎重姿勢であっ
た。これに対し、津奈木町内では水俣市との法定協議会設置を求める住民発議も
起こったが、住民投票まで進んだ結果、法定協議会設置反対票が上回った。町は
単独町制維持の方針を示し、住民からも特段の動きは無く、合併検討の動きはそ
のまま終息した。(第二編「水俣・芦北地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



慶長年間、加藤氏時代までは、城代を派遣して村の行政を行っていたが寛永
九年(一六三二)に細川氏が肥後に封ぜられると、新たに郷長が置かれた。同一
年には、手永制を布かれ惣庄屋によって支配された。明治維新後、八代県時代
一一七区、一一八区に編成され、明治七年、第一三大区第九小区に編入されたが、

年末に村々の大合併により四村となった。一二年(一八七九)、戸長役場が設けら
れて、津奈木、千代、福浜、岩城の四か村は、田川、湯浦、宮崎、女島、初野、
大迫とともに同一行政区域を形成したが、一七年の戸長役場区域の改正により、
田川、湯浦、女島、宮崎の四か村は一区域となった。二二年、町村制の施行に伴
い岩城、津奈木、千代、福浜および小津奈木の一部が合併して津奈木村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

当初の県合併試案では、本村は、久木野村とともに水俣市編入となっていたが、
当時の人口は基準人口八、〇〇〇人を少し上回っており、また、久木野村は、地
理的条件下問題があるとして、合併への動きはほとんどみられなかった。

久木野村は、その後、昭和三年(一九五六)九月一日、水俣市に編入され
た。津奈木村は、同年九月に決定された県の合併計画変更により単独村とされ、
水俣市編入は立ち消えとなった。

その後、水俣市においては、三四年ごろから再び津奈木村の編入の話がでてき
た。一方、津奈木村においても、三五年末ごろから水俣市との合併の可否が論ぜ
られるようになった。しかし、津奈木村の村内事情、合併後の選挙地盤の問題、
議員の失職問題、水俣市内の政党間の問題、次期の水俣市長選挙にからむ問題等
によりほとんど両市村の話し合いは行なわれなかった。

ところが、三六年六月一日、村長選挙を契機として村内から合併促進の声が強
くあがってきた。このため同年六月一五日に開かれた臨時村議会で、「水俣市合併
問題調査特別委員会」を設け、六月一七日から数回にわたり会議を開くとともに、
県、水俣市等に向いて合併の利害得失について調査を行なった。合併に関して
は、分収林の帰属、漁業権の問題等もあったが、同年七月八日開かれた公聴会で
は、大体的な意見が出された。

賛成派Ⅱ 水俣市との地域的、経済的なつながり、さらには津奈木村の財政
況から考えて合併の方が住民の幸せになる。

慎重派Ⅱ 編入は、水俣市長選挙の対策であり、村民を市長選の巻き添えにし
たくない。双方の財政状況等も研究し、合併すべきであるなら水俣市
長選挙後にしてもよいのではないか。

この公聴会では賛成者の方が多かった。
同年七月七日、水俣市との合併条件協定のため交渉委員が選ばれ、水俣市側と

役場職員の身分引継問題、分取林問題、合併の時期等について交渉がなされたが容易にまとまらなかった。

そして三七年二月、水俣市長選挙も済んだが、合併問題は立消えていった。その後、三八年四月一日、町制を布いて津奈木町となった。

錦にしき

町まち



(役 場)

一 概 況

県南部、球磨盆地の中央に位置する、人口一、〇七五(平成二二年国勢調査)、面積約八五平方キロメートルの町である。東はあさぎり町、北は相良村、西は人吉市、また南は標高一、〇〇〇メートルの九州山脈を境にして宮崎県にそれぞれ接している。大平山などの南部山岳地帯に源を発する高柱川、大谷川、水無川などが北へ流れて、中央部を東から西へ貫流する球磨川に合流している。この球磨川を中に挟んで南北に水田地帯が開け、人家、畑、そして山と続き東北八キロメートル、南北一キロメートルの長方形をなしている。

米をはじめ畜産、梨、桃、メロンなどの果樹、茶など、農業が中心の町であるが、近年は企業誘致も進んでいる。

球磨川に沿ってくま川鉄道が東西に走り、町内には木上、一武、肥後西村の三駅がある。この鉄道とほぼ並行して北を走る県道人吉水上線、南を走る国道二一九号にそれぞれ定期バスが運行されている。

名所旧跡としては、新宮寺、木上城趾、大平溪谷、国指定重要文化財桑原家住宅、剣豪丸目藏人佐の墓などがある。新宮寺は、京都宇治の万福寺の末寺、黄檗宗の寺院で、堂内には多くの聖像が安置されている。木上城趾は、またの名を岩城とも言われ、石灰岩でつくられた高地にあり、東部および南部は断崖絶壁で、南に球磨川、東西に広漠とした平野を望む要害無双の城地であった。この城は、平河氏が治めていたが、後に相良氏の城代の治めるところとなった。

名産品としては、球磨焼酎があり、常圧蒸留酒を量産している蔵元や地元果実を使ったリキュール酒の製造を行っている蔵元がある。

二 町名の由来

昭和の合併時の三か村名を折衷したもので、西村の頭文字の「ニ」、一武村の頭文字の「シ」は数字の始まりで「シ」とも読み、これに木上村の頭文字の「キ」をとって「ニシキ」(錦)とした。

また、三か村が相協力して錦のような美しい村を育てようという願いもこめられている。

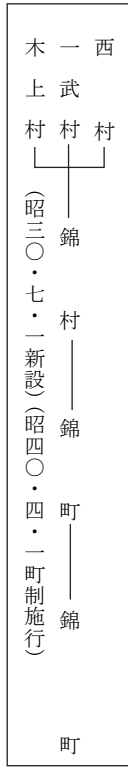
三 平成の合併検討経緯

本地域については、平成二二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉市、相良村、五木村、山江村、球磨村との六市町村の合併パターンが示された。

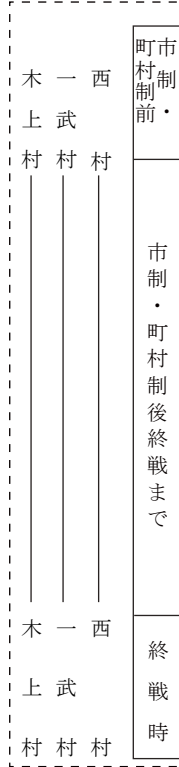
錦町は、平成一四年一二月、この六市町村での任意協議会に参加したが、その後の協議の結果、将来像を語るための具体的資料が出てこなかったなどの理由から、町は法定協議会への不参加を表明した。住民からも特に合併に向けた動きはなく、そのまま合併検討の動きは終息してしまった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 西村

相良家七〇〇年の治下にあった本村は、明治四年(一八七二)の廃藩置県により人吉県に属したが、すぐに八代県に合併され、のち八代県は白川県に編入された。七年の大小区制のもとでは第一四大区第五小区に属した。一二年の郡区町村編制法の施行により、単独で一行政区となったが一七一年、一武村とともに

に一行政区域となった。二二年の町村制施行により再び単独村として村政を行ってきた。

(二) 一武村

一武という名の由来は明らかではないが、武とあるところから寛永年間当地で武をもって名をなした丸目蔵人在居時から呼ばれていたものと思われる。明治四年(一八七二)七月、廃藩置県により人吉県に入ったが、人吉県はすぐ八代県と合併し、さらに八代県は白川県に編入された。七年、西村とともに第一四大区第五小区となった。九年、白川県は熊本県と改称されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、郡役所が人吉に置かれ、本村は単独で戸長役場を設けて一武村となった。しかし、一七年の改正で西村と同一行政区となったが、二二年に再び単独村となった。

(三) 木上村

源頼朝の時代、平河義高が郡中央の要害であった本村の岩城に拠り、中球磨地方を統治していた。頼朝の晩年に至り、相良長頼が新たに球磨の地頭に封ぜられたが、当時人吉城主であった矢瀬主馬祐(平氏)の反抗にあい、義高に応援を求めたので、義高は主馬祐を討ち、相良氏が人吉に入城することとなった。平河氏断絶の後、相良氏は代々重臣を城代として岩城に配して、この地方の統治を容易ならしめ、中球磨の政治、文化の中心となっていた。

明治四年(一八七二)の廃藩置県により、西村、一武村と同様の経過を経て、七年には第一四大区第六小区となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、深田村と同一行政区域となり、その後区域の変更はなかったが、一二年の町村制の施行に伴い、単独村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

西、一武、木上の三か村は、面積、人口その他の点で村勢がほぼ似通っており、村民性や風俗も類似し、また村界を隔て障害となる山、川もなく、あらゆる面で合併の条件はそろっていた。

昭和二八年(一九五三)一二月、促進法の施行に伴ない県が発表した西、一武、木上の三か村の合併試案により合併への動きがあらわれ、今後健全財政の確立を期し、住民の福祉の増進を期待するには、適正規模の町村をつくるべきであると

いう意識が関係各村間に起こり、翌二九年四月一日、関係各村合併懇談会がまず発足し、合併促進の構想について協議が行われた。

また、同年五月には、地区別に合併研究委員会を設け、会合を重ねて基礎資料を作成していった。

一方、各地区では、村長班、助役班の二班に分かれて、二七か所にわたり部落懇談会を行ない、村民の声を聞きながら啓発をはかった。

同年六月には、合併促進協議会を設置し、総務、文化、土木、経済の各分科委員会を設けて、基本財産の問題や、西村西部地区における人吉市合併研究会等による人吉市への合併問題などを解決していった。

この間の関係各村における住民の動きは、次のとおりである。

(一) 西村

当初、三か村合併の線で合併促進を図ったところ、一部に隣接地人吉市との合併を希望する者が、人吉市合併研究会を結成して活発に運動をはじめた。しかし、合併研究委員会や、村長、助役の部落懇談会による啓発の結果、三〇年（一九五五）三月一日に開かれた村民大会では人吉市合併賛成派も人吉市への合併意思をひるがえし、三か村合併で意見の一致をみた。

また、三か村合併についても、基本財産の無条件引き継ぎをめぐって一時難航したが、合併促進協議会で地上権設定を認めることになり、この問題も解決した。

(二) 一武村

当初から三か村合併に対する反対意見はなかったが、基本財産の無条件引き継ぎを西村と木上村が主張したので、村内には合併について異論が起こり、一時合併が困難視される状態となったが、合併促進協議会で数回にわたり協議の結果、地上権設定を認めることにしてこの問題も解決した。

(三) 木上村

合併について世論を喚起し、合併委員会を設けて啓発した結果、大きな問題もなく全面的に三か村合併にまとまっていた。

しかし、大平尾部落は、役場から一一・五キロメートルも離れた飛び地で、宮崎県飯野町に面した東西四キロメートル、南北三キロメートルにわたる森林地帯であるため、大正三年（一九一四）、当地域の所属をめぐって政府と木上村との間に行政訴訟が行なわれ、村の敗訴となった。それ以後、当地域は、木上村の行政

区域ではあるが全部国有地となっており、また住民の全部が宮崎県側から移住したもので、交通は軽軌道による飯野町との連絡がすこぶる便利であるため、戸籍、配給等の事務も飯野町で取り扱われるのははじめ、生活の全般にわたって飯野町に依存しており、ただ選挙だけが昭和二六年（一九五二）以来、木上村住民として行使されているに過ぎなかった。

このような事情から、飯野町では、宮崎県編入委員会を設けて宮崎県編入促進の動きを示したが、果および木上村は、明らかに熊本県である以上、宮崎県編入には絶対反対であるとして応じなかった。

このようにして三か村とも合併に賛意を表わすに至ったので、三〇年に入り、合併促進協議会は、七月一日合併を目標に、新村建設の具体的事項を逐次審議のうえ決定した。六月一日、関係三か村の議会において合併の議決を行ない、七月一日、三か村は合併して新しく錦村として発足した。

その後、四〇年四月一日、町制を施行し錦町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 西村、一武村、木上村を合体合併する。

(二) 合併の時期 昭和三〇年七月一日

(三) 新村名 村名は「錦村」とする。

(四) 役場の位置

役場は、一武村一、五〇二番地（現一武村役場）に置き、昭和三〇年度において庁舎を増築するものとする。

(五) 出張所の位置、職員の定数およびその事務

1 西出張所、西村一、一二五番地（現西村役場）

2 木上出張所、木上村二、三七五番地（現木上村役場）

3 出張所職員各三名、使丁各一名とする。

4 所掌事務

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 村税その他納入に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ その他必要な事務

(六) 助役の定数 一名とする。

(七) 議会議員

1 議員の定数は、地方自治法第九十一条第二項により定数を減少して二人とする。

2 議員の選挙区および定数を左のとおりとする。

第一選挙区 西 村 七名

第二選挙区 一武村 七名

第三選挙区 木上村 七名

(八) 農業委員会委員の任期および定数

農業委員会等に関する法律第三十四条第一項により各村農業委員会を地区委員会とし、昭和三十一年三月三十一日まで存置し、昭和三十一年四月一日、合体するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二を適用せず、新たに選挙するものとする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある関係村の一般職の職員は、引き続き新村の一般職の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取扱に関しは、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当は、村合併後一年以内に退職するものについては、新村普通退職手当額の二倍の額を支給するものとする。

4 特別職の職員の退職手当は、別に考慮するが、原則として各合併関係村において支給するものとする。

(一一) 部落駐在員(部落会長、嘱託駐在書記、駐在員)

合併関係村の部落会長、嘱託駐在書記、駐在員は、「区長」としてこれを存置し、逐次整理統合する。

(一二) 資産および負債の帰属、処分

1 行政財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。

2 基本財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。ただし、山林および土地については、合併後左記のとおり認めるものとする。

ア 山林については、次のとおり地区薪炭村として地上権を設定するものとする。

(ア) 割合

西約一〇〇町歩、一武約三〇〇町歩、木上約一〇〇町歩

(イ) 地上権の存続期間は、五〇年とし、旧村の意思を尊重して期間満了前一年において更新するものとする。

(ウ) 地上権の地代は、一か年につき一〇〇町歩当り五〇〇円以内とし、新村との協議により定めるものとする。

(エ) 地上権の管理および使用については、条件を設け特に左記の事項を規定するものとする。

○ 各地区ごとに管理委員会を置くこと。

○ 新加入者は、その地区の住民に限ること。

○ 加入金および使用料について規定すること。

○ 加入金、使用料、その他の収益は、その地区の管理委員会に交付し、管理費等に充てるものとする。

(オ) 薪炭林以外に針葉樹林の造成をなした場合は、五分林とすること。
イ 土地については、次のとおり認めるものとする。

(ア) 一武村宇踊場二、一九六番の一、同二、一九六番の二の山林のうち一武中学校と畜産会館との間にある開拓地の排水路を境界として、その西部一帯の山林地帯および畜産会館敷地全部は、新村の管理のまま一

武中学校および畜産会の共用にすること。
(イ) 一武村宇雪草、宇浦田、宇清尾および宇尾丸は、一武村畜産会員の採草地とすること。

3 既設の部分林契約は、一武村の規則に準じ新村に移行する。

4 負債(一時借入金を除く)は、全額新村に引き継ぐものとする。

(二三) 新村の大字および小字名

新村の大字名は、西、一武、木上に大字を冠し、小字名は従来のままとする。

(二四) 消防団の統合

- 1 現在の三か村の消防機械器具は、新村に引き継ぐものとする。
- 2 現一武村役場に消防本部を置き、合併関係村の各分団はそのままとする。
- (二五) 村税その他の滞納整理

合併村の村税その他の収入金で収入未済分は、村合併と同時に新村に引き継ぐものとする。

(二六) 国民健康保険

国民健康保険事業は合併と同時に統合し、全区域内に実施するものとする。

(二七) 事業

関係村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(二八) 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の団体

(二九) 村民税の賦課率

村民税は、均一課税とする。

4 合併村の三役と正副議長

村名	村長	助役	収入役	議長	副議長
西村	尾方 等	川嶋 清	尾方 政敏	平野 広喜	金山 幸
一武村	馬場亭 一郎	浅生 利夫	東 七三	上田 芳高	尾里 勝一
木上村	中村 一二	荒木 時宝	宮崎 袈男	税所 静	前田 一美

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農産	鉦工産	会社工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	上の学校	中学校以上	官公署	業態の割合			積	戸数	人口	区分
	計	その他											業態						
													計	その他	農業				
三七八、三四五	四〇三、五〇〇	三〇三、五〇〇	一七、四八〇	一	一〇八、〇二五	一七九、一〇〇	一、四四七	五、一三五	一	三	一三	二、六三三	八七	一、九五三	一、二六七	八四〇・五	二、四五一	一四三、〇四	錦村
一三三、〇〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一	三三、一九〇	六、四四七	六、五四	二、七三〇	一	一	三	四、七三三	五六六	四、九〇	三、七	二九、二〇	八四	五、三三	西村
二二、六八〇	一〇、六〇〇	九、九六〇	二、四八〇	一	四〇、二九五	六、二五七	四〇	一、〇〇〇	一	一	六	三、九四〇	一五	六、六七	四、九	一三、二四	七、七	四、六〇七	一武村
二二、六八〇	一、七〇〇	二、〇九五	一	一	三六、四六〇	五、二〇六	三、八三	一、三〇五	一	一	四	三、九四九	九	七、九五	三、七	三、七一	八、四六	四、四七四	木上村

あさぎり町 ちよう



(役 場)

一 概 況

平成一五年四月一日、上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の合併により、人口一六、六三八(平成二二年国勢調査)、面積約一五九平方キロメートルの「あさぎり町」が誕生した。

本町は、熊本県の南端、人吉盆地のほぼ中央に位置し、東は多良木町、西は錦町、相良村、南は標高一、四一七メートルの白髪岳を主峰として国見岳、小白髪岳などが連なる九州山脈の一部となつて宮崎県と接している。町の北部には北岳山、高山、東部には黒原山などがあり、これらから流れる球磨川本流、支流の免田川、井口川、水無川に沿った形で緩やかな平地が形成されている。

基幹産業である農業では、特産品である米、大豆、メロン、イチゴや、農産物加工品の振興が図られ、「あさぎりブランド」の確立に向けた取組みが進められている。

交通面では、東西にくま川鉄道が走り、中央にあさぎり駅、東に東免田駅、西におかどめ幸福駅がある。鉄道沿いを国道二一九号が並進し、九州自動車道入吉インターチェンジまでを三〇分弱で結ぶ。また町北部には県道四八号線、南部には県道四三号線が走る。

名所旧跡としては、上地区の白髪岳山麓に谷水薬師があり、胎内仏は秘仏とされ、中国から渡来した純金製の古仏と伝えられる。日本七薬師の一つとも言われ、旧正月八日、春秋の彼岸の中日、夏の土用丑の日の祭日には、善男善女の参拝者が多く、これらの日にのみ秘仏像の拝観ができる。また、谷水薬師の入口近くに、上村を領した上村家一族を葬る約七〇基の苔むした五輪塔が建ち並んでいる。免田地区には、昭和一三年二月、才園公会堂建設敷地造成の際、発出された横穴式関室内に副葬されていた遺物は、一五〇〇〜八〇〇年前のものとして推定され、昭和三年に鍍金獣帯鏡、玉類、馬具などが国重要文化財に指定された。岡原地区には、平家の勇将平景清息女の墓と伝えられている板碑があり、その南に「おともの墓」という小さな御堂を祀っている。岡本城址は、戦国時代に岡本の地頭であった相模守頼春の居城の跡である。また、江戸初期に相良家の家老として縦横に敏腕をふるった老臣、相良清兵衛頼兄が、隠居所として構えた館の跡もある。また、宮原観音堂及び厨子は県の重要文化財に指定されている。須恵地区には、藤

原時代の作と言われる木造釈迦如来座像と鎌倉時代の作と言われる木造文珠菩薩騎獅子像、普賢菩薩騎象像を安置した真言宗の平等寺金堂・「釈迦堂」及び阿蘇川上流の林に包まれて二つの滝を有し、この地方で雨の神として信仰されている布水滝がある。深田地区には、高山城趾、毘沙門堂があるが、本尊毘沙門天立像や仁王像は、県の重要文化財に指定されている。

主要施設や観光面では、「薬師温泉ヘルシーランド」や「ふれあい温泉温華乃逢」の天然温泉、物産館やオートキャンプ場が整備された「ビハ公園」、ブランドとして全国的に知られる球磨焼酎の蔵元が五社あり、その豊かな風味を楽しむことが出来る。

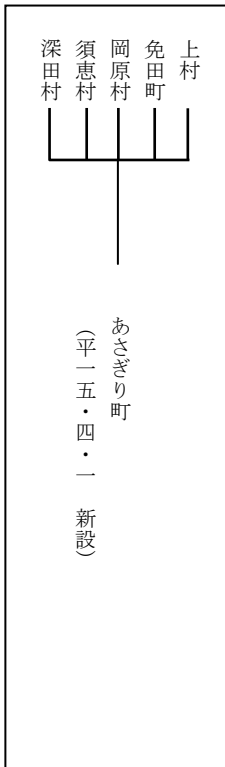
二 町名の由来

「あさぎり」の町名は、住民公募の上、小委員会における選定を経て残った四つの最終候補のひとつであった。他には「五彩町」「五福町」「なかくま町」といった候補が挙げられた。この最終候補についての各町村の意向が合併協議会に持ち寄られ、協議の結果、あさぎり町に決した。

当地域には球磨川の恵みを受けた豊かな自然環境があり、新鮮さや清らかさ、自然を表すイメージで好感が持てることから、この町名に決した大きな理由であった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 球磨郡上村

明治二十八年一月二七日、それまで組合村であった上村と皆越村が合併して上村が新設され、以後、近年まで村制を継続した。南部山岳地帯は宮崎県に接する、面積約九〇平方キロメートルの村である。

(二) 球磨郡免田町

当地域は明治二十二年の町村制施行の際、独立村として免田村と称し、以後、昭和一二年に町制を施行し、近年に至っている。人吉盆地の中央に位置する带状の平坦地で、面積は約一〇平方キロメートルである。

(三) 球磨郡岡原村

明治二十二年に岡本村と宮原村の合併により誕生し、以来近年まで村制を継続した。面積は約二〇平方キロメートルである。

(四) 球磨郡須恵村

当地域は明治二十二年の町村制施行の際、独立村となり、以後、村制を継続し近年に至っている。面積は約一八平方キロメートルである。

(五) 球磨郡深田村

明治二十二年の町村制施行の際に水上村と組合村として発足していたが、二七年分離し、単独村となり、その後、昭和二十八年に一部境界変更を経て以後の村域を形成した。面積は約二二平方キロメートルである。

2 検討の経緯

平成八年一〇月、上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の五か町村の首長レベルで設置された「中球磨地域広域行政懇話会」が発端となり、当地域の合併に向けた気運が醸成されていった。昭和の大合併での県の勧告もあったように、元来地理的、経済的に一体感のある当地域で、地方分権への対応や行財政の効率化を目指した広域的な行政の取組の検討が開始されたものであり、任意協議会、法定協議会における約七年にわたる協議の結果、いわゆる「平成の大合併」の本県における第一号として、平成一五年四月一日、新町「あさぎり町」が誕生した。
(第二編「人吉・球磨地域」参照)

3 合併条件協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一五年四月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、あさぎり町とする。

(四) 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿一九九番地とする。現在の上村・岡原村・須恵村・深田村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。

(五) 財産及び債務の取扱い

1 財産及び債務の取扱いについては(山林の取扱いを除く)

(1) 公有財産(山林を除く)については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(2) 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(3) 共通の基金額については、合併後の推定標準財政規模の最低二〇%を確保する。また、その他の基金額(奨学基金、救護施設基金、土地開発基金等)については、合併時の現有額を持ち寄る。

(4) 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 山林の取扱いについて

(1) 岡原村・須恵村・深田村の所有する山林については、すべて新町に引き継ぐ。なお、関係村が締結している分収林契約についても、新町に引き継ぐものとする。

(2) 上村の所有する山林については、合併時に財産区を設置し財産区管理会を設けて管理運営にあたる。なお、分収林契約については財産区に引き継ぐものとし、当該山林に要した負債については上村が合併前に一括償還するものとする。また、財産区運営のため、合併時に基金を設置することとする。

(六) 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、合併後一年一月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

(七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

新町の農業委員会の委員の定数及び任期については農業委員会等に関する法律に基づき合併の日から五〇日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は二〇名とする。

(八) 地方税の取扱い

五か町村で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

(2) 固定資産税の納期については、須恵村の例による。

(3) 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

(4) 釧産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。

(5) 水利地益税については、設置しないものとする。

(九) 一般職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

(一〇) 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を別紙のとおり定めるものとする(別紙略)。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
上村	湊田 勇一	—	上湊 賢一	溝口 峰男	竹野 保良
免田町	植薄 清重	橋口 棟助	長谷 政勝	尾曲 幸晴	金盛 直記
岡原村	深松文一郎	—	宮原 正孝	城本 勝行	上原 龍一
須恵村	橋口 一臣	—	岩崎 道人	福田 末且	恒松 健男
深田村	宮崎 司郎	—	—	上村 岩利	池田 賢

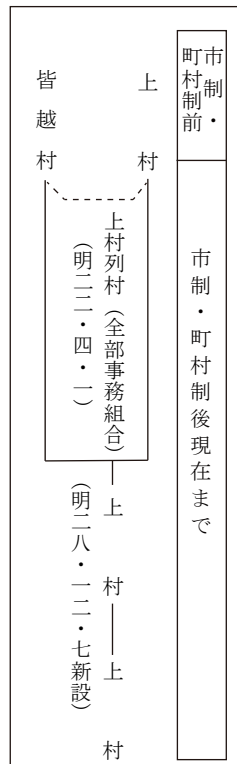
5 合併時の関係町村の現況表

区 分	あさぎり町	合 併 関 係 町 村					
		上村	免田村	岡原村	須恵村	深田村	
人 口 (人)	一八、三三三	五、六〇〇	六、七六六	三、四四六	一、四六六	二、〇〇三	
戸 数 (戸)	五、六〇〇	一、七五三	二、〇〇五	八、六九	三、五	六、六六	
面 積 (㎏)	一、五九、四九	八、九七三	一、〇三三	二、〇二三	一、七九	二、二二五	
業 態							
第一次産業 (人)	二、三三〇	七三	四六	五五	二、四	二、七六	
第二次産業 (人)	二、六三三	八七	九六三	三、九〇	八〇	二、八三	
第三次産業 (人)	四、一五二	一、七二	一、六三四	五、九	三、三	四、三六	
の割合							
計	九、〇二五	二、七二	三、〇三三	一、五〇	七、七五	九、九五	
中学校以上							
中学校	—	—	—	—	—	—	
高等学校	—	—	—	—	—	—	
市町村税納税額 (百万円)	一、二四	三、三〇	四、八一	一、四	六、二	一、〇三	
前年度予算総額 (百万円)	一、五、四六	四、八〇四	三、五〇八	三、四九	一、五二	二、二、四	
生産額							
第一次産業 (百万円)	五、五八	二、五五六	一、二、四九	八、七	四、二	六、七	
第二次産業 (百万円)	一、一、三八	三、八九	四、八五	九、七	四、七	一、〇、二六	
第三次産業 (百万円)	一、六、七五三	七、六九	一、〇、五六五	三、三、三六	一、六、八	三、七、二五	
計 (百万円)	四、三、四九九	一、三、八〇四	一、六、六六五	五、〇、七九	二、五、〇九	五、四、〇	

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧球磨郡上村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



建久九年(一一九八)、相良長頼が人吉の地頭職に補されて、その四男四郎頼村が上村の姓を名乗り、南北朝期頃には上村氏が麓城に拠ってこれを治めた。一四代頼孝に至り、当主に叛いて滅亡し、以降当主自ら当地を治め明治に至った。明治四年(一八七二)、廃藩置県によって、人吉県に属した。同七年の改正大区制のもとにおいては、久米村外五か村とともに第一四大区九小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により、上村、皆越村は同一行政区域となった。同二二年の町村制施行後両村は組合村となつて役場を設けていたが、同二八年合併した。なお、村名の由来は明らかでない。当初は南部高台を上村と称していたが、中世以後、当地域一円の総称となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一月、県は、免田町、岡原村、須恵村、深田村、上村の球磨五か町村の合併試案を発表した。この関係五か町村は、合併を促進するため、昭和二九年六月一〇日、球磨地区合併研究会を設けた。当時から上村においては、関係町村の町村有財産の不均衡という点から合併に反対する動きがみられていたが、同年一二月には、上村合併促進委員が発足した。また、関係五か町村の間では、合併を促進するため、三一年三月二〇日、従来いわゆる「町村合併研究会」から一歩進んで、「町村合併促進協議会」を結成し、関係町村の利害関

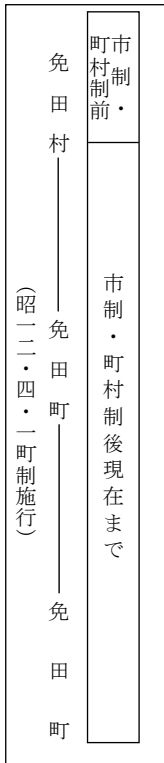
係を調整して、よりよい町を建設しようということになった。

ところが、隣村岡原村において、村有財産の不均衡、多良木町との合併問題などをめぐり、村内に合併賛成派と反対派の感情的対立が生じる等、五か町村合併の動きはなかなか進展しなかった。そして、町村合併促進協議会も、結成後、約七か月目の三一年一〇月七日を最後に、関係町村間の町村有財産をめぐる協議不調等により自然消滅となった。しかし、当地区は、地理的にも経済的にも合併の必要があると考えられ、新市町村建設促進法第二八条の規定による知事の五か町村合併勧告がなされたが、岡原村では合併賛成派と反対派の対立がさらに激化しており、また上村も議会が合併決議をしない等合併に極めて消極的な態度で終始し、できれば独立村として自立したいとの意思がみられた。これは、村有林一、七〇〇ヘクタールを有しているという財政的背景と、湯前、水上の合併の未解決や岡原村の合併反対が当時住民の合併意欲を盛りあげられない一因ともなったようである。

その後、長および議員の選挙を迎えて、合併促進を叫んでいた指導者も合併に対して消極的となり、結局合併は見送られた。

【旧球磨郡免田町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



明治五年（一八七二）九月、戸長が置かれ、旧藩會計局より政事に関する書類の引き継ぎを受けたが、七年の改正大小区制のもとでは、本村は、大畑、西、一武の各村とともに第一四大区第五小区に属することになった。

明治一〇年の西南役を経て、一二年三月免田村は単独で一行政区域となり戸長役場の設立をみるに至った。明治一七年、須恵村とともに免田列村戸長役場のも

とに統治を受けることになったが、二三年、町村制施行の時、独立村となって再び免田村と称した。

昭和一二年四月一日、町村制施行により免田町となった。

なお、町名の由来は詳らかでないが、平河文書によると、南北朝時代、この地には永池村、黒田村、目田村があつて、当時この地域で南北朝の合戦があつたと書いてあり、この合戦を相良家文書には「目田川原の合戦」と記してある。この目田川は、現在の免田川と推定される。また免田家文書によると、室町時代、免田村が記されていて、黒田村はなくなっている。このことから、この時代に目田村と黒田村が統合され「免田村」と称したものと推定される。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）、町村合併促進法の施行にともなう県の合併試案では、免田町、岡原村、上村、須恵村、深田村の中球磨五か町村の合併となつていたので、以後関係各町村間で研究会、懇談会等が度々重ねられた。三一年一月、免田町において関係五か町村長が会合し、合併促進協議会の結成について協議し、一月二七日には町議会全員協議会を開き、県試案どおり合併を実現する運動を起すことを申し合せた。続いて三月三十一日、免田中学校において五か町村合併促進協議会を結成し、四月三〇日に関係五か町村長名をもって町村合併促進法第五条の規定による協議会設置届を知事に提出した。この間、三月一六日には県主催により免田地区五か町村合併についての経過報告と将来の対策について打ち合せ会が開かれ、本町においても本格的な検討の段階に入った。

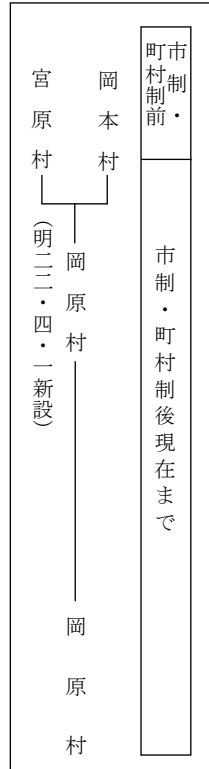
以後数回にわたって協議会の総務委員会が開催されたが、五か町村の最終的な意思統一は困難な様子であった。

免田町においては、合併後地理的にも中心になるので、町の発展は、合併なくして考えられないという意見に基づき、最も積極的に活発な合併促進運動を行なつてきており、特に村内が賛成派と反対派に分かれて態度がきまらず五か町村合併を困難にしている岡原村に対しては、町民ともども賛成派を支援した。しかし、隣村岡原村では合併賛成派と合併反対派の間に感情的対立ができるなど合併の前途は暗さを増していった。このような事情から合併への意思統一は困難となり、町村合併協議会も結成後七か月で自然解散の形となり、以後町村合併に関す

る公式の会議は、事実上決裂した。しかし、当地区は、客観的にも合併の必要があるとして三十二年一月二日、知事の免田地区五か町村合併勧告がなされた。本町では、三十二年五月、知事勧告通りの合併案を出席議員全員で議決したが、結局岡原村、上村における村内の対立抗争はとけず、最終的には岡原村の合併反対により、この中球磨五か町村の合併は達成できなかった。

【旧球磨郡岡原村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



明治四年（一八七二）、廢藩置県により、旧人吉藩は人吉県となり、同年一月、八代県に合併され、さらに六年、八代県は白川県と合併した。七年の大小区制の大改正により、本村は、白川県第一四大区第九小区の一部となった。一二年、郡区町村編制法施行に伴ない、岡本村と宮原村は一行政区域として戸長役場が設けられた。二二年四月、町村制の施行に伴い戸長は村長と改称され、同時に岡本村と宮原村が合併して岡原村となった。この際、両村の名を一字づつとって「岡原村」とした。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）一月、熊本県町村合併基準が示され、同四月には町村合併基準調査が実施されたが、球磨郡においても同六月二日に球磨郡町村合併基準委員会が発足し、地域的な調整、懇談会等を重ねた。

同年一〇月、町村合併促進法の施行に伴ない、県は、免田町、岡原村、上村、

須恵村、深田村の中球磨五か町村の合併試案を発表した。

関係各町村ともこの試案に基づき、研究会、懇談会等を重ねるとともに、二九年六月一〇日、中球磨地区五か町村の合併を進めるため中球磨地区合併研究会を発足させ、研究会等を重ねたが、当時から町村間における財産の不均衡をめぐって町村内部または関係町村間において合併の難航を予想させる問題が漸次表面化してきた。

三十一年一月、関係五か町村長は免田町に会合して、合併促進協議会の結成について打ち合わせを行ない、同月一三日、関係町村の利害調整ならびに意思統一を目的とする五か町村合併促進協議会を結成し、四月三〇日、関係町村長名をもって協議会の設置を知事に届け出た。

しかし、従来から村内問題で村民間に対立的空気があった本村は、合併問題をめぐり村長の率いる合併反対派と農協長の率いる合併賛成派に分かれたため、村内は賛否両論が正面から対立する状態となり、村民相互間の感情的対立が次第に表面化していった。

県は、この事態收拾のため指導者層に対する個別説得および地域住民との座談会等を開催するとともに、数回にわたって各団体等の有識者の啓発を行なう等、正常な合併気運の育成に努力を続けたが、村内の実情はなお好転することなく、両派の間には解け難い感情的な溝ができていった。このような村内事情に加え、合併促進協議会も町村有財産をめぐる協議不調等から、三十一年一〇月七日の会議以後は、自然解消の破目に陥り、五か町村合併は困難となってきた。

しかし、地理的にも経済的にも当地区は合併条件を備えていたので、翌三十二年一月一二日に至り、新市町村建設促進法第二八条の規定に基づく知事の中球磨地区五か町村に対する合併勧告がなされた。県は、特に合併反対の強い本村に対しては、村民に直接説得を行なうとともに、村内指導者にも協力を懇請し各方面に働きかけた。

しかし、村内における賛成派と反対派の対立は激化する一方で、しかも、合併賛成派の増加の傾向を察知した合併反対派は、村内における反対派優位の地盤確保と題して、一月二〇日、村民有権者による合併賛否の任意投票を行なった。その結果は、合併反対一、〇二四票、合併賛成八八八票で反対派が多数を占め、ますます本村の合併促進は困難となった。

この住民投票の結果が判明した後、一月二三日、臨時村議会を開き、村としての正式態度について協議した結果、合併賛成六人、合併反対九人、保留一人で、中球磨地区五か町村合併には反対する旨を決議した。

また、知事の勧告を受けた他の町村においては、五月に免田町、六月に深田村、七月に須恵村がそれぞれ議会で合併賛成の議決を行なったが、上村は依然町村間の財産の不均衡をめぐって合併への消極的態度を捨てていなかった。

一方、本村における合併反対派は、早くから賛成派の牙城である農協の二分を策していたが、一〇月二六日、ついに岡原中央農協（組合員数二七一一名）を設立したため、村内には従来の岡原農協（組合員数七五六名）と二つの農協が共存することとなった。

また、かねてから合併反対派に農協分立の気運があることを察知していた合併賛成派は、議会展散請求をおこし、三三年三月、村議会展散の住民投票を行なうこととなった。

住民投票の結果は、解散反対（合併反対派）九九四票、解散賛成（合併賛成派）九八五票、その差九票の僅差をもって村議会展散は不成立となった。

その間、合併反対派は、隣接多良木町との合併を隠密裡に進め、三二年一月一日、本村と多良木町との合併賛成の議員同志が突然両町村議会を召集して、それぞれ両町村の合併議決を行なったが、多良木町との合併については、以後さしたる動きはみられなかった。

また、合併賛成派は、三二年六月以来村長解職の署名運動を続けてきたが、八月に本村選挙管理委員会は、提出された署名簿を審査した結果、署名総数七九七、有効六七一、無効一〇八で、リコール成立に必要な有権者総数二、〇八一人の三分の一に達しないとしてその旨告示した。しかし、賛成派は、その審査結果を不服として熊本地方裁判所に署名無効取消請求訴訟を提起した結果、同地裁は二月二四日、さきに本村選挙管理委員会が無効と認定した一〇八人の署名のうち五二が有効である旨判決した。

ところが今度は、合併反対派がこれを不服として最高裁まで上告し、両派は泥沼の抗争をつづけていった。しかし、反対派からなされた最高裁判所の上告審の判決が翌三三年八月一日になされ、上告棄却となった合併賛成派の村長解職請求が確定し、村長は、八月一九日自発的に辞職した。

この村長辞任により、八月三十一日、村長選挙が執行されることとなったが、一九日に辞任した合併反対派の前村長は再び立候補し、合併賛成派の農協長と争うこととなった。この村長選挙執行の結果、

当選 合併反対派 前村長 一〇八九票
合併賛成派 農協長 一〇四四票
(次)

その差四五票で前村長が再選された。この選挙についても、合併賛成派は、選挙期日の告示の時間、不在者投票証明事由、選挙人資格等について疑義があるとして村選挙管理委員会に異議の申出をしたが、同委員会が却下したため、一月四日に県選挙管理委員会に対し村長選挙無効の訴願を行なった。しかし、翌三四年二月二三日に至りこれを取り下げたので一応この争いもおさまった。

結局、町村合併をめぐって長い間村内は二分され争われてきたのであるが、反対派の反対理由は村有林九〇〇ヘクタールを持ち財政的にも富裕で、独立村として将来に不安はなく、わざわざ合併する理由はないということであった。これが村民の過半数の意見であり、このような経緯を経て合併は見送られた。

【旧球磨郡須恵村における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



明治四年（一八七二）の廃藩置県により人吉県に属した。のち人吉県は八代県に、さらに八代県は白川県に合併され、七年の大小区制の改正により黒肥地、多良木と共に白川県第一四大区、第八小区となった。十二年、郡区町村編制法の施行に伴ない須恵村は一村で一行政区をなし、字堂園に役場を設け、須恵村戸長役場と称して村政を行なっていたが、一七年には免田町と行政区を同じくし、

同一の戸長役場を設けた。二二年、町村制の実施と共に、免田村と分離して須恵村となった。

相良長頼当時（一一九八）、球磨郡は白間荘、須恵荘、永吉荘の三か荘に分かれていた。そのうち須恵荘は、今でいう須恵村、免田町、上村、錦町にわたる大村であった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年（一九五三）県の合併試案として須恵村、岡原村、上村、深田村、免田町の五か町村合併案が示された。これに伴ない二九年五月七日、須恵村公民館に村議会議員をはじめ各団体役員代表者約一〇〇名を集めて、第一回町村合併懇談会が県の主催で開催されたところ、代表者約半数が隣村多良木町との合併を強く打ち出したため、県試案として示された五か町村合併の進展はみられなかった。また、同月一七日、深田村から議会代表者が来村し、村議会全員協議会を開いて、深田村代表者と懇談したが、中球磨五か町村合併については賛否両論が対立し、ここでも結論を出すには至らなかった。

九月一日、免田町において、中球磨五か町村の町村合併に関する第一回協議会が、一〇月八日には同じく第二回協議会が開催された。本村においては、一〇月二三日、第二回須恵村町村合併懇談会が開かれたが、第一回同様結論がでず、十一月二八日の第三回合併懇談会でも、浜の上、屯所、諏訪原、阿蘇、平山、竹原、中島部落等が強力で多良木町との合併を主張したため、中球磨五か町村合併への意見はまとまらず、一二月二九日の第五回懇談会でも同様で、以後は分村合併について研究がなされることとなった。翌三〇年一月三〇日、臨時議会が召集され、町村合併について熱心な討論が行われたが、結局議会自体が混乱に陥り、結論が得られないまま散会となった。

その後、研究会等を重ね、同年九月一八日、中球磨五か町村合併促進協議会規約および委員選出について臨時議会を召集した結果、本村は、条件を付して協議会の委員を選出することとした。すなわち条件は、

一、須恵村は、免田地区に持ち出した新町村建設計画と同条件を多良木地区に持ち出して比較検討する。

二、多良木地区合併に対する研究委員は、免田地区合併に対して選出した一六

名の委員をもってあてる。

三、多良木地区合併研究は、免田地区合併促進建設計画の樹立と同時に進行するものとする。

このような経過を経て、翌三一年三月三十一日、五か町村合併促進協議会が発足し、四月、関係五か町村長名をもって町村合併促進法第五条に基づき協議会設置届を知事に提出した。

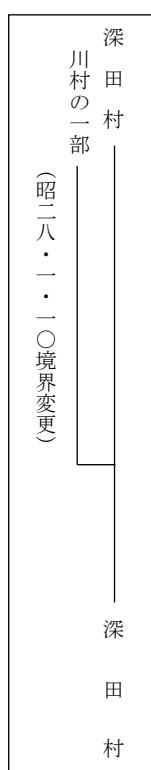
以後、数回にわたって協議会を開催したが、上村、岡原村の意見と他の関係町村の意見が一致せず、協議会は、同年一〇月二日を最後に自然解散の形となった。ところが、翌三二年一月二二日、知事による中球磨五か町村の合併勧告がなされた。

本村においては、依然、免田地区合併派と多良木地区合併派との意見の統一がみられなかったが、分村合併の研究、その他事情検討の結果、多良木地区に分村合併することは容易でないとの結論を得、結局、多良木町との分村合併派も従来

の態度を改め、五か町村全体の合併を条件として賛成の態度をとるようになった。同年七月二一日、村議会は出席議員全員により知事勧告どおり合併案を議決したが、隣村岡原村における合併賛成派、反対派の争いは続き、最終的には岡原村の合併反対、上村の態度保留等により、この地区の合併は達成されなかった。

【旧球磨郡深田村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)

市制・ 町村制前	市制・町村制後現在まで
-------------	-------------

深田村

深田村

相良氏七〇〇年間、その政治の下に在った。明治七年の改正大小区制のもとにおいては、第一四大区第六小区に属した。二年の郡区町村編制法の施行により、大小区制が廃止されて戸長役場が設けられると、木上村と同一行政区域として統治された。二二年の市制町村制の施行により、木上村と組合村として発足していたが、二七年に分離し、深田村は単独村となり、以後終戦まで行政区域に変更はなかった。

なお、村名の由来は不明であるが、本村の地勢および地形等により選定されたものと思われる。また、いつ頃から「深田」と称されてきたかも明らかでないが、明治初期には「深田村」と称されていた。

2 町村合併促進法制定後の経緯

戦後、本村と川村の隣接地に開拓団が入り、開拓部落を形成した。この部落は、境界をはさんで両村に拡がっていたため、両村は行政事務の取扱いその他の関係でいづれかに編入する方が適当であるという結論に達し、昭和二七年七月一日、境界変更により川村の開拓部落一帯を本村に編入することを知事に申請し、翌年一月から施行された。

促進法の制定に伴ない昭和二八年(一九五三)十一月、県の合併試案として、深田村、免田町、上村、須恵村、岡原村の五か町村合併案が発表された。関係各町村で研究会、懇談会を重ね、三一年一月二〇日には関係五か町村長が免田町に会合し、合併促進協議会結成について協議した。また、同月二七日、村議会は、議会全員協議会を開いて具試案どおり合併を実現する運動を起すことを申し合わせた。同月三十一日、免田中学校において五か町村合併促進協議会を結成し、関係各町村は、本格的に合併問題と取り組むこととなった。三月一日、県主催により、免田地区合併についての経過報告および将来の対策等の打合せ会が開催され、以後各部落において、座談会、研究会を重ねたが、結論を出すまでには至らなかった。

四月に入り、関係五か町村長名をもって促進法第五条の規定による協議会設置届を知事に提出し、数回にわたり協議会の総務委員会が開催されたが、各町村の意見の一致をみなかった。本村は、早急に合併すべしという意見を出したが、岡原村、上村は、財産区運営について不満を表わし、合併反対意見の方が強かった。このような事情から協議会は行きづまり、三一年一〇月二日の会議を最後として、協議会は自然解散の形となった。

三二年一月二日に至り、知事による免田地区五か町村合併についての勧告がなされた。本村は、知事の合併勧告を受入れ、同年六月に合併議案を議会で可決し、免田町、須恵村と相協力して合併の早期実現を計ったが、隣村岡原村における合併賛成派と反対派の対立抗争は解けず、結局、岡原村の合併反対、上村の態度保留により、五か町村合併は見送られることとなった。

なお、本村の住民は最後まで勧告通りの五か町村合併を期待しており、なかには免田町、須恵村との三か町村による段階的合併をしようという意見もあったが、合併は実現しなかった。

多良木町



(役 場)

一 概 況

熊本県の東南部、球磨郡の東部に位置し、東は球磨郡水上村、湯前町及び宮崎県西米良村に、南西部は広く球磨郡あさぎり町に、南は宮崎県小林市に、北は球磨郡相良村及び五木村にそれぞれ接した、人口一〇、五五四（平成二二年国勢調査）、面積約一六六平方キロメートルの県境の町である。

総面積の約八〇パーセントが森林である。北部と南部地域は広大な森林で覆われており北部台地は主に畑地帯を形成している。中央部地帯は平坦地で球磨盆地の一部を占めて、整備された水田地帯をなしている。

球磨川が町のほぼ中央を東から西に貫流し、川に沿って北岸を人吉から宮崎に通じる主要地方道人吉水上線、その南岸をくま川鉄道湯前線、熊本・宮崎を結ぶ国道二一九号が並行。南部山麓に主要地方道錦湯前線が走っている。

農林業では、水稲、メロン、たばこ、野菜、落葉果樹、花き、畜産等の農産物や、杉、檜、椎茸などの林産物が基幹作物となっている。

名所旧跡、文化財等も多く、相良頼宗が祖父頼景の廟として永仁三年（一二九五）に建立した青蓮寺阿弥陀堂、弥陀三尊、応永二三年（一四一六）相良頼久の建立と伝えられる王宮神社楼門、室町時代の建立とみられる長蓮寺薬師堂及び薬師如来像、平安時代の彫刻とみられる栖山千手観音菩薩像及び脇侍像、その他貴重な資料なども多く保存されている。

近年、町内に物産館、温泉センター、ブルートレインを活用した簡易宿泊施設（都市農山村交流促進施設）なども整備され、観光客や地域住民が訪れている。

二 町名の由来

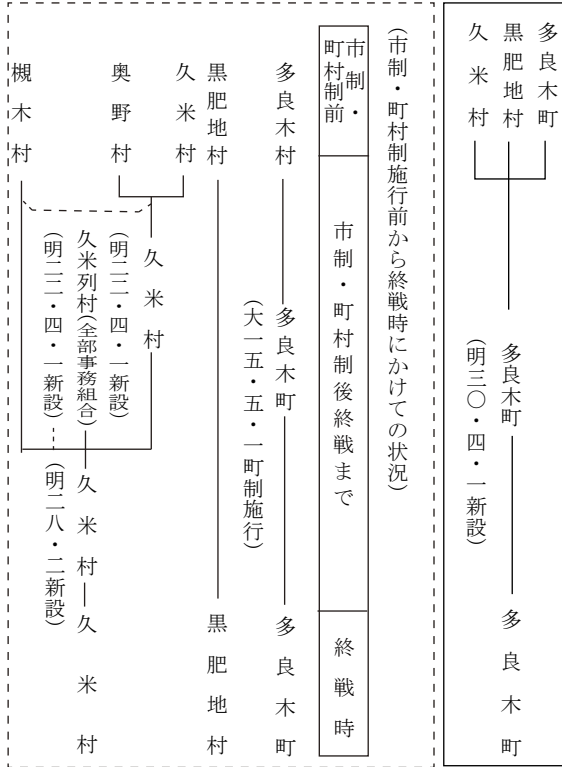
奈良時代の頃には、この一帯は東村郷の一部をなしていた。その後、鎌倉時代になって源頼朝が相良頼景に多良木荘を与えたことから多良木、黒肥地は多良木村と称されるようになった。このような歴史的由緒があり、かつ旧多良木町が合併後の中心地であるところから、新町名を「多良木町」とした。

三 平成の合併検討経緯

平成二二年三月の県市町村合併推進要綱においては、多良木町、湯前町、水上村の三町村の合併パターンが示され、この三町での合併任意協議会が平成一五年二月に立ち上がった。多良木町においては、町執行部、議会共に法定協議会移行に賛成で、住民アンケートの結果も法定協議会設置に批判的な意見は少なかったが、水上村、湯前町との足並みが揃わず、三町村の任意協議会は解散してしまい、その後は多良木町と周辺町村との合併協議が具体化することは無かった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 多良木町

本町は、相良七〇〇年の藩政の下にあったが、明治四年(一八七一)の廢藩置県により相良藩は人吉県となった。同年一月、人吉県は八代県に合併され、六年一月、八代県はさらに白川県に合併された。六年の大小区制の改正により、黒肥地、須恵両村とともに第一四大区第八小区に入ったが、一二年の郡区町村編制法の施行に伴ない、多良木村は独立し、二二年の町村制の施行に際しても独立村として残り、大正一五年(一九二六)、町制を施行して多良木町となった。

(二) 黒肥地村

本村は、多良木町と同様の変遷を経て、七年の大小区制の改正により、多良木、須恵両村とともに第一四大区第八小区に入ったが、一二年の郡区町村編制法の施行により、単独の戸長役場が置かれた。同年二月、岩野、江代の両村と同一行政区域をなしたが、二二年の町村制の施行に際して黒肥地村は単独村となった。

(三) 久米村

本村の地域は、多良木その他の町村とともに久米郷として同一行政区域をなしたが、久米村は、この久米郷の中心地であった。相良藩政時代に幸野溝が開さくされ、新田が開発された東方村と名づけられたが、寛政一一年(一七九九)に、藩は、あらためて村境を定め、東方村を久米、湯前、多良木の三か村に分割、併合した。明治四年(一八七一)の廢藩置県により人吉県が置かれた時には、久米村は、奥野村、槻木村と一行政区をなしていたが、七年の改正大小区制のもとでは、本村は、奥野、槻木、皆越、岡本、宮原の各村とともに第一四大区第九小区に属した。一二年、郡区町村編制法の施行により再び久米、奥野、槻木の三か村で一行政区となり、久米村戸長役場を置いた。二二年、町村制の施行の際に、久米、奥野は合併し久米村となり、槻木村と組合を構成したが、二八年に久米村と槻木村を合して久米村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

多良木、黒肥地、久米の三か町村は、人情、社会慣習等歴史的、社会的、経済的に同一生活圈にあった。昭和二八年(一九五三)当初から多良木町、黒肥地村では町村財政の合理化をはかるため組合立中学校の設置が具体化しつつあったが

たまたま同年一〇月に町村合併促進法が施行されたのに伴ない、この問題も一時たなあげされることになった。

一方、県が多良木町、黒肥地村、久米村の合併試案を発表したので、関係三か町村では町村当局、議会および学識経験者等の間で、合併の是非が論ぜられ、また、これらの人達を中心となって部落ごとの座談会等も開かれた。座談会では、主に財産問題や税金問題が最大関心事として論議された。

その後、翌二九年八月ごろから、関係三か町村において合併に関する具体的な協議が進められるとともに、合併に対する研究と資料作成に着手した。この結果、健全財政の確立と住民の福祉の増進を期するには、適正規模の町村をつくるべきであるという意識が三か町村全般に起こり、同年一月一日、多良木町、黒肥地村、久米村合併促進協議会が設立されるに至った。こうして合併への動きは本格化し、新町建設計画の策定その他合併に関する協議、町村合併促進についての啓発宣伝を行なうこととなった。

合併促進協議会は、総務、文化、土木、経済の四分科委員会をつくり、各委員会に關係町村からそれぞれ四人の委員を選出し、最大の問題である資産、負債および税その他の問題について、各委員会ごとに協議を重ねていった。

なお、この間、黒肥地村と久米村では、一部に現状維持を主張し、合併に反対する者もあつたが、合併促進協議会等による啓発の結果、両村とも全面的に合併に賛意を表するに至った。

このようにして合併促進協議会は、三〇年四月一日に合併を目標に、新町建設の具体的事項を決定し、翌三〇年三月一日と二日に關係各町村の議会において、合併の議決をした。

このようにして同年四月一日、多良木町、黒肥地村および久米村は合併し、新多良木町の発足をみたのであるが、その後中球磨五か町村（岡原村、上村、深田村、須恵村、免田町）合併問題で紛糾していた岡原村との再合併問題が一部で進められ、三二年一月、多良木町議会議員と岡原村議会議員のうち、多良木町、岡原村の合併を策する議員同志が相謀り、突然両町村議会を招集して、それぞれ両町村の合併議決を行なった。

そこで県は、この問題を重視して、町村合併の円満な進展を期するため、多良木町長に対して中球磨五か町村合併の趣旨を説明し、多良木町の協力を要望した。

この後もしばらくは多良木町、岡原村合併促進協議会等があつて活動していたが、以後大きな動きはみられなかった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 多良木町、黒肥地村、久米村を合体合併する。
- (二) 合併の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新町名 町名は「多良木町」とする。
- (四) 役場の位置 多良木町一、六一〇番地（現多良木町役場）に置き、昭和三〇年度において隣接地を買収し、庁舎を増築するものとする。
- (五) 出張所の位置、職員の定数およびその事務
 - 1 黒肥地出張所
 - 2 黒肥地村大字茂原（現黒肥地村役場庁舎）
 - 3 久米出張所
 - 4 久米村大字久米（現久米村役場庁舎）
 - 5 槻木出張所
 - 6 久米村大字槻木
 - 7 出張所職員は、黒肥地、久米両出張所は各二人、槻木出張所は一人とし、使丁は、黒肥地、久米両出張所に各一人とする。
 - 8 所掌事務
 - イ 戸籍および住民登録に関する事務
 - ロ 諸証明に関する事務
 - ハ 町税その他納入に関する事務
 - ニ その他必要な事務
 - 9 助役の定数 一人とする。
 - (六) 議会の議員
 - 1 議員の定数は、地方自治法第九一条により二六人とする。
 - 2 議員の選挙区および定数は、次のとおりとする。ただし、この選挙区は合併後最初の選挙に限るものとする。
 - 第一選挙区 多良木町 一〇人

第二選挙区 黒肥地村 八人

第三選挙区 久米村 八人

(八) 農業委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、選挙による委員の定数は二四人とし、昭和三十一年三月三十一日まで在任するものとする

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二を適用し、町村合併の際、関係町村の教育委員会の選挙による委員が四人を互選し、昭和三十一年三月三十一日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱い

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は引き続き新町の一般職の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

1 一般職の職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その他身分取扱いに関しては一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

2 一般職の職員の退職手当は、町村合併後一年以内に退職するものについては新町の普通退職手当額の二倍の額を支給するものとする。

3 特別職の職員の退職手当は、別に考慮するが、原則として各合併関係町村において支給するものとする。

(一一) 部落駐在員(区長)

合併関係町村の駐在員(区長)は、区長としてこれを存置し、逐次統合整理をする。

(一二) 資産および負債の帰属処分

1 行政財産は、いっさい新町に引き継ぐものとする。

2 一般基本財産中山林については、合併後黒肥地村および久米村は次の割合によりそれぞれ財産区を設け、その他はいっさい新町に引き継ぐものとする。

黒肥地村 山林面積(施業案面積)の約三分の一

久米村 山林面積(施業案面積)の約三分の一

3 特殊基本財産は、いっさい新町に引き継ぐものとする。

4 負債(一時借入金を除く。)は、全額新町に引き継ぐものとする。

(一三) 町村税その他滞納整理

合併関係町村税その他の収入金で収入未済分は、合併と同時に新町に引き継ぐものとする。

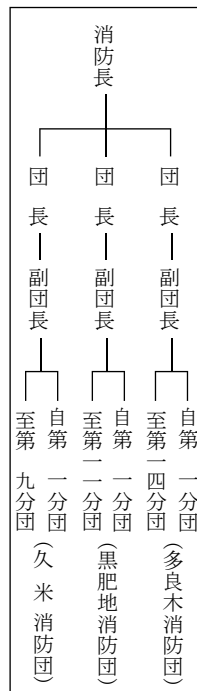
(一四) 新町の大字および小字名

新町の大字および小字名は、多良木町、黒肥地村に大字を冠し、その他は従来のままとする。

(一五) 消防団の統合

1 現在の三か町村の消防機械器具は、新町に引き継ぐものとする。

2 現多良木町に消防本部を置き、各町村に分団を設置する。ただし、一年後において一本化する。



(一六) 国民健康保険

国民健康保険事業は、合併と同時に統合し、全区域に実施するものとする。

(一七) 各種事業

関係町村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一八) 次の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、森林組合、商工会、青年団、婦人会、その他

(一九) 町税の賦課率 均一課税とする。

4 合併時の三役と正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
多良木町	浅田 正	山崎谷五郎	松本 魁	篠原寅次郎	木下 秋市
黒肥地村	本田 岩見	村岡伊之雄	大山田 休	魚住 健藏	森田 倉藏
久米村	宮原 林助	那須 忠市	北崎 澄義	高橋 勇	宮原 哲夫

5 合併時の関係町村の現況表

上の学校 中学校以 高等学校	中学校 高等学校	官 公 署	業 態 の 割 合							面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分
			の 業 態			都 市 的 業 態							
			計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人	商 工 業 人	そ の 他 人	そ の 他 人				
一	四	一五	一六九九	八六八〇	八三三九	二、三三三	一、三六五	一、三五〇	一九、三三三	多良木町			
一	一	八	七二〇〇	四九三七	二、三四三	一、五〇〇	九四九	二七・九〇	八八〇〇	多良木町			
一	一	三	四九九八	二八六八	二、三三〇	三、五一一	二、五〇〇	三六・〇〇	五三〇九	黒肥地村			
一	二	四	四七二	八七五	三、八四六	三、三三三	一、六七	一〇・七〇	五〇四三	久米村			

生産額	生 産 額			会 社、工 場、事 業 場 (資本金五百万円以上)	前 年 度 予 算 総 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	県 税 納 税 額 千 円	国 税 納 税 額 千 円
	計 千 円	そ の 他 千 円	農 産 千 円					
計	四九、七四〇	一〇七、五二八	二七、八八七	三、三五五	一〇、二七六	三、四五二	九、九〇三	二、七三三
計	三三、三三三	八八、九五二	一〇〇、〇六七	三、三五五	五、二六七	一、六八〇	八、四八〇	一、六〇三
計	一〇七、八七	一八、五六七	八九、二六〇	一	二、三四九	七、五四二	八〇	二、七三七
計	八九、五四〇	一	八九、五四〇	一	二、七六五	七、〇二一	六三	二、九三三

湯ゆの

前まえ

町まち



(役 場)

一 概 況

球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県児湯郡西米良村と九州山脈で界し、西及び南は球磨郡多良木町、北は球磨川を挟んで球磨郡水上村に接している。

人口四、三七五（平成二二年国勢調査）、面積約四八平方キロメートル。三〇〇メートルの等高線を境にして平野部と山間部に大きく二分され、標高三〇〇メートル以上の地域は勾配が一〇度〜三〇度あり、総面積の約八割を占めている。平野部は総面積の割で、急傾斜地から発達した台地と球磨川畔から広がる低地である。

産業は、農林業が主体で、米を中心として畜産、イチゴ、メロン等施設園芸などを組み合わせた複合経営や木材を中心とした林産物生産経営である。

交通は、基幹道路として国道二一九号が中央部を東西に走り、国道三八八号も中央より北に走っており、これらの国道を軸として県道が隣接町村を結んでいる。また、くま川鉄道が人吉市と湯前町間を結んでいる。

名所には、「どっこい祭り」で知られる里宮神社、旧跡では国指定の重要文化財「城泉寺」をはじめ、宝陀寺、八勝寺、御大師堂、普門寺など数多く点在している。また、ゆのまえ温泉「湯楽里」、湯前まんが美術館、レールウイング、グリーンパレスなどを整備し、ゆのまえ漫画フェスタや潮おっばい祭などの各種イベントを開催している。

名産品としては球磨焼酎があり、町内に二つの蔵元がある。地元野菜を中心に作る野菜の味噌漬「市房漬」にもこの焼酎が使われている。

二 町名の由来

町名の由来は詳らかでないが、隣村に水上村湯山地区（温泉が湧出）があり、その地区の前に位置することから湯山の前、湯前と呼ばれるようになったとの説もある。

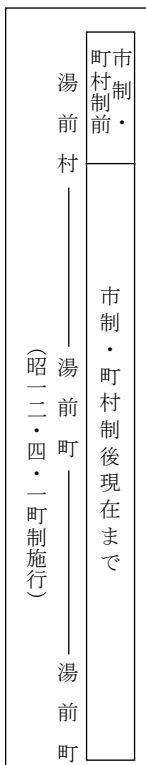
三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月の県市町村合併推進要綱においては、多良木町、湯前町、水上村の三町村の合併パターンが示され、この三町での合併検討のための任意協議会が平成一五年二月に立ち上がった。各町村では、同年六月末までに法定協議会移行について検討することとされ、湯前町においては、住民、議会とも法定協議会設置には概ね賛成の立場であったが、議会では、あくまでも三町村の足並みは揃えるべきだとの留保がなされた。このため、水上村が法定協議会移行に反対を示した際、湯前町も法定協議会移行は出来ないとした。

これにより、三町村の任意協議会は解散し、その後、合併特例法期限内に湯前の合併検討が具体化する事はなかった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



本町は、明治維新前七〇〇年間相良氏の領地であったが、明治四年(一八七一)七月、廃藩置県により人吉県に属し、同年一月に人吉県は八代県となり、さらに六年一月、八代県は白川県に合併されて白川県管下となった。同年四月、大小区制の施行により肥後国第四八大区六小区となっていたが、七年二月の大小区制の大改正により、湯前村は現水上村と第一四大区第一〇小区になった。

九年二月二十四日、白川県は、熊本県と改称され、一二年の郡区町村編制法の施行により、現水上村の湯山村と同一行政区域におかれ、一七年の戸長役場区域の改正においても変更されなかった。その後二二年、町村制の施行により、湯前村は単独村として発足し、昭和二年(一九三七)四月一日、町制を施行して湯前町となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、促進法の施行に伴う県の合併試案では、隣村水上村との合併となっていたので、水上村とともに、合併基礎資料等を作成し、また、合併調査特別合同委員会を設けている審査を重ねた。しかし、当時、水上村は建設省の手による市房ダムの建設が進められていたので、これに伴ない、村の中心部が水没することとなり、多数の村有、私有財産の水没および住居の移転問題等が生じ、補償問題、残村計画等が累積して、村当局はその解決処理に日夜頭を悩ましていた。そのため、合併問題は、ダム問題が解決した後に審議検討を加えるとの結論を出した。

一方、本町においても、合併による行政水準の低下等を憂える声もあって、合併問題で町内に摩擦を起こすのは避けたいという空気が生まれたため、両町村とも合併問題について消極的な立場をとるようになり、三二年二月一〇日を最後に、両町村の合併調査特別合同委員会は解消する形となった。

その後、同年三月二九日に至り、知事は、両町村の合併を勧告したが、前記のような問題があるため、両町村の指導者も依然として合併に消極的で、また一部の合併賛成論もそのままとなり、合併問題は自然消滅の状態となった。

水^{みず}
上^{かみ}
村^{むら}



(役 場)

一 概 況

県の東南端に位置する、人口二、四〇五（平成二二年国勢調査）、面積約一九一平方キロメートルの村である。東は宮崎県、西は球磨郡五木村及び多良木町、南は球磨郡湯前町、北は八代市にそれぞれ接している。平坦部は標高二〇〇メートル程度にあるが、宮崎県境には、本県第二の高峰で国定公園に指定されている一、七二メートルの市房山があり、南方に九九メートルの牧良山、北方に一、六〇七メートルの江代山、西方に一、五〇八メートルの高塚山及び一、二三六メートルの三方山など、高峻な山岳が連なっている。急流で名高い球磨川が本村西北部の高塚山を源として南下し、村中央部において市房山を源とする湯山川と合流し、人吉盆地を西方へ貫流している。

球磨川と湯山川の合流地点には、昭和三年に多目的ダムの市房ダムが建設されて一・五二平方キロメートルの人造湖が出現した。

村総面積のうち九〇パーセント以上が山林で占められ、耕地は比較的少ない。米作の他は、イチゴ、メロンなどの果樹、茶などの農産物、木材などの林産物が主となっている。

交通は、国道三八八号が村南部を横断し、人吉方面に定期バスが運行されており、隣のくま川鉄道湯前駅が至近である。

観光資源に恵まれており、市房山、市房ダム湖、市房キャンプ場、湯山温泉郷、球磨川水源、白水滝などがあり、ダム湖の噴水、浮動栈橋、白水滝の大吊橋などが整備されている。市房湖周辺は一万本もの桜で彩られ、毎年春には多くの見物客で賑わいを見せている。

二 村名の由来

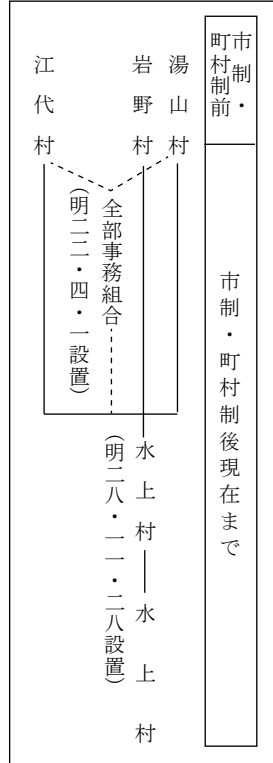
この地方が球磨川の最上流源地であるところから「水上」の名がとられ、「水上村」と名がついたものと考えられている。

三 平成の合併検討経緯

平成二二年三月の県市町村合併推進要綱においては、多良木町、湯前町、水上村の三町村の合併パターンが示され、この三町での合併検討のための任意協議会が平成一五年二月に立ち上がった。各町村では、同年六月末までに法定協議会移行について検討することとされたが、水上村においては住民アンケートの結果、法定協議会設置に批判的な意見がやや多く、議会も法定協議会移行については反対が大勢を占めた。このため、水上村は合併協議会からの離脱の意向を示し、三町村の任意協議会は解散、その後、水上村と周辺町村との合併協議が具体化するこ
とは無かった。(第一編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



建久四年(一一九三)相良家の始祖、相良頼景が源頼朝より本郡多良木荘の地頭に任せられ、多良木村の東前に館し、多良木荘を統治した。のち、湯前村とともに現在の本村の江代、湯山を併せ領することとなった。

さらに、建久九年、頼景の長子長頼が人吉に封ぜられて人吉城に入り、相良氏の確立をみるとともに、本村もその統治下に入り、吉野朝、室町、豊臣、徳川の各時代を相良藩のもとで推移し、明治時代に入った。

明治四年(一八七二)廃藩置県によって、相良藩は人吉県となり、岩野、江代、湯前は独立した村として官選村長が配置された。同年一月、人吉県は廃止され八代県となり、さらには六年には八代県が廃止されて白川県に編入された。当時、

岩野、江代、湯山各村は、湯前村と併せて湯前組となっていたが、七年の改正大区制の下では、第一四大区第一〇小区に属した。一二年郡区町村編制法が施行されて、岩野及び江代村は両村で、湯山村は湯前村とともに一行政区域となり、さらに、一七年の改正で岩野、江代は黒肥地村列に加えられた。

二二年、町村制施行に伴い、岩野、江代、湯山の三か村は組合村として発足したが、同二八年に、三か村は、合併して現在の水上村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一月、県の合併試案として水上村、湯前町の二か町村合併案が発表されるに伴い、湯前町との合併に関する土地調査等の現地調査がはじめられた。

しかし、三〇年頃から市房ダム建設の問題が表面化したため、村民の関心は、合併問題よりむしろダム問題に集まってきた。

三一年一〇月一日、両町村三役が、県側同席のうえ、両町村合併について協議を行なった結果、合併事務を進めるため両町村議会に合併調査特別合同委員会を設け、両町村の合併基準資料の作成に着手した。

また、市房ダム建設問題は、日とともに緊迫化し、ダムの建設は、村勢の浮沈に関する最重要問題であり、先決を要するとする空気がみえはじめた。

すなわち、市房ダムの建設により村の中心部が水没するため、多数の村有、私有の財産が水没し、住民の移住等が必要になり、これに伴う移住、補償、残村計画等の問題が発生して、その解決、処理に村当局は、日夜頭を悩ましていたので、湯前町との合併は、ダム問題解決後、慎重な検討を加えるべきであるとの結論に達した。

一方、湯前町においても、合併により行政水準が低下するかもしれない不安があり、県営市房第二発電所もできるし、ダムの水を利用することにより南部利水事業の恩恵もうけることができ、強いて合併を行なって問題を起すのは避けたいという空気があり、両者いずれも合併問題に消極的な立場をとる状態となり、三一年一月一〇日の会議をもって町村合併調査特別合同委員会は解消する形となった。

のち三二年三月二九日、知事の両町村合併勧告がなされたが、依然として両町

村指導者は合併に消極的で、一部の合併賛成の動きも大勢を占めるに至らず、前記ダム問題も予想以上の難渋のため、合併問題は自然と立ち消えの状態となった。また、両町村は、それぞれ広大な公有林を持ち、毎年木材の処分による収入で、財政は比較的豊かであったことも、両町村の合併熱を高めなかつた一因となっている。

相^{さが}
良^ら
村^{むら}



(役 場)

一 概 況

球磨郡の西北部に位置する、人口四、九三四（平成二三年国勢調査）、面積約九五平方キロメートルの村である。西は人吉市と球磨郡山江村、東は球磨郡多良木町とあさぎり町、南は球磨郡錦町、北は球磨郡五木村にそれぞれ接しており、南方に細く、北方に広い扇形の村である。

北部地域は、仰鳥帽子、北嶽などの高山が連なる森林地帯である。南部地域は、人吉盆地の一角を形成し、広大な農地を有する。

村の中央を北から南に川辺川が貫流し、錦町の境で球磨川に合流している。この川辺川に沿って国道四四五号が走り、南部を横断している県道とともに、村の動脈となっている。集落の大部分が、川辺川の両岸に沿って連担的に存在している。また、村東端には大規模林道（五木スカイライン）が走っている。

村の主要産業は、農業と林業である。農業は、米作のほか、数々の賞を受賞している茶、メロン、畜産、果樹の栽培が中核を成しており、林業にあつては、桧、杉の生産が主である。

昭和四一年七月三日、建設省が川辺川に多目的ダム（防災・農業用水・発電）の建設計画を発表、昭和五六年に補償基準の妥結とともに水没予定者の移転が始まり、昭和五八年までに移転が完了した。ダム関連の国道及び村道の付け替え工事なども進んでいるが、この川辺川ダム建設問題は、現在もおお継続中である。名所旧跡としては、国の重要文化財に指定された十島菅原神社、「雨乞いの宮」として有名な雨宮神社、北嶽神社、四浦阿蘇神社のほか横穴古墳群などがある。

また、温泉を中心とした複合施設である、さがら温泉「茶湯里」は、観光客や住民の憩いの場となっている。

二 村名の由来

昭和の合併にあたり、合併村の住民から新村名を公募したところ、相良藩三代七〇〇年の歴史の中に生きてきた住民は、球磨川とともに名城相良城のイメージを断ちがたく、「相良村」が大多数を占めたのでこれを新村名としたものである。

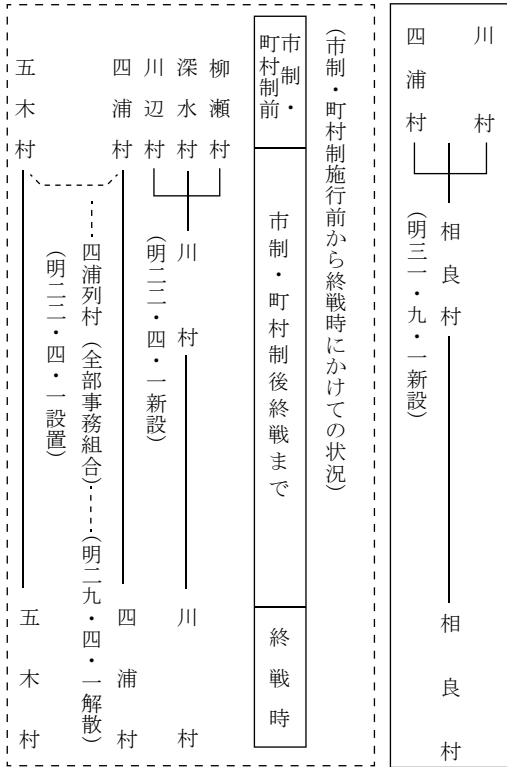
三 平成の合併検討経緯

本地区については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。相良村は、合併特例法期限内の合併を推進する姿勢を示して周辺市町村との合併検討に臨み、平成一四年末には県のパターン通りの六市町村での任意協議会が設置されたが、このうち、人吉市・相良村の一市一村だけが法定協議会への移行を決めた。

平成一五年四月から法定協議会での議論が始まったものの、間もなく相良村長が人吉市との合併に反対する姿勢を打ち出し、同年夏にはこの合併協議は解散してしまい、その後は、相良村と周辺市町村との合併に向けた動きは顕在化しなかった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 川村

本村の地域は、柳瀬、深水、川辺の三か村からなり、明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、柳瀬村、深水村は、深田、木上の両村とともに、第一四大区第六小区に、川辺村は四浦、五木両村ともに第七小区にそれぞれ編入された。

一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、柳瀬、深水両村は二か村で、川辺村は単独で、それぞれ一行政区域となったが、分立の不経済をなくすため、一七年に三か村を合わせて一行政区域となし、同一戸長の統治を受けることとなった。二二年、町村制施行とともに三か村は合併して川村となった。

(二) 四浦村

本村は明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、川辺、五木両村とともに第一四大区第七小区に属していた。

一二年、郡区町村編制法が施行されると、本村には単独に戸長役場が置かれたが、一七年に五木村と同一行政区域になって戸長役場が置かれた。二二年、町村制の施行に伴ない、両村はそれぞれ独立すると同時に、組合を設置したが、その後二九年に分離した。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一月、県は、町村合併促進法の施行に伴ない、四浦村、川村、山江村の三か村合併試案を発表した。

関係村は、この県試案に基づき検討を重ね、説明会を開いたりスライドを作成して部落を巡回して、合併の意義を強調し住民の啓発に努めた。

しかし、翌二九年に至り、山江村は、政治、経済、文化、地勢、交通等のあらゆる面から、人吉市との合併を希望するようになり、県試案の三か村合併から離れて独自の動きをするようになったので、四浦村、川村二か村の合併が有力となってきた。

この二か村は、地理的条件等から考えて合併可能な見通しが立ったので、両村とも二九年末から合併に関する事務的な検討に入った。その後、資料を作成したり、両村の間で会議を開くなどして着々と合併の準備を進め、三一年二月三日、両村の合併促進協議会を発足させ、事務局を川村役場に置いた。協議会には、総

務、文化、土木、経済の各委員会を設け、詳細に合併についての調査や検討を重ねていった。

しかし、この協議会の発足後、川村の一部に、隣接地人吉市との合併論や現状維持論が出て、一時は合併の実現が危ぶまれたが、合併促進協議会委員および代表者が数回にわたって懇談した結果、両村は合併するという一応の結論を打ちだすに至り、以後部落別に開かれた座談会において極力村民を啓発したので、漸次合併に賛意を表わすようになった。

こうして合併への基礎は固まり、同年七月十五日、両村会議は、それぞれ合併の議決を行ない、九月一日、川村と四浦村は合併して新しく相良村となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 川村、四浦村の合体合併とする。

(二) 合併の時期 昭和三十一年九月一日

(三) 新村名 村名は「相良村」とする。

(四) 役場の位置

役場は、球磨郡川村大字深水二五〇九番地（現川村役場）に置く。

(昭和五十三年一〇月一日移転。深水二五〇〇・一 番地)

(五) 支所の位置、職員の定数およびその事務

1 四浦支所、球磨郡四浦村東二八九四番地の二（現四浦村役場庁舎）

2 支所職員 四人、使丁 一人

3 事務

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 村税その他納入に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ その他必要な事務

(六) 助役の定数 一人とする。

(七) 議会議員の任期および定数

議員の任期および定数は、町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、現にその職にある議員は、昭和三十三年四月三〇日まで引き続き在任するものとす

る。

(八) 農業委員会委員の任期および定数

農業委員会委員の任期および定数は、合併促進法第九条の三第一項第一号の規定を適用し、村合併の際の定数（二十人）をもって定数とし、昭和三十三年四月三〇日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二を適用し、村合併の際に、関係教育委員会の選挙による委員が互選し、昭和三十三年九月三〇日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の一般職の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取り扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じ公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当は、村合併後一年以内に退職するものについては、新村普通退職手当額の二倍の額を支給するものとする。

4 特別職の退職手当は、別に考慮するが、原則として旧村において支給するものとする。

(一一) 部落駐在員（区長）

合併関係の部落駐在員（区長）は、「区長」としてこれを存置し、逐次整理統合する。

(一二) 資産および負債の帰属、処分

1 行政財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。

2 基本財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。

ただし、川村大字川辺地区の住民に対する薪炭村の年次有償払い下げについては、旧来どおりこれを認めるものとする。

3 既設の部分林契約は、川村の規則に準じ新村に引き継ぐものとする。

4 既設の学校林は、これを認め、新村に引き継ぐものとする。

5 負債（一時借入金を除く。）は金額新村に引き継ぐものとする。

(一二) 新村の大字および小字名

新「相良村」の大字名は、川村は現在どおり（柳瀬、深水、川辺）とし、四浦村は四浦に大字を冠し、小字名は従来のままとする。

(一四) 消防団の統合

1 現在の二か村の消防機械器具は、新村に引き継ぐものとする。

2 現川村役場に消防団本部を置き、合併関係の村の各分団はそのままとする。

3 消防組織 消防団長一人 副団長二人

(第一分団) 第一分団 川村 第三分団) 第一分団 (四浦村)

(一五) 村税その他の滞納整理

合併関係村の村税その他の収入金で収入未済分は、努めて整理するものとし、なお未整理の分は、村合併と同時に新村に引き継ぐものとする。

(一六) 国民健康保険

国民健康保険事業は、合併と同時に統合し、全区域内に実施するものとする。

(一七) 事業

関係村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一八) 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の団体

(一九) 村税の賦課率 均一課税とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助 役	収入 役	議 長	副 議長
川 村	江口 福治	山内 敏敬	丸山 武夫	橋口 勝利	池田 武
四浦村	高田嘉生子	蓑田 儀美	村山 善心	有瀬 武夫	坂口 三亥

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農 産 千円	鉦 工 産 千円	会社工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	上 学 校 以 上 高 等 学 校 校	官 公 署	業 態 の 割 合		面 積 平方料	戸 数	人 口	区 分				
	計	その他 千円										業 態	都市的 業 態					農 業 人	その他 人	計	人
	二四二、七五	二八八、六二	二二、九三	一	一	四五、四〇	一五、二五	九七	二、九三	一	一〇	八八六	四三	九四・六	一、五四	八九六	相良村				
	八八、八七	六三、九二	八、四八	一	一	二四、二九	七、九〇	四三	二、四五	一	四	五八八	三	三〇・四	九七	五九〇	川 村				
	一五、九五	一二、四七	四、四五	一	一	二、二一	一、六五	四	五、七	一	六	二三八	二	六・五	五七	二九六	四浦村				

五
木
村



(役 場)

一 概 況

球磨郡の北部に位置する、人口一、二〇五(平成二二年国勢調査)、面積二五三平方キロメートルの村で、県内市町村では最少人口である。東は水上村、南は多良木町、相良村及び山江村、北西部は広く八代市に囲まれている。

村全体が山岳地帯で、村内から村界にかけて標高一、〇〇〇メートル級の三方山、高塚山、積岩山、白髪岳、国見山、平石山などの九州山脈の主脈をなす山岳が連なっている。この間を流れる溪流が集まって五木川となり、さらに発達して川辺川となり、相良村を経て人吉市で球磨川に合流している。昭和四一年に川辺川ダム建設が打ち出され、発表当時、村は建設に反対し、その後はダム建設を前提とした新しい村づくりに取り組んできたが、近年ダム建設が見直され、ダムによらない治水を探る方向に流れが変化した。このダム問題については現在も継続中である。

産業は、山岳地帯のため林業が中心で、農業がこれに次ぎ、河川流域に耕地があり、茶や米、栗やしいたけなどが生産されている。交通面は、村の中央を国道四四五号が通っている。村役場所在地から人吉市などへはバスが運行されているが、村全体が山岳地帯であるため、幹線道路以外は全般的には交通は不便である。

村全体が自然の風物に富んでおり、この自然を探索する人も多い。このような山間地の厳しい自然条件の場所に、祖先がいかなる事情で、いつ頃から住みつけたかは、従来多くの人が国碑伝説、古文書などによって調査したにも関わらず詳かでなく、西南の役の際は、戦場と化して村内の旧家や遺物も焼失してしまった。五木の名を全国的に有名にしたもの一つには「五木の子守唄」があり、これは農村の子弟の宿命的な環境への諦めを唄ったものであろうといわれ、その歌詩、旋律は哀調に満ちている。

二 村名の由来

御器が流れてきたことにより発見された村であるから「御器」とよばれ、それが「五木」となったとも、五つの館によって統治されていたから「五城」とよば

れ、それが「五木」となったともいわれている。村内に残る寛政の頃（一八九〇年代）の文書には、「五城」の文字があるが、それ以前は「五木」となっている。さらにまた、落人が居ついた所であるから「居付」あるいは「居築」と呼ばれ、「五木」となったという説もある。安政年間（一八五〇年代）にこの地方に流布したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落果」には、「居付谷三〇人衆」と書かれているが、これらはいずれも国碑伝説の範囲を出ないようで、明らかな由来はわからない。

三 平成の合併検討経緯

本地域については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。

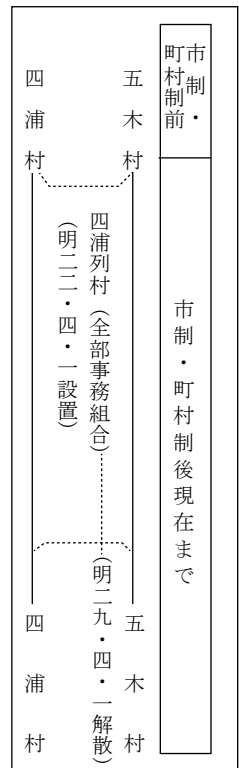
五木村執行部や議会においては、六市町村での合併検討の必要性は認識しつつも、まずは川辺川ダム問題が地域の最優先課題であるとの意見が大勢であった。

村は、平成一四年一二月、六市町村での任意協議会には参加し、人吉市と相良村の法定協議会移行には追隨しなかったものの、村議会は、今後村単独での途は厳しいとの認識から、合併特例法期限内の合併を目指すべきだとする決議を行い、村長にもその旨伝達している。

その後、村内で人吉市、相良村との法定協議会設置を求める住民発議も起こったが、相良村長が議会付議せず手続は終了し、結局そのまま五木村における合併検討の機運は終息してしまっただ。〔第二編「人吉・球磨地域」記述参照〕

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



五木村がいつ頃からできたかは明らかでない。寿永年間、平氏の一族が壇の浦の戦に敗れてその残党が再興を図るため、人吉荘の代官矢瀬主馬祐を頼って亡命し、五木山中に居住したといわれる。また、一説には、南北朝時代に九州に下っていた源氏の一門が、西征將軍官懐良親王を奉じて転戦し、八代の名和城に敗れて五木に逃れ住みついた者もいるといわれている。

元禄の頃（一六九〇年代）までに庄屋元、横目、山留役、宗門改役も任命され、五木組制度もしかれ、役所もあったものと思われる。村は、庄屋元が統治し、頭地、下手、三ヶ浦、五人衆、十人浦の各部落を地頭がそれぞれ統治していた。

明治二年（一八六九）、版籍奉還により人吉藩が置かれ、四年七月、廃藩置県により人吉県となり、さらに、一月には八代県となって区制が施行された。六月一月、白川県に編入され、七年二月の大小区制の大改正で五木村は、第一四大区第七小区となった。九年、白川県は熊本県と改称され、二年の郡区町村編制施行に際して、独立した戸長役場が置かれたが、一七年に四浦村と行政区画を同じくすることとなって、四浦村列戸長役場が置かれた。二二年、町村制施行により、五木村は、四浦村（現在の相良村四浦地区）と全部事務組合を設けたが、二九年四月、自治行政の一層の発展をはかるため、その組合を解散し、五木村役場を設置して今日に至っている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年一〇月、町村合併促進法が施行されたが、本村は適用対象から除外され、昔のままの行政区画をもって五木村として存続した。

山^{やま}
江^え
村^{むら}



(役 場)

一 概 況

球磨郡の西北部に位置する、人口三、六八一（平成二二年国勢調査）、面積約一
二一平方キロメートルの山村である。東は球磨郡相良村、西は球磨郡球磨村、南
は人吉市、北は八代市及び球磨郡五木村にそれぞれ接している。総面積の九〇パ
ーセントは山林で、北進するに従い丘陵地帯から漸次山岳となり、北部は仰鳥帽
子山（一、三〇二メートル）や高岳（一、一八九メートル）など急峻を極めてい
る。南部は比較的平坦で農業を主とする地帯である。村は、南北に縦断する山岳
で二分され、東部を山田地区、西部を万江地区と称し、北部山岳地帯に源を発す
る山田川、万江川は、谷間の水田を潤し、人吉平野を貫流して球磨川に合流して
いる。

農業は、米を中心に煙草、栗などの栽培、酪農、褐牛などの複合経営から成り
立っている。特に、畜産は、褐毛和牛の飼育、酪農などに発展をみており、また、
葉たばこは、土壌条件に恵まれ良質なものが生産されている。

交通は、県道で周辺市町村と結んでいるが、九州縦貫自動車道八代〜人吉間が
平成元年に開通、村南端部に人吉インターチェンジがあり、八代まで三〇分、熊
本まで一時間程度でのアクセスが可能になった。村内には山江サービシアも
擁している。

名所旧跡や観光スポットとしては、昭和一二年建設の国指定登録有形文化財で
ある旧山江村役場を全面改修した「時代の駅むらやくば」、村物産館「ゆっくり」、
山江温泉「ほたる」、高寺院山田城趾、丸岡公園などがある。

高寺院は、平安末期、矢瀬主馬祐の創建によると言われており、堂内に三体の
木造毘沙門天立像が安置されているが、そのうち、二体は、国指定の重要文化財
である。なお、院内には県指定文化財の勢至菩薩が祀られている。

二 村名の由来

明治二二年（一八八九）、市制町村制の施行により山田村と万江村が合併し、両
村の名を一字ずつとり「山江村」となった。

三 平成の合併検討経緯

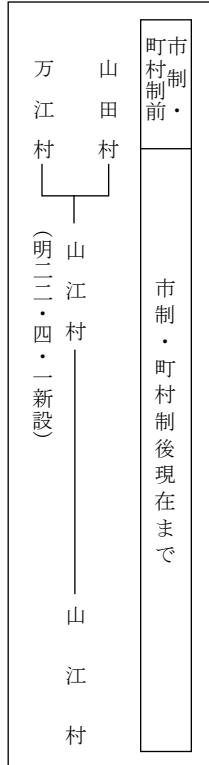
本地域については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。

山江村は、平成一四年一二月、この六市町村での任意協議会に参加したが、村は法定協議会移行については村民に慎重論が強いなどとして移行見送りの方針を固め、人吉市と相良村の法定協議会設置には追従しなかった。

その後、合併特例法の期限迄に山江村と周辺市町村の合併検討が具体化することはなかった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



平安末期(一一〇〇年代)、平川氏が山田城を築き統治していたが、鎌倉時代(一九二〇〜一三三三)に相良頼明が城主となり、この地域を統合した。室町中期(一四五〇〜一五〇〇年頃)に至り山田城主相良長統が人吉城に入り、相良氏二代をついだため、この地域も相良氏の領分となった。

明治四年(一八七二)七月、廃藩置県により相良藩は人吉県となり、同年一月に八代県に属したが、六年一月、白川県と八代県の合併によって白川県に属し、七年の大小区制の改正により、この地域は第二四大区第二小区と第三小区に入った。

一二年の郡区町村編制法の施行により、大小区制が廃止されるに伴い、この地域はもとのように山田村と万江村に分かれ、それぞれ戸長役場が置かれたが、一七年の改正により同一戸長役場区域となり、二二年四月の町村制の施行により、山田村、万江村は合併し、山江村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月、町村合併促進法が施行されるに伴ない、同年一月に山江村、川村、四浦村の三か村合併試案が県より示された。

各関係村は、この県試案に基づき地理的、経済的、行政的諸条件について検討したが、結局、地理的、経済的諸条件において三か村合併は適当でないとの結論を出し、改めて合併問題を再検討することとなった。特に、本村においては、地理的条件が悪いため、合併後にいろいろな不便をきたすことは必至と考えられた。

また、本村を含む人吉市隣接村には、人吉との合併を希望する声が高まっていたので、これら各村の意向を打診するため、二九年八月三〇日、人吉市役所において、人吉市に隣接する西村、川村および本村の代表をまじえて人吉市議会との全員協議会が開かれた。

本村は、政治、経済、産業、地勢等のあらゆる面から人吉市を中心にした村の立場を説明し、今後合併をするならば人吉市との合併を希望したい旨力説した。

しかし、その後、人吉市との合併についての実質的な進展はみられなかった。三〇年後半に至り、三か村合併試案中の川村、四浦村の二か村において、合併気運が急速に盛り上がり、三一年二月には両村間に合併促進協議会が発足して本格的な検討に入ったが、同年九月一日、合併して相良村となったため、本村は三か村合併から離れることとなった。同年九月二三日付の熊本県町村合併計画では、本村は、地勢、交通等の事情を考慮して独立村に変更され、結局、本村の合併は、具体的な問題を検討する段階まで進展を見なかった。

球く
磨ま
村むら



(役 場)

一 概 況

熊本県の南部、九州第二の河川球磨川中流部北岸及び南岸に沿って位置し、東は人吉市及び山江村、西は芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市に接し、南北二五キロメートル、東西一三・五キロメートル、人口四、二四九（平成二三年国勢調査）、総面積約二〇八平方キロメートルの村である。

村の八八パーセントは山林で占められ、村全体が山岳地帯となっている。村の中央を東から西へ流れる球磨川により地域を大きく二分され、南に国見山（九六九メートル）、北に白岩山（二、〇〇二メートル）の高峰峻嶺に擁せられ、これらの山岳を縫って小川や那良川、芋川など大小無数の川が球磨川に注いでいる。

地域産業の主なものには農林業である。山村特有の形態から耕地は多くないが、その中で米作、梨、ハウスメロン、栗などを生産している。山林については、杉、檜の素材生産が中心である。

交通機関としては、球磨川に沿ってJR肥薩線及び国道二一九号が走り、鉄道には球泉洞（大坂間）、一勝地、那良口、渡の各駅を有し、国道には定期バスが運行されている。

名所旧跡としては、渡城址及び高沢鍾乳洞などがある。渡城址は球磨川畔に位置した自然の要害で、往時球磨の関門として、相良藩士井口氏代々の居城であったといわれている。また、高沢鍾乳洞は、高さ六メートル、奥行き二〇メートルもあり、洞内には石筍が至る所に点在し一大偉観をなしている。昭和五〇年に開洞された球泉洞、森林館などは、多くの来訪者に自然の豊かさを十分満喫させてくれる憩いの地である。「一勝地温泉「かわせみ」は、美しい棚田と芋川を見下ろす豊かな緑の中に建ち、宿泊施設や多目的イベントスペースの石の交流館「やまなみ」も併設している。

二 村名の由来

昭和の合併時の三か村の住民は、球磨川の流れとともにその歴史をつくってきたといっても過言ではなく、従って新村住民の日常生活から球磨川を切り離すことはできないとされたこと、また、球磨川の電源開発などにより新村の産業の発

展も一層期待されているなどの理由から、昭和の合併時に、「球磨」をとって新村名とした。

三 平成の合併検討経緯

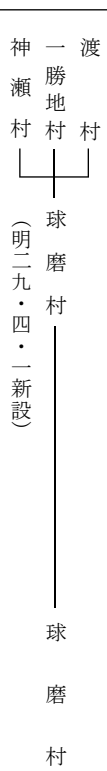
本地域については、平成二二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。

球磨村は、平成一四年一二月、六市町村での任意協議会に参加したが、法定協議会移行については、住民への周知不足や将来ビジョンが不十分であるなどの理由から村議会は移行見送りの方針で固まり、村執行部も法定協議会への参加見送りを決めた。

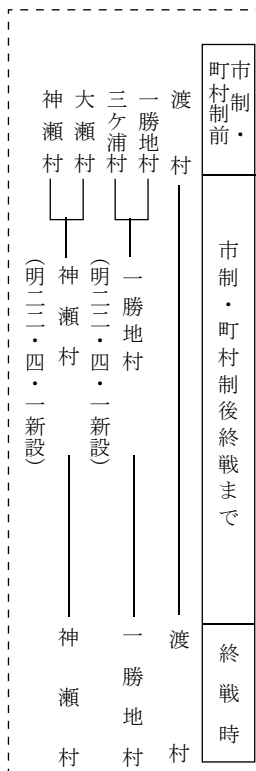
その後、合併特例法の期限内に、球磨村と周辺市町村の合併検討が具体化することはなかった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 渡村

明治三年(一八七〇)まで庄屋によって治められていたが、同年八月、庄屋は里正に変わり、四年の廃藩置県により人吉県に入った。七年の大小区制の大改正で第一四大区第二小区に属し、万江、林、薩摩瀬、原田、中神の五か村とともに一小区をなした。一二年、郡区町村編制法の施行に伴い、渡村は単独で一行政区となり、一七年には原田、中神両村と同一行政区として同一戸長役場の下におかれたが、二二年、町村制の施行により単独で渡村となった。

(二) 一勝地村

本村の地域は、昔大牟田谷村、松谷村、毎床谷村、一勝地(一升地)谷村に分かれていたが、徳川中期に至り、三ヶ浦、一勝地の二か村となった。明治四年(一八七一)に三ヶ浦村は一勝地村に合併され、同六年神瀬村大瀬は一勝地に合併された。明治七年の改正大小区制のもとでは、一勝地、神瀬の二か村が第一四大区第一小区に属し、戸長が置かれていたが、その後、三ヶ浦、大瀬は一勝地から分村した。一二年の郡区町村編制法の施行により、一勝地村および三ヶ浦村を一行政区として戸長役場が設けられた。二二年、町村制施行に伴ないこの両村が合併して一勝地村となった。

(三) 神瀬村

相良藩の下にあった本村の地域は、明治四年(一八七一)の廃藩置県により人吉県に属したが、すぐに八代県に合併され、さらに白川県に編入された。七年の大小区制では第一四大区第一小区に編入され、一二年の郡区町村編制法の施行により神瀬村、大瀬村は、一行政区として戸長役場が置かれていたが、二二年町村制が施行されると、この両村は合併して神瀬村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

渡、一勝地、神瀬三か村の合併は、昭和二八年(一九五三)当初から関係村議会内においてたびたび論議されていたが、同年九月、町村合併促進法が制定されるにおよび、その気運は一段と高まった。翌一〇月、渡、一勝地、神瀬三か村合併調査委員会が設けられ、合併についての基礎的調査を行なうとともに、調査委員を交えての部落会を開き、合併について懇談を行なった結果、住民の世論は合併賛成にまとまっていた。

同年一二月には、合併調査委員会を合併促進協議会に切りかえ、合併条件、新村の建設計画等を審議し、翌二九年一月に至り、渡村は二六日、一勝地村は二四日、神瀬村は二三日それぞれ村議会を開き、二九年四月一日から新たに球磨村を置くことをそれぞれ満場一致で議決した。

三か村合併は、町村合併促進法制定後、球磨郡で行われた町村合併の最初のものであったが、これには次のような条件が整っていた。

(一) 三か村は、九州山脈の支脈と球磨川が横断する急峻な山地に位置し、面積はそれぞれ六〇ないし九四平方キロメートルもあるが、その八六パーセントが山林で、耕地は総面積の二〇パーセントにも達しない純山村であり、互いに共通点があった。

(二) 三か村とも相良藩に属し、地縁的に住民の人情、風俗、習慣等生活環境を全くひとつにしていた。

(三) 三か村は山岳地帯であるため住民の所得も工業地帯や農耕地帯にくらべて低いうえに、三か村の総面積は二〇七・七三平方キロメートルという広大な土地をかかえ、土木事業にしろ教育にしろ、行政費の負担は平坦地に比して大きい。

(四) 各村の財政は貧弱で、国に依存しないと行財政の運営が困難である。

以上各村とも合併しなければ村の経営ができない状況にあったので、合併により村の開発と将来の住民の福祉の向上を図るため合併することとなったのである。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 渡村、一勝地村、神瀬村三か村を合体合併する。

(二) 新村名 村名は「球磨村」とする。

(三) 役場位置

役場は、現一勝地村とし、昭和三〇年度において新築するものとする。ただし、それまでの期間は、現一勝地村役場を利用する。

(四) 実施の時期 昭和二九年四月一日

(五) 役場支所

1 現渡村役場および現神瀬村役場に支所を置く。

2 支所には吏員各二人を配し、次の事務を行なう。

ア 戸籍に関する事務
イ 配給に関する事務
ウ 村税その他の納入に関する事務

(六) 選挙

1 議会議員の選挙

ア 議会議員については、町村合併促進法の特例を適用しない。

イ 議会議員の選挙については、最初に行なわれる選挙に限り現村を区域とする選挙区を設ける。

ウ 選挙区の定数は、次のとおりとする（地方自治法第九一条第二項により議員定数を減少する。）

渡村 地区	六人
一勝地村地区	八人
神瀬村地区	六人
計	二〇人

2 教育委員の選挙

教育委員の選挙については、最初に行なわれる選挙に限り、現村を区域とする選挙区を設ける。

渡村 地区	一人
一勝地村地区	二人
神瀬村地区	一人
計	四人

(七) 助役の定数 一人

(八) 職員の数

吏員は、三役をのぞき全員引き継ぐものとする。ただし、希望退職者については、別途退職手当支給条例により各合併関係村において退職金を支給する。

(九) 財産および負債

1 各村村有財産は、無条件で新村に提供する。

2 現渡村および現神瀬村において境目国有林の払い下げを受ける。

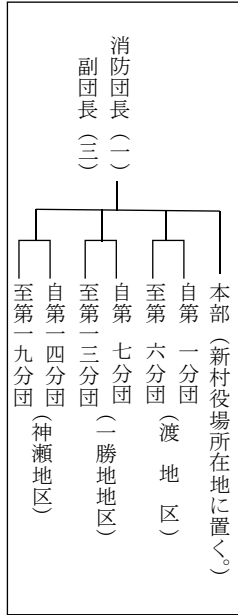
3 現渡村において官行造林八〇町歩の払い下げを受ける。

4 現一勝地村において一五五町歩の国有林の払い下げを受ける。

- 5 現一勝地地区部落有財産統一条件による二分の分収権は認める。
- 6 現一勝地発電所の保証債務を認める。
- 7 現渡村中央土地改良区の保証債務を認める。
- 8 昭和二六年村有林鍋割山購入費四五〇万円(利子を含む。)は現神瀬村において返済する。
- 9 各村の青年団林、学校林の保持を認める。
一勝地 五五町 神瀬 一〇町 渡 一〇町
- 10 部落の部分林を設定する。
村有林三〇〇町以内について認める。

(一〇) 消防

- 1 消防団は、統合のうえ次の編成をする。
団長 一人
副団長 三人(各地区より一人ずつとする。)
分団長 一九人(各村の区域の分団長はそのままとする。)
- 2 消防団組織



- (一一) 各種組合
 - 1 森林組合については、合併と同時に統合する。
 - 2 農業協同組合については、昭和二九年度内に統合する。
- (一二) 農業委員会
農業委員会は、次回改選期まで現在のまま各地区に存置する。
- (一三) 国民健康保険の統合
国民健康保険については、合併と同時に統合する。

- (一四) 診療所
現一勝地診療所および現神瀬診療所は、現在そのまま維持し、内容の整備充実を図るとともに、現渡村に診療所を設置するものとする。
- (一五) 事業
各村における土木その他各種の継続事業および既定計画事業は、新村において継続して行なう。
新計画事業の明細については、別紙計画書(略)による。
なお、五か年計画に含まれない事業については、財源の措置を講じ、逐次行なうものとする。

4 合併村の三役と正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
渡村	浦野 晋	大島 秀人	伊津野 定	富永 泉	富士岡三秀
一勝地村	柳詰 馬藏		松舟 辰男	松舟 静	橋詰 寅正
神瀬村	飯塚 猪熊	蔵谷 袈男	飯瀬 忠房	高沢 福藏	沢見善太郎

5 合併時の関係村の現況表

区 分	人		戸		面積 平方料	積	商業 その他人	計 人	球磨村	合併村		
	人口	数戸	数戸	人口						渡村	一勝地村	神瀬村
	二,七〇〇	二,二八二	二,〇七・六七	二,〇七・六七			一,四九六	一,九六五		五四人	八〇三	六二四
	三,六八七	六二六	四八・三	四八・三			四〇七	五四人		五四人	八〇三	六二四
	五,三八七	九八六	九一・九四	九一・九四			五七四	五七四		五七四	五七四	五七四
	三,六五七	五八〇	六六・五三	六六・五三			九九	九九		九九	九九	九九

生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	上の学校		官 公 署	の割合		
計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工産 千円						中 学 校	高 等 学 校		計 人	その他 人	農 業 人
二七、六五九	一七、五九二	八、二六七	一四、八〇〇	一	七、四九〇	九、四三八	二、七六六	七、八六五	一	三	一三	一〇、七五五	三、八九三	六、八六二
九、七〇九	四、九七二	四、九二七	一	一	一七、九八八	二、五四六	四、三〇〇	一、七六六	一	一	四	三、三九	六、三	二、五二六
一四、一七五〇	一〇、三六〇〇	三、三三〇	四、八〇〇	一	四、八七八	四、四三五	一、七九四	四、七三二	一	一	六	四、五七三	一、四七三	三、一〇〇
三九、二〇〇	一八、一〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	七、九四四	二、四七七	五、四二	一、三四七	一	一	三	三、〇四三	一、八〇七	一、三六

を選定した。

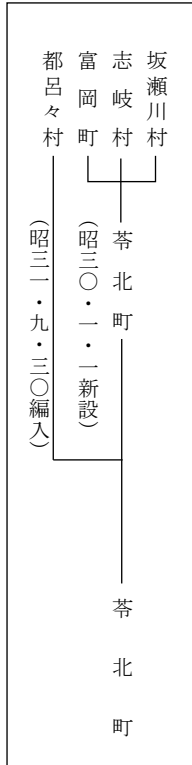
三 平成の合併検討経緯

天草地域では、平成一二年三月に県が市町村合併推進要綱を策定する以前から、先駆的な検討がなされ、県による合併パターンは提示されなかった。

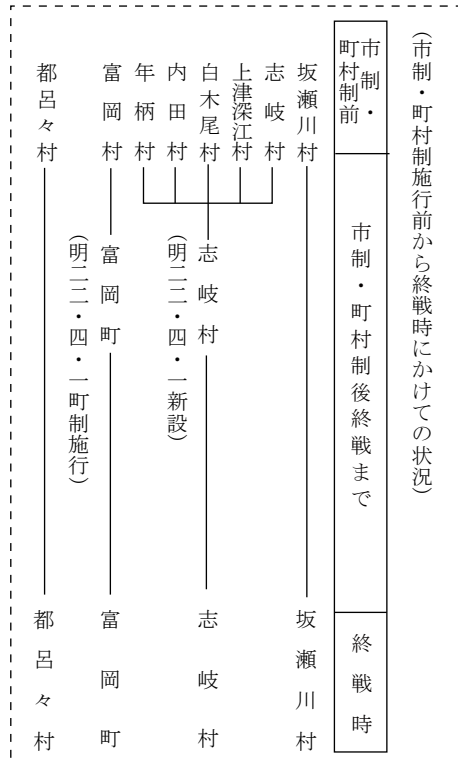
苓北町は、平成一三年四月、本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町による二市九町での任意協議会に参加、翌年四月設置の法定協議会にも参加した。この中で、苓北町から他の市町に対して、町内にある火力発電所に関連する固定資産税の一部相当額など、固有の財源を合併後も確保できるように求める要望がなされたが、二市八町は、火電立地に伴い地域が大変な苦勞をした事と住民サービスの低下への懸念は理解出来るが、要望は対等合併の理念などから受け入れられないとした。このため、苓北町執行部や議会は合併協議会からの離脱の方針を強め、住民からも反対意見がさほど聞かれなかったことから、平成一四年七月、町は法定協議会からの離脱を決めた。それ以降は、苓北町においては合併特例法期限内の合併を志向する動きは特に見られなかった。(第二編「天草地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 坂瀬川村

旧藩時代は天領で、富岡代官所治下の大庄屋平井氏が総轄する志岐組四か村(内田、志岐、上津深江、坂瀬川)の一村として庄屋岡部氏が村政をとっていた。

明治維新後、長崎裁判所、長崎府ついで長崎県の管轄となり、その後富岡県、白川県の所属となったが、明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは二江、上津深江とともに第一六大区第四小区に編入された。一二年郡区町村編制法施行の際には、単独で戸長役場が設けられたが、一七年には、上津深江村と行政区域を同じくすることになり、さらに二二年の町村制施行の際、上津深江村と分離され、一行政区域となった。

(二) 志岐村

菊池氏の一族である藤原左衛門之尉光弘が、元久三年(一一〇六)志岐六ヶ浦の地頭職に補せられて志岐氏と称して以来、代々志岐氏が統治した。戦国末には志岐鱗泉が出て歩名を挙げ、永祿、慶長年間のキリシタン隆盛時代を経て、寛永一七年(一六四〇)天草は天領となり、富岡代官所治下の大庄屋平井氏の

総轄する志岐組に属した。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、志岐、白木尾、内田、年柄の各村は第一六大区第五小区に、上津深江村は第四小区に編入され、第五小区の戸長役場は富岡に設けられた。九年、志岐村、白木尾村、内田村、年柄村は富岡村とは別に志岐村に戸長役場を置いたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、志岐、白木尾、内田は三か村で、年柄村は都呂々村とともに、上津深江村は単独で一行政区域として、一戸長役場の区域に入った。二二年、町村制施行に伴ない年柄村を含む四か村と上津深江村が合併して、志岐村となった。

(三) 富岡町

慶長六年（一六〇二）、天草は肥前唐津の城主寺沢志摩守の領地となり、翌年、要害堅固な富岡城が築かれた。もともとこの地は、袋の浦と称していたが、この時から富岡と呼ぶようになり、閑散な漁業部落は天草統治の中心地となった。寛永一七年（一六四〇）天領となり、富岡に代官所が置かれて天草を統治したが、二代代官鈴木伊兵衛重辰のあと、一時戸田伊賀守忠昌の領地となった。しかし、伊賀守が転封になった時、天草は永久に天領となるべき地であると建議して富岡城をとりこわした。

このように、天領時代は当地に代官所が置かれ、荒木氏が代々庄屋として村政にあたった。明治維新後、一時長崎県の管轄となったが、同四年（一八七二）八代県に代わり、のち八代県は白川県に合併された。同七年の大小区制のもとでは志岐、都呂々などの各村とともに第一六大区第五小区に編入されたが、一二年の郡区町村制法施行に伴ない独立し、二二年四月一日、町村制施行により町制を布き富岡町となった。

(四) 都呂々村

旧藩時代は天領で、富岡代官所治下の大江組（大江、高浜、小田床、下津深江、福連木、都呂々、崎津、今富）の一村として酒井氏が庄屋として村政をとっていた。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは富岡、志岐などの各村とともに第一六大区第五小区に編入された。二二年の郡区町村編制法により、年柄村とともに同一戸長役場の区域に入ったが、二二年の町村制施行に伴ない年柄村は志岐村などと合併し、本村は独立村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

(一) 富岡町ほか二か村合併

町村合併促進法制定後しばらくは各町村とも郡内外の状況を見ていたが、昭和二年（一九五三）九月二七日、県職員出席のもとに、富岡町ほか三か村の町村長および議長が志岐村役場に集まり、県から合併についての趣旨説明があり四か町村合併について協議した。

一〇月二〇日、県職員をはじめ関係四か村の各種団体の長、有識者など多数が出席して、第二回懇談会を開催して合併の必要性などについて協議した。その後一月に、坂瀬川、志岐、富岡、都呂々の四か町村を合併する県の合併試案が発表された。

翌年二月二〇日、県は関係四か町村長、助役および正副議長の出席を求めて協議会を開き、重ねて合併勧奨を行なったので、関係四か町村は、合併に踏み切ることを申し合わせた。都呂々村の村内情勢が決まらないため、本格的な合併活動は延々となった。

その後、関係町村では、合併をいつまでも引延ばさせることは、他町村への影響もあると考え、また、県からも再三合併指導があったので、合併へ一歩前進させるため、合併促進委員会を結成することになり、七月一日、富岡町役場に関係四か町村長、助役および正副議長が集まり、県係員を招いて協議し、次のことを申し合わせた。

(一) 都呂々村の村内情勢がまだはっきりしないので、一応七月中に都呂々村の態度を決めてもらう。ただし、都呂々村の態度がなお決まらない場合は、一応三か町村で合併の手続きを行なう。

(二) その間において都呂々村の態度が決まれば、いつでも四か町村で話し合う。

(三) 八月一日、合併促進協議会を設置する。

この申し合わせに基づいて八月一日、初の合併促進協議会を開いたところ、坂瀬川村、志岐村、富岡町の三か町村は、委員全員が出席したが、都呂々村の委員は出席しなかった。一応都呂々村を除く富岡町ほか二か村で合併することを確認し、合併促進協議会を発足させた。

次いで、八月十七日に第二回協議会を開き、協議会予算、大矢野町視察、都

呂々村のその後の動向に対する対策などを協議した。

この申し合わせに基づき、九月一日と二日に先進地である天草郡大矢野町を視察したあと、同月二日、第三回協議会を開き、大矢野町視察の反省と、町村合併条件の協定などについて協議した。

その後、一〇月一日と二日に、第四回、第五回の協議会を開いて、町村合併条件の協定や、新町村の建設計画などについて協議したが、なお、結論がなかったため、同月三〇日の第六回から十一月二四日の第九回まで、四回の協議会を開いて審議した結果、一応の結論を得ることができた。十一月一日には第一〇回協議会を開き、都呂々村の状況報告と、町名などを審議した。

このように、前後一〇回にわたる合併促進協議会の審議を経て、ようやく最終段階に入り、十二月五日、第一一回協議会を開いて最終的な問題を協議した。なお、合併条件の中で特に審議が難航した事項は、役場位置（志岐村、富岡町、志岐村地内の富岡町寄りのどこに置くか。）と町名（新町名をつけるか、富岡町を継承するか。）の問題であった。

こうして、関係三か町村は、十二月四日、臨時議会を招集して、合併関係議案をそれぞれ議決し、同日づけをもって合併申請書を知事に提出した。

このような経過をたどり、三〇年一月一日、三か町村が合併して荅北町が誕生した。

(二) 都呂々村の編入

前記のとおり、県の合併試案が発表されると、富岡、志岐、坂瀬川の三か町村では、早速、合併に踏み切ったが、都呂々村は、村内が県試案に従うか、あるいは下田村、福連木村との三か村合併にするかの両論に分かれ、しかも、その勢力が伯仲していたため、なかなか村としての態度がまとまらなかった。そこで、昭和二八年（一九五三）十一月二七日、村議会において、町村合併を研究するため、村長、村議会議員、学識経験者など二五人の委員からなる都呂々村合併研究委員会を設置し、鹿児島、島原方面の先進地視察を行なうとともに、部落ごとに村民の意向を問うたが、研究委員会の指導方針が定まっていなかったため結論が出ず、村内はかえって混乱に陥った。

この間、青年層を中心として、富岡、志岐、坂瀬川三か町村との合併を希望する空気が高まってきたため、二九年八月三日、村当局はついに住民投票によ

り、富岡地区と下田地区のいずれに合併を希望するかを問うた。その結果は、投票総数一、一九一票（投票率七二・四パーセント）で富岡地区との合併賛成六六〇票、下田地区との合併賛成五三一票となり、富岡地区賛成が多かった。その後、村長は村内混乱の責任をとって八月七日議長あて辞表を提出したため、議会は、同二日、会議を開いて協議した結果、村長の辞職を慰留することになり、村長にこの旨を伝えて慰留に努めたところ、村長は辞表を撤回し任期中努力することを誓った。

しかし、その後、下田村、福連木村との合併賛成派は、単独村希望に変わり、村内は単独村派對富岡地区合併派との二派に分かれて対立した。そのため、二月二日の村議会において、単独村か富岡地区と合併するかを投票したところ、単独村賛成七票、富岡地区との合併賛成五票で、単独村でいくことに決まったが、この決定に不満を持った青年代表から村長リコール運動が起こり、二月四日、代表者八人により村長解職請求書が出された。しかし、署名は法定数に達しなかったため、成立に至らなかった。

一方、富岡地区の三か町村は、三〇年一月一日、都呂々村を除いて合併し、荅北町として発足したので、都呂々村における町村合併の動きはおさまったかにみえたが、三〇年十二月二八日、下田村長から下田、福連木、都呂々の三か村合併が呼びかけられたので、翌三一年一月一五日従来の町村合併研究委員会を廃止して町村合併協議会を設置した。そこで二月四日を第一回として、三月二日の会議まで五回にわたり協議会を開き、下田村ほか二か村の合併について協議を重ねるとともに、合併気運の醸成とその促進に努力した。

同年四月六日、第六回の町村合併協議会を開いて、福連木村議会の傍聴報告を聞いたあと、三か村の合併問題について投票したところ、賛成三二票、反対三一票、無効三票という結果が出、また四月一〇日の村議会でも三か村合併について投票したところ、賛成八票、反対七票で賛成が多かった。そこで、四月二七日、下田村ほか二か村の合併助成方を県に要請した。

ところが、四月二四日付をもって、都呂々村議会の八人の議員の連名により、四月一〇日の村議会の賛否投票は一議員の投票違いであったため、賛成七票、反対八票が正しいから三か村案には絶対反対し、県試案どおりの合併を促進してほしいとの声明書が知事に提出された。そのため、五月四日の村議会では、

議長、副議長が辞意を表明したが議会の許可を得られず、また、都呂々村ほか二か村合併促進協議会規約を提案したが、これも議決が得られなかったので、同議案を再提案するため同月九日、村議会を招集した。しかし、議長が開会を宣しないため流会となった。さらに同月一六日、あらためて村議会を招集したが、やはり議長が開会を宣しないため再び流会となった。

このような状態のため、九月三日に至り、村長が責任をとって辞表を提出したので、議会はこれを認め、同時に荅北町と九月三〇日までに合併する案がにわか提出され、原案のまま可決されてしまった。これに基づき九月八日、議員全員と助役が荅北町役場を訪れ合併の申し入れを行なったところ、荅北町議会もこの合併申し入れを受諾したため、早速両町村とも議会を招集して、荅北町ほか一か村合併促進協議会設置を可決し、九月一〇日、第一回の合併促進協議会を開いて合併条件など合併に必要な事項を決定した。

このように、九月三日以降、村長は不在であったが合併準備は順調に進み、九月二二日、最終の合併促進協議会を開き、合併に関する最終的事項を協議確認した。このような過程を経て、昭和三十一年九月三〇日、都呂々村は荅北町に編入合併した。

3 合併条件および協定事項

(一) 富岡町ほか二か村の合併

- (一) 合併の形式 合体合併とする。
- (二) 新町名 「荅北町」とする。
- (三) 町役場の位置 天草郡志岐村大字志岐四四四番地の一
- (四) 合併実施の時期 昭和三十一年一月一日とする。
- (五) 出張所の取扱 い 住民の利便を図るため次のように出張所を置くものとする。

- 1 出張所の位置
 - ア 坂瀬川出張所 天草郡坂瀬川村三、七五六番地
 - イ 富岡出張所 天草郡富岡町新富二、九一〇番地
- 2 出張所で行なう事務
 - ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 町税その他納入に関する事務

工 諸証明に関する事務

3 出張所職員の定数 所長各一名、職員各二名、使丁各一名とする。

4 役場の転用方針

坂瀬川および富岡町役場の建物は、それぞれ当該出張所に転用するものとする。

5 出張所の権限

職務権限については、別途処務規程により定めるものとする。

(六) 町議会議員の取扱 い

1 議会議員の任期および定数

議員の任期は、地方自治法本来の建前により合併と同時に退職し、その定数は法定数の二六人とする。

2 選挙区および定数 選挙区は、これを設けないものとする。

(七) 助役の定数 一人とする。

(八) 職員の身分取扱 い

1 特別職職員の身分措置

合併関係町村の特別職の職員は、合併と同時に自然失職するものとする。

2 一般職職員の身分措置

ア 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員は、全員引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数はこれを継承するものとする。

イ 職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱 いに関してはすべてを通じて公正に処理するものとする。

3 職員の退職手当

職員(三役を含む。)の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第一八二号)第五条の規定により算出した額を新町において支給する。

(九) 財産の処分

1 合併関係町村の一切の財産は、これを新町に引き継ぐものとする。但し、

(一九) 自治功労者の取扱

自治功労者については、合併関係町村独自の立場で閉庁式前に各町村においてなすものとする。

(二〇) 行政区画

新しい町および字をつぎのように設置するものとする。

- 苔北町坂瀬川 坂瀬川村の区域
- 苔北町志岐 志岐村大字志岐の区域
- 苔北町白木尾 志岐村大字白木尾の区域
- 苔北町内田 志岐村大字内田の区域
- 苔北町年柄 志岐村大字年柄の区域
- 苔北町上津深江 志岐村大字上津深江の区域
- 苔北町富岡 富岡町の区域

(二二) 都呂々町の編入

- (一) 合併の形式 編入合併
- (二) 役場の位置 天草郡苔北町志岐四四四番地の一
- (三) 合併の時期 昭和三十一年九月三〇日
- (四) 出張所の位置および事務 都呂々村に次のとおり出張所を置く。

- 1 出張所の位置は、都呂々村射場の元八八一番地の三、現都呂々村役場をあてる。
 - 2 出張所において、戸籍および住民登録、配給、町税その他の納入および諸証明に関する事務を行なう。
 - 3 出張所の職員は四人とし、所長一人、吏員二人、使丁一人とする。
- (五) 議会議員の選挙区および定数
町村合併促進法第九条第二項の規定により、苔北町の議会の議員の定数を三二人とし、都呂々村に選挙区を設け、都呂々村選挙区において選挙すべき数は六人とする。ただし、選挙区は、一任期間限りとする。
- (六) 農業委員会の任期および定数
都呂々村の農業委員会の選挙による委員で苔北町の農業委員会の被選挙権

を有することとなるものについては、町村合併促進法第九条の第三項の規定により、互選による委員の定数を五人とし、同項第三号に定める期間中引き続き在任するものとする。

(七) 職員の身分取扱い

- 1 合併当時現にその職にある都呂々村の一般職の職員は、すべて引き続き苔北町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤続年数は継承する。なお、特別職の職員は合併と同時に失職するものとする。
- 2 職員の給与は、町長において不均衡を調整し、その身分取扱いに関してはすべてを通じて公正に処理する。
- 3 職員の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第一八二号）第五条の規定により算出した額を苔北町において支給する。

(八) 財産の処分

- 1 都呂々村のいっさいの財産は、これを苔北町に引き継ぐものとする。ただし、基本財産中山林原野については、財産区を設けるものとする。
 - 2 負債（一時借入金を除く。）については、苔北町に引き継ぐものとする。
- (九) 消防団の組織統合
1 都呂々消防団を苔北消防団に統合し、都呂々村に苔北町都呂々支団を置き組織については、次のとおりとする。

合併前		合併後	
本団	分団数	本団	分団数
二	一五	一	一五
	団員数		団員数
	六八〇		六六九

(一〇) 町税の賦課等

- 1 町税課税措置 不均一課税はしない。
- 2 村税の滞納整理
都呂々村の村税その他の収入金で収入未済のものについては、合併の前日までに必ず強制処分を執行の上極力これを整理して苔北町に引き継ぐものとする。

(二) 都呂々町の編入

生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官 公 署		業 態 の 割 合					面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
	計	農 産	鉦 工 産	そ の 他					中 学 校	高 等 学 校	業 態		業 態								
											計	そ の 他	農 業 人	計	そ の 他					商 工 業 人	
五七、二五三	二五、九五三	二五、九五三	二五、九五三	二五、九五三	九五、七九	二〇、四九八	四四、三二	一七、八九八	一	三	二〇	八、四一〇	二、二四六	六、二六四	八、〇五八	一、九八三	六、〇七五	六七、二六	三、三四九	一六、四六八	苓北町
三七九、三六三	二〇、八八七	二二、二六四	一四七、一九二	二〇、八八七	七三、八四三	一七、二四八	三、六七	一六、七九九	一	二	一六	五、二四〇	一、三五二	三、八八八	七、八三	一、九五五	五、九三八	四、八三	二、六九五	一三、二三三	合併 苓北町
一九三、八八九	二、三三〇	四三、六六九	一四八、〇〇〇	二、三三〇	三、八八六	三、三五〇	八二五	一〇、九九	一	一	四	三、一七〇	七、九四	二、三七六	一、六五	二八	一、三七	二二、四三	六、五四	三、三五	都呂々 村

市町村変遷一覽表

「凡例」

- 一、この変遷表は明治七年の第二次大・小区の区画を基準として前後の変遷をたどった。従って現有の市町村の単位ではまとまらない。但し、旧熊本市街については、明治五年を基準とした。
- 二、旧藩時代の資料は、細川領、相良領および天領天草で各調査時期の違いがあるが、細川領、相良領についてはできるだけ定期的に近い資料を初期（寛永）・中期（享保）・後期（文化一一年―一八四と天保五年―一八三四）各々一つずつえらんだ。但し天草については寛永・享保の資料がないので、万治三年（一六六〇）と天保四年（一八三三）の二期とした。
- 三、細川領については寛永の「郷帳」・享保の「細川宣紀代手鑑」・文化の「諸御郡村付帳」からとり、相良領は寛永の「肥後国内求麻郡郷村高辻帳」・享保の「相良近江守領地目録」・天保の「肥後国球磨郡一円郷村高帳」により、天草関係では万治は「肥後図繪」・天保は「天草近代年譜」中の資料によった。
- 四、明治五年の分は白川県と八代県で大・小区の区画が異なっており、行政区画は不統一である。この資料は永青文庫の「管内聯区便覧」と県立図書館の「県政資料」である。
- 五、明治五年以後は「白川県下区劃便覧」（明治八年刊）、「熊本県郡区便覧」（明治一二年刊）、「明治一七年戸長役場区域町村名」・「明治二二年町村分合改称」を基準とし、その間の合併分合は「県政資料」中から抽出した。
- 六、明治二二年以後の変遷は「九州日日新聞」掲載の県公文および記事により、大正四年以後は「熊本県公報」の資料を加え、昭和二年以降は「九州新聞」の記事も併用した。
- 七、町村合併促進法施行後の分は県地方課（当時）の調査を主体とし、「熊本県公報」「熊本日日新聞」を資料として併用した。

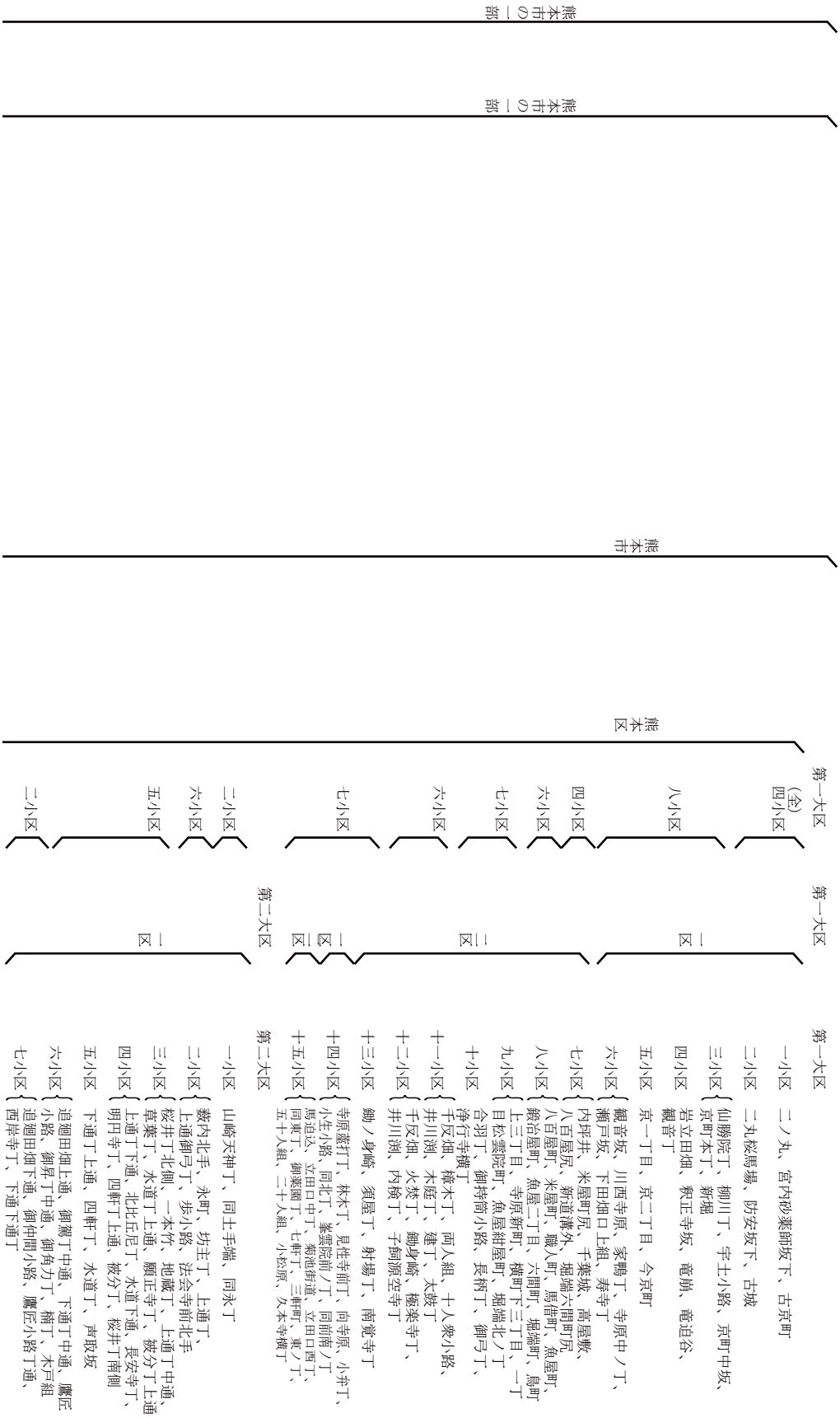
平成 22.3 未 平6 平成 昭和 大正 明22 明17 明12 明8 明6 明5 文化11 享保 寛永11

熊本市

熊本市

熊本市の一部

熊本市の一部



第一大区 (全) 四小区

第一大区 一区

第一大区

一小区 二ノ丸、宮内砂栗御坂下、古京町

二小区 二丸御馬場、防安坂下、古城

三小区 仙勝院丁、柳川丁、宇土小路、京町中坂、京町本丁、新堀

四小区 岩立田畑、釈正寺坂、竜崩、竜追谷、観音丁

五小区 京一丁目、京二丁目、今京町

六小区 観音坂、川西寺原、家鴨丁、寺原中ノ丁、瀬戸坂、下田畑口上組、寿寺丁

七小区 内坪井、米屋町尻、千葉城、高屋敷、八百屋尻、新道溝外、堀端六間町尻

八小区 八百屋町、米屋町、職人町、馬鹿町、魚屋町、御治屋町、魚屋二丁目、六間町、堀端町、鳥町

九小区 上三丁目、寺原新町、横町下三丁目、一丁、目松靈院町、魚屋紺屋町、堀端北ノ丁

十小区 合羽丁、御持筒小路、長柄丁、御弓丁、浄行寺横丁

十一小区 千反畑、榎木丁、両人組、十人衆小路、井川洲、木庭丁、建丁、太鼓丁

十二小区 千反畑、火焚丁、御身崎、極楽寺丁、井川洲、内橋丁、子飼原空寺丁

十三小区 御ノ身崎、須屋丁、射場丁、南覚寺丁

十四小区 寺原蔵打丁、林木丁、見性寺前丁、向寺原、小弁丁、小生小路、同北丁、養靈院前ノ丁、同前南ノ丁

十五小区 馬追込、立田口中丁、堀池街道、立田口西丁、同東丁、御栗園丁、七軒丁、三軒町、菓ノ丁、五十八人組、二十八人組、小松原、久本寺横丁

第二大区

一小区 山崎天神丁、同土手端、同永丁

二小区 藪内北手、永町、坊主丁、上通丁、上通御弓丁、歩小路、法会寺前北手

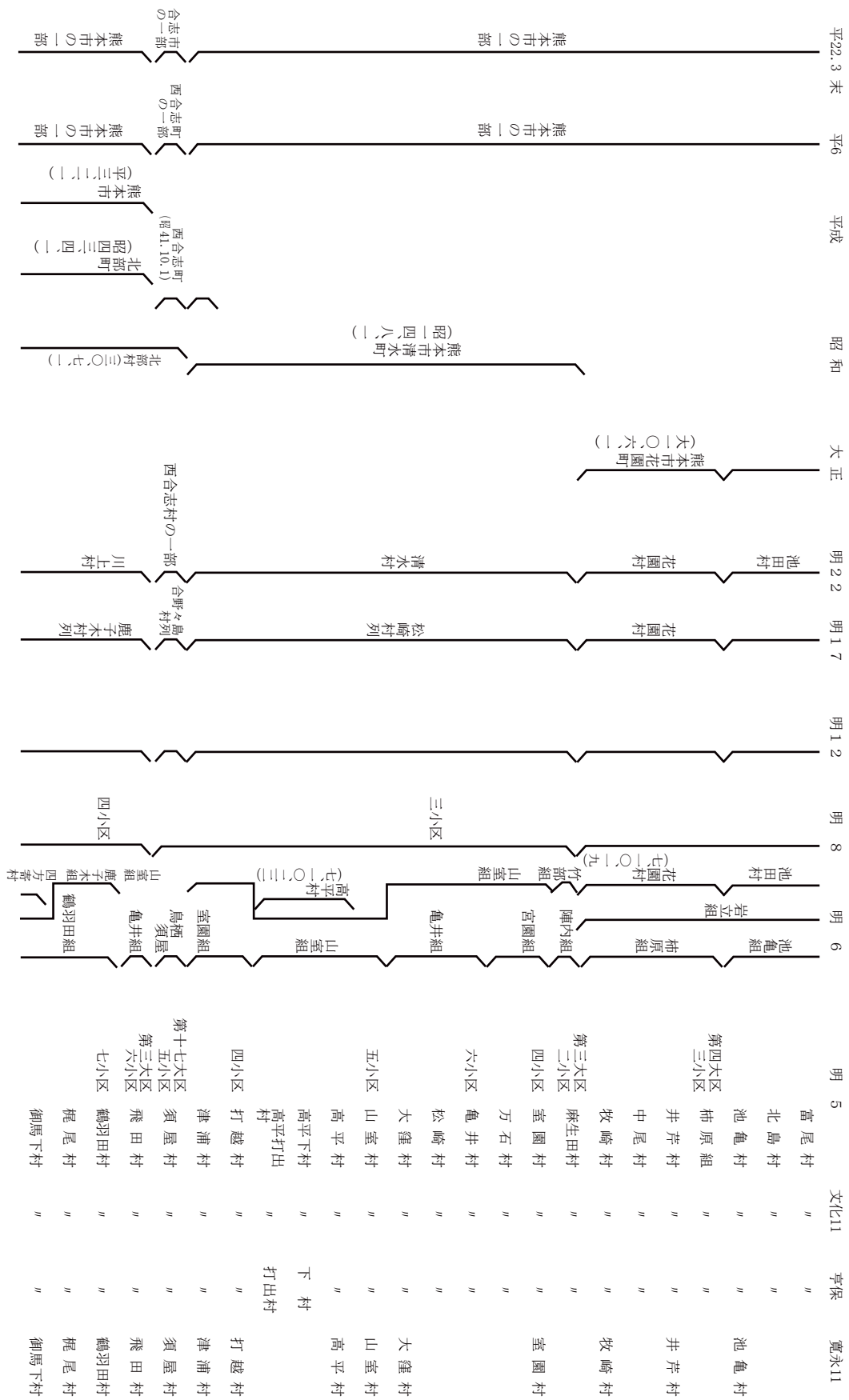
三小区 秘井丁北側、一本竹、地藏丁、上通丁中通、草葉丁、水道丁上通、願正寺丁、被分丁上通

四小区 上通丁下通、北比呂丁、水道下通、長安寺丁、明円寺丁、四軒丁上通、被分丁、秘井丁南側

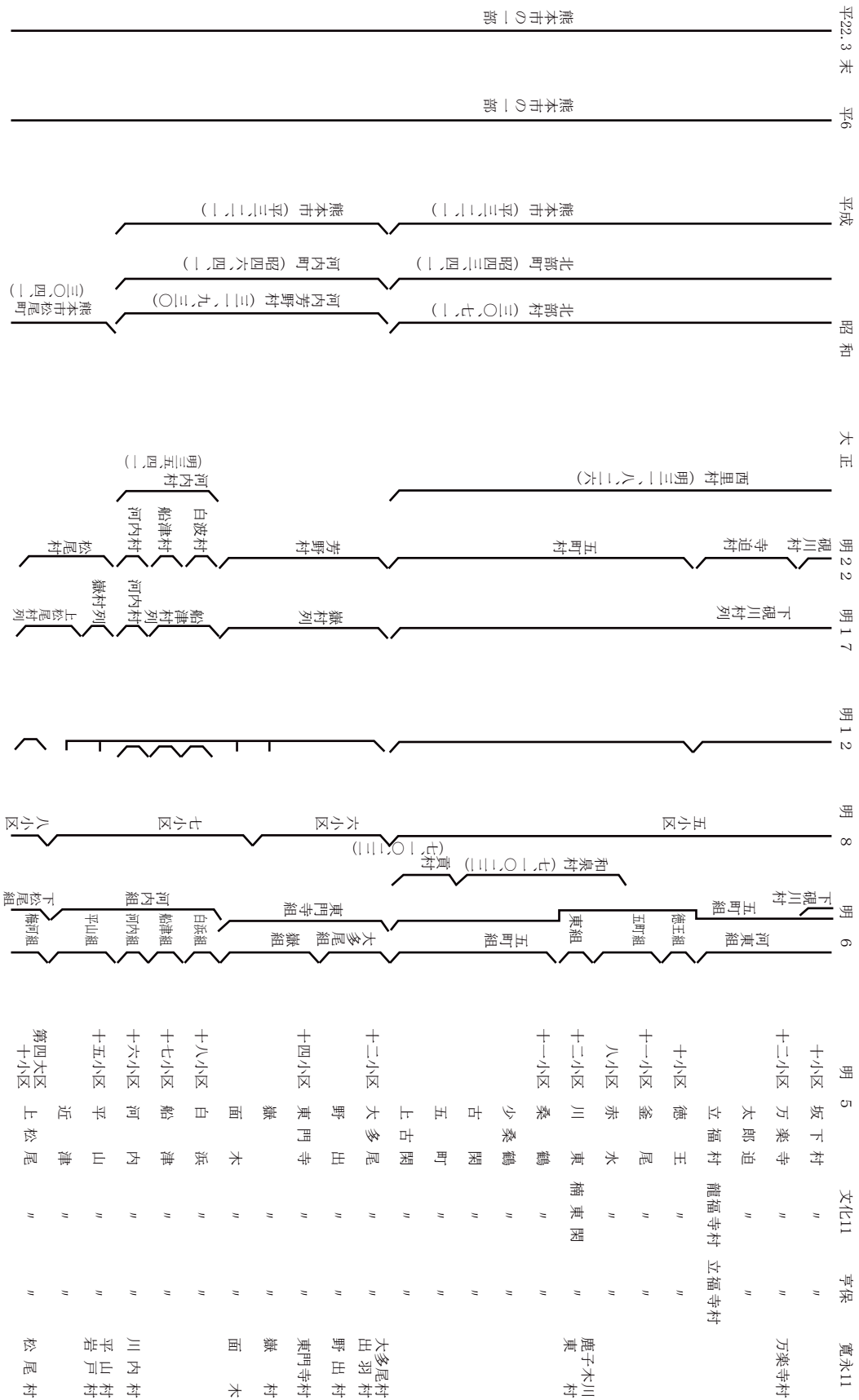
五小区 下通丁上通、四軒丁、水道丁、声取坂

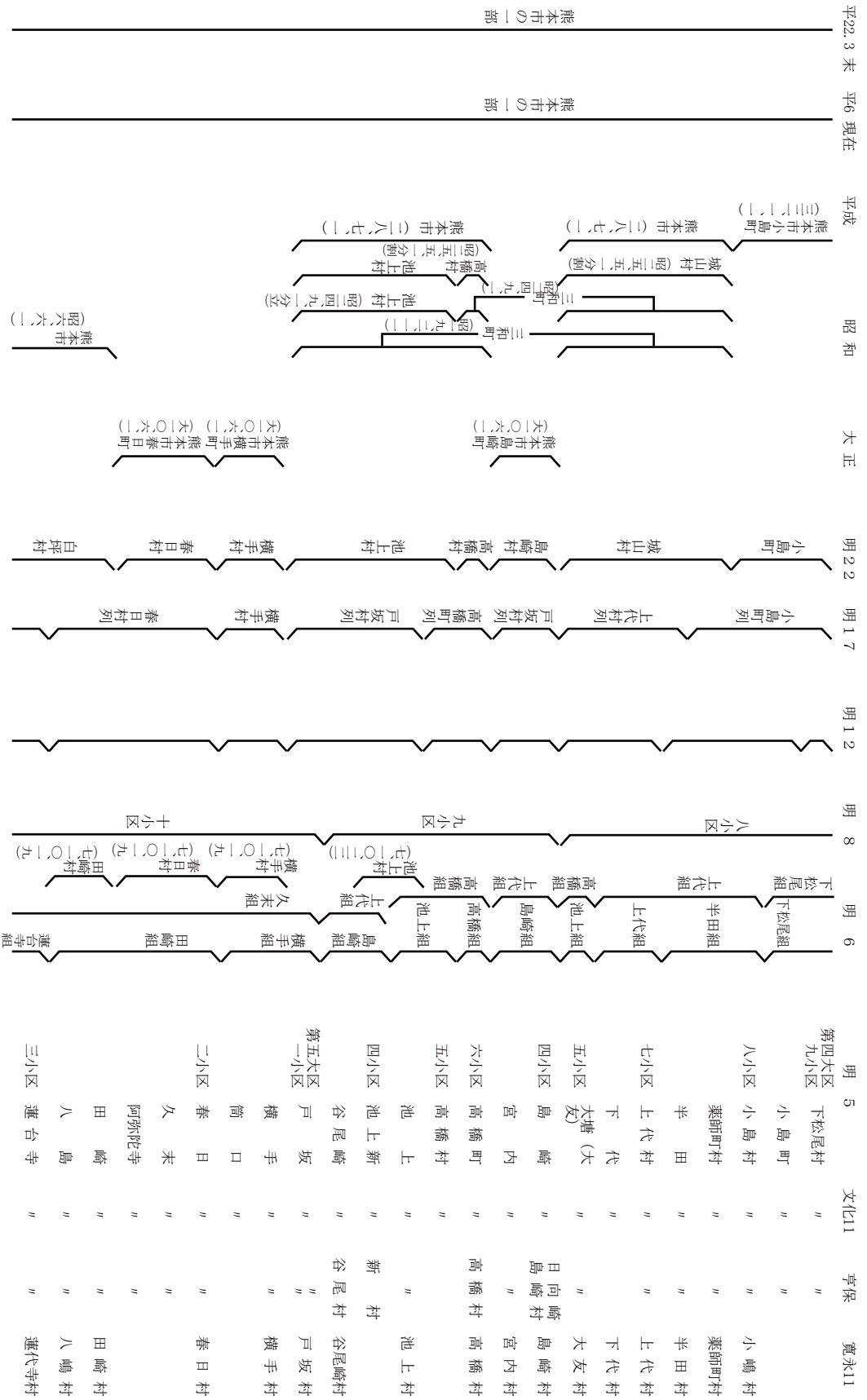
六小区 追廻田畑上通、御鷹丁中通、下通丁中通、鷹匠小路、御昇丁中通、御角力丁、楠丁、木戸組

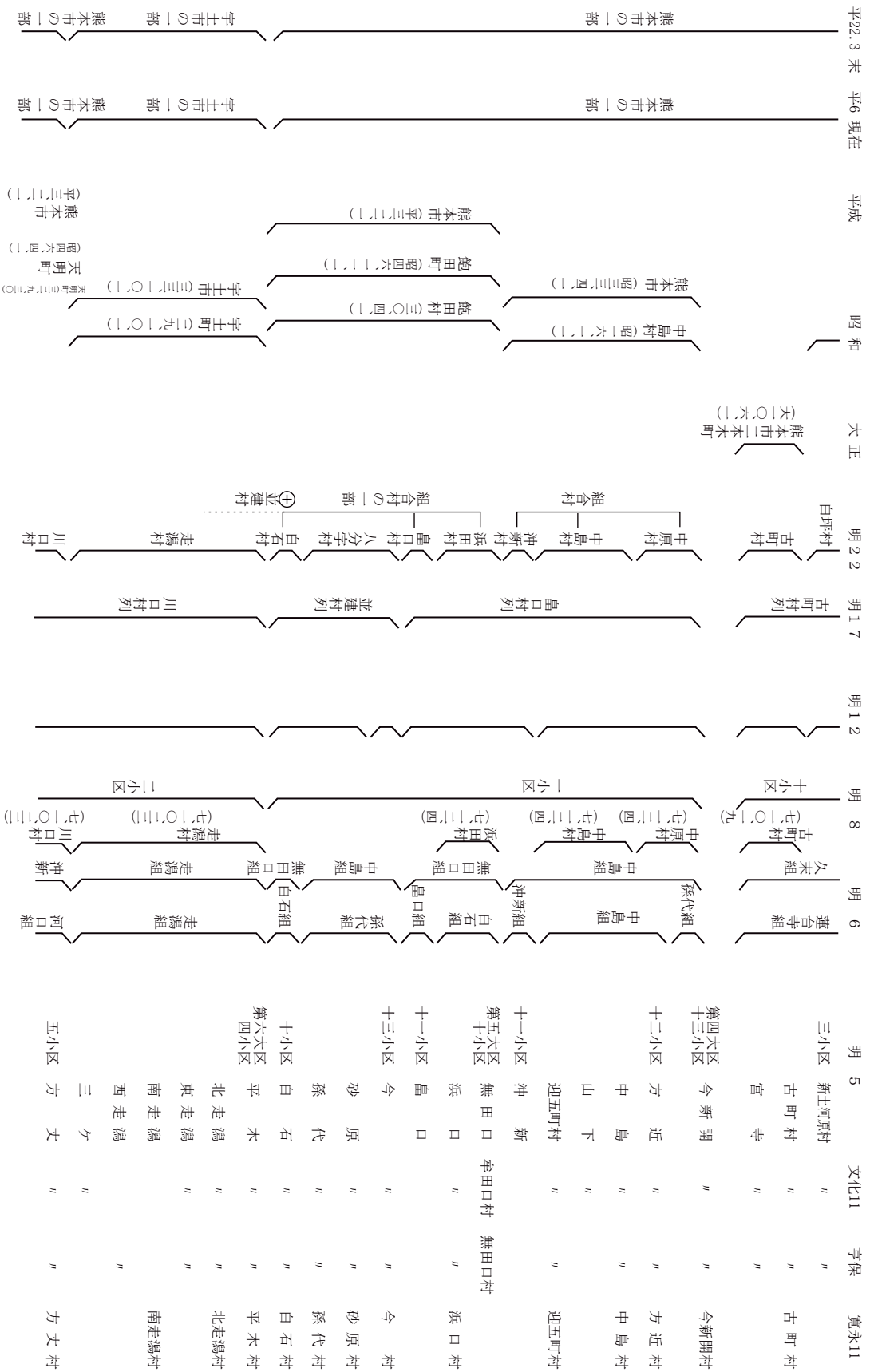
七小区 追廻田畑下通、御仲間小路、鷹匠小路下通、西岸寺丁、下通下通丁



年次	町界	大字	郡界	市界	町界	村界	備考
平22.3 末							熊本市の一部
平6							熊本市の一部
平成							熊本市(平三・二・一)
							北部町(昭四三・四・一)
							北部村(三〇・七・一)
昭和							
大正							
明22							川上村 西里村(明三・八・二六)
明17							鹿子木村列 下礪川村列
明12							
明8							四万寄村(七二〇一九) 鹿子木組 五町組
明6							鶴羽田組 鹿子木組 五町組 下礪川村(七二〇一九) 下礪川村(七二〇一九) 鹿子木組 明徳村(七二〇一九) 鹿子木組 徳王組 河東組 徳五組
明5							長嶽村 上野出 馬尾 西尾 第三大区 第九小区 八小区 井上 津留石 立当 尾原 前山 小大 鳥尾 鹿子木 中尾 八小区 糸山 山口 九小区 鹿子木 九小区 十小区 十一小区 十二小区 七小区
文化11							長嶽村
享保							長嶽村
寛永11							鹿子木 山 楠原村

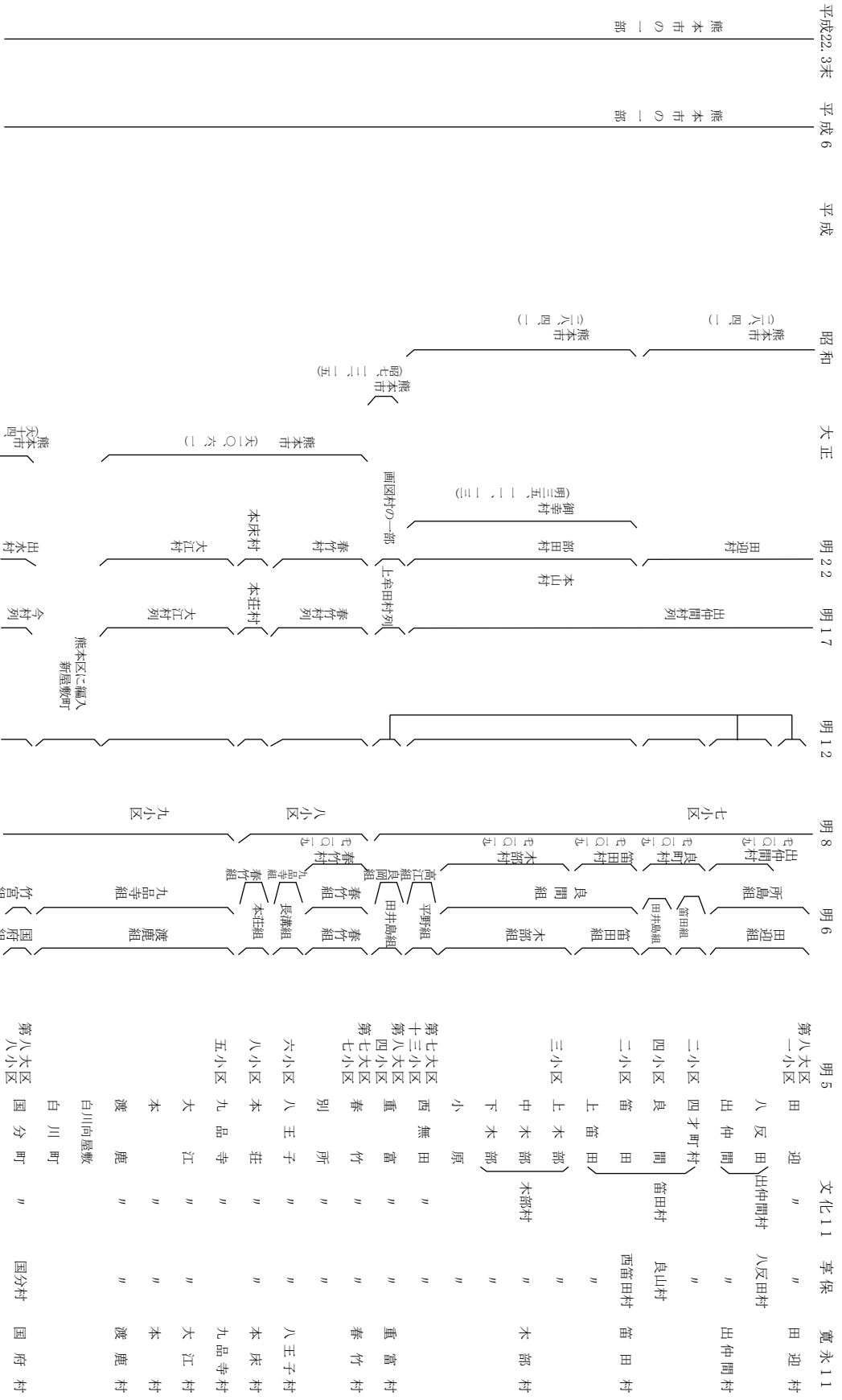






年次	町名	大字	郡名	支庁名	国名
寛永11	八町村	八町	五	明	文化11
	五町村	五町	五	明	文化11
	武町	二町	五	明	文化11
	廿町村	二十町	五	明	文化11
	惟重村	惟重	五	明	文化11
享保	八町村	八町	五	明	文化11
	五町村	五町	五	明	文化11
	武町	二町	五	明	文化11
	廿町村	二十町	五	明	文化11
	惟重村	惟重	五	明	文化11
文化11	八町村	八町	五	明	文化11
	五町村	五町	五	明	文化11
	武町	二町	五	明	文化11
	廿町村	二十町	五	明	文化11
	惟重村	惟重	五	明	文化11
明5	八町村	八町	五	明	文化11
	五町村	五町	五	明	文化11
	武町	二町	五	明	文化11
	廿町村	二十町	五	明	文化11
	惟重村	惟重	五	明	文化11
明6	河川組	川口	六	明	文化11
	奥古閑組	奥古閑	六	明	文化11
	海氏組	海氏	六	明	文化11
	内田組	内田	六	明	文化11
明8	川口村(七、一〇、三三)	海路口村(七、一〇、三三)	八	明	文化11
	奥古閑村(七、一〇、三三)	美奈里村(八、四、一七)	八	明	文化11
	錢塘村(八、四、一七)	内田村(八、四、一七)	八	明	文化11
	沖組	走湯組	八	明	文化11
明12	川口村列	奥古閑村列	明12	明	文化11
	奥古閑村列	護藤村列	明12	明	文化11
	奥古閑村列	奥古閑村	明12	明	文化11
	海路口村	組合村	明12	明	文化11
	奥古閑村	組合村	明12	明	文化11
	中緑村の一部	錢塘村	明12	明	文化11
	内田村	組合村	明12	明	文化11
明22	川口村	海路口村	明22	明	文化11
	奥古閑村	奥古閑村	明22	明	文化11
	奥古閑村	奥古閑村	明22	明	文化11
	海路口村	組合村	明22	明	文化11
	奥古閑村	組合村	明22	明	文化11
	中緑村の一部	錢塘村	明22	明	文化11
	内田村	組合村	明22	明	文化11
昭和	天明村(三、一九、三〇)	天明町(昭四、六、四一)	昭和	昭和	文化11
平成	熊本市(平三、二、一一)	熊本市(平三、二、一一)	平成	平成	文化11
平6現在	熊本市の一部	熊本市の一部	平6現在	平6現在	文化11
平22.3末	熊本市の一部	熊本市の一部	平22.3末	平22.3末	文化11

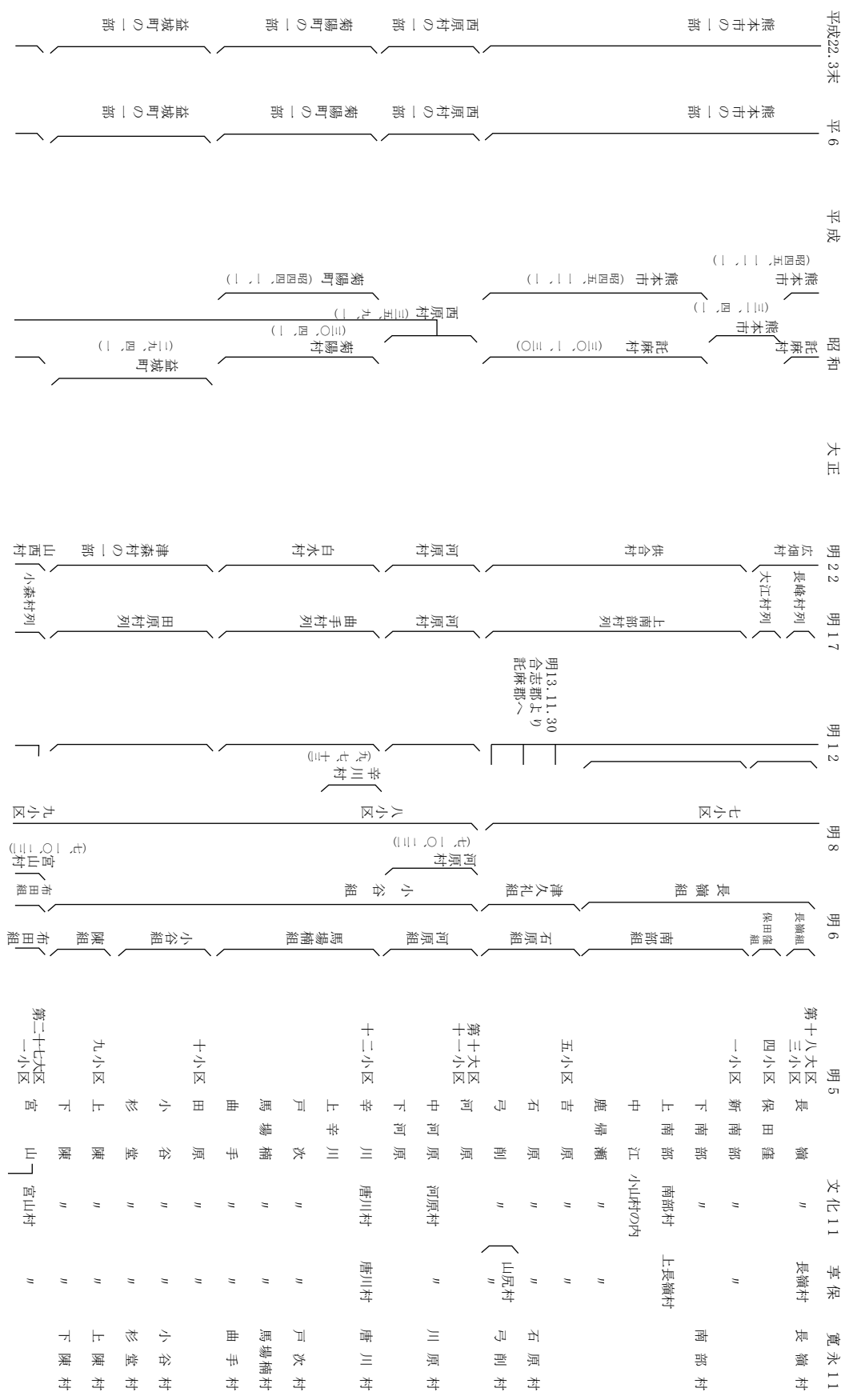
年次	行政区	町	大字	村	町	大字	村
平成22.3末	熊本市の一部						
平6	熊本市の一部						
昭和	熊本市(昭五三二二)						
大正	熊本市(昭五三二二)						
明22	熊本市(昭五三二二)						
明17	熊本市(昭五三二二)						
明12	熊本市(昭五三二二)						
明8	熊本市(昭五三二二)						
明6	熊本市(昭五三二二)						
明5	熊本市(昭五三二二)						
寛永11	熊本市(昭五三二二)						

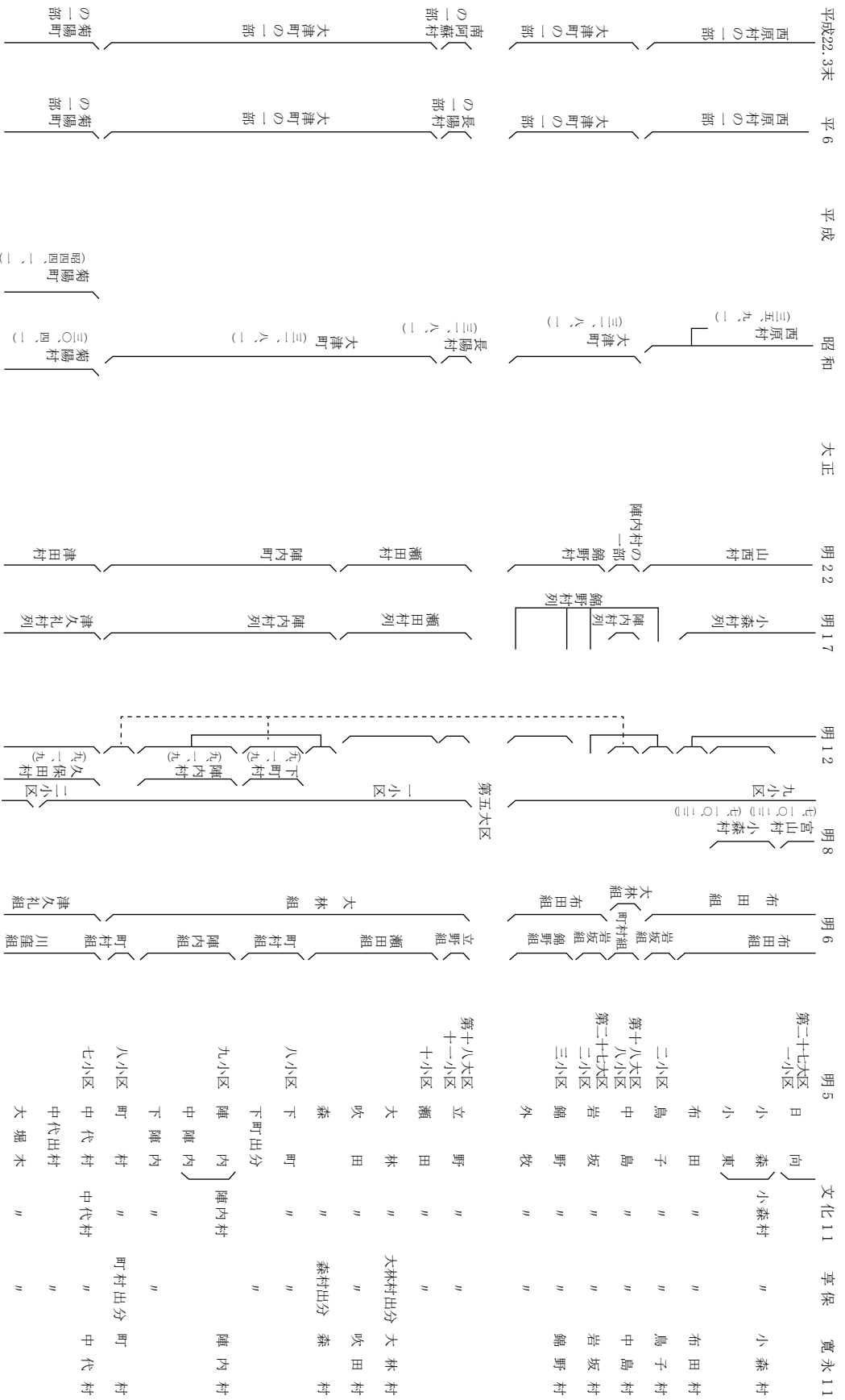


年次	区域	町・村	年次	区域	町・村
平成22.3末	熊本市の一部	熊本市の一部	平成	熊本市	嘉島町の一部
平6	熊本市の一部	熊本市の一部	昭和	熊本市画図町 (昭七、十二一五)	嘉島町(昭四四、三二一) 嘉島町(昭四四、三二一)
大正	熊本市出水町 (十四、四一)	熊本市画図村の一部	明22	出水村	大島村(明三八、一〇二)
明17	今村列	上無田村列	明17	今村列	上仲間村列
明12	長溝村(九七、七三)	健重村列	明12	長溝村(九七、七三)	大川村
明8	九小区 十小区	健重村(九七、七三)	明8	九小区 十小区	上仲間村列
明6	長溝組 九品寺組	竹宮組 竹宮組	明6	長溝組 九品寺組	仲間組
明5	第七六区 今	竹宮本 竹宮西外 竹宮新外 竹宮外 竹宮下 神	明5	長溝組 中長溝 下長溝 前無田	仲間組
文化11	享保	竹宮村	文化11	津 津 津 津	上 長溝 長溝 長溝
寛永11	今	竹宮村	寛永11	江津津村	今
				第八六区 江津津村	
				第五小区 所無田 所無田	
				第七小区 竹宮東外 竹宮本 竹宮西外 竹宮新外 竹宮外 竹宮下 神	
				第九六区 八小区 神	
				第九大区 第一小区 鯨	
				第二小区 下仲間 上仲間 犬	
				高田村	

年次	村名	町名	郡名
平成22.3未	嘉島町の一部	嘉島町の一部	嘉島郡
平成22.3未	御船町の一部	御船町の一部	嘉島郡
平成22.3未	嘉島町の一部	嘉島町の一部	嘉島郡
平成22.3未	御船町の一部	御船町の一部	嘉島郡
平成22.3未	嘉島町の一部	嘉島町の一部	嘉島郡
平成22.3未	御船町の一部	御船町の一部	嘉島郡
平成22.3未	嘉島町の一部	嘉島町の一部	嘉島郡
平成22.3未	御船町の一部	御船町の一部	嘉島郡
平成	嘉島町	嘉島町	嘉島郡
昭和	嘉島町	嘉島町	嘉島郡
昭和	御船町	御船町	嘉島郡
大正	大島村		嘉島郡
明22	上島村	上島村	嘉島郡
明22	陣村	陣村	嘉島郡
明22	豊秋村	豊秋村	嘉島郡
明22	小坂村	小坂村	嘉島郡
明22	六嘉村	六嘉村	嘉島郡
明22	飯野村	飯野村	嘉島郡
明22	木倉村	木倉村	嘉島郡
明17	豊秋村列	豊秋村列	嘉島郡
明17	下六嘉村列	下六嘉村列	嘉島郡
明17	砥川村列	砥川村列	嘉島郡
明17	木倉村列	木倉村列	嘉島郡
明12	上島村	上島村	嘉島郡
明12	豊秋村	豊秋村	嘉島郡
明12	下六嘉組	下六嘉組	嘉島郡
明12	北甘木村	北甘木村	嘉島郡
明12	砥川村	砥川村	嘉島郡
明12	赤井村	赤井村	嘉島郡
明12	島田村	島田村	嘉島郡
明12	木倉村	木倉村	嘉島郡
明8	一小区	一小区	嘉島郡
明8	二小区	二小区	嘉島郡
明8	三小区	三小区	嘉島郡
明6	上島組	上島組	嘉島郡
明6	秋只組	秋只組	嘉島郡
明6	小坂組	小坂組	嘉島郡
明6	井寺組	井寺組	嘉島郡
明6	六嘉組	六嘉組	嘉島郡
明6	小池組	小池組	嘉島郡
明6	砥川組	砥川組	嘉島郡
明6	木崎組	木崎組	嘉島郡
明6	井寺組	井寺組	嘉島郡
明6	小池組	小池組	嘉島郡
明6	木倉組	木倉組	嘉島郡
明5	第九大区	第九大区	嘉島郡
明5	第三小区	第三小区	嘉島郡
明5	上島村	上島村	嘉島郡
明5	西上島	西上島	嘉島郡
明5	陣村	陣村	嘉島郡
明5	唯瀬	唯瀬	嘉島郡
明5	万ヶ坂	万ヶ坂	嘉島郡
明5	上六嘉	上六嘉	嘉島郡
明5	下六嘉	下六嘉	嘉島郡
明5	井寺	井寺	嘉島郡
明5	上無田	上無田	嘉島郡
明5	北甘木	北甘木	嘉島郡
明5	小池	小池	嘉島郡
明5	砥川	砥川	嘉島郡
明5	下砥川	下砥川	嘉島郡
明5	木崎	木崎	嘉島郡
明5	赤井	赤井	嘉島郡
明5	柿島	柿島	嘉島郡
明5	八小区	八小区	嘉島郡
明5	無田	無田	嘉島郡
明5	西木倉	西木倉	嘉島郡
明5	南木倉	南木倉	嘉島郡
明5	東木倉	東木倉	嘉島郡
文化11	享保	享保	嘉島郡
寛永11	上嶋村	上嶋村	嘉島郡
寛永11	陣村	陣村	嘉島郡
寛永11	秋只村	秋只村	嘉島郡
寛永11	小坂村	小坂村	嘉島郡
寛永11	上六賀村	上六賀村	嘉島郡
寛永11	井寺村	井寺村	嘉島郡
寛永11	下大賀村	下大賀村	嘉島郡
寛永11	東小坂村	東小坂村	嘉島郡
寛永11	西小坂村	西小坂村	嘉島郡
寛永11	中砥川村	中砥川村	嘉島郡
寛永11	小池村	小池村	嘉島郡
寛永11	砥川村	砥川村	嘉島郡
寛永11	木崎村	木崎村	嘉島郡
寛永11	赤井村	赤井村	嘉島郡
寛永11	南木倉村	南木倉村	嘉島郡

年次	町界	村界	大字界	郡界	支庁界	
平成22:3末	御船町の二部	益城町の二部				
平 6	御船町の二部	益城町の二部				
平成						
昭和	御船町(三〇、一、一)	益城町(一九、四、一)				
大正	御船町(六七、四、二)	滝水村(昭五、四、一)				
明22	木倉村、高木村、御船町、滝川村	木倉村、高木村、御船町、滝川村、水越村、滝ノ尾村、水越村、木山町	七滝村			
明17	木倉村列、御船町列	木倉村列、御船町列、上野村列、滝ノ尾村列、木山町列				
明12	木倉組、高木村、滝川村、御船町	木倉組、高木村、滝川村、御船町				
明 8	三小区、辺田見組	三小区、辺田見組、七滝村、上野組、田代村、滝ノ尾村、水越村	四小区	五小区		
明 6	木倉組、高野組、辺田見組、御船町	木倉組、高野組、辺田見組、御船町、小池組、安茶組、木山組	上野組、南上野組、東上野組、田代組、横野組			
明 5	第十一、八、六、九小区、北木倉、高山、高野、下高野、甘木、今城、牛ヶ瀬、御船町、辺田見、南上野、北上野、東上野、西上野、八勢、南田代、北田代、上田代、横野、川内田、梅、水越、東水越、宮園、木山	第十一、八、六、九小区、北木倉、高山、高野、下高野、甘木、今城、牛ヶ瀬、御船町、辺田見、南上野、北上野、東上野、西上野、八勢、南田代、北田代、上田代、横野、川内田、梅、水越、東水越、宮園、木山	七小区	第三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	
文化11		腰尾村				
享保		河内田村				
寛永11	北木倉村、高山村、高野村、甘木村、牛ヶ瀬村、御船町村、辺田見村、南上野村	北木倉村、高山村、高野村、甘木村、牛ヶ瀬村、御船町村、辺田見村、南上野村	西上野村	南田代村、北田代村	横野村、梅木村	



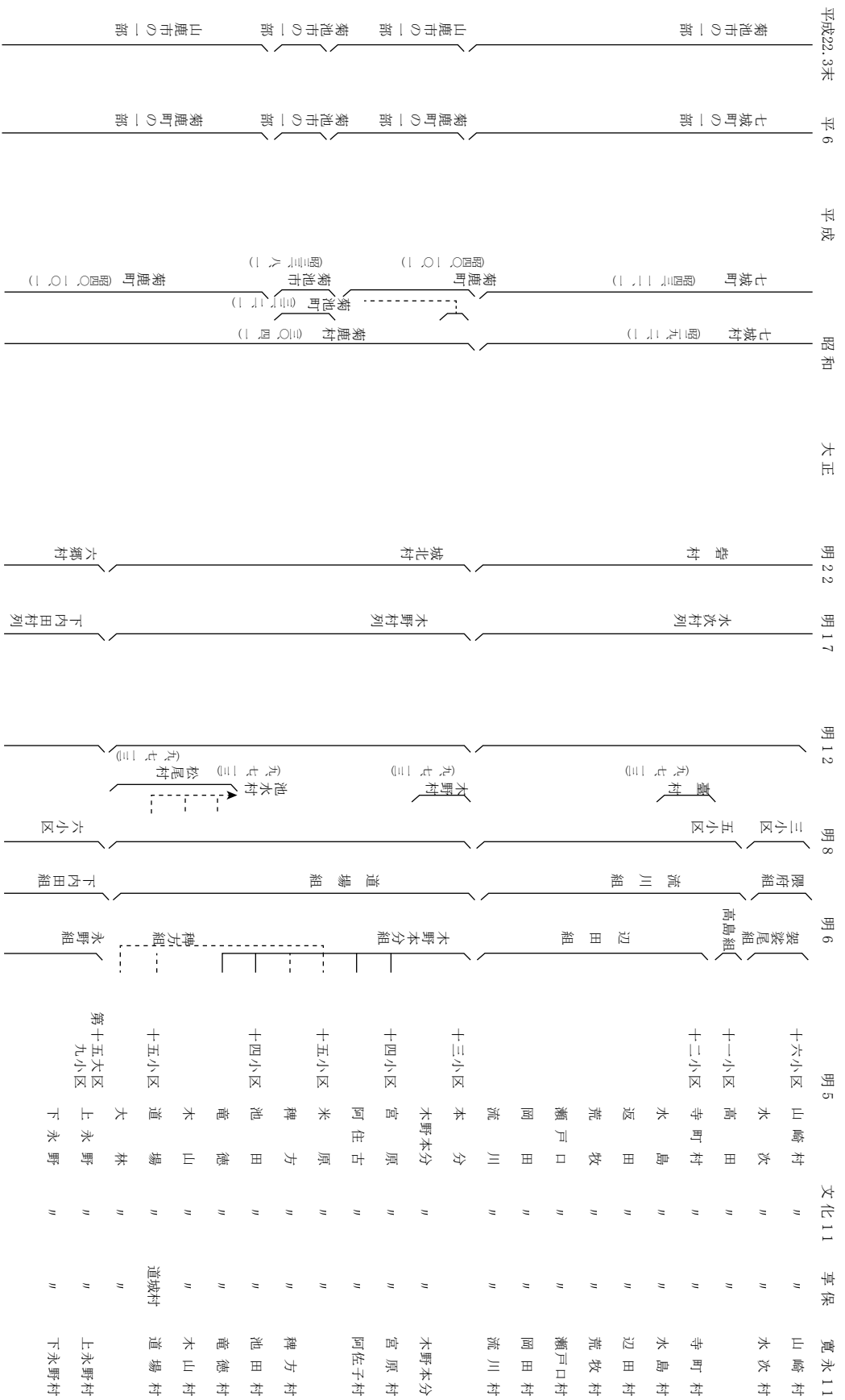


年次	町界	大字	昭和	平成	平6	平成22.3末
明5	川辺村 湯舟村 平柳村 高小原村 高永村 高永出分 妻越村 伊坂村 住吉村 住吉村 富納村 平原村 竹迫町 二子村 油古閑村 御領分 野附 上古閑 上ノ庄 平島	文化11	享保	明5	明5	明5
明6	杉水組 湯舟組 高永組 住吉組 永村組 竹迫町組 御領組 上荘組 中林組	明6	明6	明6	明6	明6
明8	四小区 五小区	明8	明8	明8	明8	明8
明12	磯村 新明村 幾久富村 橋原村 上庄村 柴村	明12	明12	明12	明12	明12
明17	新明村列 吉富村列 竹迫町列 柴村列	明17	明17	明17	明17	明17
明22	北合志村 合志村	明22	明22	明22	明22	明22
大正		大正	大正	大正	大正	大正
昭和	旭志村(三一・五一) 泗水村(三〇・四・一) 泗水町の一部(昭三・四・一) 合志町(昭四・四・一)	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
平6	旭志村の一部 泗水町の一部 合志町の一部	平6	平6	平6	平6	平6
平成22.3末	菊池市の一部 合志市の一部	平成22.3末	平成22.3末	平成22.3末	平成22.3末	平成22.3末

年次	町界	大字	昭和	平成	平成22.3.31未	
明5	永村 分出 三万田 坂井 越島 打内 小野崎 原田 林原 橋田 賀村 慈恩寺 山城 平島 芦原 大井 今藤 伊知坊 舟島 八小区 横野	文化11	享保	寛永11	永村 分出 三万田 坂井 越島 打内 小野崎 原田 林原 橋田 賀村 慈恩寺 山城 平島 芦原 大井 今藤 伊知坊 舟島 八小区 横野	永村 分出 三万田 坂井 越島 打内 小野崎 原田 林原 橋田 賀村 慈恩寺 山城 平島 芦原 大井 今藤 伊知坊 舟島 八小区 横野
明6	永村組 坂井組 内島組 板井組 中島組 芦原組 石野組 伊知坊組 石野組	明6	永村組 坂井組 内島組 板井組 中島組 芦原組 石野組 伊知坊組 石野組	永村組 坂井組 内島組 板井組 中島組 芦原組 石野組 伊知坊組 石野組	永村組 坂井組 内島組 板井組 中島組 芦原組 石野組 伊知坊組 石野組	
明8	福本組 板井組 藤崎村 米塚村 石野組 平井村 豊田村 龜甲村	明8	福本組 板井組 藤崎村 米塚村 石野組 平井村 豊田村 龜甲村	福本組 板井組 藤崎村 米塚村 石野組 平井村 豊田村 龜甲村	福本組 板井組 藤崎村 米塚村 石野組 平井村 豊田村 龜甲村	
明12	六小区 七小区 永村 龜尾村 田底村	明12	六小区 七小区 永村 龜尾村 田底村	六小区 七小区 永村 龜尾村 田底村	六小区 七小区 永村 龜尾村 田底村	
明17	吉富村列 田島村列 正清村列 豊田村列	明17	吉富村列 田島村列 正清村列 豊田村列	吉富村列 田島村列 正清村列 豊田村列	吉富村列 田島村列 正清村列 豊田村列	
明22	泗水村 清泉村 田底村ノ一部 吉松村	明22	泗水村 清泉村 田底村ノ一部 吉松村	泗水村 清泉村 田底村ノ一部 吉松村	泗水村 清泉村 田底村ノ一部 吉松村	
大正						
昭和	泗水町(昭三、四、一) 泗水村(昭〇、四、一) 七城町(昭三、一、一) 七城村(昭九、一、一) 植木町(昭四、四、一)	昭和	泗水町(昭三、四、一) 泗水村(昭〇、四、一) 七城町(昭三、一、一) 七城村(昭九、一、一) 植木町(昭四、四、一)	泗水町(昭三、四、一) 泗水村(昭〇、四、一) 七城町(昭三、一、一) 七城村(昭九、一、一) 植木町(昭四、四、一)	泗水町(昭三、四、一) 泗水村(昭〇、四、一) 七城町(昭三、一、一) 七城村(昭九、一、一) 植木町(昭四、四、一)	
平成						
平6	泗水町の一部 七城町の一部 植木町の一部	平6	泗水町の一部 七城町の一部 植木町の一部	泗水町の一部 七城町の一部 植木町の一部	泗水町の一部 七城町の一部 植木町の一部	
平成22.3.31未	菊池市の一部 熊本市の一部	平成22.3.31未	菊池市の一部 熊本市の一部	菊池市の一部 熊本市の一部	菊池市の一部 熊本市の一部	

年次	町名	大字	郡名	村名	組名	大字	郡名	村名	組名
平成22:3末	熊本市の一部								
平 6	植木町の一部								
平成									
昭和	植木町 (三〇、一、一)								
大正									
明 22	桜井村	山本村の一部	田原村	菱形村	田原村	山本村の一部	田原村	田原村	田原村
明 17	植木町列	内村村列	鞍掛村列	那知村列	那知村列	内村村列	正清村列	正清村列	正清村列
明 12									
明 8	九小区	十小区	轟村	豊岡村	官忠村	清水組	清水村	清水村	清水村
明 6	滴水組	大塚組	鞍懸組	田原組	田原組	大塚組	大塚組	大塚組	大塚組
明 5	二小区	十一小区	二小区	三小区	四小区	十一小区	十一小区	十一小区	十一小区
文化11	滴水	色出	上滴水	野知	野知	野知	野知	野知	野知
享保	滴水村	内村	木富村	野知	野知	野知	野知	野知	野知
寛永11	滴水村	内村	小吉松村	野知	野知	野知	野知	野知	野知

年次	町名	大字	郡名	備考
平成22.3末	菊池市の一部			
平 6	菊池市の一部			
平成				
昭和	菊池町(三、九二)		菊池市(三、八二)	
大正				
明22	追間村 菅門村	明17	追間村 菅門村列	
明12	豊間村 小本村 菅門村	明17	豊間村 小本村 菅門村列	
明8	二小区 三小区	明17	二小区 三小区	
明6	追間村 伊倉組 虎口組 追間組	明17	追間村 伊倉組 虎口組 追間組	
明5	第十六大区 第十七小区 真迫間村 土豊水 雪野 白木 小楠野 染土 虎口 班蛇口 寺小野 長野 片角 限府町 高野瀬 正観寺 立石 輪足 築地 玉祥寺 袈裟尾 上西寺 下西寺 北宮 大珠寺	文化11	真迫村 土豊水村 雪野村 白木村 小楠野村 染土村 虎口村 半尺村 寺小野村 長野村 片角村 高野瀬村 正観寺村 立石村 輪足村 築地村 玉祥寺村 袈裟尾村 西寺村 北ノ北村 大珠寺村	享保



年次	町名	郡名	支庁名	市町村名
平成22:3末	山鹿市の一部	山鹿市	山鹿支庁	山鹿市の一部
平6	鹿北町の一部	鹿北町	山鹿支庁	玉名市 横島町の 一部 玉名市の一部
昭和	鹿北町(元四一)	鹿北町	山鹿支庁	玉名市(元四一)
	天木町(元一〇二)	天木町	山鹿支庁	玉名市(元一〇二)
	横島町(元一七二)	横島町	山鹿支庁	玉名市(元一七二)
大正				
明22	広見村	山鹿郡	山鹿支庁	玉水村
明17	岩野村列	山鹿郡	山鹿支庁	部田見村列 小天村 小天村 川島村列 大浜町
明12				
明8	芋生村(元一七)	山鹿郡	山鹿支庁	第七大区 一小区 野部田村(元一七)
明6	芋生組	山鹿郡	山鹿支庁	立花組 竹崎組 部田見組 小天組 大浜組 横島組
明5	第十五大区 十三小区 上芋生村 下芋生村	山鹿郡	山鹿支庁	第二十三大区 五小区 立花 竹崎 尾野 野部田 下野部田 小天 大浜町 横島村 大園 伊倉地方 伊倉南方 宮原 横田 片諏訪 千田川原 小野尻 小島 北牟田 川島
文化11	"	山鹿郡	山鹿支庁	伊倉北方村 中北院村 東唐人町
享保	芋生村	山鹿郡	山鹿支庁	伊倉南方 桜井村 南方村
寛永11	上芋生村	山鹿郡	山鹿支庁	伊倉北方 横島村 小野尻村 小島村

年次	町界	行政区	町界	行政区	町界	行政区	町界	行政区	町界	行政区	町界	行政区
平22.3 末	玉名市の一部											
平6	玉名市の一部											
昭和	玉名市(一九四、一〇) 玉名市(一七五、二〇)											
大正												
明22	玉名村	石貫村	弥富村	高瀬 ^十 高瀬 ^一 高瀬 ^{秋丸} 弥富村	高瀬村	築山村	石貫村列	石貫村列	石貫村列	築山村列	築山村列	築山村列
明17	玉名村列	石貫村列	築根木村列	高瀬村	築山村列	築山村列	石貫村列	石貫村列	石貫村列	石貫村列	石貫村列	石貫村列
明12	七小区	石貫村(七、一三)	八小区	九嶮村 ^九	岩嶮村 ^九	土着嶮村	石貫村	石貫村	石貫村	石貫村	石貫村	石貫村
明8	玉名村(七、一三)	石貫村(七、一三)	八小区	九小区	九小区	九小区	石貫村	石貫村	石貫村	石貫村	石貫村	石貫村
明6	玉名組	石貫組	高瀬組	中村組	高瀬組	高瀬組	高瀬組	高瀬組	高瀬組	高瀬組	高瀬組	高瀬組
明5	第二十四大区 十一小区	下杜家村	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間
文化11	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間
享保	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間
寛永11	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間	追間

年次	町界	大字	郡	支庁	国
平223 末	玉名市の一部	玉名市の一部	玉名市	玉名市	玉名市
平6	岱明町の一部	玉名市の一部	玉名市	玉名市	玉名市
平成	岱明町(昭四〇、四一)	玉名市(二九、四一)	玉名市	玉名市	玉名市
昭和	岱明村(三〇、四一)	玉名市(二九、四一)	玉名市	玉名市	玉名市
大正					
明22	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列
明17	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列	大野村 野口村列 古陶村列
明12	大野下村と改称(二二、二四) 下前原村と改称(二二、二四)	大野下村と改称(二二、二四) 下前原村と改称(二二、二四)	大野下村と改称(二二、二四) 下前原村と改称(二二、二四)	大野下村と改称(二二、二四) 下前原村と改称(二二、二四)	大野下村と改称(二二、二四) 下前原村と改称(二二、二四)
明8	野口村(七、十二、十五)	野口村(七、十二、十五)	野口村(七、十二、十五)	野口村(七、十二、十五)	野口村(七、十二、十五)
明6	野口組 下村組 土村組	野口組 下村組 土村組	野口組 下村組 土村組	野口組 下村組 土村組	野口組 下村組 土村組
明5	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上
文化11	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上
享保	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上	野口 中野口 下野口 前原 土器屋 程 下 西照寺 上
寛永11	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
第二十四大区 十小区	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
八小区	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
九小区	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
五小区	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
六小区	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
七小区	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村
七小区 下津洲	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村	野口村 前原村 下村 上村

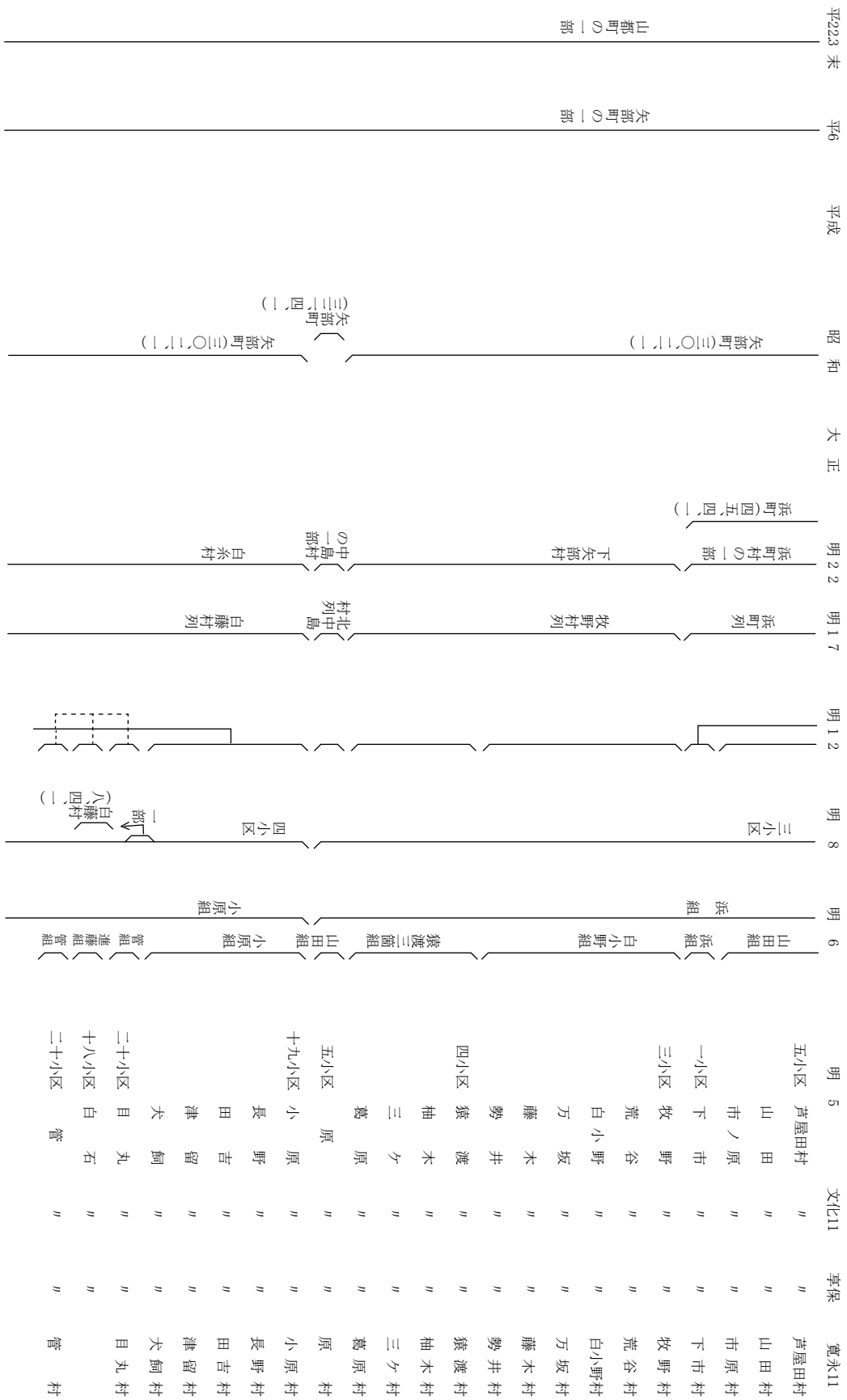
年次	町名	郡名	支庁名	市町村名	大字	小字	大字	小字	大字	小字	大字	小字	大字	小字	大字	小字	大字	小字	大字	小字
平22.3 末	荒尾市の一部	南関町	南関市の一部	荒尾市の一部	荒尾市	南関町	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部
平6	荒尾市の一部	南関町	南関市の一部	荒尾市の一部	荒尾市	南関町	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部
平成	荒尾市(一七、四、一)	南関町	南関市の一部	荒尾市(一七、四、一)	荒尾市	南関町	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部
昭和	荒尾市(一七、四、一)	南関町	南関市の一部	荒尾市(一七、四、一)	荒尾市	南関町	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部
大正	荒尾市(一七、四、一)	南関町	南関市の一部	荒尾市(一七、四、一)	荒尾市	南関町	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部	南関町の一部
明22	荒尾村	府本村	八幡村	有明村	平井村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村
明17	宮内出目村	野尻村	上坂下村	蔵満村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村
明12	荒尾組	府本組	野原組	蔵満組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組
明8	三小区	府本組	野原組	蔵満組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組
明6	荒尾組	府本組	野原組	蔵満組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組
明5	第二十三大区	府本組	野原組	蔵満組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組	上井手組
文化11	宮内出目村	府本村	野原村	蔵満村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村
享保	萬田村	府本村	野原村	蔵満村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村
寛永11	萬田村	府本村	野原村	蔵満村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村	上井手村

年次	町名	大字	郡名	備考
平22.3 末	南関町の一部	南関町の一部	玉名市の一部	南関町の一部
平6	南関町の一部	南関町の一部	玉名市の一部	南関町の一部
平成	南関町(三〇、一一)	南関町(三〇、一一)	玉名市(三二、一一)	南関町(三〇、四一)
昭和				菊水町
大正				
明22	米富村	米富村	賢木村の一部	賢木村の一部
明17	三津川村列	三津川村列	相谷村列	相谷村列
明12	宮長高尾山野	宮長高尾山野	肥猪七三	肥猪七三
明8	五小区	五小区	六小区	六小区
明6	今村組	今村組	今村組	今村組
明5	田原組	田原組	田原組	田原組
文化11	田原村	田原村	田原村	田原村
享保	田原村	田原村	田原村	田原村
寛永11	田原村	田原村	田原村	田原村
明5	田原村	田原村	田原村	田原村
文化11	田原村	田原村	田原村	田原村
享保	田原村	田原村	田原村	田原村
寛永11	田原村	田原村	田原村	田原村
明5	上田原	上田原	上田原	上田原
文化11	上田原	上田原	上田原	上田原
享保	上田原	上田原	上田原	上田原
寛永11	上田原	上田原	上田原	上田原
明5	南田原	南田原	南田原	南田原
文化11	南田原	南田原	南田原	南田原
享保	南田原	南田原	南田原	南田原
寛永11	南田原	南田原	南田原	南田原
明5	柿原	柿原	柿原	柿原
文化11	柿原	柿原	柿原	柿原
享保	柿原	柿原	柿原	柿原
寛永11	柿原	柿原	柿原	柿原
明5	川床尾	川床尾	川床尾	川床尾
文化11	川床尾	川床尾	川床尾	川床尾
享保	川床尾	川床尾	川床尾	川床尾
寛永11	川床尾	川床尾	川床尾	川床尾
明5	石尾	石尾	石尾	石尾
文化11	石尾	石尾	石尾	石尾
享保	石尾	石尾	石尾	石尾
寛永11	石尾	石尾	石尾	石尾
明5	福山	福山	福山	福山
文化11	福山	福山	福山	福山
享保	福山	福山	福山	福山
寛永11	福山	福山	福山	福山
明5	今東	今東	今東	今東
文化11	今東	今東	今東	今東
享保	今東	今東	今東	今東
寛永11	今東	今東	今東	今東
明5	肥猪町	肥猪町	肥猪町	肥猪町
文化11	肥猪町	肥猪町	肥猪町	肥猪町
享保	肥猪町	肥猪町	肥猪町	肥猪町
寛永11	肥猪町	肥猪町	肥猪町	肥猪町
明5	肥猪村	肥猪村	肥猪村	肥猪村
文化11	肥猪村	肥猪村	肥猪村	肥猪村
享保	肥猪村	肥猪村	肥猪村	肥猪村
寛永11	肥猪村	肥猪村	肥猪村	肥猪村
明5	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村
文化11	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村
享保	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村
寛永11	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村	肥猪東村
明5	相谷	相谷	相谷	相谷
文化11	相谷	相谷	相谷	相谷
享保	相谷	相谷	相谷	相谷
寛永11	相谷	相谷	相谷	相谷
明5	小原	小原	小原	小原
文化11	小原	小原	小原	小原
享保	小原	小原	小原	小原
寛永11	小原	小原	小原	小原
明5	坂上	坂上	坂上	坂上
文化11	坂上	坂上	坂上	坂上
享保	坂上	坂上	坂上	坂上
寛永11	坂上	坂上	坂上	坂上
明5	東坂上	東坂上	東坂上	東坂上
文化11	東坂上	東坂上	東坂上	東坂上
享保	東坂上	東坂上	東坂上	東坂上
寛永11	東坂上	東坂上	東坂上	東坂上
明5	安ノ原	安ノ原	安ノ原	安ノ原
文化11	安ノ原	安ノ原	安ノ原	安ノ原
享保	安ノ原	安ノ原	安ノ原	安ノ原
寛永11	安ノ原	安ノ原	安ノ原	安ノ原
明5	庄寺	庄寺	庄寺	庄寺
文化11	庄寺	庄寺	庄寺	庄寺
享保	庄寺	庄寺	庄寺	庄寺
寛永11	庄寺	庄寺	庄寺	庄寺
明5	赤坂	赤坂	赤坂	赤坂
文化11	赤坂	赤坂	赤坂	赤坂
享保	赤坂	赤坂	赤坂	赤坂
寛永11	赤坂	赤坂	赤坂	赤坂
明5	米渡尾	米渡尾	米渡尾	米渡尾
文化11	米渡尾	米渡尾	米渡尾	米渡尾
享保	米渡尾	米渡尾	米渡尾	米渡尾
寛永11	米渡尾	米渡尾	米渡尾	米渡尾
明5	榎原	榎原	榎原	榎原
文化11	榎原	榎原	榎原	榎原
享保	榎原	榎原	榎原	榎原
寛永11	榎原	榎原	榎原	榎原
明5	大矢	大矢	大矢	大矢
文化11	大矢	大矢	大矢	大矢
享保	大矢	大矢	大矢	大矢
寛永11	大矢	大矢	大矢	大矢
明5	久米野	久米野	久米野	久米野
文化11	久米野	久米野	久米野	久米野
享保	久米野	久米野	久米野	久米野
寛永11	久米野	久米野	久米野	久米野

年次	町界	大字界	郡界	組界	大字界	郡界	町界	大字界	郡界
平22.3末									和水町の一部
平6	菊水町の一部								三加和町の一部
平成	菊水町の一部(三〇、四、一)	三加和村(三〇、四、一)							三加和町(昭四三、一一、一)
昭和									
大正									
明2.2	寒郷村	川谷村	神尾村の一部	土野田村	緑村				
明1.7	高野村列	久井原村列	岩村列	太田黒村列	土野田村	板橋村列			
明1.2									
明8	七小区	久井原村(九七、七、三)	岩村(九七、七、三)	津田(九七、七、三)	大田黒村(二、二、三、五)	土野田村			
明6	藤門組	内田組	下津原組	岩村組	平野組	大田黒組	板橋組		
明5	六小区 岩尻村	九小区 久井原	八小区 江栗	第二二大区 一小区 江栗門	二小区 上平野	三小区 上大田黒	四小区 板上板橋	文化11	寛永11
	七小区 高野	下 " "	内 田	岩	上 岩	大田黒村	"	"	高野村
	六小区 志口永	東 " 東下津原村	長小田	"	"	"	"	"	"
	七小区 焼米	西 " "	"	"	"	"	"	"	焼米村
	八小区 下津原	東 " "	下津原	上久井原村	上津原	"	"	"	下津原村
		東 " "	久井原	"	"	"	"	"	
		東 " "	下 " "	"	"	"	"	"	久井原村
		東 " "	内 田	"	"	"	"	"	内田村
		東 " "	長小田	"	"	"	"	"	長小田村
		東 " "	江栗	"	"	"	"	"	江栗村
		東 " "	江栗門	"	"	"	"	"	江栗門村
		東 " "	岩	"	"	"	"	"	岩村
		東 " "	上 岩	"	"	"	"	"	
		東 " "	上平野	"	"	"	"	"	平野村
		東 " "	上津原	"	"	"	"	"	上津原村
		東 " "	上大田黒	"	"	"	"	"	上津原村
		東 " "	大田黒	"	"	"	"	"	大田黒村
		東 " "	板上板橋	"	"	"	"	"	板上板橋

年次	町名	大字	郡名	備考
平22.3 末	和水町の一部		三加郡	寛永11
平6	三加和町の一部		三加郡	享保
平成	三加和町(昭四三、一、一)		三加郡	寛永11
昭和	三加和村(三〇、四一)		三加郡	享保
大正	南関町(三〇、四一)		三加郡	享保
明22	緑村	春富村	三加郡	寛永11
明17	板橋村列	西吉地村列	三加郡	享保
明12	大黒村列	大黒村列	三加郡	享保
明8	九小区	西吉地村(八四、二七)	三加郡	寛永11
明6	十丁組	和仁組	三加郡	享保
明5	五小区	上十町村	三加郡	寛永11
文化11	下	中十町村	三加郡	享保
享保	山	山十町村	三加郡	寛永11
寛永11	六小区	上和仁	三加郡	享保
	中	和仁	三加郡	寛永11
	七小区	吉地	三加郡	享保
	上	上	三加郡	寛永11
	中	中	三加郡	享保
	東	東	三加郡	寛永11
	林	林	三加郡	享保
	野田	野田	三加郡	寛永11
	九小区	田町	三加郡	享保
	八小区	関町	三加郡	寛永11
	関外目	関町	三加郡	享保
	北	北	三加郡	寛永11
	棒	棒	三加郡	享保
	関	関	三加郡	寛永11
	久	久	三加郡	享保
	上長田	上長田	三加郡	寛永11
	十四小区	宮	三加郡	享保
	下長田	下長田	三加郡	寛永11

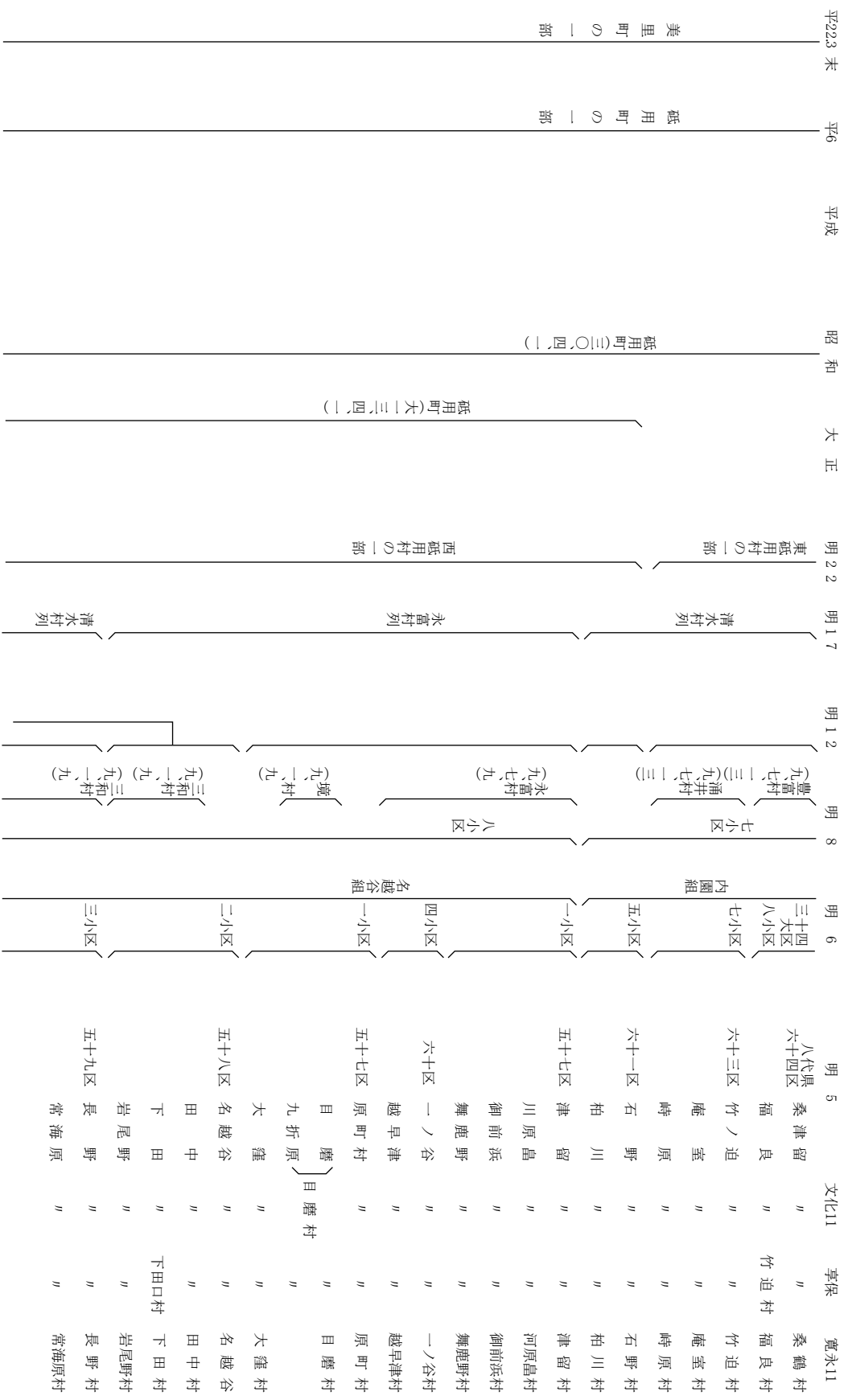
年次	町界	大字	昭和	平成	年次	町界	大字	昭和	平成	年次	町界	大字	昭和	平成	年次	町界	大字	昭和	平成	
平223 末	南関町の 一部	南関町の 一部	南関町 (三〇、四一)	南関町 (三〇、四一)	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	平6	南関町の 一部	南関町の 一部	南関町 (三〇、四一)	南関町 (三〇、四一)	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	甲佐町の 一部	
明 6	宮尾組 今村組	坂谷組 安豆組	寒野組 岩下組 横田組 大野組	早川組 横田組 早川組	安平組	豊西村 (八四、一七)	第九大区	長山村 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合	明 8	明 12	明 17	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	
明 5	十四小区 山口村 高久野	十二大区 二小区 小安 上豊 下豊	三小区 岩下町 横田町 仁田子 大町村 有安	七小区 上早川 中横田	六小区 下豊 下早川	豊西村 (八四、一七)	第九大区	長山村 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合	明 8	明 12	明 17	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22
寛永11	原村	小廉村	寒野村	上豊村	豊内村	豊西村 (八四、一七)	第九大区	長山村 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合	明 8	明 12	明 17	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22
享保	下原村	上揚村	寒野村	上豊村	豊内村	豊西村 (八四、一七)	第九大区	長山村 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合	明 8	明 12	明 17	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22
文化11	下原村	上揚村	寒野村	上豊村	豊内村	豊西村 (八四、一七)	第九大区	長山村 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合 六七三に併合	明 8	明 12	明 17	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22	明 22

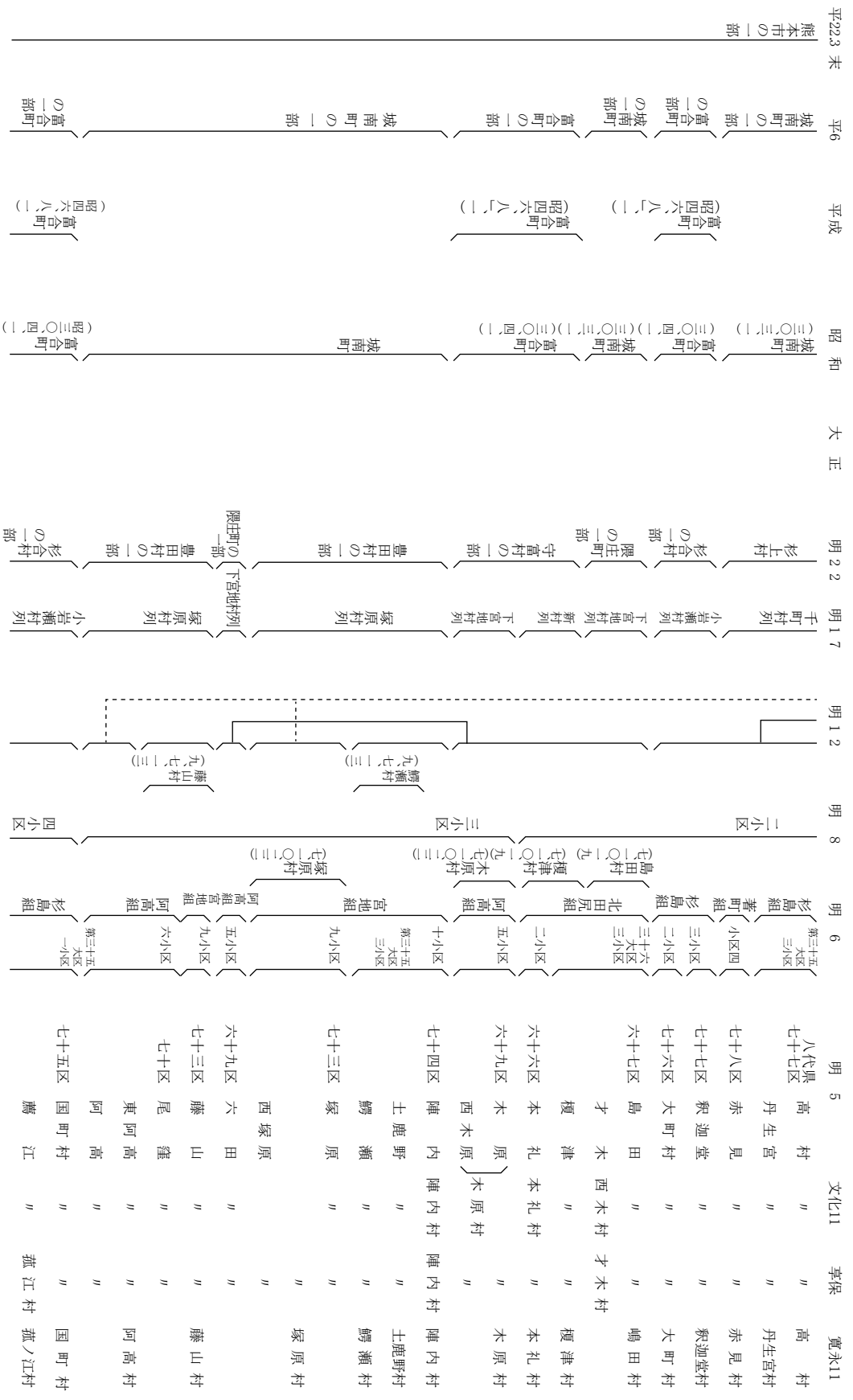


年次	町界	大字	郡界	郡界	郡界	郡界	郡界	郡界
平223 末	山都町の一部							
平6	山都町の一部							
平成								
昭和	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
大正								
明22	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
明17	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
明12	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
明8	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
明6	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
明5	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
文化11	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
享保	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						
寛永11	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四) 山都町(三〇二一)	山都町(三〇二一) 山都町(三三三四)						

年次	町名	大字	郡	村名	大字	郡	町名	郡
平223 末	山形町の一部							
平6	清和村の一部 矢野町の一部	清和村の一部						
平成								
昭和	清和村(三二七) 矢野町(二二二)	清和村(三二七)						
大正								
明22	朝日村 御蔵村の一部	小峰村						
明17	高月村列 野尻村列	小峰村列						
明12								
明8	鶴ヶ田(八四一七) 六小区	須原(八四一七) 米生村(八四一七) 小峰村(八四一七) 緑川村(八四一七)						
明6	仁田尾組 大川組 大川組	大野組 川口組 川口組 飯屋組 川口組						
明5	十三小区 牛ヶ瀬 鶴底 上川井野 尾野尻 鎌野野 市ノ原 實原 木原谷 西ノ原 高須 馬場野 上原 若ヶ園 小領 猪尾 栃原 梅木鶴 川ノ口 栗林 栗藤 尾ヶ分 小中竹	七小区 名荷園村 川口村						
文化11	"	"						
享保	"	"						
寛永11	牛ヶ瀬村 鶴底村							白石村

年次	町名・地区名	大字	郡名	支庁名	都道府県名
平22.3 未	美里町の一部	美里	美里郡	美里支庁	青森県
平6	砥用町の一部	砥用	砥用郡	砥用支庁	青森県
平成					
昭和	砥用町(三〇・四・一)	砥用	砥用郡	砥用支庁	青森県
大正					
明22	東砥用村の一部 西砥用村の一部 大砥用町の一部(四一・四二)	東砥用	東砥用郡	東砥用支庁	青森県
明17	清水村列 遠野村列	清水	遠野郡	遠野支庁	青森県
明12	清水七三 洞岳七三 九七七三 九七七三 九七七三 大井草七三 河越七三	清水	遠野郡	遠野支庁	青森県
明8	七小区	七小	遠野郡	遠野支庁	青森県
明6	第三十四大区 八小区 五小区 内園組	八小 五小	遠野郡	遠野支庁	青森県
明5	八代區 六十四區 六十一區 甲佐平村 内山 桑木野 山出 藤木 下福良 夏水 天ヶ瀬 戸屋	八代 六十四 六十一 甲佐平 内山 桑木野 山出 藤木 下福良 夏水 天ヶ瀬 戸屋	遠野郡	遠野支庁	青森県
文化11	夏水村の内 夏水村の内 夏水村の内 夏水村の内 夏水村の内	夏水	遠野郡	遠野支庁	青森県
享保	甲佐平村 内山村 桑木野村 山出村 藤木村 下福良村 夏水村	甲佐平 内山 桑木野 山出 藤木 下福良 夏水	遠野郡	遠野支庁	青森県
寛永11	甲佐平村 内山村 桑木野村 山出村 藤木村 下福良村 夏水村	甲佐平 内山 桑木野 山出 藤木 下福良 夏水	遠野郡	遠野支庁	青森県
	金木村 内園村 追 水上村 岩上村 興正寺村 権正村 勢井村 大辻村 越早村 小崎村 木村 貴平村	金木 内園 追 水上 岩上 興正 権正 勢井 大辻 越早 小崎 木 貴平	遠野郡	遠野支庁	青森県
	六十二区 六十三区 六十三区 六十二区 六十二区 六十三区 六十三区 六十三区 六十三区 六十三区 六十三区 六十三区 六十三区 六十三区 六十四区	六十二 六十三 六十三 六十二 六十二 六十三 六十三 六十三 六十三 六十三 六十三 六十三 六十三 六十三 六十四	遠野郡	遠野支庁	青森県

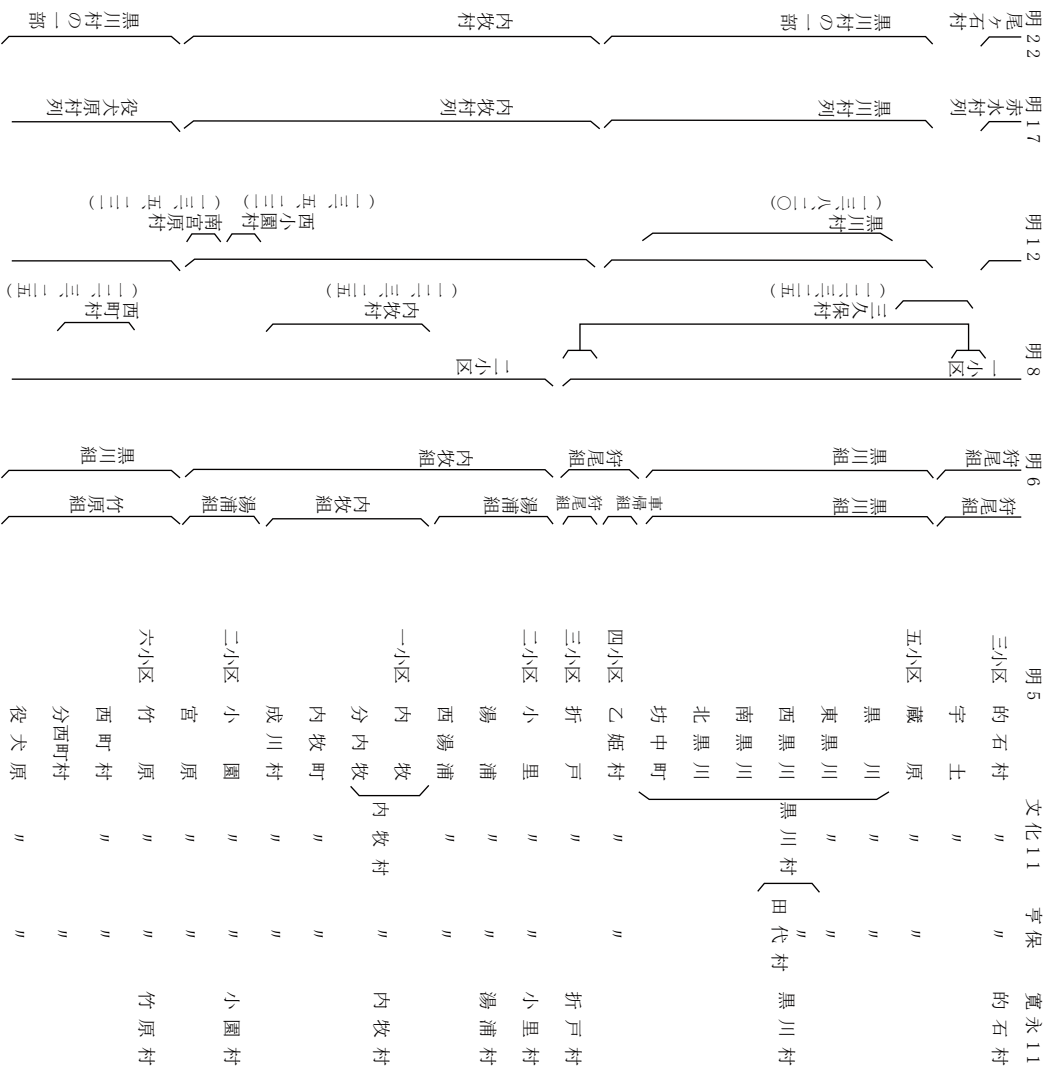




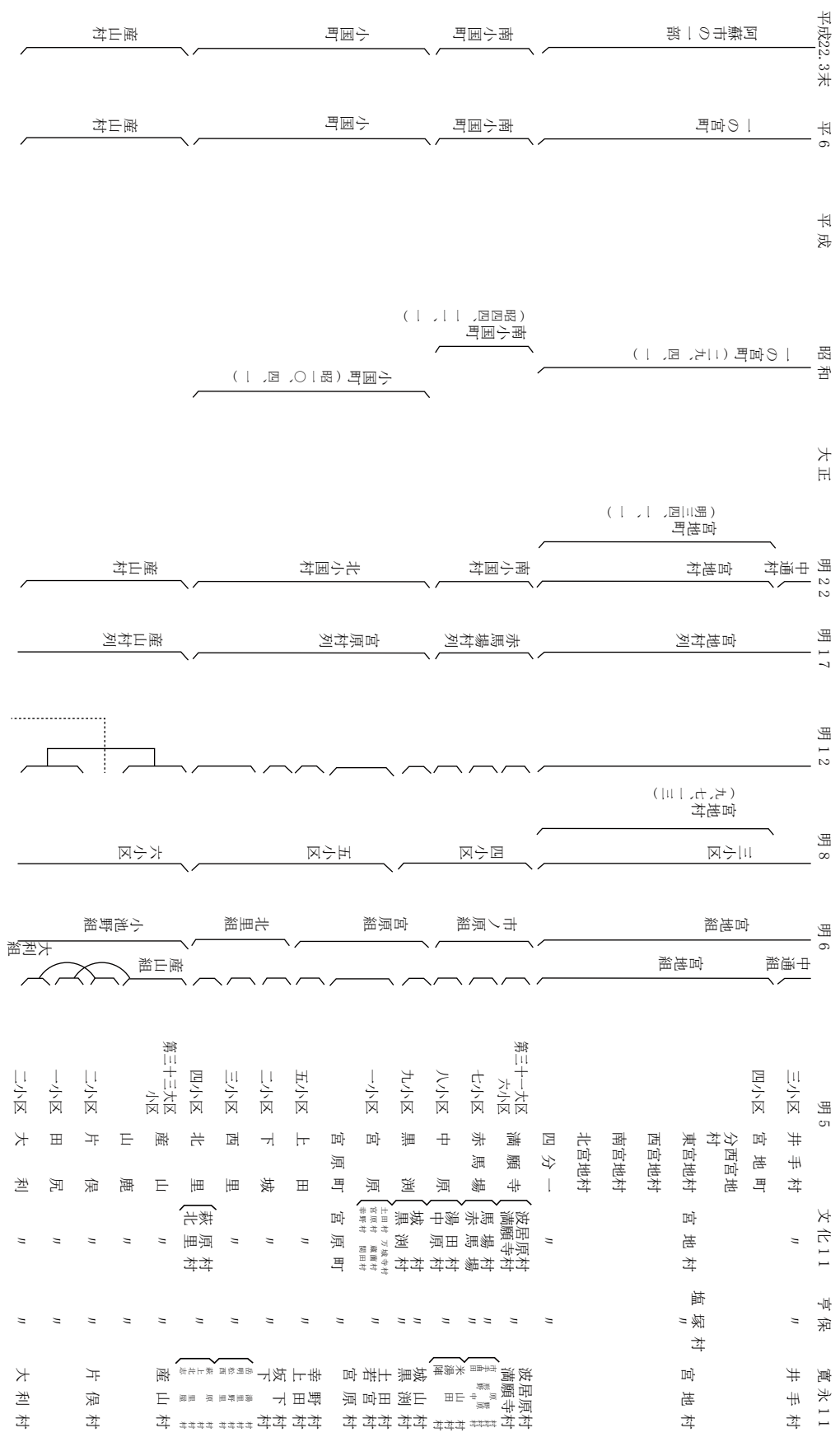
平22.3 末	熊本市の一部	熊本市の一部	宇土市の一部	宇土市の一部
平6	富合町の一部	宇土市の一部	富合町の一部	宇土市の一部
平成				
昭和	富合村(三〇、四一) 宇土町(三一、四、一)	富合町(昭四六、八、一)	宇土町(二九、四、一)	宇土市(三三、一〇、一)
大正				
明22	杉合村	守富村	宇土町	花園町
明17	小岩瀬村列	新村列	宇土町	花園村列
明12				
明8	四小区	田尻村(七二〇、一九)	五小区	段原村(九二、三三)
明6	第三十五大区 一小区	田尻村(七二〇、一九)	宇土組	岩古曹村(九二、三三)
明5	八代県 七十五区	北田尻組	宇土組	段原村(九二、三三)
文化11	杉島組	田尻村(七二〇、一九)	宇土組	段原村(九二、三三)
享保	三拾町村	田尻村(七二〇、一九)	宇土組	段原村(九二、三三)
寛永11	三拾町村	田尻村(七二〇、一九)	宇土組	段原村(九二、三三)

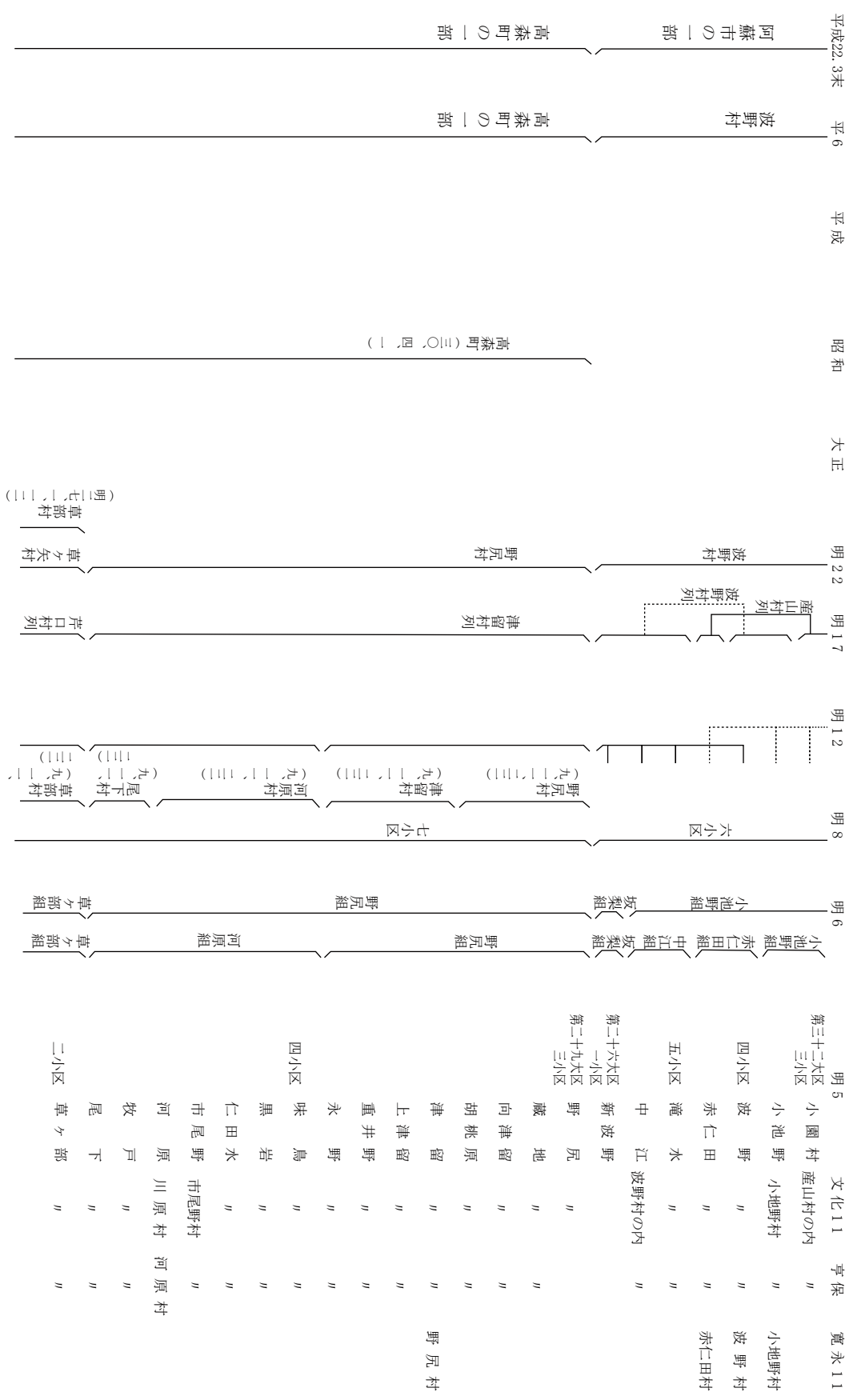
阿蘇町

阿蘇町(二九、四、一)

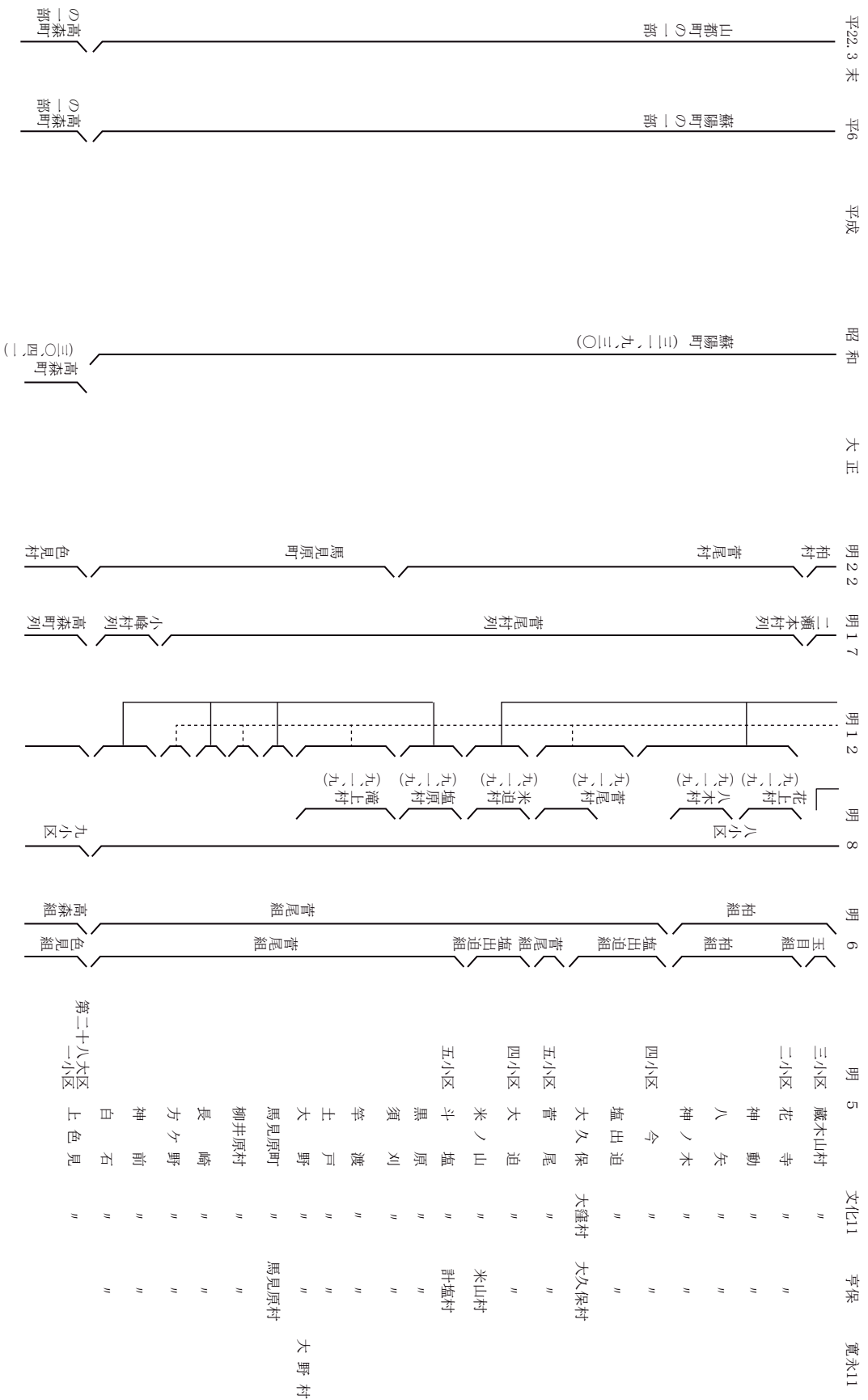


年次	町名	大字	郡	村名	町名	郡	村名	町名	郡	村名
平成22.3末	阿蘇市の一部									
平6	阿蘇町			一の宮町						
昭和	阿蘇町(一九、四、一)			一の宮町(一九、四、一)						
明22	山田村			古坡村						
明17	役大原村列			坂梨村列						
明12										
明8	二小区			二小区						
明6	内牧組 黒川組 内牧組 黒川組 竹原組 山田組 内牧組 黒川組			坂梨組 黒川組 内牧組 黒川組						
明5	二十五大区 七小区 六小区 七小区 六小区 七小区 六小区 七小区			二小区 六小区 二十六大区 一大区 二小区						
文化11	黒流町村 小野田新 小野田新 小池村 小野田 今町村 山田村 小倉 綾野			野中村 野中村 野中村 野中村 野中村 野中村 野中村 野中村 野中村						
享保	黒流村									
寛永11	小池村 山田村 小倉村			野中村 馬場村 坂梨村 北坂梨村						





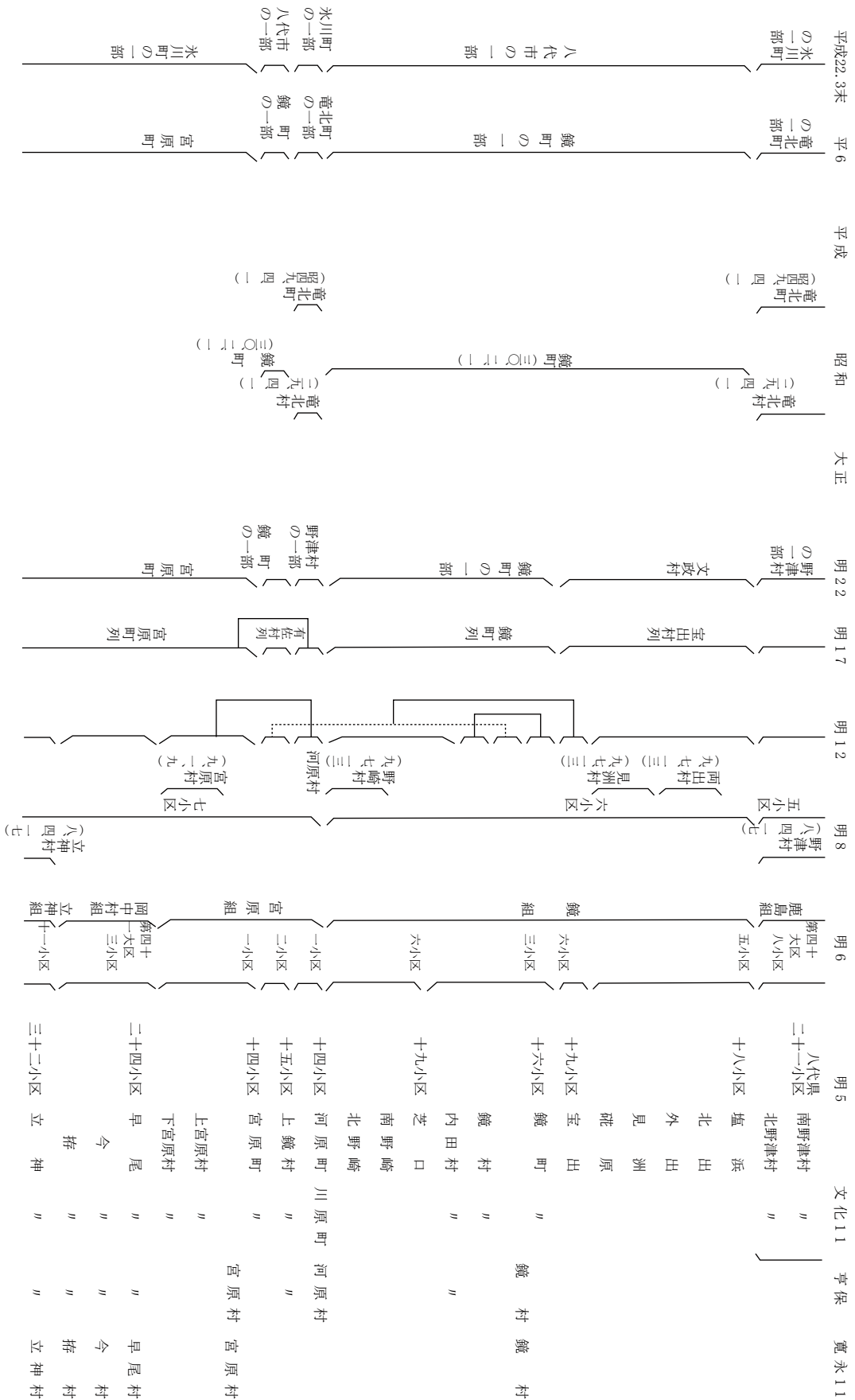
平成22.3未	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町(三〇四'一)
平成	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町(三〇四'一)
昭和	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町(三〇四'一)
大正	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町の一部	高森町(三〇四'一)	高森町(三〇四'一)
明22	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)
明17	芹口村列	芹口村列	芹口村列	芹口村列	芹口村列
明12	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)	草ヶ谷村(明二七、一二二)
明8	七小区	七小区	七小区	七小区	七小区
明6	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組
明5	二小区	二小区	二小区	二小区	二小区
文化11	社倉村	社倉村	社倉村	社倉村	社倉村
享保	小崎	小崎	小崎	小崎	小崎
寛永11	木郷	木郷	木郷	木郷	木郷
	大切畑	大切畑	大切畑	大切畑	大切畑
	所尾野	所尾野	所尾野	所尾野	所尾野
	下切	下切	下切	下切	下切
	小篠	小篠	小篠	小篠	小篠
	原口	原口	原口	原口	原口
	馬場	馬場	馬場	馬場	馬場
	菅山	菅山	菅山	菅山	菅山
	水追	水追	水追	水追	水追
	水港	水港	水港	水港	水港
	水橋	水橋	水橋	水橋	水橋
	下尾野	下尾野	下尾野	下尾野	下尾野
	大中原	大中原	大中原	大中原	大中原
	永野原	永野原	永野原	永野原	永野原
	幸子	幸子	幸子	幸子	幸子
	岩神	岩神	岩神	岩神	岩神
	峰ノ宿	峰ノ宿	峰ノ宿	峰ノ宿	峰ノ宿
	中	中	中	中	中
	祭場	祭場	祭場	祭場	祭場
	矢津田	矢津田	矢津田	矢津田	矢津田
	矢津田組	矢津田組	矢津田組	矢津田組	矢津田組
	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組
	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組	草ヶ谷部組

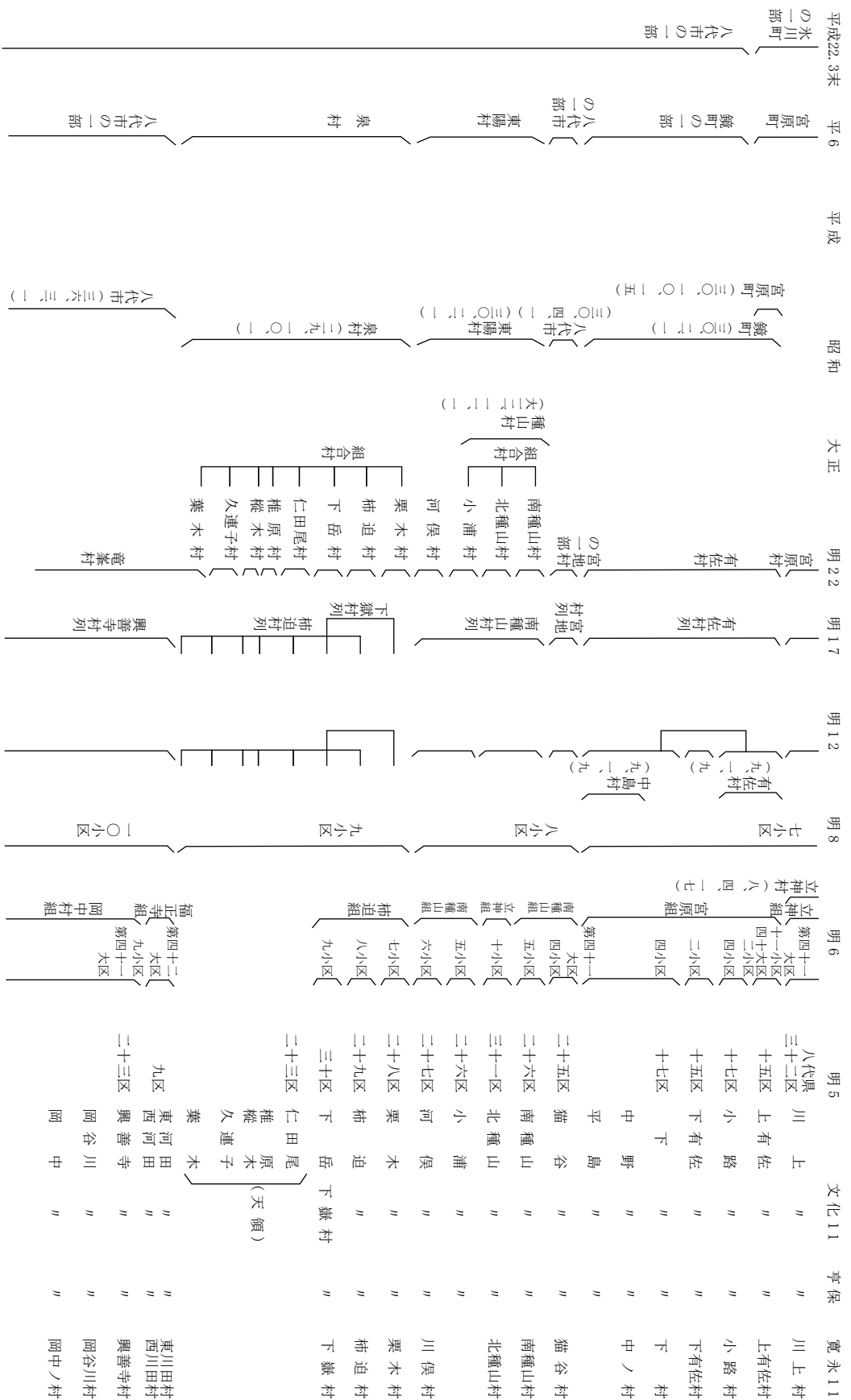


年次	町名	大字	郡名	支庁名	国名
平成22.3 末	高森町の 一部	高森町の 一部	高森町	高森町	高森町
平成26	高森町の 一部	高森町の 一部	高森町	高森町	高森町
	高森町の 一部	高森町の 一部	高森町	高森町	高森町
昭和	高森町	高森町	高森町	高森町	高森町
	高森町	高森町	高森町	高森町	高森町
大正					
明22	色見村	色見村	高森町	高森町	高森町
	色見村	色見村	高森町	高森町	高森町
明17	高森町列	高森町列	高森町	高森町	高森町
	高森町列	高森町列	高森町	高森町	高森町
明12	吉田村	吉田村	高森町	高森町	高森町
	吉田村	吉田村	高森町	高森町	高森町
明8	九小区	九小区	高森町	高森町	高森町
	九小区	九小区	高森町	高森町	高森町
明6	色見	色見	高森組	高森組	高森組
	色見	色見	高森組	高森組	高森組
明5	見田	見田	積中	積中	積中
	見田	見田	積中	積中	積中
文化11	新町	新町	積中	積中	積中
	新町	新町	積中	積中	積中
享保	吉田新町	吉田新町	積中	積中	積中
	吉田新町	吉田新町	積中	積中	積中
寛永11	色見村	色見村	積中	積中	積中
	色見村	色見村	積中	積中	積中

年次	町界	大字	昭和	平成	平成22.3末
明5	八代県 四十三区 三十八区	浅川村 御船 豊崎 南豊崎 東松崎 八十一区 八十三区 四十区 竹崎 北新田 江頭 江頭 江頭	文化11	享保	寛永11
明6	第三十 七小区 五小区	新田組 七小区 豊崎組 高良組 新田組	明8	明12	明17
明8	二小区 三小区	江頭村(七二二五) 中野村(七二二五)	明12	明17	明22
明12	北小川村(九七三) 西北小川村(二二三三〇)	新田組 十二小区 八小区 七小区 九小区	明17	明22	明22
明17	松橋町列 曲野村列 川尻村列	東小野村列 小野部田村	明22	明22	明22
明22	豊川村 豊福村の 一部	河江村の一部 小野部田村	明22	明22	明22
平成	松橋の一部 小川町の一部	小川町	平成	平成	平成
平6	松橋の一部 小川町の一部	小川町	平6	平6	平6
平成22.3末	字 城市の一部	東海東村	平成22.3末	平成22.3末	平成22.3末

年次	町名	大字	郡名	支庁名	市町村
平成22.3末	宇城市の一部				宇城市
平6	小川町の一部				小川町
平成					
昭和	小川町 (三三三、三二一)	鹿島村(二九、四、一)	鹿島郡		小川町
大正					
明22	海東村	和鹿島村	鹿島郡		海東村
明17	東海東村列 鹿島村列	高塚	鹿島郡		東海東村列 鹿島村列
明12					
明8	四小区	海東組 第三十 七六区 十五小区 十四小区	鹿島郡		海東組 第三十 七六区 十五小区 十四小区
明6					
明5	八代県 四十八区 四十七区	北海東村 南海東村 西海東村	鹿島郡		北海東村 南海東村 西海東村
文化11					
享保					
寛永11					

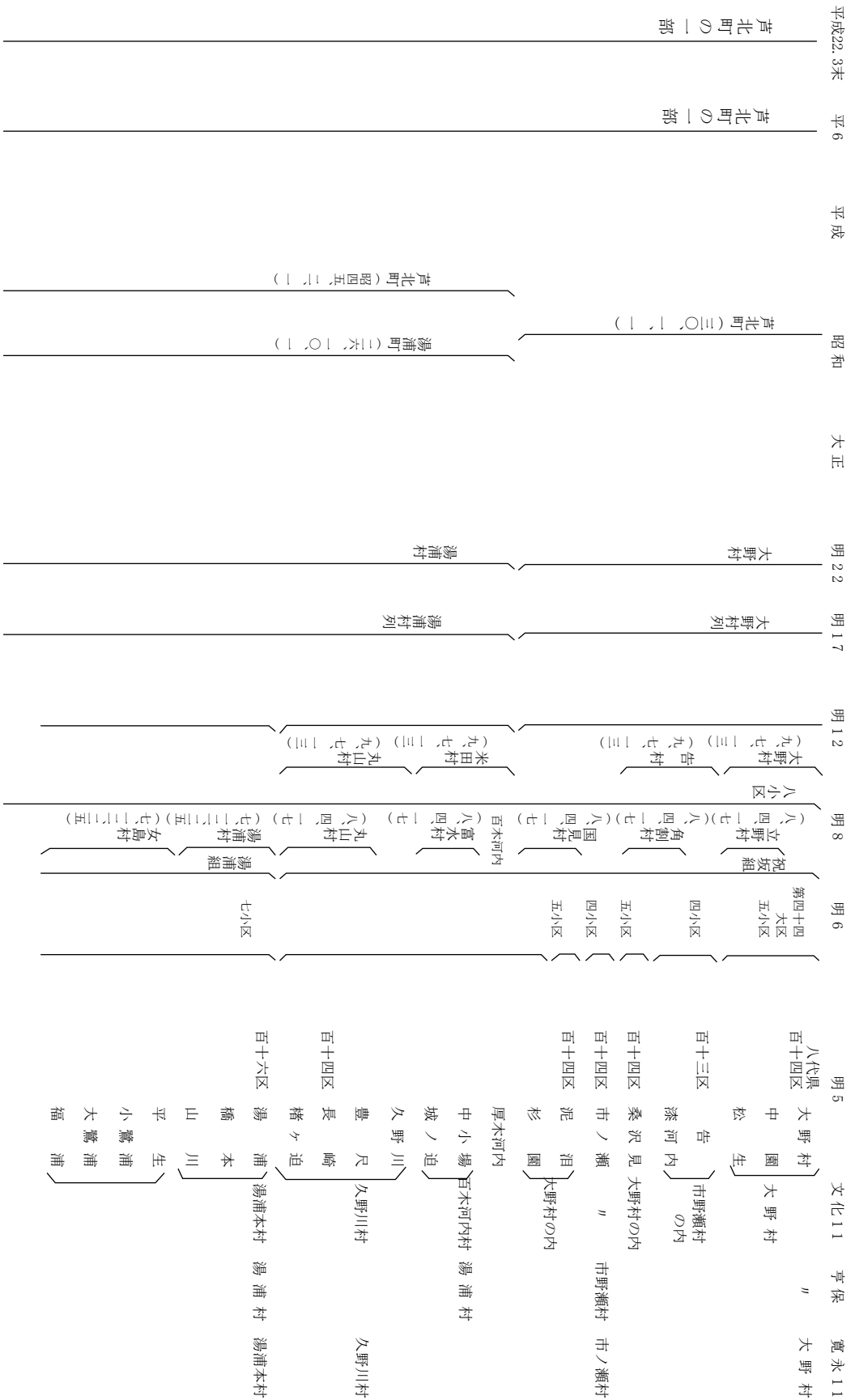


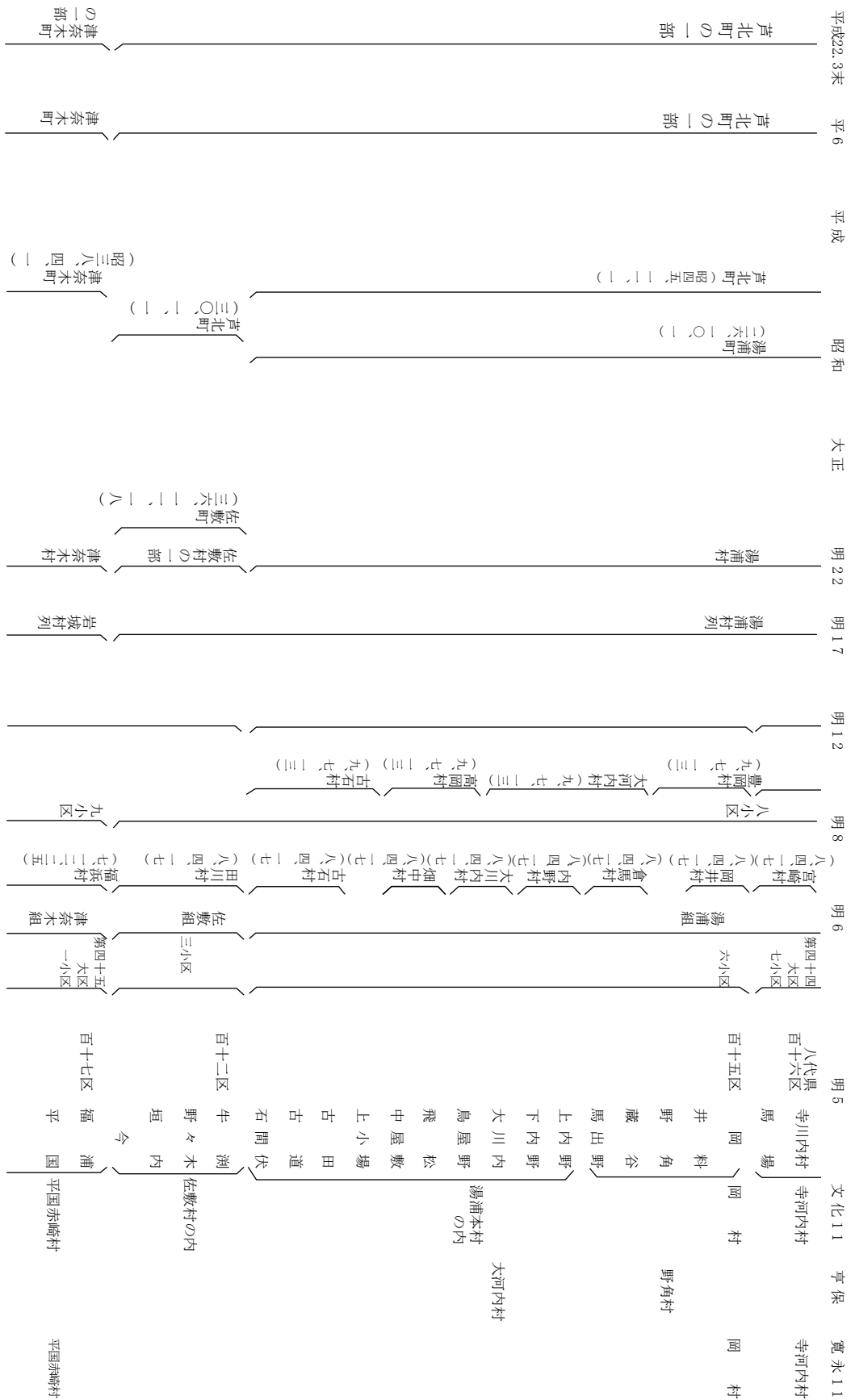


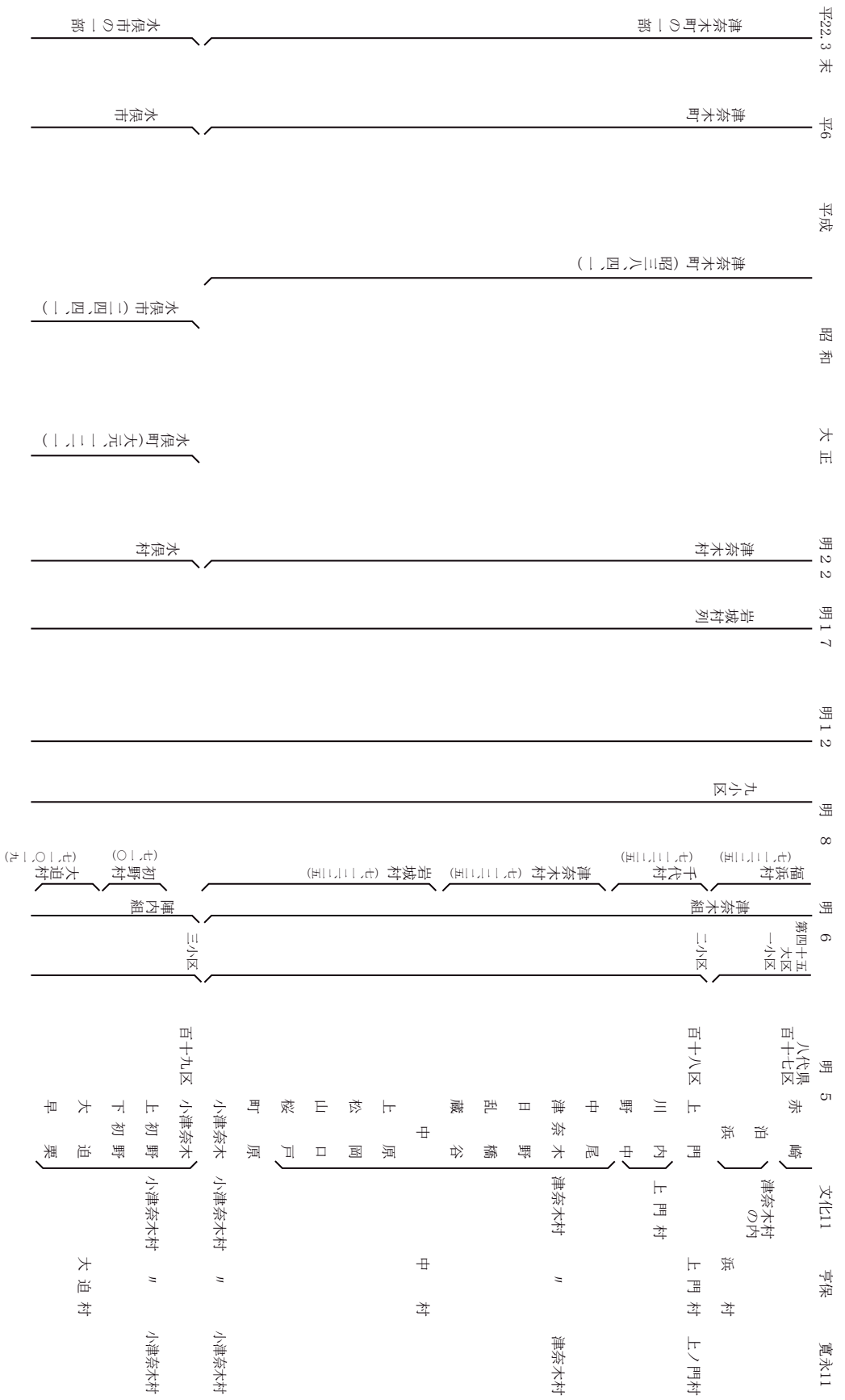
年次	町名	区域	町名	区域	町名	区域
平成22.3末	八代市の一部		八代市の一部		八代市の一部	
平6	八代市の一部		八代市の一部		八代市の一部	
平成	八代市(昭三六、三二)		八代市(昭三六、三二)		八代市(昭三六、三二)	
昭和	昭和村成立(昭和三六、二六)		八代市(昭三六、三二)		八代市(昭三六、三二)	
大正						
明22	菅塚村		千丁村		八代町(昭三六、三二)	
明17	榑迫村列		大無田村列		八代町(昭三六、三二)	
明12						
明8	一〇小区		二一小区		一〇小区	
明6	第四十一大区		第四十二大区		第一三大区	
明5	八代県		八代県		八代県	
文化11	岡小路村		岡小路村		岡小路村	
享保	新無田村		新無田村		新無田村	
寛永11	岡小路村		岡小路村		岡小路村	

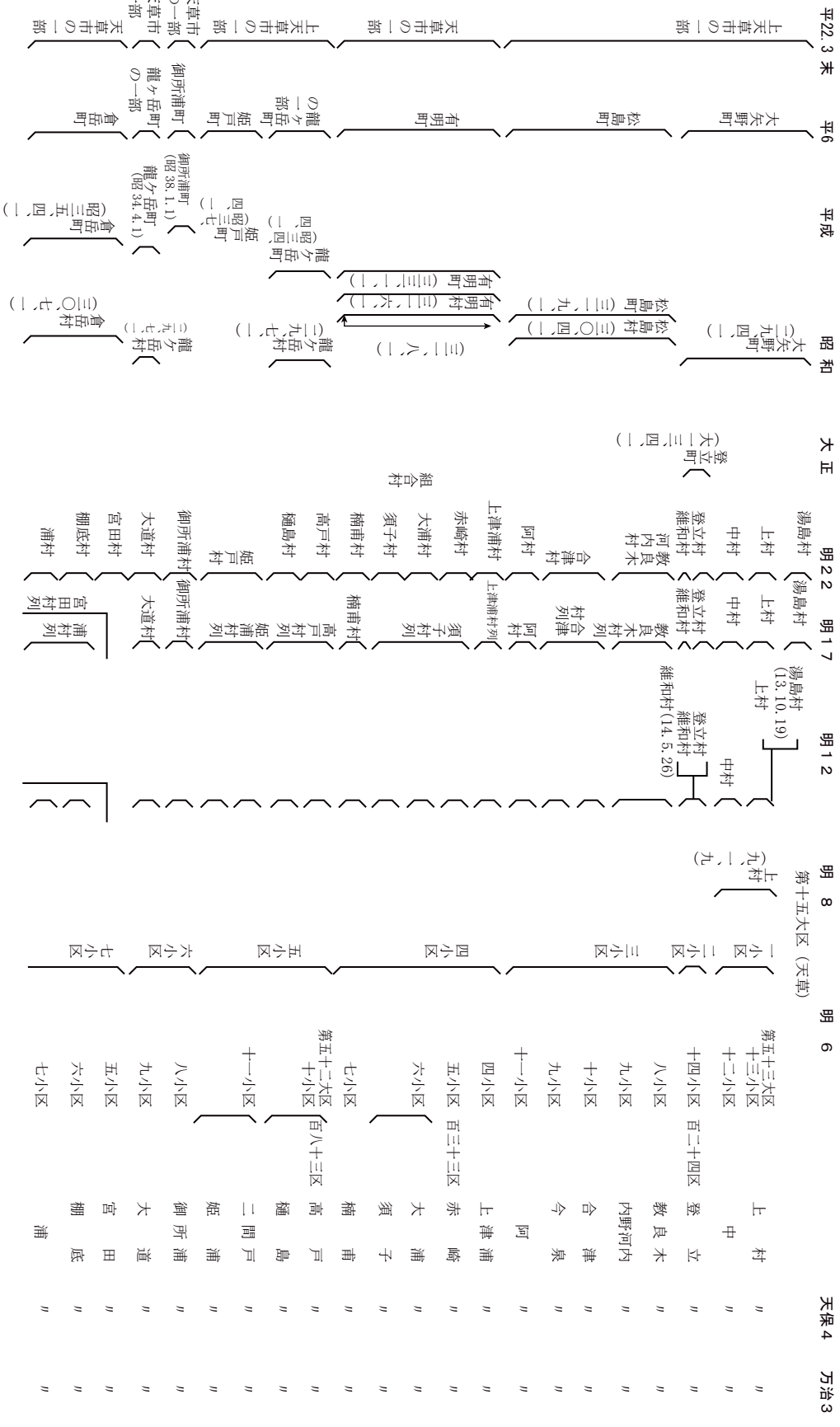
年次	町名	大字	郡名
平成22.3末	八代市の一部 芦北町の一部		
平6	八代市の一部 田浦町		
平成			
昭和	八代市 (三二、一、一) 田浦町(三三、四、一)		
大正			
明22	二見村 田浦村		
明17	二見村列 田浦村列		
明12			
明8	五小区 赤松村(九七、三三) 野田崎村(九七、二三) 下大野村(九七、一三) 六小区		
明6	赤松村(七二、二五) 小敷村(七二、二五) 洲口村(七二、二五) 甲子崎(七二、二五) 田浦村(七二、二五) 小田浦村(七二、二五)		
明5	赤松村 大平村 小敷 鷹野河内 洲口 津島 白鳥 内野 田子崎 平野 上大野 下大野 窪 井牟田 田浦 猪野山 大木場 岩屋河内 宮後 赤松 波多島 横居木 小田浦 六小区	二見村の内	
文化11			
享保		下大野	
寛永11			横居木村 小田浦村

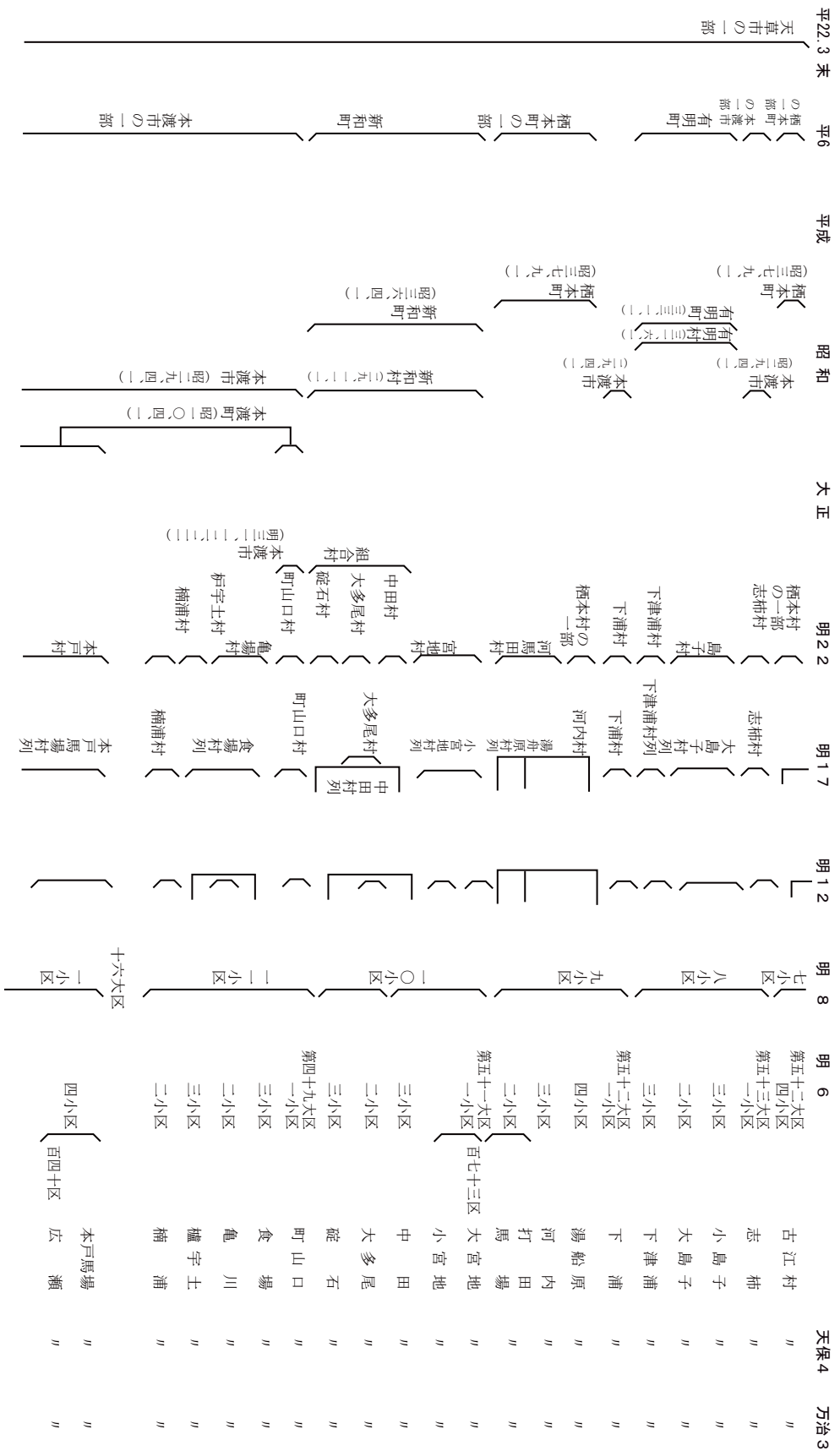
年次	町名	郡名	区名	町名	郡名	区名	町名	郡名	区名
平成22.3末	芦北町の 一部								
平 6	田浦町	芦北町 (三〇、一、一)							
平成									
昭和	田浦町 (三三、四、一)	芦北町 (三〇、一、一)							
大 正									
明 22	田浦村	吉尾村	佐敷村の 一部 (三六、一一、一八)						
明 17	田浦村列	吉尾村列							
明 12	田浦町 (一四四、二九)								
明 8	小田浦村 (九、七、一三)	浜浦町 (九、七、一三)	大宮村 (九、四、二六)	六小区	七小区				
明 6	小田浦村 (七、二、一五) (七、二、一五)	宮浦村 (七、二、一五) (七、二、一五)	海津村 (七、二、一五) (七、二、一五)	黒岩村 (七、二、一五) (七、二、一五)	大河内村 (七、二、一五) (七、二、一五)	海路村 (七、二、一五) (七、二、一五)	吉尾村 (七、二、一五) (七、二、一五)	三小区	
明 5	下小田浦	宮浦	下宮浦	海ノ浦	大崎	浜村町	黒岩村	永谷	岩屋河内
文化 11	小田浦村	"	"	"	"	"	"	"	"
享 保	"	"	"	"	"	"	"	"	"
寛 永 11	大河内村								
明 5	百九区	百十三区	百十三区	百十三区	百十三区	百十三区	百十三区	百十三区	百十三区
明 6	第四十三大区 六小区	第四十四大区 四小区	第四十四大区 二小区	第四十四大区 二小区	第四十四大区 二小区	第四十四大区 二小区	第四十四大区 二小区	第四十四大区 二小区	第四十四大区 二小区
明 8	六小区	七小区							
明 12	小田浦町 (九、七、一三)	浜浦町 (九、七、一三)	大宮村 (九、四、二六)						
明 17	田浦村列	吉尾村列							
明 22	田浦村	吉尾村	佐敷村の 一部 (三六、一一、一八)						
大 正									
昭和	田浦町 (三三、四、一)	芦北町 (三〇、一、一)							
平成									
平 6	田浦町	芦北町の 一部							
平成22.3末	芦北町の 一部								

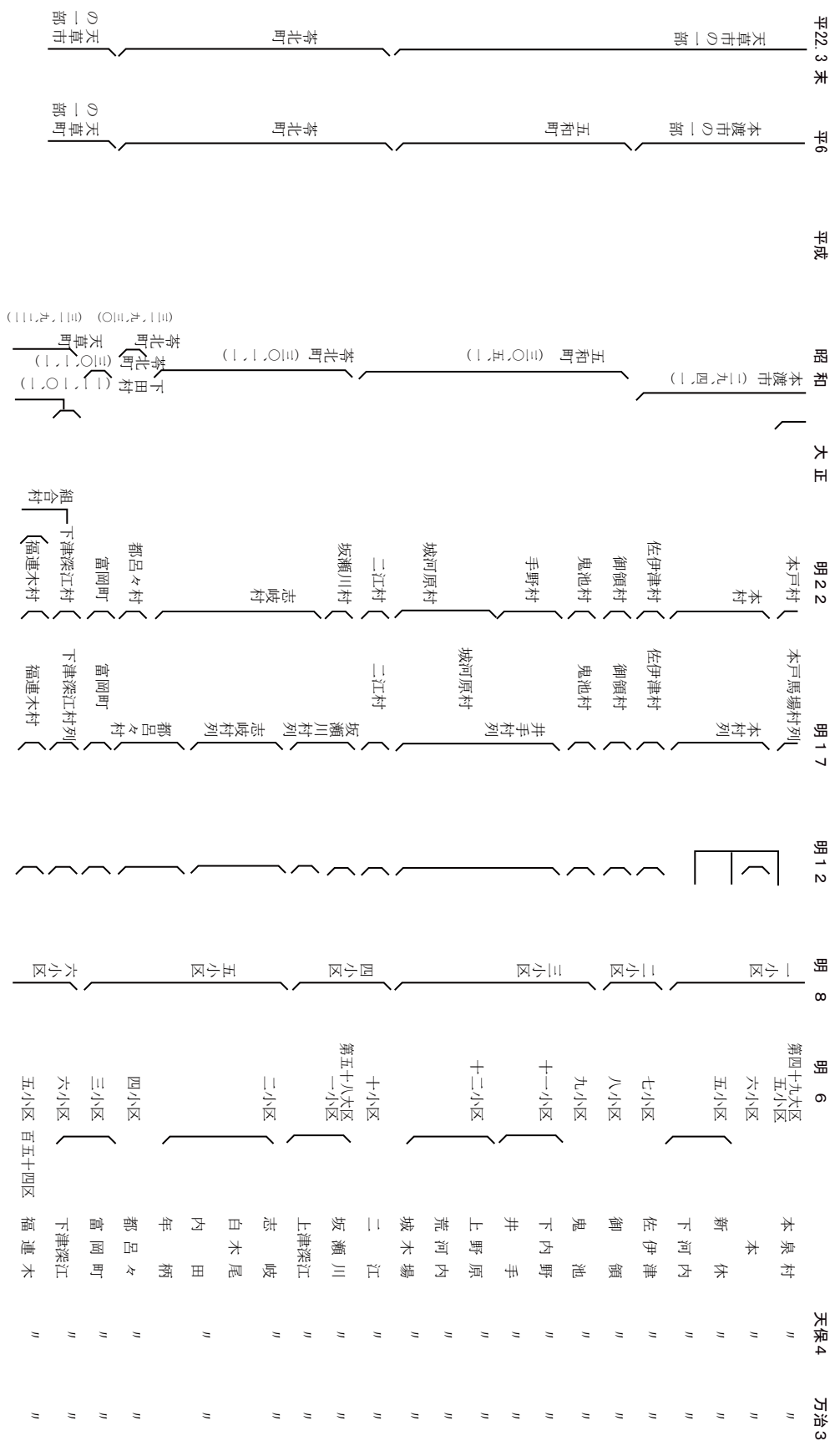


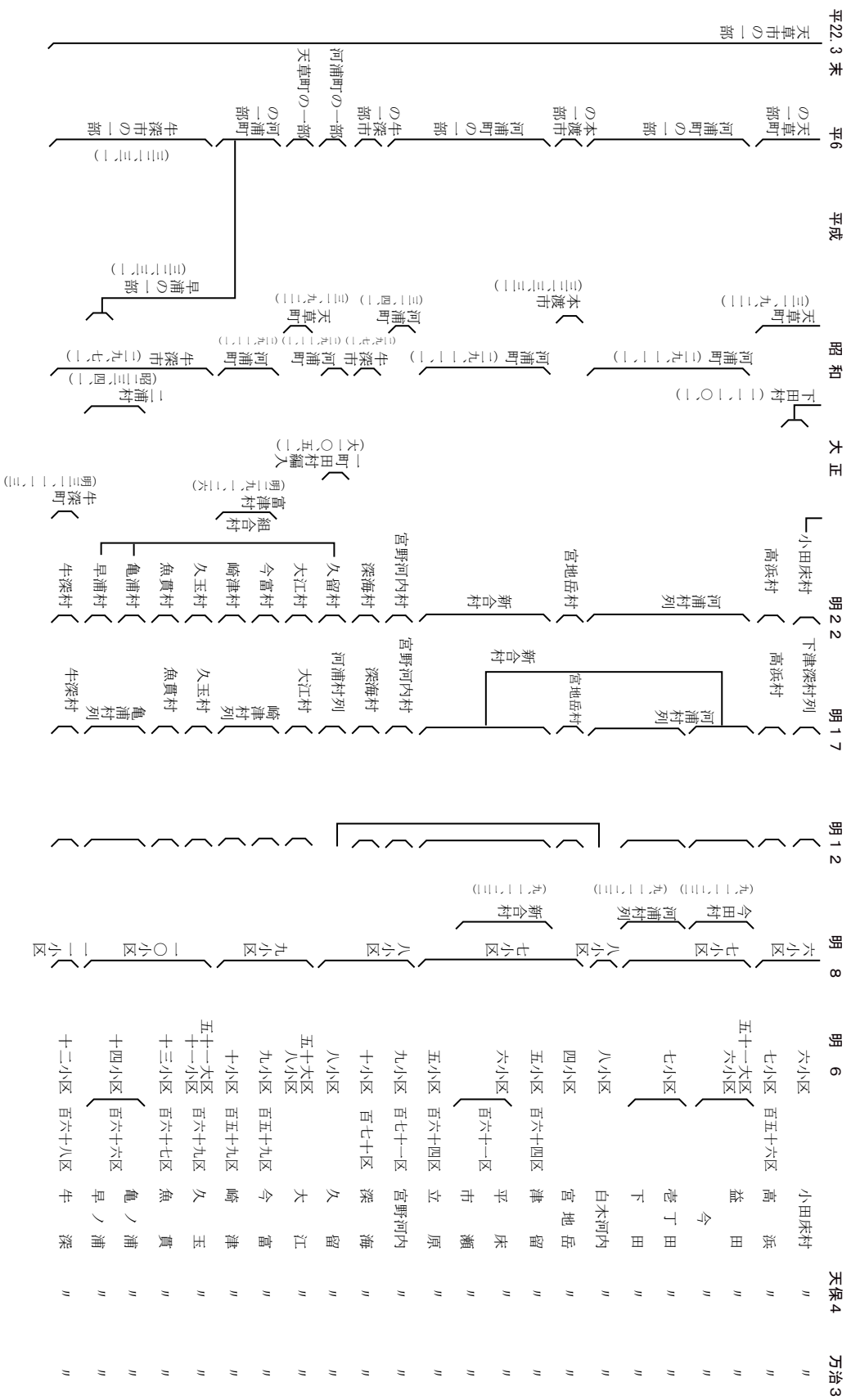












「熊本県市町村合併史（三訂版）」の監修にあたって

昭和の合併の余燼が燦る昭和四四年三月に呱呱の声をあげた熊本県市町村合併史は、主として昭和二八年九月一日公布された町村合併促進法（三か年の時限法）並びに後継法として昭和三一年六月三〇日に公布された新市町村建設促進法により展開された昭和の合併の経緯を記録することを目的に編纂されました。

この合併史の最大の特徴は、単に本県市町村の合併の記録に留まらず、古代から中世、そして江戸時代を経て今日に至る郷土の自治組織の変遷、すなわち本県の地方自治の淵源を明らかにした点にあり、さらに我が国の地方行政体制整備の揺籃期の姿を映し出した歴史史料としても価値あるものと言えます。

この業績は、偏に、初版の編集に当たられた当時の熊本県立女子大学教授の圭室諦成先生を始め、郷土史家の森下功先生並びに鈴木喬先生等斯界の碩学、そして本県職員の嶋田雅彰氏や田辺寛三郎氏等の情熱、さらには編纂事務局を務めた当時の地方課職員の努力の結晶と言えます。

この労作は、初版にして既に千頁を超える大著となっておりますが、その中には、律令時代九州唯一の大国であった本県に古代、中世、近世、江戸時代を経て王政復古後の明治、大正、昭和と、それぞれの時代の変遷の過程で、村落が形成され、自治が芽生え、律令制や荘園制を経て、戦国の争乱の波に揉まれながら成長し、幕藩体制に至って藩の地方行政組織に組み込まれ、明治維新を迎えた後は、近代国家の基盤をなす基礎自治体として誕生するに至った市町村の歴史が克明にまとめられています。

特に、明治に至って、新政府は、明治二年の版籍奉還、そして明治四年の廃藩置県により幕藩体制の抜本的改革に着手し、全国の三府二八県二七四藩を三府三〇二県とし、爾来、幾多の変遷を経て、明治二年には、全国を画して三府四三県と定めました。

次に、近代化を急ぐ維新政府が、全国を掌握するために、まず着手しなければならなかったもののひとつが全国の戸数・人口・土地の調査であり、明治二年三月には、戸籍調査に関する布告が発せられ、翌三年五月には、石高・戸口の調査、明治四年には、戸籍法の公布、行政区画として新たに大小区を置き、明治五年四月には、幕藩体制下の庄屋や名主等旧役人制度を廃止して、正副戸長制に統一し、戸籍事務と行政事務を所掌させました。そして、明治六年七月二八日には太政官布告第二七二号により地租改正法が制定され、江戸時代からの貢租（物納）に代って私有化された土地の価値に見合った課税制度（金納）が創設されました。

その後、明治七〜一〇年の町村合併を経て、漸く新制度も納まるかに見えましたが、中央集権化を急ぐあまり、二百年以上続いた幕藩体制下の生活共同体である村落を軽視したこれらの政策は、急に過ぎるとの批判と反省から、村落自治体の主体性を考慮した大久保利通内務卿の建議が明治十一年三月に出され、紀尾井坂の変後、後任の伊藤博文卿により同年七月に三新法（府県会規則・郡区町村編制法・地方税規則）が太政官布告により定められました。

こうした明治政府の地方行政体制整備の到達点が、明治二二年の帝国憲法発布に先立ち導入された市制町村制（明治二十一年四月）であつたとされます。当時は、全く住民のいない村もある等脆弱な町村が全体の過半数を占め、新制度導入に際して、時の内務大臣山縣有朋卿が、「今之に対して新町村制を適用するとも、その実効を奏するは、炭火を擁して涼風を求めるが如き類なり」と述べて、新制度施行までの一年足らずの間、明治二十一年末で七一、三二四の町村が二十二年末には、約五分の一の一五、八二〇町村に収斂し、自然的な地縁町村は、法人格を有する行政町村に変貌しました。

本県における明治初期は、我が国の中でも特筆されるべき激動の時代であり、明治九年一〇月、政府の洋化政策に反発して熊本敬神党が決起した神風連の変、翌一〇年二月には、西南の役の主戦場となるなど、誕生間もない本県の村々は、時代の激浪に漂う木の葉の如く翻弄されました。

明治以降、本県が歩んだ道を熊本県史等から幾つか略記しますと、明治初期は、熊本藩（藩庁は花畑邸）、人吉藩（藩庁は人吉城内）に加え、天草等には天領がおかれていました。明治二年（一八六九年）六月の版籍奉還当時の県人口は九三二、九五三人（内訳は熊本藩七一、九九〇人、人吉藩五四、二六〇人、天領の天草一五六、九四九人及び五個荘一、七五四人）。

明治四年七月の廃藩置県により熊本藩は熊本県（県庁は当初二の丸有吉邸、その後、二本木に移転）に、人吉藩は人吉県を経て八代県（県庁は熊本県庁で兼務し、その後八代城本丸に移転）に、天領の天草は、長崎県を経て八代県に移管されました。その当時の熊本県庁の組織は、四課五出張所で職員数も約六〇人程度でした。

さらに、熊本県と八代県は、明治六年一月に白川県（当時の行政組織は、内務省↓県令↓県書記官↓県出張所↓戸長↓村役）と改称され、初代の白川権令として高知県出身の安岡良亮氏が赴任し地租改正や町村合併を進めます。

明治九年三月には、白川県は熊本県（県庁は明治八年古城跡（現第一高校）に移転）と改称され、同年一〇月の神風連の変により安岡県令（明治八年に県令に昇格）が重傷を負い、その後死亡したため、佐賀県出身の富岡敬明氏が権令（その後県令）となり明治二四年まで一四年の長きに亘って県令を務めました。

明治一〇年の西南の役に際して、県庁は、御船、木山、山鹿、南関、高瀬に仮移転しながら事務を執り、熊本城開放に伴い古城跡に戻ります。(当時の県下の小学校数七一五校、就学率三六%程度)、さらに、明治一一年には、県庁内の裁判所が京町に移転し、明治一二年には県議会が開設(初代議長木下助之氏)されました。(明治一五年の県庁の体制は八課、三二四人体制)

明治一六年には、県人口が一〇〇万人を突破し、明治一九年には県令が県知事と改称され、明治二〇年に、県庁が南千反畑(現白川公園)に移転し、明治二一年の市制町村制施行(当時の市町村長は任期六年の無給の名誉職が原則とされていた。)に向けて明治の合併が進められ県下の一四一九町村が一市二六町三五四村に収斂しました。

明治二二年二月の大日本帝国憲法発布、帝国議会開設に向け明治二三年には第一回総選挙が実施され、明治二八年には、八郡役所が一二郡役所体制となりました。明治三一年当時の県人口は約一一〇万、明治三三年の小学校の就学率は約九五%でした。

明治三八年の県庁の組織は、一官房、四部、一四課約一、五〇〇人体制となり、予算額は約一〇〇万前後でした。大正五年には、県下にコレラが大流行し死者四千人を超すなど伝染病の予防や防疫は県や市町村の最重要課題でした。この当時の町村の仕事は、戸籍、徴税、徴兵、小学校、防疫等が主な事務となっていました。

大正一二年には、県人口は約一三七万人となり、郡制が廃止され(郡長、郡役所は昭和元年に廃止)、郡は、爾後、地理的名称となりました。

昭和一五年の戦時下の県庁組織は、一官房五部で職員数二、六四五人でした。昭和一七年に、県は、県下一一カ所に地方事務所(現在の地域振興局の前身)を設置し事実上の郡役所の復活を図ります。その後、昭和二〇年に終戦を迎え、戦地からの引き上げ等で昭和二二年の県人口は、約一七六万人に膨れあがります。昭和二五年になると県庁は花畑町(現交通センター)に移転し、その後、昭和四二年に熊本市水前寺六丁目一八の一(蚕糸試験場跡地)に移転し現在に至っています。

この間、県下の行政体制は、明治一一年の郡区町村編制法以来、近代国家の基盤となる基礎自治体づくりの集大成を目指した明治の大合併を経て市制町村制、府県制の施行により法人格を有する行政体としての市町村の誕生。さらには、戦後の昭和の合併を経て、市町村を中心とした地方自治の定着に向けて大きく動いてまいりました。こうした我が国の市町村の行政体制整備や本県の動きが合併史に記録されています。

市町村合併は、大きく明治、昭和、平成の三期に分かれますが、どの時代の合併も首長や議員にとっては、自らの職を放擲して取り組まざるをえない究極の改革であり、住民にとっては、身近な役場の統合は集落の維持存続、さらには商いや暮らしへの影響などに直

結する重要問題であることから、その理想や行政体制強化等の利点はあまり評価されず、逆に課題がことさらに取り上げられ、合併後も地域の盛衰等はよろず合併のもたらした弊害とされるなど、これほど毀誉褒貶の甚だしい取り組みもまた無かったと言えます。

合併検討の渦中では、まさに総論賛成、各論反対、侃々諤々、さながら鼎の沸き立つような激しい議論のただ中を、その時々々の推進役を担うこととなった人々が、理想と現実、利害得失の狭間の中で妥協点や最適解を求めて懊悩した結果が、今日の市町村の姿であり、そうした関係者の苦勞の一端が、合併史の随所に窺えるところであります。

今日の急は、進まなか民力これに伴わず、退くか時勢の許さざるをいかんせん。之を処するの道は付近の町村相和して資力を強固ならしめ、住民福祉の増進を計るの外なしと寥々たる人材と財源の現状を慨嘆しながらも国家の基盤を成す行政町村としての自立を指した明治の合併、戦後、新憲法の公布、地方自治法施行、昭和二四年のシャープ勧告等を受けて基礎自治体としての市町村優先の原則が浸透する一方で、厳しい財政環境下で呻吟していた市町村を強化（人口八千人程度を目標）し、民主主義の基盤を強化し、義務教育や保健福祉分野での中心的役割を果たすための体制整備を目指した昭和の合併。いずれも、わずか一二年の間に興さん哉、創らん哉の意気込みを持って、全国津々浦々で実施されました。今日、この短期間に成就した合併を振り返って、国家的な要請を背景に半ば強制的な推進方策が取られたとの評価もあります。平成の大合併と同様、これらの合併に一貫して流れている理念そして現実も、合併史に詳記されているように、市町村住民自らの手によってなされた静かなる大改革でした。

昭和の合併当時の元首長の話しを聞いたことがあります。合併には利点と課題が表裏の如く随伴する。ある者は利点を強調し、またある者は課題をことさらに主張して譲らない。小異が極大化され、こちらを立てればあちらが立たない。しかし時は待つことを許さなかった。自分としては、必ずしも合併することに賛成ではなかったが町村将来のため合併を決断した。合併する。合併しない。どれも一個の選択である。しかし、自らの選択と意志決定の責任を後世、合併市町村の姿で問われるならば、それは合併如何がしからしめた結果ではなく、その時々々の為政者が合併後の環境変化にいかに対応しえたかにかかっている。合併したからなどと絶対に弱音を吐かず言い訳をせず、合併により人を得て、力を合わせて知恵を絞り、前に向かって進むのみ」という内容であったと臆気ながら記憶しています。

初版の序に、当時の寺本知事は、本書が今後の地方自治運営にいささかでも寄与できれば幸いに存じますと記されており。その後、四〇年近くの歳月が流れましたが、いまや初版、改訂版ともに、図書館等でわずかにその姿を留めるに過ぎない中、今日の地方自治関係者は共通の課題を抱えています。

明治や大正、昭和の激動の時代の舵取りを任せられ、近代国家を目指し、中央政府から地方自治体の職員に至るまで溢れるばかりの理想と情熱を燃やした若き時代から幾星霜を経て、今日、国民の価値観やライフスタイルは大きく変化し、市町村行政に求めるニーズも多様化し、行政サービスの内容も複雑多岐に亘っており、職員は、日々の事務処理に追われています。

世相もまた、公共の利益と言った言葉が次第に力を失いつつあり、市民もまた権利と同時に市民としての責務を果たす存在であることとの意識が希薄化しはじめています。地方分権が具体化する中、知的で創造的なインディビジュアルとして、地域の特色を活かした政策プランナーとしての仕事求められる職員個々も、そうした期待に応える前提となる自らの郷土の歴史、地理、気候、文化、風土などに關する知識を十分に持ち合わせていません。

そうした意味においても本県には、一瞥しただけで鏤骨の大作と言える熊本県史や市町村合併史が編纂されていることは、本県行政関係者にとつて僥倖であり、先輩方のご尽力に改めて深く敬意を表する次第です。

平成一〇年四月、当時の市町村課分権・合併担当課長補佐として着任して以来、平成一七年三月の合併旧法期限切れまでの七年間、県下の市町村合併の推進に明け暮れました。この間も常に初版を参考に、今次合併の記録の整理を心掛けておりましたが、平成二二年四月、再び市町村総室勤務の機会を得たことから、改めて、平成の合併の背景となった当時の社会経済環境、推進役の国や県の取り組み、その時々々の市町村の行政関係者の認識や地域の動き等、県が有する関係資料や当時の記録などを積み上げながら編纂作業を進めてまいりました。

合併新法まで含めて一〇年間の流れを振り返ると、既に故人となられた方もおられますが市町村将来のために、身を粉にして思索し行動され、進んで職を退かれた一九〇名の首長、助役、収入役、教育長の四役の皆さん、五五〇名の市町村議会議員やその他の多くの特別職の皆さん、それ以外にも最終的に合併には至らなかったが白熱の議論を重ねた多くの皆さん、激務が続き検討協議の中途に病を得て療養を余儀なくされた委員や職員の皆さん、県庁に幟を立てたトラックやプラカードを連ねて合併反対の抗議にいられた皆さん、住民説明会やセミナーで机を叩いて熱弁を振るわれた住民代表の方々等、それぞれの地域の将来を思うあの真剣な眼差しは生涯忘れる事は出来ず、その時々々のあまりに多くの出来事が脳裏を去来し二句三年の苦しき味わいながら、漸く昨年末、脱稿にこぎつけたとことです。

本文にも詳しく記載しておりますが、住民発議や住民投票など住民参加手続きが大幅に拡充強化された平成の大合併は、平成五年に衆参両院において憲政史上初となる地方分権推進の国会決議を嚆矢とした分権改革の流れの中で、平成一二年四月に地方自治法が抜本

改正され国、県、市町村の関係が対等平等となり、従来の国や県からの指導という言葉は助言や支援に様変わりし、合併についても徹底した自主合併の下で遂行されたことから、合併の可否を巡る議論はさらに沸騰し、九四市町村では、住民発議、住民投票、首長、議会、議員へのリコール等も頻繁に起こりました。

合併に関係した市町村職員をはじめ県庁職員もこの間、説明会、研修会、シンポジウム、議会、任意協議会、法定協議会、住民発議、住民投票等々、身も心も休まる暇も無い文字通り命がけの激務が続いたことと思います。

私どもが勤務した県庁三階の市町村合併推進室には、入り口に【二二世紀の分権型社会にふさわしい市町村の行政体制整備に向けて】というスローガンが大書され、最盛期には、一四名の職員が、一〇カ所の地域振興局に設けられた市町村合併地域推進本部と連携し、九四市町村と県下二〇を超える合併協議会事務局との連絡調整を一手に引き受け、電話は終日ひっきりなしにかかり、連日夜半過ぎまで膨大な事務処理を余儀なくされました。

当時、法定協議会が設置されると市町村合併推進室から間髪を入れず合併制度を熟知した職員が次々に協議会事務局に派遣されていたことから職員も次の番という緊張感の中で、高いモチベーションが求められました。志気の高い職員から、次は私が行きますという言葉が自然に出るなど、分権時代にふさわしい市町村づくりに燃える職員の皆さんの情熱にただただ頭が下がるばかりでした。

今、ここに監修の筆を置くにあたり、政令市実現に向けて陣頭指揮を執られた蒲島知事をはじめ、歴代の知事、様々な助言や提言を頂いた県議会議員の先生方、一緒に悩んでいた市町村長や市町村議会議員の皆さん、合併に関する専門的助言を頂いた大学の先生方、合併推進に関わって頂いた合併協議会の委員、経済界や住民運動のリーダーの皆さん、市町村職員や合併協議会に派遣された職員の皆さん、県庁や地域振興局等で市町村合併に携わった県職員等々、地域や市町村の将来のために今次合併に関わっていただいた全体的の方々に、改めて深甚なる敬意を表します。

この合併史は、あくまで市町村合併を推進した県の担当部局において、その時々、折々に整理してきた記録や認識の中から整理したものです。地域の動きに記載された当時の市町村長や議会の皆さんは、最終的に合併が成就したかどうかに関わらず、それぞれの地域の将来のための最良の選択を求めて、日夜真剣な苦悩と葛藤のただ中におられました。本当にご苦労されたと思います。

このことから、本書は、未だ平成の市町村合併という叙事詩のごく一面を県の立場から整理したとしか言えず、もとより合併の成就如何や関係者の取組みの妥当性を論ずるものでもありません。従って、細部の記述に関しては、著述が十分ではないところなどもあるかと存じますが、本書の趣旨をどうかご理解いただき、韓退之の宥を賜りますようお願い申し上げます。

平成の大合併の大きな波は過ぎ去ってしまいましたが、私たちの身の回りでは、人口構造の変化は一層顕著となっており、都市圏においても高齢化が進行し、過疎中山間地域ではあらゆる面で深刻な負の影響が顕れつつあります。

また、経済のグローバル化は、人々の価値観や暮らしに色濃く影を落とすはじめています。こうした中で、国地方を通じた財政危機もさらに深刻となるなど市町村を取り巻く環境は、一層厳しくかつ不透明感を増しており、基礎自治体の姿は、これからも、その時々環境に適応すべく変貌を求められ続けると思いますが、そうした転機に当たって、それぞれの市町村が今日の姿に至った経緯と経緯をまとめた本書もひとつの参考にして頂ければ幸いに存じます。

終わりに、今回の三訂版の編纂において、困難な編集作業に最後まで粘り強く従事していただいた市町村行政課の関係職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成二四年一月

熊本県総務部市町村局長 小嶋 一 誠

あとがき (改訂版の発行にあたって)

わが国の市町村合併の歴史には、二つの大きな合併があります。即ち、その一つは、市制・町村制施行に伴って行われた「明治の大合併」(明治二十二年)であります。もうひとつは、昭和二十八年町村合併促進法の施行に伴って行われた「昭和の大合併」であります。これらの合併はいずれも国の強力な指導のもとで進められたものであります。

これに対して、昭和四〇年には、市町村が個別の事情により自主的に合併を行おうとするときに、その合併の障害を取り除くことを目的として「市町村の合併の特例に関する法律」が制定され、今日まで市町村の合併については、その当事者である市町村及び地域住民の方々の自主性を尊重することが基本となっております。本県でも、昭和四〇年以降、七件の合併が行われていますが、いずれも市町村、議会あるいは地域住民の方々からの発意による自主的な取り組みによってなし遂げられたものです。

改訂版の発行にあたっては、昭和二十八年以降の大合併の功績を中心に書き記された昭和四十四年発行の「熊本県市町村合併史」に、さらに最近の自主的な合併の動向等を付け加え、あわせて、市町村の庁舎の写真及び市町村概況の記述の見直し等を行いました。

資料収集、執筆については、関係者や県下各市町村の御協力をいただきながら、地方課職員があたりましたが、本書が県下の地方自治発展のために少しでもお役に立てれば幸いです。

平成七年三月

熊本県総務部地方課長 鎌倉守三

あ と が き (旧版)

昭和二八年、町村合併促進法が施行されてから、同三六年四月一日の八代郡坂本村の誕生まで、市町村および地方課は、合併に明け暮れたと言つても過言ではありません。

この間、幾多の問題が惹起せられ、関係者の苦心は筆舌に尽くし難いものであったと思います。

この歴史的大事業の経緯を少しでも記しとどめ、後世に残したい気持で、昭和三八年、熊本県市町村合併史の編さんを企画したのですが、合併史を編さんするのであれば地方自治制度の変遷および戦前における町村合併の状況も一緒に収めたらという故圭室諦成氏の御意見により、戦前の地方自治制度および合併経緯の執筆を郷土史家に依頼し、戦後の地方自治制度および合併経過を地方課が執筆することとなった。

そこで、地方課においては、関係資料の蒐集をはじめたのですが、すでに関係文書、記録等が散逸しはじめており、いざ執筆となると容易なことではなく、心ならずも時日が経過してしまつた。

この間、予却の都合で一時的な状態となり、本書の発刊が危ぶまれたが、昭和四二年に至り、ようやく合併史の発刊が正式に決まり、あらためて原稿の整理にはいり、同四三年末、脱稿した次第です。

地方課においては、行政係職員が職務のあい間に資料を集め、執筆したのに加え、この間、幾度か職員の異動があつたため、満足に執筆することができず、本書が意に満たないものとなつたことを残念に思いますとともに、資料の散逸しているものも少なくなく、魯魚の誤りもあるかと思ひますので、各位の叱正を仰ぎます。

発刊にあたり、執筆、監修いただいた故圭室諦成氏、森下功氏、鈴木喬氏および田辺寛三郎氏ならびに御協力いただいた県下市町村の各位には、心からその労を感謝します。

なお執筆者は、次のとおりです。

第一編

第一章から第四章まで 森下功氏 第五章から第一〇章まで 鈴木喬氏 第一〇章から第一三章まで 地方課

第二編

地方課

昭和四四年三月一日

熊本県総務部地方課長 島 田 雅 彰

監修 雑感（旧版）

圭室 諦成

昭和二〇年八月、終戦まもなく復員した私は、郷里熊本にとどまることを決意した。それは、永いあいだ心にかかっていた郷土史料に対する責務を果たすためであった。

これよりさき昭和のはじめ、大学を出るとそのまま私は東大史料編纂所に残ったが、その間所長辻善之助博士とともに、三回ほど史料調査のため熊本県下をくまなく廻ったことがあった。これが熊本における私は本格的な史料調査のはじまりであるが、そのとき私は、県下各地に相当数の貴重な史料が埋蔵されており、しかもそれらはまさに湮滅にひんしていることを知った。そしてこれら貴重な郷土史料を整理編纂することは、歴史家としての私に課せられた責務である、「必ずやいつの日か」と深く心に誓ったものであった。その後二〇年間、私は生涯をかけた日本宗教史の研究一すじに生きてきた。そして終戦である。

昭和二五年、熊本県立女子大学に迎えられることになったとき、私は一つの提案をした。それは同大学に郷土文化研究所を併設して頂くことであつたが、北村学長・平山事務局長のご理解とご尽力によって、私の願いは直ちにかなえられた。そこで私がまず手がけた仕事は、「熊本区誌」・「肥後国郷帳」など、町村の生い立ちを研究するための、一連の資料集の刊行であつたが、さいわい所員諸氏の協力と、日本談義主宰荒木精之氏の好意によって「熊本県史料集成」は一三集を刊行することができた。

同じころ県教育委員会でも、中島秀雄氏らの肝入りで古典地理研究会がもたれ、毎月一回会員は輪番で研究発表をすることになったが、この方も結局、提唱者である私の独演会のような形になってしまった。その要旨は、県教育委員会報（昭二六・四一七・三、古典地理研究）・（二七・六一八・五、地名と国語）に連載、その成果をまとめたのが、拙著「熊本の歴史」（二九・九、日本談議社刊）である。

昭和二八年、地方自治制再編成のために、町村合併促進法が制定された。ここで思い起こすのは、明治二年はじめて町村制が施行されたことである。当時は官僚万能の時代、内務省は合併市町村名の選定基準をきびしく定めて、強力な指導をおこなったので新市町村名について著しい混乱はまぬがれた。それでも、参互折衷名を認めたところに問題を残している。ところで今度の町村合併は、明治二年のそれにも匹敵する大規模な合併事業であるにもかかわらず、新町村名の選定は、住民の自由意志にまかされている。

町村合併の進行は、歴史家にとっても重要な意味をもつものである。なぜならば、地名の伝統を考慮することなく、地名の歴史的常識から逸脱して、自由奔放に新町村名が制作され、選定されたならば、後世において歴史的・地理的知識は大混乱に陥ること必定であるからである。

もともと日本における地名の伝統は、卒直に地形をあらわすというものであった。そしてその土地の重要性が増すとともに、それは部落名となり、大字（あざ）となり、さらに町村名、郡名、県名へと昇格する。このすぐれた伝統も、度かさなる町村合併において、必ずしも正しく守られてはいない。

今度の町村合併に際して、私はまずはじめに合併基準委員、ついで合併促進審議会委員に選ばれたのを幸い、後世に必ず逢着するであろう混乱を予想して、新市町村名の基本方針を具陳しつづけてきたが、私の意見もなかなか取り上げられなかった。

いつぼう昭和三三年、県はようやく県史の編纂事業にふみ切った。終戦直後から唱えつづけてきた私の念願も、ようやく実を結んだかとよろこんだものである。その県史で私が担当したのは行財政部門であるが、スタッツに篤学の上、森下功・鈴木喬の両氏をえたことは、何にもまして幸せなことであった。両氏はまず行政区画の変遷を図表にあらわす作業からはじめられ、森下氏は主として古代・中世から江戸時代をへて明治三年の滞政改革までを担当、鈴木氏はおもに明治の滞政改革以降を受持たれた。そして三四年の春からはじめて、年内には一応の成稿をみたが、両氏の精進の成果は県史の一資料として利用し去るには、あまりにも惜しいできばえであった。そこで私は、両氏のこの研究を更に一少すすめて頂き、町村名が混乱におちいるであろうこの期に、「熊本県地方自治発達史」あるいは「町村合併史」という形で、後世の研究者のためにぜひ残していただきたいと考えた。

ちょうどその頃県地方課でも合併記念事業として同じような計画があったところから、話はトントン拍子にすすみ、森下・鈴木両氏の成果を活かすことができたのはまことに幸であった。

しかしそのためには、森下・鈴木両氏はより高度の研鑽に精進されねばならなかった。すなわちそれは、単に町村合併の記録にとどまるものでなく、町村の発生からその変遷の歴史でなくてはならぬからである。両氏はこの困難な研究もみごとに成しとげられた。森下氏は、庄園名・城名・寺社名をはじめ、いろいろな地理的・歴史的名称をもつ県下の町村名を、和名類聚抄より更にさかのぼって追求された。鈴木氏は、日曜・祭日も返上して県下を探訪し、夏・冬の休暇にはたびたび上京して、国会図書館・東大新聞研究所をはじめ、各種の研究機関に史料を閲覧して、その万全を期するなど、両氏のなみなみならぬ熱意には、全く頭のさがる思いがした。

「熊本県町村合併史」は必ずや、今後おおく出版されるであろう他府県のそれに勝るみことな成果であることを、私は確信するものである。

なお、この出版について、県における時宜を得た企画を心から喜ぶとともに、同学の士、田辺寛三郎氏（編者注、現県工鉱課長）をはじめ関係諸氏の御努力に深甚の敬意を表したい。

一九六五・一〇

湘南鶴沼にて 圭 室 諦 成

圭室諦成先生は、「熊本県町村合併史」の監修者として、熊本県立女子大学御在任中はもとより、明治大学大学院教授として東京に御転任ののちも、引きつづき熱心な御指導を頂いていましたが、この書の上梓をまたず、昭和四一年五月急逝されましたことは、返すがえすも残念でなりません。しかし原稿の大部分はすでに親しく御校閲いただいており、「監修雑感」の玉稿も早くいただいておりますので、ここに収録して先生の御霊前に供え御冥福をお祈りいたします。

平成二十四年三月 発行

編集兼発行

熊本県総務部市町村政局
市町村行政課

熊本市水前寺六一八一

印刷 敷島印刷株式会社

宇城市松橋町豊崎一九五九

県北地域 その1



平成 22 年 4 月 1 日現在の市町村図
 (荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・阿蘇市・熊本市の一部)
 (玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡・上益城郡の一部)

----- 市 郡 界
 _____ 町 村 界

県北地域 その2



平成6年4月1日現在の市町村図

(荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市)
(玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡)

----- 市 郡 界
————— 町 村 界

県北地域 その3



昭和40年4月1日現在の市町村図

(荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市)
(玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡)

----- 市 郡 界
————— 町 村 界

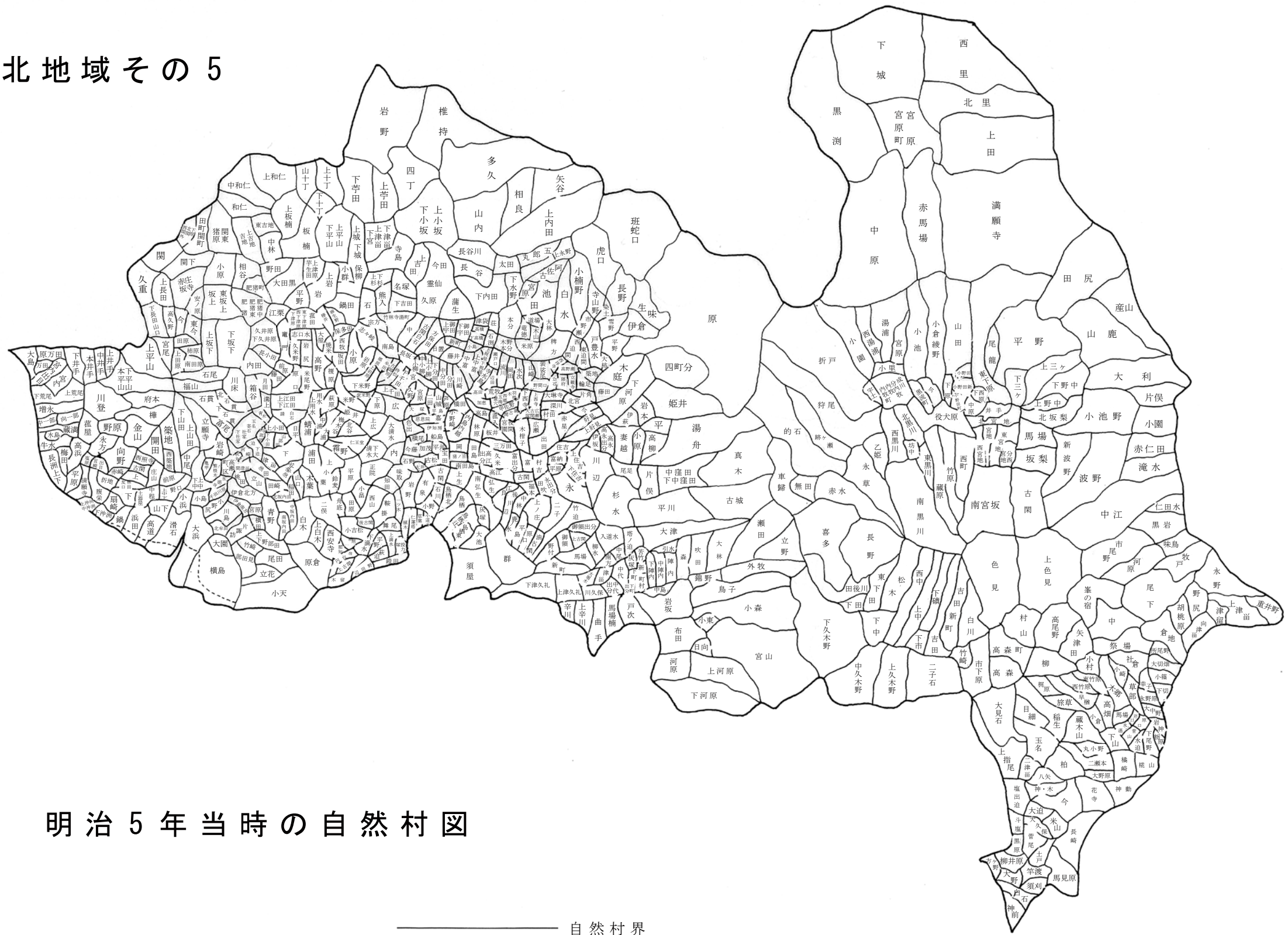
県北地域その4



明治22年4月1日現在の市町村図
 (玉名郡・山鹿郡・山本郡)
 (菊池郡・合志郡・阿蘇郡)

———— 郡界
 _____ 町村界

県北地域その5



明治5年当時の自然村図

—— 自然村界

県央地域 その1



平成22年4月1日現在の市町村図

(熊本市・宇土市
宇城市・下益城郡・上益城郡)

県央地域 その2

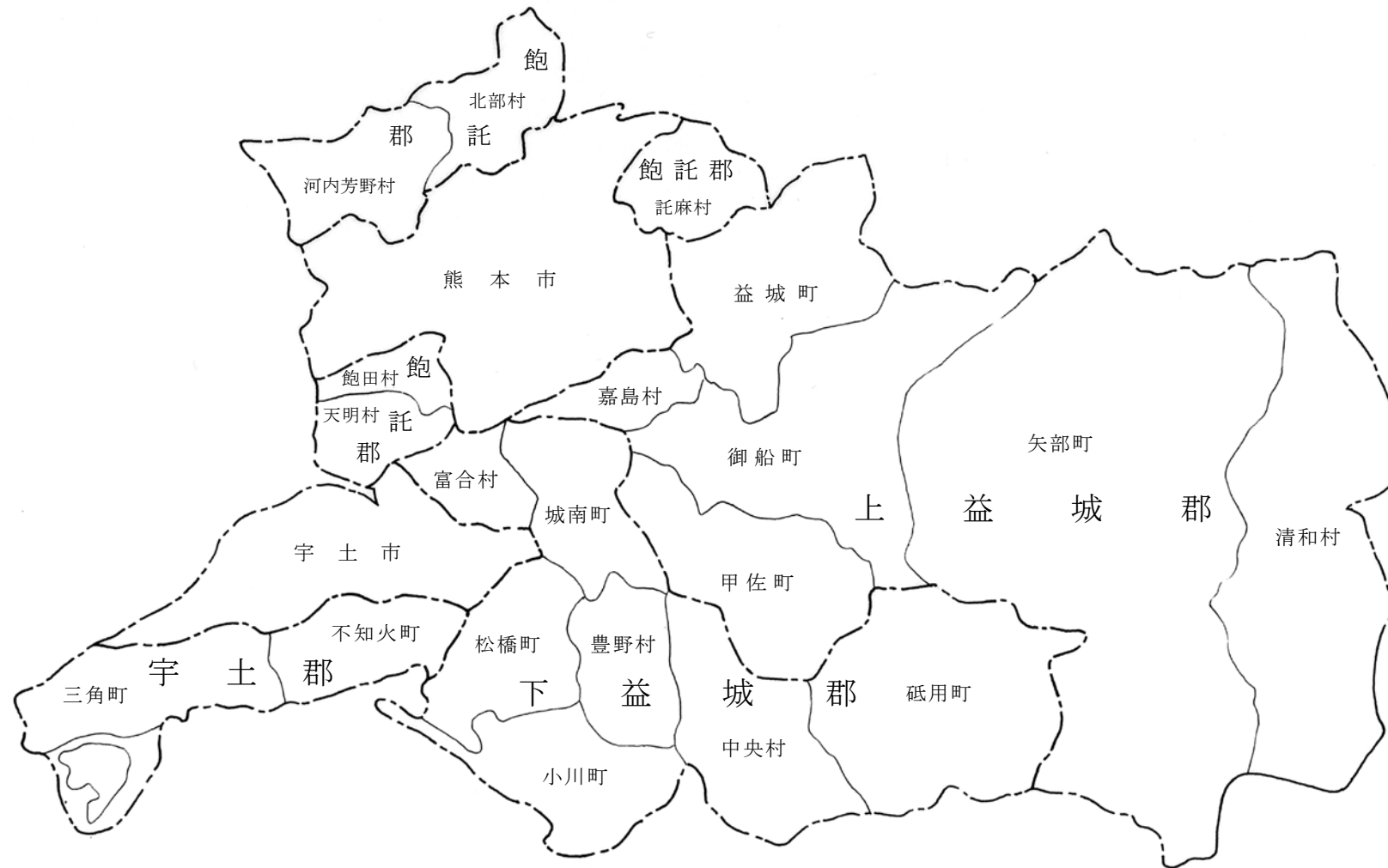


平成6年4月1日現在の市町村図

(熊本市・宇土市
宇土郡・下益城郡・上益城郡)

----- 市郡界
————— 町村界

県央地域その3

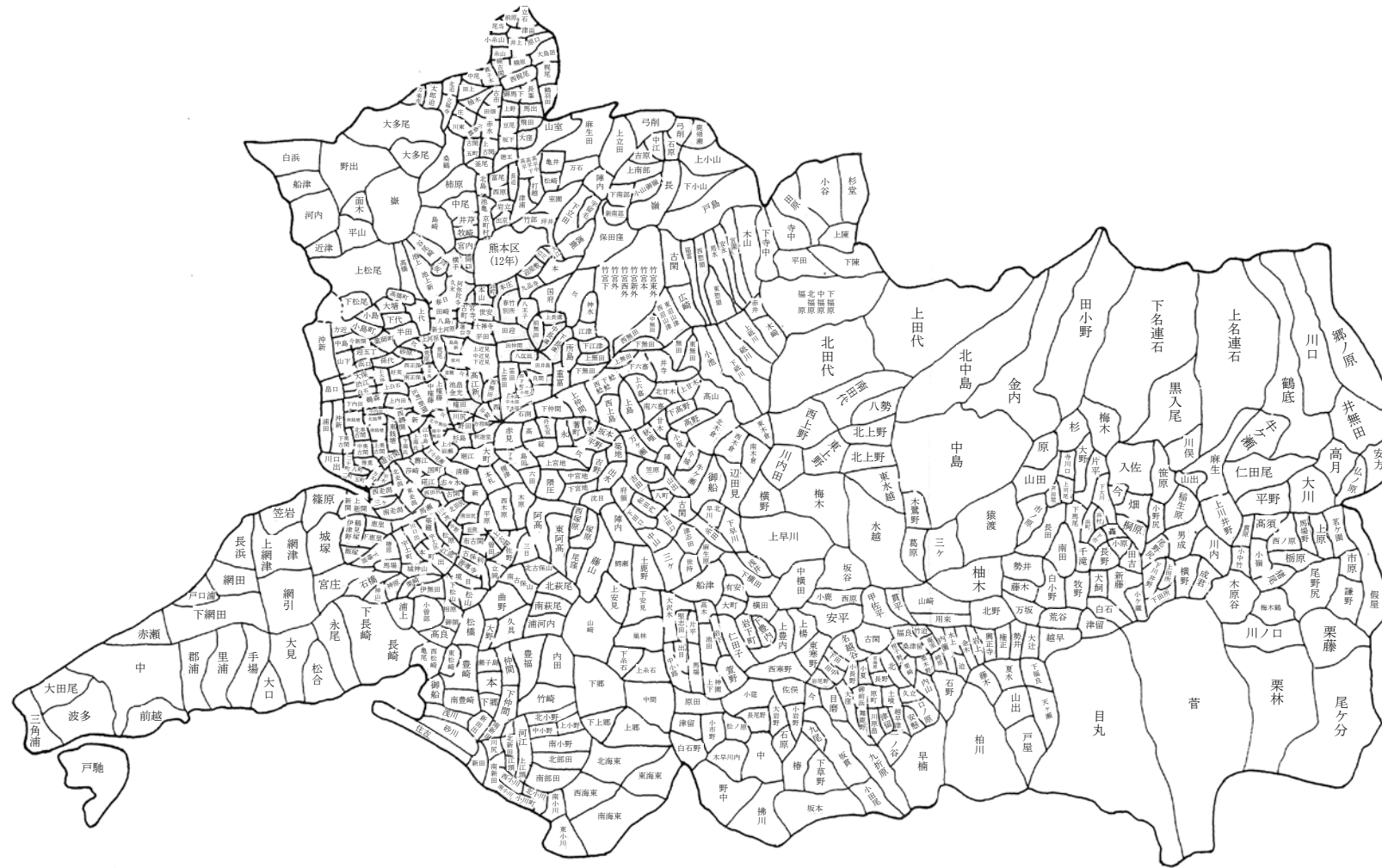


昭和40年4月1日現在の市町村図

(熊本市・宇土市・飽託郡)
(下益城郡・上益城郡)

----- 市郡界
————— 町村界

県央地域その5



明治5年当時の自然村図

——— 自然村界

県南地域 その1

平成22年4月1日現在の市町村図

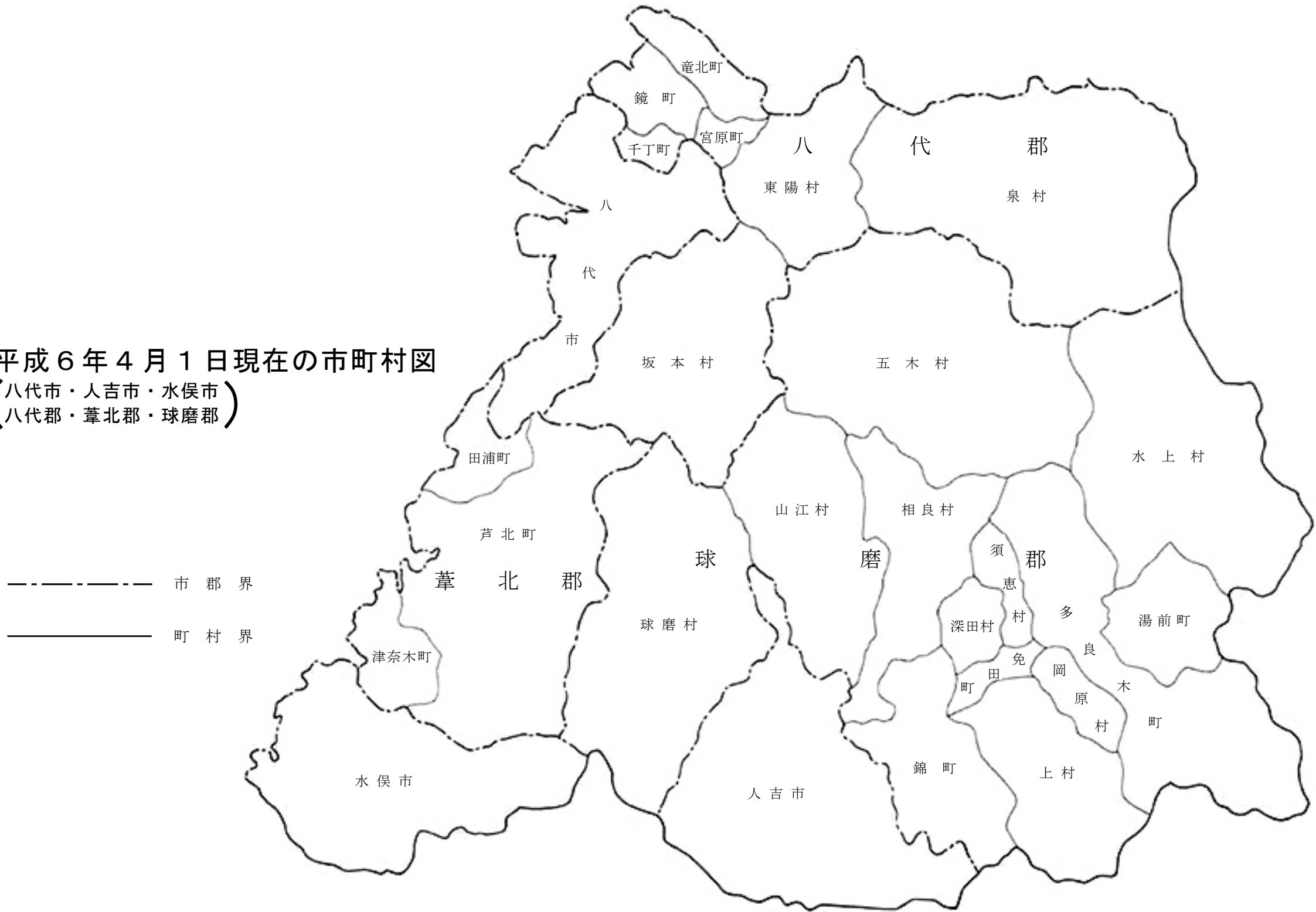
(八代市・人吉市・水俣市)
(八代郡・葦北郡・球磨郡)

----- 市郡界
———— 町村界



県南地域 その2

平成6年4月1日現在の市町村図
 (八代市・人吉市・水俣市)
 (八代郡・葦北郡・球磨郡)



県南地域その3

昭和40年4月1日現在の市町村図
 (八代市・人吉市・水俣市)
 (八代郡・葦北郡・球磨郡)

----- 市郡界
 _____ 町村界



県南地域その4

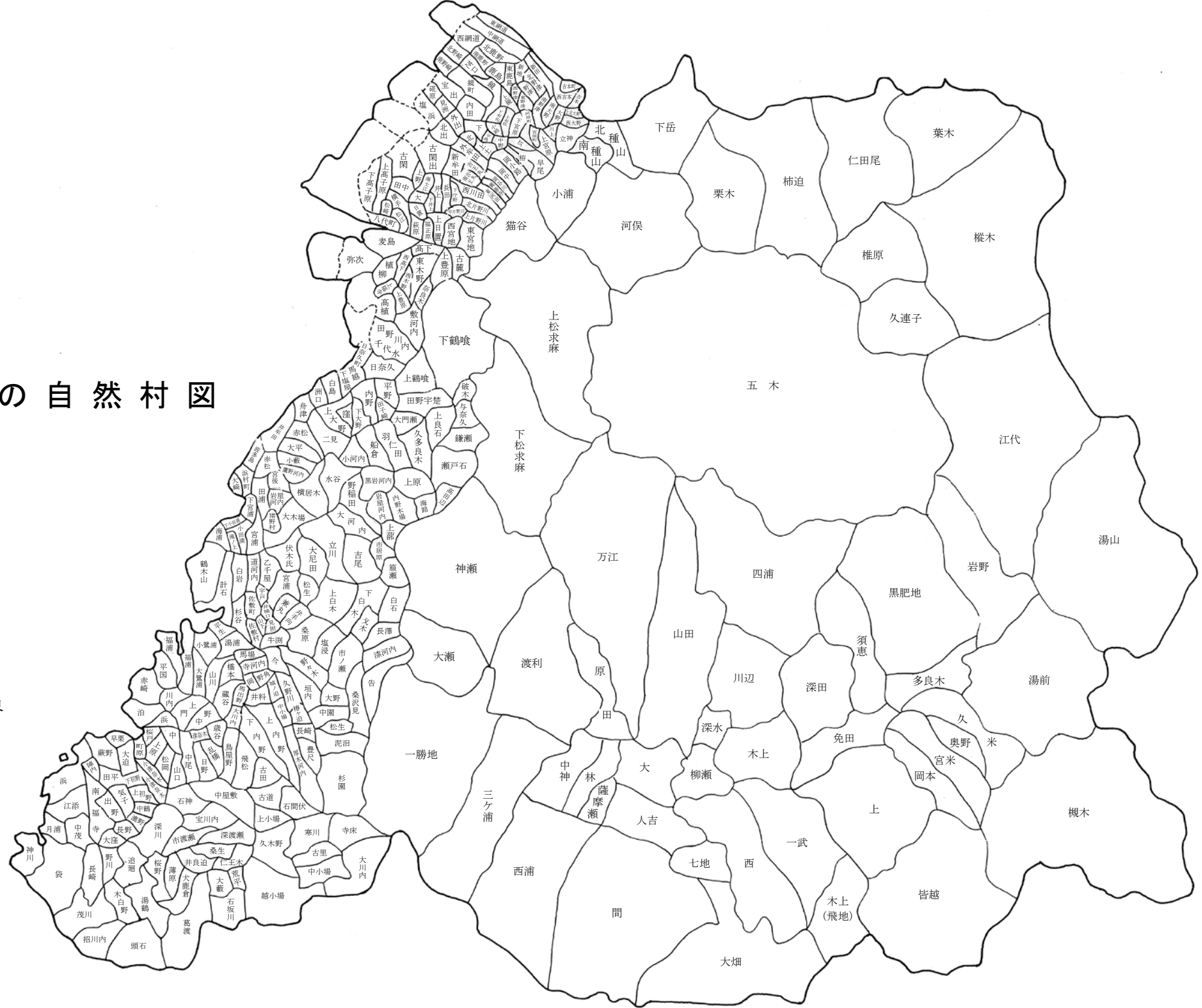
明治22年4月1日現在の市町村図
(八代郡・葦北郡・球磨郡)



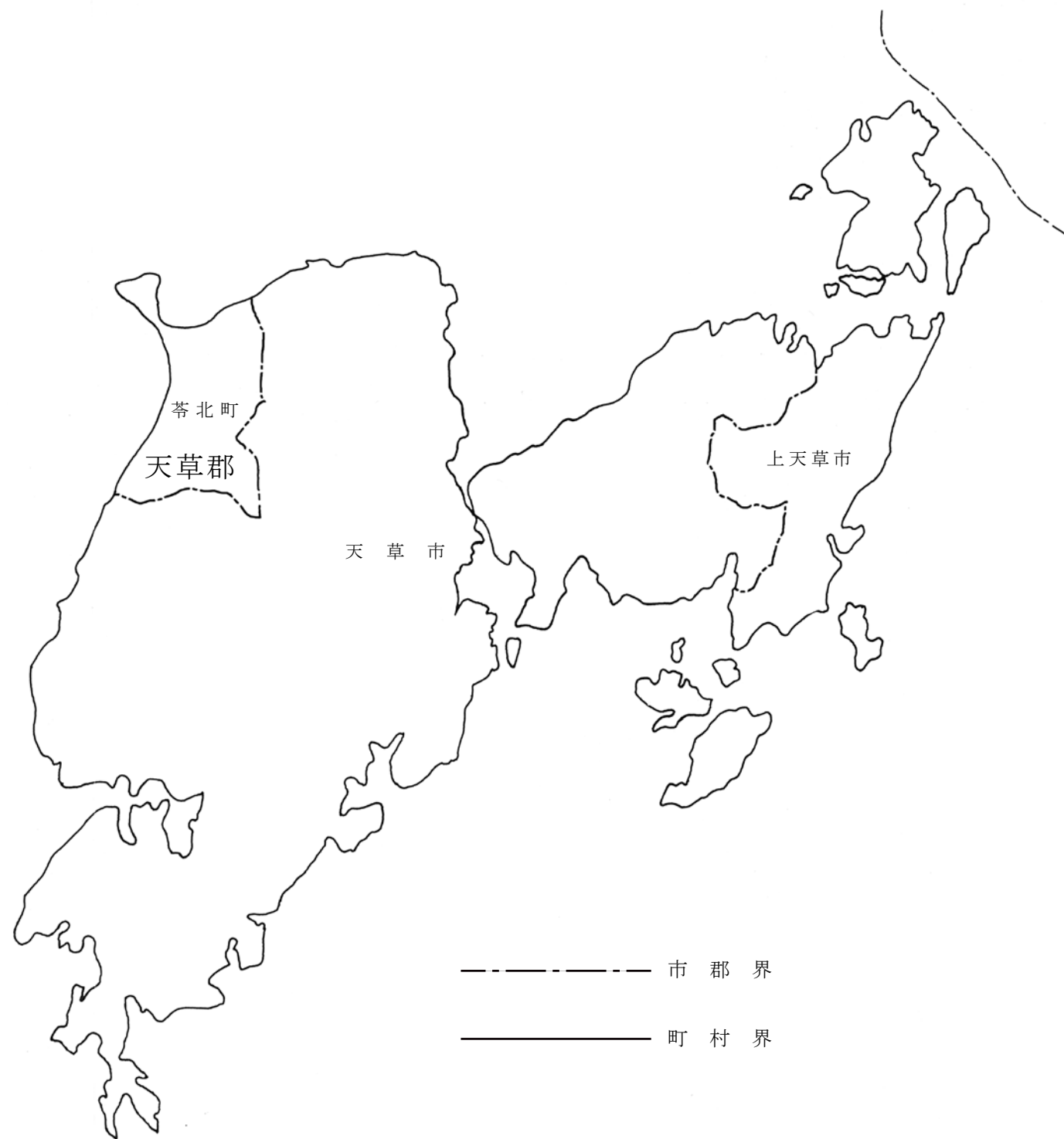
県南地域その5

明治5年当時の自然村図

——— 自然村界

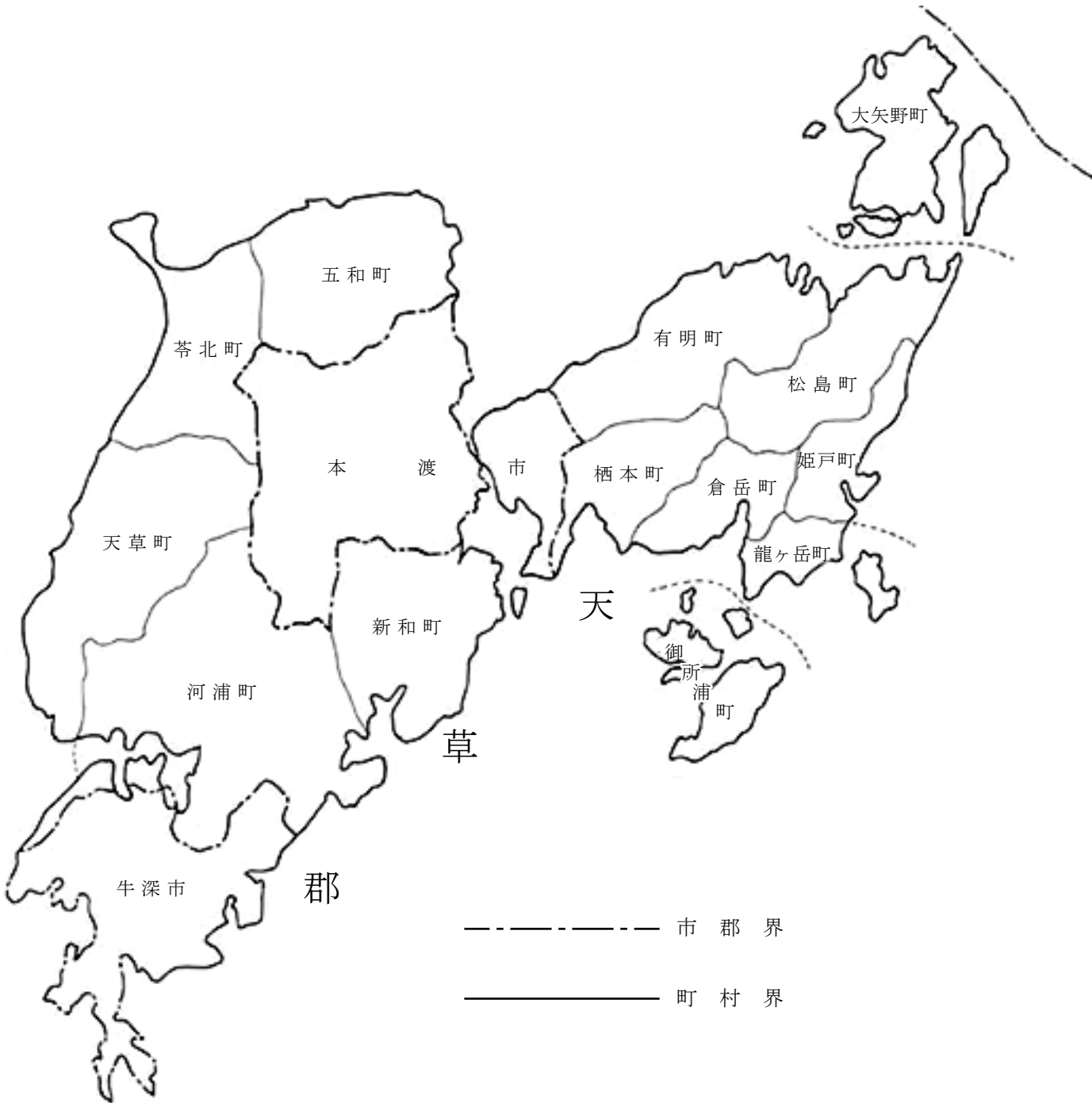


天草地域その1



平成22年4月1日現在の市町村図
(上天草市・天草市・天草郡)

天草地域その2



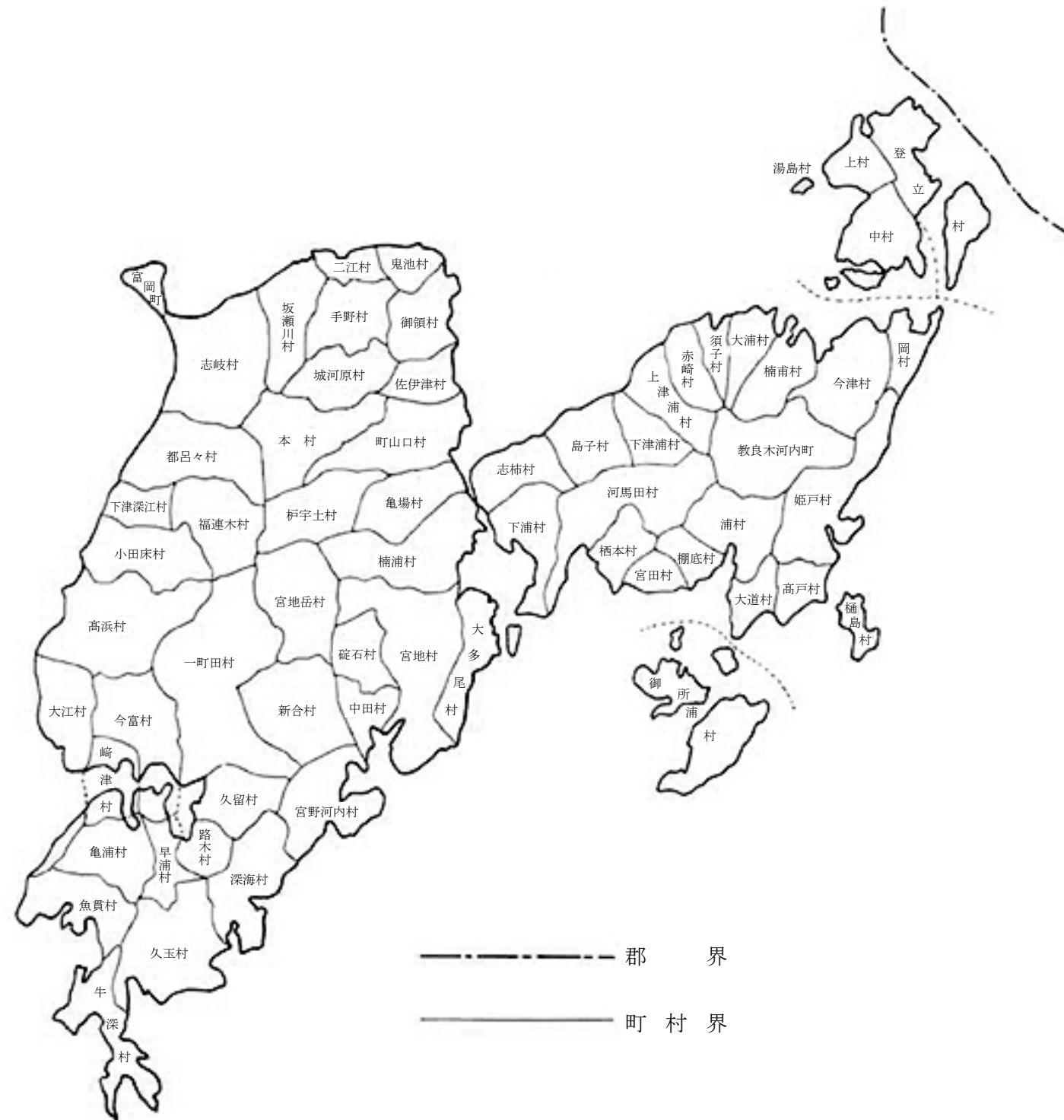
平成6年4月1日現在の市町村図
(本渡市・牛深市・天草郡)

天草地域その3



昭和40年4月1日現在の市町村図
(本渡市・牛深市・天草郡)

天草地域その4



明治22年4月1日現在の市町村図
(天草郡)

天草地域その5



明治5年当時の自然村図